那覇市議会史

第四巻 資料編3

新聞にみる議会

アメリカ統治期（合併後）

題字　茅原南龍氏

新聞にみる主なできごと

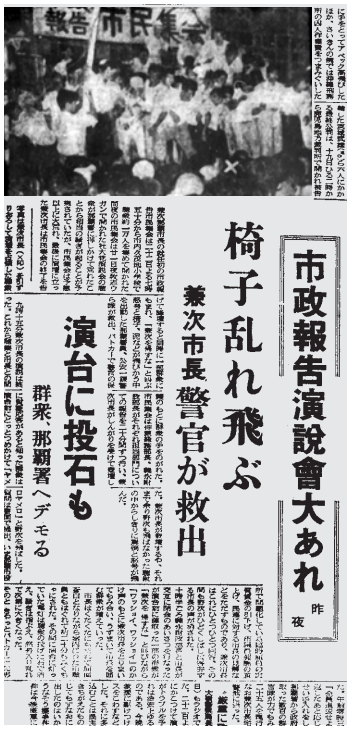

市政報告演説會大あれ 昨夜

椅子乱れ飛ぶ

兼次市長 警官が救出

演台に投石も

群衆、那覇署へデモる

沖縄タイムス　一九五八年（昭和33）9月23日（朝刊）



繰展げる豪華行事

大那覇市誕生喜ぶ18万市民

琉球新報　1958年（昭和33）1月5日（夕刊）



ついに來たドル切替え

一ドル対百二十円

交換は九月一日

対策案を民府へ提出

弊害の除去に立法措置

誰にも損害与えぬ

琉球経済発展せん

琉球新報　1958年（昭和33）8月24日（朝刊）



沖縄市ついに流産

賛成18名で否決

賛否両派が激しく戦う

自主的な記念行事

教職員会が各校に要望

一切を水に流そう

沖縄市改称の賛成議員

カン

沖

琉球新報　1959年（昭和34）4月1日（朝刊）


首都建設基本計画
五地区に分けて首都つくり
適正収容人口は36万人
地域の特徴生かし調和とる
具体的整備はこれから

沖縄タイムス　1959年(昭和34)　6月30日(朝刊)


姉妹都市を宣言
那覇とホノルル
文化・産業などを向上
相互の市民が〝固いきずな〟を

琉球新報　1961年(昭和36)　1月11日(朝刊)


30対8で否決
職組は大会でスト権確立へ
警察官

琉球新報　1960年(昭和35)　12月28日(朝刊)


工事おくらせるな
ガーブ川店舗組合がデモ
者見舞う
力つくせと命ず
早く仮住宅にでも

琉球新報　1961年(昭和36)　12月8日(夕刊)



スラム街解消へ本腰

那覇市

公約実現手始めに

土地、家族構成など調査

スラム街を視察する那覇市長

重点取り締まり

交通警察、運営方針

車に救護器材備える

沖縄タイムス　一九六二年（昭和37）1月27日（朝刊）



公営住宅地ブル動く

警官隊が座りこみ排除

公営住宅地に出張した警官隊そていないにゃとの掲示で良いも構築

無罪宣告

中学生

高圧線の撤去工事

フィッシャー社が落

ハワイから

郷土訪問団

沖縄タイムス　1963年（昭和38）5月2日（夕刊）



荒れた名誉市民称号、

那覇市会

退場騒ぎ採決で通す

野党、弁務官迎合と怒る

名誉市民称号をめぐり荒れた那覇市会

宝石商

立法院へ送付

沖縄タイムス　1964年（昭和39）3月17日（朝刊）



鹿児島から友情の水着く

"一滴もムダにすまい"

港にどっと喜びの声

那覇丸で着いた鹿児島からの水。船からホースで絵あげ

沖縄タイムス　1963年（昭和38）6月2日（朝刊）



大荒れの那覇市議会

解雇問題で緊迫

野党議員 理由の明示求める

深夜、定時高校生

車にひきず

四月、え

琉球新報　1966年(昭和41)　1月25日(夕刊)



那覇市発展のカナメ

新庁舎落成 盛大に記念式典

琉大を視察

沖縄タイムス　1965年(昭和40)　9月18日(夕刊)

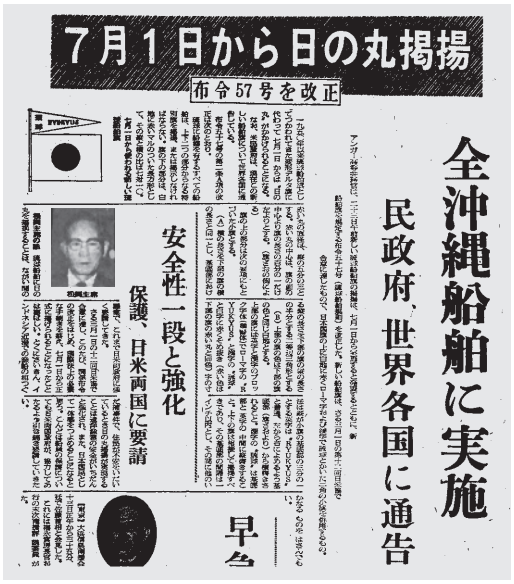

7月1日から日の丸掲揚

布令57号を改正

全沖縄船舶に実施

民政府、世界各国に通告

安全性一段と強化

保護、日米両国に要請

早急

沖縄タイムス　1967年(昭和42)　5月23日(夕刊)



「石嶺団地問題」で大荒れ

那覇市議会

当局も疑わしい

"贈収賄、無実なら責任とれ" 市長カンカン

仲本議員

琉球新報　1968年(昭和43)　6月22日(朝刊)



ゼネスト回避決議もめる

那覇市議会 県民共闘押しかける

女が誘惑—男が恐かつ

B52撤去の院代表団が帰任

ダイヤ

琉球新報　1969年(昭和44)　1月30日(夕刊)



那覇市会 市場問題で大荒れ

ヤジ、怒号で議事中断

平良市長 土地収用を示唆

琉球新報　1969年(昭和44)　9月20日(夕刊)



那覇新港きのう着工

四年計画で完成へ

五万トン級も接岸可能

安謝

沖縄タイムス　1969年(昭和44)　3月18日(朝刊)

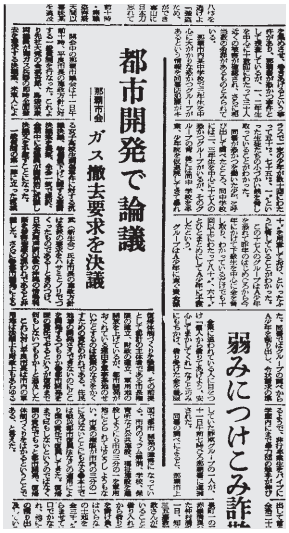

都市開発で論議

那覇市会

ガス撤去要求を決議

弱みにつけこみ詐

沖縄タイムス　一九七〇年(昭和45)　6月11日(夕刊)



日＊共同声明を発表

号外

72年沖縄返還で合意

核ぬき表現に微妙な配慮

日米共同声明全文

沖縄タイムス　1969年(昭和44)　11月22日(号外)



補償問題にあゆみ寄り

安謝クリ弟漁業会一市当局

生活の実態調査へ

漁業会、実力阻止を解く

老後の生活豊かに

沖縄タイムス　1971年(昭和46)　8月12日(朝刊)


自衛隊
年内に2、900人配備
国防会議で正式に決定
事前に準備員百人
ナイキ・ホーク隊も配置
沖縄タイムス　1972年（昭和47）　4月17日（夕刊）


琉球新報
号外
一九七二年一月八日（土曜日）
五月十五日返還決定
二十六年の米統治に終止符
佐藤・ニクソン会談で合意
首相、国民に協力求む
復帰準備に全力主席
琉球新報　1972年（昭和47）　1月8日（号外）

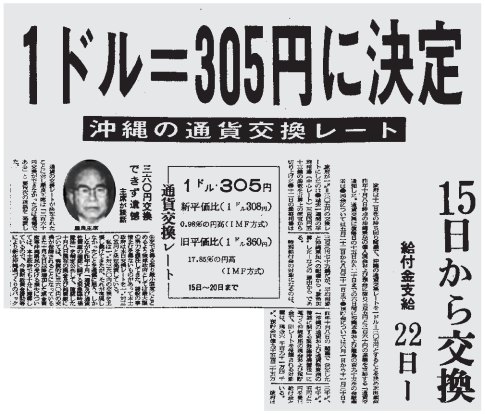
1ドル＝305円に決定
沖縄の通貨交換レート
15日から交換
給付金支給22日ー
沖縄タイムス　1972年（昭和47）　5月13日（朝刊）


那覇市の構想打ち出す
モノレール
「都市交通」解決のきめ手に
75年海洋博メドに完成
経済界も推進協力へ
全長5.7キロ、総工費80億で
沖縄タイムス　1972年（昭和47）　4月16日（朝刊）


変わらぬ基地　続く苦悩
沖縄県　きびしい前途
なお残る「核」の不安
いま祖国に帰る
解決へ大きな一歩
確約は完全に履行
きょうから通貨交換
琉球新報　1972年（昭和47）　5月15日（朝刊）



発刊にあたって

那覇市議会議長　**安慶田　光男**

平成四年度より議会史の編さん事業を進めてまいりましたが、この度、『第四巻　資料編３　新聞にみる議会　アメリカ統治期（合併後）』を発刊する運びとなりました。

本巻は、昭和三十三年（一九五八年）一月から昭和四十七年（一九七二年）五月までの間、県内で発行された新聞から那覇市の議会や行政に係わる記事を中心に収録いたしております。

昭和三十二年十二月、長年の念願だった那覇市と真和志市が合併し、人口十八万六千余人、市域面積三〇・三平方キロを擁する県都にふさわしい「大那覇市」の誕生後から沖縄が日本に復帰する激動の時期までを紹介しております。

去る大戦で、那覇市の約九〇パーセントが焦土と化した戦後の出発から考えますと、都市計画事業が積極的に推進され、また、議会の制度や市の機構改革が進み、政治に対する市民の意識が最も高揚し、那覇市が大きく躍進した時期であることが本巻の収録記事からうかがえます。

当議会史編さん事業は、今後も年次発刊計画により発刊する予定でありますが、広く一般の皆様に活用され、市政発展の一助になればと念願するものであります。

終わりに、本議会史を発刊するにあたり、ご協力を賜りました関係各位に対し、衷心より感謝を申し上げます。

また、本巻をとおして多くの皆様方が本市議会活動へのご理解を深められ、今後ともなお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、発刊のご挨拶といたします。

平成二十一年（二〇〇九年）一月

那覇市議会史　第四巻　資料編３　新聞にみる議会　アメリカ統治期（合併後）

目　次

口　絵
発刊にあたって　那覇市議会議長　安慶田　光男
凡例 …… （二）
解説 …… 宮城　剛助 …… （四）
記事目次 …… （一八）
一九五八年（昭和三十三年） …… 一
一九五九年（昭和三十四年） …… 七二
一九六〇年（昭和三十五年） …… 一三三
一九六一年（昭和三十六年） …… 一八二
一九六二年（昭和三十七年） …… 二三六
一九六三年（昭和三十八年） …… 二七一
一九六四年（昭和三十九年） …… 三一八
一九六五年（昭和四十　年） …… 三五七
一九六六年（昭和四十一年） …… 四一二
一九六七年（昭和四十二年） …… 四五七
一九六八年（昭和四十三年） …… 四八五
一九六九年（昭和四十四年） …… 五二三
一九七〇年（昭和四十五年） …… 五七〇
一九七一年（昭和四十六年） …… 六〇二
一九七二年（昭和四十七年） …… 六四三
あとがき …… 六六二
那覇市議会史編さん委員会委員名簿 …… 六六三
那覇市議会史編集委員会委員名簿 …… 六六四
索引 …… 1 119
未収録記事見出し一覧

凡例

一　本巻は、『那覇市議会史　第四巻　資料編３　新聞にみる議会　アメリカ統治期（合併後）』とする。

二　本巻の収録期間は、一九五八年（昭和三十三年）一月～一九七二年（昭和四十七年）五月までとする。

三　本巻の収録新聞は、次の二紙とした。また、新聞名を（　）内の様に略称した。

▽　沖縄タイムス　（沖タ）
▽　琉球新報　（琉新）

四　本巻に収録した新聞は、沖縄県公文書館所蔵のマイクロフィルム、沖縄県立図書館所蔵のマイクロフィルム及びその複製本によった。

五　新聞抽出記事七、二八七件から一、二一九件に絞り込み、収録した。記事の絞り込みにあたっては、次の点に留意した。

▽　議会に対して、市民の展望、意見が見える記事を採用する。
▽　議会の活動が見える記事を採用する。
▽　那覇市において重要と思われる記事を採用する。
▽　重複する内容の記事については、どちらか一つを採用する。

六　編集にあたっては、次のような配慮をした。

１　記事の配列については、年月日、朝・夕刊順の時系列で掲載し、同日の記事については、紙面のページ順とした。
２　巻末に「索引」「未収録記事見出し一覧」を掲載した。
３　記事目次、本文の題名は新聞記事の見出しをそのまま採用した。行替えは原則として斜線で区切った。
４　記事目次、未収録記事見出し一覧において「金口木舌」「大弦小弦」等のように、それだけでは内容を把握しにくい題名については〔　〕の中に副題を付し、その内容を分かりやすくした。

５　記事の内容によっては、プライバシーに配慮し、住所や姓名の一部を字数分だけ○○で表した。但し、公的立場にある人及びその　業務との関わりで登場する人名は原文のままとした。

６　本文中に今日では適切でない表現もあるが、原文のままとした。

７　記事中で省略した部分については、〔前略〕、〔中略〕、〔後略〕とした。また、議員選挙の公約の記事は、当選者のみを収録した。

８　送り仮名、句読点、用語、文体は原則として原文のままとしたが、次の点に考慮した。

・　旧漢字は新漢字に改めた。但し、会社名、人名は原文のままとした。

・　算用数字の一部を漢数字に改めた。

・　ルビ、傍点、写真、地図、グラフ等は省略した。

・　明らかな誤字、誤植、脱字と推知できる字句は補正した。但し、当時頻出する用事用語で、慣用的にもちいられていると思われる字句は、誤字であっても、容易にその意味が理解できるものは原文のままとした。

・　不鮮明な判読不明文字は、その字数分だけ□□で表した。

※　本巻編集にあたって、沖縄タイムス社、琉球新報社、沖縄県公文書館、沖縄県立図書館、沖縄県議会図書室のご協力をいただきました。ここに厚くお礼を申しあげます。

まれた。（社長は崎間敏勝。琉球政府の要職にあった。復帰尚早論者）

瀬長追放と天願事件

一九五六年十月、軍用地問題に端を発した島ぐるみ闘争の最中、比嘉秀平行政主席が急逝するに伴い、同年十一月には那覇市長の当間重剛が主席に任命された。

当間の辞任に伴い十二月二十五日に執行された市長選挙では、人民党の瀬長亀次郎が当選すると、米国民政府は正当に選出された瀬長市長を追放する暴挙と策動が露骨なまでに展開された。

いわゆる大統領行政命令第一〇七一三号第十一節「高等弁務官に附与された権限」に基き布令発布により琉球政府立法院が制定した民立法までも改正する生殺与奪の権を行使することによって統治方針に抗う住民運動の沈静化につとめた。

ジェームズ・E・モーア民政副長官は、（米極東軍司令部の廃止後は初代高等弁務官）立法院本会議でのメッセージで「琉球における共産主義勢力を抹殺する法案を立法化」を勧告し「反共の砦」構築に躍起となる。

一九五〇年公布・米国軍政府布令第十七号「改正市町村長及び議会議員選挙法」改正第七号（一九五七年十一月二十三日公布）によって、不信任議決が「議員総数の過半数が出席して同意」する単純多数決制に改められた。

一九五二年公布・米国民政府布令第六八号「琉球政府章典」改正第八号（一九五七年十一月二十三日公布）の改正は破廉恥罪条項を挿入した。

はじめに

宮城　剛助

本巻は「新聞にみる議会　アメリカ統治期（合併後）」の「沖縄タイムス」及び「琉球新報」に報道掲載された那覇市議会に関連する社説、コラム等の記事が収録されている。

期間は、高等弁務官の強硬な権限で追放された瀬長市長後の、選挙で当選した兼次市長の就任した一九五八年から主席公選制をめぐる自治権拡大闘争、復帰運動、国政参加選挙、施政権返還に至る一九七二年五月までの約十五年間の新聞集成である。

なお、一九六七年八月に創刊された保守系が支持する「沖縄時報」からの記事収録は事情により割愛された。

施政権返還のタイムテーブルが逐次明らかになると、復帰尚早論、現状肯定を主張する一部の保守層や、「日本は祖国に非ず」と喝破した山里永吉（元琉球政府博物館長）などがいた。「コザ生活を守る会」は、基地関係従事者等が主会員となって即時復帰に反対するグループを立ち上げたりした。

かような世情を反映して「沖縄時報」は保守系財界人の財政支援を得て、「沖縄タイムス」と「琉球新報」に割って入り、第三の新聞として参画した。一九六八年の三大選挙後は財政的基盤の窮乏、長引く労使間の紛争から読者の支持が得られず自然休刊に追い込

一九五七年十一月、高等弁務官布令第二号「市町村自治法」が公布されることにより、一九五三年琉球政府立法第四九号及び一九五七年立法第九四号により改正された市町村自治法、一九五三年立法第一号を大統領行政命令第一〇七一三号の第十一節により改正した。

これにより那覇市議会の二回目の市長不信任が単純な多数決で可能となった。また破廉恥に係る罪で被選挙権を剥奪し鉄槌を下すかのごとくに瀬長を追放した。

類似するような事件に、第一回琉球政府立法院選挙（一九五二年三月二日執行）後の補欠選挙の事例がある。当時は、奄美大島を含めての定数三十一名の中選挙区制度（八選挙区）が採用された。

沖縄本島中部を選挙区とする第四選挙区で保守系議員の死去のため一名の欠員が生じ、社大党・人民党は野党連合を結成して五項目の綱領を掲げて補欠選挙に臨んだ。米国民政府は自治権拡大、植民地化反対、即事日本復帰、主席公選等のテーゼが共産主義運動であるとみなした。

一九五三年四月実施の補欠選挙では社大党候補の天願朝行が当選したが、米国民政府は天願の当選無効を宣した。民政府の選挙干渉事件が「天願事件」と称されるものである。群島政府選挙管理委員会は天願の当選を告示したが、米国民政府は当選人の破廉恥罪を主張し、該選挙は無効と指令（ルイス書簡）を発し、再選挙を公示した。

社大党・人民党は「植民地化反対共同闘争委員会」を結成して米国民政府の選挙干渉を批判した。民政府は闘争委員会を反米的だとして即時解散命令を発した。沖縄民衆の最初の組織的な民政府批判運動であったが、一九六〇年代の復帰運動、島ぐるみ闘争の熾火となって引き継がれていったが、統治者の飽くことのない共産主義政党潰しとその排除に他ならなかった。

兼次市政（一九五八年一月～一九六二年一月）

布令改正による瀬長追放後の市長選挙は、一九五八年一月十二日に執行されることになった。社大党は中央執行委員会において候補者を初代群島知事であった平良辰雄を復党・立候補させることになったが、同党那覇支部は支部長の兼次佐一を民連（民主主義擁護連絡協議会）の統一候補に擁立する内輪もめの状態で選挙戦に臨んだ。

保守は分裂騒動で独自の候補者を擁立することが出来ず、社大党公認の平良辰雄に市政奪還の一縷の希望を託する他なかった。

米国民政府は立法院で三たび可決採決した教育四法案をそのつど立法公布を拒否した。ところが市長選挙の五日前に「教育四法」（教育基本法、教育委員会法、学校教育法、社会教育法）を承認した。

民衆の反米感情を和らげ那覇市長選を有利に展開しようとする意図が伺える。

選挙結果は民連が擁立した兼次佐一が当選する。選挙は「容共派と反容共派の闘い」（新報１９５８・１・１）であると表現する。また、「共闘してきた社大党と人民党が袂を分かつ」（タイムス・社説１９５８・１・14）、選挙戦を振返った平良辰雄は「私は二度と政界には出ない」と骨肉相食む選挙戦を反省する（新報１９５８・１・14）。対沖政策は現状維持、兼次氏の当選に米国は失望（新報１９５８・１・14）、「勝敗は土地問題」にあったとワシントンでは分析している。

兼次は、二月十七日付新報で「われわれが社大党から脱党した理由は、同党が革新政党らしき行動がなく、最近では保守か革新かの分別すらない」と日本社会党の沖縄県支部結成でコメントする。

瀬長市長を追放したモーア初代高等弁務官は強硬政策で民衆の反発を招いたが、彼の後を継いだ第二代高等弁務官・ドナルド・P・ブースは一九五八年五月に着任した。前任者の強硬政策の再検討と統治政策の軟化いわゆる宥和政策でもって施政をすすめた。

着任してまもないブース高等弁務官は「ブラッカー米陸軍長官からの土地問題解決渡米団を招待」する旨の書簡を行政主席へ届けた。（土地問題解決渡米団六月十日出発。団員・当間重剛行政主席、立法院議長・安里積千代、民主党総裁・与儀達敏、地主代表　桑江朝幸・土地連合会長、渡慶次賀善・市町村会副会長、赤嶺義信・法務局長、具志堅雄義・主席専属秘書）。

七月七日、土地問題に関する米琉共同声明が発表され、土地の一括払方式を放棄し、地代の毎年払いの主旨の共同声明が発表された。（新報１９５８・８・24）

ブース高等弁務官は、琉球経済における通貨を単一化するためＢ円を米国ドル通貨に切替えることを発表。（第四次通貨交換）一ドル対一二〇Ｂ円の交換比率。（新報１９５８・８・24）

区長制の復活

兼次市長は、三月二十四日に就任後の初議会で施政方針を披瀝し、新年度の新事業の一つに「区長制の復活」をするとの基本態度を発表した。

区長制は、終戦後、各地の難民収容所の混乱した地区で避難民の秩序を確立するために、米軍が沖縄諮詢会に諮問し、統治下の初の地方行政自治に関する法令として一九四五年九月に制定されたのが「地方行政緊急措置要綱」である。本要綱は大雑把で選挙法に近いものであるが、女性にも選挙権、被選挙権を与えた記念碑的な内容である。

その頃から、収容所から郷村への再定住の移動がはじまるので、要綱は限定された地域のみで運用されたようである。

その後、米国軍政本部指令第二六号「市町村制」（一九四八年七月二十一日公布）が施行され、琉球政府立法院の制定した「立法」として一九五三年一月十二日に公布された「市町村自治法」にとってかわるが、要綱以来の区長制は継続された。

なお、一九六二年八月二十二日付の同自治法の改正で区長条項が廃止された。（注・改正後の立法施行の際にその職にある区長はその任期中に限りなお、従前の例により在職するとの経過措置が施された。）

当市における区長制は、当間重民市長時代（在任期間・一九四九年十二月六日―一九五二年二月七日）に財政負担の過重から廃止されたのを、瀬長市長時代に強引に復活上程したが審議未了となった。

兼次市長もまた策定を目論んできたが、区長制にかわる「那覇市自治会」が制定され、一九六〇年九月一日発足した。自治会は五十九ヵ所、未組織三十六ヵ所からのスタートである。自治会の主旨は、市政の浸透をはかる末端組織として「徴税令書の配布、出張徴収、広報紙の配布など専ら市の行政上の協力機関、伝達機関の性格を有するもの」で暫定的措置として会長は既存の町内会長が継続委嘱された。（新報・社説１９６０・９・14）

戦災都市復興・凍結資金の解除、高圧線撤去問題

第二次大戦において、戦災を受けた都市は二百十五都市、罹災人口約九百七十万人規模に達す国土が焦土と化したといわれて来た。（沖縄を除く）

日本政府は、灰燼に帰した戦災都市の復興を策定・実施する機構として内閣に「戦災復興院」（一九四五年十一月五日発足）を立ち上げ、「戦災復興都市基本方針」に則して都市の復興・整備する法的指針が示された。

一九四四年十月十日、沖縄は米機動部隊による大空襲を受け主要市町村は焼き尽くされた。俗にいう「十・十空襲」で、旧那覇市街は約九〇％の家屋等の焼失、市民の約五万人が焼き出されて本島北部地域へと避難疎開した。空襲によって那覇は完膚なきまでに破壊された。戦後は、米軍駐留のため開放が遅れた。本土決戦の兵站基地として確保され物資が集積された。そのため、那覇市民の疎開地からの引き揚げが遅滞し、都市開発のネックともなったのである。

那覇市の戦災復興事業に対する日本政府への要請決議案は三月定例議会に民連議員から、総務財政委員会に上程され委員会修正案が共同提案され、六月十七日の本会議で全会一致で採決された（タイムス・社説１９５８・７・６）。高良議長は、バージャー民政官に採択された決議の戦災復興への援助協力を要請した。

首都論と都市計画

一九四五年八月、米軍政府の諮問機関として、石川の難民収容地区で「沖縄諮詢会」が設置され、業務は専ら軍政府の諮問事項に応じることであり、戦後最初の中央政府として機能した。委員会は米軍から沖縄の「首都」について諮問を受け、その際、那覇市を避けるように指示された様子が議事録に見える。

その後、軍政府は東恩納から知念の高台にある親ヶ原に移動、戦後最大の災害をもたらしたグロリア台風襲来で建造物は破壊され、職務不能に陥ると那覇（元の上山小学校）へ移転する。

一九五二年二月「琉球政府章典」（米国民政府布令第六八号）が公布され、第二条（首都の位置）を定め「琉球政府の首都とは、沖縄島の那覇市とし、住民投票によるのでなければこれを他の如何なる場所にも変更できない」と定められた。

その後、都市計画の法典ともいえる「首都建設法」が制定されたのが一九五六年二月の琉球政府立法第二号である。本条の第二条（目的）は章典の主旨を踏襲し「那覇市を琉球の首都として充分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮し得るよう計画、建設する」と謳う。本則によって「首都建設委員会」が置かれ、首都建設の財源措置及び推進機関として機能した。

一九五九年一月九日、ブース高等弁務官から首都建設委員長の大田政作副主席宛書簡が送付された。いわゆる「ブース書簡」である。

一九五八年十一月二十一日付で首都建設委員会から高等弁務官宛てに送付された九つの優先事業に対する回答の書簡である。

久茂地川の橋梁工事（五万㌦）、又吉道路の歩道工事（三万㌦）、奥武山スポーツセンター（二十二万㌦）の合計三十万㌦が民政府補助、給水施設拡張（九万五百㌦）、国場川埋立工事（二十二万七千㌦）、ガーブ川沿岸の道路拡張（三万四千七百㌦）、区画整理事業（二十四万七千八百㌦）計六十万㌦を復興金融融資を行うことなどを明らかにした。（新報１９５９・１・10及びタイムス１９５９・３・27）

瀬長当選で米民政府は、那覇市の銀行預金の凍結、都市計画融資・補助を中止した。閉塞状態におかれた財源問題は二ヵ年ぶりにやっと曙光が見え始めた。

一月二十九日の第二十九回臨時議会では、ブース書簡により凍結資金の封鎖解除の報に接し、「民政府補助金交付並びに復金融資の再開に対する感謝要請決議」を高等弁務官、民政官及び首都建設委員会委員長（大田副主席）宛て決議することにより首都建設事業への期待感を表明した。（タイムス１９５９・２・５）

一九五九年六月二十九日、首都建設委員会（委員長行政副主席）は「首都建設基本計画」を制定し、那覇市の五地区に分けて順次整備されることになった。（タイムス１９５９・６・30）

一九五〇年代の旧市街（泊、前島、久茂地方面）を南北に走る一号線の周辺一帯の写真を見ると荒涼とした空地である。沿線にそって高圧線鉄塔（六万九千ボルト）が都市計画の阻害要因だとして一九五四年に久茂地町復興期成会から数回にわたって那覇市に撤去陳情してきた。

一九六〇年一月、アンドリック民政官は「送電線を移転するため五八四エーカーに対して強制立入測量をする」旨のあらたな課題含みの通知書を那覇市長宛て発送した。ルートは安謝、上之屋、安里、大道、寄宮、国場、真玉橋、小緑変電所を経由する線の内容である。電力公社（民政府所管）は、一九六四年五月ごろから撤去作業を始めるとその見通しを表明した。（タイムス・社説１９６３・11・28）

市長不信任案、除名・処分

反米組織の旗印を鮮明にした民連は、騎虎の勢いで那覇市長に兼次を当選させた。

人民党、社大党、社会党を渡り歩いた兼次は、内外各方面から注目され、市政運営の困難性をどう乗り切るかが衆目の一致した見方であった。

公約実現のために先立つものは、財政の確保が喫緊の課題であり、前市政時代に米民政府軍補助金の停止、銀行預金の凍結及び都市計画融資補助の中止は市政運営にとっては致命的である。

現実的な路線実現には柔軟な市政運営が必要であり、市政の基本方針では「超党派的な立場を堅持して、議会と市当局の共同責任のもとに市民福祉の増進を図る」と述べ、モーア高等弁務官のステートメント発表を捉え、「市長は民主主義の同じ理念に基づき責任をもってその職責を果たす」ことであり、凍結融資再開を確信していると述べている。

人民党は民連主催の「兼次市政、当間税制抗議市民大会」で「民連二十の政策をして当選したが、就任六カ月にして当間任命主席につながる月曜会派議員への屈従と媚」の市政であると、兼次打倒を打ち出す。（新報１９５８・７・16）

民連は拡大中央執行委員会を開き兼次市長の除名退陣要求決議を明らかにした。

人民党は十月十日の、本会議劈頭から市長の超党派政策を不満として、兼次市長の不信任案の動議を提出し、人民党の賛成、月曜会派の反対討論後の採決で不信任賛成七名、反対二十八名で否決され「傍聴席は超満員で外にマイクをとりつけ場外まで、はみだし婦人の声も入り乱れ」ての野次、罵声を浴びせた審議風景の賑わいである。（タイムス１９５８・10・12）

一方、沖縄社会党は中央執行委員会で党の基本路線逸脱があると

して兼次（党中執委・那覇市長）を除名処分した。（新報１９５９・12・7）

「沖縄市」改称問題

一九五八年十月、市長の諮問機関「那覇市行政区画整理調査研究委員会」を立ち上げ、委員長に仲本為美を選出した。

諮問に応じて、「那覇市」を「沖縄市」に改称する第一回の公聴会を開催し、学識経験者（東恩納寛惇、仲宗根政善、翁長助静、山里栄吉、宮里栄輝、真栄田義見、渡口麗秀等）及び報道機関の意見を聴衆した。（タイムス１９５８・11・24）

三市一村の合併後、那覇市は急速に人口が増え、約二十万余に達し、「首都」に相応しい名称は時代の要請として俎上にあがり市民の好奇の的にもなった。

沖縄タイムス社のアンケートや新報の調査でも圧倒的に「沖縄市」賛成の意見である。（タイムス・社説１９５８・11・25／11・30）、（新報・社説１９５９・2・18）

市長は、行政区画整理委員会の答申を受け、第三十回定例議会の総務財政委員会に上程し、「市の名称を変更する条例」案の提案理由を開陳し、全員の賛同を得た。

最終本会議に変更条例案を諮り、採決は公聴会等の感触から大方の賛同で可決されるものと見られたが意外にも、反対多数で否決された。かくして大那覇市を視野にした「沖縄市」構想の市名改称は潰えた。（新報１９５９・4・3）

琉球新報は四月二日の夕刊で、沖縄市名称問題を（ニュースの底辺）で取り上げ、産婆の誤診で流産したとその経緯を扱った。

ガーブ川・水上店舗問題

台風の度に氾濫し、ガーブ川に架かる店舗周辺は年中行事のように浸水を繰り返し新聞は「泥まみれの那覇市」と表現した。

戦後の混乱期に自然発生的に立地し、無秩序に形成された「市」であり、庶民の生活に密着した地域でもある。

那覇市第十三代市長・当間重民が、〈国場川への分水案を提唱〉し、当時から、市政の重要施策であった。

一九五九年十月の琉球新報の記事によると、建設省計画局課長の岩井四郎（工学博士）が招聘され、ガーブ川改修に係る意見書が当局に提出された。「排水基本となる安里川系、ガーブ久茂地川系の、雨水排水機能を完全ならしめることが先決問題」と指摘している。即ち、ガーブ川、農事試験場（現在の与儀公園一帯）付近において水路を築造、旧県鉄道敷線跡に沿って国場川に至らしめる計画である。（新報１９５９・10・18）

那覇市ガーブ川水上店舗撤去委員会（災害特別委員会と改称）の意向は撤去であるが、店舗の撤去費には多大な移転費が伴うことから、当時の財政事情では市当局をして不可能といわしめた難題の事業であった。

瀬長市政を継いだ兼次市政の当初は、米民政府の資金凍結で八方ふさがりの状況では事業もままならない事情にあった。

議会での質疑、市民からの陳情等々から毎年くり返される水害問題は進展のないままであった。一九五九年一月の米民政府首席民政官によって、軍政府補助並びに銀行融資再開許可が兼次市長あて通達がなされたが、首都建設委員会の所管業務として、瀬長副主席から「政府直営で施工」するとの政府見解が発表された。

キャラウェイの更迭を受けて、就任間もないワトソン新高等弁務官は、ガーブ川商店街、公設市場、スラム街などを視察、市当局の説明を熱心に見聞した。歴代市政の難事業は西銘市政をもって完結する。（新報１９６４・11・25）

（一九六五年三月、ガーブ川改修工事完成。日米琉政府の財政援助総事業費六十七万ドル）

西銘市政（第一期 一九六二年一月～一九六六年一月）（第二期 一九六六年一月～一九六八年十月）

このような、政情の最中に西銘順治は第十八代那覇市長に就任した。

一九六二年六月には、初の市政大綱を発表。基本行政の目標を「日米琉政府の共同責任で都市計画を促進し、市街地改造計画を年次的に実施」する体制を確立して施策を進めると表明した。

大田行政主席の退任を受けて、招集された第二十六回臨時立法院議会（一九六四年十月二十九日～三十一日）は、行政主席指名で議場は混乱した。当日は主席指名制に反対し主席公選制を要請する労組団体が、指名阻止のため立法院を包囲する事態となった。こうした混乱議会の中で松岡政保が指名を受けた。

松岡は就任メッセージで「最後の任命主席でありたい」と挨拶した。一九六五年十二月には大統領行政命令が改正され、立法院全議員の過半数による選挙（間接選挙方式）に改められた。（一九六六年三月十六日、初めての行政主席の間接選挙で立法院与党単独で松岡を選出した。）

一九六五年十二月、那覇市長の任期満了に伴う選挙が施行され、西銘順治は二期目の施政を担うことになった。（就任は一九六六年一月十二日）

市長選挙に先立って、七月十八日には市議会議員選挙が挙行。八月五日招集の第七十五回臨時議会において議長に高良一、副議長は辺野喜英興が選出され、各常任委員会員も選任された。第七十六回定例議会（九月二十日）は、新庁舎（現庁舎）での初議会となり、「行政主席の公選を要求する決議」が全会一致でもって採決された。（新報１９６５・９・30）

市議会の復帰決議

一九六四年十月の、第六十二回臨時議会（議長 高良一）は、復帰協（沖縄県祖国復帰協議会）の要請にこたえて「祖国復帰に関する要請決議」を全会一致で採決した。

キャラウェイ高等弁務官の「専制支配が露骨化、琉銀をはじめ各金融機関への介入、農連の抜き打ち検査、布令の改悪、開発公社の株式取得などにより経済的植民地化の傾向が濃厚となり自治権は皆無」の状態であると謳い、日米両政府、全国五百五十九市町村議会宛て発送した。（タイムス１９６４・４・25）

（一九六四年四月三十日現在で二一〇市議会が日本政府宛て要請決議した回答が議会事務局に連絡あり）

翌六五年四月の第七十一回臨時議会では、緊急全体協議会を開催し、復帰協加盟と「沖縄の祖国復帰に関する要請決議」を討論抜きで全会一致をもって採決された。

ベトナムに対するアメリカの武力介入、沖縄統治が国連憲章に違反し、植民地廃止宣言や世界人権宣言に違背すると宣言。（タイ

ムス１９６５・４・22）（那覇市議会は、毎年四月の復帰月間に復帰決議するのが慣例のようになった。立法院では、復帰までに二八件の決議がなされた。）

一九六五年四月二十八日の祖国復帰要求県民総決起中央大会には、約八万人が参加する戦後最大の集会となった。

一九六七年十一月二日の第九十七回臨時議会において、佐藤・ジョンソン大統領会談に向けて訪米するにあたり、通算一〇回目となる復帰決議を採択した。「沖縄の祖国復帰に関し、強力な対米折衝を要請する決議」（新報１９６７・11・２）

些細なことだが、一九六五年十一月二十八日付新報に二十二日に来沖した全国議長会代表一行が携えてきた住民及び弁務官への全国百六十ヵ市議会が決議した〈沖縄の祖国復帰要求決議文〉を高良議長が決議文の手渡しを見合わせ、口頭で弁務官へ要請させた件について、握りつぶしだと与党議員に追及される記事がある。議決機関の総意でもって決議した復帰要請を本土五百五十九市宛て送付した熱意が白々しいものとなる。

高等弁務官キャラウェイの更迭、大田行政主席の退陣

統治政策を柔軟に対応した、ブース高等弁務官に代わって、ポール・Ｗ・キャラウェイ中将が着任した。（第三代　在任期間　一九六一・二～一九六四・七）

一九六二年三月、ケネディ大統領声明を発表した。俗に「沖縄新政策」といわれるものである。これは、池田・ケネデイ会談の沖縄統治に関する日米協調・協力路線を具体化したもので、ケイセン報告書に盛られた内容といわれている。

沖縄新政策発表後、急速にキャラウェイ高等弁務官の直接統治、キャラウェイ旋風と称される強権が発動された。

一九六二年二月一日、立法院は第十五回国連総会において「あらゆる形の植民地主義をすみやかに、かつ無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する」旨を引用した「施政権返還に関する要請決議」を採択し国連とその加盟国に要請した。いわゆる二・一決議と通称された。

これはケネディ大統領が米合衆国議会に送った予算教書の中で「極東での脅威と緊張」が持続する限り沖縄管理の責任を引き続き負うと述べ、施政権返還に触れていないのに業を煮やした立法院が即時施政権返還を全会一致で採択したものである。

一九六四年三月、沖縄自民党は「ケネディ新政策の評価と将来の展望と課題」を発表。これは、反主流派がキャラウェイ高等弁務官の施政と強硬措置を批判した。

「自治神話説」に象徴される彼の強烈な個性は、極端な日本嫌いといわれる離日政策、合理主義者で一日十四時間も執務するといわれた仕事師は、財界・政界、銀行の首脳陣の更迭、立法案に関する事前事後調整及び拒否権の執行などキャラウェイ旋風と俗称され自治の後退を強く印象づけた。

一九六四年六月、第二十五回立法院議会で「現実の沖縄政治の実態は、法案の事前、事後の調整及び布令、指令の頻発等によって立法、予算の執行等各面において琉球政府の自主運営を阻害し、高等弁務官の直接統治が露呈」しているとして、米国政府宛て「自治の拡大に関する要請決議」を採決した。

同年六月大田主席の対米従属的対応とその政治責任をめぐり自民党は分裂し脱党派は民政クラブを結成した。西銘市長も自民党を脱

退した。

六月十六日に大田主席はキャラウェイ高等弁務官に辞表を提出した。

七月二十七日、大田主席は、住民の心を心として行政に当たるべく約束したが「相次ぐ布令、書簡の頻発、金融機関、農連、教育行政等への民政府の直接介入等により自治が後退し、いまなお民政府の許可がないとの理由で執務を継続しているが、全住民の願望である自治権を拡大するため即時退任を要求」する旨の「行政主席大田政作君の即時退任要求決議」が全会一致で採決された。自民党が多数を占める立法院で、こうした決議が上程されるのは異例なことで、自民党の分裂を象徴している。

強烈な専制統治を行ったキャラウェイ高等弁務官は一九六四年八月に更迭され、後任には日米強調路線の柔軟政策のアルバート・ワトソン中将が着任した。（第四代　在任期間　一九六四・八～一九六六・十）

名誉市民条例

一九六三年十二月の定例議会で「那覇市民憲章」が大多数の賛成で承認され、「那覇市名誉市民条例」制定は多数決で原案が可決された。（タイムス１９６３・12・19）

翌六四年三月、名誉市民称号議案で、当間重剛とキャラウェイ高等弁務官贈呈が決定。キャラウェイの選定理由は「那覇市の復興、都市計画事業の推進に関心を寄せ、ガーブ川の改修工事、上水道の基本施設をはじめ、公営住宅の建設補助等市民生活の安定向上に尽力し、本市の発展に貢献した」。六月四日贈呈。当間は五月二十五日贈呈。

市政施行五十周年記念式典では、神山政良が名誉市民の顕彰をうけた。（タイムス１９７１・５・21）

友利・サンマ裁判移送問題

沖縄統治の最高法規は、占領初期の「ミニッツ布告」米国海軍軍政府布告第一号（一九四五年発布）から一九五〇年十二月のＦＥＣ指令「琉球列島米国民政府に関する指令」を経て、一九五七年六月アイゼンハワー大統領が署名発布した「琉球列島の管理に関する行政命令」第一〇七一三号（大統領行政命令と略称）と変遷した。

友利・サンマ裁判とは琉球上訴裁判所に係属中の民事事件を、ワトソン高等弁務官が「大統領行政命令」で与えられた権限を行使することにより、同裁判所の裁判権を取り消して米国民政府裁判所に移送を命じた事件である。日米協調路線をとり柔軟な施政で対応してきた弁務官が採った唯一の強権発動といわれた。

立法院は第三十一回（定例会）において、「琉球上訴裁判所に対する訴訟事件移送命令に抗議しその撤回を要求する決議」を採択し、高等弁務官、米国合衆国大統領ほか、内閣総理大臣及び衆参両院議長宛て発送した。

立法院の決議文は「裁判移送命令は民主主義に反し、県民の裁判権を侵害するものであり、かつ、司法制度を自らの統治目的に利用しようとする不当な干渉であり、琉球政府裁判所の権威を無視」するものであると抗議した。

那覇市議会は一九六六年六月の第八十三回定例議会において、同裁判移送は、国連憲章に反するとして撤回抗議（「選挙訴訟裁判及

びサンマ課税裁判の民政府裁判所への移送命令に抗議し、その撤回を要求する決議」）を採択した。（新報１９６６・６・21）

司法の危機が懸念され、裁判移送の撤回要求はやがて政治問題化すると抗議行動の波紋は拡がりを見せ始めた。

一九六六年十二月、民政府裁判所は「琉球政府裁判所の布令審査権を認める」旨の判断を下した。友利隆彪の立法院議員当選は十二月八日付で当選が確定し、サンマ課税事件では琉球政府の勝訴となった。

教公二法

一九六〇年代から高揚する大衆運動の先導集団として果たす教職員の政治活動に危機感をもった保守勢力は、その活動を制約する措置として、教職員の政治行為の全面禁止、争議行為の禁止、勤務評定等の事項を盛り込んだ「教公二法」を立法制定することを最重要施策とした。（教公二法とは「地方教育区公務員法」、「教育公務員特例法」）

一九六七年二月二十四日の立法院本会議に「教公二法」が上程されるとのニュースに接した教公二法阻止共闘会議に加盟する諸団体が早朝から立法院を包囲し、警官隊と激突し大混乱に陥り議会は開くに至らなかった。

教職員組合は、十割年休行使して教公二法の廃案に身を挺して阻止行動にあたった。

二月七日、那覇市議会（臨時）では、「教公二法早期立法に関する要請決議」を与党多数の賛成で決議を採択した。（タイムス１９６７・２・８）

二月二十四日の、立法院での教公二法阻止会場に、市の消防車がデモ鎮圧のため出動した問題について野党議員は厳しく当局を追及する短い記事がある。（タイムス１９６７・３・16）

五月九日、長嶺秋夫議長は「九十七日間にわたる空転議会」の責任をとって辞表を提出した。

十一月三十日、教公二法は審議未了で自然廃案となったが、教公二法阻止共闘会議は監視の目を緩めることはなかった。

三大選挙（行政主席選挙、立法院議員選挙、那覇市長選挙）

一九六八年は、戦後沖縄の変転極まりない時代相を象徴する政治、経済等の激動の一年といえる。

ケネディ声明（一九六二年三月）で確約された沖縄新政策に基づき沖縄援助に関する協議会（日米協委員会）により、一九六九年度の日本政府の対沖縄援助四千二百七十万ドル（約百五十三億円）と決定した。

日米財政の対沖縄援助が初めて逆転することで、日本政府が表舞台に登場し、発言力を増すことになった。日米協は、キャラウェイ高等弁務官の執拗な離日政策のため設置が遅れたと言われている。（一九六四年四月発足）

二月一日に招集された立法院の第三十六回立法院定例議会初日、恒例となっていた弁務官（第五代　フェルディナンド・T・アンガー中将　在任　一九六六・十一～一九六九・一）はメッセージで大統領行政命令が改正され（一九六八・一・三十一第三次改正）、十一月の立法院議員選挙と同時に主席公選をすると発表した。

五月十日、松岡行政主席は、一九六九年度の五項目の重点施政方

針を発表した。（施政権返還、一体化と国政参加、自治権拡大、経済政策、暮らしと社会）

一九六七年十一月、佐藤・ジョンソン首脳会談の共同声明で確認された沖縄と本土との一体化推進のために、那覇に高等弁務官の諮問機関を設置するとされた。

日米琉諮問機関委員会は、米国・ローレンス・C・バース、日本・高瀬侍郎、琉球・瀬長浩の三政府代表からなる。

一九六八年五月二十七日、アンガー高等弁務官に対する日米琉諮問委員会勧告第一号に基づいて、本土、沖縄一体化調査団（団長総理府特連局長山野幸吉）一行二十一名が来沖した。（本土と沖縄の行政・経済上の格差是正のための方策を調査。七月十九日、三政府代表に報告書が提出）

九月十七日、第一〇五回那覇市定例会が招集された。西銘市長が主席公選に出馬するため一日間の議会となった。一日間の定例会はまた異例な議事運営である。（タイムス１９６８・９・19）

『続那覇市議会史関係略年表（稿）』で、「この議会より日の丸を議場に掲揚」するとの記述がある。当時の立法院の議場には掲揚されたという記録がない。

池田・ケネディ共同声明（一九六一・六）を受けて、キャラウェイ高等弁務官は「祝祭日に公共建築物に日本国旗を掲揚することを許可」の速報を発表した。

従前は「集成刑法」（刑法並びに訴訟手続法典）で厳しく日の丸掲揚の自由が拘束されていた。それが、一九六九年十二月十八日付の米国民政府布令第一四四号の改正第二十四号で「国旗の掲揚に関する規定」が廃止された。これまで、日の丸は、祖国復帰願望であり占領統治への抵抗のシンボル旗であったが、晴れて自由掲揚出来るようになった。（施行は七〇年十二月十八日）

十月十一日、第一〇六回臨時那覇市議会が招集され、西銘市長は「一身上の都合」により、十月二十日付けで退職する旨表明した。後任の市長選挙は十二月一日予定執行となった。（タイムス１９６８・10・11）

戦後最大の政治イベントとなった、直接公選は、十月二十一日、選挙管理委員会の公示によって保革両陣営が十一月十一日の投票日に向けて激突する構図が確定した。

革新共闘会議統一の推す屋良朝苗候補と自由民主党公認の西銘順治候補との事実上の一騎打ちの選挙戦となった。同時に第八回立法院選挙も進められた。投票の結果は屋良朝苗二三七、六四三票、西銘順治二一六、二〇九票である。

立法院議員は自民党が過半数を制した。

一九六八年十一月十二日付、琉球新報・社説は、初の主席公選の意義は「両候補者の勝利の弁、敗北の弁に、新しい時代とともに新しい沖縄の誕生の息吹」を感じると評論する。

三大選挙のしんがりに控えたのが、十二月一日執行された那覇市長選挙である。

結果は、社大党公認・革新統一候補の平良良松が、自民党公認の古堅宗徳を三万四千五十三票引き離し圧勝した。八年ぶりに革新市長が誕生した。

十二月三日付の沖縄タイムスは、平良候補の勝因は「革新共闘会議に結集された組織力とＢ52墜落事故、那覇港の放射能汚染など有利な状況があった。」と解説した。

平良市政（一九六八年十二月～一九七二年十一月）

第一〇七回那覇市定例議会は、一九六八年十二月十八日に開会された。三大選挙の掉尾を飾って当選した第二十代市長平良良松の初の議会は、助役人事案件を上程することから始動した。第一助役に稲嶺成珍、第二助役は前田武行が全会一致で承認された。（新報１９６８・12・19）翌十九日の議会では、Ｂ52戦略爆撃の即時撤去決議案を採択した。

第一一三回定例議会は、平良市長就任初の施政方針演説で市民のための市政運営を強調した。当面の具体的施策に職員採用は試験制度を導入すると表明した。これまでは、理事者当局の暗黙の了解のもとで情実採用が慣例化していたのか。（タイムス１９６９・５・29）

一九六九年七月二十日に市会議員選挙を控えての、議場点描の記事「選挙が臭う議会、各議員質疑にハッスル」（タイムス６・12）、一方では「まかり通る無責任議会、審議も上の空、票集めに退場者続出」（タイムス６・14）と何処も同じ議場情景である。

八月七日、第一一四回臨時議会が開かれ、議長に辺野喜英興、副議長には仲本安一が選任され、各常任委員も選出された。

市政運営には、財源の確保は至上の命題であることは論を俟つまでもない。沖縄タイムス社説は「革新市政と新予算、やはり財源の拡充が課題」と施策の裏づけの必要性を評論する。（タイムス・社説１９６９・６・16）

ゼネスト、総合労働布令

一九六八年十一月十九日に、墜落爆発炎上したＢ52事故が契機となってくＢ52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議>が百三十九団体でもって結成された。戦後史上最大の島ぐるみの共闘組織が立ち上がり「命を守る県民共闘会議」と通称され、一九六九年一月六日共闘会議を開催して「二・四ゼネスト」を決行することを構築した。

ゼネストへ向けて各単一組織は着実に始動し、二万人の組合員を擁する全軍労は臨時大会でゼネスト参加を決定した。

Ｂ52戦略爆撃機の撤去と原子力潜水艦の寄港中止を要求して行われるスケジュールは政治ゼネストの様相を帯び、屋良主席は上京して佐藤総理にゼネストについて沖縄の情況を報告した。屋良は一月三十一日、「命を守る県民共闘会議」に対し文書でゼネスト回避を要請し、共闘会議は中止を決定した。

那覇市臨時議会最終日の一九六九年一月三十日、保守系議員により「ゼネスト回避決議案」提案の動きがあることを察知した県民共闘会議メンバーが傍聴に押し掛けたが、上程が避けられ事無きを得た。「総合労働布令の撤回と労働基本権確立に関する要請決議案」は全会一致でもって可決された。（新報１９６９・１・31）

一月十一日、高等弁務官は布令第六三号「総合労働布令」を公布した。これは「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法」（民政府布令第一一六号）を全面改正するもので、大衆運動の中核部隊に成長した全軍労の組織基盤の弱体化を狙った一種の治安立法的な性格を帯びたものといわれた。

立法院は第三十九回臨時議会（一九六一年一月）で、軍関係労働者の労働基本権を剥奪し、軍事基地維持のための治安維持法的性格を強くうちだして、人権に関する世界宣言にも悖るとして「総合労働布令の撤回と労働基本権の確立に関する要請決議」を、米国大統領ほか、日本政府宛て要請した。

民衆の波状的な抗議行動に米国民政府は施行を無期延長すると発表した。

そのころの社会相を象徴する事象に、「七二年返還は、沖縄の大衆生活を破壊するので経済基盤を確立してから」復帰すべきで、復帰尚早論を主張する保守政界、経済人が立ち上げた「沖縄人の沖縄をつくる会」のマイノリティー派の一群があった。代表に元琉球行政主席の当間重剛、その他、山里永吉、真栄田義見、崎間敏勝などがいた。七〇年の参議院選挙に自主独立を主張する崎間を擁立したが、組織は自然消滅した。

七二年返還合意から復帰へ

一九六七年十一月の第二次佐藤・ジョンソン会談の共同声明は「日米両国政府がここ両三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意」を見る事により、沖縄返還が近い将来現実のものとなった。

一九六九年十一月佐藤・ニクソン会談により「一九七二年返還」が合意され、法律、経済、財政その他の制度を本土との一体化等に万端にわたって準備し、復帰の際に無用の摩擦と混乱を起こさないためにあらゆる措置を講じる必要がある。

施政権返還時までの法制面では、復帰対策等の閣議決定をみた措置が指針として示された。これを時系列に見ると次のものがある。

「沖縄復帰対策の基本方針」昭和四十五年三月三十一日閣議決定

「沖縄復帰対策要綱（第一次分）」昭和四十五年十一月二十日閣議決定

「沖縄復帰対策要綱（第二次分）」昭和四十六年三月二十三日閣議決定

「沖縄復帰対策要綱（第三次分）」昭和四十六年九月三日閣議決定

これらの、要綱等は、第六十七回臨時国会（昭和四十六年十月十六日～十二月二十七日）で制定審議される沖縄復帰関連法案等に盛り込まれる多様な事項が網羅され、本土法令の適応準備で沖縄の経済・社会の実態の特殊性を考慮しながら必要に応じて暫定特例措置を講じるとされた。そのため、第六十七国会は「沖縄国会」と称された。

なお、沖縄返還を取り決めた「琉球諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」は一九七一年六月十七日に調印され、国会の承認を受ける段取りとなる。（新報・社説１９７１・６・18）

返還協定の批准については、新たに設置された「衆議院沖縄返還協定特別委員会」（以下「返還協定特別委」と略称）で審議される。

一九七一年十月二十二日招集の第一三三回那覇市臨時議会は、返還協定特別委の実質審議を前にして、返還協定に不満を表明し「沖縄返還に関する決議」を全会一致で採択した。（タイムス１９７１・10・22）

十一月十七日、返還協定は自民党議員の抜き打ち強行採決で承認された。怒号と混乱の渦巻く議場で満を持して待機していた安里積千代、瀬長亀次郎両議員の質疑が封じられた。

その時、屋良朝苗行政主席は建議書（「復帰措置に関する建議書」）を携えて羽田空港に降り立った。建議書を政府要路に手渡して関係法令の審議に資するようにと要請に及んだのである。沖縄最後の「告発の書」は審議の場に届くことはなかった。

返還協定は十一月十四日衆議院本会議で可決承認を受け、参議

院に送付された。

「衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会」（以下「沖特委」と略称）では、沖縄関連七法案の制定を審議した。復帰対策要綱に盛られた多くの事項が折り込み済みの法案が制定された。

十二月十四日に沖縄関係四法案が可決され、参議院へ送付後、可決成立した。（四法案とは、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律、沖縄振興開発特別措置法、沖縄の置ける公用地等の暫定使用に関する法律をいう）

それぞれの法律名が紛らわしく「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」は（復帰特別措置法と略称）は本土との一体化のための主軸となる法律で①沖縄県、市町村が地方自治法の規定による県、市町村として存続②沖縄の現行法令は復帰後三ヵ月まで有効③教育委員の任期など、その他法人の権利義務の継承などが規定された。（新報１９７１・12・31）

この法律の施行の日から「みなす知事、みなす議員」と称され、法律施行の日から起算しておこなわれる選挙まで用いられることなど細部にわたり特別の措置がなされた。（施行は昭和四十七年五月十五日）

一九七二年一月八日、サンクレメンテで第二次佐藤・ニクソン会談が行われ、沖縄返還の日（五月十五日）が確定した。（新報号外１９７２・１・８）

首脳会談に先立って福田・ロジャース会談が行われ返還日は米国は七月一日を、日本は四月一日と主張したが、「両方を足して二で割る」日を返還日と定め、共同声明に明記された。

翌日の琉球新報社説く胸を張って祖国復帰を>は、「沖縄県消滅の一九四五年から二十七ヵ年。沖縄戦の終結、米軍占領下になって二十六ヵ年余、対日平和条約の発効した一九五二年から二十ヶ年余」やっと祖国の懐へ抱かれたと万感の思いを述べ、「五月十五日までの百二十七日間、事実上の秒読みに入り復帰作業は準備から本番」へ入ったと伝えた。（新報１９７２・１・９）

一九七二年三月十五日に返還協定の批准書が日米両政府間で交換され「七十二年返還」が確定した。「核抜き」、「本土並み」の二点については、協定書に明文化されてない。その経緯を琉球新報社説は論説した。（新報・社説１９７２・３・16）

四月十八日、第一四〇回那覇市臨時議会が招集され「復帰議会」に向けて条例の改廃等審議と次年度の予算審議が復帰の日を挟んで五月三十日まで開かれた。（タイムス１９７２・４・19）

一九七二年五月十五日午前零時を期して、復帰を告げる消防署のサイレンと船舶の汽笛が一斉に一分間鳴り響いた。新生「沖縄県」の発足である。琉球新報はその様子を紹介する。（新報１９７２・５・15）

那覇市議会は当日の本会議を、午前零時に招集し、「那覇市議会事務局設置条例」等を制定、「祖国復帰宣言」を全会一致で採択した。事務局体制は二十一人から二十三人となって、新生那覇市議会のスタートとなった。

（「那覇市議会史」第四巻小委員会委員）

記事目次

一九五八年（昭和三十三年）

今年の政界／重大岐路に直面／那覇市長選挙を機として……一
那覇市役所の／告発合戦にケリ／検察庁が最終態度発表……一
一社説―那覇市長選挙の意義……二
繰展げる豪華行事／大那覇市誕生喜ぶ18万市民……二
開票事務の簡素化を図る／分会場の設置認む／市町村選挙法／きのう改正法令を公布……三
一社説―注目の那覇市長選挙は終った……四
栄冠ついに兼次氏へ／九百余票の差で当選／日の丸かざして当選御礼……五
責任もって職責果せ／兼次氏当選にモ弁務官がステートメント……六
対沖政策は現状維持／兼次氏の当選に米国政府は失望……七
当選圏は七百票？／那覇市議補選／主導権ねらい激戦……七
最後の審判下る／真和志地域の那覇市議補選／民連は七名の当選者／金城（重宜）、又吉両氏が最後まで接戦……七
一社説―那覇市会にかける期待……九
又吉氏が異議申立／選管委が十五日以内に回答……九
豪雨で浸水騒ぎ／満潮とかち合い泥海／平和通り／商品損害が約三千万円……一〇
一社説―水害対策を怠るな……一一
那覇市、水害対策へ動く／水上店舗撤去へ／被災者は市税・使用料の減……一一
浸水千八百戸／損害八千万円／那覇市……一二
一社説―泥まみれの那覇市……一二
更生資金の貸付など／水害救済を政府に陳情……一三
水上店舗の撤去陳情／那覇各通り会で水害対策……一三
現職やめさすな／反民連新議員が要望……一三
〝科学的に調査せよ〟／水上店舗業者が協議……一三
水上店舗が最大原因／那覇都心の水害／市当局の調査終る……一四
沖縄社会党結成さる／当分集団指導制を採用……一四
民連手入れ第二段階へ／兼次市長らを取調べ／関係者きょうあす一挙に……一五
正副議長が辞意表明／けさ兼次市長就任初市会……一六
那覇市会／正副議長の辞表撤回／常任委の割ふり決まる……一六
那覇市長／水上店舗撤去の意志なし／58年度予算めぐり論議……一六
〝水害阻止に協力する〟／水上店舗代表が意見述べる／那覇市建設委員会……一七
那覇市会／水上店舗撤去せよ／建設委が市当局へ要望……一八
水上店舗／三ヵ月以内に撤去／那覇市会がけさ決議……一八
一社説―水上店舗を取り除け……一九
見舞金でガーブ川浚渫工事……一九
尾をひく水上店舗問題／問題は撤去の時期／対策の万全を望む業者側……一九
水上店舗／撤去による問題／対策委つくって検討……二〇
ガーブ川浚渫工事始まる……二〇
ガーブ川沿い店舗／市建設委が調査……二一
区長制を復活／那覇市会／兼次市長施政演説……二一
那覇市会／行政区画を再検討……二二
〝市政運営は超党派で〟／助役選任、野党が撤回要求／那覇市会／兼次市長に一般質問……二二
那覇市会／助役人事は保留……二三
一社説―政治的弾圧と違法容疑……二三
降社説―〝資金凍結〟の解除にも超党派であたれ……二四
三年掛りで漸く完成／近代的な泊港タ―ミナル……二五
業者の意見聞く／バス・ターミナル問題……二五
道路舗装補助金／兼次市長が支出申請……二六
泊港ごったがえす／上間選手らにぎやかに出発……二六
地主たちで初の区画整理／高級住宅街

のモデル／市の手借りずに立ち上る……二六
兼次市長／選挙違反で起訴……二七
高圧線の移転／那覇市が要請……二八
一号線に架橋を／水害防止、那覇市が
申請……二八
グラウンドと円覚寺跡保存問題／急転
直下円満解決／文化財保護委／琉大
の申請を条件付で承認……二八
全議員の共同提案で／戦災復興援助決
議／那覇市会……二八
那覇市／新予算案を内示／自己財源で
経常費一億余円まかなう／政策的な
事業は補助金で……二九
小作人にも坪当り15円の補償／農研所
用地問題／候補地『首里』は変えな
い／基本方針示し地主と話し合う……三〇
雨季の那覇市に朗報舞いこむ／政府が
ガーブ川浚える／一年半ぶりに工事再開……三〇
反対陳情は却下／那覇市会財政委が／移
転を適当と決定……三〇
水上店舗の撤去へ／那覇市の対策委員
会発足……三一
那覇市の予算市会開く／市長超党派を
打ち出す／どう動く人民党系議員……三一
那覇市会に大荒れの返し台風／市長を
総攻撃／人民党反兼次の線を踏切る……三二
金口木舌〔那覇市議会〕……三三
人民党との関係追及／那覇市会／今度
は野党の質問戦……三三
那覇市会／事業予算は〝ハッタリ〟／
人民党／代表質問で市長攻撃……三四
日本の援助を要請／那覇市会、全会一
致で決議……三五
大弦小弦〔議員報酬引上げ〕……三五
お手盛り歳費可決／六対四で／那覇市
会総務財政委……三六
那覇市会／バス・ターミナル／全員一
致で民営を承認……三七
那覇市会／お手盛り増俸成立／20対17
の僅差で押切る……三七
遅刻多くてひともめ／那覇市会／あす
から定刻開会……三八
那覇市会／全期十日まで延長……三八
一社説一市会は市政にもっと責任をも
とう……三八
一社説一本土への援助要請と那覇市政……三九
世持神社の敷地／譲渡不採択と決定／
那覇市総財委……三九
那覇市の戦災復興援助要請／民府も好
意的／高良議長が協力求む……四〇
那覇市会幕閉ず／収入役に全会一致で
屋富祖氏……四〇
首里バス／久高社長を解任／十一日の
取締役会で決定……四〇
市町村の建築主事廃止／那覇市会も反
対要請……四一
人民党兼次打倒打出す……四一
那覇都計／まず首都建設委の発足を／
いつでも援助する用意がある／ブ弁
務官、高良議長に言明……四二
97億円の補助要請に／きのう兼次市長
ら出発……四二
那覇市／67名の異動を発表／左派主要
ポストから締出す……四三
恩典に水道施設を／具志頭村長が民政
府へ陳情／軍の指示で拒否した／那
覇市への水源地貸与……四四
反響呼んだ兼次市長の人事異動／異動
は予定通り断行／市側が組合の要求
を拒絶……四四
条件付で辞令うける／那覇市の人事／
今後は本人の意思尊重……四五
〝相当の成果あげた〟／都計陳情の高良
議長帰る……四五
社会党那覇支部結成……四六
民連議員／増俸分を市に寄付／尾をひ
くお手盛り増俸……四六
娯楽センター埋立地問題化／法の手続経
てない／那覇市会が政府に抗議申入れ……四六
援助要請の那覇市議ら帰る……四七
共同声明の全文／一括払廃止を再強調
／賃貸料の長期前払いも考慮……四七
〝都計に必要なら使わぬ〟／波上埋立地、
那覇市会のもの言いに大城氏釈明……四八
物言いついた埋立工事／松川の授産場
敷地／那覇市会が調査……四八
政犯恩赦／民連、兼次裁判は免訴／該当

者の調査に着手／検察庁が……四九
ついに来たドル切替え／一ドル対百二十
円／交換は九月一日か……四九
又吉氏に当選証書／那覇市会民連は九名
に……五〇
辻町の公有水面／那覇市に埋立を許可……五一
那覇市全体協議会／復興期成会中心に／
今後も対日折衝続ける……五一
那覇市会／〝これ以上提供できぬ〟／行
詰った学校敷地問題……五一
那覇市都市計画委／十日初の委員会開く……五一
消防隊長を不信任／那覇市の総務財政委……五一
学校敷地の拡張／那覇市議会が関係者に
きく……五二
話の卵／兼次市長の大名旅行……五二
真地火葬場に／建築停止処分／建築基準
法違反で……五三
〝姉妹都市〟の縁組／那覇市議会が計画……五三
生活給の復元要求／那覇市／臨時雇員の
家族押しかける……五三
市政報告演説会大あれ／昨夜／椅子乱
れ飛ぶ／兼次市長警官が救出……五三
今朝、兼次市長に抗議／人民党／事件と
無関係声明……五五
識名の火葬場／反対理由が薄弱／陳情
やり直し勧告／那覇市会文厚労委……五五
総額で約八億円／那覇市の財産／土地で
五億円／市民一人当り四千円……五六
シ誘モジ運動展開／〝高い店では買わ
ない〟／きょう物対協が主婦大会……五六
一社説一那覇定例市会に寄せて……五七
民連、兼次市長を除名／きょう退陣要
求を手渡す……五八
那覇市会／市長不信任案を否決／7対28
人民党の主張一蹴／傍聴人騒ぐ、発言
順で波乱……五八
都計を阻む高圧線／都市の心臓部貫き／
建てられぬビル／関係者が撤去を要望……五九
〝一事不再議〟で不成立／議員報酬引下
げ動議／那覇市会、幕閉じる……六〇
仲宗根氏を除名／月曜会が十三日に決定……六一
容共勢力の排除／月曜会を解消〝五日
会〟に……六一
那覇市文教委／壺屋地区視察……六一
委員長に仲本氏／那覇市行政区画整理委……六一
私の意見／一事不再議の原則／那覇市
報酬条例の改正に関して／玉城正次……六二
仲宗根市議ら／「しせい会」結成……六二
資金のメドつく／水道起債九万ドル／
バ民政官／那覇市建設委に回答……六三
九つの優先事業決定／経済費
五千八百万ドル／首都建設委……六三
起債の早期融資など／那覇市会／五日会
が要望……六四
専決処分で松本氏任命／具志前隊長は
司令に格下げ／那覇市消防隊長……六四
法律相談所の利用／那覇市が市民によ
びかく……六五
民家の立退補償／那覇市が負担／安里
川工事……六五
沖縄市をどうみる／各界の意見をきく／
圧倒的に多い賛成意見……六五
一社説一沖縄市への改称は／時代に即
している……六六
一社説一名実ともなう沖縄市へ……六七
軍給水の増配を陳情……六八
那覇市会／議員報酬引下げ問題／五日会
は否決の態度……六八
安里川の埋立地／那覇市に移管……六八
水ききん対策に乗り出す／積極的に水源
開発へ／那覇市／軍も協力態勢準備……六八
水は豊富にある／財政委が現地調査で確
認／那覇市……六九
水ききんに朗報／軍が要所にタンク据え
／本格的給水実施……六九
水ききん対策費の一部に／報酬返上積立
金／那覇市会民連議員……七〇
水ききん緊急対策を／施設補助／那覇市
会が要請……七〇

一九五九年（昭和三十四年）

一社説一あけてやるべき那覇市再建の道……七二
兼次市長の辞意をどうみる／市会各派議
員の反響……七二
弁務官から首都建設委に書簡／那覇都計
の推進に朗報／優先事業案を認可／

補助金、復金融資出す……七三
那覇都計への協力要請／五日会が立法院へ……七五
二万ドルの損害賠償／訴えられた替費地／那覇市相手どり／具志頭〇〇氏……七五
合同土地諮問会を設置／すべり出す新土地計画／一括払いを全面廃止……七五
那覇市議会開く……七六
那覇市会／議長とやりとり漫才／具志頭氏の提訴問題討議……七六
〝地方よりも安い〟／全く不合理な地料／那覇市会改定折衝始める……七七
埋立てさせろ（琉大側）／いや、法度々々（文化財保護委側）／再燃する円覚寺問題……七八
具志頭氏に応訴／那覇市会総務財政委が決議……七八
感謝決議案でもむ／市債、原案通り可決／那覇市会……七八
繁多川／〝火葬場設置待った〟／那覇市が風致そこねると……七九
一社説一沖縄市への改称に望む……七九
誕生するか「沖縄市」／市議会2―3以上の賛成がカギ／反対を唱える議員も／注目される〝三月市会〟……八〇
都計工事始まる／那覇市に建設のツチ音……八一
「沖縄市」改称、機は熟している／那覇市定例議会へ兼次市長が提案……八一
分裂した五日会／沖縄市改称で大もめ／注目されるきょうの本会議……八二
都計への特別補助再開／スポーツ・センターに22万ドル／まず30万ドル交付／民政府が布令公布……八三
沖縄市／本会議で議決か／議案は撤回せず／兼次市長きのう言明／委員会も結論を保留……八三
沖縄市ついに流産／賛成18名で否決／賛否両派が激しく戦う……八四
ニューズの底辺⑯／産婆の誤診で流産／沖縄市改称問題／市長の独走が原因？／なめられた議会は分裂騒ぎ……八五
かくて沖縄市お流れ／民主主義のルールも何のその／世にも奇妙なる物語り……八六
那覇市庁舎建設／資金交付方を陳情……八八
委員長に比嘉議員／那覇市行政検査特別委……八八
旅券の交付要請／那覇市臨時議会／全員一致で決議……八八
一社説一市内を走る高圧線対策を……八九
放生池埋立を許可／琉大側の要求通る／けさ文保委が採決で決定……八九
那覇市が議会に諮問／総合グラウンド建設方針……九〇
那覇市定例議会けさ開幕／百の理論より実行を／兼次市長が施政方針……九〇
大弦小弦〔那覇市助役選任〕……九一
60年度予算案など／期末手当の増額も、市会に提案……九一
水道料金の引下げを／那覇市会／施政方針に質問集中……九一
奥武山総合グラウンド問題討議／那覇市会が……九二
〝報償金〟は適法か／問題の真和志市の決算書／総務財政委、結論もち越す……九二
六対五で不承認／那覇市総財委／真和志市議の報償金……九三
立退補償費は削れ／旭が丘公園予定地内の建物は不法／建設委が要求／那覇市会……九三
沖縄市会議長加入承認さる／全国市会議長会に……九三
首都建設基本計画／五地区に分けて首都づくり……九三
庶民アパート立往生／市債六万ドル削る／那覇市会……九五
被災者に見舞金／那覇市会も要請決議……九五
一社説一那覇市会は市民の福祉を守れ……九六
一票差で原案承認／問題の報償金決算／那覇市会……九六
助役選任、21対19で同意／討論はぶいて採決／旭が丘立退き／補償なしでは忍びない／兼次市長……九六
大弦小弦〔那覇市議会助役選任〕……九七
笑いとまらぬ兼次市長／多数の与党議員抱込む／那覇市会に新分野……九八
五市議長会結成／会長に高良那覇市議長……九九
那覇市／近く大幅な人事異動／市長の帰

任待ち計画終る……九九
豪雨、各地で浸水騒ぎ／濁水ウズ巻く
都市／安里二区はまたも避難……一〇〇
再び水上店舗問題／撤去委員会で徹底
追及……一〇〇
話の卵／洪水と悪疫予防……一〇一
ガソリン・タンクにおびえる区民／久
茂地川に三度流出／与儀区民が移転
を訴える……一〇一
〝焼却炉設置に補助を〟／那覇市／軍、
民政府に陳情……一〇二
新庁舎建設、具体的計画練る／那覇市
会全体協議会……一〇二
塵芥処理場移転できぬ／那覇市当局が
説明……一〇三
海に沈んだ土地／那覇市の垣花／米軍
が地料支払い始める……一〇三
与儀小前映画館問題／建築に幾多の疑
問点／場合によっては補償問題も……一〇三
那覇市会／文教地区指定で解決か／与
儀小校前映画館問題……一〇四
行政機構にそって／那覇市会／常任委
改める……一〇六
那覇市会、29日に開会／追加更正予算
案を提出……一〇六
那覇市／真地原の火葬場反対陳情を採択……一〇六
議長の辞表めぐり茶番劇／那覇市定例
議会／与党派の目算外れ／渡口副議
長追い出し失敗……一〇七
那覇市の税収ふえる／60年度／市町村
税法の改正で……一〇七
那覇市会常任委顔ぶれきまる……一〇八
注目の旭ヵ丘立退補償／きょう開く那
覇市本会議で審議／無理が通れば道
理ひっこむ……一〇八
さよなら「断水の街」／水道公社がき
ょうから送水／那覇市会会期延長……一〇九
てんやわんやの那覇市会／議案の否決
撤回続出の悲喜劇……一一〇
人災？那覇市の水害／市民のいかり高
まる／もう我慢はできない……一一二
国場川への分水案／岩井博士が意見書
提出……一一三
那覇市議会／水害対策を積極的に／災害
特別委で根本対策練る……一一三
市当局に対策要請／那覇市会、災害地を
調査……一一四
那覇市／被害額72万ドル／台風被害調査
まとまる……一一五
職員の怠慢を追及／災害調査で瀬名波議
員が……一一五
台風被害の援助／高良那覇市議長／九州
市議長会に……一一六
くすぶる水上店舗問題／市会の意向は撤
去に／兼次市長政府にゲタあずける……一一六
那覇市の災害対策／市会が軍民政府に
工事陳情……一一七
大弦小弦「市長・議員の報酬大幅減額
更正予算案）……一一七
私の意見／那覇市の軍用地問題／基本
契約締結について（上）／浦崎康華……一一八
建築確認を取消す／与儀小前の映画館
新築……一一九
那覇市会波乱の大詰めに／保守合同への
きざし／注目の災害予算審議始まる……一一九
一社説一市長提案にまずい点はなかっ
たか……一一九
災害報告で大荒れ／那覇市議会／深夜
まで論戦続く／「最低市会」のヤジ
も飛ぶ……一二〇
私の意見／那覇市の軍用地問題／基本
契約締結について（下）／浦崎康華……一二二
那覇市災害時別委／最初から荒れる／
渡口派月給35ドル引下げ案に賛成……一二三
抜打提案は議会への挑戦／那覇市会災
害特別委／立退き補償費削除／二日
がかりで追加予算を修正可決……一二三
災害予算を修正可決／那覇市会／波乱劇
の幕閉じる／軍用地問題で激しい応酬……一二五
どうなる軍用地契約／那覇市有管理土地
／微妙な市長の立場／市会決議と政
策の板挟みに……一二六
自民党の支部づくり難航予想／複雑な
那覇市会派閥／保守系の一本化は不
可能か……一二六
治水対策委を設置／那覇市が水害に対
処？……一二七

兼次那覇市長を除名／社会党〝党の基本精神逸脱〟……一二八
那覇市の治水対策／本格的に乗り出す／ガーブ川上流を分水／国場川埋立てもラッパ型に……一二八
問題の与儀映画館／建築許可を取消す／政府建築審査会が決定……一二九
公設市場の改築を審議／那覇市会民生委……一三〇
那覇市議会／議員報酬もとに戻せ／実現までは欠席／退場した高良議長……一三〇
那覇市議会／会期九日と決定／渡口副議長が議事運営……一三〇
那覇市場の改築に反対／アンマー達が大挙市会に陳情／議場で赤い気炎／死活問題と訴える……一三一
補助金くれなければ／市会も市長も総辞職／兼次市長が議会で答弁……一三一
那覇市議会／被災者の救済／市税減税など可決／議長の退場を鋭く批判……一三一
スムーズに閉幕／那覇市会……一三二

一九六〇年（昭和三十五年）

高圧線移転／強制立入測量の通知／那覇市の約七十一万坪に……一三三
那覇米琉親善委員会九日発足……一三三
市当局は上訴か／那覇／繁多川火葬場設置事件……一三三
三年ぶりに統一組合／那覇市二つの労組合併……一三四
ガーブ川の幅を拡張／水上店舗は全部新築……一三四
那覇市への合併促進／南風原村議会協議会が……一三五
一社説一区長制復活に慎重期せ……一三五
「風致地区」の変更でもむ／那覇市議会四議案を可決……一三六
那覇を姉妹都市に／ホノルル市会でも議決……一三六
土地貸与で一波乱／追加更正予算など可決／36回那覇市議会終る……一三六
ホノルルと姉妹都市／那覇市会が〝宣言〟決議……一三七
大工場の誘致で発展へ／漫湖埋立地に第一号／将来は安謝・旭橋一帯も……一三八
無視された市会の議決／軍用地つぎつぎ収用／兼次市長／市会の契約要請に応ぜず……一三八
「生誕の像」除幕式／きのう、那覇市役所で……一三九
民連、総会で方向転換／政治結社から民主団体へ……一三九
阪本兵庫県知事／〝沖縄を忘れない…〟／那覇市で議員にあいさつ……一四〇
与儀に新庁舎建築／那覇市が許可申請／都計の緑地帯構想崩れる……一四一
ガーブ川治水対策／那覇市議が主席に陳情……一四二
つぎつぎ市営住宅を／那覇市の基本計画成る／まず新年度で安謝に／十五万ドル起債、百所帯収容……一四二
那覇市庁舎の建設計画／民政府も協力を約束／一部六階建ての総合ビル……一四三
区長制の陳情撤回／自治組織つくり／連絡事務を委託／那覇市会／総務委員会で採択……一四三
一日一題／渡航の自由のために／那覇市議会議員の旅券問題に思う／仲松庸全……一四四
市民の1―3は借家住まい／那覇の住宅事情／花やかな表通り／裏はトタン葺きがひしめく……一四五
安謝に那覇市営住宅／四転して本決まり／新年度18万ドル内の起債で建設……一四六
那覇の町名を七つに／行政区画研究会が答申……一四六
沖縄を祖国に返せ！／昨夜盛大に「復帰協」結成／実現まで復帰叫ぶ／街にくり出したちょうちん行列……一四七
頭の痛い損害賠償／那覇市会、与儀映画館問題の審議へ／業者が、一万四千ドル要求……一四七
祖国復帰を決議／那覇市の臨時議会……一四八
やまびこの鐘／きょう鳴りはじめ式……一四八
那覇市会荒れる／人民党・民連が退場／与儀映画館の賠償問題応訴を決定……一四九
特別準会員に承認／高良氏ら九州市会議長会議に出席……一五〇

那覇市／61年度予算案なる／予算規模
二百二十三万余ドル／事業費に重点人件
費圧縮／市営住宅や埋立事業を実現 ……一五〇
地元の意見を尊重／那覇旧市内／町名
変更を検討 ……一五一
市営住宅576所帯を収容／那覇市三か
年計画なる ……一五一
与那原／那覇と合併を／議会の決議で
申し入れ ……一五二
土木事業全面ストップ／市の軍用地料
が入らず ……一五二
市議会議長らマッカーサー大使会見……一五二
復興、大半は国庫補助／本土視察議員が
報告書 ……一五二
那覇市定例議会開く／水難都市の汚名
を返上／兼次市長施政方針／十日か
ら二日間一般質問 ……一五三
那覇市議会／兼次市長に質問集中／軍
用地料契約問題で大荒れ……一五四
兼次市長不信任の動き／那覇市議会一
般質問続く／もめる軍用地料契約／
再決議拒否すれば責任追及 ……一五四
那覇市会／治水対策をヤリ玉に／日程
変更で水道問題を追及……一五五
那覇市会／水道料金が高すぎる／学校
敷地観光事業など兼次市長に迫る……一五六
那覇市会／〝議員は名誉職でない〟／
兼次市長と報酬問題で一もみ……一五六
増税反対を決議／那覇市議会が全会一致
で ……一五七
増税阻止決議を手交／那覇市会代表／き
のう主席を訪問 ……一五八
大弦小弦〔兼次市長不信任案〕……一五八
〝不信任〟には不信任で／軍用地契約自
説固執／兼次市長／那覇市会、各派
の動き活発化 ……一五九
那覇市会／軍用地料契約を明示／市長が
正副議長に公開質問／〝契約阻止する
目的の策動だ〟 ……一六〇
那覇市議会／公開質問は黙殺／〝市長よ
もっと大人になれ〟／高良議長が意
思表明 ……一六一
市有地売却で一もめ／継続審議で結論
もち越し ……一六二
再度の質問状も／兼次市長記者会見／
正副議長の態度に不満……一六二
七町への町名整理／那覇市会、定年制
も可決 ……一六三
那覇市議会／水の対策特別委設置／那
覇市全員一致で採決 ……一六三
ぎりぎりで暫定予算／深夜まで荒れた
那覇市議会 ……一六三
高圧線の架設反対陳情／真和志地区が……一六四
水道浄水の確保要請／那覇市議会満場
一致で可決 ……一六四
治水対策ご破算／安里川北岸／埋立地の
売却を否決／歳入十一万ドルへる／荒れ
た那覇市会 ……一六四
一社説一那覇市民の幸福をもたらす市
政運営 ……一六六
那覇市／予算案めぐり紛糾／土地処分
などで声明／渡口派……一六六
〝反対のための反対〟／市長派も声明出
し応酬 ……一六七
市有地交換を決議／那覇市会／民連の
反対押し切る ……一六八
金口木舌〔新年度予算案をめぐる那覇
市議会〕 ……一六九
新年度予算案を可決／那覇市会きのう閉
会 ……一六九
一社説一無責任にすぎる那覇市の予算
議決 ……一七〇
公園の敷地を縮小／首都建設委／計画
変更を申し入れ ……一七〇
〝弁務官資金を善処〟／又吉議員らギ副
民政官と会う ……一七一
泊北岸の埋立地／民政府が那覇市に譲渡 ……一七一
一社説一新発足した那覇市自治会……一七一
安謝を工業・漁港に／首都建委、整備
計画なる ……一七二
那覇市の起債許可／国場川の第二次埋立 ……一七三
那覇市／昇圧ポンプの設置を／水の解
決に民政府の答え……一七三
玉陵の保護を要請決議／那覇市定例議
会終わる ……一七四
議員を派遣／本土の財政視察に……一七四
誰が文化財を守るのか／那覇市議会と

玉陵の保護／山里永吉……一七四
道路補修を要請／壺川通り／渡口議員ら
が民政府に……一七五
首都建設委／次年度の事業経費／二百九
十万ドルを算出……一七五
ホノルル市と姉妹都市／いよいよ縁むす
び／親善訪問団近く出発……一七六
市営住宅の工事承認／那覇市会／国場川
埋め立ても……一七六
〝西森浄水場は必要だ〟／那覇市、民政
府と意見対立……一七七
年末賞与に質問集中／那覇市議会／初っ
ぱなから大荒れ……一七八
金口木舌〔年末手当十三割支給〕……一七八
那覇市役所のボーナス十割で終止符？
／労組順法闘争の構え／期末手当条
例の改正／総務委、九対二で否決……一七九
30対8で否決／年末手当13割／職組は
大会でスト権確立へ／那覇市会本会議……一七九
西森浄水場など決議／那覇市会／日本
公営住宅法の沖縄適用も……一八〇
「非常事態」を宣言／那覇市職労／スト
権を確立……一八一
声／那覇市議会の決定は順当だ……一八一

一九六一年（昭和三十六年）

姉妹都市を宣言／那覇とホノルル／文化
・産業などを向上／相互の市民が〝固
いきずな〟を……一八二
あっけない幕切れ／那覇市臨時議会／
ボーナス十三割を支給……一八二
新たに必要土地を占有／譲るよう通告、
立退きも／住居地帯も含む？地元さわ
ぐ……一八三
全国市議長会の代表来島……一八四
強力な反対運動展開／小禄／対策協議会
を結成……一八四
観光事業への援助／九州地区市議長会／
実行委で決める……一八五
東側へ変えて／高圧線の架設／上間部落
が折衝……一八五
那覇市に正式決定／奥武山球場管理問題
にケリ……一八五
市議の本土視察報告／老人クラブを助成
／観光…施設受け入れに積極的施策……一八六
兼次市長ひらき直る／国場川治水で荒れ
も　よう／那覇市会……一八六
政府に眠っていた決議文／那覇市議会が
問題視／ガーブ川改修の感謝、西森浄
水場促進決議など／前弁務官知らずに
離任……一八七
西森浄水場／〝自己財源でつくれ〟／泊
案が最適／当面の渇水期に対処／民
政官、市会代表に説明……一八八
一社説一浄水場新設はどこの仕事であろ
うか……一八九
泊拡張案で出直せ／那覇市浄水場／民府
が最終的な勧告……一八九
〝与儀のタンク撤去を〟／那覇市議会で
決議採択……一九〇
那覇市議が本土視察……一九〇
浄水場問題で大荒れ／那覇市会／会期ま
た11日間延長／〝珍無類の議会〟に
野党騒ぐ……一九〇
国場川に浄水場／はんらんも解消へ／近
く米本国に承認求む／民政府が計画……一九一
那覇市会／また会期を六日間延長／浄
水場問題／特別委を設け検討……一九一
〝国場川埋立ての中止を〟／国場区民
が那覇市に陳情……一九二
捨て石問題でもめる／那覇市議会最後の
一波乱……一九二
〝泊浄水場〟本会議を通過／五万ドル削減
／市長謝罪でケリ／那覇市議会波乱の
幕切れ……一九三
那覇市制40周年／慶祝行事勢ぞろい／
自転車競走で幕開く／21日まで全市お
祭り気分……一九三
改修工事の促進を／ガーブ川商店組合が
要請……一九五
那覇市制40周年／盛大に記念式典／29
人の功労者を表彰／式後にぎやかに演
芸会……一九五
生きている那覇史／市政功労者ご自慢話……一九五
那覇市議会あす開く／焦点は予算案の
審議／選挙とからみ波乱含み……二〇一

那覇市会／水道施設を完備／兼次市長、施政方針を発表 ……二〇二
大弦小弦〔那覇市議員選挙〕 ……二〇三
政府の手でガーブ川改修／副主席、手違いわびる／那覇市長、議会代表が会見 ……二〇三
立ちのき補償費を負担／那覇市議会／ガーブ川改修で論戦 ……二〇四
〝補償は那覇市で〟／ガーブ川問題／市議が主席らと懇談 ……二〇五
人民党から両氏脱党／那覇市議選挙に出馬 ……二〇五
行政府の措置は妥当／ガーブ川問題、副主席語る ……二〇六
国場川埋立地を売却／那覇市議会本会議／水道給水条例を可決 ……二〇六
さあ選挙だ／那覇市議会終わる／〝ホタルの光〟に感無量／各議員、選挙区に走る ……二〇七
ガーブ川は完全改修／立法院、政府が那覇市に確約 ……二〇八
那覇市議選／私の重要政策(1)／トップは水道問題／都計の推進叫ぶ候補も ……二〇八
那覇市議選／私の重要政策(2)／感情市政の打破を／水源開発で完全給水へ ……二〇九
那覇市議選／私の重要政策(3)／ほとんどが水道問題／市営住宅や塵芥処理も ……二一〇
那覇市議選／私の重要政策(4)／上下水道の完備を／道路の整備、住宅問題も ……二一一
那覇市議選／私の重要政策(5)／水道は全市民の問題／高度の政治力で解決を ……二一一
水・水・水・陳情合戦政府に一斉攻撃／立法院議員も窮状訴える ……二一一
給水対策本部を拡大／那覇市役所／全機能をあげて水対策 ……二一二
新勢力分野決まる／那覇市議会／依然無所属が多数／市長選に革新結集の動き ……二一三
那覇市議候補得票数 ……二一三
一社説一那覇市議選をかえりみて ……二一三
深夜まで一本化工作／自民調整できず物別れ ……二一四
議長に高良氏決まる／那覇市会けさ開く／大山派折れ満場一致／副議長…あすにもちこす ……二一四
那覇正副議長誕生の舞台裏（上）／難産だった議長誕生／裏面で高良氏も積極工作 ……二一六
大山、渡口の決選か／那覇市会／きょう副議長選出 ……二一七
副議長に大山氏／那覇市議会、渡口氏が譲歩 ……二一七
那覇正副議長誕生の舞台裏（中）／疑心暗鬼の統一行動／議長譲歩で大山株上がる ……二一八
那覇正副議長誕生の舞台裏（下）／渡口氏ついに折れる／終始猛烈なカケ引き ……二一九
那覇市会／水道問題に質問集中／水道料値下げせぬ／市長答弁／市長選ひかえ質問活発 ……二二〇
ガーブ川改修に質問集中／那覇市議会／一般質問を続行 ……二二一
立体アパート来月着工／那覇市会／けさ本会議再開 ……二二二
那覇市会／浄水場問題などつく／監査員選出で勢力争い ……二二二
大弦小弦〔台風被害救援費〕 ……二二三
どうなる玉陵問題／「文化を守る会」聖公会に反対／注目される市会の結論 ……二二三
核実験再開に抗議文／那覇市会が米、ソ大使館へ ……二二四
水源地の移譲／高圧線の地下埋没も米調査団へ要請／那覇市会 ……二二五
市有地売却でもむ／総務委で災害対策費審議／那覇市会 ……二二五
那覇市会／終幕で荒れる／市有地売却案を否決／救援費案出に夜間審議／本土視察とりやめ ……二二五
首都建設委／62年度事業計画決まる／又吉道路に歩道／ガーブ川改修／陸上競技場完成 ……二二六
三つどもえで紛糾／ガーブ川の改修／動かぬ川沿いの二百軒／水上店舗組合割り込み断わる ……二二七
玉陵内の学生センター／建築確認延ばすか ……二二七
今月中旬、着工の見通し／ガーブ川改修／二㍍道路に縮小／立ちのき犠牲者を最小限に ……二二八

新水上店舗へ収容を／ガーブ川改修／小売り業者、政府に訴える……二二八
各派、裏面戦を展開／那覇市長選挙／自民、活発に多数派工作……二二九
またこじれる／花屋と水上店舗が対立／ガーブ川改修……二二九
兼次支持にふみ切る／那覇市副議長大山氏自民党を脱党……二三〇
那覇市長選、言論戦始まる／積極的な下部浸透へ／〝都計〟最大の争点に／全政党が介入、特異な様相／水道、住宅政策がカギ……二三〇
ガーブ川改修／分割施工に賛成／水上店舗組合が条件付で……二三一
〝工事おくらせるな〟／ガーブ川店舗組合がデモ……二三一
一社説一新那覇市長に期待したいこと……二三二
西銘那覇市長誕生／こんごの政局に大きな影響／市政に一応安定期／西銘個人の魅力が勝因……二三二
期待される都計の推進／新年度から計画的に／政府・那覇市の一体化で……二三三
サ大佐に名誉市民／兼次市政、最後の議会終わる……二三四

一九六二年（昭和三十七年）

サ大佐に名誉市民称号／那覇市／つめかけた教育関係者……二三六
助役と全部長に辞職を勧告／西銘市長の初仕事……二三六
西銘市政、初議会開く／浄水場問題鋭く追及／野党に回った兼次派……二三六
当局案どおり可決／送水管取り替え近く着工／那覇市議会……二三七
建設部長に花城氏／西銘新人事／企画室長は新里氏……二三七
総務部長に城田氏／那覇市人事発令／大城氏は円満退職……二三七
スラム街解消へ本腰／那覇市／公約実現手始めに／土地、家族構成など調査……二三七
那覇市議会事務局長に義永氏……二三八
助役二人を認める／那覇市臨時議会ひらく……二三八
お手盛り退職金増額／市長が六倍三千ドルに／西銘市長が議会に提案／那覇市……二三八
退職金問題で夜間審議／那覇市会総務委／きょう本会議に上程／修正案で市長一、八三七ドル五〇セント……二三九
ヤジ、怒号のうちに可決／那覇市会の退職金審議／労組側が押しかけ／議場混乱収拾に再度休けい……二三九
中選挙区制を決議／那覇市臨時議会終わる……二四〇
話の卵／開かれた那覇市民のマド……二四〇
荒れる〝首切り旋風〟／那覇市／労組が撤回申し入れ／当局〝辞めなければ格下げ〟……二四一
大弦小弦〔那覇市のクビ切り騒動〕……二四一
格下げ避ける／課長クラスの異動内定／那覇市……二四二
首切らず人事異動／きょう発令／那覇市の課長クラス……二四二
市当局、最終方針出す／ガーブ川改修立ちのき問題／花屋は公設市場へ／傍聴の通り会強い不満／那覇市議会全体協議会……二四二
スラムをなくする／那覇市議会／西銘市長が初の演説……二四三
都計などで総括質問／那覇市議会／西銘市長野党が追及……二四四
ガーブ川工事に集中／那覇市会／一般質問を続行……二四四
原水売買契約を追及／那覇市議会／質疑続行で委員会付託……二四五
頭のいたい〝陳情議会〟／那覇市／閉会中も案件審査に汗ダク……二四五
バス争議で緊急質問／那覇市議会／野党議員が追及……二四六
市議会が解決に努力／首里バスきょう団交再開……二四六
首里バス再びストップ……二四六
人民党議員の旅券おりず／那覇市議会／本土視察団、出発延ばす……二四七
首里バス・スト妥結／一律4ドル50セント賃上げで……二四七
泊浄水場拡張工事始まる／けさ起工式／

水キキンの緩和へ／送水管とりかえもすすむ……二四七
人権協会に訴える／那覇の二市議／パスポートおりず……二四八
地下ケーブルはむり／高圧線問題で民政府回答……二四八
聖公会の学生センター建設決まる／玉陵一帯の千坪に／那覇市が建築申請確認……二四八
一社説一那覇市に戦災都市復興法を適用せよ……二四九
治水、都計対策委を任命がえ……二四九
戦前の吏員に退隠料支給／那覇市会総務委で採択……二四九
建築制限でくい違う／ガーブ川の水上店舗／政府と那覇市……二五〇
学生センター建設に反対／那覇市総務委／「文化を守る会」を支持……二五〇
市制初のマンモス予算／総額三百二十四万ドル／工事量は昨年上まわる……二五〇
「建築確認」のミスで裁判ざた／那覇市／支払い迫られる補償／工事停止被害の七千ドル……二五一
一社説一ガーブ川工事を遅延させるな……二五一
那覇市会／西銘市長、施政方針説明……二五二
援助の具体案追及／那覇市会活発な質問戦……二五三
交通対策などただす／那覇市会、一般質問続く……二五四
火葬場問題など追及／那覇市議会／市長提出議案を審議……二五四
安謝海岸埋め立て／那覇市議会／原案通り承認……二五四
三役の給与倍にふやす／議員報酬と抱き合わせで……二五五
那覇市会／援助削減で緊急質問／市長／立法院議員説得に動く……二五五
那覇市会／分水協定採決持ち越す／きょう水道公社と話し合い……二五五
玉陵保全陳情など／けさ那覇市会で採択……二五五
お手盛り月給倍増可決／那覇市議会／スラスラ、スピード審議……二五六
那覇市議会終わる／新庁舎を建設／原案通り可決／水道公社と分水協定……二五六
那覇市の援助要請に民政府が回答／水源譲渡はできない／焼却炉より埋め立てを……二五七
水道事業を強化／那覇／事務能率図り機構がえ……二五七
新栄通りにおちつく／ガーブ川花屋通りの立ちのき先……二五七
練習の打ち合わせ／那覇市会の野球チーム……二五八
大田主席がクワ入れ／ガーブ川改修工事／きょう起工式……二五八
市にコレラ対策要望／那覇市議会／緊急議員協議会開く……二五八
建設委開く／大道河川工事など審議……二五九
みのる『市民相談』／那覇市が予算化／壺川に排水工事／真和志高台の給水改良……二五九
米予算の復活要求／那覇市議会／緊急動議で決議……二六〇
那覇市会／ローソクで夜間審議／援助増額要請決議に大荒れ……二六〇
政府が買い上げ／玉陵敷地／二年九か月ぶり解決……二六一
公営住宅敷地購入でもめる／那覇市会／墓地補償で当局追及／経民委で継続審議／臨時議会で処理……二六一
肉市場の予算削除／市会が当局に説明求める……二六二
議会小話／雲がくれした決議提案者……二六二
もめる公営住宅敷地／墓地の移転〝補償せず〟／那覇市……二六三
敷地買収を承認／那覇市議会経済民生委／公営住宅の建設……二六三
公営住宅敷地の契約／那覇市臨時議会で原案可決……二六三
最初から問題含み／墓の移転でもめる／首里の公営住宅用地……二六四
議会の品位重んじる／那覇市議会総務委／議会規則の修正案準備……二六五
水道施設を大幅拡張／那覇市の五か年計画まとまる……二六五
子負った婦人も傍聴／那覇市／今年最後の議会始まる……二六六
水道・都計に質問集中／那覇市会／安謝

防波堤工事も追及 ……二六六
二度も流会のピンチ／那覇市会／公営住宅用地で質問攻め ……二六七
ずさんな料金徴収／那覇市会／水道問題に質問集中 ……二六七
旭町道路用地で追及／那覇市議会／崇元寺橋、二月に着工……二六八
〝株に手を出すな〟／東急ホテル株購入で一もめ／那覇議会総務委 ……二六八
銘苅水源地を調査／那覇市建設委員会 ……二六八
銘苅水源開発本番へ／那覇市会／議案19件、スピード処理 ……二六八
都計援助で緊急質問／那覇市議会／市長折衝上京を決議 ……二六九
〝定数を本土なみに〟／那覇市会幕閉じる／墜落事故への決議も ……二六九

一九六三年（昭和三十八年）

那覇市を〝特別市〟制に／高良議長が政府に陳情 ……二七一
大弦小弦〔那覇市のまちづくり建設〕 ……二七一
鉢巻姿では入れぬ／那覇市会傍聴規則変わる ……二七二
給水の大幅緩和へ／水道幹線工事はじまる ……二七二
議会側が積極的に動く／与那原、南風原の那覇市合併／三月議会にはかる／〝広域都市〟にとらわれずに ……二七二
根本的な対策を／高良那覇市議長／ガソリン問題で訴え ……二七三
〝首都建設に特例法を〟／那覇・与那原・南風原／合併問題で考慮 ……二七四
どうしてくれる農作物／補償せぬまま整地／小作人、那覇市に押しかける／久場川の公営住宅 ……二七四
会期は11日間／定例那覇市議会開く ……二七五
一社説一都計予算の拡充をはかれ ……二七五
市営住宅問題で激論／那覇市議会荒れる ……二七六
話し合いつかねば強行／久場川町の農作物、墓補償／西銘市長、議会で答う ……二七六
市政全般を追及／那覇市議会活発な質問戦 ……二七六
市長の渡米費で論議／那覇市議会最終日／採決で原案押し通す ……二七七
公営住宅敷地でもむ／那覇市会／墓の補償陳情を不採択 ……二七七
米軍トラックの事故抗議など／那覇市／諸問題を政府に要請 ……二七八
かかりすぎる対応費／都計事業の促進／政府の特別補助要請 ……二七八
「十八日会」がもっとも多い／那覇市会議員 ……二七九
市議二人パスポートおりず／那覇市会／民政府へ許可要請 ……二七九
本土へ行政視察／那覇市議十人あす出発 ……二七九
出発後に旅券を出す／那覇市議会本土視察団／不許可の人民党議員に ……二七九
ブルの前にピケ張り／公営住宅敷地問題／市の仮処分に抵抗 ……二八〇
ついに警官隊出動／那覇市の公営住宅地／補償問題こじれる ……二八〇
市全域で夜間断水／那覇／水道公社の送水が減量 ……二八一
公営住宅地ブル動く／警官隊が座りこみ排除 ……二八一
再びからみ合い／公営住宅整地工事／ブルをとめ、警官隊と …… ……二八二
小作人は補償費受領／久場川の公営住宅地／墓移転費は新予算で ……二八二
水源地の確保など／市町村議長会／定期総会で要請決議 ……二八三
幹線道路網を整備／西銘市長施政方針を演説／那覇市議会 ……二八三
鹿児島から〝友情の水〟着く／〝一滴もムダにすまい〟／港にどっと喜びの声 ……二八四
一か月は現状維持／那覇市会／給水対策で当局答弁 ……二八四
原水の確保に努力／那覇市会／〝水〟問題に質問集中 ……二八五
議員定数の改正立法を要請／立法院議員招き ……二八五
一貫性欠く市中工事／那覇市会／都計と関連して追及 ……二八六
三役の増俸を追及／那覇市議会、本会議開く ……二八六
那覇市役所敷地／警本横、与儀の二案／

市会が特別委設け検討……二八七
埋立地の売却で論議／那覇市会／水源問題など追及……二八七
施政権の返還／日米両国へ要請決議／那覇市会……二八七
全米市長会に招かれ／西銘那覇市長／きょうハワイへ……二八八
那覇市会／市外バス路線変更など13件／本会議に陳情攻め／関連問題めぐり一波乱予想……二八八
随意契約にものいい／那覇市会総務委／旭町の埋立地処分……二八九
議員お手盛りでやりとり……二八九
〝浄水協定〟で論議／那覇市会／社大・人民側が反対……二九〇
那覇市会追加上程／共同井戸の設置や／ガーブ川下流の工事など……二九〇
新庁舎候補地で意見分かれる／那覇市／当局案は下泉町に／建築資金／沖縄で初の公債発行……二九一
店舗工事に待った／民政府が指示／ガーブ川改修後着工を……二九一
庁舎敷地は警本横／那覇市会／特別委で結論だす……二九二
旭町埋立て地の処分／那覇市総務委／原案通り認める……二九二
地主、減歩率に反対／寄宮の区画整理／頭を痛める市当局……二九二
給水課など新設／那覇市会／上程議案つぎつぎ可決……二九三
那覇市会／分水協定、ベ・アでもむ／当局派、表決で押し切る……二九三
所得税の減税実現を／那覇市会／本会議で要請決議……二九四
大弦小弦〔那覇市庁舎建設敷地決定〕……二九五
「減税要請」全会一致で決議／那覇市会／最終日の緊急動議で……二九五
給水課など四課新設／新年度の機構改革／職員九十三人も増員……二九六
都市づくりに新しい動き／高良市議長ら／各県視察から帰る……二九六
財源の再分配表面化／西銘那覇市長／政府税の市町村委譲要請……二九六
ガーブ川店舗工事の中止／政府間で見解の相違／組合…間にはさまれ被害……二九七
与那原町が積極的／那覇市隣接町村の合併……二九八
那覇市会／全議員／埋立て地視察へ／十年勤続功労者六議員へ賞状伝達……二九八
宜野湾から取水考慮／水道恒久対策で／市当局が言明／那覇市議会……二九八
那覇市の都計診断／下平氏が語る／人口40万人が限度／地域制確立で理想的な都市に……二九九
委員長は全部留任／那覇市議会わりふり決める……二九九
スラム街解消に本腰／那覇市／基本方針案きまる／四千戸、五万人を移転……三〇〇
那覇市の下水道を整備／四つの川で排水分担／岩井博士の報告にもとづき／具体的計画ねる……三〇〇
放置される公園指定地／予算なく10年間も／那覇市／地主が返してくれと殺到……三〇一
権限の一部委譲要請／西銘那覇市長が議会に……三〇一
店舗工事きょう再開／ガーブ川百十二日ぶりに……三〇二
那覇市議会はじまる／公園指定問題で質疑……三〇三
野党側、立ちのき補償をつく／那覇市議会／スラム解消で荒れる……三〇三
立ち退きに補償を／スラム街解消で／関係者、市会へ陳情……三〇三
那覇市のスラム街解消／モデル地区の補償案／79世帯に四項目で／不法建物は適用せず……三〇四
補償問題など審議／那覇市議会建設委／不良住宅街改造モデル地区……三〇四
土地取得、原案を承認／那覇市会建設委、日曜返上で審議／スラム街解消／反対陳情は採択せず……三〇五
那覇市会／スラム街解消計画／ヤジ、退場騒ぎの中で原案可決……三〇六
〝竜潭〟を公園指定から除外／民政府が主席へ指示／英語センター建設で／ショック受ける那覇市……三〇六
地主からものいい／那覇市／給水施設用

地の測量 ……三〇七
開南スラム街で朝火事／三十五むね全半焼／消火活動困難極める ……三〇七
移転補償はしない／那覇市樋川／希望者には市有地提供／市部課長会 ……三〇八
市場改築にも待った／地主が土地返還要請 ……三〇八
高圧線撤去のびる／新たに五か年契約を要求 ……三〇九
補償は六項目で／不良住宅街の解消／那覇市が説明会 ……三〇九
二百万ドルの補助要請／65年度／那覇市が行政府へ ……三〇九
水道工事の落成式／那覇市／送水能力二倍に ……三一〇
地主、借地人が協力／那覇市のスラム街解消／ビルを建てて美化／那覇公設市場周辺の通り ……三一〇
一社説 一高圧線の移転と市民の安全保護 ……三一一
〝議員大会参加しない〟／那覇市議会／議員協議会で決める ……三一一
大弦小弦〔沖縄市町村議会議員大会参加拒否〕 ……三一二
又吉道路の地代／那覇市／予算措置を政府へ要請 ……三一二
一社説 一放任された道路つぶれ地の補償 ……三一二
那覇市はボイコット／大荒れの市町村議会議員大会 ……三一三
強制測量の取り消し／水道タンクの建設用地／地主らが要請書提出 ……三一四
ストに備えて対策／那覇市会／〝黙とう〟で採決騒ぎ ……三一四
公営住宅問題など追及／那覇市会／即決処分など承認 ……三一四
市民憲章を承認／那覇市議会／人民党の反対押し切り ……三一四
バス路線の変更反対／那覇市会建設委で決定 ……三一五
一社説 一広域都市の建設と研究委員会 ……三一五
立ち退き補償で訴え／樋川火災の被災者／市は〝できない〟と回答 ……三一六
名誉市民条例など可決／那覇市議会／人民党の反対を押し切る ……三一六
交通緩和の対策に／那覇市会が協議会を設置 ……三一七

一九六四年（昭和三十九年）

市民憲章を宣言／明るい町づくりへ／那覇市 ……三一八
ちかく撤去を命令／那覇市／旭が丘周辺の不法建物 ……三一八
那覇市案統一できず／〝市案〟〝議会案〟の二本立てで／市外バス路線変更で協議 ……三一九
〝不良住宅街化〟を防ぐ／寄宮地区区画整理事業認可 ……三一九
市町村合併で話し合い／那覇市会と九州市議長会 ……三二〇
〝都市づくり〟協力を要請／西銘那覇市長が高等弁務官に／道路幅員の拡張など／港湾新設にも善処約す ……三二〇
一社説 一市民憲章の日常化をはかる運動 ……三二一
開南―平和橋、タイムス―建運局線道路など新設／政府補助一次査定百二万八千ドル／六五年度の那覇市都計 ……三二一
あすから工事開始／那覇／寄宮、壺川の区画整理 ……三二二
一社説 一具体化する那覇市の新港湾計画 ……三二二
一社説 一市会と個々の議員の責任 ……三二三
荒れた〝名誉市民称号〟／那覇市会／退場騒ぎ、採決で通す／野党、弁務官迎合と怒る ……三二四
読者から／名誉市民称号贈呈に思う ……三二四
一社説 一都計事業の進展をはかる対策 ……三二五
荒れた那覇市会／プライウッドの陳情めぐり／会期あすまで延ぶ ……三二五
多数の反対で不採決／那覇市議会／プライウッド労組の陳情 ……三二六
「国政参加」など継続審査／那覇市議会／与党側が慎重審議主張 ……三二六
那覇市プライウッド社に原状回復勧告書／国場川不法埋め立て／道路にレール、交通妨害 ……三二六
宙にうく那覇市の下水道 ……三二七
全会一致で復帰決議／祖国の主権回復を／那覇市会／議場に盛んな拍手 ……三二七

いこいの場づくりに暗い影／那覇市の公園縮小／財政難と用地難から……三二八
七万八千平方㍍埋立／那覇市／安謝の第二次事業……三二九
那覇市の新庁舎／来年七月には完成／二十七日に起工式／市民サービスをモットー……三二九
初の名誉市民称号／那覇市／けさ当間重剛氏へ……三三〇
名誉市民称号を贈る／那覇市／キャラウェイ弁務官に……三三〇
那覇市予算議会開く／〝都計促進に重点〟／西銘市長が施政方針演説……三三〇
一社説一首都建設へ積極的な姿勢を望む……三三一
那覇市会／〝名誉市民称号〟で論議／弁務官への贈呈場所めぐり……三三二
都市計画など質疑／那覇市議会／当局の修正を追及……三三二
衛生問題を追及／那覇市会／65年度施政方針で質疑……三三二
〝政府税の大幅移管を〟／財政計画で当局が答弁／那覇市議会……三三三
年額五㌦を支給／那覇市／次年度から敬老年金制度を実施……三三三
那覇市の八百万㌦予算をさぐる／都計に明るい見通し／自己財源、大幅にふえる……三三三
複雑なポンプ場用地／市会へ／関係地主が反対陳情……三三五
十七万二千㌦が未納／総務委／土地売却問題を追及……三三六
西銘市長の脱党支持／那覇市議会、賛意を表す……三三六
琉球航空の免許処理／会期延長して決議／那覇市会も事態を重視……三三六
那覇市会／西銘市長苦しい答弁／弁務官への名誉称号贈呈……三三七
主席公選を要請／那覇市会／全会一致で議決……三三七
エア・アメリカの進出を阻止／外資免許の撤回を／那覇市会／全会一致で決議……三三八
敷地返還を要求／牧志公設市場／会社組織の計画……三三九
〝大那覇市構想〟実現へ／市議会で強力推進／七カ市町村を合併／近く合同協議会開く……三三九
話の卵／大那覇市構想の未来図……三四〇
一社説一新時代に応ずる市場の改造計画……三四〇
初の市営保育所／重民町に完成、50人を収容……三四一
与儀公園用地を確保／那覇市議会で要請決議……三四一
一社説一都計事業に対する本土政府の援助……三四一
難航する公設市場計画／那覇市／業者側がごねる／市当局／議会提出実施に強気……三四二
那覇公設市場のデラックス構想／ねりにねってオジャン／議会提案を撤回／那覇市／業者との折り合いつかず……三四二
行き詰まりの都市施設／市が現況を分析／急激な人口増が原因／市財政では困難／おいつかぬ水源開発……三四三
早くも荒れもよう／市議会／公設市場改築めぐり……三四四
〝花屋街〟また窮地へ／市場計画のとばっちり……三四五
那覇市会／でたらめ給水追及／当局、機械が故障と弁明……三四五
委員会設け啓発／南風原村有志／那覇市合併に賛成……三四六
那覇市会／非行児対策で質疑／青少年育成条例、委員会に付託……三四六
公設市場組合が内部分裂／那覇市／食料品組合など脱退／市計画案どおり改築要求……三四六
関係法の立法、改正／人口の都市集中の弊害除く／那覇市、政府に要望……三四七
青少年の非行防止へ／市が育成協議会を設置……三四七
道路を不法占用／プライウッド社が三年も／市議会が再びとりあげる……三四八
指名議会の招集を阻止／昨夜、主席公選要求県民大会／任命制度に終止を／
社会党調査団も参加……三四八
借地権確認で提訴／地主の割り当て土地期限立ちのき要求で／多難なスラム街

解消／那覇 ……三五〇
66年度首都建設計画決まる／総額四百七十五万ドル／公園公営住宅など建設 ……三五〇
一社説 一市場改造計画の促進 ……三五一
スラム街の解消を／地主や政府に協力要請 ……三五二
これが那覇市の〝新番地〟／七町名にしぼる／なくなる牧志、開南、安里 ……三五二
ガーブ川商店街視察／弁務官／熱心に市の説明聞く ……三五二
〝大きな社会問題だ〟／スラム街解消問題／きょうアピール大会 ……三五三
借地人が勝訴／ガーブ川商店街／上岡氏との土地争い ……三五三
一社説 一那覇市議とその責任 ……三五三
那覇市会／野党議員が総退場／遅刻・欠席の十八日会／会長があやまり再開 ……三五四
大弦小弦（野党議員総退場） ……三五四
もう少しのシンボウです／臭い川、浸水騒ぎ／大がかりな下水道工事／日米援助三千万ドルで／那覇、今年度中に着工 ……三五五
読者から／那覇市議会に望む ……三五五

一九六五年（昭和四十年）

スラム街改造の第一歩／那覇／樋川の整地作業始まる ……三五七
区画整理に反対／那覇市真嘉比／地主ら市役所に押しかける ……三五七
一社説 一市場計画の促進 ……三五七
都計委員会が承認／那覇／西市場の改築計画 ……三五八
15日から定例議会／那覇市／議員報酬引き上げ／各会派で検討／〝本土より安い〟 ……三五八
議員増俸見送る／那覇市会賛否両論で論議 ……三五九
ピンチの財政追及／那覇市本会議／ふくれる人件費 ……三五九
市場改築に94万ドル／那覇市議会、説明求める ……三六〇
牧志公設市場／議会が改築を確認／実施の段階へ／予算の見通しつく ……三六一
公金横領や市場改築／那覇市、三委員会で討議 ……三六一
大混乱の那覇建設委／市場のおばさん連怒る／市場改築 ……三六一
那覇市議会／開会前から大混乱／業者また押しかける／公設市場の改築めぐり／反対で殺気立つ ……三六二
すったもんだでやっと可決／牧志公設市場改築／市原案の通りに／那覇市議会／提案撤回？にあわてる ……三六三
花屋立ちのきでもむ／新栄通り会が強腰に出る ……三六三
モノレール協議会／けさ関係者が民政府で ……三六四
あす初委員会／那覇市議会／市場改築の特別委 ……三六四
一社説 一市場計画の打開策 ……三六四
復帰協に加盟／那覇市会／全体協議会で決定 ……三六五
植民地支配と断ず／那覇市議会が復帰決議 ……三六五
ふるわぬ競売／安謝港埋め立て地 ……三六六
久茂地川しゅんせつ始まる／臭い川の汚名返上／夫婦岩前で起工式／六カ月で完了めざす ……三六六
軍用地解除を発表／那覇市垣花など39万平方メートル ……三六七
放ったらかしに地主怒る／那覇市の公園指定地／ついに裁判ざたか／希望ガ丘買い上げか解除を迫る ……三六七
住宅、幹線道路に重点／那覇市／マンモス予算まとまる ……三六八
那覇市の財産ふえる／二千二十六万ドル／五月一日現在 ……三六八
希望ケ丘の補償を／地主会が市に訴える ……三六九
市民所得の調査まとまる／前年度の12・2％増／一人当たり374ドル ……三六九
日米琉援助で都計推進／那覇市会、西銘市長が答弁 ……三七〇
漫湖周辺を美化／バイパスも計画／市当局、議会質疑で答弁 ……三七一
職員厚生会の制定へ／那覇市議会総務委で検討 ……三七二
市場改築を早目に／業者が市会に要請 ……三七三

審査をボイコット／市議会、与党の出
　席悪く……三七三
ようやく実施へ／那覇市の下水道計画／
　今月中に工事発注……三七四
さあ！本番だ／議員さんそわそわ／那
　覇市／お別れ議会開く／あすから立
　候補届け出……三七四
那覇市議選届け出快調／午前中に四十九
　人／30の議席目ざし激戦……三七五
選良を待つ新議場／那覇市議選／デラ
　ックスずくめ／急ピッチで設備工事……三七五
那覇市議選、終盤戦へ突入／51人が激
　しい攻防／炎天下、かけ回る候補者……三七六
那覇市議選／終盤戦をみる(1)／組織固め
にけん命／当確情報にも神経つかう……三七七
那覇市議選／終盤戦をみる(2)／「あと
　一息」が合言葉／那覇、23候補で混
　戦つづく……三七八
〝さぁ追い込みだ〟／那覇市議選締め
　切る／30議席に51人たつ……三七九
一社説一市議選の背後の動向……三七九
那覇市会、新分野決まる／西銘市政まず
　安泰／与党、無所属含めがっちり……三八〇
議長高良、副議長辺野喜氏／那覇市議民
　主、無所属が内定……三八二
高良氏議長に当選／那覇議会、副議長は
　辺野喜氏……三八二
〝奄美出身者に永住権を〟／那覇市会で
決議……三八二
市場改築、問題に／ガーブ川浸水／議会
　で取り上げる……三八三
一社説一戦後完結の努力を望む……三八三
西銘与党まず安定／市政クラブ、14人で
　発足……三八四
国場川の浸水防止対策／建設局／水路、
　大幅に拡張／年度内に完成急ぐ……三八五
那覇市の古きよき時代／新庁舎落成座
　談会……三八五
那覇市発展のカナメ／新庁舎落成／盛大
　に記念式典……三八七
那覇市の今後の町づくり／高良、中山氏
　に聞く……三八七
どうなる天妃校／那覇市役所庁舎／市
　当局まだ手放せない／戦後20年政治・
　文化の中核／〝学校復帰〟は当分お
　あずけ……三九〇
新庁舎で初の那覇市議会／主席公選を
　決議／会期は来月11日まで……三九一
区教育員会が決議／天妃小の再出発め
　ざす／那覇市旧庁舎を明け渡せ……三九二
水道料金値下げ考慮／西銘市長答う／
　主席指名は受けるべき／那覇市議会……三九二
議場での服装を統一／那覇市議会事務
　局が反省会……三九三
日米援助で財政確立／那覇市会／天妃校
　の返還当分ムリ……三九三
市は気乗り薄／旧庁舎明け渡し／教育
　委員会が陳情……三九四
でたらめな〝し尿処理場〟／穴をあけ川
　に流す／那覇市会、当局を追及……三九四
公園建設の遅れ、追及／那覇市議会……三九五
旧天妃校の返還を／ＰＴＡ代表らが訴え
　／那覇市……三九六
水源地めぐり対立／那覇―宜野湾／配管
　工事に待った／上水道計画に法的疑義……三九六
本土行政視察に10人を派遣……三九七
市長の姿勢を追及／那覇市議会最終本
　会議／主席公選で論議活発……三九七
下水道問題など可決／那覇市議会きのう
　終わる……三九八
首里支所建設決める／那覇市議会／全
　日程終わる……三九八
与野党／基本政策を決定／那覇市長選／
財政確立を重点に／五項目／市民生活
　の向上もる……三九九
市長選挙／西銘、平良両氏地固めへ／届
　け出まであと四日／市議会の各派／
　支持態度を表明……四〇〇
革新共闘会議を結成／那覇市長選／「
　即時復帰」を旗印に／総選挙につぐ
　大同団結……四〇一
野党／那覇市議長を追及／メッセージ
　握りつぶし／〝許されぬ行為だ〟／本
　会議でも追及の構え……四〇二
平良、西銘両氏届け出る／那覇市長選／
　与野党が正面対決／本土政界もテコ
　入れ……四〇三

那覇市長選／総力あげて戦う／民主党合同委／選対本部長に長嶺氏……四〇四
あくまで直接選挙／昨夜主席公選要求県民大会／八千人が参加……四〇四
那覇市長選／与野党の見解／民主、都市で新たな自信／革新、野党政策の反映を……四〇五
一社説一那覇市長選挙の結果……四〇六
西銘氏の勝因を探る／四ヵ年の実績が奏　功／貴重な旧那覇地区の五千票……四〇七
一社説一那覇市政の谷間……四〇八
進まぬ区画整理／那覇市、地主説得に全力……四〇九
那覇市議会、同意せず／奥武山競技場べ　り／公有水面埋め立て……四一〇
〝主席公選〟を決議／那覇市定例議会／全会一致……四一〇

一九六六年（昭和四十一年）

旧庁舎跡を無償貸与／那覇市会、全会一致で可決……四一二
大弦小弦（刑務所移転）……四一二
物価値下げ要請決議／那覇市議会終わる……四一二
一社説一新発足した西銘市政……四一三
組合幹部10人に解雇予告／西銘市政への非協力を理由に……四一四
〝解雇は撤回しない〟／強硬な西銘市長／院の野党議員が抗議……四一四
寄宮区画整理／減歩率で審査／市は方針通り施工の意向／那覇市建設委……四一五
ついに27万人突破／那覇市の人口／密度で全国三位／女が一万二千人も多い……四一五
大荒れの那覇市議会／解雇問題で緊迫／野党議員／理由の明示求める……四一五
一社説一那覇市の解雇問題……四一六
〝解雇撤回はしない〟／那覇市議会総務委員会／総務部長が答弁……四一七
水源地周辺を調査／那覇・宜野湾／補償問題中心に……四一七
解雇撤回を要求／那覇市のクビ切り／自治労が抗議集会……四一七
寄宮地区区画整理／反対押し切って着工／　地主、すわり込み続ける……四一八
〝傍聴〟でもめる／寄宮の区画整理／当局は強行の方針……四一八
沖縄刑務所を郊外に／来月の那覇市議会に上程……四一九
長期化の様相／那覇市の解雇問題……四一九
地位保全の仮処分決定／那覇市役所の解雇問題／八人直ちに職場復帰／中央巡裁／市職労の申請認める……四一九
一社説一那覇市の人事紛争……四二〇
道路新設で採決／開南―平和橋／那覇市会終わる……四二一
首里バス／赤字ヤリ玉に／那覇市議会総務委が……四二二
汚職職員に退職金／那覇市議会／市当局の温情主義追及……四二二
ターミナルの改善／泊港／市会がとりあげる……四二二
寄宮区画整理／あくまで着工／建設委で市当局が表明……四二二
一社説一刑務所移転に本腰を……四二三
公設市場／突然、計画を変更／新しい用地買収／九月着工／地下一階、地上三階……四二四
刑務所移転を決議／那覇市議会、全会一致で……四二五
「公設市場」に集中／那覇市会／一般質問、傍聴席も満員……四二五
七月一日から断行／西銘市長／水道料金値下げで言明／那覇市議会……四二六
百七十七人が組合脱退届け／有志会、対決の構え／那覇市職労／春闘で臨時大会……四二六
那覇市も〝値上がりムード〟／固定資産税二倍に／減税要求とはうらはら……四二七
総工費一千五十九万九千ドル／市全域に下水道計画／西銘市長議会で発表／七三年度で完成へ……四二七
那覇市会／税率引上げ強行／固定資産税百分の一に……四二八
閉会間ぎわに大荒れ／地公法立法要請決議案／抜き打ち上程、可決／那覇市議会……四二八
議員報酬百五十ドルに／那覇市会議運委／

賛成多数で決まる……四二九
有志会、組合を結成／那覇市役所労組、
完全に二分……四二九
早急に祖国の主権へ／那覇市会／全会
一致で復帰決議……四三〇
雨もり庁舎を追及／那覇市会……四三〇
一千万ドルを突破／那覇市の67年度予算案
／都計、福祉など重点事業に……四三一
〝十二人の免職撤回を〟／那覇市会総務
委／岸本氏らが請願……四三一
業者60人押しかける／那覇市会建設委／
市場問題で緊迫……四三二
那覇市長選の職員クビ切り事件初回公判
／七人の免職処分を撤回／当局が答
弁書／〝戒告〟にとどめる……四三二
〝これはひどい〟／那覇市議会建設委
員会／浸水現場を視察……四三三
都計事業推進に重点／那覇市定例議会／
西銘市長が施政演説……四三三
校舎、施設など視察／那覇市会／教育
予算審議に備え……四三四
教育の中立で論議／那覇市会／けさ全
体協ひらく……四三四
近隣町村合併しない／那覇市議会一般
質問／西銘市長が答える……四三四
観光行政などただす／那覇市議会、一
般質問続く……四三五
若狭海岸で追及／仲本氏（社大）／那覇
市会一般質問続く……四三五
市長500ドル議員は150ドル／那覇市会総務委
／原案通り可決……四三六
業者押しかけ緊迫／那覇市議会総務委／
市場用地起債を審議……四三六
裁判移送の撤回を／国連憲章に反する／
那覇市議会／全会一致で決議……四三六
傍聴人なだれ込む／那覇市議会総務委
員会／〝公設市場〟撤回迫る／与党議
員こづき気勢……四三七
那覇市会審議ストップ／警官隊導入の
構え／傍聴人／阻止へ朝から座り込み……四三八
警官導入を撤回／那覇市会／市場問題で
空転……四三九
一社説一市民不在の市場問題……四三九
読者から／〝公設市場〟について……四四〇
公告／那覇市会に御願い……四四〇
ついに強行採決／牧志公設市場用地起債
／業者大いに怒る／廊下でワッショイ
／那覇市議会総務委員会……四四一
那覇市議会また大荒れ／委員長の机にあ
お向け／反対派業者／強行採決に怒り……四四一
那覇市会／ものものしい議場／午前は
増俸案など可決……四四二
一社説一那覇市議会と暴力行為……四四三
那覇市会本会議／あっけなく可決／市場
改築費／与野党拍子抜け……四四四
陳情案件など処理／那覇市会／ぶじ幕
閉じる……四四四
那覇市／きょう臨時議会／寄宮区の区
画整理／打開策を話し合う……四四五
仮処分申請を決定／寄宮区画整理／人
民党の反対押しきる……四四五
「暴力追放都市宣言」を決議／那覇市議
会……四四五
着工停止の仮処分決定／中央巡裁……四四五
新陣容でスタート／那覇市／大幅人事
異動を発表……四四六
画期的な建設工事／那覇市／下水道浄
化場の起工式……四四七
那覇市臨時議会開く／コンポスト工場
用地など視察……四四七
臨時議会／「牧志公設市場」を可決／
市政クが即決動議／人民、社大討論
要求し大荒れ……四四七
断水問題で追及／那覇市議会／若松市場
工事契約など採決……四四八
移転促進委を設置／那覇市議会／沖縄
刑務所問題促進で……四四九
若狭町人工ビーチ造成／市は条件付きで
許可／那覇市議会経民委／地元の反対
陳情審議……四四九
十日までに土地選定／那覇市議会運営
委員会／高校新設問題で質疑……四四九
焦点は高校敷き地購入／あすから定例
議会／し尿、ゴミ料金値上げも……四五〇
〝都計法は無効〟／寄宮区画整理事業／
初回公判開く……四五〇
高校敷地／買い上げで論議／那覇市会本

会議／当局を追及 ……四五一
高校用地費など可決／那覇市議会／陳情
案件16件も処理／67年度歳入歳出追
加予算案 ……四五一
区域の変更認める／奥武山公園計画／
政府案通り答申／都計審 ……四五二
ゴミ処理場の起工式／南風原村字新川で ……四五二
異議制度を明確に／寄宮区画整理問題／
那覇市長、主席に要請 ……四五二
高校敷地など視察／那覇市会けさ開会 ……四五三
〝職員の質が低下〟／那覇市議会／野党、
西銘市長を追及 ……四五三
那覇市役所でまた汚職職員／税金八百余
ドルを着服／市議会／野党側が追及、荒
れる ……四五三
安謝に舟着き場作る／那覇市議会／水
面埋め立てで追及 ……四五四
那覇市／久茂地横断橋は失敗／建設委が
市当局を追及 ……四五四
政府庁舎を市が建設／那覇市議会／予算
案を突っ返す ……四五四
大弦小弦〔上間貯水タンク完成〕 ……四五五
議事／原案通り可決／那覇定例議会お
わる ……四五五

一九六七年（昭和四十二年）

議長派遣を決める／ホノルルでの美化国
際会議／野党〝不必要〟と反対／市
議会全体会議 ……四五七
免税要請を採択／講和前補償への課税
問　題／市議会総務委員会 ……四五七
くさい国場川上流／那覇市がし尿処理／
悲鳴あげる付近の住民 ……四五七
那覇市臨時議会開く／宇栄原団地建設
工事など討議 ……四五八
幕切れに議場騒然／教公二法早期立法促
進決議／野党の反対無視／那覇市議会 ……四五八
敷地内にと殺場／問題ふくみの愛生寮
建設 ……四五八
スムーズな議会の運営／高良議長が帰任
報告 ……四五九
一社説一沖縄特別委への期待 ……四五九
一号線の交通難を緩和／政府／明年度
バイパス敷設／安里―内間―大謝名
／民政府、計画に同意 ……四六〇
水道料金値下げに努力／那覇市議会で／
玉城部長が答える ……四六一
消防車出動を追及／那覇市会／教公二法
デモ鎮圧で ……四六一
反対陳情を否決／那覇市議会／若狭海
水浴場の設置 ……四六一
全会一致で復帰決議／那覇市議会／全
議員カンパも申し出 ……四六一
免職処分取り消す／西銘那覇市長／岸本
委員長ら12人 ……四六二
会長に高良氏を選出／沖縄市議会議長会
開く ……四六二
7月1日から日の丸掲揚／布令57号を
改正／全沖縄船舶に実施／民政府、世
界各国に通告 ……四六二
きょうから本格審議／市議会／施政方針、
給与改正など ……四六三
水道・交通問題に質問集中／横断歩道橋
ふやす／水不足解消／政府に協力を
要請／定例市議会／市長答弁 ……四六五
〝合併考えていない〟／西銘市長都市
計画で答弁／那覇市議会 ……四六五
市職員が収賄行為／那覇／衛生業者の
不正もみ消す ……四六六
市長給与六百ドルに／那覇／三役たっぷり
とお手盛り ……四六六
〝告発も辞さない〟／那覇市職員汚職問
題／野党側が強い態度 ……四六六
市の税外収入／大所は港の24万ドル／市営
住宅がこれにつぐ ……四六七
ゴミ処理場が完成／南風原村字新川に／
工費三十五万ドルで ……四六七
一〇〇〇万ドルの超大型予算／三役、議員
がお手盛り／那覇市予算議会おわる ……四六七
水道局に昇格／真和志の庁舎へ移転 ……四六八
本土援助を直接に／高良議長、全国市議
長会へ ……四六八
水道事情、今夏最悪に／市議会／水源開
発を要請決議 ……四六九
〝土地買収に反対〟／地主が陳情／上間
発電所建設で ……四六九

市営畜殺場を廃止／那覇市臨時議会／全会一致で承認……四六九
広域都市を考える／座談会／迫られる合併推進／政府がおんどとり……四六九
建設、変更できぬ／上間発電所／屋田総裁が説明／那覇議会総務委……四七二
総務委が現地検分／上間の発電所設置反対陳情で……四七二
住宅難の現状と対策をみる／四〇％が仮住まい／行政区域の壁にはばまる……四七二
新メンバーで職員給与など審議開始／那覇市議会各委員会……四七四
首里に公営住宅建設／那覇市議会／土地購入問題で質疑……四七四
市議会だより／議員さんの名札……四七四
陳情団百人が見守る／市議会総務委員会／「発電所設置」を審議……四七五
対策特別委を設置／上間発電所設置／問題解決へ……四七五
どうなる上間発電所設置問題／立法院で決着の噂も／地元住民は公害を恐れる／注目される対策委処理……四七五
一社説 一公害対策を急げ……四七六
〝土地奪われたくない〟／上間発電所問題／地元代表が訴える……四七七
声／那覇市当局に訴える……四七七
上間発電所問題で騒ぎ／特別委もお流れ／地主と促進側がもみ合う……四七八
難航する上間発電所問題／地元住民は強気／市議会特別委／継続審議に持ち込む……四七八
上間発電所問題で中間報告／那覇市臨時議会開く／地元民40人が傍聴／高圧線反対陳情／特別委へ付託……四七九
上間発電所／亜硫酸ガスが問題／公害問題へ／市会腰上げる……四八〇
那覇市議会が復帰決議／「一日も早く」を主張／首相訪米向け全会一致……四八〇
希望ヶ丘の公園化／桜坂通り会などが陳情……四八一
市議にも30割のボーナス／議会での可決必至／夏季も十四割／人民党以外は賛成……四八一
バス路線など追及／那覇市議会の一般質問……四八二
バス路線変更に反対／那覇／通り会が対策を協議……四八二
建設計画を変更／上間発電所／軍用地内に移す／送電線路貸与が条件／地主側強く反対／電力公社……四八二
議員ボーナス可決／原案どおり三十割／人民党だけは反対／市議会総務委……四八三
議員ボーナス可決／主席公選の要求も決議／那覇市議会……四八三
ボーナスを寄付／那覇市の人民党議員ら……四八三

一九六八年（昭和四十三年）

井戸水枯れる／安謝一帯／那覇市会で問題に……四八五
安謝の井戸水問題を否決／那覇市臨時議会……四八五
〝早く水道敷設を〟／安謝区民／西銘市長とヒザ詰め談判……四八五
〝戦争の危機つのる〟／那覇市議会／B52撤去要求を決議……四八五
二千ドルアップ／市交際費を追加計上／今年度予算／選挙運動費と追及／野党／那覇市議会／西銘市長は否定……四八六
交際費アップ／総務委員会に付託／那覇市議会／野党、追及続ける……四八六
〝予想以上の被害だ〟／那覇市議会／工事中の沖映通り視察……四八七
条例一部改正で紛糾／那覇市会／議長採決に持ち込む……四八七
二千ドル交際費追加で／激しくやりとり／早くも選挙の前衛戦／那覇市議与野党が……四八八
ふろ屋が補償訴え／下水道工事で井戸水枯れる……四八八
三十七万ドルを要求／下水道工事の損害賠償／沖映通り会……四八八
〝設計にミスがある〟／沖映通りの道路工事／宮城氏が証言／那覇市議会

建設委員会 ……四八九
全会一致で復帰決議／市営住宅の家賃も
　採決／那覇市議会 ……四八九
地主たちが座り込み／送電線増設に反対
　／公社の要請で警官出動 ……四八九
石嶺市営住宅敷地購入計画案など可決／
　市議会 ……四九〇
また警官隊が出動／上間土地を守る会／
　座り込みを排除 ……四九〇
地主を立ち入り禁止／那覇地裁／会社の
　仮処分認める／送電線工事 ……四九一
一社説 一激突した二つの労組 ……四九二
ば声の中、団交おわる／那覇市職労13・
　3％で打ち切り／あわや乱闘寸前／
　第一と第二組合が対立 ……四九二
一社説 一下水道工事と交通難 ……四九三
明るい都市つくる／西銘那覇市長が施
　政方針演説／都計事業を推進／市民
　生活の向上も ……四九四
鋭く質疑応答／故ケネディに対する弔意
　／一分間の黙とう／那覇市議会 ……四九五
都計事業などを追及／施政方針の質疑始
　まる／那覇市会 ……四九五
那覇／市民の税金むだ使い／団地用地
　買収めぐり／野党側が真相究明へ／
　市議会 ……四九六
〝汚職吏員が昇任〟／人民党黒潮議員が
　追及／那覇市議会 ……四九六
市営住宅建設用地めぐり／現職市議が
からむ？／〝売買には関係ない〟／
　八万ドルは貸した／赤嶺議員が釈明／
　那覇市議 ……四九七
石嶺町の団地用地／〝モグリ業者から
　買収〟／赤嶺市議発言に疑問／野党
　議員／徹底的な真相究明へ ……四九八
〝生活をどうしてくれる〟／沖映通り
　損害賠償陳情団／市当局につめ寄る
　／新垣助役／八万三千ドルは妥当 ……四九九
〝赤嶺議員を通じ買収〟／石嶺団地用
　地買い占め問題／比嘉氏、取り調べ
　で供述 ……五〇〇
会期、28日まで延長／石嶺団地用地問題
　も審議／那覇市議会 ……五〇〇
「石嶺団地問題」で大荒れ／那覇市議
　会／当局も疑わしい／仲本議員／
　〝贈収賄、無実なら責任とれ〟／市
　長カンカン ……五〇〇
〝市とは関係ない〟／花城建設部長／
　石嶺団地問題で答弁／那覇市議会・
　建設委 ……五〇一
沖映通りの補償／原案通り採択／那覇市
　建設委 ……五〇一
疑惑残し着工へ／石嶺団地／那覇市議会
　で議決 ……五〇一
沖映通りの補償可決／那覇市定例議会終
　わる ……五〇二
〝背後関係も追及せよ〟／那覇市野党
　議員団／那覇署に申し入れ／団地買
　収問題 ……五〇二
特別損失補償班を編成／市建設部／沖
　映通り補償問題の早急解決へ ……五〇二
一社説 一心配ないというが…／放射能
　コバルト60の検出 ……五〇三
那覇市建設五カ年計画（上）／文化的
　都市建設へ／産業基盤、市街地を整備 ……五〇四
那覇市建設五カ年計画（下）／〝那覇
　新港〟72年度に完成／町界町名も徐
　々に整理 ……五〇五
〝対話で明るい町づくり〟／那覇市政
　革新共闘／25日に結成大会／準備会
　が基本方針発表 ……五〇七
低調に終わる最後の議会／西銘市政に
　質問集中／都計、財政強化など ……五〇七
西銘市長20日に退職／11日に臨議会を
　招集 ……五〇九
西銘氏の辞任承認／那覇市議会／市長
　選は十二月一日 ……五一〇
一社説 一公選主席と新しい沖縄 ……五一〇
保守・革新／那覇市長選も対決／主席
　選とは違う、古堅氏／楽観ムード警
　戒、平良氏 ……五一一
保守か革新か！再度の決戦／那覇市長
　選、序盤の形勢 ……五一二
那覇市長に平良良松氏〔革新〕／古堅
　氏に三万票差／平良良七万二千、古堅
　三万八千票／正午現在 ……五一四
一社説 一市政に清新な創意を／圧勝の

革新市長に期待するもの……五一五
市長選の勝因と敗因／強固な組織力駆使、平良／古堅、足並みの乱れたたる……五一六
案分票は影響せず／投票率は七八・五四㌽……五一七
一社説一平良市政の進発に望む……五一七
〝市政の正常化に努力〟／平良市長が所信表明／助役に稲嶺、前田氏／那覇市議会全会一致で承認……五一八
B52撤去を決議／那覇市議会／区画整理などで質問……五一九
一社説一那覇市政今後の課題……五一九
政治は市民本位で／日・米に折衝し財源確保／平良市長答弁／当面、較差是正に全力／一般質問……五二一
総務部長に親泊氏／平良那覇市長／五人の部長人事発表……五二一
平良清安氏／市長公室長に……五二一

一九六九年（昭和四十四年）

市長室は〝千客万来〟／テンテコ舞いの秘書課職員／スタートした市民との対話……五二三
夏季手当て支給条例を一部改正／那覇市議会総務委……五二三
七千㌦減額を承認／石嶺団地建設費／地盤堅く少額で済む／那覇市議会建設委員会……五二三
道路修繕費／半年で九割執行／那覇市議会建設委／〝選挙道路〟が問題に……五二四
〝これはひどい〟／那覇市議会／地盤沈下現場を視察／安謝埋め立て地……五二四
水道局総合庁舎が完成／那覇市……五二四
ゼネスト回避決議もめる／那覇市議会／県民共闘押しかける……五二四
回避決議とりやめ／那覇市議会……五二五
早くも財政ピンチに／那覇市／政府の税収落ち込みで……五二五
〝ガラス張りの入札〟／那覇市／まず公会堂を分割指名競争に／改善にまだ時間かかる……五二五
〝前途多難〟な平良市政／人事で早くもつまずく／市労組が抗議／11人の懲戒を保留……五二六
「市民相談室」を常設／苦情、要望の早期解決へ……五二七
〝やるべきことはやる〟／団交決裂／人事異動を発令／平良那覇市長……五二七
再燃する人事異動問題／徹底抗戦の構え／市労／泥沼化の様相／共闘も決へ……五二八
公設市場／移転問題が再燃／西市場組合員／新施設への移転に反対……五二八
那覇新港きのう着工／四年計画で完成へ／五万㌧級も接岸可能／安謝……五二九
那覇市三月定例議会始まる……五三〇
打開策は明示せず／平良市長／公設市場の移転問題……五三〇
十六対六で可決／不当人事撤回要求めぐり紛糾／那覇市議会……五三〇
下水道条例を承認／七月から料金の徴収へ／那覇市議会……五三一
〝三角同盟が発足〟／那覇、佐世保、横須賀／きょう三市長が初会合……五三一
那覇市議会が返還決議……五三一
両市の発展を願い／那覇市日南市／姉妹都市の契り結ぶ……五三二
市場の人たちが抗議デモ／新市場への移転に反対……五三二
〝声〟を市政に反映／那覇／きょうから青空対話……五三二
政治問題化しそう／対立する英語センター拡張工事問題／都計法、建築基準法に違反／民政府に反省求める……五三二
那覇下水道処理場／あすから運転開始／一日十六万立方㍍を処理……五三三
那覇を優良議会に／返還、国政参加を決議／市町村議会議長会総会……五三三
基地問題を調査／佐世保市から視察団来島……五三四
那覇市会も空転／安謝埋め立て工事／琉銀融資の利率めぐり……五三四
安謝は近く閉鎖／那覇市／ゴミ焼却所が完成……五三四
職員採用に試験制／市役所、七月一日から実施／情実人事を排除／職員の資質向上めざす……五三五

那覇市議会本会議／また会期延長／埋め立て工事の琉銀融資めぐり／与党と当局の調整難航 ……五三五
当局案やっと採択／琉銀融資／与野党が全会一致／那覇市会本会議 ……五三五
那覇市／定例議会始まる／平良市長が施政方針演説／「市民の市政」強調 ……五三六
選挙が臭う議会／各議員質疑にハッスル／那覇市 ……五三六
市場の移転決まる／業者の〝猛反対〟しりめに…／平良市長が言明／〝予定どおり市議選後に〟 ……五三七
まかり通る無責任議会／審議もうわの空／票集めに退場者続出／那覇市議会 ……五三七
70年度予算案／福祉、都計費ふえる／減る産業経済関係／市民本位で革新色打ち出す ……五三八
一社説 一革新市政と新予算／やはり財源の拡充が課題 ……五四〇
那覇市の予算編成／不手ぎわ認める／議会／市有地売買で大荒れ ……五四一
激励演説でチョン／金城議員追及とりやめ／あす本会議／那覇市の市有地問題 ……五四一
水道事業費計上せず／那覇市議、会期延長は必至 ……五四二
ズサンな予算編成／那覇市議会／四日間も会期延長 ……五四二
株の民間譲渡認める／首里バスの市有株／那覇市議会が採択 ……五四二
〝公設市場、移転しない〟／平良市長、態度変える／那覇市会／業者押しかけ大荒れ ……五四三
午前中に66人が名乗り／那覇市議員選挙・届け出開始／定員30人／二倍以上の競争率 ……五四三
大型工事ラッシュ／活気取り戻す建設業界 ……五四四
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補に聞く〈1〉 ……五四四
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈2〉 ……五四五
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈3〉 ……五四五
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈4〉 ……五四五
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈5〉 ……五四六
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈6〉 ……五四六
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈7〉 ……五四七
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈8〉 ……五四七
那覇市議選挙／届け出締め切る／結局69人が立つ／戦後二番目の競争率に ……五四七
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈9〉 ……五四八
ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈10〉 ……五四八
一社説 一那覇新市会に望む／公約の実現は財政確立から… ……五四九
社大、第一党に進出／那覇市議選／〝カギ〟握る公明会／保守革新ともに過半数取れず ……五五〇
大弦小弦（那覇市議選挙） ……五五一
各候補者の得票数／那覇市議選 ……五五一
与野党とも過半数割る／新旧議員大幅な入替え ……五五一
市政への姿勢と政策／新議会／各派の議員にきく ……五五三
新議員に当選証書交付／那覇市 ……五五四
14人で「新政会」結成／自民党と無所属／議長候補に辺野喜氏／那覇市議会 ……五五四
公設市場問題／賛否両派の対立激化／用途変更提案か／平良市／カギ握る公明会の動き ……五五四
議長に辺野喜氏／那覇市議会、副議長では紛糾 ……五五五
毒ガスの即時撤去を決議／副議長に仲本氏／那覇市臨時議会終わる ……五五六
国・県有地の返還運動へ／市民パックに推進／公共施設の建設にも支障 ……五五六
〝三つ巴〟で複雑化／西市場地主は敷き地返還を要求／新公設市場／償還の不安は解消 ……五五七
鉄筋課税廃止を／那覇市が行政府に要請／公共工事にひびく／鉄筋不足、

市民に不利益 ……五五七
総務委員長に黒潮氏 ……五五八
新しく保育課設置／計画的な整備拡充図る／那覇市 ……五五八
建設部が実情調査／鉄筋不足／住宅建築にも影響／公共用／市の直接輸入検討 ……五五八
ゴミ毎日200㌧／間に合わぬ焼却炉 ……五五九
那覇市会／市場問題で大荒れ／ヤジ、怒号で議事中断／平良市長／土地収用を示唆 ……五五九
〝議会をボイコット〟／公設市場問題／市長答弁に野党怒る ……五六〇
〝西市場改築は推進〟／市当局が見解を表明／那覇市議会 ……五六一
西市場設計費を採択／市当局〝地主説得に自信〟／議会三委員会 ……五六一
軍用地、国県有地の開放要請を決議／那覇市議会閉幕 ……五六一
業者二百人焼け出される／35むねを全半焼／移転問題からみ放火か／公設市場の火事 ……五六二
開南―神里原通りに仮市場／那覇市／被　災者対策協議 ……五六三
仮市場予算を可決／那覇市臨時議会 ……五六三
公設市場建築禁止の仮処分／〝覚え書きは無効だ〟／那覇市／地裁に異議申し立て ……五六三
第二公設市場、入居者決まる ……五六四
地主側の仮処分を執行停止／那覇地裁／市側の異議認める／牧志公設市場問題／覚え書きは本訴訟へ ……五六四
一社説一ゴミに負けてならぬ／真剣に取っ組もうゴミ処理 ……五六四
し尿処理にひといきつく／運搬量も二倍強へ／近く新しいし尿船が就航 ……五六五
日米共同声明を発表／72年沖縄返還で合意／核ぬき表現に微妙な配慮 ……五六六
〝仮設市場移転待って〟／牧志西市場代表、市に要求 ……五六六
那覇市議会／一般質問始まる／公設市場問題などで論戦 ……五六七
那覇市議会／もう一基建設を検討／市当局／ゴミ焼却炉問題で答弁 ……五六七
公営住宅用地めぐり／紛糾つづける市議会／当局と新政会対立／釈明求め話し合い平行線 ……五六七
市場使用料の値下げ／那覇市会、業者の陳情を採択 ……五六八
那覇市議会閉幕／公営住宅用地契約を否決 ……五六八

一九七〇年（昭和四十五年）

復帰対策協を設置／総合的に調査・研究／対応して〝機構〟改革も… ……五七〇
那覇市議会／〝撤回要請〟を可決／全軍労の解雇／自治体では初めて ……五七〇
沖縄を正会員に／九州市議長会が推せん ……五七一
〝三地域の合併推進を…〟／那覇・豊見城・南風原市村長招き／行政府が要請 ……五七一
前途多難な市場改築／仮市場移転で波乱含み／市民も計画性のなさに批判 ……五七一
「新五カ年計画」基本に／動き出した復帰対策協 ……五七二
〝完成しだい移転〟／仮設市場／三者の話し合いつく ……五七二
〝市場〟で論議／那覇市議会 ……五七三
市職員が公金流用／那覇市議会、当局を追及 ……五七三
27人がもぐり業／那覇市議会／市場問題を追及 ……五七三
参考意見をきく／那覇市議、仮市場問題で ……五七四
新町名は継続審議に／那覇市定例議会終わる ……五七四
那覇市との合併は時期尚早／消極的な浦添村 ……五七四
那覇市との合併推進／与那原町アンケートで統一見解 ……五七五
栄町自治会／長い工事で大損害／各種税金の減免訴える ……五七五
組合が移転を拒否／仮市場完成／市は移転完了通達 ……五七六
仮市場移転で激論／那覇市革新共闘／業者との討論会開く ……五七六
話し合いついに決裂／牧志第一公設市場の移転問題／市側、立ちのき強行

決める……五七七
仮市場への移転に強く反対／市当局仮
処分申請／業者法廷に押しかけ……五七七
当局案どおり認める／那覇市議会総務
委員会／新町界町名を全会一致で……五七八
市場問題やっと解決／全業者が仮市場
へ移転……五七八
市内の軍用地開放できぬ／〝移動資金
がない〟／民政府／那覇市の要求に回答‥五七八
軍用地の開放推進／那覇市定例議会／
平良市長が施政方針……五七九
幕あけた定例議会／那覇市会／中身な
い施政方針／新政、公明／本会議で
追及の構え……五八〇
都市開発で論議／那覇市会／ガス撤去
要求を決議……五八一
那覇市議会／不審あればただす／当局
／首里バス経営で答弁……五八一
低調な予算審議／那覇市6月議会／政
策論争みられず……五八一
市場問題など追及／那覇市議会、全議
員が出席……五八二
43件の議案を委員会に付託／那覇市定
例議会／一般質問は終わる……五八二
牧志市場問題やっと可決／那覇市議会／
ヤジと怒号の中で／用地の買収が焦点‥五八三
降社説一〝市民の声〟を具体的に／那
覇市が訴える軍用地の開放……五八三
西市場建設にまた疑問／地主／土地明
渡し請求／那覇……五八四
那覇市の新収入役に呉屋氏……五八五
効き目のない防音装置／拓南製鉄／市
が改善勧告……五八五
〝市民の台所〟に待った／公設市場改
築工事認定／地主が地裁へ提訴……五八五
高圧線撤去し開放／山下町の軍用地／
米民政府が回答……五八五
まだまだある簡易水道／末吉町など5
地域／不備多い〝私設井戸〟／市水
道局／赤痢騒ぎで切り替え急ぐ……五八六
タワーや港湾ビル／復帰対策事業盛り
沢山……五八六
市場・都市計画・公害で一般質問／那覇
市議会／市当局は強い自信／市場問
題は今年中に決着……五八七
牧志第一公設市場／来月メドに着工へ／
那覇市議会開く／平良市長が答弁……五八七
那覇港を市移管へ／平良市長、議会で
答える……五八八
市場問題は継続審議／那覇市議会……五八八
追加予算など採択／那覇市定例議会終
わる……五八八
〝都市開発のガン〟／軍用地撤去に市民
運動／那覇……五八九
都市開発の推進を／平良那覇市長／復
帰控え主席に要請……五八九
市内の軍用地開放へ／マーニング社占
有地開放促進市民協を結成……五九〇
〝自衛隊導入反対／政府に申し入れた〟
／平良那覇市長本土出張から帰る……五九〇
上之屋の軍用地返還を／平良那覇市長／
民政府に要請……五九一
改築問題、10年ぶり一段落／地主へ補償
63万ドル／第一牧志公設市場／収用期
日は10日まで……五九一
裁決処分取り消せ／牧志公設市場建設
用地問題／地主らが訴訟……五九一
地主の仮処分申請却下／那覇市公設市場……五九二
一社説一支持された反戦平和／今後の
政治状況を考える……五九二
公設市場工事請け負い契約／市当局案
を否決／那覇市議会／自民党議員が反対‥五九三
〝芸術の殿堂〟完成／与儀にマンモス
市民会館……五九四
地主側が抗告／公設市場強制収用／那
覇地裁の決定に不服……五九四
一社説一死の川の回復を／国場川・漫
湖一帯の公害……五九五
牧志公設市場／改築工事を否決／新政
会が反対／市側分離発注で着工へ／
那覇市臨時議会……五九六
国場川をきれいにしよう／三市村が動
き出す／公害対策法の制定も要請……五九六
改築工事スタート／牧志公設市場／業
者、小踊りして喜ぶ……五九七
裁判所が「待った」／第一牧志公設市場、
また暗礁に／新政会／市長不信任決

議の構え……五九七
市場建設またもケチ／那覇市定例議会
荒れる／特別委設置を提案、新政会
／与党、引き延ばし策と退場……五九八
職員が公金着服／金城議員、市当局を追
及／那覇市議会……五九八
与野党もっと冷静に／荒れる議会に非
難の声／那覇市議／議事運営でまた紛糾…五九九
市場問題／特別委設置を否決／那覇市
議会／与野党が激しく対立……五九九
ガス・スタンドに〝待った〟／那覇市長
／建設中止を勧告……六〇〇
毒ガス即時完全撤去を要求／美里村で
県民大会／米の撤去計画に／強い不
安と怒り……六〇〇
ガス・スタンド／議会も反対決議へ／付
近に保育所や民家……六〇一

一九七一年（昭和四十六年）

新那覇都市開発五カ年計画／環状2号
線も着工／軍用地開放で憩いの場所
／夢の構想に一億ドル……六〇二
那覇新港整備促進協を結成……六〇三
一社説一早く安全に完全撤去を……六〇三
〝合併は復帰後に〟／那覇市・与那原町
合併問題／与那原町議会議長に語る／
平良那覇市長……六〇四
公害防止に本腰を／市当局と議会の意思
疎通図る／平和都市づくりを推進……六〇五
「公害」に問題集中／復帰時には全県が
協力／南九州市議会議長会総会……六〇六
用途別大幅に改正／首里、小禄住宅地へ
／国場川沿岸の工業地域を廃止／市
街地の環境整備めざす……六〇七
建築禁止取り消す／第一牧志公設市場／
改築もスムーズに／那覇地裁……六〇七
那覇市議会開く／人権擁護委七氏を認
める……六〇八
先島の諸問題審議／市議会議長会／那
覇市に事務局……六〇八
市長に手紙出す月間／平良市長／市民
の声をじかに……六〇八
簡易水道にサヨナラ／那覇・識名給水
タンクが開通……六〇九
汚れる近郊水源地／基地公害が主要因／
宅地の進出も輪をかける……六〇九
総合的な改革が必要／牧志第二公設市
場の診断／商品陳列に工夫を／組織
をつくり／共同で仕入れ販売も……六一〇
那覇市会荒れ模様／一般質問／若狭住
宅問題ヤリ玉……六一〇
市場問題むし返す／那覇市の定例議会／
新政会が総退場……六一一
那覇市／定例議会混乱続く／新政会の
ボイコットで……六一一
きょう本会議で収拾／新政会のボイコ
ット続く／那覇市議会……六一二
建設委の事態収拾へ／那覇市議本会議／
審査期限決める……六一二
審議さらに拒否／那覇市会／新政会き
ょうから街頭に……六一二
軍用地返還を決議／那覇市本会議／新
政会、決議だけ出席……六一三
声／公害への質問……六一三
代替地からみ微妙／上之屋外人住宅の
返還……六一三
埋め立て地に移転／西本町のガススタ
ンド建設／一年ぶりに解決……六一四
那覇市制施行五十周年／激変の時代ふ
まえ／住みよい文化都市目ざす……六一四
基地返還リストまとまる／北部訓練地
域など31カ所／那覇空港は交渉中／
天久住宅、十年内は困難……六一五
〝発展策考えよ〟／牧志第二市場／市
にねじ込む……六一五
声／公害への質問に対する回答……六一六
那覇商高隣の米人住宅地域／即時開放
タナ上げ／復帰後改めて協議……六一六
汚染で死の川に／国場川／汚物投棄に
政府無策……六一七
那覇市／定例議会きょうから／県
都の整備めざす／72年予算／総額
二千九百万ドル……六一七
〝自治の拡大に全力〟／平良市長が施
政方針／那覇市会開く……六一八
市の取り組みが弱い／那覇市の軍用地

開放問題……六一八
那覇市に公園、緑地／都計審が政府案を了承……六一九
水利権めぐり紛糾／養鰻業者の取水問題／新政会が市当局を追及／市議会……六一九
一社説一返還協定は調印したが……六二〇
那覇市／大幅に機構改革／職員百二十人ふやす／復帰の業務に備え／新たに企画、保健衛生部……六二一
建設部長を処分せよ／石嶺公営住宅問題／新政会が市長に抗議……六二一
復帰協補助金やめよ／那覇市議会／新政会が当局を追及……六二二
〝責任の追及考えぬ〟／平良・那覇市長／新政会に態度表明／公営住宅工事契約変更問題……六二二
那覇市議会／市当局案を可決／72年度予算／総額で二千九百万ドル……六二二
那覇新港／一部、使用開始へ／五千トン級も接岸可能……六二三
沖縄正式会員に／全国市長会総会／〝格差是正実現〟も決議……六二三
市有地の再契約拒否／平良市長／自衛隊配備にも反対……六二四
〝給水意見書〟など採択／し尿料金の値上げも可決／那覇市会……六二四
一社説一基地と同居の水問題／水ききんに根本対策を……六二四
アルミ工場増築／住民から〝待った〟／廃液・騒音―死活問題／建築許可すれば実力阻止／石嶺町……六二五
大弦小弦（那覇大綱引き復活）……六二六
貨物の搬出阻止へ／安謝クリ舟漁業会／ゲート封鎖続ける／那覇新港……六二六
〝不当に低い〟資産査定／バス五社合併問題／那覇市が企業側に不満……六二七
補償問題にあゆみ寄り／安謝クリ舟漁業会―市当局／生活の実態調査へ／漁業会、実力阻止を解く……六二七
工場のばい煙に悲鳴／安謝岡野区／ためめ水にもスス／改善策を訴える区民……六二八
もう我慢できぬ／那覇市壺川／ひどい騒音・ばい煙／怒る区民、市もやっと本腰……六二九
一社説一公害追放に積極施策を……六三〇
お手盛り増俸〝異議なし〟／市三役・議員の報酬／審議もスイスイ／野党側もやんわりの構え／定例議会……六三一
市議会・各常任委の割りふり決まる……六三一
騒音公害に対策を／市役所／拓南製鉄に勧告……六三二
市長、議員報酬を増額／来年一月から／那覇市会が可決……六三二
首里の石畳／〝文化財指定は迷惑〟／水道もない／金城町区民が陳情……六三二
声／那覇市の市有地売却に質問……六三三
都市化へ協力体制／那覇隣接市町村が協議会……六三三
工場の95％は処理施設ない／国場川流域の環境状況調査／豚舎からも汚水／対策室「汚濁防止法」制定へ……六三三
声／「那覇市の公害対策」／知花清氏への回答……六三四
生まれ変わる「希望ヶ丘公園」／五ヵ年計画で整備／予算20万ドル用地買収も始まる……六三四
返還協定に不満表明／県民意思反映せよ／那覇市議が決議……六三五
「那覇市公害対策市民協議会」が発足……六三五
那覇市会開けず／「ゼネストへの質問」めぐり紛糾……六三六
消えたなじみの町名／崇元寺町、高橋町、美栄橋町／那覇市が15日から地番変更……六三六
〝市長はゼネストをせん動〟／金城議員が市議会で緊急質問／平良市長／「さあ復帰だ」精神に反論……六三六
平良市長、ハワイに出発／都市問題国際会議に出席……六三七
牧志公設市場問題が解決／那覇市地主側／安謝に代替地……六三七
公害防止条例最終案成る／議会通過後直ちに公布……六三七
業者は移転に難色／壺屋の〝カマ公害〟……六三八
一社説一通貨問題で県民運動を……六三八
市長旅費ヤリ玉に／ペルー訪問で千ドル余分に予算／金城議員追及／当局、おろおろ削減／那覇市議会……六三九

〝給与換算は旧レートで〟／那覇市議会が保障を要望／（東京事務所）まず出先手当てから／与・野党一致で条例制定へ……六四〇
那覇、公害条例を制定／具体的に公害を規制……六四〇
「三百六十円」で賃金を保障／那覇市議会で可決／東京駐在職員の給与……六四一
沖縄公用地法案／来年一月から仮契約へ／使用期間は五年間／自衛隊の用地確保へ……六四一

一九七二年（昭和四十七年）

五月十五日返還決定／二十六年の米統治に終止符……六四三
基地交付金復活を／稲嶺那覇市助役ら陳情……六四三
一社説一胸を張って祖国復帰を……六四三
那覇新港を封鎖／安謝クリ舟漁民／生活補償要求で……六四四
一社説一市民にいこいの場を／与儀の軍用地開放を機に……六四四
封鎖解き話し合いへ／安謝の漁民、市に舟着き場要求……六四五
小禄／3号線の早期開放／地域開発で住民大会開く……六四六
一社説一返還協定の批准書交換……六四六
那覇市会、深夜まで空転／安謝後背地処分めぐり／新政会が退場……六四七
那覇新港背後地処分で紛糾／市議会、新政会が追及……六四七
平行線のまま終止符／那覇市議会／背後地の処分で……六四八
公害対策協を設置／市当局……六四八
360円読みかえを採択／汚物取り扱い手数料／市議会／業者の主張を受け入れる……六四八
那覇市が構想打ち出す／モノレール／「都市交通」解決の決め手に／75年（海洋博）メドに完成／経済界も推進協力へ……六四九
自衛隊／年内に二、九〇〇人配備／国防会議で正式に決定／事前に準備員百人／ナイキ・ホーク隊も配置……六四九
「復帰議会」始まる／那覇市、条例改廃の審議へ……六五〇
町名を変更／安謝埋め立て地／港町、曙町一―三丁目誕生……六五〇
ばい煙、空になびく／〝けしからん〟と住民怒る／ベニヤ工場……六五一
自衛隊、第一陣沖縄入り／まず準備要員20人／県民の反発を考慮／〝さみだれ〟移駐……六五一
74基地に強制使用権／閣議、沖縄軍用地大綱と公地法施行令を決定／期間は大半が五年／防衛施設庁／土地リスト27日告示……六五二
八年ぶりに和解／那覇市と寄宮住民／区画整理事業再開……六五三
運輸省／重要港湾を指定／政令で那覇など四港……六五四
公害に〝目付け役〟／那覇市に「対策審」発足……六五四
加熱する〝軍用地〟……六五五
民間、自衛隊、米軍機が競合／那覇空港／トラブル発生の危険性も…／民間機エプロン縮小／〝空〟の管理権は米空軍が……六五五
一ドル＝305円に決定／沖縄の通貨交換レート／15日から交換開始／給付金支給／22日―8月まで……六五六
いま祖国に帰る／変わらぬ基地続く苦悩／沖縄県きびしい前途／なお残る「核」の不安……六五六
一社説一新生沖縄県民の誓い／全国民と平和、自治の確立へ……六五九
三〇八円読み替え／那覇市／水道料金で答弁……六六〇
那覇市福祉事務所がスタート……六六〇
〝憲法都市を目標に〟／平良市長が施政方針演説／那覇市臨時議会……六六〇
那覇市議会／予算審議で波乱／野党の新政会議員が退場……六六一
返還の内容には不満／議会／祖国復帰宣言を採択……六六一

一九五八年

今年の政界／重大岐路に直面／那覇市長選挙を機として

〔琉新・朝　1958・1・1〕

三月に総選挙を控えた政界は、来る十二日に実施される那覇市長選挙の渦中に巻き込まれている。今後の那覇市長選挙は、容共派と反容共派の闘いと言われ、その帰すうは、琉球政局の今後に重大な影響を及ぼすことが当然予想され勢い様相も深刻である。特に同選挙後には、政界の激動期とも言うべき立法院議員総選挙が控えているだけに、容共派と言われる民連側は、勝敗の如何を問わず、総選挙を目指して積極的な進出策に出てくるものと予想され、これにどう対処するかは、容共対策としての見地から、密接な連係を保ち、那覇市長選挙に臨んでいる民主、社大両党や、その他の政派の課題であろう。とにかく那覇市長選挙を機に琉球の政局は重大岐路に直面していることは否めず、今年の動きが注目されよう……。

那覇市政問題解決をねらった自治法改正で布令が公布される前の政界は、当間主席の行政府首脳人事更迭問題を契機として再燃した新党工作をめぐり、総選挙への思惑と絡んで動揺を続けていた。

民主党は、党の組織にクサビを打ちこまれることを懸念し、新党工作抹殺の態度をとっていたが、党内の動揺はおおえなく、平良市長選挙に党運を賭けるという事態にまで突入した。当時虎キの勢にあった新党工作派は、和解策として①平良市長は新党工作派から出すこと②三月総選挙は民主党から出すこと、を提案したといわれる。

民主党がこの提案をはって、当間派と一大激戦を演じたのは、「党内の動揺を選挙戦によって固める」という与儀総裁の苦肉の策だったといわれ、この苦肉の策は確かに功を奏し、平良市長選挙後は政界主導権を当間派に握られた形になり、一時ひっ塞はしていたが逆に党内の空気は強固な団結へと動いていった。しかし党首脳部の苦悩は日増しに深刻さを増し、選挙対策も殆ど〝手付かず〟の状態になっていた。

一方社大党にしても、新党工作派にクサビを打ちこまれ、組織の離脱という事態に直面、重大な岐路に立たされていた。

このような動きの中に、那覇市問題布令が公布され、政界を動揺させていた〝保守結集〟も〝新党工作〟も那覇市政問題の影に隠れてしまったがここで問題になるのは各派の「同布令の示唆するもの」の取り方であろう。民主党では同布令が公布される直前、モーア高等弁務官との会談内容として「三派（民、社、無）いがみ合うことなく、政治力を結集して時局収拾に当るよう」示唆されたとにおわし、無所属では、「民主党の言うことは全然空気が違う」―下里恵良氏と相反した見解を表明していた。当時人民党と提携する空気の強かった社大党は、そのどっちともつかないヌエ的態度を指摘されたといわれ、その後持ち上った那覇市長選挙で、社大党が、人民党と一線を画す態度に出たのも、民主党が、社大党のセクト主義に対し党独自の候補擁立を要請していた強硬な大部党員を何とかまとめて平良支持に固めたのも、「那覇市布令の示唆する意義」にあったことは否めず、持駒決定に至るまでの激動は〝陣痛〟にすぎなかったといえよう。

ところで、この布令の「示唆するもの」が、単に那覇市政だけを限定して対象としているのか、中央政局をも包含しているものであるかは、各派それぞれ異った見解を持っているようだ。民主党では、「那覇市長選挙を保守結集の足掛りに」するといった空気も一時台頭したが、社大党では、米国に反省を求めつつ、住民の福祉も考える…つまり或る程度の抵抗の必要性を主張しており、無所属としては「民主党の言い分とは違う」としているので、那覇市長選挙後の政界は、特定地区での候補者調整はしても、それぞれ独自の線を進むものとみられよう。また現在住民の間に浸透しつつある当間主席不信の声がどんな形で表面化するかも、今年の政界の一つの焦点となろう。

那覇市役所の／告発合戦にケリ／検察庁が最終態度発表

〔琉新・朝　1958・1・4〕

那覇市役所の告発合戦、ならびに首里バス前専務大山盛幸氏のタイヤーリベート問題などの告発事件について検察庁ではこれまで慎重に検討を行っていたが、三日午後から比嘉検事長は記者会見を行い「検察庁としての最終態

度」を次のように発表した。

（1）那覇市役所前神山総務部長から、背任、横領、詐欺公文書変造で告発されていた金城弘円＝前区画課長。沢井邦雄＝同課技手、嘉手納並水＝前助役の三氏については、全然犯罪が成立せず「罪とならず」と認定された。（事件は一九五六年八月初旬に、嘉手納前助役、金城前区画課長、沢井同技手の三氏は、那覇市内若狭町の墓地の売買問題にからんで不正があるとして神山前総務部長が告発していたもの）

（2）金城前区画課長から名誉毀損、ブコク罪として告発されていた瀬長前那覇市長、上原〇〇他一名に対しても「罪とならず」と認定された。（事件は上原〇〇さんが金城氏を横領その他で告発したので金城氏はこれを不当とし反対に名誉毀損などで告発したもの）

（3）金城弘円、沢井邦雄両氏を背任、横領で上原〇〇さんが告訴していたが、同様「罪とならず」と認定された。（事件は上原〇〇さん所有の辻町の墓地を料亭左馬に売っているが、その代金一万三千余円を上原さんに支払わず、金城氏らが横領したものとして告訴されていたもの）

（4）神山氏から公文書偽造、同行使、公文書変造、背任で告訴されていた嘉手納並水、金城弘円、具志頭得助の三氏も調査の結果「罪とならず」と認定された。事件はスポーツセンターとして、千坪以上の市有地を三氏が共謀して安く売買している。さらに市長の決裁を受けずに不当に契約書を作成したといって告訴されていたもの。

（5）労基法違反で告発されていた当間前市長、瀬長前市長の両氏については、いずれも起訴猶予と認定された。

（6）首里バス前専務大山盛幸氏にかかる背任、横領の告訴については不起訴処分と決定した。

調査の結果、大山氏は一万九千九百四十四円八十銭を会社の交際費として使用している。他八万円を会社の職員のために使用している。ところが会社のために使用したとはいえ、刑法上は横領、背任としては認定出来る。しかしながら個人として着服してない点、会社の交際費に使用した一万九千余円についても多額ではないし、また本人も弁償すべきものであるなら何時でも弁償するという誠意もあるし現に払い戻しにいった事実もある。

そのため不起訴処分が妥当との見地から決定されたもの。

一社　説一

那覇市長選挙の意義

〔琉新・朝　1958・1・5〕

目下熾烈な運動が展開されている那覇市長選挙の投票はいよいよ来る十二日に行われるが、今度の選挙は例の布令改正で瀬長市長が追放されたことによって行われるものであるだけに内外から深い関心が寄せられ注視されている。

ところで、この選挙の意義については二つの見方がなされているようである。その一つは、こんどの選挙が、アメリカの非民主的布令改正による瀬長市長追放にともなうものであるから、民主主義を守る立場から、改正布令の撤廃を要求し、民族的抵抗を示すべき選挙であるとの見方と、他の一つは、那覇市長も那覇市議会もそれぞれが果すべき政治責任を果さず、市政を混乱に陥れ、一方アメリカの権力による直接介入もあって行われる選挙であるから、アメリカに強い反省をもとめつつ、市民福祉をも考え、抵抗のための抵抗を避け、那覇市政収拾を目標にすべきであるという見方である。

いずれも一応筋の通った見解であるが、今一つ深く考えてみなければならぬことがある。それはこんどの選挙の直接の起因となった布令改正がなぜ行われたかということである。布令改正が民主主義に反することは、モーア高等弁務官が改正布令公布に際して〝このような措置をとることは極めて遺憾である〟と述べていることでもわかるが〝極めて遺憾な措置〟をなぜとらねばならなかったか。瀬長市長就任以来の那覇市政、那覇市議会、これに関連する立法院の態度、裁判所の決定など一連の経過を那覇市民はよく知っている筈である。布令改正という一事のみをみれば非民主的権力の行使といえるが、それが行使されるまでのいきさつを深く考えると、そのまま片づけられないものがある。

このような事情を深く知らないと思われる本土では〝布令改正〟の一事のみをとりあげて騒いでいるようである。事情をよく知っている那覇市民は本土のそういった動きに左右される筈はないと思うが、投票までに今一度〝布令改正〟までの経験を静かにふりかえり慎重に考えるべきであろう。

繰展げる豪華行事／大那覇市誕生喜ぶ18万市民

〔琉新・夕　1958・1・5〕

人口十八万の大那覇市たん生を祝

う那覇市―真和志市合併祝賀会は、けさ九時半から那覇高校で行われた合併祝賀式典を皮切りに小、中校生の旗行列、商店街の花車行進など盛沢山な行事で賑った。なおきょう午後六時からは高校生による戦後初の提灯行列が行われ、合併祝賀行事の最後をかざることになっている。

合併記念祝賀式典

けさ九時半から那覇高校校庭に設けられた式場に関係者約五百人が参列して行われた。まず東江臨時市長、高良市会議長のあいさつがあり、続いて市政功労者の表彰、来賓として出席したバージャー首席民政官、当間主席、与儀立法院議長、宮原商工会議所会頭、吉元市町村長会長、西平那覇地区教育委員らからそれぞれ「合併おめでとう」の祝辞があり、十一時式典を閉じた。当日表彰された市政功労者はつぎの通り。

▽市長（二期以上）＝当間重剛、上原義弘、長嶺秋夫、故兼島由明

▽収入役＝大湾政順

▽市会議員＝儀武息睦、城間雄蔵、渡嘉敷宗賀、久高友敏、大山盛幸、玉那覇有義、上間長和、備瀬知良、喜久山朝重、渡口麗秀、比嘉朝四郎、辺野喜英興、高良一、照屋正徳、上原幸栄、赤嶺謙信

▽市職員＝神村篤烈、饒平名知謙、渡口政憲、具志基弘、友寄英久、具志堅永佐、真喜志康明、平田弦子、安里成良、金城松栄、比嘉政謙、高江洲康次郎、仲田朝宏、高良芳子、喜屋武とみ、宮城普喜

▽一般＝野波棟次郎、故石川栄よう博士

▽真和志関係＝翁長助静、屋富祖太郎、高良正文、金城貞秀、泉水朝吉、内間安勝、阿波根直文

街頭パレード

○…那覇、真和志の合併を記念して商工会議所では、けさ九時半から広告カーニバルを催し、花やかなパレードを繰りひろげ、市民の人気をさらっていた。

○…午前九時には百三十余台の仮装車両が勢揃い、市役所南側道路を出発して辻町松之下前から商工会議所前を通り抜け、政府―那覇高校―開南通り―与儀試験場―真和志支所―栄町など那覇市内の目抜き通りをねり歩き、折から日曜日の沿道は黒山のように市民が群がり、ビルの窓、屋上からカメラの放列を浴びた。

○…この日はうっとうしい天気を思わした空もようも花曇の行楽日より、群衆の混雑を予想して那覇署では約二百九十名の警官をくり出し交通整理に当るなど緊張ぶりをみせていた。また市内各小、中校生による旗行列もみられ祝賀気分を盛り上げた。

祝賀まん頭、旗行列

市内各小学校、幼稚園児童に祝賀まん頭を配付、その後小学校五年生以上、中校生全員が那覇市のマーク入り旗行列で各校区を繰り回った。

なお午後五時からは合併祝賀祝宴が那覇高校で、提灯行列が午後六時から中心部、首里、小禄の三地区で行われる。提灯行列の道順は次の通り。

首里地区

首里高校―支所前―当蔵大通―赤田―愛生寮―崎山大通り―三星クラブ―鳥堀―汀良―首里中校―水揚―久場川―平良―儀保―桃原―山川―首里高解散。

那覇、真和志地区

那覇高―与儀―真和志小校―支所前―三原―松川―栄町―安里一区―安里二区―又吉道路―安里市場―蔡温橋―安里三差路―姫百合橋―神里原―楚辺中央線―支所前解散。

小禄地区

那覇高―ハーバービュー前―ペリー区―小禄中道―田原―新部落―新辻町―高良解散。

開票事務の簡素化を図る／分会場の設置認む／市町村選挙法／きのう改正法令を公布

〔沖タ・朝　１９５８・１・７〕

バージャー首席民政官は六日、布令第十七号の「市町村選挙法」の改正布令を公布、市町村選挙における開票事務の簡素化と迅速を図った。これは、行政府及び那覇選挙委から、かねて要請のあったもので、各市町村選挙長に開票分会場の増設権限を認めている。ことに来る十二日施行の那覇市長選挙では、那覇・真和志の合併実現で六万二千名の有権者が九万九千名に増えたことに対する開票の便も考慮されている。

バージャー首席民政官が六日付で公布した「改正市町村選挙法」は次の通りであるが、那覇市選管委は、早速六日あさ委員会を開き開票本会場を那覇市議会室（旧那覇、小禄）に、分会場を旧真和志議会室（首里、真和志）の二ヵ所の開票場を設置することにした。

一、一九五〇年七月七日付、布令十七号の第三十四条第一項及び第二項を次の通り改める。

第三十四条　本条以外の規定にかか

わらず、選挙長は選挙管理委員会の認可を得て正式に公告することにより、開票を迅速に行う必要と認める開票分会場を設けることができる。選挙長は開票分会場毎に開票分会長一名を置かなければならない。開票分会長は選挙権を有するもののうちから、これを選任し、開票分会場において開票につき選挙会場における選挙長同様な方法により、また同様の権限及び職責により開票にかかる事務を所掌する。開票立会人については、第二十条の規定を準用する。

2、選挙長及び開票分会長は投票日又はその翌日に立会人の立会の上各投票箱を開き投票総数及び投票人の総数を算定しなければならない。当該算定の終了後選管長及び分会場については、その分会長は第二十六条第二項及び第四項に規定する投票を審査しなければならない。投票の受理の可否については立会人がこれを決定する。選挙長または分会長は必要と認める時は、立会人と共に投票を審査し可否同数の場合は、当該投票の受理の結果決定する。開票分会長は開票の記録を作製し、開票の詳細を記載し及び立会人と共に当該記録に署名しなければならない。開票の記録、投票及び投票箱は選挙長に送付しなければならない。

二、本改正は五八年一月六日より施行する。

―社　説―
注目の那覇市長選挙は終った

〔沖タ・朝　1958・1・14〕

那覇市長選挙の結果が判明した。七万有権者の審判は僅かな差ながら民連推薦の兼次佐一氏を新しい市長に選んだ。接戦という予想に狂いはなかったが、それでも社大公認の平良辰雄氏に幾らかの分があろうという観測が一般に強かった。したがってこの結果は政界観測筋の予期を裏切ったものともいえよう。

こんどの選挙をかえりみると、時代の移り変りと政治についての市民の考え方という点から数々の意義を感ずる。この選挙は真和志市を合併した大那覇市の初代市長を選ぶものであった上に、市会の過半数が不信任し改正軍布令によって追放になった瀬長市長のあとを選ぶといういわゆるアメリカの統治に対して、これに協調しつつ市政を運ぶか、あくまでも抵抗を示すべきかの市民の態度を明らかにする意義に立つものでもあった。そのため従来、自治体の選挙に直接介入を避けていた人民党以外の各政党や政派も進んで参加し、かってない大選挙の様相をみせたものだ。

いま一つ、この選挙の特異なのは立候補者が二人とも革新派といわれる人で、保守派の出馬がなかったこと、政党対政党で闘われたこと、選挙運動が演説や文書戦を中心に展開されたことなどであろう。この点とくに注目されたのは保守勢力の退潮を余儀なくしている那覇市の情勢ということではなかっただろうか。同時にこの選挙を契機に今まで「共闘」してきた社大党と人民党がはっきり袂を分ったことも見逃すわけにはいかない。追放による瀬長退陣をさかいにして人民党はいよいよ容共色を押出してきたとして社大側の「共産主義との一線」が現実に画かれたとみられたし、半面、その社大党は左と右に分れ、主体が民主党や当間勢力に接近を示したのも、今後の沖縄政界図を書きかえさせるものとして注目されるものであった。

以上のような意義と様相を呈した市長選挙に対して、一般有権者がどの程度の関心をもって対処したかは計り知り得るものではないが、ともかく結果は〝兼次当選〟と出た。つまり自治体の政治という常識からみれば、市政を犠牲にしても―といった気持が投票者の過半数にあったとうけとるべきであり、その選別が過渡期的な現象を示す沖縄の政治を分析するまえのモノであるとか、市民の政治的自覚がどうのといったことより、ひとしくこの厳粛な審判を認め、そこから今後に処するものでなくてはならぬであろう。

兼次氏の勝利は立ちあがりが早かった上に人民党の組織を利して下部浸透が徹底した。且つ瀬長追放に対する反発というか、同情が集った、言論戦における「布令反対」が効いたなど勝因としてあげられよう。これに対して平良敗退の原因は、出足がもたつき、アメリカの援助とか、都計事業が市の繁栄や市民の福祉に切実な問題であり、また極端な国家主義や独裁的な共産主義がのさばることの危険及び政治、経済の社会化の推進といった積極策を下部に徹底させ得なかったところにあろう。尻上りに上昇をみせているとの観測からしても「時間」が足らなかったといえる。いずれにせよ、兼次派が選挙上手で、平良派は下手だというに尽きよう。

さてこんどの選挙はアメリカの統治下で沖縄の住民が何を望んでいるかと

の課題に関連するものとあって、選挙の結果は内外各方面で関心を持たれたのであるが、それよりも市民にとって〝兼次市政〟がどう進められるかが現実の問題である。那覇の市政は真和志の合併で規模も大きくなった。いままでの市会は過半数が瀬長市長に反対であり、兼次市長出現が〝第二の瀬長〟としていることから一応政情は複雑なものと思わねばならぬだろう。次いで行われる真和志地区の市議補選の結果によっては或いは兼次市長不信任案が出ぬとも限らない。もとより再々市長不信任をめぐって、より市政を混乱させるが如きは許さるべきことでないけれども勢いのおもむくところ市民の不信を買っても政争を展開するのが政治家たちである。しかも今回の得票に大差がないことも何かと作用をもたらすのではないかとみれば対内的にも決して平穏な政情を迎えるとは言えないだろう。兼次市長に対するアメリカ民政府や琉球政府、金融機関などの協力がどうなるかも気掛りである。まさか多数市民の支持によって選出された市長をそれらの機関が無視することもないとは思うが、積極的に那覇市への援助協力がなければ自己財源だけでは市の発展は望めない。そのように思えば兼次市政の運営は相当困難をきわめるものと予想される。そこで兼次氏がこの断層につき当った市の政局にどう活路を見出してくれるか、混乱含みの市政収拾にいかなる手腕を発揮するか、大いに注目されるところである。

　これについて兼次氏が、選挙後は人民党と一線を画し「沖縄社会党」を結成する準備があると一外人記者に語ったということは注目に値いする。市長ともあれば、なにはさておいても、市の実情に適した政策を実行して貰わなければならない。選挙で掲げた政策が多数有権者の支持をうけたことは勿論だろうが、反対票を投じた有権者も市民であり、その間の調整にも関心し市政の安定に努力が要請されよう。

栄冠ついに兼次氏へ／九百余票の差で当選／日の丸かざして当選御礼

〔琉新・朝　１９５８・１・14〕

内外の注目をあびていた那覇市長選挙は、開票の結果民連推せんの兼次佐一候補が、社大党公認の平良辰雄候補を九百八十四票引離して当選した。時刻はちょうど二時四十ぷん……当選確定の報に神里原の兼次候補の選挙事務所は手の舞、足の踏むところを知らずといった興奮ぶり……早速、日の丸をかざした当選御礼の車を仕立てて市内にくり出した。四十八歳で新那覇市長に当選した兼次佐一氏は、激戦の疲れもみせず、満面をほころばせながら〝この選挙の勝利は、市民が布令でもって前瀬長市長を追放したことに対し反対の意思表示をしたものであり、この反抗心が祖国九千万同胞の支援を得たことが勝利の原因である。私は民連のスローガンを政策として遂行し四原則貫徹、原水爆基地化に反対しつつ明朗な那覇市政を建設する〟と語った。一方、敗れ去った平良候補は〝私は反抗のための反抗はよくないと市民に訴えたが、大多数の市民は「反抗のための反抗」を支持した。私の役目はこれで終ったので二度と政界には出ない。アメリカはこの際一層の反省をすべきだと思う〟と語った。

新市長の兼次氏と一問一答／誠実をもって当る／琉銀融資の凍結考えられぬ

瀬長市長の退陣に伴う那覇市長選挙は、民連推せんの兼次佐一氏が社大党の公認候補平良辰雄氏を破って新市長に当選、建設途上にある那覇市の都市計画その他の重要事業は瀬長氏から兼次氏にバトンがタッチされた。

　そこで新市長に就任する兼次佐一氏を喜びに沸く選挙事務所に訪ね施政方針や議会対策その他について聞いてみた。この記者との一問一答で兼次氏は

①施政方針の基調は奪われた民主主義をとり返すこと
②真和志の市議補選で十名を獲得する
③軍や琉銀の融資ストップは考えられない
④瀬長亀次郎氏の処遇は考えていない
⑤直ちにモーア高等弁務官とバージャー首席民政官に会見を申し込む―ことは明らかにした。

　＝　対議会工作、都計、人事などを含む今後の市政収拾に当る基本的態度は。

兼次佐一氏　公約した政策の実践に、誠実をもって取っ組むだけである。市政がびん乱しているといわれていたのは、議会活動で前瀬長市政に対する野党議員十七名が、反瀬長の線に立って予算案を始め重要案件を、否決に次ぐ否決に持込んだことと、更に軍補助金の打切り、琉銀による起債融資の却否などで、事業がストップしたのを〝びん乱〟と呼んでいたものであった。そこで市政収拾策については、第一に対議会問題が先決問題となる

　＝　それで対議会工作をうまく運ぶ

自信があるか。

兼次氏　現在の議会分野は、瀬長前市長に対する信任、不信任をそれぞれ基調として、十七対十三の分野を画いていたものであるが来る二月二日に旧真和志地区で行われる市議十五人の補欠選挙で、この議会分野に明らかに変化が起ろう。いずれにしても議員諸公が〝反対せんがための反対〟という態度に出るとは思われない。従って対議会問題はうまく運べるものと確信している。

＝　それでは、来る旧真和志地区での補選では絶対多数を獲得できる自信があるわけか。

兼次氏　現在の腹づもりでは、最少十名は獲得できると思っている。

＝　軍補助金の獲得と、琉銀融資の解除については楽観視しているのか。

兼次氏　軍補助金と琉銀融資はすでに凍結解除されており、軍が再びこれを打切るとは考えられない。琉銀は国立銀行的性格であり融資を再ストップするなどとそう無茶苦茶な出方を示すことはできないであろう。このため私は那覇市の懸案である都計事業の早期完成に向って精一杯努力するとともに、幾多の懸案的諸問題の解決に力をつくす。

＝　現人事の更迭などについて何か腹案があるか。

兼次氏　いまのところ考えていない。ただいえることは、信賞必罰を明らかにして、市民が親しみやすい市役所にするというだけである。

＝　あなたと人民党との関係を、どう処理するつもりか。

兼次氏　人民党との関係は、将来の問題である。私はあくまで〝民連〟の立場にたって市政収拾に当る。

＝　軍に対する姿勢は、対米協調でいくつもりか。

兼次氏　軍に対しては率直に、正直に、いうべきことはいい、話すべきことは話して、互いに理解していくという方向に努力する。就任すれば直ちにモーア高等弁務官、バージャー首席民政官に対し会見を申込み、積極的に話合いを求めるつもりでいる。

＝　ところで、瀬長亀次郎氏の〝処遇〟について、何か腹案があるか。

兼次氏　いまのところ毛頭考えていない。われわれの間では、条件付で選挙するとか、応接するとか、新市長の私から瀬長前市長が何らかのポストを与えられるとかそういうことは考えられていない。そこが保守と革新の違うところだ。

＝　施政方針の基調は。

兼次氏　奪われた民主主義を取返すという基本態度で、今後市政を運営する。

＝　今度の選挙で、特に感じたことは。

兼次氏　私が勝利を得た大きな原因は市民、県民の間に民族意識が高まったことと、祖国同胞の支援、この二つにある。今後も市民県民の民族意識の高揚と、祖国同胞のなお一層のご支援に期待する。

微妙な議会の動き／口つぐむ月曜会のメンバー

兼次氏の那覇市長当選により、那覇市会の勢力分野は野党十七名、与党十一名、中立一名となり、今のところ野党勢力が圧倒的に強いが、きたる二月二日に行われる真和志地区の那覇市会議員特別選挙（定員十五名）ともからんで議会の動きは微妙を極めている。

那覇市会で反兼次の立場をとると見られている月曜会議員（十七名）は平良氏の当選に全力をつくして闘ってきただけに、平良落選の結果を見て気抜けした表情で、議会対策については一様に口をつぐんでいるが、真和志地区の市会議員全員を野党で占めても不信任通過に必要な数を獲得できないところから、兼次市長不信任案の提出は一応断念し、兼次市長の出方を待つということになるもようだ。

両候補の得票数

（午後七時選管委発表）

兼次　佐一	三五、四九一票	
平良　辰雄	三四、五〇七票	
票差		**九八四票**
投票総数		**七〇、四四二**
無効票数		**四四四**

責任もって職責果せ／兼次氏当選にモ弁務官がステートメント

〔琉新・夕　1958・1・14〕

モーア高等弁務官は、那覇市長選挙に兼次佐一氏が当選したことについて、十四日午後一時つぎのステートメントを発表した。

那覇市の選挙は、自由世界においてのみ知られている民主的方法に基いて行われた自由選挙を通して市長を選んだ。兼次氏が選出されたこの民主主義の同じ理念に基き、責任をもってその職責を果すことが、市長当選者兼次氏の責任である。

対沖政策は現状維持／兼次氏の当選に米国政府は失望

〔琉新・夕　1958・1・14〕

【ワシントン十三日発共同】十三日の那覇市長選挙で反米的立場をとる瀬長派の兼次佐一氏が当選したことについて、ワシントンの米政府当局は公式言明を避けているが、非公式な反響はいずれも政府当局者が失望していることを示している。〝平良氏が勝てばよかった〟という考えが米国では支配的であるが、その半面兼次氏の勝利は共産主義国では到底実現し得ないような民主的な選挙が行われたことを示すものだといった弁明もでている。兼次氏自身は共産主義でないので、同氏の当選は厳密にいえば共産主義の勝利ということにはならないことはワシントンでも認識されているがそれとは別に共産党が兼次氏を支持したという事実が指摘されている。実際問題として兼次氏も対抗馬の平良氏も米軍の即時撤退要求を提唱していないので、今回の選挙の勝敗を支配した要素は土地接収問題であったとワシントンではみている。また兼次氏の勝利の陰には同派の選挙作戦が巧妙だったこと。平良陣営の結束が欠けていたことも指摘されている。いずれにしても今回の選挙によって米政府の対沖縄方針が変るとは考えられず、沖縄の米軍基地は沖縄自体はもちろん、日本を含めての自由世界全体の防衛にとって必要であるという現状に変りはないだろう。しかし米政府でも米軍の基地を維持することによって原住民がこうむる不便をできるだけ取り除くよう今後とも引続き努力して行こうという動きはみせており、またそうした線で原住民との間に問題の解決が得られるものと信じているようだ。ソ連の〝ロケットによる世界制圧〟の脅威が去らない限り、米国は断固として沖縄の基地を放棄しないという立場を押し通すだろう。

当選圏は七百票？／那覇市議補選／主導権ねらい激戦

〔沖タ・夕　1958・1・31〕

二月二日に行われる那覇市議補充選挙は、昨三十日立候補届出を締め切ったが、定員の二倍を上回る三十一名が立候補、十五の議席を狙って争うことになった。

この補充選挙は、真和志の編入合併に伴い、都市合併促進法第九条二項二号の規定により旧真和志地区から、十五名の議員を選出することになったものだが、兼次氏当選後の那覇市会二十九議席の勢力分野は、兼次市長の与党となる民連派十一、野党となる月曜会十七名、中立一名となっており、補充選挙の結果によってこの勢力分野に大きな変化がおこることが予想され、再び民連派と反民連派が対決、しのぎをけずる選挙戦を展開している。

○…真和志区域の有権者数は、市長選挙後約五百名の増加をみせ、三万五千八百六十八名となっており、一般に市長選挙より市議選挙の場合は投票率が上回ることから七割をこすものとみられており、七百票以上得なければ当選はできないといわれている。真和志市当時の選挙では、定員二十六名に対して、三十数名の候補者しか出なかったので、三百票台で当選していたものが今回は定員が半数になっているために、各候補者とも苦戦を続けている。

○…兼次市長の与党となる民連では、先の市長選挙で一万三千票を得ていることから九名の推薦候補を出し、全員当選をはかって連日各地で演説会を開いているが、現議員のうち、島袋嘉順、宮城清三郎の両議員が立法院議員選挙に出馬することになっているので、折角かちとった那覇市政の運営を円滑に行うためには、どうしても全員当選しなければならず、必死の選挙戦を展開、最後の追い込みに躍起となっている。

これに対して、反民連派の民主、社大、無所属と、中立を表明する各派は、反民連の線では一致しているとはいえ、共闘といった線はなく乱立もようだが、合併に当って那覇と協定した合併策定の実現をはかる義務があり、多数を制して、議会運営を有利に導こうと必死になっており、懇談会方式による追い込みに拍車をかけている。

なお、これらの反民連派は当選後の議会では、民連にも月曜会にも組せず、是々非々でいくといった態度をとっており、過半数をもたない民連と月曜会の間に立って議会運営のキャスチングボートをにぎるものとみられている。

最後の審判下る／真和志地域の那覇市議補選／民連は七名の当選者／金城（重宜）、又吉両氏が最後まで接戦

〔琉新・朝　1958・2・4〕

那覇市会の勢力分野にどういう影響を与えるかと、全市民注目のうちに行なわれた那覇市会議員真和志地区補充選挙は、三日開票の結果、民連が市長選

挙に見せた強みをそのまま持続して七名が当選、これに反して民主、社大は当選各二名、中立四名という結果に終った。

○…この選挙の結果が兼次市長の議会対策にも大きくひびくとあって、市民の関心もこの日は補充選挙の一点にしぼられた感じ。大宝館前、本社前、真和志支所前の本社速報板の前はいずれも一杯の人だかり、票数の上下につれて群集のどよめきが湧き上るという盛況だった。

○…旧真和志市議会室で行われた開票事務は午後二時半には殆ど当選者が確定するという順調さだったが、民連の金城重宜、民主の又吉久正の両氏が当落の境目にあって一票を争う大接戦となり、開票結果を見ようと詰めかけた群集を始め、立会人まで手に汗を握るシーソーゲームとなった。

○…午後三時現在では金城重宜氏七百四十票、又吉久正氏七百四十票と全くの同点。続いて両候補の得票数を検票の結果、金城氏側から六票減って又吉氏がリード。だがこれもつかの間で疑問票から金城氏の票が六票入りまたも同点、つぎに又吉氏が二票ふえると、今度はまた金城氏が三票ふえてリードを奪うといった調子。

○…結局最終検票に持込まれたときは金城氏七百四十五票、又吉氏七百四十三票となったが、このうち金城氏が二票、又吉氏が一票とそれぞれ無効投票が出て金城氏が一票の差で当選となった。

どうなる議会勢力／民主、社大は野党に？

真和志地区市議補充選挙の結果、那覇市会は新たに民連七名、民主二名、社大二名、中立四名の計十五名の議員をむかえるに至ったがこれらの新議員を迎えて兼次市長という震源地を抱えた那覇市会が今後どういう動きを見せるか注目されている。

今度の選挙の結果、那覇市会の各派の勢力分野は民連十八（このうち宮城清三郎、島袋嘉順の両議員は立法院議員選出馬のため辞職が確定）中立五、民主二、社大二、月曜会十七となった。これで民連は一応那覇市会で第一党である月曜会と殆ど同じ勢力をかちとることに成功したわけだが、民主、社大、中立三派の動向いかんによっては再び絶対多数を野党に握られ、議会運営に苦悩するということも考えられる。

そこで三派が今後どういう動きを示すかが注目されるわけだが、民主の二議員は反兼次という点で月曜会と性格が似かよっており、また月曜会員の中にも民主系が相当いるところから、まず月曜会に加入するか、加入しないとしても同一歩調をとることは間違いないとみられている。また社大党も一月の市長選挙で月曜会、民主党と共闘体制をとり、平良辰雄氏をかついだことから、月曜会に加入はしないだろうが、常に気脈を通じ合うということになるようだ。

民主、社大が月曜会と同一歩調をとるとなると、問題は中立派五名の動向となるが、中立派は為美系が多く、今まで為美系の平良議員がどちらかというと民連に同情的な立場にあった関係から、今後も民連に近い歩調をとるものが多いのではないかとみられている。

民連の得票七千／社大民主とほぼ同勢力

今度の補充選挙の各党派別の得票数は多い順に挙げると△中立七千四百八十七票△民連七千三百二十二票△社大四千八百八十四票△民主三千百十一票となっている。このうち当選に結びついた票数は民連六千五十三票、中立三千四百八十五票、社大二千三百三十二票、民主千七百五十九票となっている。これからみると民連は七千票のうち千票足らずがムダになっただけで残りは当選に結びついており、これは言葉をかえていうと〝民連は立候補者をしぼって当選本位で選挙戦に臨んだ〟ということになる。

民連と対照的なのが中立、社大、民主で、三派を合わせて七千票もムダになっており、これは候補者がしぼれず、乱立で共食いを演じたことを示している。しかし民連も去った市長選挙で兼次市長のとった票を確保できず、民主、社大、中立三派の総得票数の二分の一弱しかとってないのできたる三月の立法院議員選挙が必ずしも民連優勢と楽観することはできなくなったようだ。

党派別総得票数

民連	九名　七、三二二票
民主	四名　三、一一一
社大	六名　四、八八四
中立	一二名　七、四八七
	三一名　二二、八〇四

〝承服出来ぬ〟／次点の又吉氏

今度の那覇市議補充選挙で第十五位当選の金城重宜氏（民連）にわずか三票の差で敗れた又吉久正氏（民主）は、三日自宅で「選管委の決定には承服できない。異議申し立てを行う」とつぎのように語った。

又吉氏の話　立会人は民連側が多く、

私の方からは立会人がでていないので、当然私の票であるべきのが無効にされ、その反面どう判読しても金城重宜とは思えない票まで金城氏の票として数えられており、これは不公平という外はない。さらによく調査して資料を整え、異議申し立てを行いたいと思っている。

那覇市議特別補充選挙得票数

【選管委午後4時50分発表】

候補者氏名	所属	得票
森田　孟松	社大(当選)	一、三二〇
金城　幸信	社大（〃）	一、〇一二
儀間　真祥	民連（〃）	九八七
玉城　正次	民主（〃）	九八一
金城　賢勇	中立（〃）	九六〇
玉井　栄次	民連（〃）	九四五
普久原朝光	中立（〃）	九一一
具志　清裕	民連（〃）	八九三
屋慶名政永	民連（〃）	八五三
黒潮　隆	民連（〃）	八二八
金城　武一	中立（〃）	八二〇
仲尾次盛夏	民連（〃）	八〇五
大城　清徳	中立（〃）	七九四
久場　景善	民主（〃）	七七八
金城　重宜	民連（〃）	七四五

〔後略〕

一社　説一
那覇市会にかける期待

〔沖夕・朝　1958・2・5〕

那覇市会議員の補充選挙は、規模が小さいためか、それとも、その性質からか、とにかくそう強い関心はもたれなかった。これは、見方にもよるだろうが、瀬長前市長時代と、今とでは市会を包む空気がいささか変ってきたことと、それだけ事態の推移とともに、那覇市会に対する市民の考え方に、一つの修正が行われたためではないかと思われる。

もちろんこういった見方も一つの見方にしかすぎないことはことわるまでもないが、これからの市会運営に対して、市民は何をいったい望んでいるかという間接的な答がこれから推してもうかがえそうでならないのである。選挙の結果はなるほど、兼次市長にとっては分がよく、これまでの勢力分野は一変したし(反民連派八名に対して、民連七名が当選、したがって、新議員の勢力分布図は塗り変えられて与党十八名（民連）野党二十五名、中立一名）おいそれと市長不信任はできないことになり、それだけ市長は安泰になったといえる。

しかし、市政がいままでどおりであっては、市の繁栄は望めぬし、市民の大方の希望は、立派な市会の運営をしてもらいたいということになるのは、ごく自然である。そこへもって来て、与党に過半数をもたない市長に対して、野党がいままでの行きがかり上、ことごとく対立の気勢で市会に臨むとすれば、議会はまたも混乱するし、市長選挙の尾をひいたまま、混乱市会へ導くという危険性を孕んでいるし、これが決して市民の福祉になるとは誰もおもわないからである。

兼次市長にしても、市議会の勢力分野に気を許して、市民との約束を守らない勝手な市政をやる非はとらないにしても、とにかく民連勢力のふえたことをバックにして市会で物をいうことになってはならないのである。

野党議員にしても、いわゆる民連派の議員にしても、那覇市の発展のためには、超党派の結束が望ましいことはもちろんである。市民の那覇市政観というものが、民連勢力の伸長によって市会の動きがどうなるかといった興味だけにつながらないのも事実である。

又吉氏が異議申立／選管委が十五日以内に回答

〔琉新・夕　1958・2・5〕

去る二日施行の那覇市議補充選挙で第十五位当選の金城重宜氏（民連）にわずか三票の差で敗れた又吉久正氏（民主）は五日、代理弁護人宮良長辰氏を伴い、選管委の当選決定告示は違法であると異議申し立てを行った。

それによると、開票の結果、金城重宜氏の有効票を七四五票、申立人の有効得票を七四二票と算定し金城氏を最下当選人と決定しているが、無効中「又ヨシ」などと八票は明らかに申立人へのもので、意思がはっきりしているので当然申立人の有効得票に算入すべきものである。

また金城氏の有効得票中には他事記入として無効にすべき投票三票「ヨシノブ」と記載され候補者の誰に投じたか不明のため無効とすべき投票一票計四票の無効票が存在している。したがって申立人の有効得票は七五〇票となり、金城氏の有効得票は七四一票となり申立人が八票の差で当選人と決定すべきである。

これに対して、選挙管理委員長は慎重に再検討すると次のように語った。

大城選管委員長の話　開票事務は慎重

に進め、厳正な判断を下した。ところが、けさ次点の又吉候補から異議申し出があったので、さらに慎重に検討して十五日以内には回答するつもりである。

豪雨で浸水騒ぎ／満潮とかち合い泥海／平和通り／商品損害が約三千万円

〔沖タ・夕　1958・2・7〕

七日午前一時ごろから降り出した豪雨のため各地で浸水被害が続出、那覇市内など五百七十四戸が濁流に浸され警本警ら隊、那覇署、消防隊、パトカーが出動して各罹災地の避難救助をした。とくに那覇の平和通りや神里原通り商店街の被害は甚だしく人間の首筋までくる濁流で大半の商品が水浸し、損害総額約三千万円といわれ旧正前のカキ入れ時に大きな打撃を与えている。

ガーブ川沿いの商店街、住宅は三尺から四尺の浸水で、商品その他に甚大な被害が予想されている。

ガーブ川は七日午前零時ごろからぐんぐん水量を増し、しかも満潮時とあって流れはゆるく、逆にはんらん、降雨も加わって、繁華街もたちまちドブ川と化した。

浸水はけさ六時ごろからようやくひきはじめたが、排水が悪く家族総出で必死のくみ出し作業が行われた。いまのところ人命の被害はないようだが、商品だけでもざっと三千万円の損傷だと言われている。警察、消防、市役所、保健所も応援隊をくり出し、被害調査に乗り出しているが、肉市場をはじめ鮮魚、野菜、果物市場、その他食品店など陳列棚まで浸水しており、よごれたドブ水に洗われた食料品の販売で、今後の伝染病の発生が心配されている。

この浸水騒ぎは戦後最大といわれているが、降雨量もさることながら、排水施設の不備が大きな原因となっており、河川の拡張はもとより都市計画の基本的な再検討が望まれている。

〃排水の不備〃

平和通り会会長国吉大昌氏の話　こんなことははじめてで、大丸百貨店だけでも五十万円の損害だ。最近ガーブ川の上に家が建ちはじめたが、その支柱に板ぎがかかって水の流れがゆるくなったのも原因の一つだと思う。そのことについては前々から市役所に進言してあるが、建築を許可している。

神里原通り会会長平良真次郎氏の話　浸水家屋は約五割、今まで浸水しなかった家も一尺から二尺の浸水だ。満潮時でもあり、降雨量もひどかったが、何よりも排水施設の不完備がたたっている。神里原だけでも損害は五百万円を上回るでしょう。

新栄橋通り会副会長長嶺義詳氏の話　むつみ橋付近の川の上にできた建物の影響だと思う。損害もいまのところ予想できないが、甚大な額だろう。中には枕がぬれているのではじめて浸水に気づいた人もいる。根本的な対策が望ましい。

通り前交番所H巡査の話　三時四時頃はまるで海のようであった。まさか交番まで浸水するとは思わなかったが、約一尺位の浸水でびっくりした。いまのところ人命の被害はない。拾われた預金通帳などが届けられている。荷物運搬のため車馬の通行を許可しないといけないと思う。ガーブ川上の建物については警察としても市役所に警告しておいた。

記録的な春先の豪雨／坪当り三石七斗六升

六日あさ九時から七日あさ九時までの雨量は二〇五・六ミリだった。これは坪当り三石七斗六升で、春先の雨としては琉球気象台創設以来の記録的な豪雨となっている。

このため気象台では七日午前三時に〃豪雨注意報〃を発し警本保安課電報局を通じて「低地の浸水やガケ崩れのおそれのあること」を各地に警告していた。

この雨は先島付近に発生した低気圧が沖縄付近を通過したさい、もたらしたもの。きょう（七日）はときどき小雨、あすから回復する見込みだという、然し十日ごろはまたお天気は崩れそうだとのこと。

各地の被害状況

警本公安第一課に入った各地の被害状況つぎの通り。

（那覇市内）

△平和通り一帯、公設市場を中心とするガーブ川沿い、二百戸が床上四尺の浸水。

△安里付近、安里川沿いの長野屋ホテル一帯、五十戸が床上浸水五尺、△開南大洋劇場周辺、床上浸水一尺―百戸、△ひめゆり橋通り床上浸水三尺―五十戸、△蔡温橋付近、床上浸水五尺―百戸、△崇元寺安里川に面した日琉館一帯床上浸水五尺、四戸、床上浸水二尺―五十戸、床下浸水一尺、二十戸

〔後略〕

一社　説一
水害対策を怠るな

〔琉新・朝　１９５８・２・８〕

五日以来降り続いた雨は七日の午前二時ごろから三時間余にわたって坪当り三石六斗にも達する豪雨となり、各地で河川のはんらん騒ぎを惹き起し、那覇の都心の如き、千五百戸も水禍に見舞われるという戦後最大の水害を被っている。深夜の豪雨来襲に、一家全員が危くだく流に呑まれる危機寸前を救いだされるという避難救出作業も随所にあったようであり、旧正目当てに仕入れた品物を水浸しにして莫大な損害を被ったという商店街のなげきも深刻のようだ。

この浸水騒ぎはガーブ川の岸に沿うて軒をならべて建てられている屋台の支柱が川底にうち抜かれているため、漂流物がこの支柱にからみついて沈積、水の流れをせきとめていたことに因るようである。刻々と増水する流れは屋台の支柱と漂流物にはばまれてはんらん、一瞬にして流域の神里原、開南、平和通り一帯にあふれでたということになるが、ガーブ川のはんらん浸水騒ぎは今にはじまったことではない。これまで幾度びとなく繰り返えされているのであるが、その都度指摘されていたのが屋台の撤去と浚せつであった。

今度の浸水原因もガーブ川の上に建てられている建物にあるといわれているが、これを撤去させる法律がないため、危険だとは思いながらも、手をこまねいて見送っていたとなると、これはまた恐るべき政治怠まんであったともいえる。今度の場合は、それこそ不意をつかれた格好で、浸水被害を意外に大きなものにしたのであるが、ここで真けんに考えねばならないことは、豪雨によって惹き起された結果としての浸水騒ぎもさることながら、はんらんの直接原因が何んであったか、これを未然に知り得たかどうかにある。浸水の禍根がガーブ川の上に建てられている屋台の支柱にあることは、これまで再三にわたるはんらん騒ぎでつきとめられており、これを撤去することにより災禍が防げることを知り尽していながら何らの手も打たれずに見送ってきたということは結局政治的な怠まんが水害を招いた直接原因だともいえよう。

豪雨による水害ばかりでなく、日常の各種災害事故を含めていえることであるが、すべて人類の被る災禍というものは全然予知されなかったことが起って、それが原因となって惹起されるものでないということである。厳密にその因果関係をほり下げて探るとなると根本的な原因はすべて不注意とか怠まん、無謀ということに帰着する。今度の場合、人命に被害がなかったことは不幸中の幸いだったともいえようが、降雨がもっと長時間に及んだとしたら、その結果はどうなっていたことやら思うだにゾッとする。

河川法がどうの、こうのと、ガーブ川の管理保全については所管も琉球政府にあるのか、那覇市にあるのか、まだはっきりしていないというが、それにはおかまいなしに風水害は毎年おそいかかってくる。危険を知りつつ、これを放任してきた責任は琉球政府も那覇市もともどもに負わねばならない。川の上の建造物撤去も法的根拠を云々する前に、先ず人命尊重の建前からいっても、早急に合理的な措置が講ぜられねばなるまい。

今さら昔の為政者の治水治山政策をもちだすまでもないことだが風水害対策の確立こそ沖縄の経済発展の基礎づくりであることを知らねばならぬ。日照りが続いたといっては干ばつ被害、雨が降り続けば浸水騒ぎ、台風が来れば海陸とも根こそぎひっかきまわされ、その都度物心両面の貧しさをなげいているが、経済発展に大きな足かせとなるもろもろの災害防止については、あらゆる角度から抜かりのない構えを整備しなければならぬ。事後の救援より事前の補強が要めである。

那覇市、水害対策へ動く／水上店舗撤去へ／被災者は市税・使用料の減免

〔沖タ・朝　１９５８・２・９〕

那覇市議会では八日ひる三時から全体協議会を開いて、水害対策や被害者に対する救済策について協議した。その結果、十日正副議長と市長が行政府に救済を要請するとともに、特に被害の大きい公設市場の使用者に対しては、市場使用料税金の減免措置を講ずることを決議、ひる四時半閉会した。

なお、根本的な治水対策については、当局で腹案を作製、近く臨時議会を招集して検討する。協議会の討論要旨は次の通り。

宮城（実）　水上家屋の認可やできたいきさつについて説明してもらいたい。

松根建設部長　建築基準法によって建築主事の認可をうけて家屋は建てることになっているが、現在那覇には主事がいないので、直接政府の主事

が認可している。ガーブ川は戦後つくられた川であり私有地になっているので、地主と賃貸借を結んで建築許可をうけているが、主事がこれに建築の認可をしたためにこのようなことになったと思う。

市長　市としては、この水上店舗は好ましいものではないと考え△河川を都計事業河川として主席の認可をうければ、都計法十一条の規定によって撤去する△河川法による河川の認定をしてもらい、その上に建築できないようにする△建築基準法を適用し、その三十五条によって災害危険地域を指定して撤去するという三点からこの問題を検討している。

仲宗根　被害者の救済についても予算措置の問題もあるので、当局で具体的な案をつくって早急に議会に出すことを要望し、具体案ができてから本会議を開いては（全員賛成）

市長　さし当って正副議長と市長が早急に政府に対して救済措置を講ずるよう要望することを決めてもらいたい。政府には災害復旧費八千万円あり、さらに予備費、社会局関係の予算からの流用ができるので、これから出してもらうように要望する。とともに、諸税の減免、融資のあっせんについても要望したい。

さらにこの機にガーブ川の公有河川の認定もお願いしたいので月曜日（十日）に正副議長と市長が政府に要請したいと思う。更に市場使用料の減免については、市場使用料徴収条例によって市長の権限によってできるが、民主的に行うために議会の了解を得たい。次に店舗の改修は当然市の予算で行うことになっているので、早急に予算措置を講じたい。（全会一致で市長の提案三事項を決議）

浸水千八百戸／損害八千万円／那覇市

〔沖タ・朝　1958・2・9〕

那覇市では、去る七日の豪雨による浸水被害の調査を進めているが八日までに判明した被害状況次の通り。

浸水総坪数＝八万八千坪で、床上浸水千五十三、床下浸水八百二十六、計千八百七十九戸となっており、被害額は八千万円となっている。

被害内訳　△公設市場、丸国マーケット、平和通り一帯、平和橋から千歳橋の川沿いの商店街―床上＝六百戸、床下＝三百六十戸△久茂地川上流、ガーブ川下流沿い―床上＝二百六十六戸、床下＝百二十四戸△神里原一帯―床上＝百十五戸、床下＝百二十六戸△日琉館付近―床上＝七十九戸、床下＝五十五戸△蔡温橋一帯―床上＝三十戸、床下＝二十八戸○その他、橋梁、防堤五。

被害額＝約八千万円（概算）被害店舗約二千軒で一戸当り約四万円と見積る。△農作物―調査中△水産関係＝なし△水道関係＝姫百合橋十二吋送水管破損（修復費二万五千円、損失水量費八千五百四十四円、計三万三千五百四十四円）

一社　説一　泥まみれの那覇市

〔琉新・朝　1958・2・10〕

臭気鼻をつくガーブーの濠（ほり）は那覇市の象徴だとある旅行者はいった。これはそのものぴしゃりである。表通りはビル街で自動車がはんらん、町々を行く人々も着飾っているが、裏をのぞくまでもなく、ちょっと目を外らすだけで、汚れた足裏がのぞかれるという格好である。

その那覇市の中でも那覇市場は経済の心臓部をなし、市民の動きの中軸となっている。そのような肝心な那覇市場が元々住むに絶えない、畑にもならぬ捨て地の沼地であった。戦後の混乱期にここに自然に市場が生れたわけだが、これを放任していたということが大きい政策上の過失となった。不衛生で浸水は自然の成行きである場所に定着させた方も、定着した市民たちも賢明とはいえないが、今となっては手のほどこしようもないということになっている。結局はこの不自然な市場の発生に対する善後処置は、自然の改造以外には残されていない。

当間重民市長時代にガーブー上流の雨水を与儀・古波蔵を経て那覇港の漫湖に注ぐ計画をしたが、それがまだ実現しない。これが実現すればガーブーへの排水流は限られたものになり、浸水騒ぎも完全に阻止できるのである。市場の商人たちはそれが那覇市政の最大の仕事の一つであることを忘れてきた。市当局がこれを果すことができなければ、彼らは常住浸水被害の危険にさらされている外はないのである。十年前の浸水被害の後このことを市場の商人たちは忘れていた。水上に杭を打ち込んで店舗を作らせたことも、作ったことも、双方とも無茶という外はない。

しかし、この市場の浸水被害だけでなく、那覇市全体が排水のなっていない泥まみれの街であることを一般市

民は知っていない。泥まみれになれたためか、あきらめたためかわからないが、排水について一般市民は余りにも無神経である。排水がわれわれの生活に欠くことのできないことも十分に認識、莫大な経費を要するこの仕事の実現と市政を関連さして考えてほしいものである。

更生資金の貸付など／水害救済を政府に陳情

〔沖タ・夕　1958・2・10〕

那覇市兼次市長、高良、渡口正副議長らは十日あさ十時半、行政府で知念官房長と会い、去る七日の豪雨による浸水被害者に対する救済と、浸水防止に対する根本的な対策について陳情した。これは八日の市議会全体協議会の議決を得て行われたもので、直接主席に陳情することになっていたが主席が不在のため、知念官房長とあい、罹災者に対する食料品の特配、所得税の減免、金融機関に対する更生資金貸付の特別措置のあっせんなどの緊急措置と、根本的な浸水予防策として、水上家屋を撤去するために安里、ガーブ両川を河川法準用河川として認可するよう陳情した。

これに対して知念官房長は「主席ともはかり、社会局、工交局に連絡して善処する」と回答した。

陳情書の要旨は次の通り。

救急措置について　七日の豪雨によって平和通り一帯、公設市場等の浸水面積は八万八千坪にも及び損害額は約八千万円と推定されているが、罹災者の中には倒産者も出ることが予想される。これらの罹災者に対して、政府でも早急に調査検討の上△食料品等の特配、△更生資金の貸付方について、特別措置を講ずるよう金融機関にあっせんしてもらいたい。△市当局としては公設市場使用料の中止または減免を考慮中であるが、政府でも所得税の減免措置を考慮してもらいたい。

河川法の準用について　安里川（安里橋から久茂地川間七百間）とガーブ川（旧鉄道路線から久茂地川間約八百七十間）は河川法の準用河川としての認定がないために、行政上多大の困難をきたしているが、両河川は公共の利害に重大な関係があるので、次の諸状況により河川法の準用をお願いします。

一、両河川は市街の中心部を通り河川法準用河川と同程度の価値を有する。

二、両河川は毎年大雨の際は、宅地浸水面積八万八千坪にも及び、去る七日の豪雨の際には床上浸水千五十三、床下浸水八百二十六戸を出した。

水上店舗の撤去陳情／那覇各通り会で水害対策

〔沖タ・朝　1958・2・11〕

水害で約一億円の被害を受けた那覇市商店街は、九日平和通り会を始め九通り会で「水害対策連合委員会」を組織、水害対策に立上ることになった。対策委員長に仲井真元楷氏を選び、十日あさ十一時早速業者代表約三十名が市役所を訪れ、今度の水害の大きな原因をなしたという水上店舗の撤去とガーブ川の浚渫工事を早くやって貰いたい、と強く訴えた。この陳情に対し、市役所では、ガーブ川の浚渫はすぐ着工したいが、水上店舗は河川法による準用河川の認定がないために市で撤去することはできないので、政府にできるだけ早く準用河川に認定して貰った上で撤去したい、と回答した。

仲井真対策委員長の話　現在のガーブ川は、最大降雨量と川の幅員と深さを比較すると絶対にはんらんする状態にあるといわれ、このままでは商店街はいつも水害に悩まされることになる。委員会としては今後は関係団体とも協力して絶えず当局と折衝したい。近く被害者の市民大会も開いて強力に水害対策に乗出す意向である。

現職やめさすな／反民連新議員が要望

〔琉新・夕　1958・2・11〕

去る二日に行われた真和志地区の那覇市議補欠選挙で当選した森田孟松氏ら反民連八名の新議員は、十日あさ十時すぎ、那覇市役所を訪れ、同真和志支所の職員人事について、兼次市長と話し合った。

それによると、編入合併により大那覇市民として出発した真和志地区があらゆる事業、その他事務面などをスムーズに運ぶ上に、最も重要な時期にあるので、そのことに最も詳しい現職員を異動することはマイナスになるので、絶対に人事異動をしないよう申し入れた。これに対して兼次市長は、同支所の職員異動については、いまのところ何にも考えていないと回答、なごやかな話し合いであった。

〃科学的に調査せよ〃／水上店舗業者が協議

〔沖タ・夕　1958・2・12〕

那覇市内平和通り一帯の水害の大きな原因がガーブ川に出来た水上店舗や屋台のために水流がさえぎられたためだ

として那覇市水害対策連合会（委員長仲井真元楷氏）が市当局に撤去を陳情しているが水上店舗業者は事実を無視した一方的な行為だとして十一日夜八時半からむつみ通り会（会長宮里正則氏）の会員十五名がむつみ園に集まり撤去反対運動をきするため水上店舗組合を結成すべく準備委員会を開いた。宮里正則氏（むつみ通会々長）を委員長に山城善光氏（むつみ園経営主）黒潮隆氏（那覇市議員）ら委員十名が河川上の店舗が水害の原因であったかを農連市場前からガーブ川下流まで調査した結果その事実のない事を確かめ、平和通り一帯の業者が商売上の利害から誤った世論をつくりだしているとし同業者に呼びかけ十三日（夕七時から）農連市場で大会を開き組合結成、水害対策連合会の水上店舗撤去陳情に対して反対運動を展開することを申し合せた。

組合結成準備会の調査にもとづく水害の原因をつぎのように指摘している。△ガーブ川の氾濫は、真和志上間区辺りから中央農指所―市内ガーブ川流域一帯にわたる広い地域から流れる水量を二間半から四間の狭い川では到底はきだせない。△市の架設したガーブ川上の橋は何れも水上店舗の台桁より低く、水上店舗の台桁に水はかかっていない。△河川のいたる所に土砂が積り、水路を塞ぎ、数カ所に三―四尺の土砂による土が出来ている。△川にクイが放置されている。公設市場や平和通り一帯は川フチより地盤が低い。△満潮時には公設市場付近は川の水面が僅か六フィートしかない。

水上店舗の一つもないひめゆり橋通りでもかつてない浸水騒ぎを起したのは短時間に降雨が多かった事が最大の原因で、当局はもっと科学的に調査すべきだとしている。

水上店舗、屋台組合結成準備委員代表宮里正則氏の話　われわれも被害者である。被害の原因をわれわれ弱い水上店舗業者のせいにして根本的な原因を究明していないのは遺憾だ。

利害のかけ引きによって責任を転嫁しようとする一部の人々の態度には不満である。われわれも都市形成のためにはすすんで市当局、政府にも協力して行きたい。そのために、不適と思われる業者には自粛的に改善してもらうようにしたい。しかし不当な強制には絶対反対して生活権を守るために団結して当ることにする。

水上店舗が最大原因／那覇都心の水害／市当局の調査終る

〔琉新・夕　1958・2・15〕

那覇市役所土木課では七日の豪雨による水害について調査を進めていたが、これがこの程まとまったので、この資料を基礎に今後の水害対策を練ることになった。この調査によると浸水の最大原因は水上店舗だとされており、水上店舗経営主や社大党那覇支部が、水上店舗は水害の原因ではないと主張していることと反対の結果がでており注目されている。調査書の内容はつぎの通り。

ガーブ川の現状　ガーブ川の現状を見ると△試験場地点の川幅が三米、川の高さが二米、通水流量毎秒三十立方米、流下流量二十九立方米△千歳橋地点が川幅六米、川の高さ二、三米、通水流量毎秒二十立方米、流下流量二十九立方米△むつみ橋地点川幅七、五米、川の高さ二米、通水量二十五立方米、流下流量三十一立方米△南美栄橋地点川幅八米、川の高さ二米、通水流量二十五立方米、流下流量二十九立方米△旭橋地点川幅十五米、川の高さ三・三米、通水流量五十四立方米、流下流量四十立方米、となっている。

これから見ると久茂地川の通水流量は流下流量を十分に排除できる能力があるが、千歳橋、むつみ橋、南美栄橋の地点は現在の河川断面では今度のような豪雨は排除することは困難である。

今度の浸水が大きかった原因　まず第一の原因は水上店舗及び屋台店である。なぜなら雨が降り始めてからガーブ川の各地点に雨水が到達する時間は試験場地点で二十分、むつみ橋地点で三十四分、南美栄橋地点で四十五分となっており、この流水時間で河水が流れていると千歳橋付近や市場では例年に比べてそう被害がなかったはずである。そして水上店舗及び屋台の支柱のため流水通過に支障をきたすと共に、支柱に塵芥、板ぎれがひっかかり、流水をせき止めており、水上店舗、屋台店の水害の影響は大きく、これらの撤去が必要となっている。

沖縄社会党結成さる／当分集団指導制を採用

〔琉新・朝　1958・2・17〕

十六日ひる二時四十五分から遊園地劇場で〝沖縄社会党〟の結党大会が行われた。小雨模様の天候の中を、都市や中、南、北部の各地から百余名の同志が参加し、予定通り議事を進行さ

せ、五時過ぎ散会した。

沖縄社会党は既報の通り、社会主義革命を目指す勤労階級の結合体として、本土の社会党の県連支部的な性格のものに育成して行くことを、結党大会で万場一致可決、綱領および規約、大会スローガンなどについても、準備委員の原案通り可決された。その他役員人事についても当分の間は中央執行委員長や書記長は置かず、政策審議委員、財政委員、統制委員、会計監査委員の集団指導制で党運営に当ることになった。

同党は党本部を那覇市に置き、支部設置については、同一市町村を単位として党員三十名以上を以て組織するとなっている。中央執行委員は二十名で都市地区から八名、中、南、北部の各地区から各々四名で、中央委員は都市および各地区とも各々十名で四十名となっている。役員名は次のとおり。

政策審議委員長＝岸本利実、財政委員長＝並屋徳善、統制委員長＝吉野幸一、会計監査委員＝松本吉次郎、山城珍重。

【中央執行委員】与那嶺豊見、浦崎直良、浦崎直成、具志堅興和、花城清光、松田豊成、呉屋盛興、新垣善春、平山彰夫、岸本利実、兼次佐一、黒潮武秀、並里徳善、宮良寛才、浦崎直英、仲村栄、新垣盛信、仲原英通、吉野幸一、崎浜盛敏、飯田忠。

兼次氏の話　かねてからの念願であった日本社会党の県連支部的な性質を持つ沖縄社会党が本日結成されたことを心からうれしく思う。われわれが社大党から脱党した理由は、同党が革新政党らしき行動が全くなく、最近では保守か革新かの分別すらつけ難く、殆ど救い難き状態に落ち入ったためであった。脱党と同時にわれわれは新党を結成することを述べ、それがあくまでも即時祖国復帰、沖縄の原水爆基地化反対といったスローガンの趣旨に基く革新政党結成を宣言した。われわれは何処までも理論と行動を両立させ、住民のためのより良い政治の改革に努めて行きたい。

民連手入れ第二段階へ／兼次市長らを取調べ／関係者きょうあす一挙に

〔沖タ・朝　1958・2・19〕

十四日いらい民連の手入れを進めている巡回検察庁特捜部では、十七日までに池原担当検事の下でほとんどの物的証拠を揃えたので十八日午後から直ちに関係者調べに入り、大湾喜三郎氏（民連事務局長）と兼次佐一氏（同執行委員）の両幹部に任意出頭を求めて調べを行った。

この関係者調べによって調査は第二段階に入ったわけだが、民連の場合は問題の違反事実（無届政治活動）が明らかに表れているとする検察庁は、罪状構成の裏付けは物的証拠によって十分だとみており、関係者調べは短期間に切り上げる方針のようで、幹部級はひとまず調べたので、他の関係者は十九日から二十日にかけて一挙に取調べることになるようだ。従って早ければ今週末、遅くとも来週半ばまでにはいちおう起訴、不起訴を決めるものとみられている。

なお十八日午後任意出頭に応じた大湾氏は四時半カッキリ検察庁に入ったが、取調べは五分ていど。民連の事務局長に間違いないかどうか確められただけだと同氏は語り、「今後の対策といって、どうしようもこうしようもないじゃないか」といっていた。

兼次氏は大湾氏につづいて市長専用車で乗りつけたが、取調べ内容については語らなかった。

一方、瀬長亀次郎氏（民連議長）も出頭を求められたようだが、同氏は病気で豊見城村の島医院に入院中のため応じられなかったようで、病院での取調べを希望しているといわれる。

〃断固たる反撃をうけよう〃

検察庁の手入れに対し民連本部では十八日午後、次の声明を発表した。

【声明要旨】

基地権力者と当間任命政府は、民連に対し集成刑法をよりどころにして新しい弾圧に乗り出してきたが、民連の統一戦線としての行動は、民主主義社会における公明なる政治活動の原則にてらし、いささかも非とされるところはない。民連弾圧の意図は原水爆基地化反対、祖国復帰、四原則貫徹、民主主義擁護のために闘う民連が、広汎な県民大衆に支持され、県民団結の中心になっているので、これを崩し那覇市長を再び追放し、立法院選挙で反動売国勢力を勝たせようと言う陰謀に根ざしている。これは明らかに政治的弾圧であり県民の民主主義破壊であり、これを許すならば原水爆基地化、土地取りあげと一括払い、永久軍事支配を許すことになる。このような露骨な政治的意図を持つ弾圧は、祖国の同胞は勿論、世界の平和独立の勢力からの断固たる反撃を受けるであろう。われわれは弾

圧を直ちに止め、全県民に世界人権宣言、国連憲章に従い、政治活動の自由、結社の自由を保証することを要求する。

正副議長が辞意表明／けさ 兼次市長就任初市会

〔沖タ・夕　1958・2・24〕

兼次市長就任初の那覇市臨時議会は、二十四日あさ十一時から旧真和志地区選出の十五議員も加わり四十名が出席、（欠席は辺野喜、崎山両議員）して開かれたが、午前中は兼次市長の議会招集の挨拶と、新議席の決定をみただけで、議案審議は午後にもちこされた。

○…議会は、まず高良議長から新らたに迎えた十五名の真和志選出議員に対する挨拶があったのち、来る三月十六日に行われる立法院議員選挙に民連推薦で立候補出馬する島袋嘉順、宮城清三郎の両議員からの辞表提出の報告、両議員の辞任挨拶があったのち議事に入ったが、それに先立ち兼次市長は要旨次のような議会招集の挨拶を行った。

この臨時議会の招集は、去る七日の豪雨でガーブ川一帯が浸水その被害は数千万円にのぼっており、救援措置として事業費を予算に追加更正するためである。

公有河川に認定されるまでの応急措置としてのガーブ川の浚渫費八十一万六千円、安里川の浚渫二十万四千円、金城、寒川区の地すべり改修費など総額百二十六万円となっているが、これを慎重審議し、すみやかに事業が開始されるようはからってもらいたい。

その後、議席の追加に伴って、高良、渡口（麗）両正副議長の辞職許可願いが出されたが、仲宗根議員から〃これは重大な問題である。議事日程を変更して、休憩しこの問題を討議したい。正副議長が辞表を出したのは、前の三十名の議会構成であるので、四十五名の議会構成で信を問うつもりであったと思う。したがって休会して協議したい〃という動議が出され休会、真和志選出議員十五名は議場外で話し合った。その結果、議長問題は三月の定例議会で検討することを決定、午前中の会議をおえた。なお、ひきつづきひる一時から再開、常任委員会の決定、会期の決定をすることになっている。

那覇市会／正副議長の辞表撤回／常任委の割ふり決まる

〔琉新・朝　1958・2・25〕

二十四日午後の那覇市会は午後一時半再開されたが、正副議長の辞表の処理問題で意見が分れ、休憩して協議した結果、正副議長が辞表を撤回することになり、正副議長の辞職問題は三月の定例会議に持ち越された。午後一時半再開とともに森田議員が真和志選出議員を代表して正副議長の辞表処理について「真和志側の意向は今度は正副議長の辞職を保留して貰い、三月に同問題をとりあげたいということにまとまった」と報告があった。これに対し月曜会議員から「投票で正副議長を決めるべきだ」との意見がでたが別室で調整の結果、正副議長の辞表を撤回して貰い、今回は辞職問題にはふれないことになった。

続いて各常任委員の割りふりに移り旧議員は従来通り、真和志選出の新議員の割りふりをつぎのように決めた。

総務財政委員　久場景善、玉城正次、大城清徳、黒潮隆、屋慶名政永、金城重宜、儀間真祥。

建設委員　金城賢勇、金城幸信、金城武一、具志清裕、玉井栄次。

文教厚生委員　森田孟松、普久原朝光、仲尾次盛夏。

懲罰委員　久場景善、金城武一、金城幸信、具志清裕、玉井栄次

その後会期について協議、二十八日までの五日間が会期と決った。きょうはあさ十時から本会議を開き、当局の説明、質疑を行うことになっている。

那覇市長／水上店舗撤去の意志なし／58年度予算めぐり論議

〔琉新・朝　1958・2・26〕

二十五日の那覇市会は午後一時再開されたが五八年度予算その他の議題をめぐって市当局との間に活発な質疑が交わされた。

森田議員　ガーブー川の浚渫工事は相当額が計上されているが、安里川上流は護岸工事として二十万しか計上されていない。工事の個所はどこか。安里川は浚渫しなくてもよいのか。

土木課長　安里川上流の護岸工事というのは昭和産業修理工場後側で長さ三十米、高さ四米である。浚渫を行わないのは予算の関係もあるが、安里川は将来曲りくねっているのを直線にする計画もあり、ガーブー川ほど人家密集地でもないので後まわしにした。

高良（清）議員　緊急対策の具体案はまだ決まってないようだが、市場使用料の減免などどうなっているか。

総務部長　四百五十五名の被害者を対象に一カ月程度の市場使用料の免除を計画している。

高良　資金カンパはどういうように行っているか。そしてどう処理するか。

兼次市長　一市民という立場から退庁後やっており、市職員の奉仕という形でやっている。カンパで集まった金は公金扱いはしない。

辺野喜議員　市当局ではガーブー川を拡張すれば水害を防げるというが、根本策としては国場川への分流をしなければならないのではないか。

土木課長　拡張工事だけで浸水は防げると信じている。

平良議員　水上店舗問題の解決がなければ水害は防げないと思う。市当局は水上店舗をどうするつもりか。

建築課長　今後建築は許可できないことになった。水上店舗には不法建築物と合法建築物があるが、不法建築物は勿論だが、合法的な建築物でも市会の同意があれば建築基準法によって撤去できる。

兼次市長　水害の原因は水上店舗だけが原因ではない。将来道路工事をやるときは別だが、現在は撤去の意志はない。

渡口（麗）議員　資金カンパは予算外というが、これは明らかに市町村自治法違反である。自治法には歳入、歳出はすべて予算措置をすることを規定してある。

市長　退庁後一市民の資格でやっていることであり、自治法違反かどうかは検討する。

渡口　市民はいつ水害対策を実施するか知りたい。緊急対策はいつから始め、恒久対策はまたいつから始めるか明確に答弁してほしい。

市長　緊急対策は議会が予算承認次第直に着工し、三カ月で完成したい。恒久策については政府の河川法適用をまたねばならず、適用の実現に全力をつくしたい。

仲松議員　市長は河川法の適用により恒久策をこうずるといっているが、ガーブー川の管理は政府か那覇市かはっきりさせてほしい。

市長　ガーブー川の管理についての責任は明らかにされてない。だが河川法が適用されるまで放任できないので市が浚渫するのだ。（ここで久場議員からカンパは公金扱いしないという兼次市長の発言に対し再び追及、兼次市長は発言が間違っていたらおわびしたいから検討の余地を与えてくれと答弁してやっと追及を切り抜けた。）

赤嶺議員　追加予算で小禄新部落の道路工事が組まれていたが、これを削除したわけは。

土木課長　政府から測量設計の依頼があり、補助金がでるということなので削除した。

赤嶺　政府に問い合わせたところ政府では補助金の話をしたことはなく、市が独断で削除したといっている。正式の文書もないのに、一度予算に組まれたのを削除するのはけしからん。

市長　課長の言い分を信じて削除したがこの点率直におわびしたい。

これで五八年度追加更正予算を各委員会に付託、約十分休憩の後市職員定数条例を総務財政委に付託、マン湖の埋立問題は二十八日の本会議に持ち越すことになり、四時半散会した。

〃水害阻止に協力する〃水上店舗代表が意見述べる／那覇市建設委員会

〔琉新・夕　1958・2・27〕

水上店舗問題を審議する那覇市会建設委員会（委員長新垣松助氏）は二十六日あさ十時半から開かれた。

きのうの現場視察の結果について各委員から意見がのべられたが、幅二米乃至三米の浚渫では効果うすく、同浚渫費として追加更正された八十万円はもっと有効に使えないか検討した方がよいということになった。

続いて水上店舗代表者の意見を聴取した。

水上店舗山城相談役　都計上差し支えがあったら立退くことを契約している。もし差支えるなら進んで撤去する。できるかぎり水害阻止に協力する。川の中の支柱撤去、土堤の土盛りにも進んで協力するが、撤去の場合そこに生活する人達のことも考えて善処して貰いたい。

水上店舗にも水害の一因があるが、都計ストップによる土砂のスイ積、橋ゲタの低さ、記録的な豪雨これが水害の最大原因である。ことさらに一部の人達が水上店舗生活者にすべての責任を押しつけている。我々としては市当局に反対するわけではなく、支柱の撤去などについては協力はおしまない。

赤嶺委員　きのう現場視察での感じでは水上店舗の支柱が流れをせきとめたためと思う。現在でもその形跡が残っている。これについてはどう思うか、水上店舗だけが原因とはいわないが、少

なくとも最大の原因となっている筈だ。

宮里組合長　組合員もこの点は認めている。それで市当局に協力して改善すべき点は改善するよう協力はおしまないつもりだ

那覇市会／水上店舗撤去せよ／建設委が市当局へ要望

〔琉新・朝　１９５８・２・28〕

那覇市会建設委員会はきのう午後一時から再開され、午前中に引続き水上店舗問題、ガーブー川浚渫工事について審議したが、委員会としては水上店舗は撤去すべきであるという結論に達し、市当局にもできるだけ早く水上店舗を撤去するよう要望することになった。午前中は撤去反対の立場に立つ水上店舗組合代表宮里、山城両氏の意見を聴取したので、午後は撤去促進の立場にある通り会代表宜保為楷氏らの意見を聴取した。宜保氏の意見はつぎの通り。

宜保代表の話　今度の水害でガーブー川流域の商店街は約一億円の損害を受けたが、これにはかつてない被害である。この被害が起った最大の原因は水上店舗にあることは間違いなく、水害の日には水上店舗の支柱に板切れその他がひっかかり、流れをせきとめ、川を逆流させている。このため睦橋とその下流の差は三尺近くもあった。今後こういう水害をなくするため、水上店舗から河中に張り出した支脚をのぞき、また店舗の床を高くするよう要望すると同時にできるなら保安上の見地から店舗の撤去をしてもらいたい。

水上店舗撤去賛成派代表の意見を聞いたのち、兼次市長の委員会出席を求め、市の店舗に対する考え方その他について質疑をかわした。

赤嶺委員　市長は前には水上店舗を撤去するといいながら、二十五日の議会では撤去の意思はないといっているが、これはどういう意味だ。

兼次市長　市当局の基本的態度は水上店舗は好ましくないということで、従って将来撤去する意思ははっきりしている。ただこれの撤去については水上店舗の撤去が該当者二百軒とその家族千名の生活に密接なつながりがあるので直ちに撤去するわけにはいかない。

宮里委員　今度の水害は水上店舗が原因だといわれているが、それは認めるか。

兼次市長　市としては水上店舗だけが原因とは考えてない。今度の水害の最大の原因は五十年ぶりという異常な降雨量が最大の原因である。

赤嶺委員　きのう現場を視察した感じでは一浚渫は大した効果はないと思うが。

土木課長　川の断面が広くなるので、効果は十分にある。

金城（武）委員　河中に張り出している店舗の支脚はどうするか。

兼次市長　市としては建物を認めない方針だから、改築をさせたら建物を認めることになるので悩んでいる。この辺は政治力で解決したい。これで委員会の審議を打切り、八十万円のガーブー川浚渫費を市当局の原案通り承認すると共に委員会から市当局に▽店舗の支脚を撤去させること▽水害対策の恒久的なものを早く打ち出すことを要望することになり、二時半散会した。なおきょうは午前十時から本会議を開き、五八年度追加予算を中心に討論、採決、休会という日程になっている。

水上店舗／三ヵ月以内に撤去／那覇市会がけさ決議

〔琉新・夕　１９５８・２・28〕

那覇市会本会議は二十八日午前十一時二十五分開会された。この日は二十四日に招集された臨時市会の最終日となるものだが、議題が水上店舗問題にまつわるだけに、この日の那覇市会は水上店舗撤去賛成派、反対派それに公設市場のおばさん達など数百名が傍聴に押しよせ、開会前廊下で議員を捕まえては自分の陳情をするという陳情合戦を行っていた。

開会と同時に渡口（麗）議員が緊急動議として「水上店舗の早期撤去決議案」を提出した。

水上店舗撤去決議案　二月七日の豪雨でガーブー川周辺が水害を受け、被害総額は約八千万円に達している。浸水を二度とくり返さないため、水害の原因となった水上店舗を撤去すべきだという結論を市会は得た。十八万市民の生命財産を守るため一、おそくとも三カ月以内に水上店舗を撤去すべき。

二、合法建築物は補償して立退かせる。

三、公設市場使用料の免除市税の減免を行う。

瀬名波議員　決議案には異存ないが、河川法の適用要請決議を一緒に行って貰いたい。

瀬名波議員の発言に対して日程外といって野党側から異論が出たが、新垣、赤嶺、大山各議員が賛成の意見をのべ、採決の結果、万場一致でこの決議案を採決、これで水上店舗は三カ月以内に撤

去することになった。

―社　説―
水上店舗を取り除け

〔沖タ・朝　１９５８・３・１〕

那覇市の水上店舗（ガーブ川）が問題となってまだ解決のメドはついていない。水上店舗がいま問題となっているわけは、雨で川があふれ、じっさいに、水害を生んでいるためである。もちろんこれは水上店舗だけが原因ではないが、その一因となっているのは争えない事実である。そこで、法規はどうあろうと、現に実害を及ぼしているいわば邪魔な障害物を撤去することは公共性からいって当然そうあるべきである。（市会は決定）

そうであるのに、いま市当局と、市場の商人間（被害者）とのやりとりを見ていると、なぜかモタモタして、意図があいまいのようである。支当局としては浚渫工事費の予算を組んで、いちおう応急措置をとろうということまではハッキリしているが、どうも撤去すべきかどうか迷っているような印象を受ける。

あのような場所に、どうして店舗建設を許したのか、市当局のこれまでの措置にも疑問はある。しかし、闇市時代のどさくさにまぎれて当分の間という、考え方から許可したとはおもうが、市場の形態として、いつまでも放っておくわけにはいかないし、またその時期も限度にきているとおもう。

沖縄の首都、那覇市の市場として、衛生上からも、見た目の気持からも、現状に飽きたらないとすれば、どうしても、これは撤去してもらわないといけないし、そうあるべきである。しかし、いま水上店舗で生活している零細な商人たちには、公共上はどうあっても、撤去となれば、痛手を受けるのはあたりまえである。だが一方では平和通り一帯の商店の損失も大きい。あちらを立てればこちらは立たずといったことになる。お互い生活権を主張できるし、それを忍ぶ必要はないが都市の発展という大眼目からすれば、それは一部分の話にしかすぎない。

そこで、市当局に望みたいことは、もっと根本的な市場設計を打ち立てる必要に迫られているということである。まず水上店舗の撤去を断行する前に、関係者の生活を脅かさない十分な考慮をはらうことである。つまり彼らの保障をどうするかということだが、それには、もっと視野を広げることだ。水害対策の一環として、川底の浚渫をすると同時に、店舗の撤去まで一気にやり、後は、きれいな貸しマーケットをつくることだ。先だつものは金ということになるが、市はその気になって市債を起せば、これはあながち不可能とはいえまい。年々歳々雨季のくるたびに水害騒ぎを起すよりは、いっそおもい切って根本策を立ててことを運ぶことである。

見舞金でガーブ川浚渫工事

〔沖タ・朝　１９５８・３・１〕

二十八日の那覇市臨時議会は午前中、野党側から出された、ガーブ川の水上店舗撤去決議案を可決、休けいしてひる二時から再開。

民連十七議員が出した久茂地川、安里川、ガーブ川の河川法準用河川認定要請決議案を可決したのちガーブ川の浚渫工事費など百二十万円の追加更正予算を可決した。市当局はガーブ川浸水に対する応急措置として同川の浚渫を計画、その事業費百二十余万円の財源を港湾施設使用料、と小禄一帯の道路工事、排水工事費から流用してある。小禄の土木工事を流用したことは、政府がエマ台風被害に対する補助金として同工事をするものとして削除したものだが、総務財政委員会で追及、調査したところ、政府は那覇市に測量の応援を求めただけでまだ具体的に工事の計画はないことが明らかにされ、ついに同予算案は撤回することになり、新たに財源をみつけることになった。これについて総務財政委員会では、市有地に対する講和発効前の見舞金九百七十万円があるのを、財源に当てるべきであると要求、再び予算案は組みかえられ、見舞金の九百七十万円を歳入に組み入れ、浚渫工事費百二十万円を支出することになった。

尾をひく水上店舗問題／問題は撤去の時期／対策の万全を望む業者側

〔琉新・朝　１９５８・３・２〕

那覇市会は二十八日水上店舗を三カ月以内に撤去するよう、市当局に要請する決議案を採択、これで水上店舗問題は一応の解決を見た形となったが、問題の進展はこれからで、市当局はいつ、いかなる方法で撤去に当るか、水上店舗経営者は果して市当局の撤去に簡単に応ずるかなど、幾多の問題が残されている。水上店舗の今後の問題点をひろってみた。

今度の那覇市会の決議は、二月七日の

ガーブー川周辺の水害は水上店舗が原因であるとし、その撤去を三カ月以内に市当局が行うよう要請したものである。市会がどうして撤去決議をやらず、市当局に要請するという形の決議を行ったかといえば執行権は市当局にあり市会には執行権がないからである。だからこの市会の決議に対し、市当局は政治道徳上、一応市会の意向として尊重はするが、場合によってはこの決議通りには執行しない場合もあり得るわけである。

従って水上店舗問題がどういう進展を見せるかということは、市当局がこの問題をどういうように解決するかという点にかかっていることになる。兼次市長は市会終了日の翌日に当る一日、市長室に関係部課長を集めて水上店舗問題について協議したが、水上店舗を撤去することは、ガーブー川流域を都市計画道路に指定告示したことにより建築基準法第八条（不法建築物）同第十条（合法建築物）を適用して、現在の水上店舗を合法非合法を問わず撤去できるという結論に達したが、撤去の時期、方法については結論を出すに至らなかった。

市当局が現行法で撤去できるとの見解に立ちながら、撤去の時期を容易に打出せないのは、撤去によって職を失う約千人の水上店舗関係者の生活権問題があるからである。水上店舗撤去による失業者を放任するわけにはいけないし、といってこれらの人々に立退補償費を出すだけの予算はないというところに、市当局の深刻な悩みがあるわけである。

一方水上店舗関係は撤去問題に対してどうでるかというと、同組合のスポークスマン格の山城善光氏はつぎのように語っている。

山城善光氏の話　都計推行に対してこれまでも協力するという基本的な態度は失わないできた。全会一致で決議されたのだからいつでも撤去する腹である。しかし議会も決議したからにはそこで細々と日々の糧を得ている数百の営業者とその家族のことも考えてのことだと信ずる。大きな社会問題だし、当然それに対する対策、処置を考えてのことだろう。

その前提のうえに具体的な対策をねりたいのだが、まだそこまで考えていない。

これによると水上店舗業者は、立退きには従うという腹づもりのようだが、これも適当な補償があってのことで、那覇市に補償にあてる予算がないことから、立退き実施に当っては相当のもんちゃくが予想され、万一これらの人々が生活権を守るという立場から市当局の立退実施に反対するようなことにでもなれば、革新を標ぼうしているだけに兼次市長としても大きな悩みに逢着することになろう。このように水上店舗問題はなお色々な問題に尾を引いているが、那覇市、市会が、同問題の根本的解決策として一致してあげているガーブー川の準用河川認定が政府によってなされないかぎり、那覇市の中心部が豪雨のたびに水びたしになるという悲劇は免れないようだ。

水上店舗／撤去による問題／対策委会つくって検討

〔琉新・朝　1958・3・7〕

那覇市では六日午前十時から部課長会議を開き水上店舗撤去問題について協議した結果、市当局、議会利害関係者の三者からなる水上店舗対策委員会を結成、撤去によって生ずる諸問題について検討することになった。ガーブー川の水上店舗はその撤去をめぐって市民の世論が沸騰していたもので、去った市会ではこれの撤去を議決したものの、補償その他複雑な問題がからんでいるので市当局の出方が注目されていたもの。

部課長会議では補償その他の問題から市会の議決通りに三カ月以内で撤去するのは無理だという意見が多かったが、三カ月以内に撤去できないとしても市会の決議を尊重してできるだけ早く撤去しようということになった。なおガーブー川の水害防止緊急対策としての浚渫工事は来週から着工することになっている。

ガーブ川浚渫工事始まる

〔沖夕・朝　1958・3・16〕

那覇市では十五日ひる二時から南美栄橋横でガーブ川浚渫工事の起工式を行った。

ガーブ川はさる二月七日の豪雨の際にはんらんし、平和通り一帯を水浸しにしたが、雨季を控えて応急措置として浚渫することになったもので、公入札の結果七十五万円で宇良組（代表宇良宗四郎氏）が落札、同工事に当る。

起工式は兼次市長をはじめ関係各課長、宇良組代表者らが出席しておこなわれた。祈祷式と鍬入れ式はさる十三日の大安の日に先に済ましている。

この工事は南美栄橋から農連市場横まで川の中央部幅二・五米、水深二米を浚渫するものだが、完成は六月十五

日の予定。なお。市土木課ではこれだけの浚渫で浸水は十分防げるといっている。

ガーブ川沿い店舗／市建設委が調査

〔沖タ・朝　1958・3・21〕

那覇市会建設委員会は、二十日ひる二時から委員会を開き、さきにガーブ川沿いにある屋台店の人たちで組織された中央川沿店舗組合から陳情のあった同店舗の存置方の陳情書について協議した。

この陳情は、二月の臨時議会で市会が水上店舗撤去の要請決議をしたのに対し川沿いの店舗は市の道路使用条例によって許可をうけて営業し、五六年まで道路使用料、事業税も納めていたものであり、水上店舗ではないから存置してほしいというもの。

建設委員会では十九日、現場視察を行ったが、これを水上店舗とみなすかどうか結論に達することができず、結局市当局に調査検討し議会に報告してもらうということになり、保留された。

区長制を復活／那覇市会／兼次市長施政演説

〔沖タ・夕　1958・3・24〕

兼次市長就任後、初の定例議会として注目された那覇市定例議会は三十七人の議員が出席、二十四日あさ十一時から開かれたが、兼次市長の施政方針が発表されることになっていたため、傍聴席には定刻前から数十人の市民がつめかけた。議会は、議長から諸般の報告があったのち、直ちに兼次市長の施政方針の発表に移ったが、兼次市長は、①対議会政策について、②一括払い反対について、③都市計画事業について、④市財政計画について、⑤新年度の事業についての五項目にわたる基本態度を発表した。新事業として、区長制の復活、水道料金の値下げ、国場川の埋立事業計画をのべた。

演説要旨　第二十三回定例議会の招集に当って施政方針の基本的な点についてのべたい。まず日本民族として誇りをもつ大那覇市の市民の自主性を確立していきたい。議会に対しては超党派的にのぞみ執行、議決両機関の共同責任において市民福祉をはかりたい。琉球政府章典にも、また日本国憲法でも自治体の自主性が重要視されている。市民のための市政の確立は我々の当然の義務である。

那覇市民の問題であると同時に全県民の宿願である一括払い阻止について、限定付保有権の取得をねらった軍用地料の一括払いについては第二十一回那覇市会でその受領拒否の決議を行い、さらに立法院でもその反対の決議を行った。

しかるに軍はこれを無視して強行している。世論を尊重し、日本の領土を守るために、私はあくまでも適正地料の毎年払いを推し進めていきたい。

公約した政策については全力を注いで忠実に実行していきたい。那覇市には当間市長時代にできた都計マスタープランがあるが、その後瀬長、東江市長によってうけつがれ、実施されてきている。私もこれをひきついでいくとともに、さらに真和志との合併策定書の実施に全力をあげていきたい。ところがその裏づけとなる財政は、周知のように莫大な資金を要するものであるが、それに対する財政計画は殆んど依存財源に頼っているために、いたって不安定なものになっている。

瀬長市長の就任で、米国民政府、琉球政府は那覇市への補助を打ち切り、さらに琉銀は融資を拒否した。そのため泊のポート・ターミナル、霊園などの工事は自己財源でやってきたが、瀬長市長追放のあとをうけた東江臨時市長に対して八百余万円の再開指令が出され、ハーバービュー線、久茂地校横線牧志延長線の工事を再開している。私は、米国民政府も琉球政府も補助を再開するものと確信している。というのは、私の当選に当ってモーア弁務官はステートメントを発表、〝那覇市民は、自由主義諸国でのみ許される自由選挙によって市長を選んだ。市長は民主主義の理念にもとづいてその職責をせ〟といっている。私の市長としての使命は公約した政策を実行することにある。もし、米国が、市長個人の好き嫌いから一度出した指令を実行しないならば民主主義の理念に反することになる。

最後に、新年度予算で実行したい事業として、①区長制の復活、②水道料金の値下げ、③国場川埋立事業の三つをとりあげていくつもりであるが、議会の協力をお願いする。

那覇市会／行政区画を再検討

〔沖タ・朝　1958・3・25〕

二十四日あさ十一時から開かれた第二十三回那覇市定例議会は、午前中兼次市長の施政方針をきいたのち、会期を二十九日までの六日間と決め休憩、ひる一時から再開したが、午後は議員提案の公有水面埋立免許申請手続について、行政区画整理調査研究委員会の設置要請の二件を可決、当局提出議案の説明をきいただけで散会した。

行政区画整理調査研究委員会設置について　旧那覇市、首里、真和志、小禄の合併によって那覇市は広大な地域にひろがったが、現在の行政区画の名称は、町名、区名、字名には同一のものが多く市民生活に不便をあたえている。例えば松尾区、ソベ区は旧那覇、真和志の両方にあり、宮城区が真和志と小禄の両方にあるといった有様で、官公署の事務を煩雑にしている。こういった町名、区名の統一をはかるために、当局でできるだけ早く議員、一般学識経験者、所管部、当局職員で組織する委員会を設置し、その解決をはかってもらいたい。

公有水面埋立免許申請手続について　公有水面の埋立許可申請は布令百六号の規定による手続を要するものであるが、最近事後承認を得るものや、あるいは申請中に工事をするものがあり、那覇市の都市計画に支障をきたすおそれがある。これを未然に防ぐために、議会の決議を経て、民政府に法にもとづいた埋立免許申請手続をとったのちに工事をはじめさせるように要請しようというもの。

なお、市会は二十五日は議案研究のため休会し、二十六日あさ十時から再開、提出議案に対する質疑を行うことになっているが、野党側は市長の施政方針を中心に市長提出議案の助役選任同意、浸水被害者に対する事業税の軽減などをめぐって当局に攻撃を加えるようだ。

勢力分野に変化

これまで民連の一員だった儀武議員は今議会からはっきり野党側に回っており、議会の勢力分野は反民連（野党）二十六、民連（与党）十六、中立一となっている。今会期の日程は次の通り、

▽二十六日＝本会議（議案上程質疑委員会付託）

▽二十七、二十八日＝委員会（付託事件の審査）

▽二十九日＝本会議（議案上程、委員会審査報告、討論、表決）

〃市政運営は超党派で〃助役選任、野党が撤回要求／那覇市会／兼次市長に一般質問

〔沖タ・夕　1958・3・26〕

第二十三回那覇市定例議会二十六日の本会議は、三十七人の議員が出席してあさ十一時から開らかれ市長の施政方針に対する一般質問を行った。

野党側は、都市計画事業を推進するために、軍補助、銀行融資の再開とからんで市長と民連、人民党との関係、凍結資金解除のメドなどについて鋭く市長を追及した。

なお開会に先立ち、野党側の渡口副議長、新垣、比嘉（佑）議員らは市長室で兼次市長と会い、第一助役の選任同意案を撤回してもらいたいと申し入れた。兼次市長は一昨年十二月以来空席になっていた助役の椅子に仲原現総務部長を選任しようと、今議会にその同意を求めているが、野党側は、市長は超党派的な立場から市政運営に当るといいながら人事面ではかなり党派的である。

助役選任に当っても事前に議会との話し合いがなされていないのでこの案は承認できない。

議会が否決すれば角が立つのでその前に撤回してもらいたいというもの。会談は秘密のうちに行われたが、市長はこれについての確答はしなかったようだ。

宮城（実）　市長は民連推薦で当選したが、民連は人民党を中核とする政治団体である。市長は、特補再開の問題について、弁務官の言葉を引用して確信をもっているといっているが、これはあまりにも我田引水的だ。市長は、選挙後人民党とは一線を画し、民連の支持はうけないと言明しながら実際は民連スローガンの実践に当っている。弁務官は、銀行融資、補助再開は市長の言動によるといっているので人民党と一線を画しすっきりした態度をとることが、問題解決の方法だと思う。これに対する市長の見解がききたい。

市長　弁務官のステートメントはひとり那覇市長のみならず全世界の市政担当者としての態度でなければならない。選挙公約を忠実に実施するという点で一致しているということだ。公約を実施してはじめて責任を果たしたということになる。これが私の基本方針である。市民福祉のためにその責を果たそうとする時に、人間の好き嫌いに

よって補助を出したり打ち切ったりすることは民主主義の理念に反するから、再び打ち切ることはないと確信する。市町村自治体では、議会と当局とが協力していかなければならない新年度予算の編成に当っても、いち早くその計画を議会に提出し、十分検討してもらうことになっている。融資については、琉銀は国立銀行的な性格をもつものでない。市町村は議会の議決を得て融資することができる。融資はその市町村に返済能力があれば当然融資すべきであるから、これも再開できると信ずるものである。

なお、市政運営に当っては人民党だけではなく、如何なる政党とも関係してはいけないと思っており、もっぱら超党派的な態度でのぞみたいと思っている。

民連の政策を実施するということと、人民党と一線を画するということが、矛盾するということだが民連の政策は選挙中の公約が市民にうけて当選したのだからその実施に努力することは当然である。

しかし、これを実施するに当っては、その政策の全部を予算に組んでも、同じ市民代表の議会の審議を経てやるものであるから、それは議会の問題になるものだ。

仲松　市長は人民党あるいは民連であるが故に補助金を打ち切ることは、自由選挙、自由結社に対する圧迫と思うが市長はどう思うか。市長は日本の領土防衛のために、適正地料の毎年払いに全力を注ぐというが、さかんに一括払いが強行されている。市民の先頭に立ってこれに反対運動をする計画があるか、次に前の議会でガーブ川の公有水面認用の決議をしたがどう処理したか。

市長　個人の好き嫌いによって市民に対する補助や融資を打ち切るということは、自治体に対する不当な圧迫であり、世界のもの笑いになると思う。次に、さいきんさかんに一括払いが強行されているが、単に国土防衛というだけではなしに、原水爆基地化に反対し、恒久平和を確立するために、市長としてできるだけの努力をしたい。市町村長会に対して、米国の上下両院、大統領に対する反対決議案を出している。

那覇市会／助役人事は保留

〔沖タ・夕　1958・3・31〕

第二十三回那覇市定例議会最終日の三十一日はあさ十時半から本会議がひらかれ、各常任委員会に付託された案件に対する委員長の審査報告があったのち表決が行われ、午前中に〝水害に伴う事業税及び市民税の軽減について〟など七件を可決休憩に入り、ひる一時から再開する。

なお問題の第一助役の選任同意については、野党側から第二助役収入役の問題と一緒に検討したいので次の議会まで保留してもらいたいと市長に要望していたが、市長はこの要望を入れ三十一日議案を撤回することになった。与党は同案を強行に通そうという動きもあったが、市長との調整の結果、保留に同意することになった。

▽部課設置条例の一部改正　真和志との合併条件に伴い、これまでの勧業課を廃し、商工観光課と農林水産課の二課を新設しようというものだが、総務財政委員会では総務部の分掌事項に商業工業及び観光に関する事項、農業畜産及び水産に関する事項を行うという二項を加えると修正、これを可決した。

△水害に伴う事業税及び市民税の軽減について　さる二月七日の浸水被害者に対する救済措置として当局ではじめ事業税だけの軽減案を出していたものだが、委員会と市長との再三にわたる調整の結果市民税も軽減することになったもの。

一社　説―政治的弾圧と違法容疑

〔沖タ・朝　1958・4・3〕

「民連」が起訴されている。無届の政治結社による政治活動は違法であるというわけだが、この事件に対し民連側は革新勢力への弾圧であるときめつけ、日本の社会党や左翼団体も政治的圧迫だと抗議している。

法治社会において法をまもるのは当然である。法を犯す者はそれ相当の処罰をうけるのもまた言うを要しない。社会の安寧秩序はそれによって確保されるからである。したがって民連の政治活動が法の定めに違反したものであれば相応の罰はうけるべきであり、法に従ったか否かがはっきりせず、検察当局によって「疑い」があるとされるなら法の裁きを俟つのが常識である。

民連事件を政治的弾圧とうけとっている人たちの見解は、いままで米当局がもっていた政治活動に関する裁判権が民側に移譲され、その移譲と同時に〝手入れ〟された、しかもその時期が立法院総選挙を控えていた、という二点を指摘し、さらに類似の「平良後援

会」に対し検察当局の態度は消極的であるとして、一方的弾圧とみなしているのである。

なるほど米当局のコマ切れ的な権限移譲のやり方は、何か不明瞭な政治的意図を印象させるものといえる。住民の自治権を拡大させるための権限移譲なら、この場合も集成刑法全部を移してくれるべきであって、事件の発生があったからといって、それに関連したほんの一部分を移譲するが如きは、そこに何かの含みがあるとうけとられても仕方のないことであろう。住民側はできるだけ米側の留保する対住民の権限を移譲してもらいたいと希望している。これは民連といえども同様だ。だから一つ一つでも結構ではないかといえばそれまでだが、誤解や曲解をもたらすようでは甚しく移譲の意義を減殺することは認めねばならぬであろう。

だからといって、違法容疑があれば軍だろうが民だろうがこれを黙認すべきではない。それに時期の問題や今回の手入れが一方的に民連を弾圧していると解するのも当っていない。法を守るということは政治的なものではない。政治的立場と遵法の立場は別である。事件があり、違法行為の疑いがあれば厳にこれを摘発するのは検察当局の義務である。米当局が政治的に民連を弾圧したいなら、その術（すべ）はいくらでも持ち合わせているであろう。またあえて民連への圧迫を民側の手に押しつけたのだとみるにしても、法に違背した行動あるいは容疑は、いずれにせよ摘発され裁かれるべきであって、そこには時期もなければ一方的だからいけないとする理由も認められぬのが常道である。第三者の側からいえば、選挙中だから取調べを遠慮するとか、起訴しなかったとかいうこと自体が政治的配慮にもとづくものとして不満を覚ゆるのではなかろうか。

ともあれいかなる違法事件乃至容疑事件もこれを政治的に取扱うべきではない。民連側が、全然事実無根で、ねつ造した容疑による〝手入れ〟だというなら、その後、なぜ結社届を出し、会計報告を出したかと反問されるであろう。くり返えしていいたいことは誰でも政治的に法を曲げてはいけないということである。もし軍の布令布告だから守らないというのであれば、それはそれで全然別の立場で臨むべきだろう。

―社　説―

〝資金凍結〟の解除にも超党派であたれ

〔沖タ・朝　1958・4・4〕

さきの瀬長市長時代にストップされた那覇市にたいする民政府補助は、いまなお凍結されたままになっているが、社大党が選挙の直後真ッさきにこれをとりあげて、援助再開を民政官に訴えているのは、問題の解決に糸口をあたえてくれたようにおもう。

もともと、これは那覇市の都市計画事業のために既に支出準備された資金であって、民政府があらためて用意するものではない。その意味でいうと、行政府が目下折衝をかさねている行政府費補助とは、まったく性質が異なるもので、凍結のセキを払いのけさえすれば、金は自然に流れだすような状態になっている。たとえワシントンまで掛け合わなくてはならないにしても、さして困難さはないはずで、解決はもっぱら民政府の意志ひとつにかかっていると言える。

そこで、資金が凍結された理由がどこにあったかであるが、それは当時もやがましく論議されたように、反米的な態度をとっている市長に、補助金を出してやる必要はない―ということにつきるだろう。もっとも、表面は金融の元締をにぎっている琉銀総裁が、市の財政をあやういとみて、自主的にとった措置であるといわれたりしたけれども、前後のいきさつからみて民政府の意志からでたことは、誰も疑わないだろう。

ところが、それによって、結局困ったのは、もちろん市民である。都市が単にそのなかに住んでいる市民だけのものでないとすれば、ひろい意味で沖縄の全住民が困った。けして市長だけが不利にたたされたわけではないのである。これは、はじめからわかりきった話だった。

民政府の意図のなかには、反米的とみた市長を民心からひきはなそうという考えもあっただろうし、一方ではまた、そのような市長を選んだ市民にたいして、こらしめの意味をふくめていたかもしれない。想像すれば、いろいろのことが考えられる。いずれにしても民政府としては管理者の立場から、それを当然のこととしているのだろう。しかし、沖縄の人の立場におきかえて考えると、それは通用しない。

都市計画事業はあくまで市民のためのものであって、市長個人に名をなさしめるものでもなければ、選挙の自由

をそのようなことで責任を問われるのも心外といえば心外である。那覇市に対する資金の凍結解除は、一党一派の勢力にテコ入れをすることになるなどの考えを抜きにして、住民福祉のため一致して当らなければならない課題である。凍結されたことを、いい戒めだとか、やむを得ない仕儀だとか考えるのは、民政府であって、沖縄の内側にたつ人々までが、それを肯定しては、はき違えもはなはだしい。

しかし、いままで凍結の解除について力を貸してくれたのは、行政府をはじめ、ほかのどの政党にもみあたらなかった。あたかも、他人の責任は、こっちの知ったことではないという態度にさえみえた。そこへ、はじめて口火をきったのが社大党だったのである。

選挙後、政党の間に対外問題に向っては、一本にかたまっていこうという、超党派の色がみえはじめている。那覇市にたいする凍結資金の解除も、民政府との折衝を必要とする対外問題のひとつにほかならない。この際、那覇市だけの、はっきり言えば民連派市長だけの責任とはせずに超党派の線にのせて、解決へ力をあわせてほしいところである。四囲の情勢を思いあわせると、那覇市長にとってこれは荷が重すぎる。さいわい、社大党がきり出したことであるから、その気になりさえすれば、超党派折衝はすぐ実現できることであるし、またその機もちょうどいま熟している。民政府を動かすには、もっともそれが効果のある手段である。超党派ではたらきかけることによって、おそらく民政府筋がもっとも懸念している一方的な「抵抗の勝利」だと思わせることもないだろう。

資金の凍結にあって既に一年余になる。これ以上都市計画事業をおくらしてはならない。

三年掛りで漸く完成／近代的な泊港ターミナル

〔沖タ・朝　1958・4・9〕

五六年十一月十五日に起工した泊港ターミナル・ビルの新築工事は約二年にわたる長い工事日数をかけて四月十五日ようやく完成する。同ターミナルは、総工費千百五十八万七千九百円で善太郎組（新垣善太郎氏）が着工、総坪数三百十八坪のスマートな鉄筋コンクリート二階（一部、四階）建、五六年十二月末に第一期工事を完了したが同十二月二十七日に那覇市市長選挙をめぐって、工事中止の通告をうけ、琉銀の資金凍結にあってのびてしまった。このため政府から五百万円の補助金が交付されることになっていたが、四百万円が補助あとの百万円は工事がすんでから交付される。こうした複雑ないきさつでようやく完成する。なお、現場監督の善太郎組平良清一氏は「近く完成の予定だが近代的な総グラスウインドの建物として基礎工事に苦心した。完成の時はターミナル前に停車場など設けて多くの人々に利益を与えることができるだろう」と語っている。

同ターミナルへは、税関事務所、待合室、郵便局、検疫所、出入国管理部、各船舶会社が入ることになっている。

業者の意見聞く／バス・ターミナル問題

〔琉新・朝　1958・4・10〕

那覇市会総務財政、建設両委員会の合同委員会が九日午後三時から那覇市会議室で開かれた。この合同委員会は民営か公営か結論を得ぬままに放置されているバスターミナル問題に解決のいとぐちを与えようと開かれたもので、当日はバスターミナル社長上原敬和氏らの出頭を求め、事情を聴取した。委員会のもようはつぎの通り。

大城委員　バスターミナルは那覇市が建設すると五六年四月に市会が決議しているが、今まで建設されていない理由はなにか。

仲原総務部長　いきさつはよく分らないが今の那覇市の財政状態ではバスターミナル建設は不可能に近く、バス業者にやって貰った方が実現が早くなると思う。

宮里委員　バスターミナル会社はどうなっているか。

上原バスターミナル社長　昨年七月十一日に資本金二千万円のバスターミナル会社を組織、総株数の四分の一に当る五百万円を払い込んである。

高良委員　上原社長からいままでのいきさつをくわしく説明してもらいたい。

上原社長　牧志、開南、神里原の各地に散っていたバスの発着所を都計上の立場からという那覇市の要請で五四年十二月五日仮バスターミナルに移転した。この仮バスターミナルはあくまで一時的なものであったし、五六年四月に那覇市が建設することを決着したにも拘らずまだできていないのは、那覇市の設計に民政府がダメを出したので、五六年九月七日当時の那覇市建設部長安次富長昌氏から「民政府の言い分を通したら那覇市としては自信が持

てないから、業者で建設をやったらどうか。そのとき市有地は買いとってくれ」という話があったので、これが当間市長の意思であることを確かめた上で九月七日「それでは業者自体でやります」と嘉手納助役に正式に回答した。

ところがその後同年十月十五日に開かれた市会の全体協議会で当間市長は「職をとしてもバスターミナルの建設は市がやる」と態度が変り、今に至るまで市がやる、業者がやるともめている。

新垣委員　市と一緒に経営する意思はないか。

上原社長　なるべくなら業者だけでやりたい。

高良委員　会社設立でバス賃を値上げするようなことはないか。

上原社長　そんことは絶対にさせない。

これで合同委員会を打切り、六月の議会まで十分に同問題を検討することになり散会した。

なお兼次市長はバスターミナルの建設問題について、つぎのように語っている。

兼次市長の話　現在の那覇市の財政状態から、バスターミナルを那覇市が建設するのは難しいので都計の促進という立場から業者にこれをまかせ、実現を早めたい。

道路舗装補助金／兼次市長が支出申請

〔沖タ・朝　１９５８・４・11〕

兼次那覇市長は十日、民政府へ、さきに琉銀総裁から東江臨時市長に口頭で再開指示のあった特別補助金の一部を出してもらいたいと申請した。

これは、特補工事のうちハーバービュー線、久茂地校横線、牧志延長線の三本の道路と久茂地川第二号橋の工費六百十一万六千余円のうち未執行の二百十四万八千余円で、東江臨時市長への再開指示で工事を進めているもの。すでに完成した分もあるが、琉銀では軍からの指示がないため金が出せないというのでこの申請となった。

なお、現物支給することになっていたアスファルトの分は先月末に出されているので東江臨時市長に再開指示のあった分については現金も出されるものとみられている。特補工事の施行状況はつぎの通り。

▽ハーバービュー線　那覇高校前から琉球政府裏まではすでにアスファルト舗装を完了し、政府裏から四十四号線間は目下工事中である。なお、このアスファルトはさる三月二十五日民政府から特補として現物支給されたものである。

▽久茂地校横線　第一相互銀行横から一号線を横断、国際通りと旧市街地を結ぶもの。基礎工事はさる三月五日に完成、あとはアスファルト舗装を残すだけだが、アスファルトは民政府から現物支給されることになっている。

▽牧志延長線　那覇署前からバスセンターに通ずるもので路面工事は完成し目下アスファルト舗装工事中。なお、このアスファルトも現物支給の予定だが工事を急ぐため自己資金で立替え、四、五日の中に完成の予定。

泊港ごったがえす／上間選手らにぎやかに出発

〔琉新・夕　１９５８・４・12〕

十二日ひるすぎ泊を出港した沖縄丸は定員二百十二名を八十名近くも上まわる大賑わいをみせ出港をまえに貨物の積込み作業と見送り人でごったがえしていたが、同船で熊日マラソンに出場する上間君ら三選手、運転講習生、那覇市議員、天理教徒などが上京した。

〔中略〕

○…那覇市会本土派遣議員は高良議長以下大山盛幸、高良清二、宮城実、備瀬知良、仲尾次盛夏、屋慶名政永、喜久山朝重、比嘉朝四郎、具志清裕の十議員と新垣繁（事務局員）の十一名だが、この日渡日したのは大山、備瀬、高良、宮城、仲尾次、屋慶名の六議員だけ、他の議員は十八日に大阪で落合うことになっている。

大山団長の話　約一カ月の予定で本土各地を視察するが、今決定しているのは長崎市における都市計画事業、広島市のバスターミナル、大阪市の河川法、水上店舗問題などで、十八日全員が大阪に集り、その後の視察日程について協議する。

〔後略〕

地主たちで初の区画整理／高級住宅街のモデル／市の手借りずに立ち上る

〔沖タ・夕　１９５８・４・15〕

那覇市都市計画の基調をなす区画整理事業は、五二年からはじめられ、今年三月までに約七五パーセントが完了しているが、市の手を借りず、自分の土地は自分で整理しようと自主的に組合をつくって区画整理事業をやろうというのがある。

それは、上泉町一、二、三丁目、楚辺原

一帯（ハーバービュー）の地主たち九十一人で組織するハーバービュー付近土地区画整理組合（組合長岸本政智氏）、去る一月二十五日主席の認可を受け、六月から事業に着手することになっているが、沖縄では初めてのケースとして注目されている。

○…都計法第十三条の規定によって都計区域内の土地は区画整理することになっているが、これまでは同法第十四条の規定によって市町村がこの事業に当っていた。

行政庁がやる場合には、なかば強制的に行われ、換地についても地主の意見が十分にいれられない場合が多く地主の不満が絶えない。しかし、地主の自主的な組合（法人組織）でやる場合には、全組合員（地主）の承認がなければならないのでもっとも理想的な区画整理ができることになる。

この組合は、ハーバービュー一帯が軍の接収から開放されても道路ができてないために建築許可が得られないので岸本氏を中心とする地主たちが、自分の手で区画整理をしようと五七年七月頃から話し合い、その間数回にわたって地主会を開いて協議した結果、組合組織の運びとなり、去る二月二十二日設立総会を開いて会長、副会長、評議員を選任、規約を制定して正式に発足した。

組合事業地区は総面積二万四千六百四十五坪で総工費七百八十九万六千円となっているが、その中都市計画道路一本と区画整理道路七本（地積五千八百三十二坪）事業費として売る替費地（二千三百五坪）にあてるので整理後の地積は一万六千五百八坪になる。すでに沖縄土地整理会社（社長嘉手納並水氏）の手で測量を始め六月から着工、十一月までに完成する予定である。

この事業は、市と同様地主から三割を提供してもらい、それを替費地として売って工事費に当てるが地主にとって有利なことは換地は全地主の同意を得て行われ、組合の事業地区内で行われることだという。市のやるように上泉町の土地が前島町に移されるといった不合理なことはおこらないといっている。

なお、同地区はゆるい傾斜をもっているが、これをいかして本土における関西の芦屋、関東の熱海といった高級住宅地のような立派な街にしようと組合側ではりきっている。

岸本組合長の話　ハーバービュー一帯は軍から開放になったが、道路が設定されてないため建築許可が得られなかった。市の区画整理を待っていてはおそくなるので自分たちの手でやろうと組合を組織することになった。区画整理組合は、全琉ではじめてのものであり、われわれの手で立派な町をつくりあげたいと思う。

成功すれば、あちこちにこのような組合ができて都市計画事業も促進されると思うので一生懸命やるつもりです。

なお、政府に対してはすでに補助を申請しているが、那覇市に対しても近く補助申請するつもりだ。

知念那覇市計画課長の話　都市計画事業や区画整理事業は市でやるべきだと考えられているが、それは間違いで市民が市と一体となってこの事業をやってはじめて促進されるものだ。その意味で沖縄で初のケースとして区画整理組合ができたことはいいことだ。住宅問題についても不動産会社などが団地計画をたて住宅公団にするところまでいけば結構なことと思う。市民が進んで都市計画に協力していくという体制をつくらなければ平和通りのような不良地区の改造はのぞめない。さらに金融機関もこういった法人や個人には長期融資などの措置をとって援助することがのぞましい。

兼次市長／選挙違反で起訴

〔沖タ・朝　1958・4・20〕

（既報）兼次那覇市長の選挙運動を追及している検察庁は十九日あさから首脳会議を開き同事件の処分を検討した結果、起訴することに決め、巡回与那嶺検事の担当で同日午後中央巡裁に起訴手続をとった。

公訴事実については発表をひかえているが、兼次市長は去る立法院議員選挙のさい第一、二、三、五、十三などの選挙区で民連推せん候補者を応援するため、市長専用車を選挙運動のため使用して立法院議員選挙法第百四十五条（公用物の使用禁止＝違反者は三年以下の懲役または三万円以下の罰金を科される）に違反した疑い。

これまでの警察と検事の調べによると兼次市長は、前記各選挙区で十回余りにわたり専用車を使って選挙演説をしたと疑われていることに対して選挙演説をしたことはみとめているが専用車を使用した点については第二、第三選挙区に乗っていったことだけをみとめ、他の選挙区については全部否認しているといわれ、また第二、第三区の場合もそれぞれ屋我地へ慰問に行ったついでとか郷里の上本部へ焼香に行ったついでに演説を頼まれたのであり、選挙

運動のために車を使ったのではない、と弁明しているといわれている。これに対して検察庁では、兼次市長が各選挙区で専用車から乗り下りした事実を現認した証人をそろえており、また同市長が各演説会場へ連続的に車を乗り回した事実や演説会の前日からポスターに同市長の演説が予定されていたことなどで、計画的な選挙運動に専用車を使ったことを立証できるとしているようだ。

高圧線の移転／那覇市が要請

〔琉新・夕　1958・5・2〕

那覇市ではギーリス電力公社理事長宛、市内一号線にそってたてられた高圧線の移転促進を要請した。この高圧線は六万九千ボルトという高圧線で、これが市内を貫通していることは危険であり、区画整理、土地利用の面で支障をきたしており、電力公社でも移転の必要を認めていたが移転候補地の選定難でのびのびとなっていたもの。

一号線に架橋を／水害防止、那覇市が申請

〔沖夕・朝　1958・5・13〕

那覇市の真中を流れるガーブ川の支流の一つである前島町から一号線を通り市営住宅前に通ずる排水路は、一号線でたち切られているため、大雨のたびに付近に浸水騒ぎをおこさせているが、那覇市では九日、主席に一号線を通して橋をかけるよう申請した。

去る二月七日の豪雨でガーブ川をはんらんさせ、公設市場一帯に一億円の損害をあたえたのも一因はこの排水路の水のはけ口がないためだといわれているが、一号線の工事は技術的にも困難だといわれ乏しい那覇の財政ではできないとあって政府に工事申請をしたもの。なお、これと同時に那覇市では、都計道路のハーバービュー線はじめ十七本の道路を政府道路として認定するよう申請した。

これらの道路は瀬長市長時代から再三にわたり認定を要請しているものだが、まだ実現しない。政府道認定の申請をした道路はつぎのとおり。

泊那覇港線、波之上久米線、牧志延長那覇港線、牧志延長線、那覇港線、ハーバービュー線、刑務所前通り、真和志郵便局前、真和志小校、霊園、三原教会線、三原中央線、首里一号線、首里崎山馬場線、小禄新部落本線、高良宇栄原線、田原ペリー線。

グラウンドと円覚寺跡保存問題／急転直下円満解決／文化財保護委／琉大の申請を条件付で承認

〔琉新・夕　1958・5・15〕

琉大グラウンドと円覚寺跡保存問題で話し合った文化財保護委員会、山里委員長他五名は、博物館に午前十一時半からおける琉大側との話し合いのあと円覚寺跡の実地見分を行なった結果次のような条件で琉大側の申請を承認することになり紛糾するのではないかとみられていた同問題は、急転直下円満解決した。条件は次の通り、

一、琉大は、円覚寺復元が具体的になった場合は、全面的にこれに協力する。

二、グラウンド整地のさい円覚寺周辺の石垣は、崩さないこと。

三、琉大側の新申請線は、グラウンドのノリ下とする。

四、放生池や山門の復元に、支障を来たさないようにする。

なお文化財保護委員会では、二、三日中に委員会を開き、同問題について協定書を作せいし、琉大側と交換することになっている。

全議員の共同提案で／戦災復興援助決議／那覇市会

〔沖夕・朝　1958・5・24〕

那覇市会は、二十三日ひる三時から総務財政委員会を開き、三月の定例議会に民連十五議員から出され、同委員会に付託された戦災復興事業に対する日本政府への援助要請決議案について協議した。

これはさる二十日の委員会で検討した結果、修正して全議員の共同提案にすることになり、二十二日与野党双方から各二人の委員をあげて修正したものだが、二十三日の委員会では、この修正案を全会一致で採択、六月の定例議会にあらためて共同提案することになった。

（決議案要旨）

太平洋戦争で激戦場となった沖縄は、講和条約第三条によって今なお米軍の占領下におかれている。その間沖縄の政治、文化、経済の中心である那覇市では戦災復興の努力を続けているが、まだ二〇パーセントしか完成していない。

沖縄でも五六年に都計法が立法されたが、政府の負担額についてはなんらの明文もなく、さらに琉球政府の財政規模では補助金の支出に多くを期待でき

ない。
沖縄の受けた被害は、広島、長崎以上のものであるが、祖国政府は沖縄の戦災復興に何ら財政的援助をあたえていない。日本政府が誠意を示せば施政権者である米国も必ず了解することと思う。
日本政府が、本土の戦災復興諸法規に準じてできる限りの財政的援助を与えるよう要請する。

那覇市／新予算案を内示／自己財源で経常費一億余円まかなう／政策的な事業は補助金で

〔沖タ・朝　1958・5・29〕

○……五九年度予算案を中心議題とする那覇市の六月定例会は、十日から開かれることになっているが市当局では二十八日ひる二時から市会議室で各議員に予算案を内示した。
那覇市の新年度予算は自己財源を中心とする経常予算と起債や民政府補助金を中心とする事業予算の二つに分けて編成することになっており、二十八日内示されたものは自己財源の経常予算で事業予算については起債や補助金のめどがはっきりしないため編成はおくれるもよう……○
内示された経常予算案の歳入歳出総額は一億二千四百十八万四千円で五八年度の当初予算一億三千四百八万二千円にくらべると九百八十九万八千円の減となっている。
五九年度予算案の特長は、自己財源と依存財源をそれぞれ別に編成していることだが、事業予算とは別に約二億のワクで編成することになっている。
自己財源による経常予算を歳入面からみると、市税が四百余万円、使用料および手数料が百三十余万円、政府支出金で六十五万円の増額となっているが、繰越金が千五百五十余万円も減ったために全体的に九百余万円の減となっている。
これに対して歳出の面では、議会費の二百四十一万二千円の増額を筆頭に役所費五十七万円、社会および労働施設費二百二十四万余円保健衛生費四十五万余円、公債費二百三十六万余円が増えているのに対して、事業面の土木費六百三十八万余円、都計事業費五十万、港湾費千三十九万余円などの減が目立っている。
結局、自己財源による経常予算では事務経常費を中心とし、市長の政策的な事業は織りこまず、起債や民政府援助金を中心とする事業予算で市長の政策や選挙公約をおりこんだ事をやる方針をとっている。なお、内示会で仲原総務部長は、さきに東江臨時市長時代に再開指示をうけて着工した特補工事ですでに竣工しているもの（約六百八十万円）は、高良議長が主席やバージャー首席民政官と会って話した結果、はっきり出ることが分ったので、議会開会までに予算に追加するとの報告があった。
これらの特補工事は、ハーバービュー線、一銀通りなど五本の道路工事で、すでに市の自己財源で立て替えて支払っているので、その一部は土木関係の新規事業に当て一部は首都建設審議委員会と並行して都市計画事業を推進する那覇市復興期成委員会の設置に当てることになっている。
この復興期成委員会は、市会と市当局を中心に、那覇市出身の立法院議員、政府各局長、その他学識経験者などで構成し、首都建設審議委員会と並行して都市計画事業の推進母体となり、日本政府や米国政府への補助要求の権限も与えるといった構想をたてている。
新年度予算案の大綱はつぎの通り
（歳入の部） 総額＝一億二千四百十八万四千円（九百八十九万八千円の減）
▽市税＝五千五百八十万三千円（四百七万九千円増）
▽公営企業及び財産収入＝九百十八万九千円（百九十五万二千円の減）
▽使用料、手数料＝二千百六万五千円（百三十三万二千円の減）
▽政府支出金＝八百六十六万円（六十五万円二千円の増）
▽寄付金＝なし（百万円の減）
▽繰越金＝一千万円（千五百五十万円の減）
▽雑収入＝千四百四十六万七千円（五十四万八千円の増）
（歳出の部）総額＝一億二千四百十八万四千円（九百八十九万八千円の減）
▽議会費＝七百九十五万円（二百四十一万二千円の増）
▽役所費＝四千四百九十八万四千円（五十七万三千円の増）
▽消防費＝五百六十七万二千円（二十六万八千円の増）
▽土木費＝一千八百三十五万円（六百三十八万七千円の減）
▽都計事業費＝五百二十四万三千円（五十万円の減）
▽港湾費＝百九十七万三千円（千三十九万七千円の減）
▽社会および労働施設費＝千九十六万六千円（二百二十四万円の増）

▽保健衛生費＝五百二十六万三千円（四十五万七千円の増）
▽産業経済費＝五百二十五万円（三十五万八千円の増）
▽選挙費＝百万円（二万六千円の増）
▽公債費＝千二百五十九万九千円（二百三十六万円の増）
▽諸支出金＝二百二十四万四千円（百三十五万四千円の減）
▽戸籍整備費＝百七十八万八千円（千円の減）
▽予備費＝九十万円（四万五千円の増）

小作人にも坪当り15円の補償／農研所用地問題／候補地『首里』は変えない／基本方針示し地主と話し合う

〔沖タ・朝　1958・5・31〕

中央農研指導所の移転に反対する移転候補地の小作人、地主代表と経済局の懇談会は、三十日経済局の局長室で政府側から西銘経済局長、金城同次長、下地中央農研所長、同多和田係員、小作人地主代表側からは我如古盛仁さんら九人が出席して開かれた。中央農研の移転問題は農研が内々に買収工作を進めていたが、さる二十一日これに対する小作人、一部地主の間に反対の声が再燃、農民側の買収中止の陳情に対して「ハラをわって話し合えば反対する人も納得できる問題だ」と経済局は回答、この懇談会となったものである。

その日の話し合いでは、経済局が中央農研所移転の政府基本方針を示し、首里の移転地を変更することはないと表明、さらに西銘局長は農民代表の質問に答えて次年度からでも買収済み土地に建物をたてる意向を明らかにした。これに対し、地主、小作人代表は①これまでに政府が買収したという土地四万坪と、地主の名前を公表してほしい。②これからの買収工作は小作人、地主代表も立会った上で公然と行ってほしいーという二点を強く主張、この二点をめぐって双方の意見が交わされたが、結局政府の基本方針を確認しただけで、二時間にわたる懇談会を終った。

中央農研所移転に関する政府の基本方針。

（基本方針）

一、用地の買収には補償地付近の地価、売買例、その他の参考事項を十分考えて評価し、必要があれば評価委員会を設ける。

二、用地内建物、墓地などの工作物に対しては再建設または再取得できるよう十分に保障する。

三、代替地を要望する地主には代替地を斡旋または代替の方法を講ずる。

四、代替地に移動を希望する耕作者（小作人を含む）に対しては家屋、施設物などの移動を援助し移動が困難であると認めたものは補償する。

五、用地内の小作人には坪当り十五円を補償する。

六、農研所が用地使用を開始する時期は契約当時の作物を収穫したあととし、耕作者の生活を十分考慮して行う。

七、農道、排水、その他の施設のため栽培中の作物に損害を与えた場合はこれが補償をする。

八、農研所が生産する種苗類を配布する時、又は施設を利用させる場合は用地内耕作者を優先する。

九、その他の事項は関係者の要望に応じ、双方協議の上決める。

雨季の那覇市に朗報舞いこむ／政府がガーブ川浚える／一年半ぶりに工事再開

〔沖タ・朝　1958・5・31〕

政府工交局では三十日、那覇市に対して安里川、久茂地川、ガーブ川の改修工事を政府の手でやると連絡してきた。

那覇市内を流れる安里川や久茂地川、ガーブ川（久茂地川の支流）は五六年軍からの特別補助金で護岸工事を進めていたが、その後瀬長市長の就任で補助金が打ち切りとなり、工事中途で放置されていたもので川の真中にまだ土の塊がおきっぱなしになっているのもあり、豪雨のたびにはんらんするなど市民を不安におとし入れていた。

これまで同河川の工事については、公有水面であるから政府がやるべきであるという那覇市と、市がやるべきだという工交局との間で長い間水かけ論をやってきたが工交局ではエマ台風の災害復旧資金から三千七百五十七万二千円を投じて工事をやることになったもの。これで雨季を控えて、市民を浸水の不安におとしいれていた安里川、久茂地川、ガーブ川の改修工事は、一年半ぶりに再開されることになった。

反対陳情は却下／那覇市会財政委が／移転を適当と決定

〔琉新・朝　1958・6・5〕

那覇市会総務財政委員会では三日午後二時から委員会を開き、中央農指所の

移転問題について審議、地主代表から陳情のあった農指所の移転反対は却下することになった。

委員会では農指所移転問題を審議する前に関係人として地主代表、農指所代表を呼んで事情を聴取した上で、三日最終決定を下すことになったものだが、民連側委員が「政府、農指所は地主の反対にも拘らず、強硬に買収を進めているが、これはさきに地主代表と政府の間に交わされた協定にもどるものであり、農指所の移転には反対である」と主張するのに対し、野党側は「都市上の立場から農指所は現在の市中心部から早急に移転させるべきで、また候補地も土質、水利、交通などあらゆる点から適地であると専門家もいっているので、適当な補償をした上で真地、崎山に移転させた方がよい」と主張、両方ともゆずらないため採決に入り、結局七対五で野党側の主張通り、移転をさせることに委員会の意思が決定した。

水上店舗の撤去へ／那覇市の対策委員会発足

〔沖タ・朝　1958・6・7〕

那覇市水上家屋撤去対策委員会では、六日議会室で委員会規則を審議採択して本格的な委員会活動を推進することになった。

この対策委員には議会から大山、仲尾次、喜久山、高良清二、新垣松助の六議員、市役所から建設、財政両部長、都計、建築、土木、総務各課長、学識経験者に工交局山里建築課長、同宮城土木課長が選任された。

市水上家屋撤去対策委員会の正式発足について兼次那覇市長は「慎重な態度で悔いのない措置を講じたい」と語った。

那覇市の予算市会開く／市長超党派を打ち出す／どう動く人民党系議員

〔沖タ・夕　1958・6・10〕

兼次市長の政策を反映する初の予算案を中心議題とする第二十四回那覇市定例議会は十日あさ十時二十分から三十四議員が出席して開かれ、午前中は、会期を二十八日までの十九日間と決めたのち、市長の施政方針をきいただけで休憩、ひる一時から再開することになった。

この日、議会室には約百五十人の傍聴人がつめかけたが、午前中は平穏なうちに議事は進められた。

なお、こんどの議会ではこれまで兼次市長の与党となっていた人民党系の議員の中には、市長の新年度予算案や超党派政策が選挙公約として民連政策を打ち出していない点があるとして不満の意をあらわし、施政方針をきいた上で態度を決めるといっており人民党系の議員が野党側に回るようなことがあれば、兼次市長としては難関にぶつかるのではないかとみられている。

施政方針要旨　今回の定例議会は五九年度予算案が主体。那覇、真和志合併の統一予算であり、市長としての初の予算審議会である。去る三月の定例議会で、日本民族としての誇りをもつ那覇市民としての自主性を堅持するよう努め、議会には超党派でのぞみ、両機関の協力で市民福祉をはかることをのべた。新年度の施政方針としては、次の諸点をあげたい。

市民のための施政について　対外的には自治法の本旨に基いて、自治権を堅持しながら政府、民政府、日本政府に補助を要請し、対内的には、思想が政治性に支配されることなく能力を中心とする人事を行い、門閥や政党政派のための市政や、一党一派の人事にならぬよう適材適所におく。

合併の意義　財政の健全性を確定することに合併の意義がある。そのためには、両市の財政収入の均衡をはかること、人事の交流、刷新をはかりたい。

都計事業について　首都建設事業に移され全琉的なものとなっている。五二年に立法された首都建設法は那覇市を沖縄の首都として指定され、五九年度予算をきっかけに本格的に建設事業が進められる。しかし、その骨かくとなるのは当市の計画であり、当市としては合併による財政五ヵ年計画によっておし進めたい。その財政にはかなり多額の金がかかるが日本政府にも申請している。なお安里川、ガーブ川、久茂地川に対しては、エマ台風の災害復旧事業費から三千五百万円を政府が支出することになっている。

産業経済について　那覇市の商工業は戦後急速に発達し、市民の大部分がこれに依存して生計をたてている。市では勧業課を商工観光課と農林水産課の二課に分け、重点的にその育成をはかる。農林水産についても、合併によってその規模が大きくなったので農林水産課の新設で育成をはかることになっている。

水道事業について　合併後の給水地域の増加に対し、これにこたえうる

だけの水源確保が十分ない。その原因は琉銀の起債中止にあるが、水道は市民にとって命の綱であり、これに対して国立銀行的な性格をもつ琉銀の性格から遺憾である。

これまで再三銀行とも当ってきたが、今後も市会の協力を得てさらに折衝し、事業を推進したい。

水道料金については、新年度から家庭用を二百円から百五十円に、工業用二百四十円から二百二十円にひきさげる。

区画整理事業　五〇年から開始され、約八十パーセントが完成しあとの二十パーセントは今年度内に完成したい。

社会衛生面について　不十分ながら施設の新設費を予算に組んである。

機構の整備　さらにその他に機構を整備した市民へのサービスを高めるため土地課と企画室の新設する準備を進めている。

予算について　従来の編成方針をあらためて自己財源を中心とする経常予算と、起債と政府補助を中心とする事業予算の二種にわけ、事業を積極的に推進するつもりである。

那覇市会に大荒れの返し台風／市長を総攻撃／人民党反兼次の線を踏切る

〔琉新・夕　1958・6・13〕

那覇市会本会議は十三日あさ十時半再開されたが、兼次市長の施政方針をめぐって人民党議員が激しく食いさがり、人民党が反兼次の線に踏み切ったことをはっきりしめし、今後の市会は大荒れを予想されるのに至った。

○…この日の那覇市会は従来の与野党の概念がはっきりと形を変え兼次市長に対してつぎつぎと人民党議員が立ち総攻撃をかければ、兼次市長の答弁に対して従来の野党であった月曜会から声援がおくられるなど、傍聴席の怒号と相まって、午前中の那覇市会は怒号と失笑のウズに巻かれていた。質疑の主なものは次の通り。

仲松議員（民連）　議会に対して超党派的立場を堅持するといっているが、これは抽象的で、兼次市長は民連の二十の政策を施政方針に盛り込んでない。二十の政策を実行するかどうか答弁せよ。

兼次市長　超党派とは市長が市会に対する態度である。これは市民のための市政をやるために必要な措置で抽象的である。政治は現状を打開することで、市当局と議会が対立すると打開できない。施政方針に二十の政策が盛られてないというが、施政方針の大綱は二十項目からなっている。二十の政策は忠実に実行する。一々かげなくても趣旨で同一ならよい、水道料金も民連政策には明示ないが、反人民的でないからよいと信じている。もしその事実があったら具体的に指摘せよ。

上原議員（人民党）　民連の政策を忠実に実行するといっているが、軍用地対策は一言もふれてない。市民は軍用地問題に重大な関心をもっている。兼次市長は契約方式がよいか、補償方式がよいか答えよ。

市長　市町村会に一括払い阻止の提案をしており、一括払いの反対を示している。それ以上は市長の立場である。一括払いを受取らないということは予算にも明らかである。

真栄田議員（人民党）　土地問題の現状は契約方式と補償方式の二つの線があるが、市長はこれをどう思うか。

市長　土地問題は全住民の深刻な問題である、個人としては社会党の声明通りで市長としても補償方式を正しいと信じている。

真栄田議員　市長は立候補の際、はっきりと二十の政策を実現するため努力するといっているが、これをおぼえているか。

市長　おぼえている。この線でやっている。日本民族としての誇りで市民のための市政をどんなことがあってもやる。まないたにのってもやるが、まないたにしいて乗れというのは、これは間違いである。只今の質問はまないたに乗らないでフトンに乗っていると私を攻撃しているようだが、あえてマナイタには乗らない。

真栄田議員　再議に付すこともできるが、民連の数を知っているか。

市長　計算すればわかる。

真栄田議員　三分の一以上持っている場合、これに基づいて政策が実現できる。超党派の必要はない筈だ。市長の超党派は少数の民連がどうあろうと両方の意見の一ちしたのをやるつもりか。

市長　なるほど市長の提案が通らないとき再議に付せるが、これは最悪の場合である。市会と協力してやるのが当然。賢明なる理事者は市会とあえて衝突しない。基本線がおかされた場合は問題だが、今までのところ基本線がおかされてない。再議があるから与党のいうことを聞けというが、波乱がなくやれれば実行すべきである

真栄田議員　九千円の歳費値上げに対

し琉球新報の社説にもある通り市民の批判を受けている。歳費値上げは民連からあったのか。

市長　議会から要求があったが、議会の要求通りは出せなかったので妥当とした線でやった。　**真栄田議員**　議会の議決があったのか。

市長　正副議長、正副委員長からの申し入れだった。

真栄田議員　われわれがこれに反対していることを知っているか。

市長　民連からの正式の意思表示はなかった。

真栄田議員　民連が一ちして撤回要求すれば撤回するか。

市長　市長は超党派でやる。

真栄田議員　この答弁から見ると市長は民連の意見を聞かず、多数に従うつもりか。

市長　提案した議案が通過するのが市長の喜びである。

真栄田議員　議会から要求があったというが、民連は反対、市長の超党派は議会の多数意思のままにやるということになる。

瀬名波議員（人民党）　市長は提案した議案がそのまま通過するのを望むというが、値上げは市長の望みか。正しい議案でないなら撤回するか。

市長　堤案した議案が市民の意思にそむくなら考えるが、今のところ撤回の意思なし。

瀬名波議員　市民に対するサービスを行うというが、担当員についての市長の構想を聞きたい。

市長　担当員は嘱託して担当区を定め、そこに駐在させ、市民に直接サービスさせたい。

瀬名波議員　担当員は自治法とどう関連するか。

市長　身分は嘱託で任命は区民の推せんによる。

金口木舌

〔琉新・朝　1958・6・14〕

これまで兼次市長派であった人民党議員が目下開会中の那覇市議会から反兼次にまわり注目されている▼新聞報道によれば人民党議員の言い分は、兼次市長は民連の二十の政策を掲げ、民連の強力な支援によって当選したのであるから、市長としての政策は民連のそれをとりいれ民連の市長として進むべきであるとしている▼一方兼次市長は政策は一々かかげなくとも趣旨が同一であればよいのだから二十の政策は忠実に実行するが、市長として議会に対しては超党派で臨むとの態度をとり、去る市長選挙以来の仲間が完全に対立してしまったわけである▼どちらの言い分も一応理屈は通るが、人民党某議員が〝市長は議会に対して超党派の必要はない〟と主張している点はチト合点がいかない。いわゆる民連が那覇市議会で過半数もしくは絶対多数の議席を占めているならそれでもよかろうが、少数派でしかない現在、市長が超党派の方針を打ち出しているのは当然の行き方ではないか▼兼次市長の〝市当局と市議会は協力してやるべきであり、賢明なる理事者は市議会とあえて衝突はしない〟とする態度はおそらく大方の市民の支持するところだと思う。市民は瀬長市長時代における市当局と議会の徹底的な対立で大きな迷惑をこうむったことを忘れてはいない筈だからである▼市長も市議員も何はさておいても〝市民福祉〟を第一にすべきであり、党派にとらわれて市民を混乱に陥れた場合良識ある市民はこんどこそ承知すまい。人民党某議員は、市長を選んだのは市民であるということとともに議員の一人一人も市民が選び出した代表であることを知るべきである。

人民党との関係追及／那覇市会／今度は野党の質問戦

〔沖タ・夕　1958・6・14〕

十四日の那覇市会本会議は、あさ十時半から開かれ、十三日に続いて兼次市長の施政方針に対する一般質問を行った。

この日は、野党側〝月曜会〟から質問の矢が向けられ、都市計画事業とその裏付けとなる財源の確保について鋭く市長を追及した。質疑応答要旨は次の通り。

宮里　区画整理事業は戦災復旧の基礎事業として五〇年からはじめられ、六〇年度には完了する予定になっているが、市長は確信あるか。なお国有地の無償貸与を折衝したことがあるか。

市長　いま工事進行中だが、六〇年までに完了する予定。日本政府には文書で折衝しており、那覇市で整理してもよいとの返答を得ている。

宮里　この事業は地主から三割の土地を提供させてやっているが現在の人員だけでできるか。

市長　できる。

森田　合併で安里の二区や天久あたりに家がたちつつあるが、同地区にも都市計画をたてていかねば奨来困ると

思う。当局の見解をとう。

松根建設部長　合併の際に財政五ヵ年計画（総額十一億円）をたてており、その中で区画整理事業費として七億円を計上している。これまでの事業は地主の負担でやっているが、これは戦災復興事業であり、当然国庫負担があるべきだと考え、日本政府にも五十億円（日本円）の補助を要請している。政府でも首都建設法にもとづく財政援助の計画をたてているので、当然真和志も区画整理をやるつもりである。

久場　第二の瀬長市長では起債の道は開らかれないと思うが、市長ははっきり人民党と一線を画する考えはないか。

都市計画事業については首都建設法によって政府がやるべきだといっているが、主体はあくまでも市当局であるべきと思う。市長の見解をとう。政府補助や起債による一億五千万余円の予算が追加されているが、これは政府とはっきり話し合いがついているのか。

市長　市長は立候補の際の公約を実施する義務がある。今回の予算編成もその線にそって組んである。

市政運営、対議会対策としては超党派でいくことを明らかにした。今さら人民党と分れて社会党の立場から市政を運営するということは考えられない。都計は依存財源によっているが、これは市当局だけでなく、議会にも負わされていると思う。政府は首都建設に補助する義務がある。従って市がその権利として政府の支出を予算に組むことは当然の措置である。

大山　依存財源の獲得のために積極的に折衝するといっているがその具体的方法について市長の見解をききたい。

市長　日本政府に対しては、すでに建設部長が折衝に当ったが、さらに市会でも補助の要請決議をしている。民政府に対しては、さきに指令のあった八千七百万円の特別補助のうちまだ交付されていない分は必ず出すようにしなければならない。そのため市当局では文書や口頭で折衝すべきであるが残念ながら私は直接弁務官と会う機会をあたえられていない。議会も積極的に働きかけてもらいたい。

大山　自己財源と依存財源の二本建にして、いついかなる場合でも支障のないようにしているといっているが、これは片足はいつでも逃げ出せるようなものであると思う。犬になってまでも補助金をもらう必要はないと三月議会でのべた方針と関連するのか。

市長　そういう印象をうけたというが、それが犬となってまではもらわないことと関係するかというなら、そうだというほかはない。

大山　市民のためなら市長個人は犬になって乞食になってもいいと思うが、どうか。

市長　犬になってまでというが何故に市長にそのようにいわすのか。兼次佐一は犬のように走り回って市民のためになるならそうなる。しかし補助金は一個人に与えられるものでなく、十九万市民にあたえられるものである。市民を犬にしてまでとれというのは一人もいないと思う。

那覇市会／事業予算は〝ハッタリ〟／人民党／代表質問で市長攻撃

〔沖タ・朝　1958・6・17〕

十六日の那覇市会は、午前中議員個々で市長の施政方針に対する一般質問を行なったのちいったん休憩し、正午から各派代表による総括質問を行なった。代表質問で人民党は、起債や民政府補助金を中心とする追加予算ははったり予算であるとして鋭く当局を追及したが、月曜会側は質問を行わず、逆に質問打ち切りの動議を出し、散会となった。きょう十七日からいよいよ議案の審議に入るが、中心議案となっている予算案をめぐり再び紛糾するものと予想されている。代表質問に対する市長の答弁要旨次の通り。

大城（中立）　市長は市民のための市政としてサービスを強調しているが、七百余人の職員の中には市民から疑惑をもたれるような行動をしたり損害をあたえるようなのもある、たとえば都計課のある職員が緑地計画もないのに緑地帯にするといいふらしたために土地が売れなくなったというのがあって議会宛に地主から陳情があった。これに対する市長の見解を問う。次に合併によって農家の数がふえこれに対し市が農林水産課を新設していることは結構なことであるが、さらに今後は立体農業政策をとるべきだと思うがどうか。支所の事務能率をあげるために資金の前渡金制度をとっているか。市内の交通量は多く、昨年の交通事故千五百四十二件のうち六百余件が那覇市内で起っている。子供を輪禍から守るために子供のあそび場や緑地帯を多くつくるべきだと思うがどうか。

市長　不心得な職員がいて市民に不安と損失をあたえているというが、そのような報告はうけていない。今後は監

督を強化していきたい。子供のあそび場の設置は都計上からも十分考慮をはらっており五八年度予算でも二、三ヵ所作っている。

渡口勧業課長　立体農業にすることに同感である。当局の計画としては恒久野菜の植付を奨励していきたい。

義永財政部長　前渡金制度については必要を感じているが、支所設置条例とも関連しておりまだ実施されていない。今後検討して善処したい。

真栄田（人民党）　議員の歳費をあげなければ市長の政策を実現できないのかときいたのに対して、市長はそうではないと答弁している。ところで市長は、他の議員に対して報酬もあげているので民政府補助金の獲得のために協力してもらいたいといっている。歳費値上げの真意はどこにあるのか。

市長　議員報酬の値上げは今議会の問題点になっているが、市長独断であげたものではない。これまでの報酬は歳費四千円、通信費二千円と歳末手当などで六千五百円となっている。実質的には二千五百円の値上げである。提案までには議会の意思をとり入れてある。歳費をあげなければ議員が協力しないとは毛頭考えていない。

真栄田　議会の意思といっているがそのような議決はしていない。正副議長と正副委員長から要求のあった額はどれだけか。

義永部長　一切のものを含めて約一万二千円だった。

真栄田　土木費は減ってないといっているが、当初予算の数字の上では明らかに減っている。

追加予算ではたしかに増額になってはいるが、追加予算編成当時にはっきり歳入の見通しがつかないものが、その後はっきり見通しのついたものを組むべきだ。追加予算は起債や軍補助で大部分をしめているがその支出は内示されたのか。

義永財政部長　はっきり内示されていない。

市長　この予算の編成は軍から那覇市に出された特別補助金八千五百万円のうちまだ出されていない三千八百万円は当然出されるものとして計上したものである。起債についてはすでに起債許可をうけている。

真栄田　市会も当局も一体となって獲得すべきであるが、予算措置としては困る。こんなはったり予算を組まずに率直に苦しい財政を市民に訴え、政府の義務を追及すべきである。

市長　追加予算の事業は那覇市として一日もおくらすことのできないものである。自己財源ではこれを実現できないものであり、政府に補助金を要求することは当然である。

高良清二（月曜会）　施政方針についての質問はこれで打ち切り、次の日程に入ることを動議として提出します。

（動議成立、直ちに散会）

日本の援助を要請／那覇市会、全会一致で決議

〔沖タ・夕　1958・6・18〕

十七日午後の那覇市会はひる一時から再開され、五九年度一般会計水道事業、区画整理事業特別会をはじめ三十余件の議案に対する質疑を行ったのち、それぞれ各委員会に付託した。

なお、去る三月の定例議会に民連議員が出した那覇市の戦災復興事業に対する日本政府への援助要請決議案は、総務財政委員会で審議した結果、全議員の共同提案にすることになり、いちおう真栄田議員が前議案を撤回、あらたに決議案を出し全会一致でこれを可決した。ひき続き瀬名波議員から〝この決議案は急を要するものであり、本会議が終り次第、議会代表、市当局代表を本土に派遣し、世論の喚起に努めたい〟という動議が出され、これを採択、総務財政委員会で人員や、派遣の日程など決めることになった。

なおこの日、琉大の運動場に市有地を譲渡する件をめぐって与党人民党系議員が、〝市の財政に大きく影響するので委員会で慎重に審議してから採決したい〟との反対をおし切って表決に入ったが、表決に当って野党月曜会は与党の社会党系議員の具志、屋慶名議員の抱きこみ工作をするなど面白い場面もあった。月曜会側は、与党が市長提案に反対するのはおかしいと同意を促し、ひともめしたが結局社会党系の具志、屋慶名両氏はこれに同調、人民党と袂を分けて賛成に回った。

十八日は各委員会で付託された議案の審査を行うことになっている。

大弦小弦

〔沖タ・朝　1958・6・24〕

議員の歳費のことで、那覇市会がちょっともめている。いままで、月六千円となっているのを九千円にひき上げようという案を当局が出したら、与党側から〝けしからん〟の声があがってきた▼話はあべこべのようだが、もともとこの「引上げ案」は正副議長をはじめ正副委員長など、野党が主体となっている市会の代表者が市長へ要求した

ものであるから、無理もないこと。市長をめぐる与党、野党の妙な三角関係が、ここでもまた内輪ケンカのタネとなるかもしらない▼では、いったい議員の歳費月六千は高いだろうか、安いだろうか。こんな議論は「歳費」だけをとりあげて問答したってはじまらないだろう。出せる金があるなら、議員の報酬として九千円でもまた市会の代表者？たちが申し入れた一万二千円でも、ベラ棒に高いとは、けっして思わない▼市政のために精魂をつくしてくれる議員のことを考えれば、三千円やそこらの金を問題にしたくないのである。それに、金のない人でも議員として働ける条件を与えるために「生活給」のことも一応頭に入れておいてよい▼ところが、予算の規模を縮小しなければならない破目においこまれている時に、支出の増額を考えるのは、よっぽど大急な理由がなければならないはずである。歳費を引上げないとただちに市会の運営が困るとか、それこそ切っぱつまった―どうにもならない事情があればともかくだ▼そうでもないとすれば、緊急なこととして、あわててとりあげるまでもないといえる。六千円が高いか、安いかではなく、ほかの支出面とにらみあわせて妥当かどうかである。財政の困パイその極にある際、ことさらに歳費増額をもち出すのは、市民に与える影響からいっても、時期としてどんなものだろうか▼この場合、本土の市町村の例をひきあいに出すのも実はおかしいのである。比較するなら、ほかの事業費や公共施設など全面的にくらべてみなければならないだろう。「歳費」だけを本土並みに近づけようとする努力は、まず試みないがよろしい。ただでさえ、議員の歳費引上げは、お手盛り案だと、非難されがちである。市民の感情をとくと計算に入れておかねば…。

お手盛り歳費可決／六対四で／那覇市会総務財政委

〔沖タ・朝　１９５８・６・25〕

二十四日午後の那覇市総務財政委員会は、五九年度予算案の歳出について審議したが、人民党議員の反対を押し切り、多数決で議員報酬を六千円から九千円に値上げする案を可決した。

議員報酬の値上げについては、現在の那覇市の貧困な財政から妥当ではないとしてお手盛り増俸だと市民からの批判の声もあり、議会内部でも人民党議員をはじめ月曜会のメンバーにも強く反対するものがあった。

このため、月曜会の賛成派はあさからの反対派の抱きこみ工作を行った結果、ついに一部の説得に成功、ひる三時やっと委員会を開いたが、月曜会の中で反対していた仲宗根議員、中立の大城議員はついに午後から欠席した。裏面工作でほとんど了解ずみとなったため委員会では紛糾もせずあっさり表決となり、六対四で原案可決となった。なお同委員会では軍補助金や起債で組まれた追加予算は架空予算で審議できないという結論を出し、二十五日正副議長、各正副委員長が市長とあって撤回するよう要求することになった。

（討論要旨）

真栄田　議員報酬値上げに対する部課長の説明は派生的なものでその根本は市長が施政方針に対する一般質問で明らかにしたように〝議員の報酬をあげて補助金の獲得に協力させる〟ということにある。俸給をあげるから協力せよということは、議員を侮辱したものであり、全員反対すべきである。

玉城　職員の歳費は生活給付ではないというが、実際は全額が調査費や議員としての交際費に使用されているものではない。

首都としての那覇市が名実ともにそなわるためには、他の仕事を兼務して片手間仕事としてはいけないと思う。したがって報酬も普通のサラリーに議員活動のアルファがあるべきと思う。市長の方針からうかがえることは、凍結資金の解除により事業を推進することだが、市民も議会闘争より建設事業を心配している。

儀間　市長は選挙公約の区長制も担当官にすりかえただけであるのに議員の報酬のみをあげるのは、議員の機嫌とりにすぎない。資金凍結の解除に努力することは議員の職務であり、報酬をあげなければ仕事ができないという理論はなりたたない。

渡口（麗）　市民の中には議員の政治活動を議会に出て発言し、表決に加わるだけだとみるものもあるが、これは氷山の一角であって、議員は世論の調査、資料の収集など年中無休の活動をしている。

五四年の首里、小禄の合併、昨年の真和志の合併で那覇市は人口十八万五千をもつ都市となっている。この人口増加、行政区域の拡大は議員の活動範囲もひろげているが調査費用が数年前と同じということは不合理である。議員は各自の負担で調査をやっているが、これでは活動を消極的なものにし、資力のあるものだけが積極的に活動する

ことになり、民主主義を基盤とする地方自治をゆがめることになる。瀬長市長の出現で資金が凍結したためであり、兼次市長でも財政確保は期待できない。したがって議会も独自の立場から健全財政の建て直しのために努力すべきであり、議会活動を活発にするため報酬をあげることは時期を得たものである。

那覇市会／バス・ターミナル／全員一致で民営を承認

〔琉新・朝　１９５８・６・27〕

那覇市会では二十六日午後四時半から全員協議会を開き、バスターミナル問題について協議した結果、全員一致でバスターミナルの民営を承認、当間市長時代から公営か、民営かで那覇市とバス業者の対立が続けられていたバスターミナル問題も三年ぶりで民営になることが決まった。

バスターミナルは那覇市が都計上の必要上から旧那覇駅あとに建設することになっていたが、当間市長時代に市当局が「業者が建設してもよい」といったことからもつれだし、那覇市とバス業者が対立を続けていたもの。

那覇市との折衝がラチがあかないので業をにやした業者は昨年一月に上原敬和氏を社長とするバスターミナル会社を設立、建設の準備を進めていた。二十六日の全員協議会で建設委員長新垣松助氏から「市当局は財政上の問題で建設不可能としているから業者に建設した方がよい」との委員会報告を行い、全員一致でこれを承認した。

早急に着工する

バスターミナル社長上原敬和氏の話

長い間の懸案が一気に解決できて嬉しい。バスターミナルは工事費一億円で、本館（地下一階、地上三階、延べ二千坪）別館（二階、四百坪）を建設することになっているが、別館はすでに設計もできているので早急に着工したいと思っている。

那覇市会／お手盛り増俸成立／20対17の僅差で押切る

〔琉新・朝　１９５８・７・１〕

那覇市会本会議は三十日午前十一時五十分に開かれ、激論の末野党側は〝議員報酬及び費用弁償条例〟（お手盛増俸案）を二十対十七という僅差で強引に押し切り、市民から総スカンを食ったお手盛増俸はついに成立した。

開会と同時に真栄田議員（民連）から議員報酬を六千円に据えおく修正案が出され、この修正案と市当局案（九千円への増俸案）があわせて審議された。

黒潮議員（民連・反対）　お手盛に賛成する議員は本土との比較を行っているが、予算規模に大きな差があり、比較は妥当ではない。世論に耳を傾けお手盛をやめるべきである。

石原議員（民連・反対）　現在我々は六千円の外に委員会手当て一日に付二百円を支給されており、委員会手当が五月、六月ともに二千円に達し、現在でもすでに八千円以上の収入がある。これ以上あげることは不当である。

渡口（麗）議員（月曜会・賛成）　議員活動は本会議だけに限られてない。議員の活動は本会議だけに限られていない。議員の活動は年中無休で、昼夜を分たず市民の声を聞いてこれを市政に反映させるよう努力している。現在の六千円は六万人の人口しかなかったときに決めたもの、だが、那覇市は現在十八万の大都市となっており、このため議員の仕事も量がぐっと増えている。こう考えると議員報酬を引上げることはぜひ必要で、時期的に見ても兼次市長一人で困難な那覇市政を乗切ることは不可能で、議会の補佐がいる。この意味からも議員の報酬をあげて議会活動に専念さすべきである。

真栄田議員（民連・反対）　われわれは議員報酬だけで生活しているが、別に現在の額でも議員活動に制限を受けることはない。渡口議員はあげなければ議員活動ができないというが、市民のために働くと公約した以上、報酬をあげなくてもやるべきだ。

仲松議員（民連・反対）　私も議員報酬だけで生活しているが報酬が少ないため議員活動を制限されたことはないし将来も今の額で十分やっていける。値上げに反対だ。

平良議員（中立・反対）　那覇市の財政は極度の貧困にあり、こういうとき報酬を値上げするのは当を得てない。

仲宗根議員（月曜会・反対）　昨年度に比べ、今年度は予算額が一千万円も減となっている。こういうとき議員報酬だけを上げるべきでない。仕事をやるから報酬を上げるというが、これは逆で仕事をやってから報酬も上げるべきだ。

ここで宮城議員から採決の動議が出、採決の結果、二十対十七でお手盛増俸が可決された。

賛成議員（20名）

久場景善、普久原朝光、高良清二、比嘉佑直、渡口麗秀、比嘉朝四郎、大山盛幸、糸数昌剛、宮里敏慶、金城賢勇、

金城幸信、森田孟松、具志清裕、玉那覇有義、宮城実、備瀬知良、喜久山朝重、玉城正次、新垣松助、儀武息睦。

反対議員（17名）

真栄田義晃、瀬名波栄、黒潮隆、儀間真祥、屋慶名政永、仲尾次盛夏、金城重宜、上原文吉、仲松庸全、石原昌進、浦崎康華、平良真次郎、大城清徳、仲宗根梶雄、久高友敏、崎山喜達、玉井栄次。

遅刻多くてひともめ／那覇市会／あすから定刻開会

〔沖タ・夕　1958・7・2〕

二日の那覇市会はあさ十時二十分から開かれ、奥武山市民の移転に伴う借地料の免除についての市長提出議案ほか十件の議案を可決、いったん休憩してひる一時から再開することになった。

奥武山は都市計画で公園と総合グラウンドに指定されているため八十二世帯が移転させられることになっているが移転に際しては一世帯一万円の移転料を支払うほか移転地の若狭の市有地を無償で貸与することになった。

なお、民政府補助金や起債によって組まれている一億五千万円の追加予算案については、現在のところ当局ではっきりした歳入の見通しがないので、当局と議会が資金凍結解除に努力し、はっきり見通しをつけるまで審議続行のまま保留することになった。

○…那覇市会は議員報酬を値上げしながら遅刻する議員が多くて議案審議が十分に行われていないという市民の批判があるが、二日も開会定刻の十時までに議場に出たのは二十一議員、自治法に規定された開会定数（過半数）に達しなかった。このため高良議長は十時にいちおう開会し直ちに流会しようとしたことからこれをめぐり〝議員に時間厳守させる意味から流会すべきだ〟という意見と〝議案が沢山残されているので議長の独断で流会すべきではない〟との意見が出てひともめした。結局、あすから定刻通り開会することを申し合わせ、二日は定足数に達するまで待つということで二十分おくれて開会となった。

議員報酬の値上げで兼職の議員たちは痛しかゆしといったところだった。

那覇市会／全期十日まで延長

〔琉新・朝　1958・7・3〕

那覇市会本会議は一日午前十一時すぎ開かれ、野党議員二十五名提出の米国大統領上下院、国防省、高等弁務官、首席民政官に対し〝那覇市都市計画事業に対する補助要請決議案〟を送付することを満場一致で可決、また宮城実議員提案の〝区画整理事業の刷新強化決議案〟を可決した。

十件の議案を処理後大山議員から会期延長の動議が出、十日まで延長された。なおきょうは午前十時から本会議が開かれる。

一社　説一　市会は市政にもっと責任をもとう

〔沖タ・朝　1958・7・4〕

市長と市会の折合いがわるく、そのために市政の仕事がうまくはかどらないということは、市民にとってきわめて不幸な話である。

那覇市は、さいきん与党と市長の間にはっきりミゾができてしまい、野党・与党・市長をめぐる妙な三角関係が、市会の審議に複雑にからみついて、おかしな格好になっている。議員歳費引上げの問題では、市の提案にたいして、与党側が真ッ向うから反対したのに、野党のほとんどが賛成にまわり、数の力で押し切ってしまった。かと思うと、区長制復活を前提にしているという「担当員設置」は、与・野党がまったく相反する理由でこれをけってしまった。予算案は、経常費の部だけを可決し、起債と軍補助金をもとにした「事業費予算」は、審議保留で結局九月の定例市会までおあずけのかたちにしている。

ところが、市民にしては、その「事業予算」が問題である。とくに那覇市の場合、事業といえば「都計」が主なるものであるし、それは市民の福祉に非常に大きな関係がある。だからこそ、こんどの市会で、もっとも関心をよせている問題だ。

事業費予算で、市会が与・野党そろって当局案に反対しているのは、その財政に難点があるというのが大きな理由であるらしい。つまり、軍特別補助金と起債については市長は自信があるというけれども「責任がもてない」「あてになる金ではない」ときめつけているのである。問題の財源にどれほどの確実性があるか、どうかはよく知らないが、しかし、市会には自治体行政の基本方針を、みずからきめる職責があるのではないか。提案された問題について、イエスかノーかを判断するのみではいかないはずである。

いまの地方制度は首長も直接選挙になって、長と議会の二元的なものとな

っている。もっと議会自体のなかに自主性といったものがほしいように思う。財源の問題が責任のもてない不確実なものであるとするなら、ではそれをどうするか。市当局に責任をなすりつけるのではなく、市会も自らの責任を感じて努力し、解決してもらわねばならない問題だろう。

地方議会の活動をもっと自主的にしていくためには、もちろん現在の議会事務局を強化するという問題もでてくるだろうが、なんといっても根本的には議員の考えかたそのものがかわってこなくてはならないものだと思う。議会が積極的に調査し、研究し、みずからすすんで案をつくる―、現在の地方制度の建前からいうと、そこまでいってほしいのである。

もっとも、那覇市会は政党派の対立が、地方自治にとってあまり好ましくないかたちで入りこんでいるため、市会の空気を異常にしている面もあるが、イエスかノーかだけにおわっている地方議会は、ほかにもザラにあることだろう。

一社　説―
本土への援助要請と那覇市政

〔沖タ・朝　１９５８・７・６〕

本土政府から「行政援助」を得ようと、那覇市会が積極的にうごきだしている。

戦災都市復興事業費として、政府はそれぞれの地方自治体へ一定の補助をするように義務づけられているわけだが、これを那覇市にも適用してくれというもので、瀬長前市長の時代からたびたび主張されたことだった。行政権が分離されているとはいえ、国家としての「主権」は日本にあることになっているので、国民を保護する意味から、これは当然主張してよいことであるし、とくに「戦災」という悲劇は、沖縄の場合、日本全体の犠牲になったようなものだから、この要求はなおさらのことである。

那覇市会が、決議をもって陳情団をおくるのは、本土の世論をよびおこすためにも非常に有意義なことだろう。これまで市の建設部長らがたびたび陳情にでかけてはいるが、政治的な反響からいうと、市会として正式代表を送る方が、よほど力となるにちがいない。

ところが、この問題は「戦災都市復興」というひとつの〝点〟にしぼって考えるより、もっとひろい視野から沖縄全体にたいする政府としての行政サービスを要請する〝線〟をひき出して、根本的な態度でのぞむ必要があると考える。本土の政府をはじめ政党や各団体、そして一般の国民が、沖縄によせてくれる同情はよくわかるし、事実いままでに貿易の面での特別なはからいや、恩給・年金・遺族援護関係など好意的に解決をみた問題がかなりあったわけだがそれにしても行政上のサービスを直接沖縄へおよぼすとなると、行政管理をしている米国との関係もあって、一方的に処理しにくいものがでてくるのではないか。そればかりではなく現行法のままなら、行政事務のうえでもいろいろと困難なカベに阻まれるはずである。

那覇市側の再三の陳情にたいして、政府や政党筋が熱意と同情をしめしていながら、いまだにこの問題に解決のメドがみつからないのは、裏にきわめて複雑な事情があるからだと思う。日本と米国の間になんらかの形で、沖縄にたいする共同責任をもつような体制がつくられ、これによって新しい行政援助関係の立法ができあがるとすれば、すくなくとも現在のような宙ぶらりんの「沖縄の地位」にやや明確の姿が生れて、本土からの行政援助にも、すっきりした道がひらけることになるだろう。

要するに、本土政府から行政援助を仰ごうとするには、こんな根本的な問題を計算に入れて、陳情運動をすすめなければ、いつもうわすべりにおわる。那覇市会だけの問題ではない。むしろ全琉的なものとして働きかけるべきだ。本土復帰が実現する日までの沖縄の政治的性格を、安定させるために、これはぜひ必要なことがらである。

世持神社の敷地／譲渡不採択と決定／那覇市総財委

〔琉新・朝　１９５８・７・６〕

那覇市会総務財政委員会では五日午後二時から委員会を開き、世持神社譲渡問題、市臨時職員の定数化問題についての陳情書を審議いずれも不採択と決した。

△世持神社問題　同神社宮司上間朝久氏から戦前の世持神社敷地二千百八十一坪を十万円で払下げて貰いたいという陳情で、審議の結果、地方自治体が神社仏閣など特定の宗教団体に補助を与えることは違法であるとの結論に達し、これを不採択にした。

△臨時職員の定数化　市臨時職員仲松傭太郎氏ほか三名から「臨時職員を定数化し、正職員としてもらいたい」と陳情があったもので審議の結果、臨時職員全員を定数化することは市財政に大きなマイナスをきたすという観点から、職員採用の場合は臨時職員から優先的に採用するという要望を付し、不採択となった。

那覇市の戦災復興援助要請／民府も好意的／高良議長が協力求む

〔琉新・朝　１９５８・７・11〕

那覇市高良議長は十日、バージャー首席民政官と会見。先に那覇市会で決議された「那覇市に対する戦災都市復興援助について」日米両政府に要請するためこれの協力方を求めた。

高良議長の話しによると、同問題は国際的にも相当注目されておりそのため二十一日には岸首相をはじめ本土政府の各要人とも会見を行い、強く訴えることになっているが、その前に民政官や弁務官とも話し合い、弁務官からアメリカ大統領にもその旨を要請させるために会見を行ったもの。

これにたいしバージャー首席民政官は、この問題はわれわれも検討しているが、さらにワシントンからの何んらかの指示があれば直ちに連絡すると回答したとのことである。

また本土では去る三月十五日の参議院予算委員会で、内田議員から、政府は沖縄の戦災都市復興について援助するか、広島や長崎同様な援助をすべきと思うが、これについてどのような見解をもっているかとの質問に対し、当時の石井副総理は「沖縄が日本の国内にとどまっていたら、当然同様な扱いをしたであろう」と答弁、さらに沖縄からの陳情団には親切な気持ちで同問題を取上げて研究したいと語っている。従って高良議長としては「同問題は十分に解決できる」と強い自信の色をみせている。

なお高良議長としては岸総理や藤山外相などが沖縄を訪れ、経済問題その他の諸問題を実際にみてもらうよう要請するが、このことについても自信があると語っている。

日本政府首脳に沖縄見てもらう

高良議長の話　那覇市としての計画は市立病院養老院その他市長庁舎などで金額にすると日本円の六十億位になる。この問題は非常に大きなそして重要な問題であるが自信をもって折衝したい。また那覇空港は日本の羽田空港についで大きな国際貿易港になっている。港もまたしかりである。

そのため本土としては外貨の獲得などは沖縄を無視しては考えられない情況にある。従って岸総理や藤山外相などが沖縄の実情をみてもらって、本土政府が沖縄の諸問題について根本的な方針を立ててもらいたいと要請する積りだ。以上のことは十分自信をもって折衝に当りたい。

那覇市会幕閉ず／収入役に全会一致で屋富祖氏

〔沖タ・朝　１９５８・７・11〕

那覇市六月定例議会最終日の十日は、あさ十一時から開かれ収入役の選任同意など二十四件の議案を処理して、ひる四時半散会、一ヵ月間の会期を閉じた。収入役の選任同意については、市長が現副収入役の屋富祖太郎氏を推薦しているのに対して野党月曜会側には前財政部長の長嶺良松氏を推そうという動きもあって最終日までもちこされたものだが、結局全会一致で市長の選任した屋富祖氏を承認することになった。

こんどの定例議会は、兼次市長の初の予算案をはじめ七十余件の議案が提出され、市長は超党派政策を打ち出し、野党攻勢のほこさきをそらしたが、このために民連側人民党系から反撃をうけて兼次市長の重大政策の一つとなっていた区長制に代る担当員の設置問題はついに全会一致で否決されるといった点もあった。それでも瀬長市長の時とはちがって議会と市当局との協力態勢が幾分できたことは兼次市政にとっては一つのプラスになっているようだ。すなわち、これまで資金凍結の責任を市長のみに負わしてこれを追及していた反民連の月曜会側が急速に市長と近づき資金凍結の解除に協力態勢をとっており今後の成り行きが注目されている。

首里バス／久高社長を解任／十一日の取締役会で決定

〔琉新・朝　１９５８・７・13〕

社長と専務が告発合戦を演じ、一時ひとさわぎした首里バス会社では、検察庁の取調べと並行して、株主総会で選任された五名の検査役が、総会で問題にされた十三期＝五七年十月一日から同年三月三十一日まで＝決算の当、不当を検査していたが、同社取締役会では、十一日の取締役会で社長解任を決定、十二日久高友敏社長にその旨通告

すると同時に、登記所に登記手続きを取った。

十一日の取締役会は、久高社長、崎山喜達取締役を除く四名の取締役（上間、花城、真栄城、当真の各取締役、一名は欠員）が出席、取締役会に先立って検査役から、検査報告をきき、引続き取締役会をもって、社の運営正常化を協議した結果、①十二、十三期の事業計画が未執行②新路線の増車（十台）許可が行きづまっている③金融協会声明により銀行融資が不能になっている④法に基いて選任された取締役三名を、その権限がないとして会社運営から除外し、独断運営を行っている⑤去った株主総会で、決算承認が得られなかったのは、事実上、不信任されたのと同様である⑥検察庁の取調べの結果起訴猶予となり罪状は明白従って代表取締役としてふさわしくない⑦検査役の検査結果ならびに意見は、代表取締役としては不適任であるとの結論を出しているなど十項目からなる不信任理由を上げ、久高氏の社長解任を決定した。

この取締役会の決定に対し、久高社長は「同役員会は、社長である自分をないがしろにして専務が招集しており正常なものではない。従って不信任理由を検討して受けて立つつもりである」と語っているのに対し、取締役会側では「役員会招集は平取締役でもこの権限はある。違法ではない。それに久高社長は、定例役員会も招集せずさらに検査役からの役員会招集にも応じなかった。三回も拒否されたため、専務によって招集したまでである」としており、場合によってはさらに紛糾することが予想されている。

一方社長解任決定と同時に取締役会では、検査役会の勧告に基き、決算書の再作製にとりかかり、今月末ごろ株主総会を招集する段取りをしているが、取締役会が削除すべきであるとしている「タイヤリベートの回収」＝先の決算書には未収金として十三万五千五百円計上されている＝などのような問題が残されており、数字訂正をめぐっても、かなりもめるものとみられる。

市町村の建築主事廃止／那覇市会も反対要請

〔沖タ・夕　1958・7・15〕

政府工交局では、市町村に特定行政庁として建築主事をおき建築行政の運営に当っているが、政府と特定行政庁との間の調整が円滑にいかないという理由から特定行政庁を廃止する建築基準法の一部改正を立法院に勧告している。これについて那覇市では、特定行政庁を廃止することは、建築行政を中央集権化することになり、地方自治を育成するという法の精神に反するばかりではなく、各市町村の独自性を失った行政となり却って混乱するという理由で反対し立法院に改正反対の陳情をしたが市会でもこの問題をとりあげ、十四日ひる二時から建設委員会を開いて検討した。

その結果、特定行政庁の廃止は都計事業の推進にも支障をきたすおそれがあるとして立法院に改正反対の要請文をおくることになった。

要請文要旨　那覇市は都市計画区画整理事業を行い、都市復興の途上にあり、建築基準法も都市計画事業と相まって運営した方が円滑にいくので特定行政庁の廃止は関係事業の推進にも支障をきたすものである。万一特定行政庁と政府との調整については第十六条によって主席が監督するようになっているのでこれを強化すべきであって特定行政庁を廃止すべきではない。

人民党兼次打倒打出す

〔琉新・夕　1958・7・16〕

民連主催＝兼次市政、当間税制抗議市民大会は十五日午後八時から久茂地広場で開かれた。当日は約一万（主催者発表）の市民が参集したが、大会で真栄田義晃（人民党）瀬長亀次郎（人民党）の両氏は兼次市政を徹底的に攻撃、兼次市長と人民党の間が抜きさしならぬまでに対立したことを示した。なおこの日の大会に社会党は参加しなかった。

大会で最初の弁士として立った真栄田氏は△兼次市長は人事面で再建同盟派の義永氏を財政部長に、同じく阿波連氏を総務課長にそれぞれ任命、人事、財政という重要な面を再建同盟に握らせた△月曜会派の機嫌を取るため議員報酬を三千円引上げた△区長制を実施しないでこれと似もつかぬ担当員制でお茶をにごそうとしたと兼次市政を攻撃、われわれは野党として兼次市長と徹底的に闘うことを明らかにした。

また瀬長氏は△兼次はよろめきの段階を通り越し、完全に当間陣営についたことを指摘、今後那覇市で反税闘争をおこし、六ヵ月後には兼次市政の息の根を止めてやると今後の人民党の運動の進め方を示し、同氏の演舌を通じて人民党は打倒兼次市長の線を始めて明らかにした。

なお大会後、兼次市長に対しつぎのよ

うな決議文を手交することを決議した。

決　議

兼次市長は民連二十の政策をして市長に当選したが、就任後六ヵ月の那覇市政は、当間任命主席につながる月曜会派議員への屈従と媚びへつらいの市政であった。

ことに五九年度予算の編成に当って、前年度より一千万円の予算縮小を見ながら議員報酬、正副議長交際費の増額、議会、市長用乗用車二台の購入をしようとしている。これは公約を裏切る憎むべき行為であり、これを市職員が批判したからというので辞めて貰いたいと放言するのは言語道断である。われわれは市長が直ちに臨時議会を招集し五九年度予算を市民の利益になるよう組替え、さらに市職員の政治活動の自由を保証することを大会の名で要求する。

那覇都計／まず首都建設委の発足を／いつでも援助する用意がある／ブ弁務官、高良議長に言明

〔沖タ・朝　1958・7・17〕

那覇市会の高良議長は十六日朝十時すぎから約二時間にわたってブース高等弁務官とズケランの軍司令部で会見、首都那覇市の復興問題について話し合った。当日高良議長は、まず那覇市会で議決された那覇市に対する米国の特別援助要請文の内容を説明、民政府の善処を求めたのに対しブース弁務官はその隘路が現在立法院で審議されている首都建設委員会（委員の承認）の発足がおくれている点にあることを指摘。民政府としては「この委員会が設置されればいつでも援助する用意がある」とつぎのように注目すべき回答を行った。

那覇市からの特別援助要請は必要ないと思う。という理由は、首都建設委員会が発足し運営されたあかつきには、民政府は首都那覇市にたいし援助を与え得る立場になるからである。琉球の復興のために合衆国が援助をつづけていくことは、はっきりしており、首都建設委員会が構成されればこの援助は同委員会にも適用されることを意味する。首都建設委員会の委員については、立法院では、まだ承認手続きをしていないが、前に述べた趣旨から早急に決定する必要がある。手近かにある援助をはやく受けるためにも、まず立法院が委員会のメンバーを決定する措置をすみやかにとることが早道である。

高良議長の話　きょう（十六日）ブース弁務官とあって那覇市の復興問題について懇談したが、民政府としては首都建設委員会が発足すればいつでも援助できる態勢にあるという好意的な回答がありよろこんでいる。弁務官は援助額については具体的には話さなかったが、きょうの態度からすると、凍結資金の解除あるいはその外に特別に援助金が出ることも期待される。首都建設法が制定されてから二ヵ年にもなるのにまだ委員会ができていないことはいかんであり、立法院としても、首都那覇市の建設のために早く適切な措置をとるよう希望している。

なお、行政府では五八年度補正予算、つづいて五九年度暫定予算に首都建設委員会の運営費を計上するとともに、モーア前弁務官のメッセージによる勧告もあって約二ヵ月前に委員九人の承認手続きを取ったが、現在院ではまだその同意をあたえていない。行政府が提案している委員の顔ぶれは次のとおり。

大田副主席、新里工交局長、山内内政局長、兼次那覇市長、（以上職責上の委員）神村孝太郎、古波倉正栄、中山良輔、具志幸昌、宮里栄一。

旧市内中心の都計ではダメ

平良立法院行政法務委員長の話　委員会としては、これまで三回首都建設委員について検討したが、各派ともあるていどの修正が必要だという考えかたがある。つまり旧市内だけを中心にしたこれまでの当間構想による都市計画の線からでた人事ではいけないということだ、同委員会は、はやく発足させるべきであるのは当然だが、委員にもっとハラをもたせ真和志の経営に経験のある人も加えるべきだと思う。公正な人事だといっても立法院と行政府のあいだにこういう基本的な考えかたのちがいがあるのでちかく大田副主席ともじっくり話し合ってみたい。

97億円の補助要請に／きのう兼次市長ら出発

〔琉新・朝　1958・7・18〕

九十七億（日）円の補助金獲得を目標に那覇市派日代表六氏は十七日午後一時半那覇空港発のノースウェスト機（市会側高良議長、新垣、平良、久場議員）同じく午後三時半発の日航機（市当局側兼次市長、知念都計課長）でそれぞれ本土に向かった。一行は二十一日午前十時南連石井局長に会ってから三十一日まで本土関係各省、各

政党を訪問、那覇市の復興に対する本土政府の援助を要請するが、この派日代表の実現は一昨年十二月瀬長市長の出現以来政治闘争の場と化した那覇市に復興への希望をもたらすものとして大きな期待が寄せられている。

一行の補助要請額は九十六億九千九百五十八万七千円で、那覇市戦災復興五ヵ年計画がその算定基礎となっている。この五ヵ年計画は五九年度から六三年度までに那覇市の復興のメドをつけようというもので、事業別の補助要請額はつぎのとおり（日円）。

△道路工事　六億三千三百五十二万八千円
△霊園　一億五千六百六十五万七千円
△公園　九千七百三万五千円
△橋梁　一億六千百四万円
△河川及排水　三億七千三百八十万円
△総合運動場　一億三千五百十八万六千円
△埋立　五億八千五百七十六万八千円
△海岸護岸　一億四千九百十九万円
△港湾　九千三百三十四万八千円
△区画整理　七億七千四百二万四千円
△上水道　四億五千三百万円
△下水道　十二億円
△市庁舎、公会堂　二億三千百万円
△バスターミナル　一億一千三百六十七万円
△住宅　三十六億二千二百四十万円
△厚生施設費　四千三百七十四万四千円
△屎尿処理施設　六千四百六十万六千円
△公共施設　七千八百万円
△公衆便所　三千七百七十二万五千円
△産業施設費　二億六千八百十四万円
△桟橋改修工事　一億二千六百七十三万円
△小型船舶避難場所　一億七千七百一万五千円
△学校敷地買収費　一億三千三百九十八万一千円

高良議長の話　首都那覇市の復興は首都建設法に基いてなされるが、これを具体化するには大幅の援助が必要で、この点十六日の高等弁務官の言明は心強いものがある。約百億円（日円）の補助を本土政府に要請するため渡日するが、これは講和発効前に受けた損失を政府に直接補助して貰おうというもので、広島、長崎両市の例からもこれは十分可能なことである。本土政府も沖縄から陳情があれば真剣に考慮すると語っておりこれだけにぜひ獲得できるという自信のもとに強力に折衝を進めていきたい。

補助金の獲得は難しいという話もあるようだが、那覇市の復興は自己財源だけでは不可能で、援助がぜひ必要となってくる。また本土政府は沖縄を戦争にまき込んだ責任上、那覇市の復興には当然努力すべきだと思う。

きょうバージャー民政官に会ったとき、米も那覇市の復興に力をつくすといっているので、本土への援助要請に際して折衝がやりよくなった。本土では大蔵省、建設省を中心に各政党と折衝し、沖縄問題は超党派でぜひ実現して貰うよう努力したい。

那覇市／67名の異動を発表／左派主要ポストから締出す

〔琉新・朝　1958・7・19〕

那覇市では十八日午後一時から各部課ごとに異動職員の辞令交付を行った。これはさきに兼次市長が発表した真和志合併にともなう人事異動の第一次で、異動人員は六十七名、そのうち真和志支所関係は三十四名となっている。

今度の異動で目立つのは兼次市長に批判的な傾向のある市職労第一組合の活動家が総務、財政など市の主要なポストから税務、戸籍など比較的地味なポストにまわされたことで、この反面右派の第二組合員が総務、財政のポストを占めていることから、兼次市政の今後を暗示するものとして興味深く見守られている。

〝組合弾圧の人事だ〟／市職労辞令返上の動き

人事異動を不満とした市職労第一組合は十八日午後一時から仲原市長代理（総務部長）と会見、人事異動の不公平を指摘、兼次市長が帰任してから発令するよう団交したが仲原市長代理は市長の決裁をうけた以上、私一存で発令延期はできないとこの申し出を拒絶した。これがため第一組合では納得できない場合は辞令を返上するとの態度をとっており、今後の成り行きが注目されている。団交のもようつぎのとおり。

組合側　今度の人事異動は第一組合の活動家を中心としたものであり、この点から組合の弾圧を意図するものと思われるが…。

仲原　第一組合を対象としたものではなく、あくまで真和志合併によるもので、市長に悪意はない。

組合側　市長は異動に当っては本人の意思を聞くといっているが、辞令交付前まで本人に何の連絡もない事例が多

い。本人の意思を尊重しない今度の異動は市長の意思とは思われないから、市長が帰るまで辞令交付を延ばしてもらいたい。

仲原　これはすでに市長の決裁を得ているので、私一存ではどうにもならない。

組合側　今度の異動を公平と思うか。

仲原　私としては公平と思っている。もし具合が悪い点があれば市長帰任後第二次（技術関係）第三次（部課長級）の人事異動を予定しているのでその時に是正したい。なお団交後総務課の国吉、安田、大浜、伊仲の四氏は異動を不満として、仲原総務部長と折衝を行い、検討のため二十一日まで発令を保留された。

市職労宮里代議員議長の話　今度の異動は組合に対する嫌がらせであり、組合の活動家を中心に異動させている。しかも本人の意思も聞いてないし公平な人事とはいえない。これはわれわれが議員報酬値上げに対し、予算の組替え要求を行ったことを根にもち、批判的職員というわけで弾圧しようとするもので、組合と約束したことを守るよう市長に要求するため、市長が帰るまで辞令を受取らないつもりだ。

恩典に水道施設を／具志頭村長が民政府へ陳情／軍の指示で拒否した／那覇市への水源地貸与

〔沖タ・朝　１９５８・７・22〕

【具志頭】具志頭村（村長島弘氏）では、五七年当時の那覇市長当間重剛氏が、同村俗称ギーザバンタ（慶座原）の水源地の貸与を口頭で契約していたが、瀬長亀次郎氏の那覇市長当選で「水源地を貸与してはならない」、その代り恩恵を与える…という軍の指示で那覇市への貸与を拒否したが、軍の恩恵はそのままになっている。もし軍がギーザの水源を利用するのであれ具志頭村民もその恩恵にあずかりたいと、二十一日、具志頭村長島弘氏は、バージャー首席民政官、行政主席代理新里工交局長あてつぎのような陳情を行った。

具志頭村は、那覇から南東十四キロ離れたところで戸数千二百七十戸、人口約七千人で十ヵ部落の純農村である。水に恵まれない村でありながら役所南西側の俗称ギーザバンタの水が海に放失され（毎日六十万ガロン）、村民は戦前からこの水源地の利用を待望しているが、村の経済力では水道施設さえもできず傍観していた。

五七年当時の那覇市長当間重剛氏がギーザバンタの水源地を貸与してくれとのことで、村の条件として水に恵れない関係部落仲座、与座、安里、玻名城、大順、具志頭小中校、役所まで水道施設をしてもらうように口頭契約を結んだ。それで地元住民はもちろん村民はギーザの水が、近いうちに使用できると期待していたが、瀬長亀次郎氏が那覇市長に当選したので五七年一月二十三日付軍の指示により、人民党公認那覇市長瀬長亀次郎氏に水源地を貸与しないようにといわれた。水源地を貸与しなければ具志頭村に対しては軍が、それに対する恩恵を与えるとの口頭約束で五七年一月二十七日ひる一時村議会を招集、人民党那覇市長瀬長亀次郎氏に水源地を貸与させない旨議会で議決、その声明書を発表した。

具志頭村は、軍の政策に協力してきたが、その恩恵に恵まれず住民にはその反感さえもたれ、村議会および村当局はその弁解に困っている。村財政ではギーザからの水を揚げることは不可能で政府当局の協力を得て水道施設計画をしているが、こんどは軍がこの水源地を利用するとのことで、村民や当局は戸迷っている。軍が使用するとなればその恩恵を与える約束までしたのだから実情を調査した上、なんらかの善処方を講じてもらいたい。

反響呼んだ兼次市長の人事異動／異動は予定通り断行／市側が組合の要求を拒絶

〔琉新・朝　１９５８・７・23〕

那覇市の人事異動をめぐって民連系の第一組合員が異動に不満をもつ職員九名（うち二名は受領）の辞令を返上したことについて市当局と組合の間で今まで数回にわたり団交が行われたが、二十二日午後一時からの団交で仲原市長代理は「異動は予定通り行い、市長帰任まで保留することはできない」と組合側の要求を拒絶、辞令を受取るか、あくまでも拒否するか二十三日までに回答するよう最後通告を発した。

二十二日、第一組合側では部課長への通達書と題して△部課長は異動に不満を持つ職員を説得するといっているが、これは不当労働行為のおそれがあるのでつつしむようにという要旨のはり紙を市役所内にはり出すなど、市当局と第一組合側の対立が一段と激しくなった感じのまま、午後一時から仲原市長代理らを相手どっての団交が行われた

が、団交の場に月曜会の渡口副議長、仲宗根議員らが傍聴しようとしたことから労組側は「市当局と労組が自由に話す雰囲気を作るため議員は傍聴を遠慮してほしい」と議員の退場を要求、これに対して渡口、仲宗根両氏は「議員として聞く権利がある」と主張、これに人民党の瀬名波、儀間議員らが加わり、退場しろ、しないで一もめ、市当局からの要請もあって議員は全員団交の場から引き揚げたが、開始前に雲行き早くも険悪というところだった。団交では組合側が今まで通り「兼次市長帰任まで発令保留」を主張したのに対し、仲原市長代理は「市の方針は予定通り人事異動を断交することに決まっている。職員の中には職場を放棄してこの問題だけを論議しているのがおり、これでは困るから辞令を受取るか、あくまで拒否するか組合の態度を二十三日までにはっきりしてくれ」と最後通告を発し、団交は物別れとなった。

月曜会が方針ただす

那覇市会月曜会渡口（麗）、大山、仲宗根議員らは二十二日午後四時半仲原市長代理と会い、人事異動について市当局の態度をただしたが、辞令返上についての市当局の基本的考えを仲原市長代理はつぎのように明らかにした。一、多数は異動を納得しており、辞令返上はごく一部である、一部のため混乱を招くのは困るから異動は既定方針通り行う。二、二十一日から異動問題のため職場放棄をしている事実があるので調査して善処したい。三、人事権は市長に属するもので、組合は勿論議会でもこれを侵すことはできない。四、団交は二十三日で打切り、組合が異動を受けるかどうか聞くだけにする。

第二組合は支持しない

第一組合の辞令返上について、市職員の約八〇％を組合員とする第二組合では二十二日、第一組合側の辞令返上は市長の人事権を侵すもので支持できないとの態度を明らかにし、今度の異動問題について二つの組合がそれぞれ異った考え方をしていることを示した。

瀬長氏らが撤回を要請

民連議長瀬長亀次郎氏、同事務局長大湾喜三郎氏と人民党所属那覇市議数名は二十二日午後三時から約一時間にわたって仲原市長代理と会見した。会見の内容は記者団がしめ出されたため明らかでないが、人事異動に対して撤回を要請したものとみられ、仲原総務部長は会見後「人事異動について再考を求められたが、私としては市長の決定通りやる以外はないと答えた」と語った。

労働局／辞令返上は疑問

那覇市の人事異動に伴う市当局、労組側の争いに対し、労働局では「那覇市職労の第一組合は法外組合なので、労組法に基く救済の方法はないと思う。また市町村職員労組員が辞令を返上して人事権を争ったという判例は本土でもないだろう」といっている。

条件付で辞令うける／那覇市の人事／今後は本人の意思尊重

〔沖タ・夕　1958・7・26〕

さる十八日以来もみぬいてきた那覇市の人事異動問題は二十六日辞令返上していた九人が、辞令を受けることになって終止符をうった。こんどの人事異動は六十七人に及ぶ大幅なものだったが職員労組第一組合ではさきの団交で市長が約束した本人の意思を尊重するということに反していると九人が辞令を返上、市長の帰任まで保留するよう団交していたもの。

これに対し市当局では市長の決裁を職務代理者が勝手に変更できないと、ものわかれになっていた。第一組合では二十六日あさ十時から仲原部長と再び団交―、一、今後の人事異動は事前に本人の希望を聞いてやる。二、こんどの異動に不満のある職員については部長権限で調整する、という二つの条件をつけ、辞令を受けることになった。これに対し、仲原部長は今後はあらかじめ本人の意思を聞いた上で異動させる。不満のあるものについては市長帰任後第二次異動で十分に考慮すると返答、十日目に円満解決した。

なお、そのご組合側はさきに第一組合には団交権がないといった見解をとったことについて部長に聞いたところ、仲原部長は団交権を認めると答えた。

〃相当の成果あげた〃／都計陳情の高良議長帰る

〔沖タ・夕　1958・8・3〕

那覇市の都計に日本政府の援助を要請するため兼次市長ほか市会議員三氏と上京していた高良那覇市会議長は二日夜八時二十五分那覇空港着ノースウエスト機で帰任、渡口副議長ら市議多数の出迎えをうけた。

十七日那覇を出発、東京では初めの数日を兼次市長らと行動をともに、その後は単独で日本政府要路筋や民主、社会両党首脳と会見して那覇市に対する戦災都市復旧特別援助の適用を訴えた。

「那覇市の特別事情を認識させるのに大いに役立ち、相当な成果を収めた」と高良議長は折衝の経過を次のように語った。

日本政府／那覇商港の貿易価値重視

○…政府や、政党首脳部は那覇市の問題としてではなく全琉的な援助として考えているようであったが、戦災都市特別援助として那覇市を別にしてほしいとの要望に対して帰任挨拶にいったさい石井特連局長は全琉、那覇市、東南アジア経済援助の一環という三本建でやる意向を明らかにした。

石井局長は経済援助というだけでなしに、空路、海路の寄港が、日本と東南アジアを結ぶ上に極めて重要な地点を占めているので、松野総務長官も視察してみたいということになり、沖縄行が決ったといっていた。

○…今回日本政府の援助を要請しようということになったのは去る三月十五日の参院予算委員会で内田議員の質問に対し石井副総理が「現地からの要請があれば沖縄に対する財政援助もする」と答弁がもとになっており、その時質問した議員、答弁した副総理とも選挙区の支持者を通じて要請した。

また社会党の浅沼書記長とも会い赤城官房長官には九月の臨時議会で真剣にとりあげてもらいたいと要望した。石井局長は松野総務長官と同行するはずだから現地で話し合いたいと語り、具体的な援加方法としては資材の援助、技術援助になるようだ。

○…これはあくまで講和発効前の援助としてほしいと要望、今後は都計委員会が生れるので十分検討、民政官にも協議したい。当間主席は帰る前に病院で会った、早くて八日、おそくとも十二日までには帰るということだった。

社会党那覇支部結成

〔琉新・朝　１９５８・８・７〕

沖縄社会党那覇支部が五日午後七時から同党本部で結成され、支部長に宮良寛才氏が選ばれた。

席上、那覇市政問題について討論、自己批判をおこなった。また結成に際して「社会主義を信奉する同士を結集し、信義と友愛をモットーにして積極的に闘うことを誓う」との声明を発表した。

役員　▽支部長宮良寛才▽書記長黒潮武秀▽会計長松本吉郎▽組織部長嘉手川重興。

民連議員／増俸分を市に寄付／尾をひくお手盛り増俸

〔琉新・朝　１９５８・８・８〕

那覇市会民連所属議員崎山喜達、久高友敏、瀬名波栄、真栄田義晃、石原昌進、仲松庸全、儀間真祥、黒潮隆、上原文吉、金城重宜の十氏は七日那覇市長室に仲原市長代理を訪ね、二万四千五百四十五円を寄付した。

この寄付はさきの議会で可決された議員報酬引上げに反対した民連議員が、報酬引上げにはあくまで反対であるという意思表示のため増額分を市に寄付したものだが、十氏の外にも増額分を寄付しようという動きがあり、お手盛増俸問題はまだ尾を引いており、今後が注目されている。

民連瀬名波議員の話　われわれとしては市財政の困難な現況における報酬引上げには絶対反対であり、増額分を市民に還元するという意味で市に寄付した。

娯楽センター埋立地問題化／法の手続経てない／那覇市会が政府に抗議申入れ

〔琉新・朝　１９５８・８・11〕

波の上文化娯楽センター社（代表者大城哲夫氏）の埋立地の埋立申請が〝公有水面埋立免許申請手続法〟に定められた通りになされておらず、また同社から申請のあった追加埋立地のうち、千四百坪が那覇市の埋立計画にふくまれ、すでに市会で議決されているとして政府に抗議申し入れをすることになった。

娯楽センター社の埋立は昨年九月に始められ、今年の五月中旬一応完成したものだが、公有水面埋立免許手続によると、公有水面の埋立申請があった場合、工交局長は関係市町村の議会の意見を聞かねばならないことになっているが、工交局では那覇市に同公有水面（波の上下方水面）の埋立計画がないという理由で那覇市会の意見を聞いていない。

ところが波の上一帯について那覇市では将来風ち地区に指定し、公園化しようという計画をもっており、同水面の埋立により、かつての沖縄八景の一つ〝波の上の夕映え〟の風ちが阻害され

ると埋立には反対の意向を示し、法に従って那覇市の意見を聞いていたら、風ちをそこねないように埋立を変更して貰うことも可能だったとイカンの意を表している。

また同社では当初一万五千三百四十二坪だった埋立計画を一万八千七百八十八坪に追加変更し、変更願いを政府に出しており、政府は今度は法の通りに那覇市の意見を聞いているが、追加分のうち埋立前の海岸線にそって千四百坪の埋立を六月の那覇市会で可決しているので、都市計画のために必要だからという理由で追加分については市会は反対であることを政府に申し入れることになった。

那覇市会赤嶺建設副委員長の話　市会の意見も聞かないで埋立を許可した政府の態度はどうも納得できない。政府に厳重に抗議申し入れをするつもりだ。追加埋立については市会としてすでに市が埋立てることを決議しておりこれを認めることはできない。

援助要請の那覇市議ら帰る

〔沖タ・夕　1958・8・11〕

さきに兼次那覇市長らとともに渡日、本土政府に援助要請をしてきた那覇市会議員平良真次郎、新垣松助、同建設課長知念朝五郎氏らは、兼次市長より一足先に十日ひる三時泊入港の那覇丸で帰ってきた。

平良氏の話によると、兼次市長ら一行は、本土政府をはじめ、自民、社会党、マッカーサー大使らにもあい、沖縄の実情を訴え、特に首都としての那覇市の建設に対する援助要請を行った。これに対し、本土政府、マッカーサー大使も、那覇市の問題は、沖縄全体の問題として援助したいとのべ、好意的だった。更に日本政府としては、さきに高良議長から、那覇市を広島、長崎などの復興と同様に考慮してくれるよう要請したが、これについても相当に関心をもっているようで、ただ行政権のない沖縄に本土並みの財政援助をする場合、アメリカ政府との折合ができるかどうかに苦心しているようだといわれる。

しかし、これが財政援助として行われなければ、見舞金として沖縄に援助することも可能だとのことで今後これが実現するかどうかは立法院や、行政府の強力な要請によるものと思うと語っていた。

共同声明の全文／一括払廃止を再強調／賃貸料の長期前払いも考慮

〔琉新・朝　1958・8・12〕

沖縄の軍用地問題を相互に納得のいくよう解決案を生みだすことを目的とし今後も引続きおこなわれる公式な琉米土地会談は十一日那覇市在ハーバービュービル内で初の会議を終った。この会談に関する共同声明は、米国側代表ならびに琉球住民代表によって発表された。

現地の土地折衝会談はワシントンで再検討中の土地政策の一部をなすものであり、かつ、国防省首脳者ならびに他の関係ある米国首脳者と当間重剛主席をはじめ琉球側代表者との間にワシントンで開かれた最近の会議の結果おこなわれるものである。

高等弁務官ドナルド・p・ブース中将は開会のあいさつをのべ、そのなかで七月三十日付の声明、すなわち「もっと満足すべき解決案が見出されることを予想し、米国は今後の限定付土地保有権の収得をとりやめ、過去において収用された一切の限定付土地保有権を廃棄し、それに関連する唯一の方式である一括払い方式を完全に放棄し、かつ米国はこれらの土地を使用するために、地代の毎年払いをおこなう準備をしている」点をふたたび強調した。

それに引続き当間主席が琉球側の代表団を代表してあいさつをおこない、八月八日の非公式会談で同意した次の様な協議事項の討議に移った。

①不定期賃貸借並びに五年以下の有期賃貸借契約様式の案出
②農地、住宅地及び商用地、林野及びその他適切なる種別の土地の年間賃借料を定める適切な評価方式の案出
③年間賃借料の定期的再評価計画案の案出
④賃貸借終結の際、米国の土地原状回復の義務又はそれにかわる損害補償の適切なる決定の案出
⑤契約当事者、協議方法、所有者の決定、米国の賃借権の登記並びに協議による賃貸借契約が得られない場合の収用手続きを含む適切な賃貸借契約の折衝及び実施方法の案出
⑥米国の賃借料の適切なる支払方法の案出
⑦琉球政府による地価の安定を効果的に計る適切な立法の制定
⑧限定付土地保有権の賃貸借への切替え、限定付土地保有権のための預

託金の処理並びに地主が限定付保有権による支払いを受理した場合の取扱いを含む米国の取得した限定付土地保有権の処理に関する計画案の案出

⑨地主が長期の賃借料の前払いを希望する場合の処理方法の案出

これらの討議に引続き協議事項をそれぞれ専門委員会に委託し今後の全体会議にかけて承認を得る種種の案を作成することになった。

高等弁務官の開会あいさつのなかで、彼は「琉球側の代表者がワシントン滞在中限定付土地保有権にともなう一括払い方式が廃棄されれば、毎年の地料のかわりにまとまった金額の必要な地主の要望をみたす満足な方法が見出されると米首脳者に示唆したと聞いている」とのべた。

彼は「これに関し、適当な今後の会談でみなさまの案をうかがいたいと思っている。私はまた同時にワシントンに滞在したみなさんが琉球政府で地価の安定を効果的にはかる立法を制定すべきであると示唆したともうかがっている。この課題については適切な処置とその履行面を綿密に考慮する必要があると思う。米国の首脳者がもっと満足な解決が見出されるならば限定付土地保有権とそれに関連する一括払いを廃止することに同意したのは疑いもなくこれらの陳述に大きな信頼がかけられたからである」と述べた。

琉球代表は彼らが大多数の琉球住民を代表するものであり、代表団の構成に当っては、琉球政府行政府並びに立法院の承認を得ていると述べ、ワシントンでの会議中における琉球代表団は相互に満足のいくような解決案が見出されれば、土地問題にからむ琉球の政治問題は解消すると表明した見解を再び確認した。

なお、彼らは相互の理解と善意によって住民の利益に基き公平かつ妥当な結論を得ることを熱望する旨のべた。

〝都計に必要なら使わぬ〟／波上埋立地、那覇市会のもの言いに大城氏釈明

〔沖タ・夕　1958・8・13〕

那覇市波上に工事中の波上文化娯楽センターの公有水面の埋立をめぐって那覇市会建設委が那覇市の都計に含まれている千四百坪まで市会の諮問を経ずに政府工交局が許可したと指摘しているが、これについて十二日波上文化娯楽センター社長大城哲夫氏は千四百坪の埋立地は民政府からの埋立許可に当って同地が都市計画に必要なら那覇市に譲渡することを条件にしており所有権の譲渡は那覇市が必要であるか不必要とするか明らかになるまで保留する―とあり、千四百坪まで計画に入れているわけではない、と釈明した。

同娯楽センターは昨年民政府の許可を得一万六千二百八十八・二坪の所有権譲渡を受けてセンター建設に着手したもので、埋立工事は全部終って各施設をする二次計画に入ろうとしているもの。問題の千四百坪は那覇市の都計に含まれているというものであるが民政府書簡にも都計に必要な場合は同地を那覇市に譲渡することを明確にしており、那覇市が必要としない場合は大城社長が同地を要求する権利を保有することになっている。さらに同地の使用は認可するが、所有権の譲渡がはっきりするまでは恒久建物の建築は許さない旨うたってあり、これらの認可内容が那覇市会建設委に不明なためにとりあげた問題のようだ。那覇市会筋でもこの釈明で問題はないとみている。

物言いついた埋立工事／松川の授産場敷地／那覇市会が調査

〔沖タ・朝　1958・8・23〕

那覇市会建設委員会（委員長・新垣松助氏）では二十二日那覇市三原区二班宮城徳政氏、石橋好徳氏、平良良松氏、屋良朝苗氏ら二十五人の連署で陳情のあった松川ニヌ原の排水溝一部埋立工事の中止と同地の緑地帯小公園設置の陳情を検討、現場視察を行った。

那覇市松川ニヌ原二六〇番地は旧陸軍射的場で財産管理課の管理下にあるが、那覇市大道区六班四一号玉城長盛氏ほか三人が授産事業をする目的で賃貸契約を結び、排水溝の埋立を行っている。管理課の契約条件としては排水溝の原形上幅八尺を七尺に、川底六尺五寸を六尺に深さを六尺に保持して護岸積をする場合は那覇市係員立会いのもとに行うという那覇市当局の意向も反映しているがこの排水溝は集水面積がひろく付近一帯の住宅地に大雨のさい浸水するところであり、さらに松川小学校、大道小学校、真和志中学校の三校を控えて文教地区を形勢しており、この一帯は真和志市当時に植樹地帯にして子供の遊び場とする計画があった。とくに付近の住宅地には児童の遊び場

がなく、この地の小公園化は住民多年の念願であり、ここを是非子供の遊び場にしてほしいというもの。
市建設委員会では二十一日以来委員会を開いてこの問題を検討しているが、二十三日の委員会で結論を出す予定である。

政犯恩赦／民連、兼次裁判は免訴／該当者の調査に着手／検察庁が

〔琉新・朝　１９５８・８・23〕

ブース高等弁務官は二十二日、一九五七年八月十日から一九五八年八月二十二日までの間に起った立法院議員選挙法、市町村長同議会議員選挙法、並びに布令百四十四号二、三項（無届政治活動制限）違反のすべての人々に恩赦を与えるとの布告（十号）を公布した。これに該当する者は、民政府の発表では百名を越すといわれ、琉球政府法務局と検察庁では、布告公表と同時に、該当者名簿の作成に手をつけた。しかし同布告の、一九五七年八月十日からこの布告発効までの……という点が、八月十日以降に発生した事実を指しているのか、八月十日を境いとして継続した事件、すなわち八月十日以前に発生、八月十日以後に起訴または判決された法違反も含んでいるのかがあいまいであるとし、精確な数字を出すまでにはいたっていない。検察庁では、この件について検討を加えたが結論を二十三日に持ちこし、さらに布告全文を詳細に検討して、早急に該当者の救済をはかる方針である。
また法務局では、布告公布と同時に、受刑者の釈放手続きをとったが、該当者はいなかった。
ところでこの布告公布でどういう人々が救済されるだろうか。まず目立つものでは無届政治活動のかどで公判中の民連裁判と、立法院議員選挙法違反にとわれている那覇市長兼次佐一氏の裁判である。民連裁判は、那覇市長選挙（一月十二日施行）同市議補欠選挙などに、政治結社届をしていない民主主義擁護連絡会議が、布令百四十四号二、二、三二項に違反して政治活動を行ったというかどによる裁判である。
那覇市長選挙後、民連の政治活動問題が話題となり、遂に検察庁の手入れとなって、民連から政治弾圧だと騒がれた。
取調べの結果、民連議長瀬長亀次郎と同事務局長大湾喜三郎の両氏は、三月二十七日起訴されるにいたり、さる七月二十三日、中巡裁、宮城裁判長係りで第一回公判が開かれ、現在、審理継続中の事件である。
第二回公判は来る二十五日に開廷される予定であったが、今度の恩赦で当然免訴となる。二十五日には公判を開き、免訴の言い渡しをすることになろう。兼次裁判は、さる三月十六日実施された立法院議員選挙に、立法院議員選挙法に禁止されている公用物である市長専用車を利用して、民連候補の応援を行ったという事件である。これもさる六月三十日に第一回公判があり、第二回目は八月十五日に予定されていたが、兼次市長の本土出張で延期となった。民連裁判同様、公判を開いて免訴の言い渡しをすることになろう。その他このような公訴中の事件だけでなく、現在取調べ中の事件、または違反の疑いがあって捜査を予定されているもの、すでに判決を言い渡され、刑執行中のものもすべてこの救済を受ける。

ついに来たドル切替え／一ドル対百二十円／交換は九月一日か

〔琉新・朝　１９５８・８・24〕

Ｂ円の米ドル切替えについては以前から巷間でいろいろと取沙汰されていたが、二十三日高等弁務官から正式に琉球における単一通貨経済の目的を達するために、早急にＢ円をドル通貨に切替えることに決定したと発表があり、ここにドル切替えは確実となった。この発表で弁務官は近く実施されるドル切替えについて単一通貨の制定により琉球およびその住民に多くの利益がもたらされることを期待すると前置きし、①切替えは琉球人が誰も損害をこうむらないようにまた不便ならしめないようにする。②通貨は一ドル対百二十円の率によって回収される。③切替えには一切の政治的つながりはなく、琉球経済の飛躍的発展に大きな役割を果すものとして歓迎されるべきであるとのべているが、現在までに各関係部門で審議された切替えに対する答申は、ほとんどが利益よりも損失弊害が大きいという意見が強かったため、切替え実施決定の発表は各業界始め、一般住民に大きなショックを与えている。なお切替えの時期について、沖縄側関係当局者の間では九月一日説が有力視されている。

行政府／対策案を民府へ提出／弊害の除去に立法措置

Ｂ円が近く米国ドルに切替えられると

いう二十三日のブース高等弁務官声明は各面に大きな波紋を投じているが、行政府はすでにこのことを予期していたとみえ、当間主席ならびに大田副主席、知念官房長らの政府首脳はこれといった動揺した気配も見せず、直ちにドル切替えから生ずる諸問題について万全なる措置を講ずるとの態勢でのぞんでいる。

そのため新たな立法処置を考慮すると共に今後の民政府とも切替え期日、その方法などについて具体的に話し合うことになっている。行政府としては「もしドルに切替えられたら」との前提のもとに、これの対策についてはこれまで再三にわたって検討したとのことですでに腹案などを準備しており、この腹案によって民政府ともさらに折衝を行い同問題については万全をきしたいとの意向である。

この行政府案は詳細にわたっては明らかにされないが、骨子はドル切替えから生ずる利害得失について各面からの資料を集めてまとめてあるようである。ところで、行政府としてはドル切替えによる弊害としてはまず①外国資本が押しよせ民族資本が圧迫される②琉球外にドルが流失する―といった点を懸念している。

しかしながらこれについては企業貿易の強化、外人企業に対する外資導入の規制、その他為替管理面の再検討などによって対策を講ずるとの方針のようである。つまり利益になることはそのまま伸ばし害になる点は立法措置などの方法で防止するというのが基本方針となっているが、この行政府案は二十三日大田副主席から民政府に提出した。なお切替え期日についてはまだ明らかでないが、九月一日をきして行われるものと予想される。

〔中略〕

発表全文／誰にも損害与えぬ／琉球経済発展せん

【民政府渉外報道局】 ブース高等弁務官は二十三日、琉球経済における通貨を単一化するために早急にB円を米ドル紙幣並びに硬貨に切り替えることを決定したと発表した。この決定は琉球経済を助長するための計画の一つとしてワシントンの各政府関係当局により長期間にわたって慎重に検討された結果なされたものである。

B円の回収についてはすでに事前措置はとられており、最終的措置をとる準備が完了しだいいっさいのB円はドル通貨に交換されることになっている。ブース高等弁務官はこれについてつぎのようにのべている。

「通貨を統一することにより琉球およびその住民に多くの利益がもたらされることを期待している。

軍関係および外国貿易をいとなんでいる琉球の人はすでにドル通貨をつかっているので、これを民間のあらゆる社会に利用させることは琉球における実業の活動を大いに簡素化するものである。切替えは島内産業を奨励するばかりでなくドル交換所などを無用ならしめることによって企業の運営費などもあるていど少なくなる。さらに琉球経済のためになることはこの切替えによって遠からず新しい資本や技術力あるいは新しい産業に対する知識を有する外国企業はさらに奨励されるべきであり、琉球にもっと投資する誘因をつくるものである。この新資本は新規企業に投資され、それによって仕事がふえ、生活向上になるので、これはすべての琉球の人々に分ち合っていただくことを期待している。

島内企業に資する外に国際取引もまた一段と促進される。ドルの導入によって琉球の金融界は初めて外国取引銀行と普通の金融関係を結び、そして一方には琉球の企業のために国際金融取引も行うことができるのである。

B円のドル通貨への切替えは琉球の人が誰も損害をこうむらないよう、また不便ならしめないようにする。

琉球政府と金融業者との最終案が打出されると同時に広くこれを一般の人々に知らしめるようにする。通貨は一ドル対百二十円の率で回収されるが、この交換率は八年間も現に通用されているので、琉球住民にはよく知られていることで、債務、預金、保険金、小売値やその他の財務取引に余り支障を与えるものではない。通貨の切替えには全然政治的つながりはなく、琉球経済の飛躍的発展に大きい役割を果すものとして歓迎されるべきである。

又吉氏に当選証書／那覇市会民連は九名に

〔琉新・夕　1958・8・24〕

那覇市選挙管理委員会では二十二日又吉久正氏の那覇市会議員当選証書交付式を行った。

又吉氏は今年二月二日に行われた真和志地区市議選で次点となったが選管委を相手取って裁判に持ち込んだ結果又吉氏は得票数が最下位当選者の金城重宜氏の得票数を上まわり当選が確定したもの。

これで那覇市会の勢力分野は民連が十

から九名に月曜会系が二十六名から二十七名になった。

又吉氏の話　大那覇市の市会議員として市民福祉のため全力をつくしたい。

辻町の公有水面／那覇市に埋立を許可

〔琉新・朝　1958・8・28〕

那覇市（申請者兼次佐一氏）では先に那覇市辻町三丁目地先（娯楽センター隣地）にある一、四三一・二五坪の公有水面の埋立許可を申請していたが二十五日付民政府から許可通知が工交局にあった同埋立て計画地の内訳は道路八四五坪九合五勺、緑地四四〇坪七合宅地一五二坪六合で宅地及び緑地とし市民の安息の場所として利用するということになっている。

那覇市全体協議会／復興期成会中心に／今後も対日折衝続ける

〔琉新・朝　1958・9・6〕

那覇市会は二日午後一時すぎから全体協議会を開き、兼次市長、高良議長、新垣、平良、久場各議員の派日代表から本土における補助金獲得のための折衝経過を聞き、那覇市復興期成会を結成することにより、こんごも継続的に本土との折衝を行うことになった。

派日代表団はさる七月十八日に渡日、本土政府、国会に対して那覇市の復興資金として九十七億日円の補助金交付を要請してきたもので、兼次市長は全体協議会で△補助金交付は大きな可能性がある△このため今後も積極的に陳情団を本土に派遣し、補助金交付を全琉的首都の復興という立場から本土政府に要請したいとのべた。

派日代表の経過報告に続いて高良議長から那覇市復興期成会の結成についてはかったところ、市会側から正副議長、正副委員長、当局側から総務部長、同課長が準備委員となり、本土からの補助金獲得を復興期成会が中心となって推進することになった。

那覇市会／〝これ以上提供できぬ〟／行詰った学校敷地問題

〔琉新・朝　1958・9・9〕

那覇市文厚労委員会では八日午後二時から委員会を開き、西平那覇区教育委員長、阿波根那覇教育長、同伊良波主事を招き、学校敷地問題について協議したが、席上市会、市当局側はこれ以上学校敷地を提供できないことを説明、敷地提供陳情三件のうち一件の撤回を要求、他の二件は今後も検討した上で、できる限りの努力をすると回答した。

那覇市の学校敷地は今まで那覇市が市有地を提供したり、私有地を市が買上げて学校に提供したりですべて市が負担してきたが、市有地の手持が底をついたのと市財政の貧困により、市当局、市会ではこれ以上学校敷地を提供するゆとりはないという態度をとっていたが、今度泊幼稚園（四百坪）久茂地小校拡張（二百四十坪）小禄小校拡張（四百坪）のそれぞれ学校敷地譲渡申請があったので、文厚労委員会が学校関係者を招き、那覇市の実情を説明、これ以上学校敷地の提供は不可能であると教育委員会独自で解決するよう要望したもの。

この市会側の態度に対し、教育委員会側では教育税による収入は年間二千万円程度で、これではとても学校敷地を購入することはできないから、市の援助がどうしても必要であると市の補助を強く要請、これに対し市会側では久茂地小校の敷地拡張は民家立退も含んでいるのでどうにもならないからと陳情書の撤回を要求、泊、小禄両校の分についてはさらに検討することになった。

那覇市都市計画委／十日初の委員会開く

〔琉新・朝　1958・9・9〕

那覇市都市計画委員会ではこのほど委員十五名の顔ぶれが決まったので十日午後二時から初の委員会を開き、委員長、副委員長を互選の上、那覇市計画を今後どうしたら促進できるかについて協議することになった。

委員はつぎのとおり。

市会側＝新垣松助、大山盛幸、赤嶺一男、金城賢勇、瀬名波栄

当局側＝松根建設部長、義永財政部長、知念都市課長、安里土木課長、水間都計課長

学識経験者＝大城龍太郎、仲本為美、嘉数昇、前田朝信、新里清篤

消防隊長を不信任／那覇市の総務財政委

〔沖タ・朝　1958・9・12〕

十一日開かれた那覇市議会総務財政委員会は那覇市消防隊長、具志清一氏の不信任問題について審議、具志隊長の非行を列挙して不信任を求めている消防隊首里支所久手堅憲孝氏ら四人の連署による「消防隊人事刷新について」

の陳情と、これに反対する消防副隊長宮城晋善氏ら二十六人の連名による反対陳情の採択をめぐって民連議員と他の議員との間に論議のやりとりがあったが、結局八対三で「人事刷新」の陳情が採択され、同委員会としては現消防隊長具志清一氏不信任に踏み切った。具志隊長不信任は久手堅氏ら四人の現職隊長が隊長専用電話の濫用、司令車の私用、公金濫用など三十項目に近い事例をあげて隊長が適格でないと陳情。これに対し、宮城副隊長ら二十六人の隊員はいちいち反ばくして何ら理由のないことを明らかにし信任の陳情を行っていたもの。この日の委員会は同日提出された反対陳情の委員会付託について民連側議員が事務局に食ってかかる場面もあったが、討論のあと採決で隊長不信任と決まった。不信任の理由は陳情書の内容にある非行は二義的なものとして具志隊長は瀬長前市長が、議会の承認も受けずに専決処分で任命したものであり、これを認める訳にはいかないというのが主軸になっている。

（討論要旨）黒潮委員（民連―信任）不信任の陳情にかかれていることはすべてが信憑性が稀弱である。ウソ八百で固めたものであり人権を無視、議会をぶ辱するもので名誉毀損になる個所も随分ある。これを議会が採択するのは権威にかかわる。玉城委員（月曜会―不信任）不信任採択に賛成、隊長罷免についての陳情があり、反対陳情がなされているが、部下に不平が出るのは統率力が欠けていることであり、また隊内で民主的に話合ってやるべきものを議会にもち出されたことは遺かんである。専決処分で任命された隊長であったがために派閥争いが生じ、政治臭が内包されるようになった。本来の明るい消防隊にかえすため人事の刷新は必要である。

学校敷地の拡張／那覇市議会が関係者にきく

〔沖タ・夕　1958・9・17〕

那覇市議会の文厚労委員会（委員長平良真次郎氏）では、この程市内の泊幼稚園、小禄小学校、久茂地小学校の学校敷地問題について那覇区教育委員会（委員長西平守由氏）と那覇地区教育長阿波根朝松氏ら関係者を呼んで学校敷地の拡張の意見を聴き、協議した。泊幼稚園は敷地四百坪を必要としており、この斡旋を市に要求、小禄小学校は付近に四百坪があり、これを購入する予算がなく、目下一坪七円年額―三万八千二百十四の資金が必要となり地主との間に内諾も得ているので、この好機会を逃すことなく、市が補助してほしい。久茂地小学校は二百四十一の拡張したらというもの。

委員会としては久茂地は拡張予定敷地に永久建築がありそれを移転するのには莫大な費用がかかるので同校の拡張は無理だとしており、泊、小禄の二ヵ所について今後検討することになった。

話の卵／兼次市長の大名旅行

〔琉新・夕　1958・9・19〕

沖縄は日本であり日本を親元と心得ているので、何かにつけて日本政府へ陳情のお百度まいりをする。この秋には議会あけの立法院議員諸公が本土の視察やら陳情やらをかねて、大挙渡日すると、伝えられておりその結果は逐一住民に報告し、また税金で賄う旅費その他の費用を使うだけの成果を挙げてきてほしいものである。

役人の本土旅行について近ごろ奇ッ怪至極なうわさが流れている。それは兼次那覇市長、高良那覇市会議長、平良真次郎、久場景善、新垣松助の四市会議員と知念英五郎都計課長、市長秘書や議会事務局職員一行八名が大枚七十五万B円の旅費を使って、約一ヵ月にわたる大名旅行をしてきたが、何らこれという成果をもたらさずに戻ってきたということである。

那覇市役所の交際費の総額は六十五万B円。この八人で使った旅費その他の交際費が七十五万円というから、この八人の旅行がいかにゼイタクなものであるかがうかがえるし、市会では歳費の問題で絶えずごたごたしているというのに、大して成果も上らなかった兼次市長や高良議長らの大名旅行に大金をムダ使いしている。

特に確かな筋からの情報によれば、七十五万円の一部は議会の承認を得ておらず、市会議員の中にもこの旅費にうたがいの目を向けている人もいるということだ。そればかりでなく本土における折衝用に、関係筋へのおみやげとして七十反余りの琉球織物を携えていったにもかかわらず、本土政府から那覇市に対する援助は何一つの確約も得ていないということである。

これは市民としてもぜひ市会ではっきり黒白をつけてもらわないと了としないものがあり、野党議員はもちろんこれを追及すべきだが、与党議員といえども〝臭いものにはフタをしろ〟とゴマかしては市民が承知すまい。市民はなけなしの財布から税金を払ってお

り、それがムダ使いをされたとあっては黙ってみておるわけにもいくまい。

兼次市長は本土各地で沖縄の革新市長として大見えを切り、男を挙げてきたにはちがいないが、市民としてねがうことは、それよりも市民の福祉をどうすれば向上させるかであり、東江臨時市長時代に民政府から補助を約された八百万円の金がまだ支給されないときく。市民が望んでいるのは地元の両政府を動かして市民福祉の向上をはかることであり、本土への折衝はそれからでも遅くはなかったと考える。

真地火葬場に／建築停止処分／建築基準法違反で

〔琉新・朝　1958・9・20〕

十九日兼次市長は記者会見を行い、真地、繁多川、金城の三部落から反対陳情のあった真地五〇四に建造中の火葬場について、建築中止を命令したと発表した。

兼次市長の発表によるとこの火葬場は今年の八月真和志の建築主事が建築確認を行い、着工を許可したものだが、建築基準法によると火葬場など特殊建築物の建造は特定行政庁（那覇市）の許可を受けさらに公聴会を開いて地元の人たちの意見を聞くことが義務づけられているが、調査の結果、これらの手続きがなされていないのが判明したので、十九日付で火葬場の経営者上里〇〇氏に対し、工事停止の命令を出したもの。

〝姉妹都市〟の縁組／那覇市議会が計画

〔沖夕・朝　1958・9・21〕

那覇市は海外の都市と姉妹関係を結び、経済文化の交流を図って経済、文化を一段と高めようと市議会事務局で計画を進めている。

これは海を隔てた都市とあるいは国を異にする都市が、相互の経済、文化その他市民生活にプラスになるものの交流を約束して相互に姉妹関係を結んだことを宣言して都市と都市が友愛と信頼の精神にもとづいて協力し合おうというものである。

本土の都市では東京ほか六大都市がそれぞれ海外の大都市と姉妹都市宣言を行なっており東京はワシントン、横浜がシアトル、大阪―サンフランシスコ、神戸がロスアンゼルスと姉妹都市の友好を結んでいる。那覇市議会では宮城実議員が発案して事務局がこのほど大阪市会事務局あてに姉妹宣言に関する手続きや参考資料の送付を依頼した。那覇市の相手都市がどこになるか資料をとり寄せて検討の上でないとハッキリいえないと宮城議員は語っている。

生活給の復元要求／那覇市／臨時雇員の家族押しかける

〔琉新・夕　1958・9・22〕

二十二日午前十一時すぎ、那覇市土木課臨時雇員の家族約三十名が兼次市長に面会、臨時雇員の生活給の復元要求を行った。

三十名の家族は殆どが婦人で乳呑児をあやしながら涙ながらに生活の苦しさを説明、七月から残業がなくなったため手取が平均千円も少なくなりかけ売りでやっと生活をしのいでいると実情を訴えた。

これに対して兼次市長は検討すると答えたが、臨時雇員の家族たちははっきりした答えが得られるまでは動かないと頑張り、市従労大浜委員長の仲介で市長から九月議会に提案するという確約を得て市長室を引あげた。

婦人たちが引き上げると同時に今度は民連代表喜納政業氏、又吉一郎氏らが兼次市長に面会、民連総会の決議に基き、つぎのような要求書を兼次市長につきつけた。

那覇市長に対する要求決議

兼次市長は民連の二十の政策を公約し、市長に当選したが、超党派を理由に民連の組織を無視し、当間主席につながる再建同盟派議員との妥協と屈従に終始している。これは議員報酬の引上げ、人事異動によってはっきりしている。

われわれは市長の猛省を促し、民連総会の名でつぎのとおり要求する。

▽臨時雇員の定数化、定期昇給の実施

▽人事異動に職員の意思尊重

▽民連の機関にはかり、五九年度予算を市民の利益になるよう組み替える。

▽臨時雇員の手取を七月以前に戻せ

▽民連二十の政策を市政に具現せよ

市政報告演説会大あれ／昨夜／椅子乱れ飛ぶ／兼次市長警官が救出

〔沖夕・朝　1958・9・23〕

兼次那覇市長の就任初の市政報告市民集会は二十二日よる七時五十分から市内久茂地小学校で聴衆約一万人

を集めて開かれた。

同夜の市民集会は二十一日夜牧志ウガンで開かれた社大党演説会の聴衆が那覇署に押しかけて荒れたことから相当の騒ぎが起ることが予想されていたが、市民集会は予想以上に大荒れ、最後に演壇に立った兼次市長は市民集会の終了を告げて降壇すると同時に一部群衆にもまれ、「兼次を帰すな」と叫ぶ怒号と椅子、泥などが飛びかう中を出動した那覇署員、公安一課警ら隊が救出、パトカーで警官の保護のもとに群衆の手をのがれた。市民集会は仲原総務部長、義永財政部長がそれぞれ担当部門についての報告を二十分間ずつ行い、兼次市長がしんがりを受けて登壇した。兼次市長が登壇するや、それまで余り野次も飛ばなかった聴衆の中からしきりに罵倒と怒号が飛んだ。

演台に投石も／群衆、那覇署へデモる

九時十五分兼次市長の演説は終った。これから聴衆と市長との間に質疑応答があると知った群衆は演台前にどっとつめかけて「ヤメロヤメロ」と野次を飛ばした。

質問は書面で提出、いま那覇市役所で問題化している臨時雇員の実質賃金の引下げ、市議員報酬の値上げ、民連に対する市長の見解などをただすものであり、兼次市長はこれにひとつひとつ回答、その間も野次がひどくしばしば答弁する市長の声が消された。

十時半ごろ義永財政部長と市長が交互に閉会のあいさつを行なったが演台前に陣取った一部の群衆が「兼次を帰すな」と叫びながら「ワッショイ、ワッショイ」のかけ声のもとに兼次市長をとりまいてもみ合い、うずまいて市長を囲む群衆が増えていった。

市長はくたくたにもまれて顔面蒼白となりながら案内にきた市職員ともはぐれて約二十分もみくちゃにされた。その間に演台に灯っていた電灯は聴衆の投げた石で消え、騒ぎは指ぶえ、怒号入り乱れて次第に大きくなった。

そのときやっとパトカーに先導された警官隊約五十人が到着、兼次市長を取まく群衆に近づこうとしたが椅子、泥を投げつけて抵抗、警官隊との間にこぜり合いが行われた。なかば暴徒化した群衆の中をやっと警官隊が兼次市長を救出、パトカーに保護したが、怒った群衆が同パトカーめがけて投げた椅子が車のガラスを壊すなど警官隊も一時は立往生したが、パトカーは無事脱出した。この騒ぎで群衆から女一人を含む四人の検挙者を出した。

25人不解散罪で逮捕

「兼次市長を出せ」と押しかけた群衆に対し那覇署は布令一四四号の不解散罪を適用、実力を行使した。午前零時三十分、幸地署長が「全員退去せよ」との警告をくり返したあと応じないものに対し一せい手入れをした。

那覇署から政府前広場にかけて陣取った数百の群衆と百六十人の警官隊が力でもみ合い現場は大荒れ二十五人を現行犯で逮捕した。

なお兼次市長宅には警官隊を派遣警戒に当った。

〃厳重に取締る〃

大嶺警察局長談　けさ（二十二日）もラジオで警告を発しておいた。二十二日よるの事情から質問にかこつけて演説会の司会と聴衆がトラブルを予想していたが、これは治安上ゆるがせにできないものである。今晩も椅子を投げたり救援に駆けつけたパトカーのガラスをこわすなどした現行犯を逮捕した。それに多数の力で抗議を申込むことは民主主義のルールをはきちがえたものであり、解散を命じてもすなおに解散せず犠牲者を出したのはいかんに思う。このようなそう擾事件になりかねない事件は今後厳重に取締る。

午前一時ごろようやく解散

一部リーダーのアジで労働歌を合唱、気勢をあげていた群衆は、検挙者が出るとほとんど解散したが一部は建物のかげに隠れて投石するのもあった。午前一時ごろには騒ぎはまったくおさまったが、警官隊はなお警戒を続けていた。

誤った民主主義／兼次市長の話

那覇署に救出された兼次市長は同署司法室で服を脱ぎ汗をふきながら興奮の色もさめぬうちに不測の事件がおこったことに対してこう語った。

何といっていいか見当もつかないこの事件は沖縄の民主主義があやまった方向に進んでいることを内外に知らせたことになると思う。誠に遺憾である。しかも質問には答え、十分話合いの場をもったつもりでいたところにこんな事件がおこったのは意外であり残念である。

〃軌道を逸脱〃／日本社会党／永井氏談

日本社会党常任全国委員永井利和氏は沖縄社会党の組織強化のため来島中、ちょうど事件当日、兼次市長とずっと行動を共にし同じ車で那覇署に救い出されたが、これまで現地でみてきた労働運動の実態やこの事件を目のあたり

にみた感想を次のように語っている。
沖縄の労働運動は階級闘争ではなくそれを逸脱していることがとくにこの事件で露骨に示された。帰ったら早速、日本社会党総評声明を発表する。とにかく沖縄の労働運動は労働争議以前のものであり、あまりにも軌道を逸脱している。この実態を本土労組や社会党にくわしく報告せねばならない。

今朝、兼次市長に抗議／人民党／事件と無関係声明

〔琉新・朝　1958・9・25〕

人民党は二十四日午後、党本部で中央常任委員会を開き、さる社大党演説会（二十一日）兼次那覇市政報告演説会（二十二日）をめぐる〝騒乱事件〟への対処策について協議した。その結果「両事件は人民党の指導にもとづく」と述べた沖縄社会党声明に対し別項のとおり反ばく声明を発表、きょう二十五日午前那覇市役所に兼次市長（沖縄社会党執行委員会議長）を訪れ、強く抗議することに決めた。

声　明

さる二十一日の社大党演説会及び二十二日の那覇市政報告市民集会における二つの事件が、あたかも人民党の組織的指導によるかのように報道されている。しかしこれは全く事実無根である。この二つの事件は軍用地問題、ドル切替え問題、労働問題などにあらわれているように沖縄の現状が民族の重大な危機にあるにもかかわらず、従来革新的政党と自称していた社大党や兼次市長が、県民大衆の要求にこたえることができず、また県民大衆の正しい批判を素直に受入れようとせず、自分たちの無為無策や誤りを正当化しようとしている態度に対する市民の不信と憤まんが自然発生的に爆発したものである。すなわち軍用地の契約方式を打砕き、通貨ドル切替えを阻止し、さらに労働運動に対する官憲の介入と弾圧をはねかえし、市民の生活と利益とを守るために、どれだけの努力をなしたか、わが党を含めて各政党はいまこそ自己の面子や保身にとらわれずに大胆に自己反省すべきである。

兼次市長がもし市民の利益に誠実に仕えるのであれば、議員報酬の値上げや土木労働者の実質賃金の切下げが、あたかも議会の責任であるかのようないいのがれをする無責任な態度を改め、議員報酬値上げの撤回や土木労働者の賃金値上げの実行など実際の行動をもって示すべきである。

人民大衆の生活と権利を守るための、このような具体的行動なしには人民の信頼をうることもできない、民族統一戦線の結成ということもありえない。兼次市長や社会党が真に民族統一戦線の強化を望むのであれば、まずこのような具体的行動からなすべきである。労働運動においても、アイランド・エンタープライス社、我那覇鉄工所の争議のようにアメリカ軍や官憲、資本家の攻撃が激しいために事態が困難にたちいっていることに対して社会党の声明では人民党を非難中傷しているが、このようなことでは労働者のたたかいにとって少しも利益にならないばかりか、労働者を弾圧するものの立場を正当化するだけである。もし社会党が真に労働者の生活と権利を守る気持があれば、たとえ人民党とは意見の違いがあっても、それぞれの立場から労働者のたたかいを勝利させるために、身をもって努力すべきである。

わが党は、いかなる非難中傷を浴びせられようとも、あくまで県民大衆の生活と権利を守るためにたたかい、反動化した那覇市政を再び民主勢力の手に返し、全県民の力を平和と民族独立と、民主主義とをかちとるための民族統一戦線に結集するために奮闘することを誓う。右声明する。

識名の火葬場／反対理由が薄弱／陳情やり直し勧告／那覇市会文厚労委

〔沖タ・夕　1958・9・26〕

那覇市議会の文厚労委員会（委員長平良真次郎氏）は二十五日あさ十時から地元市民の反対にあり、問題化している識名霊園に建設中の火葬場の現場視察を行なった。

このあと午後一時から委員会を開き、市当局の関係部課長を呼んで法的な見解を聞いたが、識名、繁多川、真地の市民から出されている陳情は火葬場建設中止の理由が薄弱であるとして建築基準法をもとにした違法を指摘してあらためて建設委員会に陳情をしなおすよう勧告することに決めた。

同委員会への陳情は軍向蔬菜の圃場がある。近くに飲料水があるなどを建設反対の理由にあげているが、蔬菜等に及ぼす影響を科学的に裏付けするのは困難であり、建築基準法の違反、特定行政庁の位置についての許可を持っていないこと、公聴会及び建築審査会の最終審査を受けていないことにしか理由は見出せないというもの。

この火葬場の設置問題について市都計

画ではすでに工事中止の指示を出しているが、建築主が埋葬条例によって主席の許可を持っており中止の損害補償を政府が行うのか那覇市が行うのかに問題が残されているようだ。

総額で約八億円／那覇市の財産／土地で五億円／市民一人当り四千円

〔沖タ・夕　1958・9・27〕

那覇市の市有財産はどれだけあるだろうか―人口は二十万を越え、遅々として進まない復興事業をしり目に増加の一途にあり、本土の中都並みの発展ぶりをみせているが、首里、小禄、真和志の合併で市の財産もふえ、現在市有財産の評価総額は七億八千二百十万円となっている。市財政課がまとめた資料によって市有財産の現在高をのぞいてみた。

○…評価額七億八千二百十万円の財産種別でみると土地が筆頭に立ち総坪数三十一万坪、評価額五億八百万円を占め、水道諸施設などに関係する構築物が評価額一億七千万円、建物総坪数八千六百坪（評価九千百万円）となっている。これを市民一人当りの平均保有高にすると三千九百三十五円（五七年十二月末の人口一八七、二五六人として）となる。財産種別は次の通りである。

奨学基金も積立てる

▽特別基本財産　五十一万円、議会の議決を経て設置されるものでその収益で特定の事業をすることになっており、那覇市では通堂復興期成会から寄付のあった五十一万円が同財産となっている。銀行に預金し、この元金から生れる利子収入（現在三万八千円）を積立てて将来、奨学資金の財源に当てることになっている。

企業投資も

▽普通基本財産　八百十八万円、これも議会の議決のもとに設置されるものであるが、とくに指定はされない、企業への投資がこの種目になっている。現在の投資は沖配電と首里バスが大きなもので、そのほかに琉糖、琉球肥料、琉球ホテル、琉球水産、琉球石油、沖縄食糧、琉球銀行、琉球海運など十一社であり、毎年株金の配当で百十万円相当の収入をあげている。これは一般予算に計上される。

▽行政財産　三億四千六百三十七万円、公用または公共のために利用される財産で行政財産はさらに二つにわかれている。一つは公用財産＝市の庁舎を始めその他の事務所で行政事務を行うために市によって直接使用されているもの（二千六百七十三万円）他の一つは公共財産＝市営住宅、被救済者の救護施設である愛生寮、公衆便所、首里、波上の水泳プールなどの構築物も含めて市民一般に利用されているもの。これに学校用地六万坪、港湾用地一万五千坪、公園、道路など総坪数（推定）十四万三千坪の土地も含まれている。三億千九百十四万円。

地料、年に千五百万円

▽企業用財産　水道関係がそれに当る。那覇市の水道関係財産は評価総額は土地一万七千坪（百五万円）建物四百八十坪（五百二十四万円）原水、配水の施設構築物が千七百万円とそれぞれなっている。

▽普通財産　二億四千九百五十四万円、これまであげた以外の財産で市が一般私人の立場で管理処分できるものであり、主なものは総坪数十四万六千坪の土地。その内訳は現在賃貸している土地が四万二千坪、軍用地二万五千坪、そのほかに七万九千坪がある。土地の賃貸料六百万円、軍用地料百九十万円が年間収入となっている。これに無地番収入（坪数十二万六千坪―金額七百三十万円）を加えると総額千五百二十万円となり、市財政の主要な財源となっている。なお市民平均一人当りの財産保有高の内訳をみると土地―二千五百五十七円。構造物―八百七十五円建物が四百六十円。株券四十一円。現金―四円となっている。

シャモジ運動展開／〃高い店では買わない〃／きよう物対協が主婦大会

〔琉新・朝　1958・9・28〕

ドル切替えに伴う物価の値上りに反対する沖婦連、沖青協、農連ら九団体からなる物価対策協議会では、ドル切替えと同時に値上りを防止し庶民経済の安定を図ろうと製パン組合、風呂屋、理美容業、産婆、薬業、飲食店組合など各業者に〃値下げ運動〃の趣旨を説明、協力方を要請したが、きょう二十八日は午後二時から市内牧志ウガンで全琉主婦大会を開き台所をあずかる主婦の声に立脚して今後の運動強化を図ることになった。

同大会では同対策協議会の要請および琉大生の物価調査結果も報告され引続いて南、中、北部および那覇代表の意見発表が行われる。

大会には全琉各市町村から十名以上の

主婦が参加することになっているが、会場入口には投書箱を設け各地の値上げした商店名、商品名、価格らを投書することになっておりこれを資料に政府へ善処方を強く要請することになった。その後文教局社会教育課嶺井主事の司会で懇談会にうつり「わたし達の生活を安定させるためにドル切替えによる物価の値上りをどうするか」について討議する。そのあと宣言決議に次いで〝高い店からはなにも買わない〟と同運動のスローガンを書き込んだしやもじやのぼりを先頭に市内をデモストレーション、牧志大通り―浮島通りから開南を経て那覇高校にいたる繁華街をねり歩いて一般住民に協力を呼びかけることになり各方面から大会成果が注目されている。

婦連照屋副会長の話　どれだけの人々が集まるかで物価問題に対する住民の関心がわかるだろう。本来なら行政府に対策協議会を置いて物価の調整を図るべきで民間団体だけだと営業妨害などと誤解をうけて運動推進に難をきたす。このことについても大会の成果をみてから具体的に考慮するつもりです。

一社　説一
那覇定例市会に寄せて

〔琉新・朝　1958・10・3〕

二十九日からふたあけた那覇市の九月定例会に、われわれは関心をよせるものである。第一の瀬長に引きつづき第二のセナガ兼次市政をむかえて、感情や思惑の取引きで、鳴物入りにおわったへき頭市会の後、うやむやに過ごして来た市政を見送ること、やがて一年にもなろうというのだからここらで市民も、当局も、ひとつ反省すべき秋ではなかろうか。こういうまでもなく、第一のセナガ以来、那覇市政の現実は全くの迷路で、市民も、為政者もいつとはなしに、自律と建設を忘れはてたのではないかとうたがうのである。こういった迷路に追いこんだのは、大局から見ては片手落ちな政治のあいまいな向背によるところが大きいのであるが、那覇市会はまず自主的責任の一端を痛感すべきではなかろうか。

さる二十二日の市民集会の暴徒化は、直接の原因が人民党と社会党の相こくであるとしても、そのはては、選挙民に大きな不信をいだかせたものである。一体どうなるのかわからない市政に対して、市民がやりきれない焦燥感をいだくことは人情のおもむくところで、市会はこのケンカのベールの彼方に自治への冒とくの責任が示唆されていることを見逃してはいけない。

まず今市会は、与野党の去就でその本質がのぞかれるだろうがいままで見たところ、この与野党のあり方だが、双方ともに市政への見解と信念が確立しておらず、月曜会という野党は、いつも寄り合い世帯のへっぴり腰で、ただ頭かずに頼っているありさまで市議の質の低下をうんぬんされるゆえんである。与党といえば、直参の社会党の三名を擁する兼次市長が〝超党派〟という読みづらい看板をかかげて窮余の妙手をうたんとしているようだが、政治なかんずく市政という技術的な行政には、実質的な施策の裏付けがない限り、与党の威信はないものと覚悟すべきである。

さて新聞で散見すると、市の提出議案にはこれという問題もないといわれているようだが、ひらきなおっていうなれば、那覇市政は、実は、根本問題や市政の方向がまだほおかむりされているのではないか。

民連は、社会、人民両党のにらみ合いによる瓦解の責任を選挙民に鮮明にしなければならない。市長等本土旅行の事後承認を市民に鮮明すべきである。ドル経済後の商工産業政策はないものか等、市民が推測しても、これだけの楽屋裏がのぞかれていながら、市会がなおもほおかむりをつづけるならば、自治能力はうたがわれ、市政腐敗のそしりをまぬがれないであろう。

われわれはここ数年来、那覇の市政が、あまりにも党勢拡張のための選挙の具にほんろうされ、地方行政としての本分から遠ざかった感じを受け、そのはげしい動揺の割には、市政の影がうすれたことを遺憾に思っている。去る六月には那覇の人口が二十万を突破したと報じているが、このように世帯がふくらんでいくのに、市政の拡充がともなわなければ、この数字は、市民の不幸を倍加していくものとして寒心にたえない。市民の頭数が、選挙の票読みや担税勘定の対象にだけさせられたんでは、もはや市庁も市会も無用の長物（ちょうぶつ）といわざるを得ない。

要するに秋冷の候、市議諸公には、いまいちど公約を反省して市民の福祉ということについて市会が直接つながるものであることを具体的に証明してほしいものである。

民連、兼次市長を除名／きょう退陣要求を手渡す

〔琉新・朝　１９５８・10・８〕

民連は去る五日那覇市安里公民館で拡大中執委会を開き最近にわかに紛きゅうしてきた〝兼次那覇市長問題〟に対処する方針について協議した。その結果「兼次市長の反動化に対して市民と全県民に対する民連の責任を明らかにし、市政を再び民主勢力の手にとりもどすために兼次市長の退陣を要求する」という明確な基本方針を決定、兼次市長を民連から絶縁（除名）しその退陣を要求することを同中執委会の名で決議＝別項＝した。

そこで民連はきょう八日午前十時ごろ幹部が那覇市役所に兼次市長を訪れ、この決議文を手渡して退陣を要求する一方、同夜那覇市農連市場で「兼次市長退陣要求演説会」を開いて市民に訴える段取りである。

この兼次市長退陣要求の成行きについて、又吉一郎氏は七日院内民連控室で「この退陣要求決議をうけて民連所属市会議員は、こんどの臨時議会で兼次市長不信任決議案を提出することになろう。またこんごの事態によっては兼次市長の〝リコール運動〟を展開する」と所信を明らかにした。

退陣要求決議（要旨）　われわれは兼次市長就任いらい、十ヵ月にわたり市長が民連の政策に立ち戻ることを期待して、あらゆる努力をつくしてきたが、この努力が無意味であるとの結論に達した。

われわれは兼次氏を民連推薦として市長に当選させた以上、市長のかかる裏切り行為に対する民連の責任をはっきりさせるべき時にきたことを確認して、反動化した兼次市長と絶縁し那覇市政を再び民主勢力の名にもどすため断固たたかう決意を固めた。兼次市長もまた自らの推薦母体から絶縁された以上、これ以上保身に汲々とせず、いさぎよく退陣して、あらためて自らの所信を堂々と表明し信を市民に問うのが民主政治の当然のあり方であることを指摘して、第二回民連執行委員会の名で市長の即時退陣を要求する。（兼次市長あて）

那覇市会／市長不信任案を否決／7対28 人民党の主張一蹴／傍聴人騒ぐ、発言順で波乱

〔沖タ・朝　１９５８・10・12〕

那覇市会は十日本会議を開き、午前中議案の審議を行なった。午後二時再開の本会議で、開会冒頭に人民党が兼次市長不信任案の動議を瀬名波、黒潮、上原の各議員連名で提出、傍聴席から飛ぶ野次、罵声のうちに人民党賛成、月曜会反対の討論を行い、不信任案は賛成七人、反対二十八人で否決された。この直後、真栄田議員（人民党）から「議員報酬を六千円に引下げ（つまり去る六月市会で増額になった分を削減）」動議が出されて採決に付されたが、賛成十七、反対十八の一票の差でこれも否決となった。

この日の本会議は人民党の不信任提案の予告もあって午前の開会前から傍聴人が多数つめかけて議会の成行を見守ったが午前中日程による議案の審議に終始して緊張のうちに日程の十一日までこぎつけた。

昼食で一たん休憩、ひる二時本会議を再開。高良議長の「開会」の言葉と同時に瀬名波議員が立上って「緊急動議」と叫んだが、これと前後して新垣（松助）議員からも動議の声がかかり、議長が新垣氏を指名しようとしたために人民党議員が怒り、傍聴席も騒然となった。そこで高良議長は事態の収拾を図るために休憩を宣し、瀬名波議員の優先を認めて三十分後に再開した。このとき、議場に出席の兼次市長は議会事務局長室に姿を消し、閉会までずっと姿をみせなかった。瀬名波議員が不信任案を読み上げたあと、討論に入り、人民党側はこれまでの本会議で追及してきた議員報酬、正副議長の交際費値上げ、専用車購入費用などを不要不急な財政支出としてつき、さらに民連の政策を掲げて当選しながらいまになって超党派政策を打ち出している兼次市政を強く非難、信を市民に問うべきであると真向うから攻撃した。

不信任に反対する月曜会派は「兼次市長は市民福祉を打ち出しており、一党一派の政策を実施しないからといって就任間もない市長に退陣を迫るのは酷だ。またこれに同調することは月曜会が民連の政策に従うことになる」との理由をのべて対立した。

一方傍聴席は超満員で外にマイクをとりつけて場外まではみ出し、婦人の声もいり乱れて、人民党の発言には共鳴の拍手を送り、不信任反対には「バカヤロー」「ひっこめ」などの野次、罵声を浴びせ立往生させる場面もあった。

議員報酬値下げの／動議一票差で否決

なお議員報酬値下げは人民党議員会員のほか中立、月曜会派からも賛成に回

ったが、わずかに一票の差で議員報酬はそのまま九千円の据置きとなった。未審議議案が多数のため会期を二日延期した。

否…自治の後退招く／賛…超党派は欺瞞政策

「市長不信任をめぐる賛否の論議要旨」

瀬名波氏（人民）　瀬長市長時代同じ議席にあったことも考えて断腸の思いだ。兼次市長は人民党を攻撃しているが、ドル切替えで生活が苦しくなっている現在、不要不急の支出で市民は怒っている。不信任に反対する議員は農民、労働者の指弾の前に立たされるであろう。

儀武氏（月曜会）　市長解任は自治の腐敗であり、良識ある議会がやるべきことではない。市長は二十万市民の公僕であり、超党派であるべきで一党一派に偏することなく市民の福祉増進を図ることに努力している。また、自治法では就任後一年間は罷免できないことになっている。瀬長市長以来、一年有半補助がなく都計がストップしている今日、補助金獲得に日夜奮闘しており、不信任の理由がない。

儀間氏（人民）　市長は超党派にすりかえて市民を欺まんした。また、対外的には大名行列を行って六千余ドル（七十五万円）も使い果した。

仲松氏　民連政策を一党一派に偏するというが大多数の市民の支持を得たものであり、一党一派といえるものではない。われわれは再三民連政策に立ちかえるようにいったが、聞かない。フアッシストのムッソリーニが階級スローガンを掲げて労働者を戦争へとかり立てたのと、市長が、原水爆基地化反対、祖国復帰を叫ぶのは共通するものがある。不信任賛成。

仲宗根氏（月曜会）　反対。政治上の問題はつまづくことも多いが、こういう些細なことで不信任にすることはできない。

浦崎氏（社会）　市長は公約の実行に苦心し、直線コースではなくジクザクをとって誠意をもって当っている。日本政府に対する援助なども要請しており、現段階ではやるべきではない。反対。

真栄田氏（人民）　政策をもって当選したからには公約通りに実施することが、多数の市民の福祉を増進することになる。市長自ら身をひくことは市民に責任をとることである。市長には月曜会が守ってくれるという魂たんがあるかも知らないが、月曜会の運命も兼次市長と一蓮托生である。賛成。

大山氏（月曜会）　民連が不信任を出すのは当然のいき方で、市長が断わるのもまた当然だ。都計工事再開の朗報もあり、これは労働者のためにも喜ぶべきことである。いまここで、選挙の騒ぎをすることは良識なる市民ののぞむところではない。平和なうちに首都建設が促進されることをのぞんでおり、もっと冷静に処すべきだ。

（この日の出席は三十五人）

基地権力者と結ぶ／不信任案要旨／もはや無用の長物

兼次市長は民連の政策をかかげて民連の支持によって市民多数が選んだ。しかし、就任後は市民の福祉と称して超党派を打ち出し、基地権力者、任命主席を通じる月曜会と結託して正、副議長交際費、議員報酬の値上げを行って三百万円の血税を費い、遂に土木賃金を千円引下げ、土木費も六百万円削減を行った。これに対する市民の怒りは市民集会で爆発したが、これを人民党の扇動とわめき、労働者、市民の反撃を受けた。いまや民主統一戦線から脱落して基地権力者に結びつく戦闘的な尖兵になりさがり、堤案権が議決に先んずるものも知らないで議会が決めたとのがれており市長として無用の長物となった。そこで市長の不信任を提出する。

都計を阻む高圧線／都市の心臓部貫き／建てられぬビル／関係者が撤去を要望

〔沖タ・夕　1958・10・13〕

那覇都計は、首都建設委員会の発足、首都建設に対するブース高等弁務官書簡などで急速に進捗するものと期待されているが、旧市街一号線を南北に走っている六万九千ボルトの架空高圧線は首都建設計画を著しく阻害しているとしてその撤去を望む声が高まっている。六万九千ボルトの高圧線が都市の心臓部を走っていることは危険であるとして心ある人々はその早期撤去を切望している。危険度の高いことはいうまでもなく、せっかく区画整理を終え受入態勢をととのえても危険なため、おいそれとビルの建設もできず、片方は立派なビルが立並んでいるが、高圧線下一帯の復興は遅々として進捗していない現状である。

また都市の美観といった点からも早急に撤去してほしいと一般市民も訴えている。

琉球放送を中心とした関係地主では

連名で、早期撤去をブース弁務官、ギーリス電力公社総裁あて陳情する準備も進めている。

一号線沿いに社屋建設用地は確保したものの、高圧線の関係で着工できない会社やまたは不格好な設計になったり、いろいろな面で障害になっていることは見逃せない。

同高圧線の撤去については、数年前からの要望であり、五四年には久茂地町復興期成会（当時の会長真栄田世勲氏）が、久茂地町の復興、ひいては那覇市の復興を著しく阻害するとの理由で陳情したことがある。

電力公社も、撤去の必要を認め、さきに予算も計上、真和志を迂回させる計画だったが、真和志側の強硬な反対に合っておじゃんになったまま、現在まで放置されているもの。

那覇市の都市計画指導のため来島した石川博士も、高圧線の撤去を指摘していたし、数年前からの世論となっていた。早急に撤去して地下ケーブルにするかまたは他の方法を講じてもらいたいと要望しているが、地下ケーブルにすると架空線に比べ約十倍の工事費がかかるようで資金面にも問題があるようだ。撤去問題について電力公社技師、川平朝雄氏は、〝撤去の必要は十分認めているが、予算の関係もあるのではっきりしたことはいえない〟とつぎのように語っている。

〝問題は予算だ〟

撤去するか、地下ケーブルにしなければならない。今のままではいけないということはよく知っている。問題は予算であり、予算が決まらなければ私としてはなんともいえない。

つぎは撤去を訴える市民の声

真栄田世勲氏の話　現在の高圧線は那覇市の人口が疎で廃虚になっていたとき住民の声も聞かずに建てたものだ。予算がいくらかかろうが早急に地下ケーブルにしてほしい。首都建設法と相まって政府首都建設委員会でも撤去問題をとり上げ、一日も早く撤去されるよう努力してほしい。

山里ＲＢＣ業務部長の話　都市計画を大きく阻害していることはいなめない。高圧線の通っているところは那覇市の中心部に当っており、将来はビル街の中心になる区域だ。だが撤去されないと急速な発展は期待できない。〝台風銀座〟の異名さえある沖縄で街の真中を通すことはきわめて危険であり、また都市美といった点からも早急に撤去してほしい。

年内にはメドつく？／電力公社理事会にも要望

新里工交局長は、十日あさ九時から開かれた電力公社理事会で高圧線撤去問題を提案、早急に撤去してもらうよう強く要請した。

これに対しギーリス総裁は〝早急に撤去するよう考慮したい。また本国政府とも折衝を進めたい〟と語ったといわれ、年内には撤去のメドもつけられるものとみられている。

新里工交局長の話　都計の石川博士も撤去するよう指摘しておりその当時から早急に撤去すべきだと考えていた。住民の声も高まっていることをよく聞かされていたので、十日の電力公社理事会で撤去問題を提案した。撤去についてはギーリスさんもその必要を認め、早急に撤去するよう考慮したいとの回答だった。関心を寄せているので今年いっぱいには、撤去のメドがつくものと期待している。

〝一事不再議〟で不成立／議員報酬引下げ動議／那覇市会、幕閉じる

〔沖タ・朝　１９５８・10・14〕

夕刊既報―十三日ひらかれた那覇市会本会議は仲宗根議員ほか三議員共同提案の議員報酬引下げをめぐり一事不再議の原則からこの動議は審議すべきでないという月曜会主流派の意見が出て対立、午前中で各派の調整がつかず午後まで休憩を延長してもち越した。

午後二時再開、渡口議長（副議長）が「私は一事不再議の原則に反するものと思う」と所感を明らかにし、不再議に反するかどうかの賛否を採決したが、不再議に賛成十九、反対十五で議員報酬値下げは採択されなかった。このあと日程に従って議事の審議に入り、三十九の議事を全部処理した。この日の案件は、市長諮問と陳情の処理が主なもの。総務財政委員会で採択された具志消防隊長不信任の陳情（現職消防隊員四人の連名によるもの）は人民党から「同陳情は政治的意図のもとになされたもので、内容も真赤な嘘であり、信用できない」むねの不採択意見が述べられたが、採決により、二十四対七（人民党のみ）で押し切られ、具志隊長に対する市会の態度は不信任と決まり、今後は兼次市長がどういう態度に出るかが注目される。よる七時閉会、なお今会期は全部終了した。

仲宗根氏を除名／月曜会が十三日に決定

〔琉新・朝　1958・10・16〕

那覇市会月曜会派はさる十三日市内某所で集まり、親睦会をかね今後の議会対策をねったが、議員報酬引下げ問題の仲宗根梶雄議員については統一を乱すものとして同会から除名することに決定した。これは仲宗根議員外三名の動議としてさる十三日の最終市会で準備されていたが、この動議案は月曜会の全員にはかっていないということから仲宗根氏のみこのグループから除名されたもの。

なおこれに対し仲宗根議員は「政党組織でもないものが除名ということはあり得ない」と述べこんごは独自の方針を歩むもようである。

容共勢力の排除／月曜会を解消〝五日会〟に

〔沖タ・夕　1958・10・21〕

那覇市会の月曜会は、二十日市内某所で会合、同会を発展的に解消して五日会に改めることに決定。旧会合で起草委員が作った会則を審議、全員一致で承認、五日会は二十日から正式に発足することになった。月曜会は

一、人民党市長の打倒、二、真和志との合併促進、三、都計の推進を目的に共闘の場として結成、旧那覇市会で同方針にのっとって活動したが、瀬長市長失格、真和志の合併などが実現し、当初の目的が完遂したので、ここに改めて五日会として発足することになったもの。

会則によると五日会の目的は、民主主義を基盤とする議会政治の本義に則り、厳に容共的破壊勢力を排除して、市政の安定を図り住み良い那覇市を建設し、市民の福祉を増進すること―を打ち出し、政策としては一、都市計画事業の早期完成、二、社会福祉及び保健衛生施設の充実、三、農林、水産、商工業の助長育成、四、水道事業の常時給水の実現、五、健全財政の確立、六、市税の適正賦課と徴税の民主化などを掲げている。

同会は議会活動を基にしており会員も市会議員だけをもって組織するもので、政治結社ではないので届け出の必要はないといっている。なお執行機関としては、幹事八人を置き、幹事で会長、副会長をきめいずれも任期は一年、総会を毎月五日に開くことから五日会の名称が生れたものである。会員は二十六人。

会長儀武息睦、副会長新垣松助、会計大山盛幸。

幹事備瀬知良、森田猛松、渡口麗秀、高良一、比嘉佑直。

那覇市文教委／壺屋地区視察

〔琉新・朝　1958・10・22〕

那覇市会の文教厚生労務委員会は二十一日午後二時から約二時間にわたり開会、この日は議題検討の後壺屋文教地区の現場視察を行ったが、主な事項は次のとおり①公園施設の一部相撲場建設については執行当局の都市計画課と社会課で合議するということで保留②小禄小学校の校地借地料支出については現地視察の上さらに審議を重ねることになった③都市計画の文教地区の指定については（A）前島久茂地校地域（五万二千三百坪）（B）泊文教地域（一万五千七百二十坪）の当局案を認めたが、壺屋文教地域（一万五千三百四十坪）については同地区にバー、キャバレーなどがあるため一部の縮小を希望しているようだ。

委員長に仲本氏／那覇市行政区画整理委

〔琉新・朝　1958・10・24〕

那覇市の行政区画整理調査研究委員会は昨二十三日午後二時から市会会議室で開かれた、この日は兼次市長から区画整理は行政運営の基礎をなすものであるから、都市計画に沿った、綿密周到な検討を行い、百年の大計を樹立するようあいさつがあり、次に委員長並びに副委員長の互選に入った。

その結果委員長には仲本為美氏が副委員長には儀武息睦氏がそれぞれ決定、次に今後の問題点を検討した。

区画を制定する上においては、首里、那覇、真和志の旧名を区として残し、区のなかに町名を考慮するとか或は字名を残したい、居住変更の場合の税法適用は便法を造ってのぞむ、町名または場所の選定は感情をぬきにしてすっきりしたものにする。などの意見があったが、那覇市の戦前の資料があるのでそれを参考に当局で大体の案を練り、その後委員会を招集し本格的な検討を進めることになった。

なお那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例は「戦後乱れた都市の行政運営を都計に沿ったものにするという目的で、さる七月一日から施行されており、委員会のメンバーは次の十五氏である。

○―市会側―儀武息睦、宮里敏慶、真栄田義晃、高良清二、普久原朝光。

○―当局側―仲原英道（市総務部長）義永栄善（同財政部長）松根稔（建設部長）永山政徳（区画整理課長）水間平（都計課長）
○―学識経験者側―国吉良健、山田有昂、仲本為美、新垣恒雄、護得久朝俊。

私の意見／一事不再議の原則／那覇市報酬条例の改正に関して／玉城正次

〔琉新・夕　１９５８・10・25〕

第二十五回那覇市定例議会の最終日（十月十三日）に、仲宗根、赤嶺、普久原、玉城、四議員の連署によって、「那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」案を動議により提出したところ、この議案は十一日の本会議において真栄田議員の提出した議案と内容が同一であるという理由で、「一事不再議の原則」に反するものとして退けられ、遂に議題とすることが出来なかった。

一事不再議の原則とは、一会期内に同一内容の案件を再びくりかえして審議ができないという原則である。真栄田議員の動議と我々四人の動議が根本的に相違すると信ずるので、少しく見解を述べ関係各位の御批判に供したい。

真栄田議員の発議は「議員報酬を六千円に戻すため条例改正案とこれに伴う改正予算案を次の議会に提案するよう議会から当局に対し要望決議」しようというものである。我々の発議は、「議員報酬の月額九千円（七五ドル）を五十ドルに改正しようとする条例の改正案」である。いずれも議員報酬を九千円から六千円に引きさげようという点では一致している。しかしながら、このことが直ちに、両議案が全く同一なものであるということにはならないと思う。即ち両議案の相違点を挙げてみると

一、真栄田議員のものは、市長に対する議会の要望をまとめようとしたものであり、四名のものは、条例を改正し、公布しようとしたものである。したがって、前者は可決しても直ちに報酬の引きさげが実現するのではなく、後者は、可決により引きさげが決定的となる。

二、真栄田議員のものは、議会の意志を決めるもの（意見提出など）であり、四名のものは、市の意志を決めるもの（条例・予算など）であって、内容上の議案分類から見て明らかに異なるものである。

三、真栄田議員のものは、「条例の改正案を次の議会に出してくれ」という市長に対する要望であるので市長の提案に対する意志ということが問題になるが、四名のものは、市長の提案意志など全然問題外で、条例そのものの改正により自ら処理しようとしたものである。

以上のように両議案は、明らかに異なる議案であるにもかかわらず、十九対十五という表決により同一議案なりと速断されたことは返す返すも残念なことである。

報酬を引きさげようという目的は、なるほど一つである。しかし目的は似ていても、手段、方法が全く異なる場合には、必ずしも同一議案とはいい得ないという国会運営論もあることからみても、今回の二つの動議は明らかに相違すると信ずる。

我々の発議内容は、

1　条例を改正する
2　改正点は九千円を五十ドルにすること
3　改正条例は十一月一日から適用する

といった事柄である。この発議に対して、原則違反だとする意見に「不信任決議案を退陣要求決議案としたようなものだ」と評したものもあったが、不信任決議案にしたところで、先に出た決議案の理由と後に出された決議案の理由が全く異なるものとなっていたならば、敢て同一決議案ではないとされているのである。ましてや、前述の如く幾多の相違点を持つ議案を、一事不再議の原則に反すると決めつけることは、全く当を得ぬ話である。

（那覇市議会議員）

仲宗根市議ら／「しせい会」結成

〔沖夕・夕　１９５８・10・27〕

那覇市会の月曜会（現五日会から脱退した仲宗根、玉城、赤嶺、普久原の四議員は議会で統一行動をとることになり、このほど「しせい会」をつくって活動することになった。「しせい会」は四人の議員を表わし、さらに至誠、市政、四政、市声、四聖、死生等を意味するものであるといっている。同会の発足について仲宗根氏は次のように語っている。

われわれのグループは八月ごろから行動をともにしており、毎月五の日、つまり五、十五、二十五に会合を開いて十日間の反省と活動を検討してきた。月曜会から私が除名になったことについて私自身は何とも思っていなかった

が、共同提案した三君が同一行動をとったものに差別があるはずはないとずっと行動をともにしたものである。いつまでも脱退者呼ばわりされるのもおかしいので新しい会をつくることに四人の意見が一致したので「しせい会」として発足することになった。今後はしせいのもつ意義を尊重して活動したい。

資金のメドつく／水道起債九万ドル／バ民政官／那覇市建設委に回答

〔沖タ・朝　1958・10・29〕

那覇市の水道は自己水源が三分の一に減水して、軍の給水をあわせても需要量の半分にしか足りず、底をついた格好で、市民に大きな不便を与えている。しかも例年これからが渇水期で十二月を頂点にして水量は増しているが、今後はますます水道事情は悪化するものと心配されている。那覇市のこの水道事情を改善するには新たな水源の開発が急務とされており、水道事業債の解除を関係筋へ要請しているが、この起債の解除について、二十八日新垣建設委員長（市会）らがバ民政官と会見、「九万ドルの水道事業債は琉銀に出すように通知してある。また久茂地川の浚渫は首都建設委員会に対して三十万ドルを公布してある」旨回答を得ており、近く水道事業は全面的に再開するものとみられており、一応資金の見通しはついたと関係者を喜ばせている。

一方、この日兼次那覇市長は建設委員会（市会）の比嘉、金城、宮城の各委員、国吉水道課長らとともに島尻方面の水源地視察を行い具志頭村のギーザバンタ、三和村の摩文仁などを回ったが、いずれも水量は半減、視察後兼次市長は次のように語った。

新しい水源を求めるために水源地の視察をしたが、ギーザバンタはすでに軍が取水しており、他は水量が減って那覇市の水源としては不適当とみられた。そこで、那覇市の水道を維持するには、やはり、比謝川と長田川に頼ることしかなく、同川からの取水を計画通り進める以外に道はない。このため、軍の許可を得て近く同一帯の視察をしたいと思う。

九つの優先事業決定／経済費五千八百万ドル／首都建設委

〔琉新・朝　1958・11・15〕

首都建設委員会は十四日、早急に実施すべき都計事業を決めた。この日の委員会は、ひる一時から副主席室で開かれ、那覇市提案の急施事業計画案を中心に検討、その結果、将来の基本計画に支障をきたさないものから、早急に施行しなければならない優先事業を決定した。

当日の委員会で優先事業に決定されたのは①水源地開発②ガーブ川③国場川埋立④久茂地川⑤安里川⑥又吉道路歩道⑦総合運動場⑧近隣公園⑨区画整理の九つとなっている。この九工事の経費は五千八百八十七万七千三百二十ドル。当初委員会としては都計順位を決定したうえで工事に着手することになっていたが、これらの工事はいずれも緊急を要するので一斉に着手する方針でのぞむことになったが、さらにその中から順位を決定せよとの各面からの要請があれば再検討することになった。なお委員会としてはできるだけ早目に委員会案をまとめ来週はじめにブース高等弁務官に提出する。

次は早急に施行することになった事業計画案の内容。

水源地開発　那覇市の人口増加はきわめていちじるしいものがあり、現在でも二十万を突破している。那覇市の必要とする水量は現在、一日三十二万立方メーターとなっているが、二十四万立方メーターしかなく必要量の七十五％という実情である。

現在六ヵ所の水源を使用しているが、水量は直接降雨量と関係があり、またこの水源は保水能力にも乏しくそのため「断水」「時間給水」をしなければならない立場にあり、恒久水源の確保は急務とされている。そこで水源開発を第一次、第二次、第三次と年次計画を立て、第一年次事業として五十二万三千百七十一ドルで嘉手納村比謝川に水源設備としてポンプ場設備やその他の水送水設備を行う。

第二年次事業は七十九万八千六百ドルで美里村長田川に水源設備を完成する。

第三年次事業として二十一万千五十ドルで浄水場を設備する。浄水場設備は▽薬品注入機械室▽薬品混和池▽ろ過池▽配水池などが含まれている。

ガーブ川　首都の中心を流れている川としての性格をおびているが、河川としての機能を果していないうえに衛生的および経済的に多くの損害をうけている。またガーブ川の改修工事と関連して両脇道路の新設は那覇都心部の都計事業の大半に値し、この事業が完成した。すると旧市街と区画整理地域が必然的に統合され都市の経済的発展

はいちじるしく促進される。

ガーブ川の改修経費は百二十九万千七百ドルで、両側道路が六十六万三千八百六十二ドル、その他新栄橋、千歳橋他五本の橋架に十万五千六百四十ドルが計上されている。

国場川埋立　二十五万五千ドルの費用で国場川北側公有水面千六百五十万平方メートルを埋立てる。那覇市は宅地が不足しており、また各種事業の進行とともに障害家屋や宅地が相当出ることが予想される。そのためその代替地として国場川埋立地を当てる。

久茂地川　改修工事費として十万四千五百六十四ドル、両側道路費に十五万九千二百ドルとなっている。久茂地川はさきの工事中途で中止された久茂地川を浚渫し、また破損した護岸の修理および改修などを施す。両側道路は泊中の橋から御成橋を経てバスターミナルまで通ずる道路で政府を中心とする放射状路線のひとつともなる。

安里川　十三万三千三百三十三ドルで大道、松川および安里一帯を浚渫する。この流域の大部分が低湿地であるので保健衛生のうえからも早急に実施する必要がある。

又吉道路歩道　三十四万五百六十ドルで崇元寺から安里三差路、琉銀安里支店を経て大道までの歩道をつくる。この道路で今年一月から九月までに交通事故八十九件も発生、そのうち死亡したのが四名、重傷五名、軽傷二十二名で殺人道路との異名もあるので歩道を早急につくろうというもの。

総合運動場　五十万四千二百二十四ドルで奥武山裏の埋立工事を行い、そこに陸上競技場、野球場、プール、庭球場を設置する。正規の総合グラウンドの早期設置はこれまで各面から再三さけばれている。

近隣公園　五十四万九千百ドルで希望ヶ丘と旭ヶ丘に公園を設置する。希望ヶ丘は繁華街に囲まれ、周辺一帯が那覇市の中心街となり、ことに北側はバー街として軒伝いにあるので公園は早急に設置する必要がある。また旭ヶ丘は沖縄の名所として知られており、また当地は那覇唯一の海水浴場でもあり、市民の保健、衛生、保安、防災のうえからも整備しなければならない。

区画整理　二十四万七千八百四ドルで全地域にわたって区画整理を行う。

那覇市への融資解除を要請

首都建設委員会では近くブース高等弁務官、バージャー首席民政官、当間主席、嵩原琉銀総裁あてに「首都建設にともない那覇市への資金融資解除の要請」を行うことになった。これはさきに瀬長市長時代に資金凍結されていたもの。

起債の早期融資など／那覇市会／五日会が要望

〔沖タ・朝　1958・11・15〕

那覇市会議員渡口麗秀氏ほか五日会のメンバー十余人は十四日午前十一時半、琉銀を訪れ、①都計及び区画整理、水道事業の起債約六十万ドルの早期融資②那覇市の高額借地に対する買入費約三百万ドルの融資について申入れた。①について琉銀としては都計は政府でやるのと、市でやるのと二種に分かれているので、その分担がはっきりしなくては融資できない旨を明らかにしたほか②については現在、那覇市が高額借地の年間払いが三十三万ドル（四百万円）にのぼっているので、これを琉銀からの融資によって解決しようというものだが、琉銀としては資金難であることと、借入条件として出された年間借地料四百万円を返済に当てた場合十年もかかる関係から現在、琉銀が行っている最高融資期間（五ヵ年）を伸ばすことはできないとの理由で拒否された。

専決処分で松本氏任命／具志前隊長は司令に格下げ／那覇市消防隊長

〔琉新・朝　1958・11・19〕

兼次那覇市長は那覇市消防隊長に松本吉英氏（元今帰仁村長・元警部補五十一歳）を十八日付で発令し、専決処分措置をとった。

これに伴い現隊長の具志清一氏は司令に任命替えとなっているが、兼次市長は「現隊長に対し那覇市議会は消防隊の重要性と消防に関する布令などから隊長の更迭を要求しているので、現隊長を司令に任命替えした。隊長の任命は議会の承認後行われるべきものであるが、十二月三日の防火デーも迫っているので専決処分を行った。このことは十二月二日の定例議会で承認をうける積りである」と述べている。

松本新隊長の話　都市合併によって那覇市はその範囲が拡大されたので、勢い消防の任務も重要性を加えてきた、今後の方向としては那覇市の消防を日本の地方都市なみに組織と内容を充実せしめていきたい。従って今後は機構の改革なども考えられるが、将来は消防署への昇格も計画したい。

法律相談所の利用／那覇市が市民によびかく

〔沖タ・朝　1958・11・21〕

那覇市では、首里支所に市民のための無料法律相談所を開設する計画を進めていたが、さる六日から同相談所をひらき、毎週一回市民にサービスしている。法律相談所の相談相手には、琉大教授新城利彦、同講師仲井間宗成、同講師砂川恵伸の三氏を委嘱、そのほかに琉大法政学科の学生が勉強の余暇をさいて協力している。これまでの相談件数は、第一回目が五件、第二回目が六件で、こんど同相談所の利用者は多くなっていく予想である。相談内容は、民事関係の事件が多く、土地の賃貸借、貸した金の返還手続などの問題がほとんどである。首里支所では、同相談所をひろく市民に利用させるために宣伝しているが、那覇市としても同相談所の成果が上れば、本庁ほか各支所にも開設する意向でいる。

なお、法律相談は毎週木曜日ひる三時から五時まで行っている。

民家の立退補償／那覇市が負担／安里川工事

〔沖タ・夕　1958・11・22〕

那覇市の都計事業の一部である、安里川、ガーブ川、久茂地川の河川工事は首都建設委員会に民政府の特別補助金がおり、政府工交局の手で工事をすすめることになっているが、このほど政府から那覇市あてに安里川の工事にさいして民家の立退きがあり、この立退補償を那覇市が負担するよう通知があった。

安里川は昨年の特補ストップ以来工事が中止されたままになっているが、蔡温橋下流の方を直線にするため、同一帯にある民家約十軒の立退きを必要としており、これを那覇市で負担されたいというものである。那覇市では同工事が早急に実現するためには止むを得ないとして財源を見つけてこれを負担することになった。なお移転補償費は三千七百五十ドルといわれている。

沖縄市をどうみる／各界の意見をきく／圧倒的に多い賛成意見

〔沖タ・朝　1958・11・24〕

兼次那覇市長は、那覇市を沖縄市に改称すべく、さる二十一日、那覇市の行政区画整理調査研究委員会に諮問事項として提案した。改称するネライは三市一村の合併によって行政区域も拡大し、人口も二十一万になって名実ともに沖縄の首都として発展しており、この際、全琉的な見地から改称した上、長年住民に親しまれてきた首里、小禄、真和志、それに那覇の地名を後世に語り伝えようというものである。市長の諮問を受けた委員会（委員長仲本為美氏）の第一回目の会合ではひろく一般の世論をきいて、さらに学識経験者や報道機関の協力を得て慎重に研究すべき問題だとしており、なかには時期尚早というもの、区制の施行についてはまた区画整理事業が全面的にすんでからでもおそくはないという意見もでている。そこで、那覇市は沖縄市に改称すべき時期かどうか各面から意見をひろってみた。

新しい発展へ／首里の名を残すにも／時代に即応した名称／愛着は残るが歴史性失わずに／〝那覇港〟などはそのまま

東恩納寛惇氏談　大いに賛成だ。高嶺朝教氏が首里市長時代に、首里の繁栄策が考えられ、首里、那覇を合併して沖縄市をつくるよう提案したことがある。

首里を山の手として住宅、文教地域、那覇を下の手として商業地域にしようといった構想だった。

しかし当時はだれもふりむかなかった。当時は首里市の繁栄策として提唱したが、現在は別の観点から沖縄市を主張したい。首里の名を残さんがためである。過去の文化を語るには首里なくしては語れないし、首里の名そのものが無形文化財である。われわれは〝首里〟に非常な愛着を感じている。

沖縄市として首里区、那覇区、真和志区にしたいとの構想だ。

熊本県に熊本市、福岡県に福岡市があるように、沖縄にも当然沖縄市の名があってしかるべきだ。那覇出身の方々は、那覇区となるので昔の区制時代に格下げになるといやがるかも知らないが、大局的立場からすればだれも反対はしないだろう。

琉大教授仲宗根政善氏の話　大賛成です。現在那覇市は、ただ単に那覇だけのものではなく、全琉的なものとなってきているし、この際新しい発展を目ざすという意味でも〝沖縄市〟に名前を変えた方がよいのではないか。それにこれまでの首里市、真和志市、小禄村も合併されていることだから、沖縄市にすれば、それだけ意欲も高まってくるのではないかと思います。

前真和志市長翁長助静氏の話　合併当時も名称のことについては、いろいろ議論されたが、一応沖縄県の首都とし

ては「沖縄市」の方がよいと思います。本土の各県の場合をみても県庁所在地は、そのほとんどが県名と同じであるし、沖縄市に名称をかえるというだけでも大きな意義があると思う。ただ問題となるのは、那覇空港とか那覇港なども名前をかえるべきか、ということだと思うが、名称をかえる、かえないは、理論的な問題でもないので、世論の支持があれば、すぐにでも沖縄市にした方がよいのではないか。

文化財保護委員長山里永吉氏の話　那覇人のほとんどは、現在のままでよいという意見だと思うが、現在の那覇市は、元の那覇だけではないのであるから、私は沖縄市にした方がよいと思っている。

この際は、首里、那覇、小禄、真和志は、それぞれ区にして、名前をのこすのもよいだろう。

宮里栄輝氏（元真和志市長、元立法院議員）　名前をかえることは私が市長時代に二市一村合併の話がでたときにも話題に上った。対等合併をする上からも名称を新しく変える必要があると説いたが当時の当間市長は主導権を那覇市が握り、優位性を保つ上に譲らなかった。しかしいま沖縄市にすることが検討されていることはいいことであり、新しい名前にすることはいまからでもおそくはない。真和志が市に昇格したときに「マワシシ」では語呂がおかしいので沖縄市に改称しようではないかと真剣に検討されたが、いずれ那覇市との合併があるのでそのときまで持越そうということになっていた。沖縄というのは安里にウチナーの御嶽というのがあり、史家が考察している。豊見城には豊見城という本村（ドームラ）があり小禄にもそれがある。また日本でも主要都市の名前が県名になっているのが多く、沖縄というのも元名があるのだから時代に即応した名前といえる。但し那覇港の場合などは福岡県に博多港があり博多湾があるのと同様勿論存置すべきだ。一方区制を旧行政区域のままにするということは大いに研究の余地があると思う。日本では人口二十万ぐらいの都市で区制を敷いているところはない。これは便利な様でむしろ繁雑になるものだ。いまある三つの支所も一応市民の便利を図っているとはいえ、市民の立場からすると家を出れば、本庁へ行くのも支所へ行くのも同じようなものだ。慣れてしまえば何でもないことでむしろ支所を廃止する方向にいくべきだ。住民に親しまれた地名を残すことはほかに方法がある。例えば東京都で神田という地名を残すために東京都神田神保町何丁目とするような方法があり、沖縄市首里寒川町とすればよいわけだ。とにかく区制は慎重な研究が必要だ。

花城清用氏（沖製粉専務）　沖縄の首都という点からも沖縄市になることは結構だ。合併によって首里とか、那覇とかはなくなったわけであり沖縄市にするのは妥当だと思う。もともと首里は王府として栄え、琉球文化の繁栄した土地であり、首里人としての立場からいえば那覇市の下に首里がつくのは長い伝統の誇りからいってもたえられないことであった。それで首里という名称を消してしまうのはしのびないので、沖縄市首里区ということになれば結構だ。日本の各県もその県の中央の都市名のものが多いので沖縄市には賛成である。

真栄田義見氏（琉球育英会副会長）　首里、真和志がなくなったことには名残り惜しさというものがあり、さらに那覇というのは深い歴史を持っているので愛着をもっている。しかし大きな発展のためには止むを得ないでしょうね、沖縄全体の気持からすれば踏み切りたい…まあどっちつかずの気持です。だが区別して地名を残すという意味からは歴史性も失わないので踏み切れるでしょう。

親しまれた那覇／反対意見／もっと慎重に検討を

渡口麗秀氏（那覇市副議長）　那覇市の改称については私がみなと村の助役をしていた一九五〇年にも問題となった。当時みなと村と那覇市が真和志も含めて合併しようと盛んに動き、学識経験者の間では沖縄市とすることに猛烈に反対した。とくに今は亡き島袋全発さんが反対したいきさつもあるので、改称はどうかと思う。慎重に研究すべきである。

嘉手納並永氏（沖縄土地整理社長・元那覇市助役）　長い伝統があり、住民に親しまれた那覇市を改称することには反対だ。全国に知られているし、新しい名前を覚えるには長くかかる。区制は那覇市の下に首里、小禄を残し、真和志は語呂が悪いので旧那覇といっしょにし中央東、西、南、北に区分したらよいと思う。

一社　説
沖縄市への改称は／時代に即している

〔沖タ・朝　1958・11・25〕

兼次那覇市長は二十一日、同市行政

区画整理調査研究委員会（委員長・仲本為美氏）へ、那覇市の名称を沖縄市に改めたい旨諮っている。戦前の那覇市ならともかく、現在の同市の面目は大いに改まっており、ことに三市一村を合併後は急速に人口（二十一万）も増え、さらに首都建設によって将来首都としての性格はますます強調されるので、那覇市変じて沖縄市となるのは新しい発展を策する意味からけっこうなことである。

本社のアンケートによると、圧倒的に沖縄市賛成の意見が見られるのもそういった趣旨から出た支持と思う。

那覇市を沖縄市と改めたいといった意向は今にはじまったことではなく、大正十三年（一九二四年）当時の首里市長高嶺朝教氏が、首里、那覇を合併して沖縄市をつくりたいという構想があったというから、歴史的な宿題であり、三十四年ぶりに再びこのことがらが取り上げられたことになる。

東恩納寬惇氏は、これについて、当時は首里市の発展策として提唱されたが、今日は別の考え方から沖縄市への改称を主張したいといっている。そういえば現在の那覇市の場合（都市合併）も、首里市はその文化史的な意義から首里の名称が、たとえ行政区画制度の上であっても消えさることを惜しんだ。これは那覇の場合にもいえることと思うが、地名につながる愛着は別として、一つの都市が生成発展をとげるには那覇市も沖縄市の一区画となることはやむを得ないことだと思う。

都市は人工的に発展するとはいえ、時代や時の流れに沿うて発展することも無視できない。戦前、今日の那覇市の姿を予想できなかったのと同様に、今後の発展を策するのに、旧態を守りつづけることはもはや時代錯誤ということになる。

沖縄市と呼ぶこと自体は単なる名前のつけ変えといえるかもしれない。だが、那覇市を捨てて沖縄市を採用することは実は名称の問題以上に、当然そこには内容上の変化を伴うことであり、時代に即応した名前が生れることはこの際リクツにかなったことである。

委員会としては、改称の時期などひろく世論をきいて、市長の諮問に答えることになったといわれるが、委員会にのぞみたいことは、行政区画整備をやるに当って、それぞれの歴史的地名を尊重し、慎重にことを運んでもらいたいということである。幸い、首都建設もすべり出していることだし、那覇市の区画整備という範囲にとどめず、首都建設委ともよくはかって首都圏の立場から視野を広げてことを推進したいものである。

一社　説
名実ともなう沖縄市へ

〔沖タ・朝　1958・11・30〕

那覇市を沖縄市にかえることについて、兼次市長の諮問を受けた、同市の行政区画整理調査委員会（委員長・仲本為美氏）では、二十八日公聴会をもったら、出席者の全員が〝沖縄市〟に改称することに賛成している。

さきにこの欄でのべたとおり、那覇市は三市一村を合併してから人口もふえ、地域も広くなったので、首都としての性格からも沖縄市と改めた方がよいと強調しておいたが、公聴会の結果はそのとおりに運んでいる。そこで、世論がいちおうまとまったので、今後は委員会の答申によって市当局がどう実行するかである。

時期その他、手続き上のことは、単なる地方の行政事務で処理すればよいということになるが、実は改称問題と表裏をなす、首都の内容については、いろいろ今後にまつことが多い。公聴会席上、「市民生活と切っても切れない町名や区画を整理してもらいたい」という意見が出たことである。これに対し、同委員会では「那覇市の名称をどうするかの公聴会であるので、この問題はいつか検討する」ということで、問題として見送っている。

しかし、このことはむしろ、市の名称を変えることと並行して、早く慎重に検討する必要があると思う。だいいち那覇市の場合、旧地番が復活しているかたちなのに、一方では戦後に採用した何区何班制度が地域によっては頑固に消えずにいることで、ところ番地が二重に使い分けられている。戸籍法の施行で、地番制度が復活したのにもかかわらず、それが実際の市民生活では形式だけであったり、あるいは他の方式と混用されている現状はなんといっても不合理である。それには種々の理由もあろうが、このまま見送るとか、成行きまかせではいけないのである。

番地だけでなく、町名があったり、なかったり、通りも名称があるのはごく限られており、地図でも描いてやらないと、知人の訪問もむずかしいというのが、那覇市の姿である。これには、いつも外国の街が反対の例としてお手本に持ち出される。外国の都市なら指定の街に出ればかんたんに人も訪

問できる。町名改正や、ブロックごとの整理は、ぜひ市の事業として今から手をつけておかぬと、後はますますことがめんどうになるばかりである。幸い、沖縄市命名というチャンスを迎えて、市民の欲求にそい、その生活を秩序立てるためには、合理的な対策を立て実行に移すことである。

那覇や、首里という記念碑的な地名を残すことも大切である。だが、それと同時に、名実ともに沖縄市に値する街の内容も整える必要があるからだ。

軍給水の増配を陳情

〔琉新・夕　1958・12・6〕

那覇市会の五日会渡口麗秀、大山盛幸、備瀬知良、比嘉佑直、新垣松助の五氏が、六日午前十時すぎから民政府にバージャー首席民政官ならびに当間主席をおとずれ、軍給水の増配方を陳情した。

陳情団の話によると「現在那覇の必要水量は三百五十万㌧に対し、自家給水が七十万㌧で、軍から百五十万㌧の給水をうけていたが、五日から六十万㌧にへらされ、従って必要量の約三分の一しかなく最悪の立場にあるので善処方を要望した。

那覇市会／議員報酬引下げ　問題／五日会は否決の態度

〔琉新・夕　1958・12・9〕

那覇市の第二十七回定例市会は去る五日より開会、八日の本会議から本格的な議会活動に入った。今期は来る十九日まで（十五日間）とさきに決定されたが、同期の主な審議事項はドル切替えによる予算措置、那覇市職員の二㌦ベース引上げによる追加更正予算ならびに給与に関する条例の改正、水道ならびに区画整理事業の特別会計予算の追加措置、那覇市消防隊長専決処分の件、那覇市職員の年末手当支給条例、道路占用料徴収条例などがある。

その他に議員の報酬引下げ（B円九千円から六千円に引下げる）についてしせい会（仲宗根議員ら）から提案され、これには民連議員も参加するものとみられているが、五日会（会長儀武息睦氏）ではさきの会合で否決する態度を決定しているので同案は多数決で否決される公算が大である。

つぎに松根建設部長の詐欺、横領などにかかわる公職身分の失格については、当初五日会でも事情がどうあろうと条例違反は許し難いと強硬な態度をみせていたが、松根部長は近く身を引くといわれているので、この問題について五日会としてはとり上げないといわれている。しかしながらしせい会や民連派はあくまでも追及するといわれているので、その成行きは注目されよう。

つぎに高良議長は開会当初第一相銀頭取就任のため多忙で議長の職は長続きしないという立場から辞意を表明、渡口副議長に辞表を提出したが、渡口副議長は受けつけなかった。

この問題は結局五日会で検討されたようだが、適任議長がいないということから当分現状のままで議会を運営することに決めた。

安里川の埋立地／那覇市に移管

〔沖夕・朝　1958・12・10〕

民政府は、九日那覇市安里川右堤の埋立地を五日つきで市当局に移管したと発表した。

この埋立地の面積は三千四百五十一・二九坪もあり那覇市崇元寺町と高橋町を流れる安里川の右堤に広がっているが、これは民政府布令百六号によって那覇市に譲渡されたもので九日琉球政府に正式に通達された。

なお安里川両堤の埋立て許可は五五年七月二十日市当局に下りており左堤の土地権も五五年一月三日付きで那覇市に移管されている。

水ききん対策に乗り出す／積極的に水源開発へ／那覇市／軍も協力態勢準備

〔琉新・朝　1958・12・13〕

那覇市の水ききんは新正月という水の最大需要期を控えいよいよその深刻さは、きのうよりきょうとその度を深めつつあるが、市当局ではこの緊急事態に対処し、十二日は活発に活動を開始、兼次市長は当面の緊急対策要項を決定した後、ただちに民政府や政府を訪問し、那覇市の事情を訴えボーリング施設や水タンクなどの援助態勢を確めた。

一方市会でもきょう全体協議会を開き専門家の意見を聞き具体策を急ぐことになっている。一方この日那覇航空隊基地内の古井戸使用は市長代理を軍と折衝せしめ、部落までの配管施設一さいを軍で引受けさせるなど急ピッチに応急対策の手を打った。

水ききんの対策を進めるため那覇市当局では十二日午後一時から市長をはじめ全部長、水道、社会、総務課長らが集り次のとおり、積極的に水源開発に乗り出すことを決定し、ただちにその

実施に移った。
決定事項は……
①市内の古井戸の調査を行う、これは井戸のリストを作り、水量を調べ修理を要するものは市で修理して飲料水にあてしめる。
②風呂屋共同施設に対しては燃料代あるいは補助金を与え、広く一般用にも使えるような共同用とする。
③政府や民間業者のもっている機械によってボーリングを行い、出来るかぎり手掘りなども行って地下水をくみ上げる。また軍施設内の民間井戸の使用を申請する。
④役所、政府、出来れば民間のトラックも動員せしめ積極的に水の配給態勢を進める。
⑤政府に対し水タンクの大量放出を要請する。
⑥このため予算は莫大になり、市の財政では到底不可能であるため政府に対し援助方要請する。
この日兼次市長は午後三時ごろギーリス副民政官と会見し、那覇市の水道事情を訴え、軍の援助方を要請した。これに対しギーリス副民政官はきょうあす中に具体的な援助方針を知らすむね回答し、さらに都市事業などに対する補助金や融資再開についても近日中に明らかにされるとのべたといわれている。
次に兼次市長は当間主席、大田副主席を訪ね政府のボーリング機械の貸与や補助金などを要請、これに対し当間主席は工交局に手配すると約し、補助金については十分に考慮するむねのべた。
兼次市長の話　ある人の話によるとボーリングさえ積極的に行えば那覇市の需要は十分にみたすことができるといわれているので、この際積極的な地下水の開発を行う。
この水の問題は水道加入者ばかりでなく未加入者も加えた社会問題となっている。今後水の配給を行う場合は切符制度で水の配給を行いたいと思っている。

水は豊富にある／財政委が現地調査で確認／那覇市

〔琉新・朝　1958・12・15〕

那覇市会の総務財政委員会は十四日（日曜日）午前十時に開会、桑江氏から水の問題をきいた後水源地の現地調査を行った。その結果水量は豊富にあることが確認されたので、さきに兼次市長がきめた干ばつ緊急対策実施要綱を中部の水源地開発に重点をむけるよう変更させ、きょうは兼次市長、建設委員会ならびに桑江氏が現地調査をするよう委員会の名で申入れることになった。
水源地は最初旧那覇市の水源地である浦添村伊祖を調査、同水源地の水量は確定されていないが現在は掘池にかなり満水しており水量は減少していない。現在はその伏流水（掘池の下部）をコカコーラー会社が使用しておりコーラー会社では一日八時間の吸水（四吋パイプ二本）で十分に間に合うようだ。表流水はいまのところ減少の傾向はみられないが川上からは相当量の水が流出している。水の減少がみられないことについて桑江氏は伏流水として周囲に流れ大半は海に流れていると説明している。従ってこの表流水は現在の施設をさらに深く掘下げた場合はおよそ百万ガロン（一日平均）の水量が供給できるとのべている。
次に宜野湾村喜友名部落付近の水源地を調査、現在同水源地は軍用地内であるためカナ網の外でその周辺に流れている水の調査を行った。
桑江氏の説明によると同水源地の水量は増水期には百万ガロン以上渇水期でも約六十万ガロンの水量があるとのべ、また同地より約三百マイルの距離の地点でも（軍用地内）多量の水源地があるもよう。
喜友名部落付近の水源地は現在那覇市の泊浄水場へ給水している水源地（牧港の先端）から約三百マイル離れている。従って三百マイルの距離をパイプ（大型）で通ずれば最低六十万ガロン（一日平均）が給水出来ることになるが、そのためにはこれから軍用地域内の通行許可を受け水源調査なども行う必要があるので今後は民政府に折衝を進める方針である。
桑江氏の話　緊急対策として古井戸の調査開発も必要であるが、現在ある水を引くような措置が最も緊急であると思う、その方がまた経費面も安く期日が早いということでもかなり適切と思う、従って現在の緊急対策は旧那覇市の水源開発と軍用地内の水源利用がもっとも緊急な措置ではないかと思っている。

水ききんに朗報／軍が要所にタンク据え／本格的給水実施

〔琉新・朝　1958・12・16〕

ブース高等弁務官はさし当って水ききんを和らげる方法として軍から水タンクによる給水を指示してあったが、十五日、民政府で琉球政府、那覇市、陸軍工兵隊代表が集まり給水方法を次の

とおりきめ水ききんがなくなるまで続けることになった。

まず第三海兵師団では四百ガロン入りのトレラー式水タンクを五十台出動させ、水不足を訴えている各部落に配置する。陸軍工兵隊では一千ガロン入りの大タンクを二十台那覇市に配置し、栓が開いてないため那覇市当局で一両日中に栓を開け、市内に給水する。このタンク配置に当っては陸軍輸送隊で水ききんがなくなるまで給水車で水を運ぶことになっている。なお溶接設備などもっていない町村に対してはさらに、工兵隊から千ガロン入り大タンク十三台に栓を開け、各部落に給水する。

軍の給水車は十四日まで五台で各地区を回り十五日は三和、北谷、浦添、豊見城、南風原、東風平、勝連、宜野湾に給水したが、きょうから六台になり那覇に給水する。また琉球政府の話によると日時は未定だが給水予定地は宜野湾、嘉手納、コザ、美里、勝連、具志川、北中城、東風平、玉城、知念の各村となっており、その他水に困っている市町村にも給水されるもよう。

水ききん対策費の一部に／報酬返上積立金／那覇市会民連議員

〔沖タ・朝　1958・12・17〕

那覇市会の民連所属議員―瀬名波栄議員ほか八人は、議員報酬の値上げを返上、積立ててきた八百二十三ドル二十一セントを水利の緊急対策につかってほしいと十五日、文書で兼次市長に申し入れた。

那覇市会の議員報酬はさる七月から二十五ドル値上げして七十五ドルになったが議員報酬値上げに対し、終始一貫反対してきた民連系議員は六月一日以降値上げになった分を積立てて収入役に預けてあったもので、六月―十一月まで六ヵ月分となっている。関係議員は瀬名波栄、真栄田義晃、仲松庸全、石原昌進、儀間真祥、黒潮隆、上原文吉、久高友敏、崎山喜達、それに九月の裁判の結果失格した金城重宜氏の任期中の分。

真栄田議員の話　積立金の使途は前から検討していたが、いま六十年ぶりの干害といわれ、気象台の見通しでは来年二月まで雨が降らないという最悪の事態にきており、水ききんは深刻になってきているので、その面に使うことに決めた。できる限りの対策を市当局も、市会も考えるべきで、要請すべきは要請し、手をつくしている。われわれの積立てた金は額は少ないが、当局でも予備費から三千三百ドル余（四十万B円）を流用して緊急対策にすることになっており、これにつけたせばかなり活用できると思う。使途については別に指示はしない。

水ききん緊急対策を／施設補助／那覇市会が要請

〔沖タ・朝　1958・12・19〕

那覇市会は十八日あさ十時から本会議を開き、各委員会で審議した議案に対する質疑、討論を行ない、八件を可決、二件を否決し、四件は提案者の市長が撤回した。

午後は「水飢饉克服のための緊急施設に対する補助要請決議案」が全議員の連名で出され、全会一致で議決、軍民両政府へ決議書を那覇市の水源開発計画書も添えて送付することになった。

また水飢饉に関連、市当局の緊急水利対策について質問があった。

（質疑要旨）

新垣松助氏　市長は緊急対策をたてたあと軍民政府に援助を要請したか。

兼次市長　民政府、行政府、銀行関係に折衝しており、民政府には給水の増加、貯水タンクの払下げなどを折衝、行政府には給水車の配車を交渉した。銀行には市長、財政部長が話し合い、単に水道関係ばかりでなく、凍結されている融資の早期再開を要請してある。

新垣議員　桑江氏らを招いて調査した結果、水源は十分だというがすすめる意思があるか。

兼次市長　那覇市の需要は牧港の旧水源で十分に間に合うという当初の予想は水道課の調査によってそれほどの水量がないことがハッキリした。集水面積は広く、水があることは判明したが、広範囲な地域、しかもたんぼからどうして一ヵ所に集水するかは問題があり、何時から着工するとは回答できない。また新たな水源はいまいうところの対策には考えていない。

比嘉朝四郎氏　補助金要請の決議をして、補助金をくれということになるがどの個所にどれだけ必要かを説明する資料はもっているか。

国吉水道課長　那覇市の水道恒久対策は長田川、比謝川の開発につきる。暫定的なものとしては安里に地下水源―現在七万ガロンは確実にあると判り、パイプを増やして十万ガロンは可能だと思う。そのほか崇元寺から泊一帯の地下水源を極力探査し、また安謝にも

有望な個所があり、採水しようという計画でいる。前島町の佐久川朝吉氏付近の井戸から二十四万ガロンをとることに成功したが、塩分が多いので採水するかどうかは考えていない。

久場景善氏　桑江氏の意見をとりあげないのか。

国吉課長　今後とも技術的に指導を仰いでやっていきたい。喜友名部落の水源は数年前、部落と同部落が必要とする簡易水道には市が給水してやっていいということで話がまとまったが、宜野湾の村当局が将来普天間に水道を引く計画があるとのことで、実現できないまま現在に至っている。

宮里敏慶氏　桑江氏も指摘しているように飲料水と工業用水を区別する考えはないか。

国吉課長　二ツに分けた場合は施設費資本が膨大にかかり、二十万程度の人口では不可能で、化学工業が発達しなければならない。むしろ浄水を確保してつかった方が良く、将来、大規模な工業が起こらない限りむずかしい。なおきょう再開して今会期は全部終了する。

（水飢饉に対する補助要請決議要旨）

（高等弁務官、民政官、行政主席、立法院議長あて）

五十余年ぶりの干ばつのため那覇市の飲料水は著しく不足している。この窮状に民政府では米軍民の節水で那覇市の給水量を増し、給水車を配していることは那覇市が等しく感謝している。市会は市当局と協力緊急対策として①車両給水②古井戸などの浚渫改修③ボーリングによる地下水利用④恒久水源の開発などをあげているが、市財政では不可能に近く、軍民両政府の特別な配慮による渇水対策補助金を交付されることを要請する。

一九五九年

一社　説一　あけてやるべき那覇市再建の道

〔沖タ・朝　1959・1・6〕

兼次那覇市長が辞意をもらしたというので新年早々政界の話題となっている。辞意といっても、ブース高等弁務官に会見して、ストップを食っている補助金や融資の解除を要請し、なおこの最後的請願が聞き届けられない場合、しかも「兼次が市長であるため」とあれば、那覇市の復興、市民の福祉には代えられないからやめるほかはないというものである。

那覇市政は一昨年人民党市長の出現で軍民両政府及び金融機関からボイコットを食って円滑な運営をはばまれた。兼次市長も人民党を主体とした「民連」推薦で出てきたのであるが、就任と同時に超党派の態度を表明、市政を常道へかえすべく努力してきた。そしてこれに応えるが如く昨年九月首都建設委員会の発足、建設資金支出に関するブース書簡と共に琉銀当局による融資再開も伝えられ、その一部交付をみるなど明るい期待が寄せられているのである。

そこで兼次市長の決意表明は、補助金が首都建設委員会を通じて支出されかつ同委員会の事業計画によって都計事業が推し進められる方式がとられるようになったのでだれが市長であっても、その面は既に解決しているけれども、金融つまり市独自の事業を行うための起債が、まだ目鼻がつかない。これでは就任二年目を迎え、本格的に市政を進めるべき時期にありながら市長としての責務を果すことが不可能であるということと、一面、民連から脱出した政治態度に対する世論のもやもやをすっきりさせたいとの意向から発したものとうけとられる。

那覇市への補助金は東江臨時市長時代に三百万B円の交付指令があり、そのうち百八十万円が交付されたが、残額は事務的処理を理由に実際交付に至っていない。さらに当間市長時代に民政府は償還を要しない援助資金として八千七百万円の都計費援助の指令をうけており、これがどう措置されるか、瀬長市長時代に支出中止となって以来そのままになっている。市長は変っても市そのものは厳存しているわけであるから、当然その指令は生きているであろう。また金融問題では、預金凍結の解禁はみたが、その後の市債の道は開かれていない。依然貸借関係のことでありながら「いやがらせ」が続いているというわけ。したがって「解除」への見通しがついているとはいいながら瀬長市長時代とさしてかわらない現状にある。

兼次市長が「背水の陣」をもって、閉ざされたとびらを完全にあけようという決意は、あるいは英雄的だとみられるかも知れないが、市民の福祉を考えての上からである限り、すなおに歓迎されてよいであろう。那覇市は、とかく市長問題で貴重な建設の時期を無為にすごしてしまった。ここで軍民政府も、その声がかりの金融機関も、協力する、しないの態度をはっきり示してもらわねばなるまい。今日の事態を招いた責任は市民にもあろう。だがいつまでもこのままではたまったものではない。

兼次市長の辞意をどうみる／市会各派議員の反響

〔沖タ・朝　1959・1・9〕

兼次那覇市長は一日、ホテル琉球で催された新年名刺交換会の席上で「五八年度は最悪の年であった。市民福祉の市政という方針で超党派を打出してきたが民政府補助、銀行融資の再開もいまだなく、今年は重大な決意をすべきである」とあいさつし、このあとで七日ごろ文書でブース高等弁務官あてに会見を申し入れ、補助、及び融資再開についての弁務官の意向をただしたい意思を明らかにしている。

突然で理解に苦しむ／軍援助はむしろ明るい見通し／進退は市長自身の問題

昨年九月、大田副主席あてに寄せられたブース書簡で那覇市の首都建設に要する費用は首都建設委員会を発足するようにと勧告があり、さらに琉銀理事者によって融資の早期再開の実現も伝えられ、一部が交付されるなど、那覇市都計の推進も軌道に乗るものと兼次市長はじめ大きな期待を寄せたものである。兼次市長は四日「なぜ補助金の交付と融資の再開をしないのかはっきりさせたい。私が市長であるためにできないのか、はっきりさせて、そうであるならば市民福祉のためにやるならば辞めるのが自分のとるべき道だ」と辞意を表明しているが、この兼次市長の辞意について四日、那覇市会各派の意見を

きいてみた。

仲宗根梶雄氏（しせい会）　兼次市長が退くべきかどうかは現在の市会の段階では何ともいえない。彼自身の問題であり、こういうことについていままで話合ったことはなく、辞めるという意図がわからない。現在那覇市では都計事業がもっとも重大な問題であるし、市長就任一か年でできるかできないかわかるものではないので、地位を退くのはどうかとも思う。

平良真次郎氏（無所属）　市長自体堅い決意をもっていることは議会での答弁で、幾分察しがつく。しかし市長としても市民の立場においても、都計というものが一番大事であるし、市長が民連から離れて超党派を打ち出したのもよくわかる。融資の再開、援助を得て早急に都計を進めることがのぞましい。そのためにやめるとかやめないとかいうことはむしろ議員においてもそうであるべきで、このような熱意はあってよいと思う。市長は体当りの議会活動をしており、日本にいってきて政治のあり方と政党に対する気持がゆさぶられたのではないか。

渡口麗秀氏（五日会）　那覇市において五九年はむしろ快晴にめぐまれるのではないかと思っている。五七年瀬長市政によって那覇市は暗雲がたれていたが、昨年兼次市長が出現して青空が十一月ごろから見え始めた。凍結した資金も解除になる見通しで、首都建設委員会によって久茂地川、安里川の改修が着工される運びになり、早急になすべき十種目の工事も今年は着工される年になるのではないか。また融資によって国場川の埋立も着工できると思う。兼次氏がいったことはむしろ了解に苦しむ。ただ今後において、人事の刷新とともに助役人事を考えなくてはならないだろう。

瀬名波栄氏（人民党）　重大決意というのがどういう意味に解釈していいかわからない。補助金の再開はいやしくも民政府の責任者と那覇市の責任ある者の間で語られたことが、いまだに出ないというのは民主的ではない。兼次派がどうあろうと民政府の責任であり、義務である。兼次市長であるが故に出さないとするならば、アメリカの政治自体が誤ったもので辞める辞めないは別の問題だ。むしろ市長は市民とともに要求運動を起すべきである。いかなる人が市長になろうと民政府は出すべきであって出さないのは民主主義の理念から考えられない。

もし以前に議員報酬の値上げなど市民に対する誤りを認めて退陣するならば辞めてもよいが、単に補助金の問題で辞めるというならば市民とともに要求すべきである。いま沖縄で一番必要なことは民主主義を守る運動であり、政策が相違していても他の政党、善意ある人たちと一緒に戦っていきたい。

弁務官から首都建設委に書簡／那覇都計の推進に朗報／優先事業案を認可／補助金、復金融資出す

〔琉新・朝　1959・1・10〕

ブース高等弁務官は、九日首都建設委員長の大田副主席に書簡（別項）をおくり、首都建設として▽久茂地川の橋梁工事（五万㌦）又吉道路の歩道工事（三万㌦）奥武山のスポーツセンター工事（二十二万㌦）計三十万㌦を民政府で補助する一方、那覇　市の給水施設の拡張（九万五百㌦）、国場川埋立工事（二十二万七百㌦）、ガーブ川沿岸の道路拡張（三万四千七百㌦）区画整理事業（二十四万七千八百㌦）計六十万㌦の復金融資を行うことを明らかにした。これで瀬長市長就任以来、ストップしていた那覇市の都計事業も民政府の補助金交付をはじめ凍結されていた復金融資が現実に再開されることになり、今後は本格的な都計の実現に拍車がかけられることになった。

このブース書簡は、さる十一月二十一日付で首都建設委員から弁務官宛に送付された九つの優先事業に対する回答で、その九事業のうち水源開発事業が水道公社で施工され、久茂地川および安里川の浚渫工事がエマ台風資金によって行われることになった。その他ガーブ川の浚渫工事ならびに希望ヶ丘、旭ヶ丘の近隣公園は土地の買収、人家の立退きにともなう補償問題ともからんで、相当慎重に考慮する必要があるとのことから今回は見合し次回へもちこされることになった。

ところで那覇都計に対する補助は今回の三十万㌦に、さきの二十五万㌦、および十二万二千㌦を含め昨年十月から今年にかけて全部で六十七万二千㌦が補助されたことになる。

またブース書簡によると今回の三十万㌦の補助金のうち奥武山スポーツセンター事業は全琉的な関心および利用価値その他琉球政府が資金の大部分を負担するという点から琉球政府が行い、また又吉道路歩道工事も那覇市からの要請で政府が施工することになり久茂地川橋梁工事は那覇市で直接行うことになった。

〔中略〕

スポーツセンターなどに30万ドル補助／国場川埋立我部川の護岸に60万ドル融資

またブース書簡にもとづき、九日首都建設委員会計画について那覇市長あて民政府ギーリス副民政官から次の書簡が送られた。

一、別紙の那覇市復興計画に関する一九五九年一月九日付首都建設委員会委員長あて高等弁務官書簡を参照されたい。

二、左記事業は融資によることが適当であるのでそれぞれ左記金額（概算）の融資申請を早急に復金に提出してもらいたい。

給水配管施設九万五百ドル、国場川埋立工事二十二万七千ドル、区画整理事業二十四万七千八百ドル、ガーブ川沿岸道路三万四千七百ドル。計六十万ドル。

三、左記事業については、それぞれ左記の金額の一部または全額を民政府補助金によることが適当である。

久茂地川橋梁五万ドル、又吉道路歩道三万ドル、奥武山スポーツセンター二十二万ドル、計約三十万ドル。

四、正確な額については、専門的見積りを検討のうえ決定し、復金融資については通常行われている復金の評価手続きによる。

五、第三項の民政府補助金による事業については、奥武山スポーツセンター事業は、その全琉的関心および利用価値の見地からまた琉球政府が資金の大部分を負担する点から琉球政府がこれを行う。さらに那覇市側の意もあり、又吉道路歩道工事も琉球政府がこれを行う。これらの事業の資金計画の調整および完成については、貴役所の代表者が直接民政府経済開発部と折衝してもらいたい。

六、別紙高等弁務官書簡にもあるとおり前記各計画の実施についてできるかぎりの援助をおしまないものである。

首席民政官に代って右のとおり通知する。

首都建設に全力尽す／早まった決意表明の感も

兼次市長談

兼次市長九日夜ギーリス書簡についての見解を次のように発表した。

那覇の復興を公約して一年、その実現に努力したつもりだが、いまだに見通しもつかない状態であった。それだけに失意は大きかった。それが、きょう（九日）ギーリス民政官の正式の文書によって私がのぞんでいた銀行融資と特別補助金が交付されることが明確にされたことは市民とともに喜んでいる次第である。そこでこの資金が果していつ交付されるか明確にされていないが、しかし融資については十日琉銀総裁と復金局長とあって話しあいたい。特別補助金の三十万ドルのうち又吉道路と奥武山公園スポーツセンターに二十五万ドルは政府でなすべきだと文書にあるが私もそれでよいと思う。正月のあの発表は早まったことをしたとも思っているが、決してゼスチァではなかったと市民のみなさんの理解を得られるものと思っている。首都建設法に基いて政府は当然那覇市の首都建設を助成しなければならないが、軍の多額の補助をしている以上政府も実質的に那覇市の首都建設に協力してほしい。これからも那覇の首都建設に全力を尽くすつもりだ。

ブース弁務官書簡

那覇市復興計画の中で優先的に実施されるべきであると委員会が認める事業のリストを送付する。委員会全員の連署による一九五八年十一月二十一日付書簡で推薦された中で数件の事業はすでに他の計画におり込まれている。

例えば那覇市に対する水源の開発は最近設置された琉球水道公社が行うことになっている。さらに久茂地川および安里川の治水工事はすでに割当の行われたエマ台風復興資金によって琉球政府が行うことになっている。

推薦のあった残余の事業のうち、久茂地川の橋梁工事（五万ドル）、又吉道路の歩道工事（三万ドル）、奥武山スポーツセンター（二十二万ドル）＝計三十万ドルは民政府補助金をうける資格がある。

一方、那覇市の給水施設の拡張（九万五百ドル）国場川埋立工事（二十二万七千ドル）ガーブ川沿岸の道路拡張（三万四千七百ドル）区画整理事業（二十四万七千八百ドル）＝計六十万ドルは復金から融資をうける資格がある。前記事業の資金計画について取るべき今後の処置についてはそれぞれの関係者ならびに関係機関と文書をもって連絡する。

またその他の三事業（ガーブ川の浚渫事業、希望ヶ丘および旭ヶ丘公園建設）は次年度において資金を考慮するのが適当であると思う。各委員にその果された任務が琉球の首都として那覇市の発展に大いに貢献するものであることを認め、特に感謝の意を伝えてもらいたい。

本官は本事業について今後とも関心を払い、これらの優先事業の実施について民政府はできる限りの援助をおしまないものであることを約束するもので

あります。

那覇都計への協力要請／五日会が立法院へ

〔琉新・夕　1959・1・13〕

十二日午前那覇市議会の「五日会」を代表して儀武息睦、渡口麗秀、大山盛幸、比嘉佑直、森田猛松の五氏は五日会総会の決議にもとづき、院内副議長室に長嶺副議長を訪れ「那覇市都計への軍補助、琉銀融資の再開」に関する立法院の協力に感謝をのべ、さらに次のように要望した。

一、こんどの都計上の幾多の問題点について、なお一層の援助と協力を願う。とくにスポーツ・センターの設置は全琉住民の要望であるので、新年度予算案で建設必要資金の全額計上を要請する。

一、電電公社の発足が急がれるので、来る定例会開会はじめに、行政府が同経営委人事について承認を求めきた場合、立法院がこれを早急に審議処理することを希望する。

二万ドルの損害賠償／訴えられた替費地／那覇市相手どり／具志頭〇〇氏

〔沖タ・夕　1959・1・13〕

久米町一帯の替費地約千六百六十四坪を那覇市から買受けた牧志町〇丁目〇〇〇〇番地具志頭〇〇氏は、その後その土地売買契約が市長選挙などに利用され解約、裁判などで時機を失い地価が値下がりしたから損害賠償金二万四千九百ドル三十三トンを支払えと、このほど那覇市を相手どり中央巡裁に訴訟をおこした。

それによると、久米工事区替費地はさる五六年十二月沖縄スポーツセンターKKの代表取締役だった具志頭氏がその売却方を申請、許可になったものだが、代金一千三十万七千五百円は分割払いとして売買契約を締結し保証金として二十五万七千五百円を支払った。その後この土地は沖縄スポーツセンターKKから具志頭氏個人が譲受けたのだが、五七年七月六日突然、市は代金支払不履行を理由に契約の解除を通知、驚いた具志頭氏は早速残代金を支払おうとしたが市は受けとらず、仕方なくその金は法務局に弁済供託した。

それからその土地の分譲を計画し、内三十坪は琉球映画貿易会社に坪六千五百円で分譲、他にも話をすすめていたが、市は故意にこの分譲を妨害したのでその土地の確認訴訟を中央巡裁に起し五八年七月十二日、これが認められて確定した。しかしこの土地は五七年五月当時処分すれば少なくとも坪六千五百円以上に分譲できたのであるが市が妨害したため訴訟をおこしている間に地価は坪四千五百円ないし四千円に値下がりしたため莫大な損害をこうむったというもの。

これについて那覇市の仲原総務部長は次のように語っている。

この問題は向うが期限以内に契約金九百十万B円を支払わなかったために起ったことであり、区画整理事業というものが替費地を処分してそれで事業資金にあてることを考えた場合、むしろ延滞した向うにこちらから損害賠償を要求したいくらいだ。この問題について応訴するかどうかは来る十九日に開く臨時議会の承認を求めた上でなければ出来なく、こっちは忙しいのでほっておきたいくらいである。

合同土地諮問会を設置／すべり出す新土地計画／一括払いを全面廃止

〔沖タ・朝　1959・1・14〕

ブース高等弁務官は十三日午前、当間主席による「土地借貸安定法」の署名、公布に伴い布令第十八号「暫定貸借権の取得」を公布、即日施行に移した。これは、さきの土地問題現地折衝で米琉双方に妥結をみた「新土地計画」実施の第一段階といえ、土地問題の争点だった「一括払い制度」を布令十八号によって全面的に廃棄。布令百六十四号「米合衆国土地収用令」にもとづき〝限定付土地保有権〟が設定されながら、一括払いを受領しなかった地主に対しては、いちおう〝暫定借地権〟に切りかえ、収用告知の日から五八年六月三十日までの暫定借地料をくる二十日から支払うことになった、この措置は旧正に間に合わせてのもので、七十七万五千ドル（九千三百万円）の特別預託勘定となっている。弁務官はさらに布令十八号によって、米琉双方四人あての正委員（沖縄側は正委員のほか四人の委員代理も任命された）からなる「土地合同諮問委員会」を設置、恒久的な常置委員会として、こんご土地問題に付随して発生する、いろいろ

損失補償問題について、適切な措置方法を弁務官に勧告させ、それにもとづき、ケース・バイ・ケースでの問題解決をはかることになった。

暫定借地権に切替え／地料七十七万ドル、二十日から支払い／米琉八人の委員任命／布令18号を公布／一括払い受領額／三百八十二万ドル

「合同土地諮問委員会」の委員構成は、行政府一、土地連一、市町村長会長および市町村議長会長、アメリカ側が民政府二、陸軍工作隊二計八人での構成で、当間主席によると、運営規則や委員長選任などを議題に来週早々諮問会が招集されよう…となっている。一方「土地借貸安定法」にもとづき行政主席は、土地の適正な年間最高借貸を設定する「土地借貸評価委員会」を設置することになるが、当間主席は「近く各地区の市町村会長および市町村議長会長からの委員推せん（地主および貸借人）も出揃うので、行政府人選の学識経験者をもいそぎ、二月の定例議会のへき頭に立法院の承認を得て任命、発足させると語っている。

ところで布令百六十四号によってこれまで設定された一括払い（限定付土地保有権）の供託金総額は、一千三百二十八万二千百四十六ドル十六セント（十六億五百八十七万三千六百九円六十銭）、設定筆数約二二、〇〇〇筆となっており、このうち十三日午前十一時半までに受領した件数は一八四六件（約六、一〇〇筆）、一括払い受領総額は三百八十二万四千九十七ドル九十六セント（四億五千八百八十九万一千七百五十五円二十銭）で、一括払い全体の約三割が受領したことになっている。

那覇市議会開く

〔琉新・夕　1959・1・19〕

今年初の那覇市臨時議会は十九日午前十一時市議室で開かれたが、開会前建設部長に就任した大城龍太郎氏が「那覇都計のため全力をつくす」とあいさつがあった。

まず今期議会の会議録署名人の選挙に移ったが、慣例により高良議長より、儀武息睦、新垣松助両議員に決定、引続き今期議会を一日間ときめ、議員数増加による軍用地問題の処理に関する特別委員会の選任について新垣議員が「特別委員会の定員八名は真和志合併前の委員であり首里地区出身の委員がいないので、軍用地問題の重要性から首里、真和志地区から二名ずつ四名をつけ加えたい」という説明があり、高良議長指名で首里から大山盛幸、玉那覇有義、真和志から森田孟松、金城武一の四議員が決定した。

軍用地問題の処理に関して特別委員会新垣委員長から審査報告があり、一たん休憩、午前十一時半開会、昨年十一月十八日就任した松本消防隊長の紹介があり、軍用地料修正方に関する軍用地特別委員会の陳情を問題の重要性から全議員の形に修正して現地折衝の軍民両委員長、高等弁務官、首席民政官、行政主席、立法院議長にあて決議文を提出する。

那覇市会／議長とやりとり漫才／具志頭氏の提訴問題討議

〔琉新・朝　1959・1・20〕

既報＝十九日の那覇市臨時議会は軍用地料修正に関する要請決議案を可決、引続き所属未定地を那覇市の行政区域に編入することについての議案を可決、損害賠償請求事件の応訴についての議案を継続審議することとし午後零時十分スピード閉会した。

所属未定地を那覇市の行政区域に編入＝一九五八年十二月十五日付民政府書簡で那覇市に譲渡された安里川北岸公有水面埋立地三千四百五十一・二九坪が、市町村自治法第三条第一項後段に規定する「所属未定地」に該当するので、同地を那覇市の行政区域に編入したいと議案提出、可決されたもの。損害賠償請求事件の応訴＝具志頭〇〇氏から那覇市を相手に損害賠償請求事件を提訴されているのでこれに応訴してよいか議決を求めたが、この問題では市会は一たん休憩に入り、討論の形で市会は荒れもようを見せたが、高良議長と議員とのかけあい漫才のようなヤリトリがあって爆笑のうちに無事？継続審議することになった。

高良議長　本人（具志頭氏）はきょう帰任するが、弁護人も二十三日までのばすといっているので継続審議にすればよいと思う。

赤嶺議員　弁護人三名は多いので経費を節約して一人にしてほしい。

兼次市長　きょう提出した議案は訴えられたものの応訴で、例え訴えられても勝訴になると確信している。赤嶺議員が三人の弁護士を一人にせよという発言は十分考慮に入れ勝訴を確信するため形式的に弁護士を一名とする。本人が取下げるかも知れないが、現実に訴えられており、応訴するという議決を認めてもらって、議案をそのまま議決してもらいたい。

渡口（麗）副議長　議長はこの告訴は取下げられる自信はあるか。

高良議長　ぼくにはそんな自信はないヨ。

渡口（麗）副議長　自信はないのに継続審議とするのはどうかと思う。

高良議長　（ムクレル）向う側がそういうことをいって来ているのだから、継続審議にしていいじゃないか。君はケンカを買うのか。（爆笑）応訴をきめると向うも仕方なくやるのではないか。この後ロ々に質問や議論をのべたが、休憩を解き開会して継続審議に決まった。この後又吉（久）議員が緊急動議で古仁屋救援の賛成を求め、満場一致で可決、事務局でまとめて救援することになった。

〝地方よりも安い〟／全く不合理な地料／那覇市会改定折衝始める

〔沖タ・朝　1959・1・21〕

那覇市会は那覇市軍用土地特別委員会（委員長―仲本為美氏）から陳情のあった軍用地料修正方に関する陳情を採択十九日臨時議会を開いて審議し、那覇市の軍用地々主だけでなく、全地主に及ぼす影響が大きいとして、同陳情にもとづき、関係当局に対する軍用地料修正方に関する要請決議を行い、二十日、折衝委員に選ばれた市会の軍用土地特別委員が軍用土地連を皮切りに折衝をはじめた。

同要請決議は別項の通りであるが、一、五三年から五八年までの地価の上昇倍率は都市地区には勘案されてなく、不合理である。

一、宅地の最低が他市町村の場合、具志川―十四円八十八銭（B円）から五十五円、コザ―十九円八銭から七十円、読谷―十一円四〇銭から五十五円、嘉手納―十七円五十二銭から七十円、北谷―十八円六銭から六十五円、北中城―十四円十銭から五十円、宜野湾―十八円二十三銭から四十円、浦添―十九円四十四銭から六十円、豊見城―十二円四銭から三十五円、兼城―十一円十五銭から三十円となっているが、都市地区の最低は首里―十七・六四銭、小禄―二十六円七十八銭、真和志―二十九円七十銭となっており、土地の上昇倍率北部二・五倍、中部二・九倍、南部二・二倍から考え合わせて都市地区の地価が郡部の地価より安いということは考えられない。

というのが修正理由の骨子になっており、二十二日法務局の主催で開かれる土地懇談会に市会および地主代表が出席して強く要請することになっている。

合同諮問会に提案／まず資料集めて／桑江土地連会長

一方これに対して桑江土地連合会長は「修正の理論組立を裏付ける資料があれば地主の擁護団体であるわれわれは米琉合同土地諮問会に対し強力に修正を要請するがむずかしい問題である」と次のように語っている。

地料の評価は地目制の土地台帳と土地の生産率を基準に行われたものである。真和志、小禄の場合、宅地の軍用地面積に占める割合は少なかったけれども農地（真和志六十万坪、小禄百五十万坪）の大きな面積があり、総額において地主に地料を多く渡したいという理論から、いまのような格好になったが、だからといって宅地と農地を別々の基準で評価した場合には宅地の場合百二十円にもなるかも知らないが、総額において真和志が八百万円、小禄が千五百万円も下ることになる。話し合いの余地のある資料を提出すれば那覇の不満を是正する努力がなされる。わずか二か月で全琉を評価したために小部分の不満が出ることは最初からわかっていたが十一月二十六日のブ声明にもあるとおり、常任委員会、琉米合同土地諮問委員会で論議されることになっており、那覇の不満も十分に汲みとっていきたい。

那覇の場合結局、宅地の二等以下が馬鹿安いのでそれと、山林原野に是正すべき点があるとみている。

（那覇市会の軍用地料修正に関する要請決議要旨）　五八年十一月現地折衝によって決まった都市地域に対する軍用地料は民間地料、他地区との地料を比較してみたとき合理的に算出されていない、他地区は軍用土地連から出された地料の上昇倍率からみておおむね妥当とみられるが、都市地区はこれを勘案することなく、単に五〇％と八〇％を押えて全く実情を無視した算定がなされている。そこで適正妥当な地料に修正していただくとともに今後の軍用地問題を円満に解決するため那覇地区から諮問委員会へ委員一人を参加させるようあわせて要請する。

埋立てさせろ（琉大側）／いや、法度々々（文化財保護委側）／再燃する円覚寺問題

〔琉新・夕　１９５９・１・22〕

総合グラウンドか古文化財か国宝放生池の埋立問題をめぐっての琉大と文保委会との対立は遂に今年まで持越され、二十一日琉大徳元理事長、安里学長の名で「現在の敷地では大学基準による最低限のグラウンド付属施設としての体育館と球技場などの設定は不可能なため民間隣接地の購入に奔走したが、地主に折合う余地が見られないので円覚寺跡の全面的な使用を願いたい」と文保委員会（委員長山里永吉氏）あて正式な文書連絡があった。これに対して文保委会でも強硬な委員長談を発表、さらにワをかけた形で今後の成行きが注目される。円覚寺跡は五五年七月、尚家から琉大グラウンドに使用してもらいたいと譲渡され同年十一月文化財に指定されたので琉大当局ではグラウンドの施設を放棄したが周辺に二、五〇〇余坪の土地を獲得、また五八年五月に文保委会から円覚寺の四一二坪の使用許可を得て施設を着々進めているもの。

ところが現在の設計では地形の関係で風向きなどの条件が悪くそのためスタンドに並行してトラックを設置するほかに方法がなく、また大学設置基準による最低限の設備である体育館、球技場（一二、〇〇〇坪）の建設に支障があるので、琉大施設計画の一環であるグラウンドの建設に円覚寺跡を全面的に開放、協力を願いたいというもの。山里文保委員長の話　五八年五月に琉大グラウンド設置の用地として円覚寺跡の一、二九六坪のうち四一二坪を割譲、条件づけで埋めさせた。その条件の一つに「守礼門の山門の跡、放生池跡は手をふれない」という一項がある。ところが二十一日の琉大当局側からの正式な公文書によれば山門跡をはじめ放生池跡も埋めたいと現状変更の願いがあり、結局は昨年五月に取り交わされた条件書は反古に等しいもので、琉大当局は史跡（放生池）がどういう理由で保護されているかまるで知っていない。

円覚寺は鎌倉五山の寺院の規模を模して作られたもので現在、日本の鎌倉五山には放生池は一つもなく、残っているのはただ首里円覚寺跡の放生池だけである。したがって放生池は日本の寺院建築史の貴重な資料であり、もし琉大当局が放生池を埋めることになるならば、学術専攻の府として尊厳を自ら放棄したことにも等しい。戦前に指定された国宝はいまも国宝であり、国宝とは国家が法をもって保護する文化財であって、日本の文保委会法によれば国宝を損壊したものは五年以下の懲役もしくは禁固となっている。琉大当局が国宝を損壊し沖縄が日本復帰した場合、当局の責任者である安里学長はどうなるだろうか。放生池がいまなお国宝であることはさきに日本の文化財保護委員会でも明言している。

具志頭氏に応訴／那覇市会　総務財政委が決議

〔沖夕・朝　１９５９・１・29〕

那覇市会の総務財政委員会（委員長大山盛幸氏）は二十六日委員会を開き、那覇市を相手取って具志頭得〇〇氏が中央巡裁に提訴した土地問題にからむ損害賠償請求に応訴することを決議した。

同事件は具志頭氏が、那覇市から譲渡を受けた替費地千六百六十四坪が、瀬長市長時代に政治的な問題にからんで代金支払不履行を理由に解約の通知があり、その間に坪当り六千五百円の分譲の話をすすめていたのができなくなり、損害をこうむったというもの。その後、同地の所有権は代金支払によって具志頭氏の所有に確定しており当時五千円以上に分譲できた土地が四千五百円―四千円に値下りし大分の損害賠償として二万四千九百八ドル三十三トゼを請求している。

これに対して那覇市ではさる十二月の定例議会に同事件応訴についての議案を当局提案で出したが具志頭氏の方から取下げの様子があるので、応訴の議決を控えて継続審議にしたいと説明があって総務財政委員会に付託になっていた。

ところが具志頭氏の方では事件を取下げず、あくまで請求するという態度にでたため、市としても総務財政委で応訴の決議をしたもの。二十九日に開かれる臨時市会の議決を経て正式に手続きをとることになるが、十二月定例議会で兼次市長は「那覇市に勝算がある事件だ」と答弁しており裁判の結果が注目される。

感謝決議案でもむ／市債、原案通り可決／那覇市会

〔沖夕・朝　１９５９・２・５〕

さる二十九日開会した那覇市の第二十九回（臨時市会）は四日、本会議を開いて提案された議案を全部可

決、七日間にわたる会期を全部終了した。同臨時議会は一月九日ブ高等弁務官書簡により二か年間も凍結されていた都計事業に対する民政府特補、復金融資にともなう資金を五九年度予算に追加更正することと、復金融資関係の工事を新規の市債として手続きをすることになり、その承認を求めるために開いたものである。

四日の本会議では水道配管工事に関する「市債を起すことについて」関連する質問として当局に対し水道加入栓増加による水源確保の問題がとりあげられて質問が行われただけで同市債を含めて六議案を全部議決承認した。水源開発の問題では大山、高良議員が次々と質問に立ち牧港にある市水源の採水量の拡張をとりあげて追及したが「自己水源と水道公社の設立によって水源の心配はない」という答弁で落着、原案通り議決した。また久場議員ほか二十六人の連名で提案された「民政府補助金交付並びに復金融資の再開に対する感謝決議案」は決議文中の「瀬長市長の出現によって那覇市政は不安定となり…首都建設に十か年以上の遅延を招来したことは…小職らとしてひとしくその責任の重大さを痛感し、米琉両政府に対して陳謝の意を表する」云々の文句が民連議員からこれを削除すべきであると反対され、論議となった。民連議員としても「感謝決議に対しては別に不賛成ではない」が、「融資特補の再開はアメリカが当然なすべきものである」という見解で、採決の結果原案に多数賛成。二十六人に新たに二人を加えることに修正して可決した。

（感謝決議の内容） 那覇市の都計事業は瀬長市長出現による市政不安定で五六年十二月補助金打切りとともに復金融資は封鎖に会い全面停止となった。かくて二か年の空白は首都建設十か年以上の遅れを招いており、市政に参与する小職らもその責任を痛感し、米琉両政府に対し陳謝の意を表する。

幸い政情の変動は今日ようやく容認され、特補、復金融資の再開となって本格的首都建設事業が推進されることになったことは米琉両政府の理解による英断と、立法院首都建設委員会の絶大な助言によるものと感じている。ここに市会の決議により感謝の意を表明する。

あて＝ブース高等弁務官、バー民政官、行政主席、立法院議長、首都建設委員長。

繁多川／〝火葬場設置待った〟／那覇市が風致そこねると

〔琉新・夕　1959・2・17〕

昨年九月那覇市繁多川に火葬場を設置することでその建築申請をめぐって申請者と地元側の意見が対立したが、政府では建築基準法四十九条第一項によって火葬場の設置を許可しており、これに対して那覇市では都市計画に支障がくるので同法四十九条第二項（特定行政庁権限）により中止命令を出し、火葬場設置申請者はさらに建築審議会に異議申立をしたが同審議会は那覇市の建築中止を認めないと裁定を下し注目されていた。最近地元側の一部から火葬場設置賛成の陳情書も那覇市長に出されているが那覇市では建築地が霊園の近くにあり清明祭などで家族が楽しむ憩いの場所としての構想ももっており、火葬場の設置によって風致を害する。また市の認可を得ず手続きも不備な点があるという理由で従来どおり特定行政庁の権限に再度建築停止を出すものとみられている。

一社　説一　沖縄市への改称に望む

〔琉新・朝　1959・2・18〕

那覇市行政区画整理委員会は那覇市を沖縄市に改称することに満場一致で決定したが、沖縄市構想は多年の懸案であり、去年十一月に開かれた公聴会でも出席全員が賛意を表明していたものである。残された最終決定の法的手続きは三月定例那覇市議会の議決と行政主席の認可ということになるが、那覇市議会でも出席議員の三分の二の賛成を得ることは確実だとみられており、また嘗つて市長時代に積極的意欲をみせていた当間主席に異存のあろう筈もない。沖縄市誕生は大きな奔流となって目前に迫ってきたようだ。

沖縄市構想は遠く三十四年前にさかのぼり当時の首里市長高嶺朝教氏にはじまり、次いで当間主席の那覇市長時代（戦前、戦後を通じて）からの宿願であったが、それが地名につながる歴史的、文化的な愛着や郷愁から合併はおろか、名称変更など決然とふみきれないでいたのであるが沖縄市への名称変えは都市合併実現の当初からその必然性はすでに予見されていたことではあり、時流の然らしむるところだ。抗しようもあるまい。

那覇市は首里と小禄を抱きこんでからすでに四年余、次いで真和志を合併、人口二十一万を擁する都市として、その規模を拡大してきたのであるが、戦前の那覇市の面影など、とっくに消え失せている、今日の那覇市はすでに昔日の那覇ではなく、那覇人の那覇市でもない、沖縄の首都としての性格はますます強調され、とどまるところを知らぬ都市の生成発展の前には旧態を守り続けようとする旧地域意識や旧地名への愛着など、かまきりのオノにも等しいか細い抵抗であり、時代錯誤ということにもなる、公聴会や区画整理委員会で全員が沖縄市への名称変更に賛意を表明しているのもすべては大乗的、建設的意欲からでた支持だともいえよう。

ところで沖縄市への名称変えに反対意見や慎重論も一部にはあるが、その立論は大かた消極的であり懸念する点も地名への愛着にしぼられる。だが沖縄市に改称されたからといって文化的、歴史的意義をもつ地名がまっ殺されるというわけではなく、区制を採用することによって、その名称は存置されるのだから、この問題もさしたる障害にはならないであろう、旧那覇がそのままの名称で沖縄市の一区画となることには何らの不合理もない、嘗つて首里、小禄、真和志が那覇市への編入合併にふみ切ったと同様な襟度が那覇市を固執する人々にも切望されるのである。

二市一村を併合、今日の那覇市が出来上がるまでにも幾多のう余曲折があったが、それというのも関係当局が余りにも旧地域意識にとらわれすぎたためであり、沖縄市への名称変えも、本来なら真和志との合併当初において実現すべきものであったろう。およそ都市というものは生きものであり常に生成発展しなければ自滅してしまうものだ、古いもの、新しいもの、さまざまの要素が雑然と入り交り、互いに相克し合いながらも一枚一枚表皮をはいで生長していくのが都市であり、那覇市もまたその過程を歩み続けているのである。本質的に沖縄の首都として捕捉するにはまだまだ不安定な状態であるとみなければならぬ、従ってこれから幾段階かの脱皮が必要とされるのである。

首里、小禄、真和志の編入合併により那覇市は先ず第一段階の脱皮を遂げたのであるが、今度はその第二段階の脱皮期にきたともいえよう、その進発には先ず名実ともに沖縄の首都にふさわしい沖縄市誕生にふみきることである。もとより単なる名称変えだけでは何らの意義もない、改名する以上はその名にはずかしくない内容が備わらなければならない。命名を祝う行事もさることながら最も大事なこと、内容の備整を忘れてはなるまい。

誕生するか「沖縄市」／市議会2―3以上の賛成がカギ／反対を唱える議員も／注目される〝三月市会〟

〔沖タ・夕　1959・2・19〕

兼次那覇市長は昨年十一月末、那覇市を沖縄市に改称することを明らかにし、市の行政区画整理調査委員会（委員長仲本為美氏）の諮問にかけていたが、同委員会では公聴会や市広報係のアンケートを参考に十六日の委員会で沖縄市に改称することを全会一致で決定、その旨、兼次那覇市長に答申した。市町村の名称を変更するときには「市町村自治法」によって〝条例で定めて行政主席の許可を得なければならない〟とあり、さらにその〝条例を制定し、または改廃しようとするときは市町村の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない〟特別多数議決が必要とされている。那覇市の沖縄市改称の今後の手続きは那覇市会の賛否にかかってくるわけであるが、市議会の中には異論を唱えるものもあり、「沖縄市」がすらすら誕生するか、まだ問題をふくんでいる。

兼次那覇市長は行政区画整理委員会の答申に対し「来る三月の定例市会で条例を定めて主席に許可の手続きをとりたい」と語り、四月中旬までに実現させる見通しをたてているが、沖縄市改称に踏み切るかどうかは三月市会の同意を得られるかどうかにかかっているわけで、もし反対があって採決にもち込む場合、現四十二人の議席中二十八人の賛成を要するわけであり、逆に十四人が「那覇市」を固執すれば、「沖縄市」はお流れになる。議会がどう反応を示すか、各派の主だった人々の意見をきいてみた。

平良真次郎氏（無）　三市一村の合併の立場に立って名実ともに改称することがのぞましい。沖縄はドル地域にもなったし、今後の飛躍が考えられるので沖縄市改称に賛成である。

大山盛幸氏（五日会）　賛成、行政区画整理調査研究会がとりあげたさ

い、市会にも提案したいと思ったほどだ。旧那覇出身議員に異論もあるだろうが、大乗的な立場から賛成すると思う。世論も改称に熟しきっており、反対するとなるとどう理論づけるかが問題だ。私個人としていえば真和志の合併を期して改称したいと思っていたほどで、このさい旧那覇も一歩譲って大きく発展していきたい。なお沖縄市改称後の末端行政区には慎重に検討する必要がある。

備瀬知良氏（五日会）　改称は時期尚早である。沖縄市になるからといってどういう利益が市にあるというのか。対外的には沖縄は沖縄でよいし、建設面をうんとよくしてからもおそくはない。いまは改称すべき時期ではない。

森田猛松氏（五日会）　大賛成、小さいことにとらわれる那覇市会ではないと思うので、来る三月市会でも満場一致通るものと楽観している。那覇市は内容的にもかつての那覇とは違っているし、外面的にも日本から施政権が離れた現在、首都と呼ばれるようになっており、人口構成も二十一万人となり、全琉的な構成になっている。これは真和志の縮小自体によって那覇市が太っているともいえることであり、懐古趣味というのではなしに那覇、小禄、首里、真和志が合併して沖縄市が生れたのだーと後世にも伝えることができる。

崎山喜達（民連）　時勢の要求とあれば異存はないが、那覇市にはまだやるべきことが沢山ある。衣装ばかり立派にしても中身がなっていなければおかしい。市民福祉の面でもっと真剣にとっくむべき問題があり、それからでもおそくはない。

渡口麗秀（五日会）　賛成か反対かという前にもっと慎重に検討すべきである。兼次市長は半年足らずで改称をうち出しているが、私はみなと村時代から改称の問題について研究しており結論を急ぎすぎると思う。とくに地名変更には慎重を期すべきで、いまの場合賛成でも反対でもない。

都計工事始まる／那覇市に建設のツチ音

〔琉新・朝　1959・3・8〕

都計融資再開後、いよいよ九日から久茂地川第一号橋をトップに那覇市施工の都計工事が開始する。

これと並行して政府施工のエマ台風災害資金二十万ドルによる安里川、久茂地川の改修および主要都計道路の舗装工事が始まっており那覇市では今月末には水道配管工事（九万五百ドル）ガーブ川沿線道路造成および舗装（三万四千七百ドル）国場川埋立（二十五万ドル）区画整理（二十四万七千八百ドル）の起債工事に一斉着手する予定といわれ首都建設の槌音も高く、都計ブームはやってきた。エマ台風災害資金二十万ドルによる政府施工の都計工事は那覇市より一足先に開始、完成をいそいでいるが、施工中の都計工事は次のとおり。

▽安里川改修工事　大岩組（大城岩喜氏）落札三万三千二百八十ドル、一月二十七日着工、八月二十九日竣工予定、この改修工事で延長四百二十トル、幅十三メートル。

久茂地川しゅん渫工事　比宮組（比嘉柳助氏）落札一万八千四百五十ドル、二月二十五日着工、八月二十二日竣工。

政府、那覇港線道路舗装工事　沖工務社（岸本永幸氏）落札一万一千二百六十ドル、二月三日着工、七月三日竣工。延長二百五十四トル、幅九・四メートル。

同泊、那覇港線　南洋土建（比嘉広氏）落札一万四千九百ドル、延長千五百トル、二月二十四日着工、四月三十日竣工。

同那覇市役所前波の上線　金宮組（金城健太郎氏）落札八千百五十ドル、二月五日着工、七月四日竣工。延長五百四十トル、幅九・二メートル。

同琉大線　善太郎組（新垣善太郎氏）落札一万五千九百八十ドル、二月二十三日着工、六月三日竣工。尚那覇市土木課では九日一万六千ドルで落札した平城組（平城孫次郎氏）と正式に久茂地川第一号橋工事を契約九日から事実上工事開始する。

「沖縄市」改称、機は熟している／那覇市定例議会へ兼次市長が提案

〔沖タ・夕　1959・3・16〕

那覇市の三月定例議会は、十六日あさ十一時開会、市当局から十三件の議案が提案されたが、今議会で最も重要な議案は「市の名称を変更する条例」で、これは那覇市の名称を沖縄市に改称しようというもので、市民はもちろん全住民が関心をあつめており、兼次市長から要旨つぎのような提案理由の説明後、十二時すぎ日程を終え、十七、十八両日は議案研究のため休会、十九日あさ十時再開して、審議に入ることになった。

那覇市の名称を沖縄市に改称しようとする兼次市長の提案理由

要旨　①沖縄市への改称は歴史的必然のものである。遠く明治時代から称えられているもので、大正のころにもその問題がおこり、昭和十四年当間重剛市長時代には本土から都計の権威者をよび真和志、小禄、首里、豊見城までふくめた沖縄市の構想がたてられたが戦争のため、その目的は達しえなかった。

この問題はこのように明治時代から市民の支持を得、その必然性を内在していた②那覇、首里、真和志、小禄の三市一村が合併した。合併は旧那覇市にくっつけられた枝葉ではない。那覇、首里、真和志、小禄が一緒になって今日の那覇市ができているので、名称改称はのぞましい③合併によって失われた二市一村の由緒ある地名を残したい。那覇市の下における差別的な呼称でなく、沖縄市という大きな名称の下にである。生成発展する那覇市の人口増加はおびただしい。出生による自然増や、農村からの流入などによる社会的増加を考慮にいれると、二十年後には三十数万の大都市となる予想である。そうなると隣接村との合併による地域の拡大も必要になってくる。そういう意味でも全地域を総称する沖縄市がのぞましい④日本内地の県庁所在地は、ほとんど県名と同じ名称である。このことは首都としての意識を強くもつといった面から市民の精神生活にも好影響を及ぼすだろう⑤沖縄市改称への世論は熟している。

なお、兼次市長は、この議案通過にはいささかの工作もしなかった、できるだけ早く審議し通過させるよう要請した。

市会の動きは微妙／〝過半数は反対〟の声も

那覇市の名称を沖縄市へ改称するという議案は、特別多数議決として、出席議員の三分の二以上の賛成を必要条件としているので、「沖縄市」が誕生するかしないかは、議会側の態度にかかっているといえる。休会後、五日会の備瀬知良議員は「おそらく三分の二以上の賛成を得ることはむずかしいだろう。過半数は反対するのでは…」と語り、民連の瀬名波栄議員は「この問題にはあまり興味がない」と、反対をほのめかすように語っており、議会の出方は必ずしも楽観を許さないものがある。

会期は十六日間

なお、三月定例議会の会期は十六日間、と決定した。

分裂した五日会／沖縄市改称で大もめ／注目されるきょうの本会議

〔琉新・朝　1959・3・19〕

沖縄市改称問題をめぐってさる十六日流会となった五日会は、那覇市会図書室で十八日午後二時半五日会設立以来初めて全議員二十七名出席して行われ、沖縄市改称について協議したが、賛否表決の問題でもめ、意見がまとまらず五日会の会則十四条に従って賛否を決し、過半数に従うという線で、儀武会長が沖縄市改称賛成を挙手の形で求めたことから、反対派議員が五日会解散を叫び席をけって退場、残った議員が三分の二（十八名）以上に達せず、午後四時過ぎ流会した。会議中途でも解散発言で退場騒ぎを起しており五日会は沖縄市改称賛否をめぐって分裂、事実上解散とみられている。それとともにきょう十九日の那覇市会本会議の冒頭に質疑採択される沖縄市改称の議会通過は、五日会だけで反対と目される議員十一名をかかえており、民連派、人民党議員の動きによっては全く予断を許さないものがあり、沖縄市改称は特別議決「出席議員の三分の二以上の同意」となっており、沖縄市は果たして誕生するか注目のマトとなっている。

五日会開会前議長室で人民党瀬名波栄議員、高良議長、大山盛幸議員の三者会談が行われ、瀬名波議員から「沖縄市改称は反対ではないが、綱引行事と沖縄市改称を区別してくれ」と述べたのに対し、兼次市長とも話しあった結果綱引は沖縄市改称とは別個として考え秋ごろに延期するということになった。これによって人民党議員の中の賛成議員がふえるものとみられている。五日会では席上大山議員がこのむね報告を行い、沖縄市改称問題について協議に入ったが、五日会の意思をどうして表わすかということでもめ、「個人の自由できめていいではないか」「賛成、反対ハッキリ出して会則どおり過半数に従うべきだ」と賛否両派で対立意見がまとまらず業を煮やした一議員が「解散」という言葉をはさんだことから改称反対派のうち六名が「解散賛成」とばかりに席をけって退場またも流会かとみられたが一たん休会。ふたたび開会後同じ問題を繰返し会則十四条「議長および会員は議事について努めて意見調整を行い第二項の規定を適用しないよう最善の努力をしなければ

ならない。2、前項の意見調整が困難と認められるときは出席会員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところによる」によって、儀武会長が沖縄市改称賛成議員を挙手によって決をとろうとしたが、反対議員がふたたび退場騒ぎとなり前会にひきつづき流会、五日会は沖縄市改称賛否をめぐって分裂事実上解散したとみられている。

予断を許さぬ情勢

五日会派議員のうち沖縄市改称賛成とみられる議員は、久場景善、比嘉佑直、森田孟松、儀武息睦、金城武一、喜久山朝重、金城賢勇、大山盛幸、宮城実、具志清裕、又吉久正、宮里敏慶、高良一、金城幸信の諸氏。一方反対とみられる議員は渡口政行、高良清二、糸数昌剛、辺野喜英興、比嘉朝四郎、渡口麗秀、備瀬知良、普久原朝光の諸氏とみられている。民連派議員は沖縄市改称問題に対し個人の意思を尊重することになり、賛否に分れるとみられ、意見の調整によっては大半が賛成に傾くとみられており、十八日行われた各派の議員工作でどう反転するか予断は許されないが、十九日朝の民連系議員の動きによって賛否の大勢が決するものとみられている。

都計への特別補助再開／スポーツ・センターに22万ドル／まず30万ドル交付／民政府が布令公布

〔沖タ・朝　1959・3・27〕

民政府は二十四日付で「那覇市都計事業に対する補助金の特別会計」と題する高等弁務官布令二十二号を公布、首都建設委員会の進言による都計事業に対して民政府が支出する補助金の運用は琉球政府の特別会計にゆだねるという措置をとった。

首都建設事業については民政府の援助の一部として那覇市内の橋梁工事のため五万ドルの資金が同市に交付されたが、前記の布令二十二号の公布によっていよいよ〝首都づくり〟に対する民政府資金の援助方式が確定したわけで奥武山のスポーツ・センターを始め民政府補助金三十万ドルによる建設工事が正式に再開されることになった。布令二十二号の要点は次の通り。

△この布令は首都建設委員会の進言によって作成された那覇市の都計事業を達成するために補助金として支出される資金について特別会計を設け、その経理と報告について手続を定めることを目的とする。

△立法五十五号（琉球政府財政法）十一条二項により琉球政府行政府内に特別会計を設け、承認された那覇市都計事業のため民政府が支出する補助金の資金経理を行わせる。

△首都建設委員会の進言によって固定され、那覇市のために琉球政府が実施する事業は次の通りである。

①又吉道路の歩道の設定②奥武山スポーツ・センターの建設。

▽資金の受領と支出は琉球政府が定めた通常の会計手続による。事業および資金計画を承認すれば民政府はその金額の範囲内で支出負担行為をさせる権限を与える。事業の進行状況については要求によって民政府に報告書を提出しなければならない。

首都建設委員会の話　民政府が首都建設事業のため補助金を出すことに決定しているのはスポーツセンターへの二十二万ドル、又吉道路の歩道建設に三万ドル、橋梁工事の五万ドル、計三十万ドルで橋梁工事はすでに始まっているが、布令によってこれらの資金は政府の特別会計で運用されるので、手続上うるさい復金融資の形よりも資金効果が出ると思う。首都建設の資金計画もこれで軌道に乗ったわけだ。

沖縄市／本会議で議決か／議案は撤回せず／兼次市長きのう言明／委員会も結論を保留

〔琉新・朝　1959・3・29〕

注目の沖縄市改称議案の審査を付託された那覇市会総務財政委（委員長大山盛幸氏）はきのうにひきつづき那覇市会議室で行われ、人民党真栄田義晃市議から前日提案され未採決のままになっていた沖縄市改称議案撤回要求をめぐって、開会前賛成派反対派に分れてこの問題をどう扱うかについて意見調整をしたが、まとまらず定刻を二時間もおくれて午後四時開会、再び真栄田議員から正式に議案撤回要求を動議として出し成立、表決でまたもめ結局兼次市長を同委に呼んで議案撤回の意思をただしたところ、兼次市長は「議案は撤回しない」と言明、沖縄市改称議案についての委員会採決も人民党三議員が「採決には加わらない」と発表、問題の沖縄市改称は会期最終日の三十一日の本会議に持越されることになった。

開会前の各派の意見調整が行われ人民党三名は反対派六名と議案撤回動議提出、委員会表決の線を再確認、賛成派

五名は委員会表決を避ける線で同委にのぞんだ。

開会後真栄田議員から「原則的には反対はしないが、沖縄市改称については賛否両派とも積極的なものでなく、世論は熟していないと思う。合併後那覇市にはみるべき仕事がなされていない。市民が心から祝える状態ではなく、たとえば一九六一年ごろの市制四十周年ごろがいいのではないか。その間にみるべき仕事をやり、その成果の上に立って沖縄市改称をやってもいいのではないか、沖縄市改称は時期尚早と思う。この議案にキズをつけたくないのでこの際撤回してもらうよう市長に要求したい」と動議を提出したが、又吉、久場両議員が「三分の二の特別議決を要求したい」と動議を提出、採決に入ろうとした時、又吉久正議員の発言で休憩。賛成派議員六名で意見調整した上で再び開会、同問題を協議したが人民党三名が委員会採決を取下げ、兼次市長を委員会に呼んで意向をただすことになった。兼次市長は「すでに提案理由は説明してあるが、三市一村が合併した当時においてすでに沖縄市に改称すべきであったと思っている。沖縄市改称は歴史的な課題でこれを時期尚早というのは見解の相違である。沖縄市に改称しても他のみるべき仕事ができないということはなく、むしろ改称することによって市政に有利を来すと考えているので、この議案を撤回する意思は毛頭ない」と答えた後、委員会のメンメンに「どうか通して下さい。お願いします」と頭を下げる場面もみられた。

結局沖縄市改称は三十日から始まる本会議において特別議決されるものとみられている。二十八日現在の那覇市会の動きから見ると民連系議員が時期尚早、議案撤回の線でまとまったので、賛否の大勢は否決の方向にあるとみられ、沖縄市改称問題で主導権をにぎる民連系議員が本会議でも議案撤回の動議提出も予想されるので、終幕に迫られた沖縄市改称は本会議でもまだまだもめるものとみられている。

沖縄市ついに流産／賛成18名で否決／賛否両派が激しく戦う

〔琉新・朝　1959・4・1〕

きのう午後四時那覇市会で上程された注目の沖縄市改称は、黒だかりの傍聴人が見守る中で人民党議員が議案撤回を強行、これを二十対十九で採決、兼次市長につきつけ、市長が撤回しない線を押し、約四時間にわたって激しい賛否討論のうち午後八時特別議決に入り、挙手の決をとり賛成十八名、出席議員三十九名の三分の二に達せずあえなく否決された。

注目の沖縄市改称は三十一日午後二時再開の本会議最後の日程として午後四時十分ごろ鈴なりの傍聴人が見守る中に上程され、開会前欠席中の反対派玉那覇有義、賛成派宮城実の両市議が相ついで議席に着き、賛成とみられた人民党石原昌進、仲松庸全両市議は午後の本会議から欠席、出席議員四十名特別議決は三分の二の同意として二十七名の賛成が必要という出席議員数となり、反対派の有利となった。まずさる十九日の本会議で審査を付託された総務財政委の大山委員長から審査報告が約二十分間にわたって質疑、賛否討論、議案撤回などのもようをつぶさに述べた。午後四時三十五分真栄田議員から沖縄市改称議案を撤回を決議したいと動議を提出、「大勢はすでに否決の見通しであるので、総務財政委で申しあげたように沖縄市改称には原則的には反対ではないが、行政区画など末端やガーブ川などなすべき仕事が山積しており、市長はなすべき仕事をやって、ともに市民と喜べるような時期に沖縄市を改称してもいいではないか。時期尚早と思うので議案を撤回してもらいたい」とその理由をのべ動議成立、久場、森田、平良、大山議員から反対討論があったが、午後五時五十五分動議に対する採決をとり、出席議員三十九名（議長を除く）のうち賛成二十名、反対十九名で議案撤回を可決後、五分休憩に入った。午後六時五分再開高良議長から兼次市長に議案撤回の意思をただしたが、兼次市長は「沖縄市改称について議会がどう考えているか、さきほどから同席して、議案撤回の討議の情景をみてますます沖縄市に改称せねばならないと思った。反対はわずかに一部であり、これが民連派の時期尚早、議案撤回の線と結びついた最大公約数の結果で、多くは賛成の議員とみており、二十一万市民の要望もありこの議案は撤回しない。正々堂々とこれを審議してもらいたい。」と答えた。午後六時再び「市の名称を変更する条例」を議案として上程、質疑に入り質疑なしで、直ちに活発な討論に入った。まず最初に比嘉佑直議員が賛成理由をのべれば、つづいて人民党の黒潮隆議員がこれを反ばく、賛否両論が交互にはげしく戦われた。午後八時半比

嘉朝四郎議員が討論打切り採決の緊急動議を出し成立直ちに特別議決に入ったが出席議員三十九名のうち十八名が賛成特別議決（三分の二以上の同意）に必要な賛成二十六名にはるかに達せず沖縄市改称は過半数の反対にあって否決された。

一切を水に流そう

兼次市長あいさつ　本会議の定例議会で十六日間にわたって真剣に討議されたが、きょうの結果となった。私はえらい人間が腹から生まれるのに二十ヵ月もかかったと聞いているが、沖縄市はすでに五十年間もかかった。その間いくたの名産婆の手にかかっても生れず優しい兼次という産婆の手にかかっても、四十二名の荒い男の議会で苦しんだ。将来新しい感覚が生れることを確信し、新しいものは現状打破によるのが原則であるという精神で皆さんの議員の任期中に立派に沖縄市を生れさせるつもりです。今の議会分野が永久に離れ離れにならず、明日から二十一万市民ため分派的なあり方を解消し、沖縄市を生れさすことを確信する。

沖縄市改称の賛成議員

きのうの那覇市会で沖縄市改称問題で真栄田議員が議案撤回の動機を提出、賛否激しく対立して討論が行われたが、採決に入り賛成二十名反対十九名の多数決で可決したが、議案撤回を賛成した議員は次のとおり。

議案撤回賛成

赤嶺一男、渡口政行、玉城正次、瀬名波栄、玉井栄次、高良清二、糸数昌剛、玉那覇有義、辺野喜英興、上原文吉、比嘉朝四郎、渡口麗秀、仲宗根梶雄、崎山喜達、黒潮隆、備瀬知良、儀間真祥、真栄田義晃、久高友敏、普久原朝光の二十名。

ついで午後八時半に行われた沖縄市改称議案に反対する特別議決は出席議員三十九名（高良議長のぞく）のうち賛成した議員は十八名で三分の二の二十六名の同意を得られず否決されたが、挙手賛成した議員は次のとおりで、前記の議案撤回に賛成した議員は否決にまわった。

沖縄市改称賛成

久場景善、平良真次郎、比嘉佑直、森田孟松、儀武息睦、金城武一、仲尾次盛夏、喜久山朝重、金城賢勇、大城清徳、宮里敏慶、大山盛幸、宮城実、具志清裕、又吉久正、浦崎康華、金城幸信、屋慶名政永、の計十八名。

ニューズの底辺⑯／産婆の誤診で流産／沖縄市改称問題／市長の独走が原因？／なめられた議会は分裂騒ぎ

〔琉新・夕　1959・4・2〕

沖縄市改称は三十一日の那覇市会本会議で賛成十八名反対二十名中立二名（新垣松助、高良一氏）欠席二名（石原昌進、仲松庸全氏）で特別議決である出席議員三十九名（議長のぞく）の三分の二以上すなわち二十六名の同意どころか、過半数の反対であえなく、否決され、提案者兼次市長の顔に泥を投げつけたような結果となった。新聞の記事面であらわれたのは、賛否の討論よりも「やれ線をひこう、やれ記念切手だ。五日会の解散だ。沖縄市歌募集だ。」といった表面の動きをとらえたのが多かったが、三十一日の本会議で沖縄市改称の議案に対し、午後四時から約四時間にわたってはげしい賛否討論が行われたので、その討論の内容にふれながら、なぜ沖縄市改称が流産となったか、その底辺を洗ってみた。

三十一日の那覇市本会議における沖縄市改称への賛否討論の内容をのぞいてみよう。

比嘉佑直議員　沖縄市改称は為政者の長年の懸案であり、今がもっともよい時期と思う。誰しも故郷の名に対する愛着はあり、那覇人も首里人も同じと思う。日本復帰になれば、九州ブロックに入ると思うが、各県とも県庁所在地は県名をふした主要都市になっている。反対のための反対をしたならば後日那覇市民の正しい批判を受けるであろう。満場一致で賛成願いたい。

黒潮隆議員（人民党）　アンケートなどの二千そこそこの賛成で世論が熟しているというが、二千という数字は二十一万市民のごく一部である。各種団体や組合でも積極的な意見は出ていない。行政区画の末端の整理や土木、河川の工事の方がより市民がのぞんでいることではないか。

仲宗根梶雄議員　市名改称の本質的な問題が納得できない。なぜ変えなければならないか、いろいろ考えたのであるが、現状の那覇市でよいという結論を得たのである。市民の福利福祉を考えると、市名を変えることは天地神明に誓うような大げさな問題ではない。名前を変えるようなことは問題ではない。十四日間にわたる裏面の工作は単に名前の取引である。その他の問題で

は無関心ではなかったか沖縄市に改称するというは単に固有名詞をつけるという問題にすぎない。それより議会運営のまずさを暴露した。十四日間の会期中この名前を変えるのに終始したことを不満に思う。争ってまで市名改称をする必要はない。政治活動にも適用されるが現状維持の原則はわれわれの市民生活にも守られてしかるべきだ。

渡口麗秀議員　沖縄市改称は那覇市の重大な問題である。一九五〇年から九年間、私はこの問題に取組んでいるが、いまだに結論は出ない。兼次市長が簡単に軽率に沖縄市にふみ切ったのはいかんである。また議案撤回の議会の議決を踏みにじったのは、まことに残念である。兼次市長は独裁政治に邁進している。二十万市民を代表する議会を代表して、本当なら不信任案議決をつきつけたいほどであるが、死一等を減じて議案撤回に止めておきたい。沖縄市賛成論は①東恩納教授の説に基づくもの②三市一村合併によるもの③本土における県名と県庁所在地の同一からくるものと思われる。東恩納寛惇先生の学識と人格には心から尊敬するが、議員の立場からは沖縄市論には賛成しかねるのである。首里の名を保存をしたいので沖縄市にしたいという考えは、地方自治法に対しての理解が浅いのではないか。沖縄市首里、沖縄市那覇とした場合かえって地域感情がぬぐい去れないと思う。かつて沖縄市論をとなえた島袋全発先生は「沖縄市論は軽率である。那覇市は祖国の那覇であり国際都市としての那覇である。もし市名の改称があるとすれば政治の激変の時で平和でこれを称えるのは軽率だ」といわれた。沖縄市改称は歴史的な課題ではあるが過去においていくたびも失敗している。この例から兼次市長の反省を促がすとともに沖縄市改称には絶対に反対する。

　このほか人民党議員から「市民生活向上→時期尚早→議案撤回→市長議案撤回せず沖縄市反対→時期がくれば賛成の用意あり」の趣旨の反対論があり、しせい会の仲宗根梶雄議員にいたっては約四十分間にわたり、とうとう反対論をぶちまくり、賛成議員が時間制限を議長に要求してようやくホコをおさめたが、それでも原稿の半分はまだ残っていたというサムライもあらわれた。仲宗根議員は「三市一村を合併して沖縄市を総称するのは、サルとかクジラを総称して哺乳類というのと同じだ」といえば、日ごろ紳士的な態度で聞える大山議員が「那覇という文字の意味は『西方の蕃族の旗頭』の意味で、このような名前を三市一村の合併の上につけるわけにはいかないと打ち返し沖縄市問題でまさか「哺乳類」とか「西方の蕃族」まで出るとは思わなかった議員諸公も爆笑賛否両派しばらく休戦というユーモアも交えて、ケンケンガクガクの対論を始めた。これを聞いた兼次市長をして閉会のあいさつで「日ごろ高良議長がおっしゃっているように各派入りみだれ、国際的な議会を見せてくれた」と寒心した批評をさせる始末であった。

　賛否の対論の中にもこんどの沖縄市流産の直接原因の片鱗をのぞかせているが、提案者の市長が議会と事前に何の相談もなく、勝手に沖縄市改称を既成事実として綱引行事、記念切手発行、沖縄市歌および市民歌募集をすすめて行った独走（反対派の渡口議員にいわせると独裁）ぶりに、人民党、民連派、五日会主流派がこぞって「議会無視だ」と反感を持ち、兼次流にいえば「生れるべくして生れる」はずの沖縄市が流産したとみるのが真相のようだ。裏返していえば、兼次市長の議会に対する読みの浅さと超党派の上に乗っかって居心地がよすぎてつい慢心？した結果とみる向きも強い。沖縄市改称を導火線として一時爆発した議会はおさまったが、これから分裂した五日会、休火山となった沖縄市の鳴動、保守と革新の対決、市長不信任などまだまだ多くの問題を抱えて、いつ爆発するかわからないのが現状だ。

かくて沖縄市お流れ／民主主義のルールも何のその／世にも奇妙なる物語り

〔琉新・夕　1959・4・3〕

　全住民注目のマトであった沖縄市改称の議案は、三十一日の那覇市会で出席議員の三分の二以上の同意を得るどころか、過半数の反対で否決という劇的な幕切れで〝沖縄市改称劇〟は終演した。沖縄市改称劇の第一部『綱引の場』兼次市長と旧那覇人会が主演し、第二部『五日会分裂の場』では主流派が退場騒ぎというオマケまでつけて熱演、第三部の『那覇市会の場』では人民党議員が立役者として、また劇の幕切れを演出した。沖縄市改称劇は演劇（民主主義）のルールもなく、始めから終りまで変則だらけで、列挙してみると、①人民党が那覇市会のキャスチ

ングボートを握り、沖縄市改称否決の大勢を決めた②沖縄市改称問題では保守、革新のたたかいではなくて、もっとも保守的な五日会主流派九名と人民党が議案撤回―否決の線で結びついた③議場に同席した議案撤回をしないと言明している兼次市長に議案撤回の議決をつきつけた④当間指令？がとんで沖縄市改称に反対という圧力？をかけたとみられるフシがある⑤十六日間の会期中にわたって賛否両派はげしい裏面工作にあけくれた⑥沖縄市が流産して記念切手も、綱引もお流れ、おマケに五日会を分裂させてしまったなどで、いいかえれば沖縄市は流産したが、そのかわり、いろいろの事件をつぎつぎと生んだワケである。〝沖縄市改称劇〟をめぐって楽屋ウラ話をつづってみよう。

欠席した二議員／賛否で悩んだ人民党

沖縄市改称をめぐって賛否表決の大勢を握っている人民党議員も賛否に分かれて、二十五日から民連本部で行われた協議会でも結論が出ず、二十七日午前零時過ぎに漸く時期尚早、議案撤回の線にまとまり、二十七日あさ十時半兼次市長を訪れ、議案撤回を申入れ、市長の議案撤回せずの言明を生んだ。二十七日沖縄市改称議案の審査を付託された総務財政委で沖縄市改称の山で、午後二時の開会前の工作で、反対派の五日会主流派と人民党議員が議案撤回の線でむすびついた。しせい会はすでに沖縄市改称反対を再確認しており議会の特別議決となっても反対三分の一以上あれば否決となるので、五日会主流派八名、しせい会四名、人民党十名をあわせて二十二名となり全議員四十二名が出席しても過半数で反対ということになり大勢は「議案撤回、撤回しないならば否決」という筋書がホボ出来上っていた。沖縄市改称の賛否の大勢のカギを握った人民党内で意外なことが起こった。いぜんから賛否に分かれるということはわかっていたのだが、二十六日の協議会で議案撤回の線でまとまったとみられていただけに意外であった。

それは人民党の内部で表決のとき賛否に割れるというのである。機をみるに敏な賛成派議員は劣勢を伝えられているだけにこのチャンスを逃がすはずがない。賛成派にも勝算がなかったかというと勝算はあった。あったといっても十八名の数では反対派と同じように他力本願による勝利の目算である。それは人民党のあり方から賛否割れて表決することはない。人民党は表決の場合退場あるいは議案撤回を要求して議決したならば引上げるだろう。そうすると民連の三名も態度を同じくするに違いない。すると当日出席する議員の数によっては、賛否ひっくりかえる可能性が出てくるわけである。例えば反対派十三名が、もしも三名欠席または棄権した場合、出席議員は二十八名となり三分の二の同意は十九名あればいいことになり高良議長の一名が賛成すればよいということになる。もちろん反対派もそのくらいのことはすでに読んでおり、双方とも議員の狩り出しに真剣だった。

敵も味方も入り乱れ／残されたものは〝小党分裂〟

反対派の渡口麗秀議員にいわせると反対派全部を琉球ホテルにカンズメにしてカギをかけ、本会議には車で送りたいというほどの気持だったというから賛否両派の抱き込み工作の激しさを物語ってあまりある話ではある。

ところで三十一日の本会議になると、開会前の出席は四十名、午前十一時ごろ反対派の玉那覇有義、賛成派の宮城実の両議員が出席、両派の頭領をホッとさせた。開会前人民党はまだ割れているという情報も流れた。午後二時再開の本会議では、人民党の石原昌進、仲松庸全両議員が欠席した。

両議員は表決の時は賛成するとみられていたが、人民党が二つに割れたという印象を一般に与えるのは面白くないといった点からかまたは党議に従ったのか、最後まで欠席した。人民党は沖縄市改称の賛否のキャスチングボートを握りはしたが、二人の党議員を欠席させてしまうほど、この問題には深刻に悩んだとみられている。

賛成派は沖縄市の否決は眼の前に来ているのを感じているがどうにもならない俎上のコイとなった賛成派は、その憤まんやるかたない気持を、兼次市長にぶっつけ「あなたが議会を無視してやるからこんな結果になったのだ。こんどの提案のときは議会をもっと尊重して、しっかりやれ」と討論の中ではっぱをかけるしまつ。結果は否決ということになったが、これに対する世論の反映が反対派議員にどうあらわれるか、賛成派議員がひそかに期待しているところである

もう一人静かなる議員がいた。新垣松助議員である。議案撤回の表決には

手をあげなかった。挙手しないということは反対という意味であるが、次に行われた沖縄市改称の特別議決には退場棄権していたといわれている。長年つとめてきた老市議の胸中は察すべくもないが、那覇市会の今のあり方に対し心中じくじたるものがあろうとみられている。

小党分裂の市会／どうなる勢力分野

那覇市会は沖縄市改称を蹴って終ったが、その引出物として五日会を分裂してしまった。こんごの那覇市会は小党分裂して、その勢力分野は離合集散によってどう変化するか、予想もつかないが、五日会から分れた沖縄市改称賛成派は覆水再び盆にかえらずの態度をとっており五日会主流派（当間系）はますます結束を固めようとしている。また沖縄市改称賛成派議員の中には兼次市長の与党的性格を帯びたものもいるといわれているが、それは沖縄市改称についてだけでこの問題にケリがつけばそのあとは、またどうなるかわからないという声も聞かれる。兼次市政の都計事業と結びつく議員もいるとみられ、一方民連系といわれる議員も人民党のかくれみのの形をきらって動くともみられている。那覇市会閉会後の勢力分野は次のようにみられている。

人民党七名、社会党三名、五日会主流派八名、沖縄市改称賛成派十二名、社大党一名、しせい会四名、民連派三名、無所属二名、中立二名、計四十二名。

那覇市庁舎建設／資金交付方を陳情

〔琉新・朝　1959・4・5〕

さる三十一日の那覇市会で決議した那覇市庁舎建設資金交付方に関する陳情書は全議員連名の上、ブース高等弁務官、バージャー民政官、ギーリス副民政官、行政主席あて送られるが、陳情書の要旨は次のとおり。

那覇市の人口は二十一万にふえ学校教育施設の狭あいと校舎の不足はその需要を満たすことができないで、深刻となっている。このため現仮庁舎を本来の教育施設として使用させることは教育行政の完ぺきを期する意味で焦眉の問題で、教育委員会でもこの早期返還を迫り、これが解決はひとしく市民の渇望しているところである。現在の那覇市における財政事情では一時に巨額の資金を要する新庁舎建設の実現は画餅にひとしく不可能に近い。数年来の懸案である市庁舎建設事業は財源計画において困難を極め、いたずらに実施の遅延を見送るばかりである。市庁舎建設は首都建設重要施設の計画として民政府の深い理解と英断をもって援助をしてもらいたい。

委員長に比嘉議員／那覇市行政検査特別委

〔琉新・朝　1959・4・16〕

那覇市会では行政検査特別委の人事の改選をさる三月定例市会で決めたが、十四日の同委で委員長に比嘉佑直氏、副委員長に瀬名波栄氏が選ばれた。

旅券の交付要請／那覇市臨時議会／全員一致で決議

〔沖タ・朝　1959・5・9〕

那覇市会は八日あさ十時半から臨時議会を開き、五九年度追加予算（五万二千八百ドル）を原案通り可決、人民党瀬名波議員ら三氏から提案された「行政視察のため渡日する那覇市議会議員への旅券交付方要請決議」も瀬名波議員の提案理由を聞いただけで質疑討論もなく、全員一致で可決した。

同臨時議会は予算案と渡航要請決議の一議案〝一決議案〟だけで全部終り、今期一日だけで幕を閉じた。なお人民党議員提案の渡航決議に対しては対民政府との問題だけに同決議案をめぐって反対する者も出るのではないかという思惑もあったが、一言もなく採択された。

（決議要旨）那覇市議会の用務で浦崎、金城（賢）、宮里、儀間、仲松、真栄田の六議員を本土へ派遣することになり、浦崎、金城、宮里の三君には旅券が交付されたが、他の三君には未だに交付されていない。未交付三君には渡航許可補助申請書の提出要求がなされているが、同君らはこれを拒否している。このような政府当局の差別待遇に対して那覇市会は遺憾に思う。なぜなら前記六人を選出するに当って所属党派の如何にかかわらず、市会は議員平等の原則に基づき、差別しなかった。本土渡航をしようとする沖縄人のうち特定の者に対し、特別の申請書によって思想傾向の調査をし、申請の如何によってはただ渡航を拒否するのみならず、処罰することを得しめる如き宣誓を要求することは民主主義の基本的原則を逸脱し、且つ日本国民である沖縄人が日本本土へ渡航することについての独立国民としての自由をいちじるし

く阻害するものと認めざるを得ない。よって可及的すみやかに旅券を交付するよう要請する。

―社　説―
市内を走る高圧線対策を…

〔沖タ・朝　１９５９・５・26〕

那覇市内一号線路（琉球放送付近）の高圧線が切れ、沖配電の全線の送電が断たれ、一時は電話もマヒするという騒ぎがきのう起きた。あの交通量の多い地点で、人間の被害がなかったのはむしろふしぎなくらいで、不幸中の幸いといえる。

この高圧線は六万六千ボルトの高圧電流が流れており、危険この上もないので、那覇市当局では再三関係当局へ撤去方を陳情していたものだ。こんどの事故発生はたとえ過失とはいえ、起りそうな事故を生んだとしか考えられない。

高圧線鉄塔の出現は、それだけの理由があり、現在の場所に架設されたのも当時は仕方のないことと思うが、付近にビルが立ち並び、おまけにこの路線が交通の要点となっている今日、もはやその存在は許されないかっこうである。軍としても、これ以上放っておけないのでさる四月十三日那覇市へそれを撤去したいと伝えている。つまり、現在位置の市街地を離れた人家や施設の少ない地点に移そうということになっている。しかし、果してその後どうなったか、今年中に移転地（上之屋―真和志―首里山間部―真玉橋―国場）の測量をおわる予定ということだけはハッキリしている。

高圧線は他にも六千ボルトやあるいはそれ以下のものが市内目貫通りに配線されている。一号線を走る高圧線とは比較にならないにしても、高圧電流にはちがいないだろう。それらの支線は危険はないと断言はできまい。ことに、豪雨や台風時期にはますます危険度はたかまるものとみなければならない。そうであるのに、これら市内を走るいくつかの高圧線にはなんらの危険予知（公衆に知らせる手段）もほどこされていないありさまである。これは配電会社として危険防止上の手抜かりといわれても文句はないだろう。

だいいち、高圧線は地下ケーブルにするとか、可能なかぎり安全を期すべきである。那覇市当局としても、市民の福祉を守る大眼目から、もっと熱を入れて対策を呼びかけるのがほんとうで、いつまでも受身のかたちでいるのは怠慢ときめつけられてもしかたはないと思う。

一号線の高圧線鉄塔は、どっちにせよ近く撤去が約束されている。市当局としては一日も早く実現するよう本腰を入れて折衝してもらいたい。これまで感電事故は起きているし、そのつど災難防止は取られたはずだが、なぜか抜本的な対策は今日になるまでとられてはいない。本格的な都計を控えて高圧線鉄塔や、その他の高圧線への配慮は十分行われるべきではないか。こんどの断線事故を例にとってもふとしたことから発生しており、こうしたケースは今後とていつなん時発生するかもしれない状況といえる。事故が発生してから手をつくしたって後の祭りである。未然に感電事故を防ぐためには強い世論の支持と、関係当局者の協力がなくてはならないだろうし、今こそその時期がきたといいたい。

放生池埋立を許可／琉大側の要求通る／けさ文保委が採決で決定

〔沖タ・夕　１９５９・６・１〕

これまで四回も流会を続けていた文化財保護委員会では、一日あさ十時から全員揃って同会事務局で委員会を開き、動議として出された放生池問題ほか天然記念物の今帰仁松並木、仲原馬場の史跡指定、組踊への助成などを審議した。

放生池の埋立は、管理者である琉大の現状変更申請に対し、文保委側が強くはねつけ続けていたもので、琉大側から内原秀一、仲宗根潤氏らが傍聴、緊迫した空気の中で約一時間半にわたり激論、とうとう採決にうつり、「琉大の申請を許可す」ことになった。集まった委員は山里委員長、仲座、小波蔵、城間、山田の各委員で、小波蔵、城間、山田三委員が許可に賛成、三対二で可決したもの。

さらに同委員会では近く諮問機関である専門審議会にかけて答申を求めるが、専門委のこれまでの空気からすると埋立反対の意向が強く場合によっては文化財保護行政のあり方まで響くのではないかとみられている。

次は放生池問題に対する各委員の主な意見。

山里委員長　琉大はさきに民有地購入費として二百万Ｂ円を受けとっているし、放生池を埋めて運動場にするとの理由は認められない。とくに円覚寺は国宝中でも重要なものであり、いま放生池を埋めさせると後世に悔を残す。もし次々と同じことが各地でくり返さ

れると、文保委も法律も意味がなくなろう。琉大としても埋めるときっとあとで立場が悪くなると思う。

小波蔵委員　保護するのは当然だが、問題は周囲の環境だ。いまは戦前とまったく違っている。守り方を変えるべきだ。指定を解除するというのではない。適当な場所に移せということだ。

仲座委員　史跡は土地そのものに意味がある。橋だけを移してみたとろで、どうにもならないではないか。

城間委員　あれだけ近代建物ができている現在文化財としてその土地に残すことにこだわる必要はない。たとえ復元してもだれが管理するかお互いに見解の相違だ。

ここで山里委員長は採決にうつり、埋立許可に決定した。

しかし、この問題は慎重を期さなければならないとして、さらに同委員会では専門審議会にはかりその意見をきいてのちに、委員会を開き琉大に通知する。結局、埋立許可が琉大に届くまでには、あと二回の会議を経なければならない。事務局の話では「専門委の意向が埋立反対で、その理由が委員会で認められれば申請却下になることもあろう」と語っている。

委員会に感謝

琉大安里学長の話　正式な公文が来てから話すべきだとは思うが懸案の放生池問題が解決されたと聞き委員会の方々に深い感謝と敬意を表したい。運動場工事も長く停滞し関係者や住民にも長くご迷惑をかけてきたがこれでやっとみなさんの厚意に応え得たことを喜びたい。若い世代のために立派に役立つスポーツ施設を作り琉大学生だけでなく住民全体に寄与したい。

那覇市が議会に諮問／総合グラウンド建設方針

〔琉新・夕　1959・6・8〕

那覇市では総合競技場建設について琉球政府とタイアップし、政府より提示された総合競技場建設基本方針に基づいて協力することになったが、来る十日から始まる那覇市会で諮問の形で議会の意見を問うことになった。

奥武山総合競技場の建設については一九五九年一月九日付民政府ギーリス副民政官から那覇市長あての「首都建設委員会の計画」に関する書簡の第五項によって政府が施工することになっているが、政府では次のように基本方針により建設することをきめ、那覇市ではその基本方針に協力することになったもの。

総合競技場建設基本方針

▽五ヵ年計画で建設する。▽建設事業を次のように分担する。

琉球政府＝①工事の施工②私有地の購入（または交換）当分の間工事施工に必要な最小限度にとめる③埋立工事（競技場建設に必要な分）。那覇市＝①市有地の無償提供②物件補償③道路建設（都計の一環として）▽まず野球場と陸上競技場を施工する。野球場は軍埋立地に陸上競技場は旧競技場を拡張して建設する。▽建設完成後の管理運営は那覇市があたるようにする。▽年次計画＝第一年次野球場、陸上競技場。第二年次陸上競技場、水泳競技場。第三年次陸上競技場、庭球コート。第四年次体育館、バレーボールコート、すもう場、弓道館、第五年次雑工事。

那覇市定例議会けさ開幕／百の理論より実行を／兼次市長が施政方針

〔沖夕・夕　1959・6・10〕

第三十二回那覇市定例議会は十日あさ十時四十五分開会、喜久山朝重、又吉久正両議員を議事録署名人に議長指名したあと、今議会の会期を六月三十日までの二十一日間と決め、提出議案を上程した。つづいて兼次市長が施政方針演説を述べた。

（兼次市長施政方針演説要旨）

▽那覇市の現状をみた場合、補助金の増額に努力しなければならない。米政府は戦災復興、経済復興に対し住民福祉に配慮しているのでよくなると思う。▽六〇年度の予算編成に当っては①諸事業のうち安易なものは自己財源②道路橋梁など都計的事業は民政府補助、政府補助金③庶民住宅など将来は市の財産となるのは水道、区画整理事業とともに起債④起債は市民の負担にならないように配慮して、基本方針とした。

▽ガーブ川の治水対策としては準用河川に認定して政府の手で工事を行うようにするため、さきに日本政府から技官の派遣を得て、治水に関する技術的調査を行なっており設計して政府により、用地の買収、また民政府の工事費補助を得て、抜本的対策としたい。

▽私はこれまで市民福祉のために最大の努力を払ってきており、今後も続けるが、百の理論よりもひとつの実行がいかに役立つか、今後も努力を続ける。

（今会期日程）

十一、十二日―休会、十三日―本会議一般質問、十四日―休会、十五日―本会議、十六日―本会義（委員会付託）、十七日―二十五日委員会、二十六、二十七日休会、二十九、三十日―本会議

大弦小弦

〔沖タ・朝　1959・6・11〕

十日開かれた那覇市会に、兼次市長は、助役二人の同意を求めている。兼次市長は六〇年度の施政方針として、庶民住宅建設、公園計画など打ちだしているが、〝百の理論よりまず実行〟―実行するためには、助役がぜひ必要というわけだろうか▼助役は市町村自治法により、市会の同意がなければ任命はできない。那覇市の助役の椅子が過去二か年半も空席になっていたのは、市会に与党勢力が少なく反対される見通しだったからだと想像されるが、沖縄最大の自治体に、助役が二か年もいなくてすませたのは、大きな不思議の一つである▼もちろん、助役は必ずおかなければならないというものでもない。条例でおかないこともできるし、また二人でも三人でもおくことができる。すべては市会の掌中にあることになるが、那覇市のばあい、瀬長市長いらいの市会と執行機関（市長）との対立がまだ妙なぐあいに尾をひいているのではないかとみられる▼地方自治で、議会に与党勢力が少ないときは、ふつうのばあいはともかくとして、何か重要な問題で議会の承認をえなければならないときは窮地に追い込まれることがあるらしい。群島政府のころの話だが、八重山知事の安里積千代氏などは野党勢力が強かったため、何とかならぬかと悲鳴をあげたことさえあった▼沖縄では、副知事の同意を議会に求めたところ、新里銀三議員が「これは全会一致でなければならぬと解釈するかどうか」と群島組織法をもちだして横ヤリをいれた。つまり、四分の三とか、五分の二という数字はなく、単に議会の同意とあるから、全会一致の同意でなければならぬ、と任命阻止に立上ったわけだが、これは絶対多数の与党勢に一蹴されてしまった▼それでは、那覇市会内の与党勢はどうなっているか。兼次市長は民連候補で当選したのであるが、いまの那覇市会には、民連という勢力はないのも同然だそうだ。いつの間にか人民党が表面におどりでて、社会党系は市長につき、他は〝しせい会〟に加入してしまっている▼さきの「沖縄市改称問題」では、かつての民連議員からも反対された。こんどの助役問題はどうなるか。与党が少ない首長―人口二十万余の大那覇市の複雑微妙な問題でもある。

60年度予算案など／期末手当の増額も、市会に提案

〔沖タ・朝　1959・6・11〕

十日午後の那覇市会は議案の説明を関係部課長からきひる二時四十五分散会した。今議会に提案されている議案は「一九五八年度那覇市一般会計歳入歳出決算」ほか二十七議案と「都市計画街路決定」の二諮問で主な議案は次の通り。

▽那覇市職員に対する期末手当支給条例　同条例は夏季手当及び年末手当の支給について、定めたもので、八月十日、十二月二十日と期日を決め、夏季手当が六か月以上勤務の者に対して月額の七割（従来は五割で今年から二割増）年末手当は十割支給となっている。

▽市営住宅設置について　総工費六万㌦で四階建アパートを建築する。一所帯当りの面積は二四・四七平方米（七・四坪）で二棟建設、一棟に十六所帯。家賃は三㌦八十㌢の予定。建設費六万㌦の起債も同提案している。

▽水道起債について　四十一万千㌦。水道事業施設拡張工事費としてかり入れたもの。泊浄水場、並びに牧港ポンプ場を現在の二倍の処理能力にする。

▽六〇年度予算―一般関係　一、五六一、一六三㌦（前年度より五二六、一二九㌦増）水道特別会計七三一、八五〇㌦（前年度より二八〇、八五五㌦の増）土地区画整理特別会計―七〇、〇四七㌦（前年度より七〇、〇四六㌦減）

▽都市計画公園設置計画　旭が丘ほか四つの近隣、児童公園を建設する。

水道料金の引下げを／那覇市会／施政方針に質問集

中

〔沖タ・朝　1959・6・14〕

十三日あさ開かれた那覇市会の本会議は、午後引続き市長の施政方針に対する一般質問を展開、質問は水道料金の値下げ、新庁舎建築用地の変更、観光案内所の強化などが主なものだった。午後二時半散会。十五日引続き一般質問を行う。主な質疑応答次の通り。

又吉久正氏　水道料金は那覇の場合、本土の三倍以上、また軍からの分譲水は那覇市の三倍となっているが、これを引下げる意思は、またこのままでは何時までも高い水を市民は買うことに

なるが、自己水源を拡張する考えはないか。沖縄市は時期がきたらまた提案する意思があるかどうか。

兼次市長　水道料金が高いのは種々の理由があるが、原水購入が高いのも一因となっている。水道公社が設立されて安くなるという自信はない。同公社の事業計画による水道料金が極秘にされているからである。自己水源で全部を間に合わすというのが理想であるが、水源開発に要する費用は膨大なものであり、琉銀融資に頼らねばならないが、軍では水道公社が出来るのでこれに期待しており、起債は許さない現状である。しかし細々ながらも自己水源の確保に努力しており、今後もつとめたい。

生れるべくして生れなかった沖縄市は陣痛実に五十数年であり、いましばらく母体に休養を与えてから再提案したい。

新垣松助氏　水道は五万ドルの収益を上げているが、今年中に料金値下げを検討している。電灯料金について会社側に値下げ折衝をしたことがあるか。

兼次市長　水道事業の公益性から未加入地域に施設を拡張する必要があるのでこれに振り向けることになる。起債による拡張も考えているので今後料金の値下げを一日も早く行いたい。四千株の株主の立場から発言の権利があり、十分に研究したい。

平良氏　市庁舎の建築を行政府ビルの近くに予定しているが、車両フクソウの緩和、地域偏重を直すという意味で与儀農研所跡に移転する考えはないか。泊ターミナルビル内の観光案内所は好評であり現在の陣容を強化することはできないか。

兼次市長　与儀農研所跡は都計上緑化地帯に指定してある。最近公共施設や民間人の使用願いがあるようだが、那覇市としては一坪たりとも譲れるものではなく、その旨、首都建設委を通じて政府、民政府に要請することになっており市庁舎をつくるのは無理かと思う。観光案内所は確かに狭く、設備も不備であり、拡充強化には一段の努力を払う。

大山氏　屠畜税がなくなった現在首里、小禄の屠場を廃する考えはないか、廃するとなるといつごろか。

義永財政部長　六〇年度から屠畜税がなくなること、収入と維持費のバランスがとれないことから廃すべきと思う。ハッキリいつとはいえない。

宮城実氏　各種団体に対する補助金、負担金などはどのように計上しているか。

兼次市長　自主的な運営をする団体が地方自治体から補助を受けるのは妥当ではないと思うが現在は運営上やむを得ない。負担金では市町村会に二千ドル余も出しているが、同会の事業が那覇市にどう貢献しているかを考える場合、金額について十分検討の必要があると思う。

奥武山総合グラウンド問題討議／那覇市会が

〔琉新・朝　1959・6・18〕

那覇市会本会議は十七日午前十時四十五分再開、市長諮問の総合競技場建設について審議、グラウンド完成後の管理運営を那覇市にまかすかどうか、将来に疑問がもたれるフシもあるので、主席と那覇市長との間にはっきりした契約書をとりかわすよう市会の要望があり、原案どおり可決した。

総合グラウンド完成後の所有権と管理運営について疑問がもたれたが、これに対し兼次市長は「政府財産法によっては譲渡不可能であるが、主席は法を改正してでも那覇市に管理運営させる方向にもって行って良いと公約している」と答えた。引きつづき一九五八年度那覇市一般会計歳入歳出決算議案について審議に入った。

〝報償金〟は適法か／問題の真和志市の決算書／総務財政委、結論もち越す

〔沖タ・朝　1959・6・19〕

旧真和志市議会議員が那覇市との合併に当って受けた功労金は市町村自治法に違反するのではないかと目下開会中の那覇市定例議会で人民党真栄田議員らの質問で注目されているが、十八日午後開かれた市会、総務財政委員会で、真和志市五八年度予算決算の審査でも論議された。

主に真栄田、黒潮委員がこのことについて質問したが、質問の主旨は「市町村自治法（現行法）では百四十条で議員が退職金を受けることを禁じており、また功労金として受ける場合は、真和志市に真和志市有功者表彰並びに待遇条例により表彰状と記念品、贈与しか受けることはできない。三万B円を功労金として受けたのは違法である」というもの。

この日の委員会では論議がつきず、きょう十九日午後開く委員会で検討することになっている。ところで市会事務局が当時の議事録を調べたところによると、真和志市会は合併前の五七年

十二月十日本会議を開き、予算案の二款三項三目の行事費八十七万円を合併祝賀行事費と報償金として議決しており、いま問題の市会議員功労金はこの報償金で支出されていることになっている。それで退職金として支出されたものではなく、報償金であるので問題はないという見方と、また当時の市町村自治法には現行のような給与等の支給制限が明文化されていないので違法にはならない。市議会の議決を経ている合法なものであるとの見方もある。さらにまた一部には合併以前すでに執行済みの真和志市予算の決算について那覇市会が審議するのも疑問があるとしている向きもあり、真和志、那覇の合併前の問題を一年半余のいま検討するのでいよいよ複雑になりそうな傾向である。

六対五で不承認／那覇市総財委／真和志市議の報償金

〔琉新・朝　1959・6・23〕

違法ではないが妥当ではない…ともめている旧真和志市議の都市合併による報償金について二十日に引続き二十二日午後総務財政委で審議を続行したが、質疑、討論ののち審査表決の結果、出席委員十二名（大山委員長をのぞき）六対五で原案を否決、真和志市一般会計歳入歳出決算を不承認とした。異なった自治体である真和志市議会が議決している決算をどこまでも追及し、これに対する否決を、同じ自治体の那覇市会の委員会表決できめるのを疑問視している向きもあり、同問題では法的な疑義についてなお専門的な研究を要するものとみられている。

真栄田議員から「報償金三万円は退職金的な性格を持つものであるから当然源泉課税を徴収せねばならないが、徴収したか」と追及したのに対し屋富祖収入役は「謝礼金として該当するから課税の対象にならない。税金をひいていないのは事実である」と答えた。渡口（麗）議員は「同問題は、慎重に審議する必要があると思う。報償金の問題は社会通念上の限度を脱している。また合併以前に自治法三十九条二項は新設されており、三ヵ月公布期間のうち一ヵ月は経過しており、十分この法の趣旨を知っていたのに、十分なる考慮を払っていないと思う。この問題は継続審議として全員協議会でこの案を処理したい」と動議を出したが、成立せず討論に入り表決。旧真和志議員の屋慶名、又吉、久場議員と玉城、大城（清）議員の五名が挙手賛成、反対六名で原案を不承認とした。

立退補償費は削れ／旭が丘公園予定地内の建物は不法／建設委が要求／那覇市会

〔沖夕・朝　1959・6・26〕

那覇市会の建設委員会（新垣松助委員長）は二十五日、六〇年度予算の同委員会関係を審議、この中で旭が丘公園計画による家屋立退補償費の計上は異議があるとして削除すべきという態度を決め、予算の修正については総務財政委に引きつぐことになった。

旭が丘公園の建設に関する新年度予算は十一万四百四十三ドル（七万五千六百八十七ドルが民政府補助金）となっているが、家屋の移転補償費として二万四千ドル、墓移転補償費として一万ドルを計上、問題になっている。家屋の移転補償は都計法にもとづいて行うとの当局説明に対し、旭が丘の公園計画地にある建物は公園指定地となってあと建ったものであり、不法建築である。町当局が不法建築物に対する監督不十分からきたしたものであり、このような不法建築物に善良な市民の税金を使うわけにはいかない。無断借地であり、不法建築物の移転補償の要はないとの結論を出し、総務財政委員に引きついだ。墓移転は認めている。

沖縄市会議長加入承認さる／全国市会議長会に

〔琉新・朝　1959・6・27〕

【東京総局】第三十五回全国市会議長定期総会は二十五、六の二日間東京の九段会館ホールで行われ、沖縄から高良一那覇市会議長と長田信智石垣市会議長の二名が参加した。総会はさる四月の地方選挙を経て心機一転した議長達の集まりだけに新鮮な活気にみちていた。第一日の午後からの議案審議の筆頭に会長提出議案第八号として沖縄市会議長（那覇市、コザ市、石川市、石垣市、平良市）の準会員としての加入承認の件が提案され全会一致満場の拍手をもってむかえられた。ひき続き高良、長田両議長の紹介とあいさつがあり、高良那覇市会議長は沖縄に対する認識を深めてほしいとあいさつした。

首都建設基本計画／五地区に分けて首都づくり

〔沖夕・朝　1959・6・30〕

首都建設委員会（委員長大田副主席）は、二十九日午後二時から主席室

で委員会をひらき「首都建設の基本計画」を決定した。この基本計画は、二十か年後の一九八〇年度を目標にしたもので、二十年後の適正収容人口を三十六万三千人に押さえている。基本計画によると、首都を「中心地域」「安謝地域」「首里地域」「国場、識名地域」および「小禄地域」の五地域に分け、さらに将来の広域計画をも考慮しての〝首都づくり〟を計画している。地域区分は地理的条件あるいは社会的条件がいくぶん異なることから無差別平等の整備をひかえ、それぞれの地域形態に即応し、その特徴をも生かすとのことからの地域設定となっている。

二十九日決定をみた「首都建設基本計画」は①計画期間②首都の地域形態およびその整備方針③首都の人口規模と地域的配分の三部門からなり、こんごの委員会はこの基本計画にもとづいて、基準となるべき具体的な整備計画の策定にかかる。整備計画の立案によって首都建設計画も、いよいよ具体性をもつわけで、九月までには整備計画を仕上げることを予定している。

整備計画の基準となるのは、◇下水道計画◇上水道計画◇道路の整備◇駐車場の整備◇交通調整◇区画整理事業◇◇住宅計画◇学校用地の整備◇公園緑地などの計画◇港湾整備計画◇塵芥汚物処理その他衛生施設の整備計画、治安施設の整備◇市場の整備◇教育地区の整備などの重要施設となっている。

適正収容人口は36万人／地域の特徴生かし調和とる／具体的整備はこれから

地域を五つに分けての整備方針をとっているのは、地理的条件（たとえば海に面しているのか、平坦地か、丘陵地か、川に沿っているかなど）、また社会的条件（たとえば繁華街か、スラム街か、閑静な田園社会か、住宅地か、工業地帯かなど）が、必ずしも同一でないので、それぞれの地域形態に即応し、その特徴をも生かして整備しようというもので、さらに総体的にも調和のとれた〝首都づくり〟をしようということからのもの。

さらに二十年後の適正収容人口を三十六万三千人と想定、これ以上は人口過剰となってあふれることになり、ひいては那覇市周辺の浦添、豊見城、南風原、与那原などをも対象としての広域計画をたてることにしている。―つぎは基本計画のあらまし。

20年後を目標に

計画期間　首都建設基本計画は、二十年後の一九八〇年を目途として策定する。

首都の地域形態およびその整備方針

首都を中心地域、安謝地域、首里地域、国場識名地域、小禄地域の五地域に分け、さらに将来の広域計画をも考慮して、つぎの方針にもとづいて整備する。

①中心地域　旧那覇およびこの地域と連なる七・〇九平方キロメートル（軍用地をのぞく）の区域。この地域については、将来の人工増加と関連して、人口密度および土地利用形態を適正ならしめるため、各種公共施設の適正配置、土地の再開発、オープンスペースの確保をはかり、各種施設を整備する。なお将来予想される自由貿易地域の設置と関連して、那覇港および泊港の整備を推進する。

②安謝地域　安謝港南方の沿岸一帯および同港東方安謝川に沿ってひろがる三・四七平方キロメートル（軍用地をのぞく）の区域。この地域については、既成市街地の整備をはかるほか、漁港としての安謝港を整備し、また同港から泊北岸にいたる沿岸を埋立てて、工業地帯を造成し、安謝川に沿って東方に展開する一帯は、住宅地としての土地利用をはかる。

自然公園、緑地の確保も

③首里地域　旧首里の金城六・四五平方キロメートルの区域。この地域には、琉大を中心として文化教養施設を整備し、古都としての環境保全、ならびに自然公園、緑地を確保し、さらに住宅地としての土地利用を高め、市街地からの人口吸収をはかる。

④国場識名地域　識名園の丘陵地帯から南方、一日橋、国場付近一帯に展開する四・六六平方キロメートル（軍用地をのぞく）の区域。この地域については、景勝地、風致地区、空地地区、その他の自然環境を保全して、市街地の利用に供し、また農地を保全して市街地区への生鮮食料の供給確保をはかる。なお中心地域と安謝、首里、国場識名、各地域との境の丘陵は自然公園として保全する。

⑤小禄地域　旧小禄の全域に、山下町、奥武山をふくめた二・四九平方キロメートル（軍用地をのぞく）の区域。この地域については、田園都市としての発展をはかり、空港ターミナル、スポーツセンター、漫湖を中心とする市街地の開発をはかる。

首都の人口規模と地域的配分

一九八〇年度における総人口を三十六万三千人と想定する（この想定は、人口想定の方式により、企画統計

局の全琉人口推計にもとづき那覇市の想定したものによる）。

◇中心地域の適正収容人口を十八万五千人と想定する。

◇安謝地域の適正収容人口を三万八千人と想定する。

◇首里地域の適正収容人口を四万一千人と想定する。

◇国場、識名地域の適正収容人口を二万三千人と想定する。

◇小禄地域の適正収容人口を三万四千人と想定する。

◇将来の広域計画により考慮するもの四万二千人と想定する。（これらの人口想定は、各地域それぞれの総面積から、軍用地、道路、河川、公園緑地、公共施設用地、農耕地、広場などの建築不可能な面積をのぞき、のこりの建築可能面積を住居地域、商業地域、工業地域の用途地域別に区分し、これを建築基準法により建築物総延面積を算出し、つぎに一人あたり所要建築物面積を住居、商業、工業それぞれの地域の特性に応じて想定しての適正収容人口）

地理的条件考えて／基準になる施設を検討

大田首都建設委員長の話　基本計画は首都建設の一部であって、こんごこの基本計画にもとづき、基準となるべき各種の重要施設の整備計画を検討、仕上げることになる。地域区分については地理的条件、社会的条件を考慮して、いちおう五つに区分したが、もちろんこれが万全というわけではなく、整備計画の立案段階で、修正を加える部面もあろうし、またその間には、ひろく一般市民、識者の声をきいて立派な首都づくりにしたい。ともかく委員会としては、みんなの手で立派な街づくりをするという意味から、ひろく各方面のご協力を願いたい。

庶民アパート立往生／市債六万ドル削る／那覇市会

〔沖タ・朝　1959・7・4〕

那覇市では新年度に市内崇元寺町に庶民アパートを建設することになり、目下開会中の市会に提案、市会では、文厚労委員会（委員長平良真次郎氏）に付託審議した。

同委員会ではこのほど、継続審議とすることに決定。新年度早々に着工予定の庶民アパートも全く見通しがつかなくなった。「那覇市営住宅設置について」は兼次市長の提出議案として当初三十一号案で提案、総工費六万ドル（全額復金の融資）建物は鉄筋コンクリートブロック造四階建の二むね（一むね十六所帯収容）家賃は三ドル八十セント―と説明して提案した。委員会ではまず建設予定地の敷地（崇元寺）の地価（坪三十ドル余）が高いことをとりあげ、郊外に移転することはできないか、次に民生事業的な見地からすれば同額の建設費でもっと入居者をふやすように改良設計すべきだ。また家賃三ドル八十セントは安すぎて市民の負担になり、一般市民の負担にならぬよう独立採算制にもっていくべきという意味の結論に達した。この委員会の態度に市当局は当初提案の議案三十一号を撤回して改めて五十六号議案として提案したが、委員会の指摘している諸点について修正されたのは家賃を三ドル八十セントから七十五セントに引上げたに過ぎず、文厚労委員会では庶民住宅の必要性は十分認めるが、この計画は慎重に研究する必要があると継続審議にもち込んだもの。また九月定例議会の再提案を待って審議してはという意見もある。なお六〇年度予算に計上した市営住宅建設に関する市債六万ドルを全額削除した。

被災者に見舞金／那覇市会も要請決議

〔沖タ・朝　1959・7・4〕

那覇市会は一日午後三時四十五分から本会議を開き、宮森校Z機墜落事故に対する要請決議を行い総務財政委員会に付託した渡口副議長が国会前六日、七日に開会予定の本会議を変更した旨告げ、開会した。

まず文厚労委員会の平良委員長が「Z機墜落事故に対する要請決議」の提案理由を説明、全員の共同提案にしたいとの申し入れを承認して全会一致で可決した。

また休憩を利用して大山議員が罹災者に対する見舞金を議会から贈りたいと全員の同意を求め、暫定予算に組まれている議会交際費（五十九ドル）のうち五〇ドル、議長六ドル、副議長四ドル、各議員一ドルを献金して合計百ドルを対策本部に届けることになった。また集成刑法については来る四日、全体協議会を開き、政府法務局から局長ほか関係課長及び琉大の法律専門家を招いて意見をきき、市会としての態度を決めることになった。

（決議要旨）去る三十日石川市宮森校におけるZ機墜落事故は一瞬にして学童を含む市民多数の生命を奪った。この

一大惨事は誠に痛恨に絶えず、ここに当市議会は被災者に対し衷心から哀悼の意を表する。軍当局の責任において今後斯る不祥事が再発しないよう万全の方策を立て、なお被災者に対しては速かに賠償その他について十分適切な措置を講じていただくよう三十二回議会の決議により要請する。（那覇市会発・宛高等弁務官・首席民政官）

一社　説一
那覇市会は市民の福祉を守れ…

〔沖夕・朝　１９５９・７・７〕

自治体がなにか仕事をしようという時まず市会の承認を経なくてはならないことは常識だが、理事機関と審理機関との間に政治的なわだかまりがあったり、感情的なミゾをそのままにほっておくと、たまたまこの常識がとてつもない非常識な結果を生みかねない。

那覇市会はきょうの本会議を最後に会期を閉じるが、兼次市長の重点政策がいろいろな理由で市会の賛成を得ずお流れになりそうだという。重点政策のなかには、市民待望の公園施設（新年度に近隣公園、児童公園など五か所の施設）をはじめ、庶民住宅などが含まれている。庶民住宅の件は、家賃などに難点があるとされ、また収容所帯数も検討の余地があると、継続審議に持ち込まれたが、公園問題は立退き補償をめぐって市会が反対の挙に出たもので、どの政策もこれでは日の目をみられそうもないありさまである。

しかし、当局の政策を批判するのはよいが、それでは、政策としてどの面が弱いかあるいは誤りか、欠点を突いたまでに終った結果になっているのは考えものだと思う。

兼次市長の政策が決して完全なものとは思わないけれども、市会として理事機関から提案された政策案はもっと虚心に検討すべきであって、気にいらないからといって突っぱねるやり方はいけないと思う。市会としては、市の政策として決める以上、縦からも横からも、なっとくのいくまで綿密に検討し、あとで問題が起きないよう慎重を期すのは当り前である。というのは、那覇のような都会で、満足な公園一つないのは恥とされており、市民の健康ないこいの場として、公園をつくってもらいたいというのは今や全市民の希望である。それに気づいて兼次市長が、都計の一環として公園つくりを思いついたのは単なる思いつきとはいえまい。住宅問題と結びついて、将来市民の住宅難を緩和しようというねらいである庶民住宅にしても同様である。当局案が貧しければ、市会はそれにまさるよい案を作り、反対に当局を指導するのがほんとうで、那覇市会はその点、当局案をはじめからきらっているという印象しか与えていない。当局批判には異常なまでに情熱を傾ける立法院の態度と同類では困るし、真に建設意見が見られないのは選良として、市民に信を問われても仕方がないだろう。

一票差で原案承認／問題の報償金決算／那覇市会

〔沖夕・朝　１９５９・７・７〕

那覇市会は六日から今会期最後の本会議に入り、議案の採決に入った。本会議は七日まで続き、助役選任同意など重要議案は七日の採決に付されることになっており、六日の本会議はこれといった論議もなく十六議案を可決した。あさ十一時すぎ開会、まず「一九五八年度一般会計歳入歳出決算」を可決して午後四時十五分散会までに日程十六「建物を売却処分することについて」を可決した。この日問題とされたのは「五八年度真和志市一般会計決算」で真和志市議員の報償金一人宛三万Ｂ円が問題とされただけにこの日も承認に当って賛否両派にわかれ採決にもち込まれ十八対十七の一票差で原案可決した。また日程十四「那覇市部課設置条例」日程十五「那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例」は助役選任同意議案とも関連するものとして真栄田議員が「助役選任同意が通らねば可決しても意味がないので助役の次にもっていった方がよい」と動議を出し採決の結果賛成二十反対十七で日程変更が決まった。このあと「都市計画公園設置について」など二議案を可決、四時十五分散会した。

助役選任、21対19で同意／討論はぶいて採決／旭が丘立退き／補償なしでは忍びない／兼次市長

〔沖夕・朝　１９５９・７・８〕

第三十二回那覇市会（定例会）の最終日、本会議は七日ひる二時三十五分から本土出張中の高良議長を除き、四十一人の全議員が出席して開会、日程第一「所属未定地を那覇市の行政区域に編入することについて」から質疑討論に入った。注目されていた「助役選任同意」は三議案を関係委員会の審査報告どおり承認したあと、大山議員から日程変更

の動議が提出されて採択、質疑討論を省略して採決に付され、原案通り、「助役の選任同意について」を二十一対十九で可決した。これで二か年半も空白になっていた那覇市の助役が実現し、兼次市長懸案のひとつが解決したわけ。なお同意を求めていた助役は現総務部長仲原英通氏と現財政部長義永栄善氏の二人である。

那覇市会また延びる

この日の本会議は午前十時に開会する予定だったが、定刻すぎて議会の成立する定数に達してもなお開会の様子がなく、助役問題に各派が集中して密議をこらし、午後までも続いて開会はひる二時三十五分となった。

日程の第一、「所属未定地…」については関連事項として石原議員が編入区域四、七五七・九平方㍍（辻町三丁目地先公有水面埋立地）について市が契約した工事請負者の大城組の下請、崎浜組から当局に出されている工事費の補償についての善処方について活発な質疑が交わされたが、議題外で行政区域編入に関しては建設委員会も全員一致で承認しているとの理由で、大山議員から質疑討論は打ち切りの動議があり、採決の結果賛成多数で可決した。

大山議員の日程変更動議が成立したあと、大山氏は「旭が丘立退者が多数傍聴にきており、立退補償について市長の方針をきかせてもらいたい」と緊急質問、これに対し、兼次市長は「旭が丘公園計画は多年の懸案であり、六〇年度予算に軍補助金を得て実現することになった。同地域には百所帯の立退者がいるが立退きを実現するためには二万四千㌦が必要である。しかし不法建築であるという理由で補償に関する予算は委員会で削られている。しかるに六年―三年も住んでいる人に補償なしで立退かせることは私にとってしのびないことであり、八月三十一日までの立退きには心配しなくてもよい」と答弁、市長の説明をめぐって二、三質問があったが、これを打ち切り、助役問題の採決に入った。

同議案は開会前に随分と時間をかけて話し合われた案件で満員の傍聴席もさっと緊張、かたずをのんで見守ったが、渡口（麗）派、人民党の反撃も空しく、二十一対十九、二票差でアッサリ原案可決した。（採決の結果、賛否両論派の顔ぶれは次の通り。

賛成　久場景善、平良真次郎、比嘉佑直、森田孟松、儀武息睦、金城武一、喜久山朝重、金城賢勇、玉城正次、大城清徳、宮里敏慶、玉井栄次、大山盛幸、宮城実、仲宗根梶雄、具志清裕、又吉久正、浦崎康華、新垣松助、金城幸信、普久原朝光。

反対　赤嶺一男、渡口政行、仲尾次盛夏、仲松庸全、石原昌進、瀬名波栄、高良清二、糸数昌剛、玉那覇有義、辺野喜英興、上原文吉、比嘉朝四郎、崎山喜達、黒潮隆、備瀬知良、儀間真祥、屋慶名政永、真栄田義晃、久高友敏。

このあと日程通りに進んで「庶民住宅建設補助金交付方に関する要請決議」など四決議案を原案通り可決、六〇年度予算の質疑討論に入る前に会期延長の動議があり賛成多数できょう八日まで一日会期を延ばすことを可決、よる八時十分散会した。

大弦小弦

〔沖タ・朝　1959・7・9〕

那覇市会は七日、二十一対十九で助役選任に同意することを可決した。これで二か年半ぶりに那覇市助役の席がうめられたことになるが、人口二十一万余りの那覇市に二か年半も助役が空席のままだったのは、前例のない奇妙な現象だったともいえよう▼与党の少ない市長、政策も市会で封じられる、とくに助役の問題では、そのつらさをしみじみと兼次市長は感じたのではないかと想像される。それでも、ようやく助役が生れ、那覇市役所も二か年半ぶりに形の上では正常にもどったわけだ▼奇妙な現象といえば、助役二か年半の空席のほかに、市会の小党派分立状態もその一例としてあげられるのではないか、と思うのだ。那覇市会の小党派分立は、これまたまさに異常的である。どっちつかずの一人一派をふくめると六派が分立しているのである▼五日会が三つに分裂し、かつてはブームとまでいわれた民連が自然消滅して人民党が表面にうかび、そして「しせい会」にはしるのもあって、市会で対立していた二派が分裂した結果が現状の超小党分立になっているわけだ▼民連から立候補し、社大党の平良候補をおさえて当選した兼次市長も、与党といわれるのは、社会党系の三人、しかも、この中には、助役問題で反対にまわったのもあったというから、笑うに笑えぬ話である。小党派分立それにプラス感情、これが社会党だけでなしに、他派でも助役問題で仲間割れを演じさせたのだろう▼いわゆる渡口一派といわれるものと人民党の連合軍というのも、また奇妙な例の一つである。渡口氏ら

は、かつての再建同盟の中心だったし、人民党は民連の中核体であった。その仲が悪かったものの主流が、いまでは結果的には連合の形で、民連からでた兼次市長に対決しているのである。立法院には、まだ民連というのがあるが、民連が生れた那覇市会で民連が消滅したのも、奇妙な例の一つといえそうでもある▼フランスは小党分立で有名だが、そこから生じるヘイガイは、フランスの高い知性でカバーしてきたという見方がある。那覇市会の小党分立―さてそれに対応する知性は、どういうものになるか―。

笑いとまらぬ兼次市長／多数の与党議員抱込む／那覇市会に新分野

〔琉新・夕　1959・7・9〕

十日に開会した那覇市会は八日の本会議で一九六〇年度那覇市歳入歳出予算を修正可決して約一ヵ月の会期を閉じたが、賛否両派に分れて激しい工作にあけくれた助役選任問題は、賛成21対反対19の小差で議会を通過、さる三月定例市会の沖縄市改称で苦汁をのんだ兼次市長も多数の与党派議員を抱きこみ快哉を叫んで、笑いのとまらぬ表情である。一方助役選任同意に対する賛否で激しい抱きこみ工作をしたため、三月定例市会後小党分裂した当時の議会分野五日会Ⅰ派儀武派15名、五日会Ⅱ派渡口（麗）九名、人民党七名、しせい会六名、社会党系三名、中立一名、高良議長となっていたのが、議会会期中に変化して新しい小党分裂にぬりかえられており今市会からの勢力からみると兼次市長の目ざす超党派政策が功を奏した格好となっているが、賛成票獲得のため手段を選ばない裏面工作や取引も行われたものとみられ、明るい那覇市政にはまだほど遠い段階にある。那覇市の理事機関と決議機関が不仲な関係のために生ずる不明朗な市政は双方の責任において解決すべきであり市民も自らの選良の行動を監視し明るい那覇市政へ一歩でも前進するよう、市、議会、市民がもう少し努力する必要があるという声が強い。

キメ手となった／しせい会の行方

○…助役選任同意可決のキメ手となったのはしせい会（六名）がこれに対する賛否によって分裂したことである。

三月定例市会では沖縄市改称の賛否をめぐって市会の一大野党であった五日会二十三名が分裂したのはまだ耳新しい。この分裂作戦で自陣を強化していくのが兼次市長の秘策で、こんどもこの伝で、開会前通過困難と予想されていた助役をマンマと多数決で議会を通過させてしまった。権謀術数の策師といわれるのもこんなところから出るのかも知れない。開会前まで少数与党議員を抱えて四苦八苦していた市長室もこんど助役選任同意を多数決で可決してから、がぜんにぎやかになり兼次詣りがぐっとふえてきている。

本会議をよそに／激しい裏面工作

○…那覇市は五七年十二月十七日真和志市と合併し、同合併策定書に基づいて「那覇市助役定数案例」を設け「本市の助役の定数は二人とする」ときめた。ところがそれ以前瀬長亀次郎氏が市長就任以来助役は空席のままとなっており、東江臨時市長から引継いだ兼次市長にいたっても二人どころか一人の助役を置くこともできなかった。

兼次市長は就任後昨年六月の市会に現仲原総務部長を助役に選任する同意を提案したが、通りそうにない議会の空気をいち早く察し自ら議案撤回したいきさつもあり、今議会への提案とあわせて「助役」選任同意は二回提案したことになる。瀬長市長時代から通算すると二ヵ年半の助役空白時代という珍例で過してきたわけである。

助役選任真相つく／最後の工作で　どんでん返し

この助役選任同意については「人物が不適格だ。また助役選任について前もって議会の意向も聞いてやるべきだ。自治体において市長に次ぐ助役という重要人事を天下り式にやるのはなっとくできない」という理由で反対にまわった人民党七名、渡口（麗）派九名はキャスチング・ボートを握っているしせい会のうちどうしても二名は個人の事情によって賛成にまわるとみて、市長の独断的なやり方に反対した市当局直系とみられていた民連派二名を入れて最低二十一名の過半数の票読みをしていた。ところがかんじんのしせい会は五日の定例会、六日の集会も全員の足なみが揃わないまま、七日の本会議にのぞんだ。議場にも姿を見せずしせい会の最後の意見調整を市図書室で行い、このためしせい会の結論待ちのため、賛否両派、市会を再開することができず開店休業のまま、しせい会の動向をめぐって各派とも激しい工作が行われ、本会議を再開したのは、ようやく午後二時三十五分。定刻の午前十時をおくれること四時間半、この間八月

三十一日までに立退き命令をされている旭ヵ丘一帯の人たちが傍聴人として押しかけていたが、待ちくたびれた格好になった。この間、しせい会の賛成派と市長の密談が交され、反対派議員の話によると辻町の公有水面埋立工事にからむ補償といわれている。この四時間の空白に何が行われたかナゾである。このしせい会から仲宗根、玉城、普久原の三名が賛成にまわった。これで勝負はきまった。それでもなお渡口派は可否同数の二十対二十となり、渡口議長の採決で否決されるという最後の線を信じていたが同派の一票に入れていた玉井議員が賛成にまわっていたのだ。開会後大山議員の日程変更の動議成立で、午後五時助役選任を即決、賛成21対反対19で二人の助役が二ヵ年半ぶりに実現したわけである。これを機に兼次市長は文句なく議会を通過した三部十八課の機構改革を行い、文字どおり新しい兼次路線を敷くことになったわけ。

那覇市会新分野

○…今議会後の新しい市会の分野は次のようになったとみられている。

五日会　儀武派十七名、社会党一名、しせい会四名、

五日会渡口（麗）派八名、人民党七名。民連派　仲尾次、屋慶名氏。同派　崎山、久高氏。

中立　高良一。

五市議長会結成／会長に高良那覇市議長

〔琉新・夕　1959・7・22〕

さる六月末東京で行われた全国市議会議長会で那覇、コザ、石川、平良、石垣の五市会議長も準会員加入を決定したので、自動的に沖縄でも五市議長会の結成を迫られ二十一日午後三時那覇市議会議長室でコザ―玉城克也、石川―平良哲雄、平良―下地邦利の三市議長に那覇市正副議長が出席、石垣市会議長は全国市議長会に出席したため不参加、沖縄市議会議長会の結成を行い会長に那覇市会議長高良一氏が選ばれ、午後四時すぎ解散した。次会は宮古平良市で八月に行われる予定。なお高良議長は二十一日午後七時市内料亭〝玉屋〟で那覇市議に全国市議長会出席報告会を行なった。

那覇市／近く大幅な人事異動／市長の帰任待ち計画終る

〔琉新・夕　1959・7・30〕

那覇市ではさる六月定例市会で可決した「那覇市部課設置条例」による機構改革を八月一日実施を目標に準備をすすめているが新しい機構改革にともなう大幅な人事異動が予想され、実施は九月初旬となるものとみられている。兼次市長は目下上京中であるが、こんどの新機構改革による人員の増減がなく、従って人事の異動は少数精鋭主義でのぞまなければならないところから、人事異動には慎重で市長上京前もいちおう人事異動について話しあったが、腹案にもいたらず結局八月十五日以降市長帰任を待って市当局で人事委を設けて本格的な人事異動を行なうことになった。

こんどの機構改革の要点は次の点である。①従来の四部十六課が三部二室十八課になる②総務部、財政部を統合して行政事務の合理化、能率化をはかる③これまで総務部の管下におかれていた商工、農水の産業経済部門を社会部管下の民生関係部門と統合し、新たに経済民生部において事務事業の計画および執行面での強化をはかる④企画室を新設して企画調査統計面と広報公聴活動の強化をはかる⑤建設部ではこれまで各課にあった庶務係を統合して庶務課をおき、建設部各課の事務および事業執行の調整をはかる⑥水道課は事務管理面と事業執行面の二課に分れる⑦税務課の土地係を土地課に昇格させる⑧税務課を課税課、徴税課を徴収課、社会課を民生課など親しみやすい名前にかえた⑨各係には係長制度をおいて仕事の責任の所在を明確にするとともに事務能率の向上をはかった。

新しい機構改革による新しい部課係の機構は次のとおり。

企画室＝秘書、企画調査、広報係。

総務部＝▽総務課＝庶務、行政、人事、車両係▽財政課＝予算、管財係▽課税課＝庶務、資産係▽徴税課＝庶務、徴収、整理係▽土地課＝調査、測量係▽泊港務所＝庶務、海務、埠頭港務係。経済民生部＝▽商工観光課＝商業、工業、観光、市場係▽農林水産課＝農務、林務、水産、畜産係▽民生課＝庶務、福祉、社会教育、援護係▽衛生課＝保健、清掃係▽労政課＝職業指導、失業対策係▽戸籍課＝戸籍、登録、証明係。

建設部＝▽庶務課＝庶務、管理、調査係▽都市計画課＝第一計画、第二計画係▽土木課＝第一工事、第二工事、下水道係▽建築課＝建築指導、工事係。▽区画整理課＝庶務、換地、工事係▽水道第一課＝庶務、財務、業務係▽水道第二課＝施設、給水、浄水係。

那覇市仲原助役の話　新しい人事異動はまだまだで市長上京前に話しあったが腹案はできていない。市長も新人事に対しては慎重なので、市長の帰任を持って人事委を設けて人事異動を決めていく方針である。新しい機構改革では人員は変らないので小数精鋭主義になり適材適所でやらねばならないと思う。

豪雨、各地で浸水騒ぎ／濁水ウズ巻く都市／安里二区はまたも避難

〔琉新・夕　1959・8・10〕

けさ零時四十三分ごろから降り出した雨は、午前八時ごろから大降りとなって那覇市の都心部は昨年二月七日につぐ浸水、避難騒ぎを起した。雷をともなった雨は折からの満潮時とかち合って短時間に一三〇・四㍉（午前十時現在）＝昨年の豪雨は一七二㍉＝となり、壺川、豊見城村では落雷騒ぎもあった。晩年の浸水騒ぎにくらべ、雨が市民が起き出してから大降りになったのと雨量が少なかったため、商品などの被害は少ないが浸水家屋は千戸を上回るものとみられる。

再度の被害で平和通りではふたたび水上店舗撤去に対する声が高まっている。なお市当局では義永助役以下首脳部が、被災地を視察したが、市当局としては今のところ抜本的対策はないという。けさ三時ごろから降り出した雨は十時までに百十一・四㍉を記録しており、那覇市内の低地数ヵ所が浸水している。那覇署の調べによると、十時半現在、那覇公設市場、那覇劇場、神里原の大洋琉映館裏一帯が床上五寸の浸水、安里一区長野屋ホテル裏側や同区料亭「親睦」一帯が十余軒の床下浸水している。

崇元寺町の日琉館一帯は安里川より低いため危険があり、十時半那覇署は一帯の避難を完了させた。また、小禄の那覇航空隊第二ゲート付近では七軒九所帯が床上二尺も浸水した。

安易な那覇市会の決議／水上店舗再び非難の的

○…けさ八時ごろからの雷雨は、わずか二時間足らずで百㍉以上の雨量を記録した。このため那覇市の都心部の平和通り一帯、公設市場、新天地市場、神里原大洋劇場周辺をはじめ、安里の昭和バス車庫の上部一帯、崇元寺前の日琉館一帯、小禄の航空隊入口第二ゲート前、大道小学校付近、壺川一帯で床下、上浸水となり、特に流れの急な安里川では濁流がウズ巻き、警察や市消防隊員がロープやはしごを使って避難を指導する場面もみられた。

○…平和通り一帯の商店主たちの中には、ふたたびガーブ川の水上店舗の撤去を叫ぶ声も聞かれるが、市当局では来る十二日、ガーブ川水上店舗撤去期成委員会（委員長新垣松助氏）が開かれるので席上こんどの水害が論ぜられるものと見られている。

降雨量のわりにまだ大きな被害が報告されていないのは、降雨が夜が明けてから起ったのとガーブ川が浚渫されていたからで、またこんどの雨にはそれほど水上店舗は影響していないようだと那覇市当局はいっている。

また那覇市議会では、昨年二月七日の水害で約九千万B円の損害を出したことから、市会としては三月八日に「三ヵ月以内に水上店舗を撤去せよ」との決議も行なっているが、これもまだ履行されておらず、市会が安易な決議をしたという声もあるので、この再度の水害で市会がどのような動きをみせるかも注目される。

この市会の決議に対して市当局は、那覇市の財政ではどうにもならないとしている。

○…なおこの雨は沖縄付近にしゅう雨前線があり、それが影響して積乱雲が発達したため、けさの雷雨となったもので本部以北はあまり降っておらず、局地的なものだけに予測できなかったと語っている。

被害は、目下各派出所が中心となって調べている。

那覇市の助役らが現場視察

十日あさ豪雨によるガーブ川氾らんで那覇市役所では義永助役以下関係部課長らが現場視察をしたが安里土木課長はその対策について次のように語っている。

現場視察をしたが、例年のとおり四十四号線の壺川と市場付近が浸水していたが、市の関係工事についてはあまり支障はなく対策というほどのことも考えていない、ガーブ川氾らんの根本対策としては国場川に大きな排水溝をつくるか、ガーブ川を深くして断面を大きくするよりほかはない。河川法でガーブ川の準用河川とし、政府の手で早急に改修してもらいたいと考えている。

再び水上店舗問題／撤去委員会で徹底追及

〔琉新・朝　1959・8・13〕

十二日午後二時半から那覇市会議室で水上店舗撤去委員会（委員長新垣松助氏）が行われ、現在のガーブ川の水上

店舗をこれ以上新増築をさせない。また改築もさせないよう徹底的に取締りを市当局に要求した。現在ガーブ川の水上店舗は二百六十三軒あり、同委員会の設立の目的は水害の原因として水上店舗を撤去するということであるが、浸水騒ぎは戦前からあり低地帯に建築されたところに一因があるのではないか、水上店舗は水流を止めているということはいえるが、水上店舗により浸水が起るのはあたらない。問題の浸水についてはもっと総合的に浸水対策を立てるべきだとの同委の性格についての論議が出た。

那覇市当局としてはガーブ川を準用河川にし法に基いて水上店舗を解決する方針で、正式文書も提出しているが、まだ回答を得てない現状であるが、大城建設部長は一委員の立場として、ガーブ川の上に二、三階のスーパーブロックを建設しその中に、水上店舗の建築主を入れて解決すればよいと私案を提案し、浸水については与儀に遊水池をつくり治水をはかりたいと語ったが、同委としては市当局の水上店舗の対策を一本化して次回にはっきり提出してほしいと要望があり午後五時閉会した。

話の卵／洪水と悪疫予防

〔琉新・夕　1959・8・13〕

さる十日の豪雨で那覇市内、安里川下流、平和通りの浸水は一昨年来の大洪水になり、再び市場通り我部川上の水上店舗が問題になったが、考えてみると「撤去する」と公約されたものがいっこうに撤去されず、洪水も「ノド元すぎれば」のたとえどおり、ウヤムヤになり水上店舗撤去問題はいうならば那覇市会が市民をバカにしていることにもなろう。

そのうちに雨期をすぎ、このまま暴風雨もなく洪水が年内になければ、この問題は再三再四にわたってウヤムヤのうちに葬られ、かくて永久にこの水上店舗は〝撤去する〟という空証文だけで、実際にはなかなか水上店舗は何だかんだとコトをかまえて消えそうにもなく、平和通りは洪水を年中行事の如くくりかえされることになる。

洪水に対して地元の平和通りの人たちがなれっこになり、我部川の水上店舗の撤去に対してもっと真剣に積極的に世論をもりあげなければ、恐らくいつまでたっても現状からの脱皮はできないだろうが、われわれが心配するのはこれから先に我部川下流一帯に洪水で溢れた汚物が悪疫流行の根源地にならなければよいが……ということである。

本土ではことしは赤痢が戦後最大の流行年と推測され、厚生省の調べによると二十七年の六月に比べて、今年の同期は約三千人も赤痢患者がふえているということでこうした病気の流行は本土と沖縄が不離一体な現象をみせることから、沖縄でも赤痢について海を離れているからといって決して安心できないということだ。

ことに与儀十字路から下流の我部川一帯は床上、床下浸水がひどく、洪水のために汚水が井戸水と一緒になり、病源菌が洪水のためそのへん一帯にバラまかれてることは公衆衛生上捨てておけないことである。この洪水地帯の中には那覇市の胃袋といわれる那覇中央市場をはじめ、与儀、農連市場、各種食料品店、飲食店などがどの地域よりも多く、それだけに悪疫流行の根源になることを恐れる。

もし、洪水の置きみやげとして、各家庭のご不浄からあふれ出た汚物が原因となり、この付近から悪疫流行の根源地になったら、那覇市のすべての面に影響するだろう。問題は平和通りの損得の問題ではなく全沖縄に及ぼす影響は大きいと思う。洪水に対する那覇市議会、市当局をはじめ政府社会局もこの問題をもっと真剣に考えるべきである。

（蚊）

ガソリン・タンクにおびえる区民／久茂地川に三度流出／与儀区民が移転を訴える

〔沖タ・夕　1959・8・24〕

二十一日那覇市与儀区民代表は、民政府と行政府を訪れ「与儀の軍用ガソリン・タンクを移転してほしい」と陳情した。同ガソリン・タンクは与儀区と古波蔵区の間の丘陵地帯に散在する大小十一からなる軍用タンクだが、周辺に立ち並ぶ約千戸の人々を〝もし万一の時には〟と恐怖におとしいれている。これまでにガソリンが流出して排水溝に満ちあふれるという事故も再三にわたり起っている。以下は移転を訴えるガソリン・タンクの現状。

このガソリン・タンクは約五万坪の敷地に四十四万ガロン入りの小タンク六、百七十六万ガロン入りの大タンク五、計十一タンクが散在している。給油は那覇港に接岸したタンクから、直接地下のパイプを通してするようになっており、そこから嘉手納飛行場に旧

鉄道線路ぞいに埋められている地下パイプで航空用燃料として送られている。ところがこの供給のさいの吸いあげと、送り出しのときパイプやバルブの故障でいままでに何回となくガソリンが流れ出している。しかも排水溝は与儀区を通って都心部のガーブ川にいたり、久茂地川にそそいでいるため、いったんガソリンが流出すると、ずっと下流の久茂地川にいたるまでたちまちガソリンのはんらんとなってしまう。

これまでこのような大きな事故は三回あったという。一回目は五〇年ごろ。そのときにはタンクの周辺にはまだ人家が少なかったが流れ出たガソリンに引火、住宅一軒と豚舎二軒が焼失、しかも人命まで奪っている。

それは流失するガソリンをすくい取りに来た人が、火の渦にまきこまれて焼死したもの、三回目は今年の五月ごろ。与儀の交番付近のバルブが故障したため流出あふれでるガソリンにガーブ川はたちまちガソリンの川となって、市民を恐怖に追いこんでいる。このときには警察や消防署が出動して与儀付近は交通遮断、川の流域には一定の間隔をおいて監視するというものものしい警戒態勢をしいた。この三回の大きな事故のほか、小さな事故はこれまで何回となくあったようだ。しかも子供たちが、流失するガソリンをすくいとりに集まるので、なおさら危険だと、付近の人々は事故のたびごとにおびえている。タンクが設置された四八年ごろは付近一帯はまだ住民が入っていなかったが、いまでは与儀、古波蔵両区とも人家が密集、設置当時とはすっかり事情も違っているので、ぜひ適当な郊外に移転してもらいたいと、強く訴えている。また移転までの暫定措置として①パイプやバルブの施設を完全にして、事故を起さないようにする②排水溝を現在の場所から、国場川にそそぐよう移してもらいたいと要望している。移転問題について与儀区に在住する宮里栄輝氏は、次のように語った。

ガソリン・タンクの設置当時は付近一帯はまったくの原野で、現在と事情がすっかり違っていた。万一のことがあれば単に与儀区だけでなく、都心部まで一瞬にして火の海になってしまう危険性がある。こうなれば与儀区だけの問題でなく那覇市全体の問題になってくる。このさい住民の保安の上からも、また災難を未然に防ぐ上からもぜひ移転してもらいたい。軍でも、これまで事故のたびごとに深い関心を示してくれているし、警察でも現状ではいけないとの見解をもっているので、ひとつ皆が一体となってこの問題を解決していきたい。

〝焼却炉設置に補助を〟／那覇市／軍、民政府に陳情

〔琉新・夕　1959・9・4〕

このほど那覇市議会から社会局あて、那覇市の〝塵芥焼却炉〟設置補助金を交付してもらいたいとの要請決議が届けられた。

政府では、さる七月、那覇市の陳情で六〇年度予算に、二万五千ドルを計上して、那覇市の塵芥焼却炉設置に補助金を交付することになっているが、那覇市としては、焼却炉設置には、十三万ドルは必要だといい、政府補助二万五千ドルをもらっても、のこり十万五千ドルは那覇市の財政ではとても無理だとして、さらに補助金を増額交付してもらいたいと高等弁務官、首席民政官にも訴えている。

那覇市会の要請決議文によると、那覇市の排せつする塵芥は一日七万トンをオーバーするといい、現在泊港北岸で露天焼却しているが、煙と悪臭になやまされており、二十万の市民にとって焼却炉の設置は緊急解決を要する問題だという。

新庁舎建設、具体的計画練る／那覇市会全体協議会

〔沖夕・朝　1959・9・5〕

那覇市会は四日午後三時すぎ全体協議会を開き、市庁舎建築計画に関する基本資料について市当局と意見を交換した。

那覇市は市庁舎の建設補助を米民政府に対し、市会の決議で陳情したところ、具体的な建設計画を那覇市、同市会、琉球政府、米民政府の四者で協議し、その上で資金の援助も考慮したいとの回答があり、協議会を開き、基本資料を検討したわけ。

市当局の基本構想としては、バスターミナル前市有地二千五百二十九坪余に地上五階建（地下一階）二千七百坪のビルを建設したい意向であるが、同協議会では高層建築は市民に不便を与える結果になる。また将来のことを考えた場合、計画にある敷地より、与儀農研所跡の方が適当だという意見も出たが細部にわたる計画は今後のことであり、目前の問題としては建設補助をどうして早く得るかにあるとして早急に四者協議会が開かれるような態勢をつくることを申し合わせ、散会した。

塵芥処理場移転できぬ／那覇市当局が説明

〔琉新・朝　１９５９・９・７〕

那覇市会文厚労委は三日午後二時から市会図書室で開かれ、さる六月議会で継続審議となった①市営住宅、②泊北岸の塵芥処理場移転についての陳情について審議した。

①さる六月議会から継続審議中である市営住宅計画について同委から市当局側に早急具体化の要望があったが、市当局側の説明では敷地、構造、資金面についてまだ具体案はなく、同委としては市民の待望である市営住宅計画については九月定例市会に結論を提出してもらいたいと要望した。②陳情のあった泊北岸塵芥処理場の移転については、現在の位置がもっとも適当で、ほかに適地がないとの当局側の説明があり、同委としては悪臭や白煙を最小限にとどめ、衛生管理を厳重にし、塵芥による埋立工事も五ヵ年の長期にわたるので炉式による焼却炉建設を検討してもらいたいと要望した。

海に沈んだ土地／那覇市の垣花／米軍が地料支払い始める

〔沖夕・朝　１９５９・９・11〕

軍桟橋拡張で土地を失った旧垣花町の地主に対する地料支払いが十日ひる一時から軍用土地事務所で始められた。この地料は講和発効の五二年四月二十八日から五七年六月三十日までの分、総額十一万一千六百八十五ドル三十六セント。四六年米軍の那覇港拡張で海の底に消えてしまった垣花町およそ一万八百六十四坪（九十八筆）に対する地料で、受けとる地主は七十九人、一人平均千四百余ドルだったが、最低は　三百ドルから最高は一万四千三百十七ドル余（辻町のTさん、九百九十五坪）までであった。この人たちが地料支払いを受けるのはこれがはじめて。他の軍用地と同じく米軍に使用されながら、海の底に消えたというだけで一銭の補償もなされないのはおかしいと、地主たちは那覇港湾滅失地主組合を組織、長年にわたって運動してきたのがみのったもの。

二、三日中にはさらに五七年六月三十日から五八年六月三十日までの分五万八百六十三ドルの支払いも行われる。五八年六月以降は他の軍用地と同じく新土地計画に従って土地に等級も付される。

地主平良勇太郎さんの話　これまでは一銭の補償もありませんでした。これでなんとか息がつけます。ここの地主には、いまだに具志川村、石川から引揚げのできない生活扶助者などがいるのです。これでこの人たちもなんとかできましょう。米当局の善意と琉球側関係者の熱意のおかげと感謝しています。

与儀小前映画館問題／建築に幾多の疑問点／場合によっては補償問題も

〔琉新・夕　１９５９・９・16〕

十五日午前十時半那覇市会文厚労委（委員長平良真次郎氏）が開かれ、与儀小校前映画館建設について審議し、正午現場を調査、午後二時半散会したが、台風のため十七日午後再び委員会を開いて審議を続行、教育関係八団体から不良化防止の点からも映画館の建築阻止の要請があり、早急に結論を出すことになった。同委で市当局側と討議された疑義を中心に与儀小前映画館建設工事にからむいくたの問題点を摘出してみよう。

①与儀小前に建てられる映画館（事業主下田〇〇氏）の建築確認については、建築基準法に基いて申請手続があれば建築主事が建築確認することができるが、興行場としての営業許可は社会局公衆衛生課の担当で主席の許可が必要となっている。現在同映画館建築工事はさる十三日与儀小ＰＴＡ総会の決議により一週間建築を中止している。同映画館の建築確認はなされているが興行場としての許可は申請もまだ行なっていないといわれ、ここに事業主側の問題点があるといわれている。そのほか十五日ひる行われた文厚労委と市当局側の合同現場調査では確認以前の設計と建築違反をしており、市当局ではこれをタテにさらに建築中止をする方針であるが、この建築請負工事者との契約の内容によっては建築中止はそれだけ請負工事者の欠損になりこの補償の問題も生じてくるので、ここにも市建築課と事業主の間に一つのトラブルとなるものとみられている。また興行場の建築は法には拘束されないが、普通建築確認を添付し、社会局に興行場の許可申請を行い、許可されてから建築を始めるというケースであるが、この映画館は建築確認されただけで、興行場許可未申請のまま建築を行なっているやり方にも問題点があるようだ。

②建築基準法第四条によれば「市町村はその長の指揮監督の下に第五条第一項（建築確認）の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために建築主事を置くことができる」とあり、建築確認は建築主事によって行われるわけであるが「市町村はその長の指揮監督の下に」とあり、当然建築主事は市長、助役、部長の指揮監督を仰いで建築確認すべきで、市当局の法の解釈のやり方にも疑問があると同委でも指摘され、義永助役も建築主事の建築確認に対する指揮監督について疑問視している。

③一方さる十三日与儀小校ＰＴＡ総会にこの映画館建設を子弟の教育を尊重する建前から映画館建設阻止のため約千三百名の父兄が立上ったことは、この問題についてのＰＴＡ総会の関心の深さをあらわすもので、一事業主の建築確認を行なった市の建築主事の立場を守るために与儀小ＰＴＡ総会の建築阻止の要請を無視するような市当局の態度があってはならないという意見も強い。

与党派議員もこれが政治問題化するのをおそれて市当局に早急解決の態度をとっている。

十五日那覇市会文厚労委で行われた与儀小前映画館建設についての審議の内容は次のとおり。

平良委員長　与儀小校前映画館の建築確認取消し陳情が議会にも提出され、二、三日前から新聞報道され問題化しているが、映画館としてなぜ建築確認されたかそのイキサツを聞きたい。

与世田建築課長　六月六日建築申請を受付けているが、内容は建築基準法に触れるものではないので、すでに着工されているが、建築主事の建築確認は純技術的な立場で行われたもので、興行場の営業許可は法によって許可されることになっている。

浦崎副委員長　建築確認は市長の決裁で行われるのか。

与世田　建設関係部門の課長ともあい議して建築主事が建築確認を行い、市長、助役の決裁はいらない。

森田委員　将来文教地区としての指定を十分予定しているのであるから建築確認をする前に、その付近の子弟を持つ住民のことをよく考慮して事業主ともよく話しあうべきではなかったか。

備瀬委員　市では将来旧真和志、小禄地区に文教地区を指定するのはわかり切ったことではなかったか、与儀小前に映画館の建築確認をしたということは責任ある計画に基いてやっていないということだ。

知念都計課長　文教地区の指定にあたってはまず地域の測量を行い、文教地区にはバー、旅館、映画館はできないことになるので学校付近の道路を把握しないとその範囲の決定ができない。

備瀬　映画館のあたりは文教地区の範囲になるのは当然予想されるのではないか、測量ができていないからといって学校前に建築確認をするのはルーズだ。もっと事業主となっとく行くように話しあえばよかった。そうすればこのような不手際もできなかったと思う。

浦崎　与儀小前の映画館建設問題はこれをいかにして事態を収拾するかということである。ＰＴＡ総会に千三百名も出席するということは、いかにこの問題に大きな関心を持っているかが、わかる。子を持つ親の気持は誰でも同じだ。今は主権在民で、昔の行政の考え方はだめだ。民主的な考えでいえば、このＰＴＡ総会の要望を無視することはできない。市の怠慢ともとれると思うが、あの建築申請の場合、文教地区の計画中でもあり、建築場所を変更することも考慮すべきであった。建築確認が出た以上市当局はその線をそのまま推し進めるのか、いかなる処置をとるのか、損害補償のことも考えねばならないと思うが、これが解決しなければ市政全般からみても、大局を見失ってしまうことになると思う。

義永助役　建築主事は都市計画法があっても、建築確認において全然無関知の立場におかれている。建築主事についての基準法による指揮監督についてはいささか疑問を持っており、研究している。与儀小の文教地区指定についてはこんどの九月定例市会に議案として提案するし、旧那覇、真和志、小禄についても十二月までに文教地区指定を終了したい。市としては文教地区として指定する方針であり、文教地区として指定されると映画館は建設できないとの考えに立っている。問題の映画館は建築確認と相違があるのでいちおう建築を中止させる方針である。

那覇市会／文教地区指定で解決か／与儀小校前映画館問題

〔琉新・夕　１９５９・９・20〕

十八日の那覇市会文厚労委で与儀小前映画館の建設問題について結論を出し「教育上好ましくないので市長が責任を認めた上早急に文教地区に指定する」よう要請することになった。市当局でも九月の定例市会に与儀小に関する

文教地区指定を提案することになっており、十八日真和志出身議員と文教地区指定について協議するとともに、文教地区の区域線をどこにするか検討中である。この問題に対して十七日の文厚労委で兼次市長は「建築確認申請書類と現在の条件が不一致で違反建築であり、建築中止の処置をとっている。建築確認は主事に与えられた権限によって最低の基準をみたした法の規定によって確認すなわち認定を行なっている。建築主から申請されると建築主事によって建築確認が行われるのであって市長にはその権限はない。将来文教地区に指定する方針であるが、与儀小前映画館の建築阻止には二つの方法がある。一つは行政府が興行場として認可を与えないようお願いする一つには文教地区にすみやかに指定して、映画館が設置できないことにすることである。行政府の興行場認可について非公式に見解をうかがったが、「事業主が興行場の申請もしていない。同建物は違反建築物であるので、建築中止の処置をとる」という見解を発表しており、九月定例市会に提出される与儀小の文教地区指定の議案の審議で同映画館建築物に対する諸問題が追及されるとみられているが、市当局が意図するように文教地区指定による映画館阻止策がスムーズに行くか、事業主の立場も考慮して疑問視する向きもあり成行きが注目されている。さる十七日の文厚労委には兼次市長はじめ関係部課長、行政府から野原建築課長代理も出席、建築主事の権限について疑義を正したが建築基準法第四条には建築主事はその長の指揮監督の下にとあり、また同条は任意規定であることから建築主事は特定行政庁の委任事務ではないかなど、与儀小前映画館の建築確認をめぐって建築基準法の規定に対する法的な疑義、解釈について活発な討議がなされ建築確認について大幅な権限を課せられている建築主事の単なる技術的な場だけでなく、基準法にもうたわれているように公共の福祉増進という目的から行政への理解と参加が要望された。同委でなされた建築主事の権限についての主な疑義は、建築主事は建築基準法第四条にもうたわれているように特定行政庁の長の指揮監督の下にとある以上、市長に報告してその指揮を仰ぐのは当然ではないか、こんどの場合与儀小前に映画館を建てることであり、建築主事はこのような特殊建築物については上司の意向も聞くべきではなかったかという点があったが建築主事の立場としては建築申請がなされれば、計画された建物が基準法にあてはまっているかどうか合法か否かをみて、それを公けに認めるすなわち建築確認をするわけで、法に基いて建築確認をしなければならない建築確認は法に基き建築主事の権限で行なうことができ、上司に報告していない現状を説明した。そのほか映画館として営業する場合、現状では建築確認と興行物法による営業許可をとることになっておりこの点を是正して建築行政の一本化も要請されたが具体的な結論は出なかった。また建築基準法には任意規定の文句はあるが、建築確認において行政上のミスがあっても介入もできずその長が責任だけをとって処置をする現状なら建築主事はおかなくてもよいではないかという市議の意見もあり、また同建築物が竣工時において建築確認の条件が満足しておればよいという建築主事の考え方が不満で現場調査によれば建築物敷地は四㍍の道路に接しないとならないが興行場であるのに最低限との道路の幅にもない。三百名以上の興行場の道路は幅員六㍍でなければならない。非常階段の出口に空地がない設計図では空地となっているところに撤去すべき建築物があるなど確認条件がみたされていないのに建築確認されているのは判断に苦しむなど大城市建設部長が疑義を提出するなど建築主事のあり方について問題化し建築主事のミスを誰が発見し処罰することができるのかという意見も出た。特定行政庁と建築主事の関係は法の上では規定されてはいるが、実際の問題としては委任事務のような格好で市長は責任だけは問われるが、建築確認についてはあずかり知らぬ立場におかれている。建築主事のあり方としてこんご市長の直属部下である関係部長までは特殊建築物にかぎりあい議するのが当然ではないかという意見が強いし、また建築主事のミスを発見するためにも建築審査委の活動を期待している向きもあり、この際建築行政のあり方を反省し、その向上をはかるべきだという批判も出た。与儀小前映画館建設問題は公共の福祉増進をはかる建築行政の根本にふれつつ、建築主事のあり方にまでおよび、こんごの研究と理解による建築行政の欠陥打開への一石を投じており、注目されている。

行政機構にそって／那覇市会／常任委改める

〔沖タ・朝　1959・9・26〕

那覇市会の総務財政委員会は二十五日あさ十時から委員会を開き、付託されている市会の常任委員会条例の改正を審議した。同条例の改正案は市の行政機構の改革によってそれと合致した常任委員会に改めようと議員提案（仲宗根氏ら六氏）によるもの。原案のうち議事運営委員会は常任委員会としてでなくとも現状のままで支障はないとして同項を除き全員一致で可決した。

▽総務委員会＝総務部に属する事項、企画室、出納室、消防隊に関する事項のほか、他の委員会に属しない事項。▽建設委員会＝建設部に関する事項。▽経済民生委員会＝経済民生部に関する事項。

なお、予算決算委を常任化することがのぞましいという意見も出たが、必要に応じて特別委員会を設けることにする、ということに落ち着き、常任委設置は見合わせた。また首里屠殺場の存置についての陳情は採択された。

那覇市会、29日に開会／追加更正予算案を提出

〔沖タ・朝　1959・9・28〕

来る二十九日から開会する第三十三回定例市会に那覇市は六〇年度の追加予算を提案、その総額は十九万八百九十ドルとなっている。同市の当初予算総額は百四十九万六千四百九十九ドルで追加予算が議会で可決されると那覇市の六〇年度予算は百六十八万七千三百八十九ドルとなる。追加予算（案）の歳入では軍用地料の一万一千二百七十五ドル、政府の諸補助金三万五千四百十五ドル、前年度繰越金九万三百五十一ドルなどのほかに雑収入五万三千八百五十ドル（無地番軍用地料五万二千四百五ドルなど）があり計十九万八百九十ドルの歳入となっている。

歳出では土木関係の事業費に重点を置き、産業経済面では政府の補助金をそのまま当てたようなものとなっている。歳出のおもな項は次のとおり。

▽議会費＝四千百四十八ドル。

▽役所費＝四万三千三十一ドル、ジープ一台、オートバイ二台の購入（三千二百四十二ドル）。地番表示奨励費（二千三十四ドル）庁舎建設をするための設計費（五千六百六十一ドル）住民登録調査費（一万三千ドル）がある。

▽消防費＝二万六千六百八十一ドル、施設強化としてハシゴ消防車一台（二万二千八百ドル）を購入、また来年早々に十周年を迎えるので記念行事費三百八十七ドルも計上。このほか防火用貯水タンクも新設（二千五百ドル）する。

▽土木費＝七万六千四百八十四ドル、壺屋区間道路、楚辺区間道路、繁多川線道路、琉球火災横道路の四路線を改修（一万四千八百九十ドル）、橋梁（八千三百二十ドル）では南美栄橋の人道橋新設、同上流鉄橋移設、小禄ハーゲラ改修の工事。排水溝（一万二千三百七十五ドル）では平良区間、与儀区間、松川区間の三か所の工事費を計上。そのほか泊護岸の復旧、安里川上流改修工事に伴う家屋立退き補償費（二万三千四百十八ドル）がある。

▽都計事業費＝一万一千九百六ドル。全額旭ガ丘公園建設にともなう家屋の移転補償費。

▽港湾費＝千二百五十二ドル。泊港南岸に公衆便所を新設する。

▽社会及び労働施設費＝三千百八十四ドル。小禄愛生寮の井戸新設、首里淡水プールの外柵新設、その他体育関係の補助金がおもなもの。

▽産業経済費＝二万五百五十八ドル。観光客に記念の土産品として贈る「のれん」やパンフレットなどを二千五百ドルで作製、観光地案内看板も建てる。安謝港の漁港施設工事（九千九百ドル）

那覇市／真地原の火葬場反対陳情を採択

〔琉新・夕　1959・9・29〕

二十八日午後二時那覇市会図書室で文厚労委が開かれ、那覇市字真地原五〇四番地に工事中の火葬場設置について上原安清氏の設置反対陳情を審議した結果、満場一致で反対陳情を採択した。

反対陳情書によれば①同場所は軍向け清浄野菜栽培圃場内にあって指定地の取消しが予想され耕作農家にとって死活の問題である。②同地域は宅地であり住宅建築が計画中である。③同場所は高台に位置し近接部落民は屍体処理による悪臭の中で生活し絶えず不快感が生ずる。④この地域は霊園に近接しているが、霊園は都市計画上公園の性格を帯び市民の憩いの場であり、散歩の地である。

よって都市計画風致地区規則第三条第三項により著しく悪臭を発生する施設の新設を禁じられているなどの理由をあげているが、この火葬場設置問題は裁判でけい争中であり成行きが注目さ

れる。

議長の辞表めぐり茶番劇／那覇市定例議会／与党派の目算外れ／渡口副議長追い出し失敗

〔琉新・朝　１９５９・９・30〕

二十九日午前十時四十五分開会した那覇市議会（出席議員四十一名）の冒頭で新垣松助議員が緊急動議として提出した「正副議長改選」について昼食の休会中に渡口（麗）派、人民党、与党派と各派緊急対策をやり、虚々実々の各派交渉に入り、市会は「正副議長改選」で開店休業の状態になり、午後二時五分ようやく再開、採決に入ったところ与党派の目算があてはずれ、二十対二十の可否同数となり、高良議長が現状維持の原則に従って否決不採決となり議場騒然、与党派議員の目論んだ正副議長の改選は賛成派とみられていた宮里議員が否決にまわったため水泡に帰した。

人民党、渡口派と同調／宮里議員が寝返り騒ぎ

つづいて機構改革にともなう新常任委員会の構成を行うため、選考委員五名をあげ、一たん休憩。午後三時半再開後総務委十四名、建設委十四名、経済民生委十三名のメンバー発表後、高良議長は辞表を議会に提出して、議長室に引上げ、議場は一時放任の状態になったが、渡口副議長が議長席につき、高良議長の辞表を受理するかしないか表決に入った。辞表を受理しないのに賛成三十九名、反対一名で高良議長の留任を決定、渡口副議長が高良議長を議長室からひっぱり出し、議長席につかせ、割れるような拍手で迎えられ、再び議事進行をつとめるなど、那覇市会の第一日目は「正副議長の改選」をめぐり茶番劇に終始、午後四時ごろやっと議事日程に入り、那覇市有和牛貸付条例など議案上程、市当局の説明を聴取し午後四時半、第一日目本会議の日程を終了した。

新垣松助議員の提出した緊急動議「正副議長の改選」は今の正副議長は真和志の合併前の正副議長であり、合併時改選すべきものであったのが、真和志議員十五名をふくめた那覇市会で必要に応じて改選するとりきめであり、九月に任期満了の常任委員会が改正され新発足するので、この機会に正副議長も改選しようというもので、当然議会で取上げられるべきものが取上げられなかったので緊急動議の形で提案したもの。二十八日夜首里の「京屋」に与党派議員約二十名が集まり正副議長改選について工作がなされており過半数で緊急動議を採択、高良議長は辞表提出、もし渡口副議長が辞表を出さなかった場合、真和志合併時のとりきめが議事録にも残っており、この線から道義的な欠陥をつき、あわよくば正副議長改選に持っていき、高良議長再選、与党派から副議長を選出するという工作だとみられている。

一方渡口派では、正副議長改選になる前に渡口副議長が辞職しなければよいのであり、なんら法の拘束を受けるものでもなく要は本人の意思表示がないかぎりどうにもならない、絶対に辞職しないという線で結束していた。

人民党では二十九日本会議での緊急動議は突然のことであり、事前の各派交渉もなく、裏面工作のにおいがするので、問題に対処するため暫く時間の余裕を持ちたいという線で与党派とも交渉したが結局正副議長改選不採択の立場を固めた。採決の結果においては水と油の中である保守系の渡口派と同調するという異変ぶりをみせた。正副議長改選動議成立後、採択するか不採択とするか採決した結果、賛成二十対反対二十の可否同数という珍しいケースになり、高良議長は現状維持の原則に従って否決とし、動議は不採決となるという与党派には意外な票数結果になり、窮地に追いこまれた渡口派が笑いが止まらぬ表情を見せ、議員でさえも最後の最後まで予想もつかない魔の市会ぶりを発揮した。

宮里敏慶議員の話　正副議長は自治法により四ヵ年の任期がありその任期中に数の暴力で正副議長改選しようというは、はなはだ民主的ではないという立場から反対した。

高良議長の話　ゴタゴタしている議会の空気を一掃するためと議長として議会の意思を尊重して、大義名分を明らかにし筋を通す上から辞表を提出したが、再び満場一致で留任した。那覇市会は魔の市会といわれるように、こんなに難航する議会はほかに例がない。こんごとも市会を明朗化して、スムーズに運営するよう努力したい。

那覇市の税収ふえる／60年度／市町村税法の改正で

〔沖夕・朝　１９５９・10・５〕

六〇年度から市町村税法が改正され、市町村の税種目は十種目から四種目（市民税、固定資産税、事業税、不動産取得税）となり、他の六種目（特別

所得税、自転車税、牛馬車税、屠畜税、畜犬税、興行税）が廃止された。那覇市はこの市町村税法の改正による市民の負担状況を九月に発行した第十一回財政公表で改正前の五九年度と、比較して説明、予算上五九年度より六〇年度の市民税は十万五千八百四十㌦の増となり、また市民一人当りの市税負担額も五九年度―一㌦八十六㌢から二㌦三十七㌢になり五十一㌢の増額となっているが、実際に市民の一人当りの負担額が増加したのではないことを明らかにしている。

改正税法による六〇年度予算における市税の計上額は五十七万八百二十一㌦で、それに五九年度以前の滞納分六万八千六百六十㌦を足したのが六〇年度の税収となっている。これを五九年度と比較すると十万五千八百四十㌦の増となっており、一見市民の負担額がふえたかのように見える。ところが税法の改正で従来、所得額から基礎控除を差引き、各々百分の四で算定されていた事業税が累進課税の方法（百分の四、百分の六、百分の八）が採用されており、那覇市の場合は大部分が最高率に該当する。市民税も同様累進課税の方法となり、法人分が相当増額するものと予想されるので、一般市民の負担額は従前と大差がないとしている。

では何故市税が増額になったか、というとこれまでアメリカ合衆国または琉球政府の出資または株式の過半数をもつ法人に対しては賦課できなかったが、税法の改正で課税の対象となったこと、課税客体の増加、累進課税方法による増加を理由にあげている。

なお六〇年度予算額に対する市民一人当りの税負担額は次の通り。

（カッコ内は五九年度）

▽市民税―六十二㌢（三十六㌢）▽固定資産税―七十四㌢（六十五㌢）▽事業税―八十六㌢（四十九㌢）▽不動産取得税―十五㌢（十七㌢）

那覇市会常任委顔ぶれきまる

〔琉新・夕　1959・10・9〕

二十九日から開会した那覇市会本会議で任期満了した常任委員会を新しい市の機構改革にそうて総務、経済民生、建設の三委員会を構成。玉城、瀬名波、大山、備瀬、新垣の五議員からなる選考委員会で総務委十四名、建設委十四名、経済民生委十三名の割りふりを次のように決めた。

（総務委員会）久場景善、比嘉佑直、浦崎康華、儀武息睦、宮里敏慶、大山盛幸、又吉久正、渡口政行、渡口麗秀、高良清二、赤嶺一男、真栄田義晃、黒潮隆、久高友敏計十四名。

（経済民生委員会）平良真次郎、金城武一、喜久山朝重、森田孟松、金城幸信、玉那覇有義、辺野喜英興、比嘉朝四郎、玉城正次、瀬名波栄、仲松庸全、儀間真祥、上原文吉計十三名。

（建設委員会）金城賢勇、大城清徳、玉井栄次、具志清裕、宮城実、新垣松助、備瀬知良、糸数昌剛、仲宗根梶雄、普久原朝光、崎山喜達、石原昌進、仲尾次盛夏、屋慶名政永計十四名。

注目の旭ヵ丘立退補償／きょう開く那覇市本会議で審議／無理が通れば道理ひっこむ

〔琉新・朝　1959・10・12〕

【既報】波の上一帯九十五軒（百三十八所帯四百七十二名）の不法建築物に対する立退き補償費一万一千九百六㌦を計上した那覇市予算案がきょう十二日から始まる那覇市会本会議に上程され、与党派の多数決で通過する見通しが強くなった。一方市民たちは「市有地に地代も払わない不法建築者に立退き補償費をくれるのはどろぼうに追銭をやるようなものだ」と非難している。また「この不法建築の立退き補償は他の市町村に与える影響も大きいので、法の権威を守るという点からも大那覇市会が適切な処置をとってくれるように…」と那覇市外の人々も望んでいるという。以下さる九日の建設委、十日の総務委で波の上一帯の不法建築に対する立退き補償が、どんな経過をたどって委員会承認となったか、市当局、与野党の質疑討論をはじめ一般市民の率直な声をひろってみた。

税金の使途はこれでいいか／反対派〝逆に罰金科すべき〟／〝法意は罰より人の指導だ〟賛成派

九日の市会建設、総務委員会で旭ヵ丘公園建設にからむ波之上一帯不法建築に対する立退き補償一万一千九百六㌦について審査が行われたが、両委における質疑討論の要旨は次のとおり。

【建設委員会】

備瀬議員（渡口派）　立退きの問題はずっと前に撤去命令が出ていた。この時には補償という金額の問題にはふれていなかったのではないか。その時立

退き者が十人ぐらい私の家に来て、立退き期間を一ヵ月間延期してくれ、それなら引越し可能だといっていた。

義永助役　私的な立場でいっておられると思うが、立退き者の代表から議会に陳情があり、これはどこまでも立退き補償を出してほしいということであった。立退き命令は建築、都計各課の立場で撤去命令を出したと思う。

新垣委員長　前六月議会で二万四千㌦を削った時各議員から、そのまま立退かすか、補償するか質疑があったが、当局は必ず補償するという方針であり、本会議で市長は納得のいくよう補償すると答えており、これには異議はなかったと思う。問題は一万一千九百六㌦の補償金を不法建築の立退き者にくれて、はたして民政府からの都計事業の補助金七万五千㌦が獲得することができるかということだ。

備瀬　建築確認もなく不法建築物を立退きさせるのは法に基いて強制代執行させるのが建前ではないか、これを補償するのはどうしてもなっとくいかない。

助役　物事を究極に追及すればそういうことになるが、戦後の情勢を考慮にいれた場合、この関係の職員は処理に非常に苦しんだと思う。この旭ヵ丘公園の立退き問題は執行機関にしても議決機関にしても当時の社会情勢を双方の立場で理解すべきで、都市計画を推進させる上においても旭ヵ丘公園計画については、大乗的な立場で考えていただきたい。

【総務委員会】

渡口（麗）議員　那覇市の区域内に住居を建てる場合、建築確認を受けねばならないが那覇市内に一体何軒ぐらい不法建築があるのか。

与世田建築課長　建築基準法以前（一九五二年以前）では八千戸、一九五八年九月の推定では那覇市内に三万八千戸あり違反建築はそのうち約六十％の二万戸とみている。

渡口　違反建築二万戸のうち建築申請、建築確認を受けてあるのは何軒か。

与世田　はっきりした数は答えられません。

渡口　建築行政上に必要な建築物の数もつかんでいないのはズサンだ。建築基準法によれば申請、確認があって基準法の規定により建築物として認められるが、もし不法建築物である場合、法に基いて建物の除却、移転をさせねばならないが、現在までそのような処置をとったことがあるのか、前又吉市長時代、法を守る立場から不法建築物を立退かせた事実がある。

与世田　波之上一帯の不法建築物に対しては去る六月議会前に除去の通知はしてある。

渡口　立退きの通知をしてそれを拒否した場合は基準法により三万円の罰金を課すべきではないか。

与世田　基準法は一九五二年に施行されて日もなお浅いし、当時建築主事も少なかった。基準法の精神は人を罰するのではなく、むしろ人を指導していくことにあるので、当時の空白な状態では人を指導して建築行政をすすめていくという考えでいくべきだと思う。

渡口　すでに公園として予定されている市有地に不法建築物があったのだから早く撤去して解決すべきであった。この点ルーズであった。六月議会では二万四千㌦、こんどの議会では一万一千九百六㌦と減額されており、これを継続審議として十二月議会まで慎重に検討させるとまた半分に減額し来年三月には立退き料は出さないということになるのではないか。また合法建築であった奥武山公園の立退き料は一所帯八十三㌦三十三㌢、旭ヵ丘のは約百㌦というのはなっとくできない。またさらにこれが数多い不法建築の立退き補償の前例となれば、市の予算に多額の立退き補償の予算化を義務づけることになり、この補償問題は法の守る善良な市民の立場も考えてさらに慎重に検討してもらいたい。

賛否両派の顔ぶれ

▽九日建設委（十四名全員出席）は旭ヵ丘公園移転補償について表決の結果、賛否11対3で承認したが、賛否議員の氏名は次のとおり。

【賛成】金城賢勇、大城清徳、玉井栄次、具志清裕、宮城実、新垣松助、仲宗根梶雄、普久原朝光、石原昌進、仲尾次盛夏、屋慶名政永11名。

【反対】備瀬知良、糸数昌剛、崎山喜達3名。

さよなら「断水の街」／水道公社がきょうから送水／那覇市会会期延長

〔琉新・朝　1959・10・13〕

十二日の那覇市会本会議一般質問で又吉議員が立ち「十月十日ごろから水道公社の分譲水の送水が実現して将来断水はないと聞いているが、水道公社との浄水の分譲価格の交渉はどうなっているか、価格は現在水道料金より高くはならないかその見通しを聞きたい」と質問した。これに対し国吉水道課長

は「水道公社の送水テストは二、三日前に終了しており、現在メーター取付け中で、あすから送水可能で、これから断水の心配はなくなった。原水価格も水道公社案が千ガロ八トンの線を出しており、これは市の提案した七トン八に近く、これなら現在の水道使用料と変りはない見通しである。浄水場の拡張施設ができれば、むしろ将来値下がりも期待できるのではないかと思う。

なお水道公社の送水実現で安謝の地下水源の開発計画は一時ストップにしたい」と次のように明るい答弁をした。

分譲水の価格の算定の基準が複雑なので、水道公社との交渉が長びいている。原水の原価も水道公社となっとくのいく線で浄水価格と並行して六月から交渉している。水道公社の送水施設には三つの条件が考えられ、①施設を市に譲渡して運営させる②市に貸与して運営させる③原水を購入するという三点で市としては送水施設は市の専属となる性質から譲渡してもらい運営するという方針で交渉した。しかしこの施設はワシントン議会の承認を経たもので、施設はDE・運営はポストエンジニアという方針であり、結果としては市の方でなっとくのいく線で水を購入するということになり、水道公社からも契約原案もどいており、市民の福祉の上に立ってなっとくのいく線を出したい。

十二日の那覇市会本会議は石原議員の動議で議案上程、委員会報告の日程を変更、市政の一般質問に入り、午後五時閉会、会期を一日延長、十三、四日本会議が行なわれる。

てんやわんやの那覇市会／議案の否決撤回続出の悲喜劇

〔琉新・夕　1959・10・16〕

那覇市会九月定例会は二日開会、正副議長の改選騒ぎでもめ、各委員会の付託審査を十日に終了、十二日から本会議に入り、十三日で当初会期終了の予定であったが、一日三件処理というのろのろ審議に終始し、重要議案を残したまま十四日の本会議で会期を二十一日まで延長した。去る十四日までに処理した議案は市長提出議案十六件、陳情三十三件のうちわずか十二件、そのうち否決二件、議案撤回二件、原案不承認一件、一部修正可決一件、原案可決三件、訂正案撤回原案可決一件というさんざんな実績で、一議案ごとに小党小派分裂で、議論百出長時間の質疑がなされ、一議案ごとに問題を起し、スムーズに議事進行せず、反対派から「市長の提案のやり方がズサンである。このように否決、撤回が続くのは、議会の市長不信任のあらわれだ」と批判されており、一方議会答弁でも闘士型の兼次市長がなんの援護もなく孤軍奮闘して議会の質疑にいちいち応酬している点から、市当局と与党派議員の腰の弱さも指摘されている。十四日の本会議にいたっては一日三議案を処理して閉会、軍用地料五万二千ドル、旭ヵ丘公園建設にからむ波の上一帯の不法建築立退き補償費一万一千九百六ドルなど重要な問題をふくむ一九六〇年度那覇市歳入歳出追加予算案はいまだに上程されず、動議により日程を思い切って一週間延長するというだらだら審議の那覇市会となった。

十四日の本会議までに処理した議案は十一件諮問一件であるが、本会議での議案処理を中心に小党小派の議員の動きと議案の問題点をついてみよう。

孤軍奮闘の兼次市長／うたい文句

〝超党派〟もオジャン

▽権利を放棄することについて

区画整理課員上原〇〇〇の公金横領額二十三万B円余に関する議案であるが、市当局の上原〇〇〇の財産調査の結果、支払い能力がないということが提案の根本的な理由となっている。これに対し行政検査特別委（委員長比嘉佑直氏）は早急に権利を放棄することは妥当ではない、放棄することによって求償権が消滅することになり区画整理事業に対して不信を抱かせる結果となりかねない。上原に対する求償権はあくまで保持すべきであるとの意見一致をみた。被害者については本議案で措置されてないのでいちおう一方的に契約がなされているので十分調査の上善処を要望し、全会一致本議案を不承認とした。

（議案否決）

▽世持神社敷地の土地所有権確認の和解について

同議案は十三日本会議で上程されたが、質疑が多く議会が混乱したため日程の最後にまわしたが、十三日閉会後再び総務委員会を開催結論を出し十四日の本会議に再び委員長動議で日程を変更して議案を上程した。同議案は法解釈面および裁判における証拠物件の信ぴょう性さらに専門知識と技術的要素をふくむ諸問題が介在している。結論と

して同委は和解に応ずることを前提とし和解についてはこんご各方面からなお慎重に検討を加え、なっとくのいく方策を講じたいという意志に基いて本議案については全会一致でこれを閉会中の継続審査にすることを決めた。

（議案継続審査）

波の上埋立を市に／渡口（麗）派が与党にまわる珍現象

▽所属未定地を那覇市の行政区域に編入することについて

同議案は、那覇市辻町三丁目地先の公有水面埋立地二万六千二百八十坪は文化娯楽センター社長高田豊氏から編入申請があったので提案された。同埋立地は議会の承認を経ないで埋立てられたのでさる議会で諮問として出された公有水面埋立計画変更は法的手続を欠く埋立地という理由で不承認となり六月議会でも継続審査となっていた。付託審査した建設委では「同埋立地の目的は文化娯楽センターの設置であるが、同埋立地は会社関係者同志が内部において分割売買のトラブルがあると報道され、当初の目的が通せるかどうか疑問である。市議会の承認も経ず一方的に民政府との折衝のみによって埋立てられたものであり、当初の目的である文化娯楽センターはとうていできないと推定される。議会を無視する不法埋立地として那覇市に編入するのを全会一致で不承認とした」と報告があった。これに対し、完全野党派の渡口（麗）派が十三日の本会議で那覇市に地続きの埋立地を那覇市に編入するのは当然として市長提出議案を賛成支持し異議をとなえたため、議場騒然となったが、表決の結果渡口派をのぞく与野党の多数決という珍現象で否決された。

（議案否決）

撤回処理でもめるか／市営住宅市債は後回し

▽市営住宅設置について

同議案は去る六月定例議会で継続審査の議決となったもので、その理由は社会福祉事業的性格を持たせる庶民住宅を設置する意味から設置場所（崇元寺付近）の変更、建物構造などの再考慮を要請されていた。その後市当局では建設地の選定について十分検討を続けているが、まだ目途がつかず予算上も費目存置にとどめていたが兼次市長はいちおう本議案を撤回し、十分な基礎資料などにより、新構想のもとにあらためて提案する意思を表明したので、文厚労委、本会議でも議案撤回を承認した。

（議案撤回）

▽市債を起すことについて

市営住宅の設置議案が撤回されたため文厚労委の審査報告で「必然的に撤回することを全員了承した」と報告されたが、十三日の本会議で高良議長の発言で日程の最後にまわされた。議会事務局としては委員会報告では撤回承認となっているが市当局から正式文書がなければ事務的な処理ができないという立場に立っており兼次市長としては琉銀融資の見通しも明るいという点から同議案の撤回はこんごの市営住宅政策に影響があるとしており、同市債問題は「撤回処理」でもめるものと予想されている。

（日程後回し）

▽那覇市有和牛貸付条例

同議案は経済民生委の審査で「条例規則を立案するにあたり、立法技術の通例として委任規定または救済規定があるべきだが、本案にその条項が見あたらないのはいかなる理由であるか」と指摘され、立案者が失態を認め、同条例第十八条の次に十九条として「この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める」も一ヵ条を追加修正した。同委で一部修正の上本会議でも承認した。

（一部修正可決）

▽消防相互応援協定

同議案は火災その他非常事態発生の場合被害を最小限に防止するために消防隊に関する法第二十条「市町村議会または評議員会の承認を得て消防相互援助契約を結ぶ」規定に基いて提案された。同議案の総務委での審査では、人的物的損害に対する補償をどう規定して協力した市町村と協議すべきか、これを具体的に検討する必要もあるのでもっと掘下げて研究するまで継続審議とすべきという意見も出たが、むしろなっとくのいく成案を得次第次の議会に提出するのが穏当だという意見が強く、意見調整の結果議案を撤回することに決定した。市からも議案撤回の文書が議会事務局に出されており、本会議でも撤回を許可した。

（議案撤回）

▽旭町公有水面埋立について

同議案は現在行なっている古波蔵地先の埋立と並行して那覇市の年年増加する人口に伴う建築敷地難の打開策として敷地の造成を図る目的で提案された。付託審査した建設委では結論として、同埋立計画地域は工業用地として将来発展性のある地域であり、市が埋立認可を得ることにより都計のマスタープランを一日も早く実現されることになるので、資金計画を十分検討の上実施するよう要望して満場一致で原案を承認した。

（原案可決）

波乱予想の本会議／軍用地料と立

退き補償費

市会は今期延長の結果、十九日まで休会、本会議は二十日から三日間行なわれるが軍用地料五万二千㌦を六〇年度追加予算案に予算化していることによって、軍用地料に対する補償方式か契約制かの市当局の方針追及、旭ヵ丘公園立退き補償費の可否または修正の問題が残っており、従って一九六〇年度追加予算案が無修正で果して議会を通過するか、人民党、渡口（麗）派議員の本会議攻勢が十分に予想されるので、休会あけの二十日から始まる本会議は一波乱予想されるにいたった。

人災？那覇市の水害／市民のいかり高まる／もう我慢はできない

〔琉新・夕　1959・10・18〕

雨台風シャーロットは戦後最高五五六・九㍉の雨量をもたらし、全島各地で水害、あちこちで避難騒ぎとなり那覇市大道では住家一棟が濁流に押し流されるなど惨事が続出、どしゃぶりの中で警官による決死の救出作業が続けられるなど、こんどの台風の全島的な水害は、出穂期にある水稲、収穫前の秋野菜、甘蔗などの農作物に多大の被害を与え、崖くずれなどによる人命死傷など意外に大きいことが予想されている。低地帯である那覇市平和通り商店街、松川、大道、ひめゆり橋などの安里川沿いの民家、浦添村屋富祖などで約二㍍におよぶ浸水となった。なかでも平和通り一帯は昨年二月から三度目の浸水で、戦後最大の被害額約五百万㌦と予想され、公設市場は泥海に没したため、生鮮食品は全滅、汚れた衣料品は平和通りで捨て売りされ、一軒で約一万㌦の損害も出す衣料品店もあり、平和通り一帯約三百八十戸のひとびとは、「〝仏の顔も三度だ〟とガーブ川の水上店舗による排水不便、はんらんするガーブ川を根本的に対策しないかぎり毎年このような被害を出すだけで、戦後十四年も経過した今日、いまだに治水ができないのは、むしろ人災というべきだ」と那覇市の責任をきびしく追及するとともに、政治の貧困を嘆いている。

はんらんは年中行事／準用河川認定問題も未解決

ガーブ川の大はんらんは昨年二月から三度目、雨台風シャーロットによるはんらんでは平和通り一帯商店街の損害約五百万㌦にのぼるとみられており、公設市場では約二㍍の浸水は予想外で、米市場野菜市場の生鮮食品は全滅、十七日あさおばさん連はぼう然とたたずんで市場内の整理もつかない状態で、「ガーブ川のはんらんはなんとかしてくれないと、強い雨のたびにはんらんを心配し、そのたびに生活権をおびやかされてはたまらない。こんどこそはガーブ川問題を根本的に解決してほしい」といたいたしい表情で語っている。

ガーブ川の改修工事はいぜんから市当局で計画されているが、現在ガーブ川は準用河川に認められておらず、ガーブ川は私有水面となっている。そのため水上店舗ができあがったわけだが、市当局としてはガーブ川改修のために必要とする用地買収、水上店舗の補償費は多大にのぼるので、政府に準用河川の認定を申請しているが、まだ政府から満足な解答を得ていない。

さる工交局の解答によれば都市計画に入っているから那覇市で処理すべきだということで、要領を得ないとして、今議会でも追及されている。兼次市長は十二日の市会本会議で瀬名波議員の一般質問に立ち、「ガーブ川改修計画の前提として用地買収があるが、市にはその予算がない。事業計画はできているが、ガーブ川が準用河川と認めてもらい、政府の力で用地の買収を行なってほしいと考えている」と答え、ガーブ川の準用河川の認定の方針を堅持している。

三階建の市場計画

市当局の方針はあくまでガーブ川を準用河川として政府に認めてもらい、河川法に基いて改修工事をすすめ民政府、琉球政府の援助を仰ぐといういき方であるが、さる五月の定例記者会見で兼次市長はガーブ川沿いにある公設市場を改築して十二万㌦の予算で一千五百坪の三階建公設市場を建てる計画であると次のように発表している。

現在のガーブ川は非常に不潔でその付近の公設市場も問題となっているが、ガーブ川の改修は政府によって抜本的に解決していく方針である。この際現在の公設市場を改築して三階建の公設市場を建設、水上店舗もこれに収容してガーブ川の美化を図りたい。工事施行にあたっては移転する与儀試験場や予定されている敷地に市場を移し完成させる計画で、資金は民政府の大幅な援助をあおぎたい。

国場川への分水案／岩井博士が意見書提出

〔琉新・夕　1959・10・18〕

さる六月那覇市の招へいで下水道計画について来覇した建設省計画局下水道課長工学博士岩井四郎氏は、七月那覇市下水道計画についての意見書を市当局に提出「排水基本となる安里川系、ガーブ久茂地川系の雨水排出機能を完全ならしめることが先決問題である」と次のように結論を出しており、たび重なるガーブ川のはんらんのため水上店舗撤去委員会を組織したが、水上店舗の撤去には多大の移転補償が必要であり、現在の市財政ではとうていできないと結論を出しており、市当局でも岩井博士が指摘した国場川への分流計画に傾いている。

那覇市内の下水道計画の対象となっているのは旧那覇市地域であって面積五三八ヘクタール、地勢は前面は海に接し、背後に丘陵を負うているが、区域内一帯に起伏が多く、合体として海側に向って緩く傾斜している。

分水嶺は区域内を縦断海に向って二筋走り、これによって区画され、地域の排水は国場川、ガーブ川および久茂地川ならびに安里川によって分担されている。しかし国場川をのぞいた他の二系統の水路は自然流のまま変曲がなく勾配が緩かな上に、護岸を施したところが少なく、有効流水断面が極めて小となり、排水能力はいちじるしく低い。少し強い雨が降ればこれを流下し得ず、はんらんせしめ、付近市街地は浸水し、また晴天時においては流れこんで来た汚水を停滞せしめ、悪臭を放つばかりでなく、市民またこれを塵芥捨場とするものあり、病原菌の温床となるおそれあり、都市防災上はもちろん保健衛生上憂慮にたえない現状である。

ガーブ川の改修は繁華街を流れているため用地の取得、工事期間の短縮は困難であり、工費も案外増大する見込みである。元来ガーブ川の役割は農事試験場より以東丘陵部を流域面積として持っており、ガーブ川の改修計画にあたってはガーブ川の受持の流域面積をできるだけ小にすべきである。これがためには通過雨水と見られるべきものは中央部に入れないことにするほかに方法はない。

一案としてはガーブ川、農事試験場付近において分水路を築造、旧鉄道敷線跡に沿って国場川にいたらしめ、上流地域の通過水量を市内中央部に流入させず、農事試験場付近から分水直接国場川に放流する。そうするとガーブ川はその地区のみの雨水を受入れればよいことになる。

那覇市議会／水害対策を積極的に／災害特別委で根本対策練る

〔琉新・朝　1959・10・20〕

那覇市会は十九日本会議を再開したが、台風シャーロットによる水害対策のため緊急質問に終始し、市当局の台風被害の報告を聞いたのち議会の立場で災害対策特別委員会を組織した。

午後開会の本会議でさらに台風被害対策について市当局と質疑が交され、新垣議員の緊急動議で「会期をさらに二十八日まで延長、二十一日から二十五日まで休会、二十六日から本会議」と日程変更を決定、休会中市当局の被害調査と並行して、災害対策特別委が具体的な緊急対策を立てることになった。ひるの休憩中に那覇市会災害対策特別委の人選をするため正副常任委員長会が行なわれたが、次の十二名が選ばれ、正副委員長には正副議長があたることになった。

高良一、渡口麗秀、大山盛幸、赤嶺一男、新垣松助、仲宗根梶雄、平良真次郎、瀬名波栄、又吉久正、備瀬知良、黒潮隆、玉城正次。

午後再開の本会議で高良議長より市当局に「市においても台風被害対策委員会を組織して、市民の非難を受けないように恒久的な対策を立て早急に実施するよう」要望した。

〝責任は政府にある〟

新垣議員　ガーブ川の水上店舗撤去委員会をこの際解消したい。その理由は議会として政府にガーブ川の準用河川の認定を要請したが、工交局からガーブ川の工事完了後準用河川として認めるという横暴な回答が寄せられた。また現在ガーブ川に関して具体的な措置が講じられないままに、地主と借地人とが話しあいによって無統制に水上店舗が建てられている。地目、地番は地主の権利となっており、準用河川として認められていない現在撤去委員会を解消したい。

高良（清）議員　ガーブ川の水上店舗の撤去によって水害がなくなるわけではない。国場川への分水以外に道はない。水上店舗を撤去するという単純な考えでなく新しく発足した災害対策特別委で、那覇市の水害をいかにしてなくするかという広範囲におよぶ治水対策に包合するという意味で撤去委を発展的に解消したい。

兼次市長　ガーブ川、安里川のはんらんは天災ではなく人災であり、同水害は人害であると考えている。この対策は人工的なものであるが、まだなんらの対策もたてられていない。これは当事権者である政府がなんらの対策も講じていないためである。この対策のためには市の予算ではとうていできないので軍、政府の協力が必要である。この際抜本的な対策が必要であり、市は事業計画を行なっており、事業を政府がやってもらわねばならない。市の治水対策委の組織にガーブ川の問題もふくまれるので撤去委を解消したい。

平良議員　予備費五千ドルで台風被害の緊急対策に流用するということであるが、那覇市全域にわたる水害にたいする根本対策を実施、いま必要とする緊急対策のためにさらに予算を更正して自己予算でやるという意思はあるか。

市長　提案してある予算の内容を改める意思はない。台風被害にふりむけられるものはあらゆる面からふりむけ、なお足らないときは予算を計上して緊急に議会を招集してこれを通していきたい。現在提案している追加予算を早急に執行したい。

平良議員　かつてない大被害を受けているが、若干の予備費ではまかなえない。予算の一部を削除してでも早急にガーブ川の改修に手をいれてもらいたい。市民はそれを非常に期待している。台風被害の根本的な対策のため集約的に予算を更正するという思い切った措置をとってもらいたい。那覇市の財源でもガーブ川一帯の市民から依存するところも大きいと思う。数年来はんらんに悩まされている市民の熱望であるガーブ川の根本的な対策のため具体的に手がけることは現在ぜひ必要だ。

兼次市長　市の事業計画では与儀一帯を分水することと、ガーブ川の幅員を拡張することであるが、ガーブ川の治水対策は政府と市で行わねばならない。近く首都建委から政府も市もガーブ川改修問題で勧告を受けることになる。市としては六一年度予算に計上することを目ざして計画を進めている。

久場議員　市の職員は台風ごとに休んでいるが、消防隊や、警察は非常出勤をして人命救助その他大きな効果をあげている。台風の被害に備えて非常出勤できるようにふだんから組織を持つことが必要だ。

仲原助役　大へんな名案なので、そのような組織をつくる。本会議閉会後、直ちに災害対策特別委を開き、建設、経済民生部の担当助役、部長が出席して台風の緊急対策の状況を聞いたが、市当局も部課長会議を重ね被害調査資料を二十四日までにまとめることを決めた。議会は二十五日まで休会なので、きょうから連日午前中は現場視察、午後から市当局がまとめた分の調査資料を中心に治水の根本対策をねることになった。

市当局に対策要請／那覇市会、災害地を調査

〔沖タ・朝　1959・10・21〕

那覇市会のシャーロット台風「災害対策委員会」は二十日あさ十時半から再開、渡口副委員長ほか委員が出席、那覇、真和志地区の災害地区の視察を行なった。視察はまず久茂地川下流からガーブ川沿いに与儀農研所前を通り、このあと姫百合橋、安里橋方面を視察調査した。この結果、同地域の建設関係としては、

一、蔡温橋の下流で政府の直轄になっている護岸工事が進まないために、同一帯のはんらんに大きく影響しており、二十二日の委員会に政府工交局の土木課長、請負業者を招いて工事の早期完成方を要請する。

二、姫百合橋―蔡温橋の中間にあるゆたか橋下には民家が倒壊して川のはんらんに拍車をかけており、同河川の改修工事を市土木課に要求する。

三、都心部の平和橋近くでは水上店舗が河川に落ちて流れをさまたげているのでこの一帯にある水上店舗七軒を建築基準法違反で撤去を命ずるよう市建築課に要請するとともに、今後の建築を禁止し、禁止札をたてるよう指示した。

四、十貫瀬から旧料亭那覇の付近のガーブ川は幅員が狭くはんらんに影響しているので市土木課に幅員拡張工事を要請する。

の四点をあげ、市当局にそれぞれ善処方を要請した。

また、経済民生部関係では防疫、塵芥処理関係に要請事項が集中、

一、台風後の市内の塵芥処理は非常にスローモーであり、二十日までに主な通りは片づいているとはいえ、裏通りはほとんど手がつけられていない。現在十三台の車両ではとてもスムーズな処理はむずかしいので、予備費を流用して増車、短時日で全市内の清掃が完了するようにしたい。

二、防疫管理として台風後の飲料水の問題をとりあげ、全地域の井戸の消毒

を直ちに実施するよう要請。
三、ガーブ川の水上店舗にはその中に便所を設けて川に放流しているところがあり、シ尿処理の指導と厳重な取締りを要求する。また河川にチリを捨てないよう、「立札」をたてる。以上を要請した。
なお二十一日はひる二時から委員会を再開、小禄、首里ほか農業地域を視察する。

渡口副委員長の話　建設、民生関係について那覇、真和志を回ったが、塵芥処理などはもっと適切にやれるものだ。車が少いのであれば、予備費を利用して車を借り、処理すればよい。すべてをみると建設関係を含めて緊急対策に五万ドルは要するので、今会期の追加予算に財源を求めて計上し、災害対策ができるよう仕向けたい。

那覇市／被害額72万ドル／台風被害調査まとまる

〔琉新・朝　1959・10・27〕

雨台風シャーロットは瞬間最大風速五十四・二メートル、雨量五五六ミリ九三（坪あたり十石一斗九升）をもたらし那覇市内各所に浸水騒ぎを起し多大の損害を受け、那覇市役所でも来襲した十六日夜半から被害調査をすすめていたが、二十三日各部課の台風被害がまとまり、市の被害見積総額七十二万四千九百六十四ドルの多額にのぼっている。二十六日午前十時半開会の市会本会議で日程第一に市会災害対策特別委から台風被害調査について審査報告がなされた。
市当局のまとめた二十三日現在の台風被害調査は次のとおり。
▽建設部関係十一万六千八百九十九ドル（土木関係七万三千六百九ドル、水道施設関係七千二百四十六ドル、区画整理事業関係二千七百五十七ドル、建築物関係三万三千二百八十七ドル）浸水家屋五千四百九十二戸（床上三千七百五十六戸、床下一千七百三十六戸）
▽経済民生部関係六十万三千八百四ドル（商工業者被害三十九万九千五百三十七ドル、農林水産業被害二十万五百九十六ドル、衛生課関係三千六百七十ドル）
▽総務部関係行政財産被害四千二百六十一ドル（注①床上床下の浸水による一般住宅の被害は商工業者の分を除いては調査の関係から計上されていない②この被害調査は各課の調査したのを企画室でまとめたものでできるだけ正確を期したが、一部調査もれもある）
開会直後宮里議員が立ち、市当局の台風十八号の被害調べがミスだらけだと激しく追及、一たん休憩に入り、市当局の報告後に質疑を交すことにし、日程に入った。

災害対策特別委審査中間報告（新垣松助氏）　緊急対策として災害前に直ちに炊出しや人命救助にあたれるような組織を早急につくること。二十日久茂地川、安里川の現場視察し、緊急すべき個所を指摘し、水上店舗は浸水の最大の原因なので、一軒でもできるだけ除去する。平和橋上流の水上店舗はガーブ川、神里原一帯の浸水の因となっているので、建築基準法によって期限をつけて早急に撤去命令を出してもらいたい。水上店舗は当然撤去すべきで保安上危険であり、汚物を川に流しており衛生上も非常に悪い。これを市としてはどうするか、と市の方針をただしたところ市長から補償せねばならない、民、琉球政府によって執行してもらうということであった。

職員の怠慢を追及／災害調査で瀬名波議員が

〔琉新・朝　1959・10・27〕

二十六日午後一時再開した那覇市会は午前にひきつづき市当局の台風十八号被害調べを聞き質疑をかわしたが、市のズサンな台風被害資料を瀬名波議員がきびしく追及二十七日から日程変更して行なわれる災害対策特別委に市企画室から改めて資料が出されることになった。

瀬名波議員　台風一週間後経っても被害調べも完全にまとまっていない。市の出された資料は全くズサンだ。台風来襲時十六、七、八日まで担当職員は休んで、十九日からやっと台風被害調査に乗り出すというのは実に怠慢だ。こんごもこのような被害もあると予想されるので、厳重に注意してもらいたい。
瀬名波議員の動議が出て、台風対策を緊急に打出すために、災害対策特別委で追加予算を更正して災害対策費を市民に還元するという立場でさらに一週間会期を延長したいと動議提出、久場議員は「もうこれ以上会期を延長するのは市民にすまない」と反対があって一たん休憩に入り、各派代表によって意見を調整、一週間の会期延長を多数決で承認した。これによって月末までは災害対策特別委が行なわれ、市当局とタイアップして緊急事業を押し進めながら、根本対策を結論づけることになったがさる二日始まった今期議会の会期は一ヵ月を越すことになる。

台風被害の援助／高良那覇市議長／九州市議長会に

〔琉新・朝　1959・10・27〕

【福岡支局】九州市議会議長会は二十四日午前十時より福岡県筑後市船小屋の樋口軒で開かれた。同議長会会長石井倫一氏のほか各市の議長、議会事務局長など三十四名が集まって会議を開いた。沖縄側からは全島五市議会議長を代表して那覇市会議長高良一氏が出席する予定であったが会議に間に合わず、さきに沖縄を訪問した若松市議会議長平山作蔵氏が代理で沖縄の台風被害に対する救済援助方を陳情。全会一致で援助することになった。

高良議長より提出された台風援助の陳情書によれば台風十四号による被害二十一億六千万に上りとくに宮古八重山の被害はひどく、それに追打ちをかけるように十五―十八号と続き、十八号の被害は四十五名の死者を出し一千八百億円（以上いずれも日円）を予想され住民の惨状は目をおおうありさまでこれが復興は本土資材に負うところが大きいので市議会実行委員を通じて政府に早急救済方を要請したもので同会としては来る十一月十六、十七日熱海で開催される全国市議長会理事会に持込み早急救済策を立てることになった。

くすぶる水上店舗問題／市会の意向は撤去に／兼次市長政府にゲタあずける

〔琉新・夕　1959・10・28〕

二十六日の那覇市会で水害対策特別委の審査中間報告がなされたが台風シャーロットによるガーブ川のはんらんについてはその因である水上店舗の撤去を強く要望、兼次市長はあくまで「補償をしなければ撤去できない。すなわち行政命令ではできないので政策的に民政府、琉球政府に執行させる」という方針を固執しており、「このままではガーブ川一帯の浸水の根本対策は市と政府の責任のなすりあいで、いつまでたっても建設的な方向には進まず、市と政府の責任の転化で生じた政治的な空白によって困るのは市民だ」という声が強く、成行が注目されている。

二十六日午前十時半開会した那覇市会本会議で那覇議会災害対策特別委員新垣松助氏から台風被害審査報告が行なわれ、ガーブ川の水上店舗はこんどの浸水の原因となっているので早急に撤去するよう次のように要望するとともに市当局の緊急対策の早急樹立をのぞんでいる。二十六日本会議で行なわれた災害対策特別委の中間報告の要点をまとめると次のようである。

災害対策特別委は二十日久茂地川および安里川下流特に甚大な被害をこうむった四区十一組のゆたか橋付近、農連市場付近の水上店舗、ガーブ川水上店舗、三区の愛生寮などの被害現場を詳細に調査し緊急に措置すべき個所を当局に要望した。要望事項は①この際未確認の建築物については建築基準法の規定に基き除去するよう命令を発し同法第三十五条の規定に示された災害危険区域を指定するとともに市長に意見を具申し今期議会会期中に条例を制定してもらいたい②水上店舗は今回の台風でも流失したが前の水害の際にもこのような状態であり、付近一帯の危険を予想して警察および執行当局にも通報して善処を要望したが、なんら処置を講じていない状態であり、こんごも十分このようなことは予想される。水上店舗が浸水の最大の原因だということは当局も十分認めているので一ヵ所ずつでも良いからできる限り除去して災害を防止する熱意を示し積極的に政府へ折衝をしてもらいたい。③平和橋上流の水上店舗を視察してもっとも痛感することは、川の上は少しの余裕もなく、しかもこの辺の水上店舗は中廊下もある状態で、建物の脚はただでさえ狭い川に直立あるいは交錯して建てられ、これが障害物となって水の流れをさえぎっており、ガーブ川はんらんの一大原因をなしている状態であり、これがさらに神里原一帯の浸水の原因ともなっている。現場調査からみると、平和通り一帯の浸水はこの水上の不法建築物によるものであることが容易にうなずかれるので、要はこのような建物を法の示す規定に基いて早急に撤去すべきであると考えるが、撤去するとすれば当局にいつまで命令を出すつもりであるか、なお橋際の倒壊した水上店舗に対してはこんご再建築できないよう建築中止の標札を立てて厳重な監視をしてもらいたい。

平和橋から農連市場付近の水上店舗の立退き措置については市当局から建築基準法の第三十五条の規定災害区域の指定を条例で規定することは将来建築するものに対して制限を加えることになり穏当でない。なお既設の建物に対しては法の不遡及の原則により既存の建物を補償しなければ撤去できないとの説明があり、これに対し委員会で活発な質疑が展開された。すなわち①平和橋上流の水上店舗はこれが水害の原因をなしているとわかっていても永久に当局としては撤去できないのかどうか②現に平和橋の上流の水上店舗が神

里原一帯の浸水に大きな影響を与えている。これに対し市長の政策として補償しなければ除去できないといっているが、この不法建築は公益上有害でないのかどうか③現実の問題として大きな影響を及ぼしているものは当然撤去すべきであって補償の問題は後で措置すべきであると思料されるが見解はどうであるのか④あの水上店舗は保安上危険であると認めるかどうか、川の上に便所を作り汚物を川に流失しているが、衛生上有害であると認めるかどうか、撤去通知を出す意志はあるかどうか、以上の質疑に対し平和橋上流の水上店舗に対して市長としては「補償をしなければ撤去できない。すなわち行政命令ではできないので政策的に民政府、琉球政府に執行させる」という説明がなされた。

同委は六日にわたり現地調査ならびに当局に対する応急措置について要望しその措置を講じさせたのであるが、台風十八号災害対策に対してはなお慎重なる調査を要するとの多数の意見で結論をみるにいたらなかった。

那覇市の災害対策／市会が軍民政府に工事陳情

〔琉新・夕　1959・10・30〕

那覇市会災害対策特別委員会は二十九日午前十時半きのうにひきつづき開かれ、二十六日の本会議でズサンな災害資料だと指摘された市当局の台風十八号被害調べは改めて同委に提出され検討されたが前の被害総額は七十二万ドル（二十三日現在）こんどのは八十五万ドルの被害見積総額を出している。

一方災害対策特別委では二十七日から市当局と台風被害緊急対策について協議した結果、二十九日いちおうの結論を出し、民政府ならびに琉球政府に対する工事施工方の要請事項をきめて、正午委員長代理の渡口副議長から市長あて要望し、被害額および図面などの付帯資料を整備添付して早急に折衝にあたらせることになった。

▽民政府に要請すべき個所（小禄管内）①具志川原＝軍ガソリンタンク土砂くずれによる被害二二四坪埋没九五・三立坪　②小禄第二ゲート＝鉄柵、具志排水溝、鉄柵を開閉式の措置を講ずる。（真和志管内）①与儀ガソリンタンク施設内排水栓は現在一本のパイプで排水されているが、さらに二本増設することを要請し、なお同施設管理人を交代制にして完全なる管理をしてもらう。（本庁管内）①旭町、壺川四四号線の両側排水路ならびに横断排水路設置方要請　②一号線（潮渡り橋）排水路ならび架橋新設方要請すること　③奥武山、壺川間の国場川流水を堰止めの撤去ならびに幅員拡張を要請する。

▽琉球政府に要請すべき個所（小禄管内）①字小禄三三号線横断排水路改修ならびに新設方を要請　②小禄屠場前の護岸補修方を要請。（真和志管内）①主席公舎土砂くずれによる被害個所の補修と損害補償に関する件について要請　②寄宮橋上流、下流の護岸崩壊による改修工事方の件要請　③岡野区排水路決壊個所の改修方要請　④安里、高橋間の横断排水路設置方の件要請。（首里管内）①又吉道路山川区内道路決壊個所の早期補修ならびに損害補償方を要請　②儀保町下樋口、上流、下流の護岸決壊ならびに地すべりに伴う被害個所の改修方要請　③桃原嘉良川橋下流の護岸改修方要請　④汀良町市場内、排水護岸の改修方要請　⑤金城町の護岸新設と浚渫方を要請　⑥首里支所前道路（龍たん側）の護岸の修復方要請。

大弦小弦

〔沖夕・朝　1959・11・4〕

兼次那覇市長は二日、台風災害緊急対策費を織り込んだ更正予算案を市会に提出したが、まさに市会の虚をついたカッコウで、その内容は交際費をバッサリ削り、市長、議員の報酬を大幅に減額したものとなっている▼議員報酬月額七十五ドルを三十五ドルに、市長給料月額百六十七ドルを百二十五ドルに減じて、浮いた分を災害対策にふり向けようというわけだが、窮屈な予算では、他の費目から回すこともできずに、せっぱつまった気持で、かねての市長構想を具体化したのであれば、市会として、一応は検討しなければなるまい▼しかし、こと給料の問題となると、非常に微妙ではある。那覇市会は、一昨年だったか、議員報酬を五十ドルから現行の七十五ドルに引上げて、かなりの批判を受けたものであるが、これをこんどは逆に、引上げ前の五十ドル以下にするというのだから、市長から心理テストでもされているみたいで、市会がどう受け取るか注目されるわけだ▼もちろん、兼次市長の緊急対策案そのものについては、どうということはない。しかし、それにしても、提案があまりに突然であり、与党議員さえ不満に思って

いるのもいるというし、しかも、さる三十一日には市会特別委の結論もでたということだから、こんどの突然の提案は、市会側を多少硬化させたのではないかとも想像される▼那覇市の災害対策といえば、いうまでもなくガーブ川の治水対策であるが、上流の分水か、下流の拡張か、意見は二つあって、そのため、特別委としても、結論をだすのがおくれてしまったのだろう▼川の氾濫による那覇市の水害は、ほとんど毎年のことであり、そのたびごとに、緊急対策の声はあるが、いまに至るまで、そう改善されたようにも感じられない。地形の関係もあって、技術的にも問題はあるし、とにかく、一朝一夕にはいかない問題ではある▼それだけ、治水対策には、市長と市会の協力が必要となるわけで、市長提案のやり方にまずい点はあったとしても、それにこだわらずに、双方の案をもちよっての討議を望みたいわけだ。その筋にあたる必要があれば、それだけ、あたる力も強くなるのである。

私の意見／那覇市の軍用地問題／基本契約締結について（上）／浦崎康華

〔琉新・夕　1959・11・4〕

はしがき

さる十月二十六日の晩、市内農連市場で民連議員団の主催で那覇市政批判演説会が開かれたそうである。その演説会を聞いたという一人の知人が「当日の弁士である某市会議員は軍用地の契約反対を叫び、那覇市有地の契約をぜひ阻止しなければならない。そのためには契約促進者である浦崎議員に圧力をかけてもらいたい」と聴衆に呼びかけていたから、この際市有地の契約の是非について明確に見解を表明せよと私に注意を促した。

もっともその演説内容のくわしいことは聞きもらしたが、しかし数年来那覇市軍用地特別委員会（市内軍用地所有者の組織せる団体）委員の一人として軍用地所有者の意思に従い、その利益擁護のため微力をつくしてきた関係もあり、かつまた市財政の健全化を図り当局をして当面せる台風災害緊急対策および山積せる諸施設を実施せしめ市民福祉に寄与するためには那覇市有地および非細分土地（いわゆる無地番）の軍用地について速やかに琉球政府と基本賃貸借契約を締結し、その賃貸料を一日も早く受入れて諸施設の財源に振向けなければならないと痛感している私として、この機会に私の見解を披れきし良識ある市民各位の御指導を仰ぎたいと思う。

二、那覇市財政と軍用地料

那覇市六〇年度一般会計予算の既決予算総額は歳出入とも一、四九六、四九九ドルで現在議会で審議中の追加予算一九〇、八九〇ドルがそのまま通過すれば合計一、六八九、三八九ドルになるわけである。

その歳入面における軍用地料は当初予算に二六四、九四七ドル、追加予算に六三、六八〇ドル、合計三二八、六二七ドル計上されており、歳入総額の一九・五㌫に当る。

問題になるのは当初予算に計上されている軍用地料は五九年度と六〇年度の分で原則として那覇市と琉球政府との間に基本賃貸借契約を締結してから全額受領するものであり、予算は既に成立しているのに、今さら契約をしないわけにはいくまいというのが私の見解である。しかし訴願すれば七五％、契約しないでもいつかは、全額受領できることは布令第二〇号「賃借権の取得について」の規定が示すところであるが、その受領できる期日は相当の日数を要するものと見られるので、公経済の市予算に計上することは妥当を欠くといわなければならない。

なお追加予算に計上されている軍用地料は訴願のため保留してあった二十五％その他過年度の分であるため基本契約をしなくても受領できる分である。

この軍用地料の受領によって台風被害の緊急対策を始め山積せる諸施設を順を追うて実施し市民福祉に貢献できるわけであり、従って予定どおり軍用地料のはいる、はいらないによって本年度諸計画の実施についても相当影響を受けることになる。それ故軍用地料を適正にしかもすみやかに受領しその金で市民福祉を増進する施設に振向けて貰いたいと念願する議員は多数いると私は確信する。

もし一部議員の意見のように基本契約を締結しないときはどうなるか。軍用地は強制権収用、その賃貸料は琉球政府に供託され、訴願すればその七五％、訴願もしなければ相当日数を経て全額受領できるが、強制収用の宣告を受けた土地に対しては十年、九年の長期前払いが適用されないから、市財政の健全化からいっても今ただちに前払いを受ける、受けないは、前払いが受

けられるようにその道を拓いて置いたほうがよいと思われる。

三、新土地計画は多数住民が大体納得している。

地主と琉球政府が基本賃貸借契約を結び、さらに琉球政府とアメリカ合衆国政府との間に総括賃貸借契約を結ぶという方式は本土とアメリカ合衆国との関係に相当似かよった点があり、これは昨年十一月妥結した琉米代表の現地折衝によって樹立された新土地計画に則るもので、従来に比べて数歩前進していると軍用地所有者の多数は見て、大体この新土地計画を納得している。

（那覇市会議員）

建築確認を取消す／与儀小前の映画館新築

〔沖タ・夕　1959・11・4〕

那覇市与儀小校正門前の映画館建築については、学校をはじめPTAからの反対運動があり、なりゆきが注目されていたが、三日行政府から那覇市にたいして、その建築物の建築確認を取り消す文書が送付されてきた。

建築確認を取消す理由として、その建築物が建築基準法の第三十九条（敷地と道路との関係）と第五十四条（道路の幅員と建築物の高さとの関係）に違反していることをあげている。すなわち、第三十九条では、建築物の敷地は道路に二㍍以上接しなければならないのに、申請者は将来私道をつくるという申請をしただけで、実際には私道の手続きと認定をうけていない。したがって、五十四条の道路の幅員と建築物の高さとの関係にも違反することになり、建築確認の取消し措置となった。

なお、この問題は開会中の那覇市議会でもとりあげられ、議会は市長の諮問にたいして、与儀小校付近を文教地区に指定するとの答申をすることにしたが、三日の本会議では「与儀小校正門前の映画館建築許可取消し方の陳情」を全会一致で採択した。

那覇市会波乱の大詰めに／保守合同へのきざし／注目の災害予算審議始まる

〔琉新・夕　1959・11・5〕

約一ヵ月余にわたって会期を延長して台風による災害補正予算を審議している那覇市会九月定例議会は五日午前十一時傍聴人がつめかけるなかに再開、注目の一九六〇年度那覇市追加更正予算の議案を上程審議に入った。開会後日程を変更、日程第二の一九六〇年度那覇市歳入歳出追加予算を上程、台風来襲による災害予算計上のため議案を撤回、つづいて災害対策特別委の台風十八号による被害報告が新垣松助議員によって行なわれた。災害補正予算の編成のため兼次市長が独自のやり方で市長はじめ議員の歳費を削減、七十五㌦の月給から三十五㌦の月給に引下げたことに対しわずか一票の差で多数を占めるとみられている与党派議員の中では「今までの議員は名誉職という考えでよかったが、現在の議員ではこの俸給が直接生活と結びついている。災害対策は全那覇市民の協力によってなされるべきであり、議員四十二名の俸給を引下げたり市長の月給を削減しただけで災害対策がたてられるものでなく、正当な報酬はむしろあってしかるべきだ。こんどの那覇市の災害が那覇市会議員への人災になり、与党派議員としては、むしろ裏切られたというべきだ」と批難するとともに兼次市政に対し比較的利害関係の少ない議員がソッポを向き始めるとともに保守合同のかけ声も高まっており、こんどの九月定例会の結果いかんを問わず、那覇市会の小党派の分野はまたまた大きく変化するものと予想されるにいたった。

兼次市長／〝総辞職の腹でかかる〟／水害解決は軍援助が必要

なお兼次市長は一九六〇年度那覇市歳入歳出追加更正予算の議案説明に従来の慣習をやぶり、みずから立って議案説明をのべたが、そのなかで「戦後那覇市の住居地帯には進駐軍の弾薬集積所があって市民はしかたなくガーブ川一帯の低地帯に住みついたのであり、那覇市のガンといわれているガーブ川の浸水の解決のために米国側が必ず資金を援助する義務があり、もし援助しなければ世界の良心にうったえるという意味で市長も議会も総辞職の決意をもってのぞむ」といったことに対し、高良（清）議員は「従来の予算説明は部課長が行なっていたが兼次市長が異例の予算説明をしたのはなにか、こんたんがあるのか」と休けい中に発言したが、午後一時から再開する追加更正予算市会は波乱の大詰めの様相をおびており、注目されている。

一社　説一　市長提案にまずい点はなかったか…

〔沖タ・朝　1959・11・6〕

那覇市会は、さらに会期を延長した。台風災害対策を審議するためであるが、こんどの延長は、市長提案の追加更正予算案をめぐり、市長と市会の対立を

招くのではないか、ということで注目される延長市会となっている。

台風災害対策についての兼次市長提案の更正予算案の内容は、たしかに、市会の虚をつくような思い切ったものではあった。兼次市長は五日の市会で〝最小の報酬で最大の奉仕〟を提案理由として説明しているが、議員報酬は、昨年実質的に五十ドルから七十五ドルに与党の反対をおし切って引上げたばかりであり、これをこんどの更正予算で、一挙に三十五ドルに引下げようとしているのだから、問題はかなり微妙なものをふくんでいる。名目が災害復旧費案出ということになっているので、市会としては、市長提案の報酬引下げ案に、表面反対するわけにもいかず、そうかといって七十五ドルから三十五ドルへの大幅減額は、額としては大きいし、議員の弱点をつかれたカッコウで、内心は不満に思っているのも相当いるのではないかと想像される。

もちろん、こんどの提案を兼次市長が、議員の弱点をつくことによって、市会をひっぱり回わそうという考え方からでたものと思いたくない。だが、提案の仕方に問題があったといいたいのだ。報道によると、兼次市長は、報酬引下げ案を与党議員にさえ相談せずに、全く突然の提案だったというし、しかも、市会特別委員会では、さる三十一日に委員会案をまとめたといわれている。兼次市長が、この特別委案に気がつかなかったとは考えられないことで、またかりに、気がつかず、全く知らなかったというのであれば、市会の災害復旧対策に無関心だったことを示すものである。

市長や議員の報酬を大幅に引下げて、市長がいうように、最小の報酬で最大の奉仕、ということには決して反対ではない。しかし、実際問題としてどうだろうか。むろん、議員の中には、報酬を半減されても困らないのもいるだろう。が、三十ドルもバッサリやられたのでは、多少は生活にひびくのもいるにちがいない。市長給料を月額百六十七ドルから百二十五ドルに引下げるのと同一条件下にあるとはいえないものがある。とにかく、こういう問題は、事前に市会側の意向を打診しておく必要はなかったか。そのへん、非常に市会対策上、まずさを感じるのである。

さらに、もう一つの重要な点は、こんどの更正予算案の内容が災害復旧となっていることである。市町村自治法の規定では「非常の災害の応急施設経費、伝染病予防経費」を市会が削除あるいは減額したら、市長は、これを不信任議決とみなすことができるようになっている。これは解釈や認定の問題にもなるが、いずれにせよ、市会への挑戦だという印象を野党の一部に与えたのは事実だろう。

それはともかくとして、意地を張って対立するか、それとも歩みよるか、市長や市会の考え方いかんによるが、ほんとのところ、いまさら不信任、解散もどうかと思うのだ。まずかったところは虚心に反省してみる―それを市長や市会に望みたいのである。

災害報告で大荒れ／那覇市議会／深夜まで論戦続く／「最低市会」のヤジも飛ぶ

〔琉新・朝　1959・11・6〕

五日午前十一時から再開した那覇市会本会議は午後一時続開、兼次市長提出の一九六〇年度那覇市歳入歳出追加更正予算について質問に入ったが、三議題を一括上程したため議場が混乱、災害対策特別委の台風十八号による被害調査報告について与党派議員がてんでばらばらに同委の報告をつつき、与党派同士で討論する場面も出て、黒だかりの傍聴人から「最低市会」だとのヤジも飛んだ。また人民党議員と兼次市長とが報酬引下げで「市長は災害対策特別委から提案されるとまずくなるからええいくそと月給を削ったのだろう」「誰れが、自分の俸給までええいくそと削れるものか」とかけあい万才のような質疑応答もあり、議場はどっとわいた。定刻の午後四時を延長、市長に対する追加更正予算の質疑をなおも続行、午後六時一たん休憩、夜食ののち午後十一時になり漸く質疑を終了、災害報告から端を発して与党派議員の発言から大荒れした本会議を散会、追加更正予算ほか二議題は災害特別委に審査を付託、きょう同委で審議され七日の本会議で議決される運びとなった。きのうの議会の混乱は根本的には市会の委員会の災害対策を受けてから兼次市長が災害補正予算を提案するという順序を経なくて抜き打ち予算を出したことと、与党派議員グループが災害対策委の報告について意見調整をしていなかった点にあるとみなされている。

午後一時すぎ那覇市会本会議が再開され、午前中から継続している兼次市長

の予算説明があってのち、宮里議員が旭ヵ丘不法建築物に対する立退き補償費について質問にたった。

宮里議員　旭ヵ丘不法建築物に立退き補償費として市民の血税をあてるのは納得できない。われわれは法治国民として法の秩序を守るのは当然であるが、不法建築物に補償することは法を守る善良な市民が損である。市長は不法建築物の補償には税金で払うのではなく軍用地代で払うという子どもだましのようなことをいっているが、これは議会へのぶ辱だ。この一万一千九百六ドルの移転補償費にくり入れるべきだ。その意思が市長にあるのか。

市長　法に従ってこれを補償する。不法建築物に対する補償に税金をあてるという世にも不思議な物語りが妥当とするならば、軍用地代の値上がりでこれにあてるという論法もなり立つということをいったのであり、議事録を見てもらいたい。

つづいて災害対策特別委の台風第十八号による被害調査報告についての質疑と那覇市報酬および費用弁償条例の一部を改正する条例、一九六〇年度那覇市歳入歳出追加更正予算を一括上程したが、この議事の進め方に異論で議会は混乱。重なり合った議案の質疑は議事進行に障害があるとして、災害対策委の被害報告と予算□□□□してすすめ、被害報告は委員会に差しもどし訂正個所と状況変化による修正を行い最終決定を出すべきだとの意見が出たが、休憩中表決に入り多数決で災害対策委の被害報告についての質疑に入った。

久高　零細農家が台風被害を受けており、この調査を委員会に報告するよう要請してあったが、報告は出ているか。

市長　予算案の提案説明の中で、特別委からの報告が三十一日までにとどいていないので独自の立場で追加更正予算案を出したと説明した。委員会から市長あての災害予算措置は渡口副委員長の名で四日夜にしか届いていないし、その中で歳入については八万二千ドルの災害対策を要請しており、歳出については一字も書いていない。委員会からなになにを削除せよという具体案はまだ受けとっていない。

又吉議員　こんどの追加更正予算に一万一千九百六ドルの立退き補償費が含まれているが、公園計画はなるほど市民の望む所ではあるが、緊急対策を講じてから予算化すべきではなかったか。立退き補償費はぜひ必要ではあるが、これは次回に計上してもよかったと思う。

市長　旭ヵ丘公園を建設するために計上した立退き補償費は絶対に必要である。これを災害費にまわさなかったのは予算にはガーブ川下流工事の分をのぞいたほとんどの災害対策費を計上しているからである。ガーブ川の下流は次年度で実施する計画が、現在首都建設委で検討されており、せっかくの同委の努力もあるので予算上も首都建設委の手によって実現させたい。

石原　旭ヵ丘補償費をなぜ災害費に入れなかったか、かりに緊急対策にふりむけられた場合この補償費を削って緊急対策費に入れ、次期議会に出していいではないか。

市長　災害対策の市の予算措置は災害対策委が示された八万二千ドルのうちからガーブ川下流だけをのぞいたすべてをふくめての分であり強いて立退き補償費を削る必要はない。旭ヵ丘公園建設については民政府がはっきり七万五千ドル援助を約しており、緊急である。

石原　常識的にいってガーブ川の下流をそのままにして上流だけやるのはなっとくいかない。上流工事で、上流のはんらんは防げるがより以上に下流は必ずはんらんすると思う。旭ヵ丘補償費を削除してはんらんの危険である下流工事にあてるべきだ。

市長　上流の工事を改修することによってはんらんはしない。受水地域は一定しているので下流のはんらんは考えられない。今までのはんらん以上のはんらんがあるかないかは、将来の雨量を計算しなければわからない。

新垣　災害対策委の資料は三十一日午後五時三十六分にできている。報告を待たずに市長が予算を出したのは遺憾に思う。□□□ガーブ川問題で米国の援助は義務だと市長同様に考えているが、総辞職するというのは逃避であり、もし通らなければ座りこんでもやるべきだ。

市長　ガーブ川の浸水の原因は米軍にあり、米軍の義務で解決しない時は総辞職により世界の世論に訴え米国への効果を狙ったもので、決して逃避のために総辞職するのではない。もしそれでもできなければやめるまでだ。

瀬名波　災害対策委の災害対策と市当局との対策とを意見調整をして緊急に災害対策にあたるという助役の申入れであったが、兼次市長が二日に独自に災害予算を出していることはなっとくいかない。これでは災害対策委の災害報告もいらないくらいだ。

真栄田　昨年六月九千円の議員報酬を値上げして議員の最小の代償と信じていたと思うが、こんどの市会に対して三十五ドルの大幅引下げをして、これを最小の代償であるとする理由は。

市長　昨年七十五ドルを、今は三十五ドルを最小代償として出されているが、昨年六月の議員報酬七十五ドルは多数委員の要望で、議会が全力をあげてやってもらうために値上げしたが、その後の状況からして議員の報酬を値上げしたり値下げすることによって議員の努力が左右されるものではない。昨年のことは間違っていたので改めるのが当然である。あの当時より二百円を上げて三十五ドルとした。

〝議会を侮辱するのか〟／市長と議長対決の場も

○…午後八時半から再開した本会議で追加更正予算について質疑が行なわれ開会前森田議員から議長に対しては質疑を簡潔にして日程を早く終了すること、市長に対しては議員への答弁は油に火を注ぐようなことをせずにどん感にやってほしいと要望があったにもかかわらず、開会直後高良（清）議員と兼次市長との間に交わされた災害特別委の報告についてひともん着がおきた。

○…「開会中の特別委には関係助役、部課長が呼ばれ、詳細な災害対策について検討されているが、部課長は市長に報告したか」という質疑に対して部課長でなく市長が答弁に立ち、高良（清）議員が気色ばんで立ち、災害対策特別委員長代理である渡口議長代理も市長に「答弁要求はあなたではない」と制止をしたが、兼次市長は強硬に答弁を続行したので、渡口議長代理は「議長の制止を聞かないのか、議会を侮辱するのか」といきり立って、兼次市長を激しく難詰、一瞬議場をハッとさせたが、このあと部課長が出ておだやかに「市長、議長の対決の場」に幕をおろさせ、夜の小党小派の那覇市会らしい一シーンを見せた。

私の意見／那覇市の軍用地問題／基本契約締結について（下）／浦崎康華

〔琉新・夕　1959・11・6〕

軍用地問題は一九五一年四月以来七ヵ年の長期にわたる沖縄住民の努力と本土九千万同胞の絶大なる支援によってアメリカ側を反省せしめ従来の一方的な収奪に等しい土地政策を改め琉米代表の合意による新土地計画が樹立されたことは前述のとおりである。この新土地計画にしてもわれわれ住民から見て必ずしも最善とはいいがたいけれども限定付保有権即ち一括払いによる土地接収は廃止になり、新有権は地主の手に確保され、軍用地料は二・一一倍の増額で毎年払い（注＝一括払いの対象となっていた不定期貸借権設定の土地所有者の希望によっては十年分以内の前払いを受けることができる）になっているのが従来と著しく変った点であり、ここまでこぎつけてきた住民代表諸氏の努力には感謝の意を表するものである。

軍用地連合会ではさる十四日の総会で各市町村は新土地計画による契約業務に積極的に協力してこれを円滑に遂行することを申合わせている。

新土地計画は住民多数が大体納得し受入れられていると思われる。しかし軍用地問題が相当残されており、たとえば伊江島や西原村飛行場跡の問題なども琉米代表によって構成されている土地諮問委員会で宜野湾村中原部落の移転補償問題が最近円満解決したことにかんがみ同委員会の努力に期待されるところが大きい。抵抗より話合いへの道が開かれていることは喜ばしいことといわなければならない。

四、市政を本然の姿にかえそう

個人や政党その他の団体がそれぞれの世界観に基いて一定の理論、政策を堅持しその実現に努力することは当然である。しかしその個人や政党、その他団体の理論、政策によって大衆を教育しても彼の理論、政策はいつまでも正しいといえないと思う。彼は教育されている大衆から彼みずから教訓を汲み取って理論や政策を鍛え上げなければならないだろう。指導者と被指導者との間に相互作用があって初めて前進するものと私は解釈している。一例をあげてみると、戦時中に食糧増産の目的で沖縄県庁では斯界の権威者および諸機関の進言でイモの畦立植を奨励し、そのはかばかしい成果が上がらないので県令を公布し、また部落常会などでその実行を決議して農民に励行せしめた。しかし終戦後は殆んどもとの平植に戻っているのを見ると正しい畦立植の理論も極度に集約農業を営んでいる農民がついていけない欠陥があったと考えられる。実際に畦立植で増産を図るならば農民の立場から実行できる理論と技術を適用しなければならないと思われる。そこには指導者と農民の間の相互作用が十分でなかったことが指摘されよう。軍用地問題にしても四原則貫徹をスローガンに掲げ全住民が一致団結、島ぐるみの無抵抗の抵抗をつ

づけた当時と現在を比べると事情は前進している。大多数の住民は彼らが推した現地折衝の住民側代表がきりひらいた道を進んでおり軍用地の補償制は移転、物件の損害などに適用し毎年の地料は賃貸料の形で受取ることを住民の大多数が承認していることは前述□□□□□□したがって事態は新しい段階にきている。新しい段階にはそれに適応する新しい理論が生れるべきであって歴史のかなたに去った過去の理論を今もって固執することは正しいとはいえない。むしろ大衆におきざりにされた陳腐な理論と行動を反省し、大衆から教育され、その理論を汲み取ってすなおにかつ適切に自分の理論と行動を修正することが勇敢でもあり、また正しいと信ずる。市民の多数は議会における派閥闘争を止め協力して市民福祉のために努力することを要望している。この市民の声に顧みて議会における党争は休戦して市政を本然の姿にかえしたいのが私の願望である。軍用地基本契約の締結如何は今後の那覇市政の運営にも大きな影響があるので市民各位の御指導御援助によって早急に実現させたいと思う。

（那覇市議会議員）

那覇市災害時別委／最初から荒れる／渡口派月給35ドル引下げ案に賛成

〔琉新・夕　1959・11・6〕

きのうの本会議で議案の審査を付託された災害対策特別委は午前十一時十分会議室で開かれ、まず市長および議員の報酬引下げにからむ那覇市報酬および費用弁償の一部を改正する条例の審議に入った。

人民党は50ドルの線

平良（真）議員　現状の七十五ドルの線で行くか、市長案の三十五ドルで行くか、それとも委員会自体で適正額を打出すかのいずれかに焦点をしぼって議事をすすめたい。

又吉議員　各派調整のため別室で打ち合わせてから審議した方がスムーズに行くと思う。

備瀬議員　市当局案は議会に対する挑戦であるのか、市長の意志はどこにあるのか検討する必要がある。市当局案の三十五ドルは災害対策費に入れることを考えてのむ。

渡口委員長　議会は議会に与えられた権限をもって独自の立場で審議すべきである。市長にこれ以上質す必要はない。

瀬名波議員　裁判の公証人も一日一ドルであり、職安あっせんの労務よりも安い五十トンの日当であり、市当局案は不当だ。議員には必要な参考書類の購入もあり、兼職を持たない議員もいるので、報酬五十ドルは必要だと思う。民連は当初から五十ドルの線を主張しており現在も変りない。

つづいて各派意見調整のため一たん休憩に入り、又吉議員が渡口委員長に議事運営について不満を表わし食ってかかる場面もあり、追加更正予算など重要議案の審査を付託された災害対策特別委は初っ鼻から荒れ出した。

なお災害対策特別委（十二名）の勢力分野は次のとおりとみられている。

▽委員長　高良一（出張中欠席）

▽与党派　大山盛幸、新垣松助、仲宗根梶雄、平良真次郎、又吉久正、玉城正次、赤嶺一男（旅行中欠席）

▽野党派　副委員長渡口麗秀、備瀬知良（渡口派）、瀬名波栄、黒潮隆。

抜打提案は議会への挑戦／那覇市会災害特別委／立退き補償費削除／二日がかりで追加予算を修正可決

〔琉新・朝　1959・11・7〕

五日深夜市会にひきつづき、災害追加更正予算など議案の審査を付託された災害対策委は、六日午前十一時から質疑を続行して午後十時すぎになって、ようやく問題の市長抜打ち提案の一九六〇年度那覇市歳入歳出追加更正予算の最終審査に入り一たん休憩、与党派、人民党、渡口派の三派代表が最後の意見調整をしたがなかなか調整ができず午後十一時五十三分ようやく意見調整を終了して開会。大山議員より全会一致で調整した同委の独自の災害追加更正修正予算を説明、説明のうち午前零時五分一応同委の日程を打切り七日午前零時五分市会始まって以来特別委異例の翌日持越しの形で改めて開会。注目の旭ヵ丘立退き補償費一万一千九百五ドル（一ドル費目存置）をはじめ、新庁舎建設費五千六百六十ドル（一ドル費目存置）などを大幅に削減、問題となった追加更正予算を修正可決し、午前零時四十分閉会した。

渡口委員長の話　きのう午前十一時委員会を開会して、委員会のこんどの災害対策についての審議にわたって根本態度としては、あくまでも議会の自主性を堅持して対策を樹立するというような考え方で審議を進めた。その前提

として兼次市長の災害対策関係の追加更正予算に対して、十分検討を加えるとともに委員会独自の災害対策の経費についても、慎重検討を加え、災害対策の経費を決定し、その経費について市長提案の追加予算の歳出に対し、鋭いメスを加えるために各派意見調整した結果、各派全員一致で修正案が可決された。歳出の面では市長提案の追加予算案から三万八千一百ドルを更正して、それをガーブ川の河川改修費に一万七千ドル、道路新設改良費一万四千十五ドルその他の必要な経費に充当した。なお東恩納文庫建設補助金は今年中に建設する見込みがないので十二月定例議会で市長において更正してガーブ川下流工事に一万七千ドルの工事費追加計上するよう委員会要請することをきめた。二日がかりという異例の経験をしたが、各委員の真剣な努力に感謝する。

議員報酬を50ドルに／全会一致で修正可決

【夕刊既報】議員の月給引下げ条例の審議でしょっぱなから議事運営でもめた午前中の那覇市会災害対策特別委は、各派意見調整のため一たん休憩に入り、午後一時半再開、各派未調整なので那覇市報酬および費用弁償条例の一部改正する条例を各派調整なり再開。

新垣委員　日給一ドル六十七セントに意見の一致をみたが、七十五ドルを三十五ドルに改めて、災害対策費にあてたい。社会生活の現状から物価の値上がりもあり、七十五ドルを五十ドルに改めたい。

備瀬委員　市長が議員報酬を独断で決定提出したことは反対、われわれはこれでよいが、市長の態度はいけない。

瀬名波委員　市長は提案理由が災害対策のためと公表していたが議会の追及で、三十五ドルが適正だと出ている。これは議会侮辱であり、那覇市議会の能力は三十五ドルとの態度である。災害対策も持たず議会の要請でようやく腰をあげて当局が議会の報告を待たず当局案を出したのはいかん。市長が台風対策のため止むを得ないから我慢してくれというのならわかるが三十五ドルが適正だというのならばできない。市長の三十五ドルを十五ドルあげた五十ドルが妥当と信ずる。

大山委員　市議員はプライドをもって一生懸命やっており、さきにも七十五ドルは適正だとしているし、削除しなかったと思う。これに対する三十五ドル案は侮辱だ。と現行に固執するのは大人げない。この際災害対策もあるので七十五ドルを五十ドルに改めたい。

つづいて採決に入り、月給七十五ドルを五十ドルに引下げ、日当一ドル六十七セントにし、災害対策にあてることを全会一致で修正可決、人民党案に賛成した。

土木費に質疑集中／ズサンな予算つく

六日午後再開の同委で問題の一九六〇年度那覇市歳入歳出追加更正予算の審議に入った。兼次市長の抜打ち提出議案である災害追加更正予算のうち災害土木費五万七千八百二十二ドルの内訳について、神原小学校から平和橋間ガーブ川河川改修工事費七千八百五十四ドルなどについて質疑を交わし午後六時半一たん休けい、与野党派別室で意見を調整、午後七時四十分再開、質疑を続行、土木関係工事費のうち道路新設改良費の中で当初予算より減額した工事費二万六千六百三十九ドルのうちから新規工事費三千七十七ドルを壺屋区内道路、真和志繁多川道路工事にあてている予算編成に質疑があり、仲宗根委員、渡口委員長から当初予算より削減した工事費はすべて災害土木費にあてるべきだと指摘され、同委における市当局の追加更正予算土木関係工事費の計上のしかたについて疑問視する質疑が続き、午後十時すぎようやく質疑終了した。

疲労困ぱいの議員／市当局もふらふら答弁

連日連夜にわたる議案の審議で市当局部課長も議員も疲労の色濃く欠席部課長も呼び出され、くたくたになって災害追加更正予算にとっくんだが、市長提案の追加更正予算が、議会とは事前の意見調整もなく急に提出されたため、いろいろな予算技術上の疑問点があり約九時間も質疑を続行、議会側も小党小派の与、野党の意見調整がながびき、このためだらだらとした災害対策特別委の審査となったとみられるが、午後十時すぎから議員のマトはずれの質問に市当局部課長がふらふらになって答弁するという異例の特別委員会に終始した。

ガーブ川／準用河川の適用／全会一致で市要請決まる

渡口委員長　ガーブ川は河川準用により行政府の責任であるが、現在準用河川として認められていないので、ガーブ川は行政区域としては那覇市内であり、ガーブ川の水害解決にあたっては那覇市の責任において処理するという考え方に立って問題解決にあたってもらいたい。

安里土木課長　政府に準用河川の認定を申請しており、市長予算説明にあ

ったように最初は米軍の弾薬集積所であったのであるから米軍の援助によって解決するのが当然ではないかと思う。

新垣委員　ガーブ川は現在私有地であるので、ガーブ川の水害はその一帯の那覇市民のために緊急に対策すべきであり、準用河川の要望を再度にわたってなしているが、いまだに政府の設定を受けていないので、水害に対しては早急にその緊急対策をやってもらいたい。

瀬名波委員　ガーブ川、安里川の本流を形成しているところの那覇市の区域にあたる流域は政府の準用河川の適用をしてもらうよう市が要請するよう要望してもらいたい。

渡口委員長　そのように全会一致して要望を付して市当局に要請する。

大城建設部長　ガーブ川の平和橋―むつみ橋は幹線道路としてマスタープランになっているが、水上の建物を立退かさせることは非常に困難なことである。そこで私案としてガーブ川を踏渠の上に三階建てまたは一階建のブロックを建てる計画を持っており、これに対しては関係地主、市当局および民政府の援助によって解決していくというプランを持っているが、あくまで私個人の意見である。

災害予算を修正可決／那覇市会／波乱劇の幕閉じる／軍用地問題で激しい応酬

〔琉新・朝　１９５９・11・８〕

さる九月二十九日から三十九日間にわたる会期のうち台風災害対策をはさみ、旭ヵ丘公園不法建築立退補償費、ガーブ川治水台風災害緊急対策、市長抜打ち提案に追加更正予算と議員報酬引下げ問題など波乱にとんだ那覇市会も、七日本会議で問題の災害追加更正予算を議会側の約三万八千ドルの災害費の追加修正どおり、一部修正して全会一致で可決して午後六時半終了した。注目の旭ヵ丘公園立退補償費一万一千九百五ドルと新庁舎計画建設費五千六百六十ドルは費目存置の形で削減、ガーブ川下流護岸工事費一万七千ドルにあてるなど議会の修正どおり災害追加更正予算を可決したが、市当局も直ちに台風災害対策に乗り出すことになった。

那覇市会最終本会議は七日正午ようやく開会、日程第一の台風第十八号による被害調査報告について大山議員から六日午前十一時から七日午前零時四十分まで行なわれた異例の委員会の状況を報告、結論は日程第三の一九六〇年度那覇市歳入歳出追加更正予算の議案上程の際に審査を報告することとして、日程第二にのぞみ議員報酬にからむ那覇市報酬および費用弁償条例の一部を改正する条例と議案を上程したところ大山総務委員長の審査報告後、高良（清）議員からくさいものにふたをするということになるので質疑が必要であるという発言から、質疑は必要でないという声が強く渡口議長が表決をとろうとして議場は騒然とした．高良（清）議員が議長との了解で質疑必要をひっこめたので直ちに討論に入った。これに対して又吉、仲松議員らが賛成討論あって、月給三十五ドルを五十ドルに、日当五十セントを一ドル六十七セントに全会一致で原案修正可決した。一たん休憩昼食。午後一時半再開、問題の市長提案一九六〇年度那覇市歳入歳出追加更正予算が上程され、大山議員より災害対策特別委の審査報告が行なわれ、質疑を打切り討論に入った。新垣議員の賛成討論があって採択、一九六〇年度那覇市歳入歳出追加更正予算の災害特別委の修正案を全会一致可決、またその他の原案を全会一致承認、一九六〇年度那覇市歳入歳出追加予算を一部修正で可決した。つづいて、「日程第四災害救助法」の早期立法要請について全会一致でこれを要請し、全日程を終了したが、平良（真）議員が緊急動議を出し、日程追加として那覇市有地管理地の軍用土地賃貸借基本契約について与党連名で要請決議案を提出した。

これは「新土地計画に基いて那覇市の市有地管理地を契約して毎年払いとして財源を確保しよう」という要請決議案であるが、これについて人民党議員があくまでも四原則を守るという立場が真向から反対し、鋭く提案者を追及、質疑が長びき午後四時すぎ一たん休憩、午後四時半再開。

さきにひきつづき軍用土地料について質疑がつづいたが、比嘉（朝）議員が立ち「軍用地料の契約制には賛成であり、十年契約でもよい早く市民の福祉のために契約すべきであると思う。市長のイエスかノーかを答えてもらいたい」。これに対して兼次市長は「当局提案以外のことに市長答弁の要求は越権行為である、で答弁の必要はない」と答えた。久場議員の動議で表決により多数により質疑を打切り、討論が入り浦崎、新垣議員が賛成、真栄田、瀬名波議員が反対を述べ午後六時十五分

採決に入り、賛成多数のため原案どおり要請決議案を可決し、午後六時二十分九月定例議会をようやく閉会した。

災害対策に努力

兼次市長のあいさつ　会期十五日間から三十九日間の長きにわたったのは、台風による災害があったためで、那覇市の災害も多大であったとともに市会も波乱があったが市会議員の公僕としての努力を払ったため災害に対する措置ができた。あすから災害対策をスムースに行なわれるよう努力する。

どうなる軍用地契約／那覇市有管理土地／微妙な市長の立場／市会決議と政策の板挟みに

〔沖タ・朝　1959・11・23〕

那覇市には現在軍用地として使用されている市有地が約三万坪、非細分地、すなわち無地番として市が管理している土地が約九万坪あって、これからあがる賃貸借料として年間約十三万ドルが予定されている。ところが、これらの土地について基本賃貸借契約を兼次市長が結ぶかどうか、その態度が注目されている。

さる八月三日に上之屋の市有地とカルテックスが使用している非細分地の契約について市役所にリストが送られてきて、それから六十日後の契約期限である十月二日をすぎても、市長が賃貸借契約の意思表示をしていないため、そのままにしておくと十二月二日に収用宣告をうけることになる。賃貸借契約を拒否し、さらに賃貸借料も受けとらないとなると、予算執行上困まるので、関係部課長や与党議員がなりゆきを心配し、兼次市長の決意をうながしているが、市長は「目下検討中」というだけで確答を保留している。

その後、市有地について新たな賃貸借契約のリストも送付されてきており、もし兼次市長が契約を拒否し、さらに収用宣告にともない供託される地料も受けとらないか、または契約についての決定がおくれると、那覇市の現行予算に計上されている約二十六万ドル（二か年分）の軍用地料の使用料の収入の見通しが立たなくなり、場合によっては歳入欠陥ということになって、事業の執行ができなくなるおそれがある。賃貸借契約について兼次市長の立場を困難にしているものの一つは、同市長がさる市議会で「軍用地の契約はしない」と言明していることであり、また同市長の属する社会党も〝契約反対〟を打ち出していることである。しかし、一方、那覇市議会は「早く市有地の軍用地契約を結べ」という市長への要望を野党の反対を押し切って議決しており、市長は個人的政策とは別に、議会の意思を尊重するということで、契約を結べば問題はなくなるのではないかとの見方もある。

つぎに、兼次市長に契約の意思があって、さらに法規上の問題があるようだ。市町村自治法によると、市町村は条例で定める財産について十年以上独占的使用を許可しようとするときは議会で出席議員の三分の二以上の同意を得なければならないことになっており、那覇市条例では、その財産として一件千坪以上の土地とも指定されているから、市有地の軍用地契約の場合も当然この法規に該当するということが、市議会で野党側議員が指摘している。土地契約について議会の同意を得るとなると三分の二以上を獲得できるか、きわめて疑問であり、そこにも兼次市長の苦しい立場があるようだ。

もっとも、自治法では〝政府〟に対する使用の許可については議会の同意を要しないということになっているので、米国民政府もこの〝政府〟の中に含められるかどうかという法規上の解釈いかんでは議会の同意を要しなくてもよいことになる。

兼次市長が「検討中」ということで固く口をつぐんでいるのも、このような問題点と市長としての困難な立場があり、その解決をせまられているからだともいわれている。いずれにしろ、兼次市長としては、十二月の市議会までにはっきりした態度を打ち出さねばならず、市有地の軍用地契約をめぐって、議会はまた一波乱をまぬがれないかもしれない。

自民党の支部づくり難航予想／複雑な那覇市会派閥／保守系の一本化は不可能か

〔琉新・夕　1959・11・26〕

自民党は二十一日党本部で行なわれた執行部会議で当面の重要課題である党支部づくり具体化をはかることになり、ただちに各市町村で世話人会を組織することになった。党本部としては、まず那覇地区の支部結成を皮切りに、全琉的に組織活動を展開する方針を打ち出しているが、那覇市会における保守分裂の現況などから行き悩みの状況とみられている。

さる十七日災害追加更正予算の一部を修正可決して、約四十日間にわた

る九月市会の会期を終了した那覇市会は災害対策費のために削減された議員報酬で大荒れ、抜き打ち提案に対する非難とともに兼次市政に対し、比較的利害関係のない与党派一部議員（自民党）が、ソッポを向き始めるとともに、保守結集へ積極的に動いている。

自民党では来年一月二十日までに世話人会の組織を完了することをメドにし、全琉各市町村にくまなく支部をつくることを原則としているが、支部づくりの難関である那覇地区では、市会の保守派が感情的に対立して保守分裂した現状と兼次市政（社会党）に対する保守確立の必要性からみて保守結集の必然性は理解できるのであるが、沖縄市改称問題で分裂した五日会当時の感情のシコリがまだなかなか抜けておらず、保守結集による自民党那覇支部づくりは困難視されている。那覇市会の勢力分野を検討しながら保守結集への政治的な要因を探ってみよう。

那覇市会は四月の定例市会で提案された沖縄市改称賛否で激しくもめ、二十三名の議員を擁していた五日会が沖縄市改称賛否の表決のまま分裂、こんにちの小党小派の分裂に拍車をかけた。五日会分裂後は旧五日会Ⅰ派十五名、社会党一名、中立二名、無所属一名、民連派二名、人民党七名、旧五日会Ⅱ派八名、しせい会六名、計四十二名であったが、六月定例市会の助役選任問題、台風シャーロットによる災害追加更正予算案などによる政争を経て若干の変化がみられる。

九月市会後の那覇市会の勢力分野は与党派と目される議員二十二名、人民党七名、民連系四名、渡口派八名、中立一名とみられている。

与党派　六月市会当時とくらべ大きな変化は、しせい会がこの一派にふくまれ、二十二名となり、議会四十二名の過半数を制していることだ。同派は兼次市政に対し是々非々の立場にたっており、知性派の平良、大山両市議が同派をリードしている。平良議員にいわせると今の市政をスムースにやっていくには、議員全員が完全野党の立場で市政を考え、また兼次市長は完全超党派で市政を推しすすめば案外うまくいくのではないかともらしているが、味のあるサジェッションとして受けとれぬこともない。

平良真次郎、大山盛幸、儀武息睦、比嘉佑直、金城武一、森田孟松、喜久山朝重、金城賢勇、大城清徳、宮里敏慶、久場景善、又吉久正、宮城実、具志清裕、仲宗根梶雄、玉城正次、普久原朝光、赤嶺一男、玉井栄次、金城幸信、浦崎康華、新垣松助。（二十三名）

浦崎議員は軍用地料の問題で社会党を九月市会中に脱党したのでほんとうの意味での与党議員はこれで一名もなくなったわけ。なお大城清徳議員は是々非々の立場で与党派でなく厳正中立だと言明している。この与党派の中に自民党に籍をおく議員が玉城、仲宗根、宮里、久場議員ら数名とみられているが保守結集の線が打ち出されるのは、この自民党員の中から出るということになるが、保守結集のチャンスをつかむにはまだ時間を貸さねばならないというのが消息通の味方である。

渡口派　人民党の七名と同じく終始一貫して野党の立場を堅持しているのが、この派の八名のサムライである。六月にひきつづき九月市会もおん大将の渡口（麗）議員が議長席につき、野党議長らしい議事の運営ぶりをみせ、与党派の感情をあおる場面もあった。わずか八名であるが、議会活動はナカナカめざましい。九月市会においても中盤で、旭ヵ丘公園の不法建築立退補償費が通過する見とおしが強く、反対した同派は半ばあきらめていたが、台風シャーロットの来襲で災害対策が大きな政治問題となったため、旭ヵ丘公園の立退補償費一万一千九百六ドルは一ドルの費目存置で削減された。渡口派は冗談だが、ひそかに台風シャーロットをカミカゼと呼んでいる。

渡口麗秀、比嘉朝四郎、辺野喜英興、備瀬知良、玉那覇有義、糸数昌剛、渡口政行、高良清二。（八名）

渡口（麗）議員は宮里議員らに保守結集の話を持ちかけられ、いちおう考慮しているが、ふみ切るキッカケがないので、情勢を静観するという態度であるとみられている。しかし渡口派と与党派とは沖縄市改称の賛否をめぐって分裂してまだ新しいし、感情のシコリはまだ消えないものとして保守合同は当分ダメだという向きが多い。

人民党　真栄田義晃、瀬名波栄、仲松庸全、石原昌進、上原文吉、黒潮隆、儀間真祥（七名）

民連派　仲尾次盛夏、屋慶名政永（社会党系）、崎山喜達、久高友敏（人民党系）（四名）

無所属　高良一。

治水対策委を設置／那覇市が水害に対処？

〔琉新・夕　1959・11・26〕

那覇市では豪雨のたびにはんらんするガーブ、安里川の治水対策に腐心して

いるが、二十五日午後一時から市会議室に市会議員、学識経験者、通り会代表三十名を招き那覇市治水対策委員会を設置、互選の結果、委員長に新垣松助氏、副委員長に宮城嗣吉氏、森田孟松氏を選任、午後三時散会したが、次にひらかれる同委に兼次市長から正式に諮問案が提出され、本格的な活動を始めることになった。きのう設立された那覇市治水対策委員会は①治水対策としての基本計画に関する事項②基本計画の具体的実施方法に関する事項③財政計画ならびに資金の確保に関する事項④その他治水対策に関する必要な事項に関する市長の諮問に対し、調査、審議の上市長に答申するもの。

那覇市治水対策委員

▽市会議員＝新垣松助、平良真次郎、比嘉佑直、高良清二、森田孟松、又吉久正、金城武一。

▽市職員＝土木課長安里一郎、建築課長与世田兼正、都計課長知念英五郎、消防隊長松本吉典。

▽学識経験者＝医師古波倉正栄、工交局次長宮城久元、社会局公衛課長川満彦一、那覇署長幸地長恵、首都建委事務局長新垣義常、立法院議員山城善光。

▽各種団体代表＝那覇商議所副会頭宮良永昌、通り会長宮城嗣吉、平和通り金城勲、むつみ橋通り島袋幸英、市場中通り照喜名康行、新生通り会川満実昭、新天地市場代表平山良政、新栄通り会長花城安正、新天地通り会長田中国雄、市場中央通り大城善昭、沖縄タイムス編集局長上地一史、琉球新報編集局長池宮城秀意、通り会役員黒潮武秀。

兼次那覇市長を除名／社会党〝党の基本精神逸脱〟

〔琉新・朝　1959・12・7〕

最近の〝兼次・那覇市政〟にたいし批判的態度をとっていた沖縄社会党は、六日午後の中央執行委員会で兼次佐一氏（党中執委・那覇市長）を除名処分することに決定した。

この日の中執委会は那覇市神里原の党本部で、中執委十四人（総数二十三人）が出席して午後一時すぎ開かれた。

兼次氏は開会通知をうけたが欠席、かねて同党としては、那覇市政にのぞむ兼次市長の態度がいちじるしく党の基本路線を逸脱していることに注目して、党統制委員会で兼次市長の査察を行なっていた。その結果統制委は（一）兼次氏が同志とともに社大党を脱党して、社会党を結党したことはこれを正しく評価する（一）しかし那覇市長就任後の言動は、いちじるしく社会主義政党の基本精神にもとるものがある（一）超党派市政をかかげたことはいいとしても、それは原則を失った〝無原則〟的なあるまじき方向へそれた（一）その市政上における行動は党の組織を無視した独走的なものであった、ことなどを指摘し、「反党行動を理由に、兼次氏を除名処分すべし」という結論に達した。

そこで統制委はその旨党中執委会に報告、六日の中執委会は五時間余にわたり統制委からの報告にもとづき討議を重ねた結果、統制委の報告どおりこれを承認した。

同党規約によれば「統制委が査察を行ない、除名処分の事実認定を行なえば処分は決定し、あとは中執委へ報告すればよい」ということになっている。

兼次氏を除名処分した具体的理由には、軍用地料の十年前払い契約や、那覇市議給料引下げ問題など六項目があげられているが、正式にはきょう七日発表される。

宮良書記長談　組織無視など党の基本線に照らして違反事項が六項目もあったので、大衆討議の結果、兼次氏にもいい分はあるだろうが除名処分することに決まった。兼次氏を除名することによって、党は微動だにせず、かえって入党者がふえることになろう。

那覇市の治水対策／本格的に乗り出す／ガーブ川上流を分水／国場川埋立てもラッパ型に

〔琉新・朝　1959・12・14〕

那覇市では市の治水対策根本方針を十一日行なわれた部課長会で決め、十八日招集される治水対策委に兼次市長諮問案として那覇治水根本対策案を提出、本格的に治水対策に乗り出す。都市計画課で十二日まとまった那覇市治水に関する基本方針は次の通り。

①安里川改修方針

本川は当市の北端を流れており流域は広いが、現在の川を改修することによって排水機能を必要なまで高めることができる。また改修については技術的立場から変曲部を整理し、護岸工事を施して必要流水断面を与え、崇元寺橋から分水する。

②ガーブ川改修方針

本川は当市の中心部を流れて久茂地川に合し、さらに中央部を南下して那覇港に注いでおり、これは当市の中央部

を抱きこんでまわっている形をとっている。したがってガーブ川の排水機能が十分でないとその影響は大きい。ガーブ川の受持っている流域面積は約二七三ヘクタールとなっており、その中一七八ヘクタールは農事試験場以東の丘陵部すなわち国場、識名と上間などの地域からの排水である。ガーブ川下流（繁華地域にある部分）は付近の雨水を集めるだけでなく、その区域の一・七倍もある上流地域の雨水をただ通過させているだけである。

元来排水は平坦地においてはできるだけ最短距離をとることがのぞましくしかも中心地域を貫流することは避けるべきであり、市内を貫流するとなれば、一旦はんらんした場合、浸水の災害は極めて大きく、また排水対策にも大きな工事費を必要とする。よって本川の整備にあたっては通過雨水が中央部に入らないこととし、次の方針によって実施するものとする。

（イ）ガーブ川上流の雨水は農事試験場周辺において分水し、旧鉄道線路敷跡に沿うて国場川に流れさせ、従来ガーブ川が受入れていた上流地域の三十四平方㌔一秒の通過水量を市内中央部に流入させず直接国場川に放流する。（ロ）四条橋からむつみ橋にいたる区間（以下「下流」という）改修にあたっては流域が繁華街であるため単に平面的な方法による改修は困難であるので（ハ）項における方針で推進する。

（ニ）ガーブ川下流改修基本方針、さきに述べたように上流において分水路を築造し分水を実施すれば下流はこの地区だけの雨水を受入れればよいことになり、この場合の流出量はむつみ橋地点において約一秒十㌔二乗と推定される。しかるにこの地域における現状は単に河川だけでなく道路公園などの都市施設はほとんどなくまた無計画に発生した家屋が密集しており、さらに同地区が戦前における低湿地であったため排水は悪く単に河川改修だけでは同地区の治水を十分に行なうことはできない。またこの河川の上には現在数百軒の店舗があり、河川の改修を行なうにしても、これらの家屋を除去した後でなければ実施することは困難である。

以上のことから下流の整備については単に河川の改修だけでなく周辺地区の改造を実施すると同時に都市計画施設を総合的に整備するものとする。

③国場川治水に関する方針

国場川の流域は豊見城村、東風平村、南風原村および那覇市と広大な地域であるが、国場川の流水能力は他の河川に比較して非常に大きく、この河川による浸水は現状においては考えられない。しかし沿岸の埋立が無制限に行なわれた場合流水能力が低下し浸水することは予想される。先に都市計画により設定された奥武山側の埋立はこのような点から十分に検討され、ある程度変更する必要がある。すなわち決定された河口の距離は四十㍍であるが、この断面では排水機能が十分とは考えられないのでラッパ型に変更し排水が十分に行なわれるための断面を確保する。壺川、国場一帯の浸水は自己浸水であり、したがってこの地区における排水系統を十分に検討する。

計画の概要

計画区域は都市計画道路の道路中心から両側の一定区域をむつみ橋から四条橋にいたる範囲とし地形および現況に応じてある程度の変更はあるものとする。都市計画施設の用地の確保については、道路公園などの都市計画施設用地は買収方式によって取得することは困難であるので前記区域について路線式区画整理を実施するものとする。立退家屋の処理については立退の対象となる建物ならびに敷地については立体換地により処理する。（このためにも区画整理法を早急に設定すべきである。）

問題の与儀映画館／建築許可を取消す／政府建築審査会が決定

〔沖タ・朝　1959・12・16〕

「小学校の向かいに映画館ができては教育環境上このましくない」と問題をかもした那覇市与儀区に建築中の与儀映画館問題について建築審査会ではこのほど建築確認を取消すことを決定、正式に那覇市当局ならびに関係者あて通知した。

これはさる六月那覇市与儀区三九二番、下田〇〇氏が与儀区に映画館を建築したいと那覇市建築課あて申請書を提出、七月一日確認された。そこで八月二十六日から大政組の請負で着工したが、基礎工事をおえたころ「与儀小校にちかく教育環境上よろしくない」とPTAから反対された。下田館主は、正式に建築確認をうけてやっているので違法ではないと建築を続行、PTAも建築阻止運動を展開したため騒ぎが大きくなった。行政府も問題を重視、さっそく調査にのり出したが、建築基準法の違反事実を指摘、那覇市に

建築確認の取消しを命令した。下田館主は那覇市から通達された建築確認取消しに不満、善処方を建築審査会に陳情した。建築審査会では慎重を期して公聴会を開き、審査会議も数回開いて検討を続けたが、建築基準法の違反事実―道路要件の不備、建築物の高さの違反事実、空地要件の不備など―があるとして建築確認の取消しを正当と裁定したもの。

このため下田館主はあらためて建築確認の申請書を那覇市に提出しなければならないが、与儀区は十一月中旬に文教地区に指定されているので、関係法規上確認申請は却下される。

公設市場の改築を審議／那覇市会民生委

〔琉新・夕　1959・12・17〕

十六日午後二時から開かれた那覇市会経済民生委員会は、かねて那覇市営市場代表長嶺善進さんほか三十六名から陳情のあった公設市場改築について前会にひきつづき審議を行なった。今回は都市計画課作成の四階建ブロック建築の図面も検討されたが、市としても現在の公設市場は、市場管理の面から改築する必要はあるという立場にたっており、もし改築するとなれば長嶺さんらデパート建設代表の陳情も勘案して、公設市場の関係業者をすべて包合するよう計画をすすめたい意向である。同委としてはガーブ川付近の平和通り公設市場の四階建改築についてはガーブ川のはんらん、都計幹線道路、衛生、都市美などの諸点も並行して問題を解決すべきだとして同委では公設市場陳情案についてはさらに調査して、基本計画を打出すことになった。

那覇市議会／議員報酬もとに戻せ／実現までは欠席／退場した高良議長

〔沖タ・夕　1959・12・21〕

十二月の那覇市定例議会は二十一日あさ十一時十五分開会したが開会と同時に、高良議長は「さきに議会で、兼次市長が一方的に議員の報酬を引下げたことは、一種の暴力であり、報酬がもとにもどるまでは、私は出席しない」とのべて、あっけにとられた議員や兼次市長ら市職員をしり目に、同三十五分さっさと退場してしまった。

このため議会は休憩になり、渡口副議長と各正副委員長が集まって今後の議事運営の協議に入った。高良議長の発言（要旨）はつぎの通り。

私の不在中ではあったが、議会でおこったことについて私の考えをのべて了解をえたい。第一に議員の報酬を引下げたことであり、第二は市有地の軍用地契約についてである。沖縄の現状を考えたとき那覇市の議会と当局は反省の要がある。両方がいがみあっているうちに、他市町村では庁舎も完成している。那覇市の庁舎建設には民政府も補助金を出すといっているのに、議会も当局も何もしていないし、逆に民政府から、どうなっているかとしりをたたかれるほどである。ガーブ川の治水についても対策らしい対策もたてず市民は不信をいだいているほどだ。兼次市長が民連から当選したということは不満ではあったが、当選した以上仕方がない。兼次市長の任期中に議会が協力しないというなら不信任して信を市民に問うべきである。そうでなければ是は是として協力すべきである。

兼次市長に望むことは市有地の軍用地契約をしてないことである。他市町村はしているのに、金はほしいが那覇市は契約していない。契約は市長がやるべきである。今会期中に市長が契約しないなら、適法であるかどうかしらないが、議長が議会の承認を求めて契約してもよい。議員の報酬についてはどういう理由で値下げしたか、このような問題は議会の納得の上でやるべきである。緊急議案として出したということは暴力であり、議員をやめろというのに等しい、すみやかに元にかえすべきだ。復元しない限りにおいて私は退場する。復元したら出てくる。これは不信任でもない。報酬がもとに戻り、私が出てくるまでは、副議長にやってもらう。

那覇市議会／会期九日と決定／渡口副議長が議事運営

〔沖タ・朝　1959・12・22〕

那覇市議会の十二月定例会は二十一日午前十一時十五分から開会、高良議長が「兼次市長が一方的に議員の報酬を下げたことは、議員をやめろというにも等しい。報酬がもとにもどされるまでは議会に出席しない」と発言して退場したため初っ鼻から荒れもようとなった。開会二十分にして休憩となり、事態収拾のため副議長、各正副委員長による協議会が開かれ、「高良議長の行動には考えさせられるところがあるが、議長の行動にこだわりすぎて議事を停滞させるのはどうかと思うので進行したい」との結論で、渡口副議長が議長席について、十二時五分再開

された。会期を九日間とし、二十二日休会、二十三日本会議、二十四日、二十五、二十六日委員会、二十七日休会、二十八日と二十九日本会議を開くことを決定していったん休憩した。ひる二時から再開し、提出議案について説明が行なわれ、二時半散会した。主な議案は次のとおり。

△那覇市報酬および費用弁償条例の一部改正。

△那覇市傭員解雇手当支給条例。

△台風による被害者に対する市民税、固定資産税、事業税の減免について。△一九六〇年度追加更正予算。

△ホノルル市と那覇市の都市提携の決議。

△都市計画文教地区の指定。

那覇市場の改築に反対／アンマー達が大挙市会に陳情／議場で赤い気炎／死活問題と訴える

〔琉新・朝　1959・12・22〕

二十一日午後三時ごろ、本会議の日程を終了した那覇市議会に公設市場のおばさんたち約二百名が押しかけ、渡口議長代理に、「公設市場改築に反対、現状を維持してもらいたい」と陳情した。議席を埋めたおばさんたちはくちぐちに、「市場の改築は私たちの死活の問題であり、現在のままにしてほしい」と強く訴えていた。

議場に押しかけた公設市場の伊波〇〇さんほか約二百名はいずれも店をたたんで陳情に参加したもので、ことのきっかけは公設市場改築の市当局案を打出すため、経済民生部商工観光課が市場改築について趣旨の説明もなく賛成、不賛成のアンケートをとったことに公設市場のおばさんたちが疑義をはさみ議会への市場改築反対の陳情となったもの。現在那覇市会経済民生委に陳情書を提出している第一デパート株式会社発起人長嶺善進さんらの市場改築案は同委で検討中であり、同委でも老朽化した現在の公設市場を改築する意向ではあるが、公設市場の四階建築による移転、ガーブ川治水、衛生の諸問題も並行して解決すべきであるとの立場で、まだ結論は出しておらず継続審議となっている。那覇市としては第一デパートの株主となり共同出資の形で改築、一階の使用料と管理を那覇市が担当するという案に傾きつつあり第一デパートの発起人が地主で、しかも大資本であるところから公設市場のおばさんたちが死活の問題だと立上ったものとみられている。

きのうの那覇市議会での市場改築反対陳情団のいい分は①現在の庶民的な商売から考えて、別に市場改築しなくても、現状維持でよい　②近代的な建築によるデパート化によって零細資本の私たちはどうなるか不安である　③改築によると移転に対しても不安である　④公設市場は今の独自のやり方で結構やっているのだから、那覇市の財政が豊かになるまで現状のままでよい。

補助金くれなければ／市会も市長も総辞職／兼次市長が議会で答弁

〔琉新・夕　1959・12・24〕

二十三日の那覇市会本会議では、一般質問が行なわれ議案を委員会に付託したが九月定例市会で兼次市長がガーブ川治水問題で軍の補助がなければ、議会と総辞職するという言明について、真栄田議員が質問に立ち、「ガーブ川治水の補助が得られなければ、総辞職の時期はいつか、議会もともにやるのか」に兼次市長は次のように答えた。

兼次市長　外交は政治につながるものであるが、問題の目的はガーブ川の改修、分水の実現にあり、その方法、戦術として、総辞職の決意を固め、相手側に知ってもらい、その効果をねらって決意を発表した。軍が六一年度予算に補助を計上しないならば、その時が、総辞職の時期である。くれなかったらやめるという抽象的なことではなく、六一年度予算に計上しなければ、総辞職するという決意である。那覇の市政は軍民両政府の財源に依存している現状であり実現不可能であれば、このような決意も必要と思う。実現しない時は、総辞職をするが、その時は米国は那覇市の治水すらできないために、市会も市長も総辞職したということが世界に浮彫りされたとしたらその方のマイナスが大きいと思う。この決意は市長個人だけで実現されるならば、私個人だけでも決意する。

那覇市議会／被災者の救済／市税減税など可決／議長の退場を鋭く批判

〔沖夕・朝　1959・12・29〕

二十八日の那覇市議会はあさ十一時開会、高良議長から「兼次市長と話合った結果、議員の報酬引上げは新年度予算に計上し、また市有地の軍用地契約については次の議会までに結論を出すことになった」とあいさつがあって、議事の審議に入り、▽与儀から漫湖への

分水で国場川付近が浸水しないか▽ガーブ川の治水問題で部課長間に対立があるというが▽旭が丘公園建設の民政府補助金の見通し、などの質問が行われた外、高良議長が二十一日の本会議場を退場した行為が議員から追及された。

まず真栄田議員が「議長は議員の報酬値上げと市有地の軍用地契約について報告したが、議会としてとりあげて議決したものでもないので、そのような報告をうける必要はない。議員の報酬を五十ドルにしたのは議会の議決である。それを議長ともあろうものが、それを不服で欠席するとはもっての外で、市長への挑戦と同時に議会に対する挑戦である。本来なら不信任ものであるが、議長から一言のあいさつはあるべきである」と発言すれば、高良議長は「私のとった行動は正しかった。議会にもはからないで抜打ちに値下げを提案したのは適当ではない。単なる市の雇員ならともかく、市民から選ばれた議員の報酬を抜打的に減額するのは適法ではない」と答え、また森田議員も「議事運営の能率化の点から議長のとった行動は議会を無視したもので、議長は議会の意志に従って行動すべきであり、今後はこのような独走的な議事運営は慎んでほしい」と発言、高良議長も「その通り、議会の意志に従うべきである。この問題はこれくらいにして…」とあっさり発言をうちきり、次の議事にうつった主なる質問はつぎの通り。

宮里議員　国場川への分水は付近の浸水原因にならないか。

知念都計課長　漫湖もしゅんせつで、奥武山公園へのパイプライン付近の捨石もとる計画である。

石原議員　ガーブ川治水政策について、大城建設部長と、市長及び課長間に意見の対立があるということだが。

兼次市長　分水計画は首都建委で十分な調査によるもので、国場川の浸水を阻止する処置の必要も認めている。治水対策の実施については、市としても権威者をよんで検討したい。部課長間に見解の相違があったが、最終的決定をみた今日では問題ではないが、部内に感情的対立があるということは行政執行の上に支障があるので十分調査したい。

瀬名波議員　旭が丘公園建設費補助金は次年度で獲得できるか、その見通しは。

兼次市長　災害対策にあてるため本年度に予定していた公園建設費は補助できないと民政府から文書で通知があった。首都建委では来年度は希望が丘公園建設の勧告を計画しているので、旭が丘公園については別な方法で陳情し補助金を獲得したいと考えている。この日の議会で可決された主なる議案はつぎの通り。

▽那覇市報酬及び費用弁償条例の一部改正

▽那覇市傭員解雇手当支給条例

▽台風による被害者に対する市民税、固定資産税、事業税の減免

▽一九六〇年度追加更正予算

スムーズに閉幕／那覇市会

〔琉新・朝　1959・12・30〕

二十九日の那覇市会最終本会議で十九件の陳情と二議案が上程され最後に那覇市選挙管理委員五名および補充員五名の選挙を終え、スムーズに議会を終了した。

日程の最終に行なわれた選挙管理委員選挙で、赤嶺正一（27票）金城良欣（25）許田世輝（22）喜久山朝臣（21）当間真吉（15）の五氏が当選した。

高良議長の話　議員報酬問題は新年度においてもとの額に復元することになった。議員の一、二の発言からみると、こんどの五十ドルの線でいいということであるので、議長としては、それほどまでいうのであるならば、別に無理をする必要もない。意見を聞き入れて、現状の線で押えることを考えた。しかしこの問題は完全に議会の無視である。抜き打ちに三十五ドルが適当だという市長の言明を主張した時、議会としては議会侮辱に対する不信任をすべきであった。

一九六〇年

高圧線移転／強制立入測量の通知／那覇市の約七十一万坪に

〔沖タ・朝　1960・1・20〕

那覇市の中心部を通る送電線を移転するため「那覇市の五百八十四エーカー（約七十一万五千坪）に対して強制立入測量をする」という通知書が十八日、アンドリック民政官から那覇市長宛に送られてきた。

那覇市内の一号線にそってたてられた高圧線を撤去して地下ケーブルにしてほしいと、那覇市ではたびたび電力公社に要望してきたが、公社では、地下ケーブルにすると費用がかかって、他の事業遂行にも支障をきたすとの理由で、上之屋から真和志を遠回りして新しい高圧線を引く計画を立て、さきに那覇市長に立入測量の許可を求めてきた。これに対して、兼次市長は、「市長がかってに許可するわけにはいかないから地主と直接相談してほしい」と答えた。そこで公社は地主と話し合ったが承諾がえられず、今回の強制立入測量の通知となった。

アンドリック民政官の通知書も「関係地主からの許可がえられなかったので、布令七一号にもとづいて、一月二十二日以降、測量のためDEに立入許可の権限をあたえる。測量は三か月以内に完了する」とのべている。

強制立入測量が行われる地域は、安謝―上之屋―安里―大道―自動車学校―工業高校―寄宮―国場―真玉橋―国場川を越し、漫湖にそってペリーそして小禄変電所を結ぶ線で、予定される送電線を中心に一千フィート（約三百㍍）の幅の地域となっている。

那覇市としては、地下ケーブルにすることを強く主張しており、「地下ケーブルにすることはできない」との公社の回答に対して、兼次市長は「もし、公社が真和志を回ってゆく高架線による送電を強行した場合は、地主との間に不祥事件がおこるかも知れない」と相当強硬な反論を公社におくっているほどである。しかし、公社はすでに新しい送電線の建設について本土の業者と契約しており、あくまで、真和志を通る送電線を強行するものと予想され、強制測量の次にくるのは、土地の強制収用（もし地主が契約を拒んだ場合）ということになる。送電線を架設した場合、使用される土地は測量地域の約三分の一（送電線を中心に三十フィートの橋）で、約二十三万八千坪になるものとみられている。

兼次市長は、強制測量の通知に関して、きょう（二十日）関係区域出身議員と協議会を開いて、こんごの政策を話し合う。

那覇米琉親善委員会九日発足

〔琉新・夕　1960・2・6〕

在沖米軍輸送部隊サックス大佐の好意により那覇市のあらゆる建設面に協力するという目的で那覇市建設促進米琉委員会を組織し、九日発会式をあげるが、発会式に先だちサックス大佐のキモ入りで同委の初仕事として五日垣花小中校の校庭拡張工事に協力、兼次市長らも参加して起工式を挙行した。

那覇市ではサックス大佐の申入れで同委の委員の選考をすすめていたが、六日同委の目的がたんに建設部面だけの促進ではないので、広い分野から次のように委員を選んだ。

文教局長小波蔵政光、那覇市長兼次佐一、那覇教委員長西平守由、那覇商工会議所会頭比嘉良行、那覇市議赤嶺一男、国場組社長国場幸太郎、那覇市助役仲原英通、義永栄善、那覇市議新垣松助、平良真次郎、大山盛幸、那覇市経済民生部長阿波連本平。

市当局は上訴か／那覇／繁多川火葬場設置事件

〔沖タ・朝　1960・2・12〕

中央巡裁は八日那覇市の繁多川区に火葬場を建築することは都市計画上位置的に不適当であるとの理由で那覇市が建築申請を不許可にしたことは違法で「市のなした不許可処分を取消す」との判決を下した。この判決に対して、九日、兼次市長、義永助役、知念都計、与世田（建築）両課長らが対策を協議したが、「巡裁から判決文を受けとった上で、さらに検討する」ということで、公式な言明をひかえているが、市当局は「行政機関が都市計画上不適当だとして不許可にしたものを、司法機関が不適当ではないと決定するということは管轄外のことであり、このような判例が残されると、都市計画を遂行してゆく上に支障を来すことになる」ということを問題視しており、恐らく上訴するものとみられる。

中央巡裁の判決は、「建築基準法第四九条によるこの種の制限は都市計画上やむをえない場合にのみ適用されるべきもの。元来自分の土地を利用する

ことは個人の自由であり、これに関する処分は那覇市のいうように自由裁量行為ではない。かりにそうであったとしても火葬場敷地の位置選定について、都市計画上支障のある場合に許可しないことができるにとどまり、支障のない場合はすべてこれを許可すべきで、行政庁の決定でこれを許可しないことは違法である」というものだが、これに対して、那覇市建築、都市計画両課は行政と司法という根本的な問題の外に、次のような見解を示している。

一、建築基準法第四九条は「火葬場、と殺場、卸売市場、伝染病院、ごみ焼却場または汚物処理場の用途に供する建築物は、その敷地の位置について特定行政庁の許可を受けなければ建築してはならない」と規定している。火葬場は建築物の性質上敷地の制限をうけるのは当然である。

一、自分の土地を利用することは個人の自由であるといっているが、都計上、火葬場建築についてのみ制限をしただけで、その他の目的のための利用については何も制限はしていない。

一、都計上支障がないと判決でのべているが、用途地域の指定がなされていないのは、真和志の合併がおくれたためであり、市としては安謝に衛生センターを設けて、特殊建築物をそこに集めることになっており、こんどの場合もこのことを話して安謝に敷地を変更するよう申入れたこともある。また、繁多川は住宅地としてのびつつあり、今後住宅地に指定されることも十分考えられる。

一、建築基準法第五十条は、火葬場などの特殊建築物を許可する場合は聴問会を開かねばならないことになっているが、こんどは聴問会も開かれないままに着工したのは違法である。

一方、地元の繁多川部落では火葬場建築反対に立ち上がっていると、長堂繁多川公民館長は九日、市役所を訪れて語っており、近く周辺の部落代表が集まって対策を協議するという。また繁多川や首里の金城、寒川両町をはじめ、周囲の部落から目の前に火葬場ができるということは精神的な苦痛であると、さきに市議会に反対陳情を出し、議会も全会一致でこの陳情を採択していることからして今後のなりゆきが注目されている。

三年ぶりに統一組合／那覇市二つの労組合併

〔琉新・夕　1960・2・22〕

自治労沖縄県連結成（三月予定）に先がけ那覇市従業員労働組合では組織統一臨時大会を二十日午後二時から教育会館ホールで行ない投票の結果、全員一致で統一へ踏切ることを決めた。

これで那覇市従労と那覇市職労は五七年分裂してから三年ぶりに統一組合として再出発することになった。

組合員は市職労五百名、市従労二百名で組合の名称は那覇市職員労働組合の予定。分裂までのいきさつ。五七年十二月二十五日に那覇市職員労働組合の第三回定期大会が開かれたが、一組合員の出した全執行委員解任の緊急動議をめぐって会場は騒然となり、執行委員はほとんど全員壇上に並列して辞任の態度を表明、辞任した執行委員を中心に第二組合が結成され、那覇市職員労働組合となった。

ガーブ川の幅を拡張／水上店舗は全部新築

〔沖タ・朝　1960・3・1〕

毎年雨期になると浸水騒ぎを起している那覇市では、根本的な治水対策に頭を痛めているが、まず中央部を流れるガーブ川の整備からはじめることになり、二十九日ひる二時から学識経験者、関係官庁、地元代表などによって構成されている治水対策委員会を開き諮問した。

この日の諮問事項は、

①ガーブ川の現在の幅員平均三㍍を四㍍から六㍍（平均五㍍）とする②現在の水上店舗は撤去し河川工事が終り次第、二階または一階の木造建にし、高さ、壁面線を一定にして市の指示通りの建築をさせる。具体的な配置計画は那覇市で立案し現店舗を規正配置するという二点。

これに対し治水対策委員会では、那覇市内の排水路はガーブ川一本ではとうていムリな話であり、分水しない限り浸水の恐怖からのがれることはできないとの意見もあったが、兼次市長は分水することが理想的ではある。しかし、分水路予定地の市民が反対を唱えており、早急な解決はのぞめない。川幅を平均五㍍にして浚渫すれば、五年や十年来の大豪雨ならともかく、現在のような毎年の浸水騒ぎはなくなる。これは気象台の降雨量統計にもとづいて技術的に十分検討したものである。理想的な構想を立てるよりまず一日も早く浸水の悩みを解消するためにこの案をたてたと説明、委員もこれを了承した。また水上店舗については、これまでガーブ川は上からフタして幅二十㍍（十一間）の道路にする予定だったの

を変更、市の指示によって一定の高さの本造建（耐火建築）をさせることで再び店舗にすることになった。委員会の承認を受けた市当局では、さっそく都計課で具体的な計画を立てることになっているが、その費用などについてはまだはっきりしない。しかしこれが実現すれば、年中行事のようにやってくる浸水騒ぎがなくなるばかりか、ごみごみした水上店舗もスマートな建物に衣がえするので都市美もぐんとひきたつものと期待されている。

那覇市への合併促進／南風原村議会協議会が

〔沖タ・朝　１９６０・３・５〕

【南風原】政府の諮問にこたえて市町村合併促進審議会が市町村規程の適正化を検討し始めたことから、合併問題は各市町村でも大きな関心事となっている。

南風原村（村長金城広太郎氏）では二日ひる一時半から村議会の全体協議会をひらいてこの問題を協議したが、全員が那覇市に合併した方がよいという意見だった。

理由としては那覇市は財政的に恵まれているからということ、また合併が推進されてどちらかの村と一緒にされるより、早晩、首都圏内に入る那覇市と合併した方がよいというのであった。

これは村当局が議会の意見を打診した程度で、これでもってすぐ村として那覇市へ申し入れるとか意思表示をするといったものではないようである。なお、同日、ひらかれた区長会でもほとんどの区長が那覇への合併を希望した。

一社　説一
区長制復活に慎重期せ

〔琉新・朝　１９６０・３・15〕

地方自治組織の育成強化の名の下に那覇市では六月の定例議会に提案すべく区長制実施の準備を進めているという。当局案によると、那覇市の現状は行政区域が農村的形態と都市的形態が混然としているので、法制にもとづく区長制度を確立するために旧行政区の統廃合をはじめ行政区画の整理ともからんで、相当の期間を要するので、差し当り現在の町内会、部落会を育成強化し、市との有機的なつながりを密にして行政サービスを市の末端まで浸透させながら漸次、適正な行政区の規模を確立したうえで法制化にもとづく本格的な区長制度を実施する構想のようである。ところで現在那覇市内の町内会、部落会組織は首里十九、真和志三十一、小禄十二の計五十二ヵ所となっているが、組織維持困難なため有名無実となって自然消滅していく傾向なので、これら自治組織の育成と復活強化は区民と市行政の有機的結合を緊密化する上で最も急を要する案件だとしてとりあげたのが今度の区長制復活案である。そして区長の職務としては専ら市の行政上の協力機関、伝達機関たる性格をもたせ、その人選は区民の選挙にゆだねられ、区民の選出した人が区長に任命される仕組みである。

区長制復活は大体以上のような意図の下に構想されているが戦後における那覇市の区長制は当間（重民）市長時代に廃止されたのを瀬長市長時代に強引に復活しようとして瓦解した曰くつきのもの。いわば瀬長市長時代からの懸案だが、今日まで実現をみないというのも、なお市民の間には相当に根強い異論があるからである。

区長制の利害得失についてはここでこと新しくとりあげるまでもなく、すでに過去の実例が如実に物語っているところだが弊害の最たるものとして挙げられるのが区長のボス化である。区長制の利点としては行政サービスの浸透とか区民の実情把握などがあげられるが、これらの利害を天びんにかけると弊害の方が比重が大きく、両者のもたらす得失は相殺できぬまでに弊害が多すぎるのではなかろうか。

解消前の那覇市の区長制は終戦当時、住民受入れ態勢のゴタゴタした時代にとられた応急的な便宜措置であったのであるが、当時の諸物資配給制ともからみ合って種々の弊害が伴うようになり、区長の座が、あたかも生殺与奪の権力の座と化しつつあったことはすでに周知の通りである。市当局の復活案が示すような市と市民との有機的なつながりを密にするという機能の面からすると、たしかに必要欠くべからざる組織であるといえようが、区長制を是とするも、否とするも結局はその地位に人を得るかどうかにかかってくる。市当局案では区民の選挙によって任命する方式のようだが、これとて市長選挙や市議選挙などの地盤固めが巧妙に織りこまれるというおそれもある。市の末端組織である以上、選挙制を採らずに市長が直接選任しても差支えないことだが、そうなると市長自身の選挙地盤固めの具に供されるということにもなりかねない。いっそのこと市吏員を増員配置した方が痛くもないハラをさぐられずともすむわけだが、それには

相当な人件費が要る。行政の簡素化どころか逆に複雑化することにもなろう。

膨張発展する都市の行政運営の面から、市政の滲透をはかる末端組織としての区長制も、その運営と区長の人物如何によっては十分に機能も発揮できようが、選挙のある度毎に地盤固めの布石となることは必至である。選挙に際して、区長の果す役割は有形、無形、区民の心理にも微妙に影響するものだ、ボス化の温床とみられる所以だが、それだけに区長制の復活については何も急ぐ必要はない。市議会でも世論を徴して慎重に審議を尽してほしいものだ。

「風致地区」の変更でもむ／那覇市議会四議案を可決

〔琉新・朝　1960・3・15〕

那覇市本会議は十四日午前十時過ぎから再開され、「那覇市職員退職手当支給条例の一部改正」「予算外義務負担の契約の締結」「一九五九年度水道事業特別会計歳入歳出決算」「一九五九年度土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算」の四議案を原案通り可決し「那覇市報酬および費用弁償条例の一部改正」「那覇市職員の給与に関する条例の一部改正」の二議案を継続審議にした。

また市長提出諮問の「与儀一帯の住居地域の一部を商業地域に変更」ほか四諮問事項を承認、他四諮問事項は継続審議となった。

なお国場川漫湖周辺の風致地区を、漫湖湖水部分に縮小変更したいという、市長提出諮問について瀬名波議員から「埋立地だけを風致地区に指定するのはどうかと思う。その周辺をなぜ工業地帯に指定しているか明確にする必要がある」とつめよったが、これにたいし兼次市長は「風致地区を拡大し、美しい環境にするのは理想ではあるが、市民福祉のために最小限度に風致地区を指定し、周囲に工業施設を誘致することは那覇市の発展のために現段階では賢明である」と反論する場面もあったが結局採択の結果、多数決で風致地区の変更を可決した。

那覇を姉妹都市に／ホノルル市会でも議決

〔沖タ・朝　1960・3・15〕

那覇市ではホノルル市と姉妹都市関係を結ぶことについて、さきに市会で決議、これをホノルル市当局に送付したが、ホノルル市ではさる三月八日の同市議会にこの件についての決議案が提出され、即日採択されたとのことで、その決議文（写し）が、十四日那覇市長ならびに同市会議長あておくられてきた。これで双方とも承認したことになるので、あとは両都市がそれぞれ姉妹都市とすることを宣言することによって正式な関係が成立することになる。

ホノルル市議会から送付されてきた決議文の要旨はつぎのとおり。

①沖縄那覇市は一九五九年十二月二十三日に議決された決議文に基き姉妹都市締結のための招請状をホノルル市郡に送付した②このような都市提携は両市民間の一層の相互理解と親善に寄与することをホノルル市郡は確信する。③また、ホノルル市は那覇市の姉妹都市となることを喜び、かつ、光栄に思う。

ハワイ州ホノルル市郡は沖縄那覇市の姉妹都市の招請を受諾するよう決議する。さらに当市事務局長は那覇市長、那覇市市会議長に本決議文の写しを送付するよう決議する。

兼次市長の話　姉妹都市は同格同志の都市間で締結されるのがふつうである。那覇市は人口こそ二十二万人とはいえ、戦後合併などで急激にできた、経済的にも弱い都市なので、果してホノルル市が承諾してくれるかどうか懸念していた。ところがこんなに早く承諾の返事がきて非常に喜んでいる。この姉妹都市関係を有意義にするため、私としてはさっそく那覇―ホノルル両市提けい委員会を設け（これは教育、経済、文化などあらゆる団体を中核にして組織する）例えば、世界的観光地として有名なハワイから観光客を誘致、その機会に観光地としての将来の発展に対する教示をうけることやハワイへの移民問題などを話し合ったり、吏員の交流、将来は学生、教員などの交流も考え、文化、教育、経済あらゆる面での交流を密にして相互の向上を図っていくつもりだ。

土地貸与で一波乱／追加更正予算など可決／36回那覇市議会終る

〔沖タ・朝　1960・3・16〕

第三十六回那覇市会は、十五日間の会期をおえ、十五日午後六時半閉会した。最終日の十五日はあさ十時過ぎ本会議を開き上程された三十二議案について審議（陳情案件二十一を含む）うち十二件を採択、十五件を継続審査へ、五件を撤回または取下げた。本会議の

焦点は一般会計の追加更正予算案と国場川埋立地の一部を沖縄プライウッド（ベニヤ）会社に貸す「土地賃貸契約について」におかれたものとなっていたが、とくに土地賃貸契約問題では賛否両論が入り乱れ、長時間にわたって論争をくりかえし、質疑打ち切りの動議でやっと表決へもちこまれた。採決の結果は出席三十九人のうち賛成二十一人の過半数で原案可決となった。問題の内容と討論における賛否の要旨は次の通り。

（問題の内容） 那覇市は起債で国場川の一部二万五千余坪を住宅地域にする目的で埋め立てた。しかし兼次市長はその後埋立地の一部を工業地帯にしようと考えた。そこへ沖縄プライウッド社が敷地借用の申し入れをし、市当局との間で賃貸借契約の話し合いがまとまった。しかしこれには議会の承認が必要なので、市当局は本議会に同地域を含む一帯に関する用途地域の変更案（漫湖を含むその周辺が風致地域となっているのを変更風致地域は漫湖に限定しようというもの）とともに沖縄プライウッド社との賃貸借契約案を提案した。ところが同地域は埋立て中で、まだ市の所有地認可はなっていない。これをそのまま通すかといったもの。

（動議にみる賛否のもよう）

高良（清）氏 疑問点が多い、継続審査にもっていくべきである。

宮里氏 工業をおこすことは市の発展になる。同社を誘致すればそれからの税収と土地賃貸料で年約四万二千ドルの収入があがる。これは市民税の三分の一にひってきする。すみやかに誘致すべきで賛成。

仲松氏 問題が多いのになぜ決定を急がねばならないか。工場を誘致すればすぐ市民のためになるというのにも多くの疑問がある。

又吉氏 西原や浦添でも誘致運動があるという。ボヤボヤしていると他市町村にとられるおそれがある。

久高氏 あそこは市有地にはまだなっていない。市有地に編入されるだろうとの前提でこのような議決をしてよいか。某氏が埋立てているところがあるが、その人が市へ建築許可を申請したところ、市当局ではまだ市に編入する手続きがなされていないとの理由で許可されていない。このことからも未確認市有地にこのような議決をすることは市民に及ぼす影響も大きいと考えるので反対する。

久場氏 商工業の繁栄が市の繁栄と思うので賛成する。

黒潮氏 これに関連して二つの陳情がでている。しかも用途地域の変更は継続審査となっている。それも決まらないのに賃貸契約をさきに結ぶべきではない。

上原氏 賃貸料は坪九セントとなっているがこれは安い。

瀬名波氏 同地域はまだ市有地にもならない。用途地域の件は継続審査となっている。前提をもって議決することはやるべきではない。

議員の本土視察／緊急動議で即決

なお当日議員八人の本土視察派遣が緊急動議で提出され、全員一致で可決したほか、那覇市有地の軍用地となっているところに対し市長は軍と契約する意思があるかどうかの質問、農研所跡に市庁舎敷地確保の意思はないかの質問が緊急としてなされた。

これに対しては兼次市長から「軍用地については金がとれるかどうかが問題で、契約するしないにはあまり関心もっていない。農研所跡については、市としては緑地帯とすることになっている。これは市当局の計画通りにはいかないようだが、そうかといって自分でたてた案を変更もせず、市庁舎敷地を確保しようというのは矛盾することになる。しかし、もし議会がそうしなさいというなら矛盾はしても一緒になって努力していくようにしたい。」と答弁した。

また一般会計予算の追加更正は、既決予算百六十六万三千六百三十五ドルに対し、本会議で二万六千三百七十三ドルを追加更正、結局予算総額は百六十九万八ドルとなった。

ホノルルと姉妹都市／那覇市会が〝宣言〟決議

〔沖タ・夕　1960・3・16〕

第三十六回那覇市会は十五日で閉会したが、最終日の十五日本会議で二つの決議案を採択した。決議案の要旨つぎの通り。

那覇市とハワイ州ホノルル市の都市提携成立に関する宣言決議（全議員連名による提案）

一九六〇年三月八日米国ハワイ州ホノルル市議会は那覇市の都市提けい申し入れを受諾決議した。那覇市議会は両市民の連係によって両都市間の経済文化の交流を増進し、相互の信頼と理解を深め、もって那覇市とホノルル市の交友親善に資することを確信し、ここ

に両市の提けいを宣言する。（あて、ハワイ州ホノルル市）

大工場の誘致で発展へ／漫湖埋立地に第一号／将来は安謝・旭橋一帯も

〔沖タ・夕　１９６０・３・16〕

真和志との合併策定に基いて那覇市が住宅地として埋め立てをやっている国場川下流古波蔵地先公有水面は、ほぼ工事も完了しているが、市当局では当初の予定を変更、一帯に大企業を誘致して工業地帯にすることになった。すでに第一号契約として沖縄プライウッド株式会社（ベニヤ製造）との契約は議会の承認を得ているが、さらに数社が申請しており、一帯が工業地帯として煙突が林立するのも間近のようだ。

国場川下流の埋立予定面積は九万二千四百平方㍍（二万八千坪）で昨年七月から長田組（代表新垣松雄氏）と木内土木（代表大見謝恒順氏）が十七万七千八百七十一㌦の工費で工事を進め来る六月には完了の予定になっている。この工事は旧真和志地区の住宅難を解消するために合併策定によって住宅地醸成のために埋立をやったものだが、こんどの用途変更について都計課では、合併後社会情勢の上に大きな変化があり、フリーゾーンの設置などで工業化への気運が高まってきた。この際那覇市としても貿易依存の経済から生産業に切り替えていくべき時期にきている。埋立地を住宅地にするよりも工業地帯にするのが市の発展を促すことになるし市民への還元も大きい。近代工業は大型化するとともに臨海指向が濃くなっており、埋め立て工事中の国場川下流は水辺を控えた平坦地であるので大型工場には最適地である、と説明している。それに大型工場を誘致すれば周辺には自然と同種産業と関連工場ができてくるが、同時に長い間汚染された空気の中で働いた従業員の保健、レクリエーションといった面から都市計画では緑地帯、道路の設置など環境整備に当たるので都市文化の刷新にもなるといっている。ところで議会で賃貸借契約の承認をうけた沖縄プライウッドＫＫ（代表サム・ルービンスティン氏）は四千三百九十七坪を借りることになっているが、その地料は坪九㌢で月額三百九十五㌦、そのほか事業税、固定資産税、市民税などが課されるので、これから入る市の収入は年間約四万㌦に達すると見積られており市民税十二万㌦の約三分の一に当たると市当局ではみている。それだけに工業地帯にすれば市の財政はいちじるしくふえることになる。なお現在この埋立地は沖食、第一食糧など数社が賃借の申請を出しているが、那覇市ではさらに安謝、旭町の沿岸も埋め立て、名古屋、川崎なみの工業都市にする構想をもっている。

兼次那覇市長の話　浦添村では勢理客埋立地への月星ゴムをはじめ沖食、沖繊維などの大企業誘致で村民税をはるかに上回る収入を得ている。本土でも名古屋、川崎といったところは市の発展のために大企業の誘致に必死になっている。ところが那覇市では誘致しようにも土地がなく浦添にとられてしまっていた。市の財政を豊かにし市民にその利益を還元する意味からも工業地帯にすることが賢明だと思って変更した。さらに旭町、安謝、泊一帯も埋め立てて工業地帯にする構想である。

無視された市会の議決／軍用地つぎつぎ収用／兼次市長／市会の契約要請に応ぜず

〔沖タ・朝　１９６０・３・22〕

那覇市有および管理の軍用地は契約するかしないかで問題を残したままとなっているが、同軍用地に対しては、その後、つぎつぎ収用宣告がなされており、今後に尾を引く問題として注目されるようだ。つまり、兼次市長の契約しないとの方針に対し市議会では「速やかに契約するよう」との要請決議をした。この決議にもかかわらず兼次市長は「契約する、しない」の議会への確答をさけ、何らの手も打っていない。このため軍の収用手続きは進み、ついに、収用宣告がなされるようになっている。このことは市議会の決議が兼次市長によって無視されていることにもなるわけだ。

那覇市の市有および市管理（無地番地または非細分地）の軍用地は全部で五十一万二百五十八平方㍍（十五万七千六百五十三坪余、市有地百六十二筆、二万九千三百五十六坪余、非細分地十二万八千二百九十七坪余）あり、これを軍では書類整理その他のつごうで二十四のリストに分け、リストナンバー何番というふうにしているが、布令二十号がでてから、これらの市有地のうち、十二月一日にリストナンバー四十九号（上之屋、西新町一帯）、二月十二日に同じく四十二号（小禄）、二月二十四日に同じく五号（小禄非細

分地）がそれぞれ収用宣告されている。

ところでこの事件については昨年十一月の第三十三回市議会でつぎの通り決議をし、これを兼次市長に手交している。

那覇市有および管理の軍用地基本賃貸借契約方要請について（標題）

「布令二十号に基き那覇市有および市管理の軍使用地の基本賃貸借契約をする必要があるので、すみやかに契約を締結するよう第三十三回議会の議決により要請する」、契約をしない方針とみられる兼次市長はこの決議文を受けたさい高良議長に対し「どうするかは三月までに結論を出す」と答えたという。このことからさる十五日に閉幕した第三十六回議会では宮里議員が追及の質問をしたが、兼次市長は「契約しなくても賃貸料はもらえる。問題は賃貸料がもらえるかもらえないかで、私としては契約するかしないかにはあまり関心はない」と答えただけ、確答を与えていない。

ところが実際にはもう収用宣告がなされており、市会の議決は完全に無視されたものとなっているわけだ。この事実がありながらさる第三十六回議会（会期三月一日―同十五日）では宮里議員が緊急質問しただけで市会としてとりたてて問題にしなかった市会の態度もおかしい。

この点無気力の那覇市会といわれても仕方のないものとなっているが、中にはこの件を重要視、場合によっては市長不信任にまでもっていくべきだとする意見もでるようになっており、つぎの市会ではこれをめぐって相当荒れることが予想されるようになっている。

〝契約せぬ方がよい〟／市会の要求あれば説明

兼次市長の話　契約しない方がよいと考えている。高良議長に三月までには結論を出すといったので私としての結論は出してある。さる市会でこの件が議員から持ち出されるだろうと思ったが、別に追及の手もなかったので発表しなかっただけだ。議会が結論の発表を迫るなら、契約しない方がよいとの私の結論をあらいざらい表明する。

「生誕の像」除幕式／きのう、那覇市役所で

〔沖タ・朝　1960・3・23〕

日本彫塑界の大家朝倉文夫氏が那覇市へおくったブロンズの「生誕の像」除幕式は二十三日ひる三時から同像が建てられている那覇市役所中庭広場で行なわれた。

式には朝倉氏の代理として市が招いた同氏の令嬢響子氏のほか朝倉文夫氏の弟子横山五郎氏、那覇市への同像寄贈の仲介役を果した総理府首都建設委事務局企画室長黒田俊雄氏その他来賓多数が出席。

白い幕があけられるや「終戦直後の混乱と廃きょの中から力強く立ち上がるたくましい青年の意気を示している」という「生誕の像」が初夏を思わす陽光をうけて現われ兼次市長のあいさつ、安里立法院議長らの祝いの言葉、朝倉文夫氏への感謝状と感謝の品が令嬢の手に渡されて幕を閉じた。

朝倉響子氏は式終了後「像の建っている場所もいいところです。父もきっと喜んでいると思っています」と語っていた。なお午後六時から市主催による朝倉響子氏ら招待三氏の歓迎会が料亭「左馬」で行なわれた。

民連、総会で方向転換／政治結社から民主団体へ

〔琉新・朝　1960・4・3〕

民連は、二日の第四回総会で、いままでの政治結社としての行き方から「民主団体」としての本来の姿に脱皮することを決め、新議長に久高将憲氏（立法院議員・具志川）を選び、新活動方針を打ち出した。

新議長に久高将憲氏

民連の第四回総会は、二日午後二時すぎ那覇劇場に会員ら五百余人を集め、大会スローガンとして「原水爆基地化反対、祖国に返せ」「ミサイル・ホーク持ち込み反対、軍備撤廃」「新規接収反対土地を返せ」「集成刑法反対、破防法反対、自由と人権を守れ」「労働基本権を守り、働くものに職とパンを与えよ」「農漁業生産物の価格と市場を保障せよ」「社会保障制度を完備し低物価政策を実施せよ」「勤評反対、教育と子供を守れ」「独占資本の収奪反対、中小企業を守れ」「祖国の憲法と民主的諸法令を適用せよ」を掲げて開会。黒潮隆氏の開会あいさつのあと議長団に久高友敏、内間清治、宮城長二郎の三氏を選出して議事に入る。

瀬長亀次郎氏から経過報告＝別項＝を、上原文吉氏が会計をそれぞれ報告、採択。

ついで「会則」案の審議に移り、提案理由を説明した古堅実吉氏は「民連は発足の当初から政党ではなく、純民主団体であった。しかし相つぐ市議、市長、立法院の各選挙を通して急速に政党的性格を帯びるようになってきた。こ

れは本来の趣旨に反して、あやまりであった。民連は県民の生活と権利と民主主義を守るため団体、個人が結集する場であり、民連に加入することでその独自性を失なうものでない。一部団体に会の運営が支配されないため、とくに運動方針の決定にあたっては構成員の全会一致を原則とする、ことを定めた」と強調。執行部案どおり可決。

来賓あいさつで官公労書記長本永寛昭、沖交労委員長玉木清三、原水協事務局長中根章、沖縄社会党書記長宮良寛才の各氏が祝辞をのべる。

そのあと「新運動方針」「大会スローガン」を執行部提案どおり採択役員改選、執行委員選出に移り▽新議長―久高将憲▽新副議長―崎山喜達、久高友敏、大湾喜三郎▽新事務局長―黒潮隆の各氏を▽新執行委員十人をそれぞれ全会一致選出。

新役員の自己紹介のあと久高新議長があいさつ＝別項＝をのべる。

阿波根昌こう氏から「伊江島の実情報告」が行なわれたあと、緊急動議として「伊江島住民の支援と激励」「石川市ジェット機墜落事件の完全賠償の即時支払い要求」「沖交労、スーパーランドリー争議闘争支援」をそれぞれ決議。執行部提案の「ミサイル・ホークの持ち込みと新規接収反対」を決議。「しあわせの歌」を合唱して散会、午後五時三十五分。

民主主義と人権を守る

久高将（新）議長あいさつ　民連は長い間、自からのあり方を自己批判し、周囲の批判をうけた。その結果ここに画期的な会則改正を行ない、運動方針を決めて革新的歩みに乗り出すことになった。私たちが取り組む問題は山積している。沖縄住民の民主主義と人権を守るために、自分の微力に不安を感じるが、皆さんのごべんたつによって責任を果したい。

新運動方針

国際情勢の特徴　ソ連のフルシチョフ首相の訪米、その他の大国間の首脳の相互訪問で、国際緊張は話し合いによっていちじるしく緩和され、平和への見通しが世界的にいっそう明るくなってきた。

沖縄の情勢　日米間で新安保条約の調印がなされて後〝日米新体制〟の宣伝で、アメリカの核兵器基地確保のために沖縄永久占領化（属領化）の意図が日米独占資本の後押しをうけながら、岸自民党政府と沖縄基地権力者の密接な協力で、ますます露骨に押し進められている。アメリカの沖縄永久占領政策がだんだんと支持を失なってきているが、それをもって直ちに祖国復帰の時機が到来したとみるのは早計である。アメリカは自国の劣勢をつくろうために、ますます執拗に沖縄の基地にしがみついている。そこでアメリカ独占資本の沖縄への進出を促進し、東南アジアへの進出の準備をかねつつ、沖縄永久占領の意図を覆い隠し、沖縄返還の国民的な要求のホコ先を、何とかそらそうという実に許すことのできない真意をもっている。

土地問題は解決したと宣伝されながら知念、三和、読谷、真和志を始め全島的に農民の生命にひとしい猫の額ほどの土地をさらに強奪しようとしている。

生活を守るたたかい　農民が真に日本国民として少なくとも健康で文化的な、最低の生活を維持できるように琉球政府と民政府に対して、その保障を要求すべきである。不当な首切りから労働者の生活権を守り、生活のできる最低賃金制の確立を要求しなければならない。また土地強奪にたいして徹底的に反対してたたかわねばならぬ。米国、日本政府の負担による長期低利の営農漁資金の獲得、産業基本施設への資金の投入、課税の民主化と軽減、日本国の一員としての財政援助などを日米両政府に要求しなければならぬ。

権利と民主主義を守るたたかい　新集成刑法の廃止、組合の認可制、デモ行進の制限、渡航の制限。軍労働者の無権利状態など県民の民主的権利を剥奪した一切の布告、布令、立法の撤廃を要求する。石川市ジェット機墜落事件、伊江島の機銃操射事件などにたいする完全賠償の要求。また主席任命についての第一党方式については民主主義をよそおいながら、もっとも非民主的な制度の維持を意図するものであることをばくろし、あくまで公選を要求しなければならぬ。

祖国復帰と平和のためのたたかい

祖国復帰をかちとるたたかい平和を擁護するたたかいには、つねに積極的に取り組まねばならぬ。そのため沖原水協に積極的に加入し、いま結成を準備されている「沖縄県祖国復帰促進協議会」にも積極的に加入しなければならぬ。

阪本兵庫県知事／〝沖縄を忘れない…〟／那覇市で議員にあいさつ

〔沖タ・夕　1960・4・6〕

来島中の兵庫県知事阪本勝氏は、六日

あさ十時から那覇市会議室で市会議員を通じて那覇市民をはじめ全住民にあいさつした。

まず高良議長から「山びこの鐘」に対するお礼をうけたあと、阪本知事は「十余万同胞の血のしみこんだ沖縄を、日本の同胞は永久に忘れてはならない。こんごも沖縄と本土を結ぶため努力したい」と要旨次のようにのべた。

私は戦後ずっと戦争で最大の犠牲をうけた沖縄の戦跡を巡拝したいと思いながらついにその機会をつかめなかった。一昨年朝日新聞社の高校野球で特別出場してもらった沖縄のチームが、グラウンドを去る時に本土の土をもち帰る姿をみたときに何ともいえない感情に打たれた。

戦争で十余万同胞の血がしみこんでいる沖縄を内地の人が忘れていいのかと考えた。われわれ年配のものなら忘れられないが、戦後生まれた子供たちの心から沖縄が忘れさられてしまってはならないと考え、本土と沖縄の心を結ぶきずなとしてアメリカのある野球選手がホームラン一本打つたびに福祉団体に寄付しているというのをきいて、日本のプロ野球選手もホームランを打つたびに沖縄のために献金したらどうかということを新聞に書いたこともあった。しかしそれよりも毎年甲子園に沖縄の代表を出場させるのがいいと考えて提案したところ各面からの支持と毎日新聞のおかげで今年から実現した。沖縄のチームは優勝するとかしないとかいうのは抜きにして内地と沖縄の人の心のひもを結ぶきずなとする意義があると思う。さらにその後山びこの鐘運動が起こり日本海から太平洋にまたがる全兵庫の子供たちが一円のニッケル硬貨をあつめて三百八十万円が集まった。これも単に兵庫と沖縄を結ぶだけではなく沖縄と本土の人たちの間にしみじみとした心のつながりができる糸口になればとねがっています。数日の視察では十分に沖縄の姿をみきわめたとはいえないが、私は長年の願いが実現でき何ともいえない喜びを味わっています。こんごの沖縄のために努力していきたい。議員の皆さんを通じて沖縄の繁栄と住民の幸福を祈ります。

与儀に新庁舎建築／那覇市が許可申請／都計の緑地帯構想崩れる

〔沖タ・朝　1960・4・13〕

与儀農研所移転後の同地の利用問題について那覇市では十二日あさ首脳部会議を開いた結果、全部を緑地帯にする都計のマスタープランはすでにくずれている。これがくずれた以上那覇市としてもその利用を考えるべきだという考え方から、同地の一部に市庁舎の新築方針をたて、同日ひる一時その許可申請を首都建設委員長である瀬長副主席に申し入れた。

那覇市側の申請は現在農研所本庁舎のある一帯約三千坪の使用許可願いだが、すでに同地域には那覇病院が建設されているほか、南連庁舎、精神病院、電電公社、文化センターが軍の許可を得ているといわれる。そうなると農研所の道路で隔てられた一角、現農研所庁舎のある地域はこれらの建物で埋まることになる。これは首都建設法によって主席が公布した都計のマスタープランでは、同地域は緑化地帯にするという構想だったが、これに相反することは明らかで、法律に基づいて決めた用途地域が変更もされずにこのような建設がなされてよいかどうかといった政府の不手際が指摘される問題となっている。

これについて那覇市側では都計のマスタープランがあるので、これを自らの手でくずすわけにはいかないと考えていたが、首都建設委とは関係なしに財産管理所がつぎつぎ使用許可を与えているので、黙ってみているわけにもいかず、市庁舎用地の割り当て方を申請することにした、とのべている。つまり問題は首都建設法がある以上、この件は市の責任ではなく政府の責任である。その政府が用途地域の変更をするなり、逆にこれらの建設をおさえてマスタープラン通りにするのが当然だが、これまでほとんど動きをみせていない。これでは困るが、そうかといって放置しておくと空いたところは全部何かにとられてしまう。それより市庁舎を建てるようにしようと考えたわけ。

いずれにせよ同地域問題はもっとすっきりさせるべき性質のものではあるようだ。

仲原助役の話　首都建設委員長である瀬長副主席に会い、市の考えを申し入れた。副主席の話によると民政府側とは再三話し合ったが、マスタープラン通りにはいかない。しかし、緑地帯には主席公舎と旧鉄道線路の間一帯を残すよう了解しあっているとのことであった。いずれ用途地域の変更はあると思うが、われわれの考えからすると農研所を移転させることを決定したときから同地域は公園化する方針になっ

ており、そんなところに病院など建てるのはどうかと思う。病院などはもっと空気のよい郊外にもっていくべきだと思う、と抗議めいた意見はのべておいた。とはいっても緑化地帯の計画がくずれた以上、もうこれをもとに戻すよう考えるより、これを認めて、その利用を考えていくべきだと思い、市庁舎敷地としての申請を出した。

ガーブ川治水対策／那覇市議が主席に陳情

〔沖タ・朝　１９６０・４・20〕

那覇市議の辺野喜英興、平良真次郎、高良清二の三氏は、十九日ひる長嶺副議長とともに行政府に大田主席をたずね、雨期をひかえて、はんらんが心配されるので、早急にガーブ川の治水対策を講じてもらいたい、と陳情した。

この陳情は、ガーブ川の氾濫には毎年のように悩まされているが、那覇市の財政では到底困難で、また首都建設計画でも検討されているようだが、その見通しはいつになるかわからないので、早急に米民政府援助および政府予算で施設してほしいというもの。

これに対し主席は「さきに本土治山、治水、砂防対策の専門家に調査させた結果、ガーブ川は満潮時にかち合うときに氾濫するとのことで、潮止め施設とポンプに吸い上げでふせげるとのことだったので、その面の施設をできるだけ実施したい」と語った。また長嶺副議長は、自民党としても具体的に取り上げて対処する、との意向をみせた。

辺野喜英興氏の話　ガーブ川の治水問題については、那覇市会としてもこれまで活発に動いてきたが、市の財政ではどうにもならない状態にある。市長も河川法などをもち出しての施工責任のなすり合いだけでいっこうに進まない。それで、雨期も近づき市民も心配しているので、軍民両政府の力で早急な排水施設を施してもらいたいと訴えた。幸い主席も好意的に努力するとのことだったので、早く浸水からの不安をとり除いてもらうことを願っている。

つぎつぎ市営住宅を／那覇市の基本計画成る／まず新年度で安謝に／十五万ドル起債、百所帯収容

〔沖タ・朝　１９６０・４・20〕

那覇市では検討中だった市営住宅建設基本計画を十九日に最終決定した。同計画は市の住宅難を緩和するとともにスラム街も解消していこうというもので、具体的にはまず三か年計画をたてて実施、それ以後は五か年計画でつぎつぎやっていくといった長期計画となっている。まだ基本計画を決定しただけで、年次の具体案である三年計画の案作成はできていないが、三年計画第一年次の六一年度は安謝に十五万ドルの起債で約百所帯収容の市営住宅を建設する方針となっている。

団地計画／スラム街解消

那覇市が市営住宅建設の基本計画をたて、年次計画で実施することになったのは今度がはじめてで、それだけに熱意のほどが伺われるが、計画の内容はつぎのようなものとなっている。

①種類と性格＝A種とB種に分ける。A種は開発金融公社の貸付資金だけでの住宅で、独立採算を確保できる家賃の支払い能力を有するものを対象とする。B種は政府補助と開発金融公社利用によるもので、福祉住宅的なもの。②住宅の構造＝耐火、耐風のモデル標準型建物とする。住宅の階数、一所帯当たり坪数は各年次ごとに決定する。③住宅の敷地＝都計の基本線に沿って数か所の団地を選定する。団地計画とスラム街解消の二本立てとすること。団地計画は主として郊外に土地を求めて建てていこうといった普通のものだが、スラム街解消の考え方はゴタゴタしたスラム街に三階ないし四階の高層建築をなし、階下あるいは二階以下を地主が、それ以上を市が所有。そこをアパート式にして貸していこうといったもの。資金的に問題があるのですぐ実現となるとむずかしいが、将来の問題としてぜひ実現させようといったものとなっている。④建設資金＝本土の住宅公営制度に準じて五〇％―七五％の政府補助を確保するよう努力する。それが実現するまでの措置としては市の財政事情を勘案、独立採算制により開発金融公社から資金を求める。なお公営住宅法の早期立法を要請する。⑤年次計画＝五七年十二月真和志合併当時市会で承認された大那覇市建設基本計画に基づいて次年度より第一次三年計画を実施、その後は五年ごとに年次計画をたて長期継続計画とする。⑥会計制度＝第一次三年計画の完了後は市営住宅特別会計を新設し住宅公団の方式で管理する。⑦入居条件、家賃、入居者選抜方法＝市営住宅管理条例による。⑧市営住宅建設審議委員会＝規程を設け発足させる。

なお市議会ではさきに「庶民住宅建設補助金交付要請決議」をなし、これを民政府に提出したが、これについて民政官からは、今後協議されることになるだろうとのべ、具体案の作成提示を示唆している。

ところで市企画室の調査資料によると五九年九月一日現在での住宅難事情は、那覇市所帯総数五万六千六百戸のうち三六・四％が借家所帯、住宅難所帯は二七・五％に達し、個人住宅でも恒久住宅は二六・六％に過ぎず、四六・五％が九畳以下の部屋、六畳以下が二三・八％となっている。

安謝のほかに／数か所物色中

島袋企画室長の話　まだ基本計画なので具体案はこれからということになる。しかし、新年度の方針としては一おう安謝にある約二千五百坪を予定（安謝橋の東方、川沿い、川の南側）十五万ドルの起債で約百所帯分を建設する方針である。ほかに古島にも候補地がある（本紙既報）が、これは所有権問題で係争中なのでそれがはっきりしてからでないと、何とも手のうちようがない。その他数か所物色中ではある。

那覇市庁舎の建設計画／民政府も協力を約束／一部六階建ての総合ビル

〔琉新・夕　1960・4・20〕

都市合併に伴ない那覇市では新庁舎建設が多年の懸案とされているが、十九日高良議長、仲原、義永両助役および大城建設部長の四氏は民政府にマーフィー建設部長を訪れ、約一時間にわたって庁舎建設について懇談するとともに、民政府からの大幅な援助を要請した。これに対しマーフィー建設部長は「正式な申請書を提出してもらいたい。庁舎工事費全額の補助はできないが、一部の補助は可能である。またアメリカ議会にも訴え、できるだけ多額な補助が実現するよう努力したい」と語り、庁舎建設に積極的に協力することを約したという。

ところで現在の那覇市役所は戦前の小学校で、最近になって市教育委員会から学校として使用させてもらいたいとの申し入れもあり、また合併にともない職員も千余名にふくれあがり、そのため事務所も分割するといった実情で、行政事務面やその他にいろいろな不便をきたしている。

なお那覇市が計画している新庁舎は一部六階の総坪数二千五百九十坪で総工費六十万ドルを要する豪華な建物となっている。

義永助役の話　庁舎建設は那覇市の懸案で、とくに合併にともなう事務の一元化や、地域的な問題などからどうしても新庁舎が必要である。幸いこの問題については民政府も非常に好意的で心強く思っている。那覇市の現在の財政事情で庁舎を建設するということは他の事業を全部ストップするということになるので、どうしても民政府から三十万ドル以上の補助がなければ不可能だと思っている。

要するに補助金の結果によって市としても最終的な方針を打出すことになるが、できるだけ早急に実現したいと考えている。

区長制の陳情撤回／自治組織つくり／連絡事務を委託／那覇市会／総務委員会で採択

〔沖タ・朝　1960・4・22〕

那覇市議会総務委は二十一日ひる二時から陳情案件である「区長制の復活」問題について陳情者二十一人に参考人として出席してもらい、審議した。

その結果、区長制ではなしに、市当局案である自主的な自治組織をつくってもらい、それに対し市側は連絡事務や調査事務を委託する。その委託費として市は自治組織に助成金を出すという方法を採択した。

この件の問題点は区長制復活となると政治的に利用される危険性がある。つまり、従来のような区長制は市長に任免権があり、月給が支払われ従って区長としての身分が確立されるが、これだと政治的に利用される弊害が大きい、といったところにあった。ところがこのようなことを懸念した市当局では区長制ではなしに自治組織をつくってもらい、これと事務面だけでつながりをもつといった方針を打ち出した。委員会側でも十分検討した結果、市当局案ならさしつかえないとなったもの。市当局では任免権がないし、自主的なものをつくってもらうので自治組織をつくるところも、つくらないところもでるだろうがやむを得ない。助成金の意味もある委託費は一自治組織に対し、月額十ドル―十三ドルくらいを予定しているが、組織のないところ、あるいは市の事務面に協力しないところにはやらないようになるだろう。しかし、自治組織をつくって市当局と市民のつながりを密にすることはただ単に諸伝達事項や調査事項の事務面が便利になると

いうことだけでなしに積極的に市民の声を市当局がきくこと、調査その他でも実情に沿った正確なものができるといった利点がでてくると喜んでいる。なお、陳情者側では市当局案で十分であるということから、審議されていた区長制復活の陳情を撤回した。

一日一題／渡航の自由のために／那覇市議会議員の旅券問題に思う／仲松庸全

〔沖タ・夕　1960・4・23〕

さる三月の定例那覇市会は代表として八議員の渡日を決定した。八議員の任務は本土の市町村の財政その他の運営状態を調査研究し、今後の那覇市政にプラスになる点を学びとり、それを市会に報告するというものである。那覇市会は例年数人ずつの議員を本土に送っている。しかし今回の代表派遣が例年のそれと違うのは、例年は市会の正式な決定によらず「議員は代わるがわる日本に行ってこなくては」というような役得というかそんな慣習によって漫然と、もち論何の報告もなしに行ってきたのだが、今回はその不文律を壊して市政に資する報告を持ち帰るように議会の議決という基礎に立っているのである。一人二百五十ドルという旅費は市民の税金だから旅行が単なる物見遊山であってはならないし、市政の進歩に役立つのでなくては間違いだからである。その意味で今回の議員派遣は今までのそれにない意義をもっており、その成果も期待してよいと考える。

ところがここに問題がある。八人が統一的効果的にしごとができないのである。選ばれた森田、玉城、玉井、糸数、渡口（政）、久高、黒潮、儀間の八議員の中あとの三人にはパスポートはおりないで補助申請書の提出が民政府から求められているのである。残りの五人はパスポートをとって出発した。八人が決まったのは各委員会ごとにクジ、あるいは推せんにより、ぐあいよく各党派から選ばれた形になったが、問題の三人は民連に所属している。すると民連所属議員だけ足どめされているわけだ。

補助申請というのはパスポート交付の申請条件のようにきこえる。しかしそれだったらなぜ八人の中の三人だけがそれをしなくてはならないのか。それは明らかに差別ではないのか。民連だからということで差別するということであれば、現代の常識ではどうしても理解できないことである。自治法には議員平等の原則が明確にされている。それは人間である以上、人種や皮膚の色、物の考え方、性別、国籍その他のいかなる違いものりこえて平等であるとする現代のモラルに支えられた原則である。またそれは世界のヒューマニズムを最後的に守る人権宣言や国連憲章から各民主主義の国の憲法に、というように不可侵の基礎に打ちたてられた原則であることを思わずにはいられない。したがって好ましくない人だからという差別は、どうしても現代人の感覚や知覚では受けとることができない話だ。

一応現代の常識から外れてみよう、そして一歩さがって頭を十八世紀そのあたりの頭に切りかえてみよう。すると「補助申請を書いて出せばいいじゃないか」という意見が出てくる。しかしその内容は二十七項目にわたる宣誓であり、この宣誓に対して過去、現在および将来に違反があると民政府が認めた時は、集成刑法によって断罪の上処刑されることに異議はありませんというのが二十七番目の宣誓項目である。過去現在将来のいずれかの時期の生き方が共産主義者またはその団体に属し、またはそれに近い団体にいるとか、近い個人であると思われたり、やっている運動がそんな運動であるとされたり、そのような団体や個人と友人関係があったり…というような事実として民政府の主観が判断すれば、もうそれだけで断は下されるのだ。今までのあるいはこれからの復帰運動や平和運動その他の民主主義運動への参加がそんな断を下す口実にされたり、あるいは宣誓することによって、将来そのような民主主義の運動ができなかったり、というようなことが補助申請の答として出てくるようにちゃんとなっている。だから補助申請を出すということは申請者が一切の民主的運動にさよならするか、または無縁である場合を除けば飛んで火にいる何とかということになる。現に書いて行った民主的運動の例外人もいるが、一切の民主的運動を大衆とともに放棄しないことに誇りをもつ人間が、この落し穴に落ちこまないように補助申請をしないのは当然である。それをしないとパスポートはおりないとしたらそれは明らかに渡航の拒否である。紳士の方法ではないと思う。私は一昨年このような渡航拒否に二回つき当った。一回は私用で他の一回は市議の資格による公用だった。いずれの場合も補助申請を出さなかったのだが今もってパスポートは交付されない

でいる。民連市議達は今まで三年の間に私の二回を入れて延べ八回渡航拒否に会う。同様に渡航を拒否された人が他にも少なくない。自分の国に自由に行けない事実は多くなるだけである。今回のパスポート問題を機に民主的に差別のない解決をされないと、それは地方自治への圧迫干渉でもあるし、人権と民主主義の問題として発展するであろう。沖縄には渡航の自由があると知らされたボールド・ウィン氏も眉をひそめることであろう。私の辞書にそんな自由はない！と。

（那覇市議会議員）

市民の1―3は借家住まい／那覇の住宅事情／花やかな表通り／裏はトタン葺がひしめく

〔沖タ・夕　1960・4・23〕

那覇市企画室では、さきに那覇市の住宅の現況について調査を進めていたが、その結果がこのほどまとまった。それによると全所帯数の三六・四％が一人当り、二・四畳の借家、間借り生活をしているほか、約半数はまだトタン屋の下に住み、毎年襲ってくる台風におびえた生活をしていることがわかった。毎日のように槌音のきこえる表通りの花やかなビル建築の陰にかくれ、庶民は住宅難にあえいでおり、公営住宅法の早期立法、政府の建築資金の補助など積極的な住宅政策がのぞまれている。

那覇市の総所帯数は五万六千六百戸だが、そのうち二七・五％の一万五千六百所帯が同居所帯、老朽住宅、狭小過密居住といった住宅難所帯となっている。

全琉の27％が／那覇に集中

那覇には年を追って人口が集中する傾向があって、全琉住居総数十八万九千六百戸の二七％に当たる五万千四百戸が那覇にあり、復金利用やその他による住宅建設が転入や自然増による所帯の増加に追いつかないことを示している。

それに個人用住宅五万八百戸の構造をみると、トタン屋根が二万四千六百戸で全体の四八・四％をしめている。つまり約半数がまだトタン屋に住んでいることになる。次は瓦屋根で一万八千九百戸（三七・二％）、カヤ屋根三千四百戸（六・七％）、テント、ルーフィング屋根二千戸（三・九％）、耐火構造はわずかに千二百戸（二・四％）にすぎない。スラブ、瓦屋根に鉄筋コンクリート、ブロック、杉材を壁に使った恒久住宅とよばれるものは一万三千五百戸（二六・六％）で半恒久住宅が三万七千五百戸（六七・九％）、非恒久住宅二千四百戸（四・九％）という数字も出ており、雨後のたけのこのように建っていく表通りのビルの陰にかくれた庶民の住宅は質的にも悪く、毎年おそってくる台風にたえずおびえていることになる。

自宅を有する／三万三千所帯

さらに全所帯数五万六千六百のうち自分の家をもっているのは三万三千九百所帯（五九・九％）で賃借所帯が二万六百所帯（三六・四％）もある。本土の都市地区では借家、借間住まいは普通全所帯の五％内外といわれているのに比べると那覇市の場合いかに住宅事情が深刻なものであるかがわかる。そしてこれらの賃借所帯はほとんど旧那覇、真和志の都心部に集中しているが、その四分の三が半恒久か非恒久住宅に住んでいるといわれる。これは恒久住宅の家賃が高いこと、住居の絶対数の不足によるものと市当局ではみている。

また自分の持ち家に住んでいる人たちでも三分の二は半恒久か非恒久住宅に住んでいるといわれる。これは戦後無償で建てられた規格住宅が、すでに改造すべき時期にきているにもかかわらず割当てられた土地に建っているため本格建築への改築ができないところが多いためだとみられている。那覇市の調べによると、住宅建築を希望しているのが全所帯の六三％もあるが、そのうち資金の見通しがつかず足ぶみしている人たちが七〇％もいる。以上のことから那覇市では、まず住宅の絶対数をふやすことだとして年次計画で市営住宅建設の構想をたてているが市町村の起債事業だけではとうてい満足な解決策はのぞめないとして政府の積極的な対策をのぞんでいる。つまり本土ではこうした住宅難の解消策として政府が全額かまたは五〇ないし七〇％を補助しており、那覇市の場合せめて毎年二万ドルの政府補助でもあれば十分だといっている。ところが工交局が計上した一万三千ドルの住宅建築費は内政局でばっさり削られてしまったといわれ、いまのところ政府は手ばなしの状態で、まだまだ住宅難解消の道は遠い感が深い。

企画室の話

戦後の那覇は高層ビルが立ち並んで戦前以上に復興したようにみえるが、これは表面だけのことで、

庶民の住宅事情はまだまだ戦前以下である。この統計からいかに住宅難にあえいでいるかがわかるわけだが、絶対数が足りないのだからまず数をふやすことだ。市営住宅は福祉長屋的な性格も加味すべきだという声もあるが、それは数をそろえてからあとのことだと思う。那覇市の場合毎年二万ドルの政府補助があれば数年後には十分解消できる。さもなければ一日も早く公営住宅法を立法してもらいたいものです。

安謝に那覇市営住宅／四転して本決まり／新年度18万ドル内の起債で建設

〔琉新・朝　1960・4・27〕

〝年次計画で住宅難を解消しよう〟と那覇市ではさきに市営住宅建設の基本計画を決定するとともに、市営住宅委員会を設置して本格的な住宅政策にのり出すことになり、まず新年度で十八万ドルの起債ワク内で建設する方針でのぞむことになったが、敷地選定で難航し一進一退の足ぶみ状態を続けていたが、二十六日午後一時から市長室で仲原、義永両助役をまじえた各関係部課長会議を開いて検討した結果、安謝中央倉庫敷地跡三千坪に建設することに正式に決定した。

那覇市の新年度における市営住宅は当初、古島一帯に建設することになっていたが同地は目下係争中のため変更しなければならない立場に追いこまれ、そこで第二候補地として安謝埋立地を内定していたがボーリングの結果、地盤がゆるんでいることがわかり、とうてい高層建物は不可能だとの結論から、またまた予定を変更することになっていたが、二十三日に帰任した兼次市長は「本土視察の結果、市営住宅は市場と直結しなければならない。その意味から新年度の市営住宅敷地は崇元寺一帯が適地と考えている」と発表したため、さらに問題がこじれ市当局内でも敷地選定をめぐっては二転、三転し今後の推移が注目されていたもの。ところで最終的に本決りした安謝中央倉庫跡敷地は倉庫社長の平敷慶久氏が管理しているが、すでに市営住宅建設用地として三千坪を譲渡してもよいとの話し合いもついているといわれ、また市当局でも当初の十五万ドルの起債ワクを十八万ドルに広げ、立派な市営住宅を建設することにしているが、三階建てにするか四階建てにするか、あるいは単独住宅にするかといった具体的な問題は今後さらに検討することになった。

仲原助役の話　市営住宅の敷地はこれまで段地計画のつもりで郊外に求めていたが、中途で事件の土地であったり、ボーリングの結果地盤がゆるんでいるといった状態でどうしても見合わさなければならず結局第二、第三の適地を物色した結果、市当局としても安謝の中央倉庫跡敷地が適当と認め、また民生委員会でも承認したので正式に決定した。

また資金ワクも開発金融公社と話し合った結果、十八万ドル融資の内諾を得ており、さらに民政府も大体了解しているので具体的な工事計画を急ぎ、六月の定例議会に提案しできるだけ早急に着工し年度内に完成したいと思っている。

なお二、三日前に市長は崇元寺一帯が適地だとの見解をのべているが、崇元寺は四百坪足らずであり、立派な住宅建設には不向きであるとの結論から敷地選定は助役に一任するということになった。市長も安謝の中央倉庫跡に建設することを承諾している。これで二転、三転した新年度における市営住宅は安謝に建設することに最終決定したことになる。

那覇の町名を七つに／行政区画研究会が答申

〔琉新・朝　1960・4・27〕

区画整理に伴なう旧那覇市の町名改正については那覇市行政区画整理調査研究会（委員長仲本為美氏）で慎重に検討中であったが、二十六日午後二時から那覇市会議室で再開された委員会で最終的な検討を行なったが結局委員会案どおり▽泉町▽元町▽久米町▽若松町▽久茂地町▽高橋町▽泊町の七町名に改正することに決定、直ちに市長に答申することになった。

旧那覇市の町名改正については調査研究会でも再三検討され、またさる十一日の公聴会では旧泊を高橋町と泊町に二分した委員会案に対し、泊復興期成会から「行政上の便利な面のみを考え、ただ機械的に区分したことには賛成できない。旧泊を二分することには反対である」との陳情もあり、また委員会案の元町（もとちょう）を〝もとまち〟と呼んだ方がよいとの意見もあり、結局これらの意見も尊重して委員会の態度を決定することになっていたもの。

なお調査研究会で決定した町名案は次のとおり。

泉町　旭町、上泉町、下泉町の全地域

に美栄橋町、久茂地町、字二中前、字楚辺の一部。

元町　西新町、西本町、東町の全地域に通堂町、上之蔵町、天妃町の一部。

久米町　辻町、久米町の全地域に天妃町、上之蔵町、若狭町、松下町の一部。

若松町　若狭町、松山町、松下町、久茂地町の一部。

久茂地町　久茂地町、美栄橋町、松山町、字松尾、牧志町の一部。

高橋町　崇元寺町全地域に前島町、高橋町、字安里の一部。

泊町　重民町全地域に高橋町、前島町、字上の屋一部。

沖縄を祖国に返せ！／昨夜盛大に「復帰協」結成／実現まで復帰叫ぶ／街にくり出したちょうちん行列

〔琉新・朝　1960・4・29〕

沖縄県祖国復帰協議会結成大会は二十八日午後六時から那覇市久茂地町のタイムスホールで盛大に行なわれた。会場内には参加団体員約千五百名、場外には学生や一般民衆など約千五百名がつめかけた。大会は順調に進められ、会則案、活動方針などを審議決定し「悲願実現まで祖国復帰を叫ぶ」と大会宣言を行なった。

大きな日の丸の旗と大会スローガンをかかげた会場には自民党をのぞく各政党代表をはじめ十七参加団体代表が出席。大会は開会宣言につづいて仲本沖青協副会長の司会で進められた。まず結成準備会から経過報告につづいて教職員会、官公労、沖青協から議長四名が選出され、会則案と活動方針案が審議、決定された。

そのあと役員選出に入ったが、まだ参加団体が十七にすぎないので呼びかけた沖縄の全団体の参加が決定してから会長や役員を選出することになり、当分教職員会、沖青協、官公労の三団体が世話役として運営していくことを決めた。また沖縄の施政権返還に関する国連への要請決議案、岸首相の「極東平和のためには米国の沖縄保有が必要」という答弁に対する抗議決議文、米国上、下院に対する要請文を決議した。

つづいて農民、学生など各階層代表、自民党をのぞく各政党代表のあいさつののち要旨次のような宣言文を採択した。

「今日は八年前には対日平和条約が発効し、その第三条によって沖縄が祖国から切離された忘れることの出来ない日である。われわれ沖縄県民は老若男女を問わず、政党政派の違いをこえて沖縄県の祖国復帰協議会に結集し、悲願実現の日まで祖国復帰を叫びつづけることを誓う」

最後に「返せ沖縄の歌」が場内、場外の参加者で斉唱され盛況のうちに大会を終った。

なお、参加団体は官公労、沖青協、教職員会、那覇市職労、琉海労組、自由協、民連、社大党、人民党、社会党、子供を守る会、原水協、市町村議長会、被災者連盟、沖縄繊維労組、沖縄港湾労組、タクシー労組。

頭の痛い損害賠償／那覇市会、与儀映画館問題の審議へ／業者が、一万四千ドル要求

〔琉新・朝　1960・4・30〕

那覇市臨時議会は二十九日午前十時半から開会、会期を五日間ときめたあと当局提案の「与儀映画館の損害賠償請求事件に対する応訴につ

いて」「予算外義務負担の契約締結について」の二案件を審議したが、この日は市当局から提案理由の説明があっただけで両案件とも総務委員会に付託し初日の日程を終えた。

この損害賠償請求事件に対する応訴は、さる二月十七日に那覇市字与儀三九二番地合名会社双葉商事代表社員下田〇〇氏が、弁護士岸本利男、宮良長辰、親泊英隆の三氏を代理人とし那覇市長兼次佐一氏を相手に一万四千四百七十ドル五十九セントの損害賠償請求を中央巡裁に提訴しているので、那覇市でもこれに対して宮良寛才弁護士を代理人として応訴しようというもの。

なお損害賠償請求事件は昨年七月一日に那覇市字与儀三九二番地双葉商事（代表下田〇〇氏）が那覇市与儀で映画館を建設するため市の許可を得て工事に着手したが基礎工事の九〇％が完成したとき地元与儀小校およびPTAから「教育上好ましくない」との理由で反対運動がおこりまた市当局でも「建築確認申請書に現場が相違つまり敷地と道路の関係、道路の幅員と建築物の高さが建築基準法違反であるとの理由から同建築許可の取り消しを行なったもの。ところで市当局の建築許可取消

しで原告側の双葉商事では▽建築請負工事施行分の損害六千八百九十ドル▽電気水道工事の没収された契約金二千五百ドル▽道路工事の没収された契約金二千ドル▽家屋移動費九百五十一ドル▽工事事務所賃借料六十ドル▽地鎮祭費六十八ドル余▽映写機購入に関し没収された契約金二千ドル、計一万四千四百七十ドル余が那覇市当局の行政上の過失で損害をうけているので損害賠償してもらいたいと請求している。

一方市当局では宮良寛才弁護人を那覇市の訴訟代理人として応訴しようというものだが、市議会の一部では「明らかに行政上の過失である」との意見も強く、このさい市当局の不手際を徹底的に追及するとの気配もあり、一波乱が予想されている。

祖国復帰を決議／那覇市の臨時議会

〔琉新・朝　1960・5・5〕

与儀映画館建設の取り消しをめぐる損害賠償請求事件を審議している那覇市臨時議会は三日午前十一時から本会議をひらいて、会期をさらに三日間延長することに決めた。

この日の本会議は三十一名（十一名欠）が出席、まず大山総務委員長から「委員会としては三十日に現場調査を行ない、その後慎重に審議を行なってきたが、顧問弁護士の意見をきいて委員会としての態度を決定することになり結論を見出すことには達しなかった。そこで最終結論を出すため会期を六日まで延長してもらいたい」との経過報告をするとともに、会期延長の動議を提出、各議員とも満場一致でこれを了認した。

つづいて新垣議員から来る五、六日の二日間小倉市で開かれる九州各市議長会に提案するため「祖国日本復帰要請決議」の動機が提案され、全会一致でこれを採択した。その他瀬名波議員から「沖縄特別地域経済開発臨時処置に対する基本法設定方要請決議」の動議が提案されたが、結局六日の本会議に正式議題として上程することになった。

決議　沖縄の祖国復帰は多年にわたる民族的悲願であり、これの完全復帰は全住民のひとしく熱望するところである。よって本問題解決促進の前提として対日平和条約第三条の規定についてはあくまで日米相互の理解と信頼にもとづき、これを早急に廃止し、沖縄諸島の完全復帰を強力に推し進める。

やまびこの鐘／きょう鳴りはじめ式

〔琉新・朝　1960・5・5〕

○…兵庫県民がまごころをこめて那覇市に贈った〝やまびこの鐘〟は、すでに那覇市役所屋上に取り付け工事も完成、きょう五月五日の子供の日に鳴り初め式が行なわれる。式典は午後二時から那覇市役所中庭で、大田主席、安里立法院議長、仲松上訴裁首席判事および、兵庫県代表の広瀬勝代さん（兵庫県婦人会長）神戸市歌敷山中校三年生坂田成一君が参列するが、とくに子供の日にちなんで那覇区各小中高校長、小中校生徒代表二名も列席して盛大に催される。

○…この〝やまびこの鐘〟は兵庫県民と那覇市民とが友愛の契りを結ぼうと阪本兵庫県知事の呼びかけで、三百八十万兵庫県民の一円ずつの基金募集が実を結んだもので、末長く那覇市民と兵庫県民の友愛の象徴として市民に親しまれることになろう。

○…ところで市役所屋上に設置された直径四メートル、高さ二メートルの円筒形の台には十二のスピーカーが取付けられ、あさ六時に「さくらさくら」正午に「われは海の子」ひる五時が「ふるさと」よるの九時が「てんさぐの花」と一日に四回那覇市内にこだますることになる。

兼次市長の話　〝やまびこの鐘〟が那覇市に贈られたことは阪本兵庫県知事および婦人会、神戸市当局、毎日新聞神戸支局の四者の熱意が実を結んだもので非常に感謝にたえない。この〝やまびこの鐘〟の贈り物はたんなる儀礼的なものでもなく、また那覇市民の関心を買うとか、同情的なものでもない。

ほんとうに兵庫県民の真心のこもった友愛の贈り物である。大口募金を廃止し市役所、県庁の窓口に基金箱を設置、県民から一円の基金募集を行なったという事実をみても、いかに多くの人々の魂がこの〝やまびこの鐘〟に打ち込まれているかということがうかがえよう。

一円募金で百五十万円を集めるということは、口では簡単だが実行することはむつかしい。これを実現したということは、兵庫県民が〝沖縄を忘れない〟ということを実証している。われわれとしてもこの御好意に対し〝やまびこの鐘〟を通じて兵庫県民と那覇市がますます友愛の契りを結ぶように努力したい。

那覇市会荒れる／人民党・民連が退場／与儀映画館の賠償問題応訴を決定

〔琉新・朝　１９６０・５・７〕

与儀映画館建設取り消しをめぐって損害賠償請求事件を審議中の那覇市臨時議会は六日午前十時四十分から本会議を開き、この問題について審議したが、人民党および民連議員が「市当局の処置は不当である」との理由で総退場したため、定数に達せず一時会議を中止するという、一波乱もあったが、結局退場した人民党および民連議員をのぞいて全員一致で応訴することを可決、午後五時会期八日間の臨時議会の幕を閉じた。

兼次市長が「建築許可を取り消したのは文教地区に指定されたからではない。建築基準法違反の立場から許可を取り消したのであって市当局の処置は正しい。話し合って解決せよとの意見もあるが、いろいろな状況から話し合いによる金銭上の解決は不可能である。結論としては原告の主張をのむということは多数市民のためにならないとの見解から応訴しようということである。違法を取消したのであって市長はみじんも政治責任を感じていない」と高姿勢でのぞんだのに対し、人民党および民連議員から「話し合いによる問題解決をはかろうとはしないで業者の責任にしている。問題をこじらせたのは市長の責任である」として市長の政治責任を追及するとともに、継続審議を強硬に主張したが、採決の結果二十対九で否決された。そのため人民党および民連議員九名が一斉に退場したため議員数の半数に達せず一時会議を中止したが、渡口副議長から退場議員に出席するよう再告しこれに応じないため市町村自治法の規定「同一事件に再度招集しても半数に達しないときはその限りでない」で再開、結局退場した人民党および民連議員を除いて「損害賠償請求事件に応訴する」ことを万場一致で採択した。

この日の本会議は開会と同時に休会に入り、大山総務委員長、赤嶺副委員長から三日間にわたる総務委での審議経過を詳細に説明があって質疑が行なわれたが、問題が裁判問題に発展しているので記録を残さないため休会中に審議すべきであるという意見と、開会して審議すべきであるとの意見が真っ向うから対立、長時間にわたって議事運営でもみ抜いたが、結局休会中に活発な質疑が交わされた。その後午後三時二十分から再開され、大山総務委員長から正式に「各関係部課長、顧問弁護士、その他専門家の意見をきいて慎重審査の結果、委員会としては原案通り応訴することを承認した」と報告するとともに質疑打切り討論の動議を提出されたが、多数決で採択され討論に入った。

まず黒潮議員が審議に参加することは市民の疑惑を生むとして退場、つづいて石原議員から継続審議の動議が提出されたが、二十対九で否決され、人民党および民連議員は瀬名波議員を残して一斉に退場、そのため一時会議を中止したが、退場議員は出席するよう再告されて応じないため自治法の規定で再開、満場一致で採択されたもの。

なお最後に宮里議員から「ストップした土木工事を再開するため軍用地の賃借料を契約すれば来る十六日に十一万四千八百余ドルの地料が支払われる、市長は契約する意思はないか」との緊急質問があった。

これに対し兼次市長は「契約しなくても地料は支払われる、議会で契約するよう可決されているが、これを執行できないのは残念であり申し訳がない。しかし反対せんがために契約を拒否しているのではない。問題があまりにも重大であるので個人の立場と同じような考えで契約することはできない。この重大問題を現段階において契約する勇気はない。二十二万市民に悔を残さないためにもさらに慎重に検討を加えていきたい」と答弁した。

黒潮議員　建築基準法のミスはないか、行政上の責任は残ると日本のその道の権威者は指摘している、この問題は発端当時二千四、五百ドル位の基礎工事費を市が賠償し、さらに市有地と交換するならば工事を取り消し他に移してもよいと原告者は証言している。市長が当時話し合って解決したなら、多額の賠償請求はなかったと思う、また非公開で審議したということは市民の疑惑を生むので退場する。

仲松議員　市当局は誠意をもって解決しようという努力がない。法で争そうということは問題解決に努力しても、どうにもならないという最悪のときにやるべきである。いまからでも遅くはない。裁判を延期して当事者で納得のいくよう話し合うべきである。われわれも基本的には損害賠償をすべきと思っている。しかし一万四千余ドルという請求は多額であるが法以外の最善な方法で話し合ったなら業者も多額の損害賠償を請求しなかったであろう、そこ

で臨時議会で即決することに反対し、六月の定例議会まで継続審議にすべきである。

宮里議員　非公開で審議したことは、市民の負担を軽くするためであり勝訴するための手段である。公開した場合原告に有利になるとの意味から非公開にしただけである。また六月まで継続審議にすべきとの意見もあるが、裁判も来る十三日に迫っているのでもちこすことには反対である、すでに訴えられた以上、市としても応訴すべきである。

石原議員　継続審査の動議を提出する審議内容をかくすため非公開審議を行なっているが、速記録やメモは残っている。これを裁判から提出するよう要求があれば拒否はできないと思う。問題をこじらせたのは市当局の責任であり、議会が行政上の責任および裁判問題まで責任を負う必要はない。そこで継続審議の動議を提案したい（採決の結果出席議員二十九名のうち賛成九名で否決される）

又吉議員　市当局としては再三にわたって業者に指導助言を行なっており、また政府の建築審査会でも市当局の処置は妥当だとしている。もし応訴しない場合は一万四千余ドルの請求を認めたということになる、裁判の結果によっては請求額が半減することも予想されるので応訴することに賛成である。

特別準会員に承認／高良氏ら九州市会議長会議に出席

〔琉新・夕　1960・5・8〕

【福岡支局】第三十四回九州市会議長会議は五日理事会に引き続き六日午前十時から小倉市小倉ビルで開かれた。沖縄から高良那覇市会議長のほかコザ市玉城、石川市大城（代理）、平良市与那覇の各議長が出席、九州各市八十三名の市会議長ほか事務局長ら約百八十名が集まり熱心に議題を審議、沖縄から提出した▽石川ジェット機墜落事故による賠償金の早期解決▽戦前の郵便貯金、簡易保険等の早期支払いと換算率の引き上げ（一円を一ドルに換算すること）▽海外引き揚げ者給付金の一括買上げ早期実現▽講和前の米軍行為による損失補償問題の早期解決などの四議題は満場一致可決、全国市議長会議に提案、それぞれ関係方面に強力に働きかけることになった。

この日、高良那覇市会議長は一行を代表あいさつしたが、とくに講和前の補償問題、日本復帰に言及日米両国の理解と協力によって解決していきたいと語った。

なお会長提案で会則第一条を改正沖縄各市の議会議長は総会の承認を経て本会の準会員となることができることにした。議題審議後、沖縄は準会員であるが、とくに実行委員（定員十四名）を一名出すことになり、高良那覇市会議長が九州市会議長会の実行委員になった。

那覇市／61年度予算案なる／予算規模二百二十三万余ドル／事業費に重点人件費圧縮／市営住宅や埋立事業を実現

〔琉新・朝　1960・5・13〕

那覇市では新年度予算編成を急いでいたが、このほどまとまったので兼次市長は十二日午後三時から記者会見を行ない、新年度予算案を正式に発表した。これによると予算総額が二百二十三万八千六百八十九ドルで、現年度の百四十九万六千四百九十九ドルにくらべ七十四万二千百九十ドルの増となっている。

新年度予算の編成に当っては〝最小の経費で最大の効果〟といった構想から人件費を圧縮し事業費に重点をおいている。とくに議員報酬を五十ドル、市長報酬を百二十ドル（昨年の台風被害にふり向けるため、議員報酬七十五ドルを五十ドル、市長百六十七ドルを百二十ドルに切下げた）の現行通りとしているのが注目される。半面、職員は政府に準じるため二ドル引上げ平均給四十八ドル、期末手当一割引上げ十八割を計上しているため、人件費は現年度より八万八千七百余ドルの増となっている。

しかしながら予算総額の比率からすると現年度の四七・一％に対し三六・三％で十％の減額となっており、これらの経費が結局事業費にふり向けられているが特色とされる。

まず歳入面では市税、財産収入、使用料、その他雑収入などの自己財源が百五十五万五千六百四ドルで現年度より四十一万五千八十七ドル、また依存財源が六十八万三千八十五ドルで、現年度より三十二万七千百三ドルの増となっている。一方歳出面では人件費、物件費などの消費的経費が八十一万二千六百八ドルで現年度より十万七千六百十二ドル、土木事業などの投資的経費が百二十六万千四百三十四ドルで前年度より六十一万七百五十八ドルの増となっている。ところで新年度における主な事業費は土木関係の七十三万千七百五十ドルを筆頭に、

次いで住宅建設費などの社会関係事業費が二十一万八千五百二十七ドル、その他産業経済費六万二千余ドル、労働関係四千三百余ドル、保健衛生三万七千二百三十ドル、港湾施設三万四千四百余ドル、自治組織助成費八千五百余ドル、消費施設費七千余ドル、第二次区画整理計画費五千ドルの順となっている。

兼次市長の話　さる二月二十日に予算編成の基本方針を打出し、その後両助役を中心として編成作業を急いでいたが、二、三の点を除いてはほとんど両助役の査定通りである。新年度予算は新味がないといえばないともいえるが、地方自治体の予算は特別な変動がない限り例年のくり返しである。那覇市の場合も限られた財源でなすべき仕事が沢山あるということである。

まず編成に当っては人件費をはじめ物件費、交際費等の消費的経費は市政運営に欠くことのできない必要経費であるが、最小限の経費で最大の効果をあらしめるということである。一例をあげると市会議員報酬を七十五ドルに復活するとの意見もあったが、他に率先する立場にある関係上、現行通り五十ドルとした。

市長報酬も百六十七ドルに復活すべきという話もあるが、市長メンツといった問題を抜きにして助役と同様に百二十ドルにした。また職員給は政府職員給に準じるため二ドル増俸し、期末手当は一割引上げ十八割にした。その結果、人件費は前年度にくらべ八万八千七百五ドルの増となっている。

物件費、諸支出も最小限度に止め最小の経費で最大の効果あらしめるよう編成したが、消費的経費でも前年度より十万七千六百余ドルの増となっている。しかし数字上は増となっているが、予算総額の比率は人件費の消費的経費は逆に十％低くなっている。ということは土木事業を中心とした投資的経費にふり向けたということである。投資的経費は前年度の六十五万六百七十六ドルに対し百二十六万千四百三十四ドルで六十一万余ドルの増となっている。ところで事業予算の配分については特殊事業を除いては、都市農村の区別なく公平に執行されるよう考慮されている。なお新規事業としては市営住宅建設と国場川、旭町の埋立て工事を年度内に完了し、さらに工場誘致し、財源確保をはかるとともに労働問題解決の一助にするため予算化した。教育委員への補助金は現制度上では妥当ではないと思うが、子弟教育問題でもあるし、また現実の問題として一万七千ドルを計上した。これも次年度から問題になると思う。

地元の意見を尊重／那覇旧市内／町名変更を検討

〔沖タ・夕　1960・5・22〕

那覇市行政区画整理調査研究委員会（委員長仲本為美氏）では、二十日ひる一時から市会議室で委員会をひらき、市当局から諮問のあった旧市内の町名一部変更について検討した。

委員会ではさきに七町名を決定、市長に答申したものだが、泊復興期成会では泊町の新名称に反対、その代案を市に陳情した。市当局でも地域住民の意見を尊重して、再び委員会に諮問した。

泊復興期成会の代案は、委員会の決定した高橋町を泊町に、泊町を泊新町（まち）に修正してほしいというもの。二十日の委員会はこの陳情を中心に検討した結果、陳情通り戦前の泊を泊町、泊新町の二つに分割することに決めた。

泊町（崇元寺町、前島町、高橋町、字安里の一部）、泊新町（重民町、高橋町、前島町、上之屋の一部）。市当局はこれを最終案として、議会に提出する。

那覇市島袋企画室長の話　原則として、さきの七町名を打ち出したわけだが、泊町の住民百三十余人が連署で陳情してきたので、その人たちの意見を尊重して委員会に再諮問した。これで一段落ついたので、市の最終案として、議会に提出したい。

市営住宅576所帯を収容／那覇市三か年計画なる

〔沖タ・夕　1960・5・25〕

那覇市企画室では、那覇市営住宅第一次三か年計画案の作成を急いでいたがこのほど、具体案がまとまった。市では二十四日あさ九時から助役室で関係部課長会議をひらき、この案を検討した結果、これを最終案として強く推し進めることになった。

第一次三か年計画案では六三年までに五百七十六所帯収容する住宅を建てる予定で政府補助を得て、家賃は坪当たり一ドルにすることを大きく打ち出している。年度別の計画案は次の通り。

【六一年度】建物＝三階建鉄筋コンクリート、七・五坪アパート二棟（二十四所帯）十坪四棟（七十二所帯）資金＝十七万二千三百八十ドル全額起債。敷地＝那覇市安謝、三千二十八坪家賃＝七・五坪―八ドル二十五セント、十坪―十一

ドル。

【六二年度】七・五坪三棟（四十八所帯）、十坪六棟（九十六所帯）、十二坪六棟（九十六所帯）、四階建鉄筋コンクリート、資金＝起債三十二万九千五百九ドル（七〇％）政府補助十四万九百十五ドル（三〇％）

敷地候補地＝真和志古島、五千坪、家賃＝七・五坪―七ドル五十セント、十坪―十ドル、十二坪―十二ドル

【六三年度】棟数、資金、家賃とも六二年度と同規模。敷地候補地は真和志大石原が予定されている。

なお、六一年度は、政府補助がないため、家賃は高くなっているが、市当局では今後財源をみつけて、坪当り一ドルの線にもっていく方針である。

与那原／那覇と合併を／議会の決議で申し入れ

〔琉新・夕　1960・5・29〕

与那原町では去る三月二十六日の定例議会で那覇市と合併することを満場一致で可決したが、けさ与那原町小牧助役は兼次那覇市長を訪れ、合併決議案を手渡した。小牧助役の話によると政府のよびかけをはじめ、沖縄の代表都市をつくるという見地から那覇市と合併することは適切な処置であり、隣接村の南風原村でも合併賛成を表明しており、さらに町民の世論をともなっているので、合併することを満場一致で可決した。

なお政府がさきに発表した那覇市の合併地域は南風原、西原、与那原、浦添、豊見城の五村を那覇市に合併する案となっているが与那原町がその先頭を切って那覇市に申し入れたもの。この合併申し入れに対し兼次那覇市長は喜んで応じたいとつぎのように語った。

兼次那覇市長の話　首都建設委員会でも隣接町村の合併は必然的にしなければいけないと話し合っていた。さきに政府が合併試案を発表した時、私としては適切妥当な案だと考えていた。また首里、小禄、真和志、那覇を合併した体験にもとずき隣接町村を含める大都市建設は最も好ましいことだ。そこで議会側とも十分連絡をとってこれが実現するよう努力したい。

土木事業全面ストップ／市の軍用地料が入らず

〔沖夕・朝　1960・5・30〕

那覇市の土木事業はこのところ全面的にストップ、土木課では手持ちぶさたの状態である。これは六〇年度予算に計上していた軍用地賃貸料、市有地の分七万五千百十四ドル（一般財産収入）、非細分地（無地番地）二十七万六千七百二十二ドルのうち、市当局が軍と賃貸契約をしていないため、うち八万余ドルを受け取っただけで、残りの二十七万九百七十六ドル（七七％）が未収入になり、工事が行き詰まったもの。さる臨時議会でも、宮里敏慶議員（ペリー区）はこの問題を取り上げ、兼次市長に契約しない理由をただした。これに対し兼次市長は「子々孫々のことを思うとき、私は契約する勇気をもたない、かといって地料がもらえないわけではない。収用宣告にされても、地料ははいる。ただ時期的に遅れるだけである」と答えた。議会では軍用地の賃貸契約を決議までしたが、兼次市長はこれをハネているので、きたる六月七日からはじまる定例議会では市当局の予算編成上のまずさとあわせて、さらに追及する構えをみせている。この軍用地料の未収によって、次の土木事業がストップしており、六一年度に持ちこされることになるようだ。

旧朝日新聞社横、小禄伊知真志線、首里大中区内線、琉球火災横道路改修、南美栄橋鉄橋移設、小禄ハーゲーラ橋改修、九区内排水溝改修、楚辺、壺川、安謝の排水溝改修、与儀排水路改修、小禄新部落、真和志郵便局―ガーブ川間排水路改修。

市議会議長らマッカーサー大使会見

〔琉新・朝　1960・6・5〕

【東京総局】二十六日午後、全国市町村会議長会議に出席した、高良那覇市議長、玉城コザ市議長、大城石川市議長代理の三名は赤坂の米大使館を訪問して〝日本復帰〟その他、議長会の決議による沖縄問題についてマッカーサー大使に説明した。この日、大使館前におしかけた安保反対の抗議デモで騒々しい空気であったが会談は終始冷静なふんいきのなかで行なわれマ大使は〝日本復帰実現までは政治に当るものの考慮ある行動がのぞましい〟と一行を激励、玄関まで一行を見送った。

復興、大半は国庫補助／本土視察議員が報告書

〔沖夕・朝　1960・6・6〕

那覇市議員渡口政行、森田孟松、玉城正次、糸数昌剛、玉井栄二の五氏はこのほど本土視察を終えて帰ってきた。こんどの視察は、本土各都市の戦災復興、国土開発、市町村の財政、社会福祉、都市計画、住宅建設事業などが、国家や

県からどのように補助され保護されているかをみるのが大きなねらいだったが、帰任した視察議員はいずれもその額の大きさにびっくり「全くうらやましい限りである」とのべている。視察議員は四日その報告書をまとめた。調査対象は、那覇市と人口が似かよった鹿児島、小倉、下関、佐世保、呉、和歌山、広島などが中心。そのあらましは次の通り。

【戦災復興事業】広島、鹿児島を例にとると、両市ともすでに九〇％以上の復興をみせている。戦災復興事業は最終段階にきている。ところが那覇市は四〇％ていどである。鹿児島市は、諸事業の完成まで総工費の約五〇％が国庫、一四％県補助で、市の負担は三六％。広島市は国庫四六・八％、県費二三・四％、市二九・八％。これに対し那覇市は都計法が施行された五六年から五九年までに、年平均の補助は、民政府二六・九％、琉球政府九・二六％で、本土とは大きいひらきをみせている。広島、鹿児島は昭和三十三年で戦災復興事業は終わった。その他の建設事業も多くの補助が出されている。公園を作って市に移管したり、国有財産をその市町村に払い下げるなどして、貧困の市町村財政を保護している。

【社会福祉】小倉、下関市に出された昭和三十四年の福祉費は小倉五十三万六千九百十一ドル、下関五十一万八千九百七十七ドル。五九年度全琉の社会福祉費は百五万五千百六十六ドルで、両市より七百二十二ドルも少ない。昭和二十八年の全国被保護所帯数は百九十三万三千所帯だが、昭和三十二年は、百六十四万九千所帯に減少している。

【市営住宅】一種から三種まであるが一種十・五坪（単独）に対し国庫二分の一、二種八・五坪に三分の二の補助。こうした本土の例を引用、視察議員団は、「民政府ならびに琉球政府は、本土以上の補助を支出して、那覇市だけでなく、沖縄全島の復興を促進すべきである」と、報告する。なおこの視察には黒潮、儀間、久高の三議員も予定していたが、パスポートがおりず（補助申請提出の要求があった）渡航できなかった。

那覇市定例議会開く／水難都市の汚名を返上／兼次市長施政方針／十日から日間一般質問

〔琉新・朝　1960・6・8〕

那覇市第三十八回定例議会は七日午前十時半から開会され、まず一九六一年度予算案をふくむ議案三十件と諮問案六件の提案理由の説明があり、つづいて会期を六月三十日までの二十四日間と決めたあと兼次市長の施政方針があり初日の日程を終えた。

兼次市長の施政方針は約十五分間にわたって読みあげられ、とくに埋立事業を実現して企業を誘致、財源の培養と就職難の緩和および学校敷地の問題解決をはかる。市営住宅を建設し市民の住宅難を解消する。その他河川工事を実施して水難都市の汚名を返上することなど十大事業の実施を強調した。

また施政の基本方針としては就任当時に声明した超党派でのぞむことを重ねて表明し、市長が一党一派や思想宗教を同じうする特定の者に政治を行なうことは市民に対する反逆行為であるとのべ、あくまで不偏不党の政治を行なうことを強調した。

なお市長の施政方針に対する一般質問は十日、十一日の二日間にわたって行なわれる。

次は施政方針要旨

那覇市の復興が日本本土の各都市と比較しておくれている理由は国家補助金が少ないことと、市民の税負担能力の低さが原因である。そこで六一年度も六〇年度の資金計画に基いて事業を推進する。

つまり①諸事業の中で比較的安易なものは自己財源で行なう②道路、橋梁、河川工事などの都市計画事業は民政府および琉球政府の補助金にその資金を求める③埋立、水道、区画整理事業の財源は起債に求める④市債償還年限の延長、利息引下げによって貧困財政の緩和をはかる。

以上の四項目から資金計画で一九六一年度は次の十大事業の実現に努力したい。

一、埋立事業によって土地を造成し、もって企業の誘置を行ない財源の培養、就労難の緩和および学校敷地問題の解決をはかる。

二、市営住宅建設計画に基づき住宅を建設し市民の住宅難を解消する。

三、現実に即応する都市計画の変更を行ないガーブ川、安里川の河川工事を実施して水難都市の汚名を返上する。

四、家畜の奨励、農道、かんがい、排水、港湾などの施設を行ない農、水産業の振興をはかる。

五、水道施設を完備して全市に配水を行ない市民の水不便を解消する。

六、じんあいの処理公衆便所の増設街路および小公園の植樹を実施して住

みよい美しい街をつくる。
七、逐次区画整理事業地域をひろげて文化都市の建設を行なう。
八、那覇商工会議所を育成して中小企業の振興をはかる。
九、行政区画整理を実施するとともに地域自治組織を育成強化する。
十、軍民両政府の財政援助ならびに内外同胞の御協力を得て市庁舎を建設する。

会期二十四日／三十日に閉会

七日開会した第三十八回那覇市定例議会の会期は三十日までの二十四日間で日程は次の通り。
▽七日＝施政方針並に議案上程理由説明▽十日、十一日＝施政方針に対する一般質問▽十三日＝議案上程質疑委員会付託▽十四、十五、十六、十七、十八、二十、二十一、二十二、二十三、二十四日＝委員会で付託事件の審査▽二十七日＝議案上程、委員会審査報告、質疑討論表決▽二十九日＝陳情案件上程、委員会審査報告質疑討論表決▽三十日＝閉会

那覇市議会／兼次市長に質問集中／軍用地料契約問題で大荒れ

〔琉新・夕　1960・6・10〕

さる七日開会した那覇市第三十八回定例議会は、十日午前十時半再開、兼次市長の施政方針に対する一般質問を行なった。この日の一般質問には、まず新垣松助議員が「軍用土地料を契約しないため歳入面に欠陥をきたしそのため土木事業が中止となっている。市長は施政方針で百の理論よりひとつの実行である、さらに超党派を声明しながら議会で決議された軍用地料の契約を無視しているが、永久に那覇市の軍用地料を強制収用させるのか」と激しく追及した。
つづいて宮里議員も「市長が軍用地料を契約しないことは軍にたいする非協力になる。これでは民政府の援助が得られない」と追い打ちをかける、などはじめから軍用地料契約問題に集中した。
これに対し兼次市長は「軍用地料を契約しないで歳入欠かんをきたしていることは申し訳ない。契約しなくても地料が取れないということではない。ただ時期的におくれるだけである。今後は予算編成になんら影響はない」と答弁した。つづいて高良議員から休けい中に「施政方針はすべて軍用地料と関連するので質問を軍用地料に焦点をしぼって納得のいくまで論議させてもらいたい」と提案したため、瀬名波議員が「いまになって軍用地料に焦点をしぼるのは納得がいかない、不審な点があればこの前の議会で徹底的に審議すべきであった」と真向うから反論したため各議席から「何をいうか」「土木工事のストップが問題だ」「この問題は、きょうまで待っていたのだ」と激烈なヤジが飛ぶなど、議会は最初から軍用地契約問題をめぐって大荒れに荒れた。なお午後も引続き一般質問がつづけられた。

兼次市長不信任の動き／那覇市議会一般質問続く／もめる軍用地料契約／再決議拒否すれば責任追及

〔琉新・朝　1960・6・11〕

十日あさ十時半から再開した那覇市本会議は、午後も兼次市長に対する一般質問を行なったが、午前中に引続いてもっぱら軍用土地賃貸契約問題について質問が集中した。とくに民連議員を除く他派議員は軍用地料の未収入で土木工事がストップしている点を重視。これは「市長が議会の決議を無視して軍用地料の契約を拒否しているのが原因である」と激しく追及するとともに、又吉議員から「市長の反省を促すために再度軍用土地賃借の契約締結を議会で再決議したい」との動議が多数決で採択された。
そのため議会の一部では「兼次市長が議会の再決議を無視し、これを拒否すれば議会軽視であり、も早や不信任以外はない」との強硬な態度でのぞんでいるが、これに対し兼次市長がどのように対処していくか今後の成り行きが注目される。なおきょう十一日も午前十時から一般質問が行なわれる。午後の一般質問では民連派議員を除く各議員は市長が議会の決議を無視して軍用地料の契約を拒否しているため現年度に歳入欠陥をきたし、土木工事を全面的にストップしているという原因は市長の独善的にあると徹底的に追及、市長個人のイデオロギーで軍用土地賃貸の契約をしないということは市民に対する反逆であると追い討ちをかけた。
これに対し兼次市長は「契約することは国際法的にみて違法である。契約するということは琉球政府とアメリカ合衆国とが契約することになるが、琉球

政府は外国政府と契約する資格はない。要するに代行機関である琉球政府に契約する権限がない。したがって自分としては契約することは将来市民に悔を残すことになると思うので契約する勇気がない。また契約しなくても地料はもらえる。ただ時期的におくれるだけである」と答弁した。

そのあと又吉議員から「軍用土地賃貸の契約を議会で再決議し、早急に事業を再開するよう市長の反省を促したい」との緊急動議を提出、この動議をめぐって民連議員と他派議員とが真っ向から対立、長時間にわたってもみ続けた。民連議員は「歳入欠陥を生じた責任は追及されるべきである、だからといって軍用地料の契約問題に責を負わすべきでない。市長がこの歳入欠陥を他に財源を求める献身的な努力が足りなかった点をあくまで追及すべきである」という見解に対し、他派議員は「現実に工事が不執行となっているのは軍用地料を契約しないためである。市長は個人的な見解から軍用地料の契約を拒否しているが、これは現実を無視した市長の独善的行為である」と反論、結局賛否両論続出したため大山議員から「見解の相違でいつまでたっても一致点は見出せない。討議打切りで表決してもらいたい」との動議で三十四名出席のうち二十三名の多数決で再決議を行ない、午後四時過ぎ散会した。次は主な討論要旨。

高良議長の話　議会としては軍用地料賃貸契約を結ぶことを再決議した。これで絶対多数で再確認したことになるので、も早や後には引けない。結局市会の決議をそのまま押し通すことになるが、市長がこれに応じないで拒否すれば市長不信任を提案することになろう。今後の問題は市長の態度ひとつにかかっている。

兼次市長の話　議会が再決議したからといっていますぐどうとは答えられない。要するに議長から再決議したことについての正式文書がきたうえで検討してみたい。現段階ではそれだけしかいえない。

那覇市会／治水対策をヤリ玉に／日程変更で水道問題を追及

〔琉新・朝　1960・6・12〕

兼次市長の施政方針にたいする一般質問は十一日午後一時十五分から再開されたが、午後の一般質問はほとんど「水難都市の汚名を返上するという」市長の施政方針に対し、予算処置がわずか七万ドルしか計上されてないことを指摘、さらにガーブ川、安里川以外の河川工事になんら予算化してない消極さを激しく追及した。

これに対し兼次市長は「水難都市の汚名返上は新年度予算だけでは不可能である、施政方針の目標は予算内容の説明でなく施策として打出したものである」と答えた。

つづいて渡口議員は水道課の不正を突き注目された。なお日程を変更し、あす十三日も午前十時から一般質問が行なわれる。

仲松議員　治水対策について市では施政方針で「水難都市の汚名を返上するといっている」がこれは那覇市の責任において実現できるような印象を与えている七万ドルの予算で水難都市の汚名を返上できるか、また治水対策はガーブ川安里川が中心となっているが他の河川については一言もふれてはいない。

市長　これは予算だけでは不可能である。施政方針の目標は予算内容の説明ではなく、施策としてかかげているものである。したがって今後もできるだけ予算化して実施したい。勿論政府の積極的な援助が必要である。

石原議員　ガーブ川、安里川以外の河川はすべて政府の責任であるとして、なんら予算化されない。これは市長の施政方針である「安易な工事は自己財源でやる」という意思に反していると思うが。

真栄田議員　市長はさる議会で軍民政府が那覇市の治水対策に補助金を交付しなければ総辞職するといっている。辞職の時期は六一年度予算編成時期であるといったが市長は重ねて辞職を表明する意思はあるか。

市長　軍民政府が補助金を計上しない場合、市長も市会も総辞職するという決意をひれきすれば必ず得られると表明した。しかるに議会は総辞職するという意思はなかった。いまになって辞職を決意する意思があるかといっても無意味である。皆様が当時総辞職を断行するという決意を示していたなら、いまごろは補助金が得られたものと確信している。

真栄田議員　総辞職は市長と議会と一緒にやるのか。それとも市長単独でもやるのか、とさる九日議会で質したのに対し、市長は効果があれば単独でもやると表明した。補助金が得られない現在、いまでもその意思はあるのか。

市長　総辞職を断行することで効果

があるならいまでも総辞職するのにやぶさかでない。

渡口議員　水道事業が発足してすでに十年になる。現在においても夏の渇水期は断水して市民に迷惑をかけている。市民の中には水道課は事前の準備が足りないと非難している。断水しないよう最善の努力をすべきである。

高良水道課長　昨年のような断水はないが、市外の高台地は、あるていど断水はあると思う。市としても最善の努力をしたい。

渡口議員　与儀の水道ポンプ施設は予算処置も講せずにやったというが、これは国吉課長の唯我独尊的な行為である。さらに水道課では国吉課長不信任の声もあるときいている、水道課人事が情実人事で、しかも部下の意見もきかないで独裁的にやったというのは許せない。今後事務処理、人事の面でも公平無私にやって疑惑のないようにしてもらいたい。

国吉課長　与儀のポンプ場施設は私一人の責任ではない。住民が困っていたので施設した。予算処置なしでやったということはおわびする。ただ私一人で独断的にやったといわれるのは心外である。また仕事上でとかくいわれるようなことはない。

那覇市会／水道料金が高すぎる／学校敷地観光事業など兼次市長に迫る

〔琉新・夕　1960・6・13〕

兼次市長の施政方針に対する一般質問は前日に引き続き十三日午前十時半から再開されたが、午前中は高良議員から「水道料金の高いことを指摘し、今後値下げ可能であるか」について質した。

これに対し兼次市長は「水道料金が高いことは認めるが、現在少しでも値下げすると次の拡大工事に支障をきたす」と答弁した。

つづいて大山議員は「事業を促進するため三十日まで軍用地料を契約してもらいたい」と要望するとともに「学校敷地問題、水道問題、観光事業問題」などについて追及した。

高良議員　市長は比較的安易な事業は自己財源で行なうと四項目からなる資金計画を打ち出しているが、浄水場は莫大な予算を要する。これは安易な事業と見ているのか。なぜ政府や民政府に補助金を要請しなかったか。

市長　起債をもってやる事業となっている。補助金要請は首都建設からも再三要請している。新年度はどうしても起債に求めるほかはなかった。今後も総合計画にもとづいてやりたい。

高良議員　合併によって水道事業は相当な資金を要する。地域の拡大人口増によるものと思うが、那覇市の水道料金は非常に高い。市民生活を豊かにするには水道料金を安くすべきである、市民は水道料金は高いといいながらも仕方なく利用している実情である。現在の水道料金を基礎にして起債事業をするのか、将来の水道料金の値下げについて知りたい。

市長　那覇市の水道料金は確かに高い、しかしわずかでも値下げした場合、次の拡大工事に支障をきたすことになるので思い止まった。高いことを知りながら値下げできない実情である。

大山議員　市民のためにどしどし仕事するという意味で、市長は三十日までに軍用地料に契約するよう要望する。また助役、部課長も自信を持って市長に契約するよう進言してもらいたい。

また施政方針で埋め立て事業で学校敷地の解決をはかるといっているが、具体的な方針を知りたい。

市長　現在の学校敷地は十万余坪が私有、市有地、県有地となっている。埋め立て事業などによって代替地を考慮しているが、市としては無償で払い下げるかどうかについては現在発表の段階でない。

大山議員　観光事業について予算面に反映されてない。平和慰霊像建設が首里に予定されている。像が予定通り実現するため積極的な補助政策を実施すべきである。

市長　さし当たり首里末吉一帯を公園化するため測量を計画している。また近く本土から技術者が来島するのでこれの調査結果にもとづいて具体的な方針を打ち出したい。

那覇市会／〝議員は名誉職でない〟／兼次市長と報酬問題で一もみ

〔琉新・朝　1960・6・14〕

十三日ひる一時十五分から再開された兼次市長の施政方針に対する一般質問は、最終日とあって時間を延長し午後六時四十分まで続けられた。午後の一般質問では煤煙対策、治水対策、自治組織の育成強化策、農漁民対策などに質問が集中した。

また仲松議員は議員報酬問題を取上げ、まず委員会での審議状況を説明したあと「議員報酬は議員活動を助けていくいわば賃金である。そこでこれに要する必要経費は動かせないので予算案審

議のさい慎重に検討したい、市長はいまでも議員に三十五ドルの価値しかないとみているのか」と質した。

これに対し兼次市長は「三十五ドルの価値しかないと答弁したというが、これは議事録を調べてみないとなんともいえない。新年度に五十ドルを計上したのは最小の経費で最大な奉仕をしてもらう意味からである」と答弁した。

なお十四日は午前十時から本会議を開き、上程議案をそれぞれ委員会に付託する。

儀間議員　住みよい衛生的な都市をつくるといっているが、那覇市には現在ばい煙問題が世論となっている、これに対し市当局はどのように対処するか。

中村衛生課長　ばい煙取締りの法がないので、業者の自粛を要望したところ業者も施設を改善して住民に迷惑をかけないといっている。政府へこれの取締りの立法化を要請したい。

石原議員　国場川の治水についてはいろいろ理由はあるが、北側水路の障害物撤去が問題と思う。今後浸水があったら市当局が責任を負うか。

市長　障害物の撤去は軍でも八月に着工したいとの意向である。また十分調査したうえで浸水がないようにして

から埋立て事業を実施したい。

崎山議員　自治組織育成を打ち出しているが、市から事務依頼があっても、町内会長などがこれを拒否した場合どうするか。

市長　行政区画が整備されないので自治組織を育成するということである。現在無報酬でも町内会長らは市民のためにやっている。助成金を与えることによって現在よりはよくはなっても悪くはならないと考える。

上原議員　市長は公約では農漁民政策を訴えている。いかなる方法で農漁民の保護育成対策を講じるか。具体策をききたい。

市長　この問題は国策としてやるべきである。しかし那覇市でもできるだけ農漁民振興の面では考慮している、新年度予算案でも前年度より上回って計上してある。

金城議員　与儀農研所は緑化地帯に指定されながら、つぎつぎと利用者が増加している、市長はこれをそのまま見送るのか。また市庁舎敷地として確保できるか。

市長　市役所敷地として確保するということは、都計法の変更を認めるということになる、しかし首都建委の意向を打診したうえで善処したい。

仲松議員　議員報酬問題は全議員の問題となっているが、私の考えでは議員は戦前のような名誉職ではない。そこで予算案審議のさい慎重に検討したい。市長は議員報酬として五十ドル計上しているが市会の意思を尊重してのうえかそれともいまでも議員は三十五ドルの価値しかないとみているのか。

市長　最小の経費で最大の奉仕をしてもらうために提案した。三十五ドルの価値しかないと答弁したということは議事録を調べてみないといえない。一体那覇市議の報酬はどれだけが適正であるか。むつかしい問題である、たとえば立法議員と同じ報酬にしてもあえて不当でないということも考えられる、しかし財政上からみて最小の報酬で最大な奉仕という立場から五十ドルの報酬でやって頂きたいと考えている。

仲松議員　市長は七十五ドルの報酬を一挙に三十五ドルに引き下げた。報酬ということは生活給、つまり議員活動を助けていく賃金である。賃金は引き上げられていくもので引き下げるという論理はわからない。当時災害対策のために引き下げられたのが理由だが、私としては議員、職員の報酬は必要経費はどんなことがあっても動かせないと考えている。

市長　報酬は上がっていくべきと考えている。なぜ引き下げたかということはあの災害に議員が率先して範をたれるということで提案した。

増税反対を決議／那覇市議会が全会一致で

〔沖タ・朝　1960・6・15〕

開会中の那覇市議会は十四日、いま問題の増税に対する反対決議をしたあと、六〇年度水道事業特別会計歳入歳出追加予算について審議したが、ホコ先はもっぱら国吉水道第一課長に向けられ、あらゆる角度から激しく追及した。

増税反対については、瀬名波議員から決議書が提出されたが、内容が簡単ということで、玉城議員が「増税の阻止と税制の改革ならびに財政援助金の完全獲得に関する要請決議」を修正動議として提出、全会一致でこれを可決、政府立法院に要請することになった。追加予算について議会の焦点は、市は多額の金をかけて牧港、安謝、安里などの水源開発をしたが、それを使わないで、水道公社から浄水や原水を買っている。さらに水源地の借地料として月二百十六ドルも支払っている。また安謝の水源地は、市が水を吸い上げた場合、周辺民家の井戸が枯れてしまうことな

どについて、国吉課長を追及した。そのあと、各議案、諮問案を、各所轄の委員会に付託した。増税阻止の決議のあらましは次の通り。

住民はいままで増税にたえしのんできた。昨年の相つぐ台風や水害による膨大な被害、さらに今回の津波災害など、住民の生活は苦境にあえいでいる現状である。財政需要に応ずるやむを得ない措置とはいえ、大衆の負担にシワ寄せする増税にわれわれは反対、次の事項を要請する。

①今回の増税を阻止するとともに税法を根本的に改革し、もてる者に課して、貧しい者の負担を軽くし、なお法の前には万民平等の原則に立脚して税法の属地主義を貫いてもらいたい②米国の財政援助を大幅に増額し、さらに日本政府の対琉援助を獲得するよう格段の努力を要請する。

増税阻止決議を手交／那覇市会代表／きのう主席を訪問

〔沖タ・朝　１９６０・６・18〕

那覇市会は、さる十四日「増税の阻止と税制の改革ならびに財政援助金の完全獲得に関する要請決議」を行なったが、十七日午前高良、渡口正副議長、各常任委員長が行政府に大田主席をたずね、要請決議文を手交した。席上には瀬長副主席、崎間内政局長も立ち会い、行政府のとったやむをえない増税案についての説明をきいた。その結果、いちおう財政需要に対する充当策としての行政府の措置は了解できたようだが、行政府も立法院での増税拒否、予算削減の議決があれば、それにしたがうほかない、との態度を明らかにした。

立法院の増税案／否決をのぞむ

高良一那覇市議長の話　十七日大田主席に対し、那覇市会の増税阻止決議を手交した。席上崎間内政局長も立ち会った。新年度予算における増税計画のいきさつについて、行政府の詳細な考え方を説明してもらい、新年度においては一万五千人の学童の増加による学校教育費の増、失業保険の実施、立法院議員総選挙などを新規計上せざるをえない実情、および日米両国の援助の可能性の問題について隔意ない意見を交換した。その結果、われわれとしては、今回の行政府の真に必要やむをえない最小限度のものである、という大田主席の立場をいちおう了解することはできた。しかし、行政府としても、やむをえず増税案を提案したが、立法院で増税が認められずその分だけ予算が削減されれば、それでよいとの態度だった。したがって、こんごの問題としては、立法院各派が増税案を否決することを期待している。

なお、日米両国政府の共同責任および財政援助、税制の抜本的改正などの基本的問題についても、強く訴えたが、主席もこれについては十分な措置をとることを約した。

（那覇市会の決議要旨）　戦争ですべてを失った琉球が、立ち上がるためにある期間過重な負担を忍ぶこともやむをえないものとして、住民は今日まで重税に耐え忍んできた。昨年の相つぐ台風や水害に対する膨大な被害に加うるに、今回の津波の災害など、住民の生活は苦境にあえいでいる現状である。このような時期に政府は、財政需要に応ずるやむをえない措置とはいえ、大衆負担にかかる税目の増税を企図したことに対し、われわれは反対する。経済自立の体制をととのえ、自治の基盤を確立することは、焦眉の急務であり、そのための施策の遂行は急速を要し、いきおい財政上、税収の増加もまた、必然の要求ではあるが、さればといって一般大衆の負担にシワ寄せさせることは税法上の原則に反するばかりでなくそれは財政の単なる弥縫策にとどまるものであって、健全な税収の確保となるものではないと思料し、つぎのように議決要請する。

一、今回の増税を中止するとともに、税法を抜本的に改革し、もてる者に課して、貧しい者の負担を軽くし、なお法の前には万民平等の原則に立脚して税法の属地主義を貫いてもらいたい。

二、米国の財政援助を大幅に増額し、さらに日本政府の対琉援助を獲得するよう格段の努力を要請する。

大弦小弦

〔沖タ・朝　１９６０・６・22〕

那覇市政に、また暗いカゲがさしてきた。兼次市長が「軍用地の賃貸契約」をしないのは市会の決議を踏みにじっているというので、市会のなかに「不信任案」をもちだそうとする動きが、つよくなっている▼軍用地の契約は、いまから三年前、米琉合同委員会までひらいて、一応双方の間に話し合いがまとまったものだが、兼次市長は、ある〝信念〟をもって、これには応じがたいという。考えれば考えるほど疑問の点があり、長い目で将来のことをみつめるとき、契約書に調印する勇気は、に

わかにでてこない―と述懐している▼ところが、一方、市会としては、去年十二月の議会で、「契約」するよう要請決議をしたし、それに、さる十日の本会議でも、ふたたび重ねて、その決議を再確認した。にもかかわらず、市長が市会の決議を無視しようというなら「不信任案」をつきつけて、対決しようという態度のようだ▼市長不信任には、全議席の四分の三以上の同意が必要である。いまのところ、その数だけ固まっているか、どうかよく読めない。というのは、市会の党派は微妙に入り乱れて、賛否の分野がはっきりしないのである。早い話が、議席の四分の一を占めている「民連」など、いまとなっては完全野党の立場をとっていながら、市長の「契約拒否」には賛成している▼だから、たとい不信任案をもち出すにしても、決め手となる材料は、まるっきり違うはずだ。そうなると「水と油」の異質の材料をこねあわせて、一本の不信任案をつくりあげるわけにはいくまい。ちぐはぐな縫いあわせは、どこかで、ほころびる心配がでてくる▼兼次市長の不信任案は、前にも民連が提出して不発におわったことがあった。その後も、ブツブツと底流でうごめきながら、はっきりと表面にうかびあがったことはない。こんどは、市会の「決議無視」をタテにして動いているわけだが、さて、こんごの成りゆきはどう発展することか▼市長は、不信任には「解散」をもってこたえるとはっきりいい切った。不信任と解散の対決。もしすべての感情を抜きにした「軍用地の契約」をめぐる政策と政策の争いであるなら、この際、世論の舞台で、きれいに勝負をつけてみることも必要であるだろう。いつまでも、もやもやを残してはならない。

“不信任”には不信任で／軍用地契約、自説固執／兼次市長／那覇市会、各派の動き活発化

〔沖タ・朝　１９６０・６・24〕

兼次那覇市長の不信任問題で、波乱含みの那覇市議会は、市長擁護派が逆に正副議長を不信任するといい出し、市長不信任は完全に足並みが乱れてしまった。自民党議員二十一人の調整もむずかしいものとみられ、いまのところ、不信任案の成立見通しは、のぞみ薄い感じである。

市長擁護派としては、これまで兼次市長の賃貸契約を結ぶかどうかを見守っていた。これに対し、高良議長、渡口副議長は、市長の回答を待たずに、積極的に市長不信任に動き出し、不信任があたかも議員全体の意見であるとの印象を世間に与えているという理由で、逆に正副議長不信任に追い込む考えに変わってきた。

正副議長の独走という空気は社大党系議員を含め中間派にもだいぶ響いているようだが、それだけの理由で不信任に同調しようという具体的な動きはみられない。しかし、市長擁護派は市長が契約をしない場合、その責任は市長をおこらせた正副議長にあるので、そのときは必ず不信任を提出すると、強い態度を表明している。したがって、市長不信任案を出してもこれには絶対応じないで、逆に正副議長不信任でこれに対決する方針である。そこで兼次市長の出方がもっとも注目されるが、兼次市長はきょう二十四日記者会見をひらいて態度を声明することになっている。兼次市長としては、正副議長の動きには大きな不満を示しているようで、けっきょく、契約問題ではこれまでの自説を固執、不信任を受けて立つのではないかと予想される。そうなると、高良議長、渡口麗秀一派、しせい会が不信任案を提出、人民党、民連が別の理由でこれに同調する見通しである。

これに対し、市長擁護派と、正副議長の行動に不満を持つ議員は正副議長の不信任をだす構えである。

市長擁護派の某議員は「市長は契約をするため、事務的な準備を進めていたようだ。そうした矢さきに正副議長が中心になり、契約をしなければ不信任するぞと威圧を加えたため、市長は変化したのではないか。だから市長が契約しないというのなら、その責任は正副議長にあり、われわれは正副議長不信任で対決するつもりだ」と強硬である。

この正副議長不信任に対して、副議長の渡口麗秀氏は「市長を不信任すると当然議会は解散になる。わたくしも選挙はこわい。しかし市民福祉ということを考えた場合、手をこまねいてみているわけにはいかない。正副議長の独走というが、私は副議長の立場で発言したことはない。

議員一個人として、自分の見解をのべてきたのである。そのことを取り上げて不信任するというのは、全く理由にならない」と語っている。

その点からも、きょうの兼次市長との記者会見は、注目されるわけで、市長の

態度決定によって、双方の裏面工作は、ますます激しくなる予想である。兼次市長擁護派をはじめ、十四人の議員は二十一日晩市内某所で会合、正副議長不信任問題を話し合ったが、当日出席した議員は次の通り。

久場景善、比嘉佑直、大山盛幸、儀武息睦、浦崎康華、又吉久正、金城武一、森田孟松、金城幸信、金城賢勇、大城清徳、玉井栄次、喜久山朝重、宮城実。

なお那覇市議の自民党員二十一人は、不信任問題で二つに分れて争い、党本部の出方が注目されているが、これに対し長嶺組織部長は二十三日次のように語った。

那覇支部自体まだ意見がまとまっていないようだから、党本部としてはまだなんともいえない。支部の方でこの問題を取り上げて、本部に提案すれば、検討したい。それまでは静観する。

那覇市会／軍用地料契約を明示／市長が正副議長に公開質問／〝契約阻止する目的の策動だ〟

〔琉新・朝　1960・6・25〕

那覇市議会は兼次市長不信任をめぐってあわただしい動きをみせているが、兼次市長は二十四日午後四時半から約四十分にわたって記者会見を行ない、不信任理由となっている①軍用土地の賃貸借契約を締結しない②市議報酬を勝手に引き下げた③軍民両政府から補助金をもらえない④市有地を売却している―の四項目について所信を表明するとともに、不信任強硬派である高良議長および渡口副議長に対し公開質問状を発し、「市会は市長により多くの仕事を与え、それができない場合は不信任するのもよいが、市長がやろうとする仕事を押えようとすることは常道でない」と非難、さらに軍用地の契約についても「個人としては反対であっても議会の意思を尊重して真剣に検討を加えている矢先に、このように出てこられたことは市長不信任を目的とし契約をさせない意味であるのか」と質し、正副議長の正式な回答を求めた。

これに対し渡口副議長は「副議長に対する公開質問である以上、個人的な見解を控えた、上京中の高良議長が帰任してから合議のうえで正式に回答したい」と語っている。

一方民連議員は「市長が軍用地料に契約することは市長立候補のさいの公約無視である」と事態を重視しており、場合によっては今度は民連側から市長不信任、市長退陣要求を提案するという動きがあり今後の動きが注目される。次は高良議長、渡口副議長両氏への公開質問のあらまし。

軍用地料の契約　①契約をしなくても貸地料は契約したものと同じようにとれる。一九六〇年度計上額三十五万千余ドルのうち、五万七千余ドルは受け取り、なお布令の規定通りいけば五万三千余ドルが六〇年度内に収入予定である。残額も七月十日から二十日までに受領できる②六一年度予算に計上されている四十二万余ドルも、契約しなければおそくなるということはうそである。新年度からは契約するしないにかかわらず他の市町村と同じように支払われる③最初から契約していたら年度内に全額受け取り、工事不執行はなかったとの考えだが、契約していても事務手続きで全額収納はできなかった④現在では契約してもせんでも貸地料を受ける期間にはなんの違いもないのでもはや問題でない。

議員報酬の引下げ　七十五ドルを三十五ドルに引下げて提案した。しかし議会で五十ドル修正され現在にいたっている。とくに高良議長は報酬を引上げなければ議長をやめるといって退場したが、その後議会に出ていることからみてもそれで満足だということになるのではないか、もし満足でなければ修正して引上げることもできるし、しいて市長を不信任しなくてもよいではないか。

補助金がもらえない　兼次市長は政治的、財政的、外交的手腕がないので軍民政府から補助金がもらえないで市民に不利益を与えているというが、当間市長が三年間に政府から十六万六千九百六十五ドル、民政府から三十五万二百六十四ドル、瀬長市長が十カ月で政府補助金二万六千九百四十四ドル、東江臨時市長が一カ月で政府から三千七百五十一ドル、兼次市長は一年四カ月で政府から十五万五千百八十九ドル、民政府から九万七千六百二十ドルの補助金をもらっている。

そのほかに那覇市消防庁舎の建築費、久茂地川改修費、又吉道路歩道、総合運動場ほか十一件。工事費五十二万五千二百ドルが私の就任後の補助金の中に含まれている。

市有地の売却　又吉市長が四千五百七十坪、当間市長が五千二百八十二坪、兼次市長が儀間真常公園墓地として百七十九坪売っている。財産の処分は

議会で決定すべきであり、不信任の理由にはならないと思う。次に今度提案している崇元寺区内三百九十五坪、安里川北岸千九百二十九坪を売り、土木工事に当てたい。また市有地千六十五坪は中央倉庫敷地三千二十八坪と交換し、そこに市営住宅を建てたいということである。これに対し財政行詰りの末期的症状とかあるいは補助金がもらえないから市有地を売って事業をしているとは誠に心外である。あるだけの金で仕事をやれというならまた別である。

市会は市長により多く仕事を与えてそれができない場合に不信任すべきで、やろうという仕事を押えることは常道ではないと考える。

納得できない正副議長の行動　①高良議長は六月十六日の委員会で議案を審議する必要はない、最後の議会だから暫定予算をつくることだといっている、これでは議長の念頭には市民のことは毛頭考えてないと思うがどうか　②六月十六日市長室で議長は「契約するか、または不信任するか」といった、しかもそれが解散を希望する皆の意見だといったとき一種の悲哀を感じた、議長が相互の人格を重んじ紳士として良識をもって議会の意思を伝えるものと期待したのに反し、敵意をふくんだけんかの果たし状に等しい最後通告であった。軍用地の契約は個人として反対であるが、議会の意思を尊重して真剣に検討している矢先に、このように出てこられたことは誠に不可解千万であり、もしこれが市長不信任を目的とし契約をさせない意味のものであれば気の向くように不信任し、信を市民に問うようお願いしたい。

最後に私が紳士の良心にしたがうことはできるが、敵意をふくんだ脅迫にはどうしても屈服できない者であることを承知願いたい。

那覇市議会／公開質問は黙殺／〝市長よもっと大人になれ〟／高良議長が意思表明

〔琉新・朝　1960・6・29〕

軍用地料契約問題をめぐって兼次那覇市長を不信任に追いこもうという高良議長および渡口副議長らの動きに対し、兼次市長はさる二十四日、四項目からなる不信任理由について所信を表明し、不信任は妥当でないとの公開質問状を発し、正副議長の正式な回答を求めていたが、上京中の高良議長は二十八日空路帰任、直ちに渡口副議長と合議した結果「市長が正副議長に対しての公開質問は妥当でない。執行機関と議決機関は絶えず話し合って市政を運営すべきである。したがって公開質問に対しては回答せず、黙殺する」との態度を表明した。

さらに高良議長は「公開質問ということではなく、話し合いにはいつでも応じるので市長はもっと大那覇市の市長らしく大人になってもらいたい。また不信任するということも議会の再決議を無視した場合当然なことであって、決して市長を脅迫する意味ではない」と語った。

なお高良議長は、市長の公開質問には回答せず黙殺すると語ったあと記者の質問に対し次のように語った。

軍用地料の契約問題　この問題は議会で二回にわたって決議された。しかるに市長は琉球政府は代行機関であるので契約する権利はないといっている。これは自らの自治体を否定することであり、街頭演説ならそれでもすまされようが、議会の質問に対する市長としての責任ある答弁とは思えない。そこでさる本会議で絶対多数で再決議したが、市長がもし議会の再決議を無視する場合、当然不信任ということになる。市長もそのくらいのことはよく知っているはずだ。したがって当然なことをいっただけであって決して市長を脅迫したのではない。もし市長が脅迫されたように感じたならすまないと思っている。

ところで私は毎年のように不信任をたたきつけられている。しかしこれを善意に解し反省の材料にしている。市長不信任ということもある意味では「市長しっかりせよ」という激励な言葉であると解してもよいではないか。

議員報酬問題　市長は議会で修正すればよいといっているが、市長はさきに抜打ち的に議員報酬を引き下げた。この市長の処置に対して議員のほとんどが不満である。ただ議会としてはっきりいえないだけである。そこで市長はこの問題について新年度で復活するとはっきり表明しながら、これを実行しないということは議会軽視である。そこで議長としてこれの復活を要求するのは当然ではないか。

さらに予算編成に当って両助役査定では復活されているのに、これを市長が勝手に修正している。市当局と議会は絶えず話し合いでやるべきではなかろうか。

補助金問題　市長は昨年の正月に、補助金がもらえなければ辞職すると表明

した。しかしわれわれ議会としては再三の選挙で市政は混乱し、さらに市長が辞職するとまた選挙ということになるので、那覇市民のために補助金交付してもらいたいと軍民両政府に強力に要請した。その結果補助金も交付されたが、これも結局議会が獲得したものである。いうなれば市長の仕事まで全部議会がやったということである。

市有地の売却　又吉、当間市長時代よりは少ないといっているが、あの当時とは時代が違っている。現段階では軍用地料に契約すれば大きな財源も得られる。そこで軍用地料に契約すればいまのところ市有地を売却しなくてもすむということである。

市有地売却で一もめ／継続審議で結論もち越し

〔琉新・夕　1960・6・29〕

開会中の那覇市議会は二十八日午前十一時から本会議を開き、既報のように「那覇市報酬および費用弁償条例の一部改正」「那覇市屠殺場使用料条例の一部改正」を満場一致で採決したあと、崇元寺付近の市有地三百九十五坪の売却処分について審議したが、継続審議を主張するのと、これに反対するのが真向から対立し、大いにもめた。結局大山議員から「継続審査にしたい」との動議が成立、結論を継続審議にもちこした。

したがって予算に計上された市有地売却費、一万三千八百二十五ドルが歳入欠陥をきたすことになるので、本会議を打ち切り、午後から各委員会を開き一万三千八百二十五ドルの歳入欠陥にともなう歳出面の修正を審議した結果、建設委員会関係の河川費から二千六百七ドル、都計費から四千二百ドル、経済民生委員関係の市営住宅付託施設費から五千二百ドル、消防隊関係の燃料貯蔵庫設置費千八十八ドルをそれぞれ削減した。なおこの案件は総務委員会でも大いに論議され、売却して治水対策費にふりむけるべきという意見と売却すべきでないとの意見が対立し、結論が得られず結局採決の結果七対五で継続審議にもちこされたもので、二十八日の本会議でも瀬名波議員から「市有地の切り売りで財政の建て直しは妥当でない。また市内の密集地には子供の遊び場となる小公園がない。市有地と換地してでも小公園を設置すべきである。市有地を売った費用では水難都市の汚名は返上できない。土地の切り売りで急場をしのぐというより市長自ら陣頭に立って軍民両政府に補助金を要請すべきである」と当局を追及した。

これに対し久場、又吉両議員から反対の発言があったが、議長はこれを無視し、大山議員の「継続審議にしてもらいたい」との動議を採決したため「反対者の発言を封じるのか」「小数意見を無視するのか」と激しく議長につめよるという場面もあり、一時議会はそう然となったが、結局多数決で継続審議となった。

再度の質問状も／兼次市長記者会見／正副議長の態度に不満

〔琉新・夕　1960・6・29〕

市長不信任をめぐって兼次那覇市長は、高良議長および渡口副議長に対し、公開質問状を発し、正副議長の正式の回答を求めていたのに対し高良議長は「市長よもっと大人になれ、公開質問は黙殺する」との態度を表明したが、兼次市長は二十九日、さらに記者会見に応じ、正副議長の態度には強く不満の意をみせ「両氏の知識では私の質問には回答できないだろう。なぜならば市長も議員も直接選挙によって選ばれたという重大な事実を忘れてあたかも政党内閣のような制度または戦前のように、議会で市長を選出するという複式選挙のような考えをもっている。それでは民主主義のルールがわかるはずはない。市長不信任を幾回となく叫びながら一度も市民に信を問うたことがない、今後両氏の成り行きでは、再度公開質問を発したい」と語った。次は正副議長に対する市長の反論要旨、

軍用地問題　正副議長は私の回答を納得していない。私が政府、ならびに大統領行政命令を否定したといっているが、許すべからざる暴言である。私は否定した覚えはない。私は市長不信任をめぐって事の真相を市民に知らせたいために、公開質問を発し回答を求めたが、回答の必要がないということは忠実な公僕の立場からまことに悲しむべきことである。不信任するということは、議会の決議を無視した場合に行なうといっているがこれは一般の人に誤解を与えている、私の受けたのは要請決議であり、これを尊重しなくても議会軽視ではない、市長に義務を負わすような決議をした場合、市長がこれを行なわないと議会無視であるが、このようなことは一度もない。

議員報酬問題　新予算から復活するといっているが、私は公約した憶えはない。考慮するといったまでだ。市長も助役並みの報酬にして人件費の圧縮

によって事業に回そうという基本的なものであった。

補助金問題　兼次市長が納得したのではない。正副議長がもらったと釈明しているが、要するに誰が貰ったということはともかくとして現実に補助金が交付されていることを数字をもって説明し、誰の手柄であるかは私は微塵も考えない。手柄は正副議長のものでもよいと思っている。まったく子供じみた釈明である。

市有地問題　又吉、当間市長時代と時代が違っているというが、毎年毎年莫大な損害を受けている市民のために治水事業をやろうという現状をどう見ているのか明らかにしてもらいたい。

七町への町名整理／那覇市会、定年制も可決

〔琉新・夕　1960・6・29〕

開会中の那覇市議会は二十九日午前十時半から本会議を開き、総務委員会付託となっていた「那覇市職員定年制条例の一部改正」を上程審議したが、二、三の質疑があったあと、満場一致で原案通り採決した。この条例改正は、これまで市長の補助機関たる常勤の職員（助役、収入役、副収入役、監査委員を除く）しか適用されないので議会の事務局長、書記、その他の常勤の職員、選挙管理委員会の書記、その他常勤の職員にも適用しようというもので適用年限は六十歳となっている。つづいて「那覇分限および懲戒に関する条例の一部改正」「那覇市消防職員の勤務時間および休日などに関する条例」「所属未定地を那覇市の行政区域に編入することについて」「町界、町目界および町名の変更」について審議したがいずれも満場一致で採決された。町界および町名変更は土地区画整理にともなう旧那覇市内を七町に町名変更しようというもので、これまで公聴会、総務委員会で再三にわたって検討されたもの。

那覇市議会／水の対策特別委設置／那覇市全員一致で採決

〔琉新・夕　1960・6・30〕

開会中の那覇市議会は三十日午前十時四十五分から本会議を開いたが、開会に先立ち石川ジェット機事件の犠牲者に黙祷を捧げたあと議案審議にはいった。まず市長提出諮問の「都市計画公園決定」「都市計画用途地域の一部変更」「首里西森浄水場の位置決定」「汚水処理場ならびに塵芥焼却炉位置決定」「火葬場位置決定」を原案通り承認した。

つづいて新垣議員から緊急質問で「断水で市民が困っている。市民に的確に時間給水を知らせ、その通り実行できるか」と当局を追及した。これに対し高良水道課長は「不足の四千㌧ないし五千㌧は浄水しなければならない、浄水ができなくて市民に迷惑を与えている。民政府とも折衝したが、一日二千㌧は供水することを約束した。したがって一日一万三千㌧を確保できるので、さし当たり地区別に給水して急場をしのぎたい」と回答した。

つづいて仲松議員から「断水さわぎがあと一ヵ月も二ヵ月も続くことが予想される。その場合でも隔日給水は可能であるか」と質したのに対し、高良課長は「一日おきに給水すれば十分にまかなえるとの自信がある」と回答した。そのあと高良議員から「毎年のごとく水さわぎで市民に迷惑を与えている。議会としてもほっておけないので水きりん特別対策委員会を設置してこの問題を解決したい」との動議を全会一致で採決した。

ぎりぎりで暫定予算／深夜まで荒れた那覇市議会

〔琉新・朝　1960・7・1〕

開会中の那覇市第三十八回定例議会は三十日までの会期となっていたが、一九六〇年度予算とも関連する市営住宅建設にともなう市有地の交換処分および安里川埋立ての財産処分をめぐって法的解釈でもみつづけ、結局日本自治庁、行政府法務局の正式な回答によって議長としての態度を決定することになり、そのため会期を七月三十日までの一ヵ月間延長した。

したがって会期内での予算成立がえられず、一ヵ月の暫定予算六万七千百八十一㌦を承認し午後十一時半この日の日程を終えた。

この日の本会議では前日からもみつづけていた「那覇市西新町にある千六十余坪を市営住宅建設のため安謝の中央倉庫敷地と市有地坪当り三十七㌦五十㌣、中央倉庫敷地坪当り十二㌦五十㌣で交換する」という市当局の方針に対し、民連派議員および渡口議員は、これの処分は議会の三分の二以上の特別議決が必要だと主張、これに対し市当局は過半数の普通決議でよいと主張したため真向から対立、両者ともゆずらず平行線のまま激しくわたり合い、そ

こで法務局や日本自治庁の見解を求めることになったもの。
そのため同日午後一時から高良、渡口の正副議長、大山、赤嶺の正副総務委員長、平良、瀬名波の正副経済民生委員長の六氏が議会を代表し、法務局と行政課の見解をもとめたが、「法務局では正式な文書による照会があれば正式に回答したい」との意向であるため、会期を延長し法務局や日本自治庁の正式な回答によって議会の態度を決定することになった。
午後四時すぎになって会期延長、一ヵ月間の暫定予算の提出を議会が決定したため、市当局は暫定予算の編成に深夜までかかり、午前零時近くの時間ぎりぎりで提案、やっと成立するという混乱ぶりであった。
その他一九六〇年度那覇市歳入歳出追加更正予算が会期末の三十日に提案されたことをめぐって大いにもみつづけ、「二十二万余ドルの歳入欠陥は市長が軍用地料に契約しないのが原因である」として渡口議員、高良議員が市長を激しく追及、さらに民連の瀬名波議員は「歳入欠陥で土木工事をストップしたことは市長の政治的手腕がないことを裏付けている。ことに災害土木費は議会も苦心し非常体制のもとにやっと八万ドル計上した。しかるにこれの半分しか執行のできないことは市長不信任に値いする」と追い打ちをかけた。
これに対し兼次市長は「災害復旧事業が執行できなかったのは歳入欠陥が原因である、私は全力を出して努力している」と回答、議会もついに不本位ながら承認した。

地料に契約しない？／兼次市長議会に高姿勢

軍用地料契約をめぐって兼次市長不信任が三十日の本会議で問題になると予想されていたが、市会の会期が一ヵ月間延長されたためこの問題は後日にもち越した。なお兼次市長は当初軍用地料に契約するものとみられていたが、不信任強硬派の動きに強く不満の意をみせ「不信任するなら解散で市民に信を問う」との高姿勢でのぞんでおり、結局この問題についてはいまのところ正式な意思表明をさけているが、このほど「契約しない」ことに最終的な態度を決定したといわれ、今後の動きが注目される。

高圧線の架設反対陳情／真和志地区が

〔沖タ・夕　1960・7・4〕

真和志地区高圧線問題対策委員会（委員長堂憲照氏）ではこのほど政府、立法院に対し高圧線架設反対の陳情をした。
軍としては那覇の都心を通っている現在の高圧線は那覇市都計のガンになっているということで、真和志繁多川から迂回しようというのに対し、地元民は生命や財産に危険を伴うので、架設反対を強くすすめているもの。反対の理由として①いまでさえせまい土地をこれ以上接収されると死活問題になる②架設は付近一帯の発展を阻害する③生命に危険である。
従って、一号線から地下ケーブルにしてほしいというものである。

水道浄水の確保要請／那覇市議会満場一致で可決

〔琉新・朝　1960・7・8〕

七日の那覇市議会は午前中に引きつづき午後も本会議を開き、陳情案件を審議したが、議案審議に先立ち、主席民政官、ポストエンジニヤ、水道公社総裁宛に「水道浄水五千立方メートル以上の送付確保要請決議」を水道対策特別委員会案通り満場一致で可決した。また陳情案件二十九件のうち八件を採択、十七件を継続審議、不採決二件、取り下げ二件をそれぞれ決め、この日の日程を終えた。
なお水道浄水五千立方以上の確保要請決議のあらましは次のとおり。
那覇市の水の使用料は一日最低一万四千立方メートルから最高一万六千立方メートルを必要とする。しかし現在那覇市の浄水能力は最高一万一千立方メートルが最高の限度であり、どうしても三千立方メートルから五千立方メートルは確実に不足している実情である、そこで首里西森浄水場の完成まで常時五千立方メートル以上の浄水の送水確保を取計らってもらうよう那覇市第三十八回議会の議決で要請する。

治水対策ご破算／安里川北岸／埋立地の売却を否決／歳入十一万ドルへる／荒れた那覇市会

〔沖タ・朝　1960・7・13〕

会期延長で審議を続けている那覇市議会は十二日あさ十時半から開会、五九年度一般会計歳入歳出決算、財産の売却処分について審議したが、途中で民連の久高議員が「首里バスの運営がズサンである。会社内部の事務検査をする必要がある」との緊急動議を提出したことに端を発し、議場は騒然、一時は収拾のつかないほど混乱におち入っ

た。そのあと、もっとも注目されていた安里川北岸埋め立て地売却の議案が上程されたが、出席議員三十八人のうち、賛成は十九人で、議決に必要な三分の二以上（特別多数議決）を得ることができず、あっさり否決になった。そのため六一年度那覇市予算は十一万三千余㌦も歳入がへり完全に骨抜きにされ、予定していたガーブ川、安里川をはじめ、治水対策事業はご破算になった。

まず、この日は五九年度の土木都計の決算について、新垣建設委員長から、委員会の経過報告があり、そのあと、五九年度市一般会計歳入歳出決算の質疑討論に移った。これに対し、民連の瀬名波、黒潮、儀間の各議員はすぐ認定反対の討論に立ち、市当局の予算執行のまずさについて、一時間余にわたって激しく批判した。

交際費がふえた／五九年度歳入歳出決算で／民連議員が市長追及

黒潮議員は、五九年度予算の執行状況を各款別にくわしくとりあげ「市長は五九年の施政方針で、消費的経費の節減をかかげながら、決算では事業の未執行が多い。それに比べて、市交際費はうんとふえている。交際費と、事業費は逆になっており、市長は自治法の精神を自らおかしている」と激しい口調で兼次市長を攻撃した。また瀬名波議員は「五八年に兼次市長、高良議長らは、戦災復興援助要請のため本土に旅行したが、高良議長ら議員の旅費も役所交際費から支出している。高良議長らは議会代表であるのに、役所交際費から流用している。「款」の予算流用は自治法で禁止されているが、それを無視している。

五九年度決算では九万余㌦の黒字となっているが、土木、都計、保健衛生などの事業をじゅんたくにやらないでいばれない。かえって市民への還元が悪くなっている。交際費は当初千五百㌦の計上だったが、追加で決算書では九千四百六十二㌦の増加となっている。さらに補助金を交付したらその間使途について報告書を出さすべきだが、それをしていない。監査委員会は表面の数字だけをみて、内部にくい込んでいない」と決算書をいちいちヒモといて、市当局や監査委員をやり玉にあげ、認定反対をしたが、採決の結果、多数決でこの決算書を原案通り認定した。

〝首里バスに不正〟／の発言で議場騒然

引き続き民連の久高議員は緊急動議を提出「首里バスの内部に不正があるように思われるので、議会で検査員をあげ、同社の内部検査をしたい」と発言したが、そのとき議場のあちこちから、「日程外だ」「株主総会でやれ」と、ヤジがとんだため久高議員はこうふんして「私の発言を阻止しようとする議員は首里バスからなにかもらっている」と発言したため議場は大混乱、あるなら出せ」と騒然となり、議事はストップ、やむなく高良議長は休けいを宣言した。その間話し合いで「市は三万株の大株主だから、市長は臨時株主総会を招集、総会で検査員の選任をして、検査してほしい」ということで一段落ついた。

その後、安里川北岸埋め立て地の売却処分の議案を上程、質疑討論なしで採決の結果、出席議員の三分の二の二十六をはるかに割って、賛成十九人であっさり否決になった。

なお市有地の交換処分（市営住宅用地）、市営住宅建設、六一年度予算案などの重要議案は二十一日の本会議にもちこされた。

解説

○…十二日の那覇市議会本会議は安里川埋め立て地を売ることを賛成十九人、反対十九人であっさり否決した。この議案は市条例に「千坪以上の市有地を売るときは、議会の三分の二以上の同意がなければならない」と規定されているため、議決数の二十六人を得られなく、否決された。

この土地は坪五十㌦の分千八百八十九坪（九万四千四百五十㌦）と坪七十五㌦の分四十坪（三千㌦）計九万七千四百五十㌦だったが、否決によって市は九万七千四百五十㌦の歳入欠陥になった。さらにさきの崇元寺市有地坪三十五㌦の三百九十五坪一万三千八百二十五㌦の継続審議で、合計十一万一千㌦あまりが歳入欠陥ということになった。この金は安里川、ガーブ川の改修工事、ガーブ川上流、安里川下流工事、都計ではハーバービュー道路、崇元寺橋工事、平板測量費など、治水、都計費に予定されていた。市の六一年度予算案は大穴があいたわけだ。これに対し、兼次市長がどう出るか、注目される。市当局としては、これだけけずられれば組みかえる元気もないものとみられ原案を再議に付すか、それともけずられたままを執行していくか、まだはっきりした態度を示していない。

―社　説―
那覇市民の幸福をもたらす市政運営

〔沖タ・朝　1960・7・14〕

那覇市会は、十二日の本会議で安里川北岸の埋め立て地、千九百余坪を売却処分しようとする当局の提案を否決した。市ではこの土地を公売に付し、そこから上がる代金をもって治水事業にあてる計画であり、議会で審議中の六一年度予算に九万四千余ドルの歳入予算を計上している。ところが、この提案が否決されたのであるから、当然、それだけの歳入欠陥を生じ、事業計画も中止するほかはなくなる。

市の固定財産である埋め立て地を売り払った方が得策であるかどうかは、もとより論議の余地はない思う。財政が豊かであり、市民の福祉事業が円滑に遂行されておれば、できるだけ財産を確保するのに越したことはない。市当局としては市民の負担、起債、民政府および琉球政府の援助などを財源として、なおかつ、足りない分を財産処分によって補い、市民の福祉になる治水対策事業を推し進める政策がうちだされたものであろう。

ところが、この重要な施策は市会から完全に拒否されたわけであり、兼次市政も一段と苦境に追いこまれたことになる。目下、審議が進められているのは市有地の交換処分、市営住宅の建設案、六一年度予算など重要議案が目白押しだが、当局と市会の対立情勢を考えると、必ずしも楽観は許されないと思う。重要施策がつぎつぎ修正ないしは拒否されたのでは兼次市政もいよいよ窮地におち、しまいには失態をさらすことになり、市民の満足を買うような市政執行は、とうてい実現しないと思う。

このように首都建設の途上にある那覇市政が半身不随の状態に陥ったのでは、そのために多大な迷惑をこうむるのは大多数の那覇市民にほかならない。毎年のように水害をこうむり、水難都市の汚名を着せられている那覇市にとって、治水対策は、もっとも急を要する重要問題である。土地処分の拒否は、議会の意思がそうであればやむをえないけれども、これに代わる財源を案出し、十分な対策事業が進められるよう予算措置を講ずるのも、また市会の負うべき責任だと強調したい。

市民福祉の増進という市政目標においては、市当局も市会も全く一致しているはずであり、その具体的な施策においても妥協できない完全な対立というものはありえないはずだ。政治的な立場は別として、話し合いと相互協調による市政運営が、市民に平和と幸福をもたらすものであることを再認識してほしい。

那覇市／予算案めぐり紛糾／土地処分などで声明／渡口派

〔沖タ・朝　1960・7・19〕

那覇市の六一年度予算案は安里川北岸埋め立て地の売却案が議会で否決になり、九万ドルの歳入欠陥になった。そのため大幅な組み替えが要求されているが、いまのところ、市当局は「議会でけずったのだから、当然議会で修正すべきである」との意向を表明している。

これに対し、渡口派ならびに民連議員は「提案権は市長にあるので、それを尊重したい」との立場で市当局の組み替え案を待っている。もし、兼次市長が議会で正式に組み替えを拒否した場合は、両派で修正するとの態度である。しかし、市民の中には、予算案を早急に成立させ、事業を執行すべきであるとの声が強く、議会は板ばさみにあったかっこうである。

那覇市議の渡口（麗）、備瀬、渡口（政）、比嘉（朝）、玉那覇、高良（清）、辺野喜、糸数の八議員は十八日、首里バス問題について話し合った。その結果、首里バスは純然な民営がいいとの結論に達し、今後もその方針で議会にのぞむことになった。

ところで、安里川埋め立て地の売却に反対した渡口派の八議員は十八日市内某所で会合、予算案の修正に対する今後の対策を協議したが、その後「那覇市政の運営について」の声明書を発表した。この声明は渡口（麗）、備瀬、渡口（政）、比嘉（朝）、玉那覇、高良（清）、辺野喜、糸数の、いわゆる渡口派八議員によるもので、声明書は埋め立て地否決の理由、財源の案出方法、市有地売却の反対理由などを取りあげている。

声明書のあらましは次の通り。

【否決の理由】兼次市長と議会が対立している大きな原因は、軍用地料の問題にある。市長は一地料は軍から収用宣告をうけたあと、受けとって遅くはないとの意見に対し、議会は早期に契約して、受けとるべきであるという議会の意見が対立、双方譲りあわないのが根本原因である。もし兼次市長の意見

に賛成した場合は、当然安里川北岸の土地（二千坪）を処分して治水対策その他の土木事業を実施しなければならないが、土地を売って事業を行なうという考え方は、一市民が経済生活が苦しくなって、家、屋敷や墓地まで売りとばすのとなんら変わりはなく、市財政生活を貧困に追い込むだけだと思う。このような消極的な考え方には、われわれ同志は絶対賛成できない。

【財源の案出方法】第一に考えられるのは軍用地料による財源案出の方法である。われわれは早期賃貸契約を主張してきた。兼次市長が自己の個人的見解を固執することなく、市民の意思を代表する議会を尊重、議会と一致協力して早期契約に踏み切るなら、九年前払いを許可申請すれば受けとることができる。そうすれば治水対策はもちろん、その他の土木事業も直ちに施工できると思う。

軍用地料は毎年十五万五千五百四十五ドル受領できる。これを九年前払い金百三十九万九千四百十二ドルを受領して、年次計画で各種建設事業を行なうとすれば、兼次市長の毎年行なう十五万五千五百四十五ドルの事業に前払い金の銀行預金利子の毎年平均して約四万ドルの事業を追加して施工できる。これを九年継続事業として施工した場合約三十六万ドル分の事業が追加施工できることになり、市民の利益増進になる。われわれの考え方に反対し、土地を売却して治水対策を行なうことに賛成する議員の考えは了解に苦しむ。河川工事費については、昨年の災害対策工事費としてのガーブ川下流の工事費は議員がその報酬や議会交際費、正副議長交際費などの節減で予算編成したにもかかわらず、兼次市長は比較的急を要しない経費にこれを充当した。そこからも市長不信任の声が起こっている。安里川、ガーブ川の河川工事費などは、高額の金がかかり、財源案出は困難である。これは市長と議会が協力して政府首脳に強く苦況を訴え、補助を得ることによって、財源案出の可能性は出てくると思う。土地を売るよりも市長と助役交際費、正副議長交際費などの消費的経費の節減によって財源を案出すること。

【土地造成の必要性】市民が必要に思っている事業の中に、小公園または子どもの遊び場の設置がある。とくに繁華街、密集地帯では痛感されている。これらの設置に当たっては敷地を得るために、買収または市有地との交換などの方法があるがその場合、安里川北岸の土地は代替地として確保しておく必要があると考える。

また市内各小、中校の敷地確保の拡充の問題がある。現に使用中の学校敷地も未解決のものが山積されている現状である。われわれとしても、この問題は市民の教育施設の拡充、強化の趣旨から、強力に解決しなければならないと思う。この場合でも、買収や交換方法が必要になってくるが、その意味でも、市有地の売却は慎重に審議する必要がある。さらに個人の土地が市道に編入されて困っている市民が多数いる。その坪数は約十六万坪以上といわれる。これらの個人財産は買収するか、または市有地と交換して個人の財産を補償すべきである。換地補償については兼次市長は昨年六月の定例議会で渡口（麗）議員の要望に対し、昨年十二月までに具体案をたてて議会の承認を得たいと答えたが、今日までなんの回答もない。市民の期待を裏切ったばかりでなく、市有地を売って治水対策事業その他の土木事業を施工しようとしている兼次市長の裏切り行為は、市道の設置によって、土地をギセイにした市民から市長不信任の攻撃が開始されることと思う。

以上われわれの軍用地契約の理由、土地売却反対の理由をのべたが、市民の了解を得たい。

〝反対のための反対〟／市長派も声明出し応酬

〔沖タ・朝　1960・7・21〕

那覇市議会の渡口派八人は十八日「那覇市政の運営について」の声明書を発表、いま議会で問題になっている安里川北岸埋め立て地売却案の否決理由、それに伴う九万余ドルの歳入財源の案出方法、市有地造成の必要性など、渡口派議員の立場を明らかにしたが、この声明に対し、市長派、自民党中間派、社大党議員二十二人は連名で二十日ひる五時反ばく書を発表「反対せんがための反対は市政を食いものにするものであり、かかる行動をとる議会人に対して、われわれは断乎として戦い、市民の利益を守り、市政を軌道にのせて市民に奉仕する覚悟である」と、渡口派の声明を各項目にわたって激しく論ばく、さらに「市会の真相を明らかにして市民各位の冷静な批判を仰ぎたい」と結んでいる。

この問題に対しては市長擁護派、自民党中間派、社大党議員は「反渡口派」に統一勢力を結集、二十一日の本会議

にのぞむことになった。反ばく書を出した二十一人は次の通り。

久場景善、比嘉佑直、赤嶺一男、森田孟松、儀武息睦、金城武一、喜久山朝重、金城賢勇、玉城正次、大城清徳、宮里敏慶、玉井栄次、大山盛幸、宮城実、仲宗根梶雄、具志清裕、又吉久正、浦崎康華、新垣松助、金城幸信、普久原朝光。

渡口派声明への反論のあらましは次の通り。

【軍用地契約】①昨年十一月七日の本会議で三十九人の出席議員の中、人民党九人、渡口派八人を除く我々同志二十二人の連署で軍使用地契約の要請決議案を出したさい人民党、渡口一派は審議権を放棄して退場した事実は何を物語るであろうか？②かかる重要な問題を審議せず退場したことは人民党と常に共闘している現われであり軍用地契約に反対したことになるのである。それを渡口一派の基本方針であったかのように早期賃貸契約を主張して来たと公言する資格はなく、また軍用地料の歳入欠陥を追及すること自体我々に言わしむれば市民をだます非常識人であり市民の物笑いになるであろう。

【財源の案出方法】①九か年前払いを認可申請すれば、すぐ受け取って予算計上もできるとの印象を与えているが、八か年分前払いしか受け取ることができない。②市町村に対する前払い賃貸料が水道建設、庁舎建設等公共の福祉のための資金使途が明確なものにしか受領できないのを知らないとみえる③かりに取れると仮定しても、市有地の八か年の前払い賃貸料二十五万一千余ドルは取れても、非細分地の九十九万三千余ドルは受け取れないことを知ってもらいたい。正副議長の交際費を削るのは自由だが市長、助役はうんと市民福祉のため働かすべきであり、彼らの交際費は削るべきではない。

【市有地売却問題】この安里川北岸埋め立て地の売却の議案が委員会で審議されたさい、人民党を除き全員賛成しながら、渡口派は本会議の採決のさい反対に回るということは一体どう解釈するか。これこそ委員会制度の破壊であり、自ら議会政治を否決するものではないか。渡口派は土地を売却して治水対策を行なうことに賛成する議員の考えは了解に苦しむというが同一議案に対し朝に賛成、夕に反対し議会人としての責任と義務をそう失し議会の混乱を企図する作為的策動こそ正に恥ずべき行動であり議員失格と極言せざるをえない。安里川北岸の売却地に推せん、契約申込人が入っていないという理由で感情的に反対した二議員のメンツをたてるために、あるいは仲間割れするのをおそれて賛成すべき六議員まで反対したという舞台うらのかけひきはすでに全議員が知っている事実である。軍用地の契約問題で市長と議会が対立し双方譲りあわないのが根本原因であるとのことだが、その理由で売却に反対したと唱えているがこれも感情で反対したことを自ら証言しており、市民の反感を買うのをおそれた結果である。市民福祉のために土地を売却し、投資的な費用に当てるのと、売却しないとでは、そのいずれか、市民のためになるか、だれでもわかることである。キ弁で見苦しい行動を正言化しようとしたってダメである。

【土地造成の基本的態度】①住宅地造成、校地、緑地帯確保のための代替地造成、工場建設用地の確保こそはもっとも重要である。これを国場川第一次、第二次埋め立て、旭町埋め立て、さらに安謝付近の埋め立て事業を計画しているのである②渡口一派だけが代替地の必要性を唱えているような印象を市民に与えようと苦悩しているのは気の毒でならない③小公園用地、子供の遊び場、敷地問題などは機会あるごとに話し合っており、一歩一歩段階を踏んで努力している。

【土地の補償問題】①市道に編入された個人の土地に対する補償が兼次市長の努力さえあれば直ちに実施できるような誤った印象を市民に与えていることは自己保身に利用せんとする知能犯に等しい②昨年六月の定例議会における渡口（麗）議員の質問に対し、市長は「十二月までに具体案をたて、議会の承認を得たい」と答えたとはウソである。

市有地交換を決議／那覇市会／民連の反対押し切る

〔琉新・夕　1960・7・21〕

新年度予算をめぐり議会内部で声明合戦をくりひろげ、泥試合の様相をみせている那覇市議会は二十一日午前十時四十分から本会議を開き、市営住宅建設にともなう市有地交換処分について審議したが、人民党と民連派議員を除く多数で原案通り採択した。

この市有地交換処分は旭町にある水道資材集積所の市有地と安謝中央倉庫敷地とを交換し、この敷地に市営住宅を建設しようというものだが、同案の処分をめぐって議会の三分の二以上の特

別議決を必要とするというのと、過半数の普通議決でよいという意見が対立し結局法務局や日本の自治庁へ照会していたが、法務局から普通議決でよいとの回答があり原案どおり採択されたもの。

つづいて「市営住宅設置について」の議案が上程されたが、渡口議員から「市営住宅の建設は原則として大賛成である。しかし補助金を獲得して低額所得者にも利用させるために継続審議にしたい」との動議が出され、議場は一時騒然となった。

継続審議を主張するのと、これに反対する賛否両論が対立し、議場はさらに騒然となったが採択の結果、多数決で原案通り可決された。

金口木舌

〔琉新・朝　1960・7・22〕

新年度予算案をめぐる那覇市議会のかけ合い談義は、ついに議場内からはみだして声明合戦にまで発展した舞台裏をすっかりさらけだしての泥仕合だ▼当局派、反当局派に袂を分っての対戦、政策や主義、主張の相違からくる意見の対立だったら、堂々と議場で火花を散らし黒、白をつければよいが議場をはなれての論戦など、よそ目にも感情の激突としか映らぬ。どっちの言い分が正しいのか、雑音が入り乱れると市民の判断も戸惑ってくる▼市当局や市議会が意見の対立から、それぞれの立場を一般に訴えるという方法として、声明発表をするということは一向に差支えないが、会期中の議会が互いに相手方の主張なり意見を反ばくする手段として声明合戦を演ずるということはなんのことはない、それこそ議会の権威を自ら軽視する愚かしきわざ、一体、議場はどこだ▼ほんとのところ、争いのけん外におかれている市民大衆には一片の声明ぐらいで、問題の当否、真相などわかるはずがない、わからなければ、わからないなりにウラになにかあると、妙に勘ぐりたくもなろうというもの▼〝声明〟に頭をひねるひまがあったら、泥ぬま論争ばかりむしかえしている那覇市政をどうしたら市民と直結する明るい自治体にもり育てていくか、議会をして真に市民福祉の話し合いの場とするかにチエをしぼるべきだ▼いまの那覇市議会に欠けているものは議会を話し合いの場とする協調の精神と努力、熱意、そしてむき出しにされている対立感情をおさえる政治的教養という点に尽きる▼どうしてもとけ合えぬというのであれば、声明合戦で泥のかけ合いをするより、てっとり早やく信を市民の審判に問うことだ。みんな頭を冷やして出直すがよい。市議会の内輪もめを尻り目にもう台風もやってきた。治水対策はたな上げのまま、ひどい目にあうのはいつも低地帯、川沿いの住人ばかり、これでは市民の福祉もヘチマもない。

新年度予算案を可決／那覇市会きのう閉会

〔沖タ・朝　1960・7・22〕

さる六月七日開会した那覇市の定例議会は、軍用地の契約、市有地の売却問題から市長不信任の問題までで始末で大荒れに荒れたが二十一日午後の本会議で難航の六一年度予算案が多数決で成立、問題の軍用地契約も議員発議で可決、よる七時二十分、四十五日ぶりに幕を閉じた。なお兼次市長は議会の議決にもとづいてきょう二十二日、さっそく軍用地の契約を結ぶものとみられている。

二十一日の本会議では、午後から問題の予算案の審議に入ったが開会と同時に市長擁護派からさきに否決になった安里川下流の埋立地売却を否決した渡口派と民連議員に対して、同議案の否決によって生じた歳入欠陥を埋める修正案を出してほしいという意見が出され、いったん休憩して各派調整に入った。しかし結論が出ないままにひる五時再開、高良（清）議員から市長に対し、原案を撤回して新しい修正案を出してもらおうという要請決議の動議が出されたが多数決で否決。ついで真栄田議員から人民党の修正案として、安里川下流の埋立地売却の否決に伴う九万七千四百ドルの歳入欠陥を補うため、これまで課税されていない外人に対する市民税の賦課、費目存置になっているくりこし金、銀行預金の利子などを歳入にみこみ、三万二千四百ドルをふやし、合計六万五千ドルの歳入減にする。これを歳出面の議員の本土視察費、議会交際費、職員の研修費、事業費の請負費などから六万五千ドルを削った案を動議として出したが、これも渡口派の賛成を得たにもかかわらず否決。

さらに渡口（麗）議員から「軍用地を契約して九年前払いをうけることになって歳入欠陥を埋める」という新しい修正動議が出されたが、賛成わずか六で否決され、結局九万七千ドルの歳入欠陥のままの委員会修正案がそのまま採決にふされ、騒然たるうちに可決された。

そのあと大山議員から日程追加の動議

が出され、久場景善議員ほか二十一人の市長擁護派議員の共同発議による軍用地百四十九筆、二万五千百七十七坪（二万六千百二十六ドル）の基本賃貸借契約についての議案が追加された。これに対して渡口（麗）、上原、仲松の各議員から発議権の疑義について質問があったが、自治法第百四十六条によって議員の発議権があるということで議案は質疑応答に移った。

そこで、人民党側は「市長はこれまで過去二回の要請決議に対し、契約しないといってきたが、議決すれば契約するのか」と執拗にくいさがった。これに対して兼次市長は「要請決議とはちがう議決となればそれを執行する義務を負う。その時には私の個人的な考え如何にかかわらず議会の議決にしたがうのが民主主義だと思う。私の意志をきく前に議会は自主的に自らの意志を決めてもらいたい」と答弁した。これに対して渡口派は市長の意思で契約するといった形の議決にしたいと修正案を出そうとし議場は騒然となったが、結局採決の結果、多数決で可決となった。

このあと議会は弁務官、主席、立法院に対して公営住宅法の早期公布を要請した瀬名波議員提案の動議を採択して

よる七時二十分幕をとじた。

一社　説一
無責任にすぎる那覇市の予算議決

〔沖タ・朝　1960・7・24〕

もみつづけていた那覇市の定例議会は、二十一日に閉会したが、問題の六一年度予算も、なんとなく議決された。予算を審議する本会議においては、いろいろ修正動議がだされたようだが、結局は九万七千ドルの歳入欠陥をタナ上げにした委員会修正案が多数決で可決された。

二百万ドルを越す市の予算が、このようなかたちで市会を通過したことは、おそらく前例がないと思う。各議員とも、市民のために十分に審議を加え、完全な年度予算を編成することができたと、ほこりをもって報告することができるだろうか。また、市会活動を通して議決機関としての十分な責務を果たしたとの確信をもてるだろうか、そのいずれにも否定されるであろう。それほど、こんどの市会の行動に対して、多数市民は不信の念を深めつつある。

市会は、市有地の売り渡しを否決したため、歳入面で九万七千ドルの歳入欠陥を生じている。予算審議の焦点は、この歳入減をどのように埋め合わせ、そして、均衡予算を編成するかにかかってくるが、たんに繰越金の操作で歳入、歳出のツジツマを合わせただけで予算を成立させるとは、あまりにも無責任にすぎる。このヤリクリは執行にあたる市当局が適当に処理してほしいといったこんたんであり、これでは市長にゲタを預けたのも同然である。議決機関としての権威は、すでに地に落ちたといわねばならない。

市長は、こんごの予算執行にあたっては緊急度に応じて優先的に取り扱うとの態度を表明しているが、市民にとって、もっとも利害関係の深い治水対策は順調に進められるだろうか、これが大きな問題だ。仮にお預けになったとしても市長に逃げ口上を与えたのも同様であり、要するに、このような変則予算の成立では、市民福祉は決して保証されないのである。

市会は一か月も会期を延長したのであるから、もっと慎重に討議を尽くすべきであった。いくら審議を重ねても、現在の対立状態では、調整の余地がない見通しのもとに、安易な多数決に従ったとも思われるが、市政の根幹となる年度予算が、このような始末では首都の建設事業は、とうてい画期的な推進はのぞめないはずである。市会内の各派の感情的な対立を解決し、執行機関との関係を正常な姿にもどす努力が切実に要望される。市長もスムーズな市政運営のため、政治生命をかけて、事態の収拾にあたるだけの意気ごみがほしい。

公園の敷地を縮小／首都建設委／計画変更を申し入れ

〔沖タ・朝　1960・7・25〕

首都建設委員会（委員長瀬長副主席）はこのほど兼次那覇市長あて与儀公園の計画変更を申し入れてきた。これは那覇市が与儀試験場跡に広大な公園計画をしているのに対し、付近の土地が真和志との合併によって経済的な活用度が高くなり地域の縮小を要請してきたもの。それと同時に同委員会としての処理案もつけくわえている。申し入れは次の通り。

与儀公園は、五六年三月主席の認可を得て、都市計画に対する公園として指定されたが、次の事情により計画変更（地域縮小）をしなければならない状況下にあるので、現状に即して早急に善処してほしい。

①与儀公園（四万六千坪）の地域内で

はすでに園連、主席公舎、蚕糸検定所、工業研究指所、金門クラブ、軍用地立退き部落の転入住居、そのほか一般民家などもある。さらに近く南連事務所、米琉文化会館、電電公社なども、この地域内に建設されることになっているので、当初の計画を変更して地域を縮小せねばならない原因が生じている。

②この地域は民政府の管理地であるので、委員会は五九年四月民政府に対し公園指定地を目的外に使用させ、または処分しないよう申し入れたが承認されなかった。

③指定当初の五六年三月ごろは、この地域は市の周辺地にあたり、土地の利用価値は低かったが、現在では首都の中心部に当たり、利用価値が高くなっているので、土地の経済的活用の点から再検討の必要がある。

以上の点から四万六千坪を一万四千九百二十七坪に縮小し、文化公園として指定する。

（処理案）五七年三月都市計画により指定されているのである。その点尊重するとともに、指定当初と今日ではいろんな情勢もかわり、現在は都市の中心部となって土地の利用価値もきわめて高くなっているので、土地の経済的活用の見地から、当初指定された与儀公園四万六千坪を一万四千九百二十七坪に縮小し文化公園として指定する。

文化公園は施設を整備するとともに、中央図書館、公会堂、美術工芸館、産業科学館、遊水池などを適当に配置し、文化公園にふさわしい施設にすることがのぞましい。

〝弁務官資金を善処〟／又吉議員らギ副民政官と会う

〔沖タ・朝　1960・7・25〕

那覇市議の又吉久正、比嘉佑直、森田孟松、大山盛幸、宮里敏慶、宮城実の六氏は二十二日あさ、民政府にギーリス副民政官を訪問、那覇市議の問題について一時間余にわたって懇談した。

まず議員団から①軍用地料の契約を議会で可決したこと②市営住宅の家賃が高くついているので、民政府が補助金を支出してもらえば家賃を安くすることができること③弁務官資金の交付に骨を折ってもらいたいことなどを説明し、要望したといわれる。

これに対し、ギ副民政官は、軍用地料の契約を可決したことに満足の意を表し、「多年の懸案問題を解決してもらい、感謝している」とのべたようだ。民政府補助金、弁務官資金の支出についても、善処したいと答えたという。

泊北岸の埋立地／民政府が那覇市に譲渡

〔琉新・夕　1960・8・31〕

那覇市ではさきに民政府に泊北岸（水産高校使用）の公有水面埋立地二千百五十三坪の譲渡申請を行なっていたが、このほどギーリス副民政官から「譲渡する」と次のような書簡があった。

一九五三年三月三十日付の布令百六号で民政府が同土地を埋立てたが埋立て条件として那覇市に譲渡することになっている。

一、したがって民政官は那覇市に同埋立地を譲渡し、また那覇市には譲渡契約と権利が与えられる。

一社　説一　新発足した那覇市自治会

〔琉新・朝　1960・9・14〕

地方自治の末端組織として、市民との有機的連携を緊密化するという那覇市の自治会が十二日新発足した。この自治会はこれまで幾度びか俎上に浮かんでは陽の目を見ずじまいに終った区長制に代るもので、今後の運営如何によっては、法制化に基づく本格的な区長制実現への踏み台ともなろうというものである。新発足に当って市当局でも多大の期待をかけているようであるが、都市的形態と農村的形態とが混然としている那覇市の現状では、法制に基づく区長制度を確立するためには、旧行政区の統廃合をはじめ、行政区域の整理ともからんで相当の時日を要するというところから、差し当り既存の町内会や部落会を育成強化し、市の行政サービスを末端まで浸透させながら逐次、適正な行政区の規模を確立していこうというのが自治会に托する構想と思われる。

ところで、こんど新発足した自治会は、真和志三十、首里十七、小禄十二の計五十九ヵ所で旧那覇の三十二ヵ所真和志二ヵ所、首里二ヵ所、計三十六ヵ所は未組織という。発足当初すでに足並み不揃いのまま進発しているが、地域住民がその必要性を身近かに感じ自主的に組織作りに乗り出さない限り、強いられる筋合いのものでもないので当局としても静観する外はあるまい。自治会の運営はその名の示す通り、自主的に行なわれることを本旨として、徴税令書の配布、出張徴収、広報紙の配布、その他基礎調査など専ら市の行政上の協力機関、伝達機関たる性格をも

つもので、暫定的措置として会長は既存の町内会長、部落会長がそのまま委嘱されてはいるが、これとて早晩、区民の選出した人が委嘱されることになろう。従って将来、市の行政面において占める役割とか機能が加重されてくることも予想される。

戦後、数年も存続していた那覇市各区における自治組織ともいうべき区長制は、終戦当時、市民受入態勢のゴタゴタした時代に採られた便宜措置であったのであるが、当時の諸物資配給制や土地割当ともからんで、いろいろ弊害もつきまとうようになり、区長の座が権力の座と化しつつあったのを当間（重民）市長時代に廃止されたものである、だがその後瀬長市長時代に再びこれを強引に復活しようとして瓦解した曰くつきのもの。名称こそ異なれ区長制と本質的には何ら変るところがない自治会が、こんど正式に発足を見たことは、兼次市長にとっては、これも公約の一つを履行したということになるが、まだふんぎりつかず未組織のまま見送っているところが三十六ヵ所もあり、しかもそのほとんどが、旧那覇市内であるということは自治会（または区長制）になお相当異論がある証左とみなければならない。

かつての区長制にからむ利害得失も、すでに昔語りとなってはいるが、憂慮される弊害の最たるものとして厳戒されねばならぬことは区長のボス化である。利点としては行政サービスの浸透とか地域住民の実情把握、連絡の緊密化などがあげられるがこの両者のかねあいを、どう調整していくかが要めである。人口も地域も太る一方の那覇市にとって末端組織の整備ということは必要欠くべからざるものにちがいないが、自治会組織も結局は会長にその人を得るかどうかにかかってくる。そして最も懸念されるのが選挙の布石となることである。もちろん会長だろうと区長だろうと、その個人的な選挙活動は自由だが職務上、地区住民個々の日常生活と密接なつながりをもつだけに選挙に際しては票集めの具に供されやすいのである。ボス化の温床とみられる所以だが、立法院総選挙も目前に迫ってきた。票集めの布石に成り下がらぬよう、那覇市の自治会発足の首途を祝う半面、本来の使命に徹した慎重な運営を望みたい。

安謝を工業・漁港に／首都建委、整備計画なる

〔沖タ・朝　1960・9・21〕

首都建設委員会は、二十日午後二時から副主席室で委員会をひらき、港湾整備計画を審議、決定した。

この整備計画は、直ちに行政主席に勧告されるが、整備方針は、既設の那覇、泊の両港を整備するほか、安謝港を新設して工業港ならびに漁港にすることが計画されている。計画の概要は次のとおりだが、那覇、泊両港については、夜間でも大型船舶が出入できるようにするため、俗称大和口、唐口から各港に至る航路上に点在する暗礁を除去し、さらに航路標識の完備をはかることにしている。

那覇港　将来とも、外国航路の商港として整備し、こんごますます発展する外国貿易に備えるため諸施設を強化する。施設を整備すれば、年間の貨物取り扱い適正能力は現在の六十万トンから九十万トンになるので、この能力を十分に発揮させるようつぎのように計画する。

①大型船の増加に対応して航路をしゅんせつし、常時出入港を可能にする。

②ふ頭の整備ならびに貨物輸送の合理化をはかる

③物置き場の利用増進をはかる

④上屋、旅客待合室、ふ頭従業員の休養施設を整備する。

⑤浪災防止のため、港入口南岸（ヤラザー）および北岸に防波堤を設ける。

泊港　将来とも、内航および外航路（日本向け）の商港として整備し、現在貨物取り扱い適正能力をはるかにオーバーしていることから生ずる不合理を是正する。また、こんご、ますます伸長する産業、経済の発展に呼応するため、将来においては、漁港および小型運搬船ならびに大型貨物船の出入港を安謝の新設港に求めるようにする。

①港内をしゅんせつして船舶の出入を容易にする。

②ふ頭の整備ならびに貨物輸送の合理化をはかる。

③野積み場の舗装を行なう。

④そのほか、不備施設を整備し現施設を改善して、不経済と非能率を是正する。

安謝港　安謝新設港は、工業港ならびに漁港として整備し、すでに計画されている工業用地の造成と関連づけて建設する。泊から安謝に至る公有水面（岩礁地帯）約七十五万平方㍍を港湾計

画のしゅんせつ土砂で埋め立て、工業用地を造成し、港湾は埋め立て地の南方に建設する。西側を工業港、東側を漁港として、それぞれの性格に適応するよう施設、整備するものとする。

①年間の貨物取り扱い適正能力の目標を六十万トンから六十五万トンとする。

②工業港においては、七千トン級以上の大型船が常時出入可能な施設をする。

③水路、水面の計画面積を十分にして安全な航行と停泊が可能なようにする。

④ふ頭、岸壁、沿岸道路、給水、給油、給炭施設、船員、ふ頭従業員の休養所、待合室、上屋倉庫、荷積み施設、貯蔵施設、防波堤、クレーンなどの機械施設、標識などの諸施設を適宜配置して、①②の計画に支障がないようにする。

⑤以上の立地適正計画とともに貨物輸送、生産工業地帯との関連なども勘案して総合的に計画するものとする。

瀬長首都建設委員長（副主席）談

これまでに、河川、緑地帯などの整備計画を樹立したが、今回港湾整備計画をまとめた。首都の建設、整備は、いずれにしても民政府の特別援助や膨大な費用を要するものだが、ともかく総合的に計画する必要があるので、全般的な整備計画を急いでいるわけである。あとは道路交通面の整備計画ができれば、委員会として構想がほとんどまとまったことになる。

那覇市の起債許可／国場川の第二次埋立

〔琉新・朝　1960・9・21〕

那覇市ではさきに行政主席宛に「国場川第二次埋立事業の起債許可」の申請を行なっていたが、十四日付で起債許可の通知があった。市町村が起債する場合、行政主席の許可が必要とされ、政府では市町村の起債能力の有無を調査したうえで許可することになっている。したがってあとは開発金融公社からの正式な認可があり次第、那覇市では公入札を行ない直ちに事業をはじめる。

那覇市は国場川約十六万五千平方㍍（五万坪）の埋立事業を計画、一九六〇年度で約三万坪の埋立を完成、残り二万坪を第二次事業として現年度で埋立てることになり開発公社に二十万二千五百㌦の借入れ申請を行なっているもの。なお第一次の埋立地は主に工場用地として使用されることになっているが、借入れ希望者が多く〝嫁一人に婿八人〟だと市当局はこれの処置に頭を痛めている。また現年度で埋立てる六万六千平方㍍（二万坪）は主に学校用地や住宅地として計画している。

那覇市／昇圧ポンプの設置を／水の解決に民政府の答え

〔沖タ・夕　1960・9・29〕

那覇市議会は、さきの議会で全会一致で一日五千立方㍍以上の浄溜水確保要請を決議、民政府、水道公社に善処方を陳情していたが、このほど民政府から政府につぎのような回答があった。それによると軍当局では、ブースター（昇圧ポンプ）を設置すれば六〇年度は十分な給水ができるだろうといっているが、ブースター設置には市当局が反対しているようだ。那覇市が賛成すれば十五日以内で設置できる用意があると述べている。

民政府からの書簡要旨　一、那覇市水道課、民政府、水道公社、米軍部と十分検討した。公社は今年末或は六一年早々までは那覇市に対してひでり期間おそらく一日五十万ガロン以上の浄水の供給は保証できない。この期間中に水道本管がズケランから泊まで設備されれば公社は那覇市に対し、一日二百万ガロン（七、五〇〇立方㍍）の水を供給できるだろう。

二、軍では那覇市に対し臨時給水を相当考慮する意味でつぎのことを決定した。

①那覇市に対し現在、牧港―那覇米軍住宅地帯にある軍専用七十五万ガロンタンクに十二インチ―十四インチの水道管取りつけを許可する②軍はブースター（昇圧ポンプ）を与えて、これを牧港―那覇間にある未浄水管にとりつける。ポンプは軍から無償で払下げるが、市は七千㌦を越えない額を設備費として、総額又は未浄水の協定値で納入する。

さらに依頼されるいかなる不動産も備える。琉球人運転手、維持、燃料費を支払う、七千㌦の設備費を償還するまでは千ガロンにつき七㌢に未浄水値を上げて経営し、その後はただ運営と維持を補われるていどの値に下げることについて通知を受けている③市職員は口頭でブースターの設置は好ましくないといっているが、泊の浄水場につなぐと市に対して六〇年度は十分給水できる。（公社の浄水管が完成すれば一

日平均一万九千立方㍍）④市が賛成すれば軍と公社では、十五日以内にブースターを設置できる用意がある。

玉陵の保護を要請決議／那覇市定例議会終わる

〔沖タ・朝　１９６０・10・１〕

那覇市の定例議会は三十日で十一日間の会期をとじた。

六一年度追加更正予算、市有地売却など十議案、市長諮問一件、二十五件の陳情案件を処理した。こんどの定例議会は大きな波乱もなく、やや沈滞ぎみで、どの議案も原案通り可決した。

最終日の三十日はあさ十時半からひらき、審議を続けたが、問題の安里川北岸埋め立て地四百七十七坪の売却について民連の真栄田議員は「売却の相手方六人のうち四人は都計で立ちのきになった人たちではあるが、満足でないにしても、一応補償はなされている。市民の中には、都計その他で、個人的な犠牲になり、まだなんの補償もされない人たちがたくさんいる。その人たちは土地を求めているので売却は随意契約ではなしに、指名競争入札にしてほしい」と原案に反対した。表決の結果、民連、渡口派を除き、これを多数で原案通り可決した。

崇元寺町の市有地三百九十五坪の売却、追加更正予算は反対意見もなく通った。

また総務委員会で、慎重に審議していた松本那覇消防隊長の解職陳情は、これを採択した。そのあと、真栄田議員は布令の消防隊に関する条項をタテに、「松本消防隊長は不適格であり、市長は議会の進言に従い、解職の措置をとるようにしてもらいたい」との動議を提出したが、これは可否同数のため、高良議長裁決で不成立となった。けっきょく、隊長の解職は市長の自由裁量にまかされたが、陳情者新崎〇〇〇氏らは「市長が辞めさせなければ、市民の審判にかける」といきりたっている。

議案、陳情案件を処理したあと、全議員提案の形で「伝統的文化遺産（玉陵）の保護を要請する決議書」を全会一致で決議した。この決議書は行政府、立法院、文化財保護委員会、沖縄聖公会に送られる。

議員を派遣／本土の財政視察に

〔沖タ・朝　１９６０・10・３〕

那覇市議会は、近く本土行財政視察に議員を派遣するが、このほどその人選が決まった。

（総務委員会）赤嶺一男、又吉久正、久高友敏、（経済民生委員会）瀬名波栄、金城武一、上原文吉、（建設委員会）崎山喜達、石原昌進、大城清徳、議会事務局堀川恭準。

誰が文化財を守るのか／那覇市議会と玉陵の保護／山里永吉

〔琉新・朝　１９６０・10・４〕

九月三十日、那覇市定例議会で那覇市議会は全会一致、伝統的文化遺産としての玉陵を保護要請すべく決議した。

玉陵の地域内に教会の建築を許可するか、しないかという問題は昨年の十二月以来、文化財保護委員会でいろいろ論議されたのであるが、五人の委員の中、三人が許可する方針に傾いた為、貴重な史跡であり、民族の文化遺産である玉陵も、遂に毀損される運命になっていたのである。私はその時、つくづく考えたのであるが、文化財の保護はその委員に人を得なければとうてい困難である。文化財保護法の立法の精神を知らぬ者が、何人顔を並べたところで、文化財の貴重さを知らなければ猫に小判も同様であるということであった。

文化財保護法は、文化財を護るための法律である。けっして教会堂を建てるための法律でもなければ運動場をつくるための法律でもない。従って文化財保護委員は文化財を護るための委員であり、文化財を護るのがその職責であること勿論である。しかるに、その委員の中幾人かが、おのれの職責を忘れ、数をたのんで国宝にも準ずべき特別史跡の玉陵地域内に、教会堂の建築を許可すべく決議してしまったのである。

文化財保護委員会は、そういった場合、一応文化財専門審議会に諮問することになっており、この問題も二十人の専門員の中、十九人が反対していたため、専門委員の大多数は三人の委員の独走ぶりに呆れて、ついに辞表提出という事になって了った。専門委員の答申を委員会が考慮しない以上、専門審議会の存在の意義はないというのがその理由である。

人間の学識には限界がある。あらゆる学術の専門家という人はあり得ない。だから学問の資料である文化財の指定保護には、是非その道の専門家の意見を聴くべきであり、その為の専門審議会である。文化財保護法は其処を考えて専門審議会を置いてあるのであって、つまりは委員会の独走をおそれる為に、

専門家による専門審議会が存在するのである。しかし、専門家の意見を聴いてそれを理解するには、それだけの予備知識か或は見識が必要である。文化に関する見識ない者に、いくら専門家がその価値を説明したところで、解らなければ豚に真珠の価値を説明するのと同様である。

幸いにして、われわれの周囲には、文化財の価値を認識し、その保護に積極的に協力を惜しまない人達が沢山いるのは心強い。（郷土の文化を守る会）がそうであり、今度は那覇市議会が立ち上った。那覇市議会が、伝統的文化遺産としての玉陵を保護するために立ち上がったことは、全くわれわれの予想もしないことであった。ただ、文化財保護法第三条に、

政府及び市町村は、文化財が琉球の歴史、文化などの正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行なわれるように、周到の注意をもって、この立法の趣旨の徹底に努めなければならない。

とあって、政府及び市町村に文化財保護の義務があることをうたってある。

今度の那覇市議会の玉陵保護のための決議は、右の文化財保護法の趣旨を尊重したものであり、（那覇市の文化財は那覇市民が護る）という市民の決意を端的に表明したものである。

市会の決議は市民の声である。殊に今度の決議は議会議員全員一致の決議であり、一人の反対者もいない。そして彼らは、その決議文の中に、

今、われわれが、この民族の伝統的文化遺産の保護について熱意と努力を忘れ、あやまりをおかすとすれば、それは悔いを千歳に残す結果を招くことになるであろう。

と言いきっている。そしてさらに、

われわれが新しい時代に新しい文化を創造する上で、実り豊かな祖先の文化遺産を正しく保護し、継承することは重要な使命であると思う。すなわち、新しい文化は、文化遺産を犠牲にして生れるものではなく、それを土台として、正しく受けつぐことによる発展の中に生れるものである。

とも言っている。右の言葉はただ一つ玉陵のみならず、あらゆる文化財の保護に適用される言葉であって、心ある人々は誰もこの真摯な説の前には、ひとしく襟を正すであろう。

文化財を保護するのがその職責である文化財保護委員が、文化財を護ることを怠り、那覇市議会が率先してその保護に乗り出すとは何という皮肉であろう。先には十九名の専門審議委員の反撃に逢い、今又ここに那覇市全市民の代表である市議会から、そのあやまちを指摘されて、なお、反省することがないとするなれば、ただ一言、恥なき者は幸いなり、というほかはないのである。

更に言うが、玉陵前面の空地は戦前からの緑化地帯であり、今後もぜひ緑化しなければならない土地である。全島緑化運動は現在、琉球政府の大きな政策の一つであるが、その緑化すべき地帯に教会堂の建築を許可するとは矛盾も甚しいではないか。

聞くところによると、聖公会の規則の中に土地の住民の反対をおしきって教会堂を建ててはならないと言う意味のことが書いてあるそうだが、那覇市全市民を代表する市議会の教会堂建築反対の決議を、沖縄聖公会はいったいどう見るのであろうか。

道路補修を要請／壺川通り／渡口議員らが民政府に

〔沖タ・朝　1960・10・17〕

既報＝市内旭橋から壺川大通り、与儀三差路間の道は、雨が降ると、泥んこ。天気のときは、ホコリをまきあげる。路面はデコボコで、付近の住民は悲鳴をあげている。市当局は軍道路ということで、手をつけないで、通りの人たちは不満な生活をおくっているが、那覇市議の渡口麗秀（副議長）、比嘉朝四郎、辺野喜英興の三氏は十四日ひる、民政府にギーリス副民政官をたずね、現地の実情を伝え、排水道路補修を強く訴えた。

これに対し、ギーリス副民政官は「私も知っている。DEと十分話し合い、早目に現地の調査をしてもらい、住民の要望にこたえたい」と善処を約束した。そのあと、三氏は大田主席、瀬長副主席にあい、政府も側面から民政府にその実現をとりはからってほしいと協力をたのんだ。

首都建設委／次年度の事業経費／二百九十万ドルを算出

〔沖タ・朝　1960・11・2〕

首都建設委員会（委員長・瀬長副主席）は一日午後副主席室で会議を開き、六二年度に実施する首都建設事業計画を審議した。これは、現在政府が次年度の予算編成準備に入っており同委員

会として政府に要望することがらもあって審議したものだが、次年度に実施を予定する事業として別項のように計画案を決定した。

これらの事業を完成するには約二百九十一万ドルの資金を必要とするが、委員会としてはその案出方法として政府補助二十万ドル、民政府援助三十七万ドル、政府直轄事業三十四万ドル、那覇市の予算支出五十万ドル、市の起債百五十万ドルをもくろんでいる。なお、瀬長副主席は、これらの事業のほとんどは長期経済計画に織り込まれているといっている。

事業内容

▽ガーブ川の改修
▽道路の建設と舗装整備（又吉道路の歩道、旭橋―バスターミナル間の歩道、松川練兵橋前道路、真和志支所前道路、小禄郵便局前―米空軍第二ゲート間の道路、ひめゆり橋通り火野道路、琉石前の道路、ラジオ沖縄―四号線までの道路の新設、一銀通りの再延長）
▽市営住宅の建設（三階建アパート二十むね、二百四十所帯分）
▽市庁舎の建設
▽識名霊園の建設
▽公園建設（旭が丘）
▽子どもの遊び場建設（十か所）
▽橋梁の建設
▽し尿貯留槽の設置
▽上水道、下水道の建設
▽公有水面埋め立て工事（安謝―泊間）

ホノルル市と姉妹都市／いよいよ縁むすび／親善訪問団近く出発

〔沖タ・朝　1960・11・14〕

那覇市はハワイ州ホノルル市と姉妹都市を結んだが、その第一回親善訪問として兼次市長ら市議会代表三人は、きたる一六日の軍用機でホノルルに出発する。約二週間滞在、姉妹都市の縁結びをする。

那覇市議会でこの問題を取りあげたのは昨年の十二月だった。宮城実議員がこれを提案したところ、全員が賛成した。そして、ことし二月、ホノルル市にそのむね申し入れた。これに対しニール市長は大喜び「両市の友好、親善のため、光栄である」と、うれしい回答だった。ホノルル市議会も承諾、実現するはこびになった。那覇市はさっそく「姉妹都市提携委員会」を結成、事業内容などを決めた。姉妹都市の目的は、両市民が友好、親善関係を確立、文化、経済の交流によって両市の相互発展をはかるというもの。そのためいろいろな行事をする。本土の各都市でも世界各国の都市と姉妹都市の関係を結んで、盛んな交流をはかり、大きい成果をあげているようだ。那覇市都市提携委員会のたてた行事は、次のようなものである。

①両市民の相互訪問②学芸・文化の交流③民芸品の紹介、宣伝④観光誘致とその宣伝。

その第一回目の親善訪問として兼次市長、新垣盛信市長秘書、それに提案者の宮城実市議の三人が出発するもので、米軍も大いに賛同、往復無料で軍用機を利用させることになった。

兼次市長らは、現地で、姉妹都市締結についての簡単な縁結びの式をすませ、社会福祉、観光施設を視察する。ホノルル空港ではニール市長はじめ、太平洋沿岸総司令官ホワイト大将ら知名士多数が出迎えるようである。兼次市長らは、ハワイの知名士約四十人に対し、沖縄産の織物、漆器、紅型をプレゼントする。

兼次市長の話　ホノルルとの姉妹都市の締結は、現地でもだいぶ関心が高まっているようで、私も喜んでいる。向こうに行ったら、那覇市の諸問題をすなおに訴え、お姉さんに当たるホノルル市のできるだけの物心両面の援助をお願いしていきたい。また中小企業の交易を盛んにするため見本市の開催、文化、学術面の交流について、じっくり話し合ってきたい。とにかく使命は重大なので、慎重にやっていきたい。

市営住宅の工事承認／那覇市会／国場川埋め立ても

〔琉新・朝　1960・11・23〕

二十二日午前十時半から開かれた那覇市第四十回臨時議会は、市当局提案の市営住宅および第二次国場川埋め立て工事の工事契約を原案通り承認したほか、ハワイホノルル市親善訪問にともなう「職員の旅費支給条例改正の専決処分」も多数決で承認、午後四時すぎ会期を閉じた。

この日の本会議は午前中は市当局から議案の提案理由の説明があり、午後二時から質疑討論採択が行なわれたが、人民党および民連議員を除き、いずれも多数決で原案通り承認された。

まず市営住宅の工事契約については、人民党議員から契約の方法など二、三の質疑があったが多数決で原案通り承認された。

つづいて第二次国場川公有水面埋め立て工事契約について、人民党の瀬名

波議員は「埋め立てによる治水問題なども慎重に検討する必要がある。早急に埋め立てなくても市民に何んら支障もきたさない。継続審議にして十二月の定例議会で処分したい」と継続審議を主張した。

これに対し久場、新垣両議員から「国場川の埋め立ては多年の思案である。早急に埋め立てて市民に提供すべきである」と反論、採択の結果人民党および民連議員をのぞき多数決で原案通り承認された。

そのあと市長の専決処分をめぐって人民党の瀬名波議員、黒潮議員らが「市長の専決処分は違法である」と追及したが、これも多数決で原案通り承認された。この専決処分は、兼次市長らが姉妹都市ホノルル市の親善訪問に当たり職員の旅費支給条例に本土以外の外国旅行の規定がなく、そこで条例の改正が必要であるが、訪問日時の切迫や立法院選挙などで議会を招集することができず、市長の専決処分で条例を改正したもの。

この市長の専決処分に関連し人民党瀬名波議員は「ホノルル市訪問に宮城実議員も参加している。しかし宮城氏は議会の承認を得てない。議会代表であるなら当然議会の承認が必要である。議会の承認なしで議会費から旅費が支出されるということは大きな問題であり、旅費支出は不当である」と追及した。

これに対し崎浜総務部長は「違法支出ではない。ホノルル市長から姉妹都市提案者宮城実議員の招待となっているので、議員という資格には変りない。また宮城議員の出張許可願いも議長、副議長の許可を得ている。したがって議会費からの支出は妥当である」と反論した。

さらに瀬名波議員は「議会の承認も得ないで議長が独断で勝手に処分したことは議長の越権である。市民の利益を守る議会が、正式な手続きをふまないでなれ合いで不当支出するということは重大問題である」と高良議長を追及したが、高良議長は「議会を招集することが不可能であり、止むを得ず善意で処置したものである。各議員とも了承してもらいたい」と答弁したため結局採択の結果、多数決で原案通り承認した。

〝西森浄水場は必要だ〟／那覇市、民政府と意見対立

〔琉新・夕　1960・12・15〕

年中行事のように毎年くり返す断水さわぎを解消するため那覇市では今年度内（来年六月まで）に首里西森に一万㌧の浄水場設置を計画、さる七月開発金融公社に八十五万㌦の資金融資を申請していたが、

民政府は十四日「現在の泊浄水場を拡張することによって西森浄水場を建設するよりも安い経費でしかも同量の浄水を市民に給水できる」との態度を表明した。

これで那覇市多年の懸案であった首里西森浄水場の設置も今年度は実現しないことが確定的となった。

この民政府発表に対し、那覇市では全く相反する見解をみせており、十五日午後から民政府書簡に対し正式な態度を表明することになっている。那覇市ではさる十月十二日に送られてきた民政府書簡をあらゆる面から検討した結果、軍の計画している泊浄水場を拡張するより西森浄水場を設置することが最善の方法であるとの結論から、その意見書をすでに民政府に提出していた。しかしそれに対する回答はなく、ただ一方的に軍の計画が妥当であるとの発表は納得はできないとして午後から正式な態度を表明することになったもの。ところで民政府発表では「八十五万㌦の西森浄水場建設にくらべ泊浄水場を拡張し、牧港および那覇住宅地域の貯水タンクを利用した場合、経費は六十五万九千余㌦ですみ、しかも同量の浄水が支給できる」となっている。

これにたいし那覇市では軍の計画は六十五万余㌦となっているが、われわれの計算では軍の計画を実施した場合九十五万㌦必要であり、西森浄水場より経費ははるかに上回る」と語っており、経費の面からも民政府と那覇市の主張が真向うから対立している。

さらに民政府発表では「真和志等の高台地域の給水は、加圧ポンプを設置することで可能である」となっているが、那覇市当局では、これはあくまで暫定的なものであり、今後高台地域に人口が集中することを考慮した場合、どうしても西森浄水場からの給水が必要であると技術的な面からも反対している。

兼次市長の話　西森浄水場を設置するということは那覇市としては長期間にわたって慎重に検討した結論である。しかし軍技術者は専門的な立場から泊

浄水場拡張が適当であるとの結論を出している。那覇市では泊浄水場の拡張も検討したが、やはり西森浄水場設置が最善の策であるとの結論に達した。今後は軍の見解にも再検討を加えたいが、いずれにしろ早急に工事を開始しなければならないと思う。

年末賞与に質問集中／那覇市議会／初っぱなから大荒れ

〔琉新・夕　１９６０・12・19〕

十九日午前十時過ぎから開かれた那覇市本会議は、市職員労組の年末手当て十三割要求ストをめぐり初っぱなから荒れに荒れた。

この日の本会議は市当局に対する一般質問が行なわれたが、各議員から一斉にスト問題をめぐって質問が集中、とくに地方公務員法の制定や、十三割支給は不当であるという二点について市長の政治責任を鋭く追及した。

まず新垣議員から「市職員が年末手当て要求で職場放棄したことは戦前戦後を通じてはじめてであり市民から大きな非難を浴びている。営利会社ならともかく、市民の血税でもってまかなわれているのに職場放棄することは公僕精神にも反する。市長は条例を改正してでも十三割支給しようとするのか」と市長の責任を追及した。

これに対し兼次市長は「市の財政状況をあらゆる面から検討した結果、現段階では十二割が妥当であるとの結論に達した。しかし組合側はこれに不服として職場を放棄したことは誠に残念である。職場を放棄されてもこれを規制する法がないので、これ以上ストが長びくと結局市民に多くの不利益を与えるので十三割で妥結した。と回答した。

新垣議員　貧困な市民や労働者から税金をしぼり取ってまで十三割支給しなければならんのか。来年はどうなるのか。今後は絶対に十三割以上要求しないという組合側からの誓約書を取ったのか。これで市民の納税思想にも非常に影響すると思う。

市長　組合側から誓約書をとってない。

又吉議員　法の盲点をついて職場を放棄し、衛生車までストップさせた。本土では地公法で処罰されている。こんごは市民は税もおさめないし市にも協力しないとなれば那覇市の自治体は大変なことになる。市長は地公法制定勧告の意見があるか。

市長　ストが長びけば市民に影響をおよぼすので十三割で妥結した。市民の納税思想に影響をおよぼすとなると那覇市政は支障どころか、完全にストップする、地公法の制定については、立法院がやるものであり、私としては法を制定してもらいたいとか、するなとか何もいえない。

そのほか宮里、比嘉、森田、渡口、久場議員からスト問題をめぐり、もっぱらスト問題をめぐって荒れに荒れた。

金口木舌

〔琉新・朝　１９６０・12・22〕

開会中の那覇市議会は市職員労組への年末手当十三割支給と、市職労の抜打スト問題を追及している。市会の追及は当然であり、兼次市長の、市民へ迷惑をかけてはいけないと思って不本意ながら十三割支給したという答弁も理解できる▼こんどの市職労のボーナス闘争は、市当局が、職労の言いなりになったという感じを市民に与え、しかもこんごも職場放棄という最後の手段に訴えられると、市当局は職労の要求通りのボーナスを支払うのではないかという一まつの危惧を市民に与えている▼市会の追及に対し、仲原助役は〝私は地方公務員法の制定は必要であると思う〟と答弁しているが、この答弁は、市当局が、こんどのボーナス闘争の抜打職場放棄から学んだ結論であろう。法律で善良なる職労員の行動を規制することは好ましくない―という考えは、兼次市長ももらしていた。だが、地方公務員が、勝手に職場を放棄したりして、地域の住民に迷惑をかけるとなれば、何らかの方法で、これを事前に防がねばならない▼いわば、地公法は、この地方公務員の勝手な―地域住民へのサービスを忘れた好ましくない行為を防ぐ楯となるものといえよう。本土ではすでに地公法は制定されている。沖縄では、早晩制定されるべき法律とみられていたが、これがこんどの那覇市職労の職場放棄が動機となって促進されるとなれば那覇市職労は、何んといって他市町村の職員におわびをするだろうか▼那覇市職労のこんどの闘争は、戦術的にいって拙劣なものだったと断じられよう。何となればこのような闘争で最大の味方となるべき市民の協力を得るよりか、市民の反感を買ったからである。市民が一番問題にしているのは、窓口事務の放棄、しかもそれが何らの予告なしに行なわれたということである。那覇市職労は他の闘争方法を編み出すことは出来なか

ったろうか。たった一割のボーナスで地公法の制定を促進し、自らに手カセ足カセをはめることは決して賢明なこととはいえない。その意味で那覇市職労のこんどのボーナス闘争は完全なる敗北といえよう。

那覇市役所のボーナス十割で終止符？／労組順法闘争の構え／期末手当条例の改正／総務委、九対二で否決

〔沖タ・朝　1960・12・25〕

二十四日の那覇市議会の総務委員会は、市長提出の那覇市職員に対する期末手当支給条例の一部改正案（十三割の支給）を九対二で否決した。さらに二十七、二十八日の本会議にかけられるが、市当局には再議に付す意思はなく、現条例の十割支給はほとんど決定的なものとなった。

一方、職員労組の年末闘争委では、われわれの要求は正しい、今後も十三割要求貫徹のため順法闘争をすると強気、この問題は再び紛糾するものとみられる。

二十四日あさ十時半から開かれた那覇市会の総務委員会は問題の期末手当支給条例の一部改正案を慎重に審議した。午前中は質疑があり、ひきつづきひる一時から討論にうつった。

まず十三割支給の改正案に賛成する黒潮議員が討論に立ち「労使双方で妥結したものを否決するのは不当だと思う。またストを行使し、市民に迷惑をかけたから十三割の支給は妥当でないという考え方は、スト行為に対する懲罰ということになるので、考えを改めてもらいたい」と主張した。これに対し渡口（麗）議員はつぎのように反対討論をした。「議会に団交権はなくとも条例を改正する権限がある。こんどの場合、市民の意思を反映する議会に何ら調整することなく、市長の独断で妥結したのに対し、強く市長の政治責任を追及するものである。さらに市の財政を考えた場合、十三割の支給は妥当でない、即ち貧困財政であり、やるべき事業が山積している。私は①地方自治体を守る②財政困窮の面、こういう点から反対する」。

つづいて真栄田議員は「低賃金（給与）を補てんするのがボーナスだと考えている。市当局では他の市町村に比べ那覇市職員の待遇はいいとのいい分であるが、労働者の生活水準をより下のものと比べることは妥当ではない。労働者の生活水準を向上させていくという基本的な問題として、たえず上と比べながら生活水準を引きあげていくようにしなければいけない」と、十三割支給への改正を強く主張した。三議員の討論のあと、採決に入ったが、九対二で否決された。審議前までは、十割（野党）、十二割（与党）、十三割（民連系）の妥協線が予想されたが、この日の委員会では修正案を出す議員は一人もいなかった。

このように那覇市職員労組の年末闘争は当初の十七割から十四割に引き下げ、さらに十三割で妥結するかのようにみられたが、委員会での否決によって現条例の十割支給で終止符が打たれようとしている。

ところが、職員労組の年末闘争委員では、順法闘争によって必ず勝利すると強腰である。

島袋委員長の話　あくまでも賃金、待遇改善などは労使双方で決められるべきものであり、これを否決することは労働基本権の侵害になると思う。とにかくわれわれは再び順法闘争によって十三割の要求を貫徹する。市当局に誠意があれば再議に付すだろう。

崎浜総務部長の話　市長の妥結はあくまでも、最終決定は議会にあるとの前提でおこなわれたものだ。決して団交権の侵害にはならないと思う。また、委員会で修正案が出されれば、再議に付す余地もあるが、全面否決ではどうすることもできない。

30対8で否決／年末手当13割／職組は大会でスト権確立へ／那覇市会本会議

〔琉新・朝　1960・12・28〕

波紋を投じた那覇市職組の年末手当十三割支給問題（期末手当支給条例の一部改正）は二十七日の本会議で三十対八という大差で否決された。この条例改正は二十四日の総務委員会でも九対二で否決されたが、その後市当局の説得で一部議員が十二割の修正案を支持、そのため緊急動議が提出されるという活発な裏面工作が行なわれたため議場は一時混乱し、議員同志があわやつかみ合うという場面もあり、ヤジや怒声で騒然となった。結局人民党および民連議員の賛成を押し切り多数の組合員の見守る中三十対八で否決した。

これに対し組合側では二十八日正午から臨時職場大会を開き、今後の対策を決定することになっているが、あくまで十三割要求で闘争する態勢でのぞんでおり、場合によってはスト権を確立し、順法闘争を展開すると語って

いる。

この日の本会議はまず大山総務委員長から委員会における審議経過の報告があり、つづいて又吉議員から「同志と調整したいから休けいしたい」という緊急動議が提出したため「いまさら休けいとは何事だ」「よろめいたのか」「委員会の決定をくつがえすのか」とのヤジが飛び、これに応える怒声が入り乱れ、議場は一時収拾つかないほど混乱した。

主な討論要旨、つぎの通り。

宮里議員　市職員は他市町村にくらべて優遇されている。市民の中には多くの救済世帯もいる。これらの困っている人のことを考えると十三割支給は妥当でない。

黒潮議員　生活形態の違う他市町村とも比較するのは妥当ではない。救済者については政府も市も一体となって別の方面から考慮すべきである。組合の要求は正当であり、団交で妥結されたことを議会でくつがえすことはできない。

渡口議員　組合がストを決行したことは主権者である市民に不利益を与えた。これは断じて許すべきでない。市長は主権者である市民の代行機関であるのに議会の意見もきかず独走している。那覇市は軍民両政府の援助なくして復興は考えられない。軍民政府に援助を要請するのに政府よりボーナスが高いとあれば折衝もむつかしくなる。市職員の苦しい事情はよくわかるが市民全体のことを考え、いましばらくしんぼうして欲しい。市民も生活が豊かになれば、喜んで職員のボーナス引上げにも賛成するだろう。

そのあと人民党の儀間、仲松、真栄田、瀬名波の各議員から「議員は自分の手当てを引き上げるには血税と感じないが、職員の手当増額は血税と感じている」「交際費の増額には反対しないのに市職員のささやかな要求には反対している」「市長と組合の団交で妥結したのを否決するのは労働法をふみにじるものである」という趣旨の賛成討論が行なわれた。

兼次市長の話　原案を議会で承認してもらうよう最善の努力をしたが承認してもらえず残念だ。また市長の専決処分ということは議会制度の破壊であり全く考えられない。結局市会の決議にしたがうだけである。

島袋闘争委員長の話　市長は組合側との団交で十三割支給すると約束している以上、われわれとしては十三割を支給してもらうよう要求するだけである。市長は議会に提案する以上、確信をもって議会対策を行なうべきでありながら、不本意ながら十三割支給にふみ切ったと答弁した。そのため議会を混乱におとしいれた。市長に良心があれば臨時議会を招集して再議に付すか、或いは専決処分で対処すべきである。

組合は、きょう二十八日正午から臨時組合大会を開き、今後の対策を決定するが、スト権が確立されたら窓口事務、消防、水道、衛生処理車など直接市民に影響するのを除き、市民に迷惑を与えない長期の順法闘争を行なうことになろう。

しかし市民に影響をおよぼさないといっても、ある程度の影響をおよぼすことになると思うが、この責任は市長と議会にある。こんごの闘争は長びくので息切れのしない闘争を展開するが、あらかじめ市民に知らしめ協力をお願いする。

西森浄水場など決議／那覇市会／日本公営住宅法の沖縄適用も

〔琉新・朝　1960・12・29〕

開会中の那覇市第四十一回定例議会は、二十八日午前十時過ぎから本会議を開き、六十一年歳入歳出追加更正予算をはじめ安里川公有水面埋立地の一部売却など五案件を可決、十五案件の陳情をそれぞれ処理したほか「日本公営住宅法を沖縄に適用し、日本政府に財政援助を要請する決議」「西森浄水場設置の推進決議」「ガーブ川改修工事費二十三万ドルの補助に対する弁務官への感謝決議」を採択、午後五時過ぎ、第四十一回定例議会の会期を閉じた。

本会議は、まず安里公有水面埋立地の一部売却処分を上程、人民党議員および渡口派議員から「随意契約でなく公入札にすべきである。売却額は三・三平方メートル（坪）四十ドルか四十五ドルとなっている。公入札した場合五十ドルか七十ドルに処分できる」と当局案に反対したが多数決で原案通り承認された。

つづいて瀬名波議員から「藤枝総務長官の来島を機会に、那覇市の戦災復興のため特別法を沖縄に適用する」という要請決議の動議が提出され、万場一致で採択された。

歳入歳出追加更正予算は、当局案の八万七千四百八十二ドルを一万ドル削減し七万七千四百八十二ドルに多数決で修正可決した。

そのほか十五陳情案件をそれぞれ処理し、最後に西森浄水場設置促進とブース高等弁務官への感謝決議を採決、午

後五時過ぎ閉会した。なお日本政府への要請決議は次の通り。

要請決議要旨　日本政府は沖縄に対し医療、マイクロ回線、援護関係等の諸問題について技術、経済の面から積極的な援助計画をしているが、これ等の実現は県民の切実な要求であり、沖縄の戦災復興のため総合的な援助の特別法を早期制定してもらいたい。とくに住宅問題は急務であり、本土の公営住宅法を沖縄に適用し財政援助するよう強力に要請する。

「非常事態」を宣言／那覇市職労／スト権を確立

〔沖タ・朝　1960・12・29〕

那覇市職員に対する期末手当支給条例の一部改正案（十三割支給問題）は、二十七日の市会本会議で否決になり、現行条例通り十割支給が決定した。ところが、職員労組の年末闘争委では「われわれの要求は正しい。必ず十三割の要求を貫徹する」と、二十八日は正午から第十一回臨時組合大会を開き、スト権確立の投票をおこなった。その結果、出席五百八十八人のうち賛成五百四十六、反対二十、棄権二十二の絶対多数でスト権を確立、非常事態宣言をおこなった。

闘争委では一両日中に委員会をもち、今後の戦術を決定することになっているが、きわめて強い決意を固めており、その動きが注目される。

職員労組真栄城書記長の話　市長はいったん労働組合との間に協約を締結した以上、その実現にはあらゆる手段を講じて努力する責任がある。市長が確固とした態度で協約を履行するよう要求し、そのためには再び職場放棄をも辞さない鉄の如き意志と団結をもって、非常事態を宣言し、強力な闘争を継続していく。市民に対してはできるだけ迷惑をおかけしないよう心がけるが、結果的には何らかの影響があると思われる。しかし、それはすべて市長の政治責任にあると思っている。

声／那覇市議会の決定は順当だ

〔琉新・朝　1960・12・29〕

前に労組と市当局の間で意見の一致をみたボーナス十三割支給について審議を行なっていた那覇市議会は、三十対八でこれを否決したと新聞は報じている。これは当然のことである。私はわれわれが選んだ市会議員の多くが、よく市民の声を尊重し、その声に従って行動したことに対し感謝したい。

労組の要求する十三割は現在の市の財政状態から考えると妥当とはいえない。労組のいい分は、十三割受けてサービスを改善するといっているが市民はあまり期待しない。十割支給しても、十三割支給してもサービスはつねに改善されるべきものである。

市内にはボーナスの一割さえも貰えないニコヨンや、職にもありつけないで正月も心細い思いで迎える人々もたくさんいる。こういう人々を救ってあげるのは、われわれの義務だ。ボーナスは政府と同じように十割もらって、残りの三割は、このような人たちにわけ与えるような共存共栄の精神を発揮できないものだろうか。

もしどうしても十三割でなければ、まずいと考えるならば、市内には有能な失業者がたくさんいるので、仕事をやめて貰いたい。代りはいくらでもいるし、私の友人なんか、ボーナスがなくて月給だけでもよい、もし、皆さんが我を張って、再びストでもやるなら市民は絶対に労組を支持しないであろう。議会の決議は市民の声の反映であり、これを無視することは市民の声を無視することであることを十分考慮され、労組の自重を望む。

（那覇市　HS・公務員）

一九六一年

姉妹都市を宣言／那覇とホノルル／文化・産業などを向上／相互の市民が〝固いきずな〟を

〔琉新・朝　1961・1・11〕

ホノルル市と那覇市の姉妹都市締結記念祝賀式典は、ブレイスデル・ホノルル市長一行を迎え、十日午後七時半から那覇市内沖縄配電ホールで軍官民代表および市民四百人余りが出席してはなやかに開かれた。この式典で両市長は、姉妹都市の縁結びで両市が相互の文化、産業経済の向上をはかり、市民と市民が固いきずなを結ぶことによって世界平和に寄与しよう（要旨）という力強いあいさつを行ない、姉妹都市宣言を行なった。

姉妹都市を結んだ両市の旗が、中央正面ステージにかざられた会場は琉米の各界代表でぎっしり埋め、縁結びにふさわしい記念式典を盛りあげた。

式は米国国歌のメロディーが流れ、割れるような拍手がわきおこる中に両市長の入場、仲原市助役の姉妹都市締結経過報告ではじまった。兼次那覇市長は「アロハ精神をもつホノルル市と、守礼の精神をもつ那覇市は結ばれるべき運命にあった。これを機会に両市の繁栄と幸福を実現したい」とあいさつ、つづいてブレイスデル・ホノルル市長が「深い友情による東西文化のかけ橋としてモデル社会をきずき、世界平和をめざそう」という両市の姉妹都市締結を誓うあいさつをそれぞれ行ない、別項のような両市の「姉妹都市宣言」を兼次市長が和文で、ブレイスデル市長が英文で読みあげ、壇上で両市長は固い握手を交し相互の親善関係をさらに大きく一歩前進させた。

このあと、高良市会議長、崎間内政局長（主席代理）竹内琉球商工会議所副会頭、阿波根那覇連合区教育長、高吹ホノルル市会代表のあいさつがあり、ホノルル市から那覇市に締結を記念する〝カヌー〟が贈られ、琉球舞踊などの余興で十時すぎ閉会した。

那覇市・ホノルル市／姉妹都市宣言

那覇市民は、世界の友愛と平和を促進するため、ホノルル市と姉妹都市の縁組を結びたい旨、正式にホノルル市に申し入れたところ、ホノルル市民はこの強固な友情のきずなを受諾した。

一九六〇年十一月十六日には、那覇市長および市議会代表一行がホノルル市を公式に訪問し、ホノルル市の市長、議長及び市民から熱烈な歓迎をうけた。その答礼として一九六一年一月九日には、ホノルル市長、議員一行が那覇市を訪問、市長、議員及び市民から真のアロハ精神による温い歓迎を受けた。このように両市代表が相互に訪問しあうことによって那覇市とホノルル市は、正式に姉妹都市関係を樹立したのである。

ここにおいてわれわれは市民の要求を実践し、親善を深め共通の諸問題解決のために協力し、貿易と観光事業を促進し市民の経済、社会教育、文化的生活を向上させるためにあらゆる努力をなすことをここに言一言し誓うものである。

一九六一年一月十日

那覇市長兼次佐一　ホノルル市長ニール・S・ブレイスデル

あっけない幕切れ／那覇市臨時議会／ボーナス十三割を支給

〔琉新・朝　1961・1・24〕

二十三日の〝那覇市ボーナス臨時議会〟は午前にひきつづき、午後一時に再開され、二十四対十一であっけなく原案通り「十三割支給」を可決した。午後は質疑を打ち切り討論に入ったが、まず又吉議員の賛成討論のあと、比嘉朝四郎議員の反対、宮城議員の賛成、赤嶺、高良議員の反対討論があり、最後に表決が行なわれ、賛成二十四対反対十一（渡口、比嘉、辺野喜、玉那覇、備瀬、高良清二、渡口政行、具志、赤嶺、宮里、普久原―欠席平良、森田、糸数、大城）で原案通り可決、あっけない幕切れとなった。なお採択の瞬間、野党議員から「ヨロメキ議員」とのヤジが飛び、これに対し「正しきものは常に勝つ」というヤジ合戦もみられたが、これという波乱はなく、傍聴人は気合抜けするという予想に反した低調議会だった。

賛成の主な意見は「政府公務員の平均給与は五十ドル五十セントで、那覇市職員は四十八ドル余となっている。これをおぎなうためにも十三割支給は妥当だ」（又吉議員）「税金も高い、物価も高い、社会保障制度はない。それに給料は安い。十二月二十六日には給与改善の人事委勧告も出されている。また職員組合もストで市民に迷惑をかけたこ

とを十分反省している、沖縄の現状では十三割以上支給するよう努力すべきである」（宮城議員）などで、また反対の主なものは「さる十二月議会で三〇対八という大差で否決されたことは事実である、あれから一ヵ月もたたないのに、これをくつがえすということはいかなる事情があるにしろ議会人としての信念に疑問をもつ」（比嘉議員）などである。

兼次市長の話　私は十三割支給が決して不当に高いものではないことは確信していた。それが四十一回議会で否決されたことは、ストをやったことに対する市民の反感が議会に反映したことが大きな原因だと思う。こんど無事に通過したことに対して議会に感謝しているし、職員とはこんごはストなどの形はしないですべて話し合いで解決し、市民の期待にそうようにしたい。

職労真栄城書記長の話　われわれの要求は正当であるので、市長も自信をもって提案できたと思う。十三割支給が決定したことは組合の要求が正当であることを裏付けるものであり非常に喜んでいる。これも市民の支持がなければ実現しなかっただろう。この意味で今後は全精力をかたむけて市民サービスに努力したい。これで実質的にはスト権を解除したことになるが、近く組合大会を開き正式にスト権を解除したい。

新たに必要土地を占有／譲るよう通告、立退きも／住居地帯も含む？地元さわぐ

〔沖タ・朝　1961・1・26〕

民政府は那覇市、南風原、豊見城村の一部地域の強制土地収用を明らかにした。さる十二日付で民政府は、アンドリック民政官の署名入り文書で那覇市役所はじめ関係村に布令二十号にもとづく〝占有権譲渡命令〟を通告した。これは一号線沿いに架設されている高圧線鉄塔の変更計画によるものだといわれるが、接収面積その他についてはなにもふれていない。しかし、同占有権譲渡命令書によれば、同地域のいっさいの居住者、借地人は、通知受領を待って、同地から立ちのくよう命令されている。これに対し該当地区のうちまず真和志上間部落は、部落民あげて反対運動に立ち上がっている。

民政府からの文書では、どこの地主が該当するか詳しく示されていない。だが、送付されてきた図面によると小禄支所管内では泉原から伊知真志原一帯（縦の線）まで、真和志支所管内は上間部落から南風原、豊見城村にまでおよぶことがはっきりしている。通告を受けた那覇市本庁ではさっそく真和志、小禄支所に連絡した。真和志支所ではさる十九日同土地課平安座係長らが現地調査をしたが、該当地主がはっきりせず、軍に問い合わせたところ、おって個別の図面を示すということで調査をうち切っている。

一方、真和志上間部落の下田清三郎さん（四一）＝部落会長＝にもさる十八日付けで土地収用の通告があり、同日緊急部落会を開き協議した結果、部落を危険から守りぬこうと、五百十五人の部落民が反対運動をくりひろげることになった。下田部落会長の話によると、

軍は一日橋の西側約六百坪の敷地に変電所を設置する計画を進めているようで、その地主である南風原村津嘉山部落の金城さんは、軍が土質検査を実施するので承諾してもらいたいとの要望を受け入れ、すでに押印したという。

上間部落ではさらに二十五日もよる八時から部落会を開き、民政府に対する反対の陳情書作成にかかったが、下田部落会長はつぎのように語っている。

上間部落一帯にも六万七千ボルトの高圧線が通ることがはっきりしている。その該当地域はほとんど畑であるが、高圧線が通った場合、農耕にとっても危険であり、通知を受けてから部落民は不安におののいている。部落を危険から守るためわれわれは全力を結集して、反対運動を開始する。

小禄支所管内では、まだ該当地区に知らせてないが、いち早く情報をキャッチした小禄郵便局付近では、それこそ大あわてである。

小禄〇〇〇の〇上原〇さん（二三）は「住居の立ちのきはないということですが、私たちの家の上を高圧線が通るだろうといわれています。そうなったら安心して生活できません。毎日が危険にさらされる状態になるのですからネ……私たちは断固として反対しますよ」といかりを訴えていた。

小禄支所の上原信市土地係長の話では、現在泊から一号線を通って旧那覇市と小禄の原野地帯から気象台前の変電所につないである高圧線を、泊―真和志―豊見城をまわって変電所につなぐというのがこんどの軍の計画のよう

である。小禄の該当地区では泉原から万越原までは農耕地となっているが前原―小禄西原―伊知真志原までは住宅地域であり、付近住民に実情を知らせると、おそらく大さわぎになるだろうと上原土地係長は語っていた。

昨夜、さっそく報告

小禄支所管内の部落会長・自治会は、二十五日よる六時半から小禄支所別館で開かれたが、席上、上原土地係長から土地の強制収用が初めて報告され、大きな反響をよんだ。閉会後、該当部落とみられる、大嶺、田原、金城、鏡水の四部落会長が話し合い、強力に反対するという基本的な意見の一致をみた。

なお、この問題については、あす二十七日の軍用土地委員会で、具体的な対策を検討することになっている。

密集地帯さける／民政府

那覇市、豊見城村、南風原村を含む十七・五エーカーの土地の接収について民政府スポークスマンは、二十五日「おそらく一号線沿いに架設された高圧線の移転のために接収されるものだろう」と、つぎのようにのべた。

一号線沿いに架設された高圧線の移転は数年来の懸案である。こんどの土地接収は本来的には那覇市与儀に建設される変電支所を通じ将来南部一帯に電力を供給するためである。また同時に一号線の高圧線の移転を容易ならしめる目的も含まれていると考えられる。この接収では住居の移転を必要としないよう密集地帯を避けて高圧線が迂回する措置がとられている。配線工事中は収用された土地の使用は許可されないが、工事が完成すれば黙認耕作地として農耕を認める方針である。また土地収用による使用料は年間一万四千三百六十㌦と推計されている。

全国市議長会の代表来島

〔沖タ・夕　1961・1・26〕

一日でも早く沖縄の同胞が母国日本に復帰できるよう実情を調査するとともに沖縄の民生安定、社会福祉向上のため協力をしようと全国市議会議長会沖縄視察団一行十五人が二十六日あさ四時三十分那覇空港着の日航機で来島した。一行は、二十九日まで滞在、軍、民政府の首脳部、市議会、民間団体と話し合いをするほか、南部戦跡巡拝もする。

早く祖国へ帰る日を／民生安定に もつくしたい

空港ロビーには那覇市議会関係者が出迎えにきていたが、市議会議長会会長は待合室でつぎのように語った。

一昨年の十一月にも正副会長の視察団をつくって沖縄を訪れた。この時は台風被害と沖縄の実情視察、日本復帰に対する住民の気持ちを調査した。あれから一年半すぎているが、あのときの住民の復帰熱はかわりなく、そのご、復帰熱はますますもりあがっていると思う。また、行政権は離れても同胞としての住民の生活レベルを調べ民生安定のための援助をするとともに早く復帰できるよう協力したい。短かい期間だが、民主団体とも膝をまじえて話し合いたい。できれば先島までも足をのばすつもりだ。

なお、一行は琉球ホテルに投宿。メンバーはつぎの通り。

一行のメンバー

横浜市議会議長津村峯男、同会事務局次長田辺三雄、大阪市議会副議長田中正男、同会事務局書記平津支四郎、神戸市議会議長清水重夫、同会事務局長奏志郎、名古屋市議会議長小出善三郎、同会副議長幸島りょう太郎、同会事務局長野呂八束、富山市議会議長駒見作平、静岡市議会議長松永秀一、倉吉市議会議長伊藤武夫、高知市議会議長野老山斉、同会事務局長上村宇、全国市議会議長会事務局次長大園清二。

強力な反対運動展開／小禄／対策協議会を結成

〔沖タ・朝　1961・1・28〕

小禄地区の軍用土地委員会は、二十七日ひる五時から小禄支所で開かれ、問題の高圧線架設（強制新規土地接収）について協議した。

その結果、全員一致で直ちに高圧線架設反対の対策協議会を結成し、来週から民政府との折衝をおこなうほか署名（小禄全住民）で強力な反対運動をくりひろげることになった。

この日の軍用土地委員会は、まず上原土地係長から占有権譲渡命令に関する経過報告があって、意見交換をしたが、生命に危険のある高圧線を小禄の片すみにでも通すことはゆるされない。早急に対策を講じ、小禄住民の安全を守るべきだという意見が強く、対策協議会の結成を即決したもの。同協議会として、まず親子ラジオで小禄全住民に伝えること、鏡水、上原、大嶺、金城、田原、小禄の六か部落が一体となって署名運動を展開するなどを決めた。

期日、運動方針の具体的な話し合いは、近日中に協議会をもち決めることになっている。
なお、会長には上原次郎氏が選出された。

観光事業への援助／九州地区市議長会／実行委で決める

〔沖タ・朝　１９６１・２・９〕

沖縄で初の九州市議会議長会の実行委員会が八日ひる三時十分から琉球ホテル会議室で開かれた。
まず横山会長が「沖縄の実情を知る意味から現地で実行委員会が開かれるのは、大いに意義深いことである。おざなりではなく、充実した内容にしてもらいたい」とあいさつ、その後、七議案を審議した。なかでも全国市議長会の会則改正については、沖縄に関係することで注目された。
九州市議会議長会では沖縄を準会員として認めているが、これをさらに全国市議会議長会に加盟させるべきだという会長からの要望があり、全委員の意見一致をみた。
そのため、二月末に開かれる予定の全国市議会議長会の理事会に提案することになった。
そのほか、沖縄側から▽中城公園の観光事業に対する援助（築城計画が練られている）▽戦時中における宮古山林ばっさいに対する補償についての陳情が出されたが、同実行委員会としても協力することになり、さらに九州地区総会、全国理事会、全国総会にはかることを決めたあと、「沖縄五市議長会の万歳三唱」があって六時すぎ閉会した。

東側へ変えて／高圧線の架設／上間部落が折衝

〔沖タ・朝　１９６１・２・９〕

那覇市字上間では、七日ばん部落常会を開いて、高圧線架設問題を協議した結果、上間の前田原一帯への高圧線架設には反対することを再確認し、最悪の場合はあと二百五十㍍くらい東側によせてもらうよう位置変更方を要望することになり、八日あさ自治会長下田清三郎氏、那覇市議の大城清徳氏、富山那覇市真和志支所長、ほか地主代表らが民政府土地課長シーハン氏に、部落常会の決定事項を伝えた。
上間部落では高圧線架設に反対する理由をつぎのようにあげている。
①高圧線は危険なものであり、生命が脅かされ、たえず精神的不安におちいっては困る。相手側は危険でないといっているが、われわれには納得できない②上間にとっては前田原一帯が主要農耕地である。この付近の発展が阻害される③変電所設置により現在の農道が遮断されては困る④上間に高圧線を架設したのち、二次計画として識名、繁多川を通って安謝と結ぶ高圧線を架設する計画はないと、当局はいっているが十分納得いかない。

那覇市に正式決定／奥武山球場管理問題にケリ

〔琉新・朝　１９６１・３・４〕

奥武山総合競技場の一部として昨年十一月完成して、政府文教局と那覇市で管理事務問題で話題となった球場も、三月一日づけで正式に那覇市に管理事務を委任した。那覇市と文教局では管理問題で球場完成以来、管理予算の不足から、球場からの収益をこれにあてるという那覇市側と収益の一部を総合競技場建設の費用にあてるという政府側の意見でこれまで建設にあたっている政府の自然管理の形をとっていた。ところが、この度、那覇市では市制四十周年祝賀行事として、本土のプロ野球を五月二十、二十一日の二日間〝沖縄シリーズ〟として誘致することが決まり、球場の改修問題が持ち上がった。このため早急に那覇市に管理事務を委任してほしいという市長からの要請で、ふたたび両者の協議を持ち、予算問題は収益が管理予算を上回った場合、これを総合競技場建設費に寄贈するという条件で正式に委任手続きが行なわれる。これで奥武山球場の管理は正式に那覇市に委管されたが、この委任条件として政府は、この他次の事項をあげている。
管理費はすべて那覇市が負担し球場完成（十二月以後）後の水道料金や電話架設費もふくめることとし、球場使用料、市主催による野球大会収益、球場施設を利用して得る収益（問題となった外野フェンスの広告料もふくむ）をあてることができる。しかし収益が管理費を上回った場合は、それを総合競技場建設費として寄付すること。那覇市は政府の同意のもとに管理規定を定め、管理が悪い場合、または那覇市が管理を解除した場合は、管理事務委任を解除する。球場はホールを除いて原則として野球以外の使用を禁止する。球場内の芝生は政府と市が協力して工事に着手することなどを条件としている。

また球場の問題と同時に、今後完成する陸上競技場、水泳プールなど各競技施設はその都度那覇市に管理委任することなどを決定した。これで今後は球場使用手続きもすべて那覇市で行なわれ、一段と管理に力が入れられるものと関係者を喜ばしている。

市議の本土視察報告／老人クラブを助成／観光…施設受け入れに積極的施策

〔沖タ・朝　1961・3・13〕

那覇市議会の渡口麗秀、普久原朝光、大城清徳、玉那覇有義の四議員は本土の行財政視察として、さる二月三日から約三週間にわたり、別府、高松、京都、奈良、東京、芦屋、福岡、鹿児島の八都市を視察した。これまでの行政視察では水道、電気、衛生管理問題について現状が報告されたが、こんどは観光、福祉面を重点に調べたという。

つぎは、四議員がみた本土の観光と福祉事業。

観光行政　別府市は天然資源温泉に恵まれ、観光客の往来ははげしいが、それに加え、市自体の観光事業として水族館、温泉プールなどがある。さらに市と観光業者とのタイアップで、積極的な観光施設の充実をはかっている。三十五年度予算に計上された観光費は三千四百二十五万九千三百円で総予算額に対する百分比四・二六％、約四・三％の高率を示している。この数字からもいかに観光行政に力をそそいでいるかがうなずける。

高松市はもっぱら史跡と風光、人為的な施設などをバックボーンにして観光客の誘致に力を入れている。ここは数ある史跡が観光資源となっているが、市当局では史跡保存と復元、さらに工場の誘致計画を推進する策をとっている。また高松市の観光予算額は六百三十六万三千円で、これは観光宣伝費と観光関係補助金で占めている。

旅館業従業員のサービスぶりは、別府、高松市など各都市ともりっぱなものだった。その指導については各都市とも、当局と業者が一体となり、定期的な講習会を開き、ぬかりのないよう訓練している。

観光事業の最も根本的な問題は、観光施設、受け入れ態勢、業者のサービスなどであるが、その点、沖縄は何一つとして満足するのはない。さいきん沖縄は観光地としても注目されるようになった。しかし、現状のままでは一時のブームでおわるだろう。沖縄では基本産業が貧しいので、観光は振興産業として大いに政策をはかるべきだと叫ばれているが、それには那覇市だけでなく、軍民両政府、関係各市が一丸となり、観光施設と受け入れの整備に当たらなければならない。さいわい、沖縄は気候と観光資源には恵まれているので、それに具体的な政策をほどこせば、事業の発展は約束されている。

福祉行政（対象は大阪市）　とくに関心を寄せられたのは老人の福祉。大阪市内には各区ごとに老人クラブが設けられている。約三百人のグループ単位、各グループの集会所には碁、将棋、講談雑誌などをそなえてある。ちゃんとした世話人をおき、常時、利用できるようにされ、たまには演芸会を開き、各自のかくし芸、謡曲、楽器による演奏などを披露し合って、親睦をはかるとともに、余生を楽しんでいる。

老人クラブの結成にさいし、市当局では五千円の助成金と各グループに月額二千五百円の補助金を支給している。したがって会運営に要する費用は会員から納められる会費と補助金、その他の寄付金をもって当てているが、府でも老人福祉には強い関心を示している。広大な地所を求め、将来は楽寿荘を建設し、子どもを守る会や老人クラブに提供して福祉施設の充実をはかるよう具体的な計画を進めている。

とにかく、二、三の老人クラブをまわってみて感じたことは、このようなクラブを沖縄でも結成したらどうかということだ。

兼次市長ひらき直る／国場川治水で荒れもよう／那覇市会

〔沖タ・夕　1961・3・23〕

那覇市の第四十三回定例議会二日目は二十三日あさ十時半から開かれた。まず質疑応答に入る前黒潮議員から緊急質問があり、国場川の治水対策について市当局の責任をするどく追及した。黒潮議員は国場川治水問題について「国場川一帯住民は雨期をひかえ不安におののいている。この治水問題に市当局はどのように考えどのような対策を講じようとしているか。明確に回答してもらいたい」とせまった。

これに対し兼次市長は、「この治水問題の解決は付近にすてられている積石の撤去にあり数回にわたってその撤去方を軍に要請した、しかし実現をみていない。その後那覇市琉米親善委員会で浸水対策に砂防ダムを建

設しようという話し合いがなされ計画も具体化しているようだが軍側が予算案出に悩んでいる」と答弁した。

さらに黒潮議員は「市当局のやり方は浸水をするための努力をしている。砂防ダムを建設してはたして浸水がふせげるだろうか、それを明確にする具体的な資料があるかどうか」と追い打ちをかけ兼次市長「浸水をふせぐ努力はしても浸水させるため努力する者がどこにいるか、ダム建設の設計図は完成していないのでなんともいえない。またダム建設によって浸水がふせげるかどうかについても詳しい資料はないがすくなくともダム建設は浸水の防止策である」と答えた。

黒潮議員が「先決問題は積石を撤去することである」とつめよったのに対し、兼次市長は「ダム建設は積石撤去のゴマかしであるということには私も同感であり軍のいい分を信用したくない。しかしこの問題は市当局だけの責任ではなく市議会の責任もある。議会としてのこれまでの軍との折衝経過をうけたまわりたい」と反問、ひらき直った。その後、仲松議員がたちこの問題について市当局の責任を追及波乱が予想されている。

政府に眠っていた決議文／那覇市議会が問題視／ガーブ川改修の感謝、西森浄水場促進決議など／前弁務官知らずに離任

〔琉新・朝　１９６１・３・24〕

那覇市議会で二回にわたって満場一致、要請決議されたブース高等弁務官およびアンドリック民政官、大田行政主席ほか各関係者への浄水場問題などの要請決議文が那覇市議会から一月十六日に政府に提出されたが、その後三ヵ月も工交局土木課に眠ったまま、いまだに関係当局に届いてないことが、二十三日の那覇市議会で明らかにされた。これは二十二万市民を代表する議会の意思を無視する重大問題であり、政府の無責任を徹底的に追及するという意見が続出し、二十三日の那覇市議会は工交局の「お役所仕事」にたいし活発な議論が展開された。工交局土木課仲間庶務係長は「決して意識的ににぎりつぶしたのではない。とにかく大失態を演じ申しわけない」と語っている。

二十三日午後の那覇市議会はもっぱら問題となっている浄水場促進に質問が集中した。各議員の集中質問に対し兼次市長は「西森案にも開発金融公社は資金融資すると信じている。この問題は近く民政官と会見することになっており円満解決するものと信じている」と語り、さらに西森案促進を満場一致で決議した議会が、これまでなんら積極的に動いてないことを逆に反撃し議会の無責任を追及するという場面もみられた。

また昨年の議会で二回にわたって決議され、一月十六日に高等弁務官および民政官そのほか各関係者あての「西森浄水場促進要請決議」と「国場川の治水対策要請決議」さらにガーブ川改修の補助金決定に対する「ブース高等弁務官への感謝決議」が、いまだに政府工交局土木課に眠っていることが森田議員によって明らかにされた。これは二十二万市民を代表する那覇市議会の決議を無視しているとして政府の責任を追及するという意見もあった。一方、この責任は議会を代表する高良議長、渡口副議長の積極的な働きがなかったのも大きな原因であると各議員から正副議長の責任を追及するというひとコマもみられた。

主な討論要旨つぎのとおり。

森田議員　首里、真和志の高台地域に住んでいる住民は早急に西森案が実現するよう望んでいる。しかし再度にわたって要請決議された要請文書が、二十二日まで工交局土木課で眠り、民政府に届いてない。議会を代表する正副議長が決議書をもって民政府と強力に折衝すべきであった。工交局に眠っている決議文の責任は正副議長にもあると思うが。

高良議長　今後は決議文をもって正式に折衝したい。

瀬名波議員　各種要請決議文が、いまもって政府土木課に眠っているということは、重大な問題であり、見逃がすわけにいかない。二十二万市民を代表する重要な要請決議を眠らせているという責任は断固として追及すべきである。

大山議員　民政府が浄水場問題に横ヤリを入れることは地方自治への介入である。この問題が解決しなければ、大きな社会問題になることを憂慮している。市長は一党一派にとらわれず主席、自民党にも協力を要請すべきである。

市長　主席に協力をよびかけたことはない。しかし当事者である那覇市会は積極的に動いてないのに主席に協力要請することはおかしい。市会も当局

も一体となって問題解決に努力してもらいたい。問題となった要請決議文は、昨年二回にわたって西森浄水場を促進してほしいと満場一致で決議したもののほか、ガーブ川の改修費が弁務官資金として那覇市に交付されたため、ブース前高等弁務官に感謝の決議をしたもの。これを一月十六日に政府に提出していたがいまだに工交局土木課でフアイルされ、関係者の手にわたっていないもので、市民の意思は結果的に土木課の怠慢によって無視されたわけでブース弁務官も市民の感謝決議は知らぬまま離任してしまったわけ。

この失態にたいし土木課では『局長決裁もすんだ完結書類だと感違いしてそのまま閉じてしまった。明かに職員のミスであり、なんと弁解してよいかわからん。とにかく申しわけない』といっている。

西森浄水場／〝自己財源でつくれ〟／泊案が最適／当面の渇水期に対処／民政官、市会代表に説明

〔沖タ・朝　1961・3・25〕

那覇市会高良、渡口の正副議長は二十四日アンドリック民政官と会見、市計画の西森浄水場新設に資金融資の協力を強く訴えた。これに対しア民政官は「どうしても西森案を実現させたいなら自己財源でつくれ」と泊拡張案を主張する決定的な態度を示したという。これについて市当局では必ず西森案が実現できると語っており、市会側では市民大会を開き、二十二万市民に訴えてもぜひ西森案を推進すべきだという批判の声がある。とにかくこの問題はさらに紛糾するものとみられている。

将来は西森も必要……

高良、渡口の正副議長は二十四日ひる二時半から約三十分、民政府でア民政官と話し合った。会見後、高良議長は記者会見をおこない、ア民政官との会談内容を明らかにしたが、それによると、ア民政官は終始、泊拡張が当面の水不足を解消するのに最も適切だと力説したという。民政府の綿密な検討では、泊拡張の場合、年間の運営費が三万六千㌦も西森案より安くつく。この計算からすれば、十年間に三十六万㌦の経費が浮くことになる。その経費を積み立てていけば、将来西森浄水場の建設も可能である。

那覇市がどうしても西森案を実現させたいというなら、自己の財源でつくるとよい。民政府としては西森案に反対しているわけではない。給水人口の増加により、近い将来西森案も必要である。しかし当面の問題を解決するには泊を拡張するのがのぞましい。やがて渇水期をむかえる。泊案を着手したら、渇水期に対処することができる。だが、西森案は工事期間がとても長くかかる。それに加えて、当初西森案は八十五万㌦を見積もって設計してあり、その後六十七万㌦にさげてあるので、設計のやり直しが必要。それには約三か月の期間を要する。

軍司令部ラッドクリフ水道部長は水道の権威者である。ワシントン在任中その権威者として認められていた。泊拡張案に対してはラッドクリフ水道部長が最も適切であると認めている。那覇市の水道技術者のなかにどんな偉い権威者がいるかわからないが、ラッドクリフ水道部長のいい分には私も（ア民政官）十分納得できる。

なお、高良議長らはア民政官との会見後、民政府ロス経済開発部長とも会見したが、この話し合いできたる二十七日民政府会議室で民政府と市会建設委員との浄水場問題説明会を開くことを決めた。この説明会には民政府側から軍司令部ラッドクリフ水道部長、ロス経済開発部長、マーフィー工務課長らが出席、泊拡張案がいかにすぐれているかを詳しく説明するという。

円満解決したい

高良議長の話　民政府が泊拡張案を強力に推進するという態度ははっきりしている。ア民政官は泊案に対し市水道課の幹部のなかに賛成しているのがいると語っていた。われわれとしては円満に解決できるよう最善をつくす。

27日に折衝／兼次市長

これについて兼次市長は「高良議長からの報告を受けていないので何ともいえない。しかし、さきに民政官と会見したさいには、泊拡張案と経費がほぼ同額であれば西森案にも融資すると言明していたので必ず実現するものと信じている。二十七日にさらに民政官と会見し、西森案に対し早期に融資するよう要請する」と語った。

市民大会の動き

一方、市議のなかには、この浄水場問題を水道公社の経営面とからませているのだという見方もあり、このさい、市民大会を開いて西森案を推進すべきだと強腰をみせている。

西森案がいい

某議員の話　西森案については市会で再三にわたって決議している。あらゆる点から西森案がすぐれているのだ。

一社　説一

浄水場新設はどこの仕事であろうか

〔沖タ・朝　1961・3・26〕

西森か、泊か、那覇市の浄水場問題は、今夏の渇水期を心配している市民の気持ちを無視して、民政府と市当局の間に、にごった原水ならぬ議論が、浄化されぬままに、いつまでもよどんでいる。

ワシントンでも一大権威者と認められているという軍のラッドクリフ水道部長の技術的見解を背景に、工事施工期間と財政面からの有利をあげて民政府当局が泊拡張案を推し、これに対して、軍側の計画はズサンであり、費用の点でも施工期間も、そう開きのあるものでなく、第一高台給水には西森案でなければならぬと固執する市当局。いくたび話し合ってもケリがつかぬとは、どういうわけであろう。

ここで、そのいずれをとるべきだということより、一体、問題の浄水場はどこの仕事か、こういう形で対立するのは何故か、われわれは、むしろ、そこに関心を寄せなければならぬように思う。今後も、類似したことが幾らでも起こるであろうからである。

いうまでもなく、この仕事は那覇市のものである。渇水期でなくても水道の水が不足で、ちょっとした高台に住む市民は〝水さえ飲まさぬ政治〟を、たえずうらんでいる実情、それで那覇市は首里西森に浄水場新設を計画した。しかし金がない。その資金を得るために、政府へ起債認可、開発金融公社からの融資、民政府からの補助を願い出た。

人間が生きていくための水、その水に関するかぎり、この仕事は非常に重要なものである。したがって、起債も許されてよいし、開金の融資、民政府の補助対象にもなるはずである。もちろん、起債認可・融資・補助金交付までには、計画内容、償還能力など十分検討され、それが適正・妥当であり能力もあると認められなければダメである。

那覇市の計画の重要性、起債償還の能力には問題がないであろう、同時に西森案自体には妥当性を欠き、不合理で、新設しても浄水できないというわけでもないと思う。となれば、その仕事が那覇市のものであるのだから、その望みをかなえてやってもよさそうである。

自主的な市町村の仕事に、「それよりはこれがよい」と指導・助言を与えるのは結構であるが、ぜひ、お願い致しますといっている者に、金権をふりまわして、あまり深入りしてもらっては、住民側の立つ瀬はないような気がする。願い出たもののそれぞれの計画を主体に考えてやる親心、それがほしい。

泊拡張案で出直せ／那覇市
浄水場／民府が最終的な勧告

〔琉新・朝　1961・3・28〕

民政府渉外報道局は二十七日、那覇市の浄水場問題について「泊浄水場拡張案が経済的であり、西森浄水場建設案を撤回しその代りに一日三百万ガロンの浄水ができる泊浄水場拡張に資金融資を申請するよう」那覇市に勧告した。これで昨年から民政府と那覇市の意見が対立し紛争していた浄水場も民政府の最終的態度は泊拡張案が決定的となった。これに対し那覇市がどのように対処するか成り行きが注目される。

民政府の正式発表は次の通り。

西森案は経済的に悪く那覇市民に不必要な財政負担をかけ、さらに給水の増加をおくらす、技術者の検討によれば給水増加は二年先になる。専門家から米側の分析報告は慎重に那覇市議員に説明した。

技術分析によれば泊施設は低いコストおよび運営費で拡張でき、また一日当たり三百万ガロンの浄水施設に拡張できる。ほかに運営費で月当たり三千ドル節約できる。那覇市は西森浄水場建設のため開発金融公社に次のように資金融資を申請している。

①泊浄水場を拡張するには場所が不十分である②泊施設は西森より建設費が高い③西森案は泊案より早く工事が完成する。

これに対し軍技術者では①泊を測量したが、必要なら三つのろ過装置、二つのフロキュレター、二つのセトリングベイシン、二つのブースターポンプを設置する場所は十分ある②西森案は十四吋パイプ一万五千呎で七万五千ドル要する。泊案は工費七万ドルで西森より安い③両案を検討した技術者は初の給水を行なうには西森案は泊案より最低三カ月おくれる。これは那覇市が浄水計画および送水管の再設計を必要とするからである。

また西森案は十年から十五年の将来を見こんだ計画である。泊案も現在および将来の需要を考慮している。その

ため上之屋米人住宅地域にある高台の給水タンクの使用を弁務官は許可している。

高台地域への給水は自動操作によるブースターシステムを設置する、これは給水の経済的方法で技術者に認められている。泊案では西森案と違って全ての原水を押し上げる必要もなく、那覇に送水するための圧力をへらすために機械を購入するとか、またはそれを運営するために余計な金を使う必要はなくなる。

二百万ドルの新水道建設施設は来年以内に終わるが那覇市は最悪の場合六十万ガロン以上の浄水を得ることはできない。

民政府では那覇市に次のような措置を講じるよう勧告した。

①泊浄水場へ安謝川から二十インチパイプをつなぎ、六カ月以内に百万ガロンの追加原水を供給できる②この送水管が完成したら現在の泊浄水場を一分間にろ過場一平方呎につき三・五ガロン浄化することになり、一日に三百万から四百万ガロに増加する。嘉手納陸軍浄水場は一分間に一平方呎当たり四万ガロン以上浄化している。

西森建設への融資申請の代りに一日当たり三百万および六百万ガロンの浄水ができる泊拡張に融資を申請する。

〝与儀のタンク撤去を〟／那覇市議会で決議採択

〔琉新・夕　1961・3・30〕

開会中の那覇市議会は三十日午前十一時十分から本会議を開き、委員会付託となっていた各議案の審議に入った。議案審議に先立ち黒潮議員から「与儀のガソリンタンクの撤去要請決議」を提案され満場一致これを採択した。

理由は与儀のガソリンタンクは住民に不安を与えるので早急に撤去してもらいたいというもの

続いて奥武山野球場管理条例を満場一致で可決したあと泊港湾施設条例制定を多数で可決、午前中の日程を終えた。

那覇市議が本土視察

〔琉新・夕　1961・4・12〕

那覇市会議員の本土視察団三人が十二日午前十一時半泊出港の沖縄丸で出発した。

一行は比嘉佑直（総務経済委員）儀武息睦（同）金城幸信（民生委員）の三議員で、十六日間にわたり鹿児島、佐賀、大阪、布施、和歌山、平塚、東京、三浦半島などの各地をめぐって経済、産業、観光施設の視察を行なうほか、水道、野球場の運営についても視察調査を行なうことになっている。那覇市会議員の本土視察旅行はこれで本年度最後のもの。

浄水場問題で大荒れ／那覇市会／会期また11日間延長／〝珍無類の議会〟に野党騒ぐ

〔沖タ・朝　1961・4・16〕

十五日の那覇市会本会議は、初っ鼻から泊浄水場の送水管問題で市会側多数と市当局とが対立して大荒れした。そのため二回にわたる会期延長でも結論が得られず、さらに二十六日までの十一日間会期を延長することになった。

那覇市の第四十三回定例議会はさる三月二十日から開かれ、三月三十一日までで終わる予定だった。しかし議会側では議案に慎重を期するため、さる一日から十二日までの会期延長を決めた。それでも結論が得られずさらに十五日までの二日間延長、こんどまた延長することになったもの。

問題になっているのは、送水管の敷設である。市当局では泊拡張案を実施するため今議会に八十五万ドルの起債変更案を提出した。

その案によると現在泊浄水場から牧港ポンプ場までに敷設されている三百万ガロンの十四インチパイプをこんどの拡張によって撤去、泊浄水場から真嘉比、銘苅付近を通って牧港ポンプ場に結ぶ六百万ガロンの二十インチ大型パイプを新しく敷設する計画である。さらに撤去される十四インチパイプは高橋町から崇元寺、安里、大道付近までの送水管に当てる予定である。これに対し市会建設委では「撤去の必要はない。崇元寺、安里、大道間の送水管は新しく敷設すべきだ」ということで当局側と対立してきた。その理由は現在は六百万ガロンの二十インチパイプを新設することによって給水人口に対処できるが、将来給水人口の増加とともに現在敷設されている一号線の十四インチパイプも必要になってくる。なにも撤去する必要はない。しばらく遊ばせても将来のことを考慮に入れるべきだと主張している。

一方当局側では、撤去せず崇元寺、安里、大道間のパイプを敷設した場合、その経費が約九万ドルもかかり、八十五万ドルの起債計画にさらにプラスしなければならなくなる。そうすると市には償還能力もなく、民政府側がそれに応ずるかどうかも疑問である、という見解に立っている。

この日の本会議でもこの問題でもみ、

あさ十時から開会された本会議では技術的な問題だとして建設委へ付託、結論を求めたが、建設委でも結論は得られず、ひる四時から開かれた本会議に再び上程した。約三時間にわたる当局と市会側とのはげしい論争があり、結局この日も結論が得られず、議案はまた建設委に付託審議されることになった。この議会で答弁に立った兼次市長が「一日も早く着工し、水不足を解消するのが先決であるのにこの問題でもたつくのは全く遺憾にたえない。珍無類の議会だ」と発言したので野党側が総立ちとなり、「浄水場問題は市長の責任だ。慎重に検討するのは当然のことである」などと強く迫る一幕もあった。

国場川に浄水場／はんらんも解消へ／近く米本国に承認求む／民政府が計画

〔琉新・朝　1961・4・22〕

那覇市国場川の浸水さわぎは、付近住民はもとより那覇市としても大きな社会問題としてこれの防止策に頭を押えているが、民政府では、国場川に幅六百二十五㍍の貯水池を設置、そのそばに浄水場を建設し、浄水された水を使用することによって浸水さわぎを防止するとともに、那覇市の水ききんを解消するという一石二鳥の計画をすすめている。ことし一月にワシントン政府に調査費用を要求、承認されると直ちに調査を行ない、軍の予算で工事を完成するという。これは二十一日の民政府経済開発部マーフィー工務課長と那覇市高良議長らの話し合いで明らかになったもの。

那覇市議高良議長は二十一日午後三時から民政府でマーフィー経済開発部工務課長と会見し、問題となっている国場川水路に放置されている捨て石の撤去方を要請した。これに対しマーフィー課長は、浸水の原因は捨て石ではなく埋立てで水道がせまくなったのが原因であると指摘し、これの防止策として国場川の水を使用するため浄水場計画を明らかにした。

マーフィー氏の話では国場川は一日二百万㌐の水が流れている。そこで何時も問題となる捨て石のある場所から百五十㍍の上流に幅百八十七㍍をせき止めて貯水池にし、その周辺に浄水場を建設すれば那覇港に流失する土砂防止の捨て石も必要でなく、また浸水さわぎも防止されるという。

また那覇米琉親善委員会のサックス大佐などが計画していた三万五千㌦の砂防ダムは、ワシントン政府で承認されなかったことがマーフィー氏の話で明らかになった。国場川の水質は汚水だらけで浄水しても使用できないという意見が多いが、これに対しマーフィー氏は「現在住民が使用している水も国場川以上の汚水を浄水して使用しているのもある。現在の科学の力ではこんなのは問題にならぬ」と強調したあと、民政府の浄水場計画はワシントンでも承認することは間違いないと語ったという。

高良議長の話　国場川の捨て石を撤去すると那覇港が浅くなり、船舶の出入りができないのでどうしても必要だとのことだった。浸水の原因は捨て石ではなく埋立てによる川幅のせまさが原因だとのことだった。結局浸水さわぎを防止するには貯水池をつくり、浄水し使用すれば水ききんも防止できるし、浸水さわぎも解決するとのことだった。また一部には国場川の水は製糖工場やと殺場から流れる汚水が混っているので浄水しても使用できないとの声もあるが、現在使用している水の中には、これ以上悪いのを浄水しているのもあり、さらに現在の科学ではこんなのは理由にならぬとのことだった。民政府の意向がはっきりわかったので早急にこれが実現するよう市も協力したい。

那覇市会／また会期を六日間延長／浄水場問題／特別委を設け検討

〔沖タ・朝　1961・4・27〕

もみ続けている泊浄水場問題は二十六日ひる三時五十分から再開された市会本会議でも結論がえられず、またまた会期を五月二日までの六日間延長することになった。市会側では、当局の浄水場経費は二転、三転してずさんであるということから水道特別委員会を設置し、さらにめん密に検討することになっており、当局側に対しては五月二日の本会議までに市会側が自信をもって浄水場起債額を承認できるよう十分な資料をまとめてもらいたいという要望だった。

那覇市会の建設委員会は、二十六日ひる一時から再開され、ふたたび浄水場問題について検討をした。ところがほとんどの委員が当局の資料に不審な点があるとして今議会では議案を撤回すべきだという意見が出た。

採決の結果、八対三で建設委員会では議案を撤回要求することに結論が出、同日ひる三時五十分から開かれた本会議にはかった。本会議ではまず新垣建設委員長からの報告があり、質疑に入ったが、まず瀬名波議員が質問に立ち「浄水場施設費として第一回目の当局の資料では二十七万七千㌦、二回目三十万㌦、さらに議案では三十五万八千㌦となっているが、同じ浄水場施設費でなぜこうも変動があるのか、さらに西森浄水場問題がおきた際、当局が西森案と泊案の見積り案を発表したのによると泊案は約七十九万㌦でできるといっている。

しかし今度の議案では八十五万㌦としめされているが、その差はどういう理由によるものか」と鋭く追及したのに対し、当局側はその答弁にすぐ応ずることができず失態をさらけだしていた。結局、高良第二水道課長が浄水施設費でその経費がかわっていたのは配水池をふくめないで相違があるのだ、と答弁した。さらに瀬名波議員は牧港ポンプ場の拡張工事費も当初の資料では十万二千㌦となっており議案では十万六千㌦に上っていると指摘、その原因を詳細に説明してもらいたいと当局にせまった。当局側ではまた即答しかね、もたもたしている際に、こんどは兼次市長が答弁に立ち「諸経費が前の資料と議案とくい違いがあるのは時期によってものの評価も違うので、その点十分了解してもらいたい。また現在は起債するという段階であって泊拡張案の具体的な設計図ができあがれば正確な数字も出てくる」と答弁した。さらに水源開発問題をめぐり瀬名波議員と兼次市長との激しい論争があり市会は荒れもようとなったが、その収拾策として正、副議長、各正、副委員長が別室に集まり協議を行なった。その結果、市会側としては当局のずさんな数字を承認することはできないとして会期を五月二日まで延長する案、またこの浄水場問題をさらにめん密に検討する必要があるとみて水道特別委員会を設置しようという意見がでた。その後、ふたたび開会され協議会の意見を議会にはかったところ会期延長、水道特別委員会の設置が満場一致で認められ、夕五時半すぎ閉会した。

なお、会期はこれで三十二日間の延長となった。

〝国場川埋立ての中止を〟／国場区民が那覇市に陳情

〔琉新・朝　1961・4・29〕

那覇市国場部落代表約二十人が二十六日午後二時過ぎ、兼次市長を訪れ、国場川浸水の原因となる捨て石撤去と国場川埋立てを今後止めてもらいたいと要望した。これに対し兼次市長は捨て石撤去は軍にも強く要請している。今後の国場川埋立ては考慮したいと回答した。

国場川は大雨のたびごとにはんらんし、付近住民は悲鳴をあげているがとくに雨期もひかえ浸水さわぎをくり返すおそれがあるので善処してもらいたいというもの。なお部落民や那覇市当局および市議会が要請している国場川の捨て石撤去について民政府はさきに那覇市に「捨て石は浸水の原因にならない。国場川埋立てによる川幅のせまさが浸水の原因である」との書簡をよせており、この問題は開会中の那覇市議会でも市当局は徹底的に責任が追及されることが予想され、ひと波乱はまぬかれないものとみられている。

捨て石問題でもめる／那覇市議会最後の一波乱

〔琉新・夕　1961・5・2〕

開会中の那覇市議会は二日午前十一時から本会議を開いたが国場川の捨て石撤去問題をめぐって最後の一波乱があった。本会議は泊浄水場拡張案を審議することになっていたが、これに先だち黒潮議員から緊急動議が出され『先に民政府から国場川の浸水は捨て石が原因ではない埋め立てによる幅員のせまさが、原因であり捨て石は撤去しない』という書簡にたいし市当局の責任を鋭く追及した。

これにたいし兼次市長は『民政府の書簡は悪意に満ちたものであり全住民を愚ろうするものとみている。これは市民の一部に浸水は埋め立てが原因であるとの声があるので、これを利用したものである。軍は捨て石が浸水の原因であることを十分知りながら埋め立てに責任を転嫁している。こんごの対策としては民政府書簡を黙殺し、あくまで捨て石撤去にまい進する方針である』と答えた。

その後黒潮議員、真栄田議員から市当局はこれについてどのような措置をとったかまた軍が書簡を発表した以上、

これに対する反論を技術的に行ない捨て石が原因であることをはっきりさせるべきだと追及した。これにたいして兼次市長は『市当局の責任ばかり追及せず、捨て石撤去を決議した市議会も対策を講ずるべきである。決議した議会はなにも対策を講じてないじゃないか』と逆に議会に責任を転嫁するという場面もみられたため議場は騒然とし、市当局と議会がお互いに責任のなすりあいを演じた。

なお泊浄水場問題は午後に持ち越した。

〝泊浄水場〟本会議を通過／五万ドル削減／市長謝罪でケリ／那覇市議会波乱の幕切れ

〔沖タ・朝　1961・5・3〕

那覇市会本会議は、二日ひる一時から再開、問題の泊浄水場拡張の市債変更議案を審議、水道特別委で決めた八十五万ドルの総経費から五万ドルを削減することで全員一致の可決、三十二日間も会期を延長してもみつづけた第四十三回那覇市会の幕を閉じた。

二日午後からの議会は、午前中に引き続き問題の国場川捨て石問題について激論がかわされた。その結果、市当局と議会が一体となって問題解決に当たることを決めた。その後、水道特別委新垣委員長から泊浄水場の経費について経過報告があり、質疑討論に入ったが、当局に対する謝罪要求、責任追及などあって大荒れだった。

水道問題の経費について石原議員は、当局のズサンな点を追及、「当局はこれまで具体的な数字を示してきたが、水道特別委で審議の結果、実にでたらめな数字であった」とその謝罪を求めた。これに対し、兼次市長は「私がこれまで答弁した数字は資料に基づいたものであり、結果的に食い違いがあれば深くおわびする」と謝罪した。

さらに討論で瀬名波議員が当局の責任を次のように鋭く追及した。

市当局は八十五万ドルの起債計画は最上のものであると答弁し、これまでの長期間にわたる会期延長に対し、兼次市長は、珍無類の議会だという市会を侮辱した発言をした。果たして珍無類の議会だったろうか。水道特別委まで設置して慎重に審議した結果は五万ドルも削減できるということになった。最上な案であれば一文も削減できなかったはずだ。経費削減によってそれだけ市民の負担が軽くなり、市会側が市民に対する最大のサービスである。これに比べ当局はどうだろうか。水道特別委で浄水場設計に当たった丸山建設の技術者を招いて詳細の問題を聞きただそうとしたところ、その前日、市当局首脳部と丸山建設の技師が某料亭で会合をもったことが明らかになった。果たして丸山建設の技術者のいい分は奥歯に物のはさまったような説明しかできなかった。戦前泊浄水場問題で大きな疑獄事件があった。今のような当局の態度では汚職があるように誤解されるのも当然である。とにかく浄水場問題が二年前から取り上げられ、いまだに実現しなかったのは、すべて市当局の責任である。当局こそ珍無類である。

その後採決に入り、全員一致で可決し、さらに、

①水源開発並びに次期浄水場計画の資金融資方要請（民政官、弁務官あて）

②那覇市水道事業に対する積極的援助方の要請（主席、立法院議長あて）

をそれぞれ要請決議した。

そのほか石原議員から市長の新築住宅について緊急質問があった。石原議員の質問によると最近松山町に新築した市長宅の軒と隣接の家の軒とが重なり、建築法に違反するのではないかという声があること、さらに法規外の建築物であるとの二点から質問したのに対し、兼次市長は「隣の家も私の所有である。また法規外の建物だという点については、当初申請を出した際、隣の家を撤去することを条件にしたが、撤去できないので、側に借地を求め合法的にした」と答弁、ケリがついた。

義永助役の話　瀬名波議員の発言はあまりにも無責任である。丸山建設の技師と会合をもったのは、慰労のためである。勘違いをしては、全くめいわくである。

那覇市制40周年／慶祝行事勢ぞろい／自転車競走で幕開く／21日まで全市お祭り気分

〔琉新・朝　1961・5・8〕

二十日の那覇市制施行四十周年を祝う記念行事は、十四日の自転車競走を皮切りにプロ野球公式戦西鉄―東映二連戦をはじめ提灯行列、舞踊大会、旗行列、ミス那覇コンクール、市民芸能大会など盛沢山な行事が計画されており、十四日から二十一日までの一週間それこそ那覇市は二十二万市民あげてのお祭り景気で賑わい、町から村へと威勢のよい慶

祝行事がくりひろげられる。

市当局では六日部課長会議を開き記念行事について最終的な打ち合わせを行なったが、既定方針通り三十余種目におよぶ行事に万全を期し四十周年記念にふさわしいものにすることを再確認、七日の日曜日も返上し各職員は準備に大わらわとなっている。

なかでもプロ野球公式戦はなんといっても記念行事の圧巻で、那覇市だけでなく全琉各地のボールファンの血を沸かせている。さらに全女性の興味の的であるミス那覇コンクールも大きな話題を提供しており「ミス那覇はオラが職場から」と各職場では大変な熱のいれよう。また主管の那覇市役所経済民生部では七日の日曜日も返上して事務処理を行なっているが、七日までに二十人が申し込んでいる。ミス那覇の応募者は十日婦連会館で審査し十九日午後二時から国映館で発表することになっているが、係りでは審査前日の九日までは受け付けると語っているので、当日までには約四十人くらいが応募するものと予想されている。

そのほか那覇商工会議所および各種団体主催の提灯行列やロータリークラブ、米人団体、市内各種団体共催の大仮装パレード、広告パレードなどは各通り会とも思い思いの趣向をこらしたものが飛び出し市民をあっといわせたり、あるいは抱腹絶倒させるという場面も予想され、記念行事を一段と色どることになろう。

十四日から二十一日までの主な那覇っ子の記念行事は次の通り。

西原、与那原を一周

【十四日】自転車競走　那覇―壺川―与那原―西原―首里―那覇を走破する。一等から三等まで市長賞。午前九時から午後五時まで。

市政および産業展示会　那覇文化会館と昭和会館ホールで行なわれ、市政展は那覇市の歴史と四十年の歩みを中心として那覇市の現状をパノラマ式に展示する。産業観光展は那覇市の観光と産業の実体を商工業者の協力を得て展示する。

7時から提灯行列

【十六日】提灯行列　午後七時から十一時まで市内大通りを那覇商工会議所および各種団体主催で行なう。

波上祭で祈願

【十七日】相撲大会　正午から午後六時まで波上境内で、波之上通り会、市総務課主催で行なう当日は波上祭であり、奉納行事である相撲大会と舞踊大会を四十周年記念行事として盛大に行なう午後七時から九時までは舞踊大会。

中高校の弁論大会

【十八日】中高校弁論大会および作文当選者発表会　午後一時から五時まで教育会館ホールで行なわれる。これは次期世代を背負う健全な市民の育成をはかるため記念弁論大会として那覇区教育委員会と共催する。三等までは市長賞テレビ、ラジオで中継放送する。

旗行列　午後一時から四時まで市内目抜き通りと各支所管内を、小学生三年以上、三万六千人が参加し、市旗をもって行進する。

広告パレード　午前十時から午後三時まで、那覇商工会議所主催で市内一円をパレードする。

プロ野球パレード

【十九日】ミス那覇コンクール　午後二時から六時まで国映館で表彰式を行なう。ひきつづき琉球古典舞踊、日本舞踊など市民芸能大会を催す。

プロ野球来島パレード　プロ野球公式戦という歴史的な記念行事の前提として市内大通りをオープンカーでパレードする。午後五時から七時まで。

花火大会　午後七時から十時まで、市役所屋上から記念式典の前夜祭として花火大会を行なう。

市民のタベ　十八日小禄劇場にひきつづき、午後六時から十一時まで首里劇場で、著名なプロ劇団または新人劇団の演劇を無料で観賞する。

国映館で記念式典／プロ野球公式戦

【二十日】四十周年記念式典　午前十時から正午まで国映館で行なう。席上市政に功労のあった数十人を表彰する。式典には関東および阪神の関係者からも慶祝使節が参列する。

プロ野球西鉄―東映戦　午後四時から奥武山球場で熱戦を展開する。そのほか午後二時から五時まで、午後七時から十時までの昼夜那覇劇場で市民の夕べ。

仮装パレード／プロ野球公式戦

【二十一日】記念植樹　午前十時から正午まで市内各所で記念植樹する緑化運動の一環として戦前の緑の那覇市を再現しようというもの。

プロ野球西鉄―東映戦　午後四時から前日にひきつづき奥武山球場で行なう。

仮装パレード　午後三時から七時まで、那覇市に所在するすべての団体、個人（国籍を問わず）が参加する。市内大パレードを行なう。プロ野球と共に

記念行事の呼び物のひとつといわれている。

俳句、短歌、琉歌の会　午前十一時から午後三時まで市民集会所で、沖縄俳句会、でいご短歌会、市企画室共催で行ない、四十周年記念行事を俳句、短歌および琉歌によみパンフレットを発行する。市長賞を贈る。

市民の夕べ　あけぼの劇場で昼夜行なわれる。

その他　五月上旬に記念論文募集、記念切手発行、記念ノートの配布、記念煙草の発売、記念タオルの配布、市勢統計書の発刊。

改修工事の促進を／ガーブ川商店組合が要請

〔沖タ・朝　1961・5・8〕

ガーブ川の商店組合真栄城会長ら代表数人が八日あさ十時ごろ兼次市長に会いガーブ川改修工事の促進方を要請した。

ガーブ川の改修工事は二十三万ドルの民政府補助金と政府補助金、市分担金約四十万ドル（補償金も含む）で新年度から着工の予定になっているが、ガーブ川周辺の人々は反対の声もあるといわれその工事があやぶまれている。それに予定されていた八万ドルの政府補助金は、わずか一万ドルしか計上されておらず、のこる七万ドルはあっさり削られ結局、兼次市長と真栄城会長との話し合いでガーブ川の改修工事は都計事業を推進するにも急務だとして双方一体となりその推進に協力することを約束した。その他に同組合では政府補助金八万ドルの復活要求を政府に陳情することになった。

那覇市制40周年／盛大に記念式典／29人の功労者を表彰／式後にぎやかに演芸会

〔琉新・夕　1961・5・20〕

那覇市制施行四十周年記念式典は、二十日午前九時五十分から那覇市国映館で大田行政主席、長嶺立法院議長ほか千五百人の市民が出席して盛大に行なわれた。式典は仲原助役の開式の言葉ではじまり、つづいて兼次市長、高良議長のあいさつのあと、崎浜秀主氏ほか二十九人の市政功労者の表彰式と記念品贈呈が行なわれた。

ひきつづき大田行政主席、地方自治体代表中村北中城村長、日本政府代表南連泉次長の祝辞があり、最後に表彰された市政功労者を代表し崎浜秀主氏から「その時期に直面したので、やるべきことをやっただけであり、決して市政功労者とはいえない。身にあまる光栄に浴し感謝している。今後は老いたりといえども那覇市の発展に協力していきたい」との謝辞があって式を閉じた。

閉式後は琉球舞踊、三味線、笛、太鼓、胡弓などがあり正午過ぎまで賑わった。

兼次市長のあいさつ　行政主席をはじめ、川崎市会議員など本土慶祝使節団を迎え、四十周年記念式典を行なったことは二十二万市民と共に喜びにたえない。きょうの意義深い式典に市政功労者として表彰される二十九人の先輩各位、十五年以上も市民に奉仕している十一人の現職員、今後ともますます健闘され那覇市発展に協力してもらうようお願いする。

高良議長あいさつ　戦争ですべてを失った那覇市が、軍民両政府の援助でこれまで発展した。また多くの懸案であった都市合併も実現し、いまでは人口も二十二万余にふくれあがった。われわれ議員も当間市長、瀬長市長、東江臨時市長、現在の兼次市長と四代目にまたがるという多難な時期であった。そのためたえず市当局と議会が対立し、市民から非難を浴びた。しかし今後は兼次市長も改心して超党派という態度を打ち出しているので、全市民が一体となって大那覇市建設に邁進したい。

大田主席祝辞　戦争ですべてを失った那覇が、こんなにまで発展するとは誰も想像しなかったであろう。那覇市は沖縄の首都だけでなく、いまや国際都市としても脚光を浴びてきた。今後とも沖縄の政治、経済、文化の中心として発展するよう祈念する。

表彰された二十九人の市政功労者は次の通り。

崎浜秀主、当間重剛、朝倉文夫、阪本勝、黒田俊雄、金城和信、翁長助静、長嶺秋夫、宮里栄輝、大湾政順、石川昌英、真栄城守行、上原政春、屋富祖太郎、山田有幹、長野時之助、佐久川長吉、仲本為美、宇良宗樽、真栄田世勤、儀武息睦、渡嘉敷宗賀、城間雄蔵、上原幸栄、赤嶺賢信、比屋定理栄、嘉数昇、真栄城玄吉、金城紀光。

生きている那覇史／市政功労者ご自慢話

〔沖タ・朝　1961・5・21〕

国際通り開設推進

嘉数　昇

私がはじめて村政にタッチしたのは二十七歳のころだった。

村長は真栄城守行氏で、当時真和志は税金滞納者が多く、村財政は困窮していた。この行きづまりを打開しようという青年の意気に燃えて村議にたった。

もっとも忘れることのできないのは、いま「奇跡の一ルイ」と呼ばれている国際通りの開設と、教育センターとして発展しつつある真和志南部の草分けについてである。真栄城守行氏が村長のころ、県道開設の問題がでた。これをめぐって那覇市と真和志村の間に二つの意見があった那覇市は久茂地から十貫瀬―安里の線を主張、真和志は現在の松尾から安里への線を主張した。結局は真和志の主張が通り、さっそく真和志村議会では当時たしか坪五円ていどで土地の購入を決議、やがて六間幅の県道開設をみた。真和志の財政ではそうとう思いきったものだったが、その道路が今日の繁栄をみるにいたって道路開設の決議に参加した一員として感無量というところだ。

戦後真和志の初代村長金城和信氏が私をつかまえてよくいった。「嘉数君、寄宮一帯はやがて映画館もたつような繁華な地域になるぞ」と…。その言葉が今では現実になっている。天幕小屋が点在しただけの十数年前に今日の繁栄を見こした政治家の明はすぐれたものだ。今後もこうした政治家たちがどしどし出てきてより一層の繁栄をもたらすことと期待している。

（真和志村議十七年）

公然とヤミ市開設

仲本　為美

終戦当時のどさくさ時代に市長に就任したので、自慢話はたくさんあるが、そのなかでもっとも〝自慢〟になるのは「那覇公設市場」の開設だろう。那覇市民が、国頭や各地の避難先からぞくぞく帰覇した当時、さいしょにできたのが現在の開南交番付近の「ヤミ市」であった。物資の少ない時代でもあり、ヤミ市に出まわる品物はとぶように売れたものだ。さいしょのうちは警察も黙認の形であった、落ちつくにつれて取り締まりがきびしくなり、検挙者も出すようになった。これでは、いかんと、警察署長にかけ合いヤミ市の取り締まりを緩和させるとともに民政府工務部に折衝して、現在のところに、公設市場を開設することになった。

公設市場といってもヤミ市とかわりはなかったわけだが、警察も黙認してくれた。このことについて、当時の真和志村長から「那覇は警察とグルになり公然とヤミ市を開設している」とおしかりをうけたこともあったが、物資のある人が、それをもちより、ない人たちに売るのは、自然の成り行きであり、これを取り締まるのは自由経済をこわすものだ、と話したら苦笑していた。いまから考えるとへりくつだが、市場の名前も「自由市場」といっていた。

（那覇市議戦後、那覇市長）

弾圧選挙に打ち勝つ

城間　雄蔵

根っからの大工だから、労働運動にもちょっと首をつっこんでいた。昭和四年の第一回普選で那覇市議の山田有幹さんにすすめられて立候補し、ビリから二番目の五十六票で、当選した。次は知念さんと新城さんが同じく五十五票で、当時は同点の場合年長者が当選することになっていたから、一票のありがたさがつくづく身にしみ、その後の選挙では一票たりともおろそかにしなかった。

あのころ大工組合にも関係していたので、警察からもにらまれ、よく留置場に入れられたものだ。二十四時間たつと釈放されるが、警察の門を出てしばらくすると後から追っかけてきてまたぶちこめられるというぐあいだった。そのせいか万年野党で過ごしてきた。一ぺん与党になっていたが、議会で野党質問して同グループの議員からきらわれたことがあり、やっぱり野党が性分にあっている。

昭和十七年の翼賛選挙はにがい思い出だが、また痛快でもあった。当時は大政翼賛会というのがあって、衆議院議員から市町村議員にいたるまで、立候補者は翼賛会が定員いっぱい推せんして立てていた。翼賛会推せんといえば決定的な大きな力があり、非推せん者には、いまとなっては考えられぬくらい官権の弾圧があった。私は儀武、渡嘉敷、真栄城さんたちといっしょにあえて非推せんで立候補したら、巡査が選挙事務所やその付近に交番所のようにつめて監視していた。だから支持者もよりつかずポスターをはればその下に〝出たい人より出したい人を〟というビラをベタベタはられた。

こんなに圧迫されながら、非推薦の四人ともみごとに当選したのは痛快だった。

（首里市議十八年）

水道建設カゲの力

長野　時之助

大阪商船がはじめて神戸―那覇―基隆の定期便を設けたのは大正四年だった。そこで大阪商船の那覇支店に次長としてきたのが三十歳のときだった。

縁というのは不思議なもので、それからずっと沖縄に住みつくようになったのだが、沖縄に腰をすえるきっかけになったのは大正九年那覇商船組の代表が辞任したとき、船会社と那覇商人の双方から推されて代表者に就任したことである。それいらい商船組が運送組と合併して、那覇商運組と名を改めて荷役会社が統一されて後までずっと代表者兼組長の職にあった。

私はこれも沖縄のお陰だと思い何か沖縄のためになることをやりたいものだと考えていた。そこで思いついたのが水道事業だった。

大正の末年、那覇市会議員に当選した。同志とみられている人たちが七、八人おり実業団とよばれていた。当時市会では三日会と十日会とよばれる派閥があって対立していた。このときも三日会は仲吉朝助氏を市長に推し十日会の推した岸本賀昌氏と争っていた。それで市長当選のキャスティングボードは実業団がにぎった形になり去就が注目されていた。

結局、岸本氏を推すことになり岸本市長が生まれたわけで、これをきっかけに岸本氏に市が水道事業を行なうべきだと力説した。

私の紹介した大阪市水道部部長沢井氏などに話をきいた上、岸本市長は水道建設にふみ切ったのだった。ところが、岸本氏の急死などもあって完成のメドはたたなかった。

そこで台湾から帰って来た照屋宏氏に市長出馬を説いて納得させ水道建設の強力布陣を作り上げた。

（那覇市議二十年）

財政難に頭痛鉢巻

屋富祖　太郎

わたしは一九四八年真和志村の収入役に就任していらい、現職の那覇市収入役までおよそ十二年間この仕事（一時副収入役）についています。

あたりまえの仕事をやっているだけのことで、とくに自慢するようなことはありません。現在の職員がみな経験者ぞろいで、協力してくれますので、気楽にやっています。まあ、思い出になる話といえば一九五三年真和志が市に昇格した当時、市税の徴収率が悪く、市町村税法にそったスムーズな運営ができずに財政難におちいってしまい、収入役として奔走したときのことです。

そのころ真和志市は市の財政の約六二㌫を市税によってまかなっていましたが、その大きな財源である市税が五六㌫しか入らず、とたんに財政難におちいってしまい、人件費でせいいっぱいというありさまで、職員の給料も十五日間も遅払いすることがありました。それを打開するために、知人のところをかけまわって協力を求めたり、軍用地料（基地の移動資金）を利用したりしました。またそのころ市の教育委員会が校舎建築費として銀行から借り入れた約三十万円が、期限通り支払うことができず、政府補助金を銀行が差し押えるということもあって、その談判のため何回も銀行通いをしました。さいわいにして正常にもちなおすことができましたが、苦労したといえば、いちばんそのころでしょう。

真和志時代は収入役の仕事といえば課税に関する仕事や条例の制定、人事の面までタッチしていましたので、負担が重かった（現在でも那覇市以外の市町村はそうだと思う）のですが、合併後の那覇市は機構も大きくなったため、それぞれ仕事も細分化して、わたしの仕事もだいぶ楽になりました

（真和志、那覇収入役十二年）

床下にももぐって

佐久川　長吉

戦前戦後をとおして那覇市の市会議員として二十年間もつとめたこと…。これくらいかな、自慢のタネになるものは。

どっちかといえば、半生とまではいかなくとも人生の大半を議会人として生きた人間だと思っている。だから自分の仕事へのエネルギーのほとんどはこの議会活動へ傾注したともいえないことはないわけだ。

在任中、別にこれといった手柄話があるわけじゃなし、ただ長年市政のために時には与党になり、野党になったりして、しった激励して那覇市発展にできるだけの努力をしてきたということぐらいが関の山、とりたてて話のタネにするほどのこともないようだな。

愉快な思い出話しといえば、崎山氏の市長選挙運動で張り切ったことだろうか。何年ごろだったろうか、崎山氏が衆院議員選挙で敗れ、たいへんがっかりして気を落としていたころに、ちょうど那覇市の市長選挙がはじまろうとしていたので私たち若い連中が崎山氏を市長選挙にかつぎ出し勝利させたことは痛快だった。あのころの市長選挙は三十六人の市議員によって行なわれた。どっちつかずの無所属五人の票の動きをさぐり、だきこみをするため、五人が某所で会合をもったので河野弁護士といっしょに床下にもぐり、その動きをスパイしたりしたものだ。

また当時の市議は、大学出身者やそのほか専門学校出身者がだいぶおり、意見発表もなかなか活発で発言内容も立派なものだった。質なら、失礼ながら現在の議会に優るとも劣らなかったと誇りに思っている。

（那覇市議二十年）

役立つ生き字引き

石川　昌英

いったいに戸籍係というしごとは地味なもので、わたしは四十四年間（一九一〇―五四）平凡に自分のしごとにうちこんできただけだ。戦前の話だが受験生の戸籍の生年月日を変更する便をはかったことがよくあった。当時は、中学に受験するにも年齢の制限があって、満で数えていくつだったかは忘れたが、とにかく月日のちがいでも受験資格をなくしたものだ。親の不注意で年月日をかきまちがえたりするから、わたしは、いろいろ、証明になる資料を裁判所にもちこんでね、やっと許可になってほっとすることが、よくありました。

もう一つは終戦直後の話なんだが、戦争のために戸籍はなくしてしまい、わたしをいれて三人ばかりで戸籍調査委員会をつくって、申告している戸籍の正否を調査していた。そのなかには南洋や内地から何十年ぶりかでひきあげてきた人も多かった。そういう人たちの戸籍はもちろん焼滅しており、その人たちを本籍に入れたいのだが、本人もよく知らない。そこで私はその人たちのお父さんや、おじいさんの時代を私の記憶をたどっていって思いだし、所番地をさがしあててやっていた。たいていわかった。わたしはこの迷える人たち（？）にいざこざをおこすことなしに定住地番をみつけるために力になったことを誇りにおもい、なんでもないような地味なしごとにも、ひとのためになる場合もあるんだなとつくづく思った。（首里市戸籍係四十四年）

心眼で劣らぬ活躍

渡嘉敷　宗賀

わたしは、市会議員を戦前四回、戦後三回つとめてきた。それも戦後の三回はめくらになってからだ。目は開いているのだが、ぜんぜんものはみえない。戦争のとき流れ弾でケガをして、あれいらいみえなくなってしまった。そういう私を三回も当選させて、つまりわたしを支持してくださった人びとに、感謝でいっぱいだ。

目がみえなくなった一時はさすがに落胆したが、しかし人間は目がみえなくても何かの役に立つにちがいないと考えて、戦前の体験を生かして市会議員になる決心をした。役所は近いから、孫に手をひかれていった。議会では、プリントはもっているが、もっぱら耳をすましてほかの議員のいうことを聞くだけ。私はそれを聞いて賛成するなり、反ばくするなり、助言をしてやるなどするわけだ。みなさんの話と体全体で感ずるふんい気などで議案の審議過程の察しはつくから、つんぼさじきに会うこともなく、これという不便もなしに任務は果たしてきたつもりだ。

しかし、目がみえないために失敗もあった。その一つは赤丸宗から竜たん池の水を使わしてくれときたので審議されたが、わたくしは、立って、〝池はプールにも水をひいている。赤丸宗に水をひくと油がながれてくるおそれはないか、そうなると水がくさって由緒ある旧跡が台なしになるから反対する…〟といったら、傍聴席で社長さんがきいていて、私の疑念に釈明をしたんだ。悪いことをいってしまったかなとすまない気がした。社長の説明で私のけねんも晴れたので水を引くのに賛成したよ。

（首里市議二十年）

合併のはしわたし

翁長　助静

やはり印象深いのは何といっても合併問題でしょう。私は表面、真和志と那覇市合併のたて役者とみられているが、むしろ首里、小禄合併の立役者といってくれた方がよいくらいだ。合併問題がおきた当初、又吉康和氏をたずね、首里の合併について話し合った。その時又吉氏は「首里は京都と同様なかたちで、そのまま独立させた方がよい」との意見だった。私もその方がよいかも知れないと思ったが、やはりこの問題で当時の首里市長兼島由明氏にあったら、いきなり「君はケシカラン」とどやされた。首里を合併からはずすとはなにごとかというわけだ。なるほど考えてみると住民の生活向上をぬきにして形式を重んずるわけにはいかない。

そこから私の二市二村―那覇、首里、真和志村、小禄村―合併の構想が基礎づけられた。小禄村長の長嶺秋夫氏とも再三話し合い、さっそく新聞紙上で二市二村合併論を展開させた。するとこんどは、那覇市長の又吉氏が、「最初の話し合いと違うじゃないか、君はけしからん」ときた。双方の合併意欲を伝えたうえで、めでたく首里、小禄は合併できたが、やっかいなことには足もとの真和志の合併が問題をこじらせ

てしまった。

当時真和志は財政的にもかなりゆとりをもち、村民の生活も向上し、人口も八万人ちかくまでふくれあがっていた。だから何も今さら那覇に合併することはないといった空気が強く、また感情的な反対論もでた。「合併シーネー、ナーハーンチュンカイクンビラリン。イャーヤ真和志ウテイクヮイルチムイ」とやっつけられたりした。しかし合併が住民の幸福と発展を約束するという私の信念はゆるがなかった。

問題がこじれてどうしようもなくなったら行政訴訟をおこす腹まで決めていたが、しかしあくまで問題を、やわらかくまとめようと努力、五十回余も部落懇談会を重ね、名を捨て実をとることを説き続けて、やっとドーナツ合併の名を返上した。おもえば那覇の発展史は真和志の滅亡史でもある。

（合併直前真和志村長）

バス創設の立役者

儀武　息睦

首里バスの創設が計画されたのは大正の末仲吉朝助市長のときだった。貧困な市の財源案出のため仲吉市長が計画したが、市会がそれをけってしまった。市内に千五百人の人力車夫がおり、バスができると車夫が失業するというんで反対されたわけだ。議員としてもそれだけ票数がへるからわが身の問題でもあったのだろう。仲吉市長は、〝昔大殿内、うないしと（小姑）うふさ、慣れぬ花嫁や、胸どやちゅる〟という琉歌をつくって慨嘆したものだ。

昭和八年太田市長のときに再び計画されたが、こんどは逆に市会がリードしていった。議会から七人、市公民から二人の自動車委員を任命して推進したわけだが、他の委員は先輩や長老たちだったから、一番若い私と真栄城玄明君二人が中心になってしごとをすすめていった。

当時首里、那覇間は新垣バスが運行していたが、計画中途で、鉄道省では一路線一営業主義だという情報があって一頓座をきたした。がっかりしているところへ、私と玄明君二人は護得久朝章さんによばれて、鉄道賠償法案というパンフレットをみせられた。これは必ずしも一路線一営業主義ではないという裏づけにもなって、勇気百倍、計画を続けて、市会を満場一致で通過した。工業学校で実現促進の市民大会を開いたこともあるが、このときは約二万の市民が集まって気勢をあげた。そのころ私一人停留所に立っていると新垣バスは止めてくれなかったものだ。井野知事も熱心でわれわれを激励してくれたが、一方東京では、当時の東京日日新聞記者をしていた仲吉良光氏や漢那憲和、伊礼肇氏ら、また鉄道省人事課の座間味朝安さんらが運動してくれて漸く認可になり、昭和十年一月二十七日から運行開始した。

新垣バスとの競争だから、自動車委員のわれわれは、毎日のように各町をまわって首里バスを守り育ててもらうよう懇談した。おかげで一年後には新垣バスを八万四千円で買収するようになった。新しいバス一台四千五百円という時代である。

市の一般会計は十三万円で特別会計のバスの予算が十七万円、一般会計へ二万四千円もくり入れるようになったからそうとうな財源で、これまでのように市の俸給遅払いもなくなった。私がこうしていまもって首里バスに関係するようになったのも、何かの因縁だろう。（首里市議、那覇市議二十七年）

弁当持参で議会へ

眞栄城　玄吉

那覇市は戦後の急速な復興発展に伴い、逐次首里、小禄、真和志を合併、市制四十周年を迎えた今日では人口二十二万余に膨脹、戦前想像もしなかったほどの大都市に発展した。

真和志村議に初当選したのが昭和三年、三十三歳のときで二十四人の議員の年齢序列からすると二番目に若く、青年議員として村政のために尽力した。それから連続四期、今次大戦たけなわの昭和十八年、つまり十・十空襲前年までの約十五か年間議員生活を送った。

現在では議員報酬というのがあって、議員もれっきとした月給とりであるが、われわれの時代は弁当代、交際費などすべて自弁で、議会開会中は〝日当一円也〟を支給され、弁当をぶらさげて議会に通ったものだ。

したがって数年議員を勤めると家財を手放す例も多かった。戦後の議員とくらべると隔世の感があるように思う。その頃の村議会議長は村長が兼任していた関係もあって当局派、反当局派の対立がありややもすると感情的に走ることもあったがいたってのんびりしたもので、今日のような政党的な激しい対立はみられなかった。

議員任期中に手がけた主な仕事は学校建築および施設の整備、道路工事などであるが、貧しい村財政をもってこれらの事業を成しとげた裏には、当時の真和志村長真栄城守行氏の政治手腕が大きな力となっている。一例をあげ

ると大那覇市のメインストリート〝奇跡の一マイル〟と呼ばれる国際通りをつくり、県に移管して県道としたのは真栄城村長である。また当時県立二中の約百坪の講堂を二千円で払い下げて真和志小学校を整備し、児童教育に大きく寄与したことも同氏の功績として特筆すべきである。さる五七年の合併で、戦前からの懸案であった真和志が那覇市に吸収されたが、中心部の急速な都市化にとり残されて、周辺地区は道路も昔のままとなっている。那覇市が大きく躍進するためには周辺地区を含めた都市計画が必要ではないかと思う。（真和志村議二十年）

識者ハワイ帰り

赤嶺　兼信

わしらが村議だったころの話といっても、実のところいうことはないね。あのころは村議といっても無学がほとんどで、議会で発言するのは有識人といわれるほんの三、四人にすぎなかった。わしが議員になったのは大正九年、三十三歳のころ、ハワイから帰ってきたので、ハワイ帰りは〝有識人〟だというわけで字の先輩から担ぎ出されて仕方なくなったようなものだよ。

議会といってもあの頃は村長が議長をつとめていたのでいまの議会とはまるっきり違う。審議も低調でコトがあると議長の村長が〝再議に付します〟といった調子で堂々めぐりだった。面白いことといえば、小禄村が不作、不景気に見舞われたころ議会で減税、減俸問題がおきた。村議の歳費というのはわずかなものだったのでそれを全部なくし、吏員も大幅に減俸しようということで議会で決議の段取りになった。たしか村長と助役、収入役はその対象になっていなかったと思う。この減俸問題をきいた吏員があわてて会議を開き、村長に減俸の握りつぶしを陳情した。村長は約束はしたものの議会の大勢にかなわず〝わたしは決議しても再議に付しますよ〟と議長席から発言、けっきょく再議になってモタついたことがある。しかしほんとうは村長が〝吏員と減俸問題の握りつぶしを約束したので顔を立ててくれ〟ということで再議になったものだよ。

また大正十一、二年のころ小禄村の那覇市編入が議会で話題に上ったことがある。それをきいたときの早川知事が反対、内務部長に全村議が呼ばれて説得され、議案に上らないまま那覇市編入はほうむられたことがある。しかし現在の那覇市を夢見た者はひとりもいなかった。（小禄村議十六年）

宝の山チリ捨て場

長嶺　秋夫

小禄村は那覇市との合併で消えてしまったが、戦前は純農村として、豊かな生産地だった。それがこの戦争で、みるカゲもない。広い農耕地は軍用地に接収された。いまは面積の七六％が軍用地。せまい土地に、きゅう屈な生活を送っている。私は戦後小禄村の建設途上にあったとき、村長だった。なにしろ生産手段もないのだから、村財政のやりくりは、ソロバン通りにはいかない。まず村民の所得倍増を図ろうと、小禄地区の各部隊にお百度ふんで、村民の仕事捜しにかけめぐった。

それとあわせて、部隊の不用品を払い下げてもらったり、チリすて場の管理権を手に入れたりした。いまでこそチリすて場といえば、きこえは悪いが、ひとむかしまえは、宝庫だった。このチリすて場で、しこたまもうけ、村庁舎を建てた。村民からは一銭も徴収しなかった。

また土地がせまいので、とかく地元民と寄留民はしっくりしない。これをなんとか解決しようと、新部落建設に目をつけた。四万坪の田畑を埋めるのに軍は三台のブルをくり出し、三か月も手伝ってくれた。おかげでいまでは立派な部落になっている。

自慢話とは恥ずかしい次第だが、村内の道路補舗装や排水路溝なども思い出ぶかい。軍の移住資金でつくった新町の建設など、私の時代は、建設期で、それだけにやりがいもあった。軍用地も現地軍と折衝を重ねて、一〇〇％ほどちぢめた。

村長のイスはやれば結果はすぐあらわれるので、楽しい。また村長をやってみたいもんだ。（合併直前小禄村長）

性に合わぬ村長職

金城　和信

四、五日前、おまえを表彰することになったから出てくるように―という案内状を市当局からうけて、いったいどういうつもりで、この私を表彰して下さるのか、ちょっと迷っていた。〝ノドもとすぎれば熱さ忘れる〟のたとえ通り過去においてこれといったしごとをした覚えもないんだ。

戦前は、教育界にあった。終戦と同時にどさくさ時代の任命村長として四年間真和志村で村政にたずさわったがね、村長職なんかもともと私の性に合うもんじゃないので、それっきりやめちゃった。その後は、労働委員長や教育委員長をやり、五四年にいっさいの職を辞して沖縄遺族連合会事務局長に

なって現在に至っている。

いとしい教え子たちを沖縄戦で散らした悲しみ、祖国のために死んでいった学徒や同僚の教員たちを、ただの犬死ににさせたくないという気持ちが、私を遺族連合会というしごとに傾けさせたきっかけだ。

本土政府は、祖国防衛のために散った学徒たちの戦死、また同じように死んだ小学校の教員を殉死だとは認めないなどデタラメいうしね、これではいけないと頑張ったんだ。そのほか、防衛隊、一般戦闘協力者、青年学校生徒などや遺族に対する見舞い金、戦死者補償問題に解決の目途をつけることができた。だが見舞い金制度の場合など、決して満足のいくものではない。こんごに残された問題だ。さらに南洋方面の沖縄関係戦没者の実情も調査してこの面の解決も急がねば相すまん。複雑な問題はむしろこんごに取り残されているんだ。

そうでもしなければこれらみ霊は永遠にやすまることはあるまい。犬死ににひとしかろう。

そう、私がこうしてやっているしごとによって少しでも遺族の方々が心やすまるものを感じてくれるのが、私にとってこの上ない生きがいと思っているんだ。遺族の方々が泣いているのを見ると私まで悲しいんだ。

（戦後真和志村長）

友情にひかされて

崎浜　秀主

初代市長の当間重慎君とは早稲田大学時代の同級生で、おたがいに学部は違うがいっしょに勉強した仲だった。卒業して帰ったら那覇の発展のためにつくそうと、二人とも話し合ったものだ。

当間君は那覇商業銀行専務になり、わたしは九年間師範学校の教師をしていた。

明治四十四年、当間君が「ぼくは那覇区長に就任するから、かわりに商業銀行にきてくれないか」とさそいにきた。一度はことわったが、同君を区長にするためにわたしは教育界をはなれ銀行入り、そのかたわら区会議員になった。

大正二年ごろ当間君と東京に那覇区の市への昇格を陳情に行ったことがある、そのおり新しく赴任する高橋知事の激励会が帝国ホテルで開かれ、会費は各自もちよりだったが、この会の残金が九十一銭あった。九十一は九死一生とあいつうじ縁起がいいというので、那覇に帰ったら九一会をつくり那覇の発展のためにつくそうと話し合ったものだ。大正十年に市制が施行されたので、わたしたちが最後の区会議員だ。当間君も死んだし、当時の区会議員も二十五、六人のうち二人しか、現在では生存していないので、当時がなつかしい。

（市制実現に努力）

那覇市議会あす開く／焦点は予算案の審議／選挙とからみ波乱含み

〔沖タ・朝　1961・6・5〕

那覇市の第四十四回定例議会があす六日から開かれる。現議員任期最後の議会であるが、六月は新年度予算案を審議する魔の議会とも呼ばれ、波乱はつきもの。それに七月選挙を間近かにひかえ、議会一部には暫定予算を組み、本審議は新議員に一任しようという声もあって、注目されている。

こんどの議会に提出される議案は、新年度予算案、ガーブ川改修工事の市債案、財産の売却処分など二十一案件となっている。

つぎはおもな議案と提案理由。

▽ガーブ川改修工事に伴う立退き補償費に充当するため八万一千ドル以内市債する案

ガーブ川改修工事は民政府から二十三万ドル、琉球政府の八万ドルの補助金で、きたる八月から工事を開始することになっているが、立退き補償費は市が負担しなければならない。その費用は約八万ドルを要する。

▽財産の売却処分について　治水対策の河川工事　費に充てるため、崇元寺町一丁目地先埋め立て地七百七十三坪（区画整理地域崇元寺工事区ブロック番号五九、換地予定地積）を売却する。随意契約。

▽国場川埋事業債（第一次）の償還費に充てるため、字古波蔵地先埋め立て地七千二百四十二坪四五を、随意契約か公入札に売却する。

▽那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する

新年度から職員の給料を一律三ドル（月額）を増額するための案。

▽一部字の区域変更　①字安謝地先公有水面埋立地二千百四十二・一七平方メートル、編入する字は安謝義理地原、②安謝山後原六六四番地地先公有水面埋立地七千五百七十・八九平方メートル、編入字安謝山後原。③安謝二百六十一番地地先公有水面埋立地、九百九十一・七三平方メートル、編入字安謝義理地原。④字天久樋川原百二十番地地先公有水面埋立

地、千九百八十三・二六平方㍍。⑤国場川公有水面埋立地九万六千六百三十四・八五平方㍍、編入字古波蔵長作原。これらの土地は公有水面埋立地で、市町村自治法第三条第四項の規定による行政主席の告示がなされ、那覇市の行政区域に編入処分されているが、同法第六条の三第一項の字の区域変更の手続きをする必要がある。

土木費、事業費の八割／予算総額は二百七十九万㌦

六二年度の予算総額は二百七十九万三千㌦で、現年度の二百二十四万四千㌦にくらべ五十六万八千㌦の増となっている。おもな内訳はつぎの通り。

市税総額は、普通税の徴収率を従来の八三㌫から八五㌫にあげうるものとみて八十一万八千二百二十七㌦の計上、現年度より十六万二千四百三十九㌦の増。▽自己財源は総額百六十六万四千二百三㌦、予算総額の五九・六㌫である。▽依存財源の総額は、百十二万九千二十五㌦（四〇・四㌫）

▽人件費七十四万七千四百三十五㌦（二六・八㌫）

▽事業費総額―百四十八万四千百四十五㌦（五三・一㌫）土木費百二十万五千六百七十六㌦（現年度にくらべ四十七万六千七百九十㌦の増）で事業費の八割は土木費となっている。そのほか、都計事業費四万四千百九十三㌦（六万二千㌦の減）港湾施設費二万五千五百㌦（八千九百㌦の減）社会関係事業費四万一千七百㌦（十七万一千五百㌦の減）労働関係事業費四万三千五百㌦（二千㌦の増）、衛生関係事業三万七千㌦（二百㌦の減）産業関係事業六万七千七百㌦（五百六十二㌦の増）。

▽泊―安謝間公有水面埋め立て事業費に充当するため五十八万ドルの市債案

泊―安謝間公有水面埋め立て計画は、国場川―旭町の埋め立てにひきつづき衛生センター敷地、工業地域および宅地造成を目的として泊港北側より安謝港にいたる公有水面で、埋め立て総面積は一八五、八二二平方㍍の大がかりな計画。都市計画にもとづく事業でもあり、土地の狭隘にある那覇市では宅地難のため衣、食の問題に比べ住宅事情が悪く、これらの解決は急を要する。また、懸案の衛生センターの設置についてもこの埋め立てによって土地の一部をあてる計画であり、衛生センターを設置すれば、保健衛生面も整備できる。

なお、埋め立て概要は▽埋め立て総面積一八五、八二二平方㍍（五六、二一一坪）、▽道路面積三一、四〇四平方㍍（九、五〇〇坪）、▽衛生センター敷地一七、三二七平方㍍（五、二四一坪）、▽売却可能面積一三七、〇九一平方㍍（四一、四七〇坪）

那覇市会／水道施設を完備／兼次市長、施政方針を発表

〔沖タ・夕　1961・6・6〕

那覇市の第四十四回定例議会は六日あさ十一時から開かれ、まず会期を二十四日までの十九日間にきめたあと、兼次市長が約二十分、六二年度の施政方針を明らかにした。その後、新年度予算、ガーブ川改修工事の市債、財産売却処分など二十一議案が提案され、当局からの議案説明があって初日の日程を終えた。つぎは六二年度の施政方針の要旨。

予算編成にあたっての基本方針としては、那覇市の復興状況と財政事情を検討した結果、一九六〇年度および六一年度における予算編成当初と同様に自己財源で比較的安易な事業を行なう。道路、橋りょう、河川工事などのような都市計画事業に属するものは軍民両政府の補助金をもってこの財源にあてる。埋めたて、水道事業は起債によって行なう。

市民の和をもって理想都市を建設するには一党一派に偏することなく、あくまで超党派の立場において、不偏不党かつ公正な自治運営を行なう。

①市債と軍民両政府の補助金で公有水面を埋め立て企業を誘致し、生産工業の発達をはかるとともに就労難の緩和と学校の敷地問題を解決する。②水道施設を完備し、人間生活にもっとも必要な飲料水、工業用水を豊かにする。③市営住宅を建設して市民の住宅難を解消する。④公園を建設して文化的、健康的な大那覇市を建設する。⑤区画整理事業区域を逐次ひろげて整然とした美しい都市をつくる。⑥農業、水産施設を逐次完備して農業、水産業の進展をはかり、当事者の福祉を増進する。⑦那覇商工会議所の育成、琉球商議所と青年商議所との連係を密にして商工観光業の発展をはかる。⑧じんかいの処理、公衆便所の増設、街路、公園の植樹を実施して美しい住みよい清らかな都市をつくる。

二日目は、九日朝十時から本会議を開き、市長の施政方針に対する質疑を行なう。

大弦小弦

〔沖タ・朝　１９６１・６・８〕

那覇市議選は、きょう告示される。それから四十五日以後の七月二十三日に選挙が行なわれるわけだが、すでに七十人余が立候補を決意しているといわれ、定数三十人に対し二倍以上、選挙運動は激しくなる予想である▼真和志が合併し、十五人が追加されて、現在四十五人の議員数になっているが、それが三十人に逆戻りするのだから、候補者としては、大いにつらいところだ。それに地域も広く、有権者数にしても、これまでに、あまり例のない大きな選挙戦ということになる▼那覇市の有権者約十一万八千人、その後の補充を加えると十二万人以上になる予想だ。選挙費用は有権者一人につき五円、それを定数三十で割ったものだが、だいたい百六十ドルとなる。これだけで二十日間、選挙運動しなければならないので、これも候補者にとってはつらい▼市町村長、議員の選挙は立法院議員とちがい、ポスターなどに制限がない。とくに那覇市議選は、言論戦や文書戦があまりみられず、もっぱらモグリを特色としている。それに連呼が禁止されていないので、車借り切りで、朝から晩までがなりたてる。百五、六十ドルは車賃でふっとんでしまうだろう▼運動期間は二十日間だが、告示から投票まで四十五日もある。実際問題として、ほとんどの候補者が、四十五日に運動を拡大している。それだけ金もつかう。法定選挙費用をオーバーする。しかも、それが黙認されているのだから、おかしな話である▼運動期間にも問題がある。二十日間は適切だとしても、投票日までそれにふくまれている。運動員が投票場の近くで候補者の名刺を配る。それが効果あるとは考えられないが、有権者にとっては一種の圧迫である。投票日だけは、何らの気がねもなく投票したいものだ▼こんどの市議選挙は、市長選挙ともからんでいるので、政党の介入も予想され、複雑になりそうである。いわば市長選の前衛戦でもあるが、それだけ、有権者としては、自覚ある一票を投じる必要がある。それに選挙法は布令だ。投票日の運動禁止など、円のドル表示とともに、改正したほうがよい。

政府の手でガーブ川改修／副主席、手違いわびる／那覇市長、議会代表が会見

〔琉新・朝　１９６１・６・10〕

九日午前十一時から開会した那覇市本会議は、午前にひきつづき午後一時半から再開され、ガーブ川改修工事をめぐって政府直営で施工するか、あるいは那覇市が施工するのかでひともめしたが、結局兼次市長および議会代表らが行政府で瀬長副主席と会い、政府の見解を質したところ政府が施工することに確定した。したがって那覇市の新年度予算案に計上されているガーブ川補修工事のうち民政府補助金二十三万ドル、政府補助金八万ドル、計三十一万ドルの予算額は削減されることは確定的となった。

九日午後一時半から再開した那覇市本会議では新垣議員から「ガーブ川工事は政府がやるのか、那覇市がやるかをたしかめることが先決問題である」の緊急動議が提案され、つづいて比嘉朝四郎議員も「工事施工者がはっきりしなくては予算審議はできない。直ちに政府の態度をはっきりさせるべきである」との意見があり、満場一致で議会代表と政府首脳と会見することを決め、あっけなく散会した。

議会の議決にしたがい同日午後二時過ぎから渡口副議長、大山総務委員長、新垣建設委員長、同石原副委員長、平良経済民生委員長らの議会代表が瀬長副主席と約二十分にわたって会見、ガーブ川の工事施工について懇談した。

席上瀬長副主席は「アメリカ議会で割り当てた資金は政府の直接事業にしか使用できない。これはワシントン政府の財政法に規定されている。ガーブ川工事だけでなくほかの農道などの工事もそのようになっている。二十三万ドルの補助金も那覇市に対するものではなく政府を通じてガーブ川工事に使用せよということである。これに気づかずに政府予算の工交局関係で那覇市に対する補助金として二十三万ドル計上しているが、これは間違いであるので訂正したい。十日中に正式文書でそのむねを立法院および那覇市に通達しおわびしたい」と見解をあきらかにした。

つづいて瀬長副主席は「政府の失態で那覇市に迷惑をかけたことをわびると共に、那覇市の予算案を修正するよう」要望した。また副主席は議会代表の質問に対し「工事は政府直営で実施する

が、那覇市の計画にもとづいて施工したい。補助金は九月ごろワシントンで可決され、十月ごろ通達されると思う、したがって工事はそれ以後になるだろう」と語った。

瀬長副主席の話　政府直営でやることになっているのに、それに気づかず那覇市への補助金として計上したことは政府の失態であった。那覇市も事情を了解してもらい予算を修正するようお願いしたい、政府としても十日に立法院および那覇市に対し正式文書で通達したいと思っている。目的はガーブ川改修工事であるので那覇市の絶大な協力をお願いしたい。二十三万ドルの民政府補助金には工事にともなう立退き補償はふくまれてないので、補償費は那覇市の方で十分に予算化してもらいたい。このことは兼次市長も了解しているので議会も協力してほしい。

兼次市長の話　政府予算には那覇市に二十三万ドルの補助金と計上してあるので那覇市としても当然受け入れ態勢として予算計上してあると話したら非常にわびていた。これは大きな政府の失態であるが要するに早急に工事を行なうというのが大事であり、政府が施工するからといって何も反対すべきではない。那覇市では九月ごろから着手する準備をすすめているので政府もその線にそって早急に実施してもらいたい。立退き補償はほんとからいうと那覇市がやるべき性質ではないが、那覇市も政府も一体となって協力するという意味から那覇市が負担することになるだろう。

立ちのき補償費を負担／那覇市議会／ガーブ川改修で論戦

〔琉新・夕　1961・6・10〕

開会中の那覇市議会は十日午前十時四十分から本会議を開き、前日にひきつづき兼次市長の施政方針に対する一般質問を続行した。まず新垣議員から「ガーブ川工事は政府直営で施工する」という九日の瀬長副主席との会見内容を報告したあと質疑にはいった。午前中はもっぱらガーブ川工事問題に集中したが、新垣議員から「政府の直営工事で那覇市の予算は大幅に編成替えすべきであり、市長はどのような見解であるか」と質問した。これに対し、兼次市長は「政府の予算編成のミスで不本意ながら予算の編成替えをしなければならない」と答弁した。

つづいて瀬名波議員から「ガーブ川立退き補償八万千ドルは当然政府が責任をもつべきである」と追及したのに対し市長は「同感であるが、那覇市が立退き補償を負担しないと工事はお流れになる。政府は那覇市が補償しないと工事はできないと明言しているので、止むなく那覇市が負担しなければならない現状である」と語った。

そのあと瀬長議員から「ガーブ川改修工事にともなう立退き補償八万余ドルは政府で負担するよう議会代表を立法院に派遣すべきである」との緊急動議が提案され、満場一致でこれを採択した。

なお議会代表五氏は直ちに立法院へ善処方を陳情し、ひきつづき午後一時から一般質問を再開した。次は主な討論要旨

新垣議員　ガーブ川改修費として四十万七千余ドルが計上されているが、同河川は政府直営でやることに決まっているので、同工事費を全部修正するか、あるいは予算編成がえするか、市長の見解をききたい。

市長　予算を組替えなければならない事態においこまれているから当然編成替えしたい。しかし政府は予算編成のさい、再三にわたって民政府と意見調整する二十三万ドルのガーブ川工事費も両政府とも慎重に検討したと思う。ところが市長の施政方針が発表したとたん、ワシントンの財政法が芽ばえ予算編成のミスだとして無策ぶりをさらけ出してしまった。結局どこがやってもよいので、早急に実施してもらうということである。政府のあやまりから編成替えをしなければならない。

新垣議員　議員の任期もあとわずかしかない。何時までに予算修正するか。

市長　十二日までに修正したい。政府に親心があるならミスを発見した七日に電話でも連絡すべきであった。

瀬名波議員　政府補助金八万ドルは政府予算に計上することになっていたか、立退き補償は市の予算で八万千ドルが計上されているか、補償は政府がやるのか、さらに工事着工は何時ごろになるか。

市長　政府は土地の補償とか立退き補償は那覇市がやるべきであるといっている。工事着工は十月から三月までにできるとのことだった。また工事は那覇市の設計にもとづいてやると確約している。結論として補償費は那覇市が負担して工事を政府に施工させるということである。

瀬名波議員　政府の直営工事である

なら、事実上は政府が河川法にもとづいて施工するということである。したがって立退き補償費八万余ドルは那覇市が負担すべきでない。政府は市町村を援助すべきである。本土では三〇㌫が市町村税として交付されている。しかるに沖縄は三㌫しか交付されない。そのうえ自ら財政法を無視し泊港内にある税関などの政府施設の敷地利用なども支払ってない。これでは那覇市が政府を補助していることになる。

市長　瀬名波議員の意見と同感である。しかし行政府はやろうという誠意がない。立退き補償は予算に計上するなというが、私は計上すべきと思う。那覇市が補償しない限り工事は着工できないと政府は言明している。したがってこれは那覇市が補償しなければならないと思う。那覇市が立退き補償しないと工事はお流れになるので不本意ながら計上しなければならない。ガーブ川工事を完成するためには借金しても止むを得ないと思う。これが市民に奉仕する道だと思う。

瀬名波議員　立法院議会に対し、立退き補償は政府で負担するよう議会代表を立法院に派遣すべきである。

〝補償は那覇市で〟／ガーブ川問題／市議が主席らと懇談

〔琉新・夕　1961・6・12〕

いま多分に〝政治的からみ合い〟をうわさされている「ガーブ川改修」問題に関し、那覇市会代表はふたたび十二日午前十時半、行政府で大田主席、瀬長副主席と懇談した。那覇市会側から渡口麗秀副議長ほか森田孟松、瀬名波栄、又吉久正、石原昌進氏らが出席、市会側は「ガーブ川改修費二十三万ドルをはじめ那覇市補助に組み入れながら、それを政府直営に組み替えたことは多分に政治的くさみを感ずる」とのべ「立退き補償費八万二千ドルも政府で負担してもらいたい」と要望した。

これに対し大田主席、瀬長副主席は「那覇都計は従来の見返り資金計画から経済五カ年計画に移されたのであり、ガーブ川改修も政府の直言でやる、しかしうかつにミスがあってそれを訂正せざるをえなくなった。また河川法が適用されない現状では、立退き補償も市側でやってもらいたい」と答え、逆に那覇市に協力を求めた。この日の問答のあらましは次のとおり。

渡口副議長　ガーブ川改修にともなう補償費八万二千ドルは、政府で考慮してもらいたい。

瀬長副主席　昨年、長期経済五カ年計画を作成して、五月十日ごろワシントンへ送付したが、いままで見返り資金でなされていた那覇都計を五カ年計画に組み入れる以外にないということになった。そこで国防省、予算局を通って大統領要請額の二十三万ドルになり、その割りあて予算法案には琉球政府の直営でなければならない、ということになっている。石垣港、平良港の場合もそうだ。しかし工交局がまちがってそれを補助金として組んでしまった。その訂正で迷惑をかけたことを恐縮している。二十三万ドルを政府で支出するということであるが、これは管理権の問題とは別である。立退き補償などは、どうしても地元が、住民と話しづくでやらねばならぬ。

瀬名波栄氏　ガーブ川には河川法を準用されていないが、準用されている久茂地川に注入する川として、適用できると思う。

副主席　市予算が苦しいこともよくわかるが、補償はこみ入っているので、地方自治体で解決しなければならぬ。

又吉久正氏　今度の問題は明らかに政府のミスであった、市民はこれに対して〝政治的陰謀だ〟と誤解する向きもある。事前に那覇市へ通知もなく訂正されたので議会は混乱状態におち入っている。

副主席　四、五日前那覇市予算に組まれているということを知ったことから、あわてて工交局と相談して訂正した。立法院へ提出する前に那覇市へ通知するべきであったが、タイミングにズレがあった。これはなにも政策の変更ではなく、事務的訂正であることを知ってもらいたい。

大田主席　ガーブ川は河川法の適用に難点があるので、補償などは地元でやってもらわねばならぬ。あまり突っぱねると二十三万が宙に浮くことになる。

人民党から両氏脱党／那覇市議選挙に出馬

〔琉新・夕　1961・6・16〕

七月二十三日に行なわれる那覇市会議員選挙の党公認候補の選定をいそいでいた人民党では、党内での候補者同士の調整がつかず、ついに有力党員二氏が脱党を決意し市議選に出馬することにふみ切った。これまで鉄の団結を誇っていた人民党でも市議員候補者の統制がとれず、党内不統一をさらけ出し

たが、こんどの市議選をめぐって人民党はさらにゆらぐことも予想され今後の成り行きが注目されよう。

脱党を決意し立候補を表明したのは那覇市牧志町の大嶺経達氏（六二）と小禄出身の宮城清三郎の両氏。大嶺氏は瀬名波栄氏との調整がつかず、すでに人民党を脱党し出馬を表明している。また宮城氏も現議員の上原文吉氏との調整が難航し、これまで再三にわたって調整を行なってきたが、意見の一致が得られず党本部では上原氏を公認候補に決定した。そのため宮城氏はついに脱党を決意し出馬を表明した。

宮城氏の場合は、まだ脱党届けを提出してないが、党の決定にしたがわないで立候補を表明した以上、当然党籍をはなれることになるが、これについては支持者とも党幹部とも話し合って進退をはっきりさせたいと語っている。

大嶺氏の話　瀬名波氏との調整がつかず、ついに脱党して出馬することに決意した。すでに脱党届けも出し受理されている。私が脱党することについては委員長の瀬長さんも了解しておられる。あくまで話し合いによる調整をはかったが、どうにもならなかった。脱党することはしのびないが、党の決定に従わんとあればこれもいたしかたないだろう。

宮城氏の話　支持者の声援に答えて立候補することに決意した。もち論党の公認候補ではないので必然的に党籍をはなれることになるが、この問題については慎重に検討し、支持者の意見や党幹部と話し合って進退出所をはっきりさせたい。自分としてはこれまで党を愛するがゆえにすべて党の決定にしたがってきた。そのため支持者の中には、清三郎は自分勝手なことばかりやっていると非難もされた。そこで今度の市議選にはこれまで自分のとってきた行動を強く訴えるつもりでいたが、残念なことには党公認には決めてもらえなかった。過去十年間人民党員として苦しいことにも耐えぬいてきたつもりだが、もし党籍をはなれるとなると感無量でまるで夢のようである。

行政府の措置は妥当／ガーブ川問題、副主席語る

〔琉新・朝　1961・6・17〕

いま立法院で審議中の琉球政府本予算案に計上されている「ガーブ川改修費二十三万ドル（米国援助資金）」を、行政府が事後に那覇市への補助金から政府直営工事費に組み替えたことをめぐり、世間では「那覇市議選挙ともからみ政治的含みがある」との見方も強いことから、瀬長副主席はいきさつをスッキリさせる必要に迫られたので、十六日午後、民政府計画部にフイリップ調整官（部長代理）を訪れ米国援助資金の支出に関する諸法規を調査した。その結果、行政府が取った措置が法的に妥当であることを再確認して、次のとおり語った。

なお、同額を民政府補助金として計上することに同意を与えた民政府開発部の措置が、手続き法規を熟知していないことから生じたあやまりであったことも明らかになった。

一、プライス法第四節には「大統領によって承認された計画にしたがって負担行為され、かつ支出されねばならない」とある。また「支出は予算局の条件に合致し、陸軍規則、会計手続き規則に従わなければならない」と定められている。負担行為を起こす場合でも、証ひょう書類、方法などいろんな支出要件があるほか、琉球政府が計画、設計を審査し、入札公告、落札者との契約、工事監督、工事の適正完成の検査などをやるように定められている。

一、予算書にも、琉球政府に関連して民政府の責任と義務を果たすに必要な支出…という項があるがそれは琉球政府の直営を意味している。市町村や他の団体がやっていいとか、いけない、とかの明文はないが、民政府は「市町村のことは書いてないので、琉球政府の直営以外にはない」との見解を固持している。幾分そこに理解しにくい点はあるが。

一、六〇年七月に、プライス法が制定されるまでは、米国援助予算の支出方法は国内法に従わねばならないか、どうかについて幾分疑問があったが、その点が今回はっきりした。議会による割りあて資金は、適正にかつすべての法規に合致した仕方すなわち直接的に確保されるような仕方でなければならない。

国場川埋立地を売却／那覇市議会本会議／水道給水条例を可決

〔琉新・朝　1961・6・25〕

二十四日の那覇市本会議は午前十一時過ぎから開かれ、水道給水条例を建設委員会修正案通り満場一致可決したのをはじめ、国場川下流埋立地財産の売

却処分を特別議決で可決、そのほか十五案件を採択した。

国場川下流埋立地の売却処分は出席議員の三分の二以上の同意を必要とする特別議決となっているが賛成派に欠席議員が多く、議長をふくめて二十対九という、ぎりぎりの数で可決した。

この日の本会議で問題となったのは水道給水条例の制定で、市当局の水道値下げは一般家庭用と営業用に限られ、浴場用と共栓用は基本料金はかわらないが反対に基本量から超過した場合の価格は現行より高くなっている。つまり浴場用の基本料金は百立方㍍で八㌦三十三㌣で、一立方㍍超過すると現条例では十㌣の料金となっているが、当局案では十四㌣となって共栓用も四立方㍍まで五十㌣で一立方超過すると現行条例では十二㌣増しとなっているが、当局案では十四㌣となっている。

したがって付託された建設委員会で超過量の値上げは波乱をよび、結局浴場用と共栓用の超過料金は現行通りにすえ置きとなり、本会議でも満場一致委員会の修正案通り可決した。

なお委員会の修正案が可決されたので水道料金の歳入は年間浴場用千五百三十六㌦、共栓用二千十六㌦、計三千五百二十二㌦が削減となった。

つづいて崇元寺地先埋立地の売却処分で人民党議員は公入札を主張したが、多数決で原案通り随意契約で処分することを可決した。最後に国場川下流埋立地の売却処分をめぐって長時間にわたってもんだ。人民党議員から同地域は工業用地域に指定されないのに市当局は法を無視し独断で工業地域にしていると追及したが、結局埋立地の一部を売却し起債の返債にあてるという当局案も二十対九で可決した。

ところで、この案件は千坪以上の市有地処分とあって三分の二以上の特別議決を必要とするが、出席議員二十九のうち人民党、民連系議員九氏が反対したため、議長も表決に加わり二十対九で原案を可決するというきわどい特別議決となった。

二十六日は午前十時から本会議を開き、一九六二年度予算をはじめ水道事業特別会計など十二案件を審議、さよなら議会の幕を閉じることになっている。

さあ選挙だ／那覇市議会終わる／〝ボタルの光〟に感無量／各議員、選挙区に走る

〔琉新・朝　1961・6・27〕

那覇市議会は終わった。さあ選挙だ。二十一日間の本会議に終止符を打った選良三十人はホタルの光の曲に送られて、それぞれの選挙区に散って行った。

○…那覇市の〝さよなら議会〟は二十六日午後五時五十分、二十一日間にわたる会期の幕を閉じた。この定例議会は現議員にとって最後の議会であるだけに、閉会と同時に〝ほたるの光〟がマイクから流され、各議員とも感無量といった表情で選挙区へと散って行った。

ある議員は「現議員でこの議場に再び姿をみせるのが幾人か…」とポツリと語るなど、二十六日の最終議会は一抹の悲壮感がただよっていた。

○…また、兼次市長のあいさつも「来る総選挙では立派な成績をあげられ、三十の議席を現議員で占めてもらいたい」と激励していたが、これには与党、野党を問わず各議席からきせずして拍手がおくられるという那覇市議会にしては珍しい場面もみられた。

○…ところで午後からの本会議は選挙対策に浮き足立った議員がつぎつぎと退場し、議席はクシの歯が抜けたように空席が目立ち、定員やっとで議案を審議するという低調議会になった。

○…ひきつづき午後八時から料亭「幸楽」で行なわれた市長招宴のさようならパーティーには、これまで犬猿の仲であった与、野党もなく、ほとんどの議員が呉越同舟で出席、選挙話や議会でのかけひき話などの思い出話に花を咲かせていた。

○…なお出馬を表明している顔ぶれは、旧那覇三十三人、真和志三十一人、首里八人、小禄八人で計八十人となっているが、これらの候補者が三十の議席をめぐってしのぎをけずることになる。前回の市議選挙は真和志との合併で特例法が採用され、議員数も四十五人となっていたが、こんどからは本来の市町村自治法にもとづき定員三十人に限定されており、さらにこれが十二月市長選挙の前衛戦ともいわれ、かつて例のない激しい選挙戦が展開されるのは必至だとみられている。

○…社大、人民、社会の各党では公認候補を決定し選挙戦にのぞんでいるが、一方自民党でも近く選挙対策本部を設置し、積極的かつ精力的に対処してい

くという基本方針を確立している。このように政党各派が積極的に市議選に介入するということは十二月市長選挙の布石でもあり、それだけに市議選挙は政党各派入り乱れての活発な運動がいたるところでくりひろげられることが予想される。

〔後略〕

原案通り可決／ガーブ川立ちのき補償／最終本会議

二十六日の那覇市最終本会議はガーブ川改修工事にともなう立ちのきについて人民党議員が長時間にわたって市当局を追及したため、一部議員から質疑打切りの動議やヤジが飛んで議場は一時騒然となったが、結局継続審議を主張する人民党の反対を押し切り多数決で原案通り可決した。

人民党では立ちのき補償は改修工事で利益をうける地主も負担すべきである。さらに二十三万ドルの民政府補助金は九月のワシントン議会に提案される。したがって本会期で採決するより九月の定例議会で慎重に検討してもおそくはないとして継続審議を主張したもの。

ひきつづき一九六二年度予算をはじめ、水道特別予算など十二案件を当局案通り採決したほか、ガーブ川完全改修施行要請決議、ガーブ川の準用河川認定要請および汐渡橋貫通方要請決議を満場一致で決議し、高等弁務官、行政主席、立法院議長あてにそれぞれ要請することになった。

また宮里議員提案の「那覇輸送部隊給水車の応援に対する感謝決議」は人民党および民連議員をのぞき多数決で可決した。

そのあと首里高校体育館建設ならびに野球場建設の補助金交付の陳情など二十九の陳情案件を処理し一九六二年度歳入歳出予算をはじめ、十二案件を採択したほか、三つの要請決議と一つの感謝決議、さらに二十九の陳情案件を処理した。

ガーブ川は完全改修／立法院、政府が那覇市に確約

〔琉新・朝　1961・6・29〕

二十六日閉会した那覇市第四十四回定例議会で、ガーブ川改修工事完全施行に関する要請決議が満場一致で採択され、行政主席および立法院議長に要請することになっていたが、渡口副議長は二十八日午前十時から長嶺立法院議長と瀬長副主席を訪れ、工事の完全施行を強力に訴えた。

これに対し長嶺立法院議長は「政府案では一万二千ドルしか計上してなかったが、いろいろと予算面を検討した結果、六万ドルを追加し七万二千ドルに修正することにしている。二十九日の本会議でも通過することは間違いないとおもう。もしそれでも満足な工事ができない場合は予算を追加してでも完成しなければならない」と語り、工事の完全施行を確約した。

また瀬長副主席も「政府の方でも工事が立派に完成できるよう努力したい」と語った。

ガーブ川改修工事は二十三万ドルの民政府補助金に、那覇市が負担する立退き補償費八万千ドル、政府分担金八万ドル、計三十九万余ドルで当初計画されていたが、政府の予算案では政府分担金が一万二千ドルと大幅に削減されているため、那覇市議会でも再三論議され、市会代表やガーブ川商店組合代表が行政府や立法院に八万ドルの復活要求を強く訴えていたもの。

なお七万二千ドルの政府分担金は二十九日の立法院本会議で最終的には決定するが、二十二という絶対多数の議席を占める自民党が七万二千ドル案に意見の一致をみているので議会通過は確定的である。

渡口副議長の話　長嶺議長の決意をきいてホッとした。これで那覇市懸案のガーブ川改修工事のメドもつき、市民と共によろこびにたえない。那覇市議会でもガーブ川工事を一日も早く完成し、市民に利益を与えるよう満場一致で決議したが、これが立法院や政府の好意で実を結ぶことになる。二十九日の立法院本会議では全議員の好意で満場一致で通過するものと期待している。

那覇市議選／私の重要政策(1)／トップは水道問題／都計の推進叫ぶ候補も

〔沖タ・朝　1961・7・5〕

那覇市議選挙に各候補者はいろいろな政策を掲げている。水の問題、教育問題、都市計画などに那覇市には解決すべき問題が多い。本紙は、各候補者に、そのうち最も優先して実施すべきと思われる項目をあげてもらいそれぞれの見解を求めた。次は本紙アンケートによる各候補者の最重要政策。

喜久山朝重（四五）自民・現、字樋川四一

市民の生活にもっとも必要な飲料水、

工業用水の確保は、毎年水不足に悩む市民の願いであり、また最優先して実施すべき問題である。泊浄水場の増設によってここ数年間の給水の見とおしはついているが、那覇市の水道料金は内地よりも五倍も高い。それを安くするためにはぜひ自己水源を確保しなければならない。いま軍から買っている水は千ガロンにつき八㌢であり、浄水して市民の台所におくるまでには十五㌢かかる。そのためにも水源の確保は急務である。安謝川、銘苅川などの近くに水源があり、また隣村の西原村の製糖工場付近は戦前から地下水源が豊富である。すべての面から研究して、安い水を市民に給水できるよう努力する。

又吉久正（四七）無所属・現、字安里四六八

年中行事のようにくり返されている水ききんを解消すること、水道料金の値下げをはかることが最優先実施すべき急務である。

①那覇市の水道料金は日本内地の三倍から五倍である。

②その原因は軍から原水や浄水を買っているためである。

③内地では地下水源を開発して水を豊富に安くで給水している。

④いかにして地下水源を探知し、水脈をつきとめるかは、電波利用が可能である。

⑤安謝や牧港方面の地下水源が可能なことは専門家も認めている。

地下水源を開発するならば水道料金は現在の半額で給水することが可能である。その実現に努力して水不足の解消、水道料金の軽減をはかりたい。

黒潮隆（三四）人民党・現、字与儀九七

戦災復興のための最少の施設を整えるためには、首都建設委員会の計算でも約二千五百万㌦の資金が必要とされており、もしこれを貧困財政の那覇だけの力でやると現在、那覇市の起債能力は年利四分、債還期限二十年として約百万㌦と算出されているので、おそらく数百年を要する計算になる。

この事実は琉球政府の属領国家的な財政の矛盾からでてきている。これを県民の立場から解決するため、議会は市民と一緒になって、米日両政府から取るべきものはとる、かれらがさく取したものは吐き出させるというき然たる態度をつらぬかねばならない。

那覇市議選／私の重要政策 ⑵／感情市政の打破を／水源開発で完全給水へ

〔沖タ・朝　1961・7・6〕

上原隆正（四八）無所属・新、字小禄四五三

難問をはらんだ那覇市政の最大のガンは都市計画の推進であろう。国際都市、観光都市としての那覇市に町らしい形態をおびているのはわずかに国際通りの一角のみといっても過言ではあるまい。推進されるべき都計の青写真は単なるペーパープランに終わった感が深い。予算面の諸状況をみても市街地を中心として回転している現状であり、郊外地域の都計など忘れ去られている。人口の増大に伴う都市の発展は非都市地帯の開発整備に待たねばならないことは周知の通りである。大那覇市の建設こそここに着眼し、強力にその計画を推進していかねばなるまい。

平良亀助（五五）無所属・元、崇元寺町一の四一

那覇市政上解決すべき問題は山積みしているが、市民の福祉向上と生活の安定を図るにはつぎの問題を最も優先すべきである。

水道の完全給水を目標として推進する。現状の給水状態では市民の水の不安は絶えないので、ぜひ泊浄水場の拡張工事の促進をはかるとともに、将来の市民増加を考える場合、これと並行して地下水源の開発にもつとめる。

久場景善（五五）自民・現、安里三七九

市議三期の政治経験に能力と誠意を最高度に生かし、道路網、河川下水の完備に全力をつくす。

水道完全給水と料金の値下げ、商工農水産業、中小企業の補助育成、労働、福祉三法の実施、ならびに民間団体の育成、環境衛生の整備、市役所の事務能力の簡素化など重要問題が山積しているが、市政を完全運営するには道路網に付帯する問題が那覇市政として最優先すべきものと確信し、国際都市にふさわしい観光都市を建設したい決意である。

名城嗣夫（三九）無所属・新、牧志町二の二三五

地方自治の議会において政党の介入は好ましくない。

選出された議員は広く市民の声を聞き、それを市政に反映させることこそ議員本来の姿だと思考する。

しかしながら、こんにちまでの議会はいたずらに感情にはしり政党、その他の介入により、ややもすると市民福祉

の重大な事項についても混乱をまねいたことが多く、これが刷新を無視しては市行政運営の実をあげることは不可能である。市民も選ばれた議員をしてつねに市民の声を十分に反映させるよう見守り真の市民の公僕たりうる議員として活躍できれば、市政の刷新も何らむずかしいことではない。市政の刷新により市民の受ける恩恵はまた大であると信ずる。

那覇市議選／私の重要政策 ⑶／ほとんどが水道問題 ／市営住宅や塵芥処理も

〔沖タ・朝　1961・7・7〕

赤嶺一男（四九）自民・現、字田原二二九の一

水源の確保による常時完全給水の実現をはかる。夏季をむかえると、当然のように時間給水が実施される。これこそ由々しい問題である。夏季はとくに保健衛生の面からも多くの水を必要とするし、また水を使う点まで悩みの一つとして、常に脳裏に置くということは能率の点からも好ましくないし、この際、抜本的な給水対策を樹立する必要がある。そのためには自己水源の確保が先決である。膨大な経費が伴なうのはいうまでもないが、これはあくまでアメリカ民政府へ強力な折衝をして、援助を求むべきである。民政府は水の問題に関する限り「われ関せず」の態度は取らないであろうし、また、とってはいけない。直ちに強力な折衝を展開すべきである。

比嘉佑直（五〇）無所属・現、壺屋町六〇

高校の新設および小、中、高等学校敷地の獲得につとめる。現在高校への進学率は六〇㌫ぐらいであるが、このまま放置しておけば数年後には二五㌫ないし三〇㌫となる。

このことは子を持つ親の大きな悩みであり、単なる教育問題ということにとどまらず、将来、大きな社会問題となることは火をみるよりもあきらかである。したがってこの際、従来のドロ縄式を排し、政策的に抜本的な恒久策を樹立し、計画性をもって対処することが急務だと考えている。まず、校舎敷地の確保をはかり、年次計画のもとに予算化する方法がいいと考える。

赤嶺慎英（四五）無所属・前、字田原二二五の四

水道問題の解決をはかる。人間の生活に欠くことのできない衣、食、住について考えてみると、衣、住は一部を除き一応当座をしのぐ域に達した。しかるに食生活にもっとも重要な水がたえず断水で市民生活をおびやかす、誠になげかわしいことである。また、水は衣、住にも絶対必要で、現状では健康保持の面からも由々しい問題である。他面那覇市は国際都市としての発展を期さねばならない。そのためには▽商工業の振興（ゆたかで）▽環境衛生の整備（きれいな）▽観光（住みよい）▽観光那覇の建設（もうかる）を図らねばならない。これすべて水の問題に関係する。故に直面する食生活上の水のみでなく、恒久的那覇の発展のためにも水の問題を解決したい。

赤嶺保三郎（四九）無所属・新、字宇栄原一四七六

那覇市は過去四、五年来、あいまいな政治路線を歩み、そのため都計事業、その他あらゆる問題が派閥的な対立のため遅々として進まず、牛の歩みの状態である。このようなことは市民はもちろんのこと全琉住民にとって大きな不幸であるとともに繁栄にもいちじるしく悪影響をおよぼすものである。このさい、自ら市政に参与し、みにくい派閥争いを一掃して強力な政治体制を確立、政府と一体となり、首都建設を推進して行く。戦後の無計画でできた都市の整理が思うようにはかどらないところもある。この調子では将来の都計どころか、逐年膨張する市の規模に追いつくことさえできないのである。将来にそなえて遠大な都計を推進せねばならないと思う。

大山盛幸（四九）自民・現、山川町一の一五

那覇市の当面する問題のうち全那覇市民に直接影響するのは現在の水道問題早期解決と泊・安謝間の公有水面埋め立てに伴なう塵芥処理問題の早期解決だと思う。埋め立てと並行して塵芥焼却炉の建設を施工しないと埋め立て完了と同時に塵芥捨場に困ること必定である。隣接町村にその場所があれば幸いであるがあるにしても市のトラック十一台と委託馬車十一台、民間業者の車（馬車を含む）四十台の運行能率が激減し一日の処理量七〇トンというものすごい塵芥の処理がスムーズにおこなわれず、したがって全那覇市に保健衛生上憂慮すべき事態が発生すると思う。健康な市民生活ができるよう、国際都市、観光都市にふさわしい焼却炉（四〇トン二基）を早急に建設すべきであると思う。

那覇市議選／私の重要政策 ⑷／上下水道の完備を／道路の整備、住宅問題も

〔沖タ・朝　1961・7・8〕

渡口麗秀（五〇）自民・現、字楚辺四六

日本復帰が実現するまでには日本の各府県の都市に劣らない立派な都市を建設しなければならないと思う。そのためには多額の経費を必要とする。遺憾ながら那覇市の財政は貧困であってこれ以上市民のみなさまに負担をかけることは困難であると思う。したがって、那覇市の財政力によってできない各種建設事業については施政権者である米国政府および琉球政府がその経費を支出して那覇市を建設することは当然の義務であると思う。市民が一丸となって那覇市の実情を訴えて資金獲得にまい進するならば、すでに支出されたガーブ川改修工事費および奥武山野球場建設資金が支出された事実にかんがみ良識ある米国政府および琉球政府はその経費を支出してくれると思う。要は忍耐強く折衝することである。

那覇市議選／私の重要政策 ⑸／水道は全市民の問題／高度の政治力で解決を

〔沖タ・朝　1961・7・10〕

森田孟松（五〇）社大・現、大道一三〇

那覇市の給水状況は依存度の高い条件下に強いられている。水道公社に水源は握られ、高値の原水や浄水を使用させられ、一種独特の水道管理下にある。それで早急に水道公社の民移管と現保有の水源地の高度活用ならびに新しい水源地の開発に最善の努力を傾注することである。この解決なくして文化都市としての発展はのぞめない。市が計画している牧港、比謝川、安謝、勢理客などの水源開発と並行して他の地域も調査し、地下水源開発をはかる。さらに沖縄本島の水源地の分布状況とその使用計画を政府で立案し、米軍用水は国頭地域から、中南部住民の用水は、それ以外から使用するよう計画すれば、改善されると確信する。とにかく水源開発が当面の重大な問題であり、それなくしては給水地域の拡大と断水騒ぎの解消は考えられない。水道公社の在り方の再検討と水源開発による給水地域の増大をはかり、安い水道料金にするとともに断水さわぎを早急に解決するよう全力をつくす。

具志栄治（五五）無所属・新、美栄橋町二の一一

那覇市は琉球の首都として国際都市でもあるといわれながら、その実情は人間の住むに最低の条件さえそなわっていないのである。水は生活の根源をなすものであるが、市民は飲料水もぜいたくには使えない現状である。飲料水はもちろんのこと、工業用水さらには市街の防塵の散水も必要である。これらの点を満たすために、市議会は派閥をこえ、市民福祉のための公僕であるとの自覚の下に一致団結してこの問題の早期解決に取り組むべきである。

武村朝良（四九）無所属・新、松川二七九

飲料用水の完全供給は都市における最も緊急を要する問題である。「せめて水だけはゆたかに」市民に供給しなければならない。そのためには政党政派を超越して協力、一致してその解決にあたるべきである。過去の那覇市政の大きな欠点は水道問題の低迷を、その事業運営の拙劣さにあると極言してもよい。市だけの力だけでなく、民政府、琉球政府とも固く提携して、解決策を樹立し、早期に市民を安心させるべきであり、その点に全力を傾注したい。

水・水・水・陳情合戦政府に一斉攻撃／立法院議員も窮状訴える

〔沖タ・朝　1961・7・11〕

那覇市の水ききん問題は、世論に刺激されて十日、民間各団体が「断水問題対策協議会」を発足させたほか、那覇市、同市議会関係者、立法院議員などが民政府、行政府当局にいっせいに陳情攻撃をかけ、解決推進への盛り上がりをみせた。民政府では応急対策として那覇市へブースター（加圧ポンプ）を貸し、浦添村牧港と那覇市泊浄水場間に早急にその施設をつくらせ、原水をふやし、水ききんを緩和する方針を明らかにした。

那覇地区選出の自民党翁長、宇久、阿波根、伊良波四立法院議員は山川副議長とともに、十日ひる四時半からシーツ副民政官、マーフィー工務課長と会い、水に悩む那覇の窮状、とくに学校ではミルク給食もできず、子どもたちの衛生管理が完全にお手上げであることを説明、軍側の対策を要望した。シーツ副民政官は那覇の水不足が軍のパイプ取りかえ工事に原因していること

を認めた上で、軍側の計画をつぎのように明らかにし、早急に弁務官とも相談して実施することを約束した。

▽軍では牧港ポンプ場と泊浄水場間に、那覇市にブースター施設をつくらせ、原水をふやす。ブースターは軍から貸し、その維持費も軍が負担する。しかしこのブースターはこんご那覇市が牧港、泊間に二十一インチパイプを新設、原水量をふやすまでの臨時的な措置である。また那覇市に対してはパイプ新設などをやらぬと今夏の水不足は避けられないと八か月も前から予告してきたが、これまで手をつけてない。

▽ブースター設置は、さっそく弁務官とも話して着手する。三日間で工事は完成できる。

▽沖縄側からの節水呼びかけによって、弁務官も米人関係に節水を指令しているが、軍の節水量はわずかなものになろう。

▽工事中の軍のパイプ取りかえが完成すると、軍から沖縄側への一日の給水は、浄水約一万八千九百立方㍍、原水約八千立方㍍となる。浄水のうち、那覇市への分は、現在の約二千八百立方㍍からあらたに二千三百立方㍍ふやされる。さらに浄水約八千立方㍍は読谷、嘉手納の北部域に、あらたにくばられる。

断水つづけば大衆運動おこす

社大党の平良（幸）、知花、森田、桃原の四立法院議員は、十日ひる四時から水道公社屋田支配人と会い、那覇市の水道問題について話し合った。

屋田支配人は「現在の那覇市の水道は完全浄水しているため、泊の浄水場では一日一万一千立方㍍しか処理できず、毎日三千七百立方㍍の不足をきたしている。そこで泊と牧港ポンプ場の中間にブースターを設置し、ろ過を早くすれば一日三千七百立方㍍を余分に送水できることになるのでブースターを設置したい。設置は三日でできるのでそのあとは完全給水ができる」と語った。

社大党では、十一日に那覇市役所の話をきいた上で、水道問題に対処するといっているが同党としては、軍の方でぜいたくに水を使っていることから加圧ポンプを設置して水ききんが解消しない場合には市民の生活を守る大衆運動をおこすといっている。

〝陳情じゃない、抗議だ〟／対策協議会が政府、立法院参り

断水問題対策協議会は十日あさ、代表が兼次那覇市長とあったあとひる一時から大田主席、瀬長副主席に会見を申し込んだが不在のため、与世山官房長にあい、那覇の水ききんについて政府の対策方を訴えた。訴えの内容は①那覇市の水ききんは天災ではなく人災であって、沖縄の政治の貧困さを物語っている。直接的には那覇市の責任で解決されるべきであるが、全琉人口の約四分の一をしめる那覇市の問題は政府としても当然考えなければならぬものである。大田主席はこういう立場から、水に苦しんでいる世論を軍に伝えて善処を求めるとともに、政府としても対策をたててもらいたい。われわれの願いは、ただ「水をくれ」ということだけだ。陳情ではなく、心の中は抗議の気持ちで一杯だ―となっている。

与世山官房長は「個人的には私も水に悩まされているので、みなさんの気持ちはわかる。この問題は私の所管外だから、具体的な対策については何ともいえないが、主席にもよく話して、早急に善処したい」と答えた。断対協側はそのあと、立法院山川副議長、那覇選出議員団にも同じように訴えたが、十二日にはあらためて大田主席に会見を申し入れる予定。

給水対策本部を拡大／那覇市役所／全機能をあげて水対策

〔琉新・朝　1961・7・15〕

那覇市の水道は安謝に設置されたブースターポンプでいくぶん緩和されるものと期待されていたが、こんどは水源が底をついているためせっかくのポンプも使用不能におちいり、ますます悪化するきざしをみせている。そこで市当局では十四日午後から給水特別対策委を開き今後の水問題を協議した。

その結果、大城建設部長を給水本部長とする水道課職員で組織された給水対策本部の組織を拡大し、市役所の全機能をあげて水対策にのりだすことになった。

これまでの給水対策本部は水道課職員だけとなっていたが、これでは不足で市民の要求に応じることができなかったので機構を拡大し兼次市長が本部長となり仲原、義永両助役が副部長、対策本部委員に総務、建設、民生の三部長に企画室長、消防副隊長、水道一、二課長が選任された。また首里、真和志、小禄の三支所長は支部長になり役所全機能をあげて水問題に対処することになった。

なお給水本部では陸軍輸送部隊をは

じめ軍消防隊にも協力をよびかけていたが、軍消防隊では一日に約四十五トン（一万二千ガロン）の水を那覇市に提供することになっている。

新勢力分野決まる／那覇市議会／依然無所属が多数／市長選に革新結集の動き

〔琉新・朝　1961・7・25〕

七十九名の候補者が名乗りを上げ、最大の激戦となった那覇市議会議員選挙も、二十四日の開票の結果、自民党九人、人民党四人、社大党二人、無所属十五人と首都那覇市議会の新勢力分野が決まった。こんどの那覇市議選挙の特質は、今まで、地方自治体への介入をさけていた政党が、積極的に乗り出したことだが、それでも結果からは無所属が多数を占めるという、政党介入とは逆の現象が目立った。各党派では、市議選での実績を踏まえて、きたる十二月の那覇市長選に臨もうという構えを見せているが、昨年の立法院選挙に引き続き今度の那覇市議選でも意外に不振だった革新系では、人民党が復帰勢力を結集して自民党に当たろうという動きを見せており、今後の市長選に重大な影響を与えるものとして注目されている。

人民党では、人民四、社大二の外は、全部自民系だとみており、この選挙の結果については、市民が祖国復帰勢力を結集して当たらねば反動勢力に及ばないという教訓であると受け取っている。そこで同党としては、二十六日に常任委員会を開いて那覇市議選を分析しこの結果によって社大、社会の両党に、祖国復帰統一戦線の結成を呼びかける構えである。

人民党瀬長委員長の話　政策中心に訴えてきたが、結果は四人の当選に止まった。これは市民が祖国復帰勢力を結集して当たらねば自民党とその同調者である反動勢力に勝てないぞと教えていることと思う。セクト主義をすてて敵が誰であるかを明確にし、社大、人民、社会の復帰勢力が一丸となってつぎの市長選挙に当たるような体制を固めたい。

那覇市議党派別当選者

	現	新	元	計
自民	9	0	0	9
社大	1	1	0	2
人民	3	0	1	4
社会	0	0	0	0
無所属	4	9	2	15
計	17	10	3	30

那覇市議候補得票数

〔沖タ・夕　1961・7・25〕

（選管委発表）

順位	氏名		総得票数
1	安見	福寿（無・新）	二八三四
2	友利	栄吉（無・新）	二三四四
3	又吉	久正（無・現）	二〇五四
4	比嘉	佑直（無・現）	二〇四〇
5	渡口	麗秀（自・現）	一九六四
6	楠見	長礼（無・新）	一九〇二
7	名城	嗣夫（無・新）	一八八七
8	赤嶺	慎英（無・前）	一八八三
9	森田	孟松（社大・現）	一七一六
10	喜久山朝重	（自・現）	一五七九
11	大山	盛幸（自・現）	一四九八
12	金城	力夫（無・新）	一四八五
13	宮里	敏慶（自・現）	一四六六
14	赤嶺	一男（自・現）	一四四二
15	儀間	真祥（人・現）	一三四五
16	金城	吾郎（社大・新）	一三二一
17	久高	友敏（人推・前）	一三一三
18	具志	栄治（無・新）	一三三五
19	黒潮	隆（人・現）	一二八七
20	比嘉朝四郎	（自・現）	一二三七
21	辺野喜英興	（自・現）	一二四〇
22	金城	武一（無・現）	一二二一
23	武村	朝良（無・新）	一二〇三
24	平良真次郎	（自・現）	一五〇八
25	赤嶺保三郎	（無・新）	一二〇二
26	平良	亀助（無・現）	一九〇五
27	久場	景善（自・現）	一一七七
28	真栄田義晃	（人・現）	一一二一
29	高良	一（無・現）	一一四八
30	上原	隆正（無・新）	一一六九

〔後略〕

一社　説一　那覇市議選をかえりみて…

〔沖タ・朝　1961・7・26〕

那覇市会の新議員三十人が決まった。那覇市会は、四年前、民連と市政再建同盟が鋭く対立して選挙が行なわれ、その後、真和志との合併で、議員十五人が新たに真和志から参加したが、いわば那覇市会は、こんどの選挙で本来の姿にもどったということになる。

当選者の顔ぶれをみると、まず第一に、新人の進出が注目される。小選挙区制の立法院議員選挙と異なり、那覇市議選は、新人の進出は比較的困難である。とくに今回の選挙では、合併で議員数四十五人にふくれていたのが、定数三十人になった。これも新人候補には不利であったと考えられるが、候補者数からいえば、当選率は低かったとしても、定数の三分の一を占めたとい

うことは、意外な進出だった、といえよう。

第二は、政党があまり、ふるわなかったことがあげられる。当選者のうち半数が政党所属ということにはなっているが、それでも旧勢力分野に比べると退潮というほかはない。なぜ、政党が候補者を立て、積極的に活動したのにもかかわらず、無所属よりもふるわなかったか。このことは政党として考えてみる必要があろう。もちろん、政党候補者が得た票数のなかには、意識票がかなりあったことは推測できる。が、大多数の有権者は、いちおう、那覇市会の活動と政党を切り離して、自己の一票を行使したのではなかっただろうか。那覇市会には、立法院のように、政治的に対立するような問題はない。また、かつての民連、再建同盟のような対立抗争は望むところではない。そのほか市議選の特質ということも手伝って、政党が強く意識されなかったと考えられる。

しかし、市議選の結果をみて、政党の消長を云々するのはあたらないと思う。これまでの那覇市会をみると、党所属議員、必ずしも野党ではなかった。自民党の場合、当局派と反当局派にわかれていたのが実情である。そこに、立法院での政党活動とちがう点がみられるわけで、政党が市政にタッチする場合―候補者を立てて市民に訴えたのだから、責任をもたねばならないが―具体的にどう対処するか、慎重な研究が必要となってくる。

新しい市会の勢力分野が、十二月の市長選挙にどうひびくか、ということも問題の一つである。市長の場合は、市議よりは、政治性が、多分に要請され市議選よりは、党派の意識が強く作用するのは十分予想される。この場合、市議選の党派別得票が、そのまま動くとは考えられない。候補者の政策や人物、それをバック・アップする政党、候補者の数で決まるものとしかいえない。

当面の問題として、新しい市会への注文であるが、まず、かかげた政策に忠実であることを望みたい。水の問題、首都建設と関連しての道路、排水、住宅など、那覇市はこんごに多くの問題をかかえている。執行機関からの提案だけに頼らず、自ら積極的に懸案の問題を推進し、任期四か年、ジックリと構えて、一つ一つこれらの問題を解決していく努力がほしい。とくに新人議員の意欲ある活動に期待したいのである。

深夜まで一本化工作／自民 調整できず物別れ

〔琉新・朝　1961・8・17〕

那覇市の議長問題は十七日の臨時議会で選出することになっているが、自民党では十六日午後七時過ぎから政府前の食堂「ふるさと」で党本部から新里幹事長、長嶺立法院議長に那覇市議員団九人と小禄出身議員五人、無所属クラブ代表名城議員計十五人が集まり深夜まで対策を協議したが、大山派と渡口派が対立したまま意見の一致が得られずついに物別れとなった。

これで那覇市議長問題をめぐって自民党那覇市議団は統一行動の誓いをご破算にするという分裂状態の事態におちいった。

昨夜の話し合いは、まず九人の自民党議員団が話し合ったあと、小禄出身議員と名城議員を加えてさらに話し合ったが、意見の一致が得られなかった。そのため小禄出身議員と名城議員の六人は中途から退場し、残りの自民党議員団だけで事態の収拾策を協議したがまとまらなかった。また党幹部は何んの腹案や具体案もなく、もっぱら議員団の意見をきくという程度に終始したため、意見調整は難航し、ついに小禄議員団は「自民党議員だけで独自の対策を講じてもらいたい。われわれはすでに意思は決定している」として中途から退場したもの。

なお十六日の話し合いで自民党の一本化工作が失敗したため、渡口派は高良議長支持にまわるものとみられている。また兼次派、無所属、小禄選出議員団、自民党の渡口派、大山派もそれぞれ深夜まで対策を協議しており、十七日の結果がどのようになるか成り行きが注目されている。

議長に高良氏決まる／那覇市会けさ開く／大山派折れ満場一致／副議長…あすにもちこす

〔沖タ・夕　1961・8・17〕

新しい三十人の選良を迎えての那覇市第四十五回議会（臨時議会）は十七日午前十一時五分から開かれ、注目の正副議長の選出を行なったが、議長には満場一致で高良一氏が決定、副議長は渡口氏と大山氏の調整つかず十八日にもちこした。

初の臨時議会は定刻より一時間も遅れて開会、まず兼次市長が「三十人の議員が選ばれ、きょう晴れの臨時議会を開くことができ喜びにたえない。しかも一人の欠席もなく全員が出席したこ

とはこんごの明るい那覇市づくりに意欲をもやしているあらわれだと思う。

市民福祉のために全力をあげてもらいたいが、まず議会を運営する議長選出に当たっては明朗で公平な立派な議長を選んでもらいたい」とあいさつした。

そのご規定によって仮議長に年長者の久場景善議員が当たり、議案第一の議長選挙の審議に入った。又吉議員から休けいの緊急動議が出た。理由は市議会の運営者である議長選挙は慎重を要する問題であり、各派との調整の必要があるというもの。

久場仮議長から休けいの合図があり、約十分間の各派調整のあと十一時半再開した。

久場仮議長は議長の選出方法をはかったが、これに対し宮里敏慶議員から指名推せんの提案があり、満場一致で高良一氏を議長に推せんしたいという意見をのべた。続いて大山盛幸議員から賛成の提案があり、要旨次のように述べた。

〝しこり残さずに〟

市民の要望はこれまでの混乱議会をなくし、明るい市政にしてもらいたいということだ。議長候補には高良氏と私が有力視されているが、これを決戦投票にもちこんだ場合一、二票の差で高良氏に勝算がある。決戦投票に持ち込んだらこんごの議会運営にしこりができ混乱のおそれがあり、スタートから明るい市会にするため高良氏を満場一致で推せんしたい。

久場仮議長から指名推せんの賛否が問われ、全員高良氏を支持することで議長選出はスムーズに終わった。高良氏が議長に決定し、さっそく仮議長の久場氏と入れかわった。

上きげんの高良議長

よろこびをかくすことのできない高良議長、終始ニコニコと上きげん、議長就任のあいさつを「絶大なる支持によって議長に就任したことは心から感謝している。こんごは前期に劣らぬ議長業務に専念し明るい那覇市政の運営に全力をつくしたい」と語った。

さっそく高良議長によって第二議案議席の決定を行ない、続いて副議長選出に移ったが、議長から「副議長も満場一致の線で決定したい。それには各派調整があるので午後一時から再開して決定したい」という要望があり、全員の賛意を得て閉会した。

ひる一時再開した那覇市の臨時議会は、まず、副議長の選出を議題にあげ、協議した。

副議長には大山盛幸、渡口麗秀両氏の線が浮かびあがっているが、市会全体の意向としては、満場一致でスムーズに決定すべきだということで、午前中、各派調整したものの、渡口派、大山派の折り合いがつかず、けっきょく会期を二十一日までの五日間にきめ、副議長の選出は十八日に行なうことになった。

日本政府に財政援助を訴える／高良議長あいさつ

那覇市にとって向こう四か年は百年の計を立てるもっとも重要な時期である。このときに当たって議長に就任したことは非常に重責を感ずるとともに市政を明るく運営する意欲にもえている。那覇市は国際都市と呼ばれているがまだまだ解決すべき多くの難問題が山積している。たとえば都計事業、水道問題、ガーブ川問題などでいずれもばく大な資金を必要としている。しかし那覇市の財政はとぼしい。そこで長崎、広島同様に戦災復興援助要請を本土政府に訴える。幸い池田・ケネディ会談によって日米の沖縄に対する大幅な経済援助が約束されているのでいい機会だと思う。

高良議長が生まれるまで……／調整に疲れた顔・顔／〝一人一党だ〟愛敬ふりまく

新しい顔ぶれを待つ那覇市会に、定刻前の午前九時十分すぎ、自民の平良真次郎氏が一番乗り、つづいて人民党の黒潮議員、無所属の楠見議員などが元気な姿をみせた。十時前になって二十二、三の議員がぞくぞくきたが、どの顔もすっかり疲れた表情である。

○…とくに自民党は党員結束をはかるため、十六日夜七時から市内某所で協議会を開き、正副議長の選出について話し合ったが、渡口派、大山派の強い対立があって分裂した。そのせいか集まった両派の表情は複雑なもの。

○…十時半有力な議長候補とみられている大山議員が自信満々という面持ちで登場すれば、対立派の議員から「皮算用はどうだ」としきりにけんせい。

十分後さいごまで議長工作に余念のない高良一氏から大山氏に電話連絡があった。あとでその内容を聞いたところ高良氏はだんぜん有力な議長候補だと自ら判断しているようで、大山氏には高良を全会一致で議長にしてもらいたいという調整の連絡だった。

大山氏即座にはねつけたようである。

○…大山氏に自信のほどを聞いたところ支持しているメンバーは自民の赤嶺、宮里、喜久山、久場の四議員、それに兼次派の金城武一、又吉久正、比嘉佑直、安見、友利、小禄議員の具志、赤嶺慎英、平良亀助、上原隆正の十三議員の名前をはっきり語っていた。そばに待機していた喜久山議員、大山支持は十七人はいる、複雑な事情があって名前をいうのはひかえたいと大笑いした。

○…一方高良氏も自信満々、十一時前まで第一相互銀行頭取室にとじこもり、議会側とたえず連絡につとめていた。高良氏にいわせれば、支持者のメンバーは自民の渡口、比嘉、辺野喜、平良の四議員、それに無所属の赤嶺保三郎、名城、楠見、金城力夫、武村、社大の金城吾郎、森田の二議員、人民党の黒潮、儀間、真栄田、久高の十五議員で、高良氏を加えると十六人は確保できたと大喜びである。いずれに決まるか興味があるようで議会傍聴席にはあさ早くからテレビ、ラジオ、新聞などの報道陣をはじめ約二百人の傍聴人がつめかけた。

○…十一時五分前、高良議員がびっしょり汗をかきながら議長室にとびこんできた。さっそく社大、自民、渡口派、無所属の各代表を集めての調整にとりかかると報道陣のフラッシュをあびた。

選挙のさいは三十番ですべり込み、その後は有力な議長候補としてクローズアップされた幸運児、傍聴席から声をかけられたが「わしは一人一党だ」と愛敬をふりまいていた。

○…十一時全員の顔ぶれがそろい、ベルの合図で十一時五分開会した。その前に報道席に現れた高良氏「兼次派に調整を打診したところ満場一致でわしを支持するようだ」…と笑った。

那覇正副議長誕生の舞台裏（上）／難産だった議長誕生／裏面で高良氏も積極工作

〔琉新・朝　1961・8・18〕

政局の注目をあつめた那覇市の議長には高良一氏が再選された。結局は満場一致で決定したとはいえ、最後のドタン場まで予断を許さぬという激戦であった。相手候補の大山議員も十七日の臨時議会開会寸前まで〝決戦投票以外に方法なし〟として決戦をいどむ構えをみせていたが、議長は満場一致でという各派の必死の工作と、大山氏が「僅かの差で情勢不利」と判断、ついに辞退したため満場一致で高良六代目議長が誕生した。この高良議長が誕生するまでには活発な裏面工作が行なわれた。とくに所属不明の議員抱き込みがアノ手コノ手とあらゆる方法で行なわれ、ある議員は自宅で寝ることもできず行方不明になるということさえあった。このようにいろいろと紆余曲折をたどり、高良議長は難産ではあったがとにかく目出度く誕生した。しかしその舞台裏には複雑微妙な動きがあり、そこで高良議長誕生の経過をふり返ってみよう。

議長問題が活発に動きだしたのは、さる三日に行なわれた市長招宴の当選祝賀会の席上であった。この招宴に間に合わせて東京から帰ってきた高良氏はあいさつの中で「副議長は大山、渡口の決戦投票で決め、議長はぜひ満場一致で自分を支持してくれ」といきなりブチ各議員のドギモを抜いた。高良氏のラッパには別にカミツク議員もなくビールの飲ませようで支持しましょうということで一笑にふされた。しかし高良氏にとっては議長以外は全然眼中になく、その後も議長の椅子をめざして裏面では積極的な工作をつづけてきた。そのころ議長候補は高良氏のほかに、大山、渡口の両氏が浮かんでいた。この三氏は過去の実績や当選歴などからいって現在の那覇市議会では横綱級であるので当然なこととして誰も異論はなかった。もち論三氏とも六代目議長を夢みながら活発な工作をつづけた。

その中でも兼次派の動きがはげしく、当初は高良議長、大山副議長の線で他派に働きかけていた。ところが自民党議員団九人が「今後は結束して統一行動をとる」ということを誓約した。この自民党の結束に兼次派はふんがいしたが、大山派が「問題本位に是々非々でいく。結局渡口派もわれわれと協議するということであるので、むしろ一歩前進したとみて歓迎すべきである」との態度をあきらかにしたので兼次派も納得した。

そこで兼次派は当初の方針通り高良、大山の線で工作にのり出したが大山氏が積極的な工作を行なっているのに反し高良氏が表面上目立った動きをみせない。高良氏が積極的に動いておれば、大山氏との話し合いもスムーズにいくとみて兼次派では高良氏に活発な

工作にのり出すようハッパをかけた。しかし高良氏は下手に動き出すと元も子もなくなるとみて静観したままチャンス到来を待っていた。その間に高良氏はあらゆる情報を集めひそかに情報を分析していた。無所属議員や渡口派からのよびかけも隠密裏に行なわれ、表面上は静観している態度をとっていた。つまり高良氏が工作しているという印象を第三者に与えることを極度に警戒した、裏をかえせば大山と渡口の両氏を盛んに喧嘩させておけば、自然と自分のところに転がりこんでくると読んでいた。だから機会あるごとに〝オレは工作してない。成り行きまかせだ〟と記者会見でも盛んに談話を発表していた。

一方渡口氏も工作にのり出したが議長はどうみても自分に有利でない。そこで党本部を動かして自民党の一本化工作という手を打ったがこれも失敗したため議長をあきらめ副議長をねらった。そこで高良氏の勢力を利用して高良議長、渡口副議長という現状維持の線で高良氏と手を結んだ。

また大山派は最初から自信満々で臨時議会の開会前日まで十七人は絶対間違いないと豪語していたが、急に二、三の議員がひっくり返えり、僅かの差で涙をのむことになった。大山派にいわすればもし決戦投票をした場合、残念ながら十五対十四、白紙一というわずかの差で敗れただろうといっている。一方高良派にいわすれば十七対十三といっているが、いずれにしろ僅かの差であったことは間違いないようだ。

大山、渡口の決選か／那覇市会／きょう副議長選出

〔琉新・朝　１９６１・８・18〕

正副議長を選出する那覇市の臨時議会は十七日午前十一時過ぎから行なわれたが、午前中に議長を満場一致で高良一氏に決定、午後から副議長を選出することになっていたが、各派の意見調整がまとまらず結局副議長選挙は十八日午前十時から再開される本会議にもちこされた。

副議長は大山盛幸氏と渡口麗秀氏によって争われることは確定的である。しかし場合によっては開会前の各派調整で話し合いがつき無投票になることも予想されるが両氏の決戦投票になる公算が強い。

副議長はいまのところ大山氏が有力であるが、人民党では兼次打倒という基本線に立って社大党にもよびかけ渡口氏を支持しようとの動きもあるので、人民、社大が渡口支持に回った場合は、勢力伯仲し誰が有力か予断を許さぬ実情である。

また人民党では「現在のところ大山氏が強い。高良議長支持者が副議長選挙でそっくりそのまま渡口氏に横すべりすることは考えられない。われわれとしては相手がどちらも自民党であるので党独自の候補を立てたい。しかしその場合は大山氏が確定的であるので、反兼次という基本線で非常に微妙である。いずれにしろ十七日中に態度をきめる」と語っている。

一方、社大党では白紙投票でのぞむという声もあるが、どのような態度でのぞむか注目される。さらに高良議長支持に回った新入無所属も副議長選挙には必ずしも統一行動はとらないとの立場をとっているともいわれている。

したがって人民党や社大党が独自の候補を出したり白紙投票でのぞんだ場合、大山氏の副議長は確定的である。反対に渡口支持にまわり、新人無所属も合流した場合は状勢はまったくこんとんとして予断を許さぬことになろう。

ところで高良議長は「十八日になってみれば誰が有力か票も読めるので無投票にもっていくよう努力したい」と語っている。

なお会期は二十一日までの五日間となっているが、二十日の日曜日をのぞいて毎日午前十時から本会議を開くことになっている。

総務委員会　友利栄吉、渡口麗秀、金城力夫、具志栄治、黒潮隆、又吉久正、大山盛幸、赤嶺一男、久高友敏、比嘉佑直。

建設委員会　安見福寿、平良亀助、宮里敏慶、比嘉朝四郎、真栄田義晃、赤嶺保三郎、平良真次郎、金城吾郎、金城武一、武村朝良。

経済民生委員会　楠見長礼、名城嗣夫、赤嶺慎英、辺野喜英興、上原隆正、森田孟松、喜久山朝重、儀間真祥、久場景善。

副議長に大山氏／那覇市議会、渡口氏が譲歩

〔琉新・夕　１９６１・８・18〕

開会中の那覇市臨時議会は十八日午前十時十五分から本会議を開き前日からもちこしていた副議長選挙を議題として審議したが、初っぱなから大山氏を支持する大山派と渡口氏を支持する渡口派が真向うから対立してゆずらず、結局再三にわたって各派代表が意見調整を行なったが、渡口麗秀氏の譲歩によって大山盛幸氏を押すことに話し合

いがつき、採決の結果、人民党社大議員だけが反対投票の結果大山氏二十四、久高氏四、森田氏二で大山氏が副議長に選出された。

開会前自民党議員団九人は議会事務局長室に陣取って収拾策を協議したが最後まで意見の一致が得られず物別れとなった。渡口派としては大山、渡口両氏とも辞退して新たな候補者を出すことを申し入れたが大山派に一蹴された。

大山派ではこれ以上引き延ばすわけにいかないので即決すべきである。そのためには決戦投票も止むを得ないとの自信満々の態度でのぞんだ。

ひきつづき十時四十五分再開され又吉議員から「副議長の最適任者は大山盛幸氏である。当選歴五回合併後は立派な総務委員長として公正明朗な手腕を発揮した。高良議長、大山副議長は名コンビであり、大那覇市建設のため、全議員で支持してほしい」と強調した。

これにたいし比嘉朝四郎議員は「有力候補に渡口氏もいる。いま一度両氏が話し合って満場一致で決定したい。そこでしばらく時間を与えてもらいたい」とこれに反対した。

そのあと赤嶺保三郎議員や名城議員から「明るい市政をきずくために大山、渡口両氏が調整して満場一致で決定したい」と提案があり、結局各派代表が調整するため休憩した。各派代表の調整は高良議長を交えて行なわれたが、意見の一致をみず、そこでさらに大山、渡口の両氏と赤嶺保三郎、比嘉佑直の四氏が別室で長時間にわたって懸命の調整を行なった。この調整で、正午近くに至って渡口議員が大山議員に譲歩したため、もみ続けたこの問題も急転直下、大山盛幸氏を副議長に選出することに話し合いがついた。

この話し合いの結果、満場一致で大山氏の副議長選出を持って行こうとしたところ、こんどは人民党議員らが承服せず、満場一致の線はくずれた。

そのあと十一時五十五分から再開され、人民党の真栄田議員から、「党の立場から自民党副議長を支持するわけにはいかない。われわれとしては、党独自の立場から、久高友敏氏を適任として推薦する」とのべ、大山副議長反対の意見があった。つづいて、社大党の森田議員は「満場一致でないかぎり社大党としては独自の行動をとる」との立場をのべた。

そのあと、決戦投票の結果、大山氏二十四票、久高氏四票、森田氏二票という圧倒的な差で大山氏の副議長が確定した。

大山副議長の話　渡口氏が大局的な立場から私にゆずっていただき、感銘している。人民党、社大党は党人としてスジをたてるために、独自の候補を立て決戦投票となったが、止むを得ないことだと思う。私の籍は自民党にあるが副議長になった以上不偏不党、公正な立場から職責を守っていきたい。終始一貫、大那覇市建設に全力を尽くしたい。

那覇正副議長誕生の舞台裏（中）／疑心暗鬼の統一行動／議長譲歩で大山株上がる

〔琉新・朝　1961・8・19〕

政治はミズものであり、昨日の敵はきょうの友ともなる。あるいはこれまでの同志が一瞬にして裏切り行為を行なうこともままある。こんどの那覇市正副議長選挙をめぐる動きもまさにその通りで本番にはいるドタン場まで本心がつかめないとあちこちできかれた。

議会前日までは同志として固く誓った議員が何時の間にか寝返えり、議長選挙当日になってみると対立候補の支持にまわっているというヒョウ変ぶりである。一方候補者以外の議員にいわすと、毎晩おそくまで高良派や大山派からよばれて直接説得されたり、あるいは市議選挙当時の参謀を通じて圧力をかけるなど、ありとあらゆる方法で抱込み工作が行なわれたので夜も落ちついて寝れなかったと嘆いていた。

ともあれ高良議長が決定したのは実質的には議会前日の十六日深夜だといわれている。その証拠には大山派では十六日のひるまで十七人は確定的である。最悪な場合でも十六人は間違いないと自信をもっていた。ところが翌十七日のいざ議会開会という寸前になってから僅かの差で大山氏が不利であることが明らかにされた。しかし大山派としてはいまさらどうすることもできず決戦投票にもち込む構えでのぞんだ。しかし投票の結果は明らかであり、僅かの差でも負けは負けである。

そこで大山派ではついに議長をあきらめ副議長を狙った。たまたま議長は満場一致でという声が議会内部にあり、また高良氏も決戦投票をさけ、なるだけ満場一致で選出されたいという野心があるので、大山派になんとか満場一致の線できめてもらいたいと話しをもちかけた、大山派にしてみれば高良氏の申入れ

は或る意味において救いの神である。どうせ負けるならいさぎよく譲歩して満場一致の線でもって行けば大山株はあがるばかりで副議長は間違いない。

このような複雑微妙なかけひきでついに満場一致の高良議長が誕生した。しかし大山氏もさるもので満場一致で高良議長を決定したいという賛成演説を行ない盛んな拍手をうけていた。この拍手が大山氏の副議長を不動にしたものといえよう。とにかくあざやかな退けぎわであった。大山氏が決戦投票をさけ高良氏にゆずったことは各議員に感銘を与えたのは事実である。とくに純真？を自称する新人無所属議員の中には大山を副議長にして男をたててやりたいとひそかにもらすものもいた。

しかし渡口派では高良氏と大山氏をけんかさせようと工作したある議員はいまさら大山氏が譲歩することはスジが通らん。男らしく決戦投票で決めろと盛んにせん動していた。これも結局は大山氏が高良氏にゆずることによって大山株があがるのを警戒した手段である。要するに議長選挙で高良派と大山派を対立させ、ひきつづき副議長選挙にもっていくと高良支持はそのままそっくり横すべりして渡口支持に回わるというかすかな望みをいだいていたわけである。だができるだけ議長は満場一致という大勢にはどうすることもできず渡口派も満場一致に同意せざるを得なくなった。もし議長選挙が行なわれていたら、副議長選挙はより以上の波乱をまきおこしたであろう。

ところで議長が満場一致で決定したため、高良新議長は副議長選挙に当っては厳正中立な立場をとる羽目に追いつめられた。選挙されていたら副議長は当然渡口氏を支持することになり、ほかの議員にもよびかけたであろう。そうなると大山氏としても不利であり、高良氏自身も敵をつくったことになり、今後の議会運営にもいろいろと支障をきたしたであろう。結論をいうと高良氏が満場一致で議長になったことは高良氏自身も感謝したことであろうが、副議長に二十四という圧倒的多数を獲得した大山氏にとっても有難い話しである。残念でならないのが渡口派であろう、高良氏を支持した渡口派が満場一致の高良議長を心から歓迎できないところが複雑微妙な政治であろうか。

那覇正副議長誕生の舞台裏（下）／渡口氏ついに折れる／終始猛烈なカケ引き

〔琉新・朝　1961・8・20〕

活発な裏面工作で議長選挙は決戦投票にもちこまず満場一致で高良氏に決定したときは、さすがに各議員ともホッとした表情。久場仮議長とかわって議長席につく高良氏に各議員から盛んな拍手がおくられていた。また各議員とも議長工作に全精力を集中しただけに満場一致で選出されたことはわがことのように喜んだのも無理からぬ話である。とにかく最後まで波乱を予想されていた議長問題が大山氏の辞退で急転直下解決したがこんどは副議長選出で長時間にわたってもみにもみぬいた。

副議長には議長を辞退した大山氏が最有力者とみられていたが、いざ選挙となっても大山派は積極的な動きをみせず、むしろ渡口派から副議長も満場一致の線でもっていきたい。そのため各派調整の必要があるので議長選挙の日程を変更してもらいたいとの緊急動議が提案された。大山派は別に反対する気配もみせず、あっさりと翌十八日にもちこした。

渡口派としては即決にもっていくと大山氏が有利であるので、日程を変更して時間をかせぎながらなんらかの工作で渡口氏に有利にもっていこうという戦術に出た。一方、大山派としては渡口派の戦術を十分知ってはいるが、議長問題に全力を集中したので副議長問題にはなんの対策も講じてない。したがって副議長選挙となるとどのような情勢になるか適確な判断をくだせない。そこで渡口派の引き延ばし工作にもあえて反対できない弱みがあった。

渡口派では副議長選挙の日程変更に、大山派が当然反対するだろうと予測していたが、あっさり同意したので情勢はこんとんとしているとみて、あるいは渡口派に有利にもっていけるとの皮算用をしていた。

さて選挙当日の十八日は議会開会前から猛烈なカケ引きや各派調整が行なわれた。まず自民党では九人が集まって対策を協議したが結論が見出せない。九人のうち五対四と真ッ二つに割れているので、いざ本番となってもまとまるはずがない。そこで渡口派では大山、渡口両氏とも辞退して同党議員団から新人を推せんしようと大山派に申し入れた。大山派がこの申し入れに応ずるはずがない。たちまち一蹴された。そ

のほか無所属議員から選出しようという工作も盛んに行なわれたが大勢は大山氏にかたむいているのでどうすることもできない。結局、大山、渡口両氏が妥協して誰か一人にしぼること以外に事態の収拾は困難となった。再三行なわれた各派代表に高良議長を交えての意見調整も難航するばかりでどうにもならない。依然として大山氏と渡口氏が対立したままである。

渡口派としては最後の最後まで望みをすてず各派調整に時間をかけ、その間に各議員の意向を打診した結果、渡口氏に不利であることがわかった。もはや渡口氏が妥協する以外に方法は残されていない。ついに大山氏と渡口氏の本人同士の話し合いで渡口氏は大山氏に譲歩することにふみ切った。最後の最後までのカケ引きであった。渡口派としては万策講じたが刀折れ矢つきたという事態となった。

さて大山氏を満場一致で副議長に決定しようという矢先、これまで静観していた人民党から物言いがついた。自民党議員の副議長に賛成することはできない。党人としてスジを通すため党独自の候補者を出し決戦投票で決めたいとかみついてきた。大山派や渡口派がいくら説得してもきかない。とうとう人民党との決戦投票となったが、また社大党からも物言いがついた。社大党は満場一致であるなら同意するが、人民党が反対するならわれわれも党人としてスジを通すということである。

このように二転三転して副議長も結局投票となったが、一票の無効票もなく大山氏二十四、人民党の久高氏四、社大党の森田氏二という結果で副議長は大山氏に確定した。

ともあれ波乱ふくみの正副議長も決定し、那覇市政は新たにスタートしたが前途は必ずしも平坦ではないようだ。まず第一の関門は十二月の市長選挙であろう。無所属の高良議長、自民党でありながら是々非々を標ぼうする大山副議長、一敗地にまみれたとはいえ市長選挙では目に物をみせると虎視眈々としている渡口議員、それに加えて無所属クラブを結成して政治の浄化をはかろうとする新人議員らが十二月の市長選挙でどのような波乱をまきおこすか、今のところ予測できない。

那覇市会／水道問題に質問集中／水道料値下げせぬ／市長答弁／市長選ひかえ質問活発

〔沖タ・夕　1961・9・20〕

那覇市の第46回議会三日目の二十日は定刻どおりあさ十時から開かれ、一般質問を行なった。まず質問に立った又吉議員が〝兼次市長は実績がある。十二月の市長選挙でも再出馬を決意しているが、当然政策として水道料金の値下げを検討していると思うが〟と市長を称える演説をぶてば、自民党の平良議員、人民党の黒潮議員が相ついで質問に立ち、泊浄水場の拡張問題、七月渇水期におけるブースター設置問題などで当局の不手ぎわをするどく追及するなど、那覇市会は十二月の市長選をひかえ花々しく前衛戦をくりひろげている。

二十日は定刻午前十時から開かれ高良議長が本土出張のため大山副議長が議長代理をつとめ、一般質問にはいる前、主な質問内容について各議員の意向を打診したところ水道問題が断然多く、ついで治水、市有財産管理、道路問題などその順で一般質問を行なった。つぎは主な質疑応答。

又吉議員　兼次市長の実績は高く評価されている。

こんどの選挙でも再出馬することになっているが、政策の面で水道料金の値下げということを検討しているはずだが、その点どうか。

兼次市長　現在の那覇市の水道問題は拡張していかなければならない段階にあり、水道料金の値下げということは考えられない。

平良議員　泊浄水場の拡張案はすでに設計、見積もりができていると思うが。

水道課国吉第一課長　丸山建設に設計を依頼してあり、十月二十日までには完了の予定である。

平良議員　設計、見積もりの期間が約五か月もおくれている。最も重要な水問題であり、このようにおくれていることは、当局の怠慢である。

国吉第一課長　設計や見積りは予定よりおくれているが、拡張工事は六二年十二月までには完成するようにしたい。したがって当初の完成予定期間である六三年六月より早くなるわけである。

黒潮議員　〝おくれた理由には内部でゴタゴタがあったと見ている〟とのべ、さらにブースターの設置問題でつ

ぎのように追及した。

追加更正予算案によると安謝のブースターポンプの操作費として一万九千百八十ドル、工事負担金として三千六百六十三ドルを計上している。ブースターポンプを設置するという議案も提出せずすぐ追加更正予算案におりこむというのは明らかに議会無視とおもうがどうか。

国吉第一課長　この件では専決処分の議案として今議会中に提出する。

黒潮議員　ブースターポンプの維持費は一日七十ドルとなり、月に二千百ドルという多額の金がかかっている。しかしブースターはこの渇水期に何の役割も果たさなかった。

渇水期毎に軍はその解消策としてブースターポンプの設置をすすめた。ところが、昨年市はその軍の忠告をはねつけた。その理由はブースターを設置しても無意味であるということだったが、さる七月の渇水期においては無意味だとわかりながらブースターを設置した。これは〝水よこせ運動〟など市民のいかりをごまかすための措置だったとおもう。

その無意味なブースターは軍に返すべきだ。そしてその費用は市内の配水管切り替え工事にあてるべきだ。

国吉第一課長　安謝のブースターポンプは常時二台を動かしており、そのため送水力が出て、浄水能力もふえている。市内配水管切り替え工事も必要であり、その計画をしている。

ガーブ川改修に質問集中／那覇市議会／一般質問を続行

〔琉新・朝　1961・9・21〕

二十日午前十時から始まった那覇市議会の一般質問は午後一時再開、ガーブ川改修および国場川の治水対策、市有財産の管理問題、つぶれ地補償問題などについて市当局の見解を質した。ガーブ川改修はこれまで再三にわたって議会で審議されているが、当日も各議員からつぎつぎと質問が集中した

これに対し兼次市長は「関係地主も水上店舗の人も一緒になって組合を組織し、改修工事に協力することになっている。工事着工は十一月の予定となっている」と答弁した。そのほか各議員から市有財産の管理運営がルーズであることが指摘され、さらにつぶれ地補償や区画整理など長時間にわたって質疑が交わされた。しかし質疑のほとんどがこれまで議会で論議されたものばかりで、なんの新味もなく低調議会だった。主な討論要旨は次の通り。

赤嶺（慎）議員　ガーブ川は根本的な治水対策をしないかぎり、絶えず問題をおこす〝魔の川〟である。こんど改修する工事で治水対策は完全だといえるか。

兼次市長　現在の工事計画で永久にしかも絶対浸水さわぎをおこさないとは自信をもって答えることはできない。ガーブ川一帯は旧市街が軍用地に使用されているため自然に発生した街である。

赤嶺議員　改修後は浸水しないと確信できないのに巨額を投じて工事するより、この資金を旧市街の発展に利用する考えはないか。

兼次市長　ガーブ川改修工事費を旧市街の復興にふりむけることは不可能である。旧市街の復興がおくれているのは、旧市内に小規模な地主が多く、その人たちがいつかは旧市街に帰れると考え、土地を確保しているためである。理想としては市が土地を買いあげ必要な人に払い下げると復興も早まると思う。ハワイではこの方式を採用しているが、那覇市の財源では不可能である。

真栄田議員　市有財産の管理がルーズである。西森採石場はさる三月議会で閉じたことになっている。しかし最近まで採石されている業者の話では口答で許可をうけたといっている。

大城建設部長　実情を調査したところ採石場所が間違っていることがわかった。そこで今後はこのようなことがないよう万全な処置を講じてある。業者に口答で許可したおぼえはない。

久高議員　首里支所が立ち退きを要求されている。市長は四年前に市有地であった首里市役所跡を琉大に無償で譲渡した。琉大に譲渡しなければ首里支所の移転も問題はなかった。市長は支所を移転するのか。

兼次市長　琉大に譲渡したことは議会多数の意思であり、いまでもよかったと考えている。那覇市としても琉大の発展には支障がないかぎり協力すべきである。首里支所はできるだけ現状のままが市民の利益になると思っている。しかしどうしても立ち退くとなるとハス池埋立地を候補地として内定している。

立体アパート来月着工／那覇市会／けさ本会議再開

〔沖タ・夕　1961・9・29〕

那覇市会は二十九日あさ十時から本会議を再開、議案の全体審議を行なった。まず、各委員長から委員会での審査経過報告があり審議をすすめ、午前中に五議案を原案通り可決、一議案を保留した。なかでも主な議案は、那覇市営市場併存住宅の建設計画で、これに対しては公営住宅法を適用できるまで建設をまつべきだという意見もあったが、採決の結果は大多数が建設に賛成した。那覇市の人口は年々ふえる一方で今年の七月現在、二十二万八千を突破し、住宅難はいよいよ深刻なものになっている。公営住宅法が適用された場合、入居者の負担は軽くなるが、その適用をまっておれないというのが、賛成者のいい分。

第三次市営アパート計画は東町、辻町の両市有地。東町は五坪型アパート三十六世帯、辻町九坪型アパート三十三世帯、計六十九世帯を収容できる。

いずれも鉄筋コンクリート四階建てで一階は市場に開放、二、三、四階を住宅にする。沖縄では初の立体アパートである。総経費は十四万八千七百十㌦。市の話によると十月中旬から着工、来春早々には完成するといっている。

そのほか、那覇市報酬及び費用弁償条例の一部改正案については解釈がくいちがったため、午後から再審議する。

那覇市会／浄水場問題などつく／監査員選出で勢力争い

〔沖タ・朝　1961・9・30〕

二十九日ひる二時から再開した那覇市会本会議は、午前にひきつづき議案の審議をおこない、この日で九議案を原案どおり可決、一議案を修正可決した。なかでも六二年度水道事業特別会計歳入歳出追加更正予算案の質疑中、それと関連させ人民党の黒潮議員が泊浄水場拡張の設計図依頼をめぐる担当部課長の対立について、当局の責任を追及した。つぎはおもな質疑応答。

黒潮議員　設計図の件で内部混乱があり、泊浄水場の拡張工事がおくれたのは、市長の責任だと思うがどうか。

兼次市長　抽象的でわかりにくい。もっと具体的な質問をしてもらいたい。

黒潮議員　大城建設部長と高良第二課長が浄水場の設計図依頼のことで対立、そのため浄水場の拡張工事がおくれ、高良課長が責任を感じてやめたというが、どうか。

市長　設計図のことで担当部課長に見解の相違があったのは事実だ。しかし、私の知っている限りでは、着工がおくれたのを原因に辞職したのではないと思う。

黒潮議員　浄水場の拡張工事は十一月二十日からおこなうと当局は答弁したというが。

水道課国吉第一課長　そう答弁したおぼえはない。設計図は十月二十日までに完成する予定でありその後早急に着工する。

黒潮議員　軍は泊浄水場拡張工事に必要な八十五万㌦の資金融資をしぶっていると聞いているがどうか。

仲原助役　そんなことは全くない。開金とはすでに確約している。

黒潮議員　その資金融資の件で、大城建設部長が軍に折衝を申し入れたが、断わられたというが。

大城建設部長　一度も軍に折衝を申し入れたことはない。

なお、議会終了後、さきに当局から一任された議会代表の会計監査委員の選出をおこない、具志栄治氏に決まった。

今議会で、監査委員条例の一部改正案が通過し、現在の二人から四人に増員することになった。すでに二人は決まっており、改正後あと二人の選出で当局は、議会代表の選出を議会側に一任したもの。この選挙では具志栄治、久高友敏、金城力夫の三議員が候補にあげられ、投票の結果は具志議員十五票、金城力夫議員十四票の一票差で具志議員に決まったが、さきの正、副議長選出のときと同じようにはげしい勢力争いがあった。

具志議員をバックアップしたメンバー（票）は、兼次派議員の比嘉佑直、久場景善、金城武一、又吉久正、それに赤嶺一男（自民）、大山盛幸（自民）、喜久山朝重（自民）、赤嶺保三郎（無）、赤嶺慎英（無）、平良亀助（無）、具志栄治（無）、上原隆正（無）、安見福寿、友利栄治、宮里敏慶の十五議員、金城力夫議員の工作にはもっぱら渡口議員があたり、純無所属クラブの名城嗣夫、武村朝良、楠見長礼、金城力夫、自民の渡口麗秀、平良真次郎、辺野喜英興、社大の森田孟松、金城吾郎、人民党久高友敏、真栄田義晃、黒潮隆、儀間真祥、それに高良一議員（無）が結集、

連合軍をつくった。

しかし渡口議員は「比嘉朝四郎議員が出席しておれば、十五対十五の五分だった。これで野党が半数になったことを意味するもので心強い」と語っていた。一方、兼次派では、十五人の勢力をそのまま市長選にもっていけると自信のほどをみせていた。

三十日は午前十時から本会議が開かれる。

大弦小弦

〔沖タ・朝　１９６１・10・６〕

議員の出張をやめて、その金を台風被害の救援費にあてよう―と那覇市会の無所属議員四氏が提案している。そして、臨時議会を招集、風害対策について、市としての根本方針を協議すべきだと主張している▼市民の不測の風害にさいし、旅費の返上は、まことに時宜を心得た着眼であり、けっこうな提案だ。この趣旨に、真っ向うから反対するものは、おそらくいないだろうし、また、風害緊急対策のための臨時市会の招集も、必要なことだ。災害救助は行政府が中心になってやることだからといって、すっかりあずけっぱなしにするわけにもいくまい▼こんどの市議員の出張旅行は、行政視察のほかに、別府市で行なわれる九州市議親善野球大会に参加することも目的の一つにふくまれており、野球選手を中心に出張議員を決めていることからみて、むしろ親善野球大会への出場に重きをおいているようにとれる▼議員の行政視察が全目的であるなら、行政視察と、旅費を返上して救援費にまわすことと、どちらに比重を置くべきか―という点で、たしかに論議のマトとなる。市政の向上発展のために、議員の行政視察旅行は大きな意義をもつにちがいないからである▼ところが、またの機会はいくらでもあるし、現に目の前に台風の災害で困っている市民がたくさんいるのだから、その救済手当てをしてやることは、市会として、もっとも緊急なことがらである▼こんどの出張旅費は、十四人の議員の分あわせて四千ドルていどになるらしい。これだけあれば、台風でつぶれた〝福祉長屋〟の一軒を修復するには十分だろうし、そのほか救援費は、いくらあっても足りないのが現状である。議員が旅費を返上したと聞けば、市民のみんなが感謝するし、第一被災者のよろこびようは大したものであるはずだ▼なんでもない小さなことのようだが、案外そんなところから、一般市民の市会にたいする信頼感が増し、市民のために働いているのだ―という実感がわいてくる。旅費の返上そのものに目的があるのではなく、市としての積極的な風害対策の樹立に目的があることを、議会活動を通じ実績をもって示してほしい。

どうなる玉陵問題／「文化を守る会」聖公会に反対／注目される市会の結論

〔沖タ・朝　１９６１・10・９〕

那覇市会の総務委員会が九日ひる二時から再開され、ふたたび玉陵（タマウドン）問題を検討する、この日は文化財保護委員長山城善三氏らを招き、文保委の見解を開くことになっているが、問題が沖縄聖公会、文保委、郷土の文化を守る会など三者がからむ複雑なものだけに、難航するものとみられている。

既報の通り、沖縄聖公会（代表Ｗ・Ｃ・ヘフナー氏）が五九年十二月、玉陵管理人の護得久〇〇氏から一万二千ドルで玉陵外苑宅地千百七十四坪を買った。文保委の条件つき許可も得た。

聖公会学生センター建築許可を那覇市に申請（さる七月五日付け）している。これに対し、郷土の文化を守る会（会長山田真山氏）では、「貴重な郷土の文化財をみんなで守ろう」と、学生センターの建設を阻止する動きをみせ、双方とも、それぞれの立場から那覇市議会に協力を訴えている。七日の総務委員会に招かれた郷土の文化を守る会の山田真山、山里永吉、名渡山愛順氏らは「玉陵敷地の売買は管理人護得久〇〇氏が文化財保護を無視したものである。さらに文保委が学生センターの建築を条件付きで認めているのは文保委の権威をそこなうものである」と主張している。

市会側がどう結論を出すか注目されるが、つぎは議会に陳情した双方の言いぶん。

郷土の文化を守る会

首里玉陵の敷地内に教会堂（学生センター）を建設するという沖縄聖公会の計画に対し、那覇市議会は昨年十月、全員一致で反対であることを表明した。もちろん、反対理由は、その計画が特別重要文化財ならびに特別史跡を破壊するものだと懸念したからである。われわれは、当時那覇市議会の決議に対して、心から感謝と敬意を表し、郷土の文化を守る同志は、われわればかりでなく、那覇市民を代表する市会議員各氏も、また一人のこらず同志であることを知って、実に心強く感じていた

のである。

しかしながら、聖公会は、那覇市議会の決議を無視し、ふたたび学生センター建築許可申請を那覇市建築課に提出したと聞いている。玉陵は尚円王以来、歴代国王の墓陵であり大明弘治十四年の創建になるもので琉球古代のふん墓の様式をそなえる唯一の墓陵である。

また、琉球歴史の資料として重要な価値をもつものであることは、いまさらいうまでもない。従ってその敷地内に学生センターをつくることは、学術の史料としての史跡を破壊するものであり、文化財としての価値を失い、市民の信仰を冒とくすることにもなる。われわれは沖縄人である。故にわれわれは沖縄の貴重な文化財を守る義務がある。同時にわれわれは沖縄人以外の沖縄歴史に暗い人々の、かかる無謀な計画を阻止し、啓発する義務もあると思う。このさいわれわれが那覇市議会に要望したいことは、議会の権威をもってこの無謀を阻止してもらい、できることなら学生センター建設地を、他の市有地と換地して、その地に学生センターを建築させてもらいたい。そして、玉陵内の敷地はもと通り植樹して、玉陵の文化財としての価値と尊厳を保持してもらいたいことである。

沖縄聖公会

沖縄聖公会はイエス・キリストより直接伝えられた信仰を継承する世界的組織の教会である。何千年の伝統と遺産をもって、一九五一年に米国聖公会と日本聖公会の協力により、世界的組織の一環として沖縄聖公が設立されたのである。

物質文明の急速な発達に反し、精神文明が衰え、ことに人格の欠如が各国ともに憂慮されている危機にさいし、とくに沖縄は戦後はげしい社会変動にあった。ややもすれば人格の育成と向上を無視せんとする社会情勢にひんしている時に、青年学徒の人格をまもり、人格を養成することこそ急務だと考える。沖縄聖公会は在学中の青年学徒を対象に、宗教、宗派を問わず、円満な人格養成を目的として学生センターの建設を計画したのである。その計画がアメリカおよび日本聖公会に伝えられて、各先輩学生センターから指導と膨大な建設資金がよせられたのである。

沖縄聖公会では、さっそく敷地の選定にとりかかったのであるが、その条件として▽学徒の修養にふさわしい清浄閑静であること▽大学授業の合い間、終了後に研修がなされるためには、大学に近いこと▽最小限千坪以上の広さを必要とすること、以上の必要条件から、首里玉陵外苑が最適地であるばかりでなく、歴代琉球王の人徳にならい、将来真に沖縄を背負う人格者の養成にはこの地をおいてほかにないと考えた。所有者〇〇の当主にあい、敷地の売却譲渡を求めたところ、墓域の清浄維持に困難をきたしており、学生センター建設によって清浄美化されるばかりでなく、聖公会の願うところが祖先を祭る心に通うものとして賛同を得たのである。同地域は玉陵文化財の属地として史跡保護法の指定があるため、文化財保護委員会の審議を受けたのであるが、一年余にわたる審議の結果、「学生センター建設による文化財の破損はない。玉陵と墓域の立体構成の見地から、成るべく空地を広く残し、文化財保護委員会と協議し植樹美化に努める」など玉陵文化財保護の目的のため許可が与えられたのである。

建物細部の設計をおわり、建築許可の申請をしたが、郷土の文化を守る会からの建築反対陳情がおこなわれていることを知った。玉陵文化財を破損して建築するのではないかとの誤解から反対陳情をしているものとおもわれるが、学生センターの敷地は玉陵文化財のあるところと道路をもって隔てられ、文化財破損の懸念は一切ない、その意味から賢明なる判断によって、学生センターの正しい発展が得られるよう要望する。

核実験再開に抗議文／那覇市会が米、ソ大使館へ

〔沖タ・朝　1961・10・9〕

那覇市会は九月の定例議会で米、ソの核実験再開声明に対し抗議することを全員一致で決めたが、さっそく抗議文書をつくり、七日、米、ソ両駐日大使館におくった。つぎは抗議文のあらまし。

目下、米、ソ両国において核実験再開を声明し、競ってその実験に拍車をかけることは、世界の平和に共存共栄を提唱する両国の宣言を自ら破壊するものである。原爆のおそろしさは、第二次世界大戦で、長崎、広島の投下によって、世界がその威力を認め、速かに核兵器禁止の国際協定を結ぶべきだという問題にまで発展している。そのさなかにおいて再びその実験を実施することは、戦争

を誘発し、世界の人類を破滅に導くもので、平和への逆行である。沖縄は第二次大戦で二十数万人の尊い人命が散った。その惨劇は、原爆にひってきするものである。那覇市議会は長崎、広島市同様、米ソ両政府の措置に対し強く抗議するとともに、さらに核兵器の実験、製造、貯蔵、使用の全面禁止を含む完全軍縮協定へと人類の平和と繁栄に向かって全力をつくすよう訴えるものである。

水源地の移譲／高圧線の地下埋没も米調査団へ要請／那覇市会

〔沖タ・朝　1961・10・17〕

十六日、午後一時から再開された那覇市会本会議は、開会と同時に緊急動議があり、米調査団に対する要請決議案が提出された。

その結果、過半数で水道公社占有水源地（比謝川、長田川）の那覇市への譲渡、高圧線の地下埋没など十項目にわたる問題の早期解決を訴えることになった。

市会事務局では十七日、民政府を通じて調査団に手渡すことになっている。

（決議要旨） 米調査団の来島を機会に那覇市が多年にわたって訴えてきた次の重要件案を早急に解決できるよう、その実態を調査してもらいたい。那覇市第四十七回議会をもって要請する。①水道公社占有水源地の那覇市への譲渡ならびに水源開発に要する技術的援助②高圧線の地下埋没について③国場川油送管下の川口拡張④市内与儀在のガソリン・タンクの早期移転方⑤軍一号線道路の地下歩道設置⑥安謝港湾の新設、埋めたて⑦小禄地域におけるジェット機爆音の防止⑧一号線をもって遮断される夫婦岩に通ずる汐渡橋の排水溝の開通⑨市内軍用道路の排水溝施設の完備ならびに軍施設間から民間地域に通ずる排水施設の完備⑩首都建設事業十五か年計画実現のための早期財政援助。

市有地売却でもむ／総務委で災害対策費審議／那覇市会

〔沖タ・朝　1961・10・18〕

那覇市の第四十七回議会(臨時議会)二日目の十七日は午前十時から総務、建設、経済民生委員会が開かれ、付託になった議案を審議した。

総務委員会では午前中、台風被害の実情視察を行ない、午後、市当局から提出されている台風災害復旧事業費にあてるための市有地売却処分案を審議した。

自民系野党渡口麗秀議員、それに人民党は市有地の売却に強く反対しており、この日の委員会で渡口議員は市の交際費と災害の救援費といずれが優先するかとつぎのように追及した。

市の大切な財産である市有地を処分しなければ災害費を案出することができないのか。市有地を処分しなくても災害費を案出することはできる。市当局の交際費、旅行費などで当てるべきである。それが自治法の精神と規定から見ても十分納得の行く方法である。

これに対し当局側では反論できなかった。総務委員会では十八日も午後二時から再開されるが、この売却問題はさらにもみつづけるものと見られている。

市が売却を予定しているところは崇元寺町一丁目地先埋め立て地四百一坪で、売却予定金額は一万七千三百八十六ドルである。

那覇市会／終幕で荒れる／市有地売却案を否決／救援費案出に夜間審議／本土視察とりやめ

〔沖タ・朝　1961・10・22〕

二十一日午後一時から再開した那覇市会の本会議は、総務委の予審で原案承認（五対二）になった注目の〝市有地売却案〟を審議し、十六対十一の多数で否決、総務委の予審をくつがえした。そのため、市有地売却予定総額一万七千三百八十六ドル（台風災害復旧費）を他の面から案出することになったが、追加更正予算案の修正でもたつき午後七時半まで審議を続行した。結局、この台風災害対策臨時議会では災害復旧、被災者救援費など総額を三万二千百五十三ドルに決め、幕を閉じたが、市長選挙前衛戦の波乱に満ちた議会だった。

午後一時再開と同時に赤嶺（一男）委員長から市有地売却案に対する総務委での審査報告があり、質疑にうつった。約一時間にわたる活発な質疑応答ののち、討論に入り、黒潮（人民）、名城（純無）、渡口（自）の三議員が市有地売却反対を主張、これに対し、又吉議員（無）が賛成の討論をした。採決の結果は、過半数で

当局案は否決になった。

反対側のいい分は、大切な市民の財産を売却せず、不用不急の経費を流用して当てるべきだとの理由、賛成側は緊急の措置として市有地の売却もやむをえないことだと主張した。

その後に、追加更正予算案の審議に入ったが、各派調整のため一時休けい。約二十分後に再開すると、名城議員から動議があり、市有地売却予定総額一万七千三百八十六㌦分の案出修正を要求した。

名城議員の提案では▽市議会交際費から千㌦を削除▽議会特別旅費―四千㌦▽市当局交際費三千㌦▽賠償返還金（軍に対する賠償金であるがまだ研究の余地があるとして継続審議になっている）―五千四百十二㌦、市当局予備費―三千九百七十四㌦、計一万七千三百八十六㌦をそれぞれけずり、埋め合わそうというものである。

この修正動議が採択され、当局側に修正を要求したところ、当局側は、無言のままいっせいに退場、会場は一時緊迫感に包まれた。約一時間後の六時四十分開会し、当局側からつぎの修正案が上程された。

▽議会特別旅費―五千㌦▽議会交際費―千㌦▽市当局交際費四千㌦▽賠償返還金―五千四百十二㌦▽市当局予備費九百七十四㌦▽市職員旅費―千㌦、計一万七千三百八十六㌦。

この当局修正案を審議の結果、全員一致で可決した。

その後、平良真次郎議員（自民）から「泊浄水場拡張の設計、見積もりは十月二十日完成することになっているがどうか。予定通り完成しておれば、議会に承認を得るための臨時議会招集を考えているか」という緊急質問があった。答弁に立った義永助役は「設計図は予定より三日間おくれ、この二十三日に完成する。もちろん議会招集を考えている」と答えた。

ところで、この議会で議会特別旅費が五千㌦（全額）削減されたため、二十四日出発予定の本土行政視察はとりやめになったが、裏面は、市長選挙と関連する複雑な動きがみられた。

首都建設委／62年度事業計画決まる／又吉道路に歩道／ガーブ川改修／陸上競技場完成

〔沖タ・朝　1961・10・28〕

首都建設委員会（委員長・瀬長副主席）は、さる十月一日に一九六二年度事業計画を決定したが、首都建設委員会では、この決定にもとづき、このほど琉球政府および那覇市に勧告、民政府にも援助を要請した。

六二年度の事業計画をあげると、事業費見積もり総額は二百八十八万八千五百㌦となっており、資金負担の内訳は一般市費―四十九万二千㌦、市起債―百四十八万三千二百㌦、政府直轄―三十四万一千五百㌦、政府補助―二十万二千八百㌦、民政府補助―三十六万九千㌦と予定している。

今年度で予定しているおもな事業をあげると次のとおり。

▽ガーブ川改修　一般市費八万四千㌦、政府補助八万㌦、民政府補助二十三万㌦の資金計画をあげ、物件補償は那覇市が負担し、政府直営事業としてとりあげ十一月着工の予定。

▽スポーツセンター　陸上競技場を六二年度で完成する。政府事業と二十六万五千五百㌦を計上する。

▽道路建設　又吉道路歩道設置、波上線舗装、練兵橋―真和志支所間舗装、美栄橋病院通り舗装、教職員会館通り舗装は政府、旭橋交通広場、日野通り、琉石前通り、ラジオ沖縄―四四号線、ハーバービュー延長線、および一銀通り延長線は那覇市、旭橋交通広場の歩道、側溝、小禄郵便局―軍第二ゲートは民政府と予定。総工費計三十六万九千二百㌦。

▽市営住宅　工事費六十万㌦のうち十万㌦を政府が補助する。

▽市庁舎建設　第一期工事本館費は四十八万七千二百㌦とし、十万㌦は民政府補助を要請する。

▽公園建設　十一万二千五百㌦で旭ケ丘公園を完備する。

▽霊園建設　二万八千五百㌦で継続事業。

▽子供遊び場　一か所二百㌦平均として十か所を新設、施設費二千㌦を政府と那覇市で負担する。

▽橋梁建設　第二夫婦橋を新設、工費三万㌦。

▽し尿貯溜槽設置　百八立方㍍入り二基、工費三千六百㌦の五〇㌫政府が補助。

▽上水道建設　安謝第一水源を開発、工費十五万㌦は市の起債であてる。

▽下水道建設　旭橋―泊港北側チリ捨て場までの幹線布設、工費四万六千㌦は市起債。

▽公有水面埋め立て　安謝―泊間公有水面二十三万六千百六十平方㍍の埋め立て、工費四十万㌦は市起債を予定。

三つどもえで紛糾／ガーブ川の改修／動かぬ川沿いの二百軒／水上店舗組合割り込み断わる

〔琉新・朝　１９６１・10・28〕

那覇市のガーブ川改修に、十一月の着工を目前に立ちのき問題で紛糾している。改修にともなう道路拡張で、永久立ちのきを要求されている人たちが「どんなことがあっても動かない」と必死の態度。那覇市当局は困ったあげく、工事完成後新設される水上店舗にはめようとしたが、これには水上店舗組合が反対。三つ巴でもめ解決の見通しはついていない。

困りぬく市当局

ガーブ川の改修は、民政府からの補助金と琉球政府の分担金総額三十一万ドルで工事は政府が、補償などは那覇市が行なうことになっている。建設局はすでに工事設計も完了し、十一月初旬からの着工を予定している。ところが道路拡張にともなうガーブ川沿いの立ちのき該当者が立ちのきに反対してもめている。

この反対している立ちのき者たちはむつみ橋から新栄橋までのガーブ川沿いの二百軒近い商店、その多くは市場のおばさんたちである。ここはガーブ川改修にともなって幅約四メートルの道路にする計画である。そのため立ち退きは永久になるもの。

市当局は移転地も市場裏と与儀に決め、家屋その他十分に補償する案をしているが、立ちのき該当者たちは「終戦直後からここで商売を続けて生きてきた。ここから立ちのけというのは死ねといわれるようなものだ。商売は場所が問題だから…」と強く反対。「絶対に動かない」といっている。

すでに当局では測量も終わり、引っかかるところは家屋の内部などに赤い印が入れられている。それをみながら市場の立ちのき該当者たちは不安な表情である。

一方改修工事ではガーブ川の上にフタをしてブロック建ての水上商店を建設することになっており、現在の水上店舗の業者の約四百軒は工事後その新しい水上店舗に入れる。そのため水上店舗組合では「一日も早く工事を完了してスマートな水上店舗で商売をしたい」と早期着工を運動している。

板ばさみで困った市当局では、二十六日水上店舗組合に対し、工事完了後新築される水上店舗のうち三割はガーブ川沿いの立ち退き者を入れたいと了解をもとめたが、水上店舗組合は「新築されたところには、現在の水上店舗業者だけに割り当てることに決まっていた。最初の条件と違うから応じられない」と当局の案を断った。市当局とさらに三十日に話し合うことになっているが、真栄城水上店舗組合長は「いまごろになって方針をかえるのはひどい。水上店舗についてはわれわれの問題だし、その他の商店などは関係のないことだ。立ち退き者を入れてくれというのは、新しい水上店舗ができてその権利がわれわれに移ってからの問題だ」と市当局の変更に対して強い不満をみせている。

建設局では十一月着工の方針を変えてないだけに、ガーブ川改修は着工までに三つ巴、四つ巴でますます難航が予想されている。

玉陵内の学生センター／建築確認延ばすか

〔沖タ・朝　１９６１・11・１〕

那覇市議会の緊急総務委員会が三十一日正午からひらかれ、沖縄聖公会（代表Ｗ・Ｈ・ヘフナー氏）の玉陵（たまうどん）内における学生センター建築許可申請確認について検討した。このけっか、総務委では学生センター建築確認を延期してもらうよう市長に要請することになった。

沖縄聖公会はさる十日那覇市建築課あて、玉陵内に学生センターの建築許可を申請した。これに対し、郷土の文化を守る会（会長山田真山氏）が那覇市会へ建築反対を陳情、もみ続けている。

聖公会側としては建築確認に要するすべての書類を完備しており、申請してから二十一日すれば建築基準法によって建築を確認しなければならないことになっている。そのため総務委では建築を確認すべきかどうかについて検討したもので、この日、文保委の荻堂事務局長を招き、これまでのいきさつをきいた。荻堂事務局長は委員会に対し「学生センター問題は文保委、郷土の文化を守る会、沖縄聖公会の三者が近く会合を開いて円満に解決できるよう話し合うつもりである。それまで時間を与えてもらいたい」と要望、総務委は確認延期を市長に要請することをきめた。市当局側の意向によって再び総務委員会をひらくことになっているが、総務委側では文化を守る会の学生センター建設反対陳情を採択して、聖公会からの建設協力方の陳情は文化財を保

護するという意味から不採択にしようという考えである。しかし、聖公会側は建築手続きに要する書類はととのえているため、その出方が注目されている。

今月中旬、着工の見通し／ガーブ川改修／二㍍道路に縮小／立ちのき犠牲者を最小限に

〔琉新・朝　１９６１・11・３〕

那覇市議会建設委員会（平良真次郎委員長）は二日午後二時から委員会を開き、ガーブ川改修工事について審議した。その結果、ガーブ川両側の道路拡張は当初の計画より幅をせばめ、永久立ちのき者を少なくするとの方針を決めた。このため着工は今月中旬には可能とみられている。工事は川だけの改修が主になる。

同委員会では、まず那覇市当局からこれまでのガーブ川改修工事にともなう立ちのき補償など、これまでの経過の説明を聞いた。当初の改修計画ではむつみ橋から千歳橋に向かって川幅を平均五㍍、川の両側は平均幅六㍍の道路をつくる計画だった。しかし、もっとも難航しているのは、この道路拡張にともなって立ち退きを要求されている人たちが反対しているのが原因になっている。

このような現状から建設委員会では、当初の幅六㍍の道路を幅二㍍にせばめて、立ち退き者を少なくして問題を解決する方針をとった。その方針によると道路拡張による立ちのき者は新天地市場が五十件から十七件、公営市場が百八十九件から七十二件、一部取りのぞき三十件から二十二件に減り、たちのき該当者は八十九件になる。

さらにこの八十九件の立ち退き者は、できるだけ改修後新築される水上店舗にはめるようにして、不満をなくするとの意向を決めた。那覇市当局ではこの建設委員会の方針にしたがって、さっそく立ちのき該当と折衝に当たることになった。

市議会や市当局では、この線で問題は打開できるものとみており今月中旬には着工できるのではないかといっている。しかし計画が変更になったため、当初予定のような理想的な改修はできなくなり、工事の重点は川だけの改修が主になることになった。

なおガーブ川の地主との補償問題はまだかたずかず、話し合いが続けられている。

新水上店舗へ収容を／ガーブ川改修／小売り業者、政府に訴える

〔琉新・朝　１９６１・11・18〕

那覇市ガーブ川改修工事問題と関連して、同川に架かる栄橋から第二えびす橋一帯で小売り業を営み、水上店舗組合に加入していない業者（七十軒）の代表三十数人は十七日午後三時ごろ行政府広場で瀬長副主席と会い、一行を代表して山城清ほう氏から

「ガーブ川改修後の水上店舗は現在の水上店舗組合員が利用して私らはしめ出される形勢にあるが、私らを新水上店舗に収容することについて政府であっせんの労をとってもらいたい。現在の坪数で結構である。もしそうでなければ私らは改修工事そのものにも反対する」

と訴えた。これに対し瀬長副主席は「ガーブ川改修工事については着工までの段階すなわち補償とか立ち退きは那覇市の責任になっている。しかし年来の重要な事業であり、政府としてもぜひ早急に着工したいので、那覇市や関係者ともよく相談し、皆さんの協力も求めたい」と答えた。

そのあと瀬長副主席は那覇市の大城建設部長、土木課長を招き同業者の陳情に関する実情をはじめガーブ川改修工事問題の現状について説明を求めた。

これについて大城建設部長らは次のようにのべた。

一、栄橋から第二えびす橋一帯の小売り業者の取り扱いについては、那覇市のほうで遠からず解決できる見通しにある。

一、全長八百七十四㍍の工事区間のうち、大部分は地主の賛成をえているが、残る百六十一㍍の区間について関係地主三人の同意がえられない。そこで行政府も同地主の説得に側面的に応援してもらいたい。

一、工事執行に必要な川岸の西側にそれぞれ二㍍の空地を設ける問題は解決ずみである。

また排水不良で問題化している那覇市壺川の軍用道路四十四号線の補修について副主席は、側溝の改修を政府で行ない路面の改修を軍ＤＥに要請することにして、六二年度政府予算に同工事費として計上してある二万㌦の補助金で、早急に那覇市が着工することを希望、那覇市側は「十二月はじめには側溝の設計を終わってただちに着工する」

と答えた。

政府の責任ではない／従来の見解確認

十七日午後四時すぎ、瀬長副主席はガーブ川改修工事問題で志村建運局次長らの出席を求め、法的問題点について検討した。その結果次のように従来の見解を再確認した。

一、首都建設、都市計画はすべて政府の責任で行なわれるというものではなく、関係市町村、受益者の責任分担もある。本土でも国または都道府県あるいは受益者だけでやる分もある。ガーブ川は戦前から河川法にもとづく河川でなく、準用河川にも認定されていない個人有地である。沖縄には旧法の河川法で準用河川と認定されたものは二十三あり、那覇市は久茂地川、国場川である。ガーブ川の改修は全面的に政府が責任をもつものではない。米会計法にもとづいて同工事は政府のほうでやるが、完工後は市へ移管する。

各派、裏面戦を展開／那覇市長選挙／自民、活発に多数派工作

〔琉新・朝　1961・11・20〕

那覇市長選挙は二十八日の届け出まであと十日足らずと迫ったが各派の地盤固めはいよいよピッチをあげている。特に兼次派、自民、民闘の動きは激しく、地道に庶民層の開拓をはかる作戦。有力者の抱き込み、他派の切りくずしとあらゆる手段を駆使しての裏面戦が展開されているが、自民党の那覇市会における多数派工作の成功など、局面にかなり大きな流動がみられている。早くから活動をはじめた兼次派では、すでに五七（十九日現在）の後援会を市内のほとんど全地域にわたって結成した。選挙届け出までには七十近くになる予想である。会員は多いところで四、五百人から少ないところで七、八十人といったところ。

いまのところ真和志南部、安謝首里では久場川、金城町など中心からはずれたところなどかなり強力な兼次支持の動きをみせている。しかし旧小禄の場合はこれまで兼次派とみられていた市議員の赤嶺一男（自）具志栄治（無）上原隆正（無）の三氏がさきに正式に自民党支持を表明した。これは兼次派にとって大きなショックを与えている。

兼次派でも現在この件を重大視して対抗手段を講じており、同時に小禄地区の下部庶民へのアッピールをはかっている。また兼次市長自身も現役の強みと、地道に庶民へのアッピールにほん走している。

一方自民党側では、政府与党という大きなバックをもとに西銘票の獲得に全力をあげている。前主席の当間氏も積極的に動いており旧那覇市をはじめ旧真和志、首里にと地盤固めにやっき。すでに長嶺立法院議長は小禄地区出身議員を手中におさめるのに成功している。またハワイから帰任した大田主席も十八日の選対会議に顔をみせ、西銘擁立に積極的な意欲を見せている。

自民党としては小禄、真和志北部、首里の三カ所は一応の地盤固めをしたものとみており、これからは他派の地盤への切り込みと、旧那覇の浮動票をねらって動き出すことになるようだ。

一番立ちおくれを見せていた民闘（那覇市政民主化共闘会議）も次第に活発な動きを見せ始めた。民闘は十八日にまず時局批判演説会を開き、言論戦の火ぶたをきったが、続いて二十日に市内三カ所で演説会を開く。これを二十八日の届け出まで継続的に行ない、二十八日に時局批判演説会の総まとめと、宮里候補の立候補第一声という二つのねらいを盛り込んで大演説会を開き一気に民闘ブームを盛り上げようとの体制である。

以上兼次派、自民、民闘の三派は二十八日の届け出までは目立たぬ方法で地盤固めを行ない、二十八日の届け出開始と共に一斉に演説会を通じての論戦に火ブタを切る構えであり、届け出と共に選挙は静から動へと衣替えをしていくことになるようだ。

またこじれる／花屋と水上店舗が対立／ガーブ川改修

〔琉新・朝　1961・11・21〕

那覇市のガーブ川改修工事にともなって、花屋通り会の七十一人と水上店舗組合が利害で対立し、ガーブ川工事はまた困難な問題に直面している。

那覇市当局では立ち退き者を少なくするため最初の改修計画も変更して花屋通り会の人たちは新築される水上店舗にはめる案で、解決するとみられていた。ところが花屋通り会は「現在の場所のままで水上店舗に入れてくれ」といい、もしそれができなければ工事に反対すると強硬な態度をとっている。

一方水上店舗組合では「それは一方的過ぎる」と反対している。市当局と地

主側が双方のあっせんに乗り出しているが、いまのところ解決の見通しはついていない。

兼次支持にふみ切る／那覇市副議長大山氏自民党を脱党

〔琉新・夕　1961・11・21〕

那覇市議会副議長大山盛幸氏（自民）は二十一日午前九時半自民党本部を訪ね、正式に脱党届けを提出した。同氏はこんどの那覇市長選挙に対して、西銘・兼次両氏のうちどっちを支持するか態度を保留していたが、この届けではっきり兼次支持にふみ切ったもの。大山氏は、脱党届けの提出について次のように語った。

これまで民主党、自民党と約十年党員として歩んできたわたしにとっては感無量の思いだ。信頼する先輩や友人に対してすまない気持ちもある。いままで那覇市長選挙では中立の態度であったが、私の支持者が兼次支持の意向であり、議員として支持者とともに行動しなければならないので脱党を決意した。

なお自民党議員でまだ市長選に対する態度を決定していない喜久山朝重氏は二十一日午後自民党幹部と話し合いの結果、態度を決めることになった。

那覇市長選、言論戦始まる／積極的な下部浸透へ／〝都計〟最大の争点に／全政党が介入、特異な様相／水道、住宅政策がカギ

〔沖夕・朝　1961・11・29〕

那覇市長選挙は、二十八日の立候補届け出開始と同時に兼次佐一（無所属）、西銘順治（自民）、宮里栄輝（社大）、大宜味朝徳（国民党）の四候補が一斉に届けをすまし、選挙戦へのスタートを切った。各候補とも初日は、宣伝カーをくり出して立候補のあいさつのため市内を流したが、兼次佐一後援会では午後七時から牧志ウガンで連合会の結成をかねて演説会を開き、宮里候補を擁立する市政民主化共闘会議でも農連市場で総決起大会を開き、それぞれ選挙演説の第一声を放った。さらに西銘候補を推す自民党、大宜味候補を推す国民党も三十日からそれぞれ演説会を開き、各派とも本格的な言論戦を通じて積極的な下部浸透を進める体制を固めている。

ところで、こんどの市長選挙は各政党がこぞって介入するといった、これまでに例のない特質をもった選挙となっているが、それだけに自治体としての都市建設事業の推進のほかに、施政権の返還といった全琉的な政治問題もとりあげられており、大きな争点になる気配である。しかし、何といっても、決定的な争点となるのは、戦災からの復旧と自然発生的にできあがった町の整備をはかる都市計画事業の推進にある。各派ともそれぞれの立場からこれらの諸問題をとりあげているが、もっとも重視しているのは水道問題と住宅問題で、とくに水道問題は台所と直結した問題だけに、その解決策が当落を決するとさえみている。そこで本格的な選挙戦に入って二十日にわたる選挙戦にのぞむ各派の体制をきいてみた。

超党派市政へ

兼次派選対本部長宮城実氏の話

過去における那覇市政は、特定政党の党利党略に用いられ、あるいは、みにくい派閥争いがあって、市民福祉に大きなマイナスになったことは、周知のとおりである。

四年間の兼次市政をふりかえってみた場合、その比較が実にはっきりしてくる。兼次氏は、無所属という超党派的な立場に立って、市政を運営し、その実績が何であるかは、すべて市民が知っていると思う。こんどの選挙では、地方自治体への政党介入がいかなる結果を生ずるかについて、市民が納得のいくまで全力をつくす。さらにこんごの那覇市は、超党派的な市政によって、ますます発展することを力説する。

理想の都計推進

新垣自民党事務局長の話　今度の選挙で最も強く取り上げられなければならない問題は、首都建設をどう推進するかということである。首都建設はこれまでもかなり進められているが、理想的な住みよい首都ということからは程遠い。雨が降れば川ははんらんし、夏になると水不足といったことを毎年くり返している状態である。区画整理も不十分である。その他那覇市を理想的な首都に近づけるためには非常な努力がいる。必要とする資金も膨大なもので那覇市や琉球政府の手にあまる。日米両国に対する協力も求めなければならない。首都建設を強力に推進することを約束して市長選の勝利をかち取る方針である。

正しい政治確立

嵩原民闘選対委員長の話　現在の沖縄は非常に重要な歴史的な段階にある。

この中で行なわれる那覇市長選挙は、沖縄の歴史の方向に大きな影響を与えるものである。したがって沖縄の政治を正しい方向に進めるとともに、那覇市政を民主化するために社大党を中心とした人民、社会の三党は、候補者を統一すべきであるという世論を背景にして共闘体制を組むことになった。われわれは、さらに各民主団体、労組など良心的に復帰を進めていこうとする革新勢力の結集を呼びかけるとともに、革新勢力としてこそくな策をろうせず、あくまでも言論戦と文書戦でのぞむつもりである。政策的には懸案の都市計画事業を首都建設法にのって完全実施をめざし、市民の福祉の向上をはかっていく。

観光施設を充実

大宜味国民党総裁の話　こんどの市長選挙でも日本復帰の問題がもち出されているが、これは国際条約の上からも、さらに年間七億ドルもつぎこんで米国が基地をつくっている以上、不可能な話である。不可能なことを前提とした政治、経済をうち立てようとするから住民は混乱するのだ。したがってわれわれはあくまでも日本復帰に反対する。

那覇市政については、もっと国際的な視野に立っての都市計画が立てられなければならない。自由貿易地域ももっと世界各国に呼びかけて産業を誘致すべきだ。さらに観光事業の重要性もとなえられながら何ひとつ施設がない。まず水族館、博物館、古典劇場といったものを建設すべきであり、選挙戦を通じて演説会その他の文書戦によってこれらの点を強調していきたい。

総評、宮里候補支持を決議

【東京】二十八日午前十時半、東京九段会館で開かれた総評第十八回臨時大会二日目の日程で、沖縄問題に関する決議が満場一致採択された。内容は、核兵器基地化反対、即時日本復帰、労働関係布令撤廃および那覇市長選挙では祖国復帰、核兵器持ち込み反対をかかげる宮里栄輝候補を支持する、というもの。

ガーブ川改修／分割施工に賛成／水上店舗組合が条件付で

〔沖タ・朝　1961・12・4〕

ガーブ川水上店舗組合（真栄城玄明組合長）では、さる二十五日の政府、那覇市、水上店舗組合の三者協議会で政府当局から提案された〝分割施工の場合における組合側の協力〟について検討中であったが、二日黒潮副会長から志村建運局次長に条件づきで分割施工に賛成するとの回答があった。

政府は那覇市からの要請で反対を続けている三地主の説得に当たったが満足すべき回答がえられなかったため、最悪の場合には、反対している地主の部分を残して分割施工したいからそのときは組合側も工事に全面的に協力してほしいと志村次長から提案が出されたが、組合側はあくまで地主説得に努力すべきであるとして即答をさけていたもの。

組合側では、二十七日の役員会でこの問題を検討した結果①地主説得にさいごまで努力すること、またその他、障害になっている諸問題を解決すること②分割施工は便宜上のことであり、あくまで全面的に改修すること…の二つの条件をつけて政府提案の分割施工を認めることに決定したもの。

花屋通り会も建運局へ陳情

ガーブ川花屋通り会員七十二人は二日正午、建設運輸局に志村次長をたずね、ガーブ川改修工事の具体的な説明を聞いたのちつぎのような要請をした。「改修工事には賛成だ。われわれに約束した、花屋業者は優先する、ということを守ってくれない状態にある。このような不安定な現状では、改修工事に協力することはできない、すでに市当局では収拾できないところにきているので、政府が積極的に働いて、水上店舗組合、地主を説得してくれ」と訴えた。これに対し志村次長は「立ちのき問題の一切は市当局の責任であり、市当局から直接要請がない限り全面的に引き受けるわけにはいかない」と政府の立場を説明した。なお同通り会では、二日に手渡される約束になっていた市当局からの返事がないため、あらためて大挙市役所に押しかけるという。

〝工事おくらせるな〟／ガーブ川店舗組合がデモ

〔琉新・夕　1961・12・8〕

「工事をおくらせるな」とガーブ川水上店舗組合約二百人が、八日午前十時半平和通りをデモ、地主の家に押しかけた。

ガーブ川改修はこの十一月に着工される予定だったが、川の地主三人と那覇市当局との話し合いもつかず、その他の問題もあって工事が遅れている。改修工事ではガーブ川水上に二階建ての水上店舗を作る計画で、現在水上店舗

組合員約六百人が入ることになっている。しかし八人の地主のうち安村○○○氏、辰野○○氏、高良○○氏ら三人は「自分で水上店舗を建築して貸した方がいい」と主張しているため借地契約ができない状態である。このため水上店舗組合は「いままで通り土地を貸してもらいたい」と三人の地主に対して大勢で陳情に押しかけたもの。一行はプラカードをもって公設市場裏広場から平和通りをデモ、まず安村氏の家に押しかけ「みんなのために協力してもらいたい。土地を取り上げるのは、わたしたちを殺すようなものだ」と陳情。デモのおばさんたちはプラカードをふって気勢をあげ、平和通りは時ならぬ騒ぎだった。

―社　説―
新那覇市長に期待したいこと

〔沖タ・朝　1961・12・19〕

那覇市長に、自民党公認の西銘順治氏が当選した。選挙の最終盤のギリギリまで三候補の勢力は伯仲し、当落の予想はまったくつかなかったが、開票の結果は現市長の兼次候補はだいぶ引き離されて、西銘、宮里両候補の対決となり、抜きつ抜かれつ息づまるような緊張の連続だった。その票差七百三十八票である。

こんどの那覇市長選挙の特徴といえば、社大党を中心とする人民、社会党など、いわゆる革新系の共闘派が、積極的に「祖国復帰」の主張を強く打ち出したことと、政党の地方自治介入是非論がたたかわされたことの二点にしぼることができると思うが、祖国復帰勢力の結集を呼びかけた共闘派が、自民党公認の当選者と、ほぼ五分々々の票数を獲得したというのは、日・米協力による援助体制のなかで、一層強力に本土復帰を推進する政策に、かなり多くの有権者が強い関心を示したものとして、その政治的意義を重視しなくてはなるまい。

那覇市長は、過去二回の選挙とも、ひきつづき、革新系から選出されており（人民党の瀬長氏・民連推薦の兼次現市長）、保守派の勝利は、六年ぶりである。それだけに自民党としては雪辱した気持ちになるだろう。この勝利は、もちろん責任をともなうものである。新市長にたいして希望したいのは、いうまでもなく選挙中における市民への「公約」を、忠実に誠意をもって実行してほしいことだ。那覇市政の中心課題は、都市計画事業の促進であり、それと関連して上・下水道の整備、住宅問題の対策などである。これは全候補者がそろって公約の中にとり入れたものだが、自民党公認の新市長は、とくに与党の立場を利用して、都計にたいする軍・民両政府の積極的な協力が得られる点を強調した。

兼次現市長は、あらゆる党籍をはなれて、中立の姿勢で、これまで市政の運営にのぞんできたわけだが、与党のバック・アップによる那覇市政の運営が、従来とどんな違いがあるか、これを市民の福祉向上のうえに、はっきりした実績をもって示してもらいたいのである。つきつめていえば、米民政府や琉球政府からの那覇市政にたいし、どれだけの援助を獲得することができるかということになるだろう。地方自治体介入の態度を宣明した自民党は、党全体として今後の那覇市政に当然責任を感ずるべきである。

市民は、そこに期待をかけているし、そういう意味から新市長の仕事ぶりを見守っていきたい。

西銘那覇市長誕生／こんごの政局に大きな影響／市政に一応安定期／西銘個人の魅力が勝因

〔琉新・朝　1961・12・19〕

確定得票数

開票所 / 候補者	那覇市役所	市民集会所	真和志支所	首里支所	計
西　銘	10,070	8,692	7,064	6,464	32,290
宮　里	7,106	7,803	9,223	7,420	31,552
兼　次	7,186	4,929	6,696	7,148	25,959
大宜味	169	76	109	110	464
無効票	108	140	116	111	475

西銘順治（自民）宮里栄輝（社大）兼次佐一（無所属）大宜味朝徳（国民）の四候補があらそった那覇市長選挙も、十八日の開票の結果、西銘順治氏が最後までせり合った宮里栄輝氏に約千票の差をつけ当選、ここに西銘新那覇市長が誕生した。これで那覇市は六年ぶりに保守系（兼次

氏は革新系から立候補して当選した）の市長を迎えたわけだが、保守系市長の出現は政界の今後の動向に大きな影響を与えるものとみられている。

最後までせり合う／真和志南部で番狂わ

那覇市長選挙の投票総数は九万七百四十一票で、これを西銘、宮里、兼次、大宜味の四候補が分け合ったわけだが、得票順位が西銘、宮里、兼次、大宜味の順になったのは一応順当といえよう。大宜味候補は別として、西銘、宮里、兼次の三派は文字通り死に物狂いの戦いだった。これが一位と三位の差が七千足らずという混戦に持ち込んだ原因である。西銘は自民党の全組織を動員、宮里も社大、人民、社会の三党と復帰協加盟団体の組織をフルに動員、さらに兼次も後援会を中心に各地へ食い込んでいった。

西銘順治氏の市長当選は、自民党が大田主席を始め、党顧問の当間重剛氏、松岡政保氏、仲本為美氏、与儀達敏氏らの長老まで選挙戦に投入するという派手な動きを見せただけに、一応妥当といえるが、従来、那覇市は総括的にいうと革新系の地盤であり、五年前の瀬長亀次郎氏、四年前の兼次佐一氏とも革新系から出た市長だけに保守系の六年ぶりの勝利は那覇市政に一応の安定期がきたものを物語るものではないかと見られている。

自民党の勝因を見ると、何といっても党組織を通じて政府との結びつきをうたったことが市民に歓迎されたためとみられている。しかも立候補者中最年少で、経済局長としての手腕も相当なものであるという西銘個人の魅力も加わっていることは否めない。

社大の敗因は何といっても立ちおくれである。西銘、兼次両派が事前の地固めをほぼ終わってから立候補が決まったというのが最大の敗因だが、その外にも民闘として社大、人民、社会の三政党、各民主団体が共闘をしたものの、初めての共闘であるため多少、横の連絡がスムースに運ばなかったことも敗因としてあげられよう。

兼次佐一氏の敗因は組織力の弱さと、さきの市長当選後における民連への裏切りという点で社大、自民両派からはさみ打ちにあったことだろう。

兼次氏は現市長という立場を最大限に、強引に利用して市長選に臨んだが、西銘、宮里両派に比較すると組織力の浅さが露呈したのは当然のことだろう。しかしながら強大な政党にはさまれながらも二万五千票余をとったということは、現職市長としての有利さはあるとしても、兼次個人の庶民的人気、政党介入反対のアピールが相当効果をあげたものとみられている。

地域的な各候補の得票数は相当意外な動きをみせたようだ。すなわち選挙前の予想では首里が自民と兼次が互角で社大がいくらか落ちるとされていた。ところが開票の結果は社大が強く、つぎに兼次、西銘の順となった。

一番大きな番狂わせは真和志南部だ。ここは社大、人民の強固な地盤であり、今までの選挙は他派を寄せつけず、こんども社大はこの地区で最低一万二千票は稼げるという目算だった。ところが開票の結果は西銘、兼次の両派に食い荒らされ、わずかに二千票のリードしか奪うことはできなかった。結局この地区で他派に食い込まれたのが社大の命取りになったようだ。

十七、十八選挙区での西銘の伸びも意外なできごとだった。西銘は十七区では強いとみられていたものの、この地区では兼次に食い込まれており、十八選挙区では三派五分五分とされていた。これがこの地区で西銘が他派を三千票近くリードするという大差をつけ、これが西銘の勝因になったのは真和志南部と比較して対象的なできごとだった。

期待される都計の推進／新年度から計画的に／政府・那覇市の一体化で

〔沖夕・朝　1961・12・19〕

西銘順治氏の那覇市長当選で「住みよい都市」の実現が焦点になった。西銘氏は立候補に当たって「首都建設の促進」を自民党の重要政策として打ち出し、当面する具体的な問題として▽電気▽水道問題の解決▽公営住宅、庶民住宅の建設促進など二十項目にわたる公約をした。西銘氏は立候補のあいさつで、那覇市を国際的な都市に建設することは「日米両国が首都建設に協力すべき理由がある」と、日米の積極的な協力と援助を要請する意向を表明した。

このことは、那覇市の復興は、単に首都建設法による首都建設委員会の勧告だけでは、第一に予算の裏づけがなく、カラ手形に終わる…といったことを意味し、日米の資金援助、さ

らに那覇市が行政府と協調なくしては都計は一歩も前進しないということを示唆したもので日米の協力を基調にした自民党をバックに強く推進するものとして期待されている。

これまでの那覇市の都市計画事業の実績をふりかえってみると、ここ二、三年資金計画も伸びなやみだった。那覇市の都市計画は当間重民氏の市長時代に計画され、一九五六年当間重剛氏の市長就任で総事業費四千五百万ドルのマスタープランをつくりあげた。

この総事業費に対し、一九五六年度―二百十三万ドル、五七年度―百四十万ドル、五八年度―八十六万ドル、五九年度―七十四万九千ドル、六〇年度―八十三万ドル、六一年度―八十九万二千ドル、六二年度（予算）―二百七万九千ドルとなっている。

つまり、都市計画の基本計画四千五百万ドルの事業費に対し、過去七か年の事業執行は八百九十五万三千ドル（六二年度予算もふくむ）で全事業費のたった二〇％あと三千六百万ドル相当の事業費（基本的な）が残されているわけである。

これまでの実績でいくと、都計のごく基本的な計画を完成するだけでもあと二十五か年はかかる計算になる。

首都建設委員会が正式に発足したのは五八年八月であるが、当時は瀬長亀次郎氏（人民党）が市長で、首都建設に対する民政府の補助は中止となり、銀行融資も凍結された。同十一月首都建設委員会の要請で、事業費の民政府補助は再開し、銀行融資の凍結も解禁されたが、那覇市自体の財政力が乏しいため、事業費は五七年度以前に比べ百万台を割り、のびなやみになっている。

こうして、瀬長亀次郎氏から兼次市長にバトンタッチされたがその間民政府の補助、または融資は五八年十一月に三十万ドル、融資解禁六十万ドル、ガーブ川改修二十三万ドル、その他建運局関係の道路舗装など三十五万ドル、総計して約百四十八万ドル相当と首都建設事務局は説明している。

八百九十五万三千ドルの事業実績に対し、民政府および政府関係の資金融通百四十八万ドル、残りは水道工事、区画整理にしてもほとんど起債に依存している。都市建設がこのように資金的につまっているのは、もちろん那覇市の財政面の負担力がないことを意味しているが都計推進にもっともガンになったのは、都計がいわゆる政治的なかけ引きに使われたことにあるようだ。

もっとも重点をおくべき建設面をそっちのけにし、祖国復帰と結びつけて那覇市政を運営したきらいが指摘されるようで、瀬長副主席も「都計の推進は日米、とくに米国との協調なくしては資金的にメドがつかない、政府と那覇市が政治力を結集してとりあげるべきだ」と語っている。

首都建設委員会勧告による六三年度の都市計画は、総額三百十五万三千ドルをあげているが、その内訳は、政府負担（民政府援助をふくむ）―百一万九千ドル、那覇市負担―三十一万二千ドル起債百八十二万二千ドル…となっており、この資金計画は政府および那覇市の協力体制にかかっているといわれた。那覇市の庁舎建設―四十八万ドル、上、下水道―七十二万ドル、公営住宅―三十二万四千ドル、道路橋梁―四十五万一千ドルに事業の重点がおかれているが、新年度から始まる民生五か年計画に毎年七―八十万ドルの米国援助も要請しており、那覇市長のイスを自民党が獲得したということは、都計の推進で大きな期待がもてるようだ。

戦災として本土援助も

瀬長副主席の話　西銘市長の実現で、那覇市と政府の歩調は揃い、都計推進で事務的にも密接につながると思う。

これまでは政治的なかけ引きに利用される嫌いがあった。

政府としても那覇市を戦災復興都市といった趣旨で本土政府の援助要請も考えているし、日米の対琉援助も本格的なものが予想されるので西銘市長は〝向こう四か年で思い切った〟仕事ができると思っている。

サ大佐に名誉市民／兼次市政、最後の議会終わる

〔琉新・朝　1961・12・31〕

二十六日に開会した第四十六回那覇市議会定例議会は、三十日午後三時閉会、同時に兼次市長もこの日を最後に市議会に別れを告げた。年も押し詰まっているため審議はいたって低調。重要案件は、ほとんど新西銘市政に持ち越された。この最後の本会議は午前十時半から開かれ、高良議長はじめ全議員が出席した。同議会には市当局から提出された十二件の議案を審議し、八件を原案可決、一件を修正可決、三件を継続審議にした。

可決されたのでは、米琉福祉委員で市の公共施設などに奉仕作業を続けてきたサムエル・E・サックス大佐（陸軍輸送部隊司令官）に名誉市民の称号と記念品を贈ることに決定した。そのほかさきに市職労との団交で決まった市職員の一律二ドル五十セントの賃上げ、病気療養期間の延長（三カ年）などの市職員の給与に関する条例の一部改正▽台風被災者に対する市税の減税▽六二年度土地区画整理事業特別会計の追加更正予算などを可決した。

一方那覇市職員の定年制廃止の条例、旧那覇市職員の退隠料支給の条例制定など問題議案は、継続審議として持ち越された。

新選挙管理委員を選ぶ

三十日閉会した第四十六回那覇市定例議会で、任期満了にともなう那覇市選挙管理委員と補充員が次のとおり選出された。

△正委員＝赤嶺正一、金城良欣、喜久山朝臣、当間真吉、上江洲由三郎。

△補充員＝許田世輝、渡口政勝、城間雄蔵、具志幸健、内間安秀。

一九六二年

サ大佐に名誉市民称号／那覇市／つめかけた教育関係者

〔琉新・朝　1962・1・9〕

米軍輸送部隊司令官サムエル・E・サックス大佐の那覇市名誉市民称号授与式は八日午後三時から那覇市役所会議室で行なわれ、那覇市議会高良一議長からサックス大佐に「那覇市名誉市民称」の第一号が贈られた。この日の授与式には那覇市側から兼次市長、高良議長、西平教育委員長、市議会議員、那覇地区米琉親善委員。米輸送部隊からサックス大佐夫妻、マクアンドレス中佐。

来賓に立法院議員、教育員など約百五十人が列席してサックス大佐への名誉市民称号の授与を祝った。参会者の多くは教育関係者や市民で、サ大佐が在任中、学校校舎の修築、運動場の整地など那覇市に寄せた功績の大きかったことをしのばせた。

サ大佐はポーリン夫人といっしょに、参会者の拍手に迎えられて、にこやかにほほえみながら晴れの名誉市民称号の授与式に出席した。

兼次市長から「サ大佐は軍隊の機動力をもっとも有効に活用して那覇市の復興につくした功績は大きい。二十三万那覇市民の総意によって那覇市名誉市民にします。今後も〝善意と友情を持って親交してほしい〟とあいさつ。このあと高良議長から「名誉市民称号証」が授与された。

称号証を受けたサ大佐は「私の退役に当たってこの名誉ある称号を受けることは感激にたえない。私の長い軍隊生活がおわってもいつも美しい島沖縄、那覇市のことを思い出すことでしょう」と感激した面もちであいさつした。

このあと兼次市長から感謝状と記念品がサ大佐夫妻に贈られた。

なお、午後六時からは那覇地区米琉親善委員会と那覇市主催によるサ大佐の送別会が料亭「松之下」で開かれサ大佐に別れを惜しんだ。

助役と全部長に辞職を勧告／西銘市長の初仕事

〔琉新・朝　1962・1・14〕

西銘市長は十三日午前九時半出庁して初仕事を行ない、助役、部長に対し辞職を勧告した。

この日西銘市長は、助役、部長らを別々に市長室に招き、それぞれ辞職を勧告した。ほとんどは当然予期していたことだとの表情で勧告を受けたが、なかには「即答はできない」と回答した部長もでている。なお、この日は部長クラス二人が欠勤した。

那覇市政の西銘体制人事は、すでに企画室長のほかはほぼ確定しており、近く正式発表されるものとみられている。それだけに辞職勧告を受けた現三役、部長はここ一両日中にはほとんどが辞表を提出するものとみられている。

西銘市政、初議会開く／浄水場問題鋭く追及／野党に回った兼次派

〔琉新・夕　1962・1・16〕

西銘市政初の第四十九回那覇市臨時議会は、十六日午前十時半から開かれた。同議会ではこれまで与党であった兼次派の無所属議員が積極的に当局案を追及した。

議会はまず西銘新市長があいさつをのべたあと、議会の会期について審議した。会期については久場議員（無所属）から『近くさらに臨時議会を開くといわれているので、議会を延長すべきだ』との意見があったが結局議案が一件であるため十六日一日だけとすることに決めた。

そのあと同議会の重要議案となっている「琉球開発金融公社から融資による泊浄水場拡張計画にともなう牧港から泊浄水場間の原水送水管敷設工事の契約問題について」まず大城建設部長から提案理由の説明が行なわれた。その提案理由によると、開発公社からの融資による泊浄水場拡張計画にともなって牧港ポンプ場から泊浄水場間の原水送水管の敷設工事が急がれており、昨年十二月に水道公社と仮契約が締結されている。この工事は現在の十四㌢パイプを撤去して二十㌢にするもので、六月ごろから渇水期に入るためそれまでに工事を完成したいというもの。

工事にあたっては軍との関係があるため工事の代行者を水道公社にする契約を締結することになっている。

この契約案をめぐって議員から活発な質疑が行なわれ、とくにこれまで与党であった兼次派議員が契約書の不備についてするどく当局を追及、結論は午後に持ちこされた。

なお現在立法院で問題になっている選挙区制については、午後から議員

発議の形で『中選挙区制要請決議案』が提出されるものとみられている。

この日の市議会では西銘市長も登壇して、水道問題で初答弁した。

当局案どおり可決／送水管取り替え近く着工／那覇市議会

〔琉新・朝　１９６２・１・17〕

十六日開かれた第四十九回那覇市議会臨時議会は、午後も引き続き「原水送水管布設工事契約」について審議、原案通り可決して午後三時議会は終わった。そのためこの二、三日以内に工事は着工されることになった。

この送水管工事は、開発公社から八十五万ドル融資が決定した泊浄水場拡張計画の一環として行なわれるもので、牧港ポンプ場から泊浄水場間の原水送水管を現在の十四インチパイプから二十インチに取りかえようというもの。

同工事は三十万ドルの費用で水道公社が代行者となって着工されることになっている。

市当局から提案された水道公社との契約書案については、前与党の兼次派系無所属議員らが疑問の点をするどく追及したが、結局原案通り可決された。その結果、市当局ではさっそく水道公社と本契約を行ない、二、三日以内には送水管の取りかえ工事が着工できるといっている。同工事の完成は六月十五日ごろの予定。

なお同臨時議会では、現在立法院で問題となっている選挙区制について議員発議で「中選挙区制要請決議」が提出される予定であったが、次期臨時議会にもちこされた。この問題については自民党市議員の中に反対者もいるので市議会としては全員一致で可決するため次会に延期しその間反対者との調整を行なうことになった。同時に次期議会では、「立法院の任期を三年に延長する要請決議」も行なうことになった。市当局では、この二十日過ぎに市役所首脳人事の承認、泊浄水場拡張計画などについて臨時議会を招集する方針である。

建設部長に花城氏／西銘新人事／企画室長は新里氏

〔琉新・夕　１９６２・１・22〕

西銘那覇市長は十二日午後二時十分、市役所の三部長人事を発令、市長室で辞令を交付した。新部長つぎの通り。

▽経済民生部長、慶佐次盛宏（三九＝八重山出身、朝鮮総督府水原高農卒、糖業振興会事務局長）△建設部長花城直政（四十＝那覇市出身、東京高工土木工学科卒、沖縄土地整理株式会社専務）△企画室長、新里博一（三六＝宮古出身、県立宮古中学卒、経済局共同終合課長）

なお両助役と総務部長の人事の発令は二十四、五日ごろの予定。

大城前部長に辞令郵送

また解職辞令を突っ返していた大城前建設部長に対しては二十二日同辞令を郵送した。

総務部長に城田氏／那覇市人事発令／大城氏は円満退職

〔琉新・夕　１９６２・１・24〕

西銘那覇市長は二十四日午前、空席になっていた総務部長、真和志支所長の人事を発令した。▽総務部長には城田清才氏（四〇）那覇市出身、中央大経済科卒、内務局用度管材課長▽真和志支所長、玉城定仁氏（五〇）久志村出身、沖縄県立農林卒、計画局企画調整課計画官。

これで那覇市の部長クラスは全部きまり、あとは助役の人事だけが残されている。なお解職を拒否していた大城前建設部長は二十四日午前、西銘市長を訪ね、解職辞令を正式に受諾し円満に退職した。

スラム街解消へ本腰／那覇市／公約実現手始めに／土地、家族構成など調査

〔沖夕・朝　１９６２・１・27〕

西銘那覇市長は二十六日午前九時から、就任後はじめて市内の行政視察をおこなった。午前中はガーブ川現場、午後四時から約一時間半にわたって市内六、七、八区のスラム街をみて回った。

〝スラム街の解消〟は西銘市長の大きな公約の一つ。「つぶさにみてまわり、その解消の急務をさらに痛感した。近日中に首脳部の協議会を開き、スラム街解消の具体的な計画をたてる…」と語っている。

この日は、花城建設部長、城田総務部長、慶佐次経済民生部長、新里企画室長、知念都計課長、翁長区画整理課長らも同行、地元民の案内で、まず、六、七、八区の順で視察した。公共排水溝の上に乱立、密集したトタン、かやぶきの掘っ立て小屋、三つの区で約千七、八百軒ほどもある大きなスラム街である。中心部にいく

と、人の通行でさえできないほどの間隔で住宅が密集している。「全くひどい…」と、全員暗い表情をみせた。

つぎは西銘市長と現場での一問一答。

問い　スラム街をみての感想は。

答え　ほんとにひどい。選挙運動中、外観をみただけで、まずスラム街の解消を痛感したわけだが、実際に内部をみて歩き、その対策の急務をいよいよ痛感した。全くひどいと思うのは、五、六坪の小屋に、八人の家族構成というのもあり、おまけに雨もりがする。道路もないほど住家が密集しているので、火事でも発生すれば、大変なことになる。中心部にいくと排水溝さえないので、雨が降ったあとはどろんこ道になって、不衛生きわまる。

問い　スラム街解消の具体的な方法は。

答え　日をあらためて、市内いたるところのスラム街を視察する。その後、首脳部の協議会を開き、スラム街の家族構成、土地の賃借関係などの調査計画をたてる。その後に立体アパートの建設計画、資金案出などの具体方針を決め、スラム街の人を収容できる仮設住宅をつくってから実施にうつすということになるだろう。とにかく初めての視察で、余りの惨状にドギモを抜かれたが、半面、限りないファイトを覚えた。全力をあげてスラム街の解消につくす。

問い　問題は資金だと思うが…。

答え　行政府とも相談し、いろいろな面から資金の案出を考える。

那覇市議会事務局長に義永氏

〔琉新・朝　1962・2・1〕

高良那覇市議会議長は、三十一日那覇市議会事務局長に義永栄善氏（前那覇市助役）を発令した。さきに友寄事務局長が辞任したあと空席だったもの。

助役二人を認める／那覇市臨時議会ひらく

〔琉新・夕　1962・2・1〕

第五十回那覇市議会臨時議会は一日午前十時から開かれた。

議会は、まず西銘市長のあいさつがあったあと仲原前助役、義永前助役ら市役所の前首脳部六人が退職のあいさつをした。そのなかで仲原前助役は「これまでの任期中の協力を感謝する。今後は市民の一人として市政に協力してりっぱな那覇市の建設に努力したい」とのべた。つづいて西銘体制の新部長の城田総務部長ら五人が就任のあいさつをした。

議事に入る前に水道公社から市議会議長あてに送られてきた書簡について全体協議を行なった。その書簡は先に議会で承認された牧港から泊浄水場間の送水管敷設に関するもので「工事中に不慮の事態が生じた場合市長が専決処分で一万五千ドルの予備費支出ができるかどうか」で議員間の意見が対立して議場はもめ一時騒然となった。結局この件については議員提案の形で議案として提出されることになった。

その後議事に入りまず今議会の会期を三日間に決めた。午後から新助役古堅宗徳氏、新垣義徳氏の二人、消防隊長の宮平栄治氏の人事承認をした。

お手盛り退職金増額／市長が六倍三千ドルに／西銘市長が議会に提案／那覇市

〔琉新・朝　1962・2・2〕

一日開かれた第五十回那覇市臨時議会に、市当局は市長、助役ら三役の退職金を増額する条例の一部改正案を提案した。この議案は委員会に付託されたが市長の退職金が従来の約六倍（三千ドル）という大幅な増額案。このため那覇市職労では「ひどいお手盛り増額だ」と阻止する方針を決め、二日正午阻止統一職場大会を開くことになった。

兼次前市長は五百ドルで去る／市職労きょう阻止職場大会

この議案は「那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」。その内容によると、市長の退職金が任期四カ年の全俸給（四十八カ月分）の五割で約三千ドル。助役が三割で約二千百ドル、収入役が二割で約千五十ドルになっている。

これまでの三役の退職金は一般職員と同じで、四カ年の任期とした場合月俸に四をカケた額。市長が約五百ドルであった。したがってこんどの増額議案は市長が約六倍、助役が三・六倍、収入役が二・五倍という増額になっている。

市当局では、この提案の理由として「三役は身分も保障されてないし、また一般職員と同じというのも合理的でない」としており、増額の算定は本土の市町村に順じたものだが「それでも本土よりは低い額である」といっている。このような算定方法をとったのは沖縄の市町村ではじめて。

一日の本会議では、人民党の黒潮議員らが「市は財源難を理由に昨年末の市職員の賃上げもわずかしか増額していない。この大幅な退職金を増

額する財源はあるのか」との問に対し西銘市長は「いくらか財源はふえている」と回答。質疑は簡単に終わり、同議案は総務委員会に付託され、三日の本会議で最終審議を行なうことになった。

一方市職労ではこのお手盛り退職金増額を重視し、ただちに執行委員会を開き、その結果「血税をくいものにするようなものだ」と阻止する方針を決め、二日正午に本庁中庭で全組合員を集め「お手盛り退職金増額阻止統一職場大会」を開くことになった。

なおさきに退陣した兼次市長ら前三役は、この増額案の対象にはならない。

退職金問題で夜間審議／那覇市会総務委／きょう本会議に上程／修正案で市長一、八三七ドル五〇セント

〔沖タ・朝　1962・2・3〕

二日午後一時から再開した那覇市会の総務委員会は午前にひきつづき、問題の〝お手盛り退職金〟の改正案を審議したが、賛否両論がはげしく対立してもめたために、午後七時前までの約三時間も審議を延長、結局、修正案が出されてまとまりがついた。

この退職金の原案では現行の市長退職金五百ドル（月俸百二十五ドルの四か月）を月俸百二十五ドルの二十四か月三千ドルの六倍に増額、助役は現行の五百ドルから千八百ドル、収入役は現行の四百四十ドルから千五十ドルの三役退職手当の増額案である。

ところが総務委員会では黒潮、久高、友利の三議員がつよく反対し、大荒れした。そのため、大山議員から修正案が提出された。

それによると原案の退職金の算定方法をかなり改め、勤続月数かけるの給料月額で市長はその三割、助役二割、収入役一・五割、甲種職員（一般職員）一割、乙種職員（臨時職員）〇・九割となり、これを換算すると市長の場合、原案では三千六十二ドル五十セントから減額されて千八百三十七ドル五十セント。助役―原案の千百六十二ドル五十セントから七百七十五ドルとなり、全体の予算としては一般職員をふくめたため原案と修正案は差異はないことになっている。

この修正案はさっそく委員会で採択され、審議に移り、ひきつづき討論を行なったが、人民党の黒潮、久高両議員が修正案に対する反対討論をおこない、自民の渡口議員が賛成討論をし、採決の結果は多数で修正案が承認された。

そのため、三日あさ十時から再開された本会議で全体審議を行なうことになっている。

総務委員会での反論は、三役の待遇を改善する前に一般職員も待遇改善が先決であるというもので、また賛成者の言い分は、最高責任者としての三役に対する退職金の増額は当然であると主張した。

一方、市職員労組の闘争委では二日正午から那覇市役所本庁中庭でお手盛り退職金増額阻止統一大会を開き、全員一致でその阻止決議を行なった。その後、闘争委代表が西銘市長と団交をし決議文を手渡した。これに対し西銘市長は「こんどの退職金増額案はもっぱら兼次前市長、仲原、義永両前助役の功績をたたえる意味のものであり当然であると考える。何にもわれわれ三役のために提案したものではない。三役の待遇改善には反対し、職員の待遇改善をせよという組合側の言い分は妥当ではない。三役の待遇改善もして一般職員の待遇改善もせよという決議ならば納得もできる。その点、十分考えてほしいし、職員の問題はこんご円満に話し合いをすすめていきたい」と回答した。

ヤジ、怒号のうちに可決／那覇市会の退職金審議／労組側が押しかけ／議場混乱収拾に再度休けい

〔沖タ・夕　1962・2・3〕

那覇市会の本会議は三日午前十時半から開かれ、二日の総務委員会で修正承認された問題の〝お手もり退職金〟改正案の全体審議を行なったが人民、社大の野党が強く反対したのをはじめ、市職労組側からも修正案の継続審議の強硬申し入れがあり、議場は大混乱、集まった約百五十人の労組支援団体の激しいヤジがとび、一時議会側は収拾にとまどった。議員多数の意向で強行採決にもちこみ、賛成大多数で〝お手もり退職金〟の修正案を可決した。

本会議はまず那覇市職労闘争委から高良議長におくられた〝お手もり退職金〟の増額阻止決議文の朗読があり、赤嶺総務委員長が二日行なわれた総務委員会での予備審査報告をしたあと、那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する原案の修正案が上程され、全体審議に移った。西銘市長との活発な質疑応答のあと討論に入り、人民党の黒潮、儀間、真栄田の三議員が修正案にたいする反対討論を行ないまた賛成討論には自民

党の渡口、無所属の又吉両議員が立った。

反対側の言い分は―市民の公僕である市長が自ら待遇を改善せよとは何事だ。その前に一般職員の待遇改善をはかることが先決である。市長はこんどの退職金増額の理由を兼次市長はじめ仲原、義永両助役の功績にたいする報酬金だといっている。これは全くの見当違いではないか。功労者にたいする表彰条例が制定されている限り、その条例によって感謝の意を表すればいいじゃないか。それにはせいぜいタオルか石ケンでも十分ことは足りる。それを数千ドルの市民の血税を受けることは納得がいかない―というもの。

また賛成者の言い分は―最高責任者としての三役の苦労はなみ大低のものではない。那覇市のばあい、市長が四か年の任期を無事つとめあげたのはごくまれであり、それからしても、兼次前市長、両助役の功績は大きいし、これにたいする報酬は当然なことである―と主張した。

そのご討論をうちきり、採決に入ろうとしたところ、労組島袋委員長から高良議長に会見申し入れがあり、一時休憩した。労組側との話し合いは議会事務局長室で約五分間おこなわれたが、労組側は〝お手もり退職金〟の継続審議をつよく要望、もし改正案を強行した場合は議場の混乱を辞さない、というつよい態度を示した。

その後本会議を再開、労組側の要望を報告したが、大多数の議員が議事進行を叫んだのに対し、すずなりの傍聴席から「声なき民の声をきけ」「非民主的な議会運営はよせ、市民の利益を守れ。バカヤロウ」などとヤジがみだれとび、高良議長も収拾にとまどった表情。そこで議長は休会を宣し、組合側との話し合いを提案した。これに対し議員の過半数が採決を主張したため、傍聴席と議員のヤジ合戦でふたたび騒然、けっきょく多数の意見で採決にもち込まれ、絶対多数で修正案が可決された。

この退職金増額改正の修正案は原案の退職金算定方法をかなり改め、勤続月数に給料月額をかけて市長はその三割、助役二割、収入役一・五割・一般職員一割、臨時職員〇・九割となり、これを換算すると市長のばあい、原案の三千六十二ドル五十セントから減額されて一千八百三十七ドル五十セント、助役―原案の一千百六十二ドル五十セントから七百七十五ドルとなり、全体の予算としては一般職員、臨時職員の退職金増額をふくめたため、原案と修正案の差はない。

この退職金増額改正案の可決によって近日中に兼次市長、仲原、義永両助役へ退職金が支給されることになっている。

中選挙区制を決議／那覇市臨時議会終わる

〔琉新・朝　1962・2・4〕

三日開かれた那覇市議会本会議は午後から「中選挙区制採用の要請案」を多数で採択し、午後三時半三日間の臨時議会の幕を閉じた。中選挙区制の問題については、高良議員（無所属）森田議員（社大）大山議員（無所属）ら自民党議員をのぞく十七人から、立法院議長あてに「中選挙区制採用に関する要請決議案」が提案され、森田議員が提案理由の説明を行なった。同決議案にたいして平良真次郎議員（自民）らが「立法院でもじゅうぶんな審議はこれからであり、市議会でもじゅうぶん審議して決議すべきである」と継続審議を提案したが否決された。

自民党議員はそろって反対の立場をとり、賛否の討論が行なわれたが、採決の結果賛成十六、反対八の多数で原案通り要請決議案を採択した。

またこの議会で比嘉佑直議員（無所属）から「市当局が設けた金曜日の市民の日には、議会でも正副議長、委員長らが市民の声を聞き、市政にそれを反映させる」という市議会側の市民の日の設置を動議として提案、全員一致で採択した。

決議文要旨

民主主義の確立では、多くの住民の意思をできる限り議会に反映させるのが大きな条件である。ところが、現在行なわれている小選挙区制は過去の選挙が示しているように住民の意思と議会の意思は大きく均衡を欠いている。また那覇市では市議会議員は全市一区だが、立法院は七区という零細区分で不合理なものである。民主主義の前進のために中選挙区採用を要請する。

話の卵／開かれた那覇市民のマド

〔琉新・夕　1962・2・10〕

若い西銘那覇市長が市民の希望や苦情を聞くために毎週金曜日を〝市民の日〟に決め、九日は第一回目の〝市民の日〟で、おおぜいの市民が市長に要望や苦情を申し入れたというが、いままで市長が直接市民の声を聞くマドを開いたことがなかっただけに、その成果は市長に会った本人一人だけでなく

全市民の期待するところである。

〝那覇市民の日〟というのは市政と市民をつなぐ一つの〝マド〟である。マドというのは元来は柱と柱の間の一間（ひとま）の間（ま）にある戸（と）すなわち出入り口がマドの原義というから、市政に対する市民の出入り口ということになり、せっかく市民のマドを開いた西銘市長は、このマドで市民の希望を〝聞きおく〟程度にしてもらっては困るわけである。

市民が市長に訴える九〇㌫は苦情や要望であることは初日の内容は新聞の伝えるだけでも推察でき、すべて予算のかかるもので市民の声をみんな聞き届けるわけにもいかないだろうが、その比重はともかく、市当局としては苦情のある実情を調査する誠意はじゅうぶんに尽くすべきである。

市民のために開かれた〝市民の日〟というのは恐らくその多くは苦情の日になるであろう。その中には市政に対する頂門の一針となるようなこともあれば、時によっては市民個人の私事にわたることも出てくることも考えられ、市長自身が市民の一切の相談役になってしまう場合も出てくるのは必然である。

西銘市長はこうした市民の日の声を単なる苦情やグチとして聞かず、必ずその声を市政に反映させてもらわない限り市民の日は有名無実になってしまう。ものごとのなかにはウヤムヤにするということがある。ウヤムヤというのはごまかしてしまうとか、もみ消してしまうことだが、市民の声を聞いてウヤムヤにするくらいなら気をもたせるより、はじめから聞かないほうがよろしい。

西銘市政はスタートで退職金問題で誤解されるようなことになったが、上向き姿勢になりすぎるとこのような誤解を招くようなことになりかねない。自民党をバックに強力な市政を実現させるという公約があり、庶民の生活を市政に反映させるためにも市民の日を西銘市政のアクセサリーにせず、ほんとうの〝市民のマド〟にしてほしい。

（蚊）

荒れる〝首切り旋風〟／那覇市／労組が撤回申し入れ／当局〝辞めなければ格下げ〟

〔沖タ・朝　1962・2・20〕

西銘那覇市長はさる十七日、古堅助役を通じ七人の課長クラスに辞職を勧告した。理由は機構改革に伴う人事の刷新ということになっている。ところが、辞職勧告を受けた七人とも「首を切られる理由は何もない。われわれがおとなしくひっこめば、悪い事例をつくることになる。防波堤になる意味からも絶対に辞めない…」と強い態度をみせている。これに対し西銘市長は「どうしても辞めなければ、格下げをする」と語っているが、この問題を重視した市職員労組では、二十日あさ市長と団交し、辞職勧告の撤回要求を申し入れることになった。

さきの助役、部長クラスの行政整理についで、こんど辞職勧告を受けたのは、都計課長―知念英五郎、農水課長―渡久地敬正、戸籍課長―野村安彦、民生課長―中村幸永、課税課長―仲里徳男の五課長と首里支所長―又吉盛弘、泊港務所長―山里将和の七氏。

不当な首切りだとみた市職員労組では、十九日あさ十時から執行委員会を開き、午後五時までの長い時間にわたってこの問題を検討した。その結果、課長クラスは組合員ではないが、同じ職員の生活権をまもる立場から強力にバックアップをすることを決めた。その方針にもとづいて、まず二十日午前十時から西銘市長と団交をし、辞職勧告の撤回要求を申し入れる。それでも当局側が強い態度をとれば、全職員をあげてその阻止にあたるといっている。

執行委員会のあと、組合側の幹部が辞職勧告を受けた又吉首里支所長、仲里税務課長、野村戸籍課長らと会い、意見交換をした。席上仲里氏は「当間市政時代から九年も勤めた。昨年課税課長になったが、徴税課長時代には年々成績をあげ、事務能力においては自信をもっている。その意味では首になる理由はない。それよりもっと重大なのはこんどの問題がたんなる個人的なものとしてかたづけることができないことだ。全職員の生活権をまもるためにも、防波堤としてのこる」と語った。

〝スムーズに運営するため異動断行〟

西銘市長の話　市政をスムーズに運営する観点から、課長クラスの人事異動も決行したい。もし辞めないというならば、こちらとしては格下げをするだけだ。

大弦小弦

〔沖タ・朝　1962・2・21〕

那覇市に、またクビ切り騒動がもちあがっている。さきの場合は、三人の部

長のうち「私はやめない」とながいこと頑張った一部長が、最後には自ら身を引いたため、難なくおさまったが、こんどは七人の課長に「やめたらどうだ」と申し渡してきた▼市長にいわしたら、理由はすこぶるかんたんだ。新市長の仕事のやりやすい体制をつくるためだという。ねらわれたのは、こんどの選挙で敗れた候補側に味方していた人たちばかりである。要するに、政敵と意を通じているものとは、いっしょに仕事できぬというわけであろう▼市長の立場になってみれば、あるいはそういうリクツが通るかもしれない。だが、相手のあることだ。一方だけの理由で、かんたんに割り切ってしまうわけにもいくまい。市役所職員の身分保障をまるきり無視するわけにはいかないからである▼「地方公務員法」のあるなしにかかわらず、吏員の身分はちゃんと守られていなければ困る。労働組合が「生活権」をもち出して、詰めよるのもムリはない。昔のことはいざ知らず、戦後何代か市長が入れかわったけれども、第一こんどのように手荒な「クビ切り」さわぎはかつてなかったのである▼西銘市長は、労組との団交で「やめるならやめる。協力するなら協力するで、ひとことのあいさつはあってしかるべきだ」と、男らしくない無礼をとがめているようす。ところが、市の職員には仕事の上で市長の命令に服する当然の義務があり、わざわざ協力するとあいさつしなくても、やめないのは命令に服する用意があるとみて、さしつかえあるまい▼かりに命に従わなかったら、そのときはそのときである。だれにでも辞職勧告の理由は納得がいく。選挙のあと始末をこういうふうにせっかちにやると、いたずらに摩擦をおこすことになりはしないか、それが心配だ▼というのは、政党の地方自治介入で長短の論議があったころ、もっとも懸念されたのは、この点だった。こうなるとつぎの市長交代のとき、再びはねかえりを誘発する危険がたぶんにある。選挙のさいの対立は勝っても負けても「開票」までにとどめ、あとは溶けあってヨコともタテとも手をにぎれるようになりたいのである。

格下げ避ける／課長クラスの異動内定／那覇市

〔沖タ・朝　1962・2・27〕

那覇市会の久場景善、比嘉佑直、又吉久正、金城武一の四無所属議員は、二十六日午後一時から西銘市長に会い、課長クラス七人に対する退職勧告問題について話し合った。久場議員が「市当局の人事問題についてわれわれが直接タッチすることはできないので、議会で大いに取りあげるつもりだった。しかし、議会側に市民からの要請や苦情がある。不当な首切りに対し全面阻止の態度を示してほしいというのがほとんどの声である。まだ首切りだけでなく格下げということもこのましいものではない。よく考えて円満に解決してもらいたい」と要望したのに対し、西銘市長は「課長クラスの人事異動は断行する。しかし、当事者と話し合いの上、円満な人事異動にする。もちろん格下げもさける」と語った。

ところで、この人事問題については、これまで市職労をはじめ、議会の大山副議長、市民らの陳情など首切りを全面的に阻止する動きがあり、当局では連日のように首脳会を開き、検討してきたが、首切りは断行すべきではないとし、二十六日の会議では、その方針にもとづいて、つぎのような課長クラスの異動を内定した。三月一日付けで発令の予定。

〔後略〕

首切らず人事異動／きょう発令／那覇市の課長クラス

〔琉新・朝　1962・3・1〕

那覇市当局の課長クラス人事異動は、二十八日最終的に決定し、一日午前十時から市長室で辞令が交付される。さきに西銘市長は七人の課長に対して辞職勧告を行なったが、市職労やその他反対の空気が強くなったため方針を変え、クビ切りはせずに人事異動が次のように決まった。

辞職勧告を受けた七課長の人事は課税課長仲里徳男（留任）、農水課長渡久地敬正（留任）、泊港務所長又吉盛弘（首里支所長）、真和志支所次長中村幸永（民生課長）、企画室長補佐山里将和（泊港務所長）、同野村安彦（戸籍課長）、都計課長の知念英五郎氏は辞職。

〔後略〕

市当局、最終方針出す／ガーブ川改修立ちのき問題／花屋は公設市場へ／傍聴の通り会強い不満／那覇市議会全体協議会

〔琉新・朝　1962・3・7〕

ガーブ川改修の立ち退き問題を協議

する那覇市議会全体協議会は、六日午後二時半から開かれた。同会は水上店舗組合、花屋通り会など約百人が押しかけたもののしい空気の中で行なわれ、市当局は「花屋通り会は水上店舗に入れないので公設市場を改造して入れる」と最終的方針を打ち出した。しかし花屋通り会は相変わらず反対の立場を示しており、立ち退き問題は大づめを迎えている。

全体協議会は、まず花城建設部長がこれまで行なってきた水上店舗組合、花屋通り会の実態調査の説明があった。この調査は面積、営業状態、所有関係、家族構成など総合的に調べたもので、水上店舗組合は四百八十四軒、花屋通り会は七十二軒。また水上店舗の完成後の面積は三千九百三十三平方㍍で、現在の水上店舗組合員だけに割り当てるとしても約四平方㍍（一・二坪）にしかならないと説明した。

この結果にもとづいて新垣助役、花城建設部長は「水上店舗は現在の組合員だけが入るのも一人平均一・二坪というものであり、花屋通り会の入る余地がない。花屋通り会は現在市の公設市場の敷地を使用しているので、市が責任をもって新年度予算で計画している公設市場の改修後に入れ、永久に営業できるようにしたい」と市当局の基本方針を打ち出した。

これに対して議員から「この問題が起こっているのは、ガーブ川が当然河川法の準用河川にするべきであるのを、今もってしてないからだ。これではこんごも都計上問題であり、市が政府に交渉して準用河川にするかどうか、公設市場の改築はどのように行なわれるか、さきに市当局が約束した花屋通り会をもよりの場所に入れるという場所はどこを指すか」など当局の態度を追及した。

結局この日の全体協議会では市当局の方針を聞き、各議員から「早急に解決するよう」要望して午後五時過ぎ終わった。

この日の会場周囲には水上店舗組合、花屋通り会が集団傍聴したが、市当局の最終方針に対して水上店舗側は「われわれは地主との間で土地を借りる契約もすんでいるので、当局案は当然である」と歓迎した。

一方花屋通り会は強い不満の態度を示し「先の兼次市長の時に、花屋通り会も水上店舗に入れてもらうよう陳情した時、現在営業している最寄の場所に入れるという約束があった。われわれはこんどの市の方針は納得できない。あくまでも最初の方針通り水上店舗に入れるよう市当局に当たりたい」といっており、立ちのき問題はいよいよ大づめを迎えている。

工事中の営業は善処／建運局、商店主に答う

ガーブ川沿い商店主代表十七人は六日午前建運局を訪れ「改修工事の期間中、営業を停止しなければならないので善処してほしい」と陳情した。これに対し建運当局は「商売に影響のないよう事前に考えていた。通行に支障のないようにし、商店には迷惑をかけないような条件になっている。もし工事期間中支障があれば申し出てほしい」と回答した。

スラムをなくする／那覇市議会／西銘市長が初の演説

〔琉新・夕　1962・3・12〕

第五十一回那覇市議会定例議会は十二日午前十時から開かれた。この議会で西銘市長は就任後初の「今年度市政の方針と心がまえ」について、演説を行なった。

議会はまず会期について審議したが、意見がまとまらずもめ、休会して各派交渉会を開き、会期を二十七日までの十六日間にすることにまとまった。そのあと西銘市長はつぎのように演説した。

市議会の要望があって、市長就任以来はじめての市政に対する所感をのべる機会を得て光栄に思う。現在現年度予算の執行段階であり、施政の大綱についてのべることは時期的に異例であるので現在執行すべき義務のある事業をどのように運営していくかということを述べたい。

六二年度は那覇市民の待望していた泊浄水場拡張工事が着工されることになった。しかし泊、安謝間の埋め立て事業や市場付き市営住宅の建設計画は技術上の問題から継続事業となる。また市政は市民とともに行なわれるという点から市民相談の日を設け市政に反映させる努力をし、人事も適材適所で行ない、行政機構の充実をはかっている。さらに新年度については、高率的な行政運営ができるよう機構改革を予定している。

那覇市は琉球の首都として政治、経済、文化の中心であり、全琉人口の二割以上が那覇市に集中している。そのた

め住宅問題は深刻化、交通、上下水道など大都市的問題が山積している。従って那覇市の場合は基本的な都市計画事業中心の行政が必要であり、私の施政方針の根幹となっている。これを日米琉政府の共同責任で促進する体制を確立することに目標をおいている。

私の施政方針の大きなポイントはスラム街改造である。現在那覇市は劣悪な住宅が多く衛生、防火上や都市美の問題からも早急な改造が必要であり、この実態調査を十五日から実施するよう準備を進めている。その結果にもとづいて年次的にスラム街改造を実施して市民福祉の向上を図りたい。総合的な市政各面の事業運営については六月の定例議会で発表したい、と演説した。

続いてさきに行なわれた課長人事の結果、発令された新課長十二人の紹介があったあと、市当局提案の議案説明に入った。

都計などで総括質問／那覇市議会／西銘市長野党が追及

〔琉新・夕　1962・3・14〕

那覇市議会定例議会本会議は十四日午前十時半から開かれた。同議会は西銘市長就任以来初の一般総括質問が行なわれ、野党議員から人事問題、都市計画問題などについて激しく市当局を追及した。

まず、又吉久正議員（無所属）が質問に立ち「さきに行なわれた市長施政方針では具体的な公約実現の計画が示されていない。財政的な裏付けなど説明してもらいたい。

ガーブ川改修問題は那覇市にとって多年の問題であるが、年度内にこれを行なう意思があるかどうか、花屋通り会に対する処置は非人情的である。職員の人事問題で格下げなどが行なわれたが、条例違反ではないか、辞職を勧告された職員はみんな優秀であり、選挙のときに協力しなかったということで辞職を勧告することは地方自治体の破壊にもなるものである」と激しく市当局の態度を追及した。

これに対して西銘市長は「那覇市の都市計画の推進は日米琉政府の援助で推進する以外にない、早急に政府と話し合って援助を得るよう具体的に計画をたてたい。ガーブ川改修工事については年度内に実施するよう、大田主席やアンドリック民政官にも強く要望している。花屋通り会の問題は市の公設市場を改造したあとに収容したいと考えている。人事については決して違法ではない、適材適所で実施したものである」と答弁した。

又吉議員はさらに人事問題について感情的な不当なものであるという点から市長に食いさがった。

続いて森田孟松議員（社大党）「施政権返還問題、那覇市の復興が他県に比べて遅れている原因、日米琉時代による援助ムードで都市計画を行なうのは、現状の固定化をするものではないか」など市長の見解をただした。

これに対して西銘市長は「施政権返還が早急に実現しないということは残念である。しかし、これまでの日米の援助では那覇市の都市計画は予定通り出来ないので援助ムードを利用して強力に進めたい。都市の復興が遅れているのは、いうまでもなく戦争の結果、沖縄が国際的にもあいまいな地位におかれ民政府援助も期待どおり得られていないからである」と答弁した。

そのあと大山（無所属）久場（無所属）議員らがスラム街解消に対する財政的な裏付け計画、窓口のサービス改善、前兼次市長が市議会に提出した定年制の撤廃を撤回するという市当局の方針などについて一般質問を行ない、午前中の日程を終えた。

ガーブ川工事に集中／那覇市会／一般質問を続行

〔沖タ・朝　1962・3・15〕

十四日の那覇市会本会議は、午後一時から再開。南部議長会に出席した高良議長にかわって大山副議長が議事をすすめて一般質問を続けた。とくに工事入札や花屋通り会の立ちのきなど、むずかしい問題をはらんだガーブ川改修工事に質問が集中した。午後四時すぎ宮平消防隊長から大雨による市内浸水状況をきき、散会した。おもな問答つぎの通り。

真栄田議員（人民）　ガーブ川の改修工事は、地主数人の不労所得を高める結果となる。都計法により地主に費用の一部を負担させる考えはないか。

市長　地主がガーブ川の改修工事に相当の利益をうることは、はっきりしている。その範囲内で当然、受益者分担金はとるべきだと思う。施工者の政府が、なんらかの措置をとるべきだ。

真栄田議員　ガーブ川工事は、いろいろな問題をはらんでいる。これは収用法を適用して施工前に土地を接収す

るか、河川法を適用して河川認定をすれば解決できるものだ。その準備はないか。

市長　土地を収用するには相当な期間と費用がかかる。河川法の適用はこれから法規を研究、できればそういうふうにしたい。

黒潮隆議員（人民）　ガーブ川改修工事の民政府補助金は、年度内に執行しないとお流れになる不合理なものだ。着工をいそぐあまり根本問題の解決を忘れ、どたん場にきてさわぎ出すというケースは、こんごも考えられることだ。どう対処するか。

市長　こんごはすべて市が責任のもてる工事にしたい。民政府にも働きかけ二度とこういうことがないようにしたい。

黒潮議員　施政方針に産業経済の向上がうたわれている。金をかけぬ産業振興策としてキビ代の値下がり対策がある。市内のキビ作農家のため政府と折衝する気はあるか。

市長　キビの価格は糖業審議会で決めている。よく検討して政府と折衝する。

黒潮議員　スラムの解消に本腰を入れている。真和志、小禄一帯の郊外では無計画に住宅が乱立されている。市内のスラムを解消するころには、ここがまたスラムになる。これにたいしどういう構想をもっているか。また与儀のガソリンタンクをとりのぞかない限り市街地の改造ははいみがない。市民の財産、生命を守る立場から軍へタンクの撤去を要請する考えはないか。

市長　スラム解消は、年次計画で市内全域を対象にする。郊外の都計は、区画整理、道路整備の面から検討して善処する。与儀のガソリンタンクは、都計の面から好ましいものではない。さきに撤去要請決議もなされたときく。その回答も十分検討して軍と話し合いたい。

原水売買契約を追及／那覇市議会／質疑続行で委員会付託

〔琉新・夕　1962・3・15〕

開会中の那覇市議会では十五日午前十時から本会議を開き市当局提案の議案について質疑が行なわれた。

同議会では那覇市と水道公社との原水分協定問題についてはげしい質疑があった。この協定は以前から懸案となっていたもので、那覇市が十年間水道公社から原水を買う契約。提案理由によると那覇市有水源では需要をみたせないので長田川、比謝川の原水を水道公社から受けて、毎年増加する需要に備えようというもので、この協定による那覇市の負担額は六三年度四万九千六百ドル。六四年度以降毎年五万八千四百ドルになっている。

この協定議案について、まず黒潮議員（人民）が「この協定は公社側の一方的なものではないか。この協定によって那覇市の自己水源が押さえられることにならないか」と質問。当局側は「協定は対等のものであり、この協定をすることによって安心して自己水源の開発もできる」と答弁した。また、**又吉議員**（無所属）は、「まず市民に安い水を与えるということが重要であり、自己水源の開発が課題である。この協定をしても渇水期にたくさん水がもらえるとは限らないので協定の必要はないではないか」と質問。

花城建設部長は「協定がなければ安心できない」と答弁した。さらに、大山議員（無所属）が「この協定は軍からの押しつけ協定ではないか、この協定をすることによって市民に有利な面と不利な面をはっきり示せ」とはげしく当局を追及、「市長は比謝川水源を無償で軍から移管するよう努力するか」とただしたのに対し西銘市長は「議会の意思がそうなら尊重して移管を軍に折衝したい」と答えた。結局、同議案は質疑続行のまま委員会に付託されることになった。

また泊、安謝間の公有水面埋め立て事業を継続審議することについての議案は開発公社からの融資見込みなどについて市当局の態度を追及したが、同議案も委員会で審議されることになった。

頭のいたい〝陳情議会〟／那覇市／閉会中も案件審査に汗ダク

〔沖タ・朝　1962・3・19〕

定例議会のたびに陳情がどっさり。〝陳情議会〟とさえとりざたされている那覇市議会は、今会期もまた陳情案件の処理に悩まされている。経済民生、建設、総務の三委員会に付託されている陳情案件は二十七件。委員会別では、建設委員会がもっとも多く十五件、総務委員会十一件、経済民生一件の順。昨年八月に出されたのが未処理のまま継続審議されているのもある。

陳情の内容は▽道路開設、補修▽学校敷地の無償譲渡▽高圧線の撤去などさまざま。ことしに入ってから受理した十二件のうちもっとも頭を痛めたのは、ガーブ川改修工事をめぐる花屋通り会

のゴタゴタだった。これはまだ解決の見通しはついていない。

山積みの陳情案件をかかえた各委員会は、おかげで閉会中も案件の審査に汗ダク。それでも委員会に出席すれば一㌦六十七㌢の費用弁償がなされるので出席率は本会議にまさるほど。とくに那覇市会のばあい、費用弁償とはよんでいるものの額は決まり、税もつかずごっそり議員のふところに入るので実質的には日当となんらかわりはない一人当たり月十㌦前後の収入になるという。

山積みの陳情案件もこうして審査を重ね議会が結論を出したところで執行機関の協力がなければいみがない。二十六日の本会議に出される高等弁務官あての〝高圧線を地下埋設にかえる〟要請決議案などは、昨年の七月立法院で決議されたばかり。住民の意思をふみにじりさいきんまた真和志や首里の一部に架空高圧線を通す計画があり、ふたたび市会がとりあげたという。高圧線の架設は、住民の生命と財産をおびやかし那覇市の都計をはばむというのがその理由。

積み重ねた議会の働きがむくいられるか、ムダ骨におわるか、すべて相手の出方しだいである。

バス争議で緊急質問／那覇市議会／野党議員が追及

〔琉新・夕　1962・3・26〕

那覇市議会本会議は二十六日午前十時半から開かれた。同議会で開会と同時に現在ストライキ中の首里バス争議について緊急質問が行なわれた。

まず久場議員から『首里バス争議で住民が困っている。市は六〇㌫の株を持っており、市民福祉の立場から市長は解決策があるか』また黒潮議員から「組合の六㌦賃上げ要求は最低の要求であり、会社の経営が問題である。株主として那覇市はこんどの争議についてどのような解決策を持っているか」と質問したのに対し、西銘市長は『会社幹部とよく協議して円満に解決させたい。あくまでも会社に主体性を持たせて、労使双方による解決を促進させたい』と答弁した。

そのあと市当局提案の議案について質疑を行なった。

市議会が解決に努力／首里バスきょう団交再開

〔琉新・夕　1962・3・27〕

スト四日目を迎えた首里バス争議は二十七日午後四時から団交を再開することになった。

この団交では中労委のあっせんで労使双方が中労委調停申請前の白紙の立場に帰して、具体的な数字検討を行なう。

組合側としては財源はじゅうぶんあること、会社のいっている赤字財産状態だということを二十六日開かれた闘争委員会で検討した結果黒字であり、六㌦の要求額はのめるとみている。

なおこの日は官公労、沖交労各支部の組合員など支援団体約二百人がかけつけ、労働歌を歌って気勢をあげていた。

沖交労、市議会に陳情

争議中の沖交労組員約二百人は二十七日正午、開会中の那覇市議会に押しかけ、首里バス支部の六㌦賃上げを陳情した。

この日は市議会の最終日で、全日程が終わったあと、正午から首里バス争議について質疑が行なわれ、野党議員らが激しく首里バス大株主としての市当局の態度を追及した。議場内はハチ巻き姿の組合員がつめかけ、そのなかでまず砂川沖交労委員長が六㌦賃上げ闘争の説明を行なった。

そのあと久高、森田、又吉議員らが「市当局は大株主として首里バス会社の経理状態をつかんでいるか、組合の六㌦要求は最低のものである。争議解決についてどういう策を持っているか」と質問したのに対し、西銘市長は「組合の六㌦要求は妥当なものとは認める。六㌦賃上げが可能かどうかはよく調査してみないとわからないが、この争議はあくまで労使間で解決するよう会社幹部にも申し入れたい」と答弁した。

市議会はこの陳情を満場一致採択、市当局は早期解決を促進に努力することになった。砂川委員長が『市議会、市当局もきょうから労使の団交にのぞみ、われわれの要求が実現するよう努力してほしい。組合もストを解くよう努力する』とあいさつ。首里バス争議の解決に明るい見通しがついた。

首里バス再びストップ

〔沖タ・夕　1962・4・1〕

一律六㌦の賃上げをめぐって闘争中の首里バス争議は、二日にわたる団交が

一日午前五時に決裂、午前六時の始発から第二波ストに入り、再び首里バスはストップした。

各停留所には、バス・ストップを知らずに首里バスを待っている人が多く混雑した。銀バス、タクシーに市民の足は殺到。三十一日の団交は午前十時から正午までその後午後二時から六時まで労使代表の経理計算の再調査をした。

ひき続き団交再開①減価償却②三ドルアップによる人件費③車賃の上昇率④株配当などを中心に再検討した組合側は十分財源があるとみて激しく追及。一方会社側は、財源はないと、労使の見解はわかれた。

二日にわたる強硬団交は妥結点を見出せず、泥沼様相をみせてきた。決裂後沖交労闘争委は、戦術会議を開き、第二波ストについて検討したところ賛否両論があったが、二十四時間ストに入った。

平均三ドル（一律二ドル調整給一ドル）の線から一歩もゆずらない会社側はさらに経理計算を検討するとともに役員会議を開き、賃上げについて話し合い、結論がでてから団交再開を申し入れるというが回答いかんによっては第三、第四波も辞さないという。

人民党議員の旅券おりず／那覇市議会／本土視察団、出発延ばす

〔琉新・朝　1962・4・10〕

この十一日出発予定だった那覇市議会の本土行政視察団は人民党議員二人のパスポートが許可にならないため出発を延期した。これまでも人民党議員の本土視察の旅券は許可されたことがなく、それによる那覇市の未執行予算はこれまで二千二百五十ドルにのぼっている。

パスポートが保留になっている議員は、黒潮隆議員、儀間真祥議員の二人で、申請して二十日近くなるがまだ許可になっていないもの。行政視察は大山副議長を団長として八人が十一日に出発、九州から東京まで約二十日間にわたって地方行政の視察をすることになっていた。しかし二人のパスポートが保留になったため、市議会では出発を十五日に延期し、高良議長、西銘市長らも早く許可になるよう民政府に折衝することになった。

那覇市議会の人民党議員は、これまでも本土行政視察のための旅券は許可になったことがなく、前期の人民党市議九人も視察旅行に出発できなかった。このため市では九人分の旅費二千二百五十ドルが未執行のままになっている。

こんど保留になった黒潮議員は旅券申請をして許可にならないのが、こんどで五度目。儀間議員は四度目。両氏とも「同じく市民から選ばれた議員であり、全くひどい話だ。同じ人民党議員でも立法院の場合は許可になっている。このような不公平は許せない」と憤慨している。

首里バス・スト妥結／一律4ドル50セント賃上げで

〔沖タ・朝　1962・4・11〕

賃上げをめぐり労使が対立していた首里バス争議は十日午後七時からの団交で会社側が一律四ドル五十セントの妥結案を出し、組合側はこれをのみ、四十余日ぶりに妥結した。まず会社側が四ドルの線を出したが、組合側がけった。その後休憩に入り、午後十時すぎ再開、さらに会社側が四ドル五十セントのあゆみ寄りをみせたので、組合側は闘争委を開き、組合員と調整した結果、一律四ドル五十セント、四月一日から支給するということで手をうった。

泊浄水場拡張工事始まる／けさ起工式／水キキンの緩和へ／送水管とりかえもすすむ

〔沖タ・夕　1962・4・13〕

泊浄水場の拡張工事起工式は、十三日午前十一時から同構内で首席民政官代理シーツ副民政官、大田主席、長嶺立法院議長、西銘那覇市長、高良議長、宝村開発総裁らおおくの人が列席して営まれた。

式は上原波上宮司のおはらいではじまり、各列席者が祭壇に玉串を供えた。西銘市長、高良議長とこの工事を二十九万八千八百ドルで請け負った小波津組社長小波津選良氏の三人が鍬入れをした。

浄水場の拡張工事は、八十五万ドルの開金起債と二年の歳月をかけて那覇市が手がけている水道施設総合改良事業の一つ。いま市民一人当たり一日平均百二十リットルの給水量を百六十リットルから二百三十リットルにふやすため浄水能力五千立方メートルのアクセレーターを二つ新設するほか配水池を増設する。工期は一年。

この拡張工事にさきがけMGコンストラクションがすすめている牧港ポンプ場―泊浄水場間の十四インチから二十インチへの送水管のとりかえ

工事もなかば済み、来年度から那覇市の水キキンは、大幅に緩和される。

人権協会に訴える／那覇の二市議／パスポートおりず

〔沖タ・夕　１９６２・４・14〕

那覇市会の本土行政視察団（団長・大山盛幸氏）八人のうち六人は十四日の波之上丸で渡航したが黒潮隆、儀間　真祥の両議員（人民党）は、パスポートが許可されず、十四日両氏は人権協会へ「早くパスポートがおりるよう交渉してほしい」と訴えた。

両氏はすでに補助申請も出し、民政府が十三日までに回答することになっていたが、なんの回答もないと語っている。

人権協会の福地事務局長も「両氏の渡航は、議会の決議を得て公務のためである。他の六人と同じように許可されるべきものだ。もし補助申請を拒否すれば、議会を無視したことになるので、十六日理事会を通し、民政府に申し入れるといっている。

両議員は、法の下で平等であるべきものがわれわれだけを拒否することは、今度の新行政命令にも違反するものである。今度の渡航が拒否され、本土視察の調査ができなければ、次の議会に支障をきたす。われわれの力でどうにもならないときは、人権協会を通じ、日本、アメリカの自由人権協会に訴えると語っている。

地下ケーブルはむり／高圧線問題で民政府回答

〔沖タ・朝　１９６２・４・24〕

那覇市議会は市内に架設されている米軍の高圧電線と、将来市内に架設される高圧線を地下ケーブルに切り替える要請決議を行ない、決議文を高等弁務官に送っていたが、二十三日民政府はつぎのように回答した。

地下ケーブルは経費が高架より約五倍も必要とするので困難である。しかし市内の高架線の一部を移すため那覇送電支所―与儀送電支所間に高架ケーブルを架設中で、この工事はすでに半分完了している。那覇市内の高架高圧線は、那覇基地、国際空港、電電公社首里、壺川支所、南部方面に電力を供給する基幹送電線で、これらの地域は政府の電力需要が必要である。

すでに地下ケーブルか高架かの比較検討の域はすぎて、一号線沿いの土地の開発計画の時期にある。民政府は高架高圧線の安全性に関する配線、建設について鋭意検討している。

聖公会の学生センター建設決まる／玉陵一帯の千坪に／那覇市が建築申請確認

〔沖タ・朝　１９６２・４・25〕

那覇市建築課は、このほど市内字大道宗教法人沖縄聖公会からだされた首里玉陵の学生センター建築申請を確認した。

沖縄聖公会が一昨年、日・米聖公会と協力し、世界組織の一環として学生センターの建設を計画▽琉大にちかく授業の合い間や終了後にも利用できる▽学徒の修養にふさわしい静かな場所▽最小限千坪以上の土地を必要とするといったことから玉陵を候補地にあげ、敷地を買いとったが、郷土の文化を守る会（山田真山会長）らからこの計画にものいいがついて三年らいもめ続けた。

玉陵は文明弘治十四年の創建、尚円王以来歴代国王の墓陵である。その敷地に教会堂や学生センターをつくるのは史跡をこわし文化財の価値を失うというのが反対理由。六〇年十月全会一致で玉陵への学生センター設置反対を決議した那覇市会へ玉陵保全の陳情をした。これと前後して沖縄聖公会、琉大学生会も那覇市会へ学生センター設置陳情するなど、争いは市会にもちこまれこれまで審査を続けていた。

この建築確認は、政府のすすめによるもので、技術的基準にふれない限り建築確認を拒否することはできない。つまり学生センターの設置を拒否する法的根拠がないという。

墓の向かいは緑地帯

玉陵と道一つへだてた千百七十四坪の敷地に鉄筋コンクリート百二十三坪の平屋ビルをつくり、うち九十一坪は学生センター、残り三十二坪は牧師館にする計画。建物はできるだけ安国寺側によせ、墓の向かいは緑地帯にするとの条件がついている。

〝円満解決を〟

沖縄文化を守る会会長山田真山氏の話　わたしたちは聖公会の学生センター教会設置には賛成で喜んでいる。ただ沖縄の特別重要文化財である王様の墓地が傷つけられることは、将来沖縄の文化財に大きな損失で残念なことであり、反対している。できるだけことを円満に解決するためちかく幹部が集

まって聖公会に直接お願いし、お互いに損害のないようにしていきたい。聖公会としてはすでに土地も買い上げたようであるが、その点一般住民にも呼びかけ、他に土地を求めるように聖公会にお願いする。

―社　説―
那覇市に戦災都市復興法を適用せよ

〔沖タ・朝　1962・5・1〕

西銘那覇市長は、南方同胞援護会や総理府特連局に、那覇市の復興事業に対する援助要請をするという。遅々として進まない首都整備を推進するには、ぜひとも本土の戦災復興特別都市計画法を適用してもらい、援助の形で強力に進めた方がよいという考え方によるもので、援助要請項目として十七件(九百三十万三千三百余ドル)を掲げて折衝するもようである。

那覇市の復興については、これまでも見忘れられたわけではなく、これまでもわずかながら行なわれてきている。都市合併など一連の行政措置と並んで、区画整理(旧市内)や幹線道路網の整備など、かなりの成果をあげている。しかし、首都建設法や都市計画法という法律があるにもかかわらず、現状はあたかも、それが空文どうようのかっこうである。

市民の福祉の面では全く保証されず、河川のはんらんに苦しみ、水道の断水は年中行事と化している。

それに、主要道路を除く多くの道路は、まだ舗装もされず放置され、舗装はすんでいても歩道のない不完全で危険な道路がほとんどである。人口二十三万をかぞえる都市にしては、公園もなく、子どもの遊び場とか、公会堂すらないといった貧弱都市で、なにもかもこれからという実情である。これでは文化都市はおろか、首都とは名ばかりの集落にしかすぎない。

那覇市は戦争で完膚ないまでにこわされ、戦後も、かなりの期間アメリカ軍が駐留していたため、都市づくりに手をつけるのが遅かった。それに、開放も全面的に行なわれなかったせいか、思い切った都市計画ができず、ついに今日のような片輪の町を生んだ結果となった。その点、那覇市は、他のどの都市よりも、戦災都市としての不遇をかこっている。ところが、本土政府は戦災都市としての那覇市の復興について無関心というよりも、責任の所在をハッキリと示すこともしなかった。歴代那覇市長や政府が、機会あるごとに、この点について本土へ訴えつづけてきたが、残念ながら、反応らしいものは見当たらなかった。さいわい、本土政府はアメリカと協力、沖縄に対して大幅な経済援助を行なう予定であるので、那覇市の復興についてもっと関心を払うべきであろう。その方法としては、なによりも本土の戦災復興特別都市計画法を那覇市に適用することである。

治水、都計対策委を任命がえ

〔沖タ・朝　1962・5・7〕

那覇市はちかく治水対策と都計委員を任命がえする。新しく任命される委員はつぎのとおり。

▽治水対策　平和通り会長国吉大昌、むつみ橋通り会長中根湧勇、市場本通り会長嘉陽宗正、中央市場通り会長屋宜亘徳、都計課長嘉手納是敏、建築課長玉城栄盛、消防隊長宮平栄治、那覇署長新垣淑重。

▽都計　市会議員平良真次郎、同真栄田義晃、同森田孟松、学識経験者大城竜太郎、宮里栄一、建設部長花城直政、都計課長嘉手納是敏、建築課長玉城栄盛、庶務課長宮平勝哉。

戦前の吏員に退隠料支給／
那覇市会総務委で採択

〔沖タ・朝　1962・5・10〕

九日午前十時から開かれた那覇市会総務委員会は、旧那覇市職員退隠料支給条例を審査、採択した。

これは、戦前の那覇市有給吏員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助条例による退隠料の既得権や請求権者に退隠料の支給を復活しようというもの。昨年十二月の定例議会に出され継続審査になっていた。

この退隠料条例の適用をうけるのは▽四六年一月二十八日以前那覇、首里両支役所をやめ、戦前の条例で給付をうけていたもの。またはその遺族でこれをうけることができるもの▽四六年一月二十八日現在、那覇、首里両支役所に在職していたもの。またはその遺族で退隠料の請求権をもつものとなり、これまでの調べによると二十人ちかい該当者がいるという。

退隠料の支給額は、戦前の俸給年額をドルにかえ二百五十ドルから八百五十二ドルの十九段階にわけて算定する。俸給年額四百八十円の人だと戦後の仮定俸給年額は二百五十ドルぐらい。その三分の一の退隠料が支給される。

建築制限でくい違う／ガーブ川の水上店舗／政府と那覇市

〔沖タ・朝　１９６２・５・11〕

ガーブ川改修工事もいよいよ着工の運びになっているが、水上店舗の建築許可をめぐって建運局と那覇市との間に意見の対立があって、その取り扱いが注目されている。

建運局では、十日午後二時から局内会議室で那覇市側とガーブ川排水路上部の建築物の取り扱いについて話し合った。

都市の美観といった点から、水上店舗は同一規格の恒久建物にすることに話がまとまり、関係者の建築協定によって建築確認を受けることになっていたが、土地が私有地であるため果たして建築制限ができるか…との疑問が出て、十日の関係者話し合いになった。

建運局では都市計画法による用途地域（ガーブ川の場合、防火地域）に指定し、それによってしか建築制限できないと主張したのに対し、那覇市側は排水路であるので用途地域の指定はする必要がない。むしろ主席の権限によって建築許可条件で制限すべきであるとして意見の一致はみられなかった。

建運局では法務局に法的解釈を照会、それによってあらためて那覇市との話し合いを持つことにしている。

組合は政府案支持

一方、ガーブ川水上店舗組合では連日役員会を開いて検討しているが①地主との建築協定を結んだのち一せいに移転する。組合としては、政府案を支持し、防火地域として指定を受けてブロック建築をする②移転の時期は、立ちのき先の整地が完了したのちにする、といった点から近く各組ごとに検討し、臨時総会を開いて移転することになっている。

しかし、これまでに問題になってきた味楽食堂、普天堂医院など改修工事のため取りこわされる店舗と那覇市との補償についての話し合いが進展しないので、積極的な解決策をはからない限り、今月一ぱいの立ちのきは困難とみられている。

学生センター建設に反対／那覇市総務委／「文化を守る会」を支持

〔琉新・朝　１９６２・５・11〕

玉陵敷地内の学生センター建設問題について、那覇市議会総務委員会では十日午後二時から委員会を開いて審議した。その結果「文化財保護の点から学生センターの建設には賛成できない」との結論を出し、文化を守る会（会長山田真山氏）の主張を支持した。

この問題は、沖縄聖公会が玉陵域の一部敷地を買収し、学生センターを建設する計画をしたのに対し、文化を守る会が強力に反対して約三年間ももめ続けている問題。

これについて那覇市議会では、六〇年にも玉陵域内の学生センター建設に反対決議を行なったが、昨年ふたたび聖公会と文化を守る会の双方から協力陳情が出されていたもの。

結局、那覇市議会総務委員会の最終審議で「玉陵は琉球民族の文化財であるとの観点から、そこに学生センターを作ることはあくまで賛成できない」と全員一致で文化を守る会の陳情を採択、聖公会の陳情を不採択にした。同委員会では、この結論を本会議に提出し正式に市議会側の意思を表明することになった。

市制初のマンモス予算／総額三百二十四万ドル／工事量は昨年上まわる

〔沖タ・朝　１９６２・６・４〕

春闘にたたられのびのびになっていた那覇市の六三年度予算がまとまった。総額三百二十四万二千四百ドルにのぼり前年度にくらべ七十五万九千百七十一ドルの増。政府補助金が三十三万ドルもふえたのが原因とされているが、自己財源ののびも急テンポ。那覇市制いらい最高のマンモス予算となっている。

財源別にみた歳入は、▽自己財源二百三万五千三百三ドル▽依存財源百二十万七千九十七ドル▽市債八十一万七千二百六十八ドルとなり、自己財源では▽市税の九十六万一千七十八ドル、市町村交付税の六万三千五百六十四ドル、財産収入の三十六万三千二百二十一ドルといったのが大口。十一万六千八百七十二ドルの講和発効前の補償は、賃上げ春闘で行き詰った予算のピンチヒッターとなった。

百二十万七千余ドルの依存財源は、政府支出金三十八万九千八百二十九ドル、市債八十一万七千二百六十八ドルのわりあい。

これにたいし歳出は、人件費九十三万九千余ドル、物件費十三万一千余ドル、事業費百七十四万三千余ドルの順。事業費を各項目別にみると、土木費七十一万三千八百ドル、都計事業二十八万二百ドル、社会事業五十一万百

ドル、労働関係四万五千六百ドル、保健衛生事業四万八千三百ドル、産業関係十万五千ドルとなり。道路、橋梁、排水、護岸、河川の新設、改良や都計事業に重点がおかれている。

西銘市長公約の一つスラム街解消と結びつく住宅建設に四十六万三千六百余ドル、公設市場建設費として二万四千四百ドルも当てられたのが、目新しい事業となっている。

前年度よりへったのは土木関係で十八万一千八百七十三ドルの減。これは金のかかる埋め立て事業が峠をこしたためで実質的には、工事量は昨年をうわまわっている。

「建築確認」のミスで裁判ざた／那覇市／支払い迫られる補償／工事停止被害の七千ドル

〔沖タ・朝　1962・6・5〕

那覇市は、いま七千ドルにのぼる損害賠償の支払いにせまられている。いずれも建築確認の落ち度から提訴され、裁判ざたになったもので、一件は判決による支払い命令、一件は係争中の事件のケリをつけるため相手の和解に応じたという。

（その一）那覇市は、市内松川上里〇〇さんと足かけ五年ももみ続けた火葬場さわぎに終止符をうった。五八年八月上里さんが、市内真地俗称真地原に火葬場をたてるため那覇市に建築確認を求めたのがこの争いのもと。

那覇市は、上里さんが「沖縄群島墓地埋葬等による条例」による特殊建築物の敷地位置の許可をうけていないというので建築確認をとり消し工事停止の通知を出した。

上里さんは、さっそく市長に火葬場の位置許可を願い出たが都計上このましくないとの理由でけられた。そのため基礎工事にとりかかった火葬場は宙に浮き、約五千ドルの損害をうけた。

たまりかねた上里さんは、五九年三月那覇市を相手どって中央巡裁に提訴、六〇年二月不許可処分取り消しの勝訴判決をうけた。那覇市はこの判決を不服として上訴原審破棄差しもどしの判決が下り中央巡裁の法廷を舞台にこれまで争い続けていた。長びく法廷闘争にうんざりした上里さんが和解案を出してあゆみより、話がついたもの。

和解案は①那覇市が計画している安謝衛生センター埋め立て地に火葬場用地をとり上里さんにゆずる②火葬場の不許可処分による損害賠償として那覇市は二千二百二十九ドル余を支払う③この事件をめぐってこんご一さいの請求をしないとの条件づき。八日からはじまる定例議会の承認をえて和解するという。

ＰＴＡの横ヤリで／建築中止された映画館

（その二）双葉商事が那覇市を相手どって中央巡裁に提訴した一万四千四百余ドルの損害賠償金請求事件は、このほど那覇市にたいし五千ドルの賠償金を支払えとの判決がいい渡された。

訴えによると、双葉商事は那覇市与儀に鉄筋コンクリート三階建て延べ三百七十二坪の映画館をたてるため五九年七月那覇市の建築許可をうけた。

さっそく着工するとともに映写機購入のため、関係者に契約金として二千ドルを支払い準備を進めた。

ところが、学校の近くに映画館ができるのは教育上よくないと与儀小校のＰＴＡがさわぎ、ほぼ工事が完成した五九年九月二十一日に市役所が工事施工の停止を命じ、さらに建築確認取り消し通知をした。

この行政措置によって膨大な損害をうけたとなっている。

民事二部の照喜納判事が審理した結果、双葉商事のうけた損害は七千五百四十七ドルと認定。市当局に手落ちがあったが、商事側にも過失があったと相殺して市当局は五千ドルの損害賠償などをやれと那覇市長に言い渡した。双葉商事では、賠償金が安いと上訴する動きもある。

一社　説一　ガーブ川工事を遅延させるな

〔沖タ・朝　1962・6・8〕

こう着状態の、ガーブ川改修工事を推進する意味で、五日政府と那覇市当局が話し合ったが結果は物別れのかっこうとなった。原因は、用途地域指定をめぐって両者の意見が対立したからである。つまり、政府（建設運輸局）側の言いぶんは「市の立ちのき補償問題を早めに解決してほしい（目下は七十件のうち解決ずみは八件）」というのに対し、市は「補償問題の方は着々と解決しつつあるが、公共施設の指定を受けた店舗建設を認める場合、法的解釈を統一すべきで用途地域指定（建築）は主席の許可制で制限すべきである」と主張、政府側はこれに反対したためだが、第三者の目からは、責任のなすり合い、水掛け論の反目としか映

らない。ということは、那覇市の場合、補償事務の不手際も問題だが、なぜ店舗側となっとくのいくまで話し合いをやらないのか、その辺が不明瞭な印象を受ける。一方、政府にしても工事の責任を負う立場にある以上、用途地域の指定についてもっと市側と意見の調整をはかる必要があろう。

もともとガーブ川改修問題は、那覇市と政府の間にわだかまりがなかったとはいえない。その源流にさかのぼれば、瀬長市長の頃、同市長が政府に河川法の適用を望んだが、これに対し政府はガーブ川は川ではなく溝であるとの理由から暗に改修を市当局に押しつけたいきさつもあって、多分に政治や政争に巻き込まれるといういわゆる「臭い川」の歴史を抱えた川だけに、一般はそのギセイになった点も見落とせない事実であろう。

この間、公共を眼中におかない一部地主の反対、水上店舗組合などの利害論がうずまいて、工事のブレーキ役を買って出たことも記憶に生々しい。さらに工事見積もりをめぐり土木請け負い業者の反対、なん度かの入札失敗、果ては国際入札のお流れなど、文字通り、改修工事は幾多の難関に会いながら一進一退をつづけてきたというのが、これまでのなりゆきである。

もちろん、その背後には民政府が絶えず介入しており、そのために入札が手間取ったということも考えられるが、せんじつめれば、施工当局と協力者の那覇市の責任は重大であって、市民に責任を問われた時それを免れるわけにはいかない。それを思うと、政府や市は、意見の対立にことよせてこれ以上工事をおくらせてはならないのである。工事が施工上複雑でありかつ資金の多くが、アメリカの援助に頼っているため仕事を進めにくいという点については同情できるが、市民の福祉に直接結びつく工事だけに万が一工事のチャンスを見失うようなことがあった場合は、行政主席も市長も共に責任を負わなくてはなるまい。

那覇市会／西銘市長、施政方針説明

〔沖タ・夕　1962・6・8〕

那覇市の第五十二回定例議会は、八日午前十時すぎ開かれた。西銘市長のあいさつ、高良議長による九州議長会、全国議長会の報告、全国議長会で議会に長年勤続者として表彰された儀武息睦氏ら八氏の表彰伝達のち、西銘市長が施政方針をのべた。

就任してからすでに五か月、その間前市長が残した施政を引きついできた西銘市長には、初の施政所信の表明、引きつづき議案上程の説明にはいった。施政方針要旨つぎのとおり。

公共市場を改築／長期計画で郊外地開発

本土の他県が戦災復興事業から市民福祉の水準ひきあげに力を入れているのにたいし、那覇市では、いまだに都計事業中心の行政がなされている。このおくれをとりもどすには、日米琉政府の共同責任で、各種事業を国家経費で促進する体制の確立に基本行政の目標を置くべきだ。

都計　六三年度は、現行都市計画をもとにし、さらに首都建設委員会の策定した首都建設基本計画を尊重して、各種都市施設を整備したい。中心地区の市街地改造計画を早く立て、不良住宅街の解消、諸施設の完備、旧那覇市の発展、郊外地域の開発について六四年度をふりだしに長期計画を立てる考えである。

本年度の都市計画事業は、公営住宅の建設費をはじめ、基幹道路の舗装、河川改修など、八十五万余ドルにおよぶ事業が政府直営、ならびに市への補助金として計上されている。

ガーブ川改修工事　すでに南洋土建が落札着工の運びとなった。早く工事ができるよう水上店舗の移転用地の整備につとめている。この工事に関連して公設市場の改築計画を進め、九月の定例議会に提案を予定している。

土地区画整理事業　現在、施行中の美栄橋地区は確定測量をおえ換地処分認可申請の段階に来た。第二次土地区画整理事業としては、壺川、寄宮の両地区を予定し、今年度一般会計から十四万三十九ドルを繰り入れ、事業を実施する考えである。

水源を開発

水道　水道施設は昭和八年給水人口六万人を対象に建設されたものである。人口二十三万余に達した現在では、必然的に給水量がふえ、需要をみたしきれない。

市財源により、一般土木事業として主要道路の舗装工事、排水路の新設、改良事業など実施し、交通の円滑化と、排水不良による浸水地域の改善に努力する。そのほか現市内の墓地整理を円滑にするため識名霊園の用地買収をする。泊、安謝間の埋め立て事業をつづけ工業衛生センターの用地をつくりたい。

今年度はさきに開金融資を受けた送水管の敷設がえ、泊浄水場拡張工事、市内配水管の増設工事の完成に万全を期し、三月の定例議会で要請決議された長田川、比謝川の水源地の獲得、安謝その他の水源開発に努力したい。

住宅　不良住宅解消についてはすでに六、七、八、九区の調査をおえ、検討している。その結論にしたがって市街地改造計画をたてる。今年度は、第一段階として、調査ずみ地区の測量費を計上した、東町、辻町に市営住宅を建設するほか、公営住宅法により公営住宅約二百戸が建設される。次年度から政府の公営住宅建設五か年計画にそって、住宅難を解消していく。

産業　振興策としても商工相談各種品評会、展示会、中小企業団体の指導育成などに予算を計上した。観光事業の指導育成にも努力したい。

労政　那覇市の失業対策事業は人口の都市集中化にともない、相当力を入れなければならない。就労者の賃上げと、就労回数の増加について、政府に折衝をつづけた結果、明るい見通しをえた。

積極的に資金確保

財政　那覇を「理想都市」に近づけるには、多くの金が必要であるが、市の財政は心もとない。

政府支出金や市債などの依存財源をのぞく経常財源は、約百七十万ドル、これにたいし人件費、物件費などの経常経費が約七七％をしめ残り二三％を事業費にあてる状態である。健全財政を堅持し、採算性のある事業は起債にたより、それ以上の分野は、現状を開拓して財源強化の方策を考えなければならない。中央税を地方税へうつすこと、市町村交付税の単位費用ひきあげなどを政府に折衝する。都計事業、公営住宅の建設を主とする建設事業は、日米琉政府が協力するよう、積極的に資金確保につとめたい。市の一般会計予算は三百万ドルをこえ、戦後最高をマーク、都計事業費は、昨年の四万余ドルにくらべ二十八万余ドルと、約七倍にふえている。六四年度からは、プライス法案の改正、本土政府からの援助など大きな期待がかけられ、見通しは明るい。

援助の具体案追及／那覇市会活発な質問戦

〔沖タ・夕　1962・6・11〕

第五十二回那覇市定例議会はさる八日から開かれ、四日目の十一日は午前十時から本会議が再開されて西銘市長の施政方針に対する一般質問が行なわれた。真っ先に質問に立ったのが野党の久場議員「施政方針の中で那覇市の都市計画事業を日米琉三者の共同責任で推進していくということがうたわれている。しかしながらその具体的な方針が何一つない。それを具体的に示してもらいたい。七月から公営住宅法が施行される。那覇市に二百戸の割り当てが内定しているといわれるが、その公営住宅法によって那覇市の住宅問題が解消されるという錯覚があっては困る。スラム街の解消、その他住宅建設について那覇市独自の計画があるかどうか。また那覇市は人口の増加にともない交通量も激増し、交通行政が大きな社会問題となっているが、それに対する対策はあるか」など鋭く追及した。

これに対し西銘市長は「都市計画事業を日米琉三者で推進していくことについては池田・ケネディ会談がその後とぎれて残念ながら具体的な説明をすることができない。しかしさいわいにも民生向上五か年計画があり政府の協力を得て着々と推進していくつもりである。また住宅問題については政府の公営住宅法だけに依存する気持ちは毛頭ない。那覇市の財源、あるいは起債によって住宅難に対する対策を講じたい。交通行政については久場議員が指摘している通りであり、この問題も琉球政府の協力を得て解決に努力したい」と答弁した。

さらにその後久場議員が質問に立ち「琉球政府の協力を得てあらゆる問題を解決していく決意は大いに結構なことである。さいわいに西銘市長は自民党の総務でありまた大田主席の子分というか、あるいは那覇市長としてというかとにかくどっさり予算の獲得に力を入れてくれ」と要望し、市長はじめ全議員を苦笑させていたが、さらにつづけてガーブ川の改修工事着工の遅延について当局の責任を追及した。

この問題と関連して人民党の黒潮議員も「去年十月着工予定のガーブ川改修工事がいまだに実現を見てないのはどういうわけだ。それを明らかにしてもらいたい」と食い下がった。

答弁に立った西銘市長は「申しわけない。遅れた原因は政府と那覇市の建築確認について見解の相違があったこと、商店組合の移転先について組合側との調整が困難だったこと、立ちのき補償問題で手こずったことなど」主な原因をあげて釈明したが、午前中は野党攻勢で西銘市長は終始低姿勢で答弁につ

とめていた。

交通対策などただす／那覇市会、一般質問続く

〔沖タ・夕　1962・6・12〕

那覇市定例議会は、十二日午前十時再開、前日に引きつづき西銘市長の施政方針をめぐって、質問した。

赤嶺一男議員（自民）　車両増加でマヒ状態になった那覇市交通対策、輪禍防止対策を聞きたい。

花城建設部長　都計事業の一つとして、幹線道路や旧市内、国際通り、真和志を結ぶ道路を整備する。輪禍防止としては、陸橋、地下道といった道路保安施設を設備する一方、むつみ橋下流に駐車場設置、交通安全に役だてたい。

大山盛幸議員（無所属）　那覇市に対する政府の補助金が大幅にふえよろこばしい。

ところが市長のいう日米両政府からの援助はどうなっているか、またその援助による事業はどういうのを計画しているか。

西銘市長　政府の民生五か年計画によって、那覇市でも都市復興に力を入れる。できることなら機構改革ののち那覇市独自の成案をいそぎ、それを基準に援助を獲得したい。

大山議員　成案の時期目標といったものは。

西銘市長　おそらく七月以降になると思う。来年の予算議会までには完成させたい。

大山議員　マヒ状態になった都心の交通緩和策として那覇市が中心となり、交通円滑化対策委員会といった機関を設置したらどうか。

西銘市長　那覇の交通事情は、年々深刻化している。早く解決しなければならない。駐車場、ロータリーの増設、地下道、一号線のバイパスの新設とやるべきことは多い。関係業者と手をとりあって、その解決に努力したい。委員会の設置も検討する。

大山議員　観光資源の開発として、さきに要望した首里城下の作戦洞の発掘、首里末吉の政府立公園指定、社壇の復活はどうなったか。

西銘市長　財源のゆるすかぎり、観光資源の造成に努力する。手はじめに九月の厚生予算に作戦洞の調査費用を計上したい。

大山議員　市内松山町の米人家族地区への出入りがさいきんまた制限された。ふきんの人は困っている。

西銘市長　善処を要望する。都心の米人住宅地域は、都計のガンになっている。できることならほかの場所に移したいと思う。立ち入り制限の解禁に努力する。

火葬場問題など追及／那覇市議会／市長提出議案を審議

〔琉新・夕　1962・6・13〕

那覇市議会本会議は十三日から、市長提出議案の審議にはいった。その中で、火葬場の訴訟問題についてもめた。

この問題は五八年からの係争中のもので、火葬場の建築確認をしたあと市当局が、都市計画上好ましくない、と取り消しになったもの。市当局の議案では、この事件を和解するため二千二百ドルの損害賠償、安謝衛生センター敷地を優先的に売却することを議会に提案したもの。

本会議では、久場（無所属）久高（民連）森田（社大）宮里（自民）議員らが「和解の条件が甘い。係争中であり、まだ裁判に勝つか敗けるかわからない。建築確認は書類がそろえば認めるというようなことからこのような問題が生じている。こんごも都計上の問題と建築確認の問題からこのようなことが起こる可能性が強い。建築確認の法的根拠を示せ」など当局の態度を追及した。これに対し花城建設部長は「都計法と建築基準法の関係が複雑である。関係法規をよく研究し、法の整備も研究し、こんごこのようなことが起こらないようにしたい」と答弁した。

安謝海岸埋め立て／那覇市議会／原案通り承認

〔琉新・朝　1962・6・14〕

十三日開かれた那覇市議会本会議は、市当局提案の議案審議をおこない、泊、安謝間の公有水面埋め立て事業の工事契約などを原案承認した。

この埋め立て工事は、開発公社からの起債八十五万ドルでおこなわれるもので、泊、安謝間の水面二十万八千三百平方メートルを埋めたてる。すでに工事は五つの工区に分けて落札しており、市議会の承認が得られたので、今月末から来月にかけて着工される予定。

工事の完成は一年後であるが、完成後は衛生センター敷地、住宅地などにする計画。

三役の給与倍にふやす／議員報酬と抱き合わせで

〔沖タ・朝　１９６２・６・18〕

十六日午前十時から開かれた那覇市会総務委員会は、▽市職員の給与▽市議報酬および費用弁償▽市職員の旅費支給の三条例の一部改正案を審議、原案通り承認した。

きっとあれるととりざたされていた職員一人平均六㌦三十三㌢の賃上げにともなう三役の給与倍増案も議員の報酬ひきあげとだきあわせでスラスラ。黒潮議員（人民党）が異議をとなえたが討論をはぶいて表決、絶対多数で片づけた。

原案によると市長は百二十五㌦から二百五十㌦、助役二百㌦、収入役百五十㌦にひきあげ議員は五十㌦から百㌦にふやす。それにこれまで支給されていなかった本会議の費用弁償も委員会なみに一㌦六十七㌢支払われるという。

那覇市会／援助削減で緊急質問／市長／立法院議員説得に動く

〔沖タ・夕　１９６２・６・26〕

那覇市会は二十六日午前十時半から本会議を開き、公営住宅二百戸の設置、機構がえなど十三の議案を各委員会の承認した原案通り可決した。四月に本土出張した議員団を代表して大山副議長が調査結果を報告、引き続き赤嶺慎英議員が、今問題になっている減税にからむ米国の援助削減をめぐって緊急質問した。立法院で所得税法を改正して減税した場合、米国は中金、開金をはじめ那覇市への補助を減らすと伝えられている。この動きをよそに議案処理を続けてもさしつかえないか、と質したのに対し西銘市長は、那覇市への援助は心配することはない、と次の通り答えた。

高等弁務官は上院の沖縄援助増額をみるには減税はこのましくない、との意向のようだ。私は日曜日に主席に呼ばれ、立法院が減税に踏み切り、米国の援助が削られた場合、公営住宅法による住宅設置の政府補助金が削られるかもしれない。那覇地区出身の立法院議員を説得してくれ、と頼まれさっそく各議員と話し合った。那覇市に対する補助や起債について私は期待がもてると確信している。心配することはない。議案処理は続けてほしい。

那覇市会／分水協定採決持ち越す／きょう水道公社と話し合い

〔沖タ・朝　１９６２・６・27〕

二十六日の那覇市会本会議は午後一時再開、六三年度予算案など二十四の議案を処理した。そのうち各委員会が承認した原案通り可決されたのは二十三件。三月議会から継続審議になっていた問題の分水協定案は、十年の契約期間をめぐって議論続出、採決は二十七日の本会議にもちこした。

この分水協定は、これまで年間五万㌧分の原水を買っている那覇市と水道公社との分水のスジを通し最低量の原水を確保する考え。千ガロン八㌢の値段で一日二百万ガロンの水をわけてもらうという。

又吉久正、大山盛幸、黒潮隆の三議員からものいいがついた。分水協定を結ぶと▽三月議会で要請決議した長田川、比謝川の水源地無償譲渡にブレーキをかける結果になる▽十年の契約期間は長すぎる。その間に水道事情はどうかわるかわからない。一年更新がのぞましい▽この協定は水道公社の一方的おしつけの感じがする。市民が納得する契約にすべきだというのが反対の声。

これにたいしこの議案を手がけた建設委員長の平良真次郎、比嘉朝四郎の二議員は〝契約がおくれ渇水期に水道公社の分水量がへり市民に迷惑をかけると議会は、責任を追及される〟と採決を求め、高良議長や西銘市長も「水源地の無償譲渡、水道料金の値下げは機会あるたびにとりあげて折衝、市民の期待にこたえます。ここは一つ頼みます」と採決を頼んだがいれられなかった。

二十七日あさ当局代表と大山副議長が水道公社と話し合い、その結果にもとづいて処理をきめるという。

玉陵保全陳情など／けさ那覇市会で採択

〔沖タ・夕　１９６２・６・27〕

那覇市の第五十二回定例議会の最終本会議は二十七日午前十時半から開かれ、午前中に二十件の陳情案件を処理した。とくに護国神社敷地復元の陳情をめぐって一もめ、活発な論争をくり広げた。これは戦前の沖縄県護国神社の敷地二千二百十三坪を、同復興期成会にかえしてくれとの陳情。十数回にわたる審査の結果、陳情を採択してさしつかえないとの赤嶺総務委員長の審査報告に対し黒潮、久高、友利の三議員が反対、又吉、名城、金城の三議員が賛

成討論をして表決の結果、絶対多数で委員会の承認通りを採択した。

反対の理由としては神社敷地の所有者がはっきりしない。復興期成会には同神社を継承する権利はない。一宗教団体に対する財政援助は自治法に反するとしていた。

なお前の三月の定例議会から継続審査になっていた玉陵保全の陳情は郷土の文化遺産を守るという建て前から全会一致で採択。沖縄聖公会の学生センター設置陳情、琉大学生会から出た学生センター設置陳情はそれぞれとりあげなかった。

お手盛り月給倍増可決／那覇市議会／スラスラ、スピード審議

〔琉新・夕　1962・6・27〕

二十日間にわたって開かれた那覇市議会は、きょう二十七日幕を閉じる。二十六日は本会議で一ぺんに四十件余りの議案を処理。一件をのこしてほとんど全会一致という近年の那覇市議会ではかつてないスピード審議で、これまでの〝魔の議会〟から低調議会に急転した。二十六日の本会議は六三年度予算案の総額三百二十四万二千四百四十五ドルという前年より約七十六万ドルも増加した大形予算を全会一致可決した。そのほか特別職の増俸で、市長二百五十ドル（現行百二十五ドル）助役二百ドル（現行百二十五ドル）収入役百五十ドル（現行百十五ドル）議員の百ドル（現行五十ドル）と原案通り倍増案を可決した。

また市当局の機構改革案である水道課の水道部への昇格、企画室の企画部への拡充昇格など四十三件を可決、今議会への当局提案の議案はほとんど処理ずみとなり、前議会からの継続審議になっていた「水道公社との原水分水協定議案」だけが二十七日の最終日にもち越された。

那覇市議会は戦前から波乱が多く、戦後は瀬長亀次郎市長の出現などで魔の議会という異名があったほど。それだけに今議会のようなスピードぶりは近年にないという。午後からは欠席の議員もふえ、議案は質疑、討論も省略された全会一致の原案可決がほとんどだった。

問題になった「分水協定」は水道原水を水道公社から那覇市が購入する協定で、七一年までの十年間にわたるもの。最低受水量を六三年度は六億二千ガロン、六四年度以降は七億三千ガロンとして、最低受水量を確保しようというもの。

これに対し野党議員は「十年間の協定は長すぎる。協約が水道公社側に有利な一方的な感がある」など疑問をもっており、結論は二十七日にもち越された。

新収入役に渡口政行氏

二十六日開かれた那覇市議会本会議で那覇市当局の新収入役に、沖縄食糧会社輸送課長の渡口政行氏（五五）が全会一致承認された。これは那覇市の現収入役屋富祖太郎氏が、この七月十四日で満四カ年の任期を満了するため西銘市長が後任人事として議会に提案したもの。

渡口政行氏は那覇市出身で、前那覇市議会議員、現在まで沖縄食糧株式会社勤務。

那覇市議会終わる／新庁舎を建設／原案通り可決／水道公社と分水協定

〔琉新・朝　1962・6・28〕

第五十二回那覇市定例議会は二十七日午後五時半、二十日間の幕を閉じた。最終日の本会議は午後から▽新庁舎の建設要請決議▽水道公社との分水協定などを可決し、たいした波乱もなしに全日程を終えた。

新庁舎の建設要請は全議員発議で提案され、全会一致決議されたこの決議は沖縄の首都那覇にふさわしい新市庁舎の建設費を六四年度から予算計上するよう市当局に対する要請。現在の那覇市庁舎は戦前の天妃小学校で、建物は古く痛んでおり雨もりもしている。また狭くて経済民生部など借り家住まいをしている状態。その上教育委員会からは、現在の庁舎を学校として返してもらうよう要請もあり、新庁舎の建設は以前から懸案になっているが、予算がねん出できなく放置されているもの。

この問題については、本会議のあと議員全体協議会を開いて協議、その結果、市当局、議会、その他団体なども含めて新市庁舎建設を促進する会を組織して強力に予算の獲得など推進することになった。

分水協定は、三年来もみ続けてきた那覇市の懸案。那覇市が水道公社から向こう十カ年間購入する原水の協定。極度な水キキンをさけるため六三年度は四万九千六百ドル、六四年度以降毎年五万八千四百ドルで七一年まで那覇市の需要に応じて特定の原水量を分譲してもらい、受水の最低水量なども規定されている。

同協定案に対しては「十カ年間というのは長すぎる。協約が一方的である」など反対もあったが採決の結果多数で

原案通り可決した。

那覇市の援助要請に民政府が回答／水源譲渡はできない／焼却炉より埋め立てを

〔沖タ・朝　１９６２・７・20〕

那覇市は、都計の中の▽一号線の高圧線の移転▽市内若狭町の潮渡橋の架設▽焼却炉の設置▽母子福祉施設の建設▽市営住宅の建設▽道路舗装▽長田川、比謝川水源地の譲渡などについて民政府の援助と協力を求めていたが、民政府は十七日那覇市に対し、つぎのように回答した。

一、高圧線の移転問題＝高架ケーブルを地下ケーブルにする件についてはコスト面から不可能だとの結論が出ている。

民政府は現在一号線の高圧線を首里西森―繁多川―一日橋を通じ四十四号線に建設される送電支所に接続する計画をもっている。

一、潮渡橋の架設については、民政府はさきに那覇市に対し同橋のチャンネル（川）の標高測量を行なうよう要求したが、標高結果はまだ提出されていない。これはこの川を流れる水が海に流れるのか付近に氾濫しないかを確かめるためである。民政府、琉球政府が久茂地川の氾濫状況を調査、さらに潮渡橋の架設によってその氾濫がどのていど緩和されうるかを調査するよう要請している。

一、民政府は那覇市へ塵芥処理の方法について焼却炉法と衛生埋め立て法を検討したが、両方法とも利、不利益面がある。しかし、焼却炉は購入、維持の面でコスト高となっている。那覇市は現在衛生埋め立て法によって埋め立てるべき地域が残されているので焼却炉は経済的見地から妥当でないと考える。

一、市営住宅の建設に六三会計年度で十二万五千㌦の直接援助を求めているが、もし米国が市に対する直接援助を認めれば他の六十市町村の問題も生ずるので、直接援助には問題がある。琉球政府は全般的な住宅政策を推進する立場にあるので、これらの資金は琉球政府に割り当てられるべきである。

一、市は与儀から安里、浦添に通ずるＰＯＬ（送油管）道路の舗装援助費として二百五十八万一千八十㌦の割り当てを求めているが、その内訳は▽道路建設費二七八、九四〇㌦▽土地買収費一、六四〇、〇〇〇㌦▽その他六六二、一四〇㌦となっている。米国の資金は現在の政策では道路の建設費にだけ割り当てられ、土地買収費、家屋補償費に使用できないことになっている。しかし道路を舗装する計画の可能性については検討中である。

一、長田川と比謝川の水源地施設の譲渡は検討の結果、できないとの結論に達した。その理由はすでに市当局に説明されている。

水道事業を強化／那覇／事務能率図り機構がえ

〔沖タ・朝　１９６２・８・１〕

那覇市の部課設置条例が、一日から施行される。就任早々、事務の能率化、市民へのサービス面から機構がえをうち出した西銘市長のプランを実現するのがこの条例。

これまでの三部二室十八課一所を五部一室二十三課二所にかえた。五十七人の職員をふやすこの機構がえで那覇市の定員は、千百十五人にのぼった。これまで毎年、水キキンの悩みにつきまとわれている水道課を部に昇格、業務、工務、庶務の三課を新設して施設、給水、集金と一貫した体系づくり、水道事業を強化させたことや建設部門の事業計画と資金計画を両立させるためこれまで総務部にあった財政課を主計課にあらため企画部に編入した。

各部に庶務課や人事の適正を期すため人事課を新設したのが特色となっている。新しい機構はつぎの通り。

▽総務部＝総務、人事、課税、徴税、土地、戸籍、泊港務所、車両管理所。

▽企画部＝庶務、企画調査、主計。

▽経済民生部＝庶務、商工観光、農林水産、民生、保健衛生、労政。

▽建設部＝庶務、都市計画、土木、建築、区画整理。

▽水道部＝庶務、業務、工務。

▽出納室

▽消防隊＝庶務、警防。

新栄通りにおちつく／ガーブ川花屋通りの立ちのき先

〔沖タ・朝　１９６２・８・３〕

ガーブ川改修工事のため立ちのきをせまられている公設市場内花屋通り会の移転地は、二日市内新栄通りに本決まり、那覇市は三日から仮営業所の建築工事にとりかかる。

新栄通りへの仮営業所設置は、警察と通り会から横ヤリが入ってゴタゴタ。市長権限で裁決できる道路法にもとづ

いて道路区域をかえて用地を確保する一方、通り会を説得して仮営業所設置にこぎつけたもの。花屋通り会員の仮営業所がたてられる山城時計店―新栄橋間の新栄通り中央部は、すでに道路からはずされ市有地のかっこうになっている。

二日午後四時から市役所で開かれた那覇市と通り会役員の話し合いで通り会側が大幅にあゆみより、条件づきで仮営業所の設置を認めた。

トタンぶき木造平屋八むね四十五坪の仮営業所の建築工事は、二千六百九十三㌦で丸平組＝代表者平良保男さん＝が請け負い、きりこみもなかばすんでいる。工事について通り会側は①作業は毎日午後十一時から翌日の正午までとし②十日までに完成しないときは、旧盆まで工事をストップするとの条件をつけている。

練習の打ち合わせ／那覇市会の野球チーム

〔沖タ・朝　1962・8・27〕

第四回九州市議会議員野球大会に初出場する那覇市会チームは、二十五日午前十一時から議長室でこんごの練習方法を打ち合わせした。

十月二十一日から三日間戸畑市中央グランドで行なわれるこんどの議員野球は、若戸橋落成の祝賀行事の一つとして行なわれるもの。沖縄高校の甲子園出場で野球ブームのおり優勝はともかくせめて二、三勝はモノにしたいとせまい中庭で二手にわかれてキャッチボールをはじめるといったはりきりよう。ちかく本格的トレーニングに入るという。チームのメンバーはつぎの通り。ポジションは未定。監督義永栄善、比嘉佑直、名城嗣夫、喜久山朝重、大山盛幸、金城力夫、宮里敏慶、赤嶺一男、楠見長礼、金城吾郎、友利栄吉、森田孟松、安見福寿。

大田主席がクワ入れ／ガーブ川改修工事／きょう起工式

〔琉新・夕　1962・8・28〕

ガーブ川改修工事の起工式が二十八日午前十時からおこなわれた。むつみ橋近くの川の上にもうけられた式場には関係者多数が参加、クワ入れなどをおこなった。一年近くも、もめてきた同工事もこれで九月一日から四百五十日間にわたっておこなわれることになった。

式はまず宮司の祝詞ではじまりクワ入れは大田主席と比嘉南洋土建社長がおこなった。そのあと大田主席、長嶺立法院議長、市長代理で新垣那覇市助役らがあいさつしたが、その中で大田主席は「ガーブ川は毎年のように水害を起こし付近住民の苦労は大きなものがあった。それが民政府の援助もあって工事が実現したことは、水害を解消し、米琉親善と琉球経済発展に大きな成果となる」とのべた。

同工事はこれまでも三回も入札が流れ、また水上店舗や地主との立ち退き問題もこじれて約一年近くももたつき、一時絶望視されていた工事はやっと南洋土建が随意契約で行なうことになったもので、総工費は三十一万㌦。工期は四百五十日間。九月一日から本格的に工事がはじまるが、これが完成すると毎年のような水害と臭いガーブ川の汚名を返上することになる。

市にコレラ対策要望／那覇市議会／緊急議員協議会開く

〔琉新・夕　1962・9・2〕

コレラ予防対策について、那覇市議会（高良議長）では、二日午前十一時から緊急議員全体協議会を開いた。同協議会には議員二十人が出席、市当局に対し、コレラ対策を開いた。

まず慶佐次経済民生部長がコレラ対策の現状について「市としては政府の予防注射に協力体制を取り、きょう二日は市職員を市内の小学校で実施される予防注射場に配置してある。それぞれ二十五人ずつで予防注射を受け付け、場内整理にあたっている。つぎに集団的に汚されやすい地域、たとえば那覇公設市場、与儀、農連、栄町の各市場や公衆便所など関係団体の協力を得て、重点的に清掃、消毒などを行なうことにしている。また、コレラなど伝染病をばいかいするハエ、カの防除運動を先月から実施しているが、これをさらに、自治会と協力して続行し、環境衛生の浄化をはかる。

さらに市民の衛生思想を啓発していくようにしたい、と市当局のコレラ対策を説明した。

これに対し、議員側から「清掃運動はじゅうぶん徹底されないところも多いので検査は厳重にすべきである。またコレラ対策を政府だけをアテにせず、市でも予算を流用するとかあらゆる手をつくすべきであり、とくに港をひかえている那覇では婦人団体などもふくめたコレラ侵入防止の体制を計画すべきでは

ないか」また「コレラの問題については軍民の防疫が二本立てであったのも問題視されており水ぎわ作戦もミスがあったといわれている。政府は民政府に対し弱腰であるので市当局でも政府に対し外国船の入港禁止など完全防疫を実施するよう要求する意思はないか」などただした。

これに対し慶佐次民生部長は「政府にも折衝してできるだけ多くの市民に予防注射が受けられるようにしたい。衛生思想の啓発を図る意味で婦人団体その他市民の防疫協力を呼びかけたい。また、政府に対しては、市当局からもじゅうぶん、水ぎわ作戦などを徹底するよう要望したい」と答えた。そのあと、厚生局から係り官が来てコレラ菌に対する説明、また、その対策について、説明した。

建設委開く／大道河川工事など審議

〔沖タ・朝　1962・9・17〕

十一日午後二時から開かれた那覇市会建設委員会（平良真次郎委員長）は▽花屋通り会員の公設市場内での営業継続▽大道河川護岸工事の陳情を採択▽識名小学校への道路開設陳情を継続審査にした。

花屋通り会員による営業継続陳情は、ガーブ川改修工事後も同じ場所で商売させてほしいというものでこれは立ちのきのさい当局と改修後は、市場を改造して優先的に収容するとの話し合いがついており、それを前提に採択したもの。

大道の河川工事は、水害や土堤くずれに悩む区民からの要望。今のままだと子どもたちの水遊びが絶えず水難のおそれもあるという。

みのる『市民相談』／那覇市が予算化／壺川に排水工事／真和志高台の給水改良

〔沖タ・夕　1962・9・19〕

那覇市は十九日からはじまった九月の定例議会に十二万ドルの一般会計追加予算案を出す。その大部分は、市民相談室にもちこまれた要望や陳情処理の土木費だという。一日平均十二件、三十余人の人出でにぎわう市民相談の訴えが、予算を組んで処理されるのは、泊浄水場内の個人有地の賃貸料支払いにつづくもので、思いがかなった相談者をよろこばせている。

一番真っ先にとりあげられたのは二十三万ドルにのぼる真和志地区の給水改良事業。これまで真和志高台は、断水つづきで給水問題にたいする市民の苦情がひんぴん。二月八日西銘市長が市民相談をはじめてから、市長室を訪れた相談者は五百人あまり。なかでも松川、大道校区婦人会は波状陳情を続けてきた。

この事業は、識名に容量二千立方メートルのタンクをすえ、同時に泊浄水場―松川ポンプ場―タンク間の送水管とタンク―真和志全域の配水管を新設して給水を改良する考え。これができあがると、高台地区の断水さわぎがなくなるうえに、ストップ状態の水道加入も再開される。

一日一件のわりで陳情や投書、苦情がもちこまれた壺川四十四号線の排水対策として七千百五ドル、物件補償費として四千六百六十ドルも組まれている。物件補償費は、建物に災いされ立ち往生している四十四号線排水工事を再開させるもので、七千百五ドルの工場費は、壺川全地域の排水改良策としてとりあげられた新規事業。壺川自治会長原国政佑さんら全区民連署の陳情書や、お百度ふんだ陳情のたまものらしい。

戦前那覇市の退隠料をもらっていた国吉真武さんら七人で訴えた退隠料支給復活も要求どおり五千三百十四ドルの退隠料が組まれた。那覇市は戦前、十五年以上勤続した職員の功績をたたえ退隠料を支給していた。戦争のため中断されたが、これは終身支給となっている。ぜひ復活してほしい、との数少ない有資格者の意見がいれられた。資格審査がおわりしだい支払いをはじめる。戦後の十七か年分は五回にわけて分割払いにする。最高は四千五百ドル、少ない人で千四百ドルもらえるという。

そのほか、市民相談の訴えがとおったのは、金城区内排水工事七千余ドル、久場川の河川道路工事千三百ドル、石嶺と島田原の排水路補修工事千二百余ドル、かわったところでは三千百ドルの市職員厚生資金補助などがあげられる。

これは春闘のさい職場放棄した職員の賃金をカットしたもの。〝カットした賃金は、なんらかのかたちで返してほしい〟との組合側の要望にこたえたもの。水道、土木事業費などすべてふくめると、市民の声を市政に反映させるため追加予算に組んだ金は二十五万六千余ドルにのぼる。

米予算の復活要求／那覇市議会／緊急動議で決議

〔琉新・夕　1962・9・21〕

開会中の那覇市議会本会議では二十一日午前十時半から本会議を開き、一般質問を行なった。開会と同時にアメリカの沖縄援助費削減の問題が緊急動議として出され、与野党議員の活発な論議が行なわれた。その結果、関係当局に復活要求を決議することになり、午後から起草委員会で決議案を審議することになった。

まず具志栄治議員（自民）が「現在プライス法修正案の沖縄援助費が削減されて問題になっており、政府や立法院でも対策に動いている。那覇市議会でもこれを黙視することはできない。復活要求を満場一致決議して関係当局に要請すべきである」との緊急動議が出された。続いて赤嶺慎英議員（無）が「那覇市としては、都市復興計画に大きく支障をきたすので、行政府、立法院をバックアップする意味でも、復活要求を決議すべきだ。そのため時間をかけて各派から起草委員を出し、決議文を作成しよう」と動議を支持し、そのあと与野党議員から同問題について意見が活発に出され、結局、決議は午後に持ち越された。

各議員のおもな発言つぎのとおり。

又吉（無）　援助費が削減されたのは、行政府にも問題がある。現在の主席のやり方に対しても、那覇市議会として、責任を追及すべきだ。

森田（社大）　こんどの削減問題は政府与党が打つべき手を打っていないのにも問題がある。この復活を島ぐるみの要求まで持っていくために、那覇市としては、全市町村会、議会に要請して、最悪の場合は、市町村長や議員が総辞職する態度が必要だ。

真栄田（人民）　アメリカの沖縄援助は沖縄の基地を永久に確保するためのものであることははっきりしている。その援助費をそのまま復活要求するのは問題だ。民政府の財源を琉球政府に移管するような、当然の要求に住民の力を結集すべきだ。

金城吾郎（社大）　援助費の削減は那覇市政にどうひびくか。

西銘市長　プライス法では那覇市の都計については下水道計画、公営住宅建設などが重要項目として入っていた。したがって都計にも影響するので復活は大いに努力する。

又吉（無）　市町村長は最悪の場合総辞職する覚悟が必要だが市長はどうか。

西銘市長　援助費の増額は沖縄の関係当局がふだんの努力で実現するものである。私の基本的態度としては最悪の場合辞職する腹でも要求すべきだとの意見には同意する。

那覇市会／ローソクで夜間審議／援助増額要請決議に大荒れ

〔沖タ・朝　1962・9・22〕

二十一日の那覇市議会本会議は、午後二時から再開、具志栄治議員が緊急動議としてもちだした行政主席、立法院議長あての沖縄援助増額要請決議案をめぐってあれた。

この決議文は、大山副議長ら各派から選ばれた起草委員がねったものだが人民党の真栄田義晃、黒潮隆、社大党の金城吾郎の三議員からものいいがつき、与野党二手にわかれて三時間あまりもゴタゴタ。おりからの停電でローソクの灯りを頼りに夜間審議、宙にういた議案を高良議員が手をくわえてやっと表決にもちこみ、絶対多数でおしきった。

いつまでも〝お恵み下さい〟お願いしますのペコペコ政治ではラチがあかない。このさい要求すべきものは当然、要求するといった政治をおしすすめる必要があるというのが反対者の言いぶんだった。

午前中にひきつづき行なわれた一般質問は水道、土木、機構替えにともなう人事問題に集中、当局を苦しい立場に追い込んだ。おもな問答はつぎの通り。

水道問題に集中

又吉久正議員　真和志地区の給水改良のため水道部は、貯水タンクの新設、送、配水管の敷設に二十三万ドルの市債をおこすという。議会がさきにすすめた西森の浄水場を実現しておればこういう新規事業の必要はなかったのではないか。

玉城水道部長　現段階としては、ぜひ必要な施設である。

又吉議員　戦前那覇市は、大山―牧港間にいくつかの水源をもっていた。現在どうなっているか。

国吉工務課長　いまのところ三つは那覇市が使い、残りは付近の人たちがかんがいに使っている。それを収得するには法的にもいろいろ問題がある。十分検討したい。

黒潮隆議員　水道公社と分水協定を結べば断水さわぎはなくなるといわれながら相変わらず水不足が続いている。

どういうわけか。

玉城水道部長　軍の浄水場改良工事のため給水量がへったので一時、時間給水をした。こんごは、つとめて市民に迷惑をかけないようにしたい。

職員採用を追及

黒潮議員　機構がえにともない那覇市は四十余人の職員を新しく採用した。職員の採用は条例で競争試験によると定められている。これを無視しており情実人事のいろがこい。与那国からもつれてきたとか、就職したのは自民党の青年部員がほとんどとの話もあるが。

西銘市長　正直にいっておくの人から就職の世話を頼まれた。だが実際には職歴、学歴をかん案して本人に適した部署に配置した。反対派からも採用した。この問題を解決するには地公法の制定がのぞましい。

国際信義にもとる

援助要請決議要旨　米下院歳出委員会の援助増額否決にたいし那覇市民は憤激にたえない。とくに那覇市は、援助費が大幅にけずられると戦災復興やこんごの都計に支障を来す。この援助削減は、国連憲章や国際信義の精神にもとり施政権者の良識を疑うものである。沖縄の政治は、奇形児的であり権利も義務もすべて大統領行政命令にうたわれている通りである。現に立法廃案、布令の連発が続いている。

援助削減は大統領にたいする不信任なのか、行政主席にたいする不信任であるのか、沖縄の統治権の放棄を意味するものなのか、これを明確にさせるため行政府と立法院は、職をとして沖縄援助、増額復活の実現に努力されたい。

行政府と立法院の熱意ある折衝によっては、米上院でかならず承認されるものと思う。重大な時期に直面し援助復活実現にまい進されるよう第五十三回那覇市議会の議決により強く要請する。

（立法院議長、行政主席あて）

政府が買い上げ／玉陵敷地／二年九か月ぶり解決

〔沖タ・朝　1962・9・26〕

政府は二十五日博物館敷地として玉陵の聖公会の学生センター敷地千百十七坪を正式に買い上げた。契約は副主席室で行なわれ、政府から瀬長副主席、文化財保護委員会荻堂事務局長、文教局大宜味社会教育課長、聖公会からハイオ主任司祭、儀武息茂弁護士が出席した。

契約金額は二万七千ドルで、政府は尚詮氏から寄付金三千ドル、博物館敷地買い入れ資金六千ドルのほか、工業高校拡張費からふりわけることになっている。

これで玉陵問題は文化財保護委員会に持ち出されてから二年九か月ぶりで解決したわけ。

瀬長副主席の話　これで全部解決した。これからは博物館敷地として玉陵を美化するとともに、貴重な文化財として保護していきたい。

公営住宅敷地購入でもめる／那覇市会／墓地補償で当局追及／経民委で継続審議／臨時議会で処理

〔沖タ・朝　1962・9・30〕

那覇市の第五十三回定例議会の最終本会議は、二十九日午後一時半から再開。上程された議案と山積みの陳情を処理したが、公営住宅の敷地購入をめぐって一もめ、西銘市長は説得にとびまわり、この案件を担当した経済民生委員会は対策をねりなおすなどてんや、わんや。あわただしい幕切れだった。

議案処理は追加更正予算案の一部修正をふくめて十件を原案通り可決、一件を継続審議、二十件の陳情案件を処理した。再開された本会議では、食肉鮮魚市場対策問題と、公営住宅建設用地の売買契約に論議が集中した。この売買契約は、民生五か年計画の一つとして政府が那覇市内に公営住宅を建設することになり、その敷地を確保するため、市当局では那覇市字樋川〇〇の〇番地上原〇〇氏所有の首里久場川町在の原野畑宅地など七筆七千八百坪を三万一千二百ドル（坪当たり四ドル）で買いとることになり、さる九月四日上原氏と仮契約した。

久場経済民生委員長から委員会での審査報告の後、黒潮隆議員が質問に立ち、売買仮契約書の第二条にうたわれている「乙（上原氏）は本件土地につきキズ担保および危険負担の責を負わない」という条項をとりあげ、「もしそうだとしたら敷地内にある三百余の墓地の補償はどうなるかと」追及した。これに対し当局側は、「上原氏が解決することになっている。契約書に謳ってないのは売買上支障が予想されたからだ」と回答したが、もし解決出来ないときはどうするか、と追及され、市が負担することを明らかにしたため、問題はこじれた。

黒潮議員の調査によると、この土地は

市が上原氏から購入するものだが、上原氏は、さる九月四日〇〇から坪二㌦五十㌢で買い入れ、同十一日に上原氏名義で移転登記、九月二十日、坪四㌦で市当局と売買仮契約を結んだ。上原氏は市に土地を売るだけでも一万一千㌦の利ざやを稼ぐことになり、さらに四百もある墓の補償まで市の予算でやるとなれば、土地購入による市の負担はばく大なものになる。

土地購入費としてはさる六月議会で三万四千㌦が計上されている。そのうち土地代とし三万一千二百㌦を上原氏に支払えば残りはわずか三千㌦に足らず墓の補償費にはとても足りない。

休会して審査に当たった経済民生委員たちは西銘市長や当局側と協議、将来の土地値上がりを考えた場合、坪四㌦では安いと、そのまま押し通す意向だったが、結局、売買仮契約書第二条を「乙は本土地につき小作者との問題を解決し、その責を負う」と訂正して委員会で再審査することになった。

上原氏との売買契約もこれで一応保留されたが、市では十月に臨時議会を招集、問題解決をはかることになった。

慶佐次経済民生部長の話　六月議会が終わってからさっそく土地を捜しにいったが二か所とも坪当たり二十㌦と高い値をぶっかけられた。当局側が動き出すと付近の地価も急に値上がりするので第三者を通して秘密裏に交渉をすすめていた。敷地内の墓も当時の調査では九十八基ということだったがいま四百もあることがわかった。

もう一度地主と具体的に話し合ってみたい。なお公営住宅は初年度は十八世帯入りの六むねが十月中旬ごろから着工される予定。

肉市場の予算削除／市会が当局に説明求める

〔沖タ・朝　1962・10・1〕

ガーブ川の改修問題もやっとケリがつき、いま着々と工事も進められているが、これにともない公設市場の問題が二十九日の本会議でとりあげられ当局との間に活発な質疑応答が行なわれた。市の市場改造計画によると、はじめに食肉鮮魚市場、雑貨、衣料の順ですすめる予定だが、六三年度追加更正予算では食肉鮮魚市場の設計費九千百五十一㌦が金城武一議員らがその説明を求めた。

ちょうど市場敷地内の地主、那覇市樋川五十番地上原綱正氏ほか一人から百十九坪の返還陳情もあり、このままの状態だとまたガーブ川改修工事の二の舞をしかねないというもの。当局側は市場の採算性や工事の状況などから削ったことを明らかにし、敷地確保についても地主側とよく話し合って円満解決にもっていけるし、その時の事情によっては収用法の適用もできると説明していた。敷地返還に関する陳情書は継続審議で検討されることになった。

議会小話／雲がくれした決議提案者

〔沖タ・朝　1962・10・1〕

〇…十九日からはじまった第五十三回那覇市議会は、米下院歳出委員会の対沖縄援助費削減をめぐって行政主席、立法院議長あての援助増額要請決議をとりあげるなど、活発な動きをみせた。ところでこの要請決議文をめぐって与、野党二派にわかれてわたり合い大荒れ、大山副議長ら起草委員がまとめた文案は手ぬるいと人民党の真栄田義晃、儀間真祥、黒潮隆の三議員がものいいをつけ、社大党の金城吾郎議員もこれに同調。

〇…ふたたび起草委員の手にもどし、自民党の辺野喜英興議員らが中心となって手なおししたら無所属クラブの久場景善、又吉久正議員らまで決議ボイコットの動きをみせるしまつ。高良議長に一任して各派の意見をもりこんだ決議文をまとめるのに三時間もかかった。おりから落雷による停電さわぎで議会は、ローソクをともして夜間審議、扇風機はとまり議場は、むしぶろに早がわり。夕食抜きでハラはへるとあって各議員はいらいら。おまけにこの要請決議を緊急動議としてもちだした具志栄治議員は、いつのまにか雲がくれしたとあってあとに残った議員はすっかりおかんむり。

〇…人民、社大両党の四議員は最後まで反対、ついに討論省略の採決にもちこんで処理した。対立した与、野党のなだめ役を買って出た高良議長おとくいの〝おとぼけ〟と〝ユーモア〟もこの日ばかりはさっぱり。〝起草委員でさえもてあましたのをオレ一人でまとめたのだからたいしたものさ〟と一人エツに入っていた。

〇…二十九日午後一時から再開された最終本会議で六三年度追加更正予算案に関連して質問に立った具志栄治議員〝事務局を通じて購入申請していた全議員の腰掛けはどうして予算計上しなかったか〟と腰掛け談義でもち出してきた。曰く議案審議の能率を上げるた

めにも全議員に議長と同じような腰掛けイスを買ってもらいたい。一台十五ドルていどだしわずか四百五十ドルもあれば買えるものだ。部課長もりっぱな腰掛けを使っている。我々の腰掛けはいつ買ってくれるか。もし買ってくれなければ部課長の腰掛けと取りかえてくれるか。

答弁者の城田総務部長、何しろ少ない予算を重点的に組んだので計上できなかったが、いずれ購入します。部課長の腰掛けととりかえるつもりはありませんとニヤニヤ。よっぽど白いカバーのかかった肘掛けイスの欲しい議員さんのようだ。

もめる公営住宅敷地／墓地の移転 〝補償せず〟／那覇市

〔沖タ・朝　1962・10・27〕

那覇市会は、二十六日午前十一時すぎから経済民生委員会を開き、継続審議中の公営住宅敷地購入について審議した。住宅地は、那覇市首里久場川町二丁目四十九番地にある上原〇〇氏の原野、畑地など七千八百坪。地主と市との間には売買契約も結んだが、敷地内にある二百二十八基の墓の補償問題をめぐりさる九月の定例議会でひともめ、継続審議になったもの。

この日の委員会では、敷地内の墓はすべて戦後、地主の承諾なしに建造された不法建築物である。原則として移転にさいしての補償はしない。その代わり首里石嶺、鳥堀にある市有地の一部千九百坪を代替地として提供改装費を支給して、十一月中に移す。十二月中に着工する予定なので、それまでに移転できなければ識名霊園に遺骨を仮安置して、整地をすすめるという当局側の説明があった。

委員会ではたとい不法建築物でも補償とは別の問題だとして活発な反対意見が出たが、けっきょく三十日に招集される臨時議会できめることになった。ひきつづき二十七日も午前十時から委員会を開く。

敷地買収を承認／那覇市議会経済民生委／公営住宅の建設

〔琉新・朝　1962・10・28〕

那覇市議会経済民生委員会（久場景善委員長）は、二十六、七日の二日間委員会を開き、公営住宅敷地の売買契約を結ぶことを審議した結果、当局案を承認したので三十日の臨時議会で可決すれば敷地の買収は本決まり、公営住宅の建設へスタートする。

那覇市は土地所有者の那覇市樋川〇〇の〇、上原〇〇さんとは、首里久場川町の原野、畑など二万五千七百四十平方メートルの買収（三・三平方メートル当たり四ドル）の話し合いがついたが、同地内にある墓地二百二十八基の移転が、この問題のガンとなっている。

市当局は勝手につくった不法建築だとして〝補償抜き〟の移転を強行する方針だが、移転費用、会葬費は一つの墓地に対し十六ドル余を支給するという。これに対し野党側は立ちのかすときは完全補償すべきだと当局案に反対している。

当局は墓地所有者との問題解決にはかなり自信を持っており、本会議での可決もほとんど間違いないので、公営住宅建設は来月早々着手されるものと見られている。

公営住宅敷地の契約／那覇市臨時議会で原案可決

〔琉新・夕　1962・10・30〕

那覇市議会臨時議会は三十日午前十時すぎ開会、前議会からもちこされた公営住宅敷地の売買契約を結ぶことについて審議した。人民党議員が墓地の補償問題で「市は土地ブローカーに搾取されていると当局を追及、一方、与党側は質疑打ち切りの動議を出すなどで議場は荒れ、退場する議員もでたが正午過ぎ採決の結果、多数で原案を可決した。

審議に入ると同時に人民党の黒潮議員（人民）から「当局は墓地が不法建築で補償しないというがガーブ川や旭カ丘など屋台の不法建築には補償した。こんどやらないとはどういうわけか」と質問。これに対し、久場民生委員長は「さきのガーブ川などは都計によって他人の土地にいた人を市が立ちのきさせたので補償した」と答弁。さらに儀間議員（人民）から「地主の上原〇〇さんと元地主の〇〇との土地売買の仲介人がいるのを知らずに市当局は契約しようとしている。そのため市民の税金が一万ドル余も余分に使われることになる」と激しく追及。このあと名城議員から質疑打ち切りの動議が出されて採択されたため、人民党議員が怒り出し「議会制度の破壊だ」と議長につめ寄った。議長は休会を宣したが、又吉議員（無所属）らも「じゅうぶんな質疑もされず打ち切りは納得できな

い」と退場した。
そのあと討論では与野党議員が激しく論戦をおこない、採決の結果、多数で原案を可決した。

最初から問題含み／墓の移転でもめる／首里の公営住宅用地

〔沖タ・朝　1962・11・26〕

公営住宅建設のため那覇市はさきに首里久場川町の個人有地七千八百坪を購入、来年二月着工をめざしていま整地にかかっているが用地内には二百二十八基の墓があり、その移転をめぐって墓主たちは〝適正な移転補償がないかぎり絶対に動かない〟と市に補償要求をしてきた。市としては墓そのものが不法建築物であるため、移転先の代替地と改葬費の実費負担意外、一㌧の補償も出すことはできない。来年一月上旬までの期間内に移転しなければ強制執行処分もあえて辞さないと強い態度。こんごのなりゆきが注目されている。

もともとは御殿地

公営住宅建設用地は〝ウドン地〟と呼ばれる元〇〇の所有地。戦争ですべてが破壊され、混乱状態にあった終戦直後、付近の人々が丘陵地を利用して掘り込み式の仮墓をつくり、戦没者や、壊された墓から祖先の遺骨を安置した。人里はなれ、墓地としてもかっこうな場所だけにつぎつぎと墓がつくられた。当時は所有権も確認されず、とがめる人もいなかった。確認後も黙認状態。一帯は何時の間にか墓地帯に変わってしまった。問題はその土地を市が公営住宅用地として購入したことからはじまる。

購入承認を得る九月定例議会でも「墓の補償問題」でひっかかり、委員会につっかえされて継続審査となった。

補償費だけでも十万ドル

当初から問題があった。補償するにしても取りこわしから建造、それにともなう葬祭などでどうしても一基当たり百ドルから二百ドルは必要。隣接した市有地にある墓もふくめるとざっと五百余。補償費だけでも五万から十万ドルという膨大な額になり、とても市の財政力では支払えない。そこで検討した結果〝不法建築物〟として扱うという当局の態度が決まった。その根拠は▽前地主に無断で建造している▽埋葬法にも違反しているといったもの。不法建築物に対しては立ちのき補償もしないという原則をうち立てたものの、やはり戦後の特殊事情から派生した問題だけに墓の代替地千九百坪を提供、さらに一基当たり十六ドル八十五㌧の改葬費を出し、期間内に移転できない人に対しては識名納骨堂で遺骨をあずかるという線まで譲歩した。継続審査を仰せつかった経済民生委員会（久場景善委員長）も当局のこの案にはまだ問題がある。十六ドル余の改葬費ではとても移転できないとずいぶんもんだが、当局が責任をもって処理するという説得に全員一致で採決したものの、こんごを心配する議員もいた。儀間議員（人民党）などは退場して委員会の採決に加わらなかったほどだ。

十月の臨時議会には、当局案が再提案された。委員会でしっかり固めてあるから大丈夫と自信満々。日程に上ると当局の説明につづいて野党議員は不法建築物だとして合法的に処理するという当局の態度をきびしく追及したものだ。しかし二、三人の議員が発言しただけで質疑は打ち切られた。名城議員が打ち切りの動議を提出、間ばつをいれずに高良議長の打ち切り宣告、まさに目にもとまらぬ抜き打ちの一刀を浴びせられたかっこうで、議場は一時騒然、黒潮、又吉議員らがいきなり質疑でうち切るのはどういうわけだ、議会政治の破壊だと議長にくってかかったが、そのまま採決にもち込まれ、二十三対三の絶対多数で可決。ここでも又吉議員がふんがい、四期の議員生活を通じてはじめての退場をした。当局は年内着工が遅れたばかりに議会承認を急いでいたことは事実である。こうした当局のあせりに議会も押しきられたかっこうだ。

すわり込みも辞せずと強硬

この案をもとに当局は墓主と各町ごとに懇談、協力を求めているが、大半の人たちは〝納得できない〟として〝適正補償〟を強く訴えている。西銘市長のもとにも代表十数人が二度にわたっておしかけ、押し問答をくり返している。すでに移転補償獲得協議会（会長久高友仁、会員百余人）も結成され、こんごの闘争態勢を固めている。適正な補償がないかぎり動かないブルが入ってくれば全員乗り込んで阻止するだけだと強腰。ちかく大会を開く予定だ。というのも墓主たちのほとんどが生活も楽ではなく十六ドルの改葬費をもらってもその不足分を負担できる力がないという。ある主婦は繁多川の墓が戦争で壊され戦後いまの墓を四千B円で買った。移転するには最低

百ドルはかかる。金があれば自分で移転もするが本土に進学中の息子もおりとても手が回らない。いまごろ不法建築物だと一方的にきめつけられる問題じゃないと思う。戦後の特殊事情も考えてもっと納得のいくような補償をしてもらいたいと訴えていた。市の態度は不法建築物という一貫したもので、さる二十日付で各墓主に十二月一日までに移転手続きをとるよう勧告した。応じない場合は強制執行するだけだといい、両者の対立はますます激しくなるばかりである。

議会の品位重んじる／那覇市議会総務委／議会規則の修正案準備

〔琉新・夕　1962・11・30〕

二十八日午後行なわれた那覇市議会総務委員会は、九月から継続審議中の議会会議規則の制定について審議した結果、一部修正して可決、来月行なわれる定例議会に提案する。

この規則は市町村自治法の改正にともない、議会運営の能率向上をはかるために制定するもので、従来の規則を全面改正した。百十七条からなるぼう大な規則で、議会の進め方、議場の秩序などが明文化されている。

とくに委員会で問題になったのは十四条の「議員による議案提出」、十七条の「修正動議の提出」。これは従来、一人の賛成者がなくても議案、修正動議を提出できたが、これについて自治法が「賛成者が一人以上おれば提出できる」と改められているため、那覇市でも議案と修正動議は「賛成者のものと連署して提出する」と改めた。つまり賛成者が一人もいない議案や修正動議は、議事の妨害になるという本土の自治法の精神にそって改めたもの。本土の場合、議員定数の八分の一以上の賛成がないと提出できないようになっており、沖縄の地方自治体は本土並みにはまだまだだ。

また新しく取り入れた条文で、議員は議会の品位を重んじ、病気でないかぎり帽子、外とう、えり巻き、つえ、かさなどを議場に持ち込んではならない。そのほか会議中みだりに議席を離れたり、議場での喫煙、新聞、雑誌などを読むことを禁止している。

水道施設を大幅拡張／那覇市の五か年計画まとまる

〔沖夕・朝　1962・12・3〕

那覇市はいま八十五万ドルの起債工事で泊浄水場の拡張をはじめとする水道施設の大幅な拡張工事をすすめており、完了予定の来年三月ごろには浄水量も現在の二倍にふえる。しかし年々急激にふえてくる水の需要量にはとっても追っつけない状態。そこで市水道部ではさらに百十四万六千七百ドルの資金をともなう「水道五か年計画」をまとめた。これをもとにした水道事業を政府の援助をまって推進、こんごの水不足に対処していくことになった。計画は六四年から六八年までの五か年間に▽水源開発▽給配水施設を完備して未給水あるいは給水不良地域を解消していこうというのがねらい。

現在那覇市の浄水標準能力は一日一万立方トル。夏季の最盛期には一万五千立方トルも浄水を強いられるというオーバーワークぶり。しかし二万四千立方トルの需要量からみると、三分の二を満たしているにすぎない。不足分は水道公社から浄水を購入、かろうじてピンチを切り抜けている状態。いま市水源の八千立方トルと水道公社からの原水八千立方トル、浄水八千立方トルの購入で水源もなんとか確保されているが、人口増加にともなって需要量はふえる一方。六二年度の配水量は六百八十五万四千七百二十九立方トルをマーク、すでに五七年度の二倍以上となり、公社依存率も五七・五％に達した。こんごも継続的な需要増加が予想され、まず五か年計画では水源開発が大きな比重をしめている。

予定されているのは安謝、宜野湾市佐良浜の地下水源開発。市の取水計画では安謝一日千立方トル、伊佐浜二千立方トルの計三千立方トル。これにより市の原水は一日一万一千立方トルとなり、水道公社の分譲原水八千立方トルを加えて一万九千立方トルの原水が確保されることになる。しかしこれはあくまでも泊浄水場拡張後の浄水能力をみたすための補足的なもの。激増する将来の給水需要に備えては北部河川の開発があげられている。その理由として①那覇市をふくむ中部沖縄の過去数年間の給水需要は急激に増加している。将来も継続的にふえることが十分予想される②水道公社統合水道施設は現在の需要を満たしているが、近く水量が不足することは必至である③中部沖縄の水源はほとんど開発され、残ったわずかな水

源は水道公社が開発計画している④那覇市が調査中の牧港川上流ダム建設は既得水量の有効利用にとどまる⑤南部沖縄の水源はこの地区の将来の需要は満たせるが那覇市をふくむ中部沖縄へ給水するための開発には疑問である⑥北部は雨量が他地区より多く、水量が比較的に安定している。

水源開発とともに給配水施設の完備をする。六二年九月現在で送配水管の延長は十七万六千八百二十九㍍、一万九千三百五十四栓で十五万一千四百余人に給水、普及率は六三・七％この数字は会社、団体、工場、ホテルなど大口利用者もふくまれたもので、実際の普及率は五〇％そこらという。それに水道は引いたが断水つづきの真和志楚辺一帯の高台地区。月平均四百余件もある給水申し込みなど給水事情は深刻になるばかりだ。泊浄水場の拡張に並行して識名の高架タンク設置、市内配水管の整備を十八万㌦の起債工事ですすめるかたわら五か年計画でさらに給配水施設を完備、六八年度までには推定人口二十九万二千八百人の七〇％に当たる二十万四千九百六十人に給水できる態勢を整える。

これにともなう百十四万六千七百八十㌦の事業費は三十一万五千九百三十㌦の自己財源に十五万㌦を起債、残り六十八万八百五十㌦を政府補助に仰ぐという。

西銘那覇市長の話　将来の給水需要を考えるととても現在の施設では間に合わない。水源開発をふくめた総合的な施設の拡張整備が必要だが、市の財源ではどうにもならない。とくに北部の水源開発となると膨大な資金がいる。市としてはさっそく政府に援助を要請、さし当たっての五か年計画で悪化する給水事情を緩和していきたい。

子負った婦人も傍聴／那覇市／今年最後の議会始まる

〔琉新・夕　1962・12・13〕

今年最後の那覇市議会第五十五回定例議会が十三日午前十時から那覇市会議室で開かれた。

この日赤ちゃんをおぶった婦人や老婦人、おじいさんたち約百人が『墓地の適正補償を実施せよ』『議員さんたち反省せよ』などのノボリやプラカードを押し立てて傍聴席を埋め、重苦しいふんいきのなかで会議を開いた。

開会冒頭、今議会の会期十三日間をめぐって儀間議員（人民党）から「議案研究の時間もない」と会期十六日間にせよと提案があったが否決になり、この二十五日までの十三日間と決まった。そのあと当局から三十八議案の提案理由の説明があり、初日の議会は終わった。

十四日は一般質問を行ない、十七日から議案を関係委員会に付託して審議、この二十五日最終日の本会議をもつことになった。

水道・都計に質問集中／那覇市会／安謝防波堤工事も追及

〔沖タ・夕　1962・12・14〕

第五十五回那覇市定例議会二日目は、十四日午前十時から本会議を再開、西銘市長への一般質問にはいった。まず大山盛幸議員が質問に立ち、人づくりに関連して教育問題、市内交通の緩和、都計事業に対する対応費の問題、埋め立て事業に対する当局の考え方を聞いた。とくに泊、安謝間埋め立て地の防波堤工事については、「将来さらに拡張を予想して、暫定的な工事をしていると聞く、もし風波でこわされ、人命、財産に被害をあたえた場合、市の大きな責任問題になる」と、きびしく追及していた。午前中の主な質問はつぎのとおり。

大山　市長の教育委就任で、市の行政面にもっと人づくりという面から子弟の教育に力を入れてほしい。

市長　教育行政は、市とは別個の教育委員によって運営されており、わたくしとしては、まず教育財政の確立に努力したい。

大山　育英資金についてうかがいたい。

市長　現在市にはやるべき仕事がたくさんある。十分な資金の確保もできないが、いくらかある資金を年々増していく計画である。

大山　さきに首里婦人会から、保育所の設置要望があったがどうなったか。

市長　さっそく手をつけるつもりだったが、実現できなかったのは残念である。南援の計画によると、次年度沖縄に五か所の保育所をつくるようだし、ぜひそれを那覇市にまわしてもらうよう努力する。できなければ自己資金でやりたい。

大山　児童生徒の増加にともなって、高校も狭くなってきた。市立高校設置の計画はないか。

市長　研究はしているが、具体的な構想はない。

大山　市町村議会議長会では、教育委員制度の改革要望をしているが、市長はどう考えるか。

市長　委制度そのものは立派な制度である。ただ財源がともなわないのが難点であり、制度そのものとは別の問題だ。こんごは財政調整交付金のような教育財政交付金といった制度をもうけて財政確立に努力したい。

大山　那覇の交通は年々ふくそうしてくる。市長は前議会で緩和に努力するといったが、どう努力したか。

市長　まだ関係者と具体的な話し合いを持っていない、残念である。これは路線の問題、バスターミナル、一号線のバイパスなど政府がもっと積極的にとりあげるべきである。こんご関係当局とも話し合って、緩和に努力するつもりだ。

大山　政府事業に対する市の負担金は膨大だが、その軽減について折衝したか。

市長　財政交付金の増額と政府財源の一部を市に移管してもらいたいと思う。たとえば遊興飲食税を移管してもらうだけでも三十万から四十万ドルの財源がふえる。

そのほか具志栄治、又吉久正氏らが、水道、スラム街解消、ガーブ川問題について質問して午前中の日程を終わった。なお午後一時から再開される。

二度も流会のピンチ／那覇市会／公営住宅用地で質問攻め

〔沖タ・朝　1962・12・15〕

那覇市の定例議会二日目の本会議は、十四日午後一時から再開、又吉久正議員がさきに市当局が購入した首里久場川町の公営住宅用地について質問、久高友敏、黒潮隆、儀間真祥、久場景善議員らがつぎつぎ質問に立ち用地の購入方法や墳墓の移転補償などについて二時間余も当局を質問攻め、そのほか塵介処理、水道、道路、税金、宅地、職員の服務管理など市政一般に関する活発な質問戦が午後六時すぎまでつづいた。

その間には無断退場する議員が目立ち、二度も法定数（十五人）ギリギリで続行、流会を免れていた。集中質問を浴びたのは墓地の代替地として上原氏（元地主）が市に無償提供することになっている千九百坪。このうち九百坪は登記準備中だが残り千坪が土地台帳では地主が生死不明で上原氏は地主の失跡宣告手続きをとり、その弟と売買契約をすすめているという。質問つぎの通り。

又吉議員　墓地帯にして地主がでてきたらどうする。

市長　それは上原氏と地主の問題だ。

黒潮議員　不法建築物というが、墓の建築基準法や所有権に確認される以前にできたものだ。

市長　他人の土地の不法占拠で所有権の侵害になる。確認後、地主と賃貸契約を結ぶべきだった。

久高議員　墓主は平均十六ドルでは立ちのかないといっている。またまだ市の所有にもなってない土地に移転させるのは不法建築物にならないか。

市長　一応市に協力してもらって、どうしても自分で墓がつくれない人に対しては考慮する。土地は買い取り証書ももらっており実質的には市のもので将来一帯を墓地帯にする計画で移転してもらう。

久場議員　墓主七十一人からの陳情が出ているが、あくまでも話し合いによって解決して欲しい。

ずさんな料金徴収／那覇市会／水道問題に質問集中

〔沖タ・朝　1962・12・16〕

那覇市定例議会三日目の本会議は、十五日午前十時から再開され、午前中に消防関係三条例を即決承認したほか、水道料金の徴収、崇元寺公園の一部変更縮小について活発な質疑を行なった。

消防関係条例は、これまで布令によって条例化されていたのを消防組織法の立法化にともない新しく整備したもの。十五日の発効とともに即決したが、これによって那覇消防隊も「消防本部」「消防署」「消防団」の三段階からなり、組織が強化される。

水道料金は、原則として納期（三か月）を過ぎると閉栓されることになっているが、なかには半年も一年も未納のまま給水しているところもあり不公平。さらに未納のまま移転した借家人の分も後から入ってきた借家人に背負わされているという。支払わないときは給水を止めている。「全くでたらめだ。使わない水の料金まで徴収するのか」と久場、黒潮議員が追及したのに対し、当局は「使った人に対して請求している。そんなことは知らなかった」と答弁。久場議員らは「いまにはじま

ったことでない。方々にその例があるのに知らないとは怠慢だ」ときめつけていた。

また崇元寺公園の一部縮小については、「前市長が独断で解除したものだし、解除は無効と考える。予定通り計画をすすめていけないか」と用地回復の要望もあったが、西銘市長はすでに解除された地域は第三者に売買されており、地主たちの権利も考えると、やむを得ず縮小せざるを得ない。資金の見通しがたちしだい、市内の公園も整備していきたいと答えた。

旭町道路用地で追及／那覇市議会／崇元寺橋、二月に着工

〔琉新・夕　1962・12・16〕

那覇市定例議会三日目の十五日午後は、「旭町交通広場道路用地」と「崇元寺橋改修工事に伴なう用地」の取得、さらに都市計画公園の一部変更についての審議で、激しい質疑応答をかわした。

旭町ロータリー用地問題で、金城（吾）、又吉、黒潮、久高、真栄田議員らが①取得用地のうち一筆だけが三・三平方㍍当たり七十五㌦（他は五十五㌦）になっていること②政府事業だから政府が買いあげるべきだと追及、市当局側は「この一筆は角地になっているので高価である。これは政府事業ではあるが、市も利益をうけるということで受益者負担制度を適用して来た。これを断わると政府補助は流れる」と回答。

さらに「崇元寺橋も政府補助で来年二月着工予定だが、用地が今より拡張されるので、付近の三軒の住家を移転させることになっている」と答えた。

また公園の一部変更について又吉議員が「前市長は公園問題に関心を持ち公園用地も指定したが、西銘市長はその用地まで縮小しようと関心が見られない」と詰めよったところ、西銘市長は「関心がないのではない。多額の資金がいるのでいまのところ都市公園は考えないだけで将来は進める。縮小したのは前市長が政府の認可を受けて解除すべき公園用地を、正規の手続をとらないで前市長名で公文書を出して解除してあるためだ。地主もすでに第三者に売ってあるのでやむなく縮小しなくてはならない」と答え、建設委員会で審議することになった。

〝株に手を出すな〟／東急ホテル株購入で一もめ／那覇議会総務委

〔琉新・朝　1962・12・19〕

十八日午前十時から那覇市議会会議室で開かれた市議会総務委員会（赤嶺一男委員長）は、今議会に提案中の琉球東急ホテルの株購入について審議したが、かなりもめた。

これは同ホテルの百五十万㌦増資計画にともない、那覇市も二千四百株、三千㌦が割り当てられて来たもので、野党議員は「これまでも同ホテルの株はかなり持っているが市としては何もプラスになってない。市民の要望すら満足にかなえられないのに、市がこれ以上第三次産業に手を出すべきでない」と強く反対した。同委員会はひきつづきこの問題を審議することになった。なお沖縄配電会社の増資に対しては「市民への還元は大きい」として二百七十五株、二千七百五十㌦を買うことを委員会は認めた。

銘苅水源地を調査／那覇市建設委員会

〔沖タ・夕　1962・12・19〕

那覇市議会建設委員会は、十九日午前十時半から那覇市天久銘苅水源地と蔡温橋から安里三差路用地崇元寺公園の現地調査をした。

銘苅水源地は今議会にも提案されている十万㌦水道起債工事の中の水源開発事業。水源地の近くに集水池をもうけ、安謝酸素工場前に新設するポンプ場まで導水、そこで地下水と合流させて一日千立方㍍の原水を泊浄水場に送水しようという計画。

水源開発工事に四万二千九百二十二㌦。ポンプ送水施設二万六千九百八十二㌦、集水池工事は三千五百七㌦、導水管工事一万二千四百三十三㌦で計四万二千九百二十二㌦の工事となっている。

銘苅水源開発本番へ／那覇市会／議案19件、スピード処理

〔沖タ・朝　1962・12・25〕

二十四日の那覇市定例議会本会議は午前にひきつづき、午後は一時から再開され、琉球東急ホテルの増資にともなう二千四百株の株購入、六三年度一般ならびに水道特別会計追加予算、十万㌦の水道工事起債など十九議案をそれぞれスピード可決、一件否決、三件を保留した。

可決された六三年度一般追加予算額は

十三万一千四百七十九㌦で前回からの累計総額は三百五十二万二千百十三㌦。また水道特別会計は追加額十一万六千四百三十九㌦で総額百四十三万六千九百十二㌦となった。東急ホテルの株購入については委員会でも市民福祉のために予算をつかうべきだという反対意見もあったが、将来の観光事業発展という立ち場からとくに〝第一次産業の育成も考慮してもらう〟という条件をつけて二千四百株（一株一㌦二十五㌣で三千㌦）の購入を認めた。

十万㌦の水道起債工事は銘苅水源の開発と国場川埋め立て地への水道幹線敷設工事。銘苅川の開発で一日千立方㍍の原水を採水する計画。また壺川一帯の埋め立て市有地四千五百坪を学校用地として那覇区教育委員会に無償で貸し付けることなどがきまった。午前中の分をふくめるとこの日上程された議案は三十九件。うち、議会規則の改正など四件を継続審議、軍用機墜落事故についての要請決議など三件を保留した。

空港ターミナル近くの公有水面埋め立て申請を否決。三十一件を原案通り可決という急ピッチの審議だった。なお二十五日は午前十時再開、保留の三件と陳情案件を処理する。

都計援助で緊急質問／那覇市議会／市長折衝上京を決議

〔琉新・夕　1962・12・25〕

那覇市定例議会は二十四日午前十時すぎから開会され、最終審議にはいった。それに先立ち、又吉議員から「日本政府援助の内示額約十五億円のうちに那覇市への援助（おもに都計、公営住宅費）はいくらふくまれているか」との緊急質問が出たが、当局の答弁では援助額はまだ明らかでないことがわかった。

そのため那覇市への援助獲得折衝に西銘市長を一両日中に上京させ、さらに必要に応じて議会代表として高良議長の派遣を満場一致で可決した。

さらに久場議員から嘉手納での米軍用機墜落事故に対する要請決議の動議が出されて採択、決議文の起草委員は各委員会から一人ずつと人民党議員一人を加えることを決めた。

〝定数を本土なみに〟／那覇市会幕閉じる／墜落事故への決議も

〔沖タ・朝　1962・12・26〕

十三日開会した第五十五回定例那覇市議会は、諮問二件をふくむ三十九件の当局提出議案のうち四件を継続審議、諮問一件不承認で三十五件を原案可決。さらに三十二件の陳情案件を処理、米軍用機墜落事故など四件の要請決議を採択して、二十五日午後四時すぎ、十三日間の会期を閉じた。

最終日の二十五日は午前十時半から再開され、埋め立て市有地の分譲など三十二件の陳情案件を上程、養護学校用敷地の割り当て平和通りアーケード設置促進陳情を不採択、八件を取り下げ、公営住宅用地内の墳墓の適正補償など十件を継続審議、残り十二件を採択。ひきつづき午後一時再開、米軍用機墜落事故にたいする米大統領、上下両院議長、在日第五空軍司令官、キャラウエイ高等弁務官、本土衆参両院議長、主席、立法院あての要請決議、老人福祉法制定についての二つの決議文をそれぞれ採択した。

このあと、赤嶺一男氏ら七議員提出の那覇市議会会議規則と同委員会規定を逐条審議、委員会修正案どおり可決した。この会議規則は自治法の改正にともなってこれまでの会議規則を整備したもの。十四章、百十七条からなり、議場への携帯品、会議中の議員の離席をきびしく規制しているほか議場内での喫煙禁止条項など新しく設けられている。この規則とともにこれまでの委員会条例も廃止、十一条からなる新しい委員会規程が制定された。

また委員会は議案審議の一段階として重要性をおびているが人口増加、市行政機構の拡大で現行の議会三委員会（総務、建設、経済民生）では審議にも無理が生じている。常任委員会を設置しようにも議員定数が三十人（自治法三十三条一項）ときめられているため、自治法の趣旨にも沿えないとあって主席、立法院議長あて、さっそく本土なみに議員定数の一部を改正する要請決議を行なった。本土のばあい、人口の二十万―三十万に対する議員定数は四十四人となっている。

首里末吉社壇の亜熱帯植物の保護、植樹に関する大山盛幸氏ほか三議員提出の要請決議（主席あて）も全会一致で採択した。なお議会規則、委員会規

定は来年早々適用される。

（軍用機事故についての要請決議文）

＝要旨＝

嘉手納村で軍用機が墜落、二人が死亡、八人が重軽傷を受けたことに対し、那覇市会は被災者に心から悼みの意を表すとともに、五九年の石川市の宮森小学校、昨年の具志川村川崎部落、そしてこんどの事故とひきつづく惨事に、米軍当局へ対して、かぎりない憤りを覚える。

被災者への応急救援対策と即時完全賠償を講ずるとともにすみやかに原水爆基地を撤去するよう要請する。

一九六三年

那覇市を〝特別市〟制に／高良議長が政府に陳情

〔琉新・朝　１９６３・１・11〕

十日正午ごろ那覇市議会の高良一議長は行政府に大田主席を訪れ、那覇市を「特別市」制に移行することについて陳情を行なった。

高良議長の説明によると「都市計画法にもとづき政府は市町村の行なう重要な都計事業及び都計事業に要する費用を予算の範囲内で一部補助することになっている。しかし那覇市から政府が受ける諸税収と、政府から那覇市が市町村交付税または都計補助金として受ける額を比較したばあい、その不均衡が明白であり政府は都計にたいする積極性に欠けるうらみがある」ので、那覇市に「特別市」制を施行することで那覇市の飛躍的発展を期すというのがその構想の内容である。

このため高良議長は「那覇市議会は三月の定例議会で那覇市に特別市制を施行することを決議する動きである」というが、同計画は本土地方自治法に定める「指定都市」（人口五十万人以上）と類似したものでなく、また広島、長崎市などのような戦災復興都市制でもなく具体的に煮つまらずにいまのところ構想の域にとどまっているようである。

高良議長は「本土における戦災都市の復興費は臨時措置法にもとづき国と県の責任で支出されている」点にふれて「現在那覇市は年間約八百十七万六千㌦を政府税として納入しているが、政府が那覇市に支出している額は交付税（六三年度九万八千九百㌦）、都計補助金（六三年度十八万六千㌦）の計二十八万四千九百㌦にすぎぬ」ことを強調し「特別市になることで政府税の那覇市への移譲が二百三十七万四千㌦も見積もられる」としている。

このことから那覇市議会の「特別市」構想は、行政機能の強化を重点にした本土法の「指定都市」制ではなく、財政力の強化を主眼として戦災復興対象都市や首都圏などを頭に画いた特別立法による独得の「特別市」構想であり、こんごの那覇市議会内での検討の結果が注目されている。

一方、西銘那覇市長は十日大田主席にたいし市町村財政強化の見地から現在政府税であるたばこ消費税と遊興飲食税の両税を市町村へ移譲するよう要請した。

このことについて大田主席は積極的な発言をひかえたが、内務局地方課では「高良議長の陳情趣旨をよく理解できないが、那覇市議会で独自の特別市構想を検討しているということはきいている。那覇市と連絡して問題を解明していきたい」と語っている。

大弦小弦

〔沖タ・朝　１９６３・１・22〕

那覇市に欠けたものは多い。公園、公会堂、図書館などの文化施設だ。これでは人口だけがふえ（二十四万人）表通りが花やかなだけで、とりえのない町ということになる▼市民は、このカサカサしたひからびた環境の中で、かわいた暮らしを営むほかはない。憩いも、情操を養うすべもない、不幸な市民。それでは首都の名が泣くのである。そればかりか、都市生活の機能という面からみても、すべてが欠陥だらけだ▼幹線道路の交通マヒ、市民の台所からはき出されるゴミの処理、デコボコの悪道路、住宅難と数えたらきりがないほどである。こんな町を放っておけばどうなるか、おそらく数年後には混乱もその極限に達するだろう▼だが、こんなことは一度に解決できるものではない。年次計画を建て、一つ一つ気ながにやるほかはないのである。那覇市の新年度都計事業案も、その意味では立派な町づくりの長期計画といえる▼たとえば、国際通りの車の洪水をさばくには、支道をひらいて流れを緩和しなければなるまい。ゴミやし尿の処理にしても、ふえる人口を予想して将来を見越して施設する必要があろう。そうなると金のかかることは当然で、金の工面が先に立つ▼市としては、これらの事業に使う総工事費約四百二十万ドルのうち、六〇％の約二百六十三万㌦分は政府に補助させ、あとは市の財源と起債でまかなう計算である。首都の手前、政府に補助してもらうことはあたりまえである。見方をかえれば、首都建設法と都市計画法に照して政府は那覇市の町づくりに責任を負わなくてはならない。そこがおなじ自治体とはいえ、首都那覇市が他の市町村と違う点であろう▼西銘市長が与党政府の後押しで市長に立候補したわけは、都計など行政府の協力がなければできないという含みがあった。また公約にもそのことを強調している。西銘市長の強味はそこにあったといえる▼市長もそれを信じて、都計を一任

してもらったのだから、この際補助をとりつけることは市長の腕というより、政府にとっても共同の責任を果たすことになると思う。

鉢巻姿では入れぬ／那覇市会傍聴規則変わる

〔沖タ・朝　1963・1・31〕

那覇市議会はさる五十五回（十二月）の定例会で、議会運営委員会を設置したが、その初の議運委が三十日午後二時から市会議室で開かれ、正副委員長選出と議会傍聴規則の改正をおこなった。

委員長赤嶺慎英議員、副委員長又吉久正議員。これまで議会傍聴は「市議会傍聴取締規則（四八年九月施行）によっておこなわれてきたが、抽象的な面が多く、こんどの改正で〝取り締まり〟の文句を削り、これまで傍聴席にもちこまれていたプラカード、はち巻きの禁止など具体的にうたわれている。同〝市議会傍聴規則〟は二月一日から施行される。

傍聴席に入ることができない者①銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者②精神異常者③酒気をおびていると認められる者④異常な服装をしていると認められる者⑤はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者⑥笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を携帯している者⑦その他議事を妨害しまたは人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者。

傍聴人の守るべき事項　①議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと②談論し、放歌し、高笑してその他騒ぎ立てないこと③はち巻き、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと④帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと、ただし病気その他の理由で議長許可を得たときはよい⑤飲食または喫煙しないこと⑥みだりに席を離れまたは不体裁な行為をしないこと⑦その他議場を乱しまたは議事の妨害となるような行為をしないこと。

給水の大幅緩和へ／水道幹線工事はじまる

〔沖タ・夕　1963・2・11〕

那覇市水道幹線の配管工事がさる一日からはじまっている。

工事は泊浄水場の能力増加工事にともなうもので、総工費八十五万㌦、浄水場から泊小学校前―崇元寺横（向かって右）間を第一期、崇元寺横から又吉道路左上を大道バス停留所までを二期とし、工事は崇元寺後方から泊小校前、浄水場向けにおこなわれている。一期、二期工事とも十八インチパイプ（一本で約一トン）を、地下約二㍍掘り起こしたところで継ぎ合わせていく作業（請負大進工業社）で一期工事が終えるのは三月末。

さらに大道バス停留所から松川―真和志支所右横―主席公舎裏―那覇病院前を右に折れて与儀十字路（交番前）までは十四インチパイプを通す工事（請負共同商会）がおこなわれている。

この工事は五月に終える予定。崇元寺横から又吉道路を大道停留所までの工事は、市内の交通マヒとの関係もあって市も頭をいためている。

いまでさえ交通はマヒして、政府はその根本対策が迫られており、又吉道路で配管工事がはじまると、車の運行はムリ、補助道路もないとあって、市内は大混乱におちいることが予想される。政府は車種別運行などを検討中で、さる十一月那覇市からの「政府道路使用願い」について、まだ許可を与えていない。

そこで市当局は、泊浄水場拡張工事は四月には終える。配管工事がおくれたり、できないとあっては浄水能力を倍にした意味がなく、給水改善ものぞめない。配管位置は又吉道路以外にないので、早めに使用許可してほしいと、いま再要請している。

旧那覇と真和志がよくなる

玉城水道部長の話　こんどの幹線ができると旧那覇、真和志の給水がぐっとよくなる。

また十八万㌦の起債によって識名高台に二千立方㍍の貯水タンクを設置、松川ポンプ場からこのタンクに送水、真和志高台一台の給水状態をよくしていく。このように一貫しておこなわれる施設は、十余年後も大丈夫だが、水源があと四、五年しかみこめない。水道公社で、北部からの送水を計画しているようだが、早めに実現してほしいものだ。

議会側が積極的に動く／与那原、南風原の那覇市合併／三月議会にはかる／〝広域都市〟にとらわれずに

〔沖タ・朝　1963・2・28〕

那覇市を中心とした近隣町村の合併問題が浮かび上がってきたが、

二十七日午後一時から那覇市議長室で高良一議長と、与那原町議会奥原崇実、喜屋武元輝正副議長、南風原村議会仲里清善、新垣孝亀正副議長が、合併問題について話し合った。当日は与那原町、南風原村から要請があって話し合いはもたれたが、この地域は、政府でも浦添村、西原村、豊見城村を含めて広域都市が計画されている。

与那原、南風原両町村は「那覇との合併問題は、きのうきょうにはじまったことでなく、二、三年前から世論はもり上がっている。経済文化あらゆる面のつながりからみても合併は当然である。政府のいう広域都市にとらわれないで、三市町村だけでも先に合併を実現したほうがよい」と積極的な態度に出ている。この日は、合併問題をどのように進めていくかにしぼられた。その結果▽三市町村とも三月議会にはかると同時に▽市町村長にも働きかけて、与那原町長と南風原村長が、那覇市長と話し合ってもらうようにする▽広域都市に指定したあとで合併問題を進めていくか、合併を先にして政府の広域都市に協力していくか、具体的なことは、各議会および市町村長の話し合いの結果をまって検討していくことで、三時ごろ散会した。

合併熱高まる

高良那覇市議長の話　那覇を中心とした近隣村との合併熱は相当高まってきている。政府案では浦添、西原、与那原、南風原、豊見城の広域都市計画があるようだが、それを待っていてはいつになるかわからないので、与那原と南風原だけでも先に合併したいとの要望がある。議会の意思、市町村長の出方によって具体的な話し合いをもつが、私の見方としては、両町村の那覇への編入合併ということになるものとみている。なお与那原は二百㌧ほど突堤をすれば三千トンの船が横づけにされるといい、戦前も漢那憲和代議士時代、築港計画で本土政府から専門家が調査にきたこともあるが戦争で立ち消えになっている前例もあり商港としての発展も十分考えらる。

早くも土地値動く／与那原二年ぶりに本腰

【与那原】与那原町の那覇市への合併問題が表面化し、町民の間では〝那覇市への合併〟に関心を高めている。　那覇市の広域都市計画で、与那原、南風原など隣村の合併による大那覇市都市計画が注目されているが、与那原町では六一年に那覇市への合併決議をおこなってから二年ぶりに本格的な動きをみせている。同町議会では近く町としてはっきりした態度を示すことを申しあわせ今週中にも議会招集する。同町は合併によって那覇市なみの水道施設や電気料の値下げなど町の財政負担過重などが緩和され那覇市への合併をのぞんでいる半面、農家では合併となるとどうしても都市中心になるのではないかと心配する人もいる。しかし那覇市に早く仲間入りすることが与那原の発展にもなると議会も合併促進委員会をもうけて早急に検討してほしいという声が高まっている。

那覇市が計画している与那原の海岸を中心にした都市計画などがあって早くも町内の土地の値上がりや、売地を予定していた人が将来のことを考え譲渡をやめたという話題もでている。

山内俊雄与那原町長の話　那覇市に合併になるとしても対等合併でないため、いろいろ条件が必要になってこようが、町民の福祉を考え那覇に合併するのが必然である。事業計画にも海水浴場の設置、山地開発、町内区画整理、下水道電気などの問題は、合併になればスムーズにいくと思う。

根本的な対策を／高良那覇市議長／ガソリン問題で訴え

〔沖タ・朝　１９６３・３・７〕

那覇市壺川でパイプからガソリンがもれ、またまた付近住民を騒がせた。その根本対策が四、五年も前から強くさけばれているが、まだ実現をみていない。

この問題について那覇市高良一議長は「那覇市だけの問題ではない。政府、立法院が一体となって軍当局に働きかけていかなければ解決されない」と、つぎのように語っている。

ガソリン騒動は、これで四、五回目である。付近住民は爆弾をかかえてねているようなものだ。一たんことあると一瞬にして火の海となることは十分想像される。

市議会はアンドリック前首席民政官当時からＤＥにもかけあってきた。ＤＥでは高等弁務官の直轄の問題で、危険防止対策は考えているということだった。最も危険なところは騒ぎのあった壺川から与儀―ひめゆり通りを経て安里琉銀支店付近までと指摘されている。

軍ではパイプの通っているところは軍用地で地料も払っている。そこに家

を建てたのは不法建て物であり撤去すべきだとの強行意見も出たが問題は不法建て物といったことよりも目前の事故防止対策をたてることが先決であると、いろいろやりとりされたが根本対策問題については結論も出ずじまいになっている。いま安里からひめゆり通り一帯のパイプの取り替え工事がおこなわれているが、取り替えたにしても、また何年後には同じような騒ぎが起きる。

都市の中心部に危険なパイプが通っていること事態が大きな問題であり、郊外の危険度のうすいところからパイプを通すか、タンカー船などにより海上輸送するかパイプの場所変更はこんごに残された大きな問題である。このような根本問題解決については、単に那覇市だけでなく琉球政府、立法院も一体となってやっていくべきである。

〝首都建設に特例法を〟／那覇・与那原・南風原／合併問題で考慮

〔沖タ・朝　１９６３・３・10〕

那覇市と与那原町、南風原村の合併問題について、第二回目の話し合いが、七日那覇市議長室で開かれた。

この日は高良那覇市議長と両町村の正副議長、それに政府内務局護得久地方課長も出席した。

合併した場合、国際都市としての観点から、いろいろな事業がおきてくる。政府から予算面の裏づけがなく、事業もやっていけないようでは合併の意味がない。それには現行の「市町村合併促進法」ではムリ。

直接本土政府や民政府から事業に対する補助がもらえ、起債ができるような実情に即し、将来の大きな発展に備えられるようなものを制定する必要がある。

例えば北九州市が誕生したように〝合併特例法〟を立法化し、それによって合併を促進していくことがのぞましいと、意見の一致をみた。

護得久地方課長も、現行の市町村合併促進法では無理であることを認め、合併特例法といったような合併に関する特別立法化について研究し、同村に三市町村議会でも、その資料収集などで研究していくことになった。

高良那覇市議長の話　合併問題について二回目の話し合いをもったが、合併特例法の立法化が先決問題である。それによって日本六番目の大都市として誕生した北九州市の例からみると、社会福祉、保健衛生、都市計画、建築など市民に直結した大事業が政府から委譲される。つまり政府をちょっと小さくしたような性格をおび、自然と本土政府や、民政府から事業に対する補助が直接うけられるようになるわけだ。三市町村ともこんどの定例議会に、これまでの話し合いを報告すると同時に議会の意思をはっきりさせ、合併を促進させていきたい。

どうしてくれる農作物／補償せぬまま整地／小作人、那覇市に押しかける／久場川の公営住宅

〔琉新・朝　１９６３・３・10〕

那覇市久場川、第一種公営住宅地の買売あっせん業と同用地にある小作者間の農作物補償問題が解決しないうちに、この八日から宅地造成に着工したため、怒り出した小作人たちが市当局や同あっせん業者に抗議、整地作業はスタート早々ブレーキがかかった。

補償はあっせん業者が…／那覇市、無関係と突っぱねる

同用地内の小作をしている那覇市久場川町〇の〇〇、宮平〇〇さんら七人は、九日午前十時すぎ那覇市を訪れ「つぶされた畑の農作物を補償してくれ」と要請したが、新垣助役は「その補償はあっせん業者がする契約になっている」と答えた。

市当局の説明によると小作人の農作物などいっさいの補償は、同用地を市に売った那覇市樋川、上原〇〇さんが支払う契約になっている。市当局はこの問題に関係ないという。

宮平さんらは「上原さんは補償問題はまだ私たちにひとことも話していない。市が責任をもって解決してくれ」と訴えたが物別れになった。

市の買った二十五万平方㍍の団地用地の中にはかなり耕作中の畑がある。こんど整地する区域内に八人の小作者がおり、砂糖キビ、野菜、イモなどを栽培して生計をたてている。宮平さんらの話では、上原さんはいま植えてあるキビや野菜を収穫してから着工させる約束だったが、数日前に宅地造成の通告立て札をたてただけで、急にブルドーザーを乗り入れて来たため面くらっていた。

小作をしている汀良町の〇の〇〇、渡嘉敷〇〇さん（六〇）も昨年六月植えた一万三千二百平方㍍のうち半分をつぶされ「このキビを目当てに借金までして生活している。どうしても補償し

てもらわなくては…」と不満をもらしていた。

すでに三人の小作地はつぶされており、九日午前中、小作者代表らは上原さんに補償のかけ合いに行ったが、留守でカラ戻りした。その間にも三台のブルドーザーはフルに動いており、仕事を休んだ小作人たちは工事現場に集まり、不安な表情で作業を見ていた。

上原〇〇さんの話　前の地主（〇〇）から私が買いとったとき、この小作の人たちは小作契約はしてなかった。十年余りも無料で耕作していながら補償しろというのはおかしいと思う。でも市当局と〝農作物は私が補償する〟と売買契約を結んであるので、小作者と話し合う用意はある。現場を見て補償の必要があればやります。

会期は11日間／定例那覇市議会開く

〔琉新・夕　1963・3・16〕

那覇市議会三月定例議会は十六日午前十時から市会議室で幕をあけた。この日は会期をこの二十六日までの十一日間にすることと、市当局から議案「公設市場条例制定」など十五件の説明がなされただけで午前十一時すぎ散会、静かな初日だった。

なお今議会には、上山中生徒会長又吉進一郎君ほか全校生徒（二千七百人余り）が、米軍車でひき殺された同校一年国場秀夫君の事故について、米軍の完全賠償実施、こんごの事故対策を決議してほしいと文書で要請して来た。

議会および傍聴規則が前議会で制定されてから初の議会とあって、議場入口には傍聴者記入簿が新しく備えられ議会事務局職員も守衛をつとめたが傍聴者が一人もなく係員は拍子抜けしていた。

十八日行なう一般質問でも質問者は前もって質問事項を議長に出すようになったため、不なれの新規則に全議員とまどった表情をしていた。

一社　説一　都計予算の拡充をはかれ

〔沖タ・朝　1963・3・18〕

那覇市の定例議会が、おとといから（十六日）招集された。追加予算の審議を中心に、十五件の案件がだされているほか、公営アパートの建設をめぐる墓地の補償問題などが、定例会の焦点になっているようだ。

ところが市の予算は、今回の追加増で五百万ドルに膨脹した。一般会計が三百五十万ドル、水道特別会計が百四十七万ドルの内訳になっており、自己財源を主体として、年々かなりの充実を見せてきた。二、三年前まで、百万ドルていどの規模を維持するのがやっとであったので、特別会計を含め、五百万ドルに拡大したことは、いちおう市当局の積極的な財政強化策が功を奏したといえよう。

しかし市政全般にわたり、建設途上にある那覇市にとって、このくらいの予算では、きわめて貧困財政のそしりを免れない。事業内容についてみると、都市計画費、土木費、産業振興費など、首都づくりの予算として、微々たるものにすぎない。このような貧弱な財政状態では、近代都市に面目を一新する都計事業はとうていムリであり、少なくとも現予算の二倍、一千万ドルていどへ、規模の拡大をはかってもらいたい。

そのためには、総合的な財源の再検討を試みるべきである。市民負担による自己財源はもとよりだが、琉球政府をはじめ、日米両政府による財政援助を、今まで以上に獲得しなければならない。これまで都市の再興建設に対する政府支出は、ほんのおこぼれをあたえていたにすぎず、なんら積極性が見られなかった。政府自体の貧困財政にもよるだろうが、予算拡充に応じて、首都建設費の増額も、当然、考慮さるべきだと思う。

那覇都計の将来を明るくするものは、本土政府の援助費が次年度予算から計上されたことである。この援助ルートの確立によって、都計事業はいっそう推進されるはずであり、大きな期待が持てる。もはや具体的な計画を検討し、受け入れ態勢の整備を待つばかりであろう。

このような市財政の拡充策については、市当局と議会が密接な協力関係を保ち、ともに努力しなければならないのはいうまでもなかろう。市会はたんに提出された議案を審議し、これを可決すれば足りると考えたら大きな間違いで、市政運営の立場から、たえず建設的な政策をもってのぞむべきだ。

市民から都市づくりのアイデアを募集しているのも、要は全市民の関心と協力を求めるための手段にすぎないだろう。市政執行者と議会、それに二十四万人の市民が一体となって初めて困難な問題も打開されていく。当面、市財政を強化する対策について、より強力な政治活動が展開さるべきである。

市営住宅問題で激論／那覇市議会荒れる

〔琉新・夕　1963・3・18〕

那覇市議会定例会三日目は十八日午前十時再開、一般質問にはいったが、正午前久場川町公営住宅の農作物補償問題がとび出し、荒れた。

トップに立った久場景善議員は住宅難解消、交通マヒ解消、市立高校設立問題など十数項目にわたって質したのに対し、西銘市長は「来年度は公営ならびに市営住宅を四百世帯建設、住宅難に対処する。市の交通マヒは抜本的に対策をたてていくつもりで現在の主要道路のバイパス（複線）の整備、一号線の立体横断など政府と折衝して実現したい。市立高校は考えていない」と答えた。

つぎに又吉久正議員が、与那原町・南風原村との合併問題を質したのに対して高良議長が「新聞に合併構想を発表していたが、りっぱだと思う。しかし、当局としては合併の際の利害損失、政府の援助、合併による都市づくりもあるのでまだ具体案はもっていない。さらに浦添村との合併は簡単にはいかないと思うのでまだ話もしていない」と答えた。

そのあと黒潮議員から「市は久場川町公営住宅の墓地移転と農作物補償の話し合いがつくまでブルドーザーを入れないと議会に約束していながら、いま強制的に整地にとりかかった」と責任を追及したところ、新垣助役は「これは前地主の上原〇〇さんが農作物補償問題は解決したといったので信用してブルを入れた」と答弁、はげしい論戦がくりひろげられた。

話し合いつかねば強行／久場川町の農作物、墓補償／西銘市長、議会で答う

〔琉新・朝　1963・3・19〕

十八日の那覇市議会一般質問は、公営住宅地の農作物、墓補償の激しい質疑応答で昼食時間に一時間くい込み、さらに午後からは、し尿処理、都計、市庁舎建設、スラム街解消、政府対応費の負担過重など活発な質問が午後七時前までくりひろげられた。議員たちも長時間にわたる質問でだれ気味、半数以上が席を離れて流会寸前になるのを議員をかり集めて議会を続行した。

久場川町公営住宅の農作物、墓の補償については人民党の黒潮、儀間、真栄田三議員に無所属の久高議員らが鋭く追及した。この結果「建築基準法以前に建設された墓で不法建築でない。かりに不法としても都計法によっては補償すべき」という同議員に対し、西銘市長は「あくまで不法建築と思う。この公営住宅は都市計画法によるものでない」と見解は対立した。とくに市長はこんどの補償騒動について「前地主と小作人の農作物補償は市が両者の中に立って解決する。どうしても話し合いがつかず建設に支障をきたす事態になれば強制手段で工事をすすめる。農作物と墓の補償は別問題だ」と新しく態度を示した。

市政全般を追及／那覇市議会活発な質問戦

〔琉新・夕　1963・3・19〕

十八日の那覇市議会の一般質問では公営住宅地域内の農作物、墓移転補償のほか建設、衛生など市政全般にわたって午後七時前まで活発な質問をくりひろげた。

真栄田、金城吾郎、宮里敏慶議員らのし尿処理ついて慶佐次経済民生部長は「汚物終末処理の方法として農村還元方法、化学処理方法はいまムリなので、最後に海上投棄をとることにして六五年度に三百二十㌧のし尿処理船を建造する。その間のし尿終末処理は、専門業者を指定して農家へ還元したり原野に埋めたりする」と答えた。

さらに市庁舎は公債四十万㌦を発行、自己資金三十九万㌦、計七十九万㌦で六四年度に予算計上すると市当局は答えた。

そのほか黒潮議員は六一年の台風テルダの災害復旧資材として、本土から贈られてきた資材を市は一年余りも放置し、そのうえその資材で那覇消防署員のひかえ室、改築などを行なっていると追及したところ、当局もこれを認め議会にあやまった。

つぎに上原隆正、友利栄吉議員らはスラム解消計画の進行状況、都市近郊の都市計画などを質し、具志栄治、赤嶺保三郎、久高議員も首里バス問題に言及、市が六〇％もっている株を売却して他の事業にまわすよう市長の意思をただしたが、市長は売る意思はないと答えた。

また金城吾郎議員は、政府補助による工事の対応費が大きいために自治体を弱体化していることをとりあげた。例えば市の旭町ロータリーや崇元寺橋改築で一万㌦の補助に対して土地買収などの補償と工事対応費が四万㌦にのぼ

るありさま。市長は「政府と米民政府が一体になって自治体の財政を弱体化させるようなことはいけないと思う。そのため工事費の対応費ではなく、全事業費（補償などふくんで）の対応費にするよう政府に折衝をつづけている」と答えた。

市長の渡米費で論議／那覇市議会最終日／採決で原案押し通す

〔琉新・夕　１９６３・３・26〕

二十六日午前十時再開された那覇市議会最終日は、公営住宅用地の墓移転補償陳情が審議されるとあって、子をおぶった墓主や小作人のほか支援団体約六十人が十数本のプラカードを押し立てて傍聴、重苦しいふんいきの中ですすめられた。

とくに市長を全米市長会議に出席させるため特別旅費、交際費三千六百ドル余りを追加更正してあるのに対し、人民党は①那覇市はアメリカの一州ではない。日本の市長会議出席とはわけが違う②儀礼的な会合に多額の予算を使って出席するより道路や排水溝工事につかってほしいと反対討論、「政治は生き物沖縄の実情を訴えると大きな成果がある」と賛成する議員と激しい論戦が交され、結局採決に持ち越して原案を押し通した。

まず各委員会に付託されていた議案の審議結果が、各委員長から報告され、崇元寺橋改築にともなう用地の買収、那覇公設市場の条例制定など十三議案を原案どおり採択。識名霊園用地の取得は継続審議することに決めた。これでこの六月までに崇元寺橋が改築される。そのあと追加更正予算案が上程され、黒潮議員は市長のハワイ行きの特別旅費二千六百五十六ドル、交際費千ドル、計三千六百五十六ドルをとりあげ反対討論を行なった。この問題で質疑が打ち切られてから同議員が修正案を出そうとしたため「討論にはいって修正動議を出すのは議会運営上好ましくない」と論議をかもし、儀間、黒潮議員らは「沖縄の実情を訴えるには日本復帰を抜きにしては考えられない。市長はその問題にはふれないといっているし、さらに六月は予算議会もあるので市長のハワイ行きには反対する」と述べた。これに対し具志、又吉議員は「沖縄の実情を訴える可能性はある。市庁舎建設で援助も得られるしけっしてマイナスにはならない」と賛成討論を行なった。なお午後一時再開、陳情案件を処理する。

公営住宅敷地でもむ／那覇市会／墓の補償陳情を不採択

〔沖タ・夕　１９６３・３・27〕

二十五日午前十時から開かれた那覇市会本会議は、午後から久場川町公営住宅敷地内の「墓移転の適正補償について陳情」問題で激論がかわされたが表決の結果、経民委案どおり十三対七で陳情は不採択になった。質疑のさい西銘市長から、敷地内の農作物適正補償支払いについては、現場でも整地工事をさせてもらうという前提で市長が証人になってもよいと、数字的な資料を要求したが出されていない。市としては委員会を設置して適正な補償額を出し早めに支払ってもらうよう努力したい。墓の移転については補償でなく移転改葬費ということで十六ドルは適正だと思っている。すでに大半が移転している。生活困窮でどうしても墓を造れないという墓主に対しては実態調査のうえ次年度予算で援助したいと考えている。しかし、どうしても聞き入れられず、場合によっては強制処置に訴えてでも整地工事にすすめていきたいとの説明があって討論に入った。

儀間、黒潮、久高、真栄田の各議員と又吉議員からそれぞれ「この陳情を採択して当然墓の補償をすべきである。市は不法占有といっているが、首里支所、市道も不法占有である。旭が丘の不法建て物について補償するという答えが出ており都市計画の一環として、当然墓の補償はすべきであると、反対意見が出された。

いっぽう赤嶺慎英（無）宮里（自民）両議員から、地主から移るようわれて補償を要求、スクラムを組んでくるのが勝つというのであれば、こんごの都市づくりにも大きく影響してくる。市は困窮者に対してはこんごの予算措置で考えたいと誠意をみせている。第一期工事敷地内の墓二十四基のうち二十基が移転し、一基は所有者不明、三基も一応了解していたが外部からの人たちにおどらされて反対しているなどの理由をあげ不採択に賛成した。

そこで表決の結果、不採択が多数を占め、委員会（委員長久場議員）案通り可決した。なおこの表決で大山議員は「墓の問題と農作物補償問題は一緒にして考えるべきだと思うが、この陳情では農作物についてふれてないとして委員会でもとり上げられていないので表決には参加できない」と欠場し

た。

なおこの日、墓移転補償獲得期成会や支援団体など約五十人が議会での成りゆきを見守っていたが、不採択になったことに対し、期成会の久高会長は「議会も頼りにならない。こんごは自分たちで生活権を守っていくほかない。ブルの前での座り込みは問題解決までつづけていく」と語った。

市長を告訴

那覇市首里の久場川町の公営住宅敷地問題は、市役所と小作人との話し合いがつかず、ついに告訴ざたとなった。二十六日午後五時すぎ小作人の村吉○○さん、渡嘉敷○○さん、比嘉○○さん、宜野座○○さんらは、告訴代理人の宮城隆弁護士、それに市会議員の儀間真祥氏、同久高友敏氏らも伴って那覇署を訪れ、西銘那覇市長を器物損壊罪で告訴した。告訴状を新垣那覇署長に手わたした。

告訴状によると公営住宅建築のためさる八日から十一日の四日間にわたって告訴人らの小作している土地に許しなく西銘市長の指揮でブルドーザー三台を入れ農作物のキビ、イモ、ネギなど価格総計千百九十五ドル三十セントを敷きつぶし不法に農作物を損壊したとなっている。那覇署は、告訴状を受理した。

米軍トラックの事故抗議など／那覇市／諸問題を政府に要請

〔沖タ・夕　1963・3・27〕

那覇市議会は、当面するつぎの諸問題について、政府関係当局に要請することをきめた。

▽米軍トラックによる上山中学生の事故死に対する抗議と要請決議（高等弁務官と行政主席あて）①こんご二度と犠牲者を出さないため、十分な防止策を講じてもらう②遺族に対し十分な補償を早めに実施してほしい③事故の調査と措置を公表してほしい④市内一号線でのスピードの制限をもって厳しくしてもらう⑤一号線の横断歩道を地下道か架橋にしてもらう。

▽高等学校を那覇市に新設することについて＝立法院議長、行政主席、中教委に要請する。

▽建設事業補助金ならびに市負担対応費の規則方の要請決議（立法院議長、行政主席あて）＝政府が補助事業について補助の比率を明確にした規則がない。そのため崇元寺橋改修工事で、政府のおこなう一万七千五百ドルの建設費に対し市の用地補償費は四万ドルにおよんでいる。また開南交番から平和橋までの計画道路（百二十メートル、幅員十八メートル）の工事でも政府補助一万ドルに対し、十万ドルの補償費が必要とされている。このままでは都計の進展どころか、市町村の貧困財政をますます圧迫するだけである。その工事全体として事業種別の補助比率などを明確にした規則制定が必要である。

なお与那原町、南風原村など近隣村との合併促進問題については、六月定例議会までの研究課題とし、六月議会で合併促進委員会の設置、こんごの方針などを検討する。

かかりすぎる対応費／都計事業の促進に／政府の特別補助要請

〔沖タ・朝　1963・3・31〕

那覇市の〝都市づくり〟は、政府からの工事費の補助はうけたものの、用地買収、建て物補償など対応費がはるかに多く、そのため都計事業はマヒ状態に来ている。中部に設置される総合中央病院もコザ市が敷地確保の資金案出でもたついているうちに具志川村にさらわれてしまった。那覇市では、崇元寺橋改修工事で、政府のおこなう工事費は一万七千五百ドルだが、用地取得のための市の負担が四万ドルにおよんでいる。

六四年度に計画されている開南交番前から平和橋（将来は神里原十字路に通ずる）までの都計道路（全長百十二メートル、幅員十八メートル）開通工事も、政府の工事費一万ドルに対し、建て物補償ひとして市の対応費十万ドルが必要とされている。市は事業は計画したものの、対応費におびやかされたかっこう。西銘市長は「工事費の補助でなく、補償費など事業費に対して補助してほしい」と政府に訴えている。

こうした対応費問題はこんどの三月定例議会で、金城吾郎議員（社大）の発議によって取りあげられ、行政主席、立法院議長あて「建設事業補助金並びに市負担対応費の規則制定方の要請決議」がなされた。

決議要旨　那覇市の都市整備は基本計画によって漸次進行しているが、その執行率は全計画のわずか一三％にすぎない。このことは市の自主財源が乏しいことにもあるが政府の補助施策が十分に果たされていないことに基因している。

本土では戦災都市復興、都市計画事業は、国家的な事業として特別法並びに臨時措置法の適用を受けて大幅な国県補助が約束され、保証され、国の指導のもとに着実に推進されている。沖縄

では首都建設法、都市計画法でそれぞれ都市計画の重要性を認め、財源の責任分野が示されているが、事業に要する補助金、政府がおこなう工事に対する対応費が明確に規定されていないために、事業の区分によっては工事費よりも対応費が倍加されるため、貧困な市財政をさらに圧迫し、経費負担が重過ぎほかの事業執行をも遅らせている。これは市町村財政法第二条の「市町村財政の自主的かつ健全な運営を助長し、いやしくも自律性をそこないまた市町村に負担を転嫁するような施策を行なってはならない」という基本的な方針にも反している。そこで補助金については「政府予算の範囲内」という表現を用いず、明確に事業種別の比率と市が負担する対応費の算定について本土の広島市、長崎市に適応された戦災都市復興臨時措置法に準じて比率を明確に規定するよう那覇市議会の決議により、強く要請する。

「十八日会」がもっとも多い／那覇市会議員

〔沖タ・朝　1963・3・31〕

市議会は、さる一月一日〝議会運営委員会〟の発足を機に、議員の色分けをおこない、事務局に登録された。

それによると▽十八日会所属（自民）が十六人でもっとも多く、無所属クラブ五人、人民党三人、社大党二人、公政連二人、いずれにも属しないもの二人となっている。

十八日会　楠見長礼、辺野喜英興、赤嶺慎英、比嘉朝四郎、平良真次郎、赤嶺一男、武村朝良、渡口麗秀、上原隆正、名城嗣夫、金城力夫、宮里敏慶、喜久山朝重、具志栄治、平良亀助、赤嶺保三郎。

無所属　久場景善、又吉久正、比嘉佑直、金城武一、大山盛幸。

人民党　真栄田義晃、儀間真祥、黒潮隆。

社大党　森田孟松、金城吾郎。

公政連　安見福寿、友利栄吉。

いずれにも属さない　高良一、久高友敏。

市議二人パスポートおりず／那覇市会／民政府へ許可要請

〔沖タ・朝　1963・4・13〕

那覇市議会は行政視察のため議員団十二人を十五日から約二週間九州、関西に派遣する。

ところが議員十人（あとの二人は事務局職員）のうち、八人のパスポートは一週間も前におりたが、人民党の黒潮隆、儀間真祥両議員のパスポートがまだおりない。

ほかの派遣議員団も「那覇市会議員として統一行動をとるので、ぜひ渡航を許可してほしい」と民政府に要請してある。黒潮、儀間両議員は「渡航の自由はいぜん認められていない。人民党でも立法院議員や豊見城村議員は許可されている。那覇市の議員だけ認めないということは市議会の軽視にひとしい」と語っている。

十二日ひる古堅第一助役も民政府に「ほかの議員団も要望しているとおり、統一行動であり十五日の出港（那覇丸）にはぜひ間に合わせてほしい」と要望した。

これに対し民政府は「善処したい」と答えたという。

本土へ行政視察／那覇市議十人あす出発

〔沖タ・朝　1963・4・14〕

行政視察のため那覇市議団十人が、十五日出港の那覇丸で出張する。出張期間は三十日まで。鹿児島で二手にわかれ、二十五日大阪で合流、三十日東京まで統一行動をとる。一班は鹿児島市を皮切りに宮崎市、別府市、松山市、高松市、大阪市（第二班と合流）、芦尾市、岐阜市、名古屋市、東京。

第二班は鹿児島から熊本市、島原市、長崎市、佐世保市、戸畑市を経て大阪市に出、第一班と合流する。しかし議員十人のうち人民党の黒潮隆、儀間真祥両議員のパスポートがまだおりず、十五日あさ十一時出港の那覇丸で一緒に出発できるか、なりゆきが注目されている。

議員　久場景善団長（無所属）渡口麗秀（十八日会）森田孟松（社大）武村朝良（十八日会）儀間真祥（人民党）宮里敏慶（十八日会）友利栄吉（公政連）黒潮隆（人民党）安見福寿（公政連）赤嶺慎英（十八日会）

議会事務局　新垣繁調査係長、永山盛廣主事補。

出発後に旅券を出す／那覇市議会本土視察団／不許可の人民党議員に

〔琉新・朝　1963・4・16〕

十五日午前十一時すぎ出発した那覇市議会本土視察団と一緒に行くことになっていた人民党の黒潮隆、儀間真祥議員は、旅券が交付されなかったため出張を取りやめたが、一行が出発して三時間後の同午後二時ごろ、民政府から

出入管理部に「両人の渡航を許可する」と通知があった。

連絡を受けた那覇市議会は、両議員をこの十八日出発させ長崎県で先行の八人と合流させる。

黒潮議員は過去六回、儀間議員が五回も不許可になり、時に黒潮議員は数日前不許可になったばかりだった。

ブルの前にピケ張り／公営住宅敷地問題／市の仮処分に抵抗

〔沖タ・夕　1963・4・25〕

那覇市久場川町公営住宅敷地整地工事は、二十五日あさ最悪の事態に入った。補償問題が解決していないため、小作人や墓主など、補償獲得期成会の人たち人民党など支援団体の座り込みでブルが止まってから四十五日になるが、市当局はついに仮処分を申請、中央巡裁では関係者に五日以内に立ちのくよう命令した。

この五日の期限はさる二十三日で切れ、二十五日市当局は上訴裁から派遣された崎山嗣久執達吏立ち会いのもとに、午前十時すぎから現場で整地作業にのりだした。はじめに墓三つの撤去にかかろうとしたが、カネのあいずで集まってきた期成会の人たちおよそ三十人が墓の前でピケをはり、押しあいした。けっきょく撤去はできなかった。執達吏が「仮処分が出ており、作業のじゃまはしないでほしい。いい分があれば裁判で主張してほしい」と説明したが、期成会側は「法は生活をまもるためにある、裁判所も市当局もグルになっている。こんな法はこちらには通じない」と抵抗した。

一方では一台のブルを動かそうといしたが、ブルのエンジンの音でたちまち婦人やとしよりなどがブルの前に立ちはだかり、ブルの動きも完全に止めた。市当局は「いくら話し合ってもわかってもらえないので法の下で強行することにした。じゃまはしないでほしい」とさらにブルを動かすよう運転手に指示した。しかし期成会の人たちは「真昼の暴力だ」とブルの前を動こうとしなかった。

こんどの第一期整地工事は七千八百坪、市当局は十数人の労務をかりだして周囲を縄で張りめぐらし、方々に公示札を立ててある。「中央巡裁の土地立ち入りならびに工事妨害禁止仮処分決定をみており、土地に立ち入ったり、工事を妨害してはならない。犯す者は刑罰に処せられることがあり債権者（市）に整地作業と公営住宅の建築工事をすることを許してある」というのが公示札の主な内容。

この日市当局からは新垣建設助役、花城建設部長、慶佐次経民部長ら関係課長、職員など十余人がきていた。

期成会の人たちは「きょう団交をもとう」「補償金をいますぐ支払え」と市当局や前地主上原〇〇氏につめよったが「それには応じられない」と断わられた。

期成会の人たちは現場に仮小屋を建てて交代でブルの動きを監視している。

ついに警官隊出動／那覇市の公営住宅地／補償問題こじれる

〔沖タ・朝　1963・4・27〕

那覇市久場川町公営住宅敷地問題は、こじれる一方。二十六日には上訴裁執達吏崎山嗣久氏の警官隊出動要請にこたえて、那覇署が敷地内で座り込みを続けている小作人や墓主に〝即時立ちのき〟を警告した。

同二十六日午前十時すぎから首里支所で、市当局と補償獲得期成会および支援団体との団交がもたれた。

期成会から墓や農作物の補償など五項目の要求書が出されたが、市当局は農作物の補償問題にだけ応じた。団交は十一時までとの約束で、双方から各作物についての数字をもちよって午後一時半ごろまで話し合い好転するかにみえたが、「農作物の補償問題が解決しても、墓の補償など五つの要求が満たされるまでは、ブルは活動させない」と期成会側。新垣助役は「それではこれ以上話し合ってもムダだ。団交はこれで打ち切る。既定方針通りいくほかない」と引きあげ情勢は一変した。

期成会の要求内容は①墓移転の適正補償をおこなえ②農作物の損害に対する適正補償をおこなえ③代替地を与えよ④ブルが入った三月八日から一か年間の生活を保証せよ⑤解決するまでブルを動かさないこと。

新垣助役は「農作物についての団交をもってほしいとの要請があったので応じた。話し合いで補償の数字がきまればすぐ支払えるように、地主の上原〇〇氏もちゃんと金は用意してきた。また議会通過した墓の補償をもち出している。これでは団交に応じられない」と語った。

午後二時すぎ市当局は崎山執達吏、新垣顧問弁護士を伴って現場を訪れ、ブルを動かしたり三基の墓の遺骨収去

にかかろうとしたが、期成会や人民党、民社青の支援団体などおよそ二百人に三か所でピケをはられ、作業をはばまれた。

期成会の人たちはあさから鐘や宣伝カーで住民に支援協力をよびかけた。この鳴りもの入りの騒ぎで、直接関係ない部落民や首里中校の生徒たちが現場に押しかけ四百人にのぼる人出、とうてい作業ができないとみた崎山執達吏は、午後三時、新垣弁護士を通して那覇署へ警察官動員要請をした。この要請で同四時二十分、那覇署から宮沢次席、長嶺警備課長ら四人が現場を調査した。期成会や支援団体の抵抗にあってとうてい作業が進められないとみた宮沢次席は同四時半マイクを通し墓の前やブルの前でピケをはっている人たちに「縄張り区域は裁判所の仮処分決定によって立ち入り禁止区域になっている。すぐ立ちのくよう」警告した。これに対し期成会側は「何しにきた帰れ」といきまいたが、那覇署では二十七日から工事をはばむものはどしどし摘発する方針だという。

市全域で夜間断水／那覇／水道公社の送水が減量

〔沖タ・朝　1963・5・2〕

那覇市水道部は、一日から市全域にわたって、午後八時から翌日午前四時までの〝夜間断水〟を実施した。七十二年来といわれる異常渇水で自己原水が八分の一（二十六万四千ガロン）に減ったため、四月に入って与儀ポンプ区域の時間給水を実施する一方、市民に節水を呼びかけてきた。

一日午前十時ごろ、水道公社から市水道部に突然「これまで一分間二千ガロン送水した水を一日から千六百ガロンに減らす」との通知がきた。軍の水源も枯れる一方というのが理由らしい。そこで市水道部としても当分の間、市一円の夜間断水をすることになった。

玉城水道部長の話　一日のあさ突然、水道公社から一分間四百ガロンの分水量減の知らせをうけた。当分の間ということで具体的なことを聞いていないので、二日家田支配人から実情を聞き、できるだけ分水減がないよう要請したい。しかし異常渇水で水源も減る一方なので、雨が降らない限りどうかとも思う。毎分四百ガロン減のまま夜間も給水をつづけると、翌日昼間の水が不足する。そこでやむを得ず夜間（午後八時から翌朝四時）は全面的に断水し、貯めておいて昼間に流す。水道部は市民に節水を強くよびかけてきたが、まだ十分に守られていないようだ。節水が徹底して守られるとあるいは夜間断水もしなくてすむようになるかも知れない。節水について全市民の協力を強く望みたい。

公営住宅地ブル動く／警官隊が座りこみ排除

〔沖タ・夕　1963・5・2〕

二日あさ、那覇市首里久場川町の公営住宅敷地でブルが動き出した。三百二十人の警官隊が二列横隊に道路に並び、適正補償を訴えて、やく五十日もすわりこみをつづけた農夫や墓主たちはやっと立ち去った。

久場川公営住宅敷地の第一期整地工事（一万平方㍍）は国場組が二万㌦でうけおい、三月八日から四十五日間の契約で三台のブルを入れた。しかし敷地内の農作物、墓の補償で話し合いがつかず、同月十三日からブルのまえに補償獲得期成会の人たちがすわりこみをはじめ工事はストップした。この一期工事の敷地内には墓二十五基があるが、二十二基は議会できめた一基あたり十六㌦の移転費でケリがついた。のこり三基の墓主二人は「それだけでは移れない」と小作人といっしょになって補償を要求した。四月二十六日に最終的な話し合いが決裂するまで、五、六回も市当局と話し合ったが、解決しなかった。市当局は二十六日、崎山訴裁執達吏を通し、仮処分執行にもとづく警官の出動を那覇署に要請したもの。

二日午前十時すぎ、那覇署は隣接各署の応援をもとめ、三百二十人の警官隊を現場へむけた。すわりこみをつづけていた人たちは、鐘をならして応援隊をあつめた。十一時十五分、宮沢那覇署次席が「速やかに敷地外に立ちのくよう」最終警告を出し、座り込みの排除にのり出した。

まず墓のまえから実力行使にうつった。小作人、墓主、支援団体など約五十人がピケをはってがん張っていたが、しかたなくピケをといた。

市当局はさっそく墓三つの遺骨の片付けをはじめた。ひきつづいて敷地内にクギづけされているブルの前で宮沢次席は立ち退き警告を発した。

しかし、ブルの前後と監視小屋にすわりこんでいる老婆や、子どもづれの婦人たちは、なかなか動こうとはしない。警官隊はつぎつぎとゴボウ抜きを

やった。
十一時四十五分、ブルがやっと動きだし、警官隊に守られながら整地作業がはじまった。

〝納得できない〟

我如古盛功墓・農作物補償協議会会長の話　話し合いをせずに警察権を発動したのはどうしても納得できない。きょうも助役に話し合いを求めたが断わられた。われわれの要求は適正補償であって無理な要求ではない。警察の実力行使にくじけず最後までがんばりたい。現場ですぐ大会をひらき今後の方針を決めたい。

〝分ってくれぬ〟

那覇市新垣助役の話　これまで何回となく、市当局は誠意をもって話し合いをもったが、わかってもらえない。農作物の補償について具体的に数字をだし、ほとんど解決のメドはついていたが、その後無理な要求を出しぶちこわされた。この墓の移転問題がもとで、失明したといっているが、年寄りで遺伝的のものか老衰のものかはっきりしたことはいえない。
警官隊の出動は正当な措置である。

再びからみ合い／公営住宅整地工事／ブルをとめ、警官隊と

〔沖夕・朝　１９６３・５・４〕

那覇市首里久場川町の公営住宅地問題は、ついに刑事事件に発展した。那覇署は、二日につづいて三日も警察官約三百人が出動、立ち入り禁止区域に入っていた久高将憲、岸本利実の立法院議員、人民党瀬長亀次郎委員長ら十四人を威力業務妨害現行犯で逮捕した。
ブルの運転手が昼食のため、午後一時前から三台のブルを止めた。その時期をみはからって、縄張りの外でブルの動きを見守っていた小作人や墓主、支援団体など五、六十人が、三台のブル前にすわり込み、午後からのブルの始動を阻止した。
人民党委員長瀬長亀次郎氏、久高将憲立法院議員、社会党書記長岸本立法院議員、社大党労対部長前川立法院議員などが現場に顔をみせ、つぎつぎ補償獲得期成会の人たちに激励の演説をした。
午後二時半ごろ、この演説がおわると同時に、百余人の警官隊が両方からはさみ「威力業務妨害罪、封印破毀罪」で検挙にかかった。警官の動きをみて大半が逃げたが、婦人をまじえ瀬長、久高、岸本氏ら十五人が那覇署に連行された。
そこで三台のブルは午後三時ごろから再び工事をはじめ、同七時にひきあげた。その間、首里警部補派出所外間警部補ら七人が私服で警備にあたった。また那覇市新垣助役、嘉手納建設課長、新垣市顧問弁護士らも最後まで立ち会っていた。

警察権発動に抗議／那覇署前で気勢あげる

那覇市首里久場川公営住宅敷地の仮処分をめぐる警察権発動に対する抗議団は、三日午後四時赤旗をかついで那覇署におしかけて抗議、〝仲間を返せ〟と気勢をあげた。古堅実吉、平良良松、知花英夫の三立法院議員ら十余人が、新垣那覇署長に威力業務妨害の現行犯でつかまった久高、岸本両立法院議員の即時釈放を要求して議論をかわしている間に全沖労、官公労、全逓労、各支援団体代表者がぞくぞくかけつけ、抗議団は数十人にのぼった。久場川の現場から農良着姿の小作人や乳のみ子を背負った婦人たちもとんできた。〝即時釈放せよ〟〝取り調べがすめばすぐ返す〟と堂々めぐりのかけ合いがつづき、ぎっしり署長室をうめた抗議団に退去命令を出したため、ひともんちゃく。なだれこんだ警官隊と抗議団がせまい室内でもみ合い、荒れた。
屋外に押し出された抗議団は、玄関前に座りこみマイクをもち出して抗議大会を開いた。その間古堅、平良議員らがかわるがわる新垣署長とかけ合い、久高、岸本の両議員と瀬長亀次郎人民党委員長の三人は、午後五時すぎ一足先に釈放され、午後七時までには全員釈放、那覇署前広場の抗議集会にのぞんだ。身柄拘束で調べるという。
抗議団が八時すぎ労働歌をうたい解散した。

〔後略〕

小作人は補償費受領／久場川の公営住宅地／墓移転費は新予算で

〔沖夕・朝　１９６３・５・28〕

那覇市久場川町公営住宅敷地第一期工事内の三つの墓の補償問題で、補償獲得期成会や支援団体など約三十人が、二十七日午後一時すぎ市当局を訪れ、西銘市長、新垣建設助役に「早く適正補償をしてほしい」と申し入れた。西銘市長は「市の最終態度はこの前の話し合いであきらかにした通りである。

当事者以外の人とは話し合いをしない。期成会、支援団体が介入するのは、話をこじらせるだけである。市としては補償は考えていないが、貧困世帯の墓主に対しては十六ドルの移転、改葬費のほか、墓の資材購入費、運搬費などの援助を新年度予算で計画しており、直接当事者と話し合って解決したい」と答えた。

これに対し期成会や支援団体は「市長の態度は民主主義に逆行する。第二期工事はしないという一札をいれてもらいたい」とせまったが、西銘市長は聞き入れなかった。

いっぽう農作物の補償については、さきに地主が法務局に供託してあったのを小作人（四人）が受け取って解決した。補償額は最低百二十ドルから最高三百八十五ドル。

水源地の確保など／市町村議長会／定期総会で要請決議

〔沖タ・朝　1963・6・1〕

沖縄市町村議会議長会（中山盛久会長）の第十五回定期総会は三十一日午後二時から南部会館で開かれた。来賓に大田主席、長嶺立法院議長、仲村市町村会長、内務局護得久地方課長らを招き、自治功労者、優良議会などの表彰があった。

来賓祝辞について新年度事業や予算案を審議、干害対策をはじめ、市町村負担金の減額など四つの問題について政府に要望することを決めた。

来賓祝辞にたった大田主席は「政府は間もなく干害対策を実施するが、各市町村でも自分たちの力でできる限りのことはやってほしい。干害対策は政府がやるべきだと、一部に手をこまねいているのもあるようだ。〝天はみずから助くるものを助く〟であり、まず自分たちの力でやってみることだ。鹿児島県寺園知事から沖縄に水を送るとの朗報がきており、それに応えるためにもみんなの努力が必要である」と強調した。

つぎは政府への要望事項　①異常干害対策＝干ばつの被害で、本年度後半期の住民生活が心配されている。政府が干害対策を立てるにあたって、つぎのことを善処してほしい▽飲料水の不足している市町村への給水のため運搬車両、容器類を貸与すること▽ボーリング機械による水源調査と水源確保▽圃場灌水用ポンプ、パイプなどの購入資金をふやすこと▽飲料水の消毒薬品をくばり、環境衛生指導に万全を期すこと▽農漁民の食糧対策をたてること▽肥料や家畜飼料購入資金をふやすこと▽干害にともなう病害虫防除対策▽来期の台風災害対策をたてること②地方制度調査会の設置。例えば財政制度の問題。政府と市町村の事務の配分、教育委員会制度の問題③各種団体負担金の政府補助。六三年度で中央の二十九団体、地区の二十八団体に約六万ドルの負担金を出し、市町村財政に大きな影響をおよぼしている。政府が補助して市町村負担金を軽くしてほしい。④内務局地方課を強化してもらいたい。

幹線道路網を整備／西銘市長施政方針を演説／那覇市議会

〔沖タ・夕　1963・6・1〕

第五十七回那覇市定例議会は、一日午前十時からの本会議で開かれた。高良議長の議会への陳情、要請書審議を委員会付託のあと、西銘市長の施政方針、議案上程で市当局の説明を聞いた。西銘市長は施政方針のなかで幹線道路網の整備、河川改修、公園建設、下水道を重点的にとりあげ、さらに住宅事業問題、社会福祉対策、新庁舎建設の実現に努力していくことを明らかにした。なお、会期は二十二日までとなっている。

市当局から上程された議案は三十五件、主な議案はつぎのとおり。

▽那覇市役所位置の変更条例制定について▽首里久場川公営住宅建設用地の仮処分命令申請に関する専決処分の承認を求めることについて▽予算外義務負担並びに分水協定の締結について▽旭町地先公有水面埋立地を随意契約で売却処分について。

町づくりに重点

施政方針（要旨）　那覇市の都市施設が、市の発展に立ち遅れの状態にあり産業、経済、文化、社会の各面に大きなブレーキになっている。那覇市の発展のためには、基本的な都市計画事業を中心とした行政が要請される。こういう町づくりを重点課題として努力したい。

▽都計事業は現行の都市計画を若干修正しなければならぬ段階にきている。本年度は、新たに策定された都市計画の第一年度として、交通マヒをなくすため、幹線道路網の整備、河川改修、公園建設、下水道事業に重点をおきたい。道路にはタール舗装の新工法をとり入れる。▽道路を中心とした諸施設の整備と、土地を合理的に利用するため、区画整理事業に力を入れる。▽上下水道

については、水源の開発、浄水処理施設の拡充、配管網の整備によって能率的に配水したい。懸案の下水道事業は、本年度から二十五万ドルの米国援助で、政府直営の工事が行なわれる。市としても負担額八千ドル、政府補助六千三百ドルを計上して、基本計画を策定する。▽ゴミ車二台を新たに購入し、ゴミ処理のスピード化をはかる。し尿処理については、海に捨てる考えで、潮流の関係などを調査研究する。▽日米琉政府の援助によって、公営住宅建設をすすめ、さらに起債によって市の住宅も建設する。不良住宅街解消事業の第一段階として、モデル地区を設ける。▽本土政府援加で、保育所が設けられる。そのほか遊び場をつくり児童健康相談、生活保護事業もつづける。▽農業基本施設の整備▽財源確保のため、中央税の地方税への移管を政府に働きかける。▽内部体制をかためるため水道部を強化し、新規事業や事業量の増大にともなう若干の機構改革をする。▽工事費やく九十一万ドルによる庁舎建設に着手する。このうち四十万ドルが市債、残りは旭町と泊、安謝間の埋立地処分その他で案出する。場所は警察局隣りを予定している。

鹿児島から〝友情の水〟着く／〝一滴もムダにすまい〟／港にどっと喜びの声

〔沖タ・朝　１９６３・６・２〕

〝鹿児島の水が届いた〟。一日午後三時すぎ、泊入港の琉球海運所属那覇丸＝一、〇七三トン、宮里光禄船長＝の入港をまちかねた出迎えの人たちは、ドッとよろこびの声をあげた。岸壁の消防車と船の水タンクから出たホースが、がっちり結び合わされた。鹿児島と沖縄の握手のように…。友情の水は、ホースを伝って勢いよく流れ出した。

「七十年ぶりの干ばつになやむ沖縄の人たちに、本土の水をおくろう」と寺園鹿児島県知事をはじめ、鹿児島貿易協会の呼びかけで送られた第一陣の水四十トンは、午後六時すぎから那覇消防署の消防車を使って陸あげをはじめた。船から消防車をへて船舶用水栓にホースをつなぎ、地下のパイプを通って一般家庭の水道栓に水を送る仕組み、こんどはまず泊、前島一帯へ配ることになった。

最初はポンプの馬力が弱くて思うように行かなかったが、那覇市水道部の大型ポンプがかりだされて午後七時すぎから軌道にのった。全部おえるまでに約一時間半かかった。

那覇丸には四つの水槽があり、百二十トンまでは積める。こんどの水はテストケースとして四十トンとし、二番槽につめた。四十トンでドラム罐の二百二十本分（ざっと一万ガロン）ある。泊、前島一帯では、二日午前三時から正午まで鹿児島の水が使える。

この日、港には大田主席、西銘那覇市長、志村建運局長、東江経済局長らのほか那覇市役所水道部、消防隊、報道関係者など約二百人がつめかけた。船長室で宮里光禄船長と挨拶をかわした大田主席は「尊いおくり物に心から感謝したい。市民のために一滴もムダにしないよう、有効に使い、鹿児島のみなさんにおこたえしたい」と語った。

また宮里船長は「知事さんは、お隣同士でたすけ合うのは当たりまえ、船便のつづくかぎりいくらでも送りますといっておられた。わたしたちも、輸送に全力をあげる」と感激していた。

感謝でいっぱい

西銘那覇市長の話　現在、市の一日の給水量は一万五千トンで鹿児島から送られたのは水量としては少ないが、鹿児島の方々の友情には感謝の気持ちでいっぱいです。できれば、市民全体に給水したいが、とりあえず泊一帯の住宅地に送水して、いくらかでも水ききんを緩和したい。

鹿児島からの救援水第二陣は、二日午前十時那覇入港の有村産業ＫＫ所属波之上丸で二百五十トンがおくられてくる。

一か月は現状維持／那覇市会／給水対策で当局答弁

〔沖タ・夕　１９６３・６・３〕

那覇市議会本会議は三日午前十時二十五分から開かれた。この日は初日に西銘市長が打ち出した施政方針に対しての一般質問がおこなわれる予定であったが、質問に入る前に黒潮議員（人民党）から〝干害対策〟について緊急質問が出され、それが議題として優先的にとりあげられた。

黒潮議員　全琉の農作物被害は一千百六十万余ドルといわれているが、市の被害額はいくらか。同じように軍から浄水を受けているコザ市や浦添村では断水がない。新しい分水協定はまだ結ばれていない。ただ軍のパイプと直結しているという理由だけである。国場など水道のない渇水地域では高い水を買わされている。こうした地域へ

の給水対策は、さらに軍は節水をさけんでいるが、ぜいたくに使用されているようである。困っているところに少しでも多くやるべきだ。市は軍に浄水量をふやしてほしいと要請したことがあるか、こんごの飲料水対策はどうたてているか。農作物の干害対策についても政府の対策に対応していくという消極さで、市独自の対策をたてるべきだ。こんどの部長の昇給を待ち、市長のハワイ出張費などを減らして渇水対策、緊急干害対策をたてるべきだと思うが市長はどう考えているか。

経民部長　市の農作物の被害は五月三十日現在でキビ四五％減で二十六万八千三百八十㌦、イモ三〇％減で一万八千五百二十五㌦、野菜三〇％減六千六百㌦、合計二十九万三千㌦で政府にも報告してある。対策としては政府の対策と対応して種苗確保に対する補助、無利子融資による食料対策などをたてている。

西銘市長　問題は雨さえ降ればよいわけだが、緊急対策で植えたにしても雨が降らなければどうにもならない。政府の対策と一致している。どう対応していくべきか考えるべきで対応費の財源はある。

玉城水道部長の話　コザの場合は旧分水協定があり一応優先されている。水道公社の軍貯水量は五八％で、市への水量も減って、二十七日から隔日給水している。気象台の見通しは六月末か七月はじめでなければ雨はないという暗い見通しである。

対策について民政府ローラー水道部長とも話し合っているが▽伊佐浜川の流れ（一日八百立方㍍）をとめて市の水源タンクに流す▽陸軍病院跡の水源（一日二百五十トン）をパイプで市のタンクに送る▽安謝の水源（一日七百立方㍍）を軍野戦用浄水車で浄水（五日から）計画をしており、これで一日千七百立方㍍の水が得られる。

雨量がないとこれらの水も減ることが予想されるが、あとひと月は現状を維持していきたい。

原水の確保に努力／那覇市会／〝水〟問題に質問集中

〔沖タ・朝　１９６３・６・４〕

三日午前十時から開かれた那覇市議会本会議は黒潮議員（人民党）の〝干害対策〟についての緊急質問をはじめ、西銘市長の施政方針に対する一般質問にたった又吉議員（無）久場議員（無）（金城議員（社大）平良（真）議員）自民）らの質問も渇水、水源地開発など〝水〟の問題に集中、そのほかは都市計画と関連して一号線の横断歩道、旧鉄道路線の道路拡張整備、低所得者の住宅難緩和問題が出たていどだった。これら質問に対する市当局の答弁要旨はつぎのとおり。

水道問題のもっとも根本をなす〝水源開発〟についてはずっと努力をつづけてきている。今年度は十二万㌦の開金融資によって安謝に水源を開発した。平常時に一日二千立方㍍現在の渇水期でも一千立方㍍は確保できる。このほか宜野湾市の伊佐浜川遊水、同大山遊水からそれぞれ二千立方㍍とれる。さらに現在使用している浦添村長田川、嘉手納村比謝川の水源地の整備拡充によって三〇％の増が見込まれ、六五年度までに二万三千百十八立方㍍の源水を確保する計画である。市の泊浄水場の浄水能力も今年度に一日二万トンに拡張してあり、浄水施設に見合うだけの自己原水がこれで確保されるということになる。とくにこの〝水道問題〟については特別委員会を設置してこんごあらゆる角度から検討し、万全を期していきたい。

議員定数の改正立法を要請／立法院議員招き

〔沖タ・夕　１９６３・６・４〕

開会中の那覇市議会と市当局は、三日午後七時すぎから那覇市内の料亭松乃下に、那覇市選出の立法院議員をまねき、七日軍用機で全米市長会議参加のため渡米する西銘市長の壮行会をかねて「地方自治法の議員定数の一部改正」について懇談、議員立法によって〝改正〟をぜひ実現させてほしいと要請した。これに対し、各議員とも努力することを約束した。

この会合には市議会から高良議長ほか二十人、市当局から西銘市長ほか助役と部長クラス、立法院議員は人民党の古堅議員のほか自民党の長嶺（議長）、友寄、伊良波、社大党の安里、平良、無所属の知念各議員が参加した。

那覇市のばあい、首都的性格と人口規模から、市政が広く複雑で専門化していることから、現在の議員定数三十人では適正な常任委員会の設置はのぞめず、十分な議会活動ができない。そこで自治法の議員定数の規定を改め、本土なみの議員定数に増やしてもらいたい、というのが要請の内容。まえの第五十五回議会でも決議して政府、立法院に要請してある。

本土では、人口二十万以上三十万未満の都市の議員定数は四十四人となっている。本土なみに改正されると、那覇市の現在の人口は二十四万五千だから、議員は四十四人にふえる。

一貫性欠く市中工事／那覇市会／都計と関連して追及

〔沖タ・朝　1963・6・5〕

那覇市議会は西銘市長の施政方針に対する一般質問を四日の本会議で終わり、五、六日の本会議は市当局から上程された議案についての質疑、委員会付託をおこなう。

四日の施政方針に対する一般質問は、都計問題に集中、ほかに新庁舎建設、ごみし尿処理、水の問題がとりあげられた。三日から二日間にわたっておこなわれた一般質問は定刻より三十分から四十分も遅れ、居眠り議員もいて低調気味だった。

具志議員（無）　新庁舎建設に九十一万ドルもかかり、うち四十万ドルは市債の発行に求めているが、過年度までの市税滞納額が五十八万ドルもある。それを完納させて庁舎建設費に向けられないか。

市当局　完納させるよう努力しているが、危険度が高く、それをあてにして計画はたてられない。

黒潮議員（人民）　市当局は新庁舎敷地を警本横に決めている。そこよりも与儀農研所跡（第二候補地）が交通、財政あらゆる面からよいと思うが、与儀に市庁舎を建てなかった場合、その敷地はどうなるか。

市当局　市としてもあらゆる面から検討したうえで結論を出してある。与儀を庁舎敷地に使用しない場合は、首都建設委員会で使途について再検討される。

名城議員（無）　市の発展は都市計画事業によるものか、発展してのち計画がたてられているのか。

市当局　発展に即応して計画をたてている。計画によって事業を進めているわけだが、財政面の都合もあって思うようにいかず、計画実施より自然発展が先になっている実情がある。

名城議員（無）　道路改修、水道配管、ガス配管工事など集中的におこなわれ、舗装して半年か一年後に掘り起こしたりして市民に迷惑をかけている。市には一貫した計画がないと見受けられるが。

市当局　政府援助による土木工事や水道工事がぐうぜん一しょになったためである。しかしこれも市民の福祉向上をはかるのが目的で市民も理解してもらえると思う。こんごはそういったことがないように努力していきたい。

儀間議員（人民）　内地からきた水は、国場など高い水を買わされている地域に給水する考えはないか。

市当局　運搬車に積んでいくのは時間がかかり、船の出港に影響する。三、四日も停泊するばあいはそういうことも考えたい。

儀間議員　ゴミ処理、し尿処理計画は。

市当局　ゴミの処理は新年度に二台のトラックをふやす計画であり、捨て場もここ一年は安謝埋め立て地域に予定している。し尿処理は六五年度から海にすてる計画をしており新年度は海洋調査をおこなう。

赤嶺慎英議員（無）　施政方針は政府から補助金のあるものだけが打ち出され、自主財源についての方針が見当たらないが。

市当局　中央税の移管など強く政府に訴えている。

三役の増俸を追及／那覇市議会、本会議開く

〔琉新・夕　1963・6・5〕

那覇市議会定例議会三日目は五日午前十時から本会議を開き市当局提案の議案について審議した。

まず住宅建設課、下水道課など新たに新設する那覇市部課設置条例の一部改正案を委員会付託にしたあと市長ら三役の増俸について人民党議員が市当局を追及した。

この議案では市長、助役、収入役が五十ドル、一般職員が平均八％（平均五ドル三十二セント）の昇給になっている。これに対し人民党議員は「三役が一度に五十ドル、職員が五ドルということはどういう理由か」また「毎年このように上げていくのか」などの質問をした。

これに対し市当局は本土の市町村三役との給与差額を例に「特別職としての責任を維持するためである。またこんごは職階制で安定した給与体系にする」と答えた。

そのあと自民党議員から市職員の初任給についての質問に対し市当局は「この条例が決定すると初任給は高校卒で四十五ドル二十セント、短大卒で五十ドル四十五セント、大学卒で五十九

ドル五十五トンとなる」と答えた。

那覇市役所敷地／警本横、与儀の二案／市会が特別委設け検討

〔沖タ・朝　１９６３・６・６〕

五日午前十時すぎから開かれた那覇市議会本会議は、市当局が上程した議案三十五件のうち、二十件について質疑のうえ四件を原案どおり承認、二件は特別委員会付託、十九件を関係委員会に付託して午後三時閉会した。六日は午前十時から本会議を開き、六四年度予算など残された上程議案についての質疑と委員会付託をおこなう。

特別委員会に付託されたのは新庁舎建設計画と関連して「那覇市役所位置の変更条例制定について」と「市庁舎建設債を起すことについて」の二件。市当局案は交通の便、官庁街との関係、都市美の上から警本横の市有地が新庁舎敷地に最適であるとしている。

これに対し平良（真次郎）議員（自民）黒潮議員（人民）森田議員（社大）らから「むしろ都市美、交通の面、将来は与那原、西原、南風原などと合併して、広域都市建設が考えられることなどから、市当局が第二候補地としてあげている与儀農試所跡がよい」との意見が出た。

けっきょく名城議員（十八日会）の「これは大きな問題であり各派代表で構成された特別委員会を設けて検討した方がよい」との動議がとりあげられ、特別委付託となった。

同委員会は十八日会四人、無所属人民党、社大党、公明政連各一人、これに三委員長を含め十一人で構成する。

原案承認つぎのとおり。

原案可決　市職員の旅費支給条例一部改正▽首里久場川公営住宅建設用地の仮処分命令申請に関する専決処分の承認▽六四年度一時借入金について▽六四年度市水道事業特別会計一時借入金について。

埋立地の売却で論議／那覇市会／水源問題など追及

〔沖タ・夕　１９６３・６・６〕

六日の那覇市議会本会議は、午前十時から開かれ、前日にひきついで市当局から提出された議案について質疑、委員会付託がおこなわれた。旭町公有水面埋立地が随意契約で那覇バスターミナル、沖縄バス、沖縄タクシー協会、沖配電など六か所に、坪当たり五十ドルから六十ドルで売却処分する市の計画に対し、価格が安すぎはしないか、ほかに三十件余りの申請がなされている。その資料を提出してほしいなど追及があった。財産処分という重要な問題だけに質疑続行のまま総務委員会に付託された。

水道事業では、前兼次、瀬長市長時代に開発された安里と牧港水源が放置されていることが又吉議員から追及された。「安里は水を吸い上げると周辺の井戸に影響することが確認されたので使用しない。牧港は塩分が標準（二百ＰＰ）の倍以上もあり、そのままでは飲料に適しない。科学装置によって飲料にできないかどうか研究している」と玉城水道部長の答弁があった。

午後からは、開会前に金城（吾）議員（社大）から緊急動議があった「立法院に対し施政権返還要求意志表示について」と市議会自体の施政権返還要求決議をおこなう。

施政権の返還／日米両国へ要請決議／那覇市会

〔沖タ・朝　１９６３・６・７〕

那覇市議会の本会議は午後一時から再開、あさの開会前に金城吾郎議員（社大）から緊急動議のあった日米に対する〝施政権返還要請決議〟を原案通り決議して、同一時半閉会した。

施政権返還に関する要請決議要旨

日米両政府、米国上下両院議長、衆参院両議長あて＝われわれはあらゆる機会に祖国復帰を訴え要求し続けてきたが、祖国日本は、沖縄県民の意思に反し対日平和条約第三条による講和発効後もアメリカ軍事支配を認め今日にいたっている。さる二月開かれた第三回アジア・アフリカ諸国人民連帯大会で「米国のひきつづく沖縄占領に反対し、沖縄の即時日本復帰、米軍基地の撤去をめざす日本国民の戦いを完全に支持する。大会は四月二十八日を〝沖縄デー〟とし、国際的共同行動をおこなうよう、全てのアジア・アフリカ人民に訴える」との決議を採択し、大きな反響をよんだ。四月二十八日は本土各地で沖縄集会が開かれ、国民の世論をもり上げている。日・米両政府、米国上・下両院、衆・参院はこのような世界の動向を正しく認識し「いかなる民族もその意に反して異民族の支配をうけることがない」という国連憲章の崇高な精神に則り速やかに沖縄の施政権を返還する措置をこうじてもらうよう要請する。

立法院あて　世界と日本本土における動きをさらに大きなものに発展させ、一日も早く目的を達成するためには沖

縄における運動をより積極的に推進していくことが要求され、最も重要であると信ずる。よって市議会は市民の総意に基づき、立法院が今会期中において施政権返還に関し、日米政府が速やかに適正な措置を講じてもらうよう、県民代表としての正しい意思表示をし、広く内外に訴えてもらうよう強く要請する。

全米市長会に招かれ／西銘那覇市長／きょうハワイへ

〔沖タ・朝　１９６３・６・７〕

全米市長会議への出席とホノルルとの姉妹都市活動推進のため、西銘那覇市長は七日午後一時嘉手納空港から軍用機で渡米する。こんどの全米市長会はハワイ州立を記念してホノルル市で開かれるが、同市と那覇市は姉妹の縁を結んでいる関係から広島市、高雄市（台湾）とともに全米市長会リチャードC・リー会長（ニュー・ヘーグン市長）とホノルル市ニール・S・ブレイスデル市長から招かれオブザーバーとして出席する。市長のほか夫人、金城重正秘書、金城力夫議員が同伴する。

全米市長会は八日からおこなわれるが、西銘市長は主として十日の本会議、十二日の最終本会議に出席するほか代表団と随員の奉祝パレード、国立墓地での戦没者慰霊祭に参加、東京経由で十九日空路帰任の予定。

なお全米市長会議で身体障害者の雇用促進問題がとりあげられる予定のようだが、沖縄身体障害者団体連盟久場景善会長は、西銘市長に「アメリカおよびハワイの身体障害者団体連合会への加入要請」を依頼した。

西銘市長の話　全米市長会議にはじめて招かれオブザーバーとして出席するが、スピーチの機会があれば那覇市の実情を説明し、協力を得られるものについては協力を得たいと考えている。またハワイはあらゆる面で沖縄とよく似ており、観光事業が盛んなので、関係施設などもみて回りいい面を施政に反映したい。

那覇市会／市外バス路線変更など13件／本会議に陳情攻め／関連問題めぐり一波乱予想

〔沖タ・朝　１９６３・６・９〕

さる一日から第五十七回那覇市会定例議会がはじまっている。六四年度予算を中心とした〝予算議会〟だが、水道公社と市との浄水分水協定、旭町埋め立て地の随意契約による売却処分など最後の本会議はかなり荒れるものとみられている。いっぽうこんどの議会に十三件の陳情要請があり、関係委員会に付託され審査が進められている。なかでも政府建運局の「市外バスの都心部乗り入れ禁止実施計画」に対し、都心部の十五か所の通り会長が連署で反対の陳情、真和志南部の七つの部落から自治会長連署で「干ばつ被害に対する援助について」の陳情、さらに首里久場川の公営住宅用地内の農作物、墓の移転にともなう補償の要求など関連陳情が三件もあり、これらの問題をめぐっても一波乱が予想されている。

市外バス路線変更に対する反対陳情

平和通り会（外間政和会長）国際本通り会（森田孟真会長）国際中央通り会（大湾宗安会長）国際大通り会（崎間麗詮会長）蔡温橋通り会（上江洲由正会長）むつみ橋通り会（島文三会長）開南本通り会（仲真与一会長）新栄通り会（長嶺義祥会長）新天地通り会（当真嗣富会長）農連中央市場通り（比嘉義雄会長）農連中央市場（与那嶺盛男市場長）浮島通り会（当間林太郎会長）大平通り会（玉城道夫会長）那覇市場本通り会（嘉陽宗正会長）中央市場通り会（赤嶺蒲六会長）

陳情理由　建運局は国際通り、開南通りの交通緩和と事故防止のため市外バスをターミナルへ直結する考えだという。市外バス都心部から移転をした場合、バスターミナルや一号線沿いから市内バスを増発しなければならず、これは形式的に市外バスが姿を消したというだけで、実質的には市内バスが市外バスにとって代わったにすぎず何ら交通緩和に役立たない。かえって小型車両の激増で交通マヒ、事故の増加を誘発する。もし市内バスをふやさないとバス利用者に都心までテクるかタクシーに頼るほかなく、その悩みはますます深刻なものとなる。五十日間のバス・ストがこれを実証した。さらに市内、市外との車の乗りかえによりバス料金の値上がりや時間的にも大きなマイナスとなる。従来通りの運行をのぞむ。都心部通り会長十五人の連署で市会の協力を要請する。

干ばつ被害に対する援助　繁多川自治会（長堂嘉照会長）真地＝（我謝孟毅会長）識名＝（国吉達雄会長）上間＝（玉城直輝会長）仲井間＝（赤嶺良英会長）国場＝（玉城幸治会長）樋川＝（伊集盛敏会長）

要旨　都心近郊農業経営の主作物である野菜栽培はできず、植えつけたキ

ビも枯死寸前、家畜も飼料不足ですて売り同様の価格で売り出している実情。つぎの点について陳情する。①飲料水の給水②畑地灌漑用の水源開発のため市でボーリング機械の設置③肥料、農薬の無償配布④原苗圃、中間苗圃以外の優良蔗圃に補助して蔗苗の確保⑤営農資金として無利子の大幅融資を政府へ要請してほしい。

その他主な陳情　▽国際通り、開南通りの交通緩和、交通事故防止のための地下横断歩道設置＝字樋川仲真与一▽わかさの浜海水浴場建設計画に反対陳情＝わかさ市営住宅津田花子ほか四百二十六人▽寄宮地区区画整理について＝字国場玉城全助ほか九十七人▽字二中前排水溝改修＝玉城正浩他五十三人▽愛生寮敷き地の返還と個人財産の損失補償について＝字大道西平滋穂ほか六十人。

随意契約にものいい／那覇市会総務委／旭町の埋立地処分

〔沖タ・朝　1963・6・13〕

那覇市議会総務委員会（赤嶺一男委員長）は、十二日午前十時から委員会を開き、旭町埋め立て地の随意契約による売却処分問題について審査した。

午前中に随意契約をしている六件の現場をみて回り、午後二時から城田総務部長の出席を求めて質疑をおこなった。

市当局は、土地評価委員会にかけて、坪当たり五十㌦から六十㌦で六か所と契約しているが、客観的にみてあまりにも安すぎる。委員会の出した最低四十㌦から最高六十㌦は参考案であり、これにこだわる必要はない。六件という一部の業者にとってはよいが、多くの市民に還元するという意味からも、市当局はいま一度検討する意志はないか（大山議員）申請は三十七件も出ており、公入札にしたら少なくとも倍以上は売れる。新庁舎建設費にあてることができ、市債を起す必要もない。なぜ随意契約にもっていったか（黒潮議員）と、市当局を追及した。

城田総務部長は、評価委員会の決定を尊重するというほかに、同埋め立て地は工場地帯として計画しており、公入札で売ったばあいは、さらにあとで切り売りされて市の計画どおりにいかない不安がある。随意契約だと予定通り進めていける。契約の相手も事業の公共性、信用度あらゆる面から考慮している。さらに市当局が地価をつりあげ、ほかに悪い影響を及ぼしてはいけないといった点から、市の態度を決定した。この線から引き上げることは考えていない、と説明した。

しかし委員会では「市の案はどうしてもものめない。上げるべきである」との意向が強い。十三日午前十時から委員会を再開、ひきつづきこの問題について審議するが議会が市の案を認めないとなると、市当局は案を改めて提出し、議会の承認を得なければ土地の処分ができず、委員会の出かたが注目される。

議員お手盛りでやりとり

〔沖タ・朝　1963・6・16〕

市三役および職員の給与は引き上げるのに、議員の給与はなぜ引き上げないか―このことがいま議会の話題となっている。市当局はこんどの定例議会に市長、助役、収入役の基本給一律五十㌦の増俸と職員に対し平均五㌦三十二㌢をベ・アする議案を上程してある。その審議が総務委員会に付託されているが、十二日の委員会で「なぜ議員の給与は引き上げないか」と市当局は追及された。市当局城田総務部長は「つぎの議会までじっくり検討しましょう」と引き下がったが、議員のお手盛りをめぐって、あらましつぎのような質疑が交わされた。

〝調査研究費として〟〝評価困難／九月議会までに検討

城田部長の説明　三役は一律五十㌦アップで市長が三百㌦、助役二百五十㌦、収入役二百㌦となり市職員は平均五㌦三十二㌢の引き上げで、従来の平均給与六十六㌦五十九㌢から七十一㌦九十一㌢となる。政府の局長、医師など特別職を除き、政府が四・六％の賃上げをしても、平均給与は市職員が政府職員より七十八㌢多い。なお西宮、高松、小樽など本土十三市の平均をみると、人口三十二万二千人。議長百七十㌦、副議長百五十㌦、議員百三十㌦。ほかに期末手当がつく。市長三百五十五㌦、助役二百七十五㌦、収入役二百三十㌦、職員六十一㌦となっている。（那覇市議員は一律百㌦、議長は八十㌦、副議長は四十㌦の交際費がある）

具志議員（無）　市三役、職員の給与は上がり、議員だけが増俸していないが、その理由は。

城田部長　責任内容がばく然としており（考えようによっては無限の責任ともいえるが）評価が困難。無関心ということではない。

具志議員　決してばく然としていな

い。自分のことをいうようでよくないが、客観的にみていう。考える余地はあるか。

部長　何を考える。

具志議員　議員の増俸について。

部長　それは一応考えている。

具志　低給与では金もちしか議員になれない。そうなるとロボットでも金さえあれば議員になれる。いい議員を出すには待遇をもっとよくすることだ。

又吉議員（無）　兼次市長のときには、いっしょに上げたり下げたりした。物価も上がっており生活給は与えてみっちり勉強させることだ。みんな思ってはいるが、遠慮していわない。片チンバにならないようにしてほしい。

渡口議員　上げてもらいたいことは山々だが、いま表だってやっていいかどうか疑問。しかし、本土の市議員の場合は五万円から七万円が個人に調査研究費として割り当てられている。所得となると税金が多くつき、それよりはとらない方がよいと反対議員も出てくる。調査研究のための旅費だと課税の対象にならない。そういった面でも研究の余地がある。

部長　そういった面では十分な検討はなされていない。自治法にふれず、条例の範囲内でできるような気がするが、つぎの議会まで研究させてほしい。

渡口議員　九月議会までには結論を出し、財源もうみ出してほしい。

又吉議員　市当局とヒザを交えて話し合う必要がある。九月までにざっくばらんに話し合う機会を作ったらどうか。

部長　承知した。

赤嶺（一）委員長　本議案はさらに質疑続行のままで、次回にもちこす。

〝浄水協定〟で論議／那覇市会／社大・人民側が反対

〔沖タ・朝　1963・6・16〕

開会中の那覇市会建設委員会は、十五日午後一時から「水道公社と市の浄水分水協定の締結」について審議、八対二で、原案通り採択された。

この浄水分水協定を結ぶことについて金城吾郎（社大）、真栄田（人民）両議員が強く反対した。

その理由としては、市当局は分水協定を結ばないと、水が確保できないと説明しているが、現在の渇水期でさえ、一日一万トン以上を受水しており、理由にならない。配水施設は、水道公社の指示に従って運営することになっているが、実際には直営であり、地方自治法にも反する。

市が公社と協定を結ぶことは、水道法の無視であり、政府不信任にもなりかねない。

公社が分水協定を結ぶようしいるのは、軍が水をにぎっておくというのが本心であるとしている。

これにたいし比嘉（朝四郎、十八日会）議員が「分水協定を結ぶのは、市民の水の確保、料金を安くするのが大きなねらいであり、市当局の原案通りに水道公社と協定を結んでも何ら支障をきたさない」と賛成意見をのべた。

この問題は、本会議でも論議をよぶものとみられる。

那覇市会追加上程／共同井戸の設置や／ガーブ川下流の工事など

〔沖タ・夕　1963・6・16〕

那覇市はこんどの定例議会に、ガーブ川改修工事請負の契約、六四年度市歳入歳出追加予算など七件の議案を追加上程した。

ガーブ川改修工事は、むつみ橋から下流で、上流は六二年度の米国援助、六三年度の琉球政府援助で、政府直営で南洋土建ＫＫが工事をすすめている。しかし六四年度は日本政府からの援助（八〇％）なので市直営でおこなわれる。市当局は、上流の工事との関係もあって、公入札にせず、南洋土建と随意契約を考えており、すでに仮契約をすませてある。請負額は九万九千㌦。工事は、契約について議会の承認を得たあと、七日に着工して来年六月五日までに完了の予定。

いっぽう追加予算は四十九万三千二百九十三㌦で、六四年度一般会計歳入総合計三百九十二万一千五百九十九㌦となった。

追加予算は干害対策、公営住宅建設、農道整備が主体となっている。主な内訳は▽異常干ばつ対策費一万三千四十㌦。水道設備のない地域に対し共同井戸六か所の設置費二千百㌦。農産物の再生産対策用肥料購入五千二百二十八㌦、畑地灌漑用井戸十六か所の設置費五千七百十二㌦。▽上間簡易水道工事費十二万三千二百四十八㌦。▽第二種公営住宅建設十七万六千七百㌦となっている。

なおこの公営住宅建設費は、建運局の予算が、前年度につづいて全額那覇市に割り当てられるものとみて市予算に計上されている。

新庁舎候補地で意見分かれる／那覇市／当局案は下泉町に／建築資金／沖縄で初の公債発行

〔琉新・朝　１９６３・６・20〕

那覇市役所庁舎の新築計画は、近く開かれる議会の特別委員会で審議されるが、下泉町と与儀の二候補地をめぐって意見が分かれている。これは議員らが、できるだけ出身地に近いところに誘致しようとしているためで、なりゆきが注目されている。

現在の市庁舎は戦前の天妃小学校舎で、古くて雨もりもする。狭いため水道部など別に借家しており、事務能率も低下させ、市民へのサービスもじゅうぶんできないという状態。また沖縄の首都那覇の庁舎にしてはみすぼらしいと、新築は歴代市長の懸案になっていた。

このため、西銘市長は、新年度から建設を計画。現在開会中の議会に市庁舎移転と起債を提案している。その計画によると総工費九十一万九千ドル。そのうち四十万ドルは、市民からの公債を発行して当て、残りは埋め立て地の売却代などで当てることになっている。この公債発行は沖縄ではじめてのケース。市庁舎でありできるだけ市民も関与させようというもので、利率は年七・五分になっている。

この敷地は第一候補地が下泉町の市有地、美栄橋自動車練習所のところで約八千四百平方メートル、第二候補地が与儀の南連裏で、約九千百平方メートル。市議会ではこの庁舎建設関係は特別委員会を作って審議することになり、ここ一両日中に開催される。ところが、この両候補地をめぐって議員間でも意見が分かれている。

一方、市当局では「市民生活上の利便からいっても、政府など官公署に近い方がいい。また交通の便、都市の美観からいっても都心の方がいい」などの理由から、下泉町の第一候補地が最適地であるとの立ち場をとっている。

なお庁舎の設計は一般から広く募集されることになっており、将来三十万人（現在約二十四万人）の人口になることを予定して理想的な高層建築になる。現在の庁舎は教育委員会に譲渡する予定。

店舗工事に待った／民政府が指示／ガーブ川改修後着工を

〔沖タ・夕　１９６３・６・21〕

ガーブ川水上店舗建築に対し民政府から待ったがかかり、さる一日から工事は鉄筋の骨組みをしただけで放置され、関係者にショックを与えている。

ガーブ川第二街区の店舗建設は、四月末建築確認をえて、さる五月一日から南洋土建（主体工事）堀川建設（建具工事）紫電社（電気工事）三協電気（水道工事）の四社によって着工、売れない仮市場で十か月余も苦しんできた組合員に大きなよろこびを与えた。

しかし民政府マーフィー工務課長から建運局に「全街区（むつみ橋―平和橋）の改修工事が完成してから店舗は建てるべきであり、つぎつぎ街区ごと建築することはいけない」と建築中止を要請してきた。

建運局ではさっそく請負業者、商店街組合にそのむね口頭で伝えた。組合は「工事をさせているのはわれわれであり、工事をすすめてほしい」と請負業者に申し入れたが、こんどは南洋土建が民政府によばれ「工事をするのは勝手だが、そのかわりガーブ川改修工事の請負費は支払わない」といわれたという。六月一日から約千四百五十平方メートル（四百四十坪）＝総三階、全長百五十メートル＝の工事は、五十メートルの骨組みをしたところで中止された。

四街区からなるガーブ川商店街連絡協議会の代表十人が、那覇市長、市会、行政主席、立法院議長に対して「全街区完成後となると、十二月まで工事はできないことになる」と、つぎの四点をあげ、一日も早く工事ができるよう陳情した。

①請負業者は、多額の金を注いで資材を購入し、着工しているので、中止による被害は大きい。業者は当然発注者である組合に損害賠償を訴えるであろう。

②組合員は、すでに個人や銀行から多額の工事代金を借りている。中止されると利息、元金の返済がくるってくる。毎月の借地料も支払えない。

③一トンの補償金もなく立ち退いた組合員は、売れない仮市場で生活におびやかされている。さらに六か月も工事をのばし、仮市場にとどめておくことは、われわれの生活を破綻に追い込むことである。

④公設市場をはじめ、工事現場に隣接する各商店街は、売れゆきが半減している。排水溝ができしだい、店舗を建

築させ、工事のためこわされた道路を整備し、すみやかに正常に復すべきである。

西銘市長の話　きょう午後から副主席とあうことになっており、組合側の意思を伝えたい。市当局としても店舗建築工事が一日も早くすすむよう折衝したい。

庁舎敷地は警本横／那覇市会／特別委で結論だす

〔沖タ・朝　1963・6・22〕

那覇市会特別委員会は二十一日、新庁舎設置の場所と建設費にあてる公債発行について審議、市当局から上程された原案通り▽新庁舎建設敷地は警本横の市有地とする▽新庁舎建設費九十一万ドルのうち四十万ドルの公債発行を認めるという結論を出した。

特別委は同日午前十時すぎから開かれ、正午まで活発な質疑をかわした。午後一時から討論に入り、黒潮議員（人民党）からつぎのような反対意見があった。

市当局は警本横の上泉、下泉、美栄橋の三地番にまたがる敷地が、市民の便利の面からよいといっているが、窓口業務は各支所でおこなわれておりこれで利便をうけるのは、本庁管内の一部市民だけである。ここでは街路網も拡張の余地がない。庁舎ができると国際通りの交通マヒはさらに悪化するだけである。こんご市は真和志方面へのびる点から、敷地は与儀農研所跡県有地がよい。都市美の面からも、与儀は公園計画があり、公園の中に庁舎を建てることは世界的な傾向になっている。国県有地は、戦後無償でその県に与えており、市がここに庁舎を建てれば、当然市に与えられる。

これに対し渡口（十八日会・自民）又吉（無ク）両議員は「警本横がよい」と、市当局案を支持した。とくに又吉議員は「警本横に新庁舎を建てることは、旧真和志市が合併するときの条件でもあった。与儀に建て道路を拡張整備すると、四十万ドル以上かかる」と警本横を主張した。また公債発行について久場議員（無ク）は「市民に公債を発行し、それが売れ残っても、開金が引き受けることになっており、市民に対し心配するほどのシワ寄せはない」と、賛成した。

旭町埋立て地の処分／那覇市総務委／原案通り認める

〔沖タ・朝　1963・6・23〕

那覇市議会総務委員会は、二十二日午後二時から開かれ、随意契約による旭町埋め立て地の処分を六件とも市当局原案通り認めるという結論を出した。この日は委員十人のうち、八人が出席して討論した。黒潮議員（人民党）は「自治体の財産処分であり、競争入札をおこなうべきである。市当局はより公共性のあるものを優先して随意契約をしたといっているが、三十七件の申請のなかには、もっと公共性をもったのが多くある。随意契約は市民に大きな疑惑を与える」と反対意見をのべた。

これに対し具志議員（十八日会）は「市当局の出した案は適切であり、時宜をえている」と賛成意見を出した。採決の結果四対三で市当局原案を認めることに決まった。

なお反対は黒潮、久高（無・人民党系）友利（公政連）の三議員。賛成は具志、又吉（無ク）渡口（十八日会）比嘉（佑・無ク）の四議員。

地主、減歩率に反対／寄宮の区画整理／頭を痛める市当局

〔沖タ・朝　1963・6・23〕

那覇市は、土地区画整理事業に対し政府からはじめての補助を得て、新年度から寄宮地区の区画整理事業を実施する計画だが、関係地主が〝減歩率が高すぎる〟と市当局、議会に陳情したため、その処理に頭を痛めている。

市の事業計画では、政府から十万ドル、市負担十万ドル、地主負担六万五千ドル、合計二十六万五千ドルを投じ、六四年度から四か年計画で、〝スラム街〟化しつつある寄宮地区の区画整理を完了するという。

このばあい、地主は直接金銭の負担ではなく、各地主が所有土地の二五％ずつを提供、それを道路や児童小公園敷地にあてるほか、公入札で売って、その資金を事業費にあてる考えである。

これに対し、区画整理区域の地主（代表玉城全助さんほか九十七人）は「原則的に区画整理事業には賛成するが、減歩率平均二五％は、小地主には負担過重である。減歩率を一〇％以下にしてほしい」と陳情、つぎのように説明している。

①屋敷になる部分に対し、道路にな

る部分が多すぎる最小限度に止めてほしい②児童公園は公共施設であり、政府か市の負担で計画すべき。地主にその敷地を提供させるべきでない③日本の一県であり、戦災都市を復興させるという点から、本土政府に大幅な援助を要請してもらいたい。

10％では不可能

花城建設部長の話　減歩率一〇％では、区画整理事業の目的は達成できない。技術的にも困難である。道と道の間を三十六㍍（二十間）で区切り、屋敷はみな道に面している。

それを七十二㍍（四十間）で区切って屋敷の奥ゆきをもたすようにすれば、道も半分くらいですむ、というのが地主のいい分だが、そうなるとずっと奥の地主は、各自で私道を通さなければならない。これでつぶれる分を計算すると、結局おなじ二五％の減歩となる。児童小公園は公共施設といっても、その区域の人たちが利用するのである。

本土でも区画整理区域内に設置される子どもの遊び場の敷地は、関係地主が負担している。

美栄橋その他の区画整理は、政府からの補助もなく、市財政も貧弱なため、地主の三〇％の減歩率で負担している。寄宮地区の区画整理事業の実施は、議会の承認を得たあと事業計画案を政府に提出、政府が最終決定する。施工まえに十日間の異議申し立ての期間があるが、政府が認可すれば、市はそのとおり強行する。

町の発展は、立派な道があることで約束されるものであり、長い目でみて市の計画に協力してもらうよう関係地主と話しあいたい。

給水課など新設／那覇市会／上程議案つぎつぎ可決

〔沖タ・夕　1963・6・24〕

那覇市会本会議は、二十四日午前十時十五分から開かれた。市当局上程議案について各委員長から委員会の審議結果報告があり、質疑、討論、表決がおこなわれた。議事はスムーズにすすめられ、午前中に十六件を原案通り可決した。

とくに政府補助や起債などによって公営住宅、市営住宅建設がすすめられている関係から、こんどの市部課設置条例の改正では建設部に「住宅建設課」さらに下水道の整備強化のため「下水道課」漏水対策強化のため水道部に給水課がそれぞれ新設されることになった。市営住宅設置および管理条例制定について、儀間議員（人民党）黒潮議員（人民党）が「第一、二種については家賃が明示されているが、第三種については示されていない。また公営住宅も来年の五月までにしか完成しないので、九月議会で改めて審議した方がよい。審議がまだ十分になされていない」と反対意見をのべた。これに対し名城議員（十八日会）が「第三種は公営住宅法対象外でありべつに定められる性質のものである」と賛成意見をのべた。採決のうえ賛成多数で原案通り可決された。

可決された主な議案　▽那覇市報酬および費用弁償条例の一部改正▽那覇市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正▽那覇市職員に対する期末手当支給条例の一部改正▽那覇市手数料徴収条例の一部改正▽那覇市部課設置条例の一部改正▽那覇市職員定数条例の一部改正▽那覇市有和牛貸し付け条例の一部改正▽那覇市営住宅設置および管理条例制定▽所属未定地の那覇市行政区域への編入▽泊・安謝間公有水面埋め立て事業継続費支出年度の延長。

那覇市会／分水協定、ベ・アでもむ／当局派、表決で押し切る

〔沖タ・朝　1963・6・25〕

二十四日の那覇市会本会議は、午後一時二十五分から再開され十四件の議案（午前中十六件）を原案通り可決した。なかでも水道公社との分水協定締結問題、市三役の一律五十㌦ベ・ア、新庁舎建設場所の決定については激しい討論がかわされ、さいごに表決で決まった。

分水協定については、水道公社からの申し入れで、市当局は公社案をあるていど改正して協定を結ぶことに踏みきった。市当局では「市の水道事業運営がまずいと公社がみたばあいは、公社が事業を運営するとなっているのを、公社の指示にしたがって運営すると改めたほか、ほとんどの条項に市の意見をとり入れている」と説明している。

質疑のあと真栄田議員（人民党）が「立法院で志村建運局長は平良議員（幸・社大）の質問に対し、分水協定を結ぶことは好ましくないので関係市町村長とも話しあい、よく指導していきたいとのべているほどであり、市議会としても慎重に検討する必要がある。九月定例議会まで継続審議にした方が

よい」と動議を出した。これに同意したのは人民党と社大党の六議員だけで、討論のあと表決にもち込まれた。また真栄田、金城（吾・社大）両議員は、つぎのように強い反対意見をのべた。

この協定案には、水の確保について明記されていない。年間四億五千ガロン、一日最低百十万ガロン（四十トン）を市に供給することがうたわれているが、これは公社の能力の範囲内で努力するということであり努力したができなかったといえばそれまでのこと、協定を結んでも意味がない。こんどの渇水期でも協定を結んでないが、ちゃんとその倍以上の水は送られている。こんどの料金値下げ折衝が、協定によって弱められる結果になる。公社からの押しつけではなく、市自体で適正料金を決めるべきである。値下げムードを表に出しているが、その裏には水の軍管理がかくされている。水道法には首席権限で適正な水道運営がうたわれている。協定を結ぶことは水道法の無視であり自治体の侵害を自らまねき、市の無能ぶりを表明するようなものだ。

これに対し比嘉（朝・十八日会）金城（武・無ク）両議員は「市民の需要を満たし、さらにこんごの給水の安定性をはかるには、協定を結ぶべきである。自治権の侵害も考えられないことはないが、政府に公益事業委員会ができるまでの措置である。協定の意図は、市民にできるだけ安い水を与えるということである」と賛成意見を出した。表決の結果は二十一対六。

給与の一部改正

那覇市職員の給与に関する条例の一部改正で、市長三百ドル、助役二百五十ドル、収入役二百ドルとなる。市職員は平均五ドル三十二セントのベ・アで、平均給与は七十一ドル九十一セントとなる。

これに対し黒潮議員（人民党）が「市当局は、単に人口だけを本土の類似市と比較し、財政規模はみていない。中央税の移管など、財政がもっと豊かになってから上げるべきだ。現在の給与でよい」と修正案を出した。これに対し辺野喜議員（十八日会）は「黒潮議員は、財政面が貧しいことを強く主張しているが、久場川の公営住宅敷地内の墓の補償、市職労のベ・アの時には、いくらでも出せるようないい方をしていながら、三役のベ・アの時になって財政面を理由に反対しているのは納得できない」と修正案に反対した。表決の結果、人民党の黒潮、真栄田、儀間三議員と久高議員（無・人民党系）をのぞき、全員が修正案に反対した。

新庁舎の敷地／警本横に決る

那覇市役所位置の変更条例制定により、市当局は新庁舎を警本横の市有地（下泉、上泉、美栄橋の三町にまたがる）に設置する考えで、交通、官公庁との関係、市の美観などすべての面からみて、第二候補地の与儀（農研所跡）よりもいい、と説明している。黒潮議員（人民党）は「支所はそのまま存置されるので、一部市民にしか利便を与えない。警本横の土地を売ると、少なくとも五十万ドルにはなり銀行から借りなくてすむ。公園の中に庁舎ができることは、世界的な傾向であり、美観からいっても与儀に建てたほうがよい」と反対した。

これに対し宮里議員（十八日会）が、市当局案支持の賛成意見を出し、二十三対四で原案通りきまった。

所得税の減税実現を／那覇市会／本会議で要請決議

〔沖タ・夕　1963・6・25〕

二十五日の那覇市会本会議（大山盛幸副議長）は午前十時十五分から開かれたが、社大党の森田、金城両議員の緊急動議で、二十五日午後の本会議で立法院と行政府あて、所得税減税実現の要請決議を行なう。さらに寄宮地区の区画整理事業、旭町埋立地の随意契約による処分問題で激論がかわされた。

寄宮地区の土地区画整理事業については、さきに地主（代表玉城全助さんほか九十七人）から、市当局の計画している土地の減歩率二五％では負担が重すぎる。一〇％にしてほしい、との陳情がなされたが、その後市当局と話し合った結果、陳情は取り下げられている。

本会議では一部の反対はあったが、表決の結果、人民党議員四人のほか全員が賛成し、土地の減歩率二五％で区画整理事業実施を原案通り可決した。

埋め立て地の処分は／随意契約で

旭町公有水面埋め立て地を随意契約で六か所に売ることについて黒潮（人民）、久高（無・人民系）両議員は「市の財産を処分する場合は、一般競争入札を原則とすべきである。随意契約は、市民の疑惑をまねくものであり、だれがみても地代（五〇～六〇ドル）は安すぎる。申請者の中には八〇ドルで買ってもよいといっているのもいる」と反対した。これに対し具志（十八日会）、名城（十八日会）両議員は「売却土地六千三百八十坪に対し、申請は

五万三千二百八十坪という八倍半の申し込み。それを競争にもっていくと、都計上の目的達成ができるかどうか不安である。条例の範囲内で、市長の意図している都計を生かしていく上からも、随意契約でいくべきだ」と市当局案を支持した。表決の結果は賛成多数で原案どおり承認された。

大弦小弦

〔沖タ・朝　１９６３・６・26〕

戦前からのオンボロ校舎に仮住まいしている那覇市役所は、こんどデラックスな新庁舎を建てることになった。敷地も警察本部うらの市有地に決定し、新予算がまとまりしだい、着工を待つばかりである▼ところでこの庁舎敷地の選定をめぐって、市会でずいぶんもめたようだ。市当局では第一案を警本裏、第二案を与儀試験場跡、この二か所を候補地として、いろいろ検討したが、けっきょく政治センターの一角を占めている警本裏を最適地として市会の承認を求めた。おそらく与党、野党といわず簡単に通るだろうと考えたに違いない▼しかし一部議員は、最後まで試験場あとを主張してゆずらず、とうとう本会議で採決の結果、二十三対四で当局案が認められた。やはり行政府や立法院、その他関係官庁の集まっている地域が、何かとつごうがよかろうとの常識的な考え方に落ちついたかっこうだ▼考えてみると役所の位置の問題は、市民にとって非常に関心が深いもので、地方においては移す、移さないでいい争いをつづけているところもある。役所は自治体の中心になるわけだから、住民の便不便と、地域感情もからみ合ってなかなかうるさい。議会で大問題になるのもこういった背景があるからだろう▼しかし那覇市の場合はそれほどむずかしく考えなくともよいのではないか。市民の便利さからみても、いずれも五十歩、百歩といったところで、目くじらを立てていがみ合いをするまでもなかろう。行政運営の面から、あるいは外来客も多いところから、やはり政治センターの近くを選んだ方がよいと思う▼旧試験場あとは、都市計画でも文化、娯楽、スポーツセンターとして、それにふさわしい利用計画がなされている。わざわざ市庁舎を割り込ませて不自然な形にするのは、都計上も考えものだ。その土地の価値を最大に生かす工夫が、何よりものぞましい▼敷地も決定し、資金の見通しもついたようだから、こんごの問題は、早く近代ビルをつくりあげることだ。今のボロ庁舎では仕事の能率も上がらないだろうし、あちこちに分散して役所機能は半減している。また学校に返せば、校舎不足もだいぶ緩和されるはずだから、新庁舎建設に馬力をかけてほしい。

「減税要請」全会一致で決議／那覇市会／最終日の緊急動議で

〔沖タ・朝　１９６３・６・26〕

さる一日からはじまった第五十七回那覇市定例議会は、二十五日の本会議で、市当局から上程された四十六件の議案を原案どおり可決。議会に陳情された三十七件のうち十一件採択、七件不採択、十九件を委員会の継続審議にすることで処理した。最後に立法院あての「所得税減税の実現要請」を全会一致で決議、二十五日間の会期を閉じた。

二十五日午後の本会議は、一時半から再開され、六四年度の土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算、水道事業特別会計歳入歳出予算、同一般会計予算中心に審議したが、一人の反対意見もなく全議員が原案を認めた。所得税減税の実現要請については、社大党の森田、金城両議員が午前中の本会議で緊急動議を出した。はじめ森田議員は「総務委員会に決議内容を検討させたら」と参考意見をのべたが、全議員が即座に動議をみとめ、大山副議長（議長代理）の提案で、決議文案をまとめるよう金城議員に一任した。午後の本会議で同議員が決議文案を説明、もんくなしに全会一致で決議された。

つぎはその主な内容。

立法院の「所得税法の一部改正」審議が停滞していることは、県民の期待に反する。沖縄の所得税は、世界に例のない高率税であり、悪税といわれ、政府統計庁の出した標準生計費に大きくくい込んでいる。本土では、所得のノビに応じて毎年減税措置が講じられているが、沖縄では五七年から一度も減税措置がなされていない。実質的に県民に増税を強いる結果になっている。税制審議会でもこれが指摘されたが実現されず、世論の強い批判をうけている。立法院は今会期中に、ぜひ所得税の軽減をはかり、かつ低所得層へ大幅軽減の措置を講じ、県民の要求に応えるよう、第五十七回那覇市定例議会の名において要請する。

給水課など四課新設／新年度の機構改革／職員九十三人も増員

〔沖タ・朝　１９６３・７・７〕

那覇市は新年度の一部機構改革にともない、市職定員九十三人を増員、千百七十三人にふくれる。

機構強化の面では建設部に下水道課、住宅建設課。水道部に給水課、経理課がそれぞれ新設され、それにともなって八係がおかれた。いっぽう商工観光課の商工宣伝係が観光係に、建設庶務課の管理係が土木課管理係にそれぞれ吸収され、二係が消える。

定員増は、一般事務関係で七十九人ふえて八百六十三人、水道関係十一人ふえて二百十二人、消防署三人ふえて五十八人となっている。一般事務には十八人の保育所(三か所)の定員が含まれているが、同保育所は本土政府援助で設置されるもので、それが実現するまで採用は保留している。また水道事業関係増員も「公益企業法」の公布をまっておこなう。このほかの増員については来週から実施する計画だが、現在の臨時雇用員の五十人のなかから、恒久的業務面の就業者を優先して二十二人を定員化するという。

都市づくりに新しい動き／高良市議長ら／各県視察から帰る

〔沖タ・朝　１９６３・７・７〕

先月下旬九州市会議長会と全国市会議長会に参加した那覇市高良一議長、同議会事務局玉城三郎議事課長は、二十九日帰任した。今度の出張で鹿児島、大分、別府、滋賀、奈良、京都、大阪、岐阜、名古屋、静岡、東京の各地の行政状況を視察「市町村合併は急ピッチで進められ、都市づくりも新しい判例が生まれるなど新しい動きをみせている。こんごの那覇市の都計事業、広域都市づくりに大いに参考になった」と、あらましつぎのように語った。

活気ある合併

九州市会議長会、全国市会議長会への出席のため二十日間本土出張したが政治、経済面に新しい動きをみせている。市町村合併は「―合併督励法」によってさきに北九州市が誕生したが、こんどは鶴先、大南、大有、坂野、大分市、大分町の六市町が合併して二十万七千人の〝大分市〟が誕生した。とくに新しい産業都市としての発展をめざしている。議員の任期は二か年延長されており、百余人の議員が講堂で議会を開いている。このほか府県合併の話も出、すでに三重、岐阜、愛知三県の合併が進められている。本土では市町村合併は政治家の常識として動きつつある。

交通網の発達で世界がせまくなればなるほどこうした動きは当然になってくる。

公共のために個人財産使用も規制

水源開発問題でも、滋賀県は「琵琶湖パイプ送水」を計画しているが、下流が京都、大阪府領域になっている。同県では京阪側と協議のうえ同意を得るのに躍起になっているが、同意がなくても河川行政監督会で、下流二府との協議書だけをそえて申請、建設大臣の裁決でできることになっている。奈良県では〝ため池〟係争で新判例が出された。個人有地だからといって池の破損、決壊の原因となるため池の堤を使う（この場合は木を植える）ことは何人にも許されない行為であり、憲法、民法以前の問題で、これらの行為を条例で禁止処罰しても違憲、違法ではないと最高裁が新判例を打ち出している。つまり個人の財産でも公共の福祉のためなら条例で規制できるわけだ。これでため池の多い近畿西日本の各県でも同じような条例を設けることが予想されている。那覇市でも条例を制定すればガーブ川改修工事など同じことがいえるわけだ。市条例は終戦直後のものであり、こんご国際都市を建設していくうえにふさわしい条例が必要だ。

観光施設の強化

観光事業でも、別府市では香港と姉妹都市の縁結びを計画、同時に毎年香港観光を計画している。そうなると沖縄は素通りで金は落ちない。ほかの都市でも台湾、香港など東南アジア観光計画が進められているようで、沖縄は観光施設を充実し受け入れ策を強化しないことには観光客はよそにひかれてしまう。

財源の再分配表面化／西銘那覇市長／政府税の市町村委譲要請

〔琉新・朝　１９６３・７・11〕

十日午後、西銘那覇市長は行政府に大田主席を訪れ、政府税のたばこ消費税、遊興飲食税を市町村に委譲するよう強く要請した。

行政府は八月ごろから米琉合同の財政協議会を設けて政府、市町村財政を総合的に検討することにしているが、そのさい市町村側ではとくに中央、地方との財源の再分配を真剣に取り上げ

ることを希望しており、沖縄市町村長会や同議長会では行政府にたいし、地方制度調査会を設けて中央と地方との財源の再分配や地方自治の強化、政府から市町村への事務委託など問題点を検討してその結論をこんごの地方行財政にかんする施策に反映させるよう求めており行政府の地方行財政政策は根本的な再検討を迫られている。

　このように市町村が積極的に財源の再分配を要求してきているおもな理由としては①現行の市町村税、市町村交付税の一般財源で人件費、物件費の経常的経費をまかないきれず財政の自主性が確立されていない②年を追って日米政府による沖縄援助費が増額する傾向にあるが、この事業執行にあたって市町村負担の対応費もふえてこれが貧困な市町村財政をいっそう圧迫している―ことなどがあげられている。

　市町村側としては、現行の市町村交付税をおもにした政府の地方財政政策ではあまりにナマぬるいとして、財源の再分配という積極的なかまえに移ってきたものである。行政府内部でも遊興飲食税を市町村に委譲することについて反対意見はないが、市町村でザル法といわれるその執行に手を焼こうとみている。またたばこ消費税の委譲については政府財源の確保という面から反対するむきが強い。

ガーブ川店舗工事の中止／政府間で見解の相違／組合…間にはさまれ被害

〔沖タ・朝　１９６３・７・14〕

　ガーブ川改修工事と並行して行なわれてきた水上店舗の建築が、民政府の工事ストップ命令で四十日余りも放置され問題化してきている。そこで水上店舗の建築問題を焦点に解説してみた。

○…まず水上店舗の建築が中止されるまでの経過をみてみよう。ガーブ川改修工事は那覇市の都市計画の一環として六二年九月一日着工された。その間に民政府資金二十五万ドルを中心に民政府との調整が行なわれたが、結局工事施工は建設運輸局が責任を持ち、水上店舗の移転または工事に支障あるか所の立ちのきなどについては那覇市が責任を持つことになった。そしてガーブ川商店街組合員は仮市場へ、花屋通り会員は新栄通りへとそれぞれ移転した。ところが移転に際して建運局とガーブ川の商店街組合との間に次のような事項について確約が取り交わされた。すなわち立ちのきを前に工事責任者の建運局側から志村建運局次長（現局長）宮城土木課長、野原建築課長、商店街組合側から黒潮組合長、真栄城、山城の両顧問、施工者側から比嘉南洋土建社長、同大浜専務が出席①最初の予定（五百六十六・九メートル）から縮小された六十六・九メートルの改修工事は、本工事が完工したらすぐ始めてほしい②本工事が全部終わってから店舗の建築をはじめると、約二年以上の日時が必要となる。それでは最初の約束とあまりにも違うので、工事が済んだところから部分的に工事検査を行ない店舗の建築ができるようにしてほしいという条件がガーブ川商店街組合から出された。これに対し志村次長は残された部分の工事については、すでに予算計上済みであり、引き続き行なう。店舗の建築については、建設工事請負約款第二十二条を適用して要望に答えたいと回答した。ガーブ川商店街組合では、このような志村次長の確約でさっそく移転をはじめた。その後ガーブ川商店街組合では、建築確認を那覇市から受け、地主との賃貸契約も結び、南洋土建との建築契約も取りかわした。また店舗の建築資金も自己で負担できる人を除いて開金また市中銀行から借り入れる手はずも整え、六三年五月一日に店舗の建築をはじめた。店舗の起工式には、大田主席、志村建運局長、西銘那覇市長、長嶺立法院議長らが出席、旧盆まで二街区の建築が行なわれることになった。

　以上が店舗建築までの主な経過である。

○…建築をはじめて一か月目の六月一日民政府から店舗の建築中止命令が出た。その理由としても民政府のマーフィー工務課長は①ガーブ川改修工事中に店舗の建築をするということは聞いていない②もし工事中に地震など天災地変が起こると店舗をこわさなければならなくなる。工事が全部終わってから店舗の建築はすべきだという二点をあげた。このような民政府側の工事ストップ命令に対し、ガーブ川商店街組合では、さっそく建運局、那覇市に対し工事再開を強く申し入れた。すなわち同組合としては、移転する条件として志村建運局長（当時は次長）が約束したことと違うとして強く政府に当たるとともに那覇市に対しては、補償を要求した。これに対し志村建運局長は「建設工事請負約款第二十三条によって部分検査ができ、その分の工事はできることになっている」といった立ち場から民政府と折衝を続けた。ところろが民政府では改修工事と店舗工事を

並行して行なうと改修工事の支障になり工期内に完成することができなくなるといった点から工事再開を承認していない。すなわち琉球政府では法的にも技術的にも大丈夫だというので着工させた工事に対し、民政府では危険だと判断していることになる。琉球政府のいうことは信用できないというのが民政府の態度である。

ところが、このような琉球政府と民政府の見解の相違によって最も被害を受けているのがガーブ川商店街組合員である。「われわれの財産は琉球政府で保護すべきである。ところが民政府では琉球政府のやることを信用していない。琉球政府（建運局長）の確約にそって移転した結果がこういった状態を生みだしている。これでは琉球政府のいうことは信用できない」というガーブ川商店街組合員の声も無理からぬものであろう。現に仮店舗に移転したものの商売ができず銀行から差し押さえられ一家離散という状態に追い込まれた人もでているし、また借金苦のため死亡した人もある。そこから琉球政府に対する不信感が芽ばえてきつつある。

与那原町が積極的／那覇市 隣接町村の合併

〔沖タ・朝　1963・7・24〕

【与那原】与那原、西原、南風原、豊見城、浦添の那覇市への合併問題は、予定通り進まず、与那原町がいくぶん積極性を示している程度で、他の村はまだ工作を始めていない。浦添、豊見城は交付税のない財政の豊かな村。それで、那覇市に合併する必要もないとしており、見通しがつかない状態。西原は製糖工場もあって財政基盤が強く、都市への合併に村民が乗り気ではないという南風原は都市に合併した場合、農村地帯はまま子扱いをうけるのではないかという不安感があって迷っている状態。与那原は合併調査費を予算に計上している。那覇と隣り合わせの南風原の工作が成功しないと実現不可能とみて南風原に合併をよびかけているが、いまのところあまり反応がないようだ。合併となると町村有地の移管問題もでてくることから、合併対象の地域ではこれを早目に処分して地域の公有財産の確保をねらおうという声もあって、財産処理にはむずかしい問題もでてきそうだという。しかし、合併に積極的なうごきはなく、政府の期待通りにはいかないようだ。

那覇市会／全議員／埋立て地視察へ／十年勤続功労者六議員へ賞状伝達

〔沖タ・夕　1963・7・29〕

第五十八回那覇市臨時議会は、二十九日午前十時から開かれた。提出議案は西新町三丁目地先公有水面埋め立て地の那覇市区域への編入。泊―安謝間公有水面埋め立て工事の設計変更、消防車の購入など七件で、市当局の説明を聞いたあと、全議員午前十一時から現場視察に出かけた。

当日は日程に入る前に全国市議会議長会および九州市議会議長会から「議員十年以上勤続で市政発展の功労者」として表彰された六議員への表彰状と記念品の伝達式がおこなわれた。

午前中に〝水きらん〟の問題で野党議員から緊急動議が出されるものとみられていたが、水の問題は出なかった。なお会期はきょう一日の予定。表彰された議員はつぎのとおり。

表彰された議員　大山盛幸（副議長四期、議員十二年）久高友敏（十四年）森田孟松（十一年）久場景善（十年）又吉久正（十年）喜久山朝重（十年）

宜野湾から取水考慮／水道 恒久対策で／市当局が言明／那覇市議会

〔琉新・朝　1963・7・30〕

那覇市臨時議会は二十九日、午前に引き続いて午後一時から開き、七議案を可決したが閉会まぎわ儀間真祥議員と具志栄治議員から「米軍の立ち入り土地調査」「那覇市水道の恒久対策」の二件の緊急質問が出され、一時緊迫した空気をみせた。

「米軍の立ち入り土地測量調査」の緊急質問に立った儀間議員は「市内国場と上間区に米軍土地測量隊から、立ち入り調査の申請が出されている。同区自治会長への申請書には市長が許可したとなっているが、これは私有地の侵害になる。どのような根拠に基づいて許可したのか」と市長に迫った。

これに対し西銘市長は「軍からの許可申請は両区に水道公社の五百万ガロンを貯める浄水用タンクを作るので土地測量を許可してほしいとなっていた。これは六八年に完成を予定されている公社の水道計画をなすものという推測のもとで、那覇市にとっては利益になるとして許可にふみきった。またたとえ許可しないにしても布令百七十一号に強制

測量の条文もあることから、市民に良いと思ってやった」と答弁した。

この答弁で儀間議員が「もし地主が反対したらどうするか」との再質問に西銘市長は怒り出し「市民の利便ということで許可したのであり、地主が反対したらその旨軍に話す用意はある」と答えた。

また具志議員から出された「市浄水道の恒久対策」の緊急質問にたいし玉城水道部長は「水源開発として安謝長田川から七千八百㌧、同銘苅川から三千㌧ないし四千㌧、宜野湾市との取水契約で伊佐浜川からの取水を考えている。このほか現在の自己水源を合わせ、不足の分は公社から買うことにしている。またろう水対策については職員の手不足はあるが、できるだけ努力したい」と答えた。

那覇市の都計診断／下平氏が語る／人口40万人が限度／地域制確立で理想的な都市に

〔琉新・朝　1963・8・10〕

那覇市やコザ、宜野湾市などの都計診断のため招かれた埼玉県都計課長下平伊那造氏は、手はじめにまず一週間で那覇市の都計を診断したが「マスタープランによって予想人口は四十五万となっているが、私は最高四十万人におさえたほうが良い。全体的に、まとまった都市形態をそなえており、地域制を確立して、これからふえる人口の受け入れ体制さえ出来れば理想的な都市になる」と次のように診断の結果を語っている。

都市計画を進める上でどこでも問題になるのが、年々ふえる人口の受け入れと都市形態を決定づける交通網の整備である。那覇市の場合、幹線であるところの一号線を中心に、首里に通ずる又吉道路、与儀から浦添へ通ずる旧鉄道線、国場から与那原線へと一応まとまっている。ただ一号線にかわる幹線がないことは考えるべきだ。私の見たところでは、与儀から浦添へ通ずる旧鉄道を整備し、一号線に変わる幹線としたらどうか、そうすれば、これからふえる交通量もあるていど緩和できる。

次に住宅地の問題だが、那覇市の人口は年間一万三千人余りもふえている。現在二十四万人だから、あと二、三年すれば、三十万を突破してしまう。いくら人口がふえても、これに見合うだけの形態が整っていなければ、単なる密集地帯というだけになる。地域制による区分では住宅地域、商業地域、公園、工業地域などの区分はできているが、この区分もすでにいっぱいで、これからふえていく人口を受け入れるには飽和状態だ。

住宅地の問題は限度があり、水道問題、排水、交通状態を考えなければならない。こうした点からみると二十四万の人口でも水道、排水交通は満たされていないのだからこんごは近郊に新しい住宅地をみつけるべきだ。

理想的なものとしては、緑地や山などですべてをしゃ断、まったく新しい住宅地をつくること。那覇の都計はこれがキーポイントになる。これに合致する場所としては宜野湾市だろう。もし宜野湾市に那覇の新しい住宅街ができるとすれば、交通量の緩和をはじめ本来の商業地域を広める一因になる。市当局もこのことを真剣に考えてほしい。

またこれに関連したことだが、国際通りを一歩入ったところのあのスラム街をどうするかということ。私はあのスラム街をきょうあしたにも解決しなくてはならないとは思っていない。防火、伝染病などの面からみれば問題はあるがさし迫ったことではない。スラム街はスラム街でもこれ以上家がふえるわけではないし、それより大局的な立ち場から、将来の人口増加に対処するために区画整理事業をおこすべきだ。体制を整えつつあるいまのうちに区画を終わらせないと、新しいスラム街を出現させないともかぎらない。スラム街ができてしまっては、区画をしようにも多大な金がかかって困難になる。現在のスラム街解消に必要な金は区画整理事業にまわしたほうがよい。

那覇市の場合、物をつくる原料はなにひとつない。これからみても工業地帯としては適していない。せいぜいできることは組み立てぐらいのものだろう。こんごの問題としては商業地域を含む観光都市として資源の開発にのりだすべきだ。いまのところ旧那覇には観光らしい観光もない。わずかに首里では多少の観光はできるが、これでは観光都市那覇が泣く。買い物をするだけではなく見せる物が必要だ。

委員長は全部留任／那覇市議会わりふり決める

〔琉新・朝　1963・8・15〕

那覇市議会は十四日午後三時から常任委員会を開いて総務、建設、経民の各委員長のわりふりを互選した。委員長はこれまで通り動かず、副委員長だけ

入れ変わった。

総務委員長＝赤嶺一男、副委員長＝又吉久正、建設委員長＝平良真次郎、副委員長＝比嘉佑直、経済民生委員長＝久場景善、副委員長＝平良亀助。

スラム街解消に本腰／那覇市／基本方針案きまる／四千戸、五万人を移転

〔琉新・朝　1963・8・31〕

那覇都計のガンであるスラム街の解消は、西銘市長の大きな公約の一つであるが、市都計課はこのほど「不良住宅地区改良基本方針案」をまとめるとともに、約六万㌦の予算を計上、近くモデル地区を指定、本格的にスラム街の解消にとっくむことになった。

市当局の調査によると、那覇市のスラム街は沖縄刑務所裏の樋川をはじめ、与儀、二中前、松尾、牧志、壺屋六―九区にまたがり、極度の密集地を形成している。同一帯は終戦のどさくさで一挙に家が建てられ、現在でもカヤぶきや木造トタン家が目立つ那覇公設市場付近や、与儀に通ずる開南通り一帯はとくにひどく家が密集、道は人がやっと人一人通れるくらいで、非衛生的な上に、火災が起これば手のつけようのないひどいところ。

スラム街解消の基本計画案は、六地区に分け、六四年度は第一地区である樋川一帯を手がけたいとしている。この場合、市当局は用地を取得して区画整理、同所に公営住宅を建て、公園、パーキング、子供の遊び場など都計の方針に沿って整備をやる予定。また街路計画として商業地域は幅員六㍍以上、商業地域は四㍍以上になっている。

市当局は第一地区を手がける前に、まず市民に対するピーアールが先決というので、近く第一地区に約三千三百平方㍍六十九世帯を対象にモデル地区を指定、約六万㌦の予算で作業をはじめるというモデル地区の区域は目下市当局が調査中だが、用地買い上げがすめば、物件を撤去、区画をおこなって公営住宅を建設、小公園をはじめ、駐車場、子供の遊び場などをつくる。

問題はスラム街の対象となっている世帯が約四千戸、五万人をこえ、借家人を合わすとぼう大な数になるので、移転先の確保をどうするかである。このことについて、計画案は「問題は市民が町づくりという前向きの姿勢で、ともにスラム街の解消に本腰をいれれば、解決できる。こんどモデル地区の指定にあたっても移転先は、公営住宅に収容する方法をとっている。こうした方法で、つぎつぎ公営住宅などを建て整理していけば、那覇市のスラム街が消えるのも近い将来」と市民の協力を要望している。

那覇市の下水道を整備／四つの川で排水分担／岩井博士の報告にもとづき／具体的計画ねる

〔沖タ・夕　1963・9・6〕

さきに那覇市の下水道整備計画指導のため来島していた元建設省下水道課長、花原建設ＫＫ専務岩井四郎工学博士から、このほど市当局に〝那覇市下水道整備の基本方針〟がおくられてきた。市当局はさっそくこれにそって下水道課で具体的な実施計画をねっているが、現年度から民政府補助二十五万㌦に、市予算の六万㌦を加えて実施に移す。岩井博士の計画によると現六四年度から六八年度までの五か年を一期、六九年度から七五年度まで七年間を二期にわけ、十二年間の長期計画で五百八十八万㌦を投じて完備することになっている。

基本方針　▽排水区域、全市を四排水区に分ける。那覇排水区（旧那覇市、旧真和志、計画人口二十万人）分流式独立処理場、首里排水区（計画人口十五万人）分流式独立処理場、安謝（計画人口二万人）合流式、那覇地区処理場に流入、小禄（計画人口六万人）合流式独立処理場。四排水区を同時におこなうのは工事差などの関係から実現不可能なので、経済の中心地である那覇地区からはじめ、ついで首里、安謝、小禄地区に及ぼす。

▽那覇地区　ガーブ川、久茂地川、安里川、国場川の四つの川によって排水は分担されているが、ガーブ川、久茂地、安里川の排水能力は十分でない。いまガーブ川安里川の改修工事中だが、ついで安里川の改修が必要である。側区画整理実施区の汚水は溝によってそれぞれ川に流されているが、まだ区画整理が行なわれていない地区では大部分は停滞、あるいは地下に浸透するままに放置されている。この汚水による土地、河川の汚濁ははなはだしく、不健康な環境の大きな原因となっており、河川も汚濁のため水を利用することもできない。なおシ尿は農村還元が殆んどおこなわれないため、その処分は市民の頭痛の種となっている。

雨水の排水はこれまでの河川に期待できるので、汚水だけの処分計画とし、とくに低地で浸水の多い地だけに合流式を併用することにし、工費の節減と実効果を考えた。計画汚水量は一日一人最大三百㍑、吐け口は西新町の埋め立て地に処理場を設け、処理水を南支那海に流す。

▽主なる汚水用配管　幹線は中之橋―泉崎橋―西新町。支線は①泊港南岸埠頭―めおと橋―中央倉庫（港湾道路）②泊港南岸―琉球食糧―沖縄事務機社―泉崎交通広場③動物検疫所―泉崎橋（四十四号線）④与儀交番―農連市場―久茂地橋（ガーブ川西）⑤神原交番―沖映本館―南美栄橋（ガーブ川東）⑥松川交番―琉映本館―中之橋（又吉道路）⑦外人墓地―又吉道路―中之橋。

総工費は五百八十八万㌦で、維持費は一世帯月に一㌦の使用料でよい。実際には政府補助もあり、使用料の対象となる起債額は少なくなるので、使用料は更に低くする。

▽水道との関係　下水送管にシ尿を流しはじめると、水道使用量がます。その量は普通一人一日二十㍑とされているが、水の少ないところでは半分でもよい。いずれにしても水道の給水量をふやすことが必要となってくる。那覇市のような水源の乏しいところでは、これが問題となる。この計画では少しでも使用量を節約できるようにする。低地区で配管の勾配が十分とれないところは止むを得ないが、高台地区では台所廃水を貯めて利用する。

放置される公園指定地／予算なく10年間も／那覇市／地主が返してくれと殺到

〔琉新・朝　1963・9・20〕

市民にいこいの場を―と那覇市は五六年に市内十四カ所に公園を指定したが、予算がなく公園指定から十年になっても整地ひとつなされず、予定地はほったらかしたまま。地主からはどうせ公園にしないのであれば土地を返してほしいとの陳情が市当局に殺到している。困った当局は都市計画審議会に奥武山、崇元寺の一部を開放するよう申請しているが、公園の少ない那覇にとって〝金がないから〟と指定地域を開放していくことは、将来の都計―都市美からみても、マイナスになるばかりの声も出ており、那覇市の公園計画は再検討を迫られている。奥武山公園を一部開放することについて、市議会でも〝金がなければ仕方がない！〟の一言で全会一致で開放を可決している。というのは、関係地主から、用地を買い上げるか、指定地を除外して地主に返せという陳情をつきつけられたため、用地を買う金がなければ…とアッサリ開放を可決したもの。公園の指定除外については最終的には、主席の決定がなければならず、それも都市計画審議会の意見を聞いてとなっており、解決をみるのはまだまだ先のこと。

公園計画による那覇市の公園予定地は四十七㌶だが、最近地主のつきあげが多くなっている原因は、政府や市当局がいっこうに公園を整備しないこと。その上地主には所有権だけを認めて使用を制限、実質的には家も建てさせない、家を建てるにしても、時期がきたら無条件で立ち退くとの一筆がなければならないとあって、地主にとって義務だけ負わされ〝ふんだりけったり〟の状態。

公園を指定したまま、十年間も、ほったらかしていることについて市当局は、実際のところお手あげな状態、というのは公園の整備、たとえば内部を整地したり、道路をつくったり、芝生の植つけ、植樹、子供の遊び場などで、約百五十万㌦かかる。公園を整備するにしても、市内にある指定地域はほとんど私有地になっているため、用地を買ってからでないと整備はできない。もしこの公園予定地を買い上げるとすれば資金は天文学的な数字になる。こうした事情から、ムチャであるけれども、都計という立ち場から地主に無理を強いている。なんにしても公園問題は、このままほってはおけないだろう。与儀公園なども恒久建築場がつくられ、公園の意味がなくなっており、計画の再検討をせまられている。と語っているが、現状のまま放っておくと那覇市内にある公園予定地は地主によってますます縮小されていきそう。すでに奥武山をはじめ、崇元寺五千五百四十二平方㍍、与儀公園などがだいぶ縮小されてきている。

権限の一部委譲要請／西銘／那覇市長が議会に

〔琉新・朝　1963・9・20〕

西銘那覇市長は、市議会に対し、土木工事などに関する議会権限を一部委譲し、市長の専決処分にしてほしいと依頼した。これは事務機能をスピード化するためで、議会では十八日の議運

委でこれの取り扱いについて協議する。

市長から出された専決処分事項の指定は①工事の一部設計変更に伴う請け負い金額の、百分の五以内で五千ドルを越えない範囲の金額の訂正②工事期間の二カ月以内の延長③五百ドル未満の損害賠償の支払いその他二件。

現在那覇市では、市長の専決で処理できる小さな事項であってもいちいち議会の議決をえていた。たとえば工事変更による請け負い金額の訂正で、さる一月に完成した辻町市営住宅の工事中、地盤の一部に空洞ができ、それを補強するために六二年六月十九日に百九ドルの増額を訂正したが、百九ドルの少額であっても議決をえなければ処理できないというわけで、市当局は六二年の六月議会に工事変更に伴う金額の訂正を上程、開期中に承認をえて、辻町の市営アパートを完成させた。

また損害賠償の件では、市役所専用の車両の接触事故がおも。このなかで那覇消防隊が、さる四月三日市内古島で原野火災出動中、市内古波蔵〇の〇〇佐久本〇さん所有のピックアップに接触、四十五ドルの損害を与えた。これも議会の議決が必要ということで賠償支払いができず事故当時の運転手・砂辺〇〇消防員（三〇）が自分で損害賠償をたてかえているという。消防関係では今年四件も残っており、うち一件は二月におこしたもの。消防本部では三十一日から開かれる九月議会にはかり早急に事務を処理したいと語っている。

このように早急に処理されなければならない事項でも議会の承認ということで、事務機能を遅らせており、こうした問題を早く処理するために議会権限を侵害しない程度で、軽い事項は市長の専決処分にしてほしいというもの。

店舗工事きょう再開／ガーブ川百十二日ぶりに

〔沖タ・夕　1963・9・20〕

大田主席は、二十日午後一時二十分から記者会見、工事中止中のガーブ川水上店舗建築工事は二十日から条件づきで再開されると発表した。

これで五月三十一日以来ストップしていた水上店舗建築は百十二日ぶりに再開された。記者会見には志村建運局長、伊良波立法院ガーブ川対策特別委員長らが立ち会った。

大田主席の話　ガーブ川改修工事は那覇市民の多年の願望であった。民政府の特別の配慮により三十一万ドルのうち二十三万ドルの補助で着工された。民政府としても同工事の完成については多大の関心を寄せ、その早期完成を期待していた。これと関連して水上店舗の建築工事が五月一日に着工されたが民政府の意向もあって五月三十一日から中止になっていた。つまり①水上店舗の建築工事と改修工事を並行してやるとカルバート建設工事がおくれる②カルバートに影響はないか③ガーブ川周辺の都市計画についてもこの際検討する必要があるとの理由で五月三十一日から中止になっていた。

政府としては民政府の示した理由について見解をのべ、早期再開を折衝してきた。民政府は関係者の事情にも思いを寄せ、二十日条件づきで再開を了解した。ガーブ川商店街組合員の皆さんには、これまでいろいろと不便もあったろうが、二十日工事再開になったのでこんごとも改修工事に全面的に協力され、一日も早くりっぱな商店街を建設してほしい。

条件はつぎのとおり。

一、六三年九月二十日現在で水上店舗建築工事を再開することができる。

二、六三年九月二十日から六四年二月十六日までにカルバート建設工事の工程が予定の工程よりおくれたときは、いつでも工事をストップする。

三、再開の承認については、現在施工中の街区だけに適用する。もし業者が希望するならばその他の街区の建築は、民政府のカルバート工事の検査承認を受けた後に行なう。

四、当初の施工延長五百メートルの完成を六四年二月十六日までにすること、完成するまでに三十一万ドルの一〇％を保留する。二月十六日以降の遅延部分に対しては遅延金を科す。

市民の協力に感謝

黒潮ガーブ川商店街組合長の話　長い間中止されていた工事が、ようやく再開されて組合は非常に喜んでいる。水害防止と都市美化のために一日も早く、改修工事の再開に懸命に努力してきた。この努力が実ったのは組合員だけのものではなく、市民の協力によるものと感謝している。

ガーブ川改修工事にあたっては十分な補償もなく、苦しい生活をよぎなくされ、さらにこの苦しさの上に工事中止といった大きな打撃を受けたが、工事も再開されたし組合の所期の目的達成にこんごも市民とともにがん張り、すばらしい商店のビルが実現する日まで団結をかためていくつもりである。

那覇市議会はじまる／公園指定問題で質疑

〔琉新・朝　1963・9・22〕

二十一日からはじまった那覇市の九月定例議会は、午前に引き続き午後一時から一般質問が行なわれたが、初日からダレ気味。一般質問は、議会が市政のあり方を追及する場であるのに、一生懸命なのは質問者ばかりで、議員席は居寝りをする者、席をはずして休息をとりに行く者など、定数（十六人）を数えなおす場面もあった。

一般質問は水道事業、不良住宅解消、農業の機械導入、公園指定問題などが出されたが、とくに公園の指定問題は各議員とも取り上げ市当局の方針を質した。

この問題で大山盛幸議員は「市当局は五六年から現在にいたるまで、公園予定地の指定だけして、財源がないというだけで、なんらの整備もしていない。那覇で公園らしいのは〝りゅうたん池〟だけである。このように地主の使用権を十年間も制限するのはあまりにも策がなさすぎる。都市計画法には、とくに重要と認める事業は政府が補助するとの規定もある。当局は公園の実現化をはかる計画があるのか」と追及した。

これに対し西銘市長は「公園問題は都市計画の上から重要なものであることを認識している。しかしこれが、道路事業とか、港湾事業などと性格をことにしているため簡単には手をつけられない。本当に指定しっぱなしで地主にすまないと思っている、こんごは財源の許す範囲内で年次計画をたててでも指定ではなくして、公園づくりをしていきたい」と答えた。

また那覇市が首里バスの大株主であることから、バス統合に関する西銘市長の方針が質されたが、市長はこれに対し、バス統合は基本的に賛成である。いま政府がバス統合を検討しているが、市内一社、市外三社の計画があり、もし市民の要望があれば、首里バスの存続について検討していきたいと答えた。

野党側、立ちのき補償をつく／那覇市議会／スラム解消で荒れる

〔琉新・夕　1963・9・23〕

那覇市議会は二十三日午前十時から開かれ、提出議案に対する質疑が行なわれたが、スラム解消問題で荒れた。

当局は、那覇市樋側、神里原九九の土地三千五十五・八平方㍍（九百二十六坪）を買い上げてスラム街解消に乗り出すが、この問題で野党議員が立ちのきの補償問題、借地人の権利などで当局を追及した。

野党議員は質問の中で「当局は、用地買い上げを提出しているが、同地にどれだけ補償する物件があるか、どれだけの額になるかも調べていない。また、さきに来島した下平博士は、那覇のスラム街問題について、これはさしせまったことではない。それより区画整理事業を優先した方がよいと指摘した。これから見ても、こんどの用地買い上げは、早計ではなかったか」と質疑を行なった。

これに対し西銘市長は「スラム街解消は、細目にわたって調査しなければ手はつけられないが、まず土地の所有権を持とうということで用地買い上げを提案した。補償問題は、そのあとで検討したい。また下平博士の指摘した通り、区画整理も重要。しかし、スラム街解消はわたしの公約であるので並行して開発したい」と答えた。

なお午後は一時から再開される。

立ち退きに補償を／スラム街解消で／関係者、市会へ陳情

〔沖夕・夕　1963・9・26〕

那覇市は本年度予算でスラム街解消のモデル地区設定を計画、議会の承認を得ているが、これをめぐって、そこに住む人たち（七十世帯）から「市当局が不法建築については補償しない」としているのには納得できないとの声がでて、問題を投げている。

二十六日あさ、砂川全徳氏ら十人の関係者は開会中の那覇市議会にこのことを陳情したが、陳情内容と関係者のいい分は次のとおり。

那覇市当局が議会に対し「不良住宅街改造モデル地区建設用地の取売について」の承認を求めているのは、字樋川、神里原九九（旧八区）の二千七百七十八平方㍍を地主から三万二千四百十㌦で買い上げ、六㍍と四㍍の道路および排水溝を設置、保安、衛生的な地区にする。現在住んでいる人たちに対しては、適切な補償をし、市営住宅や壺川の埋め立て地に移ってもらい、その跡にアパートを建てる、というもの。

市が土地を全面的に買い上げて、スラム街を解消するのはこのモデル地区一

か所だけで、他のスラム街地域は地主の協力をえて、道路、排水溝を設置するていどにとめる。その事業によって道などにとられ、移転しなければならない家庭に対しては、当然補償するが違法建築に対してはそれなりに評価をしていくことにしている。

補償についてモデル地区の人たちは「新聞によると市当局は違法建築物には一㌢も補償しないということをいっているが、それも財産であり、補償がないということは納得できない。現在の場所では家賃もいらないので何とか生活している。アパートにはいると借家生活をしなければいけなくなり、生活に困る。市当局がこちらの納得のいくように買い上げないと動かない」と語っている。

大山副議長・平良建設委員長の話

よく検討して納得のいくようにしたい。

新垣助役の話　不法建築には原則的に補償しない。しかしぜんぜんやらないというわけにはいかないので、形をかえて援助したい。

那覇市のスラム街解消／モデル地区の補償案／79世帯に四項目で／不法建物は適用せず

〔沖タ・夕　1963・9・27〕

西銘那覇市長が公約した〝スラム街解消〟は、現年度からモデル地区を指定して事業に着手する準備をすすめているが、モデル地区住民補償の問題で議会に押しかけるなど、早くも問題を投げている。那覇市当局がこんごこの事業をすすめていく「基本的な考えかた」について、新垣建設助役、花城建設部長にきいてみた。つぎはそのあらまし。

那覇市の不良住宅街は旧一区と六区から十区までの各一部で、総面積二十七万一千七百二十八平方㍍、三千二百四世帯。それを六つの事業区に分けてすすめていく。まず樋川旧八区一帯の二万六千四百平方㍍を一区とし、その中の千四十六平方㍍をモデル地区に指定。現年度予算で買い上げて事業をすすめる。スラム街の解消は道路、排水施設を完備し防災、衛生の面から生活環境をよくしていくのがねらいである。樋川をモデル地区に指定したのは①現にある路地がスラム街解消計画道路にマッチしている②土地が一筆にまとまっている③他の地区より人口が過密であることが理由。事業は道路排水溝の整備、過密な状態を適正な密度にする。共同施設（遊び場や保育所など）の設置―の三段階にわけておこなわれる。道路用地だけでなく市の買い上げる用地内の建物は一応みんな移し、そこに市営住宅を建てて移った人たちに入ってもらう。それを年次計画で三回ほど繰りかえすと二万六千四百平方㍍のスラム街の解消ができる。

その中でも道路や買い上げ用地外の住宅は、そのままである。この事業のため道路や買い上げ用地の建物は立ち退かなければいけないが、それについては①建物の補償②移転にともなう借家損失費用③休業補償④借家人に対する移転補償などがなされる。モデル地区内には七十九世帯（九世帯は借家）があり、個々に補償の評価をし、実際に移転してもらうよう交渉していく無断でたてた不法建物の補償はしないが、その他の借家損失費用、休業補償などは当然行なう。

補償問題など審議／那覇市議会建設委／不良住宅街改造モデル地区

〔琉新・朝　1963・9・28〕

開会中の那覇市議会建設委員会（平良真次郎委員長）は、午前にひき続き午後一時から再開し「不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得」について審議した。

立ちのき補償問題について陳情にきた樋川住民も審議の経過を熱心に傍聴した。

この日は市当局から新垣建設助役、花城建設部長らが出席、立ちのき補償問題についての市当局の方針に質問が集中したが結論はきょう二十八日の委員会に持ちこされた。おもな質疑は次のとおり。

友利議員　モデル地区指定地域に住んでいる住民の補償問題について市当局の方針を聞きたい。

新垣建設助役　立ちのき補償は基準にしたがってやるが、不法建築物については補償できないので別の方法を考慮したい。法をたてにとって強行することはいまのところ考えていない。補償金および補償金の算定基礎は、建物坪数×建物単価×低減率×工法係×距離係数である。（注・低減率は一年に

つき一％、距離係数とは移転距離のこと）

友利氏　こんどのモデル地区はわずか九百二十六坪だが、これだけでは何にもならない。全市のスラム街を解消出来る見通しはあるか。

助役　スラム街解消に取っ組むのは沖縄でははじめてなもので相当な困難が予想される。それをやるには法の整備や予算の裏づけ、さらに住民の協力がいる。成功するかどうかは市民の協力いかんによる。

森田議員　それでは法の整備や予算の確保をしてから解消に着手したほうがいいのではないか。

花城建設部長　スラム街解消は一挙には出来ない。長期計画でやらないといつまでもこの事業は完成しない。

赤嶺（慎）議員　道路整備費はいくらか。

建設部長　十二万一千八百五十九ドル、この中には土地買収費、工事費、立ちのき補償費も含まれている。

真栄田議員　不法建築物には補償しない。別の方法を考えるというが、それはどういうことか。

助役　その方法については検討中である。

真栄田議員　建築法が制定される以前（五二年十二月）に建築されたものはどうなるか。

助役　その場合でも市長の許可をうけてないものは不法建築物とみなす。

森田氏　許可の得てない不法建築物で、家屋税を課されているものは合法とみなすか。

助役　建築法違反は違反で、納税はしていても不法である。

土地取得、原案を承認／那覇市会建設委、日曜返上で審議／スラム街解消／反対陳情は採択せず

〔沖タ・朝　1963・9・30〕

那覇市議会建設委員会（平良真次郎委員長）は二十九日の日曜日を返上、午前十一時から委員会を開いて字樋川の「不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得」について審議、討論した。採決のけっか五対三で原案を承認した。三十日の本会議でも与党議員の多数で原案通り可決されるものとみられる。またこのモデル用地取得をめぐって旧八区住民有馬時寛さんほか八十人が出した「八区スラム街解消に対する反対陳情」は六対二で採択されなかった。

この日の委員会は、昼食抜きのガンバリよう。樋川のモデル用地に居住している人たちやその付近の人たちおよそ五十人も開会前から押しかけ議場内外で傍聴した。野党委員が市原案に対する反対意見をのべると「そうだ、そうだ」と拍手や指笛をならし、平良委員長が「委員会の進行に支障をきたす。退場を命ずることもあるので静かに聞いてほしい」と注意する場面もあった。

審議の途中で八区住民が提出した反対陳情を日程に追加して審議。有馬時寛さんら二人の出席を求めて意見を聞いた。「スラム街解消事業計画そのものには反対ではないが、われわれも納得いく計画をたて、物件補償の話しあいもついてから土地を取得してほしい」というのがその内容。

これに対し市当局は「買えるかどうかもわからないうちに補償について話しあいはすすめ難い。土地を取得することによって積極的にすすめていける」と見解を明らかにした。

討論、採決のけっか、用地取得について反対は真栄田（人民）森田（社大）友利（公政連）の三委員。

賛成は赤嶺（慎）比嘉（朝）具志、武村（各十八日会）と金城（無）の五委員。反対陳情については真栄田、友利委員をのぞき六委員が不採択にまわった。

反対討論　閉会中の継続審議にしてほしい。これまでの市の答弁では、そこに住んでいる人たちの不安をなくしていく具体的なものがない。八区の一部に金をかけることは少ない財政を有効に生かしていくうえから好ましくない。市の計画を根本的にかえる必要がある。物件補償について具体的に示されていない。反対陳情の出ている中でこの事業をすすめていくことは困難である。補償について納得いく線が出てからこの計画を出しても遅くない。これらの理由から継続審議にすべきである。

賛成討論　一般予算で不良住宅街解消費として六万余ドルが全会一致で通っている。七十二年来の干ばつも人災だという人もいるありさまで、この不良住宅街で火災、伝染病などがもし起きた場合、当然人災という批判をうけよう。財政の都合もあるが、不可能を可能にしていくのが為政者のとるべき態度である。市当局は誠意をもって補償の問題を解決していく態度であり、ためらうことは時期を失するので、このさい、市が暖かい思いやりで当たっていけば、実現できるものとみている。多い生活のシワ寄せ／反対陳情の

内容

不採択になった反対陳情の内容（要旨）はつぎの通り。

市当局が計画しているスラム街解消事業に対し、つぎの理由をあげて反対する。土地買い上げを見合わせてほしい。理由は農連市場公設市場など近くに生活基盤をおいている。第二種公営住宅に入居させるといっても、一部のサラリーマンは喜ぶが、市場に出て生活している人たちには不向きである。大家族では二四・七五平方㍍（七・五坪）のアパートには入れない。識名の公営住宅や古波蔵の市有地に移ると学童の通学、交通費など生活面にシワ寄せされる。市が土地をあっせんし補償金をもらっても移転先で家を建てるだけの力がなく路頭に迷ってしまう。

那覇市会／スラム街解消計画／ヤジ、退場騒ぎの中で原案可決

〔沖タ・朝　１９６３・10・１〕

那覇市九月議会の焦点となっていた字樋川の不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得と、その売買契約を結ぶ議案は三十日午後の本会議で賛成議員多数で原案通り可決された。

人民党（三）公政連（二）無所属（一）が共闘をくんで反対に回り質疑討論が行なわれたが、議長が質疑を打ち切ったのに対し「もっといわせろ」「議長横暴だぞ」などのヤジがとんで荒れた。しかし与党議員の数がモノをいい、社大党は「採決に参加できない」と退場した。あさから傍聴席に押しかけた約三十人の樋川関係住民の見守るなかで二十対六で原案通り採択された。その後五分間休けいしたが、その間に樋川の人たちが集まっているところへ人民党と公政連の五議員が顔をみせ「戦いはおわったわけではない。むしろこれからである。市は十分話しあいをし納得のいく補償をすると言明しているので、みなさんも団結してその体制を組んでいかなければいけない。われわれも全面的に支援していく」とこんごの共闘を約した。関係者の中には「市の補償は知れている。少ない補償をもらって苦労するより、決してそこを動かない」との声も聞かれ、スラム解消問題をめぐって早くも波乱が予想されている。

このほか「琉球育英会に対し、市有地を無償で貸し付ける」ことについても、黒潮議員（人民党）が「育英会はすべて行政府の責任のもとに事業運営がなされている。政府が市町村にもっと援助すべきで、市が政府に援助することはない。市民の財産であり、有償にすべきである」と反対討論をした。これに対し、又吉議員（無所属）は「貸し付け期間は五か年更新となっている。五か年後には買い取ってもらうか賃貸しにするということを明記してほしい」との要望を入れて賛成した。しかし、五か年後に新たに貸す場合、また、議会の承認を必要とするという市当局の説明もあって、けっきょく原案どおり可決された。

〝竜潭〟を公園指定から除外／民政府が主席へ指示／英語センター建設で／シヨック受ける那覇市

〔沖タ・朝　１９６３・10・２〕

都市計画公園に指定された首里の〝竜潭〟一帯を「公園指定からはずすように」と、このほど民政府から琉球政府へ指示があり琉球政府では那覇市へその手続きをとるよう通知してきた。〝公園の用地難〟に悩んでいるときだけに、関係者にショックをあたえている。

同公園は竜潭を中心に、博物館一帯にかけて面積は二万九千平方㍍。那覇市の申請によって一九五六年三月二十三日、行政主席から〝都市計画公園〟に指定され、市が管理してきた。指定されると個人、国県有地でもその用地内には市長の許可なしに建て物を建てたり、勝手に使用できないことになっている。ところが博物館横の広場に民政府予算で「英語センター」の建築がすすめられており、問題もそこから起きた。三か月ほどまえ、英語センター側が那覇市に対して建築確認申請をした。市では公園指定地として芝生を植え、青々とした広場にする計画なので建築確認を保留した。

竜潭一帯は市有地だが、このうち英語センターの敷地だけは旧師範学校跡の県有地で、民政府財産管理部が管理している。こういう問題のあるところへ、民政府から主席あて指示がきたもの。琉球政府が那覇市におくった通知には、民政府の指示の写しが添えられている。

しかし那覇市としては、かんたんに踏み切れずまだその手続きをしていない。結局、建築確認が保留されたまま工事が進められていることから、この英語センターはいまのところ違法建て物ということになる。公園指定からはずすと都計上の許可をうける必要がなくなるわけで、民政府の指示もそれが

ねらいとみられている。

那覇市内で公園に指定されたのは十四か所あるが、公園らしいところは竜潭一か所だけである。指定用地を買いあげる金がなく、借地してでも公園をふやしていこうと計画にとりかかっている時だけに、こんどの指示はこの計画にブレーキをかけたかっこうになっている。

大きな問題だ

市当局の話　大衆の広場をつぶしてまで英語センターを建てなければいけないという理由はない。一帯を英語センターの庭にする考えではないか。かりに英語センター敷地だけを指定からはずしても、これが前例になって、ほかの公園指定地に影響してくる。大きな問題だ。都計公園の指定はこちらからの申請で主席がおこなうが、その取り消しは行政主席の権限であり、市に指定除外の手続きをするようにと通知してくるのもおかしい。体面を考えてそうしているのではないか。

地主からものいい／那覇市／給水施設用地の測量

〔沖タ・夕　1963・10・2〕

那覇市国場、上間、仲井真一帯の耕地で軍によって土地測量が行なわれている。これは水道公社がすすめている全島的な水道事業計画のうち、那覇市への給水施設用地に使用するための測量で、市長の許可で行なわれている。

これに対して玉城幸治さんほか五十人あまりの地主が「軍用地に接収されるのは反対だ。市長はその許可をとり消してほしい」と二日あさ十時すぎ役所におしかけた。玉城さんら五人がこの問題で西銘市長と会い「市長が地主の了解なしに立ち入り測量の許可を与えているのは個人財産の侵害である。それをとり消してほしい。給水施設は必要だろうが、地主が犠牲になることはない」と申し入れた。

これに対し西銘市長は「測量立ち入りの許可であって、接収とか財産の所有権にふれるようなことは何もやっていないので侵害にはならない。この測量は地主または市町村長の許可によってできるが、どうせ許可がなくても布令一七一号によって強制立ち入りの測量ができる。現段階では調査であり、接収の段階になると、もちろん地主との話しあいによって補償あるいは使用料を払われるので犠牲になることはない。軍がやるにしても政府や市がやるにしてもこの施設が必要であれば、地主の協力を得て確保しなければいけないのではないか」と説明した。

地主代表は「何をつくろうが軍用地にとられるのは反対だ。市長が与えた許可をとり消してほしい」とふたたび要請。これに対し市長は「地主が連盟でそのむね申請すれば、軍では布令一七一号の手続きをふんで強制立ち入り測量ということになろう。申請したら軍に伝える」と答えた。

地主側ではさっそく連盟で立ち入り測量に対する反対の要請をするといい、それにともなう軍の出方が注目される。

開南スラム街で朝火事／三十五むね全半焼／消火活動困難極める

〔琉新・夕　1963・10・5〕

五日午前十時十五分ごろ、那覇市樋川〇の〇砂川〇さん（四一）方の間借り人与那覇〇〇さん（三六）方から出火、折りからの風でみるみる燃え広がって住居三十五むね（一、五〇〇平方㍍）を全半焼、正午ごろ消えた。現場はスラム街として那覇市役所が区画整理の対象としているところで、家屋が密集しているうえに道路がせまく消防隊の消化活動は困難をきわめたが、死傷者はなかった。

水道の使用中止呼びかけ／消防署／消火せんの水圧低く

那覇署の調べによると、出火元は一むねで四世帯が間借りしているが、この日は全世帯の人たちが仕事に出かけて不在、壁から煙がふき出しているのを付近の仲間〇さんが発見、はじめて火事だと気づき、消防署に連絡した。出火の原因は不明で調査中。

那覇消防署は直ちに緊急出動を指令、同本部、松尾、真和志、首里、小禄、安謝からタンク車、ハシゴ車など十八台、那覇米空軍消防隊、陸軍消防隊から六台が出動、消火にあたった。ところが消火栓の水圧が低く、おまけに火元がスラムの中心部だっただけに消火作業は困難、火の手はあっというまにひろがった。

消防署の要請で市水道局ではラジオを通じ、全市民に「火事のため水道の使用を一時中止して、消火に協力して下い」とよびかけた。

現場は市内開南通り農連市場向い側のスラム街で家屋が密集しているところ。出火と同時にたちまち類焼、住居全焼三十むね半焼五むねの被害を出し三十六世帯が焼け出された。一方火事現場付近はヤジ馬で

ごったがえした。

この火事で焼けた住居はトタンぶきが多く、そのほとんどは終戦後からそのままのもの。被害者の留守で家財道具一つも持ち出さないのも多い。職場から現場にかけつけて家が焼けたのをみて泣き出す婦人もいた。

損害は一万ドル／原因に二つの見方

那覇市樋川の大火は三十五むね全半焼の被災を出したが、那覇署捜査課と保安課では消火後すぐ出火の原因調査に乗り出した。

〔中略〕

なお、損害についてもくわしく調べているが、焼けたところが不良住宅地域であるため損害は一万ドル前後とみられている。

〔中略〕

通報が遅く悪条件が重なる

宮平那覇消防署長の話　現場はスラム街で民家が密集、おまけに道路が狭いうえに消火栓が少なく水利の便が悪いところ。日ごろから警戒地域に指定してあった。火災が大きかった原因は通報が遅かったことと悪条件が重なったためである。消火作業には糸満、米軍などの応援をえて全力をあげた。

那覇市、救援対策本部を設置

那覇市役所民生課では出火と同時に火災現場に救援対策本部を設置した。ただちに被害調査をすると同時に那覇福祉事務所と協力して衣料、寝具、食料品などを贈り救援にのり出した。これは応急措置でこんごの救援については被害調査がまとまりしだい具体的に検討する。

〔後略〕

移転補償はしない／那覇市 樋川／希望者には市有地提供／市部課長会

〔琉新・朝　1963・10・7〕

那覇市建設部は、六日午前十時から同市助役室で部課長会議を開き、樋川の火災で焼け出された罹災者の今後の対策について協議した。

その結果①焼け跡には建築基準法によって本建築はもちろん、仮建築も許可しない。半焼家屋は、建築基準法に準じて修復を許可する②焼けた建物に対しては移転補償をしない③さきに市が買い上げた嘉手納〇〇〇さんの土地を借りていた人たちには、壺川の市有地を提供し、貸与または売却する。それ以外の人たちに対しては、土地を市に売る条件で市有地貸与または売却する―ことを決めた。

再建築を認めないのは、建築基準法に定められた幅員四メートル以上の道路がないためと、もし仮建築を許可した場合、それが既得権になって今後のスラム街解消計画に支障をきたすためである。また移転補償については、物件が焼失した以上、法的にも補償する義務はないというのが市当局の考え。

市では移転補償はできないが救済措置は考えるとはいっているものの、着のみ着のままで焼け出された被災者たちは市の決定に「それではあまりにもひどすぎる」と不満を表明しており、成りゆきが注目される。

市場改築にも待った／地主が土地返還の要請

〔沖タ・夕　1963・10・16〕

那覇市は、平和通りの公設市場（衣服・雑貨）の改築を計画しているが、このほど地主の上岡〇〇〇氏から「自分で市場を建てるので返してほしい」との陳情があり、市当局は頭をいためている。

同市では、六三年度に平和通りの公設市場を二階建てに向かいの鮮魚、精肉市場を三階建てに改築し、将来ガーブ川店舗と直結する計画を打ち出した。しかし借地問題、財政面の都合もあって、ボーリングていどに終わった。六四年度には手をつけず、不良住宅街解消を先にまわした。公設市場は六五年度に起債（八十万ドル）で、衣服雑貨市場と精肉鮮魚市を改築する計画。

こうしたところへ上岡氏から十月四日付で〝土地返還〟の陳情書が舞い込んだ。

「最近観光客がふえた。今の公設市場では見苦しい。この際平和通りの現公設市場を地上四階の高層建築にし、那覇市の名物の一つにしたい。従来の業者はそのまま収容する」というのが陳情の要旨。

これに対し市は「市も公設市場改造計画をすすめている。もう少し検討させてほしい」との返事を出し土地返還の回答はさけている。

いま市が上岡氏から借りている公設市場の土地は、一千六百三十九平方メートル（四百九十六・六坪）。

「個人より市がやった方が都市美観、零細商人の擁護など、市民福祉面に寄与する点が多い。上岡氏とよく話しあい六五年度から公設市場改築に着手したい」と市当局では語っている。

これより先上岡氏から「現借地料三・三平方メートル（一坪）当たり七十トンセンを一ドル六十七トンセンに引き上げてほしい」との陳

情もあり、市は「土地借賃法によって、市の土地等級が告示されたのちに話し合いたい」との回答をしていた。

高圧線撤去のびる／新たに五か年契約を要求

〔沖タ・朝　1963・10・19〕

那覇市一号線（泊高橋町―奥武山）の高圧線用地再取得要求告知書が十八日軍から那覇市役所に届いた。地主との契約は六三年六月三十日が期限になっていたが、高圧線移転がまだ相当時間を要すようで、六三年七月一日から新たに五か年契約をしたいというもので、地料も改訂第一号として六四年六月三十日までの一年分二万二千八百五十六ドル二十三トセン（面積二万五千八百七十五平方メートル）が供託されている。市当局によると、軍の一号線沿い高圧線移転計画は六一年度からすすめられ、六三年度末までには一応おえ、土地も開放する予定だったようだが、移転先の選定、測量、地質調査などに時間がかかり契約が六四年度以降にもちこされたものとみている。

市土地課ではさっそく関係地主に通知し、六三年七月一日から向こう五か年間の契約を結ぶことについて話しあう。しかし契約は五か年でも高圧線の移転が完了すれば途中からでも契約は解消できるという。

高圧線の移転は天久から安里一、二区を経て松川ナキジン原―松川原―首里寒川一、二丁目―金城前原―一日橋の線で一応測量はおえたが、さる八月に一部変更され、松川原から松川前原―繁多川宮里原―寒川前原―金城前原―一日橋のコースで測量、地質調査がすすめられており、十一月三十日までおわる予定。前コースの立ち入り測量、一部変更の立ち入り測量とも市長の許可でおこなわれているがこれら関係地主から「市長が与えた許可を取り消してほしい」と高圧線移転に対する反対陳情がなされている。しかし土地測量、地質調査はどうにかおこなわれているようだが、その後にくる土地収用時には相当関係地主から抵抗があるものと軍でもみているようで、これらの問題などにもそなえて一号線六四年度以降の再契約に踏み切ったものとみられている。

「一号線の高圧線は都計のガンになっているから早く移転せよといい、移転しようとしたら地主から反対される。一体どういうことだ」と、軍もぼやいているようだ。

補償は六項目で／不良住宅街の解消／那覇市が説明会

〔沖タ・夕　1963・10・19〕

那覇市は十九日午前十時半から市民集会所に、字樋川の不良住宅街解消モデル地区建設用地内の関係者を集め、市の計画と移転補償の問題について説明した。

モデル用地内の関係者は七十九世帯（十世帯は借家）で、このうち火災で二十世帯（十九棟）が焼け出された。被災者の移転問題については一応まとまったので、残り五十九世帯との話し合いがもたれたが、この日は五十二人が出席した。

花城建設部長が、不良住宅街がどうしてできたか、なぜ解消するか。なぜ樋川からさきに着手するか、移転にともなう補償の方法など市の方針を説明。嘉手納都計課長が、モデル用地の建設方法について説明した。

補償は▽家屋の移転補償または買い上げ▽家財道具などの運搬費用▽貸し家収入の補償▽移転先に移る間の借家補償▽店などの営業補償▽雑費（移転にともなう各種手続費など）の六項目にわけておこなわれるが、具体的には個々に話しあって額を決めることになっている。

移転は識名の第二種公営住宅、久場川の第一種公営住宅、古波蔵埋め立て市有地などへ希望によってなされるが、市有地の割りあては借地八十五・八平方メートル（二十六坪）売買地八十二・五平方メートル（二十五坪）となっている。

以上の市の説明について質疑に入り、古波蔵移転先周辺に公園計画があるか、小学校建設計画はないかなど質問があったが、花城部長は「いまのところないが、一帯は将来住宅街になるので、どうしてもこうした施設は必要であり、市の方でもできるだけ実現するようにしたい」とこたえた。当日の話し合いでは移転について反対の声はなかった。

二百万ドルの補助要請／65年度／那覇市が行政府へ

〔沖タ・朝　1963・11・1〕

六五会計年度の予算編成期をむかえこのほど那覇市は政府に対し、二百十六万九千ドルの補助要請をした。

市の六五年度事業計画によると、総事業費三百二万五千百八十五ドル。そのうち二百十六万九千三百六十四ドルを琉球政府の補助を求め、五十四万九千百七十一ドルは市の一般財政から、あと

三十万六千六百五十ドルは起債に求めている。なお六四年度は二百余万ドルの要求に対し実現したのは七十三万二千ドルだった。

事業の主なるものは、開南交番前から平和橋間の道路新設、与儀文化公園地の埋め立ておよび排水工事、衛生関係などで、衛生関係事業は、六四年度にも援助要請したが、実現しなかったのでふたたび要請した。補助要請事業はつぎのとおり。

土木関係事業　百二十二万九百三十六ドル（政府補助九十四万六千二百七十五ドル、市負担二十七万四千六百六十一ドル）▽開南交番―平和橋間の道路新設十一万二千八百六十ドル（補助五万八千六百十六ドル）▽久茂地川沿線西側アスファルト舗装四万五千七百ドル（補助三万六千ドル）▽ガーブ川上流（平和橋―四条橋）改修工事三万八千ドル（補助三万四百ドル）▽安里川（蔡温橋―姫百合橋間）改修工事四万七千ドル（補助三万六千ドル）

衛生関係事業費　五十万ドル（補助四十万ドル）▽ごみ焼却炉二十万ドル（補助十万ドル）し尿消化槽三十万ドル（百％補助）

民生関係事業費　九十三万六百三十六ドル（補助六十二万二千三百十七ドル、市四万九千百十九ドル、起債二十五万九千二百ドル）▽保育所（三か所）新設四万七千六百七十九ドル（捕助三万五千七百五十九ドル）▽公営住宅建設（一種五十四戸、二種三百二十四戸）八十万六千九百四十四ドル（補助五十一万五千二百七十八ドル、市三万二千四百六十六ドル、起債二十五万九千二百ドル）▽与儀文化公園地埋め立て排水工事九万四千百七十ドル（補助七万三千百四十ドル）

農林関係事業費　七万二千九百八十五ドル（補助五万四百五十八ドル、市二万二千五百二十七ドル）▽畑地かんがい施設一万九千七百八十ドル（補助九千八百九十ドル）▽農道新設一万五百ドル（補助八千四百ドル）▽排水路改修二万ドル（補助一万六千ドル）

上水道関係　水源開発費二十七万二千三百ドル（補助十三万六千百五十ドル、市八万八千七百ドル、起債四万七千四百五十ドル）

水道工事の落成式／那覇市／送水能力二倍に

〔琉新・朝　1963・11・13〕

那覇市の泊浄水場拡張、送水管取りかえ、牧港ポンプ場拡張、配水管敷設など、水道施設工事がこのほど完成、十二日午後二時すぎから泊浄水場でその落成式が行なわれた。式には、大田主席、長嶺立法院議長、ローラー陸軍水道部長、市会議員、市職員など軍民関係者多数が列席した。

この工事は、泊浄水場拡張工事を中心に牧港ポンプ場拡張、配水管敷設工事など総額八十五万ドルの工費で六二年三月に着工され、さる六月に完成した。この拡張工事で泊浄水場の送水能力は一日一万立方㍍から二万立方㍍に倍加した。

落成式は工事関係者の共同出資で建てられた「泊浄水場建設記念碑」の除幕で始められ、ローラー陸軍水道部長、工事関係者などに感謝状が贈られた。来賓の祝辞のあと西銘市長は「文化のバロメーターといわれる水の需要量は毎年急増し、那覇市でも生活文化の向上、工業の発達とともに水の需要はいちじるしくふえている。このため、関係者の協力を得て施設の拡張を行なったわけだが、残念なことにことしは異常渇水で市民にはいまだに水の不自由をさせております。こんごは水源開発に力をいれていきたい」とあいさつ。そのあと祝賀パーティーにうつり午後四時すぎ散会した。

地主、借地人が協力／那覇市のスラム街解消／ビルを建てて美化／那覇公設市場周辺の通り

〔琉新・朝　1963・11・17〕

西銘那覇市長の大きな公約の一つであるスラム街解消計画は、借地人の補償問題や資金面ではじめから難関にぶつかり、公約の実現もあやぶまれていたが、こんど地主と借地人が自発的に市に協力してスラム街解消にたちあがり、近代都市の建設を推進しようと計画しているところがある。この計画に市当局もすっかり感激、積極的に指導、援助をしていくといっており、これで那覇市のスラム街解消、都市建設事業も大きく進展するものと各方面から期待されている。

この計画を推進しているのは中央通り、千歳通り、新生通り、公設市場にかこまれた地域（約三千平方㍍）の地主、上岡〇〇〇氏と借地人や借家人たち。同地域に住んでいるのは借地人二十七世帯、借家人三十七世帯、計六十四世帯でほとんどが店をかまえて商売をしている。この地域は市の消費経済の中心地でありながらまっ先にスラム街に指定されたところ。公設市場、商

店、住宅などが密集し衛生管理や防災設備が全然なされていない。火災でも発生したら消火活動も困難なだけに樋川の二の舞をみるのではないかと関係者はいつもひやひやしていた。そのうえとなりにはガーブ川水上店舗もできるので、そのままでは観光上も好ましくない。そこで借地人らは、ガーブ川水上店舗の例にならって自分たちの力でそこにビルを建築しよう、という話し合いが進められ、さる七日に「スラム街解消都市建設促進協議会」（会長黒潮武秀氏）を結成、三階建てのビルを建築し、一、二階は店舗で三階は住宅、借家人は建築後もそのままその権利を認める、という計画がまとまった。

同借地人らは、十六日午後一時から市内樋川の日光別館で地主の上岡〇〇〇氏と話し合いを持ったが、上岡氏も、縦横に一本ずつ道路を新設するという条件つきで快諾、旧正あけを着工目標に計画を進めるということに話し合いがまとまった。

借地人らは、「長い間、危険なうえにうすぎたない場所で商売していたが、これでりっぱな店を持つことができる」とはりきっている。また花城市建設部長は「市民がこのように自発的に都市建設に立ちあがってくれてうれしい。市もできるだけ協力したい」と語っている。

上岡氏の話　この地域を改造することは、私の以前からの宿願であった。こんど借地人が自分たちで計画したので、地主としてもできるだけ協力したい。市の発展のためにりっぱな建て物を作ってほしい。

黒潮会長の話　この計画を心よく承知して下さった上岡さんに感謝したい。市当局や商工観光課、関係者の協力をあおいでりっぱなビルを建築したい。

一社　説一
高圧線の移転と市民の安全保護

〔沖タ・朝　1963・11・28〕

那覇市内一号線沿いの高圧線が、いよいよ明年五月ごろに撤去される見通しがついた。新しく設置される郊外線の関係地主と、電力公社側の話し合いが全面的に妥結し、こんごは敷設工事の完成をまつばかりである。

電力公社では、さる三月十八日、市内高圧線に代わる新線の工事計画を発表し、四月下旬から着工していた。だが部分的に地主の反対にあい、難航気味を見せていたが一部コースの変更などにより、うまく調整することができた。これによって多年、都計上のガンとなっていた高圧線が取り除かれ、旧市街の復興をいちだんと促進することになろう。

この高圧線の撤去問題は、一九五四年に久茂地町復興期成会によって、初めて取り上げられた。その間、移転予定地関係者の反撃から、地下ケーブルへの切り替え折衝など、ずいぶん曲折をたどり、ようやく十年がかりで最終的な解決を見ようとしている。復興期成会はもちろん、歴代市長にとっても都計実施のうえで大きな課題となっていただけに市政各面に明るい希望をあたえている。

市民にとってもっとも安全な方法だといわれた地下ケーブルは、資金その他のつごうで採用されなかった。公社では当初の方針どおり、真和志郊外を通るう回線を固執してゆずらなかったわけだが、付近住民の安全保護については、これまで以上に万全の対策をのぞみたい。鉄塔が倒れたり、線が切れたりすることは、ほとんど考えられないという。台風や何かの事故で断線した場合でも、人畜に危害を及ぼすおそれはないようだが、念には念を入れて安全措置を講じてもらいたい。

六万九千ボルトの高圧電流線を、都心から郊外に移すのはけっこうであるが、そのために新たな被害者を出してはならない。付近の市民が、新線の建設を受け入れたのも、公社や市当局の説得により、その安全性と必要性を認めたためにほかならない。この移転事業が、十年間もみつづけたのを見ても分かるとおり、高圧線に対する恐怖心は、そうとう根強いものがある。

那覇市でも市民保護の面から、じゅうぶん配慮してほしい。たとえば高圧線の下にある住宅が移転を希望すれば、土地をあっせんするなり、援助をはかるべきだ。そしてだれでも安心して生活ができるよう、親切な市政運営をのぞみたいところだ。それがひいては、都計に対する全市民の献身的な協力をうけるもとになるからだ。

〝議員大会参加しない〟／那覇市議会／議員協議会で決める

〔沖タ・朝　1963・11・30　那覇〕

那覇市市議会は二十九日午後二時から議員協議会を開き、きたる五日、南部会館でおこなわれる「第一回沖縄市町村議会議員大会」への参加、与那原町との合併問題などについて協議したが、議員大会には全員参加しないこと

をきめた。また与那原町との合併問題は十二月の定例議会で「合併研究委員会」を設け、検討していくことにした。

議員大会は、当面は問題点をとりあげ、積極的にその解決をはかっていこうという趣旨で開かれるが、那覇市議会では参加しない理由をつぎのようにあげている。

五日の意見発表で、政府補助事業の対応費問題をとりあげる考えだったが、意見発表が行なわれても、決議はできないということでは意味がない。またスローガンや決議案の中には質問したい点が多くあるので、それをやったばあい、会場を混乱させるおそれもある。動議などがあっても、文書で事務局に提出せよとのことである。

さらにバス路線変更問題は重大な問題であるが、那覇市の意見をきかずに反対の声明をしていることに不満である。

大弦小弦

〔沖タ・朝　１９６３・12・１〕

那覇市会は五日開く予定の全島市町村議員大会に参加しないことを決めたという。理由はいろいろあげられているが、とくにバス路線問題で、那覇市の意見を聞かなかった、というのが、不満であったようだ▼意見が食いちがっておれば、大いに議論し、あるいは説明して、妥当な線を見出すべきだと思うのだが、はじめから話にならぬと、けってしまうのはどうか。その他の問題にしても、質問したいものがあるなら、参加して意見を述べるのがよいのではないか。せっかく全島の議員が集まるのだから、相互にプラスする面も多いはずだ▼議員大会に提案される問題は、施政権返還、自治拡大、交付税増額による地方財政の確立などである。その他、県なみ援助というのもあるけれども、これらは別に異論をさしはさむようなものではあるまい▼市町村の財政はしだいによくなったとはいっても、まだ大半の町村は、自ら投資する十分な能力はもっていない。それどころか、政府補助への対応費に苦慮する場合もあると思う。対応費は今後、減るどころか増える予想だといわれているが、そのため、政府は来年度で地方自治強化を考えているわけである。市町村側としても、これに対処する準備があってよい▼都市形態をとっている大きな自治体ならともかく、大半の自治体の議会活動は、そんなに活発ではないと思う。市町村自治には外部からの干渉はない。条例制定など、いちおう自由ではあるわけだが、財政が貧困であれば、自然、不活発になってしまう▼市町村はよく、自治の基盤だといわれている。けれども実情は政府に依存している面が大きい。財源が政府に集中しているのも一因であるが、そうであれば、そこから一部財源の委譲という要請もでてくる▼こういうことは、すでに市町村会がやってはいることだろう。だから、重複するだけで、あまり意味もない、という考え方も出てくるかもしれぬ。が、市町村議員が大会を通じて、真の意味での自治拡大に、大いに議論もし、意欲的になるという、それ自体に、意義はある。

又吉道路の地代／那覇市／予算措置を政府へ要請

〔沖タ・夕　１９６３・12・４〕

那覇市の又吉道路は、さる七月一日に軍用地から開放され政府管理に移った。しかし、政府は七月以降、地主と新たに契約を結んでおらず，地料支払いについての予算措置もとられていない那覇市は、このほど政府に対して「早く措置を講じないと関係地主が騒ぎだす。特に近く行なわれる土地等級設定告示にも関係してくる」と要請した。

又吉道路の土地は泊高橋から松川駐在所までの間で二百二筆、面積ざっと三万平方㍍ある。軍用地料がさる十月一日から改定され平均坪あたり三十二㌣、総額三千四百余㌦となっている。これを那覇市の宅地等級からみると、一番安い三十等（四十五㌣）よりもはるかに安い。又吉道路は一部原野（坪あたり二十一㌣）を除くと宅地二十七坪（坪あたり九十㌣）の九十㌣が最低。これからおして政府が訴えた土地契約を結ぶばあい、政府が軍用地料をそのままもってきても、地主側は等級設定基準と見合わして引きあげを要求してくることが予想され、政府でも頭を痛めているようだ。

市では「軍用地からはずされるということは二、三年も前からわかっていたことである。これまで政府がなんら手を打っていないということは、あまりにも誠意がなさすぎる」と語っている。

一社　説―　放任された道路つぶれ地の補償

〔沖タ・朝　１９６３・12・５〕

政府に道路施設で、つぶれた土地の補償は、以前から大きな問題になっていたが、今もって解決の見通しがついて

いない。政府当局の話によれば、まだまだ調査の段階で、具体的にどうするとの方針は、いつになるかわからないとのことだ。

こうしてモタついている間にも、つぎつぎ問題が起こってきた。軍用道路から政府道に移管された使用地の地料支払いもその一例であるが、政府は全くお手あげのかっこうである。現年度予算には計上されていないというから、他のつぶれ地と同様、当分はほおかむりで通すほかはなかろう。個人の財産権を尊重しなければならない行政府の立ち場として、実に筋道の通らないはなしだ。

那覇市内の幹線である又吉道路も、米軍からの支払いを打ち切られたが、そうかといって予算がないのだから肩代わりもできない。土地所有者が、その実情を了解し、待ってくれれば別だが、そうでもないとひともんちゃく起こりかねないと思う。軍用道路は毎年決まった地料を支払っているのに、政府や市町村に編入された道路は、一センの補償もなしでは、だれしも納得いくまい。こんな不合理な土地接収はないからである。

道路つぶれ地の補償問題は、いわば終戦処理の困難な課題の一つだと思う。戦争中から戦後にかけて、全島的に道路が拡張され、あるいは新設されて、今日までずっと継続的に使われている。その間、米軍の管理を離れて行政府なり、市町村に移管したのも多いはずだから、これら個人有地の補償は容易な問題ではなかろう。政府の貧困財政ではどのていど負担しうるか、疑問な点が多い。

しかしそうかといって、私有権を認められた土地を、そのまま放任することは許されず、ぜがひでも結着をつけねばならない。時日が経過するにつれて、ますます困難をますばかりだから、早急に調査資料をまとめて、解決の糸口をつけてもらいたい。

つぶれ地の実態がわかれば、それに応じてなんらかの方法が生まれてくるに違いない。土地問題は基本調査からやり直しの段階であるが、道路つぶれ地もその計画の一環として、早期、適正な処理をはかるべきである。

那覇市はボイコット／大荒れの市町村議会議員大会

〔琉新・朝　1963・12・6〕

初の沖縄市町村議会議員大会は五日午後一時から那覇市与儀の南部会館で開かれた。会場には先島や離島なども含め約七百五十人の議員が参加したほか、来賓として大田主席、長嶺立法院議長らが出席した。

那覇市議会はさる十一月二十九日の議員協議会で、市町村議長会がさきに▽市の意見もきかないでバス路線変更反対声明を同会の名で出したこと▽今大会の問題が那覇市にとって利害関係がうすいこと▽いままで何度もとり上げてきた問題で新味がない、スローガンや決議にも疑問の点があるなどの理由で不参加を決め、大会をボイコットした。

大会は冒頭から荒れた。中山会長のあいさつのあと議長団選出にうつろうとしたが、その前に経過報告を求める意見が出され、那覇市の大会ボイコットと、事前に協議事項が各議員に知らされなかったことが問題になった。一時、議事も中断されたが、運営委員の釈明でおさまり議長に宮島重英（コザ市議長）岡村洋一（金武村議長）仲里清喜（南風原村議長）の三氏を選出して議事が進められた。

スローガン、宣言文、要請決議などが決定され、各地区代表の意見発表があって四時すぎ散会したが、質疑うちきりや、緊急動議却下などでヤジや罵声がとび、大荒れの大会だった。

スローガン　▽施政権返還の促進を期す▽自治権の拡大と地方行政の民主化を期す▽議会制民主政治の高揚と行政の刷新を期す▽市町村交付税の増額による地方財政の確立を期す

要請決議事項（あて先は各関係機関）　▽施政権返還▽沖縄住民の国政参加▽沖縄に対する各県なみの財政援助▽糖業合理化の促進▽市町村交付税の増額▽教育委員会制度の改革▽医療保険法の早期制定▽全島電化の早期実現

宣言要旨　行政分離、米軍基地の存在など、特殊な条件下におかれている沖縄は、この不自然な地位からくる困難の中にいま新たな局面に立っている。この変則的現象は、当然改革されなければならないが、これから生ずる市町村自治の遅れはひどく、市町村財政の枯かつは地方行政水準の低下をよぎなくさせられている。政府は、経済的、社会的構造の急激な変化に対応して地方公共団体がその機能をじゅうぶんに果し得る行財政基盤の強化に努力し、特異性に基づく根本的な障害を排除して積極的な対策を講ずべきである。

われわれもまた、議会民主政治を高揚して、議会機能を遺憾なく発揮し、

住民の負託に応えることを誓うものである。

強制測量の取り消し／水道タンクの建設用地／地主らが要請書提出

〔沖タ・朝　1963・12・8〕

軍水道タンク建設用地の立入測量について、字上間、仲井真、国場の三部落地主が反対したため、布令百七十一号による強制立入測量がすすめられているが、国場自治会長玉城幸治、仲井真自治会長赤嶺良英、上間自治会長玉城直輝の三氏は、関係地主八十人、地主を支持する部落民を代表して六日あさ、民政府渉外室を通し民政官あて「さきにDE隊長に与えた強制測量の許可を取り消してほしい」と要請書を提出した。要請のあらまし次のとおり。①地主の意思に反し、権力によって強奪を目的とする強制測量の許可を与えたことはゆるせない行為で、民主主義を否定するものである②日米琉新時代を謳歌している昨今、いろいろとりっぱな計画を発表しているが、その反面、土地の強奪を計画すれば、米軍のいままでの発表はすべてうそとしか思われない③ただでさえせまい土地を、これ以上接収されると関係主にとって死活問題となる④この地域は住宅街、学校敷地として有望視されている地域なので、りっぱな都市計画をさせてほしい⑤市民福祉向上のため、財政的な援助を与え、安くて豊富な水が給水されるよう市の自己水源開発の協力してほしい。

ストに備えて対策／那覇市会／〝黙とう〟で採決騒ぎ

〔沖タ・夕　1963・12・10〕

那覇市の十二月定例議会（第六十回議会）が十日午前十時すぎから開かれた。初日の本会議は、一般質問抜きで市当局からの議案上程と、その説明におわった。

開会の始めに、久場議員（無）が故ケネディ大統領の不慮の死に対し一分間の黙とうを捧げよう、との動議を出した。これに対し黒潮議員（人民）が、「元首相鳩山一郎氏の死去、石川、川崎、嘉手納の飛行機事故、三池炭抗、鶴見の鉄道事故の犠牲者に対して黙とうをしないので、それを先にやるべきである。順を追ってやるならよい」と反論した。採決の結果、賛成多数で一分間の黙とうをささげた。そのさい人民党の黒潮、儀間、真栄田各議員は退場した。

また休憩中に赤嶺議会運営委員長が「那覇市職労が七日にスト権を確立したが、もしストに入ったばあい、議会に速記者がいなくなるので、一般質問を前年の十二月議会と同様にはぶくことにしたらどうか」と意見を出した。議案に関する質疑についても「要点記録にするか、発言者が登壇してテープレコーダーに吹きこむかして、議事を進めたら」ということで、全議員もこれらを了承、ストに備えることにした。計画局によると、政府のボーナス総額（教職員もふくむ）は約二百四十万ドル。このうち受けとってないのは百七、八十万ドルとみられる。

公営住宅問題など追及／那覇市会／即決処分など承認

〔沖タ・夕　1963・12・12〕

那覇市議会は十二日午前十時十五分から本会議を開いた。

議事はスムーズにすすめられ、午前中に即決処分の承認を求める件と土地売買による損害賠償請求事件の和解の九件を即決、そのほか四件を建設委員会付託、四件を総務委員会に付託した。損害賠償請求事件の和解については前瀬長市長から兼次市長、西銘市長と三代にわたってきているだけに、市当局の責任追及の発言もあったが、質疑、討論打ち切りの動議が成立、原案通り即決した。また、現年度予算で久場川に建築予定の第一種公営住宅を小禄に変更したことについても質問がだされた。これに対し市当局は、三月までが本土政府の会計年度であり、その年度内に着工しなければいけないこと、墓の移転まだ二十二基残されていることから現年度予算での久場川建築は無理なので変更した。久場川の方は来年度実施すると答えた。その後同案件は建設委に付託された

市民憲章を承認／那覇市議会／人民党の反対押し切り

〔琉新・朝　1963・12・13〕

那覇市議会本会議は、十二日午後一時から再開されたが、審議終了後議員協議会にきり変え、元旦に宣言公布されることになっている「那覇市民憲章」について協議、あっさり承認されるものと思っていた当局の期待に反して人民党議員から横やりが入って激しいやり取りが展開された。

高良議長は「この憲章はまずわれわ

れから守って模範を示さなければならない。守れない職員や議員はやめてもらう。あしたから議会も定刻通り開会するからそのつもりで審議してもらいたい」と前おきして審議にはいった。西銘市長は「那覇市は近代都市として発展の一途をたどっているが、行政施策だけでは町は住みよくならない。この憲章は道徳倍増によって明るく住みよい町を作るのが目的です」と制定の趣旨を説明した。

そのあと「質疑省略」の声をおし切って黒潮議員（人民党）が発言を求め「誰にも親切にしましょうとあるが当局はわれわれの質問には不親切な答弁しかしない。また弁務官は人民党議員にはパスポートを交付しない。このような不親切からあらためなければならない。交通道徳を守りましょうというのもいいが、それを守ったためにひき殺された中学生もいる。われわれだけが守ってもどうにもならないのだ。だからこれを〝守り守らせましょう〟にすべきだ」と主張。

また真栄田議員（人民党）は〝平和を守りましょう〟〝軍事基地をなくしましょう〟〝祖国復帰をかちとりましょう〟―などの項目を代案として提出、「それは沖縄人民憲章にしろ」「人民党のヒガミだ」などのヤジもとび議場は爆笑の連続だった。結局大多数の賛成で承認された。

本会議では「小禄公設市場および市営住宅建設起債」「六四年度歳入歳出追加更正予算」「同決算」など十六議案を委員会に付託した。

期末手当支給条例の一部改正はさきに組合と当局の間で妥結した。

▽在職期間六カ月以上百七十％（前年百五十％）▽四カ月以上六カ月まで百四十二％（百二十五％）▽二カ月以上四カ月まで百十四％（百％）▽二カ月未満八十六％（七十五％）が質疑なしで議決された。また定額（五㌦）の支給に関する条例も議決され、こんどはじめて期末手当ての定額分が条例化された。

バス路線の変更反対／那覇市会建設委で決定

〔琉新・夕　1963・12・18〕

那覇市議会建設委員会（平良真次郎委員長）は十七日午前十時からさきに市内十四の通り会から連署で出された「バス路線変更反対陳情」の取り扱いについて審議し、これを採択することを決定するとともに、政府の路線変更案に反対し、現状維持を要請することを全会一致で決定した。

反対の理由として①政府案は恒久的なものではない②時間的に短距離路線とは考えられない③車種別運行、台数制限、停留所の配置などが考慮されてない④路線の整備をしないで変更することは無意味である⑤路線変更は那覇市の都計事業と並行して考えるべきである―の五点をあげている。

この五つの理由が考慮されないかぎり、路線変更には賛成できないとして十九日の本会議でこの問題を審議する。

しかし、市当局はすでに基本的には路線変更には賛成し、一部政府案を修正した独自の案を政府に出しているので、議会と当局の考えとは対立しており、これを調整するか別個の結論を出すかはあすの本会議で審議される。

路線変更がほとんど那覇市の意向にかかっているだけに議会の決定が注目されている。

一社説一 広域都市の建設と研究委員会

〔沖タ・朝　1963・12・19〕

那覇市会は、いよいよ近隣町村との合併問題に本腰を入れることになり、〝研究委員会〟を発足させることになった。合併の対象は、浦添、豊見城、南風原、与那原、西原の五か町村で、一部を除いてまだ機運は盛り上がっていないようだが、那覇市の動きに応じて、いずれその態度を明らかにしなければならないだろう。

このような広域都市の建設は、まだまだ構想の段階にあり、これが具体化するまでにはかなりの年月を要するはずだが、都市計画の将来を考えた場合、自然に方向は固まってくると思う。自治体によっては、現状維持を希望し、那覇市への合併に難色を示すのもでるだろうが、しかし時代の流れに抗することはできない。

この広域経済都市の実現が、何か年、何十年先になるか、見通しは困難だけれども、自治体の財政強化と住民福祉、その他の客観情勢からみて、そう長いことは待たないであろう。那覇市会では、いちおう現議員の任期内（六五年七月）をメドにしているよう

だが、現在の情勢を考えると、それほどかんたんには進みそうでない。部分的にはともかく、大那覇市の構想が実を結ぶには、もう少し時をかさねばなるまい。

那覇市当局としても、現在の都計事業にせい一ぱいの状態で、具体的に検討するところまでいっていないが、市会の動きに応じて調査研究などの準備は進めるべきだ。市政の現況は、あらゆる面に行き詰まり症状が現われつつあり、これを打開する方策を樹立するには、やはり高い視野に立ってマスター・プランを再検討する必要がある。

ともかく那覇市会に〝合併研究委員会〟が設けられたことは、大都市構想を実現するうえから大きな前進である。しかしこの大事業は、一方的に推進できる性質のものでもないから、関係町村の議会にも同様な委員会の設置がのぞましい。観念論ではものごとは進まないし、将来にわたって自治体のあり方、その利害得失などについて十二分に検討し、早急な結論を出すべきである。

立ち退き補償で訴え／樋川火災の被災者／市は〝できない〟と回答

〔沖タ・朝　１９６３・12・19〕

「われわれにも立ち退き補償をしてほしい」と、さる十月五日の火災で、焼け出された那覇市字樋川〝不良住宅街解消モデル建設用地〟内の宮城〇〇〇、上原〇〇さんら十三人が、このほど連署で那覇市につぎのように要請した。

市は火災による被災者には補償しない方針だというが、立ち退き補償は立ち退くことによって生ずる侵害を補てんすることや、その損害を軽くするために、当事者が法律上の手段に訴えず問題を円満に解決するために合意にもとづく金額を支給するものである。法律上の根拠に基づいて支給されるものではない。われわれの建物は不慮の災害によって失ったもので借地権はまだある。補償しないで立ち退かせることは納得できない。被災者の中には二、三か月前に買ったばかりの家を家財道具ともに焼かれたものもいる。不良住宅街解消計画は、生活困窮者の生活環境改善の意味も含まれており、そういった面からも被災者に対し補償すべきである。

これに対し、補償問題を担当している市建設部庶務課では「補償はできない」とつぎのように語っている。

陳情者のいい分もよくわかる。しかし補償するにしても、その地域には対象になる何もない。補償は、その地域にあるものを立ち退かせることによって生じる損失に対しておこなわれる。被災者は、すでにその地域には、ないのだから補償の根拠もなくなったわけだ。立ち退き補償についての契約をかわしたあとに火災にあったのなら、当然補償はなされるべきである。また、古波蔵市有地に代わりの土地をあっせんして売買、賃借の契約もすませており、それによって借地権は消滅する。たとえ借地権があったにしても、建築確認できる地域ではないので、意味のない借地権にしかならない。火災によって生活に困っているということであれば、補償ということでなく経済民生的な面から調査のうえで検討されるべきである。

名誉市民条例など可決／那覇市議会／人民党の反対を押し切る

〔琉新・夕　１９６３・12・19〕

那覇市定例議会本会議は十九日午前十時から開かれ、午前中に「公営住宅建設用地取得」「那覇市名誉市民条例制定」「沖縄ガス株式会社の株式増資に伴う基本財産の設置」など二議案を議案どおりに可決した。

「那覇市名誉市民条例」は、市に縁故の深い人で、公共の福祉を増進、広く社会の発展に貢献した人を名誉市民として顕彰しようというもの。人選は市長が推薦し議会の同意を得て決める。これに対して人民党所属議員は「石川ジェット機事故のさい、後片付けをした米軍部隊に市長が感謝状を出して世論の非難をあびたことがある。これを現在制定することは親米ムードをつくり、権力者に利用されるおそれがあるので、復帰してから制定すべきだ」と反対したが質疑うち切りで原案を強行可決した。

沖縄ガス株式会社の株購入にともなう基本財産の設置について同社の経営が不振であるという理由で株購入に反対が出たが、ガス企業が公共性を有するものであり、会社の発展によって料金を安くすることができるということで多数決で原案を可決した。

交通緩和の対策に／那覇市会が協議会を設置

〔沖タ・朝　1963・12・20〕

那覇市の定例議会本会議は、十九日午前十時十五分からはじまり、市当局から出された議案十七件を原案どおり承認。四件を継続審査に持ち込んだほか、一般からの陳情要請十件を採択、一件不採択、二件委員会付託にして、全日程をおえ閉会した。とくに市外バスを市内から締め出すという政府の市外バス路線変更計画にともない、市内の各通り会から出された反対陳情の処理について一時間あまりももめた。平良真次郎建設委員長から「政府の市外バス路線変更はたんに運輸行政面からだけ打ち出され、都市計画のうえから考えられていない。国際通りと開南通りから市外バスを締め出したところで交通の緩和ははかれない。道路の整備、他路線の舗装などもっと積極的な施策を打ち出すべきである。商店街の経済的な問題など陳情をそのまま認めるということでなく道路整備などのなされていない現時点において政府案に反対し、陳情を採択した」との報告があった。

これに対し赤嶺一男議員（十八日会）から「重要な問題であり、もっと時間をかけて検討していくうえから、むしろ継続審査すべきである。市の交通マヒは交通戦争といわれるほど異状なところまできており、政府案に反対し、現状維持を認めるということは、市会が交通マヒの状態を黙認するということにしかならない」と反論したが、委員会案通り可決された。このあと又吉議員（無）の動議で〝那覇市交通緩和対策協議会〟の設置の動議が成立、議会、市当局が一体になって各角度から積極的な対策を打ち出していくことになった。

合併研究委も設置

那覇市会は十九日、本会議のあと、午後四時二十分から議員協議会を開き、近隣町村との合併についての「合併研究委員会」を設置した。委員会のメンバーは、現在の市議会運営委員会（赤嶺慎英委員長）がそのまま当てられた。

この研究委の発足によって、与那原、西原、浦添、南風原、豊見城など近隣町村との合併問題と真剣に取っ組み、あらゆる面から検討していくことになった。

一九六四年

市民憲章を宣言／明るい町づくりへ／那覇市

〔沖タ・朝　１９６４・１・３〕

那覇市は、一日午前十時から沖縄配電ホールで「新年祝賀名刺交換会」を開いた。その席上、西銘市長によって、明るく住みよいまちをつくるための〝那覇市民憲章〟の制定宣言がおこなわれた。市民憲章に〝時間を守りましょう〟とあるてまえ、十時かっきりに開会された。

この日は政財界の知名士、一般、市議員、市職員など八百余人が参加、新年のあいさつを交わした。

西銘市長の年頭のあいさつについで〝市民憲章〟制定の宣言がなされ、会場は拍手がわいた。

このあと竹内琉球商工会議所会頭の音頭による〝カンパイ〟、高良市議会議長、主席代理瀬長副主席のあいさつ、余興などがありにぎわった。

西銘市長は、都市建設の物質的面と道徳倍増という市民憲章の精神的な面を軸にして、後半の市政をすすめていきたいと、あらましつぎのように心構えを披露した。

一応の事業を実施し発展するなかで、私は任期の後半をむかえるが、この時期にあたり、改めてつぎの二点を強調したい。市民が生産活動と生活活動を快適に展開できる施設を十分整えることと、市民精神の高揚をはかることである。この二点からみた場合、市の都市としての機能は、これから整備増進すべき段階にあるといえる。道路交通網の整備、住宅建設、公園、保育所などの設置、都市区画整理既成市街地の再開発など問題はおおい。

市民精神の高揚という点では、都市に住む市民の都市に対する共同体意識と道義を自覚させることによって、都市を共同生活の場として愛護させるものである。市の人口は二十五万を突破、全国的にも〝中都市〟として、沖縄の〝首都〟として、六四年から新しい段階をむかえる。新たなスタートをする意味で憲章の制定宣言の日とした。

【市民憲章】　私たちは那覇市民であることに誇りをもち、みんなで明るく住みよいまちをつくるため、すすんでつぎのことを守りましょう。

一、私たちはまちを美しくしましょう。

一、私たちは公共物を大切にしましょう。

一、私たちは時間を守りましょう。

一、私たちは交通、道徳を重んじましょう。

一、私たちはだれにも親切にしましょう。

なお各煙草会社では、市民憲章制定宣言を祝って、タバコに憲章項目を刷り込み、元旦からさっそく売り出した。

ちかく撤去を命令／那覇市／旭が丘周辺の不法建物

〔沖タ・夕　１９６４・１・６〕

那覇市は近く旭が丘周辺の不法建物に対し〝撤去命令〟を出す。旭が丘（波上一帯の二万三千平方㍍）は、一九五六年三月に都市計画公園に指定され、那覇市が管理している。なかには墓地など私有地もあったが、区画整理で換地され市有地になっている。こんどの建物撤去は公園の整備を急ぐことと、不法建物に対する取り締まりの強化が大きなねらい。

同公園用地内には九十五件の建物があり、みんな撤去の対象になっているが、波上通りに近い財産管理課の土地にある十数件は都計、建築法以前に建てられたもので、合法的な建物として取り扱い立ちのき補償などをおこなう。しかしほかの七十件あまりは、民法による不法占有、都計法違反、建築法違反として三つの面から取り締まるという。今週一ぱいに、これら全建物に対し期限付きで撤去命令を出すが、これは半年の期限がついている。撤去の状況をみて第二回めの撤去命令を出し、期限までに撤去されない建物に対しては強制撤去に出る方針である。

同公園用地内の不法建物の撤去は、前市長時代に立ちのきの勧告をしたが、関係者からの陳情があって保留された。さらに同不法建物地域への水道敷設問題で、庁内でも大いにもめた。水道課では「市民税も払っており、生活権の問題として敷設すべきである」との意見に対し、都計、建築課では「水道を敷設することは、不法建物を黙認することになる」と反対したが、けっきょくは水道課の意見が通り、黙認されたかっこうになっている。それだけにこんどの不法建物の撤去は問題ふくみであり「実際に人が生活している建物なので、昨年の首里久場川の公営住宅建設をめぐる墓の撤去問題以上の難しさが予想される」と都計・建築両課では語っている。

新垣建設助役の話　公園計画をすすめ

ていくには、どうしてもこれらの不法建物は撤去させなければいけない。近いうちその撤去命令を出す。役所としても、それ相当の困難はあるものと予想している。

那覇市案統一できず／〝市案〟〝議会案〟の二本立てで／市外バス路線変更で協議

〔沖タ・朝　１９６４・１・18〕

那覇市当局と市議会建設委は、十七日午後三時半から市会議室で、市外バスの路線変更問題について協議会を開いた。これは二十日建運局で警察局、那覇市を交えて、政府案と那覇市当局の修正案について話し合われるので、それにのぞむ市の考えかたを統一しようということだったが、一本にまとめることができず「市当局の考えかた」と「議会側の考えかた」の二本立てでのぞむことになった。

市当局は、建運局が出した市外バス路線変更についてのアンケートに対し「政府案は都計上のことは何も配慮されていない。泊高橋横に、もう一つ一号線から又吉道路に入る右折用の橋をかけてから中北部線のバスは一号線を通すべきである」と回答してある。一号線を通すという路線のありかたは恒久的なもので、交通緩和の恒久対策としては、一号線を現在の四車線から六車線に拡張する。旧鉄道線（ひめゆり通りから浦添に通ずる路線）、久茂地川ぞいの両線、開南交番前から平和橋をへて神里原に通ずる都計道路などの整備を促進していくというのが、市の基本的な考えかたになっている。

これに対し建設委では「政府案で交通緩和がはかれないということははっきりしている。市当局案も、もっと深く検討する必要がある。それよりも恒久的な道路整備をすすめながら、徐々に路線変更は実施すべきである」と主張し、「市当局案についてどう思うか」との市当局の質問に対しては「議会からは交通緩和対策ということについてのみ一任されており、市当局案についてはまかされていない」と答えた。

けっきょく議題として出された政府案と市当局案との比較検討については、議会側はノータッチ。議会側の理想論と市当局の理想論のやりとりにおわった。

なお路線変更の政府案と市の案はつぎのとおり。

（政府案）▽中、北部行きは、美栄橋から中之橋―又吉道路をへて一号線に出す▽中、北部から那覇への上り線は、一号線からタイムス前―美栄橋をへてターミナルに▽浦添、西原線は、往復とも又吉道路―安里経由▽糸満、与那原方の南部線は、四十四号線からバスターミナルに直結する。

（市当局案）▽南部路線は建運局案どおり▽中、北部線は往復ともタイムス前を通って一号線に出す▽浦添線はターミナルから壺川―安里経由▽西原線は牧志―安里経由とし、泊高橋横に一号線から又吉道路に右折用の橋をかける。この橋が完成してから路線変更を実施すること。

〝不良住宅街化〟を防ぐ／寄宮地区区画整理事業認可

〔沖タ・朝　１９６４・１・25〕

都市計画法による「那覇市都計事業寄宮地区土地区画整理事業」が二十一日付で行政主席から認可された。昨年八月五日の認可申請から五か月あまりかかっている。これは政府補助により六四年度から四か年の継続事業で、土地区画整理事業に政府が補助するのはこんどがはじめて。第一年次は排水溝を整備することになっているが、市では政府から補助金交付の指令がありしだい入札に付し、工事にかかるという。

区画整理地域は、寄宮中校東方の傾斜地帯で字国場の俗称長田原を中心に洗田原、底田原、後原の十四万五千二百平方㍍（四万三千九百二十坪）地主は百五十六人となっている。またこれは市郊外の区画整理事業としても初のケース。近年那覇市への人口集中が目だちそのため宅地の需要度は増加の一途をたどっている。とくに郊外の市街化の速度が早まっている。そこで〝不良住宅街化〟を防ぐこと、宅地の利用度の引き上げ、生活環境の整備などを、この事業は目的としている。

同地域は地目上は原野が三・四一％、畑九〇・七七％、宅地〇・四％、公共用地（道路）五％となっているが、実際には三〇％が宅地になっている。これを区画整理によって宅地七〇％、公共用地二四・五五％（道路二二・六〇％、公園一・九五％）替費地四・九％にする。四か年間の総事業費は二十六万五千㌦。そのうち政府補助十万㌦、市負担十万㌦、地主負担六万五千㌦。この地主負担は、各地主が平均二五％を提供、それで肩がわりする考えかた。これまで実施された美栄橋地区や第一地区（久茂地、前島など旧市内）の区画整理事業には政府補

助がなく全額地主が負担した。（減歩率平均三〇％）

一年次の排水溝整備予算（人件費含む）は二万四千九百ドル（政府補助一万二千ドル、市負担一万二千九百ドル）となっている。

伊波区画整理課長の話　政府からの補助金交付指令をまって入札にもっていくが、市ではすでに入札の準備もおえている。地主のなかには二五％の減歩率は重すぎるという人もいるが、市が誠意をもって話し合えば必ずわかってもらえると思う。この整理事業で現在建てられている家屋にさしさわりが出るのはごく一部である。

市町村合併で話し合い／那覇市会と九州市議長会

〔琉新・朝　1964・2・19〕

那覇市議会は、九州市議長会執行委員会出席のため来沖中の住田政之助長崎市議長、川上勘一大分市議長、阿部次郎熊本市議長らを招いて十八日午後四時から那覇市天久の平和会館で「市町村合併」「戦災都市復興」などの問題について懇談会を開いた。那覇市議会の市町村合併研究委員、市当局、平良市、石垣市をはじめ関係市町村議員、政府から大田内務局長らが出席した。

長崎、大分、熊本の三市ともすでに市町村合併を実施した都市で三市とも市町村合併の必要性を強調し、やるなら早い方がいいと語った。

また住田長崎市議長は「長崎は原爆によって多くの人命と郷土のほとんどを失ったが、戦後は国の戦災都市復興資金によって立ち直り諸事業を推進している」と語った。

川上大分市議長の話　大分は昨年三月に二市三町一村が合併した。合併前はそれぞれ人口や行政規模が異なっている関係で問題も多かったが、昭和三十六年に新産業都市推進法ができ、二十万以上の人口でなければ適用されないことになっているのでその適用をうけるため県が音頭をとって合併を推進した。合併は対等合併であるが、大分市の場合財政が別々になっており、議員の報酬も出身地によってちがっている。ただ対外的支出だけを共通財源でまかなっている。これは変則的なもので暫定的なものであるが、とにかく合併してよかったことはあっても悪くなったことはほとんどない。諸経費も相当節約することができるし、やるなら早くやった方がいいと思う。

〝都市づくり　協力を要請／西銘那覇市長が高等弁務官に／道路幅員の拡張など／港湾新設にも善処約す

〔沖タ・夕　1964・2・25〕

那覇市西銘市長、古堅総務助役、新垣建設助役の三氏は、二十四日午前十一時半から軍司令部でキャラウェイ高等弁務官と懇談、都市づくりの計画について説明、協力を要請した。弁務官はひじょうに好意的で三十分の会見予定時間が二時間あまりも時間をさいて話し合い、善処を約したという。この会見はさきに西銘市長からの申し入れに応じたもので、新垣建設助役から交通緩和の問題、安謝港新設、住宅難緩和、水道問題などが説明された。

交通緩和は一号線と並行して旧鉄道線（ひめゆり通りから浦添に通ずる）の幅員拡張にともなう軍用地の使用許可を申し入れた。同鉄道沿い地下にはガソリンパイプが通っている。市では浦添、宜野湾ともタイアップして幅員二十メートルの都計道路を計画しており、軍用地の使用、支障をきたす施設の改善など申し入れた。

また一号線泉崎橋から泊高橋間に二か所の地下横断歩道の設置を計画、そのさい一号線の使用許可、さらに若松給油所となりの汐渡橋が一号線によってつまっているのでヒューム管を入れ流れをよくしたいとして、一号線の使用許可も申し入れた。

これに対し高等弁務官は「計画書を出してほしい。民政府の技術者との話し合いでよく検討し、那覇市の意にそうよう善処したい」と語り、一号線の横断歩道については、高架がよいのではないかと質問した。それに対し、新垣助役は一号線はいろんな車が通る。高架にしたばあい支障をきたすおそれもあるので、工事費はよけいかかるが地下横断歩道を計画しているとの説明に高等弁務官も「そういうことは考えられる」と納得したようだった。

さらに那覇市が安謝―泊間に大きな港湾施設を計画していることを説明、資金がざっと百六十万ドルもかかるので民政府はじめ政府筋の援助が必要であると要請、高等弁務官は、立派な計画であり、できる限り考えたいと語った。

このほか高等弁務官は那覇市の住宅問題をきいたので、新垣助役が「約五万五千世帯のうち約一万五千世帯が

家がない。市では市営住宅や政府補助によって公営住宅の建設をしているが、年間二百世帯前後である。民間でも貸し住宅の建築が進められているが、とても追っつかない。今後とも日米琉政府援助による公営住宅建築が必要である」とのべた。

土地区画整理事業にともなう国県有地（財産管理課の管理）の換地承認については、十年まえからの問題で事務上の清算がつかないとして早期承認を要請、高等弁務官は「係り官とも話しあい早目に承認するようにしたい」と答えた。

―社　説―
市民憲章の日常化をはかる運動

〔沖タ・朝　1964・2・28〕

那覇市の市民憲章を実践する推進協議会が発足した。この協議会には自治会、通り会の末端組織をはじめ、教育、報道、商工、農水産、衛生、通信、運輸、体育関係など、三百七十余団体が参加しており、文字どおり全市民代表を結集した実行機関となっている。

市民憲章は、ことし元旦のよき日を選び、高らかに宣言された。その内容は「町の美化、公共物の愛護、時間厳守、交通道徳、親切運動」の五項目からなっており、いずれを見ても市民生活を健全かつ明朗化するために欠くことのできない問題ばかりだ。市民の一人々々が、この憲章の項目を守り、日常生活において身についた慣習となれば、一つの道徳革命に成功したともいえよう。

このように高遠の目標を示した生活憲章が制定されたけれども、要は老幼男女を問わず、いかにこれを実行することかである。憲章をつくった背景を考えれば、要するに市民一般の社会道徳が低下し、あるいは乱脈をきわめて内外の批判をうけるようになったからだ。街頭はいたるところ汚物で埋まり、公徳心は地におちて、どこからみても文化都市にはほど遠いかぎりであった。物質的には偉大な進歩をとげつつあるが、精神面においてはまだまだ戦後の混乱期を脱し切れない世相が、あまりに強かったわけである。

こういう時機をとらえて憲章を設定し、そしてその実行団体として推進協議会が発足したことは、まことに意義深い。沖縄の中心都市として、内外人の交流はますます活発化するいっぽうであり、その名に恥じない形態と秩序をつくるのは、全市民の崇高な義務だと思う。それは直接、明るい住みよい〝都市づくり〟にも相通ずるもので、やがては全市町村、全琉運動に発展させていかねばならない。規律と連帯感の弱い社会は、それだけ悪の温床となって各面の犯罪を多くする。そういう乱れた社会状態では、住民の幸福は守られないし、高度の文化を創造することもできない。

したがって、那覇市の憲章促進協議会は、単に一地域の道徳運動にとどまらず、全琉的な見地からその成果を注目したい。これから計画的な実践運動に入るわけだが、市民一人々々の心に食い入り、習い性になるまでしんぼうづよくつづけてほしい。人間の習慣をたたき直すことが、いかにむずかしいものであるかは、個々の経験からいってもじゅうぶんうなずける。

ことに全市民を対象とした改善運動は、全く自主的な意識の高揚に待つところが大きいだけに、よけい困難をともなう。こんどの協議会は三百余団体を擁し、図体が太りすぎているので、ややもすれば花火式の活動に終わりかねない。また功をあせりすぎるのも禁物であり、じっくり腰を据えた長期態勢のもとに計画をたててほしい。

開南―平和橋、タイムス―建運局線道路など新設／政府補助一次査定百二万八千ドル／六五年度の那覇市都計

〔沖タ・朝　1964・3・1〕

那覇市は六五年度予算で行政府に対し、都市計画事業費として二百十六万九千余ドルの補助を要請していたが、第一次査定で百二万八千ドルが計上された。現六四年度実績より三十万ドル近く多い。その主なものは、開南交番―平和橋間の道路新設、建運局―沖縄タイムス間の道路新設、警察本部―港湾間道路のアスファルト舗装、久茂地川沿線西側アスファルト舗装、ガーブ川上流改修工事、与儀文化公園の埋め立て・排水工事、下水道事業、上水道事業、公営住宅建設となっている。いっぽう衛生関係でもっとも期待されていたし尿浄化槽、ごみ焼却炉や、安里川改修工事費などがふり落とされており、市当局では「第一次査定で計上されたもので補助額が少ないので、その増額とともにふり落とされたものの復活要求を強く働きかけていく」と語っている。

主な事業内容　▽開南交番―平和橋

道路新設、総工費十一万二千八百六十ドル、そのうち十万四千ドルが補償費、政府に対し純工事費の八〇％、補償費の五〇％、計五万八千六百ドルを要請していた。一次査定は補償費の四〇％、四万一千余ドル、道路の延長百二十メートル、幅員十八メートル。▽警本―港湾間道路アスファルト舗装。同道路は泉崎橋、那覇消防本部前を経て港湾道路に結ぶ線で、延長六百五十メートル、幅員十八メートル、総工費二万九千五百ドルで、工事費二万八千余ドルの八〇％補助要請に対し、二万七千ドルの査定。▽建運局―タイムス社前交差点間道路新設。商業高校うらに住宅公社の建て物があるため同街路工事が遅れていた。延長五百四メートル、幅員十八メートル、総工費四万六千ドル、工事費二万九千ドル、補助要請額は工事費の八〇％。査定額二万九千ドル。▽ガーブ川上流（平和橋―四条橋間）改修、ガーブ川改修工事の最後に残されたもので、延長二百四十二メートル。総工費三万八千ドル。そのうち補助要請額は三万四百ドル。これに対しては工費内容の変動を認め四万三千四百ドルの補助が計上されている。▽与儀公園、一九五六年都計公園に指定された。用地内には現在東恩納文庫と中央図書館（建築工事中）がある。用地のほとんどが低地のまま放置されている。六五年度で埋め立て土と排水工事をし、年次計画で道路、橋、植樹、芝張りなど整備していく。総工費九万四千二百ドル、補助要請額七万三千ドルに対し政府で検討の結果九万一千ドルの補助が計上されている。

あすから工事開始／那覇／寄宮、壺川の区画整理

〔琉新・夕　1964・3・8〕

那覇市区画整理課は市内寄宮地区と壺川地区の区画整理事業を計画、寄宮地区の第一期工事入札は六日大嶺組の手で落札され、この九日から着工するはこびとなった。

寄宮地区は寄宮中校の東側にある傾斜地帯で、字国場長田原を中心に十四万五千百九十一平方メートル（四万三千九百二十坪）これを四カ年計画で整理していく、資金は政府補助十万ドル、市予算十万ドル、地主負担六万五千ドルで計二十六万五千ドル。第一期工事は寄宮中校東側の排水溝二百五十メートル（斜線の部分）をこの九日から着工し、六月いっぱいに完成する。この工事は区画整理事業に対して政府が補助した第一号。

次年度からは道路を基盤もように新設、排水溝、児童公園などを作っていく。同一帯には沖縄大学、沖縄高校、寄宮中校などがあり、完成後はモデル住宅地になる。全工事が完成するのは六七年六月の予定。

壺川地区は四十四号線をはさんで壺川給油所付近から旭橋まで三十四万三千二百平方メートル（十万四千坪）。六五年度予算に特別会計を設置し、五カ年計画で工事を完成する。総工費は九十一万九千九百六十六ドルで、市、政府、地主の三者負担で事業を進める計画をしている。この十五日ごろから地主説明会を開き、政府補助があり次第着工する。

同地域内には墓が三百三十一基もあり、それが住宅地域と隣接しているために衛生、保安上も悪く、未成年者のたまり場にもなっていた。区画整理の際は墓はまとめて識名霊園に移される。

那覇市の区画整理事業は美栄橋地区、第一地区（旧市内）、ハーバービュー地区がすでに完了しているが、もっとも事業が困難な牧志、開南、壺屋、安里一帯がまだスラム街のまま残っており、事業はこれからというところ。

一社　説―具体化する那覇市の新港湾計画

〔沖タ・朝　1964・3・11〕

那覇市の新港湾計画が、いよいよ具体化してきた。泊港から安謝橋の沖合い一キロにわたる海面埋め立てと、現在の那覇港を上回る大規模な築港計画がそれである。この工事に要する資金は、しめて千二百万ドルにのぼる見積もりであるから、那覇市政にとって空前の大建設事業というべきだ。

市当局では、ちゃくちゃくと工事準備を進めており、年度内にいっさいの手続き認可を受け、七月から始まる六五年度早々、本格的な作業に入りたい意向だ。この埋め立て工事によって百十八万平方メートル（三十五万坪）の土地が造成され、港湾埠頭および道路に三七％、商工業地域として六一％（七十二万平方メートル）の比率で活用される。いわゆる理想的な臨港工業地帯ができあがるわけで、生産都市への発展に画期的な転機をもたらすであろう。

深さ十メートルもある海面を埋め立て、これだけの土地を資源化することは、容易ならぬ難事業である。市の計画によれば、大部分を客土により、一部しゅんせつを併用した方法をとるようだが、

市の現年度予算は（四百六十一万ドル）を上回る六百万ドルの資金を要するというから、考えようによってはなかなかコスト高の仕事だ。その点、よほどの勇気と決断力がなければ手をつけられるものではない。

魚を要する港湾機能の拡充

那覇市は住宅問題をはじめ。幹線道路の整備、区画整理の遂行、上下水道、庁舎建設など、余りにも多くの重要問題をかかえている。そしてさらに意欲的な港湾計画に乗り出したわけで、近年にない市政の充実ぶりがうかがわれる。貧困な財政にめげず、積極的な創意と努力によって着実な建設実績をあげてほしいものだ。

新しい港湾計画は、多くの市政問題があるにしても、将来の発展策を考えた場合、やはり現在の構想を強力に推し進めてもらいたい。港湾を拡充することは、都市の機能を発揮する第一の要件になる。とくに沖縄の経済は、海外との交流に依存する度合いがきわめてつよい。これを円滑に運ぶことが、経済の安定と発展につながるものであり、したがって沖縄の貿易港として那覇市の果たす役割りは、はかり知れぬほど重大なものがある。

しかるに現在の港湾施設を見ると、那覇、泊港ともそれぞれ機能は限度に達している。輸出入貨物の処理能力は両港とも二年前にその限界をオーバーするようになっており、沖縄の経済が高度成長をとげるに応じて、行き詰まりの様相をつよくしている現状だ。内外航路の発着および物資集散地としての港湾機能がマヒすれば、全体の経済交流をはばむ結果になり、その影響は住民生活にまで及んでくる。

さらに貧困をきわめているのが漁港施設である。漁業の中心というべき那覇市において、泊港の片隅しか使えないような状態では、はなはだ心もとないところだ。業界や市民からつよく要望されるとおり、陸上、海上とも近代的な施設を整えた漁港の建設が、産業都市の大きな課題になっている。

政府の強力な援助求めよ

以上の諸問題を一挙に解決する新港湾計画は、那覇市民はもとより全住民から注目され、期待を寄せられている。すでに三か年計画でプランも固まってきたようで、問題はこれを遂行するための資金が、順調に獲得できるかにかかってくる。港湾としての立地条件、ないしは埋め立て工事と建設の技術面については、あるていど見通しがついており、資金の裏づけさえともなえば、完工するのは時間の問題だと思う。

この港湾計画は那覇市の市政事業で推進されるが、琉球政府も予算、技術援助と、あらゆる面から協力態勢をとるべきだ。那覇と泊港の建設工事は、米軍の技術部隊が担当し、民間では初の大々的な築港工事になるわけだが、それだけに住民の能力に対し内外の目を引きつけるに違いない。

新港湾の建設を促進するには、行政府の財政援助はもちろん、日米両政府からも援助資金を要請しなければならない。産業交通の発達をはかり、あるいはその経済効果をみても、もっとも基本的な重要施設であり、理解を求めるのに苦労しないはずだ。高等弁務官は那覇市長に対して好意的な援助を約したというが、短期間に完成させるにはどうしても政府関係者の助力に待たねばならない。

つまり地方自治体の事業ではあまりに負担が重すぎる。その財政規模や能力からいって、政府事業としてバックアップを求めるのは当然である。市当局と市会が一体となってこの雄大な事業を完遂し、そして住民の期待に応えてほしいものだ。

一社　説一
市会と個々の議員の責任

〔沖タ・朝　1964・3・17〕

那覇市市会三月の定例会が、十四日に開会した。市民憲章宣言後の最初の議会である。市民憲章には「時間を守りましょう」というのがある。しかし、市会開会は、定刻よりも十分遅れた。議員の大半が間に合わなかったからである。議会は過半数の議員が出席すれば成立する。那覇市会の定員は三十人だが、開会が遅れたのは、十五人以上の議員が遅れたからであろう。

一時間や二時間ならともかく、十分間くらいは問題にすることもないのではないか。というのもいるかもしれぬ。しかし、十分は三十分にも一時間にも通ずるものだ。もし、議員全員が定刻までに出席し、市長が私用で遅れたらどうだったろうか。市会は市長を追及したはずである。

その日は議員大半の遅刻だけではなく、審議にも活気がなく、一人去り二人去りして、まさに流会ギリギリの状態であった。市会は集団で仕事をしている。一人くらいなまけても、あまり目立つものではない。批判は市会という集団に向けられる。個々の議員が批判されることはあまりないから、議員

一人々々が感ずる責任感はうすくなりがちである。一人去り二人去りするのも、ほかの議員が何とかやってくれるだろう、という無責任な態度からきている。しかし、市会は個々の議員と無関係のものではない。議員の熱意、決断、能力に左右される。能力も意欲もないものが集まっても、市会そのものは成立しよう。だが、大半の議員が無気力で能力もなければ、議決機関としての責任は果たせない。市会の権威を高めるには、すべての議員が勉強し、市政に打ち込む態度が要請されるのだ。市議は片手間だという考え方は改めなければならない。

那覇市の仕事はこれからである。都計、首都建設事業などがある。議員定数増の要請は、もっともなことだと思う。しかし、一人くらい欠席しても遅刻しても、という考え方が改められぬかぎり、定員増は、それに反比例して、個々の議員の責任感をうすくするおそれがある。

くりかえすようだが、市会の存在価値を高めるのは、各議員の能力と意欲である。市会は存在するだけでよい、というものではない。市会の積極的な活動は、それだけ市にプラスするのだ。

荒れた〝名誉市民称号〟／那覇市会／退場騒ぎ、採決で通す／野党、弁務官迎合と怒る

〔沖タ・朝　1964・3・17〕

那覇市議会は、十六日午前十時、定刻から二四人が出席、本会議を開いて質疑、討論をおこない、議案十八件のうち十二件を原案通り即決、六件を委員会に付託した。即決された議案のうち、当間重剛氏とキ誘ラウェイ高等弁務官に〝那覇市名誉市民称号〟を贈る件は、原案通り承認されたが、高等弁務官の件については、野党側から強い反対意見があり、退場騒ぎもあって採決に持ち込むなど荒れた。

西銘市長は、当間重剛元市長とポール・W・キャラウェイ高等弁務官を那覇市名誉市民に選定、称号を贈ろうと議会の同意を求めた。

当間氏は、戦前戦後を通じ那覇市の助役、市長として都市計画事業の推進、市営住宅建設、泊港湾施設移管による海運、貿易の発展策をはかるなど、長年にわたって市民福祉に貢献し、また行政主席として広く住民生活の向上発展に尽くした。キャラウェイ高等弁務官は、一九六一年弁務官に就任以来、那覇市の復興、とくにガーブ川改修工事など都市計画の基本施設をはじめ、水源の開発、公営住宅の建設、教育諸施設の整備拡充をはかり、市民福祉の向上に功績を残した、というのが理由。

これに対し、人民党の真栄田、黒潮、儀間、三議員と社大の金城議員、無所属（人民党系）久高議員らは全面的に反対「本土の一県としてみた場合、援助はむしろ足りないぐらいであり、高等弁務官に名誉市民の称号を贈ることは、アメリカの政策に迎合するものだ」と主張した。採決に持ち込む直前、社大党の森田議員が「当間重剛氏に対しては同意できるが弁務官には同意できない。両氏が一括上程されては、採決に参加できない」と退場、つづいて大山議員（無所属）も席をはずした。採決の結果は、十六人の多数が賛成、原案通り議会の同意を得た。

なお質疑のさい、大山議員から西銘市長に「戦前戦後にわたって首里市長をつとめ、復帰運動でも全住民の先頭にたって活動している仲吉良光氏に対し、つぎの議会で名誉市民称号を贈る考えはないか」との質問に、西銘市長は「確答はできないが、こんご検討したい」と答えた。

読者から／名誉市民称号贈呈に思う

〔沖タ・朝　1964・3・19〕

那覇市の定例三月議会がおきまりどおり荒れた。一つは市民憲章の率先垂範者であるべき議員諸公が、時間を守り切れずに出足がにぶく、流会すれすれの開会ざた。これは荒れたというより議会の退廃であり、まさに議員素質の低下と見るべきもの。もう一つは名誉市民称号贈呈に関する議案で野党側議員の議場退去による騒ぎだ。那覇市に功績ある人に名誉市民の称号を贈ってその徳を称え、敬愛の意を表すことは正しく、那覇市民の最も喜ぶ条例の実行であり、当間元市長が真っ先に該当者とし提案されたことは結構なことである。あと一人ポール・W・キャラウェイ高等弁務官に対する贈呈について野党側である人民、社大、無所属議員が反対を称えて議席を蹴り退場後与党議員だけで採決した騒ぎだ。おそらく野党側議員が採決を拒否したことに対して、大方の市民有権者の心情は複雑であろう。市当局や与党議員の採ったキャラウェイ案には市民として一抹の苦々しさを覚えることである。断わっておくが私は社大党ではない。ましてや人民党員でもない。キャラウェイさ

んは琉球の最高施政権者であり沖縄統治の実力者である。那覇市といわず全琉市町村のために、よき政治よき施政を行なうことは当然である。当然なる義務を遂行し全琉住民の福祉と民政向上につくす高等弁務官に対してはキャラウェイさんならずとも、歴代長官に対して全沖縄住民が満腔の感謝と熱愛を捧げて感謝すべきである。ところが、だからといって特定の行政団体である那覇市がキャラウェイ高等弁務官に名誉市民称号を贈呈することになれば全島の全市、全町村がそれぞれの条例に照らして名誉市長とか、名誉町長とか名誉村長とかの称号をキャラウェイさんに贈呈したと仮定したらこれは大変なことである。市民条例は飽くまで那覇市という特定の行政地域のため、また市民のために直接間接公私の別を問わず市または市民のために奉仕、献身、犠牲を積んだ特定有数の人にあげてこそ有効適切なものとなろう。日本の岸さんや池田さんが全国の市から一斉に名誉市民称を贈られたら大変だろう。またキャラウェイさんにしても那覇市会が全会一致で感謝と誠心をこめての贈呈決議ならいざ知らず、一部議員が反対で議案をけり、与党議員のみの数で強硬採決した議案による贈呈だったら名誉市民の称号も有難くないことであろう。私がキャラウェイさんだったらアッサリお断りするであろう。

（那覇市牧志町・会社員宮城一）

一社　説一
都計事業の進展をはかる対策

〔沖タ・朝　1964・3・24〕

那覇市の都計事業は、遠大な長期計画のもとに、ちゃくちゃく進められている。区画整理をはじめ、河川の改修、埋め立て工事、道路の舗装、住宅建築と、各面において年々かなりの進歩を見せている。だが、政治、経済、文化の中心地として、いわゆる首都の現状を見た場合、まだまだ貧弱な様相を呈し、前途りょう遠の感じを免れない。

一九五三年に都市計画法が制定されていらい、十一か年間にわたり五百四十九万ドルの予算が投入されたが、その大半は区画整理と道路、河川づくりにあてられた。二市一村の合併により、都計地域が大幅に拡大されたため、全体的な進行率はきわめて微々たるものだ。都市建設十五年計画によれば、総額七千万ドルの事業予算を見積もっているが、この計画は完全にペーパープランに終わってしまった。

要するに首都建設という大事業に対して、行政府や米民政府の援助が乏しく、財政の裏づけをともなっていないからだ。今日までの実績をみると、那覇市が七五％を負担し、ほとんど自己財源を中心に推進されてきた。政府関係の財政支出があまりに少なすぎる。本土の戦災都市においては、中央政府が五〇％を負担し、あとの五〇％を県と市がそれぞれ分担するという。

そのほか被災の度合いに応じて特別資金も出されているようで、主要都市の復興と近代化は、実にめざましいものがある。那覇市あたりに比べて天地の差がでるのは当然の成り行きだ。いくら合理的な建設計画を樹立したところで、一地方自治体の力で推し進めようといってもできるはずはない。自己財源が乏しいうえに、起債にも限度があるわけだから、けっきょく上級機関からの事業援助を求めるほかはない。本土の例をみるまでもなく、これは当たり前の義務だと思う。

那覇市の都計事業を促進するには、本土政府からの財政援助を実現させるほかに良策はない。行政府や米民政府に大きな期待が持てないとすれば、直接、本土政府に訴えるべきである。さる大戦により市全体が灰じんに帰し、市民はゼロから立ち上がりようやく今日の都市形態をととのえることができた。しかし本土政府は、都計事業に対する援助をまったく顧みない状態であり、たとえ施政権が分離されているとはいえ、無責任きわまるはなしだ。

西銘市長はたびたび上京し、具体計画にもとづいて要請しているようだが、市会と一体になってもっと強力な運動を展開しなければならない。琉球政府への援助ルートは開かれたのであるから、こんどは那覇、コザ市など主要都市の建設事業に対する援助金の獲得をはかるべきだ。

これだけ実績が上がらないのに、なぜ財政面の打開に積極的にあたらないのか、実に不可解きわまる。そうすることが都計を前進させ、市民の福祉向上につながることを、改めて肝に銘じてほしい。

荒れた那覇市会／プライウッドの陳情めぐり／会期あすまで延ぶ

〔沖タ・朝　1964・3・24〕

二十三日午後の那覇市会本会議は、争議中のプライウッド会社労組からの陳情書処理をめぐって荒れた。

そのため、ほかの議案の審議ができず二十三日でおえる予定だった議会は、二十五日まで会期延長された。

この日の本会議は、六四年度那覇市歳入歳出追加更正予算など、市長提出議案七件、認定三件、諮問三件を原案通り可決したほか、陳情、要請六件が承認され、一件が不採択になった。所得税の減税、市外バス路線変更に対する抗議、高等弁務官の即時退島と大田主席の退陣要求など、十一件の要請決議案、プライウッドKK労組からの陳情など二件の陳情は二十五日の本会議にもちこされ、十五件の陳情、要請が六月議会まで委員会に付託された。

プライウッド労組（知念宗栄委員長）からの陳情は、六〇年の会社の社屋建築当時、福島専務が市議会で「平均賃金六十㌦から六十五㌦ていど支払う」と証言したことを守らせてほしい。現在二十四、五㌦の低賃金であるというのが主な内容。野党側から「会社は、市から古波蔵の埋め立て地を借りるときに、雇用の拡大をうたい、それも那覇市から雇用したい。平均賃金も六十㌦以上支払えるといっていながら何一つ実行されていない。議会をペテンにかけているようなものだ。それに事業税の二万四千二百㌦をはじめ固定資産税など含め、総額四万一千九百㌦も納められていない。争議中でもあり、早く解決させる意味からも陳情を採択すべきである」と主張した。

これに対し与党側は「関係者のいい分を聞いたり、前の証言内容を具体的に調べるなど、慎重に審議すべきである。そのためには、急いできょう結論を出さず、時日をかける必要があり、委員会に付託した方がよい」と反論、さらに無所属側から「すぐ知念委員長、福島専務の出席を求め、双方の意見を聞いたうえで結論を出すようにした方がよい」との意見が出て議論が伯仲、議場内外からヤジも飛んだ。

そこで意見調整のけっか、二十五日まで会期を延長し、二十四日午前十時から総務委員会で、労使双方の意見を聞くことになった。

多数の反対で不採決／那覇市議会／プライウッド労組の陳情

〔琉新・夕　1964・3・25〕

那覇市議会本会議は二十五日午前十時半から開会し、争議中のプライウッド労組から出された陳情の処理をめぐって荒れた。

陳情は、同社の福島専務が那覇市議会で六十㌦から六十五㌦の賃金を払うと証言しているが現在は平均二十五㌦くらいで証言が守られていないので証言を守らせてほしいというもの。

この採決をめぐって、これは労使間の問題ではなく、人命に関する問題であり、採決して議会で早期解決すべきだという意見と、あくまでも労使の問題であり議会がアシをつっ込むべきではない。政府の機関にまかせようとの反対意見が出てもめ、結局多数の反対で不採決になった。

「国政参加」など継続審査／那覇市議会／与党側が慎重審議主張

〔琉新・朝　1964・3・　〕

那覇市議会本会議は、二十五日午後一時から再開、議案は議員発議の決議案だけで十一件、そのうち四件を可決、五件を継続審査にし二件を否決した。継続審査にされたのは野党議員から出された「国政参加に関する決議」「農連の事業取り上げに対する抗議決議」「市会の意思を無視して市外バス路線変更を強行しようとしている政府とこれに協力する西銘市長に対する決議」など、すべて与党側にとっては頭のいたい案件ばかり。そのため上程されると同時に与党側は緊急動議を連発、慎重審議を要するという理由でつぎつぎに継続審査にもっていった。そこで野党側は「国政参加の問題までいまさら慎重審議しなければならないのか。それならあっさり否決してしまえばいい」とカンカン。結局数で押し切られた。

那覇商港の管理委員に関する要請決議は可決されたがその要旨はつぎのとおり。

那覇港は政府が、泊港は那覇市がそれぞれ管理運営しているため多くの支障をきたし、沖縄経済のブレーキになっている。①管理行政における一環した港湾計画が立てられない②開放経済への移行にともない両港の施設の機械化が迫られているが、現状のままでは困難である③両港の利用料金に差があり、商品価格が不統一になる。そのため管理を那覇市に委譲するよう強く要請する。

那覇市プライウッド社に原状回復勧告書／国場川不法埋め立て／道路にレール、交通妨害

〔琉新・朝　1964・3・31〕

那覇市役所は、那覇市字古波蔵のプラ

イウッド社に対し、国場川公有水面を不法埋め立てしているとして、近く原状回復勧告書を出す。

公有水面を埋め立てする場合は主席の認可が必要だが、同社は六一年の会社設立と同時に認可も受けずに国場川を約九十九平方㍍（三十坪）埋め立て、原木をつりあげるクレーンを設置してある。また、国場川から会社内に原木を運び込むために道路にレールを敷設してあるため、作業中は他の車は通行できず、道路を不法占用している。

そのほか、同社裏から明治橋近くまでの国場川水面に原木を浮かべてあるが、管理が悪く、あっちこっち護岸をこわしている

これらのことについて市では、会社に対し再三口頭で注意したが聞き入れられず勧告書を出すことになったもの。これについては三月議会でも問題になり、各議員から早急に勧告書を出すよう市当局に要望があった。

市では、市民の財産を守る立場から厳重な勧告をし、それでもきかなければ、原状回復命令を出すよう主席に要請するという。

宙にうく那覇市の下水道

〔沖タ・夕　１９６４・４・22〕

那覇市の下水道整備基本計画は、昨年十一月米民政府から「待った」をかけられ宙にういている。それに現年度予算であてにしていた民政府補助がだめになり「泣き面にハチ」のかっこう。米民政府の全島的な下水道基本計画ができるまでというのが「待った」の理由のようだが、その基本計画がまとまるのは来年の七月ごろ、それまでは手をつけようにもつけられない実情だという。事態を重くみた市は二十一日午後、第二助役室で関係部課係職員会議を開き、二十二日花城建設部長が建運局に、政府の下水道整備についての考え方と米民政府の意向を聞いたうえで、市の態度を決めることになった。

あてはずれの補助／民政府計画も遅れる

那覇市は都市計画事業の一つとして下水道の早期整備をとりあげ、昨年六月下旬、本土から下水道整備の権威者岩井四郎氏（工学博士・荏原建設専務）を招いて診断してもらった。その指導助言によって昨年九月「那覇市下水道整備基本計画」ができた。事業費は日米両政府からの援助による計画だった。

このような那覇市の積極的な態度に対し、米民政府は早く実施にうつすようにしたい、と六四年度に二十五万㌦を補助する意向をみせたという。ところが、十月になって「全島的な下水道整備について検討しているから、那覇市の下水道整備実施計画はしばらく待ってほしい」との通知があった。市も米民政府の補助を頼りにしていただけにおとなしく待ったが、その基本計画は来年七月ごろまでかかると聞かされがっかりしている。

花城建設部長の話　市の計画はできても、基本計画が示されないことには手のつけようがない、まったく困ったことだ。話によると。し尿処理場は米民政府が管理し民間の使用料は市が徴収するという、これでは大変だ。市が処理場も管理することによって財政上の計算もでき、一般の使用料金も出せる。米民政府が管理して、料金が高くついた場合、せっかくの下水道を使用しないということも考えられる。こうした基本的な問題も明らかにされないで、下水道事業に着手するのは危険だ。下水道整備計画について、政府はいったいどう考えているかを質し、あとで市民にしわよせがこないような線で、市の実施計画をすすめたい。

全会一致で復帰決議／祖国の主権回復を／那覇市会／議場に盛んな拍手

〔沖タ・夕　１９６４・４・25〕

復帰協の要請にこたえ、那覇市会の第六十二回臨時議会が二十五日午前十時から開かれ、全会一致で祖国復帰に関する要請決議を行なった。同市議会義永事務局長は「一人の反対者もなく全員一致で決議されたことは、那覇市議会初めてのことだ。決議の内容が祖国復帰の問題で、ほんとうに意義深い」と話していた。また議員たちは〝那覇市議会の統一ぶりは見事なものだ〟と全員大喜びだった。

議会開会まえ、西銘那覇市長は「みなさんの要請によって臨時議会を招集した。これから審議されるのは、わたくしたち全住民悲願の祖国復帰問題であり、慎重に検討して適切な処置をとってもらいたい」と要望した。

祖国復帰に関する要請決議案の提出者を代表して、社大党の金城吾郎議員が提案理由を説明、つづいて高良議長が全員にはかったところ、一人の反対もなく全会一致で決議され、会場には拍手がわいた。金城吾郎氏は復帰協代表として東京で開かれる四・二八中央

集会に出席のため、二十五日午前十一時すぎ那覇出港の波之上丸で出発したが、同氏が議案の説明をしている最中、復帰協さしまわしの車が横付けされ、いまかいまかと関係者をやきもきさせた。全会一致で決議がきまると〝よかった〟と一言、議員がつぎつぎ金城氏のところにかけ寄り握手を求めた。傍聴席からも〝中央集会をたのむ〟と声援があり、金城氏はさすがにうれしそう。議会半ばの午前十時すぎ那覇港へ向かった。

布令51号の廃止も決議

そのほか那覇市議会では、布令五十一号（麻薬類およびある特定の薬品類の取り締り）の問題をとりあげ、これも全会一致で「布令五十一号を廃止し、民立法を早期制定する」との要請決議をした。あて先は高等弁務官、民政官、米民政府公衛部長、琉球政府、立法院となっている。そのあと十一時すぎ閉会した。

祖国復帰に関する要請決議

【あて先＝米大統領、国防長官、上下院議長、日本政府、衆参両院議長、全国五百五十九市町村議会】

沖縄は第二次大戦の敗戦によって、軍事占領統治七年、ついで対日平和条約第三条によって祖国から分離され、米国の軍事的植民地支配の下におかれて十二年、実に十九年の長きにわたって異民族の支配を余儀なくされている。一九六二年三月、米国はいわゆるケネディ新政策なるものを発表し「沖縄の復帰を待望し、復帰のさいの混乱をすくなくするため、財政援助を増大する」という趣旨の説明をした。しかしながらその声明とは逆に「極東に脅威と緊張がつづくかぎり沖縄を保有する」と言明して、核兵器基地の強化とあらゆる演習を行ない、戦争の危機を増大している。また財政援助増額も県民の期待に反するものとなっている。最近では高等弁務官の専制支配が露骨化し、琉銀をはじめ各金融機関への介入、農連の抜きうち検査、布令の改悪による医療品の統制、アメリカ銀行の進出や開発公社の株式取得などにより経済的植民地化の傾向が濃厚となり、自治権は皆無の状態となっている。いっぽう渡航の制限は、ますますきびしくなり、県民の生命、財産はおびやかされ、労働者への弾圧も強くなっている。このような統治の在り方は「その地域住民の利益が至上のものであるという原則に立って行なわれなければならない」という国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則にさえ違反し、人権や基本的自由を保障した「人権に関する世界宣言」にもおとるものと言わなければならない。さらに国連において「植民地諸国、諸人民に対する独立許容の宣言」が採択されている今日、いかなる理由があるにせよ力によって同一民族が分断され、他国の支配下に置かれることは、国際正義に反し、許されざるべきではないと信じる。復帰に対する沖縄県民の意志は、単なる財政援助増額の宣伝や圧迫によっていささかもひるむものではない。よって那覇市議会は、国際世論の盛り上がりと、全世界の良識の上に立って、日米両国はもとより国連加盟諸国が「その地域住民の意志に反した不当な支配」がなされている沖縄統治の実態を再確認し、祖国日本の主権がすみやかに、かつ完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要請する。

いこいの場づくりに暗い影／那覇市の公園縮小／財政難と用地難から

〔沖タ・朝　1964・5・16〕

都市計画審議会は、十五日午後二時から那覇市会議室で委員会を開き主席から諮問された那覇市の公園縮小問題や、久茂地川沿線道路の舗装事業、真嘉比・古島の区画整理事業を審議、市の計画通り承認した。公園計画は財政難と用地難から縮小され、市民の〝いこいの場づくり〟に暗い影を投げている。

奥武山スポーツ公園は、二十七万六千平方㍍の指定総面積のうち五万四千平方㍍が私有地。そのうち軍道路に沿った二万五千平方㍍を都計公園指定からはずし、商業地域に指定しようというのが市の考え。これに対し委員から「市は都計公園指定地地主から解除訴えがあっても開放しないとの方針を打ち出していながら、奥武山公園用地だけ解除するのは不公平である」と、市当局を追及する意見がでた。市当局は「十分検討したけっかである。①こんど縮小される地域は軍道路に面し地価も高い。ランドリーなどの営業施設もあり、その補償費は巨額にのぼる。その用地買収費のメドもつかないし、いつまでも放っておけない②スポーツ公園としての運動施設の配置はすでにできており、この一帯を除外してもさしつかえない。指定解除は、目的や地域の状況を検討し、不公平な取り扱いはしない」と説明した。

崇元寺公園の指定面積は九千五百二十平方㍍。審議会で

五千五百四十二平方㍍の除外が認められ三千九百八十二平方㍍に縮小された。これは都計公園指定後、兼次市長時代に市が独断で、五千百余平方㍍を除外したため、市長の除外は法的な効力はないが、問題の土地が人手に渡ったいま、裁判ざたになったばあい勝ちめはないということから、やむをえず除外を認めた。

久茂地川沿線道路の舗装は、総工費九万三千九十五㌦で崇元寺橋から仲良橋（幅員十三㍍）をへて美栄橋まで（幅員十・八㍍）の四百七十一㍍を今会計年度内に舗装する。工費のうち三万五千㌦は政府補助、五万八千九十五㌦は市が負担する。この舗装工事にともない、未解決の崇元寺橋そばの我那覇機械工場移転問題は、政府から補助金指令がでるまでに市が解決することになった。

七万八千平方㍍埋立／那覇市／安謝の第二次事業

〔沖タ・夕　1964・5・23〕

那覇市は安謝の第二次埋め立て事業として、六五年度に七万八千七百八十三平方㍍（二万三千八百三十二坪）を埋め立てる。

第一次計画で、泊・安謝間公有水面二十一万一千五百四十三平方㍍（六万四千七坪）の埋め立てを六三年十一月に完成、工業、住宅、衛生センター用地が造成された。こんどの埋め立て計画は、安謝川河口から安謝漁港まで。宅地面積五万八千八百六平方㍍（一万七千七百八十九坪）道路一万八千百八十平方㍍（五千五百坪）護岸一千七百九十七平方㍍（五百四十三坪）となっている。埋め立て工費が四十六万四千㌦、工事検査手数料、職員手当てが四千六十㌦、合計四十六万八千六十㌦の工事費。六四年九月に着工し、六五年四月に完了を予定している。事業費に手形利子四千四百十七㌦を加え四十七万二千四百七十七㌦となるが、工事費の四十六万四千㌦は市債（開金から借り入れ）、残り八千四百七十七㌦は一般財源で当てる。開金からの借り入れは、年四％以内の利率で、すえおき半年間借り入れの日から三年以内にかえす。市は埋め立てによって造成された宅地を売って償還する。

この埋め立て事業につづいて、次年度以降は年次計画で商工業用地、住宅地域、船舶、近海航路、漁船の出入港を新設するため、九十八万二千五百六十八平方㍍（二十九万七千二百二十七坪）を埋め立てる。

那覇市の新庁舎／来年七月には完成／二十七日に起工式／市民サービスをモットー

〔沖タ・朝　1964・5・24〕

那覇市の新庁舎建築請負契約が、二十五日の本会議（臨時議会）で承認される見通しがついたので、二十七日午後二時から起工式をおこなう。

新庁舎は、人口三十六万人を対象として地下一階、地上六階（一部九階）の設計がなされているが、こんどは第一次計画として地上は五階（一部九階）まで建てる。建築場所は警本横のバスターミナル跡の市有地で、八千四百四十五・七六平方㍍（二千五百五十九・三二坪）。建築のべ面積一万二百十八平方㍍（三千九十一坪）市の庁舎建築予算は百一万㌦。さる五月一日指名競争入札の結果、建物建築工事は八十万九千八百㌦で善太郎組、電気工事十四万四千七百㌦で金城電気、水道工事は四万五千㌦で永山組がそれぞれ落札した。請負総額は九十九万九千五百㌦。単価一坪当たり三百二十三㌦三十六㌣、一平方㍍当たり九十七㌦八十㌣となっている。工期は契約の日から十五か月間で来年の七月下旬に完成予定。一階の市民ホールを中心に戸籍、税務など市民生活と直接関係の深い部課の窓口を並べ構内にはいつでも七十台の車がとめられるようパーキングを設置、階上はエレベーター施設（二基）を完備して行政事務能率の向上と市民へのサービスが高められるように設計されているという。設計は宮平建築設計事務所、市は庁舎建設予算百一万㌦のうち六十万㌦は安謝などの埋め立て地を売ってあて、あと四十万㌦は公債発行によって工面する。

西銘市長の話　新庁舎の建設は、市民の長年の念願であった。いよいよ着工することになり、こんな嬉しいことはない。新庁舎が完成されることによって、自治行政、首都行政など、市に要請されている高度な行政を能率的に促進し、さらに現在分離している水道部も加え市民へのサービスを一層高めていけるものと期待している。なお建設資金の四十万㌦は公債を発券して市民の協力で案出する。六月二十日には発売されるので一般市民はじめ、各商社、団体がお求めになって、みんなの力でりっぱな庁舎ができるようお願いしたい。

各階の概要　▽地下、一千二百平方㍍、食堂、機械室、倉庫、写真室、作業員室▽一階、一千三百十七・四平方

㍍。市民ホールピロテー、戸籍、徴税、課税の各課と出納室、収入役室、民生課、車両管理室▽二階二千百五十平方㍍、経済民生部、土地課、水道部、商工相談室▽三階二千四百八十九・六八平方㍍、議場、事務局、議長副議長室、議員室、選管事務所、記者クラブ▽四階一千三百十六・七九平方㍍、市長室、第一、二助役室、総務部、企画部▽五階一千百三十九・八三平方㍍、建設部▽六階二百二十四平方㍍、ホール、物置▽七階二百二十四平方㍍、ホール、物置、エレベーターは七階まで▽八階百十二平方㍍、機械室、水タンク▽九階四十四平方㍍、望楼。

庁舎建設債券の売り込み

〝われらの庁舎をわれらの力で〟と、市は新庁舎の建設債券の売り込みに、ポスターやビラを配るなどやっきになっている。

発行総額四十万㌦、一債証券の額面は十㌦、百㌦、一千㌦の三種。利率年七分五厘。元金は毎年六月二十日に発行総額の一〇％償還、一九七四年六月二十日までに残額をかえす。利息は毎年十二月と六月の二十日に前半か年分を支払う。

申し込み期間五月二十五日から六月十五日まで、払い込み六月二十日。元利金は琉銀本店、各支店で支払う。

初の名誉市民称号／那覇市／けさ当間重剛氏へ

〔沖タ・夕　１９６４・５・25〕

那覇市は二十五日午前十時すぎから開かれた市議会本会議の席上、当間重剛氏に名誉市民称号を贈った。贈呈式にうつる前人民党の真栄田、儀間、黒潮の三議員は退場した。キャラウェイ高等弁務官へ贈呈式の日程はまだ決まっていない。

名誉市民称号は六十回定例議会で条例として制定、六十一回定例議会で、初の名誉市民として当間重剛氏とキャラウェイ高等弁務官に贈ることになったもの。

当間氏は一九三三年から三九年まで市助役、三九年から四一年まで市長、戦後五三年から五六年まで市長をつとめ、戦前戦後を通し那覇市の発展につくした。名誉市民の称号を贈られた当間氏は「この上もない光栄である。私はなすべきことをしたに過ぎない。こんご人の模範という大それたことはできないが、人並みのことをすることによって健康の許すかぎりがんばっていきたい」と喜びを語った。

授与式のあと大山議員からキャラウェイ高等弁務官にはいついかなる場所で贈るかと質問したが、これに対し、市当局は「弁務官が帰任次第、適当な日を選んでやりたい。具体的な方法はまだ検討していない」と答えた。大山議員は「弁務官にこっそりやるようなことはしてほしくない。市民称号にふさわしいように議会か公式の場でやってほしい」と要望した。

このほか第四十回全国市町村議会定例総会で表彰された渡口麗秀（十年）高良一（十二年）両氏への表彰状伝達式があった。

名誉市民称号を贈る／那覇市／キャラウェイ弁務官に

〔沖タ・朝　１９６４・６・５〕

西銘那覇市長は、四日午後三時から米民政府の高等弁務官室でキャラウェイ高等弁務官に那覇市名誉市民の称号を贈った。着任以来沖縄の社会文化の向上発達に貢献、功績が大きかったとして那覇市名誉市民条例にもとづいて贈ったもの。

キャラウェイ高等弁務官は「那覇市の名誉市民になったのを心から喜んでいる。私も市民になったのであるから、市の名誉をけがさないようつとめたい。那覇市は三百年の歴史をもっているが、将来の三百年はこれまで以上に発展することを祈っています」とのべた。またキャラウェイ高等弁務官は、さる五月二十日の市制記念日を記念して西銘市長に銀製の飾り皿を贈った。

この名誉市民称号の贈呈式には市側から西銘市長、古堅、新垣両助役、金城秘書、米民政府側からキャラウェイ高等弁務官、ワーナー民政官、リオズノフ新聞課長、通訳のサンキ少佐ら数人が出席しただけだった。

これについて那覇市高良議長は「報道関係者から聞いて初めて知った。私は何も連絡をうけなかった。まったく早ワザだ。執行機関である市当局が、いつどこで贈呈式をやってもいいわけだが、我々としては市の良識を期待していた」と語っている。

那覇市予算議会開く／〝都計促進に重点〟／西銘市長が施政方針演説

〔琉新・夕　１９６４・６・５〕

第六十四回那覇市定例議会は、五日午前十時から開かれた。同議会は西銘施政三年目の予算議会。冒頭に西銘市長が施政方針演説を行ない、都

市計画事業の促進を重点に、道路の整備など具体的な都市づくりの方針を明らかにし「住宅難緩和として二百八十戸の公営住宅建設をしたい」とのべた。

議会は全議員出席して定刻にはじまった。まず会期について高良議長がはかり五日から二十四日までの二十日間に決めた。そのあと西銘市長の施政方針演説があり、四十二件の議案が上程された。午後からは議案の説明にはいった。

六日は市長の施政方針演説にたいする一般質問がある。

施政方針要旨

本市は、都市計画事業を中心とした行政が要請されている。六五年度では次の施策を重点に進めていく考えである。

都市計画事業の促進　まず、都市交通の緩和をはかることを目標に、開南交番前から平和橋間、一号線から建運局間の主要幹線路の新設、久茂地川西線と消防本部前通り、さらに政府道路四十六号線から三原教会前を通って真和志六号線までのアスファルト舗装、タール舗装による市道の舗装、河川排水の整備としてガーブ川の改修泉崎橋の護岸工事を中心とする久茂地川の浚せつ、その他、排水溝の新設改良、与儀公園の整備、寄宮、壺川、真和志、古島三地区の土地区画整理、不良住宅街改良事業などを計画している。

さらに本市の居住人口は、年々増加し、ことし中には二十六万を数える予想であり、住宅用地をはじめ、産業基盤としての土地造成が要請されており、泊―安謝間の第一次埋め立て事業、引き続き六五年度においては七万八千七百八十三平方㍍を埋め立てる計画である。

生活環境対策の強化　水道事業では、自己水源の開発につとめるとともに、浄水の確保と配水管の新設、不良給水地域の改善、ろう水防止を中心とする経営合理化をはかっていきたい。いっぽう下水道事業も六五年から民政府、琉球政府と計画調整のうえ慎重に進めていきたい。

つぎに都市衛生の問題では、いずれも最終的には科学的な処理施設が必要であるが、さしあたり機動力の強化によるスピード化とモデル衛生地域に拡大をはかっていきたい。

住民および社会福祉対策　住宅難解消のために市営、公営住宅建設にこんごとも力を入れていきたい。社会福祉体策としては、保育所の増設、敬老年金の制度化、青少年育成協議会の設置、失対労務者の待遇改善をさらに強化する計画である。

産業経済対策　商工部門においてはとくに、特産品工業の体質を改善し、経営の合理化を積極的に推進する。そのため機械化のよる量産をはかるべく指導助成していきたい。

一社　説一
首都建設へ積極的な姿勢を望む

〔沖タ・朝　1964・6・6〕

那覇市の予算議会がきのう(五日)から始まった。きたる七月一日から六五会計年度を迎え、新予算を審議するための定例会が招集されたわけだ。会期はいちおう二十日間とされているが、市民代表としてもっとも重要な活動分野に属するので、議員ぜんぶが全力をあげて審議にとっくんでもらいたい。

市の予算は年々ふくれるいっぽうであり、新年度は一般、特別会計を含めて七百九十四万㌦に達した。他の地方自治体とは比べものにならないほど大型化したわけで、これだけの予算を執行するには、市当局の責務はもとより議決機関もそれと同様な責任を負わねばならない。

新年度における那覇市政の方向は、市長の基本方針と予算大綱で明確にされているが、例年に比べてなかなか意欲的な態度が見られる。市庁舎の建設をはじめ、泊―安謝間の埋め立て工事、都計の修正事業、住宅、上下水道問題など、産業文化都市を目指して着実な前進をとげつつある。首都建設の全般からみればまだまだ緒についたばかりで、市民の不満も多いはずだが、貧困な財政状態において一朝一夕で達成できるものではない。要は当局者に積極的な姿勢と施政プランの適否をより多く問題視すべきであろう。

このような観点から新予算を見た場合、八百万㌦近く膨張したけれども、その財源内容はきわめて不安定な感じを免れない。埋め立て地の売却代金が百五十万㌦に対し、市税はわずか百二十七万㌦だ。政府補助金と起債を含めて百八十万㌦にのぼっており、市の財政状態はまだぜい弱というほかはない。建設事業を大幅に促進するには、税源を移管してもらうか、あるいは日米両政府の経済援助を獲得するか、根本的な対策を迫られている。

これらの問題は議会側も大いに努力してほしい。市民の福祉と〝首都づくり〟にもっとも密接につながる問題であり、予算審議とも関連して財政拡大

の方策を検討しなければなるまい。そのためには定例会を開く期日なり、会期なども改正する必要があり、今まで以上に議会の意思を市政全般に反映させるような措置がのぞまれる。参考案のワク内にしばられては、余りに消極すぎるし、本来の使命をじゅうぶん果たしているとはいえない。

那覇市会／〝名誉市民称号〟で論議／弁務官への贈呈場所めぐり

〔沖タ・朝　１９６４・６・６〕

第六十四回那覇市定例議会は、五日午前十時から開かれ、午前中は西銘市長の六五年度施政方針演説と六五年度予算案、水道事業特別会計予算案の説明で終わり、午後は一時に再開、四十議案について関係部長の説明があって、二時十分、初日の日程を終えた。そのあと西銘市長からキャラウェイ高等弁務官に対し四日、弁務官室で名誉市民称号の贈呈式を行なったことについて「これはさいきんの政情不安から、最悪事態を招いてはならないと思ったからである…」と議会の了解を求めた。

これに対し金城吾郎議員（社大）は「警察局長は治安は安定しているといっているが市長は政情不安だという、どういうことか」とつめ寄った。西銘市長は「さいきんの立法院での与野党の対立を指してのことです」と軽くかわした。

金城議員はさらに「当間前主席に対する贈呈式は議会でやったが、弁務官に対しては問題がおこるとの考えで、弁務官室で贈った。問題をおこしかねない人になぜ名誉市民称号を贈らなければならなかったか。さる議会でも大山議員から要望があったが確答を与えないままに市長独自の判断でやっている。議会を尊重する意味から越権ではないか。議会には反対陳情もあった。またアダムス大佐への贈呈陳情もあった。定例議会のはじまる前日に出し抜いてやったことに疑惑を抱く。市長は方法について事前に了解を求めるべきであった。疑惑を生まないようにしてほしい。

瀬長副主席、幸地警察局長は治安は安定していると断言しているが、市長だけは政情不安だというのはわからない」と西銘市長をつるし上げた。また大山議員は「闇取り引きはやめてほしい」とふんがいしていた。

六、七日は議案研究で休会、八日は午前十時開会、施政方針に対する質疑を行なう。（午後二時十八分散会）

都市計画など質疑／那覇市議会／当局の修正を追及

〔琉新・夕　１９６４・６・８〕

開会中の第六十四回那覇市議会本会議二日目は八日午前十時から開かれ西銘市長の施政方針にたいする質疑をした。質疑は施政方針のなかで明らかにされた都市計画の修正問題に集中。都市計画がよく変わることを追及されたのにたいし、当局側は、現行の都市計画は五六年三月にマスタープランが策定されたものでその修正については「都市の形態が変化してきたこと、当初のマスタープランは隣接市町村を含めた人口、区域を考慮に入れていない。那覇市は将来人口が四十万人になる予想で隣接市町村を含めた都市計画が必要である」と答えた。その他生活環境対策の強化、産業経済対策などについて活発な質疑がかわされた。赤嶺慎英議員は産業経済対策について市長の基本方針を追及「市長は貧弱な産業経済状況にありながら都市計画だけを進めようとしている。農林水産業事業など第一産業対策はどうなっているか」とただした。これにたいし市長は「貿易自由化にともなう第一産業の振興も考慮しているが、要は町づくりであり産業の振興は主に政府がやることであって、私は日米琉補助でいかにりっぱな町づくりをするかが重要だと考えている」と答えた。

衛生問題を追及／那覇市会／65年度施政方針で質疑

〔沖タ・夕　１９６４・６・９〕

那覇市議会は九日午前十時から本会議を開き、八日にひきつづき西銘市長の六五年度施政方針に対する質疑を行なった。

ゴミ、し尿処理、環境衛生問題について質問が集中した。

①ゴミ処理について、車両、人員の不足を補うため請け負い制にする計画はないか（具志栄治議員）②焼却炉の購入計画（又吉久正議員）③住宅密集地帯の豚舎移転（黒潮隆議員）④ボーダーライン層を対象とした住宅対策（久高友敏議員）⑤河川水上面の利用、住宅の高層化計画（安見福寿議員）などの質問に対して市当局側はつぎのようにこたえた。

①ゴミ処理は直営と委託制の二本立てでいきたい。②焼却炉は、五十㌧級で約四十万㌦の資金を要するので本土政府に援助を要請しているが、六六年度

にはメドがつくだろう。③豚舎の移転については話し合いで解決したい。④住宅難対策については現在住宅のない一万四千所帯のうち、四〇％を対象に住宅計画を進めているが、十か年でも計画を達成できない状態である。ボーダーライン層を対象とした住宅対策は財政的余裕がない。資金のメドがつけば進めていきたい。⑤水面上の利用については検討している。将来その方向で進めたい。

〝政府税の大幅移管を〟／財政計画で当局が答弁／那覇市議会

〔沖タ・朝　1964・6・10〕

那覇市議会は、九日午後一時再開、施政方針に対する質疑を行なったが質疑打ち切りの動議が成立して一時二十分から各会派代表による一般質問に入った。

質問に立った各会派代表は①社会福祉事業対策（久場景善―無所属クラブ）②水産業の助成策、中小企業の育成策（赤嶺慎英―十八日会）③BOA進出について（儀間真祥―人民党）④潰れ地の補償（平良真次郎―十八日会）⑤教育委員会制度（黒潮隆―人民党）⑥首里バス統合（久高友敏―無所属）⑦財政問題の方針と解決策（赤嶺一男―十八日会）⑧日米琉技術委員会に対する援助問題の提案（森田孟松―社大党）⑨泊―安謝間埋め立て後の港湾の管理について（金城吾郎―社大党）⑩市民精神の高揚（友利栄吉―公政連）などで当局の見解を質した。

これに対し当局側はつぎのように答えた。

①社会保障制度を充実する以外にないが、現在やっていることをさらに強化していきたい②水産業不振の原因は砂糖、パインのように政府に価格施策がないためだと思う。価格施策はぜひ必要だ。大衆金融公庫のほかに商業中金をつくる必要がある③あくまで地元銀行優先であり、その保護育成をはかるべきだと考える④政府の臨時土地調査部が調査を進めているので、それを待って処置していきたい。補償問題は政府とも慎重に協議しながら進めていきたい⑤委員会制度は残すべきだと考える⑥資本と経営の分離の原則にしたがって現役員を全面的に信任している⑦政府税の大幅委譲、市町村交付税の増額、都市計画事業の負担額の明確化、政府補助金の獲得などで解決していきたい⑧委員会はわれわれの期待するところまでいっていない。琉球政府の対米姿勢では大した期待はもてないだろう。弁務官府に直接訴えるなど方策を考えたい⑨石垣港と違って母体となる埋め立ては那覇市がやるので港湾の管理は市ができると思う⑩人づくりの理念は教育基本法にはっきり人間像がうきぼりにされているのでその方向で進めたい。町づくりは人づくりの母体であると思う。（五時四十五分散会）

なお十日は午前十時開会、議案の上程、質疑を行ない、各委員会に付託する。

年額五ドルを支給／那覇市／次年度から敬老年金制度を実施

〔沖タ・夕　1964・6・11〕

那覇市では六五年度から敬老年金制度を実施することになった。

那覇市議会経済民生委員会（久場景善委員長）は、十一日午前十時から委員会をひらき、市当局提案の那覇市敬老年金条例制定について審議した。

この敬老年金条例は、高齢者に対して敬老年金を支給し、その長寿を祝い、敬老思想の高揚をはかり、高齢者の福祉増進に寄与しようというもの。

条例案では、資格者は①那覇市に住民登録をしてひきつづき十か月以上居住していること②九月十五日現在、満八十五歳以上であること③支給日の期間は受給資格を取得した日から資格を失なった日まで、年金の額は五ドル。受給者が死亡したとき、那覇市に居住しなくなったとき、本人が辞退したとき、そのほか市長が年金支給が適当でないと認めたときはその資格を失なうことになっている。

那覇市経済民生部の調べでは、八十五歳以上の該当者は約五百人と推定され、六五年度予算には二千五百ドルを計上してある。

経民委員会では初年度のばあい、期間が短いが、どのような方法で知らせるか、年齢の引き下げは考えられないが、年金額の増減などについて質疑がかわされた。当局側は公報活動で周知徹底をはかりたい、年齢引き下げや額の増減については何ともいえないと答えた。

那覇市の八百万ドル予算をさぐる／都計に明るい見通し／自己財源、大幅にふえる

〔沖タ・朝　1964・6・14〕

那覇市の六五年度予算案は総額（特別会計予算を含む）八百十万五千八百

八十七㌦で遂に八百万㌦の大台を突破、マンモス予算として注目されている。

その内訳は一般予算が六百六十二万三千六百四十三㌦。水道事業特別会計予算百三十二万三千四百八十六㌦。土地区画整理事業特別会計予算十五万八千七百五十八㌦となっている。

第六十四回那覇市定例議会は、さる五日開会したが、初日は西銘市長の施政方針演説、議案の上程、提案説明があって八日は施政方針に対する質疑、九日は一般質問、十一日から委員会活動に入った。西銘市長は、施政方針で「都市計画事業を中心とした市政を進める中で町づくりの体制、市民精神の高揚」をとくに強調した。

新年度予算編成に当たっては①市庁舎の建設②公営住宅の建設③不良住宅街モデル地区の整備④保育所の建設⑤道路、河川の整備⑥区画整理事業の促進⑦衛生事業の強化⑧埋め立て事業の促進⑨公園建設事業の促進…重点的にとりあげている。六五年度のマンモス予算案をまとめてみた。

一般会計

予算総額六百六十二万三千六百四十三㌦。財源別では自己財源が四百十六万八千二十㌦（六五・九％）依存財源二百十五万七千四百五十三㌦（三四・一％）

経費別では事業費三百九十四万三千二十八㌦（六二・三％）人件費百三十二万八千九百七十四㌦（二一％）公債費八十万三千九百二十一㌦（一二・七％）営造物管理費四万一千九百五十七㌦（〇・七％）物件その他二十万七千五百九十三㌦（三・三％）で六四年度と比較して自己財源は百七十五万九千六十七㌦。依存財源の場合百十三万八千百㌦の増となっている。自己財源の増加は市税、使用料の自然増と市町村交付税の増額によるもの。臨時財源としては市債の償還と市庁舎の建設、政府補助事業の対応費に充当される泊、安謝間埋め立て地処分収入と庁舎建設積み立て金からの繰り入れ金などの計上で自己財源は大幅にのびている。

依存財源も市営、公営住宅、埋め立て事業などの市債と政府補助金が大幅に増額されたことで相当のびており、とくに政府補助金はこれまでの建設費だけでなく補償費、用地買収などにも与えられることになり、こんごの都市計画事業を推進するため明るい見通しがついたと市当局は喜んでいる。

歳入

市税総額は百二十七万一千三百四十九㌦計上しているが、前年度に比べ二十万一千百三十八㌦の大幅増、また市町村交付税も法改正によって十三万七千八百十㌦の増を見込んで二十四万七千八百十一㌦を計上している。公営企業および財産収入は百六十六万七千五十五㌦で前年に比べ百十一万三千二百九十㌦の大幅増。

市債は公営住宅、市営住宅、埋め立て事業債などで百二十一万三千九百七十三㌦を計上しているが前年度に比べ五十五万二千百八十三㌦の増。

歳出

前年に比べ人件費は十七万六千六百六十一㌦、事業費は二百二十四万九千六百三十㌦とそれぞれふえている。

土木事業費　百三十一万二千四百十八㌦で前年度より九十四万六千七百七十七㌦の増。道路維持はタール舗装に重をおき、改修は真和志三号点線の改修など五件、橋梁は安謝中央橋ほか一件、河川では真嘉比下流の護岸工事を予定している。

泊―安謝間埋め立て工事は継続して七万八千五百四十平方㍍の宅地を造成する。

都市計画事業　交通難緩和策として開南交番から平和橋間道路の新設が注目される。都計事業には政府補助二十二万四百二十八㌦が予定され、結局、前年に比べ二十一万二千四百九十四㌦の大幅増となっている。

下水道事業　六四年度で民政府補助二十五万㌦が予定されていたが、予算削減でコザ市に回され、六五年度に期待がかけられていた。しかし新年度には三千㌦の事務費を計上してあるだけで前年度に比べ一万三百八十二㌦の減。

社会、労働施設　新規事業の敬老年金制度の採用（満八十五歳以上の高齢者に年額五㌦で六五年度は約二千五百㌦）それに与儀公園の建設、希望が丘、識名霊園の物件補償費などの公園建設費として十四万九千五百七十四㌦、住宅関係では樋川の市営住宅、第一、第二種公営住宅の二百八十戸の建設、さらに将来の公営住宅用地確保のための用地購入費、継続事業の小禄市営住宅と公営住宅の建設費として百四十二万九千九百二十二㌦を計上してある。松川、重民、当蔵に保育所も新設する。労働関係では、職業訓練、失業対策事業費で四万三千五百九十九㌦、社会および労働施設関係総額で百七十四万一千五百四十八㌦で前年度に比べ百万二千七百十二㌦と大幅増。

保健衛生関係　市民から苦情のたえないごみ、し尿処理を一段と強化する

計画である。新年度では馬車でのごみ処理委託をトラックに変え、機動力による清掃事業の強化をねらっている。

産業経済関係　商工、観光事業、助成、農水、畜産業の振興費、それに牧志、東、辻町公設市場の管理と継続事業である小禄市場建設費などで十二万九百六十八㌦、前年度より二万七千八百二十八㌦の増。

水道事業

琉球水道公社の全琉水道統合計画と並行して、これにマッチした受水体制の確立と市内一円にわたる配水管の新設、改良工事さらに配水系統の大別……を基本計画として新年度予算は編成されている。

水道料金は水道財政の根幹であり、新年度では漏水対策に万全を期すとともに不良メーターを全面的に取り替え、財源を確保する方針である。

新規事業として、上間貯水槽から受水体制の確立でこれが完成すると将来の配水系統は泊、上間系に大別され、市内一円に対する合理的で安定した配水ができると水道部では説明している。

水道収益は百六万六百五十三㌦で前年度に比べ十九万七百十九㌦の増。安謝、久場川、伊佐浜の三か所にポンプ場を新設し、与儀ポンプ場は廃止する。受水、配水などの水道事業費は前年度に比べ十七万六千㌦増で八十三万三千四十八㌦を計上。また建設改良費も十七万二千㌦余の増で四十三万五千三百五十三㌦が計上されている。なお企業債としては二十万七千五百万㌦を開金から借り入れる。

区画整理事業

これまで継続事業で進めてきた美栄橋地区、第一地区の区画整理は、最終的業務である清算事務に入っており、新年度では清算金の徴収交付ならびに換地処分の認可申請を実施する。替費地処分収入三万四千五百万㌦、清算金収入九万六千二百七十六㌦、政府補助金一万二千㌦など歳入財源。歳出面では市債償還二万八千五百五十一㌦。調査測量費二万四千㌦が主なもの。寄宮地区は政府補助金六万二千㌦、一般会計繰り入れ金六万三千㌦を財源に換地計画、補償事務、宅地造成、道路排水路、建物移転工事などが計画されている。

壺川地区は六三、六四年度で基礎調査が完了したので六五年度では特別会計を設置して土地の評価、換地計画、諸権利の調査、基地移転、物件補償、工事委託などの業務を行なうことにしている。

複雑なポンプ場用地／市会へ／関係地主が反対陳情

〔沖タ・朝　1964・6・14〕

那覇市水道部では、安謝ポンプ場設置にともないポンプ場用地九百三十三平方㍍の買収を計画、第六十四回市議会に提案、建設委員会（平良真次郎委員長）で審議中だが関係地主から反対陳情があり委員会では十三日午前十時から安謝旧ブタノール地主組合長知念清吉氏から参考意見を聞いた。

知念組合長は、那覇市のポンプ場設置計画に反対するものではないが、ブタノール工場跡用地はわれわれ地主のものであり、係争中であるから借地するなり、その他の方法をとってほしいとのべた。同土地問題は非常に複雑の要素をもっているようだ。

知念組合長はつぎのように参考意見をのべた。

①昭和十七年にブタノール工場用地として収用されたが、これは国家総動員法による収用で売却したものではない②当時、地価の五〇％ていどの金を地主が受け取ったが地代ではないし、地主は借地料と解釈している③国家総動員法で収用されたものでも目的が終われば関係地主に返還するように定められているが、その後の改正で管理、使用者に払い下げることもできるようになりそれで〝寿屋〟は買い取ったといっている。しかしわれわれは売っていない④国家の収用であった証拠として第三海軍燃料工場でスタートしている。従業員は徴兵、徴用を免除されていたなどがあげられる⑤五一年に〝寿屋〟が所有権申請をなし、五九年に保存登記、六三年に商号変更にともなう変更をしている⑥地主の一人、岸本〇〇氏が管理人照屋〇〇氏を相手どって民事訴訟をおこしているが、勝訴の確信があり、決まり次第、全地主も一括提訴することにしている⑦関係地主は返還促進委員会をつくって強力な運動を続けている⑧那覇市が買収を計画している土地は、比嘉〇〇氏ほか四人から赤嶺〇〇〇氏が買った土地だが、これは旧ブタノール工場跡の土地をサントリーKKから譲渡の形式で所有権の回復をはかった旧地主の共有土地である。

問題の土地は十万一千五百八十七平方㍍だが、比嘉〇〇氏ほか四人が七万五千㌦で買い受け、これを垣花氏らに三・三平方㍍（一坪）当たり十㌦で八万九千百平方㍍（二万七千坪）で売却、六千六百平方㍍は仲宗根氏に七㌦と十七㌦、総額二十九万四千㌦で売却してあるという。

建設委員会では、十五日あらためて審議することになった。

総務委員会（赤嶺一男委員長） 市有地売却（随契）について審議、多数決で当局案を承認、可決した。

経済民生委員会（久場景善委員長） 保育所管理条例を当局案どおり承認、可決した

十七万二千ドルが未納／総務委／土地売却問題を追及

〔沖タ・朝　１９６４・６・14〕

那覇市議会総務委員会（赤嶺一男委員長）は十二日午前十時開会、市有地売却処分など十二議案について審議した。

職員旅費、特殊勤務手当て、期末手当て支給条例の一部改正、旭町三十六番地の市有地売却処分（三件）の六議案を当局案どおり可決した。

旭町埋め立て地の売却処分について社大党の金城吾郎議員は、当局のズサンな財産管理を鋭く追及した。

六四年度に売却契約した旭町埋め立て関係は総額三十一万二千五百十七ドル九十五トンだが、契約期限はとうに切れているのにかかわらず十二日現在の納金額は十七万百十九ドル五トンで十七万二千四百十六ドル九十トンが未納のまま。

バスターミナルＫＫは、十四万九千九百五十一ドルに対し四万七千ドルを入金しただけで七〇％の未納。契約期限は六月五日まで。

沖縄バスは五万七千百六十三ドル七十トンのうち入金四万ドルで三〇％の未納、期限は三月三十一日だったが市当局は期限切れの五月二十五日に六月十五日まで契約を更新している。オキコは三万二千二百八十四ドル二十トンのうち一万ドル入金しただけで七〇％の未納、期限は六三年十月三十一日だがまだ契約を更新していない。金城吾郎議員は、このような当局のズサンな財産管理を指摘して追及、財産処分は慎重に審議すべきだと主張した。

これに対し城田総務部長はバスターミナルを除いてほかは全部、六月いっぱいに入金されるだろうと答弁した。

旭町、前島町二件、久茂地、首里崎山、石嶺の市有地売却処分については十三日再審議、当局案どおり承認、可決した。

西銘市長の脱党支持／那覇市議会、賛意を表す

〔琉新・朝　１９６４・６・16〕

来年秋の那覇市長選挙を前に西銘市長が自民党地方総務を脱党したことで市議会の動きが注目されているが、議員間には全般的に好意的な見方が強い。

過半数（十六人）をしめる与党の十八日会は市長の脱党前に協力を約束したといわれ、割れることはまずないとみられる。大田系の宮里敏慶氏らも「個人的には大田主席に同情するが、ここにいたってはやむを得ない」との立場をとっており、純粋無所属の高良議長や無所属の五議員も賛意を表わしている。

また、もっとも動向が注目されていた公政連も「こんどの自民刷新派の態度は世論の反映であり、アメリカはこの住民の声に耳を傾け反省してほしい」と市長の態度を支持している。

琉球航空の免許処理／会期延長して決議／那覇市会も事態を重視

〔沖タ・朝　１９６４・６・20〕

那覇市議会は、十九日午後四時から議会運営委員会（赤嶺慎英委員長）を開き、琉球航空問題のほか、軽自動車税を地方税とすること、主席公選決議問題などについて話し合った結果、会期を二日間延長し、二十六日の本会議でこれらの問題について決議する方針を決めた。

那覇空港ターミナル琉球航空部は、エア・アメリカ社の進出、さらにＣＡＴのチャーター解約で完全に翼をもぎとられたかっこうで、那覇市議会でも市が六千二百五十ドルを出資していることからこの問題をとりあげることにしたもので議運委では那覇空港ターミナルＫＫ大城専務、幸喜常務からこれまでの経過について説明を聞いた。

両氏はエア・アメリカ社の外資導入免許には多くに問題点があると次のようにのべた。

①六一年八月一日に琉球航空運輸ＫＫ（儀間光裕社長）を吸収合併したが、これは将来の自主運航にそなえ資本力を結集する必要があるとの米・琉両政府の指導によるものだった②六一年三月十五日付けで航空路権の申請を行ない、米本国からも調査団が来島したがまだ許可されない③与那国、久米島飛行場の整備に伴う路線延長について、ＣＡＴから整備員の増員を申し出たので、その外資導入については那覇空港ターミナルとしてもバックアップし、路線延長についても話し合いはついていた④ところが五月十六日になってＣＡＴ本社から「アメリカ業者の外資導入申

請が出されており、たち打ちはできない…」との理由で、与那国への路線延長を待ってほしい、との書簡があった⑤しかし、その書簡についてはＣＡＴ支店長、米民政府ダットソン氏らも知らなかった⑥エア・アメリカ社が運航する機種、機数、運賃もこれまでと変わっていないし、外資導入を認めた理由がわからない⑦正・副主席に会っても上で決まったことなのでどうにもならなかったとこたえていた。

那覇市会／西銘市長苦しい答弁／弁務官への名誉称号贈呈

〔沖タ・夕　１９６４・６・24〕

那覇市議会は二十四日午前十時十五分開会、陳情案件を審議した。日程にはいる前、赤嶺（慎英）議員から会期を二十六日まで延長する緊急動議が出され、全会一致で採択した。

那覇市職労から陳情のあったキャラウェイ高等弁務官の名誉市民称号の取り消しについて与・野党が激しく対立、議論がたたかわされたが採決の結果、十九対七（三欠）で不採択となった。

主な発言つぎのとおり。

大山盛幸議員（無）　西銘市長の自民党脱党は米施政とキャラウェイ高等弁務官による直接統治に対する不満から出た行動と思う。さる六月四日に高等弁務官室で市民称号を贈ったが、市民の非難をかっている。政情不安のメーカーは米民政府でありその社長はキャラウェイ高等弁務官であるのは市長もよく知っているはずだ。こういった市長の前後の政治行動にむじゅんを感ずる。

西銘市長　キャラウェイ高等弁務官の業績に対する評価に変わりはない。自民党脱党は私の日ごろの信念にもとづく行動であり、あれはあれ、これはこれである。

大山議員　公の場で盛大にやってほしい、と議会として要望してあったが、市長は高等弁務官室でこっそり贈った。議会無視である。

西銘市長　議会を無視する考えはない。政情不安の中で思わざる不慮の事故を起こしてはならない、と思ったからだ。

大山議員　その日、古堅助役とは午後二時すぎまで議会運営で話し合ったが、そのことについては、ひと言もなかった。なぜ市民代表である議長を案内しなかったか。

西銘市長　ひと言の了解をえなかったのを残念に思う。諸般の情勢から止むを得なかった。

そのあと討論に入ったが、辺野喜英興議員は、三月議会で賛成多数で決議してあるので、それを尊重したい。その後の情勢の変動はない。那覇名誉市民条例からも取り消しの理由は見出せない、と反対した。

これに対し金城吾郎議員は（社大党）は「条例には功績が大きく市民が尊敬できる人に贈るのが条件になっているが、果たしてキャラウェイ高等弁務官は市民の尊敬を得ているかどうか疑わしい。これは政治の基本につながる問題であり、見解の相違でかんたんに片づけると将来に汚点を残す。三月議会後の情勢は大きく変化している。西銘市長が自民党を脱党し、大田主席が辞表を提出したのは、どこに原因があるかそれははっきりしている。もしキャラウェイ高等弁務官に名誉市民称号を贈ればアメリカの沖縄統治は成功しているということになる。高等弁務官が援助金を沢山出せば名誉市民になれるという前例を残すことにもなる。そうなれば南連所長、総務長官にも贈るべきだろう」と取り消しについての賛成討論を行なった。

主席公選を要請／那覇市会　／全会一致で議決

〔沖タ・朝　１９６４・６・25〕

那覇市議会は、二十四日午後一時三十分再開、直ちに議会運営委員会を開いて主席公選要請決議を上程することを決め、全会一致で別項の決議を採択した。提案者は全議員、文案起草者の金城吾郎議員（社大党）が提案理由を説明、討論なし、全会一致で決議した。

決議文のあて先は米大統領、上・下両院議長、国務、国防長官、高等弁務官、本土関係の総理大臣、衆・参両院議長、総務長官、各政党沖縄対策委員長あてに主席公選の実現についての協力要請書も添えて送付する。

主席公選に関する要請決議

沖縄はアメリカの軍事的植民地支配下にあること十九年、その間政治の基本を祖国復帰の実現におき、自治の拡大を要求し続けて今日に至っている。人民の人民による人民のための政治は、民主主義政治の基本であり、特定の国や地域のみのものではない。国連憲章もその地域住民の政治的願望をみたすべきことを規定しており、沖縄がその例外であってはならない。一九五〇年

アメリカは、軍事占領下の沖縄において群島政府知事をはじめ議員を公選せしめ、われわれに自治の前進を期待させた。しかしながら一九五二年琉球政府の設立にあたっては行政主席の公選を廃し、過渡的な措置として任命制度をとり、さらに一九五七年大統領行政命令によって公選制度は完全に否定され、現在の立法院の指名にもとづく任命制度となり、自治は大きく後退し県民の批判を買った。その結果、権力追従を助長し、地方自治体の中央隷属化を強め、ついに昨年三月には高等弁務官が自治権神話論の演説をするまでに発展し、弁務官の直接支配が露骨となった。

これに対する県民の強い反対や自治権獲得の要求には目を向けず書簡や布令の乱発による高等弁務官の専制支配はますます強化され、金融経済界への直接介入による経済的植民地化の傾向と相まって沖縄の自治権は完全に否定されるに至った。

このようなアメリカの施政は国連憲章に違背し、国際正義に反するものであり、これに対する県民の不満と憤りはさらに強い復帰要請となってあらわれたのである。

立法院をめぐる沖縄の政情も正に不安混とんを極め、ついに与党自民党の分裂を招来し、大田任命主席も辞表を提出するのやむなきに至った。この事実は主席任命を中心とする自治権の否定からくるものであり、沖縄の政治制度に基本的な欠陥があることを示すものである。と同時に県民の強い要求の前にはいかなる権力も作用できないことを物語るものであり、施政権者アメリカはこの事態を正しく認識しなければならない。那覇市議会は「いかなる善政も自治にはおよばない」という至上な原理と那覇市民の総意に基づき、アメリカ合衆国政府が速やかに政府命令に規定する行政主席の指名制、任命制を廃止し、公選を実施するよう強く要求するものである。

エア・アメリカの進出を阻止／外資免許の撤回を／那覇市会／全会一致で決議

〔沖タ・朝　1964・6・27〕

那覇市議会は、二十六日の本会議に「沖縄の航空事業にかんする要求決議」案を上程、全会一致で採択した。

外資導入審議会の許可でエア・アメリカ社が進出してきたことは、単に一企業の問題でなく、沖縄の産業、経済に影響があるとして市議会でとりあげ、関係者の意見も聞いたうえで金城吾郎議員（社大党）が草案、全議員提案の形で本会議に上程したもので、エア・アメリカの外資導入許可を即時撤回して沖縄の航空業者に航空権を与えるよう強く要求している。

あて先は米大統領、上・下両院議長、国務、攻防長官、日本政府総理大臣、衆・参両院議長、総務長官、各党沖縄対策委員長、行政主席、立法院議長、外資導入審議会。

決議　行政主席の外資導入許可によるエア・アメリカ社の沖縄進出は単に一企業の問題にとどまらず沖縄の産業、経済に及ぼす影響大なるものがあり、外資導入のあり方にも基本的欠陥があることを示している。

外国人投資についての布令十一号には「琉球住民の適切な生活水準を維持するための健全かつ活気ある経済を発展せしめる」ということがうたわれている。一九六〇年九月米民政府は「琉球列島内での航空事業を営もうとする非琉球人航空事業者の介入を排除する適当な措置が講ぜられるものと思料する」との書簡を琉球政府におくり、沖縄業者の育成を示唆している。

また琉球政府は航空事業の発展、助長のための航空行政策を強力に推進してきており、「沖縄における航空事業を沖縄自体の資本と技術により自主運航せしめるよう努力する」として地元業者の助成策を明らかにしている。

一方、沖縄の航空業者は一九五六年以来航空権の獲得による自主運航をめざして努力を続け、チャーター運航に当たって多くの困難と隘路を打開して県民の利便をはかり、経済発展に寄与してきた。

しかしながら今回正規の外資導入審議会も開かず、また航空事業関係者の意見も徴することもなく一方的に許可を与えたことは、その背後に大きな権力の作用があったことを物語るものである。

さらにこのことは沖縄の航空事業の基盤を根底からくつがえすものであり、権力と結託した悪質な外資の実体を自ら暴露する結果となっている。このような外資導入の許可は沖縄の経済的植民地化に拍車をかけることを意味し、県民の断じて許し難いところである。よって那覇市議会は琉球政府並びに米民政府が今回の外資導入許可を速やかに撤回し、沖縄の航空業者に航空権を与える措置を講ずることにより、自主的な航空事業を運営させるよう強く要

求する。

敷地返還を要求／牧志公設市場／会社組織の計画

〔沖タ・朝　１９６４・７・２〕

那覇市樋川〇〇番地上岡〇〇〇さんは、このほど西銘那覇市長、高良・大山正副議長に対し、同氏所有の牧志公設市場用地三千百六十三平方㍍は、六五年六月三十日で割り当て土地臨時措置法が期限切れとなるので返還してもらいたいと通告した。正式に返還通告があったのはこんどがはじめて。市当局では、さっそく地主と話し合いを進める意向である。牧志公設市場連合会では市当局による改築を切望しているのに対し、地主の上岡さんは株式会社組織で五階建てビルを建築、一階は現在の店に従来の条件で貸したいとの方針で臨んでおり、市当局の対地主折衝が注目される。

地主の上岡さんは「那覇市は急速な発展をとげているが、牧志公設市場だけが旧態依然としてバラックの残がいをさらけ出し、都市の美観をそこね、また非衛生的で市民はその早期改築を強くのぞんでいる。しかし、市当局は具体的計画もなく、地主の陳情に対する回答もない。それで志を一つにするものが集まって全市民の福祉繁栄のため計画を推進し、公設市場の現使用者の店主はもちろん、市民の利益に寄与するため計画を進めたいので大局的立ち場から用地を返還してもらいたい」と通告している。

上岡氏の関係者前大さんの話によると、五十万㌦の資金で衣料市場跡に五階建ての「平和ビルサービスセンター」（仮称）を建設する計画である。一階は現在使用している店主に従来の条件で使用させ、二、三、四階はマーケット方式で一般希望者に貸す、五階はホールにするが、ビル内には無料法律、経営相談所、託児所、娯楽施設などを完備、また沖縄ではじめてのエスカレーターも考えているという。希望が丘公園が完成すれば陸橋で結ぶ構想もあるようだ。

西市場（食料市場）は市が近く改築する計画だが、東市場（衣料、雑貨市場）の改築計画はまだ具体化していない。

牧志公設市場用地の明け渡し通告について関係者はつぎのように語っている。

地主上岡〇〇〇氏の話　会社組織にして衛生的なモデル市場をつくり、土地を有効に活用したい。具体的計画はできているが公表の段階ではないのでいえない。近く市当局ともじゅうぶん話し合っていきたい。食料市場は市民生活と直接つながるので市直営でもいいが、衣料市場はむしろ市直営よりは会社組織にもっていった方がいい。ビル建設後も現在の店主は従来どおり営業してもらう方針である。

牧志公設市場連合会我那覇副会長の話　市当局で早急に改築して従来どおりわれわれに貸してもらいたいとの基本線に変わりはない。市長ともじゅうぶん話し合い、全業者が現在どおり営業できるよう強く要望したい。

西銘那覇市長の話　牧志公設市場連合会からは、市当局で改築してほしいとの要望があり、また地主からは返還の要望があるので、双方の要望をどう調整するかが問題であり、検討を進めている。近く地主との話し合いをもって解決策を見出したい。

〝大那覇市構想〟実現へ／市議会で強力推進／七カ市町村を合併／近く合同協議会開く

〔琉新・朝　１９６４・７・16〕

七カ市町村を含む「大那覇市構想」を実現しようという機運が那覇市議会を中心に盛り上がっている。これはさきに公表された那覇市の新都市計画案をきっかけに起こったもので、那覇市議会では、七カ市町村議会の代表による合同協議会を近く開く計画をしている。

この七市町村は、那覇市、与那原町、豊見城村、南風原村、浦添村、西原村、大里村。この七市町村はこんどできた那覇市の新都市計画案でも将来の広域地域として、合併対象になっている。

那覇市議会では以前から広域都市への脱皮をはからない限りふくれ上がる都市に対処できないとしてこの三月議会で合併促進研究委員会をつくって検討を進めていたが、こんどの都市計画練り直しで専門的裏付けもできたとして強力に推進することになった。

また与那原町議会も推進委員会をつくって積極的に動いているほか南風原、西原村でも盛り上がりをみせている。これまで消極的だった豊見城村や浦添村あたりでも地理的にみて合併は避けられないという考え方になっているといわれ、那覇市議会ではこの際各町村とも話し合って合併を実現させる方針。

政府で市町村合併促進法ができた

のは五六年、六〇年三月には全琉十四ブロックの合併計画を立てたが順調に運んでいない。こんどの合併機運の盛り上がりには政府も喜んでおり、内務局地方課では資料や資金面の援助などできるだけのバックアップをしたいといっている。

那覇市議会高良議長の話　三月議会に都市合併促進研究委員会をつくって検討を進めていたが、都計の修正案でも広域都市を打ち出しており、この機会に強力に進めたい。各町村でも那覇市への合併ムードが高まっているので近いうちに合同協議会を開いて話し合うつもりだ。

話の卵／大那覇市構想の未来図

〔琉新・夕　1964・7・16〕

那覇市が浦添、西原、与那原、南風原、大里、豊見城を含む七カ町村を合併した大那覇市構想の実現に動きだし、那覇市議会が中心になって近く七カ市町村の合同協議会を開くと伝えられているが、那覇市に隣接するこれらの町村が実際の暮らしの上では、つながっていることからすれば、一日も早く合併を実現したほうが市民の暮らしは向上しよう。

旧那覇市が首里、真和志、小禄を合併してから那覇市の住民が二十二、三万にふくれたということだけでなく、首里、真和志、小禄に住んでいる人たちの生活がいちじるしく向上したことは、その地域に住んでいる人たちが認めていることで、これは合併のもたらす利益といえよう。

那覇市が浦添、西原、与那原、南風原、大里、豊見城を合併したとき、まっさきに考えなければならないのは、道路、水道など市民の生活につながる問題である。これらの七カ市町村に電灯のゆきわたらない地域はないが、水道などは那覇市を除いてほとんどないところであり、広い範囲にわたる田園地域の都市計画は膨大な予算と長い時間をかけなければならない。

那覇市は現在の二十二、三万の人口の水道もまかないきれない上水道しかもっていないが、七カ市町村が合併すればざっと見つもっても人口三十万の都市になる。これだけの人間が等しく文化生活をするためには、現在の那覇市のようなゆきあたりばったりの市政では、かえって合併したために市民に不自由や不便を与える結果になりかねない。

首里、真和志、小禄と旧那覇市が合併したときは、半ば都市的な形態をもっていた二市一村で昔から隣接市村としてつながりも深かったから、合併後の経営も順調のように見えたが、それでも水道、道路などで市民の苦情は絶えない実情にあり、七カ市町村が合併したあかつきには点在する農家、未開発の山地や田畑が市政の難点になることも考えられよう。

合併するにしてもそういう地域の条件を住民各自が自覚して逐年市民の生活を向上していくことを承諾してもらう納得づくの上でなければ、合併後にしこりを残しかねないだろう。合併は遅かれ早かれしなければならないが、各市町村議会や住民とじっくり話しあい、その上で綿密な計画を立てて合併実現へ努力してほしいものである。

（蚊）

一社　説一　新時代に応ずる市場の改造計画

〔沖タ・朝　1964・7・27〕

市民の念願であったガーブ川の改修工事が完成し、スマートな水上店舗も店開きした。両側に公設市場をはさんで、地の利をえたショッピングセンターの面目を施しつつあるが、こんどは那覇市を中心として一帯の改造計画が取り上げられ、早くも市民の関心と期待を集めている。

すなわち、東西の公設市場と商店街を含めて、三階ないし五階建ての総合ビルを建築し、都心部にふさわしい近代的なマーケットをつくろうとのプランである。関係者の間で基本的な話し合いがついているようだから、八、九分どおり実現したのも同然であろう。商店街の改造は、水上店舗の例からみてもいろいろむずかしい問題が多い。土地所有権の問題から営業の権利、立ちのき補償など、直接、生活に響くところが大きいだけに、これらの利害関係を調整するのはなまやさしいものではない。

しかし、それぞれの計画母体で話し合ったところでは、都計と個々の発展という両面から積極的に賛意を表明しているようで、ガーブ川の改修によりようやく機能が盛り上がったかっこうだ。関係者の間で進めつつある改造事業は、遅かれ早かれ、いずれは手をつけねばならない問題であり、個人の利害にとらわれず、大局的な見地から協力しあっていくべきだろう。

現在の公設市場いったいを見ると、建物はすでに寿命に達しており、第一、

明るく衛生的な市場の形態をなしていない。二十五万人の市民をようする都市の買い物センターとしては、余りにおそまつすぎるし、時代に取りのこされた感じを免れないわけだ。市民の足を吸いつけ、購買欲をそそるにはまずもって施設と環境の整備が先決で、そこに発展の活路を見出すほかはない。

市当局をはじめ業者、地主などが一体となって大がかりな事業計画に乗り出したのも、こういった反省と将来への意欲を燃やしたものに違いない。観光客の来島も年々ふえるいっぽうだが、これらはほとんど国際大通りの商店街に吸収された格好だ。市場の立地条件ももともとよりだが、流通革命の波が押しよせてきた今日では、あらゆる面に新しいアイデアによるサービスが要求される。いつまでも〝マチ小商売〟ではやっていけない。

初の市営保育所／重民町に完成、50人を収容

〔沖タ・朝　1964・8・9〕

那覇市重民町に完成した重民町保育所の開所式が、八日午後二時半から古堅、新垣助役をはじめ保護者多数が出席して開かれた。

同保育所は市営第一号で総工費一万四千八百七十ドル（うち七五％は日本政府援助）で丸平組（平良保男代表）が四月十八日着工、六月末で完成した。二百三十一平方メートルのブロックスラブ建て平屋で、保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室、事務室、医務室、調理室などがあり、室内ブランコ、滑り台、おもちゃ類をはじめ室外には砂場、それに保母さんは四人。

九十人の希望者の中から五十人（乳児二十人、幼児三十人）を選んで収容する。

開所式では古堅助役があいさつ、武村民生課長が保母を紹介。保護者を代表して潮平マツ子さんのあいさつがあって式を終わり、引き続き保護者との懇談会がひらかれた。

与儀公園用地を確保／那覇市議会で要請決議

〔琉新・朝　1964・8・18〕

十七日の那覇市議会（臨時会）は与儀の新設英語商業高校敷き地問題で議会運営委員会（各派交渉会）を開いて協議したあと午後零時半から本会議を再開「与儀公園用地の確保に関する要請決議」を全員一致で決議した。

この新設商高問題は民政府が那覇市与儀の公園指定地内に英語商業高校を設置すると発表したが、那覇市議会では同地は公園指定地であり、那覇市の都市計画をなしくずしにするものとして場所の変更要求を決議したもの。市当局や教育委員会をはじめ市民の間からも「公園敷地は使わないで」という声が高まっており、これを機会に設置反対運動はいっそう盛り上がるものといられる。決議文のあて先は高等弁務官、民政官、主席立法院議長。

与儀公園用地の確保に関する要請決議（要旨）　民政府は与儀公園用地内に英語商業高校を建設する計画があると発表し、市民の大きな不満を買っている。与儀公園用地は五六年都計法に基づき公園として地域指定がなされたが、公共建物の建設が相つぎ、六一年にはついに地域指定の変更を余儀なくされ、その面積は三分の一に縮小されるに至り、総合的な公園建設に大きなブレーキとなった。

これ以上縮小されることは那覇市の公園計画に多大の支障を来たすものである。また、この学校建設は教育委員会も関知しないものといわれ、キャラウェイ前弁務官の教育権介入にさらに輪をかけるものである。市議会は市民の総意に基づき、市民のいこいの場としての公園建設がすみやかに実現されるよう強く要請する。

一社　説　都計事業に対する本土政府の援助

〔沖タ・朝　1964・8・29〕

那覇市では、臼井総務長官の来島を機会に、都計事業に対する大幅な財政援助を要請したという。近代都市として本格的な建設の段階を迎えたけれども、相変わらず財政難にあえいで、はかばかしい前進を見せておらず、各面に立ち遅れの印象をつよくしている。

沖縄の中心都市としての機能を完備するためには、自治体の自己財源だけに頼っていてはとうていラチがあくものではない。やはり政府財政からの資金援助をあおがねばならない立場にあるが、今日までの実績はほんの微々たるものにすぎない。米国政府や琉球政府からの建設補助金は、年度によって散発的に交付されているにすぎず、真に都計事業を推進しようとの計画性もなければ、積極的な態度も見られない現状だ。

那覇市だけにまかせきって、首都の建設事業が完成できるはずはない。資金から技術、執行面にいたるまで、強

力なバックアップを要するのはいうまでもなく、現在の状態では市政を窮地におとしいれるばかりだ。本土政府に財政援助を申し入れたのも、市当局がこういった窮状を打開するために立ち上がったと解すべきで、またじゅうぶん筋が通ったはなしである。

本土政府の援助金は、明年度から大幅に増額される見通しであり、このさい都市の復興建設に対する援助ルートを確立するよう、那覇市だけにかぎらず市長会あたりが折衝にあたるべきだ。琉球政府の財政を通さず、直接、市当局の予算に交付する方式をとるのがのぞましい。これは法的にむずかしい問題も多いと思うが、日米協議委員会に提案して調整すれば、なんとか実現の道が開かれるはずだ。

とくに那覇市が計画している安謝商港の建設は、日琉間の経済交流を円滑にするうえからも、本土政府の全面的なあと押しをのぞみたい。総工費千七百万ドルの五か年計画をなっているが、那覇市だけの力ではとても予定どおりの完工は期待できない。経済発展の基盤となる港湾計画であるから、援助事業の中でも重点項目としてとりあげられるはずで、具体的なプランをそえて早急に交渉にあたるのが賢明であろう。総務長官の現地視察によって、各面の経済援助がいちだんと軌道にのるよう望みたい。

難航する公設市場計画／那覇市／業者側がごねる／市当局／議会提出実施に強気

〔琉新・夕　1964・9・17〕

那覇市牧志町の公設市場改造計画は、この十九日から開かれる那覇市議会定例議会に提案されるが、現在同市場に収容されている公設市場連合会が、注文をつけて難航。市当局は議会開会をひかえて頭を痛めている。

この公設市場は、終戦直後に自然発生的にできたものを、市が五〇年にまとめたものが、その後一度も改造されていない。そのためこれまでたびたび、衛生上、火災予防上、都市美観の点から問題になり、市当局でも以前から改造計画をしていた。しかし地主との問題、現在営業している公設市場連合会との調整がつかず、のびのびになっていた。ガーブ川の改修工事もでき、水上店舗も生まれ変わったのでこの市場だけが取り残されていたが、やっと地主との話し合いもついて改造計画が実施されることになった。

市当局の計画は、現在の肉、鮮魚、野菜などの食料品市場を地下一階、地上四階建てにしてエスカレーターを設置する。地下一階は完全冷房して、排気、衛生面を立派にして肉と鮮魚関係を収容する、一階は別の食料品と現在新栄通りの仮設市場にいる花屋通り会の人たちを収容する。二、三階は新たに業者を募集する計画。

この計画にたいして公設市場連合会では「地下にはいるのは困る。地下にいくと売り上げが減ることが予想される。現在の業者は全部一階に収容してほしい」と主張。当局の間取り図とは別に独自の案をもち出して連日市当局に押しかけくい下がっている。市当局としては、ガーブ川工事の立ちのき問題のときに、花屋通り会を一階に収容するとの約束をしているし、また肉、鮮魚類は、本土のマーケットなどの例からみても地下であることが望ましい。改造計画ではエスカレーター、道路から直接地下に降り口もあり、建てものの中にはいれば、一階と地下の区別もほとんどないのと同じである。同業者が全員地下に移ったら売り上げは一階とほとんど変わらないとして、説得に当たっている。しかし定例議会を目前にひかえて、まだ調整はついてなく連日、市場連合会ともめ続けている。

市当局では、どうしてもこんどの議会には提案して、改造を実現したい意向であり、もし調整がつかなければ計画どおりおし進めると強気な態度を示している。

那覇公設市場のデラックス構想／ねりにねってオジャン／議会提案を撤回／那覇市／業者との折り合いつかず

〔琉新・朝　1964・9・19〕

長い間構想が練られてきた那覇市牧志の公設市場の改築計画は、市議会で審議寸前になってからくずれ去った。公設市場に収容されている業者と折り合いがつかず、市当局は十九日から開かれる議会に上程していた同改築計画案を十八日に撤回。八十五万ドルの予算でエスカレーター、エレベーター付きの地下一階、地上四階というデラックス市場の夢は消えた。

この公設市場は終戦まもないころからのままで、衛生法上も違反しており、改築計画は市当局の長年の懸案だった。

それがやっと地主との了解もつき、市当局では具体的な計画をまとめ、十九日から開かれる定例議会に提案していた。

市当局の計画によると総工費八十五万七千三百ドルで地下一階、地上四階ののべ五千六百二十八平方メートルのマンモスマーケットをつくることにしていた。また内部施設も地下を完全冷房にするほか、エスカレーター、エレベーターなどの設置も計画され、デラックスな市場に生まれ変わることになっていた。

しかし公設市場連合会が完成後の店舗割り当てで、当局が計画している地下に肉、鮮魚など収容することに反対、ついに両者の間に歩み寄りが見られず、怒った市側が同計画を投げ出した。市当局は撤回について「現業者を全員一階に割り当ててほしいという要求は技術的な面から不可能である。業者の協力が得られない限り改築はしない」との立ち場を明らかにしている。

同市では、いったん議会に上程した議案を撤回したのははじめてのこと。

この改築計画のご破算で、新栄通りの真ん中仮市場にいる花屋通り会の移転先も消えさった。この仮市場は、ガーブ川改修工事の時立ち退きの条件として、公設市場の改築後に優先的に収容するということだった。また花屋通りの仮市場も期限つきであり、これがのびると市当局は新栄通りとも約束違反になるので、こんご問題が起こることはさけられない。さらに現在の公設市場は食品衛生法に違反しているが、まもなく改築する、との理由で保健所の許可を得ている状態であり、改築がご破算となれば、新たに衛生法上も問題が生ずる。

那覇市新垣第二助役の話　これまで市の計画を説明して説得に当ってきたが、ついにまとまらなかった。市としては業者の協力が得られない限り改築しない方針であり、残念ながら議会提案を撤回した。これまでの話し合いから連合会側には全く誠意がみられない。連合会が市案に折れてきても今議会では提案できない。こんご連合会側が市の計画どおりつくってくれということになれば、臨時議会を招集して提案する意思はある。

改造計画がダメになったことで問題になると予想される花屋通り会、食品衛生法との関係などはこんご検討して対策をたてたい。

市当局案に絶対反対／鮮魚組合

公設市場の鮮魚、鮮肉組合は十八日午後九時から同市場内で職場大会を開いて難航している公設市場改築計画を検討した結果、絶対多数で市の計画している改築案に反対した。

市案に賛成派と反対派が激しくわたり合ったが、採決の結果、市の計画通りなら改築しない方がいいということを大多数で決めた。なお、市案で一階に収容されることになっている食料品関係の業者は意思表示を避けている。

行き詰まりの都市施設／市が現況を分析／急激な人口増が原因／市財政では困難／おいつかぬ水源開発

〔沖タ・朝　1964・9・20〕

那覇市はこのほど、市の直面している問題点を掘りさげた「那覇市の現況をまとめた。琉球政府、南連、開金など関係筋に配布して那覇市に対する認識を高め、協力を求めるのがねらい。財政状況、都市計画道路、住宅、区画整理、公園、港湾、上水道、下水道、清掃事業の十項目に分けて問題を掘り下げている。那覇市は、高度成長を続ける琉球経済の中心地として、毎年順調な発展をとげているが、急激な人口集中のため道路、上・下水道など都市施設は行き詰まりの状態であり、このままの姿で行くとほとんど解決できなくなり、問題はますます深刻化し、沖縄の発展を阻害する結果になるので直面する問題を早急に解決することが急務であると強調している。つぎはその要旨。

財政状況　貧弱な財政強化策として①政府税の一部委譲②市町村交付税の増額③政府補助金の増額と対応費の軽減をはかることである。

都市計画　市の都市計画事業は住宅、上水道も加え総事業費八千六百五十九万九千ドルだが、六四年度までの総執行額は千二百三十二万七千六百五十三ドルで執行率はわずか一四・二三％にすぎない。最終目標年度は七六年で残る十二年で八五・七七％執行しなければならず、こんご大幅な公共投資をして整備を急ぐ必要がある。とくにおくれているのが計画街路の整備で六四年度現在七・六％にすぎず。経済活動に大きなブレーキとなっている。そのほか下水道、公園、住宅などが低率である。根本的問題は市財政の貧困と必要な立法措置である。本土では国家事業として大幅な財政補助がとられ、市町村財政を圧迫しないよう国家の投資措置がと

られている。首都づくりの一環として国家的見地から大幅な財政支出が要請される。

道路　毎年道路交通対策を市政の重点施策として道路整備に当たっているが、障害物件の立ち退き補償をはじめ膨大な経費を要し、市の財政では短期日でできない状態にある。都市計画街路は政府の積極的財政援助で街路整備を急ぐ必要がある。一般街路はタール舗装五か年計画をたて六八年度までに市道の五〇％を舗装整備する。

住宅　十か年目標で住宅難世帯二万七戸のうち十一万四千戸（七〇％）を住宅不足数とし、世帯増、減失なども加えずほぼ三万六千戸と推定される。建設を必要とする三万六千戸のうち自力で建設（二万二千戸）できるものを引いて一万四千戸が不足するが、その四〇％五千六百戸を公・市営住宅に収容するため、一・二次計画に分け第一次から五か年計画で二千七百七十一戸を建設する。建設費は八百一万三千四百㌦を見積もっている。

区画整理　事業区域内にある国県有地について民政府から換地承認がえられず①区画整理の登記②土地各筆の精算③区画整理後の新町界地番の設定などができないため、登記権設定、住所の表示、戸籍事務、郵政事務などに支障をきたしている。

公園緑地　マスタープランによって十六か所が指定、その後も追加指定された。区画整理事業で確保された公園、緑地は三十五か所、五四・六ヘクタール。都市計画区域面積の二・一％に相当し、六四年六月現在の人口二十五万七千人に対し、一人当たり二・一平方㍍である。六四年度までに整備されたのは、牧志、竜潭、奥武山公園の一部と児童公園の数か所でわずか八・七ヘクタール、計画の一六％である。六八年度までには与儀、奥武山、希望ケ丘、旭ケ丘の四公園を重点的に整備する。公園事業には約四百六十八万三千七百㌦（執行額五十九万五千二百三十四㌦）の費用が必要で市財政だけでは困難である。

港湾　那覇、泊両港とも能力以上のオーバーワークを強いられ、沖待ちがおきている。客船四万㌧、タンカー船四万㌧の大型船舶を対象とした港湾施設を計画する。安謝地先開発総合計画の一環として総埋め立て地百十八万六千二百二十二・五七平方㍍のうち、ふ頭敷地二十万二千八百十平方㍍（一七・一％）を確保して築港計画を進める。港湾施設には概算一千七百二十三万一千㌦の資金を要するので国家事業として政府援助により築港するよう計画する。

上水道　泊浄水場の浄水能力一日平均二万㌧、最大二万四千㌧を発揮できるよう補足水源の開発と既設水源を改良する。水道公社の北部水源開発計画で市の配水系統は、泊浄水場と上間配水タンク（六五年十月完成予定）の二つの系統になるので、配水管網を再編成し、都心部や高台の給水不良地域の改善さらに未給水地域の解消をはかるため重点的に施工する。

下水道　旧那覇、真和志地区を対象に計画したが、民政府でも全島的下水道計画を策定、独自の計画を中止するよう通達があり、未調整のまま六四年度補助金二十五万㌦は削除され、まだ着手されていない。都市衛生の面からも早期着工がのぞまれている。

清掃　ごみ処理は回転式ごみ焼却炉を建設する。総工費三十一万五千四百三十㌦のうち十五万七千十五㌦の政府補助を予定している。

し尿処理は下水道でするのがのぞましいが、完備されるまでには長期間かかるので、それまでの対策として一日二百四十㌔㍑の処理能力をもつ、し尿消化槽を建設する。総建設費百六万七千百三十㌦、六六年度第一次計画額六十六万三千九百㌦のうち三十万三千九百㌦の政府補助を要請中である。

早くも荒れもよう／市議会／公設市場改築めぐり

〔沖タ・朝　1964・9・20〕

那覇市第六十六回定例議会は十九日、十二日間の幕を開けた。九月定例議会の最重要案件であった牧志公設市場改築計画は、業者との調整がつかず、ついに議案を撤回、流れてしまった。野党各派は、撤回の理由を鋭く追及する構えであり、二十一日の一般質問ははげしいやりとりがあるものとみられ、早くも荒れもようである。

十九日の初日は、議案の提案と当局の説明に終わった。一般質問は各会派代表一人にしぼって行なうとの議会運営委員会の決定に対し、人民党側は発言を封ずるのは非民主的だ。議員の質向上といっているが、代表一人による質問にしたら質は向上するか、と食い下がったが、結局、議運委決定どおり十八日会（十五人）無所属クラブ（五人）人民党（三人）社大党（二人）公政連（二人）無所属（二人―うち一人は高良議長）の順序で各会派一人が代

表で質問することに落ち着いた。しかし、公設市場改築計画の撤回をめぐってかなり混乱するものとみられる。

問題の公設市場改築計画は、当局が議案を撤回したため、野党各派は二十一日の一般質問でとり上げ、徹底的に撤回の理由を質す構えであり、注目されている。

牧志公設市場は、バラック造りで食品衛生法に違反、都市の美観、環境衛生といったあらゆる面から問題を投げ、市当局の長年の懸案事項であった。それで市民みんなに親しまれる衛生的な公設市場をキャッチフレーズに改築計画を進め、九月定例議会提案までこぎつけた。地下一階、地上四階の鉄筋コンクリート、延べ五千六百二十八平方㍍で地階は完全冷房、初めての上・下エスカレーターまで取りつけ、総工費八十五万七千㌦のデラックス市場を建設する計画で、地階には精肉、鮮魚、野菜業者、一階には残った店子と花屋通り会員を収容、二、三階は専門店として新たに貸す考えであったが、業者側は全員一階に収容できる改築でなければならないと主張したため、調整はつかず、市当局も「業者の協力がえられない限り建設しない」と議案撤回に踏み切り、せっかくの改築計画もついに流れてしまった。

野党各派は、問題を重視して十九日閉会後、それぞれ議会対策を話し合った結果、二十一日の一般質問で撤回の理由を鋭く追及することになった。

議案を提出するからには、事前にあらゆる問題を解決していなければならないが、議案も配布してから開会当日に撤回するのは余りにも無責任である。対議会姿勢についても当局の見解を質す必要があるとの考え方である。また業者の反対に押し切られて撤回した当局の弱腰にも問題があるとみている。

一方、与党の十八日会は閉会後、市長室で当局から撤回理由の説明を聞き、議会対策を話し合った。野党のつき上げはあっても結局、絶対多数で押し切ることになろうが、市民の食生活につながる問題だけにこんごの成り行きが注目される。

〝花屋街〟また窮地へ／市場計画のとばっちり

〔沖タ・朝　1964・9・20〕

牧志公設市場の改築計画が流れたため、花屋通り会（七十二人）はまた窮地に追い込まれた。

花屋通り会は、ガーブ川改修工事の際、適当な移転先がなく困っていたが、工事に協力するということで新栄通り会が同通りの道路上での商いを認め、これまで続けてきた。

しかしさる七月十七日で期限が切れたため、再び問題となり、新栄通り会と期限延長が話し合われた。九月定例議会には必ず市場改築を提案するということで新栄通り会は九月まで延長、さらに両者が話し合った結果、新栄通り会の好意で来年二月までの延長が認められ、花屋通りのおばさんたちもホッとしていた。

ところが市場改築計画が流れ、いつになるかメドもつかないことから新栄通り会員の中には「こうなったらどうしようもない。十月はじめには立ち退いてもらわなければ困る」との意見もあってまたまた問題になりそうだ。

花屋通りのおばさんたちも計画のお流れで落ちつかない表情。市当局とかけ合って解決していきたいと話していた。

一方、新栄通り会では近く役員会を開いて態度を決めることにしており、問題になりそうだ。

那覇市会／でたらめ給水追及／当局、機械が故障と弁明

〔沖タ・夕　1964・9・21〕

那覇市議会は二十一日午前十時十分開会、一般質問を行なった。

まず、十八日会（十五人）を代表して具志栄治議員が質問に立ち市の水道行政は無計画ででたらめであると当局を追及した。また牧志公設市場の改築計画の撤回もとりあげ、その理由をただした。そのほか私有財産の処分問題などを取りあげた。そのあと無所属クラブ（五人）人民党（三人）社大党（二人）公政連（二人）久高議員の順代表質問が行なわれる。

主な質疑は次のとおり。

具志栄治議員　那覇市は晴れたら断水、降れば浸水というのが実情だ。断水は市の年中行事で毎年くり返しており、市民は当局の水道行政に不信をいただいている。市長は施政方針で自己水源開発を強調しているが抜本的対策を持っているか、また全面給水はいつごろまできるか。

玉城水道部長　当局では水道対策に意を払い努力している。市の水道需要量は人口急増で急激に増え、自給のアンバランスを一層助長してい

る、六九年度を目標に五か年計画で源水二万四千七八十㌧確保する計画である。現在の七千二百八十㌧の自己水源を六九年までには一万五千三百八十㌧までふやす計画だ。

最近の水事情はさった十日に軍タイベース責任者から三千五百㌧から二千五百㌧に減るまでその線で配水計画をするよう指示があった。ところが、機械の故障で二千五百㌧の予定が千八百㌧に減ったため市民の節水をよびかけてきた。いつまで持つか、予想はつかないが当分は大丈夫だ。

具志議員　漏水対策はどうなっているか。

玉城水道部長　漏水率は三三％だが、不良メーカーの取りかえなどで本土水準の三〇％まで引き下げる計画である。

具志議員　予告なしの断水で市民はこまっている。

玉城水道部長　新聞広告や広報車で周知徹底をはかっている。

具志議員　牧志公設市場の改築計画撤回について。

新垣第二助役　業者の調整がつかなかった。業者案ではとうてい収容できない。

具志議員　同市場は老朽化しており、今後の改築計画は、あるいは民間企業にまかせる方針か。

新垣第二助役　改築する方針に変わりはない。民間企業については今後の問題である。

委員会設け啓発／南風原村有志／那覇市合併に賛成

〔沖タ・朝　１９６４・９・22〕

内務局は、二十一日午後二時から南風原村役所で合併懇談会を開き、那覇市との合併問題について地元側の意見を聴取するとともに、行政府に合併に対する考え方を説明した。この日の懇談会には、大田内務局長にかわって嶺井地方課長ら関係職員が出席、地元側からは赤嶺村長はじめ村議会議員、青年会幹部など有志約百人が参加した。

地元側は那覇市との合併の必要を認め基本的に賛成するとの意向を示したが、そのまえに合併委員会を設置して村民を啓発するとともに、那覇市とも合併方法について話し合いをすることが必要であるとして、早急に委員会を設け各種の資料を集め準備を進めることになった。

なお両市村の合併については内務局も側面から協力、助言することを約した。

ところで行政府では、今週から全琉の各市町村を対象に合併に対する動静調査を行ない、この調査結果をもとに新たに合併の〝青写真〟をつくり、合併可能な市町村から実施する方針である。合併促進審議会はさる六〇年二月の「市町村規模の適正化」にかんする答申のなかで、那覇市と南風原村のほか、浦添、豊見城、与那原、西原の各町村との合併を勧告しており、こんどの南風原村との合併問題が具体化するにつれて、急速に合併機運が高まるものと期待されている。

那覇市会／非行児対策で質疑／青少年育成条例、委員会に付託

〔沖タ・夕　１９６４・９・22〕

那覇市議会は二十二日午前十時八分から本会議を開き、議案の質疑をおこなったあと、それぞれの委員会に付託した。

那覇市青少年健全育成協会設置条例について「なぜ目的を明確にしなかったか。市内の非行青少年の実態、協議会設置でよりよい効果が期待できるか」との質問に対し、目的はうたってないが青少年の指導育成、保護および矯正に関する総合的施策をたてるに必要な事項を調査審議することである。また協議会設置によって現段階よりは前進するものとみていると答えた。

奨金基金条例、奨学資金給付条例制定について「市が資金を入れて額の引き上げ、定数を増す考えはないか」との質問に対し当局は「故崎浜秀主氏ほか四人の寄付金による基金であり、いちおうこれで運営し、増額、定数については将来検討したい」と答えた。

そのほかの議案はほとんど質疑なく、総務、建設、経民も三委員会に付託した。

公設市場組合が内部分裂／那覇市／食料品組合など脱退／市計画案どおり改築要求

〔琉新・朝　１９６４・９・25〕

那覇市牧志の公設市場連合会（吉浜実璋会長＝組合員八百人）は、市当局による市場改築問題をめぐって内部分裂し、二十四日同連合会加盟の食料品組合、衣料品組合が脱退した。脱退組は半数以上で、これまでの連合会の方針に反対、市当局の計画案どおりの市場改築を要求している。

この市場改築問題は、市当局の案で現在のガーブ川西の食料品市場を地下

一階、地上四階、エスカレーター付きのデラックス市場にする。地下一階は肉、鮮魚の業者を収容することになり、現在開会中の那覇市議会に提案される予定だった。ところが、市場連合会が、地下に収容されることに反対してもめたため、市当局はこの計画を白紙に戻したもの。

この改造計画はオジャンになったため、市場連合会内では改築実施を期待していた食料品組合（組合員約二百十人）などが、連合会の方針に反対してもめていたが、ついに脱退。同組合は独自に市当局の改築案に全面的に協力することを決めた。

二十四日は同組合員約五十人が市当局に押しかけ「改築を早く実現してほしい」と申し入れた。これにたいし、那覇市当局は「市としては、全市民の市場をつくるという立場から改築計画をしたものであり、早急に実現したい。しかし全組合員の協力がない限り議会に提案はしない。一日も早く全組合の意見がまとまるよう希望したい」と語った。

また連合会に加盟しているガーブ川東の衣料品組合（組合員約二百二十人）も、二十四日「連合会脱退」の声明を発表した。

この衣料品組合は、市当局による西市場の改築と直接の関係はないが、現在独自に地主の上岡〇〇〇氏と協力して改築計画を話し合っているが、西市場の改築がダメになると、東の衣料品市場の改築にも影響することを心配しており、声明のなかで「西市場改築問題での連合会の行為は、こんごの東市場の改築にも不安を生ずるので、脱退した。那覇市民の台所を一手にあずかる理想的な市場に改築するには全面的に協力すべきである。改築が中止になれば市民の希望を裏切ることになる」といっている。

関係法の立法、改正／人口の都市集中の弊害除く／那覇市、政府に要望

〔沖タ・朝　1964・9・25〕

那覇市は二十四日、行政府に対し、都市公園法、土地区画整理法、中小企業基本法、観光基本法など一二件の新規立法と道路法、清掃法など四件の一部改正を要請した。とくに中小企業の健全育成のため、公庫法など五件の新規立法を要請しているのが注目される。

人口の都市集中化で那覇市の都市施設は行きづまりの状態にあり、また多くの弊害が生じ、年々深刻化、放置するとほとんど解決できなくなるおそれがあり、これらの難問題解決のためにも十二件の新規立法と四件の一部改正が必要であると強調している。

要旨はつぎのとおり。

【新規立法】

▽都市公園法　公園の設置、管理基準を定める必要がある。

▽土地区画整理法　旧耕地整理法で実施しているが①換地処分に対する関係人の異議申し立てが封じられている②減歩率などについて地主の意見を反映する機会がないなどの矛盾がある。

▽住宅地区改良法　不良住宅街が広い地域にわたっており、特別法を制定して不良地区を整備するとともに改良住宅を建設する必要がある。

▽下水道法　事業の円滑な運営をはかるため、同法の制定で態勢をととのえることがのぞまれる。

▽広告物法　屋外広告は都市美観をいちじるしく害しているので基準などを規定して都市美観風致の維持および公衆に対する安全をはかるため制定する必要がある。

▽中小企業基本法　中小企業の生産性と取引条件を向上させ、さらに経済的社会的制約による不利を是正し、こんごの進むべき道を明らかにするよう法の整備が必要。

▽中小企業協同組合法　健全な発展をはかるには協同組合を設置、互いに結束して経済活動の公正な機会を確保できるよう法の整備が必要。

▽中小企業金融公庫法　現状打開のため公庫を設立、融通の円滑化をはかる。

▽中小企業近代化資金助成法　近代に必要な設備資金の一部を政府が補助して積極的に企業の近代化を助長するため法の整備が必要。

▽青少年健全育成協議会設置法　青少年の不良化問題は社会人全体のものであり、法の制定が必要。

▽観光基本法　こんごの観光事業の方向を明らかにし、観光政策を強力に推進するため制定が必要である。

【一部改正】

▽道路法▽労働関係調整▽墓地、埋葬等に関する立法施行規則▽清掃法

青少年の非行防止へ／市が育成協議会を設置

〔沖タ・朝　1964・9・27〕

近年、青少年の非行が増加し、犯罪の手口も悪質化しつつあるところから、那覇市では十月から「青少年健全育成協議会を設置、家庭教育による公徳心

の高揚、勤労青少年の福祉増進、青少年の非行防止にのり出すことになった。

協議会は四十人の委員で組織され、市長の任命で学識経験者（五人）、市議会議員（二人）、関係行政機関の職員（那覇教育委員、那覇署員、市職員等十五人）、関係組織団体の代表（那覇防犯協会、那覇福祉協議会、那覇体協、子供を守る会、交通安全協会、自治会、青年会、婦人会等十八人）で構成され、任期は二年、青少年の指導、育成、保護に関する事項を調査審議し、必要に応じて市長、関係行政機関、関係組織団体に意見具申をする。

協議会では、さしあたり六五年度事業計画として①家庭教育による公徳心の高揚②勤労青少年の福祉増進③青少年の非行防止の三点を目標に「母と子の二十分読書運動および家庭会議の奨励」「すぐれた青少年の表彰」「注意し合い感謝し合う運動」「マスコミ関係および風俗営業者との懇談会」などの運動を実施する。

道路を不法占用／プライウッド社が三年も／市議会が再びとりあげる

〔沖タ・夕　1964・9・27〕

那覇市の道路が約三か年も一商社によって不法占用されてきたため、市議会で問題になっている。

さる六月定例議会でもとり上げられ、当局は早期解決を約束しながらいまだに解決されず、九月定例議会で再びとり上げられた。半額の占用料金をとっても約五千ドルぐらいにはなると議会では、市当局のでたらめな管理にあきれかえっている。

問題の道路は、古波蔵埋め立てにある沖縄プライウッドＫＫ沿いの道路で、ベニヤ合板の原木揚げと廃材（合板材料を削り取った残り）の置き場として使用していたもの。同社が操業開始してから四か年になるので、少なくとも三か年は不法占用してきたものと議会ではみている。海岸線の重要道路でありながら、同社が原木置き場の陸揚げと廃材置き場に使っているため、せっかくの道路も用を足さず完全に死んでしまい、車両は回り道して通っているのが実情だという。

六月定例議会では黒潮議員（人民党）がとり上げたが、別の議員もさほど問題にはしなかった。ところがさる二十三日、現場調査した総務委員会のメンバーは、異口同音に「余りにもひどすぎる。でたらめだ…」と当局のズサンな運営を非難していた。証拠写真を撮り、当局を追及するといきまいていた。

占用している道路の面積を約千六百五十平方メートルとみたばあい、占用料金は半額見積もっても三か年では五千九百四十ドルになる計算だ。占用料は市街地が一平方メートル当たり二十セント、そのほかは十セントとなっているので、市街地として計算すると一万ドル以上になると議会では、占用料まではじき出して当局のでたらめな運営を非難している。

道路の不法占用のほか、同社は許可なしに百十五・五平方メートルも埋め立て、また護岸を破損している。

不法埋め立てについては、二回にわたって政府から議会に諮問があったが、これを否決している。

当局では、道路を掘り取って用地内にたまり場をつくるよう提案してあるが、会社側はいっこうに解決していない。

市では二十五日、社長補佐のリチャード・Ｐ・ジョンソン氏、湖城販売主任を呼び出し、廃材を早急に撤去するよう勧告した。

これに対し会社側では、構内に廃材積み場をアスファルト舗装しているので二十九日までには撤去すると回答した。なお不法埋め立て、レール布設、護岸の破損などの問題についても解決策を練り、近日中に市当局に提示することになっている。

指名議会の招集を阻止／昨夜、主席公選要求県民大会／任命制度に終止を／社会党調査団も参加

〔沖タ・朝　1964・10・2〕

復帰協（喜屋武真栄会長）主催の「主席公選要求、指名阻止県民大会」は一日午後六時半から立法院横の広場で開かれた。大会には労組、各民主団体をはじめ約七千人（主催者側発表）が参加、来島中の日本社会党調査団一行も出席して会場を盛り上げた。議長団選出のあと吉元復帰協事務局長が主席問題の経過を報告、大田復帰協副会長のあいさつに続いて、社大、人民、社会の三政党代表が「当面の主席指名阻止主席公選要求は米軍事基地撤去、祖国復帰への第一歩であり、全県民の力を結集して是非とも要求を勝ちとらなければならない」と力強く意見発表した。そのあと米大統領と高等弁務官あて、立法院議長と各政党あての「主席公選要求、指名拒否にかんする要請決議」と、大田任命主席の

即時退陣要求の三つの決議を満場一致で採択、日本社会党調査団から激励のあいさつがあってデモ行進に移った。デモは国際通りを通り崇元寺前で解散した。

大田復帰協副会長は「住民の力によって米国に追従してきた自民党を分裂に追い込み、大田主席の辞表提出にまでいたらしめた。沖縄にたいする国内外の関心は非常に高まっているが、ここで県民の戦いを挫折させては自治拡大、主席公選はおろか、悲願の祖国復帰も遠のくことになる。全県民が主席公選と自治拡大の戦いに全力をあげて立ち上がらなければならない」と訴えた。

意見発表には社大党安里積千代委員長、人民党瀬長亀次郎委員長、社会党宮良寛才委員長の三氏がたち混迷政治、自治タナ上げは大田主席の責任だけでなく制度そのものにあることを認識しなければならない。主席指名阻止公選要求は、復帰、軍事基地撤廃のテストケースでもある。さいきん本土自民党や施政権者は、県民の最低次元の要求である主席公選まで押さえ、基地分離論で県民の要求をそらそうとするなどあらゆる手をつかっている。さきの県民大会で主席指名に応じない。公選実現に努力すると公約した民政クラブは、公約を裏切って主席指名に走っているが、これは許しがたい行為であり、われわれはこんどの戦いが基地撤去、祖国復帰の戦いと一つであるとの観点から、主席指名の議会招集を事前に阻止する戦いに全力をあげて結集しなければならないと強調した。

また日本社会党調査団を代表して、中村高一団長は「大会に参加できたことはよろこびにたえない。われわれは立法院が自治拡大、主席公選要求を決議しことを高く評価している。しかしこの決議の意識がうすれつつあるのは残念だ。立法院は自ら決議したことを権威にかけても実現すべきであり、でないとアメリカから侮辱される。自由のために戦ったアメリカが他民族の自由を抑圧することは許されるべきではない。復帰要求はいまだに実現しないが、アメリカの極東政策はいたるところで失敗しつつあり、この事実をアメリカ自体が考えねばならない。国民にかわって立法院に決議が守られ実現されるよう全面的な協力を惜しまない」と激励した。

なお大会には長嶺議長のあいさつ、民政クラブ代表の意見発表も予定されていたが参加しなかった。

主席公選要求・指名阻止決議（要旨）

（米大統領・高等弁務官あて）

沖縄が県民の意思に反して祖国日本から分離され、米軍の占領統治におかれてから実に二十年になろうとしている。その間全県民はひたすら祖国への復帰を願い、県民自治の立ち場から知事公選を要求しつづけてきた。一時は、限られた自治だったとはいえ、四群島の知事が公選され、県民から歓迎された。これが講和条約の締結と同時に主席は米軍の任命制度に変えられた。

しかし、高まる自治権拡大、主席公選に対する県民世論はおさえ難く、立法院ではくりかえし自治拡大の要請を行ない、与野党とも主席公選を最大の政策にかかげるにいたっている。これに影響されて一九六二年三月の池田・ケネディの新政策で民主主義の原理を基礎として自治権を拡大する旨規定し、主席を立法院による指名制にした。しかし、これも最終的には任命制度にすぎない。指名制になってから二年半の沖縄の政治の実態は高等弁務官の直接統治を強める結果となった。そしてから大田主席の責任追及となり、与党の分裂、大田主席の辞表提出となったが、新高等弁務官になってもその辞表はまだ受理されない。県民の強い政治的願望を無視し、主席公選を否定する米国の態度は近代民主政治の基本理念に反するものである。九十万県民は、再び現行の指名による主席任命制度を廃し、ただちに公選を実施するよう強く要求する。

（立法院・各政党あて）

立法院は一九六四年七月二十七日「行政主席大田政作君の即時退任要求決議」を採択した。その中で「辞表提出後の長期にわたる大田主席の在任は、住民の熱願する自治権拡大に一大障壁となるものと思料する。従って全住民の真の願望である自治を拡大するため、大田行政主席は即時退任するよう強く要求するものである」とのべている。

ところが、最近の民政クラブと自由民主党の動きは、この決議の趣旨に反するものである。すなわち、自治を拡大するには、まず大田主席をやめさせることであり、そのためには保守をして次期主席を指名すべきである。として画策している。

このことは、アメリカの沖縄に対する軍事的植民地支配に協力し県民の自治権拡大の要求をふみにじるものであり、一大障壁となるものである。

立法院並びに各政党は、大田主席の即

時退任要求決議の趣旨を一貫しておし進め、次期主席の指名を拒否し、主席公選を要求して、全県民の先頭に立って戦うよう要請する。

【大田主席の即時退陣要求決議】 高等弁務官と指名制によって生まれた大田主席による非民主的専制支配は、県民の大きな抵抗をよびおこし、その結果自民党も分裂するところとなり、大田主席も辞表を出すにいたった。しかるにその後の大田主席は、高等弁務官からの許可がないということで執務をつづけ、自らの判断と行動によって政治責任をとろうとしない。

このような大田任命主席の態度は県民の意思をふみにじり、主席公選、自治拡大の要求を阻み、大衆に政治不信を植えつけるものである。県民は一刻たりとも大田任命主席を行政責任者の地位におくことはできない。よって本大会は大田任命主席の即時退陣を要求する。

借地権確認で提訴／地主の割り当て土地期限立ちのき要求で／多難なスラム街解消／那覇

〔沖タ・朝　1964・11・14〕

那覇市公設市場、ガーブ川水上店舗、浮島、新生、道頓堀通りに囲まれたスラム街の人たちは、スラム街解消のため昨年十一月「不良住宅街解消都市建設促進協議会」を結成して地主の上岡〇〇〇氏と借地契約について話し合いを進めてきたが、ついに決裂、借地人は近く中央巡裁に借地権の確認を訴えることになり、法廷闘争にもち込まれることになり、こんごの成り行きが注目されている。

昨年十一月、地主上岡氏との話し合いで①不良住宅街を十字架型に幅四㍍の道路をあける②都心にふさわしい近代的高層ビルを借地人に共同建築させる③地主も高い敷金や借地料を要求せず、双方が納得いく地料で契約する④都市美をそこなわない設計、計画図を市当局に依頼する…と申し合わせ、さる七月十七日には市当局代表、地主、業者代表も交えて再確認され祝盃まであげた。

ところがその後地主から①これまで支払った地料はいっさい認めない。坪当たり一か月最低四十㌢、最高一㌦三十三㌢を五五年七月から六四年九月までの十か年分を支払うこと②坪当たり百㌦の敷金を支払うこと③借地料、敷金、損害金、利息を合わせて十二万二千㌦（借地人一人当たり二千八百㌦から最高一万六千㌦）を支払うこと④できなければ六五年六月の割り当て土地期限切れをまって立ちのいてほしい…と提案。これまで再三話し合ってきたが折り合いがつかず提訴することになったもの。

同協議会では行政府、法務局、立法院、人権協会、都市計画審議会、那覇市長、市議会に対し①スラム街の早期解消②不良住宅街の実状を調査、その解消を促進してほしい③来年六月期限切れになっている割り当て土地臨時処置法の適用を受けている借地人が安心して建物の修理、増・改築、新築ができるよう処置してほしいと強く訴えることにしている。

同地域の借地人だけの問題でなく、ガーブ川水上店舗の借地人でも敷金を要求されたのもいるようで問題はさらに大きくなるものとみられ成り行きが注目されている。

黒潮会長の話　昨年十一月、ことし七月の話し合いですべて解決、すぐにでも着工できるものと信じていたが、高い敷金、地料を要求されてびっくりしている。地主の要求では、スラム街は解消できないし、引き合わない、裁判に借地権確認を訴える一方、大衆運動でわれわれの計画を実現したい。

地主上岡〇〇〇の話　十年間も地代を払っていないし、話しにならない。まず地代を払うことだ、供託しているといっているが、それも不完全なものだ、割り当て土地の期限切れで立ちのくものには安定法以上の地料は要求しない。期限後も借地したい人には安定法による地料と法定利息を加算して要求する。坪当たり百㌦の敷金も取り切りではないし、いわば担保だ。期限切れ後は絶対に貸さない。処分する考えだ。

66年度首都建設計画決まる／総額四百七十五万㌦／公園公営住宅など建設

〔沖タ・朝　1964・11・15〕

首都建設委員会（委員長・小波蔵副主席）では、六六年度の首都建設事業計画をつぎのとおり決定、このほど政府関係局、那覇市に対し予算計上について勧告した。

それによる必要な予算計上と総額は四百七十五万八千九百九十四㌦でうち政府負担二百八十七万三千七百九十一㌦、那覇市負担百七十四万九千五十三㌦、その他の地元負担十三万六千百五十㌦となっている。

街路　▽むつみ橋―旧料亭那覇間舗装▽開南交番―平和橋間新設▽平和橋―大洋劇場間新設▽旭橋―上の屋区画整理区舗装▽交通広場新設右折橋▽与儀交通広場▽寄宮十字路―霊園入口改良▽観音堂―琉大女子寮間舗装▽安里―古波蔵線

公園、霊園　▽希望が丘、旭が丘公園、識名霊園、奥武山公園

河川、排水　▽さいおん橋―ひめゆり橋

区画整理　▽寄宮地区（継続）▽壺川地区▽真嘉比、古島地区

不良住宅改造　▽樋川、神里原、与儀船増原

衛生施設　▽し尿処理場▽塵芥焼却炉

公営住宅　▽第一種二百戸▽第二種三百戸

保育所　▽二か所

上水道　▽青小堀―牧港導水管改良▽牧港水源系統▽後原―牧港

公館　中央図書館

一社　説一
市場改造計画の促進

〔沖タ・朝　1964・11・16〕

那覇市会の建設委員会は、最大の懸案となっている公設市場の改築計画について、各面から審議を進めている。市当局では、すでに具体計画を仕上げて、さる九月の定例議会に提案し、早急に着工する段取りであったが、業者の反対陳情によってとうとう見送りになった。

しかし、公共施設である中央市場の改造は、いつまでも引き延ばしておくわけにはいかず、来る十二月の定例議会にふたたび提議したい意向だ。建設委員会の審議も、その事前準備として取り上げられたものと思うが、この市場問題は全市民の関心と注目もマトになっており、また多年の要望を満足させるためにも、適切な解決策を打ち出してほしい。

市当局の計画によれば、八十五万ドルの工事予算を獲得して近代的な総合ビルディングを建設し、各階に分けて全業者を収容するとの方針である。市民の立ち場からいえば、こういう明るく、衛生的な市場計画に対しては、もろ手をあげて歓迎したい気持ちであるが、直接、店を出している人たちにとっては、そう単純なものではないようだ。いろいろな要求事項をあげてプランの改善を迫っており、これを調整して円満に収めるには、よほど献身的な努力を要する。

市民の不評をかっている現在の公設市場を真に都心部にふさわしい施設を整えて、近代化をはかれるかどうか、一に市当局および市会側の政治手腕いかんにかかっている。建設委員会は、その第一の関門にあたるわけだが、できるだけ全会一致で委員会案をまとめ、定例議会での決議を円滑にしてほしい。つぎつぎ決議が流れるような事態になっては、世論の憤激をかうのはもとより、市政に対する不信感を高める結果になろう。

建設委員会は、まず当局側の基本計画について説明を聴取した。さらに市場連合会の代表から、利害関係を中心とした意見を聞くことになっている。こうした具体案をもとに、現場の立地条件、都計上の問題などを考慮すれば、おのずから実現可能な最大公約数を求めることができよう。そしてその実施計画が、業者の主張を満足にいれるものであれば、すべてコトは納まるし、そうでない場合は、全市民の福祉という観点から次善の策で打開するほかはない。

都計事業を推進するにあたっては、大小さまざまの障害と困難がつきまとうのは、分りきったはなしである。これまでの建設過程をふり返っても、そのことははっきりいえるし、中央市場の改造事業も例外ではないと思う。これらのあい路を一つ一つ打破して、都市の近代化を推し進め、市民生活のレベルを引き上げていくのが、市政運営者に課された大きな責務というべきだ。

この点、執行機関も議決機関も大局的な見地から問題の本質を追求し、見通しと判断を適正に持してほしい。議案の審議にあたっては、たえず賛否の対立がつきものであるけれども、市民代表の意見を広く求め、民主的な手続をじゅうぶんふんでいけば、自然に結論はしぼられてくる。選良としての良識と義務に従った行動が政治信念のウラづけとなり、ひいては市民に対する説得力となって現われるに違いない。

公設市場の改築は、スペースの割り当て問題でつまずいたかっこうだが、一致点を見出すまでにまだ話し合いの余地は残されている。委員会を中心として、しんぼうづよく意見を交わし合って調整役をつとめてほしい。この機会を逃がしては、市場周辺の改造計画は根本から狂うことになり、地の利をえた商店街の発展も、それだけ遅延するわけだ。長い目で見れば、業者じたいの不利益を積み重ねる結果になろう。

スラム街の解消を／地主や政府に協力要請

〔琉新・朝　１９６４・11・17〕

不良住宅街解消都市建設促進協議会（黒潮武秀会長）とガーブ川商店街の人たち約七十人は十六日午前十時すぎ、那覇市樋川の勉強堂にデモをかけ、地主の上岡〇〇〇氏にたいし「資金対策や移転準備も始めることになって土地を返せとは何ごとか。約束どおりスラム街解消計画に協力すべきだ」と訴えた。

この解消計画は那覇市牧志町公設市場隣に住んでいる人たちが「自分らでスラム街をなくそう」と計画、昨年の七月十七日に同協議会と地主の上岡氏との間で話し合いがまとまり、市当局の指導のもとに来春着工の予定で準備を進めていた。

ところが、その後地主の上岡氏が「過去十カ年分の借地料と敷き金、利息などを合わせて十二万二千㌦を支払ったのちに着工すること。それができなければ割り当て土地期限が切れる来年六月には出ていってほしい」といい出し、難航しているもの。

建設促進協議会のデモ隊は上岡氏とかけ合ったあと立法院議長、主席、法務局長、那覇市長、市議会議長にたいし、陳情文を手渡して善処方を要請した。

これが那覇市の〝新番地〟／七町名にしぼる／なくなる牧志、開南、安里

〔琉新・夕　１９６４・11・19〕

那覇市企画部は新しい行政区画の作製を急いでいたが、このほど旧那覇市の分が完成した。民政府、本土政府の承認が得られしだい実施するが、牧志や開南、安里などいままで親しまれた町名がなくなり、七つの町名にしぼられ、道路沿いに一丁目、二丁目…、一番地、二番地と一目で外来者でもわかるようになる。

このほど完成したのは那覇市の区画整理地区に指定されている旧那覇市の二十八町（二百四十一万九千百平方㍍）にわたっており、スラム街など〝乱れ〟の激しい地域はほとんど整理を終え、新しい町名がつけられた。

新しい七つの町名とそれに含まれる町名はつぎのとおり（カッコ内はいままでの町）

泉町（上泉、下泉町の全部、美栄橋、東、二中前、楚辺の各一部）元町（西本町の全部、西新、東、通堂、上ノ蔵、天妃、辻の各一部）久米町（久米、天妃、上ノ蔵、若狭、松下、松山、西新、辻の各一部）若狭町（若狭、松山、松下、久茂地の各一部）久茂地町（久茂地、美栄橋、松下、松山、久米、牧志、松尾、東、前島の各一部）泊町（崇元寺の全部、前島、高橋、安里の各一部）泊新町（重民町の全部、高橋、前島、上ノ屋の各一部）

この新しい町は道路を中心にして一目で町界、丁目界がわかるようにつくられており、現在の丁目の地番がものすごく混乱し行政上はもちろん、通信配達など日常生活にも大きな損失と不便を与えていただけに、この新行政区画は市民に大きな利益を与えるものと期待されている。那覇市ではこんど完成した地域がもっとも急を要するとして他の地域にさきがけて実施したい方針。ところがこの地域はほとんどが国県有地になっているため換地処分の承認が得られず実施が遅れているが民政府や日本政府に一日も早く実施させてほしいと折衝を進めており、ＯＫの返事がありしだい実施する。他の地域の首里などはいま作業を進めている。企画部では実施のときは旧町名との〝比較対照表〟などを全市民に配るなど〝切り替え〟にまごつかぬようＰＲするといっている。

ガーブ川商店街視察／弁務官／熱心に市の説明聞く

〔琉新・朝　１９６４・11・25〕

ワツソン高等弁務官は二十四日午後一時半から那覇市のガーブ川商店街、むつみ橋下流の水上道路工事現場、首里久場川の公営住宅を視察した。

この日は那覇市から西銘市長、古堅、新垣両助役、関係部課長、それに友寄、伊良波両立法院議員が同行して説明に当たった。

ワツソン弁務官はガーブ川の商店街や牧志公設市場、スラム街解消予定地などをくまなく視察「公設市場の改築がもたついているのはなぜか」「スラム街解消計画はどうなっているか」など、いちいち質問していた。久場川の公営住宅では室内も視察し「上等ですね。水洗便所はうまく使えますか」と居住者たちに愛きょうをふりまいていた。

西銘市長は那覇市の住宅事情や将来の計画を説明、予定どおり事業を進めるには市の力だけではどうにもならないと民政府の援助を要請した。ワ弁務官は「住宅は最も大切

なことなので市の計画がスムーズに行くようにできるだけ援助したい」と答えた。

〝大きな社会問題だ〟／スラム街解消問題／きょうアピール大会

〔琉新・朝　１９６４・12・３〕

いざ着工する段階になって地主が反対、宙に浮いている那覇市牧志町のスラム街解消計画について、不良住宅街解消都市建設促進協議会（黒潮武秀会長）では「一部市民だけの問題ではなく大きな社会問題だ」として三日午後六時からガーブ川商店街（中央）三階で「防災都市建設促進大会」を開き、全市民にアピールすることになった。

　このスラム街解消計画は市の計画に協力し自力で解消に乗りだそうとスラム街に住んでいる人たちが立ち上がり、各面から大きな期待がかけられていたが、準備を整えいざ着工という段階にきて、地主の上岡〇〇〇氏が来年六月末日の割り当て土地期限切れをタテに多額の地料、敷き金を要求して解消にブレーキをかけているもの。同促進協議会では借地安定法違反だとして上岡氏を告訴、この十五日ごろから裁判が始まることになっている。しかし、この問題は単なる解消計画をしている住民だけの問題ではなく〝割り当て土地〟という戦後の混乱期に政府の指導で住みついた人たち全員の生活権をおびやかす問題だとして、全市民に訴えると同時に、政府、市当局にたいして保護を要請することになった。

　この大会には同協議会員のほか中央市場通り会、割り当て土地借地人同志会、ガーブ川商店街組合連絡協議会など〝共通の不安〟にある人たち千人以上が参加する。

　そのほか、立法院の各党代表、那覇市長、同議長らも出席する。

借地人が勝訴／ガーブ川商店街／上岡氏との土地争い

〔沖タ・夕　１９６４・12・３〕

　ガーブ川商店街組合連絡協議会（黒潮武秀組合長）と那覇市樋川〇〇、上岡〇〇〇氏の間で争われていた仮処分決定に対する異議申し立て事件の判決いい渡しが三日午前十時から中央巡裁民事第一部（喜屋武裁判長）で開かれ、連絡協議会の申し立てした占有妨害排除、建築工事妨害禁止の仮処分を認め、協議会側の勝訴となった。

　このため、同商店街内（栄橋際）にある十七・三二五平方㍍の占有が協議会側に認められ、地主に対して同係争地における組合側の建築工事を妨害してはならないとのいい渡しがあった。

　地主と借地人の紛争は、ガーブ川商店街組合連絡協議会が地主の上岡〇〇〇氏から借用した土地のうち、一七・三二五平方㍍はガーブ川の土砂汲み取り口として建築せず、空地になっているのを地主上岡〇〇〇氏が平良〇〇氏に権利金三百㌦で貸したため、法廷闘争にもち込まれたもの。

　平良氏は十月十八日から十日間、同場所で営業したが、協議会側の仮処分申請で十月二十八日撤去、地主が異議申し立てを行ない、争われていた。

一社　説一　那覇市議とその責任

〔沖タ・朝　１９６４・12・17〕

　那覇市会は十二日に招集され、十九日まで八日間の会期で開会しているが、十四日午後の一般質問のさい、欠席議員が多く、流会寸前の状態だったといわれている。那覇市会定員は三十人（欠員一）だが、出席議員は十六人、やっと過半数であった。

　その日の午前は、議員の議案提出、その提案理由の説明であった。午前中は全議員が出席していたようだ。それが午後の開会までの休会中に十三人も議員が姿を消してしまった、というのである。午後の会議でも、こっそり一議員が退場しようとし、市当局から議会が成立するかどうか指摘される場面もあって、かなり荒れもようであった。那覇市は全琉人口の約四分の一を占める都市である。沖縄の首都ということにもなっている。市会も二十余万市民の福祉向上を討議決定する場として、それに相当する権威をもたなければならないはずである。だが、大切な一般質問にさいして、流会すれすれの状態は、権威ある市会といえるだろうか。

　那覇市は近隣市村の合併で大きくふくれた。地域もひろくなり、そのなかには、立法院議員の七つの選挙区がふくまれている。そういう関係から、市議も自然に政党色を帯びるようになり、市会は与党系無所属をふくめて党派別で構成されるようになっている。これは必ずしも批判されるべき方向ではなかろう。

　そこで当然のこととして、市会は個々の議員というよりも、党派別代表で運営されることになる。一般質問でも全議員が別々に質問したのでは、第

一にはんざつで時間がかかるし、まとまりがつかない。立法院がそうであるように、党派別に代表を決めて質問するのは、市会の運営をスムーズにする上から当然のことだといわなければならない。しかし、質問に対する当局の答弁を聞くのは、代表だけでよい、というリクツはとおらない。もしそれでよいというなら、しいて議員になる必要はなかろう。

議員である以上は、なにはおいても議会に出席すべきではないか。当局の答弁を詳しく聞き、さらに突っこむ必要があれば、別に質問は禁じられていないはずである。こんどは代表で質問するわけではないから、おれひとりくらい欠席してもよいだろう、という気持ちをもっているなら、議員としての、じゅうぶんな資格があるといえない。

那覇市政は広範囲で複雑であり、条例案の審議にも、それだけでの能力が要求されていると思う。そういうことで議員報酬は月額百ドルである。決して低すぎる額ではない。開会中は出席すれば二ドルの日当が支給される。午前中は出席して、午後は消えるでは、極端な言い方をすれば、日当かせぎ、ということになりかねない。市町村自治がどういうものであるかをよくわきまえ、その責任を果たすよう望みたい。欠席議員が与党系に多かった、というのも重視される。

那覇市会／野党議員が総退場／遅刻・欠席の十八日会／会長があやまり再開

〔沖タ・夕　1964・12・19〕

那覇市議会（高良一議長）は、十九日午前十時十分から開会したが、ぼう頭に大山盛幸議員（無所属クラブ）が「流会寸前ぎりぎりの出席をこんごの議会から根絶し、市民の信頼を獲得し、議会の品位を維持し、与党議員十八日会の猛省を促すため退場する」との緊急動議があって開会ぼう頭から大荒れした。

野党側十三議員の総退場で議事は中断、十八日会（平良亀助会長）らは図書室で、また野党議員は議長室でそれぞれこんごの善後策を協議した。

この日の欠席議員は渡口麗秀、具志栄治、赤嶺保三郎の三議員。渡口、具志両議員はかり出されて出席したが、赤嶺（保）議員は十一時再開まで姿をみせなかった。十八日会は西銘市長ら当局首脳部を中心に話し合っていた。西銘市長は与、野党の中に立って調停にのり出したが野党側は「市長の出る幕ではない」としりぞけていた。

野党側は、問題になった十四日午後から本会議で与党議員が無断でひとり、ひとり退場して流会寸前になったことを重視「議案だけ通せばいい…」といった与党議員の考え方に問題がある。大いに反省してわびをいれなければ議案審議には応じられないと強硬。

一方、十八日会側は反省する、しかし、議会全体の問題である…と論議がふっとうしたが、結局、十八日会の平良亀助会長が野党側に「こんごこのようなことがないよう反省する」と申しいれ、本会議は十一時再開した。

大弦小弦

〔沖タ・朝　1964・12・20〕

那覇市議会の与党〝十八日会〟が、野党連合によってお灸をすえられた。きのうの本会議で、従来欠席の多い与党の反省を求めるため、野党側が一時総退場、与党がわびを入れてやっと再開するひと幕があった▼十四日の本会議は定数ぎりぎりで流会寸前だった。日当かせぎでもあるまいに、朝は出てきて午後になったら忍者よろしく消えていく者が多かった。まだ帰ろうとする議員がいて、「これでは定数を割って流会になる」と注意されてなんとか審議を続けることができた、というのである▼こんなていたらくはいまにはじまったことではない。これまでにも開会中、ひとり立ちふたり立ちして流会しかけたことがある。ここらへんでなんとかしてもらわねばならぬところだった。与党はきのうも欠席議員がいて、野党の総退場にあってあわてて電話でかり出したというのだから、まことに醜態を演じてみせたものだ▼市町村に格の上下はないけれども那覇市は二十四万の人口をもつ沖縄の首都である。議員の増俸など、那覇市会で決めるといつの間にか他市町村もそれにならう傾向がある。それくらい影響力をもつのだからしっかりしてもらわねば困る▼影響力もさることながら、第一に市民に対してそれで責任がはたせるか、ということだ。選挙のさいには、いろいろと選挙民に公約するところがあったに違いない。ひとたび選挙がすむと選挙民への責任など忘れてしまうのが政治家の常だが、これでは単なる〝名誉職〟ぐらいに考えているのではないか▼議会活動ではなるほど野党が花やかではある。与党になると当局の肩をもたねばならぬとあって受け身に回り

がちだ。しかも数が多いと、多数党の上にあぐらをかいて議会活動に熱が入らなくなるのだろう。いうまでもなく、与党といわず野党といわず、市民の立ち場から議案について討議をつくすのが当然▼だが、議会に出ない議員なんて全く意味がない。新聞記事でも欠席の多い議員の名前を遠慮なく報道することだ。そして、有権者たる市民もこんな議員はつぎの選挙から出さぬようにすればよい。

もう少しのシンボウです／臭い川、浸水騒ぎ／大がかりな下水道工事／日米援助三千万ドルで／那覇、今年度中に着工

〔琉新・朝　1964・12・23〕

長い間の懸案だった那覇市の下水道計画の許可がこのほどやっと民政府からおりた。今年から七一年度までの八カ年計画で施行されるが、これまで一カ年半も民政府の態度待ちのままやきもきしていた那覇市では「これで近代都市へ脱皮ができそうだ」とほっとした表情。同計画が宙ぶらりんになって、気抜けしていた下水道課など関係各課でも「いよいよ本番…」と活気を取りもどしている。

中部含む総合計画

民政府の計画では、那覇市を起点として宜野湾市、嘉手納村までの一号線周辺にある浦添、北谷、美里、コザ、北中城など数カ市村を含めた総合計画として実施する方針といわれ、大がかりなもの。それに要する予算も三千二百二十万ドルとなっている。この財政計画の内訳は米国議会が一千二百五十五万ドル、弁務官資金から九百五万ドル、日本政府補助三百八十万ドル、市町村負担三百二十万ドル、使用者負担三百六十万ドルでまかなうことになっている。

また、三千二百二十万ドルの全工事費に内訳は設計費に百八十三万ドル、建設費に二千九百八十五万ドル、土地の買収、補償費が五十二万ドルとなっている。

すでにコザ市では二十五万ドルの民政府補助で下水道工事に着手しているが、那覇市は議会提案は諸準備のため、着工は六五年度になるもよう。民政府では那覇市にたいし、六五年に二十二万五千ドルの資金を出し、六六年度からは毎年五十万ドルにして急ピッチに工事を進める方針のようだ。工事は幹線や準幹線など動力ポンプを使用する個所と那覇市三重城とコザ市キャンプ桑江の二カ所に設置する下水の終末処理場の建設は米軍工兵隊が受け持ち、その他の下水道支線工事は各市町村がやることになっている。

この計画の最終的な決定は、来年三月ごろ、予算説明でワシントンに行くワツソン弁務官の帰任を待ってなされるが、大きな変動はないものとみられている。

那覇市では同計画について①長期的な資金計画が打ち出されている②市の対応費（工事費の負担金）が約一〇％とはっきり示されている―などの点でかなり具体的な計画だと歓迎している。

しかし①完成後の料金の基礎算定はどこがし、どこが徴収するか②運営はどこがするか（公社組織にするのか）―などの問題がまだはっきりしていないとして検討の上折衝することになっている。那覇市では最終決定される来年三月までに民政府との調整を終え、できるだけ三月議会に上程して着工に踏み切りたい考え。これが完成すれば、浸水さわぎや臭い川もなくなり一躍衛生都市、健康都市としての都計が期待される。

西銘那覇市長の話　長い間の懸案だった下水道計画がいよいよ実施できることになって喜んでいる。那覇市は二十六万の人口が集中し、とくに旧那覇市は低地の所が多いため、水はけが悪く、下水道の建設は急務とされていた。都市の発展とともに水洗便所の数もふえており、下水道の完成で名実ともに衛生都市、近代都市になれるものと思う。二、三の疑問点は検討の上、民政府と折衝し、りっぱな下水道が早くできるよう努力していきたい。

読者から／那覇市議会に望む

〔沖夕・朝　1964・12・25〕

那覇市議会の質の悪さは目にあまるものがある。選良であるべき議員が、議会開会中平気で席をはずし、あげくのはてはそのまま帰ってしまったり、ひどいのになると、年四回行なわれる定例議会や臨時議会に一度も出席しない悪質きわまる議員もいるということだ。

何のために議員になったのか理解に苦しむところである。これでは初めから市民や市政のために尽力したいという意思は毛頭なく自分の名誉欲や権力欲を満足させるために議員になったといってもあえて過言ではあるまい。このような本来の自己の任務を忘れた議員は、次回から市会議員に当選させな

いよう、全市民が監視を怠ってはならないだろう。

とくに「十八日会」と呼ばれている与党に属している議員諸公の不まじめな議会活動は大いに反省しなければなるまい。

市当局の多数派工作によって頭をなでられ、うまく飼いならされた与党議員は、当局の提案する議案は何でもよく通してくれるし、西銘市長にとってはまさにわが世の春であろう。

しかしながら議員には議員としての任務がある。執行機関である当局から提案された議案については、議決機関として、その是非を真剣に検討しなければならないであろう。

「十八日会」の与党議員は本来の議決機関としての自己の任務を自覚し、無気力な態度を改めて真摯な態度で議会活動を行なってもらうよう一市民として強く要望するしだいである。

十九日の本会議では、これまでの不まじめな態度を改めるよう大山議員から追及され、ついにわびを入れるという大醜態を演じたが、こんごは二度とこのようなことがないよう地におちた那覇市議会の名を権威ある品位の高い那覇市議会にするためにじゅうぶん注意をしてほしい。

また関係当局へお願いしたいことは、出席率の悪い議員はその名前をどしどし市民の前に公表して選挙の際の参考にし、質の悪い議員を那覇市議会から追放してもらいたい。

（那覇市首里当蔵町・学生・比嘉信夫・23歳）

一九六五年

スラム街改造の第一歩／那覇／樋川の整地作業始まる

〔琉新・朝　1965・1・19〕

スラム街改造のモデルケースとされていた那覇市樋川市営住宅建設用地の整地作業がこのほど始まった。このスラム街改造計画は西銘市長の大きな公約の一つで、これまでスラム街の調査や改造の基本方針、モデル地区の指定と着々準備を整えてきたが、いよいよ現場で第一歩をふみ出したわけ。このモデル地区の成否がこんごのスラム街改造の推進にひびくだけに市当局では「立派な見本をつくろう」と張り切っている。

市当局が那覇市樋川をスラム街改造モデル地区に指定したのは六三年の九月。しかし樋川住民から猛反対を受けたりで何度もカベにぶつかった。ところが住民と難航している最中に同地域で二回も続いて大火が起こり、これまで反対していた住民もスラム街のこわさがわかり、市の計画に応じたというエピソードつきの地域。「あの大火は災難だったが、しかしあの事件でスラム街に住んでいるすべての人たちが改造の必要性を痛感したのではないか」とはある市都計課職員の話だ。

市では約二十日間で整地作業が終わるので、その後、建設工事の入札を行ない近いうちに住宅工事に取りかかるという。総工費は十五万五千九百八十ドルで鉄筋コンクリート四階建て（六十四世帯収容）を建設する。

西銘市長は「これでやっとスラム街改造が芽を出すわけだが、これはあくまでもモデルであり、これからだ。スラム街の改造は市政担当者の大きな課題だが、同時に最も困難な事業でもある。郊外に公営住宅、市営住宅をうんと建設し、そこへスラム街に住んでいる人たちを吸収しながら改造をしていきたい」とこんごの方針を語っている。

区画整理に反対／那覇市真嘉比／地主ら市役所に押しかける

〔琉新・夕　1965・3・9〕

那覇市の区画整理事業に反対して那覇市真嘉比の地主約四十人が九日午前十一時、那覇市役所に押しかけた。同区の地主七十四人は昨年地主組合（島袋盛吉組合長）を結成、区画整理への対策を練ってきたが〝絶対反対〟を再確認して大挙押しかけてきたもの。

新垣助役、花城建設部長らが話し合いに応じたが、地主側は①われわれには事前になんの相談もせず、議会に通した②沖縄の区画整理は受益者負担になっている③区画整理地区に指定されたため建築もストップさせられている④整理によって宅地に食われたら農業がおびやかされる―などの点から絶対反対した。

これにたいし市当局は①費用の分担はこれから話し合うのであって独断でやろうというのではない②都市化の傾向は歴史が示すように必然的であり、いまから対処しなければ将来に悔いを残す―と説明したが、まとまらなかった。

一社　説一　市場計画の促進

〔沖タ・朝　1965・3・10〕

那覇市はきたる十五日に招集される定例議会に、問題の市場改造計画を提案するという。この改造計画は、昨年九月の市会で審議する段取りであったが、業者から物言いがついて開会初日に取り下げた。その後、市当局と業者組合の間で話し合いを続け、調整に努めたけれども、残念ながら全面的な支持をうるまでに至らなかった。

こういう情勢のもとで、市当局が再提案に踏み切ったことは、業者の利害と市民福祉の増進という見地から、最善の方策だと信じたからであろう。できれば現在、公設市場に収容されている全業者が納得し、そして進んで受け入れる実行計画であって欲しかった、議会への提案を今日まで延ばしたのも、双方の意思のそ通をはかり、より満足なプランをねるために時間をかけたものと思う。

ところが、こうした努力にもかかわらず、全業者の一致した協力がえられなかったのは、市政運営のうえから極めて遺憾のいたりだ。今日の状態で平行線をたどっておれば、施設を完備した近代市場への脱皮は、いつまでもタナあげにされるばかりで、都市計画の進展はありえない。二十五万市民の台所を預かる食料センターであるだけに、その福祉と利便を第一として、適正妥当な決断が下されねばなるまい。

市場計画は、こうして当局の手から議会の審議に託されたわけで、今期内

に成立するか、あるいは未決に終わるか、こんごの成り行きが注目される。こういう重要な建設計画については、市会としても独自の立ち場から利害関係者の事情を聴取し、慎重な態度でのぞむはずだが、あくまで都計の遂行と、全市民の福利をまもるという大局的な判断を誤らないでほしい。それと同時に、多くの市民が、より明るく衛生的な近代市場の出現を一日千秋の思いで待ち望んでいることを肝に銘じてかかるべきだ。

提案された建設計画に不備な点があれば、自主的に修正することも、もちろん可能であり、委員会から本会議までの審議段階において、十二分に手段をつくしてもらいたい。議会で可決されれば、すぐに着工できるよう、資金の調達など、すべて態勢は整っているようだから、市会の責任において早期実現を期すべきであろう。

那覇市は、首長および市会議員と、直接市政を担当する人たちの総選挙の年にあたる。それだけに議案審議にあたっては、何かと神経を使い、〝ことなかれ主義〟におちいりかねないと思うが、その半面、市政の各事業において多くの成果を積み上げ、市民の信を問う積極的な心構えが必要ではなかろうか。市会は六月の予算議会を残して任期を終わることになるけれども、与野党の別なく選挙にとらわれず、着実に市民への奉仕に献身的に働いてほしい。

都計委員会が承認／那覇／西市場の改築計画

〔琉新・朝　１９６５・３・10〕

那覇市は三月議会に提案する牧志町西市場改築計画敷き地千七百二十八平方㍍を「都市計画施設」に決定することになり、九日都市計画委員会に（大宜見朝計委員長）に諮問した。同意員会では同日午後二時すぎから沖縄医師会館で開かれた定例委員会で同問題を審議し、全会一致で市案を承認した。市当局では早めに政府の都計審議会に提出、主席の認可を得て正式決定する方針。

都計施設に決定する理由として市当局は「この市場は沖縄の消費物価の価格を左右するほど重要な市場であるが、近代的な市場としての建て物、施設がじゅうぶんでなく混雑している。この改善をはかる上から早急に建て物の改築が必要であり、都計施設に決定し、推進したい」といっている。

那覇市には現在、農連市場、下泉、若松、若狭、小禄、辻、東の七カ所に都市計画市場の指定がなされており、牧志市場は八番目。都計市場に決定すれば、①市場以外には使えない②公共性を帯び、衛生管理などが徹底する③法的な基盤ができれば改築がスムーズになる―などの利点があるという。

この日の委員会で砂川恵勝委員は「改築にともなう業者とのトラブルと関係があるのか」と質問したが、花城建設部長は「この市場の性格から必要と認め指定するのであって、業者とのトラブルとはなんら関係ない。ただ公共性が強くなるので改築はスムーズに行くと思う」と答えた。また久場景善委員は「市議会に地主の上岡氏から敷き地の返還を陳情しているが、その防止策か」と聞いたが「土地の返還とは関係ない。市場の運営はだれがやってもいいが、ただし運営面、衛生面で審議会の認可が必要となり、自分勝手にはならない」と答え、結局、全会一致で市案を認めた。

15日から定例議会／那覇市／議員報酬引き上げ／各会派で検討／〝本土より安い〟

〔沖夕・朝　１９６５・３・13〕

那覇市議会では、十五日から開かれる第七十回定例議会に先立ち、十三日午後二時から議会運営委員会（赤嶺慎英委員長）を開き、定例議会の会期と六六年度議会事務局予算案について検討した。その結果、会期は三十一日までと決めた。新年度予算案については、早急に提出するよう企画部主計課から督促があり、十三日の議運委で検討したが、議員報酬が問題になった。事務局案では現行どおり百㌦として計上されているが、本土に比べて安過ぎるのでこの際、じゅうぶん検討する必要があるとして、各会派にもちかえって検討、十五日午後から委員会を開いて結論を出すことになった。

ある議員から私案として議長二百三十㌦、副議長二百㌦、委員長百八十㌦、副委員長百六十㌦、議員百五十㌦の案が提示され、注目された。これによると議員報酬を現在の百㌦から百五十㌦に引き上げ、正・副議長の交際費（議長八十㌦、副議長四十㌦）は廃止するか

わりに議長八十ドル、副議長五十ドル、委員長三十ドル、副委員長十ドルをプラスして区別しようというもの。

これはあくまで私案として提示されたものだが、各代表はそれぞれの会派にもちかえって検討することになった。

議員報酬の引き上げについては、六三年にも各派交渉会でもち上がったことがあり、十五日の議運委の結論が注目されている。

議会事務局でも、本土の類似都市の総予算額、三役、議員報酬などについて資料をとり寄せる手配をしているが、十三日までに届いたのは福岡県大牟田市だけ。

議会事務局でも、本土都市にくらべ百ドルの報酬は安過ぎる、おそかれ早かれ引き上げはさけられないだろうとの声も聞かれるが、七月の議員選挙を間近にひかえていることから問題は微妙のようだ。

ある議員は「選良としてじゅうぶん活躍するにはそれ相当の報酬は当たり前だ。しかし簡単にお手盛り増棒もできないところに議員の苦しさがある」と語っていた。

かりに百五十ドルとなると五〇㌫の大幅引き上げになるわけで、こんごの成り行きが注目されている。また旅費について検討することにしている。

なお第七十回定例議会の日程はつぎのとおり。

▽十五日＝本会議▽十六日＝休会▽十七日＝本会議、一般質問▽十八日＝本会議、委員会付託▽十九、二十日＝委員会▽二十一、二十二、二十三日＝休会▽二十四日＝委員会▽二十五日＝休会▽二十六、二十七、二十八日＝委員会▽二十九、三十、三十一日＝本会議。

議員増俸見送る／那覇市会
賛否両論で論議

〔沖タ・夕　1965・3・15〕

那覇市議会は十五日開会、午前十一時二十分から議会運営委員会（赤嶺慎英委員長）を開き、十二日結論を保留した議員報酬引き上げについて話し合った結果、今回は見送ることになった。委員会ではまず各会派の意見が述べられ、賛否両論にわかれたが賛成派も全会一致で処理すべきであるという条件であり、十八日会と人民党は見合わすべきであると主張したため、結局、新年度予算で見送ることになったもの。

各会派の意見次のとおり。

黒潮議員（人民党）　現時点では引き上げるべきではない。本土にくらべ安いことはわかるが、給料だけを比較してはならない。予算総額についても検討すべきである。

金城（吾）議員（社大党）　引き上げに賛成。本土では議員報酬は生活的考え方に立っており、その面からも引き上げるべきだ。ただし、七月から改選される新議員から適用、全会一致で処理すべきである

安見議員（公政連）　賛成。良識ある議員としてじゅうぶん活躍でき、生活の保障ができる給料は必要である。

久高議員（無所属）　市職員にくらべても議員報酬は安く係長以下だ。係長が高く議員が安いのが問題だが、那覇市の場合職員給与は決して高くない。むしろ本土にくらべて安いので市三役、議員、職員を全体的に地ならしすることが望ましい。議員だけ上げることは好ましくない。

大山議員（無所属クラブ）　本土では生活給的考え方からどの都市でもベースアップしている。旅費、期末手当てなどこちらより条件もいい。お手盛り増俸でなく新議員へのプレゼントといった考え方でベースアップに賛成。

平良（真）議員（十八日会）　現在の財政規模からいっても引き上げは見合わすべきである。

ピンチの財政追及／那覇市
本会議／ふくれる人件費

〔沖タ・朝　1965・3・18〕

那覇市議会は、十七日午前十時から本会議を開き、午後三時五十分まで一般質問を行なった。午後からは儀間真祥（人民）、又吉久正（無所属クラブ）赤嶺慎英（十八日会）平良亀助（同）平良真次郎（同）真栄田義晃（人民）の六議員が牧志公設市場の政策、行政区画の整備、ピンチに立つ財政、ペリー川しゅんせつ、区画整理事業などの問題について質問した。赤嶺慎英議員は、六三、六四年度の決算、六五年度予算からみて那覇市の財政はピンチに立たされている。市税歳入に対し市役所費は大幅にぼう張していると指摘。市当局の打開策を質した。これに対し西銘市長は「政府補助の増額をはかるとともに政府税の市町村税への移行、新しい税目の設定などで打開していきたい」とこたえた。

主な質疑要旨つぎのとおり。

金城吾郎議員（社大）　牧志公設市場の改築に当たって、配置は工事期間中に話し合って決めるというが見通しは、また残る業者の意向は。

新垣第二助役　残る業者も全部が反

対しているのではない。一〇〇㌫納得するとは考えていないがこんど改築しないとできないので反対者にもじゅうぶん説明して納得いく線で進めたい。配置については、双方が誠意をつくせば工事中に話し合いがつくものと考えている。

又吉久正議員（無所属クラブ）①行政区画整備はどうなっているか②泊―安謝埋め立て地に通ずる道路新設計画③花屋通りがこれまでどおり新栄通りで営業できるよう市であっせん解決してほしい。

新里企画部長　①委員会はまだ開いていないが、企画、土地、区画整理、土木、都計の五課が中心になって調査研究している②六六年度予算査定の段階では計上されていない③（新垣第二助役が答弁）西市場の改築メドがつけば、いっしょに仮市場に移ってもらうことにしている。

赤嶺慎英議員（十八日会）　市の財政はピンチに立たされている。六三年度決算で市税歳入百一万㌦に対し市役所費が九十二万㌦で約九二㌫、六四年度決算では百十五万㌦の市税歳入に対し市役所費百十四万㌦で約九十八㌫となっており、不健全な財政だ。市役所費がぼう張している理由は。

新里企画部長　大部分は人件費である。

赤嶺議員　ぼう張率は市民の負担率を並行しているとみているか。

城田総務部長　六二年を一〇〇としたばあい人件費は六四年度決算で一二・二㌫、六五年度予算で一七四・七㌫に対し、市税歳入は六四年度一二二・二㌫、六五年度一三七・二㌫となっていて人件費ののびに追っつかない実状にある。

赤嶺議員　市はどう切り抜けるか。

西銘市長　見通しは暗いが政府補助金の増額をはかるほか政府税の地方税移行、新しい税目の設定（ガス、電気税など）もあるが、それはその時期にきているかどうかが問題だ。政府と市町村の分担金を明確にするなどの方法で打開していきたい。

平良亀助議員（十八日会）　ペリー川のしゅんせつを久茂地川と並行してやってほしい。

新垣第二助役　軍とも話し合っていきたい。

平良真次郎議員（十八日会）　牧志公設市場改築について具体的計画が提案されていないが、いつできるか、地階に道路をつくる計画もあるようだが…。

花城建設部長　具対案は近く配布したい。地階に道路をつくることは、一階と地階を同一条件にしようというねらいで計画しているが、うまくいくと思っている。

真栄田義晃議員（人民）　①区画整理事業は地主の反対で行きづまっているが、地主の同意がなければ事業を断念するか②立ちのき者の移転先はどうなっているか。

西銘市長　①断念する意思は毛頭ない。何年かかってもやる②（花城建設部長答弁）これまでとおりの方針であっせんする。

市場改築に94万㌦／那覇市議会、説明求める

〔沖タ・朝　1965・3・19〕

那覇市議会は、十八日午前十時から本会議を開き、議案についての質疑を行なった。

傍聴席には、牧志公設市場の業者約二十人がつめかけ、改築問題についての質疑を真剣な面もちで見守っていた。

質疑は市場改築問題に集中、金城吾郎（社大）又吉久正（無所属クラブ）森田孟松（社大）黒潮隆（人民党）安見福寿（公政連）宮里敏慶（十八日会）儀間真祥（人民）平良真次郎（十八日会）の各議員が質問に立ち、当局の基本的な考え方と①総工費九十四万㌦余に対し、地階に四十一万㌦のぼう大な金をかけなければならない理由②地下道を新設する計画だが別に方法はないか③浸水の心配はないかなどについて当局の説明を求めた。これに対し当局は①地盤が弱いし、基礎工事にもぼう大な金がかかる。一階と地階を同一条件にするためにも金をかけなければならない②じゅうぶんできるとの見解に立っている③浸水の心配はない…とこたえた。

十六議案のうち監査委員、建築審査会委員をつぎのとおり選任、十四件はそれぞれ総務、建設、経民各委員会に付託した。

▽監査委員＝中山興忠（八重山製糖監査役）上地安昭（琉球泡盛経理部長）

▽建築審査委員会＝宮平粂男（建築士）宮里栄一（同）我那覇昇（同）与世田兼正（沖銀営繕課長）花城直政（市建設部長）上原信孝（那覇保健所長）城田清才（市総務部長）

牧志公設市場／議会が改築を確認／実施の段階へ／予算の見通しつく

〔沖タ・朝　1965・3・28〕

もみ続けている牧志公設市場改築問題は、二十七日午後からの市議会全体協議会で改築促進の態度を全会一致で決めたことから峠を越し、三十一日の本会議でも予算（設計委託費）は全会一致で通過する見通しがつき、いよいよ実施の段階にはいることになった。

市場改築に当たってもっとも重要なのは土地問題だが、地主の上岡〇〇〇氏は東、西両市場の敷地三千百六十一平方㍍の返還要求の陳情書を六四年六月、市議会に提出、これまで継続審議になっていた。経民委員会では建設委員会とも関連があるので二十七日本会議終了後、合同審査することになっていたが、総務委員会も含めた全体協議会で審査することになったもの。

久場経民委員長から審査の経過について報告がおわったあと、慶佐次経民部長が上岡氏とのこれまでの折衝経過について「東市場は地主に返還し、西市場はこれまでどおり、市に使用させるという基本線で一致している」とこたえた。

上岡氏からの陳情書を採択すれば返還、不採択にすれば却下することになり、問題は非常に複雑な要素をもっていることから陳情書を払い下げてもらう、議会の意思決定がさきだとの意見があり、結局、全員にはかったところ全会一致（楠見長礼、上原隆正、金城力夫三議員は欠席）で市場改築促進を確認した。

委員会では業者、市当局間の対立があって難航の感を与えているが、二十七日の全体協議会での態度決定で三十一日の本会議では改築にともなう設計委託費は原案どおり全会一致で可決される見通しが強くなったようだ。

宇栄原団地など／追加議案を上程

那覇市議会（高良一議長）は、二十七日午後一時から本会議を開き、追加議案を上程宇栄原団地の公営住宅、樋川スラム街の市営住宅建設、与儀公園の整備工事、小禄団地の宅地造成工事の請け負い契約、畳の購入契約を建設委、六五年度予算のくりこしを総務委員会にそれぞれ付託した。

公金横領や市場改築／那覇市、三委員会で討議

〔沖タ・夕　1965・3・29〕

那覇市議会総務、建設、経民の三委員会は二十九日午前十時からそれぞれ委員会を開いた。

総務委員会（赤嶺一男委員長）　六四年度決算認定についての討論を行なった。消防隊員による公金横領、依願退職にし退職金を出して穴埋めさせたこと、消防隊への寄付、謝礼金の問題が焦点になり論議された。黒潮隆議員（人民党）金城吾郎議員（社大党）は、なれあい人事から生じた事件であり、横領した公金を退職金で出し公金で穴埋めさせたことは絶対許せない。懲戒審査会の決定も理解できない。別の方向からいうと公金横領を助長させるようなものである。消防隊への寄付金、謝礼金は受け取るべきでないと反対討論した。これにたいし辺野喜英興議員（十八日会）、渡口麗秀議員（同）は六四年度決算と公金横領、人事処理とは別個の問題であり、決算は合理的に運用されている。消防隊への寄付金謝礼金は現在の社会通念上純真な市民の志しは受け取ってよい、決算は認定すべきであると賛成討論をのべた。けっきょく賛成五（宮里、渡口、上原、辺野喜、又吉）反対三（大山、金城、黒潮）で認定を決定した。

経済民生委員会（久場景善委員長）　牧志公設市場敷地返還の陳情について地主上岡〇〇〇氏の代理人長浜清栄氏（顧問弁護士）から参考意見をきいた。長浜氏は「牧志公設市場は那覇市、沖縄の重要な場所でありながらいまだに旧態依然の姿を残していることは残念であり、現状のままではすべての面で都合が悪い。市当局が改築できなければ地主の力で立派にして沖縄の代表的場所にし住民のために貢献したいとの考え方で陳情した」とのべ、さらに市当局はすべてに改築の具体案をもっているが、陳情書をとり下げる意思はないかとの質問にたいし「地主ともよく話し合い、三十日午前十時までにあらたに陳情書を出すとともに本陳情はとり下げるようにしたい」とこたえた。

建設委員会（平良真次郎委員）　牧志公設市場改築問題と関連して一帯の浸水問題を中心に当局と質疑を行なった。

大混乱の那覇建設委／市場のおばさん連怒る／市場改築

〔沖タ・朝　1965・3・31〕

那覇市牧志公設市場の改築問題を審査中の三十日の那覇市議会建設委員会は、地階絶対反対の西市場の業者たちが委員会の決定を不満としておこり出し、大荒れした。

同委員会は、業者の配置、浸水問題などを焦点にこれまで質疑をつづけてきたが、いっこうに結論が出ず、森田議員（社大党）から地階廃止で設計委託費の減額修正動議が出され、討論にはいった。約百人にのぼる傍聴人の見守るなかで討論が行なわれたが、修正動議に賛成、市当局案に反対したのは森田（社大）真栄田（人民）友利（公政連）の三議員だけで結局、採決の結果、市当局案が承認された。

これまで静かに傍聴していた市場のおばさんたちは口々に「だれのための議員か」「選挙のときは清き一票をお願いしますといいながらいまの態度は何か、だれのための議員か」などと叫び、議場は騒然となって審議は中断した。市当局に賛成した業者T、N氏に向かって「出てこい」「代表者を出せ、対決しよう」とテーブルをたたいていかりをぶちまけるしまつ。「ころされても絶対に地階にはいかない」「死の宣告だ」「たたき殺せ…」などのば声が乱れとび、議場は大混乱、収拾がつかなかった。

我那覇副会長は「地階にいけということは死の宣告だ。われわれは一歩もゆずらない、われわれにも生きる権利がある」と語気を強めて委員会の再考を促した。

四時三十八分、やっと引き揚げかけたが市当局案を支持したT、N氏めがけて数人がなぐりかかり、あわや取っ組み合いの大乱闘になるのではないかと思われたが、事務局職員の仲裁でことなきをえた。

本会議は三十一日午前十時開会の予定だが、情勢が最悪事態に直面したため定刻開会は困難とみられる。

西市場の業者は、店をしめて議場に押しかけることにしており、混乱が予想される。

人民（三）社大（二）公政連（二）無所属（一）は地階構想に反対、十八日会（一五）無所属クラブ（五）は当局案を支持しているので多数で可決される可能性が強いが、問題が問題だけに予断は許されない情勢にあり、成り行きが注目されている。

那覇市議会／開会前から大混乱／業者また押しかける／公設市場の改築めぐり／反対で殺気立つ

〔琉新・夕　1965・3・31〕

三十一日あさ本会議を開いて公設市場改築を採決の予定だった那覇市議会は市案に反対する約三百人の業者が押しかけて開会前から混乱、市当局と打ち合わせるために市長室に立てこもった与党議員にたいし、業者は「なぜ開会を遅らすのだ」「早く本会議を開け」と市長室に押しかけて大声でどなり、市長室前の廊下は傍聴人の騒ぎで一時は大混乱となった。このあさ午前九時半から総務委員会で市場改築の予算案を採決、続いて十時からの本会議で市場改築案を可決、成立の予定だった。このため総務委員会も与党が欠席のため開かれず、傍聴人と野党議員だけが待機、開会のメドがつかぬ本会議にゴウをにやした傍聴人が市長室に押しかける事態となった。同十一時二十分、重苦しい空気の中で本会議が開かれた。

この日、午前九時半ごろから市場の人たち約三百人が店を締め切って市役所に押しかけた。中には子供をおぶったおばさんや中学生の姿もみえ、家族ぐるみの陳情団、議場をぐるり取り巻いて気勢を上げた。

一方、与党の十八日会所属議員十五人は午前九時四十分から市長室にたてこもって西銘市長、古堅・新垣両助役、各部長ら当局者と険悪化した事態をどうするかで長時間協議。そのため午前九時半から開かれる予定の建設、総務両委員会もお流れ、午前十時からの本会議も開会できず、野党議員は手持ちぶたさで廊下をぶらぶら。

ついに午前十時三十分、しびれを切らした業者たちが与党議員のたてこもっている市長室に押しかけ、「日程どおり開会しろ」とデモをかけた。

二階にある市長室前廊下は業者で埋まり、口々に「市民憲章はどうなった」「これが市民憲章か」「市長、議員表へ出ろ」「市長室は議場じゃないぞ」とば声を飛ばし、口ぶえ、拍手が入り乱れて大変な騒ぎ。

この騒ぎにびっくりした市職員たちも廊下に出てきて高見の見物。これをみた業者のおばさんが「なんだあんたたちは、市職員は全部やめなさい」と黄色い声でどなった。

市長室は戸を固く閉じてひっそり。秘書の渡口、渡嘉敷さんらは〝ただならぬ様相〟に青い顔をしていた。約二十分気勢を上げてふたたび議場に舞い戻った。

やっと午前十一時十五分、与党議員が市長室から議場に現われ、三百人の業者が取り囲む中で十一時三十分本会議が開かれた。最悪事態を心配して開会

前に義永議会事務局長から「傍聴人は絶対に議場にはいってはいけない。神聖な議場であるのでいかなることばも発してはならない」との特別な注意があった。また傍聴席の腰掛けなど物騒なものは全部かたづけさせ、業者のもっているカサも一カ所に集められた。

市場改築案の審議は午後に持ち越され、午前中は重苦しいふんいきの中で審議が続いた。業者たちは「何時までかかっても市場改築案の審議を見守る」との態度で傍聴している。

午後零時四十分午前中の日程を終わり休憩。改築案は午後三時から審議することになった。

すったもんだでやっと可決／牧志公設市場改築／市原案の通りに／那覇市議会／提案撤回？にあわてる

〔琉新・朝　１９６５・４・１〕

牧志公設市場改築問題を審議する三十一日の那覇市議会最終本会議は、市当局、議会、業者が三つどもえですったもんだの末、同日午後九時十五分、市の原案どおり全会一致で可決した。これで長い間の懸案だった市場はやっと改築されることになったが、業者と市当局の対立は最終本会議のどたん場まで続き、ゴウをにやした西銘市長が「これではうまくいかないので議案を撤回する」といい出すなど、最後までてんやわんや。議会が双方の中に立って双方の間で契約書を取りかわさせ、やっと改築案をまとめたが、〝難産の市場改築〟に三者ともへとへとだった。

この日、午後三時から本会議を再開、ほかの議案を片付けたあと、午後六時から市場問題の審議にはいった。その前に市当局は長時間どうするかを検討したが、与党の十八日会の中で業者と関係のある議員が、一人抜け、二人抜けして業者側にまわったため、議会の大勢が不利になった。「これではとても議会を通過しそうにない」と見た市当局は議案を撤回するハラを固め、同問題が審議される前に西銘市長が撤回の意思を告げた。

西銘市長は「市としてはどうしても改築しなければならないとの見地で、議案を上程したが、議会、業者の協力が得られないので取り下げる。一年近くも話し合って来たし、もうこれ以上話し合う余地はない。まことにしのびないが同市場敷地はそっくり地主の上岡氏に返し、六月いっぱいに建て物や備品を売って処分する」と語気を荒だてて撤回を宣言。市長の爆弾発言に議員も業者も目をまるくして一時シュンとなった。あわてた議員、業者が「なにも改築するな、とはいっていない。考え直してくれ」と口々にいったが市長は首を横にふるだけ。

やっと高良議長、大山議員らが「きょう流したらもう永久に改築できない。冷静にもう一度話し合ってくれ」と市当局をなだめ、業者と関係のある八人の議員と業者代表が話し合って、当局といま一度調整することになった。

その結果、業者側から①建ペイ率の許す範囲内で最大限にスペースを一階にとって現業者を一人でも多く入れる　②地上一階は現業者の食料品市場にすること③一階入り口は当局案の四つでは少ないからできる限り多く設計すること④設計におけるスペースの問題は現業者とじゅうぶん話し合うこと―の四点を市当局に示し市も誠意をもって話し合うことを認めてやっとこさ解決した。契約書の字句についても「一階というだけでは、地下一階に行かされるかも知らないので地上一階にしよう」などと大変な神経の使いよう。双方の仲介役を買って出た大山副議長は市長室と業者のいる議場を数回もいったりきたり。双方から「こっちはいかん」「あれもおかしい」と字句を修正されて、意向をたしかめるのに汗だくだった。

やっと話し合いがつき、午後九時十三分本会議を再開、およそ四百人の見つめる中で市案を全会一致で可決、瞬間業者のおばさんたちはバンザイ、バンザーイ。中には市長の前にきて「ありがとうございます」とお礼をのべて帰るおばさんたちも多かった。議会では同問題をスムーズに運ぶために、同市場促進特別委員会をもうけ、設計、スペースの問題などについて双方の間に立ってまとめ役をしていくことになった。

花屋立ちのきでもむ／新栄通り会が強腰に出る

〔沖タ・朝　１９６５・４・３〕

那覇市牧志公設市場の改築問題は三十一日の本会議でいちおう条件つきで解決したが、これまで難航の原因となってきた花屋通り会の取り扱いがクローズアップ、問題となっている。新栄

通り会では、通りの真ん中に花屋通り会が営業しているため不良のたまり場となり、環境がひじょうに悪くなっている。環境浄化のためにも契約（二月末まで）にしたがってすぐ立ちのいてもらいたいと市当局に立ちのきをせまっている。

市当局は、改築問題と関連、これまでなんとかのばしてきたものの新栄通り会は強制執行に訴えてでも立ちのかせるとの強硬態度で当局の回答をせまったが、当局は四月五日に最終回答をする、と約束、その線で花屋通り会との調整をいそいでいる。新垣第二助役は、二日午前十時過ぎ花屋通り会の代表六人を呼んで事態収拾策について話し合った。花屋通り会の代表は「市場改築のメドもついたので西市場の業者と同時に仮市場に移りたいので、それまで延長してもらうよう再折衝してもらいたい」と強く訴えた。

これに対し当局は「新栄通り会は改築問題とは全然別個の問題であり、あくまで花屋通り会との問題であるといっているので改築問題とからんで延長を再折衝することはできないので通り会の態度を決定してほしい」とこたえ、結局、三日までに花屋通り会の態度を決めて当局に報告、それによって五日新栄通り会に回答することになった。新栄、花屋通り会は利害が相反しているためこんごの成り行きが注目されている。

モノレール協議会／けさ関係者が民政府で

〔沖タ・夕　１９６５・４・12〕

十二日午前九時半から民政府ダットソン運輸課長の部屋でモノレール建設計画についての協議会が行なわれた。この会合には民政府からダットソン運輸課長、マーフィー工務課長ら三氏、政府から我喜屋建築課長、土木課職員、那覇市から具志堅土木課長、浦崎建築課係長、それに高良那覇市議会議長、大城那覇空港ターミナル専務らが出席した。まず高良議長がモノレール建設の必要性について説明、同氏がとり寄せた関係資料を提出した。

東京の都心部と羽田空港を結ぶ日本ではじめてのモノレールを架設した日立製作所。日通の関係者では自費で現地調査をしたいとの意向であり、高良議長は調査員の来島が早期に実現するよう民政府の協力を要請した。これにたいし民政府筋はモノレールの単価や建設費概算の具体資料が必要なので早急に計画書を提出するよう申しいれた。高良議長は「民政府もそうとう関心を示しており。また本土メーカーも積極的な意欲をみせているので、これが早急に実現するよう努力したい」と語った。

あす初委員会／那覇市議会／市場改築の特別委

〔沖タ・朝　１９６５・４・15〕

那覇市議会は、三月の定例議会さいごの本会議（三十一日）で牧志公設市場改築問題を促進するため、西市場改築促進特別委員会設置を決議したが、その第一回委員会が十六日午後二時から開かれる。

十六日は委員長選出のあと、こんごの委員会運営のあり方について話し合う。

西市場改築問題は、市当局と業者の調整がつかないまま、市当局は強行するかまえであった。しかし、業者の幅広い反対運動で当局も撤回のハラを固めて本会議に臨んだが、議員団の懸命なあっせん工作が功を奏し①建ぺい率の許す範囲内で最大限にスペースを地上一階にとって現業者をひとりでも多くいれること②地上一階は純然たる現業者の食料品市場にすること③地上一階の入口は市当局案の四つでは少ないのでできるだけ多く設計すること④設計中でスペースの問題は現業者とじゅうぶん話し合うこと…について契約書をとりかわすとの条件づきで解決した。現業者は全員一階収容を前提にしているが、全員収容はできないことははっきりしているので、配置問題で難航することは明白であり、特別委員会がどのような促進策を打ち出すか、なり行きが注目されている。

委員はつぎの十議員。平良真次郎（十八日会）、比嘉朝四郎（同）、赤嶺慎英（同）、上原隆正（同）、比嘉佑直（無所属クラブ）、又吉久正（同）、森田孟松（社大）、真栄田義晃（人民）、友利栄吉（公政連）、久高友敏（無所属）

一社　説一　市場計画の打開策

〔沖タ・朝　１９６５・４・17〕

那覇市の公設市場は、議会の決議をへて改造計画の第一歩を踏み出した。市会側としても、この計画を促進するため特別委員会を設置し、すでに活動を始めている。

市当局、議会、業者がじゅうぶん協力し合い、市民のための総合食料品市場が、一日も早く完工するよう期待したい。

ところで、この公設市場に収容される業者の利害関係は、きわめて複雑にからみ合い、協調態勢が乱れている。市場連合会と精肉業組合の二つの団体に分かれ、ことごとに意見が対立し、独自に総会を開いて市場建設に対する態度を表明するなど、市民全体に奇異な感じをあたえている。現在の市場を再建する必要性については、企業者の意思がまとまっており、さる市会審議においても明確にされたけれども、具体的な内部の配置割り当て、設計などに対し、相変わらず根づよい不満と反感を示している。

もっとはっきりいえば、市当局の構想である地階での営業を拒否し、全員一階に収容することを強硬にのぞんでいる。議員団が仲介したあっせん四項目をみても、第一番にかかげられており、この問題をいかに円満に処理するかが、改造計画の焦点になってきた。業者の足並みがそろわないのも、けっきょく、収容方法に対する考え方の相違からきていると思うが、市場を利用する消費者の立ち場からいえば、施設の内容に問題は残るにしても、地上一階に死活をにぎるほどのこだわりを感じない。もう少し柔軟性のある態度でのぞむことはできないものだろうか、理解に苦しむところだ。

市当局と業者代表の間で、何回となく話し合いが持たれたはずだが、それでもなお一致点を見出しえないのであるから、商売上のデリケートな含みがあるとしか受けとれない。しかし、そういう対立状態がつづいたのでは、都計の遂行、ないしは市民福祉をそこなう結果になりかねないわけで、この点、特別委員会を中心として調整の努力をつづけてもらいたい。同じ公共市場で生業に励む人たちが、お互いにツノ突き合わせて相反目したのでは、市民一般の好意と尊敬を失うもとになり、その行動は決してほめられたものではなかろう。みずからの信念にもとづき、あくまで主張をおし通そうとする団体行為は、現代において保証された権利であるが、半面、相互の理解による建設的な譲歩をゆるがせにすることはできない。

那覇市会の特別委員会は、近く本格的な調査、検討に乗り出すようだが、関係者の調停はもとより、広く市民の要望に耳を傾けて、公正な結論を下してほしい。委員会の努力によって市場計画に関する当面の問題点をときほぐし、早急にあい路を打開しなければならない。

復帰協に加盟／那覇市会／全体協議会で決定

〔沖タ・夕　1965・4・17〕

那覇市議会は十七日午前十時半から緊急全体協議会を開き復帰協議加盟と復帰決議について協議、全会一致で加盟することをきめ、さらに二十二日午前十時からの臨時会招集を出席全議員（二一）で市長に要求することをきめた。

南部地区市町村議会議長会が十七日午後二時から沖縄会館で開かれるので、復帰協加盟についての議会の態度をきめるため緊急全体協議会を開いたもの。

復帰協加盟については、那覇市が率先して加盟、その先端に立って県民の悲願である復帰運動を強力に押し進めるべきであるとの意見が多く、全会一致で加盟を決定した。復帰決議については、最近の復帰熱の盛り上がりにこたえ、米施政二十年からの脱却をとくに強調、二十二日臨時議会を招集して決議することを申しあわせ、臨時議会招集を市長に要請した。

なお決議文起草委員に大山盛幸（無所属クラブ）金城吾郎（社大）の両氏をえらんだ。

十七日出席した二十一議員の各会派別議員数次のとおり。

▽十八日会―十▽無所属クラブ―五▽社大党―二▽人民党―二▽無所属―二

植民地支配と断ず／那覇市議会が復帰決議

〔沖タ・夕　1965・4・22〕

第七十一回那覇市臨時議会は、二十二日午前十時開会、昨年に続き全会一致で祖国復帰に関する要請を決議した。

そのほか、二十一日公布された「住民の祝祭日に関する立法」の一部改正にともない「那覇市職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」の一部改正を原案どおり議決。五月三日の憲法記念日が新たに休日追加された。

第二次安謝埋め立て工事は、設計変更にともない工期を五月末まで一カ月延期することを承認した。

祖国復帰要請決議は全議員（二十九人）の共同提案によるもので、金城吾郎議員が提案理由を説明、討論抜きで全会一致で議決した。

祖国復帰要請決議は三月の本部町議会についで二番目、そのほかの市町村議会でも四・二八デーまでに決議するようであり、また復帰要求大行進を中心に復帰要求機運はこれまでにない盛り上がりをみせている。

沖縄の祖国復帰に関する要請決議

（要旨）

沖縄は第二次世界大戦の結果、祖国日本から分離されアメリカの軍事的植民地支配下におかれて二十年の長期におよんでいる。立法院はもちろん、市議会も日米両国をはじめ国連加盟国に対し、施政権返還を強く要請し続けてきた。ワトソン高等弁務官はハワイで「沖縄の基地は重要である。祖国復帰はタイミングの問題だがまだその時期ではない」とのべ「極東に脅威と緊張の重大状態が厳存しているため沖縄を保有する」のだと強調している。極東における脅威と緊張は、いっぽう的に発生するものではない。さる二月からはじまったベトナムに対するアメリカの武力介入は、逆に脅威と緊張を助長し、しかもそれが沖縄を発進基地としてなされているため、報復爆撃のおそれもあり、さらに全面的戦争に発展する危険性もあるところから、沖縄県民は大きな不安にかられている。日本の国土の一部である沖縄からこのような軍事行動がなされることは、軍備放棄を規定した平和憲法に違反するものでまことに遺憾である。二十年におよぶアメリカの軍事優先政策は、戦争につながる不安恐怖ばかりでなく、県民の福祉向上にも大きな支障をきたしている。沖縄問題の抜本的な解決は、単なる財政援助などによって達成されるものではなく、祖国復帰の早期実現にあることはいまさら強調するまでもない。アメリカの沖縄統治は、国連憲章に違反し、植民地廃止宣言や世界人権宣言に違背し、国際正義にもとるものである。われわれは異民族支配二十年という転機の年に当たり、祖国日本政府がその責任を明確にすべきであると信ずる。よって那覇市議会は祖国日本政府が国連憲章の大精神にのっとり自らの主権を速やかに完全に回復するための強力な対米折衝を直ちに開始することを要求し、その実現のため格段の努力をなされるよう強く要請する。

【あて先】日本政府総理大臣、衆、参議院議長、各政党

ふるわぬ競売／安謝港埋め立て地

〔沖タ・朝　1965・4・24〕

総工費五十七万八千九百二十八㌦で六三年十一月、完成した那覇市安謝埋め立て地二十一万一千百六十三・七平方㍍（六万三千九百八十九坪）は、昨年十月から一般に競売されているが、旭橋埋め立て地に比べ売れ行きは余りふるわない。市当局では、百二十三万㌦の歳入を見込んでいるが、いまのところ歳入欠かんはさけられないようで頭を痛めている。

二十一万一千百六十三・七平方㍍のうち、売却用地は八万五千八百平方㍍だが、これまでに売れたのはおよそ六〇㌫ていど。毎月一回、市民集会所で一般公入札に出しているが、市民の関心はうすく入札参加者も少ない。全部、公入札にして総額百二十三万㌦ていどの歳入を見込んでいたものの、買い手が少なく、市の評価額による売買契約も多いため、かなりの歳入欠かんが予想されている。

さきに公入札に出したが、一件も落札がなかった琉球皮革前ふきんの用地は、三百三十平方㍍ていどの大割りから百二十八平方㍍―二百三十四平方㍍単位に再区分して二十六日午前十時から市民集会所で再入札に出すことになった。

小割りの住宅地域は、わりと売れ行きはよいが、大割りにした商業地域がふるわないようだ。不振の原因については、安謝港湾計画の完成までにはまだかなりの期間があり、一帯の将来性をめぐって思惑がからんでいるためだとみられている。

「少なくとも港湾計画が完成するまでの五カ年は、土地を遊ばすことになる。つまり、金をねかすわけだが、それだけの価値があるかどうか…」「地価は上がるいっぽうだし、買って放置していてもよい」と意見はまちまちだが、市当局では、旭橋の埋め立て地がすでに二倍にはね上がっており、それに比べると安謝埋め立て地は、港湾計画をひかえているだけに絶対に有望だ…と太鼓判を押している。

なお第二次埋め立て工事は、四十四万二千三百八十㌦で進められており、五月末までには完成する。引き続き第三、第四、第五次計画を推し進める計画である。

久茂地川しゅんせつ始まる／臭い川の汚名返上／夫婦岩前で起工式／六カ月で完了めざす

〔琉新・朝　1965・4・27〕

待望の那覇市久茂地川と潮渡橋上下流のしゅんせつ工事が二十六日から始まった。この臭い川のしゅんせつは那覇市の長年の懸案事項。西銘市長の要望にワトソン弁務官が協力を約束、那覇輸送部隊と那覇市がタイアップして着工の運びになった。午後二時からの起工式の後、さっそく

重民町夫婦岩でグレーン二台が始動してまっ黒いどろをすくい上げた。フル作業を進め、早ければ四カ月で、おそくとも六カ月間にはのべ二千七百六十一㍍のしゅんせつを終わる。

起工式は同日午後二時から、さきに手がけられる那覇市重民町の夫婦岩前で行なわれた。西銘市長、古堅、新垣両助役、各部長ら市当局者とワトソン弁務官代理のチャールス・S・ディオサ少将、那覇輸送部隊ジョンソン大佐、石垣建運局次長、大山副議長ら市会議員、関係自治会長など多数が出席してしゅんせつを祝った。

西銘市長は「長い間の懸案がワトソン弁務官、那覇輸送部隊などの協力で実現した。那覇市では政府にも再三しゅんせつを陳情したが予算がなくストップされどおしで、気をもんでいた。これは市民生活の向上のため特筆される事業と確信し、最大の努力をはらって達成したい。この際、市民も川にチリを捨てないようよく指導し、期待にそいたい」とあいさつ。またディサオ少将は「この工事によって那覇市が美しい町になるよう臨む。完工後、きれいな川のほとりで遊びまわっている子供たちをみにきたい」とのべた。

午後二時半、西銘市長とディオサ少将がグレーンを始動、さっそく那覇輸送部隊の四十㌧と二十㌧の大型グレーン二台が夫婦岩一帯の川で活動を開始した。グレーンですくい上げたどろは那覇市借り切りのトラック十台に積み込まれ、安謝の埋め立て地に運ばれた。

しゅんせつされる川は両方で全長二千七百六十一㍍、川幅に応じて幅員十㍍内外、深さは約二㍍掘る。しゅんせつによって出る土砂はトラック五千台から六千台分とみられ難工事だ。川にかかった木造の橋はしゅんせつの際、一時取りはずし、徹底的にさらう方針。夫婦岩から上流にかけてさらった後、久茂地川にかかる。那覇市と輸送部隊では勤務時間外も利用してフルに作業したい、と張り切っており、ジャンジャン進みそうだ。

軍用地解除を発表／那覇市 垣花など39万平方メートル

〔沖タ・朝　1965・5・19〕

在沖米陸軍工作隊はこのほど那覇市垣花、同山下、同安里、恩納村谷茶、北谷村砂辺、宜野湾市宇地泊、コザ市諸見里など本島全域にわたって総面積約三十九万六千平方㍍の軍用地を解除することを明らかにした。解除の予告通知は市町村役所を通じて地主に通達済みであるが、米軍では「これらの土地は現在使用してなく、将来も使用するとおもわれないから地主の陳情で解除することとなった」と語っている。

解除はさった二月一日から開始し、きたる六月三十日でいちおう完了する予定だが、那覇市垣花町同山下町の那覇港地域として現在米軍が使用している七万五千九百平方㍍＝約一万四千坪、と六月三十日解除をはじめ全部で十一万九千百三十九坪（約三十九万六千平方㍍）となっている。法務局土地課の資料によると、こんど解除される土地の年間賃貸料は五万㌦ぐらいだという。

放ったらかしに地主怒る／那覇市の公園指定地／ついに裁判ざたか／希望ガ丘買い上げか解除を迫る

〔琉新・朝　1965・5・19〕

放ったらかしの公園指定地に怒った那覇市当局を相手どって告訴する準備を進めている。補償もなにもせず荒れ放題になっている公園指定地にたいしては、これまでも地主の不満たえずくすぶり続けていたが、ついに裁判ざたにまで発展しそうだ。

23日に地主結成会開く

希望ガ丘公園敷き地に指定された新里有四郎氏ら地主十六人は、十四日午後那覇市役所で嘉手納都計課長、知念公園係長らと会い「公園用地に指定したまま放置されているが、われわれ土地の所有者としてはがまんできない。早急に市が買い上げるか、そうでなければ公園指定を解除して、われわれに返してほしい」と要求した。これにたいし嘉手納都計課長は地主の質問に答え①都計上公園指定地からはずすということはできない②財政的裏付けがないので、いつ公園の着工をするか返答できない③空白期間の補償はできない④事業執行の時から賃借契約で借地料を払いたい―とこれまでの主張を曲げず「市の線に沿って協力してほしい」と頼んだ。

地主側は一応市の回答を持ち帰り、今後の対策を話し合った結果、「市には全く誠意がない。法廷では堂々と権利を回復する以外に解決の道はない」として市当局を告訴することに決めた。地主たちは二十三日に地主会結成会を開き、弁護士をまじえて告訴のスケジュールを決める

ことにしている。

この公園敷き地は五六年に城岳、旭ガ丘、奥武山など市内十六カ所と同時に指定された。那覇市ではその後数回にわたって追加指定し現在小公園や緑地も含めて三十五カ所、五十四・六㌶を公園用指定地として確保した。ところが予算がないためほとんどの敷き地は手もつけずそのまま。管理もおざなりで荒れ放題だ。桜坂裏にある希望ガ丘はチリが捨てられたり、不良のたまり場になったりしている。

また、指定はしたものの、この十年間地主にたいしては借地料も支払っていない。しかし住宅の建設などいっさいの権利をストップ、地主は所有権だけはあるが活用もできず、大きな不満をもっていた。

那覇市では公園の指定はしたが、予算がなくこれまでも地主からは突き上げられ苦境に立たされている。那覇市の現在の都計上、公園はもっとも重要なものの一つであり、市当局としては、現在公園に指定したぶんだけはどうしても確保したいところ。もしこんどの問題で市当局が負けると、それが他にも波及して公園計画がほとんど全滅状態になることも予想されるので、成りゆきが注目される。

住宅、幹線道路に重点／那覇市／マンモス予算まとまる

〔沖タ・朝　１９６５・６・３〕

那覇市は、六六年度予算の編成作業を終わったので五日に定例議会を招集、議会の承認を求める。新年度の当初総予算額（特別会計も含む）は八百十五万一千四百三十八㌦で現年度より二十万六千八十八㌦の増。しかし、これにはいま問題になっている牧志公設市場建設費と安謝公有水面埋め立て工事費は計上されていないので、このふたつの事業費も加えると六六年度総予算額は、はじめて一千万㌦の大台を突破することになる。那覇市の予算は年々増えるいっぽうだが、とくにここ二、三年の急激な増加が注目されている。予算規模のうえから全市町村の予算額にやや近いマンモス予算になっているが、市の財政需要のうえからは満足すべき状態ではなく、内容的には「いたって貧弱予算である」と指摘されている。

新年度予算案は、西銘市長さいごの予算だが、西銘市長は任期中とりあげてきた住宅対策、スラム街解消、保育所の設置、幹線道路の新設、衛生行政の強化…に重点をおき、総まとめしたい意向である。

一般予算額は六百四十四万七千四百八十四㌦で現年度より十二万二千十一㌦の増、水道事業特別会計予算は百四十万七千五十三㌦で八万五千八百八十㌦の増、土地区画整理事業特別会計予算（那覇、壺川、寄宮地区）は二十九万六千九百一㌦で千八百九㌦の減になっている。

一般歳入予算の主なものは市税百五十七万七千十四㌦（現年度より三十万五千六百六十五㌦の増）公営企業および財産収入百五十六万八千百三㌦（四万七千九百五十二㌦の減）政府補助金百十四万六千二百八十七㌦（二十万八千九百二十九㌦の増）市債百三万七千三百八㌦（十七万六千六百六十五㌦の減）使用料および手数料四十四万五千二百六十二㌦（七万三千十㌦の増）となっている。

歳出予算の主なものはつぎのとおり。

土木費三十三万九千百四十七㌦で現年度より三十二万六千七百三十五㌦の大幅減となっているが、これは安謝公有水面埋め立て事業費が計上されていないためのもの。同工事は本土政府からの調査団の来島を待って、計画がまとまりしだい追加計上することにしている。道路維持費は十万八千三百六十七㌦（四万二千七百八十三㌦の増）道路新設十万三千九百六十八㌦（三万五千六百九十五㌦の増）排水六万五千四十一㌦（一万五千六百九十九㌦の増）河川五万六千五百四十㌦（四万六千八百九十七㌦の増）となっており、現年度より軒並みに増加している。

都市計画事業費は三十二万六千二百四㌦で五万二千八百四十七㌦も減っている。港湾施設は三万八百二十六㌦で一万八千九百七十六㌦の減、社会、労働関係事業としては市営、公営住宅の建設なども含めて二百四万二千二百九十七㌦で三十万㌦も大幅にふえている。

水道事業は百四十万七千五十三㌦で八万五千八百八十六㌦の増で自己水源の開発、ろう水対策などに重点をおいている。

区画整理事業は、那覇地区が十二万五千十六㌦、壺川地区が九千百七十㌦、寄宮十六万二千七百十五㌦となっている。

那覇市の財産ふえる／二千二十六万㌦／五月一日現在

〔沖タ・朝　１９６５・６・５〕

那覇市の財産は、五月一日現在で二千二十六万二千二百二十二㌦三十一㌢で九年前の五六年に比べ十二・七倍に

ふくれあがっている。

五六年の百五十九万六千六百六十七ドルにたいし、六二年＝千六百九十二万八千六百三十一ドル九十五セント、六三年＝千四百四十八万九百十七ドル五十二セント、六四年＝千九百九十三万三千九百九十七ドル十七セントと年々ふえている。

五月一日現在の財産の総括をみるともっとも多いのが土地で九百九十八万二千四百六十八ドル（一、二一九、六二七平方メートル）、ついで港湾施設が八百三十三万三千五百九十一ドル三十四セント、建物百六十三万五千八百二十七ドル八十八セント、有価証券十三万一千四百二ドル、構造物七万四千四百二十二ドル三十七セント、簡易水道施設二万七千二百二十五ドル、学事奨励金四千二百五十ドル、変わりダネでは六一年の市制四十周年に彫刻家の朝倉文夫氏からおくられた〝生誕の像〟で六万ドル。繁殖用牛、豚で一万二千八百三十五ドル二セント、重機二百ドルとなっている。

毎日みている〝生誕の像〟が六万ドルも評価されているのについて、ある課長は「こんなに高いものですかね…」と頭をかしげていたが、担当職員は「それはやりますよ、適正な評価でしょう」と誇らしげに話していた。

希望ケ丘の補償を／地主会が市に訴える

〔沖タ・朝　１９６５・６・５〕

那覇市・希望ケ丘地主会の神谷弘氏ら代表十人は、四日午後一時過ぎ西銘市長を訪れ、①公園区域に指定されて十年間も放置されているのでその間の補償をしてもらいたい②買収してもらいたい③それがなければ公園区域の指定を解除してもらいたい…と陳情した。

希望ケ丘一帯は、都市公園として五六年に公園区域に指定された。そのため、地主は自分の家を建てることもできず、他人に貸すこともできず、十年近くも放置されてきた。関係地主では、これまで再三にわたって買収か、指定解除を陳情してきたが、市当局は予算の関係で買収できず、借地する方針で地主と話し合ったが不調に終わった。関係地主（八十五人）では、「もうこれ以上がまんできない」とさる三十日に希望ケ丘地主会を結成、全地主が一体となって市当局に当たることになり四日はその第一回目の西銘市長との話し合いになった。地主の間では、市当局の出方いかんによっては法廷闘争にもち込むべきだとの強硬意見もあるようでこんごの成り行きが注目されている。

地主代表らは「貸してもいつ買い上げてくれるかのメドもつかないのでは貸すこともできない。買収するにしてもぼう大な予算をともなうし、見通しは暗い、全地主の協力が得られるまで待ってはあと十年たってもできないだろう。だから早急に市の態度を決定してほしい」と西銘市長の決断を迫った。

これにたいし、西銘市長は「収用法を発動するか、どうか早急に結論を出したい」とこたえた。

市民所得の調査まとまる／前年度の12・2％増／一人当たり３７４ドル

〔琉新・朝　１９６５・６・６〕

那覇市企画部は五日、六三―六四年度市民所得推計結果を発表した。それによると第一次産業所得が六三年度にくらべ、三・五％増、第二次産業所得が二〇・二％増、市民所得は一二・二％のいちじるしい伸びを示していることがわかった。

市民所得のあらまし　琉球政府発表による六四年度の国民所得（暫定）は七・五％の成長率で、一人当たりの所得は二百七十二ドル（名目所得二百九十三ドル）前年度よりわずか二・二％ふえ、六三年度の一四・二％より落ちている。原因は六三年の異状干ばつで砂糖の生産量が大幅に減り、六四年は砂糖の生産は伸びたが、糖価の下落により、経済全般にこれが波及して国民所得が伸びなやんだが、六四年度那覇市の場合、第一次産業は三・五％増でさして伸びていないが、第二次産業が二〇・二％の増加を示し、市民所得は一二・二％の伸長率を示している。一人当たりの所得は三百七十四ドル（名目所得四百ドル）で、前年度より三・一％増となっている。

市民総所得　六四年度の市民総所得は一億二百二十八万ドルで、前年度（六三年）の九千百十六万ドルより一二・二％の伸長率。全琉の国民所得総額二億五千百七十三万ドル（六三年）および二億七千六十三万ドル（六四年）にたいして三六・二％（六三年）と三七・八％（六四年）という割り合いを示している。また伸長率も全琉の七・五％に比べて一二・二％とはるかに高い。原因としては全琉の場合にみられる第一次産業の急減が同市の産業形態にほとんど現われない。第二、第三次産業も順調に伸びたためである。

産業別市民所得　これを産業別にみた場合、六四年度第一次産業は四百五

十六万ドルで、前年の四百十一万ドルにたいし、三・五％増。全琉三千九百七十二万ドルで、前年の四千三百五万ドルに比べて七・七％の減。

第二次産業は六四年度二千百八十九万ドルで、前年の千八百二十一万ドルに比べて、実に二〇・二％の増加。第三次産業は六四年度七千五百八十三万ドルで、前年の六千八百五十四万ドルに比べて一〇・七％の増加である。（全琉の場合は六四年度一億五千七百六十九万ドルで、前年の一億三千八百五十二万ドルより一三・八％の増）

市民分配所得　市民所得の配分状況をみると、まず勤務所得が六四年度五千四百十五万ドルで、前年の四千七百二十八万ドルより一四・五％増加している（全琉は六四年度一億五百五十二万ドルで、前年の八千九百三十一万ドルに比べて一八・二％増）

一方、個人業主所得は六四年度二千三百三十九万ドルで前年の二千二百三十二万ドルより四・八％の増。（全琉は六四年度七千九百六十万ドルで前年の八千百七十二万ドルより二・六％の減）

個人賃貸料所得は六四年度七百八十四万ドルで、前年の七百八十三万ドルより〇・五％の増しかみられない。個人利子所得は六四年度五百八十五万ドルで、前年の五百三十七万ドルより八・九％の増。

法人所得は六四年度千四十万ドルで、前年の七百四十七万ドルより実に三九・二％の増加ぶり。そのほか官業所得は前年度より大幅に減少した。

六四年度の個人所得総額は九千五百四十九万ドルで、前年の八千六百四十一万ドルにたいし、一〇・五％の伸び。全琉の八・一％を上まわっている。

可処分所得にたいする消費または貯蓄の割り合い、すなわち「平均消費性向」または「平均貯蓄性向」は六四年度の消費性向が六七・九七％で前年の六六・八六％とほとんど変わらない。貯蓄性向は六四年が三二・〇三％となり、前年三三・一四％となっている。消費支出にたいする飲食費の割り合い、すなわちエンゲル係数は四二・四％となり、全琉の四二・四％と変わらない。このように六四年度市民の所得は各項目で伸びをみせているが、これを一人当たり所得についてみると、六四年度四百一ドルで前年の三百七十五ドルより二六ドル増、実質額では六四年度三百七十四ドルで前年の三百六十三ドルより十一ドル増となっている。

日米琉援助で都計推進／那覇市会、西銘市長が答弁

〔沖タ・夕　1965・6・7〕

第七十三回那覇市定例議会は、七日午前十時から本会議をひらき、西銘市長の施政方針ならびに一般質問を行なった。

まず十八日会の具志栄治議員が質問のトップを切り、市の財政拡大について当局の見解をただした。

午前中は平良亀助（十八日会）、金城武一（無所属クラブ）、久高友敏（無所属）の三議員が質問に立ったが、全般的に低調だった。また欠席議員（六議員）が目立ち、傍聴席もまばらだった。

質問要旨つぎのとおり。

具志栄治議員（十八日会）　市は財政の拡大をうたっているが、具体的なことについて。

新里企画部長　日米琉政府に機会あるごとに訴えている。また市長上京の際も本市の実情を訴え援助増額を要請している。いっぽう中央税の委譲についても要請している。

具志議員　政府では中央税の地方委譲に困難だとみているが、たばこ消費税、遊興飲食税、娯楽税以外のことは考えていないか。

新里部長　政府は地方税に委譲すると徴税減を心配しているが、方法によってはその心配はないとの見解にたって三税の委譲を要請していきたい。

具志議員　本土のほとんどの都市が常任監査員をおいて財産の管理に万全を期している。常任監査員の必要性を認めるか。

城田総務部長　市町村自治法によって非常勤が原則となっているが、常勤にすることもできるようになっている。問題は住民負担と関連するわけで、常勤職員を抱えることは慎重に検討する必要がある。

平良亀助議員（十八日会）　泊中通りの舗装工事はいつごろ着工できるか。

花城建設部長　本年度内に民政府補助で着工できる見通しがついている。補助指令も二、三日うちにくるものと思う。来年度予算にも計上してある。

平良議員　七号線小禄地域の浸水対策について。

花城部長　政府道で暗渠がつまって浸水しているが、政府に早期改修を要請している。いつまでも放置できないので来年度予算でしゅんせつして浸水をなくしたい。

金城武一議員（無所属クラブ）　区画整理事業を推進するための立法措置に

ついて。

花城部長　政府でも本会議に立法勧告する予定であったが、勧告されていないのでいつになるかわからない。

金城議員　話し合いで解決できないときはどうするか。

新垣第二助役　話し合いで解決していくのが基本的考えである。

金城議員　地主の反対があったばあいはどうするか。

西銘市長　強行するか、放棄するかはそのときの情勢によって処理したい。

久高友敏議員（無所属）　都市計画事業費は、ほとんど依存財源と土地売り払い金でまかなわれている。日米琉政府の援助拡大によってできるとの幻想を市民に与えている。沖縄の特殊事情があい路になっているのか。

西銘市長　都計事業には九千万㌦の資金が必要だが、執行率はわずか一四㌫にすぎない。自己財源ではどうしてもできない。といって復帰まで放っておくことはできないので援助でやらねばならない。

久高議員　日米琉政府からの援助拡大は可能か。

西銘市長　日米琉政府の責任において都計事業を一歩でも前進させたいとの考えである。

久高議員　市長は六三年度施政方針で首里、真和志、小禄にも都市計画事業の推進を打ち出したが、その結果について。

花城部長　逐次、計画を進めている。

漫湖周辺を美化／バイパスも計画／市当局、議会質疑で答弁

〔沖タ・朝　１９６５・６・９〕

那覇市議会は、八日午前十時開会、前日に引き続き、一般質問と施政方針にたいする質疑を行なった。午前中は友利栄吉（公政連）又吉久正（無所属クラブ）赤嶺保三郎）十八日会）久場景善（無所属クラブ）の四議員が質問に立った。

おもな質疑つぎのとおり

友利栄吉議員（公政連）　牧志公設市場はいつごろから着工するのか、各階ごとの使途をはっきりしてもらいたい。

新垣第二助役　委託設計料も計上されているので早目に着工したい。その時期についていまははっきりいえない。各階別に用途は三月三十一日の本会議決議にそって設計中に業者と話し合って決めたい。

友利議員　世論は当局案を支持していない、それでも強行するのか。

西銘市長　全業者の賛成が得られなかったのは遺憾であるが、議会の議決を尊重して設計完了しだい着工したい。

又吉久正議員（無所属クラブ）　国場川漫湖周辺の風致地区に対してどのような計画をもっているか。

花城部長　自然の風致はなくなっているが、風致地区として美化していく方針である。

又吉議員　城岳の遊園地跡はその後どうなっているか。

花城部長　現状のままで利用するか、整地して利用するか検討しなければならないが、一帯の墓地とも関連があるので慎重に検討中である。

赤嶺保三郎議員（十八日会）　壺川から旭橋間の交通が非常に混乱している。とくに左折するばあいがひどい。交通量緩和のためどうしても農連前からガーナ森に通ずる橋梁新設が必要だと思うが…。

花城部長　明治橋だけで処理できないので、一号線のバイパスとして六七年度からやる計画をもっており、早期実現に努力したい。

久場景善議員（無所属クラブ）　じん介、し尿の終末処理場は早急に設置すべきだが。

西銘市長　特運局に強く折衝、了解を得たが、大蔵省の段階で削られた。しかし、情報では明るい見通しである。コンポスト方針でやっていきたい。

久場議員　タール舗装は破損しやすく、破損した場所が多い。すぐ補修できないか。

花城部長　タール舗装にも利点は多い。とり入れてまだ二年しかならないので、こんごともじゅうぶん研究して万全をつくしたい。破損したところはすぐ補修するよう努力したい。

午後からは平良真次郎（十八日会）宮里敏慶（同）赤嶺慎英（同）大山盛幸（無所属クラブ）の四議員が質問した。

平良真次郎議員（十八日会）　真嘉比、古島の区画整理事業は、どこが主体になって施工するか。

花城建設部長　市でやってもいいし、地主が組合をつくって組合の事業としてやってもいいとの考えである。いまのところ組合結成の動きはない。指定して一年後、組合ができなければ、市が都計事業として認可を受けてやっていきたい。

平良議員　地主は指定解除を陳情し

ている。区画整理事業は全般的に難航しているが、当局の打開策は。

花城部長　地主へじゅうぶん説明し、協力がえられれば認可を得て着手したい。

平良議員　地主の負担がいくらになるかが問題であるが、市当局の基本線がはっきりしていない。政府と市がはっきりした基本線を持つことだ。

新垣第二助役　地区によっては違うが、政府と市の分担は明確にされていない。

平良議員　地域によって減歩率に相違がある。全市をひとつのプールとしてある程度の基準を設けて操作すればスムーズに行くと思う。

花城部長　地区ごとに利益のていどが違うものを同じように扱うことはできない。受益度によって減歩率を算定しなければならない。

宮里敏慶議員（十八日会）　①育英資金をもっとふやし、人材の養成に力をいれるべきだ②新庁舎に移転後、現庁舎を教育委員会に払い下げる考えはないか。

古堅第一助役　①昨年は二人だが、ことしから四人になる。現在の資金量で八人までは支給できるが資金量によって増員を考えたい②当分の間、使用する考えであって永久に使うものではない。

赤嶺慎英議員（十八日会）　都市計画事業は地主の反対にあってカベにぶつかっている。西銘市長さいごの施政方針だけに大きな期待を寄せていたが、骨抜きになっている。八方ふさがりで新しい構想が打ち出されなかったのか。

西銘市長　何か引きつける真新しい施策を打ち出したかったが、任期もあとわずかであり、引き続き市長に出られるかもわからない。水道料金の値下げをあげることは、私の選挙には有利かもわからないが不利になる方もいるのであえて打ち出さなかった。

赤嶺議員　埋め立て事業は苦しい財政救済策と受けとられるが…。

新里部長　現在、売却しているのは住宅地域だが、つぎからは工場地域であり誘致できる工場があれば誘致に努力したい。

大山盛幸議員（無所属クラブ）　那覇教育委員会は六六年度で天妃小校新設を計画、現市庁舎を使用する方針のようだが…。

城田部長　陳情はきている。

大山議員　将来、天妃小学校として使用させる意思があるか。

古堅第一助役　当分、市で使ってその後は使用させてもいいと考えている。

大山議員　市長は公営、市営住宅の建設に努力しているが、公衆電話がまだ設置されていない。前にも要望したがどうなっているか。

慶佐次経民部長　久場川と識名には設置してある。

職員厚生会の制定へ／那覇市議会総務委で検討

〔沖タ・朝　1965・6・10〕

開会中の那覇市議会は九日から委員会活動にはいった。九日は午前十時すぎから総務委員会と経済民生委員会を開いた。

総務委員会（赤嶺一男委員長）＝①那覇市政功労者表彰条例②同表彰審査委員会設置条例③那覇市職員厚生会条例④市職員定数条例の一部改正…などについて審査、それぞれ当局案どおり決定した。

那覇市職員厚生会は「職員の福祉増進をはかるため、福利、厚生事業を実施しようというもので、市長が管理し市が職員の給料総月額の千分の五、職員は給料月額の千分の五を毎月それぞれ負担、それに市からの助成金で運営することになっている。委員会では厚生会の管理方法、現在ある組合共済部の取り扱いについて当局と質疑を行なったが、翁長人事課長は、当局と組合からそれぞれ代表を出して運営することになっている。共済部を完全に解消すると、こんごの事業運営に支障をきたすので、厚生会に吸収していく線で解決していきたい。細部的なことは、こんご組合と話し合うことになっている」と語っている。

また、那覇市職労の西平書記長は「六四年度末闘争で厚生政策を明らかにするよう要望したところ、五月まで提示したい、との回答があって、今議会の提案となった。趣旨としては早急に制定すべきである。具体的なことはこれから当局と話していきたい」と答えた。

厚生会は、条例制定後一年以内に発足することになるが、一般共済事業のほか職員の保養施設として〝海の家〟の建設や旅館の指定など幅広い事業を計画しており期待されている。

経済民生委員会（久場景善委員長）＝当局から説明を受けたあと①真地部落の農道新設工事②久場川住宅土どめ工事③石嶺部落の排水、改修工事④末吉ワークー田原の道路新設工事⑤末吉公園借地などの現場調査を行なった。

市場改築を早目に／業者が市会に要請

〔沖タ・夕　1965・6・17〕

那覇市議会は十七日午前十時すぎから本会議を開き、①六六年度予算くり越し（九万三千七百十ドル）②泊中通りアスファルト工事の予算外義務負担（現年度額四万六千五百ドル）③建運局―タイムス間道路新設工事の予算外義務負担（現年度額四万三千七百ドル）④六五年度水道事業特別会計予算くり越し（一万二千三百五ドル二十四セント）をそれぞれ原案承認、決定した。さらに那覇市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定、六六年度追加予算（五万七百六十八ドル）を総務委に付託、十時四十分閉会した。この日傍聴席には牧志公設市場の精肉組合（上原静枝組合長）食料品組合（西銘真栄組合長）の業者約五十人が「継続費可決せよ」「早期解決せよ」などのプラカードを持って見守り、さる三月三十一日の本会議で可決した線で一日も早く市場を改築してほしいと訴えた。

審査をボイコット／市議会、与党の出席悪く

〔沖タ・朝　1965・6・19〕

閉会中の那覇市六月定例議会は二十一日、十七日間の会期を閉じる。総務、経民両委員会は十八日で予定どおり全議案と陳情案件の審査を終了した。建設委も議案の審査を十八日で終え、十九日で陳情案件を処理、二十一日の本会議で六六年度一般予算、特別会計予算案をはじめ、条例制定などの全案件を処理して閉会、再出馬する二十三人の現議員は七月十八日施行の市議選挙に全力をあげる。

任期中のさいごの定例議会、七月の選挙を間近にひかえて各議員は浮き足たち、各委員会は超スピードで案件を処理していったが、十八日の総務委員会で与党議員の出席が悪く、野党議員がおこり出し、審査を投げ出すという珍しいケースがあった。

その日の総務委員会（赤嶺一男委員長）は、午前十時十五分開会したが、出席したのは赤嶺委員長（十八日会）、▽又吉久正（副委員長―無所属クラブ）大山盛幸（無所属クラブ）金城吾郎（社大党）黒潮隆（人民党）の五議員だけ。しばらく審査を続けていたが、十一時になっても与党議員が出席しないので野党議員がむくれ「全議員が出席するまで審査はおあずけだ」と投げ出してしまった。参考人に呼ばれた当局側は複雑な表情で事態の成り行きを見守っていた。

議会事務局職員は、与党議員のかり出しに奔走、午前十一時十分ごろ宮里敏慶、同十七分ごろ渡口麗秀議員らが姿をみせた。野党議員は全議員出席までは…とねばったが、結局、金城力夫、辺野喜英興、上原隆正三議員の欠席理由で野党議員も納得、午前十一時二十六分やっと再開した。

任期さいごの定例議会と選挙を間近にひかえていることから各委員会の出席率が危ぶまれていたが、総務委員会を除く建設、経民両委員会は好成績で全日程を終わった。

総務委員会　九日間の委員会活動のうち、全員出席は一日もない。金城力夫議員は一日出ただけで八回、辺野喜英興五回、上原隆正、渡口麗秀議員が四回欠席している。三定例議会は八日間のうち全員出席は一回だけ。

建設委員会　九日間のうち赤嶺慎英、真栄田義晃委員が一回ずつ欠席しただけで一番成績がいい。三月議会は九日間のうち全員出席は三回。

経民委員会　八日間のうち全員出席は五日、安見福寿、高良一、赤嶺保三郎、楠見長礼議員らが一回ずつ欠席している。三月議会では六日間のうち四日間は全員出席。

出勤簿からみると各員会とも出席率はいいが、遅刻したり、途中から中座する議員も多く、さいしょからさいごまで熱心に審査に当たっているのはごく限られた議員だけ。

三委員会の構成メンバーつぎのとおり。

▽総務委員会＝赤嶺一男（出馬断念）又吉久正（無所属クラブ）大山盛幸（同）渡口麗秀（十八日会）辺野喜英興（同）宮里敏慶（同）上原隆正（同、出馬断念）金城力夫（同）金城吾郎（社大党）黒潮隆（人民党）

▽建設委員会＝平良真次郎（十八日会）比嘉佑直（無所属クラブ）比嘉朝四郎（十八日会）赤嶺慎英（同）武村朝良（同）具志栄治（同、出馬断念）森田孟松（社大党、同）金城武一（無ク）真栄田義晃（人民党）友利栄吉（公政連）

▽経民委員会＝久場景善（無ク）平良亀助（十八日会）楠見長礼（同）喜久山朝重（同）赤嶺保三郎（同）儀間真祥（人民党）安見福寿（公政連）久高友敏（無所属）高良一（同）

ようやく実施へ／那覇市の下水道計画／今月中に工事発注

〔沖タ・朝　1965・6・20〕

長い間もたついていた那覇市の下水道計画がいよいよ着工の運びとなった。民政府の補助金二十万ドルで六五年度から着工する予定であったが、その維持管理をめぐって政府の基本方針が決まらないため、これまで着工もできずのびのびになっていた。那覇市では、十九日午前九時半から第一助役室で臨時部長会議をひらき、十七日政府から送られてきた基本方針と市から照会してあった疑問点にたいする回答について検討した結果、政府の基本方針に従って施行することになり、さっそく二十一日に本会議に予算外義務負担を提案、議会の承認を六月いっぱいに工事を発注することを決めた。

都市にとって下水道は電気、水道、ガスとならんで欠かすことのできない重要な課題であるが、余りにもぼう大な資金を必要とするところからこれまで手がけられなかった。

那覇市では六四年度に荏原建設から専門家を招き、独自の計画を立てたが、米民政府から総合計画を策定中であり、それによって実施したいとの示唆があり、けっきょく、独自の計画を引っこめ、民政府の総合計画を待っていたもの。ところで総合計画はできたものの、その後の維持管理についての基本方針が決まらないため、那覇市への補助金二十万ドル（当初は二十五万ドル）の年度内執行が危ぶまれていた。

やっと十六日付けで政府の基本方針が通知されてきたので十九日の部長会議で検討、年度内執行にふみ切ったもの。

六月定例議会最終日の二十一日の本会議に予算外義務負担を提案、承認されればさっそく入札にかけ、月末には臨時議会を招集して議決を求める。設計は五月でできあがっているので、落札すれば、七月はじめに着工の運びとなる。

第一年次で手がける区域は若狭町の一部、辻町の一部でいずれも道路、排水施設が整備されているところ。

区画整理、排水施設のととのった地域を優先的に施行していく方針である。完備された地域は分流式（雨水と汚水を別々に処理する）、整備されていない地域では合流式（雨水、汚水をいっしょに処理する）をそれぞれ採用するので二つの併用方針になるだろうと下水道課では説明している。

処理場は三重城地先に建設する予定で六六年度から着手、六八年度に完成の予定だといい、結局、下水道が使えるのは六八年度あたりごろになるもよう。

計画によると処理場と幹線は米民政府の責任で行ない、そのほかはそれぞれの市町村が施行、管理することなる。

下水道計画の基本方針は①事業計画は米民政府が策定した中部沖縄下水道総合計画に沿って実施する②処理場と本管およびポンプ場は下水道公社が運営する③各市町村の行政区域内（軍用地を除く）の配管は各市町村が管理する…となっており、計画区域は読谷村の一部、嘉手納村、美里村の一部、コザ市、北谷村、宜野湾市、北中城村の一部、浦添村、那覇市の三市六村。

新垣第二助役の話　下水道は文化都市になくてはならない重要なもので多年の懸案事項であった。政府の基本方針も決まったので、その線に沿って年度内に着手したい。衛生都市建設に大きくプラスすることであろう。衛生的、文化都市づくりに最善の努力を払いたい。

さあ！本番だ／議員さんそわそわ／那覇市／お別れ議会開く／あすから立候補届け出

〔沖タ・夕　1965・6・28〕

○…那覇市議会は、けさから開かれているが、これが最後の市会、あすは立候補届け出初日とあって、議員さんたちも落ちつかぬ表情。〝さあ、本番だ〟とそわそわしていた。ところで気の早い立候補者の支援者が二十七日の朝から真和志選管事務所で届出の順番を待っており、四十八時間頑張るという。

○…那覇市議会は二十八日午前十時十五分から臨時議会を開き、下水道計画の若狭、辻町の下水道支線敷設工事請け負い契約の承認について審議した。あすの市議選挙届け出開始をまえに開かれた臨時議会で、案件もさきの定例議会で承認した下水道工事請け負い契約（二件）の承認だけとあって簡単にかたづくものとみていた与党各議員は野党側と当局との長時間にわたる質疑にいらいら「議長、進行！」の声が与党席からおこると「何をいうか」「問題は重要だぞ、時間は四時までである」と野党側が反ばく、ちょっとした与野党のやりとりもみられた。

○…野党側は下水道公社もできていないし、関係立法も制定されていない以前に着工することは不当である、とこまかい点まで鋭く追及していた。問題が大きいだけに与党議員もただ神妙に聞きいっていた。

森田孟松議員（社大党）は①那覇市以外の市町村との調整はついているか②若狭、辻町を優先した理由③下水道公社と市町村の関係について、また人民党の黒潮隆、儀間真祥、真栄田義晃三議員らは、この下水道計画は軍の意図が支配と収奪であることがはっきりしている、と当局と細かい点について質疑を行なったが、社大二議員は退場し、人民三、久高議員ら四人が反対したが、賛成多数で採決された。

○…二十九議員もきょうが最後の議会、うち二十三議員が出馬のハラをかため、いよいよあすからはげしい選挙戦に突入する。議会が終るやいなや〝さあ、本番だ〟と元気いっぱい散っていった。

那覇市議選届け出快調／午前中に四十九人／30の議席目ざし激戦

〔琉新・夕　1965・6・29〕

那覇市議会議員選挙は二十九日午前八時に届け出を開始、七月十八日の投票を目ざして本格的な選挙運動に突入した。届け出は順調に進み同日午前中に四十九人が届け出を終え、予想された顔ぶれのほとんどが出そろい、三十の議席をめぐって激しい選挙戦が繰り広げられる。届け出締め切りは七月十五日、投票日は十八日、開票は十九日。有権者総数は二十九日現在十二万九千四百五十四人。

届け出と同時に各候補者とも直ちに街頭に進出、第一声を放った。こんどの市議選は十一月の立法院議員総選挙、十二月の那覇市長選挙の前衛戦といわれ、各党とも積極的に乗り出し、かなりの激戦となっている。

これまでの那覇市議会は、さきの選挙で当選してから十八日会が結成されて与党になり、そのほか前兼次市長派の無所属などがあって、党派別ははっきりしなかった。それがこんどの選挙では、十八日会の全員が民主推薦、また純無所属だったのも民主推薦で立候補するなど、党派別の色分けがはっきりしてきた。

これにたいして、社大、人民、社会も候補を厳選して対決、宗教団体も創価学会が昨年の倍の候補者を出して、全員当選を期している。立候補者は約五十人が予想され、二千票台が当選圏になる。

選良を待つ新議場／那覇市議選／デラックスずくめ／急ピッチで設備工事

〔沖タ・朝　1965・7・11〕

ふさわしい人を　那覇市議会議員選挙は、いよいよ終盤戦にはいり、七月十八日の投票日まであと一週間、五十一人の各候補はマンモス新庁舎のデラックス議場の三十議席をめざして必死の選挙戦をくりひろげている。十八日の投票、十九日の開票によって三十人の選良が決定するが、新議員を待つマンモス庁舎内議場の設備工事は、いま急ピッチで進められている。議員のテーブル、イス、傍聴席の腰かけなど議場の設備費だけに二万三千三百九十ドルもかけており、そのほか正・副議長室、同応接間、議員控え室、四委員会室などを完備したデラックス議場だ。「デラックス議場にふさわしい選良が出てもらいたい」と議会事務局職員は新しい主人を待っている。

那覇市の新庁舎建設は多年の懸案事項であったが、貧困財政ではどうにもならなかった。元天妃小校跡のオンボロ庁舎で雨もりの中で執務していたが、やっと昨年五月二十七日、開金借り入れと埋め立て用地売却費など九十九万八千五百ドルで着工にふみ切った。

新庁舎は地下一階、地上五階（一部九階）で総のべ面積は一万二百十八平方メートル。

新議員を待つ議場は三階にあって、本会議場だけで五百四平方メートル、報道席、傍聴席で百六十二平方メートル、傍聴席は腰かけが七十五脚、立ち見席約五十人、百二十人程度が傍聴できる。それに議員控え室（一六八平方メートル）四つの委員会室（各五十六平方メートル）正・副議長室（各五十六平方メートル）その中間に兼用の応接室（五十六平方メートル）事務局（一九〇・四平方メートル）ロビー（一七六平方メートル）図書室（五十六平方メートル）もあって共用部分もふくめると議会だけでのべ千七百十八平方メートルを占めている。

議員のテーブルは、杉の集成材を使ったりっぱなもの。各テーブルはマイクつきで指名議員の発言だけが議場内のスピーカーを流れ、それ以外の発言はいくらどなりちらしてもマイクにはいらない仕組みになっている。また議員番号札とテーブルに固定され、ボタン式で出たり、ひっこんだりするので番号札を議長に投げるような乱暴なまねはできないわけ。議員のテーブル、い

す、傍聴席の腰かけだけで二万三千三百九十ドルもかけており、それに冷房（全館）音響装置も完備しているから〝沖縄一〟のデラックス議場だと事務局職員は自慢している。

本会場と事務局には各議員のランプつき出退表もつけられるので、これまでのように簡単に本会議、委員会を中座するようなことはできなくなる。

議場の設備工事は、七月いっぱいに完成したいと現場の佐久川監督は話していた。

新庁舎の建て物工事は、予定どおり八月二十四日までに終わるが、造園など付帯工事もあるので全工事が完成するのは九月十日ごろになるという。

市役所では九月十八日新庁舎の落成祝賀式典を開くが、二十一日までの四日間、市内全小中校対抗陸上競技大会、旗行列、花火大会、各種展示会などもりだくさんの祝賀行事を計画している。

各階の割りふりはつぎのとおり。

▽地階＝食堂、売店、倉庫、機械室▽一階＝車寄せ、市民ホール、展示場、市民課など窓口業務▽二階＝経民部、水道部▽三階＝選管委、記者室、会議室、図書室、議会議場、議会事務局、委員会室、正・副議長室▽四階＝市長、第一、第二助役室、会議室、企画部、総務部、事務機室▽五階＝建設部。

那覇市議選、終盤戦へ突入／51人が激しい攻防／炎天下、かけ回る候補者

〔琉新・朝　1965・7・11〕

那覇市議会議員選挙はいよいよ終盤戦に突入した。先月二十九日の届け出開始以来、炎天下で選挙運動をくり広げてきた各候補者は、あと一週間に迫った投票日を目ざして最後の票固めにはいった。こんどの選挙はその後に控える立法院総選挙、那覇市長選挙の前衛戦として各党が積極的に介入して激突しているため、情勢はいぜん混とんとしている。各党、各派とも表向きは「わが方優勢」を豪語しているが、この一週間が当落のカギだとして集中攻撃をかけている。また、無所属候補たちも「地方自治への政党介入反対」をかかげて、独自の運動を進めており、三十の議席を目ざして五十一人の候補者が激しい終盤戦を展開しよう。

二十二人の推薦候補を立てた民主党では三月の教育委員選挙の結果からみて全有権者の三分の二の支持が得られるものと踏んでいる。同党選対本部では、那覇市の組織作りが遅れ二十二人を推薦の形で出したが、実質的には公認であるといっている。そのほか民主系無所属の九人にたいしても支持しており、立候補三十一人が民主党の政策をかかげて戦っていると説明している。

吉元幹事長は「十日現在で当確十六人あと一息というのが六人だ。最低目標は二十三人だが、じゅうぶん達成できる」となかなか強気。しかし野党勢が反撃に出ているのも認めて、これから一週間、党役員会を開いて支持票の点検をするほか、同党員である三十六人の市町村長、百二十二人の同議員に応援を求め全組織をあげてたたかう方針。

これにたいし、当選第一主義で臨んでいる社大、人民、社会など野党側は「西銘市政はじめ民主党は自主性を失った方向に行きつつある」として。また向から対決、市議選を足場に立法院選、市長選を勝ち抜くかまえ。

四人の公認と推薦一人を立てた社大党では、全員当選の皮算用。「政府の下請け機関的な西銘市政は市民の信を失っている」との立ち場から、労組など民主団体を主体に広く一般市民に呼びかけている。

同じく公認四人、推薦一人を立てている人民党でも「最初の予定通り全員当選は間違いなし」と自信満々。しかし、立法院と違い票読みが困難のため最後まで予断を許さないとしている。

とくに民主党の選挙運動の進め方を強く非難しており、古堅書記長は「民主党は政策で対決しようとせず、知人、郷友、ボスなどを通じもぐり戦法に出ている。これは選挙の民に失礼な運動方法であり、われわれは有権者の公正な判断に訴えて一票を投じてもらうように演説会、パンフレット、機関紙などを通じ、正攻法で運動を展開している」と語っている。

社会党は一人の公認を立て、コマを進めているが、「悪質な運動に合って楽観できない状態にある。さらに一層の力をいれ中小企業、労働者の票固めに努力したい。これまでの市政は大金持ちの政治だ。わが党の政策は市民の共感を得ており、あらゆる反動を乗り越えてぜひ議席をしめたい」と意気込んでいる。一方、四人の候補者を立てている創価学会は前回にくらべ楽観を許さないようだ。友利現議員はあくどいデマが飛んだりして、純粋なわれわれ

の意思をゆがめようとする者がいる。いまはただ全員当選を目ざして力いっぱいたたかうだけだ。同時にみにくい選挙の追放も大きな使命にしている」と話していた。

那覇市議選／終盤戦をみる (1)／組織固めにけん命／当確情報にも神経つかう

〔沖タ・朝　1965・7・15〕

那覇市議選挙も十八日の投票日まであと三日、五十一人の候補者は、ゴールをめざしてしのぎを削っている。最終的な票読みは十五日ごろまでに終わるようであり、その結果にもとづいて三日間を重点的に猛烈な運動を展開する構えである。これまでに確保した票がために全力をあげるもの。二千票まであとひと息という候補は相手地盤の切りくずしと散票集め、あるいはさいごまで街頭演説に重点をおくもの、三日間の戦術も多種多様でこれまでにない激しい選挙戦となっている。

首里地区　首里地区からは民主党推薦の大山盛幸（現）、楠見長礼（現）人民党推薦久高友敏（現）社会党公認、県労協推薦の当間操（新）の四氏がさいごの追い込みに火ばなを散らしているが、情勢は混とんとしている。今回はとくに那覇、真和志と他区からの食い込みが激しく各陣営とも情勢判断に苦慮している。

大山候補は山川町を中心とした首里票が主力。一時は苦戦が伝えられていたが、着実に追い上げ好転、〝当選はだいじょうぶ〟だと終盤戦では那覇地区への進出をねらっている。

楠見候補は、当選圏内にあるといわれているが、同候補は「優勢の情報が乱れとび逆効果になりはしないか…」と心配、苦しい戦いだと強調する。

久高、当間両候補は同じ鳥堀町出身のため、あるていどの競合はさけられない。しかし久高候補は過去の実績と親せき票が多いので地域的には当間候補よりは有利だといわれている。前回は人民党公認と推薦の二人が出馬したが、今回は久高氏一本にしぼって統一の戦いを組んでいるので戦いやすいといっている。町には首里地区から瀬長フミ候補に四百五十票が流れるとのうわさもとんでいるが、同陣営では「そんなばかな…」と一笑にふしている。

一方、当間候補は社会党、全逓が全力をあげているが、情勢は予断を許さないようだ。全逓労では「全逓が支持した以上、必ず当選させる」と全逓の面目にかけて組織をあげて支持している。そのほか創価学会の友利候補が首里地区（学会でに地盤割り当て）で活発な運動を展開しており、保守、革新、学会推薦候補入り乱れての激しい選挙戦となっている。琉大学生の約五百票の行くへも関心のひとつとなって注目されている。

真和志地区　真和志地区からは新旧合わせて十七人が出馬、それに創価学会推薦候補が加わって乱戦状態。

民主党からは推薦で武村朝良（現）、久場景善（現）喜舎場盛一（新）宮良永昌（新）金城庄瑞（新）の五人。社大党は公認の金城吾郎（現）金城甚松（新）島袋宗康（新）の三人。人民党は公認の黒潮隆（現）儀間真祥（現）の二人。無所属は又吉久正（現）金城武一（現）城間豊太郎（新）平良健（新）砂川恵祐（新―県労協推薦）島袋亀助（新）創価学会推薦の大浜長弘（新）の十七人、それに創価学会の友利栄吉候補が加わっている。

又吉候補は本部、上本部票でがっちり固めており、そのほか広い地域に支持票があって有利な戦いを進めている。選挙事務所では〝楽観は禁物〟と運動員にハッパをかけ、いまのペースでのり切ろうと意気込んでいる。

武村候補は地元松川を固める一方、末吉、真嘉比、古島など他地区への進出も目立っている。新人の喜舎場候補は前回の市議選、立法院選で固めた地盤が力となって、国頭、識名など地域票確保にやっきになっている。

創価学会の大浜、友利両候補について選挙通も別格扱いにしており、絶対間違いないとの情報があるが、友利候補は「これなど悪質な選挙妨害だ。那覇市内の学会員は一万世帯はあるが、各候補別に割った選挙権のあるのは一候補当たり千五百世帯だ。公明選挙をめざし、さいごまで戦い抜く」と全員当選を期して終盤戦を進める決意をのべていた。

宮良候補は、民主党、生長の家の推薦を受け、さらに八重山郷友会の支持もあって有利な条件で戦いを進めている。

金城（庄）候補は今帰仁票をバックにさらに安謝地区に根強く浸透しているのが強み。

久場候補は福祉団体と栄町一帯を足がかりにしている。

社大党は金城（吾）金城（甚）島袋の三候補を公認しているが両金城候補が大宜味村出身のため、前回のように一心会票のまとまりが問題だと伝えられている。島袋候補は出身地の楚辺に

主力をそそいでいるが、地元票としては渡口、瀬長両候補と競合を免れない。人民党の黒潮、儀間両候補は現役の強みで順調な戦いを組んでいるが、楽観はできないようだ。

県労協推薦の砂川候補は、はじめての組織をあげての選挙だけに判断がむずかしく、どのていど組織票が固まるか試金石として注目されている。

そのほか城間、平良（健）両候補は知念村、島袋（亀）候補は東風平村出身でそれぞれ郷友票に大きな期待をかけている。

那覇市議選／終盤戦をみる ⑵／「あと一息」が合言葉／那覇、23候補で混戦

つづく

〔沖タ・朝　1965・7・16〕

那覇地区　民主党推薦の喜久山朝重（現）与儀英毅（新）比嘉朝四郎（現）仲宗根昌弘（新）新垣松助（元）備瀬知良（元）辺野喜英興（現）平良真次郎（現）宮里敏慶（現）渡口麗秀）現（高良一）現（の十一人、社大党は仲本安一（新）と同推薦宜保為楷（元）、人民党は瀬長フミ（新）創価学会推薦の安見福寿（現）椿秀義（新）、無所属としては山川正平）新（喜納正興（新）真栄城嘉園（新）吉沢朝一（新（比嘉佑直（現）崎山喜達（元）赤嶺繁雄（新）の二十三候補がいり乱れての激戦をくりひろげている。

喜久山候補は、当選五回の実績をもち、樋川、与儀が主体地盤、そのほか職域関係で多方面に進出しているのが強み。

与儀候補は宮古の郷土票に期待しているが、他との競合があって楽観は許されない。

比嘉（朝）候補は「あと一息だ」と最後の追い込みにやっきだが、五回当選の実績は見逃がせない。職域を生かし全地域にくい込んでいる。

仲宗根候補は、伊良部票をまとめ上げ、そのほか宮古票もかなり力になっているようだ。自動車練習所の修了生にも期待している。

新垣候補は、尻上がりに好転しているが、出身地の垣花で宮里、平良）真（儀間候補らと競合している。

備瀬候補は、元議員の強みで順調にのび、あと一息だとがんばっている。松尾、十一区が主体となっている。

辺野喜候補は、当選五回で底力がある。壺屋、牧志を中心に終盤戦は票固めと散票の確保に全力をあげている。

平良（真）候補は、垣花票が主体になるが、市場改築問題では建設促進特別委員長として市当局と業者の調整に奔走しているので市場票の動きが注目される。

宮里候補は、ペリー字小禄を絶対地盤として有利な戦いを進めている。〝だいじょうぶと思うが、あとひと息だ〟と運動員にハッパをかけている。

渡口候補は、楚辺一帯、つまり城岳小校区が中心になっているが、同校ＰＴＡ会長の山川候補との地盤競合が注目の的。当選五回のベテランであり、職域関係で全地域に平均して散っているのが強みだといわれている。

高良候補は、選挙巧者として知られ、前回もしんがりで立候補、しんがりで当選して議長のポストをさらった。

社大党の仲本候補は、初陣ながらも順調にのびている。官公労、那覇市職労、それに旧兼城村人票の上に立っているが、割り当てられた組織票がどのていど固まるかにかかっているようだ。

同推薦の宜保候補は、久米系統、理容業、印刷業関係票を主体にさいごの追い込みにやっきになっている。

人民党の瀬長候補は、ただひとり婦人候補として注目されており、さきの立法院選挙では、十八選挙区から出馬、底力を発揮しているが、今回はそれに十七選挙区が加わって有利な戦いを進めている。

創価学会の安見候補は、前回最高得票で当選したのがかなり効果をあげているようだが、四人の候補者を立てたため、地域割りの関係で学会内部でも苦戦が伝えられ、組織をあげて当選を期している。

同椿候補は新人にもかかわらず組織をバックに順調な戦いを進めている。

無所属の山川候補は、伊是名票のほかに城岳小校ＰＴＡ会長の要職にあり、かなり同校区にくいこんでいるが、渡口候補と競合がさけられない。

喜納候補は、出身の泉崎票と空手、製菓業関係が主体といわれ、さいごの追い込みにけん命。

真栄城候補は、前島、高橋、崇元寺の三町の泊復興期成会が中心になって押しており、有利といわれているが、あと一息といったところ。

吉浜候補は、久米島と南部離島票が主体、かなりの固まりをみせているといわれるが、初陣だけに楽観は許されないようだ。

比嘉候補は、空手道場を開いており、その師弟関係で全地域に支持票が散っているのが強みといわれる。小禄から金城重正氏が立候補したため、か

なり競合しているが、その分をカバーしようと懸命になっている。

崎山候補は、しり上がりによくなっているとはいえ、出身の松山票が各地に散っているため票読みもむずかしいようだ。さいごの追い込みにやっき。

赤嶺（繁）候補は、届け出が一番おそく、立ちおくれの感が強いが、伊平屋票、北部票に期待している。

小禄地区　民主党推薦の赤嶺慎英（現）赤嶺保三郎（現）平良亀助（現）金城重正（新）の四人。人民党の国吉辰雄（新）無所属の長嶺浩吉（現）の六候補が駒を進めている。

民主党推薦の赤嶺（慎）候補は、滑り出しから好調が伝えられ、終盤では防御に主力を注ぎ、他からの切りくずしにそなえている。小禄が絶対地盤で堅実なのびをみせている。

赤嶺（保）候補は、一時悪かった情勢をばん回、自信を深めているが、楽観は許されないようだ。

平良候補は当選五回、小禄のほか泊大通り会が推しており、堅実なのびをみせている。

金城候補は、具志、高良、宮城の三部落をあげてかつぎ出しているので、最初から順調な戦いを組んでいる。

人民党の国吉候補は、十九選挙区と小禄地区を割り当てられているので選対本部では、当選間違いないとふんでいるが、金城候補と出身地の具志で競合、また十九選挙区の真栄田義晃氏（議員）の地盤に渡口、山川両候補がかなりくい込んでいるともいわれ、注目されている。

長嶺候補は、当真、小禄、宇栄原に期待している。

〝さぁ追い込みだ!!〟／那覇市議選締め切る／30議席に51人たつ

〔琉新・朝　1965・7・16〕

那覇市議会議員選挙の立候補届け出は、十五日午後十二時で締め切られた。定数三十にたいし候補者数は五十一人、各候補者とも二日後に迫った投票を目ざし、最後の追い込みにはいっている。

候補者を党派別にみると民主党二十二人、社大党五人、人民党五人、社会党一人、創価学会四人で他の十四人は無所属である。これを新旧別にみると現議員二十三人元議員四、新人二十四人で現、新人の進出が目立っている。

民主党では「西銘市政」の擁立をはかって無所属立候補者の抱き込みを策し党推薦のほかに九人を民主系として色づけ最低二十三議席の確保をめざして選挙戦を進めている。

これにたいし野党各派は当選第一主義の戦術で候補者を厳選したといい、まっこうから「西銘市政」と対決して、労組中小企業者らを中心に幅広い選挙戦を展開している。

不在投票に六百人

那覇市議選の不在投票は終盤になるにしたがって投票者がふえ、十五日現在で六百一人が投票した。とくに十五日は一両日中に出漁する漁船員の不在投票者が殺到、この日一日で百二十九人が投票、このため選管委職員は事務処理に大わらわだった。

一方、同日午後三時から那覇市役所本庁では「手抜かりなく選挙管理をしよう」と選挙当日と開票日の選挙管理の講習会を開いた。

一社　説一　市議選の背後の動向

〔沖タ・朝　1965・7・20〕

那覇市議選挙の開票結果は、与野党の勢力分野には、そんなに大きな変化はみられなかった。従来、与党勢力を構成していた十八日会、無所属クラブの内部では、いくらか増減はあったけれども、それが民主党推薦という形でまとめられ、これに無所属を加えると、いちおう予想された二十前後の議席は確保しているし、社大、人民の野党も、その得票数はともかくとして、そんなに議席数に増減はなかった。

しかし、こんどの市議選挙では、表面の議席数にあらわれなかった票の動向というか、新しい議席を支えている票の内容に、かなりの変化があったのではないか。これらの変化は、それが急速ではないとしても、今後の那覇市政に、ひいては全体としての政治に、強く作用していく要因あるいは特色として、注目してよいのではないかと考えられる。

その第一は八一㌫という投票率であろう。とくにそのなかで婦人の投票率がぐんと伸び、男子をはじめてリードしたことである。第二は新人の進出である。数において伸びたとはいえないけれども、その内容にはきびしさがうかがわれる。第三は政党の積極的参加であり、たとい市議選挙が親類、友人、職場、地域が地盤であるとしても、政党の参加は、自治の近代化を方向づけているといえるであろう。

新しい票の担い手

本土でもそうであるが、都市地区で

の市長あるいは議員選挙では、地方農村に比べて、投票率が低位の傾向にあった。政治意識が比較的に高いといわれている都市地区において、投票率が低いのは、単調な生活、人的交渉が少ないなど、いろいろ理由があげられているけれども、単調な生活からくる無力感、それに消極的な批判力というものが加わって棄権に結びつく層がかなりいるのではないか―そういう推測も成り立つわけである。そこには、強制的に無批判に投票にかり出されない自由と批判はある。が、結果的には、高い政治意識と批判力が自治に反映しないことを意味するのではないか。それが、こんどの市議選挙では、八一㌫という投票率を示した。これは従来の意識と行動のズレを縮めたものとして、大きな変化といえよう。

そして、とくに婦人票が伸び、率において男子をリードしたことは注目に値する。これまでの選挙の結果からすると、婦人は男子に比べ政治に無関心であり、意識も低いと相場が決まっていた。しかしその半面、男子の職場と家庭の縦断的な面に比べ、婦人は身近な政治問題、ＰＴＡ、婦人会などの横断的な生活の面から、政治の変化の新しい担い手として期待する向きもあった。それがこんどの投票率にあらわれたとすれば、その意義は大きい。さらにそれが、二十代、三十代の若い層の政治への目ざめを基盤としているのであれば、こんごの政治に作用すること大であろう。今回だけの一時的現象に終らせてはなるまい。

政党の積極的参加

つぎに、政党の参加とも関連するが、新人の進出があげられる。その数は前回とそうかわりはない。しかし、こんどの選挙では、これも一つの特色としてあげられると考えられるが、立候補者数が減ったことである。七、八年前と比べると那覇市政は、しだいに安定してきたのは事実であろう。安定すれば、ほうまつ候補が消えていくのは必然の傾向である。この傾向は常識的にいえば、新人の進出をむずかしくするのではないかと思う。そこにも票、その背後の政治意識の変化がみられるのではないだろうか。しかも、新人の多くは政党あるいは、その他の団体所属である。前述したとおり、市議選挙では、地域、親類、友人、職場関係が強力に左右するとはいっても、こんどの選挙では、政党をはじめとして、宗教、労組などが動いたことは特色であるし、それが選挙民の政治意識に訴え、高い投票率となったのは、その及ぼした範囲は別としても、否定できないと思われる。新人の進出とも決して無関係ではなかろう。

そこで、政党やその他の団体の那覇市政への積極的参加であるが、市町村自治が政治全体の土台であり、そこに長期の計画があり、さらに自治が中央政治から完全に独立しているという観点に立つなら政党や組織の参加は、市町村政治の近代化を方向づけるものではあろう。無所属の存在を否定するものではないが、政党の参加は、勢い選挙を競争選挙の性格に転換し、議会内に批判勢力を生み、自治の向上を推進することになろう。新議会の活動に期待したいのである。

那覇市会、新分野決まる／西銘市政まず安泰／与党、無所属含めがっちり

〔沖タ・朝　１９６５・７・20〕

十九日の開票の結果、那覇市議会の新しい勢力分野が決まった。民主党は二十三人の推薦候補を立てて西銘市政の長期安定化をはかったが、十五人にとどまった。創価学会（公明会）は、組織の威力をいかんなく発揮、四候補全員が上位当選して選挙民の注目をあびた。人民党は新人の瀬長候補が三千八百十二票の最高点で当選したのをはじめ四人が当選し現状維持。人民党は五七年八月四日の第六回市議選で島袋嘉順候補が二千九百九十二票の最高点で当選したのについで二度目の最高当選。社大党は五人立てたが、二人が当選して現状維持。

党派別当選者数

	計	現	新	元	改選前
民　主	一五	一〇	五		一八
公　明	四	二	二		二
人　民	四	三	一		四
社　大	二	一	一		二
社　会					
無所属	五	二	三		三
計	三〇	一八	一二		二九

労組推せん不振

無所属は郷土関係の強固な地盤をバックにした五候補が当選しただけでほかはふるわなかった。

社会党は当選主義で候補一人にしぼったが、全逓の組織をあげての支持にもかかわらず力およばなかった。またはじめての組織内候補として県労協推薦で立った砂川候補も善戦むなしく敗れ去った。

〝当確間違いなし〟とうわさされた候補者が落選したり、あるいは全然問題

にならないといわれていた候補者がゆうゆうとゴールインするなど番狂わせもあった。

当選した無所属議員五人のほとんどが西銘市政に協力を約しているといわれ、西銘当局派は改選前の十八人（十八日会十五人と無所属クラブで民主党推薦を受けた三人をいれた）と同数か、あるいはそれ以上になるだろうと民主党側ではふんでいる。

改選前の反当局派は八人（人民四、社大二、公明二）だったが、今回の改選で十人（公明四、人民四、社大二）となり、二人ふえた。

三十人の新しい選良の内訳は民主党十五人（現一〇、新五、元〇）公明会四人（現二、新二）人民党四人（現三、新一）社大党二人（現一、新一）無所属五人（現二、新三）で新人が十二人も進出した。前回は七十九人の候補者の中から十人の新人が出ているが、候補者数、有権者数ののびなどからすると、十二人の進出は議員の新陳代謝をのぞむ選挙民の意思を反映したものとして注目される。

公明進出を重視／野党市長選へ統一の動き

那覇市議選は、各政党が公認あるいは推薦候補を立て、積極的に介入、かつてない激戦を演じた。それだけに与野党ともこの結果を分析、検討して十一月の立法院議員、十二月の市長選挙対策を練ることにしているが、公明会が四人を擁立し、有権者の一〇㌫以上の得票を得て、全員上位当選していることを注目している。

二十三人の推薦候補を立てた民主党は、うち十五人しか当選させることができず、改選前の十八人を割ったが、無所属が西銘与党になるものとし、いちおう西銘市政は安泰したとみている。さらに、これらの市議を中核に立法院議員選挙の足場を固め、都市地区での劣勢を盛りかえすとともに市長選挙でも西銘氏の再選をねらう方針である。しかし、公明会が議席、得票数とも前回の二倍にふくれあがったことを重視、既成政党としても検討すべきだとみている。

野党各派は、民主党が改選前の議席を割ったことは、西銘市政にたいする批判の現われで西銘市政が安泰しているとはいえない。したがって、市長選挙でも、革新勢力が統一戦線を組めば圧勝する可能性が強いとみている。また、十一月の立法院議員選挙でも、祖国復帰と反戦、平和で革新が統一の戦いを組めば、院内の過半数を制することができるとし、続く立法院、市長選挙での統一の戦いへの機運がもりあがりつつある。

星民主党政調会長　予想どおりの結果であり与党が多数を占めたことで、今後の市政運営も支障はない。公明会が上位で全員当選したことは、物質万能に流れがちな現状の中で精神的な何ものかを求める証拠であり、既成政党としても考えなければならないと思う。また、新人が割りに進出したことも、今後の市政に新風をふき込むものと期待している。市議選の結果を分析、検討し、立法院、市長選挙に役立てたい。

安里社大党委員長　全員当選を期したが、現有勢力の確保にとどまったのは残念である。結果的には、西銘市政にたいする批判がはっきり現われているし、今後の議会活動の中でもこの線は強く出されると思う。

瀬長人民党委員長　復帰、反戦、平和、市政の民主化を徹底的に市民に訴えた結果、社大、社会を含めた革新の票が前回にくらべて大きくのびた。このことは、本土の参院選挙とも本質的につながるもので、立法院、市長選挙でも統一の戦いを組めば圧勝する自信がついた。

宮良社会党委員長　不幸にして公認候補を当選させることができなかったが、各地で支持票を得ており、今後の戦いに自信を得た。また民主党が現有勢力を割ったことは、西銘市政が決して安泰ではないことを証明するもので、今後の革新の統一の戦いに自信がついた。

候補者確定得票数　選管最終

人民	瀬長　フミ	（新）	三八一二
民主	金城　重正	（新）	三四五七
公明	安見　福寿	（現）	三三二二
公明	椿　秀義	（新）	三二〇二
公明	大浜　長弘	（新）	三〇九六
公明	友利　栄吉	（現）	三〇三一
無	真栄城嘉園	（新）	二九八一
民主	金城　庄瑞	（新）	二九五一
社大	金城　吾郎	（現）	二九四八
民主	喜舎場盛一	（新）	二八三九
民主	比嘉朝四郎	（新）	二八一八
民主	平良　亀助	（新）	二七〇九
無	吉浜　朝一	（新）	二六一〇
民主	渡口　麗秀	（現）	二六〇二
無	山川　正平	（新）	二五三〇
民主	赤嶺保三郎	（現）	二五二七
社大	仲本　安一	（新）	二五〇八
民主	辺野喜英興	（現）	二四一五
民主	喜久山朝重	（現）	二四一一
民主	高良　一	（現）	二三九四

民主　大山　盛幸（現）　二三八九
無　　又吉　久正（現）　二三八〇
人民　久高　友敏（現）　二三七五
民主　平良真次郎（現）　二二八三
人民　黒潮　　隆（現）　二二六八
民主　仲宗根昌弘（新）　二二五五
民主　赤嶺　慎英（現）　二二一六
無　　比嘉　佑直（現）　二一一三
人民　儀間　真祥（現）　一九二〇
民主　宮良　永昌（新）　一八九七

以上当選

〔後略〕

議長高良、副議長辺野喜氏／那覇市議民主、無所属が内定

〔琉新・朝　１９６５・８・１〕

那覇市議会の民主党所属議員十五人と無所属議員五人は三十一日正午から那覇市内の食堂「まじる」で会合し、正副議長に人選問題を最終的にまとめた。その結果、予想どおり議長に高良一氏、副議長に辺野喜英興氏を決定し、これで四日の臨時議会に臨むことにした。

この会合は渡口麗秀氏らがおぜんだてし与党議員のほか、無所属では真栄城嘉園、又吉久正、吉浜朝一、比嘉佑直、山川正平氏が出席。会合は、まず正副議長候補のうわさにのぼっている高良、辺野喜、大山盛幸の三氏を別室に移して、残り十七人で最終的な人選を行ない、高良議長、辺野喜副議長を異論なく決めたあと、同三氏に協力を求めた。これにたいし高良、辺野喜両氏は了承したが、大山氏は「考えてみる」といい、その場で即答を避けた。

大山氏はいろいろの事情があって、最後まで議長、副議長いずれかのイスをねらうものとみられているが、与党と無所属の全議員が高良―辺野喜両氏の線で固まっているところから、大山氏は苦境にたつとみられる。

なお、この日の会合に無所属議員五人が与党側に同調したことは西銘市長の多数派工作が成功した結果であろう。

高良氏議長に当選／那覇議会、副議長は辺野喜氏

〔琉新・夕　１９６５・８・５〕

総選挙後の那覇市臨時議会本会議は、五日午前十時十分から開かれ注目の議長選挙は高良一氏と大山盛幸氏の決選投票の結果、高良氏が議長に当選した。また副議長選も投票の結果、辺野喜英興氏が当選した。

この正副議長選任問題は高良議長、辺野喜副議長案を支持する与党側と大山議長、赤嶺慎英副議長案を推す派の対立が最後まで続いた。両派とも四日の台風の日にもそれぞれ会合して、多数派工作の仕上げを急ぎ大山派は「創価学会、無所属、人民、社大などの同調を得た」とし、五日の開会前には「情勢は十九対十一でわが方に歩がある」としていた。一方高良支持派は市長室にとじこもって情勢判断をしていたが「絶対に自信がある」と強気だった。

本会議は、最年長者の平良亀助議員を仮議長にして同午前十時十分開会、直ちに議長選挙にはいり同二十分に赤嶺慎英議員が「十分間休けいしたあと決戦投票に持ち込む―」ことを緊急動議、休憩、最後のかけひきが約四十分間続いた高良派が議場でのんびりしている半面大山派は議長室で無所属、野党議員を集めて作戦会議を開いたが、無所属が「人民などの野党が大山氏を推すなら高良へまわる」といい出し、人民、社大は「民主党から脱党するなら大山氏を推す」との態度にでたが、大山氏はふん切りがつかず、ついに両派の支持を失った。

議長選挙は総投票数二十九票（人民党の瀬長フミ氏は上京中のため欠席）のうち高良一氏―十五票、大山盛幸氏―八票、久高友敏氏（人民）―三票、金城吾郎氏（社大）―二票で高良氏が当選。

ついでに副議長選挙に移り総投票数二十九、そのうち辺野喜英興氏―十八票、安見福寿氏―四票、儀間真祥氏―三票、赤嶺慎英氏―二票、仲本安一氏―二票で辺野喜氏が当選した。

〝奄美出身者に永住権を〟／那覇市会で決議

〔沖夕・朝　１９６５・８・６〕

第七十五回那覇市議会（臨時）は、五日午前十時過ぎ開会、午前中に正・副議長を選挙したあと、午後一時から約一時間にわたってガーブ川沿いの平和通り、西市場、新天地市場一帯の浸水被害調査を行なった。

午後二時過ぎから開会、会期を一日と定め、つぎのとおり各常任委員会の委員と正・副委員長を選出した。

臨時出納検査立ち会い人に赤嶺慎英、山川正平、真栄城嘉園の三氏が当局から推せんされたが、人民党の反対で金城吾郎（社大）赤嶺慎英（民主）山川正平（無）三氏を選任した。未決処分二件を承認したあと監査委員に喜久山朝重（民主）金城重正（同）の両氏を多数で選任した。人民、社大党はふた

りのうちひとりは、野党から選ぶべきだと反対、推せん替えを求めたが、当局は「適格者である」と突っぱねたため採決にもち込み十四対十二（退場二、欠一）でやっと原案どおり選任された。

そのあと公明会の椿議員が「復帰前の奄美籍者に永住権を与えることを要請する決議」が緊急提案されたが全会一致で採択、佐藤総理、ワトソン高等弁務官、松岡主席らに強く要請することになった。

沖縄には永住権をもたない奄美大島出身者が九千三百余人もいて、那覇市議会でも六二年九月二十九日に全会一致で同じような決議がなされているが、いっこうに進展していないとして初議会で上程したもの。

そのあと大山議員が佐藤総理の訪沖にたいし、市長は何を要請するかとの緊急質問があったが、西銘市長は「要請する問題は多いが、安謝港の港湾計画、じん介処理の二点にしぼって要請したい」とこたえた。

総務委員会　委員長―赤嶺慎英（民主党）副委員長―又吉久正（無所属）久高友敏（人民党）仲本安一（社大党）黒潮隆（人民党）山川正平（無所属）喜舎場盛一（民主党）大浜長弘（公明会）辺野喜英興（民主党）金城重正（同）

建設委員会　委員長―平良亀助（民主党）副委員長―比嘉佑直（無所属）金城吾郎（社大党）儀間真祥（人民党）友利栄吉（公明会）真栄城嘉園（無所属）金城庄瑞（民主党）赤嶺保三郎（同）比嘉朝四郎（同）平良真次郎（同）

経済民生委員会　委員長―安見福寿（公明会）副委員長―宮良永昌（民主党）椿秀義（公明会）吉浜朝一（無所属）渡口麗秀（民主党）喜久山朝重（同）大山盛幸（同）仲宗根昌弘（同）高良一（同）

市場改築、問題に／ガーブ川浸水／議会で取り上げる

〔琉新・朝　1965・8・6〕

「ガーブ川を改修したので、浸水さわぎは絶対にない」と那覇市当局がタイコ判を押していた那覇市牧志町の平和通りと牧志公設市場一帯が四日、台風十五号によって深いところで一㍍以上も床上浸水、同市場改築計画とも関連して問題になっている。

市当局ではいま難航している牧志公設市場改築計画で地階構想を打ち出したが、これにたいし業者側は「われわれはこれまで何回となく浸水に見舞われており、どうしても安心できない」と地階案に反対を続けてきた。

ところが、市当局は科学的、技術的な面からじゅうぶん調査した結果、「ガーブ川のはんらんによる浸水はありえず、現在の食肉販売市場も盛り土して配水管を整備すれば絶対浸水しない」との見解で地階構想を進めてきている。

それがこんどの台風で同市場一帯が浸水したわけで、業者の不安はふたたびつのり、市場改築はいっそう難航することが予想され、場合によっては市計画も再検討を迫られることになりそう。

五日開かれた市臨時議会でもこの問題を重視、黒潮隆議員の緊急動議で議事日程を変更し同午後一時から同地一帯の被害現場を調査した。

低地帯の西市場をはじめ、ガーブ川北側の西公設市場や平和通りの一部まで浸水し商人は旧盆をあてこんで買いしめた商品をすっかり水びたしにして相当の被害を与えている。

議会ではこんご検討のうえ対策をたてるが、市場改築をいそぐ市当局は窮地に追い込まれることになろう。

一社　説一
戦後完結の努力を望む

〔沖タ・朝　1965・8・20〕

佐藤首相は沖縄訪問第一声で「沖縄の祖国復帰が実現しないかぎり、わが国にとって戦後は終わっていないことをよく承知している」と語った。これは住民から好印象をもって迎えられたと思う。

われわれはいまから十三年前、平和条約が発効し、祖国日本が独立を回復して、国際社会に復帰したとき、とり残されたさびしさともつかぬ、言いようのない感慨を胸にひめて、祖国の前途を祝福したものであった。そして敗戦のなかから祖国が力強く復興し、そのもとに沖縄が一日でも早く帰ることを願ってきたのであるが、その願いは、いまなお達成されていない。

その後、本土は急速に発展し、国連にも加盟するようになった。もはや戦後ではない、ということも主張されるようになった。けれどもわれわれは、領土の一部を他国の統治下に置き去りにし、そこに何ら主権が及ばないようでは、完全な独立国でもなければ、戦後が終わったとは決して言えないではないか、本土政府の態度を批判してきたものである。

首相は、沖縄同胞の心からの歓迎を感謝しているとも述べた。たしかに首相を迎える空港、沿道は歓迎の日の丸でうまった。しかしそのなかには、復帰協を中心とした抗議の集団があることも目に映ったはずである。そういう抗議は、これまでの本土政府の沖縄に対する態度、米国に対する弱腰を行動によって批判しているものとして、受け取るべきであろう。その意味で「戦後は終わっていない」という首相の発言は、このような沖縄住民の気持ちに、強くひびくものがあったのは事実である。

しかし、首相の第一声を住民が、好印象で迎える裏には、ただその言葉のひびきだけでなく、その後の首相の沖縄施策に期待するからである。歓迎、抗議―その行動としての表現はちがっていても、要望し訴えていることは一つであることを理解してもらいたい。

こんどの沖縄訪問にさいし、住民が切実に要求している復帰問題にどう対処するか、首相として、もっとも苦心した点であったにちがいない。戦後は終わっていない、ということも、その一つのあらわれであろう。記者会見でもそれがうかがわれた。民族の一体化推進という表現には苦心のあとがある。しかし一体化とは、具体的にいってどういうことであろうか。行政水準あるいは民生向上だけでは、戦後の終わりにはならないであろう。首相が沖縄を訪問する以上、施政権問題に直面することは、はっきりしていたはずである。それが一体化推進という答えだけでは、何かもの足りない感じを禁じ得ない。

首相は記者会見で、基地と施政権の分離は、基地の規模や役割りからいって、簡単に割り切れる状態ではない、という見解を述べた。しかし、基地と施政権が分離不可能という前提に立てば、基地が解消しないかぎり復帰も不可能ということになろう。それは沖縄にとっては、簡単に割り切れることではないのである。

基地をみた本土の多くの人たちは、巨大な基地の存在のゆえに、沖縄の復帰は当分むずかしいのではないか、という印象を受けるようである。佐藤首相もきょう軍事施設を視察し、米軍からその役割りについて説明を受けるはずである。佐藤首相がもし、基地の役割りや規模を確認し、記者会見で語ったように、簡単に割り切れる状態ではないという考え方に固定するようになれば、その主張する一体化も不完全なものになろう。

沖縄住民が望む祖国への復帰は、遠い将来のことでもなく、基地解消後のことでもない。現時点における復帰なのである。そうであれば、これは当然のこととして、基地問題と関連してくる。基地問題を回避しては、首相の言う戦後も永続することになろう。戦後を完結させるためには、基地の規模や役割りに圧倒されることがないよう望みたいのである。

沖縄問題については、よく「復帰を待望」ということが引用される。しかし、待望するだけが政治ではあるまい。どうすれば復帰が可能か、それと取っ組むところに、解決の道が見出されるのではないのか。戦後処理のメドが首相の沖縄滞在中に民族一体化策のなかで芽ばえるようになれば、こんどの沖縄訪問は、ほんとうの意味での歴史的なものになろう。

西銘与党まず安定／市政クラブ、14人で発足

〔沖タ・朝　1965・8・29〕

那覇市政クラブが二十八日スタートした。市政クラブ結成委員会では二十六日に引きつづき二十八日午後一時から市内琉球料理店〝まじる〟で結成式を行ない、会長に平良亀助、副会長に比嘉佑直氏を選出、十四人で発足した。

同クラブは市民福祉向上のための施策を研究、その実現をはかるため当局をバックアップし西銘市長の市政運営について建議、従来の施策をより充実させ新風を吹きこもうとの趣旨。同クラブは民主党推せんで当選した議員が主力だがうち大山盛幸、平良真次郎、赤嶺慎英の三氏は加わらず、無所属の又吉久正氏をふくめて新風会を結成、ケース・バイ・ケースで議会運営にのぞむことにしている。

また無所属の吉浜朝一、真栄城嘉園両氏は市政クラブにははいっていないが同クラブ所属の新議員で構成する市政研究会（金城重正幹事）に加わっており、西銘与党は十六人。結局那覇市議会の勢力分野は西銘市政をくつがえすまでの野党勢力はない。

市政クラブメンバー　平良亀助、比嘉佑直、渡口麗秀、辺野喜英興、比嘉朝四郎、赤嶺保三郎、金城重正、金城庄瑞、宮良永昌、仲宗根昌弘、喜舎場盛一、喜久山朝重、山川正平、高良一。新風会　大山盛幸（民主）、平良真次郎（民主）、赤嶺慎英（民主）又吉久正（無）。

公明会　安見福寿、友利栄吉、大浜長弘、椿秀義。

人民党　瀬長フミ、儀間真祥、黒潮隆、久高友敏（推せん）。

社大党　金城吾郎、仲本安一。

無所属　吉浜朝一、真栄城嘉園。

国場川の浸水防止対策／建設局／水路、大幅に拡張／年度内に完成急ぐ

〔沖タ・朝　1965・9・5〕

国場川埋め立てによる人家や畑地の浸水被害対策を検討していた建設局は四日、浸水防止の基本方針を決めた。それによると、まず国場川の流れをせきとめている壺川―奥武山間の軍給油パイプ下を掘り下げ、六十㌢以上深くする一方、現在六十㍍の水路を百㍍に拡張する。引き続き第二期工事として豊見城村真玉橋下流をしゅんせつする考えである。経費は約十万㌦、できるだけ早く着工して年度内に仕上げ、付近の人たちを安心させたい、と関係者はいっている。

新設高校敷地確保の国場川埋め立て工事がはじまってから、雨が降るたびに浸水騒ぎを繰り返している。すぐ埋め立て工事を中止せよ、との那覇市国場の玉城幸治会長らの陳情で、現場調査した結果、①壺川―奥武山間に架設された軍の給油パイプにそってつくられた高さ一㍍余の土砂防止堤が、水の流れをせき止めている②戦後の乱伐で土砂が流れ込み、国場川は非常に浅くなり、これがはんらんの原因とわかった。

軍の給油パイプ下に設けられた砂防堤は、那覇港湾へ土砂が流れ込むのを防ぐのが目的、一㍍余の高さで、これが国場川の水はけを著しく悪化させている。真玉橋下流をしゅんせつすれば、この砂防堤をとりのぞいても那覇港へ土砂が流れ込むおそれはないとわかり、米民政府もその撤去を認めた。

前田建設局長の話　砂防堤の撤去、水路の拡張、国場川のしゅんせつ、この三つの工事がすめば国場川のはんらんは、防ぐことができる。近く関係者を集めて政府の方針を説明、できるだけ早く着工したい。これで高校敷地の埋め立て工事も継続できる見通しがついた。

那覇市の古きよき時代／新庁舎落成座談会

〔琉新・朝　1965・9・17〕

みごとな那覇市新庁舎が完成した。灰ジンから復興まで二十年―やっとここまできたと、だれしもある種の感慨がわこう。那覇市も戦前の人口五万から、いま二十六万にふくれ上がり、装いも新たに沖縄の首都として発展を続けている。町のたたずまいが、ここに落ち着くまでには、市役所の庁舎がその場所をいくたびも移したことに象徴されるように、幾多の変せんをへてきたのである。戦前、戦後を通じて現在に至るまでの那覇市は、しだいに人びとの心から消えつつあるというものの、古きよき時代への郷愁もいぜんとして捨てがたい。そこで琉球新報社は那覇市新庁舎の落成を機会に、那覇市にゆかりのあるかたがたに集まってもらって座談会を開き、古き時代の那覇市政のアレコレを語ってもらった。

出席者（敬称略・順不同）
当間重剛　ラジオ沖縄社長
長嶺秋夫　立法院議長
山里永吉　琉球文化連盟副会長
大城朝亮　那覇市教育委員

大正八年に庁舎／島尻郡長が那覇区長も

本社　まず、市庁舎の変せんからお願いしましょう。最初の庁舎はどこにあったんですか。

当間　あれは現在の消防署の向かい側当たりかな。島尻郡庁と隣合わせになっていて、当時「那覇区役所」といっていた。あのころは、島尻郡長が那覇区長を兼ねていた。

山里　その庁舎が一〇・一〇空襲で焼けるまであったんだな。あれはたしか当間重慎区長が建てたんですね、いつごろだったかな。

当間　この前、市役所に問い合わせてみたら大正八年といっていた。ぼくはそれより前のような気がするんだが…。沖縄県区制が施行されたのは明治二十九年だから、だいぶ遅れて建設したわけだ。それ以前は、島尻郡役所の片すみでこそこそ執務をしていた。

本社　それでも、当時としてはモダンな方だったんでしょう。

山里　ああ、りっぱなものだった。隣には公会堂もあったしね。

当間　仕切りなしだから、スペースもゆったりしていた。設計は兄貴〈重慎氏〉が、京大から武田という教授を招いてさせたが、トラバーチンなども使ってモダンだった。

大城　公会堂の一階が議場でしたね。公会堂は数百人は収容できたんじゃないですか。

山里　よくいろいろな催しものに使用されたものだ。菊池寛が講演した時など、押すな押すなの盛況でね。

長嶺　それにしても、現在、公会堂がひとつもないのはさびしいですね。庁舎といっしょに作るべきだった。できることなら隣合わせに…。

大城　その点は、昔の方がたしかによかった。

天皇陛下が市長任命／議員当選圏は十票余

本社　当時の市長選挙はどんなものでしたか。

当間　区会議員が指名して、内務大臣を通じて天皇までいった。任命権は一応、天皇だった。

大城　戦前の市長は、いまの市長より格は上だったわけですね。

本社　いまの主席と同じですね。

当間　当時は、選挙権も多額納税者のごく一部にしかなかった。だから「税金を上げてくれ」という人も多かった。「対外的信用」ってわけさ。せいぜい十なん票も取れば、議員に当選できた。

長嶺　いまもそうあってほしいですね。その方が銀行からの借り入れもしやすくなる。

本社　ところで、こんどの完成した新庁舎ですが、本土の類似市に持っていくとどうですか。

長嶺　人口が三十万以下の都市としては、いい方だ。同クラスの市では、那覇市におよぶものはちょっとない。もっとも四十五万人口を目標に、あすの大那覇市にそなえて建設してあるわけだから…。

当間　じゅうぶんスペースもとられており、いい庁舎だ。しょっちゅう作りかえるわけにもいかんし、そのくらいは、あった方がいい。

タバコふかし応対／役所吏員に市民ペコペコ

本社　当間さん、そのころの市政について一つ―。

当間　ノンキなものだった。戸籍課の職員など、タバコぼんを前にキセルをポンポンたたきながら、市民と対応していたよ。市民の方がペコペコ頭をさげてね。

山里　あのころは、公僕なんていう精神がまるっきりなかったね。なにしろナハンチュ（那覇人）の最高の出世は、役所吏員になることだった。

当間　ぼくが、役所にはいったころは出勤簿などもめちゃくちゃだった。欠勤しても「欠勤」とはしなかった。「所労（しょろう）」疲れております、ということで堂々たるものだった。

山里　新聞記者もノンキなもので、ゲタバキ、ユカタ姿でゆうゆうと市長室をカッポしていた。

強かった那覇気質／フユーでナーハイバイ

大城　那覇市民はどうしたものか。昔からナーハイバイのようですね。

長嶺　たしかに団結心はまだまだといえる。

当間　みんないっぱしのサムライと思っているのだろう。偉い人が何かいうと、すぐ「クサムニーシ」とくる。

本社　戦前は「那覇気質」が強かったようですが、長嶺さん、那覇の外部にいての感じはどうでしたか。

長嶺　ぼくなんか、ナーハンチュはこわかったよ。よくソーミナー（メジロ）取りが小禄にきて、屋敷内を荒らしまわっていたが、みんな「ナーハンチュ」とおそれいったものだ。

当間　サムライとしては、下の方だったので、いなかにいってあばれていたんだな。

山里　那覇市内でも「トマインチュ」「クニンラー」などと派閥があったくらいだからな。中でも泉崎だけは、本島につながっているため「はしうち」だといって大いばりしていたな。ほかは浮き島のため、外地人だなんていってね。

当間　しかしまあ、よくもあんなちっぽけな市でわいわいしたもんだ。一〇・一〇空襲で焼け野が原になった那覇市を見たら、ほんの一つかみしかないのでびっくりした。

二代目まで光る参事官

本社　戦前の偉人、奇人伝をひとつ……。

大城　当時の三大偉人としては漢那少将、岸本参事官、伊波文学士の三人がよくいわれましたね。岸本参事官の子どもには「参事官の太郎」と呼び、二代目までもてはやされていた。

当間　参事官といったって、内容はいまの琉球政府の参事官みたいなものさ。

長嶺　要するに、部長候補生といったものだな。たしかに頭脳はあったんでしょうな。

当間　山田真山さんも都計の仕事かなんかで役所にいたことがあるが、「五百円の月給ではオレの三日間の生活費しかない」とタンカを切ったりして、上司をおどろかせたものだ。とにかく名物男だった。

山里　山田さんの金の使いっぷりは、たしかに見事だった。

那覇市発展のカナメ／新庁舎落成／盛大に記念式典

〔沖タ・夕　1965・9・18〕

近代的な偉容を誇る那覇市のマンモス庁舎が完成、十八日午後一時からの竣工報告祭にひきつづき、午後三時から記念式典、祝賀パーティーが二階広間で催された。

竣工報告祭は、一階市民ホール前の玄関に設けられた祭壇に向かって西銘市長はじめ一同敬礼、玉城栄盛建築課長の開式のことばではじまった。上原波上宮宮司によって〝おはらい〟が行なわれたあと降神の儀にうつり、つづいて祝詞(のりと)を奏上した。そのあと西銘市長ら各関係者が玉串を奉奠、昇神の儀で報告祭を終わった。それがすむと、さっそく西銘市長の手で市民ホールの入り口に張られた七色のテープがカットされ、庁舎のとびらが開かれた。同時に千個の風船が青空高く舞い上がり、花火が打ち上げられた。また朝倉文夫氏の寄贈した〝生誕の像〟の立っている池の噴水がいっせいに放水をはじめ残暑きびしい式場に涼しさを呼んだ。竣工報告祭、開扉式がすんだあと、招待客は西銘市長の案内で約一時間にわたって一、三、四階に展示された市勢展、美術書道展、華道展、産業展などを見て回った。

そのあと会場を二階広間に移し午後三時から落成記念式典が催された。古堅宗徳第一助役が開式のことばを述べたあと、出席者全員で市歌を斉唱、つづいて西銘市長が「この新庁舎の落成は、戦後の那覇市政に一つの大きなけじめをつけるものであり、同時に今後の那覇市の発展のかなめになるものと確信する。また沖縄の首都たる那覇市の〝市政の殿堂〟を完成させたことは、市民の大きな誇りとして、市の歴史を飾るものである」と式辞を述べた。つづいて表彰式にうつり、首里市時代から市会議員として十七年間（連続七期当選）市に尽くしてきた那覇市首里鳥堀町三の四〇、久高友敏氏と戦前戦後を通じて那覇市消防の基礎づくりに活躍した那覇市字与儀五四五、新垣松助氏の両氏を市政功労者として表彰、十五年以上市職員として働いてきた職員三十四人を永年勤続者として表彰した。また、設計を担当した宮平粂男氏、建築の新垣善太郎氏（善太郎組）、電気工事の金城常弘氏（金城電気）、水道工事の山里守吉氏（永山組）の各氏には、それぞれ感謝状を贈った。そのあと、ワトソン高等弁務官、山本南連所長）安井総務長官代理（、松岡主席、長嶺立法院議長、仲村市町村会長らの祝辞があり、九州市長会からのメッセージを朗読して落成記念式典をおわり、祝賀パーティーにうつった。

よく売れる記念切手

那覇市新庁舎落成記念切手(三トセン)が十八日全琉各郵便局でいっせいに発売されたが、記念切手の人気がよく、各郵便局とも午前中にほとんど売り切れた。

那覇中央郵便局では二万枚の割り当てがきたが買い手が殺到したため、さらに一万五千枚の追加割り当てをしてもらったが午前十時すぎには全部売り切れた。

那覇市の今後の町づくり／高良、中山氏に聞く

〔琉新・朝　1965・9・19〕

那覇市は、戦前の人口五万人から一躍二十六万人にふくれ上がった。都市計画も五六年には、りっぱなマスタープラン（基本計画）による都計事業もスタートしたが、変動の激しい社会情勢に押され、じゅうぶんな成果を上げることができないでいる。那覇市では、新たに再出発しようと町づくりの構想を練り直しているが、こんごの計画が、どのように推進されるか、市民の期待と関心を集めている。そこで今後の町づくりについて高良一・那覇市議長と中山満・琉大地理学科講師にいろいろと構想などをきいてみた。

高良那覇市議長／〝広域都計を実現〟／中南部を那覇に合併

都市建設への出発点に立つ

那覇市はこれから―というところだ。新庁舎や国際通りをみて「大都市になった」と早合点してはいけない。市庁舎が完成して、やっと都市建設への出発点に立ったばかりだ。国際的にも、きびしい現実にあるわれわれは、東京都以上に那覇には難問題があるのできびしく望まねばならぬ。

ぼくは、全琉を自分の屋敷だと思って、都市計画の構想を練っているが、それだけに、いまの那覇市は小さくてしようがない。これでは、どんなりっぱな計画を立ててもうまくいかぬ。広域都市計画は、早急に実現せねばならない。まず、それが都計の第一歩だ。ぼくの構想では、南部町村と中部は宜野湾市まで引っくるめることにしている。

与那原町を運河で結ぶ

つまり豊見城、南風原、大里、与那原、西原、浦添、中城、北中城、宜野

湾を全部那覇市に合併するんだ。合併というと、農村あたりでは都市に侵略されるという意識を持つ人がいるが、ああいうのは、スルルグワー民族というんだ。なにも、こんなちっぽけな島で「侵略される」とか「侵略する」とかいって、ワイワイすることもあるまい。もっと気宇を広く持たなくちゃならぬ。

広域都市が実現したらこんどはいよいよ建設だ。まず、安謝地先に、港湾計画にもとづいて、数万㌧級の船舶が出はいりできる港を作る。この計画は、スタートしているので簡単にできるよ。つぎは運河の開通だ。国場川を切り開いて、那覇港から与那原まで運河にするんだ。そうすれば、大きな貨物船も、横付けしたり通過したりできる。もちろん、ただ運河を作っただけではダメだ。その周辺を、一大工業地帯にするのだ。国場川周辺こそ工業用地として最適だろう。工場には、どうしても水がいる。陸海の交通も便利でなければいかん。この一帯は、その条件を完備している。十年も待たないうちに、大工場のエントツがニョキニョキ立つだろう。

コセコセした環境をなおせ

コセコセしたいまの環境は犯罪を〝繁殖〟させるのに、好都合にできている。ヤレ防犯運動などというけれども、環境をよくしようとせずに、取り締まりをきびしくするだけでは、社会はにごる一方だ。明るい住みよい町にするために二、三年うちに、沖縄刑務所を移転する。あんなものが、都心部にあると住民は不安だし、中の「お客さん」たちだって、いい感じはしないだろう。おそらくどこの町村も、刑務所の受け入れに反対するだろうから、慶良間列島の前島に移すつもりだ。そこは戦前まで、人が住んでいたが、いまでは無人島だ。服役者たちも、海の空気をすいながら、のびのびと更生に励める。どうせ、無人島だからサクなどもいらない。自由に畑をたがやしたり、魚を取ったりして、自給自足をさせるのだ。

そういうゆったりしたムショ生活を送らせば二犯、三犯というヤカラはいなくなる。逃走して沖縄本島まで泳ぎ着くものがいれば、これは勇敢だから、特赦にしてオリンピックを目ざしてもらうのがいいだろう。

また、刑務所設置のついでに、慶良間列島を那覇市が接収しようと思っている。そこを那覇市の中庭として海上公園にする。ことしはちょっと忙しいのでダメだが、来年三月ごろ、那覇市議会でも特別委員会を設置して、前島調査に行く予定だ。現在の刑務所跡は、日本政府から払い下げてもらって、那覇市の福祉、娯楽センターにするつもりでいる。

交通マヒは、年々深刻化してきているが、大地域構想のもとに、モノレールを設置する。まず明治橋あたりから宜野湾まで敷設するが、うんと便利になるだろう。この計画もスタートしているので、遠からず実現できる。

琉大を移転し首里城を復元

それから琉大も移転せねば、あれではいかんね。あんな狭い敷地では「学問の府」などとは、お義理にもいえたものではないよ。本島中部の広い地域に持っていくべきだ。どうせ、中部も那覇市になるんだし、ぼくとしては、琉大敷き地に数百万平方㍍ぐらいを提供するハラだ。

そこに医学部などを含めた学問の府を作るのだ。そして、いまの琉大跡には首里城を復元する。これには膨大な金がかかるだろうが、平和観音像を作るくらいだから、できんことはない。守礼門とかなんとか、いろいろ復元しているが、肝心の「民族の魂」である首里城を復元しないとは、おかしい。九十万の沖縄人が、一人一㌦出し合っても、九十万㌦だ。やる気さえあれば必ずできる。だいたい沖縄人は援助、援助と人に頼りすぎる。ふたことめには、「金がないからやめよう…」だ。

これじゃ、何もできないのが当たり前だよ。考えて見給え、月二回ぐらい、コーヒーを飲まなければ一㌦ぐらいねん出できる。生活が豊かでないことはわかるが、しかし心がけの問題じゃないかね。われわれのシンボルぐらい自分らの力で復元してみようじゃないか。何年かかろうと、やるまでだ。

町村合併で自治権拡大

明けても暮れても「主席公選」「自治権拡大」と、大さわぎをしている。なるほど必要なことだ。全住民の悲願はわかるし、復帰協の運動にも大賛成だ。しかし、十カ年も二十カ年も同じ窓口だけたたくのは、どうかと思う。ぼくは、自治権拡大の新方式を考案中なんだ。「高良方式」というやつをね。つまり市町村合併を推し進めていって自治権を拡大しようという考えだ。

宜野湾、南部、慶良間を含めたぼくの合併構想が実現すると、全琉の五〇％以上の人口になるよ。そこで選ばれる市長は、沖縄の過半数を代表したことになる。必然的に自治権は拡大され、

対外的にも発言力が大きくなる。アメリカさんも、この市長を無視できなくなる。そうなれば、任命主席なんか問題じゃない。

那覇市を中心に、全住民が結束して、自治権のワクを押し広げていけばいいわけだ。新庁舎が琉球政府よりも大きいのは、そういう将来のことまで、計算にいれてのことだ。そのころからは、那覇市が琉球政府に援助を出して、地域住民の福祉に役立ててもらうつもりだ。もっとも、しばらくこのことは秘密だが…。援助を削られては困るンでね。

国際都市目ざす那覇市

とにかく、こんごの那覇市は東京、ホノルルなどと並んで、国際都市に仲間入りしなければならない。本土の三流県の都市と比較してはならない。市民はいまから心の準備をしておいてもらいたい。

中山琉大講師／長期展望を持て／市民へのＰＲも忘れず

都計はまだ草分け時代

沖縄の都市計画は、まだ草分け時代にあるように思う。五六年にスタートした那覇市都市計画マスタープランは、計画年度のなかばを過ぎながら、まだ十数％の進行率だ。計画自体、ついに動きがとれなくなって、再検討をはじめたというから残念だ。いまになって、とやかくいってもしかたがないが、しかし名古屋市などの例に見るように、焼け野が原から出発した戦後二十年が、もっとも都市計画のしやすい時期だった。都計の権威・石川博士の作成したりっぱなプランもついにムダになってしまった。

とにかく那覇市の都計は、再出発することになった。こんどこそ、百年の計をあやまらないよう、真剣な態度で臨んでほしいと思う。

都計以前を再検討せよ

わたしは、この再出発の時期に当たって、都市計画の抜本的検討を提案したい。単に机上のプランだけが、都市計画ではない。都市計画の根底をなすものこそ、むしろ重要である。都計は「設計図ができた。さあ、作業を始めよう」というような、なまやさしいものではない。いろんな要素を内包した有機的なものだ。那覇市は、いま都市計画以前のこと―について再検討し、改善する時期だと思う。

為政者と住民が一体で

名古屋市が都市計画に成功した理由として❶戦災で焼け野が原になった❷為政者に人を得た❸いい市民を持った―ということが、よくいわれている。いかにすばらしい計画を立てても、為政者、市民がそれにつり合わなければ、ネコに小判ということをいいあらわしていよう。那覇市の場合、どうも、場当たり的な町づくりが多かったように思う。マスタープランで、風致地区になっている場所に工場を許可したり、水上道路にして、都市機能を拡大するはずだった川に店舗を作らしてみたりなど、そのいい例である。そういう目先の圧力、利害のために、都計がゆがめられるのが一番こわい。もう一つ、那覇市の都計のガンになっているのは、長期的な事業にはソッポをむいてきたことだ。インスタントは、コーヒーやラーメンぐらいでいい。都計までインスタントに走られてはかなわない。

歴代の当局者たちは、自分の任期中に、成果が現われるようなことばかりにとびついた感じだ。十年、二十年後に成果のあがるような、長期的なことにたいしては知らんふりだ。あけてもくれても、道路ばかりをほじくっている感じである。そのうちに、各地の公園予定地は、食いつぶされるということになってしまう。

市民意識の啓発も重要

また、市民意識の啓発も重要な都計上の仕事といえる。事業計画はたてても、いざ執行の段階になると、住民の反対を受ける事例は、かなり多い。これなども、啓発運動をおこたった市の責任といえる。町づくりは、市民全体ですするという意識が当局にあれば、日ごろから、ＰＲに努めなければウソだ。都計課にＰＲ係をおいて、パンフレットを配ったり、講演会を開くなどの熱意がほしい。こういう都計にたいする市民、当局者の意識づくりが先決だ。

都市計画とは、土地利用だ。空間をいかにむだなく、利用するかにつきる。土地は❶生産することができず❷不動、不滅であり❸いかにでも分けて使える―という貴重なものだ。埋め立て地だって、海底を盛り上げただけで、生産したのではない。この貴重な土地を乱暴に使ってもらっては困る。ロンドン市では、土地利用のためにランドユースという大がかりな調査をした。ロンドン大学のスタンブ教授を中心に、千五百人にのぼる学生を動員して、綿密な調査をした。その後に計画を立てて事業に着手した。那覇市でもこういう態度を学ぶべきと思う。こんど、市の都計課で完成した都計修正案は、ど

れほどの実地調査に基づいて、作り上げたか知らないが、机上のプランでは、どこかで狂いが生じるだろう。再検討に当たって、広く各界の意見を反映しようと、都計委員会を作ったことは結構なことだが、それと同時に、都計を監視する委員会も作るべきだろう。

有機的結びつけが大切

那覇市は地形上、都市建設に恵まれている。首里、識名台地などがグリーンベルトの役目を果たしているし、料理のしかたによっては、すばらしい町になると思う。今度こそ百年の計をあやまらないよう、都市計画を進めたいものである。

市町村合併による広域都市化は、どうしても必要だ。やたらに住宅地を広げるのではなくて、有機的な結びつけをすることが大切。チリ処理場が、市内のしかも港の入り口にあるなどというのは、都計上考えられないことだ。地域性をいかした土地利用をしない限り、さばくのような都市になってしまう。わたしは「市昇格」ということばが、きらいだ。あたかも市になることで、住民が出世したかのようないい方だ。合併をすれば、とたんに都市になるんだ、という意識は、いまからでも捨てるようにしたいものである。同じ市でも、住宅地帯、工業地帯、田畑地帯とおのおの分担がある。チリや汚物の処理場を、移される地域の住民が、「バカにしている」とさわぐ例は本土などでも見受けられるが、これなど地域性を理解していない証拠といえる。

どうなる天妃校／那覇市役所庁舎／市当局まだ手放せない／戦後20年政治・文化の中核／〝学校復帰〟は当分おあずけ

〔沖タ・夕　1965・9・20〕

〝天妃校舎ごくろうさん〟―総工費百二十万ドルと一年の歳月をついやして建設中だった那覇市の五階建て〝マンモス庁舎〟が完成。那覇市役所は二十三日一部の業務を残して移転するが、問題は移転後の天妃校の跡始末。数年前から「もとの姿に戻して校舎に使わしてほしい」と要望している教育関係者に対して市当局は「まだまだ手放せない」と互いに譲らずがんばっている。大正のはじめにできてから約半世紀間、平和な時代から戦火をくぐって、那覇の歴史とともに生きてきた古い校舎だが、まだまだその使命はおわりそうにない。「がんばれ天妃校」だ。

児童生徒千五百人以上を楽に収容できるといわれるこの校舎をめぐって、那覇区教育委員会（西平守由委員長）は、小学校の校舎として使わしてほしい、と兼次佐一市長時代（六一年ごろ）から市当局に要望している。同建て物のある天妃一帯の児童生徒が数千トル離れた久茂地小学校や前島小学校、若狭小学校に分散通学しているため、教育委員会では、ふきんの父兄から、小学校設置の強い要望があった。このため、同委員会は、市当局が天妃校舎から「マンモス庁舎」に移ったあと、「天妃小学校」を六六年四月、開校目標に計画をすすめ、準備整備費として一万ドルも特別に計上していた。

ところが、市当局では「年々歳々激増する行政運営事務に対処するためには、ここ当分、市が使わねばならぬ…」と区教委の要望をしりぞけ、ことし六月開かれた「第73回那覇市定例議会」でも議員の質問に対し「永久に使用する考えはないが、当分現状のまま使う」と答弁、教育委員会に払い下げる意思のないことを表明している。

市当局は、二十三日の移転後も「衛生車両管理所」「資材集積所」「職業訓練所」など土木課、衛生課が使う計画という。

ところで、この校舎が建設されたのは、那覇市四代目の岸本賀昌市長時代、大正三、四年のころ。その建設に尽力した元沖縄県視学だった比嘉永元さん（七八）＝名護町字宮里七九＝の話だと、この建て物は学校建築として那覇一帯をふくめた南部一円で初めての鉄筋コンクリートで総工費は、当時の金で四十万円だったという。これよりさき、北部の金武小学校が沖縄で初めてのコンクリート校舎を作ったが、まだ一般は〝木造〟がハバをきかせており、〝さきもの食い〟の気質で有名な〝那覇っ子〟も「砂と石の粉の石穴に大切な子どもは入れられない」と猛烈な反対をしたものという。

「雨の日や台風のときは大変でした。いまから考えるとコンクリート建て物が台風に吹き飛ばされるなんて―もの笑いになりますが、当時は真剣でしたよ。初めての工事で大工さんたちもセメントと砂をどうまぜたか知りませんが、雨のたびごとに屋根や壁がとけましてね…」と大正五年から同九年まで校長もつとめたことのある比嘉さんは笑っていた。

〝重厚〟を重点に設計されたという同校舎は、太平洋戦争中にも米軍のジュウタン爆撃にもめげず残った。石の箱にはいるのはいやだと反対した人たち

も焼け野原に威風堂々とそびえるこの建て物をみて涙を流していたそうだ。

戦後は一九四八年に発足早々の那覇高校がしばらく使っていたほかは、もっぱら「政治・経済・文化センター」の中核として活躍、戦後沖縄のはじめての政府「群島政府」を皮切りに「臨時中央政府」「琉球政府」の庁舎から、五三年五月には「那覇市」の庁舎としてクローズアップされた。

沖縄の「校舎建築」の模範として登場した〝天妃校舎〟は、戦後二十年たってもまだまだ元の姿にもどれない。沖縄の姿を象徴するかのように―。

新庁舎で初の那覇市議会／主席公選を決議／会期は来月11日まで

〔琉新・夕　1965・9・30〕

改選後初の那覇市第七十六回定例議会は二十日開会、同日午前十時から本会議を開き、西銘市長が開会のあいさつをのべたあと、大浜、喜舎場の両氏を会議録署名人に指名したあと会期を来月十一日までの十二日間と決めた。このあと「行政主席の公選を要求する決議案」を上程、平良真次郎氏（新風会）が提案理由を説明し「いまや主席公選は全住民の要望として動かせないところまできている。われわれ二十六万那覇市民の代表は、昨年に引き続き二度目の主席公選要求決議を行ない、指名制も任命制もはね返し、公選の実現を要求したい」とのべ、金城吾郎氏（社大党）が賛成討論を行なって、全会一致議決。

新議場にとまどう

ついで市当局提出十五の議案について市当局から提案理由を行なった。都市計画審議会委員の選挙に移り、渡口麗秀、大山盛幸、平良真次郎、赤嶺保三郎、金城吾郎の五氏を選出、午前十一時十五分いったん休けいにはいった。

この日は総選挙後初めての定例議会とあって、しかも十二月の那覇市長選挙もひかえているだけに議員も当局者も緊張のなかに落ちつかぬ表情。豪華な議場の傍聴席には開会前から約五十人の傍聴人がつめかけ主席公選決議の瞬間にはどっとはく手がわいた。

午前十時かっきりに議会ははじまったが、真栄城嘉園氏が四分、久高友敏氏が十五分遅刻しただけで、全員出席で好調なスタート。新議場は各議席にマイク取りつけるなど各種設備がなされているが、発言者の中には使い方をとまどうものもいた。新人の宮良永昌氏は主席公選要求決議のあと「申し合わせ事項をのべる」といきおいよく発言を求めたが、マイクに入らず高良議長が「マイクのスイッチを入れなさい」と注意する一幕もあった。傍聴席には衛生士もいて「タバコをすわないように」などとマナーを教えていた。

那覇市議会の決議文

行政主席の公選を要求する決議（全文）　那覇市議会は昨年後退を続ける自治権の拡大を目指し、沖縄の政情混とんたる中で行政主席の公選を強く要請した。しかしわれわれの意思とは逆に一九六四年十月主席指名の議会を強行させ立法院議会史上かつてない大混乱を惹起したことはまことに遺憾なことである。

主席公選にたいする県民の世論は、これを契機として、さらに大きな盛り上がりをみせ、最近では沖縄の良識を代表するといわれる五人委員会が「主席公選の実現を訴える声明」を発表し、県民の強い支持と歓迎を受け、さらに世論を高めている。

アメリカ政府は一九五〇年、軍事占領下の沖縄で群島政府知事の公選を行なわしめ県民に自治の前進を期待させた。ところが一九五二年琉球政府の設立にあたって行政主席を任命制にきりかえ、一九五三年琉球政府行政主席選挙法を民立法化させたにもかかわらず選挙期日を布令で停止した。その後立法院の指名制になったとはいえ依然として高等弁務官の任命に変わりなく県民の強い不満をかっている。琉球政府立法院はこのような自治の後退にたいし、過去数回にわたって主席の公選、自治権拡大の要請を続けてきたが、アメリカ政府は軍事優先の政策を施行し県民の要求に耳をかさない、このような施策はアメリカがいう民主主義に反するばかりでなく、国連憲章の精神にも違背し、国際主義にもとるものである。

アメリカ政府は沖縄県民が、主席公選、祖国復帰を熱望し、さらにベトナム戦争の発進基地として、沖縄基地を使用することに反対する姿を重視すべきである。「人民の人民のための政治」は民主主義の基本理念であり、民主主義の指導者をもって自ら任ずるアメリカは沖縄においてもこの基本理念を生かさなければならない。よって那覇市議会は「琉球列島の管理に関する行政命令」の中に規定される行政主席の指名制、任命制も廃止し、すみやかに主席公選を実施するよう強く要求する。

一九六五年九月三十日、那覇市議会あて先、米国大統領、国防長官、国務長官、上下両院議長、駐日米大使、高等弁務官、内閣総理大臣、衆参両院議長、各政党沖縄特別委員会、行政主席、立法院議長。

区教育員会が決議／天妃小の再出発めざす／那覇市旧庁舎を明け渡せ

〔琉新・朝　１９６５・10・２〕

那覇区教委会（西平守由委員長）は一日の臨時委員会で旧天妃小学校舎（那覇市役所旧庁舎）を同区教委会に無償で譲渡、使用させるよう市当局に強く要請する―を決議した。同委員会は旧庁舎が天妃小学校として、再出発することにより、いま若狭、久茂地、開南の三小学校に通学している天妃校区の児童を収容しようというもの。

しぶる市当局

この問題にたいし那覇市当局は「旧庁舎を職業訓練所や車両管理所」などにあてたい。したがって当分の間、市役所が使いたい」と庁舎の明け渡しをしぶっているという。ところが那覇区教委会は旧天妃校区内のＰＴＡを中心に譲渡の署名運動を計画するなど強腰だけに成り行きが注目されている。

那覇区の委員会としては来学年の四月一日から天妃小学校を開校したい意向。そのため西銘市長と高良市会議長に旧庁舎の譲渡を強力に折衝、市会議員全員にも「実現に協力するよう」働きかけている。また天妃校区内の学童、父兄たちの署名運動による側面からの協力も考えている。この問題は兼次市長時代から那覇区教委が要請を続けており、こんどで四度目。

昨年六月二十九日付け西銘那覇市長の回答によると「市有財産の無償貸与は、市議会の議決事項である。そこで、いま施工中の新庁舎が落成すれば善処したい」となっている。

那覇区教委会は「マンモス新庁舎ができたいま、旧庁舎までも使いたいとは欲が深すぎる」とぼやいている。

いま旧庁舎に残っているのは、経済民生部衛生課の現業、建設部土木課の現業、車両管理の修理部、職業訓練所の各部門。

旧庁舎の教室数は十八室。ここに天妃校区から若狭小校へ通学している五百九十九人、久茂地小校六十八人、開南小校四十九人、計七百十六人の児童のほか同区幼稚園生も収容しようという計画。

天妃校区は、いまあき地が多く、ここに住宅など家屋が建つことによって将来、児童生徒の急増がじゅうぶん考えられるというもの。その証拠に那覇市内の他の小学校の在籍数は年々減少してきているが、若狭小校だけは毎年増加の一途をたどっているという。そのため同校の在籍一千九百八十二人（四十二学級）にたいし教室数は三十八教室で、四教室の不足。学級数の三分の一にあたる十二の間仕切り教室だけに、学習効果に大きな影響を与えている。そのうえ校舎敷き地も一万四百九十七平方㍍というせまさ。これ以上の校舎建築は不可能だという。

天妃校区の父兄は児童・生徒たちの安全通学と教育効果の面から天妃校が一日もはやく再出発できるよう熱望している。那覇区教委会は四日午前、西銘那覇市長を訪れ天妃校の開放を直訴する予定。

水道料金値下げ考慮／西銘市長答う／主席指名は受けるべき／那覇市議会

〔琉新・夕　１９６５・10・２〕

那覇市定例議会は二日午前十時五分から本会議を開き、一般質問を行なった。

午前は喜舎場盛一（市政ク）又吉久正（新風会）仲本安一（社大）の各氏が質問に立ち「都市計画」「水道事業」「主席公選」「旧市庁舎の活用」などについて西銘市長の方針や施策をただした。

これにたいし西銘市長は①次期市長に当選すれば次年度から水道料金の値下げを実施する②主席指名は現状としては受けるべきである③旧市庁舎は教育委員会の要請を入れて早めに学校敷き地として返還したい―などとのべ、注目された。一問一答次のとおり。

喜舎場盛一氏（市政ク）　都市計画法が施行されて以来都計事業は着々と進んでいるものの、真和志地区は取り残されたかっこうだ。真和志地区の都計はどうなっているか、識名、繁多川の道路整備はものすごく遅れている。浦添村を通るバイパス問題はどうなっているか。

花城建設部長　これまでに実施した事業は識名の霊園工事、真和志地区内の路面改良工事などである。こんご寄宮、壺川、真嘉比、古島地区の区画整理を推進したい。那覇市の都計事業を全部完成するには一億三千万㌦もかかるものとみられており、真和志地区の進行率はわからない。一号線のバイパ

ス問題は重要であり、現在軍用地になっている道路を米軍にたいし都市計画道路にしてほしいと要請して、目下、軍や宜野湾市などともタイアップして調査中である。

喜舎場氏　水道料金の値下げについて西銘市長はさきの定例議会で「料金を下げようと思えばできんこともないが、市長選挙前なので具合が悪い」と回答しているが、市民の立場になって早急に実現すべきではないか。

西銘市長　いろいろ検討して、すでに準備はしているが、次期市長に当選しないことにはなんともいえない。当選すれば次年度から値下げを実施することをみなさんの前で確約したい。

喜舎場氏　旧市庁舎は那覇市教委から強い要望もあるし、早めに学校に返還すべきと考えるが、その時期を聞かせてほしい。

西銘市長　教育委員会の要請を入れてできるだけ早めに返還したい。

又吉久正氏（新風会）　泊、那覇両港はバース難でマヒ状態になっている。安謝港湾計画はどうなっているか。西銘市長は次期市長選で公約として取りあげるか。

西銘市長　安謝港の新設は、那覇市にとって最も重要なことであり、立候補に際し公約としてかかげ、実現したい。

又吉氏　主席公選についてどう考えるか。

西銘市長　主席公選に異論のあるはずはない。一日も早く実現できるよう期待したい。いまもっとも大切なことは、行政命令の改正に琉球政府が全力をつくすべきであろう。

又吉氏　主席指名は受けるべきだと思うか。

西銘市長　わたしが指名されるわけでもないし、むずかしい問題だが、現状では任命よりは一歩前進だし主席指名を受けるべきだと考えている。ただ指名の際に混乱も予想されるが、これはこれとして考え、主席公選を推進しながら現状では一応指名は受けるべきだと思う。

仲本氏　祖国復帰、主席公選の問題について地方行政の立ち場からどう見ているか。

西銘市長　地方行政も祖国復帰を基幹とすべきであるという考えには同感である。ただ、市町村行政は直接市民福祉につながる仕事がほとんどであり、政治論は少ない。復帰問題は政治、法律論であるが、わたしとしては政治的な立ち場からは主席公選を軽視したことはない。主席公選についてはあくまでも住民自治という本来の立場から推し進めるべきであり、「主席指名のさい混乱が予測されるから公選すべきである」ということでは言語道断だ。指名制は一歩前進であることは事実であり、主席公選を推進しながら現状では受け入れるべきだ。

議場での服装を統一／那覇市議会事務局が反省会

〔琉新・朝　1965・10・3〕

那覇市議会事務局では新庁舎での初の本会議を終わった三十日午後、義永事務局長と各課長が反省会を開き、こんごの議会運営などについて話し合った。同事務局では三十日の本会議はわりとスムーズに進んだとみているが、しかし傍聴人が傍聴席入り口がわからずに迷ったり、構造上の不備の点があったとして、さっそく改善することになった。

また、同議場が本会議場、各委員会室、議員控え室などと記者席とが完全に分離され、報道陣が議員控え室に行くにはいったん階下において遠まわりしなければならず、このため報道の敏速化がさまたげられているとして、同事務局では議場の一部手直しを当局に要請することになった。そのほか、議員の服装の件についても検討、この日、六議員がノータイで本会議に臨み、傍聴人からも「神聖な議場だし、ノーネクタイはどうかと思う」との声もあって、議員団とも話し合って本会議場における服装を統一することにした。

日米援助で財政確立／那覇市会／天妃校の返還当分ムリ

〔沖夕・朝　1965・10・3〕

那覇市議会は、二日午後一時再開、一般質問を続行した。

質問は▽市財政の確立▽牧志公設市場建設▽旧庁舎の返還▽風水害対策などに集中したが、これに対し市当局は①日米琉政府の経済援助とともに自己財源の確立につとめる②市場改築問題は当局案が最善と思うので設計変更は考えていない③天妃小校の四月開校に間に合わしての返還はむずかしい④政府援助によって復旧に努力している…と答弁した。

紅一点の瀬長フミ議員は、婦人代表らしく保育所の増設、ごみ処理問題について当局を追及していた。傍聴人もまばらで静かな一般質問だった。

おもな質疑要旨つぎのとおり。

金城吾郎議員（社大党）　牧志公設市場の改築計画についてさきの議会で、市当局案では改築できないとの報告がなされたが、その後どうなっているか、市有財産の管理と処分がじゅうぶんなされていない。未収納分はいくらあるか。

新垣第二助役　①建設委、特別委員会で説明したとおり市当局案が最善の策地としてその後は検討していない。

城田総務部長　②相手の事情で契約通り収納できなかったのを残念に思う。未収納金は七万四千余ドルある。

大山盛幸議員（新風会）　①兵庫県から贈られた友情の〝やまびこの鐘〟を新庁舎に取り付ける考えはないか②旧庁舎の天妃小校への返還。

西銘市長　できるだけ早く新庁舎に移すよう検討中である②市の事務能力、車両管理の面から返還にやぶさかではない。しかし四月までの返還は確約できない。

平良亀助議員（市政クラブ）　交通緩和策としてのバイパス計画の進展状況について。

花城建設部長　政府当局とも強力に折衝を続け、早期実現に努力している。

赤嶺慎英議員（新風会）　市財政の将来と安謝港の築港計画と漁港の位置について。

市長　確かに市財政はひっ迫しているが融資できる事業、援助拡大、自己財源の確保などでその強化をはかっていきたい。主体は商工業港であり、安謝港が完成するまでは泊港は商港として利用しなければならない。完成後は完全な漁港として活用したい。

平良真次郎議員（新風会）　①さる八月の水害からして市当局の牧志公設市場改築の地下構想はどうかと思う。計画を変更する考えはないか。

新垣第二助役　設計を変更する考えはもっていない。

赤嶺保三郎議員（市政クラブ）　一号線の交通難緩和策について。

花城建設部長　安謝に通すよりバイパス計画を推進した方がよいと考え、努力をしている。

金城庄瑞議員（市政クラブ）　住宅は郊外にのびつつあるが、建築確認は計画的にやっているか。

花城建設部長　私道の認可を受ければ山林、畑も宅地となり建築確認している。

儀間真祥議員（人民党）　水道料金値下げは可能か。

玉城水道部長　次年度から値下げする用意がある。

瀬長フミ議員（人民党）　保育所の増設とごみ処理の状況と対策について。

慶佐次経民部長　日政援助でやっているが、規格、基準もちゃんと指示されているので市独自ではできない。貧乏財政のため、十二分にはできないのを遺憾に思うが、できる範囲内で市民サービスに努力したい。

市は気乗り薄／旧庁舎明け渡し／教育委員会が陳情

〔琉新・夕　1965・10・4〕

那覇連合教育委員会の阿波根教育長、喜久山次長、那覇区教育委員会の西平教育委員長、伊波、翁長、大城、宮里、山口各教育委員は四日午前九時半那覇市役所を訪れ、西銘市長、高良議会議長ほか各議員にたいし「来年四月一日の開校に間に合わせて旧庁舎を校舎として無償使用させてほしい」と陳情した。

同委員会では、地域住民からの強い要望もあって兼次前市長時代から明け渡しを要請してきたが、こんど市庁舎が移転したのでぜひ使用させてほしいというもの。

同委員会では移転後は使用できるものと考え、来年四月開校をメドに予算面など諸準備を整えているという。

これにたいし高良議長は「みなさんの要望にそって努力したいが同敷き地はあくまでも市有財産であり返還、返還と騒いでもらっては市当局が悪者あつかいされる」とのべた。

また西銘市長は「学校に使用させるため精いっぱいの努力はするが、なにしろ現在職業訓練所、資材置き場、車両置き場として使用しており、これに代わる適当な場所がみつからない限りどうにもならない。なるべく早く開放したいが、残念ながら来年四月開校に間に合わせるかどうかはいまのところいえない」と答えた。

でたらめな〝し尿処理場〟／穴をあけ川に流す／那覇市会、当局を追及

〔沖タ・夕　1965・10・5〕

那覇市議会の第七十六回九月定例議会は、さる三十日開会、三十日午後と一日の二日間にわたって市の諸施設の視察を行ない、二日は午前十時から午後六時過ぎまで十五議員が一般質問を行なったが、その中で久高友敏議員（人民党）が「し尿処理場」の管理が不じゅうぶんで汚物が国場川に流されている事実がある」と当局を鋭く追及

して問題となっている。
　問題のし尿処理場は一日橋近くにあるもので、貯溜層の容量は二千四百石。
　市経民部では、科学的終末処理場がないため、市内に十四基の貯溜槽を設置し五業者と契約、年間二万四千九百七十二㌔で処理させている。これらの貯溜槽は九日分（一日の排水量二百三十六㌔）でいっぱいになるので、九分管理を実施して農村に還元する方法をとっている。ところが農村還元がスムーズにいかないようで、問題になった一日橋し尿処理場の貯溜槽は市役所との契約でM社が管理しており、すぐ一ぱいになるので南側くみ取り口の八―九分目あたりに穴をあけ、パイプで国場川に流しているが、流出先は石垣積みにして巧妙にしてあり、これまで発見されなかったようだ。
これに対し、慶佐次経民部長は「業者には前にも警告した。調査のうえ厳重に再警告したい」とこたえた。
経民部保健衛生課では大あわて、早速その日夜から業者を集め、三日に穴をふさぎパイプを撤去させたと仲村課長は説明している。
　この問題についてM社では「まことに申し訳ない。三日には緊急業者総会を開いて当局の衛生係長立ち会いで穴を埋めた」と説明している。

守られていない市民憲章

久高議員の話　全くでたらめだ。年間五業者と二万四千㌦余の契約をして処理させているが、完全処理もせずこれを貯溜槽に穴をあけて川に流すなどもってのほかだ。市民憲章の「まちを美しくしよう」「公共物を大切にしましょう」もあったものではない。当局では早速撤去したと説明しているが、必要があればさらに調査し追及したい。

庁舎工事のミス指摘／きょうから委員会始まる

開会中の那覇市議会は五日から委員会活動にはいった。五日は午前十時すぎから総務、建設、経民の三委員会が開かれた。
　建設委（平良亀助委員長）では八月二十四日までの工期を九月十日までに市長が専決処分で延長したことについて審査した。この問題は二日の一般質問で検査方法について社大党の金城吾郎議員から追及があったが、この日の委員会でも、施工のまずさ、検査方法について野党側が鋭く当局を追及した。議会事務局入り口のフラッシュドアに取りつけたドアチェックが早くもこわれており、平良真次郎議員（新風会）は現物をもちだして工事のミスをついた。問題のドア取りつけのビスは四本のうち上の二本は完全だが、下の二本はうすいベニヤ板にねじこんであるのでほとんど役に立っていない。これは、設計ミスか取りつけのミスかと当局を追及した。これにたいし花城建設部長は「早急に対策する」と答えた。
　また、金城（吾）議員は「塗装せずにコンクリートのよさをだす設計になっているが実際にはコンクリート打ちが悪くほとんどうわぬりしている。二カ月を待たずにヒビがはいるだろう」と検査方法を追及したのにたいし当局は「正式引き渡しが終わっていないので五日から確認検査を行ない悪いところは手直しさせたい」と答えた。
　総務委員会（赤嶺慎英委員長）は市職員定数条例の一部改正について当局と質疑を行なったが、結論を六日にもちこした。また教育委員会から陳情のあった旧天妃校舎の無償使用について当局と質疑を行なったが問題が、大きいだけに結論は得なかった。

公園建設の遅れ、追及／那覇市議会

〔琉新・朝　1965・10・7〕

那覇市議会の経民委員会は六日午後二時から開かれ、六六年度追加更正予算を審議、各委員は公園建設の遅延を追及した。
　市当局は、追加予算で希望が丘公園敷地内にある墓の移転補償費に千四十四㌦を計上しているが、肝心の公園建設計画についてはまだ予算のメドがつかない。大山盛幸氏は「現在もっとも市民からの要望が強いのは公園建設であるにもかかわらず、具体的な計画がない。また公園用地に指定された地主たちは、土地を活用もできず気の毒である。これ以上地主に不利益を与えることは問題であり、安謝の埋め立て地などと換地して公園建設を進める考えはないか」と追及した。
　これにたいし嘉手納都計課長は「市としても公園建設を痛感しているが、財政難のため着工できない。換地の方法については検討したい」と答えた。
　なお、同午前の総務委員会は、定員増を原案どおり可決。これは下水道事業の実施にともなって現在の定員千二百九十一人から千三百四人に増員するもので、人民党は「米民政府の計画している下水道は水洗便所を強要するものであり、そのための増員は必要はない」と反対した。
また、同委は不動産業者から追い出し

を食っている首里崎山町の十二世帯が陳情した「崎山町在市有地の賃借」問題については、閉会中の継続審査にすることにした。

旧天妃校の返還を／ＰＴＡ代表らが訴え／那覇市

〔沖夕・夕　１９６５・10・８〕

新庁舎落成にともない、旧庁舎を教育委員会に返還するか、あるいはそのまま車両管理所、資材集積所、職業訓練所などとして継続使用するか問題になっているが、那覇教育委員会、若狭小学校ＰＴＡ会では来春四月開校をメドに一日も早く返還してもらいたいと強い運動をくりひろげている。

若狭小学校の登川正太郎ＰＴＡ会長、同真栄城朝康校長らをはじめ、ＰＴＡ代表約三十人は八日午前十時すぎ市役所に西銘市長、辺野喜副議長を訪れ「天妃校の新設を切望している校区ＰＴＡ会員の実情をくみとり一日も早く返還してほしい」と強く訴えた。

同校は在籍数千九百八十二人、四十二学級で、教室が四教室も不足して間仕切りをして授業を行ない窮場をしのいでいる状態である。間仕切り教育は十二教室もあり、学級数の三分の一に近い来年度の児童増では間仕切り教室数は十八―二十四となる予想、このままでは収容できず、来学年度はさらに深刻化するものと訴え、また旧天妃校区から一号線を横切って久茂地、開南小学校へ通学している児童が百二十五人、さらに幼稚園児が百二十人もおり、天妃校を開設することによってこれらの問題は解決できるとして、地域の父兄は交通安全と教育の充実、さらに地域発展のため一日も早く天妃校を開校するよう熱望している。と代表らは市当局、議会側の善処を要望した。

参考意見聞く／那覇市議会総務委

那覇市議会総務委員会は八日午前十時四十分開会、首里青年会から陳情のある首里支所庁舎内に青協事務所の割り当てと那覇教育委員会から出されている旧庁舎の早期返還について各代表から参考意見を聞いた。

那覇区教育区委員会の伊良波事務局長は〝若狭小校は五七年開校当時は、在籍数五百二十六人だったのが、現在では一千九百八十二人までふくれあがっている。学校敷地は三千余坪はこれ以上の校舎建築もできず、間仕切り教室できゅうくつな授業を行なっている、旧庁舎の修理には一万ドル以上かかるが、できることなら、来年四月開校前に立派に修理したい。委員会では天妃小学校開校の予算も計上しているので、ぜひ四月開校できるよう善処してほしい〟と要請した。

そのあと質疑にはいり、修理の期間、運動場の問題について質問があったが、伊良波事務局長は「上山中校の場合二回にわたって四か月かかったので、そのていどかかるものとみている。年内に返還してもらえば四月開校までには立派に修理できる、また運動場は上山中校と共同使用する計画である」と答弁した。

水源地めぐり対立／那覇―宜野湾／配管工事に待った／上水道計画に法的疑義

〔沖夕・朝　１９６５・10・９〕

【普天間】慢性的な水不足の解消をはかるため那覇市が進めている水源開発、送水配管工事と宜野湾市の上水道計画が対立、宜野湾市議会では「水源対策特別委員会」＝委員長天久盛雄氏＝を発足させ対策を急いでいる。同水源問題は昭和六年ごろにもあり、当時の村長が汚職事件をひき起こして退職したといういわくつきの難問題。

○…那覇市では水不足の解消をはかるためこれまで採水していた宜野湾市内オーグムヤー、アラマキ川、ヒトツ川のほか新しく新里川、真境名川、大山川、カラ川など五つからの採水を計画、さる六月から配管工事をはじめた。ところが宜野湾市では那覇市が宜野湾市の水源を利用していること自体に法的疑義があるとして法務局に照会する一方、進行中の配管工事の中止を申し入れた。

同対策特別委員会の資料によると、現在の那覇市の採水量は年間一、二六四、五六〇立方トンで新たに水源開発が行なわれたばあい、約二倍の二、〇六九、五五〇立方トンとなり、宜野湾市独自の上水道計画ができなくなるという。また同採水は戦前戦後をとおしてただで行なわれており、現在那覇市が水道公社から購入している一立方トンあたり原水価格で算出すると四万三千ドル余となる。

ところが那覇市ではすでに配管する公有水面の約五百メートルの工事同意を得、さらに軍用地内をとおる部分の配管工事をおわっており、戦前戦後をとおして採水してきた既得権を理由に工事を進めようとしている。問題は、個人有地の土地から配管するばあい、賃貸借ができるかどうか、または戦前得た採水使用許可、戦後米軍から譲り受けた

権利がそのまま継続するかどうか、いろいろな法的諸問題があげられる。

解説　採水の足跡をみると幾多の変せんがある。昭和五年ごろから八年ごろにかけ那覇市が同市からの採水を計画、強行しようとしたのに地元民が真っ向から対立、ムシロ旗をあげてのはげしい阻止運動が行なわれたという。そのなかで供応、買収が行なわれ、当時の村長ら数人が退陣させられた。その結果、水源地四カ所は期間十年の契約で知事の使用許可を那覇市が得て採水、さらに部落用水源五カ所を強制収用、合計九つの水源地から採水した。ところが戦後米軍がこれら九つの水源地のうち三カ所を利用、新しく配管工事を行ない採水した。これを那覇市がひきつぎ現在にいたっている。那覇市では戦前同様に九つの水源地から採取し、現在使用している送水管を新しく大きなものに切り替えようとしている。

　宜野湾市水源対策委員会では知事の使用許可期限はすぎており、さらに強制収用された水源地は戦後放置され、それを地元が開発、利用しており、那覇市に譲るわけにはいかないという。また送水管を大きくしたばあい、戦前の採水量、地元六〇㌫、那覇市四〇㌫という比率が失われるおそれがあり、上水道計画はもちろん、伊佐、大山、大謝名の水田に使用する水もなくなると指摘しており、戦前の水騒動同様問題は大きくなりそう。

本土行政視察に10人を派遣

〔沖タ・朝　1965・10・9〕

　那覇市議会は、八日午前の議会運営委員会で十月と来年四月の二回にわけて十人の議員を本土行政視察に派遣することを決めた。各委員会の割り当ては、建設四人、総務・経民委それぞれ三人の十人。建設委はとくに下水道事業の重要問題をかかえていることから四人に決まった。

　十月と四月の二回にわけて五人ずつ派遣することで各委員会の希望をまとめたところ十月組は、十一月の立法院選挙をひかえている関係もあって、希望者が少なく、結局、建設委二人、経民委一人の三人で構成、二十日後に出発することになった。各委員会とも希望者が多く、抽選の結果、つぎのとおり決めた。

▽十月組＝平良亀助（建設）赤嶺保三郎（同）渡口麗秀（経民）

▽三月組＝赤嶺慎英（総務）黒潮隆（同）山川正平（同）比嘉朝四郎（建設）友利栄吉（同）大山盛幸（経民）瀬長フミ（同）

　なお日程は約二十日間の予定で人口、財政規模が那覇市と類似している都市を視察する。

市長の姿勢を追及／那覇市議会最終本会議／主席公選で論議活発

〔琉新・夕　1965・10・11〕

　那覇市定例議会の最終本会議は十一日午前十時十分から開かれ、開会冒頭に仲本安一氏（社大）が、主席公選にかんする西銘市長の発言について緊急質問にたち、約三十分間にわたって論議がかわされた。仲本氏は日程に先だち発言を求め、西銘市長の考えをただした。

仲本安一氏（社大）　西銘市長は二日に一般質問で、主席公選にかんし「主席指名は現段階では前進であるので受けるべきだ」と答弁した。これは法律上はともかく政治姿勢としては問題だ。市議会の開会冒頭で決議した主席公選決議と、これをどう関連づけるか。市長はあの発言を取り消し、議会の決議にそう考えはないか。

西銘市長　いかなる善政も自治にまさるものはない。わたしは主席公選を一度も否定したことはない。ただ法律論として、あくまでも行政命令の改正が先決である。それが実現するまでは次善の策として指名に応ずべきだといったのだ。公選にはただ「指名議会が混乱するから…」といった態度からではなく、本来の自治の面から取っくむべきだ。

仲本氏　何度議会で決議しても主席になりたい一部のものが指名を受けたいばかりに、おかしな発言をするからいつまでもうまくいかない。具体的にはいかなる方法で主席公選を実現するというのか。

西銘市長　立法院や市議会がいかに決議しても、日本政府が動かない限り実現できないと思う。具体的な方法としては政党によっていろいろあろうが、わたしとしてはあくまでも日米の話し合いで進めるべきだと思う。本土の与野党が一致して当たれば大半は達成されるとみてよい。

仲本氏　市議会で決議するのは無意味だということか。

西銘市長　みなさんがわたしの発言を政治的に利用するのは自由だが、わたしとしてはいまのところ主席公選を支持するといっているのだ。

黒潮隆氏（人民）　市議会は指名制、任命制のいずれも廃止せよと決議

している。市長の発言は那覇市民の代表としてか、西銘個人のものか。

西銘市長　個人の考えであり、民主党では結論が出ていない。

金城吾郎氏（社大）　日本政府は、主席公選は施政権者の問題だといっているのだ。市長はもっと住民の世論をくんで積極的に当たるべきではないか。どうも市長の答弁は矛盾だらけだ。

西銘市長　あくまでも日米ルートにのせてやっていく以外にない。

下水道問題など可決／那覇市議会きのう終わる

〔沖タ・朝　1965・10・12〕

第七十六回那覇市定例議会は、十一日午後一時半再開、十四件の全議案を原案どおり可決、陳情十七件のうち七件を採択、三件を不採択、七件を閉会中の継続審査、諮問一件を建設委に付託、継続審査に、また十一日崎山町自治会からの愛生寮建設反対の陳情を経民委に付託、継続審査にしたほか「老齢年金制度早期制定に関する要請決議」を全会一致で採択して午後四時十分、十二日間の会期を閉じた。

とくに問題になったのは、下水道計画工事にともなう職員十三人（技手七人、助手六人）の増員、つまり市職員定数条例の一部改正とそれと関連して六六年度歳入歳出追加更正予算案に下水道事業費に二十万ドル余計上したことで人民、社大の黒潮、金城（吾）議員らは「米民政府が計画している〝中部沖縄下水道総合計画〟についてはこれまでの市当局説明では、来年定例議会に下水道法、同公社法を立法化することになっており、公社は琉球電電公社方式をとることにしているので不安はないということだったが、その運営面や、使用料金の徴収方法、引き込み線工事の民間負担額に一連結四十ドルなどの算出基礎も何ら具体的に示されていない。不明確のまま着手することはおかしいし、ちゃんと関係立法が整備されてから着手すべきである」。また、久高議員は「市との契約で業者に委託処理させているし尿処理はなれ合いでずさんだ。貯溜槽をこわして国場川に流したり、夜間ポンプ車で吸い上げて川に流しているので、契約金は当然削減すべきだ」と予算案に反対討論を行なった。

これに対し市政クラブの喜舎場、比嘉（朝）議員は「近代的文化都市建設のため下水道はぜひ必要だ。予算に計上したのは時宜を得たものである」と述べ、また公明会の大浜議員は「文化都市の建設のため下水道施設の整備は急務である。市民の生活、環境衛生、観光事業の推進といった三点から賛成である」とそれぞれ賛成討論を述べ、採決の結果、二件とも反対六、賛成二十二人の絶対多数で原案どおり可決した。

また沖縄市町村議会議長会から決議要請のあった「老齢年金制度早期制定に関する要請決議」を全会一致で採択したほか、旧天妃小校無償使用および同校の早期開校の陳情についてはひとりの反対もなく全会一致で採択、当局に善処を申し入れることになった。

首里支所建設決める／那覇市議会／全日程終わる

〔琉新・朝　1965・10・12〕

第七十六回那覇市定例議会は、十一日午後四時十五分十二日間にわたる全日程を終え、閉会した。

この議会は十一月の立法院議員総選挙、十二月の那覇市長選挙を前にして、主席公選問題をはじめ、市政の各面にわたってかなり突っ込んだ論議がかわされた。

十一日の最終本会議は午前十時十分開会、主席公選にかんする西銘市長の発言について緊急質問が行なわれたあと、六六年度追加更正予算案など市当局案の十四議案を賛成多数で原案どおり可決、旧天妃小学校校舎の無償使用にかんする陳情など六件を採択、自由労組からの年末手当ての予算計上方についての陳情など三件を多数で不採決、残り八件の陳情、諮問案件を閉会中の継続審査に付した。また安見福寿（公明会）宮良永昌（市政ク）両氏提案の「老齢年金制度早期制定にかんする要請決議」（主席、立法院あて）を全会一致で採択した。

なお同追加予算で首里支所庁舎建設工事費六万六千五百ドルが決まり、当之蔵町の首里バスターミナル隣の市有地に着工されることになった。庁舎は鉄筋コンクリート一部三階建て、また米民政府援助による下水道事業の実施にともない、十三人の技士、助手の増員が承認され、市職員数は現在の千二百九十一人から千三百四人になる。台風災害復旧費は四万七百ドルで、平良橋、三原橋上流護岸など各地の復旧工事が行なわれる。

与野党／基本政策を決定／那覇市長選／財政確立を重点に／五項目／市民生活の向上もる

〔沖タ・朝　1965・11・24〕

民主党は二十三日、那覇市長選挙を挙党態勢でかちとるために、党本部に選対委を設置することを決めたが、政策については、西銘市長のもとでまとめることになった。

西銘氏としては、施政権返還、自治拡大を中心とする基本問題については、党の政策をそのままかかげることにし、具体的な市政綱領を市町村財政の確立による都計事業の推進、市民生活の向上におくことにしている。

政策は骨子次のとおり。

一、市町村財政の確立　①日米琉政府の援助の増大②煙草消費税、遊興飲食税、娯楽税の市町村移管③市町村交付金の増額。

二、都市計画事業の推進　①道路、河川、排水施設の新設②安謝四十万坪の宅地造成と港湾の新設②不良住宅改造と郊外地域の開発③上下水道の整備と拡充④公園、子どもあそび場の整備⑤区画整理事業の促進。

三、市民生活及び社会福祉対策　①市民憲章の実践強化②水道料金の値下げ③公会堂の建設。

四、環境衛生対策　し尿処理施設の完備。

五、産業経済政策　①中小企業の保護育成②観光事業の振興③畜産、水産業の振興。

郷友会で組織固め／市町村長らが強く働きかけ

民主党は、二十三日午前十時から党本部で那覇連合支部役員と市町村長、同議長連盟役員との合同会議を開き、十二月十九日に行なわれる那覇市長選挙対策を協議した。その結果、党公認候補の西銘順治氏（現市長）の当選を期し、党本部に〝那覇市長選挙対策本部〟を設け、挙党態勢でのぞむことになった。

この日は、松岡総裁、桑江総務会長、星政調会長、伊芸組織委員長、友寄広報委員長ら党役員をはじめ、平良真次郎那覇連合支部長、大城亀助市町村長連盟会長、高良一議長連盟会長らが出席、立法院総選挙の反省の上に立って那覇市長選に取り組むことになった。とくに同党は、立法院総選挙では、党の組織が確立されていない地域で野党に完敗していることを取り上げ、今後はもっと深く下部に浸透させるべきだとし、党本部を中心に都市地区の組織の強化をはかることになったが、那覇には地方出身者が多いことから、市町村長連盟、同議長連盟を通じて郷友会に働きかけることになった。

そこで選挙運動の具体化を協議するために市町村長連盟、同議長連盟では、三十日に役員会、十二月四日に総会を開くことになった。

なお、那覇市長選挙対策本部は吉元幹事長を本部長に、星政調会長、桑江総務会長、伊芸組織委員長、平良那覇連合支部長を副委員長に選任した。

政府追随を打破／略称を「革新共闘」に／野党

社大、人民、社会の野党三派は、二十三日午後二時から院内社大党控え室で那覇市長選挙対策の準備会を開き市長選をたたかうための組織、統一綱領、共闘組織の名称などについて協議した。

この結果、野党三派をはじめ、労組、民主団体をふくめた共闘組織を結成することになり、名称を「那覇市政革新共闘会議」＝略称、革新共闘会議＝とすることに決定。立法院選の野党共闘の統一綱領をふくめた十項目の統一市政綱領を決定した。この日の準備会には、社大党から平良良松会計長、仲本安一那覇市会議員、人民党から根保興栄書記局次長、社会党から宮良寛才委員長、岸本利実書記長らが出席した。

まず、那覇市長選にのぞむ共闘組織について検討したが、こんどの市長選が、立法院選につぐ民主党との対決の場であるとの立ち場から、野党各派と労組、民主団体を結束した戦いを進めるべきであるとして革新共闘会議を組織することになった。

革新共闘は、議長、事務局長の機関を設け、その中に、組織、財政、教宣の部をつくり、政党、労組、民主団体を参加させることになった。

統一市政綱領は、さる立法院選で野党各派が決定した①反戦平和②祖国復帰の早期実現③米国による植民地支配の打破④知事公選⑤日本国憲法の適用の五項目の統一綱領に、那覇市政のための綱領として⑥高等弁務官の支配介入を排除し、政府追随の那覇市政を打破し、自主、自立の革新的那覇市政を確立する⑦援助による財政を打破し、国庫支出による財政の確立⑧物価値上げに反対し、市民生活を守る⑨義務教育費国庫負担による教育の中立を守る⑩革新市長を誕生させ。勤労市民の手で市政を守るなど十項目の統一市政綱領をきめた。

革新共闘会議準備会では、この市政綱領を中心に二十四日までに労組、民主団体に参加を呼びかけ、二十五日には、那覇市政革新共闘会議の結成大会を開くことになった。

市長選挙／西銘、平良両氏地固めへ／届け出まであと四日／市議会の各派／支持態度を表明

〔琉新・朝　１９６５・11・26〕

那覇市長選挙は三十日の立候補届け出開始まであとわずか四日に迫った。党公認が決定した民主党の西銘順治現市長と社大党の平良良松会計長の両陣営では、すっかり選挙体制もととのい、盛んな地盤固め工作をくり広げている。無所属で立法院選に当選して、こんどの市長選で去就が注目されていた知念朝功氏は西銘支持にまわり、また兼次佐一氏は平良氏側にまわることになった。

市議会内各派の動向は市長選に大きく左右するものとして、注目されていたが、結局、社大、人民両派は平良氏支持で結束、西銘氏側には市政クラブと新風会がまとまった。一方、万一の固定票を有するといわれる公明会は「特定の候補者を支持せずあくまで会員の自由意思にまかせる」との態度を表明した。そこで市長選にのぞむ市議会各派の態度を聞いてみた。

過去の実績たたえたい

市政クラブ・平良亀助氏の話　西銘市長の過去四カ年間の実績は全市民が認めるところである。野党もこれを否定できず、対米姿勢がどうのこうのともっぱらあげ足とりに終始している。市政において、最も重要なことは市民福祉の向上をはかることであり、西銘市長は着実に、しかもダイナミックに町づくりを推し進めてきた。この四カ年間で各地に公営住宅、市営住宅が建ち並び、終戦このかた不良住宅が密集していた開南地区も不良住宅改造のモデルケースとして再開発がスタートした。懸案の市庁舎建設も実現し、埋め立てによる国土開発も目ざましい。

このようにこの四カ年間で那覇市は大きく変わったが、しかしこれからが本番である。安謝港湾計画、一号線道路のバイパス計画、区画整理をはじめ重要事項が山積みしている。町づくりはいま動き出したばかりだ。

市民はこの重大な時期にあやまってはならない。こんど野党市長にバトンタッチすれば、これらの計画はすべておじゃんになるばかりでなく、四カ年間で十年以上も立ち遅れることは間違いない。あと一期はどうしても、西銘市長にやってもらわねばならない。市民は糸満町の二の舞を踏まないようじっくり考えてもらいたい。われわれは西銘市長の二期連続当選を実現し、市民福祉の向上をはかりたい。

アメリカ追従の打破で対決

社大党・金城吾郎氏の話　西銘市政の自主性のなさ、アメリカ追従の態度を打破するためにわれわれは対決する。われわれは西銘市政の四カ年間の市政内容を市民の前に明らかにし、市民の正しい判断をあおぐ。西銘市長は植民地支配者のキャラウェイ高等弁務官に名誉市民称号を与えたことに象徴されるように、植民地政策の隷属性をいかんなく発揮してきた。この態度は市政の各面にもはっきり表われ、一方的に「分水協定」を結んだり、米軍の気げんを取りペコペコしながら市政を進めてきた。

また、全県民が結束して当たるべき主席公選要求にたいして、「主席指名を受けるべきだ」と述べ、主席公選を要求する世論に水をさした。このようなアメリカ追従の市政では、市民の意見を正しく反映することはできない。こんどの市長選では野党各派をはじめ民主勢力が結集し、ゆがんだ市政をただすためにたたかいたい。

祖国復帰を中心に勢力結集

人民党・黒潮隆氏の話　西銘市政はアメリカ帝国主義に一貫して協力、大金持ちの市政を推し進めてきた。西銘市長は軍事優先政策に手をかして市民に背を向けた。都計を見ても住民をおびやかしている与儀のガソリンタンク撤去運動や水害の原因になっている那覇軍港入り口の捨て石撤去などについては目をつむり、アメリカの気げんを取ることに終始した。さらに軍の圧力による「分水協定」にも応じ、水道を全面的に米軍に手ばなした。米軍が那覇市民から搾取する水道料金は、年間三十七万ドルにもおよんでいる現状だ。区画整理、公営住宅建築なども市民の立ち場を無視して強行しようとして、市民の怒りをかっている。

西銘市長は市有地の切り売り、開金融資に明けくれた一方、高等弁務官に市民称号をやって賛美したり、主席指名を容認したりめちゃくちゃな市政をしてきた。われわれは祖国復帰を中心に民主勢力が結集し、西銘市政を打倒するためにたたかう。そして戦災復興資金による都計を推進する。

特定の候補者を支持しない

公明会・椿秀義氏の話　市長選では、特定の候補者を支持することはやらず、会員各自の自由意思にまかせる。公明会としては、真に市民の立ち場にたって市政を運営することに力をそそぐが、市長選ではとくに選挙戦に注目する。「きれいな選挙」は公明会の大きな目標であるので、買収、供応など選挙違反を絶対に許さないつもりだ。

町づくりであと一期願う

新風会・大山盛幸氏の話　西銘市長はよく仕事をやっており、新風会では西銘氏を推すことに決めた。人民党と共闘する平良氏では市長になっても、いろいろな面で仕事がうまくいかないと思う。那覇市は発展途上にあり、多くの懸案事項もかかえているので、あと一期、西銘氏にやってもらって、町づくりを推進させたい。

革新共闘会議を結成／那覇市長選／「即時復帰」を旗印に／総選挙につぐ大同団結

〔琉新・朝　１９６５・11・28〕

那覇市政革新共闘会議の結成大会は二十七日午後二時から、那覇市内の沖縄会館で開かれ、満場一致で同会議の結成を決めたあと、社大党の平良良松氏を革新共闘統一候補に決定して、来月十九日の那覇市長選挙には各加盟団体が全組織をあげて選挙戦に臨む決意を固めた。大会場には、社大、社会、人民の三政党代表に、県労協、全沖労連、教職員会同志会、沖青協、全沖農、社青同、民青同の代表約百人が出席。革新共闘の役員を選出して「那覇市長選挙闘争宣言」「同市長選挙を闘う基本方針」統一綱領および政策（別項）を準備会案どおり決定した。

大会は「西銘民主党市政を打倒し革新共闘市政をかちとろう」のスローガンのもとで、出席者全員が「沖縄返せ」を合唱してはじめられ、ただちに役員選出を行ない、議長＝嵩原久男（社大党総務局長）事務局長＝金城吾郎（同教宣部長）組織部長＝当間操（社会）財政部長＝小牧禧一（社大）教宣部長＝根保幸栄（人民）幹事＝仲本安一（社大）名嘉功和（人民）津波古充栄（社会）神谷一郎（社大）瀬名波栄（人民）松堂務（社会）の各氏を準備会案どおり満場一致で決定した。そして、革新共闘の本郡を社大党本部に置き、これらの役員で中央本部を構成することになった。

革新共闘の組織と運営については、中央部の下に、立法院選における那覇市内の選挙区ごとに地区共闘会議を設けることにして、各地区の責任者を次にように決定し、地区共闘を単位に選挙戦を推進することにした。

各地区の責任者は▽旧首里＝久高友敏（人民）▽旧真和志北部＝森田孟松（社大）▽同中部＝島袋宗康▽同南部＝黒潮隆（人民）▽那覇北部＝宮里政秋（人民）▽同中部＝宮良寛才（社会）▽同南部＝中程長宗（社大）▽小禄＝未定の各氏。

このあと、統一候補に決まった平良良松氏は「本土自民党が総力をあげて民主党を支援すると報道されており、那覇市長選挙は単に一地方自治体の選挙ではない事を物語っている。二十年前にわれわれに戦争を押しつけた戦争協力者たちが、いままた戦争を押しつけようとしている。われわれは、戦争から平和の社会を守るために、革新勢力が全力を集中して日米両政府が押しつけようとしている政治をくつがえしていきたい。また、戦争で破壊した那覇市をかえりみない日米両政府の不まじめな態度にたいし、国民的権利として、責任をもって都市建設を推進させるよう、選挙をとおして要求体制を築き上げたい」と立候補の決意を披歴した。

続いて、知花社大党政審会長、瀬長人民党委員長、宮良社会党県本部委員長、中村県労協事務局長、新城全沖労連委員長の各氏が「組織をあげて市長選を戦うことを誓う」とあいさつしたあと、全員で「ガンバロー」を三唱し、午後四時過ぎ閉会した。

統一綱領

一、沖縄を拠点とするアメリカのB52機のベトナムへの出撃、その他一切の軍事行動をやめさせ、県民の生命と財産を危険から守り、日本とアジアを中心とする世界の平和をかちとろう。

一、日韓条約に反対し、安保体制を打破して、ごまかしの自由諸国防衛論に基づく米軍基地のおしつけとアメリカの施政権保持に反対し、平和条約三条の撤廃による即時祖国復帰をかちとろう。

一、アメリカの植民地的経済支配と日米協を中心とする現状固定化のための経済援助に反対し、日米両政府の沖縄にたいする戦災復興、戦後処理、その他一切の義務の不履行を追及して本土法の適用による政府の財政支出と県民の生活権をかちとろう。

一、主席の指名制およびいかなる任命制にも反対し、知事の直接公選をかちとろう。

一、日本国憲法の適用と国政参加を実現し、県民の政治的自由と人権と民主主義をかちとろう。

一、市町村自治体への弁務官と琉球政府の不当な干渉、介入、圧迫に反対し、自主性のある民主的な市町村自治体を確立しよう。

一、市町村自治体の貧困財政を打開するため、市町村交付税の増額と琉球政府偏重の税制改革と市町村自治体の国県的事務事業費の負担を日本政府と琉球政府に要求し、健全財政を確立しよう。

一、生活をおびやかす物価値上げと植民地的重税に反対し、公共料金の値下げと大幅減税をかちとり、勤労市民の生活を守ろう。

一、義務教育費、給食施設など教育の名の下に行なう一切の父兄負担に反対し、義務教育費の国庫負担、幼稚園の公立化、教育予算の大幅増額をかちとり、中央集権的文教政策に反対し、教育の中立性と日本国民教育により教育を守ろう。

勤労市民をはじめ、全民主勢力を結集して西銘民主党市政を打倒し、民主的な革新共闘市政をうち立てよう。

統一政策

一、民主的、行財政を確立するために①対米追従の市政と財産の不当処分に反対し、市町村自治体の民主化をはかる②市町村交付税の増額を要求する③日本政府の国庫支出金を要求する④たばこ消費税などの市町村移管を要求する⑤那覇商港の那覇市への移管を要求する⑥軍事経費、政府経費のおしつけに反対する。

二、都市計画事業推進のために①道路の改修、舗装工事の根本的な強化をはかる②幹線道路の早期開発をはかる③河川排水の根本的建設をはかる④アメリカのおしつけによる下水道計画に反対し、自主的な下水道建設をはかる⑤市民の立ち場で合理的な区画整理事業を行なう⑥与儀のガソリンタンクの撤去を要求する。

三、水道事業拡充のために①自己水源の開発を行ない、完全給水体制をはかる②水道公社の民移管による分水協定の解約につとめる③水道料金の値下げをはかる。

四、住宅難解消のために①住宅対策を強化し、日本政府と琉球政府の責任支出を要求する②低所得者層の公営住宅建設を行ない、入居条件の撤廃と家賃の値下げをはかる。

五、労働者の生活と権利を守るために①労働者の労働条件の改善と賃上げをはかる②地公法、公労法などの労働者の権利をはく奪する法令制定に反対し、その改廃を要求する。

六、中小企業保護育成のために①中小零細企業を圧迫する統合、系列化や選別融資に反対し、長期低利融資を要求する②中小企業の事業税からの自家労賃の控除を要求する③市民の立ち場から公設市場の改築をはかる。

七、農漁民の生活を守るために①農道と漁港の整備をはかる②生産費と所得を保障する農漁業生産物の価格を要求する③農協の保護育成と実質的改善をはかる。

八、環境衛生をはかるために①ゴミ処理車を大量にふやし、ゴミ処理の迅速化をはかる②し尿処理や公害のとりしまりを行政府と市の責任において行ない、市民の保健衛生をはかる。

九、市民文化施設拡充のために①公園、公会堂、体育館、子どもの遊び場、市立図書館の建設と保育所の増設をはかる②社会教育の充実強化をはかる③青少年保護育成のための援助をはかる。

野党／那覇市議長を追及／メッセージ握りつぶし／〝許されぬ行為だ〟／本会議でも追及の構え

〔琉新・朝　1965・11・28〕

二十二日に来沖、二十五日よる帰京した全国議長会代表一行（団長、石村貞雄福岡市議会議長）がたずさえてきた住民へのメッセージを高良那覇市議長が握りつぶし、さらに一行がワトソン高等弁務官へ手渡す予定の、全国五百六十カ市議会がそれぞれ決議した「沖縄の祖国復帰要求決議」をも、手びかえさせたことで那覇市議会の野党各派は、二十五日午後、那覇市役所議長室で高良議長とあい「このような態度は許容できない」として激しく抗議、きたる議会でその責任を追及すると言明した。このような高良議長の態度は、本土からの知名士にたいし「沖縄は米軍政下にあって自由に発言できない」との印象を与えるものとして問題化しそうである。

この日午後五時すぎ、那覇市議会の金城（吾）、仲本＝以上社大＝久高、儀間、瀬長＝以上人民＝の五議員は高良議長にたいし、全国議長会代表一行の来沖メッセージを高良議長が握りつぶし、ワトソン弁務官に手渡す予定でた

ずさえてきた全国市議会の「沖縄の祖国復帰要求決議文」の提出を見合わせたことにたいし抗議した。

問題の起こりはさる二十二日来沖した全国市議長会正副会長一行十一人が、那覇空港で記者会見し席上、石村団長が記者団にたいし手渡したメッセージ文を高良議長が「現地の市議長たちとも打ち合わせずに発表されては困る」として取り戻したまま握りつぶしたことからである。同議長は、さらに沖縄市議長会とも打ち合わせて一行がワトソン弁務官に手渡す予定で持参してきた全国五百六十カ市議会による「沖縄の祖国復帰要求決議文」をも「筋が違う」という理由で見合わせた。

これにたいし社大、人民両派では「沖縄の地方議会を代表する那覇市議長が、このような態度をとることは許せない」として、「那覇市議会は、これまで数回、祖国復帰の決議を行ない、本土各都市にたいしても決議要請をしてきた。それが全国五百あまりの都市で決議を行なってワトソン弁務官にも決議文を手渡そうというのにこちらでそれをとどまらせるとは主客転倒ではないか」と説く追及した。

これにたいし高良議長は「弁務官に同決議文を手渡すのは外交ルートが違うので筋違いである。一行は視察の目的で来沖しているので、筋違いのことをしても弁務官が拒否するのは明らかである。過去にもこのようなことをして「退島命令」が出されたケースがあるので、地元のわれわれとしては、一行に迷惑をかけないように現地の事情を説明する義務がある。このようなわけで決議文の手渡しを見合わせ、口頭で祖国復帰を要請させることにした。口頭ではワーナー民政官に強く要請したので、たいした問題はないと思う。しかしメッセージをわたしが横どりしたことは不覚であったし、こんご気をつける」と答えた。

しかし野党議員団は「何も筋違いではない。大統領行政命令でもちゃんとできるようになっている。つまらんことに気をまわしてブレーキをかけたことは許されない」と怒ったが、高良議長は「それでは、いまからぼくが弁務官に届けてくる」といったりして巧みにかわそうとするので、野党側は「本会議で追及する」として会談を打ち切った。

両派では高良議長の不信任決議案を出すことも考えているが、このために臨時議会の招集を要求するかどうかはこんごに検討するという。

平良、西銘両氏届け出る／那覇市長選／与野党が正面対決／本土政界もテコ入れ

〔琉新・夕　１９６５・11・30〕

来月十九日に行なわれる那覇市長選挙の立候補受け付けが三十日午前八時半から那覇市選挙管理委員会で開始された。届け出初日の三十日は、午前八時三十五分に平良良松氏（社大・新）が、同四十分には西銘順治氏（民主・現）が届け出を終わった。これによって来月十九日の投票日当日までの二十日間にわたる選挙戦の火ぶたが切られたわけで、届け出を終えた平良、西銘の両氏は直ちに街頭に出て第一声を放ち、選挙民へ支持を訴えた。この那覇市長選挙は、今年最後を飾るもので、内外の関心はとみに高まっており与野党は正面から対決することになりそうだ。

こんどの選挙にたいしては与野党ともさきに行なわれた立法院議員選挙の延長戦として重視し、野党側では那覇市政革新共闘会議を結成して四年間にわたる民主党市政の打破に全力をあげ、民主党でも立法院選挙で惨敗した失地回復を図ろうと懸命になっている。

社大、社会、人民の野党三派と県労協、全沖労連などの革新共闘会議では、さきの立法院議員選挙の得票数の点で民主党に大きく水をあけたことから、市長選挙の勝利にそのまま結びつくものとみて、那覇市内を八地区に区分して選挙体制をしいている。同共闘では今回の市長選は単に一地方自治体の選挙ではなく、米施政二十年、これに追従する民主党市政を打破する意義を持つものであるとしてベトナム戦争の前進基地となっている沖縄の基地不安を前面に押し出して住民の支持を得たいとしている。

これにたいして民主党は、立法院選挙での惨敗の雪辱を期そうとして党の全組織をあげて郷友会票の抱き込みを行なう作戦をとっている。とくに同党では過去四カ年に西銘市政は市民に絶対の支持を受けているものと判断し日米協調路線による市民福祉の増大を前面に押し出して野党に対抗する意向である。

また沖縄内部での与野党の激しい動きに呼応して本土政界でも、同選挙を重視し、自民党が議員団を派遣するのをはじめ、社会党でも革新共闘を支持して社会党が議員団を派遣する動きにある。本土自民党では前回の立法院選挙の結果からは今後の与党体制に心配

な点が多いとしてかなりのテコ入れを計画、社会党など野党各派も沖縄返還の重要な布石になるとみており二十日間にわたる選挙戦では本土の各政党も含めて激しい選挙戦が展開されることになりそうだ。

平良良松　58　社大・新

党会計長、沖縄県立一中卒、ペルー国リマ日本人学校教諭、真和志村議会議員、同農協長、立法院議員四期当選、松川二六四、那覇市出身。

西銘順治　44　民主・現

東大法学部卒、外務省管理局、沖縄朝日新聞社長、立法院議員、琉球政府経済局長、同計画局長、那覇市長、大道三一七、知念村出身。

那覇市長選／総力あげて戦う／民主党合同委／選対本部長に長嶺氏

〔琉新・朝　1965・12・5〕

民主党の市町村長連盟および同議員連盟の総会は、四日午後二時から那覇市内の大和会館で開かれた。この総会は、十九日の那覇市長選挙に向けて、那覇市在住の地方出身者の支持を固めるためのもので党役員をはじめ、加盟市町村長並びに議員約二百人が出席「総力をあげて那覇市長選挙を戦いぬく」決議をした。

総会はまず、伊芸組織委員長が「市長選を勝ちぬくためにはどうしても組織をとおして下部への浸透をはからなくてはならない。こんどの市長選挙は各自がみずからの市町村長を選ぶつもりで選挙戦に臨んでもらいたい」と激励した。これにこたえて、各市町村長並びに市町村議員は、郷友会などの組織固めをするとともに、公務出張で那覇に出向く機会に、はがき、電話などで同郷出身者に支援を頼むことにした。

また、党選対本部長には、先の両連盟役員会の決定どおり、長嶺立法院議長を満場一致で承認した。引き続き、激励あいさつがあり、長嶺立法院議長、山川同副議長、高良那覇市議長、伊芸組織委員長が「那覇市長にはかつて革新の瀬長、兼次両氏が当選したが、そのために都市の復興が遅れた。復興途上の那覇市の前進を阻まないためにも今選挙はどうしても勝ちぬかなくてはならない」と強調し、午後四時過ぎ散会した。

あくまで直接選挙／昨夜主席公選要求県民大会／八千人が参加

〔沖タ・朝　1965・12・17〕

〝公選以外のいかなる選任も拒否し、直接公選をかちとろう〟〝松岡任命主席はただちに退陣せよ〟などのスローガンをかかげた復帰協主催の「任命主席退陣、知事公選要求県民大会」は、十六日午後六時から立法院横広場で開かれた。

大会には悪天候にもかかわらず約八千人の県民が集まり、〝沖縄を返せ〟の斉唱、議長団に田場盛徳教職員会政経部長、新里泰孝琉大学生会長、亀甲康吉県労協議長を選任、議事にはいった。この大会について喜屋武復帰協会長は「立法院臨時議会の招集を前に、民主政治の基本をなす主席公選に対する全県民のし烈な要求を表明するために開いた。今後も要求実現のために団結を固めていくべきだ」と述べた。

ついで仲村栄春市町村会長のあいさつ、平良良松社大党会計長、瀬長亀次郎人民党委員長、宮良寛才社会党委員長が意見を発表したが、各氏とも①主席公選は全県民の要求であるばかりでなく、民主政治の基本原理であり、いかなる理由があるにせよ、これをはばんではならない②その実現のために、自ら「最後の任命主席でありたい」と明言した松岡主席はやめるべきである③民主党は、直接公選をひっこめ、承認制、あるいは立法院での間接選挙を考えているが、これは粉砕すべきであると強調、拍手をうけた。

ついで①主席公選要求決議案②任命主席退陣要求決議案③公民権はく奪に対する抗議決議案④高良那覇市議長への抗議決議案をそれぞれ採択、激励電の披露があり、喜屋武会長の音頭で〝がんばろう〟を三唱して午後七時すぎ大会を閉じた。

そのあと、教職員会バンドを先頭に、大会場を出発、国際通りをデモ行進、安里を経て崇元寺で解散した。

主席公選要求決議

民主社会の原則である首長の公選は、全県民の一致した要求であり、いかなる理由があってもこれを否定することはできない。しかし、沖縄では、戦後二十年を経た今日、県民のし烈な要求にもかかわらず主席の公選は行なわれず、高等弁務官による任命制となっている。このことは、沖縄では民主政治が行なわれていないことを物語る。民主主義を標榜しているアメリカが、沖縄で強権をもって主席の公選をはばん

でいることは、民主主義を否定し、自らの威信を傷つけていることを知るべきである。現在米国は、立法院での間接選挙による高等弁務官の承認制を意図しているが、あくまでも直接公選を実施するよう強く要求する。

松岡任命主席退陣要求決議　いまや沖縄九十六万県民の主席公選の叫びは最高潮に達したが、この時期に唯一の住民代表機関である新しい立法院に対して責任を負い、松岡政保氏は、昨年十月行政主席に指名した立法院議員とともに、ただちに退陣して、県民とともに直接公選を実現させるために努力することが最大の任務である。いたずらに行政命令をタテに、政治の混乱をさけるとの理由で居座り続けることは、詭弁であり、政治的混乱を招く。松岡政保氏が真に主席公選をのぞみ、その努力を惜しまない信念があるならば、ただちに任命主席を退陣して、九十六万県民の意思にこたえることが当然の責務であると信ずる。

公民権はく奪にたいする抗議決議

第七回立法院議員選挙で立候補した友利、瀬長、又吉、大宜味の四氏は被選挙権をはく奪され、投票を無効にされた。布令六十八号の重罪、破廉恥罪に該当すると解釈した中央選挙管理委員会の決定によるものである。

県民の自主的に選出する立法院議員選挙でこのように選挙法の被選挙権禁止規定以外の布令で基本的人権である公民権を奪ったことは不法極まりない。しかも、四氏ともあいまいな〝重罪〟を適用して事実上有権者の選挙権を奪い、当選得票数を得ながら失効にしている。これは、行政命令でいう「基本的自由の保障」にも反する。

野党側の候補者に特赦措置をとろうとしないことにも問題はあるが、刑の消滅期限を切れても公民権を禁止していることは法治社会では考えられない。植民地独裁の政治下で住民自治を米軍権力で批判勢力を押えようとの意図以外のなにものでもない。世界に類例のないかかる公民権はく奪に抗議し関係布令の廃止を強く要求する。

高良那覇市議長への抗議決議

全国市議長会第一回沖縄会議開催のため来県した代表団に高良那覇市議長がとった行為は常軌を逸脱した態度であり、祖国復帰を悲願する全県民が等しく義憤を感ずるものである。全国五百六十市議会が決議、高等弁務官への手交を代表団に託された沖縄返還の要求を同議長一存で握りつぶし、代表団の誠意をじゅうりんしたことは越権行為である。しかも、那覇市議会は毎年復帰決議をしている。石村団長は「高等弁務官であろうが、オープンで話し合い、要請したかった」と語っており、代表団への影響は大きく、決議者に沖縄問題は一部の人びとの運動だとの印象を与えることが懸念される。全国各県、市町村まで復帰要請すべきときに高良議長のとった行為は復帰運動にブレーキをかけたものであり責任を追及、抗議する。

那覇市長選／与野党の見解／民主、都市で新たな自信／革新、野党政策の反映を

〔琉新・朝　1965・12・21〕

保守、革新が真っ向から対決して行なわれた那覇市長選挙も「日米協調路線で市の発展」を旗印にした保守、民主党が「反戦、復帰を基調に、日米両政府の義務として財政支出をさせる」ことを主軸に訴えた革新側を押さえて支持される結果に終わった。だが、当選した西銘氏の支持票と落選した平良氏の支持票の差はわずか二千七百票余りで、敗れた革新支持者も有効投票の約半数あることから、民主党では「革新勢力のかかげた政策もじゅうぶん今後の市政運営で考慮しなくてはならない」といい、野党側も「わずかの票数で負けたが、支持率では五分五分であり、西銘市政は野党の政策も取り上げていくべきだ」と、与野党ともこの点では同様な見方をしている。米施政二十年目で、沖縄の政治になんらかの転機を期待して出発し、しかも、選挙の当たり年を締めくくる選挙だっただけに、与野党ともこの選挙の結果を重視して、単に一地方自治体の選挙というより、今後の政治の動向にも大きな影響をおよぼすものとみている。

まず、民主党ではさる立法院総選挙では、那覇市で革新勢力に大きくミズをあけられただけに、この市長選の勝利には、単に立法院選の雪辱というより与党の政策が都市地区の意識層にも浸透したとみて新たな自信を感じたようだ。立法院選直後、民主党は立法院選の敗北を都市地区における組織の弱さが大きな原因として反省、市長選挙に向けての運動展開の第一に下部組織への浸透をあげ、党の全勢力を注ぎこんだ。まず、同党の市町村連盟並びに市町村議員連盟をフルに動かして、那覇在住の地方出身者を固めたのをはじめ各業種団体など、くまなく組織化して、革新勢力の組織に備えた。

ところで、同党の吉元副総裁は、市長選の結果について「都市地区でも地道な政策を取り上げる保守党が支持されるようになったのは意義深い」と評価した。民主党内部には、これまで、立法院でも地方出身議員が多く、都市地区で革新勢力にリードされているといった負い目があった。だが、この市長選は、従来にみられないほどの革新勢力の結束を相手に戦って勝っただけに「保守党の政策が都市地区でも支持されるようになった」ということには大きな意義を見出しているといえよう。同時に、同党内には、今後の都市地区における選挙戦にも新たな自信をつけたとする見方が強い。

これにたいし、野党各派は一様に「立法院選で確保した票を守れなかったのは反省すべきである」として大きなショックを受けている。とくに、いくらか不利とみていた首里、小禄地区で予想以上に伸びたのにたいし、絶対の革新地盤とみていた真和志地区で相当食い込まれた点を最も大きな敗因にあげている。

そして①野党側の政策が地についていなかったこと②共闘がゆえに指導体制が一貫しなかった③物量作戦にたいする策が不じゅうぶんだった―などを敗因としてあげている。とくに社大党では組織の再検討を痛感している。同党の知花政審会長は「これまでの組織のあり方ではどうにもならないことがわかった」と語り、組織の重大さを強調した。とくに、民主党が、市町村連盟などを結成して各地方自治体と党中央との連けいをはかり、これまで弱体といわれた組織を強化しつつある点を額面どおり評価し、同党では従来、原則として地方自治体に介入しない方針をとってきたが、今後は積極的に地方自治への浸透をはからなければならないと反省している。

だが、野党各派では頼みの都心部という舞台で、保守、革新の対決という一戦で敗れたことから、今後の政策の浸透を真剣に考えなおすべきであるとする意見が強い。これと同時に、こんどの選挙では、西銘氏側が過去四年間選挙運動をしたのにたいし、野党側は完全に出遅れたとしている。このため、野党側も、西銘氏の在職中、継続して西銘市政批判を訴えるべきだったといい、今後は次の市長選挙に備えて野党市議による市政批判の形で選挙戦に臨むことを痛感している。

選管委最終集計

各開票場の得票数

	本会場 市役所会議室	第１会場 市役所会議室	第２会場 市民集会場	第３会場 真和志支所	第４会場 真和志農協	第５会場 真和志農協	合計
投票総数	17,087	17,651	17,415	19,086	19,521	15,796	106,556
西銘候補	9,781	10,205	9,276	8,253	9,520	7,242	54,277
平良候補	7,221	7,387	7,937	10,585	9,914	8,482	51,526
無　効	85	59	202	248	87	72	753

一社　説一

那覇市長選挙の結果

〔琉新・朝　１９６５・12・21〕

那覇市長選挙委の結果は、新市長に西銘順治氏が再選された。

こんどの選挙は、平良良松（社大）西銘順治（民主）両候補の一騎打ちというだけでなく、立法院議員総選挙のあとをうけて次期行政主席の選出を控えているときだけに、保守、革新の激しい対決の形をとり、いきおい内外の関心も非常に高まっていた。

開票の結果は、西銘氏が二千八百票余の差で平良氏に勝っている。前回の選挙で西銘氏は次点の宮里栄輝氏と約八百票差だったが立候補者がほかに兼次、大宜味氏らがいて、乱戦模様だったこと、今回の投票総数が十万六千票余もあることからすれば、約二千八百票の差はわずかな差といえよう。

投票率も七九・八％と、首里および真和志、小禄を合併以来の最高を記録しているが、好天気に恵まれただけでなく、那覇市政にたいする市民の関心が高まってきたことや保守、革新の対立の激しさも、あずかって大きく作用していると見てよかろう。

沖縄の首都にあたる那覇市長選挙ではあるが、革新共闘は、アメリカによる

二十年支配の打破を正面にかかげ、西銘市長が対米追従であると訴えたのにたいし、民主党は台所に直結する市政ということで過去四年の西銘市政を踏まえた政策で対抗してきた。

選挙の結果からみて、那覇市民は、住宅、道路、上下水道、ごみ処理、区画整理など生活と直接結びついた具体的な施策の点で、西銘氏の政治手腕により多くの期待をかけたわけである。しかし西銘氏の得票数と大差ない五万余の有権者が平良氏を支持したことは、その基本政策である「那覇市政といえども祖国復帰を最終目標として、すべての施策をその促進に即応せしめることを基本とすべきである」との考え方を支持し、西銘市政に批判的な態度を示したことも見のがすわけにはいかない。

再選された西銘市長は、七月の総選挙結果によって那覇市議会でも与党が過半数を占めているし、過去四年の実績に立って、これから向こう四年間、那覇市政を担当することになるので、きわめて好条件のもとに新しいスタートをすることになる。したがって思うぞんぶん、その抱負を施策に反映することができるわけだが、それだけに反対派に投じられた投票の意味するものも、じゅうぶんに理解して市政を進めなければならない。

再選とはいえ、西銘新市長はこんどの選挙における公約に拘束されるのは当然である。両候補とも数多くの公約をしたが、とくに西銘新市長は、「日米協調の強化によって、那覇市を中心とする都市圏の総合開発、市民生活と生産活動が合理的、効率的に発揮できる都市建設」を基本姿勢として、住宅、上下水道、道路、公園、産業、港湾、区画整理、観光、ごみ処理など細かいところまで公約をしている。

当選した以上は、新市長として当然、公約にそむかず、その早急な実現に力を傾けるに違いないが、選挙民も選挙が終わったら、もう市政と無縁になるのではなく、自分たちの税金を使って市政を運営する市長が、どの程度、選挙の公約実現に努力し、公僕として市民の福祉向上に努めるかを監視する義務がある。

今回の選挙は、従来の選挙とくらべて買収、供応などの悪質な選挙違反も表面化せず、比較的に明るく正しい選挙の理想にまだほど遠いとはいえ一歩近づいた感がする。

那覇市長選挙が終わって、政局の焦点は、きのう開会した立法院の臨時議会はじめ、予定されている大統領行政命令の改正、さらにそれに基づく次期行政主席の選出などに移るが、市長選に現われた保守、革新の対立はそのまま尾を引くことになろう。この新局面にわれわれは信念をもって冷静に処したい。

西銘氏の勝因を探る／四ヵ年の実績が奏功／貴重な旧那覇地区の五千票

〔琉新・朝　1965・12・21〕

那覇市長選は「二期連続当選は夢物語り」というジンクスを破って、西銘順治・現市長が再選され第十九代市長におさまった。さる立法院選挙のさい民主党勢が都市地区で不振だったあとを受けて、みごと那覇市長の座を守り抜いた西銘候補の当選は、まさに「快挙」であり、過去四ヵ年間の西銘施政の実績が、多くの市民の受け入れられた証左ともいえそうだ。

立法院選と市長選は違う

当初、立法院選挙で、野党側が那覇地区で圧勝したことは、西銘氏にとっておおきなショックだった。とくに立法院選を通じて市長選への対策に全力を注いでいただけに、民主党の敗退を、西銘氏は実感として受け取った。これをみごと巻き返したのはやはり、党の政策そのものよりも、西銘氏の実績、具体的な政策、そして個人的魅力などが大きくものをいったわけで、西銘氏がいう「立法院選と市長選は異質のもの」ということが結果的には実証されたといえよう。

きいた真和志地区集中攻撃

西銘氏の勝因はこれまで相手、平良候補のガ城といわれた真和志地区に集中攻撃をかけ、かなり食い込みに成功したことと、旧那覇地区、小禄地区で相手候補を引き離したためである。とくに浮動票が多く票の動きがつかめない、といわれた旧那覇地区で、五千票余りも相手を引き離したことが、勝利を決定的なものにした。両候補とも食い込みに手を焼いて、力を注ぎきれなかった旧那覇地区が意外に大勢のキャスチング・ボードを握ったわけだ。

このことは、そのまま平良候補の敗因に結びつく。選挙戦の前半まで、ゆるぎない地盤を誇った真和志地区に西銘側から総攻撃をかけられて、平良陣営はあわて出した。ある参謀の話では目に見えて食われていったという。開票の結果は、一応真和志地区では西銘派をおさえて面目を保ったものの、旧那覇の浮動票が大量に西銘支持に落ち

着き、うっちゃられてしまった。

こんどの市長選で、両陣営は全く対照的な動きをみせた。前半、届け出と同時に街頭に進出した平良派にたいして、西銘派は地域懇談会などを重点に人海戦術をとり表と裏の選挙戦を展開した。自治会長や町の長老をがっちり握った西銘派は、これらを通して深く静かに潜航し、下部の地盤固めをはかった。これはかなりの実績を積み上げ、中盤までには一応の地盤固めを終えてしまったほどだ。

これにたいし、平良派は街頭演説や演説会による言論戦に主力をおいたが、これが上すべりに終わったきらいがあった。しかも序盤、中盤戦を地域懇談会一点ばりで通した無気味な西銘派の動きに気をとられ、終盤から全琉の活動家を集めて人海戦術に乗り出したころには、こんどは西銘派が言論戦に集中攻撃をかけてきて、西銘派の戦術にかきまわされた感があった。

自治会長や町の長老を握る

西銘派が好調になってきたのは、この終盤からである。序盤から中盤まで勢力はまったく伯仲、こんとんとしたままたたかいが進められたが、投票日数日前からしだいに西銘陣営に活気が出始めた。西銘派は組織にものをいわせて大量の運動員、宣伝カーを出してハデな運動を展開したほか、新聞広告、新戦術の電報作戦で攻勢に出た。「物量作戦」はみごと功を奏したわけだ。

西銘市長の当選は、内外に民主党の面目を一新したばかりでなく西銘氏自身にとっても一つのスプリング・ボードとなった。この一戦が、西銘氏の政治生命の大きな転機になるとみられていただけに同氏にとっては負けられないたたかいだった。これで西銘氏は「主席の座」へさらに一歩近づいたものといえよう。

西銘市長の再選によって、こんごの那覇市政に大きな変動はないものとみられる。西銘市長は、議長問題のしこりで、西銘与党からたもとをわかった新風会をこんどの選挙ではかかえ込むことに成功、さらに無所属の真栄城嘉園氏らも西銘派に傾いて、議会勢力は三十議席のうち実質的には二十議席を確保しており、これまで以上に、仕事は順調に進む予想である。

思い切った市政に期待

さらに市長選への思惑から、摩擦をさけるために牧志市場の改築問題など、手がけた仕事も中断していたが、これで西銘市長は思い切った態度で、今後の市政にのぞむことが予想される。

ただ、ここで注目されることは当面もっとも緊急な問題とされている財政の確立について、果たして西銘市長が公約したようにうまいくかどうかである。今年度八百万ドル台の大型予算を組んだ西銘市長だが、自分でも「いまの状態ではもうこれ以上のばせない」といっているように、那覇市の財政はまったく八方ふさがりである。もはや処分する市有地も底をついた状態であり、財源をいかに獲得するかが、西銘市長のあと四ヵ年を評価するひとつのいハカリになろう。

一社説一
那覇市政の谷間

〔沖タ・朝　1965・12・24〕

那覇市政はこんご四カ年間、一九六九年まで西銘現市長の手に委ねられた。さる市長選挙において野党連合の平良候補をわずかにリードして、市民の信任を獲得したからだ。過去四カ年間における西銘市政の実績を土台にして、いかに飛躍的な発展と充実をはかるか、その負荷された使命は重かつ大なるものがある。

これから西銘市政は、行政府・与党の強力なバック・アップのもと、日米両政府の積極的な援助協力をえて各面の都計事業を推進しなければならない。このことは、選挙戦において明確に公約したものであり。これをホゴにするわけにはいかない。これらの公約を信じ、実行を期待して支持票を投じた市民が多いはずだから、最大限に具体的な形をもって示さねばならない。これが那覇市政に対する評価を高くし、支持者の信頼を深めるのはもちろん、批判票の協力をかちとるもとになる。

西銘市政の成否は、端的にいってどのていど財政の拡大強化をはかれるかにかかっている。六一年から六四年までの実績は、それほど芳しいものではなかった。現年度において財産収入、政府支出金、市債などの増加により七百万ドルの大台にこぎつけたにすぎない。こんご四カ年の間に、一般会計で少なくとも千五百万ドルまでは財政規模を拡充してほしい。自己財源ではそれほど大きな期待はもてないので、つまるところ、都計事業に関する政府関係の負担を大幅にふやしてもらうほかはない。琉球政府からの交付税はもとより、港湾、住宅、河川、環境衛生、文化施設などへの本土政府からの援助を引き出すべきである。

西銘市長は選挙中において、あるい

は当選後の抱負の中で、これらの方向づけを口をすっぱくして強調していた。これまでの市政担当の経験から痛切に感じとったものであろうが、これを一歩一歩、現実に具体化することが、執行責任者として最大の課題になり、そして政治手腕の見せどころだ。執行者だけでなく、議決機関も一体となって都計の推進、市民福祉の増進にあたるのは言を待たないけれども、やはり、企画、折衝の推進力は市長の双肩にかかっており、功罪を問われる立ち場にある。全責任を一身に引き受けるだけの気概と実践力をもってあい路の打開にあたるべきだろう。

　那覇市の現況を見た場合、やたらに人口が膨張するばかりで、都市としての機能を果たすだけの施設がついてきていない。人口がふえ、産業、交通などの規模がふくれてくれば、これに即応するだけの都市施設を増強しなければならないが、那覇市ははるかに立ちおくれ、息切れの状態である。日あたりの悪い〝市政の谷間〟として道路、河川、排水、公設市場、スラム街、ゴミ、し尿処理などがあげられている

が、（本紙二十三日付け朝刊）全くはだかの恥部をみせつけられる思いだ。ここ数年都心部はビルラッシュを現出して復興のテンポを速めたけれども、これは建造物だけにかぎられ、社会資本はおいてけぼりにされたかっこうだ。こうして都市の二重構造、アンバランスの度合いを深め、あちこちに機能マヒという病状を露呈するにいたっている。

　これは要するに社会経済の都市集中化と、その傾向をはっきり見究わめながら、なんらの対応策もとらなかった政治行政の貧困に帰せられると思う。首都としての形態を整え、その機能を完ぺきにするには、那覇市という自治体の財力に負えるものではない。都市計画のマスタープランで八千万ドルの事業予算を見込みながら、執行率は二〇㌫足らずといった現実の姿が、雄弁にこれを語っている。市政の谷間に光と熱をあたえるには、まず財政の確立が先決問題となってくる。

　したがって那覇市の市政は、たんなる自治体の行政として考えるのではなく、政府段階における民生福祉計画の一環という大局的な見地からとり上げて推進しなければならない。これらの施策が強力に打ち出されないかぎり、西銘市政の公約はカラ手形に終わるほかはなく、前途多難を覚悟しなければなるまい。都市建設の大幅な進展を期すには、埋め立て事業や起債による内部財源の増大をはかると同時に、本土政府から復興費の獲得に政治力を結集すべきだ。戦後二十年をへて、生活につながる市民の経済的要求はつよくなるばかりで、ぜひともこれにこたえてやるべきだ。財政が貧弱だという理由で欲求不満をおさえつけるわけにはいかない。政治の暴走となってハネ返るおそれがある。

進まぬ区画整理／那覇市、地主説得に全力

〔沖タ・朝　1965・12・26〕

　那覇市の区画整理事業は、関係地主が負担する減歩率をめぐって調整がスムーズにいかず、思うようにはかどっていない。那覇市当局では、地主に対する説明会を開いて協力を呼びかけているが、まだまだ地主の関心と認識が低いため、事業執行に支障をきたしているのが実情。地域によっては、協力的なところもあるが、なかには絶対反対という地域もあって、当局も地主説得に全力をあげている。

　那覇市の土地区画整理事業は、一九五二年からはじめられたが、その当時は都市計画法その他関係法規もまだ整備されておらず、市条例をもって実施した。五三年に都計法が制定され、また旧市街地全地域が軍用地から開放されることになったので、五五年六月、法の手続きを得て戦災復興土地区画整理事業としてその中に市街地の墓地整理も含めて事業を実施してきた。その後、美栄橋地区、第一地区ならびに組合施行によるハーバービュー地区などが整理された。旧那覇の中心部は一部スラム街を除いて、いちおう整理されたが、真和志地区はこれからといったところ。

　寄宮地区は、六二年二月に施行命令を受け、六三年八月に設計書と施行規程の認可申請を完了、六四年度から六八年度までの五カ年計画で総工費二十六万五千ドルで着工されたが、減歩率をめぐって当局と地主の調整が長引き、まだ軌道にのっていない。

　壺川地区も六二年、寄宮地区と同時に施行命令を受けているが、地主との調整がつかずまだ着工されていない。

　そのほか、古島、真嘉比両地区も区画整理地域には指定したものの、両部落の地主が強く反対しているため、着工のメドさえついていない。

　現在は、耕地整理法（旧法）で実施しているが、地主の間では区画整理法の早期立法化をのぞむ声もある。しか

し、これに市当局では、本土での土地区画整理法では、地主はもちろん、借地人にも関連してくるのでむしろ、旧法の方が地主にとっては有利だとの見解をとっているが、同法の制定は時期の問題だといわれる。人口の都市集中化で住宅街が郊外にのび、急速に都市形態をつくっているが、区画整理もされず無計画にのびているため、スラム街を形成しつつあり、都市計画事業の一つがガンとなっている。それで区画整理課では、地主への説明会を再三ひらき、協力を求めて「明るい住みよい、まちづくり」のため区画整理事業を推進していく方針である。

早期着工のぞむ／旧ガジャンビラ一帯

建設部区画整理課では、二十四日午後五時過ぎから垣花小・中学校内のサックス会館で旧ガジャンビラ一帯の区画整理事業についての説明会を開いた。関係地主多数が出席、高嶺課長からこれまでの経過とこんごの計画について説明を聞いた。

一帯はさる七月一日付けで開放された六万六千平方㍍で関係地主は百三十人の多数にのぼっているが、全地主が区画整理事業に全面的に賛成、早期着工を強くのぞんでいる。区画整理課では、地主の要望にこたえ、さっそく政府に事業認可申請の手続きをとるとともに九月には、調査測量を一括委託して準備は着々進められている。

さきに指定、事業命令を受けた寄宮、壺川地区は減歩率をめぐって地主との調整がつかず、着工がおくれているのに対し、垣花地区は全地主が市当局の計画に賛成、逆に地主がハッパをかけている状況から市当局では、予定どおり二カ年計画では、事業を完了することができると意を強くしている。

工事は政府、市役所、地主の三者負担で行なわれ、市当局では政府補助を要請しているが、六七年度計上の見通しは明るいといっている。

高嶺区画整理課長の話　区画整理事業は急務を要する問題だが、減歩率で地主との調整が難航、着工が予定よりおくれているのは実に残念だ。しかし垣花地区は全地主が全面的に賛成、早急に着工するよう当局にハッパをかけているほどであり、心強く思っている。積極的に取っ組んでいるので計画どおり完成するものと期待している。そのほかの地区についても説明会を通じ、地主を説得、協力を求めて軌道にのせていきたい。

那覇市議会、同意せず／奥武山競技場べり／公有水面埋め立て

〔琉新・朝　1965・12・29〕

那覇市議会建設委員会（平良亀助委員長）は、二十八日午後三時から委員会を開き、松岡主席から諮問のあった那覇市奥武山競技場べりの公有水面埋め立てについて審議したが、「琉球政府のいい分には問題がある」として、明確な結論を出さないまま審議を打ち切った。審議経過は西銘市長に中間報告される。

この案件はさる十一月九日に主席から文書で「十一月いっぱいで結論を出してほしい」との要請があり、委員会付託にして審議を続けたが、問題含みのため結論が出ず、政府へ戻した。しかし主席からふたたび「十一月三十日までに答申してほしい」との諮問があり委員会審議を継続していたもの。

政府の埋め立て計画によると、奥武山スポーツセンターを拡張するために、奥武山競技場ぎわの国場川約七万平方㍍を埋め立て、同競技場のサブトラックを作る。

ところが、同川の埋め立てで上流の那覇市国場、壺川、古波蔵、豊見城村真玉橋などにおけるこれまでの浸水がさらにひどくなることが予想され、関係住民の強い反対がある。これにたいし政府では那覇軍港上流の捨て石の撤去などで浸水を防げるとしているが、市議会ではこれで浸水が防止できるかどうか自信が持てないとの態度である。那覇市当局が壺川の水面を埋め立てた時にも付近住民から反対があり、「これ以上埋め立てない」との方針を決定しているところから、政府の同計画には簡単に応じられない現状にある。

そのほか、政府側の証言によると、「埋め立て地はスポーツ施設以外にも使用したい」とその目的に不明確なところが多く、局によっても食い違いがみられるとして建設委員会では審議を打ち切ることに決めた。

〝主席公選〟を決議／那覇市定例議会／全会一致

〔沖夕・朝　1965・12・31〕

第七十七回那覇市十二月定例議会は、三十日午前十時開会、西銘市長のあいさつのあと、すぐ日程にはいり、各担当部長から議案の提案理由説明があって、いったん休憩、午後一時二十分再開して「行政主席の公選および自治権拡大に関する要請決議」を全会一致で採択した。

議会運営委員会（平良真次郎委員長）は午前十一時半から委員会を開き主席公選、自治権拡大に関する要請決議文を検討。一部共修正してまとめ共同提案で上程、喜舎場盛一議員（市政クラブ）が決議文を朗読、全会一致で採択した。

十二月定例議会は、市長選挙のため招集がおくれたもの。日程にはいる前、大正十四年から昭和二十年まで二十一カ年間、那覇市議員として市政につくした長野時之助氏（八五）＝字大道＝に対する全国市議会議長会石村貞雄会長からの表彰状と金杯一組みが高良議長から伝達された。長野氏は戦前、表彰されているが戦災で表彰状を焼失、特別の取りはからいで再交付したもの。

西銘市長は開会に当たって「さきの市長選挙で市民多数の支持を得て再選されたが、選挙でかかげた公約を強力に推進する覚悟であるのでこんごとも各位の協力をお願いしたい」とあいさつした。

議会は四日に本会議を開き、議案上程、質疑のあと各委員会に付託、五日から八日まで各委員会で審査、十一日で閉会する。

行政主席の公選および自治権拡大に関する要請決議

（要旨）

主席公選は主権在民、民族自決の精神にもとづいて民主政治の原則であり、何人もこれを否定することはできない。県民のし烈な要求は、那覇市議会でも再三決議し、さる十一月の立法院総選挙では、与野党を問わず、直接公選を全県民に公約したことによって世論の盛り上がりは頂点に達している。ところが今回、発表された大統領行政命令の改定による主席の選任方法は、世論に逆行し、県民の要求を無視した立法院による間接選挙である。これは従来の制度より一歩前進したかのようにみえるが、実際には決して前進ではない。たとえ立法院で選任してもその後は不信任権もなければ、弁務官の拒否権も依然として残されている。もしこのような制度を前進と評価しこれを受け入れるならば世論と公約を無視したことになり、県民の政治への不信感を助長することを心配する。よって那覇市議会は、全県民の要求である主席公選と自治権拡大のため、大統領行政命令の再改定を強く要請する。

なおあて先は米大統領、上・下両院議長、国務、国防長官、高等弁務官、日本政府総理大臣、衆・参両院議長、総務長官、各党沖縄問題特別委員長、行政主席、立法院議長。

一九六六年

旧庁舎跡を無償貸与／那覇
市会、全会一致で可決

〔沖タ・夕　1966・1・4〕

那覇市議会は四日午前十時から本会議を開いて、旧庁舎（元天妃校）のあった天妃町二の一〇、五千九百二十六・八平方㍍の市有地を那覇区教育委員会に無償で貸し付けることを全会一致で可決した。

那覇区教育委員会では若狭小学校の在籍がすでに限度オーバー、旧市街地に小学校の新設が強く望まれていたが、市庁舎が昨年九月新庁舎に移転したのをきっかけに旧庁舎の無償払い下げを再三にわたって市と議会当局に要請しつづけてきた。議会でもこれまで再三論議されてきたが、市当局では車両管理所の適当な移転場所がないとの理由でこれまで態度を保留してきた。しかし西銘市長は昨年十二月、四月開校にまにあうよう無償貸し付けの案件を十二月定例議会に提案すると発表、こんどの提案となったもの。

市有地の無償貸し付けについては全会一致で可決したが、建物については学校の校舎として不必要な部分もあるのでこれを撤去してから貸し付けすべきであり、委員会でじゅうぶん検討して区教委とも調整してほしいとの意見があり、けっきょく総務、建設両委員会に付託した。

なおこの日の本会議は議案についての質疑があってそれぞれ関係委員会に付託され、午前十一時三十分閉会した。

大弦小弦

〔沖タ・朝　1966・1・6〕

那覇市内にある刑務所を移転してもらいたい、と近くの学校のＰＴＡ会長らが、市長と議長に訴えている。刑務所の移転問題は、いまに始まったことではない。いわゆる古くて新しい問題だが、金と敷地の問題で、なかなか実現しない▼昨年の市議選挙では、現在の高良議長が、移転を公約にかかげて注目されたものだ。高良さんらしい思いつきであるが、ＰＴＡや通り会から陳情を受けて、公約した手前、本人としても、大いに張り切っているらしい▼戦争で破壊されたため、刑務所は一時、佐敷村に仮住まいしたことがある。金網でかこった粗末なものであったが、現在の場所に移ったのは、たしか群島政府のころではなかったかと思う。当時としては、修築とはいっても、決断を要する予算計上であったにちがいない。それから約十五年、現在の場所に居座っているわけだが、十五年間では周辺も一変した▼社会に犯罪があるかぎり、刑務所はなくてはならぬものではある。けれども、その存在は、周辺の人たちにとっては、あまりよい気持ちのするものではないはずだ。刑務所のことで思い出すのが、五四年十一月の暴動事件。受刑者三十八人が暴徒化し、構内を占領した。そしてこの騒ぎに乗じて五十人が集団脱獄し「市民の恐怖の五日間」という記録が残っている▼さてそこで、都心からの刑務所移転は、だれでも望むことではあろうが、どこに移すか、それが第一の難問題である。少年院敷地をさがすのさえ、ときの法務局は、だいぶ苦労した。付近の人たちの反対を押し切って買った土地が、爆発物倉庫の近くだった関係でご破算になり、少年院建設がおくれた例もある▼もう一つは金の問題。旺盛な財政需要を理由に、税審委答申の減税さえしぶっている行政府、与党だ。これを説得するには、なかなか骨が折れそうである。だが、実現不可能だと、簡単に一跳するわけにもいくまい。いちおうは、詳しく事情を聞いてみる必要があるのではないか。

物価値下げ要請決議／那覇
市議会終わる

〔琉新・朝　1966・1・12〕

第七十七回那覇市定例議会の今期最終日の本会議は十一日午前に続き、午後一時半から再開され、案件を全部処理、午後五時四十分閉会した。

市当局堤出の「旧市庁舎建て物を那覇教育委員会に無償貸し付けする」ことについては、教育委員会側から「校舎に使用しない五むねを市側で撤去をすることが望ましい」との希望意見があって、この日の本会議でも「同不用建て物を市側で撤去せよ」と野党側は要求したが、賛成多数で原案どおり可決、特別会計の旧庁舎敷き地内にある旧区画調査課事務所の撤去は建設委員会の継続審査にふされた。

また国場川上流付近住民に反対があって注目された「国場川下流のスポーツセンター埋め立て計画」については、琉球政府の資料不じゅうぶんのため「審議に支障あり」との理由で結論を出さずに市長に答申することをきめた。

沖縄刑務所通り会（屋嘉宗展会長）からの沖縄刑務所移転陳情は、経民委

員会に開会中の継続審議として付託。

ついで瀬長フミ氏（人民）発議の「物価値下げ要請決議」案を上程、全会一致議決、「中国経済貿易展覧会の北九州市開催に関する決議」を全会一致決議。

日程最後に任期満了にともなう那覇市選挙管理委員会委員に赤嶺正一、前原実、泉水朝吉、宮里政林、喜久山朝臣の各氏を選出。

物価値下げ要請決議（要旨）

物価は毎年値上がりの傾向にあり特に六〇年から六四年までの平均上昇率は二・四%で、この二、三年は上昇率のテンポも早い。私たちの生活に重要な必需品である米が、七月中旬ごろ、輸入米の消費者米価が十キロ当たり五トン値上がり、さらに十二月二十四日米穀審議会においてキロ当たり二トンの値上がりをきめ、政府は審議会の答申どおり値上げを決定した。

そのため諸物価にも影響を与え、県民生活を困窮に追い込んでいる状態にある。ただでさえその日その日の生活に追われ苦しい生活を続けている上に、このように諸物価が値上がりしたために県民の生活は破壊され、生活の不安は、社会不安を誘発し、諸犯罪の要因となっていることは明らかである。政府（立法院）は県民生活の安定をはかる上から公共料金や消費者米価および諸物価に値下げを断行されるよう強く要請する。

一社　説一
新発足した西銘市政

〔沖タ・朝　1966・1・14〕

第一期の任期が切れた西銘那覇市長は、引き続き第十九代の市長に就任し、向こう四カ年間、那覇市政を担当することになった。はげしい選挙戦を勝ち抜いてきただけに、首都行政の長という栄光の座についたことは、また、新たなる感激をおぼえるものがあろう。

西銘市長は、こんごの市政運営にやる気じゅうぶん、意欲的な構えを見せている。助役、部長クラスの首脳人事は、現在のチームワークでのぞむことを決定したほか、新年度を期して行政機構の改革、強化に乗り出す意向のようだ。まず、内部の人事と機構を固めて、市民に公約した豊かな町づくりを推進しようとの決意に違いない。市役所の職員は、選挙においては両派に分かれて戦ったようだが、しかし、いつまでも感情的なわだかまりを残してはならない。あくまで包容力をもって能力本位の公正な人事を行ない、行政運営の能率化を期すことが、長い目で見て西銘市政を有利に展開させる。絶対にほう賞人事を排してもらいたい。

過去四カ年間の西銘市長の実績をみた場合、公平にいって、かなり高く評価されてよいと思う。選挙を通じて対立候補の陣営から、厳しい批判をうけたけれども、市政の運営と建設事業を促進した政治手腕は、大方の市民が認めるところであろう。是は是、非は非として率直に評価し合い、そしてより建設的な方向に協力するのでなければ、市民の福祉は守れないし、市政の進歩ものぞめない。いっぽう、責任ある当局者としては、謙虚に市民の要望に耳を傾け、政策の実施にあたっては、少数意見も十二分に取り上げるなど、話し合いの政治にいっそうの努力をのぞみたい。一部の当局派とか、側近者の進言などで独走することがあっては、やがて大局を見誤り、多数の信と支持を失う結果になる。

ここ四カ年間、西銘市政にとって最大の課題は、やはり財政資金を大幅に獲得して、都計事業を大々的に促進することだ。那覇市の年度予算をみると、二、三年来、急速に充実してきたとはいえ、二十六万人の人口を擁する沖縄の首都として、余りに規模が小さすぎる。六五年度において、ようやく七百万ドル台を確保しているが、これを飛躍的に増大させないかぎり、都計事業の推進は困難である。今日の状態は、戦災からやっと立ち直った段階であり、近代都市としての体容を整えるのは、むしろこれからというところだ。道路の整備はもとよりのこと、港湾、住宅、上下水道、文化施設と、財政の貧困にもかかわらず、やるべき仕事が山積している。

こうした窮状を打開するには、政府財政から思い切った建設費の投入を実現しなければならない。那覇市は、政治、経済、産業、交通などの各面において、住民経済の発展に大きな役割りを果たしているが、そのわりに中央予算から報われるところは少ない。首都建設法とか、建設委員会などの行政措置はできたけれども、たんなる絵にかいたモチに終わって実がともなっていない。せんじつめていけば、要するに政府財政の貧しさにつきあたるわけだが、このように堂々めぐりばかりではいっこうに進展するはずはない。早く突破口をみつけて打開の方法を講ずべきである。

日米両政府の援助拡大が現実の問題

となった今日、那覇市にとっても財政拡充のチャンスが到来したというべきだろう。市当局と議会の意思を統一し、政治力を結集してあたれば、その可能性はじゅうぶんつかめると思う。一年や二年で満足な成果があがるはずはないが、任期一ぱいかかっても軌道にのせさえすれば、都市建設のいしずえが築かれたことになる。

このように市政運営に対する客観情勢は、政治的にも好転しつつあり、この機会を確実にとらえて反映させることが、西銘市政の腕の見せどころになろう。四カ年という任期は決して長いものではないけれども、しかし政治家の生命がかけられているわけだから、着実な建設計画のもとに、大いなる意気込みをもって首都行政に身を挺してほしい。

組合幹部10人に解雇予告／西銘市政への非協力を理由に

〔沖タ・朝　1966・1・14〕

西銘市長は就任と同時に十三日自治労那覇市職労の岸本忠三郎委員長ら本部役員と組合活動家十人にたいし口頭で解雇予告をおこなった。理由は市長選挙中、地方公務員として行き過ぎた選挙運動をおこない西銘市政に非協力的だったというもの。

組合側は選挙を理由とした解雇予告を組合弾圧、不当労働行為だとして十三日緊急執行委員会を開き、対策を協議した結果、解雇撤回闘争を展開するとの態度を決めた。十三日さっそく西銘市長に解雇撤回についての団体交渉を申し入れた。十四日午前中か午後五時までに西銘市長と団交をもつことにしている。

西銘市長は解雇予告を口頭で通知、二週間以内に解雇する方針のようだが、解雇はさらに広がり、組合員で十三人ていどにのぼる見込み。西銘市長は「私の政策に反対し協力できない職員はやめてもらう」と強い態度のようだが、組合側も絶対承服できないとあくまで戦う方針。県労協も十四日幹事会を開いて対策を協議することにしている。

〝解雇は撤回しない〟／強硬な西銘市長／院の野党議員が抗議

〔琉新・朝　1966・1・18〕

立法院の野党三派と那覇市議会の社大党議員団は十七日正午すぎ那覇市長室に西銘市長をたずね、那覇市長選にからむ市職員の解雇問題について抗議、その撤回を要求した。これにたいして西銘市長は「選挙はままごとではない。事実をまげたり、著しい言動をとった者は許せない。解雇予告をした十三人は今週中に解雇辞令を出す。さらに解雇者の数はふえるが、最小限度にくいとめる」と強硬な態度を示し話し合いはものわかれに終わった。

まず野党議員団から「こんどの市職員の首切り問題は民主主義の常識に反した不当なものである。選挙の時協力しなくても、市民の判断が下れば、市長の政策に沿って仕事をするのがルールであり、選挙後の現在、きちんと仕事をしているのであれば何も問題はない。感情的にいきなりクビを切る方針はあまりに軽率であり、撤回してほしい」と要求した。

これにたいし、西銘市長は「ただ単に平良候補に投票したからといってこんどの措置をしたのではない。公務員として著しく適正を欠いた人たちだ。選挙だからといって違反すれすれの行為はゆるせない。ぼくとしてはいろいろ情報を収集、本土の判例もみてやっているので撤回の意思はない」と強気の態度を示した。

これにたいして野党議員団は「西銘候補を応援した市職員も多いではないか。われわれが勤務時間を利用して西銘候補の運動をした市職員のリストを示せばクビを切るか。市職員は市長個人の雇い人ではない」と追及した。しかし、西銘市長は「十三人の解雇は今週中に実施する。さらに解雇者はふえるだろう」と歩み寄りはみられなかった。

県労協が抗議

県労協（亀甲康吉議長）は十七日午前十一時から幹事会を開き、先に西銘那覇市長が出した同市職員労組の幹部十三人にたいする解雇問題について話し合った。この結果、十三人の解雇は「全逓の六十二人告発、立法院委員会の非公開、教公二法、地公法の制定など労働基本権をはく奪した一連の組合弾圧である」とし、次のような抗議声明を発表した。

抗議声明（要旨）　西銘那覇市長は昨年十二月におこなわれた市長選挙で平良氏を支持した労組の委員長ら十三人の活動家にたいし解雇予告を行なった。これは民主社会における近代的労使関係を無視し、封建的社会における「白黒闘争」を持ち込む不法、不当な組合弾圧である。こんどの那覇市職労十三人にたいする解雇通知は、単に西銘市

長と職労間の問題ではなく、沖縄の原水基地を支配強化している佐藤本土政府自民党と松岡任命主席、民主党が一体となって県労協、復帰協、沖縄県民に加えてきた一連の攻撃であり、全組織をあげて戦っていくとともに、西銘市長の不法、不当な弾圧に抗議する。

寄宮区画整理／減歩率で審査／市は方針通り施工の意向／那覇市建設委

〔沖タ・朝　1966・1・24〕

那覇市議会建設委員会（平良亀助委員長）は、さる十九日寄宮区画整理事業の減歩率に対する反対陳情について審査した。

寄宮区の区画整理事業は、減歩率をめぐって地主との調整がつかず着工がおくれている。

さきに百二十人の地主が連名で地主負担（一万五千五百八十一㌦）を全額市で負担してほしいなど九項目について議会に陳情があったので花城建設部長、当間区画整理課長らと質疑を行なった。

花城部長は「地主の反対陳情は筋が通らない。地主の負担は軽いし、これ以上減らすことはできない。道路の幅員も地主の希望をいれて最小限にした。大半の地主は賛成しているので既定方針どおり工事執行したい」とこたえた。これに対し委員会は地主の説得にさらに努力することを要望、具体的資料の提出を待って地主代表も呼んで再審査することになった。

ついに27万人突破／那覇市の人口／密度で全国三位／女が一万二千人も多い

〔琉新・朝　1966・1・25〕

那覇市の人口は昨年十二月末現在でついに二十七万人を突破した。これは六四年十月末に二十六万人台に入ってから、一年二カ月ぶりの一万人増加で、人口密度では大阪、東京に次いで相変わらず全国第三位を保っている。

那覇市市民課はこのほど昨年十二月末現在の那覇市の人口をまとめたが、それによると総人口は二十七万百七人（男十二万八千八百二十七人、女十四万一千二百八十人）、世帯数は六万五百四十九戸。地区別にみると旧那覇地区十万四千六百七十七人（二万四千八十八世帯）、真和志地区十一万七千百一人（二万六千三百八十六世帯）、首里地区二万七千六百五十八人（五千九百二十一世帯）、小禄地区二万六百七十一人（四千五十四世帯）で、人口は真和志地区がもっとも多く、小禄地区が少ない。

那覇市の人口は五八年五月には十九万人だった。それが五九年四月には二十一万人、六〇年十二月に二十二万人、六一年十二月に二十三万人、六十二年十二月に二十四万人、六三年十一月に二十五万人、六四年十月に二十六万人と平均一カ年に一万人の割り合いでふえ、こんどついに二十七万人台にはいった。

那覇市企画部ではさきに一九八〇年までの推計人口を出し、自然増、社会増、予防医学の進歩を加味して「六五年末までに二十七万人、七〇年までに三十二万人、七五年に三十八万人、八〇年には四十三万九千人になるだろう」とこんごの人口動態をはじき出したが、こんどの二十七万人突破で、その可能性が一段と濃くなってきた。

とくに人口密度では一平方㌔当たり一万六十人（軍用地を除く二六・八四平方㌔で算出）となって大阪・東京に次いで全国で三番目の過密都市。那覇市にも小規模ながら〝爆発する都市〟のきざしが現われてきた。

このように那覇市の人口はものすごい勢いでふえ、急ピッチで進められている公有水面埋め立ても焼け石に水の状態。このようなことから市当局では現在都市計画委員会で審議中の一町五村（与那原町、豊見城、南風原、浦添、大里、西原）を含めた広域都市を早めに実現してふくれ上がる人口増に対処する方針である。

大荒れの那覇市議会／解雇問題で緊迫／野党議員／理由の明示求める

〔琉新・夕　1966・1・25〕

那覇市臨時議会は二十五日午前十時から開かれ、那覇市職員労組の十三人解雇問題をめぐって大荒れした。この日は市職労はじめ県労協の各単組から約百五十人の傍聴人が詰めかけ、緊迫した空気に包まれた。

まず、市当局提案の助役選任について同意を求めることなど三議案を原案どおり承認したあと、那覇市職労から社大、人民各議員と無所属の真栄城議員を入れた七議員の紹介による不当、不法解雇についての請願を審議、人民党の儀間議員が質問をしようとした。

ところが、臨時議会では原則として請願を受け付けられないことになっているため、与党議員らが「日程にもはいっていないのに質疑ができるか」と

反対、午前十一時いったん休憩して議運委を開いて検討した。その結果、請願を受理し、開会中の総務委員会での継続審査にすることに決め、同十一時十分本会議を再開した。

野党議員団は緊急質問として儀間（人民）、金城吾郎（社大）、仲本（社大）、黒潮（人民）の各議員が「市長は組合弾圧のためにクビ切りをしたのではないか、クビ切りの理由がはっきりしてない。理由をまず明らかにせよ」と迫った。これにたいして西銘市長は「組合弾圧の意思はないが、選挙期間中の言動などから那覇市職員として不適格だからだ。理由は近いうちに示す」と答えた。

その間、傍聴席に詰めかけた組合員や支援団体から「恥ずかしくないか」など、激しいヤジが飛んだ。そのなかで与党議員から「審議打ち切り」の動議が出され、野党の反対を押して午前十一時二十分閉会した。

那覇市の両助役再任

二十五日午前十時から開かれた那覇市臨時議会で現助役の古堅宗徳氏と新垣義徳氏がそれぞれ再任された。これは一月末の任期切れに伴う助役選任。

一社説一

那覇市の解雇問題

〔琉新・朝　1966・1・29〕

那覇市役所における解雇問題は、市議会で取り上げられたり、あるいは野党各派が理事者（当局）側に抗議するなど、政治問題化するかにみえながらも、結局は法廷闘争に持ち込まれる公算が大きいが、問題のいきさつからして、かなり注目される要素をはらんでいる。つまり地方公共団体における職員に身分保証や政治活動および組合活動のあり方、労使関係の非人間性など幾多の問題点について、こんどの解雇は疑問を投げかけていることを、直視すべきであろう。

那覇市職労の委員長以下、組合幹部を中心とした職員十三人にたいする解雇理由は、いまのところ具体的には明らかにされず「公務員として不適格である」との抽象的なものにとどまっているが、西銘市長の発言からして、昨年十二月の那覇市長選挙にからむ報復措置であることがじゅうぶんにうかがえる。せんじつめれば「選挙のシコリ」であるところに、その非近代性と陰湿さが指摘できよう。

さる選挙で、西銘市長の相手候補に組した組合幹部が、どのような言辞をろうし、行動にでたかについては具体的に知るところではないが、選挙運動の一つの方法として、候補者である西銘市長に向けられた攻撃にかんし、これを「批判」ととるか、あるいは「中傷」または「ひぼう」とみるかは、主観と立ち場の相違もあって、簡単に割りきれるものではない。市長の側と組合側の双方に、それぞれの主張がなりたつわけであり、したがって市長が「与えられた権限」に基づき、職員を「不適格」と断じて解雇することを、根拠があるとする見解も、またこれを妥当性に欠けるとする解釈も、人によって、それぞれ首肯性を失わないといえる。

要は、地方公共団体における職員の身分の不安定性と、政治活動の自由とのかね合いが、首長の個人的判断によってバランスをくずされた場合、悲劇的な結末を生むということを、こんどの解雇問題が示唆している点に留意すべきであり、地方公共団体における組合活動で、この点は、確かに一つの泣きどころである。加えて、組合幹部が組合員の総意をじゅうぶんに確かめずに、政治活動を進めることは、労働関係をかく乱する要素となるとともに、場合によっては、こんどのように理事者（使用者）側によって、足をすくわれることになりかねない。

しかし組合幹部の政治活動をどこまで恣意的、反秩序的なものと断じるかについては、かなり問題含みであり、慎重な判断を必要とすることはいうまでもない。とくに身分の保証や勤務条件があいまいであり、かつ人事の公平性が確保されていない地方公共団体において、首長によって個人の政治活動の自由がいちいち追及されるとなれば、それは人事行政を非常にいびつなものにすることになろうし、また人事制度の不備とか欠陥を承知のうえで、懲戒処分など行政的制裁の決定をくだすにあたり、すぐさま解雇などということは、人間的考慮を無視したやりかたとして納得性に欠け、かつ労使の関係をいちじるしく危うくするものといえよう。

いずれにしても、地方公共団体における人事の公平性を確保することが急務である。政治活動の制度と身分保証の確立は、抱き合わせであるとする荒っぽい論議を捨てて、人事関係の条例を整備することを、議会、理事者および組合側で真剣に検討すべきであると思われる。また人事行政は、猟官制の支配からまぬかれて、資格任用制また

は実績制を徹底的に実施すべきであり、これが近代行政運営の基礎であることを、いくら強調しても、しすぎることはない。関係者の自覚を促すとともに、政府の強力な行政指導を望むものである。

〝解雇撤回はしない〟／那覇市議会総務委員会／総務部長が答弁

〔琉新・朝　1966・1・29〕

那覇市議会総務委員会は、二十八日午後二時から委員会を開き、那覇市職労が、岸本同労組委員長ら十三人にたいする解雇を不当だとして提出した「不当、不法解雇にかんする撤回請願」について審議したが、市職労の岸本委員長ら組合員約十人が傍聴につめかけたため、公開か非公開かで与野党委員が対立、結局「相反する立ち場の者が傍聴しては慎重審議ができない」として、野党側の反対を押しきり、傍聴人をしめ出した。

まず城田総務部長は、解雇のいきさつについて「公共の奉仕者として職責を果たせないものと断定し、『分限および懲戒にかんする条例』第四条第四項により解雇した」と説明した。

このあと質疑応答が行なわれ、質問に答えて城田部長は①各個人の具体的な解雇理由はいま発表の段階ではないのでここでは示せない。近いうち各個人に文書を送付する②解雇のための懲戒委員会は一月四日の十日の二回開いて決定したが、同委員会には解雇の対象者は呼ばなかった。こんごも呼ぶ考えはない③将来、問題がこじれ、大きくなっても解雇には信念を持っているので、撤回の意思は毛頭ない―などと強気で答えた。

このあと委員会は、同問題の取り扱いについて協議したが「具体的な解雇理由が示されないでは審議のしようがない」という点で全委員の意見が一致、各個人に解雇理由が明示されたあと審議を再開することになった。

水源地周辺を調査／那覇・宜野湾／補償問題中心に

〔沖タ・夕　1966・1・31〕

那覇市と宜野湾市の水道関係者は、三十一日午前十時から那覇市が宜野湾市内から取水している四つの水源地周辺の調査を行なった。

これはさる二十七日の協議会で宜野湾市側が提案した①取水増または全面取水による地目変更、水田からの地目変更に要した費用の補償②農作物に対する補償③現在の送水管敷設による農作物に対する補償④六四年度以降の配管替えによる土地賃貸料の支払い―にもとづいて行なわれたもの。

那覇市側からは玉城水道部長、大浜総務、前田工務、比嘉経理、上原農水課長、宜野湾市側からは「那覇市水源地問題解決促進委員会」に天久盛雄委員長、松川助役、伊佐経済、国吉水道、島袋建設課長ら関係職員と関係地主が参加した。

後原川、一つ川、あらなき川、青小堀の四水源地をつぶさに調査したが、関係地主は「水量減で稲作の減収が目立っており、また送水管が堤防の中央部を通っているのでこわれるのが多いので、じゅうぶん対策するとともに適正な補償をしてもらいたい」と訴えた。

両市では、こんごさらに話し合いを続けて問題の円満解決をはかることにしている。

解雇撤回を要求／那覇市のクビ切り／自治労が抗議集会

〔琉新・朝　1966・2・6〕

自治労沖縄県本部主催で、那覇市役所の解雇撤回を要求する「自治体労働者抗議集会」が五日午後一時半から那覇市内の沖縄会館二階ホールで開かれ、那覇市職組合員をはじめコザ、大宜味、豊見城、糸満など二十六カ自治労単組から約五百人が参加した。

大会は参加者全員による「自治労歌」の合唱で幕を開け、議長団に金城義夫（那覇市職）久場良幸（コザ市職）松田昌彦（読谷村）の三氏を選出、岸本三郎自治労委員長（那覇市職労委員長）が「西銘市長の不当な解雇にたいしてはマスコミその他を通じて市民の怒りが高まっており、東京の自治労本部、各地区地連でも全面的支援体制をとっている。われわれは市民大衆、仲間とスクラムを組み自治労の全てをかけてたたかい抜こう」とあいさつした。そのあと前原穂積（那覇市職）仲村清勇（コザ市職）両氏の意見発表、弁護人代表宮里松正氏の激励のあいさつなどがあった。

その後不当解雇にたいする抗議決議を全会一致で採択、「ガンバロー」を三唱して午後三時閉会した。大会後、四十のブロックにわかれ不当解雇撤回の協力を訴えたチラシ五万枚を那覇市内に配った。

不当解雇にたいする抗議決議（要旨）

西銘那覇市長は、さる一月二十四日、那

覇市職員十三人にたいし解雇理由も示さず郵送で免職通知をしてきた。これは市長選にからむ報復行為であり、明らかに「選挙運動の自由」「政治活動の自由」を否定する前近代的な措置である。われわれ自治体労働者は、選挙にからむ報復行為が自治体の民主化を阻害するものであり、また自治体労働者の創意性、地域住民への奉仕の使命感を低下させるものであることを認識するものである。

選挙にからむ報復措置を排除し、地方自治の民主化を促進する立ち場から、われわれ自治体労働者は西銘市長の不当な解雇通知にたいし強く抗議するとともに、これをすみやかに撤回するよう要求する。

寄宮地区区画整理／反対押し切って着工／地主、すわり込み続ける

〔沖タ・夕　1966・2・15〕

地主との調整が難航して着工がおくれていた寄宮地区区画整理事業が十五日午前十時から着工された。

那覇市建設部区画整理課では、十四日午後、工事現場で請け負い業者の代表と工事段取りについて協議した結果、十五日午前十時から着工する方針を決定した。

現場には「地主との話し合いがつくまで着工は待ってくれ」と数名の地主が押しかけた。

十五日あさ着工したのは字寄宮一〇五長田原地内、大黒湯横（寄宮中学校グラウンドの東側）の第三排水路工事現場で地主は当間課長、大嶺係長に「地主に了解なしで強行するのは何ごとか」とつめより、激しいやりとりがあったが、区画整理課職員二十人が大黒湯のマキ材撤去作業をはじめ、三十分後に終わった。しかし午前十一時過ぎ地主は約三十人にふえ、「市長を出せ」「市長は強盗だ」などとヤジをとばしながら現場にすわり込みを続けており、なり行きが注目されている。

同地区の区画整理事業は、総工費二十六万五千ドルをかけて六四年度から六七年度までの四カ年計画で完成する計画だったが、六四年度に下流の排水工事を手がけただけで六五年度は地主との調整がつかないまま流れ、六六年度にもち越した。政府補助金六万二千ドルもきたる五月十五日までに執行しなければ流れてしまうとあって区画整理課では、「これ以上待てない」と一部地主の反対を押し切って強行着工にふみ切ったもの。

総工費二十六万五千ドルの内訳は政府補助十二万四千七百九ドル、市補助十二万四千七百十ドル、地主負担一万五千五百八十一ドル、地主の減歩率は平均二一・七六パーセントとなっている。

寄宮、国場、上間三部落にまたがる区域で地主も区画整理事業そのものには基本的に賛成しているが①地主負担をもっと軽くしてほしい②道路幅員を六メートルより狭くしてほしい③公園を少なくし、用地を市で買い上げてほしい―などの要望をかかげて市当局に陳情を続けてきた。市当局では①これ以上減歩率を引き下げることはできない②道路幅員六メートルは最低線である③公園も耕地法によって確保しなければならない施設である―と回答、調整は難航、平行線のままこれまで着工がおくれていたもの。

地主たちは「地主の了解もえないで個人の構造物を撤去するのは強盗行為だ。断固阻止しなければならない」「われわれは強盗をさせるために市長にしたのではない」などと叫んで気勢をあげ、すわり込みを続けている。

〝傍聴〟でもめる／寄宮の区画整理／当局は強行の方針

〔沖タ・夕　1966・2・19〕

那覇市議会建設委員会（平良亀助委員長）は十九日午前十時から委員会を開き、寄宮地区区画整理事業関係地主からに陳情案件について審査した。

市当局側から新垣第二助役、花城建設部長、当間区画整理課長ほか関係係長が出席、質疑が行なわれた。

花城建設部長からこれまでの経過について詳しい説明があったが、花城部長はそのなかで「六月までに予算を執行しなければ六万五千ドルの政府補助金が流れるのでどうしても強行しなければならない。当局としては一部地主による反対せんがための反対であると受け取っている」とあくまで着工する決意を明らかにした。そのあと質疑にはいった。

質疑中に関係地主七人が傍聴しようと委員会室にはいったので平良委員長が「地主であるかどうか確かめる必要があるので住所氏名を出すように」と指示、名簿を出したところ五人が認められたがふたりが地主でないという理由で傍聴を断わったため字国場の玉城〇〇さんは「おやじの代理も認めない

のか」と強引にはいりこんだ。平良委員長は「許可になった以外の人は出てほしい」と勧告、平良委員長と玉城さんとの間で「なぜ傍聴させないのか」「委員長権限だ」「これは委員長権限の乱用だ。民主的ルールによって委員会を運営せよ」とやりとりがあって審査は中断した。

金城庄瑞委員の①地主の反対を押しきってまでやる理由②減歩率をもっと下げる考えはないか―との質問にたいし花城部長は①地主は百六十七人いるが全地主が反対しているとは思ってない。現在阻止運動している約五、六十人の地主が反対しているとみている。法的な諸手続きもすまし許可も受けており、このまま放っておくとスラム街化するのであくまで強力に推進していく考えである②平均減歩率は二七㌫―二四㌫―二一・七㌫と下げてきたのでこれ以上は下げられないと答えた。

沖縄刑務所を郊外に／来月の那覇市議会に上程

〔沖タ・朝　1966・2・22〕

那覇市議会総務委員会（赤嶺慎英委員長）は、二十一日午後二時から委員会をひらき、沖縄刑務所移転に関する要請決議案（山川正平議員草案）について審査、字句を一部修正、全会一致で三月定例議会に上程することを決め、その実現を促進することになった。

沖縄刑務所の移転については、一月十日付けで沖縄刑務所通り会（屋嘉宗展会長）上山中学校ＰＴＡ（友寄喜弘会長）、城岳小学校ＰＴＡ（山川正平会長）、開南小学校ＰＴＡ（又吉盛郎会長）の関係者から陳情があったもので、関係者では①市内に刑務所があるのは適当でない②また沖縄刑務所周辺は住宅が密集し、文教地域であることから教育環境上も好ましくない③さらに都市計画のうえからも早急に移転すべきである―としてその早期移転を強く訴えている。

総務委員会は、さる十七日の委員会で同陳情を審査した結果、早急に他の適当な場所に移転させるべきであるとの観点から全会一致で採択、山川正平委員が要請決議文の作成に当たった。

関係者では、三月の市議会での要請決議を足がかりに立法院、行政府にも働きかけることにしている。

長期化の様相／那覇市の解雇問題

〔琉新・朝　1966・2・22〕

那覇市役所の職員解雇問題は、二十一日市職労が西銘那覇市長、宮平消防長を相手取って中央巡裁にたいし免職処分の効力停止にかんする仮処分申請と、免職取り消しの本訴訟を提訴したことで長期化の様相を帯びてきた。

市職労では、さる一月二十四日付けで解雇されて以来、闘争本部を設置して撤回闘争を組む一方、市民へのアピールも行なってきた。しかし西銘市長は再三の解雇撤回要請にも応じる態度を見せないため、ついに法廷闘争に持ち込んだ。

これにたいし市当局では「提訴したなら受けて立つだけだ。これ以上話し合いの余地はない」と強硬な態度であり、中央巡裁での判決が注目されている。

地位保全の仮処分決定／那覇市役所の解雇問題／八人直ちに職場復帰／中央巡裁／市職労の申請認める

〔琉新・朝　1966・2・23〕

那覇市役所での首切り問題について中央巡裁は、二十二日午後一時すぎ、組合側の「免職処分の効力停止決定申し立て」について前田裁判長係り、喜屋武、中村陪席判事、新垣、宮里弁護人立ち合いで審尋を開き、解雇された十二人のうち岸本委員長ら八人の申請を妥当と認め「本案判決が確定するまで免職処分の効力を停止する」との仮処分を決定した。これによりさきに解雇された八人はただちに職場に復帰することになった。また解雇された消防署員四人について、中央巡裁は二十三日午後四時からさらに審尋を行なって決める。

この日の審尋で、市職労は❶那覇市職員分限および懲戒に関する条例第四条第四号の規定には該当すべき事由がない❷現市長の対立候補者を支持したことを理由に、これにたいする報復としてなされた違法な処分である❸解雇を受けたのは賃金だけで生計を立てている労働者であり、本案訴訟の勝訴判決を得て職場に復帰するまで賃金の支払いが断たれると、日々の生活にも困り、将来つぐなえない損害をこうむる❹組合役員としての地位が不当に奪われ、ひいては組合全体にも不測の混乱と損害を及ぼすおそれがある―ことを理由に解雇の不当性を主張した。

これにたいし、新垣正安市側代理人は❶日常の職務はもとより、選挙期間中に地方公務員として適正を欠く行動

があり、じゅうぶん同条例の規定に該当する❷適性を欠くから免職したのであって市長選による報復措置ではない❸賃金を断たれていくらか影響はあるにしても、市当局では解雇手当て、退職金の支給も準備しており、日常生活に緊急な損害、必要性があるとは考えられない❹組合役員としての地位が奪われるとしても組合内部の問題であり、この免職処分とは関係ない―と反論、却下を要求、さらに裁判官の尋問に答えて、新垣代理人は「もしこの処分の効力停止が決定されると、人事権が混乱し、行政権の円滑な運営をゆるがすおそれがある。行政訴訟特例法では仮処分を禁止しており、却下すべきだ」と述べた。

宮里松正市職労代理人は「選挙時の行動をとって適性を欠くというのは依然として不明確である。われわれは解雇理由の明記を求めて、これまで数十回も西銘市長に問い合わせたが、満足すべき回答は得られなかった。またこれまで各団体、有識者が中にはいって調停しようとしたが、市側は応じないため提訴した。『解雇手当てをやるからやめろ』というのでは『お前らは奴れいになれ』ということと同じで、まったく不当である」とのべた。

裁判官はその後、別室で会議のうえ、市職労の申請理由を相当と認め同解雇の努力停止を決定した。

人事権乱用、明るみへ

岸本那覇市職労委員長の話　われわれは、さる一月二十四日付けで不当解雇にあいながらも、市役所内の混乱、市民への不利益を考慮、できる限り話し合いで解決しようと折衝を続けてきたが、こんにちになるまで市当局に撤回の意思が見られないため、市民福祉に若干の不利益があるとは思ったが、やむを得ず提訴した。こんどの免職処分の効力停止決定で、西銘市長の非近代的人事権の乱用が、一応明らかにされたと思う。これで双方同等な立ち場でたたかうことになったわけで、自信を持って最後の勝利までがんばりたい。しかし市民の立ち場にたってこれからでも、西銘市長がすみやかに解雇を撤回するよう希望する。

行政への侵害

西銘那覇市長の話　まったく意外だ。審尋としてはあまりに簡単すぎる。行政庁の処分で、こんなに簡単にできるかどうか疑問であり、行政への侵害とも受け取れる。裁判所の決定がなされた以上、本案で争う以外にない。

―社説―
那覇市の人事紛争

〔沖タ・朝　1966・2・24〕

那覇市の市職員八人（岸本忠三郎那覇市職委員長外）の解雇をめぐるトラブルは、裁判所（中央巡裁）への提訴によって、とうとう法廷闘争へもちこまれたかたちである。

自治体行政の、人事をめぐる事件が法廷闘争へもちこまれたことは異例であり、それだけでもことは深刻である。

ところが、中央巡裁は岸本忠三郎氏ら那覇市職委員の免職処分の効力停止仮処分申請に基づいて双方の言い分を審尋の結果、申し立て人側の言い分を認め裁判が決定するまで免職処分の効力を停止すると、組合側の主張を認める結果となったのである。

中央巡裁の決定の是非についてはここで触れないとして、市役所側も、労組側も、結局は問題を裁判にあずけたかっこうであり、解雇を表明した市役所側も、これを認めなくてはならない立ち場に追いこまれたというのがいきさつである。

紛糾した事件が裁判ざたになることはよくあることだが、自治体の人事問題で、解決を裁判にゲタをあずけるということは、免職をめぐって処分の適否を持ち出すべきところへ持ち出したということの結果から、一般にはなはだ自主性のなさを露呈した印象を与えかねない。

ということは、免職の真因は一体何かということにつながる。いまは、問題の究明が裁判の手に移されたので、いずれは審理の進展に伴い表明されることと思うが、被申し立て人（市役所）の代理人の言い分によると「こんどの解雇は、市長選挙期間中に、申し立て人らが適切を欠く言動をしたからであり、報復的なものではない」と主張し、申し立て人の代理人は、これにたいし「市当局に数十回にわたって、解雇処分理由を明示するよう要求したが、明らかにしないので訴訟をおこなった」と応酬している。どちらにも言い分はあろうが、免職処分の効力は一時停止されたのであり、組合側は自分の主張が通ったものと自信を強めたかっこうであり、これを不服とする市役所当局はどこまでも戦う意思のようである。

ただ、裁判の処分を離れて、このトラブルを眺めたばあい、即ち第三者としては市当局側の態度、つまり解雇問題をふり出しに戻してみたばあい、い

くつかの疑問を抱かせられる。それは、なぜ市長選挙の直後、職員の処分を持ち出さなければならなかったかということである。これは報復ではないということに対する説明を弱める点で明らかに不利である。それに民主政治の建て前から、いくら現市長が立候補せよ、有権者の立ち場からすれば、一票の行使は何ものの拘束を受けてはならないし、従って市当局のいう報復は理論として成り立つはずもない。ただ、解雇処分の措置は時期的に、他に疑惑を与える点で配慮を欠いたことはたしかであろう。

しかし、労組側には果たして行き過ぎの言動はなかったか。その辺のことは第三者の知る限りではない。自治体の選挙はおうおうにして地域社会における因襲、あるいは派閥闘争に巻き込まれ、肝心の選挙のルールをあやまることがある。那覇市のばあい、そうしたことが尾を引いたとはいわぬが、できれば地方自治体の選挙の完全な運営、あと始末としては禍痕を残した感じは否めない。保守、革新の勢力分野の確執、あるいは、そのための常規を逸したトラブルとみられなくもない。問題はそればかりでなく、免職を純然たる行政処分とみなしたばあい、これを他力（裁判）で解決しなければならない事態を招いたということは自治体自体の問題であるだけになおさら遺憾といわなければならない。

那覇市の免職処分をめぐる問題は、解決がながびけばながびくほど問題それ自体をあいまいにし、ひいては、人事管理の面、あるいは市民の福祉にとっても悪影響をもたらすおそれがある。中央巡裁としても一日も早く理非曲直を正し、紛争に終止符を打ってもらいたいものである。そのためには、市当局も組合側も冷静にことを進めることがのぞまれるのである。

道路新設で採決／開南―平和橋／那覇市会終わる

〔沖タ・夕　1966・3・1〕

第七十九回那覇市臨時議会は、一日午前十時開会、市当局提案の第四期公営住宅建設の工事契約（二件）、小禄公営住宅建設事業費（八十一万七百九十八ドル）を継続費とすること、冷房機購入契約（三万二千二百五十ドル）をそれぞれ全会一致で議決、開南交番前から平和橋間道路新設に伴う用地取得および売買契約は二十一対四の多数で原案通り議決して、午前十一時五分閉会、二日間の会期を終えた。

冷房設備は三階議会部門と四階を冷房する計画で三万二千二百五十ドルで桐和商会（松浦重男社長）が落札しているが、予算六万八千ドルの半分以下で落札していることから金城吾郎議員（社大）から入札方法などについて質問があった。

開南交番前―平和橋間道路新設の取得および売買契約については建設委員会では全会一致で可決すべきものと決定しているが、本会議では人民党側から質問があり、当局との間で活発な質疑が行なわれた。このあと渡口議長（臨時）が「討論を打ち切り採決にはいる」と発言したところ、瀬長フミ議員（人民）が「市民の権利をふみにじり、反市民的に行なわれるため反対する」との反対討論があった。与党側から「委員会は全会一致だ。討論の必要なし、進行」とヤジが飛んだ。採決の結果瀬長、儀間、黒潮、久高の四議員が反対、二十一対四で原案通り可決した。建設委に所属する儀間議員に対し「建設委は全会一致だぞ」とヤジがとび、儀間議員は「反対だ反対だ」と苦笑しながら打ち消しにやっ気になっていた。

首里バス／赤字ヤリ玉に／那覇市議会総務委が

〔沖タ・朝　1966・3・3〕

那覇市議会総務委員会（赤嶺慎英委員長）は、二日午後二時から委員会を開き、六五年度決算について審査したが、首里バス（上間長和社長）の赤字経営がヤリ玉にあげられ注目された。

首里バスの総資本金は五万ドルでそのうち六〇パーセントの三万ドルを那覇市が保有している。

那覇市が民間企業に投資しているのは十三社で総額十二万八千四百二ドルだが、六五年度で配当のあったのは琉銀、沖配、琉石、琉糖、琉肥、沖銀、那覇空港ターミナル社など七社で七千四百ドル八十一セント（払い込み額七万八千百五十二ドル）だけ。

首里バス、琉球東急ホテル、沖縄バス、琉球海運、琉球水産、沖縄食糧の六社は配当がない。なかでも首里バスは過半数の六〇パーセントの株を市当局がもっているため、これまで市長がかわるたびに経営陣も更迭されるという被害もあって議会でもたえず問題になっていた。

久高議員は「五十二台のうち常時運行しているのは三十九台で市民に大きな迷惑をかけている。運転手、車掌不足

に起因しているようだが、これは経営陣がわずかの株しかもっておらず、市長がかわるたびに更迭されるので経営意欲の減退が指摘される。六三年度からずっと無配当であり、しかもフルに運行していないため、朝のラッシュ時には山川、観音堂前あたりでは全然乗れず市民は迷惑している。「市当局は持ち株を処分する意向はないか」と当局の経営に対する態度を鋭く追及した。

これに対し、当局は「市長でなければ、答弁できない」と明言をさけた。

久高議員は、決算認定に当たって意見書を出す意向であり、その中では首里バス問題も大きくとりあげるといっている。

三月定例議会で問題になるのは明らかであり、市当局も赤字解消のテコ入れを余儀なくされており、こんごのなり行きが注目されている。

汚職職員に退職金／那覇市議会／市当局の温情主義追及

〔琉新・朝　1966・3・6〕

五日午前十時すぎから開かれた那覇市議会総務委員会で、那覇市総務部徴税課職員と安謝市営住宅管理人（いずれも退職）二人による計二千五百ドルの公金横領事件と同徴税課職員にたいし市当局が「前途有望の青年」として退職金三十三ドル六十六トンを与えて依願退職させたことが明らかにされ、問題化している。

これは同委員会で六五年度決算を審議しているうち、徴税課長の答弁をもとに野党側が事実を突きとめ、市当局もこれを認めたもの。

徴税課職員Aは昨年二月就任以来、同年五月ごろまでに七百ドル余りを横領、市当局は依願退職の形をとって同年七月五日付けで退職金を支給している。また安謝市営住宅管理人Bは、入居者の家賃千八百ドルを着服、市当局では退居処分にした。二人とも後日、横領した金を返済している。

この日、野党側は汚職のスキを与えるような人事管理はなっていないとして、当局を追及するとともに公金横領の職員に退職金を与えて依願退職の形を取った当局の温情主義を重視し、黒潮隆（人民）久高友敏（人民）仲本安一（社大）各氏が「さきに公金横領した消防職員に退職金を与えた時にも、われわれは『汚職を助長するようなものだ』と指摘したが、案の定不正事件が続いている。こんどの組合員十三人の解雇問題では、選挙中に相手候補の懇談会に出席したというだけで解雇された者もおり、このような人事権の行使にはかなり問題がある。こんごまじめな職員にも不正退職したものにも同様に退職金を支給するつもりか」と当局の態度をただした。

これにたいし城田総務部長は「家庭の事情、本人の将来などを考え合わせケース・バイ・ケースでいきたい。現行条例では、その判断は市長に与えられており、こんどの場合も本人の将来を考えて処理したい」と答弁した。

黒潮議員らは、さらに「条例を改正して一貫した措置がとれるようにする考えはないか」と追及、城田総務部長は「検討してから答弁したい」と態度表明を避け、問題は七日の委員会に持ち越された。

ターミナルの改善／泊港／市会がとりあげる

〔沖タ・朝　1966・3・9〕

那覇市議会総務委員会（赤嶺慎英委員長）は、八日午後二時開会、六五年度歳入歳出決算のうち消防費と港湾費について審査した。

消防本部では、米陸軍消防隊と消防援助協定を結んでいるが、その内容は「出動要請があればいつでも出動する」といったもので燃料費や人身事故がおきたばあいの補償はすべて自己負担となっている点が問題になった。

軍消防隊が那覇消防本部の要請で出動したばあい、余り人身の危険はないが、軍基地内に出動したときは危険度が高いので万一、人身事故がおきたばあい那覇市の負担は大きい。したがって予算をともなうので、協定は議会の承認を受ける必要はないか―と具志本部長代理にただしたところ、具志本部長代理は「じゅうぶん検討したい」とこたえた。

港湾費では、泊港が汚れ、ターミナルの施設も悪く、外来者に悪印象を与えていると非難の声が高いとの新聞報道で、施設の改善策がとりあげられた。これにたいし糸数泊港湾所長は「六七年度予算に計上、施設を改善していきたい」とこたえた。

寄宮区画整理／あくまで着工／建設委で市当局が表明

〔沖タ・朝　1966・3・9〕

那覇市議会建設委員会（平良亀助委員長）は、八日午後二時開会、六五年度土地区画整理事業寄宮地区特別会計

の歳出決算について審査した。

寄宮地区の区画整理事業は、六四年度から着手したが、六五年度は地主との調整がつかず未執行に終わり、十万五千九百十四ドル十四トンの不用額を出し、六六年度にくり越した。市当局では五月十五日まで予算執行しなければ政府補助金が流れるのでさる二月十五日強行着工にふみ切ったが、地主の強い反対にあって中止した。地主たちは十六日晩から沖縄高校前と識名寄りの現場入り口に二カ所に仮小屋をつくり、泊まり込みで反対、静かな対決が続いている。地主組合では七日から「地主、借地人、借家人を犠牲にする区画整理をやめろ」「土地とりあげやめろ」などのポスターを街頭にはり出し、市民へのアピールに懸命になっている。

花城建設部長は八日の建設委員会で「既定方針どおり着工する」との態度を表明、問題は一段と複雑さをましてきた。

人民党の儀間委員は「地主の負担はもっと軽くできないか、区画整理法の立法化まで着工は待つべきだ」と質問したのにたいし当間区画整理課長は「現行法では地主負担がちゃんと決められているし、これ以上軽減することはできない。民立法ができても地主の負担に変わりはないので待っても意味がない」とこたえた。

―社　説―
刑務所移転に本腰を…

〔沖タ・朝　1966・3・12〕

那覇市楚辺にある沖縄刑務所を、どこか適当な地域を選んで移転してほしいと、市民の間から強い要望がでている。いまに始まった問題でなく、これまでに何回となく要請されているが、膨大な予算をともなうだけに、なかなか具体化しないというのが実情であろう。

現在の敷地に刑務所が設けられたのは、大正十四年のことだから、ずいぶん古いはなしだ。戦災ですべてが破壊されたあと、一九五〇年、ふたたび同地に移動してきたが、今日では都市の膨張にともなって、民家や学校が周辺を取りまくかたちになった。受刑者の刑の執行と矯正保護にあたる施設が都市の真ん中に腰を据えていたのでは、どこからみても不自然であり、早急な移転がのぞまれるのは当然であろう。いまから四十年前は、閑静な郊外地として適当であっただろうが、もはや今日の社会情勢にそぐわなくなったわけだ。

まず、都市計画や学校教育の面から、大きな障害になっている。刑務所の敷地は、約一万八千坪と、都心においてかなりの面積を占めている。高い障壁を取りこわして区画整理を行なえば、公営アパートや住宅地として、あるいは公共建造物、緑地帯など、その利用価値は、すばらしいものがある。樋川の公営アパートは入居希望者が十数倍も殺到したというが、これからみても交通の便利な中心部の土地は、できるだけ市民福祉の増進に役立つよう、効用を考えねばならない。

さらに教育面からも切実な問題を投げている。刑務所に隣接して城岳小学校、西に下って那覇高校があり、いわばこの一帯は文教地区を形成している。それにもかかわらず、教室の窓から刑務所の様子がまる見えで、生徒の指導、情操教育に困惑ぎみだという。孟母三遷の古いことわざを持ち出すまでもなく、感受性のつよい青少年にふさわしい教育環境とはいえない。身近に存在しておれば、見たり聞いたりで好ましくない悪事も伝わるはずだし、たびたび発生する事件、事故などを考えた場合、教訓面に及ぼす影響は無視できないものがあろう。

いっぽう、刑務所の施設充実のうえからも問題が指摘されている。戦前であれば、受刑者も少なく、現在の土地収容力でじゅうぶんだったはずだが、事態はすっかり一変している。各種の犯罪は増大する傾向にあり、これにつれて服役者も年々ふえると見なければならない。ゆがめられた社会の現実が、刑務行政と矯正施設にシワ寄せされたかっこうだが、当局としては最低の生存権は保証しなければならない。ことに人権尊重を第一とする今日では、収容能力と各面の設備改善を重視しなければならず、移転問題とも関連して新たな建設計画をのぞみたいところだ。

法務局では、内々、刑務所問題の検討に手をつけているという。土地の購入費から建設予算まで、およそのプランを持っているようだが、二百万ドルていどの予算で移動、新設ができるのであれば、政府財政からみてそれほど過重負担とはいえない。それだけの予算を投じて、すべての面に改善と向上をもたらすことがはっきりしているわけだから、なんらちゅうちょするに及ばない。もっとも、土地購入予算を立法院で削除されたいきさつもあるようだが、それにこりず具体的な計画案を提示すべきであろう。立法院としても、住民の要求を一方的に無視できないからだ。

一度に困難であれば、年次計画によって実現を期すこともできる。

問題の焦点はやはり土地の選定および確保にしぼられてくると思う。施設の性格上、進んで協力する市町村があるだろうか、確かに不安はのこる。敷地を選ぶにあたっては、警察や裁判関係との連絡から職員の福祉厚生など、いろいろな条件で制約されるわけで、三、四万坪のまとまった土地を求めるには、そうとう難じゅうするに違いない。しかし、実行に移す前から困難を恐れていたのでは、いつまでたっても現状維持にしかならないわけで、当局者が決断をもって重い腰をあげるほかはない。市町村や国県有地を中心として、地理的な条件を加味して選考にあたれば案外早く糸口がほぐれる可能性もある。

那覇市では、きたる二十二日に開かれる定例議会で早期移転の決議を準備している。通り会と各ＰＴＡの陳情をとり上げるかたちになるが、それだけ市民の要望が盛り上がってきた証左にほかならない。たとえ一部でも新年度予算に計上してこたえることが、生きた政治というべきだ。

公設市場／突然、計画を変更／新しい用地買収／九月着工／地下一階、地上三階

〔沖タ・朝　１９６６・３・20〕

那覇市牧志公設市場の改築計画は、現業者との全面的調整がつかないまま、これまで着工がおくれていたが、新垣第二助役（建設担当）は十九日午後「諸情勢の変化によって仮市場用地に新設することになった。九月か十月ごろに着工、来年の九、十月までには市民のためのりっぱな市場を建設したい」と発表した。市当局の方針発表について市場連合会幹部は「寝耳に水だ」とびっくり、また議会の野党各派も思わぬ計画変更に戸惑った表情で、二十四日の本会議で当局の真意をただすことにしているが、与党の市政クラブと一部業者の間では「計画がスムーズに運び、市民のためのりっぱな市場ができるだろう」と歓迎している。

現敷き地、上岡氏に返す

市当局では、これまで現在の西市場跡に地下一階、地上三階の近代的な市場を建設する計画で準備を進めてきた。小間の配置をめぐって業者と意見が対立したため、昨年三月議会で西銘市長は「業者の協力が得られないので改築せず、用地も地主に返還したい」と議案を撤回しようとしたが、議会側が中に立ってあっせんした結果いわゆる四条件づきで設計委託費を可決した。市当局は三月定例議会に仮市場の設営費を計上、六月中に西市場から移転させ、九月ごろから着工する計画で準備を進めていたが、上岡氏と仮市場の地主又吉〇〇氏から「早急に土地を返還してほしい。それができなければ買い上げてもらいたい」との申し入れがあったため、市当局もあらゆる角度から検討した結果、仮市場（藤原産婦人科医院裏）の用地二千平方㍍（六百余坪）を買収してそこに建設することに決定した。

市当局の構想によると地下一階地上三階だが、敷き地が西市場用地より広いので建て面積も大きくなり、駐車施設もじゅうぶんとれるようだ。一部業者では道路の利便もいいので業者の努力によっては現在の西市場より発展性があると歓迎している。

野党各派では、都市計画市場としてさいきん指定したばかりであり、変更の理由がわからないとして二十四日の本会議で追及する構えである。

現在の西市場は、新市場の完成後に地主の上岡〇〇〇氏に返還するが、それまでは従来の条件で市が使用することで地主の了解をとりつけた。

市民にサービス、市当局／業者〝寝耳に水〟と戸惑う

新垣第二助役の話　長い間もめ続けた公設市場改築問題は、諸情勢の変更で水上店舗建設中に使用した仮市場に建設することになった。市民のための公設市場建設は市長の公約でもあり、また議会でも全会一致で議決されているので、それを尊重して市民のためのりっぱな市場をつくりたい。消費者に長い間、いろいろと心配かけてきたが、こんごは衛生的な市民のための市場としてサービスできることを喜んでいる。

我那覇生吉さんの話（鮮魚）　寝耳に水でびっくりしている。同業者が多く集まることによって商売は繁盛するので仮市場につくることは賛成だ。しかし、現業者が移動するかどうか疑問に思う。

徳本将栄さんの話（精肉）　浸水の心配はないし、道路の便も西市場よりいいので、業者の努力いかんによっては大いに発展するものと期待している。

刑務所移転を決議／那覇市議会、全会一致で

〔沖タ・夕　1966・3・22〕

第八十回那覇市三月定例議会は二十二日午前十時から本会議を開き会期十四日間の幕をあけた。まず西銘市長が「諸議案を慎重に審議してもらいたい」とのあいさつのあと、各担当部長から六六年度更正予算、第一次下水道事業起債、問題となっている寄宮地区都市区画整理事業設計変更など十七項にわたる議案の提案説明がなされた。

ひきつづき問題となっている沖縄刑務所移転問題について審議した。提案者の山川正平議員は「都市集中化によりただでさえ狭い土地に二万坪の敷地をようする刑務所があることは都市計画をするうえにも支障をきたす。また子どもたちの情操教育にもへいがいははなはだしい」と堤案理由を説明議員の賛成を求めた。

そのことをめぐって野党側から場所をどこにするか、移転後刑務所用地をどう処理するかなどの質疑がかわされたが、けっきょくこの日の本会議ではこれらの問題は行政府に決めてもらうことになった。しかし刑務所移転は全市民の要望であり早急になされるべきだとの意見一致を見、満場一致で沖縄刑務所移転にかんする要請決議を採択した。

この要請決議はただちに松岡行政主席、長嶺立法院議長あてに提出することになっている。

沖縄刑務所移転にかんする要請決議要旨　市内に刑務所があることは適当でない。沖縄刑務所周辺は住宅が密集し子弟教育の場である学校も近在し過去の集団脱走事件ならびに日常における一般市民と服役者との接触も多く、そのことから子どもの教育にへいがいを及ぼしている。よって那覇市議会は環境浄化ならびに都市の高度利用の見地から現在の沖縄刑務所を他の適当な場所に移転してもらうよう強く要請する。

「公設市場」に集中／那覇市会／一般質問、傍聴席も満員

〔沖タ・夕　1966・3・24〕

開会中の那覇市議会は二十四日午前十時から本会議を開き、一般質問を行なった。

さる十九日、市当局が公設市場建設計画の変更を発表した直後だけに公設市場の業者をはじめ、寄宮地区土地区画整理事業の地主たちなど約百二十人が押しかけ傍聴席は久方ぶりに満員だった。

公設市場の建設変更問題については、質問のトップバッターに立った市政クラブの金城庄瑞議員が真っ先にとりあげ、野党側の攻撃を先手でかわしたかっこうとなった。しかし多くの問題点を含んでいることからほかにも質問者が殺到、三十人のうち二十人が質問事項を事務局に提出しており、かなり論議を呼びそうな気配。

金城庄瑞議員（市政クラブ）　①人口の都市集中で都市交通はマヒしているが、その打開策として将来、人口の分散は考えていないか②公設市場の建設用地が変更になったがその理由。

花城建設部長　①一号線、五号線に代わるバイパスがなければならずその計画を進めているが、それができても一号線と結ぶタテの幹線がないため抜本的解決はできない。近隣町村を含めた広域都計とも関連して検討を急いでいる。

新垣第二助役　仮市場はガーブ川の水上店舗が完成するまでの約束で借り、その後西市場の改築が完成するまで引き続き借りるため折衝を続けてきたが、地主の又吉氏から早急に返還するか買い上げてほしいとの申し入れがあった。また上岡氏からも同様の申し入れがあった。市民のためのりっぱな衛生的市場を建設するために西市場の土地を地主に返還、仮市場の用地を買収して建設した方が得策だとの結論に達し、位置を変更した。また西市場の三地主も公設市場が完成するまで（六七年十月か十一月）引き続き市に使用させる了解がついている。

金城議員　現業者と話し合ったか。

新垣助役　非公式ではあるが業者数人の意見は聞いている。問題は施設であり、りっぱな施設ができれば両市場から距離もそう離れていないので発展性はあるとのことだった。

金城議員　水道料金の値下げはどうなっているか。

玉城水道部長　いま検討している。

仲本安一議員（社大）　①六七年度から教育税が廃止され市税一本化になるが、六月議会で市長が方針をのべるのはおそいので三月議会で教育費負担についての市長の基本方針を表明してほしい②市職員の解雇問題を裁判所に任せることなく、市長はこれを撤回する意思はないか③職員有志会と市長との関係について。

城田総務部長　一長一短あるが、問題は運用であるので法の精神をじゅう

ぶん生かしていきたい。

西銘市長　職員の政党支持、選挙運動に干渉するものではない。言論の自由とはいえ、限界があると思う。適正な批判ならいいが、事実を曲げた中傷、ひぼうがあったから解雇したまでだ。この段階で撤回する意思はない③有志会の大半が私の支持者であることは否定しないが、あくまで自発的行動であることを申しそえたい。

七月一日から断行／西銘市長／水道料金値下げで言明／那覇市議会

〔琉新・朝　1966・3・25〕

那覇市議会は二十四日、午前に引き続き午後一時から本会議を再開、一般質問を続行した。午後は真栄城嘉園（無所属）瀬長フミ（人民）吉浜朝一（無所属）儀間真祥（人民）宮良永昌（市政ク）金城重正（市政ク）椿秀義（公明会）黒潮隆（人民）大浜長弘（公明会）久高友敏（人民）金城吾郎（社大）喜舎場盛一（市政ク）友利栄吉（公明会）又吉久正（新風会）平良真次郎（新風会）の各氏が質問にたち、公設市場建設問題を中心に寄宮地区の区画整理、ごみ処理、特別職の俸給引き上げ、市有財産の管理、職員の汚職事件、主席間接選挙の評価などについて市当局の方針や見解をただした。

これにたいし西銘市長は①三役議員の俸給は引き上げるべきである②新しく建設される公設市場にはこれまで市案に反対してきた現業者も希望するなら収容することにやぶさかでない③主席の直接公選が実現しなかったのは残念であるが、現段階では従来より一歩前進と考える―などと答えた。また、金城重正氏が水道料金の値下げをただしたのにたいし、西銘市長は七月一日から値下げを断行すると言明した。おもな質疑応答次のとおり。

真栄城嘉園氏　コンポスト工場（じん芥焼却炉）はいつ、どこに建設するか。

慶佐次経民部長　次年度に着工するが、豊見城与根に予定していた敷き地は、地元のつごうでダメになった。新しい敷き地を物色中である。

宮良永昌氏　寄宮地区の区画整理は、強権発動による着工に賛成だが、法的根拠は確立しているか。

花城建設部長　法的裏付けはじゅうぶんある。

金城重正氏　西銘市長はさきに七月一日付けで水道料金値下げの方針を明らかにしたが、その値下げ額は決まったか。

西銘市長　一般用は現行の基本料金（定量八立方㍍）一㌦十㌢を一㌦に、超過料金の一立方㍍増すごとに十六㌢を十五㌢に、営業用の基本料金（定量十立方㍍）は現行一㌦六十㌢を一㌦五十㌢、超過料金十七㌢を十六㌢にそれぞれ値下げする。総計で年間約九万㌦の値下げになる。

椿秀義氏　若狭町の単独市営住宅は、古くなっているので、土地の効果的な利用面から四階建てに改造したらどうか。

慶佐次経民部長　開金への返済もあと十年かかるし、現状では無理である。

黒潮隆氏　議員、市当局の三役の増俸を妥当と思うか。

西銘市長　妥当であり、市三役、部長も増俸する方針だ。

金城吾郎氏　現公設市場は都市計画市場に指定したばかりであり計画変更はあまりに軽率だ。敷き地を変更するとしたら現業者をどうするか。

西銘市長　事態の急変でやむを得なかった。現業者でこれまで市案に反対した者も希望なら収容するのにやぶさかでない。（午後七時十五分閉会）

百七十七人が組合脱退届け／有志会、対決の構え／那覇市職労／春闘で臨時大会

〔沖夕・朝　1966・3・26〕

那覇市職労組（岸本忠三郎委員長）は、さきの解雇問題をめぐって有志会が結成され、その動きが注目されていたが、有志会では二十五日午前九時半、百七十七人の組合脱退を届けでた。さらに第二波として二十七日にも八十人を予定しており、この一週間以内には四百人までもっていくと発表、完全に現在の組合と対抗する構えである。

〝大幅賃上げで春闘をかちとろう〟〝不当弾圧をはねかえし、さらに団結しよう〟―のスローガンをかかげた那覇市職第二十三回臨時大会は二十五日午前十時から母子福祉センターで開かれた。

大会には組合代議員約二百人が参加、春闘、不当解雇撤回闘争の具体的戦術を協議した結果「春闘を乗り切るには統一、団結意外にない。西銘市長から解雇通告を受けた岸本委員長ほか十二人の職員は組合の名にかけても守り続ける」との態度を確認した。臨時大会は大会前に有志会が正式に文書で〝組合脱退〟届けをしたため最初から緊迫

した空気につつまれた。

大会で、まず岸本委員長はこのことを報告したあと「組合が結成されてから十年になるが、今春闘ほどのきびしい情勢はかつてない。有志会が第二組合を結成しているが、これに惑わされることなく統一と団結をはかるべきである。組織が分裂すれば職場をさることになる。春闘はこの基本態度に立ち、生活を守る権利を主張すべきである」と戦う組織づくりを強調した。

岸本委員長のあいさつは、会場を拍手で埋めたが、「有志会に負けてなるものか」などの声が飛び対立感情まる出しの空気だった。

引き続き、春闘の具体的行動、不当解雇のこれまでの経過報告が行なわれた。春闘では、具体的要求額を決定しなかったが①大幅賃上げ②解雇撤回闘争③地公法阻止を主要闘争目標にかかげ、情勢いかんによっては那覇市職独自のスト体制をしいて市当局と対決する構えである。

また、不当解雇撤回闘争では①西銘市長の主観的な政治弾圧である②春闘への先制攻撃である③権利および組織弾圧対策の一環であり、そのことは一九七〇年の安保改定に向けての保守権力の体制づくりである―との見解に立ち、こんごの体制を固めることになった。

那覇市も〝値上がりムード〟／固定資産税二倍に／減税要求とはうらはら

〔琉新・朝　1966・3・30〕

開会中の那覇市議会総務委員会で、固定資産税率の引き上げがきまり、市民は「減税要求の声とはうらはらに、物価の値上がりに追い打ちをかけるようなものだ」としぶい表情だ。二十九日午後二時すぎから開かれた那覇市議会総務委員会は、当局提案の固定資産税の税率〇・二％引き上げ（年間約十八万ドルの増収）を含む「那覇市税賦課徴収条例改正案」を野党の反対を押し切って与党側が強行採決した。市町村税法一部改正（ことし七月一日施行）にともない固定資産税の税率を引き上げたもので、野党側では政府の税法改正にまぎれて税率を上げる「便乗増税」だとして、さらに本会議で追及するかまえである。

那覇市では、同条例改正案の提案理由として「政府の市町村税改正にともない市条例を整備する」として、本会議でも固定資産税の税率引き上げについては、なんらふれなかったが、委員会審議の段階で、仲本安一氏（社大）が税法改正による固定資産税の標準税率は百万の〇・八となっているが、当局案では現行の標準税率百分の〇・五から一気に百分の一に改めていることを指摘、当局側はしぶしぶ同条例改正が増税を意味することを認めた。

二十九日の委員会で、野党側は城田総務部長に増税の理由をただしたが、これにたいし城田部長は「財政需要の伸びを満たすために税率を引き上げた。同法は制限税率（百分の一・六）になっていて、そのワク内で引き上げたのだから別に問題はない」と答弁した。

野党側では❶税法改正にともなう事務的な条例整備を越えて、新たな議案を出さず、かつ理由も説明せず増税しようとするのは納得できない❷いま政府で地方税全般を再検討中であり、その結論が出てからでも遅くはない❸那覇市の固定資産税の評価は政府の指示価格よりも低くなっており、価格の再評価が先決である―などの理由をあげて反対、仲本（社大）黒潮（人民）両氏の共同提案で「固定資産税率百分の一を百分の〇・八に改める」との修正案を提出した。

賛否討論のあと採決に移り修正案を否決、四対三で市案可決。

これにたいし野党側では「年間九万ドルの水道料金を値下げしても十八万ドルを増税すれば、かえって市民の負担は重くなる」として、本会議でさらに追及していくかまえであり、増税問題は今定例議会の焦点になるものとみられている。

総工費一千五十九万九千ドル／市全域に下水道計画／西銘市長議会で発表／七三年度で完成へ

〔琉新・朝　1966・4・1〕

西銘那覇市長はこのほど開会中の那覇市議会に「那覇市下水道事業計画書」を送り、同事業の基本計画を明らかにした。これは一昨年、米民政府から許可のあった「中南部下水道総合計画」に基づいて作成したもので、六五年度予算に米民政府補助二十万ドルで、現在辻、若狭町で汚水管工事中だが、那覇市一円の計画書はこれまでまとまっていなかった。下水道事業は琉球政府と市が分担で実施することになっており、同計画書では、那覇市施工分の排水区域および面積、計画人口、排防方法、排水系統、年次着工場所、財政計画などが明らかにされた。

計画の概略は①汚水排除面積千七百

八十㌶、汚水排水人口二十七万人とし、政府補助九百六十二万七千㌦、市負担九十六万三千㌦、合計総事業費千五十九万九千㌦を六五年度から七三年度までの九カ年間で事業を実施する②排水区域は那覇、首里、安謝、小禄の四カ区に分け、さらに汚水排水と雨水排水の二つに分流して、し尿処理と浸水防止の両面をはかる③排水系統は汚水を幹線一系統（安謝幹線）と準幹線六系統（久茂地、神原、真和志小校横、壺川、又吉、小禄）、雨水を安謝川など十五系統に分類する④財政は独立採算制を原則とし、下水道工事が順調に運営されるまで、一般財源から繰り入れる―などとなっている。

なお、この計画に基づき那覇市では六六年工事を七十九万㌦（政府補助七十万㌦、市負担九万㌦）で西新、西本、久米、松下、久茂地、重民の六町のべ二万八千二百七㍍をこの四月に実施する方針で、開会中の市議会に市負担金九万㌦の起債を提出してある。

那覇市会／税率引上げ強行／固定資産税百分の一に

〔沖タ・夕　1966・4・4〕

那覇市議会は四日午前十時から本会議を開き、問題の固定資産税率〇・二㌫引き上げを中心とした市税、賦課徴収条例の一部の改正案を二十対七の絶対多数で原案通り可決した。

まず赤嶺慎英総務委員長から審査経過報告があったあと、儀間真祥（人民）、真栄城嘉園（無所属）、平良真次郎（新風会）の各議員が質問に立ち、赤嶺委員長ならびに当局と質疑をかわした。質疑打ち切り後、仲本安一議員（社大）が固定資産税率百分の一を百分の〇・八（標準税率）に改めるよう修正案が出された。

仲本議員は提案理由として①こんどの条例改正は市町村税法の改正で教育税が廃止になり市税への一本化に伴うものであり当然標準税率の百分の〇・八にするのが妥当である。これを〇・二㌫アップして百分の一にしたことは明らかに便乗増税である②市税の一本化により市民税と教育税を合計した額を上まわることになり、現行より三十万㌦から五十万㌦に増収になる見込みである。したがって〇・二㌫引き上げる必要はない③まず標準税率のままにして評価を再査定すべきである。市の基準と政府の指示額を比較すると田―九十二㌢に対し市は七十九㌢、畑―八十七㌢に対し六十七㌢、宅地―十㌦九十四㌢に対し八㌦七十九㌢、家屋―五十一㌦に対し五十六㌦十五㌢となっており、家屋を除いては全部政府の指示額を下回っておりその是正が先決である。それでも財政需要を満たし得ない時、はじめて税率を改めるべきである。〇・二㌫上げるより、再評価した方が増収になる④税制審議会でも税制全般について検討しているが結論はまだ出ていない。その後になすべきである―と強調した。

この修正案に対し喜舎場盛一議員（市政クラブ）が「再評価しても約四万㌦の増収にしかならない。ヒズミの是正には三年かかるし財政需要を満たすために〇・二㌫の引き上げはやむをえない」と反対。また黒潮隆議員（人民）は「いかなる増税もすべきではない。増税しなければ財政需要を満たないということは、自らの不能ぶりをばく露するものである。約九万ドルの水道料金値下げをする半面、約十八万㌦も増税することは矛盾している」と修正案に賛成した。採決の結果、賛成七で修正案は否決された。

原案については久高友敏議員（人民）が反対、又吉久正議員（新風会）が賛成討論を行ない、採決の結果二十対七で可決した。

閉会間ぎわに大荒れ／地公法立法要請決議案／抜き打ち上程、可決／那覇市議会

〔琉新・朝　1966・4・5〕

四日午後一時から再開された那覇市定例議会の最終本会議は、議案十五件、決定事項五件を原案どおり可決、陳情十件（採択八、不採択二）を処理して全日程を終え閉会したが、市政クラブが閉会直前に「市町村公務員法の早期立法にかんする要請決議案」を抜き打ちに上程したため野党側が、態度を硬化させ閉会まぎわになって大荒れした。

この日、「寄宮地区土地区画整理事業変更」については、与野党が対立して四時間にわたって論議がかわされ、態度を決めかねた新風会と公明会では午後二時いったん休憩を求め、両派は意見調整をはかったが、まとまらなかった。本会議では原案に反対した平良真次郎氏（新風会）が継続審査の動議を出したが否決されて退場、ついで金城吾郎（社大）仲本安一（社大）両氏も退場して、二十対四で与党が原案どおり強行可決。

その後、午後六時二十分、市政クラブを代表して喜舎場盛一氏が「市町村

公務員法の早期立法にかんする要請決議案」を提出、提案理由の説明を行なったが、野党側が「抜き打ち提案だ、議運委を通して提案するのが常道ではないか」と迫り、午後六時四十五分休憩して議運委を開いた。しかし議運委でも「会期延長をして慎重審議せよ」と主張する野党側と即決を主張する与党側が対立、結論をえないまま本会議を再開、比嘉朝四郎氏（市政クラブ）が「質疑、討論省略」の緊急動議を出し十七対八で可決。（午後七時二十分閉会）

市町村公務員法の早期立法にかんする要請決議（要旨）　市町村自治行政運営の衝にある市町村公務員にかんする制度については、なんら根本的改革が請ぜられていないので、市町村自治行政の第一線にてい身し、事務運営の実務にたずさわる市町村の一般公務員に身分法を確立し、能率的かつ民主的に市町村自治行政を推進せしめる体制を整備することはきわめて重要である、とくに政党政治が発達しつつある現段階において、市町村にもその浸潤が現実の問題として取り上げられ、その弊害も予想されるこんにち、民主的な身分法制度を確立することは政府においてのみならず、市町村および市町村公務員にとっても、きわめて必要なことである。

すみやかに琉球政府公務員法に盛られた理念と体制を確立し、もって市町村行政の民主的かつ能率的な運営をはかり、すすんで市町村自治の本旨の実現に資することは、こんにち沖縄における最も緊急を要することである。

議員報酬百五十ドルに／那覇市会議運委／賛成多数で決まる

〔沖タ・朝　1966・4・8〕

那覇市議会は、七日午後三時から議会運営委員会（平良真次郎委員長）をひらき、問題の議員報酬引き上げについて審議した結果、新年度から百五十ドルに引き上げることを決めた。

同委員会には市政クラブ＝喜舎場盛一、仲宗根昌弘、金城重正、公明会＝安見福寿、友利栄吉、社大党＝金城吾郎、人民党＝瀬長フミ、新風会＝平良真次郎、無所属＝真栄城嘉園の九議員が出席、まず各会派代表が賛否を表明したあと審議にはいったが、人民党を除く全会派が引き上げに賛成、人民党代表にも全会一致による引き上げを説得したが失敗、結局賛成多数で五十ドルアップして一律百五十ドルにすることを決めた。

市政クラブ代表は「全会一致でなければ見送るべきだ。いやむしろ下げようじゃないか」との意見も出たが、公明会代表は「全会一致はありえない。なぜ全会一致でなければならないか」と反対、採決でベアを決定した。

なおベアと関連して費用弁償（委員会日当で一日二ドル）を削除しようとの意見もあったが、全然別個の問題であるとして従来どおりにすることになった。

有志会、組合を結成／那覇市役所労組、完全に二分

〔琉新・朝　1966・4・10〕

那覇市職労から脱退した那覇市職員有志会では、九日正午すぎから那覇市松尾の岸本ホールに約三百人が出席して組合結成大会を開き「那覇市役所労働組合」（略称・那市労）を正式に発足させた。これは現在の那覇市職員労組のゆき方を不満とした西銘市長支持派の職員が中心になっており、これで那覇市の組合は完全に二分した。

大会はまず那覇市歌斉唱で開会。議長団に大山盛永、渡慶次道典、大城覚氏を選出、新城哲男有志会会長が経過報告を行ない「組合分裂の原因は現在の組合が政治活動にかたより、もっとも重視しなければならない規約を無視したことによるものだ。われわれは話し合いによってできるだけ分裂を防ぐべく努力したが、要求がいれられなかったので組合結成に踏み切った。現組合からの脱退者数は四百二十六人に達しており、あと半カ年以内で職員の八〇％を獲得する方針である」とのべた。

引き続き組合規約と新役員人事、春闘方針を準備委案どおりそれぞれ全会一致で採択、さらに「経済闘争を目的にし、明るい職場を作る組合にしよう」という趣旨の結成宣言と「政治闘争を廃止し組合の民主化を確立しよう」など四つのスローガンを採択した。新執行部役員は次のとおり。

▽執行委員長＝新城哲男▽副委員長＝仲本宗敏▽事務局長＝糸満博文▽企画調整部長＝川上康雄▽調査部長＝饒波繁夫▽情報宣伝部長＝大山盛永▽文化部長＝平良栄吉▽財政部長＝大城忠▽会計＝棚原弘

早急に祖国の主権へ／那覇市会／全会一致で復帰決議

〔沖タ・夕　1966・4・26〕

四・二八沖縄返還デーを二日後にひかえた那覇市議会（高良一議長）は、二十六日午前十時から臨時議会を開き、「祖国復帰に関する要請決議」を全会一致で採択した。

四・二八沖縄デーに向けて各市町村議会では、つぎつぎ復帰要請決議を採択、住民の願望はとみに高まっている。

那覇市議会はこれまで六回にわたって決議を行なっており、二十六日の本会議では真栄城嘉園議員（無所属）が提案理由を説明、全会一致で採択した。

なおそのあと水道部の鋳鉄管購入契約を可決、午前十時二十分、閉会した。

沖縄の祖国復帰に関する要請決議（要旨）　沖縄は祖国日本から切り離されてすでに二十一年間の長期にわたり、不明確な変則的地位のままに日本国憲法の適用もなくアメリカの軍事的支配を余儀なくされている。一九六五年は戦後二十年という強い認識の上に米国の沖縄統治を非難する国際世論は高まり、日本国会でも沖縄返還決議がなされ「異民族支配二十年からの脱却」ということで沖縄県民の祖国復帰の熱烈な要求はその頂点に達した。われわれは沖縄が祖国日本へ復帰することが、沖縄でのあらゆる矛盾と弊害を除去し、日本の完全独立とアジアの緊張をとりのぞき世界平和に貢献するものであることを信じて疑わない。アメリカの沖縄統治によって沖縄県民の基本的人権は無視され主席公選、自治権の拘束だけでなく、経済文化、民主教育の面に大きな制約を受け、本土との較差はさらに大きくなり、さまざまなひずみが表面化している。那覇市議会は過去数回にわたり、アメリカの沖縄統治が国連憲章に違反し、植民地廃止宣言や世界人権宣言に違背するものであることを指摘し、祖国復帰の決議を行なってきた。各国の主権尊重を最高の原理とする国連憲章の崇高な精神にのっとり、米国が沖縄に対する経済援助と圧迫の政策を続けようともわれわれの祖国復帰の意思はいささかもひるむものではない。よって那覇市会は市民の総意を代表し、日米両政府が「その地域住民の意思に反した不当な支配」がなされている沖縄統治の実態を再認識し、祖国日本の主権がすみやかにかつ、完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要請する。

【あて先】日本政府総理大臣、衆・参両院議長、米国大統領、上・下両院議長、高等弁務官、琉球政府行政主席、立法院議長。

雨もり庁舎を追及／那覇市会

〔沖タ・朝　1966・5・17〕

第八十二回那覇市議会（臨時）は、十六日午前十時開会、宇栄原団地第四期公営住宅建設工事の請け負い契約三件、若狭町下水道支線敷設工事の工期延長についての専決処分の承認、市有地の無償使用の五議案を審議、それぞれ原案どおり可決承認した。工事請け負い契約と関連して黒潮議員（人民）が「久場川市営住宅と市庁舎の雨もりがひどいがこれは工事請け負い額が安いため業者が手をぬいたことがないかどうか、契約するときは予算をじゅうぶんとるように着工後は監督を厳重にすべきである」と市庁舎の雨もり問題をとりあげ当局を追及した。

これにたいし花城建設部長は「工事はじゅうぶんな監督のもとに設計図面どおり施工されるので単価が安いからといって工事の手をぬくことはまず考えられない」と答えた。

また、専決処分の承認は、若狭町の下水道支線敷設工事の工期を五月十五日まで更新したもので、その理由について当局側から「四月二十三日に完成予定であったが予想以上の硬岩が出たこと、無筋のヒューム管を有筋に変更したためヒューム管製造に長期間要したため当初の延長を短縮して工期の延長を認めた」と説明したのにたいし、議員側から「設計変更はとうぜん議会の承認をうるべきである」と当局と活発なやりとりがあったあと、人民党の儀間委員が反対討論、採決の結果、賛成多数反対五（人民、社大）で承認された。

市有地の無償使用は沖縄体育協会からオリンピック記念沖縄水泳プールの建設用地として八千二百五十平方㍍の無償貸与の要請によるもので、申請によると、オリンピック資金財団から六万九千四百㌦（二千五百万円）の配分金を受け、奥武山競技場内に公認水泳プールを建設しようというもので原案どおりこれを承認した。

一千万ドルを突破／那覇市の67年度予算案／都計、福祉など重点事業に

〔沖タ・朝　1966・5・28〕

那覇市は、六七年度予算案がまとまったので六日に六月定例議会を招集する。新年度の当初予算総額（特別会計も含む）は現年度より四百六十万ドルもふえ、一千二百八十二万九千ドルではじめて一千万ドルの大台を突破した。那覇市の予算規模は年々ふくれあがり、とくにここ二、三年の急増が注目される。そのほか牧志公設市場、六六年度から新年度に変更した若松げたばきアパート、宇栄原団地内のマーケット建設費、水道事業特別会計予算の起債なども加えると六七年度予算規模は一千四百万ドル台を突破する見込みである。

新年度予算案は▽都市計画事業の促進＝①重要幹線道路の整備、拡張②陸橋の設置③与儀、希望ケ丘公園事業の促進▽下水道の実施▽牧志公設市場の建設▽衛生事業の強化＝①コンポスト建設②ごみ処理の強化▽福祉施設の整備＝①愛生寮の改築②市・公営住宅の建設▽区画整理事業の促進＝①寄宮地区の継続実施②山下地区の実施▽不良住宅街の改造および計画▽上水道事業の整備拡充―を重点事業として編成している。

一般予算　歳入では市税が百六十一万四千二百七十ドル増えて三百十九万一千二百八十四ドル、政府補助は四十七万五千ドルふえて百六十二万一千九百三十五ドル、市債（借り入れ含む）は百三十二万九千ドル増で二百三十六万六千八百四十ドル、歳出では役所費百八十六万三千百五十ドル、土木費は百三十六万九千ドルの大幅増で二百三万四千五百三十一ドル、社会労働施設費百九十九万四千四百六十一ドル、保健衛生費はコンポスト建設で五十七万六千ドルふえて六十六万五百九十ドル、産業経済費は六十万四千七百四十三ドル、教育費負担金が百二万二千三百四十ドル、議会費は議員の増俸で十二万二千六百三十ドル。総額で現年度より二百八十六万二千八十七ドルもふえている。

水道事業　まだ最終的に決まっていないが百四十万ドルていどの規模になるもよう。青小堀系統の拡張工事費は宜野湾市との話し合いがつきしだい起債を議会に提案する。

下水道事業　新年度から特別会計を設置して本格的に推進するが、予算額は百七十五万九千四百三十七ドル。事業費は二次工事七十九万ドル、三次工事八十八万ドル、計百六十七万ドルでうち百五十万ドルは政府補助。

区画整理事業　第一地区十七万六千二百五十八ドル、寄宮地区十三万五千四百五十六ドルのほか新たに山下地区（ガジャンビラ一帯）が設けられて四万八千八百六十四ドル、計三十六万五百七十八ドル。

新垣第二助役の話　新年度の一般予算額は、九百三十万九千ドルと大幅なのびを示した。これは市税、日米琉政府援助の増をはじめ、公営住宅、牧志公設市場の敷き地購入、埋め立て事業、コンポスト用地購入など起債事業の増によるものである。六六年度に計画された若松、宇栄原団地内のマーケット建設は、開金の資金量の関係で六七年度に施行することになったのは残念である。開金との話し合いも順調に進んでいるので新年度早々に実施したい。

牧志公設市場は六七年度当初予算では、敷き地購入費と設計委託料を計上し、設計が完了しだい予定どおり年内には着工する。融資の面については、開金と話し合っており、スムーズにいくものと確信している。市長の公約でもあり必ず実現する。予算が大幅にふくれあがったので機構を改革、執行体制を固めて早めに執行して市民サービスにつとめたい。

〝十二人の免職撤回を〟／那覇市会総務委／岸本氏らが請願

〔沖タ・朝　1966・5・31〕

那覇市議会総務委員会（赤嶺慎英委員長）は、三十日午後二時二十分開会、さる一月、西銘市長から解雇通告を受けた岸本忠三郎氏（市職労委員長）ら十二人から請願のあった「不当不法免職の撤回」について審査した。

岸本、糸数昭男、中村栄ら八人が参考人として出席、岸本氏が請願の主旨を説明したあと質疑にはいった。

岸本氏は「十二人が昨年十二月の市長選挙で反対候補を支持、西銘市政を非ぼうしたとの理由でクビ切りになったが、感情的なものだとわれわれは受け取っている。不当であり、むしろ西銘市長を支持した職員を処分すべきだ。議会で公正に審査して市長に意見具申してほしい」と訴えた。

仲本議員（社大）の「選挙運動は個人か、組合としてやったのか」との質問に岸本氏は「どっちにもとれると思う。県労協、各民主団体で結成した革新共闘会議での平良支持決定によって自治労もそのとおり決定した。しかし

そのまま組合員に指令を出すのが困難なので、消化するため、支持者だけで行動に移す考えでやった」とこたえた。そのあと各個人から解雇理由についてそれぞれ聞いた。

仲本議員の「当局が撤回すればどうするか」の質問に岸本氏は「撤回すれば争う根拠がなくなる。当局から団交のなかで撤回するが、二、三人はクビ切りより軽い処分にするので争わないでほしいとの申し入れがあったが、われわれは何も悪いことをしていないのでこれをけった」とこたえ、さらに金城議員（市政クラブ）の「裁判で結着をつける考えか」については「全面撤回しない限り裁判で結着をつける以外にない、しかしできることなら話し合いで解決していきたい」とこたえた。

次回は六月一日午後二時から同解雇撤回について請願している全逓亀甲康吉委員長、第五回国際婦人デー沖縄集会与儀久子委員長を呼んで意見を聞く。

業者60人押しかける／那覇市会建設委／市場問題で緊迫

〔琉新・朝　1966・6・2〕

那覇市議会建設委員会（比嘉佑直副委員長）は、一日午後二時から委員会を開き牧志公設市場建設問題について審議し、市計画案に反対している公設市場連合会代表と新垣助役からそれぞれ意見を聞いた。この日、市案に反対する業者約六十人が委員会室に押しかけ緊迫した空気に包まれ、我那覇市場連合会副会長は「市が業者の意見を無視して計画を強行しても、われわれ連合会は新しい市場に移転することを拒否する」との方針を明らかにした。

また同連合会内の精肉第一組合、鮮魚組合、新鮮食品組合の各代表二十人が各委員の質問に答え「市が計画を変更して新市場建設地にきめた現在の仮市場敷き地は裏通りになっていて商売が成り立たない。わたしたち連合会案によって現市場を改築してほしい」とのべた。

そのあと新垣助役は①敷き地の変更はいろいろの事情によるものだが、このほど決まった場所は公設市場としてじゅうぶん成り立っていけると確信を持っている②業者とはこれまで何十回となく話し合いを続けており、これ以上話し合う余地はない。市の計画に基づいてことしいっぱいに着工する―と強い態度を明らかにした。

これにたいし我那覇副会長は「市場問題を暗礁にのし上げさせた原因は西銘市長にある。市が変更案として出した仮市場敷き地に行くことは死の宣告である。同敷き地で商売が成り立たないことは、ガーブ川改修で収容された水上店舗業者や新栄通りの路上から引っ越して買い手がなく閉店した花屋通り会業者の例からみてはっきりしている。新築する公設市場で死ぬよりは現在の市場で生きた方がよい。われわれ連合会はどんなことがあっても現在の市場から動かない」と主張、市側とまっこうから対立した。

過去四カ年間にわたり市と業者が根強い対立を見せている同市場建設問題は、ヤマ場を迎えており、六日から開会する予算議会で論議が紛糾するものとみられている。

那覇市長選の職員クビ切り事件初回公判／七人の免職処分を撤回／当局が答弁書／〝戒告〟にとどめる

〔琉新・朝　1966・6・4〕

昨年十二月の那覇市長選挙のさい、西銘市長の対立候補を支持し、市長をひぼうしたとして免職処分にされた岸本忠三郎自治労委員長ら市役所職員、消防職員ら十三人（うちひとりは辞職）が西銘那覇市長、宮平那覇消防長を相手取って訴えていた「免職処分取り消し請求事件」の初回口頭弁論公判が、三日午後三時から中央巡裁法廷で屋宜裁判長係り、宮城、吉野両陪席判事、原告代理宮里松正弁護人、被告代理宮良、牧野、新垣三弁護人立ち会いで開かれ、市当局の免職理由をめぐり、激しい論議がかわされた。

この日、市当局は裁判所に提出した答弁書で、仲田〇〇、名嘉〇〇両氏を除いて岸本忠三郎氏ら六人にたいする免職処分を取り消し「戒告処分」にすること、同じく消防職員も四人のうち高良〇〇氏の免職を取り消し「戒告処分」にすると述べ、公判審理から却下するよう請求した。

残された五人にたいする免職理由について市側は答弁書でくわしく述べているが、これについて宮里代理人は「当初の免職理由と答弁書の免職理由には大きなくい違いがあり、これは明らかに処分をしたあとから免職理由を考案したものと受け取られ、正当な処分理由とはならず、権利の乱用である」と追及した。

これまで市当局が明らかにした免職理由は、選挙運動期間中に西銘市長をひぼうしたという抽象的な理由だけで

あったが、答弁書では、収賄事実や市長をひぼうした具体的な言動、さらに主席指名反対立法院乱入事件やプライウッド労働争議事件で刑事責任を訴追されていることなど具体的理由が述べられている。

労組側は、「市当局による処分は相手候補を支持したことにたいする報復として違法になされたものである」として、答弁書の内容を全面的に否認、具体的な理由については書面で提出することになった。次回公判は七月一日午後三時。

〝これはひどい〟／那覇市 議会 建設委員会／浸水現 場を視察

〔沖タ・夕 1966・6・4〕

那覇市議会建設委員会（比嘉佑直副委員長）は、四日午前十一時四十分からさる三十一日、一日の二日続けての豪雨で浸水したさいおん橋下流の安里川流域の浸水地帯を視察した。

同地域は毎年豪雨のたびに浸水ひなんさわぎを起こしているところで、こんどの雨では床上浸水百四十戸、床下百十戸、合計二百五十戸が浸水被害を受けた。

牧志町二の一一仲本宏章さんは三日、地域住民二百余人の連署で西銘市長と高良議長に対し、早急に水害防止対策と下水道を設置してもらいたいと陳情した。

建設委員会は、その陳情によってすぐ現場視察を行なったもので、地域住民から被害の状況を聞いてびっくりしていた。

陳情代表の仲本宏章さんは「市当局はいつまで放置しておくのか。市役所の首脳部が浸水してひなんさわぎをおこしているところを実際にみてほしかった。余りにもひどすぎる。一日も早く浸水もなく安心して生活できるようにしてほしい」と強く訴えていた。

都計事業推進に重点／那覇市定例議会／西銘市長が施政演説

〔琉新・夕 1966・6・6〕

第八十三回那覇市定例議会は六日開会、同日午前十時から本会議を開き、会期を今月二十八日までの二十三日間と決めたあと、西銘市長が午前十時十分から二十五分間にわたって六七年度施政方針演説を行なった。西銘市長は都市計画事業、市民生活および社会福祉対策、環境衛生対策、産業経済対策、市の財政と内部体制の強化など市政全般にわたって所信を明らかにしたが、とくに市政の重点を都市計画事業の推進におく―と述べ、近隣市町村を含めた広域都市の早期実現、牧志公設市場建設、寄宮、真嘉比、古島、小禄袋廻原各区画整理事業の実施方針を明らかにした。

黒の背広に身を固めた西銘市長は、直立不動の姿勢でとうとうと演説を行なったが、それを聞く議員たちの表情はまちまち。与党の市政クラブ所属議員たちは「意欲に満ちている」といった表情で相づちを打っていた。これにたいし社大、人民などの野党議員たちは胸をそらしたり、チェックしたり、となり同士目くばせをしたりで早くも反撃の態度をのぞかせていた。

施政方針演説のあと、議案の上程があり。市当局から六七年度一般会計予算案など四十六議案を上程、議案説明が行なわれた。

西銘市長の施政方針演説要旨は次のとおり。

近隣を含めた広域都市作る

都市計画事業の推進　今後の都市計画事業は本市のみを対象にしたものではなく、近隣市町村を含めた広域都市構想のもとに計画をしなければならない。このような観点から都市計画マスタープラン修正案が委員会から答申されしだい議会に提出する。土地区画整理事業を継続して実施し、新年度は寄宮地区ならびに山下地区の事業を実施するとともに、こんご施行予定の真嘉比、古島地区および壺川地区の基礎調査を進める。なお、新しい計画としては、字小禄廻原一帯の地域を指定し、その基礎調査を実施する。

市民生活および社会福祉対策　新年度に久場川と宇栄原に二百九十六戸の住宅を建設。牧志公設市場は用地買収費、設計委託料を予算に計上、設計が完了しだい本年中に着工する。

環境衛生対策　ごみ、し尿の衛生的処理に重点をおき、次年度でコンポスト工場一基を建設、焼却炉の建設については年次的に実現する。

産業経済対策　特産品工業の体質改善、信用保証制度の強化促進、中小企業団体の育成をはかる。

市の財政と内部体制の強化　自主財源の確保を検討するとともに、日米琉政府の援助の拡大、内容の改善、市町村交付税の増額、中央税の一部委譲を強力に折衝、内部体制では機構改革を行なう。

校舎、施設など視察／那覇市会／教育予算審議に備え

〔沖タ・夕　1966・6・7〕

那覇市議会は七日午前十時十五分から議員控え室で議員協議会を開き、阿波根那覇連合区教育長の教育予算にたいする説明を聞いたあと、午前十時半から市内の学校を視察した。

教育委員会法の改正で区教育委員会予算が市に一本化され、新年度では百十五万ドル（うち十二万九千ドルは過年度分）を提案しているが、議会ではじめての教育予算だけに、現場の声も聞き、実情を見たうえで審議にのぞむということで異例の議員協議会を開き、全議員の現場視察となった。

議員協議会の席上、阿波根教育長は①教育委員会法の一部改正で教育予算が市に一本化され、六日の本会議に提案されたが、議員各位にはすでにじゅうぶん検討されていることと思う②この問題は地方教育財政の強化をはかるとともに、これまで不均衡であった教育税を全琉的に均衡化するための精神に立脚している③沖縄全体にとって教育上プラスになるとの見方から改正されたものと思う④那覇市でもこの精神をじゅうぶん生かし、市の教育が従来より進展するよう予算面でも検討し、教育現場に反映するりっぱな予算が成立するよう協力をお願いしたい―と教育予算の全額承認を強く要望した。

そのあと議員団一行は小禄小学校の運動場拡張工事、小禄学校給食センターの建設用地などを皮切りに午前中は天妃、城岳、神原小学校を視察した。

小禄小学校では赤嶺校長をはじめPTA会の瀬底会長、平良、高良両副会長ら関係者が出迎え、実情を訴えていた。現場では教育委員会の浦崎施設課長が工事内容についてこまかく説明「計上してある予算は是が非でも必要な額である」といわんばかりに真剣な表情で訴えていたが、各議員も説明にいちいちうなずきながら聞いたり、あるいは質問したり真剣そのものだった。

午後は識名小学校、真和志中学校、首里学校給食センター、城北小学校などを視察した。

八日は午前十時から議員協議会を開き、教育委員会側との質疑を行なう。

教育の中立で論議／那覇市会／けさ全体協ひらく

〔沖タ・夕　1966・6・8〕

那覇市議会は教育予算の審議に備え、八日午前十時二十分から議員控え室で議員協議会を開いた。

六七年度からはじめて教育予算が市町村議会に提案、審議されることになったが、予算審議に当たって法的にいろいろな疑義があるとして議員協議会を開き、教育委員会側も含めて研究会、質疑を行なった。

「教育委員会制度は教育の中立を確立する点からできたものだが予算案を議会で審議するとなると、ばあいによっては修正、否決もありうる。政治とも関連して教育の中立が侵害されるのではないか」との質問にたいし、阿波根那覇連合区教育長は「教育委員会法の一部改正に当たっては、教育現場でも民主的な教育の中立を侵害されるのではないかと活発な論議がなされた。しかし現在の地方財政は貧困で、委員会はあってないようなものであり、改正にふみきった。中立性をおびやかすことがないとも限らないが、運営のあり方で中立を堅持していく方向に努力していきたい」とこたえた。

①区教育委員会と教育長関係②議会で予算が修正されたばあいどうなるか③予算案を提出するのは委員会か教育長かなど幾多の問題点があげられ活発な質疑が行なわれた。

また「とうぜん政府が負担すべきものを委員会に負担させている。水飲み場、給食室、便所なども学校で欠くことができない施設であり、校舎建築と同じように政府が負担するのが正しいと思うがどうか」との質問にたいし、阿波根教育長は「まえまえから政府にも折衝はつづけているが実現をみていない。便所については六四年度からはじめて一むね（二千ドルていど）の割り当てがあるがこれではどうにもならない。政府としては教室さえまだじゅうぶんでないのでその面を優先に考えているようだ。こんごも政府に折衝をつづけていきたい」とこたえた。

近隣町村合併しない／那覇市議会一般質問／西銘市長が答える

〔琉新・夕　1966・6・10〕

那覇市議会は十日午前十時半から本会議を開き、西銘市長の六七年度施政方針にたいする質問を行なった。午前中は真栄城嘉園（無所属）、儀間真祥（人民）、喜舎場盛一（市政クラブ）、又吉久正（新風会）の各氏が質問に立ち、広域都市構想、教育行政、青少年問題、牧志公設市場建設問題などについて当局の態度を追及した。西銘市長は答弁

の中で「近隣市町村との合併は行なわない」むね市町村合併にたいする基本方針を明らかにした。質疑応答つぎのとおり。

真栄城嘉園氏（無所属）　都市計画事業をおおいに推進するというが、地価の高騰防止策について方針があるか。

西銘市長　地価は需要、供給の関係で決まるものであり、市が地価の高騰をおさえることはできない。ただ、政府が一括して土地を購入、市民に安く売るか、市有地を適正な価格で売るなどの消極的方法しかない。

真栄城氏　広域都市構想を打ち出しているが、近隣町村と合併して市域を広げた場合、現在でさえ解決すべき問題をかかえているので事業執行率の低下は予想されないか。

西銘市長　現在の那覇市もまだまだやらねばならない問題が山積しているので、近隣町村との合併は考えていない。わたしが明らかにした広域都市構想は、合併を前提としたものではない。合併はしなくても琉球政府の都市計画とも連けいをとり、行政区域は現状のままで広域計画はできると考えている。

儀間真祥氏（人民）　都市計画マスタープランを練っているというが文教地区はどのようになっているか。

花城建設部長　都市計画で決定された学校敷き地は十一校で、その他の学校敷き地は検討中である。学校敷き地の決定は教育委員会と連けいを取って行ないたい。

喜舎場盛一氏（市政クラブ）　現在都市計画委員会で審議している都市計画マスタープランはいつごろ最終決定するか。

花城建設部長　年内に最終調整を終えて議会に提案したいと考えている。

椿秀義氏（公明会）　コンポスト工場（ゴミ処理施設）はいつ着工するか。

慶佐次経民部長　新年度になって政府から示達がありしだい着工する。

観光行政などただす／那覇市議会、一般質問続く

〔琉新・夕　1966・6・11〕

那覇市議会は十一日午前十時から本会議を開き、一般質問を行なった。午前中は大浜長弘（公明会）儀間真祥（人民）椿秀義（公明会）平良真次郎（新風会）の各氏が質問に立ち、観光行政、保健衛生、不良住宅街改造、教育行政、浸水対策、道路行政などについて当局の方針をただした。おもな質疑応答つぎのとおり。

大浜長弘氏（公明会）　六七年度の観光関係予算は現年度より三千ドルも減少しているが、市は観光行政を軽視しているのではないか。観光行政にたいする方針を聞きたい。

慶佐次経民部長　予算の減少は観光行政軽視ではなく、事業の内容の変化によるものだ。六七年度からは琉球政府において観光事業の法人組織をつくり、そこで推進することになっている。

儀間真祥氏（人民）　市の不良住宅街改造事業は市民を犠牲にして行なわれ、執行率もかんばしくない。どうなっているか。

花城建設部長　樋川の不良住宅街改造事業は着々進んでいる。開南交番所、平和橋間の新設道路計画も土地買収をいそぎ、早めに着工する考えだ。

儀間氏　改造の際の用地の買収、立ち退き補償は地主、居住者の方に不利になっている。不良住宅改造法を立法化すべきではないか。

花城部長　立法化の必要性を感じて立法要請を続けている。

椿秀義氏（公明会）　ツユにはいって市内の道路はものすごく悪い。直接市民生活に影響するのでトレーラーを出して応急措置をすべきではないか。

花城建設部長　雨が上がったらただちに補修する。

平良真次郎氏（新風会）　区画整理事業について市は地主の立ち場を忘れている。

花城建設部長　じゅうぶん地主と話し合った。

表彰状手渡す／15年勤続の那覇市議らに

十日午前十時から開かれた那覇市議会本会議の席上、さきに第四十二回全国市町村議会議長会総会で表彰を受けた議員、事務局職員に高良議長から表彰状が本人に渡された。表彰を受けたのは十五年以上勲続の辺野喜英興、比嘉朝四郎、大山盛幸、久高友敏の四議員と十年以上勤続事務局職員の新垣三郎、屋嘉比柴達の二氏。なお、高良一議長も特別功労者として表彰をうけている。

若狭海岸で追及／仲本氏（社大）／那覇市会一般質問続く

〔琉新・朝　1966・6・12〕

一民間業者が、那覇市若狭海岸を海水浴場に利用するため、砂を運んで「人口ビーチ」の造成に着手している計画

について、十一日午後の那覇市本会議で仲本安一氏（社大）が取り上げ、当局の見解をただした。

仲本氏は「この問題は、三年前にも持ち上がったが若狭市営住宅居住者をはじめ同海岸一帯の人たち、若狭小校PTAなどから強い反対があり中止されていた。こんど不意打ちにテストケースの形で砂の投げ入れが始まっているが、市はどんな考えか。同海岸には現在でも深夜まで青少年がたむろしオートバイなどを乗りまわして、好ましい環境ではない。海水浴場は文化施設といっても、わずか数十㍍離れたところに小学校があり、慎重に検討されるべき問題だ。規制面などで市にも権限があるか」と質問した。

これにたいし花城建設部長は「新聞報道をみて調査を行ない事実を確めた。公有水面の管理権は琉球政府にあっても、都市計画の一環として当然、市にも規制の権限があると考える。いまのところテストであるのでどうということはないが、もし、設置にふみ切る段階になれば警察とも話し合って慎重に態度を決める必要がある」と答えた。

同問題については、若狭市営住宅居住者などが、ふたたび反対の動きをみせており、ひと波乱起きそうだ。

市長500㌦議員は150㌦／那覇市会総務委／原案通り可決

〔沖タ・朝　1966・6・16〕

那覇市議会総務委員会（赤嶺慎英委員長）は、十五日午後一時半開会、機構改革にともなう事務分掌、職員定数条例、市長給与の増俸を含む職員給与、議員報酬および費用弁償条例など四議案を審査討論のあと採決の結果、賛成多数で原案通り可決、七月一日から市長の給料が五百㌦、議員百五十㌦にあがる。

討論、採決は那覇市職労の岸本忠三郎委員長ら約三十人の見守る中で行なわれた。七㌫の配分について岸本委員長が発言を求めたが「討論にはいっている」「委員長、進行」「休けい中だから発言を認めてもいいだろう」と与野党の間でやりとりが行なわれるひとコマもみられ、けっきょく強行採決にもち込まれた。

事務分掌条例の制定について　仲本安一議員（社大）が「機構改革の明確な答弁がない。当然、課までいれるべきである」と反対。喜舎場盛一議員（市政クラブ）は「予算規模が一千万㌦台に膨張しており、予算の完全消化のためにも機構改革は必要だ」と賛成討論をのべ、採決の結果、賛成六（辺野喜英興、金城重正、喜舎場盛一、山川正平＝以上市政クラブ、又吉久正＝新風会、大浜長弘＝公明会）、反対三（久高友敏、黒潮隆＝以上人民党、仲本安一＝社大）で原案どおり可決した。また定数条例についても仲本議員が反対、喜舎場議員が賛成討論、六対三で可決した。

職員給与に関する条例では、市職労から七㌫の一律配分について陳情していることから、野党側が休けいを求め「総額には変わりないので組合の陳情どおり一律七㌫のベ・アに修正しよう」と与党側の協力を申し入れた与党側は「あくまで労使間で解決すべき問題である」として修正はできないと一しゅうした岸本委員長から発言要求があったが「討論にはいっている」と与党側がこれをしりぞけた。

業者押しかけ緊迫／那覇市議会総務委／市場用地起債を審議

〔琉新・朝　1966・6・21〕

那覇市議会総務委員会は、那覇市牧志公設市場建設問題について業者から出された賛成、反対陳情に対する結論を一応保留したまま、二十日午後二時から当局提案の同市場用地購入起債案の審議にはいったため、同市場建設問題をめぐる事態はにわかにヤマ場を迎えた。現業者の賛成、反対派計約百五十人が傍聴に押しかけ、議員をとりまくなど一時は緊迫した空気に包まれた。このため赤嶺委員長はとくに傍聴規則を読み上げて「規則を守らない場合は、退場を命ずる」と注意するほどの気の配りようだった。

同計画案を阻止する野党側は、購入用地の市場としての立地条件、一般財政への圧迫、購入先との契約問題などで市当局に質問を浴びせ①購入予定地の地主、又吉〇〇氏は仮契約もしないまま最近なくなった。もしこの議案を通したあと相続人が反対して購入できないことになればどうするか②業者との折り合いがつかずに建設地を変更したというが、変更したあとも一部業者とは折り合いがついていない③市場として成り立つか―などと追及した。

裁判移送の撤回を／国連憲章に反する／那覇市議会／全会一致で決議

〔琉新・夕　1966・6・21〕

那覇市議会は二十一日午前十時から本会議を開き、「裁判移送」問題にたい

し抗議と高等弁務官へ移送命令の撤回を要求する決議を全会一致で行なった。

本会議はまず市当局提案の追加議案十一件のうち下水道の工事契約など十件を委員会に付託、収入役に渡口政行氏の再任を全会一致で承認した後、いったん休けい、議会運営委員会を開いて裁判移送問題にたいする抗議決議案を協議した。

議運委では喜舎場盛一氏（市政クラブ）、金城吾郎氏（社大）、大山盛幸氏（新風会）、の三氏から三者三様の決議文案が提出されて調整に難航。高良議長が「住民一ガンとなって高等弁務官に当たる時に仲間割れしてはマイナスだ」と仲介し、平良真次郎、辺野喜英興、真栄城嘉園、仲宗根昌弘、黒潮隆、友利栄吉の各氏を起草委員に選出、決議文をまとめ、午後零時すぎ本会議を再開、全会一致で採択した。

決議要旨　ワトソン高等弁務官が裁判移送の理由としてあげている大統領行政命令第十節ａ一項ｂ一項の「米合衆国の安全、財産または利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件」の規定に、この三つの事件すなわち「友利当選無効事件」と「サンマ課税事件」が該当するものでない。

大統領行政命令は「高等弁務官がこの命令を実施するに当たっては民主主義国家の人民が享受している基本的自由を保障しなければならない」とうたっており、高等弁務官は沖縄県民の人権を尊重して施政に当たる義務を負わされている。しかるにこのたびの移送命令は明らかにそれに反するばかりでなく国連憲章や世界人権宣言の崇高な精神にも違反するものであり、アメリカの軍事優先政策、軍事的植民地支配の実態を暴露したものである。琉球立法院はもとより那覇市議会はこれまで機会あるごとに沖縄の政治前進の基本をなす自治権の拡大を要請し訴え続けてきた。このような沖縄県民の強い要求を無視し民裁判権を取り上げ司法自治を侵害する高等弁務官の暴挙は断じて許せるものではない。よって那覇市議会は、市民の総意を代表し高等弁務官が人権を無視し非民主的な移送命令を発したことにたいし、怒りをこめて強く抗議するとともにすみやかに撤回するよう強く要求する。（ワトソン高等弁務官あて）

傍聴人なだれ込む／那覇市議会総務委員会／〝公設市場〟撤回迫る／与党議員こづき気勢

〔沖タ・朝　１９６６・６・22〕

二十一日の那覇市議会総務委員会は、大荒れに荒れた。牧志公設市場建設用地の購入費起債の審議をめぐって与党議員が質疑打ち切りの動議を出し、表決にはいって五議員が起立したトタンに業者から「待った」の声がかかり、同時に傍聴につめかけていた業者がテーブルをとびこえて委員会室の中央におどり出した。市政クラブの辺野喜、金城、喜舎場、山川四議員を取り囲み「これでも市民代表か」「われわれの死活問題だ。もっと審議をつくせ」とどなりながらこづき回し、「ワッショイ、ワッショイ」と指笛をならして気勢をあげた。このため委員会室は騒然となり、委員長の退場命令にも応ぜず審議は一時間以上も中断した。業者は二十二日も家族総出で傍聴につめかけるといっており、二十二日の総務委員会が注目される。

大混乱、審議ストップ

委員会は午後二時、約二百人の反対業者のつめかけた緊張したふんいきの中で開会、二十日、仲本議員から建設委との連合審査提案について態度を保留したあと、傍聴人の入場を認め、さっそく質疑にはいった。質疑は仮市場に建設したばあい商売は繁盛するか、周囲の道路計画は、首都建設委員会で、現市場の廃止、新市場指定の見とおしは…などに集中したが、喜舎場議員が議事進行を理由に質疑打ち切りの動議を提出、午後三時五分、表決にはいって市政クラブ所属の辺野喜、金城、喜舎場、山川、新風会の又吉五議員が起立するや市場連合会の我那覇副会長が「待った」を叫ぶと同時に市当局案に反対している強硬派がテーブルをとびこえて委員会室の中央部になだれ込んだ。傍聴者は市政クラブ所属四議員をとり囲んで「われわれにとっては死活問題だ」「もっと審議をつくせ」「市案を撤回せよ」とどなりながらこづき回した。業者は「ワッショイ、ワッショイ」と呼び指笛をふきならしながら気勢をあげ、委員会は完全に業者に占領された。与党議員は「委員長、委員長」を連呼して傍聴者の退場を要求した。赤嶺委員長もしばらく事態を見守っていたが、午後三時八分退場を命じた。しかし、いきり立った傍聴人は耳もかさず、騒ぎは大きくなる一方。開会中の建設、経済民生委員会も審議を

中断して事態の成り行きを見守っていた。

与党議員団の議案は散乱。三時十六分にやっと脱出したが、委員会室は午後四時二十分まで完全に傍聴人に占領され、再開のメドがたたず、議会事務局は警察権の出動を要請したが、警察当局のつごうで見送られた。

人民、社大党を除く各議員は副議長室で対策を協議したあと、午後四時二十一分再開、委員会運営について秘密会を提案したところ、傍聴人が「正々堂々と審議せよ」「秘密会は絶対に許せない」とまた騒ぎ出したため、審議を打ち切り四時二十五分散会した。

業者は「死ぬか、生きるかの問題だ」と叫びながら退場、午後四時三十五分やっと正常にもどったが、委員会室は新聞紙や紙片が散乱、さんたんたるありさまだった。

この騒ぎについて野党側は「混乱のおきたのは遺憾だが、その原因はじゅうぶん審議もせずに質疑打ち切りの動議を出し、数の暴力で強行しようとした委員会運営のまずさにある」と批判している。これに対し市政クラブでは「暴力まがいの行動は絶対に許せない、このようなことが続けば市政はマヒするだろう」といっている。また我那覇副会長は「業者の意見も聞かず、じゅうぶん審議せずに強行採決しようとしたためだ。連合会として市当局案阻止にさいごまで戦う」と語った。

ケガ人も出る

この騒ぎで四議員、新垣助役がハラや腰などを打たれたが、喜舎場議員は右耳のうしろに裂傷を負った。

〔後略〕

那覇市会審議ストップ／警官隊導入の構え／傍聴人／阻止へ朝から座り込み

〔沖タ・夕　1966・6・22〕

二十二日の那覇市議会は牧志公設市場問題とからんであさからあわただしく動いた。総務、建設、経民の三常任委員会はそれぞれ午前十時から委員会を開く予定だったが、市場問題で二十一日の総務委員会がかつてない混乱をきたしたことを重くみて野党議員団が高良議長、議会運営委員会の開催を申しいれ、三委員会開会前に開く事になり、各委員に連絡した。市政クラブは新垣助役ら当局もまじえ新風会（一部を除く）との合同対策協議会を開き、こんごの議会運営などについて話し合った。

市場のおばさんたちは新市場に反対するプラカードも持ちこんで午前九時過ぎからぞくぞく詰めかけ、十時すぎには約二百人を数えた。三委員会ならびに議運委も開かれず、午前中は完全に審議がストップした。押しかけた市場のおばさんたちも議場ロビーで開会を待っていた。

午前九時五十分、連合会の吉浜、我那覇、高良の三代表が高良議長と会い、傍聴を許可してほしいと申しいれ、二十一日の混乱は議会運営のまずさに原因があるとしてこんごの議会運営について善処を要望した。午前十時には人民党の久高、黒潮、儀間、社大党の金城、仲本の五議員が議長に議運委開催を申しいれ、さらに警察権の出動要請は極力さけるべきだと要望した。

市政クラブは四階会議室で新風会（一部を除く）、市当局との合同会議を開き議会収拾について話し合った。警察権発動についても活発な論議がかわされたが、最悪事態のばあい出動もやむをえないという基本態度を決定した。また、公設市場の議案審議については、一部から審議をあとまわしにしたらどうかとの意見もでたが、けっきょく予定どおり審議を続行することになり、午後一時からの総務委員会にのぞむ態度を決定した。

いっぽう、議場ロビーに陣どった業者約二百人は静かに開会を待っていたが、午後一時開会がはっきりしたので正午まえ我那覇副会長がマイクで「われわれは自分の生活を守るためきのう、きょうと貴重な時間をさいてここまでやってきた。議員が公正な判断を下すよう見守ろう」とあいさつ、また業者からの要望で金城吾郎議員（社大）が開会のおくれている経過について報告した。

十二時二十分ごろ、業者の間に「午後一時に警察権が導入される」との情報が流れ幹部がマイクで「ただいま午後一時に警察官が出動するとのことです。われわれは自分の生活を守るために団結しましょう」と呼びかけるなど緊迫した空気をもみられた。

野党議員団も市政クラブが警察権導入を要請したことを重くみて高良議長に厳重に抗議「ただちに議運委を開け、開かなければわれわれの力で総務委員会は開かせない」と議長をつるしあげた。こういった緊迫のなかで議会運営委員会が午後零時半からひらかれた。

警官導入を撤回／那覇市会／市場問題で空転

〔沖タ・朝　1966・6・23〕

牧志公設市場問題にからむ二十一日の総務委員会の混乱で、二十二日の那覇市議会は事態収拾のための話し合い、議運委などで四時間以上も審議が全面ストップしたが、やっと午後二時四十分から三常任委員会とも審議を再開した。

会期は二十八日までで、日程表では二十四日委員会、二十五、六日休会（事務局の整理）二十七、八日本会議となっており、委員会は二十四日の一日だけで、早くも会期延長の声も出ている。しかし与党一部議員の間では「夜間審議をやればじゅうぶんできるし、延期の必要はない」といっており、会期延長をめぐって与野党の対立はさけられないようだ。また起債案件について市当局、与党は強行の構えであり、警察権発動の要請は取り下げたものの、業者側はあくまで反対する態度で臨んでいることから警察隊の出動もじゅうぶん予想されこんごの成り行きが注目されている。

議運委（平良真次郎委員長）は、午後零時半から開会、野党側は、議長が「警察官の出動を要請したことは軽率だ。議会の権威を守るうえからもすぐ撤回せよ」と高良議長をつるしあげた。高良議長は「警察権の発動は好ましくない。極力さけるべきで反対したが、市政クラブ会合で議員の生命を議長が保証するかとつめ寄られて要請した」とこたえた。けっきょく①警察官の出動要請を撤回する②傍聴人は委員会で制限する③議長職権で問題解決のあっせんに努力する―ことで意見の一致をみて午後二時三十分閉会した。

総務委員会は、同二時四十五分開会、問題の市場用地購入費起債案件をあと回し、ほかの議案審議にはいろうとしたが、二十一日午後三時五分、混乱になったあとの審議の進め方で二つの動議を撤回、白紙にもどす。質疑打ち切りの動議は成立していると与野党が対立。結論を出さないまま午後三時五十分閉会した。

―社　説―　市民不　場問題

〔沖タ・朝　1966・6・24〕

那覇市の定例議会は、牧志公設市場の問題をめぐり、与野党および業者をまじえてはげしい対立を見せている。現在、総務委員会で市場用地（二千五百平方㍍）を買い上げる起債案を審議しているが、反対派の業者はあくまでこの市場計画を阻止するとのつよい態度でのぞんでいる。連日のように動員戦術を強行して審議の成り行きを見守っており、二十一日には委員会室になだれこんで暴力行為に訴えるなど、険悪な空気に包まれている。

業者の阻止行動にふんがいした与党側では、警察権を導入して妨害を排除し、議案を採決するハラを固めていたが、議会運営委員会で収拾策を話し合った結果、いちおう最悪の事態を回避することができた。傍聴人の数を制限するとともに、議長職権で円満な打開策を講ずるということで、各委員の意見がまとまったからだ。しかしこれで問題の議案がスムーズに運ぶかといえば、決して楽観を許さないものがある。総務委員会では質疑打ち切りの動議が成立しており、あくまで採決の態度を変えないかぎり、反対運動をおさえることはできない。たとえ警官隊をいれて当面を乗り切ったとしても、関係議案を提案するたびに同様な対決を繰り返すようなことがあっては、泥沼に足を突っこみ、市会の名誉と権威を台なしにする結果となりかねない。

公設市場の建設は、全市民の要望にもとづき、数年来の懸案になっているが、いまだに全業者をなっとくさせる具体計画ができないのをはなはだ残念に思う。これは市当局や議会側の努力が足りないのか、あるいは反対に回っている業者が横車をおしすぎるのか、裏面にたちいった詳しい事情はわからないけれども、市民の立場からはなんとも理解に苦しむところだ。市場の建設といえば土地の問題から業者同士の利害関係など複雑にからみ合い、一筋縄でいかないのはうなずける。だがこれは、イデオロギーの対立ではなく、根気づよく話し合ううちにお互いの主張を調整し、なんらかの一致点を見出せそうな気がしてならない。それにもかかわらず、大半の業者が死活にかかわるとして、目の色を変えて阻止運動に立ち上がっている現実は、たんなる議案処理の考えかたで強行できる情勢ではなかろう。

市当局では市民福祉という大義名分と、今日までのいきさつを含めた客観情勢から最善の建設計画だと信じて提案したものに違いない。これを支持する当局派の議員も、同様な根拠に立って早期可決を目ざしているはずだが、そうはいうものの、死にもの狂いで抵抗する業者が、ムリ難題をふっかけて暴力におよんでいると決めつけるだけ

の自信があるだろうか、どうもノド元にハリがひっかかるような感じを免れない。とくにこんどの計画では、敷地の移転という重大な変更が加えられている。昨年三月の特別委員会で検討した条件なり、促進対策なども、けっきょく白紙にかえったかっこうであり、このようにマスタープランが変更されれば、それに応じて十二分に審議する余裕を持つべきだろう。当局案を一方通行で推し進めるのでなしに、市民の福祉代表たる議会、および直接の関係者の意思と判断が加えられてこそ、より民主的な市政運営というべきだ。

ところで、近代的なビルディングをつくり、あらゆる生活物資をそろえた公設市場の開設は、要するに市民の生活向上と福祉を重点に考えてもらわねばならない。これまで無から有を生じさせ、市場の発展に営々と努めてきた市場関係業者の労功も高く評価されようが、あまりに既得権益を主張しすぎて自己本位に流れては、一般市民の支持を失うもとになる。つまりなんでも反対というかたくなな態度ではなく、商売の原則から譲り合う気持ちをもって、共通の広場を求める柔軟さがほしい。市場の主人は、ここで物品を購入し、消費する二十七万人の市民であり、主客の位置をはっきり見定めてかからないと、問題を処理するピントが狂ってくる。

数年間にわたり市場問題がもたついているのも、こうした市民不在の考え方にかたより、市当局と業者の関係を中心にして推し進められたためではなかろうか。こんどの市場プランが果たして最高の方策であるかどうか、市民の判断を求める意味で公開の討論会を提案したい。市会の態度を決めるうえからも大いにひ益するし、だれの主張がより妥当であるかは、何十万という市民の目と耳ではっきり確めてみたい。

読者から／〝公設市場〟について

〔沖タ・朝　１９６６・６・24〕

六月十二日付け本欄で西銘〇〇氏は、人民党市会議員の議会報告演説にたいし「公設市場の性格に目をおうて、これ以上市場問題をこじらせ、市民に迷惑をかける行動は那覇市民への裏切りであり、社会への反抗である」ときめつけていますが、市民の利害に直接関係のある問題については、市当局案が正しいか、またわれわれの考えが正しいかを訴え、市民の判断を求めるのは当然であり、議会報告は議員に負わされた義務だと信じます。

牧志公設市場の改築問題がこじれている原因は、西銘市長が市場で働く多数業者の要求を聞こうとせず、自分の考えだけで計画を進め、浸水し商売のできない地階に多数の業者を追いやろうとするからです。「衛生的で買いよい市場」のうたい文句にしている西銘市長の市場改築が市民の利益になるか否か、市当局の起債計画の中から見てみましょう。

「建築構造が地下一階に地上四階で建て坪約千六百坪、工事費が冷房装置、エスカレーター等の設備費を合わせて七十五万ドル、この他に利息が五カ年で琉銀に二十二万五千ドル、その後十五カ年は開金に四十五万ドル、敷地購入費三十八万ドル、利息が五カ年で七万六千ドルでしめて百八十万ドルという膨大な金がかかります。

現行の市場使用料は二ドル四十三セントから一ドル一セントですが、新市場は市当局の議会に出した資料によると、平方メートルで約六ドルですから坪当たり約二十ドルになります。このように十倍近くの使用料を払って商売がなりたたないことはしろうとにもわかります。那覇市にはやるべきしごとは山積しており、市場だけに大金をかける必要はなく、一階か二階の余り金のかからない庶民的な大衆市場を建設することが銀行起債も少なく、使用料も安くつき、業者と市民にとって利益になります。

このような意見を全く無視し業者の苦労と市民の協力でつくりあげた市場を放棄し、水上店舗の業者でさえ売れなかったへんぴな場所へ西市場を変更することこそ那覇市民への裏切りであり、社会への反抗であり、民主主義を踏みにじる西銘市長の独裁政治といわねばなりません。

（沖縄人民党那覇市議会議員団）

公告／那覇市会に御願い

〔沖タ・朝　１９６６・６・24〕

土地購入起債を自信を以って採択せよ　又吉氏の土地を購入する事は、長期間にわたって検討された牧志公設市場改築の最終的結論である。此の土地が購入出来なければ、市場改築は不可能である事は議員諸公も御存じの事と思う、民主的ルールによって就任した市長が二十七万市民の福祉のために、立案された公設市場建設案が議決機関の与党議員の同意を得て提案される「土地購入起債」案が議会に於て審議しつくされ多数の議員によって採決される時限に於て一部業者の暴力のた

めに中断する事は二十七万市民への暴力的反抗である民主主義のルールに反するものである。絶対に許されるべきことではない。那覇市議会議員は二十七万市民の信頼によって選出された立派な指導者であると思う、牧志公設市場は二十七万市民のために是非建設しなければならない市場である。此の機会を逸したらつくれない事は火を見るより明らかである。業者の意見は既に審議しつくされている、これ以上時間をとる事は新聞報道にもある通り空転である。全市民信頼にこたえるため勇気と誠実をもって採決され二十七万市民の期待に添うよう議員の皆様の決断を御願いします。

土地購入に反対されている野党議員の方々はその土地を購入しなくとも公設市場改築が出来、しかも市民が納得する具体的案を持ち合せているか、また市当局が提案出来得る案であるかの点を今一度研究されて審議に当って頂きたい。さしあたって一部業者の言い分を聞いて良い子になる事はたやすい事であるが破戒のための議論では無く解決のための議論をやって頂きたい。業者の将来の事を熟慮され啓蒙と言う大局的立場で誠意と勇気を以って決断なされ後日に悔いを残させないように御指導を下さいますよう希望します。

牧志公設市場当局案賛成業者一同

ついに強行採決／牧志公設市場用地起債／業者大いに怒る／廊下でワッショイ／那覇市議会総務委員会

〔沖タ・朝　1966・6・26〕

業者の強硬な反対で二十一日の那覇市議会総務委員会を大混乱におとしいれた問題ふくみの牧志公設市場建設用地買い上げの起債案件は、二十五日午後六時五十六分、約二百人の傍聴人に見守る中で採決、賛成五、反対三（退場一）の多数で可決された。可決と同時に反対業者が「責任をとれ」「これでも市民代表か」とさわぎ出し、赤嶺委員長は午後六時五十七分閉会を宣言、与党議員団は市職員の護衛でやっと脱出したが、強行採決に怒り出した業者はプラカードまで持ち出して議会事務局の廊下を「ワッショイ、ワッショイ」と指笛を吹き、カベを打ちならしながら気勢をあげた。起債案件は採決され二十六日の建設委員会での予算審議にバトンタッチしたが、業者はあくまで反対する構えであり、混乱はさけられないようだ。

与党議員、護衛つきで脱出

総務委員会は午前十時から開会、新年度予算案を審議、午後三時半から起債案件の審議にはいった。まず傍聴人の制限をめぐって与野党が対立、業者も公開を迫って紛糾したが、委員長のあっせんで賛成、反対各十人（二十人）で落ちついた。さきの仲本議員（連合審査）、喜舎場議員（質疑打ち切り）の動議を撤回、白紙にもどして四時二十四分から質疑を続行した。質疑は仮市場に建設したばあい商売が成り立つか、道路計画などに集中、五時十分打ち切ったが、仲本議員の提案で市案に賛成している徳本〇〇（精肉）反対側の我那覇〇〇（鮮魚）両氏から参考意見を聞いた。

徳本氏は「道路網を整備すれば距離も現市場に近いのでじゅうぶん成り立つ」とのべたのに対し、我那覇氏は「仮市場はガーブ川水上店舗、花屋通りの業者ですでに試験ずみであり、絶対に成り立たない」とのべた。

公明会の大浜長弘議員が継続審議の動議を出したが否決されたので退場、六時十五分から討論にはいり、仲本安一（社大）久高友敏（人民）黒潮隆（同）の三議員が反対、金城重正議員（市政ク）又吉久正議員（新風会）が賛成討論をのべ、六時五十六分表決、賛成五（辺野喜英興、金城重正、喜舎場盛一、山川正平、又吉久正）の多数で可決した。

これを不満とした業者が与党議員の退場を阻止しようとしたが、市職員の誘導で無事脱出した。業者はロビーから廊下をプラカードをもってデモ、「与党議員、恥を知れ」などとどなりながらカベをたたき、指笛を吹いて気勢をあげた。

我那覇副会長は「総務委員会は数の暴力で押し切ったが、これで負けたのではない。さいごまでがんばろう」と団結を呼びかけていた。午後七時二十分ごろ市役所を出た業者の一部四十数人は、市場改築の市案に反対するプラカードを持って国際通りから平和通り、公設市場まで行進、まちゆく人々に訴えていた。

那覇市議会また大荒れ／委員長の机にあお向け／反対派業者／強行採決に怒り

〔琉新・朝　1966・6・27〕

会期末を二日後に控えた二十六日の那覇市議会は、二十五日の牧志公設市場建設用地購入の起債案強行採決で怒

りが頂点に達した反対派業者が開会しようとする建設委員会室に乱入、壁、机をたたき、灰皿を投げて騒ぎ、委員長の机にかけあがってあお向けになるなど大荒れ。同市場の設計委託料およびボーリング調査費の審査を付託された建設委員会は異例の日曜審査もオジャン、ついに同議案の審査を放棄して審査未了のまま本会議にゲタをあずけることになった。

審査未了で本会議へ

この日午前十時開会予定だった建設、総務両委員会は、反対派業者と与党双方が建設委員会所属の真栄城嘉園議員（無所属）の抱き込み合戦を繰りひろげて開会が遅れた。真栄城議員はこの朝、反対派業者の懇願に会い、表決の時に退場することを約束した。これを知った与党側は「真栄城議員が抜けると賛成、反対同数になり、委員長裁断でしか採決できない」として、同議員を副議長室に約二時間半にわたってカン詰め、説得した。

真栄城議員は「表決に加わり市案に賛成する」との意向を固め、同午後一時十五分、副議長室を出たが廊下で待ちかまえていた業者につかまり二、三十人によって委員会室入り口から約四十㍍離れた階段に連れ去られた。これを目撃した市政クラブの金城重正、喜舎場盛一議員らは「議員を軟禁するとは何ごとか」とこぜり合い委員会室入り口まで同議員を引き戻したが、入室をはばまれた。委員会室にいた比嘉佑直副委員長は真栄城議員をかかえ入れようとして、真栄城議員にたてついていた我那覇市場連合会副会長の肩を突き放したため「おれを殺せ」とこんどは比嘉副委員長に突っかかり、興奮した約二百人の業者がどっと委員会室に乱入、机を突き飛ばし、灰皿を机や壁にたたきつけて二十一日の乱入騒ぎを上回る大混乱に陥った。

我那覇副会長は開会を宣しようとする比嘉副委員長の机にかけ上がりあお向けになって「おれを殺せ」とわめいた。から手の達者な比嘉副委員長は肩をふるわせ、こぶしを握りしめてジッとこらえていた。騒ぎはますます大きくなり、泣きわめいて抗議する婦人も出てついに開会を断念、十五分後に与党議員と真栄城議員らは窓越しにひさしを伝って副議長室に脱出した。

このあと各派は副議長室で事態の収拾を協議、警官導入を主張する与党とこれに反対する野党が対立して約四時間も堂々めぐり。ついに「委員会での審査は困難である」との理由で、審査未了のまま二十七日の本会議に差し戻すことで話し合いがつき、午後五時すぎ委員会を再開して確認、午後五時二十分散会した。

那覇市会／ものものしい議場／午前は増俸案など可決

〔沖タ・夕　1966・6・27〕

那覇市議会は二十七日午前十時から本会議を開き、市長三役、議員報酬の引き上げの条例一部改正を賛成多数で原案どおり可決、新年度から市長の俸給は五百㌦（現三百㌦）助役三百五十㌦（二百五十㌦）、収入役三百㌦（二百㌦）、また議員は百㌦から百五十㌦に引き上げられる。

公設市場建設の市案に反対する業者の強硬な態度で市会は二十一日から波乱をつづけ、二十六日もかつてない騒ぎをおこしたことから、この日は最悪事態にそなえて三階議会事務局入り口のシャッターを堅く閉め議員団、当局関係者は議会図書室からはいるというものものしい警戒ぶり。堅く閉められたシャッターを前に野党議員は「これはまたどうしたことか…」と複雑な表情だった。

一方、市政クラブは開会十分前までに四階会議室で当局をまじえて最後の打ち合わせ。きのうのことはさっぱり忘れた―といった表情でそろって議場へ。

本会議は午前十時きっかりに開かれたが、傍聴者は二十五人ていどで空席が目立ち十一時ごろになってやっとうまった。

本会議はまず、安見福寿、椿秀義（以上公明会）の両議員を会議録署名人に指名、ただちに日程にはいった。機構改革に伴う事務分掌条例制定については、仲本安一（社大）が反対討論、喜舎場盛一（市政クラブ）が賛成討論、賛成多数で可決。また職員定数条例の一部改正については、黒潮隆議員（人民）が反対、喜舎場盛一議員（市ク）が賛成討論、これも賛成多数で可決したあと、三役の大幅増俸をふくむ市職員の給与に関する条例一部改正を提案、質疑のあと討論にはいった。

仲本議員（社大）は「当局は諸物価の上昇、民間、政府の給与と比較して改善すべきだというが、物価高に比例して給与はあがっていない。下に薄く上に厚くなっており実際手取りで赤字を出すのが四百余人もいる」として反対、また黒潮議員（人民）は「三役の大幅引き上げは不当である。市の財政

からすると三百ドルでも高すぎる。当局が出した本土類似都市の資料からしても五百ドルは高すぎる」と反対討論を行なった。野党議員の中から拍手がおこると、それにつられて傍聴席からもどっと拍手がわき、「勝手にはできんぞ」とのヤジもとんだ。

喜舎場議員（市ク）は「那覇市の給与体系は下に厚く上に薄くなっており早急に是正の必要がある。政府と比較すると係長までは市役所が高いが、課長以上は低い。三役の俸給引き上げはむしろおそいウラミさえある」と賛成討論、可決した。

また議員報酬引き上げについては、瀬長フミ議員（人民）が「あと五十ドルアップで年間一万八千ドルになるので、これで保育所をつくるべきだ」と反対、山川正平議員（市ク）は「議員報酬は生活給でなければならない。百五十ドルは妥当な額と思う。生活給として百五十ドルに引き上げれば今後は有能な人たちが議会にも進出することになる」と賛成、表決の結果、反対四（久高友敏、儀間真祥、瀬長フミ、黒潮隆）賛成多数で可決した。

なお公設市場の反対業者の姿はあまりみられず賛成派や寄宮地区の地主、教育関係の人たちが目立った。

一社　説一

那覇市議会と暴力行為

〔琉新・朝　1966・6・28〕

会期末を迎えた那覇市議会は、牧志公設市場建設用地買い上げの起債案強行採決で大荒れした。報道によると二十六日には反対派業者が開会しようとした建設委員会室に乱入、壁、机をたたき、灰皿を投げて騒ぎ副委員長の机にかけあがってあお向けになる連中が出るなど、常識では考えられない悪態をみせたという。このような行為は民主社会では許されるべきことではない。このような暴力行為にたいし、市当局や市会の選良たちが断固とした態度をとるよう望みたい。暴力行為がまかり通る社会は〝暗黒世界〟である。

那覇市の公設市場問題は、市当局の長年の懸案であり、那覇市民だけでなく全琉住民の注目の的となっている。これは那覇市の公設市場が単なる那覇市だけの市場ではなく、全琉の市場の形態をおびているからで、全琉の人びとは那覇市民と同じように、現在のような非衛生的市場から、衛生的な明るい市場になることを望んでいるといえる。ただ問題は、新しい市場の建設をどのように進めるかであるが、これは那覇市民の良識、業者の良識に期待し、市民を代表する市議会の決定にゆだねる以外に道はない。というのは、市場建設とか市場の移転とかになると、必ず利害が相反する人たちが出て来て、関係者全員が双手をあげて賛成という望ましい形になるのはむずかしいからである。少数の反対者がいても多数市民の福祉といった立場からこれを強行しなければならない場合もある。だからといってこれを非民主的と断ずることはできない。ただ、このような事態になった場合、当局は反対する人たちの生活をも考え、その人たちの犠牲が最小限にとどまるようあらゆる角度から救済措置が考えられねばならない。すべての関係者が平等に利害を分担することができればそれに越したことはないが、それは望むべくして望めないことである。

那覇市の市場建設案は、利害相反する業者が、対立し、市当局、市議会は双方の間に立って苦慮しているようだ。賛成者、反対業者間にはそれぞれ言いぶんがあり、それはそれなりに一応の理はあるが、だからといって賛否両論がある間は、市場建設はしないでよいということにはならない。いろいろな問題は関係者が多くなればなるほど、賛否両論はつきものである。それをどのように処理するか―そこに民主主義が登場する。公益のためには個人が犠牲を強いられる場合もありうる。それは社会がどのように変わろうとも絶無とはならないであろう。仕方のないことである。

那覇市の公設市場問題にからむ反対業者のこんどの態度は、その言いぶんの是非はともかく、その行動はけっしてほめられたことではない。このようなことでそれぞれの主張が通るのであれば、市当局や市議会は不要である。賛否を調整し、最後の判断を市民の選良たちに下してもらい、市当局はそれを執行する―これが地方自治の理念である。たとえ不満はあっても、議会で決まったらそれに従うのが、良識ある市民の態度といえる。自分たちの主張がいれられないからといって、悪態をつき、器物を破損するが如き暴力行為は厳につつしむべきである。

こんどのような事態を招いたのは業者だけでなく市当局、議会にも責任の一端はある。委員会や議会が市条例によって正しく運営されておれば、あるいはこんどのような不祥事は避けられたかもしれない。委員会や議会を傍聴するには、委員長や議長の許可がいる。委員長や議長は議案審議がスムー

ズに行なえそうにない場合や、傍聴人が傍聴規則に違反した場合は退場を命ずることもできるからである。その委員長や議長権限を日ごろからきびしく行使しておれば、このように大挙押しかけて自分たちの主張を押し通そうとはしなかったかもしれない。

われわれは暴力行為を憎む。暴力がまかり通り、市民の意思がゆがめられるような事態になれば、委員会や議会は市民の目の届かぬところで開かれ「公開の原則」は画餅となろう。

那覇市会本会議／あっけなく可決／市場改築費／与野党拍子抜け

〔沖タ・朝　1966・6・28〕

注目の二十七日の那覇市議会本会議は、三階議場入り口のシャッターを堅く閉め、傍聴人も一つのドアーからひとり、ひとり傍聴券を発行して入れるといったかつてないものものしい警戒態勢の中で開かれた。問題の市場用地購入起債、公設市場建設費の計上されている新年度予算案は継続審議の動議、修正案が出されたが否決、それぞれ原案どおり可決された。委員会審議の段階で市業者の反対で大混乱をきたした案件だけに、反対業者の傍聴もなく、静かな中で簡単に可決されたため、与野党議員をはじめ、市当局者も拍子抜けしたかっこうだった。しかしそれでも与党、当局側は〝泰山鳴動ネズミ一匹だよ〟とさすがにホッとした表情だった。

午後零時過ぎ業者約五十人が高良議長と西銘市長に抗議、我那覇副会長が抗議文を手渡した。一行は議会入り口のシャッターが堅く閉ざされているのをみて「これはどういうことか…」とカンカンになっていた。

本会議は午後一時開会、問題の牧志公設市場用地購入起債については、質疑のあと大浜長弘議員（公明会）が「じゅうぶん審議をつくすべきだ、強行採決は数の暴力だ。もっと話し合うために継続審議してほしい」と動議を出したが、賛成十人（人民四、公明三、社大二、新風一）の少数で動議を否決した。討論にはいって仲本安一議員（社大）、平良真次郎議員（新風会）が反対、金城重正議員（市政クラブ）又吉久正議員（新風会）が賛成討論を行ない公明会退場のあと採決、賛成多数で原案どおり可決した。

そのあと六七年度一般予算案の審議にはいったが、二十六日の混乱で建設委員会で審議ができず本会議に持ち込んだ公設市場建設費について、金城吾郎議員（社大）が三十九万七千百ドルを予備費に回す修正案を提案したが、賛成十人（人民四、公明三、社大二、新風一）で否決された。四条橋―神里原橋間道路新設費（二千七百余ドル）を予備費に回す動議は成立、修正して可決した。

そのほか教育予算案については瀬長フミ議員（人民）が反対、大山盛幸議員（新風会）が賛成討論をのべたあと採決、賛成多数、反対四（人民）で原案どおり可決した。

この日の本会議では、五十四件を原案どおり、二件を一部修正して可決、処理して午後六時五十七分散会した。

二十八日午前十時から本会議を開き、陳情案件を審議する。

午前中は百人余りはいっていた傍聴席も市場用地購入起債を審議する四時半ごろには約五十人に減り、予算案審議が六時過ぎにはたった十余人といったさびしさで与野党議員団も拍子抜けの表情だった。

陳情案件など処理／那覇市会／ぶじ幕閉じる

〔沖タ・夕　1966・6・28〕

第八十三回那覇市議会は二十八日午前十一時四十五分、二十三日間の会期を閉じた。二十八日は午前十時から本会議をひらき、会議録署名人に大浜長弘議員（公明）喜舎場盛一議員（市政クラブ）を指名、いったん休憩して議運委をひらき、議会委員会条例の一部改正について調整、同十時五十分本会議を再開して請願、陳情案件の審査を行なった。識名小又原地内道路、排水溝の改修など七件を採択、私立保育所にたいする補助金交付について人民党の瀬長フミ議員は「保育所の施設充実を図るためにも保護育成は必要であり、補助金を交付すべきである」と賛成討論を行なったが、反対多数で不採択となった。

牧志公設市場改築についての陳情など三十七件を閉会中の継続審査、委員会条例の一部改正を原案どおり可決した。

このあと二十八日に出された建設委員長平良亀助議員（市政クラブ）の辞表（健康上の理由）をさっそく委員会で検討全会一致で委員長に比嘉佑直議員（市政クラブ）副委員長に金城庄瑞議員（市政クラブ）を互選、本会議もこれを了承、午前十一時四十五分閉会した。

閉会にあたって西銘市長は「議決案

件の執行には誠意をもってあたり、明るい町づくりに努力したい」とあいさつした。

那覇市／きょう臨時議会／寄宮区の区画整理／打開策を話し合う

〔琉新・朝　1966・7・5〕

地主の反対で行き詰っている寄宮地区区画整理工事の打開策を審議するため、那覇市臨時議会は五日に招集され、同日午前十時から本会議が開かれるが、当局は四日各議員にたいし関係議案を送付した。

同議案の内容は寄宮地区工事妨害禁止ならびに立ち入り禁止の仮処分執行申請、同工事特別会計歳入歳出更正予算案の二件で那覇市牧志町〇丁目〇〇〇、嘉数〇〇さんら百六十三人を工事妨害行為として中央巡裁に告訴、仮処分の執行命令を申請するほか、排水路工事区域内を全面的に立ち入り禁止する、という強硬措置である。

この当局側も強硬態度について市政クラブ、新風会は了承しているが、人民、社大など野党側では「個人の所有権を無視した暴力政治だ」として、まっこうから対決するかまえであり、五日の本会議は紛糾するとみられている。

なお、四日午後四時から議会運営委員会を開き臨時議会の会期について協議した結果、会期を五日の一日間と決めた。同委員会で黒潮隆氏（人民）は慎重審議を理由に同案件の委員会付託を提案したが否決された。本会議で即決されることになろう。

仮処分申請を決定／寄宮区画整理／人民党の反対押しきる

〔沖タ・夕　1966・7・5〕

那覇市議会（臨時）は五日午前十時すぎから本会議をひらき「寄宮地区工事妨害禁止ならびに立ち入り禁止の仮処分命令申請」とそれにともなう予算更正の二件を審議、それぞれ賛成多数、反対四（人民）で可決した。

仮処分命令申請は、寄宮地区区画整理事業をスムーズにおし進めるためのもので約一時間にわたって活発な質疑がかわされた。

その中で人民党はさかんに財産権の侵害であると当局を追及したのに対し西銘市長は「財産権の侵害にはならない。公共の福祉のためにはあるていど制限される。人民党が先頭に立って反対しており明らかに党利党略だ」と堅い口調でつっぱねた。

質疑のあと討論にはいり人民党の儀間真祥、黒潮隆両議員が「明らかに財産権の侵害であり、警察権の導入は市民への挑戦である」と反対、市政クラブの比嘉朝四郎議員が「区画整理事業は都市計画の母体であり、これなくしては都市の整備改造はできない。寄宮地区の現状からして早急に推進すべきである」と賛成討論を行なった。

社大党の仲本安一議員は「区画整理には原則的に賛成だがわりきれないものがあり、表決には加われない」と退場、表決の結果、賛成二十一（市政クラブ、新風会、公明会）反対四（人民）で原案どおり可決した。

なお仮処分申請に伴う予算更正も賛成多数で原案どおり可決した。

「暴力追放都市宣言」を決議／那覇市議会

〔琉新・朝　1966・7・6〕

五日の那覇市臨時議会の本会議は、平良真次郎氏（新風会）ら十一議員の共同提案により「暴力追放都市宣言」決議を全会一致行なった。提案理由の説明に立った平良氏は「組織暴力を根絶するために二十七万市民が一丸となって立ち上がる必要がある」とのべた。

暴力追放都市宣言（全文）　昨今、ひん発する大小さまざまの暴力行為は、全く目にあまるものがあり、二十七万市民はこれの根絶に立ち上がらなければならない。このときにあたり、新たな決意と勇気をもって暴力組織の壊滅を期すとともに、いかなる小さな暴力行為といえども黙過することなく「暴力追放」の旗じるしのもとに明るく住みよい都市づくりのため、これらいっさいの暴力行為を徹底的に追放することを宣言する。

着工停止の仮処分決定／中央巡裁

〔沖タ・朝　1966・7・7〕

中央巡裁民事第二部屋宜裁判長、宮城、砂川両判事は六日午後寄宮区画整理地区の地主からだされていた「行政処分執行停止」の仮処分申し立ての決定を行ない、地主側の主張をいれて琉球政府に対し「那覇都市計画事業寄宮地区区画整理事業の変更についての認可効力は本訴の判決あるまで停止する」といいわたした。これで那覇市が琉球政府の認可をえて、さる三十日から着工した寄宮地区区画整理の工事は「区画整理事業認可取り消し請求」の本訴判

決まで中止しなければならなくなって、問題は新しい段階にはいった。

地主の主張認める／寄宮区画整理事業／生計に大きな損害

これは地主の那覇市字国場〇〇〇玉城〇〇ほか六人（申し立て代理人古堅実吉、芳沢好明両弁護士）が琉球政府（指定代理人前蔵正七弁護士）を相手どってさる五日仮処分を申請、①西銘市長はさる六月三十日申し立て人所有の土地の形状、形質を大幅にかえるため強硬に重機と警官を出動させ土地をしきならし、農作物を台なしにし、申し立て人の財産を損傷した②申し立て人は整理地域内でそ菜園芸を営み、これで生計を立てている。土地を取り上げられるとはかりしれない財産、精神上の損害を受ける―などが主な申し立て理由。

同巡裁の決定理由は「認可の効力の維持によって工事が進められると申し立て人らに回復困難な損害をさけるため、緊急の必要があるばあいに該当するものと認められるし、本案についても判決がどうでるかわからないと思料される」として工事ストップを命じている。この仮処分申請と同時にだされた本訴の第一回口頭弁論の期日はきまっていない。

この日地主およそ百人は朝から中央巡裁民事部のろう下にすわりこんで決定のおりるのをまっていたが、午後五時ごろ、申し立て代理人に芳沢弁護士が「勝った」と報告するとワッと歓声をあげ手をたたいてよろこんでいた。

そのあと地主約六十人は、六日午後五時十五分から一時間にわたって西銘市長、新垣第二助役、花城建設部長らに会い、仮処分決定を通告するとともに三十日警官隊導入で強行に乗り入れたロッカーシャボーをすぐ撤去せよと抗議した。

玉城〇〇さんは「われわれは正しい決定がなされるとの自信のもとにこれまで戦ってきた。五日の臨時議会で暴力追放都市宣言をしているのでこんごは暴力行為をやめてほしい。また仮処分決定に対する異議申し立ても行なわないよう要求する。ロッカーシャボーをすぐ撤去せよ」と鋭く抗議したのに対し、西銘市長は「本訴の決定が出るまで仕事はしない。シャボーを出すかどうかについては顧問弁護士とも話し合って決定したい」とこたえたところ地主は「いつ出すか、検討する必要はない。いますぐ出せ」と騒ぎ出して混乱した。西銘市長がこれ以上話し合う必要もないと席を立つと地主たちは「全市民に訴え、リコール運動を展開しよう」と気勢をあげて午後七時二十五分引きあげた。

意表つかれる／那覇市／既定通り仮処分申請

那覇市当局では、地主側から仮処分申請が出されることはあらかじめ予期していたようだが、市側が出さない前に決定がなされたため、いささか意表をつかれたかっこうだ。地主が引きあげたあと市長室で牧野弁護士も交えてこんごの対策を話し合うなどあわただしく動いた。

市当局では既定方針どおり、七日中に仮処分の申請を行なうという。またロッカーシャボーの撤去について顧問弁護士とも話し合い、こんごの方針を出すことにしている。

本訴でも決着をつける構えだが、本訴の決定いかんによっては、こんごの都市計画事業に大きな影響を与えることになるが、当局では、区画整理事業は都市計画法、耕地整理法の関係法規に従って手続きをふみ、主席の認可を得て執行しているので本訴では勝訴するとの判断に立っておりこんごのなりゆきが注目されている。

新陣容でスタート／那覇市／大幅人事異動を発表

〔沖タ・朝　1966・7・29〕

西銘那覇市長は、二十八日午後二時から古堅、新垣両助役立ち会いで記者会見、八月一日スタートの機構改革にともなう部長人事をはじめ、課長、係長クラスの大幅人事異動を発表した。

人口の都市集中化により、事務量もぼう大になっていること、さらに日米琉政府援助の増額で事務、事業量が増大してきたので、それに対処して内部体制を整理統合、専門分化して合理的、能率的に推進するための機構改革で、従来の六部門（総務、企画、経民、建設、水道、消防）から市長公室、総務、財政、経済民生、建設、土木、水道、消防本部の一室七部の新陣容でスタートする。

人事異動は二百七十人におよぶ大幅なもので、配置替えは部長二、課長十八、係長五十一、昇任は課長六、係長十九人となっている。

部長級では、財政部長・当間重美（琉球電気ＫＫ常務）土木部長・金城秀仁（農林局総務課長）の両氏を外部から起用、また課長級では部内から昇格させたが、首里支所長には外部から大城朝亮氏（那覇区教育委員）を起用し

たのが注目される。
辞令交付式は八月一日午前十時から市長室で行なう。なお金城秀仁氏の発令は八月十日あとになる。
【部長級】▽市長公室長―城田清才（総務部長）▽総務部長―新里博一（企画部長）▽財政部長―当間重美（新―琉球電気ＫＫ常務）▽経済民生部長―慶佐次盛宏（留）▽建設部長―花城直政（留）▽土木部長―金城秀仁（新―農林局総務課長）▽水道部長―玉城定仁（留）▽消防本部長―宮平栄治（留）
〔後略〕

画期的な建設工事／那覇市／下水道浄化場の起工式

〔沖タ・朝　１９６６・７・30〕

那覇市下水道浄化場（終末処理場）建設工事の起工式が、二十九日午後四時から市内西新町にある運転免許試験場裏の工事現場で行なわれた。
起工式にはＤＥ隊長オースチン大佐、政府公益事業局コクラン大佐（民政官代理）西銘那覇市長、前田建設局長、大城組社長大城鎌吉氏ら関係者五十人が出席した。
おはらい、玉串奉典のあと大城社長、オースチン大佐、コクラン公益事業局長の三氏がクワ入れを行なった。
コクラン局長は「この処理場の建設は、沖縄住民のよりよい健康への進歩を象徴する画期的なものである。完成すると極東での最上の下水道施設ができ上がるものと思う。環境、保健衛生を改善するための施設だが、それには住民の協力が必要であり、こんごも全面的に協力してほしい」とあいさつ。また西銘那覇市長は「那覇市の多年の懸案であった処理場が着工され感謝している。那覇市では米国援助で六五年度から九カ年計画で下水道工事に着手、現在配管工事中である。これが完成すると七、八〇㌫の市民が利用できる」とあいさつした。前田建設局長のあいさつのあと祝宴に移り午後五時ごろ起工式を終わった。
敷き地は埋め立て地の三万三千平方㍍で工期は七月八日から四百五十日間となっており、来年十月までには完成の予定である。
総工費百六十四万八千㌦。一日の処理能力は二千六百万ガロンで各家庭から排出される汚物は下水道管を通って浄化場内のグリットチャンバーにはいり、そこで小さな石か砂を分け、つぎにセットリングタンク（沈でん槽）でゴミと汚物を分け、つぎにダイゼッションガスを発生させ、これを抜きとってドライングヘット（乾そう）に移し、カルキで消毒して海に流す仕組みである。海に流すときにはにおいもなく完全に処理されている。またメタンガスは動力に使うことにしている。

那覇市臨時議会開く／コンポスト工場用地など視察

〔沖タ・夕　１９６６・８・４〕

第八十五回那覇市臨時議会は四日午前十時開会した。日程にはいるまえに古堅第一助役から新しい部長、課長がひとりひとり紹介された。そのあと日程にはいり、会期を四、五、六の三日間と定め、ただちに当局から議案の説明を受けた。臨時議会のおもな議題は若松市場併存住宅建設の工事契約と、ごみ処理場（コンポスト工場）の建設用地ならびに牧志公設市場建設用地の取得および売買契約についてなど九件。
市場づきアパートは十五万七千二百㌦で城間組（城間長幸代表）が落札、ちかく着工する。コンポスト工場は南風原村字新川伊武志川原六五一の一帯に五万一千四百三平方㍍を九万九千六百三㌦六十㌢㌧で購入、また牧志公設市場建設用地は二千三百五十六平方㍍で三十五万七千七十五㌦で購入するよう仮契約をすませた。
議会は午前十時半、いったん休けいにはいり、慶佐次経民部長、花城建設部長らの案内で全議員が南風原村のコンポスト工場建設用地と牧志公設市場建設用地をそれぞれ現場視察した。
午後は一時から本会議を再開、各議案について市当局と質疑を行なう。

臨時議会／「牧志公設市場を可決／市政クが即決動議／人民、社大討論要求し大荒れ

〔琉新・朝　１９６６・８・５〕

第八十五回那覇市臨時議会は四日午後一時から本会議を再開、市当局提案の九議案について質疑を行ない、関係委員会に付託したが、今議会最大の争点とみられていた「牧志公設市場建設用地の取得及び売買契約」の二議案は与党の市政クラブがいきなり即決の緊急動議を連発、質疑、討論を省略して表決に持ち込み、原案どおり可決した。同売買契約議案は出席議員の三分の二以上の賛成を必要とする重要案件だが、これを質疑、討論省略で表決するのは那覇市議会史上異例のこととあって、慎重審議を主張する人民、社大両党議員が討論を要求して大荒れ。傍聴席か

らも「数の暴力はやめよ」とヤジが飛んだが、午後一時四十五分ついに同議案を強行採決してこの日の日程を終わった。

牧志公設市場建設用地の取得議案について黒潮隆氏（人民）は、「本土各都市を回っても地下を売り場にした公設市場は見当たらない。設計を変更して大衆的な市場を作る考えはないか」と質問、新垣助役は「変更の意思は全然ない」と答弁した。その直後、仲宗根昌弘氏（市政クラブ）が「市場建設問題についてさる六月議会で審議がつくされた。質疑の要なし」と即決の動議を提出、賛成十五、反対六で原案どおり可決された。

市場用地取得議案を強行採決された野党側は、つぎに続く特別議決の用地契約議案で追及するかまえをみせたが、金城重正氏（市政クラブ）が、いきなり先手をうって、またも質疑、討論省略の動議を提出、「討論させろ」と迫る野党側を押し切って表決に持ち込み、賛成十七、反対六の多数で原案どおり可決した。

このやり方に怒った社大党も金城吾郎、仲本安一両氏は表決のあと残りの議案審議を放棄して退場、人民は「議運委を開いて議会運営ルールを無視した与党の責任を追及する」といきまいた。

本会議終了後、人民、社大の議員団は高良議長と会い、同問題にたいする議長の見解を求めたが、高良議長は「どんな議案であろうが、質疑をつくし、討論の機会を与えるべきであり、今回の処置は好ましくない。しかし議長としては多数の意見に基づいて議事運営を行なう以外に方法がなく、やむを得なかった」とのべた。

論議の要ない

金城重正氏（市政クラブ）の話　牧志公設市場問題については三年以上も前から審議がなされ、さる六月議会で賛成、反対業者の意見も聞いてじゅうぶん審議をつくしている。六月議会で市案どおり市場を建設すべきだ―という基本線が多数の意見で決まり、用地の購入起債案も可決された。こんどの用地契約議案はそれに基づいて提案されたものであり、いまさら論議をする必要はない。現在の公設市場は那覇市保健所からも不衛生だと警告を受けており、一刻も猶予はできない。

ルールに反す

黒潮隆（人民）の話　三年前から審議されているというが、用地の変更その他で事態は変化してきている。とくにこんど提案された用地契約議案は地主の相続問題などで法的にも疑義がある。わたしは公用として本土に出張、各都市の公設市場の現状をみてきて、委員会にも報告して再検討を求めるつもりだったが、特別議決を要する重要案件を質疑、討論もさせないで、即決するとは議会民主主義のルールに反する。このような暴挙は那覇市議会史上初めてであり、議事録は沖縄各市町村はじめ本土各都市にも送られているし、市議会の恥となろう。

数の暴力だ

金城吾郎氏（社大）の話　議会は市長の出す議案を全部認めるためにあるのではない。もしそれだけのことをやるのなら、議会は不要である。今回の与党・市政クラブのやり方は議会の原則、ルールを完全に無視したものであり、もはやいうこともない。三日に開かれた議運委では一週間の会期を要求したが、市政クラブからじゅうぶん質疑させるからとの条件で三日案をのんだ。しかし、もっとも重要な同議案を即決したのでは、残りの日程は何を審議するのか。こんご那覇市の議会運営がこれを契機にますます数の暴力になっていくのでは―と憂慮に耐えない。

断水問題で追及／那覇市議会／若松市場工事契約など採決

〔琉新・夕　1966・8・6〕

那覇市議会は、六日午前十時五分から本会議を開き、市当局提案の六議案について委員会の審査報告のあと、採決した。

この日、日程にさきだち仲本安一氏（社大）が、「質疑、討論をじゅうぶんつくしてから採決すべきである」と動議を提出、全議員これを了承した。

続いて喜舎場盛一氏（市政クラブ）が、水道問題について緊急質問にたち、水源地の水質検査と断水問題について市当局の方針などをただした。

喜舎場氏は①赤痢患者が那覇市の水源所在地である嘉手納村に発生しているが水源地の水質検査は完全か②謝名、繁多川、宇栄原など市内各地にある簡易水道の衛生管理はどういうふうにやっているか③「断水の心配は全くない」と市当局がさる六月議会で答弁したのとはうらはらに断水さわぎが起こっている。人災か天災か。また給水対策に打つ手はないか―など質問した。

これにたいし玉城水道部長は①嘉手納はじめ各水源地は継続的に水質検査を実施、原水は泊浄水場で完璧に消毒

している②簡易水道の水質検査は週一回実施し、カルキなどで衛生を維持している③断水の原因は各水源地から予定どおりの原水がとれなかったことと、水道公社の上間貯水タンクの工事が遅れたためである。同タンクは予定ではさる五月三十日の完工となっていたが十一月以降にのび、応急処置としてパイプを連結して給水する方針だが、これも制圧機の入荷がおくれ九月にしか連結できない。迷惑をかけていることをおわびする―と答弁した。

若松公設市場の工事契約を結ぶ議案など六議案はいずれも賛成多数で原案どおり可決された。

移転促進委を設置／那覇市議会／沖縄刑務所問題促進で

〔琉新・朝　1966・8・7〕

那覇市議会は六日、臨時議会を閉会したあと午後一時すぎから議員協議会を開き、沖縄刑務所移転促進委員会設置問題と議員のホノルル訪問について話し合った。その結果、琉球政府の刑務所移転計画を促進させるため、市議会内に促進委員会を設置する必要がある―として各派の意見がまとまり、同日正式に発足した。

同促進委員会は地域関係議員五人、都市計画委員会所属議員四人、議会運営委員会所属議員の計十人で構成され、近く第一回委員会を開き、具体的な計画推進方法について協議することを決めた。

また宮良永昌氏（市政ク）提案の姉妹都市ホノルル市訪問について、宮良氏からその目的、方法などが説明されたが、「具体性に欠けるので、議会運営委員会で慎重に審議する必要がある」として議運委に付託された。

若狭町人工ビーチ造成／市は条件付きで許可／那覇市議会経民委／地元の反対陳情審議

〔琉新・朝　1966・8・20〕

那覇市若狭町で計画が進んでいる「人工ビーチ」の造成について、那覇市議会経民委員会（安見福寿委員長）は、十九日午後二時から委員会を開き、那覇市若狭小学校ＰＴＡ（登川正太郎会長）からの反対陳情を審議した。

この人工ビーチ計画は、那覇市の大和会館経営者上原〇〇さんが琉球政府の認可を得て、さる六月から若狭海岸に砂を投入、工事を開始しているが、地元若狭小校の学校当局やＰＴＡ、付近の人びとが「子どもの学習が妨害され、風紀が乱れる」と反対して物議をかもしている。

この日の委員会は、嘉手納都計課長、玉城民生課長からこれまでのいきさつを聞いた。とくに市当局は、さる六二年に上原さんが琉球政府に公有水面の使用許可願いを出したさい、西銘市長名で「すみやかに認可してほしい」との副申請を添えているので各委員はその理由についてただした。

これにたいし、嘉手納都計課長らは①那覇市には整備された海水浴場がなく、健全な海水浴場の建設は必要である②海水浴場内に施設をするさいには那覇市の認可を受ける―の二点を勘案して副申請書を出したとのべた。

なお、上原さんは那覇市にたいし若狭海岸ぞいの市道の借用を申請していたが、市はこのほど正式にこれを断わっており、結局、公有水面だけを利用しての海水浴場を承認する方針とみられている。

同委員会では、こんご上原さんと反対者の若狭小校ＰＴＡ代表、地域代表らの意見を聞いて結論を出すことにしている。

十日までに土地選定／那覇市議会運営委員会／高校新設問題で質疑

〔沖夕・朝　1966・9・3〕

那覇市議会の議会運営委員会（平良真次郎委員長）は二日午後三時すぎから新設高校敷き地問題をとり上げた。

この日の委員会には、阿波根那覇教育長、喜久山同次長、西平那覇教育委員長、伊良波同総務、政府側から笠井文教局管理部長、それに市当局から当間財政部長が出席した。

委員会は、まず高良議長が「来年四月開校に間に合わせて急いでいることはよくわかるが議会側になんの事前調整もなく、また予算措置のメドもないことは実に困ったことである」と設置問題にからむいきさつを述べたあと関係当局側から事情説明を聞いただけで結論は出ず午後四時すぎ終わった。

このなかで、笠井部長は、一九六二年の高校卒は全琉で一万三千人、六六年には最も多く、二万八千人とピークをみている。沖縄の場合、中学卒がふえるだけでなく、志願率もふえる一方、その点内地と違いむずかしい急増対策だと思う。高校新設問題で土地購入費は全額政府がもつことが当然であるが財源が貧しいので地元市町村の協

力があれば設置するといった方針をとっていると説明した。

また、同部長は金城吾郎議員（社大）の質問に答えて「政府が何年次で買い上げをしていくかは決めていないし、豊見城高は三年となっているが、那覇の場合、いつにするかまだだ」。また、黒潮議員（人民）の関連質問―地元が財政の弱さから断わったら他へ設置するか―に、「過去に例がないし協力を得られるものとして進めている」と述べた。

阿波根教育長も、高校急増対策は中学の延長だと考えており、こんどの場合、新設第一次計画のなかにもはいっていたことだし、九月十日をメドに土地選定を急ぎたい、と説明した。

焦点は高校敷き地購入／あすから定例議会／し尿、ゴミ料金値上げも

〔琉新・朝　1966・9・23〕

第八十六回那覇市定例議会は二十四日開会する。今議会には市当局から六七年度歳入歳出追加予算案、市清掃条例の一部改正によるごみ、し尿処理料金の値上げ案、保育所設置および管理条例の一部改正による保育料金の値上げ案、久場川公営住宅建設用地取得案など十八議案と公有水面埋め立て免許申請にかんする諮問事項一件が上程されている。

今議会の焦点は、追加予算案に政府立高校新設用地購入費として二万三千七百余ドルを計上していることと、新牧志公設市場用地周辺の道路拡張用地購入費、し尿、ごみ料金の値上げ案など。

とくに新設高校用地を市が購入することについては「財政法違反であり、無条件で政府に応ずるのは許せない」と野党各派がいっせいに市の態度を追及する構えをみせており、与野党の最大の争点となるものとみられる。

この高校用地問題について、市当局は「財政法うんぬんより、まず用地を確保して来年四月開校に間に合わすのが先決である」との基本態度をとり、那覇区教育委員会とタイアップしてすでに那覇市識名に用地を指定、関係地主との折衝を進めており、二十六日に開かれる中教委には文教局から認可申請が出される予想である。

このような琉球政府、市当局の態度にたいし、野党各派は「市議会を無視した独走であり、文教局代表を議会に呼んで筋を通させる」との強い態度である。

なお、市当局提案の歳入歳出追加予算案で四十二万九千二百七十六ドルの予算追加があり、これにより那覇市の六七年度一般会計予算案はこれまでの九百四十三万八千六百三十八ドルから九百八十六万七千九百十四ドルにふくれ上がった。

〝都計法は無効〟／寄宮区画整理事業／初回公判開く

〔沖タ・夕　1966・9・26〕

那覇市寄宮区画整理地区の地主七人が琉球政府行政主席を相手に訴えた「区画整理事業認可取り消し請求」事件の第一回口頭弁論が、二十六日午前十時すぎから中央巡裁民事第三部仲本裁判長、吉野、沢村判事係り、原告側代理人芳沢、村山、古堅、深沢四弁護士、被告側前蔵訟務官、渡久地都計課長、井上土木調査官ら立ち会いで開かれた。法廷には区画整理事業地区の地主約五十人がつめかけ審理のもようを見守った。

この事件は、那覇市当局が同市字寄宮洗田原、字国場後原、長田原、字上間底田原の各一部四万三千九百坪を対象に区画整理事業を施行しようとしているのに対し、地主が反対しているもので、市当局はさる六月三十日ブルドーザーをいれて強行着工しようとしたが、地主側は同区画整理事業のよりどころとなっている行政主席の那覇市に対する区画整理事業認可（設計変更の認可）の効力停止を求める仮処分を中央巡裁に申請してみとめられ、工事は停止された。地主側は仮処分申請についで、本訴によって行政主席の区画整理事業認可の効力を争おうというものである。

請求原因として地主側は①大多数の地主は区画整理事業による農耕地の宅地転用に反対しており、これを無視して市当局が宅地転用を強制することは、大統領行政命令十二節によって沖縄での適用ありとされている日本国憲法二十九条の財産権保障の規定に反し、財産権の重大な侵害である②これらの点から考えて都計法も地主の権利保障に欠ける無効な法令であり、これによって本件区画整理事業を認可した行政主席の行為もまた違法である―と主張した。

これに対して被告琉球政府側は初回公判で答弁書を提出「都計事業の目的は公共の福祉を目的とするもので、これを施行するに当たって住民の権利をあるていど制限することはやむをえな

いことで、憲法も容認していることである。また本件の区画整理事業は地主の権利をうばうものではなく、むしろ耕地を宅地にすることによって土地の価値は高まる。施行のさい地主に損失が生ずれば補償もする。所有権に対する重大な侵害とはいえない」とのべた。

次回は十月三十一日に開かれるが、事件は都計法そのものの無効性を争うものであり、こんごの原告、被告の主張が注目される。

高校敷地／買い上げで論議／那覇市会本会議／当局を追及

〔沖タ・朝　1966・9・27〕

那覇市議会（定例は二十六日、二日目をむかえ、午前十時から本会議を開き、当局提案の議案に対して質疑応答が行なわれた。

この日の本会議は、新設高校敷地買い上げ問題が論争の中心と予想されたが、それもなく、全般に低調に終わった。

新設高校問題では、赤嶺（市政ク）、儀間（人民）、大山（新風）の各議員が質問、そのなかで「手続き上まずいのではないか」＝赤嶺議員、「地方自治体として問題だ」＝儀間議員、「市にはなんら利益もなく、単に後払い方法ではないか」＝（大山議員）などの質問が出された。主なやりとりは次のとおり。

黒潮議員（人民）　那覇市職員退職手当支給条例の一部改正ではこれまで実例があるのか、市長の退職金増額をねらったものと考えられるが―。

城田公室長　これまで実例はない。一般職、特別職も計算方法は同じであり、とくに特別職を対象にしたものではない。

黒潮議員　一般家庭のゴミの処理手数料は二十五㌢―三十㌢にすることだが、先の行政視察で大阪の例をみた場合、三十円でやっていた。これでは二十五㌢でも高いことになる。値上げをしないで業者との差額を市が補って行くことは考えられないか。

赤嶺議員（新風）　予算の歳出面でいう財政費、施設費の二万七千五百三十㌦は、新設高校敷地用地の買収と思うが間違いないか。

当間財政部長　そのとおり。

新里総務部長　現在、土地は交渉中である。取得議案、契約議案は臨時議会を開いて提出するが、土地は市が取得して中央教育委員会に無償で貸す方法をとる。

儀間議員　政府立高校をつくるのに市が土地を購入し、中央教育委員会に無料で貸すということはなぜか。地方自治体からも問題ではないか。

総務部長　どうしても那覇市に高校を誘致しなければならない。政府は予算がないし、市がこれに協力する立場にある。

大山議員（新風会）　高校敷地問題で用地を市が買収して政府に無償で貸しつけるというが、地方財政法ではどうなるのか。無償で貸しつける場合、市はなんら利益はない。

総務部長　今年は無償で、来年からは予算があれば買い上げになると思う。

儀間議員　沖縄護国神社復興期成会に対して建設補助金を出している目的はなにか。

慶佐次経民部長　こうした建設には本土各県も行なっている。また、五十万遺族の念願と社会福祉の意味からも関係方面から多く要請があった。

友利議員（公明）　護国神社建設の交付は負担金か補助金か。

経民部長　負担金だ。

友利議員　神社という以上、宗教団体である。これからすると市町村自治法にもそむくことになり（市町村自治法百六十二条＝宗教上の組織、団体の便益、公の支配に属し、慈善、教育、博愛、事業に対して公金を支出してはならない）再検討する必要はないか。

経民部長　検討した結果だ。

（午前十一時四十分閉会）

なお、同議会は、付託された議案審査のため、二十七日から六日間、委員会活動にはいる。

高校用地費など可決／那覇市議会／陳情案件16件も処理／67年度歳入歳出追加予算案

〔琉新・朝　1966・10・4〕

那覇市議会は三日午前十時から本会議を開き、新設高校用地購入費を含む六七年度市歳入歳出追加予算案など市当局提案の議案十八件、諮問事項一件を原案どおり決定、陳情案件十六件を処理して全日程を終了、午後六時二十分閉会した。これで自治法との関連で物議をかもした新設高校用地購入問題も解決、計四万一千四百七十五㌦の市予算で用地面積の約半分に当たる約二万平方㍍を市が購入したり、借地して政府に貸し付け、来年四月開校されることになった。

この日の本会議では六七年度市歳入

歳出追加予算案の中に計上された沖縄県護国神社復興期成会にたいする負担金交付案件、新設高校用地購入案件に論議が集中、公明会から修正案が出されるなど大荒れした。

沖縄県護国神社復興期成会に千九百㌦の負担金を支出することにたいし、椿秀義氏（公明会）は、「一宗教団体に公金を支出することは明らかに自治法に抵触し、信教の自由の否定である」として、同負担金を道路補修費に繰り入れる修正案を提出、友利栄吉氏、大浜長弘氏（公明会）黒潮隆氏（人民）がそれぞれ賛成討論、喜久山朝重氏、金城重正氏（市政クラブ）が反対討論を行ない、表決の結果賛成九、反対十六で同修正案を否決、六七年追加予算案は賛成十六、反対九で原案どおり決定した。

区域の変更認める／奥武山公園計画／政府案通り答申／都計審

〔沖タ・朝　1966・10・5〕

四日午後二時から行政府第二庁舎会議室で開かれた、都市計画審議会（石垣賢忠会長）は那覇市都市計画奥武山公園の区域変更を審議し、政府案どおり答申することを決めた。

奥武山公園は、変更前二十四万五千平方㍍だったが、変更が決まり、二十五万六千八百五十平方㍍となる。変更決定の公園内の一部に那覇市の商業指定地域があり、同地域は那覇市の議会の承認が必要なため、区域変更決定案面積は二十五万五千百十平方㍍として答申する。

奥武山公園用地にふくまれていた一部私有地は、買収に膨大な予算を必要とするため解除され、新たに埋め立て地を確保して拡張することになった。これはさきの審議会でも問題になり継続審議事項とされていたが、採決にもちこみ結局学識経験者だけが地域変更に反対し、かろうじて多数決で決定した。

これで奥武山公園は、沖縄の運動公園として総合施設を整備する。運動施設の設置は現在、野球場、陸上競技場、庭球場、水泳プールがある。そのほかに埋め立て地に補助グラウンド八千二百五十平方㍍、体育館、バレーボール場、球技場、弓道場、飛び込み練習プールなどを設置する。

ゴミ処理場の起工式／南風原村字新川で

〔沖タ・朝　1966・10・6〕

那覇市が建設計画しているゴミ処理場（コンポスト工場）は、来年二月までに完成を予定しているが、四日午後四時すぎ、その土地造成のための起工式が南風原村字新川伊武志川原であった。

この日の起工式には、西銘市長、古堅第一助役をはじめ各部長、市議員ら関係者およそ三十人が出席して行なわれた。市は、ゴミ処理現場のための建設用地五万千四百平方㍍をすでに九万九千六百㌦余りで購入しており、あとは着工をまつばかりだが、その機械も近く発注することにしているという。このゴミ処理場ができあがると、一日およそ五十㌧（大型トラック約二十五台分）のゴミ処理の能力をもつことができるという。

異議制度を明確に／寄宮区画整理問題／那覇市長、主席に要請

〔沖タ・朝　1966・10・14〕

那覇市の西銘順治市長は、松岡主席に対し「市行政の運営を円滑にするため、法律の改正と制定」のための立法要請書を十三日、提出した。行政執行関係法のなかで、法的根拠が薄いものがあり、満足な事業運営がゆかないためこれらの関係法を改正してもらおうというもの。とくに寄宮地区の区画整理事業に関連して行政事件特例法の改正をあげているのが注目される。

那覇市は、寄宮地区の区画整理事業に着手した際、地主の反対をうけ、裁判所の執行停止命令で事業はストップした。

この執行停止命令に対する当局側の対抗手段として、行政事件訴訟特例第十条は「裁判所の執行命令に対して行政主席が異議を述べることができる」という意味の規定をしているが、それだけでは、たとえば執行停止後の異議が認められるどうかなどの解釈があいまいで、裁判所の決定に対する主席異議を認める制度上の趣旨が生かされないので、これを改正し、本土の行政訴訟法と同じく行政機関からの異議の制度を明確にし、裁判所の決定後においても異議をのべることができるようにするなど、その効果を強力にすべきだというもの。

このほか▽墓地を住宅地との混在を現状よりも強く規制するための「墓地・埋葬に関する立法」改正▽沖縄学校安

全会法の改正のほか、新しく立法制定すべきものとして①都市公園法②不良住宅街改正法③集団宅地造成法④公共用水域の水質の保全と工場排水の規制⑤ばい煙の排出の規制⑥広告物法⑦駐車場法⑧住居表示⑨下水道法⑩工業標準化法⑪河川法⑫観光基本法⑬中小企業団体の組織⑭中小企業近代化資金助成法⑮中小企業金融公庫法⑯青少年健全育成協議会設置法⑰地公法などを要請している。

高校敷地など視察／那覇市会けさ開会

〔沖タ・夕　1966・11・10〕

来年四月、開校する真和志高校（新屋敷文太郎校長）敷き地の売買契約、またゴミ処理場の設置問題を審議する第八十七回臨時那覇市議会は、十日午前十時から開会した。西銘市長の開会あいさつのあと、上程議案に対する当局側の説明でいったん休会、その間、わずか十五分間。その後、午前中に新設高校の敷き地となる真地上原二三六先と南風原村字新川伊武志原六四一先のゴミ処理場を二十人の議員が現場視察した。小雨の中を議員たちは原野を見ながら「ここに高校ができると道はどこへ出るのか」などと熱心に質問をしていた。

議会は午後一時から再開され、質疑、討論、表決に移って会期の一日を終わる。

〝職員の質が低下〟／那覇市議会／野党、西銘市長を追及

〔琉新・夕　1966・12・12〕

那覇市の定例議会は十二日午前十時から本会議を開き、一般質問にはいった。まず喜舎場盛一（市政クラブ）儀間真祥（人民）瀬長フミ（人民）黒潮隆（人民）の各氏が、予算執行状況と、さきに那覇市役所庁舎内で起きた「暴力職員事件」について質問した。

とくに黒潮議員が職員暴力事件に関連して、市職員の質の低下を追及「これは西銘市政の不正な暗黒人事が原因である」と激しくつめよった。

これにたいし西銘市長は「事件が起きたことは遺憾に思う、懲罰委員会を開き事件の真相を明らかにして事件を起した職員の処置を決めたい。しかし今後こういう事件が起こらないよう保障せよというのは無理な注文だ」と答えた。

さらに黒潮議員は「無責任な発言だ。第二組合員による第一組合員への一連のいやがらせや暴力ざたは西銘市政の不正人事が原因であり、これを改善することが根本的な問題だ。こんご人事問題にどう対処するか」と迫り、西銘市長は「情実人事は否定できないが、地方公務員の身分制度がまだ確立されてない現状からいたしかたないケースもたぶんにある」とのべた。

那覇市役所でまた汚職職員／税金八百余ドルを着服／市議会／野党側が追及、荒れる

〔琉新・朝　1966・12・13〕

那覇市定例議会は、十二日午前十時から本会議を開き一般質問にはいり、野党側が「暴力職員事件」を中心に当局の不正人事と、職員の汚職事件をとりあげて西銘市長を追及、荒れた。

この日、最後に質問に立った黒潮隆議員（人民）は、徴収した税金八百余ドルを着服した徴税課職員の汚職事件を明るみにだし、その職員の処置についてただしたところ、西銘市長は「汚職吏員についてはすでに懲罰委員会で懲戒免職が決定しており、わたしも懲罰を認める」と答えた。

那覇市役所では、さる四月にも消防隊員が約七百ドルの公金を着服した汚職事件があり、これは同隊員の父が弁済、依願退職の形で処分した。

市当局の調べによると、こんどの汚職吏員は那覇市繁多川、徴税係Ａ（四八）で、さる三月某市役所課長の推薦で就職、七月まで真和志支所徴税課滞納整理係に属し各家庭を巡回して税金をとりたてていたが、さる八月一日に市役所機構改革で滞納整理係は本庁に移管された。さる九月初旬、徴税課長が真和志支所の事務視察をした際、Ａが事務引き継ぎをしていないのを発見した。

Ａは病欠したあと同月二十一日から出勤したが、毎日出すことになっている徴税日報を提出せず、十月三十日同課長が強制的に徴税日報を調べたところ、九月二十二日から十月十一日までの間に、八件にわたり徴収した税金三十九ドル七セントを着服していたことがわかり、真和志支所を調べたところ、同支所でも約八百ドルを着服していたことが明らかとなった。

税金を徴収するときは、領収証を納税者に渡し、徴収した税金は通知書を添えて収入役に納め、領収控えを決済に回さなければならないが、Ａは領収証を納税者に渡して通知書、領収控えをそのままにぎりつぶしていたもの。

渡久地同市人事課長の話によると、さる七、八日の両日にわたって開かれた懲罰委員会で懲戒免職と決まったが、まだ正式な退職辞令は出ていないという。

安謝に舟着き場作る／那覇市議会／水面埋め立てで追及

〔琉新・夕　1966・12・13〕

那覇市定例議会は、十三日午前十時から本会議を開き当局提出の議案にたいする質疑にはいった。当局はさる三日に業者と仮契約をすませた第三次泊―安謝間公有水面埋め立て工事案件の即決審議を求め、儀間真祥氏（人民）が、同埋め立て工事によって安謝区漁民が失う舟溜り問題をただし、当局は「安謝橋南岸に近代的な舟着き場を作ることも含まれている」と答弁、このあと可決。

第三次埋め立て工事は一工区から四工区にわかれ、面積十万五千五百三十五平方㍍、総工費九十三万八千六百七十㌦。計画では一日平均延ベトラック二千台分の土砂を投入する突貫工事で来年五月いっぱいまでに完成の予定。

同工事は六五年から始まり、第一次、第二次計画はすでに終わっているが、計画によると工事は七次にわかれ、総面積百十六万四千二百四十八平方㍍を埋め立て、学校、公園、遊園地、工場、商業地帯、住宅、石油コンビナートなどを含めた近代港湾都市建設を予定している。

那覇市／久茂地横断橋は失敗／建設委が市当局を追及

〔沖タ・朝　1966・12・17〕

那覇市久茂地町沖縄タイムス前一号線に架設された歩道専用の「道路横断橋」は設計のまずさから、市民のうけが悪いという。十六日の那覇市議会建設委員会（比嘉佑直委員長）でも市当局は、委員会の決定を無視したとして追及をうけた。

この日の建設委員会は来年二月、泊交差点に第二の「横断橋」をつくる計画について討議した。たまたま十五日午後一時半から開かれた首都圏整備委員会（松岡主席の諮問機関）に、平良真次郎、平良亀助、金城吾郎の三市議が出席、ここで「久茂地の横断橋は失敗だった」ことを指摘されたため十六日の建設委員会はこの問題に集中した。

久茂地横断橋をつくる際、同委員会は三月の委員会で、H型にすることを決め、市当局も了承した。しかし、でき上がりは、委員会が承認した設計と全く異なったものになってしまった。

平良亀助市議は「設計を変更したことは単に予算面のことではなく、技術者の妙な根性からきたものだ。そのためおおくの市民が迷惑している。首都圏整備委員会でも恥ずかしくて言いわけができなかった」と憤慨していた。

いまでき上がっている久茂地の横断橋は商工会議所側からは便利だが、タイムス側からは道路を横切らなければならず、市民の苦情をかっている。

これに対し、新垣同市助役は「橋ゲタをタイムス側の歩道にもってくることは検討しているが、いまの陸橋との接続点が問題になる―」と答えている。

一方、泊交差点に設ける横断橋は、もめ続けている寄宮の区画整理事業費の分、一万三千七百㌦を追加し、計二万二千五百二十四㌦の工費となっているが、委員会は、設計にない泊ターミナル寄りにも一本、階段をつくるよう要望、市当局も検討を約束した。とにかく、市議会の建設委員会で決定したものを一方的に変更したことについては、各委員に強い不満を与えている。

このため、泊交差点の場合は、最終設計図面を各委員に配り、「ツンボ桟敷」にされないよう、対策を講ずることにしている。

比嘉佑直建設委員長の話　久茂地の横断橋はこの委員会で決めた設計とは全く異なったものだ。いまの状態では意味がない。タイムス寄りに橋を延ばすことも考慮に入れてすすめたい。いずれにしても委員会を無視したのは遺憾なことだ。

政府庁舎を市が建設／那覇市議会／予算案を突っ返す

〔琉新・朝　1966・12・18〕

那覇市が同市天妃町の道路を開設するために移転を必要とする琉球政府に那覇労働基準監督署、海難審判庁の新庁舎を市予算で建設しようとして那覇市議会で問題になっている。同地域一帯は戦後米民政府が管理している国県有地。都市計画上、道路開設を迫られた市がこれら庁舎の建設費二万三千㌦を追加予算に組んで事業執行しようとしているもので、十七日の同市議会建設委員会では「琉球政府の庁舎を市が建ててやるのは筋が通らない。政府と再折衝せよ」と同議案を当局へ突っ返した。

那覇市議会建設委員会（比嘉佑直委員長）は十七日午前十時から委員会を開き、市当局提案の追加更正予算案を審議したが、その中でこの庁舎の代替建て物の建築費を織り込んだ追加更正予算案が問題となった。

現在、二つの機関がはいっている庁舎はかわらぶき一階建て。道路開設のために撤去される同建て物の代わりに、市ではその裏側にのべ約二百五十平方㍍のかわらぶき二階建て一棟を新築、琉球政府に与えることにしている。

同委員会で議案の説明にあたった花城建設部長、当間区画整理課長は「同道路開設は十年以上も前から実施している第一地区区画整理事業の一環として行なうもので琉球政府に庁舎の改築を断わられ市で建設することにした」と述べた。

これについて金城吾郎氏（社大）儀間真祥氏（人民）らは「区画整理事業には政府も協力すべきものだが、第一地区には琉球政府から何の援助もされていない。その上、政府の庁舎まで地方自治体である那覇市に建築させるのはひどい。さらにこんごの総合庁舎の増築でこれらの機関は一カ所に統合されるものであり、多額の予算をかけて建て替えてあげるのは好ましくない」と追及、各議員ともその不合理性を認めて市に琉球政府と再折衝させることになった。

大弦小弦

〔沖タ・朝　1966・12・21〕

那覇の市街地を見下ろす識名台地の上間部落に、とてつもないマンモスタンクが、どかっと腰を据えた。総工費五十万㌦、完成するまでに一カ年半の長歳月、容量一千万ガロン―こんな説明を受けても、しろうとにはピンとこない。バカでっかい水タンクができそうだ、と感心するくらいだ▼ところが、このタンクの完成によって、那覇市民はどんな長期の日照りがつづいてもいっさい断水の心配はない。栓をひねれば朝から晩まで水は出っ放し、使い放題であると言い切ってもらえば、タンクの偉大さ、驚異に値するその機能がすぐうなずけるというものだ。夏場における水のなやみは、それほど市民を苦しめてきた▼この上間貯水タンクは、水道公社の長期給水作戦のいち拠点としてつくられた。これまで嘉手納、大山、牧港、安謝の水源地と泊高台を結ぶ西海岸ラインで水を供給してきた。しかしもはや限度に達し、膨張する都市用水をまかないきれなくなって、戦線拡大の必要に迫られてきた。これが東海岸沿いの開発である▼遠く金武、宜野座から石川、具志川村あたりの水資源を一網打尽にして、えんえん数十㌔㍍のパイプを引いて上間タンクに結ぶという、遠大な計画のようだ。さすがにアメリカ流の着想だけに、そのスケールの大きさは格別だ。金のうらづけがあるからチエも回るだろうが、みみっちい那覇市の首都計画などママごとにもにてわびしい▼こうして数年先？五十万人の市民に対する給水は、泊と上間の東西両面作戦で、ご安心を願うというしだいである。こうした一連の建設計画が完了したあかつきには、確かに断水知らずの快適な市民生活が保証されようが、タンクがつくられた段階では、まだまだそこまではいかないと思う。〝おてんとうさま〟しだいだ▼ことしの夏はツユどきから降雨に恵まれて水キキンを知らずに送れた。来年はどうなるかが気になるけれども、泊浄水場の五倍の働きをするマンモスタンクがバルブ・オープンしたわけだから、かなり改善されるだろう。たとえ完全とまではいかなくとも、水道事情が少しよくなるだけでも、市民の台所はうるおいを加える▼水道公社では多分にクリスマスプレゼントの意を含めて通水式をとり行なったに違いない。そういえばクリスマスまであと四日、これは西銘市長にとって再任初の最大の贈りものであろう。テープカットにも思わず力がはいる。

議事／原案通り可決／那覇定例議会おわる

〔沖タ・朝　1966・12・22〕

第八十八回定例那覇市議会は、二十一日本会議を開き、質疑、討論のと、上程議案の採決にはいって、同午後二時四十分、十二日間の会期をおえた。

この日午前十時からの本会議には各委員会に付託された追加予算を中心に二十五議案が上程され、原案どおり可決した。

こんどの議会では、とくにこれといった問題はなかった。しかし、建設委員会に出された六七年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算で、天妃町先の道路をつくるのに政府の建て物（海難審判所。那覇労働基準監督署）を市が建てるための予算が組まれていたために、問題をはらみ、なり行きが注目されていたが、民政府への交渉を文書で行なうことになったため、この案は一応撤回、再提出することでケリがついたが、あと味の悪いものを残したこ

とはいなめない。こうした肩代わり事業は、前の真和志高校敷き地問題でも批判が出ただけに、この政府建て物を市がつくってやることは、全く不当なことであるというのが議会内部でも一致した意見である。

　このほかこの日の本会議に儀間議員（人民）は公共料金値上げ阻止の要請動議を出し、成立したが、議案としての取り扱いの段階になって、保守議員からソッポをむかれ、結局、この案は否決されてしまった。

一九六七年

議長派遣を決める／ホノルルでの美化国際会議／野党〝不必要〟と反対／市議会全体会議

〔沖タ・朝　1967・1・12〕

那覇市議会は十日午前十時から全体協議会を開き、二十四日からホノルル市で開かれる「美化とレクリエーション会議」に招待されていた議員派遣問題を協議した結果、社大、人民の野党は「具体的内容もわからない会議に公金を使って出張する必要はない」と反対した。結局、賛成多数で議会側からは高良議長ひとりを派遣することに決まった。

また、この日午後二時から開かれた総務委員会（赤嶺慎英委員長）は、先に陳情のあった①那覇市職員の生命と身体の安全保障（那職労）②講和前補償に対する課税阻止（沖縄土地研究会）③講和前損失補償に対する免税措置（軍用地主会）を審査した。

講和前補償についての免税措置については継続審査することで結論を出さなかった。一方、職員の生命、身体安全保障については那市労の組合員を呼んで事情を聞いたが「暴力行為はこんごもなくしていこうとする趣旨には賛成だが、そのために両組合の統一をはかるような話し合いはごめんだ」といい、また、「この陳情は一方的な宣伝に使われているきらいがあるし、組合対組合の問題でもなく全くの個人的なものに過ぎないので取り下げるべきだ」という意見があった。

委員会の態度も採択すべきだとする野党側と、すべきものではないとの与党側の意見に分かれてはげしく対立し、結局赤嶺委員長あっせんの形で岸本職労委員長にこの陳情を取り下げるよう勧告することにした。しかし同労組は十一日取り下げについて正式に反対の意向を表明した。

免税要請を採択／講和前補償への課税問題／市議会総務委員会

〔沖タ・朝　1967・1・19〕

那覇市議会の総務委員会（赤嶺慎英委員長）は、十七日午後二時から開かれ、先に南部地区土地事務研究会（当間林徳会長）から陳情のあった「講和前補償に対する課税阻止」を審査した結果、これを全会一致で採択した。

これはさきに決まった土地、建て物の補償金が不動産所得として課税の対象になることに関係地主が反対しているもの。

くさい国場川上流／那覇市がし尿処理／悲鳴あげる付近の住民

〔沖タ・朝　1967・1・24〕

那覇市のし尿処理は〝すて場〟をめぐって問題を呼んでいる。都市集中化で毎年、人口がふくれあがり、現在の施設ではとうてい間に合わず、限界に達し、このため、那覇市のし尿処理を請け負っている業者がすて場に窮し、那覇市の近郊の畑にすて、急場をしのいでいる現状であり、ふきん住民から怒りを買っている。そのなかで、一番問題となっているのが南風原村与那覇部落の畑にあるすて場。

同すて場は国場川上流の川ぞい、南風原中学校から与那原方面へ約二キロのところ。すて場が粗末にできているため〝し尿〟が川にあふれ兼城部落まで汚物が流れてくる。問題となっているすて場は昨年はじめごろから使用され、ふきんの人たちの話によると、一日に衛生車の約三十台分がすてられているという。同すて場は那覇市のし尿処理を引き受けている那覇清掃組合（比嘉政治組合長）の一業者が使用しているものだが、那覇市のじゅうぶんな指導監督がのぞまれている。

同すて場も那覇市の施設が限界に達したことからでたもので、約百四十二平方メートル（約四十坪）のすて場はあまりにもお粗末。とくに、雨降りのときなどは汚物が国場川にはんらんし、約二キロ下流の兼城、宮城部落まで臭気がたちこめる。大雨のとき、国場川はよく川がはんらんするので汚物は人家の軒下まで侵入するありさまであり、ふきんの人たちは悲鳴をあげている。いまでは、野良仕事の帰り、国場川で手足も洗えない状態で、日々の生活にも支障をきたしている。とくに部落の人たちが心配していることは、人体への影響だ。子どもたちが親たちの目を盗んで水遊びをするのではないかとおとなたちはひや汗をかいている。このようなことから南風原村役所では、那覇市役所に再度、抗議しているが、いまだになんの連絡もないという。このことに不満をぶちまける同村では、同すて場を改善しないかぎり、こんご使用させない方針だという。

那覇市臨時議会開く／宇栄原団地建設工事など討議

〔琉新・夕　1967・2・6〕

六日開会した第八十九回那覇市臨時議会は、同日午前十時から本会議を開き、小禄宇栄原団地の建設工期延長に伴う市当局の専決処分五件を承認、同宇栄原団地内の工事請け負い契約の変更にかんし市当局を被告として中央巡裁に訴えられた転付債権請求事件に応訴したこと、さらに困窮世帯保護施設「愛生寮」建築請け負い契約の件を建設委員会に付託した。

宇栄原団地の工期延長にかんする専決処分にたいし野党側は「専決処分をする前にどうして議会の議決をへなかったか工事が遅れるということは前もって予想できたはずだ」と追及、市当局は「全力をあげて工期内に工事を終わらすよう工事施行者を督励する意味からなるべく工期延長の決定を遅らしたという意図も含まれている。いかに工事を早く終わらせるかである」と答えた。

幕切れに議場騒然／教公二法早期立法促進決議／野党の反対無視／那覇市議会

〔沖タ・朝　1967・2・8〕

那覇市臨時議会は七日、二日間の日程を終えたが、この日午後二時すぎ、上程議案採択がすみ、高良議長のハワイ旅行報告が終わったとたん、喜舎場議員（市政ク）から緊急動議が出され、「教公二法早期立法要請決議」の取り扱いで荒れ、結局与党だけの賛成でこの決議を採択した。

社大党側がまっ先に反対、市政クが「進行」を連呼して議場は騒然となった。仲本安一議員（社大）は、「市議会があえていま、教公二法の立法推進をやる必要があるのか」「この二法は身分の保障を与えられるべき教職員が逆に反対する法律で、教育の中立性がなんで尊重されるか」「議会正常化を唱え、正しく審議をしようとしているのに、混乱のもとをつくろうとしている」と反対した。人民党側も「弾圧行為につながるものである」と反対の態度を示した。一方、公明会の安見福寿議員は「本心からこの問題で審議には参加したくない。中立という教育の座がいまは政争につながっている。直接の審議は立法院でやるべきだ。われわれが立法をすすめる決議をすることはない。議会の幕切れになってこのような重要問題を二、三時間で審議するのは納得がいかない」として同会四人全員が退場した。なお、この日採択された議案は愛生寮の設計一部変更など十件。

敷地内にと殺場／問題ふくみの愛生寮建設

〔沖タ・朝　1967・2・9〕

いま市内の愛生寮は、字小禄五八二、壺屋町一五四―一、真和志字識名一〇〇四二、楚辺九九、首里当蔵町三―一の五カ所で、九五世帯、およそ二百人がいる。

しかし、五カ所とも個人有地で前から立ちのきの要求が出ており、総工費の七五㌫に当たる約六万㌦の本土援助が出たので、新しい愛生寮の建設となった。

ところが、同建設予定地内には旧首里市時代からのと殺場があり、両方の建て物はわずか一㍍しか離れないことになる。市当局は、先の臨時議会で、このと殺場は、将来業者に払い下げるといっているから、業者は業者で代わりの土地をあっ旋してくれと申し出ているので、この問題はすぐにはかたづきそうもない。そうなると、五月二十五日ごろまでに完成を予定している愛生寮と、と殺場は当分は軒をつらねて生活することになる。

この場所に行ってみると、ムッとする悪臭、道には血のまじった汚水が流れっぱなし、安眠妨害にはならないというが、その保証はもちろんない。

通称〝汀良青空市場〟を過ぎて右に折れるとすぐ左手にある平屋の建て物がそれだが、近くの住家からもこれまでに何回となく衛生の完備が強くのぞまれている環境である。

問題はそれだけではない。新しい愛生寮は、八十一世帯しか収容できない、残る十四世帯はどうするか。さらに地上三階建てとなっているが、これで老人向きといえるかどうか、があげられる。これについては七日に市議会でも追及され、そのとき市当局は「九十五世帯のうち残り十四世帯は、民間の借間を利用して生活してもらう。五、六㌦程度の補助を市が負担する。年よりやからだの悪い人たちにはなるべく、一、二階に住んでもらうようにする」と答えているが、これが市当局のいう「住みよい愛生寮」建設計画である。

スムーズな議会の運営／高良議長が帰任報告

〔沖タ・朝　1967・2・9〕

さきにホノルル市で開かれた「美化とレクリエーション会議」に出席した高良市会議長は、みてきたハワイを七日の臨時議会で次のように報告した。

一、ハワイの議会運営を聞いてみると、日本あたりにみられる派閥の問題がない。選挙の場合となると党派といったことは起きているが、市の建設のためには党派を越えてやっている状態だ。

一、沖縄では遊興飲食税を市町村にもっているが全く馬鹿げたことだ。当然廃止すべきだ。営業所得としてとるべきでこれは悪法といえる。将来、観光地をめざす沖縄では遊興飲食税は必要ない。

一、十年後の広域都市を目標にした那覇市はいい状態ではない。ハワイという典型的ないい観光地の利点を取り入れる意味からも市議全員がハワイをみる必要がある。その実現はぜひみたい。

一、十五日にはプレイスデル・ホノルル市長が沖縄を訪れることになっているし、この問題はみんなで考えて行きたい。

一社　説一　沖縄特別委への期待

〔沖タ・朝　1967・2・16〕

国会に沖縄対策特別委員会を設置することで、きのうの各派協議会は、意見が一致したといわれる。施政権の返還と関連して、特別委の設置は、国政参加の問題とともに、沖縄が要望する柱の一つになっていたのであるが、それが今国会に新設されるメドがついたことは、沖縄問題を日本の問題として、さらに前進させるという観点から、これを歓迎したい。

沖縄問題の核心をなすものは、いうまでもなく施政権の回復にある。戦後二十二年、平和条約発効から十五年―いまなお、領土の一部に外国の絶対排他的な施政権が行使されているのは、他に例がないことであろう。佐藤首相は「沖縄問題が解決しないかぎり戦後は終わらない」という意味のことをいったが、まさにそのとおりであり、それはいいかえれば、日本がまだ独立を回復していないことにもなる。そういう立ち場で考えるならば、沖縄問題は、いつまでも回避すべき性質のものではないであろう。

複雑に変化した沖縄

むろん、国会に沖縄対策特別委員会が設置されることによって、沖縄問題が直ちに解決される、と期待するものではない。私たちがこれまで、くりかえし指摘してきたように、二十二年という長い期間において、沖縄はだいぶ変化し複雑なものになっている。施政権の返還といっても、基地の問題を処理しないかぎり、簡単に、きょうあすというわけにはいかぬ状態にある。しかし、これは即時復帰論を否定するということではない。事態の推移を拱手傍観することなく、障害になるものを排除し、復帰のメドをつけよ、という意味に、私たちは即時復帰論を解釈しているわけである。

そこで障害とは何か、ということが問題になろう。それは米国の問題でもあり、日本の問題にもなると考えられるが、そのとらえ方、見方、考えかたによっては、全く相反するものになってしまうおそれはじゅうぶんにありうる。むろん、相反する考え方がでてくること自体が、絶対いけないというわけではない。しかし、そのとらえ方、考え方がこりかたまったものになれば、いたずらに国会での対立抗争を刺激し促進するようなものになろう。それでは、せっかく国家に、沖縄特別委を設置した意義が失われることになりかねない。私たちは、そういう方向を望まない。

信託統治と安全保障

沖縄の地位は、全く例のない変則的なものだといわれている。それは一つには、どう考えても信託統治地域には該当しない沖縄が、その対象にされていることであり、しかもその提案が、無限に延期されていることが、変則的地位を決定的なものにしている。信託統治とはおかしい。

なぜあんな条約を結んだのか、ということに対し、本土政府筋は「それは何によって、あのように規定したのかの精神によって理解されるべきであり、その精神とは米国による極東の安全保障である」という見解のようである。現時点ではおそらく、それよりほかに、いいようもないであろう。

平和条約が調印される前に、沖縄は多数住民の署名で、日本への復帰を陳情したことがある。しかし、これには何ら配慮されなかった。沖縄を本土から分離したことについては、米国にも認識不足はあったと思われるが、簡単に同意したということで、日本にも、それに近い考え方があったのではないだろうか。沖縄を切り離しても、たいしたことはない、ということである。極

東の安全保障の考え方とともに、それは沖縄放棄に通ずるものがあったのは否定できないであろう。

沖縄は放棄されてもよい地域であるのか。佐藤首相のこれまでの発言に、ウソがないのであれば、条約締結の時点に戻して検討すべきであろう。現時点が重点ではなしに、現在の施政権の根拠は何によったものであるかに論点を求めねばなるまい。

沖縄も体制づくりを

前述したように、二十二年間では、沖縄はだいぶ変化し複雑なものになっている。たんに米国が変則的な条約で統治しているだけではなく、そこには強大な軍事基地がある。それは住民の生活とも密接な関係があるものになっている。だから現時点に重点をおき、基地是非論から返還問題を論じたのでは、国民感情や憲法との関連で、対立抗争の具になるおそれがある。基地問題を回避するわけではないけれども依ってきた背景を論じつつ現時点に及ぼすのが適切ではないかと考えられる。

そうすることによって、米軍基地の規模や性格が、妥当な形で論議されるようになるのではないか。

私たちは、以上のことを沖縄特別委に望むのであるが、沖縄としても、流動する施政権問題に、内部的体制を整えていく時期にきていると思う。それは外部に動きに対応していくだけではなしに、むしろそれを動かしていくような意欲のあるものにすべきであろう。いわゆる復帰への体制づくりである。七〇年はしだいに近づいてきている。

一号線の交通難を緩和／政府／明年度バイパス敷設／安里―内間―大謝名／民政府、計画に同意

〔沖タ・朝　1967・3・8〕

行政府は、一号線の交通量を緩和するためバイパスの敷設計画を立て、米民政府と調整していたが七日午後一時半、松岡主席とワーナー民政官の間で「一号線のバイパスとしての四十一号線と関連道路の計画および建設に関する同意書」が署名され、明年度予算で着工することになった。

那覇市内の道路も整備

四十一号線は、那覇市内安里の琉銀支店横を起点に、旧鉄道線にそって浦添村内間から大謝名に通ずる延長八・五㌔の道路。幅員は二一・四㍍で、途中内間で安謝に通ずる那覇市道と、浦添村大平で三十八号線と交差、同村伊祖で一号線大謝名と五号線真栄原と結ぶ線に分岐する。

行政府は当初、完全高速道路にする計画だったが、周辺の住民からの要望もあって都市開発の面から再検討、街路的な性格ももたすことになった。つまり、高速性をもたすために原則として平面交差はさせずに〝入出ランプ〟を設け、右折は認めるが左折は認めず、左折のためにはインターチェンジを設けるが、道路周辺の地域が経済的に発展するためにスピードはそれほどあげず、将来は舗道もつけることにしている。

このバイパス建設の総工費は、用地買収との関連もあって明らかにされていないが、琉球政府創設以来の大工事になるといわれる。道路用地の総面積は約三十三万平方㍍で、用地買収は、琉球政府が負担、工事費は米民政府が援助することになっているが、米民政府は明年度援助の中に設計料として五万五千㌦を計上する。

松岡主席とワーナー民政官の間で署名された同意書によると、建設契約は、明会計年度の一・四半期に行なうことになっているが、行政府は全工事が完了するのに四、五年はかかるとみており、十一月には着工するよう準備を整えることになった。そこで明年度予算が成立すると同時に用地買収をはじめるが、これまで政府が用地買収した場合、地主の所得額がはっきりして一〇〇㌦以下課税されることから用地買収が困難になっていることから、行政府としては課税に当たっては特別措置を講ずることにしている。つまり本土がオリンピックのさい、用地買収にあたっては、二万㌦までは免税にしたことから、これに準じてこんどの用地買収は二万㌦までは免税にすることにしている。

なお、同意書によると、バイパスの建設と関連して①一号線の那覇市明治橋から壺川、姫百合通りを経て四十一号線を結ぶ道路の整備②四十一号線と安謝間の道路の整備③壺川からペリーに通ずる道路計画など、那覇市内の交通緩和策についても早急に立案することを定めている。

松岡主席の話　一号線のバイパス建設は一年前から構想を練り、計画をたてて米民政府と調整してきたが、意見が一致したことは嬉しい。バイパスができることによって、一号線の交通緩和に大きく役立つし、周辺の都市開発にも貢献することになるので、できるだけ早目に着工したい。

水道料金値下げに努力／那覇市議会で／玉城部長が答える

〔琉新・朝　１９６７・３・10〕

那覇市議会建設委員会（比嘉佑直委員長）は九日午前十時から委員会を開き、六六年度那覇市水道事業特別会計歳入歳出決算書について、審議、これを承認した。席上、儀間真祥議員（人民党）が水道料金の値下げについて市当局にただしたところ、玉城定仁水道部長は「値下げはこんご経営を合理化することにより可能であり、こんご大いに努力し、本土並みの線まで持っていきたい」と答えた。

水道料金は琉球水道公社と那覇市間に分水協定が結ばれ、那覇市が独自で値下げすることは困難だとの見方もあったが、儀間委員の質問に答えて、玉城水道部長は「水道公社からも料金値下げについて勧告を受けており、分水協定には何ら障害はない」と前置きし、次のように述べた。

こんご那覇市内の配管工事を水道公社に依頼したり、ろう水防止工事の強化、さらに施設、人事面の合理的運営により値下げは大いに可能であり、こんご継続して値下げに努力していきたい。たとえばこれまで一番問題となっていたろう水は十年ほど前まで配水管に流した水の四三％までがろう水してしまったが、現在は配管工事の強化で二八％まで下げた。こんごさらにろう水を少なくすることができる。また水道公社の進出により配管工事は同公社がじゅうぶんカバーするようになった。

消防車出動を追及／那覇市会／教公二法デモ鎮圧で

〔沖タ・夕　１９６７・３・16〕

十六日の定例那覇市議会は午前十時から一般質問が行なわれ、真栄城（無所属）、金城吾郎（社大）、儀間（人民）議員がさる二月二十四日の教公二法阻止をめぐって市が消防車を出動させた問題について当局を追及した。また椿（公明）、平良（新風）、仲宗根（市クラ）の各議員が道路、区画整理、コンポスト問題を質問した。

この日、質問第一陣に立った真栄城議員は「教公二法の問題は立法院議員の総辞職などもでて世論は真っ二つにわかれている。さる二月二十四日の激突は別として、市の消防車がデモ鎮圧に出動した法的根拠を明らかにせよ」

これにたいし宮平消防長は、消防組織法二十二条は警察の要請があれば協力して住民の生命、財産を守ることがうたってある。ポンプの圧力をおとすとか、まともにぶっつけないで散らすということも考えられた。要請は警察局からあった二十四日午前八時ごろ二台要請された。

西銘市長は「警察当局から要請されればいつでも出す用意がある」とこたえた。

反対陳情を否決／那覇市議会／若狭海水浴場の設置

〔沖タ・朝　１９６７・３・26〕

第九十回定例那覇市議会は二十四日午前十一時すぎから本会議を開き、質疑、討論のあと、上程議案の採決にはいって、同午後五時十分、十日間の会期をおえた。

この日の本会議には各委員会に付託された追加予算案を中心に十八議案が出され、原案どおり可決。午後の本会議は、一業者が若狭海岸に海水浴場をつくる問題で、若狭小学校、ＰＴＡ会、付近住民から昨年夏、出された設置反対の陳情をとり上げたほか、これといった論議は出なかった。

若狭海岸に海水浴場をつくる問題は、六三年に計画されていたもので、政府の認可をとっている。これに対し、若狭小学校のＰＴＡ会長登川正太郎氏らが昨年七月十八日、市に海水浴場ができることで、子どもの教育に悪い影響を与えるとして、設置反対を訴えていたもので、審議も昨年八月から行なっていた。この日、社大、人民、それに新風会の大山盛幸氏が海水浴場づくりに反対したが結局否決された。反対に立った仲本議員は「この一帯の海岸は汚染がひどく、海水浴場には適していない。また、二十㍍しか離れていない学校の二階からは丸見えで、教育上よくないし、まわりの住宅を考えてもよくない。やめるべきだ」と反対した。

全会一致で復帰決議／那覇市議会／全議員カンパも申し出

〔琉新・夕　１９６７・４・27〕

二十八日の「沖縄返還デー」にあたり、那覇市臨時議会は二十七日午前十時から本会議を開き、開会冒頭、「沖縄の祖国復帰に関する要請決議案」を仲本安一氏（社大）が提案理由の説明にたち「沖縄が祖国日本から切り離されて二十二年、米国の施政下で苦しみ続けてきた。このような情勢下では沖縄県民の真の福祉向上はあり得ず、自治権の制限はもとより経済も不安定であり、将来も希望の持てる生活は営めな

い」とのべた。
　ついで簡単な質疑のあと全会一致で採択。
　同議会での祖国復帰決議はこれで八回目。とくにことしは全議員が四・二八海上大会を成功させるため沖縄県祖国復帰協議会（喜屋武真栄会長）に一ドルカンパを申し出、また決議文の内容もこれまでにない調子の高い表現で祖国復帰を訴えている。
　決議のあと黒潮隆氏（人民）から本土の六百余市にも沖縄返還決議を要請しようではないかとの意見が出されたが、議会運営委員会で検討することになった。

免職処分取り消す／西銘那覇市長／岸本委員長ら12人

〔琉新・夕　1967・4・28〕

　西銘那覇市長は二十八日午前十時から那覇市役所市長室で記者会見し、さる六五年十二月、那覇市長選挙のさいのもつれから免職処分にした岸本忠三郎自治労委員長ら市役所職員、消防職員ら十二人について「自治労と何度も話し合った結果、全員について免職を取り消し戒告処分にとどめることにした」と発表した。これにより自治労も中央巡裁に提訴していた免職取り消し請求をとりさげることにした。
　西銘市長は、処分された十二人のうち、さきに岸本委員長ら七人については免職を取り消し、残り五人にたいしてはこれまで「収わい事実や西銘市長をひぼうした具体的な言動、さらに主席指名反対立法院議会乱入事件で刑事責任を追及されている」ことなどで処分に固執していた。
　この日の記者会見には、自治労側法廷代理人宮里松正弁護士、日本自治団体労働組合の河野隆次書記次長も出席、自治労側を代表して河野次長は「沖縄全体の正常な労働運動の高揚のために提訴を取り下げることにした」と述べた。
　なお、市条例による戒告処分は「二年以内の昇給を認めない」となっている。

会長に高良氏を選出／沖縄市議会議長会開く

〔沖タ・朝　1967・5・11〕

　第四〇回全沖縄市議会議長会（高良一会長）は九日午後二時すぎから、那覇市役所で六市議長が出席して開かれ、正・副会長の選任、六七年度の同会の歳入出追加予算、六八年度の同予算問題を話し合った。
　会長に高良那覇市議長、副会長に池原石川市議長を選んだ。
　この日、宜野湾市から、将来の那覇の広域都市構想として「政治センターの指定」で、政府を宜野湾に移す問題が出た。要請文を主席、立法院議長に出すことにしたが、各市議長らはこれに反対、結局再検討することになった。各議長らは「土地の確保はできているのか」「宜野湾にもってくる具体的なものはなにか」「抽象的な要請では意味がない」などの意見がでた。提案者側の宜野湾市からは、漠然とした構想しか示されず、結局、この政府移転問題は改めて練り直すことになった。

7月1日から日の丸掲揚／布令57号を改正／全沖縄船舶に実施／民政府、世界各国に通告

〔沖タ・夕　1967・5・23〕

　アンガー高等弁務官は、二十三日午前新しい琉球船舶旗の掲揚は、七月一日から実施すると発表するとともに、新船舶旗を規定する布令五十七号（琉球船舶規則）を改正した。新しい船舶旗は、さる三月一日の第十二回日米協で合意に達したもので、日本国旗の上に白地に赤くローマ字および漢字で琉球とかいた三角の小旗を併用するもの。
　一九五〇年以来琉球船舶旗としてつかわれてきた変形デルタ旗に代わって七月一日からは〝日の丸〟がかかげられることになる。
　なお、米民政府は、現在この新しい船舶旗について世界各国に通告している。
　布令五十七号の第二条A項の改正は次のとおり。
　琉球に船籍を有するすべての船舶は、上下二つの部分からなる特別旗を掲揚、または掲示しなければならない。旗の下の部分は、白地に赤いマルのついた長方形として、その縦と横の比は七対一〇。赤い丸の直径は、縦の五分の三とする。赤い丸の中心は、旗の面の中心より旗の長さの百分の一だけ左よりとする。（旗ざおの側による）
　旗の上の部分は次の要項にもとづいた小旗とする。
（A）横の長さを下部の旗の横の長さと同一とし、基底部における縦の長さを下部の旗の縦の長さの半分とする二等辺三角形とする。
（B）上部の旗の色は下部の旗の色と同じ白地とする。

上部の旗には英字と漢字のブロック字体（横書体）でローマ字の〝ＲＹＵＫＹＵＳ〟と漢字の〝琉球〟と白字に赤くそめぬき（赤い色は下部の旗の赤い丸と同色）字の寸法は縦が小旗の基底部の三分の一とする英字は〝ＲＹＵＫＹＵＳ〟と普通、左から右に読めるよう基底部（旗ざおより）から横書きされること。漢字の〝琉球〟は基底部と英字の中間に縦書きすること。上下の旗は相接して掲揚すべきであり、その基底部の間隔は一インチ以内とし、その間に他のいかなるものをはさんでもいかない。

安全性一段と強化／保護、日米両国に要請

松岡主席の話　琉球船舶に日の丸を掲揚することは、ながい間の懸案で、これまで日米両政府に強く要請してきた。

さる三月一日の十二回日米協で合意に達し、このたび、関係布令の改正をはじめ、国際法上の必要な手続きを終え、七月一日から正式に掲げられることになったことは喜ばしい。とくにさいきん、インドネシア近海での漁船の相つぐだ捕事件で、住民が不安をいだいているとき日の丸掲揚が実現することは遠洋漁業の安全がいちだんと強化され、また、日本国民として一体感をつめよることになると思う。こんどは船員の保護についても日米両国政府が、協力してあたるよう引き続き要請していきたい。

きょうから本格審議／市議会／施政方針、給与改正など

〔沖タ・朝　１９６７・６・８〕

六日から開会した第九十三回那覇市議会は、きょう八日の本会議で西銘市長の施政方針に対する質疑を皮切りに本格的な審議にはいる。この日は、椿（公明）、儀間、黒潮（人民）、仲本（社大）の各議員ら九人がこの施政方針に対する質問を行なう。九日に一般質問があって、十日に上程議案の質問、審議にはいるが、おもな議案は次のとおり。

那覇市職員の給与に関する条例の改正▽那覇市報酬および費用弁償条例の改正▽那覇市職員特殊勤務手当支給条例の改正する条例制定▽市有財産の取得管理および処分条例の改正▽工事その他請負契約条例の改正▽那覇市史編集委員会設置条例改正▽公設市場条例改正▽保育所設置と管理条例改正▽ごみ処理場条例制定▽市営住宅設置と管理条例の改正制定▽市公営企業組織条例制定▽水道事業基本計画▽国場川の水面埋め立て▽漫湖風致区整備事業の起債▽六八年度市歳入歳出予算▽区画整理事業特別予算▽水道事業予算▽下水道特別予算▽那覇教育区教育委員会職員定数制の改正▽同教育区予算など四十四件。

なかでも職員の給与の改正と市議の報酬は、物価、生活費の値上がり、また政府、民間ベースを理由に、市長が月給六百ドル（これまで五百ドル）、助役が四百二十ドル（三百五十ドル）、収入役三百六十ドル（三百ドル）と約二〇％とはね上がって七月一日から適用される。市長の六百ドルサラリーは主席、議長（立法院）なみである。

一方、市議会議員のお手盛りもこれまでの百五十ドルから二百ドルに値上がりをみせた。一般職員も平均九・六％の昇給をみている。

近代的な町づくりへ／西銘市長の施政方針演説

那覇市は、近年の琉球経済の高度成長と、日米琉政府の援助ならびに市民のたゆまざる努力により順調な発展をとげ、市民生活の水準も一段と向上しているが、承知のように、市街地は都市への近代的機能の急激な集積、交通機関の激増、加えて人口の急速な膨張に対しそれに伴う都市公共施設の整備が遅れたため、跋行状態が顕著となり、このことが産業経済、社会文化など、各面に多大の支障をきたしている。

私が市長就任以来指摘し、今後において、都市整備を推進するため、公共投資を重点的かつ総合的に行なうとともに、土地利用、道路、その他交通施設、住宅、上下水道、環境施設などについて長期計画を強力に整備推進していきたい。

一九六八年度においては、次の施策を重点として事業を推進していく。

【都市計画事業の推進】

▽都市の整備　にあたっては、都市機能をじゅうぶん発揮できるよう土地利用、道路その他都市交通施設、住宅、上下水道、環境施設などについて広域に都市計画を策定するため、一九五六年に策定の本市の都市計画マスタープランを修正する必要があり、目下都市計画委員会に諮問中であります。

一九六八年度におきましては、一号線のバイパスとして旧鉄道線の拡張整備計画が政府事業として実施されているので、これに対し唯一の環状線の一部である安謝橋から内間橋間の延長一、

八〇〇メートルをバイパス計画と並行して実施し、交通緩和の基本的解決をはかる。都心部の交通緩和策としては実施中の開南交番前から大洋琉映館前の道路、繁多川売店前から繁多川公民館前の道路およびむつみ橋、美栄橋館の道路工事を前年に引き続き実施するとともに、美栄橋から泉崎橋間の久茂地川左岸、牧志公設市場前および小禄公営住宅入り口道路の整備を図る計画である。また、一九五六年三月都市計画幹線街路として決定されましたサイオン橋から姫百合市場前の間およびラジオ沖縄前から古波蔵三差路間の調査測量を実施する計画。

区画整理事業については、山下地区を前年度に引き続き実施し、袋廻し原地区は基本調査を終了、一九六八年度に認可申請準備を考えている。また寄宮地区については、現在係争中であるが、判決があり次第事業を進める計画である。真嘉比、古島、壺川地区については、土地区画整理法の制定をまって実施する考えだ。なお、一九六八年度においては組合施行による区画整理を推進させるため、宇栄原地区を指定し技術指導を行なっている。

公園、緑地は市民の憩いの場として欠くことのできない都市施設であり、とくに市街地が繁華になるにつれ防災、美観、教化、環境の改善、児童を交通事故から守るに必要な施設であるばかりでなく、健康で明るく衛生的な生活環境の都市を形成するためにも公園の造成は重要な課題である。そこで、新年度においては、与儀公園、希望が丘公園を前年度に引き続き実施するほか、識名霊園の整備を行ない、市内に散在する墳墓を整理して、都市計画事業とくに公園事業の推進に役立てたい。

【市民生活および社会福祉対策】

▽水道事業　自己水源のとぼしい那覇市においては、その大半を琉球水道公社に依存している。したがって、渇水期において必要とする水量が得られず、時間給水あるいは隔日給水の非常措置により市民需要者に多大のご迷惑をかけ遺憾に思っている。全琉の需要を満たすには目下琉球水道公社の全琉統合水道計画に基づく北部の水源開発計画以外にないから、市としては自己水源開発についてこんごも努力を続ける。

▽住宅対策　としては市民が適正な規模および質的水準を有する住宅に住み良好な生活環境を整備することによって市民の福祉向上をはかるうえからも、住宅の整備は重要な課題である。一九六三年度以来、日米琉政府の財政援助により着々その効果をあげているが需要にこたえるにはほど遠いものがある。一九六八年度は一九六七年度継続事業として第一種住宅一六八戸、第二種住宅一〇四戸、一九六八年度分、第一種住宅九六戸、第二種住宅一六八戸、第三種住宅として第二次若松市場併存住宅の四四戸を建設する計画。

▽社会福祉対策　は、住民の最低限度の生活を保障することを根本理念として、市民と直接結びつく事業として従来から努力が払われているが、保護寸前のボーダーライン階層もなお少なくない現状である。愛生寮の完成で市内五カ所に散在した入居者を一カ所に統合し、入居者の更生指導に努力してゆく方針だ。

▽老人福祉対策　「老齢年金に関する暫定措置法」に基づいて老齢年金の業務を新年度から開始することにより、従来市の行なってきた見舞い金と合わせて行なうので効果が期待される。また、児童福祉の増進も前年度に引き続き一二〇人収容の大型保育所を建設するとともに、これまでの五十人収容を六十人収容の施設に改め、保育に欠ける児童をより多く収容する計画である。

【産業経済対策】

産業は全琉の中核をなし、年々向上しているが、産業別、規模別、組織別にみると、商工企業の大部分が中小企業で占めているので、側面から、積極的な施策を講ずることにより、商工企業の合理化を促進する考えである。観光については、内外でも沖縄がクローズアップされている現在、外客実態調査、観光宣伝事業、観光総合展示会の開催などを実施し、さらに、オフシーズンにおける外客誘致策として、関係団体との連係のもとに「沖縄祭り」を盛り上げ、本土への宣伝活動を積極的に実施して、観光事業を推進していく。

【安謝港の建設】

那覇港と泊港は、その能力が限界に達し、琉球経済のこんごの発展に致命的支障をきたすおそれがあり、安謝港の築港について琉球政府および本土政府に強く要請してきたが、今回、本土政府運輸省港湾局より係り官が来島し再調査の結果、これまでの計画を修正する必要が生じ、現在琉球政府において検討中である。また漁港についても早急に整備する必要があり、両港とも本土政府補助により計画される明るい見通しを得ている。

水道・交通問題に質問集中／横断歩道橋ふやす／水不足解消／政府に協力を要請／定例市議会／市長答弁

〔琉新・朝　1967・6・9〕

開会中の那覇市定例議会は、八日午前十時から施政方針にたいする質疑を行なった。この日は各派から十四人が質問に立ち、施政全般について当局の方針を追及したが、とくに水道問題と交通問題について質問が集中した。その中で西銘市長は「交通対策にはとくに力を入れており、市道の新設、整備、さらに歩行者の安全を守るために横断歩道橋をふやす計画だ。安里から浦添に通ずる幹線道路が完成すると市内の交通難も緩和されると思う。水不足の解決は市だけではできないので政府に要請していきたい」と答えた。質問は全般的に低調で傍聴人も二、三人しかいなかった。

赤嶺（保）議員（市政クラブ）　小禄宇栄原団地の建設にともなって人口が急増し、各学校では定員をはるかにオーバーしている。これは学力低下を招くおそれがあるが対策はあるか。

西銘市長　那覇教育委員会や政府とはかり学校用地の確保について策を講じたい。

椿議員（公明会）　市内の交通混雑を緩和する対策はあるか。

市長　安里から浦添に通ずる幹線道路が完成すればいくぶんよくなると思う。

赤嶺（慎）議員（新風会）　石川にダムができ、上間タンクが完成すると水不足は解消すると約束したが、いまもって断水が続いている。解決策はないのか。

市長　この問題については琉球政府も政策不在ですべて軍に依存している状態だ。市自体では年間三、四千㌧の水源しか開発できない。これを全部やることは市の財政ではできないので政府に強く要請していきたい。

玉城水道部長　水道公社の開発計画が完成すれば心配ない。

平良議員（新風会）　港のバース壁は極度に達しているが、安謝港の建設はいつからやるのか。

市長　これまでの計画を大幅に修正しなければならない。あと九十九万平方㍍を埋め立てなければ築港できないので、長期計画を立て財政的メドもつけてからいっきょにやりたい。これをやるのに二千万㌦必要だ。政府は埋め立ては市にさせて実を取ろうとしているが、あくまで市事業としてやる。

儀間議員（人民党）　中央税の地方自治体への移管は実現する見通しがあるか。

市長　これまでたびたび政府に申請しているがまだ実現しないが、見通しは明るい。

友利議員（公明会）　中央税の移管による収入見込みはいくらか。

市長　地方自治体の自主財源を三五％にした場合約百万㌦になる。

久高議員（無所属）　市の広域都市構想には軍用地は計画にはいっていない。軍用地を除外したマスタープランは祖国復帰面でも支障をきたすと思うがどうか。

市長　長期計画の中に軍用地がはいっていないというのは間違いで、一部ははいっている。復帰はどういうかたちで実現するかわからないが、基地撤去後のことも考慮されている。

仲本議員（社大）　六八年度の施政方針は、現年度の方針とくらべ、変わりばえしない。なんに一番力を入れ、まず、何をやろうというのか。

市長　端的にいってもなにも変わったことはない。また六八年度にとくに新しいことをやろうとも思っていない。従来どおりの諸計画に基づいて勇敢に実行するだけだ。

金城（重）議員（市政ク）　産業、経済にブレーキをかけている都心部の交通事情はどう解決していくか

西銘市長　一号線のバイパス計画の実現が先決。その他横断橋の増設をはかり、政府とも協力して緩和をはかっていく。

〝合併考えていない〟／西銘市長都市計画で答弁／那覇市議会

〔沖夕・朝　1967・6・9〕

八日午後の那覇市議会は、午前に引き続き市長の施政方針に対する質問が行なわれ、七人が市政全般についてただした。答申の中で西銘市長は仲本議員（社大）の質問に対し「わたしの残りの三年の市長任期のうちで、近隣市町村との合併は考えていない」と答えた。

仲本議員は「那覇市の場合、人口増、それに交通の混雑は年々ひどいものになっている。そこで都市計画の長期展望にたち単に那覇市だけのものではなく、近隣市町村の合併は考えていないか」と質問、西銘市長は「広域都市の問題は検討中であるが、都市構想は必ずしも都市合併に頼るものではな

い。合併はしなくても都市計画はできる。自分の任期中にそれを実行する考えはない。資金の面が重要なだけに、財政的な裏付けがないと無理だ」と答え、那覇市都市計画委員会（大宜味朝計委員長）が、昨年十一月に「将来の那覇市を広域都市にもってゆくことは近隣市町村の合併を前提としてやるべきだ」の意見と大きく食い違いをみせた。

なお、きょう九日午前十時から本会議は、一般質問が行なわれ、大山盛幸氏（新風会）が子どもの国の施設場所をはじめ、十七議員が立って道路行政、不良住宅問題、工事施行のあり方などで市当局を追及することになっている。

市職員が収賄行為／那覇／衛生業者の不正もみ消す

〔琉新・朝　１９６７・６・10〕

那覇市職員の収賄行為が九日開かれた同市定例議会の一般質問で明らかにされ、問題化している。この日午後から質問に立った仲本（社大）、黒潮（人民）両議員は「職権を利用して業者から金をまき上げている市職員がいるが、市長は知っているか」と事実をあげて当局を追及した。この質問に当局側はびっくり、西銘市長は「初耳だが、それが事実なら重大な問題だ。さっそく調査して処置を検討する」と答えた。

仲本議員の調べによると、収賄を受けたのはし尿処理業者係りの保健衛生課職員。業者がし尿の不法投棄など、不正をしているのにつけ込み、暗に委託契約の解消をほのめかして金をまきあげていたという。その職員は、ことし一月から六月までに三社から数回にわたって約八百ドルの金をおどし取ったという。

市のし尿処理は現在、七業者に委託契約しているが、貯溜槽には八〇％以上いれてはいけないという制約があり、それをオーバーすると与那原町や大里村など遠方にある仮貯溜槽まで運ばなければならない。そのため業者はときどき河川などに不法投棄し、衛生課職員がそれを取り締まっているわけで、こんどの件も業者のそういう弱点につけ込んだものである。

市長給与六百ドルに／那覇／三役たっぷりとお手盛り

〔琉新・朝　１９６７・６・11〕

那覇市議会は、十日午前十時開会し、議案にたいする質疑を行なったが、市長ら三役の給与を大幅にアップする当局提案に質問が集中した。

提案によると、市長六百ドル（現行五百ドル）、助役四百二十ドル（同三百六十ドル）、収入役三百六十ドル（同二百ドル）とそれぞれ二〇％の大幅アップになっている。三役の給与は昨年、市長が百五十ドル、助役と収入役がそれぞれ百ドルずつ上げたばかり。

この日は開会冒頭、黒潮議員（人民）がこの問題をとりあげ「物価上昇も提案理由になっているが、五百ドルでは生活できないのか。本土類似市と比較すると現行でも高いくらいで、百万の人口を有する北九州の市長でさえ五百五十五ドルしか取っていない。増俸は不当ではないか」とただした。

これにたいし城田公室長は「物価上昇は引き上げ理由の一部である。主席や政府の局長も値上げしており、慣例として那覇市長は主席並みでなければならない。民間との比較もあり、市長の体面を保つためにも妥当である」と答弁。

西銘市長は「これはわたし個人の問題ではなく、市長の問題だ。とにかく政府なみでなければならないという考えで二〇％上げた。」と答えた。

そのあと儀間（人民）、久高議員らが昇給の基準、民間会社社長との比較の妥当性などについて追及した。

〝告発も辞さない〟／那覇市職員汚職問題／野党側が強い態度

〔沖タ・朝　１９６７・６・14〕

那覇市職員の汚職を追及している同市議、野党側（社大、人民）は「この職員は、過去にも二回、同じような疑惑があるし、こんどの場合も確実な証人がいる。きょうまでなんら手を打たないのは、市当局がモミ消しする腹ではないか」と、十二日午後四時すぎ、仲本安一、金城吾郎（社大）、黒潮隆（人民）の三議員が城田公室長を訪れ、これまでの同職員に関する事件をあらためて説明するとともに、断固たる処置をとるよう、要望した。

仲本議員らの話によると、同職員の贈収賄事件は、上司である課長、部長も知るところであるし、「ただ、金を取った、取らない」の水かけ論に終わる恐れがあるとして、この日の要望となった。

このなかで同議員は「この職員は事件が明るみになってあともいぜん横暴な態度はかえない。一週間内に当局側でこの問題になんらかのメドをつけなければ、この事件を警察に告発する」

と、強い態度をみせた。

これに対し、城田室長は、「早速、経民部の調査を急がせてその結果で当方の態度を決めたい」と答えた。

この事件はさる九日の那覇市議会で、市衛生課の職員が市委託作業をさせている衛生業者から数回金（およそ七百ドル）を受けとって遊興費につかっていたというもので、これを仲本議員が明らかにした。

市の税外収入／大所は港の24万ドル／市営住宅がこれにつぐ

〔沖タ・朝　1967・6・22〕

那覇市の六八年度予算は現在委員会に付託されているが、予算規模も初めて一千万ドルを越している。

ところで年間、市の収入となるものは水道料金、租税収入以外になにがいくらあるだろうか。主なものをひろってみよう。

市営住宅の家賃、野球場の借賃そして戸籍、印鑑証明書の手数料のこまごましたものから、民間会社の株配当金までである。

◇特別基本財産収入（株式配当金）▽琉銀、出資額四千三十四ドル、配当率十パーセント、配当見込み額四百三ドル四十セント▽琉海、三千二百五十ドルの出資に百九十五ドルの配当▽琉石、千八百四十八ドルに二百三十一ドル▽沖配、六万五千三百に七千五百十ドル十五セント▽琉肥、七百五十ドルに対して九十三ドル七十五セント▽空港ターミナル、六千二百五十ドルに六百二十五ドル▽沖銀、千二百ドルに百二十ドル▽琉糖、二千二百ドルに二百二十ドル▽沖縄ガス、七千ドルに七百ドル▽真和志農協、七百十三ドルに七十一ドル三十セントの計一万七百九十九ドルである。首里バスは無配で計上されていない。

◇土地売払い代金　▽天久、安謝の埋め立て地一帯で二十八万ドル。

◇市場使用料　▽牧志（東）二万一千二百六十四ドル三十六セント▽同西市場、二万一千六百六十四ドル二十セント▽辻町、二千四百九十六ドル▽東町、千二百六十二ドル四セント▽田原、二千五百十六ドル四セント▽宇栄原、三千七百三十二ドル六十セント▽若松、一万二千四十三ドル二十セント、計六万四千九百七十八ドル。

◇港湾施設使用料　▽けい船料、一万九千五百四十六ドル▽通行料、八千四百十三ドル▽通過料、十一万四千三百六十三ドル▽運行料、二百三十四ドル▽荷あげ物料、三万九千百二十ドル▽野積み場料、三万千七百二十三ドル▽埠頭料、六千百五十ドル▽ターミナル料、二万二千百九十二ドル、計二十四万一千七百四十一ドル。

◇畜殺場使用料　千四百六十八ドル。

◇市営住宅使用料　▽第一種（久場川一〇八室、宇栄原四九〇室）九万千七百四十七ドル▽第二種、識名（九〇室）、宇栄原（二四〇室）、宇栄原（二四八室）、五万五千九百十七ドル▽第三種、若狭（一五四むね）、安謝（九六室）、東（三六室）、辻（三三室）、田原（二七室）、樋川（四五室）、若松（四八室）、七万五千二百八十ドル、計二十二万二千九百四十四ドル。

◇納骨堂使用料　二千三百六十二ドル。

◇市民集会所使用料　三百ドル▽野球場、競技場使用、一千三十八ドル。

◇保育所使用料　重民町、当蔵、松川、樋川、宇栄原、久場川、与儀で三万四千九十五ドル。

◇手数料　▽建築確認、九千四百七十四ドル▽戸籍証明（一件十七セントで六千八百件）、戸籍抄本（九万二百枚）、住民票（十二万二千四百枚）、納税証明（七百件）、印鑑証明（一件八セントで十二万八千件）など計五万二千百十五ドルなどとなっている。

ゴミ処理場が完成／南風原村字新川に／工費三十五万ドルで

〔沖タ・朝　1967・6・22〕

那覇市のゴミ処理場（コンポスト）は、南風原村字新川先に完成、すでに試運転を続けているが、七月一日午後一時半から来賓や関係者を招いて落成式を行なう。

これは総工費三十五万三百五十ドルでオートメーション化した衛生的なゴミ処理場施設。落成式には、アンガー高等弁務官、松岡主席、山川立法院議長ら多数が出席、安全操業の祈願祭を行ない、施工者である第一産業会社から那覇市長に施設のカギが手渡される。

一〇〇〇万ドルの超大型予算／三役、議員がお手盛り／那覇市予算議会おわる

〔沖タ・朝　1967・6・29〕

六八年度予算を中心に審議した第九十三回那覇市議会は二十七日、二十二日間の会期を終わった。この議会は市職員の給与に関する条例の一部改正制定、同市報酬および費用弁償条例の一部、那覇教育区教育委員会報酬および費用規則の一部改正、水道関係の公営企業組織条例制定、六八年度同市歳入

歳出予算、教育区歳入歳出予算など上程された六十一議案の一部を修正して原案どおり可決した。

さて、この議会を顧みての焦点は、なんといっても初の一千万ドル台にのぼった新年度予算で、市長、助役、収入役それに市議のお手盛りがみられたことと、教育委の報酬と費用が修正されたことだろう。

市長のサラリーを引き上げる案がこの議会で通過したため、七月から市長が六百ドルに、助役が四百二十ドル、収入役が三百六十ドルの約二〇㌫、また市議が百五十ドルから二百ドルと三三㌫それぞれ引き上げられる。野党側はこの値上げを会期中、集中的に追及、本土類似市、県などの例をあげ、市民のためにならないとして強く反対をした。黒潮議員（人民）は「市長、三役の報酬引き上げは昨年三百ドルから五百ドル、助役が二百五十ドルから三百五十ドルにしたばかりであり、さらにことしも引き上げなければならない理由がどこにあるのか。市民の生活状態、予算を考慮にいれて引き上げをすべきだ」と、はげしく攻撃した。

大幅引き上げをする以上、理由も大きいはずなのに市当局は物価上昇、民間ペース（社長なみ）対外的などを理由にしてお茶をにごし市民をじゅうぶん納得させるにはいかなかった。また、役所がこの給与改定に一流民間会社（社長なみ）のベースに固執したのも妙なものではなかったか。とにかく、この値上げ案は賛成多数で通ったとはいえ、かなりの論争をよび市民の関心を呼んだ。

首里、鳥堀町に建造中の愛生寮の壁一つが畜殺場になっているがこれをどうするか問題になった。市当局は入居がはじまれば使用は減らしていきたいと方針をのべたが、瀬長フミ議員は「愛生寮にはいる人たちは老人がおおく、壁をへだてて豚の断末魔の声をきくことは精神衛生面からも由々しい問題だ。これではウバ捨て山の感がする」と追及した。また大山議員（新風会）は、非行少年の激増を指摘して、中学校に特殊学級をつくる考えはないか、青少年の健全育成の面からも大切なことではないかと強調した。一方、市議会は水道対策として北部の水源開発の早期実現と軍道路3号線の開放を高等弁務官、主席らあてに要請決議した。

教育委の報酬は四年ぶりに現行の七十ドルから五十ドルのアップして百二十ドルにしよう―との案が上程されたが、市政クラブ（与党）で修正されて月額百ドルに決めてしまった。この報酬案の端数切り捨てで（二十ドル）市議会の舞台裏も久しぶりに活気をみせた。

経民委員会は二十三日、各派交渉で調整をし、できれば意見を統一して原案どおりにもっていきたい意向が強かった。結局、各派の話し合いがつかず、市政クが出した修正案を通してしまったわけだが、ではなぜ市政クがこの修正案を出したか「市議も三三㌫あげた。教育委もその線のアップで端数は切り捨て、市議の半分の仕事しかないのでその半額でよい」といった妙な理くつであった。野党側は百ドルへの減額を教育委に対する「イヤガラセ」であるとして受けとった。

さる三月十九日の教育委の改選で、革新が伸びて四対三の勢力分野になったため執行、議決機関を有するこの委員会の構成が当然、目の上のコブになっていることは事実だ。こんどの委員報酬問題は、そのための報復手段とみられても仕方がないだろう。また教育委員長、副委員長にこれまで支出してきた交際費の削除にも現われている。委員長六十ドル副委員に三十ドルと、これまで慣習で交際費が支給されていた。これを廃止して委員会（七人構成）に配分するというのだ。なお。先の改選後、委員長に嵩原久勝氏（社大）副委員長に宮里政秋氏（人民）がなっている。久しぶりの活発な市議会に反してあと味の悪い面が残ってしまった。

水道局に昇格／真和志の庁舎へ移転

〔沖タ・朝　１９６７・６・29〕

那覇市の水道部（玉城定仁部長）が一日から市町村公営企業法にもとづいて「水道局」に昇格する。水道局設置は、公営企業の組織条例で先の議会で可決された。将来は真和志支所あとにつくる合同庁舎に消防など移転することになる。

水道局として独立した場合、収入、人事権などの権限が市長から管理者の手に移管されるので、いまその引き継ぎを急いでいる。

本土援助を直接に／高良議長、全国市議長会へ

〔沖タ・朝　１９６７・６・29〕

全国市議会議長会の定期総会は、二十七、二十八の両日、東京・九段会館に五六六の市議長が参加して開かれた。

那覇からは高良一議長が、これに出席した。沖縄側のこんどの要請事項

は、本土からの援助金を、本土市町村の交付税ににかよった制度で直接流れてくるように取り扱ってほしいというもので、大蔵省など関係各省に陳情することにした。

水道事情、今夏最悪に／市議会／水源開発を要請決議

〔沖タ・朝　1967・6・30〕

那覇市の水道事情は、この夏最悪事態になるのではないかと心配されている。市議会でもこの問題が大きく取り上げられ、質問や論議が集中したが市独自の解決策はなく米民政府、行政府、立法院などに水源開発の要請をすることになった。要請決議は、本会議最終日の二十七日、全会一致で採決された。

【決議要旨】　那覇市は、毎年時間給水、断水を繰り返し、市民に多くの苦難を与えてきた。生活水準の向上、人口の都市集中化は水不足に拍車をかけることになり市民に大きな不安と苦痛を与え、とくに夏季の最需要期を迎えいっそう憂慮される事態になっている。この現状を抜本的に打開するには北部の豊富な水源を開発する以外にはない。米民政府、琉球政府、立法院は、その責任において中部以南の市町村の水不足を解消すべく、北部水源開発を早急に実現するよう、強く要請する。

〝土地買収に反対〟／地主が陳情／上間発電所建設で

〔沖タ・夕　1967・7・15〕

琉球電力公社（屋田甚助総裁）の施設拡張のひとつとして、那覇市字上間東原先に計画されている発電所建設に伴う土地買収に反対する同市上間、識名、繁多川、真地の四地区の代表（大城善輔さんら約二十人）は、十四日午前、那覇市役所に古堅助役を、また、市議会に辺野喜副議長を訪ね、「いまある上間の変電所の設置に関してはこんご発電所の拡大はしないと、関係者は約束しながらまた、土地買収がおきている。われわれ零細農家はこれ以上土地をとられては毎日の生活にも困る」と反対を訴え、陳情文を手渡した。陳情団はこのあと電力会社にも同様の陳情をした。

上間に発電所を増設する問題はことしのはじめごろから出ているが、具体的な動きがなく、市の土地課にもいまだに正式な連絡がない。公社側は最近になって独自に地主と交渉をはじめ、一部地主とは売買契約をとりかわした。しかし大半の地主はこれに反対、この日の陳情になった。こんどの発電所用地の買収予定地は、いまある変電所（政府道四四号線沿い）から那覇寄りで、用地面積は明らかにされていないが、およそ二、三万キロワットの発電所を置くものといわれる。この発電所からの高圧線は農事試験場、南風原村にある市のコンポスト工場付近を通って牧港に結ぶという。発電所設置に住民側が反対しているのは、買収地が農耕地であること、買上げされると農家としては生活に大きく影響してくること、また公害問題が出てくることをあげている。いまの変電所も風むきによっては、高台の住宅地はその音でラジオ、テレビが聞こえないほど。また、発電機からのぼい煙でひどく被害をこうむっていると訴えている。

市営畜殺場を廃止／那覇市臨時議会／全会一致で承認

〔琉新・夕　1967・7・18〕

那覇市臨時議会が十八日午前十時から開かれ、市営畜殺場の廃止を全会一致で承認した。畜殺場は、六一年に作られ建て物が古くなり運営にも支障をきたしていた。また、この敷き地内に愛生寮が設置され、環境衛生上もよくないとして八月一日から廃止することになったもので、これまで同畜殺場を使用していた業者は市のあっせんで安謝の私営畜殺場を使うことになった。

なお、議会が始まる前に、さる六月に東京都で開かれた第四十三回全国市議長会総会で表彰された大山盛幸議員と議会事務局の新垣襄二議事課長にたいする表彰状の伝達式が行なわれた。大山議員は八年間も副議長を勤め、また新垣課長は十五年間も事務局に勤務して成績が優秀だったとして表彰された。

広域都市を考える／座談会／迫られる合併推進／政府がおんどとり

〔琉新・朝　1967・7・21〕

那覇市が打ち出した近隣一町五村（与那原町、豊見城、浦添、南風原、西原、大里各村）を含む「広域都市」構想を契機に、本紙ではことし一月から約半カ年間、週一回の那覇市内に企画「広域都市を考える」を掲載、あらゆる角度からいわゆる都市問題についてメスを入れてきました。「人口密度全国第

五位」という順位に象徴されるように、現在の那覇市は狭小の土地に人口が集中、不良住宅群、公害をかかえ、道路、公園の不備など「病める都市」の症状を色濃くしています。その打開策の一つの手がかりとして広域化構想も出てきたと思いますが、幾度か機運が高まりながら立ち消えていった那覇市と近隣町村との合併問題ともからんで、この問題には幾多の問題が横たわっているようです。本紙では世論の動きを追ってこんごも都市問題を追及していくつもりですが、一応企画を終わるに際し、いろいろ町づくりのビジョンについて話し合っていただくことにしました。

出席者
嶺井　政治（琉球政府行政部長）
高良　一（那覇市議会議長）
宮里　辰彦（リウボウ社長）
嘉手納是敏（那覇市都市計画課課長）
大城貴代子（主婦）
司会　諸見里喜行（本社社会部長）

―まず、行き詰まった現状の打開策ですが、なにかいいチエはありませんか。

合併以外に道はない

高良　市域を拡大することが先決だ。合併以外に問題解決の方法はない。狭い市域に人々がうずめき、しかも毎年一万人の割り合いでふえていく。満員バスにいくら詰めこもうたって、無理な話だ。

宮里　いまの那覇市は狭いことは間違いないし、広ければ広いだけいいことは確かだ。しかし、合併だけがすべての解決策というのには疑問が残る。いまのままでも総合的な計画は立てられるのではないか。最近訪問したパリなど東京都の世田谷ぐらいだというが、周囲に衛星都市ができて整然としている。もちろん、できれば一本にした方が能率的だとは思うが、いまのままでもやれないことはなかろう。

政府の責任で推進を

嘉手納　たしかに理論的には合併しなくても、かなりのところまで計画が実施できるといわれてはいる。しかし、現実には行政区がカベになって困難だ。琉球政府に総合的な都市計画のマスタープランがあって、それに沿ってやるならいいが、それもない。パリの場合、ちゃんと国家で計画を持っている。沖縄では那覇市は那覇市で、浦添村は浦添村でというふうにばらばらに計画しており、チグハグだらけだ。まとまった形でリードすべき青写真を政府が作るべきだろう。

高良　これは大きな政治的課題だ。政府は地方町村の合併問題には力をいれているが、一番困っている那覇市とその周辺にたいしてはなんら呼びかけをしていない。隣接町村の首脳陣に合うたびに今後の話が持ち上がるが、政府が動かないので財政面のことなどがあって思い切って腰が上げられないのが現状だ。政府が音頭を取り、財政面の裏付けを確約すれば話は急速に進む。

嶺井　政府としては六〇年にすでに全琉の合併基本構想を打ち出し、その実現に努力している。しかしこれはすぐにできるものではないし、高良さんがいわれるようにまず地域で話し合う組織が必要だ。なにしろそれぞれ自治体だし、強制的にできるものではない。

大城　わたしは那覇市にきて三年しかならないが、ゴチャゴチャした町にうんざりしています。道路と住宅が雑然としてうずまき、家の中までほこりに包まれ、ミゾは詰まるし、子供と散歩しようと思っても公園はない、といった状況。子供を保育所にあずけているが「保育所の方が広くていい」と主婦の間から冗談も飛び出すありさまです。合併問題は理論的にはよく知りませんが、とにかくこのむさくるしい現実だけは早くなんとかしてほしい。政府も首都としての那覇市にもっと関心を持っていただいて…。

―政府への風当たりが強くなったようですが。

現実に即した政府施策を

高良　そうなんだ、理屈を抜きにして、那覇市はもういまのままではどうにもならなくなっている。政府の政策はもっと現実に即したものでなければならない。広域計画に織り込まれた近隣町村は、経済的、社会的にすでに那覇市と一身同体なのだ。

嘉手納　市町村は同等な行政団体だし、政府がリーダーシップを発揮してもらうことは是非必要ですね。

嶺井　それは自覚しています。生活圏、経済圏が一つの地域にまとまるのは理想的だ。しかし、関係市町村が積極的にならんことには動きにくい。それでも那覇市ブロックについても、合併促進のための努力は継続的に進め、住民の動向調査も行なっている。いままでの調査の結果では、政府が乗り出す段階ではないようだ。

高良　反対しているところもあるのか。

合併は時期尚早の意見も

嶺井　まっ向から反対しているところはない。ただし時期尚早という意見はあった。

宮里　人口のバランスによって積極論と慎重論があるのだろうか。わたしにはどうも那覇市に集中するという心理がよくわからんですナ。車もはいらない市内のゴチャゴチャしたところより郊外の方が暮らしいいと思うのだが、それとも毎年一万人の割りでふえるというのは、まだ余地があるとも受け取れる。

大城　どういう具合に人口がふえていますか。

嘉手納　自然増が四〇％で他地域から流入してくる社会増は六〇％です。宮里さんがおっしゃるようにたしかにどこに住んでもよさそうなものですが、それがどうも那覇市に集中してくる。いろんな悩みはあっても、都市の持つ魅力はやはり強い。だからこそ都市問題は深刻で重要なのです。

―広域都市問題に関し、まず現市域内の福祉向上が先だという意見と、市域拡大による開発が先だとの意見があるようですが。

福祉は福祉／開発は開発

高良　なにも福祉が先か開発が先かと思い悩むことはない。福祉は福祉で、開発は開発でバリバリ進めていけばいいのだ。人口が現状維持なら差しつかえなかろうが、満員バスはいま爆発しそうなところまできている。建て物は一日に十件の割りでふえ、車も日に日に増加するばかり、観光客も七〇年には五十万人を突破するものとわれわれはみている。いまのせま苦しい那覇市で果たしてこれに対処していけるか。問題は将来は合併しなくてはならない。これは必然だ。しかしそのときにはすでに手遅れだ、ここを読みとることが肝心だ。合併を先にして計画を進めればムダははぶけるが、思い思いに工場を建て、道を開けたらそれこそ過去の失敗の二の舞だ。五号線道路や十三号線道路をみてほしい。工場や倉庫が無計画に立ちはじめている。

嘉手納　これは重要な問題だ。都市は動いている。活動しているものにワクをはめておいて、固定的なものに手をつけていく。それでは本格的な町づくりではなく、いつまでたっても修理屋だ。たとえば人口を分散するということがよくいわれるが、近郊に住宅を建てて分散しようというものが、逆に吸引力となって東京のように大世帯となってしまう。要するに都市の拡大は、どうしても避けられない一つの宿命といえる。この動く都市に人間が遅れをとらないことだ。

市拡大化は一つの宿命

嶺井　沖縄の地方自治体は確かに現状に合わなくなっている。いまの市町村域はほとんど間切り時代からのままで、すでに百年を経過している。交通機関も発達して昔の一里はいまの一里ではない。本土の市町村合併は吉田内閣以来政府計画の一二〇％の成果を上げている。住民の意識の目覚めが望まれる。

―それほど望まれている合併問題が、うまくいかない原因はなんでしょう。

将来は中部まで一つの都市

高良　住民や市民に国際都市「那覇」という認識がないためだよ。それに村や町の有力者たちが自分の地位がおびやかされると、いらぬ心配をするからだ。政治家はもっと確信を持って大胆にやらねばだめだ。将来中部まで一つの都市になるので、宜野湾市に政府庁舎を移して一大都市にする構想を立てているんだ。そして現在の政府は琉大の付属病院に使用する。

宮里　そら出た、高良さんの大構想が。デモから開放されるだけでも大助かりだ。（笑い）

高良　みんなリウボウのことを考えているんだ。大学病院ができれば買い物客もふえるよ。（笑い）

西銘市長の本心は？

―西銘市長の考えはどうでしょう。さる本会議で「広域都市すなわち合併ではない」と答弁し、残る三カ年の任期中は合併はしないと断言しているようですが。

高良　そのことなら心配ない。実は十九日に市長と約二時間にわたり合併問題について話し合ったが、「本心は合併しなくてはどうにもならないと思っている」とはっきりいっていた。ただ、政府の弱腰を気にしているのだ。合併に見合う財政的な裏付けがあればいつでも動くといっていた。そこで嶺井さん、相談だが、近いうちに関係市町村の代表を集めて、交渉を始めようじゃないか。

嶺井　関係市町村がその気ならいつでも出かける用意はある。しかし、圧力をかけるように受け取られては…。

大城　軽い気持ちでお出かけなさい。（笑い）

高良　あんた、地方の合併劇の失敗でおじけづいてはいけない。那覇ブロ

ックはみな紳士だから。（笑い）政府の手伝いをしているんですよ。

嶺井　ハイ、勇気を出して出かけます。（笑い）立法院定例議会が終了してから手がけましょう。

建設、変更できぬ／上間発電所／屋田総裁が説明／那覇議会総務委

〔琉新・朝　1967・9・17〕

那覇市議会総務委員会は、十六日午前十時から上間発電所設置反対の陳情を審議するため委員会を開き、屋田電力公社総裁を招いて設置計画などについて説明を聞いた。この日は、嵩原立法院議員（社大）のほか、上間や識名の農民およそ六十人もつめかけ傍聴した。

席上、屋田総裁は設置計画について「電力需要を潤すため、上間に一万五千キロワットの能力をもつガスタービン発電機二基を設置する。敷き地は、約六千六百平方メートルで、およそ三分の二は契約が済んでいる。農民が心配するような被害や公害は絶対にない」と説明した。それに対し黒潮議員（人民）が「将来都市合併をして与那原町まで含めた応域都市計画をする場合、予定地周辺は最適の住宅地域になる。耕地としても一等地であり、現在の変電所でも相当な被害が出ていると農民は訴えている。郊外の原野などに敷き地を変更することは出来ないか」と質問した。屋田総裁は「民政府では変更する意思はないといっている」と答えた。

このあと陳情者を代表して大城善舗上間自治会長から反対理由などについて聞いた。

総務委が現地検分／上間の発電所設置反対陳情で

〔沖タ・朝　1967・9・21〕

那覇市議会の総務委員会（赤嶺慎英委員長）は、二十日午前十時開会、上間の発電所設置に反対する地主からの陳情を討議し、さっそく問題の発電所設置予定地を視察した。現場には上間、識名、真地など七地域の区民代表およそ二百人が議員団を待ちうけ、「この土地に発電所をつくったら、一帯の住家は公害でひどく迷惑する。なんとかほかの場所に移してもらいたい」と訴えていた。

電力公社が設置予定している場所は、四四号線わきにある変電所から、国際繊維会社寄りのおよそ五千二百平方メートルを買収しているが、この土地の中心部、約二百三十一平方メートルは地主の反対をうけて取り残されている。

「反対」と染め抜いたはち巻きに、プラカードをもった住民はほとんどが四、五十代の人たち。「この土地以外にも約九百九十二平方メートルの土地を買い取って発電機一基を設けるというが、これも最初は燃料タンクとのことだった。こうした話の食い違いは再三で、困っている。この調子でゆくとどのような拡張工事もだまっていなければならなくなるので心配だ」と、不満をもらしていた。

また、嵩原立法院議員も「反対のための反対ではない。発電所をつくることでどのような影響が住民側にかぶさってくるかを考えてほしい」と訴えていた。

住宅難の現状と対策をみる／四〇％が仮住まい／行政区域の壁にはばまる

〔琉新・朝　1967・9・22〕

那覇市の住宅事情は、人口増加にともなって、ますます深刻な問題になっている。バラックながらもわが家を持っているのはいい方で、多くの市民は借家住まいをしいられている。狭いながらもわが家を持ちたい―これが庶民の切実な願いである。ところが、公営、市営住宅の建設は人口増による需要をようやくうめる程度で、住宅難緩和策としては焼け石に水というのが実情だ。市民の四〇％が住宅に困っているのだ。なんとかならないものか。住宅難の現状と対策はどうなっているのだろうか―。

東京よりひどい住宅事情

ことしの七月、若松市営アパートが完成した。四十五世帯収容だがそのうち元からこの敷き地内に家を持っていたがアパートを造るために立ちのかされた人たちや、都計事業で強制立ちのきをさせられた人たちを優先的に入居させることになり、結局、残ったのは二十室足らず、これを目ざしてなんと六百人余りも応募者が集まった。あきらめて応募しなかった人も多い。競争率は三十倍だ。まさに宝くじなみである。那覇市の住宅事情がいかに深刻であるかがわかる。

では、一九六〇年に行なわれた国勢調査から市の住宅事情をみてみよう、全市の住宅難世帯は、全世帯の三七・三％、住宅不足数は二万戸である。これを本土の場合は一二・五％、最も悪い東京が二三・一％だから沖縄はそれよりもひどいということになる。

住宅の規模をみると、一戸当たり平

均室数が那覇市の場合二・三室、東京が二・九室である。一人当たり平均畳数は二・四畳で、東京の三・三一％よりもはるかに悪い。しかも、二・五畳未満の世帯が全世帯の四八・五％を占めている。沖縄は、住宅の絶対数が極度に不足しているというだけではなく、その水準も本土に比べてはるかに低いのだ。これでは、いくらうまいものを食べ、高価なアクセサリーを身につけていても健康で文化的な生活などとはいえないだろう。人間が生活を営む上で最も基本となる「住」の問題を解決しないでは繁栄も、経済成長も無意味であろう。

年々上がる工事単価

勤労大衆にとって自己資金だけで住宅を建設するのは、相当の財産でもないかぎりまず不可能に近い。住宅の工事単価は、建材価格や労賃の上昇につれて年々高くなるばかり。現在では三・三平方㍍（坪）当たり三百～三百五十㌦が相場だ。四五・五平方の家を建てるのに三百㌦の単価としても四千五百㌦、諸経費を入れると五千㌦どころではないだろう。百㌦の給与で毎月預金できる金はせいぜい二十㌦程度だ。これでは建設費の上昇を度外視しても二十カ年待たなければ家一つ造れないことになる。

開金も資金不足にあえぐ

こういうサラリーマンにとってほとんど唯一の頼みの綱は開発金融公社の住宅融資金である。同社は、戦後の住宅難を緩和するために住宅資金を設け、六六年度現在で二万九千七百三十六むね、三千七百二万一千㌦を住宅資金に供給してきた。いかし、開金もこれまで年間平均四百万㌦の資金が昨年からは半分の二百万㌦ぐらいになっているという。

頼みの綱の開金も資金不足にあえいであまりあてにならない現状では、大衆がわが家を持つということは〝はかない夢〟にすぎない。同居や借家生活から解放されて公営住宅にはいるためには、狭い門をくぐらなければならない。

市の住宅十カ年計画

市では〝一世帯一住宅〟を目標に六四年から十カ年で公営、市営住宅を建設する計画であったが、同計画は初年度からつまづき目標の約半分しか達成していない。

計画では向こう十年間に人口増に伴う需要を考慮した住宅不足数が三万六千戸、そのうち民間自力建設が二万二千戸、残り一万四千戸の四〇％の五千六百戸を公営と市営で建てる考えである。計画通りにいくと年間五百六十戸建設しなければならないが、実際はその半分しか建設していない。これまでの実績をみると、六四年三百七戸、六五年三百二十五戸、六六年二百九十六戸、六七年三百二十戸、六八年、六九年は建設計画のものを含めてそれぞれ二百七十二戸、三百八戸となっている。六九年度以降の計画もほぼ同数である。花城建設部長も「市の都市計画事業もまだ一三％しか達成していない。住宅建設費にまわせる市の予算は限られており、現状では十年計画を二十年に延ばさざるを得ない。今後、日米琉政府の大幅な援助がない限り〝一世帯一住宅〟のスローガンは机上のプランに終わるだろう」とまことに心細いことをいっている。

本土では、政府の住宅政策として公営住宅、住宅公団、住宅金融公庫の三本柱があり、それぞれ低所得層、中間所得層、高所得層に住宅を供給している。所得水準に見合った住宅政策を実施しているのである。ところが沖縄では、昨年九月にようやく発足した琉球土地住宅公社と公営住宅だけである。

住宅公社の事業は①行政区域にとらわれない住宅供給②所得階層に見合う住宅供給③既成市街地の土地の高度利用と環境の整備―住宅の高層化と細分化された土地の両整備④巨大な団地を郊外に建設して市街地を開発する⑤埋め立て事業―などで、すでに団地の建設に着手している。第一号は、首里に九階建て（六十三戸）のアパートを造る計画で、来年六月には完成する。また、豊見城村に三十三万平方㍍の土地を確保し、ここに来年一月に千五百戸の団地を建設する予定である。会社は〝一世帯一住宅〟を目標に六六年度から十五年で三万三千戸の団地と分譲住宅を造る計画である。しかし、同社の目標である一世帯一住宅を達成するためには、民間自力建設や公営住宅の建設が予定通り進まなければならないが、すでに見て来た通り、公営住宅の建設計画は半分しか進んでいない。とすると公社の目標もまた机上のプランに終わりそうだ。健康で文化的な生活、本土並み住宅水準に達するにはまだまだ先になりそうだ。

お粗末すぎる対策

住宅問題は、ただ単に建てればいいというものではない。琉球土地住宅公社の金城計画課長は「現在の都市計画は行政区域の壁にはばまれている。住宅問題も同様でもっと市外の地を開

発し、人口の分散を考えなければならない。そのためには行政区域を越えた広い視野で政策を立案する必要があろう」と指摘している。人口の推移をみると、六〇年から六五年までの五年間で全琉の増加率が五％であるのに対して那覇市は一五・三％増加している。一番激しい浦添村では二五・七％も増加している。都市周辺の二十六市町村で増加しているのに対して他の三十二市町村では逆に減少の傾向をたどっている。この現象は、今後も激化することが予想され、都市地区の住宅難も悪化の一途をたどることは明らかだ。

以上見て来た通り沖縄の住宅政策は、まことにお粗末で、明るい材料は一つもない。市民の約四〇％が困っている住宅政策に政府や市はなぜもっと本腰を入れないのか。住宅建設は選挙のさいの票には結びつかないからだ、という話もあるが、とんでもない話であろう。この問題は単に行政部門だけにまかせず、立法院や市議会ももっと真剣に取り組んでほしいものである。

新メンバーで職員給与など審議開始／那覇市議会各委員会

〔琉新・夕　1967・9・23〕

那覇市議会は、二十三日午前十時から各委員会を開き、正副委員長を互選したあと、付託案件を審議した。議案は、総務委が職員給与に関する条例の一部改正、経民委が教育委員職員の給与に関する規則の改正で審議、建設委は牧志公設市場建設用地と石嶺町の公営住宅建設用地を視察した。

委員会は、二カ年の任期満了にともなってメンバーが次の通り変わった。

【総務】平良真次郎（委員長）金城重正（副委員長）、山川正平、真栄城嘉園、金城吾郎、喜舎場盛一、辺野喜英興、大浜長弘、黒潮隆、高良一【建設】比嘉佑直（委員長）、金城庄瑞（副委員長）、赤嶺慎英、吉浜朝一、又吉久正、比嘉朝四郎、赤嶺保三郎、仲本安一、儀間真祥、友利栄吉【経民】大山盛幸（委員長）、仲宗根昌弘（副委員長）、喜久山朝重、渡口麗秀、平良亀助、宮良永昌、瀬長フミ、椿秀義、安見福寿、久高友敏

首里に公営住宅建設／那覇市議会／土地購入問題で質疑

〔琉新・夕　1967・9・26〕

那覇市議会は二十六日午前十時から本会議を開き、当局提案の追加議案「公営住宅建設用地の取得」「同売買契約締結」など五件について質疑をしたあと建設委員会に付託した。

同案は首里大名町と石嶺町に公営住宅を建設するため土地を購入しようというもの。市の計画では首里大名町三丁目に第一種、二種の公営住宅を七〇年に三百四戸、七一年の五百戸、七二年に百八十八戸、計九百九十二戸を建設する。また、石嶺公営住宅は六八年に二百六十四戸、六九年に三百五十四戸、七〇年に百九十六戸計八百十六戸建設する。

質問に立った金城吾郎議員（社大）は「現在、計画用地わずか一七％しか取得していない。公営住宅を作るになれば周辺の地価は高騰するがそれでも計画通り取得できるか。また、琉生住宅公社に依頼して購入しているがなぜか。土地ブローカーが地主を脅迫している事実もあると聞いているが知っているか」と当局を追及した。

これに対し花城建設部長は「残りの土地の購入方法については検討中だが、計画通りできると思う。ブローカーによる地主の脅迫については地主から電話で問い合わせがあったが、強制土地収用法の適用は考えていないと返事した」と答えた。

このあと人民党の瀬長、黒潮両議員が「これから造る公営住宅もプロパンガスの共同配管をするのか、するとすれば強制するのか、入居者の生活権侵害になると思うがどうか」と質問、花城建設部長は「宇栄原団地は保安上の必要から共同配管している。使用については強制はしないが、個人業者がはいるのは許可しない。今後の問題は検討してから決めたい」と答えた。

市議会だより／議員さんの名札

〔沖タ・朝　1967・9・28〕

○…開会中の那覇市議会の各委員会に議員名札がお目見え、「オラが選良の活躍ぶりがこれでよくわかる」と、評判はいい。これは議会事務局長の義永さんが鹿児島市議会をみて、もち帰ったアイデア。

○…この議会からは委員会の委員配置替えが行なわれ、議員の気分もなんとなく一新された感じ。だが、「いまさ

ら名札でもあるまい」と、古手の議員さんはすっかり照れ気味だが、「議員さんもこれでエリを正してもらえる」と事務当局側は満悦の表情。

陳情団百人が見守る／市議会総務委員会／「発電所設置」を審議

〔琉新・朝　1967・9・29〕

那覇市議会総務委員会（平良真次郎委員長）は二十八日午後三時すぎから委員会を開き、大城上間自治会長らから出された上間発電所設置反対の陳情を審議した。

この日は大城自治会長ら農民およそ百人の陳情団がつめかけ、審議の成り行きを見守った。市当局から花城建設部長、嘉手納都計部長らを招いて建設予定地と都市計画との関係などをただした。席上、嘉手納都計課長は、同設置予定地は将来準工業地帯にする計画を明らかにし、「現在、上間は住宅地に指定してあるが、発電所設置予定地周辺は六四年に準工業地域にする計画で現在、都市計画委員会で審議している。準工業地帯になると住宅の建築もある程度許されるが、あくまで工場設置が主になる」と説明した。

そのあと各議員から①準工業地帯指定に地主や市民が反対したらどうなるか②公社の計画は事前に市当局に通知があったか③発電所を設置すると将来、市は都市計画上困らないか―など質問が出た。

これに対し花城部長は「市が指定し都計委で決定しても議会の議決を得なければならず、さらに政府の都市計画審議委員会で決定しなければならない。その間に市民や地主の意見を反映させる機会は十分ある。公社から事前の連絡はなかった。発電所を設置すると将来どうなるかについては重要な問題であり、まだ結論は出していない」と答えた。

対策特別委を設置／上間発電所設置／問題解決へ

〔沖タ・朝　1967・9・30〕

二十九日の那覇市議会総務委員会（平良真次郎委員長）は、もめている上間発電所設置問題を午前の公社側との話し合いのあと、午後も引き続いて取り上げたが、採決までにはいかなかった。結局、長時間にわたる与野党の調整の結果、議運委を開いて「上間発電所問題対策特別委員会」を設置して問題解決に当たることで話し合いがついた。

この特別委員会を設けるについては①来月十二、十三日ごろ、招集する臨時議会までに議会としての結論を出す②当局が議会を引きのばすようなときは議員の署名で開会させる③特別委員会は常任各委員会の正副委員長に各派代表、副議長の計十三人で構成するなどの条件で全会一致了承した。

この問題の取り扱いで、同委員会は予定よりおくれ、同午後三時になってようやく開かれたが、与党側は採決をする前に「特別委員会」をつくって前向きで問題を解決すべきだとしたのにたいし、野党側は議会の意思決定必要と委員会の採決を迫って対立、その間、傍聴の地元反対住民代表およそ八十人からは「阻止、促進の二つの陳情がきているし、いずれの採決をみないまま議会を終わることはよろしくない」と熱っぽい空気のなかで反対を訴え、委員会審議のもようを見守っていた。

どうなる上間発電所設置問題／立法院で決着の噂も／地元住民は公害を恐れる／注目される対策委処理

〔沖タ・朝　1967・10・5〕

地元、上間など七カ隣接地区のはげしい反対をうけている上間発電所設置問題は、那覇市議会の九月定例会ですったもんだしたあと、「特別委員会」を設けるまでこぎつけたが、結論をせまられている予定の十二日ごろまでにどんな結果を出すかでひとつのヤマ場になってきた。

九月市議会は、上程議案二十五件とともに、琉球電力公社の建設計画にはいっている上間東原先の発電所づくりに反対の地元住民からの陳情を審議した（設置促進の陳情は沖縄工連会、商工会議所などから出されている）

ところで与党側と市当局のこの問題に対する取り扱いは慎重で連日、地元住民代表のエネルギッシュな陳情に取り巻かれて審議もすっかり暗礁に乗り上げた形。先月二十九日の総務委員会は朝十時から午後の六時すぎまで続けられたが結局、採決されるまでにはいかなかった。委員の席をぐるりと占めた反対住民の顔色をみると、とうてい

〝決〟をとる空気ではなかった。結局、与党側の要望である特別委員会設置案に野党側はナシくずしにしないために、近く開かれる予定の臨時議会までに結論を出す、議会引きのばしをしないなどの条件をつけてこれに賛成して、この議会を終わった。

さて、市議会は上間発電所問題対策委員会を設けたが、この問題をどう処理するかが関心ごとだ。恐らく明確な態度を出すまでにはいかずまま、立法院への送付ということが予想される。

一市議会で片づける問題ではないとの意見も出ているし、あたり障わりのないように立法院審議に回すことが賢明とするのがもっぱらのウワサである。この陳情は、二つの委員会に出すなど不手際も重なったこともあって、審議への取っくむ姿勢の弱さは否めなかった。あるベテラン議員は「われわれはただ議案を議決するだけではなく、市民の幸福を考える政治をすることだ」といっていたが…。

上間の騒ぎが表面化したのは、電力公社が地主との間で買収に乗り出したことからで、実際の動きや、設置のウワサが地元民の耳にはいったのは、こととしのはじめごろからだという。現在、四四号線わきにある変電所から国際繊維会社寄りにおよそ五千二百平方㍍の用地を公社は買収している。また、その左手にも発電機一基（一万五千㌔㍗）を置くために約二百三十一平方㍍の土地を買収したという。

住民の設置反対理由は、「発電所をつくることによって、その影響が住民側に数多くの被害となっておいかぶさってくる」というのが大きな柱のようだ。

将来、発展するであろう、同地域がこれによって阻害されるし、また公害からくる被害がいちじるく予想されることを上げている。農耕地にも最適なところという。

土地を奪われたくないとする素朴な気持ちの中に一抹の不安をかきたてているのは、最近、産業公害のなかでもとくに被害が注目される亜硫酸ガスであろう。

公社側も説明しているように設置されるガスタービン（ディーゼル発電機）の亜硫酸ガスの発生を認めている。問題は濃度の差であるが、大気中に放置される亜硫酸ガスが、先になって生活に適しなくなることはすでに本土あたりの公害対策でも警告されている。

恐れなければならない公害対策の必要性は、ようやく沖縄においても起きつつあるようだ。三菱重工業の技術員は「本土で使われている重油は亜硫酸ガスの発生源になっているが、上間に置く発電機には軽油を使用する」と説明しているが、亜硫酸ガスが完全に放出されないとはいえない。

上間の発電所設置とからんで公害への問題は、嘉手納の爆音といいボツボツ住民の中に浸透してきたようだ。

一社　説一
公害対策を急げ

〔沖タ・朝　1967・10・6〕

那覇市は政府にたいし、ばい煙規制の立法を要望している。人口や産業が都市に集中してくるにつれ、工場から排出されるばい煙、ガス等の大気汚染が問題になってくる。その処理を適切にして生活環境を守ろうというもので、すでに立法勧告はされているが、ひろく公害の問題にたいして真剣にとっ組まねばならぬ時期にきている。

現に、電力公社が那覇市上間に発電所をつくろうとして敷き地問題で難航しているが、反対している地元住民は、土地を奪われたくないという心情のほかに、公害に不安を持っているということだ。発生する亜硫酸ガスによって空気が汚れ、ふきん住民の健康がそこなわれないかどうかを心配しているわけである。公共の福祉のためには単なる反対のための反対でなく、協力すべきところは協力せねばならぬのだが、はたして公害がどのていどのものか、科学的な説明と、その対策がどのようになされていくかという裏づけがなければ説得力に欠けてくる。

また外国の大資本による石油事業も計画されているが、予想される海水油濁、ガス等の公害への対応策も並行して考えられねばならぬ。これまでにも本島内で、数カ所の工場による公害が問題となったことがある。まっ黒いスがトタン屋根や洗たく物にふりかかっている写真を見て、そのひどさにびっくりしたものだが、散発的に問題になっては有効な解決策がじゅうぶんとられぬまま過ごしてきた。行政の面で手をつけぬうちに、公害の事実やそれをうむ要因はすでに進行しつつある。

大気の汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭などが公害としてあげられるが、その被害は交通事故のように突発的にくるものではない。深刻なものではあるが、じわじわ緩慢にやってくるものだから、その対策も切実に感じないうらみがある。そういったことで、行政

面でも企業も、社会一般にもつい認識がうすれ、打つ手もまた緩慢になりがちだ。

本土ではばい煙規制法〝水質保全法〟〝工場廃水規制法〟などあるにはあるが、実効面ではなかなからしい。行政機構の欠かん、公害の基準もさることながら、第一、企業の側に問題があろう。先進国では、企業が設備投資の中で公害にふり向ける度合いは二―五㌫を占めているというが、経済開発途上にあってはそこまでの〝ゆとり〟がなく、どうしても企業の伸展だけを考えることになりやすかった。公害については高価な防除施設とそうとう額の補償をしなければならぬが、そこまで頭に入れずにやってきた企業が、泥縄式にやれるものではない。そこに実効を欠く一因もあっただろう。

ひるがえって沖縄の企業をみた場合、どっちかといえば政策的な総合開発計画によるものより自然発生的なものが多い。だから公害対策といっても企業だけの責任ではじゅうぶんはたせない、またそれに耐える力も備わっていないのが少なくないと思う。そこに行政の力による公害対策の法的、政策的、機構的なものの必要性が生じてくるわけである。

経済が成長するにつれて産業がつぎつぎ起こるのは当然である。一方では人口が都市に集中してくる。そこから、都市では上下水道、交通、産業公害などが問題になってこざるを得ない。人口が多くなればそこから排出されるチリもぼう大なものになる。安謝のチリ焼き場が風向きしだいによっては目のいたくなるような煙や悪臭を放って、たびたび問題になったことなどその一例であろう。さいきんの那覇市の交通難もそうだ。多くの車両が徐行や発進などのさいに燃料の不完全燃焼によって有毒な排気ガスを出すということだ。本土ではこれの除去装置も考えられているそうだが、那覇の交通難をみると決してよそごとではないと思う。

公害対策を考える場合に、まず法に裏打ちされたものでなければならぬ。基本的な法で政府、地方公共団体、企業の責任をはっきりさせることは当然である。そして、なんといっても公害の原因は企業であるし、企業の社会的な責任という意味から企業出資の〝公害基金〟構想、あるいは金融機関による融資、貸しつけ面での配慮もせねばなるまい。

いずれにせよ開発途上の産業第一主義の名のもとに基本的な生活権がおかされてはならぬし、また保健を含めて住民福祉と並行せぬ経済開発がまかり通る時代ではなくなったことを認識すべきである。

〝土地奪われたくない〟〝上間発電所問題／地元代表が訴える

〔沖タ・朝　1967・10・7〕

社会問題に発展している上間発電所問題を審議する那覇市議会の同対策特別委員会（辺野喜英興委員長）は、六日午前十時から委員会を開いて、発電所設置に反対する地元住民代表の訴えをおよそ四時間にわたって聞いた。住民側は、都市発展の阻害になる発電所設置には反対で、生活権を守る上からもこれ以上、土地を奪われたくない、と切実に訴えていた。

この日は、とくに電力公社がすでに買収している五千二百平方㍍（千六百坪）の用地を買収する際に、公社側の態度が問題だったとして、論議の的になり、住民側からは脅迫の形で「仕方なく承諾したものだ」と、その事情を明らかにした。

説明によると、五千二百平方㍍の買収に当たる際、公社側は各家庭を訪問し、「あなたのまわりはすでに売られ、残ったのはあなたの方だけだ。最後には〝ある機関〟にまかせることになる。まわりを金網を張って立ち入り禁止になる」と、いった暗におどしをかけたものがあり、また、ある中年の婦人も「売られた土地は仕方なく売ったものと思う。わたしも土地を持っているが、同じような意味で印鑑を押せといわれた」と訴えていた。

また、最後に立った青年は「電力の必要性はじゅうぶん知っている。が、問題はわれわれがどうして生きてゆくかである。騒音に対するがまんはできようとも、汚染された油のなかでの生活はできない」と強い調子でのべていた。

なお、九日午前十時からの同委員会は、設置促進をもとめる各企業団体の意見を聞く。

声／那覇市当局に訴える

〔琉新・朝　1967・10・10〕

泊港北側海岸の那覇市のチリ焼き場は住民に大きな被害を与えている。これから冬にかけて北風ともなれば泊港をはじめとし、同港南側に住む住民は、それこそイキもできない有様でチリを焼く臭気に悩まされ、悪臭を放つ青黒い煙が家の中に充満し外に出ても

チッ息しそうな苦しみである。
特に来客の場合は、話もできず恐れをなして早々に立ち帰る始末で気分の悪い時や病人のいる場合はとても家の中に休んでいられない。
特に船舶の出入港時には外来人や多くの船客、見送り人に迷惑をかけている。その上、港近くはおろか遠く一号線道路から若松通り一帯、若狭町、松山町、辻町、天妃町の広範囲にわたっている。市当局はこの重大事をそのまま放置していいのだろうか。この問題を一日も早く取り上げて解決してもらいたいものである。（那覇市重民町・石嶺栄一）

上間発電所問題で騒ぎ／特別委もお流れ／地主と促進側がもみ合う

〔沖タ・朝　１９６７・10・10〕

那覇市上間に設置計画の電力公社の発電所問題は、地元住民のきびしい反対をうけて、いま那覇市議会で審議されているが、九日設置に反対する住民側が興奮して騒ぎ、そのため午後の委員会は〝流会〟した。
上間の発電所設置を審議している那覇市議会の特別委員会（辺野喜英興委員長）は、この日午前十時から、設置促進団体である沖工連、商工会議所、沖配、製氷冷凍業者などの代表者をよんで意見を聞いた。企業団体側は「年々のびている電力需要をまかなってゆくには、公社がいう発電所設置をしなければならない」との促進の主旨を説明。この日は、促進側の意見を聞く日であったが、反対する地主側およそ八十人も委員会室に入って、見守った。ところで同十二時すぎ、委員会を終え、業者団体が帰ろうとするところを地主という女性が国場沖配社長をつかまえ、メモ張を手に「訴えを聞いてほしい」とつめよった。同氏がこれに応えようとしたところへ、双方の人たちがモミ合いとなった。結局、同社長はその場から脱れたものの、興奮状態の住民側は、一階玄関前で同沖配の城間専務らをとりかこみ、およそ三十分「住民をバカにするな」などの罵声をはげしくあびせた。
同対策特別委員会は同午後一時から再開して電力公社から事情説明を聞くことにしていたが、「このような騒ぎのなかでは委員会審議はできない」として委員会を開かなかった。結局、十日予定の委員会は公社側に出向いて説明を聞くか、傍聴規制して続行するなどの意見も出て、十日の情勢をみた上で委員会の態度を決めることになった。
なお、反対する住民側はこのあと那覇市長とあい、高圧線問題の設置に反対の陳情を合わせて行なった。これに対し、西銘市長は「円満に解決をするために公社、民政府とも話し合っているし、場所の問題（変更すること）も検討している」と答えた。

難航する上間発電所問題／地元住民は強気／市議会特別委／継続審議に持ち込む

〔琉新・朝　１９６７・10・13〕

琉球電力公社の「上間発電所」増設計画は地主や近隣住民の強い反対運動で予想以上に難航している。地元住民は土地接収阻止委員会を結成し発電所増設予定地に見張り小屋まで作って動員態勢を整え、ぬき打ち接収に備えている。一方、琉球工連、琉球商工会議所、沖配、冷凍業者など大口需要者は電力不足は産業、経済の発展を阻害するとして「上間発電所」増設促進を陳情している。市議会では特別委員会を設けて審議していたが、十二日継続審議にすることを全会一致で決定、十八日開会予定の臨時議会に報告することになった。地元住民は実力阻止の強硬な構えだが、電力公社は強制収用もほのめかしており、大きな政治問題に発展する可能性もある。
沖縄の電力需要は毎年急激にのびており、年平均二万キロワットもふえている。そのうち六六年の民間需要量の伸びは対前年比で二〇・一％を示している。軍民の一日の消費量は二十二万二千六百五十キロワットだが、夏場のピーク時にはそれを三千キロワットもオーバー、現在の施設はかなり無理をしているという。そのため公社では上間のほかに七〇年までにガスタービン二基（三万キロワット）、さらに七二年までに浦添村牧港に二千五百万ドルを投じて十万キロワットの発電機を新設する計画を立てている。
上間発電所は一万五千キロワットのガスタービン発電機二基と変電所を来年六月までに設置し、六九年までにはあと一基（一万五千キロワット）を増設する計画である。場所は現在の発電所の近くで通称「東原」、敷き地は六千六百平方メートル（二千坪）となっている。公社ではすでに五千二百八十平方メートルの土地は購入ずみで、残り一千三百二十平方メートルの土地は地主との売買契約もすませていたが、地代を支払う段階になって「反対運動が起こっているので待ってほしい」といわれ、地代はまだ支払っていないと

いう。これは増設分の敷き地になっているが、公社では二基分の敷き地はすでに購入した五千二百八十平方㍍で十分であり予定通りの土地購入ができなくても着工したい考えである。工期は来年六月いっぱいだが、それまでに完成しないと来年夏は節電しなければならないと強調している。

電力公社のこの計画が発表されると同時に地元上間をはじめ識名、真地、繁多川、仲井真、国場など六字の地主や市民が反対し、各自治会長の連名で政府や市に発電所増設反対を陳情した。反対の主な理由として①設置予定地付近は将来の都市計画上重要な位置にあり、耕作地としても肥えた一等地である②農地が減少し、地代を取っても転業の見通しがない③現在の発電所や高圧線でも大きな被害を受けており、増設すると公害はさらに増大し近隣部落にも影響する―などを上げている。

市議会では公害の有無を明らかにするため地元住民と屋田電力公社総裁を招いて説明を聞いた。大城上間自治会長らは現在の発電所でも騒音がひどく、およそ百五十㍍離れた所でも風向きによって電話が聞き取れないほど、また発電所近くに住む人で子供が受験勉強もできないといって別居している例もある。発電所の周辺は熱風で野菜も作れない―と話している。

これに対し電力公社では①現在の発電機はディーゼル発電のため、少々音が高いのは認めるが、電話が聞き取れないほどではない。近く消音装置を取り付ける②新設される発電機は、ガスタービンで音は六十五㍍の位置で五十ホンであり、これは本土の法定許容量以下である③ばい煙（亜硫酸ガス）も法定許容量の十四分の一である―と反論している。

両者の公害論争は水かけ論の感がするが、地主らの真の反対理由は公害もさることながら、むしろ発電所を増設することにより、将来住宅地として発展するのを阻害し、地価にも影響する―ということであろう。こんどの計画を容認すると、つぎつぎ周辺の土地も接収されるのではないかという懸念もあるという。

公社が増設場所を上間に固執するのは地理的にみて送電線の接続が容易で経費も安くなるためで屋田総裁も「場所を変更する考えはない」と言明している。また都市計画マスタープランでは予定地周辺は準工業地帯になっており、市当局は十一日の委員会で発電所増設に賛成する方針を明らかにした。

また西銘市長は大城自治会長らの陳情に対して「場所の変更も検討してみる」と答えている。

地元の設置阻止委員会は陳情や議会の委員会があるたんびに百人前後の農民を動員して現場には闘争小屋を設けてぬき打ち接収に備えて動員態勢をしている。かつて上間貯水タンク設置反対闘争で強制接収されているだけに農民の団結も固く、こんどは是が非でも阻止するという強硬な構えを示している。一方、沖配、工連など経済団体は設置促進を働きかけ、立法院軍関係特別委員会でも審議されている。

いずれにせよ、公社が計画を強行した場合は相当大きな摩擦は避けられないものとみられている。

上間発電所問題で中間報告／那覇市臨時議会開く／地元民40人が傍聴／高圧線反対陳情／特別委へ付託

〔沖タ・朝　1967・10・19〕

第九十六回那覇市議会（臨時）は十八日午前十時に開会して、会期を一日で終わった。市保育所設置、管理条例一部改正で、水道の資材であるダクタイル鋳鉄管、同鋳型の購入契約の三議案を上程した。保育所設置の条例改正内容は、七月一日から改められた児童福祉法によって保育所の新基準が決まったので個人の負担もそれによって変わってくるというもの。また、水道資材の購入費はおよそ十三万千㌦で、三議案は原案通り可決した。

保育料問題で慶佐次経民部長は野党側の質問に「保育料がこれまでより高くなった人は全体の四五㌫で、新基準からはやや高くなった感じもする。従来より新料金で高くなった四カ月分（七月―十月まで）は総額千五百㌦になるが、これは徴収はしない。五百二十世帯の負担額は約二万五千五百㌦になるが、そのうち十分の九が政府、十分の一を市がそれぞれ負担してゆく」と答えた。

一方、閉会中の継続審査になっている上間発電所設置については中間審査の報告があった。このなかで、喜舎場議員は、閉会中の継続審査では意味がない。設置場所が変更になる可能性がでているなら、その方向に努力すべきだと思う、と要望した。また、この日同発電所に関連した高圧線架設反対など四件の新たな反対、促進の陳情は同特別委員会に付託した。

発電所設置反対する地元住民およそ四

十人は、この日の議会を傍聴した。

上間発電所／亜硫酸ガスが問題／公害問題へ／市会腰上げる

〔沖タ・朝　1967・10・26〕

上間発電所の設置問題はその後、再検討の余地があるとの判断で、棚上げの格好になっている。

ところで発電所設置をきっかけに市民の間で真剣に考えられてきているのが、公害問題である。とくにこの場合、発電機から放出する亜硫酸ガスの影響が大きい。電力会社は那覇市上間先に、三万キロワット（発電機二基、将来はさらに一基一万五千キロワット増）を設置して、のびる電力需要をおぎないたいとしている。

発電機は三菱重工業製のガスタービン（ディーゼル発電機）とよばれているもので、この発電機に使う燃料が問題である。本土では硫黄分（人体に最も影響を与える）の多い中近東産の原油を使用しているという。公害の一番の原因は重油を燃やしたときに出る亜硫酸ガスである。防止策は発生源である硫黄を除くことにあるが、企業自体がどう対処するかにかかっている。ところが上間に設置する発電機には本土で問題になっているような重油は使わない。比較的、ガスの発生が少ない軽油（石油コンロ、ストーブなどに使う灯油）を使うから、市民が心配するほどの公害はないと思うと、関係筋は説明した。

公害追放へのきびしい市民の声をうけて、那覇市議会もようやく腰を上げるようになり、議員の公害調査活動もはじまった。

仲宗根昌弘議員は五日から約一週間、名古屋の公害状況をみてきたし、黒潮、儀間の両議員も調査に出かける。

仲宗根議員は、名古屋港に面した同市南区大江町にある中部電力のガスタービンをみてきた。被害についても付近の主婦、学校関係者から聞き、録音に収めて持ち帰った。

名古屋の場合、発電機が地上と離れた建て物の中に収容されているせいか、公害に対する苦情は出ていない。学校の先生たちは港関係（重機、船舶の騒音）の騒音で肝心な発電機は聞けないといっている。施設（発電機のまわりを固いものでかこむ）の充実をしてゆくとある程度の騒音は避けられることがわかるが、亜硫酸ガスの対策はやはり問題で、沖縄でも燃料の規制は考えてゆくべきだとしている。子どものぜん息など、慢性気管支炎の原因をつくっている亜硫酸ガス対策が急務だ。

那覇市議会が復帰決議／「一日も早く」を主張／首相訪米向け全会一致

〔琉新・夕　1967・11・2〕

那覇市議会は、即時無条件返還要求県民大会が開かれる二日、午前十一時すぎから臨時議会を開き「沖縄の祖国復帰に関し強力な対米折衝要請」を全会一致で決議、十二日訪米してジョンソン大統領と会談する佐藤首相に送ることを決めた。那覇市議会はこれまで九回にわたって復帰決議をしているが、こんどの決議文の内容は、佐藤訪米に向けてこれまでにない強い調子になっている。

この決議は、佐藤訪米に向けて返還運動に取り組んでいる復帰協からの要請もあってなされたもので、二日の県民大会に間に合わせるため議員請求で臨時大会が招集され決議された。本会議に先だち同日午前十時から議会運営委員会を開き文案の調整をしたが、返還の時期を七〇年までにするかどうかで各派の意見が調整できず難航した。人民党は「佐藤訪米は沖縄の現状固定化をねらったものである」として基本的にはこれに反対する態度をとった。しかし同党は七〇年返還の字句は入れないことを主張、「一日も早く」ということで妥協し、全会一致の協議になった。

決議文の内容は、沖縄の現状をはっきり軍事的植民地統治と規定し、これは不法不当なものでこれ以上がまんすることは出来ない、とするなどこれまでの決議文よりかなり強い調子になっている。

なお復帰協では佐藤訪米までに各市町村が復帰決議をするよう―呼びかけている。

沖縄の祖国復帰に関し、強力な対米折衝を要請する決議（全文）　沖縄が祖国から分離され、アメリカ合衆国の軍事的植民地統治下におかれてから実に二十二年、その間、沖縄県民はあらゆる機会に祖国復帰を訴え続けてきた。

那覇市議会も市民の総意を体し、過去九回にわたって沖縄の祖国復帰に関する要請決議を行ないアメリカの沖縄統治が国際正義に反する不法不当なものであり、国連憲章や世界人権宣言などの国際法規にも違反するものであることを強調し、その速やかなる返還を

要求してきた。日本国憲法による自由と恵沢のない長期にわたる他国の統治は世界の類をみない変則的なものであり、政治、経済、社会、教育その他各面にわたって大きな歪みを生じ、軍事基地によって生みだされる弊害もまた大きく、県民の生命財産は保障されない実態にある。

祖国日本は戦後、驚異的な経済成長をとげ、東南アジア諸国への経済援助をなすところまできており、国際連合の中にあっては指導的立ち場にある今日、自国の国民と国土を他国の統治にゆだねることは、我々の理解に苦しむところである。一昨年八月、佐藤総理は沖縄訪問のさい、「沖縄の返還なくして日本の戦後は終わらない」といわれた。もしそのことばが、真意であるとすれば、日本の戦後もすみやかに終結せしめ、沖縄県民の自由と権利回復のため強力な施策がなければならないはずである。独立国日本の政治的重要課題は失われた国土と国民をすみやかに回復することにあると信ずる。われわれはこれ以上、アメリカの統治に服することはがまんできない。よって那覇市議会はこの機会に総理が沖縄返還を一日も早く実現するよう時期を明らかにするとともに、返還に当たっては将来に禍根を残さない基本線を堅持し、強力な対米折衝をされるよう強く要請する。

希望ヶ丘の公園化／桜坂通り会などが陳情

〔沖タ・朝　1967・11・30〕

那覇市内の国際、平和、桜坂の各通り会の代表、およそ三十人は、二十八日午後、那覇市議会の議員控室に新垣助役ら関係者と会い、公園に指定されている牧志町内の希望ヶ丘について「希望ヶ丘はいま荒れ放題になって、子どもの遊び場には危険だ。公園化を急いでほしい」と陳情した。

同希望ヶ丘は、市が五九年に都市計画の一環として公園地に指定してきたが、約九千平方㍍の用地を買収することもできず、年、坪当たり（三・三平方㍍）二㌦四十㌣で借りている状態。それに事業も一向にすすまず、市は公園化にあきらめ、民間側でだれか公園にする人があればゆずってもよいとの態度をみせはじめた。

この日の話し合いでは結局、墓地の清掃をして、各通り会と市がタイアップして用地買収を地主に働きかけることにした。

一方、長年の懸案である各通りのアーケード造りも話し合ったが、関係当局側は、通り会がその意向があればいつでも関係団体による話し合いをもつ用意があると伝えただけで、積極的なものはみられなかった。

市議にも30割のボーナス／議会での可決必至／夏季も十四割／人民党以外は賛成

〔琉新・朝　1967・12・8〕

那覇市議会議員にもことしから職員並みに期末手当てが支給されることになりそうだ。市当局は九日に開会する定例議会にこの議案を上程しているが、四人の人民党議員以外は同案に賛成することはほぼ間違いない。当局の提案では年末三十割、夏季十四割という大きい額だけに「貧しい財政の中から二百㌦の給与ももらっていながら三十割のボーナスをもらうとは…」と批判の声が強い。

一人六百㌦で一万八千㌦も

同案が議会を通ると、ことしの年末は三十割＝六百㌦が支給される。三十人の議員では年末だけで一万八千㌦になる。それに夏季の十四割（昨年）を入れると、一人年間約九百㌦の期末手当てが出ることになる。

西銘市長は同案の提案理由を七日午後の記者会見で「自治法の改正で議員にも期末手当てを支給することが出来るようになった」と説明した。ことし八月二十八日に改正公布された市町村自治法では「市町村は条例で議員に期末手当てを支給することが出来る」となっている。城田公報室長は「同法は支給することを前提に改正したものであり、立法院でもすでに実施されている。本土では職員を上回って支給しているところもあり、市の財政状況からして出すのが当然」と語っている。

同案にたいして反対の態度を表明しているのはいまのところ、人民党の三議員と無所属の久高議員の四人だけ。与党の市政クラブ、新風会、公明会は賛成するものと見られている。社大党も基本的には賛成で仲本議員は「本土にも例は多く立法院でもすでに支給しているし、那覇市でも出すべきだと思う。自治法も支給を前提に改正されている。ただ現在の那覇市議は社長や重役が多く、三十割必要かどうかについては疑問がある。額については党で検討してから態度を決めたい」と話している。

一方、人民党は同案に真っ向から反対、黒潮議員は「自治法の条文は必ず

支給せよという義務規定ではない。本土の類似市に比べ月給は高く、反対に財政規模は小さい。年末手当てだけでりっぱな横断歩道橋を一本つくれるのだ。夏冬の手当てだけで七十五ドル取るサラリーマンの一年分にあたる。三十割の手当て支給は税金を私物化するものだ」と激しい口調で批判している。三十人の議員のうち職を持っていないのはわずか七人、あとは会社の社長、重役などの要職にある議員が多い。どうみても議員報酬は生活給とはいえない議員が大多数を占めている。それに二百ドルの月給も沖縄ではケタはずれに大きく、本土の類似市に比べても上位の方だ。市民の間には、さる六月に月給を百五十ドルから二百ドルにアップしたばかりなのにまたいきなり三十割のボーナスを出すとはひどすぎる、との批判の声が強い。

バス路線など追及／那覇市議会の一般質問

〔沖タ・朝　1967・12・12〕

十一日の那覇市議会十二月定例会は、午前十時から一般質問が行なわれ、道路行政、主席公選、社会福祉などを中心に金城吾郎（社大）、喜舎場議員（市政ク）らが市当局に質問した。

そのなかで黒潮議員（人民）は、市外バス路線と市の施設を暴力関係者に使用させたことなどを取り上げた。

同議員は「市外バスを市内中心道路からしめ出すことで、結果的に緩和になるかどうか、むしろ道路の整備が先決ではないか」、「先のプロ野球広島―阪神戦に市の施設である野球場を暴力団那覇派に貸したことはまずかったのではないか。この際、条例を改正して暴力団対策を考える意向はないか」と質問した。また仲本議員は（社大）は「佐藤・ジョンソン会談は沖縄にとって前進であると市長はいうが、これから地方自治体の前進は具体的にはどう受けとればよいか」などを聞いた。

これに対し、西銘市長は「道路の新設、補修はこんごの課題で、急務であると考える。暴力団の範囲を条例で決めることはむずかしいが、将来防止策となる施策を検討する必要がある。また沖縄の市町村財政は整備されておらず、本土に比べかなり立ち遅れている。交付税方式で助成してゆくといった方法で一体化をすすめるべきだ」と答えた。

バス路線変更に反対／那覇／通り会が対策を協議

〔沖タ・朝　1967・12・13〕

さる八日「交通問題対策連絡協議会」＝委員長・石垣建設局長＝は那覇市内国際通りを中心とする交通事情に緩和を検討し、とりあえず①市外バスの市内乗り入れ制限②市内バス停留所の整理統合などの方針をまとめたが、市外バスの国際通り乗り入れ制限は客足の減少を招くものとして十二日午後二時から市内の国際、中央、平和通りなど各通り会の正副会長三十人がガーブ川水上店舗組合事務所に集まり、この方針への対策を協議した。

この日の話し合いではあくまでも通り会の利害を中心にして乗り入れ制限反対を強く主張する意見と制限反対をとなえるだけでは交通混雑はもとより、通り会の本当の利益もはかることができない、もっと根本的に交通混雑緩和を考えるなかで通り会商店街の利益を考えていこうとの二つの意見に分かれ、けっきょく後の意見が大勢を占め、今後会の名称を「那覇市交通緩和促進協議会」と定め、「交通問題対策連絡協議会や、政府、市役所当局に次の三点で強く働きかけていくことになった。①バス路線、停留所変更反対②下水道及び道路新設拡張工事の促進③横断橋、地下道の設置促進。

また協議会会長にむつみ橋商店会長・真栄城玄明氏が決まった。

建設計画を変更／上間発電所／軍用地内に移す／送電線路貸与が条件／地主側強く反対／電力公社

〔沖タ・朝　1967・12・15〕

琉球電力公社（屋田甚助総裁）は、南部の電力需要量の増加に対処するため、那覇市上間に三万キロの発電所を建設することになっていたが、上間を中心とする地主の反対が強いため、上間の発電所建設計画を変更することにしている。屋田総裁が十四日明らかにしたところによると、同公社はさる八日上間の地主代表に対し、「送電線路（高圧線架設用地）の貸与を条件に、発電所の建設予定地を他に移す」との譲歩を提示、地主の回答をまっているといわれる。

電力公社は、南部への電力供給を強化するため、上間に一万五千キロのガスタービン発電機二基を新設することになり、さる一月から用地買収にのり出した。これに対し地元住民から、同地は肥沃な耕地で、これを失うことは農

民の死活にかかわること、発電所から出るばい煙で公害問題がおこることをあげ、用地買収、発電所建設に強く反対された。同時に立法院でもとりあげられるなど、政治問題にまで発展した。

そのため公社は、五千二百八十平方㍍（千六百坪）の用地は買ったが、残りの用地買収ができず、工事もできない状態となった。増大する那覇市、南部一帯への電力の供給を円滑にするためには、来年六月までに新発電所を建設しなければならないわけで、公社は予定を変更し、軍用地内に建設することになった。

しかしその場合、現在ある上間の変電所を改良して南部に電力を供給しなければならないわけで、公社としてはそのための送電路線の貸与を上間区民が認めることを条件にしている。これに対し上間区民は近く協議して態度を決めることになっており、円満解決すれば、一年近くにわたってもめ抜いた上間の土地問題は年内に一段落つくことになりそうである。

地主代表の大城正吉さんの話　上間に発電所、変電所をつくらないということと、高圧線の復線をもってくるというはなしは間接的には聞いているが、われわれ地主に正式な回答ではないのでなんともいえない。ただ、変更ということに対してはこれまで地域住民が戦ってきたかいがあったとして喜んでいる。近く対策を協議したい。

議員ボーナス可決／原案どおり三十割／人民党だけは反対／市議会総務委

〔琉新・朝　1967・12・15〕

那覇市議会総務委員会は、十四日午前十時から「市議に期末手当てを支給する条例の一部改正案」を審議し、賛成多数でこれを可決した。

同案に反対は人民党だけで与党市政クラブ、公明会、社大党、無所属は賛成した。席上黒潮議員は「職員と議員の給与の性格はちがう。六月に給与を二百㌦にアップしたばかりなのにまたいきなり三〇割の期末手当てを出すのはひどすぎる。二百㌦では十分生活できるはずだ。また本土の類似市に比較しても高すぎるのではないか」とただした。それにたいし城田公室長は「職員の仕事分野は複雑多岐で、いちがいに職員と比較することはできない。せっかく法改正もされ、それを生かす意味からも支給すべきだと思う。また、類似市と比べても妥当な額である」と答えた。金城吾郎議員（社大）が議員の期末手当てに関連して「教育委員の期末手当ては検討しなかったか」とただしたが城田公室長は「検討していない」と答えた。結局多数決で当局案を原案通り可決、本会議にはかることになった。このあと那覇市安謝二四四、儀間真勝氏ら八十六人から出された同案の反対陳情を審議したが、すでに当局案を可決したことで審議不要で処理された。

議員ボーナス可決／主席公選の要求も決議／那覇市議会

〔琉新・夕　1967・12・18〕

那覇市十二月定例議会最終日の本会議は、十八日午前十時から開かれ、問題の議員にボーナスを支給する条例制定を賛成多数で可決した。

本会議冒頭に喜舎場議員から「主席公選の早期実現に関する要請決議」が提出され、全会一致で採決した。同決議案は佐藤首相、ジョンソン米大統領、アンガー高等弁務官にそれぞれ送付される。ついで「市職員、教育委職員の退職手当て支給条例の一部改正」を可決したあと、「那覇市報酬および費用弁償条例の一部を改正する条例制定」を審議した。これについて人民党三議員と久高議員は「二百㌦の報酬でさえケタはずれに高額なのにさらに職員なみに三十割のボーナスを出すのは税金をムダ使いするものである。議員の報酬は生活給だというが、賛成しているほとんどの議員は会社の経営者か重役をやっている。道路改修も金がないという理由でやっていない個所が多いのに議員のボーナスなら出せるというのはどういうことか」と反対、一方与党議員は「市町村自治法も支給できるよう改正され、立法院議員もすでに支給されている。議員報酬は議会活動に専念できるような生活給でなければならない」として賛成、結局多数決で可決した。社大、公明も賛成した。

ボーナスを寄付／那覇市の人民党議員ら

〔沖タ・夕　1967・12・27〕

那覇市議の三十割ボーナス支給に反対してきた人民党の同市議三人と久高議員（志武会）の四人は二十七日午前十時すぎ、一人平均手取り四百㌦を受けとった。

ところで同党議員らはこのボーナスに反対し、さきに申し合わせたように寄付することになり、同庁議員控え室

で那覇自由労働組合（失対事業＝玉城勘徳委員長・組合員百三人）の代表に四人から出しあった二百八ドルをおくった。同議員らは残りを人民党の資金に、久高議員は首里鳥堀町のこどもの遊び場づくりに百三十五ドルをおくるという。

なお同市議員のボーナス支給はこの日の人民党議員を最後に全議員が受けとったことになる。

一九六八年

井戸水枯れる／安謝一帯／那覇市会で問題に

〔沖タ・夕　1968・2・7〕

第九十九回那覇市臨時議会（高良一議長）が七日午前十時四十五分から開かれ、市提案の公営住宅建設用地取得議決の一部変更など七議案について審議をはじめたが、儀間真祥議員から提出された「市の下水道工事のため安謝一帯の井戸約百基が水がれし、飲料水にも困っている」という緊急質問を受けるかどうかで紛糾した。

本会議にさきだち議会運営委員会が開かれ、儀間議員提案の質問を認めるかどうかで約三十分間にわたって話し合いがつづけられたが結論を出すことができず各派別にもち帰り検討、本会議に臨むことになった。

本会議は開会日時を七日一日だけとすることを決めたあと、西銘市長ら各部長による議案の説明があり休けい、午後一時から再開して質疑を行なうことになった。

安謝の井戸水問題を否決／那覇市臨時議会

〔沖タ・夕　1968・2・8〕

七日午後一時半から再開した第九十九回那覇市臨時議会は、市当局提案の公営住宅建設用地取得議決の一部変更など七議案を原案どおり可決したが、儀間真祥市議から提案された安謝一帯の井戸水問題については表決の結果十四対十一で否決され、質問はできなかった。

儀間議員は、市が行なっている下水道工事のため安謝一帯の井戸水がなくなり住民が困っているのに対処することは市議会に課された責務であると強調、緊急質問することを拒否したことは許されないと怒りをぶちまけ、近く安謝区民を動員して給水体制と補償問題に当たると語っていた。

〃早く水道敷設を〃／安謝区民／西銘市長とヒザ詰め談判

〔琉新・朝　1968・2・28〕

下水道工事のため井戸がかれ飲料水にも困っている那覇市安謝区の主婦らおよそ百二十人は二十七日午後二時、再び市役所に押しかけ西銘市長に「水がなくては生活もできない。水道を引いてほしい」と訴えた。

市では安謝区民の陳情で二十三日から消防車を配置して給水しているが婦人らは給水車は一日おきにしかこない、バケツで水を運んでいると家族のうちひとりはそれにかかりっきりになり、病人や年寄りだけの家庭、共かせぎ夫婦の家庭では水の確保も出来ないとして市に無料で水道を敷設するよう要求した。それにたいし西銘市長は「そういうことは法的にも不可能なので、要所要所に大型タンクを設置し常時水が出るようにしたい。下水道施工者であるDE（在沖陸軍工兵隊）にもその旨申し入れてあるので近く実現すると思う」と答えた。

しかし区民らはそれに納得せずあくまで水道施設を要求、もしそれができなければ工事現場の穴を埋めて工事を中止させるといって激しく市長につめ寄った。

結局、当分は毎日給水車を配置するとともに早急にタンクを設置し、その間に具体的に調査、検討して必要があれば水道を敷設する、損害賠償問題についても善処する―ということで一応話し合いがついた。

〃戦争の危機つのる〃／那覇市議会／B52撤去要求を決議

〔琉新・夕　1968・3・9〕

第百回那覇市定例議会は九日午前十時から開かれ、B52機の即時撤去を要求する決議を超党派で決議した。

まず西銘市長から首里石嶺町、同大名町に市営住宅を建設するための「公営住宅建設用地購入債を起すことについて」「第四次泊、安謝間公有水面埋め立て事業債を起こすことについて」など二十一件の議案が提出され、会期を十八日までの十日間とすることを決めた。

続いて議会運営委員会の全委員（十人）から「B52核戦略爆撃機の基地化に反対し、その即時撤去といっさいの戦争行為の即時とりやめを要求する決議」が提案された。提案者を代表して同委員長の喜舎場盛一議員が「ベトナム戦争の激化に伴ってB52戦略爆撃機が嘉手納基地に常駐し、県民に不安と恐怖を与えている。われわれは市民はもとより全県民の生命と財産を守るためにこの決議を上程します」と説明。質疑、討論なしで全会一致で採択された。同決議は「B52の即時撤去を要求するとともに出撃基地化に反対し、沖縄を

戦争に巻き込むいっさいの戦争行為を即時とりやめるよう強く要求する」との強い調子のもの。全琉の三分の一近くの人口を占める那覇市議会でこのような決議をしたことは内外にかなりの反響が出るものとみられる。このあと市当局から上程された議案の説明があった。B52に関する決議全文次の通り。

さる二月五日米軍当局はB52戦略爆撃機を嘉手納基地に移駐し、以来連日作戦行動を展開し、基地周辺はもちろん全県民に大きな不安と恐怖を与えている。最近米軍当局はベトナム戦争の激化と北朝鮮のプエブロ号事件等緊迫化した情勢に対処するため西太平洋方面におけるB52機を増強したと報ぜられているが、このような事態は戦争の危機感をますますつのらせている。

第二次世界大戦で多くの尊い人命と財産を失い、悲惨な戦禍を身をもって体験したわれわれは戦争につながるB52戦略爆撃機の出撃基地として沖縄が使用されることは断じて許せない。よって那覇市議会は市民の総意を体し、全県民の生命と財産を守り、戦争の危機から解放するためB52戦略爆撃機の移駐に抗議し、その即時撤去を要求するとともに出撃基地化に反対し、沖縄を戦争に巻き込むいっさいの戦争行為を即時とりやめるよう強く要求する。

（あて先、米大統領、高等弁務官、第三一二空軍司令官＝以上要求、佐藤首相、衆参両院議長＝以上要請）

二千ドルアップ／市交際費を追加計上／今年度予算／選挙運動費と追及／野党／那覇市議会／西銘市長は否定

〔琉新・夕　1968・3・11〕

開会中の第百回那覇市定例議会は十一日午前十時から一般質問にはいり、トップに立った仲本安一議員（社大党）が主席公選問題と市長の態度、都市計画問題について市当局の説明を求めた。さらに仲本議員は追加更正予算案に市交際費が二千ドル追加計上され、年間合計一万千六百六十ドルになっているのを指摘し「予算期がわずか三カ月しか残ってないのに交際費を二千ドルふやすのはおかしい。選挙運動に使うのではないか」と激しく西銘市長を追及した。

仲本議員はまず「西銘市長は自民党の主席選挙候補者に内定しているが、出馬する場合はいつ市長をやめるつもりか」と質問。西銘市長は「党で決定はしていないが私の気持ちとしては主席立候補の始まるギリギリまで市長をつとめるつもりだ」と答えた。ここで仲本議員は「新聞報道では市長は〝市にはやるべきものがない〟といっているが、ほんとにないのか。市にはやるべきことがいっぱいあるはずだが……」とただし、市長は「市長立候補のさい、私が公約したのは大体、はたしたという意味だ」と答弁した。

仲本議員はたたみかけるように「仕事がないなら早くやめるべきではないか。大学受験生は入試にさいし、国立一期校を受けたあと、これに落ちた場合に備えてあとから実施される国立二期校も受験し〝ふたまたがけ〟をやる。市長は主席選挙に落ちたらまた市長に立候補するか」と聞いたのにたいし、西銘市長は「ギリギリまで市長をやるつもりだ。すぐやめても選挙運動ができるものではない。いまやめると〝事前運動〟で引っかけようとする敵の〝ワナ〟におちいるようなものだ。市長選には立候補しない」と答え、十月に辞任することを再度明らかにした。

さらに仲本議員は追加更正予算で市の交際費が二千ドルアップになっているが、予算期はあと三カ月しかないのにどういうわけか、市長が公私混同して市民の税金で選挙運動をするのならわれわれは厳重に監視するがどうかと追及した。これにたいし西銘市長は「交際費がそれだけ必要だから計上してあるのであってこれで運動はしない。またこれだけで運動はできない」と突き放した。

このあと同議員は市が実施している沖映前の歩道工事で付近住民が大きな被害を受けていることと関連して都計問題について市当局を追及した。この日は沖映前通りの人たちなど約百人の市民が傍聴席につめかけ、このやりとりを見守った。

交際費アップ／総務委員会に付託／那覇市議会／野党、追及続ける

〔琉新・夕　1968・3・12〕

那覇市定例議会は十二日午前十時から議案にたいする質疑にはいり、野党議員が追加更正予算案にある市交際費の二千ドルアップ（年間合計一万千六百六十ドル）についてただした。

この日黒潮隆議員（人民党）が「予算案をみると交際費だけがアップになっている。きのう（十一日）の本会議でも他の議員から出されたが、（予算期は）三カ月しか残っていないのに交

際費をあげるのは選挙と関連するのではないか。市交際費はすでに使ってしまったのか」と質問。城田・市長公室長は「三月十一日現在で八千三百九十六ドル八十九セン（三役千八百四十五ドル、市八千五百五十一ドル八十九セン）使われ、あと千二百六十三ドル十一セン（三役六百十五ドル、市六百四十八ドル十一セン）残っている」と説明した。

これにたいし黒潮議員は「交際費は選挙のある年にたくさん使われている。また予算も選挙の年、あるいはその前年に多く組まれている。交際費は当初予算を使うべきだ。みだりに追加したり、流用してはならない」と主張。城田公室長は「物価高からくる接待費の増加や本土との一体化推進のために本土からのお客さんの接待費など予想以上にかさんでいる」と弁明。結局この問題は総務委員会に付託することになった。このほか、この日は市側から出されている二十一件の議案についての質疑や案件別に各委員会へ付託することなどを決めた。

〝予想以上の被害だ〟／那覇市議会／工事中の沖映通り視察

〔琉新・朝　1968・3・14〕

那覇市議会・建設委員会の比嘉佑直委員長ら委員六人は花城市建設部長、金城同土木部長らの案内で十三日午後三時半、那覇市の下水道、歩道工事で被害を受けている那覇市牧志町、沖映通り商店街を視察した。

この工事は昨年六月から進められているもので歩道をこれまでより高くするために通りの両方の道路のヘリに土砂くずれを防止するガッター（壁）がつくられた。このガッターは一メートル前後から二メートルくらいのもあり、しかも通りに面した家の軒下に接してつくられているため家屋の出入り口が閉ざされたかっこうになっている。

この通りは食堂、菓子屋、バー、理髪店などの商売をしている家が多く、この日、建設委員会のメンバーが現場に到着すると付近の人たちが数十人がつめかけ「店の出入り口がふさがれたために客足がバッタリ途絶え〟開店休業〟を続けている」「商売ができないために移転した店も多い」「自分の家に出入りするのにガッターにかけたはしごを登ったり降りたりし、まるで山登りだ」として①当面の生活費の保障②家屋を歩道の高さまで上げるための工事費―の補償を訴えた。これにたいし委員たちは「予想以上の大きな被害だ」と驚いた表情。委員たちは「みなさんの要請が通るよう全力をつくします」と語っていた。委員たちは同通りの視察に先立ってこの日午後二時からＤＥ（在沖米陸軍工兵隊）の下水道工事で井戸水がかれている安謝区や安謝の埋め立て地などを視察した。

条例一部改正で紛糾／那覇市会／議長採決に持ち込む

〔沖タ・夕　1968・3・18〕

第百回那覇市議会（高良一議長）の会期最終日、十八日は午前十時から本会議を開き、第一回議会から第百回まで連続して議員を務めた久高友敏議員ら八議員に感謝状をおくったあと、「職員分限および懲戒に関する条例の一部改正」をめぐって紛糾、はげしい論戦が展開され、採決の結果、14対14で同数となり議長採決にもちこまれたが、午後一時に再開される議会で議長の態度を表明することになった。

同条例の一部改正は一九六六年の那覇市長選挙にからんで、那覇市職労の幹部十二人が解雇されたのに対し、西銘市長がその後の話し合いで解雇を取り消し、身分保障についての問題が残されていた。西銘市長は、労組側との話し合いで十二人の職員については不利益を与えないと確約、労組側は裁判所への提訴を取り下げた。その結果、西銘市長は条例でうたわれている懲戒処分の効果の範囲を越え職員に対しいちじるしく不利益を強いることを避けるという理由で条例の一部改正を議会に提案した。総務委員会では、十二人の職員が条例によって六六年以降、現在まで昇給がストップされていることは不当であるという見解で、市長提案の一部改正に賛成する野党議員と、市長提案を改正しようとする与党議員が対立、本会議に持ち込まれた。

本会議では仲本安一、久高友敏の両議員が平良真次郎総務委員長の報告に対し、「当局と与党はなれ合い政治をやっている」とするどく追及、また黒潮隆、金城吾郎議員らは「汚職して退職した職員には退職金を支払い、労使間で話し合いのついた職員の給与については認めないとはおかしい」ときびしく追及した。

二千ドル交際費追加で／激しくやりとり／早くも選挙の前衛戦／那覇市議与野党が

〔沖タ・朝　１９６８・３・19〕

十八日開かれた第百回那覇市議会は、市長選挙にからんで発生した十二人の市職員の身分、給与問題で紛糾、さらに二千ドルの交際費の追加で激しい論戦を呼び、休けい、採決、議長採決を繰り返し混乱したが、午後四時すぎ幕を閉じた。その間〝なれ合い政治をやめろ〟と野党が批判すれば〝質疑打ち切り〟と席を立って議長につめよる場面もあり、主席、立法院、市長選挙の前衛戦さながらに与野党が激突した。

一九六五年の市長選挙で那覇市職員労働組合の幹部十二人が解雇を言い渡されたが、その後の労使の話し合いで解雇は取り消された。ところが、二カ年間にわたって昇給がストップされ労使の間でかわされた「不利益は与えない」という約束をした市長は、身分保障に関する条例の改正を提出した。これに対し野党側は市長の提案に賛成したが与党が修正案を出し、二カ年間に生じた給与の損失は当然であると主張、混乱した。このため、又吉久正議員ら新風会所属の議員から休けい動議が持ちだされ、各派に作戦を練り開会、採決に持ち込み十四対十四で議長採決となり、緊迫した空気に包まれた。高良議長は「労組側の意見もきき、私案を提出し協力を求めたが得られなかったと説明、あっさり与党の修正案に賛成した。その間〝与党は市長の提案を修正するのか…〟と野党議員が追及すれば〝執行、議決機関は別〟と与党議員が切りかえし〝選挙で火をふくぞ〟には〝与党大勝〟と負けず、午後二時近くまで同問題で紛糾した。

つぎに社大党の金城吾郎議員が、市長交際費の二千ドル追加問題をとらえ「月額五百ドルの交際費が今年度から六百ドルになった。それでも不足だというのはおかしい。二千ドルは道路補修費に変えるべきだ」と修正案を提出した。これに対し喜舎場盛一議員が「本土の一体化を進め援助を獲得するためには二千ドル追加はやむを得ない。残り六百ドルの交際費では六月まで不足だ」と反対。さらに黒潮隆議員が「交際費は使おうと思えばいくらあっても不足するのが当然である。選挙が近づくと施設めぐりの回数が予定をうわまわって行なわれており、二千ドルの交際費の追加には反対する」と修正案の支持を訴えたが反対多数でしりぞけられ原案どおり二千ドルの追加を決定した。

このほか、首里石嶺、大名の市営住宅建設用地の購入など十六案件については原案通り採決、沖映通り、安謝の補償問題など陳情案件については継続審議とし、臨時議会の幕をとじた。

ふろ屋が補償訴え／下水道工事で井戸水枯れる

〔沖タ・朝　１９６８・３・19〕

下水道工事のため、こんどは那覇市内の井戸水が枯れ、市内四カ所のふろ屋が「これでは営業できない」と水道に切りかえたが、その工事費、水道料金は市が補償すべきだと、那覇地区公衆浴場業組合長の具志栄治さんら代表四人が、十八日あさ那覇市役所を訪れ、新垣第二助役に補償問題を強く訴えた。

現在、美栄橋町と牧志町の〝みえばし湯〟〝みえ湯〟〝こがね湯〟〝みやの湯〟の四カ所は、専用の井戸があるが、これが十六日から水量がどんどん減り、営業できなくなった。そこで、〝みえばし湯〟と〝みえ湯〟は応急処置として水道工事をおこない急場を切りぬけたが、ほかの二カ所はまだ水道工事をしてなく、井戸にたまっているわずかの収量で営業をしている。しかしかぎられた水量であるため、営業時間も正午から午後四時までと大幅に短縮している。同組合が原因を調べたところ、ガーブ川ぞいにおこなわれている下水道工事のため、土を掘りおこしたところに水がどんどんわきだし、これを市ではポンプでくみ出して、久茂地川に流している。このため四つふろ屋の井戸水はどんどん減りはじめたという。

問題を重視した同組合は、早急な対策として、水道工事費と水道料金を下水道工事がおわるまで市が負担してもらいたいと訴えたが、新垣第二助役は「係りに原因を調べさせ、対策をこうじたい」と語った。

三十七万ドルを要求／下水道工事の損害賠償／沖映通り会

〔沖タ・夕　１９６８・３・19〕

那覇市の道路工事とＤＥの下水道工事のため道路が軒と同じ高さにまでになり〝開店休業〟を続けている那覇市牧志町の沖映通り会損害賠償陳情団（代表新里邦哲氏）は、十八日午後一時西銘市長に対し総額三十七万七千ドルを補償するよう要求した。

新里代表の説明によると、工事のた

め道路沿いの店舗は商売ができず、五―六軒が移転したほか六十九世帯が借金を背負い苦しい生活をしいられているという。さらに、工事の結果、道路が店舗の軒近くまで高くなり出はいりさえできず、はしごをかけているところが多く、これまでの生活補償と営業不振によって生じた不利益のほか地盤を道路の高さにまであげる工事費をまとめたのが三十七万七千ドルだという。

同補償問題は、市議会でも取りあげられ、西銘市長は「調査の結果、法的に補償の義務があれば六月定例議会で補償を予算化する」と那覇市の立ち場を説明しており、同補償問題はさらに混乱しそう。

〝設計にミスがある〟／沖映通りの道路工事／宮城氏が証言／那覇市議会建設委員会

〔琉新・朝　1968・4・10〕

那覇市議会・建設委員会（比嘉佑直委員長）は九日午後二時から同委員会室で開かれ、那覇市の道路工事で大きな被害を受けている沖映通りの補償についての審議をしたが、参考人として出席した宮城嗣吉同通り会長が「同工事には設計ミスがある」と注目すべき証言をした。

席上、宮城氏は仲本安一（社大党）吉浜朝一（無所属クラブ）又吉久正（新風会）議員らの質問に答えて「工事着工前に市当局から説明を受けたが、専門的なことなので歩道がどの程度上がるかわからなかった。工事が進み歩道のガッター（土砂くずれを防止する壁）が一、二メートルにおよび、通り会各店の出入り口がふさがれたのであわてている」と述べた。また同氏は「先年、私の経営している沖映を改築したさい、市当局にたいし都計工事に伴う同通りの歩道の高さがどれくらいになるかを確めたうえでその高さより十数センチ高くして沖映をつくった。ところが、こんどの歩道工事では当時、市当局が説明していた高さより九十センチ近くも高くなっており、都計の一貫性がない。この歩道はガーブ川のカルバート（川のふた）を高くしたために伴って高くなっているものだが、同川からの水のはんらんを防止するためにはカルバートをこんなに高くする必要はない。これは明らかに設計上のミスである。必要とあらば本土から専門官を呼んで調査させてもよい」と注目すべき発言をするとともに「市当局は当然、被害者に補償金を支払うべきである」と主張した。

この証言を得た同委員会は次回会合に市当局を参考人に呼んで〝設計上のミス〟についてただすことにしている。そのうえで補償費支払いの是非についての結論をまとめる方針。

全会一致で復帰決議／市営住宅の家賃も採決／那覇市議会

〔琉新・朝　1968・4・19〕

第百一回那覇市臨時議会は十八日午前十時から本会議を開き、四・二八沖縄返還デーに向けて日米両政府あて十一回目の祖国復帰要請決議を全会一致で議決したほか、市営住宅設置、管理条例の一部改正など市提出の四議案を原案通り議決した。

祖国復帰要請決議については、復帰運動がますます活発化している現在、これより強力に推進し、すみやかに祖国復帰への悲願が達成されるよう全議員発議で提案され、本会議冒頭に全会一致で議決された。

また、近く完成する宇栄原、久場川市営住宅の家賃を定める市営住宅設置および管理条例の一部改正議案については賛成多数で原案を採決、宇栄原第一種住宅（二十四室）は月額十五ドル八十八セント、同第二種住宅（百四室）月額十二ドル十三セント、久場川第一種住宅（百四十四室）月額十六ドル九十六セントと決まった。

沖縄の祖国復帰に関する要請決議

（要旨）那覇市議会は市民の総意を体し、過去十回にわたり復帰要請決議を行なってきた。二十三年の長期にわたるアメリカの軍事的な植民地統治がいかに不法、不当なものであり、かつ県民の生命に脅威を与えているかは過去何回となく指摘したところであり、いまさら論ずるまでもない。われわれは沖縄分断の日「十六度目の四・二八沖縄返還デー」を迎えるに当たり、沖縄県民のし烈な要求である祖国復帰に関し、日米両国政府がすみやかにその実現をはかる措置を講ずるよう要請する。

地主たちが座り込み／送電線増設に反対／公社の要請で警官出動

〔沖タ・夕　1968・5・13〕

琉球電力公社（屋田甚助総裁）の那覇市内上間発電所から首里間の送電線施設増設工事をめぐって、上間土地を守る会（大城正吉代表ほか地主八十人）と公社側が対立をつづけているが、十三日午前十一時すぎ、

作業を進めるため電柱を積んだ電力公社のトラックを土地を守る会の人たち約六十人が道路に座り込んで阻止、紛糾した。さらに同十一時四十五分、再度電柱を運び込もうとしたトラックを土地を守る会員が阻止、これを排除しようとした那覇署員十人、電力公社ガード十人それに電力公社労組員三十数人と小ぜり合いを演じた。このあと警察機動隊百二十人余りが出動したため地主たちは座り込みを解き、警官隊に守られて午後零時四十五分作業が開始された。

現場は上間変電所から首里に向けて架設されてある送電線沿いの千㍍で、公社側の説明によると、首里地区の電力不足を補うため今月いっぱいに工事を終え送電する必要があるという。

これに対し土地を守る会は、これ以上送電施設の増設を認めた場合には一帯の発展を阻害するほか、農耕にも危険が生じてくる。もともと現在使用している土地も強制収用されたものであり、返してもらいたい、と主張、首里地区への送電は牧港から直接すべきだと主張している。

電力公社では、こういった摩擦をさけるため、三カ月間にわたって地主との話し合いをつづけてきた。土地は軍用地であり借地料も支払っている。工事を延期することはできない、と真っ向から対立しており、激突はさけられない状態。

那覇署は十一時四十五分に「電力公社の業務を妨害している。ただちに立ち退いてトラックを入れるよう」と警告した。これに対し地主側は「土地は貸した覚えはない。工事を妨害するのではなく生活権を守っているのだ」と叫び、小ぜり合いがあった。警察側は威力業務妨害として実力をもって排除すると警告、午後零時四十五分、機動隊三個中隊百二十人余が出動、電柱工事を開始した。現場には立法院の嵩原久男議員（社大）那覇市会の金城吾郎議員（社大）瀬長フミ議員（人民）も姿を見せ、なりゆきを見守っていた。

石嶺市営住宅敷地購入計画案など可決／市議会

〔沖タ・朝　1968・5・16〕

那覇市臨時議会（議長高良一氏）は十四日午前十時から開会、当局提案の第二次若松市場併存住宅建設と首里石嶺に建設予定の市営住宅用地購入について審議、原案どおり採決した。

若松の市場併存住宅建築は、若松公設市場の敷地を高率的に利用して住宅難を解消する目的で計画され第一次計画で四十八戸が入居している。第二次工事は総工費十五万六千五百㌦で城間組（代表城間長幸氏）が請け負い一九六九年四月はじめに完成の予定。一階は市場で二階から四階までは住宅として利用四十五世帯を入居させる。

首里石嶺の市営住宅建設用地の購入に関する案件は、追加購入によって上程されたもので、合計六千二百四十一平方㍍（千八百八十八坪）那覇市では、那覇市内の住宅不足をおぎなう目的で一九六三年から十年間で五千六百戸の市営住宅を建設することを決めつぎつぎと建設を進めており、石嶺には千世帯を収容するマンモス団地をつくることにしている。

また警官隊が出動／上間土地を守る会／座り込みを排除

〔沖タ・朝　1968・5・17〕

上間土地を守る会（大城正吉会長）の反対にあい、難航している上間―真地間高圧線架設工事は一週間目を迎え、十六日午後、琉球電力公社側は那覇署に警官隊の出動を要請、資材運搬用のワイヤーの上にすわり込んだ〃土地を守る会〃の人たち四十人を排除し、工事を続行した。

この争議は、上間変電所から首里変電所への送電線架設工事をめぐって六七年末から尾をひいている上間発電所問題ともからみ、占有権を主張する〃土地を守る会〃と使用権を強調する公社側との意見が対立している〃土地を守る会〃の主張は①送電線の設置によって変電所用地が次第に拡張され、結果的には農民から土地を取りあげることになる②変電所の拡張によって発電所も拡張されるおそれがある。また発電所による公害の問題③この送電強化那覇空軍基地への電力補給と無関係ではないことなど、三つの項目に渡って反対の意思を明示している。

この日は午後一時ごろから〃土地を守る会〃の人たちが上間東原の真地側上方、送電線架設用地のキビ畑にすわり込んだため電力公社側は、午後二時那覇署へ出動を要請した。

午後二時半、約八十人の那覇署員が警備服に身を固めて現場に到着〃土地を守る会〃の人たちはいざこざをさけてすわり込みを解き、送電線架設用地から約二十㍍ほど下方にしりぞいた。那覇署員がケーブル用ワイヤーに沿って一列縦隊に並んだのに対抗して

〃土地を守る会〃の人たちも、向き合って立ち「警察は沖縄人の財産をアメリカから守れ」とシュプレヒコール、気勢をあげた。

この間に工事は続行され、真地側道路からコンクリートポール三本が用地内に降ろされた。〃土地を守る会〃の人たちは午後五時半ごろ引き揚げた。

地主を立ち入り禁止／那覇地裁／会社の仮処分認める／送電線工事

〔沖タ・夕　1968・5・18〕

もめている那覇市上間の送電線増設問題は、さきに琉球電力公社（屋田甚助総裁）から立ち入り禁止の仮処分申請が出されていたが、那覇地方裁判所は十八日午前、この申請を認めた。

これで、同地域の送電線工事は公社側の計画通り進められることになる。地主側は、これにたいし占有権を主張し、新たな法廷闘争も考えているが、同地裁のこの仮処分を認めた理由としては「軍用地」であることをあげている。

地主は占有権の仮処分申請

地方裁判所の仮処分は①現場への立ち入り禁止②工事の妨害をしてはいけない③農道に座り込んではいけない、の三点。この仮処分について〃上間土地を守る会〃の大城会長は「弁護士と相談して今後の方針を決めることにする。しかし、十七日われわれが座り込みをした識名東原〇〇〇〇の〇〇番高圧線用鉄塔ふきんの田島〇〇さん所有の土地は、軍側と契約されていないので仮処分の決定の効力はこの土地にはおよばないものと考える。したがって土地の占有権仮処分の申請を採決弁護士と相談して提出するまで、われわれはこの土地に座り込むつもりだ」と話していた。

この仮処分決定は、高等弁務官布令第二十号の土地賃貸権の時効ともからみ沖縄の全軍用地問題とも深くかかわるので〃上間土地を守る会〃琉球電力公社双方の今後の出方および土地を守る会の仮処分申請について那覇地方裁判所民事部がどのような決定を下すかなりゆきが注目される。

―社　説―　激突した二つの労組

〔沖タ・朝　1968・5・23〕

県労協と第三波実力行使は、労働者と労働者が激突する形になってしまった。きのうの第三波には琉石労、琉石ガス労、港運労宮古、八重山支部も参加することになっていたが、琉石関係がその朝妥結したため、県労協の支援は自治労・那覇市職労に集中、強力なピケを市役所周辺に張った。これを第二組合といわれている那覇市労の組合員が突破しようとして、労働者と労働者が激しくぶっつかり合う結果になってしまったのである。

現在、那覇市職労は自治労に加盟、県労協に所属している。那覇市労（第二組合）は、自治連を結成し、この二つの組合は職場でも連合組織の上でも、全く別の組合運動をつづけている。組合員は第一組合の市職労が約五百人、第二組合の市労が約九百人で、市労が多い。組合が全く別であるので、市当局との賃上げ団交も別々。第二の市労は一三%で妥結、第一の市職労が、これを不満として、中労委に調停を申請していたものであった。結局、要求と回答には、かなりのひらきがあったため、中労委としても調停額を提示することができず、ついに第一の市職労がストに突入したことになっている。

ふつう、労働組合運動での激突といえば、組合員と警官を連想するのであるが、こんどの那覇市役所のストのように、ピケを張る労働者と、これを突破しようとする労働者が「入れろ」「帰れ」で、お互いにののしり合い、激突するのは、全く奇妙なことだと、いわざるをえない。

分裂と統一のいきさつ

那覇市役所で労組が結成されたのは五六年であった。その後間もなく瀬長市長が出現し、瀬長市長をめぐって、労組内で論議されるようになった。市役所の管理職がだいぶ退職したころである。市政の是非論が一つの理由にもなって、労組は二つに分裂するが、二年後の五九年には統一された。しかし西銘市長の再選、その後の労組幹部の首切り問題がきっかけになって、市職労は動揺し、第二組合の市労が結成されることによって、再び分裂し、現在にいたっている。右のようないきさつからすると、那覇市役所の労組は、政治的にだいぶ影響され、極端な言い方をすれば、政治にふりまわされてきたという感じは否定できない。そして現在の対立や反目も、多分にそのような要素があるわけであろう。たとえば、革命的な地下組織とか、あるいはその逆の表現で、お互いに非難している状態にあるのではないかと思う。労組に政治活動はつきものであるとはいっても、労働者がその政治的見解の対立で、お互いに敵対視し、分裂している

のは、常態ではないし、決して好ましいあり方であるとはいえない。労働者の力を弱めるだけであろう。

沖縄の労組の底は浅い。労組が結成されるようになってから、せいぜい十三、四年しか経過していない。ここ数年の間に、労組の基盤が固まってきた、といってもよいであろう。本土よりは十年以上もスタートが遅れたのである。そういう歴史と底の浅さからいえば、きわめて部分的にはともかくとしても、沖縄の労働者が、イデオロギーの面において、深刻に対立し、反目するところまではきていないのではないか。労働者という立ち場をどう認識するか、全国的にいえば、そういう段階ではないか、と思う。

団結と社会の民主化

労組の基本は団結である。それはいうまでもないし、労働者の団結に応じて、労組法も保護法として動くであろう。そのことは労働者自身が、よく知っていることであるはずである。そうであれば、那覇市役所という同じ職場に、二つの対立する労組が存在しているのは、まさに奇異であり、異常である、というほかはない。

労働者の団結権や団結行動権は、いわゆる生存権がその根拠にもなっているといわれているが、労組の役割りは、たんに労働者の生活向上に役立つというだけではない。結局は同じことになるかもしれないが、社会の民主化促進に果たす役割りも大きい、といえるだろう。民主主義とは、市長や議員を選挙し、議会で多数決によって、問題の方向を決める、ということだけではあるまい。社会の奥底まで、浸透させることによって、民主主義は生き生きとしてくるのではないか、と思う。その役割りを果たしている一つの力が、労組ではないだろうか。このように考えてくると、同じ職場の労働者が、分裂しているのは、それ自体が矛盾ということにはならないか。

春闘には闘うという意味が含まれている。その文字のとおりであろう。しかし闘うといっても、労使が完全に敵対するということではない。団結し、労働者の地位を高め、対等の立ち場で、賃上げなど交渉する、というていどに、現時点では解釈してよいと思う。闘う面もあれば、協調する面もある。越えるに越えられない境界線がある、というものではない。そうであれば、なおいっそうのこと、労働者と労働者の間には境界線はあってはならぬであろう。

こんどの那覇市職労のストで、以上のようなことを感じるわけであるが、手をにぎるべき労働者が激突するのは、全く奇妙な現象だといわなければならない。争議状態が長引けば、影響も大きくなろう。市当局がどう動くか。中労委がどう機能するか。

ば声の中、団交おわる／那覇市職労13・3%で打ち切り／あわや乱闘寸前／第一と第二組合が対立

〔沖タ・朝　1968・5・28〕

紛糾を続けてきた那覇市職労（岸本忠三郎委員長）の春闘は、二十七日午後三時からはじまった西銘那覇市長と市職労の六時間にわたる団交のすえ午後九時すぎ、ガラスが飛び散り、ば声の渦まくなかで「一三・三㌫」で幕を閉じたが、最後の瞬間まで緊迫した。また新城委員長ら那覇市労組員が「われわれは五時から団交することになっている」と団交の場に押し入り、あわや第一組合員と第二組合員が乱闘寸前の状態で対峙したが、岸本那覇市職労委員長が「春闘打ち切り」を宣言、春闘は流血の不祥事寸前でやっと終わった。

西銘那覇市長は、午後一時半から那覇市労との団交に入った。新城委員長は賃金カットに対し①市労員は就労の意志を持ちピケを突破しようとした②登庁した組合員の名簿はあると主張、賃金カットはすべきでないと説明した。これに対し西銘市長は「第一、第二組合といわずに職員全体の問題として検討したい」と答えたが、市労側が受け入れず難航、就労しようとした意志は認めるが、ケース・バイ・ケースで処理することで一致した。つぎに新城委員長は「中労委のあっせん案は表面化した問題だけをとらえたもので春闘相場でもない。これを尊重する必要はない」と市長の態度をただした。

これに対し西銘市長は「事態を収拾するためには尊重する」と答えたが市労側から「ストすればアップを認めるのか。財政上一三㌫以上は出せないとの市長のことばを信用し一三㌫で妥結した。ウソをいったのか」とくいさがったがもの別れに終わった。

ひきつづき午後三時十五分から市職労闘争委約七十人との団交が行なわれた。岸本委員長は、西銘市長が提示した最終回答「一三・三㌫」に対し、①中労委あっせんを尊重すべきである②財政上も問題はないと激しく追及した。ところが、西銘那覇市長は「ぎりぎり

の額であり、あっせん案を尊重した結果である」と堅持したため二時間にわたって並行線を続けた。その間、西銘市長が「じゅうぶんに説明した」と席を立ち帰ろうとしたため「一方的に団交を打ち切るのか」と闘争委が怒り、激しくもみあったが、再度市長が席につき団交は再開された。

闘争委は「あっせん案に二㌫不足している。これは職員ひとり当たりにして月額二十㌦である。財政がないというが、地目変更による増収をはじめ電子計算機センターを利用した市民税課の合理化で超勤の予算が余る。例年、人件費でも一万㌦余の不要金を出している。〇・五㌫あげても総額四千六百㌦にしかならない」と具体例をあげてくいさがったが、西銘市長は「一三・三㌫以上は出せない。議会の承認が必要であり、残り二㌫については議会に要望したら…」と受け付けず、まったくの平行線〟市長は紳士協定によって出てきたあっせん案を尊重しないのか〟〟あすから楽しく働けるように要求を受け入れろ〟と迫った。

午後八時半ごろ新城那覇市労委員長ら組合員約二十人が団交の場にはいり込み〟われわれも団交したい〟と主張したため、市職の闘争委と対峙、不穏な空気に包まれた。市職労の闘争委から〟団交をぶちこわすのか、出ていけ〟との非難の声が浴びせかけられ、正式に団交を申し込むべきであるといわれたためいったん場外にでた。ところが、西銘市長が立ちあがり「これで団交は打ち切る」と宣言したため再度混乱した。新城那覇市労委員長らも団交の場に姿をみせ「団交は終わった。こんどはわれわれの番」と主張したほか一部で押し合いが演じられガラスがわれ飛び散り、集団乱闘の気配に包まれた。その間、西銘市長は立ったり座ったりを繰り返したが、岸本市職労委員長の申し入れで市労側が退場した。同委員長は「誠意をもって話し合えば市長にも通じると信じていた。ところが事態は職員同士がなぐり合う寸前になっている。過去六年間の団交をへて、きょうは市長の座を去る西銘市長と円満に妥結し握手したかったが残念である。これで春闘を打ち切る。組合を二つに割るようなことはしないでほしい」と要望した。これに対し、西銘市長も「誠意を持って回答したが残念である。財政上の問題であり、第二組合に対するメンツはない」と語り、団交をおえた。

那覇市長の話　第一、第二という考えはない。みな職員である。双方が統一してほしい。わたしも努力したい。

岸本市職労委員長の話　妥結ではなく打ち切りである。紳士協定を守らない市長とは話し合えない。第二に足をひっぱられた。

一社　説一
下水道工事と交通難

〔沖タ・朝　1968・6・3〕

那覇市の下水道工事は、工区が都心部に迫るようになって、ますます交通混雑に輪をかけている。ただでさえ道幅がせまく、車両ラッシュでマヒ状態にあるところへ、方々で工事のための規制措置がとられているからだ。

中部地区から那覇市に至る下水道工事は、衛生都市への脱皮を目ざす大々的な建設事業であり、膨大な資金を投じて数年がかりで完工する。那覇市の場合は、旧市街から手をつけて前島、泊、安里、美栄橋、久茂地一帯の幹線工事が進んでいる。新年度からは、さらに国際通りをはじめ、開南、ひめゆり橋、神里原など、いわゆる市内でもっとも通行量の多い繁華街におよんでくるようで、一段と交通事情の悪化が懸念されている。

下水道の工事は、道路沿いに本管および支管を埋めていくので、その期間中、車両の通行を規制するのはやむをえない。またせっかくの舗装道路を掘り起こし。デコボコ道に変ずるのも、建設のためには、いちおうの苦痛として耐えていかねばならない。りくつのうえでは、このようになっとくできるけれども、現実の問題になると、市民生活の立ち場から、工事の進め方にいろいろ注文がでてくる。

これまでの施行状況をみると、閑散な住宅街であろうと、往来のはげしい幹線道であろうと、一本調子で行なわれ、あまりに緩慢な感じをうける。つまり、市民の便利とか、スムーズな車両の通行をはかるといった配慮が、ほとんどなされていないように思う。商店街あたりから損害賠償の要求がでるのをみても、こうした不満が率直に表明されている。

工期の短縮に努めよ

文化都市を建設する事業だからといって、市民経済にムダな犠牲をしているものであってはなるまい。交通が規制されたために、住宅地から学校周辺の道路にいたるまで、バスやトラックなどの大型車両が長い列をつくり、ひしめいている。先を争う小型タクシーは、路地裏を走り回るなど、人身事故

に対する不安や恐怖心が高まっている。できるだけ工期を短くして交通を正常に戻すことが、事故の危険から市民をまもる唯一の方法だといえる。

那覇市では、このような要望に応じて、繁華街の工事を昼夜兼行でスピードアップする計画を推し進めているという。この方式をとれば、三カ月要する工区は半分か、三分の一に短縮できるし、それだけ早く混雑をとり除くことができる。もっとも、市当局のプランでは、要所々々の十字路にかぎって昼夜の突貫工事を進めたい意向のようだが、商店街なども同様な予算措置を考えるべきだろう。

夜間作業になれば、請け負いの工費が高くつき、予算を割り増ししなければならないという。当局者の試算によると、なんでも七割がた高くなるとのことだが、市民生活への悪影響を考えた場合、出し惜しみするだけでは問題の解決にはならない。やはり場所がらに応じて工事費を増額し、一般の不利不便を最小限にとどめる対策も、建設行政のうえで重要な意味を持っている。

マヒする都市の機能

下水道の建設事業が完了するのは一九七三年の予定だというから、まだまだ先は長いわけだ。全体の建設スケジュールからいえば、ほんの足場を築いたていどの進展状態であろう。これから網の目のように進むにつれて、ますます多数の市民が工事区に接することになるが、予算節減の被害を一方的にシワ寄せされてはたまらない。予算の効率運用も、もちろん大事なポイントに違いないが、都市の機能保持についても、慎重に考慮すべき問題だ。

とくに那覇市の人口増と、さいきんの車両の増加ぶりを考えれば、円滑な交通対策をなおざりにしては、本来の機能を停滞さすばかりで、商工業の発展もありえない。ここ二、三年うちに自動車台数は十万台に達する予想であり、バイパスが完工すれば市内に出入りする車は、これまで以上にふえるとみなければならない。おもな幹線道路が現在の状態では、かえって交通難に拍車をかける結果になりかねない。

下水道工事の実施計画は、このような交通事情を抜きにしては、市民の間から厳しい批判を受けかねない。現にそういう声が起こりつつあるわけで、資金を援助する立ち場にある米民政府やＤＥ当局も、大いに耳を傾けるべきであろう。公共事業といえども、実施にあたっては、地域住民との利害の調整に努めながら段取りを推し進めてもらわねばなるまい。

同時に敷設工費が終わったあとの修復も、もっとスピーディーに処理してもらいたい。こうした復元工事が遅延しているため市内の道路はいたるところ傷だらけであり、さいきんの雨つづき泥田と化したところも多い。夏になるとホコリが舞い上がり、目も開けられないありさまだ。いつまでもこういう悪循環を繰り返しては、首都のメンツがつぶれる。

明るい都市つくる／西銘那覇市長が施政方針演説／都計事業を推進／市民生活の向上も

〔琉新・夕　１９６８・６・５〕

第百三回那覇市定例議会は五日午前十時から開かれ、西銘市長が新年度の施政方針を発表した。同方針のなかで西銘市長は「内外の情勢はきびしいが、本土との一体化政策が打ち出され、本土政府の大幅な援助のもとに地方財政が強化されつつあることは喜ばしい」と述べ、新年度は①都市計画事業の推進②市民生活の向上③産業の振興④那覇新港の建設―に全力をあげて明るい都市づくりに努めることを明らかにした。

まず高良一議長の開会宣言があり、ついで西銘市長が「六九年度予算案をはじめ三十八議案を提出したのでご審議をお願いしたい。今議会は私の最後の〝予算議会〟になるので議員各位の協力をお願いしたい」とあいさつした。このあと会期を二十一日までの十七日間と決定したあと西銘市長が次のような施政方針を発表した。

都計事業　那覇市の交通量は年々増加しているが、交通施設が立ち遅れており、主要幹線の交通停滞をまねき、経済の発展に支障をきたしている。このため重要幹線道路の整備拡充を行政府に要請するとともに安謝橋から内間橋までの千八百㍍を都計街路として継続実施する。また開南交番前から大洋琉映館前の道路新設、美栄橋から若狭間の道路工事、泉崎橋から旭橋間の道路整備をする。埋め立て事業はすでに百二十六平方㌔を終わっているが、七〇年度までにさらに四十三万七千二百十三平方㍍を埋め立てる。このほか区画整理、公園づくり、不良住宅街改造事業なども推進する。

市民生活　極度な住宅難を緩和するために首里石嶺町に第一種住宅百四戸、第二種百二十八戸を建設する。水道事業は、琉球水道公社の全島統合上水道

計画の一環としての北部水源開発工事が進められており、その早期完成によって給水事情は緩和されるものと期待される。また未配管地域や給水不良地域にたいしては、改良拡張工事を重点的に実施する。市民生活に欠かせない生鮮食料品をスムーズに供給するために牧志、若松、真和志の各公設市場の建設を継続して実施する。さらに教養、娯楽の殿堂としての公会堂の建設、保育所の建設、青少年の健全育成運動、失対労務者の待遇改善などにも力をいれる。

鋭く質疑応答／故ケネディに対する弔意／一分間の黙とう／那覇市議会

〔沖タ・夕　1968・6・7〕

第百三回那覇市定例議会は七日午前十時から西銘市長の施政方針演説に対する一般質問を行なった。まず金城重正議員が質疑に先だち、故ロバート・ケネデイ議員に対する弔意をあらわし一分間の黙とうを緊急提案、全議員が静かに頭をたれめい福を祈った。

金城吾郎議員ら各議員の「施政方針は辞任あいさつと同じく消極的である」「電力、水道公社の民移管をどうするのか」「職員の資質の向上をどうはかったのか」など質問したが、西銘市長は「途中で辞任はするが事業そのものは継続して行なうべきである。水道公社を民に移管すべきという基本的な立ち場は変わっていない。市職員の資質は政府職員に比べてまだ低い、採用の方法に問題があると思う」と答えた。ほか、設立場所で問題となっている海員学校は石川市にすべきだと注目すべき発言を行なった。午前中のおもな質疑内容はつぎの通り。

金城議員　水産業の発展には船員の養成が急務であり、那覇は立地条件からみて船員養成所を誘致すべきである。

西銘市長　一度もそのように考えたことはない。建設地については、糸満、石川で争っているが、当初の案どおり石川市にもっていくべきだ。

久高友敏議員（志武会）　六三年度の施政方針で都計を修正すべきだといっていた。ところがこんどの施政方針でも同じく修正すべきだといっている。過去六カ年かかって修正するでは困る。都市づくりの基本は都計であり、どうするのか。

西銘市長　都計は現状にそぐわない点があり修正すべきだと考えている。

久高議員　内部体制の強化についても就任いらいの施政方針にでている。とくに市民本位の施政をはかるため職員の資質の向上に当たると説明してきているが、現在も政府職員より市の職員の質は落ちているのか。

西銘市長　就任当時市職員の質が落ちていると指摘した。その後職員研修をはじめ機構改革などを通し資質の向上につとめてきた。残念ながら現在も政府職員に比べて資質は落ちている。

久高議員　六カ年間努力しながら資質の差があるのは採用方法に問題があると思うが…。

西銘市長　確かに採用の方法にも問題はあると思う。

都計事業などを追及／施政方針の質疑始まる／那覇市会

〔沖タ・朝　1968・6・8〕

七日午前十時からはじまった西銘市長の施政方針にたいする那覇市議会の質疑は、金城吾郎議員をトップに午後四時半まで続けられ、十四人の各派所属議員が水道公社問題、都市計画事業などを中心に質疑を行ない、とくに、主席選挙を意識した質疑がめだち「主席になったらどうするのか」という質問が飛び出したほか部長クラスの出勤が定時より遅れ十時ごろになっていると いう指摘まで行なわれた。

おもな質疑はつぎのとおり。

椿秀義議員（公明会）　西銘市長は主席選挙に立候補するが、当選したあとだれが市長になっても主席の立ち場から援助するか。

西銘市長　主席になったつもりで答えたい。市長は市民のための市長であり、当然主席の立ち場から援助する。

黒潮隆議員（人民）　施政方針は教育問題にまったくふれていない。どういうわけか。大幅な本土政府援助とあるが満足しているのか。大過なく六カ年余にわたって職務を果たしたと述べているが、前島の交番所問題をはじめ市職員の汚職、久場川の土地問題などがある。

西銘市長　本土政府援助については満足していない。教育については教育委員会制度があり市長は予算を提案するだけである。その他の問題については見解の相違である。

大浜長弘議員（公明会）　これまで西銘市長は都市の発展をはかるため広域都市の構想を打ち出した。われわれも大きな期待を寄せていた。ところがこんどの施政方針には何ら触れていない。どうしたのか。

西銘市長　指摘のとおり広域都市化

の問題には触れていない。それは残り三カ月余で辞任するためである。

大浜議員　第一、第二組合が春闘で紛糾した。その結果市民が最大の被害を受けた。行政能力の向上をはかり市民へのサービスをはかるには機構、組織を変えてもみのらない。根本は人間であり、具体的にどう対処するか。

西銘市長　ストの責任の一端は市長にもある。二つの組合があることは好ましい状態とは考えていない。

那覇／市民の税金むだ使い／団地用地買収めぐり／野党側が真相究明へ／市議会

〔沖タ・朝　1968・6・9〕

開会中の那覇市議会は、八日午前十時から一般質問にはいったが儀間真祥議員（人民）が首里石嶺に建設される市営住宅の建設用地三万七千九百九十三平方㍍（一万千五百十三坪）の購入にA市議がからみ、二日間で膨大な利益をあげていると当局を追及した。さらに人民、社大、志武会所属の野党議員団が午後四時半から共同記者会見を行ない市民の血税十万㌦余がムダ使いされている。野党議員は共同で真相を追及、A市議と市当局との関係を明らかにすると語った。

問題になっている用地は、首里石嶺町二丁目一帯の三万七千余平方㍍、市当局は不動産業者の比嘉〇〇氏から一括して三・三平方㍍（一坪）当たり三十三㌦で購入、登記をすませている。儀間議員の調査によると、比嘉氏は三万七千余平方㍍にうち二万六千九百九十七平方㍍を座波〇〇氏から三・三平方㍍当たり二十五㌦で買い入れ、残り一万千余平方㍍を宮城〇〇氏ほか四人から三・三平方㍍当たり十六㌦から十八㌦で買い入れている。疑惑を持たれている点は、比嘉氏がこれらの土地を買い集め、登記したのが昨年の九月二十日となっており、二日後に那覇市に売却、その間に約十一万五千㌦余の差額が出ていることである。

一般質問で儀間議員は「市の財産を購入するときは事前調査を必要とすることが条例でうたわれており、座波氏の農地を小作していた首里石嶺町の砂川さんら四人の補償問題が解決していない」と説明を求めた。

これに対し西銘市長は「たしかに事前調査は不じゅうぶんであった」と認めたが、儀間議員がその土地の売却にA市議がからんで膨大な利益をあげていると追い討ちをかけたが時間がなく途中で質問をおえた。

このあと人民党の儀間真祥、黒潮隆、瀬長フミ、社大党の金城吾郎、仲本安一、志武会の久高友敏の各野党議員は、午後四時半から市議員控え室で共同記者会見を行なった。儀間、金城の両議員は、関係地主や登記所を調査した結果としてA市議が土地購入の資金を出した比嘉〇〇氏の名義で買い集め、市当局に売却したとみている。わずか二日間で十一万五千㌦余の差額が出ており、市当局が事前にじゅうぶんな調査を行なっておれば、二十五㌦で購入できたと指摘している。さらに野党議員団は、地方自治法第五十七条で「議員は妻、子どもなど親族が関係し利益を受ける議事について参与できない」ことになっているが、A議員は参与している。これは、A議員が事前に市営住宅建設用地場所について情報をキャッチしたものと推測する。徹底的に調査し真相を究明すると語った。

買収地外部にもらしてない／新垣助役語る

これに対し主管の新垣義徳建設助役はつぎのように市の立ち場を明らかにした。

A議員と比嘉〇〇氏の間に関係があるかどうかは現在でもわからない。また比嘉氏がいくらで土地を買い集めたかも知らない。土地購入の場合には、売り手がいくらで買ったかは聞く必要がない。妥当な額であるかどうかが問題である。石嶺に団地をつくることをA市議にもらした覚えもない。

ガソリンパイプの撤去を

一般質問で金城吾郎市議が「市内与儀のガソリンタンクと市内を横切っている同パイプを除去すべきである。市民は危険にさらされている」と追及した。これに対し新垣建設助役は「民政府に要請したが実現していない。こんごも要請する」と答えたが。金城議員は市民の生命、財産を守るため撤去運動を行なうと語った、そのほか市長ら三役の車が選挙運動に利用されている。市のマークをつけるべきだと久高、黒潮の両市議がつめよったが、西銘市長は「退庁後は使用していない。マークについては検討する」と説明した。

〃汚職吏員が昇任〃／人民党黒潮議員が追及／那覇市議会

〔沖タ・夕　1968・6・10〕

第一〇三回那覇市議会は十日午前十時から本会議を開き予算決算など当局提案の議案について質疑を行なったが、

消防士長の汚職をめぐって大荒れした。

黒潮隆議員（人民）が汚職をした職員が昇任している、これまでにもたびたび、職員による汚職が発生しており、当局の責任を明らかにせよ―と迫った。

これに対し西銘市長は、若い職員の将来を傷つけないよう配慮してきた。処置については懲戒委員会に任せる―とこたえ、宮平栄治消防長は「責任をとれというが、人民党員である署員が署内に酒を持ち込み飲んだときには黒潮、儀間の両人民議員が私に圧力をかけた」とこたえたため紛糾、議事は一時中断されたが、宮平消防長が真相を究明する、党員とはいわず支持者である―と訂正したため質疑は続行された。

主な質疑つぎのとおり。

黒潮議員（人民）　市職員の昇任は不明な点が多い。消防士長が消防団員の手当て百八十四㌦（二、三月分）を横領している。さらに署員に割り当てられたピクニックの経費も横領している。これまでにもたびたび、職員による汚職があり、はっきりした処置をとるべきだ。

宮平消防長　消防士から消防士長に昇任したのは、昇任試験に合格したためであり、その時点では不正な事実はなかった。さいきんになって調べたところ車の中に置き忘れなくした。六月の八日に返済している。

黒潮議員　消防長が知らない前に団員はよく知っていた。消防長が信頼されていないため、六月までも知らなかったのではないか。

宮平消防長　消防次長が直接、団員とのふれ合いがあり、事実を知っていながら私に一言も知らせてこない。足をひっぱろうとする考えがある。

西銘市長　汚職をした職員については将来のことを考え処置してきた。優秀であれば第一、第二の組合員であるとの区別はしていない。

黒潮議員　市の最高責任者として責任は感じないのか

西銘市長　懲戒委員会に任せたい。責任は痛感している。職員同士がお互いに足をひっぱり合う状態にも汚職が出る原因があるのではないかとみている。そういった意味で職員の質が低いといった。

黒潮議員　消防長の責任はどうするのか。

宮平消防長　真相をきわめたあとに身のふり方を決めたい。ところが人民党員である署員が署内に酒を持ち込み飲んだ場合には人民党の黒潮、儀間両議員が〝首を切ったら承知しない〟と圧力をかけてきた。第二組合員がやったら首を切れといい、人民党系なら圧力をかけるのか。（大声で両議員を指さす）

黒潮議員　署員で勤務中に魚釣りに行ったケースもあり、公正に処置せよとは申し入れた。消防長は党員だといったが、ほんとうに党員か（儀間議員も立ち上がりテーブルをたたく）これは党に対する侮辱である、徹底的に責任を追及する。

宮平消防長　人民党員だとはいわなかった。人民党の支持者であるといった。真相を究明したい。

市営住宅建設用地めぐり／現職市議がからむ？／〝売買には関係ない〟／八万㌦は貸した／赤嶺議員が釈明／那覇市議

〔沖タ・朝　1968・6・11〕

首里石嶺町の那覇市営住宅建設用地の購入をめぐって現職の市議がからんでいると野党議員団が追及、問題化しているが、赤嶺保三郎市議（市政クラブ所属）は、十日午後一時半から那覇市役所第一助役室で記者会見①地主から土地を買い集め那覇市に売却した比嘉○○氏に八万㌦を貸したが、購入には関係ない②地方自治法に第五十七条の規定があるとは知らなかった③問題の土地がどこにあるかわからないし、金利以外の利益は受けていないとのべた。この記者会見で八万㌦の貸借について話し合われている間に問題の用地を那覇市が購入すると花城建設部長が赤嶺議員にもらしているほか地主と比嘉○○氏との間で土地代金の受け渡しが行なわれた際に赤嶺議員が立ち会ったことが明らかにされた。

野党議員が追及

記者会見は、市政クラブを代表して、比嘉佑直那覇市議も同席して行なわれた。比嘉市議は「市政クラブは赤嶺市議を招き事情を聴取したが野党議員団の発表とはくい違う点が多く、記者会見することを決めた」と説明、赤嶺議員が記者団の質問に答えた。

一問一答の要旨つぎのとおり

―比嘉○○氏との関係は。

赤嶺議員　これまで資金を融資したこともあり、こんども那覇市営住宅建設用地を買うために二十万㌦貸してくれと頼まれた。

―土地の売買には関係ないのか。

赤嶺議員　土地を買う資金八万㌦を貸しただけであり売買には関係ない。

問題の土地がどこにあるかも知らない。

―赤嶺市議は建設委に属しており知らないとはおかしい。八万ドルの借地証または受け取り証は残っているか。

赤嶺議員　それはない。最初二十万ドルだといわれ、他の不動産業者にも相談したが断わられ八万ドルを貸した。単なる融資であり利息も三分もらった。那覇市が買うということは担保以上に確実であり、借用証も受けとらなかった。

―八万ドルは大金であり無担保でしかも借用証もとらなかったとは理解できない。

赤嶺議員　那覇市が買うかどうか確めるため花城建設部長に聞いたら花城部長は買うと言明していた。だから無担保で借用証も受けとらずに貸した。また、地主と比嘉〇〇氏との間で売買契約が成立し、代金の受け渡しが行なわれたときにも立ち会った、そのときに比嘉氏に小切手を渡した。

―貸した八万ドルは回収したか。

赤嶺議員　那覇市から比嘉氏に土地代金が支払われるときにわたしも立ち会い、全額返してもらった。

―用地購入問題が建設委で審議されたとき、また本会議に出席したか。

赤嶺議員　出席した。ただ、売買の問題については質問がなかったので土地代金を貸したことについても黙っていた。

―地方自治法第五十七条には「議員は妻、子どもなど親族の利益、不利益に関する議事に参与できない」と規定されている。なぜ出席し、議決に加わったのか。

赤嶺議員　そのような法があるとは知らなかった。

―比嘉佑直議員は建設委員長であり、わからなかったのか。

比嘉議員　その時点で赤嶺議員が土地代金を貸していることはわからなかった。知っていたら退場させた。市政クラブでも赤嶺議員から事情を聞いたが、早く市営住宅を建てたいという善意から出た行為であるとみている。

―こんごどうするか。

赤嶺議員　建設委、本会議で自分のとった行動について説明する。

用地売買に問題ない

西銘市長は、石嶺に建設される用地売買をめぐる問題について十日つぎのように市当局の考えを説明した。

用地の売買は比嘉〇〇氏と行なったが、そこに赤嶺市議が関係しているかどうかはわからない。また比嘉氏がいくらで買い集めたかも問題ではない。土地評価委員会で適正であると評価されたので三・三平方メートル（一坪）当たり三十三ドルで買った。これまでの報道には市当局も関係があるかのような個所もあるが、当局は関係ない。花城建設部長が問題となっている用地を「那覇市が買う」と赤嶺議員が言明したというが、それは赤嶺個人ではなく市議である赤嶺氏に答えたものであろう。議員の協力は必要であり、問題はないと思う。

石嶺町の団地用地／〝モグリ業者から買収〟／赤嶺市議発言に疑問／野党議員／徹底的な真相究明へ

〔沖タ・朝　1968・6・13〕

首里石嶺町の市営住宅建設用地の買収について調査を進めている那覇市議会の社大、人民、市議会所属野党議員団は、十二日午後四時半から議員控え室で記者会見を行ない①市当局はモグリの不動産業者比嘉〇〇氏から約三万三千平方メートルの土地を二十九万九千ドル余で購入している②土地の売買は、比嘉氏の名義を借りて赤嶺保三郎市議が取り引きしている事実がある③当局が本会議で秘密事項だと説明した土地について与党議員は知っていたうえ建設部長が買うことを言明していると発表、市当局もなんらかの関係がある。こんごも各議員が分担し調査を行ない徹底的に真相を究明、市民の利益を守ると語った。

野党議員団はこの日の記者会見で①問題のいきさつ②モグリ業者から買収した事実③土地買収の実体④赤嶺市議の発言⑤土地価格についての疑問⑥こんごの取り組みについてつぎのとおり明らかにした。

昨年九月の議会で同用地売買には与党議員が加担していると指摘、慎重審議を要求した。ところが会期終了四日前に当局が提案しており、比嘉〇〇氏が土地建物取り引き業者であるか質問したが、花城建設部長は「免許を持った業者である」と答弁していた。ところが法務局で調査したところ免許は取得しているが登録をしておらず、また業者会にも入会していない。これではモグリ業者と同じであり、当局が三十万ドル近い土地を同業者から買ったことは許せない。地方自治法に反し利益を受けた赤嶺保三郎議員が議案の審議に出席、採決に加わっていることも考えると可決された土地の取得そのものが有効かどうかが問題になる。

用地の売買についてみると、比嘉〇

○氏がまとめて市に売却した約三万三千平方㍍（一万坪）のうち三万二千平方㍍は昨年九月二十一日自己名義にし翌日は那覇市と仮契約を結んでいる。残り千平方㍍については同じ日に登記し仮契約を結んでおり、わずか一～二日で十万㌦余の利益をあげている。

赤嶺保三郎議員は、十日の記者会見で比嘉○○氏に八万㌦を貸したと説明、比嘉から地主に土地代が支払われたと語っているが事実に反する。A地主の証言によると、契約保証金として五千㌦を赤嶺議員から受け取り、残り七万㌦余も同じく赤嶺議員から小切手で受領している。このとき比嘉○○氏も同席していたという。

購入した土地の価格についての疑問は、昨年の六月議会でB市議が購入する土地はどこかと質問したのに対し新垣助役、花城建設部長は「発表できない。土地業者が中間にはいり値上がりする」と答えていながら、花城建設部長は赤嶺議員に「那覇市がその用地を買う」と言明している。さらにB議員が同用地は三・三平方㍍当たり十九㌦で買うことができると当局にあっせんしたが、これを断わっている。ところが比嘉○○氏を通して当局が同用地を三十三㌦で購入することが提案されたとき、B議員は「十九㌦で買いなさいとすすめたときは断わり、現在三十三㌦で買うのか」と抗議している。

以上の事実を総合すると、議員の一部は購入する用地がどこで、いくらで買うかを事前に知っていたとみる。さらに当局が関係していると判断する。また当局は赤嶺議員と比嘉○○氏との関係は知らなかったというが、これも事実に反する。

さらに、小作料の補償問題で四人の小作人が比嘉○○氏に面会したとき、比嘉氏は「わたしは手数料をもらい名義を貸しただけである。その件については赤嶺市議と相談する」と答えており、売買は赤嶺市議が比嘉名義を借りて行なったものとみる。

調査を進めるほど疑問点が続出してきており、具体的な証拠をそろえずさんな土地購入について当局を追及するほか売買の真相を究明する。

市当局とは関係ない

野党議員団の指摘した事項について新垣建設助役、花城建設部長はつぎのように語った。

比嘉○○氏がモグリの業者であるかどうかは調査する。ただ免許を持っていることは知っていたが登録しているかどうかは知らなかった。市当局とはまったく関係ない。不正な事実もない。

〝生活をどうしてくれる〟／沖映通り損害賠償陳情団／市当局につめ寄る／新垣助役／八万三千㌦は妥当

〔沖タ・夕　1968・6・13〕

三十八万㌦余の物件、生活補償を要求している沖映通り会の損害賠償要求陳情団（新里哲男代表）の会員約五十人は、十三日午前十時から那覇市役所に押しかけ、四階会議室で新垣建設助役、花城建設部長と会い〝生活をどうしてくれる〟〝だれが見ても被害は大きい〟と訴えた。これに対し新垣助役は、生活補償については支払ったケースがなく、現在予算化してある八万三千㌦が妥当な補償額であるとつっぱねたため紛糾した。

損害賠償要求陳情団は十一カ月間にわたる下水道、道路舗装工事のため商売がほとんどできず、さらに家主は家賃ももらっていない。そればかりか浸水が相つぎ、各家庭が大きな被害を受け、なかには店をやめて他に移ってしまった人も出てきている。工事が終了したあとは軒の高さまで道路がせり上がり、家への出入りもできず、はしごを利用しているところもあり、このままでは生活できない。市が予算化した八万三千㌦では数件のうちの工事費しかない。工事の期間中の生活補償はまったく考慮されていない。被害の状態については実情調査を行なった立法院の与野党の議員も「これでは生活できない。被害が大きすぎる」と述べており、当然那覇市は市民の生活を守るため適正な補償をすべきであると口々に訴えた。

これに対し新垣第二助役（建設担当）、花城建設部長は「道路は那覇市の発展のために必要であり、工事着工前に地元関係者と話し合い工事を行なった。八万三千㌦の補償は調査を行ない、法に沿って算出した額であり妥当なものだと考えている。もちろんこの中に支線道路の工事も含まれている」と答えたため、子どもづれの主婦や水害を受けている商人らが口々に〝私たちの生活はどうなってもいいのか〟と〝工事のために生活が破壊されたのだから当然補償すべきだ〟と声をはりあげ当局の態度を非難したが、けっきょく十四日開かれる建設委員会での審議にもちこまれた。

〝赤嶺議員を通じ買収〟／石嶺団地用地買い占め問題／比嘉氏、取り調べで供述

〔琉新・朝　1968・6・15〕

石嶺団地用地買い占め問題は法務局が十四日、仲介人の那覇市上ノ蔵〇ノ〇〇、比嘉〇〇氏を取り調べた結果、同氏が「用地買収は赤嶺保三郎市議（市政クラブ）が代表している三有不動産を通してやった」と述べ、同氏と赤嶺議員が深く結びついていることを示し、一層疑惑を深めている。

法務局が土地建物取引業法違反の疑いで取り調べたのにたいし、比嘉氏は「自分は三有不動産（赤嶺保三郎代表）のあっせんで同用地を地主たちから買い集めたもので法には違反しないと思った」と釈明した。それによると、同氏は那覇市が団地を建てることを聞いて二、三カ月がかりで地主たちを説得し、土地を買収した。そのさい、赤嶺議員から契約金を三万ドル借り、さらにあっせん人として三有不動産を立てた。同不動産にはあっせん料も支払うことになっているが、まだ納入はしていない。団地建設は市から聞く前に二、三の不動産屋からも聞いたという。

この日は比嘉氏のいい分だけを聞いたが、同局は日を改めて同氏を再び出頭させて疑問点を問いただすことにしている。この結果によっては赤嶺議員からも事情を聞くが、場合によっては三有不動産の立ち入り検査を実施し、比嘉氏がはたして同不動産を通して買い占めたのかどうかをつきとめる考えである。

なお三有不動産は「同用地買い占めあっせんをしたおぼえはない」と否定している。

会期、28日まで延長／石嶺団地用地問題も審議／那覇市議会

〔琉新・夕　1968・6・21〕

開会中の那覇市議会は二十一日午前十時から本会議を開き会期を二十八日までの七日間、延長することを決め、その後、市当局提案の各議案について委員会での審査報告をうけ採決にはいった。定例議会の会期は二十一日までとなっていたが、立法院での市町村税法の一部改正案の審議が終わっていないため、それにともなう一部議案の審議ができず会期の延長となった。

なお会期延長の審議中、仲本安一議員（社大）が土地購入に対する疑惑が深まっている、石嶺団地用地買収問題を二十一日の議案に追加する緊急動議を出した。仲本議員は「石嶺団地用地の買収は関係者に不正があった疑いで法務局、那覇署、金融検査庁、那覇税務署などが取り調べを始めている。また市民の間からも大きな疑惑が持たれており、このさい市議会でも問題を徹底的に究明する必要がある。緊急質問をしたいので日程のなかに議案として追加してほしい」と提案、全会一致でこれを承認した。午後から同問題についての審議が行なわれる予定。

引き続き、議案の審議に移り、午前中で「那覇市職員の給与に関する条例の一部改正案」など六議案について総務委員長の審査報告をうけ質疑討論のあと多数決で原案を採択した。

「石嶺団地問題」で大荒れ／那覇市議会／当局も疑わしい／仲本議員／〝贈収賄、無実なら責任とれ〟／市長カンカン

〔琉新・朝　1968・6・22〕

那覇市議会は二十一日午後一時から、午前中に引き続き本会議を続開、野党が緊急上程した石嶺団地用地問題をめぐって野党と与党・市当局が激論をかわした。野党側は、赤嶺保三郎議員（自民）およびすでに司法当局に取り調べられている比嘉〇〇（那覇市上ノ蔵〇ノ〇〇）と市当局の関係に焦点をあて「秘密事項とされていた買収用地を、事前に赤嶺議員にもらしたのはなぜか。土地を高く買い上げたことによって市民の税金を十万ドルむだづかいしたことになり、市当局にも贈収賄の疑惑がもたれている」ときびしく追及。これに対し、当局は「事前に赤嶺議員に話したのは土地買収の協力を求めるためであり、野党議員でも聞きにくれば話した。売買契約をとり消すつもりはない」と応酬して、大荒れとなった。

質問第一陣に立った仲本議員（社大）は「赤嶺議員と比嘉は、議会に議案が提出される前に花城建設部長から用地の話を聞いたと言っている。これは事実か。また六月議会では秘密事項と答弁していたのに両人にだけ話したのはなぜだ」とただした。これに対し花城部長は「八月末ごろに比嘉から〝半年前に事業のため石嶺の土地を三万三千平方ヒート（一万坪）買った。那覇市が必要ということだが、事実ならゆずってもよい〟と問い合わせがあったので比嘉から買いとった」と買収の経

過を説明。

ついで仲本議員は比嘉および赤嶺議員と市当局の関係にふれ「用地買収の話が出た時、数人の議員から十九～二十五㌦で買えるという申し出があったのを拒否しそのあとで同じ場所を比嘉から三十三㌦で買った。この金は赤嶺議員から出ている」と指摘、「いずれ真相は司法当局によって究明されようが、市民に十万㌦の損害をかけたことは事実上の背任行為」と非難した。

これに対し花城部長は「他の議員から話があった時はまだ石嶺と決めていなかった」と釈明したが、仲本議員は「土地評価委が開かれたのは九月十三日で、比嘉に土地のことを話したのは八月だ。この辺に赤嶺議員と比嘉だけの関係ではなく、市当局と贈収賄の関係があるという疑惑が出てくる」と糾弾、この発言をめぐって与野党間に激しいやじがとびかい、質疑は一時中断した。

仲本安一議員の質問をめぐって議事は紛糾、数度にわたって休憩をくりかえし、仲本議員に「市当局にも疑惑がある」と追及された西銘市長が「そういう事実がなかったらどうする。責任をとって腹を切るか」と激怒するひと幕もあった。

このあと久高友敏議員（無）、人民党の儀間真祥、黒潮隆両議員も同じような観点から当局を追及したが、当局は「不正はない」と同じ答弁をくりかえし、堂々めぐりにおわった。野党側はひきつづき二十六日の本会議でもこの問題をとりあげ追及する予定である。

〝市とは関係ない〟／花城建設部長／石嶺団地問題で答弁／那覇市議会・建設委

〔琉新・朝　1968・6・26〕

那覇市議会建設委員会（金城庄瑞委員長代理）は二十五日午前十時から開かれ都市計画事業について審議、野党側から石嶺団地用地買収問題で参考人の新垣第二助役、花城建設部長を追及した。

同委員会では、友利栄吉（公明会）、又吉久正（新風会）、儀間真祥（人民党）、仲本安一（社大党）の各委員らが団地などの購入問題で質問、儀間真祥委員（人民党）は「安謝のポンプ場用地はだれから購入したか、赤嶺保三郎市議（市政クラブ）からではないか」と追及、新垣助役は「古いことなのでよくおぼえていないが、係りに調べさせる」と答えた。さらに儀間委員は「石嶺団地用地にいた小作人が立ち退き料問題で市役所をたずねたとき市の職員が赤嶺議員に電話しているが、これは同議員がからんでいることを示す証拠ではないか」とただしたが、助役は「職員は小作人から頼まれて電話している」とこれを否定した。

このあと仲本安一委員（社大党）は「議員が市役所の関係する事業、土地売買で利益を得ることは許せない。仲介人の比嘉〇〇は法務局の調べにたいし、赤嶺議員が代表をしている三有不動産を通じて買い占めをやった―といっている。また地主も同議員から直接金を受けとったと述べており、同用地購入には赤嶺議員が関係していると判断する」と迫り、花城部長は「赤嶺議員と比嘉が関係あるかどうかはわからない。ともかく市当局とは関係ない」と突っぱね、紛糾した。

この日の委員会では、このほか沖映通りの損害補償要求陳情団から陳情が出されていた補償（八万三千㌦）の増額要求を採択した。

沖映通りの補償／原案通り採択／那覇市建設委

〔沖夕・朝　1968・6・26〕

那覇市議会の建設委員会は、二十五日午後一時半から新垣建設助役、花城建設部長を招き首里石嶺の市営住宅建設用地問題をはじめ、沖映通り会の損害賠償要求陳情団から提出された補償について当局の考えを聞いた。

儀間真祥、仲本安一の両議員は石嶺用地問題で①比嘉〇〇、市議の赤嶺保三郎氏、司法書士の与那嶺又三郎氏は三有不動産に所属し三人で直接地主に会い赤嶺市議が土地代金を支払っている②当局は土地の買い入れ価格は土地評価委員会の決定によるというが与那嶺氏は評価委員であると指摘、当局はこの関係をどうみるのかと追及、説明を求めた。

これに対し、新垣建設助役、花城建設部長は「三者と那覇市は関係ない」と答えた。

沖映通り会の補償については、当局が調査を行ない算出した補償額八万三千二百四十㌦を仲本、儀間の両議員の反対を押し切って原案通り採択、二十六日開かれる本会議に上程することに決めた。

疑惑残し着工へ／石嶺団地／那覇市議会で議決

〔琉新・夕　1968・6・28〕

開会中の那覇市定例議会は最終日の

二十八日、午前十時から本会議を開き、用地買収に疑惑を持たれている石嶺団地建設工事契約などについて審議した。

同工事契約については、比嘉佑直建設委員長から委員会での審議報告があり、黒潮議員（人民党）が「同用地は、比嘉〇〇から買い、いろいろ疑惑が出てきている。また、同用地購入の採決にはこれに関係している議員も加わっており疑惑ある議決といえる。再議にして否決されたら団地はどうなるのか」とただした。これにたいし花城建設部長が「同用地が元の地主に戻ることはなく、建設に支障はない」と答え、同案件は全会一致で議決された。この結果、石嶺団地は疑惑を残したまま、着工される運びになった。

このあと、金城吾郎議員（社大党）が、沖映通りの補償問題などについて市当局の考え方をただした。

沖映通りの補償可決／那覇市定例議会終わる

〔琉新・朝　1968・6・29〕

第百三回那覇市定例議会最終日の二十八日は午前中に引き続き、午後一時から再開され沖映通りの補償などを当局案どおり可決し、二十四日間にわたる幕を閉じた。

沖映通りの補償については金城吾郎（社大党）、黒潮隆（人民党）、儀間真祥（同）議員らが「市当局案の補償費八万三千ドルには工事期間中の営業補償がはいっていないが、これは補償すべきである。また一軒一軒の補償費も明らかにされていない」と追及した。これにたいし当局側は「こんご一軒一軒と協議し、必要と認められたところは補償費を増額する」と述べ、採決の結果、賛成多数（反対六）で原案通り可決された。

こんどの議会は西銘市長が自民党総裁に就任し、同党の主席候補に決定したあとの初の定例議会であり、また石嶺団地用地買収問題や沖映通りの補償問題をかかえていることから市長の政治姿勢や事業計画、土地取得などをめぐって活発な論戦が展開されるとみられていた。しかし二十一日の本会議で石嶺団地用地買収問題で荒れたほかは、これといった論戦もされず低調に終わった。野党側は開会当初、土地買収問題で記者会見し「徹底的に究明する」構えをみせたが、二十一日の本会議以外ではこの問題にはあまりふれず〝カラぶり〟に終わった感じ。また、沖映通りの補償についても反対はしたが、結局は〝当局ペース〟で押し切られてしまった。

〝背後関係も追及せよ〟／那覇市野党議員団／那覇署に申し入れ／団地買収問題

〔琉新・朝　1968・6・29〕

那覇市議会の仲本（社大）金城（同）黒潮（人民）氏ら六野党議員は二十八日午後三時すぎ、那覇署を訪れ、石嶺団地用地買収問題は特別法違反に終わらせることなく、背任、贈収賄まで徹底的に追及してほしいと要望した。

那覇署からは太田次長、伊佐捜査課長、国吉第二捜査係長三人が応対したが、野党議員は「土地ブローカー、比嘉〇〇の不正行為は法務局からの告発ではっきりしている。比嘉は特別法違反ばかりでなく、赤嶺保三郎議員とも結託して土地買収をやっており、背任横領の疑いがある。この際、比嘉と赤嶺議員との関係、さらに市当局との背後関係を徹底的に追及してほしい」と要請した。

これに対し、太田次長は「比嘉の告発があってから、数人の地主を呼んで土地売買の事情を聞いている。また、比嘉にも任意出頭を求めて取り調べている。いまのところ土地建て物取り引き業務違反の線で捜査しているが、もし特別法違反のほか新事実が出れば、徹底的に捜査して糾明したい」と答えた。

特別損失補償班を編成／市建設部／沖映通り補償問題の早急解決へ

〔沖タ・朝　1968・8・1〕

沖縄の地方自治体では初めてといわれる「特別損失補償班」が、このほど那覇市建設部に誕生、一日から活動をはじめた。

これは、市内における交通緩和策のひとつとして市当局は、駐車場に利用していた市内中心を流れるガーブ川上の架設道路である牧志町の沖映通り、むつみ橋から美栄橋間を大がかりな舗装改修工事をしているが、この工事にともない沿道住民から損害賠償の訴えが生じたために取られた処置で、道路法（六五年七月施行、立法第六四号）第六一条（工事原因者に対する工事施行命令）にもとづいて設置されたもの。

補償班は、建て物の損害補償、営業補償、宅地移転にともなう補償や工事で生じた使用不能建て物の改造、設計、

入札、施工から土木工事関係の調査など広い範囲にわたる業務を受けもつことになり、メンバーは建設部建築課の金城幸男、監察係長を班長に建設部六人、土木部四人、それに民間の建築設計事務所の技師三十一人で構成。

沖映通りの舗装改修工事で沿道の住民は、道路がカルバート架設のため住家が道路より低くなり、浸水や建て物の使用不能、営業不能などが起こり、大きな不安と苦情を与えていた。そして、住民は、この工事でうけた損害を補償してほしい、と連日、市当局に陳情、訴えていた。

市建設部では、この損失補償を早急に解決するため新年度(六九年度)予算で八万三千七百三十八ドルの補償費（対象四十四件）を計上するとともに、特償班を編成して集中的にこれにあたることになった。

公共的な建設工事がこれからふえるにしたがって地域住民からの苦情もふえ、補償問題は社会問題化しそうだが、那覇市の特償班は初のケースとしてその活動が各方面から期待されている。

一社　説一

心配ないというが…／放射能コバルト60の検出

〔沖タ・朝　1968・8・7〕

さる六月中旬、那覇の軍港をはじめ、中部のホワイト・ビーチ、南部の奥武島海岸をふくめて三カ所から海水や海底の泥を採取、米国アラバマ州サウスイースタン放射能研究所で米琉合同による放射能調査を行なっていたが、その結果が調査に立ち会った厚生局宮国調査官によって発表された。

総括としては「人体になんら影響を与えるものではない」というものであるが、公表された資料の中に那覇港のサンプルからコバルト60が検出されたことが明らかとなり、注目されている。

自然界にはいくつかの放射能物質があって、たえず放射能が放出されているのだが、このコバルト60は自然放射能とは区別され、原子力潜水艦のもたらす可能性が多いといわれているためである。人体に影響を与える放射能の許容度がどのくらいかは、国際機関によって標準値が決められていて、それにくらべると、那覇港から検出されたコバルト60はおよそ五十分の一にも足らないごく微量のものだという。

「人体に何ら影響はない」という調査官の判定は、その時点の量のことだけをいっているわけだろう。

原潜による可能性

人体に影響を与えるほどの放射能が仮に検出されているとしたら、もちろんおおごとである。しかし、われわれが不安に思うのは放射能の量の問題もさることながら、原子力潜水艦によって、海水が汚染されている可能性があるか、どうかということもその一つであり、それについて大きな関心をよせていた。調査結果の発表によると、「可能性がある」―という答えがはっきり出ている。

原子炉の冷却水の放出によるものか、あるいはまたほかの何かのはずみで放射能物質のコバルト60が海に遺棄されたものか、調査はそこまでは究明されていないけれども、いずれにしてもコバルト60が自然放射能ではなく、原潜によってもたらされる疑いのあることが明確になった以上、「心配はない」といわれても、すっかり安心するわけにはいかない。沖縄には、米原潜が自由に寄港できるようになっており、ある日突然不測の事故が発生しないと、だれも保証できないし、それに放射能物質は生体内に蓄積されるといわれる。したがって、度重ねれば当初の〝微量〟は不安を解消させる絶対条件にはなり得ない。現時点で「心配ない」というのは、将来には必ずしも通用しないことになる。

ただ、放射能については科学的要素を一般が理解するのには非常にむずかしい面がある。こんどの米琉合同調査にしても、さきに米民政府が中間発表をしたさい、コバルト60が検出されたことは明らかにされていたが、これが自然放射能とは別のもので、原潜による可能性がある点は、すくなくとも一般の人々は理解していなかった。だが、科学の世界では常識であるはずのことが、理解できなかったからといって、大衆の責任ではないことはもちろんで〝今になって騒ぐのはおかしい〟とみるのは当たらない。問題があるとすれば、むしろ知らなかったことよりも、知らされなかったことにあるといえるだろう。

国民守る国の義務

さる五月、佐世保港の異常放射能が問題になったとき、本土の原子力委は「異常値は、原子力潜水艦からの放射能が原因である疑いがあるようだ。監視体制が整備強化されるまで、原子力軍艦の寄港が行なわれないよう善処すべ

きであると考える」という見解を発表した。原潜による汚染であるとは断定しなかったわけだが、その可能性があるということで、寄港中止を政府に申し入れたのであった。

その後、原潜の安全性についてはげしい論争が展開された。けれども、原因を科学的に究明するには、本質的な障害が伏在している。原子炉を積んでいても外国の軍艦であるかぎり、じかに調べるわけにはいかないからで、科学的究明の決め手を欠くらしい。現在の監視体制というのは、周辺の放射能の平常値を測定しそれとの比較によって異常かどうかを調べるわけだが、佐世保事件以前においては、それさえも不備であったことが指摘されたようである。

佐藤首相は、当時「米側に対し、原子力潜水艦の安全性が保証されない以上日本に寄港してもらうわけにはいかないと伝えた」と閣議で発表している。米国の原潜が寄港するひん度は本土と沖縄をくらべると、話にならぬほど多い。寄港の自由さはまったく無条件である。したがって危険の可能性があるとするなら、ひん度に応じて多いリクツである。

原潜寄港のもたらす問題を処理するにあたって、本土政府は「沖縄」を忘れてはなるまいと思う。一体化の問題に関連して、国家的業務と地方自治体としての業務の分離が論議されているのだが、これこそ国家的業務の最たるものといえるのである。沖縄における放射能監視体制の整備をはじめ、寄港問題がひきおこす対米折衝に至るまで、すべてをふくめ国民の安全を守る国家・政府の義務であることを、声を大にして訴えたい。

那覇市建設五カ年計画（上）／文化的都市建設へ／産業基盤、市街地を整備

〔沖タ・朝　1968・8・29〕

那覇市の市長公室企画課は、このほど、六九年度から七三年度までの五カ年間の「那覇市建設計画」を発表した。市当局が公認していたこれまでの〝建設計画〟は、一年単位の比較的短い建設計画だったが、こんどのように五カ年間という長期計画を発表したのは、最近まれなこと。それだけに、この建設計画には、秋の主席公選や那覇市長選、来年七月の市議選を意識したものだという批判の声もある。

ところで、この計画の策定にあたっては①国際情勢は、急激な変化はない②社会、経済的情勢は根本的に変わらない③人口動態は基本的に変わらない④地方行・財政制度に根本的な変革はない⑤市内に大災害は発生しない⑥日米琉政府からの経済援助は大幅に得られる⑦米軍基地からの経済的利益は現在（六八年）の水準を維持する⑧施政権返還は、この時点では基本的に変わらない、ということを条件に設定している。

そして、建設計画の方針を、産業基盤・市街地・生活環境を整備し、市民所得の向上と雇用の増大をはかるとともに行政組織および事務内容を改善して健康で文化的な近代都市を建設する、ということにしている。

また、建設の総事業費を六九年度は一四、〇三二、三〇〇ドル、七〇年度が一九、一〇三、一三〇ドル、七一年度が一七、八一五、二四〇ドル、七二年度が一七、二〇一、九四〇ドル、七三年度が一〇、五六〇、五九〇ドル となっており、その八割は政府援助を予定している。

五カ年間にわたる長期計画は、区画整理などの都市計画、公園・緑地帯建設などの生活環境整備、港湾建設などの産業基盤整備、町界町名整理などの行政、事務改善の四つに大別している。

都市計画

【土地】 将来の市街化予想区域は、人口配分計画によって一応のメドをたてて、産業人口の構造を想定し、地域的事情を考慮して人口および施設の配分をつぎのようにはかる。

▽住居地域＝住居地域は、既定の住居地域を継承するとともに、現在の土地利用状況を勘案して、小禄、真和志、首里の三地区の郊外地に、新たに地域指定する。とくに、住居環境の良好な首里地区の寒川、金城、山川の三町一帯には住居専用地区を配して、環境の保全に努める。

▽商業地域＝商業地域は、現行の都心の商業地を容認するとともに、将来の都心における人口集中をさけるため、首里、真和志、小禄の三地区の特殊化をすすめる。

▽工業地域（準工業地域も含む）＝将来の就業人口の推定による第二次産業の人口に基づいて地域面積を確保する。従来指定している壺川、旭町、西新町、安謝の四地域のほかに新たに選定する。

【街路】 慢性化している交通マヒを緩和させるため、国際通り、1号線（米軍道路）、開南通りに集中する車を分散

させる目的で、街路網として「環状線」と「幹線」道路の計画をたてる。

▽環状線計画＝都心部を囲む環状1号線は、都心部と副都心部を結ぶ他の幹線道路からの市内交通コントロールさせるものとする。環状2号線は、他の市町村から都心部へ流入する交通量を分散させるものとする。

▽幹線街路計画＝1号線、39号線、40号線、44号線、3号線、7号線を骨子として環状1号線、環状2号線で連結して更に都心部で約五〇〇㍍、近郊部で約一、〇〇〇㍍の間隔を置いて幹線および補助幹線街路を計画する。

このほか、一般街路として幅員四㍍以上の道路を対象に改修して行く計画。

【交通広場】 交通広場は、旭橋、久茂地、泊高橋、安里十字路、古波蔵、与儀、旭町、泉崎橋前の八カ所が指定されているが、旭町と泉崎橋前の二カ所のほかは未整備なので、整備に努める。

【土地区画整理】 区画整理の対象となっている地域は、美栄橋地区、第一地区、寄宮地区、壺川地区、山下地区、真嘉比・古島地区、小禄袋廻原地区、小禄宇栄原地区の七カ所だが、助成措置を講じて年次計画で実施する。

【不良住宅街改造】 都心部は、ほとんど不良住宅街改造の対象地域とされており、最も劣悪な状態にある地区を特別に指定して実施する。六六年一月、樋川地域内にモデル地区を設けているが七〇年までに改良を完成させ、七一年から第二次計画地域の改良事業に着手する。

【河川・排水路】 市街地の河川・排水路は、ほとんど汚水放水路になっている。河川の浄化は、下水道施設の完備以外には抜本的解決策はないので、その面に力を入れるとともに護岸の築造を急ぐ。

【埋め立て事業】 長期埋め立て事業計画として、泊～安謝間の公有水面埋め立てを第一次から第五次に分けて造成中で、七一年の完了時には約二、〇〇〇、〇〇〇平方㍍になり、宅地五〇八、一六一平方㍍、緑地二一、六〇二平方㍍が確保される。

環境整備

【住宅】 六八年度内に首里石嶺町に一〇二、七六一平方㍍の用地を確保、七一年度までに公営住宅一一八戸の団地造成と首里大名町に九五、八六八平方㍍の用地を確保して七一年度から七四年までに公営住宅一、一六〇戸の団地造成を計画。

【公園・緑地】 七三年度までに与儀、奥武山、希望ガ丘、城岳等主要な五公園と未執行の児童公園、それに漫湖周辺に緑地帯を造成して公園化するよう重点的に整備する。

【上水道】 六五二、五〇〇〇㌧の工費を投じて水源の拡張、改良工事等を計画、七三年までに取水を日量一七、二三〇立方㍍を目標に計画をすすめる。

【下水道】 六五年度を初年度として九カ年計画で七三年度完了をメドに一〇、五九〇、〇〇〇㌦を投じて下水道の延長三六三、五五五㍍の汚水施設の整備をはかる。

【清掃】 昨年建設した高速堆肥処理装置コンポスト50㌧工場のほかに、ごみ焼却炉（連続機械炉）の30㌧型を二基建設、二直制にして一日一二〇㌧処理できるように計画。

【し尿処理】 五千人から七千人当たりに一カ所の公衆便所を設置する計画。

【消防】 六九年度を初年度とする消防施設整備五カ年計画をたてて、七三年度までに、職員百三十三人、水槽付ポンプ車五台、屈折梯子付ポンプ車、30㍍級梯子付ポンプ車、工作車など各一台、補給車三台の購入に防火水槽一〇基増設、安謝と首里出張所の新築などを計画。

【民生福祉】 子どもの遊び場を二十八カ所を新設する計画。

【公会堂】 与儀公園内に総工費一、六二五、〇八〇㌦をもって千八百人収容の公会堂を十月に着工、来年完成予定。

那覇市建設五カ年計画（下）
〝那覇新港〟72年度に完成／町界町名も徐々に整理

〔沖タ・朝　1968・9・5〕

基盤整備

【港湾】 ▽那覇新港（仮称）＝安謝埋め立て地における新港湾建設は、那覇市の都市計画マスタープランの一環として非常に重要な地位をしめており、七二年度を目標年次として六九年度から四カ年計画をもって事業資金一八、一一八、〇〇〇㌦（商港区のみ）で年間およそ二十万㌧の取り扱い貨物量を処理できる規模の港湾を築港する。

一年次の六九年度は、岸壁、荷揚げ場、矢板護岸らの工事により五、〇〇〇㌧級の船舶が接岸できる三バース（一バースの延長一三〇㍍）を完成させる。

二年次の七〇年度も同じく、岸壁、

防波堤、浚渫らの工事により五、〇〇〇㌧級の船舶が横付けできる三バース（一バースの延長一三〇㍍）を完成させる。

三年次の七一年度も、岸壁、荷揚げ場、防波堤、矢板護岸らの工事により二〇、〇〇〇㌧級の大型船が横付けできる二バース（一バースの延長二一〇㍍）を建設する。

最終年次の七二年度には、これも同じく、岸壁、荷揚げ場、防波堤、矢板護岸、テトラ護岸らの工事により五、〇〇〇㌧級と三、〇〇〇㌧級の船舶が接岸できる岸壁をそれぞれ二バースを完成させる。これで八六、〇〇〇㌧の船舶が接岸できる大規模の港湾が出現する。

このほか五六、〇〇〇平方㍍の保税上屋と三、三〇〇平方㍍のポミート・ターミナルを建設する。

▽新漁港（泊漁港）＝新商港の建設にともない現在使用中の泊港は、漁業基地として整備拡充するとともに、新港に隣接して新たに、総面積一一六、五六〇平方㍍（約三五、二五九坪）の漁港をつくる。

【商工】 ①「沖縄信用保証協会」に出えん＝保証基金の一部を同協会に出えんし、設備資金、運転資金らの融資の強化を図る②企業診断の拡充強化＝近代化促進のため常時診断を行なえる体制を確立すべく企業診断員の養成をはかること③特産品の助長＝経営の合理化を推進する意味から手工業を機械化し、量産とコストダウンをはかるべく機械設備、共同作業らの共同施設を設置する④商工団体の強化＝未組織の商工業者を中心に団体をつくり、接客態度の改善、研究会の開催らの共同事業を推進する⑤産業展示会の開催拡張⑥商工業者の実態調査強化など。

【観光】 ①観光外客の事態調査②観光宣伝の強化③観光施設の整備④観光資源の開発⑤観光展示会⑥観光関係の外部団体との協力など。

【農業】 ①生産基盤としての土地整備②畑地かんがい用打ちぬき井戸設置③病虫害対策④耕種の奨励⑤畜産生産基盤の整備など。

【水産業】 ①新漁港の建設②漁船装備の機械、科学化奨励③新造船建造への補助など。

【公設市場】 ▽牧志公設市場の改築＝老朽化した牧志公設市場を二、五〇六平方㍍の用地に地下二階、地上二階ののべ面積五、二三四平方㍍の鉄筋コンクリートを一一四万㌦で建てる計画をすすめている。

▽真和志公設市場の新設＝現在、真和志支所跡に建設中の水道局庁舎の地下一階に面積七五六平方㍍の公設市場を設ける。

そのほか、若松市営アパート（いわゆるゲタばきアパート）の地下一階に工事費七五、五七七㌦で六八年度から面積八六六平方㍍の第二次若松公設市場を建設する。

行政改革

【行政能率】 ▽基本方針＝①行政組織の適正化②行政運営の合理化・能率化③職員の資質向上と三つの計画基本方針を定め、これにもとづいて改善していく。

▽行政組織＝ライン機能（執行・現業部門）とスタッフ機能（企画・統制部門、助言勧告機関・サービス部門など）を明確に分担せしめ、職務分類性を確立し、各職位の職責と権限を明らかにして職員の活動を効果的に発揮せしめる。支所については、将来の本庁・支所間の管轄を考慮して連絡調整の緊密化・能率化を図っていく。

▽行政運営の合理化＝①事務改善委員会の設置②提案制度の採用③窓口事務の統合整理④帳票の一括管理の採用⑤文書事務の調査⑥スナップ・リーディング（時点式執務状況調査）の採用⑦権限委認制の採用などを取り入れ、市民のサービスに徹する方針。

▽職員の資質向上＝研修計画禁止、研修効果などを科学的に分析、適切な職員研修体制を大幅に取り入れ、適材適所の育成をはかる。

【町界町名の整理】 ▽町界町名の整理方針＝①町界町名の整理事務は、那覇市永遠の礎石を定めるものと解し、局部的、一時的な社会現象はすべて考慮外とする②全市域を対象とし、混乱している都心部から漸次、郊外地におよぼす③通学、選挙、町内会、警察、郵便局ら各官庁公署の所管区域については、直接この事業により変更をともなうものではないが、将来、変更を必要とする事態が生じた場合には、新町を割らないように考慮する。

▽住居表示の整理＝本土で施行されている「住居表示に関する法律」（昭37・法律第一一九号）を範にした「住居表示に関する立法」の制定をまって市街地について実施する計画。▽整理期間＝町界町名や住居表示の整理は諸公簿の整理事務などを考慮して十年間で行なうようにする。

【市民組織】（自治会） 六〇年九月一日四三カ所の自治会で発足した那覇市の自治会は、現在、八五カ所にふ

え、組織率は総人口の六一㌫をしめている。わたしたちの生活は生まれるときの「出生届」から天寿をまっとうして昇天する「死亡届」まで、文字通り、〝役所〟と結びついている。

それで、市政全般を円滑に推進していくためには、市民の積極的な協力、参加による「理解」が必要であるので、未組織地域に対しては、組織化の育成指導を強力に推進していく方針である。

【広報・公聴】 那覇市は、旧那覇、首里、真和志、小禄と四地域が合併してできた都市であるため、市民と行政機関を結びつける手段として広報・公聴活動が最も重点であるので、単に知らせる〝聞かせる〝といった一方的な一般的なものでなく、市民とともに語り、みんなで問題を解決していく態勢を充実に図っていく方針である。

〝対話で明るい町づくり〟／那覇市政革新共闘／25日に結成大会／準備会が基本方針発表

〔沖タ・朝　1968・9・17〕

那覇市政革新共闘会議結成準備会は、十六日午後二時から立法院内社大党控え室でひらき、那覇市政に対する野党統一候補の基本要領をまとめた。同会議は、きたる二十五日午後二時から那覇市内「八汐荘」で結成大会をひらき、スタートすることになった。

革新共闘会議では、十一月に行なわれる那覇市長選挙には、野党統一候補として社大党会計長・平良良松氏をすでに決定、選挙前衛戦に入っている。那覇市政革新共闘会議の結成により、選挙前衛戦は、さらに強化、具体化されることになる。

この日の準備会には、三党代表のほか、教職員会から八人が出席、前回の準備会で案をまとめた「那覇市政に対する基本方針（要領）の字句、表言の訂正、役員人事、結成大会の日取りなど決定、社大党の仲本教宣部長から発表された。

那覇市政に対する基本方針では、政府への従属をしいられている那覇市政を本来の姿である地方自治体に取り戻し、市政の自主性を確立し①権力政治、官僚行政を排除し、市民との対話による明るく清潔な革新市政の確立②金持ちに奉仕する、弱い者いじめの行政を排除し、庶民のための福祉行政の推進③都市公害、交通混雑を排除、市民が安心して住める平和で健康的な文化都市の建設―で「市民との対話による明るい市政」「庶民中心の行政」「住みよい町づくり」を三本の柱としている。

基本方針では、さらにつぎのように述べている。

地方自治は、自主自立的に運営されるものであるが、現状では、アメリカの軍事優先政策の下で、その下請け機関的存在となっている。政府の主人公が住民一人一人である以上「政府に直結した市町村」ではなく「住民のため、市町村に直結した政府」でなければならない。これは、市町村の自主性の喪失であり、「住民奉仕」から「大企業奉仕の傾向」を強めている。政府のタクシー汚職事件はじめ、那覇市における団地用地の取得にみられる〝黒い霧〟が住民の政治不信をかきたて、議会制民主主義を空洞化させている。市民のための市政がゆがめられているが、これを是正し、真の住民福祉をはかるためには、地方自治といえども、すべての施策を祖国復帰の方向に即応させ、住民奉仕の政治の確立が最重要である。自民がいう核基地化を是認するような「一体化政策」では、真の地方自治は望めない。西銘自民党市政は、コバルト60をまき散らす原潜寄港や、B52の常駐を容認している。これは、市民の側に立つ市政ではなく、権力追従の市政であり、絶対に排除すべきである。

役員つぎの通り

▽顧問＝安里積千代、宮良寛才、瀬長亀次郎、屋良朝苗、平良辰雄、金城和信、平川先次郎。

▽議長＝宮里栄輝、副議長＝亀甲康吉▽事務局長＝仲本安一。

低調に終わる最後の議会／西銘市政に質問集中／都計、財政強化など

〔沖タ・朝　1968・9・19〕

沖縄の将来を左右するといわれる秋の三大選挙（主席、那覇市長、立法院議員）に与党の沖縄自民党から主席、市長、立法院議員にそれぞれ立候補している西銘順治・市長（同党総裁）、古堅宗徳・第一助役（同党那覇地区連合支部長）、新垣義徳・第二助役、大城朝亮・前市役所首里支所長（十五日付けで退職）、渡口麗秀・市議会議員ら市の首脳陣にとって最後の定例議会である第一〇五回那覇市定例議会は、十七日午前十時すぎから市庁舎三階の本会議場で開かれ、同日午後三時五分、閉会した。こんどの定例議会は、七年間にわたって行なわれてきた〝西銘市政〟

の評価を問う最後の議会で、各方面から関心がもたれていたが、会期がこの日一日だけで、しかも市民がもっとも興味をもっている一般質問は各派代表ひとりに限り二十分だけという制約つき、上程議案も予算関係の二件というわびしさのため、第一〇五回定例議会は、那覇市議会はじまっていらいの〝最も上程議案の少ない最短議会〟を記録。初の主席公選に立候補している西銘市長の〝花道〟ともいうべき今議会は、盛りあがりのないわびしいものだった。

市営住宅不正入居／徹底的に措置

会議は、高良一議長が都合で欠席しているので辺野喜英興副議長代行。議事日程第一号により、まず、会議録署名議員の指名からはじめられた。ついで、会期の決定にうつり、十七日の一日だけを会期とする旨を採択したあと、一般質問にはいった。

この一般質問は、さる十四日に開かれた議会運営委員会での取りきめにより、各派から代表ひとりにかぎり二十分間の持ち時間で行なわれたが、質問は、市三役の立候補辞任に伴い、辞任後の市政運営から市長の政治姿勢など、西銘市政関係に集中した。

トップは、与党の市政クラブ（十五議席）代表で、喜舎場盛一議員が「西銘市政」「財政強化」「都市計画」の三点について質問した。

これに対し市長は「わたしの残任期間は十月二十日の予定であり、市民のみなさんに対して不利益にならないように措置を講じている。安謝の那覇新港湾建設や公会堂建設は、本土政府と琉球政府に対して財政援助してくれるよう趣旨を訴えている。施政権返還時期のメドは、さきの日米共同声明で基本的に了解しているので、それまで、二十三年間の本土との格差を是正するため一体化政策を強力に推進する。これは、行財政だけでなく、産業政策面にもおしすすめる」と答えた。

ついで、公明会（三議席）の大浜長弘議員が代表質問に立ち「三役辞任後の市政運営」「ガス、下水道工事後の道路、舗装復元問題」などについてきいた。

西銘市長は「わたしが公約したなかで、土地区画整理事業の一部をのぞいては八分通り実現しているものと確信している。沖映通りの補償問題は現在解決の方向に話をすすめている」と答え、また、市当局からガス・下水道工事後における補償問題について、この工事で損傷を与えた場合は、市との契約にしたがって、当然、工事責任者が補償することになっている」と、工事責任者が補償義務を持っていることを明らかにした。

そのあと、新風会（四議席）を代表して又吉久正議員が「市長代行権」と「第四次安謝埋め立て地」についての質問、市当局は「市長、助役が辞任した場合は、市町村自治法（53年1月立法第一号）第九十一条に基づき、第一に市長公室長、第二に総務部長が、市長、助役の職務を代行することになっている。しかし、職務代行者には、市議会の解散権はない」と答えていた。

また、事業資金の融資のメドがたたず、七月の新年度着工から大幅におくれている泊―安謝間公有地の第四次埋め立て事業については、「さる六月十五日の米民政府書簡で埋め立て事業の趣旨はよく理解しているが、一度に五〇〇万ドルを融資するということは問題であるとの返事があり、そのため琉球銀行からの融資がストップしているので、現在、市当局と琉銀側との話をすすめている」と市当局側から、延期理由がのべられた。

この第四次埋め立て事業というのは、七月の六八年度を初年度として七〇年度までの三カ年間に事業費総額五〇三万ドルをかけて、泊から安謝の公有地（海岸）に四三七、二一三・一四平方メートル（一三二、二五六・九三坪）を埋めるというもの。

引きつづき、野党の黒潮隆議員が人民党（三議席）を代表して「市政の民主化」について市当局側の態度を追及した。

そのなかで、黒潮議員は、一般市民に対して〝市税〟や〝水道使用料金〟の徴収などできびしい態度を取っている市当局は「一部の業者に寛大な処置を講じている」として、その一例に「六八年度（昨年）中に市税の長期大口滞納者（一、〇〇〇ドル以上）が三十二件もいる」との事実をあげた。

市税とは、市民税、事業税、固定資産税、不動産取得税などであるが、この日、黒潮議員から明らかにされた大口滞納者は、ほとんど法人組織の会社で、最高三万二千百九十六ドル十五セントとなっていた。

また、市当局の職員監督の不徹底、職員の規律の乱れの一例として「市職員のなかには、事務上の手違いで、市税や料金を余分に徴収した場合は、すぐに市民に払い戻すことになっているが、市当局はその管理をじゅうぶんおこなっておらず、余分に徴収した金をその

家に返しに行った際、不在の場合はそのまま持ちかえり、自分で多額の金を使い込んでいる市職員が二、三人いる」と指摘していた。

さらに、現在、社会問題化している市営・公営アパートの不正入居問題も取りあげ、「西銘市政は、市民のものであるはずの市営・公営住宅を私物化している。二つの貸し家をもった人や高額所得者の入居を許しているのはどういうわけか。こうしたことは、市営・公営住宅の入居がなれ合いでなされていることではないか」と実例をあげて追及した。

これに対し市当局は「税金の大口滞納については、会社の経理で帳簿上は利益があがっていても手元に現金がない場合もあるので、新年度にくり越して極力徴収する態勢を取っている」「余分の徴収については、早急に払いもどすようになっており、これに手違いがあれば、ケースバイケースで措置し改善している」「市営、公営住宅の入居者に対しては、半年ごとにその収入を調査している。入居時よりオーバーしている場合は割り増し料を取っているが、具体的に名前があげられた以上は、徹底的に調べてその旨の措置を講じたい」と答弁。

最後に、仲本安一議員が社大党（二議席）を代表して市長の「政治姿勢」―とくに一体化政策と国政参加問題について問いただした。

各派代表による一般質問は午前中でおわり、午後は二時から議案審議に入り、これまで議長席についていた辺野喜副議長にかわって、午後出席した高良議長が議事進行にあたった。

今議会に上程された議案は、十一月の立法院総選挙にともなう選挙関係の「六九年度那覇市歳入歳出追加予算」（議案第84号＝歳入・歳出とも二、二六九㌦）と教育関係費の「六九年度那覇教育区歳入歳出補正予算」（議案85号＝歳入歳出とも八、一四〇、一六一㌦）の二件で、約三十分の審議のすえ、可決した。

そのあと議会建設委員会で審査していた八件の陳情―「汀良市場より久場川公営住宅東入り口間の西側溝設置」「緑ケ丘公園指定の建て物地域解消」「宇栄原地内学道改修」「字小禄地内道路開設」「大原地内排水溝の改修工事」「与儀地内排水溝改修と道路舗装」「寄宮地区排水溝改修」「鳥堀町内旧二号線沿いの側溝設置」―の審査報告をきいたあと、午後三時五分、正味〝四時間議会〟は幕を閉じた。

西銘市長20日に退職／11日に臨議会を招集

〔沖タ・朝　1968・10・3〕

西銘市長は、九月十七日に開かれた第一〇五回定例会で、二十日に退職することを明らかにしたが、現在、市当局、市選挙管理委員会、市議会事務局の三者で話し合った結果のスケジュール（予定）は、つぎのようになっている。

市長は、九日に臨時議会の招集を告示するとともに、高良議長に対して、辞表を提出する。市町村の〝憲法〟ともいうべき「市町村自治法」（53年一月制定、立法第一号）では、市町村長が退職する場合、議長にその旨を申し出てから二十日たてば、自動的に退職できるわけだが、その期間内でやめる際は、議会の同意が必要となっている（第85条）。

西銘市長の場合は、二十日間の期間にすると二十九日になるわけで、そのため十一日に臨時議会（第一〇六回）を開き、退職の同意を求め、二十日付けでやめ、翌二十一日に告示される行政主席選挙に向かって、名実ともに、選挙運動に乗り出す。

市長の辞表を受け取った高良議長は、法で定められた申し出をうけた五日以内の期限最終日の十四日に、赤嶺市選管委員長に対し市長退職申し立てを通知する。

西銘市長は来年十二月までまだ任期が残っているわけだが、市町村長が任期途中でやめた場合は、これまでの布令「米軍政府布令第一七号・改正市町村議会議員及び市町村長選挙法」（50年7月施行）にかわって、七月から実施された民立法の「市町村議会議員及び市町村長選挙法（68年7月制定、立法第七四号）によると、議長から市選管委員長が退職申し立ての通知をうけた日から五十日以内に後任の一般選挙を行なわれなければならないことになっている。

このため、市長選挙の期間は十二月三日までで、選挙は日曜日にあたる十二月一日に行なうように申し合わせている。

市長の職務代理者である古堅第一助役は十一月十三日に辞表を提出する予定。選挙公示はこの月の十六日で、同日から二十六日までの十日間、立候補受け付け期間としている。

だが、自民党内部では、このような事務当局のスケジュールに対して、この日程にこだわらず、主席・立法院選挙の情勢をみて、選挙日をきめたい、と

微妙な態度をみせている。

西銘氏の辞任承認／那覇市議会／市長選は十二月一日

〔琉新・夕　1968・10・11〕

主席公選に立候補が予定されている西銘順治那覇市長の辞任を承認する那覇市臨時議会は十一日午前十時から本会議を開き、会期を一日と決めたあと同市長の辞任を全会一致で承認した。これにより高良議長は十四日に赤嶺市選管委員長に西銘市長の辞任を通知、市長選挙はこの日から五十日以内の最終日の日曜に当たる十二月一日に投票が行なわれる段取りとなった。

この日の臨時議会は西銘市政最後のサヨナラ議会とあって、与野党議員ともそれぞれの感慨を表情ににじませて議場にのぞんだ。古堅第一助役の開会あいさつのあと、ただちに西銘市長辞任の審議にはいったが、辞任理由「一身上のつごう」となっているのに対し、仲本安一氏（社大）が「他意はないが、議事録に残すためにもちゃんと辞任の理由を明示すべきではないか」と追及。古堅助役が「事務手続き上、一身上のつごうとしか、言えない」と答弁。これを認めて全会一致で辞任を承認した。

その後、西銘市長が「私が退職願いを出したことに対し、全会一致で承認していただきありがとうございます。過去七年間、議員各位から暖かいご支援、ごべん達に対し、衷心より感謝します」と簡単に辞任のあいさつを述べた。

引き続き議会を代表して高良議長があいさつした、この高良議長のあいさつに与党席から盛んな拍手があったが、野党議員団はしぶい表情だった。なお、西銘市長の辞任は十月二十日付けとなっており、市当局では十九日午前十時から市庁舎一階広場で退任式を行なう予定。

―社　説―
公選主席と新しい沖縄

〔琉新・朝　1968・11・12〕

内外の注目と関心を集めた激しい選挙は終わった。沖縄初の公選主席に革新共闘統一候補の屋良朝苗氏が選ばれ、立法院の保守・革新勢力分野は十八対十四の現状維持になった。戦いすんで、敗北の西銘候補は「健全野党として屋良主席への協力」を誓い、勝利の屋良候補は「戦いを忘れた県民の一致団結」を呼びかけた。

こんどの選挙戦が従来になく激しいものであっただけに、初の主席公選の意義は、またこの両候補の勝利の弁、敗北の弁に、新しい時代とともに〝新しい沖縄〟の誕生の息吹きを感じとることができるという点にも発見できてうれしい。それは単に二十三年間にわたる異民族支配に対する沖縄県民の批判の声、ということだけでなく、それを超越した普遍的原理があるからである。

沖縄の住民が、こんど初めて、みずからの手によって首長を選んだということは、そのまま〝民族自決〟の原理が行なわれたことである。これは戦前、戦後を通じて―というより、沖縄一千年の歴史のなかで初めての大事件であり、われわれはそこに主席公選の真の意義を見いだす。沖縄における民主主義はこんどの投票の日から出発したというべきであろう。

その他に、こんどの選挙に意義を見いだすとすれば、それは前述の異民族統治下において、民主的に自由投票が行なわれ、その結果、自由な民族の精神の発露によって、沖縄が求めている人の選択が行なわれたということである。それは、いかなる権力や金力や干渉にも侵されぬ尊い自主独立に富んだたくましい精神であった。これは大切にすべき「たましい」であるといえよう。

主席選挙における屋良候補の勝利はわれわれに、いまさらのように「組織と人」との、芸術にもたとえるべき力の表現を感じさせた。人を得て、それに強力な組織をもっておれば、力は遺憾なく発揮される。こんどの場合はまさにそうであった。沖縄の政党は真の政権がないところから政党自体も組織から言えばまだ軟弱なものに過ぎない。これらの革新政党が党派を越えて屋良氏を推し、加えるに政党以上の強力な、侵されぬ組織である教職員会をもっておれば、力学的にも一党だけではたち打ちできないことはあきらかであろう。

これは屋良氏の人となりとともに、県民の政権交代を期待する心理にもつながっていたと思われる。たえず新しい時代の波を求めようとするのは人間の自然の欲求であり、これをとめることはできない。

一党による政権が二期、三期と続くと国民に自然に政権に対するけん怠を感ぜしめるようになるのは、どこの国でも同じである。大衆人民は、一般的に保守的性格を持っており社会の急激

な変革は望まないものであるとはいえ、たえずざん新なものを求めているのが常であれば、外国による支配の下、ほとんど一党政権で二十三年も生活してきて、それにうまないというのがおかしい。

屋良候補の場合は、これらの要件をすべて満たし、さらにそれを結実させるエネルギーとしての組織を持っていた。物理的に考えても屋良候補は当選すべくして当選したものといえよう。

当選後の屋良氏の課題は大きい。とくに公選主席である以上、これまでの任命主席とは本質的に違うものがある。責任の主体は県民にあり、県民の意思をその意思としなければならない。

公選主席としての立ち場から当然立法院での答弁問題ということも出て来ようが、これも従来の慣例に従うことは許されまい。立法院の勢力分野が、従来の与野党の地位をそのまま置きかえたところから、今後の議会運営の困難を予測するむきもあるが、すべてが「県民本位の政治」という屋良公選主席の信条に立てば、議会も反対のための反対という立ち場はとれないであろう。

とくにこんどの選挙戦を通じて選挙民は、何ものをも恐れず、遠慮することも気がねすることもなくみずからの意思を表現することを知ったはずである。自分にとって何が一番利益になると判断し、そのための主張をすることを覚えたはずである。これが自主性であり、人間としての主体性の確立である。そしてこの主体性に目ざめたときわれわれは沖縄県民として何をなすべきかをみずからさとるようになる。

戦いに敗れた西銘候補は屋良候補への協力を誓い、屋良公選主席はしこりのない大同団結を呼びかけた。選挙民が選択を迫られたのは、沖縄の方向の〝路線〟であり、違う目標の選択そのものではなかった。ということは県民福祉の方法論のどれをとるかであったのであり、福祉を求めることに変わりはない。戦いすんで、われわれは見解の多様性が、より大きな団結を結実することをのぞむものである。

保守・革新／那覇市長選も対決／主席選とは違う、古堅氏／楽観ムード警戒、平良氏

〔琉新・朝　１９６８・11・14〕

十六日に告示される那覇市長選挙について、那覇市議会与党議員（市政クラブ、新風会、無所属）二十人は、十三日正午から那覇市内某所で会合を開き、那覇市長選の対策を協議した。その結果、市長選候補者は「予定通り古堅宗徳氏（那覇市第一助役）を自民党公認候補として出す」ことを確認、十四日開かれる同党の選対会議にこのことを申し入れるよう決定した。また、革新側は平良良松氏（社大党会計長）を統一候補に立て、主席・立法院選の那覇地区での大勝の余勢をかって那覇市長のイスも手中に収める構えであり、十四日午後選対本部で中央選対会議を開き、具体的な取り組みを協議する。これで那覇市長選挙は、いよいよ保守、革新の対決で動き出した。

那覇市議会議員の会合には保守系議員二十人（市政クラブ、新風会、無所属）と古堅助役、市の各部長らも出席して市長選にたいする取り組みについて協議した。その結果、主席・立法院選と市長選は性質が違うので保守系市議団二十人が自分の選挙と同じように取り組み、二十人の支持票を古堅氏に結びつければ十分勝てる―と情勢を分析した。また西銘前市長が行なった事業を継続させるためにも〟西銘市政〝推進者の一人であった古堅氏を立てる必要があることで意見が一致した。

このため「古堅氏を立てて革新側に決戦をいどむ」ことを確認し、このことを十四日に開かれる同党選対に強く申し入れることになった。十四日の選対には党三役、新議員、党総務らも出席、市長問題にたいする同党の最終的態度が打ち出されるものとみられているだけに、これを前に市長選の〝中核部隊〟となる那覇市議員団がこのような決定をしたことは注目される。

一方、革新側は十三日午後三時から那覇市松尾の八汐荘で那覇市政革新共闘会議（宮里栄輝議長）拡大幹事会を開き、市長選の取り組みについて話し合った。その結果「主席・立法院選での那覇地区での圧勝からみて楽観ムードさえいましめてかかれば市長選は十分に勝てる」と判断している。取り組みについては主席・立法院選の中央選対と那覇地区の革新共闘を存続させてこれを中心にして市長選を進めることになった。また市政共闘の組織を拡大し、新たに労対、婦人対策、青学対策、教員対策の各部を設置するとともに弁護団を置くことを決定した。

さらに告示と同時に革新の那覇市議団と立法院選に当選した革新系議員、労組、青年、学生の活動家を全琉から総動員して〟人海戦術〟を展開し、市長選に圧勝を収めることにしている。

保守か革新か！再度の決戦／那覇市長選、序盤の形勢

〔沖タ・朝　1968・11・17〕

十六日の告示でスタートした那覇市長選挙は、主席、立法院議員選挙についで保守、革新の両陣営が再びはげしい攻防を展開している。自民党公認候補古堅宗徳氏（五二＝前那覇市助役）と社大党公認・那覇市政革新共闘会議推せん候補平良良松氏（六二＝社大党会計長）との一騎打ちだが、革新側は主席選圧勝による余勢をかって早くも楽勝ムード。これに対し自民側は主席選の雪辱をねらって必死の反撃を開始している。そこで那覇市長選の序盤を展望して見た。

自民陣営／必死の反撃を開始／中盤戦までに態勢ばん回

主席選の敗北による自民党の苦悩と動揺は大きく、同党の一部にはこの際那覇市長選挙を見送り、党の体制建てなおしをはかるべきだとする消極論が出た。しかし、自民系の那覇市議団が❶公党の面目にかけても対決すべきである❷来年七月の市議選に向ける強力な地固めになる―として強硬な態度を示し結局十四日の自民党総務会で古堅擁立に踏み切った。このように告示直前までは自民党内部に足並みの乱れはあったが、総務会の意思統一と同時に挙党体制で取り組む構えを見せている。

古堅候補側は那覇市議団が主戦力となっている。自民系の那覇市議で構成されている那覇市政クラブ（会長・平良、亀助氏＝十五人）と新風会（会長・平良真次郎氏＝四人）の計十九人がそれぞれの勢力分野で陣頭指揮をとり活発な市政報告会をくりひろげている。

いっぽう、革新側の主力メンバーは今回の立法院選挙で当選した那覇地区の革新議員団、それに社大、人民の六市議が加わっている。

両陣営の攻防を立法院議員選挙の選挙区単位に分析してみるとやはり主席、立法院議員選挙における自民側の敗北は大きなハンディーになっている。那覇地区での主席選で約一万八千票、立法院選では二万余票も革新陣営に差をつけられており、保守陣営の巻き返しが注目されるが、自民党の那覇市長選挙対策本部辺野喜英興代表は❶主席，立法院選でもはっきりしているように票の動向はそれぞれ異なったものがある。したがって主席、立法院選での支持票がそのまま那覇市長選挙に結びつくとは考えていない❷しかし、革新側が主席選に勝利したことによっていわゆる革新ムードが盛り上がっているのは見のがしてはならない。それだけにわれわれは奮起一番しなければならない❸過去七年間の西銘市政の実績は高く評価されており、市民の生活に直結した水道、道路、下水道などの問題を重点的に取り上げその政策浸透に馬力をかければ中盤戦までには五分の体勢に持ち込める自信がある―と強調している。

革新陣営／早くも圧勝ムード／組織、地盤の再点検に主体

これに対して那覇市政革新共闘会議の宮里栄輝代表は❶われわれはあくまでも三大選挙の一環として全県民的な取り組みをしている。もちろん水道、道路、住宅難の解消など市民生活に結びつく政策も積極的に取り上げているが、屋良政府を支える主力となるのは那覇市政であり、是が非でも圧勝し行政府、那覇市が歩調をそろえた革新政治を推進しなければならない❷那覇市長選も主席、立法院選と同様に本土側の強い関心を集めており、来週中にも本土側の革新支援団が派遣されることになっている―と語っている。

立法院選の那覇地区の第十七区（真和志中部）と十八区（真和志南部）における革新側の圧勝は同地域に創価学会票が大量に流れ込んだことも大きな要素のひとつとなっているとみられており、自民側は再び創価学会関係者の抱き込み工作に活発な動きを見せている。沖縄公明会（安見福寿幹事長）によると、那覇市に居住する創価学会会員の世帯数は約一万一千で、有権者は二万人に達しているという。これまで沖縄公明会所属の安見、友利、椿、大浜氏ら那覇市議が、西銘市政に全面的に協力してきたことから、主席、立法院選では創価学会員の大半が自民側に流れるものと観測されていた。だが選挙後の分析では六対四の割り合いで革新側に多く流れ込んだものとされている。そのため自民側は公明会の四幹部を通じ積極的な協力を求めることにしているが、沖縄公明会によると、市長選でも同公明会では厳正中立の姿勢を貫くと言っており、その去就はもっぱら両陣営の戦術にかかっているようである。

創価学会票の動きも大勢を左右するポイントのひとつになっているが、保守陣営にとって最も大きな問題は今回の主席、立法院選で旧来の保守地盤といわれていた旧那覇市、旧小禄の両地区が革新側に大きく切りくずされており、それにどう対処するか、また強固な革新地盤といわれている旧真和志、旧

首里の切りくずしにどれだけの効果をあげ得るか、その結果が当落のカギになるものと見られている。

自民、革新地盤の切り崩しへ

第十六区の旧首里は、革新側の久高友敏氏にたいし保守側は大山盛幸氏が有力な参謀、双方とも来年七月の那覇市議選へのテコ入れもあって着々と地固めをしているが、いまのところ革新側が優勢。第十七区、第十八区、第十九区の旧真和志地区では、革新側が組織の再点検をしながら防衛体制を固めつつあるのにたいし自民側は西銘総裁を相談役に新垣義徳（前那覇市助役）喜舎場盛一（那覇市議）金城重正（那覇市議）比嘉佑直（那覇市議）らが中心となって革新地盤の切りくずしに戦術の転換を練っているようだがいまのところ市政報告会が主体となってこれといったウルトラ戦術は見当たらない。旧真和志地区は最も創価学会票の多いところであり、また郷党票の多い地域でもあり、これらの票固めがポイントになる。現時点では革新側が圧倒的な強味を発揮している。

第二十区、第二十一区、二十二区の旧那覇地区における自民側の主役は伊良波長幸氏を陣頭に辺野喜英興（那覇市議）渡口麗秀氏、喜久山朝重（那覇市議）比嘉朝四郎（那覇市議）らが顔をそろえている。各氏がそれぞれの地盤を基礎にして、巻き返しをはかっているが、革新側では「那覇市議団を陣頭にした切りくずし戦術は最も効果があり油断ができない」として警戒している。

革新、自民の危機感戦術警戒

旧小禄は強固な保守地盤とされながらも主席選では野党統一の屋良候補が自民党公認の西銘候補を上まわる得票だった。そのため赤嶺保三郎、平良亀助、赤嶺慎英氏ら小禄出身の那覇市議と同区選出の立法院議長嶺秋夫氏らが合議のうえ大幅な戦術転換をしたと伝えられている。

このように序盤戦ではもっぱら保守側が革新攻勢の反撃に全力を投入しており、これに対する革新陣営は主席、立法院選における地盤の再点検に主体をおいている。

総合的に見て革新側が圧倒的にリードしているような印象を与えている。しかし、自民側は那覇市長選の勝利は屋良政権打倒の強力な布石になるとして、危機感戦術の盛り上げにやっきになっており、革新側にとっても楽観はできない。また自民党西銘総裁は十七日上京して本土政府与党の強力なバックアップを要請することになっており、中盤戦からは本土ぐるみの対決に発展するものと見られている。

私は約束する／自民党公認／古堅宗徳候補／市民に直結した政治を

【基本姿勢】健康で文化的近代都市の建設を目的とし、西銘前市長の施策を引き継ぎ、対外的には日米両政府と密接な連係をとりながら誠意と英断をもって市政に対処する。また、県民の悲願である祖国復帰実現に最大の努力を払う。市民に対しては〝対話と信頼〟をモットーに市民生活に直結する政治を行なうとともに復帰実現のさい、那覇市を含む沖縄が混乱におちいるようなことのないよう、本土との格差是正を推進させるため、本土との一体化路線を踏襲する。

【重点施策】広域都市計画を推進させる。近年、那覇市は国際都市へと発展移行しつつあるが、半面、全琉から那覇市への人口流入が見られ、さらに産業の集中、急速なモータリゼーションなどがもたらした過密現象によって、都市の機能はマヒ状態におちいっている。これが病根となって、交通問題、住宅問題、環境衛生、都市公害がもちあがってくる。そこでまず交通行政に力を入れ、とくに道路網の整備と建設、市民の生活環境の整備にあたる。そのためにはまず市の財政強化が必要。財源を確保して初めてプランが実現でき地域の有機的活用が可能である。

【財政】財政の強化策として①日米政府から大幅な財源を獲得し〝三割財政〟から脱却する②税源の適正配分③市町村交付税の増額獲得④資金運用部資金ワクの拡大をはかる。

【都市計画】国家的事業として日米両政府から「援助」をとりよせ、広域都市計画を推進する。具体的には①道路の整備面では市道の完全舗装、幹線道路の新設整備、たとえば、浦添―小禄バイパス、環状線など②潮渡川その他の河川排水の新設整備③土地区画、たとえば住宅地区、工業地区、商業地区、オフィスセンター等、地域区分事業の推進④スラム街、不良住宅街の改造⑤安謝地先埋め立て事業の推進。また都市計画を推進する上で米軍基地の存在がじゃまになる場合は、双方が話し合い理解と協力のもとに解決してゆく。

【住宅・生活環境】〝すみよい都市づくり〟の第一は環境整備であり①公営、市営住宅の増設②漫湖の公園化や野外音楽堂の建設③子どもの遊び場作り交通戦争から守る④上下水道の整備拡充

⑤市民の集会の場として公会堂の建設⑥町界町名整理⑦ゴミ処理の推進と週二回定日ゴミ収集の実現⑧河川の悪臭追放。

【産業経済】①泊、那覇両港の整備と安謝新港の建設②中小商工業および農業、水産業の振興③卸売市場、公設市場の新設④観光事業の振興。

【社会福祉】①社会保障制度の充実②共稼ぎ夫婦のための保育所の増設③教育施設の充実④少年の非行化防止と健全育成④老人福祉の向上⑤スポーツの振興。

市職員は、市民の福祉増進のためサービスをモットーとし、真の公僕として市民に奉仕させる。

私は約束する／革新統一／平良良松候補／庶民中心の清潔な行政

【基本的姿勢】「地方自治といえどもすべての施策を祖国復帰の方向に即応せしめるとともに〝住民奉仕〟に原則を堅持し、清潔な政治を確立する」という革新統一綱領にのっとり、反戦平和、祖国復帰、自治権拡大を大前提とする。市政に対しては①権力政治や官僚行政を排除し、市民との対話による明るい市政②庶民中心の清潔な行政③住みよい平和な町づくりの三本柱が基本的方針。さらに屋良新主席の琉球政府と緊密な連絡をとり、沖縄の首都「那覇」の建設にあたる。

【重点施策】「住みよい町づくり」をモットーに那覇市復興の促進。とくに本土政府から戦災復興費として国庫支出を要求、戦後長期にわたって無視された戦災復興問題について、本土被災都市なみの措置を講ずる。

【財政】対米追従の市政を排除し、民主的な行財政を確立するために①市町村交付税の増額要求②日本政府の国庫支出金を要求③煙草消費税等の市町村移管を要求④那覇商港の市への移管要求⑤市町村義務外の超過負担の解消⑥これらの実現によって実質的減税が可能になる。

【都市計画】①適正な道路計画を樹立し、幹線道路の開発と改修事業の強化②河川、排水の整備と低地帯の水害対策を講ずる③下水道事業に対する業者や権力の不当介入に反対し、市の自主的な建設の推進④市民本位の合理的な区画整理事業を行なう⑤市民の生命財産をおびやかし都市計画の阻害になる与儀ガソリンタンク、上之屋の軍事施設の開放を要求⑥水道事業は完全給水体制をとり、水道公社の民移管を強力に要求、自己水源の開発をはかり、水道料金の値下げをはかる。

【住宅・環境衛生】①公営住宅の建設、とくに低所得者層のための公営住宅入居条件の改善②住宅難解消のため、本土、琉球両政府の財政支出を要求③ゴミ処理車の増車、ゴミ焼却やし尿処理の科学的処理方法の拡充④公害防除対策をたて、行政指導の強化。

【産業経済】中小企業の保護育成に重点をおき①企業診断の実施と企業の近代化②信用保障制度の助長③中小企業の税負担の軽減④中小企業基本法の制定につとめる。農漁民の生活を守るために①生産費と所得を保障する生産物の価格を要求②農具、漁港の整備③農漁協の育成、体質改善にのり出す。

【社会福祉】市民文化の向上のため①公園、公会堂、体育館、遊び場、市立図書館等の建設②働く婦人のための保育所の増設③母子家庭の福祉対策の強化④婦人や青年団体を育成、社会教育の充実をはかる。労働者の生活と権利を守るために①労働条件の改善②地公法、教公二法等の弾圧立法に反対。また市職員の自覚と誇りをもって市民奉仕させるため、権利義務を明確にし、人事、職員研修等の改善充実をはかる。

那覇市長に平良良松氏〔革新肱／古堅氏に三万票差／平良良七万二千、古堅三万八千票／正午現在〕

〔琉新・夕　1968・12・2〕

主席、立法院議員選挙のあとを受けて行なわれた那覇市長選挙は、社大党公認、革新統一候補の平良良松候補が自民党公認の古堅宗徳候補を三万四千二百五十三票引き離し圧勝した。那覇市に革新市長が誕生したのは兼次佐一氏が当選して以来八年ぶりである。主席選挙に引き続いて自民党が大きく敗退したわけで、屋良主席―平良那覇市長と結ぶ革新コンビが誕生したことで今後の沖縄の政治に与える影響は大きい。また自民党は立法院議員選挙で過半数を制したものの、主席、那覇市長選の敗退で結党以来最悪の状態を迎えたわけであり、今後の党運営は転機に立たされたわけである。同日開票の行なわれた浦添村長選挙でも社大党公認革新統一候補の又吉盛一候補が自民党の松田候補を破ったことによって沖縄の市町村自治体行政にも転換期を迎えたことになる。

今度の那覇市長選挙は、主席・立法院選での敗退を自民党がどのように雪辱するかが注目されたが革新共闘の激

しい攻勢にあってついに雪辱はできなかったわけである。自民党では、B52の爆発やコバルト60の那覇港での検出といった基地を取り巻く問題は直接市政に影響するものではないとしていた。しかし、革新共闘側では、B52の爆発など「生命あっての政治」ということで市民に訴えて来たが、これに市民が強く反応したことを示したわけで、今後の那覇市政は、革新主席のもとで革新色が強まるのは必至である。

社大、人民、社会の三党では、革新主席が誕生したことによって「異民族支配からの脱却」を図る姿勢を強めてきただけに那覇市長選挙でも圧勝することによって自民党への攻勢を強めようとして来たわけである。このため今後は、自民党が過半数を占めている立法院を中心にして保守・革新の両政治路線が激しく攻防を展開することになろう。これを受ける自民党のショックは、主席選挙に次ぐ大きなものになっているのはいなめない。同党としては、主席の座を明け渡しても、市長を確保することによって革新陣営への巻き返しを図ろうとしていた。

それだけに、自民党としては、結党以来最大の党運営の危機を迎えたわけであり、今月下旬の党大会でどのように建て直しを図るか注目される、また平良市長の下での市政運営は必ずしも安泰ではない。立法院同様、那覇市議会も自民党が過半数を制しており、来年四月に行なわれる市議選挙までどのように議会乗り切りを図るかである。平良良松氏はこの点について「市民本位の市政をすることによって議会は乗り切れる」としている。

平良良松氏略歴　沖縄県立第一中卒。ペルー国リマ日本人小学校教員。真和志村農業組合長。真和志村会議員。立法院議員（四期）現沖縄社会大衆党会計長。六十一歳。

一社　説一
市政に清新な創意を／圧勝の革新市長に期待するもの

〔沖タ・朝　1968・12・3〕

きのうの那覇市長選挙の開票結果は、革新候補の圧勝に帰した。

十一月十日の主席および立法院議員選挙でいずれも革新系が勝った余勢もあり、革新候補に相当の分があることは、あらかじめ予想されたことだが、総投票数約十一万のうち、七万八千対三万八千と、四万票近くも引きはなしたのは、過去の選挙でかつてない例のなかった驚異的な記録である。

さきの主席選挙、立法院議員選挙でも圧勝と評価されながら、それでも二万票前後の差であった。総投票数の約二割にも相当するのであるから、圧勝と呼んでなんらさしつかえないわけであるが、こんどの市長選挙では、二倍の四万票差となっているのである。市民がほとんど一方的に革新市長を支持しているといってもよいほどだ。

それに、同姓の候補と共通の表記をしたもの、つまり姓だけ記入して両平良氏のどちらとも判別しがたい票が、ほんのわずかしかなかったことも、特筆されてよいだろう。投票者の意識と表記の能力が向上していることを示すものであり、それによって有権者の意思判定に混乱を生ぜしめなかったからである。

革新勝利の背景には

沖縄の首都に位する那覇市に、革新系市長が登場するのは、今回の平良良松氏をふくめて三度目である。二度目の兼次佐一市長から数えて七年ぶり。この保守・革新首長交代の裏にあるものは、もとより施政権返還問題や基地問題に対する市民の意識のもりあがりと見るほかないだろう。これは、三大選挙と呼ばれる主席、立法院選挙、市長選挙を通じて、底を流れる一連の動きであるように思われる。那覇市長選挙と同時に行なわれた浦添村選挙で、社大党公認候補が当選していることも、それをもの語っているといえないだろうか。

要するに、沖縄をとりまく回りの情勢に、有権者の意識が敏感に反応していると見てさしつかえないのである。沖縄の施政権返還問題について、あれほど強い願望を訴えながら、なぜ二十余年間も、もたもたしているのか。そして、本土の自民党政府が対米折衝の場に乗せ、返還交渉を具体的にすすめつつあるとはいっても、基地のとりあつかいの問題で、沖縄の主張する方向とはるかに外れつつある現状など、保守政権の指向するものを一般の大衆は直感的によくとらえていると考えられる。そんなら、これに対し明確な意思表示をするには、どうすればよいか。手っとり早い方法として「選挙」における投票がもっとも絶好の機会であることを、じゅうぶん知りつくしている。こういう事情を背景にして行なわれた「選挙」であるから、共闘会議の結成も必然的な現象であるとみることができるし、三番目にあたる那覇市長選挙にきて、さらに大きな票差がひら

いたことも、容易にうなずけることである。

このような、沖縄の意思表示を「沖縄問題」を政治的にとりあつかうに当たって、本土政府および与党は、しっかり認識してほしいものである。選挙運動の巧拙や、候補者自身の評価などは、選挙の結果に重大な影響をもたらしているとはいえずそれ以前に問題があったことを、あらためて注目すべきである。

直接ひびく首長の手腕

ところで、一方われわれは那覇市長選挙の意義を、地方自治の側面からとらえることを、絶対忘れてはならない。市町村は選挙民にとって、もっとも身近に参与する自治体である。民主政治のもとでは、国民自身が政治に関心をもち、責任を感じ、その手で繁栄と進歩の道をひらいていかねばならないが、市町村地方自治体ではそれがいっそう強く要求される。

市や町村の執行機関が市町村民のために何をやってくれるかは、市町村民の生活にすぐひびく。県あるいは国の場合といささか違うのは、首長のもつ政治手腕が、非常に早い速度でまた濃厚に市民生活に影響をおよぼすことである。つまり市町村行政には首長の人物そのものが、決定的な役割りをもつのである。

政治姿勢が、評価の比重でおもむきをなすべきことは、もちろんであるけれども、しかし問題はその政治姿勢からどのような政治的創意が生まれるかである。

那覇市は、今日人口の膨張とともに、都市のもつ悩みをいっぱいかかえている。住宅問題をはじめ道路、水道、環境衛生を総合した都市計画、それに財政対策など、何ひとつとらえてみても、きわめて困難な問題が山積している。

これらの問題を解決していくには、すぐれた創意が要求されるのである。なにごとも、現実に「結果」をもたらすことでなければ、市民の福祉にはならない。したがって、新市長に期待するのは、市政のうえに具体的にあらわれる成果であり、四万票の大差というのもそれを強烈に求めているのである。

市長選の勝因と敗因／強固な組織力駆使、平良／古堅、足並みの乱れたたる

〔沖タ・朝　1968・12・3〕

社大党公認、野党統一候補の平良良松候補が自民党公認の古堅宗徳候補に約四万票の大差をつけて圧勝した。平良陣営では「勝つとは思っていたが、四万票の差をつけるとは思わなかった」と手離しの喜びよう。これに対し古堅陣営では「完敗だ。こんなに大差がつくとは予想しなかった」と大きなショックを受けている。三大選挙の締めくくりとして争われた那覇市長選挙の結果は、主席、立法院選挙での与野党の得票差を上わまわり、革新共闘の底力をみせつけたほか、那覇市が強固な野党地盤に変わったことを証明した。そこで、勝因、敗因を分析しながら平良市政に課された課題を展望してみた。

主席、立法院選で自信深める

平良良松候補の勝因は、革新共闘会議に結集された組織力とB52墜落事故、那覇港の放射能汚染など平良候補に有利な情勢などがあげられている。革新共闘の組織力を分析すると、社大、社会、人民の野党三党を中心に教職員会、県労協、全沖労連など百三団体が足並みをそろえて最後まで共闘体制を維持したことと、主席、立法院選での圧勝ムードに乗って自信を深めたことなどが特徴となっている。このような組織の上に立って平良候補はスタートから古堅候補をリードして圧勝した。

組織力の強さを具体的にみると、平良恵光氏が立候補した時点でただちに効果的な総反撃がとれ、開票の結果でも「平良」または「タイラ」票が少なかったことがあげられる。二十六日午後四時二十五分に平良恵光氏が立候補届け出を行なったというニュースが流れて同時に対策会議が開かれ、その日のよる十一時には各選対ごとに総反撃に移った。例えば、二十七日には十万余のビラが一日で配布されたことをみると、革新共闘の組織が全那覇市を網の目のように包んでいたことになる。

さらに浮動票のほとんどが、B52の墜落事故で有権者の戦争への恐怖心を呼びさまし、自民党の主張した「基地撤去より一体化策」をといった経済中心の政策に反発したためだといわれている。平良候補が「スタートから投票日まで自信を持って選挙戦を戦ってきた。こんな気楽な選挙は、かつて経験したことがない」という発言に、勝利した原因のすべてが含まれている。

不じゅうぶんな体制づくり

古堅宗徳候補の敗因は、自民党の組織が主席、立法院選挙の大敗で弱体化し、さらに市長選挙で党内の対立が激化して足並みが乱れたためだといわれている。さらにスタートが遅れた古堅

候補を中心にした選挙にのぞむ体制づくりが不じゅうぶんな状態で選挙戦に突入したことなども影響しており、結果的には「勝敗を度外した戦い」という印象を運動員や支持者に与えたことも大敗の原因としてあげられている。

政策面での敗因を探ると、主席、立法院選挙で審判が下された復帰路線の選択、すなわち「一体化政策」に変わるものを打ち出すことができず、革新共闘の即時無条件復帰と基地撤去の主張に反撃できなかったことがあげられる。市長選挙は、主席、立法院選挙とは違うと訴えても、選挙期間中にB52が墜落するなど悪材料の続出したことや平良恵光氏の立候補が「自民党の謀略だ」と指摘され、攻撃の材料となったことなど情勢も不利に作用した。

古堅選対の某参謀が「ポスターやビラを配布するのに人手がなく困った。効果的な戦いとは決していえない状況だった」と反省していたが「平良候補に敗れたのではなく、自民党自身が戦うことができなかった」ということになる。

理想と現実の調和がカギに

「権力中心の市政を庶民中心の市政に」「対話による民主的な市政」などに平良市政の基本姿勢が要約されている。ところが、平良市政の前途には多くの課題と要望が山積みされている。まず、年間一万人ずつふえる人口増によってもたらされてくる水道、住宅、道路または塵介処理などの問題があり、平良市長が就任しても短期間に効果をあげることはむずかしい。とくに、基本施設のほとんどが整備されておらず、長期計画に沿って完成しなければならないことが多いだけに革新市長のカラーを出すのに苦労しそう。さらに少数与党だというハンディ・キャップを克服しなければならない。自民党に籍を置く市議は五人だが、市政クラブに集まった十九人の市議は古堅候補を擁立しただけに、平良市長も柔軟な議会対策をとらざるを得ないだろう。また、七カ年間も続いた自民党市政の中で生まれ育ってきた市職員の与党的な体臭も根強く残っており、スムーズな市政運営をするためには、人事問題でも軟化しそう。

最大の難関は、B52の撤去や原潜寄港反対にどう対処するかにある。あくまでも、施政官としての立ち場を固守して政府、立法院での撤去要求決議にたよった態度を固守するか市民の先頭に立って具体的な行動をとるかによって、平良市長を生み出した革新共闘の組織にまでヒビを入れることになりかねない。理想と現実とのギャップをどう占めていくかが平良市政を評価する基準になりそう。

案分票は影響せず／投票率は七八・五四㌫

〔沖タ・朝　1968・12・3〕

那覇市長選挙の開票結果は、選挙当日の有権者総数が十五万二百九十七人、投票者数は十一万八千五十五人で投票率七八・五四㌫を示した。これは前回、六五年市長選挙の七九・〇八㌫に次ぐ好成績である。このうち、有効投票は十一万七千四百四十三票。無効票は、わずか六百十一票、無効率を〇・五㌫ほどにおさえている。

各候補の得票は平良良松氏が七万八千六百十・六五票、六七㌫強を占め、次点の古堅氏が三万八千七百二十二票、三二㌫とふるわず、良松氏に三万九千八百八十八・六五票の大差をつけられた。

〝第三の男〟平良恵光氏の出馬で、混乱と話題を投げた〟平良案分票〟は、有効票の一㌫も満たずわずかに八百七十票。平良恵光候補の得票数が百九票であったため恵光氏の案分票は一・三五票。残りの八百六十八・六五票は良松氏の得票になり、選挙の一つの焦点といわれた案分票も、なんら大勢に影響を与えなかった。

一社　説一　平良市政の進発に望む

〔琉新・朝　1968・12・12〕

第二十代目の那覇市長として、十一日から平良市政がスタートした。革新市長として気迫と手腕による市政の刷新ということが期待される。

西銘市政から平良市政へのバトン引き継ぎは、本質的に異質なもののリレーであり、人事をはじめ、市政の方向づけも新たな進発をするわけである。両助役の選任はもとより、部、課長の更迭も近く発令されるものと思われるが、政策の推進組織たる主要な部署がそのままいすわったのでは、庶政は一新されない。平良市政が西銘市政の踏襲でない以上、新市長に、十分に、その手腕を発揮してもらうためにも、長い間、お役目ごくろうだったが、この際、いさぎよく退陣してもらうほかはない。

那覇市民がまず第一に平良市政に期待するところは、選挙で誓った公約を市政のうえに、どう実現し反映していくかである。従って今後の焦点は、も

っぱら公約の実践ということに注がれているが、那覇市には、まだまだ解決すべき多くの課題があり、問題の一つ一つの隘路をどうきりひらいていくかは、かかって平良市長の清新な気迫と知性、行政手腕にある。

選挙に際して、平良市長が市民に誓った公約には、まず明るくて清潔な市政を基本姿勢として①対米追従の市政を排除し、市政の民主化を図る②市町村交付税の増額要求③日本政府の国庫支出金要求④都計事業の推進⑤水道事業の拡充⑥住宅難解消に低所得者層のための公営住宅建設、公営住宅の入居条件の改善その他環境衛生の整備、市民文化向上のための施設の拡充等々盛りだくさんの項目があげられている。市長に就任した以上は、公約にそむかずその早急な実現に力を傾けるにちがいないが、市民もまた、選挙が終わったからといって、市政に無縁になることなく、自分たちを代表し、自分たちの税金を使って市政を運営する市長がどの程度、選挙で誓った公約実現に努力し、公僕として、市民の福祉向上に努めるかを監視する義務がある。

ところで、平良市政の今後の施策遂行に当たって、まっさきに協力が求められるのは市議会であるが、現市議会の勢力分野は、二十九議席中、これまで与党であった市政クラブ十四、新風会（旧兼次系）四、公明会四、人民三、社大二、人民党系無所属一、保守系無所属一の割り合いで、平良与党といえば、目下のところ六議席といったところで、平良市長にとって、このような群雄割拠の布陣にどう対処していくかが注目されるが、いまの勢力分野がそのまま固定化するとは思われない。主席・立法院議員選挙そして今回の市長選挙を通して、革新ムードが高まっている情勢の中で、さらに来年七月の市議選挙を控えて市議会の現分野も流動的に変容していくことが予想される。

こうみてくると、平良市長も議会対策で、そう難渋することはなかろうと思われるが、市町村行政における戦後の特徴は政党の介入ということがあげられる。それはまず選挙を通して現われるが、中央政界の消長を決定する主席・立法院議員選挙が投票を土台にしている以上、地盤を確保する手段として、市町村選挙にまで政党が介入していくことは必定。

しかし、もともと市町村自治というものは、高度の政治問題という面より行政といえる要素を多くもっている。従って、市町村の行政にあたっては、保守か革新かと割り切って論ずる問題はそうないはずである。市町村行政はもっと切実で、地味な地域住民の日常生活に直結したものであるから、あまり政争に明け暮れては、かんじんな施策の遂行もはばまれることになる。

那覇市の現況は、都市的整備という点からすると、まだまだ序の口といったところである。およそ都市というものは生きものであり、常に生成発展していかなければ、自滅する外はない。古いもの、新しいもの、その他さまざまな要素が雑然として入りまじり、それが相互におし合い、へし合いしながら、一まい一まい、古い皮をはいで成長していくのが都市であり、那覇市も現にまたその過程を歩み続けているのであるが、現段階は、すでに脱皮期でなければならぬ。

名実ともに、沖縄の首都として那覇市の躍進を続けていくためには、都市施設の整備が急務とされるが、公共施設の問題、上、下水道の問題、行き詰まった都市交通の打開、その他あらゆる面でデコボコ復興の地ならしなど、都市発展の要素を一つ一つ解決していかねばならない多くの問題をかかえこんでいる。懸案の解決といっても容易なものではないが、明るい市政つくりに、どう対処するか、平良市政の推進を期待するとともに、今後の推移を見守りたい。

〝市政の正常化に努力〟／平良市長が所信表明／助役に稲嶺、前田氏／那覇市議会全会一致で承認

〔琉新・夕　1968・12・18〕

第百七回那覇市定例議会は十八日午前十時から開かれた。さる十一日に就任した平良那覇市長を迎えてのはじめての議会で同市長は開会冒頭に「前任者が選挙のために辞任し、部長全員が辞表を提出して市政が空白状態になっているので人事を早急に整え、市政の正常化につとめたい」とあいさつ、市政の空白をとり戻すことを強調した。また注目の助役人事は第一助役（総務担当）に稲嶺成珍氏（琉球生命専務）、第二助役（建設担当）に前田武行氏（弁護士）を提案、全会一致で承認された。

議会はまず会期を二十一日までの四日間とすることを決定し、平良市長が「私はさる十一日に就任したが、前任者が選挙で辞任し、市政は空白状態になっている。また部長も全員辞表を提出しているので早急に人事を整え、市政

の確立をはかるつもりです。議員のご協力をお願いします」とあいさつした。

そのあと助役人事に移り、市長が「助役に稲嶺成珍氏と前田武行氏を選任したい。両氏とも市政の民主的発展を図るのに適した人であり、行政手腕、人格とも申し分ない」と提案した。これにたいし野党の金城重正議員（市政クラブ）が「助役人事は重大な意義を持つものであり、慎重に検討したいので、十分間休憩してほしい」と述べ、認められた。休憩中に市政クラブ所属議員（十三人）が別室で協議したあと午前十時三十五分に再開され、全会一致で助役人事は承認された。ついで「議決内容の一部変更について」などの議案が提出されたあと午前十一時に会議を終わった。十九日は午前十時から開かれ、B52の撤去要求決議などをする。

市議会の構成は革新が六人しかなく、残り二十三人（市政クラブ、新風会、公明会、無所属）は、これまで西銘前市長の保守市政に協力してきており、平良革新市政にとってその乗り切りが心配されていた。しかし、この日の本会議で助役人事を満場一致で承認されたことは、野党側も新市長に協力すべきは協力する―との立ち場をとることを明らかにしたものと受けとられ、革新市長の議会乗り切りは割りとスムーズにいくのではないかとみられる。

第一助役に選任された稲嶺成珍氏は県立一中卒。一九三五年に県庁入りしたあと長い間行政畑を歩いている。戦後は琉球政府行政課長、工務交通局次長、立法院事務局長などを歴任、那覇市出身、五十九歳。

また第二助役の前田武行氏は法政大学法学部卒業。一九五四年に裁判所入りしたあと一貫して司法生活を送っている。六六年に退任し、弁護士を開業、現在に至る。大宜味村出身。四十六歳。

B52撤去を決議／那覇市議会／区画整理などで質問

〔琉新・夕　1968・12・19〕

開会中の那覇市定例議会は十九日午前十時から本会議を開き、B52機、核基地の即時撤去、原潜寄港の即時取りやめ要求を全会一致で決議した。このあと一般質問にはいり、又吉久正議員（新風会）から①市長の市政に対する基本方針②安謝地先第四次埋め立て事業の執行について③区画整理事業の推進について―などの質問があった。

これに対し平良市長は「立候補のときにも約束したように権力政治を排除し明るい民政に努力し、住民福祉を最優先にしたい」との市政に対する方針をのべた。また安謝港の建設問題については「前市長の計画を推進したい。沖縄の港の現状から早急に解決しなければならない問題だが、多額の予算が必要である。具体的処置については提示できないが、できるだけ早く工事再開に努力したい」。区画整理については「大きな誤解があり、平良は区画整理に反対しているといわれたが、都市計画をすすめるうえで、区画整理は絶対必要だと思う。寄宮問題は関係者があまりに工事を急ぎすぎ地主の感情を阻害したと思うので私はこれら関係地主と話し合いをかさね、大きな都市づくりに乗り出したい。十分解決できると思う」と答弁した。

つづいて金城重正（市政クラブ）友利栄吉（公明会）など十六議員から交通緩和、下水道工事などについて質問があった。

なお十八日就任した稲嶺成珍第一助役、前田武行第二助役が開会前に平良市長から紹介があり、拍手で迎えられた。

B52、核基地の即時撤去、原潜寄港反対の決議要旨は別項のいとおり。

決議要旨　嘉手納のB52爆発事故は全県民に戦争と核爆発の恐怖を与えた。B52機は従来基地被害、爆音、航空機燃料流出事件に拍車をかけ基地周辺の住民生活を破壊し、学校教育にも重大な影響を与えている。さらに那覇港では原潜入港でコバルト60が発生し、漁民の生活問題にまで発展した。

また具志川市の海水汚染など基地から派生する問題で沖縄県民の生存が脅かされている。那覇市議会は去る三月九日B52即時撤去と一切の戦争行為を即時取りやめるよう要求したにもかかわらず米軍当局はそれを無視し、B52を常駐出撃させてきた。今回の爆発事故は起こるべくして起こったもので、基地がある限り事故はなくならないだろう。那覇市議会は今回の爆発事故に厳重に抗議し、県民の生命と財産を守るためB52はじめ核基地の即時撤去、原潜寄港を即時やめるよう強く要求する。

一社　説一　那覇市政今後の課題

〔琉新・朝　1968・12・20〕

三大選挙の締めくくりといわれた那覇市長選挙も終わり、平良新市政はま

ずは好調なすべり出しである。注目された助役人事も第一助役に稲嶺成珍氏、第二助役に前田武行氏が十八日の定例議会で承認され、正式に発令された。稲嶺、前田両氏の助役就任は、かなり以前から候補にのぼっており、正式就任も時間の問題とされていた。ところが助役の発令は議会の同意を必要とするので、少数与党の平良市政ではまず助役人事が難航するものと予想されていたが、意に反し満場一致で承認され、平良市政はさい先よいスタートを切った。

助役人事のあとは収入役、各部長人事に着手するものとおもわれるが、平良市長は、選挙における論功行賞を排除しあくまで適材適所の人事を配置したいと所信を表明しているだけに、今後の部課長人事も適材適所に配置されるものとわれわれは期待したい。十八日に開会した那覇市定例議会は平良市長の初の議会となったが、同市長は「部長全員が辞表を提出しているので市政が空白状態になっている。早急に人事を整え、市政の正常化につとめたい」とあいさつしているが、今後四年間の平良市政を動かす部長人事はまずは最初の試金石ともいえる。

少数与党とはいえ、助役人事の承認にみられるように、那覇市議会としても新市長に協力すべき点は協力する。といった態度がみられるだけに、残された人事もわりとスムーズにいくものと思われる。またこれまで、しばしばみうけられた与野党が対立感情をむき出しにした議会運営もなく、あくまでも市民優先の行政が施行されるよう強調したい。

激しかった選挙戦も終え、その結果は圧倒的多数で市民の審判は向こう四カ年間を平良市長に市政を一任することになった。したがって向こう四カ年間の那覇市政は平良市長を中心として運営されることになるが、選挙で公約したことを着実に実行するとともに、なにより市民を裏切らないような明るくて清潔な市政を運営していくことが第一の責務といえるだろう。

平良市長も選挙にさいしては、市政の民主化をはじめ、多くの市民福祉を最優先にした公約をかかげている。このことはいまさら説明の要もないほど市民全体が知りつくしたことである。平良市長が選挙民に訴えた公約を忘れ、市民不在の政治をするとは考えたくない。しかしながら日がたつにつれ、選挙民との公約を忘れ住民不在の政治が行なわれたことは本土、沖縄を問わず世界のいたるところで証明されている。

平良市長を誕生させた那覇市民も、自分らにかわって市政を運営する市長が、どこまで公約を尊重し実現するかを監視しなければなるまい。もちろん、明るい那覇市を建設するということは、いいやすくして、実際は困難な問題がともなうことであろう。ざっと見渡しても那覇市には解決しなければならない多くの問題が山積みされている。都市計画を頂点とする下水道、住宅問題、公共施設など枚挙にいとまがない。これらの難問題をはじめ、選挙で公約した諸問題を平良市長がどのように実現していくかは市民の最大な関心事である。

だが、いくら平良市長に力量、手腕があるとはいえ、市民の協力なくしては那覇市が当面する問題の解決は促進されまい。市議会の協力はもとより市民の積極的な協力がまず必要である。選挙における対立意識はきれいに洗い流し、市民福祉を図っていくには与野党を問わずみんなが協力し合うという基本的な姿勢が要求されよう。

同時に平良市長も、与野党を問わず、是は是、非は非としての政策を推進することを忘れてはなるまい。さいわいなことには十八日の平良市長初の定例議会では、与野党とも党利党略を越えた協調ムードが見られた。今後とも執行機関である市当局と、議決機関である議会が、市民福祉を最優先とする根本理念にもとづいての行動をするならば、議会混乱、市政の空白もなく、それこそ明るい那覇市の建設が約束されよう。

いずれにしろ、内外の注目をあつめた那覇市長選挙は終わり、平良市長は十一日から就任した。助役人事にみられるように順調なすべり出しである。これから四年間にどのように那覇市が発展するか各界の注目するところであるが、まずはなんといっても平良市長の手腕のみせどころである。市民は平良市長に期待し、向こう四カ年間の市政を注意深く見守っている。

平良市長も当分は前市長の施策をひきつぎ、実質的な平良施政は新年度予算から反映されることになろう。新年度予算で平良施政がどのように打ち出されるか注目したい。

政治は市民本位で／日・米に折衝し財源確保／平良市長答弁／当面、較差是正に全力／一般質問

〔琉新・朝　１９６８・12・20〕

平良革新市長を迎えての第一〇七回那覇市定例議会二日目の十九日は初めての一般質問が行なわれ、市政態度、交通、下水道、安謝港建設、衛生行政、上下水道料金値下げ、減税など平良市長の公約や、那覇市の当面する諸問題について質疑がかわされた。その中で平良市長は「即時復帰といっても一夜の内に実現するものではないので、当面較差是正を図ってゆき、財源確保には日米両政府に強力に当たる。明るい市政をめざし市民本位の政治をし汚職や不正人事が起こらないようきびしい態度でのぞむ」などの点を明らかにしたが、就任直後ということもあって具体的な対策はほとんど聞かれなかった。以下おもな質疑応答内容次のとおり。

金城重正議員（市政クラブ）　市長は即時無条件全面返還を公約にあげられたが、その可能性はどうか、またどう取り組むのか。

平良市長　いますぐ実現するとはいえないが、アメリカの意思しだいで不可能とは思えない。だが要求は常に即時復帰をしてゆく。

金城議員　市長の答弁は理解しかねる。要求するのはいいが、復帰するまでは市政をどういう方針でするのか。

平良市長　復帰のさいは摩擦や矛盾が起こらないようにしたい。そのためには予算も社会福祉制度も全国並みにするよう働きかけてゆく。首相のいう両三年にメドをつけるということはあきたらないが、メドがつかないと何をどんなふうにという青写真はだれも作れないはずだ。

喜舎場盛一議員（市政クラブ）　平良市長は革新統一候補から当選されたが今後革新カラーを市民に対してどう現わしてゆくか。市職員に対してはどうか。また革新政治を通すために予算の更正をするか、市長の対米姿勢は？。さらに市長は那覇市の税金が高いといったが具体的な減税策は？。

平良市長　革新カラーは市民との対話による民主的な政治で、どのように実現するかということでは今後の私の行動をみてもらうしかない。職員に対しては公僕としてあくまでも市民優先で窓口などサービス面の改善に力をそそぎたい。予算問題では年度途中で前任者の事業を打ち切ることは市民に迷惑をかけるので更正はしない。下水道工事も当初の状況では反対したが、現在のように行政府で法的にも裏付けされて進行している事業なので、いつまでも反対はしていない。

喜舎場議員　減税はたとえば市民税をどうするのかいくら安くするのか具体的な回答を。

平良市長　当然減税はなくてはならない。ただ具体的には事務担当者とも話し合って実現したい。

黒潮隆議員（人民党）　前任者の汚職腐敗の市政が今回の選挙の結果としてあらわれたと思うが、市長はこの厳しゅくな市民の審判を認め自信を持ってのぞんでほしい。

平良市長　人事は慎重にほうふく的なことはさけ、不必要な温情主義はさけたい。汚職や不正については一つ一つ調査して行きたい。

総務部長に親泊氏／平良那覇市長／五人の部長人事発表

〔沖タ・朝　１９６８・12・24〕

平良那覇市長は二十三日午後一時すぎ五人の部長人事を発表、辞令を交付した。

部長の顔ぶれは総務部長に親泊康晴氏（四二）、経済民生部長に平良浩氏（四九）、建設部長に水間平氏（三八）、土木部長に内間安春氏（四六）、水道局長に佐久川寛貞氏（五五）。市長公室長、財務部長、消防隊長の三部署は人選がおくれたが、今週いっぱいには決まる予定。難航ぎみの部長クラス人事だったが八人のうち五人がきまったわけで平良市長もさすがにほっとした表情。総務部長に就任した親泊氏はさっそく課長以下の職員を呼び、資料をとりよせ、にじりハチマキでにわか勉強。抱負をきくと「平良市政がスムーズにいくよう部と部、各支所との連絡を密にしていくつもりだ。事務の合理化もはかって市民へのサービスにつとめたい」と顔を紅潮させていた。一方、政府建設局工事部工事課長だった内間安春土木部長は二十三日夜おそくまで〝古巣〟で事務引きつぎにてんてこまいだった。

〔後略〕

平良清安氏／市長公室長に

〔沖タ・夕　１９６８・12・27〕

那覇市の部長人事は二十三日総務部長ほか五部長を決定、残る市長公室長、財政部長、消防本部長の三部長のうち二十七日あさ、市長公室長に官公

労書記長・平良清安氏（三八）が決定、正午辞令を交付した。財政部長、消防本部長とも一両日中に決定するもよう。

難航している財政部長には部外起用の線が強く、消防本部長には内部から昇格させたい意向で、いまのところ具志清一消防指令長が有力と見られている。

〔後略〕

一九六九年

市長室は〝千客万来〟／テンテコ舞いの秘書課職員／スタートした市民との対話

〔沖タ・朝　1969・1・9〕

市民との対話による市政を打ち出した平良那覇市長は、就任と同時に市長室、同応接室を開放、いつでも、だれでも気軽に市長を訪問、話し合えるようにしている。そのためか、市長室は〝千客万来〟で、秘書課職員は対応にうれしい悲鳴をあげている。

平良那覇市政は、スタートと同時に〝ガラス張りの市政〟を強調、より多くの市民の声を市政に反映することをあげ〝青空市民相談〟など市民との接触を深める準備を進めているが、その第一歩として市長室を開放した。これまで、市長と面会するには市長室付きの秘書課で面談を申し入れ二重の扉を通過して面会するという手順を踏んでいた。そのため、秘書室には、面会するために待ち構えた人たちが順番を取っていたが、現在は廊下から市長室が見通せるため面会もスムーズに行なわれている。

平良市長自身が、廊下から市長室までを〝国際通り〟と呼び、時間が許す範囲で、だれとも面会するという態度を取っているため、面会人が逆にまごつくケースがある。そのため、いつでも市長室には二、三人の面会人が顔をそろえ共同面会といった風景がみられる。

秘書課職員は、それこそ来客に追っかけられ立ちどおし。廊下から秘書室を飛び越えて市長室が見通しになっているため、顔があうと市長自身が〝どうぞこちらへ〟と市長室に招き入れることもあり、職員は悲鳴をあげている。それでも、市長の基本方針が〝市民との対話〟を打ち出しているだけに〝千客万来〟は当然とばかり対応に走り回っている。

夏季手当て支給条例を一部改正／那覇市議会総務委

〔琉新・夕　1969・1・23〕

那覇市議会総務委員会（平良真次郎委員長）は二十三日午前十時から開かれ「那覇市職員にたいする夏季手当て支給条例の一部改正」について審議した。

まず平良清安公室長が「昨年末の一時金は三十割が予算化されていたが、政府や他の市町村に一時金などを勘案して三十一割プラス十五ドルを支給することになり条例を改正する必要があると説明した。これにたいし各委員から「那覇市の一時金は高くはないか」との質問があり、公室長は「那覇市の夏季、年末の一時金は四十六割プラス十五ドルになるが、宜野湾、具志川両市が五十割プラス十五ドル、石垣が四十九割プラス十ドル、読谷五十ドルプラス十五ドルなどで当市の場合はむしろ低い方に属する」と答え結局、原案通りすまされ本会議に上程することになった。

七千ドル減額を承認／石嶺団地建設費／地盤堅く少額で済む／那覇市議会建設委員会

〔琉新・夕　1969・1・24〕

那覇市議会建設委員会（比嘉佑直委員長）は二十四日午前十時から開かれ、那覇市建設部が昨年八月から建築を進めている石嶺団地の設計変更にともなう七千ドルの予算減について審議した。

参考人の水間平建設部長が「石嶺団地の建設費は五十万ドル計上されているが、設計変更のため一万一千ドルの減額が生じた。このうち四千ドルは議会の承認を得なくても専決処分でできるので、そのように措置し、残り七千ドルの減について提案する。設計変更は地盤が当初の予想より堅くて、パイルがその分だけ減ったためである」と説明した。これに対し金城庄瑞（市政クラブ）が「ボーリングで地盤の事前調査はできなかったのか」との質問があり、当局側は「ボーリングはしたが、建築現場が起伏の激しい所なので十分にはつかめなかった」と答えた。また又吉久正議員（新風会）は「工事の追加計上はよくあるが減額はこんどが初めてである。これは革新市政になったから工事の監視がきびしくなって出てきたものか」とただし、当局側は「別に革新市政になったからうんぬんではなく、地盤の予想以上の堅さによるものである」と答えた。

しかし、赤嶺慎英（新風会）、仲本安一（社大党）議員らから「那覇市のあれだけの工事からはこれまでもこういうことはあったのではないか。それを当局と業者のなれあいで、そのままにしていたのではないか」と追及。当局は「そんなことはありえない」と答え、結局議案は原案通り承認され、本会議

へはかることになった。

道路修繕費／半年で九割執行／那覇市議会建設委／〝選挙道路〟が問題に

〔琉新・朝　1969・1・25〕

那覇市議会建設委員会（比嘉佑直委員長）は、二十四日午後十一時再開、道路修繕費の追加について審議したが、これと関連して〝選挙道路〟が問題になった。

道路修繕費は、現年度予算に四十一万四千ドル計上されているが、さる十日までの半年間に九一・三％に当たる三十七万六千ドルが執行され、残り半年分の予算がないので五万ドルを追加計上したもの。建設委員会では説明に立った内間安春市土木部長らにまず友利栄吉議員（公明会）が「半カ年間で予算の九〇％以上を執行しているが、例年の状況はどうか」と質問。市当局は「例年なら四月ごろまでの執行分だ。これが半年で使われたことは〝政策的〟なものでよくわからない」と答え、友利議員は「政策的ということは選挙目当てということか」と重ねて質問したが、当局は「前任者のしたことでよくわからない」と答弁した。

続いて吉浜朝一議員（無所属クラブ）儀間真祥議員（人民党）らがこの問題で質問、儀間議員は「こんなことは六五年にもあった。同年もやはり選挙（立法院議員、那覇市長選）があったが、今年度のように道路費が多く組まれたし、執行状況もよく似ている」ことを指摘するとともに「前任者がしたことではあるが、このような前例は残さないでもらいたい」と要望した。

この道路修繕費はおもに道路舗装に使われるものだが、現年度は前半に仕事が集中、市内の道路は路地に至るまでタール舗装され、三大選挙と関連して票集めのための〝選挙道路〟だとの非難が絶えなかった。

〝これはひどい〟／那覇市議会／地盤沈下現場を視察／安謝埋め立て地

〔琉新・夕　1969・1・25〕

那覇市議会総務委員会（平良真次郎委員長）は二十五日午前十一時、地盤沈下で問題になっている那覇市安謝の第三次埋め立て地を視察した。

視察は那覇市の親泊総務部長、具志堅土木課長らの案内で行なわれた。現場は第三次埋め立てのうち住宅用地に指定されたところで三十センからひどいところでは九十センも沈下し、また隣接の護岸も数十メートルにわたって傾いており、各委員とも「これはひどい」と顔をしかめた。市当局は「検査の時点で地盤沈下はわかっていたが、銀行との関係があったのでそのままパスさせた」と説明した。

これを聞いた与党の黒潮隆委員（人民党）は「西銘前市長と業者のなれあいだ。その結果、修復費として市民の税金二万ドルが使われるということに怒りをおぼえる。委員会で徹底的に追及したい」と語った。また平良委員長（新風会）も「着工前に地盤調査をしなかったことなど工事の問題があったと思われる。審議のなかで原因を究明したい」といい、委員会で市当局から事情聴取することを明らかにした。

水道局総合庁舎が完成／那覇市

〔沖夕・朝　1969・1・30〕

那覇市では、旧真和志支所跡に水道局総合庁舎の建設を急いでいたがこのほど完成、修祓式を行なった。

同庁舎は総工費八十万ドルで一昨年の六月に着工されたもので、地下二階、地上四階のスマートな鉄筋コンクリート建て。延面積は五千七百十六平方メートルで、一階には水道局の窓口と消防、二階真和志支所、三階水道局、四階職業訓練所が入居、地下一階には公設市場と食堂、同二階が機械室となっている。

水道事業は年間一万人余の人口増と生活様式の近代化、産業の発達などで給水量がふえ内部体制の強化拡充が強く要望されていた。とくに受水申し込みや水道料金の支払いなどを行なう窓口やろう水防止など迅速な処置が必要であり、新庁舎の落成でこのような問題が大幅に改善されそう。

ゼネスト回避決議もめる／那覇市議会／県民共闘押しかける

〔琉新・夕　1969・1・30〕

第百八回那覇市臨時議会最終日の三十日は午前十一時半から開かれたが保守系議員から「二・四ゼネスト回避決議」提案の動きがあったため、生命を守る県民共闘会議の人たち百二、三十人が傍聴に押し寄せ緊迫した空気に包まれている。

この日は那覇市職員にたいする「年末手当て支給に関する条例の一部改正」などの議案を審議したあと「総合労働布令撤回要請決議」をする予定で本会議に先だち、同午前十時から議会

運営委員会を開き検討した。その結果、同決議の内容や案文について各派の意見が一致した。しかし野党（保守）の議員から「二・四ゼネストを回避するための決議をする必要がある」との提案がなされ、これにたいし（革新）が反対しまとまらなかった。このため、各派に持ち帰って検討したあと再び議運委を開き、ゼネスト回避決議はしないことになり、本会議にはいった。

しかしゼネスト回避の動きがあることを知った県民共闘会議の宮良社会党委員長、岸本自治労委員長、仲良官公労委員長ら労組員や学生、一般市民など約百三十人が傍聴席につめかけ、審議を見守っている。傍聴人たちはゼネスト回避決議はしないとの情報にたいしても「いつ緊急動議で同決議がなされるかも知れない」としており、最後まで審議を見守る方針。

本会議はこのような緊迫した空気のなかで進められ、年末手当ての支給に関する条例改正などを決議し午前中の日程を終わった。午後から労働布令撤廃決議などをする。

回避決議とりやめ／那覇市議会

〔琉新・朝　1969・1・31〕

第百八回那覇市臨時議会は最終日の三十日午後一時から再開、「総合労働布令の撤回と労働基本権の確立に関する要請決議」を全会一致で採択した。注目のゼネスト回避決議はこの日午前の議運委の決定にしたがって上程されなかった。

ゼネスト回避はこの日午前の議運委で保守系議員から上程の動きがあり、これに革新側が反対してもめたが、結局上程されず、本会議で高良一議長が「ランパート高等弁務官に会ってB52の撤去を要請し、ゼネストが回避できるようつとめる。弁務官には電話で会見申し入れをしてある」と説明した。このため約三百人の県民共闘の傍聴人たちも納得、引き揚げた。

このあと喜舎場盛一議運委員長（市政クラブ）が「軍労働者にも民立法を適用しなければならないが、一方的な米軍の布令で人権が阻害されている。総合労働布令が突然、公布され県民は激しい怒りを持っている。同布令の撤回と民立法への切り替え、軍労働者の間接雇用制を要請すべきである」と提案理由を説明し、総合労働布令の撤回と労働基本権の確立に関する要請決議（米大統領、上下両院議長、高等弁務官、佐藤首相、衆参両院議長あて）を全会一致で採択した。

早くも財政ピンチに／那覇市／政府の税収落ち込みで

〔沖タ・朝　1969・2・1〕

政府の千四百万ドルにのぼる税収落ち込みで市町村への交付金がストップしているが、那覇市では早くも苦境にたたされ職員の二月分の給与も確保できる目途がたたずピンチに追い込まれている。三十一日午後一時半から稲嶺第一助役が記者会見❶政府からの交付金、補助金が昨年七月以降なく、自己財源も底をついてきた❷道路舗装費四十一万ドルのうち九〇パーが上半期で消化されバランスのとれた事業ができない❸二月中旬までに政府交付金二十九万ドルと補助金が支出されない場合、職員の給与はもちろん保育所の維持にも支障が生じてくる―と実情を説明した。

稲嶺第一助役によると、現年度予算で政府交付金百七十五万ドルを計上しているが見積もり額は百三十二万ドルしかない。さらに、昨年十二月に支出される予定の交付金二十九万ドルが政府の税収落ち込みでストップされ、財政的に苦しい立ち場に追い込まれている。とくに保育所（七カ所）の維持管理費の九〇パーは政府補助金によってまかなわれているが、昨年七月以降一トンもなく、自己財源で補充しているが、それも底をついているという。

そのため、各部の事業の執行を一部中止しなければならない状態に追い込まれており、建設費などから出る不要額を積み立て、穴埋めに当てることにしている。財政的に苦しい道路の維持管理については、当初の予算四十一万ドルのうち三十八万ドルが選挙期間中に執行され、下半期に残されたのはわずか三万ドルしかない。そのため、五万ドルを追加するなど苦しいやりくりをしているが、バランスのとれた予算執行は望めそうもない。

〝ガラス張りの入札〟／那覇市／まず公会堂を分割指名競争に／改善にまだ時間かかる

〔沖タ・朝　1969・2・11〕

〝ガラス張りの入札〟をめざす那覇市では、三月はじめに指名競争入札に付す公会堂について検討を進めていたが、これまでの一括入札方式を改め

て、分割入札にすることを決めた。しかし総工費百八十万㌦のうち冷房、舞台関係施設の機材など約六十万㌦相当が設計の段階で指定されており、機種（メーカー）競争入札とは名ばかりの状態。業者の指名、入札の方法など改善すべき点が多いといわれており、市建設部の分割入札方式は建設業界に大きな波紋をまきおこしそう。

那覇市が発注する工事の入札について〝談合入札〟〝慣れ合い入札〟が行なわれているとの批判が多く、平良市長は抜本的な打開策を検討していた。公会堂問題についてみると、当初の予算百六十万㌦が設計変更で二十万㌦の増となり、百八十万㌦となった。このうち電気、水道、冷房、照明、音響または舞台関係の機材だけで六十万㌦にのぼり、各業者は入札にのぞむ準備を進めていた。ところが、設計の段階で設計者の野原康輝氏（現代設計社）と那覇市の話し合いがまとまり、六十万㌦にのぼる機材機種の指定が行なわれた。たとえば、冷房施設の場合、東芝、日立、ナショナルなど十社にのぼる取り扱い業者がいるが、入札せず特定の業者の製品を指定するといった調子で、指名競争入札は外見だけとなっている。

建設部では、このような機材、機種の指定はこれまでの指定を取り消して競争入札によって決定すべきだとの基本線をとり、電気、水道、舞台関係施設などにわけ分割入札に付すことを決めた。

建設業界をはじめ関係業者の間では、この決定を歓迎する向きもあるが、一部には段階を踏んでケースバイケースで実施すべきだとの声もあり、入札方法の改善には時間がかかりそう。

水間建設部長の話　指名競争入札とはいっても、機材、機種が決定されていては意味がない。安い価格で良い製品を採用することが大切であり、分割入札を決めた。

〝前途多難　な平良市政／人事で早くもつまずく／市労組が抗議／11人の懲戒を保留

〔沖タ・朝　1969・2・13〕

革新市政の執行体制づくりに取り組んでいる平良那覇市長は、二五〇人前後の大幅な人事異動を準備、そのうち十一人の課長、係長を懲戒分限審査委員会（委員長・平良清安公室長）に付託したが、那覇市役所労働組合（新城哲男委員長・組合員六四七人）の猛烈な抗議に合い撤回した。「六カ年余にわたる保守政権の中で腐敗したうみを出す」と着手した当局だが、スタートでつまずいたかっこうとなり、二五〇人前後の人事異動にもかなりの影響をよぼし、さらに執行体制にも「前途多難」を思わせる材料が続出してきた。市役所労組は、十一人の課長、係長が懲戒分限審査委員会にかけられたことを〝選挙の報復人事〟と受け取り、一週間にわたって激しい攻撃を繰りひろげた。攻撃の理由をまとめると❶十一人は市職労（第一組合員）以外の職員である❷選挙運動をしたものを対象にするなら第一組合員も対象にすべきだ❸これまで（西銘市政）は注意を行ない、懲戒分限審査委員会にはかけず依願退職の方法を採用していた❹十一人は、審査委員会にかけられるほどの事はしていないと主張、全面撤回を迫った。

これに対し稲嶺第一、前田第二の両助役、平良公室長らは❶委員会制度は、市長独裁をなくし、本人の弁明の機会の場となるものであり、十一人から事情を聴取しただけである❷当局の調査によると、これまでにミスを犯し、こんごも同じことを繰り返す恐れがある者に限って委員会にかけた。裁判にだしても勝つ自信があると真っ向から対決する姿勢をみせ、紛糾した。

ところが、高良議長が中にはいり、幹部交渉を重ねた結果、市当局が❶懲戒の対象にはしない❷懲戒分限審査委員会からの答申を保留、再度市長が十一人と個別に会い事情を聴取して対処することで妥結した。

一週間にわたる市役所労組の抗議に耐えきれずに妥協した結果に終わったが、革新市政の執行体制づくりにブレーキがかかった状態。とくに、十一人の中には、これまで問題になった市営住宅への不正入居にからんでいる▽水道メーターの検針業務がでたらめである▽業者との結びつきが深く金品の受け渡しが行なわれた疑いがある―など直接市民の生活と関係のあるケースであるといわれており、こんご厳重に監視するという当局の説明だけでは、すっきりしない問題を残したままとなっている。

失われた委員会の存在価値

【解説】市行政は、条例によって運営され、執行の最高責任者は市長となっている。十一人の課長か係長が懲戒分限審査委員会にかけられたことは、市の条例に沿った処置であり、職員の身分保障を公平にするための委員会制度

を利用したにすぎない。ところが、これに市役所労は反対した。すなわち「これまでは首切りされるほど悪いことをした職員以外は委員会にかけられず、注意することで処理されてきた。これを、いきなり委員会にかけることは慣例を破ることである」との理由づけを行なった。西銘市政の「恩情市政」を破るものとして撤回を要求したことになる。市当局は、組合の主張を受け入れ、委員会で調査した結果を保留、これまで通り市長が直接会って事情を聴取、対処することに決めた。その結果、市長の命を受け委員に任命され作業を進めた各部長の努力は〝水の泡〟となり〝弁明の機会〟〝市長独裁を排除する第三の機関〟といわれた委員会の存在価値が失われた。委員会の審査結果がどう出るか別として〝裁判にかけても勝つ〟ほどの自信を持った委員会メンバーの調査結果が保留されたことは「市民不在の市政」に結びつく恐れがあると批判する声も出てきている。とくに、紛糾の中に乗り出した高良議長が、「市民の利益を守り、公平な市政を執行するためには十一人のうち四人の懲戒処分もやむを得ない」と記者団に語ったことを考えると、革新市政というカラーがぼけてくる。すでに、市職労の一部では「平良市長を厳重に監視する必要がある」との態度を表明しており、市民に奉仕する市政、執行体制づくりについて再検討する必要があるといわれている。

「市民相談室」を常設／苦情、要望の早期解決へ

〔沖タ・朝　1969・2・13〕

市民と直結した市政をめざす平良那覇市長は「市民相談」の組織、活動体制を切り替え、再出発させた。市民の要望、苦情を直接責任者が掌握して予算化、スピーディーに解決しようというもので、一階に相談室が常設される。

道路の補修、下水溝の清掃、浸水防止またはちり処理など市民の当局に対する要望、苦情は山積している。ところが、これまでは週一回開かれた「市民相談日」に押しかけ陳情しても「予算がない」「善処します」という処理しかなされず、責任の所在が不明確となっていた。

平良市長は、市民の要望、苦情をひとつびとつ取りあげ、これを市政に反映するという基本姿勢を固め、市長公室を中心に対処策の検討を指示していた。

再出発する「市民相談」は、道路補修工事だけでなく民事関係の問題など市民が日常生活を営むうえで生じた諸問題について対処しようというもので、各部長、課長のほか顧問弁護士がケースバイ・ケースで相談に応じることにしている。

直接、市役所をたずねてきた市民については、公聴係が受け付け、関係部課長に連絡をとり、公聴係が記録する。苦情、陳情、要望については、「できる」「できない」と責任ある答弁を行ない、時期も明らかにする。さらに、市民の意向を市政に反映するため公聴係で記録した内容を月報、年報にまとめ企画調整部門の会議で検討を加え予算化することにしている。

〝やるべきことはやる〟／団交決裂／人事異動を発令／平良那覇市長

〔沖タ・朝　1969・2・18〕

紛糾をつづけていた那覇市の人事問題は、十七日午前九時半から行なわれた市当局と那覇市労働組合（新城哲男委員長）の最終団交でも合意に達せず、混乱を重ねたすえ決裂した。三時間にわたって市労にカンズメにされていた平良市長、稲嶺第一助役は、市職員労働組合、官公労の組合員らに守られて脱出、正午すぎから課長を含めた一般職員二百四人の辞令交付を行なった。革新市政の体制づくりの第一歩として行なった人事で混乱を招いた平良市長は「やるべきことは、どんな妨害があっても断固としてやる」との基本姿勢を表明、いっぽう市労の新城委員長は「報復人事の撤回を要求してねばり強く戦う」と徹底抗戦の構えをみせており、市民への文書合戦、スト、法廷闘争へとエスカレートする様相をみせてきた。

なお今回の人事の内訳は、課長三十四人のうち留任十七人、配置替え十人、昇任三人、水道局へ二人、降任二人。係長九十九人のうち留任五十四人、配置替え三十二人、昇任八人、水道局へ二人、降任三人となっている。

今回の人事異動について平良市長と市労はそれぞれ次のように語っている。

市民第一の人事

平良市長　庁内の空気にも慣れたあとで人事に着手する考えだったが、選挙のしこりで職場のふんい気が暗く手をつけた。人事の刷新をはかり、一新した気持ちで職務にはげむことができる体制をつくりあげるための人事であり報復人事ではない。課長、係長のほとんどが与党の選挙運動をしているが、

市民へのサービス第一に考えた人事であり適材適所主義を守った。ただ残念なことは、これを報復だと受け取り、意図的に平良市政にブレーキをかけようとしているグループがいる。こんごも能力に応じて人事の刷新をはかり、市民の良識に訴えて市政を運営する。

法廷闘争に持ち込む

新城市労委員長　十人の課長・係長の降任問題については、本人の同意を得ることになっていたが、これを無視、さらに一般職員の配置替えも適材適所ではない。政党の人事への介入は認めないと約束しながらポストをあけるための人事を行ない、手続き上のミスも多い。現在十三人については、不当人事であるので法廷闘争に持ち込む。また、革新市政の実態が〝ウソつき市政〟であり、これを市民に訴えるため各家庭にパンフレを配布、さらにストも決行して最後まで報復人事の撤回を要求して戦う。団交の最中に官公労の組合員が乱入したことは悪い慣行をつくることになった。

再燃する人事異動問題／徹底抗戦の構え／市労／泥沼化の様相／共闘も対決へ

〔沖タ・朝　1969・2・27〕

終止符が打たれたかに見えた那覇市の人事問題は、那覇市労（新城哲男委員長）が徹底抗戦の構えで街頭に進出、「不当人事を訴える」との文書を配布したため、那覇市政革新共闘会議ではこれに反発、対決する準備をはじめており、再度泥沼化する様相を見せてきた。

平良市長は、人事の基本方針として❶適材適所主義を貫き、責任ある市政運営をはかる❷選挙のしこりが残り市政がスムーズにいかない点を解消することを打ち出し、懲戒分限審査委員会に十一人の課長、係長の審査を諮問すると同時に、一般職員の人事異動に着手した。

これに対し那覇市労では❶選挙の報復人事である❷課長、係長らは審査委員会にかけられるほどの悪いことはしていないと反論、撤回を要求した。さらに西銘市長は審査委員会にかけず市長が直接本人と会い、依願退職の方法をとってきており慣行に反すると主張した。前後六回にわたる団交で平良市長が譲歩「委員会の答申はうけず、市長が課長、係長らと会い、事情を聴取する」ということで一応収拾された。

その後平良市長は、十一人の課長、係長のうち八人について降任したのを含め二百余人に人事異動を発令した。そのため平良市長は市労にかん詰めにされるなど紛糾、混乱した。市労では❶団交を継続、人事異動の撤回をはかる❷市民の理解を得るためビラを配布する❸法廷闘争で結着をつける❹資金カンパをする―ことを決め、徹底抗戦の姿勢を打ち出し、二十五日から組合員を動員していっせいにビラの配布をはじめた。

これに対し那覇市政革新共闘会議では、平良市長を守り明るい市政を実現するという立ち場から緊急幹事会を開き、立法院選挙区単位で対策を講じ、真相を市民に訴え、協力を得る準備をはじめた。こんごの焦点は市当局対市労という関係から、市労対市政革新共闘会議の対決へとエスカレート、かつてなかった市民同士の対決に発展するかどうかにしぼられてきた。とくに降任された課長、係長がミスをおこしたかどうかという事実関係が市民の前に明らかにされることに注目されている。

公設市場／移転問題が再燃／西市場組合員／新施設への移転に反対

〔沖タ・朝　1969・3・13〕

那覇市の公設市場移転問題が再燃、当局は苦しい立ち場に追い込まれ対策に頭を痛めている。総額七十万ドル余を投じて建設中の新公設市場は九十㌫完成しているが、西公設市場の組合員四百六十四人は移転に反対、現在の市場敷き地を利用して新築することを希望しており、建設中の市場はあき家になる公算が強い。さらに、地主の上岡〇〇〇氏との賃貸借契約もからんできており、市民の台所〝鮮魚・精肉市場〟をめぐる紛争は白熱化してきた。

同市場の移転問題は、市場の環境衛生を向上させ、市民に新鮮で清浄な食品を提供できるようにとの主旨で検討が加えられ、前市長の西銘順治氏が、新市場の建設を発表した。地下、地上二階建ての鉄筋コンクリート建てで全館冷房付きという、かつてなかった施設内容を持ち、現在の市場とは比較できないスマートなものを建設することを打ちあけた。ところが、四百六十四人の組合員のうち百六十人が新市場への移転に賛成、西銘派、反西銘派にわかれて組合内部で抗争、ついに精肉、鮮

魚組合が二つに分裂、同建設計画を審議中の議場に反対派組合員が乱入するという事態にまで発展した。

その中で、市当局は、新市場建設計画を作成するものと並行して、現在の公設市場の地主・上岡〇〇〇氏との土地賃貸借契約についても検討を加え「新市場が完成すると同時に全員が移転、土地を地主に返す」という契約解除の確約を行なった。新市場の建築は、本体工事四十九万㌦、電気十万四千㌦、水道・冷房工事十五万三千㌦で着工され、近く完成するが、移転に賛成した百六十人の組合員も反対にまわり、事態は再度紛糾してきた。反対にまわった組合員の意向は❶建て物全体が市場として不適格であり、売り場も狭く営業できない❷買い物客の利便が悪く、売り上げが半減するおそれがあるとみており、当初対立していた組合員が一本にまとまり移転反対の強力な運動を展開する準備を進めている。

事態を重視した那覇市では❶前市長が地主との賃貸借契約を解除するとの確約を取りかわしている❷新公設市場をどう利用するか❸現公設市場の取り扱いについて検討しているが、具体的な打開策がなく苦しい立ち場に追い込まれている。組合では❶市と地主との契約解除の確約にはとらわれず、借家権、生活権を主張する❷現在の敷き地を利用して新しい市場を建設することを申しあわせており、組合、那覇市、地主の三者間で激しい紛争をまきおこしそう。

那覇新港きのう着工／四年計画で完成へ／五万㌧級も接岸可能／安謝

〔沖タ・朝　1969・3・18〕

那覇、泊両港のバース難を一挙に解決する那覇市宿願の那覇新港（安謝）建設工事が四カ年計画で十七日からはじまった。これが完成すると二万㌧―五万㌧級の超大型船舶が同時に二隻以上接岸可能となり、沖縄の産業経済の発展に役立つと関係者の期待は大きい。起工式は十七日正午から安謝埋め立て地で屋良主席や星立法院議長ら来賓、関係者多数が出席して行なわれ平良那覇市長と比嘉南洋土建社長らがクワ入れ着工の儀式を行ない、工事の安全完成を祈願した。

那覇、泊両商港での貨物取り扱い量は毎年増加、港湾施設が五四年に米国から移管されて以来、施設増強が行なわれていないため、港湾、陸上施設が狭くバース待ちで滞船が慢性化してきた。日米政府援助を得て四カ年計画で建設するもの。工費は一千八百十一万一千㌦。南洋土建が請け負った。

那覇、泊両港で取り扱った貨物量は、五五年から六五年までの十カ年で十倍にふえた。現在すでに飽和点を越えて許容量の二～三倍に達する貨物があるため荷さばきに混乱をきたす一方、港湾が狭くバース待ちのための滞船慢性化するなど港湾機能はマヒ状態に陥っている。那覇市をはじめ政府、港湾関係者は、かねてから新港の建設を急いでいた。総工費一千八百万㌦余りのうち本土政府七五㌫、琉球政府一五㌫、米国政府九㌫の援助を得て着工する運びになった。

安謝新港が七二年に完成すれば、港湾、陸上施設も大幅に緩和され、沖縄経済の伸長にプラスになると関係者の期待は大きい。

那覇新港が完成することによって❶港湾関係業者のすべてが那覇市に存在しているため新施設の即刻完全な活用が出来る❷質の高い生産年齢人口と政治、経済、文化が集中する那覇市に新企業の誘致開発をするための多くの利便が得られる❸消費水準の高い住民や短期長期滞在者も那覇市周辺に集まっており、魅力ある市場を形成する―など大きな期待が寄せられている。

六九年度の第一年次工費は九十二万八千三百三十三㌦で五㌫の達成率、七〇年度六百十一万三千㌦、七一年度五百五十一万九千六百六十七㌦、七二年度五百五十五万六千㌦で毎年五、六百万㌦の工事が行なわれる。第一次工事で五千㌧級三隻が接岸できるバースを完成、七〇年七月から新港の一部が使用できる予定である。

送迎人はうろうろ／接岸場所の明示はなく／那覇泊港

船舶を利用しての本土往来者は毎年ふえ、昨年一年間で約三十五万人を数え港は送迎人でごったがえしているが、船の接岸指示板がないため、どこのバースに接岸したのか送迎人はとまどっている。

那覇、泊両商港では客船と貨物のバースが区別されておらず、入港の際、バースがあいたところに接岸するので送迎人にはどこのバースに接岸しているのかわからない。出港まぎわに見送りにきて右往左往している間に船は出港してしまった、との苦情がたえない。

那覇港ふ頭のバースは東西に約千㍍も広がり、停泊している船をいちいち捜すのに十分から十五分もかかる。

仲吉良二那覇港務所長は「確かに送迎人の便宜をはかるひとつとしてバス指示板が必要である。ちかく船会社とタイアップして考慮したい」と語っている。また、客船はなるべくゲートに近いところのバースを選んで接岸するよう港務所としても考えているという。

那覇市三月定例議会始まる

〔沖タ・夕　1969・3・20〕

那覇市の第一〇九回市議会定例会は二十日開会、午前十時本会議を開き平良市長あいさつのあと「那覇市下水道条例制定」など十件の議案が提出され、市当局が議案の説明をした。そのほか会期を二十日から三十一日までの十二日間、本会議は二十日、二十二日、二十四日、三十一日の四日間で、委員会五日間、休日三日間の会期日程である。

市場の移転中止を／那覇市役所に大挙陳情団

那覇市牧志の公設市場移転に反対して、市民へのよびかけや署名運動をしていた同公設市場連合会（四百六十四人）の代表約五十人が二十日那覇市役所につめかけ、新公設市場への移転中止を平良市長に陳情した。正午から市役所四階応接室で平良市長らと会見、我那覇生吉会長が陳情書を手渡し、「西銘市長と地主側とのかわされた市場を移転するという覚え書きの真意が、業者にじゅうぶん理解されないままに法的な効力を有し、工事の完成もちかいが、新しい市場に移るとなると、地理的にも水利の面など市場としての条件が悪く、商売のできる見通しもたたない。このような新市場であえて商売をはじめるとなると、市民にもいろいろの面で大きな不利益を与える」と市長の善処を要望した。

これに対し平良市長は「この問題は過去十年近くも尾をひいているが、西銘市長から私が引き継いだ問題で地主との話し合いも持ち納得いくような線で解決にメドをつけたい」と語った。

打開策は明示せず／平良市長／公設市場の移転問題

〔沖タ・朝　1969・3・27〕

第一〇九回那覇市定例議会は、二十二日午前十時から開会、人事問題、牧志公設市場問題について当局の考えをただした。人事問題について選挙にからむ報復人事だと追及した金城重正議員は、人事にタッチした某課長が背任行為をしていると迫り、平良市長が「事実であれば厳重に処置する」と答弁する場面もみられ緊迫した。

金城議員は、人事異動で十人の課長、係長が降任されたことを取りあげ、条例に違反した報復人事であると指摘した。これに対し平良市長、平良公室長は「条例には反していない。適否は法廷で明らかにされる。適材適所の人事である」と反論した。ところが、金城議員が「第二助役の片腕として人事にタッチした某課長が、自分の水道料金三百ドル余を六カ年余も支払わず、職権で公文書を隠していた」と当局の説明を求めた。平良市長は「事実であれば厳重に処置する、よく調査したい」と苦しい答弁。

つぎに瀬長フミ議員が牧志公設市場の移転問題を取りあげ平良市長の考えをただした。平良市長は「用地買収に三十五万ドル、建築費に七十七万ドルをかけ新市場を建設中だが、これは三代の市長が取り組んできた問題である。業者は、新市場に移転しないと主張、地主は前市長の西銘順治氏との約束通り土地を明け渡すよう陳情している。市民の福祉向上をはかるという立場から検討中である」と具体的な打開策を明示せずに終わった。

十六対六で可決／不当人事撤回要求めぐり紛糾／那覇市議会

〔沖タ・朝　1969・4・3〕

那覇市議会最終日の三月三十一日は、那覇市労働組合（新城哲男委員長）から陳情のあった「不当人事撤回要求」をめぐって紛糾、深夜の審議を重ね、午後十一時前十六対六で陳情案件を可決した。

陳情の内容は、さきに平良市長が行なった人事異動で九人の課長、係長が降任されたことにたいし市労側が「選挙にからむ不当人事」として対立、抗争をつづけていたもの。すでに市労側から裁判所へ異議の申し立てが行なわれており、開会中の市議会、総務委員会に陳情していた。

本会議では金城重正議員が同問題の説明を行ない、与党の人民、社大とはげしく対立、休けい、審議をくりかえし、傍聴席には市労関係や組合員や市職労の組合員もつめかけなりゆきを見守ったが、午後十時すぎ採決に持ち込まれ、人民三、人民系無所属一、社大二が同陳情に反対したが、自民、自民系無所属、公明会、新風会が賛成したため十六対六で同陳情が可決された。当局では人事権は市政の執行にともなう権利

であり、市長に属する専有権であるとの立ち場から議場でも具体的な説明を行なわず、裁判にすべてをかけることにしている。なお、人事権が市長に属するため議会の議決は経ても拘束力はない。

下水道条例を承認／七月から料金の徴収へ／那覇市議会

〔琉新・朝　1969・4・6〕

第一〇九回那覇市定例議会は、同市の下水道条例を原案どおり承認、この七月から実施することになった。このため下水道工事のすんだ久米町など旧那覇市の一部に条例を適用して下水道料金を徴収することになったが、沖縄ではじめてのことであり、市当局では下水道利用方法の周知徹底をはかるため、各自治会などを通じて指導に万全を期すことにしている。

同条例によると、公共下水道の排水区域内の土地の所有権、使用者、占有者は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水こう、その他の排水施設を公共下水道の使用開始の日から六カ月以内に設置しなければならない―と排水設備の設置を義務づけ、下水道の使用料は上水道の使用料を基準として、一カ月につき一般用は八立方㍍まで四十八㌢、超過料金一立方㍍につき七㌢。浴場営業用は百立方㍍まで四㌦、超過料金五㌢となっている。

七月から実施される地域は、西本町、久米町、松下町、久茂地町、西新町、重民町、美栄橋町、崇元寺、上泉町、下泉町、泉町、辻町、若狭町、東町、前島町、上之蔵町、安里一部、二中前一部、樋川一部、松尾一部。

また、新年度予算で下水道工事の見込まれている地域は、牧志町、壺川町、栄町、ガーブ川から与儀一帯、安里、大道などとなっている。

〝三角同盟が発足〟／那覇、佐世保、横須賀／きょう三市長が初会合

〔沖タ・朝　1969・4・8〕

【東京】米原潜入港の問題をいろいろ改善しようと佐世保、横須賀、那覇の三市を結ぶ〝三角同盟〟が八日に正式に発足する。辻佐世保市長・長野横須賀市長・平良那覇市長の三氏が同日午後二時から東京・ヒルトンホテルで会合、三角同盟の協定を結ぶ。こんごは三市長が協力しあって米原潜をめぐるあらゆる問題を解決していくことになっている。

この三角同盟は昨年の暮れから話が持ちあがり三市長をはじめ事務段階で具体的に下準備を進めていた。三市長とも三角同盟には意欲的であり、平良市長がまず辻、長野の両市長に個別に会い、そのご辻佐世保市長がわざわざ沖縄に出かけるなど、急ピッチに話をすすめ、発足にこぎつけた。この三角同盟は原潜の入港地として同じ悩みを持つ三市が協力し、今までより効果的な対策、解決策を見出そうという趣旨で、本土沖縄の民主団体もその実現にほん走した。

八日の三市長の顔あわせでは、まず三市長が協力し合ってゆくことを正式に協定した後、具体的な内容について話し合う。三市長の基本姿勢は米原潜の入港反対だが、これと同時に入港に伴って起こる諸問題の解決改善にも力をいれる。たとえば補償問題、原潜の監視体制、汚染調査の徹底などの問題をどうするかなどを話し合い、三市長が協力して解決に当たることにしている。

那覇市議会が返還決議

〔沖タ・夕　1969・4・18〕

那覇市議会（高良一議長）は十八日午前九時から臨時議会を開き、喜舎場盛一、大山盛幸、金城吾郎の三議員提案による「沖縄の施政権返還にかんする要請決議」を全会一致で採択した。これはアメリカの軍事的植民地統治下に置かれて二十四年の歳月が流れた現在、いまなお施政権の返還が実現されてないことは遺憾であるとして「市民の総意をくみ」提案されたもの。

要請決議要旨つぎのとおり。

那覇市議会は市民の総意により過去十一回も施政権返還決議を行なってきた。ところがいまだ受けいれられず、犠牲と忍従をしいられている。沖縄がアメリカの軍事基地としてベトナム戦争の前進作戦基地として使用され、B52墜落事故、原潜寄港による放射能汚染など基地から派生する事件は県民の人権と生命をおびやかしている。このことは、アメリカの軍事優先支配からおこってきたものであり、四分の一世紀の長期にわたり他国の領土を支配することは国際正義のうえからも許されない。当市議会は日米両政府が沖縄の施政権返還について具体的計画を樹立し、すみやかにその時期を明確にして積極的な措置を講ずるよう強く要請する。

両市の発展を願い／那覇市 日南市／姉妹都市の契り結ぶ

〔沖タ・夕　1969・4・24〕

宮崎県日南市と那覇市の「姉妹都市」提携の盟約式は二十四日午前十時から那覇市役所三階ホールで行なわれた。日南市から井戸川一市長、森岡治平議長ら市当局、議会議員、商工関係者三十二人が出席、那覇市から平良市長、稲嶺成珍第一助役、前田武行第二助役、高良議長をはじめ市職員、議会議員、商工関係者らが出席、姉妹都市盟約の署名をし、姉妹都市の契りを結んだ。

稲嶺第一助役の開会のことばで始まり、両市長による市旗の交換が那覇市職員マンドリンクラブによる両市歌が奏でられるなかで行われた。ひきつづき井戸川日南市長による盟約文の朗読があり、両市長、議長が盟約書に署名、姉妹都市の締結を終えた。

井戸川日南市長と平良那覇市長は「那覇市と日南市は油津港、那覇港を経由して古くから交流があり、産業、文化の発展はもちろん人的な結びつきも強い。とくに戦争中は多くの疎開者が宮崎県に滞在、戦後は材木の輸出入で結びついている。今後も姉妹都市として両市の産業、経済、文化観光の発展をはかり市民福祉の向上に当たりたい」とあいさつした。

このあと、両市長による記念品の交換、日南市河野宗郎商工会頭や知念副主席らによる来賓祝辞があり、最後に祝電を披露して盟約式を終えた。

日南市は市制施行二十周年を迎えた宮崎県の観光都市で人口五万六千五百八十九人。油津港の整備による交通路の開通により田園都市から工業都市へと移行しつつある。さらに飫肥杉は全国的に有名で造船材として利用され、沖縄へも年間二百万トンを輸出している。

市場の人たちが抗議デモ／新市場への移転に反対

〔沖タ・夕　1969・4・25〕

二十五日午前十一時半那覇牧志西公設市場連合会（会長・我那覇生吉）の人たち約百人あまりが、新市場への移転反対を叫んで平和通り、国際通りをデモ行進し、市役所前で抗議集会を開いた。

集会後、平良市長と高良議長に❶三月二十日の陳情の回答をせよ❷六月議会の予算編成で使途変更の予算を組んでもらいたい❸西市場の登記を早急にしてもらいたい❹西市場の火災保険を予算に組んでもらいたい―の四項目の陳情書を手渡し、新市場移転反対の趣旨を訴えた。

〝声〟を市政に反映／那覇／きょうから青空対話

〔沖タ・夕　1969・5・7〕

市長就任いらい、はじめての予算づくりに取り組んでいる平良那覇市長は、市民の市政に対する要望を施政方針に反映、予算化していくため、七日から「青空市政」を実施する。

青空市政は、市民との対話を通して市民の声をジカに聞こうというもので、市長、助役、各部長が出席して、「一日市役所」を開設する。午前中は、要望を受けつけ午後から問題となっている現場の視察をすることにしており、要望については「できる、できない」を明確にし、できることについては「いつまでに着手する」と具体的回答することにしている。

初日の七日は鳥堀公民館を会場に、首里地区の市民から要望をきき、八日は上間公民館、九日は真嘉比公民館でそれぞれ開く。残り那覇、小禄については、三会場で集めた資料を検討、それぞれ会場を選定して実施する計画。

一日市役所で集めた声を地域別、種類別に分類、次年度予算に反映していくことにしている。

政治問題化しそう／対立する英語センター拡張工事 問題／都計法、建築基準法に違反／民政府に反省求める

〔沖タ・朝　1969・5・8〕

那覇市は、問題となっている英語センター拡張工事に対し都市計画法、建築基準法に違反した建物であり、許可できないとの立ち場から一日民政府に対し反省を求める書簡を送った。これは、民政府の「県有地に合衆国の資金で建築する建物については市役所の許可を必要としない」との見解に真向から対立、民政府の高圧的な施政権の行使であるとの解釈を下したことになり、自治権の拡大問題とも関連して大きな政治問題に発展するきざしをみせてきた。

問題となっている英語センターは、一九六三年に強行建築されたもので、こんどの拡張工事で再度市役所の抵抗に会っている。順序をたどってみると、首里の英語センターの敷き地は、一九五六年三月に那覇市の都市計画で公園用地に指定され、行政主席の認可を

受けたところ。そのため、同地域内への建築物は、すべて行政主席の許可が必要であり、民政府は主席に対し建築許可申請を提出した。ところが、行政府では許可するしないを決定するためには那覇市の副申が必要であり、問題は那覇市に持ち込まれた。

那覇市としては、調査の結果❶建築基準法と都市計画法に違反している❷行政の公平をはかるため不許可にすることーとの二点をあげ行政府に回答した。ところが、民政府は「英語センターは、アメリカの政策を遂行するための建物であり、琉球の法令には拘束されない」との書簡を送り、建築を強行した。すなわち、アメリカの沖縄統治にプラスになるという判断が下されれば、琉球の法令は無視してでも強行するという施政権者の姿があり、政府、那覇市とも押し切られてしまった。

ところが、今年の三月に同英語センターの拡張工事申請が、同じく民政府から行政府に行なわれた。行政府は前回と同じく那覇市の副申を求めてきたが、那覇市では不許可にするよう副申書を提出、さらに民政府に対し反省を求める書簡を送った。

那覇市の見解によると❶建物自体が違法建築物であり当然拡張工事は認められない❷一連の手続きおよび処置はすべて法に基づいて行なわれたものであり、民政官の見解を否定する❸米民政府または政府の建物といえども所用の手続きが必要であり、これを無視することは市の行政を混乱させるものであるという。さらに、市長としては、公選によって選ばれた以上、住みよい都市づくりに全力をあげるのは当然であり、那覇市の全面積の三分の一を軍用地として接収、さらに民政府が「県有地にアメリカの資金で建物をつくることがなぜ悪い。アメリカの政策遂行のためには琉球の法令には従う必要がない」という立ち場を固守していることに強く反発している。平良市長は、住宅問題、道路問題または学校用地、子どもの遊び場、保育所用地を確保するには、三分の一を占める軍用地の返還以外にないとの姿勢を固め、市民の声を結集して軍用地の返還に取り組もうとしているだけに、民政府の見解は統治者の高圧的な態度だと受け取っており、異例の書簡送付になった。これに対し、民政府がどのような態度をとるか注目されている。

那覇下水道処理場／あすから運転開始／一日十六万立方㍍を処理

〔沖タ・朝　1969・5・14〕

那覇下水処理場が、十五日に完成、同日から運転を開始する。同処理場は完成と同時に米民政府から沖縄下水道公社（志村恵総裁）に財産譲渡されることになっている。

同処理場は、六六年七月から米側によって着工され、完成すれば沖縄下水道公社が財産を譲り受けて運営することになっていた。総工費は約二百五万㌦。同処理場は一日十六万立方㍍を処理する能力をもち、四十万人口を対象にしている。おもに那覇市、浦添村が処理対象になるが、現在のところ那覇市内の統合下水道パイプが公共下水道パイプと連結されていないので、汚水物処理は差し当たっては那覇市のごく一部で行なわれるにすぎない。また米軍は、一般より早めに同施設を利用する準備をすすめている。

下水道公社では、運転操業に伴い、利用者からは料金を徴収することになっているが、一立方㍍当たり、公社に対する料金が二・八㌢、各関係市町村に支払う料金が三～四㌢になるものとみられ、処理料金は五人家族で月当たりほぼ八、九十㌢前後になるものとみられている。

那覇を優良議会に／返還、国政参加を決議／市町村議会議長会総会

〔沖タ・朝　1969・5・15〕

沖縄市町村議会議長会の第二十一回定期総会が、十四日午後一時から那覇市与儀の南部会館で開かれた。知念副主席、仲村総務局長、岸沖縄事務所長も招かれ、また全国町村議会議長会長の山田宗一氏、同事務局長の吉浦浄真氏も来賓出席した。

平政也会長（羽地村議会議長）の「今年で十八年目を迎えることになったが、住民福祉などの地方自治の問題に、議長会のはたした役割は大きかった。今後も地方自治進展のために力を尽くすよう協力願いたい」とのあいさつのあと自治功労者、優良議会の表彰が行なわれた。那覇市議会が優良議会に選ばれ、四十八人の議会議員、議長が表彰された。

そのあと主席祝辞を知念副主席が代読、山田全国町村議会議長は「即時復帰の早期実現を期して私たちも協力を惜しまない」と延べ、議事に入った。

「一九七〇年度本会運営基本方針な

らびに事業計画について」など十二の議案が可決された。事業計画には❶政府、市町村政懇談会の開催❷本土都道府県市町村の行政運営視察❸本土講師を招聘しての研修会の開催❹制度金融及び補助金交付金等の実態調査などが予定されている。また施政権返還、国政参加、医療皆保険などに関しての決議文も採択した。午後四時すぎ会を終了、そのあと、吉浦事務局長が「今後の地方自治の課題」の演題で特別講演をした。

基地問題を調査／佐世保市から視察団来島

〔沖タ・朝　1969・5・21〕

佐世保市議会の沖縄視察団（小川清団長ら十四人）が、基地公害など沖縄現地調査のため二十日午後六時那覇空港着の日航機で来島した。調査団、自民、社会、民社、公明、無所属の同市議各派代表九人のほか、佐世保市当局から中川内政隆公室長ら五人。滞在中、那覇市との意見交換をするほか全琉各地を回り、基地問題の実態を調べる。

空港では、那覇市の稲嶺第一助役、前田第二助役、平良公室長らが出迎え、「基地公害については共通の悩みを持っており、連帯を深めていきたい」と稲嶺助役が歓迎のあいさつをのべた。これに対し視察団を代表して小川団長は「今年のはじめ、佐世保市長がこちらを訪れ那覇、佐世保、横須賀の三市間に放射能問題対策協議会ができたが、われわれ議会側としても親近感を持っている。議会としてもぜひ現地の事情を認識しておきたいとして各派代表による調査団を派遣することになった。こちらでは共通の悩みとしての基地の現状を調べ、相互協力の体制で参考になる点を学びたい」とあいさつした。

視察団の一員として同行する予定だった共産党代表の長崎善次市議は米民政府から渡航拒否され、関係者を失望させていた。

調査団は四日間滞在する。

那覇市会も空転／安謝埋め立て工事／琉銀融資の利率めぐり

〔沖タ・朝　1969・5・23〕

那覇市議会（高良一議長）は、安謝公有水面の埋め立て工事費五百万ドルの借り入れ利率をめぐって紛糾、二週間余も空転状態を続けている。琉銀の融資引き延ばしを乗り切った直後の紛糾だけに、当局は苦しい立ち場に追い込まれている。

市当局は、慢性的なバース難に陥っている港湾事情を打開するため、本土政府援助千六百万ドルを受け入れ、安謝に那覇新港の建設に着手、これに伴う公有水面の埋め立てを計画、琉銀へ五百万ドルの融資を申し入れた。ところが、米民政府の引き延ばしに合い難航、申し込み当初の利率、年八・〇三㌫を〇・三五㌫アップした八・三五九㌫で融資許可がおりた。

当局では、十二日に利率のアップによる事業計画の変更を議会に提出したが、総務委員会（平良真次郎委員長）で否決され、本会議でも承認されず当局は、他の金融機関とも折衝、利率を引き下げるよう努力せよ、と一週間延期された。

二十一日に再度本会議が開かれたが、野党議員から「当局はいま一度折衝すべきだ」と拒否され、結論は二十八日に持ち越され、二週間にわたって空転状態を続けている。

利率のアップで、市当局は四万四千二百三十ドルもの負担増となり、当局が野党側を納得させる折衝結果が得られるか注目されている。

安謝は近く閉鎖／那覇市／ゴミ焼却所が完成

〔沖タ・朝　1969・5・24〕

家庭の主婦の最大の悩みゴミ処理―これを科学的に迅速にする那覇市のゴミ焼却所＝南風原村字新川＝が、このほど完成、二十三日午後三時から関係者を集めて開所式が行なわれた。このゴミ焼却所の完成で、悪臭と煙をまき散らして市民にきらわれている安謝海岸の露天焼却場も閉鎖されることになる。

完成したゴミ焼却所は、昨年四月に総工費六十一万六千ドルで着工された。市民生部の説明によると、市内で排出されるゴミの量は、一日当たり百八十トンにのぼり、安謝海岸の露天焼却場とコンポスト工場で処理しているが、ふえる一方のゴミの量に追いつけず主婦の苦情がたえない。

焼却所の完成で一日当たり九十トンのごみを完全焼却する焼却炉二基がフル操業することになり、さらにコンポストが一日当たり四十トンを焼却しているので、市内のゴミを処理する体制が整った。

那覇市では、二基の焼却炉の運転が軌道に乗る七月はじめに安謝の露天焼却場を閉めることにしている。

職員採用に試験制／市役所、七月一日から実施／情実人事を排除／職員の資質向上めざす

〔沖タ・朝　１９６９・５・29〕

那覇市は、全琉の市町村にさきがけて職員の資質の向上をはかり、情実人事を排除するため七月一日から職員の採用を試験制に切りかえる。市当局では、職員の体質改善をはかる第一歩にしたいと説明している。

市職員のほとんどは、市長がかわるたびにくり返されてきた機構改革や人事異動の際に「書類審査」を経てすべり込んできた。そのため、定員も市長がかわるたびに修正されてふくれあがり、今年四月末で千四百七十四人というマンモス世帯になっている。

書類審査の実情は、保守党の市長が誕生すると保守党の実力者や市議の紹介というルートで、革新市長が就任すると、同じく革新支持の職員が採用されるといった調子で繰り返されてきた。そのため、歴代の市長とも「職員の資質が低い」と苦しい指摘をしなければならない状態である。

市人事課が調べたところによると、年間の有給休暇を消化したうえにさらに無断欠勤する職員が多く昨年は百時間以上の欠勤者が四十四人もいることわかった。市民からは「職員のサービスが悪い」という非難がたえない。このため、議会の一部から「職員を半分に減らして、余った給与を市民に還元せよ」との声さえ出てきている。

平良市長は、就任と同時に稲嶺第一助役を迎えて全職員の出勤状況の調査を行なう一方、職員の資質の向上に取り組んできたが、革新市政の方針を具体化して市民生活の向上に役立たせるためには根本的な〝治療〟が必要だとの見解を打ち出し、職員の採用を試験制度に切りかえることにした。これが成功したあと、係長クラスの昇任についても試験制を採用、実力本位の体制を築きあげていくことにしている。

平良公室長の話　七月以降、試験制による職員の採用を行なう。政府の人事委員会にお願いするか、市独自で試験するかを決め、能力のある人を採用していきたい。コネによる職員の採用は、市政の私物化に通じることであり、昇任試験も検討している。

那覇市議会本会議／また会期延長／埋め立て工事の琉銀融資めぐり／与党と当局の調整難航

〔沖タ・朝　１９６９・５・29〕

安謝公有水面の埋め立て工事費五百万ドルの利率をめぐって紛糾、二週間余も空転状態を続けてきた那覇市議会（辺野喜英興副議長）は、二十八日午前十時から開かれた本会議でも混乱、ついに三度目の会期延長という事態になった。

安謝の埋め立て工事は、那覇港、泊港のバース難を解消する目的で着工された那覇新港建設計画の一環としてとりあげられた。那覇市では、工費五百万ドルを琉銀から借り入れるため折衝したが難航、当初の計画より五カ月余も遅れて融資を取り付け、議会の承認を求めている。

紛糾しているのは、西銘市長の在任中に社大、人民の市議が「埋め立ては本土政府援助でやるべきだ」と主張したのにかかわらず、平良市長が誕生すると琉銀からの借り入れに賛成、しかも当初の利率より〇・三六五㌫も高い利率で融資を取り付けたことに野党の自民党が反発したのが発端。二回にわたる会期延長は、利率を引き下げるよう折衝すべきだという野党議員につきあげで行なわれたが、最終的に琉銀側が譲歩して年利八・三九五㌫から八・二五㌫に引き下げられ、利息負担額が七万四千三百二十三ドルから二万七千ドル余も減となり、二十八日の本会議に持ち込まれた。野党側も全会一致で当局案を承認する態度をみせたところが今度は人民、社大の与党議員団の間で、琉銀融資を受ける問題について意見の違いが出たため総務委員会で混乱、与党議員団と当局側の調整が不じゅうぶんであることが明らかになり、再度野党議員が反発した。このため本会議でも紛糾、三度目の会期延長にもつれ込んだ。

市議会は、二十九日に開会して問題について態度決定をするが、与党と当局の調整が難航した場合には流会する恐れもあり、那覇新港問題とからんで政治問題化することも予想されている。

当局案やっと採択／琉銀融資／与野党が全会一致／那覇市会本会議

〔沖タ・朝　１９６９・５・30〕

安謝公有水面の埋め立て工事費五百万ドルの琉銀借り入れ利率をめぐって紛糾していた那覇市議会は、二十九日開

かれた本会議で当局案を全会一致で採択、三回にわたる会期延長で混乱に終止符を打ち閉会した。

同埋め立て工事は、那覇新港の建築計画の一環としてとりあげられたが、工費五百万㌦の融資をめぐって難航、さらに市議会でも利率をめぐって与野党が対立して紛糾した。

琉銀側の融資条件が、当初の利率より〇・三六五㌫も高くなり、利息負担額が七万㌦余も多くなったのに対し、野党議員団が利率を引き下げるよう努力すべきだと主張していた。当局では琉銀と折衝を重ねた結果、年利八・三九五㌫から八・二五㌫に引き下げられ、利息負担額も二万七千㌦余の減となり、再度議会に提案した。これに対し、与党の人民、社大の間で意見の相違が出たため混乱、三度目の会期延長にもつれ込み二十九日本会議が開かれた。与党と当局の調整が同日やっと成功、全会一致で当局案を採択した。市当局では、さっそく入札にかけ着工する。

那覇市／定例議会始まる／平良市長が施政方針演説／「市民の市政」強調

〔琉新・夕　1969・6・9〕

那覇市の第百十三回定例議会は九日午前十時から開会、平良市長が就任初の施政方針演説を行なうとともに、七〇年度の予算案など三十八件の議案を上程した。

今議会は、議員たちにとっては最後の議会でもあり、選挙も目前に迫っているため、議場には緊張した空気が感じられた。

平良市長はまず、市政の基本姿勢は「市民の、市民による、市民のための市政」であることは自明の理だが、現実は日本国憲法の適用から除外され、主権者としての立場を無視されて不当に軍事的支配を受けている。この根本的問題を解決しない限り、真の民主的な地方自治の確立は困難だ。したがって、「沖縄の即時無条件全面返還、B52の撤去、原潜寄港反対、基地公害の除去」をめざす大衆運動の側に立つ市政の基本姿勢が必要である―と協調した。さらに現実的には、公会堂の建設や安謝埋め立て事業の融資問題にも見られるような市政に対する米軍の不当な干渉を排除しながら、日琉政府の援助などによって、自治権を拡大していきたい―との姿勢を明らかにした。

また当面の具体的施策として①いわゆる「お役所仕事」を改善し、窓口サービスを強化するいっぽう、職員の資質向上をめざし、新年度からの職員の採用は試験制にする。また市民相談室を常設し、青空市政も継続していく②明るい町づくりと福祉向上のため、公園の新設整備、保育所の建設、全市給水の実現とメーター検針の直営化、首里石嶺と久場川に五百二十二戸の市営住宅の完成、週二回のゴミの定日収集、し尿の海上投棄方式の採用、道路、排水工事等の昼夜兼行実施③教育と文化の発展のため小学校三、中学校一を新設し図書館、体育館、プールの新設、整備④近代都市づくりのために安謝新港と第四次埋め立てによる海浜開発、那覇市の都市計画の障害になっている市内の軍事施設やアメリカ民間の住宅施設の開放要求―などを行なうことを明らかにした。

会期は十六日間で、本格的な審議は十二日から―。

選挙が臭う議会／各議員質疑にハッスル／那覇市

〔沖夕・朝　1969・6・12〕

開会中の那覇市議会は、十一日午前十時から平良市長の施政方針に対する質議を行なったが、目前に迫った市議選挙を意識して与野党が対立、二十三人の質問予定者のうちわずか七人しか質問に立つことができず混乱した。午後四時すぎ日程延長を決め、やっと散会した。

選挙告示（七月一日）まで二週間余を残すだけとあって各議員は最後の〝腕のみせどころ〟とばかりハッスル、質問の先陣を切った久高友敏議員（志武会）は、延々一時間半にわたって論陣を展開した。これに答える平良市長も「市議のみなさまの協力を得たい」と前置き、同じく四十分間にわたって説明したため午前中は久高議員ひとりの質疑に終始した。腕をさすり、順番がまわってくるのを待ちかねていた残り二十二人の市議は「質疑は簡潔にすべきだ」と怒り、野党の市政クラブでは異例の日程延長を申し合わせ議運委に持ち込んだ。これまで、持ち時間が決められていたのを今議会から自由にしたためだが、傍聴人の間からも「各党代表質問制にすべきだ」との声もあ

り、午後からはひとり平均三十分前後の質疑が行なわれた。それでも、午後四時までにやっと六人の質疑が終わっただけで、十六人が残され日程延長に持ち込まれた。施政方針に対する質疑は、これまで慣例として一日間となっている。

質疑の内容も、得票に結びつくことにしばられたかたちとなり、予算議会にみられる緊迫感もなく低調に終わった。

市場の移転決まる／業者の〝猛反対〟しりめに…／平良市長が言明／〝予定どおり市議選後に〟

〔琉新・朝　1969・6・14〕

百三十万ドルの巨費を投じた那覇市牧志の公設市場は今月中に完成するが、同市場への移転をめぐって、移転させられる業者およそ四百人が猛烈な反対運動を続け、市当局の出方が注目されていた。ところが、平良市長は、十三日の定例議会の一般質問で「市場の移転は既定方針どおり行ない開設する。用途の変更は考えていない」と初めて市当局の方針を明らかにした。平良市長は、これまで、業者の移転反対の陳情に対して「市民の世論の動きによって合理的に判断して決定したい」との態度だった。これで市の方針が明らかになったわけだが、西銘市長時代から紛糾を続けてきた問題が簡単に決着つくかどうか、移転を間近にひかえ、市議選も近いだけに、業者の出方が注目されている。

那覇市の定例議会は十三日、七〇年度予算案に対する一般質問を行なったが、比嘉佑直議員（市政クラブ）は、「牧志公設市場は完成間近いが、市長は業者の反対のため現市場を改築して、新市場は用途変更もありうると表明している。いったい新市場を開設する意思があるのか、どうか」ときびしく追及した。

これに対して平良市長は「用途の変更は考えていない。予定どおり開設する。このため予算もそのように組んである」と答弁した。

いま移転が予定されている西市場は千三百平方メートルにおよぶ規模で、勉強堂（上岡〇〇〇氏）の土地。西銘前市長は、新市場が六月に完成するので、その一カ月後に市場敷き地を上岡氏に明け渡すとの協約を結んでいるが、同市場にいる約四百人の精肉、鮮魚業者は「新市場は現市場より交通の不便なずっと奥にあって、移転することは廃業するにひとしい」と西銘市長のころから新市場反対の運動を続けてきた。さる三月には平良市長に対しても、移転反対の陳情をしている。

このようなイキサツから、仮に平良市長が、そのまま移転を強行すれば、重大な事態も予想される。そのため業者の出方によって物理的に移転が不可能な場合は、用途の変更や現市場の存続なども考えられる。だが、実質的な移転が七月二十日の市議選以後に行なわれるところから、選挙の結果が大きく影響することはほぼ間違いないとみられている。

市場事務所の話　移転反対の方針は変わらない。テコでも動かない決意だ。機動隊を使っても強硬に移転させるとなれば、どのような事態になるか説明するまでもないことだ。市当局がどんなに出ようともおそれはしない。われわれも市民の支持をバックに反対運動を続けていきたい。市長も市の世論は無視できない。

まかり通る無責任議会／審議もうわの空／票集めに退場者続出／那覇市議会

〔沖タ・朝　1969・6・14〕

質疑回数をめぐって紛糾を繰り返した那覇市議会は、一人の持ち時間を三十分にすることを決め軌道に乗ったが、こんどは〝ちょっと電話を……〟と退場する議員が続出、午後二時四十五分すぎには三十人のうち十六人が姿を消し、ついに休けい。約二十分後に議会成立ぎりぎりの十六人を集め再開にこぎつけたが、論戦の低調をきわめ傍聴席から〝あきれた無責任議会だ〟との声もきかれた。

二週間後に迫った市議選挙のスタート（告示日）に備え、議員たちは落ち着きを失い、審議も〝うわの空〟。一分でも早く質疑を終わりたいとそわそわ。質疑時間をめぐって与野党が対立、紛糾を重ねてきたが、一人の質疑時間を三十分にすることを決め、やっと質疑を開始した。ところが、〝ちょっと電話を…〟と席をはずす議員が続出、さらに質疑が終わると同時に〝さあ帰るぞ〟と公言して姿を消す議員も出てきて午後二時四十五分には〝休会〟という最悪事態を迎えた。

定数三十人（うち一人欠）のうち、午前十一時すぎには議会成立のための過半数ぎりぎりの十七人に減り、午後二時四十五分には過半数を割る十三人に減り、審議もストップ。市当局側はもちろん議会事務局職員が総立ちになっ

た状態で〝休けい〟が宣言され、残された議員も〝さては票集めのため姿を消したか〟？空席を見つめて退場した。休けい時間をも〝ふるに活用しなければ…〟とばかり、後援会事務所へ電話をいれ「〇〇地区での懇談会を用意せよ」「〇〇分後には帰るから、車を用意して欲しい」と指示するなど、あわただしいふんいき。

その間に、議会事務局では、姿を消した議員を求めて走り回り、やっと二人の議員を見つけ出し、二十分後に十六人が出席して再開した。それでも、途中で〝ちょっと、そこまで…〟と席をはずす議員がでて〝休会〟寸前に再び追い込まれた。

市場問題や道路問題でつめかけた傍聴人は「これでは、ひどすぎる。欠席者の名簿をつくり責任を追及せよ」とか「大事な予算審議を忘れた議員たちには、あきれてしまった」との声もあり、市議会に対する不満をぶちまけていた。

70年度予算案／福祉、都計費ふえる／減る産業経済関係／市民本位で革新色打ち出す

〔琉新・朝　1969・6・15〕

那覇市は開会中の定例議会に、総額二千八十六万六千㌦の一般予算案を提出、現在審議中だが、革新市長として初めての公約実現の予算でもある。しかし、予算案を見ると、西銘前市長時代からの大型継続事業である那覇新港、公会堂の建設をかかえているため、思い切った革新予算には至っていない。西銘市政にくらべた特色は、市民の福祉や都市計画事業、農林・水産面の予算がかなりふえ、きめ細かな配慮がなされている。また歳入予算では、自己財源が約五二％を占め、政府援助など依存財源が四八％と、あいかわらず米軍施政下の地方自治体の重税、苦しい台所を物語っている。ここで各分野の予算を中心に、向こう一年間の市政を見ることにした。

平良市長は、施政方針演説で①民主市政を高めるため、市民本位の窓口改善、職員の試験採用、市民相談室の常設、青空市政の開催②明るい町づくり、こどもの福祉と市民生活の向上をはかるため、公園の増設、整備、完全給水とメーター検針の直営化、チリ取りの週二回定日収集制、道路、排水、下水道工事の昼夜兼行の実施、保育所の建設と市営住宅の増築、放射能汚染防止対策③教育と文化の発展のため公会堂の建設、学校の新設、完全給食の実施、学校施設の強化④近代都市づくりのため、那覇新港と安謝の埋め立て事業および、都計事業の推進―などの施策を打ち出した。以下予算の裏づけでみると次のとおりである。

【都市計画事業】昨年より六十三万八千㌦ふえて百八十八万七千㌦。おもな事業は、安謝橋～政府道四十一号線間道路十四万二千㌦。平和橋～大洋琉映館道路二十五万七千㌦。旧繁多川売店～繁多川公民館道路十三万㌦。水産高校～安謝埋め立て地間道路十六万七千㌦。泊交通広場内右折橋架設五万三千㌦。小禄公営住宅入り口道路四万六千㌦、ガーブ川左岸排水工事六万五千㌦などとなっている。

ところで水産高校前から安謝埋め立て地への道路工事で問題となるのは、ペルリ提督上陸記念碑の立っている外人墓地の移転である。同墓地は約三十平方㍍の広さでアメリカ、中国、オランダなど十カ国の外人の霊が眠り、現在は在沖在郷軍人会が管理している。市当局は、同墓地が歴史的にゆいしょあるところでもあり、国際親善の立場も考慮した上で慎重に検討し、識名霊園地域に移転させる方針だが、かなりもめそうだ、また小禄公営団地入り口は、悪路のため妊婦が流産するなど問題となっているため、早急に工事を始めたいとしている。

【社会福祉事業費】総額では九万二千㌦の減で二百六万㌦。減のおもな理由は市営住宅建設費が少なくなったことによるが、逆に児童福祉費の九万一千㌦、公園建設費の九万七千㌦の増がめだっている。児童福祉費の増は、石嶺町に百二十人収容の保育所（十一万一千㌦）を建設することや児童保護措置費（保護者の就労または疾病のため保育のできない乳幼児を私立保育所に入所、保育させるための経費）が昨年の二倍にふえて五万九十㌦になったことなどによる。

公園費の総額は十八万七千㌦で、希望ガ丘公園、夫婦岩公園、牧志小公園、旭ガ丘公園、高良公園、識名霊園、漫湖風致地区整備などの建設、整備が計画されている。公園予算は昨年も八万四千㌦計上されているが、管理費などが消化されただけで、建設費はほとんど使われていない。市当局としては、市

民福祉をキャッチフレーズにしているだけあって、公園設計は早急に手をつけたいと話している。

また住宅建設費は市営、公営合わせると二十八万八千㌦も減っているが、ことしは首里石嶺町に二百九十戸、久場川町に二百三十二戸、合計五百二十二戸を計画している。

現在、那覇市で住宅に困っている者は一万四千世帯もあるといわれ、人口増なども考えると十年間で四万戸が必要という。このため市当局では、二万三千戸は市民の自己建造があるとみて、残りの一万七千戸のうち、市が四千戸、住宅公社が一万三千戸を建設する必要があるとしている。

【土木費】昨年より四十七万九千㌦減って二百八十八万一千㌦。おもな理由は埋め立て事業費の五十九万㌦の減が上げられている。道路新設改良費は昨年とほぼ同じで三十三万四千㌦。ことしは舗装工事がバスターミナル～松田橋間、寒川～金城町間、高良地内、美栄橋町内、前島小学校南。改修工事が真嘉比川沿道みぞ、国場地内、小禄高良地内、壺屋地内、琉球家畜試験場裏、鏡原町内、真和志中学校横、岡野区内、真嘉比古島地内古島～儀保町内みぞ、識名公営住宅前、与儀地内、小禄中学校通学路、石嶺町内、天久西原地内の二十カ所となっている。

また、橋梁新設改良費は一万五千㌦ふえて二万一千㌦。工事場所は前島小学校裏、那覇外科前、玉城食品店横、若松市営住宅横、松川小学校校門前の五カ所。

排水工事は五万㌦増の二十二万九千㌦。工事場所は識名、大原部落内、当蔵地内、開南樋川部落内、小禄高校横、壺川ゴルフ練習所前、浮島通り～ガーブ川間、丸十商会前、安里ロイヤルホテル前など。

災害土木費も昨年より二万二千㌦ふえて三万五千㌦。工事場所は首里三司官道路、崇元寺下流、上之橋下流、山善組裏、キブンシャ川、安里川、豊橋下流、第二大石橋下流の各護岸となっている。

【港湾建設】昨年より二百三十六万二千㌦ふえて三百三十三万二千㌦。おもな工事は、岸壁、防波堤、しゅんせつの各工事。

【教育・文化】教育面では、小学校三、中学校一の新設校を予定、小学校の校地借料二万㌦、中学校一万㌦計上、また政府の割り当て教室増加分の予算から新設校の建築費をねん出する計画。小学校では、校舎、プール、体育館などの学校建設費が昨年の約二倍にふえて六十四万一千㌦、中学校では十四万八千㌦ふえて四十二万三千㌦が計上されている。新設校地域は、小学校が小禄地区一、首里地区一、真和志南部一、中学校は真和志南部一となっている。これらの地域は最近急速に住宅地域化している郊外で、既存の学校では児童、生徒が収容できないところ。那覇区教育委員会では、とりあえず児童、生徒数八百―千人の学校を目標に、政府の認可のありしだい着工したいとしている。

【保健衛生費】二十三万一千㌦で、三十七万二千㌦の減。理由はコンポスト工場の建設費がなくなったことによるもの。伝染病予防費は一万一千㌦で五千㌦の減だが、ごみの週二回定日収集をめざして汚物掃除費は一万七千㌦ふえて十七万七千㌦。また、最近は農家も化学肥料しかつかわないため、し尿貯留そうからあまるものは、国場川に投棄していたが、これを海洋投棄に改めるため三万四千㌦が計上されている。

このほか、バスの乗客から要望されていた開南の公衆便所が実現することになっている。

【産業経済関係】十二万三千㌦で三十万㌦の減。減の理由は公設市場の建設費三十一万四千㌦がなくなったことと、商工関係の補助金が減ったため農林・水産関係は一万三千㌦の増。観光関係では、市内の主要観光地に説明看板を三カ所新設したり、三万部のガイドブック、パンフレットを全国に配布宣伝するため六千五百㌦計上。

農道は、石嶺町一丁目、真地原に新設、農道工事では、石嶺四丁目、字国場旧鉄道線農道橋のほか四件で六万九千㌦。また緑地造成のため五千㌦などを計上している。

水産振興費は七千㌦で魚群探知機設置補助など補助金がほとんど。

財産処分　那覇市の財産は別表のとおりだが、新たに起債償還および七〇年度各種都計事業の対応費に充当するため三万四千六百平方㍍（約一万五百坪）の市有地が処分される。安謝埋め立て地八千八百平方㍍は競争入札となっているが、その他の二万五千八百平方㍍は随意契約により現借地人へ優先売却予定。しかし価格が安いと見られているため議会で問題となっている。

売却される土地は、安謝の埋め立て地八千八百平方㍍のほか、西新町三の四四、那覇港ターミナル向かい、千七百平方㍍（三・三平方㍍＝坪単価四百

ドル、仲村兼信＝第一食糧）首里山川町一の一三八、山川坂下、五千百平方メートル（二・三平方メートル＝三十五ドル、上里貞夫ほか一人）古波蔵長作原三四〇の一六、三千百平方メートル（二・三平方メートル＝六十六ドル、九長車体工業所）をはじめ古波蔵長作原一万九千平方メートル（水道局の四十八平方メートルのほかは二・三平方メートル＝六十五～六十六ドル）

―社　説―
革新市政と新予算／やはり財源の拡充が課題

〔沖タ・朝　1969・6・16〕

那覇市では、さる九日に招集された定例議会で、七〇年度予算案の審議が行なわれている。

平良市長が打ちだした革新市政の具体策を示す予算案であるだけに、果たしてどのような内容が盛り込まれているか、多数の市民が大きな関心をもって見守っていると思う。

市会に提案された新予算をみると、三十万人の人口をようし、政治、交通、文化の中心をなす大那覇市として、正直のところ、財政の貧困さを嘆きたい気持ちが先に立つ。一般会計の予算規模は、現年度より三百六十万ドルふえて二千八十六万ドル。これに上下水道、教育費、区画整理の特別会計を含めて三千五百六十四万ドルという骨組みになっている。琉球政府の予算に比べて、ざっと二〇㌫の財政力しか持っていない。

全琉に占める那覇市の地位と役割り、および文化都市の建設という重大な課題を考えた場合、いまの財政状態はあまりに貧弱すぎる。一般会計だけで、せめて三千五百万ドルを確保しなければ、膨張する都市の建設需要に応じ切れないと思う。市の予算は、ここ数年の間にかなり拡充されてきたことは確かであるが、それにしてもハバ広く要求されてくる都市の機能を満たすには、まだまだ前途は遠い、といった感じだ。

まず、第一に指摘されるのは、これだけの都市にしては、いかにも自己財源に乏しい。一般会計の中に占める市民負担は五百万ドルそこそこで、全体の二五㌫にしかあたらない。

乏しい自己歳入

市の人口が三十万人にふくれ上がり、また、商工業や運輸、通信、サービス業がこれほど発展してきたにもかかわらず、市政の寄与する財源が五百万ドルていどでは少なすぎる。これはどこに要因があるか、市当局も議会も自治体の立ち場から、じゅうぶん検討すべき課題であろう。

本土あたりに比べて市民税が安いのも一因だと思われる。同時に、琉球政府と自治体との税源の配分にも、問題がありそうな気がする。収入になる税目は、おおかた政府が握ってしまい、市町村は落ちぼ拾いのかたちになっていないか、あるいは現在の政府税の一部を市町村に移管することによって、那覇市などの税収をふやす方策は考えられないか。さらには、所得税の減税にともない、そのいくらかを自治体の財政強化にあてるなど、これは政策的に是正する時期にきている。

自主財政の確立といっても、直ちに市民の負担を重くする増税を意味するものではない。政府と市町村を通ずる租税体系の手直しも必要であり、場合によっては受益者負担、目的税の設定など、財政をうるおすあの手この手を考えるべきである。

那覇市の財政は、自己歳入の不足に加えて、琉球政府からの投資も微々たる額であり、全体として硬直化の症状を呈している。これまで土地造成など、起債事業で埋め合わせてきたが、元利の償還を考えた場合、せいぜい六百万ドルが負担の限界であろう。だから、財源不足を市債に求めて建設事業を推進することも、こんごは大きな期待は持てなくなる。

最小限の「福祉型」

新予算の提案にあたり、平良市長は、「明るい町をつくり、こどもの福祉と市民生活の向上、教育文化の発展、近代都市づくり」などをとくに強調している。そしてその性格を「福祉型予算」と定義づけている。

しかし、予算の配分を大ざっぱにみた場合、果たして「福祉型」に編成されているか、大いに頭をかしげざるをえない。四百八十万ドルの役所費に対して、社会労働施設費は二百十六万ドル、保健衛生費が二十三万ドル、道路の新設改良三十三万ドルなど、きわめて不満足な答えしかでてこない。保育所の拡充や公園施政の整備、小中校の新設など、それらしい取っ組みもみられるけれども、「市民本位の福祉予算」というには、まだほど遠い感じをうける。

多くの市民が待ち望んでいる公、市営住宅に建設はどうだろうか。現年度に引きつづき、首里に五百戸余りを収容するアパートの建築を計画しているが、やはり市民の住宅難を緩和し、文化生活を保障するにはほど遠いありさまだ。那覇市の市民にとって、いちば

ん切実な問題は、安い家賃で生活の根をおろせる住居の確保である。これは十年とか十五年計画といわず、短期間で集中的に事業を推し進めねば、福祉の向上は望めないわけだ。

このように建設途上にある那覇市においては、もっと予算をふやし、各面の需要にこたえていかねばならない。自主財源の充実をはかるのはもとより、琉球政府や本土政府の資金も、これまで以上に導入して、明るく住みよい近代的な町づくりにいっそう励んでもらいたい。たんなるスローガンに終わらせないためには、財政的ならづけが必要であり、革新市政にとって成否のポイントになろう。これは市当局とともに議会に負わされた共通の責務でもある。

那覇市の予算編成／不手ぎわ認める／議会／市有地売買で大荒れ

〔琉新・夕　1969・6・19〕

自由民主党議員で構成する那覇市政クラブの金城重正議員らは、いま市当局が議会に提出している歳入予算案の中で「市有地の借地人と売買の約束も成立していないのに、二十万ドルもの予算を計上してあるのは問題だ」と市当局のずさんな予算編成を追及し、場合によっては予算案の否決もありうるといきまいていたが、市当局は予算編成の不手ぎわを認めながらも、二十万ドルの歳入予算のメドは別についており、問題はないとしている。

問題になっているのは西新町三の四四、那覇港ターミナル向かいの第一食糧株式会社敷き地一、七〇〇平方メートル（五二四坪、単価四百ドル）総計二十万九千ドル。市当局では当初古波蔵、長作原の沖縄プライウッド敷き地一四、〇〇〇平方メートルを売却二十八万ドルの歳入予算を予定していたが、同社が米国人の会社であるため土地を売るのは問題であるという与党議員の申し入れによって、急拠第一食糧敷き地を売却することにした。だが第一食糧との話し合いもつかないまま歳入を計上して問題となったもの。

これに対して市当局は新たに首里大名町の沖縄実務学園の敷き地二、二〇四平方メートルを政府に売却することで約九万ドルの収入を予定、さらに政府から特別地方交付税を十万ドル増額してもらうことで話し合いがついており問題はないとしている。また市側は予算編成の不慣れで確かに不手ぎわのあったことは認めるが、このような技術的な問題で予算を全部否決することになれば、市側としても問題の真相を市民に訴え、野党と徹底的に対決してゆくとしている。

金城議員らは十九日午後から議員総会を開き、最終的な態度を協議することになっているが、市会議員選挙中に暫定予算編成のため、議会招集が行なわれたらたいへんだとしており、予算の全面的な否決はできないものだとみられている。

激励演説でチョン／金城議員追及とりやめ／あす本会議／那覇市の市有地問題

〔琉新・夕　1969・6・20〕

那覇市の定例議会は各委員会で予算審議中だが、市当局から下水道事業予算案の一部訂正など五件の議案訂正案が出されたため二十一日午前十時過ぎから本会議を開き委員会への付託を決めた。

そのあと、保守系議員も市政クラブの金城重正議員から「市有地の処分問題」について、緊急質問があるため日程外だが議題に採択する動議が出され、圧倒的多数で承認された。金城議員は「市当局借地人との話し合いも成立しないのに、二十万ドルの市有地を処分し予算に計上しようとした。これは不当で市当局は、その否を認めるか」と激しく迫ったが、平良市長はあっさり「不手ぎわを認める」と述べた。金城議員はさらに「それでは歳入欠陥をどうするのか」と追い打ちをかけたが「第一食糧、拓南製鉄などに売却を予定していたものは取り下げる。かわりに首里石嶺の実務学園用地を政府に買い上げてもらうことで話し合いがついている。また特別地方交付税なので歳入欠陥はまかなえる」と答えて追及をやめた。

金城議員は「水道料金の値下げもできないほど水道事業は赤字だ。一般会計から十二万ドルも特別会計である水道事業予算の肩代わりをしようとしているがゆるせない」とこんどは水道問題で当局を追及した。これに対して、市当局は「水道事業は十万ドルの黒字である。これを市民に還元するのは当然だが、まだ市内には未給水地があり、これを解消するのが先決だ。しかし、これだけでは十分でないので一般会計予算から支出することにした」と答弁した。このため金城議員は「これ以上、答えさせる必要はない。こんごは、正しい姿勢でがんばってほしい」と「予算案

の否決も辞さない」といっていたのとはウラハラに市長を激励してチョン。これに対し、与党議員団は「選挙目当ての発言だった」とカンカンだった。

水道事業費計上せず／那覇市議、会期延長は必至

〔琉新・朝　1969・6・21〕

市有地の処分問題で不手ぎわを演じ、予算審議で問題となった那覇市当局は、今度は水道事業特別会計予算で一般会計予算に支出すべき十二万三千㌦の予算を計上せず、またまた失態をくり返した。このため総務委員会の予算審議は進まず会期延長はまぬがれない状態だ。

問題となっているのは、市が一般会計歳入予算で、水道局の倉庫用地として国場の埋め立て地四千八十平方㍍を水道局に売却、約十二万三千㌦の歳入を計上したが、水道局では土地購入予算は四万一千㌦しか組んでなく、八万二千㌦が不足するというもの。

総務委員会で、市政クラブの金城重正議員から指摘されたもので、結局、市当局はどろ縄式に与党議員を含めて対策を協議した結果、特別事業の市債を起すことに決め、二十一日に改めて修正案を出すことになった。

ズサンな予算編成／那覇市議会／四日間も会期延長

〔琉新・朝　1969・6・22〕

那覇市議会は、二十一日午後一時半から本会議を開き、市当局から出された水道事業予算案の修正案を委員会に付託することを決めたほか、当初二十四日までだった会期を四日間延長して、二十八日までとすることを決めた。延長の理由は、市当局の予算編成がズサンなため、審議がはかどらず、当初の会期内では審議が終わらないため。

市当局が提出した水道事業予算案の修正案は、水道局の資材倉庫用地の購入費十二万三千㌦のうち歳出予算には四万一千㌦しか計上していないため、残り八万二千㌦を、五年償還の市債でまかなおうというもの。本会議では異議もなく採択され、総務委員会に付託された。

各委員会での予算審議は、建設、経済民生の両委員会がほぼ終わっているが、総務委員会は二十二、三の両休日も返上して審議してもなお終わらないため、四日間の会期延長となったもの。

この日午後の経済民生委員会では、新牧志公設市場の開設促進の陳情と、現市場の継続使用陳情をどう取り扱うか審議した。大山盛幸委員長は、まず開設促進の陳情をとりあげ「入所希望者から先に契約するつもりはないか。現業者が移転反対するなら公募して契約するつもりはないか」と市当局の態度を聞いた。これに対して稲嶺第一助役は「希望者と反対者がいるので、部分的な契約は市場の機能をそこなうおそれがあるため、全体の動きを見てから決定したい。新市場は、現市場の業者を移転させるのが目的なので、公募は考えていない」と答えた。さらに現市場の継続使用陳情に対しては「既定方針どおり移転させたいので、当然継続使用陳情は受けられない」とのべた。

このため、同委員会は、継続使用の陳情を不採択にした。なお市当局は、新市場の完工しだい、業者に対して早急に使用契約を結ぶように通達することにしている。

株の民間譲渡認める／首里バスの市有株／那覇市議会が採択

〔琉新・朝　1969・6・27〕

那覇市議会の総務委員会（平良真次郎委員長）は、二十六日午後の委員会で、「株式会社首里バス」の那覇市所有三万株（三万㌦）を民間へ譲渡する陳情について審議、賛成多数で採択した。だが市当局は「企業検査の結果を待たなければ、この株の民間譲渡はできない」との態度をとっているだけに問題は尾を引きそうだ。

株式会社首里バス（上間長和・代表取締役社長）は、市の持ち株三万、民株四万の計七万株（一株一㌦）の資本で運営されているが、首里バスの上間社長、桑江良雄専務ら八人の社幹部は、このほど「市持ち株の三万株を民間に譲り渡してほしい」と議会へ陳情した。陳情のおもな理由は「赤字が累積しているにもかかわらず、市有株があるため、合併合理化、あるいは民営企業としてのさまざまな対策がたてられない」というもの。

二十六日の総務委員会での審議の結果は、四（野党）対三で陳情の株の民間譲渡が採択された。議会は、この採択結果を市当局へ近く伝えることになっている。

ところがこの株の譲渡の問題には、これまでの自民党市政との関連、あるいは、最近になって、株の譲渡陳情を議会に行なった首里バス社の幹部が、株を積極的に買い集めている事実などが

からまっているため、議会の決定どおりには運びそうにない問題がある。平良市長は、このことについて「企業の株を個人が持とうが法人が持とうが、その所有の形には問題がないはずだ。市が大株主（四三％）だから赤字になり、企業運営が苦しくなるとは思えない。企業検査役が定められ、いま検査を行なっている段階なので、結論が出なければ、株を譲るかどうか決められない。市は大株主として責任をもって、この赤字対策と市民の足を確保する努力を続けたい」と、この問題処理の態度を語っている。

〝公設市場、移転しない〟／平良市長、態度変える／那覇市会／業者押しかけ大荒れ

〔琉新・朝　1969・6・29〕

那覇市定例議会は二十八日午前十時から最終本会議を開き、七〇年度予算案を市政クラブ（自民党系議員クラブ）の修正案で可決、二十日間の全日程を終えたが、牧志公設市場の移転問題で、反対陳情につめかけた約四百人の業者が、本会議終了後自民党議員団をとりかこみ、激しく抗議すると共に、平良市長に対しても市場移転はしないという公約を守れと詰めよるなど、大荒れに荒れた。しかし、平良市長が、これまでに議会で明らかにしていた「既定方針どおり移転を行なう」との態度を変え「移転はさせない。用途変更を検討する」と回答したため、業者は午後六時半ごろ引きあげた。

この日、公設市場の業者は、午後から傍聴動員をかけ、現市場の継続使用陳情が経済民生委員会で不採択になったとの審議報告に「死んでも移転しないぞ、まいた種は自分でかりとれ」と激しいヤジを飛ばし、議員の発言が聞きとれないため議長に制止されることが再三。本会議終了と共に、議員控え室になだれこみ、議会事務局長室に集まっていた自民党議員団をとりかこんで、「監獄市場には君らがはいれ！」「こんなことになるから計画当時から反対してきたのだ。死んでも移転しないがどうするか。自民党議員は責任をとれ」と激しくつめよった。大山盛幸経済民生委員長が「市当局が皆さんの陳情を拒否し、既定方針どおり移転を行なうといったので、陳情は不採択になった。抗議するなら市当局にしてほしい」ととりなしたが、業者は「われわれの反対を押して建設を決めた君らの責任を追及しているのだ」と三十分ほど堂々めぐり。

このあと業者は市長室に押しかけ「移転させないという公約を守れ」と市長の態度表明を迫った。これに対して平良市長は「議会対策上、継続事業は既定方針どおり行なうというほかなかった。しかし、みなさんがこれだけ反対しているので移転はさせない。用途変更を検討する。みなさんも現市場を今後どうしていくか検討してほしい」と回答したため、引きあげた。

この市場問題は、西銘市長が業者の猛反対を押し切って、建設を強行したものだが、平良市長は、市長選挙中に市場の移転は行なわないと公約したため、百万ドルの巨費を投じて建設されてしまった市場をどう利用するかで苦慮していた。しかし少数与党とあって、用途変更策を打ち出した場合、予算審議が完全にストップする可能性もあって、強気に出られなかったいきさつがあるが、いずれにせよ市場問題は市議選の大きな争点になりそうだ。

午前中に66人が名乗り／那覇市議選挙・届け出開始／定員30人／二倍以上の競争率

〔沖タ・夕　1969・7・1〕

那覇市議選挙の立候者届け出が一日朝から始まり、同日午前中で噂の顔ぶれがほぼ出そろった。那覇市選管委は一日朝市議選挙を二十日に行う旨告示、同時に立候補の受け付けを開始、正午までに六十六人が届け出を終え、さっそく事務所開き街頭へ。昨年十一月の主席・立法院選挙と那覇市長選挙から八カ月ぶり。革新市長誕生のもとで行なわれる市議選挙だけに革新陣営が党公認をしぼって過半数議席の獲得をねらっているのにひきかえ、自民党が党公認を控えて推せんにとどめたこと、無所属が多数出馬したのが特徴。現議員に対して新人候補の出馬が目立ってふえており、定員三十人に対して二倍以上の競争率となった。党派別では社大十、人民六、公明五、社会二、自民推せん八、無所属三十五人。各党ともに公認候補の支援に全力をあげる考えであり、とくに社大党は平良市政をバックアップするために、第一党をねらい、革新共闘のもとに強力な運動を展開する。また婦人候補もふたり以上出

る予想。

革新統一候補は18人／自民は無所属でまき返し？

三大選挙で圧勝した那覇市政革新共闘会議は革新市政を擁立するため当選第一主義で人選を行ない、三十数人から十八人を選びだした。いっぽう、党組織の再建と過半数維持を目標にした自民党では、地方自治体への政党の介入をさけ、公認をせず推薦で八人を選び出し、保守系無所属を含め圧勝をねらっている。これに対し公明会では四人の現議員に新人一人を加え少数精鋭で全員の上位当選をねらっている。無所属議員はほとんどが保守系、無所属系に色分けされており、純粋無所属はわずか。

各陣営とも前衛戦で総力を集中しただけに、選挙戦は組織防衛と浮動票獲得に全力を集中する構え。とくに現役議員は新人候補のはげしい地盤切りくずしに備え万全の体制を整えており、選挙戦の焦点は保守、革新の対決より現役と新人の対決に移った感じ。

届け出を済ませた各候補者は運動員を最大動員して選挙事務所で〝必勝〟の誓いを行ない、ただちにポスターのはり出しや宣伝カーのとりつけにとりかかり、午前十一時すぎ有権者へ支持を訴える街頭第一声が流れた。

なお市選管委ではただちに不在投票の受け付けを開始、午前十一時、第一号が投票した。有権者総数は五日まで行なわれる有権者補充名簿の縦覧が終わった時点で確定するが、約十五万人余となっている。

大型工事ラッシュ／活気取り戻す建設業界

〔沖タ・朝　1969・7・4〕

七月の年度明けで政府、市町村の大型工事がつぎつぎ着工され、不振が伝えられていた建設業界も活気をとり戻したかっこう。政府関係では那覇病院の四百六十万㌦、琉大保健学部七十万㌦が三日起工式を終わったのをはじめ、六九年度からくりこされていた那覇空港拡張第一期工事も約二百万㌦でちかく着工の見通し。那覇市関係では三日、〝那覇新港〟建設に伴う泊・安謝間の第四次埋め立て工事三百九十七万八千㌦、総工費七十万㌦の久場川団地第三期工事などが、それぞれ着工された。

安謝埋め立て／商工業、緑地帯に

／第四次工事始まる

那覇市の泊・安謝間の埋め立て工事は、六三年から始まり、第三次埋め立て工事ですでに三十九万二千五百平方㍍（約十二万坪）が〝那覇新港〟のバックグラウンドとして造成されたが、那覇市では引き続き第四次埋め立てにとりかかることになり、三日午後四時から起工式をおこなった。

第四次埋め立ては総工費三百九十七万八千㌦で第三次埋め立て地から沖合いに四十三万七千二百平方㍍（約十三万二千坪）を埋め立てるもので完成予定は七一年四月末日。第四次埋め立ての分は、商工業地域、倉庫地域、護岸、道路のほか緑地帯、保留地などに当てられることになっている。

起工式には平良那覇市長、高良市議会議長、前田建設担当助役、工事施工者の大城重機、小波津組関係者のほか仲村総務局長（行政主席代理）らの来賓多数が列席、初クワ入れをおこなった。

泊・安謝間の埋め立ては、四次工事が終わり次第、さらに安謝沖伊良武リーフに向けて五十三万五千平方㍍（約十六万二千坪）の埋め立てを計画しておりこれが終わると百三十六万七千平方㍍（約四十一万三千坪）の新開地が〝新港〟をひかえて誕生することになり、人口の過密状態の緩和、第二次産業の振興という面から関係者は大きな期待を寄せている。

起工式であいさつに立った平良市長は「那覇市は人口二十九万人を擁する都市に発展したが、これとともに土地、住宅難はいっそう深刻化し、都市の健全な発展を阻害している。それに沖縄では第二次産業が少なく消費等サービス業に関係する第三次産業が大きな比重を占めており、新港と密着した商工業地域としての泊・安謝間の埋め立ては第二次産業の振興はもとより人口過密の解消にも大きく寄与するものと思う」と述べた。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補に聞く〈1〉

〔琉新・夕　1969・7・7〕

一日からスタートした那覇市議選は、三十の議席に対して六十九人が立候補、激しい選挙戦を展開している。街頭には宣伝カーがひしめいているが、選挙戦の主体は相変わらず地縁、血縁で動いている面が多く、立候補者の政策論戦は低調である。そこで各候補はどのような公約をしているのか、「議員になったら最小限これだけは三十万市民のためにぜひ実現したい」という政策について、全立候補者に聞いた。（立候補届け出順）

通学路の整備を図る

高良　文雄（無　新）

中小企業の景気回復、振興のため平良市政をバックアップしながら正すべきところは追及し改めさせる。前島小ＰＴＡ委員の立場からも市道の全面舗装、とくに通学路の整備は学童を事故から守ることでもあるので急を要する。また離島との交流を密にするため、泊港に離島連絡事務所をつくる。

明るい民主市政を確立

金城　吾郎（社大　現）

政治が市民のためにあることを、確認し、権力政治、官僚行政を排除して市民との対話による明るく清潔な民主市政を確立する。また市民生活の基盤づくりをめざした環境整備を行ない、都市公害をはじめ交通混雑を一掃し、市民が安心して住める平和で健康的な沖縄県の首都にふさわしい文化都市の実現に私の最善の努力を払うことを公約する。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈2〉

〔琉新・夕　１９６９・７・８〕

（届け出順）

一般の権利擁護の市政

国吉　辰雄（人民　新）

従来の市政は大金持ちを保護するためのものであった。これを改め一般市民の権利を擁護したい。小禄はガソリンタンクの設置で広大な土地が接収され、周囲の農民は苦しい生活をしている。また、航空隊内のガジャンビラから第二ゲートに通ずる旧道路は一般車の通行を禁止しているので、これらを開放し、交通の緩和に役立てたい。

市独自の計画を推進

久高　友敏（人民推薦　現）

市の都市計画事業に米民政府が干渉、運営に支障をおよぼしているので、自治体として実態を市民にも知らせ、市独自の計画を推進するよう最善をつくす。また、土地など市有財産を一部の業者に低料金で貸しているので、一般市民なみの使用料をとるか、適当な値段で買い取ってもらい、その財源で保育所、公園、子どもの遊び場などをつくる。

児童、出産手当ての立法促進

友利　栄吉（公明　現）

貧困家庭を救うため、社会福祉法に基づいて児童手当て、出産手当ての立法化を促進するよう努める。本土では、首相も公約していることなので沖縄も同時に実現できるよう日本政府に財政援助を強力に要請する。また、交通戦争といわれる昨今なので、交通災害共済制度を早急につくって支払いがスムーズにできるようにしたい。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈3〉

〔琉新・夕　１９６９・７・９〕

（届け出順）

市民の不満を市政に反映

安見　福寿（公明　現）

〝民主市政〟の恩恵を市民の一人びとりにおよぶよう「市民相談所」を開設しているが、さらに広げ、一般市民の不平、不満を市政に反映させるように努める。市内の道路を市の財源に見あう範囲内で早急に着工させる。まず、事故誘発の原因になる「デコボコのない道路」をキャッチフレーズに安全道路の整備からスタートさせていく。

まず悪路の追放めざす

椿　秀義（公明　現）

悪道の追放をまっ先に手がけたい。市内の全道路をまわって、悪道をチェックし補修、修理する。そこで財源が問題だが、主席は入港する外国貿易船のトン数に応じて税をかける「特別トン条例」の立法を考えている。それが立法されると年間十数万ドルの財源が浮く。早急な立法をめざし強力にバックアップする。

那覇市を国際都市に

喜久山　朝重（自民　現）

祖国復帰に備えて那覇市を国際都市にするため、市内の幹線道路と上下水道の完全整備に最善をつくす。那覇新港とバイパスを結ぶ新道路をつくることで、市内の交通緩和をはかる。上下水道の整備は、急を要するので日琉両政府に援助を要請する。また、那覇市は町名が明確でないため区画整理ではっきりさせたい。

離職者センターを設置

国吉　辰雄（社大　新）

市民のための市政であるから〝革新統一綱領〟を守って平良市長を強力にバックアップする。また全軍労の役員でもあるので、いま、立法院で審議、成立を目ざしている「離職者等臨時措置法」については市町村が対策を立てるべきだと考える。そこで、離職者センターを設置、基地労働者やその家族の生活を守っていきたい。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈4〉

〔琉新・夕　１９６９・７・10〕

（届け出順）

住みよい那覇市つくる

仲本　安一（社大　現）

いくら政策を掲げても、要はそれを推進する心構えが大切だ。〝声なき市民〟のため、私は「市民の市民による市民のための市政」をモットーにしている。地方自治といっても祖国復帰の方向づけに努め、従来の、なんでも賛成する議員にはなりたくない。平良市政の、よき批判者、よき協力者として住みよい那覇市づくりに努力する。

「児童手当」実現に尽力

玉城　栄一（公明　新）

本土では、すでに実施している「児童手当法」を沖縄でも早急に実現するよう最善をつくす。貧困のため、義務教育も満足に受けられない家庭の児童、生徒を救済することは、青少年の非行防止の面からも重要だ。これらの財源確保のため、不用な市有地を整理し、足りないぶんは日琉両政府にも強力な援助を働きかけ、実現をめざしたい。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈5〉

〔琉新・夕　1969・7・11〕

（届け出順）

スシ詰め教育の解消めざす

瀬長　フミ（人民　現）

市民が健康で文化的な生活ができるよう、道路の整備、ゴミ取り車をふやし市に責任を持ってやらせたい。子供たちが〝国の主人公〟として大切にされるよう植民地教育に反対し、スシ詰め教育の解消をめざして国庫負担を日本政府に要請する。水道料金値下げのため水道事業を民に移管させるほか、関連する諸事務を直営で行なうことで実現させる。

軍用地などを撤去させる

儀間　真祥（人民　現）

明るい民主的な市民生活を守っていくには、いままでの汚職と負債の市政を改め、市民の納得のいく都市計画を進めなければならない。住宅難を解消、悪路の整備、保育所の増設など急を要するが、問題は財源だ。そのため天久の軍用地、与儀のガソリン・タンクなどを撤去させ、換地、売却することで社会福祉事業の資金に当てるよう最善をつくす。

日米琉政府に大幅な援助要請

上原　綱正（無　新）

祖国復帰に備え、中小企業の対策、住宅難の解消、道路の整備―などと対処すべき問題が山積みされている。だが、これらの事業には、財源の確保が先決だ。日、米、琉政府に訴えて大幅な援助を要請する。また、道路交通税などは、目的外に使われていたが、こんどガソリン消費税に名称変えしたのを機会に、道路の新設、補修に使うよう監視していく。

学校施設の充実に努力

宮里　敏慶（無　新）

学校の増設、施設の充実に努力する。十三カ年間、ＰＴＡの会長を勤め、ある程度、学校教育には自信がある。学童の増加で各学校がスシ詰め授業を行なっているが、一日も早く解消したい。資源の乏しい沖縄では青少年の健全育成〝人づくり〟がとくに必要なので市議会など機会あるごとに学校教育の重要性を訴えていく。

観光事業に力を入れる

辺野喜　英興（自民　現）

復帰を目前に本土の都市におくれをとらない都市計画を立てても、財政の裏づけの乏しい貧困財政では実行できない。本土政府に「日本の繁栄は沖縄の犠牲の上になりたっている」ことを知らせ、援助を要請する。道路、住宅問題は公社を設置し、民間資金も活用する。基地減収に変わるものとして観光事業に力を入れ、積極的に外資を導入する。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈6〉

〔琉新・夕　1969・7・12〕

（届け出順）

那覇商港の改善整備

平良　玄昌（無　新）

那覇商港の改善整備をしたい。那覇、泊の両港は輸出入の増加でせまくなった。そのため安謝に新港を建設中だが、それは百年の大計に基づいて、近代的な経済にあうようあらゆる施策をすべきだ。「那覇市が財政的に苦しいから…」という理由で港用地を縮小せず、観光客を誘致できる近代的な港づくりをするよう監視していきたい。

新港に中央卸し市場を設置

金城　甚松（社大　新）

祖国復帰までに中小企業が本土なみに資力を充実するよう、商業資金の融資を日、琉政府に訴えていく。那覇市の都市計画は、那覇市民だけの問題ではなく、百万県民につながるだけに、その観点から対策したい。那覇新港の埋め立て地に「中央卸し市場」を設置し、新鮮で安い青果物を供給する。そのことは諸物価値下げの誘い水にもなる。

衛生的な都市にする

真栄城　嘉園（無　新）

那覇市を衛生的な都市にしたい。ゴミ処理のほか下水道、道路の整備など課題は山積みされている。それを実施に移すには、市財政の強化拡充が先決だ。財政の確保をするには「政府税」になった遊興飲食税や酒、タバコなどの消費税を市町村に移管する。そのほか日米琉政府からの大幅な財源獲得に努め、文化都市那覇の実現をめざしたい。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈7〉

〔琉新・夕　1969・7・14〕

（届け出順）

米軍基地撤去で平和を確立

黒潮　隆（人民　現）

那覇市は面積の三分の一を米軍に接収されている。そこで真の平和は米軍基地の撤去以外に考えられない。那覇空港、上之屋、天久の土地を解放するほか地域住民に不安を与えている与儀のガソリンタンクを移転させて公園や子供の遊び場に当てる。那覇市には前市政の汚職、腐敗した〝残りカス〟があるのでそれを取り除いて住みよい市政に改める。

健康的な生活環境をつくる

仲村　正治（無　新）

都心部の過密地帯と郊外の新興地帯の計画的な都市改造を図るなど健康的な市民の生活環境づくりを目ざしたい。軒がひしめき合う路地、用水を流すにも隣近所に気を配る過密さかげん。こうした都市計画の日かげになっている部分に目を向ける。こんご広がる郊外住宅地についても注意して市全体の環境整備を図る。

教育の環境づくりに努める

平良　信一（無　新）

敷き地と校舎不足はどこの学校も共通の悩みだ。四カ年ＰＴＡ会長を担当、各校の実情を調べた結果「間仕切り授業の現状では青少年の健全育成は期待できない」ことがわかった。放置された市有地をはじめ水面埋め立て地を売却、換地することで学校敷き地、予算などを確保し、教育の環境づくりに努める。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈8〉

〔琉新・夕　1969・7・15〕

（届け出順）

児童手当の実現図る

大浜　長弘（公明　現）

青少年の健全育成のため、本土では今月から実施された児童手当てを沖縄でも実現させたい。その資金は、市有地を総点検することで、賃貸地代を徴収する。一部企業に不当な低利で貸与しているのを改める。入港する外国船に「特別トン税」をかけるなどで、資金に当てる。また、出産手当て、保育所の増設など福祉面の向上に努める。

一体化で援助拡大要請

喜舎場　盛一（自民　現）

復帰による不景気対策として財政の一体化を本土政府に訴え、援助拡大を要請する。とくに保育所の増設を重点的に行なう。各区に公営の保育所を設置することが私の信条だ。水道料金の値下げよりも市内の未給水地域や簡易水道を改めることが先決。簡易水道は伝染病の発生源にもなる。予算は一カ所に集中せず、地域に配分できるようにしたい。

平良市長の政策実現に協調

中村　昌信（社大　新）

市民の立場から民主市政を推進するため、平良市長の政策実現に協力していく。市役所の窓口事務に一般の苦情が絶えないが、私は窓口サービスの改善から手がける。諸手続きの相談員をふやし、事務処理の円滑化を図るほか昼休みの事務を交代で続ける。チリ収集車は週二回の巡回では間に合わないので増車予算の獲得に努める。

那覇市議選挙／届け出締め切る／結局69人が立つ／戦後二番目の競争率に

〔琉新・朝　1969・7・16〕

那覇市議選の立候補届け出は、十五日午後五時で締め切られたが、新たな立候補者も辞退者もなく、結局これまで届け出た六十九人で三十の議席を争うことになった。党派別の内訳は、平良市長をバックアップする那覇市政革新共闘の社大党十、人民党六、社会党二の合計十八人に、今回から野党にまわった自民党が八人、議会のキャスティングボートを握るといわれている公明会が五人、革新系、保守系を含めた無所属が三十八人。競争率は前々回に次いで戦後二番目。

各候補／浮動票獲得に懸命

投票は二十日午前七時から午後六時まで、神原小学校の本会場ほか四十カ所で行なわれ、翌二十一日に開票されるが、選管委では有権者総数は十五万五、六百人になるものとみている。有権者の最終確定は投票前日行なわれる。

なお各投票会場での立ち会い人は五人となっているため、選管委では、十八日に全候補者の立ち会い人を集めて

抽選を行ない、各会場五人ずつの立ち会い人を決定する。

投票日をあと五日にひかえ、各候補とも最後の追い込みに必死だが、実質的には五十人で三十議席が争われるとも言われ、当落の票差はわずかになるものとみられている。有権者の約三割までが、投票前日まで立候補の選択を決めていないといわれるところから、各候補とも、これらの浮動票の獲得にやっきになっている。

市議選は、市長選にくらべて政策というよりも地縁、血縁などのつながりで投票する者が多いため、投票の結果が直ちに平良市政の評価につながるものとは必ずしもいいがたいが、革新ムードに乗って一気に議会の過半数をねらっている与党三派は、終盤になって足なみがそろわず、革新共闘会議では頭をかかえているが、いずれにしてもかなりの伸びは予想している。

一方、野党の自民党では、全員当選をめざして立候補をしぼったため、各候補とも善戦しているともいわれ、同党では、保守系無所属を入れて、過半数はとれないにしても十三議席は堅いとみている。公明会は、全員上位当選をめざして、学会員総動員で運動しているが、現在のところ全員当選はほぼ間違いないといわれているが予断は許されない。

無所属は三十八人と数の上では圧倒的に多いが、当選ラインをめざして激しくつばぜり合いを演じているのは約二十人ぐらいで、五百票以下の者もかなりいるとみられている。これまでの情勢では、すでに二十五、六人が当選ラインにはいったといわれるが、票差があまり開かないとみられるところから、一夜で逆転する可能性もあり、有力候補は票を守るのに必死だ。

補充選挙人名簿縦覧終わる

那覇市選挙管理委員会は、十五日午後五時でこの二十日に投票が行なわれる補充選挙人名簿の縦覧を締め切った。なお、同選管では十五日から二十九日までの十五日間、次の選挙に備えての六九年度総選挙人名簿の縦覧を行なう。この選挙人名簿は八月三十一日に確定し、向こう一年間で行なわれる選挙で使用される。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈9〉

〔琉新・夕　1969・7・16〕

（届け出順）

都市計画事業の推進に努力

金城　重正（自民　現）

祖国復帰に備えて都市計画事業の推進に努めたい。広域な都市づくりをめざし近隣の市町村を合併する。衛星都市として道路の整備、市営住宅の増設、市民公園、子どもの遊び場をつくる。先だつものは市財政の強化だが、これまで政府税となっていた遊興飲食税、酒、タバコなどの消費税を市に移管させ、それを事業財源にする。

市営住宅、子供遊び場作る

又吉　久正（無　現）

市内がスラム化の傾向だ。そこで区画整理法に基づいて、すみやかに撤去させる。その跡に市営住宅、子どもの遊び場をつくる。資材の値上がりや環境衛生の面からも早急に手を打つべきだ。母子家庭、共かせぎの便を図るため、保育所を増設する。当然市がやるべきだが、財政難のため私設保育所に依存している。そこで政府にも働きかけ、公営保育所の増設に努める。

市民本位の政策を推進

島袋　宗康（社大　新）

議会運営が市当局と〝慣れあい〟になっているので、思想を越え市民本位の政策を推進すべきだ。道路行政も、住宅ができてから道路をつくる始末、これでは経費のムダもはなはだしい。戦後、割り当てられた寄宮、与儀、二中前などは行政区域が明確でない。そこで区域を整理し、戦災復興資金を適用して、長期的な都計を考える。

市民の声を市政に反映

宮城　武（自民　新）

市民の立場から民主市政を推進するため「宮城武・市民相談所」を設置、積極的に市民の声を市政に反映させる。過密都市の解消をめざし、広域圏構想で隣接町村を合併、ベッド・タウンにしたい。区画整理は人口増に追っつけないため長期計画により、復帰の時点で本土一都市としての那覇市の位置づけに努力する。

ぜひこれだけは…／那覇市議選候補の公約〈10〉

〔琉新・夕　1969・7・17〕

（届け出順）

道路など建設面に打ち込む

比嘉　佑直（無　新）

これまでの議員経験を生かして公営住宅、上下水道、道路などの建設面に打ち込む。水の問題は最も深刻なことなので水源地の開発と並行して溢水の防止法を考えたい。都市計画を推進するには膨大な予算がいるので市長に政治折衝してもらう。那覇市場の移転は基本方針どおり火の粉をあびる覚悟で

私の政治姿勢を貫きたい。

―社　説―
那覇新市会に望む／公約の実現は財政確立から…

〔沖タ・朝　1969・7・21〕

激しい逐鹿戦を展開した那覇市議選挙は、きょう八会場で開票が行なわれ、市民の選良として三十人の新議員が誕生する。

こんどの市議選挙は昨年三大選挙に引きつづき、那覇市政に対する市民の要求や意識がどのように表明されるか、全琉的な関心を集めている。三十の議席に対して、保守、革新、あるいは無所属を標ぼうして六十九人の候補者が名乗りをあげ、激烈な戦いを演じた。

那覇市民は、さる十二月の市長選挙で、革新共闘会議が推した平良良松氏を新市長に選んだ。今回は、議決機関である議会議員の任期満了にともなう改選が行なわれたわけだが、こんごの那覇市政を方向づける市民の審判が大いに注目されるところだ。

もっとも、議員の選挙戦では、保守対革新という政策的な対決は余り見られなかった。平良市政を擁護する立場にある革新側は、共闘会議のもとに十八人の候補者を出馬させて議席の過半数を制する作戦にでた。いっぽう、市会で野党の立場をとる自民党は、自治体への介入を避けるという名分で八人の推薦候補をだすにとどまり、消極的な態度に終わった。

こうして有権者にアピールする政策問題も、全般的に市民生活に直結した身近なテーマが多く取り上げられた。住宅不足の解消から水の完全確保、ゴミ処理の拡充、あるいは保育所、託児所の充実など、市民が切実に要求している問題の解決について、どの候補者も強調していた。自治体の選挙では、どこの市町村でもそのような傾向になりがちではあるが、保守対革新という政策上の争点はぼけてしまった感じだ。

市民福祉で強調

いずれにしても、有権者の信任をえて選出された新議員は、向こう四年間、議会活動を通じて市民福祉の改善を目ざし、積極的に市政運営に寄与しなければならない。三十万人の人口をようし、また政治、経済、教育、文化の中心をなす首都の選良として自治の発展向上に指導性を発揮してもらわねばならない。

とくに施政権の返還が現実のスケジュールにのり、その復帰態勢づくりを推し進める重要な時期を控えているだけに、市当局とともに市会の職責もきわめて重大になる。議員の立場は、たんに定期または臨時に招集される議会に出席して、議案の審議にあたれば義務を果たせる、というものではなかろう。当局側に対して与党と野党の相違があるが、市民の利益を守り、市政の水準を引き上げる点において同等な責任を負わされている。

選挙にあたって有権者に公約した、いろいろな施策の実現に努力することはもちろん、都市計画の遂行、行政権の拡大、財政の充実、あるいは基地公害の排除、祖国復帰の促進など、次元の高い政策問題についても市民の意思を体して政治的なリーダー・シップを発揮してもらいたい。自治体に対する政党の介入は、各面から論議のマトになっているが、これは原則論では片づけられないと思う。政党をバックとした政治活動により、もろもろの懸案の解決が推し進められ、自治の発展に貢献するところが大きければ、それなりに評価すべきであろう。

広域行政の検討

新市会の出発にあたって私たちが要望したいのは、まず財政の確立に市当局とともに最大の努力を払ってほしいことだ。

さる六月の定例議会で可決された那覇市の新年度予算は、一般会計が二千万ドル、特別会計を合わせて三千五百ドル程度にすぎない。本土の同水準の財政規模に比べて、おそらく七〇%に足らずの貧困さではなかろうか。市では、琉球政府や本土政府の財政援助をうけて都計の促進に力コブをいれているが、計画に見合う財源の確保がともなっていない。こんごとも道路の整備から港湾、公共的な文化施設など、膨大な需要が予測されており、これらの対策が市政の充実につながるわけだ。

各候補者の公約をみると、すべて金がかかる仕事ばかりだ。保育所をふやすにも、公園や子どもの遊び場、あるいは図書館の増設、そのほかどれをとってもかなりの予算がなければ実現は望めそうもない。けっこうずくめの施策を一つ一つ並べたて約束するのはだれでもできる。だが、今日の財政状態を考えてみれば、予算の獲得は非常に窮屈であり、早急に実行できないものが多いはずである。市当局に予算の配分を要求するのではなく、議会としても財源拡充に政治力を結集してあたらねばならない。公約はしたけれども予算がなくてできなかった、という弁解

は決して通用するものではない。

さらに復帰に備える態勢づくりの一環として、周辺の町村を合併した広域行政圏の確立について前向きの役割りを望みたい。那覇市は急激な人口の膨張、および産業、交通の発展によって、都市としての機能は半ばマヒ状態におちいっている。浦添村から西原、与那原、南風原、豊見城など近隣町村を含めた産業都市の計画化が重要な問題になってくる。議会の立場からも、じゅうぶん検討して促進すべきだろう。

社大、第一党に進出／那覇市議選／〝カギ〟握る公明会／保守革新ともに過半数取れず

〔琉新・朝　1969・7・22〕

那覇市議選の結果は、予想されたとおり、保守、革新とも過半数を取ることができず、結局公明会の五議員によってキャスチングボードが握られることになった。前回と比較してみると、与党の社大党が平良市長の人気もあってかなりの浮動票を獲得、これまでの二議席から一挙に三倍増の六議席をとり、人民党を抜いて第一党となった。

人民党も四議席から一議席をふやしたが、市議会の初の議席をと張り切っていた社会党は、もうひと息というところで、おしくも二人とも落選してしまった。これで与党三派は前回の六議席から十一議席にふえはしたが、過半数にははるかに及ばなかった。

一方、野党の自民党は、前回の十四議席を大幅に割って五議席しか占めることができなかったが、保守系無所属のほとんどが、自民党の現議員の身代わり候補であるところから、これら無所属議員を加えると十三議席となり、これまた過半数をとることができない状態。結局、全員上位当選をかちとった公明会の動きが今後の議会のカギを握ることになる。

今後の平良革新市政との関係をみると、平良市長はこれまでよりいく分やりやすくなるだろう。公明会も、是々非々主義の立場を取りながらも、市民福祉優先策については平良市長と一致するところも多いところから、議会の混乱などは考えられない。那覇市の大事業である那覇新港の建設や公会堂の建設など、すでに着工された継続事業であるところから、政策上大きな論争に発展するようなものはかなり少ない。

ただ問題となるのは、与党が過半数獲得すれば牧志公設市場の移転をとりやめ、用途変更を予定していた平良市長の構想が、はたしてどうなるのか注目されるところだ。また、平良市長は都計のガンとなっている市内の軍用地を開放し、水道公社の民移管をねらっているが、公明会がどれだけ協調するかも注目されるところ。

清潔な政治を看板とする革新と公明会が過半数をとったことで、市政はかなり改善されるだろう。また、これまでの圧倒的多数党から少数野党となった自民党は、これまでのような気楽さはなくなり、きびしい姿勢が要求され、議会活動は活発になろう。

今後の議会運営に重要な役割を果たす議長の人選は、高良現議長や副議長経験者の大山盛幸氏らが落選したことや与野党とも過半数を取ることができなかったことなどから議長人事はかなり難航するだろう。与党から出すなら、議員歴最古参の久高友敏氏か、社大党議員団の中心になっている仲本安一氏、少数野党とはいえ、保守系無所属議員を含めると十三議席もある自民党は、現副議長の辺野喜英興氏らを立てて争うだろう。これもまた公明会の動きに大きく影響されるだろうが一致した議長有力者は現在のところみつからず調整は難航するものとみられる。

市議選結果にたいする各党の反響は次のとおり。

大田自民党幹事長　予想どおりの結果で喜ばしい。革新政権、革新市政を向こうにまわして党が無所属候補も含めてこれだけの議席を獲得できたことは、施政権返還とのかね合いで住民が安定した考え方を示したものといえる。今後は、立法院を中核にして市政を通じて、党の政策を自信をもって推進していけるものと思う。公明会の進出は沖縄の政治が新しい局面にきた現われと思う。

安里社大党委員長　議員の数は三倍になったが、全員当選できなかったのは残念である。今後の市政運営についていえば、平良市長が市民福祉のための市政を行なっている以上、党派的感情に基づく対立は考えられない。公明会の全員当選はすばらしいことだ。本土においても公明党は革新的立場をとっており、市政刷新のために協力するものと思う。

瀬長人民党委員長　革新勢力が伸び、自民党が後退している。これは、革新統一綱領の勝利だ。市民の審判は自民党の一体化政策が間違いであることを示した。平良那覇市長は自信と勇気をもって、平和条約第三条撤廃による即時無条件全面返還、基地反対などの統

一綱領の実現を推進し、軍事都市でなく平和の町づくりにつくさなければならない。人民党はその先頭に立つ。

崎浜社会党政審会長　惨敗だ。党の組織力が弱かったのと、政策論争がなされず、したがって、こんどの選挙の意義を十分市民に訴えられなかったのが敗因だ。こんどの選挙は与野党の対決、保守対革新の対決ではなく、候補者同士の争いになってしまった。これを機に党の組織を強化していきたい。

大弦小弦

〔沖タ・朝　1969・7・22〕

「厳粛な審判」とはよくいったものだ。那覇市議選挙が終わって、三十人の当選者の顔ぶれや党派別現役、新人の別などを見てみると、選挙民の審判には頭（こうべ）をたれざるを得ない▼その人物のふだんの党活動や組織活動、地元民とのつながり、政見、抱負をバックにした選挙運動への取り組み方などが審判されるのである。個々の票には地縁、血縁や浮動票もまじっているが、総合的な結果をみると、選挙民の健全な良識がバランスをとってあらわれてきた感じがする▼社大党は六議席を獲得。革新市長の与党第一党にしてはさびしいが、それでも一挙に三倍に伸ばしたのだからまず面目を保つことができた。人民党は推薦を含めて六人から五人当選、公明会は五人とも上位当選。双方ともふだんの組織活動もさることながら、市政の問題を具体的に訴え、路地まで浸透するように動員していた。「選挙上手」といわれるゆえんだろう▼保守系無所属を含めて自民党は現議席を五つか割っている。主席、立法院選挙や那覇市長選挙の革新ムードが残っていたかも知れぬが、選挙にはいくらか新風を期待するムードがあるものだ。それに、選挙前に批判されたルーズな市会運営にたいする市民の目を感じずにはおれない▼選挙にはよく「現役の強み」ということがいわれるいまの選挙のしくみは、組織もなく余り名も知られない新人が実際に票数を集めるのはかんたんではない。その中で、こんどは十二人の新人がでたのはあっぱれ。選挙民は過度な新陳代謝をしてくれたものだし、新しく議員のバッジをつける人もその意義をかみしめるべきだ▼革新市政の与党といえば、議会では社大、人民ということになろうが、過半数を制するにいたっていない。数の上では、かえって保守系無所属と自民がいっしょになると劣勢だ。そこで、公明会がキャスチングボードをにぎるかっこうになろうが、公明も議会のかけひきに臆することなく、市民本位の責任を自覚せざるを得まい▼市当局にとって、少数与党では議会運営もむずかしかろう。が、多数与党で安易に「賛成」「賛成」で過ごすより、じゅうぶん論議をつくすふんいきをつくるためにはよいかも知れぬ。なんといっても、市民の審判には襟を正さざるを得ないものがある。三十人の選良がその負託にしっかりこたえてほしい。

各候補者の得票数／那覇市議選

〔琉新・朝　1969・7・22〕

当三六六四	玉城栄一	34	公明新
当三五九八	安見福寿	54	公明現
当三五一五	友利栄吉	47	公明現
当三四九一	椿　秀義	47	公明現
当三三八一	大浜長弘	49	公明現
当三一四五	中村昌信	39	社大新
当二七五八	宮城　武	36	自推新
当二七五六	金城重正	38	自推現
当二六六七	高良文雄	45	無新
当二六三九	仲村正治	38	無新
当二五七〇	瀬長フミ	60	人民現
当二五六六	仲本安一	34	社大現
当二四五九	上原綱正	47	無新
当二四三五	平良信一	45	無新
当二三八八	久高友敏	59	人推現
当二三八五	金城吾郎	44	社大現
当二三六八	黒潮　隆	42	人民現
当二三〇八	島袋宗康	43	社大新
当二二九五	国吉辰雄	41	社大新
当二二七六	国吉辰雄	43	人民新
当二二九二	平良玄昌	51	無新
当二二三五	儀間真祥	47	人民現
当二二二九	喜舎場盛一	38	自推現
当二〇七〇	喜久山朝重	53	自推現
当二〇四二	辺野喜英興	47	自推現
当一九九五	金城甚松	45	社大新
当一九七四	又吉久正	55	無現
当一九二七	宮里敏慶	61	無元
当一九〇〇	比嘉佑直	59	無現
当一八九二	真栄城嘉園	36	無現

〔後略〕

与野党とも過半数割る／新旧議員大幅な入替え

〔琉新・朝　1969・7・22〕

各党の勢力

公明会と社大が順調に支持票をのばし圧勝したほか新旧の大幅な入れ替わりが行なわれ番狂わせが続出した。公明会の五人の候補者が全員三千票台を獲得して上位当選、前回より得票の総合計で三千票も支持票を伸ばした。日

常の学会布教活動を通した運動がただちに得票に結びついたことになる。とくに全琉の会員が選挙期間にはいると同時に選挙運動に投入され、意欲的な人海戦術を展開したことが圧勝の要因。社大党は二議席から一挙に六議席にふえ与党第一党の座を獲得した。平良市長を中心にした選挙運動が効果をあげたといわれているが、半面公認候補者が落選、公認もれになって無所属で出馬した社大党員が完敗するなど組織面で問題化しそう。平良市政を擁立する中核体ができあがったことになるが人民の五議席を加えても過半数には達せず「晴れのち曇り」といった状態。全体的にみると圧勝ムードの中村昌信氏が順調に支持票を伸ばしたのに対し、トップをうわさされていた仲本安一氏が伸び悩み、逆に心配されていた島袋宗康氏が圧勝するなど票の分析の甘さを示した。とくに社大系無所属の浦崎直次氏は前衛戦から圧勝ムードに包まれ選挙戦中も有利だと言われていたが落選したほか、公認候補の当山方宏氏（県労協）が惨敗するなど番狂わせが生じた。

人民党は堅実な選挙戦を反映、真喜屋武氏が敗れたほか全員当選した。全体的にみると支持票の割りふりがスムーズに行なわれておらず、真喜屋氏の惜敗に結びついたかっこう。勝因は市民生活に密着したスローガンをかかげ、三大選挙で築きあげた組織を有効に利用して戦ったためだといわれており、小禄地区での国吉辰雄氏の当選はみごとな失地挽回といわれている。

社会党は当間操、大城栄徳の両氏とも惜敗した。議席の獲得を第一目標に候補者を二人にしぼり有利な選挙戦を展開したが、中盤から終盤戦にかけて革新候補者と票のくい合いを演じ、あと一歩のところで敗れた。

自民党は党の体質改善をはかり党組織の再建をめざして選挙戦を進め、新人の宮城武候補が当選するなど、体質改善はかなりの成果をあげた。特に辺野喜英興、比嘉朝四郎、渡口麗秀の〝三羽烏〟の全盛が過ぎこれからは、金城重正、喜舎場盛一、宮城武の新しい〝三羽烏〟となるのが予想される。

無所属議員のなかで当選した候補者のほとんどは自民系で占められており、総計すると過半数には満たないが十四議席を獲得したことになり、議席のうえでは前回に比べ数歩後退したことになる。

無所属では革新系は一議席も獲得できず完敗。保守系新人では高良文雄、仲村正治、平良信一、上原綱正の各候補が当選したが、現役で議長（当選六回）の高良一、大山盛幸、宮良永昌、山川正平、仲宗根昌弘の各候補が姿を消した。特に大山盛幸候補や新人の嘉味田朝盛候補ら有力視されていた候補者が落選するなど予想外の結果に終わった。

党派別当選者数

党派	計	現	新	候補者	現議席
社大	6	2	4	１０	2
人民	5	4	1	6	4
社会	0	0	0	2	0
公明	5	4	1	5	4
自民	5	4	1	8	8
無所属	9	元１現３	5	３８	１１
合計	３０	１８	１２	６９	２９（欠１）

平良市政、まだ多種／注目される公明会の動き

展望

少数与党の平良市政にとって過半数の議席を獲得できるかどうか注目されていたが最終的に十一議席に終わった。これまでの六議席から約二倍の十議席にふえたものの革新共闘だけで過半数を獲得することができず、こんごの平良市政は公明会の支持をとりつけうるかどうかによって左右されそう。

平良市政にとって予算の完全消化や予算の編成について野党（自民）のはげしい攻撃をうけ少数与党の苦しみを味わいつづけてきた。それだけに過半数獲得に全力をあげたが、こんごも公明会の支持がない限り苦しむことになり前途は多難。とくに公明会と人民党はこれまでの議会活動からみて相対立するケースが多かっただけに平良市長が左右のバランスをとりながら議会対策を講じなければならない立場に立たされている。そのため、部課長の人事面でも公明会対策とみられる人事がとられてきたが前回に比べ公明、人民ともそれぞれ一議席ずつふやし躍進ムードにひたっており、市長の腕のふるい方いかんによっては公明、人民の反発を買うことも予想される。当面の焦点は正副議長の人事に移るが、平良市長が社大党議席の三倍増をバックにムリ

押しするようなことがあると公明会との結びつきにヒビがはいるおそれもある。また、政策面では二議席から六議席にふえた社大党をバックに柔軟な方向へ変わると言われているが人民党の突き上げが出てくることも予想されている半面、公明会の支持を取り付ける必要もありケース・バイ・ケースによる平良市長の政治手腕がすべての面で問われることになる。

〔後略〕

市政への姿勢と政策／新議会／各派の議員にきく

〔沖タ・朝　1969・7・24〕

革新市政下初の市議選は新与党の勢力増大はあったが、過半数には至らず、成長いちじるしい公明会の動向が市政を左右することになった。自民党も議席が減ったとはいえ無所属議員を含めるとまだまだ第一党の座にある、ぼう大化する都市那覇の〝運営〟はこれら諸派の活動にゆだねられているが、新議会にこれらの各派は何を織り込もうと考えているのか。市政への基本的姿勢と重点政策を各派代表に語ってもらった。

市民の納得する市政を

社大党・仲本議員

基本姿勢　市民の圧倒的な支持で平良革新市政は誕生した。市民の期待に応えるためにも平良市政を守り、強力に推し進めるよう努力する。このことは、とりもなおさず、市民の声を市政に反映させることになる。過去の市民不在の市政は、市民の政治不信をまねいたが、今後は平良市政をバックアップし「できることはできる。できないことはできない」とあいまいさをなくし、市民の納得のいくガラス張りの市議活動を通して真に市民の利益を考える。信頼できる政治の回復、確立に努める。

重点政策　道路行政や水道、下水道の完備から環境の整備など日常生活に密着した問題を一つ一つ解決することが急務である。なかでも住民の憩いの場、とくにこどもの遊び場の少ない那覇市では、こどもの道路上での遊びが目立ち交通事故の犠牲になるケースも多い。また、不健全なたまり場に出入りして非行に走るようなこどもたちもあることから、こどもたちが健全に安心して遊べるよう軍用地を解放するなどして広場をフル活用、「子どもの広場」建設をぜひ実現させたい。

危険な軍施設を取りのぞく

人民党・黒潮議員

基本姿勢　那覇市はその約三分の一が軍用地にとられ、市内を軍用道路が走っていたり、一瞬にして市民を惨事におとし入れるようなガソリンタンク、高圧線などが市民の生活に大きな不安を与え近代都市建設の大きなガンになっている。市民が豊かに安心して暮らせるには、まずそれらの障害物を一日も早くとりのぞいていかなければならない。そのためにも革新市政をより強力に推し進め県民の人権をふみにじる米軍事支配を完全にはねのけ県民の悲願である即時・無条件・全面返還をかちとるため努力していきたい。

重点政策　過去の保守市政は私物化されたなれ合いの腐敗政治であった。それらの〝よごれ〟を完全にぬぐい去り、市民の身近な問題をひとつずつ解決、安心して暮らせる明るい那覇市の建設に力を入れたい。とくに市民福祉の向上に力を入れるが、そのためにはまず豊かな市財政の強化・確立が急務。日本国民としての諸権利の回復をかちとり臨時措置法などを完全に実施してもらい国民として当然の日政援助を大幅に獲得するため働きかける。

復帰に備えて格差是正

自民党・宮城議員

基本姿勢　施政権の返還を目前にひかえ、二十有余年の間に生じた本土と沖縄との制度の違い、社会全般にわたるひずみや格差を是正し、新体制への移行をスムーズにするため整備を急ぐと同時に新しい都市づくりビジョンを確立する。わが党は自由と民主主義を基調する人間尊重の精神に立脚し、特定の階級、階層のみの利益擁護におちいらず、信義と同胞愛に立った市民全般の利益を考えていきたい。

重点政策　は❶強力な都市計画の推進。公益を優先した土地利用計画を実施し、道路網、公園、上下水道を適正に配置して調和ある都市の発展に尽くしたい。❷地域社会の発展に伴う水需要に対応して水資源の開発をはかる。勤労者のいこいの場である家庭を守るため積極的な住宅政策を推進する。すべての人に住宅を一が政治の目標となるべきだ。その他の社会福祉政策の推進。❸生活環境の整備は市民が健康で文化的な生活を営むための基礎的な条件であり、下水道、清掃施設の普及を早急に行ないたい。❹那覇市は全琉のショッピングセンターであり、より以上の繁栄をもたらすために国際観光都市の確立をはかる。❺次代を背負う青少年が明るく育つことができるような青少年のための環境整備にも努めたい。

市民と密着した行政を
公明会・大浜議員

基本姿勢　市政は市民と密着した市民のための行政でなければならないというのが私たちの基本的姿勢だ。この基本点に立って考えるなら当然市民福祉が市政の重点目標となるべきである。これまで公明会は議会活動の面においてややもすると消極的になりがちだったが、こんどの選挙の結果で私たちの責任も大きいものとなった。主導権があるていど与えられたし、これからは公明会の主義主張を積極的に織り込んだ市政をやっていきたい。平良市政は市民福祉を標榜しているのでその点からの協力は惜しまないつもりだ。

重点政策　市民福祉でもとくに児童手当て、出産手当てなど貧困家庭に対する福祉がまっさきに考えられねばならない。そのほか市内の交通難解消も急を要する。歩道と車道を区別するガードレールの設置や歩道橋など取り組むべき問題は多い。これらの財源には特別トン税贈与法（案）によって入る年間十万ドルの予算や、市有地を正当な地価で貸し付けたときに生ずる増収分十万ドルをふり当てればよい。とくに市有地は現在一部の人にしかも低価格で貸し付けられているが、私たちは市有地の総点検を行ないたい。これらの福祉問題を積極的に推進していくことによって市政を明るいものにしたい。

新議員に当選証書交付／那覇市

〔琉新・夕　1969・7・29〕

那覇市議選の当選証書交付式は二十九日午前十時すぎから、市役所会議室で行なわれ、赤嶺選管委員長から三十人に新選良にそれぞれ当選証書が手渡された。

この日、三十人の新議員たちは黒の背広にきちんと身を包み、やや緊張気味ながらも、さすがにうれしそう。前回の雪辱をとげ、返り咲いた宮里敏慶氏が「難問の山積する那覇市の発展のため、全力を尽くして努力したい」と新議員を代表してあいさつした。

また、こんどおしくも落選した高良議長は「みなさんの顔を見ると激戦のあとがうかがえる」と笑わせたあと「十二年間も議長席にあったが、議会運営はむつかしい。みなさんの初仕事として、牧志公設市場の移転という難問があるが、単に党利党略を考えて行動せず、市の発展という大局的な立場から考え、お互いに協力すべきは協力して、立派な議会運営をしてほしい」と新議員を激励した。

来賓あいさつに立った平良市長も、「しっかりがんばってほしい」と新議員たちを激励、さらに円満な市政運営のため協力を求めた。

こんどの選挙では、現議員の落選が目だち、大幅な新旧交代が行なわれたため、選挙なれしている古参議員たちも、改めて当選の喜びをかみしめていた。また、初めての当選証書を手にした一年生議員たちも、さすがに喜びをかくしきれず、先輩議員たちに「どうぞよろしく」とニコニコ握手を求めていた。なお、臨時議会は八日に招集され、新議長、各委員長の選出が行なわれる。

14人で「新政会」結成／自民党と無所属／議長候補に辺野喜氏／那覇市議会

〔琉新・朝　1969・8・2〕

さる二十日行なわれた那覇市議選の結果、無所属議員の大量進出が目だち、これらの議員が与野党どこにつくのか注目されていたが、このほど自民党議員と全無所属議員十四人で新たに政治会派「新政会」が結成された。過半数をとることができなかった与党は無所属議員のかくとくに望みをつないでいたが、これで平良市政の今後はかなり困難になるものとみられ、キャスチングボードを握る公明会の比重はますます大きくなった。

「新政会」は、最年長の無所属議員、宮里敏慶氏を会長に、仲村正治、平良玄昌、上原綱正、平良信一、高良文雄、又吉久正、真栄城嘉園、比嘉佑直（以上無所属）喜舎場盛一、金城重正、喜久山朝重、宮城武、辺野喜英興（以上自民）の十四人。

議長選出の臨時議会は、七日に招集されるが、新政会では、辺野喜英興氏を議長候補に予定しており、辺野喜氏の議長就任はほぼ間違いないとみられている。

いずれにせよ、平良市政の今後はかなりきびしいものになりそうだが、西銘市長時代からもめている牧志公設市場の問題が、新議員の初仕事となることもあって、波乱も予想されている。

公設市場問題／賛否両派の対立激化／用途変更提案か／平良市／カギ握る公明会の動き

〔琉新・朝　1969・8・3〕

移転問題で紛糾を続ける牧志公設市場問題は、時がたつにつれ、賛成、反

対両派の対立もますます激化している。平良市長も、選挙で「移転はさせない」と業者との公約もあって、九月の定例議会に、完成した新市場の用途変更を提案する方針だが、新市場建設に賛成した自民党議員団が、無所属議員を含め、議席の過半数に近い十四人で「新政会」を結成していることもあって、市場問題の解決は全く予断を許さない状態だ。結局、公明会の動きが決定的な役割を果たすことになるが、最悪の場合は議会解散か市長のリコールも起こる可能性があり、市場問題は、平良市長にとって抜きさしならない重大な問題となっている。そこで、賛成、反対両者の言い分と市当局の態度にスポットをあててみた。

建設当時から反対を続ける現市場業者の牧志公設市場連合会（我那覇生吉会長、四百六十人）は、新市場の問題点として①場所が悪く、これまで市民に親しまれた現市場にくらべ不便である。②市場の設計が沖縄の市場の実情を全く無視してなされている。③現市場で沖縄的な開放的市場を新築することは可能であり、新市場の建築計画当時からそれを主張し続けてきた。新市場の完成という既成事実で、市民や業者の権利が無視されることは許せない―と主張している。

具体的にみると、新市場は現市場より約百㍍も奥の方にあり、東市場、ガーブ川商店街、新天地市場などとの関連をみた場合、かなり不便であることは移転賛成派の人たちも認めている。また、設計上から見ると、どこからでも出入りできる現市場にくらべ、冷房の関係で全く閉鎖的になっており、とくに地下に収容される精肉、鮮魚、野菜業者は、商売が不利になると話している。地下へは、エスカレーターが一基あるが、一人ずつしか乗りおりできず、また商品の搬入口が三カ所と少なくて狭いため、盆や正月などには全く使いものにならないという。また商品だなも狭く、沖縄独特の豚や牛の骨など処理できないうえに、喚起が悪いため悪臭がひどくなることが予想されると話している。

このため同会では、現市場を沖縄の実情に合わせ早急に改築すべきであり、その方が市民にとっても業者にとってもプラスになると主張している。

賛成派の市場開設期成会（西銘真栄代表、約百五十人）は①確かに新市場は場所的には悪いが設備は現市場よりよく、衛生的である。②市民の血税でできた市場であり、市民の代表である議会で決議されたうえ建設されたものであって移転は当然である。③不便といっても、全業者が移れば商売は十分なり立つ。④地主の勉強堂は、土地は絶対に貸さないといっており、現市場を改築することは不可能である。たとえ改築できても改築する期間中は商売をどうするか―などを主張している。市当局の立場は①建て物ができても、現業者が移転に激しく反対しているので、強制移転はできない。②希望業者だけ入れても競合した場合、両方の業者がなり立たず、逆に百十二万㌦の建設費の償還ができない。③用途変更をしても償還はなんとかできる見通しであり、双方の業者や地主ともっと話し合って、なんとか解決したい―と話している。

結局、九月議会で決着がつけられるようだが、賛成派を支持する自民党議員は、無所属議員も含め十四人で「新政会」を結成し、平良市長と徹底的に対決する方針であり、なりゆきは深刻だ。

過半数をとれなかった与党は、公明会の協力を得てなんとか解決したいとしているが、用途変更決議が否決された場合は、平良市長の不信任となり、逆に議会解散も考えられることから、平良市長にとっても議会にとっても抜き差しならぬ重大な問題に発展しそうである。

議長に辺野喜氏／那覇市議会、副議長では紛糾

〔沖タ・夕　1969・8・7〕

注目の那覇市議会正副議長選挙は、七日午前十時から招集された臨時議会で議長に辺野喜英興議員が選ばれたが、副議長には社大党の金城吾郎、仲本安一の両議員をめぐって難航、午後に持ち越された。

臨時議会は最年長者の宮里敏慶議員を仮議長に開会、市長あいさつに続き、正副議長の選挙に移った。一番議員の国吉辰雄議員（社大）から順序よく単記無記名投票が行なわれ、島袋宗康、宮城武の両議員を立ち会い人に開票した。当初の予想通り、自民党を中心にした新政会十四人と公明会の五人が辺野喜氏を支持し、社大、人民の十一人が久高友敏議員を支持したが、十九対十四で辺野喜議員が第十五代目議長に選ばれた。引き続き辺野喜議長を中心に、議事日程の説明に移り、副議長選挙にはいったが、同十一時過ぎ休けい、各派ごとに副議長候補の最終選定にはいった。

副議長候補には社大党の金城吾郎議員が有力視され、公明会でも副議長は革新議員団の推薦する候補者を支持することにしようと明らかにし、自民党の一部でも金城吾郎氏を擁立する動きがあった。ところが、社大党内部での話し合いで、金城吾郎議員のばあい、日本青年会館での火事にからんで謹慎中であり、さらに一部から私生活に問題があるとして仲本安一議員を推すことを決めた。これに対し公明会では原則的にはかわりないが、仲本議員と平良市長とは義理の親子関係にあり、公平な議会運営に支障が生ずるおそれがあるとの意見が出され、さらに新政会が金城吾郎議員を擁立したため紛糾、正午過ぎまで調整がつかず、各派別で話し合いを続けている。

辺野喜議長は当選七回の古参議員、自民党副幹事長で、前副議長、那覇市壺屋出身。四十七歳。

辺野喜議長　復帰を目前に多くの仕事が山積みされており、重責をひしひしと感じている。全力をあげて議会のスムーズな運営にあたり、三十万市民の福祉向上をはかりたい。

毒ガスの即時撤去を決議／副議長に仲本氏／那覇市臨時議会終わる

〔沖タ・朝　1969・8・8〕

副議長選挙をめぐって三時間余も紛糾した那覇市議会は、七日午後二時半に再開、十六対十四で社大党の仲本安一議員を選出したあと都市計画審議委員、各常任委員会の正副委員長を選任、最後に「毒ガス、細菌および放射能兵器の即時撤去」を要求決議、臨時議会の幕を閉じた。

副議長選挙は、社大の金城吾郎議員、仲本安一議員をめぐって各派が会合を開き、意見の調整を重ねたが失敗。新政会が比嘉佑直議員をたて決選投票に持ち込んだ。その間、社大、人民の革新議員団は仲本議員にしぼり公明会の協力を求めた。公明会では第一党の新政会から議長、第二党の革新議員団から副議長を出すべきだとの基本線を堅持、仲本議員の支持に回った。ところが、新政会では経歴からみて金城吾郎議員が適任であり、金城議員であれば全会一致で推すとの姿勢をみせ、公明会との話し合いを続けた。そのため公明会は保守、革新の議員団の間をいったりきたり、新政会と物別れにおわり、仲本副議長が誕生した。

なお、各委員会の正副会長につぎの各議員が決まった。

▽総務常任委員長・黒潮隆、副委員長・中村昌信▽建設常任委員長・比嘉佑直、副委員長・儀間真祥▽経済民生教育委員長・椿秀義、副委員長・大浜長弘▽議会運営委員長・金城吾郎、副委員長・島袋宗康。

仲本副議長の略歴　社大党中央委、党教宣部長。当選二期、日大法学部卒、糸満町兼城出身、三十四歳。

国・県有地の返還運動へ／市民バックに推進／公共施設の建設にも支障

〔沖タ・朝　1969・8・14〕

公共用地の不足に悩む那覇市は、総合的な用地獲得計画を立て、国、県有地の移管をはかる準備を進めている。急激な人口増で地価が値上がりした半面、保育所、学校、子どもの遊び場用地が不足、さらに大幅な本土政府援助で市営住宅建設を確保しても用地がない状態に対処しようとするもので、最終的には市民大会を開き返還運動を展開することにしている。生活環境の整備、拡充による市民福祉の向上を掲げた平良市政は、市営住宅、保育所など公共施設の大幅な建設計画を作成、本土政府に援助要請を行なっているが、心配なのは用地をどう確保するか。年間に一万人前後も人口が増え続けているため一部の小学校在籍が急増、間仕切り教室が増え、新設校の早期開設を要望する声が強い。同じく住宅事情も悪化の一途をたどり、市民生活を圧迫しているほか保育所の数も少なく市民の生活環境は悪くなるばかり。このような状態に対処するため、公共用地の確保に全力をあげているが、地価が急激に値上がりしたため貧困財政の中から土地を購入する見通しが立たず、国県有地の返還を打ち出した。

市の調査によると、市内の全面積のうち三分の一が軍用地で、ほとんどが国県有地。国有地が約百八十万平方㍍、県有地が六十九万平方㍍もあり、与儀のガソリンタンク地帯、上之屋の外人住宅地域、商業高校裏のマーニング社も含まれており、総合的な用地獲得計画に沿って返還運動を展開することにしている。

建設部の説明だと、市営住宅、保育所など市民生活に直結した公共建て物に対する本土政府援助は、年々ふえてきているが、現状の用地不足が続くと援助金の消化もできない状態に追い込まれる恐れがあり、国県有地の返還以

外にないとみている。

水間建設部長の話　本土政府援助は、年々ふえてきているが、用地がなく困っている。与儀のガソリンタンクや上之屋などの国、県有地を返してもらい、公共用地として利用する計画だ。

〝三つ巴〟で複雑化／西市場　地主は敷き地返還を要求／新公設市場／償還の不安は解消

〔沖タ・朝　1969・8・14〕

移転問題で紛糾している牧志公設市場問題は、地主が敷き地を返すよう市当局に申し入れたため市、業者、地主の〝三つ巴〟となり複雑化してきた。ところが業者が移転反対している新公設市場には、クッキングスクールなど多くの入居希望者が出てきており、当初心配されている工事費、土地購入費の補償問題は解決されそう。

新市場への移転賛成と反対にわかれ集団陳情がくりかえされてきたが、こんどは、西公設市場の地主、上岡〇〇〇、上原〇〇、照屋〇〇〇の三氏が平良市長に対し敷き地の返還を強力に申し入れた。三地主は、新公設市場が完成したのだから早急に全業者を移転させ土地を返して欲しいと要求したが、那覇市としては総合的な市場計画を作成中であり、関係者との話し合いを深めたうえで結論を出すことにしており、確答をさけた。

一方、移転反対の声が強くなるにつれて、新市場を貸して欲しいという業者が連日のように那覇市をたずね、琉生住宅では全建て物を一括して借りたいと申し入れてきている。これまでに申し込んできたのは、市場通り会連合会、クッキング・スクール、衣料専門店、生活協同組合など。これに、当初から移転賛成していた花屋通り会と市場業者のグループがあり、借り手はさまざま。

全館冷房でエレベーター付きの地下一階、地上二階の新市場は、総面積二千百三十四平方㍍で一平方㍍当たりの月額使用料は、地下が六㌦、地上一階五㌦六十㌣、二階四㌦八十㌣。那覇市では、土地購入費三十五万三千二百七十㌦、建設費七十五万㌦の銀行返済に毎月一万千三百十七㌦必要であり、西公設市場の改築を含めた総合的な市場計画ができしだい、入居者を選定することにしている。

稲嶺第一助役の話　新公設市場を借りたいという人が多く、早急に開設したい。ただ、総合的な市場計画に沿った西公設市場問題との関連もあり、すぐに貸し出すことはできない。

鉄筋課税廃止を／那覇市が行政府に要請／公共工事にひびく／鉄筋不足、市民に不利益

〔沖タ・朝　1969・8・27〕

建設工事用の鉄筋が不足して今年に入って二〇㌫も値上がり建設業界は四苦八苦しているが、二十六日午後五時半から平良市長は稲嶺第一、前田第二の両助役ら同席のもと記者会見を行ない、市営住宅など市役所関係の工事にも鉄筋不足が響いて悪影響をおよぼしており、政府に対し鉄筋の輸入に伴う課税を廃止するなど対策を要請したと発表した。

市営住宅、保育所をはじめ本土政府援助による市役所関係の工事は、予算執行に期限があり、工期の延長は市民生活に不利益をおよぼす。市役所関係の工事を請け負っている建設業者の間から、鉄筋不足で工事がストップしており、工期を延長してほしいとの声がでている。

平良市長の話　輸入される鉄筋に二〇㌫も課税して島内の業者を保護しているのは、島内の需要に答えるという条件があるためだ。ところが、現在不足しており、市の工事もストップしている。早急に打開策をとるよう政府に申し入れた。

解説／建設業界も強く反発

ところで、鉄筋の不足は世界的な原料（インゴット）不足現象が沖縄にも影響し、現地二大メーカーでは原料値上げを理由に今年四月、五月にも値上げを実施し、八月十五日には異形、丸棒を含めトン当たり平均十五㌦の値上げに踏み切り、建設業界から大きな反発を受けている。

建設業者協会では今回の値上げを重視し、二十一日には政府通産局、建設局、鉄筋メーカーを含めた協議会を開き、現在の品不足問題とあわせて値上がりについて対策を協議し、建設業界として❶今後三カ月の需要の伸びから、従来の月間七千㌧を上回った九千㌧生産目標が必要である。販売会社との購入契約は守られていない❸五月十二日以前の工事については、従来の価格を適用する―ことを要望した。これに対し、メーカー側は、原料値上げによる鉄筋値上がりはやむを得ないとの強い主張で、意見の調整がつかないまま協議は決裂している。

建設業界としては、政府の物品税、輸入規制による企業過保護の悪弊を撤廃しないかぎり、今後も値上がり傾向は続けられ、住宅建設などに大きな影響をおよぼし、社会問題にも発展するものとして、政府に対し、物品税、輸入規制を強く要請している。

総務委員長に黒潮氏

〔沖タ・朝　1969・8・28〕

那覇市議会は、つぎの通り各委員会の委員を選出した。

▽総務委員会　委員長黒潮隆、同副委員長中村昌信、委員金城重正、宮城武、平良玄昌、又吉久正、真栄城嘉園、友利栄吉、仲本安一、国吉辰雄（人民）。

▽建設委員会　委員長比嘉佑直、同副委員長儀間真祥、委員上原綱正、喜久山朝重、宮里敏慶、辺野喜英興、安見福寿、玉城栄一、金城吾郎、島袋宗康。

▽経済民生教育委員会　委員長椿秀義、副委員長大浜長弘、委員高良文雄、仲村正治、喜舎場盛一、平良信一、金城甚松、国吉辰雄（社大）、瀬長フミ、久高友敏。

▽議会運営委員会　委員長金城吾郎、同副委員長島袋宗康。

▽会計監査委員　大浜長弘、中村昌信。

新しく保育課設置／計画的な整備拡充図る／那覇市

〔沖タ・朝　1969・8・31〕

那覇市は、新しく保育課を設置、一校区一保育所を目標にした保育所建設計画を作成したほか乳幼児の偏食をなおすため十月一日から完全給食を実施する。

市内の保育所数は、市立十一、私立六の合計十七カ所。千三百九人の乳幼児をあずかり保育しているが、人口増と共稼ぎ夫婦の増加で保育所への入所希望者はうなぎのぼりにふえている。ところが、保育所の絶対数が不足しているため約千人の乳幼児が入所できずにいる。さらに、保育所の管理運営や増設についても、民生課の保育係にまかされトラブルが続出、保育行政は行きづまっている。

乳幼児の福祉増進を打ち出した平良市長は、保育係を課に引きあげ、計画的に保育所を整備拡充することをあげ「一校区一保育所」の建設計画を作成、ことしは百二十人収容の大型保育所を十一万六千ドル余をかけ高橋町に建設する。次年度から、年間二保育所を建設、一九七九年から三カ所にふやして一九八〇年までに二十三の保育所を建設、二千八百六十人の乳幼児を保育することにしている。

このような増設計画と並行して、十月一日から保育乳幼児の完全給食を行なう。これは、乳幼児に多い偏食をなおすほか成長に必要な栄養をバランスよく与えて健全保育をはかろうというもの。各保育所の給食場建設費のほか給食費など三万七千ドルも予算化されており、遅れている保育所問題も改善されつつある。

建設部が実情調査／鉄筋不足／住宅建築にも影響／公共用／市の直接輸入検討

〔沖タ・朝　1969・9・4〕

建設用鉄筋の不足で那覇市が発注した市営住宅、公会堂、保育所などの公共建て物の工事がストップ、問題化しているが、民間の建築にも影響して工費の値上がりを招きつつある。

予算の年度内執行を打ち出した那覇市は、鉄筋不足で公共建て物の工事がストップしたことを重視、最悪の場合には直接本土から鉄筋を輸入して建設業者に現物支給することを決め検討している。これまで、製鉄関係の業者や建設業者が集団で陳情合戦を繰りひろげているが、両者の意見が対立しているため、一日午後二時から水間建設部長を中心に実情調査に乗り出した。製鉄業者が「鉄筋は不足していない。電話一本で届ける」と説明しているのに対し建設業者は「一日現在の製鉄工場、販売店の鉄筋量は百トン足らずであり、不足している」と数字をあげて反論、那覇市による鉄筋の現物支給を強く要望している。

一方、民間の建築を請け負っている建設業者の間から「鉄筋を買うのに苦労する。工期は遅れるし、計画的な作業もできず損失が増大している」との声が強く、建築単価の引き上げが行なわれている。

那覇市は、本土政府援助が拡大されるにつれて予算の計画的な執行が重要であり、工事が遅れば本土政府援助にも悪い影響をおよぼす。沖縄では年間、約八万トンの鉄筋が必要であり、毎月六百五十トン確保されなければ工事に支障が生じる。現在の在庫量が建設業者の調査した百トン足らずであれば公共工事がストップ、工期が遅れることは間違いないとみており、水間建設部長の調査を基礎に鉄筋の直接輸入にふみ

切る準備を進めている。

水間建設部長の話　鉄筋、建設業者の主張が違うので調査する。公共建て物の完成が遅れると、それだけ市民に不利益を与えることになり、予算執行の能力がないという理由で本土政府援助も削られる。また、一般民家の建築費の値上がりにも結びつくので、直接輸入することも検討している。

ゴミ毎日200㌧／間に合わぬ焼却炉

〔沖タ・朝　1969・9・18〕

首里弁ケ岳ふもとのゴミ焼却の煙がふきんの市民生活に大きな影響を及ぼすとあって苦情が絶えず、対策に頭を痛めている。ゴミ処理場の煤煙に悩まされる首里四町の自治会は市に根本的な対策を求めるためさっそく署名運動を展開しているが、ぼう大な排出量のチリを焼却するには施設が狭く、那覇市にとって余りいいちえはなさそう。

露天焼きやめて！／首里四町が署名運動

那覇市のゴミ排出量は五年前百六十㌧と推定、首里の焼却炉とコンポスト工場で充分処理できる予想だった。そして安謝新港の建設にともない安謝の露天焼却炉を閉鎖し、首里の焼却炉で八月一日から焼きはじめた。

現在一日のゴミ排出量は二百二十㌧から二百四十㌧、コンポストが八時間の二交代で百二十㌧しか処理できず、残りの百㌧以上を露天焼きと焼却炉で処理しており、施設での処理は全くお手上げの状態。

おまけに鳥堀町、赤田町、崎山町の住民は、弁ケ岳のゴミ処理場の煤煙に悩まされている。最近では、煤煙の被害と臭気はひどくなり、周辺の畑では農作業ができないとか、喘息患者が増加しているなど市民の苦情が続出している。このため生活をおびやかすチリ焼き煤煙をしめ出せと首里の四カ自治会は、鳥堀町自治会会長久高友敏氏を中心に、八月十六日から露天焼却中止の署名運動を展開している。二十一日には、崎山公民館に平良市長を招き実情を訴えるとともに、自治会員の連署でもって陳情文を提出する予定。

平良市長は「焼却炉を建設した当時のゴミの排出量をはるかに上回っており、この分ではどうしてもあと一基の焼却炉が必要となる。しかも現在使用中の炉も一年に一回は点検や修理が必要なので早急に対策をたてたい。一基新設するのには百万㌦近い資金がいるので資金手当ての見通しをたてた上でないといまのところどうともいえない」とチリ問題には頭の痛い表情。ゴミ焼却をスムーズにするため九月定例議会に、重機購入費として一万㌦、二十人の職員増の議案を提出することになっている。

久高鳥堀自治会長の話　市内で排出されるゴミがぼう大なもので、これを焼却炉とかで化学処理をするという基本的な考え方に反対ではない。しかし、コンポストなるものは時代遅れで、私は予算計上されてきたときから反対してきた。肥料を作るなどといって農民や市民をあざむくためのものにすぎなかったのだ。こう問題が多くてはおそらく他市町村への移転も考えられない。現在のコンポストを処分するとかのえいだんでもって将来もじゅうぶん適応する大型の焼却炉を設置してもらいたい。

那覇市会／市場問題で大荒れ／ヤジ、怒号で議事中断／平良市長／土地収用を示唆

〔琉新・夕　1969・9・20〕

開会中の第百十五回那覇市定例議会の一般質問は、二十日午前十時から行なわれたが、注目の牧志公設市場移転問題で、市当局と野党間で激しいやりとりが行なわれ、傍聴に押しかけた移転反対者が騒ぐなど、議場はヤジと怒号で、議事が一時中断するほど大荒れに荒れた。平良市長は、野党議員の質問に答えて「移転のできない原因は、前市長時代に業者や野党の声を無視して、当時の与党が強硬に市場を建設したことにある。問題は事態をどう収拾するかであり、過去のいきがかりを捨て、みなさんにも責任の一端があることを謙虚に反省してほしい」と前置き、現市場の改築と新市場の開設を同時にするほかないという市当局の考えを強調。現市場の地主が土地の再貸借に反対していることにたいしては「地主説得の確信がある」とのべたが、どうしてもできない場合は土地収用法の適用もあり得ることを暗に示唆し注目された。

この日の質問第一陣には、友利議員（公明会）が立ち「最近社大党が〝復帰優先論〟をとなえているが市長の復帰の姿勢はどうか」と追及したのに対し、平良市長は「核抜き、本土並みが原則だが、基地を一掃しない限り復帰しないというのは適当ではないと思う。これは社大党だけの問題ではなく、全県民の意思を統一してやる必要があ

る」と、B52撤去や原潜反対の闘争を同時にすすめる必要性を強調しながらも、復帰を優先させる姿勢をほのめかした。

これに対し、友利議員は「核抜きこそ絶対優先させるべきであって、安保や基地撤去より復帰を優先させることは誤りである。われわれが復帰するのは平和憲法のもとにでなければならない。基地撤去はその原則的条件」と公明会の立場を強調した。

ついで新政会の金城重正議員が平良市長の政治姿勢を「八方美人の野良犬市政」と決めつけ、市場問題を激しく追及したが、新市場移転に反対する業者約三百人が傍聴席から激しくヤジと怒号をあびせかけ、議事が一時中断するなど騒然となった。

金城議員は「六月議会での約束をホゴにしたことは議会軽視もはなはだしく許せない。なぜ移転できないのか。一万六千ドルもの改築予算を組んであるが、地主との話し合いはどうなっているか。二十日の新聞で、地主は早急に土地を返すよう声明を出している。裁判に持ちこまれれば何年かかるかわからない。そうなれば予算の執行はできない。一体どうするか」と、市当局を追及した。

これに対して平良市長は「移転できない原因は前市長時代に業者や野党の反対意見を無視して新市場建築を強行したことにある。前市長のまいた混乱のタネを一方的に刈り取れと追及されるのは心外だ。みなさんにも同時に責任のあったことをけんきょに反省しこんご、どのようにして問題を解決すべきかに努力すべきである。地主の説得に確信を持っている。本土でもこういう場所の土地が公益上大きな制限を受けている場合が多い」とのべ、地主との折り合いがどうしてもつかない場合には土地収用法適用も考えることを示唆した。

この間傍聴席の反対業者は金城議員の発言にひとつひとつ激しいヤジをとばし、また、市長の答弁には激しい拍手を送るなど議場内は大荒れに荒れ、野党議員の中から「これでは審議不可能だ。議長職権で議場を整理せよ」との怒号がとぶなど議事が一時中断するほどだった。

〝議会をボイコット〟／公設市場問題／市長答弁に野党怒る

〔琉新・朝　1969・9・21〕

牧志公設市場問題で紛糾を続ける那覇市議会は、二十日の午後も野党新政会の市当局追及質問が行なわれた。だが、午後五時四十分喜舎場盛一議員が「なぜ六月議会での約束をホゴにし新市場を開設できないのか。もっと具体的な責任ある回答をせよ」と迫ったのに対し、平良市長が「業者が反対し強制的な移転は不可能だ」と簡単に答えたため「回答がおざなりで議会軽視もはなはだしい」と野党新政会が怒り出し、同会の比嘉佑直議員を残し、十二人の議員全員が退場した。

傍聴席から「審議を放棄するのか」「責任をとれ」など激しいヤジをあびながら退場した新政会のメンバーは、議長室に集まって今後の対策を協議した。その結果業者の誤解をとく必要があるとして、我那覇生吉市場連合会会長ら業者代表を委員会室に招き、新政会の立場を説明した。

席上、金城重正同会幹事長は「われわれは市場改築のための予算を絶対に通さないといっているわけではない。また現業者を強制的にでも移転させよといっているのではない。問題は、市長が六月議会ではっきり移転を約束、市長の責任で予算を組んでいながら、いまになって約束を平気で破っている。この市長の議会軽視の態度が問題であって、市場の移転が問題ではない」とはじめて柔軟な態度を示し、「なにがなんでも新市場だけでやれという態度でないことを明らかにし、二十一日からは議案審議に応ずる」ことを表明した。だが、この日はとうとう最後まで本会議をボイコット、議会は新政会不在のまま午後七時に閉会した。

一方、反対派のおばさんたち業者百二十余人は「これでどうやら市側の議会乗り切りの見通しがついた。しかし問題は地主だ」として、さっそく「市場移転反対」「市場敷き地はあくまで守る」などを書いたプラカードを手に手に地主の一人那覇市樋川〇〇の上岡〇〇〇氏の家に押しかけた。あいにく上岡氏宅はヨロイ戸が降り応対にでないため、玄関前に陣どった一行は、我那覇・牧志公設市場連合会長がスピーカーで「生活権のかかっている私たちの要求はよく理解してくれているはずの上岡先生が、新聞紙上声明を出したことを疑問に感ずる。きっと土地は貸してくれると信じている。それが受け入れられなければ、どこまでも戦う」とおどしたり、すかしたりの呼びかけ、さらに「ガンバロウ」を三唱して気勢をあげた。現場は開南大通りに面しているだけに、たちまちヤジウマが

たかってとおりがかりの人をびっくりさせたが、わずか十五分くらいで引き上げた。

〝西市場改築は推進〟〝市当局が見解を表明／那覇市議会

〔沖タ・朝　１９６９・９・22〕

開会中の那覇市議会三日目の二十一日は、午前十時から本会議が開かれ、二十二の議案について質疑が行なわれた。

この日は、罵声や怒号の二十日の一般質問とはうってかわり、スムーズに審議が行なわれた。

総合ショッピングセンター開発、西市場改築のための調査設計費などを含む追加更正予算をめぐる質疑の中で、市当局は、「最終的には土地収用法の適用もありうる」と答え、西市場改築についてはすでに態度を決定、これをあくまでも推進していくことを明らかにした。

また、新政会の金城重正、又吉久正両議員の「地主は土地の返還要求を迫っており、前市長と取りかわしたい覚え書きなどをたてに裁判問題に発展する可能性がじゅうぶん考えられるが、市は勝つ自信があるか」と質したのに対しても、「覚え書きは、道義的には問題があろうが、法律的には何らの拘束をもうけるものではないし、法律的に土地賃貸借続行中である」と強い態度を示した。さらに、前田第二助役は、「公共のため必要であるなら、土地収用の適用が考えられるし、市場は行政法上その対象にされる」と答えるなど、市当局の見解を明確にした。

上程された二十二議案中、二件が即決され残りの議案はそれぞれの委員会に付託され、午後二時本会議を終えた。

なお、次の本会議は二十六日行なわれる。

西市場設計費を採択／市当局〝地主説得に自信〟／議会三委員会

〔沖タ・朝　１９６９・９・25〕

那覇市議会は二十四日、総務、建設、経済民生教育の三委員会を開き、総務委員会では、ショッピングセンター総合開発調査費、西市場調査設計費などを含む追加更正予算案（三九万ドル余）原案通りが全会一致で採択された。

二十三日も休日を返上して建設、経民両委員会で市当局が総合ショッピングセンター開発のための総工費七十万ドルの確保を西市場の地主を説得する自信があるとの答弁を得て全会一致で採択しており、二十六日の本会議でも原案通り可決されるものとみられている。

軍用地、国県有地の開放要請を決議／那覇市議会閉幕

〔沖タ・朝　１９６９・９・26〕

さる十八日開会した第一一五回那覇市議会は、二十六日予定の本会議を台風接近のため二十五日午後二時にくりあげて開き、議案二十一、諮問一、陳情五、決議案二つを採択、同日午後五時すぎ八日間にわたる全日程を終了して閉会した。

今議会は、長年の懸案である公設市場の改築のための調査設計費が計上された予算案の提出で開会第一日目は、市場連合会の人たち約三百人が押しかけ議事が一時中断するなど緊迫したが各委員会、二十五日の本会議と全議案が全会一致で採択されるというあっけない幕切れであった。

とくに市場問題に関しては、野党側は、平良市長の構想は〝ママゴト〟にすぎない、としてきびしく追及する構えをみせていたが、ショッピングセンター総合開発のための七十万ドルの予算と用地の獲得に自信がある、との答弁を得ただけに終わった。開会前、市長不信任、議会解散か、といわれた問題にしては、内容のうすい議会に終わった。

なお、「与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の解決に関する要請決議」「那覇市における国県有地の民移管に関する要請決議」は危険をはらむばかりでなく、都市計画上大きな障害となっているというもので、高等弁務官、行政主席、立法院議長あて送付される。両決議案の要旨はつぎのとおり。

【与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の解決に関する要請決議要旨】

那覇市における与儀ガソリンタンクをはじめ軍使用土地は市全面積の三分の一に達し、都市計画上大きな障害となっているばかりでなく、とくに与儀ガソリンタンクは住居地域に隣接しているため危険を伴い、いついかなる事態が発生するか予測できないものがあり市民生活を極度に不安におとしいれている。よって、与儀ガソリンタンク用地マーニング社使用土地及び米軍住宅地域等軍使用土地のすみやかなる解放を強く要請する。

【那覇市における国県有地の民移管に関する要請決議要旨】

那覇市には八十三万余坪の国県有地があるが、これらの土地は米国民政府の管理下におかれ、都市建設計画の大きな障害となっている。われわれはこれはこれらの国県有地をすみやかに民に移管し、近代的町づくりに使用できるよう強く要請る。

業者二百人焼け出される／35むねを全半焼／移転問題からみ放火か／公設市場の火事

〔琉新・朝　1969・10・20〕

牧志商店街の中心地にある牧志公設市場の店舗は火災でがれきと化した。むね続きで木造建てのため、火の回りが早く、ほとんどの店舗が全焼。業者約二百人が焼け出された。第三日曜日は公設市場が休みだったことと、市内の小、中学校で運動会が催されたため、ほとんどの業者が店じまいをし、内部に置いてあった衣料品や食料品を持ち出すことができなかった。被害額はかなりの額になりそう。同公設市場は移転問題をめぐって、いぜん移転賛成派と反対派の対立が激しいことなどから、放火の疑いもじゅうぶん考えられ、那覇署が関係者を呼んで事情を聞いている。幸いケガ人はいなかった。

早く恒久市場作る／那覇市

火事は同日午後一時四十五分ごろ発生した。この日、市場内には四百五十四業者のうち、三十業者が店開きしていただけで、ほとんどの店は雨戸を降ろしていた。火が北側衣料品店付近の中から出たため発見が遅れ、通報と同時に那覇消防署から消防車十二台と軍消防車が出動したが、火はたちまちほかのむねに延焼した。

また火災現場が平和通り前交番所から少し奥にはいった商店街であるため日曜日の買い物客やヤジ馬でごった返し、消防車も思うように現場に近づくことができずに立ち往生し、消化作業に支障をきたした。およそ二時間も燃え続け同午後三時半ごろ消えた。

運動会に行っていた人たちも知らせを受けてかけつけてきたが、焼け落ちて見るかげもない店舗にただぼう然と立ちすくむばかり。わずかに市場の一番外側で店舗を開いている人がようやく品物をもち出すことができた。

市場は中央に中廊下が通り、北側がお米、カツオ、野菜、衣料品を取り扱い、南側がおもに鮮魚、肉市場になっていた。火は北側の五むねと六むねの仲尾次〇〇さん（五八）の衣料品店付近から出たようだ。

〔中略〕

牧志公設市場の火災について、那覇市は、同日午後四時から緊急部長会議を開いて対策を検討した結果、①被災者にたいしては市の条例などに照らして緊急に救済措置をする②焼けた市場の再建については緊急措置として開南から大洋劇場前に抜ける道路に仮市場をつくり③現在地には恒久市場の建設を進める―ことを決めた。

火災発生後間もなく、平良那覇市長、前田第二助役ら市当局幹部が現場を視察した。緊急会議のあと記者会見した平良市長は「わざわい転じて福となすという意気込みで、現市場に改善工事を進めたい」との方針を明らかにした。

那覇市としては開南から神里原通りにぬける道路が現在遊休化の状態にあるので、そこに仮市場を建設し焼けた現市場は、この際新しく恒久施設につくりかえるというもの。市では去る九月に現市場の改善工事について議会の承認を得て、調査費二万㌦と設計費一万六千㌦を計上していた。そして新年度予算で改善工事にかかることにし、来年六月までには仮市場をつくる計画を持っていた。平良市長は「この市の方針を今後も貫く」というもので、ただ火災により仮市場の設置が半年早くなっただけだと説明している。

移転はしない／市場業者

牧志公設市場の火災で被害にあった市場業者およそ三百余人は鎮火後、市場横の通りで、すぐ集会を開き、災害対策とこの火事で新たにクローズアップしてきた「西公設市場」への移転問題、そして紛糾すると思われる地主や市当局との既得の営業権をめぐっての問題などについて話し合った。

この集会で、公設市場連合会会長、我那覇生吉氏（五六）は「警察側の火事原因調査が終わりしだい、精肉、鮮魚、食料など全組合員が一致団結して復旧作業にとりかかり、被災業者が一刻も早く営業を始めることができるよう努力してほしい」と強調、西公設市場への移転問題については、現在反対業者が三百六十五人、賛成派（衣料・食料品業者ら）八十九人だが、連合会としては移転に断固反対の立場をとっている。なお、被災業者たちは①公設市場の建て物が市当局のものであること②土地は地主の所有で土地明け渡しを要請されるおそれがあること―などから、生活を守るために、一致団結して既得の営業権を守り、移転や土地明け渡しに反対していくという。

一方、公設市場の三人の地主のうち上岡〇〇〇氏（勉強堂土地事務所経営）は、この火災について「土地は、現在市当局に貸してあるので、私は、直接市場業者との関係はない。土地の問題は、この火事が放火であろうと過失によるものであろうと、火災によって自然に土地は返還されたものと解している。土地をこれからどうするかについては、家族とも話し合い、常識と法律にのっとって正しい解決をしていきたい」といっている。

開南―神里原通りに仮市場／那覇市／被災者対策協議

〔沖タ・朝　1969・10・21〕

那覇市は、二十日午前十時半から市議会与党議員、那覇市市場連合会（我那覇生吉会長）役員をまじえた緊急部長会議を開き、十九日の大火で四百五十七業者中二百二十五人が焼け出されており、当面の救援対策、現在推進中の西市場改修に伴う工事計画などについて検討した。

その結果❶被災者に対する法律上、条例上の損害賠償の義務はないが、被災者のほとんどが商品とか陳列棚を焼失しているところから、再起のための市中銀行や大衆金庫からの借り入れについては市もあっせんする❷仮市場は今年中に開設を予定していたが、開南から神里原に通ずる新設の道路に一週間内に着工、完成までの約三週間は、焼け残った精肉、鮮魚売場を補修して使用する❸西市場の改修工事は来年六月の予算議会を目標に調査設計費を計上していたが、できるだけ早急に着工できるよう建設部長を中心に調査、設計案の作成に取りかかる❹火災の原因究明を徹底するよう関係当局に申し入れる、などを決定した。

連合会側は、当初火災現場の西市場内に自力でも仮市場を建設したいとの意向を示していたが、この会議の結果、水間建設部長の陣頭指揮の下に復旧作業、仮市場建設にあたることになった。

仮市場予算を可決／那覇市臨時議会

〔沖タ・夕　1969・10・23〕

那覇市の臨時議会は二十三日午前十時から十八議員が出席して開かれた。会期は一日、議案も火災で焼け出された牧志西公設市場の業者、約三百六十人を収容するため計画した仮市場建設に関する追加更正予算（四万二千八百三十七ドル）だけ。零時四〇分新政会の反対を押し切り十対六で原案可決した。

午前中の質疑で野党側は九月定例議会で承認された西市場の保険料が未契約なことと仮市場建設の場所が道路上であることをとり上げて市を追及した。

又吉久正（新政会）議員らは①九月定例議会からすでに二カ月にもなろうというのに火災保険が未契約なのはどういうことか、契約高の四千ドルは市民負担にならないか②道交法―都計法に照らした場合、建築物は二カ月以内に道路計画がなされているところには建築できない。すでに完成している道路に仮市場を建設するのは法律上疑義があると、市の見解をただした。

これに対し市は西市場の保険未契約は遺憾だ。九月二十六日に議会事務局から通知を受け、十月十八日に支出するようにしていた。行政事務の遅延原因を調査したい。仮市場建設予定地は、すでに道路ができているところで道理の占有使用になる。建築基準法にはかからない。仮市場があくまで仮説であると説明。

なお那覇市議会は、議員の一部十二人が、十月中旬に本土視察旅行に出ており、過半数出席で成立。

公設市場建築禁止の仮処分／〝覚え書きは無効だ〟／那覇市／地裁に異議申し立て

〔琉新・朝　1969・10・29〕

那覇市当局は二十八日午前、那覇地裁に、さきに同地裁が認めた牧志公設市場火災跡の建築禁止仮処分の異議申し立てを行なった。

地主の上岡〇〇〇が申請した仮処分は西銘前市長と上岡氏の間でかわされた、六六年七月四日の覚え書きに基づき、那覇市の公設市場借地権はさる八月二十三日で消滅しているので、火災跡の敷き地にいっさいの建て物の増改築をしてはならないというもの。

これに対し市側（本永寛昭弁護士担当）は①市町村自治法第三十六条八号によると、市の権利の放棄は市議会の議決事項だが、西銘前市長は議決を経ずして借地権を放棄する覚え書きを交付したものであり、当然覚え書きは無効である②公設市場の設置または処分は市条例により議会の議決が必要だが牧志公設市場の廃止についてはまだ議決されたことがない。したがって西銘前市長が市場の廃止を必然的に伴う借地権の放棄または合意解除したことは条例違反で無効である③仮処分は火災

跡に仮設市場をつくる緊急性があると認めているようだが、市は焼け出された業者の仮設市場計画は別のところに予定しており、本件土地に建築しようとしているのではない。また、本件土地に建築するには、議会の歳入歳出予算議決が必要だが、それは七〇年六月の予算議会でしか提案しないことになっており、火災跡に仮設市場をつくるという緊急性や必然性は全くない―と主張、仮処分を直ちに取り消すよう要求している。

第二公設市場、入居者決まる

〔沖タ・朝　1969・10・31〕

移転賛成・反対で長い間紛糾した那覇市第二公設市場（牧志新市場）の移転問題は、二十八日午前十時と午後二時の二回にわたる抽せんの結果、四百十八人の入居者が決定、やっとけりがついた。

市商工課は三十日、入居者の最終選考を終えたが西市場からの入居希望者、ガーブ川改修工事のときの立ち退き者、母子福祉家庭など二百四十業者を優先入居させ、残りの百八十四の小間数に対し、七百七十人が応募するという四倍強の激しい競争率となった。各階の業種は▽地下一階（二百十四小間）―精肉・鮮魚など食料品▽地上一階（百七十一小間）―衣料、家具類など日用品▽地上二階（三十三小間）―貴金属、民芸品など大手業種となっている。

新市場は、予定通り十一月一日に開設、各業者も七日までには開店するようになっているが、七日には開設祝賀パーティーが開かれる。市商工課でも各業者が早めに開店するよう呼びかけている。

地主側の仮処分を執行停止／那覇地裁／市側の異議認める／牧志公設市場問題／覚え書きは本訴訟へ

〔琉新・朝　1969・11・2〕

市当局は二十八日、牧志公設市場・地主側の仮処分に対し、異議申し立てをしていたが、那覇地裁はこのほど「異議申し立てのうち、一週間内（三十一日期限）に火災跡の残がいをかたづけよ」という仮処分の執行停止を決め、市側の異議申し立てを認めた。これは「火災の原因が放火にあるとみられ、捜査を進めている段階で残がいをかたづけることは不当だ」という市側の主張を認めたものだが、地主の上岡〇〇氏が西銘前市長との覚え書きをもとに「市側の借地権はすでに八月三十日で消滅したという主張は不当だ」と異議申し立てした部分については却下された。

これに対して市側は、来年六月の予算議会までは、焼失した市場跡に新たな建築物を予定していないので、仮処分の効果はなく「却下されても、どうということはない」と話している。仮処分の争点は「西銘前市長が市議会の議決を経ずして、市場の廃棄、借地権の消滅を認めるような覚え書きを交付したことは有効か無効か」という〝覚え書き〟の効力の認否にあるが、それはそのまま本訴訟に持ち込まれる。

だが、来年六月の予算議会というタイム・リミットをかかえて本訴訟に持ち込まれた場合「訴訟の進行中に土地収用法がかけられるかどうか」重大な問題をかかえているだけに、場合によっては市当局が窮地に立たされることも考えられる。

市当局は、依然として地主との話し合いによる解決の姿勢を捨てていないが、地主の上岡氏は「あくまで裁判で争う」としているところから、なりゆきが注目される。

一社　説―ゴミに負けてならぬ／真剣に取っ組もうゴミ処理

〔沖タ・朝　1969・11・4〕

ゴミの処理が、いよいよ深刻な問題になってきた。

一日ひるすぎから、数時間も燃えつづけた南風原村の原野の火事は、那覇市のゴミ捨て場が出火の原因だった。そのためにキビ畑を焼きつくされた農家もおり、被害はただごとではすまされない。那覇市はゴミ処理のため首里弁ケ岳の近くに焼却炉をつくったが、それだけではとうてい間にあわず、始末に困って露天焼きをした。その煙が付近の住民を悩まし、露天焼きをやめてくれと激しい抗議がつづき、とうとうやめざるを得なくなった。ところが、露天焼きを中止はしたというものの、山と積まれた大量のゴミは底でくすぶりつづけ、それが出火の原因になったわけである。

発火のおそれはじゅうぶんあった。監視の責任は、このさい強く追及されるべきだろう。しかし、ここで考えさせられるのは、ゴミがいかにこわいかということである。ゴミの処理が不完全であったために、火事が起こり、煙で市民を悩まし、ノドの病気の原因と

もなる。なんでもないことのようだが、市民生活に及ぼすその被害は、はかり知れないものがある。「ゴミやチリはどこかへ捨てておけばよいではないか」とすましておれた時代はとうに過ぎ去った。経済の繁栄で消費生活が向上するとともに、ゴミの量はうんとふえてきた。ゴミはいわば都市の排出物である。町は生きている。この排出物の始末に都市という都市が重大な関心を払いつつある。

市民にとって、ゴミほど身近な行政はないからである。

追いつけぬ行政

那覇市の調べによると、さいきん市内で一日に排出されるゴミの量は二百二十㌧から二百四十㌧、それは人口増の比例より上回っているという。首里に近代様式のゴミ焼却炉をつくるときの計画は、一日の消化能力を百六十㌧と算定してきた。人口の流入を計算にいれても、当分は間に合うと考えたわけだろうが、建設を終わって今年八月始動するころには、すでにフル操作をしてもなお一日八十㌧くらい未消化のありさま。行政能力が、ゴミの力に追いついていけないことを、如実に物語っている証左である。

思案にあまった市当局では、那覇港沖の小無人島に運び出して、露天焼却することを考えているが、それも海に対する公害を懸念する向きがあって、スムーズに交渉がすすんでいないという。地方自治体の行政で、ゴミこそはいまや上・下水道とともに最重要の課題の一つとなってきた。急場をしのぐ暫定的な対策もさることながら、三十万の人口をかかえる都市として、こころあたりで根本的な計画を早急にのぞみたい。経済的な成長をよろこんでいる間に、いつの間にか都市は交通マヒから住宅不足、学校の過剰収容など、さまざまな消化不良症状を起こしているが、そのなかでもゴミの処理は地方自治体としての市当局が、まっさきに責任を負ってとり組むべきものだと思う。

近ごろ、町かどからゴミ箱が姿を消したのは、一種の向上といってよい。時間を定めて、ゴミ収集車が各通りをまわる。各家庭では容器にためたゴミ類を放りこめばよい。おかげでゴミ箱にたかっていたハエはなくなった。だが、これを、さらに一歩すすめて大通りだけではなく、小さな路地にも入れる小型車を用意するなどして、サービスの広域化をはかるようにすれば、市民はなお助かるというものだ。通りに面して整然と家が並んでいるわけではないから、あるところでは運搬距離が長くなる。したがって、とりこぼしも多くなる理屈である。とにかく日々のゴミの処理には、行政のこまかい配慮をぜひしてもらわなくてはならぬ。

ゴミの減量と運動を

ゴミの処理で、もう一つの面から考えたいことは、ゴミの減量運動である。

ゴミの発生源は家庭、工場、会社、商店街である。ひとくちにゴミといっても、多種多様をきわめ、そのなかには水気をふくんだもの、無水のものでも燃えるもの、燃えないもの、または再生原料に使えるものなどがある。これをいっしょくたに捨てていることが、ゴミ処理作業をなお一層困難にしているのはたしかだ。くわしい分析はわからないけれども、商店街や工場あたりから排出されるゴミの全体に占める量は大きいものだろう。ゴミの種類を捨てる前に分類し、再使用の道のあるものは、その方法で処理すれば、ゴミの総量はかなり減るのは間違いないし、さらに焼却処理も便利になるはずである。

ゴミはこわい。ゴミは人間に挑戦する。やはり、市民のひとりびとりが協力してかからねばならない。

ゴミの減量といえば、戦争中の廃品回収を思い出すけれども、それとはまったく意味が違う。いまは、物がありあまるほど生産され、消費がさかんになり、ゴミは文化のバロメーターなどといわれるご時世である。生活の向上は間違いなくよろこぶべきだろうが、そのためにふえる一方のゴミを、いくらかでも減らす必要がでてきているのである。ゴミの処理はばくだいな経費を食いつぶしている。

ゴミの分類について、市民や団体が協力し、またそれに対応する回収作業に、綿密なる計画がほしい。

ゴミなしか―とバカにできない時代である。

し尿処理にひといきつく／運搬量も二倍強へ／近く新しいし尿船が就航

〔沖タ・朝　1969・11・20〕

那覇市の一日のし尿排出量は約三八〇㌧。バキュームカー一九〇台分に当たる。各家庭から排出されるゴミ・し尿の処理能力如何は、生活水準のバロメーターだといわれるだけに、し尿処理も、首里のゴミ処理場付近の原野火災でクローズ・アップされたゴミ処理

同様、その収集、運搬、終末処理は常に悩みとなっている。

一日の排出量、車の一九〇台分

市当局では、その基本的解決は、六五年に着工した公共下水道設置、各家庭の水洗化排水施設の普及にあるとして、下水道工事を急いでいるが、竣工率は約一〇㌫で完成はまだまだ先の話。当分は現在の海洋投棄による処理にたよるしかない。そのためには大型船の就航が望まれていたが、十一月二十四日から「日進丸」（船主・船長・崎山秀通さん）が運航することになった。

那覇市のし尿、農村へ運ばれ肥料として利用されていたのはひと昔前。生活の近代化と農業の化学肥料への依存度が高くなるにつれて、農村でも無用の汚物と化し川に流したり、貯溜槽からあふれ出たまま放置されたりで公害問題へと発展、付近住民だけでなく下流の川沿いに住む市民から苦情が絶えなかった。そこで今年の七月五日から海洋投棄にふみきったが、受託業者の船が六〇トンの小型船で、毎日三八〇㌧も排出されるし尿を処理するにはどうしても、もっと大型の船が必要だと言われていた。

十一月二十四日から運航する「日進丸」は、一三六㌧の鋼鉄船、し尿積載量は二四〇㌧。市衛生課では「日進丸」が一日二回運航することによって市内で排出される全し尿を海洋投棄処理できると語っている。海洋投棄は、市と船主に崎浜秀通さんとの委託契約で行なわれる。委託料は「月額二千八百六十㌦。投棄場所は泊港北方十五㌔の海上。海洋投棄について、市では海流の科学的調査の結果、海洋資源、観光、船舶の航行、沿岸の浄化などに影響がないように処理していると語っている。しかしながら「近海が汚染されるのではないか」との不安が完全に消えたわけではない。

大嶺保健衛生課長の話　日進丸の運航で海洋投棄は順調にいくと思う。もちろん、公共下水道が完全に普及するのに数年要するので、その間の処理方法としてである。その点、市の土木部でも、地域懇談会や映写会で下水道施設あるいは費用の貸し付けなどについて市民の認識を深めているが、市民の衛生思想の向上と水洗化排水設置へのご協力をお願いしたい。

日米共同声明を発表／72年沖縄返還で合意／核ぬき表現に微妙な配慮

〔沖タ・号外　1969・11・22〕

【ワシントン・又吉稔本社特派員】沖縄の七二年返還がついに決まった。一九四五年四月の米軍占領で本土から切り離された沖縄は、こんご二年余の準備期間をおいて実に二十七年ぶり、一九七二年中に返還される。沖縄返還問題を討議する日米首脳会談は、二十一日午前十時すぎ（日本時間二十二日午前零時すぎ）からワシントンのホワイトハウスで開かれた第三回会談で終わり、沖縄の七二年、特別とり決めなし、安保完全適用による返還が決定した。会談終了後、同日午前十一時（日本時間、二十二日午後一時）日米両政府から和文と英文の共同コミュニケが発表された。日米交渉の大きな焦点があった「核」については「日本国民の特殊な感情とこれを背景とする政府の政策に対し大統領が深い理解を示し、沖縄返還をこれにそむかないよう実施すると確約した」という表現で核抜きを示唆している。しかし、同時に「事前協議制度に関する米政府の立場を害することなく」という表現は、返還後の「有事核持ち込み」に含みを残したとみられ、こんご大きな論議をよぶことになろう。

〔後略〕

〝仮設市場移転待って〟／牧志西市場代表、市に要求

〔沖タ・朝　1969・11・26〕

那覇市牧志西公設市場連合会（我那覇生吉会長）と革新共闘の三党役員、市議会与党・市当局との市場問題に関する懇談会は、二十五日午後五時五十分から那覇市役所四階会議室で開かれた。

連合会側は「西市場改築のメドがつくまで開南に建設予定の仮市場へ移転を延ばしてほしい」と要望、これに対し市当局は「市場の総合計画、議会対策上計画を変更できない」との態度をとったため最初から意見が対立した。

連合会側は、❶西市場の改築工事は建設資金、地主との折衝の難航が予想されているため業者は西市場改築工事実現に不安をもっている❷火災後、一部補修して使用している現市場は、火災前と変わらない収益をあげている❸仮市場はあくまで本建築のための仮設であるべき、などの理由をあげ本建築のメドがつくまで仮市場への移転は見

合わせてほしいと要望した。

市側は、❶西市場の改築は九月定例議会で明らかにしたショッピングセンター総合開発の一環であり、十月の火災のさい、臨時議会での野党新政会の反対を押し切って仮市場建設費を計上した❷業者が心配している資金面、地主との折衝については、市は法律的にもじゅうぶんな確信をもってショッピングセンター総合開発の基本構想を持っている「この計画が関係者である連合会側の意見も聞いた上で計画されたものだ」と強調した。

市当局は、議会対策、行政運営面からこれまで十年近くも紛糾してきた市場問題のむずかしさを説き協力を要請したが、最後まで平行線をたどったため、後日連合会側と市当局とで改めて討議することになり、午後八時半散会した。

那覇市議会／一般質問始まる／公設市場問題などで論戦

〔琉新・夕　1969・12・12〕

那覇市の定例議会二日目は、午前十時から各議員による一般質問が開始された。午前中は、又吉久正（新政会）、大浜長弘（公明党）、友利栄吉（同）、金城甚松（社大党）、喜舎場盛一（新政会）、金城重正（同）の六氏が日米共同声明の評価、公設市場問題、市有地の賃貸料等についてただした。

これに対し、市当局は①復帰に備え七一年から計五カ年計画を策定すべく検討を始めている②開南から神里原へ通ずる政府道路上に仮設市場の建設が遅れているが、建設する③牧志第二公設市場の使用料は、独立採算制を基礎に決められているが、新しい市場ということで市民になじみがうすい点など諸問題があるので、それらの点も考慮して使用料について検討中である④市有地の賃貸料が一般地価に比べ低いが、賃貸者を企業と個人に分け、まず企業に対しては借地安定法による七〇％程度まで引き上げたいと準備を進めている⑤那覇港前の四百坪余の市有地が放置されたまま、二十四年間も一㌧㌢の収入にもなっていないが、区画整理により駐車場にしたいと計画している―など答えた。

なお、午後も引き続き各議員による質問が行なわれる。

那覇市議会／もう一基建設を検討／市当局／ゴミ焼却炉問題で答弁

〔沖夕・朝　1969・12・13〕

那覇市の十二月定例議会二日目の十二日は一般質問が行なわれた。日米共同声明に対する評価、首里のゴミ処理場、公設市場問題などに集中したが市当局の❶日米共同声明で七二年返還は決まったというものの沖縄県民の意思を反映したものではなく、日米のアジア戦略体制に占める沖縄の地位を強調したに過ぎない❷仮設市場の建設は法的にも問題はなく、遅れている建築入札も十五日までには終え、二月二十日には完成したい❸ゴミ処理場問題の抜本的解決は、ゴミ焼却炉をもう一基つくるしかありえない。その間の打開策としてチービシで露天焼却する案を持っており、経費を検討中である、との答弁がくりかえされた。野党側の追及も後まで迫力を欠いた。中村昌信議員（社大）が前市長在任中の間に奥武山球場の使用料から約一万五百㌦が時効にかかっていること、市税や水道料金でもそれぞれ約三万㌦が滞納となっていることを指摘、市当局の現状を聞いたのに対し、市側は水道関係では以前の七九㌫の収入率に対し現在は九四・三㌫に上がっており、改善がはかられている、と答弁した。

公営住宅用地めぐり／紛糾つづける市議会／当局と新政会対立／釈明求め話し合い平行線

〔沖夕・朝　1969・12・18〕

十一日開会した第一一七回定例市議会は、スタートから低調議会といわれていたが、公営住宅用地買収契約の質疑をめぐり、十六日午後からすべての委員会もストップ、開店休業の状態となった。

紛糾の発端は、十三日の本会議に市当局が提出している公営住宅用地に関する二議案の契約相手方が、石嶺町の土地の場合は四人、大名町の土地の場合は二人となっているのに対し、真栄城議員（新政会）の調査では石嶺の土地の所有者は一人で、大名町の土地の所有者のうち一人はすでに死亡しているが、事実関係をはっきりさせよとの質問。これに対し、市当局は「仮契約が結ばれたのは十一月で真栄城議員が調査した十三日の午前までには時間的なズレがある。いま一度調査したい」と答弁、これに対し、「自信がないから議案を撤回せよ」とか「自信はある。

もう一度調査してみたいといっているのだ」とかの応酬があったが、保留となっていた。

ところが、市当局の再調査の結果、真栄城議員が登記所で調べた事実はなく、市の提案にまちがいのないことが判明。十五日に本会議で真栄城議員の同様な質問に対し、水間建設部長が「真栄城議員の主張は事実に基づいていないにもかかわらず、調査したといって追及するのはその能力がないことだ」と答弁したため議会は騒然となった。「議員を無能呼ばわりするとは、議会をぶじょくしているからだ」、「この議案について質問する基礎的能力がないといっているのだ」、「議会に挑戦するのか」とかのヤジが乱れ飛んだ。ついに市長の釈明を要求するなど険悪な空気に包まれたが、市長の「事実が判明したから感情的になるのではなく、前向きの姿勢で審議してほしい」との答弁で質疑は打ち切られ、公営住宅用地に関する議案は委員会に付託された。

一応落ち着いたかに見えたが、十六日午後再燃、委員会も開かれない状態。各派交渉会や議会運営委員会で何回もはかっているが、依然として平行線。十六日夜の各派交渉会で、議会の品位をけがす言葉は削除しようと話し合ったが、新政会議員はあくまでも釈明を要求、一方、与党側は「紛糾の原因はでっちあげの質問をした新政会議員にある」と主張しており、歩みよりの姿勢は全くない。

十七日午前十一時すぎ各委員会は開かれている。

市場使用料の値下げ／那覇市会、業者の陳情を採択

〔沖タ・朝　1969・12・19〕

開会中の那覇市議会は、十九日午前十時からはじまった本会議のあと引き続き総務、建設、経済民生教育委員会を開き、五件の陳情案件を除く議案、陳情を採択した。

総務、建設委員会では、市の提出した案件は問題なく採択されたが、経済民生教育委員会では、真和志公設市場、牧志第二公設市場の使用料値下げに関する陳情をめぐって与野党が真っ向から対立した。与党側は「これらの市場の建設費、地理的条件が使用料に大きく影響していると思うので、なぜ建築費が高額にのぼったのかなど基礎的調査をする必要がある。使用料値下げに反対ではないが、どれだけの値下げが可能なのかなども検討が必要だ」と継続審議を主張。これに対し野党の新政会側は「公設市場を現状に追いこんだのは平良市長の市場行政のまずさに原因がある。新市場完成の時点、あるいは西市場の火災の時点で新市場へ移っておれば、四万ドル余りをかけて仮設市場をつくるなどというムダ使いをしなくてもよかった」と使用料値下げを主張した。

真和志・牧志第二公設市場の業者約五十人の見守る中で採決に持ち込まれ、新政会四人、公明一人、の賛成多数で採択された。この二つの陳情は市長に送付されるが、どのていど免減されるかまだ問題が残されている。

那覇市議会閉幕／公営住宅用地契約を否決

〔沖タ・朝　1969・12・21〕

公営住宅用地買収契約をめぐる議会内での質疑、答弁の態度問題で紛糾、二日間にわたって常任委員会がストップするなど低調議会といわれた那覇市の十二月定例議会は、二十日午後四時ごろ十日間にわたる会期を閉じた。

この本会議には、泊港湾施設管理使用条例の一部改正など二十六の議案、二十数件の陳情、沖縄在住本土出身者の権利回復要請決議案などが上程されたが、公営住宅用地の買収契約に関する議案が野党の反対で否決された。市当局は、公営住宅用地として首里大名町と石嶺町に土地を求め仮契約を結んでいるが、大名町の約三千五百坪の土地の二人の所有者のうち一人はすでに死亡しているとして、十三日と十五日の本会議でも問題となっていた。しかし、市当局の登記上の所有者は死亡しているが、契約の相手方は法廷相続人であり、法的に問題はないとの説明で十八日の建設委員会でも新政会議員を含む全会一致で採択されていた。ところが二十日の本会議では、新政会側から所有者でない人と仮契約を結ぶのは問題だ、相続登記を終えてからでも遅くはないとの反対が出、建設委員会では原案に賛成した新政会議員も反対にまわったため、出席議員の三分の二以上の賛成を確保することができなかった。この土地が三万四千ドル以上の契約金額であるため特別議決を要したもの。

真和志、牧志第二公設市場の使用料値下げの陳情については、経済民生教育委員会でも与野党が対立、賛成多数（新政会四、公明党一）で採択されていたが、本会議でも傍聴席につめかけた両市場業者約七十人の拍手やヤジの中で討論が展開された。市場の業者の言い分は、使用料が周囲に比べ二、三倍

も高いこと、開店するまでの準備期間がほとんどなかったことなどを理由に値下げを訴え、値下げの決まるまでは減免の措置を講じて欲しいというもの。この陳情の採択に賛成する野党側は「新市場を現在の窮地に追い込んだのは、西市場の業者を移転させることができなかったこと、ゴミ処理場の原野火災、識名霊園の工事中止に伴う損害賠償など平良市長の失政である」と激しく当局を非難、これに対し与党側は、「市場は地理的条件に大きく左右されるが、建設された以上、その適正な運用をはからねばならない。市場は独立採算制をとっており、その値下げについては、建築費用、借り入れ金の償還期間なども検討する必要がある。したがって三月議会まで継続審議にすべきである」と主張して対立した。採決の結果、賛成多数で野党側に押し切られた。この日は、傍聴席から野党議員に盛んな拍手や声援、与党側にはヤジが飛ぶという九月定例議会、十月臨時議会とはうってかわった議会風景であった。

一九七〇年

復帰対策協を設置／総合的に調査・研究／対応して〝機構〟改革も…

〔沖タ・朝　1970・1・15〕

政府では七二年中に復帰が実現するとの想定で各局に「復帰対策協議会」を設置するよう通達、復帰体制の整備強化を急いでいるが、那覇市でも十三日の部長会議で「那覇市復帰対策協議会」を設置することを決定、来週の部長会議で再び検討、につめることになった。施政権返還に伴い行政機構をはじめ、政治、経済、社会、文化などあらゆる面で大幅な変革があるものとして、本土復帰後の一市としての平均的な那覇市の姿をつかみ、できるだけそれに近づけるように協議会で検討していこうというもの。

議長に稲嶺第一助役

この日の会議では、那覇市復帰対策協議会、各部局に復帰対策専門部会を設置することと構成委員を決定した。それによると、協議会議長には稲嶺成珍第一助役、副議長に前田武行第二助役が当たる。協議会は❶那覇市の復帰体制を協議し、市長に報告する❷本土政府、琉球政府から復帰に関する重要資料の照会に対する回答❸専門部会へ資料の調査、研究、整理の提出下命などが主。

一方、こうした復帰対策準備と並行して、七月以後に大幅な機構改革が計画されている。主な点は、窓口の広い経済民生部、市長公室と総務の事務取り扱いの再編成、市町村機関事務、国からの委任事務の受け入れ態勢を中心に検討される模様である。とくに、経済民生を二分するか、あるいは他部局との吸収合併、さらに事業推進で大きな障害となっている用地買収のための専門部の設置などもあげられており、注目される。

親泊総務部長は、組織機構の大幅改革に備え、本土各市町村の行政視察のため、十二日出発しており、那覇市の復帰対策は二月から活発に作業を開始するようである。

稲嶺第一助役の話　復帰に備え、本土の制度に基づく那覇市の映像をつかむことは大切な仕事だ。二月にはまとまる新五カ年計画とタイアップして、スムーズに復帰できるようにしたい。

那覇市議会／〝撤回要請〟を可決／全軍労の解雇／自治体では初めて

〔琉新・朝　1970・1・22〕

那覇市臨時議会は二十一日、市営住宅建設用地買収案など五議案を可決したほか軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議を賛成多数で可決した。自治体組織でこの種の決議が行なわれたのはこれが初めて。

同日午前十時開会された本会議で、市当局から提案された五議案を満場一致で可決した。引き続き与党側から緊急動議として軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議案が提出されたが、野党新政会が反対したため、一時休会し公明党が野党との調整を行なって満場一致の可決に持っていく努力が続けられた。しかし、野党新政会は、解雇は基地の縮小に伴うものであり、撤回決議に賛成はできないとして拒否したため、午後四時すぎから本会議を再会、採決した結果、与党、公明党が賛成、十五対十で可決された。

反対討論に立った新政会の金城重正議員は「解雇は基地縮小に伴うものであり、七二年復帰を控え当然予想されたことだった。これに対してなんの対策も持たない屋良主席にこそ、今日の混乱事態の責任がある。すでに解雇された者の撤回を要求するより離職者対策をもっと前向きにすべきであり、提案された決議には反対だ」と与党案をつっぱねた。これに対し、賛成討論に立った国吉辰雄議員（社大＝全軍労エクスチェンジ支部委員長）は「解雇は基地の縮小と関係ないことは米軍も明らかにしている。二十四年間も米軍によって苦しめられ、今また国防予算の節減ということで一方的に犠牲をしいられようとしているのだ。イデオロギーを超えて全県民が結束して対処すべき苦難なときに、いやしくも米軍と結託したような解雇容認の態度は、やがて県民の総反撃を受けるだろう」と激しく野党を批判した。

決議文の要旨次のとおり。

今日の大量解雇は、米軍当局が言明しているように、国防予算の節減による基地合理化のための解雇であり、基地縮小とは全く関係ない。仮に基地縮小があったとしても、十分な予告期間や解雇後の生活保障もないまま、一方的に犠牲をしいることは、無責任きわまる非人道的な措置であるといわざるを得ない。よって那覇市議会は次のとおり強く要請する。①生活保障の伴わない人員整理の撤回②退職金の本土な

み増額③六カ月の事前調整制度の確立④職位格下げの撤回⑤離職者対策法の内容充実⑥本土なみの特別給付金の支給。（あて先・内閣総理大臣、衆参両院議長、高等弁務官、行政主席、立法院議長）

沖縄を正会員に／九州市議長会が推せん

〔沖タ・朝　１９７０・２・５〕

沖縄ははじめての九州市議会議長会理事会（会長・坂梨日露熊本市議会議長）が三日那覇市役所三階臨時議会室で開かれた。この会議には二十八理事市の議会議長、事務局長五十三人が出席、「本土・沖縄一体化のために特別措置について」の要請文など七つの議案を採択した。

議案審議に先だって熊本県荒尾市鴻江勇議長は、「現在沖縄は準会員であり、審議にはいる前に身分をはっきりしていた方が訴えも強くなる。復帰もまじかであり、正会員とすべきではないか」との緊急動議が出され、沖縄側からも強く要望されたが、手続き上会則の改正が必要であり、二月十八日開かれる全国議長会で正会員になるよう九州市議会議長会で事務手続きを進めていくことになった。

「本土・沖縄一体化のための特別措置について」の要請文は、鹿児島県下十四市から共同提案された。「沖縄県は過去二十余年の間、祖国と隔絶された体制化にあったため、政治、経済、社会の諸制度ならびに運営の面において本土との格差が大きい。復帰をスムーズに実現するために、行財政制度、経済基盤の整備強化、社会保障制度の確立と本土復帰記念事業として公共施設の建設などについて国会で特別の措置を講じてもらいたい」という内容。

一行は三日、会議のあと中部の嘉手納基地、ズケラン戦争博物館などを視察、四日は摩文仁の各県慰霊塔を視察した。

〝三地域の合併推進を…〟／那覇・豊見城・南風原市村長招き／行政府が要請

〔沖タ・朝　１９７０・２・17〕

総務局は十六日午前十時、行政府に那覇市・南風原町・豊見城村の市・村長、助役、議会議長を招いて、三地域の合併について懇談した。政府は昨年十二月の局長会議で、市町村合併促進審議会の答申に基づいて全琉五十九カ村を十五ブロックに統合する基本方針を決定しており、十六日の会合はこの方針にそって初めて開かれた。

席上、仲村総務局長は❶市町村の行財政強化などの観点から復帰までに合併を促進する必要がある❷これまでの合併では財政措置がなく、そのため政府不信を招いて各市町村とも合併に消極的になっているが、今後は責任を持ってやるので前向きに合併を進めてほしい―と述べ、協力を要請した。

これに対し、那覇市、豊見城村、南風原村とも合併に乗り気な態度をみせ、次回に具体的な計画を話し合うことになった。

前途多難な市場改築／仮市場移転で波乱含み／市民も計画性のなさに批判

〔沖タ・朝　１９７０・２・26〕

那覇市の公設市場問題は、開南交番所路上に完成した仮設市場の移転を目前にまたもや紛糾しそうな雲行き。市は六月議会への予算計上、八月着工、そのための三月一日の移転という計画を打ち出していた。これに対し業者の中には「土地を確保するなど具体的なメドが立たないうちの移転には大きな不安があり、三月一日の移転には反対」「西市場改築問題は、市当局と協力しあって進めない限り解決できない」と二つの主張があり、市当局は業者の説得にやっき。

「移転そのものには反対ではない」としながらも三月移転に反対している西市場協同組合側の主張は、❶市は土地を強制収用に訴えてでも土地を確保するといっているが、仮処分をめぐる裁判、強制収用についての法律専門家の意見はふたつに割れている❷市の設計作成は大幅に遅れており八月着工の可能性はない❸市当局はこれまで新市場の使途変更についての業者との約束などをホゴにしてきた―などの理由で、売れゆきのいい現在の場所から不安の多い仮市場への移転は、具体的なメドが立たない限りあくまでも反対するというもの。

一方、三月移転に賛成する有志会側は、「三月移転にも、現在の場所にとどまることにも不安はある。しかし、これまで西市場の改築を訴えてきたし、業者自身の手で改築することには賛成できない。改築するといっている市当局を信頼するしかない」と主張している。

こうした業者の動きに対し、市当局は「仮市場への三月移転は業者側との話し合いによるものであり、昨年の九

月議会で通過した調査設計をスムーズにおこなうためにも移転をのばすことはできない」と強腰。

二十四日には与党議員団が、市場改築についての市の真意が業者にじゅうぶん知らされていないとして西市場内で移転協力を訴えた。この日も「組織を無視、組織分裂をはかるものだ」「組合幹部が一般業者を説得する自信がないというので説得にきたまでだ」と業者側がマイクで応酬する場面もあり、事情を知らない買い物客はめんくらった様子。業者に対する市の計画についての業種別説明会が二十五日から市役所三階会議室で行なわれているが、市の改築設計案に対しても難色を示しており、泣きっつらにハチという格好。最も強硬な態度をとっている精肉関係業者に対する説明会は二十六日に予定されており、業者の出方が注目される。

一方、市民の間でも「市当局の計画性のなさを示したものだ」「三十万市民にとって市場だけが市政ではないはずだ」との不満の声も出はじめている。また、厚生局では、現市場の環境調査に乗り出すといわれている。これまで市当局、議会与野党間、業者や地主と、関係者だけで争われてきた市場問題だが、今後は市民の動きが活発になりそうである。

「新五カ年計画」基本に／動き出した復帰対策協

〔沖タ・朝　1970・3・12〕

那覇市の復帰対策協議会、復帰対策専門部会は九日発足した。復帰対策協議会は、稲嶺成珍第一助役を議長に各部長ら十一人の委員で、復帰対策専門部会は各部に設置されたもので、法制上の整備充実、経済開発計画を主体に取り組み、復帰のさいの予想される混乱を最小限にとどめようというもの。

この日午前十時から開かれた復帰対策協議会の初会合で稲嶺成珍議長は、「現在、復帰の期待と不安が錯綜、全軍労問題、企業界の統合吸収をめぐる利害対立、若手労働者の本土への流出など、私たちは解決すべき多くの問題に直面している。沖縄県の政治、経済の中心である那覇市がこの時期に前向きに発言し、常に市民サイドから日本国憲法体制下への円滑な移行を図ることは、地域社会の要求であり義務である」とあいさつ、このあと協議会の基本的な作業方針について説明した。

それによると、現在作成中の公園の増設整備、保育所など福祉施設の拡充などが中心となる「新五カ年計画」を基本に復帰施策を実行することになっている。市町村合併の促進、地方自治制度、地方公務員制度、消防行政制度の整備、財政、社会福祉事業、市計画事業、上下水道事業などが中心となり、各専門部会で調査、研究したこれらの課題を協議会で討議を重ね結論を導き出すことになっている。

水道局が参加している沖縄水道協会でも独自の復帰対策協議会を設けており、水道協会でとりあげられた問題点を発足したばかりの那覇市の協議会でどのように調整していくか、あるいは総花的になりがちなこうした計画をどのように具体化していくかが今後の課題となっている。

〝完成しだい移転〟／仮設市場／三者の話し合いつく

〔沖タ・朝　1970・3・13〕

那覇市の牧志西公設市場改築工事のための仮市場への移転問題は、十二日午後四時から開かれた。市当局、与党議員、業者の三者連絡協議会で全員移転の結論を出し、仮設市場が完成しだい全業者が移転することになった。一時、業者側は移転そのものには反対でないとしながらも、西市場の用地確保など具体的なメドがないかぎり三月移転はできないと主張。市当局は計画通りの移転以外に方法はないとの態度で話し合いは難航していたが、「八月着工をメドに準備を進め、今後起こりうるあらゆる障害をのりきるためにも、地主の折衝や十余年間紛糾してきた同問題の解決のためにも三者が協力する以外にない」と意見の一致をみたもの。

席上、平良市長は「仮市場への移転をめぐり計画以外の副産物が出たりしたが都心部の開発整備をさけることはできない。市としてはあらゆる困難を排除して計画を推し進めていくつもりだ。西市場の改築工事のためのボーリング、調査も今議会終了後すぐ開始する。西市場改築をできるだけ早めに実現するためにも業者、与党、市当局の歩調が一致しなければならない」と語った。また、我那覇生吉組合長は「全業者一致団結、市の手で改築してもらいたいとの基本線にかわりはない。ぜひ革新市長の手で解決してもらいたい」と強調した。

ところが、仮市場のたった開南では「開南開発推進協議会」（仲井真元楷代表）ができ「仮市場が建設されたた

め、ふきんに不良がたむろ、またくみ取り車もこの地域を敬遠するようになり、はかり知れない不利益をうけている」と仮市場の撤去を強く主張している。開会中の三月定例議会では、野党新政会がこの問題をとりあげて市当局を追及する構えをみせており、まだ予断を許さない状態。

〝市場〟で論議／那覇市議会

〔沖タ・夕　1970・3・14〕

開会中の那覇市の三月定例議会は十四日午前十時から一般質問にはいり、午前中は新政会の又吉久正、喜舎場盛一議員が仮設市場問題、道路行政、市有財産などについて質問した。今議会からこれまでのひとり二十分の持ち時間制を廃止、新政会二時間、社大、人民、公明各一時間の質問時間を割り当てたため、新政会は質問者を三人にして、じゅうぶんな時間をとったが、市場問題についても九月定例議会での質疑応答が繰りかえされるのみで、市当局を追い込むまでにいたらなかった。

質問の第一陣に立った又吉久正議員は「新政会議員は西市場の火災のさい、全業者を新市場に移し、その間、市場敷き地の折衝を進め、西市場が完成した時点で希望者を収容すべきであると主張してきたが、市当局は賛成多数でこれを押し切り、仮設市場建設に四万ドル以上の税金のムダ使いをしている」と前置き❶当局は警察の許可を得ていないのに道路上に仮設市場の着工を開始した❷仮設市場ができたため、ふきん住民が大きな犠牲をこうむっている。市当局はその時点でふきん住民との話し合いをもっていない―などの点について市当局をただした。

これに対し市当局は❶仮設市場の建っている道路が都計法上の道路か道路法上の道路かについて、那覇署との話し合いでは、道路法上での道路ではないとの結論をみており、交通規制をする必要がないとの確認を得ている❷ふきん住民との話し合いを経ていないのは落ち度だと思っている。しかし、市直営の衛生車やくみとり車を配置し、市民に迷惑のないような処置をとる―と答弁した。

また、企業に貸している市有地の賃貸料の値上げについて市当局は、借地人との話し合いを経ていないが、他の借地人より大幅な保護を受けているとみて、二月一日からの市有地の値上げにふみきった。

市職員が公金流用／那覇市議会、当局を追及

〔沖タ・朝　1970・3・15〕

那覇市建設部職員が工事請け負い契約補償金を二回にわたって一時使用していたことが、十四日の金城重正議員（新政会）の質問の中で明らかにされた。昨年十一月、この職員は、業者から受け取った補償金を一回目二百ドル、二回目に百九十ドルを会計課に納入せず、自分の机に入れたまま二回ともその一部を流用したというもの。

金城議員は「建設部職員が公金を着服した事実をなしつぶしにし、配置替えすることだけで温存している。こうした職員は処分すべきであり、でたらめな市政だ」と市当局を非難した。市当局は、七月と十月の二回、この職員が合計三百九十六ドルの一部を流用したことを二回目に発見、配置替えしたとの事実を認め平良市長は「条例に照らして処分する」と説明した。那覇市役所では、これまでも何回にもわたって職員同士の暴力事件があり、告訴するケースもみられ、また勤務時間内にマージャン荘にしけこむ職員も少なくないといわれている。

平良市長は、議会で市役所には第一、第二組合の感情的な対立による事件が多く、それだけに懲罰は慎重を要するとも説明したが、こうしたことが議会で明らかにされた以上、市民の批判はさけられない。市当局では、さっそく懲罰審議委員会に申告、その答申を待って長期欠勤者、暴力職員などを処分すると語っている。

27人がもぐり業／那覇市議会／市場問題を追及

〔沖タ・朝　1970・3・17〕

開会中の那覇市三月定例議会四日目の十六日午前十時から議案に対する質疑が行なわれた。野党新政会議員は、この日も関連質問で市場問題を取り上げ市当局を追及、その中で市当局は、西市場の火災の後、市と契約を結んでいないもぐり業者が二十七人もいる事実を認めた。また議案の中の数字がまちがっていることが発見され、新政会議員が「こんなでたらめな議案の審議はできない」と休会を求め二度も審議は中断した。

金城重正議員（新政会）らは「西市場火災の後、西市場から新市場へ移転した業者がでたため西市場にはあき小間があるはずだ。ところが西市場には市契約を結んでいない業者が少なくないという。また業者の中には、権利を

売ったり、また貸しが行なわれている。市当局は、市有財産を管理できないのか」とつめよった。これに対し市当局は、「業者間で権利金を取ったということは知らない。西市場火災の後二十七人の不法入居者がいることがその後の調査でわかった。市としては、仮市場への移転の際にも市と契約を結んでいないこのような人たちは対象にしない」と答えた。

ところが、西市場には、市と直接契約を結んではいないが、十何年も現在の場所で商売を続けてきた業者が少なくないといわれ、一つの小間を時間差を設けて二人の業者が使用していたり、分けあって使ったり、親や兄弟の小間を譲り受けていたりで多種多様。市当局では、西市場火災のときにこうした事実を知り、「徹底的にメスを入れるため取りかかった。十年も商売を続けている既成事実は生活権ともからみ、どのように処理するのか検討中」とのことだが今後も尾をひきそうである。一方、西市場の組合側では、組合への加入金の支払いはあるが、権利金の受け渡しはないと否定している。

審議が二度にわたって中断したのは、議案の中の数字の誤りが原因。坪単位から平方㍍への換算の誤りとミスプリント。新政会議員は、「議会で発見されなければ、そのままにするつもりか。市民に大きな損害を与える可能性もあり、議会を軽視している」とつっぱねたが当局が訂正しておさまった。

参考意見をきく／那覇市議、仮市場問題で

〔沖タ・朝　１９７０・３・20〕

那覇市議会の総務委員会は十九日、開南につくった仮市場に関連して警本保安課・大城重人技官、那覇署山城長府保安課長の出席を求めて参考意見をきいた。

「仮市場が建ったためにふきんの建築が許可されない」という野党の追及があって意見を求めたもので、両氏は「付近市民の建築（確認）が許可されないのは、仮市場ができたためではなく他に原因がある」と市当局と同じ見解をとった。

同問題をめぐり、この日本会議でも又吉久正議員（新政会）らは、「警察と市当局の見解が一致しないため、被害をうけるのは近くに住む一般市民だ」と当局を追及した。これに対し市当局は❶都市計画法に基づく道路である❷建築基準法には「道路法又は都市計画による新設または変更の事業計画のある道路で、二年以内に事業が執行されるものとして特定行政庁が指定したもの」との規定があり、仮設市場が建っても建築確認に必要な道路として認められる、などの理由をあげ、「仮市場ができたために建築（確認）が許可されない」ということはありえないと答弁していた。

新町名は継続審議に／那覇市定例議会終わる

〔琉新・夕　１９７０・３・23〕

那覇市の三月定例議会最終日の本会議は二十一日午前十時から開かれ、市公園条例の制定など、市当局提出の二十二件の議案と六九年度歳出歳入決算の承認、松川護岸整備工事についての陳情などを採択、十日間の会期を終えた。しかし、町界、町名の新設、変更議案は継続審議に付されることになった。

この日はまず総務委員会に付託された安謝埋め立て地の売却議案などの審査報告を皮切りに、次々に各委員会の付託議案の審査報告が行なわれたが、いずれも〝異議なし〟で採択され、退屈のあまり途中から議場外の控え室に出る議員の姿が目立つほどの低調さだった。やっと七〇年度の更正予算審議に至って、野党の新政会が市当局案に反対、採決の結果与党、公明党が賛成にまわり十五対十二で市当局案どおり採択された。反対討論に立った宮城武議員（新政会）は「政府の税収落ち込みで、資金運用部資金から借り入れができず九十四万㌦の歳入減が生じたのは革新政府と革新市長の手腕のなさで、承服できない。また仮市場のトイをつくるための八百余㌦の追加分も、仮市場に反対している新政会の立場から認めるわけにはいかない」と述べ、更正予算案に反対した。これに対して賛成討論に立った金城吾郎議員（社大）は「政府の財政減の結果、九十四万㌦の歳入減が生じたのはやむを得ない。仮市場は前の臨時議会で建設することを決めたものであり、更正予算の承認は当然だ」と反論したが、議員自身が〝低調議会〟を口にするほどの低調議会に終始した。

那覇市との合併は時期尚早／消極的な浦添村

〔沖タ・朝　１９７０・４・７〕

【浦添】那覇市は広域都市をめざして、豊見城、南風原、浦添の合併を計画しているが、浦添村の場合、村民の反応は「時期尚早」との声が強い。同村

は那覇市に隣接しているため、那覇をあふれた人口がどしどし流れ込み、六九年末の人口は四万一千五百人に達した。過去五カ年で平均二千五百人ふえ、増加率は実に四三㌫という高い比率を示し、全琉一の増加率である。

したがって、都市計画事業をはじめ、村民の福祉向上対策など大きい課題が山積している。村当局はいま七月一日の市昇格で多忙をきわめているため那覇市との合併は身近な問題としてはとらえていない。たとえ正式な話し合いの申し入れがあっても、時期や方法で、村民はすぐOKというムードではないという。まず昇格を実現して、基本施設などをととのえ、そのあとでも合併はおそくはないとしている。

村民が警戒しているのは那覇市の吹きだまりになりはしないかということだ。那覇市は土地難で、公共用地の確保はむずかしくなっているため、合併すると、じん芥、し尿処理場、団地など、村民への恩恵が少ない施設が建ちはしないかということだ。かりに合併するにしても村民の納得のいく青写真が必要といい、合併方式も対等合併でないと、受け入れられないとの空気が強い。当面は市昇格による内部充実に全力をあげる考えであり、村当局、議会も、那覇市との合併はまだひとごとといった感じだ。

村当局は「合併は必要と思う、しかし是が非でもというわけにはいかない。浦添村の意向もじゅうぶんとり入れてもらわないと実現はむずかしい。いまのところ、那覇市からなんの申し入れもないしさしせまった問題ではない」と語っている。

那覇市との合併推進／与那原町アンケートで統一見解

〔沖タ・朝　1970・4・10〕

【与那原】与那原町でも市町村合併の機運が高まり、再選された山内俊雄町長もこの問題には本腰を入れる決意。すでに政府案（与那原、西原、佐敷、知念の四町村合併）もでき、話しあいも持たれているが、町民の間に、合併への意見が百出、町当局も明確な態度を打ち出しかねていた。そこで同町ではさる二月、全家庭を対象に世論調査を実施した。その結果がまとまったので四日、市町村合併促進特別委員会（全議員で構成、委員長・粟国良行議長）をひらき、統一見解をまとめた。

まず❶那覇市との合併を強く推進する❷那覇との合併がだめなら政府案または大里村を含む政府案で合併に努力する―という内容。

アンケート調査の方法は合併案として一―政府案、二―那覇市との合併案、三―大里村を含む政府案、四―合併反対、五―その他。回収件数一千二十六、回収率四九・〇三㌫。結果は那覇市との合併希望四七・〇一㌫、大里村を含む政府案希望二二・四九㌫、政府案希望二〇・八五㌫、その他二・六㌫、反対一・五五㌫の順で那覇市との合併が約半数を占めている。

ある主婦は「那覇の中心部からは遠いが、南風原村が那覇に合併がきまっているので、ついでに与那原もという気持ちが強いのではないか」との意見。これが一般的な考え方らしい。だが、中には那覇市に吸収されると与那原のカゲがうすれ、開発がおくれるおそれがある。それより中城湾開発をもとにして組まれた政府案、または大里村を加えた政府案を採用すべきだとの意見も根強い。とにかく、なにがなんでも那覇と合併すべきという強硬論はあまりきかれない。大里を含む政府案希望が多いのは、かつて与那原は大里村の一部だったため、同村に親しみを寄せているからのようだ。

与那原町は人口一万足らずの〝ミニ都市〟。なにをするにも予算の厚いカベにぶつかり、市町村合併の必要を身にしみて感じている。アンケートで町民も百人のうち九十八人が合併に賛成していることがわかったわけで、合併へのはたらきかけも、いよいよ具体化しそう。

栄町自治会／長い工事で大損害／各種税金の減免訴える

〔沖タ・朝　1970・4・21〕

那覇市の栄町一帯では、昨年の五月にはじまった政府のバイパス工事と、市の下水道工事が交錯、周囲の業者は「商売あがったりだ」と生活苦を訴えていたが、知念秀政栄町自治会長ら業者代表十一人は、二十日午前十一時半、市役所を訪れ「せめて各種税金を減免してほしい」と陳情した。

栄町全域におよんでいる下水道工事は、当初計画では二月上旬には終わるはずであった。四月も中旬に入ってようやくすべての配管を終え、今月中には完了する予定だが、付近住民のうけた被害は大きい。さる二月二十六日には平良市長が現場を視察、「道路工事期間中の補償にかえて事業税、所得税の減免ができるように努力したい」と答

えていた。この日も一行は、❶事業税、市民税、固定資産税などの減免措置を講じてもらいたい❷所得税については主税局長にとりはからってもらいたい❸遅くともバイパス完成までには全面的にアスファルト舗装道路にしてもらいたい―と訴えた。陳情に立ち会った前田第二助役は、「来年度予算編成でみなさんのご希望に添えるように努力したい」と答えた。

組合が移転を拒否／仮市場完成／市は移転完了通達

〔琉新・朝　１９７０・５・１〕

牧志公設市場の仮市場が完成、二十七日から現市場からの移転が始まっており、市当局は三十日までに移転完了するよう通達したが、牧志公設市場共同組合（我那覇生吉組合長）の大部分は「移転は不安」だとして移転を拒否している。しかし現公設市場は仮市場が完成するまでの間だけ営業が認められており、仮市場が完成した現在、移転を拒否することは法的に不可能であるので、移転拒否問題の成り行きが注目されている。

現牧志公設市場は昨年秋に火事を起こし、これをきっかけに公設市場を衛生的な市場に新築することが、市当局と公設市場共同組合の間で合意された。そして、新築までの間仮設市場を建設して現営業者を収容し営業させることにして、公設市場隣の神里原の政府道上に仮設市場を完成した。完成に伴い移転が四月二十七日から始まったが、三百十五店の契約業者のうち百十店が移転しただけで残りの二百十五店は「移転は営業停止につながる恐れがある」との理由で移転を拒否している。市当局としては、仮市場が完成すれば現市場から移転することを前提に、食品衛生法による営業期限を四月三十日までとした。つまり五月一日からは現市場では「営業できない」ことになっている。ところが共同組合は①現公設市場が建っている土地について土地所有者と市当局がまだ賃貸契約でもめており、この先、土地の確保ができるかどうかわからない②新しく建てられる市場の建設資金のメドがまだついていない③したがって移転は営業停止につながる―の三点をおもな理由にこばんでおり「実力でも移転を拒否する」と強硬だ。

市当局は「法的に営業できなくなるので実力で移転をこばみ、現市場で営業を続けようとしても無理である」としているが、組合が実力で居すわった場合、機動隊の導入なども考えられ動きが注目されている。

仮市場移転で激論／那覇市革新共闘／業者との討論会開く

〔沖タ・朝　１９７０・５・３〕

那覇市の革新共闘会議（宮里栄輝議長）は、二日午前と午後にわたり、市当局、西市場業者から、難航している仮市場移転問題についてのそれぞれの意向をきいた。仮市場移転問題は、市当局の西市場閉鎖計画に対し、土地が確保されない限り移転できないと主張する業者があくまでもこれを阻止すると強硬な構えをとっているため、どたん場でまたふり出しにもどったかっこうだが、共闘会議はこれを重視、両者の意見のくいちがいを明確にし、市民討論会の形で解決をはかろうというもの。

この日は業者約百三十人、三政党代表、労組代表、婦人団体代表らが午前中市当局の計画を聞いたあと、午後一時から市場業者と話しあった。話し合いは、終始緊張したふん囲気の中で行なわれ、我那覇組合長、高良青年部長は①市当局の政府運用部から資金を借り入れるとの計画は政府の財政状態からみて不安だ②地主は、土地の賃貸を拒否、裁判でも引き延ばし戦術をとっており、話し合いによる解決はありえない③だからといって土地収用についても審査委員の構成上疑問が残る―と、市当局の計画には大きな危険が伴っていることを指摘した。

これに対し、仲本、島袋、黒潮三党代表らは①業者は本当に市と市場をつくってもらう意思があるのか②さる十二日に、全員移転するとの五項目協定を翌日はひるがえしている。このような状態では、責任者との話し合いを持っても計画は推進できない③現在の仮市場も業者側からの提案による―と市の立場を説明したが、移転に反対する業者は、「市は業者の組織分断をねらっている」「約束した仕事もやってないし、何度も裏切られた」と激しく応酬した。

市と業者の間に大きな意見のくいちがいがあるため、代表者との約束は全業者に守ってもらう、との取り決めをして三日午前十時から改めて問題をにつめていくことになった。

三日は、土地収用を中心に話が進められるとみられている、ところが、市場を使用している業者が名義人と実際の使用者が異なっているケースが多い

ことから、市当局が使用権についてこれまでにない厳しい態度にでていること、業者間に移転賛成派と反対派との意見のくいちがいが表面化したことなど、仮市場移転問題も三日の話し合いが分岐点になりそう。

話し合いついに決裂／牧志第一公設市場の移転問題／市側、立ちのき強行決める

〔琉新・朝　1970・5・14〕

那覇市当局と業者組合の間で紛糾を続けている牧志第一公設市場の移転問題は、革新市政共闘会議の〝話し合いによる解決〟の努力にもかかわらず、ついに決裂してしまい、市当局と業者の激突は避けられない見通しとなった。市当局は業者の市場使用契約が四月三十日で切れたことをたてに、裁判所に対して占有権排除の手続きをとっており、ここ二、三日のうちに執達吏による立ちのき命令が出るものと予想されるが、命令が実行されないときは当然機動隊の出動も考えられるところからなりゆきが心配されている。

これに対して市場組合（我那覇生吉会長、二百七十人）は十二日午前十一時すぎから同組合事務所で記者会見し、事態をこれほど悪化させた原因はいっさい市当局にあるとして、改築に必要な予算と土地の確保が実現しない限り移転には応じないとの態度を明らかにし、市当局が力で押し切るならそれには対決せざるを得ない―としている。

ここまできてやむをえない

前田第二助役の話　われわれはこれまで何度も話し合いを持ち、円満解決に努力してきたが、業者の態度は二転三転し、時間を引き延ばされてきた。これ以上時間をとられることはできないので、やむなく法的手続きをとり司直の手をかりる以外にないと判断した。計画図も十五日に完了するので、六月議会には予定どおり改築予算案を提出する。予定どおり改築はできるだろう。しかし現在移転に反対している業者はすでに市場使用契約がないので、改築がすんだ場合でもそこに入れるとは限らない。公募することもありうる。

あくまで抵抗する

我那覇会長の話　われわれは改築のため全力をあげて努力してきたが、市当局は何ら責任ある行政をやっていない。そのためわれわれ二百七十余人の業者の生活と市民サービスを市当局にまかせることはできないと判断した。したがって改築に必要な予算と土地の確保が実現しない限り移転せず現市場で営業を続け市民サービスに全力をあげる。第二公設市場（新市場）の用途変更問題や市が示した改築計画予定が大幅に狂い、相互間に不信を生み出した。また火災後組合の反対を押し切って仮市場を建築、移転を強要してきた。このため一部業者が分裂、移転に応じたが、われわれは予算と土地の確保ができない限り移転には応じないとの立場から今日までやってきた。しかしながら、あくまで話し合いによる解決との立場から市政共闘会議のあっせん案をのんだが、市当局はそれをも否定した。残念でならない。こうなったらわれわれは正しい要求を掲げて戦う以外にない。しかし、市当局が対等の立場で話し合うというのであれば、いつでもそれには応じ、できれば激突は避けたい。

仮市場への移転に強く反対／市当局仮処分申請／業者法廷に押しかけ

〔沖タ・朝　1970・5・19〕

那覇市の西公設市場改築計画は一部業者が仮市場への移転に反対、紛糾しているが、那覇市当局は業者の市場占有、建築妨害排除の仮処分を那覇地裁（民事第一部知念義光判事係り）に申請、強制執行の態度に出た。このため十八日午前十一時から開かれた第一回審尋には約百人の業者が法廷に押しかけて移転反対を訴え、両者代理人の間で激論を交わした。

市当局から出された仮処分申請の内容は❶業者は市場建て物から退去し、土地を明け渡せ❷業者は現市場用地への立ち入り、工作物を放置するなど市場に対する市の占有権を妨害してはならない❸裁判所は立ち入り禁止、妨害禁止の強制執行をしなければならない―というもの。市当局は仮処分申請の理由として「市は市場の近代化と施設の完備をはかり同市場を取りこわして鉄筋コンクリート建ての新市場建築を計画している。その実施にあたっては業者との協議で全員一致の賛同を得、市内樋川に設置した仮市場への移転についても合意した。その結果、市と業者との間には家屋賃貸契約は合意解除されたことになり、業者は市場用地や建て物に対する占有権はない。一部の業者は仮市場への移転期日（四月三十日）までに申し込みをしておらず、市場使用の権利も放棄したもので、市場の占有権はない」とのべた。

市当局側は宮里松正、本永寛昭、芳沢弘明三弁護人、業者組合側は宮良寛才、金城睦両弁護士を法廷代理人に立てた。当局側が❶現市場は不良施設として指摘され、改善命令が出ていた❷すでに地質調査としてボーリングがはじまっている❸七〇年度追加予算で調査・測量費、設計費をはじめ仮市場の建築も未完了し大半は移転している―など予算執行、議会対策の面から行政責任を強調した。これに対し業者側は、生活権を主張、基本的には市当局に協力したいとしながらも❶仮市場に移転すれば収入が減る❷移転の期間を最小限にとめ、生存権を守ってほしい❸予算、土地の確保など具体的なメドが立たないかぎり移転できない―と訴え、平行線をたどった。次回は二十日午後四時。

当局案どおり認める／那覇市議会総務委員会／新町界町名を全会一致で

〔琉新・朝　1970・5・24〕

新町界町名を審議中の那覇市議会総務委員会（黒潮隆委員長）は、市当局から提出された原案どおり、新町界町名を承認することを全会一致で決めた。これで、これまで市民から親しまれてきた西新町、西本町、天妃町、下泉町、美栄橋町、重民町、高橋町、崇元寺町、松下町などの町名がなくなることが確実となった。

那覇市の町界、町名はこれまで複雑に入り乱れ、都計が進むにつれてその変更が市民生活のうえからも必要とされていた。このため市当局は、町界町名審議会（川平朝甲会長）や地域懇談会などを開いて慎重に検討した結果、消失する前記町名を新町名に再編することを決め、議会に提出していたもの。

これに対して、那覇市の文化を守る会（名渡山愛順代表）から「新町界町名案は、那覇市の歴史を踏みにじり、庶民の伝統の記録を無視するものであって、町界はともかく町名は絶対に残すべきだ」との強い要請が出され、総務委員会でも、その点が審議の中心となった。結局、市当局案どおり決定されたが、全会一致で可決されたことから、本会議でもこのまま承認されるものとみられる。

市場問題やっと解決／全業者が仮市場へ移転

〔沖タ・朝　1970・5・27〕

那覇市開南交番所横に建設された仮市場への移転をめぐって市当局と西市場業者が対立、裁判問題に発展するなど紛糾を続けてきたが、二十六日、那覇地裁の和解勧告を市側、業者側が了承、協約書にもとづいて二十八日までに全業者が仮市場に移転することになり、ようやく解決にこぎつけた。

協約書の内容は❶市当局、市場業者は協力して西市場改築に当たる❷西市場の全業者は、二十八日までに仮市場に移転、移転が終わったときに市当局は仮処分申請を取り下げる❸仮市場に移転しない業者が四月三十日に失った市場使用権を復活させ、そのときに有していた権利を消滅させないものとする、の三項目。市当局は、さきに「四月三十日までに移転しない業者は、市場使用権を放棄したものとする」と警告、それが紛糾のひとつの原因になっていた。このため、現在西市場に居残っている業者は、仮市場への移転のとき改めて契約をすることになる。ところで、仮市場の小間数が三百二十二しかないのに対し、すでに移転している業者が百十人、現在西市場で営業している業者は二百五十二人と、業者数は小間数よりはるかに多い。市当局では、正規の許可業者を第一に、名義上の業者と名義を借りて営業してきた業者とがかちあう場合は、実際に営業している業者を優先するとの基本姿勢で調整していくとしているが、市当局と業者のいい分にはかなりのくいちがいがでそう。

我那覇生吉組合長の話　われわれとしては①敷き地の確保②建築資金の確保③予算の承認など三つの作業のメドづけを訴えてきた。市民の台所としての機能をはたしてきた西市場の改築を十四年間、三代の市長に訴えてきており今後も平良市長に協力していきたい。

市内の軍用地開放できぬ／〝移動資金がない〟／民政府／那覇市の要求に回答

〔沖タ・朝　1970・6・5〕

米民政府は四日、那覇市の市内軍用地開放の要求に対し「軍事施設の移動のための資金調達が不可能で那覇市内の米軍用地の開放はできない」と正式に文書で回答してきた。

今後の都計に障害

那覇市は、市総面積の三分の一を占める軍用地を抱えており市民の財産と生命に危険を与え、都市開発の障害となっていると、さる四月六日に、稲嶺第一助役がベネット米民政府副民政官

に軍用地の早期撤去を要求、五月十一日には、佐世保、横須賀、那覇の三市放射能対策等連絡協議会で「基地開放と毒ガス撤去」の要求決議を採択、日米両政府にその実現を要請していた。

米民政府の回答の内容は❶牧港の米人住宅地域および与儀ガソリンタンクのような合衆国の主要軍事施設の移動のための資金が調達できない。これらの施設が建設されたときは、人口は少なかったし、与儀ガソリンタンク地域には安全予防策を講じてある❷マーニング社貸し住宅地域については、近いうちに沖縄教職員の代表と話し合うことになっている❸那覇航空隊内3号線は、軍事行政上一般交通への開放はできない―など。

那覇市の都市計画では上の屋米人住宅地域に、市立病院、交通広場、市民の森などを構想、市内の学校、住宅、保育所などのため土地利用計画もつくられ、軍用地の開放が急務とされているだけに、今後も大きな課題となりそう。

水間建設部長の話　かってない分で合意できない。与儀ガソリンタンク地域に安全予防策をしてあるといっているが毒ガス同様決して安全だといえない。那覇航空隊の3号線は県民が使えない県道である。天久の米人住宅地域にしろ那覇市民区域の人に超密度を考えれば主人公がちぢこまり、よそものが大きな顔をするというマンガにひとしい。土地は一日も早く地主に返し、土地料については市に任すべきだ。米軍政府の回答はよくいわれる七二年返還がたんに施政権のみの返還であり軍事基地を強化して行こうとする態度のあらわれである。今後那覇市の都市開発のカギは軍用地開放にある。

軍用地の開放推進／那覇市定例議会／平良市長が施政方針

〔琉新・夕　1970・6・9〕

那覇市の定例議会は九日午前十時から開かれ、会期、日程を決めたあと平良市長の七一年度施政方針演説が行なわれた。会期は二十七日まで十九日間。

平良市長は、新年度施政方針として、七二年にメドづけされている本土復帰は、毒ガスの撤去、反戦平和、基本的人権の確立、住民自治の拡大という立場から推進されなければならないとの基本姿勢に立ち、平和で豊かな沖縄県づくりの中核となる那覇市政にしたいと強調、重点施策として①復帰体制づくり②軍用地の開放と都計事業の推進③沖縄県の中核都市圏づくりとしての市町村合併④市制五十周年記念事業―などをあげた。次は施政方針の要旨。

一、七二年復帰をひかえ、市制五十周年を迎える那覇市の市政を担当する者として、光栄に思うとともに一層重大な責務を負っていることを自覚している。現在の政治情勢は、復帰に伴う生活不安とベトナム戦争や毒ガス、続発する外人事件などで県民の生命は重大な脅威を受けている。戦後二十五年におよぶ復帰運動が反戦平和を目標に、核基地の撤廃、即時無条件全面返還に発展したのも、まさに今日の情勢を予測したからにほかならない。

一、このような政治情勢に直面しながらも、本土政府は沖縄・北方対策庁を設置、すでに政治、経済など各部門の調整も進め、七二年返還協定づくりの日米折衝を開始、私たちはこれらの動きと対応しつつ、核基地や毒ガス撤去、反戦平和につながる本土復帰と、自主的にして豊かな県づくりの体制を早急に確立しなければならない。

一、私はこの一年間、政治的には反戦平和をめざす市民大衆とともに進み、市政においては①民主市政を高めること②こどもの福祉と市民生活の向上③教育と文化の発展④近代的都市づくりなど四つの柱を中心として市政を執行してきた。政治面では復帰運動への参加、軍労働者の解雇に対する抗議、B52、毒ガス撤去、横須賀・佐世保・那覇の三市協議会の設置と原潜寄港、軍用地問題の共同対策―などを行ない、具体的施策としては、新港、公会堂建設はじめ、安謝第四次埋め立て、上下水道の整備、公園、住宅、保育所の増設などを積極的に進めてきた。

一、那覇市が直面している問題は、市の総面積の三分の一を占める軍用地を開放させ都計を促進すること。また、都計法の整備強化と財政の確立―などであるが、この問題解決には、本土政府の責任においてなされなければならない面が多く、琉球政府ともタイアップして特別措置法を策定させるなど、ぜひとも実現させなければならない問題だ。

一、さらに、復帰後も那覇市を沖縄の県都として発展させるためにも民主的な市町村合併を促進、琉球政府が進める中核都市圏づくりと結びつけ、計画的な市づくりを強力に推し進めたい。

一、以上のような基本方針が新年度にすぐ実現できるわけではない。それ

は、施政権者である米国が財政援助を大幅に削減、また本土政府の財政援助に多額の対応費が必要とされ自己財源が圧迫、このように予算が使えないという事情がある。だがいかにきびしい財政環境にあっても市政を前進させなければならないとの立場から、財源ねん出に努め一般会計二千百八十万㌦、特別会計、合わせて総額二千七百二十九万㌦を確保することができた。これに基づき、那覇新港の新設など継続事業をはじめ牧志公設市場など新規事業など事業費を大幅に増して予算を組んだ。

幕あけた定例議会／那覇市会／中身ない施政方針／新政、公明／本会議で追及の構え

〔沖タ・朝　1970・6・11〕

那覇市の六月定例議会は、九日開会、平良市長は、「軍用地の開放による都市開発を進め、復帰体制をはかる」との施政方針を述べ、七一年度一般予算案など四十四件の議案を提出した。市長の施政方針演説に対し、与党側は「政治的には、反戦平和の立場に立ち、財政硬直化の中で土木費など事業費も昨年以上に組めた」とべたぼめ。これに対し野党の新政会、公明党は、「中身のともなわない作文にすぎない」と非難している。

市長の施政方針に対する一般質問は、十一日、党派別に代表が行なうことになっている。持ち時間は、新政会二時間、社大、人民、公明が各一時間。新政会幹事長の金城重正議員は「革新特有のはったりだ。❶都市計画事業の主体者である市長の権限の強化❷財政の確立強化❸軍用地の開放の七一年度の市政の三つの柱を打ち出しながら〝この方針がただちに具現するとは限らない〟と後段で打ち消すなどつじつまがあっていない。予算案をみても、前市長の敷いたレールに手なおしを加えたものにすぎず、目新しいものは少ない。牧志西市場の改築問題にしろ、百三十五万㌦の予算を計上しているが、地主の納得もないままに建築できるのか。全く中身のない施政方針だ」と手きびしい。

また、公明党の玉城栄一書記長も「軍用地の開放など耳ざわりはいいが、中身はさびしい。観念的にすぎる。市長自身、あちこちで要請はしているようだが、市民の先頭に立って撤去運動をしたことがあるのか。また児童手当ての新設にしろ、これまで公明党が推進してきたものだが、九千六百㌦の予算措置では、ごまかしにすぎない」と、本会議ではきびしく追及していく構えをとっている。

新年度予算概要

❶新都市計画事業の推進、住宅難の解消、環境衛生の強化、牧志西公設市場の建設など近代的都市づくり❷市民福祉の向上❸教育の充実❹公共施設の整備―を重点施策とする七一年度総予算案は、二千百八十八万六千五十七㌦で前年度より百七万三千八百二十二㌦の増。このうち、自己財源は、一千百五十六万九千九百七㌦（五二・九㌫）、依存財源一千三十一万六千百五十㌦（四七・一㌫）と昨年に比べ、一㌽自己財源ののびがみられる。

経費別にみると、事業費が一千三百二十九万七千㌦（六〇・八㌫）人件費が三百九十六万八千㌦（一八・一㌫）教育負担金が二百五十八万一千㌦（一〇・八㌫）公債償還費が九十八万㌦（九・六㌫）営造物管理費が二十二万㌦（〇・五㌫）物件費その他が八十三万九千㌦（三・六㌫）となっている。

新年度事業として予算化されているもののおもな事業は次の通り。

▽土木関係事業（一千三百二十九万七千㌦）真嘉比・古島地区などの道路、橋梁、排水工事。第四次泊・安謝間埋め立て事業。▽都市計画事業（百九十九万五千㌦）。安謝橋・内間インターチェンジ間、松川ポンプ場・首里崎山の農業試験場間、開南の平和橋・神里原の大洋琉映館間道路建設工事など。▽港湾建設事業は、日琉政府の援助で実施しているが、七一年度は、二百十九万二千㌦で昨年より百十四万㌦の減となっている。

▽社会関係事業（二千三百四十五万㌦）児童手当て制度の新設が目立つ。この制度は、児童の養育費が家族生計に占める比重が大きい家庭に必要な給付を行ない、子だくさんによる貧困を防ごうというもの。新年度は、四人以上の子どものいる家庭で四人をこえるごとに、月額二㌦五十㌢を支給するという。ところが、予算化されたのは九千六百㌦で六百二十八人の六カ月分。

▽保健衛生事業（三十七万六千㌦）これまでごみ処理事業で市直車や委託処理車などに市民ひとりびとりが積み込んでいたのを改めて、一定の場所に集められたごみを直接収集するため、また、ごみ処理場の施設改善のため、として前年度より十四万五千㌦の増となっている。

▽産業関係事業としては、牧志公

設市場の改築があげられる。牧志公設市場の改築は、ショッピングセンター再開発の一環として進められるもので、すでに開南に仮市場を建設、七一年度には建築事業に着手する計画。設計画としては、鉄筋コンクリート建て地下一階、地上二階で延べ三千五百三十平方㍍となっている。西市場改築の総事業は、建築費七十万㌦、用地買収費六十五万㌦、その他諸経費を含めて百四十一万五千㌦となるが、このうちおもに建設工事費と用地買収費の百三十五万㌦については起債で充当する予定。

都市開発で論議／那覇市会／ガス撤去要求を決議

〔沖タ・夕　1970・6・11〕

開会中の那覇市議会は十一日午前十時、平良市長の施政方針に対する一般質問を行なった。これより先社大党の金城吾郎、島袋宗康両議員が毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議案、米軍人による女子高校生刺傷事件に対する抗議決議、物価値下げに関する要請決議案を提案、全会一致で採択、会期中に全議員が関係筋に抗議し決議文を手渡すことになった。

一般質問の第一陣に立った宮城武（新政会）氏は市長の施政方針は各派の要求をハサミとノリでつくったものである―ときめつけ、日米共同声明以後の沖縄の情勢判断を被害妄想の現われであると非難した。さらに❶都市開発による復帰体制づくりを強調、その前提として都計の主体者である市長権限の確立、財政の確立、軍用地の開放を上げているが、都市開発がおくれている理由を軍事基地のせいだとするのは政策のなさをかくすための責任のがれである。住民地域の開発さえできないのにどこを開発するつもりか❷都市開発を国の責任でやるというが復帰まで何もしないつもりか―と追及した。

これに対し平良市長は市内の軍用地は法制上も財政上もあらゆる面で都市開発の障害になっている。市内のスラム解消、学校、保育所など公共施設、福祉施設を建設しようにも市の三分の一を軍用地にとられてはどうしようもない。市長の権限が市内の三分の一に及ばないことにもなる❷本土では戦災都市復興法などの適用により国の責任で復興してきた。復帰まで何もしないというのではなく国の責任でもっと都市開発、復帰体制づくりをはかるということである、と答えた。

那覇市議会／不審あればただす／当局／首里バス経営で答弁

〔沖タ・朝　1970・6・13〕

開会中の那覇市議会は、十二日の一般質問で十人の議員が、それぞれ市長の政治姿勢、福祉、財政、都市問題などについて質問を行なった。

その中で久高友敏議員が首里バスに対する市当局の態度を質したのに対し市当局は、「企業を育成する意味で直接会社運営に干渉はしない」としながらも、❶持ち株の譲渡は当分の間ありえない❷会社の役員に不審な点があれば臨時株主総会の開催を呼びかけ役員の職責をただしていく用意がある―と注目される発言を行なった。

久高議員は、❶首里バスは、資本金七万㌦に対し赤字が八万㌦もあると伝えられているが、会社の大株主は、一株一㌦二十㌢の株を一㌦五十㌢で買い集め、市に対しても持ち株の譲渡を要請している。市は株を売り渡す意思があるか❷車両の修理を取締役の一人が経営している会社にさせているが商法上も疑わしいし、重役の旅費についても脱税行為だとの疑惑が流れている。一台当たりの一日の水あげが二十㌦の銀バスが黒字で三十㌦の首里バスが赤字をかかえている。三万株（四二㌫）を持っている市は、意思の反映されない小株主の意見を反映させこれまでの会社運営を是正すべきだと質した。

これに対し、稲嶺第一助役は、「復帰を前に企業統合の機運がある。特にバスは住民の足だといえるし、市民サイドからの発言権を持つことは必要なので、株の譲渡はありえない。また、会社運営についても、これまでも意見を述べたこともあるが、とくに赤字会社の役員の報酬のあり方などについて臨時株主総会を開いてでも質していく」と答弁した。

宮城武議員（新政会）は、市営住宅への入居方法をとりあげ、「市有地をかりて家を持っている人が、市営住宅に入居している」とはげしく追及したが、水間建設部長は、そのような事実はない、と否定した。

低調な予算審議／那覇市６月議会／政策論争みられず

〔琉新・朝　1970・6・14〕

開会中の那覇市議会は十一日から新年度予算案に対する一般質問が行なわれているが、これといった政策論争もなく、抽象的なことばのやりとりや市

当局への激励演説、要望的発言が目立ち、なかには質問を棄権する議員も出るなど例年の予算議会にみられない低調さだ。

十三日は喜久山朝重議員（新政会）に続いて中村昌信議員（社大）が公害対策、学校の衛生管理問題などについてただした。中村議員は、基地産業に代わるものとして石油やアルミなどの企業が沖縄進出するといわれているが、公害対策は万全を期すべきであり、市当局は公害条例などを制定して対処する用意はないか。また、最近各地の学校で結核や結膜炎など児童の集団的な病気の発生や食中毒などが続発しているが、那覇市の学校ではどのような対策がとられているかとただした。

これに対して平良市長は「本土でも公害問題は重大な問題となっており、慎重に検討して対処したい」と述べ、学校の衛生管理問題については阿波根教育長が「全児童生徒を対象に毎年一回ツベルクリン反応による結核のチェックを行ない早期発見につとめているので完ぺきとはいえないまでも集団的に発病するような心配はない。また給食も調理人の健康に十分注意しているので一応安全ではないかと思う」と述べた。

市場問題など追及／那覇市議会、全議員が出席

〔沖タ・朝　1970・6・16〕

十五日の那覇市議会は、今議会はじめて全議員が出席、七一年度歳入歳出予算案を中心に四十四件の議案について質疑・答弁をかわした。新政会の金城、又吉、仲村議員らは、市場問題を、また人民党の黒潮議員は、久茂地川水上の駐車場をとりあげて、「当局はどのような措置を講じているか」と質問した。

金城議員は、仮市場に移転している業者の中の二十八人が正規の許可業者でないことを取りあげ、「市は三月議会で不法入居者を撤去すると約束したのではないか」とはげしく迫った。これに対し前田第二助役は、「三月議会で問題になったのは、西市場の火災のどさくさにまぎれてはいってきた業者のことである。仮市場に収容された二十八人の業者は、十年以上ないし四年以上にわたって許可業者から権利を賃貸あるいは譲り受け、実際に営業を続けてきた者である。名義だけの業者を取り消し、実際に営業してきた業者に使用許可を与えることにした」と答えた。

また、又吉久正議員は、「市は、西市場地主との交渉が行き詰まる最悪の事態に備えて、六月四日に強制収用の申請を手続きしたと聞いているが、準備を進めているか。和解の可能性はあるか」と追及したが、前田助役は、利害関係がからんでいることを理由に明確な答弁をさけた。

さらに、黒潮議員が、都計と関連して久茂地川水上に設置された国場組の駐車場についてただしたのに対し、市当局は「市の管理である川沿いのグリーン地帯については、撤去を指示、河川部分が米民政府の管理下にあるため、目的外使用として撤去要請をしている」と答えた。

43件の議案を委員会に付託／那覇市定例議会／一般質問は終わる

〔琉新・夕　1970・6・16〕

開会中の那覇市定例議会は十五日で一般質問を終え、七一年度の予算案をはじめ児童手当て条例案などで四十三件の議案を各委員会に付託したが、この日の質疑は全般的に詳しい数字をもとにしたきめ細かなものが目立った。

この日、まず金城重正議員（新政会）が「平良市長は福祉予算を盛んにPRしているが、福祉予算の占める比率は西銘市長時代の六九年度予算一二・五%に比べ、新予算は一〇・七%にすぎない。いうことと予算の裏づけが合わないではないか」と追及した。稲嶺助役は「六九年度は与儀公園や若狭市営住宅などの建設費が大幅に出たため、比率においては高いが、内容的には新予算の方がいい」と答弁した。

また仲村正治議員（新政会）は①市長は公約で役所職員が多いと批判したが、職員は毎年ふえて人件費もふえている。このままでは市の予算は人件費に食われてしまう②市が多額の予算で建築しようとしている市場には三十数人の他市町村民がはいっているが、市民の予算でつくって他人に使用させるとは納得がいかない③市長は軍用地の開放を大きな目標としているが、天久地域の土地の構成は、国県有地、市有地、個人有地などどうなっているか。土地の七五%を軍用地に取られている小禄地区は開放要求しないか―などきめ細かな質問を行ない、市当局を立ち往生させる場面が再三あった。

これに対し平良市長は「職員が多いということよりも、公僕として職員が何をやっているかが問題で、その点十分配慮している。軍用地の地主構成は調べて報告したいが、軍用地開放は私の施政の基本であり、とりあえず天

久、与儀ガソリンタンク地域が都計上早急に必要なため、両地域名をあげているだけで、小禄地区もぜひ今後はとりあげたい」と答弁した。

牧志市場問題やっと可決／那覇市議会／ヤジと怒号の中で／用地の買収が焦点

〔沖タ・夕　1970・6・27〕

もみにもんだ那覇市の牧志公設市場問題は、那覇市六月定例議会最終日の二十七日午前の本会議で、起債によって改修するという市当局の案が賛成多数で可決され、ようやく一段落ついた。建設用地の買収については六十五万ドルの予算を組んであるが、地主側は用地の返還を要求して裁判ざたになっており、那覇市の市場問題は用地買収問題に焦点が移りそう。

那覇市定例議会最終日は、午前十時すぎから本会議を開いたが、牧志公設市場建設債については、前日の総務委員会で野党の新政会委員が、牧志市場はすでに完成した。第二公設市場で十分である。土地の取得についても地主の反対がありどうなるかわからない、などの理由をあげて反対、四対三で市当局案が否決されたため、本会議での成り行きを見ようと、この日約三百人の市場関係者が傍聴席を埋めた。黒潮隆総務委員長から委員会案が提案されると、「業者を無視したやり方だ。市当局案を通せ」と傍聴席がさわぎ出し、さらに討論にはいって新政会の金城重正、又吉久正両議員が委員会案を支持し当局案に反対する討論を行なったところ、ヤジとバ声が乱れとび議事は再三中断した。

市当局案を支持する討論に立った社大党の仲本安一、人民党の黒潮隆両議員は、「現在の市場は老朽化し環境衛生も好ましくない、早急に改修する必要がある。野党は市場を二つつくる必要はない、第二公設市場で十分といっているが、現在の西市場は那覇のショッピングセンターの核となっており他には移せない。もし他に移せば公共性を無視した個人の手で市場がつくられ、業者を圧迫することになる」と強調した。反対討論の両議員は、那覇の市場問題は第二公設市場が完成した時点で解決されていたはず。その時点で解決できず問題を残してきたのは平良市長の責任である。ショッピングセンターの核ということなら第二公設市場にもっと力を注いで核として完成させるべきである。地主の反対もあり、これを無視した市の計画が実を結ばなかった場合、路頭に迷うのは第二公設市場にはいらず仮市場に移った業者たちであろう。そうならないうちに当局案をとり下げてもらいたい」と主張した。

ひきつづき採決に移り傍聴席のヤジと怒号の中で賛成十四、反対十で市当局案が可決された。公明会は市当局案支持に回った。採決と同時に傍聴席は総立ちになり「バンザイ」を叫び、口笛を吹いて大喜びだった。

一社説一　〝市民の声〟を具体的に／那覇市が訴える軍用地の開放

〔沖タ・朝　1970・6・30〕

「軍用地が、都市計画の大きな邪魔になっている」と、那覇市はさきほどから軍用地の開放を訴えつづけている。

直接、軍事基地として使っているわけではないが、那覇市には米軍関係に占有されている土地がかなりある。与儀のガソリン・タンクをはじめ天久の住宅地域や小禄の施設、松山町にある貸住宅敷き地など加えると、ゆうに三百十三万坪を越し、なんと那覇市全域の面積の三分の一に達するという。

急速な人口増とともに、地方自治体としての那覇市は道路、学校、公営住宅、その他の公共施設の敷き地に困り、何をしようにも土地がなくて、お手上げの状態である。そこで、平良市長は就任間もなく軍用地の開放を呼びかけているわけだが、現地米軍の当局者は、否定的な回答をくり返すばかりである。

那覇市とまったく同様な発想で、琉球政府はさきに、沖縄全域にわたって基地の総点検にのり出し、各市町村について経済開発のために開放を要求したい軍用地の地目調査をしたことがある。そして、これは復帰準備委員会に持ち出すはずであった。

ところが準備委のその後の経過が、公表されていないので、軍用地開放の交渉も、どこでどうなっているのか、皆目不明だ。

二つの要求が一致

軍用地を整理縮小して開放せよ―とは、はじめ政治的要求であった。いまでは、さらに進んで「基地撤去」が大衆運動のスローガンとさえなっている。昨年十一月の日米共同声明で七二年復帰のメドがついたとき、施政権は返還されても、基地はいささかも減りはしないではないかというのが、一般の人々の率直な不満であった。

その背景には、アメリカのドル防衛策により、基地は動かないが、基地収入は次第に減少していく傾向に対する不安もふくまれていたことだろう。しかし、いずれにしても、本来軍事基地というものは、将来なくしていく方向で考えねばならぬはずだ。

この政治的要求に、経済的要求が重なってくると、問題はいっそう具体的となり、切実となる。

那覇市の場合がまさにそうで、市街地の中にガソリン・タンクのような危険な施設があっては、日常生活がたえず不安であるし、またスシ詰め教室を解消するための学校を建てようにも敷き地はなし、道もつくれない。緑地に至っては望むほうがムリだといった現状では、市民の大多数が目の前の軍用地を一日も早く返せということになる。

事実、那覇市は都市開発の面で行き詰まっている。安謝に新港ができたものの、これを機能的に生かす背後地がない。天久の米人住宅地域の開放をもとめて、首里と結ぶ道路、緑地帯、住宅街その他文化的な公共施設など計画しており、整然とした町づくりを考えているようだが、それを実現するためには、何はともあれ軍用地の開放が先決である。

先日、この地を視察した山中総務長官も、「市街地の中に軍用地があるのは七二年復帰を前にして感情的にも限界がある…」と語ったという。

関心をそらすな

では、この交渉はいったいだれがやるべきか。いうまでもなくこれは国家間交渉によるべきものだろう。

復帰にさいし、対米交渉を必要とする事項については、すべて現地の準備委で話し合うことになっている。原則からいうといろいろ疑問の点があるが、それには行政主席が顧問の名で参加、そしてどんな問題でも持ち出して、日・米・琉三者の間で討議することができる。準備委とはそのような機関だと説明されている。

またとない機会だとして、わたしたちは準備委に沖縄側から積極的に提案、軍用地の開放を迫るべきだと訴えた。国政参加による選挙で、沖縄は新しい政治的季節を迎えようとしているが、この騒ぎのために市民の関心が、そらされてはならないと思う。

この問題には、もう一つ同時に並行してすすめねばならぬ作業がある。軍用地には個人有地が多い。そこで、地主の理解協力が当然必要となるだろう。開放運動を強力に展開するためには、地主対策の問題がネックとなって、足を引っぱられることを、絶対に避けなくてはならないからである。

対米交渉にあたって、もっとも肝じんなことは、間接的な市民のもりあがる声である。なにかにつけて、米国に対し遠慮しがちな日本外交筋に、決断を迫るためにも、強力な市民運動に結集される「市民の主張」が、具体的に示されねばならないと思う。那覇市の例は、他の市町村にも影響を与えるに違いないのである。

西市場建設にまた疑問／地主／土地明渡し請求／那覇

〔沖タ・朝　１９７０・７・７〕

那覇市の牧志公設市場問題は、六月定例議会で市場建築債などすべての市場関係予算が通過、今後は市場敷き地の確保が最大の焦点となっている。ところが、地主側は市場敷き地の返還を要求、すでに地主の一人上岡〇〇〇氏は、敷き地返還をめぐって裁判継続中だが、今度は、地主の上原〇〇、照屋〇〇〇両氏も土地明け渡しの請求の訴訟を提起した。

牧志公設市場敷き地は上岡氏所有の約九百九十平方㍍と照屋、上原氏共有の約三百三十平方㍍の二筆。上岡氏は、去年十月、牧志公設市場が火災にあった直後、土地を明け渡すようにとの訴訟を那覇地裁に提起すると同時に、建築禁止、転貸禁止の仮処分、焼け跡を撤去せよ―との仮処分を申請していた。①地主三氏と西銘前市長との間で六七年、新市場完成後西市場を明け渡すとの覚え書きを交わしている②新市場はすでに完成している―というのが上岡氏の訴えの理由。

これに対し、市側は、西銘前市長の覚え書きは議決事項であるにもかかわらず議会の同意を得ていないとして異議申し立てをしたが、建築禁止、転貸禁止については上岡氏の言い分が認められ、本案は継続中である。上原、照屋両氏の土地明け渡しの訴えの理由も上岡氏と同様、西銘前市長の覚え書きを根拠としている。

ところで、市当局は、西市場の土地の確保はあくまでも話し合いで解決したいとしながらも、「最悪の事態に備えて」すでにさる六月四日事業認可の手続きをしている。開南交番横から神里原にぬける都計道路が七二年早々には開通予定、それまでには、現在の仮市場を撤去する必要があるため、遅くとも今年の十月末には、西市場改築工事

に着手しなければならない。そのためにも、土地の確保が急務とされているが、地主三氏は、あくまでも土地の明け渡しを要求しているので、西市場問題は裁判、土地収用の両面で成り行きが注目されている。

那覇市の新収入役に呉屋氏

〔琉新・夕　1970・7・14〕

那覇市は市の新しい収入役に呉屋永得氏（五四）を決め、十四日議会の承認を得た。渡口政行現収入役が、十五日で任期切れとなるため、その後任に選ばれたもの。呉屋氏は、昭和十一年、中央大学法学部を中退、戦後は米民政府を経て、立法院に勤務、現立法院文教社会調査室長。就任は十六日。

効き目のない防音装置／拓南製鉄／市が改善勧告

〔沖タ・朝　1970・7・26〕

工場の騒音がひどく、問題となっている那覇市壺川にある拓南製鉄の騒音防止設備が完成、二十三日の晩から二十四日早朝にかけて行なわれた調査結果がまとまったが、こんどの防音装置機も期待したほどの効果はなかった。

那覇市は、拓南製鉄に対し同社の騒音が人間の受認限度をこえているとして、防音装置の改善を要求した。会社側は、市の勧告に基づき、騒音の発生源であるブロアーと集じんダクトを吸音性のあるガラスウールで包み込む装置をとりつけ、二十一日工事は完成していた。こんどの調査結果と装置取りつけ前（六月三日～四日）の調査を比較すると、夕方六時には平均六十五ホンで前より五・八ホン低くなり、晩十時には八ホン低めの六十二・四ホン、早朝六時には六十四・四ホンで七ホン低くなっているが、夜昼とも本土の環境基準よりは十ホンから二十ホンも高い。

こんどの調査でブロック塀でしゃ断されている地点が、他の地点に比べて、かなり防音の役目を果たしていることがわかっており、市衛生課では、今後も調査を続けつつ、他の個所もブロック塀を設置するよう勧告したいと語っている。

〝市民の台所〟に待った／公設市場改築工事認定／地主が地裁へ提訴

〔琉新・朝　1970・8・6〕

那覇市（平良良松市長）は、都市計画の一つとして第一牧志公設市場を〝市民の台所〟にするため、さる七月四日土地収用法に基づき、琉球政府に対し同市場の改築工事を認定するよう申請していたが、同八日、政府はこの事業の申請を認めて公告した。ところが同公設市場の地主である上岡〇〇〇氏＝那覇市字樋川〇〇＝、上原〇〇氏＝同字樋川〇〇＝、照屋〇〇〇氏＝同字松尾〇〇の〇＝ら三氏は、三日「政府のなした処分は違法だ」として屋良行政主席を相手どり、事業認定処分取り消しの訴えを那覇地裁へ提訴した。那覇市は同市場の改築工事を十月に着工する予定だが、裁判の成り行きしだいでは工事に影響することも考えられ、注目されている。

請求理由は、政府がなした認定は土地収用法に定める事業認定の要件を備えておらず、違法な処分であるから取り消せというもの。

地主らはそれぞれ代理弁護人を立て「事業認定には①土地を収用し、または使用する公益上の必要があること②事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること―などの要件を備えていなければならない。しかし、那覇市の事業は牧志公設市場であり、事業内容は日用雑貨や食糧品の小売りを業とする商人に対し、家屋を賃貸するというものである」と主張。したがって「同事業は土地収用法を適用する要件を備えていない」としている。

上岡〇〇〇氏は第一牧志公設市場内、牧志町一丁目八一〇の三、同一七、同一八の土地一五二六・五八平方㍍の所有者。上原〇〇氏と照屋〇〇〇氏は、同一丁目八〇九の土地三九・六平方㍍を所有しており、土地収用法に規定された利害関係人であるとして、それぞれ本訴におよんだもの。

高圧線撤去し開放／山下町の軍用地／米民政府が回答

〔沖タ・朝　1970・8・22〕

那覇市は、民政府に対し、米軍用地の開放と国県有地を都市開発のために活用させてほしいと訴えていたが、山下町の区画整理地域内の軍用地（高圧線架設用地）については「高圧線を撤去、開放する」と、十九日、琉球電力公社総裁名義で回答してきた。

電力公社の回答は、❶山下町の区画整理地域内の高圧線施設六万九千ボルトの送電線は、七一年四月一日までに撤去完了する予定であり、撤去後はこの地域を開放する❷移設工事期間中、この送電線用地内での建設行為は施設の維持管理上支障をきたすので認める

ことはできない―というもの。那覇市は、市の総面積の三分の一を占める軍用地十・七六平方㌔のため、人口密度が一平方㌔当たり一万三千三百五十五人と全国にも類例をみない過密形態であること、また、沖縄の中核都市圏構想の中心部としての都市再開発にも大きな障害となっているとして❷与儀のガソリンタンクの撤去❸天久、マーニング社の米人住宅地域の開放❸天久、山下の高圧線移設すること❹奥武山・小禄から糸満に至る3号線道路の開放を再三訴えてきた。

これに対し、米民政府はさる五月、❶天久の米人住宅地域、与儀ガソリンタンクの撤去については資金調達ができない、マーニング社は琉球住宅公社と契約中である、高圧線は那覇軍港地域の地下に移す糸満への道路は軍事行政上開放できない、と回答していた。

まだまだある簡易水道／末吉町など5地域／不備多い〝私設井戸〟／市水道局／赤痢騒ぎで切り替え急ぐ

〔沖タ・朝　1970・8・27〕

赤痢騒ぎで問題となった那覇市首里末吉町では、都市地区にありながら、半数以上の家庭が樋川（ヒージャー）を利用した簡易水道を利用しているが、この簡易水道が赤痢の感染源だとみられ、住民に大きなショックを与えた。ところが、那覇市では、他にも首里金城町、真和志の繁多川、上間、真地、識名でもまだ簡易水道にたよっている。しかも、このうち金城町の簡易水道は、末吉と同様水道法に定められた、認可をうけたものではなく、私設の水道。識名の場合も一応認可されてはいるが、その管理はきわめてずさん。これらの地域は、市の上下水道の配管が十分でないためやむを得ず簡易水道を利用しているところもある。

増加する一方の市民の需要に追っつけない水道事情もさることながら、一部には「上水道より樋川（地下水）がおいしい」という地域住民の衛生思想にも問題がありそうだ。

末吉町で、約百六十世帯のうち市の上水道を使用している戸数は半数にみたない六十七戸。昨年九月、同区民の要望で松島中学の側から儀保に通ずる三百㍉の本管から三インチの代用鉄管を町内に引き、一応二つの簡易水道のタンクの側までは配管されている。しかし、二つのタンクの上にも民家が立ち並んでおり、「自分の家まで上水道を引こうにも、市は〝予算がない〟とか〝圧力が弱い〟とか返事、聞いてくれなかった」「要望さえあれば、引けるように配管されている」と、区民と市の言い分はちぐはぐ。

区民が飲料水には、おいしい樋川（ヒージャー）の水を、上水道は洗たくなどに利用していたのは事実だし、タンクはより上の方や遠く離れたところなど町内全域の需要をみたすほどには、配管されていなかったことも事実。

しかも、末吉町の簡易水道の場合、週に一回の水質検査や消毒施設が義務づけられている、水道法にいう簡易水道ではなく、いわば共同井戸のような性格。こういうときは、保健所が指導助言することになるが、保健所に報告がなければ今度のケースのように問題が起こるまでわからないというたよりなさ。

首里金城町の〝共同井戸〟も全く同様。水源地の上の方にも民家が多く、いつ汚染されるかわからない。繁多川、上間、識名の簡易水道は、水質検査や消毒施設面で義務づけられた簡易水道である。しかし、識名では、すでにタンクの周辺にも民家が立ち並び、水質検査や消毒施設も不十分で私設の共同井戸と何ら変わることはないし繁多川、上間でも問題がないわけではない。

市民生活の向上で一日一人当たり消費水量も二百数十㍑に達し、十数年前の五、六倍の消費量だとはいえ、このようにまだまだ、市内でも水に悩むところもある。

市水道局では、十二月までに識名に千五百㌧のタンクを増設、繁多川、識名、上間に完全給水、三月ごろまでには真地一帯に44号線の石川浄水場系の水を給水することによって、市民の不便を解消するといっているが、首里の弁が岳周辺にもすでに民家がふえつつあり、また牧志一帯でも現在のパイプ網では需要を満たしきれない状態にあり、当分水をめぐる問題は消えそうにない。

タワーや港湾ビル／復帰対策事業盛り沢山

〔沖タ・朝　1970・8・27〕

市長公室・復帰対策室（伊礼孝室長）では、七二年復帰が県民生活の各面において円滑に実施されるように作業を急いでいるが、那覇市の復帰対策の基本方針がこのほどまとまった。基本方針案では、沖縄の本土復帰は、主権在

民、人権擁護、戦争放棄、地方自治を保障した日本国憲法体制への帰属であり、復帰作業も当然日本国憲法にもとづく新しい沖縄、新しい市町村づくりをめざすものでなければならない―と規定している。そのためにも、復帰のさいに、❶沖縄県民が米国統治の下で自治権の拡大を要求してつみあげてきた諸権利や制度の既得権を擁護、発展させること❷戦後長期の施政権分離によって生じた格差を早急に是正し、本土並み水準を達成するための大幅な財政投融資をともなわなければならないことを基調にしている。

本土復帰の準備作業としては、本土法の民生的な適用、大幅な財政投融資、復帰記念事業の三点からとり組まれるが、その中で復帰記念事業としてはつぎのような事業を計画している。

▽天久米人住宅地域を開放させ、平和と文化の公園、慶良間島や中南部を展望できる〝那覇タワー〟の建設▽与儀ガソリンタンクを開放させ、児童会館、〝働く婦人の家〟の建設▽識名高台に図書館、展望台、各種催しのできる施設をともなう市民ホールの建設▽那覇新港の開港にともない新しい港湾ビルを建設、現在の泊港務所は、那覇市中央流通センターとして改築、セリ市、青果物の中央集積、販売所などにする▽那覇新港から安謝、バイパス、首里、西原、宜野湾と結ぶ幹線街路の建設▽刑務所を移動させ、南島文化の研究所、国際会議場を建設▽都市近郊に学校を増設、人口の適正配置をはかり、都心部再開発を推進。

市場・都市計画・公害で一般質問／那覇市議会／市当局は強い自信／市場問題は今年中に決着

〔沖タ・朝　１９７０・９・17〕

開会中の那覇市議会三日目の十六日は、午前十時から本会議を開いて一般質問、市場、都市計画、公害問題などに質問が集中した。その中で備瀬政太郎経民部長は、西市場改築は、十月上旬をメドに土地収用、着工の準備を進めており、また第二公設市場の使途変更もありうることを示唆、注目された。

久高友敏議員は、市が株を持っている首里バス問題と市場問題を取りあげ、「市は六月議会で首里バスの運営状況を調査、違法な点があれば、株主総会を招集、追及していくと答えていたが、その後の調査はどうなっているか」と質問したのに対し、親泊総務部長は、「首里バスの一役員の経営する修理工場と首里バスが取り引きしていることは商法上の問題もあるので、徹底的に調査、慎重に対処したい」と答えた。また、市場問題について備瀬経民部長は「牧志西市場改築はすでに事業認可を得ており、十月上旬には市場敷き地を確保、着工できるように土地収用の手続きを進めている。第二公設市場は、使用料の減免措置を講じるなど、業者の利便をはかっているが、使用料の支払いが悪い。同市場がふるわない原因は立地条件にあると考えられ、そのまま市場として継続使用するか、使途変更するかは、学識経験を招へいして調査、また市場業者の意見も参考にして十二月までには結論を出したい」と答えた。

一般質問での答弁要旨はつぎの通り。

一、（中央市場問題）市としては、家畜衛生研究所を近くに移転拡充する構想を持っているが、現在の農連市場での青果物の取り扱い量が七対三の割り合いで輸入品が多いこと、将来は海産物をも一しょにした中央食品市場を目標に、那覇新港や泊港の背後地への移転も検討したい。

一、（都市計画問題）基本的には、琉球政府の進めている都市圏構想とも照らし合わせ、豊見城、南風原、与那原、西原、浦添との合併問題も、総合的な都計のできた時点で結論を出す。観光資源の開発として慶良間列島の合併も検討しており、渡嘉敷、座間味の村当局とも話し合っている。

一、（公害問題）市としては、立法院で継続審議となっている公害対策基本法の制定をまって、大気汚染、工場水、騒音防止など一連の規制条例の制定を考えている。また、市として政府の法案をよく検討、不十分な点があればもっと民主的な立法になるよう要請していきたいし、那覇市が企業を誘致する計画は全くない。

牧志第一公設市場／来月メドに着工へ／那覇市議会開く／平良市長が答弁

〔琉新・朝　１９７０・９・17〕

第一二三回那覇市議会定例会は十六日本会議を開き、午前に引き続き午後も一時すぎから一般質問が続行された。午後の質問は椿秀義、玉城栄一（以上公明党）、平信一、喜舎場盛一、高良文雄、宮里敏慶、金城重正（以上新政会）、中村昌信、島袋宗康（以上社大党）の各氏が公設市場、都計事業、水道行政、復帰対策、市営住宅の家賃徴

収などについて質問、とくに牧志公設市場問題に対する市当局の姿勢を鋭く追及する場面もあった。これに対し平良市長、前田第二助役、各担当局部長は次のように答弁した。

一、牧志第一公設市場は十月をメドに着工する。強制土地収用の案も出ているが、市としては地主と意見の食い違いを解消して、条件を出すなり和解にも応じたい。同市場は都市計画事業ではない。しかし那覇市の都計を考慮し、それにマッチした形で建設する。土地収用法による事業認可は政府から得ている。

一、水道行政、簡易水道管については、八日の末吉町の赤痢発生などにより、早急に未給水地域を解消 .していく。

末吉町はすでに給水が実施されている。繁多川、識名、上間などの簡易水道地域は来年一月まで完全給水できるよう工事が進められている。末吉町の赤痢発生の一因として衛生思想の低下も指摘されているので、水の衛生思想普及にも努力する。八月現在、那覇市の水道普及率は八十八％。

一、七二年復帰の確定で「住民サイドの復帰対策を図るため、政府、他自治体との協力体制をつくる。都市整備は戦後処理という意味で他府県並みの都市を目ざすためにも本土政府へ大幅な財政融資を訴えていく。法体系にしても本土法と沖縄の法体系とは異なる点も多いので、沖縄の事情に見合った暫定措置、特例法を取るべきについて見解を明らかにしていく。復帰協定、地位協定に対しても要求を提出したい。

なお、十六日の一般質問が長びき、続行か持ち越しかいったん休憩ののち議運委で話し合った結果、十七日の午前に持ち越すことを決め、残り九議員のうち、新政会から宮城武、真栄城嘉園、人民党は瀬長フミの各氏が代表質問することになった。金城吾郎氏（社大）は質問を取りやめることになった。

那覇港を市移管へ／平良市長、議会で答える

〔琉新・朝　1970・9・18〕

開会中の那覇市定例議会は十七日午前中は前日に引き続き仲村正治、宮城武（以上新政会）、瀬長フミ（人民党）各氏の一般質問が行なわれた。午後からは七一年度那覇市歳入歳出追加予算など市当局から上程された二十六件の議案の質疑を行ない、七一年度那覇市教育区歳入歳出補正予算ほか一件、七〇年度那覇市予算繰越計画書ほか四件の報告を本会議即決、承認し十九件の議案を各委員会に付託した。

この日の午前、三氏の住宅対策、港湾計画などの都市計画事業、教育行政、保育行政等の一般質問に対する平良市長ほか市当局の答弁要旨は次の通り。

一、那覇市は毎年八千から一万人の自然増、人口流入があり、この過密化の進行に対処していくには、現在の住宅事情ではおぼつかない。毎年四百戸確保していけば、向こう十年間では、一世帯一戸を達成できるが、現在は毎年三百戸しか確保されていない。公営住宅敷き地の買収が困難をきわめているが、毎年三百戸は維持していく。

一、那覇港は政府が管理しているが、新那覇港の開港に伴い、全体的な港湾行政をスムーズに進めていくために両港の市への移管を政府へ訴えていく。

一、現在の那覇市の小、中学校の規模は他県と比べて大きい、適正規模をはるかに超えているため教育効果にも弊害が出ている。小、中学校合わせて二百十九の間仕切り教育があり、少なくとも小学校六、中学校五校の新設が必要である。越境入学も多いので、その是正を図っていく。

市場問題は継続審議／那覇市議会

〔琉新・朝　1970・9・20〕

開会中の那覇市定例議会五日目の十九日は、午前十時すぎから総務、建設、経民の各委員会が開かれ、十八日に引き続き付託事案の審議を行なった。総務委員会は、七〇年度公営住宅建設債起債を原案通り全会一致で可決。経民委員会は、沖縄貿易振興会から要請されていた「貿易振興補助金交付」について、賛成多数で可決、牧志公設市場問題などの事案は継続審議に付すことを決めた。

七〇年度公営住宅建設債起債は施工中の首里石嶺団地の建設事業費に不足額が出たため、その追加支出額の一部を市債で充当するというもの。起債金額は七万七百ドル以内で、琉球政府資金運用部から借り入れる。償還方法は、借り入れの日から二十年間に半年賦元利均等償還。償還財源は住宅使用料、その他となっている。

追加予算など採択／那覇市定例議会終わる

〔沖夕・朝　1970・9・22〕

那覇市の九月定例議会は、二十一日の本会議で七一年度歳入歳出追加予算

など十九件の議案を可決、四件の陳情を採択、午後零時すぎ八日間の全日程を終わった。今議会は、七万七百㌦の公営住宅建設債、越境入学にお手上げ状態の教育をめぐり論議がかわされただけに終わり、盛り上がりを欠いた。

今議会最終日の本会議で金城重正議員は、ゴミ処理場内でのスクラップ収集する業者と市が随意契約を結んでいることを取り上げ、「スクラップの収集希望者は多いのに、市は一業者と随意契約を結んでいる。しかも、一日百五十㌦から二百㌦の売り上げがあると思われるのに、契約金は月額五十㌦でしかない。公平を欠いている」と追及した。これに対し市当局は、「七一年度の申請者は三人あったが契約後である。またゴミ処理場の運営はあくまでも清掃作業が重点であり、スクラップ回収による収益を一般財源に組み込むことはどうかと思うが、今後適当な方法を検討したい」と答えた。

この問題に関しては、月額五十㌦の契約金が予算計上されていないことも一般質問の中で明らかになり、釈明を求められた。

このほかにも、市職員の旅費支給条例についてさる七月一日に改正された職名制に関する規則とくいちがいがあるのに、新規則にしたがって事務運用していたため、「条例を無視している」と野党側から批判をうけ、「以後気をつけます」。公営住宅建設債についても議案説明が不十分だ」と指摘された。

〝都市開発のガン〟／軍用地撤去に市民運動／那覇

〔沖タ・朝　1970・9・23〕

「市内の軍用地は市民の生命財産に危険と不安を与えている」「市内の軍用地は都市開発のガンだ」だと、那覇市と与儀ガソリンタンク地域住民代表との「与儀ガソリンタンク用地開放懇談会」は、二十二日午後二時すぎから市役所四階会議室で開かれた。席上❶軍用地の開放なくして都市開発はありえない❷解放後の土地利用は市民が主導権を握るべきである❸その際は公共施設用地としての活用を優先する―などが話し合われ、そのためには、市民運動の盛り上がりが必要であるとして「与儀ガソリンタンク撤去促進市民協議会（平良良松議長）」を結成、強く市民運動を展開していくことになった。

懇談会には、市当局から平良市長、前田第二助役、建設部部課長、地域代表として親泊与儀小学校長、宇根同校PTA会長、嵩原那覇区教育委員長、当間与儀区自治会長、渡慶次国場区自治会長、辺土名上国場区自治会長、与儀古波蔵区自治会長らが出席した。

あいさつに立った平良市長は「就任当初から市内の軍用地開放を訴えてきたが、もう一歩というところでラチがあかない。その壁を打破して撤去運動を推進するためには、市民の盛りあがりが必要である。山中長官、レアード米国防長官の発言を契機に世論が喚起されており、市民自身の積極的な立ちあがりが必要である」と語った。また地域住民代表からは、生命を守るという立場から、教育関係者からはスシづめ教室に悩まされどおしの当面の問題解決には現在軍用地に利用されている約百七㌶に及ぶ広大な地域の利用以外にないとの意見が出された。開放後は地主との調整が問題となるが、この点でも関係地主の積極的な協力を呼びかけることで意見が一致した。

なお、同促進協議会は、二、三日中に与儀ガソリンタンクの撤去を訴える決議要請文を米民政府、行政府、立法院あてに送る。

都市開発の推進を／平良那覇市長／復帰控え主席に要請

〔琉新・朝　1970・9・30〕

平良那覇市長と稲嶺第一助役ら那覇市の幹部は二十九日午前十時半、行政府に屋良主席をたずね那覇市がまとめた「沖縄の本土復帰対策に関する要請書」を手渡し、行政府としても検討するよう要望した。

席上、平良市長は沖縄の本土復帰に関する措置としてとくに復帰対策の推進にあたっては①復帰は戦争放棄などを保障した憲法体制への復属でなければならない②現在の沖縄の民主的な制度や権利、既得権益は擁護発展させること③格差是正、本土なみ水準の達成④核基地を撤去し、平和産業の振興と都市開発を強力に推進すること―などをあげ、また、返還協定に対する要望事項として①平和条約三条にもとづく米国の統治権を放棄し、米軍管理下の国有財産を国、県に移管すること②那覇市の都市周辺における米軍使用土地、施設を開放撤去し、都市開発に供すること③三公社を県民に無償で引き渡すこと④通貨切り替えに当たっては一㌦対三百六十円を堅持することなどをあげている。

このほか平良市長は日琉両政府に対する要請事項として①県に設置される県政機関は類似県同様の措置を早急に実施することにより自治停滞を引き起こすことのないよう措置すること②国の機関は最小限にとどめること③公務員の身分、権利の確保、住民負担を増大させないよう慎重に対処すること、また、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策に対する要請事項として①施政権分離により生じた各面の格差を是正し、県民福祉を確保すること②公害企業を排除し、平和産業と観光事業を中心とする長期経済開発計画を策定すること―などについても要望した。

これに対し屋良主席は「各市町村が自主的な建設と発展に対する構想を持つべきであり、行政府はこれを総合的に検討して県づくりの施策をまとめたい」と答えた。また、那覇市内にある米軍基地の開放について平良市長は「ガソリンタンク（約六万坪）、上ノ屋（約六十万坪）などの跡は学校や市民広場、住宅地域にしたい。その場合、多額の金額が必要なので特別の財政措置を考えてもらいたい」と要望した。なお、平良市長（尖閣列島石油資源開発促進協議会長）は促進協議会で決定した決議文も同時に手渡した。

市内の軍用地開放へ／マーニング社占有地開放促進市民協を結成

〔沖タ・夕　1970・10・8〕

那覇市の軍用地撤去運動は、さる二十二日に「与儀ガソリンタンク撤去促進市民協議会」が結成されるなど次第に市民に浸透しつつあるが、那覇商業高校周辺でも「マーニング社の占領地を開放させ、公共用地として活用しよう」と、「マーニング社用地開放懇談会」が七日午後二時から市役所四階会議室で開かれた。同懇談会には、商業高校職員、PTA会長、生徒会長、久米町自治会長ら関係者十二人が出席、とくに商業高校職員、生徒会代表は、「これまでの独自の運動ではカベにぶつかった感じで焦りを感じている」と訴え、同校PTA会長の高良一氏も「市内の軍用地の開放は、全県民的問題ともいえる。また、こうした性格の市民運動には地主の積極的な立ち上がりが大切だ」と強調した。この日の話し合いで、「マーニング社用地開放促進市民協議会」が結成され、近く地域懇談会を持つ予定の上之屋地域や与儀ガソリンタンク地域も含めて軍用地開放を訴える市民の連合組織まで発展させていくことを確認した。

〝自衛隊導入反対／政府に申し入れた〟／平良那覇市長本土出張から帰る

〔沖タ・朝　1970・10・29〕

約二週間にわたって本土出張中だった平良市長は、二十八日正午すぎ空路帰任した。同市長は、本土政府関係省庁に復帰対策について訴えたあと、九州市長会、全国水道協会総会、三市放射能対策等協議会、全国革新市長会に出席した。本土折衝について要旨つぎのように語った。

一、沖縄の復帰対策については屋良主席も強力な折衝を続けているが、私は、沖縄市長会会長として、復帰対策作業には県民、市町村の意見を十分反映させ、将来に悔いを残すことのないよう訴えた。沖縄県民が要求する本土復帰は平和憲法、地方自治を保障した日本国憲法への帰属であり、とくに防衛庁長官に対しては、自衛隊の導入には反対であることを強く申し入れ、総理府など関係十一省庁に要請を提出した。

一、札幌での全国水道協会総会では、沖縄提出議案の沖縄の水資源の開発は全額国庫負担にすべきであるとの決議が採択された。

一、佐世保・横須賀・那覇三市放射能等連絡協議会は、佐世保で開かれたが、放射能対策だけでなく、基地問題に悩まされる三市が歩調を合わせて基地問題に取り込むことができるように同協議会を「三市基地障害対策等連絡協議会に発展させ、協力関係をもっと強力に進めることになった。また、二十日には、佐世保で催された「旧軍港市転換法」二十周年式典に出席した。この法律は旧軍港敷き地を平和産業に利用すべきであるとの趣旨のもので、長崎では軍港敷き地の一部に「名切谷中央交通公園の建設を進めている。しかし、この法律の趣旨が完全には生かされてなく、佐世保、横須賀でももっと強力な運動を展開していくとしている。那覇市でもこの法律が準用されるよう取り組みたい。

一、山形市での全国革新市長会では、那覇市の市民会館建設募金に協力すべきであることを全国市長会に提案することが確認された。

上之屋の軍用地返還を／平良那覇市長／民政府に要請

〔琉新・朝　１９７０・11・３〕

那覇市の平良市長、稲嶺第一助役は二日午後、米民政府にフィアリー民政官をたずね「復帰記念国体の敷き地として那覇市上之屋の軍用地を返還してほしい」と要請した。席上平良市長は「記念国体の主会場は県都である那覇市で開催すべきだ。ところが那覇市の場合適当な土地が見当たらず、ぜひ上之屋の土地を返還してほしい」と強く要請、協力を求めた。

これに対しフィアリー民政官は、現在上之屋には一千二百戸の住宅があるが、米国は六千四百戸の住宅不足に悩まされていると住宅事情を説明、那覇市の要請に対して明確な回答を避けた。

那覇市は復帰記念国体の主会場を同市に誘致することを決め、具体的な敷き地の選定を進めていた。同市の現状では広大な土地は求められないとして、上之屋の軍用地を返還させ、そこに主会場を建設することを決めた。同市では上之屋の軍用地百九十八万平方㍍のうち最小限十九万八千平方㍍は返還してほしいと強く要求している。この土地が返還されなければ那覇市に国体の主会場は誘致できないことになり、このため屋良主席らを通して米国に強力な折衝を要請することも考えている。

改築問題、10年ぶり一段落／地主へ補償63万㌦／第一牧志公設市場／収用期日は10日まで

〔琉新・朝　１９７０・11・５〕

那覇市の第一牧志公設市場建設用地問題を審査中の収用審査会（宮里栄一会長）は、四日正午から那覇市旭町の官公労共済会館で再開、地主への損失補償は総額六十三万六千四百二十六㌦四十九㌢、今月十日を収用期日とする―など九項目にわたる裁決を下し、市側のいい分をほぼ全面的に認めた。

裁決によると、収用する土地は那覇市牧志町八〇九の一、照屋〇〇〇、上原〇〇氏所有の三九九・三平方㍍、同八〇九の一七と八一〇、上岡〇〇〇氏所有の一三九八・四四一平方㍍で、損失補償は土地代として、照屋、上原氏にそれぞれ六万五千四百七十四㌦三十一㌢、上岡氏に五十万五千四百七十七㌦八十七㌢を示した。これは市側が示していた総額六十三万三千三百八十七㌦四十㌢より、三千三十九㌦九㌢多くなっている。しかし、営業補償を要求していた高良〇、上原〇〇両氏については、「仮市場と新設される市場内にマスが割り当てられ補償は十分すぎるほど」とゼロ算定をした。

この土地価格の算定については地主側から審査会に公正な第三者の鑑定を要求していたが「現在沖縄では鑑定士制度がなく、訴訟で鑑定が行なわれるときは那覇市に依頼している実情なので、今回は琉球政府の用地関係職員を召喚『市側の評価方法は妥当』との意見を得たので、さらに較定の必要はない」としている。

この裁決で牧志第一公設市場の改築問題は一応解決された。現在地主側は訴訟に持ち込み土地収用に反対しているが、これで市側は裁判の決定を待つことなく市場建設に手がつけられるため、兼次市長以来、十年余にわたっても続けてきた同市場問題は、一段落ついたことになる。

裁決処分取り消せ／牧志公設市場建設用地問題／地主らが訴訟

〔琉新・夕　１９７０・11・11〕

那覇市が事業計画中の第一牧志公設市場・建設用地の収用について、さる四日、政府建設局内・収用審査会（宮里栄一会長）が下した裁決を不服として地主の上岡〇〇〇、上原〇〇、照屋〇〇〇の三氏は九日、宮里会長を相手どり「収用審査会がなした処分は違法だ」と那覇地裁に〝裁決処分取り消し〟の訴えを起こした。なお、地主らはこの訴訟のほかに、収用審査会が行なった裁決処分の行政執行を、本訴の判決がでるまで停止するよう、同地裁に仮処分の申請を行なっている。

訴訟の争点は「那覇市の行なう第一公設市場の事業に〝公共性〟があるかどうか」、また「那覇市に同土地の〝賃借権〟があるかどうか」になりそう。

地主らは本訴の〝取り消し〟請求の理由に①那覇市の行なう第一公設市場の事業は貸家業で土地収用法に定める公共事業ではない②収用法には「行政主席の事業認定に対し、不服のある者は巡回裁判所に出訴できる」（同法第八十二条一項）との規定がある。これは事業認定について、司法の判断がない限り収用手続きは進められないことを定めたもの③収用審査会が那覇市の提出した資料をもとに行なった土地価格の算定（損失補償）は、市場価値より低く、収用法に定める「相当の価格」に該当しない④六九年八月二十二日で那覇市と地主らとの本件土地に対する

賃貸借契約は終わっている。ところが賃借権が存続するものとして、裁決後十年間の借地権価格を算出、本件土地の評価額（損失補償額）からこれを差し引いたのは違法である⑤地主の上原と照屋が共有する牧志町一丁目八一〇の木造トタンぶき平屋建て店舗一むね（約六九・三平方㍍）について「同建て物は那覇市の所有であるから補償しないと裁決。これは所有権の存否について事実の判断を誤り、地主らの権利を不法に排除したもの―などをあげている。そこで「収用審査会の処分は違法だから取り消せ」と主張しているもの。

地主の仮処分申請却下／那覇市公設市場

〔沖タ・夕　1970・11・14〕

那覇市が計画している牧志第一公設市場の建設に伴い、政府の土地収用審査会が建設用地の収用を認め裁決したことに対し、地主の上岡〇〇〇、上原〇〇、照屋〇〇〇氏らは那覇地裁に裁決処分取り消しの行政訴訟を起こし、同時に本訴が決まるまで執行停止命令の仮処分を申請していたが、同地裁民事第三部（能山宗徳裁判長、吉野、比嘉陪席判事）は十三日地主らの申し立てを却下した。

上岡氏ら三地主は当局の強制執行を停止しなければ地主側が回復困難な損害をこうむるのでその損害を避けなければならないと訴え、とくに市場の建設工事が数十万㌦を要することから収用審査会の裁決取り消しの本案訴訟において勝訴した時の損害は明白であるとし、執行停止の仮処分を申し立てていた。

民事第三部は「本件申し立て事件についてはさる十一月十一日付けをもって行政主席から適法な異議の陳述がなされたので本件申し立ての理由の有無について判断するまでもなく行政訴訟事件特例法により申し立てを却下する」という決定を下した。

―社　説―　支持された反戦平和／今後の政治状況を考える

〔沖タ・朝　1970・11・17〕

戦後初めての国政参加選挙で、衆院五、参院二の当選が決定した。衆院当選者五人のうち三人が反戦平和を主張する革新系、参院はそれぞれ一人ということになったが、議席の上からも得票数の上からも、国政参加選挙は、革新側の勝利に終わったといえよう。この沖縄住民の意思表明は、本土の政界に、かなりの影響を与えるのではないかと思う。

今回の選挙は、日米共同声明による沖縄の七二年復帰の一環として実施されたものであり、それに伴い、必然の方向として、本土政党との強い系列化傾向のなかで行なわれた。この現象も戦後の沖縄では初めてのことであった。沖縄の七二年復帰を決めた日米共同声明は、沖縄ではあまり歓迎されなかった。というよりも、日米安保の強化拡大を意図するものとして、むしろ強い反発さえあった。その一環としての国政参加選挙という意識から、今回の選挙には批判があったのは事実である。

むろん、批判といっても必ずしも同一のものではなかった。この底流にある批判が、投票にどのていど作用するか、それが投票率を低下させるのではないか―そういう懸念がないではなかった。しかし、投票率は八三㌫という高い率になった。たんなる勝ち負けという考え方だけでなしに、沖縄を含めて日本の政治状況に、どう対処すべきか、という積極的な関心が、高い投票率となってあらわれたのではないか、と考えられる。

戦争を憎むという意識

こんどの選挙の最大の争点は、安保か反戦かということであった。むろん、各党各候補者の政策が、それに集中されたわけではない。経済問題、軍の離職者対策、教育、民生の問題などかかげているけれども、豊かな県づくりということでは、極端に対立するほど大きな差異はみられなかったのではないか。そのように考えれば、やはり争点は安保か反戦か、ということになろう。

この争点は、いいかえれば昨年の日米共同声明に対する評価である。本土では共同声明直後に衆院選挙を行ない、その結果は自民党が圧勝した。選挙は沖縄返還の実現という自民党有利の線で進められ、日米共同声明の内容そのものは、争点にはならなかったといわれる。自民党政府のそういうやり方には批判があった。しかし、たとえ日米共同声明の内容、その意図するところが、国会で追及され、論議しつくされた後の選挙だったとしても、自民党優位の大勢には変化はなかったのではないか。本土ではすでに安保や自衛隊の憲法との関連論争は終わり、ＧＮＰ信仰が支配する状況ではなかったかと思う。そういう社会の状況では、安保や自衛隊論争、あるいは日米共同声明の

内容そのものは、国民の重大な関心事にはならなかったのではないか。労組の動きからも、そのことはうかがえるように思う。

だが、基地と米軍統治下の沖縄では、沖縄戦の悲劇が強く記憶され、戦後世代に語り継がれて、戦争を憎むという意識として根強く存在しているのである。それは本土なみ返還への疑問となり、さらに反戦平和、基地撤去へと高まった。この意識が、この考え方が、革新系候補を支持し、その勝利に結びついたのは否定できないことであろう。この表明された沖縄住民の意思は軽視されてはならない。

今後はどう展開するか

そこで、沖縄の反戦平和の主張が、持続され拡大されるかどうか、ということが今後の課題であり、関心事ということになるが、そのことは必ずしも楽観は許されないのではないかと考えられる。こんどの選挙で自民党は自ら国を守る気概、いわゆる独立国の自衛権を基調にして、国民感情に訴える方向を打ち出している。いうまでもなく自民党も戦争を望んでいるわけではないだろう。自衛力増強が安全への道であり、日米安保が平和維持に役立っているとの確信からであろう。とはいっても、憲法（第九条）を真っ向から否定するわけにはいかない。合憲を装っての政策推進が、日本の現在の政治状況ではないかと思う。よくいえば憲法変せんであり、悪くいえば憲法破壊である。つぎは日米安保が合憲か違憲か、本土の裁判所の判決にあらわれたものであるが、今後の反戦平和運動と関連して、考えてみる意味で要旨を引用してみよう。

「駐留軍隊の目的は、もっぱらわが国を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起こらないようにすることに存し、わが国がその駐留を許容したのは、わが国の防衛力の不足を平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して補おうとするものに外ならない。米軍駐留は憲法九条、前文の趣旨に適合こそすれ、違憲無効とは認められない」。

これに対し「しかし、米軍駐留によってわが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶおそれは絶無ではなく、従って日米安保条約によって、かかる危険をもたらす可能性を包蔵する米軍駐留を許容した政府の行為は、政府の行為で再び戦争の惨禍が起きないように決意した憲法にもとる疑念が生ずる」―という見方である。真の平和への道はいずれの方向か。こんどの国政参加選挙を機会に、さらに深く考えてみたい問題である。そして政治は、考えるだけではないということである。具体的に表示しなければならないのだ。その制度上の方法は選挙での投票である。それはある政策への賛意の表示にもなるし、権力への抵抗にもなるものである。そこに投票の重大な意義がある。

社大党の得票に思う

ところで、選挙の開票であるが、一部に、予想とはかなり狂った結果がみられた。それは社大党の安里候補の意外な得票であった。また社会党の上原候補の得票が一般の予想を上回ったことも実感であろう。いずれにせよ、党以外の支援組織に乗ったか乗らなかったか、ということが終盤で、票を大きく流動させたのではないか、とも想像される。

これは角度をかえてみるなら、社大党がこれまで党以外の組織の支援によりかかり、自らの組織強化を怠った弱さが、こんどの選挙で露呈されたとはいえないだろうか。党系列化の波をまともに受けたことにも一因はあったかもしれないが、党組織をどう建て直すか、社大党にとっては大きな課題になろう。党組織の問題は社会党にも、同様にいえることではないかと思う。

公設市場工事請け負い契約／市当局案を否決／那覇市議会／自民党議員が反対

〔琉新・朝　1970・11・17〕

那覇市の第一牧志公設市場（西市場）改築の工事請け負い契約を審議する注目の臨時議会が、十六日午前十時すぎ開かれた。市当局の提案に対して喜舎場盛一議員（新政会）が反対討論、次いで島袋宗康議員（社大）が賛成討論したあと採決に移ったが、賛成十三で出席議員二十七人の三分の二に達せず市当局の案は否決された。これにより西市場の工事着工は待ったがかけられた。那覇市当局は近日中に議会を招集し、再提案したいとの意向を明らかにしたが、自民党議員は市場改築には反対するとの態度を固めており、成り行きが注目される。

この日の臨時議会は市場業者およそ百人が見守る中で開かれた。反対討論に立った喜舎場議員は「市長は六九年六月の定例議会で市場敷き地は地主に返還すると言明した。これをくつがえ

して市場を作ることは納得できない。借地権について地主と話し合いをやってきたといっているが、誠意をつくして交渉していない。第二市場はあきコマが多く、このうえ巨費を投じて市場を作っても無意味だ。土地収用法で強制収用するとしているが復帰する時点で現在の法律の効力がどうなるか疑問だ。主席の事業認定、借地権をめぐって裁判係争中であり、裁判所の態度決定を待って建築すべきである」と意見を述べた。

これに対して島袋議員は「地主の反対によって市民、市場業者が困っている。市場の性格、市民の声を考えて革新市政としては市場改築を続行すべきだ。地主とは数回にわたり話し合っているが、地主が話し合いを拒否しているのだ。七二年までは現在の法律によって政治を動かさなければならない。土地収用法ですでに那覇市の土地所有権が認められている。南洋土建との契約も終えており、市民のため市場業者のためぜひ市場改築を認めてほしい」と賛成討論した。

出席議員は公明党の二議員を除き二十七人。採決は新政会の十四人が反対、残りの十三人が賛成したが、結局三分の二に達せず市場改築工事は否決された。否決が決まると傍聴の業者は一斉に立ち上がり、自民党議員にヤジ、怒号をあびせていた。

平良市長は「市場の改築事業は必ず実現しなければならないと考える。執行が停滞することは長い目で見た場合、沖縄のためにならない。議員の方々が冷静に判断し、ぜひ協力を得たい」と語り、近日中に再提案することを明らかにした。市当局としては議会の契約議決をとりつけ、今月中旬にも着工したいとの意向だったが、当初の方針はくつがえされ、着工はさらに延びることになった。場合によっては市場改築が中止されるおそれもあり、自民党の出方が注目される。

〝芸術の殿堂〟完成／与儀にマンモス市民会館

〔沖タ・朝　1970・11・18〕

〝芸術の殿堂〟にと那覇市が与儀公園地域に建設をすすめていた那覇市市民会館はこのほど完成、十八日午後一時から落成記念式典が協力団体代表など千五百人を招いて開かれる。

同市民会館はバレエやオペラ、演劇、サークル活動の場にとぼしい沖縄ではこれから伸びようとする文化や福祉の振興がはばまれるとして文化団体や市民の間から建設の声が起こり、これにこたえて那覇市が百八十万㌦の経費をかけて六九年度から二年次継続事業として手がけ、このほど完成した。建て坪八千五百五十平方㍍、延べ七千平方㍍余、地下一階、地上三階という沖縄最大のマンモス市民会館で、芸術のかおり高いオペラやバレエ、伝統的な郷土芸能や舞踊のための大ホールは、定員千八百人、間口十八㍍、奥行き十四㍍の舞台のほか、音響、照明施設が完備されている。このほか集会や展示会場用の定員八百人収容の中ホール、それに洋和室の会議室、事務所などからなっている。

十八日の落成記念式典は屋良主席、ランパート高等弁務官、日本政府代表など来賓のほか、建設協力団体代表らが出席、平良良松那覇市長のあいさつ、経過報告、来賓祝辞のあと那覇少年少女合唱団、宮城稔舞踊研究所などによるステージフェスチバルが一時間にわたってくりひろげられる。

市民会館の落成を祝って那覇市や協力団体による多彩な催しが計画されており、第一日は記念式典のあと、午後七時半から「古典舞踊、組踊の夕べ」を一般に公開、十二月十三日まで二十四日間にわたる記念行事の幕があがる。

地主側が抗告／公設市場強制収用／那覇地裁の決定に不服

〔沖タ・朝　1970・11・19〕

那覇市の牧志第一公設市場建設に伴う用地の強制収用で上岡〇〇〇氏ら地主三人は土地収用審査会の裁決取り消しの行政訴訟がすむまで強制執行停止してほしいと那覇地裁民事三部に仮処分を申請、却下されたが地主の上岡氏は十八日同決定を不服として琉球高裁に那覇地裁決定の取り消しと執行停止命令を求めるよう抗告を申し立てた。

上岡氏ら三地主は当局の強制収用を停止しなければ地主側が回復困難な損害をこうむるのでその損害を避けなければならないとし、収用審査会がだした裁決の取り消しを求める訴訟が勝訴した時の混乱、地主側の損害を理由に執行停止の仮処分を申し出ていた。これに対し那覇地裁は行政主席から裁決についての適法な異議の陳述があったという理由で却下した。

那覇市の市場建設計画はこうした地主側の強硬な反対にあい、裁判では政府の認可取り消し、土地収用審査会の土地収用裁決取り消し事件として争われ、いっぽう那覇市議会では建築契約議案が否決されるなど着工を間近にひ

かえて暗礁にのりあげている。

―社　説―
死の川の回復を／国場川・漫湖一帯の公害

〔沖タ・朝　1970・11・22〕

国場川が、ついに死の川と化した。豊見城村、南風原村、上間の三支流から合し、漫湖に注ぎ、やがて那覇港へとつらなるこの川は、昔は太公望たちが釣り糸をたれる清流で、のどかな漫湖とともに那覇市民の憩いの場として、また景観を誇る存在だった。

それが、いまでは犬やネコの死骸が浮かびメタンガス、ヘドロの漂うドス黒い腐臭のたちこめる、川とは名ばかりの川となってしまっている。

二十日、国場川下流一帯（豊見城高校）に、大量の死魚が浮かび腐臭を放ち、付近の家では窓もあけられないというありさまに、豊見城村、那覇市、行政府当局が重い腰をあげて現状調査となった。

死魚の山にはガソリンをかけて焼き腐臭の原因だけは除去したが、漫湖にかけて、一帯の汚れはひどく、このままでは放置できない状況をかこつに至った。

犯人はだれかという点では明確な答えは出ないが、上流から川口にかけて、肥料工場、火葬場、煙草工場、豚舎、製糖工場、製鉄所、製材所、原木貯蔵水域などがあり、ことに防腐剤、科学薬品や工場廃液などがいっせいに国場川を汚染していることは事実である。

公害は、那覇市の心臓部を流れる久茂地川と、同市のベッドタウンと称される小禄、豊見城一帯を汚しつつある。漫湖から国場川沿線にかけて、なぜ工場が集まったのか、これも問題だが、第一に言えることは、那覇港から漫湖一帯は、いわば沖縄の玄関であり、これから観光で生きようとする沖縄にとって、清浄を保つ地域であるはずである。

河川の監視に抜本策を

それが、今日の惨状を呈するにいたった真因は、どこにあるかといえば、那覇市や行政府に都市計画に伴う長期的見通しを欠いたためである。それは、これからの都市がどういうものであるかという、広い意味の文化的視野と展望のなさからくる明らかに錯誤で、開発（経済発展）に名をかりた放縦な都市づくりのもたらす自然のしっぺ返しといえる。

だが、都市は無心に機械的にふくれ上がる。将来の見通しを越える動きもあろう。例えば、豊見城にある火葬場を例にとれば、当時人里離れた場所を選んだのが、いまでは住家に囲まれる始末である。その他の工場も一事が万事で、これは、いずれは移転を迫られる運命にある。

それに、国場川の汚染を公害問題としてとらえるばあい、責任はいったいだれがとるかという疑点がある。河川を守る法の運用とともに、川の管理があいまいである。管理権はアメリカ民政府にあって、那覇市はどの程度管理にタッチでき、責任を負うか、じつにあいまいである。歴代市長は、これにどう対処してきたか。いまとなってみれば、市民の健康と幸福を守る上で、自治体がことを放任しすぎたとみられても仕方はないのである。

観光政策のガン

一方、都市づくりは、ひとり自治体の責任ばかりではなく、市民の深い理解と協力に支えられてはじめて立派な町をつくることが可能となる。目先の利害にとらわれたり、他をかえりみない態度を、市民ひとりひとりがもつかぎり、よい町づくりはできない。その基本として、那覇市当局は、まず、河川の責任体制を確立する、言いかえれば、あいまいな河川法の運営と、これまでのやり方を改めるための努力に全力を注ぐべきであろう。

公害問題は、いったん起きてみると、その解決が困難なことは、ばい塵被害の団体交渉で再度もの別れとなった琉球セメントの例をもち出すまでもなく、いまに至るまで会社と被害者双方の間に意見が並行、ことは複雑である。

ところが、那覇市のばあい、国場川並びに漫湖一帯の汚染、久茂地川の汚れなど、観光都市の立場から、ことは直接市民ばかりではなく、外来客との関係もあって、ことは一層複雑である。

先にのべたとおり、那覇市民にとって、漫湖の存在、国場川の存在は無視できないものがある。思い切って、沿線一帯を禁工業地帯にする手をいまのうちに打つ必要がある。そうでなければ、勝手に工場建設がすすみ、後は身動きのとれない心配があるからである。

那覇市の都心は人口の集中で、これ以上過密は避けられぬありさまであり、後は副都心の設定、工場の遠隔移転、人口の拡散を図る以外に方法はないと考える。

だとすれば、漫湖一帯の水の浄化復

元とともに、沿線の積極的美化作業を都市公園のマスタープランとすることは喫緊の問題といえる。

自然破壊ゆるされぬ

三十万の人口を擁し中都市として、また沖縄の首都として、自治体行政の責任も大きいが、行政府とて、右の事情を理解する限りすておけぬことがらである。

復帰ショックとみなされる経済の落ち込み、人口流出、企業不振を心配するあまり、中・小の企業誘致が脚光を浴びている。しかし、企業につきものの公害をどうするかについては、企業誘致に先立つことがらである。

沖縄の自然は、幸いに大企業がないために、自然の破壊をまぬがれている。大気は清く、海はきれいである。自然は保たれ、人工はこれを害してはいない。自然が破壊され、昔日の美しさを奪うような、人工的開発は、百万住民の幸福を失う結果につながる。国場川の魚が汚染のため大量に死んだということは、沖縄にも公害がひろがる前ぶれのような気がしてならないのである。

牧志公設市場／改築工事を否決／新政会が反対／市側分離発注で着工へ／那覇市臨時議会

〔琉新・夕　1970・11・30〕

那覇市の第一牧志公設市場改築の工事請け負い契約を審議する注目の臨時議会が三十日午前十時すぎ開会、採決の結果、ふたたび新政会（自民党系）の反対にあい市当局案が否決された。そのため第一牧志公設市場の改築工事はまたストップがかけられ、那覇市当局は最悪の事態に追い込まれた。市当局はあくまでも改築工事は着手するとの方針を変えておらず、議会の承認を必要としない分離発注の形で改築工事を進める意向だ。この日は市場業者およそ百人が傍聴につめかけ、審議を見守ったが、市当局案が否決されると「業者を見殺しにするのか」と激しいヤジを自民党議員にたたきつけた。

この日の臨時議会は公明党の二議員が欠席、二十七人の議員が出席して行なわれた。討論のなかで新政会の宮城武議員は「市場建設は土地収用法に基づいてなされようとしているが、これまで収用法に基づく事業はない。市場建設は公共性もない。いま事業認定などをめぐって裁判係争中で、その結果を見届けなければならない。仮に市が敗訴にでもなれば、市民に大きな損害を与えるからだ。第二公設市場についてもその運用が問題となっており、第一公設市場との関係などすっきりしない問題がある」と反対意見を述べた。

これに対して玉城栄一（公明）島袋宗康（社大）儀間真祥（人民）の各議員は「第一公設市場の改築工事のおくれは、市民、業者に大きな不利益を与えている。三十万市民の食生活に直接関係するものだけに改築工事は早急に行なわなければならない。すでに予算も計上され市場敷き地も確保するなど着工を待つだけだ。この臨時議会は単なる請け負い契約を審議するもので、契約に異議があるかどうかを話し合うべきだ。そのことはなさず、工事着工に反対するのは自民党が反対のための反対をしている証拠で一部地主に奉仕する行為だ」と新政会を批判、市当局案に賛成の意を述べた。

討論のあと採決に移った。賛成十三人で契約議決に必要な三分の二の賛成を得ることができず、市当局案が否決された。第一牧志公設市場の改築については、すでにさる六月の定例議会で予算も承認され、着工を待つだけとなっている。市当局は当初九月に着工するハラだったが、土地収用の問題がからみ着工が延びた。さる十六日の臨時議会で契約議決を得るため請け負い契約議案を提案したが、新政会の反対にあい否決された。市当局は「市場改築は、ぜがひでも施工しなければならない事業だ」との方針で、この日の臨時議会に再提案した。

国場川をきれいにしよう／三市村が動き出す／公害対策法の制定も要請

〔沖夕・夕　1970・12・3〕

きれいな国場川をとりかえそう―と国場川に隣接する那覇、豊見城、南風原三市村の市村長会議が三日午前十時すぎから市役所四階会議室で行なわれ、「さる十九日、大量の死魚が漂着したことは自然の人間社会に対する警鐘である」として受けとめ、こんごも三市村が協力して公害問題にとり組むことになった。

この日の会議には平良那覇市長、又吉一郎豊見城村長、野原広仁南風原村長が出席、水間那覇市役所建設部長の司会ですすめられた。まず三首長から国場川や饒波川の汚染について❶死魚の山で国場川汚染がクローズアップされたが、死魚が漂流することは毎度のこ

とであり、企業から起こる公害の尻ぬぐいを市町村がやるというかっこうだ❷魚が泳ぐ国場川本来の姿はあとかたもなく、ヘドロや動物の死骸が浮き、沿岸には人間が住めないほど生活の脅威をうけている❸那覇軍港に土砂が流れ込まないように川に置かれている〝捨て石〟は川の流れを阻害しているばかりでなく、浸水の原因ともなっている―など公害問題の実情が報告された。

今後の対策としては住民の健康、生命を大切にする民主的な公害対策基本法を制定することがあげられたが、当面の国場川汚染対策としては❶公害対策基本法の立法をみるまで全企業の監視、取り締まり、補償にかんする行政指導を強化すること❷米軍に対して捨て石撤去の折衝を早急に開始すること❸国場川、饒波川の整備をすること❹下流周辺の整備費用を当該市村に交付すること―などがあげられた。

なお、同会議では行政主席に対して「公害から住民の健康と生命を守るための要請書」を送付するとともに、三市村で地域内の企業群に対し「国場川浄化にかんする協力方について」の文書を送り、市民や村に対しては「きれいな国場川をとりかえすために」のアピール文を出すことになった。

改築工事スタート／牧志公設市場／業者、小踊りして喜ぶ

〔琉新・夕　1970・12・5〕

十年来紛糾を続けてきた那覇市の第一牧志公設市場の改築工事がやっとスタートした。那覇市は五日午前十時から牧志の同市場敷き地で地鎮祭をした。これには市場業者およそ百五十人が詰めかけ、小踊りして工事の着工を喜んでいた。一方市当局の市場改築に一貫して反対してきた新政会（自民党系）の議員十二人は同日午前十一時前、市役所に平良市長を訪れ「専決処分で改築工事を行なったことは議会無視で絶対許せない」と激しく抗議した。

問題の牧志公設市場は着工の段階にはいって議会で二度も工事請け負い議案が新政会の反対にあい、否決され、改築工事は暗礁に乗りあげていた。このため市当局は議会の同意を必要としない分離発注で着工を開始したわけ。

同市場は延べ面積三千五百平方㍍、地下一階、地上二階の鉄筋コンクリート建て。建設工事は南洋土建、水道工事は沖水建設、電気工事は三共電気がそれぞれ請け負っている。完成は七一年十二月初め。待望の市場が着工されるということで、市場業者は朝早くから建設地に集まって「この喜びはことばではいい現わせない。市当局を信頼するほかに業者の生きる道はない―として平良市長を信じてきた。長年の念願がかないほんとうに感謝の気持ちでいっぱいです」と喜びを語っていた。地鎮祭が終わると業者たちは、太鼓をたたいて着工を喜びあっていた。

裁判所が「待った」／第一牧志公設市場、また暗礁に／新政会／市長不信任決議の構え

〔琉新・朝　1970・12・6〕

第一牧志公設市場の改築は五日ようやく着工にこぎつけたが、こんどは裁判所から「待った」がかけられ、またもや暗礁に乗り上げた。また那覇市当局の分離発注による工事執行に対して新政会（自民党系）は五日午後から記者会見「議会の議決を得ない事業執行は議会無視だ。平良市長の責任を徹底的に追及するため臨時議会の招集を要求した。場合によっては市長不信任決議も辞さぬ」と強気の構えで市当局と対決することを表明した。一方、那覇市当局は「二度も臨時議会を招集するなど議会の意思を尊重するため努力した。議会の同意が得られない現時点では、市民との約束を守るため執行者として専決処分もやむを得なかった」とし「あくまでも市場改築は進める」とのハラだ。

那覇市当局は「さる十一月、土地収用法によって市場敷き地の所有権を取得した」として同敷き地内の建築中止仮処分の停止申し立てを那覇地裁に提訴していた。この申し立てに対し那覇地裁は「地主の上岡氏らは収用審査会を相手どって裁判係争中で、土地所有権が那覇市に移転したとはいえない」と判断、那覇市の申し立てを却下した。これにより、市場敷き地内の建築中止の仮処分は、生きるわけで、市場の改築工事はできないことになった。那覇市当局は、この判決に対して上告することを考えているが、いずれにせよ判決が下るまで着工は延びる。

また、市場の改築に反対している新政会は「市当局は二度にわたって議会での議決を得ることはできなかった。こんどは伝家の宝刀を抜いて議会の同意を得ない分離発注をした。これは議会を無視した独裁的な行政執行だ。これでは議会はなくてもいいことになる。市当局の横暴は絶対に許せない。この

責任を追及するためきょう（五日）臨時議会を早急に招集するよう要求した。場合によっては市長不信任も突きつける」と強気。

第一牧志公設市場改築は地鎮祭も終え、ようやく解決したかに見えたが、大詰めでまた暗礁に乗り上げた格好。新政会が市当局と徹底した対決を表明するなど、問題は再び大きな政治問題に発展する様相。議会解散で選挙に持ち込まれることも考えられる。

市場建設またもケチ／那覇市定例議会荒れる／特別委設置を提案、新政会／与党、引き延ばし策と退場

〔琉新・朝　1970・12・16〕

那覇市の十二月定例議会は十五日から一般質問にはいったが、第一牧志公設市場の改築をめぐって紛糾、初っぱなから荒れた。問題の発端は新政会（自民党系）が「市場問題をスムーズに解決するために市場問題等特別委員会を設置すべきである」として緊急動議を出したことに始まる。これに対して与党の社大、人民は「特別委設置の動議は、改築工事の引き延ばし戦術だ」として全員が席をけり退場した。このため議会は一時間余りも休会するなど混乱した。このあと、社大、人民の欠席のまま午後七時から議会が再開されたが、公明党二議員が特別委設置に反対を表明、退場したため議会は流会した。新政会は、与党が退場戦術をとるなら議案審議に応じないとの態度を表明しており、市場問題をめぐって議会空転も予想される。

新政会は七人の議員が市場問題についての質問を終わった後、喜舎場議員が議事進行について緊急動議をだし、市場問題の抜本的解決のため「市場問題等特別委員会」設置を提案した。これに対しては社大、人民直ちに退場、議会は休会にはいった。この間新政会と公明党の間で話し合いが持たれたが結局折り合いがつかないまま議会は午後七時に再開された。この中で公明党の玉城栄一議員は「市場問題は十年来紛糾してきた問題であり、いきなり議会で新政会が特別委設置を提案することによって、抜本的な解決がはかれるとは思えない。この問題は各派交渉会で煮詰めるべきだ。社大、人民の退場した中で動議についての審議には応じられない」として退場したため議会は流会した。与党は、この日二議員が欠席したため、採決に持ち込まれた場合、野党に負けるとして退場戦術をとり、流会に持ち込んだ。結局、野党の特別委提案は流会のため採決には持ち込めなかったが、十六日の本会議に再提案することにしている。

新政会の質問要旨は①市長の専決処分で市場改革を行なうのは議会無視であり、みずから民主主義を否定するものだ②市場敷き地をめぐって裁判係争中であり、仮に市が敗訴にでもなれば市民に多大な損害を与える。市当局はその責任をどうするのか③収用法に基づき土地を強制収用するのは地主の権利をはく奪するものだ④現時点で市場問題を抜本的に解決したい。そこで問題になるのは第二牧志市場をどうするのか、そこの業者の取り扱いについて市はどのように考えているのか―など。

これに対して市当局は「議会に二度も提案したが否決された。市民、業者のため西市場はどうしても改築しなければならず、やむを得ず分離発注で執行した。専決処分は市長の権限であり非民主的でもなければ議会無視でもない。裁判については勝訴するよう全力をつくしている。土地収用については公共事業の観点から主席も事業認可し、収用審査会でも裁決された。市当局としてはまず第一牧志公設市場を早急に建築し、開南の仮市場の業者を全部収容する。第二市場についてはコンサルタントに調査を依頼し、運営など今後考えたい。第二市場の業者についてどうするかについては現時点ではいえない」と答弁、延々七時間にわたって論議がくり返された。

この日の本会議には、市場業者百人近くが傍聴に詰めかけ、新政会と市当局のやりとりにヤジ、拍手を繰り返していた。業者は新政会の市当局追及に対し、激しいヤジを浴びせ議長から数回にわたって注意される一幕もあった。

職員が公金着服／金城議員、市当局を追及／那覇市議会

〔琉新・朝　1970・12・17〕

那覇市職員が公設市場使用料を着服している事実が十六日の市議会で明らかにされた。着服した徴収係は六九年十月採用され、さる四月に懲戒解雇されている。これは、金城重正議員（新政会）の追及の中で明らかにされたもので、市当局は「公金着服は一千六百四十七ドル三十七セン、このうち一千三百四十六ドル四十一セントは返済し、残額については今月中に返済することになっている」と答弁した。

金城議員は「公金横領は少なくとも三千ドル以上と聞いている。重要な問題であるにもかかわらず当局はなぜ刑事事件として告発しないのか。問題の職員は選考採用だというが、これは、平良市政の人事行政がいかにでたらめなものであるかを物語っている」と市当局を激しく追及した。これに対して、市当局は「横領金額は一千六百四十七ドル三十七セントに間違いない。本人も反省しているし、責任をもって残額を支払うといっているので今のところ告発する考えはない。市は選考採用であれ、不正を働く職員に対しては懲戒処分で断固たる処置をとっている。従来は内々にしていたケースがあるが、われわれは条例に基づききぜんたる態度で臨んでいる」と答えた。

さらに、金城議員は「監査委員はこのことについて議会に報告しなければならないが、会計報告は間違いないとしてしか報告されてない。問題の職員に解雇手当てもだしているが納得できない」と食いさがった。監査委員は「市場使用料の領収書は一連番号が打ってないためチェックはできない。このことを市に勧告し、現在では改められている」と答えた。また市当局は「労基法で解雇手当てはださなければならないようになっている」と説明した。結局、金城議員は「横領金額について市当局の説明は信用できない。問題の真相を明らかにするため那覇署に告発する」と結んだ。

与野党もっと冷静に／荒れる議会に非難の声／那覇市議／議事運営でまた紛糾

〔琉新・夕　1970・12・17〕

那覇市の十二月定例議会は冒頭から市場問題で荒れもようだが、十六日の一般質問でも議事運営をめぐり紛糾、与野党の泥仕合いが演じられている。議会は一般質問はそっちのけで、与野党の感情的対立だけ前面に出て、市民の間から「もう少し冷静になれないものか」との声も出ている。

定例議会の日程は十六日に一般質問を終え、十七日から議案についての質疑にはいることになっていた。ところが議事運営がもたつき、ついに一般質問を十七日に持ち越すなど、日程変更をしなければならないハメに陥っている。さる十四日の議会はこの一般質問を十七日に持ち越すかどうかで与野党が対立、午後八時半まで延々とぶつかり合った。

野党の新政会は「各派交渉会で各派が一般質問を制限し、十七日に持ち越すことで合意をみた」と主張、与党の社大、人民は「本会議で決定された日程を変更することは、将来に悪い例を残す。深夜までかかっても十六日中に一般質問を終えるべきだ」と反論、両者の意見は平行線をたどった。

この事態を収拾するため辺野喜議長は「議会運営委で問題を解決してほしい」と要望したが受け入れられず、サジを投げ出す始末。結局、議会運営委を開いて問題を解決することになり、新政会三人、社大一、人民二、公明一人に一般質問を制限し、十七日に持ち越すことで一致をみた。

一般質問は二十五人の議員がそれぞれ二十分間ずつの時間内で、発言することになっていた。これに市当局の答弁も加わるため、一日がかりで一般質問を終えることはできないことはわかりきっている。ちなみに十六日の一般質問は午前十時から開会し、午後六時までたった十人の質問しか終えていない。

市場問題／特別委設置を否決／那覇市議会／与野党が激しく対立

〔琉新・朝　1970・12・18〕

那覇市の十二月定例議会四日目の十七日は、またもや市場問題をめぐって議会が二時間も中断、もめた。この日は新政会から提案されている「市場問題等特別委員会」の設置について与野党が激しく、わたりあったが、結局採決の結果、十五対十二で特別委設置は否決された。

市場問題についてこの日も新政会から「市場問題は重要であり、さらに調査研究する必要がある。特別委設置についてはぜひ与野党の意思一致をはかりたい」として議運委を開き調整してほしい旨を辺野喜議長に要望した。議長は「議員からの要望でいつでも議運委を開くことになれば今後の議事運営に支障をきたす」としてこれを拒否した。このため議会は午後四時半から休けいにはいった。

このあと午後六時半から議会は再開され、特別委設置について喜舎場盛一議員から「抜本的に市場問題を解決するため特別委を設置し議員が調査、研究する必要がある。委員会は十人で構成する」との提案理由があった。これ

をめぐり新政会の仲村、又吉、真栄城、金城の各議員が「市場建設について平良市長は、議会の審議権を無視し、市場建設について議会に何も示さず分離発注で着工しようとしている。議員は市場問題を監視する権利がある」と賛成討論した。これに対して社大・仲村、人民・黒潮、公明・玉城の各議員は「市当局は二度も臨時議会を招集し議会の意思を尊重している。市場建設については建設委員会で計画など聞けばよい。あえて特別委を設置しようとする意図は工事引き延ばしであり妨害だ」と反対討論した。

ガス・スタンドに〝待った〟／那覇市長／建設中止を勧告

〔沖タ・朝　1970・12・19〕

平良那覇市長は、十八日、西本町に建設中のガススタンドについて十八日付け設置中止を勧告したことを明らかにした。また、議会で問題になっている公金横領事実について触れ、「市民の公僕であるべき市役所職員の不祥事を深くおわびを申し上げたい。私としては、事実を発見したとき、公明正大に公務員として最高の罰である懲戒免職にした」と語った。

沖縄タクシー事業協同組合（島袋喜之組合長）のＬＰガススタンド計画に対しては、業者が政府に正式に申請しない前から付近住民が反対運動に立ち上がり、那覇市職員労働組合（前原穂積委員長）でも「西本町ＬＰガススタンド設置反対共闘会議」を結成、市民運動を展開する準備を進めるなどなり行きが注目されている。

那覇市の勧告の要旨は、「貴組合のＬＰガススタンド設置計画は、大阪における大爆発事故や上之蔵における爆発事故などの例からして、地域住民から強い設置反対要求がでている。人命尊重という大局的立場に立ち、ガススタンドを同地域内に設置しないよう勧告する」というもの。法的には問題はないが、すでに設置されているガススタンドを含め市内に十四カ所の同様な施設ができるといわれているだけに、平良市長も「市内に市民生活に危険な施設がどんどん入り込んでくるとあっては無関心ではいられない。与儀ガソリンタンクにも反対を叫んでいるのと同様、反対しないわけにはいかない。建築基準法、液化石油ガス取り締まり法など法の不備は市民の世論でしか補うことができない」と語った。また、業者が市の確認申請をうけた同タンクの許容量（七㌧）と事業許可申請の許容量（十㌧）とではくいちがいがあり、通産局公益事業課でも、申請に虚偽があれば許可の取り消し、撤去などもありうるとしており今後問題は大きくなりそう。

毒ガス即時完全撤去を要求／美里村で県民大会／米の撤去計画に／強い不安と怒り

〔沖タ・朝　1970・12・20〕

復帰協主催の「毒ガス即時完全撤去を要求する県民大会」は十九日午後二時五十分から美里村・美里中学校校庭で開かれ、米軍の〝毒ガス撤去計画〟に対する不安と怒りを内外に表明した。大会には復帰協翼下の各団体ほか、まともに毒ガスの不安にさらされている地元美里村の中村村長、議員、自治会長など村民があげて参加、いずれも米軍発表の毒ガス撤去計画は「事実上の撤去延期である」としてその偽まん性を追及し「住民の安全を無視した移送計画」に強い不安と怒りを燃した。各代表はあいさつの中で「毒ガスはじめ米軍人の凶悪犯罪など、沖縄の諸問題はすべて県民不在の共同声明路線にその根源がある」ことをのべ、「毒ガス兵器の即時完全撤去をかちとるための戦いを七二年返還に向ける新たな戦いの出発点として位置づける」ことを強調した。そのあと「毒ガス兵器の即時完全撤去を要求する決議」をおこない、大会宣言を採択、知花弾薬庫前まで抗議デモをおこなった。

同日の県民大会には行政府から知念副主席も出席、激励のあいさつをした。知念副主席は「われわれは今回の米軍の毒ガス撤去計画に不満と怒りを感ぜざるを得ない。われわれの要求したのは即時完全撤去である。いうまでもなく毒ガスの撤去は米国の責任であり、住民にいささかの被害も与えることなく撤去しなければならない。しかし、行政府としてもこれを米国にだけまかすことはできない。住民の生命を守らねばならず、そのために毒ガス撤去対策本部を設置し、安全対策を講ずることにした。完全撤去へ全力をつくしたい」と述べた。

また、桃原復帰協会長代行は、毒ガス兵器の恐怖を述べ、「県民は知らぬまに一万三千㌧の毒ガスを枕に寝ていたことになる。県民の生命を不安にさらし、恐怖におとしいれる根源は共同声明路線にあり、これを粉砕し、完全復帰をかちとること、日本が平和の方向

に向かわない限り平和な沖縄はとり戻せない」と強調した。

そのあとの意見発表では、地元の中村美里村長、中根北美小学校教頭のほか仲吉県労協議長、宮里婦連会長、知花社大党政審会長、仲松人民党教宣部長、崎浜社会党委員長、石嶺公明党美里支部長らが登壇した。中村美里村長は「毒ガス撤去は一刻も早く、しかも安全にというのがわれわれの願いである」として○完全かつ安全に撤去を実現すること○日米琉三政府が責任をもって安全を確保すること○移送日時は三十日前に発表すること○13号線道路の知花、登川の部落はさけること○撤去は日米琉の専門家が立ち会い、その監視のもとにおこなうこと―の五項目の実現を訴えた。

〔後略〕

ガス・スタンド／議会も反対決議へ／付近に保育所や民家

〔沖タ・朝　1970・12・20〕

沖縄タクシー事業協同組合が西本町に建設中のLPガススタンドについて、平良那覇市長は設置中止を勧告したが、那覇市議会でも「ホテルや保育所、民家のある地域にガススタンドができるのは問題だ」として、地域住民から出された陳情を採択。設置反対を決議する方向で準備を進めている。

那覇市議会の総務委員会（黒潮隆委員長）は、十九日午後三時すぎから市当局、設置反対運動を進めている地域住民代表を参考人として招き、これまでの経過を聞いた。住民代表は、ガススタンドの危険性を訴え、「通産局公益事業課は、住民の反対があれば工事をしないとの約束をとりつけてある。そのため現在は一時ストップしているが、法的に有効なのか…」と不安を訴えた。委員会としても、こうした施設を十分規制する法が立法され、安全基準が確立されるまで事業認可を取り消すべきであるとの意向が強いが、二十一日午前中に沖縄タクシー事業協同組合、公益事業課職員を招いて事情を聞くことになっている。

一九七一年

新那覇都市開発五カ年計画／環状2号線も着工／軍用地開放で憩いの場所／夢の構想に一億ドル

〔沖タ・朝　1971・1・7〕

那覇市の開発五カ年計画がこのほどまとまった。この計画の基本方針は、快適でゆたかな市民生活ができる都市を建設することである。そのためには、市街地の整備や再開発をすすめていくとともに住宅、公園、上下水道、清掃などの生活環境の整備、道路、港湾などの建設による経済、産業基盤の整備とこれらの事業に対応できる行政組織、事務能率の向上をはかることが必要であるとしている。七一年度を初年度とするこの新五カ年計画の予算総額は、一億六百十八万七千五百三十ドルにものぼる。平和通り入り口、山形屋向かい、開南入り口、壺屋のたかしホテルを結ぶショッピングセンター開発という、テレビの未来映画にでもでてきそうな〝夢の構想〟もある。この五カ年計画が計画通りに進んだとき、五年後の那覇市はどのように変わっているか。

軍用地を開放させ、市民病院や公園などを建設するという計画もあり、軍用地開放運動を展開している。計画の中心となっている事業計画の中から主な事業をひろってみると―。

【街路】（約一千三百万ドル）　月一千台前後も増加する車で、市内はいたるところで交通渋滞。ラッシュ時には歩いて二十分でいけるところを四十分以上もかかる始末。もちろん道路整備事業の立ち遅れを示すものであり、都市計画街路として決定された道路でもその事業達成率はわずかに九㌫という状態。

五カ年計画に含まれる街路事業は、都計道路の環状2号線などがある。

▽環状2号線　都計街路の安謝、内間、儀保、鳥堀、44号線（南風原村内）国場、垣花、山下1号線を結ぶ環状街路。この街路は、幅員二十五㍍の通路で、他市町村―都心部を流出入する交通量を分散させる役目をになうものであり、七四年度には完成の予定である。

▽平和橋―大洋琉映間街路事業はすでに一部（開南―平和橋間）完成している通路の延長で、幅員十八㍍の通路が七二年度には完成する。▽蔡温橋―姫百合市場間街路事業　長さ四百六十㍍、幅員十八㍍の都計道路。環状1号線に並行した位置にあり、安里三差路や同十字路の交通混雑を緩和する重要な副線として計画され、七四年度には完成する。▽汀良市場―政府道5号線（石嶺交差点）街路事業　石嶺、久場川の公営住宅、さらに民間企業による宅地開発とこの地域の無秩序に開発が進んでいるが、通路の一本も整備されていない、典型的な後手行政がこの地域にみられる。バスもなく、地域の人々は非常な不便を訴えており、七四、七五継続事業として約百三十一万ドルを計上、延長二千㍍の道路を整備しようというもの。

そのほか、環状2号線（古島）―松川三差路間、安謝埋め立て地―水産高校間、松川ポンプ場―農業試験場間の都計道路と一般街路の改修、橋梁架設工事なども含まれている。

【公園・緑地、霊園整備事業】（五百十五万四千四百ドル）　この事業も本土類似都市に比べて著しく立ち遅れているものの一つである。那覇市の場合、❶人口の都市集中により公園緑地の用地取得が困難であること❷公園予定地の大半が私有地であること❸しかも、それらの地上物権が墳墓であることなどが、公園事業を困難にしている原因だといわれていた。那覇市の公園面積がどんなに少ないかは、都市公園法で都市における市民一人当たりの公園標準面積は六平方㍍以上とされているのに那覇市では〇・六平方㍍しかないことからもわかる。五カ年計画では、奥武山公園（運動公園）、与儀公園（普通公園）、城岳、旭が丘、緑が丘、希望が丘公園（近隣公園）、夫婦岩、汀良公園（児童公園）の整備をはかるとともに、風致地区に指定された国場川・漫湖を浚渫し、土地造成することによってグリーンベルトで取り巻く市民の憩いの場にする計画であり、約三百六十六万ドルが見積もられている。

都心部に散在している墳墓も土地利用、環境衛生、都市美観の点から問題となっている。しかも、これらの墓地のほとんどが公園指定地域にあり、公園整備事業の障害ともなっている。現在市内に散在している墳墓の数は約八千二百基といわれているが、沖縄の人には墳墓に対する特殊な感情がある。そのため、この計画では、二千二百四十柱を収容できる新納骨堂を建設、識名霊園を整備するほか、十万八千平方㍍の霊園の建設を計画している。新霊園建設は、七二年度から着手され、七

五年まで三十二万四千㌦を必要とする。横浜や神戸の霊園が目標で、公園施設としての性格を強くしていきたいとしている。

【那覇新港建設事業】（二千六百九十四万五千五百㌦）　那覇、泊の両港は貨物、旅客の著しい増加で、すでに飽和状態。両港とも貨物の適正能力をはるかにこえる貨物や旅客でごったがえし、早くからバース難が叫ばれていた。その打開策として、六九年度に着手したのが那覇新港である。七五年度完成をメドにして着々工事は進んでいるが、この四月には一部使用できるようになる。新港のバースは、三千㌧級の船舶が接岸できるのが三バース、五千㌧級が八バース、二万㌧級二バースが建設されることになっており、最南部は漁港区、南部は商港区、北部は工業港区として活用、完成後は年間二百七万㌧の処理能力の商港となる。さらに、将来の貨物のコンテナー化に備え、コンテナーバースとして約十万平方㍍が計画されているほか、港湾背後地は、住宅地域、公園地域、学校地域、商業地域、工業地域に区分される。

【軍用地開放後の開発】　市の総面積の三分の一を占める軍用地については、与儀ガソリンタンク地域の青写真があるほかは具体的な開発計画はまだできていない。▽与儀ガソリンタンク地域　都市部の危険な施設は、市民生活の安全をおびやかすものとして開放要求中であり、開放後すみやかに区画整理を実施する。ガソリンタンクを中心とする区画整理区域面積は四十一㌶。ガソリンタンク地域の約三・八㌶の国県有地については、中学校（約三万三千平方㍍）近隣公園を建設する。また、区画街路は、地区内の中央部から地区内幹線（幅員九㍍ないし十三㍍）を建設する。▽上之屋米人住宅地域は、主に特殊公園として活用、復帰記念公園など市民の情操教育のセンターにする。マーニング社住宅地域は、学校用地と住宅のほか、子どもの遊び場などを建設する。さらに、小禄地域は、飛行場以外の地域で3号線以東の十一㌶を住宅地域、道路以西の約六百七十㌶は、観光産業を中心として開発する。

那覇新港整備促進協を結成

〔沖タ・朝　1971・1・12〕

四月から供用を開始する那覇新港の上屋倉庫など港湾諸施設の整備を促進する那覇新港整備促進協議会の結成大会が、十一日午後二時から琉球商工会議所ホールに港湾、船舶、貿易、輸出入関係者を集め開かれた。その結果❶三千三百平方㍍の上屋を三むね建設する❷港湾管理者、関係官庁、民間利用者からなる港湾問題審議会の設置❸本土の外貿公団に準じたふ頭公団の設立を促進していくことを決め、大会決議を行なった。

那覇新港整備促進協議会は、四月から供用が開始される那覇新港（安謝港）の施設の整備を促進していく目的で結成準備が進められてきた。琉海をはじめ各船舶会社、琉球倉庫など各倉庫会社や貿易関係の各業者が参加、那覇市と協力して港湾施設の整備を促進していくが、方法としてふ頭公団の設立を打ち出している。

港湾施設の建設計画によると、上屋だけの建設で五百九十二万㌦必要であり、港湾管理者の那覇市の財政事情からみて早期建設は困難である。打開策として、四月から供用がはじまる岸壁の上屋建設費百二十万㌦は、産業開発特別会計から借り入れ、残りの資金は本土の外貿ふ頭公団に準じたふ頭公団を設立して調達していく方針である。

なお初代会長に真栄城玄明、副会長親川光繁の各氏を選出した。

一社　説一
早く安全に完全撤去を

〔琉新・朝　1971・1・14〕

沖縄からの毒ガス撤去第一陣、マスタード（からし）ガス百五十㌧の陸上輸送と船積みが十三日、予定通り終わった。十四日朝、この毒ガスを積んだジェームス・ロビンソン号が天願桟橋を離れ移送先のジョンストン島へ向かえば、沖縄における毒ガス移送「レッド・ハット作戦」第一次分は終了したことになる。

今回移送される毒ガスは、沖縄に貯蔵されているとされている約一万三千㌧の一％強の百五十㌧に過ぎず、また残っているＶＸ、ＧＢより毒性の弱いマスタードなので、沖縄からの毒ガス完全撤去という点では撤去の予行演習程度のものでしかない。しかしジョンストン島への移送に対する米国内の世論、特に同島の所属しているハワイ州内での強い反対に先制攻撃をかけるという政治的効果をあげたといえよう。

しかし第一次移送が曲がりなりにも実現に至ったのは、このような政治的な背景に対する沖縄側の配慮と妥協によるものであることを日米両政府はよく認識しなければならない。移送計画が公表されてから実施に至るまでの、

移送経路に当たる美里村民はじめ県民の大きな不安と反発がすっかり解消されたうえで第一次移送が実施に移されたのではなく、その不安と反発は根強く残ったままだからである。

第一次移送が終了しても、沖縄からの毒ガス撤去は、その政治的な意義は別として、量的にも、質的にも未処理の部分がほとんどであり、実質的な解決は今後に持ち越されている。だが第一次移送の実施に至るまでの間に、それらの基本的な問題は出そろっているので、今回のように時間に迫られて屋良主席の責任でそのイスをかけるといった非合理的な形でなしに、なっとくのいく撤去計画を早急にたてるべきであろう。

県民の要求は、いまさら言うまでもなく、非人道的な化学兵器、毒ガスの否定であり、当面、県民の生命に危険を及ぼすおそれのある沖縄からの完全早期撤去である。そして撤去に際しての移送経路での沿道住民に対する、なっとくのいく安全措置である。この完全早期撤去と安全措置のふたつは、矛盾することなく行なわれなければならない。

沖縄にある約一万三千㌧の毒ガスを完全に撤去するには、米軍筋によると、「物理的には五週間ないし六週間」を要するという。もっともこれは、沖縄での陸上輸送および船積み、ジョンストン島までの海上輸送、同島での荷おろしなどの作業を単純に計算したもので、気象条件や安全対策、配船など他の条件を加味すると、この期間は大幅にのびるのは当然である。

移送計画の総指揮官ヘイズ少将の説明によると、第二次の移送は、移送先のジョンストン島の施設が完了する来年初めになるという。ということは、こといっぱいは残りの毒ガスは、そのまま沖縄に貯蔵されたままだということになる。県民の立場からすれば、ジョンストン島に限ることはないから、ほかに適当な移送先があれば一日も早く沖縄から撤去してもらいたいものである。

ジョンストン島へ移送するよりほかに、さし当たって方法がないとしてもその貯蔵庫の建設を一九七二年初めといわず、一日も早く完成させるよう工事を促進してもらいたい。なお、これと並行して、米軍は、今回のような一回だけの移送計画でなく、沖縄に置いてある毒ガスの全量について、何回に分けて、どういう形で移送するのか、総合的な毒ガス完全撤去計画を県民に提示してもらいたい。

とくに第二次以降の安全対策については、県民のなっとくするものでなければならない。第一次移送で事故もなく安全だったから、レッド・ハット作戦の安全性は裏づけられたとして、なんらの修正もなしに第二次以降の移送を強行するようなことにでもなれば事態を一段と混乱させるばかりであろう。

まず美里村毒ガス問題対策委員会が提示した移送コースの変更について米民政府、琉球政府は早急に結論を出してもらいたい。提案に一部技術的な修正が必要なら、それを加えてでもいい。問題は新道路建設の経費をどうするかにかかってくると思うが、やむを得なければ本土政府の沖縄復帰対策費から充当することも可能だろう。山中総務長官も来沖中だし、その気になれば困難はなかろう。次にマスタードより毒性の強いＶＸ、ＧＢの移送にも専門家の立ち会い検査による安全性の確認が欠かせぬことはもちろんである。

〝合併は復帰後に〟／那覇市・与那原町合併問題／与那原町議会議長に語る／平良那覇市長

〔琉新・朝　１９７１・１・15〕

与那原町の粟国良行議会議長ら十四議員は、十四日午後二時那覇市役所に平良市長をおとずれ、与那原町と那覇市の合併について那覇市当局の見解を聞いた。席上、粟国議長は「町民の約半数が那覇市との合併を望んでいる。那覇市は合併する意思があるかどうか」などについてただした。これに対し、平良市長は「将来与那原町とは合併しなければならない。だが復帰対策など那覇市としては当面やるべき仕事がいっぱいある。合併については復帰後になるだろう」と答えた。那覇市当局は、合併について議員とも話しあい、将来の構想を策定する方針。

与那原町は昨年七月、市町村合併について町民の意識調査を行なった。その結果、那覇市との合併を望むものが四九％、西原、佐敷、知念との合併が二四％、この三村に大里を加えた合併が二六％という数字が出た。町議会は「町民の意向を尊重する立場から那覇市との合併について積極的に促進すべきだ」との声が強い。この日の那覇市

との懇談も市町村合併を促進するため持たれた。

懇談の席上、那覇市当局は「復帰前に豊見城、南風原との合併をぜひ実現したい。その後、与那原、西原との合併を推進したい」との意向を明らかにした。このため与那原町議会は「復帰前に那覇市との合併は無理だ」として、西原、佐敷などとの合併を促進協議会のなかで検討していく方針。

公害防止に本腰を／市当局と議会の意思疎通図る／平和都市づくりを推進

〔琉新・朝　1971・1・21〕

那覇市の新春市政座談会がこのほど市長室で行なわれた。これは那覇市のかかえている諸課題を市当局、市議会が一体となって実現していこうという趣旨で開かれた。出席者は市当局から平良良松市長、平良清安公室長、市議会から宮城武（新政会）仲本安一（社大）黒潮隆（人民）玉城栄一（公明）の四議員。この中で①那覇市内の軍用地返還を超党派で推進する②都市美化運動を強力に展開する③復帰に向け市民の不安を解消するため那覇市としても復帰対策協議会を結成する方向で取り組む―などが確認された。

都市づくり、公害対策、軍用地返還などに関する発言（要旨）は次の通り。

宮城武議員（新政会）　都市計画の推進については市民が身近な問題として受けとめていない。これは市当局にも責任の一端がある。この意味で都市づくりについて市民にアピールし積極的に取り組んでほしい。平良市政はこれまで決意をのべてきたが、七二年に向けて決断を迫られている。都市の再開発とも関係し、たとえば軍用地返還後の敷き地の利用を具体的に提起する必要がある。そうしない限り軍用地返還運動は市民運動としても盛り上がらないし、前進もしないだろう。

那覇市も復帰を目前にひかえきびしい情勢に立たされている、具体的な提案として復帰対策協議会を結成し、その中で復帰に向けてのビジョンを策定し、市民の不安を解消する作業を進めるべきだ、やるべきことは起債してでも、市民運動ででもやっていくという思い切った決意をこの際市長はとってほしい。とにかく二十五年間の格差を、だれがどのように短期間で進めるかについて早急に復帰対策協議会を結成して決定しなければならない。

人身をむしばむ公害には反対だが、公害公害といって企業誘致をおろそかにしてはならない。そのかねあいを市長が先頭に立って解決してほしい。マーニング社の占有地についてはコマーシャルベースで解決せよと米側はいっているがけしからん、国県有地を一社の営利のために使用し、公共のために使えないというのは言語道断だ。那覇商高周辺の国県有地の解放についてはこの際市当局、議会も決断し、ぜひ開放をかちとらなければならない。復帰を前に重大な時期を迎えており、セクト主義を発し、市当局も断行の年にしてもらいたい。

仲本安一議員（社大）　市民全体の生活と密着し、市民の福祉向上をめざす政治をやらなければならない。その意味で道路網の整備、隣接市村との接点による都市開発が重要になってくる。特に住みよい町づくり広域都市を計画的に推進するため市町村合併をおし進めなければならないだろう。合併についてはことし中にメドづけし、来年には実現する方向で取り組むべきだ。その際、計画的に農業、工場、住宅地域など場所を指定し、行政指導する措置を講ずる必要がある。市町村合併は慶良間諸島も含めて考えてほしい。

軍用地の返還については、従来イデオロギーが先行している傾向にあるが、今後は都市計画、市民生活に重点をおいて軍用地解放運動を強力に推進していかなければならない。また市当局は軍用地返還後の具体的なビジョンを立て、それを市民に提起し市民運動を盛り上げていく必要があるのではないか。一般的にいわれている企業誘致には問題があると思う。これからの都市形態はサルまねではだめで、独特な町づくりが望まれる。企業誘致にあたっては重工業は避け、軽工業、観光に力を入れるべきだ。この方針でいけば企業の公害も防ぐことができる。

特別国体が那覇市を中心に開催されるが、那覇市としてはこれをきっかけに市の都計にプラスになるようなことに力点をおくべきだ。復帰に向けて重要な時期にさしかかっているが、那覇市としては常に市民をリードする先行型の市政をとらなければならない。また従来の議会は保守、革新という立場の違いはあるが、あまりにもかけひきが先行し、こせこせしすぎているのではないか。市と議会がタイアップし、七一年は難問に対処していきたい。

黒潮隆議員（人民）　軍用地開放は相手が米軍であり簡単にはいかない。この問題については超党派で対処すべきだ。公害防止については本土でも不十

分であり規制を強化しなければならない。那覇市でも条例を制定するとか公害防止の委員会をつくるとかしなければならない。アルミ、石油など公害源になる企業は誘致すべきではない。公害防止にあたっては中小企業などに対し資金面からの保護策が必要だ。七〇年代は安保と公害の年といわれており、公害防止に本腰を入れるべきだ。

都市づくりについては市民が安心して生活できる立場から取り組まなければならない。那覇市は自然発生的にできた都市で、本土の各都市とは違う。特に市内にある軍用地は都市計画のガンになっており、それを抜きにしては都市開発は考えられない。那覇から糸満へ通じる道路にしてもガジャンビラを通れば時間的、経済的に大きな利益になる。養豚用地域の整備も急務で、特殊衛生地域を指定するなり健康で明るい町づくりを急がなければならないだろう。広域都市の問題など財政の確保がポイントになるが、本土政府の財政支出を強力に要求していかなければならない。

七一年は共同声明路線による復帰か、核も基地もない返還か、重要な分岐点にさしかかっている。この歴史の流れの中に那覇市政を位置づけ、市の発展を考えていきたい。二十五年のひずみを是正するには膨大な資金が必要だが、ヒモのつかない財政支出要求をやっていかなければならない。復帰記念事業に目を奪われると、返還協定に県民の要求する内容は盛り込めないだろう。ことしは返還協定に焦点をあて市政の**発展に全力をあげたい。**

玉城栄一議員（公明）　まず那覇市を平和都市にしなければならないと思う。その意味で那覇市の性格がはっきりしないのではないか。平和都市の使命を持った都市づくりの推進が必要だ。現在できる都市づくりはなにか―について、市当局は具体的なビジョンを市民に提示しなければならない。それをやって初めて市民運動を盛り上げることができるのでは……。美しい町づくりなど市長が先頭に立って今後も進めてもらいたい。

公害問題については今の段階で市が組織を上げて取り組まなければ大変な問題になる。公害の恐ろしさについて市民への啓もうを積極的に行ない、市民運動として公害防止を実践していかなければならない。復帰を前に本土政府との接触がひんぱんになるが、那覇市としても東京事務所を設置するなど、本土政府との折衝方法の改善を考える必要があるのではないか。

ことしの抱負としては市民と一体となった市政を追及する。いろんな問題を市民に知らせ、そして問題解決にまい進したい。市民を中心に市民と一体となって、新しい那覇市づくりに全力を集中するつもりだ。

平良良松市長　那覇市の美化運動は、ことしの課題として積極的に推進したい。このため政府ともタイアップし、美化運動のための推進母体をつくり、河川、道路の清掃、美化、花いっぱい運動をおし進めたい。市民への積極的な問題提起については、これまで以上に活発にしていきたい。このためにはまず執行部と議会の意思疎通をはからなければならない。今後はお互いが休戦条約を結んで市政にあたった方がいいのでは……（笑い）

復帰対策協議会の結成については賛成だ。復帰に向けてやるべき仕事はたくさんある。補助金はもらったが対応費がないという状態で、市の財政を圧迫しない方法をみんなで考えていかなければならない。歴史の転換期を迎え市民の衆知を集め復帰に備えるという意味からも、協議会は結成しなければならないだろう。これまでは抵抗運動一本ヤリだったが、今後はそれに加え建設事業も同時に推進しなければならない。那覇新港を基点に環状線道路を整備し市の発展をはかるとか総合的な那覇市の再診断も必要で、国の予算で実現したい。戦後復興資金に匹敵するような開発資金を獲得し、ことしから来年にかけて新生・那覇市のいしずえを築きたい。

他府県の場合、予算折衝など市と議会が一体となってやっている。那覇市も双方の協力関係を強め、市の発展にまい進しようではありませんか。

「公害」に問題集中／復帰時には全県が協力／南九州市議会議長会総会

〔琉新・朝　1971・1・23〕

第四回南九州市議会議長会総会が二十二日、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の四県四十市の議会議長、事務局長らおよそ八十人が出席して那覇市民会館中ホールで開かれた。沖縄は昨年八月、宮崎での第三回総会から加盟している。議案では、陸、海、空の交通整備強化と公害防止に対する問題が目を引いた。

午後三時すぎ開会。辺野喜英興沖縄県議会議長会会長、開催地市長の平良那覇市長の「沖縄県民の期待するような形で復帰ができるよう歴史的にも地

理的にも一番身近な南九州各県の協力をお願いします」とのあいさつのあと、各県の市議会議長会会長があいさつ。各会長は、沖縄の戦後、この間の苦悩を理解するとし、「復帰に際しては協力を惜しまない」と述べた。

このあと議長に鈴木荒利宮崎県議会議長会長を選んだあと、七〇年度の活動経過報告を行ない議案審議にはいった。

各県から合わせて七議案が提出され原案通り可決した。決議事項は❶沖縄の祖国復帰に伴う諸条件の整備について❷南西諸島地域の国立公園化について❸沖縄―南九州間の運輸体制の整備、確立について❹平良港湾の整備拡張について❺農業基盤整備事業の補助率引き上げと貸し付け金利の引き下げについて❻公害防止施設設置資金の融資わく増大と利率の引き下げについて❼自然保護法の制定について。

以上の決議案件を政府関係ルートに陳情することを確認、七二年度の総会を鹿児島で開催することを決めて、午後四時半すぎ閉会した。二十三日は南部戦跡と中部嘉手納基地を視察する予定。

用途別大幅に改正／首里、小禄住宅地へ／国場川沿岸の工業地域を廃止／市街地の環境整備めざす

〔沖タ・朝　1971・1・28〕

那覇市が六九年十月に政府へ申請していた都市計画用途地域の変更について一月八日認可され、同日から施行された。那覇市の地域制は、五六年にその大筋が決定され、住居、商業、準工業の三つの基本的な用途地域制を市街地中心部に指定していた。しかし、人口の急激な増加と交通機関の発達、産業構造の変化で、無秩序に市街化が進み、生活環境の整備の必要性が叫ばれ住宅地域や商業地域に隣接する各種中小工場群による公害問題などもクローズアップされてきた。こんどの用途地域の変更では、❶現実に用途地域の指定がないところまで宅地化が進んでいる❷土地利用の混乱を防ぐ❸工場群の進出で都市環境が悪くなりつつある―ことなどに重点がおかれた。

これで都市計画用途地域は、二千三百七十八㌶で、住居地域（八一・一㌫）、商業地域（一六・四㌫）、準工業地域（一・七㌫）、工業地域（〇・八㌫）に分かれる。具体的には、まず、ほとんど指定されていなかった。首里、小禄の大部分が住居地域に指定され、公害問題でクローズアップされた国場川沿岸の壺川工業地域が廃止され、準工業地域と住居地域、それに一部商業地域に指定されたことが特徴。

首里では、石嶺、大名、久場川などこれまで指定されていなかった地域が、石嶺の泡盛まさひろ工場の周辺と儀保、山川、汀良町の一部が商業地域のほかはほとんどが住居地域。小禄でも高良、ペリー、田原、垣花の一部の商業地域以外、残りは住居地域に指定された。中之橋近くの工業地域も廃止され商業と住居地域に、安謝川沿いの工業地域が準工業地域に変わり、これで那覇市の都市区域内の工業地域は三重城の埋め立て地域の十八㌶に制限された。また、これまで地域指定がないため、建築についての制限のなかった西本町も商業地域に指定され、大幅な制限が加わることになる。

用途地域に指定されたときとされないときとでは制限の点で大きな差がある。商業地域内や用途地域の指定のない地域内では、敷き地面積の十分の七の範囲内であれば建築できたのに、住居地域、準工業地域、工業地域では、敷き地面積から三十平方㍍を引いたものの十分の六に制限されることになる。用途や地域内の建築物の制限は建築基準法で数多く列挙されている。住居地域内に建築してはならない建築物としての劇場、映画館、演劇場、待合、キャバレー、倉庫業を営む倉庫などその一例で、厚さ〇・五㍉以上の金属板のつち打ち加工や原動機を使用する金属のプレス、切断をする工場なども建築禁止されている。

すでに石嶺あたりでも進んでいるスラム化、市内に散在する製材所など中小の工場群の整備には区画整備もあわせて進行すべきだが狭い行政区域に悩む那覇市にとっては、用途地域の指定は、生活環境整備のための最小限の線だという。西本町にすでに建設中のガススタンドも問題化、一月八日を前後して住宅建築を進めてきたところも用途地域の変更あるいは指定による影響が大きいだけにどのように処理していくか注目される。

建築禁止取り消す／第一牧志公設市場／改築もスムーズに／那覇地裁

〔琉新・朝　1971・2・3〕

那覇市の第一牧志公設市場建設用地の建築禁止仮処分が二日取り消された。同用地は上岡〇〇〇氏から建築禁止の

仮処分が出され、昨年十月二十三日に仮処分が決定された。那覇地裁民事第一部は二日「建築禁止の仮処分は行政処分の執行を停止するものであり、行政事件訴訟特例法の規定に反する」として、建築禁止の仮処分を取り消した。

この判決により那覇市は第一牧志公設市場の改築をスムーズに行なえる。那覇市は「行政処分、事業執行が取り消されない限り、民事で争われている問題をタナ上げして事業執行はできる」として、先月中旬から改築工事を進めていた。二日の判決はこの那覇市の判断を支持するもので、これで工事は順調に進むものとみられる。

平良市長は「これで一点の疑問もなく市場改築ができる。復帰前年でことしは重要な年であり、市場問題にピリオドを打ち、市民福祉の向上など三十万市民のための市政に全力を上げたい」と語っている。

那覇市議会開く／人権擁護委七氏を認める

〔沖タ・夕　1971・2・8〕

那覇市の第一二七回臨時議会は八日午前十時すぎ開幕、会期を十日までの三日間と決め、石嶺公営住宅建設用地買収にともなう契約議案など八件の要件が提出された。また、ことし一月一日施行された人権擁護委員会に基づいて市長が推進した宮里初子さんら七人の委員を全会一致で認めた。

今議会の案件は、那覇新港の岸壁工事に関する議案が六件、石嶺公営住宅建設用地買収に関する議案三件、人権擁護委の推せん諮問案件一件。

建設部はことし四月着工、来年三月完成予定で石嶺に八むね二百六十二戸の公営住宅を計画しておりその建設用地として二十三万千平方㍍（約七千坪）のうちまだ買収されていない七千百八十七平方㍍（七万一千七百㌦）を買収する計画。

承認された人権擁護委はつぎの七氏。

▽川平朝申（崎山町・結核予防会事務局長）▽友寄喜光（崎山町・琉球新報専務）牧港篤三（小禄・沖縄タイムス常務）仲間智秀（真和志町・那覇地区教職員会長）宮里初子（二中前・那覇市婦人会長）桑江好謙（上之蔵町・弁護士）岸本忠三郎（若狭町・自治労県本部委員長）。

先島の諸問題審議／市議会議長会／那覇市に事務局

〔沖タ・朝　1971・2・20〕

【石垣】沖縄県市議会議長会（辺野喜英興会長）は、十八日午後二時から第五十二回定期総会を石垣市役所会議室で開き、役員改選、会則の一部改正と予算審議をしたあと、石垣市、平良市から出された提出案件を議決した。このほか、沖縄県市町村議会から分離独立することを決めたが、これに関連した両者の連絡協議会の設置については会則、予算など各自検討することになり態度を保留した。総会には九市の議長、事務局から約二十人が出席、まず役員改選で会長に辺野喜那覇市議長（留任）、副会長・与座浦添市議長、幹事崎浜名護市議長を選出、全国九州市議会議長会の役員割り当てを行なったあと、会則の一部改正で事務局を那覇市に置くことを決めた。また提出案件の❶テレビの沖縄本島との同時放送およびカラーテレビ放送の実現❷石垣港湾の拡張整備❸大浜底原―富野間の道路開さく❹石垣空港の滑走路拡張整備❺琉米文化会館の無償譲渡を採択、関係機関に要請することを決めた。

このほかに石垣市から出された▽政府道路の国道編入▽八重山電力の公社移管については、政府道の国道編入は全県的な立場から考えるべきであり、また電気事業の移管問題は反対の態度をみせている電力会社の意向を無視するわけにはいかないと否決された。

なお、八月総会の開催地は浦添市と決まった。

市長に手紙出す月間／平良市長／市民の声をじかに

〔沖タ・朝　1971・2・25〕

平良那覇市長は、二十四日午前十時半から市長室で記者会見、市民の声をより多く市政に反映させ、市民生活と結びついた行政を促進するために❶三月を市長に手紙を出す月間にする❷本庁各支所管内で青空市政を実施する❸市政に対する市民の意見を聴取するため世論調査を実施する―ことを明らかにし、つぎのように語った。

「市民の苦情や陳情は、がまんにがまんを重ねてついに爆発、〝どうなっているんだ〟とヒステリックにどなりこんでくるケースが多い。こうしたことも、これまでの、〝市役所〟のイメージが抜けきれないためだと思う。まだまだ、市が市民の不満を知らない点も多いが、市民も市政について知らないことが多いと思う。市と市民の意思の疎通をは

かるためにはあの手この手で呼びかけなければならない。そうすることによって、はじめて市政への市民参加が期待できる」。

▽〝市長に手紙を出す月間〟は、「人口の増加で社会、行政機構が複雑化、行政に対する要望、苦情なども多く、内容も多岐にわたっている。ところが市民の要望や苦情が十分掌握されているとはいえない。市民生活の向上、市民福祉を優先する施策を推進するためにも、市長に意見や要望、苦情等を知ってもらう」という趣旨で行なわれる。あて先は、那覇市泉町二丁目一〇、那覇市役所内「市長に手紙を出す月間係。

▽青空市政の日程はつぎの通り。▽三月十六日、真和志支所管内（繁多川公民館）▽十七日、首里支所管内（儀保公民館）▽十八日、小禄支所管内（田原公民館）▽十九日、本庁管内（市民集会所）。

簡易水道にサヨナラ／那覇・識名給水タンクが開通

〔沖タ・朝　1971・3・3〕

那覇市識名給水タンクの開通式が一日午前十一時から行なわれ、これまで簡易水道にたよっていた識名、繁多川、上間など真和志の高台地域にも市が給水を始めた。識名給水タンクは、総工費約二十二万ドルで昨年六月着工、二月末に完成した。

同タンクの貯水量は千五百立方メートル、八千二百人分の給水能力だが、当分は、簡易水道を使っていた七百五十戸（約三千人）に給水する。しかし識名、繁多川、上間、真地の高台地域では、どんどん住宅が建築され、井戸を掘ったり、車で水を買いに行くというところが多い。せっかく新築して移ってきたのに水がなく、仕方なくひっ越していく例もあるという。申し込みがあり次第すぐにも水がひけるので今年中には現在の未給水地域はなくなると市ではいっている。

さる一月には、識名の簡易水道から大量の大腸菌と細菌類が検出されるなど、簡易水道の管理が問題になっていただけに、玉城正義識名自治会長、板良敷朝喜繁多川自治会長、嘉数光輝上間自治会長は、「これで清潔で何の心配もなく飲める水を不自由なく使うことができる。年々数百戸も新築されているため、簡易水道ではどうしても間に合わなかったが、本管が敷設されたので、これからは簡単に水をひくことができる」と喜びを語っていた。

汚れる近郊水源地／基地公害が主要因／宅地の進出も輪をかける

〔沖タ・朝　1971・3・18〕

さる二月二十四日、泊浄水場系の水道が油で汚染され、しかも、汚染源が米軍普天間海兵隊飛行場とあって、4H鉛が含まれているのではないか、と市民を不安におとしいれた。市では、基地内から廃油が流れ込む青小堀（オオグムヤー）からの取水をやめ、同基地司令官に対し、水源地保護の措置を講ずるよう要請することになった。しかし、青小堀に限らず、那覇市の水源地は、年々汚染され二、三カ年内には、給水する水はすべて北部からの送水にたよらねばならなくなっているようだ。

消費量ドラム缶35万本

那覇市での一月の水の消費量は、約六万五千トン。夏場には七万トン（ドラム缶三十五万本分）をこえる。この給水量のほとんどを公社から購入して間に合わせているが、これまでは泊浄水場でもまだ三分の一に相当する浄水を生産することができた。青小堀の汚染で取水できなくなったため、いまでは浄水能力は一万七千トンに落ちている。

青小堀は、以前は、泊浄水場の水源地の中で最も水質のいい所であったという。数年前から汚濁がひどくなりはじめた。普通の状態では、動物の体内以外では増殖せず、自然水中ではむしろ死滅するといわれる大腸菌群が相当数あることは水が高等動物の腸排せつ物で汚された証拠であるという。したがって大腸菌群は、一ミリリットル中五千を超えてはならないのに四万四千個もあり、また、同時に検出されるようであってはならないアンモニア性窒素と亜硝酸性窒素がわずかながら検出されている。青小堀がどんどん汚染されていることは、消毒のために使用される薬品の消費量でも裏付けされている。塩素要求量が、六六年には〇・八で足りたのに、六七年には一・一、六八年一・四、六九年一・四、七〇年には二・〇と変わってきており、過マンガン酸カリウム消費量もそれぞれ一・七、三・一、三・五、三・二、四・五と次第に多くなってきている。

青小堀だけではない。泊浄水場の水源地である牧港川、後原川（以上、表流水）、一つ川、アラナギ川、安謝川（以上、地下水）も同様の傾向を示している。とくに表流水の❶牧港川は、硬度硫酸イオン、鉄などの溶解成分が多い❷後原水源地付近には住宅が多くな

ったため、糞尿が流れ込んだ例もあって環境衛生が悪い❸銘苅川は、一部湧水を除いては、大部分が真嘉比、古島部落からの家庭排水で、その量は年々増加、当然有機汚染が著しくなり、洗剤の主成分であるアルキル・ベンゼン・スルフォンサンが目立っている。やがて取水を停止するほかない―などが水質検査の結果報告されている。いまのところは消毒さえすれば使用できるという。しかし、青小堀付近に多いクリーニング業者の中には、「あまり水が汚れているので使えない」と取水を以前から中止しているところもある。

水系の汚濁は、流域の地質とか、土壌の性質にも左右されるが、これら水源地のある中部一帯は、隆起さんご礁。水はけがよすぎ、糞尿も生のまま流れ込みかねない。それだけ汚染されやすくなる。市水道当局では、こうした水源地が使えなくなると北部からの水がカバーできると話しているが、唯一の頼りである福地ダム、送水管の建設の遅れが心配されているし、早い時期に何らかの対策が必要となろう。

総合的な改革が必要／牧志 第二公設市場の診断／商品陳列に工夫を／組織をつくり／共同で仕入れ販売も

〔琉新・朝　１９７１・３・19〕

那覇市は営業不振に悩む牧志第二公設市場の改善を図るため、ビジネス・コンサルタントに調査を依頼していたが、このほどまとめの報告書が届いた。それによると調査は一月十六日から二十六日までの十日間。この間、宮平商工観光課長、宮里同係長らで調査班を編成、現場調べやアンケート、客の追跡など各分野で実施した。その結果、同市場は「立地条件が悪いうえに出入り口や周囲の道路など建て物の欠かんがある。そのほか市場内で店を出している販売人側に運営組織がないのが問題。牧志のショッピング・センターともみ合わせた総合的な改革が必要だ」と指摘している。

同市場は建設にからんでもめたが、完成後は商売の実績が上がらないため二階などは料理教室、時計店だけであき家同然。「このままだと第一市場の完成後は完全に営業不振になる」として、こんどの調査が実施されたわけで、市当局と市議会はこの報告をもとに対策を検討中。

お客の調査では主婦、ＯＬが多く、実際に買い物をするのは女性が八三％を占めている。年齢は三十―四十代が五六％。二十代の一三％。居住地は牧志町内の一五％をトップに松尾六％、首里六％、宜野湾、浦添が続き半径六百㍍までが七・八％。一㌔以内が二四％、二㌔以内一二％。その四八％は徒歩客、ついでバス利用者の二七％、自家用車やタクシーでくるのが二〇％、七五％が二十分以内の地域に住んでいる。また七二％が買い物に満足しているものの、毎日くるのは二五％と少なく、週三回が五五％、初めてが九％もいる。

一方、現市場は政治的な問題もあって取り扱い商品が第一市場と変わらず品数が少ない。陳列にも工夫や空間がなくあたたか味に乏しい。また商店経営者に運営組織がなく、売れなくなったいまも、全く同じ商売をしている。

これらのことから陳列の近代化や商品の組み合わせの工夫、出入り口を周囲の道路もふくめ早急に改善し、物を売る感覚から人間的な感覚にする必要、販売者の共同販売作戦として共同仕入れ、労働力の相互扶助なども考える―などを指摘している。さらに報告書は「沖縄の市場は、お客にゆき当たりばったりで品物を買わせており現状のままでは復帰後、本土の近代化された大型マーケットがはいってくるようなことがあれば、たちまちつぶされてしまう」と警告、牧志のショッピング・センターとしての総合開発ともからませ、同市場の改革を述べている。

那覇市会荒れ模様／一般質問／若狭住宅問題ヤリ玉

〔沖タ・夕　１９７１・３・26〕

開会中の那覇市定例議会は二十六日午前十時すぎから一般質問にはいったが、市建設部が、若狭海岸線整備の一環として検討中の若狭市営住宅の平屋部分を撤去して公園化しようという計画をめぐって問題となっている。

午前中質問に立った野党新政会（自民系）の平良玄昌、真栄城嘉園議員は「市営住宅を撤去して公園にするとの市の案は居住者を不安におとしいれており、今後どうするつもりか。でたらめではないか」と追及、これに対し市当局は「若狭市営住宅については市民の間から取り壊して高層化すべきであるとか、公園にすべきであるとか、いろいろな意見があり、建設部としてもこうしたいろいろな案の中のひとつと

して建設部都計課、住宅課、公園緑地帯で検討の段階である」と答えた。

こうした質問、答弁の途中で「でたらめだ」、「でたらめではない、反対するのは案が具体化してからすべきだ」、「反対してもどうせやるじゃないか」と、ヤジが乱れ飛び、新政会議員は市長の自席からの発言を取り消せと要求するなどてんやわんや、議事は中断している。

市場問題むし返す／那覇市の定例議会／新政会が総退場

〔沖タ・朝　1971・3・27〕

一般質問が行なわれている那覇市の定例議会は、二十六日は午前から若狭市営住宅の公園化をめぐり、雲行きがあやしくなっていたが、午後になって市場問題の論議で、野党新政会議員は全員退場、市場問題特別委員会設置の提案が認められない限り、議会の審議には一切応じられないと強硬な態度を示している。

今議会の一般質問は、各派の勢力比で案分され、新政会、社大、人民、公明の順で行なわれた。ところが、新政会議員全員の質問が終わったところで、金城重正議員が動議を出し、市場問題特別委員会の設置を提案したが、採決の結果、公明党を含めた与党の反対にあい、賛成十一、反対十五で否決された。新政会は、「公明党を含めた与党、市当局に何らの誠意もみられない議会審議には応じられない」として午後一時五十分全員が退場してしまった。一般質問は新政会議員退場のまま続けられ与党連絡会議みたいになった。

金城重正新政会幹事長の話　市当局は、すでにある第二市場の繁栄策を考えようとはせず、非民主的、反市民的な独裁的な分離発注という方法を取り、党利党略だけで第一市場を建設している。二つの市場は必ず競合、どちらかを閉鎖しなければならなくなる。十年来紛糾してきたこの問題解決のためにも特別委員会を設置、総合的に研究しようとの趣旨で提案したのに、なぜ反対するのかわからない。議会を無視したやり方に対しては、今後の審議をボイコット、市民の前に明らかにしていくほかない。

仲本安一社大党議員の話　議会には議会のルールがある。議運にはからず、議事進行の途中でこうした態度にでるのは、単に衝突の場を求めているとしかいいようがない。また、市民に対して責任ある代表者の行為ではない。しかも、この問題は十二月定例議会で賛成、反対の討論も十分なされ、否決されたものだ。今ごろ市場の調査云々をいうのは、引き延ばし作戦でしかない。

那覇市／定例議会混乱続く／新政会のボイコットで

〔沖タ・朝　1971・3・28〕

那覇の三月定例議会は、二十七日から常任委員会が開かれているが、野党新政会（自民系）は、この日も、二十六日の本会議に続いて審議をボイコット、総務、経民の両委員会は、公明党、与党議員だけで審議を続けている。ところが、建設委員会は、四対五の勢力比で、与党（公明を含む）の出席だけでは定足数にも足りないため流会、「責任を感じた」委員長（比嘉佑直）議員の辞任騒ぎに発展した。

この日の建設委員会には、那覇新港は帯工事、同防波堤、浚せつ工事、埋め立て工事と港湾建設関係議案三件が付託された。十時半ごろ総務、経民委員会同様に開会はしたが、比嘉委員長が新政会に所属、勢力比も新政会が一人多いためややこしくなる。委員長としては「委員会を招集し開会した手前、また特に今議会に提出された議案が建設委員会関係の議案が多い以上、市民に対する議員としての責任上、委員会を流すわけにはいかず、新政会議員を説得した」がだめ。しかたなく「副委員長に代わってもらいたい。委員長としての責任を果たせない以上、辞任したい」と辞表を提出したが、辞表の審査のためには本人は出席できない。それでは、と比嘉委員長が退場すると、こんどは与党と公明の議員だけの四人となり定足数に満たず、委員会は開けないというおかしな格好となり、結局流会。委員長は午後まで控え室につめている新政会議員を説得したが効果はなかった。

新政会の審議ボイコットに対して「大人げない。もう少し話し合いで問題を処理するという態度を持つべきだ」との声が新政会内部からも出ているが、市場問題については、とくに第一市場建設後の第二市場の取り扱いについては、市当局の具体案もはっきりとは打ち出されておらず、また、野党と与党、市当局の意見に大きな相違があるだけに、新政会の動きが注目される。

きょう本会議で収拾／新政会のボイコット続く／那覇市議会

〔琉新・朝　1971・3・30〕

那覇市三月定例議会は二十九日も野党・新政会の審議ボイコットが続き、混乱の度合いをますます濃くしている。この日の建設委員会はまた定足数に達せず流会、委員会付託案件は一件も審議されずじまい。事態収拾のため与党議員から本会議の開会請求が出され、三十日午前十時から本会議を開くことになった。本会議では、建設委の審査期限を決め、その期間内に議決しなければ、建設委へ付託された案件は本会議で審議することになる。新政会の審議ボイコットに対して、市民の間からは「議員の責務を忘れた行為であり許せない。党利党略に走らず三十万市民の立場に立って議会活動を行なってほしい」との批判の声が聞かれる。

この日の委員会は、総務、経民委員会が与党と公明党議員だけの出席で開会、問題の建設委員会は、新政会の五議員が欠席したため定足数に達せず流会になった。

新政会所属の全議員は控え室にとじこもり、委員会には姿をみせなかった。委員会正常化のため与、野党の折衝は続けられているが、感情的な対立が前面に出て事態収拾には至っていない。結局、事態を収拾するため三十日に本会議を開き、建設委員会の審査期限を何日までにすると決め、それでも審議が進まなければ本会議で審議し、事態を収拾することにしている。

建設委の事態収拾へ／那覇市議本会議／審査期限決める

〔琉新・夕　1971・3・30〕

那覇市議会（辺野喜英興議長）は三十日午前十時すぎから本会議を開き、流会が続いている建設委員会の事態収拾について協議した。その結果、建設委に付託された議案陳情案件について四月二日午前十時までに審議を終えるよう建設委に要求することを全会一致で決めた。これにより、新政会（自民党系、十四人）の審議ボイコットで審議がたなあげされている案件について審査期限が決められたことになり、最悪事態はさけられる見通しがついた。

この日の本会議は新政会所属の全議員が欠席、与党、公明党の出席で開会した。本会議請求に立った金城吾郎議員（社大）は「建設委に付託された諸案件は諸般の事情によって審議されていない。審議の見通しも立たず市民に奉仕する選良たる立場からも事態を放置することはできない。事態収拾のため努力したが、残念ながら新政会の協力は得られなかった。残された会期もあとわずかで建設委の審査期限を四月二日午前十時までに終えるよう提案する」と意見を述べた。この提案について全議員が賛成、本会議を終えた。

委員会の審査期限を限定するのは那覇市議会でも異例のできごと。建設委流会の責任は市民から当然非難されてよいだろう。新政会は「市場問題など特別委員会を設置しない限り審議にはいっさい応じられない」との態度を変えていないといわれている。新政会は審議ボイコットによって市場問題で与党、市当局に圧力をかける戦術をとっているが、この日の本会議決定で審議ボイコットは事実上なんの意味ももたなくなった。ボイコットを続ければ市民からの反発はそれだけ強くなる一方で、今後の新政会の出方が注目される。

審議さらに拒否／那覇市会／新政会きょうから街頭に

〔琉新・朝　1971・3・31〕

那覇市三月定例議会は、新政会（自民党系）の審議ボイコットで混乱が続いているが、新政会の金城重正議員らは三十日午後記者会見し「牧志公設市場問題を根本的に解決したいとの趣旨で提起している特別委設置について市当局、与党はこれを拒否した。今の状態だと今議会の審議は引き続き拒否する」との態度を明らかにした。また、新政会は三十一日から街頭に繰り出し、市場問題などについて市民にアピールするという。新政会のこの日の態度表明で与、野党の対立は一段と激化し、事態はさらに紛糾する雲行きとなってきた。

新政会はこの日平良市長と会い、市場問題特別委設置と議会の事態収拾について市長も積極的に働きかけてほしい―と要請した。これに対し、平良市長は「特別委設置は市場問題をさらに紛糾させる。議会の混乱については与、野党で話し合ってほしい」と答えた。新政会は与党、市当局の態度から特別委設置は困難であると判断、このため既定方針通り審議ボイコットを続

行し、市場問題を市民にアピールすることにしている。

軍用地返還を決議／那覇市本会議／新政会、決議だけ出席

〔琉新・朝　1971・4・3〕

那覇市三月定例議会最終日の二日午前十時すぎから本会議が開かれ「那覇市の都市建設事業推進に関する要請決議」を与野党全会一致で採択した。この決議は、那覇市内にある軍用地の早期返還と、那覇市の都市計画事業全般にわたる長期財政投資を継続して実施するよう本土政府に要請している。なお市議会では市当局とタイアップして超党派で代表を派遣することになった。

この日の本会議は、委員会の審査報告のあと議案を原案通り全会一致で採決した。野党の新政会（自民党系）は決議のあと再び審議をボイコット、続く議案は与党、公明党の単独審議で異議をはさむのもなく順調。建設委に付託された案件は、結局同委員会が流会続きになったため、この日の本会議で審議、採決された。建設委に付託された陳情案件は日程の都合で、継続審査になった。

新政会は午前中の議案審議までボイコットしたが、午後から開かれた本会議には全員が出席、都市建設事業推進に関する要請決議は与野党全会一致で採択された。一週間ぶりに姿をみせた新政会所属議員に与党席から「やあ！しばらく」との声がかかり、新政会が複雑な表情をみせるひとコマもあった。軍用地の早期返還などに関する要請は市当局、市議会が一体となって行なわれるが、これは那覇市始まって以来のできごと。一行は四日に出発、一週間の日程で要請活動を行なう。市議会代表は辺野喜英興議長（自民）、金城吾郎（社大）、黒潮隆（人民）、喜久山朝重（新政会）、玉城栄一（公明）の五議員。

声／公害への質問

〔琉新・朝　1971・4・6〕

われわれ壺川公害反対同盟は、以下八項目の質問中、拓南製鉄社長に対しては①から④まで、那覇市長・議会議長に対しては⑤から⑧までについて、それぞれ本欄を通じて誠意ある具体的な回答を求めます。

①社長みずから家族と一緒に社屋に住まい、積極的に公害対策に取り組む決意があるかどうか。

②午後十時以後の電気炉の騒音はひどい安眠妨害である。夜間の操業を停止しては採算がとれないというが、今後も市民の健康を害してまで夜間操業を続けるつもりかどうか。

③昨年会社は、集じん機を買い替えるといっていたがすぐ買い替える意思があるかどうか。

④電気炉、工場の密閉化により、ばい煙、騒音の防除対策を徹底的にやる意思があるかどうか。

⑤那覇市議会は、昨年九月の定例議会で基本立法の制定を待たずに人命の尊重優先から地域的特殊性にかんがみ独自の条例を制定する方針だとして全会一致でわれわれの陳情を採択した。人命尊重というならば、せめてさる三月の定例議会で制定すべきであったと思うが、なぜ公害を防止する条例の制定を見合わせたのか。

⑥現実に公害はますます悪化するだけであり、われわれの健康生活ははなはだしく害されつつある。当面の打開策として人命の尊重優先の立場から、自治体としての確こたる行政力によって夜間の操業を停止させるべきだと思うがどうか。

⑦被害者を締め出しての政府、市当局、会社の三者による協議会は主客を転倒したものであり、今後は被害者も参加すべきだと思うがどうか。

⑧建設局用地に防音壁としての建物を建てたところで、騒音、ばい煙の根本的防除対策にはならない。このような重大な問題については、公聴会を開いて市民の意見を十分聞くべきだと思うがどうか。（那覇市壺川二〇〇・壺川公害反対同盟）

代替地からみ微妙／上之屋外人住宅の返還

〔沖夕・朝　1971・4・7〕

【東京】那覇市内の軍用地開放、復帰に伴う都計事業の協力な推進で本土政府に要請のため上京中の平良那覇市長と辺野喜議長ら同市議会派遣の超党派五市議は六日午後、総理府に山中総務長官をたずねたのをはじめ、岡部沖縄・北方対策庁長官、内海防衛庁事務次官をそれぞれたずね要請書を手渡し本土政府の積極的な協力を要望した。

平良市長、辺野喜議長らは「七二年本土復帰に伴い、那覇市は新しい沖縄県の首都として、さらには復帰後における沖縄開発の拠点として都市整備が切望されている」とし、軍用地開放については「那覇市総面積の三分の一に当たる十二万平方㌔の米軍用地、同施設の開発、撤収がぜひとも必要であ

る」との観点から、那覇空港および商港の一部とガソリン貯蔵庫の返還は確実視されているようだが、那覇新港の後背地に当たる上之屋の米住宅地域六十万坪の返還見通しがついていないのは都市計画に重大な影響をおよぼすとし日米返還協定交渉で、ぜひとも返還実現の目鼻をつけてほしい、と要望した。

これに対し、山中総務長官は「那覇市の実情から返還がのぞましいと考えているが代替地提供の接渉もからむので、それとのかねあいで要望にそうよう努力する」とし、明確にしなかった。

ついで、市長らが「那覇市は都市の基本施設と公共施設の建設を復帰に伴う最重点施策としている」とし❶環状2号線の早期完成❷緑ケ丘公園の整備と墓地公園の造成❸先行投資特別会計に対する財政援助―の三点を強く要請した。

那覇市の都心部と副都心部を結ぶ市内交通をコントロールする環状2号線の建設は隣接市町村との合併、産業、住宅の郊外への進出をはかるためにも急務であるとし、総延長一万七千㍍（幅員二十五㍍）のこの環状2号線は七三年沖縄特別国体関連道路として、その一部に当たる安謝橋から首里儀保間の約三千四百㍍の建設については建設のメドがついているが、その他については十五、六億円の予算が必要なので引き続き国の施策として早期完成するよう配慮してほしいと要望した。これに対し山中総務長官は「要望にそうよう十分、検討する」と答えた。また山中総務長官は緑ケ丘公園の整備と墓地公園造成についての要請に対しては「昭和四十七年度予算編成のさいには、この点を念頭に他の諸施策とのバランスをとりつつ措置したい」とし、また那覇市は公共用地取得業務を中心に先行投資特別会計を設けることにしているが、そのための財政援助については復帰に伴う特別措置法、復帰対策費の財政投融資面で特別の配慮をしてほしいと要請したのに対しては「琉球政府とも十分、話し合ったうえで具体的な案を示してほしい」と述べ、前向きに検討したいとの意向を示した。

平良市長らは、そのごの記者会見で「三十万もの人口が二十四平方㌔に押し込められた状態であり日本で最高の超過密地帯となっており米軍用地はぜひとも全面的に撤去してもらわねばならない。こうして超党派で要請に来たが、どうしても確約を取りつけたい」と述べている。なお、市長らは七日は秋田自治相を、八日は愛知外相と福田蔵相をそれぞれたずね同じく要請する。

埋め立て地に移転／西本町のガススタンド建設／一年ぶりに解決

〔琉新・朝　1971・4・28〕

通産局工業課は二十六日午後、通産局会議室に沖縄タクシー事業協同組合の代表と西本町の住民代表を集めてガススタンドの建設場所移転について話し合った結果、ククシー事業協同組合が建設場所を那覇市西本町四丁目九番地から波上海岸埋め立て地の西新町三丁目九十七番地に移転することになり、通産局も西本町住民代表も移転に同意、オートガス・スタンド建設をめぐる公害問題は一年ぶりに解決した。

同日の話し合いには、通産局から池間公益事業課長、宮城ガス係長、沖縄タクシー事業協同組合から島袋会長、仲程専務理事、西本町住民代表として渡久地、川辺両氏が出席して開かれた。住民代表は、大阪でのガススタンド事故や波上その他で起きたプロパンガスによる爆発事故の例をあげ、西本町の住民地域でのスタンド建設を取りやめるよう昨年六月からタクシー事業協同組合と折衝を続けていたものだが、このほど事業協同組合が西本町から西新町の埋め立て地に建設場所を移転することで双方の同意が成立した。

タクシー事業協同組合は、西新町で二千六百八十六平方㍍（八百十四坪）の用地を確保、二十六日に起工式を行ない、十㌧タンクの埋設工事に取り組むことになった。

那覇市制施行五十周年／激変の時代ふまえ／住みよい文化都市目ざす

〔沖タ・朝　1971・5・21〕

那覇市制施行五十周年記念式典が、二十日午後二時十五分から那覇市民会館で約三百人の官公庁代表、市民が出席して開かれた。平良良松那覇市長はあいさつの中で「七二年復帰をひかえ住民自治の確立と生産基盤を整備し、日本の表玄関として住みよい文化都市をめざしたい」とのべた。東京沖縄県人会長神山政良氏が名誉市民の顕彰を受けたほか市政功労者十四人、永年勤務職員五十五人が表彰された。

式典は稲嶺第一助役の開会宣言ではじまった。平良市長、辺野喜英興市議会議長があいさつ、このあと平良市長から神山政良氏に四人の名誉市民の顕

彰が贈られ、代理として出席した神山政弘氏に手渡された。市政功労者十四人、永年勤務職員五十五人が表彰を受けたあと、屋良主席（知念副主席）、ランパート高等弁務官（代理クラーク局長）、日本政府沖縄・北方対策庁加藤事務局長、九州市長会を代表して宮崎県日南市の河合弘美市長らがお祝いのメッセージをおくった。

このあと祝賀会に移り、おそくまで懇談した。

【市政功労者】平良亀助（元市議）、辺野喜英興（現議長）、喜久山朝重（現議員）、比嘉朝四郎（元議員）、又吉久正（現議員）、大山盛幸（元議員）、渡口麗秀（元議員）、高良一（元議員）、比嘉佑直（現議員）、渡口政行（元収入役）、嘉手納並水（元助役）、武村朝良（消防団長）、上地安昭（元監査委員）、中山興忠（監査委員）。

【平良市長のあいさつ要旨】

大正十年五月二十日、当時の首里区とともに那覇市に一般市制が施行されていらい五十年、半世紀がここに経過した。沖縄におけるこの半世紀は日本の近代化の歴史とも対応し、市民はもちろんのこと沖縄にとっても激変の時代で、那覇市制五十年は激変の時代の中心であり、すべての事象は那覇市に反映した。都市五十年の歴史を考えると、その前半は沖縄の県都として貿易、商業の那覇、歴史と文化の首里そして全県民の誇りとされる都市がすでに築かれていた。しかし、戦争で那覇市は廃墟になり、戦後二十五年、都市の再建に専念、今日の那覇を築いてきた。それを可能にしたのは市民精神であり、市民の英知である。七二年復帰は沖縄県民の自治の回復はもちろん戦後二十五年におよぶ政治、経済など各面における格差が解消されようとしている。那覇市でも住民自治の確立と生活、生産の基盤を整備し、日本の南玄関として、住みよい町づくりが必要とされている。那覇新港の建設、都市幹線道路の設置、都市近郊の開発などにより、すでに那覇市を中核とする首都圏の整備、広域都市化をめざす段階にはいったことを示している。この五十年の歴史が新たな百年をめざし大きく変ぼうしていくものと信ずる。

基地返還リストまとまる／北部訓練地域など31カ所／那覇空港は交渉中／天久住宅、十年内は困難

〔沖夕・夕　1971・5・27〕

【東京】沖縄返還にともなう基地の整理縮小について、政府筋が二十七日明らかにしたところによると❶復帰前または復帰時点に返還するもの❷復帰後適当な期間をおいて返還するもの❸復帰後も引き続き提供する基地のリストが日米間でほぼ固まった。リストによると、復帰前または復帰時に返還される基地は❶那覇市内の与儀ガソリンタンク地域❷石川ビーチ❸本部採石場（陸軍）❹国頭村と東村にまたがる北部訓練地域のうち約九千エーカー❺本部補助飛行場―である。〝準目玉商品〟とみられていた那覇市内の天久住宅は、当初、復帰後二、三年内に返還される見通しだったが、外務省筋によると大蔵省がこれに難色を示し、「このぶんだと復帰後十年は返還される見通しがたたない」と、いわれる。

大蔵省が難色を示す理由として❶いま返還しても一部地主の利益になるだけであり、那覇市が新たに買収しなければならなくなる❷那覇市の同住宅地域の使用計画が具体的に出ていない―などがあげられている。那覇空港は、PS3対潜しょう戒機の移駐問題でなお交渉中。

なお、このリストによると、復帰までに返還ないし縮小される基地は三十一カ所。いったん提供されたあと近い将来返還される基地は十八カ所、そのほとんどが自衛隊引き継ぎ施設。これ以外のものは、米軍が長期間使用するものでその数八十五カ所となっている。

〝発展策考えよ〟／牧志第二市場／市にねじ込む

〔沖夕・朝　1971・5・28〕

那覇市牧志第二公設市場と周辺商店街の業者約三百五十人が、二十七日午後一時から「牧志第二公設市場発展促進期成会」結成大会を開き、「市の責任において第二市場周辺の発展策を立てるべきである」と決議、大城竜太郎さんら代表者約三十人が同日午後三時市役所に備瀬経民部長をたずね、❶第二市場が十分機能できるように改造❷市場周辺の街路の補修❸路上駐車を禁止し、市場専用の駐車場を設置すること❹市場の屋上の利用❺市場周辺公園地域の整備―について訴えた。

これに対し備瀬経民部長、大嶺商工観光課長は「市場周辺の道路補修、路上駐車の禁止など実現可能なものから着手、できるだけ要望にこたえたい」と答えた。

声／公害への質問に対する回答

〔琉新・朝　1971・5・29〕

さきに壺川公害反対同盟からの投書がありました公害についての質問⑤から⑧までを那覇市長、議会議長からお答えいたします。

質問⑤について

騒音防止条例制定の促進については一九七〇年の九月議会において「早期に条例を制定し、市民からの公害に対する不安解消と都市における健康的、快適な日常生活を営ますことを指針とすべきであるとの見解に立って」採択し、市長において措置することを適当と認め市町村自治法の規定によって市長にこの旨を送付し、市としては公害基本法の立法制定をまち必要があれば市独自の条例をつくるようにし、それまでは行政指導による防除策をはかり強力に対処していく方針であります。

質問⑥について

夜間の操業停止については現段階では法的に規制ができないということと同社の経営上の問題と工場の性質からして困難であります。しかし住民の健康の保護と生活環境の保全はなによりも優先されるべきであるとの観点に立ち、あらゆる対策を講じるようにしており、目下本土メーカー側から集じん装置の専門家を招くべく機械の総点検をおこない、騒音発生源を改善すべき個所が指摘され、その調査資料にもとづき早急に改善すべく準備にとりかかっており、それと並行して集じん機近くに約三十坪の政府用地を確保して防音壁を建設する計画で政府建設局と折衝中であります。また消音装置がとられるまで集じん機の稼（か）動を従来どおり午後十時から翌朝六時まで停止する。

質問⑦について

協議会から被害者を締め出したわけでなく、ただ会議の運営上とられた処置であったことをご理解ください。なお、今後必要がありましたら被害者のみなさんにも参加していただくつもりであります。

質問⑧について

防音壁を建設することが公害の根本的防除策にはならないとは思いますが、本土における事例からして相当な効果をあげているようでありますので、その方向で対策を推進している次第であります。以上のことについて協議会で決めるにあたっては那覇市、政府、会社側の関係者がそれぞれの専門的立場から慎重に協議を重ねた結果決められた当面の解決策であることを申しそえてご了解をいただきたいと思います。

（那覇市長・那覇市議会議長）

那覇商高隣の米人住宅地域／即時開放タナ上げ／復帰後改めて協議

〔沖タ・朝　1971・6・3〕

【東京】那覇市は、過密化の現状をやわらげる、民生・経済の発展をうながすという二つの目的から、復帰後、同市周辺の米軍基地が撤去されることを希望しているが、天久米軍住宅は当分の間、返還の見通しがつかず、開放が確定しているのは与儀ガソリンタンク地域だけとなっている。基地ではないが、那覇市が同様に開放を強く求めている那覇商業高校隣のマーニング社米人住宅は、外務省筋によると復帰後一年間は、これまで通り存続することが明らかになった。

同住宅地は一部が国有地で、同社は国有地を管理している米民政府から土地をまた借りして住宅企業を営んでいる。

米系企業の復帰後の権益を保証する愛知外相書簡で、国有地の賃貸借関係も明らかにされている。これによると「沖縄における国県有地賃貸借については復帰後一年間、従来と同一の条件で存続しうるよう必要な措置をとり、その後の賃貸借については右の期間中に関係当局者間で取り決めることとする」―との規定。

このためマーニング社の同地域の住宅は復帰後一年間は現状が保証されているわけである。外務省筋は「那覇市の開放要求の趣旨はよくわかるが、政府としては復帰時の住宅の撤去を個別企業にたいして呼びかけることはできない」と述べている。

国有地は復帰後、大蔵省の管理下におかれる。復帰後の賃貸借については「当事者間で取り決める」との〝一札〟がはいっているので那覇市としては、大蔵省をはじめ企業との話し合いを通じてしか解決の道はないことになろう。

外務省はのむべきでない

平良那覇市長の話　あきれかえるばかりだ。復帰までに返還されるのは与儀ガソリンタンクだけというが、この地域については、昨年十月ごろ、地元で「返還する」との確約を米民政府から得ており、一歩も前進していないではないか。マーニング社についても米民政府はコマーシャルベースで話すようにとの回答をしてきたが、住民の権

利や所有権を不法に無視、接収していながらコマーシャルベースうんぬんするのは不合理だ。あくまで行政ベースで進めるべきであり、外務省は筋の通らない話をのむべきではない。アメリカの無法の主張を受け入れるようでは日本の外務省とはいえないではないか。返還協定は一事が万事アメリカペースで行なわれているような気がして残念でならない。

汚染で死の川に／国場川／汚物投棄に政府無策

〔琉新・夕　1971・6・3〕

国場川は汚れ放題に汚れ、すでに〝川〟でなく〝汚物投棄場〟といった現状。だが、政府は無策。〝病める国場川〟はひん死直前―。

国場川周辺には工場、畜舎、と畜場、民家などがどんどんふえ、水は汚染され放題。最近も付近住民から「一週間ほど前から国場川の水が赤かっ色になっている」と総合対策室に訴えている。那覇保健所はさっそく一日に水を採取して公害衛研に分析を依頼しているが、まだ原因はわかっていない。

厚生局は二日午前、国場川の下流（豊見城高校前）から上流（琉糖の側）まで調査したが「確かに水が赤くなっている。原因は何だろう」―と首をかしげていた。調査員は国場川の〝汚れぶり〟にビックリした表情。下流ではと畜場からの赤い血や工場、家庭からの廃水が流れ込み、上流までの川沿いはまるでチリ捨て場。あきかん、あきびん、フトンの切れはしなど種々雑多のゴミが投げ込まれている。そのほか、上流の川沿いには畜舎が立ち並び、汚水はそのまま国場川に流れ込んでいる。そのうえ下流でドロが沈殿、水をせき止めた格好だけに上流まで水がよどみ悪臭を放つ。付近住民の話では「ちょくちょくバキュームカーが来てし尿を捨てている。二、三日前もそんなことがあった。悪臭と銀バエがたかってひどく困った」という。

このように国場川は日々汚染がひどくなっているが、政府や市の対策は皆無。行政府では昨年テラピアが大量に死んだあと、大騒ぎして環境調査をしたが、その結果がどうなったのか、どのような対策をとったのか、音さたがない。

那覇市／定例議会きょうから／県都の整備めざす／72年予算／総額二千九百万ドル

〔沖タ・朝　1971・6・10〕

平良市長記者会見　那覇市の六月定例議会（予算議会）は、十日午前十時開会（会期十九日間）するが、平良市長は九日午前十一時から記者会見、「今年度は米軍軍事優先統治下の最後の予算編成となる。新しく日本国憲法下の自治体として出発するわけであるが、市民の未曽有の戦争体験をふまえ、市民のあらゆる権利を破壊した基地の撤去と自衛隊の配備反対を基本姿勢として、民主的な地方自治の確立、都市計画の推進、市民福祉など市民の要求に応えうる諸施策を充実させていきたい」と、施政方針と七二年度重点施策についてつぎのように語った。

一、那覇市が復帰後、真に県都としてはずかしくない都市をめざして整備が必要だ。そのためにも、基地問題の解決、那覇新港、環状2号線、その他都市幹線道路の整備に着手する。

一、政治の中央集権化が進む、きびしい状況にあるが、本土法への移行に当たっては、教育委員の公選制度、公務員労働者の諸権利など市民運動の中で勝ち取ってきた既得権は、これまで許認事項として保護されている住民の利益をも合わせて擁護していきたい。

一、そのほか、本来なら国家の負担で行なわれるべき事業や事務が、市民に肩代わりされてきたため、市民福祉面の諸制度で大きく立ち遅れている。今後は、国の責任において市民の生活・権利を守る諸事業を優先して行政に反映させたい。

ところで、那覇市の七二年度予算総額（案）は、二千九百十四万七千七百二十四ドル。七一年度当初予算（二千百八十万ドル）に比べて約三〇％の伸びとなっている。歳入については、自己財源が一千八百八十七万八千三百五十ドルで、残り一千二十六万九千三百七十四ドルは依存財源。自己財源の中心となる市税収入は、七百十五万八千九百八十ドルを見込み、七一年度より七十七万六千ドルの増。政府支出金は前年度より三百九十二万百八十三ドル増の八百八十五万三百四十五ドルで、予算の伸び率は、ほとんど政府支出金に負っている。

七二年度重点施策としては、道路整備事業（約六百万ドル）、公共下水道事業（百万ドル）、土地区画整理事業（四十五万ドル）、公園建設事業（三十六万ドル）、上水道事業の整備拡充（四百五十万

ドル）、清掃施設建設（四十六万ドル）、港湾建設（三百五十万ドル）などが上げられている。

新規事業としても、三十万トン処理能力をもつ焼却炉の建設（四十万ドル）と希望が丘公園の整備など公園緑地費（二十四万ドル）が目立つ程度で目ぼしい事業はなく、福祉対策費も十三万ドル計上されているが、平良市長の第三回目の予算編成、まだまだ〝革新市政〟を表現する予算にはなりきれないようだ。

〝自治の拡大に全力〟／平良市長が施政方針／那覇市会開く

〔沖タ・夕　1971・6・10〕

那覇市の六月定例議会は十日午前十時すぎ開会した。冒頭、さる五月に病気のため死去、十三年間の議員生活を終えた儀間真祥氏（人民）の冥福を祈って一分間の黙とうをささげた。ついで二十八日まで十九日間の会期日程を決定したあと、平良市長が施政方針を述べた。午後も本会議を続け、七二年度予算案など四十六件の議案が提出された。

議会勢力は、今期から与党（公明含む）十四に対し、野党（新政会）も十四と伯仲しており、石嶺市営住宅建設の無登録業者との契約問題、予算執行率、都計問題などをめぐってはげしい攻防が予想される。

施政方針の中で平良市長は「新年度は平和条約第三条に基づく米軍の占領行政が終わる年である。すなわち、沖縄住民の側からいえば司法、行政、立法の基本権が制限され、地方自治が真の意味で保障されていない軍事優先の時代が終わり、復帰とともに日本国憲法に基づく地方自治が開始される年である。私は那覇市長として、那覇市民の未曽有の戦争体験および基地による都市建設の障害、原潜による放射能汚染、人権問題など、市民の戦後体験に基づき、軍用地の全面的開放を要求し、さらに自衛隊の配備反対を申し入れてきた。ところが、すでに明らかにされた本土政府の復帰対策要綱や返還協定にかんする報道をみると、七二年返還は沖縄住民にとってきわめてきびしいものになると予想される」と前おき、つぎのように述べた。

一、日本本土における地方自治は、政治行政の中央集権化により三割自治だといわれているが、教育委員の公選制、公務員労働者の既得権、さらに市民生活における許認可事項など、沖縄の特殊事情や施政権分離という状況の中で沖縄県民が独自に築きあげてきた制度を復帰にさいしすべて本土制度に平準化すると市民生活に多大な影響を及ぼし、自治が後退することも予想される。いやしくも自治の低下をきたすことのないよう行財政の問題も含め市民の立場から対処していきたい。

一、諸事業の効率的執行ということについてであるが、七二年度予算編成の方針としては「那覇市建設五カ年計画」の内容を十分検討のうえ❶都市計画事業の推進❷生活環境の整備振興❸産業基盤の整備―に重点をおき、具体的事業をすすめていくが、とくに公害を防止するための対策を立てるとともに、相つぐ災害から市民の生命を守るための救急センターを設置する。新年度は合計三千五百万ドルの当初予算を編成することができ、市政と教育行政をひきつづき前進させる見通しがついた。

市の取り組みが弱い／那覇市の軍用地開放問題

〔沖タ・朝　1971・6・13〕

【東京】七二年復帰に伴い那覇市は新しい沖縄県の県都とし、また復帰後の沖縄開発の拠点としての都市整備の必要性が強調され、そのためには那覇市総面積の三分の一に相当する米軍用地、軍施設の開放、撤収がのぞまれている。那覇市内の軍用地開放については那覇市議会も、これまでに何回か開放要請決議を採択し、平良那覇市長や辺野喜市議会議長らも市議会決議にもとづき日米両政府に市内の基地撤去で要請を続けてきた。

一方、琉球政府および立法院も、とりわけ那覇市内の基地撤去を求め続けてきた。

ところで、沖縄返還協定調印を前に那覇空港の完全返還や民間使用の那覇商港岸壁、那覇市与儀のガソリン貯蔵庫の復帰時点での返還がほぼ確実視されながら那覇市天久の牧港住宅地域（五十九万二千坪）が、いずれ返還される基地返還Bリストに含められるなど問題となっている。

この牧港米軍住宅地域については、これまでの日米折衝で米側は日本政府が代替え住宅地域を日米地位協定の施設、区域提供の取り決めにもとづいて提供すれば返還要求に応ずるとの柔軟な態度を示しているにもかかわらず沖縄復帰時の返還が持ち越された理由の大半は那覇市をはじめ沖縄現地側にあることが明らかになった。

この問題について山中総務長官は

「返還実現の脈はじゅうぶんあるが、那覇市をはじめとする沖縄の当局から返還要求の強い要請は受けているが、返還後の具体的な利用計画を含む都市計画が提出されていない。これでは必要経費をめぐる大蔵省との折衝のしようがない」と述べており、都市計画案を早急に提出するよう催促しているが、ナシのつぶてだという。

平良那覇市長らはさる四月、この牧港米軍住宅地域の返還について山中総務長官や愛知外相に協力を要請したが、同要請に当たって平良市長は同地域が①政府援助で築造中の那覇新港の後背地であること②那覇市と近い将来、合併が予想される浦添市や中部市町村との都市連たん地域であること―などから那覇市の県都としての都市計画上もっとも重要な地域であると指摘、早期実現の緊急性を強調した。

また、これを機会に那覇市では、公共用地取得業務を中心とする先行投資特別会計を設置することにしたが、そのためには政府の財政面からの特別の配慮が必要であるとし沖縄復帰に際しての特別措置法でこのための財政投融資策を講じてほしいと要望した。

山中総務長官ら総理府首脳は那覇市をはじめとする沖縄現地の牧港・那覇ハウジング・エリアと呼ばれるこの米軍住宅地域移転要請の趣旨はよくわかるし「もっともなことだ」としながらも、那覇市当局から開放後の具体的な利用計画を含む都計の青写真が提出されないと必要経費をめぐって大蔵省とかけ合うことすらできない状況だと述べている。

人口の都市集中による那覇市のスプロール現象（無秩序な状態）を解消するためにも約六十万坪におよぶ牧港米軍住宅地域の早期開放は那覇市にとって欠くことのできない緊要な問題でありながら、那覇市を中心とする沖縄現地の取り組みが不十分なため同地域の返還が遅延しているようだ。

那覇市に公園、緑地／都計審が政府案を了承

〔沖タ・朝　1971・6・15〕

都市計画審議会（宮里栄一会長）は十四日午後一時半から主席公舎第二会議室で開かれ、主席から諮問された▽那覇都市計画公園▽緑地の追加―について審議、政府原案通り答申することを全会一致で決めた。

現在、那覇市の都市計画の中に指定された公園および緑地は、公園二十六カ所（五四・三〇㌶）、緑地一カ所（一・五八㌶）の五六㌶があり、市民一人当たりの公園面積は約二平方㍍となっている。これは都市公園法施行規則に定められた「住民一人当たりの公園標準面積六平方㍍」にほど遠い。しかも、那覇市の人口は一九八〇年には四十万人に増大することが予想され、そのためには都市計画区域内に、二百四十㌶以上の公園面積が必要である。現状のままだと〝公園不足〟は避けられないことから、当面の打開策として、一人当たりの公園面積三平方㍍をメドに、公園二十三カ所（面積八十五㌶）緑地二カ所（九㌶）を新たに追加した。

追加した公園は、前島東、泊南、前島南、牧志北、末吉、虎瀬（とらせ）、松川、繁多川、識名、大名、中央、漫湖、泉、森口、東町南、泉崎、東町北、三文珠、松山、安謝、新屋敷、若狭、前島北の二十三カ所で、緑地の追加は天久、安謝の二カ所。これで那覇市都市計画に決定した公園は四十九、緑地三となった。

水利権めぐり紛糾／養鰻業者の取水問題／新政会が市当局を追及／市議会

〔沖タ・朝　1971・6・17〕

那覇市議会は、十六日も一般質問が行なわれ、新政会議員が石嶺団地工事請け負い契約、市場問題、首里バスの統合問題、教育委員会、水道行政について質問した。その中で、金城重正議員は、「市の水源地の一つである青小堀から、養鰻している業者が日に四百㌧以上も取水している」とはげしく追及、那覇市と宜野湾市の水利権の解釈をめぐって市と対立、一時議場は騒然となった。

この日、新政会議員の五番目に質問に立った金城重正議員は、「宜野湾市の養鰻業者が、青小堀水源地に四インチパイプを直結、毎日四百㌧以上も取水している。市民には水がないといい、赤い水を飲ませ、一方では一部業者の鰻のためにふんだんに水を与えている。しかも、当局はこの事実を知っていながら黙認している。これで水源地を確保しているといえるか」とつめよった。

これに対し、平良市長、前田第二助役、佐々川水道局長は、「青小堀の水利権は、慣習法上下流の農民に属する。市の水道が敷設された昭和初年に、当時宜野湾村と裁判問題にまで発展、那覇市も昭和六年から五十年間一日約二千㌧の範囲内で水を取ってもいいという取水権を得た。その後は、宜野湾市

の好意でときには一万㌧の水を取ったこともあるが養鰻場へ水を流すことについて正式に申し入れがあった。むしろ那覇市が宜野湾市から水をわけてもらっているのであり、那覇市内には独自の水源地はほとんどない」と説明したが「これではいつまでたっても市民に平等に安い水を給水することは出来ない」「沖縄人同士が水の奪い合いをしても何にもならない。国の責任で開発をはかることこそ大切だ」「何が国の責任だ。理屈ばかりこねまわすな。那覇市は無法地帯」と答弁席の市長をとりまいて、水利権をめぐってはげしく応酬。議長の声も聞こえないほどだった。

団地の違法契約もやり玉にまた又吉久正議員は「建設業法違反」で問題になっている石嶺団地の無登録業者との契約問題を取りあげ「建設業法によると工事の請け負いは登録業者でなければならないはずだ。ガラス張りの政治を歌い文句にしている平良革新市政の実態はこれだ。市の行為が違反ならどのように措置するか」と質問、水間建設部長はあと四、五日もすれば完成する段階で元請け業者が改約、下請け業者や市民の利益を考えればやむを得ない措置だった。下請けした業者には無理なことをお願いし申しわけなく思っている」と説明していたが、新政会議員のほとんどがこの問題に触れ委員会でもさらに当局の姿勢を追及していくとしており、今後も尾を引きそう。その外、都市計画事業、教育行政、市場問題、復帰記念事業などに質問が集中した。

一社　説一
返還協定は調印したが
〔琉新・朝　1971・6・18〕

沖縄返還協定が、十七日、東京とワシントンで愛知外相とロジャーズ米国務長官によって同時調印された。これによって一九六九年十一月の日米共同声明による〝一九七二年返還〟が具体化し、あと日米両国の議会による批准と批准書の交換が順調に運べば、最終的に確定することになる。

「戦争で失った領土を、平和裏に、話し合いで取り戻すことは、世界にも例がない」と佐藤首相は誇示した。確かに、ソ連に占領されたまま、まだ返還の手ががりもつかめないままとなっている北方領土とくらべると、「沖縄が帰らない限り、日本の戦後は終わらない」との名文句で戦後歴代首相の中で初めて沖縄返還と取り組んだ佐藤首相としては自慢もしたい気持ちであろう。

第二次世界大戦後、外国の占領地域について領土的な野心のないことを表明した米国が、対日平和条約第三条によるとはいえ、今日まで引き続き事実上の占領を継続してきたこと、日本政府が県民の意思を問うことなく、一方的に沖縄を米国の統治にゆだね、その間に各種の人権問題や本土との格差が生じたのに、長い期間、統治権者に是正を求めることを怠ったことなどは、さて置くとして……。

返還協定が調印されたことによって四分の一世紀余におよぶ長期間にわたる異民族支配から抜け出せるめどがついたのだから、沖縄県民にとっては、長い間の祖国復帰の願望が、ようやく達成されることになったわけである。しかし返還は決まっても協定の内容にいろいろ問題があり、県民の意思を反映していない面が少なくないことから、返還調印を単純率直に喜べないものにしている。

一九六九年の佐藤・ニクソン会談における沖縄返還についての日本政府のうたい文句である〝核抜き、本土並み、七二年返還〟のうち、返還協定調印によって〝七二年返還〟は確定したことになるが、〝核抜き〟〝本土並み〟については、返還交渉の経過において沖縄県民のいだいていた疑問や不満を解消し、納得のいく条文となっているとはいえない。

核抜きについて、政府は協定第七条の財政支出の項に「共同声明第八項にいう日本政府の政策に背馳（ち）しないよう（返還を）実施することを考慮して」米国政府に三億二千万㌦を支払うことを明記してあることを根拠にしている。米国が勝手に持ち込んだ核の撤去費用を日本政府が負担するのも筋が通らないが、費用を負担するから核が撤去されるとの証明にはなるまい。

核の存在と、その撤去の確認をする取り決めがない上に、協定第七項に引用された共同声明第八項は、「日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく」日本政府の核兵器に関する政策に背馳しないよう沖縄返還を実施するとなっていて、たとえ復帰までにいったん核を撤去しても、再び核兵器を持ち込むこともありうることを示唆している。

〝本土並み〟についても、第一特殊部隊、心理作戦部隊、化学中隊、戦略空軍、SR71型戦略偵察機など日本本土にはない特殊な米軍部隊が復帰後も存続するし、共産圏が謀略放送としてい

るＶＯＡ放送が協定第八条で五年の存続を認められ、しかも法律を改正してまで認めることにしていることなど、基地の返還が施設数、面積が少ないことと相まって、とても〝本土並み〟基地とはいえない。

さらに協定第四条による対米請求権の放棄は、軍用地の復元補償に代わる米国の見舞い金支出を約束しているだけで、講和前の人身傷害未補償者への補償をはじめ漁業、入り会い権の損失補償、つぶれ地、滅失地に対する補償、基地公害に対する補償などタナ上げされている。国としては請求権を放棄しても、関係者には当然の権利であり、日本政府が肩代わりして補償すべきである。

返還協定が日米両国の議会で無事批准されても、協定の内容からすると、右のように米軍基地の核抜き、本土並みや米統治下に受けた諸損害の補償など問題を残している。復帰対策要綱第三次分の決定を前に「沖縄は過保護」の根本発言が出て、「表現のまずさ」で片づけられる日本政府の政治姿勢からすると「これで沖縄問題は終わった」とされるおそれもある。協定調印による復帰の具体化を高く評価するのはやぶさかでないが、同時に協定に反映されなかった県民意思を、こんごは日本全国民の問題として実現に移させるための決意を固めなければならない。

那覇市／大幅に機構改革／職員百二十人ふやす／復帰の業務に備え／新たに企画、保健衛生部

〔沖タ・朝　１９７１・６・24〕

市は七月一日から新しい機構で出発する。復帰にともなって多くなる諸作業をスムーズに行なうのがねらいで、現在の一室五部四十課百二十係の市長部局は七部四十六課百三十係に大幅改革される。この改革によって職員も約百二十人増員される予定。現在、総務委員会で審議中であり、最終的には二十八日の本会議での決定をまたなければならないが、ほぼ原案通り可決される見込み。

改革の理由として親泊総務部長は、復帰にともない琉球政府が行なっている業務のうち市に委託されるものがあることや、あらたな業務が出てくることからその受け入れ態勢を強化する必要に迫られ、同時に本土の類似都市と同機構にする必要があることを強調している。

こんどの改革で目をひくのは、市長公室を解消して企画部を設置したことと、これまで経済民生部の一課であった保健衛生を部に昇格させたこと。これまで市長公室の業務は総務部のそれと明確な違いがみられず、ときには市長公室本来の広報、企画業務にも支障をきたすこともあったといわれ、企画、調整の専門的な役割りをいっそう推進するために企画部設置となった。これまで同室におかれていた秘書課と人事課は、このため総務部に移される。

保健衛生部は市民の保健衛生環境をさらに充実したものにしようというねらいで設置され、伝染病予防法など四つの法律に基づく業務が復帰後あらたに生じることも設置の原因となっている。保健衛生については、その対策いかんが直接市民の健康に結びつくものであるだけに、これまでも市民からその充実化が望まれていた。部となったことで、市内の衛生環境がさらに改良されることが期待できる。

東京に事務所開設

その他、東京事務所が企画部の中に新しく置かれることになった。復帰後の中央諸機関との連絡調整や首都・東京とのいろいろな交流、各行政組織などからの資料収集がその任務。沖縄の市町村で東京に事務所を置くのは那覇市が初めてになる。さらに企画部には専門官二人を配置して公害担当とし、公害の事前防止のための諸企画を行なわせる。経民部には国民健康保険準備室、福祉事務所設置準備室が新設される。また建設部にはあらたに用地課を置き、これまで各部でバラバラに行なっていた用地買収を土木部部門の買収を除き一手に引き受ける。これについて親泊総務部長は「用地買収は重要な業務。これが一本化されることで、種々の業務実施に大いに役立つ」と評価している。将来の〝港湾部〟を構想して、港湾建設事務所を港湾課（土木部）と名称がえ、港湾関係業務のいっそうの推進もはかる予定だ。

この原案は、現在、総務委員会で審議中のためまだ可決されていなく、野党新政会の一部からの反発は強い。新政会はとくに百二十人の人員増を市の財政とからめあわせて多すぎると批判、最終決定まではまだ〝紆余曲折〟がありそう。

建設部長を処分せよ／石嶺公営住宅問題／新政会が市長に抗議

〔琉新・朝　１９７１・６・26〕

那覇市議会の新政会（自民党系・宮

里敏慶会長）議員十人は二十五日午後、平良那覇市長をたずね「市当局は石嶺公営住宅の工事請け負いをめぐって建設業法を無視し、市の条例、規則をも犯した。法律違反を行なった建設部長を懲戒分限審査委員会にかけて処分すべきだ」と抗議した。これに対し平良市長は「部内調整を行ない、二十六日午前には当局の態度を明らかにしたい」と答えた。この問題について新政会は、市の出方いかんによっては重大な決意を固めている―として、二十八日の本会議をボイコットすることを示唆している。

石嶺公営住宅の工事請け負いをめぐる問題は、市当局が建設業法に登録していない業者と請け負い契約を結び、野党・新政会が「建設業法違反だ」として一般質問の中で市当局を激しく追及、問題になっている。市当局は、法律違反を認めながらも、工事が九五％完工した時点で契約業者が破産し、下請けしていた業者が職員の給料さえ支払えない実情をみかね、やむを得ずこの無登録業者と契約を結んだと経過を説明している。

復帰協補助金やめよ／那覇市議会／新政会が当局を追及

〔琉新・朝　1971・6・27〕

「復帰協は政治団体なので補助金交付はすべきでない―」との新政会の主張をめぐり、二十六日の那覇市議会総務委員会は活発な論議がかわされた。この日、同委員会では七二年度那覇市一般会計予算の審議が行なわれた。この予算案の復帰協への補助金一千ドルが計上されていることで野党の新政会は「復帰協は行政法上補助金をやれない団体だ」との意見をだした。これに対し市当局は「復帰協は大衆団体であり、今後も復帰協の果たす役割りは大きい」と反論、新政会と真っ向から対立した。

討論の中で宮城武、金城重正両議員（新政会）は「七二年復帰が決まったことにより復帰協運動の目的は終わった。復帰協の行動は政治的団体のそれだ。復帰協は革新の政治運動のためのかくれみのである」と決めつけ、補助金交付はやめるべきだと激しく当局を追及した。これに対し、平良市長公室長は「復帰が決まったとはいえ県民の要求してきた内容とはほど遠い。県民意思を反映させていくためにも今後ますます復帰協の役割りは重要になってくる。県民、市民サイドから運動を起こしていく上でもこれまで通り補助金は交付したい」と語った。

新政会は、市が特定の政治団体に補助金交付するのは違法であるとの判例を持ちだし、当局があくまでも補助金交付するのであれば法廷闘争も辞さないとの強硬な姿勢を示している。この問題は二十八日の本会議でも論議の中心になるものとみられ、成り行きが注目される。

〝責任の追及考えぬ〟／平良・那覇市長／新政会に態度表明／公営住宅工事契約変更問題

〔琉新・朝　1971・6・28〕

石嶺公営住宅の工事請け負いをめぐる建設業法違反問題について平良那覇市長は二十六日午後「工事が九五％完成した時点で契約業者が倒産したため、やむを得ず登録業者でない者と契約した。よっぽどの悪意がない限り議会としても理解してもらえると思ってやった。したがって担当部長の責任追及については考えていない」と市の態度を明らかにした。これは二十五日、法令、条例、規則違反をした担当部長の責任を明確にせよ―との新政会の追及に対し答えたもの。

市当局は、三月中に工事を終えなければ、本土政府援助で繰り越し手続きをやらなければならない。契約業者が倒産したのは三月中旬で、工事は急を要していた―と経過を説明、新政会の了解を求めた。これに対し新政会は、部下職員には法を守れといいながら、上級幹部が違法行為をしても責任追及もしないとの態度は納得できないとし、当局の責任をさらに追及していくといっている。

那覇市議会／市当局案を可決／72年度予算／総額で二千九百万ドル

〔琉新・朝　1971・6・29〕

那覇市六月定例議会最終日の二十八日は、午前十時すぎから本会議が開かれ、市当局提案の七二年度一般会計予算、機構改革、定員増など原案通り可決した。七二年度予算は、予算総額二千九百万ドルで前年度より七百万ドルの増。機構改革は、保健衛生部を新設、また市長公室を廃止して企画部を設置するなど、これまでの一室五部、四十課から七部、四十六課にふえた。定員増は、行政需要、機構改革に伴い百三十八人

が増員となっている。

この日の本会議では、市当局提案の定員増、七二年度予算について宮城武議員（新政会）から「広報、各支所などいまの人員で十分仕事をやっていける。当局案より十二人人員を削減すべきだ。復帰協への補助金一千ドルが計上されているが、復帰が決まったことにより復帰協の使命は終わった。したがって復帰協への補助金は削るべきだ」との修正案が出された。この修正案をめぐり真栄城嘉園、金城重正（以上新政会）両議員賛成討論、国吉辰雄（人民）、中村昌信（社大）両議員が反対討論を行ない、採決の結果、反対多数で修正案は否決された。

また那覇市税賦課徴収条例の一部改正案をめぐり、又吉久正議員（新政会）から「この条例改正によって市民税が上がるので、この案に反対する」との反対討論があった。これに対し中村昌信議員（社大）は「条例改正により控除額が引き上げられ、また所得税が安くなるなど相対的に市民の税負担は軽減される」と原案に賛成討論、採決の結果、原案通り可決された、このほか那覇教育委員の報酬引き上げ（百ドルから百五十ドル）について、仲村正治議員（新政会）が反対討論を行なったが、原案通り可決された。

那覇新港／一部、使用開始へ／五千トン級も接岸可能

〔沖タ・朝　1971・7・1〕

六八年二月に着手された那覇新港建設工事は三次分を終え、一日その一部が開港、供用開始される。増大の一途をたどる貨物量と大型化する船舶需要でピンチ続きだった港湾業務は、この開港で一応緩和されることになりそう。だが、上屋や倉庫がまだないため、フル回転までには時間がかかる見込みだ。

一日供用開始となるのは、泊港に近い側の三バースとその対岸の三バース。ともに五千トン級の大型船が接岸できる。対岸の三バースはまだ接岸だけに利用されることになっているが、泊港側の三バースではさっそく貨物の荷揚げが行なわれる。バースの全長はこの二つの部分で八百四十メートル。その他、百五メートルのバースが二つの部分にはさまれて完成、百三十メートルの上揚げ場バースも泊港側に完成しているが、ともに水深が浅いため、使用は遅れそう。

現在、那覇商、泊両港とも基準処理量を大幅に超える貨物を扱っていて、バース難は深刻。こんどの一部開港でその悩みを柔らげることは確実。この両港で年間三百五十万トンの貨物取り扱い量だが、一日供用開始される三バースだけで約七十万トンの貨物がさばける予想で、那覇市当局も「一部の開港とはいえ、これまでの長期にわたる沖待ちなどが少なくなり、その意義は大きい」と喜んでいる。とくに、沖待ちが荷主の負担となり、それが物価高の一因ともなっていたことを考えれば、単に貨物取り扱いに余裕が生じるという以上の意義をもっている、とみている。

だが問題も残っている。上屋や倉庫が一むねもないこと。市は七二年度予算に上屋一むねの建設費を計上、さっそく工事にとりかかるというが、それまでの間は揚げられた貨物は〝野ざらし〟の格好になる。原木や鋼材、穀物類など腐らない貨物以外は、できるだけその場で運び出させる方針というが、この〝野ざらし〟を恐れて利用度は低くなるのではないかと懸念する向きもある。

那覇新港の背後の埋め立ては三月に第四次工事を完了したが、この埋め立て工事も含めて那覇新港建設は七四年度まで続く予定。最終的には九十一万八千メートルの埋め立て地と二万トン級の船が接岸できるバース二、五千トン級バース八、三千トン級バース三の大型港となり、一大工業地域をめざしている。

一日は午後三時から同新港で開港式が開かれ、沖縄汽船の「ぼりびあ丸」が初入港する。

沖縄正式会員に／全国市長会総会／〝格差是正実現〟も決議

〔沖タ・朝　1971・7・1〕

【東京】全国市長会の第四十回定期総会が、三十日午前十時から東京・都市センターで開かれ、沖縄市長会を正式会員にすることを決めた。総会に出席した平良那覇市長はあいさつに立ち、正式参加が決まったことにお礼を述べるとともに、二十六年間に生じたいろいろな格差是正についての理解と協力を求めた。このあと総会は沖縄の行政水準の格差是正に関する決議を行ない、政府関係者にその実現を訴えることになった。午後からは、島田防衛施設庁長官、岡部沖縄・北方対策庁長官、橘外務省アメリカ局参事官らに会い、那覇市の軍用地開放問題などを訴えた。外務省では「軍用地開放問題はこれからが出発点である。那覇市の要求にそうよう努力したい」と答えた。

島田防衛施設庁長官、岡部対策庁長

官らには、とくに那覇空港問題を取り上げ「うわさによると、同空港は国際空港にはしないというが、これは本当かどうか」と問いただした。島田、岡部両長官とも「国際空港にしないという話はまだ聞いていない」と答え、現在、運輸省が検討していると伝えた。

市有地の再契約拒否／平良市長／自衛隊配備にも反対

〔琉新・朝　1971・7・8〕

平良那覇市長は七日午後、那覇市内の軍用地内にある市有地について、再契約はしない態度を表明した。これは、仲宗根復帰協事務局長らの①軍用地の再契約を拒否してほしい②自衛隊配備に反対してほしい③自衛隊員募集協力を拒否してもらいたい―との要請にこたえたもの。

席上、平良市長は「自衛隊の配備については機会あるごとに反対を表明してきた。県民の戦争体験や、米軍事支配下での人権無視などをみれば、自衛隊配備に反対するのは当然だ。先に防衛庁から、自衛隊配備についての協力要請があったが、軍用地返還の要求を無視しておきながら、自衛隊配備を押しつけてくるとは納得できない。近く抗議の返書を送るつもりだ。また県民運動を盛りあげ反対する」と語った。

また、仲宗根事務局長の軍用地再契約拒否の要請に対し平良市長は「市有地は貸さない。地主も説得して拒否するように努力したい」と語った。

〝給水意見書〟など採択／し尿料金の値上げも可決／那覇市会

〔沖夕・朝　1971・7・24〕

那覇市臨時議会は二十三日午前十時から開かれ、「時間給水解消のための緊急対策に関する意見書」を採択し、し尿料金など汚物取り扱い料金の値上げを全会一致で可決して一日で終わった。

「意見書」は新政会議員から提出され、「渇水期に対する具体的対処策が確立されてないことは生活に対する大きな不安であり、まことに遺憾にたえない。急場を打開する方途として、先に米民政府から発表された石川浄水場より瑞慶山貯水場間の仮設送水パイプ敷設工事を早急に着手し、一日も早く完成して市民需要にこたえられる措置を講じてもらいたい」と琉球政府、水道公社など関係各庁に対策を要望している。この「意見書」に関連して真栄城嘉園議員（新政会）が市当局に対し、渇水期間中の水道料金減免を考える必要があるのではないか、など市の水道対策について問いただした。

平良市長は「水需要量が最も大きい市としても、北部の水源地各村を回って協力を呼びかけている。水道公社に対しても市民の生活に支障のないような送水をしてもらうことを訴えた」と延べ、佐久川水道局長は「断水になってから一部の地域では水がほとんど出ないなど深刻な面もあるが、消防車の手配、あらたなパイプ敷設を考えるなど対策をとっている。水道料金減免については、調査のうえ決めたい」と答えた。

し尿取り扱い料金の値上げをめぐって、「値上げ幅の決め方が安易だ。もっと細かい基礎資料を準備する必要があろう」「市民サービスの面に欠けるところがある。業者への行政指導に怠りがあるのではないか」など批判が出たが、全会一致で可決された。し尿取り扱い料金は八月一日から百八十㍑以上が三十六㍑につき十五㌢。以下は一律七十㌢となる。現在は定量基準はなく、三十六㍑につき十㌢。ゴミ取り扱い料金も月ぎめ契約についての料金が値上がりし、一カ月三十㌢が五十㌢になる。

その他、安謝から41号線までの道路工事の工事請け負い契約についての議案が可決された。

一社　説一　基地と同居の水問題／水きんに根本対策を

〔沖夕・朝　1971・7・27〕

断水時間が、二十五日からまた三十六時間に延長された。今月四日に、隔日十二時間断水が実施されてから、四度目の断水延長であり、ひでりが続けば、水道事情はこんごさらに悪化するかも知れない。台風18号の接近に期待していた降雨も、けっきょくはから頼みに終わった。

ところが、この断水延長の緊急通知だが、水道公社が米民政府から連絡をうけたのは、実施前日の夕だったという。那覇市水道当局では、断水時間に変更を生ずる場合、事前に連絡し合い、協議のうえ決めるよう、強硬な申し入れをしたばかりだった。その直後、まったく抜き打ちに、六時間の断水時間延長を一方的に通告してきたわけである。しかも、当日は土曜日にあたっていたため、水道公社の係職員は、関係市町村への緊急連絡に、たいへんな騒ぎだったということだ。

事前協議の申し入れをうけていたにかかわらず、それが無視された形で、抜き打ち通告となったのは、どういう事情によるものか。上水道管理のしくみについて、根本的に検討してみる必要があると思う。

上水道管理の実態は…

水道公社は、各地方自治体に対し、原水または浄水を供給しているが、それが設立されたのは、五八年九月である。高等弁務官布令第八号にもとづいて、米民政府の補助機関として生まれ、沖縄の住民に、生活用水と産業開発に必要な、安全で、じゅうぶんな水を供給することを目的とする、とうたわれている。そして、公社の管理権は、民政官によって任命された五人の理事（うち沖縄側三人、米軍側二人）で構成される理事会に与えられている。

水道公社総裁も、五人のなかの理事のひとりであり、水道の管理権が、すべて理事会にまかされているとすれば、断水時間の延長についても、当然その方針決定に参加しているはずなのだが、事実は突然の断水時間延長通知に、公社側自体が、あわてたようすである。

その点が、一般にはじゅうぶん理解できない。

長いひでりがつづき、水源地ダムの貯水量が激減、また河川や地下水のくみあげ量も減ってくれば、それにつれて、末端の水道事情が悪化の一途をたどるのは、予想されることである。給水時間が減らされるのも、また止むなきことだと、心得なければならないのだが、しかし、異常渇水時にさいして、このような給水対策の基本方針決定が、水道公社を越えて、いったいどのような機関で行なわれているのか。水道行政が、日常生活と密着したものであるだけに、上水道の総合管理の実体を、このさいもっと一般に明らかにする必要があろう。

沖縄の上水道の基本施設が、米民政府の援助によって、できたのはたしかである。水道公社が、米民政府の補助機関と格付けされているのはそのためだろう。でも、理事会のメンバーとして、過半数にあたる三人の理事を、沖縄側から選任している。それは、総合的な水道行政の運営にあたって、住民参加の形をととのえる必要から、出たものと推測される。

復帰対策とも関連する

ところが、今日のように水不足の非常時にあたって、水の問題に住民参加の余地が、まったくないかのような印象を与えるのが、二十四日の一方的断水時間の延長通告である。

「乏しきを憂えず、等しからざるを憂う」とは水ききんにさいし、つねに言われていることばである。今回の異常渇水にあたって、米軍側もかなりきびしい調子で、「節水」を呼びかけているようではあるが、「少ない水」をどのように配分したらよいか、について協議参加の機会を、当然民側にも与えてしかるべきだと思う。

水の問題の根本的解決は、もちろん水源開発にゆだねねばならない。生活の向上、産業の発達に伴う水需要の増加に、現有の施設はとうてい間に合っていないのだから、水道に関する基本施設の整備は、急務中の急務である。しかしながら、当面の問題は、それとは別である。すなわちみんなが納得できるような「少ない水の配分」のしかたを、どのようにしたらよいか。それが目下の重要な緊急課題なのだ。

一般住民の声は、そこに集約されていると言える。

上水道の総合的な管理問題は、同時に復帰後の水対策とも、重大な関連があることだ。きわめて大きな政治問題である。行政府はもちろんのこと、立法院も積極的にとりあげてもらわねばならぬ。

アルミ工場増築／住民から〝待った〟／廃液・騒音―死活問題／建築許可すれば実力阻止／石嶺町

〔琉新・朝　1971・8・5〕

首里石嶺町のアルミ工場増築をめぐって付近住民から反対の声が起こっている。付近住民は、騒音、工場廃液による農作物の被害などが考えられるとして那覇市当局、市議会に対して工場増築を許可しないよう強く申し入れている。他方工場側は、工場廃液は中和そうを作って処理するので農作物などへの被害は考えられないとして増築を行なう方針を変えておらず、両者の対立は深まっている。結局、問題は建築審査会が工場増築に同意するかどうかに焦点がしぼられてきた。

問題になっている工場は首里石嶺町四の四六一の大建商事（安次富長栄社長）。同社はアルミサッシの組み立て作業を行なっているが、現在の工場（八百三十八平方㍍）が狭く六百九十八平方㍍の増築を市に申請している。同地域はさる一月に住居地域に指定された。このため、工場を増築する場合、既存の工場の半分の面積までは市の許可を必要としないが、半分を越えた場合許可を必要とする。付近住民は工場増築

によって公害問題が発生するとして建築許可を却下するよう市に要請している。

付近住民は「現在の規模の工場でもアルミサッシを切断する際金属音を発し騒音に悩まされている。アルミメッキによる工場廃液がかんがい用水に流れ込み農作物に被害を与える。工場近くの家庭はほとんどがボーリングによる地下水を使用しており、廃液で地下水が汚染されたら死活問題だ」と不安を訴え、増築反対に立ち上がっている。また、西原村呉屋にある同種のアルミメッキ工場の廃液を農業試験場で検査した結果、農業用かんがい用水としては不適当だとの結論を持ちだし、反対理由にしている。

市議会総務委員会でもこの問題を審査しているが、この中で工場側は「騒音については対策を講じたい、工場廃液は中和そうを作って薬品で消毒して流すため農作物への被害は防止できる」と主張している。同委員会では、現状では工場排水が有害か否かについて測定する施設がないことなどから結論を持ち越している、結局、建築審査会の結論待ちといったところだが、市当局は審査会への諮問をいつ行なうかについて具体的な日を明らかにしてない。審査会の開催日も決まってない。だから結論までかなりの日数を要しそうだ。付近住民は、仮に建築許可がおりたにせよ実力で阻止するとの構えをとっており、今後問題は大きくなりそうだ。

大弦小弦

〔沖タ・朝　1971・8・7〕

市制五十周年を記念する那覇大綱引きは十月十日、都心の1号線で豪華な〝本番〟を迎えるが、八月にはいって、いよいよ鉦鼓（ソーグ）太鼓の練習をはじめた。三十六年前の昭和十年に波上宮三百年祭を祝った那覇四町大綱引きいらいの盛儀である。実行委員長の友寄英彦氏を中心に、ボーイスカウトにまで応援をたのんで、綱引き行事を盛り上げようとしている▼1号線の汐渡橋から神元ビルまでの六百㍍が綱引き現場になるが、すでに旧八カ字の旗頭の製作も終わり、こんどは鉦鼓、太鼓の打ち方をボーイスカウトの少年たちに伝授するそうだ。このほかホラ貝の吹き方、旗頭の持ち方などにも、コツがあって、なかなか一すじ縄ではいかぬらしい。鉦鼓の位置は、目の前の高さだった、とか、いや、胸の前だ、と古老たちの間でも甲論乙ばく、昔の記憶をたよりに古式行事を再現させるのは、二すじ縄でもいかぬようだ▼綱引きの起源についてのくわしい記録はない。伝説や由来記によると、東風平村字富盛が元祖ということになる。稲の害虫がはびこって、毎年不作に悩んでいたので、稲を刈りとったあとのワラで綱をつくり、村内で綱を引いたところ、翌年から害虫も絶え、豊作がつづいたので、恒例行事になったという。この行事を盛り上げたのが、南山城主で、津嘉山の綱引きに旗頭まで贈って観戦した▼こうした農村行事が都市化して、那覇名物の大綱に発展したわけだが古くは首里にも綾門大綱、今に残る与那原、糸満の大綱引きと、民俗行事化するようになった。戦後の荒廃から出発した那覇は、綱を引くにもワラがなく、羽地や宮崎から買いあつめるらしいが、市制五十周年を祝うほかに、十・十空襲の日に、大綱引きを再現するのは、復帰を前に、繁栄への踏み台にして、毎年の行事に組み入れたい―との願いもあり、さらに「きのうの敵はきょうの友」というわけで、去りゆくアメリカ世への決別の意味もこめているらしい▼めす綱とおす綱を結合させるカニチロは、前記の六百㍍のほぼ中間に当たる地点で、観覧用の桟敷まで準備するという。古式豊かに観光資源となるまでに盛り上げたいとか。成功を祈る。

貨物の搬出阻止へ／安謝クリ舟漁業会／ゲート封鎖続ける／那覇新港

〔琉新・朝　1971・8・10〕

那覇市安謝クリ舟漁業会（大城満助会長）の会員およそ百二十人は、九日午後六時から那覇新港ゲートの封鎖にはいった。漁民は、那覇市が生活権を補償しない限り無期限でもゲートを封鎖するとの強硬姿勢をとっている。那覇新港には四せきの船が入港しているが、ゲート封鎖によって貨物の搬出が阻止されることになり船舶、荷主は大きな損害を受けそうだ。

安謝クリ舟漁業会の大城会長らは九日正午すぎ那覇市役所で市当局と話し合ったが、結局物別れに終わった。この中で大城会長らは「那覇新港の工事によって漁場が埋め立てられ、生活権を奪われた。このため漁業をやめて出かせぎにいく者や、転職する者が多数出ている。埋め立て前は一日十五㌦の水揚げがあった。市は当然生活権を補償すべきだ」と語った。さらに大城会長は「埋め立ての際、漁民一人あたり

百三十二平方㍍（三十坪）の土地を埋め立て地に無償で提供することを市議会で決議した。市は約束を守れ」と迫った。

これに対し前田第二助役は「生活権の問題については市としても検討しなければならない。土地の無償提供については困難だ。漁民の生活を補償するため那覇新港の一部に船たまり場を建設することを考えている。これらの問題については早急に結論を出すことはできないので、時間をかけて解決したい」と答えた。大城会長らは市の回答に不満を表明、話し合いは決裂した。

結局、安謝の漁民は要求が受けいれられなかったとして、九日から実力行使にはいることを決め、ゲート封鎖にはいった。那覇新港には同日、パナマ船籍の「メイジ号」が原木を積んで入港したが、漁民は原木の搬出を阻止するとしており成り行きが注目されている。

〝不当に低い〟資産査定／バス五社合併問題／那覇市が企業側に不満

〔沖タ・朝　1971・8・12〕

七二年四月をメドとするバス業界五社の合併問題は、資産評価をめぐって紛糾しているが、平良那覇市長、稲嶺第一助役らは十一日❶五社統合は基本的に賛成であるが、一部企業家のための合併には反対である❷首里バスの大株主である那覇市が合併にブレーキをかけているとの見解がなされているが、株主不在の合併契約に問題がある❸資産評価は、二十余年前の帳簿をもとに査定しており、現実に即して再評価すべきだ―などの見解を明らかにした。

バス五社は復帰対策の一環として一社統合で基本的に合意、その手はじめとして首里バス（上間長和社長、資本金七万㌦）と琉球バス（久保田盛広社長、資本金五十二万五千㌦）が合併し、一社統合への〝礎〟を提供することになっていた。合併仮調印は五月におこなわれ、あとは正式調印にこぎつけるばかりにあった。ところが、首里バスの大株主である那覇市（三万㌦保有）は、資産評価に納得できない面があるとして、調印にまったをかけた。このため、主管の通産局の合併スケジュールに大幅な狂いが生じたほか、五社合併そのものが振り出しにもどる様相を帯びてきたとして苦慮していた。

平良那覇市長らは、「那覇市が合併のブレーキとなっていると受けとめられるのは、心外」と前置きし、一部企業家が合併に名をかりて、私腹を肥しつつある現状を指摘、会社資産を不当に評価した合併契約にはあくまで反対であると述べている。問題の資産査定額は、首里バスの場合、二万㌦となっている。市独自の評価では二十万㌦は下らないと見ており、会社側の査定と十倍のひらきがある。

同市長は正当な再評価がなされしだい、市当局も合併を側面から推進していく方針にあるというが、合併後の市の保有株については、❶市民の立場から会社を見守るため保有し続ける❷一般に開放、譲渡する―の二方向で検討している。

平良那覇市長の話　那覇市の所有株は市民の財産だ。首里バスのターミナル、車、土地は、二十万㌦と評価しているが、会社側は二万㌦にしか評価していない。一部企業家のためになるような合併調印には反対であり、再評価しなおすよう申し入れた。もともと、同社は旧首里市が公営バスとして認可されたものだ。当時、米民政府は、民間経営でないと許可しなかったため、しかたなく約二千人の旧市民から四万㌦を株の割り当て制で集め、市は会社に土地などを無償で提供、現物出資の形をとった。いまでは、それらの土地も値上がりしており、どうみても二万㌦と査定するのはおかしい。査定の資料は、二十余年前の会社発足当時の数字をそのまま使っている。監督官庁がちゃんと会社の内容を掌握していないために、このようなことが起こったのだ。なりゆきまかせの合併には零細な市民株主の立場からも反対せざるをえない。

補償問題にあゆみ寄り／安謝クリ舟漁業会―市当局／生活の実態調査へ／漁業会、実力阻止を解く

〔沖タ・朝　1971・8・12〕

補償問題をめぐって対立していた安謝クリ舟漁業会と市当局は、十一日午後話し合いをもち、「調査委員会を発足させて生活の実態調査を行ない、前向きの姿勢で補償を考えていく」（市当局）「荷揚げ作業阻止などの実力行動を解く」（漁業会）と、今後歩み寄りをみせ問題解決にあたることに同意した。紛糾していた補償問題も、これで解決への第一歩が踏み出されたことになるが、補償対象者、補償方法も具体化させる段階であらたな〝対立〟を生みだす要素はまだ残っている。それ以上に、十年も前の〝問題〟が現在まで未解決

のままだったというところに紛糾の深い要因があり、市当局に対する漁民の根強い反発があったといえそう。問題点を探ってみると―。

漁業会（大城満助会長）に集まる約百人の零細漁民は、「新港建設で漁場がなくなり、生活が圧迫されている。補償をしてほしい」と主張した。港ができる以前は、安謝近海はタコ、イカ、ノリ、モズクなどが多く、りっぱな漁場だったが、クリ舟約五十隻をフル回転させて、条件のいい時には一日一隻三十㌦以上の収穫があったという。これが、いまでは〝死の海〟と化し、やむなく漁民は北谷沖、慶良間近海に出漁しているが、〝侵入〟とみられ気持ちよく漁をすることができない状況に追い込まれている。「港ができたおかげだ」と感ずるのは、無理のないこと。

市当局は、初め漁業権をタテにとった。「一帯の漁業権を持っていた那覇地区漁協は、十年も前に漁業権を放棄している。漁業権に対する補償は、法律上できない」と。漁民はそれを認めた。しかし漁業権には問題があった。六〇年、市はすでに一帯を埋め立てて、新港を建設する計画をすすめていた。同年三月十五日、埋め立ての認可を得ている。那覇地区漁協の漁業権が認められたのはその後で、六一年になってから。話では、埋め立て認可以前に申請をやったのだが、民政府の圧力で後回しにされたという。だから、一帯の漁業権は最初からだれにもなかったことになる。漁業権喪失に対する補償が行なわれないのも、これでは当然といえる。

しかも漁民たちは、〝出資金〟が高すぎるために那覇地区漁協に加入できず、本来の意味で漁業権があったにせよ、それを主張する立場にはなかったのである。それでも西銘前市政は、生活の補償だけでも何とかやる、と口約束したが、以後、港の建設が進んでもいっこうに話がない。不安を感じた漁民たちは市議会に、埋め立て地をわれわれの住宅地として優先的に割り当ててほしい、と陳情、六四年九月の定例議会で「割り当てるよう」決議まで行なった。それでもいっこうに具体策が示されずに過ぎた。平良市政になってから、舟つき場を設置するなどいくらか進展が見られたが、かんじんの生活補償の問題はゲタをあずけたかっこうだった。

市当局のこのような態度に、ゴウを煮やした漁民は決起し、実力行動に訴えたのがさる九日。それでも市当局は「生活補償となるとどうか」と難色を示したが、「とにかく港の建設で生活が破壊されかかっている。法律上の問題ではなく、生活にかかわる問題なのだ」との強い反発をくらって、やっと生活補償も考えることになったわけ。市当局は「漁業権はなかったにしろ、生活の実態が漁民の言う通りのものであれば大きな問題である」と判断、具体的な解決へ一歩進んだ。漁民は「建設計画当時そしてそれ以後、われわれのことも真剣に考えることができたのなら、すでに解決ずみだったのに…」とこれまでの市政に強いふん満をぶつけているが、一応解決への糸口が見い出されたとしてホッとしている。それにしても十年も前から当然取り組まれているべき問題が、いまになってフットウしたことは、市当局の細かい配慮の欠如を反省させる材料となったことは確か。

備瀬経民部長を長とする「安謝地区漁業補償調査委員会」は十六日から調査を開始し、十二月末までに生活実態を全部掌握することになっている。

工場のばい煙に悲鳴／安謝 岡野区／ため水にもスス／改善策を訴える区民

〔琉新・朝　1971・8・26〕

那覇市安謝岡野区の区民は工場からはき出されるばい煙に悲鳴をあげている。「洗たく物はススで真っ黒になるし、断水時のため水にもばい煙がはいるなど踏んだりけったりだ」と怒りをぶちまけている。同区の区民は市役所に改善策を訴える一方、工場側にも「なんとかしてくれ」と強く申し入れている。市役所では現場の調査を進めているが、近く工場側に改善策を勧告する方針。問題の工場も、ばい煙を防止する吸じん装置を取り付け中で、「近くばい煙問題は解消できるだろう」と話している。

工場の近くに住んでいる区民は「ばい煙は工場ができてからずっと降っている。今月なかばからとくにひどく、もうガマンできない。黒いススが家の中まではいりこんでくるし、駐車中の車もススで真っ黒だ。ばい煙は午前八時ごろがひどい。断水で手洗い水をためていたら、それもススだらけ。夏休みで子どもたちが昼寝しているが、からだにもつくし、健康にも悪影響するのではないか気がかりだ」と話している。

区民の電話連絡で現場を調査した市の職員もばい煙のひどさにビックリ。

問題の工場は琉球製油株式会社（根波朝造社長）＝那覇市安謝六六四ノ一＝。同社の二つの煙突のうち一つがばい煙をまきちらしている。工場側の話だと「ばい煙はボイラーに原因があるので、改造を急いでいる。午前中ばい煙がひどいのは、ボイラーに点火する際、爆発が起こるため。ボイラーだけの改造では完全にばい煙がなくなるとは必ずしもいえないので、吸じん装置もとりつけたい。工事は今週中には完了するので、付近住民への迷惑も解消できると思う」と話している。

公害問題が最近あいついで発生している。古波蔵の砂ボコリ、石嶺のアルミ工場など―。那覇市は公害発生を防止し、市民の生命と健康を守る立場から、こんどの機構改革で「公害担当」を設置した。これには公害専門官を配置することにしているが「九月初めには配置できるだろう」と話している。これにより市の公害対策は一段と強化されるものと期待されている。

もう我慢できぬ／那覇市壺川／ひどい騒音・ばい煙／怒る区民、市もやっと本腰

〔沖タ・朝　1971・9・16〕

安らかな眠りを破る大きな音、洗濯物に付着してなかなか落ちず異臭を放つバイ煙。金魚も死んだ、子どもたちの発育も悪い。もっとがまんしなければならないのか―。以前から拓南製鉄KK（小波津清昇社長）工場の騒音と煙に悩まされていた那覇市壺川の住民は、これ以上の公害はごめんだ、と不満をあらわにした。市当局を呼び出して、十四日から十五日にかけての深夜、再度の公害実態調査に踏み切らせたのである。一週間前に調査を行なったばかりの市職員も「とにかくひどい。工場側は住民の立場に立って、真剣に対策を考えなければなるまい」とようやく本腰。市民は、市民運動を展開してこんどこそ工場側に譲歩してもらう、と怒りを大きくしている。

同工場が拡張されたのが昨年四月。以後、バイ煙は少々減ったもののかわりに騒音は大きくなった。地域住民は「壺川公害反対同盟」（知花清代表）を結成して工場側に何回か対策を呼びかけると同時に、那覇市や琉球政府にも陳情を行なってきた。陳情にこたえて調査が実施され、防音装置をとりつけるよう工場側に対策が示された。工場側ではさる十日、騒音源のひとつである集塵機のまわりをブロック塀でかこうなど、一応の対策をとったが、それでも騒音、バイ煙はやまず、「反対同盟」の人たちは市当局に再度の調査を依頼した。

十四日から十五日にかけての深夜行なわれた調査には、平良清安企画部長、外間政彰企画課長ら市職員五人があたったが、北東の風で漫湖方面への流れにもかかわらず、反対側の住宅地域でも騒音は測定器で六十ホンを越えた。騒音の大きさを示すホンは、音源から一㍍離れた地点での音の高さを示し、六十ホンは商店街の騒がしい音にひってきする。

市職員も「夜中は七十ホンにもあがる。これは一㍍離れた電話ベルと同じ大きさだ」と、この地域の騒音のすさまじいことを立証している。

市の調査団が来るというので集まった婦人たちは、「夜中、音で必ず起こされる。目覚めてからはなかなか寝つきにくく、いつも睡眠不足です」と訴えた。話では騒音に悩まされて心臓など内臓を悪化させたのが十人は下らず、ある婦人など音が高まるたびに心臓発作。通院している医者から、そこに住んでいてはなおりにくい、と宣告されたものもいるという。また、子どもたちも睡眠不足になりがちで、壺川一帯の子どもの体格が小さいのも地元の人たちは騒音のせいにしている。

バイ煙もひどい。洗たく物に付着すると落ちにくく、畳は汚れる一方。足裏もバイ煙だらけになる。バイ煙には異臭もあるといわれ、ノドの痛みを訴える人があとを絶たない。最近、あちこちの家庭で奇妙にも金魚があいついで死んだというが、住民はバイ煙が原因と強い不満だ。騒音やバイ煙で貸し家もあがったり、あき家が目立つようになったというから、深刻。

公害衛研ではいまバイ煙を分析中だが、この晩調査を行なった平良企画部長は「その結果を待つことなく、さっそく対策を練る。公害条例を制定し法的にも強い措置がとれるようにしたい」と姿勢を強めている。「反対同盟」の住民たちは「とにかくひどい。これ以上がまんすることは生活の破壊だ。反対運動をもう一度盛りあげて、工場側と対決する」と一歩もひかない姿勢をみせている。

―社　説―
公害追放に積極施策を

〔琉新・朝　1971・9・18〕

公害対策は本土でも大きな問題となっており、さきに公害国会ともいわれたように国会でも白熱した論議が展開され政治的な解決が急がれているのも少なくない。沖縄でも数年前から各種公害に県民の関心も高まっているが、政策的な立ち遅れから未解決のまま各面で問題が提起され現在に至っているのが多い。

那覇市では十四日夜、これまで市民から苦情の絶えなかった壺川付近の公害を抜き打ちに調査したところ、付近住民から「井戸水で金魚が死んだ」「ゼンソクがひどくなった」「騒音で睡眠がとれない」など公害に悩む訴えが多く、市では問題解決を急ぐため公害衛生研究所に調査を依頼するとともに市議会で対策を協議することになった。当日の調査で心臓発作、じん臓、ゼンソクなどにかかっているのが十人もいることがわかり、さらに騒音で引っ越すもの、子どもたちの発育にも支障をきたしている疑いも出てきたという。

壺川一帯は国場川とならんで那覇市で公害のもっともひどいところで、付近住民はたえず公害に悩まされてきた。以前から早急なる解決が迫られているが、これといった解決策がなく、いつの間にかウヤムヤにされてきている。いつまでも同じことを繰り返しているが、いっこうに前進した改善策がみられない。公害をまき散らす無責任な企業で住民の生活環境が破壊されるということは大きな問題である。政府および各関係当局に早急なる解決策を訴えたい。

国場川周辺の公害もひどい。大量の魚が死んだり、大雨のたびに浸水さわぎを起こす。付近住民は悪臭がひどく学校での授業にも支障をきたす。悪臭にたえきれず雨戸を締め切るという生活にも追いこまれた。住民からの苦情も壺川同様苦情が絶えないが、いつまでも放置されている。そのほか各地域で海水が汚染され海産物の採取や海水浴ができない状態になっており、給水源となっている河川が汚物投棄、工場廃液、家庭からの洗剤の流れっぱなしで汚染されている例も多い。

さらに米軍基地から流出した燃料で燃え出した井戸水。米軍の射撃訓練、爆音などによる騒音など公害問題は枚挙にいとまがないほど、わたしたちの生活を破壊しようとしている。この中には生産第一主義の企業誘致から発生した公害もあれば、基地公害、住民の公徳心の欠如から発生した公害など各面にわたっている。公害の恐ろしさをみんなが知り、政府も住民も一体となって公害追放に立ち上がらねばなるまい。

現在沖縄にはまだ死者を出すほどの深刻な公害は少ないともいわれているが、だからといって公害問題を軽視するならやがて取り返しのつかない事態に追い込まれることは必至であろう。深刻な事態を出してから、いろいろと対策を講じようとしても、それではおそすぎるというものである。さきに公害防止対策協議会では公害白書を発表しているが、それによると沖縄でも各地で公害が発生し被害は激しくなっているという。公害は補償よりも予防に重点をおかねばならないとも警告している。

公害対策としては、沖縄に公害を規制する法がないので早急に条例をつくるべきである。政府は公害対策のための予算を十分に確保し、汚染地区に住んでいる住民の健康診断および医療保障を公費で行なう必要がある。公害をともなう企業進出をきびしくチェックして対策を講じることが必要である―ことなどを指摘している。政府もこのような警告には十分に耳をかたむけてほしい。

同時に住民も公害問題には一段と関心を高め、みんなで公害を防止するという姿勢が強く望まれよう。わたしたちの周辺をながめた場合、あまりにも汚染されている場所が多いことに驚かされる。戦前は小魚が生存していた小川も、いつの間にか悪臭を放つドブ川と化している。子どもたちの夢を楽しませてくれた緑の遊び場も切りくずされ、工場や住宅に変じ、子どもたちの遊び場を奪っている。そのために子どもたちから青い空、青い海を返せという悲痛な訴えも出ている。

とくに都市地区の河川は思わず目をそむけるほど汚染されているのが多い。チリ、アクタ、犬、ねこの死体がただよい、まるでチリ捨て場である。現状のまま放置すると人体にいちじるしい影響を与えることであろう。みんなが自分の住んでいる周辺をきれいにしようという気になれば、悪臭を放つドブ川もやがて小魚が住む清流となるであろう。公害対策はなにも一般住民の手に負えないものばかりではない。身近にある公害追放も大事なことである。

ともあれ、公害に悩む住民の声を無視してはなるまい。政府も立ち遅れて

いる公害対策に本腰を入れ、県民の健康優先を前提とした強力な施策を積極的に推進するよう、かさねて要望したい。

お手盛り増俸〝異議なし〟／市三役・議員の報酬／審議もスイスイ／野党側もやんわりの構え／定例議会

〔沖タ・朝　1971・9・23〕

十八日から始まった九月定例議会で、市長ら三役の給与と市議会議員の報酬がアップされる見通しだ。市当局から上程された改正案は開会初日の本会議ではほとんど文句をつけられず二十一日の総務委員会でも〝異議ナシ〟がほとんど。「本土とくらべると安すぎる」との改正理由に、議員諸公もただ「ウーン」。再度の本会議でも波乱なく可決される勢いである。

ドル・ショックどこ吹く風

市当局の改正案は、市長の給与六百㌦を六百八十㌦へ、助役四百二十㌦を五百四十㌦へ、収入役三百六十㌦を四百六十㌦へアップ、一律二百㌦の議員への報酬も議長が三百六十㌦、副議長三百二十㌦、議員二百八十㌦へとそれぞれ増額、七二年一月一日から実施しようというもの。物価や生計費の上昇、琉球政府や民間給与とのバランス、本土類似都市との比較を考慮して提案された。それに四年間もすえ置かれているということもあって市特別報酬等審議会では五月に「アップは当然」と答申していた。

市当局では答申通りさる六月の議会に上程する予定だったが、財源のメドがない、と見送っていた。十八日の本会議では「財政にゆとりが生じたのか」という質問があっただけ、「一万三千㌦ほどでアップ分はまかなえる。今回、そのメドはついている」との答えでケリ。総務委員会でも「類似都市の場合、どのくらいか」「審議会の答申は全会一致か」「十二月になると職員への賞与なども出る。財政的にゆとりがあるというが、ほんとにだいじょうぶか」とあたりさわりのない質問だけ、心は早やアップに踏み切るという状態。中には「ドル・ショックで琉球政府は四十五万㌦も財政落ち込みを予想している。これは那覇市にも影響するのではないか。ゆとりというが、そのことも考慮する必要がある」との意見も出たが、全体的にドル・ショックなどどこ吹く風、といった調子で審議はスムーズに進み、原案通り採択の見込み。

六月議会では「市の予算が人件費にかたよりすぎる。このままでいくと、四年間で人件費は倍にハネあがる」と予算案を批判していた野党・新政会も、こんどの場合はやんわり。「市長の給与はもう少し上げても…」とじょう談をはさむ〝心意気〟。改正案では議長、副議長、一般議員の間に差がつけられているが、「常任委員長も一般議員より高くしてもいいのではないか」との意見も飛び出し、異論をさしはさむ余地がないほどの和気あいあいぶりだ。市当局は委員会、本会議通過はまちがいなし」とふんでいる。

ちなみに現在、主席六百六十㌦、副主席五百六十㌦、局長四百八十㌦、コザ市長四百㌦、コザ市議長百四十㌦、コザ市議員百二十㌦。

市議会・各常任委の割りふり決まる

〔琉新・朝　1971・9・23〕

那覇市議会（辺野喜英興議長）はこのほど、市議会議員の各常任委員会の割りふりを決めた。常任委員会の構成は二カ年ごしに改選されることになっており、さる八月で任期が切れていた。委員会の割りふりについて、野党の新政会が総務委員会だけに希望を殺到させたため調整が難航する一幕もあった。各常任委員会の所属議員は次の通り。

▼総務委員会　黒潮隆（人民、委員長）、中村昌信（社大、副委員長）、仲本安一（社大）、瀬長フミ（人民）、玉城栄一（公明）、仲村正治（新政会）、宮里敏慶（同）、又吉久正（同）、宮城武（同）。

▼建設委員会　比嘉佑直（新政会、委員長）、島袋宗康（社大、副委員長）、国吉辰雄（人民）、金城吾郎（社大）、安見福寿（公明）、辺野喜英興（新政会）、喜久山朝重（同）、上原綱正（同）、真栄城嘉園（同）。

▼経済民生教育委員会　大浜長弘（公明、委員長）、国吉辰雄（社大、副委員長）、金城甚松（社大）、久高友敏（志武会）、椿秀義（公明）、喜舎場盛一（新政会）、高良文雄（同）、平良信一（同）、金城重正（同）。

▼議会運営委員会　金城吾郎（委員長）、国吉辰雄（副委員長、人民）、島袋宗康、黒潮隆、玉城栄一、大浜長弘、喜舎場盛一、宮城武、仲村正治、比嘉佑直

騒音公害に対策を／市役所／拓南製鉄に勧告

〔琉新・朝　1971・9・23〕

那覇市は二十二日市役所に拓南製鉄の代表者を招き、騒音公害について対策をとるよう勧告した。席上稲嶺第一助役は「拓南製鉄から発する騒音を夜間は五十ホン以下の基準に保持してほしい」と強く要請した。これに対し拓南製鉄側は「二十日から午前一時以降午前八時まで操業を中止し、午後十時あとも騒音をださないように配慮している。騒音防止については目下検討中であり、付近住民に迷惑をかけないようにしたい」と答えた。

この日、拓南製鉄からは屋宜宣行専務、黒島善茂鉄鋼部長、宇栄原宗健営業部次長が参加、市の勧告を受け入れ、早急に対策をたてたいと話していた。稲嶺第一助役は「さる十日の騒音調査で、午後十時に最低五十九ホン、最高八十二ホンも記録した。この時刻の騒音基準は本土では五十ホン以下であり、付近住民から苦情がでるのは当然だ」と語り、当面の具体的な対策として①地域住民の睡眠を妨げる騒音を引き起こす作業は中止せよ②将来の公害対策について地域住民に十分説明し、その協力と理解につとめること―を勧告した。

市の勧告以前に拓南製鉄は深夜の操業中止を決めているが、これは圧延工場の防音対策をたてるまでの暫定措置。このことについて壺川公害反対同盟は「防音対策を立てることは結構だが拓南製鉄から生ずる公害問題は騒音だけではない。粉じん、媒煙はどうするのか。騒音対策だけでは根本的な解決にはならない」と語っている。公害反対同盟では、市の勧告についてはそれなりに評価しているが、抜本的な対策について勧告するよう強く要望している。また、会社は勧告の時だけ騒音対策を立て、あとはまた以前の状態に戻るのではないか―と工場側への不信を強くいだいている。

那覇市の勧告によって騒音問題はいくらか改善されそうだが、地域住民も話しているように、粉じん、媒煙公害が未解決のまま残される。市当局では、公害条例が制定されていない現状では強く規制することもできないとして、十二月の定例議会に公害条例を提案し、那覇市における公害問題を解決していきたいとしている。

市長、議員報酬を増額／来年一月から／那覇市会が可決

〔沖タ・夕　1971・9・25〕

那覇市九月定例議会（辺野喜英興議長）は二十四日、八つの議案と二つの決議案を原案通り可決して七日間の幕を閉じた。

本会議のまえ、午前中に開かれた総務委員会（黒潮隆委員長）では、市長ら三役、議員報酬増額問題について討議が交わされた。三役給与、議員報酬は本土類似都市と比べて低い、それに四年間もすえ置かれている間に物価生計は大きく上昇している。その理由により市当局の増額提案に対して瀬長フミ議員（人民党）から「ドル問題などが市の財政に及ぼす影響は大きい。この時期での給与、報酬のアップは見送るべきである」との修正案が出され採決に持ち込まれた。しかし、市当局の原案が多数で採択され、引き続き行なわれた本会議で原案通り可決された。

これで七二年一月一日から市長の給与は六百八十㌦（現在六百）、助役五百四十㌦（四百二十㌦）、収入役四百六十㌦（三百六十㌦）、議長報酬三百六十㌦（二百㌦）、副議長三百二十㌦（二百㌦）、議員二百八十㌦（二百㌦）となる。そのほか、監査委員の報酬、職業訓練所講師の日当も引き上げられた。

首里の石畳／〝文化財指定は迷惑〟／水道もない／金城町区民が陳情

〔沖タ・夕　1971・9・27〕

水道、排水溝などの施設をしたいので文化財の指定地域を解除してほしいと、首里金城町自治会（仲村渠寛蔵会長・二百八十人）の町民が文化財保護委員会に署名をもって陳情した。

首里金城町には城下町の面影を残す史跡指定の石畳道がある。石畳道ふきんは住民が密集しているが、かつてに石畳を掘りおこして水道工事ができないため、まだ水道施設ができない世帯が百二十世帯あるという。文保委（源武雄委員長）は二十二日、仲村渠自治会長を招き、陳情の説明を受けたが、仲村渠氏は金城町公民館下の坂道の石畳約二百㍍を指定地域から除外してほしい。指定からはずされると、水道主管パイプが敷設できるし、衛生上もよくなる。日常のくみ取り、衛生車などもてまをかけずに出入りできる」と説明した。委員会は「石畳道はとりこわすことはできないので保護したいが、このために町民が不便をいつまでもかこ

ってはならないので、琉大女子寮入り口から公民館横の通称〝東門道＝四百㍍〟にかけて水道施設、自動車の出入りできるようにこの道幅を広げる方法を講じたい」と回答したため、同自治会長も承諾した。この件は双方で実現できるよう那覇市に働きかけることになった。

この石畳道は復帰に伴い国の指定を受ける候補に上げられているが、地域住民のなかには保護もわかるが不便で迷惑であるとの声も強い。

声／那覇市の市有地売却に質問

〔琉新・朝　１９７１・10・２〕

われわれは、昨年五月二十八日、那覇市長、那覇市議会議長にたいして拓南製鉄の公害について規制措置するよう陳情を行なったのであるが、その後、公害は悪化し被害はますます増大しつつあります。このような折りに、市有地が公害企業である拓南製鉄社へ売却されたのは納得がいかないので、左記項目について、那覇市長と那覇市議会議長にたいして本欄を通じて誠意ある具体的な回答を、当質問掲載後五日以内に求めます。

一、さる四月二十一日、市有地一八二八坪を一一〇、二五五㌦（坪当たり六〇㌦ないし六五㌦）という低廉な価格で売却して拓南製鉄社に利得せしめた行為は、市の公害行政と矛盾すると思うがどうか。

二、拓南製鉄社に被害地域周辺の土地や市有地を買収する金があれば、そのような金は公害防除費用に充当すべきだと思うがどうか。

三、拓南製鉄社は市有地の買収前においても、安い借地料（坪当たり八㌢から一一㌢）の恩恵に浴し、さらに、当該地の買収によってばく大な利益を受けているにもかかわらず、われわれ被害者は、市からなんらの補償にもあずかっていない。これは、人命尊重優先を市是とする行政に相反すると思うがどうか。

四、被害地域の住民にとっては、拓南製鉄社の公害は死活の問題であり、かかる重大な利害関係のある問題については、公聴会を開いて市民の意見を十分に聞くべきであったと思うがどうか。

五、さる四月六日付け本欄でのわれわれの質問にたいする回答のないことをみてもわかるとおり、拓南製鉄社には抜本的公害防除対策をする意欲がみられない。市にとっても、工業立地計画、都市計画を再検討する段階にきているのであるから、公害絶滅の最善の方法は、拓南製鉄社の移転以外にはないと思うがどうか。（壺川公害反対同盟・知花清）

都市化へ協力体制／那覇隣接市町村が協議会

〔沖タ・朝　１９７１・10・６〕

那覇市を中心とする五市村の「隣接市町村行政協議会」の初会合が五日午後、那覇市役所でもたれ「協議会」の要綱を正式にまとめるとともに各市町村から提起された三つの議題を話し合った。

「協議会」の構成は那覇市、浦添市、西原村、南風原村、豊見城村の五市村で、正式発足に向けてこれまで二回にわたる打ち合わせが行なわれていた。この日は平良那覇市長、前田同第二助役、又吉浦添市長、宮平西原村長、野原南風原村長、又吉豊見城村長らが出席、要綱をまとめた。要綱では「隣接市町村の自治の主体性を尊重し、都市化への施策を検討協議していくとともに、自治体の協力体制の確立をはかる」ことをうたっており、各市村に共通する問題解決を目的としている。

「協議会」は第二金曜日に開かれ、別に第一金曜日に事務担当者会議を開くことも決められた。会長は那覇市長があたり、那覇市企画部に事務局が設置される。

要綱を正式にまとめた後、那覇市から提案された「復帰および特別国体をひかえて環境美化と保全運動について」、浦添市提案の「衛生センターの設置について」豊見城村からの「自衛隊の沖縄配備に反対する決議」をそれぞれ話し合った。し尿、ゴミなどを広域的に処理し施設の管理を一元化するために衛生センターを設置する必要がある、との浦添市の提案は、今後十分検討してにつめていくことになった。

「自衛隊の沖縄配備反対決議」は各市村の議会の動きも見る必要から、見送られた。

次回の開催は十一月十二日、浦添市役所で。

工場の95％は処理施設ない／国場川流域の環境状況調査／豚舎からも汚水／対策室「汚濁防止法」制定へ

〔琉新・朝　１９７１・10・６〕

総務局総合対策室は、国場川流域の環境状況調査を関係局、関係市村と協

力して実施していたが、このほど、その結果がまとまった。それによると①同流域には百三十四件の工場、事業所があるが、約九五％が排水処理施設を持たずタレ流しにしている②同水域には四千六百五十八頭の豚が飼育されているが、一日三万七千二百六十四㌧のふん尿が国場川に流されている③同流域の急激な都市化で工場、一般家庭からの生活排水が一日五百四十二万八百㍑が国場川に流入している―とし、これらが国場川を汚染していると指摘している。このため、総合対策室では、現在、放任されている排水、汚水を規制するための「水質汚濁防止法」の制定を急ぐことにしている。

国場川は数年前から黒くよどみ、悪臭を放つなど、その浄化が叫ばれていた。しかし、政府、関係市村は打つ手を知らず放置、汚染は進む一方だった。昨年十一月十八日に数十万匹の魚が死んで浮上し〝死の川〟としてクローズアップされてやっと腰をあげ、同水域の調査に乗り出した。調査は政府関係局職員、那覇市、豊見城村、南風原村の役所職員など九十八人を動員、昨年十二月に実施され、その結果がこのほどまとまった。

それによると、国場川汚染の元凶は、同流域にある百三十四の工場や事業所、養豚場、鶏舎、一般家庭の生活排水などであることがわかった。とくに工場、事業所などは九四・八％が排水処理施設を持たず国場川にタレ流し豚舎のふん尿、家庭排水も同様で「まったくお手上げの状態」だという。そのほか米軍が那覇軍港への土砂の流入を防ぐ砂どめを川底にしているため、国場川に土砂がたい積、水がよどんで汚染の原因になっているという。

総合対策室では、工場、事業所、畜舎などの排水処理施設の設置、一般家庭排水の下水道終末処理の勧告、指導を強化しているが、取り締まる法律がないため、改善策は進んでないのが実情。そのため、七日からは国場川下流から上流までの二十七カ所で採水を実施①水温②外観③透視度④水素イオン濃度⑤汚染度⑥浮遊物質⑦大腸菌群―など化学的な水質検査と分析を行なう。

さらに、それがすみしだい、個々の事業所の排水物質などを調べ、総合的で綿密な具体的汚染データをつかむことにしている。それに基づいて「水質汚濁防止法」を立法化し、現在タレ流しの汚水や排水を取り締まることにしている。

声／「那覇市の公害対策」／知花清氏への回答

〔琉新・朝　1971・10・17〕

拓南製鉄の騒音、ばいじんによる公害を含めて、漫湖、壺川一帯の公害問題については、那覇市としては、これまで地域住民福祉の立場から、徐々に努力してきたが、その成果については地域市民が納得のいくような芳しいものでなかったことは率直に認めている。

しかし、さる八月の機構改革の結果、那覇市は公害対策を総合的、計画的に推進するため、企画課に公害担当の職員二人（主査一人、技査一人）を新しく設置し、政府関係機関をはじめ、地域市民とも協力して積極的に公害対策にのり出していることを申しあげたい。

一、さる四月に拓南製鉄社に対し市有地を売却したが、売却するまで同地は同社に賃貸しており、その賃貸料は借賃安定法に基づくものであった。

二、同市有地の売却は、「市有財産を効率的に運用するうえから、低廉な賃貸料で賃貸関係を継続するよりも、売却してその代価を他の都市計画事業関係の事業費にあてる方が望ましい」との観点にたって、行なったものである。なお、この売却処分は部長会議にはかった上で決定し、しかも市議会で可決されたものであることを付記したい。

なお、那覇市では当面の公害対策として、次の点に積極的に取り組むことになっている。

（イ）漫湖、壺川一帯の公害の総合調査を行ない、漫湖を再びもとの美しい環境にするよう努力する。

（ロ）琉球政府の公害対策基本法の公布に伴う市条例を早急に制定する。

（ハ）公害企業に対し、公害防止施設の整備をさせる。また、悪質なのは他への移転をさせるなどの方法をとる。

（那覇市企画室）

生まれ変わる「希望ヵ丘公園」／五ヵ年計画で整備／予算20万㌦用地買収も始まる

〔琉新・朝　1971・10・21〕

公園に指定しただけで荒れるにまかせていた牧志の希望ヵ丘公園の整備がようやくこのほど始まった。公園の総面積は九、三三九平方㍍（二、八八〇坪）だが、そのほとんどが借地のため、まず現在の借地の買収を現年度公園関係予算二十万二千五百㌦で行なっている。公園完成は七六年までの五カ年計

画。子どもの遊び場なども設置され、市民のいこいの場となる。

希望カ丘公園は一九五六年に都市計画公園に指定された。指定から十五年目にしてはじめて具体的な整備に取りかかる。公園整備が大幅に立ち遅れていることについて市公園緑地課では人口の都市集中による過密化と市街地の拡大によって、公園緑地の用地取得が困難②公園予定地の大半が私有地で土地買収にばく大な費用がかかる③予定地に墳墓があり、風俗習慣の問題が重なり移転がむつかしい―などの理由を上げている。

また、都市公園法では公園の用地取得、諸施設については七〇％内の政府補助が義務づけられている。沖縄の場合、施政権の分離によってこの補助金がつかなかったため公園整備が遅れているともいわれる。希望カ丘公園の整備については今年から本土政府補助が事業費の五〇％ついている。市当局では、本土政府補助が大幅につかないと公園整備はおぼつかない。希望カ丘の整備についても本土政府補助でやっとスタートしたというのが実情。今後とも継続的な財政援助が望まれると話している。

ところで、人口一人あたりの都市公園の公園標準面積は六平方㍍。那覇市の場合、わずか〇・五七平方㍍といった状態で、公園整備の立ち遅れが指摘されている。現在、都市計画公園に指定されているのは四十九カ所（百三十八㌶）。この内訳は普通公園二、近隣十五、児童三十一、運動公園一となっている。使用されているのは十七カ所、一部使用開始になっているのが五カ所で合計二十二カ所にすぎない。希望カ丘公園の整備が今年からスタートしたが、来年は緑カ丘公園の整備をすすめ、当面市民一人あたりの公園標準面積を三平方㍍に持っていきたいと市当局では話している。本土類似都市における公園標準面積は鹿児島三・九平方㍍、松山三・五平方㍍、宇都宮二・三平方㍍となっている。

公園は快適で健全な市民生活をおくるために欠かせない施設。緑地の確保、過密化の防止、市民の休養、レクリエーションの場として、また、都市美や防災の上からも公園の果たす役割りは大きい。希望カ丘公園は市の中心部に位置しており、市民のいこいの場として格好な場になりそう。

返還協定に不満表明／県民意思反映せよ／那覇市議が決議

〔沖タ・夕　1971・10・22〕

那覇市臨時議会が二十二日午前開かれ、沖縄返還協定批准に不満を示す「沖縄返還協定に関する決議」を全会一致で採択した。

提案者は、社大、人民、公明、新政会から一人ずつの四人。代表提案を行なった金城吾郎議員（社大）は「こんど批准されようとする返還協定は、軍用地の開放について何らふれていないなど、県民にとってきわめて不満な内容のものとなっている。県民意思を正しく反映する措置をとるよう決議が必要だ」と述べた。すぐ採決にはいり、全会一致で可決された。佐藤首相、衆参両院議長宛。

返還協定批准に向ける意思表明としての決議は、立法院、市町村議会ではまだ行なわれておらず、その意味で同市議会のこんどの決議が注目されていた。社大、人民の与党と公明党、野党・新政会とも全会一致での決議でなければ意味がないと議運を中心に内容についての話し合いをつづけていた。「反対」を盛り込みたい与党側と、不満点はあるものの一応の評価を与えたいとする野党・新政会の意見は対立したが、けっきょく〝大きな不満を表明する〟ことで落ち着いた。与党側は自衛隊配備反対の決議も行なう予定だったが、議運で拒否されている。

決議の趣旨はつぎのとおり。

那覇市議会は施政権返還にかんする要請を過去いくたびか行なってきたが、今国会において批准および審議されようとしている諸法案については、県民の正しい意思が反映されず、大きな不満を表明するものである。よって、那覇市議会は政府ならびに国会が完全復帰実現のために返還協定および関連諸法案の審議に当たり県民意思を正しく反映する措置を講ずるよう強く要請する。

「那覇市公害対策市民協議会」が発足

〔沖タ・朝　1971・11・4〕

壺川公害反対同盟、県労協、革新三政党それに那覇市企画部など十一団体はこのほど「那覇市公害対策市民協議会」を発足させた。

〝壺川公害〟を初めとして那覇市内には最近、公害が目立っているが、これらの団体はこの「協議会」を中心にして公害反対の市民運動を盛り上げる考

え。初会合では具体的な問題についての話し合いは行なわれなかったが、十三日に再度の話し合いをもち個々の公害に対する対策を練っていく。

那覇市会開けず／「ゼネストへの質問」めぐり紛糾

〔沖タ・夕　１９７１・11・16〕

那覇市臨時議会は、十六日午前十時四十五分から開会されたが、開会冒頭に出された新政会・又吉久正議員の「11・10ゼネストでの警察官殺害事件、市職労の四十八時間ストについて、市長の態度を問いただすため緊急質問をさせるよう要望したい」との発言をめぐって与野党が対立、会期日程の決定、議案審議にはいる前に議会運営委員会の開会となった。

この緊急質問をめぐっての議運案は十五日にも開かれ、もの別れに終わっていたが、この日も「緊急な議案が付議されている臨時議会ではゼネストに対する市長自身の態度を問う質問は必要ない」と主張する与党と、「市職労のストなどが市民に及ぼした影響は大きい。市政を問う意味でも緊急性がある」という野党・新政会は最初から対立、話し合いは平行線をつづけている。

この対立は、ゼネストをどう評価するのかという根深いところに根ざしているだけに、与野党とも互いの主張を譲らず、まだ混乱がつづきそう。

消えたなじみの町名／崇元寺町、高橋町、美栄橋町／那覇市が15日から地番変更

〔琉新・夕　１９７１・11・16〕

旧那覇市の町名、地番が十五日から変更になった。市民になじみの深い崇元寺町、高橋町、美栄橋町の町名が消え、新たに泊、泉崎、西という町名が加わった。これは、市の土地区画整理第一地区、美栄橋地区の「換地処分」が十五日に確定したため。「換地処分」の告示により、住所、戸籍などの表示変更もなされ、また同地域の不動産の一般登記が向こう四十五日間にわたって停止された。

町名変更で、崇元寺が泊一丁目、高橋が泊二丁目、重民が若狭三丁目、松下が松山一丁目、美栄橋が久茂地三丁目、下泉、上泉が泉崎一丁目、泉町が泉崎二丁目、天妃が久米一丁目、西本が西一丁目、西新が西二丁目にそれぞれ変わった。

また、区画整理地域外でも崇元寺町一丁目の一部が字安里に編入され、美栄橋町二丁目、字松尾、久茂地町二丁目、前島町一丁目の各一部が牧志町二丁目に、東町五丁目の一部が旭町に、上泉町三丁目の一部が字二中前にそれぞれ編入された。

美栄橋、第一地区の区画整理事業は一九六〇年に完了した。ところが、米民政府、本土政府の国県有地についての換地承認が得られず、十年余にわたって区画整理事業に終止符を打つことができなかった。今月初め日米政府の承認を得、さらに行政主席の換地計画についての認可がさる十三日におり、十五日に換地処分が告示された。

これにより、これまでのわずらわしい町名、地番が整理され、土地、建て物の登記変更が十五日を期して一斉に行なわれた。またこの日から、換地計画に定められた換地はこれまでの土地とみなされ、所有権、抵当権、賃借権などの権利がそのまま換地について効力を有することになった。換地処分による登記が完了するまで同地域の一般登記は停止される。なお、住所、戸籍などの表示変更は市が行なう。

町名、地番の変更によって同地域の戸籍、住民票謄抄本の交付、印鑑証明書の交付は、台帳整備に時間を要するため、当分の間、午前中の申し込みは午後に、午後の申し込みは翌日の午前中に交付される。

〝市長はゼネストをせん動〟／金城議員が市議会で緊急質問／平良市長／「さあ復帰だ」精神に反論

〔琉新・朝　１９７１・11・17〕

野党・新政会のゼネストに対する緊急質問を認めるかどうかで紛糾していた那覇市議会（辺野喜英興議長）は、十六日午後になって与野党の話し合いがつき、ようやく議会が開会した。結局、新政会議員一人、三十分の緊急質問を認めることになり、緊急質問に立った金城重正議員は「11・10ゼネストは沖縄の歴史上最大の汚点を残した。平良市長はゼネストをせん動し、その責任は免れない。那覇市職労の四十八時間ストで市民は多大な迷惑をこうむった。行政責任者としてこの事態をどう考えるか」と平良市長の見解をただした。

これに対し、平良市長は「ゼネストは沖縄の歴史上立派な功績を果たした。核基地を存続させ、自衛隊を沖縄に配備する復帰ではなく、平和を求め

る県民の要求を正しく反映させるために十万人の県民が立ち上がった。いたずらにゼネストを罪悪視するのではなく、なぜゼネストが打ち抜かれたかを考えなければならない。返還協定は県民の意思を無視して批准されようとしており、この重大な時期に〝サアー復帰だ、ガンバロー〟とはいえない」と反論、金城議員と平良市長の対決は一時間以上にわたってくりひろげられた。

緊急質問の間、傍聴席にはおよそ五十人の市民が詰めかけ、金城議員の質問に「ナンセンス」とヤジをとばしていた。また議員同士もヤジの応酬を行なうなど騒然とした光景がみられた。金城議員の質問時間が三分過ぎたことで、仲本安一議長（辺野喜英興議長不在のため代行）が質問を制止。これをめぐって与野党が激しく対立、双方退場する場面もあった。結局、臨時議会の会期は五日と決定、また市当局から提案された案件について委員会付託にすることを決めた。

平良市長、ハワイに出発／都市問題国際会議に出席

〔沖タ・朝　1971・11・26〕

平良那覇市長は、ハワイの姉妹都市、ホノルル市の親善訪問と同市で開催される第四八回太平洋、アジア会議（PACOM）に出席するため、二十五日午後、空路東京経由ホノルル市に向かった。同会議を終えたあとペルーも訪問することになっている。

PACOMは、太平洋沿岸の都市の代表者が年一回集まって都市問題、公害対策、観光事業の推進などについて討議を行なう国際都市会議で、今年は二十八日（日本時間二十九日）から六日間、ホノルルで開催される。ホノルル市からの連絡によれば、今回はアメリカ、日本から約四千人が出席することになっている。これまで沖縄からは同会議に参加したことはなかったが、那覇市と姉妹都市関係を結んでいるホノルル市が、平良市長の出席を積極的に要請したこともあって沖縄からの初参加になった。同市長は、フランク・フアーシー・ホノルル市長あての屋良主席の親書をたずさえて訪問する。また、ハワイ沖縄県人会への表敬訪問やハワイ島のヒロ市、クイクル市の訪問も予定している。

平良市長は、その後、ペルーに出発、ファン・ベラスコ・アルバラード同国大統領に屋良主席の親書を手渡すなどペルー首脳と会見することになっている。同時に同国に移住した沖縄関係者とも意見交換を行なう。十二月十三日に帰沖の予定。

平良市長の話　PACOMに沖縄から参加するのは私が初めてだけに大きな意義があると思う。都市問題に関する活発な討議が展開されるだろう。また、ペルーは若いころに九年間も住んだことがあるだけに今から楽しみにしている。

牧志公設市場問題が解決／那覇市地主側／安謝に代替地

〔琉新・朝　1971・12・4〕

那覇市第一牧志公設市場問題は三日午後、市当局と地主との間で和解が成立、長期にわたる紛争に終止符が打たれた。和解の条件は安謝埋め立て地の土地数百坪を地主に売却するというもの。これにより、同市場をめぐって裁判係争中の①収用法に基づく事業認定取り消しの訴え②収用裁決に対する異議申し立て③物権の所有権確認の訴え―など九つの事件が取り下げとなった。残る事件は、土地の補償増額請求事件一件で、これは土地の補償額が低すぎるとして地主から提訴されている。

「市場問題」をめぐる和解の動きは先月初めごろから活発になされてきた。地主側から数項目の和解条件が提示されたが、市当局は和解の条件は安謝埋め立て地に代替地を与える以外にないとして交渉を続けてきた。三日午後、那覇市から稲嶺、前田両助役、地主側は上原〇〇、照屋〇〇〇両地主、それに西平守儀弁護士が加わって市役所で最後の詰めを行ない和解が成立した。

市場建設は、同敷き地内にある建て物の所有権をめぐって市当局と上原、照屋両氏との間で裁判係争中で、このため建て物の撤去作業ができず工事は大幅に遅れている。また、同市場に対する主席の事業認定は違法であるとして地主側から訴訟が提起されている。和解が成立したことにより、市場建設をめぐる障害はすべてなくなり、工事は当初の計画どおり進められることになった。

また、上原〇〇氏から店舗を転借していた高良〇、上原〇〇両氏の扱いについては、市場内にコマを与えることで話し合いがついた。

公害防止条例最終案成る／議会通過後直ちに公布

〔沖タ・朝　1971・12・9〕

那覇市は七日の部長会議で「那覇市公害防止条例」の最終案をまとめ、八

日発表した。この案は十六日招集予定の定例議会に付議され、審議を経ることになるが、可決されれば沖縄の市町村では初めての「公害防止条例」となる。

条例案は十九条から成り、目的、定義、市や事業者、市民の責務などを明記した後、公害を防止するために市長は事業者と公害防止に関しての協定を締結することができ、指定施設から発生する〝公害〟が別に定める規制基準に適合しない場合は、特別な措置を命ずることもできる。この命令に従わないときは施設の使用を一時停止する命令を発することもでき、それに反すると十五ドル以下の罰金に処することもできる。また、公害についての対策の検討、実施調査を行なうための市長の諮問機関として、「公害対策審議会」を設置することも定められている。さらに市職員が検査のため事業場や工場に立ち入ることも許される。

市当局では議会での通過後、この条例案をただちに公布する予定であるが、ばい煙、騒音などの基準濃度、高さ、量などを細かく規定する規制基準は、公布後三カ月以内に施行することにしている。規制基準については現在、琉球政府の「公害対策基本法」「大気汚染防止法」に基づいて検討を進めているが、最終的にはこの両法からの準用となりそう。

市当局ではさっそく、一酸化炭素ガス測定器、同探知器、炭酸ガス測定器、PHメーターなど必要な機器を備えることにしており、四千ドルの予算措置を行なう方針だ。

「公害防止条例（案）」の主な条文。

2条（1）公害　事業活動、その他人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下および土壌の汚染によって人の健康または生活環境にかかる被害が生ずることをいう。

7条　市長は必要があると認めるときは、ばい煙等を発生する施設を設置している者、または設置しようとする者との間に公害の防止に関し、協定等を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずることができる。

8条　市長は指定施設にかかるばい煙等の量、濃度または程度が、その指定施設にかかる規制基準に適合しないと認めるときは、ばい煙等排出者に対し期限を定めてばい煙等の処理方法の改善、その他の必要な措置を命ずることができる。（2）市長は前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

14条　市長の諮問に応じ、…調査、審議するため那覇市公害対策審議会を設置する。（2）審議会は委員十五人以内で組織し、委員は知識経験者のうちから市長が任命または委嘱する。

16条　第8条第一項または第二項の規定による命令に違反した者は、十五ドル以下の罰金に処する。

業者は移転に難色／壺屋の〝カマ公害〟

〔琉新・朝　1971・12・9〕

那覇市は問題になっている市内壺屋の〝カマ公害〟について、このほど業者と話し合った。市は①カマの移転②収じん機の設置③バーナーの使用―の三点を提示した。業者は三点についていずれも納得せず、問題解決の困難さをみせている。

業者は「カマを壺屋から移転すると、陶器の壺屋の名が消えるのではないか」としている。また、「収じん装置をとりつけてもカマの構造からばい煙を防ぐことは困難で、さして効果はない。バーナーを使用したら経費が高く陶器製造は経営困難におちいる」と話している。業者の中には、戦後壺屋に転入してきた人が移転すべきだとか、カマのばい煙は公害とはいえないなどの意見もでている。

伝統と公害の板ばさみにあって壺屋の陶芸業者は苦悩を深めているが、業者はなんとか対策をたてなければならないという点では一致しているという。

一社　説一　通貨問題で県民運動を

〔琉新・朝　1971・12・20〕

注目されていた円の切り上げ問題は一六・八八％ときまり、一米ドルに対し三百八円のレートとなった。予想をはるかに上まわる切り上げ幅である。日本政府は当初一〇％以内と主張し、その後一五％は死守などといっていたが、結局はアメリカに押し切られ一七％近くの切り上げを余儀なくされてしまった。

本土でもこれにより、輸出に影響し、中小企業にかなりの打撃を与え、ここしばらくは不況が続くだろうと予想されている。しかし本土では輸入品が安くなるため得る面もある。ところが沖縄は生活必需品の大きな部分を本土からの輸入にたよっており、通貨はドル

なので、こんどの円切り上げにより、得るものはなにもなく、損失だけをもろにかぶることになる。その損害額がどれほどのものになるか、簡単に計算できないだろうが、直接、間接の影響がおよそ二億余ドルになろう。とにかくばく大なもので沖縄経済を危機に追い込むだろう。円の切り上げにともなう日本政府の声明には、沖縄のことについてふれているが、それはいかにもおざなりで、われわれ沖縄住民を安心させ得るものではない。

沖縄の通貨がB円からドルに替わったのは、一九五八年、それはわれわれ沖縄住民の意思とは全く関係なく、米国の一方的な沖縄占領政策によってなされたものだ。当時はドルの地位もそれほど下落していなかったので、われわれはたいした危機感は持たなかった。ところがその後米国はベトナム戦争に介入、ドルの乱費をした。そのためドルの価値は漸減し、ついにことしの八月十五日ニクソン経済政策発表以来、日本が変動相場制をとらざるを得なくなったため、沖縄はその影響をまともに受け、沖縄の物価は日増しに高騰し、われわれは日常生活に大きな損失を受けている。そしてこんどの一六・八八%という大幅な円切り上げにより、沖縄の輸入物価の値段はますます上がり住民生活は圧迫されるだろう。

沖縄は太平洋戦争で最後の戦場となり、徹底的に破壊された。そして戦後は、日本が独立するための道具としてサンフランシスコ条約の第三条にしばられ、二十六年間も異民族の支配下におかれた。そしてやっと来年は祖国に復帰するという時期になって、こんどは円の切り上げにより、経済的な痛棒をくらっている。そのいずれもが、われわれ沖縄住民が全く関与していない取りきめによってなされたものなのである。われわれ沖縄住民はどうしてこれほどまでにいじめられなければならないのだろうか。われわれ沖縄住民の忍耐にも限度がある。もうこれ以上の犠牲はがまんできない。

本土政府は輸入為替の差損補償や、十月十九日の個人保有のドルを確認し、それを復帰時に一ドル対三百六十円で交換することにより、沖縄の損失をカバーしようとしている。しかしこれらの方法では決して根本的な解決にはならない。これは単なる弥縫策（びほうさく）でしかない。沖縄の損害をこれ以上大きくしないためには、一ドル対三百六十円で、沖縄の通貨を即時切りかえる以外に方法はない。われわれ沖縄住民は一丸となって、これを日米両国政府に強く要求すべきである。通貨は国家を象徴するものなので、復帰までは沖縄の通貨をドルから円に切りかえることはできない、というのが本土政府の態度のようであるが、そのようなことは、われわれは絶対承服できない。日米両政府に沖縄に対する誠意さえあれば、話し合いにより解決できる問題だと、われわれは思う。ことしの年末闘争で、沖縄の労働組合のほとんどが、復帰時における給料を三百六十円対一ドルで保証しろと要求している。もしこの保証がなければ、復帰時に沖縄の労働者は一六・八八%の減俸になる。物価は上昇するし、給料が下がったのでは、沖縄の労働者は泣きっつらにハチである。労働組合が、一ドル対三百六十円の保証を要求するのは至極当然のことである。しかしわれわれが考えなくてはならないのは、沖縄には未組織の労働者や、農民、漁民が数多くあるということである。強力な組織を持つ組合に加入している労働者は一ドルが三百六十円になっても、これら零細企業の労働者や農民、漁民の生活はどうなるのだろう。われわれは、経営者も労働者も打って一丸となり、全県民的な運動として一対三百六十の通貨即時切りかえを主張しなければならない。われわれ沖縄県民はかつて土地問題で県民こぞって運動し成果をあげた経験を持っている。通貨の問題でももう一度あのような運動を起こしたい。

市長旅費ヤリ玉に／ペルー訪問で千ドル余分に予算／金城議員追及／当局、おろおろ削減／那覇市議会

〔沖タ・朝　1971・12・22〕

開会中の那覇市議会は二十一日、市当局が付議した案件に対する質問を行なったが、その中で野党新政会の金城重正議員が平良市長のペルー訪問に使った旅費について市当局を厳しく追及、委員会審議を経ない前に補正予算案を一部修正させる確約をとった。千ドルの修正額だとはいえ本格審議前のことであり、市当局の予算編成に対する姿勢の甘さが指摘された。

平良市長はホノルル市でのアジア太平洋会議への出席を兼ねて、夫人、秘書を伴いハワイ、ペルーを約半月にわたって訪問した。市当局はこの訪問のための特別旅費として、七千三百ドル余りを補正予算に組んで議会に提案した。

金城議員は「市長はホノルルからペルー・リマへ行くのに遠回りコースを

とった。市当局はそれを知っているか」とまず旅程から問いただし、「なぜ、わざわざ遠回りコースをとったのか」と厳しく追及、当局側はある航空会社の招待飛行でもあったためそのコースをとらなければならなかったと答弁。招待飛行になるかどうかわからなかったという市当局は、当初、旅費七千三百ドル余りのうち飛行機運賃としては約四千五百ドルを手渡したと答えたが、金城議員の追及に「実際に使ったのは約三千五百ドルである」ことを認めた。

ところが、こんどの補正予算案では四千五百ドルを計上しており、「実際に使用した分を計上しないで、千ドルも余計に予算として組むとは何ごと」との批判に市当局はしどろもどろ。「予算を組んだのは市長が帰沖する前のことであり、招待飛行となったのも市長が帰ってからわかった」「市長らの旅費の清算はこれからであるし、清算のときにちゃんとすればよい」と弁明したものの、〝わかった〟段階で修正しようと思えばできないことはない額。「実際に使用した額に修正する意思があるか」の問いに稲嶺第一助役は、とうとう「修正します」と千ドル余りの減額修正することを確約させられた。

金城議員は市当局の予算編成にたいするあいまいな態度に「もしこれが清算を終えていた段階だったら、市長の進退にもかかわる問題となった」と強い反省を求めた。

〝給与換算は旧レートで〟／那覇市議会が保障を要望／（東京事務所）まず出先手当てから／与・野党一致で条例制定へ

〔沖タ・朝　1971・12・25〕

開会中の那覇市議会は、新設される東京事務所の職員の手当てを一ドル三百六十円で支給することについて、条例を制定するよう市当局に要望する。これは、円切り上げによって職員に損害をこうむらせてはいけないという議会の態度表明であり、当然全職員の給与も通貨切り替え時には一ドル対三百六十円で保障することにつながる性格のもの。各企業では、現在、通貨切り替え時の〝賃金保障問題〟をめぐって労使間の論争が激しいが、市町村議会が率先して〝一ドル対三百六十円〟を打ち出したことは、ひとつの方向づけを与える意味で注目される。要望は二十九日の本会議で正式に行なわれる。

那覇市議会はいま、委員会での議案審議を続行しているが、この要望は二十三日の総務委員会（黒潮隆委員長）で出された。同委員会は、八月の機構改革で設置が決まった東京事務所に関する予算案を審議しているが、その中で東京事務所に勤務する職員の手当てが問題となった。手当て額は給料月額の百分の百という市当局の提案が認められたが、これでは円切り上げが行なわれた現在、実質的な減額になるとして、一ドル対三百六十円で支給できるような条例を制定すべきだとの意見が強く、与野党全委員の一致で条例制定の要望を本会議で行なうことを決めた。

制定すべきだとの意見は野党新政会の議員から出されただけに、本会議でも全会一致の要望となることはまちがいない。年末闘争の団交で「保障問題は前向きに考えていく」ことを表明していた市当局も、野党議員の積極的な姿勢に好感、「議会がOKすれば問題はない。那覇市が賃金保障の問題で突破口をつくる」と大いに乗り気。一ドル対三百六十円保障を強く主張したある野党議員は、「職員の生活に被害があってはならない。一応、東京事務所の職員だけに関係しているが、当然、通貨切り替え時の全職員の給与にもかかわっていくというふくみをもたせている。これによって受ける市の財政落ち込みは、本土政府をつきあげて補えばよい」と強い口調だ。

条例制定となると、いろいろな問題が出てくることも予想されるが、議会の正式な要望となれば市当局もやりやすくなり、年明け早々にも臨時議会の招集となろう。ただ、東京事務所が復帰前に開設されなければ条例ができても実際には意味のないものとなる心配はあるが、〝賃金保障問題〟に対する地方自治体の初の態度表明として沖縄の企業だけでなく、本土政府に対してもかなりの〝波及効果〟が出そう。

那覇、公害条例を制定／具体的に公害を規制

〔琉新・夕　1971・12・27〕

那覇市十二月定例議会最終日の二十七日、午前十時すぎから本会議が開かれ注目の「那覇市公害防止条例」を全会一致で可決した。条例の制定によってこれまで問題になっていたばい煙、粉じん、騒音など各種公害について具体的な規制が加えられ公害追放へ前進することになる。

那覇市の公害問題はいまのところ、ばい煙、粉じん、騒音などに限られているが、とくに壺川の工場周辺ではぜんソク患者が発生するなど深刻な問題

をうんでいる。市民からの苦情はあとをたたず、公害追放のための市民組織も結成され公害反対運動は盛り上がりをみせていた。

市議会では全琉の市町村に先がけて、那覇市ではじめて公害防止条例を制定した意義を強調した。とりわけ、市民の健康を保護し、生活環境を保全するために同条例の制定は必要だとの声は議員の間にも強かった。同条例は近く公布されることになるが公布の日から三カ月以内にばい煙などの量、濃度など、いわゆる規制基準について規則で定めることになっている。

「三百六十円」で賃金を保障／那覇市議会で可決／東京駐在職員の給与

〔琉新・朝　1971・12・28〕

那覇市議会は十二月定例議会最終日の二十七日午後、公害防止条例など十九の議案を原案通り可決、幕を閉じた。同日の本会議では、新設される東京事務所の職員の給与について、一ドル対三百六十円の旧レートで賃金換算を保障することを全会一致、確認した。また、即時一ドル対三百六十円の交換比率による円通貨への切り替え、およびドル防衛政策発表以来、今日に至るまでの一切の損失を補償せよ―との要求を盛り込んだ「円切り上げに関する要請決議」も全会一致で採択した。

那覇市当局は今定例議会に、東京事務所開設のため「那覇市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定」についての議案を提案した。同案件は、市の復帰態勢づくりのため、中央との連絡をスムーズに行なえるよう東京事務所を新設するというもので、職員二人を配置する。この案件は総務委員会で審議されたが、その際、職員の給与をどうするかが問題になった。一ドル対三百八円の新レートで給与を換算すると、職員の給与は二年前の市職員の給与に逆戻りし、賃金の大幅低下になる。同委員会では、賃金の低下をもたらしてはいけないと、与野党がそろって一ドル対三百六十円で賃金換算すべきだとのことで一致した。東京事務所の職員の給与を一ドル対三百六十円の交換比率で保障したことは他の市職員の給与についても一ドル対三百六十円の換算を保障する突破口になるとみられ、注目される。市当局、議員の中には「職員の賃金保障は当然やらなければならない。しかし、市の予算規模が円切り上げによって約五百万ドルの落ち込みが予想される。本土政府が差損を補償するかどうかが問題だ」と話しており、予断を許さない情勢だ。

また本会議では、沖縄国際海洋博調査特別委員会の設置も決め、委員長に宮城武、副委員長に玉城栄一両議員を選出した。同特別委は、海洋博を成功させるため、政府の施策をバックアップし、海洋博を契機に県都である那覇市の総合都市計画を推進しようとのねらいで設置することにした。

沖縄公用地法案／来年一月から仮契約へ／使用期間は五年間／自衛隊の用地確保へ

〔琉新・朝　1971・12・31〕

沖縄返還協定と並んでさきの臨時国会、さらに今通常国会冒頭の最大の焦点だった沖縄公用地法案は、米政府が協定の批准書交換の前提としているといわれていたものだが、これが成立したことによって、沖縄返還のための法制措置は一応整った。佐藤首相は返還協定承認と関連国内法成立を踏まえて、来年一月六、七の両日サンクレメンテで開くニクソン大統領との日米首脳会談に臨んで「返還期日」を確定、このうえに立って日米両国政府は沖縄返還のための最終的な準備作業にはいる段取りである。関連国内法案審議の焦点となった沖縄公用地法（沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律）は、現在の米軍用地や返還後配備される自衛隊用地、さらには道路、港湾、空港、電気、水道施設などの敷き地の地主が政府との賃貸契約を拒否した場合、五年の範囲内で政府に〝暫定使用権〟を認めようというもの。

この〝強制使用権〟設定に対し琉球政府や現地革新勢力は強い反発を示し、本土でも野党各党や全国革新市長会、文化人グループなどの民主団体が反対の態度を打ち出し、日本弁護士連合会も慎重な配慮を政府に要請していた。

特に本土野党は今国会で①使用期間五年間は私権の侵害であり違憲だ②暫定使用する土地の告示の時期、方法は適法でない③自衛隊用地は土地収用法にいう公用地に当たらない④沖縄だけに適用される公用地法は憲法九五条に基づき住民投票にかけるべきだ―などの点をあげ、法案の撤回を迫ったが、政府は野党の主張を全面的に退け論戦は平行線のまま閉幕した。

公用地法の成立に伴って政府は、防衛施設庁を中心に返還後米軍に再提供する施設・区域八十八カ所（基地リスト

A表）や返還後配備される自衛隊の施設・区域十四カ所の用地確保に着手する。同庁は約四十人の係官を新年早々現地に送り込み、すでに現地入りしている係官八十五人と合流、来年度予算編成の終わるのを待って地区地主会を通じ約三万七千人にのぼる軍用地主と賃貸契約の仮契約を結ぶ作業にはいる。

いまのところ土地賃貸料財源二百十五億円は、現地地主連合会の要求通り来年度予算に計上される見通しだが、軍用地主のなかの約三千人程度は〝反戦地主〟といわれ、作業は難航する見通しだ。

同庁としては、返還協定の批准書交換後、すみやかに公用地法制定に伴う政令で、各施設・区域の使用期間などを決める一方、賃貸契約に応じない〝反戦地主〟や海外移住地主らが所有する土地を公用地法による〝暫定使用権〟設定のための「告示」を行なう考えだ。

政令内容は十一月十六日同庁が発表した要綱案と大筋に変わりはなく、大半の施設・区域の使用期間は「五年間」となるものとみられる。また「告示」手続きは、本土では官報で行なうことになっているが、現地では本土政府の出先機関や琉球政府など数カ所で縦覧させる方法がとられる見通しだ。しかしこの方法が本土政府の使用権設定に当たって適法かどうかの疑義が出されており、沖縄軍用地問題をめぐる違憲訴訟の〝火ダネ〟ともなりそうだ。

また軍用地問題では、返還後米軍に再提供される予定となっている安波、川田、瀬嵩の三訓練場が、六月三十日で地元側との賃貸契約が切れ、再提供を拒否されている。このうち瀬嵩訓練場のある名護市は市当局も住民も再契約に強く反対の態度を示しており、最悪の場合には日米了解覚書の事実上の〝不履行〟となる恐れも出ている。

成立、承認した法案などの内容

三十日成立した沖縄返還協定関連国内法など五案件のおもな内容は次の通り。

▽復帰特別措置法　本土との一体化の柱となる法律で①沖縄県、市町村が地方自治法の規定による県、市町村として存続する②沖縄の現行法令は復帰後三カ月まで有効である③教育委員の任期は中央教育委員が四十七年十二月三十一日まで、教育区の委員は四十八年三月三十一日まで―などを規定している。このほか裁判の効力、琉球政府の債権、債務などの権利義務、琉球政府職員の引き継ぎ方法、琉球水道公社の沖縄県引き継ぎ、沖縄放送協会のＮＨＫへの引き継ぎなど法人の権利義務の継承を規定している。

▽沖縄改廃法　各省設置法の改正、復帰によって必要のなくなる法律の廃止、復帰による関係法律の改正など手続きに関係するものが中心である。

▽沖縄振興法　県民生活の安定向上を図るために四十七年度を初年度とする十カ年振興開発計画を決定、国庫負担など特別措置で沖縄の振興開発を行なうもの。

▽沖縄公用地法　沖縄返還協定に関連して提出された七法案の中で与野党最大の対決法案だった。沖縄の施政権がわが国に復帰しても、米軍が引き続き、時間的な断絶なしに基地を使用できるよう土地を強制収用できるようにしたもの。暫定使用期間は五年となっており、野党、地主の反発が強い。

▽人事院沖縄事務所設置案件　沖縄復帰にさいし、琉球政府職員が一般職の国家公務員に身分を切り替えられるが、これら職員の人事行政、利益保護をすみやかに行なうため那覇に当分の間、人事院の地方事務所を設置するというもの。

一九七二年

五月十五日返還決定／二十六年の米統治に終止符

〔琉新・号外　１９７２・１・８〕

【サンクレメンテ七日共同】佐藤首相は、七日午前のニクソン大統領との第二回会談で、沖縄返還を五月十五日とすることで一致した。首相はニクソン大統領と共同発表（ジョイント・ステートメント）で、このむね明らかにし、戦後二十六年余、米国の施政権下にあった沖縄は、「沖縄県」として日本に復帰することになった。

佐藤・ニクソン会談で合意

【サンクレメンテ七日共同】佐藤首相とニクソン大統領との第二回首脳会談は、七日午前九時半（日本時間八日午前二時半）からサンクレメンテの西部ホワイトハウスでひらかれ、予定より一時間遅れて午後零時五分（日本時間の八日午前五時五分）に終わり、引き続いて首相、大統領と同行閣僚との全体会議にはいった。第二回首脳会談と並行して、日米閣僚による個別会談も行なわれた。首脳会談は一時間長引いた。首相、大統領、同行閣僚の全体会議は七日午後零時二十分（日本時間八日午前五時二十分）終わった。引き続き昼食会がひらかれ、終わって首相と大統領があいさつをかわした。首相はこのあとヘリコプターで記者会見場であるニューポーター・インに向かい、午後二時（日本時間八日午前七時）から約一時間、記者会見した。

首相、国民に協力求む

【サンクレメンテ七日共同】佐藤首相は七日午後二時（日本時間八日午前七時）から宿舎のニューポーター・インで約一時間にわたって記者会見した。首相はそのなかで、二回にわたるニクソン大統領との会談の結果決まった沖縄返還期日を中心に所信を明らかにし国民に真意を訴え協力を求めた。

基地交付金復活を／稲嶺那覇市助役らが陳情

〔沖タ・朝　１９７２・１・８〕

【東京】上京中の稲嶺那覇市助役、辺野喜那覇市議会議長は七日、総理府、防衛施設庁、自治省などをたずね、地方交付税および地方債の増額をはじめ基地調整特別交付金の全面復活を要請した。

この中で稲嶺助役らは那覇市に対する基地調整特別交付金は要求の三十一億円に対しわずか五億円しか内示をみていないとし全面復活を強く要求した。

なお、自治省から要求している沖縄に対する地方交付金については当初の三百七十億円の大蔵内示から五百二十五億円に増額されたことが明らかになったが、地方債として要求の百五十七億円については六十七億円の内示をみている。同地方債は市町村の各種事業の裏負担分となるので、こんごの対大蔵復活要求の成果に伴い自動的に増額される。そのため上京中の市町村代表は、事業費の全面復活が地方債増額の前提であるとしている。

一社　説―胸を張って祖国復帰を

〔琉新・朝　１９７２・１・９〕

沖縄の返還は五月十五日に決まった。二十六年余の長い間県民が待っていた祖国へ復帰する日がきょう（九日）から数えて百二十七日目には、わたしたちは日本国憲法のもとにだれはばかることなく「沖縄県民」といい、「沖縄県」と公式文書に書くことができるのだが、沖縄県消滅の一九四五年から二十七カ年。沖縄戦の終結、米軍占領下になって二十六カ年余、対日平和条約の発効した一九五二年から二十カ年余。やっと祖国のふところへ抱かれることになる。

このような沖縄の労苦をこれからは本土政府によって十分に報いてもらわなければなるまい。一口に二十六カ年といってもその間の沖縄の戦中、戦後史は筆舌に尽くしがたいものがあり、いまその回顧をするいとまはないが、二十六年の苦難の歴史をふまえて「沖縄県民」に戻ったわたしたちを、祖国はどのように暖かく迎えてくれるか、百万県民は本土政府と一億余の同胞の、沖縄県民を迎える措置や態度をじっくりと見守っていきたい。

佐藤・ニクソン会談の沖縄返還に関する合意事項には「核抜き保証」と「沖縄基地の縮小」その他、返還される沖縄県民には直接関係のない事項には触れられているが、沖縄県民が切実に要望し、ドルを通貨にさせられたばかりに受けている損害を一日も早く円に切り替えてほしい、といっている通貨問題は、両首脳会談では一言半句も触れておらず、水田蔵相とコナリー財務長官との日米閣僚会談で水田蔵相の通貨切り替え提案に、コナリー長官が復帰前に円との交換を検討すると約束しただけである。

佐藤総理をはじめ沖縄に関係のある

閣僚は「沖縄県民に損はさせない」とたびたびの談話でいってはいるが、ドルによる実害は百万沖縄県民の一人ひとりにおよんでいる実情を、屋良主席から何回も総理や蔵相、関係閣僚に訴えているので、その事情が全くわからないはずはないのに、日米首脳会談のドタン場まできてもなお一言も触れられていないことに、県民は絶望と怒りを感じており、ほんとうに沖縄は復帰したら豊かな県づくりの方向へ持っていけるかとの不安も隠しきれない。

復帰を前に編成中の沖縄県予算にしても同様である。四十七年度予算の沖縄関係費は二千二十六億円と、四十六年度の四百三十六億円に比べると四・六倍もふえているように見えるけれど、その中には対米支払いに充当される三百八億円、旧三百六十円レートで円に交換する差額分二百六十億円も含まれているから、実質的に四十六年度予算の三倍にも満たない額であり、見かけだおしと思われないためにも復活要求に十分な大蔵省の配慮がほしい。

このため復帰後一日も早く政府のロぐせである「豊かな県づくり」へまい進しようとする県民の意欲をそぐような結果になり、いたずらに県民の不信と不安をかりたてるようなもので、これでわれわれ県民に復帰後のバラ色の夢を描けというのは無理な話。ほんとうに沖縄の祖国復帰を祝福し、暖かく迎え入れるという気持ちがあるなら、復帰予算の具体的数字で示し、沖縄県民の二十六年余の苦難に報ゆるようきつく要求する。

わたしたち沖縄県民の本土政府に対する要求は決して無理な注文ではない。戦争で日本のタテとなり、戦後は日本繁栄の礎になってきた。日本の国土が安泰で、しかも全土にわたって戦場になるのを免れたのは沖縄県民の犠牲があったからである。また今日の繁栄の促進剤の役目を果たしたのは、日本の国土内唯一のドル圏として十年も貢献したからこそ世界の大経済国として発展した要素も考えれば沖縄県民救済のためにはどれだけの資金を投入してもそれで埋まるものではない。五月十五日まで余すところ百二十七日。事実上の秒読みにはいり復帰作業は準備から本番にはいった。政府は九十三年前も二十六年前も二十年前も沖縄県民をツンボ桟敷においたまま沖縄の処遇を決めてきた。こんどの祖国復帰でも県民を十分に納得させたとはいえない。しかし矢はすでに弦（つる）を離れている。ここで過去の泣きごとはいわぬ。復帰したら県民を三度も四度も嘆かせるようなことがあってはならない。

政府はあらゆる点で県民の心を察し復帰する県民を十分な理解といたわりの心で百万沖縄県民を迎えてもらいたい。わたしたちは復帰するに当たり、同情やれんびんをこわず日本国民として堂々と祖国へ帰る。そのことを政府も国民も知ってもらい、国へ尽くした貢献度を誇りに胸を張って復帰しよう。

那覇新港を封鎖／安謝クリ舟漁民／生活補償要求で

〔沖タ・夕　1972・2・2〕

新港建設による漁民の生活補償を要求している安謝クリ舟漁業会（大城満助会長）は二日午前八時から那覇新港を封鎖した。このため、トラックが港内にはいれずに立ち往生。港湾業務はマヒしている。

この日、漁民五十人が午前八時、那覇新港のゲート前に集まり「市の見舞い金三万ドルは、これまでに破壊された生活に比べると、涙金にすぎない。市が納得のいく額を提示するまで港を封鎖か、戦う」と強い姿勢。漁民らは、ハチ巻きをしめ、意気けんこう。港にはいるトラックを足止めにしている。午前中これといったトラブルは起きていない。

一方、市当局は、漁民らのストを違法行為だとして排除する考えだが、現在港内に接岸している船が二隻しかなく、業務に大きな混乱がないことからきょう二日は、静観、あすの時点で改めて対策を検討することにしている。

三十一日の話し合いで市は❶那覇地区漁業組合から独立して新しい漁業組合が設立された時点で育成資金を出す❷船だまり場をつくり、近くには漁具倉庫も建設、管理が十分できるようにする❸六五年二月にさかのぼりその当時漁業に専業していた人たちに生活補償として三万ドルを予算措置する―三点を提示した。

これに対し漁民らは全く取り合わず「三万ドルなんてスズメの涙でしかない。これでは生活のメドはたたない」と、上積みを要求している。

一社　説一　市民にいこいの場を／与儀の軍用地開放を機に

〔沖タ・朝　1972・2・5〕

マンモス化の傾向をたどる那覇市は、ますます住みにくい環境を重ねていく。みどりのない商店街だけでなく、まるで迷路のような細い道をおしつぶすよ

うな住宅地。ひしめき合う人家は、人間の感情までいびつなものにしてしまう。

こうした現状の中に、市内与儀にある米軍ガソリンタンク敷地がある。那覇市では、かねてその開放を要求していたが、このほど、ようやく二十六年ぶりに住民の手に戻ることとなった。米軍のことだから、期日については「ガソリンタンク解体作業終了後」というだけで判然としないが、とにかく住民の要求に応じて開放する唯一の場所である。ここを先鞭として、今後とも、さらに軍用地の開放を強力に推進すべきであろう。なにしろ、市の全面積の約三割が軍用地である。人口過密の大都市で、このような例は本土にもあるまい。

うらをかえせば、那覇市の雑然たる環境も、軍用地のせいである。環境を無視した都市は、人間の心を荒廃させる。ひいてはそれが青少年の生活まで影響し、将来に由々しい問題を投げることにもなりかねない。

ところで、那覇市では解放後の与儀タンク敷地に、学校や市民いこいの場をつくる計画を進めている。約三・八㌶の国・県有地に、小学校と公園を建設するというもので、この案に私たちも同調したい。

「文化不在」の市政

現在、那覇市の小・中学校はどこでも在籍が収容能力を上まわっている。しかも過密傾向がひどく、授業にも支障をきたすほどである。

たとえば、与儀小学校が二千五百六十七人、真和志小学校も二千百五十三人を数えている。学校の形態からすれば、せいぜい千人ていどが限度といわれるのに、二倍以上も収容しなければならないのは、やはり毎年増加する人口のせいである。もちろん、中学だって同じ過密現象を反映して、首里中学が二千四十三人、那覇中学二千百四十五人、神原中学千八百人という数字を示している。

那覇区教育委員会では、この窮状を打開するために、五年計画で小・中七校を増設するプランをたててみたが、なんとしても敷地難が大きな障害となっている。市内の仲井真、安謝埋め立て地、古島などに、かろうじて確保できたものの、いまのところこれ以上の名案は浮かばなかった。

那覇市の場合、都計のズサンさも手伝って、文化的施設への配慮が欠けていたように思う。子どもたちの義務教育施設や、市民の心をやわらげる広場、公園などへの心づかいも、他の問題ほどには論じられなかった。美術館ひとつさえ考えない市政が、よくそれを物語っている。しかし、このような公的施設は、もはや猶予を許さぬ深刻な問題なのである。

急速な都市過密化のしわよせは、子どもたちの周辺にひたひたと押し寄せてきて、休み時間に運動もやらず、文化的素養も求め切れない子どもが育ちつつあるのだ。

愛される那覇市を

要するに、私たちが求める那覇市は、沖縄の首都としての体面が保てる町である。ちゃんとした都計によるビル街、人道と歩道が画然と整備され、あくまでも人間を優先しようとする心づかい、みどりをいたわり、花の美しさを求める市民、そして自然の美をとりいれた公園のある町…。仕事で疲れた人たちは、休みのひとときを、このみどりのある公園で、心ゆくまでに〝人間性〟をとり戻すのである。一方では、文化へのあこがれを満たしてくれる博物館や図書館、美術館などがあり、若い人も老人も、ここを訪れて糧を求めることができる町…。

だが、残念ながら人口二十八万を誇るこの都市には、そのいずれも満足できるものがない。

もちろん、与儀の軍用地開放だけで、そのような要求が実現できるとは思わないが、たとえ一部分ではあっても、政治の心づかいがあるなら、それなりの計画はつくれるはずだ。さきに、与儀農試場跡の空地ができたとき、公共施設や公園をつくるプランがあったが、それもしだいに縮小されて、いまだに公園らしい公園になっていない。このままでいくと、悪の巣窟にもなりかねない現状である。文化への理解がとぼしい政治のもたらせた見本のようなものであろう。せっかくかちとった与儀軍用地に、同じワダチを踏ませてはならぬ。

いま、全琉の人口の約三分の一は那覇市に住んでいる。政治が真に市民の理解と協力を求めるなら、また市民の福祉を考えるなら、市を愛される地域社会にすることが先決だ。きらわれる都市から健全な市民の発展は生まれてこない。

封鎖解き話し合いへ／安謝の漁民、市に舟着き場要求

〔琉新・夕　1972・2・5〕

生活補償問題をめぐる安謝クリ舟漁

業会と那覇市の話し合いが五日午前十時すぎから市長室で開かれた。席上、漁民らは三万㌦の見舞い金については不満ながら了承する。そのかわり船だまり場近くの土地を漁民に貸してほしいとの新たな要請を行なった。

これにたいし市は土地については前むきに検討することを約束した。紛糾をつづけてきた安謝漁民の生活補償問題は双方とも話し合いで解決していくことを確認、これにより那覇新港の封鎖戦術は回避された。

小禄／3号線の早期開放／地域開発で住民大会開く

〔沖タ・夕　1972・3・6〕

「地域の経済開発は、地域住民を中心に」という呼びかけで、小禄地域経済開発住民大会が、五日午後二時から那覇市小禄中学校で地域住民約三百人が参加して開かれた。

小禄青年連合会が主催、同自治会長会、同婦人会の共催によるもので、「五月十五日の復帰が迫るなかで、基地に生活を依存する人々に対する施策が十分に示されず、経済不安が高まっている。小禄地域の大動脈である3号線が米軍基地によってしゃ断されていることも、経済面で大きなマイナスになっており、復帰を契機に小禄地域を豊かな明るい町にしていくためにも、お互いにヒザを交えて語り合う必要がある」というのが呼びかけの主旨。

住民大会は、この趣旨に基づいて「小禄地域経済開発協議会」を発足させ、会長に赤嶺一男、副会長に赤嶺篤一、新垣善太郎氏らを選び、米軍基地内を通る3号線の早期開放を要請する決議案を採択した。

大会場入り口ふきんで、小禄地区軍用地開放推進有志会の名前で「3号線の開放だけでは小禄地区の開放は図れない。土地の七五㌫を占める軍用地の開放闘争に取り組むべきだ」と書かれたビラが配られ、住民大会でも執行部の原案に対して「地域の経済開発はけっこうだが、基地の存続を前提にしているのか、軍用地の開放を要求していくのか」とか「基地経済からの脱皮を目標として明記すべきだ」という質疑や提案が続出するなど〝基地の町〟の抱える複雑な一面をのぞかせていた。

―社　説―
返還協定の批准書交換

〔琉新・朝　1972・3・16〕

沖縄返還協定の批准書が十五日東京において日米両政府で交換された。同協定第九条の規定によって、批准書交換から二カ月後の五月十五日に協定が発効、沖縄返還が実施されることが、法的に最終確定した。返還協定の三本柱「核抜き」「本土並み」「七二年返還」のうち、「七二年返還」はこれで再確認されたわけである。

復帰に際して県民の関心が深く、昨年末の沖縄国会でも最大の論議を呼んだのが「核抜き」である。返還協定の条文では明文化はされていないが、間接的な表現で、米国は沖縄の返還時には沖縄に核兵器がないようにしておくことを約束している。米国は沖縄に核兵器を配置してあることを否定も肯定もしてこなかったが、沖縄に核兵器があることは、すでに公然の秘密である。

さきに毒ガスの貯蔵とその移送のにがい経験を持つ沖縄県民にとって、核兵器の撤去について神経をとがらすのは、きわめて当然である。毒ガスにもまして米国がその所在を秘密にしている核兵器だけに、その撤去も極秘裏に進める可能性が強い。あるいは、すでに撤去作業が行なわれているかもしれないが、復帰までの二カ月間に撤去を行なうとすれば県民の安全対策を公表実施すべきである。

沖縄国会でも〝核抜き〟については、もっぱら核兵器の撤去と、その確認、そして再持ち込みの三点に論議が集中した。本土政府は、核の撤去は協定によって明白であり、再持ち込みについては、はっきり「ノー」であると言明した。しかし核兵器が、まちがいなく撤去されたか、どうかの確認については、米国政府首脳に声明してもらうというだけで、米軍基地の点検は考えていない。

本土政府が核抜きの点検を考えていないのは、国際法上、他国の軍隊を点検するのは困難だとの理由によるようである。しかし去年の毒ガス撤去については、屋良主席、高瀬大使が点検した先例がある。ましてや、核抜きの点検は、毒ガス撤去の点検と違って、他国の軍隊とはいっても、施政権が返還されたあとの日本の国土内の基地であり、それを点検するのがむずかしいというのはおかしい。

佐藤首相が、かつて「沖縄が復帰しない限り、日本の戦後は終わらない」と語ったのを額面どおり受け取るなら沖縄返還で戦後に終止符を打つ日本が核抜きの点検で米国に対し及び腰になる必要はなかろう。同様に復帰後の米軍基地の整理縮小についても、サンクレ

メンテ会談で折衝の糸口はついたとはいえ、日本の側、沖縄県民の立場に立った基地返還の展望を打ち出していないのは残念である。

復帰後も継続使用される米軍基地の提供準備や自衛隊の沖縄配備計画にも同じ姿勢がうかがえる。まだ施政権が回復されていない沖縄に、特に復帰前に公用地法を適用させ、米軍基地提供のための土地の契約事務を復帰前に完了させようとしており、自衛隊の配備についても、四次防の先取りと同様に国防会議にかける前に自衛隊物資をひそかに沖縄に送り込んでいる。

憲法違反の疑いを持たれる公用地法を強引に成立させ、文民統制の基本原則を無視してまで沖縄への自衛隊配備を急ごうとするのは、国内問題であるにもかかわらず久保・カーチス交換文書で「一九七三年七月一日までの自衛隊の沖縄展開」を取り決めていることからみて、現行日米安保体制の継続、強化を示すものではなかろうか。

東南アジア情勢との関連で沖縄の米軍の動きを見聞し、米国の世界戦略をはだで感じてきた沖縄県民にとって、沖縄返還後も、日本政府が米国の指揮下に動くことは承服できない。日米安保体制が直ちに破棄できないにしても少なくとも復帰後の沖縄についても、本土と同様に日米対等の立場に立った条約であり、その運用でなければならないはずである。

五月十五日返還が最終確定して、いよいよ二カ月間に復帰準備をすべて完了しておかなければならなくなった。沖縄国会から継続審議になった沖縄振興開発公庫法、沖縄開発庁法、防衛庁関係法適用特別措置法の三法案も今国会で成立の運びとなるだろう。しかし本土政府の中に「本土並み」を、実質ではなく形式の本土並みと解する姿勢がある限り、円滑な復帰、「平和で豊かな沖縄県」は望めない。特に円切り上げによって沖縄県民の被る損害に対し抜本的な対策をたてずに復帰を迎えるとなると、他の復帰対策も、その効果をいちじるしく減ずることは明らかである。

那覇市会、深夜まで空転／安謝後背地処分めぐり／新政会が退場

〔沖夕・朝　1972・3・28〕

二十四日に開会した那覇市議会（辺野喜英興議長）は一般質問が始まった二十七日、那覇新港後背地の処分をめぐって野党・新政会と市当局が対立、深夜おそくまで紛糾した後、新政会が退場するという大荒れの事態になった。

この日、午前十時四十分ごろ、一般質問の第一陣に立った新政会・喜舎場盛一議員は、那覇新港後背地の賃借契約について市当局を追及した。喜舎場議員は、市当局は約七万坪ある後背地のうち千五百七十坪を重機業者十二人（沖縄フォーク業組合）に貸与したが、うち三百坪をフォークなど重機をほとんど持たない二人に貸している、と指摘、「港湾と関係ある業者に貸すべき埋め立て地を、このようなフォークなど持たない業者に貸すとは…。契約を破棄すべきだ」と詰めよった。

これに対し市当局は、彼らはかなりのフォークを持っている、と答弁したものの、後で台数を訂正するなど答弁が乱れたために議場は混乱、十数回も休憩するという事態になった。喜舎場議員は、二人のうち一人は学生であり、絶対許せない契約行為だ、と鋭い口調で批判した。

結局、二人の業者を調査することになって超党派の調査団が夕方から議場を出たが、帰ってから調査報告でも与野党は対立、新政会の「契約を破棄せよ」との主張に対して「契約にさいしての調査が不十分だったことは認めるが、破棄はしない」との市当局の答弁で再び混乱、午後八時半すぎに「市当局には誠意がみられない」と新政会が退場した。

このため仲本副議長（議長代行）は午後十時半に再開するとの「出席催告書」を各議員に出したが、同時刻になっても新政会は出席を拒否、結局、出席催告書に基づいて定足数不足のまま十分後、与野、公明党議員だけで〝議会〟を閉じた。

新政会は二十八日も審議拒否を続ける構えをみせており、波乱が大きく広がることは必至。

出席催告書は一種の議長職権で、これによれば定足に満たなくても議会は成立するが、めったに行使されない。

那覇新港背後地処分で紛糾／市議会、新政会が追及

〔沖夕・夕　1972・3・28〕

那覇新港背後地の処分をめぐって二十七日の本会議を退場した那覇市議会の野党・新政会は、二十八日の委員会審議会もボイコットする姿勢をみせていたが、同日午前十一時半ごろ委員会審議に応じ、波乱含みの同市議会審議を一応平静に戻した。

しかし、新政会は、背後地処分問題

をひきつづき追及する態度を固めており、委員会審議が終わって本会議再開となる三十日に、市当局に迫っていく考え。

平行線のまま終止符／那覇市議会／背後地の処分で

〔沖タ・夕　1972・3・31〕

荒れ模様だった那覇市議会（辺野喜英興議長）は三十日、二十一件の議案、陳情などを可決、採択して七日間の日程を終えた。成り行きが注目されていた那覇新港背後地処分をめぐる市当局と野党・新政会（自民党系）の対立は、平行線のまま終止符が打たれた。

新政会はこの日も二十七日の一般質問を引き継いだ形で、こんどは金城重正議員が午前十一時前の開会初っ鼻に背後地処分問題を取り上げようとしたが、日程通り議案審議が先に回され、議案を可決採択した。午後三時四十分から〝対決〟となった。

金城議員は、市と背後地の譲渡契約をかわした沖縄貸フォーク業組合のうち問題となった二人について、「二人ともフォークを持っておらず、適格な重機業者といえない」「うち一人は市との折衝役を引き受け、他の組合員に、契約できたら三百坪をもらうという署名、捺印をさせている」「その一人はまた、他の組合員から二千六百ドル取っているが、その使い道が明らかでない」ことなどをあげ、二人を不適格者と認めるかどうか、詰め寄った。

これに対し水間建設部長は、「二人がフォークを持っているかどうかは別の問題。将来、貸しフォーク業をやるというちゃんとした目的をもつ業者であることが契約の対象となる」「三百坪、二千六百ドルの話は組合内部の問題であって、私たちには関係ない」と反論、前田第二助役も「不適格者というのは現在どうあるかで決めるべきでなく第一義的には将来貸しフォーク業をやるかどうかにかかっている。その意味から、いま契約を破棄することはムリ。政策的に破棄は可能かもしれないが、その場合、損害賠償をしなければならない」と不適格者でもなく、契約を破棄する意思もないことを明らかにした。この強気の姿勢に金城議員は、「もはや平行線である」と質問を打ち切り、紛糾のタネとなった背後地処分問題は市当局と野党・新政会の対立を表面化しただけで、終止符となった。

公害対策協を設置／市当局

〔琉新・朝　1972・4・6〕

市は公害防止事務を円滑に推進するため庁内に那覇市公害対策協議会を設置した。市の公害防止事務は内部の横の連絡、調整がうまくいかない面もあったことから、同協議会が設置された。

協議会の協議事項は❶公害防止計画の策定、公害対策の連絡調整に関すること❷公害対策に関する資料の収集および配布に関すること❸公害に関する苦情の処理、紛争の解決―となっている。同協議会の会長には平良企画部長、副会長には外間企画課長がそれぞれ選任された。協議会は必要に応じて会長が招集する。

那覇市では公害防止条例が制定されて以来、公害に関する市民の関心が高くなったせいか、苦情件数が非常に多くなっている。ばい煙、悪臭、ほこりなど公害に関する苦情はすべて公害担当が処理してきた。ところが、悪臭など保健衛生部で解決できる問題もあり、また、ほこりについては土木部で処理できるものもある。公害担当は二人の職員しか配置されておらず、現状では企業公害まではとても手が回らないことから、内部の連絡、調整をはかることによって、公害防止を円滑に推進しようとの声があった。同協議会の結成により、公害防止事務のスピード化がはかれるものと期待されている。

360円読みかえを採択／汚物取り扱い手数料／市議会／業者の主張を受け入れる

〔琉新・朝　1972・4・6〕

円切り上げに伴い公共料金の三六〇円読みかえが問題になっているが、那覇市議会は先の三月定例議会で、汚物取り扱い手数料の一ドル＝三六〇円読みかえの陳情を採択した。市当局では、水道料金については他の物価へのはね返りを考え、一ドル＝三〇八円の換算を決めているが、その他の手数料、使用料については現在、慎重に検討を進めている。汚物取り扱い手数料の三六〇円読みかえについて市当局がどう対処するか注目される。

汚物取り扱い業者は、さきに通貨切り替えに際し市当局の公共料金改正と予算編成にあたり、一ドル＝三六〇円でし尿くみ取り料、じんかい処理料を設置してほしいと陳情していた。業者は、仮に三〇八円レートで換算されると営業が維持できなくなると善処方を訴え

ていた。市議会では、業者の主張を全面的に受け入れ、三六〇円読みかえを採択した。

那覇市が構想打ち出す／モノレール／「都市交通」解決の決め手に／75年（海洋博）メドに完成／経済界も推進協力へ

〔沖タ・朝　1972・4・16〕

那覇にモノレールが走ることになった。東京並みともいわれる交通渋滞をどう解消するかで悩んでいた那覇市が、土地をほとんど必要としないうえ工事もわりあい簡単というモノレール建設に踏み切ることに決め、十五日その建設構想を発表した。七五年の海洋博までには完成させる計画であり、さっそく「モノレール計画協議会」を発足させ、具体的な作業に着手することになっている。今後の都市交通の重要機関にモノレールをあげている本土政府が、現在、モノレール建設を促進するための法律案を国会に上程中であるところから、那覇市では政府の大幅援助も期待できると実現に積極的。区間は那覇空港から石嶺団地までの約七・五二㌔と短いが、成功すれば将来全島的な規模にまで延長することも考えられるので、テストケースとしても注目される。

全長5・7㌔、総工費80億で建設構想の発表は平良市長が行なったが、それによると次年度の調査、計画費を計上、七三年から建設を開始し七五年には完成の運び。総工費は八十億円を見込んでいるが、現在、国会で審議されている「都市モノレールの整備促進に関する法律案」によると三八㌫は国庫負担、五〇㌫は長期低利融資を利用できるといわれ、自己負担額は全額の一〇㌫余り。「八十億円というと確かに膨大な額だがモノレール建設に積極姿勢を見せている日本政府の大幅援助が期待できるので、資金面はそれほど心配ない」と楽観的。

区間は那覇空港から石嶺団地まで。空港から奥武山公園までは単線、公園から団地までは複線にする。公園から団地までの間には旭橋、美栄橋、前島、国際通り、松川、首里山川、儀保と七つの駅を置き、各駅にはエスカレーターを備えつけることになっている。公園―団地間は四分ごとに十五分で突っ走る予定。二両編成、五百四十人乗りで、一日に三万九千人を運ぶことになる。市ではすでに運賃も四十円にすることをほぼ決めており、その構想はかなり具体的だ。

計画と建設は日本モノレール協会の協力を得て市が行なうが、完成後は団地―公園間は公団経営にするなり、何らかの形で公的機関にもっていきたい考え。公園から那覇空港までは空港施設の一部になる予想。

那覇市ではこのモノレール建設を都市計画中に組み入れる考えであり、ラッシュ時には交通渋滞のため市の中心部まで出かけるのに一時間以上もかかった石嶺団地一帯をニュータウン化することも同時に計画、本格的な都市政策に乗り出すことになっている。とくに、これまで国際通りに集中した車の流れを各駅に分散できるので、那覇の交通事情を大きく変えることも可能とみて、計画的な都市建設の誘導手段の役目も果たすだろうと期待している。

モノレールの建設は地下鉄建設や普通の道路整備と異なって工事は比較的に簡単、土地もほとんど必要なし、ということで、土地買収などに頭を痛めている那覇市にとってはありがたい。すでに日本モノレール協会ではプランをたてて準備を進めていたという。今回の市のプランは日本モノレール協会のプランをほぼ取り入れているが、これには商工会議所やバス協会も賛意を示し、「那覇モノレール推進協議会」を結成して側面から協力する姿勢を見せているから民間人や一部団体の私案のまま忘れられようとしていたモノレール構想もようやく実を結ぶことになりそう。観光目的ではなく純粋に交通機関としてモノレールが敷設されている例は全国でも珍しく、完成すれば大きな話題を呼びそう。

平良市長の話　いまの那覇にはもってこいの構想だ。石嶺団地から奥武山公園まで十五分で行けるようになれば、市民生活にも大きなプラスとなる。同時に都市計画もスムーズに進めることができるし観光にも役立つ。将来はコザ、名護まで延長することになると思うが、そのためにもぜひ実現したい。本土では超党派で法律案を成立させようと積極的な動きを見せているので、資金面も心配ないと思う。

自衛隊／年内に二、九〇〇人配備／国防会議で正式に決定／事前に準備員百人／ナイキ・ホーク隊も配置

〔沖タ・夕　1972・4・17〕

【東京】政府は、十七日午前九時から国防会議を開き、懸案となっていた復

帰後の沖縄への自衛隊配備計画を最終的に決定し、これを発表した。同配備計画によると、五月十五日の復帰にあたって準備要員として陸、海、空自衛隊員約百人をあらかじめ派遣し、復帰以降、施設の引き継ぎおよび維持管理などにあたらせる。準備要員のうち三十人は二十六日沖縄入りする。続いて七月十五日を起点に今年十二月末までに陸上自衛隊約千人、海上自衛隊五百人、航空自衛隊約千四百人、合計約二千九百人を配備する。このあと来年六月末をメドに陸上自衛隊のホーク群一、航空自衛隊のナイキ群一および航空警戒管制隊（レーダー部隊）を追加、最終的には同時点で約五千三百人の配備計画となっている。

自衛隊の沖縄配備計画は、沖縄返還協定と表裏一体の関係にある久保・カーチス取り決めに基づいて遂行されることになっていたが、昨年十二月の沖縄国会で佐藤首相が「国防会議にかけて決める」と発言したことから、同取り決めに盛られた配備人員、時期の練り直しが行なわれ、この日の国防会議決定で本決まりしたわけである。

同取り決めでは最終的に六千八百人の配置になっていたのが約五千三百人にダウン、実質上、久保・カーチス取り決めの修正というかたちになって現われた。久保・カーチス取り決め通り事務局レベルで自動的に遂行されることになっていた自衛隊の沖縄配備が、国防会議の議をへる結果になったのは、沖縄県民の反自衛隊運動が高まってきたことをはじめ国会における野党攻勢、ニクソン訪中による極東の緊張緩和への動きなど諸般の情勢にたいする政府の政治的判断に基づくものである。とりわけ復帰時点の準備要員派遣が当初計画の四百人から二百人に手直しされ、さらに百人に減少したことは、これまでの国会答弁でも明らかなように、佐藤首相ら政府首脳の県民感情にたいする配慮が強くはたらいている。

今年末までの配備人員にともなう装備の内容は、陸上自衛隊のばあい普通科中隊二、施設中隊一、飛行隊一、その他の部隊＝合計約千人にたいしヘリコプターがバートル六機、ＭＵ２二機、ＨＵ１二機、一〇六㍉無反動砲（一〇六㍉）約六〇基、追撃砲約六〇基、トラック、ジープなど二百三十両、ブルドーザー、グーレーダーなど十五両など。

海上自衛隊は基地隊一、その他の部隊＝約五百人にたいし、対潜しょう戒機Ｐ２Ｊ六機、掃海艇二隻（三百四十㌧型（輸送艇三隻など）。

航空自衛隊は要撃戦闘機隊一、基地隊一、その他の部隊＝千四百人にたいしＦ一〇４Ｊ十八機、練習機Ｔ３３六機、複座練習機二機など。

「復帰議会」始まる／那覇市、条例改廃の審議へ〔沖タ・朝　1972・4・19〕

那覇市の〝復帰議会〟が十八日午前、開会した。復帰に伴う条例の改廃、五月十五日から始まる次年度（七三年度）予算の審議を行なう重要な議会で、復帰の日までの二十八日間続く。この日は平良市長のあいさつの後、市当局から提出された「火災予防条例制定について」など二十七件の議案を、それぞれ委員会に付託して終わった。

二十七件の議案の中には、公設市場、市民集会所、市民会館、公園の使用料、ゴミ、し尿の処理料金、児童手当て、敬老年金、牧志相撲場使用料のドル表示を円表示に切り替えるための条例案が含まれているが、一㌦を何円で読みかえるかについての〝レート〟の統一はない。公設市場使用料の場合は、ほぼ三百八円、児童手当て、敬老年金は三百六十円、し尿、ゴミ処理料金は三百円から三百八円の読み替えとなっている。市当局は当初、水道料金は三百八円で読み替える、との方針を打ち出し、ドル・円表示についてはできるだけ市民に有利になるようにとの積極姿勢を打ち出していたが、財政上、歳入に響くような一方的な措置もとれないと判断、個々の事例で異なった読み替えをやることに決めたもの。

こんどの議会は、前半でこれら議案の審議を行ない、五月三日以後の後半は七三年度予算案の審議に集中する予定だ。三日は平良市長が復帰という転換期を迎える所信表明を行ない〝復帰予算〟の提案を受けることになっている。

町名を変更／安謝埋め立て地／港町、曙町一―三丁目誕生

〔琉新・朝　1972・4・20〕

那覇市は安謝の第四次埋め立てが終了したのにともない、十五日付けで第一次から第四次埋め立て地域の町名変更を一部地番整理を実施した。これにより、同埋め立て地九七・二㌶（二十九万一千坪）一帯は曙一丁目から三丁目までと港町一丁目から三丁目となった。

新町名は、港湾区域を港町一丁目、その北側で商業地域を港町二丁目、浦添側に一番近い北岸側の工業地域が港町三丁目になり、それぞれ十三～二十の地番が付けられた。また、曙町は第一～第三次埋め立て部分で、これまで安謝、天久に編入されていた地域。このうち字上之屋西寺原と字天久樋川樋原の各一部が曙一丁目、字天久川原、字安謝義理地原、第四次埋め立て地の各一部が曙二丁目、字安謝義理地原と第四次埋め立て地各一部の安謝川沿いが曙三丁目になる。

市当局では埋め立て地全域の地番変更を予定していたが、法務局登記所が復帰前で混雑しているため、新しく登記を始める港町だけに新地番を適用、曙地域は当分新町名と現在の地番を使い復帰後、改めて地番変更も実施する。これにより両町は戸籍、住民票、印鑑登録などは自動的に役所側で書き変えするが、疑問点があれば都計課に問い合わせしてほしい―と市当局では話している。

ばい煙、空になびく／〝けしからん〟と住民怒る／ベニヤ工場

〔沖タ・朝　1972・4・22〕

二十一日、那覇市壺川の国場ベニヤ工場からばい煙が降り、付近住民を怒らせた。同一帯では、製鉄会社から出る騒音に悩まされるなど公害問題が大きくクローズ・アップしているだけに、このばい煙に非難の声は強い。

同工場から東、南側にひどく、セメント敷きの軒下ではひと目でそれとわかるほど。家の中にもかなりの量がはいり込み、子供の目にはいったとの訴えもあった。外に干してあった洗濯物を軒下や家の中に移す家庭も多く、住民は同工場の煙突を見ながら顔をしかめていた。

朝がとくに多く、正午前の小雨でいくらかおさまったが、それでもムクムクと漫湖方面になびく煙からかなりの量が降った。住民の一人は「毎日降るというわけではないが、降るときはきようのようにひどい。タタミなどは掃いても掃いてもゴミだらけで手の打ちようがない。工場はもっとバイ煙対策に取り組むべきだ」と語った。

国場ベニヤ工場では、この日は集塵機の故障があってばい煙が出た、とばい煙降下を認めた。今後、集塵機の故障をなおすとともにとくにばい煙のもととなるマキ類の燃料を避けていきたい、と話している。

那覇市ではすでに公害防止条例を制定、公害発生の予防、発生後の措置対策を具体的に考えていくことになっているが、規制基準の制定、公害対策審議会の発足などが遅れ、まだスタートしていない現状だ。

自衛隊、第一陣沖縄入り／まず準備要員20人／県民の反発を考慮／〝さみだれ〟移駐

〔琉新・夕　1972・4・22〕

自衛隊の沖縄移駐部隊第一陣が二十二日午前八時二十分航空自衛隊入間基地（埼玉県）からＹＳ11機で板付基地経由、那覇空港に向け出発した。現地には午後三時半到着した。この第一陣は航空自衛隊十五人、海上自衛隊四人、陸上自衛隊一人の計二十人で、これを皮切りに沖縄が本土に復帰する五月十五日までに四回にわけ計七十九人が沖縄入りし、すでに滞在中の十七人とともに実質的な沖縄配備部隊として防衛庁用務の航空機の受け入れ、自衛隊施設の整備、米軍との渉外業務などに当たる。

防衛庁は当初、復帰直後に約四百人の部隊を揚陸艦（ＬＳＴ）などで沖縄に移駐させる予定だったが、反戦、反自衛隊感情の強い沖縄の現地事情を考慮して、佐藤首相が当初兵力の削減を強く希望したため、当面は那覇空港の整備要員を中心とする程度に計画を縮小した。

また配備部隊の中心となる陸上自衛隊でも駐とん地の那覇ホイール地区を当分、西部方面隊健軍駐とん地（熊本）の那覇分とん地として扱う意向である。

この朝、入間基地に集合した隊員たちは沖縄現地の強い反自衛隊感情を予想して緊張した表情。第一陣の三分の二を占める航空自衛隊の航空総隊（東京・府中）司令官、高橋正次空将が「最善を尽くしてがんばってください」と隊員を激励した。

出発に先立ち、先遣部隊を代表して山口東二・一等空佐は「沖縄県民の反軍、反自衛隊感情はよく理解できるので、私たちは黙々と時間をかけて努力し、理解と支援を得られるように努力したい。同じ人間としてフランクに県民と接するつもりだ」と話した。

自衛隊沖縄配備計画を了承

在日米大使館の首席軍事代表

防衛庁の久保防衛局長は、二十一日午後、在日米大使館の首席軍事代表のカーチス海軍中将から「自衛隊の沖縄の配備計画は、久保・カーチス取り決めの基本方針に合致していることを確認している」との書簡を受け取った。

これは十七日の国防会議で沖縄配備計画が正式決定し、この計画が昨年六月、日米安保協議委で合意された同取り決めを一部〝修正〟せざるをえない情勢になったことから、十九日久保防衛局長が同中将に書簡を送ったのに対し、これを了承する返書が届いたものである。

74基地に強制使用権／閣議、沖縄軍用地大綱と公地法施行令を決定／期間は大半が五年／防衛施設庁／土地リスト27日告示

〔沖タ・夕　1972・4・25〕

【東京】政府は二十五日の閣議で「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令および沖縄関係政令三〇件」と「復帰後の沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地または工作物の大綱」の第一次分を決定した。この政令によると、米軍または自衛隊の用に供する土地で、高等弁務官布令第二〇号にもとづいているものについては五年と長期にわたり、米軍、自衛隊の用に供する工作物は一年、水道、電気事業に供する土地三年、公共用飛行場の敷き地五年、航空保安施設または航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地一年、航路標識の用に供する土地一年、道路用の土地三年となっている。また米軍へ提供する土地、工作物は、第一次分では〝了解覚書〟A表八十八カ所のうち七十四カ所で、残る十四カ所については、今週末か来週はじめまでには第二次分として決定、五月十五日の日米合同委員会で締結される。防衛施設庁長官は「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」にもとづき、これらの土地提供リストを二十七日告示することになっている。

「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」は、野党や国民の中から五年間という長期にわたって強制的に土地を収用するのは本土にも例がなく、まれにみる悪法であり、憲法違反であるとの批判がなされたいわくつきの法律だが、政令でも米軍駐留軍または自衛隊の基地使用の主要な部分をなす土地については、高等弁務官布令二〇号と同じように強権で収用、さらに土地契約が一部で難航していることから適用期間（強制収用）も五年間の長期間になっている。公共用の飛行場（那覇空港）の土地もその重要性にてらして五年間となっている。米軍、自衛隊の用に供する工作物は、契約もスムーズで、あまり重要でないので一年間で十分だとしている。

また水道事業、電気事業の用に供する土地は、米軍、自衛隊の用に供する土地と異なり、公共用の目的であることからほとんどの地主が好意的で、三年もあればさして混乱はないというのが政府のみかたである。

また復帰後の沖縄のアメリカの軍隊の用に供する土地または工作物について、日本政府は安保条約とそれにもとづく地位協定によって義務づけられており、了解覚書は米軍へ継続して提供する施設・区域として八十八カ所決めている。今度の第一次大綱では地主との契約でなされてないところや、さして重要でないものを除いて七十四カ所だが、A表の川田訓練場、瀬嵩訓練場、前島訓練場については、米軍が村長からまだ使用許可をとってないということで除かしている。政府は二十七日公布、暫定使用法の第二条第二項に従って防衛施設庁長官が七十四カ所について告示するが、残りについては二十八日か五月二日の閣議で決定、五月十五日の日米合同委までには全部終了する方針である。

土地収用にあたっては告示のあと、土地または工作物の所有者および関係人に対して通知する手順になっている。防衛施設庁では地主との契約に全力をあげているが、いまだに難航しているところや、一度契約に同意しながら撤回したいという地主もでてきていることから、五月十五日までに全地主と契約をかわすことは不可能となっている。このため強制収用はさけられないが、沖縄における「公用地等の暫定使用に関する法律」は、政治的にはもちろん、法律的にも問題点が多いと指摘されており、告示後は異議申し立てや行政訴訟が相つぐものと予想されており、今後さらに波乱はまぬかれそうにない。

一般国道指定など／沖縄関係政令30件も決定

二十四日決まった沖縄関係三十政令次の通り。

沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等に関する政令▽沖縄の復帰に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用の経過措置に関する政令▽沖縄の復帰に伴う

警察庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令▽沖縄の復帰に伴う警察庁関係政令改正令▽沖縄の復帰に伴う土地調整委員会設置法の適用の特別措置に関する政令▽沖縄の復帰に伴う行政管理庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令▽沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令▽沖縄の復帰に伴う経済企画庁関係法令の適用の特別措置に関する政令▽沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の適用の特別措置に関する政令▽沖縄の復帰に伴う元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令改正令

▽沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令▽沖縄の復帰に伴う法務省関係政令の改廃政令▽沖縄の復帰に伴う大蔵省関係政令の改廃政令▽沖縄のたばこ製造廃止業者等に対する特別の交付金の交付に関する政令▽沖縄の復帰に伴う公務員等公済組合等の権利義務の承継等に関する政令▽沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令▽沖縄の復帰に伴う文部省関係政令の改正令▽沖縄の復帰に伴う通商産業省関係法令の適用の特別措置等に関する政令▽沖縄の復帰に伴う通商産業省関係政令の改廃政令▽沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令▽沖縄の復帰に伴う運輸省関係政令の改正令▽沖縄船員地方労働委員会の設置に伴う経過措置を定める政令▽沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令

▽沖縄の復帰に伴う郵政省関係政令改正令▽沖縄の復帰に伴う公共企業体職員等共済組合法等の適用の特別措置等に関する政令▽沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特別措置等に関する政令▽沖縄の復帰に伴う労働省関係の政令の改廃政令▽沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置法に関する政令▽沖縄の復帰に伴う建設省関係政令改正令▽沖縄の復帰に伴う自治省関係政令改正令

八年ぶりに和解／那覇市と寄宮住民／区画整理事業再開へ

〔沖タ・朝　1972・4・30〕

区画整理事業をめぐって八年間も対立を続けていた那覇市と同市寄宮地区の住民が二十八日、和解した。住民は、市の整理事業の進め方が一方的で非民主的であり、住民の事業費負担があまりに大きい、と計画当初から強い反発を行ない、事業認可取り下げの訴訟も起こしていた。市側は機動隊を導入して強行に事業を進めようとしたこともあったが、裁判問題に発展したため事業は実質的に停止し、宙に浮いた形だった。しかし長い交渉の結果、市側が住民に譲歩、和解となった。市はさっそく琉球政府に事業変更の認可申請をし、事業を再開することになっている。

「覚書」交換による和解は二十八日午後、主席室で行なわれ、平良那覇市長、玉城正治寄宮土地区画整理地域組合長、それに屋良主席の代理として宮里副主席が出席した。主席が事業認可をしているので、認可をめぐっての訴訟事件を取り下げるなどを明記した「覚書」がまず組合と政府の間でとりかわされ、続いて事業変更を行なう旨の「覚書」が組合と市の間でとりかわされた。

寄宮土地区画整理事業は六四年、認可された。ところが寄宮地区の住民約百九十人は市の事業の進め方が住民を無視したものであること、住民に大きな負担をかけすぎていることをあげ、反対運動を展開した。とくに総事業費のうち二〇㌫が住民負担となっていることをあげて「誰のための区画整理かわからない」と強い反発を示した。

市はこの反対を押しきって、六六年ヘイをこわす強行手段に出たが、住民側も座り込みなどで抵抗、機動隊も導入された。市の強い姿勢に住民たちは組合を結成して、同年七月、琉球政府を相手どって事業認可取り下げの訴訟を起こした。裁判ではすぐ事業の執行停止が決定され、以後、事業は実質的にストップした。

昨年にはいってから市と住民側に対話の機会が生まれ、住民は七月に「再度、事業計画を練りなおしてほしい」旨の陳情を行なった。これを受けて三十回にものぼる話し合いが続けられ、さる二十五日、市は住民の要望を大幅に受け入れて、事業を変更することを確約した。当初、公共道路や公園にあてる土地を二千坪余りも出すことになっていた住民は、変更後は百坪余りですむことになり、大きな前進と喜んでいる。住民が負担しなければならない事業費も、以前と比べてずっと小さくなっている。

区画整理地区は四万三千坪で、総事業費は百六十五万㌦。八年前は二十六万五千㌦だったが、八年間のブランクで地価などがあがり、大幅に増大した。市が住民側に譲歩できたひとつの理由

は、日本政府との折衝で財源にメドがついたためで、事業費の大半は日本政府が出すことになっている。市では屋良主席に事業変更の認可申請をし、事業を再開する予定。

玉城正治組合長の話　長い交渉だった。市があまりに一方的な事業を行なおうとしたので、反対運動を組んだ。やっと私たちの要求がかなえられた。事業には協力していく。

運輸省／重要港湾を指定／政令で那覇など四港

〔沖タ・朝　１９７２・５・４〕

【東京】運輸省はさきに、沖縄復帰に伴う同省関係法令の政令を決定したが、それによると復帰と同時に運天、那覇、平良、石垣の四港を港湾法に基づく重要港湾、金武、中城、那覇、渡久地、運天、平良、石垣の六港を港則法の適用港とし、金武、中城、那覇を港則法による特定港に指定することにしている。重要港湾とは、国の利害に重大な関係を有する港湾のことで政令で定められることになっているが、一県で四つ以上の重要港湾を持つのは北海道、兵庫、長崎など八道県、沖縄の場合は地理的関係から港湾整備に重点を置く考えのようだ。関係政令の要旨は次の通り。

運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令

一、海上運送法関係―本土と沖縄間の内航化に伴い、新たに免許または許可を要することとなる船舶運航事業に相当するものを営んでいる者は、復帰後六カ月間および申請期間中、本土の海上運送法による免許または許可を受けないで事業を営むことができる。内航海運業法関係も同じ。

一、船舶法関係―総トン数二十㌧以上の沖縄の船舶について沖縄の船舶法に規定された登録、積量の測度などは、本土の船舶法の規定によるものとみなす。

一、小型船造船業法関係―沖縄の造船法による造船施設の新設などの許可を受けた者が行なう小型船造船業の経営については、復帰後二年間および申請期間中、本土の小型船造船業法による登録を受けることを要しない。

一、海洋汚染防止法関係―❶沖縄の船舶については、復帰後一年間本土の海洋汚染防止法の油の排出禁止、ビルツ排出防止措置および油記録簿の備え付けに関する規定を適用せず、これらの規制については、沖縄の船舶の油による海水の汚濁の防止に関する立法による❷沖縄の船舶および復帰時に沖縄に住所を有するものが本土の海域以外の海域に設置している海洋施設については復帰後一年間、本土の海洋汚染防止法の廃棄物の排出禁止の規定は適用しない。

一、道路運送法関係―沖縄の道路運送法による自動車運送事業の免許は、本土の道路運送法の相当事業についての免許等とみなす。

一、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法関係―沖縄県の区域において土砂などを運搬する大型自動車を使用している者は、復帰後三カ月間（積載重量の自重計の取り付けについては一年間）、使用の届け出、積載重量の自重計の取り付けなどを要しないこととする。

運輸省関係政令の改正に関する政令

一、港湾法施行令の一部改正―運天、那覇、平良、石垣を本土の港湾法による重要港湾とし、安護の浦および船浮を同法による避難港とする。

一、港湾運送事業法施行令の一部改正―❶運天、那覇、平良、石垣を本土の港湾運送事業法の適用港湾とする❷金武、中城、那覇、渡久地、運天、平良および石垣を港則法（港内における船舶交通の安全および港内の整とんをはかることを目的とした法律）の適用港とし、金武、中城および那覇を同法による特定港（きっ水の深い船舶や外国船が常時出入する港）とする❸これらの港湾において現に行なわれている工事などについては、復帰後十日間、港則法の規定による許可を要しないこととする。

一、空港整備法施行令を一部改正し那覇空港を空港整備法による第二種空港とする。

一、航空法施行令の一部改正―那覇空港を延長進入表面などを指定することができる第二種空港とする。那覇空港から出発する自衛隊などの航空機にかかる有視界飛行の飛行計画の通報の受理などに関する運輸大臣の権限に属する事項を防衛庁長官に委任する。

公害に〝目付け役〟／那覇市に「対策審」発足

〔沖タ・朝　１９７２・５・４〕

那覇市は二日、公害対策審議会を発足させた。学識経験者、市会議員、民間団体代表、業界代表、市職員など十五人の委員で構成され、会長に琉大教授の兼島清氏、副会長に沖縄公害衛生研究所所長の吉田朝啓氏が選ばれた。

公害対策審議会は那覇市公害防止条

例にその設置がうたわれていて、市長の諮問機関。指定施設や規制基準を定め、公害防止策に関する調査、審議を行ない、公害に対する〃お目付け役〃を任ずる。審議会ではさっそく、指定施設と規制基準を定め、本格的に公害防止活動を展開していくことになっている。

委員は次のとおり（任期は二年）。

▽学識経験者　吉田朝啓（公害衛研所長）兼島清（琉大教授）真喜志康二（琉大助教授）鎌田隆（国際大講師）▽市会議員　黒潮隆（総務委員長）大浜長弘（経民委員長）宮城武（海洋博特別委員長）金城甚松（経民委員）▽民間団体　新垣庸一郎（高教組）波平光子（かしこい消費者の会事務局長）金城睦（人権協会事務局長）▽業界代表　森根武信（琉球肥料ＫＫ社長）渡久山寛三（琉球工業連合会）▽市職員　平良清安（企画部長）内間武義（保健衛生部長）。

加熱する〃軍用地〃

〔沖タ・朝　１９７２・５・９〕

復帰を目前に、防衛施設庁は軍用地の再契約取りつけに奔走している。反自衛隊運動の高まりとともに、新地料の算定、手続きが遅れたため施設庁のスケジュールは全般的に大きく狂い、作業を進めるのに必死の状態。これに対して民主団体や反対地主の反発も強くなり、末端では地主の混乱も深まっているようだ。伊江島では、村長が再契約を強制しているとして反対地主の間で問題化、一方、那覇市では平良市長が先頭に立って契約拒否の態度を明らかにした。５・15のタイム・リミットをひかえて、軍用地問題はいよいよ加熱気味だ。

〃契約には応じない〃／平良市長が表明／反戦、都計阻害を強調／那覇市

平良那覇市長は八日午後記者会見し、「防衛施設庁と軍用地地主との間で軍用地の賃貸契約が進んでいるようだが、那覇市は契約には応じない」と発表するとともに、軍用地主である市民に対しても「契約に応じないよう」呼びかけた。

記者会見で平良市長は「自衛隊の沖縄配備には当初から強く反対している。反戦平和を願うものにとって、これは当然のことだ。都市計画の面からみても、基地がどれほど健全な都市発展を阻んでいるか、だれでもわかる。那覇市は軍用地内にかなりの市有地を持っているが、これらのことから契約には応じられない」と都市計画上からみた基地の弊害をあげて、契約拒否の態度を明らかにした。

とくに、防衛施設庁の契約の進め方には強い反発を示し、基地撤去の要求を完全に無視したやり方、と批判した。防衛施設庁の契約業務は、原則として市町村を通じて行なっているが、軍用地再契約拒否、自衛隊の沖縄配備反対の声が大きい中で、革新色の強い市町村の場合はそれを通り越して直接に軍用地主と契約を進めているといわれ、那覇市は一度も防衛施設庁から連絡を受けていない。平良市長は「連絡があっても協力はしないが、米軍でもこのような方法はとらないだろう」と辛らつに施設庁のやり方を非難した。

防衛施設庁は那覇市の軍用地主に対しては軍用地主会を通じて契約を行なっていくという方法をとり、すでにそのための新聞広告も出している。平良市長のこの日の記者会見は、このような広告による呼びかけに危惧を感じて行なわれたもので、「軍用地主である市民は、軍用地の契約の意味をもっと考えるべきである。あわてて契約に応ずることはない。契約しなくても損害補償は要求できるのだから、できるだけ契約拒否してほしい」と訴えた。

なお、軍用地内にある市有地は、軍港湾、那覇飛行場、上ノ屋など六軍用地に二万三千二百七十五坪。

民間、自衛隊、米軍機が競合／那覇空港／トラブル発生の危険性も…／民間機エプロン縮小／〃空〃の管理権は米空軍が

〔沖タ・朝　１９７２・５・11〕

運輸省航空局は、復帰時に米軍から返還される那覇空港の業務引き継ぎ準備を急いでいたが、このほど準備作業をすべて完了、五月十五日午前零時を期して同空港の管理権は米軍から運輸省の大阪航空局那覇空港事務所に移管されることになった。これにより那覇空港は、十五日から第二種民間空港としてスタートすることになるが民間空港とはいえ一部は自衛隊が使用、また米海軍Ｐ３対潜しょう戒機もいぜん居すわることになるところから今後同空港の管理、運営をめぐって問題が起きるのではないかと心配されている。

那覇空港が米軍から返還されると、同空港の管理、運営権はすべて運輸省（那覇空港事務所）に移管されることになる。しかし、同空港面積約百万坪のうち、南側の半分は自衛隊、海面寄

りは米海軍がP3対潜しょう戒機の専用として引き続き使用することになっているので民間側の使用できる地域は北側半分と、当初計画よりかなり縮小されることになった。日本の民間空港の中で自衛隊、米軍、民間の三者が供用している飛行場は全くないといわれ、那覇空港が日米軍民併用の第一号となる。それだけに今後の運用に当たっては軍事優先か、民間機優先かーで混乱も予想される。とくに、沖縄の空の管理権は返還後もいぜんとして嘉手納の米空軍が握ることになっており、那覇空港が民間空港に生まれ変わるとはいえ、軍事優先で使用されるのではないかと憂慮されている。

那覇空港は、運輸省大阪航空局の那覇空港事務所としてスタートするが、陣容は北原賢二郎空港長ら職員百九十五人。このうち九十八人は本土から、残る約百人は、琉球政府から十三人、那覇空軍基地の従業員十一人、同空港内のエアリンクの職員二十八人を引き継ぐほか現地採用する予定。

運輸省では、十五日午前零時を期して米軍から業務を引き継ぎ、同日午前七時半から那覇空軍基地司令部前で返還式、同八時半から同空港第三ゲート前で空港引き継ぎ式を行なうことになっている。

一ドル＝305円に決定／沖縄の通貨交換レート／15日から交換開始／給付金支給／22日―8月まで

〔沖タ・朝　1972・5・13〕

政府は十二日夜の持ち回り閣議で、沖縄の通貨交換レートを一ドル＝三〇五円とすることを決め水田蔵相は直ちに同日の官報に告示した。また政府は同日、昨年十月八日時点の沖縄県民の個人現金および預金に限り三百五円と三百六十円の差額を支給する「通貨交換に伴う特別給付金支給要綱」を決め、琉球政府に通知した。通貨交換は復帰日の十五日から二十日までの六日間に沖縄本島および離島の百九十カ所の金融機関や市町村役場で行なわれ、また給付金の支給対象者は❶現金については五月二十二日から八月三十一日まで❷預貯金については六月一日から十一月三十日まで―の間に支給の申請を行なうことが必要である。

政府が一ドル＝三〇五円の交換レートにしたのは❶過去一週間の平均相場（中心レート）三百四円五十三銭の端数を計算上の便宜から切り上げた❷十二日の最終相場は三百三円七十五銭だが、平均相場と沖縄県民への配慮から〝政治加算〟した―などの理由からである。

特別給付金の対象になるのは、昨年十月八日の閣議で決定した「沖縄の通貨および通貨性資産の確認に関する緊急臨時措置法」に基づく沖縄県民の現金および預貯金で、同レートを保障される対象額は、現金六千百九十一万四千ドル、預貯金四億九千五百二十五万三千ドル、合計五億五千七百十六万七千ドル。政府はこの合計額に三百五円と三百六十円との差額五十五円を乗じた約三百六億四千万円を給付金として支給することにしている。

政府はこのための財源として本年度予算に二百六十億円を計上したが、不足分は予備費でまかなうことにしている。

通貨交換に伴う特別給付金支給要綱の骨子は次の通り。

一、給付金の支給対象者の範囲　沖縄の「通貨および通貨性資産の確認に関する緊急臨時措置法」により確認の対象者とされた琉球住民。

一、給付金の支給対象資産の範囲

❶現金通貨、琉球政府行政主席が確認した米国通貨❷通貨性純資産、送金為替、別段預貯金（銀行振り出し小切手口および店長預かり金に見合うもの）未払い軍用地料から金融機関借り入れ金を控除して算定した純資産。

一、給付金の額　支給対象資産額にそれぞれ一ドル当たり通貨交換に適用される交換比率（対ドル円表示額）と三百六十円との差額を乗じて得た額の合計額とする。

一、給付金の支給申請期間　給付金の支給対象者で給付金の支給を受けようとする者は次の期間内に支給の申請を行なわなければならない。❶現金通貨　四十七年五月二十二日から同年八月三十一日までの間❷通貨性純資産四十七年六月一日から同年十一月三十日までの間。

いま祖国に帰る／変わらぬ基地続く苦悩／沖縄県きびしい前途／なお残る「核」の不安

〔琉新・朝　1972・5・15〕

沖縄の復帰を告げるサイレンと汽笛が十五日午前零時を期していっせいに鳴り響いた。四十七番目「沖縄県」発足の一瞬である。沖縄統治最後の最高責任者として君臨してきた高等弁務官・ランパート中将は午前零時十分嘉手納基地から東京経由で帰国した。「沖縄

の核を抜いた」とのロジャーズ米国務長官の書簡も発表された。政府は「国家の慶事」として那覇と東京で復帰記念式典を開催するが、県民の心は重い。極東一を誇る嘉手納米軍基地をはじめとした基地は存続され「太平洋のキー・ストン」になんの変化も見られないからだ。同時に日本国民としての主権を回復し、平和憲法が適用されたとはいいながら、屋良初代県知事がいうように「完全な解決への第一歩」にほかならない。政府は「国家の慶事」としているが、新生・沖縄県づくりの前途は自衛隊の配備、公用地法に基づく土地の強制収用、本土の大資本による攻撃を受けながら他県との較差を埋めるため経済基盤づくりと課題は多く、多難である。

二十七年間に及ぶ本土との分断のなかで県民は、一日も早い復帰を熱願し、自治権の拡大、本土との渡航の自由化、B52撤去をはじめとする基地撤去など、ありとあらゆる苦悩を経て求め続けた復帰であった。だが、県民のかかえる問題は、未解決のまま残されただけに、県民の心は複雑である。十四日には、経営協が中心に「復帰祝賀県民大会」を小規模に開いたが、復帰協が「抗議県民大会」を十五日に開くことにしているのも、そのため。「少なくとも沖縄の基地に核がなお存続するのではないか」「沖縄基地から依然としてベトナム戦などに米軍が展開するのではないか」との不安は、ロジャーズ書簡でも消えないままだ。

このようななかで沖縄県の発足は、午前六時半に、初の沖縄県議会が招集され、六十件の条例案を審議、午前九時には県庁の開庁式を行ない「沖縄県」の体制を整える。

一方、復帰の受けとめかたをめぐって現地の保守、革新両陣営はきわだった対照をみせた。日米共同声明路線に基づく復帰に反対する沖縄県祖国復帰協議会は、十四日から那覇市内を〝網の目行進〟し、住民に自衛隊反対、一ドル＝三〇五円交換などによる〝沖縄処分〟を強く訴えた。

これにたいし、沖縄経営者協会などで組織する復帰祝賀県民大会実行委員会は十四日夕、那覇市内で県民大会をひらき復帰を祝った。

米軍基地、平常通り動く

【嘉手納】「復帰後も米軍基地機能は不変」と米軍が明らかにしているように復帰直前の十四日、極東最大の嘉手納米空軍基地はF4ファントム戦闘爆撃機や空中給油機、偵察機など相変わらず活発な動きを見せた。同日午前にはベトナム向け高性能爆弾を空輸しているとみられるCF130（C130の改良型）一機が飛来、基地の奥深い駐機場で駐機している。また中国や北朝鮮上空でスパイ活動を行なっているといわれるSR71高高度戦略偵察機も午後一時ごろ一機が出撃さらに午後四時過ぎ雨の中を一機が南方上空向け飛び立った。

グアム島からベトナム向け出撃しているB52戦略爆撃機に対する西太平洋上空での宮中給油を任務としているKC135、それに輸送空軍（MAC）傘下のC141輸送機など爆音をとどろかせて連日ベトナム向け出撃しており「復帰後はいくらかでも爆音が緩和されるのではないか」との嘉手納住民の願いを吹きとばしている。

統一行動で全面復帰を要求／総評・中立労連

沖縄復帰日の十五日、総評、中立労連などの労組、社共両党、民主団体などは全面復帰を求める行動を繰り広げる。

総評、中立労連などの春闘共闘委員会はこの日を春闘要求の統一行動日とし、十七単産約八百三十組合がストライキを実施、さらに社共両党、総評、平和委員会など十二団体が午後一時半から、東京・明治公園で統一中央集会を開く。

ストライキを実施するのは春闘共闘委のまとめでは全自交、全港湾、全国金属、出版労協、合化労連、私鉄総連、民法労連などの十六万八千九百人にのぼるという。

民放労連はすでに東京放送（TBS）労組が十三日正午から、四十九時間ストにはいっている。国鉄動力車労組も全国で始発から順法闘争を展開する。

明治公園の統一集会では社会党の石橋書記長、共産党の不破書記局長、総評の市川議長らが決意表明。宣言採択あとデモ行進する。

確約は完全に履行／核抜きで米

国務長官が書簡

米国政府は十五日の沖縄の本土復帰に当たり、沖縄からの核兵器の撤去が終了したことを示すロジャーズ国務長官から福田外相あて書簡を日本側に送るが、十五日付けで日米両国政府からその内容が発表された。同書簡は十五日午前八時四十五分、外務省でスナイダー駐日公使から吉野外務省アメリカ局長に手渡される。

同長官はこの中で「沖縄の核兵器に

関する米国政府の確約が完全に履行されたことを大統領の指示と許可の下に通報する」と、沖縄の核撤去がすでに終了したことを公式に明らかにするとともに「米国政府は日本政府の意思に反して行動する意図のないことを確認する」と述べ、今後わが国の非核三原則に反して日本国内に核兵器を持ち込む考えのないことを改めて示した。しかし同書簡の内容は当初の日本側の希望に比べてきわめて抽象的なものであることから沖縄現地や野党からは強い不満が出そうである。

沖縄からの核兵器の撤去は沖縄返還交渉の最重要課題の一つであり、昨年の沖縄国会などでも、その撤去を証明する方法をめぐって活発な論議がかわされた。

この間野党からは復帰後の沖縄米軍基地への立ち入り検証などの要求も出されたが、結局佐藤首相、福田外相らは復帰当日に米政府当局から核撤去を証明する公式書簡を受け取ることで沖縄現地や国民を納得させる方針を決め、一月のサンクレメンテでの日米首脳会談でもこの旨を要請、ニクソン大統領らの了承を得た。

十五日手渡されるロジャーズ書簡もこの要望を入れ、①米大統領は一九六九年十一月の共同声明八項で沖縄返還を日本政府の政策に背ち（馳）しないよう実施すると確約した②同確約は返還協定第七条中に明記されている③沖縄の施政権返還を機に、沖縄の核兵器に関する米政府の確約が完全に履行されたことを通報する―と一応沖縄から核が撤去されたことを大統領の名前まで使って公式に表明している。

しかし書簡の内容は、当初日本側が要求した文面に比べきわめて抽象的であり、ことに核が「撤去された」といった直接的な表現がいっさい使われていないことから、この書簡だけによって沖縄からの核撤去が確実に終了したことを沖縄県民や野党に納得させることは非常にむずかしい。

外務省筋は同日「あくまで外交文書であり、しかも米国に核兵器の所在の公表を禁じる国内法（マクマホン法）がある以上、これが最大限のもの」と述べたが、これまで佐藤首相や福田外相らが同書簡を沖縄からの核抜き証明の最後の〝決め手〟としてきただけに、今後野党などから強い反発が出ることが十分予想される。

解決へ大きな一歩／屋良主席談話

屋良主席は十四日、復帰に際し県民に対する要旨次のような談話を発表した。

私どもが実に二十七年間にわたってひたすら願望し、求め続けてきた沖縄の祖国復帰は、きょう五月十五日まさしく実現し、沖縄県民は名実ともに日本国民として地位を回復することになった。これは実に百万県民のたゆまざる、そして真剣なご努力とご苦労が結実したものであり、心から敬意を表するものである。また、ここに至るまでには、本土同胞のみなさまのあたたかいご支援、ならびに日米両国政府のご理解とご協力によるところも大であり、深く感謝申しあげる。

しかし、沖縄県民のこれまでの強い要望と心情に照らして復帰の内容を見るとき、そこには軍事基地の態様の問題をはじめ、実際には多くの問題が未解決のまま残されており、県民の立場からすると決して満足できるものではないことも残念ながら事実である。つまり、沖縄問題は復帰の時期が到来したことによって、すべてが解決したというものではなく、むしろその完全な解決へ大きく一歩を踏み出したというのがいつわらざる実感だと思う。したがって、私どもはこれからもなお新しい問題や困難に直面するかもしれない。しかし、復帰ということは私ども自らの運命を開拓し、歴史を創造する重大な事業である。その意味から国もその政治的、道義的責任において、沖縄の振興開発、福祉の安定のため、いろいろ施策を展開するであろうが、私ども県民自体がまず自主、主体性を確立して、この世紀の大事業と取り組む決意を新たにしなければならないと思う。

平和で豊かな県づくりを／政府声明

政府は十五日、沖縄復帰に当たり次のような声明を発表した。

国民の皆さん、沖縄は本日、祖国に復帰した。心からこれを喜びたいと思う。顧みれば戦後二十七年に及ぶ沖縄の祖国復帰への道のりは長く、まことに困難なものであった。あらゆる苦難にたえ、たゆまぬ努力を続けてきた百万同胞のご苦労をねぎらうとともに、よくこのことをなしとげた国民各位に対し心から敬意を表する。

沖縄を平和の島とし、わが国とアジア大陸、東南アジア、さらに広く太平洋圏諸国との経済的、文化的交流の新たな舞台とすることこそ、この地に尊い生命をささげられた多くの方々の霊を慰める道であり、沖縄の祖国復帰を祝うわれわれ国民の誓いでなければならないと信ずる。

政府は、沖縄の自然と文化を生かしはぐくみつつ、平和で豊かな県づくりのため、沖縄海洋博覧会の推進をはじめ、沖縄の開発発展を国民的課題として、今後とも積極的に取り組む決意である。沖縄の祖国復帰が実現した今日、世界の平和と繁栄のために貢献しうるよう最善をつくすことを誓う。

きょうから通貨交換

沖縄県が発足した十五日と同時に十四年間使われてきたドル（一九五八年以前はB円）から日本円に交換される。日銀那覇支店は、準備した五百四十億円の円通貨を、すでに一部を除いて全琉の各交換所に配送ずみで、あとは交換本番を待つだけとなった。交換は全琉百九十カ所の銀行、郵便局、役所などで十五日午前九時（午後四時まで、一時から二時までは休止）から二十日までの六日間行われる。交換レートは、一ドル＝三〇五円で銭以下の端数は切り捨てられる。沖縄県警本部は本土からの応援機動隊（約四百人）を含む千三百人で警戒に当たる。

日銀当局は沖縄の通貨量の予想を上回る五百四十億円を準備、交換業務に万全を期している。三〇五円の交換レート、三〇八円の基準レートより三円安で、一ドル＝三六〇円の旧レートに比べると一七・八五％減価することになる。

一社　説一
新生沖縄県民の誓い／全国民と平和、自治の確立へ

〔琉新・朝　1972・5・15〕

沖縄の祖国復帰が、やっと実現した。一九四五年、第二次世界大戦で米軍に占領され、引き続き一九五二年の対日平和条約によって米国の統治下に置かれて二十七年、四分の一世紀余の長期間にわたる米国の実質的な軍政に終止符が打たれた。長い間、沖縄県民が要望し続けてきた復帰が達成された。

戦争で失った国土を、平和裏に、外交交渉で取り戻すことに成功したのは政府の努力と全国民の協力に負うものである。しかし、その推進力となったのは、沖縄県民であったと自負してよい。米国の統治下における矛盾、不合理の根本的解決は復帰以外にないとの認識に立って、しかも現実的に主席公選、国政参加をかちとってきて、復帰の目的を達した県民の英知とエネルギーは高く評価されてよかろう。

県民の願望だった復帰は実現したがその内容は、県民が望んだものとは、ほど遠い。その上、国際通貨の混乱によるもので、政府が求めたものではないとはいえ、円切り上げのしわ寄せによる県民の〝いわれなき被害〟も加わって、せっかく待望の復帰を、県民が単純素直に喜べないものにしている。

復帰が実現したきょう現在、沖縄には米軍の核兵器は存在しないことになっているが、返還協定でも核撤去の明文がなく、間接的表現をとっており、核の存在と撤去とを確認する手段がないので、県民が疑惑を捨て切れないのは当然である。また完全に撤去されているにしても、国際情勢の変化によって、核兵器の再持ち込みがなされる懸念も根強い。〝核のない沖縄〟を明確にしなければならない。

米軍基地は、復帰後も、その規模機能に大きな変化はない。復帰前の自由使用が安保条約のワク内に制限されるが、ランパート前高等弁務官は「広範かつ高度に発達した米軍基地網は今後も米国の防衛体制と日本およびその他の極東の同盟国の安全を保障した米国の約束を遂行する上で、きわめて重要な役割りを果たす」と述べている。

最近のベトナム情勢とも関連して、沖縄基地とかかわりを持つ米軍の軍事行動が、安保条約の事前協議の解釈をめぐって、論議を呼びつつある。すでに嘉手納飛行場から発進する給油機KC135による北爆出撃のB52爆撃機への空中給油が、事前協議の対象になるか、どうかで与野党の論争をひき起こしている。このことは沖縄の復帰によって安保条約が再検討の時期にきたことを示すものであろう。

また沖縄の米軍基地が、特に沖縄本島で、島の主要地域を広範囲に占有し続けているため、県民生活を圧迫し、沖縄県の開発に重大な支障を与えている。基地の自由使用を最優先してきた米軍統治下では不可能だった基地依存の不健全な経済からの転換、民生向上を期す経済開発を、復帰によって推進しなければならないが、米軍基地を撤去、または大幅に縮小しない限り、その成果は期しがたい。

復帰後の「豊かで平和な沖縄県」づくりをカラ念仏に終わらせないためには、沖縄県の米軍基地が絶対に現状のままではいけないのは明白である、平和を希求する日本国民、とくに第二次世界大戦で、戦争の悲惨を身をもって体験し、さらに長期間にわたる米軍基地と同居し、米軍政下にあって、戦争と平和について確固たる信念を持つ沖縄県民として、沖縄基地の撤去、縮小を含む日米安保条約の再検討について、

積極的に発言し、国民の理解と協力を得ていかなければならない。さし当たって米軍基地の縮小については、サンクレメンテ会談で日米首脳間の了解が成立しているので早急に対米折衝の開始を求めたい。

沖縄県民が、きょうから適用下にはいった日本国憲法は、その制定に県民は参加していない。しかし一九六五年いらい「沖縄住民の祝祭日」に決定〝われわれの憲法〟として公式に認めこれを支持する意思表示をしてきている。しかし本土では防衛問題をめぐっての改憲論、自衛隊違憲論などが出ている。また憲法下にあるにもかかわらず、本土では官僚政治によって中央集権化が復活し地方自治がむしばまれてきている。

沖縄県民は憲法の適用外にあったにもかかわらず、日本国民として憲法を目標に、米軍政に批判を加え、試行錯誤を重ねながらも、着実に自治の幅を広げてきた。軍政の巨大な壁は復帰によって取り払われたが、なかには本土より前進していたものも〝本土並み〟〝一体化〟の名のもとに後退を余儀なくされたものもある。

本土との格差を一日も早く縮めるためには、県民が諸制度の暫定、特例措置を活用し積極的に県づくりに取り組まなければならないのは当然である。だが同時に、四分の一世紀にわたる異民族支配の中で手さぐりで体得した平和、自治、福祉の尊さを、再び沖縄県民はもちろん本土の国民に同じ屈辱と苦しみを味わわせないために国民世論および国の政治に反映させるのが、沖縄県民の責務だと信ずる。

三〇八円読み替え／那覇市／水道料金で答弁

〔沖タ・朝　1972・5・18〕

開会中の那覇市臨時議会（辺野喜英興議長）は十七日から一般質問にはいり、新政会（自民系）、人民党、公明党の八議員が市当局に政治姿勢などについて質問を行なった。

この中で大浜長弘議員（公明党）は「水道料金、市場使用料、市営住宅使用料はそれぞれ一ドル対三〇五円の実勢レートで読み替える意思があるか」と問いただした。これに対し市当局は、「水道料金は三〇八円」「市場使用料も三〇八円」「市営住宅使用料は三〇五円」で読み替えると答えた。

一般質問は十八日も行なわれ、十九日には平良市長の施政方針演説が予定され、四十七年度予算案が上程されることになっている。

那覇市福祉事務所がスタート

〔沖タ・朝　1972・5・19〕

那覇市福祉事務所が十七日スタートした。社会事業法が復帰によって沖縄にも適用されたため、これまで琉球政府の主管だった福祉行政を那覇市が肩代わりすることになったもので、復帰初年の今年度はコザ、名護両市の福祉事務所も発足することになっている。

那覇市では七一年八月に福祉事務所設置準備室を置き、発足に向けて諸準備を進めていたが、十七日、これまで業務を行なってきた那覇福祉事務所から正式に仕事を引き継いだ。那覇福祉事務所は南部福祉事務所となり、南部の市町村住民の福祉行政を担当する。

那覇市福祉事務所には庶務、保護、福祉の三課が置かれ、児童、身体障害者、母子、精神薄弱者、老人福祉と生活保護世帯の福祉を行なう。総勢約四十人で、これまで民生課を通じてなされてきた福祉行政はかなり強化される。

今後、これらの福祉関係の費用は市の財政でまかなわれることになるが、八割は国庫負担、残りの二割も交付税の形をとった国家財政なので、予算面からも強化されることになりそう。

〝憲法都市を目標に〟／平良市長が施政方針演説／那覇市臨時議会

〔沖タ・朝　1972・5・20〕

開会中の那覇市臨時議会（辺野喜英興議長）は十九日、平良市長の施政方針演説と昭和四十七年度予算案の提出を受けた。

施政方針演説で平良市長は、沖縄返還は沖縄県民の要求した「基地も核もない豊かな平和な沖縄」を実現するための復帰とは大きくかけ離れたものである、と復帰実現にたいする姿勢を明らかにした後、新しく憲法都市を目ざして市政を行なっていくとの決意を述べた。また、基本施策として都市計画の再検討と総合計画の策定、軍用地の開放と都市基盤の整備、交通体系の再編確立、那覇商港の市への移管と大那覇港の建設などをあげ、強力に取り組んでいくことを明らかにした。

施政方針演説の後、昭和四十七年度予算案が提出され、委員会に付託された。予算案によると、四十七年度の市の歳入歳出総額は百二十億円余で、七二年度予算に比べ、二十七㌫の増。土木費、教育費、民生費などに重点がお

かれている。

平良市長の演説要旨は次の通り。

戦後二十七年におよぶ米国の沖縄占領と統治はここに終わった。この事実を全市民とともに厳粛に受け止め、日本国憲法に基づく地方自治が県都那覇市において力強く発足したことを明らかにする。しかし、沖縄返還は「基地も核もない豊かな平和な沖縄」を実現するための復帰とは大きくかけ離れている。米軍基地のほとんどが認められ、自衛隊の配備がなされつつある。基地と地域開発の対立、軍事優先と市民福祉の相克、中央集権化と地方自治の関係など多くの問題が提起されており、復帰は沖縄県民にとって、新たな歴史的試練として迎えられている。この時機において、日本国憲法の原理と精神を那覇市民とともに考えたい。今後の市政の基本を、反戦平和、主権在民、地方自治の確立を保障した日本国憲法に求め、それを砦に、日本国憲法が市民生活に生かされる憲法都市の建設を目標に市政に専念する決意である。

那覇市議会／予算審議で波乱／野党の新政会議員が退場

〔沖タ・朝　1972・5・23〕

開会中の那覇市議会は二十二日、二十日に上程された昭和四十七年度予算案にたいする質疑を行なったが、重機具使用料の費目存置の訂正をめぐって市当局と野党・新政会（自民党系）が対立、新政会議員が退場するなど波乱をみせた。

質疑に立った新政会の真栄城嘉園議員は、歳入の部の「土木管理使用料」が重機具使用料として説明されていることを批判、訂正するべきだと迫った。同議員は「市当局は重機使用料廃止条例を議会に提案し、全会一致で認められた。にもかかわらず、予算案に重機使用料を組むとは納得できない、すぐ訂正してほしい」と要求した。

市当局は「補正で訂正したい」としながらも「確かに廃止条例を提出、認めてもらったが、しかし市の業務に支障のない限り、重機類を貸し付けることは可能である」と法的な正当性を主張したため、新政会は「首尾一貫していない」「誠意がない」と退場、議会は三十分間も空転した。

しかし、与野党の話し合いで、費目存置である「土木管理使用料」はそのままにして、重機具使用料という説明文を削除することに意見一致、議会は正常に戻った。

重機具使用料とは、市有である重機類を業者に貸し付けて受け取る使用料。これまで条例によって定められていたが、復帰とともに重機類は「物品」となり、原則として貸し付けることはできなくなっている。しかし、現実的には市の事業を行なう業者の中には重機類を持っていないのも多いといわれ、市当局では業者の便宜をはからなければいけない事態も考えられるとみて、「費目存置」として予算化したようだ。

この日はその他に、金城重正議員が「基地周辺整備法に基づく本土政府からの支出金があるが、今後も同法に基づく支出金を受け取る意思があるか」と質問、平良市長は「基地や自衛隊の配備にはもちろん反対である。しかし、基地や自衛隊のために市民が損害を受ける時は、当然の権利として支出を要求していく」と答えた。

返還の内容には不満／議会／祖国復帰宣言を採択

〔琉新・朝　1972・5・25〕

那覇市議会（辺野喜英興議長）はさる十五日、祖国復帰宣言を全会一致で採択した。同宣言は、沖縄県民は米軍支配下にありながらも平和を希求し、祖国への道を求めて多くの戦いを展開してきた。復帰を迎えたが、しかし返還の内容は必ずしも満足すべきものではなく、県民大衆の中に多くの不満をかもしだしている。市議会は県民の心情を率直に訴え、日本国憲法の下で民主主義の基本理念をいかし、市民の福祉増進を図ることを約し、戦争のない平和な文化都市づくりのため市民とともにまい進する―となっている。

なお宣言の内容については、自衛隊反対も盛り込むべきだとする与党と、それには反対だとする野党が対立したが、結局野党の主張をとり入れ、復帰宣言は全会一致で採択された。

あとがき

このたび、『第四巻　資料編３　新聞にみる議会　アメリカ統治期（合併後）』を発刊することになりました。新聞集成の資料編として、三冊目の発行になります。

本巻には、那覇市が真和志市と合併した後の昭和三十三年（一九五八年）一月から沖縄が日本復帰した昭和四十七年（一九七二年）五月までの十四余年間を、「沖縄タイムス」と「琉球新報」から那覇市に係わる記事を抽出し、更に、その中から、アメリカ統治下に於ける沖縄の現状（戦災復興の最盛期、主席公選や日本復帰運動等）を背景に、大那覇市建設に取り組む那覇市の変遷を議会及び行政関係の記事を中心に一、二一九件を選定し収録いたしました。

収録する記事の選定に当たっては、「選定基準」に沿って作業を進めて参りましたが、かなりの労力と時間を要しました。特に、「沖縄市改称問題」、「ガーブ川改修工事」、「スラム街解消」、「牧志公設市場改築問題」、「ごみ問題」、「区画整理事業」等の市政に関する記事、議会や行政に対する市民の要望や意見が見える記事についてはできるだけ採用し収録いたしました。

収録したそれぞれの記事は関連しておりますので、どなたにも興味深くお読み頂けるよう編集しております。また、末尾には、「索引」と頁の都合で割愛した記事の見出しを「未収録記事見出し一覧」として掲載いたしました。

本巻が多くの市民の皆様に活用され、那覇市の歩んだ歴史を再確認し、これからの新しい那覇市を展望する一助となれば幸甚に存じます。

本巻発行に際し、ご協力を賜りました沖縄タイムス社、琉球新報社、沖縄県公文書館、沖縄県立図書館、沖縄県議会図書室並びに関係各位に対し、衷心より厚くお礼を申し上げます。

平成二十一年（二〇〇九年）一月

那覇市議会事務局

那覇市議会史編さん委員会（議席順）

任期　平成十九年八月十日～平成二十一年八月三日

委員長　安慶田光男（議長）

副委員長　崎山　嗣幸（副議長）（～平成二十年五月三十日）

副委員長　大浜美早江（副議長）（平成二十年六月三日～）

委　員　桑江　　豊（公明党）

委　員　平良　識子（社社連合）

委　員　大城　朝助（日本共産党）

委　員　上里　直司（民主クラブ）（～平成二十年五月二十九日）

委　員　清水　磨男（民主党）（平成二十年十一月十八日～）

委　員　座覇　政為（そうぞう）

委　員　久高　将光（自民・無所属連合）

委　員　唐真　弘安（自由民主党・市民の会）

※「民主クラブ」会派、平成二十年五月二十九日自然消滅

※「民主党」会派、平成二十年十一月十八日結成

那覇市議会史編集委員会

任期　平成二十年四月一日～平成二十二年三月三十一日

委　員　長　金城　　功（元沖縄大学教授）
副委員長　来間　泰男（沖縄国際大学経済学部教授）
委　　員　大城　将保（沖縄国際大学非常勤講師）
委　　員　久部良和子（沖縄県文化振興会公文書専門員）
委　　員　島袋　　純（琉球大学教育学部教授）
委　　員　田里　　修（沖縄大学法経学部教授）
委　　員　田名　真之（沖縄国際大学総合文化学部教授）
委　　員　徳田　博人（琉球大学大学院法務研究科教授）
委　　員　前津　榮健（沖縄国際大学法学部教授）
委　　員　宮城　剛助（元沖縄県公文書館副参事）
委　　員　本村　　繁（那覇市文化協会文芸部会長）
委　　員　由井　晶子（元沖縄タイムス社編集局長）

第四巻「新聞にみる議会」小委員会

委員長　大城　将保
委　員　久部良和子
委　員　島袋　　純
委　員　田里　　修
委　員　徳田　博人
委　員　宮城　剛助
委　員　本村　　繁
委　員　由井　晶子

那覇市議会史編さん室

室　長　豊平　秀幸（庶務課長）
主　査　善平　優二（庶務課）
室　員　山城　洋子
室　員　眞榮田聡子

未収録記事見出し一覧

1958 年（昭和 33 年）

1958 年（昭和 33 年）

1・1　選挙戦／年明けとともに激化〔沖タ・朝〕
1・1　真和志の市議選／選挙名簿縦覧／１月３日から 10 日間〔沖タ・朝〕
1・1　市長告発合戦／起訴猶予と決る〔沖タ・朝〕
1・1　新しい那覇（1）／浮島から 19 万人都市へ〔沖タ・朝〕
1・3　那覇市　長選後半戦へ入る／む本格的な票よみも／年明け早々〝作戦会議〟〔沖タ・朝〕
1・3　記者のメモ／死にもの狂いの選挙本部〔沖タ・朝〕
1・3　奥武山に総合グラウンド／那覇市、公有水面埋立て申請〔沖タ・朝〕
1・3　新しい那覇（2）／学都に生れ変る首里／前世紀と現代が雑居〔沖タ･朝〕
1・4　｜社説｜選挙法令の改正を民政当局に要請す／選挙演説会のヤジ〔沖タ・朝〕
1・4　選挙で明けた那覇市／ピシピシ処罰する／演説会場の悪質な妨害も〔琉新・朝〕
1・4　那覇市長選／舌戦たけなわ／地盤切崩しに躍起／きょう文化講演会開く〔沖タ・朝〕
1・4　新しい那覇（3）／政治センター／琉球の中心地／ひるがえる星条旗〔沖タ・朝〕
1・4　那覇市長選挙戦に思う／高嶺明達〔沖タ・夕〕
1・4　凍結解除の前ぶれ／琉銀から都計再開の申入れ〔沖タ・夕〕
1・4　那覇の告発合戦不起訴処分〔沖タ･夕〕
1・4　私の意見／大那覇市の出発（上）／将来の市のあり方について／友利實造〔琉新・夕〕
1・5　大弦小弦〔那覇市の合併祝賀会〕〔沖タ・朝〕
1・5　那覇市長選最高潮へ／広場埋める５万の聴衆／平良氏米の反省求め市政収拾／きのう両派立会演説ハーバービューで〔沖タ・朝〕
1・5　記者のメモ／立会演説、ヤマシシ問答〔沖タ・朝〕
1・5　三つの道路工事再開／那覇凍結資金一部解かる〔沖タ・朝〕
1・5　きょう合併お祝い／人口 18 万の首都／花やかに旗行列や提灯行列〔沖タ･朝〕
1・5　新しい那覇（4）／安謝付近／近海航路の港に改修〔沖タ･朝〕
1・5　那覇市民に訴える両陣営〔沖タ・朝〕
1・5　金口木舌〔那覇市長選〕〔琉新・朝〕
1・5　数万の聴衆で埋まる／那覇市長選は最高潮／立会演説〔琉新・朝〕
1・5　那覇市民に訴える両陣営〔琉新・朝〕
1・5　論叢／那覇市の上水道と水源／ 18 万市民と４ヶ村長に代って陳情／横田英〔沖タ・夕〕
1・5　那覇市長選各地の情勢を打診する／旧市内は勢力伯仲か／首里・小禄で攻勢展開平良氏／兼次氏真和志に全力傾ける〔沖タ･夕〕
1・5　花やかに合併祝賀式典／ 18 万の新首都祝い／旗行列や通り会のオン・パレード〔沖タ・夕〕
1・5　私の意見／大那覇市の出発（下）／将来の市のあり方について／友利實造〔琉新・夕〕
1・6　那覇市長選挙／投票あと６日／両陣営街頭に進出〔沖タ・朝〕
1・6　選挙情勢打診（1）／旧那覇／カギ握る婦人層／相手の地盤を猛攻〔沖タ･朝〕
1・6　大那覇市〝万歳〟／合併記念の祝賀式典幕を閉じる／光の波でお祭り気分あおる〔沖タ･朝〕
1・6　記者席／もう市長はきまったかい！〔琉新・朝〕
1・6　最高潮の那覇市長選／ここ２、３日がヤマ／街頭演説隊も繰り出す〔琉新・朝〕
1・6　合併祝賀／ちょうちんの大行列／延々と夜の街に流れる〔琉新・朝〕
1・6　声／大那覇市を正道に歩ませ〔琉新・朝〕
1・7　｜社説｜選挙戦の様相と市民の判断〔沖タ・朝〕
1・7　投票日あと５日／かけずり回る両候補〔沖タ･朝〕
1・7　新しい那覇（5）／美化を待つ龍潭池〔沖タ・朝〕
1・7　選挙法の一部を改正／開票場の増設認める〔琉新・朝〕
1・7　記者席／選挙事務所はプリプリ〔琉新・朝〕
1・8　那覇市長選大詰へ迫る／昼夜の別なく猛運動／投票日まであと４日〔沖タ・朝〕
1・8　候補者はかく訴える／市民の冷静な判断を／圧力には徹底的に抵抗〔沖タ

・朝〕
1・8　総評からのポスター／大湾氏らが引渡し要請〔沖タ・朝〕
1・8　選挙情勢打診（2）／旧首里／票、地域的に動く／狙われる知識階層〔沖タ・朝〕
1・8　ゴール前で乱戦模様／那覇市長選挙／ビラ剥ぎの新戦術も／泥試合防止に取締り強化〔沖タ・朝〕
1・8　那覇水道またピンチ／給水量半分以下に落ちる〔沖タ・朝〕
1・8　公聴／市長選挙に思う〔沖タ・朝〕
1・8　新しい那覇（6）／泊港／陸化した６万坪〔沖タ・朝〕
1・8　私が市政を担当したら／両候補の重要政策を聞く〔琉新・朝〕
1・9　｜社説｜選挙戦に泥ぬるな〔沖タ･朝〕
1・9　大弦小弦〔那覇市長選挙終盤戦〕〔沖タ・朝〕
1・9　選挙情勢打診（3）／真和志／勝敗を決する〝関ヶ原〟の戦／両派の攻防戦最高潮〔沖タ･朝〕
1・9　いよいよ終盤戦／那覇市長選きょう立候補届出締切り〔沖タ･朝〕
1・9　米紙記者／続々来島〔沖タ･朝〕
1・9　記者のメモ／ポスター戦アノ手コノ手〔沖タ・朝〕
1・9　｜社説｜恐るべき演説、弁士の暴論〔琉新・朝〕
1・9　記者席／市長選挙は軍国調で〔琉新・朝〕
1・9　広告／声明書〔琉新・朝〕
1・9　広告／声明書〔沖タ・夕〕
1・10　両候補の政見をきく／那覇市政をどうする〔沖タ･朝〕
1・10　記者のメモ／選挙で母国との距離接近〔沖タ･朝〕
1・10　広告／那覇市長選挙にあたり／兼次サー候補支持を訴える〔沖タ・朝〕
1・10　｜社説｜総評の選挙介入は妥当ではない〔琉新・朝〕
1・10　大詰めにきた那覇市長選／総力あげ追込みへ〔琉新・朝〕
1・10　那覇市長選挙／両派とも自信満々／市民の軍配何れに上る〔琉新・夕〕
1・11　｜社説｜大那覇市建設へ／あすは審判の日〔沖タ・朝〕
1・11　明日投票那覇市長選／浮動票の追い込みに全力／両派絶対不敗を呼号〔沖タ・朝〕
1・11　記者のメモ／すさまじいゴール寸前…〔沖タ・朝〕
1・11　波之上住民大会開く／平良候補の推薦決議〔沖タ・朝〕
1・11　兼次氏を支持／浅沼社会党書記長談〔沖タ・朝〕
1・11　広告／那覇市長選挙にあたり／兼次サー候補支持を訴える〔沖タ・朝〕
1・11　選挙情勢打診（4）／小禄／両派、先ず互角の勝負／表面は全く音なしの構え〔沖タ・朝〕
1・11　那覇市長選挙／決戦あすに迫る／車を動員、街頭へ／激しい神経戦もとび出す〔沖タ・朝〕
1・11　いよいよ総仕上げへ／あす投票の那覇市長選挙〔琉新・朝〕
1・11　声／那覇市民の皆様に訴える〔琉新・朝〕
1・11　声／明朗な選挙を望む〔琉新・朝〕
1・11　那覇市長選取材に／外人記者が大挙来島〔琉新・朝〕
1・11　外人記者の見た那覇市長選挙／誰が勝っても米は損／結局は人物本位か〔沖タ・夕〕
1・11　〝日本社会党はノータッチ〟／那覇市長選に安里社大委員長談〔沖タ･夕〕
1・11　広告／市長候補に御願い〔沖タ・夕〕
1・11　広告／那覇市長に／タイラ氏を推薦〔沖タ・夕〕
1・11　広告／那覇市長選挙にあたり／兼次サー候補の必勝を訴える〔沖タ・夕〕
1・11　広告／那覇市民の皆様に訴える〔沖タ・夕〕
1・11　自信満々の両陣営／那覇市長選への皮算用／票差は４、５千？／一般はつば競り合いを予想〔琉新・夕〕
1・11　広告／日本社会党は特定候補の兼次佐一を支持せず〔琉新・夕〕
1・12　｜社説｜那覇市長選挙の投票日を迎えて〔沖タ・朝〕
1・12　大弦小弦〔那覇市長選風景〕〔沖タ・朝〕
1・12　有権者の審判どう下る／朝７時から晩６時まで／きょう投票日／那覇市長選〔沖タ・朝〕
1・12　〝４万票は確実〟／両派、最後の追い込み〔沖タ・朝〕
1・12　泣くも笑うもきょう限り／審判まつ両候補／どっちも絶対勝つよ／くつろぐ間もなく／ギリギリまで演説会〔沖タ・朝〕
1・12　｜社説｜悔いなき一票を投じよう〔琉新・朝〕
1・12　金口木舌〔那覇市長選挙〕〔琉新･朝〕
1・12　那覇市長選挙きょう投票／平良か兼次か／静かに審判待つ両陣営〔琉新・朝〕
1・12　快晴に恵まれた那覇市長選挙／出足すこぶる好調／小禄は午前中で５割の投票率〔琉新・夕〕
1・13　大弦小弦〔那覇市長選投票雑感〕〔沖タ・朝〕
1・13　那覇市長選・きょう開票／当選ひるすぎには判明／７万 500 人が投票〔沖

タ・朝〕
1・13　記者のメモ／戦い終って有頂天…〔沖タ・朝〕
1・13　さて軍配はいずれに／戦い終えた両派本部／にぎやかに前祝い／皮算用は〝絶対優勢〟〔沖タ・朝〕
1・13　〝旧番地〟でまごつく／各会場で名簿洩れ騒ぎ〔沖タ・朝〕
1・13　那覇市長選挙／けさ２ヵ所で同時開票／兼次佐一氏が当確／約１千票の差〔沖タ・朝〕
1・13　｜社説｜投票場をもっと増設してもらいたい〔琉新・朝〕
1・13　金口木舌〔那覇市長選挙〕〔琉新･朝〕
1・13　〝投票場を増やして〟／１時間も待ちぼうけ／那覇市長選〔琉新・朝〕
1・13　あすから届出開始／真和志の那覇市議補選〔琉新・朝〕
1・13　激戦の那覇市長選挙／兼次氏の当選確定／票差はわずかに 1,007 票〔琉新･夕〕
1・14　大弦小弦〔選挙名簿もれと投票率〕〔沖タ・朝〕
1・14　兼次氏 984 の差で勝つ／上げ潮に乗った民連／各方面に大きな波紋〔沖タ・朝〕
1・14　日本政府は静観／愛知官房長官談〔沖タ・朝〕
1・14　圧迫に対する反発／福岡県大会〔沖タ・朝〕
1・14　本土の反響／この機会に米国は反省を／本土、３政党〔沖タ・朝〕
1・14　民連の勝利と今後の問題／解説／注目される市議選／真和志／両派、次の対戦に準備急ぐ〔沖タ・朝〕
1・14　〝セナガ市政の再来〟／当間主席／勝利を期待していたが…〔沖タ・朝〕
1・14　誕生する兼次市長／茶わん酒でカンパイ！／〝予想通りの勝利だ市民福祉念頭に頑張る〟〔沖タ・朝〕
1・14　〝米国の反省を求める〟／敗戦に沈みきった平良派〔沖タ・朝〕
1・14　真和志地区／市議補選、きょう届出〔沖タ・朝〕
1・14　兼次候補らと国際電話／ラジオ東京〔沖タ・朝〕
1・14　明るい表情／兼次氏の出身部落〔沖タ・朝〕
1・14　｜社説｜那覇市長選挙の結果に想う〔琉新・朝〕
1・14　兼次氏勝利の那覇市長選／政界に重大影響／表面化する当間主席不信〔琉新・朝〕
1・14　ワシントンの反響／那覇市長選／瀬長派の勝利に失望／沖縄の基地は放棄せず〔沖タ・夕〕
1・14　今晩のわだい／抵抗と民族主義〔沖タ・夕〕
1・14　時評／那覇市長選の示すもの／市民の意見を尊重せよ／中島俊作〔沖タ・夕〕
1・14　反米勢力の増大ではない／今後の市政に注目／外人記者の見た市長選〔沖タ・夕〕
1・14　兼次新市長へ注文する／那覇市民の声／公約通りの市政運営／道路整備など、都計遂行を〔沖タ・夕〕
1・14　那覇市長選挙、東京ではこうみる／想像より以上の抵抗／市政を建設的な方向へ〔沖タ・夕〕
1・14　けさ９氏が届出／旧真和志の市議補充選挙〔沖タ・夕〕
1・14　午前中に 10 名届出／またも始まった市議補選（真和志）〔琉新・夕〕
1・15　｜社説｜新しい那覇市長にのぞむ〔沖タ・朝〕
1・15　どう動く今後の政界／那覇市長選の波紋を探る〔沖タ・朝〕
1・15　那覇市議選 11 名届出〔沖タ・朝〕
1・15　民主的に責任政治を／兼次市長問題／当間主席、本土のラジオ記者と会見〔沖タ・朝〕
1・15　開票でも異常な関心〔沖タ・朝〕
1・15　〝米政府深く失望〟／〝敗けたのは米側だけ〟／米紙〔沖タ・朝〕
1・15　本土各紙の論調／那覇市長選挙／無視できない〝民意〟／圧迫は当然反発を生む〔沖タ・朝〕
1・15　岸内閣も反省を／鈴木社会党委員長〔沖タ・朝〕
1・15　那覇市長選挙（写真）〔沖タ・朝〕
1・15　那覇の道路工事入札〔沖タ・朝〕
1・15　公聴／政界に望む〔沖タ・朝〕
1・15　｜社説｜理性的でない政治活動は危険である〔琉新・朝〕
1・15　兼次氏当選問題で主席記者会見／全島に波及はせぬ／統治期間明示して欲しい〔琉新・朝〕
1・15　〝責任はまず有権者に〟／都計は遅れるだろう／兼次当選に琉銀総裁談〔琉新・朝〕
1・15　兼次氏の当選は／米の敗北ではない／国務省ホワイト氏談〔沖タ・夕〕
1・15　〝米国は敗北ではない〟／米国スポークスマン／那覇市長に兼次氏〔琉新・夕〕
1・16　｜社説｜米当局は那覇市政にどう出るか〔沖タ・朝〕
1・16　市長選挙のうらおもて／本社記者座談会（1）／社大緒戦で複雑な動き／真和志を甘く見すぎた〔沖タ・朝〕
1・16　人物地帯／那覇市長に当選した／兼次佐一〔沖タ・朝〕
1・16　｜社説｜モーア声明の意味するもの

〔琉新・朝〕
1・16 沖縄政策変更を考えず／米当局者／兼次氏当選で語る〔琉新・朝〕
1・16 岐路に立たされた政界〔琉新・朝〕
1・16 定員上回り 17 名／那覇市議補充選挙の届出〔沖タ・夕〕
1・16 裏から見た那覇市長選／本社記者座談会〔琉新・夕〕
1・17 市長選挙のうらおもて／本社記者座談会（2）／後味悪かった〝党独自〟／兼次発言で人民党の若手連怒る／婦人層も組織的に動く〔沖タ・朝〕
1・17 那覇市議補選／ 20 名届出〔沖タ・朝〕
1・17 普及員の存置／那覇市が要望〔沖タ・夕〕
1・17 一部に辞表提出の動き／注目される那覇市の人事〔沖タ・夕〕
1・17 市政運営で兼次氏と一問一答／〝軍の協力を求める〟／人民党との関係は議案本位、政策本位で〔沖タ・夕〕
1・17 〝人事の異動はやる〟／那覇市役所で記者会見／兼次氏〔琉新・夕〕
1・18 ｜社説｜市政収拾に注目される兼次動向〔沖タ・朝〕
1・18 立候補届 26 名に／激戦になる那覇市議補選〔沖タ・朝〕
1・18 土地収用告知／垣花一部と北谷村に〔琉新・朝〕
1・18 きのう 6 氏が届出／立候補 30 名に落ちつくか／那覇市議補選〔琉新・朝〕
1・18 立候補 28 名に達す／真和志の市議補選〔琉新・夕〕
1・19 兼次市長あす就任〔沖タ・朝〕
1・19 不当な解雇はやめよ／那覇市職員労組が要望〔沖タ・朝〕
1・19 28 名届出／那覇市議補選〔沖タ・朝〕
1・19 公聴／政治家のかけひき〔沖タ・朝〕
1・19 裏から見た那覇市長選／本社記者座談会（4）〔琉新・夕〕
1・20 市長選挙のうらおもて／本社記者座談会（完）／期待できるか軍の譲歩／聞くにたえぬ〝売国奴〟の罵声／今後は小党分立へ拍車？〔沖タ・朝〕
1・20 新人が 15 名／真和志の市議選挙〔琉新・朝〕
1・20 補選でしのぎ削る／那覇市会どうなる勢力分野〔沖タ・夕〕
1・20 裏から見た那覇市長選／本社記者座談会（5）〔琉新・夕〕
1・20 既に 29 名届出／あす選挙違反防止懇談会〔琉新・夕〕
1・20 兼次新市長の当選交付式と就任式〔琉新・夕〕
1・21 兼次那覇市長／きのう就任／和やかに〝よろしく〟／第一声〝市政は勢力拡張の場に非ず〟〔沖タ・朝〕
1・21 市民の福祉重点に／都計／軍民政府援助仰ぐ／記者会見〔沖タ・朝〕
1・21 那覇市議補選／有権者３万５千人〔沖タ・朝〕
1・21 広告／推薦状〔沖タ・朝〕
1・21 ほとんどが出揃う／真和志の市議補選候補〔琉新・朝〕
1・21 兼次氏／市長のイスに着く／〝区長制度は復活したい〟〔琉新・朝〕
1・21 国場社会部長に抗議／職員の身分保証問題で／那覇市職員労組幹部が〔琉新・朝〕
1・21 論叢／弁務官政治に反発した市民／アジアのキプロス島にするな〔沖タ・夕〕
1・21 〝職員を圧迫するな〟／那覇市労組が申し入れ〔沖タ・夕〕
1・21 兼次市長／事務引継ぎ〔沖タ・夕〕
1・21 裏から見た那覇市長選／本社記者座談会（6）〔琉新・夕〕
1・21 不当首切り反対など／労組が兼次市長と団交／那覇市役所〔琉新・夕〕
1・22 兼次市長／部長級を異動〔沖タ・朝〕
1・22 噂の顔ぶれ出揃う／那覇市議補選に 30 名届出〔沖タ・朝〕
1・22 〝職員採用は試験で〟／労組がきょう団交〔沖タ・朝〕
1・22 ｜社説｜兼次市長への関心と期待〔琉新・朝〕
1・22 日米有力紙はこう見る／兼次氏当選の那覇市長選／兼次氏の考え方支持／米国軍政の修正を希望〔琉新・朝〕
1・22 演説会も始まる／真和志の市議補選〔琉新・朝〕
1・22 総評からのセメント／荷傷みで売却〔沖タ・夕〕
1・22 話し合って善処／那覇市労組、市長と団交〔沖タ・夕〕
1・22 裏から見た那覇市長選／本社記者座談会（完）〔琉新・夕〕
1・22 けさ兼次市長と団交／那覇市の職員労組／不当首切反対等で〔琉新・夕〕
1・23 兼次市長／弁務官に会見申入れ〔沖タ・朝〕
1・23 〝市政には協力〟／兼次市長、与儀立法議長と会う〔沖タ・夕〕
1・23 〝上下水道に補助金を〟／兼次市長与儀議長に協力依頼〔琉新・夕〕
1・24 兼次・富原水入らず会談／兼次市長ひげ面では…と散髪／〝融資問題はあらためて〟〔沖タ・朝〕
1・24 軍補助工事の続行／兼次市長冨原総裁訪ねて要請〔琉新・朝〕
1・24 近く組合を統一？／二つにわれた那覇市職員労組〔琉新・朝〕
1・25 もっぱらもぐり戦術／終盤戦に入った市議補選／真和志〔琉新・朝〕
1・25 私の意見／那覇市長選挙とその周辺の

問題／在ハワイ・與世盛智郎〔琉新・夕〕
1・26　那覇市役所／課長人事〔沖タ・朝〕
1・26　｜社説｜施政権返還への心構え〔琉新・朝〕
1・28　那覇市の団交／組合統一まで回答保留〔沖タ・朝〕
1・28　３氏辞職〔沖タ・朝〕
1・28　買収・饗応の兆／那覇市議補戦、終盤で乱戦？〔沖タ・朝〕
1・28　首切り反対など／労組が兼次市長と団交〔琉新・朝〕
1・28　真和志の選挙会場〔琉新・朝〕
1・28　真和志の都市計画／あすから現地測量始める〔沖タ・夕〕
1・29　バージャー・兼次初会見／軍の補助を要請／兼次市長〝民政官は立派な紳士〟〔沖タ・朝〕
1・30　｜社説｜民連と兼次市長と人民党〔琉新・朝〕
1・30　兼次市長と共存政策／資金凍結／明るい見通し／米政府当局、態度決るか〔沖タ・夕〕
1・30　私は公約する／市議立候補者に聞く〔琉新・夕〕
1・30　〝互いに話し合いを／今後の動きを見ねば…〟〔沖タ・夕〕
1・30　米、兼次市長と共存政策を検討／軍補助、融資も再開か〔琉新・夕〕
1・31　｜社説｜いま一歩の歩みよりを〔沖タ・朝〕
1・31　記者のメモ／選挙前哨戦の舞台裏〔沖タ・朝〕
1・31　広告／推薦状〔沖タ・朝〕
1・31　〝軍補助宜しく口添えを〟／兼次市長、きのう当間主席と会談／主席／民連との関係ただす〔沖タ・朝〕
1・31　嬉しいワシントン電／市長〝多くの援助受けたい〟〔沖タ・朝〕
1・31　当間主席とも懇談／軍補助金のとりなしを要請／兼次市長〔琉新・朝〕
1・31　31 名に決まる／真和志の市議補選〔琉新・朝〕
1・31　広告／推薦状〔那覇市議補充選挙市議候補〕〔琉新・朝〕
1・31　那覇市議補候補者一覧表〔沖タ・夕〕
1・31　〝共存〟は勝手な憶測／民政府ワシントン電を否定〔沖タ・夕〕
1・31　兼次那覇市長との共存政策／全くの憶測記事／民政府が全面的に否定〔琉新・夕〕
2・1　那覇市議補選候補者一覧〔沖タ・朝〕
2・1　〝弁務官とも協力／市民福祉のためなら〟／兼次市長、外人記者と会見〔沖タ・朝〕
2・1　あす投票／那覇市議補選〔沖タ・朝〕
2・1　いよいよあす投票／真和志地域の市議補選〔琉新・朝〕
2・1　私は疑わない／凍結資金の解除／兼次市長〔琉新・朝〕
2・1　教委選挙出来る／文教局が回答／真和志〔琉新・夕〕
2・2　被選挙権の要件大幅に緩和／法制審議会／他の地区で立候補立法院議員市町村長／「主席選挙」は保留〔沖タ・朝〕
2・2　那覇市議補選／きょう投票日〔沖タ・朝〕
2・2　デコボコ給与直せ／採石場の労務者が団交／那覇市〔沖タ・朝〕
2・2　広告／推薦状〔沖タ・朝〕
2・3　那覇市議補選／きょう開票／投票率は６割４分〔沖タ・朝〕
2・2　今晩のわだい／兼次市長と〝車中政談〟〔沖タ・夕〕
2・2　那覇市議補充選挙／けさ一斉に投票／雨で出足低調／午前中に３割そこそこ〔沖タ・夕〕
2・3　那覇市議補選／大勢わかる／ 11 氏が当選確定／開票に一喜一憂〔沖タ・夕〕
2・2　きょう投票日／真和志地域の市議補選〔琉新・朝〕
2・2　雨に祟られ出足低調／候補者は狩出しに躍起／那覇市議補選〔琉新・夕〕
2・3　きょう開票真和志地域の市議補選／投票率は６割５分〔琉新・朝〕
2・3　那覇市のデコボコ給与／西森の労務者が団交〔琉新・朝〕
2・3　開かれた玉手箱／真和志地域の那覇市議補選／民連側、圧倒的に優勢／午前中に６名の当確者を出す〔琉新・夕〕
2・4　那覇市議補選の開票結果／兼次市長の椅子安泰／民連…７名、反民連…８名〔沖タ・朝〕
2・4　広告／当選御礼／那覇市議会議員補充選挙〔沖タ・朝〕
2・5　異議申立てする市議補選に又吉候補側〔沖タ・朝〕
2・5　広告／当選御礼／那覇市議会議員補充選挙〔沖タ・朝〕
2・5　左派の進出を憂慮／那覇市議補選ワシントン反響〔琉新・朝〕
2・5　又吉氏が異議申立〔琉新・朝〕
2・5　議会は政策本位で／与野党の対立考えられぬ／兼次市長記者会見〔琉新・朝〕
2・5　〝選管委決定は不当〟／市議補選／又吉氏けさ異議申立〔沖タ・夕〕
2・6　許可申請やり直し／奥武山漫湖の埋立地〔琉新・朝〕
2・7　被災者へ緊急貸付／那覇市が琉銀へ申請か〔沖タ・夕〕
2・7　泥水に襲われた都心部／深夜雨中で避

難騒ぎ／坪当り３石６斗／浸水家屋1500〔琉新・夕〕
2・7　横断工事を許可／牧港発電所前の〔琉新・夕〕
2・8　根本対策／１億円はかかる／ガーブ川の幅員拡張排水路新設〔沖タ・朝〕
2・8　まずい河川の管理／水上店舗撤去を民主党が政府に意見具申〔沖タ・朝〕
2・8　軍補助再開を要望／兼次市長、主席と会見〔沖タ・朝〕
2・8　損害ざっと１億／那覇市／対策に大童〔沖タ・朝〕
2・8　社会党今月中に結成／総選挙には民連で臨む／兼次那覇市長記者団に言明〔琉新・朝〕
2・8　那覇市の水害１億円！／街頭で救援基金カンパも／市場内に緊急対策本部を設けて〔琉新・朝〕
2・8　沖縄社会党／今月中にも結成／兼次市長、記者会見〔沖タ・夕〕
2・9　市場使用料を減免／正副議長が政府へ救援陳情／那覇市水害〔琉新・朝〕
2・9　那覇市長選と沖縄問題／民の声の審判(1) ／中野好夫（世界３月号より）〔沖タ・夕〕
2・10　那覇市長選と沖縄問題／民の声の審判(2) ／中野好夫（世界３月号より）〔沖タ・夕〕
2・10　兼次市長の当選祝賀会／関西の県人が〔沖タ・夕〕
2・10　私の意見／那覇市場の水害（上）／市長の猛省を促す／新垣元英〔琉新・夕〕
2・10　ガーブ川〝河川法を準用して〟兼次市長らが政府に陳情〔琉新・夕〕
2・10　〝水上店舗を撤去せよ〟／那覇市水害対策委／市当局に陳情〔琉新・夕〕
2・11　那覇市議当選証書／きょう交付〔沖タ・朝〕
2・11　｜社説｜宣伝活動を怠っていた民主党と社大党〔琉新・朝〕
2・11　那覇市長選と沖縄問題／民の声の審判(3) ／中野好夫（世界３月号より）〔沖タ・夕〕
2・11　那覇市政／特に心配はない／〝民連役員は殆んど人民党＝共産党〟／…バ民政官、運輸業者の集りで挨拶〔沖タ・夕〕
2・11　私の意見／那覇市場の水害（下）／市長の猛省を促す／新垣元英〔琉新・夕〕
2・11　水上店舗の撤去／那覇市水害対策委／市長にも陳情〔琉新・夕〕
2・12　水上店舗の撤去等／水害対策委、市長に早急対策要望〔沖タ・朝〕
2・12　救援カンパ／７万円を目標〔沖タ・朝〕
2・12　女課長さん誕生／那覇市の人事異動／勤続 16 年の平田さん〔沖タ・朝〕
2・12　那覇市議当選証書／きのう交付〔沖タ・朝〕
2・12　那覇への軍補助望みなし／バ民政官／民連の大半は共産党員〔琉新・朝〕
2・12　不法建物が多い／ガーブ川の建物に対策〔沖タ・夕〕
2・13　｜社説｜那覇市の水害と／市民の生活態度〔沖タ・朝〕
2・13　河川工事再開を／那覇の浸水、社大党が陳情〔沖タ・朝〕
2・13　水害の原因／水上店舗ではない／山城氏らが那覇市に〔琉新・朝〕
2・13　那覇市職組の統一問題などを協議／昨夜全沖労連が〔琉新・夕〕
2・14　那覇の水ききん緩和／牧港送水管敷設きのう入札〔沖タ・朝〕
2・14　やはり選挙は必要／真和志区の教育委員〔琉新・夕〕
2・15　那覇の水道１億５千万円／日本政府にも補助要請〔沖タ・朝〕
2・15　水上家屋の撤去／那覇市、きょう中に態度決定〔沖タ・朝〕
2・16　〝抵抗にも限度がある〟／本土豆記者団／兼次市長と会見〔沖タ・朝〕
2・16　｜社説｜公職選挙法立法化に期待〔琉新・朝〕
2・16　兼次那覇市長、本土豆記者と会見／33億の復興特別補助金／日本政府へ建設部長派遣して要請〔琉新・朝〕
2・16　論叢／ガーブ川について／近代都市的性格な計画を／砂川博一〔沖タ・夕〕
2・17　何らの対策もなし／那覇市のガーブ川の水害／水上店舗は建築中／梅雨期近し住民は不安〔琉新・夕〕
2・17　反民連派を一掃？／「市民の友」編集陣を異動／那覇市〔琉新・夕〕
2・18　まず浚渫工事／水上店舗撤去問題／那覇市の部課長会議〔沖タ・朝〕
2・18　｜社説｜那覇市場の人たちはどうすればよいか〔琉新・朝〕
2・18　市長の回答求める／不当首切反対など／那覇市労組〔琉新・朝〕
2・18　声／建ちつつある水上店舗〔琉新・朝〕
2・19　ガーブ川浚渫工事直ちに着工〔沖タ・朝〕
2・19　24 日に臨時議会招集／那覇市水害対策を協議〔琉新・朝〕
2・19　瀬長氏との契約について／山城氏が補足説明〔琉新・夕〕
2・20　ガーブ一川の浚渫はじめる〔琉新・朝〕
2・20　私の意見／那覇市場水害への反省／市政の再検討を望む／松本一雄〔琉新・夕〕
2・21　〝水上店舗を取除け〟／公設市場小母さんが大挙陳情／那覇市〔琉新・朝〕
2・21　敷地の拡張を陳情／砂辺若狭小学校長

らが〔琉新・夕〕
2・22　３月１日に昇給／職員労組に兼次市長回答〔沖タ・朝〕
2・22　水上店舗撤去を陳情／市場の婦人たち〔沖タ・朝〕
2・22　〝政治的首切りやらぬ〟／兼次市長、市職労に回答〔琉新・朝〕
2・23　あす臨時議会開く／注目される与野党勢力〔琉新・朝〕
2・24　正、副議長の改選保留／フタ開けた那覇市臨時議会〔琉新・夕〕
2・25　那覇市会／正副議長の辞表保留〔沖タ・朝〕
2・25　那覇市会／浸水対策で質疑／被災者の免税は困難〔沖タ・夕〕
2・25　ガーブー川の拡張が急務／那覇市会、水害対策協議〔琉新・夕〕
2・26　〝すぐ撤去はしない〟／兼次市長／水上店舗で答弁〔沖タ・朝〕
2・26　民連の処分を先に／平良氏後援会も取調べ〔沖タ・朝〕
2・27　どう落ち着くか水上店舗／市会が現場を調査／建設委…きょう関係者の意見きく〔沖タ・朝〕
2・27　ガーブー川を視察／那覇市会建設委が〔琉新・朝〕
3・1　「軍から特別補助を」／那覇市の治水策に／那覇市会〔琉新・朝〕
3・2　残された補償／水上店舗撤去決議／時期や方法に問題〔沖タ・朝〕
3・3　那覇市への戦災補助／日本社会党がとり上げる〔沖タ・夕〕
3・4　那覇市の定例議会／24 日に延ぶ…〔沖タ・朝〕
3・4　社会党が取上る／那覇市への補助問題〔琉新・朝〕
3・5　那覇市／農林水産課など独立〔沖タ・夕〕
3・5　那覇市が２課新設／農林水産と商工観光課〔琉新・夕〕
3・6　一票ごとに検票／真和志の選挙裁判〔沖タ・朝〕
3・6　那覇市の／人事異動〔沖タ・朝〕
3・7　ガーブ川来週から浚渫／市民会館は美栄橋に〔沖タ・朝〕
3・7　市民会館の敷地決まる／那覇市〔琉新・朝〕
3・8　配管始める／那覇の新水源地〔沖タ・夕〕
3・12　ガーブ川の浚渫／15 日から宇良組で工事開始〔琉新・夕〕
3・13　〝水上店舗ではない〟／ガーブ川沿い屋台業が存置陳情〔琉新・夕〕
3・18　結果は小党分立／政界は複雑化を予想さる／社大党が第一党／絶対多数派現われず〔琉新・朝〕
3・18　｜社説｜立法院選挙の結果の教えるもの〔琉新・朝〕
3・19　公聴／危険（ガーブ川の洪水で濡れた食料品をかわかして販売している商人がいる）〔沖タ・朝〕
3・19　浸水被害者に減税／那覇市会 24 日から／助役に仲原氏〔沖タ・朝〕
3・19　那覇市議補選の／当選無効裁判〔沖タ・夕〕
3・20　ガーブ川沿いの屋台／存置陳情を検討／那覇市会建設委〔沖タ・朝〕
3・21　兼次市長、選挙違反の疑／専用車を提供？運転手を証人尋問〔沖タ・朝〕
3・21　那覇市会 24 日から／議案／助役選任・事業税の軽減〔沖タ・朝〕
3・21　水上店舗の存置結論得ず〔琉新・朝〕
3・22　｜社説｜注目される〝民連〟今後の動静〔沖タ・朝〕
3・22　事業税を減額／那覇市の水害被災者〔琉新・朝〕
3・23　公用車で選挙演説／警本／兼次市長の違反追及？〔沖タ・朝〕
3・23　立退き補償出す／奥武山区〔沖タ・朝〕
3・23　注目の那覇市会開く／市長の選挙違反追及か〔琉新・朝〕
3・24　軍補助金交付を確信／けさ市長施政方針発表／那覇市定例議会〔琉新・夕〕
3・25　２決議案を採択／那覇市会〔琉新・朝〕
3・26　那覇市会／きょう一般質問〔沖タ・朝〕
3・26　那覇を国際平和都市に／再建計画を政府に陳情〔琉新・夕〕
3・26　50 億の補助要請／那覇市が建設相に〔琉新・夕〕
3・26　融資再開の道を開く／兼次市長施政方針に一般質疑／那覇市本会議〔琉新・夕〕
3・27　〝共産主義と関係なし〟／兼次市長議会答弁／私の立場は資本主義〔琉新・朝〕
3・27　経済部の独立を／…那覇市会に強い意見〔沖タ・夕〕
3・28　｜社説｜犬になりたくない／兼次市長の考え方〔琉新・朝〕
3・29　市民税も軽くせよ／水害対策／野党側が強く主張／那覇市会〔沖タ・朝〕
3・29　沖縄市に賛成する（上）／市民投票で決めよ／島袋盛敏〔沖タ・朝〕
3・29　那覇市財政委で結論でず／水害被災者の市税軽減〔琉新・夕〕
3・30　兼次市長、調べらる／公用車使って選挙運動〔沖タ・朝〕
3・30　那覇市会／減税問題で会期延長〔沖タ・朝〕
3・30　沖縄市に賛成する（下）／市民投票で決めよ／島袋盛敏〔沖タ・朝〕
3・30　31 日まで会期延長／もみぬく減免税問題／那覇市会〔琉新・朝〕
3・30　市民税軽減認める／兼次市長野党側の

主張を入れる〔琉新・朝〕
3・31　市民税を軽く／那覇市会／浸水被害者に救済処置〔沖タ・朝〕
3・31　本土視察の／議員団決まる／那覇市会〔沖タ・夕〕
3・31　兼次市長の選挙違反送検〔沖タ・夕〕
3・31　野党側が難色／那覇市本会議／第一助役選任議案ひっこめる〔琉新・夕〕
4・1　資金凍結解除か／那覇市の一部土木費／工事すみ次第出す〔沖タ・朝〕
4・1　兼次市長送検／昨夜１件書類まとまる〔琉新・朝〕
4・1　三つの議案可決／きのうの那覇市議会〔琉新・朝〕
4・2　兼次市長喜納氏を送検〔琉新・夕〕
4・4　那覇市内／不法建物が多い／実情に合わぬ基準法／30 坪の敷地に 12 坪しか建てられぬ／一度壊せば再建難しい〔沖タ・夕〕
4・5　自己財源を中心に／那覇市の予算編成方針〔沖タ・朝〕
4・7　真和志予算執行急ぐ〔沖タ・朝〕
4・7　決議やり直し民営へ／那覇のバスターミナル／兼次市長が提案〔沖タ･朝〕
4・7　兼次市長／選挙違反の疑い十分／現地調査終え与那嶺検事語る〔琉新･夕〕
4・8　〃通路開けろ〃でゴタゴタ／…ガーブ川の水上店舗／経常費の圧縮で行政整理〔沖タ・朝〕
4・9　那覇市／やりくりの予算編成／自己財源が１億余円〔沖タ・朝〕
4・9　ほとんど調べ終る／兼次市長の選挙違反容疑〔沖タ・朝〕
4・9　１億１千５百万円が／那覇市の新年度予算〔琉新・朝〕
4・10　結論出ず協議持ち越す／バス・ターミナルの民営〔沖タ・朝〕
4・11　記者のメモ／安里・兼次、ニヤリ会談〔沖タ・朝〕
4・12　夏期手当を５割／那覇市職員労組／兼次市長と団交〔沖タ・朝〕
4・12　｜社説｜モーア高等弁務官の善意に期待する〔琉新・朝〕
4・12　停頓していた那覇の都市計画／実行する準備あり／モ弁務官が立法院でメッセージ〔琉新・朝〕
4・12　首都建設へ協力体制／手ぐすねひく那覇市〔沖タ・夕〕
4・12　法の解釈を検討／検察庁／兼次市長の選挙違反〔沖タ・夕〕
4・12　那覇市会議員団ら出発〔沖タ・夕〕
4・12　賞与は年 15 割／兼次市長が約束　〔琉新・夕〕
4・14　比嘉那覇市議上京〔琉新・夕〕
4・15　59 年度３億円事業実施／兼次那覇市長が記者会見〔琉新・朝〕
4・16　１億円の政府補助申請／那覇市、新年度予算編成急ぐ〔沖タ・夕〕
4・27　本土政府の援助／見通しは明るい／那覇市松根建設部長、折衝終え帰る〔沖タ・朝〕
5・1　７月から給水開始／那覇市牧港水源地の工事進む〔琉新・朝〕
5・2　もたつくバスターミナル問題／免許、直接工交局で民政府が書簡／〃法的根拠に疑問〃局内に異論〔沖タ･朝〕
5・2　心細い那覇の水道／牧港の新水源９月から補給給水〔沖タ・朝〕
5・4　那覇市議ら帰る〔琉新・朝〕
5・6　ブ弁務官に会見申込み／兼次市長〔沖タ・夕〕
5・7　水道料値下げ／当分区長に代る担当官おく／兼次市長、記者団と一問一答〔沖タ・朝〕
5・7　市営は難しい／バスターミナル／兼次市長記者会見〔琉新・朝〕
5・8　業界アンテナ〔バスターミナル建設〕〔沖タ・朝〕
5・10　雨季来る！さてガーブ川は？／来月末に浚渫終る／水上店舗撤去問題対策委員会で検討〔沖タ・朝〕
5・12　臨時雇員を整理か／那覇市の予算／人件費は１割減／融資のメドつかず事業費難航〔沖タ・朝〕
5・12　那覇市琉銀融資は絶望的／ 59 年度予算編成難航〔琉新・夕〕
5・13　17 本を政府道に／那覇市が指定を申請〔琉新・朝〕
5・13　琉銀融資交渉つづける／兼次那覇市長記者会見〔琉新・朝〕
5・13　那覇市議会に微妙な動き／人民党系市長の態度に不満／６月の市会がヤマ〔沖タ・夕〕
5・14　那覇への琉銀融資／民政府は考慮中／石垣港湾近く米専門家が調査／民政官会見〔琉新・朝〕
5・15　潮渡橋の復旧／那覇市が政府に訴う〔琉新・朝〕
5・15　立退き料など要求／奥武山私有地居住者が〔琉新・夕〕
5・16　資料不十分で拒否／世持神社の敷地誤記訂正〔琉新・朝〕
5・16　首里バスに横領事件か／専務が社長を検察庁に告訴〔琉新・夕〕
5・17　担当官、27 人おく／那覇市新年度から〔沖タ・朝〕
5・17　首里バス／専務が社長を告訴／監査役も二つに分かれお家騒動続く〔沖タ・朝〕
5・17　首里バス社長の横領背任告訴事件／検察庁が手入れ／急襲して証拠書類を押収〔琉新・朝〕
5・17　首里バス総会大ゆれか〔琉新・朝〕
5・17　社長も専務を告発／首里バス泥試合の

お家騒動〔沖タ・夕〕
5・17 公約実現は超党派で／首里バス役員改選考えていない／兼次市長予算問題などで記者会見〔沖タ・夕〕
5・17 人民党が反市長派に？／兼次市長６月議会乗切りに苦慮〔琉新・夕〕
5・17 ぶ告罪で告訴／首里バス社長が専務を〔琉新・夕〕
5・17 都計問題懇談会開く〔琉新・夕〕
5・19 お家騒動の首里バス／株主総会大荒れ／正反対の監査報告二つで〔沖タ・朝〕
5・19 首里バス〝全役員更迭し再建を〟／那覇市会野党派／兼次市長に要請文〔琉新・夕〕
5・20 動き出した〝兼次市政〟／水道料金値下げ来月から／吏員の退隠料など復活〔沖タ・朝〕
5・21 那覇市会／総務財政委／本土政府に援助要請／戦災復興、定例会へ決議文〔沖タ・朝〕
5・21 社長に共謀者も？／検察庁本格的に乗出す／首里バス告訴事件〔琉新･朝〕
5・21 超党派でのぞむ／本土への援助要請／那覇市会〔琉新・朝〕
5・22 くさい川は那覇市を流れる／たたる浚渫工事のストップ／水上店舗やゴミ捨てもガン〔沖タ・朝〕
5・22 背任の疑い濃厚／首里バスの久高社長〔沖タ・朝〕
5・22 くすぶる農研所移転問題／下地所長を集団強迫／反対派が鎌など持って〔沖タ・朝〕
5・23 那覇市議会／10 日に延期〔琉新・朝〕
5・23 共犯の線を追及／屋嘉比会計課長を再び招喚／首里バス告訴事件〔琉新・朝〕
5・23 論叢／二つの監査報告／首里バスの告訴事件（上）／中島省吾〔沖タ･夕〕
5・24 農研所用地問題で／兼次市長経済局と懇談〔沖タ・朝〕
5・24 農研所用地買収とりやめ／市の協力要請〔沖タ・朝〕
5・24 首里バス騒動／専務らも借りた／久高社長、新事実申立て〔沖タ・朝〕
5・24 満場一致で採決／日本政府への補助金要請／那覇市会総務財政委〔琉新・朝〕
5・24 首里バス事件複雑化／事件は前社長にも飛火？〔琉新・朝〕
5・24 論叢／二つの監査報告／首里バスの告訴事件（中）／中島省吾〔沖タ･夕〕
5・25 広がる首里バス騒動／捜査は 51 年まで遡る〔沖タ・朝〕
5・25 那覇市会／来月 10 日に延期〔沖タ･朝〕
5・25 こじれるお家騒動／設立当時から取調べる／首里バス告訴事件〔琉新･朝〕
5・25 論叢／二つの監査報告／首里バスの告訴事件（終）／中島省吾〔沖タ･夕〕
5・25 上間専務〝私は潔白だ〟／役員の了解得て借りた／首里バス告訴事件〔琉新・夕〕
5・26 〝習慣〟とはイヤがらせ／首里バス騒動／上間専務が反ばく〔沖タ・朝〕
5・26 総会は無期延期〔沖タ・朝〕
5・27 精神病者監置所ふやす／兼次市長定例記者会見で語る〔琉新・朝〕
5・28 那覇市／新予算、編成二本立て／経常費は自己財源／事業費は起債などで〔沖タ・朝〕
5・28 泊ターミナル／きのう落成式〔沖タ・夕〕
5・29 〝凍結資金一部は出る〟／都計は超党派で／高良那覇市議長談〔沖タ･朝〕
5・29 那覇市軍用補助金近く交付／高良議長が内示会で発表〔琉新・朝〕
5・31 動かぬは背任容疑／首里バス事件の久高社長〔沖タ・朝〕
5・31 首里バス捜査第二段階へ／今度は専務らを取調べ〔琉新・朝〕
5・31 久茂地川の改修／台風復旧資金で行なう〔琉新・朝〕
6・1 ガーブ川浚渫工事／着工にはまだ時間が／後に移転補償など難問〔沖タ・朝〕
6・1 農研所問題／那覇市会が検討〔沖タ・夕〕
6・3 本土の選挙事務を勉強／那覇選管委の赤嶺さんら〔沖タ・夕〕
6・3 予算案の修正を要求／臨時雇員の解雇反対で／那覇市職労職場大会ひらき団交〔沖タ・夕〕
6・8 ６月議会は難航か／人民党、反兼次派にまわる／那覇市〔琉新・朝〕
6・9 瀬長氏らが抗議／那覇市臨時雇用の首切りに〔琉新・夕〕
6・9 那覇港上屋近く完成〔琉新・夕〕
6・10 職員の福祉無視した予算／那覇市職労が改編を要求〔琉新・朝〕
6・10 那覇市総務部長港務所長両氏が汚職？／泊港売店の利権めぐり〔琉新･朝〕
6・10 不正事実はない／仲原氏ら釈明〔沖タ・夕〕
6・10 那覇市会／党派的人事廃す／兼次市長施政方針を発表〔琉新・夕〕
6・10 上間氏の申し出はウソ／両氏けさ記者会見／泊港売店問題〔琉新・夕〕
6・11 人事、区長制が焦点、那覇市会／一般質問通じ兼次市長の真意ただす／報復人事の廃除、超党派市政の試金石／批判的な人民党、月曜会静観〔沖タ・朝〕
6・11 共闘申入れ拒否／那覇市、対立する二つの労組〔沖タ・朝〕

6・11　記者席／那覇市会〝台風の目〟は？〔琉新・朝〕
6・11　｜社説｜那覇市議の報酬増額は不当である〔琉新・朝〕
6・12　社金借用者洗う／首里バス事件取調べ再開〔琉新・夕〕
6・12　市議９千円に引上げ／波乱呼ぶお手盛増給〔琉新・夕〕
6・13　奇妙な市長の座／那覇市会／与党につつかれ野党に守られる〔沖タ・夕〕
6・13　那覇市会きょう再開〔琉新・朝〕
6・14　〝難問〟狙う月曜会／人民党／市長を集中攻撃／那覇市会〔沖タ・朝〕
6・13　那覇市第一組合／市長に９項目要求〔琉新・夕〕
6・14　事業予算１億円余／那覇市／補助金、起債を主財源に〔沖タ・朝〕
6・14　大弦小弦〔兼次市長の超党派問題〕〔沖タ・朝〕
6・14　食いさがる人民党／お手盛増給依然追及／那覇市会〔琉新・朝〕
6・14　静かな那覇市会〔琉新・夕〕
6・15　予算、人事を追及／月曜会の攻撃に与党は高見の見物／那覇市会質問日程延ばす〔沖タ・朝〕
6・15　野党の攻勢低調／一般質疑 16 日に持越す〔琉新・朝〕
6・16　｜社説｜ガーブ川水害対策をどうするか〔琉新・朝〕
6・16　〝超党派〟論議に集中／ひるから各派代表質問／那覇市会〔沖タ・夕〕
6・16　私の意見／那覇市議の増俸…慎重に検討せよ／比嘉秀一〔琉新・夕〕
6・16　超党派の本質追及／那覇市会一般質問〔琉新・夕〕
6・17　〝当間発言〟に抗議決議／きょう本会議／派米代表激励とともに〔琉新・朝〕
6・17　超党派はまず成功／不信任は甘んじて受ける／兼次市長記者会見〔琉新・朝〕
6・17　最初の要求は１万２千円／人民党お手盛増額つく／那覇市会〔琉新・朝〕
6・17　57 年度決算承認／那覇市会本会議〔琉新・夕〕
6・18　農研所移転で集団脅迫／那覇署包丁など証拠品握る〔沖タ・朝〕
6・18　公聴／衛生課からのお願い〔沖タ･朝〕
6・18　全議案の上程終る／那覇市会〔琉新・朝〕
6・19　農研所の早期移転／那覇建設委が協議〔沖タ・朝〕
6・19　ハス池を琉大へ／那覇市会無償譲渡を可決〔琉新・朝〕
6・19　そっぽ向かれる超党派政策／議員歳費値上げ、事業予算の財源が焦点／予算不承認の動き／那覇市会〔沖タ・夕〕
6・20　首里バスお家騒動／取調べ一段落／社長の背任容疑動かず〔琉新・朝〕
6・20　私の意見／都市交通とバスターミナル／浜崎盛秀〔琉新・夕〕
6・21　首切り反対を決議／那覇市の臨時雇員大会〔沖タ・朝〕
6・21　那覇市臨時雇員ら首切り反対決議〔琉新・夕〕
6・22　難問抱えた６月議会／お手盛増俸などどう乗切る／那覇市〔琉新・朝〕
6・23　那覇市議のお手盛増俸に賛否／〝その時期でない〟／〝市民のためなら結構〟〔沖タ・朝〕
6・23　那覇市会けさ両委員会〔沖タ・夕〕
6・24　事業予算の撤回要求／架空な財源を激しく追及／那覇市会総務財政委〔沖タ・朝〕
6・24　久高社長に起訴猶予／首里バスのお家騒動にケリ〔沖タ・朝〕
6・24　超党派で撤回要求／59 年度追加予算案／那覇市総財委〔琉新・朝〕
6・24　論叢／最近の那覇市会／市民福祉のための市政を／石野朝忠〔沖タ・夕〕
6・24　焼却炉をつくる／那覇／塵芥処理対策を協議〔沖タ・夕〕
6・25　お手盛増俸押切る／人民党は値上げ額を返上／那覇市総財委〔琉新・朝〕
6・25　声／那覇市議会に望む〔琉新・朝〕
6・25　首里バス事件ケリ／久高社長起訴猶予に〔琉新・夕〕
6・26　〝財源〟根拠がある／兼次市長／撤回案断わる／問題の事業予算さらに検討／那覇市会〔沖タ・朝〕
6・26　那覇市会各委員長ら／59 年度追加予算撤回を要求〔琉新・朝〕
6・27　やっと民営に落ちつく／那覇のバス・ターミナル〔沖タ・朝〕
6・27　追加予算は／審議保留か／那覇市会〔沖タ・朝〕
6・27　那覇市会／会期を延長〔沖タ・夕〕
6・28　兼次市長の裁判／30 日に初の公判開く〔琉新・朝〕
6・28　会期２日間延長／商高体育館に 50 万円補助／那覇市会〔琉新・朝〕
6・28　論叢／那覇市会議員の増俸問題／山田親度〔沖タ・夕〕
6・29　担当員制度は廃止／那覇市会総務財政委／予算案の最終審議〔沖タ・朝〕
6・29　ひと荒れするかお手盛増俸？〔琉新・朝〕
6・29　声／市民の福祉か／議員の福祉か〔琉新・朝〕
7・1　兼次裁判／初っぱなからもめる／公訴取下げ迫る弁護側／検察側があらためて公訴事実はっきりさせる〔沖タ・朝〕

7・1　弁護側が食いさがる／〝起訴事実を具体的に〟と／兼次市長の初公判〔琉新・朝〕
7・1　那覇市会／都計促進に／米国へ援助を請願〔沖タ・夕〕
7・2　出足前日より好調／那覇市会目がさめた９千円議員〔琉新・夕〕
7・2　都計に対する米国の援助要請決議／那覇市会〔沖タ・夕〕
7・3　38 件をスピード審議／那覇市会〔琉新・朝〕
7・3　本土政府の援助要請／那覇市会／代表５人を派遣〔沖タ・朝〕
7・5　本土政府の援助要請／渡日代表決る／那覇市会〔沖タ・朝〕
7・5　本土へ補助要請に／高良議長らが折衝行う／那覇市会〔琉新・朝〕
7・5　地主の承諾書いらぬ／那覇市が建築確認申請に／借地人の便宜をはかる〔沖タ・夕〕
7・6　首里に暴徒ふえる／那覇市会／警官増員を陳情〔琉新・朝〕
7・8　目標は 60 億日円／那覇市派日議員の準備進める〔琉新・朝〕
7・9　｜社説｜土地問題折衝の結果に期待する〔琉新・朝〕
7・9　派日議員団 16 日出発／那覇市〔琉新・朝〕
7・9　私の意見／那覇市の事業費予算（上）／超党派で財源獲得に当れ／宮良寛才〔琉新・夕〕
7・10　収入役選任でもむ／那覇市会／日程また持越す〔沖タ・朝〕
7・10　本土政府への援助要請／弁務官の協力も依頼〔沖タ・朝〕
7・10　議長馬鹿野郎も飛ぶ／荒れたきのうの那覇市会〔琉新・朝〕
7・10　私の意見／那覇市の事業費予算（下）／超党派で財源獲得に当れ／宮良寛才〔琉新・夕〕
7・11　都計への援助要請／高良那覇市議長／民政官、弁務官と会見〔沖タ・朝〕
7・11　記者のメモ／〝バカヤロー〟も議長次第…〔沖タ・朝〕
7・11　値上げの３千円／毎日市に寄付／民連議員 10 人〔沖タ・朝〕
7・11　記者席／無事すんだバカヤロウー発言〔琉新・朝〕
7・11　兼次市政は当分安泰／ 21 案件を処理して閉会／那覇市会〔琉新・朝〕
7・11　増俸額返上申出る／民連議員 10 氏が市長に〔琉新・朝〕
7・12　近く大幅に人事異動／那覇市役所／批判的部課長も／兼次市長記者会見で言明〔沖タ・朝〕
7・12　兼次那覇市長が記者会見で爆弾発言／〝批判的な職員は辞めよ〟／近く大幅な人事異動行う〔琉新・朝〕
7・12　兼次市長爆弾発言を再確認／市職労が市長の真意ただす〔琉新・夕〕
7・13　許せない〝市長打倒〟／人事異動／感情や党派抜きにして／兼次市長、労組代表に答える〔沖タ・朝〕
7・13　大弦小弦〔那覇市の人事異動〕〔沖タ・朝〕
7・13　合同委 14 日に再開〔琉新・朝〕
7・13　声／市会のお手盛増の権力！〔琉新・朝〕
7・13　川崎と沖縄を結ぶ／市長囲む座談会〔琉新・夕〕
7・14　社長解任を決定／首里バス取締役会〔沖タ・夕〕
7・15　部下から訴えられる／消防隊長の不正？／市会が審議〔沖タ・朝〕
7・15　那覇市職員労組／〝本人の意見きいて〟／人事異動で要望〔沖タ・朝〕
7・16　職員の異動 70 人／兼次市長、部課長会に諮る〔沖タ・朝〕
7・16　消防隊長辞意を表明／不正事件で市会が追及〔沖タ・朝〕
7・16　具志隊長が辞意表明／隊内不統一責任とり／那覇市総財委〔琉新・朝〕
7・16　部課長の異動行わず／兼次市長部課長会議で明言〔琉新・朝〕
7・16　兼次市長へ／予算の組替えを要求／民連が決議文渡す〔沖タ・夕〕
7・16　市民大会代表ら／市長に決議文手交〔琉新・夕〕
7・17　記者のメモ／戦災復興に魅せられた男〔沖タ・朝〕
7・17　兼次市長らきょう渡日／貰えるか 96 億（日）円／当局と市会一体になって当る〔沖タ・朝〕
7・17　職員の異動きょう発表／那覇市／注目される労組の動き〔沖タ・朝〕
7・17　那覇都計への補助金／首都建設審議会が発足すれば出す〔琉新・朝〕
7・17　米国援助を再確認／兼次市長、けさ民政官と会見〔沖タ・夕〕
7・17　兼次市長空路上京〔琉新・夕〕
7・18　戦災復興資金要請／今月一杯政府に折衝〔琉新・夕〕
7・19　民連派大幅に異動／那覇市人事第一組合が抗議〔沖タ・朝〕
7・20　積極的援助を約す／兼次市長らに自社両党が〔琉新・夕〕
7・20　瀬長が〝第二の瀬長〟を非難〔琉新・夕〕
7・20　那覇が道路整備に補助陳情〔琉新･夕〕
7・21　〝辞令返上〟して団交／異動に不満の那覇市職員労組〔沖タ・夕〕
7・22　ピンチに追い込まれる那覇の水道／夜間（よる８時～あさ４時）は当分断水／消費に追いつかぬ水源地〔沖タ

・朝〕
7・22　部課長も意見対立／揺れる那覇市の人事〔沖タ・朝〕
7・22　現段階では見込み薄？／建設省まず政治的折衝から／本土の財政援助〔琉新・朝〕
7・22　民連裁判 23 日に初公判〔琉新・朝〕
7・23　｜社説｜現地折衝で受身に立たされるな〔沖タ・朝〕
7・23　大弦小弦〔那覇市の水道問題〕〔沖タ・朝〕
7・23　板ばさみの兼次市長／人事異動で民連・月曜会が掛合う〔沖タ・朝〕
7・23　｜社説｜政治家はハッタリ屋であってはならない〔琉新・朝〕
7・23　波乱予想の民連裁判／焦点は〝政治活動〟の解釈に〔琉新・朝〕
7・23　団交権めぐって意見対立／もつれる那覇市の異動〔沖タ・夕〕
7・24　大弦小弦〔那覇市長と民連〕〔沖タ・朝〕
7・24　当局団交打切りを通告／那覇市人事／どうなる〝辞令返上〟の結末〔沖タ・朝〕
7・24　瀬長夫人も乗込む／人事異動で市民が膝詰談判〔沖タ・朝〕
7・24　｜社説｜市政を暗くするおどし戦術〔琉新・朝〕
7・24　殺してやるとすごむ／仲原市長代理に異動保留迫る／那覇市〔琉新・朝〕
7・24　民連裁判／法的に幾多の疑義／問題投げる外人弁護人〔琉新・朝〕
7・24　戦災都市復興援助／自民党に申入れ／兼次那覇市長〔沖タ・夕〕
7・25　市長帰任後に検討／那覇市の人事異動／辞令一応うける〔沖タ・朝〕
7・25　外務省を訪問／兼次市長／那覇市の復興状況を説明〔琉新・夕〕
7・25　今晩の話題／時の流れ〔沖タ・夕〕
7・26　条件つきで納得／辞令返上騒ぎに終止符／那覇市〔琉新・夕〕
7・27　〝陳情に来てよかった〟／政府や政党が関心寄せる／財政援助〔琉新・夕〕
7・28　解説／兼次市政はどうなるか？〔琉新・朝〕
7・29　会議規則の一部改正を審議／那覇市会総務財政委〔沖タ・朝〕
7・29　建設省に協力申入れ／兼次市長ら〔沖タ・朝〕
7・30　ブ弁務官けさ重大声明／一括払い廃止の用意／毎年払いを準備／近く軍民会談〔沖タ・夕〕
7・30　市民会館／やっと完成／集会所に広く開放〔沖タ・夕〕
7・31　｜社説｜問題解決のための審議たれ〔沖タ・朝〕
7・31　都計のガン・不法建築物／空間のない都心地／〝建築基準守ろう〟市が呼びかけ／全体の 90 パーセントが不法〔沖タ・朝〕
7・31　兼次市長と懇談／在京沖縄県人会〔琉新・朝〕
8・1　〝なんとかしたい〟岸首相／兼次市長ら那覇市への援助訴える〔沖タ・朝〕
8・1　那覇市上水道にピンチ／待たれる融資再開／消費量に追いつかぬ浄水能力〔琉新・朝〕
8・1　前途が明るい感じ／那覇市戦災復興援助申入れ〔琉新・朝〕
8・3　沖縄社会党を／県連支部に／兼次那覇市長／日本社会党に要望〔沖タ・夕〕
8・8　補助金交付陳情／那覇市長代理民政府へ〔琉新・朝〕
8・8　都計審議会／都計課の新設要望／那覇市の区画整理変更検討〔沖タ・夕〕
8・9　記者のメモ／民連議員の寄付に戸惑う〔沖タ・朝〕
8・10　消費に追いつかぬ水源／那覇水道節水をよびかけ〔沖タ・朝〕
8・11　学校敷地に赤信号／底ついた那覇市有地〔琉新・夕〕
8・12　共同声明を発表／現地折衝／初日の会談／問題解決に努力／三分科委で９項協議〔琉新・朝〕
8・12　息をふき返すか／那覇都計／久米大通りなど舗装？／マ工務課長が資料の提出求む〔琉新・朝〕
8・13　娯楽センター埋立地／１万６千坪は登記済み〔琉新・朝〕
8・14　那覇の起債認可／４議員が民政官に要請〔琉新・朝〕
8・14　軍援助の再開を要望／那覇都計安里議長、民政官と会見〔沖タ・夕〕
8・16　〝民政府へ補助をどんどん要求すべき〟／兼次市長 18 日鹿児島を発つ〔沖タ・夕〕
8・17　組合の統一に努力／那覇市職労組大会〔琉新・朝〕
8・17　賃金引上げ要求／那覇市職労大会〔沖タ・夕〕
8・17　那覇市政七不思議／川のない泉崎橋／郵便屋もわからぬ旧地番〔琉新・夕〕
8・18　兼次氏の反動化批判／民連きのう総会〔沖タ・朝〕
8・18　民連第４回総会開く／会則を改正、役員を改選〔琉新・朝〕
8・18　公約果さぬ兼次市長／瀬長氏／除名せず見守る〔琉新・朝〕
8・19　真和志と合併決議／那覇市軍用土地特別委〔琉新・夕〕
8・20　夏期手当支給承認／那覇市臨時市会〔沖タ・朝〕
8・20　又吉氏の当選決る／那覇市議の補充選挙〔沖タ・朝〕

8・20 きょうから地域給水／那覇市さらに悪くなる水道事情〔沖タ・朝〕
8・20 ボーナス議会開く／専決処分させた兼次市長／那覇市〔琉新・朝〕
8・23 瀬長・兼次氏ら免訴／恩赦布告服役者も即時釈放〔沖タ・朝〕
8・23 地域給水やっと解く／那覇市時間給水はまだ続く〔沖タ・朝〕
8・23 ｜社説｜恩赦布告の意味するもの〔琉新・朝〕
8・23 〝祖国復帰に支援を〟／兼次市長／串木野で訴える〔沖タ・夕〕
8・24 ｜社説｜ドル切替えの方法と意義を周知させよ〔琉新・朝〕
8・24 松川の排水溝埋立て審議保留〔沖タ・夕〕
8・25 全国市長会へ／那覇市長の加入／宮崎・鹿児島市長会が推せん〔沖タ・朝〕
8・27 〝超党派に自信得た〟／兼次市長 40 日ぶりに帰る〔琉新・朝〕
8・28 本土への補助要請／断続的に代表を派遣／那覇市〔琉新・朝〕
8・30 区長制また問題化／中央選管委が復活陳情／那覇市〔琉新・夕〕
8・31 やっと小康状態／久高氏社長を解任さる／首里バス騒動〔琉新・朝〕
8・31 ハーバービュー／高級住宅街に／地主、自力で区画整理〔沖タ・朝〕
8・31 名簿もれが多い／中選委、那覇市に区長制復活要請〔沖タ・朝〕
9・1 ｜社説｜大衆の繁栄が真の経済発展である〔沖タ・朝〕
9・6 公聴／ハーバービューの浄化について〔沖タ・朝〕
9・6 市民集会で兼次市長報告〔琉新・朝〕
9・9 具志消防隊長に自発的退職を要求〔琉新・朝〕
9・10 都計指導員招請の内容／駐日代表事務所が那覇市へ照会〔沖タ・朝〕
9・10 半分が不法建築物／那覇／混同された建築許可と建築確認〔沖タ・朝〕
9・10 那覇市／ドル切替えで／水道料金は安くなる／超過料金の端数を切捨て／１立方米ごとに 80 銭値下げ〔沖タ・朝〕
9・10 水道料金値下げ／ドル切替えの端数切捨で／那覇市〔琉新・朝〕
9・11 専門委も設けて推進／那覇都計委、きのう初会合〔沖タ・夕〕
9・12 那覇市役所共済会総会あす／二つの労組とからみ成行き注目〔沖タ・夕〕
9・12 人事問題でもめる／市長室に押しかけ団交〔琉新・夕〕
9・13 人事権問題でもむ／那覇市労組、市長に食下る〔沖タ・朝〕
9・13 具志消防隊長の不信任を決議／那覇市〔琉新・朝〕
9・13 争う二つの組合／きょう注目の那覇市共済会総会〔琉新・朝〕
9・13 首里バス／久高社長の解任の判決〔沖タ・夕〕
9・14 場内大いにゆれる／那覇市の共済会総会〔琉新・朝〕
9・16 〝食えない臨時雇員〟／市徒労、兼次市長に訴う〔琉新・朝〕
9・16 市徒労組決議無効を声明〔琉新・朝〕
9・17 学校敷地拡張など検討／那覇市会文厚労委〔沖タ・朝〕
9・17 ｜社説｜那覇市会と市民の福祉〔琉新・朝〕
9・17 那覇市従労大会で決議／要求蹴ればストも辞せず〔琉新・夕〕
9・18 ｜社説｜米国の特恵措置にのぞむ〔沖タ・朝〕
9・20 工事の中止を指示／市が識名の火葬場建設に〔沖タ・朝〕
9・20 那覇市共済会／那職労に移管〔沖タ・夕〕
9・20 市営案内所設け／観光客にサービス／那覇市〔沖タ・夕〕
9・22 兼次市長を挟みうち／〝超党派政策〟と臨時雇いの待遇問題で／民連と職員の主婦たちが〔沖タ・夕〕
9・23 兼次市長らの大名旅行／市会で問題化の動き〔琉新・朝〕
9・23 暴徒と化した群衆／兼次市長になだれ込む／市民集会〔琉新・朝〕
9・23 演説会騒動をどうみる／静かにきく訓練を／批判は民主的手続を経て〔沖タ・夕〕
9・23 捕まったのは野次馬／扇動者はいち早くどろン〔沖タ・夕〕
9・23 これでよいのか！／踏み荒らされた学園〔琉新・夕〕
9・24 ｜社説｜〝大衆の怒り〟に名をかりた暴動〔沖タ・朝〕
9・24 日共の戦術と同じ／演説会妨害、兼次市長の見解／〝暴力には屈しない〟／自信をもって市政運営〔沖タ・朝〕
9・24 記者のメモ／暴徒に髪洗粉戦術…〔沖タ・朝〕
9・24 記者席／兼次那覇市長最悪の日〔琉新・朝〕
9・24 金口木舌〔那覇市市民集会〕〔琉新・朝〕
9・24 ｜社説｜政党は反省すべきだ〔琉新・朝〕
9・24 〝人民党と断固闘う〟／兼次市長脅迫に社会党が声明〔琉新・朝〕
9・25 波紋描く演説会騒動／各党派、今後の対策へ動く／あす中執委で検討／このままでは政治の破滅〔沖タ・朝〕
9・25 人民党声明要旨／大胆に自己反省を〔沖タ・朝〕

9・25　記者のメモ／兼次市長、依然として強気…〔沖タ・朝〕
9・25　記者席／意気さかんな兼次市長〔琉新・朝〕
9・25　きのうの友はきょうの敵／張りあう社会党と人民党〔沖タ・夕〕
9・25　那覇市の部課長会〔沖タ・夕〕
9・25　車中の市長と押問答／人民党今晩社会党本部で話しあう〔琉新・夕〕
9・25　那覇市の〝軍補助は見込みない〟／兼次発言を月曜会が追及か〔琉新･夕〕
9・26　三党紙上討論／わが党はこう主張する(1)〔沖タ・朝〕
9・26　記者のメモ／兼次市長の肩すかしに歯ギシリ〔沖タ・朝〕
9・26　計画的犯行の線も／検察庁証拠固めに重点／市民集会騒動事件〔琉新･朝〕
9・26　私とできなければ／辞めてほしい／兼次市長職員に訓示〔沖タ・夕〕
9・27　波乱含みの那覇市会／29 日から幕あけ〔沖タ・朝〕
9・27　三党紙上討論／わが党はこう主張する(2)〔沖タ・朝〕
9・27　大弦小弦〔那覇市のゴミ問題〕〔沖タ・朝〕
9・27　市長きのう全職員に訓辞／〝非協力者はやめてくれ〟と強調〔琉新・朝〕
9・28　三党紙上討論／わが党はこう主張する(3)〔沖タ・朝〕
9・29　三党紙上討論／わが党はこう主張する(4)〔沖タ・朝〕
9・29　記者のメモ／微妙な那覇市の助役人事〔沖タ・朝〕
9・29　処分きょう決定／政党員？もまざる／市民集会騒動事件〔琉新・朝〕
9・29　波乱含みの那覇市会／きょうから定例会議開く〔琉新・朝〕
9・30　微妙な〝兼次不信任〟／人民党、月曜会の出方がカギ／会期後半がヤマ／那覇市会開会〔沖タ・朝〕
9・30　記者席／那覇市はフンシがわるい〔琉新・朝〕
9・30　那覇市の全国市長会加入を／鹿児島、宮崎が要請〔琉新・夕〕
10・2　那覇市都計委〔沖タ・朝〕
10・2　具体的計画の作成に乗り出す／首都建設委の活動を促進／事務局の設置急ぐ／局長に新垣氏を内定、行政府〔沖タ・朝〕
10・2　那覇への補助考慮／ブース弁務官書簡／都市計画に曙光／復金の融資も再開〔琉新・朝〕
10・2　確信していた都計を進める〔琉新･朝〕
10・2　年々減る市民負担／那覇市の財政公表／市税は 113％集まる／特別補助が歳入欠陥〔沖タ・夕〕
10・2　市民集会所など質疑／那覇市会本会議〔沖タ・夕〕
10・3　｜社説｜「首都建設」に本腰をいれてほしい〔沖タ・朝〕
10・3　道路補償で質疑／那覇市会各案件、委員会に付託〔沖タ・朝〕
10・3　那覇市会９日がやま／市長らの大名旅行追及か〔琉新・朝〕
10・4　市民集会所／設置条例審議／那覇市会総務財政委〔沖タ・朝〕
10・6　一波乱必至の議員報酬問題／月曜会不信任反対に回るか／那覇市会〔琉新・朝〕
10・7　那覇市の都計／現在の進捗 20％／総額３千万ドルいる〔沖タ・夕〕
10・8　兼次市長の退陣迫る／民連中執委で決議／市会の動きがカギ〔沖タ・朝〕
10・8　大弦小弦〔放生池問題〕〔沖タ・朝〕
10・8　25 ドルの賃上げ要求／那覇市職労が兼次市長に〔琉新・朝〕
10・8　けさ民連が／兼次市長はやめなさい／決議文突きつける〔沖タ・夕〕
10・8　民連兼次市長に退陣を要求／あす人民党不信任案提出か〔琉新・夕〕
10・9　｜社説｜首都建設の推進に／努力せよ〔沖タ・朝〕
10・9　那覇市会きょう一般質問／焦点は市長不信任／月曜会、人民党との同調さける〔沖タ・朝〕
10・9　〝兼次を辞めさせろ〟／民連が昨夜演説会〔琉新・朝〕
10・9　〝不信任に同調せず〟／月曜会の基本態度決る〔琉新・朝〕
10・9　開会延期でガッカリ／那覇市会傍聴人廊下に鈴なり〔琉新・夕〕
10・9　兼次市長ギーリス副民政官と懇談／近く 570 万円の工事費支出〔琉新・夕〕
10・10　那覇市会／荒れた一般質問、野次で騒然／再び信を問え／人民党が追及／兼次市長公約は実施している〔沖タ・朝〕
10・10　大弦小弦〔１号線の高圧線撤去〕〔沖タ・朝〕
10・10　大名旅行など追及／人民党、兼次市長に食下がる／那覇市会〔琉新・朝〕
10・11　兼次不信任、きょう提出／月曜会同調せず人民党、昨夜態度決める〔沖タ・朝〕
10・11　那覇市会／臨時雇員の定数化一応見送る／市民集会所の使用料でもむ〔沖タ・朝〕
10・11　場外に溢れる傍聴人／不信任案午後に持越す〔琉新・夕〕
10・11　３件原案通り可決／静かだった那覇市会〔琉新・夕〕
10・12　市長不信任案を否決／人民党以外反対で 28 － 7／那覇市会〔琉新・朝〕
10・14　記者のメモ／質問ナシ、討議ナシ、採

決もナシ〔沖タ・朝〕
10・14　那覇市民集会所／低額の使用料で開放〔沖タ・朝〕
10・14　那覇市会きのう閉会／報酬引き下げ案は蹴らる〔琉新・朝〕
10・15　仲宗根議員ら月曜会から脱退／議員報酬引下げのため〔琉新・朝〕
10・17　条例８件を処理／那覇市定例議会〔琉新・朝〕
10・17　河川、水道工事を優先／10 項目の諮問を検討／都計審〔琉新・朝〕
10・17　ガーブ川も浚渫／首都のお化粧に民政府の援助〔沖タ・夕〕
10・17　那覇都計／２ヶ月以内に着工／主な道路と四つの川／民政府が発表〔琉新・夕〕
10・18　まず河川の施設工事で／世界一の汚名を返上／兼次市長〝首都建設の基盤ができる〟〔琉新・朝〕
10・18　特別高圧線／那覇市が除去陳情〔琉新・夕〕
10・19　｜社説｜首都建設の主体を明確にせよ〔沖タ・朝〕
10・19　きのう４名を起訴／市民集会暴動の首謀者〔琉新・朝〕
10・21　数名を解雇処分／市民集会騒乱事件参加職員／那覇市〔琉新・朝〕
10・21　今月末に臨時議会／通貨切替えの予算措置／ドル留めで総額ふえる〔琉新・朝〕
10・22　那覇に新しい区制／親しみやすい名で町制も設ける〔沖タ・朝〕
10・23　｜社説｜那覇市の水道拡張はぜひ実現させよ〔琉新・朝〕
10・24　区制の具体的検討へ／那覇市／区画整理調査委ひらく〔沖タ・朝〕
10・24　兼次市長と賃上げ団交〔琉新・夕〕
10・26　誕生した「五日会」／那覇市会／尾をひく議員報酬問題〔沖タ・夕〕
10・28　物品税法改正に布令／高等弁務官が留保権限を行使／奢し品、現行据置／立法院案は収益損う〔琉新・朝〕
10・28　水道事業の融資再開／那覇市が首都委に陳情〔琉新・朝〕
10・28　臨時議会／定例に持越す？／補助金未交付など原因〔琉新・朝〕
10・28　水道起債の実現を／那覇市／首都建設委に要請〔沖タ・夕〕
10・30　取締役補充、後回し／首里バス総会選考委でもめる〔沖タ・朝〕
10・30　首里バス総会一荒れ／議長にどなりつける株主〔琉新・朝〕
11・1　市債の凍結解除要請／兼次那覇市長が琉銀へ〔沖タ・夕〕
11・3　那覇市（15）／市長／主席なみの責任／乗切れるか超党派政策〔沖タ･夕〕
11・5　都計事業を軌道へ／まず工事の優先順位決める／首都建設委計画案を総合調整〔沖タ・朝〕
11・5　那覇市の計画案／総額で５百万ドル／奥武山にスポーツセンター〔沖タ・朝〕
11・6　｜社説｜都計事業と打切工事の仕上げ〔沖タ・朝〕
11・6　首都建設事業、積極的に推進／総合計画の立案へ／〝工事の順位〟持越す／本土から専門家招く／きのう首都建設委〔沖タ・朝〕
11・6　都計順位決定持越し／首都建設委あす奥武山検分〔琉新・朝〕
11・7　｜社説｜〝首都建設〟について〔沖タ･朝〕
11・7　大串総長が見た那覇の都計／緑のない街は初めて／全島に広げる大プランを〔沖タ・夕〕
11・7　那覇市職労組も賃上げ要求／団交延期で渡り合う〔沖タ・夕〕
11・9　42 万ドルの新庁舎／部課長会で検討始める／那覇市〔琉新・夕〕
11・12　元那覇市職員／平安名氏ら依願退職〔琉新・朝〕
11・13　首都建設の青写真／石川構想を土台に総合計画／範囲をさらにひろげる／宜野湾、浦添、豊見城村も含めて〔沖タ・朝〕
11・13　ひと足先にメートル法／那覇市、混乱さけるため〔沖タ・朝〕
11・13　職労組最低５ドル要求／賃上げ団交 14 日に持越す／那覇市〔琉新・朝〕
11・14　都計促進で懇談／バ民政官と五日会議員〔沖タ・夕〕
11・14　賃上げ要求で再び団交／那覇職労〔沖タ・夕〕
11・14　首都建設事業の早期実現／けさ五日会バ民政官に陳情〔琉新・夕〕
11・15　急を要する事業選ぶ／工事費５百万弗／首都建設委〔沖タ・朝〕
11・16　｜社説｜那覇都計は優先順位を決めて推進せよ〔琉新・朝〕
11・16　１ドル 50 セント以上は無理／那覇市職労の賃上げ要求〔琉新・朝〕
11・16　那覇市水道工事／主幹線年内に完了／壺川配水管工事で市内一巡〔琉新・夕〕
11・17　１ドル 50 セント飲むか／決断迫られる那覇市職労〔琉新・朝〕
11・17　労組めぐり（15）／那職労／中道な歩みを念頭に／市政の混乱反映して分裂〔沖タ・夕〕
11・19　ストをしても要求貫徹／那職労の５ドル賃上げ〔沖タ・朝〕
11・19　那覇市職労／スト突入も辞せず／５ドル獲得に強腰〔琉新・朝〕
11・19　那覇市招へい建設技官来島〔琉新･夕〕

11・19　那覇市財政委開く／泊北岸使用料を検討〔琉新・夕〕
11・21　那覇市を沖縄市に改称／区制の実施も併せて検討〔沖タ・朝〕
11・21　２ドル引上げで妥結／那覇市職労の賃上げ問題〔琉新・朝〕
11・21　那覇を沖縄市に改称／市当局が区画整理委に諮問〔琉新・夕〕
11・26　壺屋文教地域を決定／那覇市文教委開く〔琉新・朝〕
11・28　臨時雇員の給与引上げ／兼次那覇市長、記者会見で発表〔沖タ・朝〕
11・28　一律２ドル引上げ／那覇市雇人も大幅に〔琉新・朝〕
11・28　沖縄市是か非か／大半は改称賛成派／きょう公聴会を前に各界に聞く〔琉新・朝〕
11・28　声／那覇市の名称変更〔琉新・朝〕
11・29　記者のメモ／沖縄市全員諸手をあげて賛成…〔沖タ・朝〕
11・29　いよいよ生れるか沖縄市／出席の全員が賛成／那覇市名前を変える公聴会〔沖タ・朝〕
11・29　きのう沖縄市改称公聴会／出席代表全員賛成／区設置には慎重論も〔琉新・朝〕
11・30　人事問題で／また荒れもよう／那覇市定例市会来月５日から〔沖タ・朝〕
11・30　メートル法実施へ／那覇市ではあすから〔沖タ・朝〕
11・30　〝沖縄市〟市民にもアンケート〔沖タ・朝〕
11・30　追加予算審議／那覇市会 12 月５日に定例会〔琉新・朝〕
11・30　今晩の話題／沖縄市〔沖タ・夕〕
11・30　まずは〝一応の成功〟／那覇市賃上げ組合の団結にも不手際〔琉新・夕〕
11・30　那覇市会に提案／職員定数の増加に改正〔琉新・夕〕
12・2　水道料金どうなる／公社設立で値上がり懸念／那覇市卸値の再検討要望〔沖タ・朝〕
12・2　排水工事に画期的改善／那覇市が柵渠工法採用／移動も簡便工事も３割安〔琉新・朝〕
12・2　沖縄市改称座談会〔琉新・朝〕
12・3　商工会を結成／那覇市、あす準備委〔沖タ・朝〕
12・3　市勢要覧／58 年版発行〔沖タ・朝〕
12・4　水上店舗／喉元すぎれば…／対策委員会も雨次第？〔沖タ・夕〕
12・4　1958 年をかえりみて④／〝昨日の友、今日の敵〟民連割れる／演説会暴動の汚点／兼次市政のお手並が宿題〔琉新・夕〕
12・5　高良議長、辞意もらす／那覇市会／きょうひらく〔沖タ・朝〕
12・5　きょうから定例市会／追加予算は 23 万７千余ドル／那覇市〔琉新・朝〕
12・5　那覇市定例市会始まる〔琉新・夕〕
12・7　58 年をかえりみる／那覇市政（2）／汚点残す演説会騒動／沖縄市への改称も・都計次第に本格化／資金凍結徐々に解ける〔沖タ・朝〕
12・7　水道融資の再開／兼次市長が琉銀に要請〔琉新・朝〕
12・7　声／那覇市でよい〔琉新・朝〕
12・7　私の意見／沖縄市と那覇市／沖縄市への改称に賛成／保志門繁〔琉新･夕〕
12・9　水の悩みどうするか／那覇市会各議員追及はげし〔琉新・朝〕
12・10　給与条例改正など審議／那覇市総務委〔琉新・朝〕
12・10　職階制の採用／総務財政委で決める／那覇市会〔沖タ・夕〕
12・10　公有水面申請など審議／那覇市建設委〔琉新・夕〕
12・11　地下水ヤーイ！／那覇市が水道問題対策委〔沖タ・朝〕
12・12　那覇市会建設委〔琉新・朝〕
12・12　合同で水ききん対策／那覇市と立法院が〔沖タ・夕〕
12・12　施政権返還を要望／兼次市長米人記者会見で〔琉新・夕〕
12・13　今野技官にきく／那覇都計みたまま／川沿いに緑地帯を／良かった墓地整理／はずかしい河川の悪臭〔沖タ・夕〕
12・14　本社の世論調査から／兼次市政はこう見られている〔沖タ・朝〕
12・14　〝中部には豊かにある〟／那覇市会が専門家の意見きく／水…間に合せ対策ではダメ〔沖タ・朝〕
12・14　軍用地内に水源豊富／〝調査と実行班を早急に設置せよ〟〔琉新・朝〕
12・14　水源開発の費用に／議員報酬引上げ費を〔琉新・朝〕
12・15　霊園建設など／都計審に諮問／那覇市〔沖タ・朝〕
12・15　ここに大きな忘れ物／牧港に豊かな水源／桑江氏も太鼓判おす／全く知らなかった議員さん〔沖タ・朝〕
12・15　兼次市長／水利視察〔沖タ・朝〕
12・16　ボーナスを支給承認／那覇市総財委〔琉新・朝〕
12・17　｜社説｜那覇市政と世論の動き〔沖タ・朝〕
12・17　定数条例など否決／総財委が付託案件処理／那覇市会〔琉新・夕〕
12・19　給水対策に補助要請／那覇市会更正予算など可決〔琉新・朝〕
12・20　那覇市会／幕閉じる〔沖タ・夕〕
12・21　市内に 20 万本／那覇市が緑化運動にのりだす〔沖タ・朝〕

12・22　那覇市の緑化推進／毎月管理日設け３年計画〔沖タ・夕〕
12・24　社大党強硬態度貫く／那覇市会正副議長の仲介を拒否〔沖タ・朝〕
12・24　那覇市議長らのあっ旋も無駄／電々公社の発足急げ／感情で住民福祉阻害するな〔琉新・朝〕
12・24　首都建設はどうあるべきか／建設省今野技官にきく／独特の自然を生かせ／那覇市は名都の条件具備〔琉新・夕〕
12・25　｜社説｜都計に那覇の持味を生かせ〔琉新・朝〕
12・26　延１万５千人／那覇市の失対事業〔沖タ・朝〕
12・27　〃大鯉のぼり〃の贈物／那覇市民へ坂出市長から〔沖タ・朝〕
12・27　変貌するハーバービュー／すばらしい住宅街に／区画整理、第１期工事終る〔沖タ・夕〕
12・29　那覇市設観光案内所／明年２月泊ターミナルで開設〔琉新・夕〕

1959 年（昭和 34 年）

1・4　兼次市長、辞意もらす／都計や琉銀融資再開に対する／弁務官の態度しだいで〔沖タ・夕〕
1・5　坂出市へ紅型贈る／那覇市が鯉のぼりのお礼に〔琉新・朝〕
1・6　記者席／政界再編も今の所〃松の内〃〔琉新・朝〕
1・7　都計援助の再開を／兼次市長弁務官に会見申入れ〔沖タ・朝〕
1・7　病気休暇を制定／条例の運用方針決める／那覇市〔沖タ・朝〕
1・7　構内食堂を直営に／那覇市職員労〔沖タ・朝〕
1・7　副民政官が那覇都計で言明／援助方針に変りない／計画案検討の間、忍耐せよ〔琉新・朝〕
1・7　都計／約束通り援助する／兼次市長よ忍耐せよ／ギーリス副民政官が言明〔沖タ・夕〕
1・8　補助金出させるのが私の公約／兼次那覇市長記者会見〔沖タ・朝〕
1・8　水族館の設立計画進む／期成会つくり具体案練る／場所は若狭町海岸の予定／８万７千ドルで那覇市か政府が〔沖タ・朝〕
1・8　納得できぬギーリス談話／兼次市長弁務官会見で態度決定〔琉新・朝〕
1・8　兼次市長米人記者と会見／副民政官書簡問題で〔琉新・朝〕
1・9　近くブ弁務官が意志表示／注目の首都建設事業〔沖タ・朝〕
1・9　地料が安すぎる／那覇の軍用地主が訴える〔沖タ・朝〕
1・9　那覇都計優先事業近く弁務官回答／民政府の援助資金も準備か〔琉新・朝〕
1・9　那覇市／予備費出し干害対策／古井戸の改修を始める〔沖タ・夕〕
1・9　軍用地料が安い／那覇市に臨時議会要請〔琉新・夕〕
1・10　｜社説｜首都建設は画然としたプランで〔沖タ・朝〕
1・10　首都建設／急施事業への援助を承認〔沖タ・朝〕
1・10　記者のメモ／緊迫した表情で発表…〔沖タ・朝〕
1・10　きょう復金と話合う／兼次市長〃市会と協力して〃〔沖タ・朝〕
1・10　都計飛躍的に発展／60 万ドルの融資再開で〔沖タ・朝〕
1・10　市長室は正月気分／那覇市／融資再開の報に歓声あがる〔琉新・夕〕
1・11　来月からいよいよ着工／大那覇市の都市計画／年度内完成目ざす／水道…旧市内への配管も〔沖タ・夕〕
1・12　都計ブーム間近か／那覇市役所てんてこ舞／早くも業者押寄せる／当局は日曜返上で案練る〔琉新・夕〕
1・13　大弦小弦〔那覇市の融資再開〕〔沖タ・朝〕
1・13　安里川北岸の埋立地／那覇市の区域に〔沖タ・朝〕
1・13　機構の改革も／那覇市建設部長人事と関連して〔沖タ・朝〕
1・13　｜社説｜那覇市の都計実施についての市民の要求〔琉新・朝〕
1・13　那覇都計援助に感謝／五日会代表が民政官に〔沖タ・夕〕
1・13　〃一括払い制度〃を廃止／軍用地関係３法を公布けさ〔沖タ・夕〕
1・13　スネたカイがあった！／約束された首都ナハの輝しき発展〔琉新・夕〕
1・13　新土地計画公布さる／土地合同諮問委員会を任命／旧正までに地料 77 万５千ドル〔琉新・夕〕
1・14　一括払い供託金は米国が回収／布令第 18 号要旨〔沖タ・朝〕
1・14　兼次市長辞意表明か／近く高等弁務官に意向打診／カギは都計への軍補助〔琉新・朝〕
1・15　那覇都計おくれる？／追加予算まとまらず〔琉新・朝〕
1・16　再開工事費予算化急ぐ／那覇市〔沖タ・朝〕
1・16　黒田氏、首都建設／計画の構想語る／全琉発展の象徴に／まず住みよい街を〔沖タ・朝〕
1・19　那覇市の機構改革案成る／総務・建設２部に統合／民生事務事業を積極的に〔沖タ・夕〕

1・19　那覇市臨時議会開く〔沖タ・夕〕
1・19　那覇市議会開く〔琉新・夕〕
1・20　那覇市会／議長とやりとり漫才／具志頭氏の提訴問題討議〔琉新・朝〕
1・21　政府の都計補助、全額那覇市へ／４万ドル道路工事に／都計事業、２月上旬に再開〔沖タ・朝〕
1・21　適当な価格評価を／那覇市会地料の再検討要望〔琉新・朝〕
1・21　那覇市へ４万ドルの都計補助／来月から工事開始／久茂地川の沿道を完成〔琉新・朝〕
1・21　〃合理的じゃない〃／那覇市の軍用地料〔琉新・夕〕
1・22　首都づくりはこうして／黒田氏が講演／問題は人口増加の対策／都計の基盤は産業の発展で〔沖タ・朝〕
1・22　公聴／那覇都計の再開に思う〔沖タ・朝〕
1・22　住宅政策の貧困つく／黒田氏、那覇市の市民集会で／〃漫湖の埋立慎重に〃／人口の増加圧に百年の計を〔琉新・朝〕
1・22　那覇市の都計事業／２月に着工、６月未完成〔琉新・夕〕
1・23　｜社説｜土地問題の円満処理のため〔沖タ・朝〕
1・27　９万ドル追加更正／那覇市都計の再開へ／29 日臨時市会〔沖タ・朝〕
1・27　９万ドル追加／那覇市が臨時議会〔琉新・朝〕
1・27　那覇を世界の名都に／首都圏委の黒田氏帰京〔琉新・朝〕
1・28　エマ資金で庶民アパート／公設市場も３階建に／民政府に援助要請／兼次市長記者会見〔沖タ・朝〕
1・28　３階建の公設市場／那覇市が 12 万ドルで計画〔琉新・朝〕
1・28　私の意見／明るくなった那覇市政／助役選任と機構充実忘れるな／嘉味田朝盛〔琉新・夕〕
1・29　｜社説｜公営アパートの敷地を確保せよ〔沖タ・朝〕
1・29　高良議長が辞意表明／那覇市臨時議会の初日に〔沖タ・夕〕
1・30　むつみ橋－前島間／道路新設など／四つの起債提案／那覇市臨時市会〔沖タ・朝〕
1・30　15 軒が立退き／安里川改修で補償費は市が負担〔沖タ・朝〕
1・30　〃国場川埋立急ぐ〃／給水、一応は水道公社で／那覇市会〔琉新・朝〕
1・30　三原市（広島県）に礼状／兼次市長がおくる〔琉新･夕〕
1・31　都計工事で現地調査／那覇財政、建設委〔琉新・朝〕
1・31　史跡指定は遺憾？／琉大所有権無視訴える／円覚寺跡〔琉新・朝〕
1・31　補助と融資再開に／兼次市長／ブ弁務官に礼状〔琉新・朝〕
2・1　那覇市の地料修正は土地諮問委へ〔琉新・朝〕
2・2　どうなる那覇市の水道起債／誠意がないと不満／市会総財委、当局を追及〔沖タ・夕〕
2・2　土地料改正は諮問委員会で／土地連、那覇市会へ連絡〔沖タ・夕〕
2・4　現使用者が優先／兼次市長市場改築問題で語る〔琉新・朝〕
2・5　混乱はさけたい／高良議長辞表を保留〔沖タ・朝〕
2・5　折衝委で琉大と交渉／放生池の埋立問題／民有地購入を主張／文保委〔沖タ・朝〕
2・5　高良議長の辞任問題／五日会の反対で引込める〔琉新・朝〕
2・6　文化財指定の法的根拠がない？／放生池問題に琉大強腰〔沖タ・夕〕
2・7　正式加入はできない／那覇市／九州市長会へ〔沖タ・朝〕
2・7　兼次市長も賛成／那覇の大綱引の再現に〔琉新・夕〕
2・8　｜社説｜〃水道公社〃にのぞみたいこと〔沖タ・朝〕
2・9　那覇市の機構改革／総務・財政を統合企画室を新設／３部２室３支所 17 課〔琉新・朝〕
2・10　｜社説｜〃放生池問題〃は感情に走るな〔沖タ・朝〕
2・12　所属未定地／那覇市に編入／立法院本会議〔沖タ・夕〕
2・12　出して引っこめた高良議長の辞表／割れかかった〃五日会〃／那覇市会正副議長両派の対立〔琉新・夕〕
2・13　那覇市役所労組統一の機運／全日本自治労のあっせんで／両組合代表が渡日〔沖タ・朝〕
2・13　那覇市、汚職事件で／区画整理課の人事を刷新〔沖タ・夕〕
2・15　布令 20 号を公布／新土地計画の実施へ〔沖タ・朝〕
2・16　積極的援助要請へ／那覇市が都計促進に〔琉新・朝〕
2・16　文保委、事後承認で解決／問題になった琉大の現状変更〔沖タ・夕〕
2・17　誕生する沖縄市／那覇市、改称を決定／４月中旬までに〔沖タ・朝〕
2・17　｜社説｜那覇市会は市民のために有害無益のものであってはならない〔琉新・朝〕
2・17　那覇市を沖縄市へ／満場一致で決定／那覇市行政区画整理委が〔琉新･朝〕
2・18　那覇市会が行政検査／区画整理課の汚職を機に〔沖タ・朝〕

2・18　金口木舌〔那覇市会〕〔琉新・朝〕
2・19　農連中央市場を開放／近隣の野菜生産者に〔琉新・夕〕
2・20　部下の把握が足りぬ／那覇市の汚職〔琉新・朝〕
2・22　統一へ歩みよる／那覇市の二つの職員労組〔沖タ・朝〕
2・22　「市民の苦情きく旬間」／那覇市が新しい試み〔琉新・夕〕
2・23　那覇の大綱引／市当局も全面的に協力〔琉新・朝〕
2・23　話の卵／市政と市民の声〔琉新・夕〕
2・25　予算は２万ドル／那覇の大綱、若狭通りで〔琉新・朝〕
2・25　沖縄市の誕生を祝う／記念切手の発行決まる〔沖タ・夕〕
2・26　希望ヵ丘を公園化／那覇市が計画進める〔琉新・朝〕
2・27　沖縄市歌募集〔琉新・朝〕
3・1　金口木舌〔那覇市の大綱引〕〔琉新・朝〕
3・1　「沖縄市」大半が賛成／アンケートの結果纏まる〔琉新・朝〕
3・4　沖縄市改称／３月市会に提案〔琉新・朝〕
3・4　放生池問題またこじれる？／重要文化財指定の動きで〔沖タ・夕〕
3・5　〝職階制は反対だ〟／職労、従労が仲良く共闘／那覇市〔琉新・朝〕
3・6　那覇市の大綱引協議会／旗行列や提灯行列／まず沖縄市〔沖タ・朝〕
3・8　那覇市の改称問題に思う（上）／嘉陽安男〔沖タ・朝〕
3・9　那覇市の改称問題に思う（下）／嘉陽安男〔沖タ・朝〕
3・10　那覇市の職階制度／今期は見合わす／兼次市長が共闘労組に回答〔琉新・朝〕
3・10　市長に市民の声を／10 日から市長に手紙出す運動／那覇市〔琉新・朝〕
3・11　市長に「苦情第１号」／「市長に手紙出す旬間」始まる／那覇市〔琉新・夕〕
3・14　坪 36 ドルで手打か／バスターミナルの那覇市替費地譲渡〔沖タ・朝〕
3・14　16 日から那覇市会／沖縄市への改称や／機構改革など提案〔沖タ・朝〕
3・15　那覇市が機構改革／定例市会に提案〔琉新・夕〕
3・15　注目の沖縄市改称／那覇市会満場一致は不可能？〔琉新・夕〕
3・16　沖縄市改称／〝世論は熟している〟／兼次市長提案理由を説明〔琉新･朝〕
3・17　｜社説｜「沖縄市」改称へ踏み切れ〔沖タ・朝〕
3・17　見通しつかぬ〝沖縄市〟／五日会内部にも反対意見〔沖タ・朝〕
3・17　記者席／綱引はファッショ、非民主的〔琉新・朝〕
3・17　分裂の危機に瀕す五日会／沖縄市問題で表面化／きのうの総会もお流れ〔琉新・朝〕
3・17　〝沖縄市〟がよい／東恩納教授が激励の便り〔沖タ・夕〕
3・18　沖縄市改称は歴史的宿題／兼次那覇市長の提案理由から〔沖タ・朝〕
3・18　｜社説｜「沖縄市」の実現が望ましい〔琉新・朝〕
3・18　沖縄市－賛成か反対か／市会議員の色分け〔沖タ・夕〕
3・18　生まれる保健センター／那覇病院を中心に〔琉新・夕〕
3・19　沖縄市改称、大詰めへ／きょう賛否を採決／那覇市会の両派活発な抱込み工作〔沖タ・朝〕
3・19　五日会大あれ／沖縄市改称めぐり分裂／反対派が総退場〔沖タ・朝〕
3・19　大弦小弦〔沖縄市改称問題〕〔沖タ・朝〕
3・19　沖縄市改称は歴史的宿題／兼次那覇市長の提案理由から（2）〔沖タ・朝〕
3・19　公聴／全会一致で／沖縄市の誕生を〔沖タ・朝〕
3・19　沖縄市へ改称しよう／歴史的必然で世論は熟している／兼次佐一〔琉新・夕〕
3・20　あっさり委員会付託／沖縄市改称、自信もてぬ賛否両派／さらに市民の声きいて〔沖タ・朝〕
3・20　沖縄市問題／ついに委員会付託波乱呼ぶかあすの総務委〔琉新・朝〕
3・20　27 日に審議／沖縄市改称議案〔琉新・夕〕
3・21　記者のメモ／うちなー市と那覇市〔沖タ・朝〕
3・21　融資再開の第一号／久茂地の橋きのう起工式／那覇市〔沖タ・朝〕
3・21　那覇市議会は毎年４回〔琉新・朝〕
3・22　｜社説｜首都建設に軍の技術援助を…〔沖タ・朝〕
3・23　沖縄市改称問題／30 日の本会議に上程？／那覇市議会〔琉新・夕〕
3・24　まだ見通しつかぬ／沖縄市改称／賛成派が新しい組織〔沖タ・朝〕
3・24　部課設置条例もち越す／総務財政委〔沖タ・朝〕
3・24　地方の声／〝沖縄市〟に賛成する〔沖タ・朝〕
3・24　公聴／沖縄市に踏切れ〔沖タ・朝〕
3・24　〝沖縄市改称劇〟／公演準備中／舞台裏では寝技・足払いのリハーサル〔琉新・夕〕
3・25　賛否両派、活発に動く／沖縄市改称、大詰へ／議会通過を期待…兼次市長

〔沖タ・夕〕
3・25　那覇市綱引委員会解散〔沖タ・夕〕
3・25　那覇の大綱引お流れ〔琉新・夕〕
3・26　激しくなる抱込み工作／市長の楽観論ケシとぶ／まず渡口氏が反対のノロシ〔沖タ・朝〕
3・26　13 議員が反対／沖縄市改称は難航〔琉新・朝〕
3・27　｜社説｜〝沖縄市改称〟感情に走るな〔沖タ・朝〕
3・27　補正予算質疑打ち切る／立法院予算委〔沖タ・朝〕
3・27　きょう委員会で採択／勢力伯仲の両派／沖縄市人民党の動きがカギ〔沖タ・朝〕
3・27　追加予算案を審議／那覇市会総務財政委〔沖タ・朝〕
3・27　金口木舌〔沖縄市改称問題〕〔琉新・朝〕
3・27　沖縄市改称大詰めへ〔琉新・朝〕
3・27　〝沖縄市〟の議案撤回／人民党が市長に申入れ〔沖タ・夕〕
3・27　改称は時期尚早／沖縄市問題で民連態度決定〔琉新・夕〕
3・28　沖縄市改称議案撤回を要求／こんどは見送り？／民連議員、時期尚早で反対〔琉新・朝〕
3・29　公聴／沖縄市改称問題／当局にお尋ね〔沖タ・朝〕
3・30　沖縄市改称否決か／注目の那覇市会本会議開く〔沖タ・朝〕
3・30　沖縄市改称問題／波乱万丈の終幕へ／注目される民連派の動き〔琉新・朝〕
3・30　沖縄市改称議案／日程の最後に〔琉新・夕〕
3・31　｜社説｜首都建設プランにぜひ公園を…〔沖タ・朝〕
3・31　沖縄市／蹴られるか通るか／きょう市会で採決／暗い表情の兼次市長〔沖タ・朝〕
3・31　どうなる沖縄市改称／賛成・反対、各派各様の作戦／那覇市会嵐の前の静けさ〔沖タ・夕〕
3・31　沖縄市改称を支持／東京沖縄県人会が〔沖タ・夕〕
4・1　｜社説｜沖縄市改称否決は遺憾〔沖タ・朝〕
4・1　騒然たる幕切れ／沖縄市ついに否決／那覇市会賛成 18、反対 20〔沖タ・朝〕
4・1　沖縄市の賛否両論／もたついた昨夜の那覇市会〔沖タ・夕〕
4・1　広告／那覇市軍用地特別委員会〔琉新・夕〕
4・2　｜社説｜純粋性のない那覇市会〔琉新・朝〕
4・2　タナ上げされた「沖縄市」〔沖タ・夕〕
4・2　話の卵／流産した沖縄市〔琉新・夕〕
4・5　補正予算案各派で検討／沖縄市記念切手の歳入欠陥対策に苦慮〔琉新・朝〕
4・7　復興事業重点改める／那覇市の新年度予算〔琉新・朝〕
4・8　73 万ドル起債を要請／那覇都計の市営住宅、埋立など／首都建設委〔琉新・朝〕
4・8　行政視察に派遣〔琉新・朝〕
4・8　窓／沖縄市のゆくえ（上）／コザ市がもらおうか／新屋敷幸繁〔沖タ・夕〕
4・9　窓／沖縄市のゆくえ（下）／コザ市がもらおうか／新屋敷幸繁〔沖タ・夕〕
4・11　起債５万７千ドル認可／ガーブ川沿線に道路を新設／国場川埋立ても、近く着工／那覇市〔沖タ・朝〕
4・11　那覇市 15 か所に小公園／緑地帯計画に本腰〔沖タ・朝〕
4・14　自治法の一部改正／地方公務員にも年金制を／那覇市南部市町村会に提案〔沖タ・夕〕
4・14　高圧線鉄塔の撤去／兼次市長が軍に申入れ〔琉新・夕〕
4・15　｜社説｜再開の都計を軌道にのせるには〔沖タ・朝〕
4・19　複雑な行政区画整理／研究委の案まとまる／那覇市〔琉新・朝〕
4・21　那覇市の協力約す／マ大使、兼次市長と会見〔沖タ・夕〕
4・22　塵芥焼却場設置で／那覇市が政府に再陳情〔琉新・夕〕
4・23　分譲水の単価是正を／那覇市資料集めて検討／〝ふえる需要に採算とれぬ〟〔沖タ・夕〕
4・23　旅費交付遅れる／那覇市会人民・社会党議員の本土視察〔沖タ・夕〕
4・25　出発を延ばす／那覇市会本土視察議員〔沖タ・朝〕
4・25　けさ、桜坂歓楽街で火事／ 15 棟 24 軒焼ける／損害額 10 万ドルをこす〔沖タ・夕〕
4・25　水道公社９月から２百万ガロン／那覇市へ分譲／分譲水が現状の高価で困りものだ〔琉新・夕〕
4・27　｜社説｜行政区画の準備を急げ〔沖タ・朝〕
4・27　25 ドルの賃上げ交渉／那覇市、二つの労組共闘申合わせ〔沖タ・夕〕
4・30　那覇市議３氏／きょう沖縄丸で渡日〔琉新・朝〕
5・2　相談所を開設／那覇市、専門的な指導へ〔沖タ・朝〕
5・8　いよいよ実現へ／奥武山グラウンド〔琉新・朝〕
5・9　〝渡航の自由与えよ〟／那覇市会が要請決議〔琉新・朝〕
5・11　軌道に乗る都計工事／民政府、琉球政府の特補 14 万ドル／道路、河川、橋

梁を重点に／那覇市〔沖タ・朝〕
5・12 機構改革案を審議／那覇市会あす総務財政委〔沖タ・朝〕
5・14 あらぬ？ところへいった 65 万Ｂ円／名乗りでた渡辺氏が訴える／補償をうけるのは私だ／消えた倉庫、早めに支払いを〔沖タ・朝〕
5・14 関係者の意見きく／問題の家屋補償／那覇市会総務財政委〔沖タ・朝〕
5・15 〃修繕費だった〃／問題の家屋補償、難航予想／那覇市会上地氏から事情きく〔沖タ・朝〕
5・15 市当局に一任／那覇市の結核補助金〔琉新・朝〕
5・18 予算をふやして／広報活動強化／那覇市〔沖タ・夕〕
5・19 ｜社説｜新布令公布と出版の自由について〔沖タ・朝〕
5・19 集成刑法の改正／スパイ罪を新設／被告の保護拡大・科料増額／布令 23 号公布さる〔琉新・朝〕
5・19 兼次市長福岡入り／九州市長会に出席のため〔琉新・夕〕
5・20 那覇市海岸地域を区画整理〔琉新･朝〕
5・22 〃日本復帰に邁進〃／兼次市長、九州市長会で挨拶〔沖タ・朝〕
5・23 那覇市の協力要請／運動場建設で琉大学生会が〔沖タ・朝〕
5・23 道路舗装陳情却下／那覇市会建設委〔沖タ・夕〕
5・24 沖縄の現状を認識／兼次市長／九州市長会で説明〔沖タ・朝〕
5・27 起債工事つぎつぎ／那覇市、第１回入札〔沖タ・夕〕
5・30 〃緑化運動に協力得た〃／兼次市長昨夜帰る〔琉新・夕〕
5・31 〃都市美は下水道から〃関心持て！と岩井氏が強調〔琉新・朝〕
5・31 統一にふみ切る／ 29 日那覇市の２労組が〔琉新・夕〕
6・3 放生池問題を検討／那覇市会文厚労委〔沖タ・朝〕
6・3 集成刑法全文（1）〔沖タ・夕〕
6・4 起債見通しつく／崇元寺に市営住宅〔沖タ・朝〕
6・4 崇元寺に市営住宅／那覇市起債の見通しつく〔琉新・朝〕
6・4 集成刑法全文（2）〔沖タ・夕〕
6・5 集成刑法全文（3）〔沖タ・夕〕
6・5 近代的なチリ焼場／那覇市が政府に補助申請〔琉新・夕〕
6・6 仲原、義永氏を助役に／那覇市、10 日に提案〔沖タ・朝〕
6・6 集成刑法全文（4）〔沖タ・夕〕
6・6 10 日から那覇市議会／ 60 年度予算を審議〔琉新・夕〕
6・7 集成刑法全文（5）〔沖タ・夕〕
6・7 原案通り承認／那覇市の部課設置条例〔琉新・夕〕
6・8 集成刑法全文（6）〔沖タ・夕〕
6・9 集成刑法全文（7）〔沖タ・夕〕
6・10 集成刑法全文（8）〔沖タ・夕〕
6・10 きょう「時の記念日」／選良は遅刻も平気／那覇市会 50 分おくれて開会〔琉新・夕〕
6・11 具体化する公園計画／市内５か所に緑地帯／工事費、14 万ドル見込む〔沖タ・朝〕
6・11 金口木舌〔那覇の開放性病院〕〔琉新・朝〕
6・11 集成刑法全文（9）〔沖タ・夕〕
6・12 集成刑法全文（10）〔沖タ・夕〕
6・12 那覇市議会日程〔琉新・夕〕
6・13 答申は無視された／文化財専門委、大いに怒る／放生池の埋立は反対／全委員が現地で研究調査〔沖タ・朝〕
6・13 集成刑法全文（11）〔沖タ・夕〕
6・14 ｜社説｜「下水工事」に深い関心を〔沖タ・朝〕
6・14 記者のメモ／市会とヒージャー会と助役〔沖タ・朝〕
6・14 高い水道料金／那覇市会が市長を追及〔琉新・朝〕
6・14 幕開く那覇市会夏の陣／助役候補に仲原、義永の両氏／助役選任で一波乱か／書き換えられるか勢力分布図〔琉新・夕〕
6・14 集成刑法全文（12）〔沖タ・夕〕
6・15 新生那覇の「誕生」を祈る〔琉新･朝〕
6・15 どうなった市民の陳情／那覇／土木関係が多い／暮れから３月までに 13 件〔沖タ・夕〕
6・15 集成刑法全文（13）〔沖タ・夕〕
6・15 こんごも復興に協力／バ民政官／那覇市が送別〔沖タ・夕〕
6・16 〃米国を信頼して〃／那覇市会にバ民政官があいさつ〔琉新・朝〕
6・16 集成刑法全文（終）〔沖タ・夕〕
6・16 那覇市議会／今後の都計事業／人口密集地を重点に〔沖タ・夕〕
6・17 那覇市会／一般質問／都計の推進策つく／住宅・水道問題を中心に〔沖タ・朝〕
6・18 １人あて３万円Ｂ円とる／問題視される旧真和志市議の退職金／〃行きすぎだと思う〃／兼次市長〔沖タ･朝〕
6・18 記者のメモ／〃わが意を得たり〃と消防隊長〔沖タ・朝〕
6・18 前真和志市議に／支給された３万円／那覇市会真栄田議員が追及〔琉新・朝〕
6・18 〃適法〃〃違法〃が問題になる／旧真和志市議の退職金／〃記憶薄れた〃当時の関係者〔沖タ・夕〕

6・19　記者のメモ／自治法違反で騒ぐ…〔沖タ・朝〕
6・19　大弦小弦〔旧真和志市会議員の退職金問題〕〔沖タ・朝〕
6・20　政府行政課の見解もち出す／違法ではないが…適法ではない／結論出さず審議打切り〔沖タ・朝〕
6・20　適法ではないが違法ではない／結論次回に持越し／旧真和志議員の補償金問題〔琉新・朝〕
6・21　｜社説｜「功労金」の違法か適法かは問題外〔沖タ・朝〕
6・21　〃統一〃に二の足／那覇市、二つの労働組合〔沖タ・夕〕
6・23　公園と市営住宅設置などを検討／那覇市会文厚労委〔琉新・朝〕
6・24　６対５で否決／那覇市会総務財政委／問題の報償金含む決算〔沖タ・朝〕
6・25　水道予算を承認／大原方面の給水改善／那覇市建設委〔琉新・夕〕
6・25　那覇の福祉アパート／市議の中に反対意向も〔琉新・夕〕
6・27　都計再開で業者殺到／20 万ドルの工事契約纏る／那覇市〔琉新・朝〕
6・28　議案撤回を申入れ／那覇市文厚労委が市長に〔琉新・朝〕
6・29　どうなる那覇市の助役／たたる小党派分立／前例のない２か年半の空白〔沖タ・朝〕
6・29　記者のメモ／動議採択よりまず映画…〔沖タ・朝〕
6・29　那覇市会／会期を延長か〔沖タ・朝〕
6・29　庶民アパート建設議案の撤回／那覇市会文厚労委が要求〔沖タ・朝〕
6・29　那覇市は暫定予算編成？〔琉新・朝〕
6・29　当局の不統一を衝く／那覇市議会が予算編成の〔琉新・夕〕
6・30　｜社説｜助役選任と自治体のあり方〔沖タ・朝〕
6・30　集成刑法の撤回／要求決議保留／那覇市会〔沖タ・朝〕
6・30　市長さんこんにちは（終）／雪解けはきたが／水道・住宅・河川／山ほどある残された仕事〔沖タ・朝〕
6・30　配管資材購入／満場一致で可決／那覇市会〔琉新・夕〕
6・30　兼次市長は浮かぬ顔／後半戦に入った那覇市会／助役選任は荒れ模様／延長戦の成り行き如何に〔琉新・夕〕
7・1　｜社説｜Ｚ機墜落事故について〔沖タ・朝〕
7・2　市の直営で存続を／小禄屠場組合が陳情〔沖タ・朝〕
7・1　｜社説｜宮森小学校の惨事をいたむ〔琉新・朝〕
7・1　那覇市議会をかえりみる／市営住宅継続審議に／問題残す辻埋立地の工事費〔琉新・夕〕
7・4　二つの難問に悩む那覇市会〔琉新･朝〕7･5 市有地をくれ／旭ヵ丘の立退家屋住人が陳情〔琉新・夕〕
7・6　揺らぐ兼次市長の重要政策／庶民住宅はお流れ／補償問題で公園計画も難航〔沖タ・朝〕
7・7　微妙な勢力分野／助役選任問題／賛否ほとんど同数／しせい会の動きがカギ／那覇市会きょう閉幕〔沖タ･朝〕
7・7　那覇市助役の選任／可決の見通し強まる〔沖タ・夕〕
7・7　注目される助役選任／各派工作で勢力半々／那覇市会〔琉新・夕〕
7・8　旧真和志市議報償／那覇市会原案通り承認〔琉新・朝〕
7・8　もめた助役選任問題／21 対 19 で可決／那覇市２年半ぶりに実現〔琉新･朝〕
7・8　やっと生れた助役／那覇市会点描〔沖タ・夕〕
7・8　補償のないかぎり／旭ヵ丘公園立退きはさせない〔琉新・夕〕
7・9　那覇市会終わる〔琉新・朝〕
7・10　｜社説｜波之上の不法建築と法の権威〔琉新・朝〕
7・11　水キキンどう切りぬける／兼次市長と一問一答〔沖タ・朝〕
7・11　那覇市の２助役を発令〔琉新・朝〕
7・12　那覇市会を顧みる／影で寄り添う油（渡口派）と水（人民党）／勝負は反対派の２目勝〔沖タ・夕〕
7・12　人物地帯／那覇市助役になった／義永栄善〔沖タ・夕〕
7・13　｜社説｜「水道」事情を絶えず市民に知らせよ〔沖タ・朝〕
7・15　那覇市ゼロ番地（1）／新旧入りみだれ／不便をしいられた三巴の住民／同じ区名に戸惑う〔沖タ・朝〕
7・15　本土の技術援助を要請／兼次市長 18 日に上京〔沖タ・朝〕
7・15　高良議長今夜帰る〔琉新・夕〕
7・16　那覇市ゼロ番地（2）／同名異地ザラに／これは不思議、上泉町内に前島町／全く配達人なかせ〔沖タ・朝〕
7・17　東恩納文庫に５千ドルを補助／那覇市〔琉新・夕〕
7・18　那覇市ゼロ番地（3）／埋立地に住宅街／知られていない泊南岸の重民町／新町名の検討始める〔沖タ・朝〕
7・19　まずスラム街の一掃／那覇市の首都建設計画〔琉新・朝〕
7・21　那覇市ゼロ番地（4）／すすむ街づくり／旧市内に区画整理ほぼ終る／特筆すべき墓地移転〔沖タ・朝〕
7・22　那覇市ゼロ番地（5）／競争入札で処分／坪当り 91 ドルから 25 ドル／替費地４万８百坪〔沖タ・朝〕

7・23　那覇市ゼロ番地 (6) ／ド真中に軍用地／開放遅れる旧市内松山町／無地番地料が 10 万ドル〔沖タ・朝〕
7・25　那覇市ゼロ番地 (7) ／まず新しい町割／地番の整理が大仕事〔沖タ･朝〕
7・25　｜社説｜総合グラウンド建設と放生池埋立問題〔琉新・朝〕
7・25　私の意見／壺川区民は訴える／道路のないオキコ裏／平良真弘〔琉新･夕〕
7・27　委員長に前原氏／那覇市従労組〔沖タ・朝〕
7・27　文化経済交流を話し合う／兼次市長と平瀬市長〔沖タ・朝〕
7・27　市民の歓待に感激／日南市訪問の兼次市長〔沖タ・夕〕
7・30　全国市議長会／沖縄で首脳部会開く〔琉新・朝〕
8・2　日南市長にお礼の油絵を贈る〔琉新・夕〕
8・5　技術援助を要請／兼次市長、本土政府関係者と都計問題話合う〔沖タ･夕〕
8・6　助役二人制を研究／那覇市の島袋総務係長大阪堺市などを視察〔沖タ･夕〕
8・6　那覇市が小栗氏招く／町名、地番整理の権威者〔琉新・夕〕
8・8　「生誕」現庁舎前に建立／兼次市長朝倉翁と語り合う〔琉新・夕〕
8・7　設計を早目に／那覇市新庁舎、市会が要望〔沖タ・朝〕
8・8　那覇市役所に／無料法律相談所〔琉新・夕〕
8・9　施政権返還運動を続けて！／〝経済援助をたのむ〟／兼次市長が東京で記者会見〔琉新・朝〕
8・11　｜社説｜浸水騒ぎをくり返すな〔沖タ・朝〕
8・11　〝敷地は高くせよ〟／浸水対策語る大城建設部長〔琉新・朝〕
8・11　那覇市豪雨浸水の対策は／低地建築が最大の因／対策はスーパー・ブロックで／大城那覇市建設部長の私案〔沖タ・夕〕
8・11　〝姉妹都市を世話して〟／兼次市長、マ大使を訪問〔琉新・夕〕
8・12　那覇市議会総務財政委〔琉新・朝〕
8・13　私の意見／スラム街改造計画①／ガーブ一一帯にスラム街／たたった無統制建築／大城竜太郎〔琉新・夕〕
8・14　ガーブ川治水を協議／水上店舗委員会開く／那覇市〔沖タ・夕〕
8・14　私の意見／スラム街改造計画②／立体換地はぜひ必要／経済的な土地利用図れ／大城竜太郎〔琉新・夕〕
8・14　那覇の氾濫対策を／山城議員が民府へ要請〔琉新・夕〕
8・17　ガーブ川治水対策／浚渫を基本に計画／兼次市長帰任後に具体案練る〔沖タ・朝〕
8・17　好評の那覇市無料法律相談所〔沖タ・朝〕
8・17　兼次市長／〝朝の訪問〟に登場／「沖縄の意見」を全国放送〔琉新・朝〕
8・17　事務局は那覇に／沖縄市議会議長会〔琉新・朝〕
8・17　那覇市の下水道計画／岩井博士が意見書／市内を縦横に貫通、総工費 307 万ドル〔琉新・夕〕
8・20　大弦小弦〔兼次市長就任以来の業績〕〔沖タ・朝〕
8・20　那覇市の庶民住宅／ 10 月の市会に再提案／今月中に計画具体化〔沖タ･朝〕
8・20　〝沖縄への関心は薄い〟／兼次市長きのう帰任〔琉新・朝〕
8・21　愛知県から遺児 6 人来島／那覇市に贈る観音像携え〔沖タ・朝〕
8・21　那覇市総務財政委／遊園地問題検討〔琉新・夕〕
8・22　朝倉氏の生誕届く／市職員みごと！みごとを連発〔琉新・夕〕
8・23　那覇市／時間給水は解消か／軍給水の増加が頼み／ 10 月からもらい受けできる〔沖タ・朝〕
8・23　長勇参謀長の書／兼次市長がもち帰る〔沖タ・朝〕
8・24　｜社説｜市民の福祉と環境悪の是正〔沖タ・朝〕
8・24　定例議会対策／那覇市当局が〔琉新・朝〕
8・25　損害の賠償を／ガソリン流出事故／与儀区が要請〔沖タ・朝〕
8・25　長参謀の筆跡贈る／串間市が兼次市長に〔琉新・朝〕
8・25　那覇市会建設委〔琉新・朝〕
8・25　安謝と泊の海を埋立／那覇市 9 月の市会に提案〔琉新・夕〕
8・25　那覇市が上泉町に新庁舎／ 7 階建で延べ 3500 坪／近く政府をまじえて四者会談〔琉新・夕〕
8・26　新庁舎案ねり直す／那覇市会〝現実に適した建物を〟〔琉新・朝〕
8・28　｜社説｜ターミナルとバス路線〔琉新・朝〕
8・28　外人墓地移す／費用は民政府で／那覇市が陳情〔琉新・朝〕
8・29　早速調べて善処／与儀区のガソリンタンク／副民政官が回答〔沖タ・朝〕
8・29　旭が丘立退者の／補償を再検討〔沖タ・朝〕
8・29　那覇市内し尿処理で対立／馬車汲取りの要請めぐり〔沖タ・夕〕
8・30　日田市から柳 50 本／那覇の緑化運動に協力〔琉新・朝〕
9・1　真和志郵便局前の道路舗装／住民の陳情検討／那覇市会〔沖タ・朝〕

12・25　那覇市会常任委／付託議案審議〔琉新・朝〕
12・28　高良宣言など審議／12 月定例那覇市議会再開〔琉新・朝〕
12・28　議員月給の復元／新年度で考慮／高良議長出席して再開／那覇市会〔琉新・夕〕
12・29　〃分水計画推進進める〃／兼次市長、市議会で答弁〔琉新・朝〕

1960 年（昭和 35 年）

1・4　地下ケーブル変更／那覇市会が電力公社へ／重ねて申し入れ高圧線〔沖タ・夕〕
1・4　98％の事業執行／兼次市長、名刺交換会で挨拶〔沖タ・夕〕
1・5　国場川下流の埋立／那覇市が工交局に申請〔沖タ・夕〕
1・6　27 名が職員に昇格／那覇市役所の臨時雇員〔琉新・夕〕
1・7　衣類と食料を支給／那覇市の台風被災者へ〔沖タ・夕〕
1・13　任期中はやめない／兼次市長就任３年目の弁〔琉新・朝〕
1・16　今年も荒れるか那覇市会／解散説も乱れとぶ／兼次市政、石の上にも３年／焦点はガーブ川治水〔琉新・夕〕
1・17　やまびこの鐘に感謝／那覇のシンボルに／…兼次市長〔琉新・夕〕
1・19　｜社説｜高圧線の移転を推進せよ…〔沖タ・朝〕
1・20　那覇市の中心部を通る／高圧線の撤去／都計をはばむ／公社の計画に地主は反対／近く移転に着手〔沖タ･朝〕
1・20　兵庫県にお礼状／兼次那覇市長〃やまびこの鐘〃で〔琉新･夕〕
1・21　高圧線の移転問題／兼次市長きょう民政官と会見／測量通告に抗議／法的根拠をただす〔沖タ・朝〕
1・21　神戸から国際電話／「やまびこの鐘」で兼次市長〔琉新・朝〕
1・22　那覇市／民政官に抗議／高圧線地域の強制測量通告で〔琉新・朝〕
1・23　兼次市長ギ副民政官と会見／高圧線移転問題で／法的疑義は文書で回答〔琉新・夕〕
1・29　ウエルカムホーム／ハワイ議員団来島／空港に未曾有の歓迎陣〔琉新･朝〕
1・30　都市提携の申し入れ／那覇市がホノルル市へ〔沖タ・朝〕
1・30　｜社説｜那覇の市街美と今後の在り方〔琉新・朝〕
1・31　高圧線移転問題／地下ケーブルの見積りを／副民政官が要望／兼次市長と会見〔沖タ・夕〕
2・2　就労日数の引上げ／兼次那覇市長／失対事業の運営改革要望〔沖タ・朝〕
2・3　〃土地行政法〃の立法を要請／土地行政の一元化を／混乱した戦後の町名地番〔沖タ・朝〕
2・3　区長制度の設置／那覇市、３支所長会で要望〔沖タ･夕〕
2・5　那覇市／歩道工事に疑惑の目／工交局助成金還付を命令か〔琉新・朝〕
2・6　那覇市／余剰金の返還を要求／消防署前の工事業者に〔琉新・朝〕
2・6　那覇市が要望／追加工事で解決を／歩道工事の余剰金問題〔沖タ・夕〕
2・8　那覇市の処分は違法／〃火葬場設置〃めぐり／中央巡裁が判決〔沖タ･夕〕
2・8　市政報告会中止／那覇市予定変更〔琉新・夕〕
2・9　首都建設委、市場整備に結論／衛生を第一条件に／安謝港近くに鮮魚卸市場〔沖タ・朝〕
2・9　市政報告会を復活／兼次那覇市長〔琉新・朝〕
2・11　ガーブ上流の治水／宮城区に豊里さんらが陳情〔琉新・夕〕
2・13　姉妹都市／助けられたり助けたり／都市と都市との縁結び／那覇市はホノルルに白羽の矢〔琉新・夕〕
2・16　那覇市、浄水場を増設／人口増加に備えて計画〔沖タ・朝〕
2・16　議員の報酬復元等／那覇市議会が当局へ申入れ〔琉新・夕〕
2・17　市民集会中止／那覇市〔沖タ・朝〕
2・21　那覇市従労解散／職労一本にまとまる〔沖タ･朝〕
2・23　ハワイと姉妹都市縁組／那覇市の申入れに関係筋も賛意〔琉新・朝〕
2・24　那覇市新年度予算の編成方針／首都建設基本計画を推進／水道料金の値下げを実施〔沖タ･夕〕
2・24　石垣で全沖縄市議会議長会〔琉新･夕〕
2・29　首里に１万トンの浄水場／那覇市／新年度予算で計画／百万ドルを起債、料金は据置き〔沖タ・夕〕
3・1　きょうから那覇市定例議会〔琉新･朝〕
3・1　治水対策委員の回答／ガーブ川の工事問題／「川幅を拡張し水上店舗を立退せる」〔琉新・夕〕
3・2　首都建設委員会／首都整備に米国の援助を／那覇市へ百万ドルを要請〔沖タ・朝〕
3・2　那覇市会開く／会期 15 日間〔琉新･夕〕
3・4　議案、委員会に付託／那覇市会３日の本会議〔沖タ・朝〕
3・5　ヤナギを那覇市へ／東京銀座が友情の贈り物〔沖タ・朝〕
3・9　那覇市水道／夏枯れに心配ご無用／水道公社・軍給水で／新浄水場の設置などだんだん施設改善〔沖タ・夕〕

9・1 排水溝工事／那覇市建設委が協議〔琉新・朝〕
9・2 潰地補償で行き悩む／那覇市が積極対策／安里川の河川工事〔沖タ・朝〕
9・3 部課長の人事異動５日ごろ／那覇市〔沖タ・朝〕
9・4 ６課が移転／那覇市役所〔琉新・朝〕
9・4 すばらしい眺め／末吉社壇を公園化／兼次市長ら現地を視察〔沖タ・夕〕
9・5 人事異動、きょう発令／機構改革で能率向上／那覇市〔沖タ・朝〕
9・5 那覇市が人事異動／総務部長に崎濱氏〔琉新・朝〕
9・6 那覇市庁舎建築計画資料を承認／那覇市会全体協議会〔琉新・夕〕
9・8 ガーブ川など準用河川認定見送り〔沖タ・朝〕
9・8 市営屠殺場問題処理／那覇市会総務財政委〔沖タ・朝〕
9・8 建築物の観察を強化／那覇市、３割は建築法違反〔沖タ・夕〕
9・8 沖縄も準会員として加盟／全国市会議長会に〔沖タ・夕〕
9・10 市民の声を広くきく／那覇市が投書箱〔沖タ・朝〕
9・10 用途地域指定していない／那覇市のミス／与儀の映画館問題〔沖タ・朝〕
9・10 那覇市役所の４課が移転〔琉新・朝〕
9・11 那覇市経済民生部／本町ビルに移転〔琉新・朝〕
9・12 常任委の改廃を論議／那覇市会総務財政委〔沖タ・朝〕
9・12 新機構で発足／那覇市、衛生課など本庁ビルへ〔沖タ・夕〕
9・12 尾を引く映画館建築問題／８団体が阻止運動／与儀小ＰＴＡ評議員会で決める〔沖タ・夕〕
9・14 那覇市／職業補導所を拡充／就職あっせんも積極的に〔沖タ・夕〕
9・15 市会でも問題重視／与儀小前の映画館建築〔琉新・朝〕
9・15 波の上の埋立地／市編入を不承認〔琉新・朝〕
9・15 野党派議員激しく追及／文教地区に指定／市当局の方針／那覇市議会／文厚労委きょう現場を視察〔琉新･夕〕
9・16 飲料水の補給を／那覇市樋川区民が陳情〔沖タ・朝〕
9・18 劇場建築反対に片手落ち？／市文厚労委、与儀小校をとりあぐ〔沖タ･朝〕
9・18 与儀小前の映画館／那覇区教委も阻止要請〔琉新・夕〕
9・19 文教地区の指定を検討／那覇市〔沖タ・朝〕
9・19 旭が丘に小公園／今年いっぱいに着工／民政府の補助７万５千ドルで〔沖タ・朝〕
9・19 小禄支所長に上原氏／那覇市人事〔沖タ・朝〕
9・20 現場を視察してから結論／国場区の高圧線架設反対〔沖タ・朝〕
9・21 与儀のタンク移転／那覇市が軍に陳情〔琉新・朝〕
9・21 市と業者が話合い／那覇小禄に屠場新設の動き〔沖タ・夕〕
9・22 那覇都計／再開６ヶ月／８万ドルの特補工事／近く区画整理第１次計画終る／つぎつぎ進む架橋・河川工事〔沖タ・朝〕
9・24 29 日から那覇市議会／〝市営住宅問題に合わぬ〟／兼次市長記者会見〔琉新・朝〕
9・25 市営屠場を株式組織に／小禄屠畜組合が申合せ〔沖タ・朝〕
9・26 大弦小弦〔市営住宅計画は敷地問題で行き悩み〕〔沖タ・朝〕
9・26 補助金の増額を／安里川の改修などで民政府に要請〔沖タ・朝〕
9・26 議運委を削除、那覇市総務財政委〔琉新・朝〕
9・27 文教地区の指定など／追加更正予算案も 29 日から／那覇市会〔沖タ・朝〕
9・27 与儀小前映画館／建築確認と違わない〔琉新・朝〕
9・28 那覇市会開会〔琉新・夕〕
9・29 那覇市定例会／きょう開会〔琉新･朝〕
9・29 正副議長の改選／緊急動議／けさ那覇市議会あれる〔沖タ・夕〕
9・29 正副議長改選で大荒れ／那覇市会新垣議員が緊急動議〔琉新・夕〕
9・30 高良議長留任／もめた那覇市議会〔沖タ・朝〕
9・30 記者のメモ／副議長を射んと欲すれば…〔沖タ・朝〕
9・30 本格的な事業プランへ／放射型の補助幹線も／61 年度の資金計画はこれから／首都、整備計画成る／道路・上水道施設など〔沖タ・朝〕
10・2 那覇に大時計／鶴見県人会が贈る〔琉新・朝〕
10・2 那覇市議会／委員長選任でもむ／建設は新垣氏に決まる〔沖タ・夕〕
10・3 決戦投票で選任／各正副委員長／もめた那覇市会〔沖タ・朝〕
10・3 記者のメモ／決戦投票後さらにクジ引き〔沖タ・朝〕
10・3 区民の反対陳情採択／繁多川の火葬場／那覇市会文厚労委〔沖タ・朝〕
10・3 総務委副委員長の椅子をねらい／与野党が決戦の投票／抽選で赤嶺議員に決る／那覇市会〔琉新・夕〕
10・9 国場川下流の埋立を承認／那覇市会建設委員会〔琉新・夕〕
10・10 立退き補償費１万ドル／旭が丘公園／

那覇市会総務財政委で決定〔沖タ・朝〕
10・10　建設委 11 対３で承認／旭ヵ丘不法建築物の補償〔琉新・朝〕
10・10　近く「投書箱」を置く／市民の声を市政に反映／那覇市〔琉新・朝〕
10・10　安謝・泊間埋立工事／那覇市会建設委が継続審議〔琉新・夕〕
10・11　世にも不思議な物語／不法建築物に立退補償／血税が２万４千ドル／一部議員は悪例残すと怒る〔琉新・朝〕
10・13　住宅政策などで質問／兼次市長の施政方針追及／那覇市会〔沖タ・朝〕
10・14　波乱含みの那覇市会／波の上埋立地編入不承認〔琉新・朝〕
10・14　行政区域編入を否決／波上の娯楽センター埋立地／那覇市会〔沖タ・夕〕
10・14　安謝、泊間埋立修正で／那覇市会各派交渉に入る〔琉新・夕〕
10・15　否決や撤回が続出／那覇市会またも会期延長〔琉新・朝〕
10・17　台風・本島南部をかすめる／各地で水害、避難騒ぎ／降雨量戦後最高 600 ミリ突破／豪雨の中で決死の救出作業〔琉新・朝〕
10・19　水害対策などに脚光／きょう注目のうちに再開／那覇市議会〔琉新・朝〕
10・19　特別委員会を組織／那覇市会水害対策を練る〔琉新・夕〕
10・20　｜社説｜那覇市は真剣に治水対策を講ぜよ〔沖タ・朝〕
10・20　那覇の浸水どう打開する？／分流式で自然放水／兼次市長、今後の計画語る〔沖タ・朝〕
10・20　｜社説｜災害対策に万全を期せ〔琉新・朝〕
10・21　早急に塵介の処理を／災害対策委が市に要望／那覇市〔琉新・朝〕
10・21　高まる那覇市の治水対策／近代的なデパートの建設／上岡氏らが市当局へ提案／議会筋でも真剣に検討始める〔沖タ・夕〕
10・24　水上店舗の撤去など／那覇市会災害対策委で論議〔沖タ・朝〕
10・24　高良議長九州へ〔琉新・朝〕
10・25　72 万ドルの被害／那覇市の調査まとまる〔沖タ・朝〕
10・25　排水溝改修して／鏡水部落が陳情〔琉新・夕〕
10・27　三たび会期延長／災害対策で那覇市会〔沖タ・朝〕
10・27　山崩れ／水攻め（6）／那覇の治水／年中行事の浸水／那覇の都心部／治水は歴代市長の課題だが…／対策資金がなくプラン倒れ〔沖タ・朝〕
10・27　那覇へ２百万ガロン／きのう比謝川水源地給水式〔沖タ・朝〕
10・28　災害援助を要請／兼次市長、ア民政官と会う〔沖タ・夕〕
10・30　そっぽ向かれた子供博物館／道も悪く設備も貧弱／小公園化を那覇市に陳情〔沖タ・朝〕
11・1　｜社説｜ナイキ実験への不安〔琉新・朝〕
11・1　旭ヵ丘立退費バッサリ／たった１ドルの費目存置／那覇市会の災害対策委〔琉新・朝〕
11・2　ガーブ川上下流改修／那覇市会災害対策特別委で結論〔沖タ・夕〕
11・3　那覇市の災害予算／議員の報酬ばっさり／市長も率先して削減／だが立退き補償費（旭ヵ丘）は残置／議会への挑戦だと意気まく〔琉新・朝〕
11・3　市長・議員の報酬減額／台風災害緊急対策費に／兼次市長補正予算案を提出〔沖タ・夕〕
11・3　那覇市会／議事日程を審議〔沖タ･夕〕
11・4　俸給削減案／各派の反響／与党側も不満の色／追加更正予算きょう上程／那覇市〔琉新・朝〕
11・4　月給引下げ市会／那覇市会爆弾提案で騒ぐ／市長不信任の動きも…野党／与党は板ばさみで苦慮〔沖タ・夕〕
11・5　61 年度の事業計画／首都建設委ガーブ川改修など〔沖タ・朝〕
11・5　災害対策と月給引下げ／爆弾かかえた那覇市会〔沖タ・朝〕
11・5　市営住宅の起債否決／那覇市会／またも会期を延長／災害予算に市長不信任も〔琉新・朝〕
11・5　那覇市の災害対策予算／けさ市議会に上程／〝最少の報酬で最大の奉仕〟／兼次市長月給引下げを説明〔沖タ・夕〕
11・6　市長と激しい応酬／深夜に及んだ那覇市会〔沖タ・朝〕
11・6　自民党支部準則案なる／保守分裂の那覇市会対策からも／きょう検討、支部づくり急ぐ〔琉新・朝〕
11・6　〝市長の議会軽視だ〟／混乱した昨夜の那覇市会〔沖タ・夕〕
11・7　積極的に支部づくりへ／自民党議員総会〔沖タ・朝〕
11・7　深夜まで続いた委員会／那覇市会きょう注目の本会議開く〔沖タ・朝〕
11・7　自民党、支部づくりへ／12 月 20 日ごろ党大会／那覇支部は市会の保守合同〔琉新・朝〕
11・7　沖縄派遣市会議長団決まる／津村全国市会議長会長ら 14 氏〔沖タ・夕〕
11・7　当局案を大きく修正／那覇市議会本会議開く〔沖タ・夕〕
11・7　市長と議会宿命の対決／那覇市会きょう本会議／市長交際費でもむ／意見

調整で遅れ正午開会〔琉新・夕〕
11・7　修正額３万８千百ドル／立退き補償費削りガーブ川工事に〔琉新・夕〕
11・8　40 日も続いた那覇市会／追加更正予算を可決／議員報酬は月 50 ドルに〔沖タ・朝〕
11・9　那覇市会／どうなる災害予算／兼次市長の立場は微妙〔沖タ・朝〕
11・10　台風市会をかえりみる／災害対策に終始／とび出した議員報酬引下げ〔沖タ・朝〕
11・12　｜社説｜大田行政を盛立てよう〔琉新・朝〕
11・12　声／市民運動会中止について〔琉新・朝〕
11・12　那覇市会漫評①／副議長追い出しで幕開け〔琉新・夕〕
11・13　地番の整理調査／那覇市、小栗氏招き〔沖タ・朝〕
11・13　那覇市会漫評②／世にも不思議な立退補償〔琉新・夕〕
11・13　惨たり！エマの爪跡／13 日、魔の金曜日の惨事／瞬間最大 54 メートル雨量 330 ミリ／各地で山崩れ、浸水避難騒ぎ〔琉新・夕〕
11・14　水害に苦悶する那覇市政／沼地に築く街の悲劇／議員報酬も引下げたが…〔沖タ・朝〕
11・14　那覇市会漫評③／ひーじゃー会で議会工作〔琉新・夕〕
11・15　支部結成を申し入れ／しせい会〔沖タ・朝〕
11・15　那覇市会漫評④／とび出す珍問迷答の数々〔琉新・夕〕
11・16　ミサイルにおののく／基地周辺の住民たち〔琉新・夕〕
11・16　ゆたか橋改築陳情／那覇市〔琉新･夕〕
11・17　那覇市会漫評⑤／会議中香をたく高良議長〔琉新・夕〕
11・18　区画整理は都計の母／小栗氏囲み懇談会／特別法制定を強調／市民は地番に深い関心もて〔沖タ・夕〕
11・18　那覇市会漫評⑥／小党分立市会の人間喜劇〔琉新・夕〕
11・19　那覇市会漫評⑦／結局は兼次市長の判定勝〔琉新・夕〕
11・21　会長ら 12 人来島／全国市議会議長会〔沖タ・朝〕
11・22　義永那覇市助役帰る〔琉新・朝〕
11・25　もう行政権返還の時期／津村全国市議長会長ら沖縄の印象語る／日米相互理解の上で〔琉新・夕〕
11・25　総額 27 万ドル／那覇市の台風被害〔琉新・夕〕
11・26　治水対策委顔合せ／委員長に新垣氏／那覇市〔沖タ・朝〕
12・1　ガーブ川／治水対策に市の名案／川の両岸に高層ビル〔沖タ・夕〕
12・1　冒頭から大荒れの那覇市会／月給削減で大むくれ／高良議長が退場宣言〔琉新・夕〕
12・2　｜社説｜那覇市の治水対策について…〔沖タ・朝〕
12・2　市民生活を調査／那覇市が防貧対策に〔琉新・朝〕
12・7　兼次佐一氏を除名／沖縄社会党が昨夜決定〔沖タ・朝〕
12・7　〝むしろ除名を喜ぶ〟／兼次那覇市長の話／除名した党の元気を買う〔琉新・夕〕
12・8　〝相つぐ裏切り行為〟／社会党兼次氏の除名処分理由〔琉新・朝〕
12・8　各所に投書箱／那覇市が市民の声を聞く〔琉新・夕〕
12・9　〝熱意は軍に通じた〟／融資再開からすでに１年／兼次市長記者会見で語る〔沖タ・朝〕
12・9　兼次市長の１ヵ年のＰＲ／都計に１億円注ぐ／来年も那覇市復興に努力〔琉新・朝〕
12・10　この１ヵ年⑦／那覇市政（上）〔琉新・夕〕
12・11　ニュース物語／のり切るか除名処分／流転の政客兼次佐一／さてつぎはどう出る？〔沖タ・夕〕
12・11　与儀小校前映画館／異議申立て却下／建築審査会〔沖タ・夕〕
12・11　この１ヵ年⑧／那覇市政（下）〔琉新・夕〕
12・12　ガーブ川の治水対策を推進／分水と改修を同時に／那覇市基本方針きまる〔沖タ・朝〕
12・12　番地整理研究会／小栗忠七理事が指摘〔琉新・夕〕
12・16　速やかな沖縄救援を／全国市会議長会、首相に陳情〔沖タ・朝〕
12・17　那覇市／新しい町名を検討／旧市内の区画整理地域〔沖タ・朝〕
12・18　那覇の中心を二つに／区画整理の小栗氏が主張〔沖タ・夕〕
12・18　沖縄５市市議会議長会〔琉新・夕〕
12・20　那覇市／台風被災者の救援／減免税、貧困者には見舞金〔沖タ・朝〕
12・20　排水溝をつくって／那覇市８区９組が陳情〔琉新・夕〕
12・22　大弦小弦〔高良議長退場の裏に…〕〔沖タ・朝〕
12・22　那覇市場改築案に反対／業者がワンサ押しかける〔沖タ・朝〕
12・23　20 万ドル程度援助か／民政府那覇市庁舎建設に〔琉新・夕〕
12・24　〝辞職は効果をねらった〟／兼次市長が表明／那覇市議会一般質問〔沖タ・朝〕

3・10 ミサイル「ホーク」を配置／沖縄本島８ヶ所／〝防衛近代化は米政策〟／22 日に土地収用命令〔琉新・夕〕
3・11 那覇市区長制度を復活／地域自治組織育成のため〔琉新・夕〕
3・12 ｜社説｜ホークの配置と／軍用地の新規接収〔琉新・朝〕
3・15 退職金条例改正など可決／那覇市議会、本会議開く〔沖タ・朝〕
3・15 〝この真心に届け〟／兵庫県の「やまびこの鐘」31 日に贈呈式〔琉新･朝〕
3・15 ちぎり結ぶ姉妹都市／那覇市の要請ホノルル市はＯＫ〔琉新・朝〕
3・15 区長制を復活せよ／那覇市に陳情書〔琉新・朝〕
3・16 大弦小弦〔那覇市を姉妹都市に、ホノルル市議会が議決〕〔沖タ・朝〕
3・16 那覇市議会終る／埋立地の貸借を可決〔琉新・朝〕
3・17 東京から那覇市に／銀座の柳お嫁入り〔琉新・朝〕
3・19 25 ドルの賃上げ／那覇市職労が要求〔沖タ・夕〕
3・21 埋立てた公有水面／那覇市へ編入手続〔沖タ・朝〕
3・22 那覇市にできる「横浜通り」／友愛の苗木白山丸で積出す〔琉新・朝〕
3・25 那覇市を七つの町に／きょう委員会開き協議〔沖タ・朝〕
3・25 災害復旧特別会計布令 29 号を公布／総資金 385 万ドル／４分の１は琉球政府負担／１年以内に負担行為／復旧完了３ヵ年をメド〔琉新・朝〕
3・25 那覇７町に変る？／区画整理で町名の改正案〔琉新・朝〕
3・25 話の卵／那覇七町の町名改正〔琉新・夕〕
3・26 金口木舌〔那覇市の七町名改正〕〔琉新・朝〕
3・26 那覇七町の改正案／一部を認め次回で再検討〔琉新・朝〕
3・26 那覇の新町名／決定持ち越す〔沖タ・夕〕
3・27 25 弗の賃あげ要求／ 29 日那覇市職労組大会〔琉新・朝〕
3・29 新予算の編成作業／那覇市長不在でも支障はない〔琉新・朝〕
3・29 兼次那覇市長兵庫へ／〝やまびこの鐘〟贈呈式参列のため〔琉新・朝〕
3・29 各部落で懇談会／那覇市の区長制度復活〔琉新・夕〕
3・30 金口木舌〔那覇市に送られた「銀座のヤナギ」〕〔琉新・朝〕
3・31 支部結成に動く／大田主席、那覇市議と懇談／自民党〔沖タ・朝〕
3・31 那覇市議８人／近く本土視察へ〔沖タ・朝〕
4・1 こだまする〝兵庫の真心〟／やまびこの鐘／那覇市に贈らる〔琉新・夕〕
4・6 古島に市営住宅建設／那覇市８月着工、百所帯収容〔琉新・朝〕
4・6 古島に市営住宅／土地提供の申し出も／那覇市当局が調査検討中〔沖タ・夕〕
4・9 〝那覇市七町〟の改正慎重／公聴会に図り最終決定〔琉新・朝〕
4・12 那覇七町の町名／泊、高橋の分割に異論〔沖タ・朝〕
4・12 緑化と精神的援助／兼次市長東京都知事に要望〔沖タ・朝〕
4・12 那覇町名改正で公聴会／〝旧泊〟二分するな／泊復興期成会から反対〔琉新・朝〕
4・12 那覇市がもの言い／南連の庁舎新築に／どうなる公園計画／都市計画とからみ問題に〔沖タ・夕〕
4・13 ｜社説｜首都圏造成と基本的問題〔琉新・朝〕
4・13 那覇市庁舎を与儀に／首都建設委が那覇市に申入れ〔琉新・朝〕
4・13 スポーツ興隆に協力／兼次那覇市長、東東京知事と懇談〔琉新・朝〕
4・14 区長制復活を審議／那覇市議会総務委員会／市当局の見解をさらに検討〔沖タ・朝〕
4・16 緑地帯３分の１に縮小／首都建設委事務局案まとまる〔沖タ・朝〕
4・17 くずれた那覇都計／民では手の出ぬ管理土地〔沖タ・朝〕
4・19 ｜社説｜那覇市の区長制問題について…〔沖タ・朝〕
4・19 〝なぜ旅券出さないか〟／民連３那覇市議ア民政官に要請〔琉新・朝〕
4・19 那覇市の区長制復活／総務委員で慎重に協議〔琉新･夕〕
4・20 住宅難の解消はかる／那覇市営住宅計画案まとまる〔琉新・朝〕
4・21 海水の逆流セキを／那覇市議らガーブ対策陳情〔琉新・朝〕
4・20 那覇の貧困者実態／１万世帯が困窮／社会福祉行政に大きな反省／奇跡の１マイルの裏に〔沖タ・夕〕
4・22 ｜社説｜那覇市の団地計画について…〔沖タ・朝〕
4・22 都計の推進を図る／那覇市内に内田洋行から測量機贈る〔琉新・朝〕
4・22 那覇市総務委／区長制は復活しない／町内会などの自治組織で〔琉新･夕〕
4・23 新年度予算の構想成る／那覇市／総額 199 万余ドル／目立つ新規の起債事業〔沖タ・朝〕
4・23 東京都から〝淡水プール〟／兼次那覇市長の本土みやげ〔琉新・夕〕
4・25 記者席／兼次市長本土の友情に感謝

〔琉新・朝〕
4・25　区長制は復活させたい／兼次那覇市長、市政の抱負／自治育成に力入れる／市営住宅は崇元寺付近が適地〔琉新・朝〕
4・25　ホノルル那覇市の発展に協力／ブ弁務官から那覇市長に書簡〔琉新・朝〕
4・26　大弦小弦〔那覇市の住宅難解決に高層アパートを〕〔沖タ・朝〕
4・27　那覇に市立高校／市会の一部が設立計画〔沖タ・夕〕
4・27　旧那覇市内の町名／きのう最終案まとまる〔沖タ・夕〕
4・28　那覇市を準会員に／九州市長総会で決める〔沖タ・朝〕
4・28　那覇市立の商工大学／62 年度目標に計画すすむ〔沖タ・朝〕
4・29　浄水場を建設／新年度予算で／那覇市水キキンの解消はかる〔沖タ・夕〕
4・29　那覇市／自治組織の育成を／区長制に代る要綱作る〔沖タ・夕〕
4・29　ベースアップ団交／那覇市職員労組が〔沖タ・夕〕
4・30　那覇市臨時議会／当局の手落ちを追及／映画館の損害賠償問題で〔沖タ・朝〕
5・2　２ドルのベア回答／那覇市職労に当局が〔沖タ・夕〕
5・3　非公開で慎重に協議／どうなる与儀映画館の賠償問題／頭の痛い那覇市総務委員会〔琉新・朝〕
5・3　職員給与政府並みに／兼次市長が団交で回答〔琉新・朝〕
5・3　兵庫の広瀬さん来島／「やまびこの鐘」鳴り初め式参列のため〔琉新・朝〕
5・3　日本復帰を決議／けさ、那覇市臨時議会で〔沖タ・夕〕
5・4　那覇市議会／映画館の建築中止問題応訴か／顧問弁護士から意見きく〔沖タ・朝〕
5・4　那覇七町の改称／行政区画整理調査研究会が兼次市長に答申〔琉新・朝〕
5・4　与儀映画館の損害、補償問題／那覇市総務委、応訴に決定〔琉新・朝〕
5・5　期末手当 20 割を要求／那覇市職労が当局に団交〔沖タ・朝〕
5・5　校長任期の改正陳情／那覇区教委が中教委に〔琉新・朝〕
5・5　那覇市会／応訴の公算大／与儀映画館の補償問題〔琉新・朝〕
5・5　山びこの鐘／きのう鳴り初め式／拍手のうちに第一声〔沖タ・夕〕
5・6　高らかに友愛の鐘／〝やまびこの鐘〟きのう鳴初め式／兵庫県代表も出席／阪本知事のメッセージ読み上げる〔琉新・夕〕
5・7　那覇市臨時議会大荒れ／損害賠償問題応訴を議決／定足数不足のまま押し切る〔沖タ・朝〕
5・7　台風災害救援に感謝／〝復興の意欲もえあがりました〟／沖縄代表あいさつ九州市議会議長会で〔沖タ・夕〕
5・9　広がる那覇市／３か所で埋立工事／７月末から国場川・旭町・安謝で〔沖タ・朝〕
5・9　町名改正に物言い／泊復興期成会が代案練る〔沖タ・朝〕
5・9　商業地域への変更／沖映周辺の住民が陳情〔沖タ・朝〕
5・9　那覇市団交物別れ／労組が期末手当 20 割要求〔琉新・夕〕
5・10　メイス基地は必要／ア民政官記者会見／ソ連との対抗上も／新規接収の必要は殆どない〔琉新・朝〕
5・10　那覇市／法律相談所にみる世相／せちがらさ反映／法に弱い女性、多い貸借問題〔琉新・朝〕
5・10　兵庫県民へ那覇市の感謝状／毎日放送で／やまびこの鐘の母子代表帰る〔琉新・朝〕
5・10　声／日曜の窓口事務を〔琉新・朝〕
5・11　九州市会議長会に那覇市議長も出席〔琉新・朝〕
5・11　市議報酬 75 ドルに復活／那覇市新年度予算に計上〔琉新・朝〕
5・11　具体的構想まとまる／那覇市の市営住宅計画〔琉新・朝〕
5・12　10 年遅れた住宅政策／那覇市が法の制定を強く要望／約２万所帯が住宅難／改善に政府の援助が必要〔琉新・朝〕
5・12　ハワイ訪問 10 月ごろ／安里氏、兼次那覇市長と懇談〔琉新・朝〕
5・12　木材など輸出促進／日南市会議員一行が来島〔琉新・朝〕
5・13　那覇市の予算案成る／市営住宅建築も計画／ 50%膨張総額 223 万ドル〔沖タ・朝〕
5・15　委員長に島袋氏再選、那覇市職労〔沖タ・朝〕
5・15　25 ドルの賃あげ要求／那覇市職労組 60 年度の運動方針〔琉新・夕〕
5・16　新年度の事業と夢／「沖縄市」への改称／市制施行 40 周年戦後最大の祭りも〔沖タ・朝〕
5・16　多い衛生面の苦情／投書に見る市民の声〔沖タ・朝〕
5・17　住民基本法の制定まで／那覇市、特別補助金を要請〔琉新・朝〕
5・17　旧那覇の町名改正／泊復興期成会が代案を要望〔琉新・朝〕
5・19　まだ研究の要あり／土地行政法那覇市の立法要請に回答〔沖タ・朝〕

5・22　話の卵／栄町の今昔〔琉新・夕〕
5・22　おまつり気分でわく／栄町の 10 周年記念賑わう〔琉新・夕〕
5・23　那覇市／あとを断たぬ不法建築／摘発すでに 90 件も〔沖夕・朝〕
5・27　那覇市に衛生パトロールカーを／社会局が民政府に陳情〔沖夕・朝〕
5・28　那覇と合併したい／与那原町が議会で議決〔沖夕・夕〕
5・30　泊港荷揚場の舗装／木材協会が陳情〔沖夕・朝〕
5・30　高圧線の撤去／弁務官に重ねて陳情〔沖夕・朝〕
5・30　し尿貯溜所／市が古島に設置〔沖夕・・朝〕
5・31　｜社説｜市民の福祉と市政執行者の立場〔沖夕・朝〕
6・4　納税出張所を設置／那覇市市民の自主納税を試みる〔沖夕・朝〕
6・5　推進期成会生まれる／奥武山総合グラウンド建設／会長には当間重剛氏／10 万ドル目標／来月から募金〔琉新・朝〕
6・6　那覇市会／予算議会で波乱含み／議会勢力分野保守勢力が結集／目だつ予算流用に焦点／あす開会〔沖夕･朝〕
6・6　市民の声を市政に反映／陳情処理に新しい方法〔沖夕・朝〕
6・6　荒れるか那覇市６月議会／微妙に動く議員報酬／あす第 38 回議会開く〔琉新・朝〕
6・7　那覇市会、けさ開く／埋立や市営住宅建設／新年度の那覇施政〔沖夕･夕〕
6・8　｜社説｜市民福祉のための市政を推進せよ〔沖夕・朝〕
6・10　激しいやりとり必至／那覇市議会きょうから一般質問〔琉新・朝〕
6・10　〃災害復旧が遅い〃／市当局の責任を追及／那覇市会〔沖夕・夕〕
6・11　軍用地問題に質疑集中／契約要請決議を再確認／那覇市会〔沖夕・朝〕
6・11　市営住宅に質疑集中／那覇市議会一般質問〔沖夕・夕〕
6・12　水道、治水対策つく／那覇市一般質問続く〔沖夕・朝〕
6・13　｜社説｜正直なところ水の不安は消えない…〔沖夕・朝〕
6・13　声／那覇市当局に一言〔琉新・朝〕
6・14　大弦小弦〔ふえる一方の電気や水の消費〕〔沖夕・朝〕
6・14　那覇市議会／高い水道料金つく／議員報酬でわたりあう〔沖夕・朝〕
6・15　那覇市会／増税阻止要請を決議／水道事業追加予算を承認〔琉新・朝〕
6・16　増税反対大会／那覇市職労も〔沖夕・朝〕
6・16　那覇市代表団を歓迎／姉妹都市ホノルルから招請状〔琉新・夕〕
6・17　｜社説｜増税反対運動の性格とその対策〔沖夕・朝〕
6・17　那覇市代表の来布を歓迎／ブ・ホノルル市長から便り〔沖夕・夕〕
6・18　那覇市議会／市長不信任微妙な動き／こんばん議員有志が会合〔沖夕･朝〕
6・19　｜社説｜アイゼンハワー大統領を迎える沖縄人の期待〔琉新・朝〕
6・19　市長不信任に傾く？／きのう那覇市議の懇談会〔沖夕・朝〕
6・20　｜社説｜アイゼンハワー大統領を迎えて〔琉新・朝〕
6・21　注目される今後の成行き／那覇市議会／兼次市長不信任不発か／軍用地料契約にふみ切る〔琉新・朝〕
6・21　那覇市会／〃場合により不信任辞せず〃／兼次市長議会に不満の意、那覇七町の改正／当局案、総務委で承認〔琉新・夕〕
6・21　くすぶる那覇市政／軍用地問題を低流に〔沖夕・夕〕
6・22　市長不信任で波乱よぶ那覇市議会〔沖夕・朝〕
6・22　軍用地問題で説明／兼次那覇市長が記者会見〔沖夕・朝〕
6・22　那覇市会／議会の再決議を無視／高姿勢に出た兼次市長〔琉新・朝〕
6・22　那覇市議会／不信任阻止の動きも／市長擁護派が態度表明〔沖夕・夕〕
6・23　兼次市長の不信任問題／自民党の内部で紛争／双方強気で調整ムリか〔沖夕・朝〕
6・23　記者席／解散風におびえた那覇市議〔琉新・朝〕
6・23　那覇市会／内部でいがみ合い／足並み乱れる兼次市長不信任〔琉新・朝〕
6・23　那覇市議会／市有地売却案に不満／自民党那覇市議が昨夜会合〔沖夕･夕〕
6・24　｜社説｜那覇市長と市議会の対立について〔沖夕・朝〕
6・24　記者席／民連議員もお上手になった〔琉新・朝〕
6・24　那覇市会問題に介入しない〔琉新･朝〕
6・24　｜社説｜市町村行財政再検討の時期〔琉新・朝〕
6・24　私の意見／市民にいこいの場を／奥武山漫湖を埋立から守れ〔琉新・朝〕
6・24　那覇市／市民に信を問え！／兼次市長きょう声明書出す／不信任は一部の潜在意見／渡口議員市長に政治力なし／それだけ市民に不利益だ〔琉新・朝〕
6・24　〃不信任〃反ばく／あわただしい動きに兼次市長強気〔沖夕・夕〕
6・24　那覇市会／兼次市長の立場、微妙／態度表明で決る信、不信〔琉新・夕〕

6・25　高姿勢になった兼次市長／不信任派の正副議長に質問状／具体的理由の公開を迫る〔沖タ・朝〕
6・26　那覇市の軍用土地／兼次市長契約にふみ切るか／議会の多数意見に従い〔沖タ・朝〕
6・26　当局案を修正承認／市営住宅の建設問題／那覇市会総務委〔沖タ・朝〕
6・27　けさ本会議開く／那覇市議会〔沖タ・夕〕
6・27　那覇市へ測量器具／大阪の内田洋行が〔沖タ・夕〕
6・27　復興事業用の測量機材／内田洋行から那覇市に贈る〔琉新・夕〕
6・27　那覇市会／２ドルの昇給を認める／アイク歓迎の消防車繰出しを追及〔琉新・夕〕
6・27　那覇市営住宅原案を修正／多数で民連議員を押切る〔琉新・夕〕
6・27　那覇市議会条例を審議／選挙立会人などの報酬引上げ可決〔琉新・夕〕
6・28　土地処分でやりとり／那覇市会議長交際費減額でもめる〔沖タ・朝〕
6・28　那覇市会／波乱含みの軍用地問題／兼次市長 30 日に正式表明か〔琉新･朝〕
6・29　公開質問状を取り下げよ／高良議長が市長に応酬〔沖タ・朝〕
6・29　話の卵／〝水難の都〟那覇市〔琉新・夕〕
6・29　住民登録事務怠る／法務局、那覇市へ補助金返還要求か〔琉新・夕〕
6・29　今夏も水の悩み／那覇市／夕方から全面ストップ／送水管の故障で打撃〔沖タ・夕〕
6・29　質問状黙認は遺憾／けさ兼次市長語る〔沖タ・夕〕
6・30　｜社説｜水の出ない水道をどうする…〔沖タ・朝〕
6・30　今期延長の瀬戸ぎわ／那覇市会／土地交換処分で当局と対立〔沖タ・朝〕
6・30　｜社説｜水かけ論よりまず台所に水を送れ〔琉新・朝〕
6・30　那覇市議会／市有地交換で大荒れ／法解釈で結論もち越す〔琉新・朝〕
6・30　那覇市の断水騒ぎ／けさ議会で当局を追及〔沖タ・夕〕
7・1　那覇市議会／会期を 30 日間延長／市当局に暫定予算編成を指示〔沖タ･朝〕
7・1　〝送水は十分にできる〟／那覇の受け入れ施設が不足／水道公社が断水の立場釈明〔琉新・朝〕
7・1　那覇市会／市長不信任はお預け／深夜審議で暫定予算可決〔沖タ・夕〕
7・2　会期延長した那覇市会／どう切り抜ける兼次市長／重要議案専決処分の動き〔沖タ・朝〕
7・2　那覇市へ浄水供給量ふやす／水道公社臨時に送水管工事〔沖タ・朝〕
7・2　軍が送水に協力約す／那覇の断水緩和見通しつく〔琉新・朝〕
7・3　｜社説｜北部からの水の輸送を考えよ〔沖タ・朝〕
7・3　水キキンに応急対策／主席・ギ総裁会談／牧港に送水ポンプ増設／那覇市と水道公社が協力〔沖タ・朝〕
7・3　農研所は移転する／さて緑地帯の計画は／１万７千坪を公園化／市民の憩いの場に確保〔沖タ・夕〕
7・4　１週間で水キキン解消／軍給水増がつづけば…／市水道課はまだ心配顔〔沖タ・朝〕
7・4　那覇市／暫定予算でストップ／都計工事などおくれる〔沖タ・朝〕
7・4　高台には消防車／渇水に那覇市が対策〔琉新・朝〕
7・4　軍給水、当分は好転／那覇市の水道ホッと一息〔沖タ・夕〕
7・4　那覇市への軍給水／さて主席が重ねて要請〔沖タ・夕〕
7・4　昇圧ポンプの設置／那覇市当局と議会が動く〔沖タ・夕〕
7・4　給水問題を追及／那覇市、議会が問題に対処〔琉新・夕〕
7・5　きょうから時間給水／水道公社からの浄水増加で／市当局、議会に現状を説明〔沖タ・朝〕
7・5　公聴／那覇市会に苦言〔沖タ・朝〕
7・5　きょうから時間給水／三者会談で那覇市の水道問題解決〔琉新・朝〕
7・5　那覇市議会／注目の予算修正／消費面の経費を圧縮か〔琉新・朝〕
7・5　１週間後に完全給水／那覇の水道明るい見通し〔琉新・夕〕
7・7　浄水５千トンの確保／那覇市議会が水道公社へ要請〔沖タ・朝〕
7・7　中だるみの那覇市会／欠席議員が 16 名も〔琉新・夕〕
7・8　疲れ気味の那覇市会／定足数の出席もやっと〔沖タ・朝〕
7・8　ニュース物語／きのうの友はきょうの敵／闘士兼次佐一と財閥高良一〔沖タ・夕〕
7・9　｜社説｜商店街歩道にアーケードを〔琉新・朝〕
7・9　早く土地調査を／那覇市が大田主席に要請〔琉新・朝〕
7・9　普通議決でよい？／那覇市有地交換問題／法務局見解〔琉新・夕〕
7・10　那覇市議会／波乱ふくむ重要案件／注目される兼次市長不信任〔琉新･朝〕
7・10　どうなる市営住宅建設案／ 12 日、那覇市議会本会議〔沖タ・夕〕
7・11　市民の陳情を処理／７日議会で９件を採択〔沖タ・朝〕

7・12　記者席／陳情書が救いの神にみえる〔琉新・朝〕
7・12　埋立地処分否決か／注目される市長の態度／那覇市議会〔琉新・朝〕
7・12　ハシゴ消防車着く／那覇の都心消火に威力〔琉新・夕〕
7・13　公聴／那覇市会の会期延長について〔沖夕・朝〕
7・13　記者席／那覇市会てんやわんやの巻〔琉新・朝〕
7・13　｜社説｜那覇市議会の泥沼抗争〔琉新・朝〕
7・13　安里川埋立地の売却を否決／那覇市予算覆える／首里バス問題ももむ〔琉新・朝〕
7・13　市有地の交換普通議決でよい／法務局那覇市の疑義に断〔琉新・夕〕
7・14　大弦小弦〔与儀の農研所移転跡地問題〕〔沖夕・朝〕
7・14　治水財源の市有地処分否決本予算に響く／兼次那覇市長、態度表明さける〔琉新・朝〕
7・14　声／那覇市議へのお願い〔琉新・朝〕
7・18　ホネ抜きの新年度予算／どうする治水対策／21 日注目の本会議〔沖夕･朝〕
7・18　市営住宅は安謝へ／地元側が誘致運動〔沖夕・朝〕
7・18　水キキンを陳情／与儀通り会〔沖夕・朝〕
7・19　〃普通議決でよい〃／市有地の交換処分／内政局、那覇市に回答〔沖夕・朝〕
7・19　公聴／那覇市と市議会へお願い〔沖夕・朝〕
7・19　軍用地を契約せよ／歳入欠陥も解消する／那覇市議会の渡口派が声明〔琉新・朝〕
7・20　歳入欠陥の行くえは／予想たたない予算案／那覇市会〔沖夕・朝〕
7・20　那覇市水道／浦添安謝間に昇圧ポンプ／民政府の協力で設置へ〔沖夕･朝〕
7・20　紛糾する那覇市会／今度は 18 議員が渡口派に反撃〔沖夕・夕〕
7・21　那覇市会／きょう注目の本会議／予算修正で一波乱予想〔沖夕・朝〕
7・21　声明合戦泥沼の那覇市会／市長派ら 21 議員が渡口派へ反論〔琉新・朝〕
7・21　サックス大佐給水地帯をいく〔琉新・朝〕
7・21　市営住宅建設を可決／那覇市会けさの本会議採決で〔沖夕・夕〕
7・22　那覇市議会／あっけない幕切れ／兼次市長軍用地料に契約〔琉新・朝〕
7・23　前例のない変則予算／歳入面にぽっかり穴／市当局、９万７千ドルをどう埋める〔沖夕・朝〕
7・24　大弦小弦〔軍用地の賃貸契約〕〔沖夕・朝〕
7・25　波乱に終始した第 38 回定例議会／感情的な声明合戦／政治不信招くおそれも〔沖夕・朝〕
7・26　検察庁きょうから取調べ／首里バス儀武社長ら詐欺横領、私文書偽造の疑い〔琉新・夕〕
7・27　那覇市営住宅／ 10 月までに着工／開金借入れ内諾得る〔琉新・朝〕
7・28　日の目みる市営住宅／水洗便所つきのモダンなアパート／家賃・１等－ 13 ドル 77 セント、２等－ 10 ドル 75 セント〔沖夕・朝〕
7・30　首里バス告訴事件起訴は確定的／検察庁取調べ終る／儀武氏ら全面的に否認〔琉新・朝〕
7・31　〃政治的ウソの告訴だ〃／首里バス問題上間氏ら近く逆告訴〔琉新・朝〕
8・5　道の真ん中に出店／那覇市与儀の農連市場前／市役所と〃道路論争〃／市道でないというので建築〔琉新･夕〕
8・6　部下から罷免の陳情／那覇消防分団長会議で問題に〔沖夕・朝〕
8・8　新しい「自治組織」へ／市民の声を市政に反映／９月１日から各町字単位に実施〔沖夕・朝〕
8・8　埋立地の借地／申し込みが殺到〔沖夕・朝〕
8　8 ガーブ川恒久改修工事／ 62 年度に民政府が補助か〔沖夕・朝〕
8・8　どうなる那覇／消防隊長問題／きょう総務委員会〔沖夕・朝〕
8・9　首里バス告訴事件／儀武社長を起訴猶予／検察庁犯罪事実は認める〔琉新・朝〕
8・9　軍用地料支払い始まる／那覇市税務署、銀行員がとりまく〔琉新・夕〕
8・11　那覇消防隊長問題／市議会総務委で審議〔沖夕・夕〕
8・15　下水溝の整備を／与儀区民が陳情〔沖夕・朝〕
8・15　あかるい起債事業／開金融資メドつく〔沖夕・朝〕
8・24　泊・那覇港整備を検討／弁務官資金の支出を要請／きのう首都建設委員会開く〔沖夕・朝〕
8・28　ガーブ川改修に朗報／民政府が準備すすめる〔沖夕・朝〕
8・31　重要産業の実態調査／那覇市企画室資料集る〔琉新・朝〕
9・10　文化財専門委 14 名が辞職／玉陵域内の建設許可に反対〔琉新・朝〕
9・10　兼次那覇市長 11 月にホノルルへ〔琉新・朝〕
9・12　那覇に自治会誕生／きょう市民集会所で発足式〔沖夕・朝〕
9・13　那覇市の自治会発足／ 59 町・字から代

表が参加〔沖タ・朝〕
9・13　市政の事務連絡を円滑に／那覇市自治会きのう発足〔琉新・朝〕
9・14　那覇市に生まれた自治会／区長制に代わるもの／〝すっきりしない〟と兼次市長／自主性の尊重をうたう〔沖タ・朝〕
9・14　いつ解消する水の悩み／遅れる西森浄水場／那覇市来年中の完成も危ない〔琉新・朝〕
9・15　｜社説｜もらい水の悲哀から抜けだす努力〔沖タ・朝〕
9・16　｜社説｜第１次産業の振興〔琉新･朝〕
9・17　那覇市／追加更正予算案を発表／兼次市長、定例議会に上程〔沖タ・朝〕
9・17　那覇市 15 万ドルの予算追加／歳入欠陥埋めた上７万ドル増〔琉新・朝〕
9・19　あすから那覇市定例議会／議題は追加予算など９件／市有地売却では波乱か〔沖タ・朝〕
9・19　国場川の砂防ダム／民政府に早急工事を陳情〔沖タ・朝〕
9・19　金武町に水道を／同自治会が陳情〔沖タ・朝〕
9・19　あす那覇市会開く／埋立地処分を再提案〔琉新・朝〕
9・20　国場川の水を浄水／砂防ダム計画を変更／那覇市親善委で軍発表〔琉新・朝〕
9・20　那覇市／予算更正議会始まる／会期は 30 日まで 11 日間〔沖タ・夕〕
9・20　会期 31 日まで那覇市会開く〔琉新･夕〕
9・22　外人課税を追及／那覇市会、質疑に入る〔沖タ・夕〕
9・24　兼次那覇市長 11 月にホノルルへ〔琉新・朝〕
9・24　｜社説｜旧慣を改廃するには〔琉新・朝〕
9・24　水の問題で質疑／那覇市会本会議〔琉新・朝〕
9・26　｜社説｜国会議員のみる沖縄〔琉新・朝〕
9・30　苗圃地買収を可決／那覇市会建築審査委承認〔琉新・夕〕
10・1　ホノルルへ親善使節／那覇市が派遣を計画〔琉新・朝〕
10・1　玉陵の保護要請決議／那覇市定例議会おわる〔琉新・夕〕
10・2　金口木舌〔那覇市・ホノルル市と姉妹都市〕〔琉新・朝〕
10・3　追加更正予算のおもな事業〔沖タ･朝〕
10・3　やっさもっさの立ちのき騒動／市当局も手をやく／農連前道路上の建物めぐり〔沖タ・朝〕
10　5　18 万ドルが支出超／那覇市二・四半期の実行予算〔沖タ・朝〕
10・5　那覇市が市有地提供／ペルリ会館建設具体化へ〔琉新・朝〕
10・6　各事業年度内に執行／那覇市二・四半期予算増額配賦〔琉新・朝〕
10・6　玉陵に学生センター設立反対／文化を守る会が反対演説会〔琉新・朝〕
10・6　おそいチリの処理／那覇市対策に思案投げ首〔沖タ・夕〕
10・7　納税も銀行の窓口で／那覇市近く出張所をおく〔沖タ・朝〕
10・7　開金融資メドつく／那覇市営住宅と国場川埋め立て〔琉新・朝〕
10・8　苦情問答／チリ捨て場の悪臭に悩む〔琉新・朝〕
10・9　那覇市が今年度の財政公表／市税１人年２ドル 63 セント／予算の 56％が事業費〔琉新・朝〕
10・11　｜社説｜総合グラウンド建設資金募集を促進せよ〔琉新・朝〕
10・14　予算 60％の執行率／兼次那覇市長が発表〔沖タ・朝〕
10・14　年内に土木事業６割／那覇市、実行予算を組む〔琉新・朝〕
10・17　高良議長九州へ／市議長会出席のため〔沖タ・朝〕
10・18　市営住宅近く着工／那覇安謝に 17 万ドルで 96 世帯収容〔琉新・朝〕
10・18　近くガーブ川を改修／民府補助１万５千ドルで〔琉新・朝〕
10・21　高良市議長が出席／九州市議会議長会議〔琉新・朝〕
10・22　開金、那覇市営住宅に融資／安謝に３階建を建築〔沖タ・朝〕
10・24　開金 20 万ドルの融資／那覇市営住宅とバケツ業〔琉新・朝〕
10・26　ガーブ川改修に弁務官資金〔琉新･夕〕
10・27　大弦小弦〔社会局の牛乳製造業者衛生検査結果〕〔沖タ・朝〕
10・30　那覇市来年度 148 万ドルを起債／新庁舎、市営住宅に／兼次市長記者会見で発表〔沖タ・朝〕
10・30　市営住宅を 240 世帯／那覇市の来年度事業案／庁舎新築、水源開発〔琉新・朝〕
10・31　｜社説｜那覇市の新事業計画の達成について〔沖タ・朝〕
10・31　来年１月那覇で／九州地区市議長会〔沖タ・朝〕
11・1　大弦小弦〔西森浄水場建設計画〕〔沖タ・朝〕
11・2　首都建設に 290 万ドル／政府が 62 年度予算検討〔琉新・朝〕
11・3　｜社説｜首都建設に身を入れよ…〔沖タ・朝〕
11・3　那覇へ 70 万ガロン給水／鉄管工事、安謝まで完工〔琉新・朝〕
11・3　兼次市長／近くハワイへ〔琉新・朝〕
11・12　96 世帯を収容／那覇市営アパート近く

着工〔琉新・朝〕
11・14　泊浄水場の拡張不能／市当局西森の計画を推進〔沖タ・朝〕
11・14　今月いっぱいに着工／安謝の新市営住宅 96 所帯を収容〔沖タ・朝〕
11・15　｜社説｜立法院選挙の結果についての考察〔琉新・朝〕
11・16　兼次那覇市長ハワイへ／ホノルル市と縁結び／きょう軍用機で出発〔沖タ・朝〕
11・16　姉妹都市ハワイへ／兼次那覇市長きょう親善訪問へ出発〔琉新・朝〕
11・16　兼次市長ハワイへけさ出発〔琉新･夕〕
11・24　〃米琉の相互理解を〃／兼次那覇市長ハワイで語る〔琉新・朝〕
11　24兼次市長らを大歓迎／那覇の姉妹都市ホノルル〔沖タ・夕〕
11・26　〃沖縄の復帰を推進〃／鹿児島から９市議長ら来島〔沖タ・朝〕
11・28　〃両市の親交を永遠に〃／ブレイズテルホノルル市長那覇市との提携で語る〔沖タ・夕〕
11・30　年末賞与を 17 割／那覇市職労が団体交渉〔沖タ・朝〕
12・3　那覇市職労が／ボーナス団交〔沖タ・朝〕
12・3　私の意見／姉妹都市のホノルル／那覇市も楽園にしよう〔琉新・朝〕
12・5　地番物語り／やっかいな旧部落名／整備には十数年も要す〔沖タ・朝〕
12・5　年末賞与 17 割を要求／職員労組兼次市長の帰任待つ〔沖タ・朝〕
12・5　ホノルル市長／１月に沖縄訪問〔沖タ・朝〕
12・5　市有地を値下げ／若狭町の市営住宅周辺〔沖タ・朝〕
12・6　庁舎建設にハワイが協力／兼次市長、けさ記者会見〔沖タ・夕〕
12・6　ハワイ訪問は大成功／兼次那覇市長記者会見〔琉新・夕〕
12・7　きょう市長と団交／那覇市職労組が〔琉新・朝〕
12・8　ボーナス 14 割要求／那覇職労職場放棄も〔沖タ・朝〕
12・9　市職労／全職員が職場放棄／年末手当 14 割を要求〔沖タ・朝〕
12・9　傷だらけの国際通り／目下 10 ヵ所修理中／激しい交通量当局お手あげ〔琉新・朝〕
12・9　年末手当 14 割を要求／那覇市職労／水道消防除き職場放棄〔琉新・朝〕
12・9　市役所の機能ストップ／けさ那覇職員労組が職場放棄〔沖タ・夕〕
12・9　一せいに休暇闘争／大会でスト権確立／那覇市職労あくまで 14 割を要求〔琉新・夕〕
12・10　｜社説｜那覇市職員労組の職場放棄〔沖タ・朝〕
12・10　きょう奥武山球場開き／両翼 100 メートル中堅は 120 メートル／２万人の観衆収容できる〔琉新・朝〕
12・10　きょう全車両ストップ／那覇市職労最悪の時は全面スト も〔琉新・朝〕
12・10　話の卵／ボーナス闘争〔琉新・夕〕
12・10　はなやかに球場開き／奥武山グラウンド／ギ副民政官が始球／スタンド埋めた大観衆〔琉新・夕〕
12・10　那覇市職労は強腰／ 14 割譲らず車両もストップ〔琉新・夕〕
12・11　ボーナス闘争の動き／那覇市歩み寄りの気配も〔沖タ・朝〕
12・11　金口木舌〔奥武山球場完成〕〔琉新・朝〕
12・11　12 日団交をもつ／那覇市と職労組合〔琉新・朝〕
12・12　年末闘争がヤマ場へ／那覇市職は 13 割で妥結か〔琉新・夕〕
12・12　不本意だが譲った／仲原助役の話〔琉新・夕〕
12・13　｜社説｜開金・那覇市の計画調整をはかれ〔沖タ・朝〕
12・13　13 割の線で解決／那覇市役所の年末闘争〔沖タ・朝〕
12・13　地方公務員のスト制限へ／立法化の声高まる／那覇市職労の年末闘争で／組合側は絶対反対〔琉新・朝〕
12・14　〃ドル節約適用外に〃／議会議長が要望決議〔沖タ・朝〕
12・14　那覇市／市会、ボーナス問題を追及か／職労は強力折衝の態度〔沖タ･夕〕
12・14　13 割でひと荒れか／那覇市議会ボーナス闘争とりあげる〔琉新・夕〕
12・15　浄水場計画を却下西森／高地台の給水は泊の拡張で／民政府書簡〔琉新・朝〕
12・15　議会対策に運動展開／那覇市職労組闘争委が〔琉新・夕〕
12・16　〃西森浄水場は最善だ〃／那覇市、民政府の見解に対立〔琉新・朝〕
12・17　ガーブ川来年８月に改修／〃世界一〃の汚名返上／ 32 万ドルで美しくお化粧〔沖タ・朝〕
12・17　ガーブ川の改修ＯＫ／民政府、那覇市へ／ 23 万ドル支出〔琉新・朝〕
12・17　きょうから那覇市議会／年末手当など一荒れか〔琉新・朝〕
12・17　ボーナス 13 割りで一もめか／那覇市定例議会ひらく〔沖タ・夕〕
12・18　｜社説｜河川改修に市民の意思を反映せよ〔沖タ・朝〕
12・19　難航する浄水場計画／市西森案を強力に推進／既施設拡張で十分／民政府〔沖タ・朝〕
12・19　暫定的な民政府案／市民の声／一日も

早く解決を〔沖タ・朝〕
12・19　市議会／きょうから本会議／追加更正予算など審議〔沖タ・朝〕
12・19　大喜びの周辺の人たち／ガーブ川改修の朗報に〔沖タ・朝〕
12・19　ボーナス問題荒れる／那覇市会／市長の責任を追及〔沖タ・夕〕
12・20　｜社説｜泊浄水場計画案をめぐって…〔沖タ・朝〕
12・20　私の意見／慎重な検討を望む／那覇市の浄水場設置問題〔琉新・朝〕
12・20　低調の那覇市議会／諸案件を委員会に付託〔琉新・夕〕
12・21　〝認可した覚えはない〟／西森浄水場案ローラ氏が釈明〔沖タ・朝〕
12・21　那覇市役所のボーナス問題／闘争委が懸命の説得／市議の家庭をまわり〔沖タ・朝〕
12・21　年末手当に三つの色／那覇市職組議会に 13 割獲得運動〔琉新・朝〕
12・21　浄水場の解決策／民政官と主席が話し合う〔沖タ・夕〕
12・23　宙に浮く浄水場計画／那覇市と民政府が意見対立／西森か、泊の拡張か／技術と資金問題がからむ〔沖タ・朝〕
12・23　話し合い進まず西森浄水場問題〔琉新・朝〕
12・23　那覇市に協力呼びかけ／62 年度の事業計画発表〔琉新・朝〕
12・24　きょうから本格的審議へ／那覇市職員、年末手当 13 割／那覇市議総務委〔琉新・朝〕
12・25　年末手当 13 割を否決／職組側・中労委に提訴し闘う腹／那覇市議総務委〔琉新・朝〕
12・26　大弦小弦〔那覇市のボーナス問題〕〔沖タ・朝〕
12・26　ボーナス・浄水場問題／頭をおさえる市当局／本会議で一波乱か／職労 13 割要求を貫徹〔沖タ・朝〕
12・26　市庁舎建設に百ドル寄付／ハワイ副知事〔沖タ・朝〕
12・27　大弦小弦〔那覇市役所の投書箱〕〔沖タ・朝〕
12・27　賞与問題で波乱か／那覇市議会の本会議〔沖タ・朝〕
12・28　那覇市／もつれるボーナス問題／市会 30 対８で否決／労組ストで貫徹の構え〔沖タ・朝〕
12・29　公共建物国旗掲揚許さず／国場川埋め立ては検討／ア民政官が回答〔琉新・朝〕
12・29　市長との団交物別れ／那覇市労組のボーナス闘争〔沖タ・夕〕
12・29　市長と団交もの別れ／那覇市職労年内に実力行使か〔琉新・夕〕
12・30　｜社説｜市場の衛生保持に怠慢は許されない〔沖タ・朝〕
12・30　もつれる那覇市のボーナス問題／７月選挙ともからむ／要求貫徹に強気な労組〔沖タ・朝〕
12・31　市長、13 割支給約す／那覇市職労年末闘争臨時議会を招集〔沖タ・朝〕

1961 年（昭和 36 年）

1・1　那覇市／臨時議会 15 日ごろ招集／ボーナス 13 割案再提出〔沖タ・朝〕
1・1　15 日ごろ臨時会議会／那覇市ボーナス問題再提案〔琉新・朝〕
1・5　年を越したボーナス闘争／13 割はどこへゆく／那覇市議会市長不信任問題も再熱か〔琉新・夕〕
1・9　１位はガーブ川の補助／那覇市政十大ニュース〔沖タ・朝〕
1・9　どうなるボーナス議会／那覇市当局は情勢を楽観〔沖タ・朝〕
1・9　投書箱（1）／水道／いつ果てる水の悩み／一日も早く恒久施設を〔沖タ・朝〕
1・9　大平洋を結ぶ姉妹都市那覇とホノルル／自然と人工の美でもつ／太平洋のマイアミ／年間 20 億弗の観光収入〔琉新・朝〕
1・9　特産品の交換や／市民の交流など〔琉新・朝〕
1・9　ブレイズデル市長らけさ空路来島／〝沖縄との親善深めたい〟／兼次市長・副民政官らが出迎え〔沖タ・夕〕
1・9　ホノルル市長けさ来島／姉妹都市提携で繁栄／空港であいさつ兼次那覇市長と握手〔琉新・夕〕
1・9　根本的に理解しあう／ホノルル市長と一問一答〔琉新・夕〕
1・10　終始なごやかに交歓／ブ市長、那覇市役所と政府を訪問〔沖タ・朝〕
1・10　軍用地と関連、進行の停止を／〝民法の時効〟に特例法／桑江議員、定例会に提案〔琉新・朝〕
1・10　きょう〝姉妹都市宣言〟／〝協力を惜しまない〟／ホノルル市長那覇市役所へ〔琉新・朝〕
1・11　大弦小弦〔ホノルル市と、那覇市が姉妹都市のエン結び〕〔沖タ・朝〕
1・11　姉妹都市を宣言／ホノルル市と那覇市〔沖タ・朝〕
1・11　那覇の発展を称賛／ホノルル市長市内を視察〔琉新・夕〕
1・12　観光事業は将来有望／文化の交流、技も援助／ホノルル市長記者会見〔琉新・朝〕
1・13　大弦小弦〔市制施行 40 周年の那覇市の各種記念行事〕〔沖タ・朝〕
1・13　那覇市の熱意に満足／ホノルル市長一

行台湾へ〔琉新・夕〕
1・14 危機！文化財保護行政／勧告も無視される／委員会に決定的対策なし〔琉新・朝〕
1・16 進展しない浄水場新設計画／いぜん西森案に反対／市議は署名運動を準備／民政府〔沖タ・朝〕
1・16 紛糾する竜潭池問題／市当局は工事を続行〔沖タ・朝〕
1・17 竜潭池問題／文教委きょう緊急臨時会／兼次市長が現場を検分〔沖タ･朝〕
1・17 どうなるか／奥武山野球場の管理／外野の広告料話合いつかず／競技場資金に計上政府／那覇市／収入のない管理はできぬ〔琉新・朝〕
1・17 龍潭池・市と文保委の争い解決へ／石垣の積み替え／那覇市「現状変更」を届け出る〔琉新・朝〕
1・17 円満解決に努力／竜潭池畔の工事問題／文保委さらに話し合う／「現状変更申請」を準備／那覇市〔沖タ･夕〕
1・17 話の卵／奥武山球場の施設と管理責任〔琉新・夕〕
1・17 龍潭池の公園化工事／文保委、臨時委員会で検討〔琉新・夕〕
1・18 どうなる竜たん池の工事／すでに８割も進む／文保委行政訴訟で対決する／那覇市よりよい工事で保護〔沖タ・朝〕
1・19 署名運動で／市民に呼びかける／西森浄水場の実現へ／首里・真和志の市議たちが〔沖タ・朝〕
1・19 署名運動の声高まる／那覇市議会西森浄水場新施設実現へ〔琉新・夕〕
1・19 現状変更届けでケリ／龍潭池の工事那覇市、文保委話し合う〔琉新・夕〕
1・21 建設部長が強気／龍潭池公園化工事またごて続ける〔琉新・朝〕
1・23 ボーナス 13 割を再提案／きょう那覇市臨時議会〔琉新・朝〕
1・23 那覇市／ボーナス議会／条例改正で 13 割支給確定／質疑打切り採決 24 対 12〔沖タ・夕〕
1・23 ボーナス 13 割を支給／那覇臨時市議会で可決〔琉新・夕〕
1・24 ボーナス市会／那覇市／ 13 割支給であっけない幕／市長不信任も…と野党側は強い態度〔沖タ・朝〕
1・25 竜潭池問題／那覇市現状変更を申請／工事９分通り／〝いまさら…〟と文保委シブイ顔〔沖タ・朝〕
1・25 専門審議会に諮問／龍潭池公園化工事現状変更問題〔琉新・夕〕
1・26 ｜社説｜竜たん池の現状変更問題は／冷静なる処理を〔琉新・朝〕
1・26 犯された「文保法」／もつれる龍たん現状変更／那覇市押しの一手で工事続行〔琉新・朝〕
1・26 声／竜たん池は史跡名勝の美を〔琉新・朝〕
1・26 高圧線移動／あわてる地元住民／兼次市長も〝絶対反対〟と語る〔沖タ・夕〕
1・27 百人送り出し目標に／大阪の職業訓練所へ兼次市長 29 日折衝へ〔沖タ･夕〕
1・28 真和志小禄の土地接収／ギ副民政官が説明／南部への電力供給が目的／１号線の高圧線撤去は／こんどのプランにはない〔沖タ・朝〕
1・28 那覇市建設部長へ（上）〔琉新・朝〕
1・29 ｜社説｜高圧線用地接収に対する地主の態度〔沖タ・朝〕
1・29 那覇市建設部長へ（下）〔琉新・朝〕
1・30 ５月に市制施行 40 周年／大綱引きや多彩な行事を計画／兼次市長沖縄市改称を再提案〔沖タ・朝〕
1・30 難問題抱える市当局／部落民が反対運動／高圧線の架設／竜潭工事円満解決のきざし〔沖タ・朝〕
1・31 竜たん工事解決／文教委・条件付きで認可／陸橋、都計道路の新設に〔沖タ・朝〕
1・31 那覇市がプロ野球招く／市制 40 周年飾る／兼次市長きょう上京、折衝へ〔琉新・朝〕
1・31 声／龍たん公園化工事について〔琉新・朝〕
1・31 トピックインタビュー／ボーナス 13 割闘争で奮闘した那覇市職組島袋勇委員長〔琉新・朝〕
2・5 那覇市は車と人の洪水／思い切った改善が必要／納める 10 万ドル／地主側は分割払いを訴える／増換地の清算に苦情〔沖タ・朝〕
2・5 那覇市の区画整理／てんやわんやの跡始末／どうして〔沖タ・朝〕
2・6 ｜社説｜現状維持に姿勢を改めよ…〔沖タ・朝〕
2・6 浄水場問題再検討へ／高良課長ら近く上京／本土の関係者と話し合う〔沖タ・朝〕
2・6 消防を機構変え／内容の充実に重点をおく〔沖タ・朝〕
2・6 早くも活発な動き／市議選挙 70 人がうわさに上る〔沖タ・朝〕
2・6 投書箱⑤／高圧線の架設計画／一言の相談もなく／いきなり強制収用通告〔沖タ・朝〕
2・6 長期の分割払いを／地主たちが署名運動／那覇市の増換地清算〔沖タ･朝〕
2・6 那覇で実行委ひらく／九州市会議長団きのう来島〔沖タ・朝〕
2・7 那覇市の道路計画（上）限界にきた交通量／首都建設委員会が政府と市に

対策勧告〔琉新・朝〕
2・8　プロ野球、芸能大会／那覇市制 40 周年多彩な記念行事を内定〔琉新・朝〕
2・9　那覇市制 40 周年の記念切手を発行／切手審議会〔沖タ・朝〕
2・9　那覇市の道路計画（下）１号線交通量を分散／交差点に横断地下道〔琉新・朝〕
2・10　早くも那覇市長選挙の動き／うわさの顔ぶれ６人／７月市議選が前衛戦？〔沖タ・朝〕
2・11　プロ野球の招請／兼次市長具体的な折衝に入る〔沖タ・朝〕
2・11　浄水場へ 65 万ドル融資／〝泊〟の拡張案を条件に／開発金融公社が発表〔沖タ・朝〕
2・11　本土の観光地視察／那覇市会議員ら〔沖タ・朝〕
2・11　〝泊浄水場に不満〟／那覇市、宝村発言と対立〔琉新・朝〕
2・11　ローマ字で琉球を表示／那覇市制記念切手などを発行〔琉新・夕〕
2・12　那覇市、土地調査費の補助を陳情〔琉新・朝〕
2・13　海へのびる那覇市／住宅難の緩和はかる／埋め立て地に工場も誘致〔沖タ・朝〕
2・13　投書箱／区画整理の仮清算／とっぴな通知に驚く／地主、長期分納を訴える〔沖タ・朝〕
2・13　職員労組執行委／地公法の立法化阻止／宿日直手当の増額も〔沖タ・朝〕
2・14　沖縄での自衛隊募集／民政官定例記者会見／恒久化は施政権損ず／銀行布令基本規定曲げぬ〔琉新・朝〕
2・14　毎年５月に公式戦か／今年の成果が試金石／秋のオープン戦も計画〔琉新・朝〕
2・14　猛打の中西、エース土橋／西鉄、東映チームの横顔〔琉新・朝〕
2・14　ファンの喜び沖縄シリーズ／夢にみたプロ野球／早くも団体見学申込み〔琉新・朝〕
2・14　〝西森案が妥当〟／浄水場問題で兼次市長、見解表明〔沖タ・夕〕
2・14　全面的民移管を陳情／市議会議長会風俗営業取り締まり〔琉新・夕〕
2・14　定期公式戦のいと口／プロ野球の沖縄関係本土各紙大きく報道〔琉新･夕〕
2・15　浄水場問題ふり出しへ／白紙の立場で再検討／歩みよる政府と那覇市〔沖タ・朝〕
2・15　聖火の沖縄通過を／兼次市長が五輪委に要請〔琉新・朝〕
2・15　ギャラ１万４千ドルか／兼次市長西鉄と打合せ〔琉新・朝〕
2・15　きょうさらに検討／西森浄水場那覇市、水道部長と会談〔琉新・朝〕
2・15　電話度数制／お役所も大あわて那覇市は５割増し／コザは９百ドルを追加要求〔琉新・夕〕
2・16　｜社説｜電話の度数制に早急な改善を望む〔琉新・朝〕
2・17　両チームの特色とスター選手〔琉新・朝〕
2・17　兼次市長、構想を語る／プロ野球沖縄シリーズ／外野席は１ドル前後／パレードとサイン会も〔琉新・朝〕
2・17　度数制またあらたなる波紋／５セント通話が横行／ほったらかしの違法〔琉新・夕〕
2・18　〝沖縄市〟への改称／見通しくらくなる／那覇市提案、見合わす？／議会の情勢分析の結果〔沖タ・朝〕
2・18　まかり通る不法建築／那覇市営住宅／勝手に模様替え／押入れつぶしフロ場に〔琉新・夕〕
2・19　税金４割もとられる／プロ野球誘致はできたが／〝入場料設定〟でお手上げ／那覇市政府の協力訴える〔沖タ・朝〕
2・19　あの町・この町／那覇市催物案内〔琉新・朝〕
2・19　プロ野球入場料を無税に／那覇市、近く政府と折衝〔琉新・朝〕
2・19　大綱引きは取り止め／那覇市制 40 周年記念予算面から困難視〔琉新・夕〕
2・19　那覇市で借地料値上げ／法の盲点をつく／市の「土地等級設定」遅れる〔琉新・夕〕
2・20　提灯行列や花火大会／市制 40 周年多彩な祝賀行事を準備〔沖タ・朝〕
2・20　高圧線架設／円満解決の動き／小禄、真和志が歩みよる〔沖タ・朝〕
2・20　あの町・この町／那覇市催物案内〔琉新・朝〕
2・20　成功せば定期公式戦／兼次那覇市長西鉄球団と仮契約〔琉新・朝〕
2・21　兼次市長平和台を訪問／西鉄の選手らと歓談〔琉新・朝〕
2・21　〝プロ野球は成功するよ〟／兼次〝ホームラン〟市長帰る〔琉新・朝〕
2・21　那覇市新年度予算案の編成を準備／大がかりな埋立計画泊－安謝 50 万坪／起債で市営住宅などの事業〔沖タ・夕〕
2・22　那覇市、受け入れ態勢整える／球場移管、料金問題など／近く関係者と話し合い〔沖タ・朝〕
2・22　プロ野球誘致よもやま／兼次那覇市長に聞く〔琉新・朝〕
2・24　今晩の話題／陳情の民〔沖タ・夕〕
2・24　農連市場とり払い／敷地利用の考えで／１階は市場に開放〔沖タ・夕〕

2・24 プロ野球の本契約／西鉄中島氏が４月に来沖〔琉新・夕〕
2・25 大弦小弦〔市営アパート敷地の農連市場に目をつける〕〔沖夕・朝〕
2・26 那覇市に管理移す／奥武山球場政府と話し合いつく〔琉新・朝〕
2・26 〝明るい面の強調を〟／那覇市議本土の観光視察から帰る〔沖夕・夕〕
2・27 浄水場問題／西森案さらに折衝／兼次市長１日ア民政官と会見〔沖夕・朝〕
2・27 長期分納訴え署名運動／区画整理の仮清算〔沖夕・朝〕
2・27 〝ミス那覇〟など／市制 40 周年行事／当局案まとまる〔沖夕・朝〕
2・28 平和慰霊像奉賛会が主催／プロ野球純益は建立資金に〔琉新・朝〕
3・1 大綱引きはとりやめ／40 周年記念行事 那覇市が議会と協議〔沖夕・朝〕
3・2 まず両案を再検討／浄水場問題、歩み寄りの兆〔沖夕・朝〕
3・2 産業貿易館を急ぐ／商議所那覇市に敷地譲渡陳情〔琉新・朝〕
3・2 双方で技術的な検討／那覇市浄水道問題／兼次市長弁務官と懇談〔琉新・朝〕
3・3 ｜社説｜浄水場問題の円満解決を〔沖夕・朝〕
3・3 那覇市制 40 周年記念切手〔沖夕・朝〕
3・4 那覇市へ委任と決定／奥武山球場の管理問題〔沖夕・朝〕
3・4 仮装行列は復活／那覇市制 40 周年記念行事〔琉新・朝〕
3・5 資料を集め調査／那覇市、土地の等級設定へ〔琉新・夕〕
3・6 迫る那覇市議選／うわさの顔ぶれ 70 余人／市長選挙の前衛戦／政党も介入の動き〔沖夕・朝〕
3・6 地番をわかりやすく／行政区画整理基本計画決まる〔沖夕・朝〕
3・6 どうなる西森浄水場案／経費を泊案と同額に／那覇市が最後の切り札／両案再検討、問題は開金折衝〔沖夕・朝〕
3・9 漫湖にダム建設／海水から飲料水／軍が 45 万ドルで計画〔沖夕・朝〕
3・9 衣食住とも値上がり／60 年度の那覇市消費者物価指数／前年度とくらべ 1.8％上昇〔琉新・朝〕
3・9 住宅地に燃料タンク／那覇市古波蔵住民が設置阻止を陳情〔琉新・朝〕
3・9 高い物価の正体にメス／琉球商議所が研究会／物品税を考えよ／輸入で経費かさむ〔琉新・朝〕
3・9 一律 12 ドルのベ・ア／那覇市職労／春闘方針決める〔沖夕・夕〕
3・10 ネット裏は３ドル／プロ野球入場料金決まる〔琉新・朝〕
3・10 声／市長は見聞が必要〔琉新・朝〕
3・12 低調の教育委選挙／那覇市 27 ヵ所で投票〔琉新・夕〕
3・13 12 ドルのベ・ア要求／那覇市職労が近く団交〔沖夕・朝〕
3・13 観光行政の改革を／那覇市議本土視察報告〔琉新・朝〕
3・14 那覇市に正式譲渡／政府、奥武山野球場の管理〔琉新・朝〕
3・14 浄水場問題で話合う／兼次那覇市長民政官と会見〔琉新・夕〕
3・17 水道改善など陳情／那覇市三原と松川〔琉新・朝〕
3・18 旭町埋め立て 17 万ドル融資きまる／開金が那覇市へ〔沖夕・朝〕
3・18 社大党も西森案推進へ／那覇市の水道民政官に会見申入れ〔琉新・朝〕
3・19 那覇市議会あす開く／市制記念行事の予算審議〔琉新・朝〕
3・19 今晩の話題／ガーブ川の改修〔沖夕・夕〕
3・20 近づく沖縄シリーズ／オープン戦もまんざらじゃない！／プロ野球のがめついソロバン〔琉新・朝〕
3・20 那覇市議会始まる／61 年、追加更正予算を審議〔琉新・夕〕
3・21 講和前補償の２決議を上程／那覇市議会〔琉新・朝〕
3・21 結論えずもの別れ／那覇市の浄水場問題／社大党、ア民政官と折衝〔沖夕・夕〕
3・21 那覇市の浄水場問題／民政府泊案が決定的／ア民政官と社大、平良書記長会談〔琉新・夕〕
3・22 民政官発言、那覇市に衝撃／泊浄水場拡張案／直接会い確かめたい／兼次市長資料出しあって〔琉新・朝〕
3・22 最低 50 セントに値上げ／旧那覇地区の理髪業者が近く陳情〔琉新・夕〕
3・23 那覇市の浄水場問題大詰めへ／西森案にも融資か／兼次市長民政官と再び折衝〔沖夕・朝〕
3・23 国場川の治水を追及／那覇市議会黒潮、仲松議員が質問〔琉新・夕〕
3・24 きょう民政官と会見／高良那覇市議長／浄水問題で〔琉新・朝〕
3・24 市庁舎建設は資料送れ／ハワイの津山氏兼次市長に協力約す〔琉新・朝〕
3・24 那覇市会／工交局の責任ただす／決議の握りつぶし〝市民の意見無視〟と怒る〔沖夕・夕〕
3・25 大弦小弦〔西森浄水場建設促進と国場川の〝捨て石撤去〟決議文、行政府で止め置き〕〔沖夕・朝〕
3・25 泊拡張案が最善／民政官、正副議長に言明〔琉新・朝〕
3・25 足並の乱れを重視／那覇市浄水場市議

会で責任追及へ〔琉新・夕〕
3・26　市の内部不統一／浄水場問題議会側が問題視〔沖タ・朝〕
3・26　芝植え作業はじまる／奥武山球場プロ野球沖縄戦にそなえ〔琉新・夕〕
3・26　上水道施設を計画／石川市と議会が資料集める〔琉新・夕〕
3・28　〃浄水場、泊案がよい〃／民政府が再び言明／那覇市長や市会代表に〔沖タ・朝〕
3・28　西森浄水場にも融資／軍技術者が支持せば民府が市長に回答〔琉新・朝〕
3・28　市議会で最終結論／那覇市浄水場問題民政府泊案を正式表明〔琉新・夕〕
3・29　〃泊案は支持しない〃／那覇市議会建設委国吉水道課長が答弁〔琉新･朝〕
3・29　浄水場問題／市会二つに割れる〔沖タ・夕〕
3・29　浄水場問題で会期延長／那覇市議会／きょう全体協議会で協議〔琉新･夕〕
3・29　工交局が不法建築／計画道路内に交番／那覇市が工事中止命ず〔琉新･夕〕
3・30　那覇の浄水場問題／市当局窮地に追いこまれる／大勢〃泊案〃採用に傾く／高良第二課長、辞意もらす〔沖タ・朝〕
3・30　泊案に落ち着くか／那覇浄水場問題で全体協議会〔琉新・朝〕
3・30　ガソリンタンク撤去／けさ那覇市会緊急決議〔沖タ・夕〕
3・30　歩み寄りで解決を／那覇市の浄水場問題／大田主席、市会へ要望〔沖タ・夕〕
3・30　泊拡張案のむ？／兼次市長／あす民政官と会見〔沖タ・夕〕
3・30　那覇の浄水場問題解決へ／市当局、泊案に同意／水不足解消のため〔琉新・夕〕
3・31　｜社説｜浄水場問題、意見の統一はかれ〔沖タ・朝〕
3・31　決断迫られる兼次市長／きょう民政官と会見／浄水場問題市会は荒れもよう〔沖タ・朝〕
3・31　泊拡張案に意見一致／那覇市浄水場問題民政官、市長会見でケリ〔琉新・夕〕
4・1　市長の提案権おかす／那覇市会舗装工事で異例の議決〔沖タ・朝〕
4・1　追加更正予算で荒れる／那覇市議会会期を 12 日間延長〔琉新・朝〕
4・3　大弦小弦〔市長の提案権について〕〔沖タ・朝〕
4・3　市会の可決議案拝見／来月市政功労者を表彰／奥武山球場…使用料決まる〔沖タ・朝〕
4・3　国場川埋め立て地に変更／油脂貯蔵タンクの設置〔沖タ・朝〕
4・3　休日返上で予算編成／各課の要求 370 万ドル〔沖タ・朝〕
4・5　記念行事に８千ドル計上／那覇市 40 周年準備いそぐ〔沖タ・朝〕
4・5　ムダが多い那覇市の水道／漏水やメーターの故障／〃高い料金〃にはねかえる／恒久対策は水質改善〔琉新・朝〕
4・6　那覇市議会が重視／ムダの多い水道きょう市当局を追及〔琉新・朝〕
4・7　那覇市／修正追加予算のむ／問題の舗装工事執行不能？〔沖タ・朝〕
4・7　再議に付さない／那覇市の道路補修費修正〔琉新・朝〕
4・8　前人気上々の沖縄シリーズ／２千枚の大口予約も／早くも前売券申込み〔琉新・朝〕
4・8　薬品で水質を改善／那覇市議会建設委両水道課長が答弁〔琉新・朝〕
4・10　那覇市会／あす本会議再開／野党側当局追及の構え／浄水場、国際観光ホテル問題ヤリ玉に〔沖タ・朝〕
4・10　ガソリンタンクの撤去／兼次市長、弁務官に要請〔沖タ・朝〕
4・11　泊拡張案可決は確定的／那覇市議会きょう浄水場問題審議〔琉新・朝〕
4・12　メイス持ち込みに反対／那覇市議会、満場一致で決議〔琉新・朝〕
4・13　那覇市会会期を延長／浄水場問題、検討のため〔沖タ・朝〕
4・13　浄水場問題、結論でず／那覇市議会期さらに３日間延長〔琉新・朝〕
4・15　水源開発などに重点／那覇市新年度予算編成方針／起債で市営住宅建設／要求額すでに３百万ドルを起す／市内郊外各施設にも公平に〔沖タ･朝〕
4・15　外人課税に万全／不必要な市有地は処分〔琉新・朝〕
4・16　また 11 日間会期延長／那覇市議会浄水場問題で荒れる〔琉新・朝〕
4・17　｜社説｜政府は首都建設に本腰を入れよ〔沖タ・朝〕
4・17　農研所跡に来月着工／ 67 年度までの年次計画〔沖タ・朝〕
4・18　税金問題で難航／プロ野球・沖縄シリーズ／法人、外人税を課税／政府との話合いつかず〔琉新・朝〕
4・19　プロ野球、正式に調印／報道陣でごった返す〔琉新・朝〕
4・19　準備に大わらわ／市制 40 周年ハワイ、川崎市からも慶祝使節〔沖タ・夕〕
4・20　首里に市営住宅／高層アパートを計画／那覇市 50 万ドル起債申入れる〔沖タ・朝〕
4・20　声／高すぎるプロ野球入場料〔琉新・朝〕
4・20　国場川の捨石撤去せず／民政府那覇市

議会に回答〔琉新・夕〕
4・21　パイプ購入に融資せず／民政府、那覇市に書簡〔琉新・朝〕
4・22　問題の国場川／上流に貯水池／軍の予算で建設／はんらん防止に／ワシントンに調査費要求〔沖タ・朝〕
4・24　数々ござる市政への要望／市長へ送る手紙より／道路工事は裏通りも／財源拡大に競輪賛成論など〔沖タ・朝〕
4・24　もう選挙準備／市議選ひかえ名簿整備急ぐ〔沖タ・朝〕
4・25　東映が４百席を予約／プロ野球西鉄ファンに対抗〔琉新・朝〕
4・26　もみつづける〝浄水場〟／那覇市会、きょう本会議〔沖タ・朝〕
4・26　答弁食い違い結論でず／那覇市建設委泊浄水場拡張案を審議〔琉新・朝〕
4・26　会期５月２日に延期／那覇市議会水道問題特別委で再検討〔琉新・朝〕
4・28　浄水場問題／経費を詳しく検討／那覇市会水道特別委員会で〔沖タ・朝〕
4・28　浄水場施設費で／当面の説明を聞く／那覇市水道特別委〔琉新・朝〕
4・30　那覇市の係長級異動〔琉新・朝〕
4・30　きょう結論出す／那覇市議会水道特別委泊浄水場の拡張〔琉新・朝〕
5・1　またも結論持ち越し／那覇市議会水道特別委／泊浄水場の拡張案〔琉新・朝〕
5・2　泊浄水場案を可決／那覇市議会水道特別委市当局、５万ドルを削減〔琉新・朝〕
5・2　あぶなくなったら補修する／那覇市、桃原町に回答〔沖タ・夕〕
5・2　初っ鼻から荒れる／那覇市会国場川の〝捨て石〟問題で〔沖タ・夕〕
5・3　｜社説｜浄水場問題と水道料金の値下げ〔沖タ・朝〕
5・3　当局修正案を可決／浄水場問題２年ぶりに解決／那覇市議会本会議〔琉新・朝〕
5・3　旧市内はまわらない／市制 40 周年記念パレード〔琉新・夕〕
5・4　市内就職の女性は該当／那覇のミス・コンテスト〔琉新・朝〕
5・4　悩みのガーブ川／改修工事に暗い影／まず適正な補償を／〝立退き〟でひっかかる〔沖タ・夕〕
5・4　一律 12 ドルのベ・ア／那覇市職労／団交始める〔沖タ・夕〕
5・5　那覇今昔／ 40 年の歩み（1）／人口６万から 22 万へ／めざましい戦後の復興〔沖タ・朝〕
5・7　那覇今昔／ 40 年の歩み（2）／風俗習慣／いまは昔の那覇四町／気質も時代とともに変る〔沖タ・朝〕
5・7　すべり出す那覇市議選／来月８日公示／うわさの顔ぶれ 80 人／あの手この手の事前運動〔琉新・朝〕
5・7　那覇の生い立ち／市制 40 周年を迎えて①／徳川安周〔琉新・夕〕
5・8　那覇今昔／ 40 年の歩み（3）／みなと／目をみはる発展ぶり／古くは山原船のたまり場〔沖タ・朝〕
5・8　那覇市の水道／〝料金高〟は当分は続く〔沖タ・朝〕
5・8　近づく那覇市制 40 周年／花やかに各種の催し／本土、ハワイから慶祝使節〔沖タ・朝〕
5・8　ラジオ沖縄が独占放送／西鉄－東映第１戦／国際電話で全国中継／中沢パ・リーグ会長が解説〔琉新・朝〕
5・8　那覇市長／この人あのころ①／初代・当間重慎氏〔琉新・朝〕
5・8　早くガーブ川工事を／那覇市長に組合代表が要望〔琉新・夕〕
5・9　｜社説｜那覇市民は幸福か…〔沖タ・朝〕
5・9　大弦小弦〔那覇市の水問題〕〔沖タ・朝〕
5・9　那覇今昔／ 40 年の歩み（4）／のりもの／まさに隔世の感／チンチン電車に人力車／繁栄の一つの象徴〔沖タ・朝〕
5・9　〝那覇っ子〟の話題さらう／商工祭の記念行事／趣向こらす 60 商社／市内くまなくパレード〔琉新・朝〕
5・9　30 名を内定／那覇市政の功労者〔琉新・朝〕
5・9　那覇市長／この人あのころ②／２代・麓純義氏〔琉新・朝〕
5・9　きょう前売券発売／プロ野球税金問題は円満解決〔琉新・朝〕
5・10　那覇今昔／ 40 年の歩み（5）／空の玄関／路線も四通八達／毎年３万余人が出入り／東洋第三の国際港〔沖タ・朝〕
5・10　ミス、準ミスは 19 日に発表会〔琉新・朝〕
5・10　那覇市長／この人あのころ③／３代・岸本賀昌氏〔琉新・朝〕
5・10　那覇の生い立ち／市制 40 周年を迎えて③徳田安周〔琉新・夕〕
5・10　ミス・那覇コンテスト／花やかに美女の群れ／審査員は終始ニコニコ〔琉新・夕〕
5・10　那覇市政功労者／職員 11 氏を表彰〔琉新・夕〕
5・11　晴れの受賞者決まる／那覇市政功労者 28 人〔沖タ・朝〕
5・11　プロ野球と沖縄の夕／日本短波放送・琉球新報共催／仲宗根美樹も出演／兼次那覇市長国際電話で飛び入り〔琉新・朝〕

5・11　那覇市長／この人あのころ④／４代・小嶺幸慶氏〔琉新・朝〕
5・11　ベスト・10 決まる／ミス・那覇コンテスト〔琉新・朝〕
5・11　那覇の生い立ち／市制 40 周年を迎えて④徳田安周〔琉新・夕〕
5・12　那覇今昔／ 40 年の歩み （6） ／歓楽街／辻…待合政治の根城／那覇っ子を驚かせたトーキー〔沖タ・朝〕
5・12　那覇市制 40 周年記念／市役所は準備に急ピッチ／早くもお祭り気分／各課ともてんやわんや〔琉新・朝〕
5・12　声／ 40 周年記念に市民公園を 〔琉新・朝〕
5・12　表土の工事進む／ 15 日までに奥武山球場を整備〔琉新・朝〕
5・12　那覇市長／この人あのころ⑤／５代・照屋宏氏〔琉新・朝〕
5・12　那覇の生い立ち／市制 40 周年を迎えて⑤徳田安周〔琉新・夕〕
5・12　ミス那覇ベストテンの横顔〔琉新･夕〕
5・13　那覇今昔／ 40 年のあゆみ （7） ／街路／おい茂った街路樹／交通事故の心配もない〔沖タ・朝〕
5・13　受け入れに旅館も大わらわ／選手の部屋割に万全／食事もカロリーを中心に〔琉新・朝〕
5・13　祝賀行事明日から／花やかに幕開く１週間〔琉新・朝〕
5・13　那覇市長／この人あのころ⑥／６代・金城紀光氏〔琉新・朝〕
5・13　兼次市長も国際電話で参加／〝プロ野球沖縄へ行く〟日本短波が座談会〔沖タ・夕〕
5・13　那覇の生い立ち／市制 40 周年を迎えて⑥徳田安周〔琉新・夕〕
5・13　きょう東京でプロ野球と沖縄の夕べ／兼次市長も電話対談／空手や琉球舞踊を披露〔琉新・夕〕
5・14　大弦小弦〔那覇市制 40 周年祝いの市民期待のプロ野球〕〔沖タ・朝〕
5・14　那覇今昔／ 40 年の歩み （8） ／歴代市長／当間父子で５期も／任期全うしたのは２人〔沖タ・朝〕
5・14　幕ひらく祝賀行事／那覇市制 40 周年／ハト放し花火で式典／きょう那覇高校で自転車競走〔沖タ・朝〕
5・14　思い出の那覇・よもやま話〔琉新･朝〕
5・14　きょう花やかに開幕／那覇市制 40 周年記念行事／自転車競走皮切りに／ 20 日から圧巻のプロ野球〔琉新・朝〕
5・14　那覇市、準決勝へ／水道野球、川棚に大勝〔琉新・朝〕
5・14　那覇の生い立ち／市制 40 周年を迎えて⑦徳田安周〔琉新・夕〕
5・14　那覇市制 40 周年記念行事／打ち上げ花火で開幕／熱戦の自転車レース／積荷競争や組立競争など〔琉新・夕〕
5・15　市政へ私の発言／保育所設置をぜひ／積極的な商業育成を〔沖タ・朝〕
5・15　那覇今昔／ 40 年の歩み （9） ／歴代市長／当間又吉氏都計の基礎築く／〝赤い市長〟の出現で激動期へ〔沖タ・朝〕
5・15　那覇の昔と今／子供のページ〔琉新・朝〕
5・15　交通警備に万全／市制 40 周年の記念行事／那覇署〔琉新・朝〕
5・15　プロ野球沖縄へ行く／本社座談会／選手団も大張り切り／西鉄、東映の看板ゲーム〔琉新・朝〕
5・15　那覇市長／この人あのころ⑧／８代・崎山嗣朝氏〔琉新・朝〕
5・15　小雨の中で自転車競走／那覇市制 40 周年にぎわう産業展示会〔琉新・朝〕
5・15　那覇の生い立ち／市制 40 周年を迎えて⑧徳田安周〔琉新・夕〕
5・16　大弦小弦〔那覇市の 40 周年記念事業〕〔沖タ・朝〕
5・16　那覇今昔／ 40 年の歩み （10） ／ 40 年後の夢物語／人口 50 万の大都市へ市街走る空中ケーブル〔沖タ・朝〕
5・16　那覇市長／この人あのころ⑨／９代 ・富山徳潤氏〔琉新・朝〕
5・16　今晩ちょうちん行列／各通りが趣向こらす／ゆかたがけで７百人が参加〔琉新・夕〕
5・16　那覇の生い立ち／市制 40 周年を迎えて⑨徳田安周〔琉新・夕〕
5・17　大弦小弦〔那覇市 40 周年記念プロ野球〕〔沖タ・朝〕
5・17　40 年間の十大ニュース〔沖タ・朝〕
5・17　雨に中を提灯行列／那覇市制 40 周年盛上げるお祭り気分〔琉新・朝〕
5・17　那覇市長／この人あのころ⑩／ 11 代・東恩納寛仁氏〔琉新・朝〕
5・17　那覇の生い立ち／市制 40 周年を迎えて⑩徳田安周〔琉新・夕〕
5・17　プロ野球の税率 30 パーセント／立法院内政委娯楽税法の一部を改正〔琉新・夕〕
5・18　那覇市長／この人あのころ⑪／ 12 代・仲本為美氏〔琉新・朝〕
5・18　渡航拒否抗議県民大会ひらく／ 28 団体が参加／夜空の下「団結」を誓う〔琉新・朝〕
5・18　町を練るパレード／那覇市制 40 周年お祭り気分最高〔琉新・夕〕
5・19　市政功労者に／崎浜秀主氏追加〔沖タ・朝〕
5・19　夢にみる 10 年後の那覇／地下鉄やモノレール／牧港から与那原まで市内〔琉新・朝〕
5・19　那覇市のつくした人びと／市政功労者

あす表彰〔琉新・朝〕
5・19 きょう空から花やかに来沖／西鉄、東映選手ら 74 人／午後５時から市内パレード〔琉新・朝〕
5・19 学童４万人が旗行列／〝市民の夕べ〟もにぎわう〔琉新・朝〕
5・19 選手団花やかに沖縄入り／歓迎にわく空港／〝暑い暑い〟を連発〔沖タ・夕〕
5・19 プロ野球選手団来沖／西鉄・東映空港で歓迎式〔琉新・夕〕
5・19 晴れのミス・那覇きまる／浦添さんに輝く栄冠／準ミスは山川、前原さん〔琉新・夕〕
5・20 きょう那覇市制 40 周年／各都市から百余の祝電〔沖タ・朝〕
5・20 ｜社説｜那覇市制 40 周年をむかえて〔沖タ・朝〕
5・20 記者のメモ／那覇市議選各派とも人選には慎重〔沖タ・朝〕
5・20 紙ふぶき浴びパレード／西鉄、東映チーム／沿道に観衆 10 余万／まるでがい旋将軍のよう〔琉新・朝〕
5・20 きょう晴れの記念式典／那覇市制 40 周年盛りたくさんな行事も〔琉新･朝〕
5・20 那覇市制 40 周年／お祝い気分最高潮〔沖タ・夕〕
5・20 西鉄・東映、沖縄シリーズの幕開く〔琉新・夕〕
5・20 市長の始球で第１戦／数万の観衆でスタンド埋める／西輝・東映戦〔琉新・夕〕
5・20 那覇上空に花吹雪／市制 40 周年を祝う横山機〔琉新・夕〕
5・21 東映一方的に勝つ／西鉄の打線ふるわず〔琉新・朝〕
5・21 米軍参加の仮装行列／那覇市制 40 周年きょう記念行事終る〔琉新・朝〕
5・21 話の卵〔那覇市制 40 周年あれこれ〕〔琉新・夕〕
5・21 おみこしも繰り出す／那覇市制 40 周年市民仮装行列〔琉新・夕〕
5・22 〝沖縄公式戦は大成功〟／プロ野球関係者は大喜び〔琉新・朝〕
5・22 那覇市制 40 周年記念／最後を飾る大パレード〔琉新・朝〕
5・22 那覇市長／この人あのころ⑫／ 13 代・当間重民氏〔琉新・朝〕
5・22 話の卵〔損壊される波上宮神域〕〔琉新・夕〕
5・23 大弦小弦〔那覇市の断水〕〔沖タ･朝〕
5・23 ５千世帯が断水／悲鳴あげる高台地区／那覇市〔沖タ・朝〕
5・23 輸送部隊と泊が優勝／那覇市制 40 周年仮装パレード〔琉新・夕〕
5・24 〝プロ野球は黒字〟／義永運営事務局長語る〔琉新・夕〕
5・25 ガーブ川の改修を実現／民政府補助金で／那覇市新年度予算案なる／総額 280 万ドル／事業費の８割は土木費〔沖タ・朝〕
5・25 那覇市の新年度予算案成る／総額は 279 万ドル／ガーブ川改修 39 万ドル〔琉新・朝〕
5・25 上流にダムづくり／国場川捨石問題に民政府案〔琉新・朝〕
5・26 公認候補を決定／人民党／那覇市議選、各派動き出す〔沖タ・朝〕
5・26 那覇市長／この人あのころ⑬／ 16 代・瀬長亀次郎氏〔琉新・朝〕
5・27 動き出す那覇市長、市議選／激しい三つ巴戦か／すでに浮かび上がる 70 人／活発な兼次派〔沖タ・朝〕
5・27 私の意見／黒田俊雄／表と裏の落差なくせ／那覇市制 50 周年のために〔琉新・朝〕
5・28 川崎から使節団／那覇市制 40 周年を祝う〔琉新・夕〕
5・29 大弦小弦〔那覇市議選〕〔沖タ・朝〕
5・29 私の意見／荻堂盛進／プロ野球誘致に思う〔琉新・朝〕
5・30 〝国場川の捨て石撤去を〟／兼次市長弁務官に重ねて要請〔琉新・朝〕
6・2 選挙ひかえ浮き足だつ／那覇市、近づく６月議会／〝再編制〟要求の動きも／当局と野党側強気でにらみ合い〔沖タ・朝〕
6・2 那覇市議候補は政見発表を〔琉新･朝〕
6・3 大弦小弦〔那覇市の予算審議と市議選挙〕〔沖タ・朝〕
6・3 那覇水道料金値下げ／来月１日から／家庭用・基本 15 セント下がる〔沖タ・朝〕
6・3 那覇市の水道料金値下げ／家庭用 15 セント安い／来月１日から実施〔琉新・朝〕
6・5 ｜社説｜水道料金値下げのもつ意味〔沖タ・朝〕
6・5 大弦小弦〔那覇市の予算執行〕〔沖タ・朝〕
6・5 あすから那覇市第 44 回議会／選挙対策で浮き足／予想される低調議会〔琉新・朝〕
6・5 激戦の那覇市議選挙／投票は来月 23 日、８日に告示／立候補者は 68 人前後／議席は合併で 30 に減る〔琉新・朝〕
6・6 話の卵〔ガーブ川の水位と改修〕〔琉新・夕〕
6・8 那覇市議選きょう告示／すでに 72 人が出馬表明／来月 23 日投票政党も積極介入〔沖タ・朝〕
6・8 那覇市議選挙きょう告示／７月 23 日投票／各党介入の構え市長選挙の前衛戦〔琉新・朝〕

6・8　二当一落の那覇市議選／もう中盤戦の様相／公然と活発な事前運動〔琉新・朝〕
6・8　さあ、市議選の構え／自民主席が現議招き激励会〔沖タ・夕〕
6・8　〝近代的マーケットに／政府も浚渫予算ふやせ〟／ガーブ川商店街組合が総会〔沖タ・夕〕
6・8　てんてこまいの選管委／那覇市議総選挙、動き出す〔琉新・夕〕
6・8　対策本部設けて応援／主席、那覇市議選で語る〔琉新・夕〕
6・9　市長選挙への〝瀬踏み〟／那覇市議選の特徴／焦点は３派の争い／稀にみる規模早くも混戦模様〔沖タ・朝〕
6・9　｜社説｜那覇市議選挙にのぞみたいこと〔沖タ・朝〕
6・9　きょうから一般質問／那覇市議会市議選ひかえ野党攻勢か〔琉新・朝〕
6・9　那覇市会一般質問はじまる／初っぱなから荒れる／ガーブ川改修工事めぐり〔沖タ・夕〕
6・10　政治のうず巻くガーブ川／〝改修工事は政府が〟／副主席、市会代表に言明〔沖タ・朝〕
6・10　波紋呼ぶガーブ川工事／瀬長副主席と一問一答／完成したら市移管／政治的利用せず協力〔沖タ・夕〕
6・10　那覇市会ガーブ川問題に質疑集中／立退き補償も政府で／市会代表がさらに折衝へ〔沖タ・夕〕
6・11　｜社説｜ガーブ川改修工事をめぐる問題〔沖タ・朝〕
6・11　市議選ひかえ揺れ続ける那覇市会／〝施政方針〟も訂正／ガーブ川の立退き補償あす政府に再折衝〔沖タ・朝〕
6・11　ガーブ川の渦まき／氾濫する〝選挙の雨〟／ミステイクでひと騒動〔沖タ・朝〕
6・11　那覇市議選をみる／本土記者座談会／戸別訪問で投票依頼／事前運動は中盤戦の様相〔琉新・朝〕
6・11　兼次市長、施政方針を訂正／〝市制 40 周年記念しガーブ川改修〟〔琉新・朝〕
6・12　｜社説｜那覇市政に冷静な判断をのぞむ〔沖タ・朝〕
6・12　那覇市議選の裏街道／まかり通る〝事前運動〟／本社記者座談会〔沖タ・朝〕
6・12　ガーブ川で／二つの陳情団／〝立退き補償は市で〟／政府が商店街代表に説明〔沖タ・夕〕
6・13　那覇市会こんどは水道問題で荒れる／〝任期なく抱負だけだ〟／市長の無策答弁に議場騒然〔沖タ・朝〕
6・13　那覇市議選違反取り締まる／那覇署〔琉新・朝〕
6・14　家庭にも軍給水車／那覇市水道課断水さわぎに悲鳴〔琉新・朝〕
6・15　那覇市議選／ふれ太鼓（1）／国場川の捨て石撤去／各派、手がら争い／対軍折衝にひと苦労〔沖タ・夕〕
6・16　記者席／〝ソレ突撃〟の那覇市議選〔琉新・朝〕
6・16　市長候補に西銘氏／早くも乱戦の様相、那覇市〔琉新・朝〕
6・16　那覇市議選／ふれ太鼓（2）／ガーブ川／とび出した予算法／いよいよにごる〝黒い川〟〔沖タ・夕〕
6・17　〝出馬の意思はない〟／那覇市長選西銘氏、東京で語る〔琉新・朝〕
6・18　那覇市議選／ふれ太鼓（3）／水道／年中行事の水不足／陳情隊長つとめ人気とり〔沖タ・夕〕
6・19　｜社説｜選挙取り締まりの徹底を期せ〔沖タ・朝〕
6・19　那覇市議選白地図（1）／首里地区／那覇勢も虎視たんたん／〝赤いまち〟の色うすれる〔沖タ・朝〕
6・19　那覇市議選の前奏曲①／胸を張る〝陳情議員〟／選挙民は就職や借金も頼む〔琉新・朝〕
6・19　那覇市議選／ふれ太鼓（4）／ドロンコ道／〝改修〟エサに一票を／舗装は全道路の５％〔沖タ・夕〕
6・20　那覇市議選の前奏曲②／市内で郷友会しきり／関係候補者は競って出席〔琉新・朝〕
6・20　那覇市議選／ふれ太鼓（5）／駐車場／都心はかえって不便／密集建物の中に車の洪水〔沖タ・夕〕
6・20　ハワイからきょ金／那覇市庁舎建設資金に〔沖タ・夕〕
6・20　もめる水源地問題／宜野湾村、那覇市と折衝〔沖タ・夕〕
6・21　那覇市の変更案を承認／ガーブ川改修の都計審議会〔沖タ・朝〕
6・21　那覇市議選の前奏曲③／記者席に向って演説／浮き足立つ低調議会〔琉新・朝〕
6・22　〝西銘擁立の動き〟市長選／那覇市議選／自民、あす長老会議〔琉新･朝〕
6・22　社大、選対本部設ける／那覇市長選独自の候補を出す〔琉新・朝〕
6・22　那覇市議選の前奏曲④／見当つかない当選圏／各候補出馬の顔ぶれに一喜一憂〔琉新・朝〕
6・22　那覇市議選／ふれ太鼓（6）／チリ捨て場／追っつかぬ処理能力／政府補助獲得にウデのみせどころ〔沖タ・夕〕
6・23　｜社説｜那覇市議・市長選への社大党

の動き〔沖タ・朝〕
6・23　西銘氏擁立の動き／自民那覇市長選対策へ〔沖タ・朝〕
6・23　那覇市会／きょう本会議〔沖タ・朝〕
6・23　主席は白紙表明／市長候補／那覇市議選挙自民きょう長老会議〔琉新･朝〕
6・23　浮き足だつ那覇市会／議員の勤務評定／守られぬ定刻開会／市議選ひかえ目だつ〝欠席〟〔沖タ・朝〕
6・23　那覇市議選／ふれ太鼓（7）／遊び場／つくられぬ都心部／緑の木かげを〔沖タ・夕〕
6・24　選対本部を設置／自民党長老会議／那覇市議選を協議〔琉新・朝〕
6・24　那覇市議選の前奏曲⑥／議会は工事分取り戦／ガーブ川工事も政争の具〔琉新・朝〕
6・24　那覇市議選／ふれ太鼓（8）／住宅問題／入居あっせんで一票／安謝アパートも〝エサ〟に〔沖タ・夕〕
6・25　那覇市会／あすさよなら本会議／水道料金／浴場、共用栓にすえおき〔沖タ・朝〕
6・25　那覇市議選の前奏曲⑦／盛んな部落懇談会／日焼けしてきた各候補者〔琉新・朝〕
6・25　那覇市議選／ふれ太鼓（9）／デマ情報に一喜一憂／名簿写しに大あわて〔沖タ・夕〕
6・26　那覇市議選白地図（2）／旧那覇地区／小禄地区／真和志地区〔沖タ･朝〕
6・26　那覇市議選の前奏曲⑧／警戒〝当選間違いなし〟／乱れとぶデマと謀略〔琉新・朝〕
6・27　那覇市会／〝ホタルの光〟で閉会／ガーブ川補償費原案どおり可決〔沖タ・朝〕
6・27　政府直営工事／自治の後退／予算決算委で再検討〔沖タ・朝〕
6・27　〝さあ、選挙だ〟／議員お別れのカンパイ〔沖タ・朝〕
6・27　那覇市議選の前奏曲⑨／政争の具のガーブ川／議員〝立ち退き〟に近寄らず〔琉新・朝〕
6・28　那覇市の選挙／自民体制確立急ぐ／まず情勢分析党首脳、市議交え対策練る〔沖タ・朝〕
6・28　那覇市議選の前奏曲⑩／全議員、本格的に運動／市長の激励に与野党が拍手〔琉新・朝〕
6・28　話の卵／頭の痛い那覇市議選挙〔琉新・夕〕
6・28　ごった返す名簿縦覧／那覇市選管有権者 12 万突破〔琉新・夕〕
6・29　那覇市議選の前奏曲⑪／2、3 日後に狂騒曲／ポスターも無制限に自由〔琉新・朝〕
6・29　事前運動の内偵進む／那覇市議会の取締り本部〔琉新・朝〕
7・1　大弦小弦〔4 ヶ月間にわたり給水制限〕〔沖タ・朝〕
7・3　届け出あすから／那覇市議選挙／休日返上で準備選管委／すでに 72 人手続き用紙受領〔沖タ・朝〕
7・3　まず市議選に重点／市長候補に西銘氏推す／自民党支部長会〔沖タ・朝〕
7・3　案外なポスター注文／かせぎにならず印刷屋も気のり薄〔沖タ・朝〕
7・3　取り締まり本部／違反の裏づけ捜査〔沖タ・朝〕
7・3　当面、市議会に重点／自民、市長候補は調整続ける〔琉新・朝〕
7・3　那覇市議選あすから届出／7、80 人が先陣争い／晴れて連呼とポスターはり〔琉新・朝〕
7・3　那覇市議選届け出／徹夜で一番乗り競う／弁当もち座りこみ／けさ 23 人つめかける〔沖タ・夕〕
7・3　昨夜からつめかける／那覇市議選挙支持者が順番で待機〔琉新・夕〕
7・4　那覇市議選きょうから届け出／早くも混戦模様／30 議席ねらう 80 人〔沖タ・朝〕
7・4　｜社説｜公明選挙と政党の自治体介入〔沖タ・朝〕
7・4　ただちに街頭へ／那覇市議選挙／動きまわる運動員／汗だくでポスターはり〔沖タ・朝〕
7・4　那覇市議選立候補者〔沖タ・朝〕
7・4　那覇市議総選挙／きょうから届け出／出馬 80 人を予想〔琉新・朝〕
7・4　〝那覇市議選〟きょうから本番／〝暑中見舞〟を乱発／深く静かにもぐり戦術〔琉新・朝〕
7・4　那覇市議選／好調なすべりだ出し／届出午前中に 70 人に突破／5 派入り乱れ激戦〔沖タ・夕〕
7・4　那覇市議選立候補者〔沖タ・夕〕
7・4　那覇市議選の顔ぶれ出そろう／午前中に 77 人／前例のない選挙戦に突入〔琉新・夕〕
7・5　高まる選挙気分／深夜まで情報交換／にぎわう各候補の事務所〔沖タ･朝〕
7・5　立候補届け出／78 人〔沖タ・朝〕
7・5　｜社説｜那覇市議選開始に当って〔琉新・朝〕
7・5　兼次市長、選挙に本腰／与党議員の当選期す／選挙対策本部を設け〔琉新・朝〕
7・5　ポスター早くも乱戦／無断ではっていざこざも／那覇市議選取締り陣すでに違反事実つかむ〔沖タ・夕〕
7・5　選挙ポスターにもの言い／見苦しいベタばり／〝はいでよいか〟那覇署に

問い合せ〔琉新・夕〕
7・5　那覇市議選／よーいどん／第１章縁起をかつぐの巻〔琉新・夕〕
7・6　｜社説｜水道問題、抜本的解決策を〔沖夕・朝〕
7・6　〝水不足に対策を…〟／応急策に給水車／各団体市長にきつい申し入れ〔沖夕・夕〕
7・6　選挙期間中でも摘発／警本違反取り締まり指示〔沖夕・夕〕
7・6　選挙中でも逮捕する／那覇署／違反に強硬態度〔琉新・夕〕
7・6　早く解決してほしい／那覇市長に訴える〔琉新・夕〕
7・6　那覇市議選／よーいどん／第２章孤軍奮闘の巻〔琉新・夕〕
7・7　５人が不在投票／那覇市議選あと１、２人出馬か〔琉新・朝〕
7・7　那覇市議選挙に望む／水道－政治的解決を／土地も水も私たちのもの〔沖夕・夕〕
7・7　那覇市議選／よーいどん／第３章選挙は足でかせぐ〔琉新・夕〕
7・8　那覇市役所／断水の苦情で悲鳴／〝10日間一滴も出ない〟／トラック数ふやして給水〔沖夕・朝〕
7・8　広報車で公明選挙よびかけ／那覇市議選挙きょう候補者に説明会〔沖夕・朝〕
7・8　那覇市に技術援助／ホノルル市受入れ計画待ち〔沖夕・夕〕
7・9　〝無断でポスターはるな〟／那覇市議選管委候補者に自粛望む〔琉新･朝〕
7・10　市民は水に飢えている／軍の不手際が原因／水道計画全面的なメスを〔沖夕・朝〕
7・10　声／市道問題の根本的解決を〔琉新・朝〕
7・10　断水、14 日から緩和か／民政府那覇市へポンプ貸す〔沖夕・夕〕
7・10　選挙違反第一号あがる／〝よろしく〟と名刺配「戸別訪問」で留置〔沖夕・夕〕
7・10　ポスター撤去勧告崇元寺石門の〔沖夕・夕〕
7・11　｜社説｜〝水不足〟当面の対策に全力を集中せよ〔沖夕・朝〕
7・11　｜社説｜那覇市議選とポスター〔沖夕・朝〕
7・11　軍からの原水ふやす／きょうからブースター設置工事〔沖夕・朝〕
7・11　那覇の水道、政治問題化／社大が原因の究明へ／解決に大衆運動も考慮〔琉新・朝〕
7・11　断水に悩む那覇市／安謝に加圧ポンプ／全面給水に道は遠い〔琉新・朝〕
7・11　給水特別班、出動／10 台の車で配る／本部設け苦情受け付けも〔沖夕･夕〕
7・11　有権者 13 万４百／那覇市議選挙すでに 27 人が不在投票〔沖夕・夕〕
7・11　戸別訪問で捕わる／那覇署市議選の運動員〔琉新・夕〕
7・12　ポンプ工事に着手／那覇市昼夜兼行、14 日までに完工〔琉新・朝〕
7・13　弁務官命令で軍も節水／泊浄水場の改修／自己水源の開発を指摘〔沖夕・朝〕
7・13　民政府、断水で記者会見／自力で水源開発を／解決策泊浄水場の拡張も〔琉新・朝〕
7・14　市役所へ連日〝水よこせ〟〔琉新･朝〕
7・14　見通し暗い那覇の水キキン／役立たぬ加圧ポンプ／水量足りず送水できぬ〔琉新・夕〕
7・15　｜社説｜水の非常対策を立てよ〔沖夕・朝〕
7・15　那覇市議選、中盤戦へ／各党早くも強気／選対本部情勢分析にやっき〔沖夕・朝〕
7・15　水…非常事態へ／特別給水本部を強化／隊長に兼次市長／役所をあげて対策〔沖夕・朝〕
7・16　｜社説｜選挙の意義を見失うな〔沖夕・朝〕
7・16　那覇市議選／ゴール前（1）／取り締まり本部／深夜まで目光らせる／選挙後の摘発がみもの〔沖夕・朝〕
7・16　配水車に一言〔琉新・朝〕
7・16　水源１万トンを開発／那覇市が計画進める〔琉新・朝〕
7・16　那覇市議選あと１週間／当選は 1500 票以上／ビリ組は少差で接戦予想〔琉新・朝〕
7・17　終盤戦に入った市議選／５派入り乱れて激戦／すでに当確組の噂も〔沖夕・朝〕
7・17　那覇市議選／ゴール前（2）／各党選挙対策本部／〝われに勝算あり〟／日曜返上で活発に動く〔沖夕・朝〕
7・18　投票まであと５日／那覇市議選／立候補届け出 79 人／選管委きょうから公明選挙呼びかけ〔沖夕・朝〕
7・18　那覇市議選／ゴール前（3）／臨時電話／重宝なモシモシよろしく／戸別訪問より隠密作戦〔沖夕・朝〕
7・18　地盤の切りくずし／那覇市議選ここ２、３日がヤマ場〔琉新・朝〕
7・18　諸見の補助パイプ完成／那覇市の水きん緩和へ〔琉新・朝〕
7・19　｜社説｜終盤戦に入った那覇市議選〔沖夕・朝〕
7・19　市民運動で〝水源確保〟／〝皆にひとしく水を〟／きょう対策会議〔沖夕・朝〕

7・19　那覇市議選／ゴール前（4）／演説会場／水問題に厳しいやじ／聞き手は夕涼みがてら〔沖タ・朝〕
7・19　米軍〝高台地の水圧高める〟〔沖タ・朝〕
7・20　｜社説｜ほんとうの治水を…〔沖タ・朝〕
7・20　那覇市議選／立候補届出／きょう締め切り／30 議席追う 79 人〔沖タ・朝〕
7・20　〝水よこせ〟あす市民大会／水源地の返還折衝／断水協各党にも協力求める〔沖タ・朝〕
7・20　奥武山に公園つくる／琉米親善委軍が工事ひきうけ〔沖タ・朝〕
7・20　那覇市議選／ゴール前（5）／潜行運動／セールスマンの気持ち…／堅いところは波状攻撃で〔沖タ・朝〕
7・20　あす水よこせ市民大会／断水、市当局の責任を追及〔琉新・朝〕
7・20　ねらわれる市営住宅／那覇市議選／頭ペコペコ、愛嬌ふりまく〔琉新･朝〕
7・20　那覇にみどりの広場／奥武山に市民公園／軍が工事と経費引き受ける〔琉新・朝〕
7・20　那覇市議選三ツの追い込み／票読みに必死の候補／選管、広報車で棄権防止〔琉新・夕〕
7・21　那覇市議選／２日に迫った投票日／各候補票固めへ／79 人、きのう届け出締め切る〔沖タ・朝〕
7・21　那覇市議選／ゴール前（6）／候補者夫人／笑顔は忘れません／運動員を終始リード〔沖タ・朝〕
7・21　追い込みの那覇市議選／本社記者座談会（中）／禁句は絶対大丈夫／敵のスパイが参謀格に〔琉新・朝〕
7・21　市職員はそわそわ／那覇市議選／花嫁を迎える気持／年休とり選挙運動組も〔琉新・朝〕
7・22　｜社説｜あすの投票日を控えて…〔沖タ・朝〕
7・22　那覇市議選あす投票／有権者は 12 万 8 千人〔沖タ・朝〕
7・22　記者のメモ／早くも市議選の当落を予想…〔沖タ・朝〕
7・22　泣くも笑うもあと１日／本部はひっそり／ダメ押しに運動員総出〔沖タ・朝〕
7・22　那覇市議選／ゴール前（7）／あいさつ状／胸をそらして低姿勢／目が回る多種多様な政策〔沖タ・朝〕
7・22　追い込みの那覇市議選／本社記者座談会（下）／力だめしで立候補／賃金は最低２千ドル必要〔琉新・朝〕
7・22　那覇市議選あす投票／雨の中を支持訴う／選管委発表有権者は 12 万９千人〔琉新・朝〕
7・23　那覇市議選きょう投票／市長選への足固め／各派組織あげて対決〔沖タ・朝〕
7・23　那覇市議選／あなたの一票を生かそう／〝もういちど考えて〟／違反取り締まりの目光る〔沖タ・朝〕
7・23　投票場〔沖タ・朝〕
7・23　那覇市議選立候補者一覧〔沖タ・朝〕
7・23　大弦小弦〔那覇市議選挙〕〔沖タ･朝〕
7・23　那覇市議選きょう投票／混戦のうちに審判／あす午後３時ごろ大勢判明〔琉新・朝〕
7・23　２時間おきに発表／那覇市議選開票９時から４ケ所で〔琉新・朝〕
7・23　35 会場で一斉に投票／那覇市議選／選挙民の審判下る／当落判明はあすひる過ぎ〔沖タ・夕〕
7・23　雨にたたられた投票日／午前中に２割／那覇市議選雨の中を車乗りつけ〔沖タ・夕〕
7・23　那覇市議選、投票始まる／大雨で出足にぶる／投票率、正午現在 25 パーセント〔琉新・夕〕
7・23　那覇市議選・雨でさっぱり／朝９時までは開店休業／小やみに長クツ、カサの波〔琉新・夕〕
7・24　記者のメモ／那覇市議選の投票率〔沖タ・朝〕
7・24　早くも那覇市長選へ動く／各党体制確立急ぐ〔沖タ・朝〕
7・24　戦い終えて／各派の皮算用／早くもお祝い組／どちらも強気で定員超過〔沖タ・朝〕
7・24　那覇市議選きょうか開票／投票率６割４分／当落、正午すぎから判明〔琉新・朝〕
7・24　｜社説｜那覇市議選挙の後始末〔琉新・朝〕
7・24　不手際めだつ選挙事務／５時間待たされる／雨の中投票せず帰る人も〔琉新・朝〕
7・24　那覇市議選、けさ９時から開票／一喜一憂の 79 候補／政党は早くも市長選の構え〔沖タ・夕〕
7・24　つぎつぎ浮かぶ当確／那覇市議選／さっそくお礼回り／得票速報板で懸命の目算〔沖タ・夕〕
7・24　那覇市議選一せいに開票／票の行くえを見守る／どう決まるか勢力分野〔琉新・夕〕
7・24　話の卵／不手ぎわの那覇市選管委〔琉新・夕〕
7・24　速報にわく那覇市民／楠見、大山氏ら当確／支持者の目が光る開票場〔琉新・夕〕
7・25　那覇市長選へ布陣急ぐ／各派、まず情勢分析から／市議選の〝票〟基礎に

／焦点、無所属抱き込み〔沖タ・朝〕
7・25　那覇市議選と今後の市政／本社記者座談会〔沖タ・朝〕
7・25　当落／各派の表情／勝ち組はのんびり／話は市長選へ移る〔沖タ・朝〕
7・25　浮かぶ顔、しずむ顔／〝４、５万の予想だった〟／市政に仏法精神でのぞむ〔沖タ・朝〕
7・25　｜社説｜市民の公僕は生れた〔琉新・朝〕
7・25　晴れの当選者〔琉新・朝〕
7・25　那覇市議選を採点する／本社記者座談会①／雨で投票率落ちる／演説会せずもっぱらもぐり〔琉新・朝〕
7・25　那覇市議選が描く明暗／ベテランが落ちる／新人が最高得点〔琉新・朝〕
7・25　今晩の話題／市議選結果に思う〔沖タ・夕〕
7・25　新市政に望む各界の声／感情政治を打破／裏通りもきれいに〝水〟の根本的解決を〔沖タ・夕〕
7・25　午前４時やっと確定／那覇市議選疑問票に手間どる〔沖タ・夕〕
7・25　晴れの当選者那覇市議〔琉新・夕〕
7・26　那覇市議選を採点する／本社記者座談会②／不手際の選挙事務／名刺くばり害あって益なし〔琉新・朝〕
7・26　弁務官、ガーブ川を視察／市場で浸水のもようを聞く〔琉新・朝〕
7・26　まだ残るポスター／市議選／きたない那覇の町〔琉新・朝〕
7・26　声／那覇市選管の責任／前選挙にあった名簿がない〔琉新・朝〕
7・27　ガーブ川の改修工事／完成、来年５月を目標／いよいよ 10 月に着工／政府、那覇市の調整進む〔沖タ・朝〕
7・27　無所属抱きこみ活発／那覇市会／議長ねらう自民／兼次派市長選前に過半数へ〔沖タ・朝〕
7・27　政局、市長選に移る／各党／無所属の動き重視〔琉新・朝〕
7・27　記者席／いつの間にか中立議員に〔琉新・朝〕
7・27　話の卵／珍無類、那覇市議候補の名前〔琉新・夕〕
7・28　那覇市議選を採点する／本社記者座談会④／車で有権者を運ぶ／建設委の議員は全員落選〔琉新・朝〕
7・28　市議会後、初の逮捕／事前運動と供述の疑い〔琉新・朝〕
7・28　選挙違反ひろがる／那覇署／供応で 10 人余取り調べ〔琉新・夕〕
7・29　大弦小弦〔那覇市議会の各党派勢力〕〔沖タ・朝〕
7・29　記者席／那覇市議選〔琉新・朝〕
7・29　選挙違反の処理急ぐ／那覇署、警本の応援を得て〔琉新・夕〕
7・30　兼次派も多数派工作／那覇市議会／無所属議員らと会合〔琉新・朝〕
7・30　那覇市議選を採点する／本社記者座談会⑤／都合のよい是々非々／人民党以外は党意識がない〔琉新・朝〕
7・30　声／手ぬるい選挙違反の取り締まり〔琉新・朝〕
7・30　供応で送検／那覇市議選／洋食ふるまい投票依頼〔琉新・朝〕
7・31　市民へのお知らせ／印鑑の登録と証明の手続き／市民の財産、権利を守るために改正〔沖タ・朝〕
7・31　〝撤去の可否検討中〟／与儀のガソリンタンク問題民政府が回答　〔沖タ・朝〕
7・31　回想 15 年（54）当間重剛／泊港を商港用に改修／浄水場、軍が贈物として譲渡〔琉新・朝〕
8・1　回想 15 年（55）当間重剛／軍補助金で建設工事／若狭町には市営住宅も〔琉新・朝〕
8・2　回想 15 年（56）当間重剛／まず首里、小禄と合併／真和志対等合併でごねる〔琉新・朝〕
8・2　兼次派、大山氏を推す／那覇市会議長候補渡口氏（自民）も自信満々〔沖タ・夕〕
8・3　兼次那覇市長とも懇談〔琉新・夕〕
8・4　きのう当選証交付／那覇市議〔沖タ・朝〕
8・4　回想 15 年（57）当間重剛／競輪誘致でひと騒動／研修生の本土派遣を実現〔琉新・朝〕
8・4　選挙違反ぞくぞく送検／すでに 20 人／戸別訪問や供応、買収／那覇市議選〔琉新・朝〕
8・5　回想 15 年（58）当間重剛／ふえた那覇の交通量／武徳殿近くに仮ターミナル〔琉新・朝〕
8・6　回想 15 年（59）当間重剛／流れた夢〝12 間道路〟／市外バスの迂回業者、市町村長が反対〔琉新・朝〕
8・6　入場券制を復活／那覇市選管委／市議選の不手ぎわを反省〔琉新・朝〕
8・7　大詰めにきた議長問題／那覇市会／高良一氏が最有力／副議長大山、渡口両氏が争う〔沖タ・朝〕
8・7　回想 15 年（60）当間重剛／５百万ドルで岸壁工事／那覇港南は民、北は軍が使用〔琉新・朝〕
8・8　代替店舗あっせん／ガーブ川店舗主が陳情〔沖タ・朝〕
8・8　水道課を部に昇格／那覇市／増大する水の需要対策〔琉新・朝〕
8・8　さらに 12 人を送検／那覇署／市議選で供応の疑い〔琉新・朝〕
8・8　市会で統一行動／自民党所属那覇市議

と懇談〔沖タ・夕〕
8・8　自民所属那覇市議／統一行動を誓約／高良議長案薄れる〔琉新・夕〕
8・9　自民大山氏推すか／兼次派高良支持に回る／那覇市会議長工作〔沖タ･朝〕
8・9　回想 15 年（62）当間重剛／波紋よんだ朝日報道／軍用地問題つむじまげたオ副長官〔琉新・朝〕
8・9　波乱含みの議長選出／いぜん大山・高良の線〔琉新・朝〕
8・10　大弦小弦〔那覇市会の正副議長選挙〕〔沖タ・朝〕
8・10　回想 15 年（63）当間重剛／軍の土地収用令出る／地主立退き反対で結束〔琉新・朝〕
8・10　那覇臨時会市会遅れる／複雑な自民系兼次派〔琉新・朝〕
8・11　回想 15 年（64）当間重剛／地主〝四原則〟打ちだす／軍用地しだいに政治問題化〔琉新・朝〕
8・12　回想 15 年（65）当間重剛／渡米折衝団を決める／一括払い放言地主を刺激〔琉新・朝〕
8・12　今月中に臨時議会／議長問題で自民分裂も／那覇市議会〔琉新・朝〕
8・13　那覇市新議会 17 日に招集／正副議長選出が焦点／依然大山、高良氏の線で混迷〔沖タ・朝〕
8・13　回想 15 年（66）当間重剛／県民大会で市長糾弾／こそこそと抗議文渡す代表〔琉新・朝〕
8・13　那覇市会 17 日に招集／二転三転する議長問題〔琉新・朝〕
8・14　回想 15 年（67）当間重剛／島ぐるみ闘争に発展／土地問題市会議員、議会で沈黙〔琉新・朝〕
8・15　那覇市臨時議会案決まる〔沖タ・朝〕
8・15　回想 15 年（68）当間重剛／プライス勧告に驚く／比嘉主席米要路に再考要要請〔琉新・朝〕
8・15　那覇市臨時議会 17 日招集／議案は正副議長選など 4 件〔琉新・朝〕
8・16　議長問題複雑な動き／那覇市あす臨時議会／無所属の去就がカギ／３派、激しい裏面工作〔沖タ・朝〕
8・16　回想 15 年（69）当間重剛／四者協総辞職を決意／〝無抵抗の抵抗〟で闘争方針〔琉新・朝〕
8・16　那覇市議会／統一行動は不可能／那覇市議会議長自民内に見解の相違〔琉新・朝〕
8・16　｜社説｜那覇市議長選出に望む〔琉新・朝〕
8・16　遅くとも 10 月に着工／ガーブ川改修工事組合大会建運局が表明〔琉新･朝〕
8・16　議長に高良氏の線強まる／那覇市会／渡口派が全面支持／副議長に渡口現状維持で落ち着くか〔沖タ・夕〕
8・17　大弦小弦〔那覇市会〕〔沖タ・朝〕
8・17　那覇きょう臨時議会／正副議長を選出／高良、大山の決戦投票か〔琉新・朝〕
8・17　那覇市臨時議会ひらく／議長に高良氏再選／副議長大山、渡口氏決戦へ〔琉新・夕〕
8・18　那覇市長選動き出す／市内の勢力背景に／各派、本格的工作へ〔沖タ･朝〕
8・18　追いたてくらう役所／那覇市首里支所移転先さがせず迷う〔沖タ・朝〕
8・18　回想 15 年（71）当間重剛／主席受諾を迫られる／〝松岡君は私よりは不適任〟〔琉新・朝〕
8・18　那覇市会副議長に大山氏／投票にもちこむ／人民、社大は独自の候補〔沖タ・夕〕
8・18　首都建設に努力／日米両国へ援助要請／高良新議長の話〔琉新・夕〕
8・19　「全会一致」の旗印で攻防戦／那覇市初市会各派の表情／三転四転の舞台裏／なおくすぶり続く対立〔沖タ・朝〕
8・19　高良新那覇市議長、抱負を語る〔琉新・朝〕
8・19　那覇市長選挙／西銘氏の出馬決定的／那覇市長選挙自民、首脳会議で対策練る〔琉新・朝〕
8・19　常任委員長決まる／那覇市議会〔琉新・朝〕
8・21　４派の激しい争い／那覇市長選挙兼次、西銘氏の出馬決定的〔沖タ・朝〕
8・21　記者のメモ／那覇市会はドロ沼…？〔沖タ・朝〕
8・21　那覇市議会／きょう本会議再開／監査委の選出で波乱か〔沖タ・朝〕
8・21　那覇市会 6 議案を当局原案通り可決〔沖タ・夕〕
8・21　監査委の増員を要望／那覇市議会けさ本会議〔琉新・夕〕
8・23　那覇市役所／庁舎を拡張〔沖タ・夕〕
8・24　回想 15 年（77）当間重剛／三つ巴の市長選挙／那覇瀬長当選に軍あわてる〔琉新・朝〕
8・25　那覇市が機構改革案／水道課を局に、参事官制も〔琉新・朝〕
8・27　注目の立退補償／ガーブ川、10 月から改修工事〔琉新・朝〕
8・28　那覇市／機構改革を検討／水道消防を整備強化／来月の定例市会に提案〔沖タ・朝〕
8・29　那覇市長選 12 月 17 日／近く市選管委で決定〔琉新・朝〕
8・29　技術者協会に物言い／結成大会通知なく那覇市役所技術者怒る〔琉新･朝〕
8・30　水道課の昇格／９月の議会に提案／那

覇市〔沖タ・朝〕
9・1　社大／安里氏推す／那覇市長選、さっそく対策〔沖タ・夕〕
9・2　那覇市長選、４派の激しい争いへ／各党、きょう〝公認〟決定／選対本部設け地固め〔沖タ・朝〕
9・2　大弦小弦〔那覇市長選挙〕〔沖タ・朝〕
9・2　合併するなら那覇市と／南風原村合併委近く協議会開く／首里、真和志、小禄でも調査〔沖タ・朝〕
9・2　那覇市役所が遠征／九州各市野球大会に〔琉新・朝〕
9・3　那覇市長選、各派の体制固め進む／西銘氏を公認／さっそく選対本部／自民党〔沖タ・朝〕
9・3　那覇市長候補出揃う／兼次、西銘（自民）、安里（社大）の３氏／人民党はきょうに持ち越す〔琉新・朝〕
9・3　初のゲタばき住宅／１階は市場、階上に住宅／那覇市が辻、東町に計画〔琉新・朝〕
9・4　動き出した那覇市長選／本紙記者座談会〔沖タ・朝〕
9・5　｜社説｜那覇市長選挙への動き〔沖タ・朝〕
9・5　法定額は５千６百ドル／那覇市長選費用を算定〔琉新・朝〕
9・5　汚される空港道路／砂取り、チリ捨て横行／那覇市が取り締まり〔琉新・朝〕
9・6　｜社説｜那覇市長選挙とその基盤〔琉新・朝〕
9・6　定年廃止で／市長と団交／那覇市職労〔沖タ・夕〕
9・7　党勢のばん回ねらう／社大／那覇市長選挙への態度〔琉新・朝〕
9・7　那覇市議会 20 日ごろ開会／注目される機構改革案〔琉新・朝〕
9・7　西銘氏の出馬を確認／那覇市長選挙自民党の長老会議〔琉新・夕〕
9・8　那覇市への合併／南風原・与那原／積極的に動き出すか〔沖タ・朝〕
9・8　首都建設計画を検討／那覇市長選挙／自民、支部長会議で対策〔琉新・朝〕
9・8　早くも前衛戦活発／那覇市長選挙／選対本部を設置／人民社大との共闘へ動く〔沖タ・夕〕
9・9　市長選ひかえ陳情の秋／日に十数件も直訴／市民室の前で列をなして順番待ち〔沖タ・朝〕
9・9　近く編集委おく／「那覇市史」つくる〔沖タ・夕〕
9・10　機構改革案見送る／那覇市当局、市長選を控え〔琉新・朝〕
9・10　ガーブ川の改修／月末から立退折衝／カギは補償問題／来月着工できるか〔琉新・朝〕
9・11　16 日から定例議会／西森の砕石場問題野党、当局追及か／市の監査委員も４人に〔沖タ・朝〕
9・11　注目の社大・人民共闘／那覇市長選挙自民・兼次派に打撃〔琉新・朝〕
9・12　ガーブ川改修／ 10 月一杯に入札／水上店舗構想を検討／川幅市・政府間でなお調整〔沖タ・朝〕
9・12　台湾へ視察団／那覇市会が派遣計画〔沖タ・朝〕
9・12　監査役を４人に増員／那覇市議会議員の台湾視察、結論でず〔琉新・朝〕
9・13　〝立退き４年延期を〟／ガーブ川改修市場におばさんが陳情〔琉新・夕〕
9・16　｜社説｜那覇市長選挙と政党の介入〔沖タ・朝〕
9・16　地方自治の問題／市長選挙で主席見解〔琉新・朝〕
9・17　那覇市議会 18 日開く／追加予算などを提案〔琉新・朝〕
9・18　やはり守られぬ定刻／那覇市会台風被害都市に見舞電〔沖タ・夕〕
9・18　会期は 30 日まで／那覇市定例議会開く〔琉新・夕〕
9・20　｜社説｜那覇市長選挙と復帰問題〔琉新・朝〕
9・20　水道問題など５項目／那覇市議会／一般質問始まる〔琉新・夕〕
9・21　監査委員ふやす／那覇市会／休日議案など可決〔沖タ・夕〕
9・22　那覇市長選挙、革新の動き／両党、腹の探り合い／社大中執委で結論出ず〔琉新・朝〕
9・22　記者席／那覇市会、珍しく定刻開会〔琉新・朝〕
9・22　大阪で那覇市長選／ひと足お先に激戦展開／奇妙な双頭の後援会／檄文や支援工作に懸命〔沖タ・夕〕
9・28　那覇市役所が特別増俸／９月の定期昇給に重ねて〔琉新・朝〕
9・28　那覇市長選挙／ 12 月 17 日に決まる〔沖タ・夕〕
9・28　那覇市長選は 12 月 17 日／ 12 月２日に公示する〔琉新・夕〕
9・29　浄水場問題でお家騒動／那覇市／担当部課長が対立／高良第二課長辞職／設計図依頼めぐって〔沖タ・朝〕
9・29　市営住宅建設決まる／那覇市議会／６議案を可決〔琉新・夕〕
9・30　核実験反対を決議／那覇市議会、満場一致で〔琉新・夕〕
10・2　回想 15 年（106）当間重剛／瀬長氏を布令で追放／那覇市長東江氏が臨時に就任〔琉新・朝〕
10・5　本土視察やめ災害救援へ／臨時議会の招集勧告／那覇市会無所属がよびかけ〔沖タ・朝〕

10・5　回想 15 年（107）当間重剛／社大、民主党が平良氏／那覇市長選挙人民、社会は兼次氏推す〔琉新・朝〕
10・5　私の意見／社大は独自の候補を／那覇市長選の共闘問題〔琉新・朝〕
10・6　各派の署名求める／那覇市会無所属ク災害対策議会招集を〔沖タ・朝〕
10・7　市当局も議会招集へ／那覇市の台風災害対策〔沖タ・朝〕
10・8　｜社説｜ガーブ川の改修工事をいそげ〔沖タ・朝〕
10・8　再燃する〝玉陵〟問題／敷地内に学生センター／文化を守る会が建設反対〔沖タ・朝〕
10・8　回想 15 年（108）当間重剛／兼次氏が市長に当選／軍はひそかに転向期待〔琉新・朝〕
10・9　大弦小弦〔那覇市長選挙〕〔沖タ･朝〕
10・9　台風災害者を救援／きょう臨時市会招集を勧告〔沖タ・朝〕
10・10　那覇市／市議研修費で災害復旧／那覇市 16 日の臨時議会で対策〔琉新･朝〕
10・10　ガーブ川 11 月に着工／那覇市／行政府改修工事の意向表明〔琉新・朝〕
10・11　職員ふやし準備急ぐ／那覇市選管委、市長選控え〔琉新・朝〕
10・12　玉陵問題円満解決か／那覇市会双方の言い分きく〔沖タ・朝〕
10・13　｜社説｜玉陵問題と文化財指定のあり方〔沖タ・朝〕
10・13　那覇市 16 日に臨時議会〔沖タ・朝〕
10・13　神戸市から見舞い金〔沖タ・朝〕
10・13　〝円満解決に努力〟／市会総務委が文保委の意向きく／玉陵問題　〔沖タ・夕〕
10・16　那覇市長選／各派挙党体制の確立急ぐ／まず慎重な地固め／社大・人民共闘大詰めへ〔沖タ・朝〕
10・16　災害対策議会開く／どうなる市議の本土出張／那覇〔沖タ・夕〕
10・16　台風災害の救済対策／那覇市臨時議会で審議〔琉新・夕〕
10・17　｜社説｜近づく那覇市長選挙〔沖タ・朝〕
10・17　社大／調査団と懇談を／那覇市長統一候補話し合い続ける〔琉新・朝〕
10・17　兼次市長、米調査団に会見申し入れ〔琉新・朝〕
10・18　20 日までに結論／那覇市長選／社大、人民の統一候補〔沖タ・朝〕
10・21　どうなる市有地売却／那覇市の災害対策議会きょう本会議で採決〔沖タ・朝〕
10・21　施政権返還など決議／那覇市会／米調査団に要請〔沖タ・夕〕
10・22　賛否両論で持ち越す／社大党中央委／那覇市長選の共闘〔琉新・朝〕
10・23　問題含みのガーブ川改修／ 11 月着工は見込みうす〔沖タ・朝〕
10・23　学生センター建設に協力を／玉陵は忘れられた死文化財／琉大中央役員協が陳情書〔沖タ・朝〕
10・25　市議長会も阻止決議／全国市議長会通じ訴える〔沖タ・朝〕
10・26　泊浄水場の拡張設計図完成／開金に融資手続き／水不足解消へ市内配管工事も並行〔沖タ・朝〕
10・27　都計にピッチ上げる／あす三者協議会開く／ガーブ川改修 11 月中に着工〔沖タ・朝〕
10・27　統一候補に宮里氏／那覇市長選挙／社大、人民の了解成る〔琉新・朝〕
10・28　｜社説｜ガーブ川改修を早く〔沖タ・朝〕
10・28　基本測量終わる／寄宮、壺川など 13 万坪／第２次区画整理〔沖タ・朝〕
10・28　那覇市長選挙の顔ぶれ決まる／西銘（自民）、兼次（無所属）、宮里（社大）の３氏／自民兼次派と統一候補の影響を警戒〔琉新・朝〕
10・28　地主との交渉で難航／ガーブ川改修立ち退き問題で関係者が協議〔沖タ・夕〕
10・29　｜社説｜市長選挙と社大、人民の共闘〔沖タ・朝〕
10・29　危ぶまれる 11 月着工／ガーブ川改修立ち退き問題で難航〔沖タ・朝〕
10・29　人事問題でお家騒動／那覇市の議会事務局職員労組が阻止運動〔沖タ･朝〕
10・29　〝革新勢力の結集を〟／社大那覇連合支部宮里氏を市長候補に〔琉新･朝〕
10・31　｜社説｜市長選挙と市民の判断〔沖タ・朝〕
11・1　声／市長選についておたずね〔琉新・朝〕
11・2　那覇市長選挙きょう告示／３派必勝の布陣へ／選対本部、早くも活気〔沖タ・朝〕
11・2　那覇市長選きょう告示／ 28 日に届け出開始／三つどもえの激戦予想〔琉新・朝〕
11・2　記者席／〝兼次派の動きが派手だ〟〔琉新・朝〕
11・3　那覇市長選／野党３派の〝共闘〟成る〔沖タ・朝〕
11・3　統一候補に宮里氏／社大党中央委／基本態度を宣言〔沖タ・朝〕
11・3　民政府と折衝始める／ガーブ川改修工事６日まで全設計完了〔沖タ・朝〕
11・5　市政民主化共闘会議を設置／統一候補の支援強化／那覇市長選３党が各団体糾合〔沖タ・朝〕
11・5　那覇市長選に新組織／革新３党〝市政民主化共闘会議〟〔琉新・朝〕

11・7　具体的都計が争点／那覇市長選／各派、市政網領の作成へ〔沖タ・朝〕
11・7　ガーブ川の改修工事／都計審議会、原案を承認〔沖タ・朝〕
11・8　都計審議会／〝都計課〟設置を建議／ガーブ川工事負担など決める〔沖タ・朝〕
11・8　〝民闘会議〟あす結成／革新３党／那覇市長選に備え〔琉新・朝〕
11・9　大弦小弦〔那覇市長選挙〕〔沖タ・朝〕
11・9　市長選挙で協力依頼／主席／自民党有力者と会見〔琉新・朝〕
11・9　声／市長選挙についてのお答え〔琉新・朝〕
11・10　統一体制整う／革新３派昨夜、共闘会議結成大会〔沖タ・朝〕
11・10　講和前補償問題で／那覇市が見解表明〔沖タ・朝〕
11・12　市長選挙／日曜返上で準備／那覇市選挙管理委員会〔琉新・夕〕
11・13　那覇市長選／組織の再点検へ／各派、柔軟な対策で／週末から言論攻勢も〔沖タ・朝〕
11・14　那覇市長選／関西で激戦／10 万県民、二つに割れ／後援会結成、堂々と事前運動〔琉新・朝〕
11・16　公聴／那覇市政に望む〔沖タ・朝〕
11・16　危ぶまれる 11 月着工／ガーブ川改修工事〔沖タ・夕〕
11・18　届け出まであと 10 日／那覇市長選、裏で激戦〔琉新・朝〕
11・19　「沖縄市」の実現を／東京で期成同盟〔沖タ・朝〕
11・19　那覇市長選挙／早くも言論戦／政府、兼次市政を批判／共闘会議が昨夜演説会〔沖タ・朝〕
11・21　ガーブ川改修工事〝仮建築なら応ずる〟／水上店舗で地主が条件〔沖タ・朝〕
11・21　自民、反党分子一掃へ／きょう兼次派２市議ただす〔琉新・朝〕
11・22　またものわかれ／那覇市職労の賃上げ団交〔沖タ・夕〕
11・22　ガーブ川の着工急げ／民政官／遅れたら補助金出せぬ〔琉新・夕〕
11・24　迫る那覇市長選挙／届け出まであと５日／都計を中心に対決／４派本格的な体制へ〔沖タ・朝〕
11・24　準備工作を終える／各派帰すう票、有権者の２割／那覇市長選挙〔琉新・朝〕
11・25　きょう三者協議会／ガーブ川改修／水上店舗問題を検討〔沖タ・朝〕
11・25　当局案（２ドル 50 セント）を拒否／那覇市役所労組の賃上げ団交〔沖タ・朝〕
11・25　〝静かに〟演説会場に警告文／那覇市長選取り締まり本部〔琉新・朝〕
11・25　民政府設計検討終る／ガーブ川改修／迫られる年度内執行〔沖タ・夕〕
11・26　もたつくガーブ川改修／民政府承認は得たが／地主の説得に手間どる〔沖タ・朝〕
11・26　小平長官来沖に抗議／人民党常任委　那覇市長選の対策検討〔琉新・朝〕
11・26　記者席／〝那覇市長選でいがみ合うな〟〔琉新・朝〕
11・26　民政府、年度内執行促す／ガーブ川改修／板ばさみの那覇市当局〔琉新・朝〕
11・27　｜社説｜ガーブ川工事の完成に努めよ〔沖タ・朝〕
11・28　｜社説｜那覇市長選挙の運動開始に際して〔沖タ・朝〕
11・28　さあ本番！／那覇市長選（1）／まずエンギかつぎ／バイト学生かき入れどき〔沖タ・朝〕
11・28　きょうから届け出／那覇市長選挙／四つどもえで激戦へ／有権者は 12 万１千人〔琉新・朝〕
11・28　いよいよ公開戦開幕／届け出前夜の３選対本部〔琉新・朝〕
11・28　すべり出す〝那覇市長選〟／４派の激しい争い／けさいっせいに届出〔沖タ・夕〕
11・28　早くも活発那覇市長選街頭へ／動きまわる運動員／どうぞよろしく第一声〔沖タ・夕〕
11・28　特定候補を推さない／兵庫沖縄協会が態度決定〔沖タ・夕〕
11・28　那覇市長選スタート／初日、４候補出そろう／兼次（無）西銘（自民）宮里（社大）大宜味（国民）氏〔琉新・夕〕
11・28　さっそく街頭で第一声／那覇市長選／低姿勢であいさつ／４候補地盤がためへ〔琉新・夕〕
11・29　｜社説｜選挙運動と法規の問題〔沖タ・朝〕
11・29　大弦小弦〔那覇市の道路事情〕〔沖タ・朝〕
11・29　さっそく第一声／那覇市長選挙／花やかに応援演説／いずこも〝勝利〟はわれに…〔沖タ・朝〕
11・29　さあ本番！／那覇市長選（2）／激戦の真和志地区／堂に入ったあいさつぶり〔沖タ・朝〕
11・29　下流だけでも早く／ガーブ川改修／沖映通り会が訴える〔沖タ・朝〕
11・29　激しい舌戦に入る／那覇市長選挙／必勝の布陣固めへ／各派首脳も総出で応援〔琉新・朝〕
11・30　本格的な舌戦へ／那覇市長選挙各派、日程組んで重点的に〔沖タ・朝〕
11・30　さあ本番！／那覇市長選（3）／微妙

な市議の動き／そろって上京組も〔沖タ・朝〕
11・30　市長宅に押しかける／ガーブ川改修／水上店舗と花屋組合〔琉新・朝〕
11・30　話の卵／市長選と市街美〔琉新・夕〕
12・1　｜社説｜公明選挙を望む…〔沖タ・朝〕
12・1　さあ本番！／那覇市長選（4）／スパイ戦も活発／名簿つきで取り引き〔沖タ・朝〕
12・1　一票のうらおもて／那覇市長選挙（3）／政党介入〔琉新・朝〕
12・2　復帰、都計を争点に／那覇市長選挙３候補きのうテレビ討論〔沖タ・朝〕
12・2　さあ本番！／那覇市長選（5）／もてあます陳情攻勢／役所内も選挙の渦中に〔沖タ・朝〕
12・2　一票のうらおもて／那覇市長選挙（4）／島国根性〔琉新・朝〕
12・2　首里で第一声／那覇市長選挙／西銘候補の演説会〔琉新・朝〕
12・3　私の政策と主張／那覇市長選挙／立候補者紙上討論〔沖タ・朝〕
12・3　さあ本番！／那覇市長選（6）／目光らせる取締陣／〝裏街道〟は深く静かに〔沖タ・朝〕
12・3　きょう立ち合い演説会／那覇市長選挙／４候補が政見発表／言論戦も白熱化へ〔琉新・朝〕
12・3　一票のうらおもて／那覇市長選挙（5）／祖国復帰論〔琉新・朝〕
12・4　｜社説｜市長選挙にのぞむ候補者の公約〔沖タ・朝〕
12・4　白熱化する那覇市長選／投票まであと13日／早くも票読みの体制／相手地盤切りくずしに躍起〔沖タ・朝〕
12・4　さあ本番！／那覇市長選（7）／花やかに宣伝合戦／手前ミソのゴロ合わせも〔沖タ・朝〕
12・4　４候補立ち会い演説会／那覇市長選／３万人の聴衆前に／力をこめて政見発表〔琉新・朝〕
12・4　那覇市長選／４候補の演説要旨〔琉新・朝〕
12・4　聞かせた立ち会い演説／応援弁士も大物ずらり／定刻２時間前に５千人〔琉新・朝〕
12・5　さあ本番！／那覇市長選（8）／地方からものりこみ／酒や罐づめじゃんじゃん〔沖タ・朝〕
12・5　選挙まであと12日／各派激しい中盤戦展開〔琉新・朝〕
12・6　さあ本番！／那覇市長選（9）／ズバリ切りこむヤジ／言論戦で浮動票獲得へ〔沖タ・朝〕
12・6　一票のうらおもて／那覇市長選挙（6）／都市計画〔琉新・朝〕
12・7　那覇市長選、後半戦へ／情勢はまだ混とん／各派追い込みに自信〔沖タ・朝〕
12・7　使用を不許可／国場川下流域の埋め立て地〔沖タ・朝〕
12・7　メドつかぬ工事着手／ガーブ川改修／難問題かかえ〔沖タ・朝〕
12・7　情勢各地でこんとん／那覇市長選挙／激しい勢力の消長／旧那覇当落のカギ握る〔琉新・朝〕
12・7　一票のうらおもて／那覇市長選挙（7）まとめ〔琉新・朝〕
12・7　あと10日追い込みの４候補者〔琉新・朝〕
12・7　市政と婦人（1）／陳情書／順序をつけて予算化／企画室を通じて主管課に〔沖タ・夕〕
12・8　私の一票①／兼次候補へ／政党色のない政治〔琉新・朝〕
12・8　市政と婦人（2）／道路／石粉にくわれる予算／もっと上手な使い方を〔沖タ・夕〕
12・9　開金、那覇市に85万ドル融資／泊の浄水場を拡張／明年中に完成水ききん解消〔沖タ・朝〕
12・9　真和志でセリ合い／那覇市長選挙／組織を再点検終盤へ〔沖タ・朝〕
12・9　さあ本番！／那覇市長選（10）／〝よろしく〟〝ヨロシク〟／雑踏ぬって低姿勢運動〔沖タ・朝〕
12・9　那覇市長選終盤戦へ／各党とも票読みに入る〔琉新・朝〕
12・9　記者席／〝市町村長を任命制に…〟〔琉新・朝〕
12・9　私の一票②／西銘候補へ／日米琉新時代に適任〔琉新・朝〕
12・9　市政と婦人（3）／水道／年中行事の〝断水〟／のぞまれる浄水場拡張〔沖タ・夕〕
12・10　各地区にみる／那覇市長選挙（1）／侵食・奪回くりかえす／兼次、西銘、宮里氏らせり合う／首里地区〔沖タ・朝〕
12・10　大弦小弦〔ガーブ川改修工事〕〔沖タ・朝〕
12・10　実力はまったく伯仲／那覇市長選挙／いよいよあと１週間〔琉新・朝〕
12・10　私の一票③／宮崎候補へ／祖国復帰のために〔琉新・朝〕
12・10　市政と婦人（4）／ゴミの処理／非能率的な集め方／少なくとも週に２回は〔沖タ・夕〕
12・11　４万票めざして激突／那覇市長選挙／〝絶対有利〟には遠い／各派、早くも胸算用〔琉新・朝〕
12・11　私の一票④／大宜味候補へ／復帰よりも郷土繁栄〔琉新・朝〕
12・11　市政と婦人（5）／公園／はかどらぬ

公園建設／道路にとられる都計費〔沖タ・夕〕
12・12 ｜社説｜有権者の心構えが大切である〔沖タ・朝〕
12・12 候補者の 24 時間／那覇市長選挙〔沖タ・朝〕
12・12 那覇市長選挙待ち／立法院の減税審議／一波乱予想される／与野党、減税額に大差〔琉新・朝〕
12・12 市政と婦人（6）／税金／納税は年々向上／市民への公平な還元を〔沖タ・夕〕
12・13 私の一票⑥／宮里候補へ／市長の実績も十分〔琉新・朝〕
12・13 市政と婦人（7）／予算／歳入の 33％は市税 11 人あたり３ドル３セントの負担〔沖タ・夕〕
12・14 私の一票⑦／西銘候補へ／期待のもてる手腕〔琉新・朝〕
12・14 市政と婦人（8）／住宅／ 344 世帯が市営住宅に／台風におびえる３万６千世帯〔沖タ・夕〕
12・15 情勢ほぼ固まる／那覇市長選挙／焦点３割の浮動票／予断を許さぬあと２日〔琉新・朝〕
12・15 私の一票⑧／兼次候補へ／実行力と勇気がある〔琉新・朝〕
12・15 ２地主、当局案に賛成／ガーブ川の改修工事〔琉新・朝〕
12・15 地主に再度の陳情／ガーブ川店舗組合大挙プラカード掲げ〔沖タ・夕〕
12・15 市政と婦人（9）／市場／早く衛生的な環境に／浸水対策と改築を計画〔沖タ・夕〕
12・16 あす投票／那覇市長選、審判迫る／全運動員、街頭へ進出〔沖タ・朝〕
12・16 那覇市長選挙／４候補者の公約〔沖タ・朝〕
12・16 那覇市長選あす投票／復帰・政党介入など争点／４候補に市民の審判〔琉新・朝〕
12・16 那覇市長選／勝算われに／各派とも自信満々／票読みでは４人当選〔琉新・朝〕
12・16 市政と婦人（終）／福祉施設／野球場やプールなど／市民の福祉につくす／保安灯、共同井戸も計画〔沖タ・夕〕
12・16 死にもの狂いの／市長選どたん場／殺気だつ選挙事務所〔琉新・夕〕
12・17 那覇市長選挙、きょう投票／最後の一票に必死／ 12 万の有権者が審判〔沖タ・朝〕
12・17 ｜社説｜市長選挙にもれなく投票しよう〔沖タ・朝〕
12・17 争点は都市計画／那覇市長選挙の意義〔沖タ・朝〕
12・17 那覇市長選きょう投票／ 36 会場で一せいに／当落あす昼すぎ判明〔琉新・朝〕
12・17 あなたの一票はだれに／那覇市長選挙〔琉新・朝〕
12・17 那覇市長選、投票始まる／出足、雨でにぶる／候補者最後の呼びかけ〔琉新・夕〕
12・17 一票に夢を託して／正午現在 36 パーセント／土砂降りの中を投票〔琉新・夕〕
12・18 那覇市長選きょう開票／３万５千台で当確／午前９時から開票〔琉新・朝〕
12・18 〝市民の審判〟その日の表情〔琉新・朝〕
12・18 ホコをおさめた４候補／みんな「ワシが市長サ」／あとは開票まつばかり〔琉新・朝〕
12・18 西銘順治氏が当選／那覇市長選挙／宮里氏に約千票の差〔沖タ・夕〕
12・18 注目の開票急ピッチ／那覇市長選挙／西銘候補が当選確実／午後１時半 96 パーセント終る〔琉新・夕〕
12・18 那覇市長に西銘順治氏／６年ぶりに保守勝つ／千票差で宮里候補破る〔琉新・夕〕
12・18 〝公約を実現したい〟／西銘氏、当選の第一声〔琉新・夕〕
12・19 〝新那覇市長に西銘氏〟／保守の勝利、６年ぶり／票差わずかに７百票余〔沖タ・朝〕
12・19 焦点、革新の〝共闘〟／こんごの政界理論と組織に自信、自民〔沖タ・朝〕
12・19 １月 12 日に就任／市会の 15 議席で安定市政〔沖タ・朝〕
12・19 那覇市長選、戦い終えて／本社記者座談会〔沖タ・朝〕
12・19 住宅政策に重点／〝人事、長老と相談して〟新市政の抱負語る〔沖タ・朝〕
12・19 新那覇市長にこう望む／断水のない町に／〝援助獲得〟で公約実現を〔沖タ・朝〕
12・19 那覇市長選挙を語る／本社記者座談会（1）／大っぴらの事前運動／スタートは兼次氏がトップ〔琉新・朝〕
12・19 勝利に酔う西銘陣営／車を連ねてパレード／喜びにわく主席公舎〔琉新・朝〕
12・19 おどる速報板に一喜一憂／刻々変わる情勢／本社前市民の表情は複雑〔琉新・朝〕
12・19 新市長に望む、市民の声／まずガーブ川の改修／水道問題の解決はかれ〔琉新・夕〕
12・19 話の卵／選挙のポスターを始末せよ〔琉新・夕〕
12・20 那覇市長選挙を語る／本社記者座談会

(2) ／受けた立ち会い演説／焼きちらした個人攻撃戦法〔琉新・朝〕
12・20 分会長、封印を拒否／那覇市長選／民闘きょう告訴を協議〔琉新・朝〕
12・20 地主に波状陳情／ガーブ川水上店舗組合が〔沖タ・夕〕
12・21 〝那覇市に最大の協力〟／民政官本土援助、報告ない〔琉新・朝〕
12・21 数十人、近く送検／那覇市長選の違反ほとんどが供応〔琉新・朝〕
12・21 〝援助は十分考慮〟／西銘氏、民政官と懇談〔琉新・夕〕
12・22 記者席／市長が代わってもやめぬ〔琉新・朝〕
12・22 那覇市長選挙を語る／本社記者座談会(5) ／西銘勝因は組織と金／力を発揮した革新の共闘〔琉新・朝〕
12・24 声／ガーブ川着工を早く〔琉新・朝〕
12・25 新市長と一問一答／行政府と人事交流／スラム街解消にも努力〔沖タ･朝〕
12・25 市民の陳情／道路や橋など…〔沖タ・朝〕
12・25 公聴／焼却炉は埋め立て地に〔沖タ・朝〕
12・26 大弦小弦〔西銘市長の構想〕〔沖タ・朝〕
12・26 選挙後の明暗秘め／兼次施政最後の市会開く〔沖タ・夕〕
12・27 ｜社説｜市長選挙は終ったけれども…〔沖タ・朝〕
12・27 貧しい家庭に贈り物／那覇市と那覇社協／900 世帯に年越し用品〔琉新・夕〕
12・29 ４件、47 人を検挙／那覇市長選挙違反取り締まり一段落〔琉新・朝〕
12・31 ガーブ川改修／ついに年を越す／地主（安村氏）の了解得られず〔沖タ・朝〕

1962 年（昭和 37 年）

1・1 明るい都市建設／那覇市長／西銘順治〔琉新・朝〕
1・5 〝収用法〟発動の声も／ガーブ川土地問題また物別れに終る〔沖タ・朝〕
1・6 折り合いつくガーブ川工事／来月中旬には着工／地主と店舗組合が妥結〔沖タ・朝〕
1・6 牧港－泊送水管工事急ぐ／臨時議会で承認求める〔沖タ・朝〕
1・6 ガーブ川問題が解決／地主、政府、組合で話し合い〔琉新・朝〕
1・8 ｜社説｜今年こそ水不足を解決したい〔沖タ・朝〕
1・8 西銘新人事の構想進む／大幅異動を予想／全琉的立場で人選／那覇市〔沖タ・朝〕
1・8 ガーブ川改修／妥結までのいきさつ〔沖タ・朝〕
1・9 道路工事跡始末せよ／那覇署市役所と施工者に警告〔琉新・夕〕
1・10 助役に新垣義徳氏か／西銘市長／新人事決定急ぐ〔沖タ・朝〕
1・10 総務部長ら６人更迭／西銘新那覇市長〝政府から３人を起用〟〔琉新･朝〕
1・10 異動にひやひや／那覇市役所／〝俺はやめぬ〟強硬部長も〔沖タ・夕〕
1・11 西銘人事は大詰め／当間氏待って最終決定へ〔琉新・朝〕
1・11 那覇市歴代市長の足跡／最年少の西銘さん／戦後初めて全任期勤めた兼次さん〔琉新・朝〕
1・12 新垣氏（助役）は確定？／那覇市の人事、20 日以降に〔沖タ・朝〕
1・12 ｜社説｜西銘市政に期待するもの〔沖タ・朝〕
1・12 公聴／那覇市の人事に一言〔沖タ･朝〕
1・12 西銘那覇市長きょう就任／助役に久手堅氏に決まる〔琉新・朝〕
1・12 西銘新市長に抱負聞く／きょう就任式／まず住宅難を解消／週１回「市民の日」を設ける〔琉新・朝〕
1・12 晴れやかに西銘市長就任／なごやかに引継ぎ／人事異動話題にニコニコ〔沖タ・夕〕
1・12 第 18 代那覇市長／西銘さんけさ就任／円満に事務引継ぎ／兼次前市長らと握手〔琉新・夕〕
1・13 出発した西銘那覇市政／首脳人事もほぼ固まる〔琉新・朝〕
1・13 西銘新市長就任式〔琉新・朝〕
1・13 話の卵／西銘那覇市長への期待〔琉新・夕〕
1・14 水道で初しごと／西銘市長／市会建設委送水管敷設工事審議〔沖タ・朝〕
1・15 都計の借金 140 万ドル／80 年度に全部完成／戦災都市復旧を本土に要請〔沖タ・朝〕
1・15 那覇市、あす臨時議会／泊浄水場の送水敷設を審議〔琉新・夕〕
1・16 那覇きょう臨時議会／中選挙区制要請を決議か〔琉新・朝〕
1・17 あすから着工／那覇市の送水管工事／きのう市会で承認〔沖タ・朝〕
1・17 義永氏、市会事務局長へ／那覇市役所人事〔沖タ・朝〕
1・17 部長退職勧告を承諾／西銘那覇市長の首脳人事〔琉新・夕〕
1・18 大型管にとりかえる／泊浄水場拡張工事近く着工〔琉新・夕〕
1・19 ガーブ川改修工事／残るは〝建築協定書〟だけ〔沖タ・朝〕
1・20 公聴／自民党と那覇市の人事〔沖タ・朝〕

1・20　大城建設部長は拒否／那覇市／きょう首脳部の解任辞令〔琉新・朝〕
1・20　部長に解雇辞令／西銘市長、22 日に新人事発表〔沖タ・夕〕
1・23　那覇部長人事を発令／建設花城、経済民生慶佐次、企画新里氏ら〔沖タ・朝〕
1・24　総務部長に城田氏／真和志支所長…玉城氏／那覇市人事〔沖タ・夕〕
1・25　西銘那覇市長の初巡視／支所職員にあいさつ〔琉新・朝〕
1・26　｜社説｜ガーブ川改修工事の促進〔沖タ・朝〕
1・26　来年２月までに完成／泊浄水場拡張／着工遅れる〔沖タ・朝〕
1・26　定年制廃止案を審議／市会総務委〔沖タ・朝〕
1・26　移転、補償になお問題／ガーブ川現地視察／政府、役所、業者が協議〔沖タ・夕〕
1・26　ガーブ川を視察／西銘市長、建運局と協議〔琉新・夕〕
1・31　立ちのきでもめるガーブ川／〝水上店舗に入れろ〟／花屋通り会が居座り陳情〔沖タ・夕〕
2・1　那覇市議会きょう開会／首脳人事の承認求む〔琉新・朝〕
2・2　お手盛り退職金で荒れもよう／那覇市会／議会をとりまき騒然／組合側がきょう阻止大会〔沖タ・朝〕
2・2　労使、傍聴につめかけ／那覇市会総務委退職金改正案審議〔沖タ・夕〕
2・3　４月早々には着工／ガーブ川改修工事三者の話し合いつく〔沖タ・朝〕
2・3　金曜を〝市民の日〟に／市長が直接陳情受ける〔沖タ・朝〕
2・3　千８百ドルに引き下げ／那覇市長の退職金修正案で総務委承認〔琉新･朝〕
2・3　「市民の日」は毎週金曜／那覇／みんなの声を市政に〔琉新・朝〕
2・3　〝交通止めやらないで〟／ガーブ川改修工事建設局と那覇市が協議〔琉新・朝〕
2・3　那覇市議会／退職金修正案で可決／那覇市議会／労組のヤジで議場騒然〔琉新・夕〕
2・5　退職金騒動の舞台裏／兼次派の抱きこみ狙う／完全与党は５、６人那覇市会〔沖タ・朝〕
2・5　〝市民の日〟に期待／きたる９日からはじまる〔沖タ・朝〕
2・7　不安個所は立ち退き／ガーブ川改修那覇市と建運局が協議〔琉新・夕〕
2・8　折り合いつかぬ立退き／ガーブ川水上店舗、花屋通り対立〔沖タ・朝〕
2・9　きょう「市民の日」／那覇市／市長が何でも聞く〔琉新・朝〕
2・9　ガーブ川改修またこじれる／花屋は公設市場へ／市の基本方針に絶対反対〔琉新・朝〕
2・9　那覇市部課長会議で協議／スラム解消へ着手〔琉新・朝〕
2・9　那覇市公設市場を改造／２年以内に実現へ／コンクリートの３階建〔琉新・夕〕
2・10　なごやかに「市民の日」／婦人、学生がどっと／就職依頼まで飛び出す／那覇市〔琉新・朝〕
2・10　ガーブ川工事落札者なし〔琉新・夕〕
2・11　海へ海へ伸びる〝那覇市〟／埋め立て 51 万平方メートル／近く安謝に衛生センター〔沖タ・夕〕
2・13　ゴタつく立ちのき問題／ガーブ川花屋通り当局に再折衝〔沖タ・朝〕
2・13　花屋通り会押しかける／ガーブ川改修市との話し合い物別れ〔琉新・朝〕
2・13　水道課を部に昇格／那覇市、近く機構改革〔琉新・朝〕
2・15　｜社説｜おくれるガーブ川の改修工事〔沖タ・朝〕
2・15　技術面では了解／ガーブ川改修／政府、土建業者が協議〔琉新・夕〕
2・16　再入札で意見一致／ガーブ川改修／民政府と再調整へ〔琉新・朝〕
2・17　西銘市長／課長クラス７人に辞退勧告〔沖タ・夕〕
2・18　電電公社へ賠償／支払い認める／那覇市会建設委〔沖タ・朝〕
2・20　民政府／業者の要望ＯＫ／ガーブ川改修 26 日再入札へ〔琉新・朝〕
2・20　７課長の首切り反対／那覇市職労きょう団交〔琉新・朝〕
2・21　〝人事は私の思うまま〟／西銘市長、市職労に答う〔琉新・朝〕
2・22　野村課長の留任願う／那覇市戸籍課職員が陳情〔琉新・朝〕
2・23　援助、５百万ドルを要請／西銘那覇市長／首都建設で本土政府へ〔琉新・朝〕
2・23　政府も解決に努力を／ガーブ川立ち退き補償／花屋通り会が陳情〔琉新・夕〕
2・26　きょう再入札／注目されるガーブ川改修〔琉新・朝〕
2・26　二課長は辞職決意／那覇市〔琉新･夕〕
2・27　｜社説｜那覇市街地周辺に町づくり〔沖タ・朝〕
2・27　〝双方納得ずくで〟／陳情合戦続くガーブ川〔沖タ・夕〕
2・27　焼却炉つくる／きれいになる安謝のゴミ処理場〔沖タ・夕〕
2・28　｜社説｜再び流れたガーブ川の工事入札〔沖タ・朝〕
2・28　何が工事をはばんでいるか／ガーブ川

改修〔沖タ・朝〕
2・28　水上店舗／青写真でき上がる／ガーブ川改修きょう民政府と調整〔琉新・朝〕
2・28　那覇市議会、６日に全体協議会〔琉新・朝〕
2・28　牧志の仮設市場落札／ガーブ川改修で一時移る〔琉新・夕〕
3・1　都計事業の推進に／技術者の協力を／西銘市長が要望〔沖タ・朝〕
3・1　西銘市長招き都計懇談会／技術協会と建築士会〔琉新・朝〕
3・1　新課長に辞令交付／那覇市、西銘人事かたまる〔琉新・夕〕
3・2　大弦小弦〔西銘市長、大田主席あて浄水価格引下げ陳情〕〔沖タ・朝〕
3・2　水キキン緩和へ／泊浄水場の拡張工事落札〔沖タ・朝〕
3・2　那覇市が自治会強化〔沖タ・朝〕
3・4　失対労働者を激励／那覇市が家族ともに招待〔琉新・夕〕
3・5　｜社説｜魅力ある観光都市〔沖タ・朝〕
3・5　西銘市長が施政演説／12 日から定例議会開く〔沖タ・朝〕
3・5　就労者と家族を慰安〔琉新・朝〕
3・6　ガーブ川改修できょう全体協議会／那覇市議会〔琉新・朝〕
3・7　ガーブ川改修工事／施工条件緩和が焦点／きょう弁務官府と交渉〔沖タ・朝〕
3・7　ガーブふり出しに戻る立ちのき問題／当局が市会に説明／〝花屋通り会水上店舗加入はむり〟〔沖タ・朝〕
3・7　市当局の措置に抗議／ガーブ川花屋通り会〔沖タ・夕〕
3・7　民政府との調整決裂／ガーブ川改修入札／政治問題化の形勢〔琉新・夕〕
3・8　政治問題に発展／ガーブ川改修技術面の調整つかず〔琉新・朝〕
3・8　〝定年制撤回〟は撤回／西銘那覇市長が団交で言明〔琉新・朝〕
3・8　土地接収反対を採決／高圧線架設／那覇市会総務会〔琉新・夕〕
3・10　住宅建設の援助要請／西銘那覇市長、ア民政官に〔琉新・朝〕
3・11　那覇市議会あす開く／西銘市長初の演説〔琉新・夕〕
3・12　校区ごとに市場新設／旧市内復興に市の計画〔沖タ・朝〕
3・12　「市民相談の日」／設置要綱きまる〔沖タ・朝〕
3・13　遅れる弁務官府回答／ガーブ川改修工事関係者にあせりの色〔沖タ・朝〕
3・14　増俸ムードの那覇市／予算編成ひかえ三役、議員の待遇改善検討／労組も強腰で賃上げ闘争〔沖タ・朝〕
3・14　那覇市会施政方針に質問攻め〔沖タ・夕〕
3・15　再び技術面で調整へ／ガーブ川改修工事／民政府と話し合いつかず〔琉新・朝〕
3・15　ガーブ川改修で質疑／那覇市議会、午後の本会議〔琉新・朝〕
3・15　那覇市会ひと荒れ／水道公社との「分水協定案」で〔沖タ・夕〕
3・16　比謝川の水源施設譲渡／26 日那覇市会で要請決議〔沖タ・朝〕
3・16　鉢巻姿でしごと／春闘の那覇市職労〔沖タ・朝〕
3・17　財源難打開へ／那覇市職労／市長と団交〔沖タ・夕〕
3・23　ガーブ川改修工事／解決されない施工法／弁務官府工期延長だけ認める〔沖タ・朝〕
3・24　ガーブ川改修 30 日に第３回入札／民政府、技術面で譲歩／工事はむつみ橋―平和橋間〔琉新・朝〕
3・24　公有水面埋め立て事業否決／那覇市議会総務委〔琉新・朝〕
3・25　｜社説｜首里バス労組の実力行使〔沖タ・朝〕
3・26　市政に協力求める／西銘市長、ア民政官と会見〔沖タ・朝〕
3・26　那覇市会あすまで／分水協定など継続審査に〔沖タ・朝〕
3・26　市当局が善後策／首里バス争議／市会で緊急質問〔沖タ・夕〕
3・27　首里バスストに集中／労組側、市会に訴える〔沖タ・夕〕
3・27　ガーブ川改修説明会〔琉新・夕〕
3・28　首里バス団交延びる／市会労組側の陳情採択〔沖タ・朝〕
3・28　労組歩みよる／労組側、市長の回答待ち／あすにもスト解除か〔沖タ・夕〕
3・28　市役所の団交／ものわかれ〔沖タ・夕〕
3・28　市長に申し入れ／沖交労幹部ら〔琉新・夕〕
3・30　またも流れる／３回目の入札落札なし／ガーブ川工事〔沖タ・夕〕
3・30　動き出した首里バス／ほっとした那覇市民／運転手、車掌はハチマキ〔琉新・夕〕
3・31　ガーブ川改修最悪な事態／危ぶまれる予算執行／問題は弁務官府の出方〔沖タ・朝〕
3・31　労使代表が計数調査／首里バス、歩みよりの動き〔沖タ・夕〕
3・31　民政府の干渉排す／ガーブ川水上店舗組合大会／早期着工を要請〔沖タ・夕〕
3・31　早期着工訴う／ガーブ川水上店舗〔琉新・夕〕
4・1　大弦小弦〔ガーブ川改修工事〕〔沖タ・朝〕

4・3　流れるガーブ川工事／不明確な査定基準／施工の権限委譲が先決〔沖タ・朝〕
4・4　早期着工を集団陳情／ガーブ水上店舗組合〔沖タ・朝〕
4・4　民政府の再考促す／ガーブ川問題補助額増額も申請／主席・弁務官定例記者会見〔琉新・朝〕
4・5　技術面からＤＥが検討／ガーブ川改修再入札の準備進む〔沖タ・朝〕
4・5　年度内着工／那覇市長が申し入れ〔沖タ・朝〕
4・5　記者席／よどむガーブ川、減税、給与〔琉新・朝〕
4・5　宙に浮く 31 万ドル／建設局国際入札に反対／ガーブ川問題〔琉新・朝〕
4・10　主席・弁務官会談続く／ガーブ川改修一両日に査定〔琉新・朝〕
4・11　ガーブ川改修で懇談／民政官、主席と定例会見〔琉新・夕〕
4・10　２議員の渡航許可折衝／那覇市会宙に浮く本土視察予算〔沖タ・朝〕
4・12　新里建運局長民政府と会談／ガーブ川改修〔琉新・朝〕
4・12　那覇市、市民法律相談を再開〔琉新・朝〕
4・13　市長室にマイクもちこみ／那覇市役所の団交もの別れ〔沖タ・朝〕
4・13　一律２ドル、調整２ドル／西銘那覇市長市職労に回答〔琉新・朝〕
4・13　泊浄水場拡張工事に着手／完成は来年２月／給水能力２倍に増加〔琉新・・夕〕
4・16　新委員長に岸本氏／那覇市職労役員を改選〔沖タ・朝〕
4・17　大弦小弦〔ガーブ川改修工事〕〔沖タ・朝〕
4・17　市長、議員らの俸給倍に／那覇市／市長は 250 ドル／６月の定例議会に提案〔琉新・朝〕
4・19　200 戸の市営住宅を建設／新年度予算 50 万ドル／那覇市スラム住居者を優先的に〔琉新・朝〕
4・20　ガーブ川工事国際入札へ／民政府の主張に折れ／建運局不本意ながら同意〔沖タ・朝〕
4・21　｜社説｜ガーブ川工事と国際入札〔沖タ・朝〕
4・22　街頭に出た春闘／那覇市職労がＰＲ〔沖タ・朝〕
4・23　｜社説｜国際入札の違法性をどうするか〔沖タ・朝〕
4・24　深夜の団交／那覇市役所労組〔沖タ・朝〕
4・24　那覇市役所／きょう時限スト／西銘市長 10 パーセントの妥協案出す〔琉新・朝〕
4・24　衛生車もストップ／那覇市職労／早朝の時限スト〔沖タ・夕〕
4・24　与野党が折衝／公選法の取り扱い／舞台を特別委に移す／国対委員長会談話し合いつかず〔琉新・夕〕
4・25　きょうひる職場放棄／もつれる那覇市役所の春闘〔沖タ・朝〕
4・25　きょう、あすも時限スト／那覇市職労、超勤も拒否〔琉新・朝〕
4・26　カラッポの市役所／那覇市職労／市民に協力呼びかけ〔琉新・朝〕
4・27　きょうから全日スト／那覇市職労団交もの別れ〔沖タ・朝〕
4・27　全面ストに突入／那覇市役所深夜の団交／物別れ〔琉新・朝〕
4・27　歌や囲碁、将棋で…／那覇市役所の全日スト〔沖タ・夕〕
4・27　朝から労働歌で気勢／那覇市職労きょう全面スト〔琉新・夕〕
4・29　中労委に調停申請／那覇市職労〔沖タ・夕〕
4・30　ガーブ川改修工事／どうなる国際入札／楽観的だが内心は不安〔沖タ・朝〕
4・30　職業補導所を拡充／２か年計画６万３千５百ドルで／西銘市長本土の援助を要請〔沖タ・朝〕
5・2　五月晴れメーデー歌／延々４時間のデモ／合い言葉／官公労、全逓の弾圧反対〔琉新・朝〕
5・4　ガーブ川工事／ついに落札者なし〔沖タ・夕〕
5・5　｜社説｜４回も流れた工事入札〔沖タ・朝〕
5・7　｜社説｜民政府の行政介入の教えるもの〔沖タ・朝〕
5・7　初の「移動市民相談」真和志支所で好評〔沖タ・朝〕
5・8　ガーブ川きょう随意契約へ／国場組、南洋土建、善太郎組３業者から見積り／改修工事、工程を短縮〔沖タ・朝〕
5・8　教科書無償配布など訴える／九州市会議長会に高良氏たつ〔沖タ・朝〕
5・9　ガーブ川改修工事／南洋土建と随契／工程を短縮 31 万ドルで／立ちのき後さっそく着工〔沖タ・朝〕
5・9　さっそく補償折衝／ガーブ川改修工事立ちのき準備進める〔沖タ・夕〕
5・9　花屋通りと折衝開始／ガーブ川改修工事／随意契約で解決〔琉新・夕〕
5・10　ガーブ川工事に明暗／水上店舗建築段どりに奔走／立ちのきに不安な表情花屋通り〔沖タ・朝〕
5・11　大弦小弦〔ガーブ川改修工事〕〔沖タ・朝〕
5・11　事業費ぐっとふえる／那覇市の新予算案 331 万８千９百ドル〔沖タ・夕〕

5・13 那覇市が職員ふやす／機構改革でサービス徹底〔沖タ・朝〕
5・13 団交もの別れ〔沖タ・朝〕
5・16 西銘市長がお礼／熊本で九州市長会総会〔琉新・夕〕
5・17 〃防火地域指定？で対立／ガーブ川水上店舗組合むくれる〔沖タ・朝〕
5・17 花城部長の発言に抗議／ガーブ川水上店舗組合〔琉新・夕〕
5・18 ガーブ川来月中旬までに着工〔沖タ・朝〕
5・18 立ちのき話し合いつく／ガーブ川改修水上店舗組合の希望入れ〔琉新･朝〕
5・19 国場川埋め立て地処分／那覇市が住宅地計画〔琉新・朝〕
5・20 きょうあす時間給水／那覇市送水管切り替えで〔琉新・夕〕
5・21 遅れる立ちのき補償／ガーブ川改修危ぶまれる６月着工〔沖タ・朝〕
5・22 〃盆の商売に影響〃 水上店舗組合ガーブ川早期着工を要望〔琉新・朝〕
5・23 西銘市長、譲歩示す／那覇市職労、団交を再開〔琉新・朝〕
5・24 当局が 11％回答／那覇市の団交〔沖タ・夕〕
5・25 総額 324 万ドル／那覇市の明年度予算案事業費が 53 パーセント〔琉新･朝〕
5・25 春闘で一時おあずけ／那覇市の機構がえ／ひと月延ばし賃上げ／都計調査費からもやりくり〔沖タ・夕〕
5・25 労使歩みよりの気配／団交〔沖タ･夕〕
5・25 11 パーセントの総額で妥結／那覇市職労／配分方法で対立〔琉新・夕〕
5・26 夜まで団交／那覇市職労、市当局とも譲らず〔沖タ・朝〕
5・26 琉海に 90 万ドル融資／開金那覇市へ 58 万ドルも決定〔琉新・朝〕
5・26 配分で折り合わず／那覇市職が深夜団交〔琉新・朝〕
5・27 泊ー安謝埋め立て近く着工／新しい港つくる／衛生センターや宅地造成〔沖タ・夕〕
5・29 那覇市役所が無期限スト／きょうから管理職が窓口事務〔沖タ・朝〕
5・29 遅い窓口事務にイライラ／那覇市役所スト／管理職てんてこまい／切符とりに夫人かり出し〔沖タ・夕〕
5・30 ｜社説｜那覇市労組のストについて〔沖タ・朝〕
5・30 那覇市役所スト／混乱する窓口事務／３時間も待たされ／あすの共進会開催も？〔沖タ・朝〕
5・30 予算議会控え深刻／那覇市役所の無期限スト〔琉新・朝〕
5・30 那覇市役所スト最悪事態／庁舎内で集会を禁ず／ピケで非組合員の就労を阻止〔琉新・夕〕
5・31 解決あっせんの動き／那覇市役所ストに中労委、市会が〔沖タ・朝〕
5・31 那覇市役所の争議の背景／春闘最後の関が原／定額要求とパーセント案が対決〔琉新・朝〕
5・31 きょう団交を再開／那覇市役所の争議中労委もあっせんへ〔琉新・朝〕
6・1 着工見通しつかない／ガーブ川改修立ち退き補償が遅れ〔沖タ・朝〕
6・1 那覇市役所スト／配分方法で依然対立〔沖タ・朝〕
6・2 ｜社説｜無策の批判うけるガーブ川工事〔沖タ・朝〕
6・2 那覇市役所団交物別れ〔琉新・朝〕
6・2 那覇市の団交妥結／当局案をのむ〔沖タ・夕〕
6・2 那覇市役所の争議妥結／定額３ドル、基本給 5.7 パーセント／組合側、市の妥協案をのむ〔琉新・夕〕
6・6 依然もたつくガーブ川工事／用途地域指定で対立／政府・那覇市の協議難航〔沖タ・朝〕
6・6 声／どうなるガーブ川改修工事〔琉新・朝〕
6・6 新年度予算案議会に送る／那覇市〔琉新・朝〕
6・7 ｜社説｜行政事務のミスを軽視するな〔沖タ・朝〕
6・7 立ちのき問題で抗議／ガーブ川商店街組合〔沖タ・朝〕
6・7 立ちのき協力求める／ガーブ川花屋通り会に〔沖タ・夕〕
6・8 那覇市議会きょう開会〔琉新・朝〕
6・8 西銘市長が初の施政方針演説／那覇市議会〔琉新・夕〕
6・10 ガーブ川改修、今月末着工へ／移転先話し合いつく／10ヶ月の紛争に終止符〔琉新・朝〕
6・10 ガーブ川いよいよ着工へ／25 日までに立ちのき／補償問題残しすべて解決〔沖タ・朝〕
6・11 ｜社説｜改修工事の早期完遂に尽力せよ〔沖タ・朝〕
6・11 〃具体的援助額示せ〃／那覇市議会一般質問で野党が追及〔琉新・夕〕
6・13 那覇市会、相変わらず／定員にみたず遅れて開会〔沖タ・夕〕
6・14 ５議案を可決／那覇市会〔沖タ・朝〕
6・14 移転先でまたごたごた／ガーブ川改修の立ち退き〔琉新・朝〕
6・16 ガーブ川工事にまた暗影／新栄通り花屋通りの受入れ拒む〔沖タ・朝〕
6・17 ひっこし始める／ガーブ川商店街組合〔沖タ・朝〕
6・17 三役、議員ら俸給倍増／那覇市会総務委ほとんど反対なく可決〔琉新･朝〕
6・20 どっさり２千万ドル／那覇市が調査団

に戦災復興援助要望〔沖タ・朝〕
6・20 今度は警察が不許可／ガーブ川工事立ちのき問題／新栄通りへの移転〔沖タ・朝〕
6・20 潰れ地補償を要請／西銘那覇市長ら小平団長と懇談〔琉新・朝〕
6・21 横ヤリ続きのガーブ川／頭痛鉢巻の当局／引っ越し準備もおじゃん〔沖タ・夕〕
6・24 ますます泥沼に／ガーブ川工事／地主が協定前に新提案〔沖タ・朝〕
6・25 大弦小弦〔ガーブ川改修工事〕〔沖タ・朝〕
6・26 難産続きの中央卸市場法案／整備問題も立ち往生／那覇市、分担金で敬遠〔沖タ・朝〕
6・26 不許可を再確認／花屋通りの新栄通り移転／警察〔沖タ・夕〕
6・26 公営住宅設置を可決／那覇市議会市長提案を審議〔琉新・夕〕
6・27 ｜社説｜市民の福祉と町づくり〔沖タ・朝〕
6・29 〝やはり許可できぬ〟／新栄通りの使用／警察、那覇市に回答〔沖タ・朝〕
6・30 引っ越し始まる／ガーブ川水上店舗／関係者と徹夜協議／ガーブ川改修問題解決〔琉新・夕〕
7・1 ５日までに移転／ガーブ川改修本格的な着工へ〔沖タ・朝〕
7・1 大弦小弦〔ガーブ川改修工事〕〔沖タ・朝〕
7・1 ガーブ川改修までの流れ／今後に多くの問題／公共事業と個人利害からむ〔琉新・朝〕
7・1 水上店舗とりこわす／ガーブ川改修工事始まる〔琉新・夕〕
7・9 近く２千万ドルへ／ふくれる那覇市の財産／生誕の像だけでも６万ドル／株券や埋め立て地など〔沖タ・朝〕
7・13 ガーブ川改修工事／移転先店舗を早く／水上店舗組合が要請〔沖タ・朝〕
7・13 公約は当分おあずけ／那覇市が主婦たちと市政懇談／水道問題に市長たじたじ〔沖タ・朝〕
7・13 西銘市長タジタジ／婦人会の質問ぜめに会い〔琉新・朝〕
7・14 那覇市政／婦人はこう批判する〔琉新・夕〕
7・16 ｜社説｜那覇市を住みよい町にせよ〔沖タ・朝〕
7・18 消える程順則の墓／文保委が許可／那覇市が子供遊園地に〔琉新・朝〕
7・19 流れ流れて５度め／ガーブ川立ちのき／旧盆かせいでから／商店街組合ひっこし遅れる〔沖タ・朝〕
7・19 あすから引っ越し／ガーブ川水上店舗話し合いまとまる〔琉新・夕〕
7・20 玉陵問題にケリ／聖公会ついに折れる／１週間内に回答求める〔沖タ・朝〕
7・20 〝旧盆すむまで動かぬ〟／ガーブ川立ちのき再びこじれる〔琉新・朝〕
7・20 立ち退きは旧盆後に／ガーブ川水上店舗／代表が副首席に陳情〔琉新・夕〕
7・21 市長室に〝水よこせ〟／那覇市の市民の日当局もっぱら低姿勢〔沖タ・朝〕
7・21 盆市準備に活気づく／居座ったガーブ川商店街〔沖タ・朝〕
7・23 ｜社説｜ガーブ川早期着工に協力を促す〔沖タ・朝〕
7・24 強制立ちのき辞せず／ガーブ川改修苦境の那覇市、強い態度〔琉新・朝〕
8・1 那覇市役所人事異動〔琉新・朝〕
8・3 〝遊び場を整地して〟／那覇市長に９区子ども会が陳情〔琉新・夕〕
8・5 西銘体制動きだす／那覇市役所の大幅な人事異動〔琉新・朝〕
8・6 那覇のスラム街／120 世帯が危険な家に／月５ドルの間借りが多い〔沖タ・朝〕
8・8 立退き補償で足ぶみ／那覇壺川線の排水工事〔沖タ・夕〕
8・8 けさ仮店工事を強行／新栄通りに市役所職員２百人〔沖タ・夕〕
8・8 那覇市が工事を強行／新栄通りの花屋仮り店舗〔琉新・夕〕
8・9 声／壺屋の悪道、市の責任を問う〔琉新・朝〕
8・10 12 日から移転始める／ガーブ川改修、来月着工〔琉新・夕〕
8・15 大弦小弦〔ガーブ川工事着工か〕〔沖タ・朝〕
8・15 保育所設置訴える／教職員会婦人部の要望／那覇市会委員会で検討〔沖タ・朝〕
8・18 共闘またも足踏み／自民社会〝那覇市長選方式〟を主張〔琉新・朝〕
8・20 また立ちのき反対／ガーブ川工事／こんどは新天地市場の商人たち〔沖タ・朝〕
8・20 公有水面埋立法公布〔沖タ・朝〕
8・20 耳の痛い那覇市当局／都計めぐり活発な声〔沖タ・朝〕
8・20 衛生業者に区割制／那覇市が近くきめる／市民の声をとりあげ／おわい屋さんに公認の縄張り〔沖タ・朝〕
8・20 店開きした仮設市場／ガーブ川水上店舗取りこわし進む〔琉新・朝〕
8・22 「壺川の悪道」市役所のお答え〔琉新・朝〕
8・24 地方報告／改正された自治法／どうなる区長制度／ほとんどの村で存続か〔沖タ・朝〕
8・26 大弦小弦〔公設市場改造計画〕〔沖タ・朝〕

8・27　地下入りに反対／公設市場精肉、鮮魚組合が〔沖タ・朝〕
8・27　水の流れをスピードアップ／那覇市水道課配水管に排気弁つける〔沖タ・・朝〕
8・27　西銘市長が出席／全日本都市観光連絡総会〔琉新・朝〕
8・27　那覇市衛生課に一言〔琉新・朝〕
8・27　悪臭放つ〝めおと岩〟／ちり捨て場になった〝川〟〔琉新・朝〕
8・27　いよいよあす起工式／ガーブ川改修１年余の工事〔琉新・朝〕
8・28　大弦小弦〔ガーブ川工事で立退〕〔沖タ・朝〕
8・28　福祉問題各面で討議／那覇市福祉大会功労者 10 人を表彰〔琉新・夕〕
9・1　防水地域に指定／都市計画審議案／ガーブ川水上店舗〔琉新・朝〕
9・2　ガーブ川改修工事始まる〔琉新・朝〕
9・3　那覇市会／〝接種問答〟で大荒れ／伝染病予防法の立法要請〔沖タ・朝〕
9・6　市会もお手上げ／鮮魚組合の補償訴えに〔沖タ・朝〕
9・11　真和志の給水を改良／那覇市に９月議会 23 万ドルの起債案上程〔沖タ･朝〕
9・11　那覇市職員チーム長崎へ／九州市役所職員親善野球大会に出発〔琉新･夕〕
9・13　大弦小弦〔那覇〝市民の日〟設ける〕〔沖タ・朝〕
9・16　｜社説｜水源開発に期待する〔沖タ・朝〕
9・16　那覇市役所準決勝へ／九州市役所親善野球〔琉新・朝〕
9・17　水道起債など 24 議案／ 19 日から定例議会始まる〔沖タ・朝〕
9・17　国場川埋め立て地を競売／１万３千坪、１人に１筆を限度に〔沖タ・朝〕
9・17　議題は主に水道関係／ 19 日から那覇市定例議会〔琉新・朝〕
9・18　情実選考に抗議／那覇市職労／職員採用で市長追及〔琉新・夕〕
9・19　大弦小弦〔那覇市の職員採用問題〕〔沖タ・朝〕
9・19　29 件上程／市会開く〔沖タ・夕〕
9・21　援助費問題で決議／那覇市会／けさ緊急動議〔沖タ・夕〕
9・22　首都計画事業に支障／那覇市議会が復活要求決議〔琉新・朝〕
9・23　〝来年もがんばる〟／那覇市野球チーム帰る〔琉新・朝〕
9・25　話の卵／ガーブ川工事の安全作業〔琉新・夕〕
9・26　利用される「市民の日」／那覇市約 40 パーセントが解決〔琉新・夕〕
10・1　汚物処理計画足ふみ／那覇市／業者がソッポむく〔沖タ・夕〕
10・3　チリの山にお手上げ／那覇市／人手不足で追いつけず〔沖タ・夕〕
10・4　〝一体どうしてくれる〟／不満訴えるガーブ川商店街組合／腰をすえた立ち売り／仮市場は客足さっぱり〔沖タ・夕〕
10・6　大弦小弦〔ガーブ川工事で移転した仮市場〕〔沖タ・朝〕
10・7　那覇の都心に高架道路／与儀から１号線へ／ガーブ川水上店舗の３階を利用〔琉新・朝〕
10・7　話の卵／都市計画と高架道路〔琉新・夕〕
10・8　ふえる旧道復活陳情／那覇戦後の混乱尾をひく〔沖タ・夕〕
10・10　ガーブ川工事足ぶみ／家屋にひっかかる立ちのき補償の遅れ〔沖タ・夕〕
10・20　壺屋中の敷地確約／西銘那覇市長が答える〔琉新・朝〕
10・26　ガーブ川、またも事故／シートパイル一部まがり市場傾く〔琉新・夕〕
10・27　久場川町の敷地購入きめる／那覇市会経民委〔沖タ・夕〕
10・27　那覇市議会 29 日招集／公営住宅敷地の契約審議〔琉新・夕〕
10・28　適正な借地料制定へ／那覇市あすから実態調査〔琉新・朝〕
10・31　公営住宅スタート／さっそく地ならし／那覇市水道完備で 108 世帯収容〔沖タ・朝〕
11・2　市長室に座りこむ／那覇市の年末闘争初っぱなから荒れる〔沖タ・朝〕
11・6　通学道路など新設／那覇市建設部で工事入札〔琉新・朝〕
11・8　二重登録が４百人も／那覇市選管委／有権者名簿の調整急ぐ〔琉新・朝〕
11・8　都計の〝コブ〟になった刑務所／学校と隣りあわせ／大きすぎてタメ息だけ〔沖タ・夕〕
11・9　事故防止申し合わせ／ガーブ川工事で六者会談〔琉新・朝〕
11・10　｜社説｜進まぬ首都の公園計画〔沖タ・朝〕
11・16　市長の回答のびる／那覇市の年末闘争〔沖タ・朝〕
11・17　五つの道路舗装／都市計画審議会／那覇市案を答申〔沖タ・朝〕
11・17　宙に浮く旧道管理／主管課も決まらず／検討迫られる道路行政〔沖タ･朝〕
11・19　墓地立ちのきモメる／公営住宅補償で市と押し問答〔沖タ・夕〕
11・19　〝墓は移転しない〟／墓地所有主那覇市長との交渉カベへ〔琉新・夕〕
11・21　那覇区教委／支払いに四苦八苦／那覇市所有の学校用地代〔沖タ・朝〕
11・26　16 割プラス 27 ドル／那覇市役所の年末闘争／市は金がないの一点ばり〔沖タ・朝〕

11・28　墓地移転、カベに／地主が那覇市長に反対陳情〔琉新・夕〕
11・29　坪当り 36 ドル高値／国場川埋め立て地の競売〔沖タ・朝〕
11・29　墓主 43 人が移転承諾／公営住宅用地補償要求組は説得へ〔沖タ・朝〕
11・30　お茶、煙草いけません／那覇市／議会規則あらためる〔沖タ・朝〕
12・7　市会へ適正補償を陳情／公営住宅用地の墓主たち〔沖タ・朝〕
12・10　那覇市「市民の日」の成果／水道 64%執行ずみ／１日平均 11 件土木関係の陳情が多い〔琉新・朝〕
12・12　15 割プラス５ドルで／那覇市役所のボーナス妥結〔沖タ・夕〕
12・13　きょう那覇市会招集／公園地変更などで波乱か〔琉新・朝〕
12・14　市立高校設立など質問／那覇市定例議会の２日目〔琉新・夕〕
12・15　「基地補償」で激論／那覇市議会の一般質問〔琉新・朝〕
12・15　消防関係３案を可決／那覇市議会〔琉新・夕〕
12・16　ゴミよけにタール舗装／那覇市岐阜から専門家招く〔沖タ・朝〕
12・17　資金難がブレーキに／那覇市の都計事業／政府、首都建設委の強化を／財政の裏づけを明確に〔沖タ・朝〕
12・17　議会こばなし／議員さんは一番槍がお好き〔沖タ・朝〕
12・17　定例市議会一般質問から／目だつ議員の無断退場〔沖タ・朝〕
12・24　継続審議に決まる／那覇市議会経済民生委墓地補償に努力〔琉新・朝〕
12・24　この一年（10）ガーブ川／すったもんだの末着工／姿消した戦後の市場〔琉新・朝〕
12・26　議員定数を 44 人に／那覇市議会が要請決議〔琉新・朝〕
12・27　安謝の水源地開発へ／那覇市議会、29 議案可決〔琉新・朝〕
12・28　来年３月ごろ着工／公営住宅／那覇市の受け入れ遅れ〔琉新・朝〕
12・30　声／那覇市土木課に物申す〔琉新･朝〕

1963 年（昭和 38 年）

1・4　第 22 回臨時議会開く／会期５日間と決まる／与野党の激突は必至〔琉新・朝〕
1・5　雑居する〝あの世〟と〝この世〟／無届け墓地ふえる／都市づくりにブレーキ〔沖タ・朝〕
1・6　大弦小弦〔那覇市の都市計画〕〔沖タ・朝〕
1・7　ハナつまみの国際都市／都心にチリの山／〝汚名返上〟いつのことやら〔沖タ・朝〕
1・7　アンテナ〔那覇市新年名刺交換〕〔沖タ・朝〕
1・8　奥武山競技場／スタンド工事始まる／７月末完成１万人収容の２階建て〔沖タ・朝〕
1・9　都計をきく／那覇市の一日婦人議員〔沖タ・朝〕
1・9　お母さんの一日議員／那覇市長に／都計問題など聞く〔琉新・朝〕
1・10　公営住宅建設延びる／那覇市／墓の移転はかどらず〔沖タ・朝〕
1・10　補償問題で再確認／ガーブ川工事の促進協議〔沖タ・朝〕
1・11　話の卵／那覇市政と主婦の声〔琉新・夕〕
1・12　１周年迎えた西銘那覇市政／総合的な都計策定／日米援助の拡大で〔沖タ・夕〕
1・13　那覇市道路整備にピッチ／施行計画は 34 カ所／戦後最高の土木費を計上〔琉新・朝〕
1・13　話の卵／〝戦後〟がいっぱいの那覇市〔琉新・夕〕
1・14　〝悪道解消〟急ピッチ／壺川通りなど続々舗装〔沖タ・朝〕
1・16　工事はばむ〝チリ捨て〟／ガーブ川改修今月中に１工区終わる〔琉新･朝〕
1・17　那覇市の態度変わらず／公営住宅用地の墓移転急ピッチで進める〔琉新・夕〕
1・20　もめ続ける墓地移転／那覇市、公営住宅用地／たたる根強い因習／市当局〝違法だから補償せぬ〟〔琉新･朝〕
1・21　新年度の都計事業案まとまる／那覇市／総事業費 420 万ドル／60%の補助を政府に要請〔沖タ・朝〕
1・21　那覇市の一日議員になって／宮城文子〔沖タ・夕〕
1・23　マヒ状態のガーブ川工事／資材運搬トラックも立ち往生／立ち売りに邪魔され〔沖タ・朝〕
1・23　お金は出来たが…／敷地の選定に悩む／那覇市の保育所〔沖タ・朝〕
1・23　ガーブ川にチリの山／那覇市衛生課管理に悲鳴あげる〔琉新・朝〕
1・23　立売り取締まるガーブ川〔沖タ・夕〕
1・23　道路新設訴える〔沖タ・夕〕
1・24　泊港に上屋倉庫を／沖貿協が要請〔沖タ・朝〕
1・24　大弦小弦〔ガーブ川べりの立ち売り〕〔沖タ・朝〕
1・28　煙草消費税の移管／那覇市、５問題を政府に要望〔沖タ・朝〕
1・28　むずかしい都市づくり／那覇市／人口は 30 万人が限度／畑を食いつぶす深刻な宅地問題〔沖タ・朝〕

1・30　商店街ビル設計なる／ガーブ川工事進む／４ブロックに分け／第２街区（栄橋－千歳橋）５月に完成予定〔沖タ・朝〕
1・31　議事の円満な運営へ／那覇市議会議運委を設置〔琉新・朝〕
2・1　那覇市と体育姉妹都市に／前橋市が申し入れ／高校男子排球チームに招待状も〔沖タ・朝〕
2・1　那覇市長らも一役／みどりの羽根募金始まる〔琉新・夕〕
2・4　消えゆく旧道に訴え／市の管理がまずい／復旧要請が７件も〔沖タ・朝〕
2・4　与儀・美栄橋に候補地／５階建て真和志支所も収容／那覇市の新庁舎〔沖タ・朝〕
2・4　チリ処理にドラム缶を配って／栄町自治会が要請〔沖タ・朝〕
2・6　旧那覇都心に建築ブーム／月２百件も建築確認／次第に大型化景気好転でふえる〔沖タ・夕〕
2・6　那覇市会の定員増／内政委、陳情説明を聞く〔沖タ・夕〕
2・18　郊外に敷地確保／市有地を売って資金案出／那覇市が本格的団地計画〔沖タ・朝〕
2・18　〃ムダな抵抗はやめよ〃／高圧線架設で市長にかけあう〔沖タ・朝〕
2・19　特例立法で処理／ガーブ川工事費新年度繰り越し〔沖タ・朝〕
2・20　｜社説｜〃那覇都計〃の再検討を要請する〔沖タ・朝〕
2・20　大弦小弦〔住宅難緩和のため市営団地や民間アパートブーム〕〔沖タ・朝〕
2・21　うなぎのぼりの地価／那覇市内坪当たり３千ドル／〃建築ブーム〃が影響／積極的な土地造成が必要〔沖タ・朝〕
2・21　ガーブ川工事で地盤沈下／床下、道路に割れ目／パイル引き抜きが影響〔琉新・夕〕
2・22　漫湖を水上遊覧地に／水上スキーなども計画〔沖タ・夕〕
2・22　与那原町の那覇市合併／３年ぶりに表面化／町議会近く本格的に検討〔沖タ・夕〕
2・23　｜社説｜〃広域都計構想〃を盛り上げよ〔沖タ・朝〕
2・24　〃アッベック闘争〃組む／那覇市職労の春闘方針〔沖タ・朝〕
2・24　明年度へ／10 万ドルを繰り越し／ガーブ川改修工事／政府、特例立法案を準備〔琉新・朝〕
2・25　広域都市への動き活発／那覇市と隣接市町村／旭橋－与那原 44 号線を中心に構想／与那原、南風原は合併に積極的〔沖タ・朝〕
2・25　次々に道路、排水溝整備／那覇市あす識名道路など入札〔琉新・朝〕
2・25　崇元寺橋改修など／５日から市会〔沖タ・夕〕
2・26　｜社説｜広域都市への構想について〔沖タ・朝〕
2・26　声／那覇市へお願い〔琉新・朝〕
3・1　職場大会開く／那覇市職労〔沖タ・夕〕
3・2　公聴／市長さん公平な政治をしいて〔沖タ・朝〕
3・3　公有地か私有地か所有権めぐりひと騒動／追い出しくった墓主／〃墳墓発掘罪だ〃裁判ざたに発展〔沖タ・朝〕
3・5　｜社説｜那覇市と愛市憲章…〔沖タ・朝〕
3・8　ほど遠い〃いこいの場〃／那覇市の公園計画／荒れ果てる用地／金がなく手がでない〔沖タ・朝〕
3・10　管理面をスムーズに／新しい公設市場条例成案〔沖タ・朝〕
3・15　補償問題で荒れ模様／あすから那覇市定例議会〔沖タ・朝〕
3・16　市長も〃現場の声〃聞く／補償問題で堂々めぐり／久場川町公営住宅敷地〔沖タ・朝〕
3・16　那覇市議会きょうから定例議会〔琉新・朝〕
3・16　那覇市議会ひらく／国場君の輪死事件も取り上げる〔沖タ・夕〕
3・17　市の予算 500 万ドル台へ／第 56 回定例議会はじまる／墓地移転補償で荒れもよう／10 余万ドルを追加更正〔沖タ・朝〕
3・17　塵・し尿処理の解決へ／市職労が清掃改善闘争〔沖タ・朝〕
3・17　住宅建設に力こぶ／那覇市予算編成に大わらわ〔琉新・朝〕
3・19　墓の補償問題に焦点／公営住宅敷地で論議／那覇市定例議会〔沖タ・朝〕
3・19　都心の高圧線いよいよ撤去／電力公社が発表／那覇の郊外通す／４月から工事始める〔沖タ・朝〕
3・20　高校急増対策で要望／那覇市が関係当局に〔沖タ・朝〕
3・20　大弦小弦〔１号線の高圧線撤去〕〔沖タ・朝〕
3・21　崇元寺橋を改築／那覇市会建設委／用地買収を承認〔琉新・朝〕
3・23　弁務官発言問題ひっさげ／市町村会同議長会／大挙して政府、立法院へ〔沖タ・朝〕
3・23　補償陳情を不採択／那覇市議公住民委／公営住宅用地の墓移転〔琉新・夕〕
3・26　「公営住宅」で波乱か／きょう那覇市議会本会議〔琉新・朝〕
3・26　補正予算を可決／那覇市議会／市長のハワイ行き承認〔沖タ・夕〕

3・27　「墓補償」 陳情を不採択／那覇市議会３時間の激論のすえ〔琉新・朝〕
3・27　西銘市長を告訴／久場川町の小作人／農作物をひかれて〔琉新・朝〕
3・28　｜社説｜対立つづける公営住宅の補償問題〔沖タ・朝〕
3・29　自治体泣かせの〝対応費〟／負担、法で定めよ／那覇市議会が要請決議〔琉新・朝〕
3・31　決着つかぬ区画整理／美栄橋地区／〝都市づくり〟に支障／民政府の換地承認遅れ〔沖タ・朝〕
3・31　西銘市長上京〔琉新・朝〕
4・2　主張／那覇都計の進めかた（上）／大城竜太郎〔沖タ・夕〕
4・3　主張／那覇都計の進めかた（下）／大城竜太郎〔沖タ・夕〕
4・3　一律 10 ドル賃上げ要求／全逓労３割年休闘争に入いる〔琉新・夕〕
4・3　市政の世論調査／那覇市企画部広報係り〔琉新・夕〕
4・4　つぎは久場川識名に／那覇市の公営住宅計画〔沖タ・朝〕
4・5　大弦小弦〔70 年ぶりの異常干ばつ〕〔沖タ・朝〕
4・7　問題含みの区画整理／寄宮・壺川地区／家屋新築ふえる一方／土地細分化の反対陳情も〔沖タ・朝〕
4・7　もたつく補償問題／首里の公営住宅工事／双方強気〔沖タ・朝〕
4・7　千世帯対象に／市政の世論調査〔沖タ・朝〕
4・9　〝人民党議員に旅券を〟／高良那覇市議長ら／〝議会が責任持つ〟と陳情〔琉新・朝〕
4・12　那覇の水道はピンチ／七つの節水心得呼びかけ〔琉新・朝〕
4・13　進展せぬ交渉／那覇、公営住宅地の補償〔沖タ・朝〕
4・13　那覇市との合併を促進／与那原町議、本土視察から帰る〔沖タ・朝〕
4・14　11 万７千ドルつかう／那覇市５か年間の路面補修〔沖タ・朝〕
4・14　週２回定日配車を／塵介車に市民の要望〔沖タ・朝〕
4・15　市議２人がおきざり／那覇市の視察団パスポートおりず〔沖タ・夕〕
4・18　市民に節水呼びかけ／那覇市の水道もピンチ〔琉新・夕〕
4・20　２ドル 70 セントを回答／那覇市、職労の 18 ドル要求に〔沖タ・朝〕
4・20　補償問題で依然対立／那覇市の公営住宅立ちのき仮処分〔沖タ・朝〕
4・20　当局側、４％回答／大荒れの那覇市団交〔琉新・朝〕
4・21　盛り上がる反対運動／？陸地貸与できず〟／施設申請に回答／若狭海水浴場〔沖タ・朝〕
4・22　｜社説｜緊迫している水道事情〔沖タ・朝〕
4・22　那覇市公社の分水協定案検討〔沖タ・夕〕
4・23　市当局、整地強行へ／久場川町事件／きょう仮処分発効〔琉新・朝〕
4・25　整地強行に大荒れ／那覇市久場川公営住宅／当局職員につめよる〔琉新・夕〕
4・26　久場川町事件／きょう警官隊出動か／墓主ら立法院に解決陳情〔琉新･朝〕
4・26　数字を出して検討／団交…評価でくい違い／市営住宅地補償問題〔沖タ・夕〕
4・27　また小ぜり合い／久場川町事件／墓の補償で物別れ〔琉新・朝〕
5・1　リボン闘争に入る／那覇市職労が〔沖タ・朝〕
5・1　近代的市場に／ガーブ川中央商店街起工式〔沖タ・夕〕
5・2　広告／要望書／首里久場川公営住宅を、一日も早く〔沖タ・朝〕
5・3　警官監視のもとに／公営住宅敷地整地作業はじめる〔沖タ・朝〕
5・3　午後小ぜり合い／久場川町事件／墓をこわし整地作業〔琉新・朝〕
5・3　整地工事つづける／那覇市の公営住宅地／警官隊の出動で〔沖タ・夕〕
5・3　瀬長氏らを逮捕／那覇署／威力業務妨害で／久場川町市営住宅〔琉新･夕〕
5・4　警官隊、ピケ隊を逮捕／瀬長氏ら 14 人／激励演説中、立法院議員らも／久場川町事件〔琉新・朝〕
5・4　順調に整地作業／市長との話し合い進まず／久場川事件〔琉新・朝〕
5・5　話し合い進む／久場川町事件／墓の補償〔琉新・朝〕
5・7　久場川町事件を支援／沖青協大会で決める〔琉新・朝〕
5・8　墓の評価を検討／公営住宅敷地で話しあい〔沖タ・朝〕
5・8　６％支給回答／那覇市職労団交〔沖タ・朝〕
5・13　漁船の科学装置に／那覇市が補助金を交付〔沖タ・朝〕
5・14　墓の評価で激論／久場川町公営住宅問題／市当局と期成会〔沖タ・朝〕
5・14　墓の査定額で平行線／久場川町公営住宅事件／双方で要求額再検討〔琉新・朝〕
5・14　工事は 80％完成／久場川町公営住宅敷地／墓もとりこわす〔沖タ・夕〕
5・17　首里バスから切りくずしへ／西銘市長に協力要請／政府争議打開に積極的〔琉新・朝〕
5・18　墓の評価に違い／？当事者以外の話に

応ぜず〃 市長がつっぱねる〔沖タ・朝〕
5・18 高姿勢の西銘市長／久場川町墓地撤去／最終回答で物別れ〔琉新・朝〕
5・19 大都市へ躍動つづく／42 年目迎えた那覇市／あす市制施行記念日〔沖タ・朝〕
5・20 市民の協力が必要／那覇市長／市制 42 周年でメッセージ〔琉新・夕〕
5・21 話の卵／那覇市政への住民の関心〔琉新・夕〕
5・22 市当局、期成会との話し合い断る／久場川町公営住宅問題〔沖タ・朝〕
5・23 生活の窮状訴える／失対事業就労者／西銘市長に賃上げ要求〔琉新・夕〕
5・26 市政世論調査まとまる／利用少ない市民相談／市政は新聞を通して知る〔沖タ・朝〕
5・26 敷地の開放訴える／住宅公社財産公売地主代表が要請〔沖タ・朝〕
5・28 墓移転補償話し合い物別れ／久場川事件〔琉新・朝〕
5・29 公営住宅いよいよ着工へ／まず久場川、識名に／建設局３か年計画を立案〔沖タ・朝〕
6・1 きょうから那覇市議会〔琉新・朝〕
6・1 泊一帯に給水第一号／？救援の水〃 那覇市へ割当て〔沖タ・夕〕
6・1 町づくり体制確立へ／那覇市定例議会開会／市長が施政方針演説〔琉新・夕〕
6・2 今晩の話題／那覇市の水道政策〔沖タ・夕〕
6・3 土地の返還を要求／住宅公社関係地主那覇地区地主会を結成〔沖タ・朝〕
6・3 干害対策で緊急質問／那覇市議会、一般質問始まる〔琉新・夕〕
6・4 西銘市長、７日はハワイへ／全米市長会議に招かれて〔琉新・朝〕
6・4 都計などで追及／那覇市会〔沖タ･夕〕
6・5 公聴／治水のできる市長を／那覇市長へおねがい〔沖タ・朝〕
6・5 名瀬市からも 150 トン／那覇市会〝友情の水〃 感謝決議〔沖タ・朝〕
6・5 三役の 50 ドルアップ等／那覇市会／委員会で検討へ〔沖タ・夕〕
6・6 市庁舎建設へ／那覇市条例改正〔琉新・朝〕
6・6 カミング少佐に感謝状／西銘那覇市長が〔沖タ・夕〕
6・8 那覇市に贈呈／鹿児島貿易協会からの救援水〔沖タ・朝〕
6・8 西銘市長ハワイへ／全米市長会／オブザーバーで出席〔琉新・朝〕
6・9 児童の作品や手芸品／西銘市長／ハワイとの交換計画〔沖タ・朝〕
6・12 西銘市長、ケ大統領と会見／全米市長会／沖縄に関心示す〔琉新・朝〕
6・14 ｜社説｜道路工事に公衆への／モノ言いつく那覇市の埋立地処分〔沖タ・朝〕
6・15 公聴／親切がほしい／旭町埋立地処分への配慮〔沖タ・朝〕
6・15 日程 26 日まで延長／那覇市会／７件の議案追加で〔沖タ・朝〕
6・15 ケ大統領、ハワイで人種問題演説／全米市長会に西銘市長も出席〔沖タ・朝〕
6・16 漁民住宅地へ割当を／安謝の埋立地／那覇地区漁協が陳情〔沖タ・朝〕
6・16 これからも親密に／西銘市長コリンズ大将訪問〔琉新・夕〕
6・19 沖縄みやげに漆器、人形／ホノルル市長へ西銘市長が贈る〔沖タ・朝〕
6・20 当局案は警本横／那覇市新庁舎市会で審議〔沖タ・夕〕
6・20 話の卵／那覇市庁舎は都心に〔琉新・夕〕
6・20 第一候補地に下泉町／那覇市議会特別委／庁舎新築を審議〔琉新・夕〕
6・21 公債発行で論議／那覇市会特別委／市庁舎の建設費に〔沖タ・夕〕
6・21 工事再開を／ガーブ川改修工事／水上店舗組合が陳情〔琉新・夕〕
6・21 庁舎新建築に公債発行／那覇市議会特別委〔琉新・夕〕
6・22 マイクロの先島延長／高良那覇市議長徳安長官へ要請〔沖タ・朝〕
6・22 敷地下泉町に決まる／那覇市役所庁舎建築／特別委員会が議決〔琉新･朝〕
6・24 鹿児島商議所から友情の水／けさ波之上丸でつく〔沖タ・夕〕
6・25 那覇市に 46 万ドル融資／水道公営住宅建設に／年利４分、20 年の長期〔沖タ・朝〕
6・25 分水協定でもめる／那覇市会、三役増俸を承認〔琉新・朝〕
6・26 ｜社説｜分水協定をめぐる問題〔沖タ・朝〕
6・26 所得税法早期改正を／那覇市会／全会一致で要請決議〔琉新・朝〕
6・27 下水道計画を指導／岩井博士、那覇市の招きで来島〔沖タ・朝〕
7・1 店舗建築中止の解除／ガーブ川商店代表けさ政府へ陳情〔沖タ・夕〕
7・1 隔日給水で上がる料金／那覇市水道課に苦情が殺到〔琉新・夕〕
7・3 民政府折衝足ぶみ／ガーブ川商店街建設工事担当官の休暇で〔沖タ・朝〕
7・3 大弦小弦〔ガーブ川水上店舗工事〕〔沖タ・朝〕
7・4 民政府了解をしぶる／ガーブ川水上店舗の工事再開〔沖タ・朝〕
7・4 知らされてない干害／高良那覇市議長

ら全国議長会から帰る〔沖タ・朝〕
7・5　予定通り営業開始／ガーブ川商店街組合／役員会で決める〔沖タ・朝〕
7・5　〝これ以上待てない〟／ガーブ川商店街組合／府に工事再開を要請〔沖タ・朝〕
7・5　ついに川沿いで営業／ガーブ川商店街組合／工事中止に怒る〔沖タ・夕〕
7・6　｜社説｜店舗工事めぐる組合員の反発〔沖タ・朝〕
7・9　いぜん回答なし／ガーブ川水上店舗の工事再開〔沖タ・朝〕
7・11　宜野湾と取水協定／那覇市／伊差川から水をひく〔沖タ・朝〕
7・14　共同冷蔵庫の設置／泊ー安謝間の埋立地／鮮魚仲買人組合が陳情〔沖タ・朝〕
7・14　〝竜潭の貯水池化〟など／あなたのアイデア買います／論文公聴 11 件が応募〔沖タ・朝〕
7・14　ひょっくり〝友情の水〟／那覇市〝痛しかゆし〟の表情〔沖タ・夕〕
7・17　１等はむつみ橋通り／那覇市の土地等級きまる〔沖タ・夕〕
7・20　〝ガーブ川の汚物処理して〟／大平通り会が市長に陳情〔琉新・朝〕
7・23　２日おき給水、29 日から実施／竜潭からも水をとる／船舶の受水禁止呼びかけ〔沖タ・夕〕
7・24　ひっ迫する那覇市の水道／玉城水道部長にきく／〝本土へ救援頼みたい〟／竜潭、漫湖の水は飲めない〔沖タ・夕〕
7・25　｜社説｜最悪自態の水事情〔沖タ・朝〕
7・30　市民の悩みをよそに／流会寸前の那覇市臨時議会／〝水対策〟にそっぽ向く〔沖タ・朝〕
8・1　問題化する建物／ガーブ川工事／１件取り残される〔沖タ・朝〕
8・2　土地収用法を発動か／建運局が検討／調整難の安村氏に／ガーブ川改修〔沖タ・朝〕
8・3　土地収用法発動せず／ガーブ川改修工事／建運局、市の説得を期待〔沖タ・朝〕
8・4　大弦小弦〔ガーブ川水上店舗建築工事〕〔沖タ・朝〕
8・9　｜社説｜もたつく水上店舗の建築問題〔沖タ・朝〕
8・10　早く区画整理を／那覇市の都市づくり／下平氏が指摘〔沖タ・朝〕
8・10　那覇市役所ボーナス支給／官公庁のトップを切って〔琉新・朝〕
8・11　那覇市の道路／本格的にタール舗装／15 日から着工／５ヵ年で完成の予定〔沖タ・朝〕
8・11　下水の基本構想成る／那覇市／75 年完工予定／係官をきょう本土に派遣〔琉新・朝〕
8・16　那覇市役所庁に研修生／糸満町がことしも派遣〔琉新・朝〕
8・19　｜社説｜ガーブ川工事再開に努めよ〔沖タ・朝〕
8・19　広告／ガーブ川改修工事立ち退き／反対に対する疑問に答える／ガーブ川改修工事関係地主、安村善太郎〔沖タ・朝〕
8・22　土地収用法の発動／ガーブ川工事／那覇市、主席に再要請〔沖タ・朝〕
8・25　｜社説｜市民に対する行政の親切ということ〔沖タ・朝〕
8・25　もたつく国県有地承認／都計事業のガン／借地料の二重払いも〔沖タ・朝〕
8・25　悩まされる煙と悪臭／寄宮の製菓工場付近住民が訴え〔沖タ・朝〕
8・27　｜社説｜〝ガーブ川特別委〟にのぞむ〔沖タ・朝〕
8・27　広告／ガーブ川水上店舗問題について／キャラウエイ高等弁務官へ訴える／ガーブ川改修工事関係地主／安村善太郎〔沖タ・朝〕
8・28　広告／ガーブ川商店街店舗工事／早期再開を訴える／ガーブ川商店街組合連絡協議会〔沖タ・朝〕
8・29　マキューン民政官と会見／ガーブ川対策特別委／〝周域都計〟で再検討／工事の再開、回答さける〔沖タ・朝〕
8・29　記者のメモ／煙にまかれたガーブ川特別委〔沖タ・朝〕
8・29　都市美観を重点に／店舗はスーパーマーケット式に〔沖タ・朝〕
8・30　｜社説｜土地収用法の発動をどう見るか〔沖タ・朝〕
8・30　大弦小弦〔ガーブ川の水上店舗建築問題〕〔沖タ・朝〕
8・31　記者のメモ／足ぶみ状態のガーブ川問題〔沖タ・朝〕
8・31　話の卵／那覇のスラム街解消計画〔琉新・夕〕
9・1　ガーブ川に〝黒い渦〟／〝民政府は約束破った〟／犠牲大きい商店街組合〔沖タ・朝〕
9・3　市民のアイデア募集／那覇市／町づくり体制の強化案〔琉新・朝〕
9・3　ガーブ川工事再開／条件づきで許可／排水工事完工後に〔沖タ・夕〕
9・4　ガーブ川水上店舗条件づきで許可／まず工事遅延回復／総合的治水計画も〔沖タ・朝〕
9・4　｜社説｜ガーブ川店舗工事の条件づき再開〔沖タ・朝〕
9・4　工期内完成が焦点／円満な立ちのきがカギ〔沖タ・朝〕
9・4　工事再開に喜びと怒りの声／ガーブ川

水上店舗／こんどは正月が心配／なぜ今ごろとげせない表情／あすからでも着工を〔沖タ・朝〕
9・5 改修工事とは別に／ガーブ川特別委早めに工事再開を〔沖タ・夕〕
9・7 大弦小弦〔ガーブ川工事は条件つきで再着工〕〔沖タ・朝〕
9・17 〝工事、遅れていない〟／ガーブ川商店街組合が再開要請〔沖タ・夕〕
9・21 建築資金の融資／ガーブ川水上店舗組合員、特別委に要請〔沖タ・夕〕
9・21 借地権を認めて／岡野区民／西銘市長に訴える〔沖タ・夕〕
9・21 〝９月市会〟はじまる／那覇／10 日間の日程きめる〔沖タ・夕〕
9・22 時の問題／ガーブ川水上店舗建築資金案出に悩む／損失補償も今後の課題〔沖タ・朝〕
9・22 大弦小弦〔ガーブ川工事再開〕〔沖タ・朝〕
9・23 不法建築には補償せず／那覇市スラム街／議会が問題を重視／対象者は５万人以上〔琉新・朝〕
9・23 スラム街改造に質疑／那覇市会／物件補償など追及〔沖タ・夕〕
9・26 やっと話し合いつく／ひめゆり橋通りの排水工事／責任のなすり合いで／２カ月も放ったらかし〔沖タ・夕〕
9・28 大弦小弦〔スラム街解消モデル地域〕〔沖タ・朝〕
9・28 モデル用地取得で審議／那覇市議会建設委／助役、建設部長招き〔沖タ・朝〕
9・28 なっとくいく補償を／スラム街解消／樋川の居住者が訴え〔沖タ・夕〕
9・29 スラム街解消の土地取得／受益者分坦金の形で提供／協力得られない個所は建築禁止で〔沖タ・朝〕
9・29 問題かもす川のつく場所／ガーブ川に久場川／こんどは樋川がスラム街で焦点に〔沖タ・朝〕
9・30 大弦小弦〔スラム街解消補償問題〕〔沖タ・朝〕
10・1 54 議案原案通り可決／那覇市議会／野党の反対押し切る〔琉新・朝〕
10・5 ハダシで右往左往／洗面器でリレー消火も〔沖タ・夕〕
10・6 焦点にたつ不良住宅街解消／計画とその問題点／多数が計画を支持／生活面シワ寄せで反対も〔沖タ・朝〕
10・6 被害５万ドルにのぼる／樋川の火事／全焼 25、半焼９むね〔沖タ・朝〕
10・6 焼け跡にぼう然／那覇市開南スラム街／被災者 177 人／運動会ひかえ暗い表情〔琉新・朝〕
10・6 焼跡へ仮住宅／被災者へ各面から救援〔沖タ・夕〕
10・6 広告／樋川火事被災者／救援金募集／沖縄タイムス社・琉球放送〔沖タ・夕〕
10・6 仮住宅建設認めない／那覇市が協議〔沖タ・夕〕
10・6 仮小屋も立てさせず／那覇市が決定／開南のスラム焼け跡〔琉新・夕〕
10・7 公聴／不良住宅街改造について〔沖タ・朝〕
10・7 困窮者は施設へ／樋川の火事被災者の調査はじまる〔沖タ・朝〕
10・8 松など８万本植え付け／那覇市をみどりでいっぱいに〔沖タ・夕〕
10・16 那覇市／排水建設おくれる／民政府の基本計画待ち〔沖タ・夕〕
10・26 土地収用法の発動へ／ガーブ川／安村氏、協議書拒否〔沖タ・朝〕
10・28 安謝の埋めたて、今月中で完成／早くも申込み殺到／市が入札、契約など検討〔沖タ・朝〕
10・28 配水タンク設置に反対／国場、上間の地主が陳情〔沖タ・朝〕
10・30 埋め立て地を拡張／那覇市安謝／政府認可おりしだい／工業港の新設も計画〔琉新・朝〕
11・1 首里、小禄に公営住宅／那覇市 65 年度に建設計画〔沖タ・朝〕
11・1 那覇市に技術援助／姉妹都市／ホノルル市長が言明〔琉新・朝〕
11・2 年末一時金の増額など要求／那覇市職労、市長と団交〔沖タ・朝〕
11・3 モデル地区設け推進／那覇市新垣助役不良住宅解消で語る〔沖タ・朝〕
11・6 全国議長会／視察団が来沖〔琉新・夕〕
11・9 那覇市の移動相談／道路整備など／小禄で自治会長らが訴え〔沖タ・朝〕
11・9 声／市会議員におたずねしたい〔琉新・朝〕
11・9 市民憲章案まとまる／那覇市 〝明るく住みよい町に〟〔琉新・朝〕
11・9 ７件の陳情でる／那覇市小禄／移動市民相談に〔琉新・朝〕
11・14 声／水道工事費についてお答え〔琉新・朝〕
11・14 バス路線変更／那覇市がモノ言い／考慮されてない都計／中の橋使用に反対泊にもう一つの橋を〔沖タ・夕〕
11・15 市の改築計画に協力／那覇市場／周辺の不良住宅〔沖タ・朝〕
11・17 市外バス路線の変更／那覇市の計画案をみる／〝都計上〟を主眼に／路線すでに許容量に達す〔沖タ・朝〕
11・17 那覇市の補助事業（上）／新幹線で交通円滑化／河川改修美化はかり浸水防ぐ〔沖タ・朝〕
11・17 共同市場の建設へ／那覇市場／スラム街の解消に〔沖タ・朝〕

11・18　今後の事業計画きく／不良住宅街解消　都市建設促進協議会〔沖タ・夕〕
11・18　設計図製作など要望／那覇市場周辺の　地主、借地人が〔琉新・夕〕
11・19　話の卵／スラム街と市民の協力〔琉　新・夕〕
11・27　基礎設計を完成／那覇市役所の新庁舎　〔琉新・朝〕
11・27　今晩の話題／〝市民憲章〟の制定〔沖　タ・夕〕
11・28　明るい都市作りの手引き／那覇市市民　憲章／きょう具体的に検討／市民の　公徳心を高揚〔琉新・朝〕
11・29　〝市民憲章〟を制定／那覇市／明るく住　みよい町に／元日宣言を目標に推進　〔沖タ・朝〕
11・29　水タンク設置に反対／国場などの地主　が那覇市におしかけ〔沖タ・夕〕
11・29　軍用地接収に反対／西銘市長、申し入　れ拒否／那覇南部６カ部落〔琉新・　夕〕
11・30　｜社説｜那覇市の市民憲章をめぐって　〔沖タ・朝〕
11・30　那覇市、団交もの別れ〔沖タ・夕〕
12・1　那覇市の補助事業（下）／急を要す焼　却炉建設／１日に〝ごみ〟180 トン　排出〔沖タ・朝〕
12・1　移転補償の基準／予想以上にすすむ／　不良住宅街の改造〔沖タ・朝〕
12・1　どうするこの動脈硬化／那覇市の交通　／〝急がば歩け〟の状態（国際通り）　／開南通り／救急車も通れない〔琉　新・朝〕
12・4　10 日までに強制撤去／ガーブ川工事の　土地収用安村氏は提訴へ〔沖タ・朝〕
12・6　けさから年休闘争へ／市職労／深夜団　交も難航〔沖タ・朝〕
12・8　〝名誉市民制〟設ける／今議会に提出／　たたえる栄誉と功績〔沖タ・朝〕
12・10　小禄に敷地を変更／64 年度那覇市の公　営住宅〔沖タ・朝〕
12・10　結論また持ちこし／那覇市職労の団交　もむ〔沖タ・朝〕
12・10　18 割プラス／５ドルで妥結へ／那覇　市、１割は来年回し〔沖タ・夕〕
12・10　那覇市職、スト権確立〔琉新・夕〕
12・11　都計との調整まだ／那覇市建設委／バ　ス路線変更を協議〔沖タ・夕〕
12・13　記者のメモ／〝市民憲章〟制定にモノ　いい〔沖タ・朝〕
12・13　〝市民憲章〟を承認／新春早々に市長が　宣言／那覇市会〔沖タ・朝〕
12・18　大那覇市の建設へ／〝合併研究会〟設　け促進〔沖タ・朝〕
12・19　名誉市民条例など可決／那覇市会〔沖　タ・夕〕
12・20　政府案を否決／バス路線変更／那覇市　議会／交通対策協を設置〔琉新・朝〕
12・25　総合的に港湾を整備／那覇市の計画な　る／泊、安謝間を埋め立て／費用　550 万、５年がかりで〔沖タ・朝〕
12・25　78 軒に立ちのき命令／那覇市／波上周　辺の不法建築〔琉新・夕〕
12・26　｜社説｜那覇市の雄大な埋め立て築港　計画〔沖タ・朝〕
12・26　ついに 25 万人を突破／那覇市の人口／　人口密度で全国４位／推計より２年　も早い〔沖タ・朝〕
12・26　95 件に立退き命令／来年早々／旭が丘　周辺の違反建物〔沖タ・朝〕

1964 年（昭和 39 年）

1・1　きょう制定を宣言／那覇市市民憲章／　名刺交換会の席上で〔琉新・朝〕
1・3　「市民憲章」制定を宣言／那覇市長が　名刺交換会で〔琉新・朝〕
1・7　｜社説｜不法建物の撤去について〔沖　タ・朝〕
1・15　住宅ブーム郊外へ／つぎつぎに宅地造　成／地価もうなぎのぼり／那覇市　〔琉新・夕〕
1・16　最高は４万１千ドル／那覇市の 64 年度　軍用地料〔琉新・夕〕
1・18　市民憲章／みんなの問題です（13）　〔琉新・朝〕
1・22　大正の消防団員表彰／那覇市が神戸の　明珍さんを〔琉新・朝〕
1・22　22 件の異議申し立て／那覇市の土地等　級設定に〔沖タ・夕〕
1・27　近く那覇市で〝一日市長〟／市政の実　情を知ってもらう〔琉新・夕〕
2・1　市外バスの路線変わる／国際、開南通　りから姿消す／停留所は４カ所に／　市内乗り入れ券発行〔沖タ・朝〕
2・4　どっちが悪い暗キョ騒動／水道工事め　ぐり対立／つまって、あふれる／近　く又吉道路を掘って調査／建運局と　那覇市〔琉新・朝〕
2・4　きたない川に苦情／那覇／当局、検討　に乗り出す〔琉新・夕〕
2・7　〝市民憲章〟の実践へ／那覇市／推進協　議会作り〔沖タ・朝〕
2・7　路線変更に反対陳情／市外バス、那覇　市通り会〔沖タ・夕〕
2・14　スローモーな役所仕事の見本／３年が　かりの回答／建運局／那覇市「バス　路線変更」の文書〔沖タ・朝〕
2・12　市職員が名札／那覇市役所、来月から　〔琉新・朝〕
2・18　声／講和前補償費の未払い〔琉新・朝〕
2・18　きょう市町村合併などで懇談会／那覇　市議会〔琉新・朝〕
2・19　声／那覇市役所からお答え〔琉新・朝〕

2・22　26日に設立総会／那覇市民憲章の推進協議会〔琉新・夕〕
2・26　開南と神里原を結ぶ／那覇市〝都市道路〟を建設〔沖タ・朝〕
2・27　市民憲章を推し進めよう／住みよい町づくり／那覇市で協議会が発足〔琉新・朝〕
3・1　敬老年金制度の制定／那覇市老人クラブが陳情〔沖タ・朝〕
3・1　政府委譲に関する意見書／那覇市長西銘順治／市町村財政に自律を／弾力性に欠ける自主財源〔沖タ・朝〕
3・3　新庁舎５月に着工／那覇市が債権を募集〔琉新・夕〕
3・10　３年計画で完成へ／泊ー安謝間の大港湾建設〔沖タ・朝〕
3・11　那覇商港の移管を／西銘市長近く政府へ意見書〔沖タ・朝〕
3・11　〝市民憲章〟を記念／那覇署前に時計塔〔沖タ・朝〕
3・14　那覇市の名誉市民称号／当間重剛氏、キャラウエイ弁務官へ〔沖タ・朝〕
3・14　定時開会できず／那覇市／〝市民憲章〟宣言、初の議会〔沖タ・夕〕
3・14　那覇市議会始まる／当局提案理由の説明〔琉新・夕〕
3・15　大弦小弦〔名誉市民称号〕〔沖タ・朝〕
3・17　当間氏とキャラウエー弁務官／那覇市議会／名誉市民第一号決める〔琉新・朝〕
3・19　みんなの社会科／那覇市の町づくり〔沖タ・朝〕
3・20　読者から／名誉市民について／那覇市長に問う〔沖タ・朝〕
3・20　読者から／不名誉市民と名誉市民選任〔沖タ・朝〕
3・21　手術されるつまった川／１号線に暗きょ通す／那覇市が民政府に折衝〔琉新・夕〕
3・22　那覇商港の管理委譲／那覇市長西銘順治／バースの合理的利用／現在…連係なくバラバラに運営／港湾独自の政策樹立も〔沖タ・朝〕
3・22　アダムス大佐へ名誉称号／教育団体が訴え〔沖タ・朝〕
3・22　弁務官への〝名誉市民称号〟／那覇市職労が反対決議〔沖タ・朝〕
3・23　６件可決／那覇市議会〔沖タ・夕〕
3・24　市会が低賃金訴う／総務委に付託決まる〔琉新・朝〕
3・31　声／市役所の戸籍課へ一言〔琉新・朝〕
4・1　なっていない那覇市の衛生管理／市が調査結果を発表／川空屋敷がゴミ捨て場に／密集地帯に畜舎／清掃週間資料もとに重点的に実施〔沖タ・夕〕
4・3　｜社説｜川のゴミは市民一人一人の恥〔沖タ・朝〕
4・5　真嘉比・古島の区画整理／新年度から、総工費130万ドル／７カ年計画で／広がる〝市街〟に備え〔沖タ・朝〕
4・9　町を美しくする運動／那覇市民憲章／65年度の重点目標〔琉新・朝〕
4・11　来月11日から着工／那覇市の新庁舎債券発行を承認〔沖タ・朝〕
4・15　那覇市の下水道工事に待った／全額コザ市へ交付／民政府資金援助の削減で半分に〔沖タ・朝〕
4・16　臨時議会で復帰決議／那覇市議会が方針決める〔沖タ・朝〕
4・16　那覇市会でも復帰決議／議員協議会／臨時議会を要求〔琉新・朝〕
4・22　清掃状況を視察／那覇市長ら〝くさい〟川嘆く〔沖タ・夕〕
4・22　清掃週間の成果視察／西銘市長ら河川中心に〔琉新・夕〕
4・30　｜社説｜当面の水対策を講ぜよ〔沖タ・朝〕
5・1　白い羽根募金はじまる／西銘市長らも街頭で呼びかけ〔琉新・夕〕
5・7　臨時議会を延期／那覇市／〝公債発行〟の承認おくれ〔沖タ・朝〕
5・11　施設の現状を説明／那覇市／市民憲章委員ら招き〔琉新・夕〕
5・14　足踏みする那覇市の都計／８年でわずか13.5％／土地が得られず再検討／公園計画もおじゃん〔沖タ・朝〕
5・19　21日に臨時議会／那覇市／庁舎建設請け負いなど審議〔琉新・夕〕
5・21　安謝埋立てなど議題に／那覇市会、臨時議会ひらく〔沖タ・夕〕
5・24　当間氏への名誉市民称号／25日に贈る〔沖タ・朝〕
5・25　９件、原案通り承認／那覇市会〔沖タ・夕〕
5・26　深夜団交／進展なし／那覇市職労〔沖タ・夕〕
5・27　那覇市職ストの構え〔沖タ・朝〕
5・28　総工費99万ドルで起工／那覇市の新庁舎地鎮祭〔沖タ・朝〕
5・28　那覇市役所の新庁舎起工式〔琉新・朝〕
5・28　那覇市職労がスト／けさ賃上げ団交決裂〔沖タ・夕〕
5・29　ごみ処理車も止まる／那覇市のストきょうも続行〔沖タ・朝〕
5・29　苦情ぶちまける市民／那覇市ストで混雑する窓口〔沖タ・夕〕
5・30　｜社説｜無期限ストの収拾に努力せよ〔沖タ・朝〕
5・30　｜社説｜23人が組合を脱退／ゴミ処理車発車でピケ／那覇市職労のスト〔沖タ・朝〕
5・30　那覇市職労／ストを解く〔沖タ・夕〕
6・3　旧天妃小学校の開放／西平教育委員長らが陳情〔沖タ・朝〕

6・5　施政方針を発表／西銘市長／那覇市議会〔沖タ・朝〕
6・5　名誉市民称号贈る／西銘那覇市長／キャラウエー弁務官に〔琉新・朝〕
6・5　都計修正、町づくり／那覇市議会／西銘市長が施政演説〔沖タ・夕〕
6・5　施政方針（要旨）／市民の精神を高揚／生活環境の整備を強化〔沖タ・夕〕
6・9　下水計画など追及／那覇市議会／施政演説の質疑続行〔琉新・朝〕
6・9　約束通り交番設置を／前島町民ら／史役所などに陳情〔琉新・朝〕
6・10　重複多く活気なし／那覇市会／各派代表の一般質問〔琉新・朝〕
6・10　時の記念日〝話題二つ〟〔琉新・夕〕
6・12　那覇市職員給与の条例一部改正を審議〔琉新・朝〕
6・12　スラム街の解消へ／那覇市樋川／移転ほとんど終わる〔琉新・夕〕
6・13　市有地売却でもめる／那覇市議会／９件を持ち越す〔琉新・朝〕
6・14　那覇市の８百万ドル予算をさぐる／都計に明るい見通し／自己財源、大幅にふえる〔沖タ・朝〕
6・15　大口すでに 20 万ドル／那覇市債売れ行き好調〔沖タ・朝〕
6・15　広告／本日締切！／那覇市債証券／受付琉球銀行本支店〔沖タ・朝〕
6・15　むつみ橋１号線／ガーブ川下流を水上道路に／交通緩和にひと役／ 18 日ごろ入札／ 23 万ドルで着工〔琉新･朝〕
6・16　きのうの那覇市議会〔沖タ・朝〕
6・16　市債しめきる／那覇市庁舎建設に 32 万ドル〔沖タ・朝〕
6・16　那覇市議会で重大視／外国航空社の沖縄進出〔琉新・夕〕
6・20　改修工事入札流れる／ガーブ川下流工期短縮で〔沖タ・朝〕
6・20　安謝ポンプ場／用地買収決定〔沖タ・朝〕
6・21　〝主席公選〟24 日の本会議へ上程／復帰協の大会控え／日程をくりあげて決議／市議会〔沖タ・朝〕
6・21　全部売り切れ／庁舎建設市債〔沖タ・朝〕
6・21　契約の延長訴え／立ちのき迫られる花屋街〔沖タ・朝〕
6・21　市職労の陳情却下／高等弁務官名誉市民称号取り消し〔沖タ・朝〕
6・21　市が交番用地を処分／那覇市会が事情聞く／前島町〔沖タ・朝〕
6・23　ホ理事長に要請／西銘市長、水道料値下げで〔沖タ・夕〕
6・23　市有地を随意契約／那覇市会／本会議とおる〔沖タ・夕〕
6・23　市有地売却を決議／那覇市議会／会期を２日間延長〔琉新・夕〕
6・24　きょう要請決議／那覇市議会が主席公選で〔琉新・朝〕
6・25　那覇市会／立法院の総辞職決議へ／混迷政局の打開に／きょう議運委で再び審議〔沖タ・朝〕
6・25　きょう各委員会〔沖タ・朝〕
6・25　盛り上がる主席公選要求／８市町村が決議／県民大会ヤマ場に全琉へ〔琉新・朝〕
6・25　交番敷地問題を審議／那覇市会総務委〔沖タ・夕〕
6・25　町民から事情聞く／那覇市議会／前島町の交番問題〔琉新・夕〕
6・26　意見対立物別れ／那覇市会／〝立法院の総辞職決議〔沖タ・朝〕
6・26　解決の見通し暗い／前島町交番所敷地問題／那覇市会で事情きく〔琉新・朝〕
6・28　那覇市議長に協力要請／切符販売で国鉄の戸川氏ら〔琉新・夕〕
6・29　混迷した政情を反映／閉会した那覇市議会から〔沖タ・朝〕
6・29　ガーブ川下流改修工事近く着工／総工費約 23 万ドル〔沖タ・朝〕
6・30　公園用地に不法建築／那覇市が強制手段で撤去〔琉新・朝〕
7・5　文書で出席要請／高良議長／名城、金城両議員に〔沖タ・朝〕
7・6　｜社説｜市民に密着した市政運用に努めよ〔沖タ・朝〕
7・9　移転補償のメドつく／解決しだい着工／崇元寺橋ぎわ〔沖タ・朝〕
7・9　緑地帯に交番敷地／前島／地元では不適当の声〔沖タ・朝〕
7・9　那覇市が代替地提供／前島交番敷地問題／町民側は反対の意向〔琉新･朝〕
7・12　強硬な新栄通り会／立ちのき迫られる花屋街〔沖タ・朝〕
7・13　都市計画を練り直し／那覇／社会情勢の変化で／修正案 14 日に部長会に〔琉新・夕〕
7・14　豊かな都市づくり／都計を大幅に修正／那覇市１町５村合併を前提に〔沖タ・朝〕
7・14　一市民が土地を提供／道路づくりに協力／那覇市「これでスムーズに行く」と大喜び〔琉新・朝〕
7・14　話の卵／那覇市の道路新設計画〔琉新・夕〕
7・15　｜社説｜具体化する那覇市の新都市計画〔沖タ・朝〕
7・15　那覇市／都市形態大きく変化／〝広域都市〟部長会議に提案〔沖タ・夕〕
7・16　営業制限、あす切れる／不安な表情の花屋街／市の斡旋に最後の望み〔沖タ・夕〕
7・17　〝スラムをなくそう〟／不良建物追放

地主さんたちが計画〔沖タ・夕〕
7・18　地主も強力を約す／スラム街解消三者協議会〔沖タ・朝〕
7・18　主席、市当局も協力／スラム街解消／設計図できしだい着工〔琉新・朝〕
7・19　生まれかわる那覇市／都計の修正案急ぐ／隣接町村含め広域計画〔沖タ・朝〕
7・19　地主が全面的に強力／開南－神里原の新設道路〔沖タ・朝〕
7・19　対策に頭いためる／花屋通り会の立ちのき〔沖タ・朝〕
7・29　新栄通り会〝立ちのき〟を要請／花屋通りと折り合いつかず〔沖タ・夕〕
7・30　米陸軍輸送部隊が寄贈／那覇市へ清掃車２台〔沖タ・朝〕
8・4　とばっちりくう入居者／久場川団地／陣地豪〝調査〟で対立／那覇市引きとりを拒否〔沖タ・朝〕
8・8　頭かかえる那覇市／与儀の新設商高敷地／公園用地せばまる／民政府に再検討を要請〔琉新・夕〕
8・10　ボーナスどっと 150 万ドル／官公庁が支払い／高い税金にうんざり〔琉新・夕〕
8・13　補償、円満に解決／崇元寺、美栄橋／舗装は来年初め〔沖タ・朝〕
8・13　那覇市が１億ドルの都市計画／スラム街解消など／５年次で推進／実現めざし慎重に検討〔琉新・朝〕
8・15　全沖労連脱退を否決／那覇市職労職場投票〔沖タ・朝〕
8・15　市場通り会が市役所に陳情／〝地下を駐車場にして〟〔琉新・朝〕
8・18　与儀公園計画通り／那覇市会／民政府案に反対決議〔沖タ・朝〕
8・23　頭かかえる〝世論拝聴〟／那覇市／陳情たまる一方／解決みたのは４割弱〔琉新・朝〕
8・28　財政援助を要請／総務長官に那覇市〔沖タ・朝〕
9・14　原案答申へ／都計審議会開く〔琉新・朝〕
9・17　店舗配置に反対／牧志市場計画に組合陳情〔沖タ・朝〕
9・18　私の十八番／渡名喜宗貞さん／那覇市出納室物品係長／マンドリン手に 30 年／那覇市役所／音楽クラブを指導〔琉新・夕〕
9・19　牧志市場改築お流れ／市の案に反対、議案を撤回〔沖タ・朝〕
9・19　青少年の健全育成／那覇市会／協議会を設ける〔沖タ・夕〕
9・19　那覇市議会始まる／会期を 30 日までと決定〔琉新・夕〕
9・20　業者の既得権を無視／牧志公設市場改築／市場連合会が声明発表〔琉新・朝〕
9・22　｜社説｜市町村の合併促進〔沖タ･朝〕
9・24　こんどは改築望む／牧志市場／食品業者が市にすがる〔沖タ・夕〕
9・25　広告／牧志公設市場連合会に対する衣料品組合の脱退声明／牧志公設市場衣料品組合〔沖タ・夕〕
9・28　ライ予防協への土地売却承認／那覇市議会総務委〔琉新・夕〕
10・11　市場改築反対は時代錯誤／〝振興策を真剣に〟／中央企業診断の稲福氏批判的な結論だす〔沖タ・朝〕
10・11　19 むね撤去処分／真和志に多い不法建築〔沖タ・朝〕
10・14　合併問題で下調査／南風原村が準備委つくる〔沖タ・朝〕
10・21　〝くさい都市〟を返上／那覇市／ごみ、し尿処理場を建設〔沖タ・夕〕
11・2　ゴミ焼却炉の建設／本土援助の見通しつく／西銘那覇市長帰る〔沖タ･夕〕
11・5　返せ返さぬでもめる／那覇市と小禄青年会／ 10 年前の青年会事務所〔琉新・夕〕
11・7　那覇市／小禄で移動相談／道路補修など 10 件要望〔琉新・朝〕
11・8　来年は選挙の年／早くも裏面工作／年明けを待って活発か／市議選立候補は 60 人〔沖タ・朝〕
11・8　青少年の健全育へ／各界から 40 人の委員を選出／那覇市協議会 10 日に発足〔沖タ・朝〕
11・12　きょう現場を視察／牧志市場改築／那覇市会の建設委〔琉新・朝〕
11・14　年末ボーナス要求／那覇市職労団交を開始〔沖タ・朝〕
11・15　難航する市場改築計画／建設委も慎重審議／業者、全員１階収容を固執／婦連も動き出す〔沖タ・朝〕
11・18　〝都市づくり〟にブレーキ／事業執行でいざこざ／那覇市〝市民の関心と理解を〟〔琉新・朝〕
11・19　広域都市計画へ／新委員初の会合ひらく／那覇〔沖タ・朝〕
11・25　ガーブ川など視察／ワ弁務官財政援助に協力約す〔沖タ・朝〕
11・26　荒れ放題の円鑑池／那覇市予算なくお手上げ〔沖タ・朝〕
11・29　総仕上げを急ぐ／新しい都計案／ 65 年から実施へ／建設委本格的審議に入る〔沖タ・朝〕
11・30　３日に市民大会／ガーブ川、スラム街解消促進で〔沖タ・夕〕
12・2　ガーブ川工事また難問題／土地収用権発動か／最終工事に地主同意せず〔琉新・夕〕
12・5　市案で工事進める／ガーブ川／沖映館の地盤沈下〔琉新・朝〕

12・6　遅れるガーブ川工事／那覇市／土地買収の難航で〔沖タ・夕〕
12・6　議会提案見送りか／牧志市場改築問題／業者と妥協点見出せず〔琉新･夕〕
12・11　新都市計画案審議／那覇市建設委〔琉新・朝〕
12・14　土地を強制接収／ガーブ川改修工事／那覇市が来月から〔琉新・朝〕
12・14　頭を強く打ち重傷／那覇市役所の建築現場／４階から木材が落ち〔琉新・朝〕
12・14　午前中に４件議決／那覇市議会２日目〔琉新・夕〕
12・15　15 人でやっと成立／低調な那覇市議会〔沖タ・朝〕
12・19　那覇市議会大もめ／〝不まじめ議員〟の処遇で〔琉新・夕〕
12・24　読者から／那覇市会を監視しよう〔沖タ・朝〕
12・24　声／那覇市議会に望む〔琉新・朝〕
12・27　64 年／那覇市政をかえりみて／大ヒットの憲章制定／第１位は聖火の沖縄リレー／今年の市政十大ニュース〔沖タ・朝〕
12・27　来年は選挙の年／最低だった 12 月定例議会／市会議員すでに下工作の噂〔沖タ・朝〕
12・31　那覇市へ苗木贈る／福岡の下地さんが〔琉新・朝〕

1965 年（昭和 40 年）

1・10　西銘市政これからが〝本番〟／ことしの抱負〔沖タ・朝〕
1・10　26 万を突破／那覇市の人口〔沖タ･朝〕
1・11　海へ伸びる／ピッチあげる埋め立て／都市過密化に対処／那覇市／工業用地や宅地造成で〔琉新・朝〕
1・17　早くもはげしい前哨戦／７月の那覇市議選／組織主体に動く／現議員はほとんど出馬〔沖タ・朝〕
1・26　埋め立て地処分承認／那覇市議会／自動車整備センターへ〔琉新・朝〕
1・27　〝広域都市〟を打ち出す／那覇市都計委〔沖タ・朝〕
1・28　｜社説｜市民に親切な市政〔沖タ･朝〕
1・29　声／那覇市土木課へもの申す〔琉新・朝〕
2・1　苦情のトップ／那覇市／デコボコ道にミゾやゴミ／処理ずみは約半分／３年目迎えた「市民の日」〔琉新・朝〕
2・8　荒れ放題の公園予定地／那覇市／チリ捨て場になる／不良児のたまり場にも〔琉新・朝〕
2・10　那覇市民はこう考える／楽にならない暮らし／非行防止にもっと力を〔琉新・夕〕
2・13　那覇市の区画整理で／区切られる建設用地／遺族の家／関係者あわてる〔琉新・朝〕
2・17　連合会を脱退／市場改築で精肉組合役員会〔沖タ・朝〕
2・19　長びく改築／那覇公設市場／分裂騒ぎで複雑化／市当局は強硬なかまえ〔沖タ・夕〕
2・21　〝近代都市那覇〟の裏側／処理できぬチリ／当局は市民の協力要請〔琉新・朝〕
2・24　３月議会に提案／牧志市場の改築問題〔沖タ・朝〕
2・28　５カ月後に迫った市議選／事前運動？始まる／立候補者減る傾向／政党、割り込みに苦慮〔琉新・朝〕
2・28　早くも巨体のへんりん／那覇新庁舎工事進む／完成祝いはハデに／国際通りで大綱引きも〔琉新・朝〕
3・3　もうこれ以上待てない／那覇市公設市場の改築／３月議会に再上程／市当局／注目される業者側の出方〔琉新・夕〕
3・4　〝臭い川〟に大手術／久茂地川しゅんせつ／米軍の協力で那覇市が〔琉新・朝〕
3・4　久茂地川しゅんせつ／６月までに完成／軍輸送部隊が協力〔沖タ・夕〕
3・4　話の卵／久茂地川のしゅんせつ〔琉新・夕〕
3・5　ぜひ私に経営させて／那覇市役所新庁舎食堂／希望者が争奪戦／市職労、業者が入り乱れ〔琉新・夕〕
3・9　那覇市場改築、議会に出す／連合会やはり渋い顔／選挙をひかえ微妙な動き〔沖タ・朝〕
3・9　区画整理地区に反対／地主代表「時期が早すぎる」〔沖タ・夕〕
3・13　声／やまびこの鐘を生かせ〔琉新･朝〕
3・15　月給倍増を見送り／那覇市会〔琉新・夕〕
3・17　市の処理は正しい／汚職職員に退職金／西銘市長が答う／那覇市議会〔琉新・夕〕
3・18　７議員が一般質問／那覇市議会〔琉新・朝〕
3・18　監査、建築審査両委員を承認／那覇市議会〔琉新・夕〕
3・19　地階に道路や駐車場／牧志市場 94 万ドルで年内着工へ〔沖タ・朝〕
3・20　樋川に市営住宅／スラム街解消へ第一歩／那覇市〔沖タ・朝〕
3・20　へ軍曹に感謝状／西銘那覇市長〔沖タ・朝〕
3・26　もめ続ける市場改築／那覇市議会建設委／業者の意見聞く〔沖タ・朝〕
3・27　業者の既得権はない／市場改築で市当

局が答弁〔沖タ・朝〕
3・28 質疑むし返す／建設委員会あす再開〔沖タ・朝〕
3・30 牧志公設市場改築問題／重苦しい審議続く／那覇市議会／業者 120 人がニラミ〔琉新・夕〕
4・1 条件づきで解決／議員団がやっと調停／市場改築〔沖タ・朝〕
4・2 (1) ゴミ処理／カネを合図にわれ先に／まるで戦場のよう／収集車にかけつける主婦たち／同乗記〔沖タ・夕〕
4・3 那覇市／ゴミ (2) ／日に 130 トンも／文化都市には程遠い〔沖タ・夕〕
4・6 花屋通り／〝10 日までに立ちのけ〟／新栄通り会市当局〔沖タ・朝〕
4・7 スラム街解消に第一歩／樋川市営住宅の起工式〔琉新・朝〕
4・11 市役所は財政難／主因は人件費の上昇〔琉新・朝〕
4・17 復帰協加盟きめる／那覇市議会、全会一致で〔琉新・夕〕
4・18 声／那覇市役所窓口に一言〔琉新･朝〕
4・25 公設市場改築／方針まとまる／那覇市〔沖タ・朝〕
4・27 しゅんせつ始まる／久茂地川／那覇輸送隊の協力で〔沖タ・朝〕
4・27 声／「那覇市役所窓口に一言」にお答え〔琉新・朝〕
4・29 広域都市を承認／那覇市の都市建設委員会〔沖タ・夕〕
5・9 しぼられる顔ぶれ／告示まであと３週間／立候補は 50 人以下〔琉新・朝〕
5・13 那覇市議選、告示あと３週間／候補者 50 人前後／各党、活発な裏面工作〔沖タ・朝〕
5・13 今晩の話題／近づく市議選〔沖タ･夕〕
5・13 組織候補に砂川氏／那覇市議選、沖交労が〔沖タ・夕〕
5・15 那覇市／職員厚生会を設置／寮や保養所など／手広く共済事業を計画〔沖タ・朝〕
5・16 市民憲章を生活の中に／下部組織の確立強化へ〔琉新・朝〕
5・17 広告／那覇市債証券償還抽せん会〔沖タ・朝〕
5・19 アダムス大佐の／名誉市民不採択／那覇市議会〔沖タ・夕〕
5・19 那覇市債券の／償還抽せん会〔沖タ・夕〕
5・19 那覇市債券償還の抽選会〔琉新・夕〕
5・20 40 万人の大那覇市に／都計委が当局案認める〔沖タ・朝〕
5・21 難航する道路工事／タイムス前－建運局間／収用法の発動へ／補償問題行き詰まる〔沖タ・朝〕
5・21 広告／那覇市債証券／第１回抽せん発表〔沖タ・朝〕
5・23 団地市場計画、順調に／次年度予算で建設／完成は来年６月の予定〔琉新・朝〕
5・24 宙に浮く下水道工事／那覇市／政府の方針決まらず〔沖タ・夕〕
5・26 １次産業に力入れる／西銘市長あいさつ／盛大に那覇市共進会〔琉新･朝〕
5・29 市営住宅も〝狭き門〟／那覇市宇栄原／３種まで当選番号決定〔琉新･夕〕
5・30 市当局はのめぬ／那覇／樋川－平和橋幹線〔沖タ・朝〕
6・1 市民意識の高揚へ／那覇市民憲章協が総会〔沖タ・朝〕
6・2 那覇市議選あす告示／早くも活発な動き／ 50 人が立候補予想／各政党とも力入れる〔琉新・朝〕
6・2 今晩の話題／選挙を前に〔沖タ・夕〕
6・2 公営住宅に重点／那覇市新予算／６百万ドル余り〔沖タ・夕〕
6・2 一般会計は６百万ドル／那覇市／本年より 12 万ドル増〔琉新・夕〕
6・3 立候補予定の人びと〔沖タ・朝〕
6・3 すでに終盤の様相／那覇市議選きょう告示／ 52 人、顔ぶれ出揃う／激しい争い当選圏は２千票以上／郷党組織で浮動票固め〔沖タ・朝〕
6・3 またふり出しへ／進展しない市場改築計画〔沖タ・朝〕
6・3 ７月 18 日に選挙／那覇市議選、けさ告示〔沖タ・夕〕
6・4 大弦小弦〔那覇市議会議員選挙〕〔沖タ・朝〕
6・4 モグリ部隊も編成／那覇市議選／取り締まり本部設置〔琉新・朝〕
6・5 ｜社説｜財源難の那覇市予算／政治的な意見と行動〔沖タ・朝〕
6・6 １人当たり 374 ドル／那覇／市民所得まとまる〔沖タ・朝〕
6・8 財政援助などを質す／那覇市／８議員が質問にたつ〔沖タ・朝〕
6・8 交際費増も追及／那覇市議会／一般質問を続行〔琉新・夕〕
6・12 那覇市議会〔沖タ・朝〕
6・12 当選圏は２千票／乱戦模様の那覇市議選〔沖タ・朝〕
6・12 市民課を新設〔沖タ・朝〕
6・13 届け出まであと 17 日／市議選／当選ラインは２千票〔琉新・朝〕
6・16 明るい選挙めざす／那覇署／きょうから取り締まり〔琉新・夕〕
6・17 国体の鹿児島誘致／那覇港しゅんせつ工事で／那覇市議会が協力決める／３カ月も水浸しの生活〔沖タ・夕〕
6・18 〝もうがまんできぬ〟／ペリー区住民政府に対策訴える〔沖タ・朝〕
6・18 沖縄返還が２位に／毎日新聞世論調査

ベトナムより関心高い〔沖タ・夕〕
6・22 季節風〔第 73 回那覇市議会終了後、分散会〕〔沖タ・朝〕
6・24 図にみる那覇市議選 (1) ／候補者／変動はげしい議席／目立つ地区外出身候補〔沖タ・夕〕
6・25 図にみる那覇市議選 (2) ／投票率／天候が大きく左右／これまでの最高は 72 パーセント〔沖タ・夕〕
6・27 届け出まであと２日／市議選／準備ほとんど終わる〔琉新・朝〕
6・28 図にみる那覇市議選（終）／当選者／保守派が圧倒的／つぎつぎ登場する新人〔沖タ・夕〕
6・29 すべり出す那覇市議選／立候補者 51 人か／選挙運動も広域化へ〔沖タ･朝〕
6・29 ｜社説｜那覇市議選始まる〔沖タ･朝〕
6・29 市長選の前衛戦／各党とも積極的に対策〔沖タ・朝〕
6・29 かつてない先陣争い／那覇市議選／２日前から泊り込み／当選圏は２千票か〔沖タ・朝〕
6・29 きょう立候補届け出／那覇市議選／ 50 余人の立候補予想〔琉新・朝〕
6・29 那覇市議選いよいよ本番／一番乗りで泊まり込み／各候補者、選挙七ツ道具を点検〔琉新・朝〕
6・29 火ぶた切る那覇市議選／ 49 人が届け出／各派入り乱れて激戦〔沖タ・夕〕
6・29 今晩の話題／異常心理〔沖タ・夕〕
6・29 立候補者の顔ぶれ〔沖タ・夕〕
6・29 立候補者の顔ぶれ〔琉新・夕〕
6・29 各候補者街頭へ／ポスターも先陣争い／那覇選管委／〝きれいな選挙〟訴える〔琉新・夕〕
6・30 私はこう公約する／那覇市議選候補者アンケート〔沖タ・朝〕
6・30 政党が積極的に介入／那覇市議選／初日の届け出 49 人〔琉新・朝〕
6・30 ｜社説｜火ぶた切った那覇市議選〔琉新・朝〕
6・30 声／金で売らない市議選を〔琉新･朝〕
6・30 話の卵／急に騒がしくなった那覇〔琉新・夕〕
7・1 私は有権者 (1) ／公務員／革新系を推す／県労協、積極的に介入〔沖タ・夕〕
7・2 デコボコ道路解消へ／那覇市／一両日中に工事開始〔琉新・朝〕
7・2 私は有権者 (2) ／主婦／〝台所にひびく〟／ありきたりの公約に不満〔沖タ・夕〕
7・3 私は有権者 (3) ／会社員／半ばあきらめ／党より人物本位の傾向〔沖タ・夕〕
7・4 各区とも乱戦／中盤迎えた那覇市議選〔沖タ・朝〕
7・4 ガナリたてる／〝選挙のマイク〟／中断される授業／那覇高取り締まり訴える〔琉新・朝〕
7・5 声／市会議員選挙と公約〔琉新・朝〕
7・5 那覇市議選届け出〔沖タ・夕〕
7・5 婦人と選挙〔琉新・夕〕
7・5 赤嶺繁雄氏が届け出／那覇市議立候補者 51 人に〔琉新・夕〕
7・6 公約と現実を見る／那覇市議選 (2) ／排水〔琉新・夕〕
7・7 供応など近く摘発／那覇市議選／取り締まりを強化〔琉新・朝〕
7・7 広告／推薦状／高良一〔沖タ・朝〕
7・7 私は有権者（終）／市場のおばさん／一票を有効に／市場は那覇市民の台所〔沖タ・夕〕
7・7 公約と現実を見る／那覇市議選 (3) ／住宅〔琉新・夕〕
7・7 那覇市議選／違反取り締まり強化／外勤職員を総動員／悪質者運動期間中でも検挙／那覇署〔琉新・夕〕
7・8 那覇市議選／一票の発言〔琉新・朝〕
7・8 那覇市議選／早くも票読み／当票日まであと 10 日〔沖タ・夕〕
7・8 公約と現実を見る／那覇市議選 (4) ／道路〔琉新・夕〕
7・9 那覇市議選／一票の発言〔琉新・朝〕
7・9 公約と現実を見る／那覇市議選 (5) ／公設市場〔琉新・夕〕
7・10 那覇市議選／一票の発言〔琉新・朝〕
7・10 公約と現実を見る／那覇市議選 (6) ／公園〔琉新・夕〕
7・11 いよいよ終盤戦／記者座談会／市長選の前衛戦／各派入り乱れて激戦〔沖タ・朝〕
7・11 声／がなり立てるスピーカー〔琉新・・朝〕
7・11 炎天下、かけ回る候補者〔琉新・朝〕
7・11 那覇市議選／一票の発言〔琉新・朝〕
7・12 公約と実現を見る／那覇市議選 (7) ／港〔琉新・夕〕
7・13 声／投票決めさせたポスター〔琉新・朝〕
7・13 那覇市議選／一票の発言〔琉新・朝〕
7・13 公約と現実を見る／那覇市議選 (8) ／水道〔琉新・夕〕
7・13 運動員が酒気運転／近づく市議選／那覇署、一夜で 11 人も〔琉新・夕〕
7・14 有権者は 13 万余人／那覇市議選あす締め切る〔沖タ・朝〕
7・14 有権者は 13 万人／那覇市議選／あす立候補締め切り〔琉新・朝〕
7・14 公約と現実を見る／那覇市議選 (9) ／財政〔琉新・夕〕
7・15 ｜社説｜那覇市議選と婦人票〔沖タ・朝〕
7・15 きょう届け出締め切り／那覇市議選挙

／うわさの顔出そろう〔琉新・朝〕
7・16　広告／那覇市民のみなさんに訴えます　当間操〔沖タ・朝〕
7・17　出たい人より出したい人を／あす一せいに投票／立法院、市長選の前衛戦〔沖タ・朝〕
7・17　候補者の顔ぶれ〔沖タ・朝〕
7・18　那覇市議選／自由な立ち場で一票を／37 の会場準備ＯＫ／候補者はゴールまで必死〔沖タ・朝〕
7・18　那覇市議選挙きょう投票日／大勢あす午後２時〔琉新・朝〕
7・18　那覇市議選準備ＯＫ／投票場は 37／花も生けて投票者待つ〔琉新・朝〕
7・19　那覇市議選／きょう開票／戦後最高投票率 81.6％〔琉新・朝〕
7・19　記者席／市議選、各派とも浮かぬ顔〔琉新・朝〕
7・19　｜社説｜那覇市議選を終えて〔琉新・朝〕
7・19　戦い終わり審判待つ那覇市議選／早くも当選気分／慰労酒くみ〝カンパイ〟〔琉新・朝〕
7・19　波乱含みの〝西銘市政〟／多数派工作を予想／立法院市長選／けわしい民主の前途〔琉新・朝〕
7・19　６会場でいっせいに開票／那覇市議選／新分野ほぼ決まる／伸びた公明、人民党〔沖タ・夕〕
7・19　正午すぎ早くも当選御礼／各会場、開票は順調／候補者速報に一喜一憂〔沖タ・夕〕
7・19　那覇市議選一せいに開票／安見、瀬長、大浜当確／強みをみせる組織票〔琉新・夕〕
7・19　つぎつぎと勝ち名乗り／喜びの安見さん／瀬長さん久々に婦人議員／那覇市議選〔琉新・夕〕
7・20　記者のメモ／市議選で議案審議もうわの空〔沖タ・朝〕
7・20　目立つ新人の進出／つきづいた古顔／〝組織票〟上位占める〔沖タ・朝〕
7・20　市民の裁き新旧の顔／婦人のために／最高得票の瀬長さん〔沖タ・朝〕
7・20　新議員よ公約を守れ／〝広い視野の政治を〟／那覇市民、団体は訴える〔琉新・朝〕
7・20　強まる政党の影響／新しい那覇市議会／対立激化の方向へ／無所属の去就がカギ〔沖タ・夕〕
7・20　もむか議長選挙／那覇市会／来月上旬に臨時議会〔沖タ・夕〕
7・21　「議長」の裏面工作活発／那覇市議／野党は高良氏か〔琉新・朝〕
7・21　検挙は告訴待ち／那覇市議選違反／摘発態勢固める〔琉新・朝〕
7・24　声／初めての投票を終えて〔琉新･朝〕
7・25　スムーズにまとまる公算／那覇市議会議長／議長、高良氏再選か／３氏の線がでる副議長〔琉新・朝〕
7・27　新庁舎にシーサー／那覇市役所／ローカル色そえる〔琉新・夕〕
7・30　当選証書ににっこり／那覇市の選良 30 人市長が激励〔沖タ・朝〕
7・30　議長に高良氏内定／那覇市議／来月４日に臨時議会〔琉新・朝〕
7・31　読者から／真実豊かな市会に〔沖タ・朝〕
8・1　読者から／りっぱな正副議長を〔沖タ・朝〕
8・1　議長めぐって工作／高良、大山両氏が奪い合う〔沖タ・朝〕
8・3　５百万ドルの援助を／67 年度／那覇市が政府に要請〔沖タ・朝〕
8・3　〝議長〟で活発な動き／那覇市議／大山氏が対決の構え〔琉新・朝〕
8・4　議長は決戦投票か／那覇市議会、あす開く〔琉新・朝〕
8・4　高良、大山氏で決戦／議長選／あす臨時那覇市議会〔沖タ・夕〕
8・5　大弦小弦〔那覇市議会議員〕〔沖タ・朝〕
8・5　きょう臨時議会／那覇市議〔琉新･朝〕
8・5　議長に高良氏／副議長は辺野喜氏／那覇市会、けさ決戦投票〔沖タ・夕〕
8・6　新しい那覇市議会、高良議長と辺野喜副議長に聞く／〝議会運営には自信〟／まず道路の整備を〔沖タ・朝〕
8・6　選挙後初の議会開く／常任委員長を選任／注目される大山氏の去就〔琉新・朝〕
8・7　市営住宅ひどい雨もり／天じょうに割れ目／バケツやタライを総動員／久場川〔琉新・朝〕
8・13　新庁舎に組合事務所認める／強硬な那覇市当局／労組、闘争の構え〔琉新・朝〕
8・14　当選者含む６人送検／那覇市議選挙違反／事前運動の疑い〔琉新・朝〕
8・19　｜社説｜佐藤首相にのぞむ〔沖タ･朝〕
8・22　｜社説｜「任重く道遠い」というが…〔沖タ・朝〕
8・23　ひと足お先に引っ越し／那覇市の「生誕の像」〔琉新・朝〕
8・25　マンモス庁舎完成／百万ドルの那覇市役所〔沖タ・朝〕
8・25　きょう違反者を発表／那覇市議選挙〔琉新・朝〕
8・26　那覇市議選／選挙違反 11 件で 50 人／身柄拘束のまま送致〔沖タ・朝〕
8・26　きょう市政クラブを結成／西銘派に最低 18 人か〔琉新・朝〕
8・26　那覇市議選／取り締まり本部解散／当選者ら 50 人検挙／違反者 49 人が保守

系〔琉新・朝〕
8・27　西銘市長、与党結成へ／「市民クラブ」昨夜準備委〔沖タ・朝〕
9・4　高校敷地の変更を／国場川埋め立て地付近／埋め立て計画に反対／玉城会長ら文教局に陳情〔沖タ・朝〕
9・7　市議選違反取り調べ／当選議員もふくめ 45 人〔沖タ・朝〕
9・7　庭、五色の噴水も完成／那覇市新庁舎にまた名物〔琉新・朝〕
9・8　那覇市新庁舎記念切手／ 18 日から発売〔沖タ・朝〕
9・9　マンモス新庁舎／那覇市〔沖タ・朝〕
9・11　声／那覇市は市民憲章を守ろう〔琉新・朝〕
9・16　声／那覇市の飛地換地に思う〔琉新・朝〕
9・17　偉容誇る那覇市の新庁舎〔琉新・朝〕
9・17　はと笛／那覇市新庁舎の工事現場〔琉新・朝〕
9・17　話の卵／新しい那覇人かたぎを〔琉新・朝〕
9・18　那覇市の庁舎落成記念切手発売〔沖タ・朝〕
9・18　｜社説｜市庁舎の落成にさいし〔琉新・朝〕
9・18　きょうから記念式典／那覇市新庁舎落成／内外３千人を招く／花火大会など多彩な行事〔琉新・朝〕
9・18　祝賀芸能にぎわう／新庁舎落成／あすまで続演〔琉新・朝〕
9・18　市内はお祭り気分／那覇市新庁舎落成／祝賀行事始まる〔琉新・夕〕
9・19　時代の流れ秘める／那覇市／市庁舎の移り変わり〔沖タ・朝〕
9・19　那覇市庁舎落成祝賀番組〔沖タ・朝〕
9・19　図表で見る那覇市勢〔琉新・朝〕
9・19　那覇の歴史飾る新庁舎〔琉新・朝〕
9・19　40 万都市の建設へ／那覇市／新庁舎落成にぎわう〔琉新・朝〕
9・20　小学生落ちて重体／那覇市新庁舎／６階ゴミ捨て穴に〔琉新・朝〕
9・20　展望台もすずなり／那覇市新庁舎／参観者３万でにぎわう〔琉新・朝〕
9・20　話の卵／市役所ビル屋上開放は危険〔琉新・夕〕
9・20　管理者に責任ない／那覇署／新庁舎の転落現場検証〔琉新・夕〕
9・21　お祭り気分にわく／那覇でちょうちん行列〔琉新・朝〕
9・21　話の卵／「博多祇園山笠」福岡の贈り物〔琉新・夕〕
9・22　大弦小弦〔新庁舎落成〕〔沖タ・朝〕
9・22　危ぶまれる天妃小学校の開校／〝せめて一部使用を〟／生徒急増の若狭小校〔沖タ・朝〕
9・22　夜空いっぱいに花火／那覇〔琉新・朝〕
9・24　新庁舎へ移転終わる／那覇市役所／あとはサービス〔琉新・夕〕
9・26　読者から／天妃校を開放すべし／那覇市の政治理性疑う〔沖タ・朝〕
9・26　わびしく鳴る「やまびこの鐘」／庁舎移転で置き去り／ひっそり閑の屋上／ひとりで時つげる〔琉新・朝〕
9・29　冒頭に「主席公選」／那覇市議会／議運委で決める〔琉新・朝〕
9・30　那覇市、きょう初議会〔琉新・朝〕
10・2　都市計画など追及／那覇市議会／きょうから一般質問〔琉新・朝〕
10・2　水道値下げなど追及／那覇市会／一般質問に入る〔沖タ・夕〕
10・2　けさから強制収容／那覇／町をぶらつく精神異常者〔琉新・夕〕
10・3　公設市場変更しない／那覇市議会／一般質問終わる〔琉新・朝〕
10・5　更正予算など委員会に付託／那覇市会〔沖タ・朝〕
10・5　新庁舎に粗漏工事／那覇市定例議会で追及〔琉新・夕〕
10・7　声／不思議な那覇市庁舎の切手〔琉新・朝〕
10・8　12 月までに終わる／久茂地川のしゅんせつ／那覇市会建設委〔沖タ・朝〕
10・8　市場がない団地生活／主婦ら悲鳴上げる／行商も市当局が追い払う／宇栄原〔琉新・朝〕
10・8　〝校舎に使用させて〟那覇市旧庁舎／若狭小ＰＴＡが決議〔琉新・夕〕
10・9　委員会審査終わる／那覇市会／ 11 日に本会議〔沖タ・朝〕
10・10　半年ぶりに都計審議／広域計画打ち出す／隣接町村との合併に備う〔琉新・朝〕
10・11　きょう最終本会議／那覇市議会〔琉新・朝〕
10・11　那覇市議会／超党派解決を強調／西銘市長／主席公選野党が鋭く追及〔沖タ・夕〕
10・13　四つのモデル地区指定／那覇の市民憲章推進協〔沖タ・朝〕
10・22　那覇市長選／来月４日に告示／ 30 日に立候補届け／西銘・平良で一騎討ちか〔琉新・朝〕
10・27　いよいよ核心へ／那覇都計委／都市計画を審議／用途地指定に慎重期す〔沖タ・朝〕
10・27　半年ぶりに審議／那覇市の都計〔琉新・朝〕
10・29　行政法など研修／市職員／中堅クラス 31 人〔琉新・朝〕
10・30　漫湖の埋め立て／那覇市建設委で審査〔沖タ・朝〕
11・3　来月 19 日に投票／那覇市長選挙あす告示〔琉新・朝〕

11・4　那覇市長選けさ告示／激戦！裏面工作も活発〔沖タ・夕〕
11・6　あす立ち会い演説会／那覇市の全選挙区で開く〔琉新・夕〕
11・7　総選挙１週間後に迫る／「公選」「経済」で対決／各地で立ち会い演説会〔琉新・朝〕
11・12　９分どおり完成／樋川市営住宅／総工費 15 万ドルかけ／都市計画審議会／区画整地域に指定〔琉新・朝〕
11・13　〃入場券の再発行は慎重に〃 那覇市選委／事務説明会を開く〔琉新・朝〕
11・16　〃次は那覇市長選だ〃／民主／こたえる都市での敗退〔琉新・朝〕
11・17　那覇市長選の補充名簿縦覧〔琉新･夕〕
11・18　大弦小弦〔那覇市長選〕〔沖タ・朝〕
11・19　那覇市長選／一騎打ちの公算／西銘、平良野党は統一候補か／真和志に主力注ぐ与党〔沖タ・朝〕
11・19　市長選挙あと１カ月／主席公選からみ微妙／立法院選の延長で激突必至／西銘、平良氏一騎討ちか〔琉新･朝〕
11・20　「自主性確立」柱に／社大／市長選の基本政策〔沖タ・朝〕
11・20　西銘市政は復帰にブレーキ／社大／那覇市長選で政策協議〔琉新・朝〕
11・21　市長選共闘で一致／野党体制をさらに拡大〔沖タ・朝〕
11・21　初の全国市議長会／石村会長ら 11 人あす来島〔沖タ・朝〕
11・21　那覇市長選に平良氏決定／共闘連統一候補／革新勢力盛り上げ／公選要求県民大会で／与党追い込みへ〔琉新・朝〕
11・23　那覇市長選挙／政局の行くえ（下）／保守・革新の大一番／真和志の票争いが天王山〔沖タ・朝〕
11・24　決議文ひっこめる／全国市議長会代表弁務官あての復帰要請〔沖タ・朝〕
11・24　那覇市長選／届け出まであと６日／西銘、平良氏で激突か〔琉新・朝〕
11・25　那覇市長選挙を展望する／記者座談会／届け出まであと５日／西銘・平良の一騎打ちへ〔沖タ・朝〕
11・25　民主党幹部、弁務官と会見／「公選」本国で検討中／具体的方法、回答せず〔琉新・朝〕
11・26　〃決議文撤回〃は不服でない／全国市議長会の 11 人帰る／軽率な行動／野党側、高良議長に抗議〔沖タ・朝〕
11・27　｜社説｜注目の那覇市長選挙〔沖タ・朝〕
11・27　本土与野党／那覇市長選で支援合戦／首相が党に指示／社会党も動き出す〔琉新・朝〕
11・28　届け出まであと２日／那覇市長選挙〔琉新・朝〕
11・29　直接公選を再確認／那覇市長選挙対策／４日に合同総会／民主合同役員会〔琉新・朝〕
11・29　那覇市長選あす届け出／激しい選挙戦になりそう〔沖タ・夕〕
11・30　｜社説｜内外注目の那覇市長選〔沖タ・朝〕
11・30　那覇市長選／きょう立候補届け出／西銘、平良氏の争いか／与野党／組織固めに全力〔琉新・朝〕
11・30　那覇市長選／平良・西銘氏けさ届け出／〃都計〃など争点に／対決する保守、革新両陣営〔沖タ・夕〕
11・30　那覇市長選挙で公約する〔琉新・夕〕
11・30　那覇市長選スタート〔琉新・夕〕
12・1　那覇市長選／師走の町は選挙ムード／いずれも強気〔沖タ・朝〕
12・1　｜社説｜那覇市長選挙に望む〔琉新・朝〕
12・1　那覇市長選背景に展開／県労協／年末闘争決起大会開く〔琉新・朝〕
12・1　那覇市長選／現実を考える（1）／那覇市財政はピンチ／追いつかぬ予算規模〔琉新・朝〕
12・3　那覇市長選／現実を考える（3）／約１万４千戸が不足／おっつかぬ市営住宅〔琉新・朝〕
12・3　市長選情勢こんとん／両陣営、全力を投入／真和志地区が天王山〔琉新・朝〕
12・3　那覇市長選／両候補の 24 時間〔琉新・夕〕
12・3　那覇市長選／立ち会い演説〔琉新･夕〕
12・4　那覇市長選中盤戦に入る／いよいよ言論戦／地盤固め一応終わる〔琉新・朝〕
12・4　那覇市長選／立ち会い演説会／きょう新報ホールで／ＯＴＶ・ラジオ沖縄が中継〔琉新・朝〕
12・4　那覇市長選／現実を考える（4）／道路〔琉新・朝〕
12・4　10 日に市町村大会開く〔琉新・朝〕
12・4　那覇市長選／２候補の 24 時間／３日午後 10 時〔琉新・夕〕
12・5　記者席／すっきりした論戦に満足そう〔琉新・朝〕
12・5　｜社説｜正しい那覇市長選挙を〔琉新・朝〕
12・5　言論戦の火ブタ切る／那覇市長選立ち会い演説会／両候補、にっこり握手〔琉新・朝〕
12・6　市政の問題点／那覇市長選挙（1）／財政確立／自己財源に欠乏／年々需要に追いつけず〔沖タ・朝〕
12・6　那覇市長選言論戦にはいる／浮動票抱き込み／与野党、本格的テコ入れ〔琉新・朝〕

12・6　那覇市長選／現実を考える（6）／水道／まだまだの給水状況／待たれる自己水源開発〔琉新・朝〕
12・6　那覇市長選の布石（1）／争点／きびしい詰めに／選挙の年の総決算〔沖タ・夕〕
12・6　那覇市長選／２候補の 24 時間／６日午前７時〔琉新・夕〕
12・7　言論戦で盛り上げ／那覇市長選／政策浸透に躍起／与党－民主向上、野党―米施政の脱却〔沖タ・朝〕
12・7　市政の問題点／那覇市長選挙（2）／道路／未整備のまま／市道の舗装はわずか 17 パーセント〔沖タ・朝〕
12・7　那覇市長選／現実を考える（7）／港湾／限界にきた那覇・泊／スミに追われる漁船〔琉新・朝〕
12・7　那覇市長選の布石（2）／首里地区／静かな浸透作戦／浮動票争いがカギ〔沖タ・夕〕
12・7　那覇市長選／両候補の 24 時間／７日午前９時〔琉新・夕〕
12・8　若人の森／奥武山陸上競技場近くに／五輪を記念して／公園、遊園地など設置〔沖タ・朝〕
12・8　市政の問題点／那覇市長選挙（3）／住宅／２万世帯が住宅難／まだ残る規格家屋〔沖タ・朝〕
12・8　那覇市長選挙の見通し報告〔琉新･朝〕
12・8　声／「那覇市長選に臨む」に反論〔琉新・朝〕
12・8　那覇市長選／現実を考える（8）／排水／望まれる抜本的対策／７カ年計画は問題含み〔琉新・朝〕
12・8　那覇市長選の布石（3）／真和志地区(1)／勝敗の決戦場／社大地盤に民主切り込む〔沖タ・夕〕
12・9　那覇市政へのビジョン／私は市民に約束する〔沖タ・朝〕
12・9　市政の問題点／那覇市長選挙（4）／環境衛生／追いつかない処理／文化都市としての恥部〔沖タ・朝〕
12・9　那覇市長選／現実を考える（9）／市場／見通しつかぬ公設市場／まさに市政の七不思議〔琉新・朝〕
12・9　那覇市長選の布石（4）／真和志地区(2)／複雑な票読み／人海戦術で攻防〔沖タ・夕〕
12・9　那覇市長選／両候補の 24 時間／８日正午〔琉新・夕〕
12・10　市政の問題点／那覇市長選挙（5）／公園／はかどらぬ敷地買収／30 カ所を指定／整備したのは３カ所〔沖タ・朝〕
12・10　市長選／平良、西銘両陣営の表情〔琉新・朝〕
12・10　那覇市長選／現実を考える（10）／区画整理／都計の基本的な問題点／課題はいかに推進するか〔琉新・朝〕
12・10　那覇市長選布石（5）／那覇地区（1）／浮動票がカギ／立法院選の棄権票ねらう〔沖タ・夕〕
12・10　那覇市長選／両候補の 24 時間／９日午後４時〔琉新・夕〕
12・11　市政の問題点／那覇市長選挙（6）／上水道／急激にふえた需要／自己水源開発にも限度〔沖タ・朝〕
12・11　主婦から候補者に聞く／那覇市長選＜上＞／西銘候補／来年度に二つ保育所建設／道路はタール舗装で〔琉新・朝〕
12・11　那覇市長選の布石（6）／那覇地区(2)／懇談会で票固め／ムードもりあげに懸命〔沖タ・夕〕
12・12　公約の中身は／両候補にきく／主婦のインタービュー〔沖タ・朝〕
12・12　市政の問題点／那覇市長選挙（7）／下水道／直接河川に流す／基本施設もこれから〔沖タ・朝〕
12・12　主婦から候補者に聞く／那覇市長選＜下＞／平良候補／ゴミ処理から着手／援助は権利として要求〔琉新・朝〕
12・13　投票１週間後に迫る／激しくなる言論戦／与党＝首里と小禄で有利／野党＝真和志地区で圧倒〔沖タ・朝〕
12・13　声／市長選の投書を読んで〔琉新･朝〕
12・13　６日後に迫る那覇市長選／浮動票獲得に全力／両候補／言論戦で追い込み〔琉新・朝〕
12・13　那覇市長の布石（7）／小禄地区／攻防のカナメ／はなやかなマイク合戦〔沖タ・夕〕
12・14　台風の目／那覇市長選＜１＞／市場改築／業者が真っ二つに／やはり台所市場－票〔琉新・朝〕
12・15　西銘候補支持を決定／琉大新保守主義研究会〔琉新・朝〕
12・15　那覇市長選挙／舌戦たけなわ〔琉新・夕〕
12・16　｜社説｜若人の森と市民公園〔沖タ・朝〕
12・16　ゴールへ直進／投票あと３日〔沖タ・朝〕
12・16　旧天妃校舎は貸与／無償で那覇教育委に／西銘市長表明〔沖タ・朝〕
12・16　民主党大会開く／新役員人事決まる／市長選へ挙党体制／満場一致で了承〔琉新・朝〕
12・16　台風の目／那覇市長選＜３＞／ねらわれる郷党票／市町村長動かし抱き込む〔琉新・朝〕
12・16　旧市庁舎を校舎に／西銘市長が記者会見〔琉新・朝〕

12・17　那覇市長選ゴール寸前／混とん、票読み困難／人海戦術で追い込み〔沖タ・朝〕
12・17　｜社説｜ツバぜり合いの市長選〔沖タ・朝〕
12・17　那覇市長選立候補者締め切る／平良、西銘氏で激戦〔琉新・朝〕
12・17　台風の目／那覇市長選＜４＞／公明会／組織は中立を宣言／食い込みに手焼く両候補〔琉新・朝〕
12・17　しのぎ削る両候補／那覇市長選〔琉新・朝〕
12・17　話の卵／大詰めにきた那覇市長選挙〔琉新・夕〕
12・18　ラスト・スパートの市長選〔琉新･朝〕
12・18　両候補最後の呼びかけ／那覇市長選あす投票〔沖タ・夕〕
12・19　那覇市長選きょう投票／大勢あす午前中に／両候補最後まで伯仲〔沖タ・朝〕
12・19　｜社説｜自由な一票の行使を〔沖タ・朝〕
12・19　両候補、最後の訴え〔沖タ・朝〕
12・19　那覇市長選／投票はじまる／大勢、あす昼判明／かなり高い投票率か〔琉新・夕〕
12・20　当落判明正午ごろ／那覇市長選／内外で強い関心／投票率は 79.8％〔琉新・朝〕
12・20　記者席／両陣営とも当選ムード〔琉新・朝〕
12・20　｜社説｜那覇市長選を終えて〔琉新・朝〕
12・20　那覇市長選／審判を待つ両候補〔琉新・朝〕
12・20　運動員を袋だたき／市長選にからむ傷害事件〔琉新・朝〕
12・20　西銘氏が連続当選／那覇市長選挙／２千票引き離す／平良氏真和志崩れ誤算〔沖タ・夕〕
12・20　拍手とバンザイの渦／西銘氏再び市長の座へ〔沖タ・夕〕
12・20　西銘氏、那覇市長に再選／息詰まる接戦展開／平良氏、地元で意外に伸びず／連続、史上初めて〔琉新・夕〕
12・20　西銘さんジンクス破る／２期連続当選に破顔／歓声にわく民主党本部〔琉新・夕〕
12・21　保守の地盤定着／野党、完全共闘に意義／那覇市長選挙／与・野党の評価〔沖タ・朝〕
12・21　｜社説｜市長選挙を終わって〔沖タ・朝〕
12・21　那覇市長選挙を顧みて／本社担当記者座談会〔沖タ・朝〕
12・21　大弦小弦〔那覇市長選挙〕〔沖タ･朝〕
12・21　那覇市長選をこうみる／比嘉幹郎／結論、現状維持の線／沖縄の縮図を見る感じ〔沖タ・朝〕
12・21　市政はまかせて／公約は着実に実行／西銘市長抱負語る〔沖タ・朝〕
12・21　記者席／冷静な主席もはしゃぐ〔琉新・朝〕
12・21　那覇市長選、本土各界の反響〔琉新・朝〕
12・21　写真ニュース〔新那覇市長に西銘順治氏〕〔琉新・朝〕
12・21　今後の抱負を聞く／西銘市長囲んで／日米琉政府に援助要請／給水問題、上間タンク完成で解決〔琉新・朝〕
12・21　手がけたものは着実に／西銘市長と一問一答／少数意見も尊重／〝しこり〟さらりと捨てる〔琉新・朝〕
12・21　話の卵／西銘新市長再選と期待〔琉新・夕〕
12・28　24 件の上程案を配布／那覇市議会、30 日に開く〔琉新・朝〕
12・31　あくまで直接公選／那覇市議会が決議／〝間接選〟世論に逆行〔琉新･朝〕
12・31　記者席／あと始末がおおごとだ〔琉新・朝〕

1966 年（昭和 41 年）

1・1　県並み／那覇市役所職員／毎月 10 ドルの赤字〔琉新・朝〕
1・3　あすへのビジョン（2）／与儀公園／住みよい町へ／〝太陽・みどり・空間〟を柱に〔沖タ・朝〕
1・4　名刺交換会に千人〔琉新・朝〕
1・4　区教育委に無償貸与／那覇市議会で決定／旧市庁舎の敷き地〔琉新・夕〕
1・5　あすへのビジョン（4）／下水道／公社の設立を検討／10 年後に先進国並みへ〔沖タ・朝〕
1・6　オリンピックの感激新たに／奥武山に集う２千／〝若人の森〟建設沖縄大会開く〔沖タ・夕〕
1・6　区教委と話し合って再審査／旧那覇市庁舎の貸し付け〔沖タ・夕〕
1・6　家賃 17 ドルに／樋川の市営住宅〔沖タ・夕〕
1・6　旧市庁舎の不要建て物は撤去して貸す／那覇市議会総務委〔琉新・夕〕
1・7　西銘市長今後の抱負／「都市建設の年に」地方自治の発展促進へ〔琉新・朝〕
1・7　牧志公設市場必ず実現／３月定例議会に上程〔琉新・朝〕
1・8　10 日に記念講演／那覇市民憲章制定を記念〔琉新・朝〕
1・9　記者席／選挙期間中のうっぷん爆発〔琉新・朝〕
1・10　71 万ドルの融資承認／開金／那覇市の

公営住宅ほか５件〔沖タ・朝〕
1・11　声／市民憲章のあり方に疑問〔琉新・朝〕
1・11　あす西銘那覇市長の就任式〔琉新･朝〕
1・11　〝理論でなく実行を〟／福本氏／市民憲章制定２周年で講演〔琉新・朝〕
1・11　那覇市議会／採決持ち越す／旧庁舎無償貸し付け〔沖タ・夕〕
1・11　11 議案を承認／那覇市議会の最終本会議〔琉新・夕〕
1・12　旧庁舎貸し付けなど可決／那覇市議会幕閉ず〔沖タ・朝〕
1・12　きょう就任式／西銘那覇市長〔沖タ・朝〕
1・12　勇気もって町づくり／西銘市長けさ就任式〔沖タ・夕〕
1・12　新進気鋭で都市づくり／西銘那覇市長の就任式〔琉新・夕〕
1・13　西銘市長記者会見／豊かな町づくりへ／６月に機構改革／助役・部長は現体制で〔沖タ・朝〕
1・13　最重点は区画整理／西銘那覇市長語る／大幅機構改革も準備〔琉新・朝〕
1・13　那覇市役所、同議会事務局の人事異動〔琉新・朝〕
1・13　地域指導者を対象に懇談会／那覇市民憲章推進協〔琉新・朝〕
1・14　２周年迎えた市民憲章／ＰＲから実践へ／本土から講師招き研修〔琉新・朝〕
1・14　近く業者と調整開始／市当局／牧志公設市場問題で〔琉新・朝〕
1・14　足でみる〝市政〟(1) ／ゴミ取り車／たちまち〝ゴミ戦争〟／作業員、必死の活動〔琉新・朝〕
1・14　那覇市にクビ切り旋風／市長選挙からむ／組合役員ら 11 人に解雇予告通知〔琉新・朝〕
1・14　解雇撤回申し入れ／那覇市職労〔沖タ・夕〕
1・14　さらに２人解雇か／那覇市〔琉新･夕〕
1・15　社大党／組織を拡大強化／党大会も３カ月後に延長／那覇市長へ解雇を抗議〔沖タ・朝〕
1・15　政治問題化のきざし／那覇市役所の首切り／社大が厳重抗議へ／リコール運動も辞せず〔琉新・朝〕
1・15　来週中にも辞職辞令／那覇市の解雇／市長が団交で語る〔琉新・朝〕
1・16　解雇さらにふえそう／那覇市／許せない個人ひぼう／西銘市長強気の姿勢〔沖タ・朝〕
1・16　那覇市の〝解雇〟と法的問題／政治活動自由と解釈／労働三法では規制できぬ〔琉新・朝〕
1・17　野党議員団主席選挙・キビ問題で動く／公正な議会運営を／那覇市の首切り撤回も要求〔沖タ・夕〕
1・18　｜社説｜那覇市役所の人事紛争〔沖タ・朝〕
1・18　〝撤回の意思はない〟／ゆきすぎた言動／西銘市長野党各派に回答〔沖タ・朝〕
1・18　那覇市の解雇問題／支援体制固める／自治労東京本部が代表派遣〔沖タ・夕〕
1・19　那覇市の解雇問題／組合内部揺らぐ／職員有志が西銘市長支持〔沖タ･朝〕
1・19　那覇市職労に分裂のきざし／西銘支持派が非協力運動〔琉新・朝〕
1・19　教宣活動を強化／那覇市職労／非協力運動に対処〔琉新・夕〕
1・21　足でみる〝市政〟(2) ／牧志公設市場／早く市場改築を／犬もわがもの顔で巣食う〔琉新・朝〕
1・21　紛糾する解雇問題／双方いぜん強硬／市当局きょうにも辞令郵送〔琉新・朝〕
1・21　西銘市長ら屋我地村愛楽園を慰問〔琉新・朝〕
1・21　13 人に解雇通知／那覇市／組合側提訴のかまえ〔沖タ・夕〕
1・22　郵送で解雇通知／市職労、理由明示を要求／那覇市のクビ切り〔琉新･朝〕
1・22　理由は明記せず／那覇市／〝解雇通知〟本人に届く〔沖タ・夕〕
1・23　解雇問題荒れそう／助役選任なども／那覇市会 25 日〔沖タ・朝〕
1・23　撤回闘争を支援／全自治労／代表派遣決める〔沖タ・朝〕
1・24　議会で追及の構え／那覇市のクビ切り〔琉新・朝〕
1・24　理由の明示でもむ／那覇市の解雇／団交ものわかれ〔琉新・夕〕
1・24　那覇市の解雇問題／団交もの別れ／組合側理由明示せまる〔沖タ・夕〕
1・25　街頭で協力呼びかけ／那覇市職労／解雇の不当性訴える〔琉新・朝〕
1・25　〝解雇撤回〟で大もめ／那覇市会請願、委員会付託でケリ／助役に古堅、新垣氏再任〔沖タ・夕〕
1・25　話の卵／那覇市の人口の過密化を心配〔琉新・夕〕
1・26　不採択の公算／市職員解雇撤回請願混乱の舞台裏〔沖タ・朝〕
1・26　街頭教宣に重点／文書で内容明示求める／組合側〔沖タ・朝〕
1・26　マンモス団地／３月に第２次入居／280 世帯完成〔沖タ・朝〕
1・26　那覇市の解雇問題／請願、月末に審議〔沖タ・夕〕
1・27　職員有志会も動く／那覇市の解雇／きょう幹部会〔沖タ・朝〕
1・27　〝県民への弾圧だ〟／官公労／那覇市の

解雇に抗議〔琉新・夕〕
1・28　市役所のクビ切り／双方の言いぶん〔琉新・朝〕
1・28　不当解雇の撤回請願で審議／市議会総務委会〔琉新・朝〕
1・28　高良議長上京〔琉新・朝〕
1・28　予算の年度内執行めざし／那覇／都計画に本腰〔琉新・朝〕
1・28　那覇市の解雇問題／組合正常化へ動く／職員有志会も教宣活動〔沖タ・夕〕
1・29　声／那覇市の解雇に思う〔琉新・朝〕
1・29　道路と浴場の整備／宇栄原団地が訴える〔沖タ・夕〕
1・29　補償など話し合う／宜野湾・那覇の水源地問題〔沖タ・夕〕
1・31　｜社説｜深刻な都市の住宅問題〔沖タ・朝〕
1・31　自治労／那覇市職労を激励／解雇撤回しなければ 10 年でも戦う〔琉新・夕〕
2・1　声／西銘那覇市長へ一言〔琉新・朝〕
2・1　牧志市場を強行改築／那覇市当局／がまんできぬ業者の反対〔琉新・夕〕
2・1　〝さようなら〟黒潮丸／西銘市長が感謝状〔琉新・夕〕
2・3　読者から／〝公僕〟意識に一言〔沖タ・朝〕
2・3　那覇市の解雇問題／オルグ合戦に発展／市職労、有志会が対立〔沖タ・朝〕
2・3　国会で沖縄問題追及／国連に提訴を／多賀谷氏（社会党）／首相／基地、戦略的に必要〔琉新・朝〕
2・3　復帰協への提案と那覇市の解雇協議／県労協幹事会開く〔琉新・朝〕
2・3　大衆運動に盛り上げ／那覇市役所の解雇問題／５日に抗議集会開く〔琉新・朝〕
2・3　話の卵／那覇市役所前にバス停を〔琉新・夕〕
2・4　統一体制ゆらぐ／那覇市職労と有志会が紛争〔沖タ・夕〕
2・4　複雑な内情さらす／那覇市役所／職労と職員有志会が〔琉新・夕〕
2・5　「解雇理由」を郵送／那覇市〔琉新・夕〕
2・5　西銘市長、ボーイスカウトを激励〔琉新・夕〕
2・6　那覇市の解雇は不当／自治労が抗議集会開く〔沖タ・朝〕
2・7　声／西銘市長へ一言〔琉新・朝〕
2・7　全軍労委員長ら西銘市長に抗議〔琉新・夕〕
2・8　解雇の撤回を要求／自治労代表／両助役に抗議〔沖タ・朝〕
2・8　生井弁護士きょう訪沖／那覇市解雇拒否闘争支援で〔琉新・朝〕
2・9　違憲訴訟と那覇市の解雇を調査／生井自治労顧問弁護士来沖〔琉新・朝〕
2・9　生井氏、撤回申し入れ／那覇市の解雇問題／市長、拒否の意思表明〔沖タ・夕〕
2・10　職員として不名誉／西銘市長解雇理由を示す〔沖タ・朝〕
2・10　記者席／西銘市長にやんわり戦術〔琉新・朝〕
2・10　選挙で市長をひぼう／那覇市、首切り理由を郵送〔琉新・夕〕
2・11　声／那覇市の解雇は正しい〔琉新・朝〕
2・11　那覇市職労／岸本氏らの退陣迫る／臨時大会要求の動き〔沖タ・夕〕
2・12　市長譲らず物わかれ／那覇市公設市場問題／連合会が新たな提案〔琉新・・朝〕
2・12　はかどらぬ区画整理／那覇市の寄宮地区／地主と折衝難航／政府補助も流れそう〔沖タ・夕〕
2・12　アイヌ使節団／西銘市長を訪問〔沖タ・夕〕
2・13　牧志公設市場改築／４条件で強行／当局／大半の業者が契約ずみ〔沖タ・朝〕
2・14　牧志市場／７月から改築工事／那覇市業者に協力求める〔沖タ・夕〕
2・15　４条件またもめる／牧志市場改築／業者、当局に抗議〔沖タ・朝〕
2・15　１階収容の確約迫り／公設市場改築／業者、市の協力要請請ける〔琉新・朝〕
2・15　国際自由労連も要請／那覇市職員解雇の撤回〔琉新・朝〕
2・16　声／「那覇市の解雇は正しい」に賛成〔琉新・朝〕
2・16　寄宮区画整理／警官隊の出動要請か／那覇市、きょう強制収用〔琉新・朝〕
2・16　西銘市長に抗議文／職員解雇で安里社大党委員長〔琉新・朝〕
2・16　警察の出動を要請／那覇市区画整理／市と地主がにらみ合い〔琉新・夕〕
2・17　難航する区画整理／都計推進に赤信号／地主が強い反対／寄宮負担率で調整つかず〔沖タ・朝〕
2・17　寄宮区画整理／工事開始できず／市側、作戦練り直す〔琉新・朝〕
2・17　道路の整備を強調／高架電車など話題集中／指定都市議長会〔沖タ・夕〕
2・17　再び着工失敗／地主側 30 人を非常招集阻止／寄宮区画整理〔琉新・夕〕
2・18　飛ぶような売れ行き／安謝埋め立て地の入札／総額 65 万ドルで／入札者、悲喜こもごも／笑いとまらぬ市当局〔沖タ・朝〕
2・18　もめる寄宮区画整理／当局、これ以上譲れぬ／強行は所有権侵害、地主〔琉新・朝〕
2・18　しばらく冷却期間？／寄宮区画整理、

また失敗〔琉新・朝〕
2・19 ｜社説｜円満な区画整理の促進〔沖タ・朝〕
2・19 立法院文社委／〝組合弾圧ではない〟／那覇市の解雇問題調べる〔沖タ・夕〕
2・19 方針どおり強行着工／那覇市議会建設委／市側「寄宮整理」で答弁〔琉新・夕〕
2・21 免職停止の仮処分／那覇市の解雇／組合側、巡裁に提訴〔沖タ・夕〕
2・21 免職処分で提訴／那覇市／組合が市を相手取って〔琉新・夕〕
2・22 全組合あげて戦う／自治労／法廷闘争になった解雇問題／市当局証拠かためて応訴〔沖タ・朝〕
2・23 免職処分の効力を停止／中央巡裁／組合の主張認める／解雇問題本格的な法廷闘争へ〔沖タ・朝〕
2・23 声／寄宮の区画整理〔琉新・朝〕
2・23 声／市場改築問題を市民に訴える〔琉新・朝〕
2・23 ４人、けさ職場復帰／那覇市職有志会は窮地へ〔沖タ・夕〕
2・25 双方の対立つづく／有志会臨時大会で応酬へ／那覇市の解雇問題〔沖タ・朝〕
2・25 28 日に那覇市臨時議会〔琉新・朝〕
2・25 重ねて撤回要求／川崎氏ら西銘市長と会見／那覇市の解雇問題〔沖タ・夕〕
2・25 川崎議員らが抗議／那覇市の解雇問題物別れ〔琉新・夕〕
2・26 〝不当解雇に抗議〟／那覇市職労／庁舎前で集会〔沖タ・朝〕
2・27 あすから臨時議会／那覇市の会期決まる〔琉新・朝〕
2・28 那覇市臨時議会けさ開会〔沖タ・夕〕
2・28 那覇市臨時議会開く〔琉新・夕〕
3・2 那覇市が独自に補償額査定／寄宮区画整理の農作物損害〔琉新・朝〕
3・2 開南道路用地の取得を可決／那覇市議会終わる〔琉新・夕〕
3・5 声／「那覇市の解雇」を読んで〔琉新・朝〕
3・5 臨時大会開催を要求／那覇市職員有志会が職労に〔琉新・朝〕
3・5 税金、家賃を着服？／那覇市役所の職員２人／きょう野党が追及〔琉新・朝〕
3・6 徴税課職員が着服／那覇市野党が追及／退職金も出す〔沖タ・朝〕
3・7 議員報酬引き下げ／那覇市／20 － 30 パーセントの線で〔沖タ・朝〕
3・8 ５万余ドルの課税もれ／那覇市会／当局の手落ち追及〔沖タ・朝〕
3・8 事業税など５万ドル／那覇市議会総務委／合資会社の滞納あばく〔琉新・朝〕
3・8 市の見解聞く／汚職職員への退職金支給〔琉新・朝〕
3・10 議員ら所得倍増／那覇市議会／お手盛りベア検討〔琉新・朝〕
3・10 臨時大会を要求／那覇市職員有志会〔琉新・夕〕
3・11 再燃する刑務所移転／都計学校教育に支障／行政府敷地の確保急ぐ〔沖タ・朝〕
3・11 問題含みの議員報酬／那覇市会／きょう引き上げ検討〔沖タ・朝〕
3・11 大幅引き上げは問題／市民の反応はさまざま／市三役、議員増俸の動き〔琉新・朝〕
3・11 新庁舎に山びこの鐘／半年ぶり近く取り付け〔琉新・朝〕
3・12 引き上げ難航しそう／那覇市会の議員報酬〔沖タ・朝〕
3・12 増俸問題結論出ず／那覇市議会／人民党反対で再検討〔琉新・朝〕
3・13 着工のほかはない／寄宮区画整理／新垣助役、議会で答弁〔琉新・朝〕
3・15 読者から／那覇市議のベア〔沖タ・朝〕
3・15 住宅地域に畜舎／早急に移転を訴える／那覇〔沖タ・夕〕
3・17 地主代表から意見きく／寄宮の区画整理〔沖タ・夕〕
3・18 定例議会 22 日に招集／与野党の対立必至／焦点は都計、解雇問題など〔琉新・朝〕
3・18 職員有志会が執行部不信任案／市職労に第二組合の動き／25 日、臨時大会で対決か〔琉新・朝〕
3・20 大弦小弦〔那覇市職労〕〔沖タ・朝〕
3・20 22 日から 14 日間／那覇市の定例議会〔琉新・朝〕
3・22 〝新市場〟追及の構え／野党／きょうから那覇市定例議会〔沖タ・朝〕
3・22 刑務所移転を決議／きょう那覇市議会開く〔琉新・朝〕
3・23 あすから一般質問／那覇市議会〔琉新・朝〕
3・24 那覇市議会、一般質問始まる／仮市場が得策／当局答弁／解雇は撤回しない〔琉新・夕〕
3・25 那覇市会／新市場建築に有利／当局の説明に傍聴席騒ぐ〔沖タ・朝〕
3・25 水道料金を値下げ／那覇／７月から実施の方針〔沖タ・朝〕
3・25 179 人が職労脱退／那覇市職員有志会〔琉新・夕〕
3・27 地主反対しても強行／那覇市会／寄宮区画整理で答弁〔沖タ・朝〕
3・27 有志会が組合結成へ／那覇市職労、分裂は決定的〔琉新・朝〕
3・27 市税一本化に論議集中／那覇市議会、

17 議案を委員会へ〔琉新・朝〕
3・29　那覇市会／税率引き上げでもむ／固定資産、採決もち越す〔沖タ・朝〕
3・29　固定資産税を便乗増税／那覇市議会総務委員会／野党が指摘、問題化〔琉新・朝〕
3・30　４対３で押し切る／那覇市会総務委員会／固定資産税引き上げ〔沖タ･朝〕
3・30　声／那覇市議久高友敏氏へ一言〔琉新・朝〕
4・1　寄宮区画整理、再び紛糾か／当局、近く再開／地主側は夜間強行を警戒〔琉新・朝〕
4・1　市長、都計援助要請で上京〔琉新･朝〕
4・1　公休日を返上してハッスル／那覇市議会〔琉新・夕〕
4・2　突然、人事異動を発令／那覇市役所／職労、組合弱体化を警戒〔琉新･朝〕
4・2　人事配転の撤回／那覇市職労、当局に迫る〔沖タ・夕〕
4・2　市長選の「信賞必罰」／西銘市長／人事異動で回答〔琉新・夕〕
4・3　〃市場〃で荒れもよう／那覇市会／委員会日程終わる〔沖タ・朝〕
4・3　既定方針通り着工／寄宮建設案／与党側押し切る〔沖タ・朝〕
4・4　税率原案どおり２倍／那覇市議会／固定資産税で大荒れ〔琉新・夕〕
4・5　那覇市議会／寄宮区画計画変更を可決／地公法立法要請は強行採決〔沖タ・朝〕
4・6　安謝築港など援助要請／西銘市長きょう上京〔沖タ・朝〕
4・6　西銘市長、きょう上京〔琉新・朝〕
4・6　不在中でも工事再開／寄宮整理で西銘市長指示〔琉新・朝〕
4・8　84％解決される／昨年中の市民陳情案件／総件数 294 件〔琉新・朝〕
4・8　お手盛りベア承認／那覇市議運委／議員一律 150 ドルに〔琉新・朝〕
4・9　那覇市職労、職場大会で気勢〔沖タ・朝〕
4・10　経済闘争を中心に／那覇市職員／新しい労組結成〔沖タ・朝〕
4・13　記者席／コトを構える必要ないヨ〔琉新・朝〕
4・14　職員解雇処分の撤回を要求／自治労の栗山委員長上京中の西銘市長に〔琉新・朝〕
4・14　財政部を新設／那覇市役所／７月から大幅機構改革〔琉新・朝〕
4・16　安謝港の築港費／来年度予算計上／西銘市長、本土折衝語る〔沖タ・夕〕
4・22　「融資」明るい見通し／西銘市長本土折衝の成果語る／財政強化に自信／安謝築港、ゴミ処理も〔琉新・朝〕
4・22　し尿、ゴミ処理料金／ 18 セント、３セント値上げ〔琉新・朝〕
4・24　増俸を辞退／那覇教委〃ほかにやるべきことが〃〔沖タ・朝〕
4・26　那覇市議会も復帰決議〔琉新・夕〕
4・27　助成策講じて規制／那覇市都計委／防火地域の建造物〔沖タ・夕〕
5・3　区画整理に明るい見通し／国県有地の払い下げ／安井長官那覇市に検討約す〔沖タ・朝〕
5・3　国県有地利用で陳情／西銘那覇市長、安井長官に〔琉新・朝〕
5・4　積極的な区画整理／那覇市役所花城部長名瀬視察から帰る〔沖タ・朝〕
5・7　財政、事業部門を強化／那覇市／機構改革で新体制〔沖タ・朝〕
5・7　官房部の強化はかる／市長公室を新設、１室７部 36 課に／那覇市役所の機構改革案〔琉新・朝〕
5・13　16 日から臨時議会／市場建設など議題〔琉新・朝〕
5・13　ズバリもの申そう＜２＞／排水施設／８年間、浸水に悩む／安里課長、今年度整備を確約／若狭町埋め立て地〔琉新・朝〕
5・18　共闘申し入れ／那覇市職労、第二組合に〔琉新・夕〕
5・20　那覇市／きょう市制 45 周年／人口 27 万の国際都市に〔沖タ・朝〕
5・20　きょう那覇市制施行記念日／人口 27 万を突破〔琉新・夕〕
5・22　那覇市長を５百ドルに／組合お手盛り増俸案に反対〔沖タ・朝〕
5・25　団交もの別れ／那覇市役所労〔沖タ・夕〕
5・26　先陣争いで鉢合わせ／那覇市の２組合／団交はそっちのけ〔沖タ・夕〕
5・29　市長俸給５百ドルに／那覇市／近くベア案議会に提出〔琉新・朝〕
5・30　難問かかえ波乱か／那覇市／定例議会、６日に招集〔沖タ・朝〕
5・31　新しい市場に賛成／精肉食料品／両組合の意見聞く／那覇市会建設委〔沖タ・朝〕
6・1　〃三ない〃運動を推進／市民憲章協議会／新方針決まる〔沖タ・朝〕
6・2　〃商売はなりたたぬ〃／鮮魚など３組合／新市場案に反対／那覇市会建設委〔沖タ・朝〕
6・2　区画整理に反対陳情／寄宮地区／地主ら主席に抗議〔沖タ・夕〕
6・3　区画整理事業変更を陳情／寄宮区住民代表が政府に〔沖タ・朝〕
6・3　46 議案決める／６日から定例議会〔琉新・朝〕
6・4　４人の解雇理由明示／那覇市の免職取り消し訴訟／市側、７人は却下を要求〔沖タ・朝〕

6・4　フライマス氏に感謝状／西銘市長／20年間の功労たたえ〔沖タ・朝〕
6・4　西銘市長／本人へ文書送る／１月 24 日付けで〔琉新・朝〕
6・4　７人の解雇を撤回／那覇市〔沖タ・夕〕
6・5　大弦小弦〔那覇市職員解雇問題〕〔沖タ・朝〕
6・5　返還後は自分で使用／公設市場改築問題／３地主が意見表明／那覇市議建設委〔沖タ・朝〕
6・5　地主の意見聞く／那覇市議会「牧志公設市場」を審議〔琉新・朝〕
6・6　〃水道料金〃値下げ／西銘市長けさ施政方針〔沖タ・夕〕
6・8　初の教育予算審議／那覇市議会／各派とも慎重に構え〔沖タ・朝〕
6・8　教育行政全般を研究／那覇市議会議員協議会／教育長らを招く〔琉新・夕〕
6・10　論戦／いよいよ本格化／市議会／きょう 16 氏が質問／施政方針で追及の構え〔琉新・朝〕
6・10　都計、財政面に集中／那覇市会／市長の施政方針質す〔沖タ・夕〕
6・11　〃１号線ぜひ拡張〃／那覇市会／一般質問つづく〔沖タ・夕〕
6・12　〃株の処分〃考えず／西銘市長、首里バスで答弁／那覇市会一般質問〔沖タ・朝〕
6・12　経営難やむをえぬ／市長、首里バスで答弁〔琉新・朝〕
6・13　〃内部体制〃に質疑集中／那覇市議会、本会議開く〔琉新・夕〕
6・14　深まる業者の対立／牧志公設市場改築問題〔沖タ・朝〕
6・14　47 議案を委員会に付託／那覇市議会本会議〔沖タ・朝〕
6・14　教育予算で懇談／那覇市会／委員会活動にはいる〔沖タ・夕〕
6・15　市長俸給ベアに反対／那覇市議会／採決きょうに持ち越す〔琉新・朝〕
6・16　市長俸給ベアを採択／那覇市議総務委／野党反対を押し切る〔琉新・朝〕
6・21　〃許せぬ〃軍事優先／裁判移送／那覇市会が撤回要求〔沖タ・夕〕
6・22　業者２百人が議場に乱入／新垣助役なぐらる／那覇市議会総務委／市場建築案に反対〔琉新・朝〕
6・22　警官隊の出動要請／那覇市議会／いぜん不穏な空気〔琉新・夕〕
6・24　市場建築いぜん難航／那覇市議市政クラブ／会期内成立ねらう〔琉新・朝〕
6・25　会期内成立めざす／６月定例議会あと３日／那覇市〔沖タ・朝〕
6・25　工事費を全額解除／神里原四条橋－神原橋間の道路新設／那覇市建設委が修正案〔琉新・夕〕
6・26　原案どおり強行採決／那覇市議会／市場建設費の起債〔琉新・朝〕
6・27　那覇市会また大荒れ／審議は本会議で／事態収拾に異例の措置〔沖タ・朝〕
6・27　市長給与５百ドルに／那覇市議会、増俸を可決〔琉新・夕〕
6・28　市場建設案を可決／那覇市本会議／野党の反対押し切る〔琉新・朝〕
6・28　那覇市議会全日程終わる〔琉新・夕〕
6・30　寄宮区画整理／きょうから着工／阻止には警官導入の構え〔沖タ・朝〕
6・30　地主、座り込み阻止／市は強行着工の構え／寄宮区画整理〔沖タ・夕〕
7・1　声／那覇市議会乱入事件に思う〔琉新・朝〕
7・3　こんごの打開策協議／寄宮区画整理／那覇市、５日に臨時議会〔琉新・朝〕
7・5　仮処分申請へ／寄宮の区画整理／きょう臨時議会混乱しそう〔沖タ・朝〕
7・5　工事妨害禁止を可決／那覇市議会／寄宮区画整理を再開〔琉新・夕〕
7・6　すぐにも着工／寄宮区画整理／仮処分決定待ち〔沖タ・朝〕
7・6　近く工事妨害で告訴／寄宮区画整理／西銘市長ら対策協議〔琉新・朝〕
7・7　暴力追放宣言／那覇〔沖タ・朝〕
7・7　反対地主の仮処分認めらる／事業認可の効力停止／シャボー撤去迫る／寄宮区画整理〔琉新・朝〕
7・7　主席につめ寄る／区画整理認可の取り消し陳情／寄宮地主代表〔沖タ・夕〕
7・7　極秘で対策をねる／寄宮区画整理／仮処分で頭痛い市側〔琉新・夕〕
7・8　区画整理事業停止の仮処分／寄宮／市側、難局に直面／区域内のシャボーを撤去〔琉新・朝〕
7・12　地主が陳情合戦／山下町の区画整理／賛否両派にわかれる〔沖タ・夕〕
7・17　日曜交差点／市役所のサービス／市民のいきどおり／公僕とは名ばかり／庁舎はごりっぱ、中身はお粗末／横柄で冷たい態度〔沖タ・朝〕
7・17　道路補修まかりならぬ／承認受けねば違法だ／那覇市役所／市民の奉仕に横ヤリ〔琉新・朝〕
7・18　｜社説｜悪評かう役所の窓口〔沖タ・朝〕
7・18　みんなに親切にしよう／市民の不満解消へ／市役所のサービス改善／憲章推進協が申入れ〔沖タ・夕〕
7・20　声／わからない那覇市当局の態度〔琉新・朝〕
7・21　窓口サービスの改善／那覇市労／当局へ要請、職員も自粛〔沖タ・夕〕
7・22　大弦小弦〔那覇市役所の窓口サービス〕〔沖タ・朝〕
7・22　沖縄刑務所の移転、急速な進展みせる／新敷き地選定急ぐ政府／市議会／

促進特別委設置の方針〔琉新・朝〕
7・23　地主が通せんぼ／道路にブロック塀／那覇市当局陳情を敬遠、たらい回し〔沖タ・朝〕
7・24　〃人が通れる道を〃／那覇市／地主に協力申し入れ〔沖タ・朝〕
7・24　那覇市役所労定期大会開く〔沖タ･朝〕
8・1　部・課長に辞令／那覇市、新機構スタート〔沖タ・夕〕
8・1　議会事務局も係長級を異動〔沖タ･夕〕
8・2　４日に臨時議会招集／那覇市公設市場などの問題〔琉新・朝〕
8・4　那覇市議会／きょう招集／市場問題で波乱を予想〔琉新・朝〕
8・4　那覇市臨時議会開く／９議案を上程〔琉新・夕〕
8・5　質疑、討論抜きで可決／牧志の公設市場／あっけない幕切れ／〃数の暴力〃と野党怒る／那覇市会〔沖タ・朝〕
8・6　豊富な水すぐそこに…／つなげぬパイプ／制圧機の入荷遅れ／完全給水は来月／那覇市〔琉新・朝〕
8・7　｜社説｜水道のピンチ〔沖タ・朝〕
8・16　泊港上屋倉庫の移管を検討／那覇市議会総務委〔琉新・夕〕
8・18　那覇市の高校新設／頭の痛い敷地購入／三者それぞれに言い分〔沖タ・朝〕
8・23　那覇市／市と教委が協力／高校新設に明るい見通し〔沖タ・朝〕
8・26　〃政府の重点施策に〃／新設高校敷地買い上げ／那覇教委、文教局に要請〔沖タ・朝〕
9・2　「三ない運動」スタート／〃美しい町をつくろう〃〔琉新・朝〕
9・2　ホノルル訪問実現の見通し／那覇市議会議員〔琉新・朝〕
9・9　「高校敷き地」が焦点／20 日ごろ 86 回定例議会〔琉新・朝〕
9・10　最高は坪２百２ドル／安謝埋め立て地一般入札〔沖タ・夕〕
9・12　事業費補助で推進／那覇など６都市の都計〔沖タ・朝〕
9・23　これでは仕事にならない／寄宮地区区画整理／工事の延期に困惑／請け負い業者紛争に巻き込まれ悲鳴〔琉新・朝〕
9・26　那覇市会、早くも荒れ模様／高校敷き地問題に質問集中〔琉新・夕〕
10・1　護国神社の分担金交付可決／那覇市議会経民教委〔琉新・夕〕
10・5　字真地にほぼ決まる／那覇市の新設高校敷地／地主の約 60 パーセントと仮契約〔沖タ・朝〕
10・6　大弦小弦〔新設高校敷地〕〔沖タ･朝〕
10・6　低調だった市議会／高校敷地など予算審議〔沖タ・朝〕
10・6　市議員が本土視察へ〔沖タ・朝〕
10・13　わが那覇市／５年後の青写真（1）／夢大きい未来像／近代都市めざす／市街地の整備が先決〔沖タ・朝〕
10・13　本土視察第２班 18 日に出発〔沖タ･朝〕
10・20　わが那覇市／５年後の青写真（2）／都市計画／住宅、郊外地へ集中／市街地周辺耕地を宅地化〔沖タ・朝〕
10・22　悩みはつきぬ高校新設／岩削り手間とる本部／真和志代替地捜しに躍起〔沖タ・朝〕
10・27　わが那覇市／５年後の青写真（3）／都市計画／人道橋近く完成／70 年までに泊など各地に計画〔沖タ・朝〕
10・27　人事異動で抗議／那覇市職員労〔沖タ・朝〕
10・29　くみ取り料統一／那覇市／地域別責任者決まる〔沖タ・朝〕
11・3　わが那覇市／５年後の青写真（4）／生活環境整備／抜本的な水利行政を／解消できるか断水騒ぎ〔沖タ･朝〕
11・7　地主と借地人の紛争ふえる／地価の高騰に伴い／那覇市役所／法律相談相次ぐ〔琉新・朝〕
11・10　わが那覇市／５年後の青写真（5）／生活環境整備／文化都市が泣く／下水道設備は僅か 10 パーセント〔沖タ・朝〕
11・10　きょうから那覇市議会開く〔琉新･朝〕
11・10　那覇市臨時議会開く〔琉新・夕〕
11・16　１月着工めざす／那覇市公設市場／設計図ほとんど完成〔琉新・夕〕
11・17　わが那覇市／５年後の青写真（6）／生活環境整備／35 カ所に公園指定／１日のゴミが約 160 トン〔沖タ・朝〕
11・17　町村合併を前提に／広域都市化で意見交換／那覇都計委〔沖タ・朝〕
11・24　わが那覇市／５年後の青写真（7）／産業施設整備／いかされない資源／旅行者はふえたが受け入れに不備が〔沖タ・朝〕
12・1　市政この一年（1）／基礎づくりの年／公設市場ようやく着工／衛生施設整備に努力〔沖タ・朝〕
12・2　定例議会 10 日ごろ〔琉新・朝〕
12・2　ごたごた続きの区画整理／真嘉比・古島・寄宮地区〔琉新・朝〕
12・6　暴力事件、波紋ひろがる那覇市役所／市職労が強く抗議／露骨な対立生んだ分裂〔沖タ・朝〕
12・6　３条件でケリつく／那覇市役所暴力事件／市長、具体措置約束〔沖タ･夕〕
12・8　那覇市議会 10 日に開会／「追加予算」が中心議案／陸橋新設、ボーナスなど／会期は 15 日間を予定〔沖タ･朝〕
12・8　市政この一年（2）／下水工事にムダが／安謝港湾の整備に着手〔沖タ・朝〕

12・9　会期は 12 日間／定例市議会あす開会〔琉新・朝〕
12・10　那覇市議会の定例議会開く〔琉新･夕〕
12・12　暴力事件を追及／西銘市長〝処分、いまは言えぬ〟／那覇市議会〔沖タ・夕〕
12・13　移転あと公園に／那覇市議会／刑務所移転問題で質問〔沖タ・朝〕
12・13　安謝の築港工事／第３次契約／けさ可決〔沖タ・夕〕
12・15　委員会審議に入る／給与条例改正など定例市議会〔沖タ・朝〕
12・15　市政この一年（3）／給水危機になやむ／そろそろ恒久対策の時期〔沖タ・朝〕
12・15　声／西銘那覇市政に一言〔琉新・朝〕
12・17　寄宮など試験給水／上間貯水タンクが完成〔沖タ・朝〕
12・18　日曜交差点／市民生活と公共事業／いい加減にして／市民に犠牲しいるお役所仕事／ノロノロ工事に非難の声〔沖タ・朝〕
12・20　公共料金値上げを阻止／那覇市議会議運委／決議文起草委置く〔琉新･夕〕
12・22　市政この一年（4）／年を越す〝寄宮問題〟／具体策のない公園計画〔沖タ・朝〕
12・22　キャバレー作りに反対／西武門会館改装で陳情／松山住民〔沖タ・朝〕
12・29　市政この一年（5）／低調きわめた議会／人事めぐり波紋呼ぶ〔沖タ･朝〕

1967 年（昭和 42 年）

1・1　西銘市長ことしの抱負／市民憲章の徹底図る／道路舗装、新設に力こぶ〔琉新・朝〕
1・5　市政ことしの抱負／西銘市長／〝都計〟をさらに推進／自主財源の確保に努力〔沖タ・朝〕
1・6　心機一新、文化都市建設へ／西銘市長／ご用始めに語る〔琉新・朝〕
1・8　旅費問題で難航／高良議長らのハワイ派遣／那覇市議会〔沖タ・朝〕
1・19　建設委開く〔沖タ・朝〕
1・26　陳情案件を検討／本土治療結核患者見舞い金を承認／市議経民委〔沖タ・朝〕
1・26　市施設を見る／団地／魅力は格安の家賃／９地域に 1200 余世帯〔沖タ･朝〕
1・26　新設市場計画を諮問／那覇市都計委〔沖タ・朝〕
2・3　市長交際費を大幅増額か／〝千５百ドルは少ない〟助役、各部課費も／新年度予算で要求〔琉新・朝〕
2・3　臨時議会／６日ごろ招集〔琉新・朝〕
2・7　工事延期問題で追及／那覇市の臨時議会／建設中の宇栄原団地〔沖タ･朝〕
2・8　早期立法を決議／那覇市会／与野党はげしく対立〔沖タ・朝〕
2・14　45 パーセントが借家生活／那覇市の住宅事情〔沖タ・朝〕
2・16　那覇市労の加入問題／きょう労金理事会で検討〔沖タ・朝〕
2・16　西銘市長らと懇談／ホノルル市長夫妻来島〔沖タ・朝〕
3・3　米大使、市役所を訪問／西銘市長、援助を要請〔琉新・朝〕
3・9　大弦小弦〔安里－浦添間のバイパス建設〕〔沖タ・朝〕
3・9　市民の施設めぐり／市長選中に集中／総務委員会でヤリ玉に〔沖タ・朝〕
3・10　社大党本部に放火／玄関の一部を焼く／右翼のいやがらせ？〔琉新・夕〕
3・15　補正予算など審議／那覇市議会きょう開会〔琉新・朝〕
3・15　追加予算など審議／那覇市議会ひらく〔沖タ・夕〕
3・16　きょう一般質問／市議会追加予算など上程〔沖タ・朝〕
3・20　久場川団地の契約案を可決／那覇市議会〔沖タ・朝〕
3・20　つぎつぎ勝ち名乗り／那覇区教育委員〔沖タ・夕〕
3・22　深刻化する施設不足／那覇市内小中学校／激しい人口集中度／校地が狭く拡張できない〔沖タ・朝〕
3・29　〝子どもの安全守る〟／オリオンビール横断橋贈る〔沖タ・夕〕
4・12　深刻化する教室不足／父兄の批判高まる／シワ寄せされる児童・生徒／那覇市内〔沖タ・朝〕
4・13　公会堂と安謝築港／日政援助実現へ／西銘市長、総務長官に要請〔沖タ・朝〕
4・18　いつまで続く水不足（1）／マンモス貯水タンクは完成したが〔沖タ･朝〕
4・19　いつまで続く水不足（2）／おもな水源〔沖タ・朝〕
4・20　転機に立つ沖縄返還問題小坂・松岡対談／米、日本の動向を見つめる〔沖タ・朝〕
4・20　25 日から臨時市議会／団地づくりなど上程／立法院正常化も要請決議〔沖タ・朝〕
4・20　いつまで続く水不足（3）／水道公社の見直し〔沖タ・朝〕
4・21　いつまで続く水不足（4）／西銘市長にきく〔沖タ・朝〕
4・21　建設契約など審議／臨時議会／25 日に開会〔琉新・朝〕
4・25　那覇市臨時議会きょう開会〔沖タ･朝〕
4・25　那覇市きょうから臨時議会〔琉新･朝〕
4・27　那覇は 264 戸／政府の公営住宅割り当

て〔沖タ・朝〕
4・27　きょう臨時議会／「復帰決議」など上程〔沖タ・朝〕
4・27　復帰決議／全会一致で可決／那覇市議会米大統領などあて送付〔沖タ・夕〕
4・28　臨時議会終わる／議案９件を採択〔琉新・朝〕
4・28　解雇処分とり消し／名嘉氏ら５人／那覇市労の首切り問題〔沖タ・夕〕
4・30　石川市に内定／主席、那覇市議会に表明／刑務所移転地〔沖タ・朝〕
5・4　標識をコンクリートで／文化財保護委那覇市に要請〔沖タ・朝〕
5・11　真嘉比・古島／水道工事は始まったが／〝共同栓は都計反対への報復〟／管理、料金はどうする／両区民は市当局に不満〔沖タ・朝〕
5・11　市長記者会見／生活環境の充実へ／新年度の予算編成方針〔沖タ・朝〕
5・12　｜社説｜市民不在の水道行政〔沖タ・朝〕
5・16　読者から／刑務所移転に思う〔沖タ・朝〕
5・16　声／那覇市へのお願い〔琉新・朝〕
5・17　｜社説｜首都の治水を真剣に〔沖タ・朝〕
5・19　あす市制46周年／西銘市長がメッセージ〔琉新・朝〕
5・19　公営住宅用地購入債を発行／25日の臨時議会に提案〔琉新・朝〕
5・20　西銘那覇市長ら園遊会に出席〔琉新・朝〕
5・25　臨時市議会、きょう開会／会期は２日間８議案を上程／牧志公設市場建設など〔沖タ・朝〕
5・25　きょうから那覇市臨時議会〔琉新・朝〕
5・26　１千万ドルを突破／那覇市68年度予算を発表〔沖タ・夕〕
6・1　道路の使用めぐりもめる／地主が道にブロックベイ／市当局…撤去を通告／地主は…所有権を主張〔沖タ・朝〕
6・1　市議会、６日に開会／68年度予算中心に審議〔沖タ・朝〕
6・2　６日から定例市議会〔琉新・朝〕
6・5　声／那覇市へのお願い〔琉新・朝〕
6・6　都市整備に重点／西銘市長施政演説／44議案を上程／那覇市本会議開く〔沖タ・夕〕
6・6　公共投資で土地整備／那覇市定例議会／西銘市長が施政演説〔琉新・夕〕
6・8　市政に対する世論調査／交通対策望む66パーセント／約40パーセントが住宅にこまる〔沖タ・朝〕
6・8　訴えを取り下げ／岸本那覇市職労委員長ら／「免職処分取り消し」請求〔沖タ・朝〕
6・8　区画整理早急に施行／水は政府一体で解決へ／西銘市長／市会で答弁〔沖タ・夕〕
6・10　市職員がまた汚職／那覇市議会で追及／職権乱用し贈収賄〔沖タ・朝〕
6・10　場所選定は慎重に／〝子どもの国〟建設計画／西銘市長が答弁〔沖タ・朝〕
6・20　〝お手盛り〟を可決／那覇市議会総務委員会〔琉新・朝〕
6・22　波紋投げる学校の寄付集め／〝親の負担を考えよ〟／市議会経民委が問題に〔沖タ・朝〕
6・22　50ドルの線でもむ／区教委の報酬引き上げ／経民委〔沖タ・朝〕
6・22　市長らの昇給は可決／那覇市議会総務委員会〔沖タ・朝〕
6・23　月額百ドル可決／那覇区教育委員の報酬〔沖タ・朝〕
6・23　教委の給与百ドルへ／市議会経民委で原案修正／本会議でももめそう〔琉新・朝〕
6・25　水源開発と交通緩和／那覇市／本会議で要請決議へ〔沖タ・朝〕
6・26　市長報酬引き上げ可決／那覇市議会〔沖タ・夕〕
6・26　お手盛りベアを可決／那覇市議会〔琉新・夕〕
6・27　教育報酬を可決／那覇市議会百ドルにアップ〔琉新・朝〕
7・6　３件を審議／那覇市建築審査会〔沖タ・朝〕
7・6　ワーナー民政官に感謝状／西銘市長が贈る〔沖タ・朝〕
7・8　〝無断指定は困る〟／区画整理で地主が要望〔沖タ・朝〕
7・13　畜殺場撤去を議題に／18日に臨時議会ひらく〔沖タ・朝〕
7・13　真嘉比、古島地区の区画整理（1）／花城直政〔沖タ・朝〕
7・13　〝指定解消は当らない〟／真嘉比一帯の区画整理／花城建設部長が説明〔沖タ・朝〕
7・20　首里の畜殺場廃止／臨時市議会で決める〔沖タ・朝〕
7・20　千葉から〝一輪のハス〟／大浦さんが親善大使役／西銘那覇市長に手渡す〔沖タ・朝〕
7・26　除外案に難色示す／那覇市都計委「都計道路」を再検討〔沖タ・夕〕
7・28　リチャード前副民政官に感謝状／西銘市長が贈る〔琉新・夕〕
7・31　平均14.7パーセントの成長／那覇市の過去３年間の市民所得推計／目だつ勤労、賃貸所得の伸び〔沖タ・夕〕
8・6　民芸散歩（1）／壺屋／窯の煙にもの言い／郊外へひっ越しの声も〔沖タ・朝〕
8・29　住民代表那覇市に反対陳情／電力公社

の発電所建設〔沖タ・夕〕
9・21　牧志市場など議題に／第 95 回市議会あすから開く〔沖タ・朝〕
9・21　税の一部を市へ／那覇市財源確保で陳情〔沖タ・朝〕
9・22　発電所敷地の変更／那覇上間区民代表ら政府に要請〔沖タ・朝〕
9・22　那覇市臨時議会開く／案件、職員給与改正など 15 件〔琉新・夕〕
9・22　15 の議案を上程／那覇市定例議会はじまる〔沖タ・夕〕
9・23　当局の態度に不満／那覇市会／コンポスト故障追及〔沖タ・朝〕
9・28　公営住宅の建設用地取得など審議〔沖タ・朝〕
9・28　公害について聞く／市議会／上間発電所問題を審議〔沖タ・朝〕
9・28　首里プールのろ過装置を認める／市議会経民委〔沖タ・朝〕
9・29　｜社説｜土木工事と市民生活〔沖タ・朝〕
9・29　準工業地域に指定／上間発電所建設を審議／那覇市総務委〔沖タ・朝〕
9・29　市が政府に立法促進要請／〝都市計画を円滑に〟公害防止法など 15 件〔琉新・朝〕
10・3　上間発電所の建設促進陳情／那覇商工会議所が政府に〔沖タ・朝〕
10・4　上間発電所の建設を促進／大口需要者が協議会〔沖タ・朝〕
10・5　町の公害追放へ／広告物、ばい煙規制など／政府に立法化を要請〔沖タ・朝〕
10・6　審議日程を協議／上間発電所問題〔沖タ・朝〕
10・9　発電所設置促進を／那覇市議会で工連などが意見〔琉新・夕〕
10・11　発電所設置に反対陳情／那覇市上間部落代表〔沖タ・夕〕
10・12　土地闘争の様相見せる／上間発電所設置問題／解決の見通しつかず〔沖タ・朝〕
10・13　結論を保留／那覇市議会／上間の発電所設置問題〔沖タ・朝〕
10・18　きょうから那覇市臨時議会〔琉新・朝〕
10・18　保育所設置など３件可決／那覇市臨時議会開く〔琉新・夕〕
10・19　那覇新港、来春から本格化／運輸省から技術者招き事業をすすめる〔沖タ・朝〕
10・19　所得別徴収きめる／那覇市内の新保育料金〔沖タ・朝〕
10・19　西銘市長、大阪港開港百年祝賀会に参列〔琉新・朝〕
10・26　沈下しはじめた奥武山球場／早期全面改修が必要／那覇市、予算などを検討〔沖タ・朝〕
10・26　混乱する住居表示／行政区研究委／早期改善の方針〔沖タ・朝〕
10・28　声／那覇市当局に一言〔琉新・朝〕
10・30　２日に復帰要請決議／那覇市議会／強力な折衝を要求へ〔琉新・夕〕
11・2　全会一致で可決／那覇市会／祖国復帰要請決議〔沖タ・夕〕
11・9　声／那覇市当局へおねがい〔琉新・朝〕
11・16　市建委／予算をまって敷設／安謝岡野の下水溝〔沖タ・朝〕
11・23　区画調査研／まず町界町名を整理／住居表示に地番は不適当〔沖タ・朝〕
11・23　松川の河川改修を採択／議会建設委〔沖タ・朝〕
11・30　市会議員にボーナス／那覇市が条例案を提出／議員の中で賛否両論／報酬、本土の大都市並み〔沖タ・朝〕
11・30　道路 10 メートルが決壊／市水道庁舎の工事現場〔沖タ・朝〕
11・30　島産品を優先購入／那覇市が法制化検討〔沖タ・朝〕
11・30　区画整理裁判進展せず／寄宮地区〔沖タ・朝〕
12・1　議員さんにも年末ボーナス／定例議会でもめそう〔琉新・朝〕
12・1　30 割で妥結／那覇市労、期末手当て〔沖タ・夕〕
12・6　市議にも 30 割支給ボーナス／市当局が議案提出〔沖タ・朝〕
12・7　お手盛りボーナスに批判／６百ドルの大型化／市職員なみの 30 割／那覇市議〔沖タ・朝〕
12・9　上程議案 17 件／那覇市議会開会〔沖タ・夕〕
12・9　那覇市定例議会開く／議員期末手当てで波乱？〔琉新・夕〕
12・11　｜社説｜機能マヒする都市交通〔沖タ・朝〕
12・11　声／那覇市と市議にもの申す〔琉新・朝〕
12・11　那覇市議会／条例改正を検討／暴力団の奥武山競技場使用で／西銘市長が答える〔琉新・夕〕
12・14　那覇市議会一般質問から／日米会談は前進／市長答弁／市の道路行政など追及〔沖タ・朝〕
12・14　声／那覇市議の猛省促す〔琉新・朝〕
12・15　原案通り可決／期末手当てで総務委員会／那覇市議〔沖タ・朝〕
12・18　原案通り可決／那覇市議／ボーナス支給条例案〔沖タ・夕〕
12・23　議員にボーナス／きのう那覇市議会〔沖タ・朝〕
12・31　政府案で答申／都市計画審議会〔沖タ・朝〕

1968 年（昭和 43 年）

1・17　読者から／西銘市長にきく〔沖タ･朝〕
1・20　コザ市に決まる／〝こどもの国〟の敷地〔沖タ・朝〕
2・1　悪臭ぷんぷん／なんとかできないか／市内の河川〔沖タ・朝〕
2・2　｜社説｜主席公選と住民の立場〔沖タ・朝〕
2・2　６日から臨時議会〔琉新・朝〕
2・2　町界、町名をスッキリ／住居表示／混乱をなくす／市長「整理基準」を諮問〔琉新・朝〕
2・2　主席公選／うわさの２人〔琉新・朝〕
2・3　市長選へ動き活発／西銘那覇市長の主席出馬のうわさで／ここでも保守、革新の対決〔琉新・朝〕
2・5　｜社説｜国政参加の強力な推進〔沖タ・朝〕
2・13　古堅那覇市助役上京〔琉新・朝〕
2・21　主席候補、今月中に決定／自民西銘氏が最有力／立法院候補、来月中旬に人選／選挙対策進む〔沖タ・朝〕
3・2　西銘氏の線で了解／自民党の主席候補〔沖タ・朝〕
3・4　主席公選／与野党候補者決定へ／西銘氏の内定確実／あす、自民党選対委〔琉新・朝〕
3・4　安謝港築港などの説明聞く／バース氏、西銘市長を訪問〔琉新・夕〕
3・5　主席選挙／西銘氏が出馬表明／10 月に市長を辞任か〔琉新・朝〕
3・6　主席候補に西銘氏内定／次期総裁にも推す／来月党大会で正式決定／自民選対委〔琉新・朝〕
3・7　市議会だより／Ｂ 52 撤去要請決議へ／市営住宅石嶺、大名に 2300 戸建設計画〔沖タ・朝〕
3・7　主席候補／野党、屋良氏に固まる／安里氏は出馬断念／共闘態勢の確立へ〔琉新・朝〕
3・8　古堅、翁長氏ら有力、自民／那覇市長候補／野党共闘は平良氏か〔沖タ・朝〕
3・8　屋良氏の出馬／手ごわい相手／本土政府筋／野党各派／勝利の可能性大きい〔琉新・朝〕
3・8　つぎの〝イス〟は〝だれ〟に…／動き出した市長選〔琉新・朝〕
3・8　あすから本会議／議運委、Ｂ 52 撤去を上程へ〔琉新・朝〕
3・9　Ｂ 52 即時撤去を決議／那覇市議会定例議会の冒頭で〔沖タ・夕〕
3・15　桑江に発電所建設／電力公社／那覇市上間は取り止め〔沖タ・朝〕
3・15　波乱含みの定例議会／中間報告〔琉新・朝〕
3・16　勤労福祉会館／年内に着工／那覇市議会総務委安謝埋め立て地譲渡を可決／保育所など完備／安い料金で利用させる〔琉新・夕〕
3・18　「米価値上げ告示撤回」継続審議に／那覇市議会経済民生委〔琉新・朝〕
3・19　継続審議へ／那覇市議／米価告示の撤回要求〔沖タ・夕〕
3・24　西銘那覇市長が上京／本土政府援助要請で〔琉新・朝〕
3・25　現地応援好ましくない／上京中の西銘市長語る〔琉新・朝〕
3・26　選挙の応援要請／西銘市長、自民に〔琉新・朝〕
3・27　西銘那覇市長ら田中長官を訪問〔琉新・朝〕
3・28　市民生活と密着した都市計画／最終目標は 76 年度／事業費総額１億 2703 万ドル余／執行率わずか 18.3％〔沖タ・朝〕
4・1　平良氏が確定的／那覇市長選／野党の統一候補〔沖タ・朝〕
4・4　師弟の対決／屋良朝苗氏・西銘順治氏／主席の座を争う〔沖タ・朝〕
4・4　〝恩師〟と〝教え子〟の対決〔琉新・朝〕
4・7　那覇市長選／公認に平良良松氏／社大中央委で決定〔沖タ・朝〕
4・7　那覇市長選挙／平良良松氏を公認／社大党中央委〝復帰は民族闘争〟〔琉新・朝〕
4・7　自民は瀬長氏の線／市長候補／きょう選対委開き調整〔琉新・朝〕
4・13　自民は人選難航／那覇市長選挙をめぐって／新たに新里氏の噂さも〔沖タ・夕〕
4・16　〝劇場化はこまる〟／市公会堂建設に物言い／琉球映画興業協会〔沖タ・朝〕
4・16　18 日から臨時議会／那覇市〔琉新･夕〕
4・17　自民、人選に苦慮／那覇市長選候補／野党は平良氏擁立へ〔沖タ・朝〕
4・18　市長選候補者／人選いぜん難航／自民新里・知念氏らも辞退〔沖タ・朝〕
4・18　きょうから臨時議会／市営住宅家賃など議題に〔沖タ・朝〕
4・18　広域都市づくり計画／市当局／機能マヒの緩和へ〔沖タ・朝〕
4・18　声／那覇市長の感覚を疑う〔琉新･朝〕
4・19　大弦小弦〔那覇市長選挙〕〔沖タ･朝〕
4・19　那覇市議会／市当局を鋭く追及／市営住宅の入居問題で〔沖タ・朝〕
5・3　市長選候補／人選に悩む自民党／新里氏（電電公社総裁）が有力／平良氏は雪辱へ自信満々〔琉新・朝〕
5・8　〝那覇市長選ではがんばってください〟

／美濃部知事、平良氏を激励〔琉新・朝〕
5・9 〝基準違反者も入居〟／市営住宅に市民から苦情〔沖タ・朝〕
5・10 沖映通り工事被害／市、やっと実情納得／新垣助役ら現場調査／〝補償は急ぎ結論〟〔琉新・朝〕
5・13 ｜社説｜西銘体制下の自民党〔琉新・朝〕
5・14 上間送電工事／反対をしりめに／機動隊に守られて電柱６本立てる〔沖タ・朝〕
5・14 業務命令に対し抗議声明／電力公社労組〔沖タ・夕〕
5・15 22 日に全面スト／那覇市職労／団交進展せず〔沖タ・朝〕
5・15 上間の送電線工事／公社が強行の構え／地主排除の仮処分申請〔沖タ・朝〕
5・15 若狭ゲタばき住宅の増設を承認／那覇市臨時議会〔琉新・朝〕
5・16 自民候補人選に四苦八苦／新里氏は辞退古堅氏が最有力／野党連合平良氏で雪辱へ〔沖タ・朝〕
5・16 上間土地問題を見る／地域の発展を阻害／地主側／送電線増設故工事へのいいぶん／公社側電力需要でぜひ必要〔沖タ・朝〕
5・18 〝私有地の侵害だ〟／上間電線架設工事／座り込み続け阻止〔沖タ・朝〕
5・19 法廷闘争の構え／仮処分決定で新段階へ／上間の土地紛争〔沖タ・朝〕
5・22 那覇市職労 24 時間全面ストへ／きょう第三波実力行使県労協〔沖タ・朝〕
5・22 スト第三波／県労協／那覇市職労がスト突入／〝入れろ〟〝帰えれ〟／バ声飛ぶ那覇市庁舎〔沖タ・夕〕
5・23 第三波ストの構え／市当局も強い態度／長期化の様相〔沖タ・朝〕
5・23 労使とも強腰／調停案めぐり激論／那覇市職労団交〔沖タ・夕〕
5・24 解決へのきざし／中労委が職権あっせん／那覇市職労〔沖タ・朝〕
5・25 補償をめぐり紛糾か／沖映通り会が陳情攻勢／那覇市会〔沖タ・朝〕
5・25 あっせん案の提示へ／中労委、双方から事情聴取／那覇市争議〔沖タ・夕〕
5・25 声／那覇市公務員に聞く〔琉新・朝〕
5・27 〝スト破り〟と非難／市職労、市労との同席拒否〔沖タ・朝〕
5・29 沖映通り道路工事損害補償／８万３千ドルを計上／那覇市／来月の議会に上程〔琉新・朝〕
5・30 那覇市職労の春闘を顧みる／抜きさしならぬ対立／紛糾の原因は二つの組合〔沖タ・朝〕
6・5 低調な施政方針／西銘市長／市営住宅建設は継続／那覇市議会〔沖タ・夕〕
6・6 早急に地価対策を／市民生活を守るために／高騰…うなぎ登り／深刻な住宅難に拍車／都計の大きなカベに〔沖タ・朝〕
6・6 「補償問題が焦点に／第 103 回定例議会開く／新予算など 39 議案を提出〔沖タ・朝〕
6・7 議会きょう再開〔琉新・朝〕
6・7 市長候補／知念議員に的しぼる／自民党首脳が働きかけ〔琉新・朝〕
6・7 ウェツラー氏らに感謝状／西銘那覇市長〔琉新・朝〕
6・7 第一、第二組合の乱闘に責任感じる／那覇市議会、市長が答弁〔琉新・夕〕
6・8 部長クラスの出勤おそい／大山議員／／綱紀のたるみを追及／那覇市議会〔琉新・朝〕
6・10 消防署職員の汚職を追及／那覇市議会／手当て 184 ドル横領／黒潮議員宮平消防長と激論〔琉新・夕〕
6・11 那覇市当局を追及／沖映通り会の人たち〔沖タ・夕〕
6・12 国政参加の実現要望／西銘自民総裁／佐藤首相に就任あいさつ〔沖タ・夕〕
6・14 ｜社説｜厳正な公共事業の執行〔沖タ・朝〕
6・14 大弦小弦〔那覇市沖映通り会が補償要求〕〔沖タ・朝〕
6・14 参院選と主席公選／本土の沖縄県人の動き〔琉新・朝〕
6・16 議会閉会後に決断／知念氏、出馬要請に回答／自民擁立受諾を楽観／那覇市長選〔沖タ・朝〕
6・16 沖映通りの補償問題、結論持ち越す／那覇市議会建設委員会〔琉新・朝〕
6・17 知念氏の那覇市長選出馬／ 20 日に当間氏と話し合い／来月中旬までに態度を決定〔琉新・朝〕
6・17 記者席／与野党を悩ます知念議員〔琉新・夕〕
6・18 第二組合員 80 人が脱退／那覇市職労に加入〔沖タ・夕〕
6・19 背任の疑いが濃い／那覇市の団地買収問題／捜査班動き出す／近く参考人呼び出し〔沖タ・朝〕
6・19 西銘氏が帰任／本土自民／参院選後に支援態勢〔琉新・夕〕
6・20 ｜社説｜国政参加の方式と意味〔沖タ・朝〕
6・20 声／那覇市長は何をしている〔琉新・朝〕
6・21 給与条例など審議／那覇市議会／７日間の会期延長〔沖タ・夕〕
6・22 団地用地問題で大荒れ／那覇市議会／業者との関係追及／西銘市長「今後は公団を利用」〔沖タ・朝〕
6・23 沖縄返還来年メドは可能／友邦維持が

前提／経済関係のもつれ／政策に影響せず／米外交筋〔琉新・朝〕
6・23　市が直接土地買う／役所内に土地取得部おき／那覇市新垣助役が記者会見〔琉新・朝〕
6・23　土地専門の部新設へ／那覇市／土地取得にからみ〔沖タ・夕〕
6・24　11 月選挙／来月から取り締まり／一般に協力呼びかけ／違反をビシビシ〔琉新・夕〕
6・26　市長候補やぁい！／人選に頭かかえる自民党／那覇市〔沖タ・朝〕
6・26　知念氏、不出馬を表明／那覇市長選／腐敗政治が影響？／苦境に立つ自民党〔琉新・朝〕
6・27　兼次・古堅氏で工作／西銘総裁「市長選候補」語る／場合によっては当間氏も〔琉新・朝〕
6・28　比嘉の取り調べ始まる／那覇署／市会議員にも波紋か／石嶺団地問題〔沖タ・夕〕
6・28　団地問題などで質疑／那覇市議会本会議開く〔沖タ・夕〕
6・29　69 年度予算を可決／那覇市議会〔沖タ・夕〕
7・3　那覇市長選候補に／古堅助役を擁立／自民那覇支部で決定〔沖タ・朝〕
7・3　〃市民憲章が泣く〃／那覇市民憲章推進協議会／欠席、遅刻相次ぐ〔琉新・朝〕
7・3　古堅第一助役に決定／那覇市長候補西銘自民総裁が発表〔沖タ・夕〕
7・3　自民党公認で出馬／古堅那覇市長候補／市政クラブが承認〔琉新・夕〕
7・4　那覇市長選／早くも対決ムード／平良氏体制は十分…と強気／古堅氏近く推進母体づくり〔沖タ・朝〕
7・4　窓口事務スピードアップ／戸籍、印鑑証明など／那覇市役所〔沖タ・朝〕
7・4　対決へ〃いざ…〃／那覇市長選／闘志燃やす両候補〔琉新・朝〕
7・4　三大選挙／内偵捜査動く／県本取締り本部設置へ〔琉新・朝〕
7・4　三大選挙控える市役所／選挙ムードがいっぱい／支持者の往来しきり／職員もあちこちで選挙談義〔琉新･朝〕
7・7　波紋投げる瀬長構想／那覇市長選で「民主連合市政」を提起〔沖タ･朝〕
7・10　民家を襲う砂ぼこり／那覇銘苅ふきん住民が対策訴え〔沖タ・朝〕
7・10　〃市職員の質は悪い〃／西銘那覇市長が発言／職労、取り消し要求〔琉新・朝〕
7・12　平良氏支持を決定／社党／瀬長構想は真意打診へ／那覇市長選〔琉新･朝〕
7・14　平良氏を統一候補に／那覇市長選で近く野党役員会議／共闘体制の確立も急ぐ〔琉新・朝〕
7・16　統一候補に平良氏／那覇市長選で野党３派が決定〔琉新・朝〕
7・19　記者席／人事の追及にあわてる与党〔琉新・朝〕
7・25　11 月選挙の始動（4）／〃真和志決戦〃に必死／同時に三選挙戦の布陣〔琉新・朝〕
7・27　11 月選挙胎動（5）／自民党の強い地盤／焦点は〃魔の選挙区〃21 区〔琉新・朝〕
7・27　選挙人名簿を縦覧／那覇市選管〔琉新・夕〕
7・30　声／那覇市当局に一言〔琉新・朝〕
8・1　那覇市政世論調査から／住宅、困窮率ふえる／市政…慢性化した交通マヒに不満〔沖タ・朝〕
8・2　｜社説｜市政調査の語るもの…八方ふさがりの都市生活〔沖タ・朝〕
8・2　大弦小弦〔那覇市の市政調査の結果〕〔沖タ・朝〕
8・2　許すな事前運動＜７＞／取り締まり／本土判例に基づく／運動する側／活発な情報合戦〔琉新・朝〕
8・5　声／革新共闘の意義〔琉新・朝〕
8・6　汚染された那覇港／コバルト 60 を検出／蓄積されると影響大／放射能調査結果〔沖タ・夕〕
8・8　積極的テコ入れへ／本土各党も万全の構え／三大選挙〔琉新・朝〕
8・9　結論時期に触れず／米側による主席選挙法の再検討／焦点法令無効権への対応〔琉新・朝〕
8・9　｜社説｜選挙違反を監視しよう〔琉新・朝〕
8・9　選挙人名簿を縦覧／秋の市長選挙にそなえ〔琉新・朝〕
8・9　ずさんなお役所仕事／ムダ足に老女怒る／老齢年金支給の通知出して知らん顔／市役所保険庁／責任をなすり合う〔琉新・朝〕
8・10　選挙をみんなのものに＜５＞／布令政治下の悲劇／被選挙権をはく奪／血みどろの権利闘争展開〔琉新・朝〕
8・11　選挙をみんなのものに＜６＞／買収と利益誘導／売るな〃自分の意思〃／個人個人が排除に努力を〔琉新･朝〕
8・12　選挙をみんなのものに＜７＞／弁務官資金／選挙の年に〃乱発〃／交付の仕方に疑惑深まる〔琉新・朝〕
8・12　沖縄問題だけ表決権与える／国政参加、本土政府の意向／委員会発言認める／自民の本土折衝の印象〔琉新･朝〕
8・13　三大選挙へ動く本土＜上＞／自民党／常駐オルグを派遣／資金援助も惜しまぬ構え〔琉新・朝〕
8・14　三大選挙へ動く本土＜中＞／野党／支

援態勢も本格化／公明、来月支持候補決定へ〔琉新・朝〕
8・16　三大選挙へ動く本土＜下＞／各団体・後援会／カンパで資金援助、屋良支援側／西銘後援会、支援団の派遣を計画〔琉新・朝〕
8・19　本土与野党の三大選挙支援／来月から本格化／幹部送り追い込み、自民／党大会後テコ入れ、社党〔琉新･朝〕
8・20　近く対策部設置／自民党、三大選挙に向け態勢固め／教員の選挙運動／取り締まり要請へ〔琉新・朝〕
8・27　三大選挙／本格的取り締まり／那覇署専従刑事をふやす〔琉新・夕〕
8・29　三大選挙に４閣僚を派遣／福田自民党幹事長語る／告示前後を中心に／沖縄公明会の動向楽観〔琉新・朝〕
9・1　推進母体、別に組織／那覇市長選／３野党が準備会〔沖タ・朝〕
9・6　議長に宮里栄輝氏内定／那覇市政革新共闘〔沖タ・朝〕
9・13　17 日から定例会／西銘市政最後の議会〔琉新・朝〕
9・15　「綱領」きょう結論か／那覇市政革新共闘会議準備会〔沖タ・朝〕
9・15　伸びゆくわが郷土〔琉新・朝〕
9・17　きょうから那覇市定例議会〔琉新･朝〕
9・17　来月 20 日に辞任／西銘市長が最後の議会答弁／野党、不正入居を追及／那覇市議会〔琉新・夕〕
9・18　一段と活発化へ／西銘市長の辞任日決定で／那覇市長選〔琉新・朝〕
9・18　記者席／市営住宅入居問題で弁明せず〔琉新・朝〕
9・18　〃一日議会〃幕閉じる／那覇／追加予算など２件可決〔琉新・朝〕
9・18　西銘市政最後の議会／上程議案は２件／会期１日で終わる〔沖タ・夕〕
9・19　那覇市の立法化要請事項／住居表示制確立へ／駐車場整備地区も指定〔沖タ・朝〕
9・20　大弦小弦〔西銘市長の市政〕〔沖タ・朝〕
9・20　那覇首里支所長に又吉氏〔沖タ・夕〕
9・22　投票日は 12 月１日／那覇市長選〔琉新・朝〕
9・27　那覇市長選／早くも激戦の様相〔琉新・朝〕
10・1　西銘市長５日に辞表提出〔沖タ・朝〕
10・3　各投票区の有権者総選挙人名簿まとまる〔沖タ・朝〕
10・3　あわただしく動く市長選／双方、組織固めにヤッキ〔沖タ・朝〕
10・5　小禄の区画整理／原案どおり承認／都計審〔沖タ・朝〕
10・11　きょう臨時議会／西銘市長の辞任承認〔琉新・朝〕
10・11　西銘さん退職／立候補にはふれず〔沖タ・夕〕
10・11　市長選挙 12 月１日〔沖タ・夕〕
10・12　本番待ち両陣営／主席・立法院選〔琉新・朝〕
10・14　近く事業主呼び事情聞く／那覇市議会／魚粉工場撤去問題で〔琉新・朝〕
10・16　那覇市選管／選挙人名簿の閲覧を拒否／革新共闘／仮処分の申請へ〔琉新・朝〕
10・17　〃党派の別なく拒否〃那覇選管委の名簿閲覧問題／赤嶺委員長が語る〔琉新・朝〕
10・19　西銘市長が退任／〃これからが大変？〃感慨深げ〔沖タ・夕〕
10・19　西銘さん、ほおを紅潮／７年間の市長とお別れ〔琉新・夕〕
10・27　複写、謄写を許可／那覇市の選挙人名簿〔沖タ・朝〕
10・26　有権者名簿を公開／那覇市選管委／やっと閲覧始める／選挙戦、文書合戦さらに激化〔琉新・朝〕
11・11　初の公選主席に屋良朝苗氏（革新）／全域 57 カ所でいっせいに開票〔琉新・夕〕
11・12　那覇市長選／西銘氏擁立に動く／自民主席選の雪辱ねらう〔沖タ・朝〕
11・12　｜社説｜初の革新主席実現／支持されたその政治姿勢〔沖タ・朝〕
11・12　主席・立法院選の結果／日米関係に大きく影響／対民政府姿勢が焦点／一体化策への対処も課題〔琉新・朝〕
11・13　那覇市長選支援せず？／本土自民／沖縄選対本部近く解散〔琉新・朝〕
11・13　近く取締本部設置／那覇署／市長選の違反捜査へ〔琉新・朝〕
11・13　決戦か無投票か／那覇市長選／自民あわただしい動き〔沖タ・夕〕
11・13　市長選、ダッシュへあと３日／選管、名簿もれに慎重／入場券を発送〔琉新・夕〕
11・14　市長選盛り上げへ／革新共闘会議が幹部会／那覇市〔沖タ・朝〕
11・14　那覇市長選／きょう態度決定／自民幹部はいぜん消極論〔沖タ・朝〕
11・14　対決か、無投票か／那覇市長選、告示まで２日〔沖タ・朝〕
11・14　告示と同時にカンパ活動／沖縄・小笠原返還同盟／那覇市長選を支援〔琉新・夕〕
11・15　平良（革新）古堅（自民）決戦へ／那覇市長選挙自民擁立に踏み切る〔沖タ・朝〕
11・15　組織をさらに強化／当面は那覇市長選に全力／革新共闘〔沖タ・朝〕
11・15　那覇市長選／さあ戦うぞ！／自民党は〃背水の陣〃／圧勝をねらう革新側

〔沖タ・朝〕
11・15　那覇市長選挙あす告示／共闘、さらに固める革新／古堅氏出馬、雪辱へ自民〔琉新・朝〕
11・15　｜社説｜きれいな那覇市長選を〔琉新・朝〕
11・15　26 日、堀井総評議長が来沖／那覇市長選の革新側支援〔琉新・朝〕
11・15　県労協／連日 500 人を繰り出す／那覇市長選の支援決める〔琉新・朝〕
11・15　スタートラインの那覇市長選／秘策練る両陣営／〝西銘市政〟で攻防〔琉新・朝〕
11・15　選管委／入場券の問い合わせ殺到／あすから補充申請受け付け〔琉新･朝〕
11・15　那覇市長選挙／違反取締本部を設置／不手ぎわ出さぬ／ビラ配布で事前警告／警本〔琉新・夕〕
11・15　古堅助役が退任／３首脳欠けた那覇市役所／市長選出馬へ〔琉新・夕〕
11・16　那覇市長選きょう告示／両陣営、再び激突〔沖タ・朝〕
11・16　〝逆転はお手のもの〟／自民／那覇市長選きょうスタート／革新余勢かって闘志燃やす〔沖タ・朝〕
11・16　那覇市長選／きょう告示〔琉新・朝〕
11・16　那覇市長選挙／さぁ、決戦だ！／前回の雪辱ねらう平良良松氏／〝捨て身〟でぶつかる古堅宗徳氏〔琉新・朝〕
11・16　買収などに目光らす／那覇署／未然防止に力入れる〔琉新・朝〕
11・16　那覇市長選すべり出す／古堅、平良両候補が届け出／再び保守、革新対決／両候補さっそく政策発表〔沖タ・夕〕
11・16　那覇市長選静かな幕あけ〔沖タ・夕〕
11・16　那覇市長選火ぶた切る／古堅（自民）平良（社大）氏届出／直ちに選挙戦に突入〔琉新・夕〕
11・16　那覇市長選／両候補が第一声／平良良松候補三大選挙で有終の美、社大党本部前で出陣式／古堅宗徳候補熱気こもる選本部、対話を通じ市政担当〔琉新・夕〕
11・17　｜社説｜火ぶた切る那覇市長選／身近な町づくりで対決〔沖タ・朝〕
11・17　大弦小弦〔那覇市長選挙〕〔沖タ･朝〕
11・17　那覇市長選／本格的言論戦へ／立ち会い演説会開く／日米琉の強調を促進古堅候補／市民本位の政治擁立、平良候補〔琉新・朝〕
11・17　｜社説｜那覇市長に望む〔琉新・朝〕
11・17　那覇市長選／私の公約／古堅・平良両候補立ち会い演説会〔琉新・朝〕
11・17　古堅候補への質問と回答／区画整理は話合った／一体化政策、強力に推進／平良候補への質問と回答／国庫支出金で市税改善／市民の要望なら市長減俸〔琉新・朝〕
11・17　〝互いにがんばろう〟／両候補きれいな選挙誓う／那覇市長選挙〔琉新・朝〕
11・18　〝名簿もれはごめん〟／那覇市選管／「補充登録」受け付け開始／申請者が殺到／２日間で６百人〔琉新･朝〕
11・18　選対本部、大わらわ／労組も両派に分かれ支援／那覇市長選〔琉新・朝〕
11・18　那覇市民の生活（1）／住宅問題／建設用地不足がカベ／住宅難解消はいつの日〔沖タ・夕〕
11・19　那覇市長選／選挙ムードさっぱり／両陣営、本格的言論戦へ〔沖タ・朝〕
11・20　｜社説｜B 52 墜落事故の意味／恐ろしい基地公害の不安と人命尊重を求める主張〔沖タ・朝〕
11・20　那覇市民の生活（2）／公害／明るい生活脅かす／政府、市の公害対策ゼロ〔沖タ・夕〕
11・22　市長になれば実行したい／古堅宗徳候補／夜間保育所を設置、ごみ取り車ふやしたい／平良良松候補／軍用地開放に全力、水道料金値下げしたい〔琉新・朝〕
11・22　那覇市民の生活（3）／市民福祉／急を要す公園整備／子どもの遊び場も少ない〔沖タ・夕〕
11・23　那覇市民の生活（4）／環境衛生／年々悪くなる一方／〝抜本的対策〟の声高まる〔沖タ・夕〕
11・24　攻防戦に突入／那覇市長選挙〔沖タ・朝〕
11・24　那覇市長選／投票まであと７日／双方、政策浸透に全力〔琉新・朝〕
11・24　盛り上がらぬ那覇市長選／両陣営やきもき／連休を機に活発化へ〔琉新・朝〕
11・25　那覇市長選、終盤へ／保守、革新の攻防激化〔沖タ・朝〕
11・25　話の卵／局長人事と那覇市長選〔琉新・夕〕
11・25　那覇市民の生活（5）／都市計画／人口は増加の一途／軍用地が最大の〝ガン〟に〔沖タ・夕〕
11・26　｜社説｜那覇市の人口分散策を〔沖タ・朝〕
11・26　那覇市長選／ムード盛り上げへ／自民・革新共闘／決起大会など開き〔琉新・朝〕
11・26　那覇市民の生活（6）／児童福祉／貧弱な施設、整備／全市的取り組みが必要〔沖タ・夕〕
11・27　平良恵氏立候補で緊迫化／那覇市長選／〝謀略だ〟〝無関係だ〟／「タイラ」票をめぐり、開票事務混乱か

〔琉新・朝〕
11・27　終盤の攻防激化／那覇市長選／泥仕合い心配の向きも〔琉新・夕〕
11・28　那覇市長選／終盤の情勢〔沖タ・朝〕
11・28　不在投票も案分／選管が決める／〝別個に開票できぬ〟／那覇市長選のタイラ票問題〔琉新・朝〕
11・28　那覇市民の生活（7）／水道問題／少ない自己原水量／大半は米民政府が握る〔沖タ・夕〕
11・28　沖縄連、沖実委／那覇市長選の革新候補に支援カンパ〔琉新・夕〕
11・29　市長選まであと２日／記者座談会〔琉新・朝〕
11・29　選管に撤回申し入れ／那覇市政革新共闘／不在投票の案分問題で〔琉新・朝〕
11・29　那覇市民の生活（8）／財政／本土との格差増大／基本施設も市民が肩代わり〔沖タ・夕〕
11・29　「タイラ」票あくまで追及／市政革新共闘ポスターもぎとられる〔沖タ・夕〕
11・29　不在投票／比例配分は奇弁／那覇市政革新共闘／仲本事務局長語る〔琉新・夕〕
11・30　那覇市長選／いよいよあす投票／両陣営必死の攻防展開〔沖タ・朝〕
11・30　｜社説｜あす投票の「那覇市長選」／低調ムードをハネ返そう〔沖タ・朝〕
11・30　那覇市長選／大詰めで盛り上がる／街頭演説も興奮ぎみ／投票所も準備オーケー〔沖タ・朝〕
11・30　那覇市長選あす投票／泣くも笑うもきょうまで〔沖タ・朝〕
11・30　那覇市長選あす投票／両派、創価学会票獲得に懸命〔琉新・朝〕
11・30　｜社説｜悔いのない一票の行使〔琉新・朝〕
11・30　りっぱな代表選出を／那覇市長選挙／替え玉投票するな／選管、棄権防止を呼びかけ〔琉新・朝〕
11・30　出勤時ねらって…／市長選両候補／必死の〝よろしく〟〔琉新・夕〕
12・1　市長選／審判を待つ／両候補日焼顔で勝利の自信〔沖タ・朝〕
12・1　主席就任あいさつ／特別議会で受けぬ／自民が革新３党と対立〔琉新・朝〕
12・1　那覇市長選きょう投票〔琉新・朝〕
12・1　那覇市長選挙／準備はＯＫ／〝勝利はわが方に〟／両陣営、強気の秒読み〔琉新・朝〕
12・2　那覇市長選／当落、午前中に判明／投票率は 78.54％〔沖タ・朝〕
12・2　両候補ばったり顔合せ〔沖タ・朝〕
12・2　きょう午前当落判明／那覇市長選挙／投票率は 78.5％〔琉新・朝〕
12・2　〝悔いはない〟と両候補／那覇市長選／市民の審判はいずれ…〔琉新・朝〕
12・2　那覇市長に平良良松氏革新／地すべり的な大差／革新市政が三たび誕生〔沖タ・夕〕
12・2　革新に第二の拠点〔沖タ・夕〕
12・2　圧勝にわく革新陣営／〝あっけない勝負〟／10 時まえ早くもお礼準備〔沖タ・夕〕
12・2　議長に平良氏を／立法院役員人事／自民が提案／各派交渉〔琉新・夕〕
12・2　〝バンザイ〟にわく革新／「圧勝だ」と興奮共闘本部／沈みがちな自民党／那覇市長選挙〔琉新・夕〕
12・2　静かな開票風景〔琉新・夕〕
12・3　人物地帯／那覇市長に当選した平良良松〔沖タ・朝〕
12・3　相次ぐ敗北に不安、自民／那覇市長選の革新勝利、本土側の反響／憲法の適用を希望、野党〔琉新・朝〕
12・3　〝革新王国〟の首都出現／平良氏の勝因・今後の那覇市政〔琉新・朝〕
12・3　われら革新トリオ／意気あがる３首長／新時代にファイト／屋良・平良・大山〔琉新・朝〕
12・3　第一助役に前田氏？／那覇市人事問題／部課長も大幅更迭〔琉新・朝〕
12・3　清潔、市民本位で／革新市長へ市民の声／那覇〔琉新・夕〕
12・4　人事工作に着手／平良次期那覇市長／首脳陣総入れ替え〔沖タ・朝〕
12・4　那覇市政／足踏みして１カ月余／革新市長を待…／まだ残る選挙の余震／職員間は〝冷戦〟議長ソワソワ〔琉新・夕〕
12・5　お手あげの商店街／那覇－与儀市場全面交通止め〔沖タ・朝〕
12・5　「公会堂」の実現を…／現部長が望むこんごの継続事業／下水道工事の完工もぜひ〔沖タ・朝〕
12・5　市長選挙の舞台裏から〔沖タ・朝〕
12・6　那覇市／早くも市議選動く／70 人前後の立候補予想〔沖タ・朝〕
12・6　平良市長を待ち受ける難問題〔琉新・朝〕
12・9　那覇市議会／14 議席の増加へ／平良次期市長が検討〔沖タ・朝〕
12・9　大詰めの市役所人事／那覇／第一助役は稲嶺氏か／前田氏、第二助役に確定〔琉新・朝〕
12・9　あす当選証書交付／那覇市選管／平良次期市長に〔琉新・夕〕
12・11　那覇新市政スタート／平良氏に当選証書交付〔琉新・朝〕
12・11　平良市政スタート／明るいムードがいっぱい〔琉新・夕〕
12・12　読者から／議員増は時期尚早〔沖タ・

朝〕
12・12　市政、党派抜きに／平良那覇市長きのう初登庁〔沖タ・朝〕
12・12　青空市政を打ち出す／平良那覇市長が記者会見／市民との対話促進／放射能問題にも努力〔琉新・朝〕
12・14　平良市政／新年から軌道へ／大きい選挙中の空白〔沖タ・朝〕
12・14　助役に稲福（第一）前田（第二）氏／那覇市／18 日、議会の承認求める〔琉新・朝〕
12・18　那覇市人事固まる〔琉新・朝〕
12・18　新市長が所信表明／那覇市／きょう定例議会〔琉新・朝〕
12・18　平良市長が視察／開南の道路工事を督励／市民の不満聞く〔琉新・朝〕
12・18　稲嶺・前田両助役を承認／那覇市会ひとまず協調〔沖タ・夕〕
12・19　市民福祉向上に全力／助役に決まった稲嶺・前田両氏／革新市政のよき女房役誓う〔沖タ・朝〕
12・19　〃那覇市議選〃早くも前衛戦／再選めざす 26 人／新人では労組関係者が圧倒的〔沖タ・朝〕
12・19　記者席／平良市政、順調なすべり出し〔琉新・朝〕
12・19　〃市民全体の奉仕者に〃／那覇市の２助役／稲嶺・前田氏に辞令交付〔琉新・朝〕
12・19　B 52 撤去を決議／那覇市会一般質問／革新綱領貫く／市長〔沖タ・夕〕
12・20　公室長に内間武義氏／部長人事／７ポストほぼ内定〔琉新・朝〕
12・20　両助役の横顔／第一助役、稲嶺成珍／第二助役、前田武行〔琉新・朝〕
12・20　〃お歳暮受けとるな〃／平良那覇市長職員に通達〔琉新・夕〕
12・21　那覇市定例議会おわる〔沖タ・夕〕
12・24　総務部長に親泊氏／那覇市／５部長に辞令を交付〔琉新・朝〕
12・25　公会堂、２月に着工／那覇市／１月７日に臨時議会〔琉新・朝〕

1969 年（昭和 44 年）

1・6　市民福祉を最優先／平良那覇市長／新年の決意を語る〔琉新・朝〕
1・8　原潜の入港中止を／平良那覇市長／弁務官に要請〔琉新・朝〕
1・9　軍用地・軍施設の撤去を／那覇市長、アンガー弁務官に要請／都計事業に支障〔沖タ・朝〕
1・9　駐車場ヤーイ／役所に来る市民から苦情〔沖タ・朝〕
1・9　すでに票固めの段階／活発化する那覇市議前衛戦〔沖タ・朝〕
1・9　底つく北部の水源地／那覇市水道局／市民の節水呼びかけ〔琉新・朝〕
1・9　平良那覇市長都知事を訪問／今後の協力を要請〔琉新・夕〕
1・11　３市が協力体制確立／全国的な運動へ原潜阻止／平良氏の上京で具体化〔沖タ・朝〕
1・12　平良市長、革新市政で意見交換／東京都下の４市長と〔琉新・夕〕
1・13　東京で平良那覇市長の当選祝賀会〔琉新・朝〕
1・14　お役所仕事を返上／那覇市「市民相談所」設ける〔沖タ・朝〕
1・14　きょうから受け付け／若松市営住宅の入居希望〔沖タ・朝〕
1・16　那覇市営住宅高所得者に移転を勧告〔沖タ・夕〕
1・18　子どもの遊び場を占有国場ビル工事／許可範囲を超え／那覇市が警告鉄棒など諸施設も破損〔沖タ・朝〕
1・20　会期は 11 日間／那覇市臨時議会開く〔琉新・夕〕
1・22　市民のための市政／那覇市役所機構改革で改善へ〔沖タ・朝〕
1・22　きょうから開通開南通り〔沖タ・朝〕
1・25　地下に伸びる建築／市当局「許可基準」なく頭痛める／〃利用申請〃がぞくぞく〔沖タ・朝〕
1・28　那覇市／見積りの甘さ暴露／工事入札が半額で落札〔沖タ・朝〕
1・28　狭苦しいターミナル／施設の増改築迫られる〔沖タ・夕〕
1・29　国場組ビル工事／〃生活ぶち壊しです〃／市民、損害補償訴える〔沖タ・夕〕
1・30　またも〃税金のムダ使い〃／約５千ドルかけて整地／荒れ放題の埋め立て地〔沖タ・朝〕
1・30　工期内完成めざす／市当局執行体制の強化へ〔沖タ・朝〕
1・30　河川、排水工事計画〔沖タ・朝〕
1・30　情実審査をなくす／市営住宅／住宅課の機構を改善〔沖タ・朝〕
1・30　総合労働布令の撤廃決議へ／きょう那覇市本会議〔沖タ・朝〕
1・30　早くも 60 人が立候補準備／市議選／労組・郷友会が中心／30 議席めざし体制固め〔沖タ・朝〕
1・30　圧倒的多数でゼネスト参加決定／市職労の全員投票〔沖タ・朝〕
2・1　閉店、ゼネスト参加／ガーブ川商店街組合大会で態度決定〔沖タ・朝〕
2・1　給料支払い困難／政府の歳入欠陥が影響／苦しい資金繰り／那覇市役所〔琉新・朝〕
2・3　｜社説｜B 52 の早期撤去／いちおうゼネストは回避したが…〔沖タ・朝〕
2・5　｜社説｜組織分裂克服の努力を／大衆運動の底辺は揺るぎない〔沖タ・朝〕

2・6 ｜社説｜市町村財政のピンチ／政府減額予算のシワ寄せ〔沖タ・朝〕
2・6 人事審査に物いい／那覇職労／当局に撤回要求〔沖タ・朝〕
2・6 〝市民選挙戦の報復だ〟／那覇市役所労組／課長らの処分撤回要求〔琉新・朝〕
2・6 〝市政刷新が理由〟／那覇市役所職員懲戒問題／市長、組合に回答〔琉新・夕〕
2・8 課長らの懲戒撤回／市長が直接聞く／組合側が了承／那覇市〔琉新・朝〕
2・9 国場ビル工事中止／市の真意聞きたい／設計管理者が聴聞会開催を要求〔沖タ・朝〕
2・11 声／那覇市の懲戒処置は当然〔琉新・朝〕
2・13 市三役が施設巡り／自分の目で実態掌握へ〔沖タ・朝〕
2・13 工事関係者が謝罪／落ち度を全面的に認める〔沖タ・朝〕
2・13 不安におののく住民／首里石嶺／巡査派出所の設置訴え〔沖タ・朝〕
2・13 声／那覇市職員は節度を守れ〔琉新・朝〕
2・16 人事異動、難航か／那覇市／市職労、市労から物言い〔沖タ・朝〕
2・17 市長をカン詰めに／人事めぐる団交大混乱／那覇市〔沖タ・夕〕
2・17 市長をかん詰め／那覇市の異動問題／第一組合委員が救出〔琉新・夕〕
2・18 声／市民に奉仕する那覇市政を〔琉新・朝〕
2・18 那覇市の人事異動問題／法廷闘争で対決へ、市労／市長、最小限度で報復ではない〔琉新・朝〕
2・19 格下げに不服／那覇市人事異動／２人が辞令受領拒否〔琉新・朝〕
2・20 那覇市議選、早くも初盤戦／各地で後援会づくり／各党／候補者の地域配分調整急ぐ〔沖タ・朝〕
2・20 危ない！このスラム街／基準法違反だらけの建て物〔沖タ・朝〕
2・20 人事異動紛争の焦点〔沖タ・朝〕
2・23 読者から／市政の改革を〔沖タ・朝〕
2・24 動き出す両陣営／那覇市議選／共闘で市政推進、革新／保守、郷友会中心に地下工作〔琉新・朝〕
2・24 道路パトロール隊／３月１日から出動／那覇市／悪路、障害物を摘発／迅速な補修・除去で機能マヒを防ぐ〔沖タ・夕〕
2・24 水道料金下げ／那覇市／総合診断で改善図る〔沖タ・夕〕
2・24 話の卵／動き出した那覇市議選〔琉新・夕〕
2・25 ４月に正式発足／三市放射能対策協議会〔沖タ・朝〕
2・25 民政府が一括入札を指示／市当局、対策に苦慮〔沖タ・朝〕
2・27 市予算案編成急ぐ／事業費に総額 2500 万ドル計上／〝革新色〟を鮮明に／７項目に意欲的な計画〔沖タ・朝〕
2・27 三市に担当幹事常置／平良那覇市公室長記者会見／放射能対策協、年１回開く〔琉新・朝〕
2・28 意図的な反対排除／平良那覇市長／人事問題で記者会見〔沖タ・朝〕
2・28 適材適所で実施／平良市長語る／不当配転ありえぬ／那覇市の人事異動問題〔琉新・朝〕
3・1 声／那覇市役所労組の統一図れ〔琉新・朝〕
3・2 分割入札を要望／電気水道設備協会／那覇市に陳情書を提出〔沖タ・朝〕
3・4 〝新設市場に反対〟／西公設市場代表ら／現在地での改築要望／那覇市〔沖タ・朝〕
3・5 読者から／組合（那覇市役所）の統一を〔沖タ・朝〕
3・5 平良市政／体制づくりに難渋／市政のカギにぎる７月の市議選／思わぬ伏兵〝人事異動問題〟〔沖タ・朝〕
3・5 那覇安謝埋め立て地入札／午前中たった５筆／不景気の風／地価にひびく？〔沖タ・夕〕
3・6 けわしい革新の道／屋良行政主席「３カ月の体験」平良那覇市長〔沖タ・朝〕
3・8 出揃う各党の顔ぶれ／那覇市議選／総勢 50 人前後か／革新連合 18 人、自民は 15 人ていど〔沖タ・朝〕
3・8 サービス向上、責任の所在明確に／全職員が名札つける〔沖タ・朝〕
3・8 那覇の公会堂建設問題／建設業界に波紋よぶ／一括入札か分割入札か〔沖タ・朝〕
3・8 日南市と〝盟友都市〟に／双方メッセージを交換〔沖タ・朝〕
3・8 モデル地区設定／市民憲章推進に〔沖タ・朝〕
3・8 公会堂、入札問題が焦点に／20 日から那覇市議会〔沖タ・朝〕
3・9 那覇公会堂は分離発注／宮里建設局長／民政府が合意〔沖タ・朝〕
3・13 小話しあれこれ／まんざらでもない与党の席〔沖タ・朝〕
3・13 職員採用は試験で／市職労組／当局に申し入れ決定〔沖タ・朝〕
3・13 公会堂今月内に着工／〝分割入札〟で話し合いつく〔沖タ・朝〕
3・13 27 日に分割入札／公会堂建設／那覇市、方針を決める〔沖タ・朝〕
3・15 声／那覇公設市場と市政〔琉新・朝〕

3・19　円滑な予算獲得に／稲嶺那覇市助役帰任／都計構想の提示必要〔沖タ･夕〕
3・20　下水道条例案など審議／那覇市定例議会開く〔琉新・夕〕
3・23　人事は撤回しない／水道料金の値下げ／未給水地解消後に／市議会で市側答弁〔琉新・朝〕
3・24　読者から／市当局に聞く〔沖タ・朝〕
3・24　４人中３人は革新／那覇区教委選開票／二人目の婦人委員も〔沖タ・夕〕
3・25　記者メモ／早くも市議選の皮算用／平良那覇市長〔沖タ・朝〕
3・27　余りにも多い賃借地トラブル／自衛する借地人／悪質値上げは裁判に訴える〔沖タ・朝〕
3・27　小話しあれこれ／〝セイケツ〟平良市長、泥かぶる？〔沖タ・朝〕
3・27　寄付求める／市公会堂建設資金〔沖タ・朝〕
3・27　街の素顔／借家人の怒りと嘆き／緊急不足数は１万４千戸〔沖タ・朝〕
3・27　英語センター／〝増築工事認めぬ〟／那覇、政府、民政府が対立〔沖タ・朝〕
4・3　首都にふさわしい行政へ／道路・住宅・港湾など／行政府に大幅にテコ入れ要請〔沖タ・朝〕
4・3　市民のためのよき働き手に／立ちあがる市職労〔沖タ・朝〕
4・3　姉妹都市の縁むすび／宮崎県日南市市長ら近く来島〔沖タ・朝〕
4・3　黙認耕作地へのパスを返す／赤嶺さんら９人に〔沖タ・朝〕
4・3　小話しあれこれ／稲嶺株は上昇気味／高良議長モノレールにファイト〔沖タ・朝〕
4・3　市民間運動も展開／放射能対策で那覇・横須賀・佐世保／共同アピールも予定〔沖タ・朝〕
4・4　50 万ドル補助令達／市公会堂 24 日までに着工〔沖タ・朝〕
4・10　こぼれ話／門前市なす市議候補〔沖タ・朝〕
4・10　異民族下の市政／不法建設でＯＫ／市公会堂着工は１カ月遅れ／施政権限ふりまわす〔沖タ・朝〕
4・10　市職員無断欠勤は年間 973 時間／悪質者は 44 人／市人事課体質改善にのり出す〔沖タ・朝〕
4・11　国県有地の返還へ／那覇市／建設用地不足に対処〔沖タ・朝〕
4・13　｜社説｜軍用地の返還要求／注目される那覇市の出方〔沖タ・朝〕
4・14　埋め立て工事遅れる／安謝公有水面／新港建設に影響か／琉銀との折衝が難航〔沖タ・夕〕
4・15　３市密接な情報交換／平良那覇市長／三角同盟結成式から帰任〔沖タ･夕〕
4・17　ゴミ焼却炉、近く完成／１日の排出量 200 余トン／５月からフル運転で処理〔沖タ・朝〕
4・17　早くも票固めの動き／総勢 50 人前後の激戦へ〔沖タ・朝〕
4・17　小話しあれこれ／〝爆発寸前〟の市長／融資断れば一大抗議運動〔沖タ・朝〕
4・17　政治問題化のおそれ／革新市長へ〝いやがらせ〟？〔沖タ・朝〕
4・18　海上集会／三重城沖を中止〔沖タ･夕〕
4・21　那覇公会堂／各部門工事の落札終わる／24 日から着工〔沖タ・夕〕
4・22　国県有地／関係資料を収集／那覇市、近く返還運動へ〔沖タ・朝〕
4・25　読者から／小禄に新設校を〔沖タ･朝〕
4・25　来年７月には完成／那覇市公会堂／きのう与儀公園で起工式〔沖タ・夕〕
4・29　平良那覇市長がアピール発表〔沖タ・朝〕
5・8　はやくも中盤戦の様相／那覇市議選／しのぎをけずる 62 人／中旬までに公認推せんを確定〔沖タ・朝〕
5・8　町の素顔／まるでクモの巣／消費文化の副産物〔沖タ・朝〕
5・8　小話しあれこれ／政治をするのは馬鹿だよ〔沖タ・朝〕
5・8　難航する〝新公設市場〟／業者が波状的に移転反対陳情／市議選ともからみ複雑化〔沖タ・朝〕
5・10　琉銀、利率をアップ／安謝公有水面埋め立て工事の融資／那覇市、臨時議会で審議へ〔沖タ・朝〕
5・11　読者から／謹啓那覇市長殿〔沖タ･朝〕
5・15　那覇市議選／出そろう顔ぶれ／立候補予定者／新旧の激しい地盤争いを展開／現 24 人・元２人・新人が 40 人前後〔沖タ・朝〕
5・15　下水道処理場が完成〔沖タ・朝〕
5・15　那覇市議会を表彰／市町村議会議長会の総会で〔琉新・夕〕
5・16　那覇市／順調な建設工事／６月末までに 368 万ドル発注〔沖タ・朝〕
5・16　下水道処理場／琉球政府へ譲渡〔沖タ・朝〕
5・18　読者から／歩道の行政処置を訴える〔沖タ・朝〕
5・22　読者から／団地への道は年度内着工〔沖タ・朝〕
5・22　値下げ計画もピンチ／那覇市の水道事情／需要、増加のいっぽう／頭の痛い水量確保／〝購入水〟もふえる〔沖タ・朝〕
5・22　街の素顔／自然は報復する／破壊者には人間性の喪失〔沖タ・朝〕
5・22　小話しあれこれ／革新都市の未来図

は？〔沖タ・朝〕
5・22　多い排水・道路の要望／平良市長が市民の意見聞く〔沖タ・朝〕
5・22　安心はできぬ現役／新旧、保守、革新が入り乱れ／無所属も〝票田〟食い荒す〔沖タ・朝〕
5・22　違反者に厳しい態度／建設部が市営住宅調査／高所得者や又貸し〔沖タ・朝〕
5・22　沖縄側はのけものに？／放射能調査団那覇軍港などを視察〔沖タ・朝〕
5・23　｜社説｜対米折衝のよわさか／すっきりしない放射能調査団〔沖タ・朝〕
5・29　市議選挙／早くも乱戦もよう／革新共闘公認候補 18 人を決定〔沖タ・朝〕
5・29　小話しあれこれ／公室長のお手並み拝見〔沖タ・朝〕
5・29　石嶺市営住宅が完成／来月４日から受け付け〔沖タ・朝〕
5・29　７ドルプラス 4.25％を回答／市役所のベ・ア〔沖タ・朝〕
5・30　14 ドルで妥結／那覇市職、市労〔沖タ・朝〕
6・4　市民福祉中心に／那覇市新年度予算／革新カラー打ち出す〔沖タ・朝〕
6・6　納骨堂も超満員？／那覇／〝売り場〟建設を計画〔沖タ・夕〕
6・8　市議選／実質的に終盤戦へ／立候補調整ほぼ終わる／前回を大幅に上回る激戦〔琉新・朝〕
6・14　質疑やっと軌道に／那覇市会／出席率もまずまず〔沖タ・朝〕
6・17　大弦小弦〔那覇市議会は無責任議会〕〔沖タ・朝〕
6・17　新市場への移転に抗議／牧志西公設市場連合〔沖タ・朝〕
6・18　〝事前運動許さぬ〟那覇署が取り締まり強化／那覇市議選〔琉新・夕〕
6・19　市職員の質の向上へ／採用は試験制で／水道メーター検針業務／委託制から直営に〔沖タ・朝〕
6・19　小話あれこれ／まずは記者との対話〔沖タ・朝〕
6・19　町の素顔／住宅政策これでいいか／〝クジ引き的な展望〟の声も〔沖タ・朝〕
6・20　市有地／一部企業が独占／借地料も最低額で使用／市当局／近く買い上げ要求へ〔沖タ・朝〕
6・20　本会議で決着か／市有地処分、きょう論戦／那覇市〔沖タ・朝〕
6・20　手続きに不手ぎわ／市有地処分問題／修正案で審議へ／那覇市議会〔沖タ・夕〕
6・21　水道予算にもミス／平良市長ついにがっくり／那覇市〔沖タ・朝〕
6・22　選挙ひかえ浮き足／那覇市会／会期延長にしぶい顔〔沖タ・朝〕
6・22　市議選／告示まで１週間／65 人が立候補予定／後援会結成など大わらわ〔琉新・朝〕
6・23　那覇市議選／うわさの顔ぶれ／30 人に 65 人が立候補予定〔琉新・朝〕
6・25　声／平良那覇市長の英断に拍手〔琉新・朝〕
6・26　市有地の借料／引き上げ決める／那覇市議総務委〔沖タ・朝〕
6・26　那覇市議選／告示まで５日／早くも激しい前衛戦展開／字単位に〝総かかえ作戦〟も〔沖タ・朝〕
6・26　市議会／安すぎる市有地／賃貸料の適正化で質疑〔沖タ・朝〕
6・26　小話あれこれ／雨降れば地固まるよ〔沖タ・朝〕
6・26　焦点２題／不利益者が沈黙／市場移転問題／すべては選挙待ち？〔沖タ・朝〕
6・26　沖縄から教員採用／大阪／琉大に現地試験申し入れ〔琉新・夕〕
6・27　首里バス株の民間譲渡陳情／総務委で採択／那覇市議〔沖タ・朝〕
6・27　ひと足先に取締り本部／市議選告示を前に〔沖タ・夕〕
6・28　増員要求に大ナタ／消防、保育所職員など／那覇市議会総務・建設委〔沖タ・朝〕
6・28　選挙違反にニラミ／那覇市議選／取締本部を設置〔琉新・夕〕
6・29　市長室に抗議団／牧志西市場組合／〝移転させぬ〟でケリ〔沖タ・朝〕
6・29　告示まであと２日／那覇市議選挙戦、本格化へ〔琉新・朝〕
6・30　那覇市議選あす告示／67 人が立候補を予定〔琉新・朝〕
6・30　断水、このデタラメさ／市民忘れた〝水行政〟に怒り〔沖タ・夕〕
6・30　お手あげ水道局／〝あなた任せ〟の給水計画〔沖タ・夕〕
6・30　立候補者に警告／那覇署選挙取締本部／２人に事前運動の疑い〔琉新・夕〕
7・1　｜社説｜予告なしの断水騒ぎ／やはり、等しからざるを憂う〔沖タ・朝〕
7・1　那覇市議選きょう告示／２・２倍の競争率／20 日間の激戦展開〔琉新・朝〕
7・1　｜社説｜人物を見きわめよう〔琉新・朝〕
7・1　声／那覇市議選のポスターに思う〔琉新・朝〕
7・1　立候補者の顔ぶれ〔沖タ・夕〕
7・1　高台、今晩から給水／那覇の断水／完全復旧はまだ〔沖タ・夕〕
7・1　〝さあ！本番だ〟／那覇市議選／つぎつぎ街頭へ／20 日間の戦いに緊張〔沖タ・夕〕

7・1　那覇市議選スタート／68 人が届け出る／さっそく第一声放つ〔琉新・夕〕
7・1　届け出た候補者〔琉新・夕〕
7・2　｜社説｜那覇市議選にさいし／どういう問題が提起されるか〔沖夕・朝〕
7・2　大弦小弦〔那覇市議選〕〔沖夕・朝〕
7・2　那覇市議選／激しい弁舌合戦／各候補、浸透作戦を開始〔沖夕・朝〕
7・2　炎天下に連呼合戦／ハチ合わせで混戦も／手はじめに団地攻略／那覇市議選〔琉新・朝〕
7・2　那覇市議選うらおもて（1）／早くも当確４人？／前衛戦で平良市長フル活用〔沖夕・夕〕
7・2　柳に〝選挙たんざく〟／市議選、本番へ／色とりどりのポスター〔琉新・夕〕
7・3　市議候補に〝こう望む〟〔沖夕・朝〕
7・3　今晩の話題／住みよい町づくり〔沖夕・夕〕
7・3　那覇市議選うらおもて（2）／〝選挙上手〟が身上人海戦術はお手のもの〔沖夕・夕〕
7・3　久場川市営住宅の増設起工式／平良那覇市長らが出席〔琉新・夕〕
7・4　｜社説｜水はみんなのもの／〝節水の季節〟と市民の協力〔沖夕・朝〕
7・4　大弦小弦〔那覇市の水道事情〕〔沖夕・朝〕
7・4　〝選挙商売〟も活発化／ポスター、名刺など印刷業界混戦ぎみ〔沖夕・朝〕
7・4　選挙ムードも浸透／街頭演説や懇談会に全力／那覇市議選〔沖夕・朝〕
7・4　ねらい撃ちされる団地／〝マイク公害〟に悲鳴／連呼のアラシ浴びる／那覇市議選〔琉新・朝〕
7・4　那覇市議選うらおもて（3）／若さで〝全力投球〟／足で稼ぐ遊説作戦〔沖夕・夕〕
7・4　早くも逮捕第一号／那覇市議選、戸別訪問の現行犯で／那覇署〔琉新･夕〕
7・5　読者から／那覇市長へのお願い〔沖夕・朝〕
7・5　那覇市議選うらおもて（4）／ベテラン組善戦／〝西銘作戦〟後半に威力発揮か〔沖夕・夕〕
7・5　話の卵／愚劣な連呼〔琉新・夕〕
7・5　「解雇手当て支払え」／平良氏の解雇事件／労基署が市に勧告〔琉新･夕〕
7・5　「年間６万ドルのムダ」／那覇市／委託業務の実態発表〔琉新・夕〕
7・6　｜社説｜マイク合戦を自粛せよ〔琉新・朝〕
7・6　シノギ削る市会議員選／自民当選第一主義へ／過半数獲得ねらう革新〔琉新・朝〕
7・6　市会議員選挙／〝一票〟はこういう人に〔琉新・朝〕
7・7　大弦小弦〔那覇市議選〕〔沖夕・朝〕
7・7　票を求めて暗躍／那覇市議選混戦状態へ突入〔沖夕・朝〕
7・7　高良氏届ける／那覇市議選候補者 86 人に〔沖夕・朝〕
7・7　立候補者 69 人に／那覇市議選〔琉新・朝〕
7・7　那覇市議選うらおもて（5）／全員当選めざす／整然とした行動、組織誇る〔沖夕・夕〕
7・7　那覇市の断水と将来の水問題＜上＞／本村恵三／不満、怒りを結集し／みんなで解決の道を〔沖夕・夕〕
7・7　どうするこの病根／市議選と那覇市＜１＞〔琉新・夕〕
7・8　読者から／煙害について関係当局にお願い〔沖夕・朝〕
7・8　声／〝欠陥政治家〟の総点検を〔琉新･朝〕
7・8　那覇市議選うらおもて（6）／革新ムードに乗る／是々非々主義の市民党〔沖夕・夕〕
7・8　那覇市の断水と将来の水問題＜下＞／本村恵三／こんご更に需要増大／解決は施政権者の責任で〔沖夕・夕〕
7・8　どうするこの病根／議員選と那覇市＜２＞〔琉新・夕〕
7・9　那覇郊外校の過密問題／那覇連合区／譜久山教育長と一問一答／市と協力し問題解決へ／後手に回った教育行政〔沖夕・朝〕
7・9　投票まであと 11 日／那覇市議選〔琉新・朝〕
7・9　那覇市議選うらおもて（7）／無所属旋風起るか／台所の事情はまちまち〔沖夕・夕〕
7・9　混戦乱戦熱い市議選＜１＞／団地攻略に躍起／浮動票でも最大の〝票田〟〔沖夕・夕〕
7・9　どうするこの病根／議員選と那覇市＜３＞〔琉新・夕〕
7・10　読者から／那覇市の新規採用にひと言〔沖夕・朝〕
7・10　現役は潜行・新人は市街戦／人海戦術も表面化／22 人が当確ラインに〔沖夕・朝〕
7・10　市議選のゆくえ／記者座談会／どの候補も革新顔／乱立ぎみで関心うすい市民〔沖夕・朝〕
7・10　違反行為に厳しい目／出したい人は明るい選挙で／評判よい新方式ポスター〔沖夕・朝〕
7・10　声／真の市民代表とは〔琉新・朝〕
7・10　混戦乱戦熱い市議選＜２＞／地縁・血縁／〝世代のカベ〟が続出／当落左右する門中、郷友会〔沖夕・夕〕

7・11　混戦乱戦熱い市議選＜３＞／外人部隊／戦術的にもベテラン／多方面にめざましい活躍〔沖タ・夕〕
7・11　どうするこの病根／議員選と那覇市＜４＞〔琉新・夕〕
7・12　読者から／安謝埋立地の公害〔沖タ・朝〕
7・12　声／那覇市議選の意義〔琉新・朝〕
7・12　混戦乱戦熱い市議選＜４＞／選挙資金／激しい物量作戦／あの手この手で攻防展開〔沖タ・夕〕
7・12　どうするこの病根／議員選と那覇市＜５＞〔琉新・夕〕
7・13　市議選／当票まであと７日／浮動票獲得に懸命／各候補、追い込みに必至／終盤戦の情勢〔琉新・朝〕
7・13　どうするこの病根／議員選と那覇市＜６＞〔琉新・夕〕
7・13　市会議員選挙／一票はこういう人に〔琉新・朝〕
7・13　むずかしい違反確認／市議選の取り締まり強化／那覇署〔琉新・朝〕
7・14　混戦乱戦熱い市議選＜５＞／料亭街／告示前が勝負どころ／宴会もバッタリとだえる〔沖タ・夕〕
7・14　どうするこの病根／議員選と那覇市＜７＞〔琉新・夕〕
7・15　戸別訪問で３人逮捕／那覇署市議選取締本部／供応、買収重点に摘発〔琉新・朝〕
7・15　混戦乱戦熱い市議選＜６＞／炎天下／しんどいけど…／ものみな票にみえて〔沖タ・夕〕
7・15　どうするこの病根／議員選と那覇市＜８＞〔琉新・夕〕
7・16　読者から／革新主席や市長殿〔沖タ・朝〕
7・16　｜社説｜選挙にからむ悪習断て〔琉新・朝〕
7・16　声／選挙用の笑顔にだまされない〔琉新・朝〕
7・16　立候補者一覧表〔琉新・朝〕
7・16　一票はこういう人に〔琉新・朝〕
7・16　混戦乱戦熱い市議選＜７＞／参謀本部／最後の票読みに苦悩／〝広域選挙区〟に戸惑の色も〔沖タ・夕〕
7・16　どうするこの病根／議員選と那覇市＜９＞〔琉新・夕〕
7・16　那覇市議選／違反が 141 件も／那覇署さらに取り締まり強化〔琉新・夕〕
7・17　那覇市議選／最後の追い込みへ〔沖タ・朝〕
7・17　どうするこの病根／議員選と那覇市＜10＞〔琉新・夕〕
7・18　那覇署／違反ポスターを押収／国際通りに掲示の 29 枚〔琉新・朝〕
7・19　那覇市議選あす投票／選挙の意義と情勢分析／記者座談会／政策論争そっちのけ／地縁・血縁で票集め〔琉新・朝〕
7・19　那覇市に陳情殺到／立候補者を先頭に立て〔琉新・夕〕
7・19　〝連呼〟もきょうまで／那覇市議選／激しく追い込み戦／午後９時でピリオド〔琉新・夕〕
7・19　那覇署、取り締まり強化〔琉新・夕〕
7・20　立候補者／那覇市議選〔沖タ・朝〕
7・20　きょう那覇市議選／30 議席に 69 人が立候補〔琉新・朝〕
7・20　那覇市議選挙〝わが党に勝算あり〟／各党、強気の構え／注目される浮動票の動き〔琉新・朝〕
7・20　那覇市議選立候補者選挙責任者／絞め殺される／浦添の原野で／１万５千ドルが蒸発〔琉新・朝〕
7・20　さぁ投票、準備ＯＫ／那覇市議選〔琉新・朝〕
7・21　読者から／安謝埋立地の石灰釜の煤煙対策は〔沖タ・朝〕
7・21　投票率は 79％／上位当選、正午まで判明／那覇市議選〔琉新・朝〕
7・21　早くも当選の皮算用／那覇市議選／けさ９時から開票〔琉新・朝〕
7・21　現行犯は４人／那覇署選挙取締本部解散〔琉新・朝〕
7・21　新議員つぎつぎ誕生／那覇市／公明、人民がっちり／乱立で開票おくれ気味〔沖タ・夕〕
7・21　那覇市議選開票進む／公明は全員当選／現役組は苦戦／社大、自民党も伸び悩む〔琉新・夕〕
7・22　那覇市政さらに推進／公明の協力にも期待、革新／自民、第一党の地位ゆるがず〔沖タ・朝〕
7・22　沖縄の新方向示す／本土野党／那覇市議選で見解〔沖タ・朝〕
7・22　広告／那覇市議会当選御礼〔沖タ･朝〕
7・22　〝革新市政は安泰〟／ふえるバラに歓声／市民の政治推進／平良市長〔沖タ・朝〕
7・22　当選者の顔ぶれ〔琉新・朝〕
7・22　那覇市議会／多党化時代迎える／社大倍増、自民大幅に後退〔琉新・朝〕
7・22　那覇市議選／明暗わけた新旧交代劇／新人、大幅に進出／目立つ古参組の落選〔琉新・朝〕
7・22　現議長も落選／高良一氏がっかり〔琉新・朝〕
7・22　話の卵／那覇市議会選挙の結果〔琉新・夕〕
7・22　微妙な公明会の動向／那覇市議会／与野党が議長争奪戦〔琉新・夕〕
7・23　｜社説｜那覇市の新議会に望む〔琉新・朝〕

7・24　新市場への移転／定例議会で問題化か〔沖タ・朝〕
7・25　声／新市会議員にのぞむ〔琉新・朝〕
7・26　読者から／安謝の公害対策について答える〔沖タ・朝〕
7・26　読者から／革新主席や市長殿に投稿された方へ〔沖タ・朝〕
7・27　まだ残る市議選挙ポスター／市内〝美観そこなう〟と市民から苦情〔琉新・朝〕
7・29　旧那覇市内に４千基の墳墓／市街地発展を阻害／非行少年の溜り場にも〔沖タ・朝〕
7・29　いがみ合う二つの組合／那覇市／選挙で勢力逆転／平良市長も収拾に苦労〔琉新・夕〕
7・30　新公設市場を視察／牧志公設市場連合が陳情／那覇市〔沖タ・朝〕
7・30　新市場は用途変更を／牧志公設市場／こんどは反対派が陳情〔琉新・朝〕
7・31　苦しい市民の生活／那覇市政世論調査の結果／47％も住宅難／日曜祭日ほとんどが家で過ごす〔琉新・朝〕
7・31　下水道一部が開通／きのう若狭海岸で式典〔沖タ・朝〕
7・31　こんどは移転促進派／公設市場問題／業者同士の対立激化〔琉新・夕〕
8・1　読者から／新那覇市会議員に期待〔沖タ・朝〕
8・1　第１期拡張工事に着工／新那覇空港／大型時代に備え／４カ年計画／国際級の空港に〔沖タ・朝〕
8・2　読者から／安謝煤害に対する市回答にぎもん疑義〔沖タ・朝〕
8・2　県有地の市移管を／市営住宅・保育所用地に／那覇市、民政府に強く要請〔沖タ・朝〕
8・2　バイパス工事に泣く／ガードレールが通せんぼ／商売上がったり／「生活を守る会」を結成〔沖タ・夕〕
8・3　住居権タテに居座り／那覇市市営住宅入居の高所得者／住宅公社アパートへの入居も拒否〔沖タ・朝〕
8・4　｜社説｜紛糾つづく公設市場／市民の福祉を優先せよ〔沖タ・朝〕
8・5　読者から／納得いかぬ安謝のばい煙に対する答弁〔沖タ・朝〕
8・5　那覇市牧志公設市場問題／ますます複雑化／こんどは生協が申し入れ〔琉新・朝〕
8・5　那覇市議／議長、副議長の〝イス〟かけて／各党が候補立てて争い〔琉新・朝〕
8・6　読者から／泊港はし尿捨て場に変ったのか？〔沖タ・朝〕
8・7　決戦投票になりそう／正副議長選出カギにぎる公明会／那覇市議会〔沖タ・朝〕
8・7　紛糾続く公設市場問題／新市場の用途変更／市当局、専門委設け総合的に検討／連合会の主張認め現市場の改築へ〔沖タ・朝〕
8・7　声／那覇公設市場移転に一言〔琉新・朝〕
8・7　しめて５万９千ドル也／那覇市議選、各候補の費用〔琉新・朝〕
8・7　ＣＢ兵器の撤去を決議／初の那覇市議会開く／議長に辺野喜氏／〝任期中に復帰実現〟〔琉新・夕〕
8・8　読者から／「泊港先はし尿捨て場に変ったか？」にお答え〔沖タ・朝〕
8・8　副議長に仲本氏選ぶ／那覇市議会／34歳の最年少議員〔琉新・朝〕
8・10　３責任者を告発／那覇市議選会計書類の提出義務不履行で〔沖タ・朝〕
8・14　小話しあれこれ／〝水虫〟攻めに合う平良市長／目下猛勉強の仲本副議長〔沖タ・朝〕
8・14　９月議会に備え体制固め／保守・革新対決の構え〔沖タ・朝〕
8・14　ＣＢ兵器の撤去要請／那覇、佐世保、横須賀三市連絡協／放射能分析体制強化も〔沖タ・朝〕
8・14　声／牧志公設市場移転について〔琉新・朝〕
8・18　声／那覇市役所にひと言〔琉新・朝〕
8・21　台風被害を視察／市長、革新議員ら〔沖タ・朝〕
8・21　着々進む未給水地の解消／３万トンのタンク新設／古島・真嘉比 10 月から送水〔沖タ・朝〕
8・21　焼却炉はできたが…／おっつかぬ収集処理〔沖タ・朝〕
8・21　水対策もたもた／公社まかせの那覇市〔沖タ・夕〕
8・27　｜社説｜新民政官と平良那覇市長の苦言〔沖タ・朝〕
8・27　焼却炉のフル回転を／那覇市／ごみ処理で議会に提案〔琉新・朝〕
8・28　那覇市、プライウッドに復元要求／護岸こわす原木／道路の不法占拠にも警告／国場〔沖タ・朝〕
8・28　〝危険〟と暮らす市民／与儀のガソリンタンク〔沖タ・朝〕
8・28　ペルー大統領令嬢のマリアさん／新婚旅行で立寄る／平良那覇市長らが出迎える〔沖タ・朝〕
8・29　那覇市、直接輸入か／鉄筋不足／予算執行にブレーキ〔沖タ・朝〕
8・30　那覇市／西公設市場を改築／総合市場計画書を作成〔沖タ・朝〕
8・30　地主、住民を結集／那覇市／米軍ガソリンタンクの撤去要求へ〔沖タ・朝〕
9・3　読者から／糞尿処理について〔沖タ・

朝〕
9・4　牧志新市場の入居問題／定例議会の焦点に／紛糾必至／自民系がゆさぶりへ〔沖タ・朝〕
9・4　那覇市政アンケート結果／道路整備がトップ／原潜寄港反対は 80%も〔沖タ・朝〕
9・4　市民運動を展開／与儀ガソリンタンクの撤去／平良市長記者会見で見解／那覇〔沖タ・朝〕
9・5　進まぬ公会堂の建設募金／８月末現在でわずか３千ドル／市民に協力呼びかけ／那覇市〔沖タ・朝〕
9・5　好評の『ちびっ子公園』／那覇市〔沖タ・夕〕
9・6　都心の空に横断道路／国際通り－牧志公設市場－神原中学校結ぶ／那覇市が構想／交通事情の緩和へ〔沖タ・朝〕
9・7　市場移転問題荒れそう／自民／当局追及の構え／那覇〔沖タ・朝〕
9・10　那覇市議会、一波乱か／野党、市場改築案に反対〔琉新・朝〕
9・11　都計のガン軍用地／きゅうくつな町／〃広場を返せ〃運動展開〔沖タ・朝〕
9・11　明るい文化都市へ／水洗設備資金貸し付ける〔沖タ・朝〕
9・11　地番制度改め／家屋番号中心に／町名整理〔沖タ・朝〕
9・12　那覇市の地位重視／床次長官／援助施策で語る〔沖タ・夕〕
9・13　都計調査団を派遣／平良市長記者会見／床次総務長官が約す〔沖タ・朝〕
9・18　那覇市議会開く〔沖タ・夕〕
9・18　市場問題で波乱含み／那覇市定例会／会期を９日間と決定〔琉新・夕〕
9・20　ヤジ罵声で騒然／那覇市議会／入居者反対派が押しかけ〔沖タ・夕〕
9・23　露天償却を中止／平良那覇市長／ゴミ処理場を視察〔沖タ・朝〕
9・25　年々活発化する／住宅の新増築／月 126 件の割りで確認／違法建築も急増〔沖タ・朝〕
9・25　頭の痛い豚公との雑居／ハエ・悪臭・不衛生－住民／先住者はわれわれー養豚業〔沖タ・朝〕
9・25　こばなし／市長は夏ボケ？〔沖タ・朝〕
9・25　解説／三者三様の主張で紛糾／牧志新市場の入居問題／敷き地返還めぐり新局面へ〔沖タ・朝〕
9・26　牧志で白昼火事／ふとん工場から出火民家７むねを全半焼〔沖タ・朝〕
9・26　公設市場問題／新市場は別業種で／那覇市議会／市当局案に全会一致〔琉新・朝〕
9・26　不法建物の一掃へ／防火災の面から問題化／那覇市〔沖タ・夕〕
9・26　市民に協力要請／ゴミ処理で那覇市長が〔沖タ・夕〕
10・1　読者から／「ゴミ処理場からの煙害」へ回答〔沖タ・朝〕
10・1　ホノルル市長夫妻来島／那覇市を親善訪問〔沖タ・朝〕
10・3　今月中旬に具体案／西市場改修協議会を設立／那覇市〔沖タ・朝〕
10・5　国県有地の開放要求へ／文教局／商業高敷き地問題／校内、ちっ息状態／米民政府へ返還申し入れ〔沖タ・朝〕
10・7　読者から／那覇市へお願い〔沖タ・朝〕
10・8　土地確保に苦肉の策／那覇市／〃開発財団〃を設置／用地の取得、造成譲渡へ〔沖タ・朝〕
10・11　読者から／那覇市へのお願いに回答〔沖タ・朝〕
10・11　牧志公設市場／家賃が高すぎる…〔沖タ・朝〕
10・20　真昼間のミステリー／放火か、失火か疑惑うずまく／〃密室地帯〃から出火／改築めぐり利害からむ〔沖タ・朝〕
10・20　今晩の話題／火事と疑心〔沖タ・夕〕
10・20　放火か、失火か／牧志公設市場の大火／過去にも放火騒ぎ／那覇署／原因捜査にやっき〔琉新・夕〕
10・23　４万ドルで仮設市場／被災者に応急処置／地主、明け渡しを強く要求〔沖タ・朝〕
10・23　集まらない寄付金／館長選任で本格的運動へ／公会堂募金〔沖タ・朝〕
10・23　那覇市西市場火災放火の疑い強まる／怪情報もひんぴん／過去十数日も不審火が〔沖タ・夕〕
10・24　原因の究明強調／那覇市臨時議会／西公設市場の火災で〔沖タ・朝〕
10・24　市当局、保険の未契約で非認める／那覇市臨時議会終わる〔沖タ・朝〕
10・25　750 人が応募／新市場への入居受け付け締め切る〔沖タ・朝〕
10・25　仮処分に異議／市場敷地／那覇市が申し立てへ〔沖タ・朝〕
10・26　仮処分を取り消せ／市当局が異議申し立て／公設市場の増改築問題〔琉新・朝〕
10・28　〃縄張り料〃よこせ／牧志公設市場周辺／巣食う暴力団／イレズミちらつかせ立ち売り人に強要〔沖タ・夕〕
10・29　大弦小弦〔牧志西公設市場〕〔沖タ・朝〕
10・30　こばなし／仲本副議長「疲れた疲れた」を連発〔沖タ・朝〕
10・30　多い原因不明の火事／大火ほど究明困難／公設市場の〃捜査〃難航〔沖タ・朝〕
10・30　仮処分に不満／市場敷地問題／市が異

議申し立て〔沖タ・朝〕
10・31　見違える旭が丘公園／那覇市波上／着々進む環境整備計画〔沖タ・朝〕
11・6　こばなし／宮里議員、視察団の品行方正を強調〔沖タ・朝〕
11・6　神山島での焼却計画／市当局、政府に協力要請／ゴミ処理〔沖タ・朝〕
11・6　市のいいぶん通る／牧志公設市場の敷き地問題／那覇地裁／13 日改めて書面審理〔沖タ・朝〕
11・7　公会堂落成の記念行事打ち合わせ／那覇市〔沖タ・朝〕
11・9　崩れゆく首里の〝石畳道〟／階段もつぶされる／地元住民／保護と生活の板挟み〔沖タ・朝〕
11・10　那覇市の住宅事情／統計庁が調査結果を発表／劣悪状態つづく／持家より借家が増える〔沖タ・夕〕
11・12　読者から／那覇市にもほしい…／「すぐやる課」〔沖タ・朝〕
11・12　混乱町界を整理／那覇／新議会が最終答申〔沖タ・朝〕
11・12　平良那覇市長／復帰協の統一行動を支持／訪米、徹底的に反撃／市職労ストに干渉せず〔琉新・朝〕
11・13　今晩の話題／那覇市の町名〔沖タ・夕〕
11・18　読者から／那覇市議会議員の良識におもう〔沖タ・朝〕
11・19　復帰、原潜で声明／佐世保・横須賀・那覇 21 日に三市連絡協〔沖タ・朝〕
11・20　こばなし／確信もって革新路線をつっ走る平良市長〔沖タ・朝〕
11・21　｜社説｜「核」が焦点というが／問題はやはり交渉の基本態度〔沖タ・朝〕
11・21　読者から／平良那覇市長へ〔沖タ・朝〕
11・22　｜社説｜沖縄の自由と主張／再び権力の虜となるな〔沖タ・朝〕
11・22　日米共同声明全文〔沖タ・朝〕
11・22　B 52 撤去など要請／三市共同声明／強力な運動確認／佐世保、横須賀、那覇連絡協議会ひらく〔沖タ・朝〕
11・23　３市の重要性強調／長野、辻両市長／共同声明に批判的態度〔沖タ・朝〕
11・24　要請決議を採択／南風原村議会／那覇市のごみ処理場問題で〔沖タ・朝〕
12・5　家賃免除を訴える／新市場入居の火事被災者〔沖タ・朝〕
12・5　声／平良那覇市長に一言〔琉新・朝〕
12・7　市政で活発な論議／初の市民討論会開く／那覇市〔沖タ・朝〕
12・10　建築、落札者なし／那覇仮設市場／入札方法検討〔沖タ・朝〕
12・10　あすから那覇市定例議会〔琉新・朝〕
12・11　平良市政、１周年／「共闘」主催で市民集い／那覇〔沖タ・朝〕
12・11　那覇市議会を開会／会期は 10 日間／議案 32 件を提出〔沖タ・夕〕
12・11　那覇市議会始まる／会期は 10 日間〔琉新・夕〕
12・12　読者から／高すぎた水道料金〔沖タ・朝〕
12・12　失火の疑い濃厚／牧志公設市場の火災〔沖タ・朝〕
12・16　議会一時騒然／公営住宅用地問題／那覇市〔沖タ・朝〕
12・17　那覇市会の空転続く／水間発言の収拾つかず〔琉新・夕〕
12・21　大名町の市営住宅用地買収／野党の反対で否決／那覇市定例議会幕閉じる〔琉新・朝〕
12・25　大型工事つぎつぎ／十大ニュースにみる市政この一年／市場・ゴミくすぶって年越し〔沖タ・朝〕
12・28　市町村税の簡素化を／那覇市、政府に法改正要請〔沖タ・朝〕

1970 年（昭和 45 年）

1・15　ふえる「道」への苦情／昨年１年間で約百件／建築許可のさい配慮へ〔沖タ・朝〕
1・17　表敬と援助折衝へ／平良那覇市長きょう上京〔沖タ・夕〕
1・18　住宅問題を考える＜１＞／地価上昇が最大の悩み／72 年度までに 680 戸を予定〔沖タ・朝〕
1・18　平良那覇市長ら愛楽園を慰問〔琉新・朝〕
1・22　「解雇撤回要請決議」を採択／那覇市臨時議会／公営住宅用地買収契約など５議案も〔沖タ・朝〕
1・22　声／平良那覇市長に質問〔琉新・朝〕
2・24　公会堂建設に協力を／平良那覇市長ら街頭募金〔琉新・朝〕
1・25　住宅問題を考える＜２＞／住宅事情〔沖タ・朝〕
1・28　平良市長、表敬あいさつから帰任〔沖タ・朝〕
1・29　小・中学校／教室不足にお手あげ／大半が間仕切り教室／ドーナツ現象で郊外部はさらに悪化〔沖タ・朝〕
2・3　市民の市政参加推進／行政監察課／「相談室」の改善を指摘〔沖タ・朝〕
2・5　首里崎山－松川ポンプ場間に新道路／交通マヒの緩和へ／本土政府／物件補償費など計上〔沖タ・朝〕
2・8　那覇・泊港／近代化迫られる港湾産業〔沖タ・朝〕
2・12　そっぽ向かれた下水道／加入者たった３百件／もったいない施設ＰＲに躍起〔沖タ・朝〕
2・12　申請用紙を無料に／市民サービスに近く実施〔沖タ・朝〕
2・13　｜社説｜下水道加入の徹底化／周知に

もっと力コブを〔沖タ・朝〕
2・19 安謝臨港地帯の用途／審議会設け検討／地域に適した運用へ／〝付帯施設〟もなく無計画〔沖タ・朝〕
2・24 読者から／牧志公設市場問題をこう考える〔沖タ・朝〕
2・25 手ぜまの那覇商港ビル〔沖タ・朝〕
2・27 読者から／ずさんな水道検針〔沖タ・朝〕
3・1 初の青空市政／〝一日市役所〟に陳情の山／那覇市〔沖タ・朝〕
3・6 地主と交渉へ／仮市場移転問題〔沖タ・朝〕
3・8 ９日に招集／３月定例議会〔琉新･朝〕
3・9 一致団結して阻止へ／スーパー攻勢に備え組合結成／栄町商店街〔沖タ・朝〕
3・10 仮市場、撤去せよ／開南／付近住民が強く抗議〔沖タ・夕〕
3・12 那覇新港／来月４月から一部が使用可能／岸壁・浚渫工事など／70 年度予算すべて執行／土木部〔沖タ・朝〕
3・12 那覇市定例議会始まる／市場問題などで波乱含み〔琉新・夕〕
3・14 市場問題などで論戦／那覇市議会〔琉新・夕〕
3・16 市職員さらに増加／那覇市議会／一般質問で市当局答弁〔琉新・朝〕
3・19 西原村／与那原地区に拒絶反応／那覇との合併望む〔沖タ・朝〕
3・21 狭くてせまくて…／那覇市の学校敷地〔沖タ・朝〕
3・22 ｜社説｜人口の都市集中化対策／狭い学校の投げた問題〔沖タ・朝〕
3・22 当分は存置の方針／那覇教委〝補習学級〟で協議〔沖タ・朝〕
3・22 追加更正予算など採決／那覇市議会終わる〔沖タ・朝〕
3・24 読者から／那覇市建設部へお願い〔沖タ・朝〕
3・24 さみだれ工事に物言い／栄町商店街／客絶え、ひっそり／損害はどうしてくれる〔沖タ・朝〕
3・26 認識薄い国民年金／加入申請たった 53 パーセント／那覇市〔沖タ・朝〕
3・27 生活を補償せよ／栄町通り会／市長に訴える〔沖タ・朝〕
3・29 軍用地の開放急げ／那覇・横須賀・佐世保／都市開発の〝ガン〟／共通の悩み／三市協が撤去運動〔沖タ･朝〕
4・4 起債で大型事業／湖の整備や公営住宅など／那覇市〔沖タ・夕〕
4・5 琉生団地の水道を市直営に／住民、那覇市に要請〔琉新・朝〕
4・5 72 年完成目ざし急ピッチ／41 号線バイパス／予定より遅れる／用地買収問題で難航〔琉新・朝〕
4・7 ホコリまみれの生活に悲鳴／家の中まで舞い込む／市は善処約束したが…／安謝埋立地－１号線〔沖タ・夕〕
4・9 子どもお年寄り中心の町づくりへ／公園建設強力に推進／市当局／担当課の設置も検討〔沖タ・朝〕
4・9 軍港・軍用地の開放推進へ／３市（横須賀、佐世保、那覇）が共同で／近く本土政府に働きかけ〔琉新・朝〕
4・12 那覇・佐世保・横須賀／三市放射能対策連絡協／基地撤去三者三様の思わく／平和産業都市へ／「旧軍港市転換法」根拠に〔沖タ・朝〕
4・14 30％減税を回答／１月から６月まで第二公設市場使用料／那覇市〔沖タ・朝〕
4・15 那覇市の軍用地／米側に開放要請／稲嶺助役ら主席に陳情〔琉新・朝〕
4・16 早急に開放できぬ／那覇の軍用地／ベネット副民政官語る〔琉新・朝〕
4・19 臨時議会 21 日招集〔琉新・朝〕
4・22 契約補償金を免除／工事請負いの中小業者／那覇市〔沖タ・朝〕
5・1 どたん場でまた難航／那覇市の市場問題／移転組は３分の１〔沖タ・朝〕
5・3 革新共闘があっせんへ／仮市場移転問題／きょうにも結論〔琉新・朝〕
5・4 市場移転／賛否両派が対立／２日間の話し合い決裂〔沖タ・朝〕
5・4 結論は持ち越す／仮市場移転問題／組合、きょう回答〔琉新・朝〕
5・5 読者から／那覇市長と建設局長に問う〔沖タ・朝〕
5・7 着々進む霊域の整備／識名／整地、９分通り終わる／次年度で新たに納骨堂も〔沖タ・朝〕
5・7 〝人事権の乱用だ〟／市労／懲戒免職処分に物言い〔沖タ・朝〕
5・9 〝あっせんは不可能〟牧志市場の移転／革新市政共闘がソッポ〔琉新･朝〕
5・11 読者から／開南の仮市場への回答〔沖タ・朝〕
5・11 軍用地の返還要請／平良市長／放射能対策連絡協で〔沖タ・夕〕
5・12 佐世保、横須賀、那覇３市長が訴える／沖縄の毒ガス撤去／保利官房長官に〔沖タ・朝〕
5・12 軍用地開放を要求／横須賀、佐世保、那覇三市協議会／沖縄の毒ガス撤去も決議〔琉新・朝〕
5・12 あっせん難航、泥沼化／仮市場騒動最悪事態へ〔沖タ・夕〕
5・13 原潜寄港抗議集会に参加／平良那覇市長〔琉新・朝〕
5・14 読者から／市場は「民」に返せ〔沖タ・朝〕
5・14 仮市場問題／いよいよ泥沼化の様相／

当局－業者、真向から対立／革新共闘会議／調停あっせん打ち切る〔沖タ・朝〕
5・15 ″基地開放〟も目標／平良市長語る／３市の放射能対策協〔琉新・朝〕
5・16 ″監視の強化必要〟／平良那覇市長／放射能対策で語る〔沖タ・朝〕
5・17 公設市場問題／市が″断〟を下すべき段階に／業者に政治不信？／改築を急げと一般市民〔琉新・朝〕
5・18 ″道を早く開放して〟／開南の仮市場／市民が立法院に陳情〔沖タ・夕〕
5・20 市制 49 周年に声明発表／平良那覇市長〔琉新・朝〕
5・21 ｜社説｜市民不在の市場騒動／相互不信におちいる建設計画〔沖タ・朝〕
5・21 ３日間の和解期間／那覇市の市場問題／当局が柔軟な態度〔沖タ・朝〕
5・21 那覇地裁／和解を勧告／公設市場の移転問題〔琉新・朝〕
5・23 公会堂のどん帳など／平良那覇市長／折衝の成果あげ帰る〔琉新・夕〕
5・25 市場訴訟、和解へ／双方あっせん案を了承〔琉新・夕〕
5・27 あす中には移転／市当局業者／新市場建設で協力〔琉新・朝〕
5・28 仮市場／きょうにも移転／改築資金のメドつく〔沖タ・夕〕
5・29 まだ解決つかず／仮市場の移転／双方のいい分くい違う〔沖タ・朝〕
5・29 ″さあ！引っ越しだ〟／仮市場移転ようやくケリ〔沖タ・夕〕
5・29 徹夜の協議で合意／那覇市仮市場問題〔琉新・夕〕
6・4 急がれる道路の整備／宅地造成に追つかず／土地確保に頭痛める／市当局〔沖タ・朝〕
6・7 10 日から予算議会始まる〔琉新・朝〕
6・9 ″復帰準備に沖縄の意思を〟／革新市長会議／政府へ要求決める 〔沖タ・朝〕
6・9 那覇市議会きょう開幕／新予算案など審議〔沖タ・朝〕
6・9 那覇市定例議会きょう開会〔琉新･朝〕
6・9 都計は軍用地開放で／新港づくり推進／那覇市定例議会開く〔沖タ・夕〕
6・9 13 日にスト権確立／教職員会／６月闘争で活発な討議〔琉新・夕〕
6・11 毒ガスの全面撤去を／那覇市議会が要求決議〔琉新・夕〕
6・12 那覇市議会／ ″都市の開発〟で追及／きのうから一般質問はじまる〔沖タ・朝〕
6・14 悪口罵倒乱れ飛ぶ／議事忘れ？／低調議会にぎやか／那覇市〔沖タ・朝〕
6・17 急増する郊外の園児／那覇市／幼児教育に支障／間仕切りで急場しのぐ〔沖タ・朝〕
6・18 またやってきた断水シーズン／年々 20％の消費増／市 ″心配ないと太鼓判〟／だが給水の権限は軍側に〔沖タ・朝〕
6・18 小ばなし／ハプニング続出の予算議会〔沖タ・朝〕
6・24 ″当然返すべき〟／那覇市内の軍用地／山中長官語る〔沖タ・朝〕
6・25 ″公園予算化進める〟／天久の軍用地開放も当然／那覇市／山中長官発言に期待〔沖タ・朝〕
6・25 論壇／公共性か党利党略性か／牧志公設市場再建築について／宮城隆〔沖タ・夕〕
6・27 注目される「市場関係予算」／那覇市議会きょう閉幕〔沖タ・朝〕
6・27 市場問題で大荒れ／那覇市会／傍聴の 400 人がさわぐ〔琉新・夕〕
6・28 新予算案など可決／那覇市議会おわる〔沖タ・朝〕
6・28 改築予算を可決／牧志公設市場／踊り出す業者たち／那覇市議会〔琉新・朝〕
6・30 ″水道施設を早く〟／真和志高周辺住民／当局に苦情〔沖タ・朝〕
6・30 懲戒免職は不当／市長相手に訴訟起こす〔沖タ・朝〕
7・7 牧志公設市場改築工事／土地の強制収用へ／那覇市／行政府に事業認定申請〔琉新・朝〕
7・11 読者から／第二公設市場について〔沖タ・朝〕
7・23 教室不足は深刻化／小学校 185、中学校 97 ／目立つ真和志、小禄、首里〔沖タ・朝〕
7・29 このほこりなんとかして…／埋め立て工事車に悲鳴／安謝の自治会／市役所に善処申し入れ〔沖タ・朝〕
7・29 活躍する那覇市の老人家庭奉仕員たち／ ″老人の心に灯を〟／巡回で洗濯、掃除から話相手まで／親類も及ばぬ世話ぶり〔沖タ・夕〕
8・8 焼却炉建設資金を援助要請／平良那覇市長、山中長官に〔沖タ・朝〕
8・9 ｜社説｜問題提起の季節／たとえば公害防止など〔沖タ・朝〕
8・13 水道／配水系列を一部変更／断水地域の解消をめざし〔沖タ・朝〕
8・18 読者から／市営アパート家賃の納入について〔沖タ・朝〕
8・20 末吉の集団赤痢／感染源は水源地？／簡易水道の使用禁止〔沖タ・朝〕
8・21 ″自治体の権限確立へ〟／平良那覇市長きのう帰任〔沖タ・朝〕
8・21 10 日間の使用禁止／首里末吉町の簡易水道〔沖タ・朝〕

8・22　読者から／市営住宅の家賃納入について〔沖タ・朝〕
8・26　読者から／市営アパートの家賃納入の変更に対する反論〔沖タ・朝〕
8・27　『大那覇圏整備基本計画』を発表／市街の再開発など／経済開発研が意欲的構想〔沖タ・朝〕
8・27　読者から／市営住宅家賃の支払方法について〔沖タ・朝〕
8・30　市有地貸借料／各差級別に引き上げ／個人借用地料も／那覇市／10 月から 40 － 55%〔沖タ・朝〕
8・31　読者から／市営住宅入居者だけが市民ではない〔沖タ・朝〕
9・8　読者から／自治会批判への反論〔沖タ・朝〕
9・10　校地への開放を／与儀ガソリンタンク地域／那覇区教委、窮余の訴え〔沖タ・朝〕
9・14　那覇市定例議会始まる〔琉新・夕〕
9・15　長寿祝って敬老年金／那覇市／80 歳以上に証書交付〔沖タ・朝〕
9・18　｜社説｜那覇周辺の基地整理／要求をもっと積極的に〔沖タ・朝〕
9・21　19 議案と４陳情を採択／那覇市会閉会〔琉新・夕〕
9・22　公園、校地に使用／開放後の軍用地跡／事業計画急ぐ／那覇市〔沖タ・夕〕
9・28　〃住民意思の反映を〃／那覇市復帰対策協／あす行政府に要請〔沖タ・朝〕
9・29　｜社説｜軍用地開放への関心／那覇市だけにまかせてよいか〔沖タ・朝〕
9・29　一般からの寄付呼びかけ／那覇市長／公会堂建設で〔琉新・朝〕
10・1　まだまだ〃狭き門〃保育所／共かせぎ家族の悩み／赤平、高橋／両施設、10 月に完成／都心部は用地確保が障害〔沖タ・朝〕
10・1　軍用地開放に 77%／多い〃暮らし向きは苦しい〃／市民アンケート集計〔沖タ・朝〕
10・2　那覇で市議長会／沖縄加え南九州４県が〔沖タ・夕〕
10・12　那覇牧志西公設市場の用地／強制収用は確定的／審査会に裁決書出す／地主、土地返還を要求／来月までに着工予定／市当局〔沖タ・朝〕
10・13　国の機関は最小限度に／平良那覇市長／山野長官に要請〔琉新・朝〕
10・15　那覇市に新環状線／建設局１号、２号を計画〔沖タ・朝〕
10・15　牧志公設市場建設が主体に／71 年度主要事業を決定／那覇市部長会議〔沖タ・朝〕
10・20　基地問題解決に努力／三市放射能連絡協議会〔沖タ・夕〕
10・24　読者から／早急に刑務所移転〔沖タ・朝〕
10・24　軍用地開放に取り組む／那覇市職員労／運動盛り上げへ〔沖タ・夕〕
10・25　那覇市の公設市場問題を協議／土地収用審議会〔沖タ・朝〕
10・25　読者から／那覇大綱引を実現させよう〔沖タ・朝〕
10・25　第一公設市場改築問題／今週中にケリ／損失補償が焦点／土地収用／市の手続きは適法／収用審査会〔琉新・朝〕
10・27　地主と市の意見聞く／那覇第一公設市場土地収用／裁決申請を審議〔沖タ・朝〕
10・27　両者の主張食い違う／収用審査会／地主と市から事情聴取／第一牧志公設市場問題〔琉新・朝〕
10・28　市の補償基準聞く／那覇市第一公設市場土地収用問題／近く結論へ／審査会〔沖タ・朝〕
10・28　〃事業認定の取り消しを〃／３地主が訴訟〔沖タ・朝〕
10・29　きょう現場調査／那覇市公設市場審査会〔沖タ・朝〕
10・30　土地収用審／きょうにも最終結論／牧志公設市場の土地収用〔沖タ・朝〕
10・31　４市で誘致合戦展開／復帰記念特別国体〔沖タ・朝〕
10・31　きょう結論出す／那覇第一公設市場土地収用問題〔沖タ・朝〕
11・1　読者から／文化財破壊委員に一言〔沖タ・朝〕
11・1　市の申請通り承認／土地収用審査会／西市場の建設用地で〔沖タ・朝〕
11・3　〃主競技場は那覇に〃／那覇市が国体計画／軍用地の開放要請〔沖タ・朝〕
11・5　契約議案を提出／西市場、12 日臨時議会〔沖タ・朝〕
11・5　強制収用を裁決／牧志公設市場用地／補償費 57 万ドルで／地主側、裁判で対抗か〔沖タ・朝〕
11・5　地主、裁決に不服／牧志公設市場の収用／行政訴訟の準備も〔沖タ・夕〕
11・6　与儀の軍用地／〃開放要請慎重に検討〃／民政府、明るい回答〔沖タ・朝〕
11・8　13 日に着工／第一牧志公設市場〔琉新・朝〕
11・9　西公設市場着工へ／地主は補償額受領を拒否〔沖タ・夕〕
11・10　那覇市／「公害規制法」／近く立法化要請／「全域特別清掃区」も準備〔沖タ・朝〕
11・11　結論を持ち越す／那覇地裁／「裁決処分執行停止」で／第一牧志公設市場問題〔琉新・朝〕
11・12　きょうから臨時議会／那覇市〔琉新・朝〕

11・12　市場問題、16 日に採決／那覇市臨時議会始まる〔琉新・夕〕
11・13　わずか７分で幕／国会議員選でソワソワ／那覇市議会〔沖タ・朝〕
11・16　読者から／市民会館の会館に一言〔沖タ・朝〕
11・16　声／選ばれた議員の行動見守ろう〔琉新・朝〕
11・17　市場政策案を否決／那覇市議会、新政会が反対〔沖タ・朝〕
11・19　読者から／那覇西公設市場建設に反対〔沖タ・朝〕
11・20　国場川＜１＞／機能は停止／後手行政の見本／悪臭、ヘドロ、メタンガス〔沖タ・朝〕
11・20　悪臭漂う魚の墓場／公害？沿岸工場の調査へ／国場川〔沖タ・朝〕
11・21　国場川＜２＞／漁民は嘆く／〝海の宝庫〟でした／対策、頼んでも頼んでも…〔沖タ・朝〕
11・21　政府に対策ただす／国場川の魚民代表ら〔沖タ・朝〕
11・21　汚染原因を究明／国場川／公害対策で緊急会議〔沖タ・朝〕
11・22　国場川＜３＞／国場川の歴史／あの川がこの姿／漁民〝徹底的な究明を〟〔沖タ・朝〕
11・24　国場川＜４＞／都計の〝核〟漫湖／自らの手で破壊／重工業地域に変ぼう〔沖タ・朝〕
11・25　国場川＜５＞／死魚の岸辺／対策は常に後手／原因は明らかだが！！〔沖タ・朝〕
11・25　広域化する〝公害〟に対処／那覇／隣接村に呼びかけ対策設置へ／平良市長が表明〔沖タ・朝〕
11・25　声／牧志西市場の早期改築を〔琉新・朝〕
11・26　国場川＜６＞／法規制ゼロ／放任状態の現状／公害に〝無感覚〟がガン〔沖タ・朝〕
11・26　与儀ガソリンタンク地域／〝開放の用意あり〟／米民政官／那覇市に回答〔沖タ・朝〕
11・26　国場川汚染／来月、広域調査へ／行政府、関係市村と協議〔沖タ・朝〕
11・27　読者から／だれがための市民会館〔沖タ・朝〕
11・27　今月中に臨時議会／公設市場問題大詰め／市議会〔琉新・朝〕
11・29　復帰対策で那覇市が要望まとめ〔沖タ・朝〕
11・30　西公設市場問題／また暗礁に／那覇市臨時議会／改築契約案を否決／与野党激しく応酬〔沖タ・夕〕
12・2　汚れ放題の国場川／工場排水など調査へ〔沖タ・朝〕
12・3　効果的な利用計画／那覇新港埋め立て地／新港発展のカナメ／土地利用計画協議会／来週中にも成案〔沖タ・朝〕
12・3　分離発注で今月着工／西公設市場／〝あとに引けない〟と当局〔沖タ・朝〕
12・3　国場川汚染／生物は住めない／金魚、50 分で死ぬ／公害衛研／汚染、薬物が蓄積〔沖タ・朝〕
12・3　今月中旬にも着工／牧志公設市場／やっと終止符へ／〝分離発注〟に踏み切る〔琉新・朝〕
12・4　読者から／牧志ばかりが那覇市ではない〔沖タ・朝〕
12・5　歓声と抗議の中で／西公設市場けさ鍬入れ／那覇〔沖タ・夕〕
12・6　読者から／那覇市役所の駐車場を一般市民に開放せよ！〔沖タ・朝〕
12・6　〝その工事、待った！〟／裁判所と野党議員から物言い／公設市場〔沖タ・夕〕
12・7　声／牧志ばかりが那覇市ではない〔琉新・朝〕
12・9　読者から／身障者を拒否する市民会館〔沖タ・朝〕
12・10　道路封鎖で対抗／ガス・スタンド建設強行に／那覇・西本町〔沖タ・朝〕
12・15　読者から／「市民には公平な政治を」に回答〔沖タ・朝〕
12・15　焦点は市場問題／那覇市議会、強腰の野党〔沖タ・朝〕
12・16　西市場問題堂々めぐり／那覇市議会で一般質問〔沖タ・朝〕
12・17　大荒れ那覇市議会／市場、公金横領つく／新政会／当局タジタジ、議会流会も〔沖タ・朝〕
12・18　市職労も共闘会議／ＬＰガススタンド／市民運動盛り上げへ〔沖タ・朝〕
12・18　地主に「和解」勧告か／公設市場問題で裁判所が〔沖タ・朝〕
12・19　住宅地域はあぶない／西本町のガススタンド／建設中止の勧告へ／平良那覇市長／政府にも注意うながす〔琉新・朝〕
12・20　声／那覇市当局へお願い〔琉新・朝〕
12・20　毒ガスの即時撤去を要求／県民大会／島ぐるみ闘争に／戦いの輪を世界へ〔琉新・朝〕
12・28　記者メモ／革新政府に革新市長が陳情〔沖タ・朝〕

1971 年（昭和 46 年）

1・7　「那覇市建設５カ年計画」まとまる／市街地を再開発／71 年が初年度／豊かな市民生活めざす〔琉新・朝〕

1・7　密集地は避けて…／西本町ガススタンド設置／きょう再び話し合い／地元住民・業者が懇談〔琉新・朝〕
1・8　軍用地の返還推進へ／那覇市当局がこしの課題に／ねばり強く市民運動を展開〔琉新・朝〕
1・9　〝騒音で眠れない〟／壺川住民／拓南製鉄に押しかける〔琉新・朝〕
1・11　読者から／「那覇市に訴える」への回答〔沖タ・朝〕
1・12　新港のふ頭整備を／那覇新港整備促進協を結成〔琉新・朝〕
1・13　読者から／那覇市長へ三つのお願い〔沖タ・朝〕
1・13　復帰施策推進など／那覇で初の九州議長会〔沖タ・朝〕
1・14　｜社説｜毒ガスの早期完全撤去／輸送コースと安全対策〔沖タ・朝〕
1・15　与那原は積極的／那覇市と合併懇談会〔沖タ・朝〕
1・18　ガス・スタンドの建設中止を／那覇市が政府に要請〔沖タ・夕〕
1・19　那覇航空内の３号線／民間車両に開放を／警本、米軍当局に要請へ〔琉新・夕〕
1・20　改築工事始まる／第一牧志公設市場／今月末から本格化〔琉新・夕〕
1・21　専決規程の改正を準備／那覇市／市長権限／大幅に部下へ委任／行政事務の能率化をはかる〔沖タ・朝〕
1・21　事務専決規定を全面改正／能率向上はかる／２月末か３月はじめ実施〔琉新・朝〕
1・21　商い不振で経営診断／第二牧志公設市場〔琉新・朝〕
1・22　プロジェクト・チーム編成／新港の供用準備で／那覇市〔琉新・朝〕
1・27　那覇空港／返還後、自衛隊が管理／防衛庁筋が言明／日米で共同使用〔琉新・朝〕
2・2　〝４百万ドルを払え〟／安謝の漁民／那覇市に漁業補償要求〔琉新・朝〕
2・2　〝港湾建設で魚場を破壊〟／那覇漁民／市当局に補償要求〔沖タ・夕〕
2・3　地主の仮処分取り消し／那覇公設市場／市の申請認める／那覇地裁〔沖タ・朝〕
2・4　『希望が丘』整備／初年度 20 万ドルで／都市公園へ面目一新〔沖タ・朝〕
2・4　土木法準用し公害規制／近く政府、業者と協議／那覇市当局／騒音対策にも本腰〔琉新・朝〕
2・4　取りこわしあすから本格化／仮処分取り消しで／第一公設市場〔琉新・朝〕
2・4　公害に本土法で／拓南製鉄問題で懇談会〔沖タ・夕〕
2・7　復帰時の軍用地返還は皆無／早くて 72 年末以降か／那覇空港／当分、米軍が管理／本土政府の見方〔琉新・朝〕
2・14　〝共有地に公民館を〟／垣花睦会が建設申し出る〔沖タ・朝〕
2・18　復帰時の市町村移管事務／〝早急に明示せよ〟／平良那覇市長／行政府に申し入れ〔沖タ・朝〕
2・18　美しい町づくり運動展開／月例大清掃を実施／市が推進協議会を設置〔琉新・朝〕
2・18　牧志公設市場／今月中に本格工事／露天市場に手焼く業者〔琉新・朝〕
2・18　市町村移管事務の明記を／平良市長ら行政府に要請〔琉新・朝〕
2・18　ブロックべい撤去して！／与儀後原通り会が陳情／建築で地主が道ふさぐ〔琉新・朝〕
2・19　財政需要みて配分を／平良那覇市長／特別交付税で要請〔琉新・朝〕
2・20　民間譲渡を検討／那覇市の首里バス株／通産局からの要請で〔琉新・朝〕
2・25　苦情をスピーディに処理／16 課参加／道路連絡協を設置〔沖タ・朝〕
2・25　那覇の素顔／市民で点検＜１＞／真の文化都市に／那覇市内の清掃、美化を〔琉新・朝〕
2・25　生の声反映させる／１日から実施／市長に手紙を出す月間〔琉新・朝〕
2・25　道路整備等連絡協の設置を決定〔琉新・朝〕
2・25　青小堀水源地／基地から廃油流れる／那覇市、取水をとりやめ〔琉新・朝〕
2・25　弱い者は食われろ？／火花散らす観光客争奪戦／リベートで独占／引率と一部業者結託／那覇市国際通り〔琉新・夕〕
2・25　消えぬ油のにおい／那覇市の水道汚染／「料金割り引け」の声も〔琉新・夕〕
2・27　汚染水源地の周辺／立ち込める油の悪臭／施設の改善を要求／那覇市が調査／部隊内から廃水捨てる〔沖タ・夕〕
3・2　〝あっちだ〟…〝いやあっちだ〟／市民の苦情タライ回し〔沖タ・朝〕
3・3　大弦小弦〔那覇市への苦情〕〔沖タ・朝〕
3・3　米人住宅地域の開放／すでに青写真も／推進される都市づくり〔沖タ・朝〕
3・4　総額２億３、４千万ドル／那覇空港や軍港も／資産買い取り〔沖タ・朝〕
3・4　素顔の那覇／市民が点検／側溝整備早く／市民会館前／平和通り交番横の橋／すべらない工夫を〔琉新・朝〕
3・6　声／清潔な那覇市を造ろう〔琉新・朝〕
3・9　金口木舌〔お役所仕事〕〔琉新・朝〕
3・9　話の卵／那覇市への献辞〔琉新・夕〕

3・10　那覇大綱引きの再現に期待（上）／友寄英彦〔琉新・夕〕
3・11　住宅課税／基準地価格の方法を／実情に合わぬ通達／政府に変更を強く要請〔沖タ・朝〕
3・11　声／〝バス停〟で市役所にお願い〔琉新・朝〕
3・11　素顔の那覇／市民が点検＜３＞／急がれる改善策／観光立県沖縄に備えて〔琉新・朝〕
3・11　政府通達に応じられぬ／宅地の基準価格の適用／市当局が反発〔琉新･朝〕
3・11　道路舗装が完了／美栄橋などの市街地〔琉新・朝〕
3・11　米軍に対策を要請／水道の廃液混入で〔琉新・朝〕
3・11　那覇大綱引き再現（下）／友寄英彦〔琉新・夕〕
3・12　希望者少ない市営住宅／こんなはずではなかったが…／〝条件悪い〟とそっぽ／安易な住宅行政に厚いカベ〔沖タ・朝〕
3・13　汚れ放題の川や海／〝公害追放はいまのうち〟／対策協が調査〔沖タ･朝〕
3・14　那覇を文化芸能都市に／まずは町を美しく／清掃運動で条件づくり〔沖タ・朝〕
3・16　｜社説｜〝文化芸能都市〟宣言／革新都市に期待するもの〔沖タ・朝〕
3・16　市営住宅を撤去、公園に／那覇市、一石二鳥ねらう／毎年１万ドルの赤字／修理費かさみ四苦八苦〔沖タ･夕〕
3・16　〝市民の声〟を市政に／那覇市の「青空市政相談」始まる／多い苦情に市側低姿勢〔琉新・夕〕
3・17　水道施設実現して／琉球地所団地／住民が市に訴え〔琉新・朝〕
3・17　歌詞を募集／首里文化祭の音頭〔琉新・朝〕
3・18　那覇の素顔／市民で点検＜４＞／与儀公園を整備して／新報社前通り／並み木を植えたら…〔琉新・朝〕
3・18　米人住宅地の開放を／平良市長／今月末にも本土折衝〔琉新・朝〕
3・19　読者から／〝文化芸能都市〟宣言に思う〔沖タ・朝〕
3・20　軍用地開放で懇談／那覇市と法務局土地課が〔沖タ・朝〕
3・21　｜社説｜水源地を守れ／基地公害を除く努力〔沖タ・朝〕
3・23　71 万ドルの予算／那覇市の３月定例議会〔沖タ・夕〕
3・25　早期の美化作業を実施／ポスターなどを除去／各団体も積極的に協力〔琉新・朝〕
3・25　那覇の素顔／市民で点検＜５＞／車止めの設置を／日琉館前通り／城岳小校前／じゃまな標識撤去して〔琉新・朝〕
3・28　新政会が審議拒否／那覇市議会／建設委流会、変則議会に〔琉新・朝〕
3・30　新政会の審議拒否続く／那覇市議会〔沖タ・朝〕
3・31　読者から／若狭市営住宅地の公園化に反対〔沖タ・朝〕
4・2　｜社説｜那覇市に美術館を／市民意識の高揚と文化〔沖タ・朝〕
4・2　読者から／若狭市営住宅地の公園化に賛成〔沖タ・朝〕
4・3　全議案を原案可決／那覇市定例議会終わる〔沖タ・朝〕
4・6　声／牧志の中に那覇市があるのか？〔琉新・朝〕
4・7　復帰後の軍用地／本土政府の肩代わりでクローズ・アップ／つぎつぎ開放要求／市町村、地主も動きだす〔沖タ・朝〕
4・8　天久の米軍住宅地域／復帰後に返還か／米軍は代替施設を要求〔琉新･朝〕
4・8　発足はしたが教室足りない／首里石嶺城東小学校／ふくれる団地人口／城北、城南小もスシ詰め学級〔琉新・朝〕
4・8　那覇の素顔／市民で点検＜６＞／軍道路なので管轄外／小禄「マタイ幼稚園」前／首里大名町／排水こう設置で道広げて〔琉新・朝〕
4・9　読者から／那覇市に問う〔沖タ・朝〕
4・9　那覇市内の軍用地／撤去実現に努力／愛知外相が市長に語る〔琉新・朝〕
4・17　都市周辺基地が焦点／返還交渉／与儀ガスタンクは撤去〔沖タ・朝〕
4・17　米側、有事即応体制を要求／那覇空港など、返還条件に／地位協定の焦点へ／本土政府、認める意見も／日米安保に新ケース〔沖タ・夕〕
4・18　建物、〝鳥居をかむ〟／奥武山総合体育館／神社関係怒る〔沖タ・朝〕
4・19　声／那覇市美化運動の戦いを〔琉新・朝〕
4・20　那覇／学校、住宅地にバイ煙と悪臭／〝これまでも数度〟／政府調査でも不明／軍船廃物が犯人？〔沖タ･朝〕
4・21　軍用地問題の解決は／地主の自主的判断で〔沖タ・朝〕
4・21　見通しは明るい／那覇市の軍用地返還／本土政府、努力約する／平良市長帰任〔琉新・朝〕
4・22　希望者わずか半数／あてはずれの石嶺公営住宅／入居基準の改正で追加公募〔沖タ・朝〕
4・22　低い下水施設の利用／市の完全水洗／78 年を目標に進める〔沖タ・朝〕
4・22　利用されない下水道／１万２千世帯の

施設に利用者たった２千／水洗？うちではどうもね…／市民の理解まだまだ〔琉新・朝〕
4・22　収入基準を改定／公営住宅の入居条件〔琉新・朝〕
4・23　大弦小弦〔石嶺市営住宅〕〔沖タ・朝〕
4・29　デイゴ並み木があぶない！／那覇市若狭中央自治会／移植に〝待った〟〔琉新・朝〕
5・1　態様決定後に結論／那覇空港／新ターミナル建設問題〔沖タ・朝〕
5・1　割増家賃を検討／高額所得者を対象に／那覇市の公営住宅〔沖タ・朝〕
5・1　７月から家賃値上げ／那覇市営住宅／高所得者が対象／２－８割りの〝割り増し率〟〔琉新・朝〕
5・5　保育所も〝狭き門〟／那覇〔沖タ・朝〕
5・12　琉球、首里バスが合併仮調印／８月に新会社設立／通産局／残る３社も統合へ〔琉新・朝〕
5・13　〝高い市税〟が 70％／市政世論調査集計から／市の機関、施設利用度悪い〔沖タ・朝〕
5・13　首里バスの株開放を／久保田氏／合併で通産局に要請〔琉新・朝〕
5・13　声／那覇市のチリ収集について〔琉新・朝〕
5・15　５・19 動き活発化／各単組、戦う姿勢固める〔沖タ・朝〕
5・15　スト突入を指令／那覇市労／ 17 日午前零時から〔沖タ・朝〕
5・15　『港町』と『あけぼの町』／７月から二つの町が誕生／那覇〔沖タ・朝〕
5・15　那覇市職は 48 時間〔琉新・朝〕
5・16　声／身近な公害をなくそう〔琉新・朝〕
5・16　「曙町」「港町」に決まる／安謝港周辺などの新町名〔琉新・朝〕
5・17　声／那覇市の新しい町名〔琉新・朝〕
5・18　あす全員参加／市職労、春闘ストは回避〔沖タ・朝〕
5・19　ゼネストに共感／那覇市長が態度表明〔琉新・朝〕
5・19　日思会が殴り込み／那覇市役所前／労組員９人が重軽傷〔琉新・夕〕
5・20　市制 50 周年を／住宅難解消に力こぶ／健康で明るい市建設へ〔琉新・朝〕
5・21　豊かな都市建設を／市制 50 周年記念式典開く／功労者 14 人も表彰〔琉新・朝〕
5・22　汚れ放題の沼地／泥水や死魚を採集、分析／那覇空軍基地〔沖タ・朝〕
5・22　与党は 10 議席／那覇市議会、儀間氏死去で〔沖タ・夕〕
5・25　九州市長会、きょう開幕／ 76 市から 166 人が来沖〔沖タ・朝〕
5・25　７月から一部使用／那覇新港／埋め立て工事完了〔沖タ・夕〕
5・25　過疎対策を審議／けさから九州市長会総会〔沖タ・夕〕
5・25　都市問題の解決を／九州市長会総会／那覇市長があいさつ〔琉新・夕〕
5・26　後手続きの公害行政／国場川にもＰＣＰ／厚生局、知りながら放置〔沖タ・朝〕
5・27　市内の交通渋滞解消へ／市外線乗り入れ禁止／安里、安謝に新ターミナル〔沖タ・朝〕
5・27　那覇市制 50 年を顧みる／大正 10 年一般市制に／戦後・人口も５倍に飛躍〔沖タ・朝〕
5・27　基地対策を協議／放射能基地協議会開く／佐世保・横須賀・那覇の３市〔沖タ・朝〕
5・27　労組無視の合併計画／琉球・首里バス／私鉄沖縄が見解発表〔琉新・朝〕
5・27　軍用地の返還などが議題／きょう放射能等基地渉外連絡協開く／３市で解決方を要請〔琉新・朝〕
5・27　那覇の素顔／市民で点検／試験場入り口／停留所をずらして／野犬を取り締まって／公設市場〔琉新・朝〕
5・27　返還ないし縮小基地〔沖タ・夕〕
5・27　放射能三角同盟／相互の連帯強化〔沖タ・夕〕
5・27　軍用地返還は調整を／３市が基地問題など協議〔琉新・夕〕
5・28　〝自衛隊肩代わり許さぬ〟／佐世保、横須賀、那覇の３市会議／基地に一段と強い姿勢／政府への要望も抗議調で〔沖タ・朝〕
5・29　〝天久住宅地域の返還を〟／那覇市が首相に電報〔琉新・朝〕
5・29　ガラあきの外人向け貸し住宅／米軍引き揚げで／復帰控え不安強まる業者／那覇市小禄〔琉新・朝〕
5・30　読者から／那覇市制 50 周年をむかえて〔沖タ・朝〕
5・30　合併を〝白紙撤回〟／琉球・首里バス定期株主総会／株主側、承認せず／資産評価、人事など不満〔琉新・朝〕
6・1　読者から／ＰＣＰ汚染と沖縄／公害企業の進出に反対〔沖タ・朝〕
6・1　那覇市当局の説得へ／通産局／〝白紙撤回ではない〟／バス合併／行政指導で実現に努力〔琉新・朝〕
6・2　那覇に基地施設部隊／米空軍／復帰後も居すわりか〔琉新・朝〕
6・2　無気味な暗かっ色／国場川の水／住民不安高まる〔沖タ・夕〕
6・5　読者から／天久住宅地域を返還せよ〔沖タ・朝〕
6・8　｜社説｜那覇港の全面返還〔琉新・朝〕
6・9　これは珍しや／三役議員／昇給をご遠慮／那覇市、67 年からすえ置き〔沖

タ・朝〕
6・9　お手盛り増俸見送り／那覇市〔琉新・朝〕
6・10　児童公園など整備／２千９百万ドルの一般会計予算案／公営住宅３百戸も／安謝－儀保間など道路建設〔琉新・朝〕
6・10　デイゴの植えかえ／〝大きくてやっかい物扱い〟〔琉新・朝〕
6・10　復帰に備え体制整備／平良市長演説／那覇市議会始まる〔琉新・夕〕
6・12　声／道路行政に一言〔琉新・朝〕
6・12　高圧線に感電、重体／ハトを巣に戻そと…／那覇〔琉新・朝〕
6・14　〝アルミ工場増設待った〟／首里石嶺住民から物言い〔沖タ・朝〕
6・14　迫力欠く一般質問／那覇市会〔沖タ・夕〕
6・15　年内に工場を着工へ／沖縄アルミ／９月中に立地選定／沢西沖縄事務所長が表明〔沖タ・朝〕
6・15　市有地売却を追及／野党、市長をこきおろす／那覇市議会〔沖タ・朝〕
6・16　独自の条例作成検討／那覇市６月定例議会／市当局／公害対策で答える〔琉新・朝〕
6・17　米人宅地の開放で／平良市長が上京〔沖タ・朝〕
6・17　水道事業などで紛糾／新政会／〝取水許可〟を追及／那覇市議会〔琉新・朝〕
6・17　軍用地全面返還を／那覇市長再折衝で上京〔琉新・朝〕
6・18　｜社説｜依然消えぬ疑問と不安／返還協定の調印はすんだが〔沖タ・朝〕
6・19　開放で協力を約束／総務長官／平良市長上之屋問題で折衝〔沖タ・朝〕
6・19　声／幹線モノレールの建設を〔琉新・朝〕
6・19　シ尿業者、スト態勢／料金値上げ要求／那覇市役所に押しかける〔沖タ・夕〕
6・20　県民的な運動へ／那覇市長／軍用地開放で語る〔沖タ・朝〕
6・20　不景気知らずの建築ブーム／毎月３百件の申請／過密と復帰への思惑が拍車／那覇〔沖タ・朝〕
6・21　読者から／平良那覇市長の英断に賛成〔沖タ・朝〕
6・24　琉銀を指定機関に／公金取扱い窓口を開設／那覇市〔沖タ・夕〕
6・28　建設部長の処分は当然／新政会石嶺団地工事で抗議〔沖タ・夕〕
6・29　人員増など追及／野党／72 年度予算案を可決／那覇市議会〔沖タ・朝〕
7・1　那覇新港／きょうから一部使用／５千トン級の接岸ＯＫ／バース難解消にも一役〔琉新・朝〕
7・1　素顔の那覇／市民で点検／美観そこねるポスター／市も対策検討する〔琉新・朝〕
7・1　大道保育所／建設工事ストップ／工事請け負い業者が倒産〔琉新・夕〕
7・1　軍用地返還に不満／平良那覇市長／外務省を訪問〔琉新・夕〕
7・2　飽和状態、滞貨の山／那覇港／夏場を迎え急増〔沖タ・朝〕
7・2　｜社説｜那覇空港は民間空港に〔琉新・朝〕
7・2　開港式行う／ぼるねお丸も初入港／那覇新港〔琉新・朝〕
7・3　自衛隊配備阻止へ／那覇市長も抗議の姿勢〔沖タ・朝〕
7・4　｜社説｜自衛隊の配備／沖縄住民の立場から訴える〔沖タ・朝〕
7・8　市民税率を大幅改定／税収は落ち込み現象／高所得者との不公平是正〔沖タ・朝〕
7・8　自衛隊配備に反対を／復帰協が平良市長に要請〔沖タ・朝〕
7・8　声／新政会の追及はあげ足取り〔琉新・朝〕
7・8　市町村税法改正／市民税あがる／独身者の税負担増加／課税最低限額も引き上げ〔琉新・朝〕
7・8　貸し付け金３百ドル／くみ取り便所の水洗化〔琉新・朝〕
7・8　市役所、もう狭くなる／職員の増加／庁舎増築の声も〔琉新・朝〕
7・10　那覇市は 14 議席増／立候補、まるで対抗意識〔沖タ・朝〕
7・10　那覇で砂ぼこり公害／〝洗たく物も干せぬ〟／板金工事がはき出す／付近住民が不満〔琉新・朝〕
7・14　油送管から燃料もれ／真嘉比〔沖タ・朝〕
7・15　安謝に自由貿易地域／設置費３千５百万ドル／国の財政投資で推進〔琉新・朝〕
7・15　入居辞退者が続出／石嶺公営住宅／交通の便が悪い／学校心配する父兄も〔琉新・朝〕
7・15　素顔の那覇／市民で点検／はた迷惑な建築工事／まるでくぐり抜けるように通行〔琉新・朝〕
7・15　解決のメドつかず／工場側／再び建築確認を申請／砂ぼこり公害〔琉新・朝〕
7・16　平良那覇市長／沖縄配備許さぬ／自衛隊反対の返事送る〔琉新・朝〕
7・17　たれ流し、打つ手なし／死の国場川／恐ろしい汚染度〔沖タ・朝〕
7・17　〝高台、水が出ない〟／那覇、苦情が相次ぐ〔沖タ・夕〕

7・20　騒音緩和の見通し／夜間は集じん機止める／拓南製鉄〔琉新・朝〕
7・21　綱引きの起源／那覇大綱引き再現を喜ぶ＜上＞／友寄英彦〔琉新・夕〕
7・22　基本料金を 50%引き上げ／業者委託のし尿処理／８月１日から実施／あす議会に案件を提出〔琉新・朝〕
7・22　本部に協力を要請／那覇市長、水の確保で〔琉新・朝〕
7・23　し尿料金、50%値上げ／那覇市内、来月から実施〔沖タ・朝〕
7・23　綱引きの起源／那覇大綱引き再現を喜ぶ＜下＞／友寄英彦〔琉新・夕〕
7・25　断水、また時間延長／米軍の〝ひと声〟で／きょうから 36 時間に〔沖タ・朝〕
7・26　水、平等配分に苦労／〝元栓〟握る米軍に不満足／那覇市〔沖タ・夕〕
7・26　委員長に久部良氏／那覇市職労〔沖タ・夕〕
7・27　地公法紛砕に焦点／那覇市職労／定期大会で運動方針〔琉新・朝〕
7・28　識名の水源地活用／渇水対策協／雑用水に利用価値〔沖タ・朝〕
7・29　臨港道路を整備／那覇へ安謝間／３港の機能拡大へ／市土木部が検討始める〔沖タ・朝〕
8・3　｜社説｜上水道の管理権問題／自主的施策を確立すべき〔沖タ・朝〕
8・3　復帰に備え人事異動／那覇市が大幅機構改革〔沖タ・朝〕
8・3　機構改革を実施／那覇市〔琉新・朝〕
8・5　これではあんまりです！／市当局、〝ここは指定公園地〟／新築中の家に待った〔沖タ・朝〕
8・5　目立つ人口琉出／「住みにくい町」と敬遠？〔琉新・朝〕
8・5　異議申し立てを却下／那覇地裁／牧志公設市場工事で〔琉新・朝〕
8・5　新委員長に新城氏／那覇市労〔琉新・朝〕
8・10　｜社説｜水道運営の自主管理／ふたたび政治的努力を促す〔沖タ・朝〕
8・10　安謝新港／一部荷役も阻止／百人の魚民座り込み続く〔沖タ・夕〕
8・10　荷役作業ストップ／安謝漁民／すわり込みを続行〔琉新・夕〕
8・11　〝生活補償考えたい〟／那覇市、きょう漁民と対話集会／安謝新港問題〔琉新・朝〕
8・11　〝生活の補償は当然〟／市当局／安謝漁民の要求のむ〔沖タ・夕〕
8・12　きょう両助役上京／「新港」計画などで要請へ〔沖タ・朝〕
8・12　清潔な町づくりに本腰／保健衛生部スタート／那覇市、部長に内間氏〔沖タ・夕〕
8・19　学校・公園もある新住宅街に／与儀ガソリンタンクあとの利用計画〔琉新・朝〕
8・17　米軍機の離発着ひんぱん／〝軍事優先〟に不安／激化する民間機との競合／那覇空港〔沖タ・朝〕
8・18　那覇市の要求を理解／稲嶺助役／本土折衝終え帰途へ〔沖タ・朝〕
8・19　撤去後の都計進む／与儀・ガソリンタンク／公園など計画／都市にふさわしい住宅街に〔沖タ・朝〕
8・19　那覇新港拡大計画に運輸省が了承〔沖タ・朝〕
8・19　那覇新港さらに拡張／本土政府が援助確約〔琉新・朝〕
8・24　読者から／那覇大綱引きへの資料提供〔沖タ・朝〕
8・26　水不足だというのに…／上山中プールに水が満々／〝節水協力〟どこ吹く風／学校側〝地下水だから問題ない〟〔琉新・朝〕
8・29　｜社説｜沖縄を犠牲にするな／円・変動相場制実施について〔沖タ・朝〕
8・29　声／公徳心のない那覇市民〔琉新・朝〕
8・31　都市づくりで協力／那覇・浦添・豊見城合同会議〔沖タ・朝〕
9・1　通貨不安対策要請へ／平良市長があす上京〔琉新・朝〕
9・2　｜社説｜盛り上がる県民の要求／円切り上げの補償対策〔沖タ・朝〕
9・2　那覇新港／背後地購入希望者ワンサ／市当局、処分に慎重／計画に沿った業種を選択〔沖タ・朝〕
9・2　声／那覇新港の名称について〔琉新・朝〕
9・2　那覇商港の市移管要求／将来、特定重要港湾に／政府反対／近くトップ交渉へ〔琉新・朝〕
9・2　市民で点検／〝職員のための駐車場だ〟／市役所／市民からの苦情が多い〔琉新・朝〕
9・3　那覇商港、市に移管／安謝含め３港を一元化へ／行政府、那覇市首脳が合意〔沖タ・朝〕
9・7　大那覇港建設に／本土政府積極的／平良那覇市長帰任〔沖タ・朝〕
9・7　「大那覇港」を本格的に検討／平良市長／本土折衝から帰任〔琉新・朝〕
9・9　三つを結び大港湾へ／那覇・泊・安謝／沖合いに大防波堤／運輸省も計画に乗り気〔沖タ・朝〕
9・9　〝都市問題〟で協力体制強化／那覇・浦添・豊見城・南風原／近く四者協議会設置／〝広域自治〟で問題解決〔琉新・朝〕
9・9　「首里音頭」できる／作詞は東京の岡本さん〔琉新・朝〕
9・9　柱が立たない公設市場／２店舗が立ち

のき拒否〔琉新・朝〕
9・10　金口木舌〔牧志公設市場〕〔琉新･朝〕
9・10　｜社説｜核兵器も早急に撤去を〔琉新・朝〕
9・11　一体どうなっているの／水道卸し料値上げ問題／食い違う水道公社と民政府／怒る市町村、消費者／値上げ阻止運動広がる〔沖タ・夕〕
9・11　軍事優先のあらわれ／那覇市職労／水卸し料金値上げに反対〔琉新・夕〕
9・13　声／市民税の源泉徴収に疑問〔琉新・朝〕
9・14　｜社説｜〝もらい水〟からの脱却／水道公社の中身を解明せよ〔沖タ･朝〕
9・16　西村建設相に要請／都市計画の変更協力で〔琉新・朝〕
9・16　ひどい公害／壺川のばい煙・騒音／ぜん息悪化、金魚が死んだ、木も枯れる／騒音も基準以上〔琉新・朝〕
9・18　〝お手盛り増俸〟／那覇市議会開く／市三役、議員報酬大幅に〔琉新･夕〕
9・21　ひどい〝騒音・ばい煙〟／公害対策協／製鉄工場を視察〔沖タ・朝〕
9・21　異常訴える人が続出／公害対策協／壺川住民に実情聞く〔琉新・朝〕
9・23　読者から／高くなった那覇市民税〔沖タ・朝〕
9・23　夜間の操業やめよ／市が拓南製鉄に再勧告〔沖タ・朝〕
9・23　どうしてこんなに高いの／市民税の源泉徴収／市民から問い合わせ殺到〔沖タ・朝〕
9・23　「市民憲章」が泣く…／目立つ議員諸公の遅刻〔琉新・朝〕
9・26　読者から／那覇市の三役と議員に物申す〔沖タ・朝〕
9・26　声／壺川の公害〔琉新・朝〕
9・28　読者から／公園指定地域について〔沖タ・朝〕
9・28　金口木舌〔金城町の石畳道〕〔琉新・朝〕
9・29　声／残したい石畳道〔琉新・朝〕
9・30　大綱引き／超大型の爬竜船も完成／安次富さんが仕上げる〔沖タ・朝〕
9・30　沖縄開催に積極的／那覇市が全国革新市長会〔沖タ・朝〕
9・30　都市問題に共同作戦／那覇中心に５市村が協力〔沖タ・朝〕
9・30　公害工場が移転へ／古波蔵の丸長車体工業所／市有地の売却求める／絶えなかった市民の苦情〔琉新・朝〕
9・30　水道料値上げ、反対／自治会長連絡協議会が総会〔琉新・朝〕
9・30　来月５日に発足／隣接市町村行政協議会／都市問題解決で協力〔琉新･朝〕
10・1　声／壺川の公害を見のがすな〔琉新・朝〕
10・1　那覇市を特別清掃地域に指定／厚生局〔琉新・朝〕
10・2　大那覇港の建設援助を要請／平良市長、建設省に〔沖タ・朝〕
10・3　読者から／納得できぬ市民税〔沖タ・朝〕
10・3　沖縄の基地返還協定を点検する＜３＞／那覇市・豊見城村／戦略防空の拠点／那覇空港／不明確な開放軍用地域〔沖タ・朝〕
10・3　〝これは危険な所だ〟／那覇市が現場調査／安全さく設置要請へ／由美子ちゃん水死事故〔琉新・朝〕
10・6　大弦小弦〔那覇大綱引き〕〔沖タ･朝〕
10・6　５市村協議会を結成／那覇市に隣接する自治体〔琉新・朝〕
10・6　壺川（那覇）一帯の〝公害〟にメス／琉球公害・衛研／きょう採じん器の１回目回収〔琉新・夕〕
10・7　金口木舌〔那覇市内の河川汚染〕〔琉新・朝〕
10・7　「市民税の源泉徴収に疑問」に回答〔琉新・朝〕
10・7　大綱引きにかける男／友寄英彦／復活に寝食忘れる／１号線の交通規制／民政府局長も説得〔琉新・朝〕
10・7　降下ばいじんを分析／衛研、壺川採じん装置回収〔琉新・朝〕
10・7　あすから花やかに那覇祭り〔琉新･朝〕
10・7　市〝再建の日〟を記念／綱引き実施の日取り／苦い思い出の 10・10 空襲〔沖タ・夕〕
10・8　１ドル＝360 円交換を保証／８日現在高基準で給付金〔琉新・号外〕
10・9　金口木舌〔那覇市制 50 周年〕〔琉新・朝〕
10・9　声／国際通りの歩行者天国を〔琉新・朝〕
10・9　声／高い那覇市特別職の給料〔琉新・朝〕
10・11　大綱引きに 20 万人余／市民興奮のるつぼ／残暑のもと揺るがす歓声〔沖タ・朝〕
10・11　｜社説｜那覇市制 50 周年に思う〔琉新・朝〕
10・11　話の卵／にぎわった那覇祭り〔琉新・夕〕
10・12　沖縄で日・中・朝三国会議／全国革新市長会議／開催よびかける／〝非軍事化〟で平和のカナメに〔琉新･朝〕
10・12　｜社説｜革新派首長の役割り〔琉新・朝〕
10・14　保育所不足に悩む那覇市／待機児が千６百人／未認可保育所も黙認状態〔沖タ・朝〕
10・14　換地処分、主席に申請／区画事業を推進〔沖タ・朝〕

10・14　那覇祭り／年中行事にしたい…／世界に誇れる名物／「沖縄の祭り」にすべきだ〔琉新・朝〕
10・15　県民無視の「返還」に怒り／那覇市職労時限スト／ゼネストの突破口に／緊張した中にも整然〔琉新・夕〕
10・16　場所確保できず空中分解／那覇市の東京事務所／復帰体制に支障〔琉新・朝〕
10・17　読者から／那覇市の公害対策／知花清氏への回答〔沖タ・朝〕
10・20　声／壺川の公害工場に思う〔琉新･朝〕
10・21　はかどらぬ市場工事／第一牧志公設市場／２軒が居すわり／市、話し合い解決を悲観〔沖タ・朝〕
10・21　宙に浮く東京事務所／設置場所なくスタート遅れる〔沖タ・朝〕
10・21　政界に大きな足跡／当間重剛氏を悼む／司法、スポーツ界にも貢献〔沖タ・朝〕
10・21　協定批准で声明決議／あす臨時議会／与野党の紛糾必至？〔沖タ・朝〕
10・21　12 月に「57 局」を新設／旧小禄全域、豊見城をカバー〔琉新・朝〕
10・21　第一牧志公設市場／工事は予定の半分／２店舗の立ちのき拒否で〔琉新・朝〕
10・21　近く道路拡張と舗装工事／石嶺団地〔琉新・朝〕
10・21　近く復元工事着工／首里末吉宮／文化庁の指導で〔琉新・朝〕
10・21　あすから臨時議会／議案は補正予算など４件／返還協定での決議も予定〔琉新・朝〕
10・22　那覇市長と市民に訴える〔琉新・朝〕
10・24　金口木舌〔モノレール建設〕〔琉新・朝〕
10・26　読者から／一般市民の福祉を優先すべき〔沖タ・朝〕
10・26　金口木舌〔石嶺団地へのバス路線開設〕〔琉新・朝〕
10・26　声／「公害」の責任追及〔琉新・朝〕
10・27　那覇市内の軍用地の開放を／三市連絡会議／政府に訴える〔琉新・夕〕
10・28　もうがまんできぬ／ハーバービュークラブ冷房装置から騒音／ふきん住民が怒る／那覇市が騒音防止策勧告〔沖タ・朝〕
10・28　〃再寄港を見合せよ〃／米原子力空母／三市連絡協議が政府に要請／佐世保〔沖タ・朝〕
10・28　壺川の公害／市民共闘結成へ／幅広い運動を展開／市は公害条例制定の方針〔琉新・朝〕
10・30　国連加盟の実現喜ぶ／那覇市長が親書、中国へ〔沖タ・夕〕
10・31　毛主席の勝利に敬意／那覇市長が北京に親書〔琉新・朝〕
11・4　石嶺団地に〃主婦の店〃誕生／婦人会が〃生協組織〃／最近の物価高に自衛手段〔沖タ・朝〕
11・4　市、きょう代執行／第一牧志公設市場建設問題／立ち退き拒否の照屋さんに〔沖タ・朝〕
11・4　区画整理に終止符／15 日頃処分告示／換地計画を承認／日・米両政府／消えるゆかしい町名〔沖タ・朝〕
11・4　旧市街地土地区画整理／換地処分を確定／15 日をメドに／新しい町名地番に変更〔琉新・朝〕
11・4　住みよい町づくり／公害対策協議会を結成へ〔琉新・朝〕
11・4　きょう強制代執行／第一牧志公設市場／立ちのき拒否の住民に〔琉新･朝〕
11・4　居残り店舗を壊す／那覇公設市場建築現場／市が強制代執行〔沖タ・夕〕
11・4　残りの店舗も取りこわす／牧志第一公設市場／業者任意に立ちのく／代執行は中止／市場完成は来年３月〔琉新・夕〕
11・5　〃財源対策など合意〃／那覇市長帰任／市長会後に予算折衝〔琉新・朝〕
11・5　地主が和解望む／市当局／きょう部長会議で態度／那覇公設市場問題〔琉新・朝〕
11・6　平良那覇市長帰任〔沖タ・朝〕
11・6　「和解」で話し合い／那覇公設市場建築現場／居残り店舗問題〔沖タ･朝〕
11・8　立ち退き執行か／公設市場の居残り店舗〔沖タ・夕〕
11・9　48 時間ストに突入／自治労・那覇市職労／市の業務、完全にマヒ〔琉新・朝〕
11・10　平良那覇市長が声明を発表／11・10 ゼネストで〔沖タ・朝〕
11・16　〃自己主張失うな〃／平良市長会長が声明〔沖タ・朝〕
11・16　変わる那覇の町名／きのう告示／いっせいに換地処分〔沖タ・朝〕
11・16　荒れ模様の臨時市議会／野党がゼネスト追及の構え〔沖タ・朝〕
11・16　那覇市議会紛糾／新政会、ゼネスト問題で追及〔琉新・夕〕
11・17　市長の責任を追及／ゼネストめぐって紛糾／那覇市議会〔沖タ・朝〕
11・17　金口木舌〔那覇市の沿革〕〔琉新･朝〕
11・17　〃署名拒否に勇断を〃／革新市町村長会が主席に要望〔沖タ・夕〕
11・17　健保法案、署名拒否を／革新市町村長会、主席に要請〔琉新・夕〕
11・18　読者から／婦人による市民運動のケース〔沖タ・朝〕
11・18　安謝に港、曙町誕生／天久・上之屋を含め〔沖タ・朝〕

11・18　ドル・ショック／市の街路事業にも影響／用地の買収進まず／地主ら差損補償要求へ〔琉新・朝〕
11・18　宅地造成が問題化／大雨、各地で土砂くずれ〔琉新・朝〕
11・20　那覇市議会終わる〔琉新・夕〕
11・22　声／市民税について〔琉新・朝〕
11・25　町名変更／市民の問い合わせ殺到／住所、本籍は？／てんてこ舞いの市民課〔琉新・朝〕
11・29　読者から／浄水器について／市水道局へ質問〔沖タ・朝〕
12・2　条件で〝企業〟ににらみ／公害防止／強い姿勢で対処／広範にわたってチェック〔沖タ・朝〕
12・2　あす、強制代執行／牧志公設市場の居残り店舗〔沖タ・朝〕
12・3　３店舗立ち退く／牧志市場工事急進展か〔沖タ・夕〕
12・3　公害問題など協議／平良那覇市長らも参加／太平洋アジア自治体会議〔沖タ・夕〕
12・3　業者が自主立ちのき／第一牧志公設市場／建設工事、急ピッチか〔琉新・夕〕
12・4　話し合いで和解／地主、土地収用を認める／公設市場〔沖タ・朝〕
12・4　防衛庁が公民館建設約束／那覇市山下町垣花区／自衛隊配備の中、市は当惑／区民当局に業にやす〔琉新･朝〕
12・6　声／市民税についてお答え〔琉新･朝〕
12・9　市・地主歩み寄る／牧志第一公設市場問題／代替地で大幅譲歩／工事延長でまた悩み〔沖タ・朝〕
12・9　那覇大綱引き促進協力者会が発足〔沖タ・朝〕
12・9　復帰に向け態勢づくりへ／事業所、職員をふやす／70 万ドルの補正予算を提案〔琉新・朝〕
12・9　完成は来年５月に／牧志第一公設市場の建築工事／コマ割りなどで問題山積〔琉新・朝〕
12・10　話の卵／都市ゴミの処理〔琉新・夕〕
12・16　あすから定例議会／復帰予算に 70 万ドル／だが中身は人ふやしの傾向強い／庁舎増築、公害防止など〔沖タ・朝〕
12・16　平良那覇市長、親善旅行から帰る〔沖タ・朝〕
12・16　公害防止条例が焦点／那覇市、あすから定例議会〔琉新・朝〕
12・16　復帰に最大関心／那覇市長、ペルーから帰任〔琉新・朝〕
12・17　読者から／第二公設市場の繁栄のために〔沖タ・朝〕
12・17　共同のゴミ・し尿処理場を／隣接５市村協が構想／衛生センターの建設へ／と殺場や火葬場も／まず用地の確保に動く〔沖タ・朝〕
12・17　声／第二公設市場の繁栄を〔琉新･朝〕
12・17　共同衛生センターを設置／那覇隣接５市村／ゴミ追放に乗り出す〔琉新・朝〕
12・18　公害防止条例も／那覇市定例議会開く〔沖タ・夕〕
12・19　新レート、１ドル＝308 円／10 カ国蔵相会議で歴史的決定／切り上げ幅は 16.8%／あすから直ちに実施〔沖タ・号外〕
12・20　｜社説｜大幅円上げと経済危機〔沖タ・朝〕
12・22　那覇市長旅費が問題に／ペルー出張／余分に予算を計上〔琉新・夕〕
12・23　国体局の設置へ／市役所／特別国体に備える／実行委も年明けに発足〔琉新・朝〕
12・23　飛鳥田、美濃部知事が桜のプレゼント／さくら丸の就航記念して〔琉新・朝〕
12・23　都計事業にもあおり／円切り上げ／〝思惑〟で用地買収難航〔琉新･朝〕
12・27　公害防止条例を可決／那覇市議会／市町村で初めて〔沖タ・夕〕
12・28　円切替え要請決議を採択／補正予算案など可決／那覇市議会〔沖タ・朝〕
12・29　１ドル＝360 円を保障／那覇市、念書で確約／民間企業〝給与〟にも影響〔沖タ・朝〕
12・29　那覇市職員の給与／弗１＝￥360 保障／組合と念書かわす／生活保護費にも適用〔琉新・朝〕
12・30　金口木舌〔那覇市１ドル対 360 円保障〕〔琉新・朝〕

1972 年（昭和 47 年）

1・4　〝新兵器〟が登場／那覇市役所窓口に／事務能率は抜群〔沖タ・夕〕
1・4　復帰を記念、公園づくり／首里儀保自治会／住民パワーで暗い世相吹き飛ばす／西森を桜の園に／日曜ごとに総出で作業〔琉新・夕〕
1・6　〝ゴミ戦争〟すぐそこ／捨て場あと半年分／地価高騰で拡張不可能〔沖タ・朝〕
1・6　年頭メッセージ〔沖タ・朝〕
1・6　声／儀保町のみなさんがんばれ〔琉新・朝〕
1・6　声／儀保町の公園づくりに感動〔琉新・朝〕
1・6　琉米文化会館／市が維持管理引き継ぐ／社会教育施設に活用／民政府の要請で検討〔琉新・朝〕
1・6　72 年市政の抱負を語る〔琉新・朝〕

1・6　窓口業務をスピード化／シグボード（番号掲示板）がお目見え〔琉新・朝〕
1・6　消えるか琉米文化会館／那覇市／〝条件つき〟に難色〔沖タ・夕〕
1・9　｜社説｜５月 15 日その周辺／矛盾を内包する平和への展望〔沖タ・朝〕
1・9　那覇市長選／平良市長の再出馬決定／社大、来月中旬に党大会〔琉新･朝〕
1・11　｜社説｜基地縮小への取組み／新しい要求運動の形態を〔沖タ・朝〕
1・11　米軍輸送パイプからガソリン漏れる／道路や民家に流れ込む〔沖タ・朝〕
1・12　〝騒音などいけません〟／公害防止条例スタート／那覇市〔琉新・朝〕
1・13　知事候補、党大会で／県議・那覇市長も２月中には選定／自民選対委で方針〔沖タ・朝〕
1・13　準備体制本格化／市当局／５月 15 日めざし／予算、教委制、本土法適用など／問題点の総点検へ〔沖タ・朝〕
1・13　公売入札はじまる／安謝の第４次埋め立て地〔沖タ・朝〕
1・13　公害防止条例を公布／〝事前防止〟に大きな期待〔沖タ・朝〕
1・13　声／いつまで続く悪道／なっていない道路行政〔琉新・朝〕
1・13　声／那覇市民会館の使用料は高い〔琉新・朝〕
1・13　公害／市民の苦情殺到／条例公布／〝悪臭がひどいぞ〟／企業は自粛、騒音もピタリ〔琉新・朝〕
1・15　声／街路樹を育てよう／革新市政に活を入れよ〔琉新・朝〕
1・15　声／市民会館の使用料高くない〔琉新・朝〕
1・16　５市村が「自衛隊反対決議」／高圧線の地下への埋設も〔琉新・朝〕
1・18　読者から／市民憲章を守ろう〔沖タ・朝〕
1・18　自衛隊の最高幹部、雲がくれ／まるで忍者の行動／〝戦争は真っ平ごめん〟／県民から総スカン〔沖タ・夕〕
1・19　那覇市が身受け運営／那覇琉米文化会館〔沖タ・朝〕
1・19　声／市役所は誠意ある回答せよ〔琉新・朝〕
1・20　使用料プラスアルファ／市民会館活用はまだまだ／建て物構造にも問題／最新式の整備も生かせず〔琉新･朝〕
1・20　消防車通れません／再開発を迫られる市街地〔琉新・朝〕
1・22　当面、那覇－首里間に／モノレール協が調査／地元の意思表示急げ〔琉新・朝〕
1・25　那覇空港／自衛隊と共同使用／内原航空局長が記者会見／復帰と同時に施設引継ぐ〔沖タ・朝〕
1・26　生活を補償せよ！／クリ舟漁民がネジ込む〔沖タ・朝〕
1・26　漁民の生活補償せよ／安謝のクリ舟魚民／市役所に押しかける〔琉新･朝〕
1・27　読者から／那覇市長の決断一つ〔沖タ・朝〕
1・27　ただいま工事中／市内道路は穴だらけ／交通渋滞に拍車／〝あがったり〟商店は不満顔〔沖タ・朝〕
1・27　〝高圧線の地下埋設〟／市長らが電力公社に要請〔沖タ・朝〕
1・27　漁港整備、拡充に全力／漁港協会設立／本土予算に 11 億円計上〔琉新･朝〕
1・27　高圧線の地下架設を／那覇など５市村／電力公社に要請〔琉新・朝〕
1・27　都計にもドル・ショック／用地買収が難航／〝今売るのは損だ〟／地主らドル払いに反発／那覇〔沖タ・夕〕
1・28　声／波上を美化しよう／那覇市の財政援助を求む〔琉新・朝〕
2・2　漁民、那覇新港にバリケード／漁業補償交渉もつれ／いきまく老人たち〔琉新・夕〕
2・3　読者から／那覇市三役の／給料袋について〔沖タ・朝〕
2・3　みはなされた公衆便所／〝文化都市〟が泣いています／管理に頭痛める市／予算、用地なく新設はゼロ〔沖タ・朝〕
2・3　市道つぶしアパートに／安謝／地主が実力行使／付近住民は通れず、迷惑〔琉新・朝〕
2・3　港湾管理を一元化／港湾管理準備委が発足〔琉新・朝〕
2・3　市側／機動隊出動を要請／安謝新港紛争／漁民は「クリ舟スト」も〔琉新・夕〕
2・4　学校や憩の場に／与儀のガソリンタンク敷地〔沖タ・朝〕
2・4　那覇新港／漁民、ピケを解く／きょう市と話し合い再開〔沖タ・朝〕
2・4　〝見舞金〟で食い違い／再びゲート封鎖の構え／クリ舟漁民〔沖タ・夕〕
2・5　360 円の換算措置を／港湾労、那覇市長に訴え〔沖タ・朝〕
2・5　用地要求にかわる／安謝漁業会の紛争市長検討を要求〔沖タ・夕〕
2・5　〝反戦平和で連帯を〟／クエーカー教徒のウイルソンさん／那覇市長らと懇談〔琉新・夕〕
2・6　読者から／平良那覇市長へ一言〔沖タ・朝〕
2・6　声／自然をこわすな／末吉の森の公園化に注意する〔琉新・朝〕
2・6　声／市政が「死政」になることも〔琉新・朝〕

2・9　金口木舌〔沖縄モノレール〕〔琉新・朝〕
2・9　隔離病舎を確保せよ／那覇市／伝染病の移管で要請〔琉新・朝〕
2・10　伊奈武瀬、来年から埋め立て／浦添市との合意つく〔琉新・朝〕
2・10　姿を変える〝奥武山〟／若夏国体に向け急ピッチ〔琉新・朝〕
2・10　安謝の市道路問題物わかれ／法廷闘争はさけられる〔琉新・朝〕
2・12　360 円保証は地域ぐるみで／革新市町村長会で確認／地公法には反対運動〔琉新・朝〕
2・15　老朽化で解体／那覇市・若狭の市営住宅／入居者は存続望む〔琉新・朝〕
2・17　復帰選挙はなさそう／那覇市議選／残念がる人たちも／自治省が回答／「一般選挙まで待つべき」〔沖タ・朝〕
2・17　金びょうぶ一双贈る／市民会館をより美しく／横浜市の斎藤由蔵さんが〔沖タ・朝〕
2・17　問われる保育行政／収容率たった３割／毎月百人が入所申請／保育所不足／〝共働き〟に深刻な悩み〔琉新・朝〕
2・17　消防本部に救急センター／警察からの業務移管で〔琉新・朝〕
2・17　市の東京事務所長に石野氏〔琉新・朝〕
2・20　撤去作業始まる／与儀ガソリンタンク／〝わぁー広い〟喜ぶ市民／子供たち早速遊び回る〔沖タ・朝〕
2・20　開放後はモデル居住区に／与儀のガソリンタンク撤去始まる／学校、公園など設置／那覇市地主との折衝進む〔琉新・朝〕
2・21　自衛隊／大挙沖縄入り／機動隊に守られ／阻止団の抗議よそに／那覇商港〔琉新・夕〕
2・22　那覇港、移管作業進む／琉球政府から那覇市へ／三大港運営一本化に／財産の引き継ぎが問題〔沖タ・夕〕
2・24　｜社説｜県営に移る水道事業／自治行政の強化に役立てよ〔沖タ・朝〕
2・24　〝雨が降れば浸水〟／与儀の低地帯地域／住民から強い苦情〔沖タ・朝〕
2・24　全国市長会館に／東京事務所設置〔沖タ・朝〕
2・24　小ばなし／へたすれば自分の身にも火の粉が /…〔沖タ・朝〕
2・24　復帰後の水道料金／ 308 円で換算／那覇市が決める〔沖タ・朝〕
2・24　農家も〝通勤〟／宅地に食われる／近隣町村へ耕地を移す〔琉新・朝〕
2・24　水道料金 308 円で換算／港湾関係などさらに検討へ〔琉新・朝〕
2・24　地公法適用／「反対」貫く／那覇市復帰対策委／労使慣行を守る／政令・規則・運用〔琉新・朝〕
2・25　沖縄を憲法擁護の原点に／憲法普及協結成へ／関係団体が準備会発足〔沖タ・朝〕
2・25　自衛隊、強行上陸でもむ／装甲車に守られ／阻止団〝上陸させるな〟と怒号／那覇商港〔琉新・夕〕
3・2　観光連絡協を結成／鹿児島、名瀬、那覇の３市が〔沖タ・朝〕
3・2　希望者少ない石嶺団地／〝交通の便も悪い〟／問われる市の住宅政策〔琉朝〕
3・2　市民で点検／雨降るたびに浸水騒ぎ／〝商売あがったり〟／与儀公園付近／陳情もナシのつぶて〔琉新・朝〕
3・4　話の卵／生命を守る環境づくりを〔琉新・夕〕
3・7　三つどもえの争奪戦／那覇琉米文化会館／行政府、那覇市、民間団体／福祉施設に活用か〔琉新・朝〕
3・9　安全サクがない川／子供の転落事故相次ぐ〔琉新・朝〕
3・9　「大那覇港」の総仕上げへ／新港６月に完成／安謝、泊、那覇港結ぶ道路〔琉新・朝〕
3・9　大型化時代の到来で／バース難は深刻化／那覇商港／「早く軍港開放を…」／新港も〝焼け石〟高まる対策の声〔沖タ・夕〕
3・11　航空自衛隊／沖縄配備への物資陸揚げ／防衛庁が発表／車両や寝具類など／国防会議待たず独走〔沖タ・朝〕
3・11　軍用地は市街開発の〝ガン〟／高圧線埋設は公社資金で／行政協議会／都市健全化で要請〔沖タ・朝〕
3・11　自衛隊配備、絶対許せぬ／那覇市隣接市町村行政協議会が政府に要請／土地、即時返還を／都市発展にも大きく阻害〔琉新・朝〕
3・11　公害防止対策に本腰／那覇など５市村／復帰までに条例制定〔琉新・朝〕
3・11　〝公害追放〟で一致／那覇５市協／全面的な協力を約す〔沖タ・夕〕
3・12　那覇市長が要請／県民の損害は政府の責任〔琉新・朝〕
3・14　石川ビーチを返還／与儀ガソリンタンク地域も／米民政府が通告〔琉新・夕〕
3・15　｜社説｜自衛隊の物資搬入／はからずも見えた〝軍国主義〟〔沖タ・朝〕
3・15　｜社説｜町を美しくするこころ〔琉新・朝〕
3・16　｜社説｜受け流しの通貨折衝／復帰措置へ深刻な不安〔沖タ・朝〕
3・16　急ピッチ環状２号線／安謝線は来月完工／地方と結合し交通緩和へ〔琉新・朝〕

3・16　復帰前の返還不可能／松下の米住宅地域／米側が拒否の回答〔琉新・朝〕
3・17　読者から／開南バス停留所付近の整備を／那覇市長に提言〔沖タ・朝〕
3・17　職員に不安、動揺／那覇商港の市移管／身分引き継ぎ要求へ〔琉新・朝〕
3・22　〃3 号線を開放せよ〃／小禄開発協／大会決議を提出、要請〔沖タ・朝〕
3・22　空軍道路の開放要請／小禄地域経済開発協議会／産業開発を阻害〔琉新・朝〕
3・23　消え去る美術村／首里西森／灰塵から文化再興めざし建設〔沖タ・朝〕
3・23　〃多目的利用〃きめる／譲渡される琉米文化会館〔沖タ・朝〕
3・23　声／川のパトロールを／チリを川に投げすてるな〔琉新・朝〕
3・23　那覇琉米文化会館／市の文化センターとして活用／教育事業の場に／部長会議／使用目的で協議〔琉新・朝〕
3・23　間仕切り教室で授業／与儀小学親泊校長／校地確保で陳情〔琉新・朝〕
3・23　ごみ焼却場を建設／ふえるごみ処理に対処〔琉新・朝〕
3・25　声／間仕切り教室を避けろ〔琉新･朝〕
3・28　那覇新港の背後地処分で紛糾〔琉新・夕〕
3・30　那覇新港／背後地利用計画に批判の声も／本会議で紛糾必至／市当局の調査に甘さが〔沖タ・朝〕
3・30　1 ドル 360 円で読替え／汚物の取り扱い手数料〔沖タ・朝〕
3・30　買収は民主的に／国体道路建設用地／市民が陳情〔沖タ・朝〕
3・30　関心薄い公害防止／届け出たった 11 件／無許可操業には処罰も〔琉新･朝〕
3・30　市議会／一波乱起こりそう／野党、爆弾質問を準備〔琉新・朝〕
3・30　市民で点検／ガードレール設置を／牧志からなかよし橋に至る道路／父兄、学校、地域の協力で〔琉新・朝〕
3・31　那覇、２倍規模に／都計審／広域都市計画を答申〔沖タ・朝〕
3・31　「新政会」が緊急会議／那覇新港／背後地処分で波乱／那覇市議会〔琉新・朝〕
4・4　読者から／市道工事の一部中止を問う〔沖タ・朝〕
4・6　米軍基地縮小など協議／横須賀、佐世保、那覇／三市基地連絡協議会〔琉新・朝〕
4・6　地主が道路閉鎖を通告／天久／〃補償もないので…〃／天久／解決策示さぬ当局に不満〔琉新・朝〕
4・6　ふえるゴミに対処／40 万ドルで焼却場建設へ〔琉新・朝〕
4・13　特別清掃班が出動を開始／美しい町づくりへ／道路、川などゴミを一掃〔沖タ・朝〕
4・13　那覇を平和産業港湾都市へ／三市放射能等基地渉外連絡協議会／特別法の制定要請／市町村への財政援助も〔琉新・朝〕
4・13　租税特別法案の成立に協力を／平良市長会長ら自民に要請〔琉新・朝〕
4・13　91％が個人営業／那覇市の事業所実態調査／81％は従業員４人以下／急増する不動産業〔琉新・朝〕
4・13　難航する市の用地買収／街路事業にも影響／復帰の先行き不安が原因〔琉新・朝〕
4・13　那覇商港の市移管で覚え書き／現定員を引き継ぐ〔琉新・朝〕
4・13　送油パイプが破裂／大量オイル流れる／米軍、警察に連絡せず／那覇市〔琉新・朝〕
4・14　移管正式に同意／那覇商港／行政府と「覚書」かわす〔沖タ・朝〕
4・15　地主不在の緑ケ丘墓地／公園計画にひびく／打つ手なし、当局大弱り〔沖タ・夕〕
4・16　都市モノレール建設を推進／奥武山公園から首里石嶺間／75 年に運行始める／那覇市〔琉新・朝〕
4・17　年内目標に 2900 人／国防会議、自衛隊配備を正式決定〔琉新・夕〕
4・18　｜社説｜沖縄配備に反対する〔琉新・朝〕
4・18　やってきたゴミ戦争１／〃大型化〃目立つ／東京に迫る排出量〔沖タ･夕〕
4・18　24 日に憲法普及協議会結成／那覇市長らが呼びかけ／自衛隊では対立〔琉新・夕〕
4・19　煤煙しきり／国場ベニア工場が発注源か／市民が苦痛訴え〔沖タ・朝〕
4・19　やってきたゴミ戦争２／無理に積み込む／ゴミに追われ通し〔沖タ・夕〕
4・20　読者から／モノレールより主要道路を〔沖タ・朝〕
4・20　〃火の車〃の復帰予算／来年度４千万ドル／規模は大型だが…／深刻な財政悪化と対応費増／単独事業もゼロ〔琉新・朝〕
4・20　不便どこ吹く風／地主が道路を閉鎖／運転手立ち往生／市の無策に怒り集中〔琉新・朝〕
4・20　何とかしろ／ばい煙公害／壺川一帯〔琉新・朝〕
4・20　やってきたゴミ戦争３／〃都市化〃に追われる／市当局／埋立て地捜しに懸命〔沖タ・夕〕
4・21　やってきたゴミ戦争４／市は排出押える／〃なんとか無料収集を〃業者〔沖タ・夕〕

4・22　自衛隊移駐第一陣沖縄入り／埼玉から 20 人／今後の受け入れに従事〔沖タ・夕〕
4・22　やってきたゴミ戦争５／〝再利用〟を考えよ／焼却、埋め立てには限界〔沖タ・夕〕
4・24　きょう 24 時間スト／那覇市職労賃上げ団交決裂〔琉新・朝〕
4・24　市役所労がスト／業務は完全ストップ〔沖タ・夕〕
4・24　那覇市役所がスト／ピケ張り業務はストップ〔琉新・夕〕
4・25　進展なければ二波／那覇市職労、きょう団交再開〔琉新・朝〕
4・25　74 基地に〝強制使用権〟／米軍に提供する土地・工作物大綱決定／政府、27 日に告示／自衛隊施設も含む〔琉新・夕〕
4・27　金口木舌〔モノレール建設〕〔琉新・朝〕
5・1　都市開発で討議／九州開発都市会議／人口集中、基地議題に〔沖タ・朝〕
5・9　スラム街を解消／力を合わせてビル建設〔沖タ・夕〕
5・9　議長に平良氏／革新共闘那覇連合支部〔沖タ・夕〕
5・9　那覇市長／市有地の契約拒否／「軍用地」で地主にも訴え〔琉新・夕〕
5・9　スラム街こわし近代ビル／８年ぶり市民の夢〔琉新・夕〕
5・10　与儀－寄宮、幅員 25 メートルに／都計審／コザ広域都市計画も〔沖タ・朝〕
5・15　｜社説｜現在の歴史の時点で…〔沖タ・朝〕
5・16　｜社説｜新生沖縄の創造とは／平和も豊かさも基地の対策から〔沖タ・朝〕
5・19　那覇商港を「那覇ふ頭」に名称がえ／那覇市〔沖タ・朝〕
5・20　「憲法都市」建設目指す／平良那覇市長が施政方針／反戦平和・自治の確立に専念〔琉新・朝〕
5・22　ドル差損支払う／１ドルにつき 55 円也／銀行窓口はのんびり〔沖タ・夕〕
5・24　語学教育研究所に／来月からスタート／旧英語センター〔琉新・朝〕
5・25　実勢レートで落ち着く／手数料、使用料など／市民負担最小限に／だが予算に大きく響く〔沖タ・朝〕
5・25　モノレールの実現／近く政府に正式に要請〔沖タ・朝〕
5・25　モノレール建設具体化へ／来月、市長が上京／正式に政府に協力を要請〔琉新・朝〕
5・25　手数料使用料／市民の負担を軽減／通貨切り替えで円表示〔琉新・朝〕
5・29　またも幼児が安里川に転落死／ぞうり取ろうとして／安全サクなく危険な場所〔琉新・朝〕
5・29　救急業務が軌道へ／那覇市／隊員 13 人に辞令交付〔琉新・夕〕
5・30　金口木舌〔安里川の転落死亡事故〕〔琉新・朝〕
5・30　ずさんな河川管理／安里川／俊ちゃんの転落死〔琉新・朝〕

索　引

※本巻収録記事見出しを要約し、「政治」「経済」「米軍・基地」「まちづくり」「市民生活」「教育・文化」の六分野に、各項目で分類した。

政　治

【議会】
正副議長選挙 …… 214, 216, 217, 218, 219, 382, 555, 556
正副議長が辞任 …… 16, 107
市長不信任案 …… 58, 158, 159
那覇市議会会議規則 …… 265
那覇市議会傍聴規則 …… 272
権限の一部委譲要請（専決処分） …… 301
議会・委員会の空転．流会 …… 325, 362, 437, 438, 439, 441, 474, 534, 535, 559, 560, 598, 599, 611, 612, 636, 661
議会の小党分裂 …… 82, 83
会期延長 …… 191, 325, 535, 542
市会の市政責任 …… 38
無責任議会 …… 538
故ケネディー大統領に黙祷 …… 314, 495
議会議事堂 …… 375
復帰議会 …… 650
議会運営委員会設置 …… 279

常任委員会委員選任…… 16, 106, 108, 217, 299, 373, 382, 444, 474, 556, 558, 631
選挙管理委員会委員選挙 …… 132, 235
監査委員選任 …… 222, 360, 382
議会事務局長人事 …… 238
常任委員会条例改正 …… 106
全国市議会議長会 …… 93, 184, 296, 298, 402, 468
全国市町村会議長会 …… 152
九州市議会議長会 …… 116, 150, 185, 296, 298, 320, 571
南九州市議会議長会 …… 606
沖縄市町村議会議長会 …… 283, 533
沖縄（県）市議会議長会…… 99, 283, 462, 608

【議員選挙】
1958年補欠選挙 …… 7, 9, 50
1961年選挙 …… 203, 205, 207, 208, 209, 210, 211, 213
1965年選挙 …… 375, 376, 377, 378, 379, 380
1969年選挙 …… 536, 537, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 553, 554

【議員】
五日会会派結成 …… 61
しせい会会派結成 …… 62
新政会会派結成 …… 554
月曜会会派 …… 61
その他会派構成 …… 98, 279, 384
議員定数改正 …… 269, 285
議員報酬 …… 35, 36, 37, 46, 58, 60, 62, 68, 117, 119, 120, 123, 125, 130, 132, 156, 160, 162, 255, 256, 289, 358, 359, 429, 436, 442, 481, 483, 631, 632
真和志市議員退職金問題 …… 92
民連（人民）議員、増棒寄付 …… 46, 70, 483
議員の遅刻．欠席．ボイコット…… 38, 323, 353, 54, 355, 373, 560, 611, 612
行政視察 …… 26, 88, 137, 144, 152, 174, 186, 190, 223, 247, 248, 279, 297
現場視察 …… 48, 55, 61, 114, 298, 372, 383, 433, 434, 447, 453, 472, 487, 524
現場調査 …… 69, 103, 208, 268
議員派遣旅券問題 …… 144, 247, 248, 279
旅券交付方要請決議 …… 88
沖縄市町村議会議員大会参加拒否 …… 311, 312, 313
議場での議員の服装 …… 393
議員の名札 …… 474
議員表彰 …… 3, 195, 298, 385, 435, 615
議員対抗野球大会 …… 258

【市長選挙】
1958年選挙 …… 1, 2, 4, 5, 6, 7
1961年選挙 …… 229, 230, 232
1965年選挙 …… 336, 399, 400, 401, 403, 404, 405, 406, 407, 408
1968年選挙 …… 507, 511, 512, 514, 515, 516, 517
那覇市政革新共闘会議結成 …… 401, 507

【市政】
兼次市長市政
施政方針 …… 21, 31, 32, 90, 91, 153, 202
超党派政策 …… 22, 24, 32, 33, 38, 58, 72
沖縄市改称問題 …… 65, 66, 67, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86
区長制復活問題 …… 21, 38, 135, 143
市有地の軍用地契約問題 …… 118, 122, 125, 126, 136, 138, 152, 154, 156, 158, 159, 160, 167
正副議長に公開質問 …… 160, 161, 162
法律相談所開設 …… 65
人民党兼次打倒市民大会 …… 41

市政報告演説会 …… 53, 55, 57
西銘市長市政
施政方針 …… 243, 252, 283, 330, 433, 463, 494
スラム街解消 …… 237, 243, 244, 276, 300, 303, 304, 305, 306, 309, 310, 350, 352, 353, 357
議会権限の一部委譲 …… 301
第 2 期西銘市長スタート …… 413
西銘市政の谷間 …… 408
「那覇市民の日」開設 …… 240, 259
平良市長市政
施政方針 …… 536, 579, 617, 618, 660
平良市政スタート …… 517, 518, 519, 523
市有地の軍用地契約拒否 …… 624, 654
自衛官配備反対 …… 590, 624
市民相談室常設 …… 527
「青空市政」実施 …… 532
職員採用試験実施 …… 535
市長に手紙を出す月刊 …… 608
那覇市新春市政座談会 …… 605

【予算】
1958 年度予算 …… 92, 93, 96
1959 年度予算 …… 29, 31, 34, 164
1960 年度予算 …… 91, 96, 98, 106, 107, 110, 118, 119, 120, 123, 125, 136, 152, 157, 160, 163
1961 年度予算 …… 150, 166, 167, 169, 170, 174, 180
1962 年度予算 …… 201
1963 年度予算 …… 250
1964 年度予算 …… 290
1965 年度予算 …… 309, 331, 333
1966 年度予算 …… 368, 373
1967 年度予算 …… 431, 450, 451, 454, 455
1968 年度予算 …… 467, 486, 488
1969 年度予算 …… 499, 502, 524
1970 年度予算 …… 538, 540, 541, 542
1971 年度予算 …… 580, 581, 582, 588
1972 年度予算 …… 617, 622, 661

【機構改革】
部課設置 …… 23, 99, 257, 293, 296, 446, 558, 621, 622
水道局設置 …… 468
東京事務所開設 …… 621

【三役】
市長 …… 507, 509, 510
助役 …… 22, 23, 96, 97, 98, 236, 238, 415
収入役 …… 40, 256, 585
お手盛り退職金 …… 238, 239
給与 …… 119, 120, 123, 238, 255, 256, 286, 294, 436, 442, 466, 631, 632

【市長会・国際会議】
全国市長会正式加入 …… 623
全米市長会議 …… 277, 288
ホノルル美化国際会議 …… 457, 459
太平洋・アジア会議 …… 637, 639

【職員】
労働組合 …… 134, 429, 491
市職労スト …… 178, 179, 181, 182, 314, 491, 524, 525, 636
11・10 ゼネスト …… 636
部長・公室長人事 …… 236, 237, 446, 521, 621
消防 …… 51, 64
職員人事 …… 13, 43, 44, 45, 241, 242, 446, 526, 527, 528, 530
職員解雇問題 …… 414, 415, 416, 417, 419, 420, 426, 431, 432, 462
給与．期末手当 …… 53, 91, 178, 179, 181, 182, 201, 294, 463, 523, 640, 641
臨時．職員の定数 …… 39, 398
職員採用試験制実施 …… 535
職員停年制改正 …… 163
職員の暴力事件 …… 453
戦前の市吏員に退隠料支給 …… 249
職員厚生会 …… 372
ゼネスト回避決議 …… 524, 525
期末手当支給条例 …… 91, 201

【汚職】
首里バス …… 1, 40, 164
消防 …… 51, 361, 496
区画整理課 …… 110
徴税課 …… 422, 453, 598, 600
保健衛生課 …… 466
建設部 …… 573, 621, 622
兼次市長選挙違反 …… 27, 49

【知事選挙】
主席公選 …… 337, 348, 391, 392, 397, 404, 410, 483, 510
主席公選決議 …… 391, 410, 483
主席公選要求県民大会 …… 348, 404

【国会議員選挙】
国政参加 …… 326, 592
国政参加決議 …… 326

【政党】
沖縄社会党結成 …… 14
沖縄社会党那覇支部結成 …… 46
自民党那覇支部結成計画 …… 126
民連が政治結社から民主団体へ変更 …… 139
民連が兼次市長を除名 …… 58
沖縄社会党が兼次市長を除名 …… 128
西銘市長が自民党を脱党 …… 336
政治弾圧（民連手入れ） …… 15, 23
政犯恩赦 …… 49

【祖国復帰】
復帰協加盟 …… 365
佐藤首相沖縄訪問 …… 383
日米共同声明 …… 566
復帰対策基本方針 …… 586
復帰対策 …… 586
祖国復帰 …… 559, 643, 656, 659
沖縄返還協定 …… 620, 635, 643, 646
沖縄県発足 …… 656, 659
祖国復帰宣言 …… 661
沖縄県祖国復帰協議会結成 …… 147
沖縄対策特別委員会設置 …… 459
復帰対策協議会設置 …… 570, 572
人事院沖縄事務所設置 …… 642
沖縄の本土復帰対策に関する要請書 …… 589
祖国復帰決議 …… 148, 327, 365, 402, 430, 461, 480, 489
施政権返還要請決議 …… 287, 531
奄美出身者に永住権要請決議 …… 382
沖縄返還協定決議 …… 635

【法令】
市町村選挙法改正 …… 3
政犯恩赦布告 …… 49
布令第 18 号暫定貸借の取得 …… 74
市町村税法改正 …… 107
法規立法要請 …… 347, 452
教公二法立法 …… 458, 461
全沖縄船舶に日の丸掲揚 …… 462
沖縄公用地法 …… 641, 652
復帰特別措置法 …… 642
沖縄改廃法 …… 642
沖縄振興法 …… 642
沖縄軍用地大綱と公地法施行令 …… 652
運輸省関係法令 …… 654
社会事業法 …… 660
中選挙区制採用要請決議 …… 240
布令 51 号の廃止決議 …… 327
公務員法立法要請決議 …… 428
裁判移送撤回決議 …… 436
総合労働布令撤回決議 …… 525

経　　済

【復帰】
ドル通貨切り替え …… 638, 656, 659
重要港湾指定 …… 654

【通貨・経済】
B 円通貨交換 …… 49
ドル通貨切り替え …… 638, 656, 659, 660
円切り上げ要請決議 …… 641

【財政】
財政難 …… 343, 359, 525
市民所得 …… 369
市町村交付金停滞 …… 525
市の税外収入 …… 467
市町村税法改正 …… 107
固定資産税 …… 427, 428
公設市場使用料 …… 567, 568, 660
水道料 …… 660
重機具使用料 …… 661
職員の賃金換算 …… 640, 641
公共料金の 360 円読みかえ採択 …… 648
鉄筋課税廃止要請 …… 557
基地交付金復活要請 …… 643
増税阻止決議 …… 157, 158
所得税減税要請決議 …… 294, 295
講和前補償への課税阻止決議 …… 457
政府税の市町村委譲要請 …… 296, 333

【物価】
シャモジ運動 …… 56
物価値下げ要請決議 …… 412, 581
鉄筋課税廃止要請 …… 557

【市有財産】
那覇市有財産 …… 56, 368
株購入 …… 268
安里川埋立地売却 …… 162, 163, 164, 166, 167, 169, 174, 180
旭町埋立地売却 …… 287, 289, 292, 294, 336
安謝埋立地売却 …… 366
国場川埋立地売却 …… 206
那覇新港背後地処分 …… 647, 648
その他の市有地処分 …… 160, 162, 225, 541, 633
市有地交換 …… 168
賃貸契約（沖縄プライウッド） …… 136, 138

【管理移管】
奥武山球場管理委任 …… 185
那覇港、市に移管 …… 588
那覇商港管理委譲要請決議 …… 326

【財産譲渡】
安里川埋立地市に移管 …… 68
泊北岸埋立地譲渡 …… 171

【公営事業】
首里バス …… 1, 40, 164, 246, 247, 303, 421, 542, 581, 587, 627, 627
市営屠殺場廃止 …… 469
初の市営保育所 …… 341

【港湾】
港湾整備計画 …… 172, 320, 322
重要港湾指定 …… 654
那覇新港 …… 529, 603, 623, 626, 627, 644, 645, 647
那覇新港整備促進協議会結成 …… 603

【産業】
エア．アメリカ外資導入 …… 336, 338

【援助・補助】
首都建設費 …… 63, 175, 226, 233, 350
戦災復興費 …… 35, 39, 40, 42, 45, 47, 152, 249
都市計画事業費 …… 73, 233, 257, 271, 278, 321, 341, 325
米国の沖縄援助費 …… 255, 260, 262
弁務官資金交付 …… 171

米　軍　・　基　地

【復帰】
那覇市建設事業推進要請決議 …… 613
基地返還リスト …… 615
自衛隊配備 …… 590, 624, 649, 651
74 基地に強制使用権 …… 652
毒ガス撤去決議 …… 556, 581, 603
毒ガス即時完全撤去県民大会 …… 600

【軍用地】
共同声明 …… 47
一括払い全面廃止 …… 75
軍用地料…… 77, 103, 112
市有地の軍用地契約 …… 118, 122, 125, 126, 131, 138, 152, 154, 156, 158, 159, 160, 167, 169, 170, 624, 655
与儀ガソリンタンク …… 101, 190, 496, 561, 644
又吉道路開放 …… 312
垣花．山下．安里開放 …… 367, 585
マーニング社米人住宅返還 …… 590, 616
軍用地開放に対する政府回答 …… 578, 585
軍用地特別委員会委員選任 …… 76
小禄地域経済開発協議会発足 …… 646
軍用地返還要請 …… 583, 618
上之屋軍用地返還要請 …… 591, 613
国道 331 号線（旧 3 号線）開放要請…… 646
軍用地料修正要請決議 …… 77
与儀ガソリンタンク撤去決議 …… 190, 561
国･県有地の民移管要請決議 …… 561
那覇市建設事業推進要請決議 …… 613
マーニング社用地開放促進市民協議会結成 …… 590
軍用地撤去に市民運動 …… 589
小禄地域開発住民大会 …… 646

【立退】
高圧線架設で強制土地収用 …… 183, 184, 185
高圧線架設反対の対策協議会結成 …… 184

【基地・自衛隊】
消防出動援助協定（米軍）…… 422
放射能コバルト 60 検出 …… 503
水源地汚染 …… 609
三角同盟発足 …… 531
佐世保市議会視察団来沖 …… 532
自衛隊配備 …… 590, 624, 649, 651
基地返還リスト …… 615
沖縄公用地法 …… 641, 652
74 基地に強制使用権 …… 652
那覇空港返還 …… 655
基地交付金復活要請 …… 643
核実験に抗議決議 …… 224
米調査団へ 10 項目の要請決議 …… 225
B52 撤去要求決議 …… 485, 519
毒ガス撤去決議 …… 556, 581, 603
軍雇用者解雇撤回要請決議 …… 570
米軍人の女子高校生死傷事件抗議決議 …… 581
毒ガス即時完全撤去県民大会 …… 600

【事故・事件】
壺川パイプガソリン漏れで抗議 …… 273
上山中生徒会が事故対策決議要請 …… 275
宮森 Z 機墜落事故要請決議 …… 95
米軍機墜落事故要請決議 …… 269
上山中校生事故抗議決議 …… 278

ま　ち　づ　く　り

【人口・面積】
人口 …… 415

【新町名】
港町．曙町誕生 …… 650

【合併】
那覇．南風原合併 …… 135, 272, 274, 346
那覇．与那原合併 …… 152, 272, 274, 298, 575, 604
隣接市村合併 …… 272, 274, 298, 339, 434, 465, 571, 574
大那覇市構想 …… 339, 340
合併研究委員会設置 …… 315, 317
広域都市を考える（座談会）…… 469

【都市計画】
首都建設基本計画 …… 93
首都建設事業計画 …… 63, 175, 226, 233, 350
那覇市建設五ヵ年計画 …… 504, 505
那覇都市開発五ヵ年計画 …… 602
戦災復興費 …… 35, 39, 40, 42, 43, 45, 46, 47, 152, 180, 249, 271
都市計画事業 …… 63, 64, 73, 233, 253, 257, 269, 271, 275, 278, 286, 321, 325, 332, 341, 370, 495
資金凍結解除 …… 22, 24,

26, 64, 72, 73, 75, 78, 81, 83
都計工事再開 …… 81
米国の沖縄援助費削減 …… 255, 260, 262
那覇市都計の現況 …… 343
スラム街解消 …… 142, 237, 243, 244, 276, 300, 303, 304, 305, 306, 309, 310, 350, 352, 353, 357
市外バス路線変更 …… 288, 315, 317, 319, 482
交通緩和対策 …… 465
国．県有地返還 …… 556, 561
都市計画用途地域変更 …… 607
与儀ガソリンタンク跡地利用計画 …… 664
那覇市都市計画委員会委員選任 …… 51, 249
首都建設委員会発足 …… 42, 59
隣接市町村行政協議会発足 …… 633
那覇市復興期成会結成 …… 51
那覇米琉親善委員会発足 …… 133
スラム街解消都市建設促進協議会結成 …… 310
政府道路認定要請 …… 28
戦災復興援助要請 …… 35, 39, 40, 42, 43, 45, 47, 52, 180, 249
市町村の建築主事廃止反対要請 …… 41
「特別市」制移行陳情 …… 271
都市計画協力要請 …… 320
戦災都市復興法適用要請 …… 249
戦災復興援助決議 …… 28
都計事業補助金要請決議 …… 38
復金融資再開感謝決議 …… 79
那覇市都市建設事業推進に関する要請決議 …… 613
ワツソン高等弁務官が視察 …… 352
那覇市の都計診断（下平伊那造氏） …… 299
那覇市の町づくり（座談会） …… 387

【区画整理】
行政区画整理 …… 22
区画整理事業 …… 33, 38, 409
行政区域編入 …… 76, 111
町名改称 …… 146, 151, 163, 352, 574, 578, 636, 650
ハーバービュー地区区画整理 …… 26
寄宮地区区画整理 …… 292, 294, 319, 322, 415, 418, 422, 428, 445, 450, 452, 653
壺川地区区画整理 …… 322
真嘉比地区区画整理 …… 357
風致地区変更 …… 136
行政区画整理調査研究委員会 …… 22, 61
行政検査特別委員会 …… 110
区画整理事業の刷新強化決議 …… 38

【工事・建設】
市庁舎建設 …… 88, 91, 102, 141, 143, 256, 276, 587, 291, 292, 293, 295, 329, 385, 387, 430
首里支所建設 …… 398
水道局総合庁舎建設 …… 524
市民会館（公会堂）建設 …… 525, 594
泊港ターミナル建設 …… 25, 422
バスターミナル建設 …… 25, 37
ゴミ焼却炉建設 …… 102, 103, 257, 447, 452, 467, 534, 567
モノレール建設 …… 364, 649
久茂地横断橋建設 …… 454
安里川工事 …… 65
久茂地川浚渫工事 …… 366
ガーブ川改修工事 …… 134, 195, 201, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 221, 227, 228, 229, 231, 242, 244, 250, 251, 252, 253, 257, 258, 290, 302
下水道工事 …… 113, 300, 327, 355, 374, 398, 427, 447, 485, 487, 488, 489, 493, 499, 501, 502, 531, 533, 575
バイパス道路建設工事 …… 425, 460
その他道路工事 …… 26, 175, 268, 421, 524
政府道認定申請 …… 28
公園建設 …… 96, 395, 602, 619
公園敷地縮小 …… 170, 267, 268, 328
公園指定地 …… 301, 303, 306
公園緑地指定 …… 619
旭が丘公園 …… 93, 96, 108, 120, 123, 318
奥武山公園 …… 328, 452
希望が丘公園 …… 367, 369, 481, 634
漫湖の美化 …… 371
与儀公園用地 …… 170, 341
若狭海水浴場計画 …… 435, 449, 461
分割指名入札 …… 525
鉄筋不足で建築工事停止 …… 557, 558
下水道条例 …… 531
準用河川認定要請 …… 13, 124
準用河川認定要請決議 …… 19, 208
ガーブ川完全改修施行要請決議 …… 208
弁務官への感謝決議 …… 180, 187
松川排水溝工事現場視察 …… 48
松川緑地帯小公園設置陳情現場視察 …… 48
末吉公園用地．工事現場視察…… 372
コンポスト工場建設用地現場視察 …… 447, 453
沖映通り商店街工事現場視察 …… 487
市庁舎落成座談会 …… 385

【移転】
高圧線移転 …… 28, 50, 59, 89, 133, 225, 248, 257, 309, 311
高圧線架設 …… 164, 183, 184, 185
農研所移転 …… 30, 136
刑務所移転 …… 412, 419, 423, 425, 449
高圧線架設反対陳情 …… 164
高圧線架設反対の対策協議会結成 …… 184

【建築違反】
水上店舗 …… 11, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 31, 100, 101, 116
火葬場建設 …… 53, 55, 79, 106, 133, 251, 254
与儀映画館建築問題 …… 103, 104, 119, 129, 147, 149, 251
英語センター建設 …… 306, 532

【埋立】
放生池 …… 28, 35, 78, 89
波之上（娯楽センター） …… 46, 48, 111
辻町公有水面 …… 51
旭町 …… 111
漫湖 …… 136, 138
国場川 …… 138, 173, 176, 192, 326, 385
奥武山 …… 410
泊．安謝間 …… 254, 266, 298, 329, 454, 544
若狭 …… 435, 449
安謝 …… 524, 534, 535
プライウッド社不法埋立 …… 326
安謝クリ舟漁業那覇新港封鎖 …… 626, 627, 644, 645
公有水面埋立免許申請 …… 22
泊．安謝間埋立地視察 …… 298
安謝埋立地議員視察 …… 524

市　民　生　活

【台風・水害】
浸水 …… 10, 12, 13, 28, 100, 112, 433
水害対策 …… 11, 19, 20, 30
水上店舗問題 …… 11, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 31, 100, 101, 116, 134, 291, 297, 302
ガーブ川沿店舗存置問題 …… 21
治水対策 …… 113, 128, 131, 134, 142, 155, 164, 166, 186, 191, 192, 385
国場川捨石問題 …… 191, 192
一号線に架橋申請 …… 28
水害被害者救済措置 …… 13, 23
ガーブ川治水対策補助金 …… 131
台風災害対策費 …… 117, 119, 120, 123, 125, 223, 225
台風被害額調査結果 …… 115, 117, 120
浸水対策委員 …… 249
那覇市水害対策連合委員会組織 …… 13, 17
水上店舗対策委員会 …… 20
水上家屋撤去対策委員会 …… 31
水害対策特別委員会設置 …… 113
治水対策委員会設置 …… 127
台風被害援助要請 …… 116
台風災害対策工事要請 …… 117
水害救済陳情 …… 13
ガーブ川治水対策陳情 …… 142
水上店舗撤去決議 …… 19
台風被害地議員視察 …… 114
浸水現場議員視察 …… 383, 433

【水道】
水道五か年計画 …… 265
水飢饉．断水 …… 69, 70, 211, 281, 288, 448, 624, 285
給水 …… 69, 109, 155, 174, 212, 220, 237, 260, 284, 345, 465
水源地 …… 44, 63, 68, 69, 78, 157, 212, 225, 268, 283, 285, 287, 298, 396, 417, 609, 619
分水協定 …… 245, 255, 256, 290
水道事業費 …… 542
浄水場建設 …… 177, 180, 188, 189, 190, 191, 193, 220, 222, 236, 237, 247, 265, 310
水道敷設工事 …… 272, 586
安謝ポンプ場用地買収 …… 335
貯水タンク完成（上間．識名） …… 455, 609
給水対策本部拡大 …… 212
安謝の井戸水問題 …… 485
水道公社 …… 625
水道使用料 …… 91, 156, 220, 267, 392, 426, 461
米軍土地測量調査 …… 298, 307, 314
鹿児島から〝友情の水〟 …… 284
水飢饉特別対策委員会設置 …… 163
水道特別委員会設置 …… 191
水道給水条例 …… 206
軍給水増配陳情 …… 68
時間給水解消の意見書 …… 624
水飢饉緊急要請決議 …… 70
水道浄水確保要請決議 …… 164
西森浄水場設置促進決議 …… 180, 187
干害対策要請決議 …… 283
水源地開発要請決議 …… 469

【住宅問題】
市営住宅３か年計画 …… 151
公営住宅建設 …… 95, 142, 176, 222, 474, 567
崇元寺 …… 95, 622
安謝市営住宅建設 …… 146, 168
石嶺市営住宅建…… 474, 490, 496, 497, 498, 500, 501, 502, 523, 567, 568, 588, 608, 619, 621, 622
宇栄原市営住宅建設 …… 458
久場川市営住宅建設 …… 261, 263, 264, 265, 266, 267, 274, 276, 277, 280, 281, 282, 314
若狭市営住宅建設 …… 610
那覇市住宅調査 …… 145, 472
住宅建設補助金要請決議 …… 97
日本公営住宅を沖縄に適用し、日本政府に援助要請決議 …… 180

【公設市場・大型店舗】
牧志公設市場改築（第二） …… 112, 130, 131, 262, 308, 339, 340, 342, 344, 345, 346, 351, 353, 357, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 371, 373, 383, 424, 425, 432, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442,

443, 444, 447, 610, 611, 612
牧志公設市場移転問題 ‥ 528, 530, 532, 537, 543, 554, 559, 560, 562, 564, 577
牧志西公設市場改築（第一） ‥‥‥‥ 561, 563, 566, 567, 571, 572, 573, 574, 576, 577, 578, 582, 583, 584, 585, 587, 588, 591, 592, 593, 594, 596, 597, 598, 599, 615, 637
若松市場建設 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 448
牧志西市場敷地返還要求 ‥‥‥‥‥‥ 557, 563
牧志第二公設市場調査 ‥‥‥‥‥‥‥‥ 610
西市場改築促進特別委員会設置 ‥‥‥‥ 364
市場問題特別委員会設置問題 ‥‥‥ 599, 611, 612
牧志第二公設市場発展促進期成会結成 ‥‥‥ 615
牧志公設市場建設用地議員視察 ‥‥‥‥ 447
新市場移転に抗議デモ ‥‥‥‥‥‥‥‥ 532

【環境・衛生】
コレラ・赤痢対策 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 258, 586
し尿処理 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 276, 286, 332, 394, 457, 565, 624
ゴミ問題 ‥‥‥‥‥‥ 286, 332, 534, 559, 564
公害対策 ‥‥‥‥‥‥ 476, 605, 630, 634, 654
煤煙公害 ‥‥‥‥‥‥ 477, 559, 628, 629, 651
拓南製鉄騒音．煤煙 ‥ 585, 613, 616, 629, 632, 634
壺屋のぼり釜煤煙 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 638
河川汚染 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 595, 596, 617, 633
水源地汚染 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 609
放射能コバルト 60 検出 ‥‥‥‥‥‥‥‥ 503
壺屋国場ベニヤ工場 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 651
上間発電所建設問題 ‥‥ 469, 472, 475, 477, 478, 479, 480, 482, 489, 490, 491
ＬＰガススタンド建設問題 ‥‥‥ 600, 601, 614
アルミ工場建築問題 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 625
上間発電所問題対策特別委員会設置 ‥‥‥ 475
西本町ＬＰガススタンド設置反対共闘会議結成 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 600
壺川公害反対同盟結成 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 629
那覇市公害対策市民協議会発足 ‥‥‥‥‥ 635
那覇市公害対策協議会設置 ‥‥‥‥‥‥‥ 648
公害対策審議会発足 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 654
（投稿）公害への質問．回答 ‥‥‥‥‥ 613, 616
公害防止条例 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 637, 640, 641
暴力追放都市宣言 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 445
上間発電所予定地議員視察 ‥‥‥‥‥‥‥ 472

【福祉・医療】
老人クラブ助成 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 186
愛生寮建設 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 458
那覇市福祉事務所発足 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 660
敬老年金条例 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 333, 398
老齢年金制度早期制定要請決議 ‥‥‥‥‥ 398

【事故・火災】
樋川火災 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 307, 308, 316
牧志西市場火災 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 562, 563

教　育　・　文　化

【教育】
教育行政 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 266
教育委員会予算 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 434
教公二法デモ鎮圧 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 461
学校敷地 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 51, 61, 52, 156, 434, 449, 450, 451, 645
天妃校返還 ‥‥‥‥‥ 390, 392, 393, 394, 396, 412
与儀映画館建築問題 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 103, 104, 119, 129, 147, 149, 251
奥武山総合グラウンド ‥‥‥‥‥‥ 90, 92, 482
天妃校返還陳情 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 394
青少年健全育成条例 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 346, 347
教公二法立法要請決議 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 458
学校建設用地議員視察 ‥‥‥‥‥‥ 61, 434, 453

【市民憲章】
市民憲章制定 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 314, 318

【姉妹都市】
那覇．ホノルル姉妹都市提携 ‥‥‥‥‥‥ 53, 137, 137, 176, 182
那覇．日南市姉妹都市提携 ‥‥‥‥‥‥‥ 532

【文化施設】
那覇市民会館落成 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 594

【文化財保護】
円覚寺跡保存問題（琉大グラウンド建設）‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28, 35, 78, 89
玉陵保護 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 174, 223, 227, 248, 250, 255, 261
首里金城町石畳 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 632

【神社】
世持神社敷地譲渡 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 39, 110
護国神社敷地復元陳情 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 255

【伝統行事】
那覇大綱挽復活 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 626

【記念事業】
市制 40 周年 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 193, 195
市制 50 周年 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 614, 626

【寄贈】
「生誕の像」除幕 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 139
山びこの鐘 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 140, 148

【表彰】
市政功労者 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 3, 195
名誉市民 ‥‥‥‥‥ 234, 236, 324, 330, 332, 337, 614
名誉市民条例 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 316

那覇市議会史　**第四巻　新聞にみる議会**
資料編３　アメリカ統治期（合併後）

発行年月　平成二十一年（二〇〇九年）一月
編　集　那覇市議会事務局　議会史編さん室
〒九〇〇―八五八五　沖縄県那覇市泉崎一丁目一番一号
電　話　〇九八（八六二）八一〇八
ＦＡＸ　〇九八（八六二）八二九六
発　行　那覇市議会
印　刷　株式会社　国際印刷
〒九〇一―〇一四七　沖縄県那覇市宮城一丁目一三番九号
電　話　〇九八（八五七）三三八五
ＦＡＸ　〇九八（八五七）三八九二